五郎次と云ふ者、籠城の者にゆかりありければとて、柏原の地に來り、双方和睦を取計ふ」と見ゆ。

8 紀伊の大倉氏　牟婁郡の豪族にして、三木莊の領主三木新八郎の一族に大倉丹後あり。

9 美作の大倉氏　笠庭寺記に「西西條郡吉原莊(中紙百帖)大京家永(日景家永)」あり、大京は大椋にて大倉氏かと(地理志料)。

10 桓武平氏　美作の名族にして久米郡にあり、平姓と稱すれど徵證なし。家傳によるに「治承元年藤原成親、僧俊寛等が平氏の横肆を惡み、淸盛を亡さんと計りし際、新平判官佐行、窃かに之に與す。事顯はれて佐行本州に配流せられ、久米郡和田村に幽居す。後其の弟も尋ね來る。これ大倉氏の祖にして、佐行は後一寺を建て、大倉山西來寺と號し、僧となりて碩憶と號せり」と傳ふ。

11 其の他、東鑑巻三十八、四十一に大倉次郎兵衛尉、承久記巻四に、大倉六郎あり。又新撰美濃志に大倉右京見ゆ、大倉氏當國に現存す。大椋人裔か。又越後に大藏庄、磐船郡大倉神社あり。甲斐の大倉氏は大藏條を見よ、志摩、伊勢にも存す。

大内藏　オホクラ　甲斐國、巨摩郡にありき、大内藏道寛ものに見ゆ。

大庫　オホクラ

巨椋　オホクラ　オグラ條を見よ。

大椋　オホクラ　大藏と通ずべし。神名帳山城紀伊郡、近江伊香郡、越前敦賀郡等に大椋神社あり。後者は大藏村に存し、天岩戸別明神と云ふものに當るとぞ。

大暗谷　オホクラダニ　播磨、相摸等に大藏谷あり。

大椋置始　オホクラノオキソメ　連姓にして神魂尊裔縣犬縣氏の族なり。オキソメ條を見よ。

大藏衣縫　オホクラノキヌヌヒ

○大藏衣縫造　大藏衣縫部の伴造なり、齊明紀に大藏衣縫造麻呂と云ふ人見ゆ。

大藏衣縫部　オホクラノキヌヌヒベ　大藏に使役せし衣縫部なり。キヌヌヒ條を參照せよ。

大藏秦　オホクラノハタ

○大藏秦公　山城の大族にして、大藏に仕へしより此の名あり。古語拾遺に「長谷朝倉朝に至り、更に大藏を立て、秦氏・其の物を出納し、東西文氏・其の簿を勘錄す。是を以つて漢氏姓を賜ひて内藏、大藏と爲す」と見え、又雄略紀十五年條に「諸秦氏を役し、八丈の大藏を宮側に構へ、其の貢物を納む、故に其の地を名づけて長谷朝倉宮と曰ふ。是の時始めて大藏官員を置き、酒を以つて長官と爲す」とありて、兩書の記事一致す。酒とは秦氏の人にて實に此の氏の祖たる也。秦酒公の後に大津父あり。欽明紀即位前紀に「大藏省に拜す、」(省は卿の誤にて、舊事紀帝皇本紀欽明條には、此の人を「大藏卿に拜す、」)と載せたり。又此の子孫に志勝あり、姓氏錄に「大藏秦公志勝」と見ゆ。即ち大藏を管理するを以て、兩者を重ねて斯く云ふや明白ならん。以上を表にすれば、

此の氏は「秦酒公(大藏長官)…大藏秦公志勝…秦大津父(大藏卿)…秦大藏造…秦大藏連」ならんと考へらる。猶ほナガクラ條を見よ。

大椋人　オホクラビト　美濃國春部里大寶二年戸籍に「大椋人牧賣」と云ふ人見ゆ、こは大藏に使役したる部民の後にて、單に美濃のみならず、その數多かりしものと考へらる。

昭和十七年十二月一日印刷
昭和十七年十二月五日發行
【一、〇〇〇部】

（出文協承認 あ100481）

検印

姓氏家系大辭典 第一卷・ア——オホク
(停)【定價金六圓】

著者 太田亮
東京市豐島區西巣鴨町二丁目二五三六

發行者 磯部辰次郎
東京市日本橋區本町四丁目二番地

印刷者 塚田十五郎
東京市神田區神保町三丁目二十三番地

印刷所 塚田印刷所
東京市神田區神保町三丁目二十三番地

發行所 磯部甲陽堂
東京市日本橋區本町四ノ二
（東三二六八）
振替口座東京壹五〇五六番
電話茅場町(66)六六七三番
會員番號一〇二〇三九番

配給元 日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町二ノ九

名衞圓禪定門。同平左衞門尉、法名道金禪定門。同八郎右衞門尉、道鑑禪定門。同彦六、法名道謙禪定門とあり。

25 天武帝裔　豐後日田郡の豪族にして、國志に「石井村に石井神社あり、日田國造止波宿禰を祭る。初め田島に在り。寛平二年、郡司大藏永弘・此に移す。安元二年、大藏永英再修す」と見ゆ。此の大藏氏は天武皇子高市皇子の孫、鈴鹿王の子中井王より出で、鈴鹿王大藏卿たりしを以て子孫大藏を氏とすと傳ふ。豐日志に「正八位上、中井王、大同中豐後介となり、承和中・任已に滿ち、猶ほ還らず。其の子永弘・淸廉篤恭を以つて、日田郡擬大領を授けらる。王の父鈴鹿大藏卿たり、因つて以つて氏となす」と。其の裔に大藏永季あり、豐後遺事に「大藏永季は身長七尺、膂力絕倫なり。延久三年、始めて相撲の節會に召されて、出雲國の猛士小冠者と云ふ者に勝てり。永季の曾孫永秀、源氏に黨し、建久五年源右府書を與へて之を賞し、日田の郡司は故の如く、兼て筑後の生葉郡地頭とす」と見ゆ。

其の子永基は、文永蒙古襲來の際、功あり。よりて國東阿岐鄕を賜ひ、其の子永資は弘安の役に功ありて筑前三奈木莊を賜ふ。其の後文安元年、永英(十七世)に至り途に亡ぶと云ふ。

思ふに此の氏を天武帝裔など云ふは全く信じ難し、蓋し淸原氏と其の系混ぜしにて、恐らく古代大藏氏の族と考へらる。但し中途淸原氏より此の氏を嗣ぎしか。

26 平姓野與黨　武藏國比企郡大藏邑より起りしか。七黨の一野與黨に屬す。七黨系圖に「忠恒

- 恒將—常永(小葉小大夫)—元宗(周防八)—近永(野與庄司)
  - 恒永(陸奥戰誅)
  - 恒宗(大藏二郎)
- 胤宗—元宗—基永(野與六)—經長(九大夫)—行長(新大夫)—行高(大藏二郎)
  - 經重(太郎)—經門(小太)—盛門(左大)—賴季(二左、文永九二、梟首)
    - 光賴
    - 季忠(西島)
  - 經清—經季(中務丞)—時季(二兵)
    - 賴行(四左)
    - 宗季(出五)
    - 季綱(九兵)—季光(二)—宗光(孫二)

と。千葉系圖にも「野與庄司近永—恒宗(大藏二郎)」と見ゆ。

27 常陸の大藏氏　鹿島郡に大藏邑あり、此の地より起れるか。なほ弘安勘文、及び嘉元田文に、東郡大藏省保五十一町餘(六十六町)を載せたり。こは新治郡(茨城郡)市毛邑の舊名かと云ふ。鹿島大禰宜系圖に「永正十三甲子年九月七日入着、年數廿五、小見川緣者、此度同心共の衆、寶積寺、成住寺、宗心房本來上代出所、櫻井家風、大藏繁行、多田主殿助繁良、世田二郎五郎繁量、宮内孫二郎繁元、大夫木新四郎繁利、櫻井二郎右衞門繁則、高橋太郎右衞門繁久、又二郎繁平、左近四郎、上代名字仁、其刻牢人、コガの住人中山、房州の住カスヤ、地衆同心之方、櫻井右京、寺島ぢてきこゑ、寺島逆心の刻、忠節して告げ來る。大藏いとこ波々賀利殿、多田兵部、右形帶刀兄弟、石出彥右衞門、カマガタ左衞門太郎、石出大炊助、他事に付て當方退散。此度ほどを、口なしきぶん。翌年丁丑二月十五夜、寺島無爲をほくし、爲逆心、鹿島引立、當方上中下悉同心、須賀山に地せむる。同日に遂本意。十六日に大和いやしきせめをとし、寺島入道、同新四郎打死。上代、鏑木、諸德寺の物三十餘人うそ[ ]そろ。同日に飯田からさん、木内のめんめん歸參。前代未聞、當家の褒美云々」と

オホクラ
オホクラ

見ゆ。

28　磐城の大藏氏　石川郡に大藏館あり、畠木家臣の居館なりと。

29　淸和源氏小笠原氏流　大倉條を見よ。

30　淸和源氏村上氏流　村上氏の族と云へど詳かならず。信濃に此の氏現存す。

31　卜部氏流　甲陽軍鑑に小性衆大藏新藏あり、大藏大夫の子なり。又卜部氏と云ふ大藏氏あり。稻波とも云ふ。猿樂者なり、家紋丸に桔梗、左三巴。大久保長安も猿樂者にして、氏を大藏と云ふと。此の氏と緣故あるべし。

又朝散大夫備前權守伊奈氏碑名に「又衆ねて甲斐國吏に補せられ、能く其の事に幹る。州に在る時、賊魁大藏氏あり、多力にして其黨を聚む。忠次早く悟り、自ら往つて大藏を斬り、其の黨を逐ふ」と見ゆ。

32　遠江の大藏氏　榛原郡に八講山砦（五和村八荒山）あり。武田氏の屬城にして、大藏元眞之を陷れて移る。（安倍家傳）。

33　藤原北家上杉氏流　宅間系圖に「上杉重顯―重藤（大藏）」と見ゆるは官名にて、此の人大藏少輔たりしによる。但し鎌倉には大藏谷、大倉（幕府のありし地）の地名あり。

34　近江の大藏氏　伊香郡大椋神社は大藏氏に關係あるか。

35　其の他、東鑑卷三十四に大藏少輔行賢、三十五、三十六、三十七、四十一、四十二に大藏權少輔朝廣、四十、四十四、四十六に大藏權少輔景朝、大藏四郎則忠等見え、又太平記卷二十六に「四條大納言隆陰卿の靑侍、大藏少輔重藤」あり。又康正造內裏段錢引付に「三貫文、攝津國大藏寺領、同國所々、段錢」と。又越後に大藏庄あり。

大倉　オホクラ

大藏と通じ用ひらる、併せ見るべし。和名抄下總國海上郡に大倉鄕あり、又出羽國村山郡（羽前）にも大倉鄕あり。又大和に式內大倉比賣神社あり。其の他、大倉の地名頗る多し。

1　淸和源氏小笠原氏流　信濃國水內郡大倉邑より起る。又大藏に作る。尊卑分脈に「（小笠原）長淸（加賀美小二郎）―
- 淸隆（大藏與二）― 淸隆（四郎）― 隆綱（彌四郎）
- 長隆（大倉與一（與二郎））
  - 淸隆（四郎）― 隆綱（彌四郎）
  - 隆家（五郎）― 行隆（六郎）／朝隆（孫七）／淨敎（信）
- 行信（大倉又二郎）― 行房（弘安合戰之刻、不知行方）／行藤（孫二郎）

と。又小笠原系圖に「長淸―長澄（十二男、號大倉余一、弓上手也）」と載せ、承久記には小笠原長淸九男大倉城主與市長澄とあり。

2　大友氏流　相州鎌倉大倉より起る。吉鑑嘉禎元年正月條に「周防前司親實大倉家」と見ゆ、こは嚴島大宮司家なり、四〇八頁を見よ。

3　坂上姓田村氏流　岩代國田村郡大倉邑より起る。田村氏家譜に「義顯―憲顯（孫左衞門尉）―顯俊（大倉彥七郎）」と見ゆ。

4　陸前の大倉氏　宮城郡に大倉邑あり、次項大倉氏の居邑たるより、此の名あるか。此の地に古壘二あり、下大倉館は大倉藏人の據りし館にして、大倉古館は作並宮內の居りし地なりと。共に國分氏配下の將なり。

5　桓武平氏千葉氏流　下總國海上郡大倉鄕より起る。この地に大倉城跡あり。淸賓院記に據るに、國分胤親、同胤利の居城也。大倉氏は國分氏より分ると云ふ。

6　因幡の大倉氏　因幡志氣多郡藤山城條に「城主木戶豐後守、其の家老大倉三右衞門」等見ゆ。

7　大和の大倉氏　伊亂記に「南都の大倉

皇大化年中皇朝に歸化し、播州明石浦に着岸し、大藏谷に居住せり。阿多部第二子を貴重王と云、是れ大藏姓の元祖にして、原田、波多江、江上、秋月、原、高橋、此の六家も是より別れたり。貴重王より十二代の後胤、大藏春實、天慶四年に藤原純友が追討使と成り、軍功ありしかば、封を筑前國に受て御笠郡原田に居住す。是に依て原田の號あり。春實後に春種と號す。其の孫種資の時、同國那珂郡岩戸に移りて住す。種資より四代の孫を原田次郎大夫種直と云、故に岩戸の少卿と云」と載せ、其の系圖に「春實（從五位下、對馬守、遠祖後漢孝靈帝曾孫阿智王の後、姓を大藏朝臣と賜ふ。天慶三年征西して、終に留り筑前御笠郡原田城に住み、名を春種と改む。母藤原敏行女）—泰種（從五位下、太宰貫首、長門守、母小野好古女、是原田祖）」とあり、阿多部は直にて此の氏最初の姓尸なり、子孫人名と思ひしならん。明石大藏谷の事は第十四項を見よ。

また三原系圖に「大藏氏は漢高祖十五代後胤、後漢靈帝孫阿智王、三國の時、敵となり、虜へられる。譽田天皇御宇、阿多陪・漢家を辭し、皇國に入る。阿智王・三子あり、共に姓を賜ふ、長男坂上、二男大藏、三男内藏、彼の末葉岩門小次郎種材は太宰大監と爲る。寛仁三年己未、外寇と水城に戰ひ、敵將を誅す。此の賞となして壹岐守に任ぜられ、七代罪科を免ぜらるゝの勅宣あり、其の子種純・同時軍功に依り、太宰大監に補せらる」と。又西國記に「昔漢高祖の子無道なる二人あり、虚船に入れて蒼海へ流す。兄は筑前國志摩郡高祖に着、弟は播磨國明石郡大暗谷に住す」など見ゆ。何れも春實以前の事を忘れ、種々に牽强したる傳説に過ぎざる也。

又秋月系圖に「家紋唐菱、漢朝より傳來、常に用ふる所の紋撫子花、以つて綿旗紋と爲す也」と。また「阿智王—高貴王（又名阿多倍、本朝來客と爲り、當朝に住む、阿多倍・都賀使主と號す、大臣に任ず、云々）—春實（對馬守）—種光（長門守、太宰貫主）—種材（壹岐守、太宰大監）—種弘（太宰大監）—種資（長門權守）—種主（太宰大監）—種成（太郎大夫、太宰大監、號岩門權守、又曰岩門少卿、一作種直）—種雄（秋月三郎）」と載せ、又田尻系圖に「大藏姓は漢高祖皇帝十五代後孝靈皇帝之孫阿智王、其の女阿多倍・漢家を辭し和國に入り、内大臣に任ぜらる。齊明天皇（不明）、而して三皇子を産む。大藏朝臣姓を賜ふ云々。阿智王—阿多倍—春實—秋月（太郎）、弟原田（次郎）、弟實種（田尻又三郎）—貞種」とあり、何れも同一系統の傳説に基くものとす。

なほ春實以後の系圖については、原田系圖に「春實—

- 泰種 太宰貫上 長門守
  - 種光（種臣） 太宰大監 壹岐守
    - 種村 少監
    - 種弘—種資 岩戸權頭
      - 種納（種宗） 大監
      - 種和 江上祖
      - 種衡（種威）
  - 春門 高橋祖
- 種章 秋月祖
- 種季 美氣祖
  - 種量 小金丸祖
  - 種主
- 種門 江上祖（種阿）
- 春近 原祖
- 種通 實通、三原祖

」と載せ、又三原系圖に「大藏種材朝臣（太宰大監、壹岐守、石門太郎大夫、寛仁三年、異賊を討ち畢る）—種純（太宰大監、安藝守、）—種輔（太宰大監、石門太郎大夫）—

- 種平 太宰大監 石門太郎大夫
  - 種直 原田四郎大夫
  - 種俊 三原大夫

種遠（坂井兵衛尉）
種宗（藪手權守）—種成（砥上次郎大夫）—種主
種雄（秋月三郎）—種幸

と見ゆ。諸説頗る多く、其の眞相得て詳かに難し。猶ほ此の氏の支族甚だ尠からず、各條を見よ。殊に原田條を見よ、此の氏は後世室町頃に至るまで、單に大藏と載せたるもの尠からざれば也。

17 豐前の大藏氏 宇佐大鏡に「築城郡桑田鄕云々。爰に宇治僧正御房、地頭大藏種人、同男種遠等、武威を以つて押領の間、傳法寺本家高陽院訴申の日、鳥羽院御沙汰をなし、去る仁平年中を以つて廳の御下文を成さると雖も、承引せず云々」と。種字を帶ぶるより見れば、蓋し前項大藏と同族なるべし。

18 筑後の大藏氏 宇佐大鏡に「筑後國小河庄、件庄、康和年中、庄司大藏季遠陳狀に云ふ、本庄は大菩薩御位田也」と見ゆ。

又鎭西要略に「或人曰ふ、高橋氏の筑後に在るは、漢高祖後胤、大藏朝臣春實の令孫、而して原田、秋月、三池、田尻、三原、江上氏と同姓なり」とあり。

19 肥前の大藏氏 肥前河上社天福二年文書に「當時領主大藏種任、出見直物、已以買取畢云々」と見ゆ。府官大藏の族なり。

20 薩摩の大藏氏 建久圖田帳の連署に「大目大藏在判」と見ゆ。こは種明の事にて、在廳官人也。同帳に「阿多郡云々、久吉百四十五丁五段、本名主在廳種明」「高城郡云々、三郎丸十町、名主在廳種明」「薩摩郡云々、若松五十町、名主在廳種明、永利十八町、名主在廳種明、」「入來院云々、社領十五町、下司在廳種明、公領云々辨濟使分五十五町、本地頭在廳種明」「穎娃郡云々、公領三十四町、本郡司在廳種明」など多し。十五項大藏氏の族なるべし。

又花尾權現は、廟堂要覽に「御元祖忠久公御建立、御神體、中尊は賴朝公、左脇は永金阿闍梨（榮金ともこれあり、永金は大藏姓の人にて、丹後御局御歸依僧の由）云々」と見ゆ。

21 加治木の大藏氏 圖田帳に「帖佐郡加治木鄕、公田永用百六丁二段半、郡司大藏吉平妻所知」と見ゆ。吉平は御家人交名に「加治木郡司吉平」とあり。

地理纂考加治木城條に「加治木八郎親平は本大藏姓の苗裔にして、其の始は東漢靈帝が玄孫阿智王が子高貴王・皇朝に歸化して丹波國に住し、後に播磨國大藏谷に封ぜられ、大藏を以つて氏とす。此の家數代加治木を領し、大藏良長（一に良依に作る）に至りて嗣子なし、良長卒して室を肥喜山殿と云ふ云々」と。

22 市來の大藏氏 寶龜年中、大藏政房、薩摩に下向し、日置郡市徃院郡司となり、子孫市徃氏と云ふ。其の四世家房なり。イチキ條を見よ。

23 吉田の大藏氏 大隅國始羅郡に吉田鄕あり、後薩摩國鹿兒島郡に屬す。古記に「吉田鄕は徃古大藏姓の人數代郡司たり。鳥羽院天仁三年の頃、大藏行忠なる者あり。當地を以て執印行賢に沽却し、行賢此の地を源爲重に讓る。（爲重は、鎭西八郎爲朝の二男と云ふ）云々」と。又或記に「大隅國正八幡宮神官公文執當權政所神事奉行、息長助請領分の諸所、神河村楠原別府分圖田等也。天仁三年正月十九日、行賢執印吉田院を買得し、源爲重に讓る。三位大藏行忠の沽却也」と見ゆ。ヨシダ條參照。

24 肝付氏流 大隅にあり、大藏源八、法

圖によりて明白なりとす。而して其の九州に下向し、太宰府々官となりし起原は天慶中、大藏春實が追討使の一人となりて、藤原純友の亂を平げしに發すと考へらる。

春實の事は扶桑略記に「時に公家は追捕使左近衞少將小野好古を長官となし、源經基を以つて次官となし、右衞門尉藤原慶幸を以つて判官となし、右衞門志大藏春實を以つて主典となす。卽ち播磨讃岐等二國に向ひ、二百餘艘の船を作り、賊地伊豫國を指し艤向す。中略。賊徒・太宰府に到る。更に儲ふる所の軍士、壁を出でゝ防戰し、賊の爲に敗らる。時に賊・太宰府累代財物を奪取し、火を放つて府を燒き畢んぬ。部內を冠賊するの間、官・好古をして武勇を引率し、陸地より行き向かはしむ。慶幸、春實等、棹を鼓して海上より、筑前國博多津に赴き向ふ。賊卽ち待戰ふ。一擧に死生を決せんと欲す。春實戰酣にして裸袒亂髮、短兵を取り振呼して賊中に入る。恒利遠方等亦相隨つて遂に入り、數多の賊を截ち得たり。賊陣更に船に乘り戰ふの時、官軍賊船に入り、火を着け船を燒き、凶黨遂に破れ、悉く擒

オホクラ

殺に就く。取得する所の賊船八百餘艘云々」と見えたり。

其の後、大藏種材、大藏光弘あり、刀伊入寇の際大功をたつ。朝野羣載、寬仁三年四月十六日の太宰府解、言上、刀伊國賊徒或擊取、或逃却狀に「前小監大藏朝臣種材、藤原朝臣明範、散位平朝臣爲賢、平朝臣爲忠、前監藤原助高、傔仗大藏光弘、藤原友近等を以つて、警固所に遣はし、相禦がしむ云々」と。而して連署の內に、大監正六位上大藏朝臣光順の名あり。また小右記に「太宰注進勳功を成す者、傔仗大藏光弘云々、以上五人警固所合戰の場相戰ふ者數ありと雖も、云々」と。次に「前少監大藏朝臣種材。賊徒逃却の日、兵船遲出の告あるに依り、少貳兼筑前守源朝臣道濟を以つて博多津に遣はし、且は纜を解かしめ、且は其の案內を問遣はすの處、使を奉ずる者等、各々申して云ふ、賊船數多なり、猶ほ兵船を造り、一度に罷向ふべしと云へり。其の中種材獨り申して云ふ、種材齡七旬に過ぎ、身功臣の後たり。造船を造り了るを待つの間、恐らく賊徒早く逃れん。命を棄て身を忘れ、一人先づ進み向はんと欲す

オホクラ

と云へり。道濟・種材の言ふ所を以つて善と爲し、衆軍を整へ出し了ると云へり。賊船の早く去るに依り、誠は戰を遂ぐるなしと雖、種材の言ふ所、忠節淺からず」とあり。而して此の勳功によりて壹岐守となれり、大鏡に「種材は壹岐守になされ、其の子（光弘か）は太宰監になされ、こそはなさせ給へりしか。此の種材かそうは純友うちたりしもののすちなり」と見ゆ。

系圖に據れば、種材は春實の孫なりと。此の外傔仗光弘、大監光順、續いて類聚符宣抄萬壽三年三月廿三日の太宰府解に「從五位下行少監大藏朝臣、正六位上行權大典大藏朝臣、」また同四年九月四日のものにも「少監大藏」を載せたり。續いて永承七年六月六日の府官の連署に「大監大藏朝臣、少監大藏朝臣、監代大藏、」等見ゆ。此等は何れも春實の後裔ならんと考へらる。

16

此の大藏氏の事は大藏氏系圖に「後漢獻帝在位三十一年庚子・位を魏文帝に禪る。時年四年、魏・帝を封じて山陽公と爲す。明帝青龍甲寅、山陽公薨、時年五十四、本朝神功皇后卅五年に當る。子あり

石秋王と曰ふ。魏明帝の女を娶り天下を有つ。石秋王の裔孫を阿智王と曰ふ。子あり阿多倍と曰ふ。本・高尊王と號す、始めて日本國に入り、准大臣に任ぜらる。石秋王、阿智王、高尊王の彩、其の名稱・中國と同じからず。疑ふらくは是國人之を尊んで王號と爲すか。阿多王妻とるに、敏達天皇の孫芽(茅)渟王の女を以つてし、三子を生む。其の長忘拏直、坂上姓を賜ひ、其の次山本直は大藏姓を賜ひ、其の次爾波木直は內藏姓を賜ふ、其の子葉奥州に有り」と載せ「後漢光武帝―明帝―章帝―清河王―安帝―順帝―沖帝―質―桓帝―靈帝―獻帝―石秋王―阿智使主(孝德天皇の御宇、十七縣の人夫を率ゐて歸化、云々)―山本直(賜大藏姓)―高市大領―檜前領主―家主―泉―横佩(仁明天皇十年宿禰を賜ふ)―岩三―村主―春實(對馬守、從五位下、天慶三年五月三日、錦御旗天國刀を賜ひ、藤原純友を追ふ)―種光(太宰大貫主)―種材(從五位下壹岐守、號岩門將軍、太宰大監、天下無雙弓馬達者、後一條院御宇寛仁二年、異賊より襲來、九州に亂入すべきの由、其の告あり。其の時大藏種材・

院宣を蒙りて馳向ひ、西戎を退治せしめ征西將軍の宣を蒙り、九州を管領し、祖父の例によりて錦御旗を賜ふ)―光弘(從五位下、太宰少監)―種弘(從五位下太宰權大監)―

―種通
―邦清―種長―種行
―種光―種政┬種親
　　　　　　├種澄
　　　　　　└種成
―種輔(長門權守 太宰大監 號岩門少卿 又種資とも)┬種宗(號鞍手 濃守)―種高(貫主)┬種紀(太宰大監)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└女子(原田妻)
　　├種平(岩門大夫 太宰大監 又種主とも)┬種直(太宰大監 岩戸少卿 原田次郎大夫種成とも)
　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　└種俊(三原次郎大夫 太宰大監)
―種廉
　　├種綱┬種永
　　│　　└家綱┬種忠―種範(田尻孫三郎)
　　│　　　　　├種雄
　　│　　　　　└種元
　　├種良(別府次郎)
　　├種家(大監 安永 岩門七郎大夫 種永母前夫)―女(岩門鄉相傳 宇瀰領家室)―岩門四郎大夫
　　├種綱(岩門)┬種永(安永太郎大夫)
　　│　　　　　└宗綱(米生次郎)
　　├種久―種遠(坂井兵衛尉)
　　└女子(三島妻)
―女子(高義大夫室)
―女(菊池殿妻)

―女子(坂井種遠妻)
―種貞(右馬允)┬種有(右馬太郎)―種秀弟種資
　　　　　　　└種嗣(右馬次郎)―義種(海頭彌太郎)
―種房(從五位下 太宰大監)┬種明―種仲
　　　　　　　　　　　　　├種重
　　　　　　　　　　　　　└種仁(泉禪師)

とあり。

阿智使主の來朝を、孝德朝と云ふ如き全く信ずべからず、記紀以下の國史、姓氏錄等によりて訂正すべし。次に忘拏、山本、爾波木の三直は、志努、山木、爾波伎にして、阿智使主の孫、都賀使主の子なり。次に高市大領、檜前領主を擧げたれど、此等は人名にあらず。但し本系圖に斯く高市大領、檜前領主を擧げ、坂上系圖に山本直を檜前直の祖とするを見れば、此の家は檜前氏より分れしが如く考へらる。家主以後の系圖は稍や信ずべし。横佩は續後紀天長十年條に見ゆる紀伊國介外從五位下大藏忌寸横佩の事にして、宿禰を賜ひし事も楔合す、(第七項參照)。次に原田家譜に據るに「原田の家と云は後漢光武帝の苗裔也。光武帝より十二代獻帝の末葉に阿多部と云人あり。孝德天

人傳云、大隈左近將監の居城也。文政七年城跡の東、構へ口と云ふ處より礎石三つを掘出せり。此の城地鎭の幣を、原古賀村に埋めて、印に梅を植たり、今の梅木天神是也。今猶ほ梅の古木あり（大隈より鬼門に當）、其の家老の末裔とて、村中に三十家計あり、皆中原氏也。其の先は肥後國中原村の產也と云」と見ゆ。

3 豐前の大隈氏 前項大隈氏の後なり。その系圖に「淸和天皇―貞純親王―經基―滿仲―賴平―賴敎―朝實―實綱―孝弘（大隈左兵衞と稱す）―時孝―親義―度定（筑後に住す）―幸實―實照―度實」度實は三郎左衞門、建武三年足利尊氏九州の兵を募りし際、三郎左衞門度實は當時筑後三潴郡大隈村に居りしが、馳せて其の麾下に屬し、軍忠狀あり「大隈三郎左衞門尉度實、軍忠誠に神妙を以つてなり、依つて恩賞すべきの狀、件の如し。建武三年三月八日」また「着到、筑後國御家人三郎左衞門尉度實、右度實、所勞勇來候付御着到於所々度實軍忠非常、仍今度實參着到如件、建武三年二月廿七日、承了（尊氏花押）」と。（宇佐史談）。

度實の後は、其の子「實家―治實―度世―實弘―實吉―度弘―氏實―實炭―友形―重廣―氏吉―隆快―實恒―賴實―賴淸―賴康」賴康は、德川時代の初年、一族八人を率ゐ、宇佐郡佐田村旦尾に移り住む。八人とは甚九郎賴棟、淸介賴辰、甚兵衞棟忠、甚左衞門保武、甚右衞門廣考、市兵衞方列、作兵衞能治、善六郎保由等なり（宇佐史談）。

4 菅原姓 肥前の國鍋島藩に大隈氏あり侯爵大隈重信を出せし氏にて菅原姓と稱す。蓋し第一項大隈氏と同族なるべし。此の大隈氏は一に菅家とも稱へらるゝが故なり。

5 凡そ以上の大隈氏は或は菅原姓、或は源姓、或は淸家と稱すれど、その實同一族ならんか。

大隈氏に丸に三劔菱を家紋とする者あり

大來目部 オホクメベ 職業部なり。クメベ條を見よ。

大雲 オホクモ

大藏 オホクラ 又大倉と通じ用ひらる、互に參照すべし。大藏は上古・忌藏、內藏、大藏とて、三藏の一なれど、特に國庫を意味するものなれば、政治上最も重きをなせり。中古に及び、其の繼續として大藏省を置き、八省の一に位するより見るも、其の一端を窺ふに足らん。（內藏は中古に及び內藏寮となれり）。又雄略天皇の崩後、星川皇子叛逆の際、其の母吉備稚媛が陰かに敎へて曰く「天下の位に登らんと欲せば、先づ大藏の官を取れ」と。又以つて大藏が當時の國家としても重大なりしを知るに足らん。

大藏氏は此の大藏に仕へしものが、其の職名を氏とせしにて、多くは秦漢兩族より出でしが如し。猶ほ大藏に關しては、日本上代に於ける社會組織の研究第六編第八章財政職員條を見よ。

上古より中古に至るまでの大藏氏は主として古代大藏職員の後裔なれど、中古の末期以來、大藏省の官職にありしものの子孫が父祖の官名を以つて、大藏なる名稱を氏の如く使用せしもの又尠からず。猶ほ大藏なる地名を負ひしものもあり。大倉に至りては特に然り。大藏、大倉は、上古の屯倉以來、大倉庫の所在地なるより起りしが如し。

1 大藏直 倭漢氏の族にして、大藏に仕へしを以つて此の名あり。古語拾遺に「（履仲朝）更に大藏を立て、秦氏・其の物を出納し、東西文氏・其の簿を勘錄す」と見ゆ。此の東西文氏は卽ち倭（大和）、

河内の漢氏の族にて、大藏職員となりしにより、此の氏を稱せるなり。されど西文(河内の文)氏より大藏に仕へしものは明白ならず。此の大藏直と云ふは大和の漢氏なり。天武前紀に「大藏直廣隅」見ゆ。後忌寸姓を賜ふ。

2 大藏秦公　こは大藏官たりし秦氏也、オホクラノハタ條を見よ。

3 (秦)大藏造　前項大藏秦公の後なり。秦氏が造姓を賜ふに及び、大藏秦公も秦大藏造と稱す。齊明紀に秦大藏造萬里と云ふ人見ゆ。後更に連姓を賜ふ。

4 大藏忌寸　大藏直の忌寸姓を賜へるものなり。後宿禰姓を賜ふ。又弘仁三年に內藏宿禰を賜へるもあり。又承和六年には內藏朝臣を賜へるものも見ゆ。クラ條を見よ。

5 大藏伊美吉　大藏忌寸に同じ、天安元年四月紀に「大藏忌寸、云々等、忌寸を改めて、伊美吉姓を賜ふ」と見ゆ。

6 越前の大藏伊美吉　天平三年の越前國正稅帳に「正六位上行介勳十二等大藏伊美吉石村」と見ゆるは、此の國の人にあらざるか。敦賀郡に大椋神社あればなり。

7 大藏宿禰　大藏忌寸の後なり。延曆四年六月紀に「大藏云々等の忌寸十姓一十六人、姓を宿禰と賜ふ」と。次いで天長十年三月紀に「左京人云々、紀伊國介外從五位下大藏忌寸橫佩等、並に宿禰姓を賜ふ、云々。後漢靈帝曾孫阿智王より出づ。譽田天皇馭寓の年に泊んで歸化せし者也」など見ゆ。後に此の氏より內藏朝臣を賜へるものあり。

8 大藏宿禰　大藏伊美吉の後なり。貞觀四年三月紀に「右京人中納言從三位藤原朝臣氏宗の家令、大初位上大藏伊美吉廣勝、姓を宿禰と賜ふ。後漢孝靈皇帝四代孫阿智使主の後、坂上大宿禰と同祖也」と見ゆ。

9 大藏朝臣　大藏宿禰は、後に朝臣姓を賜ひしものと見え、雜言奉和に「大外記外從五位下臣大藏朝臣善行」と云ふ人見ゆ。其の他多く、九州の大藏氏も、皆大藏朝臣姓と云へり。第十五、十六項を見よ。

10 (秦)大藏連　秦大藏造の連姓を賜ひしものなり。天平十四年の優婆塞貢進解に「秦大藏連喜達(右京四條四坊戶主從六位下秦大藏連彌智庶子)」と云ふ人見ゆ。

11 大藏人　大藏に使役したる部民の後裔なり、オホクラビト條を見よ。

12 山城の大藏氏　秦大藏氏の後裔なり。

13 上總の大藏氏　和名抄武射郡に大藏鄉あり、後世大藏邑あり、古代大藏氏のありし地か。

14 播磨の大藏氏　明石郡明石鄉に大藏谷の地あり。蓋し古代屯倉(ミヤケ)のありし地か。されど、九州の大族大藏氏の系譜に據れば「その祖阿多倍・漢土より歸化の際、明石浦に着岸し、大藏谷に居住す。よりて子孫大藏を以つて氏とす」と云へり。阿多倍は直なり。大藏氏の祖阿智使主歸化して後、子孫直(アタヘ)姓を賜ひしにより、後世之を人名と誤解せしに外ならず。又大藏なる氏名は大藏職員たりしより起れるにて此の地の名を負ひしにあらず。されど、古代大藏氏の一族此の地にありしによりて此の傳說を起せしか、猶ほ考ふべし。

15 太宰府々官大藏氏　後世九州に大藏姓の大族頗る多し、原田、秋月、三原、田尻、高橋の諸氏・これなり。此等の諸氏は何れも太宰府の府官たりし大藏氏より出で、前述倭(大和)の漢氏の一族にして阿智使主の後裔なるや、以下擧ぐる諸系

門)―某(新左衞門)」と見ゆ。

33 肥前の大窪氏　深江文書文永二年七月廿九日のものに「一人、大窪太郎吉行、一人・四郎太郎近信云々」と。

34 筑後の大窪氏　姫野系圖に「有重、姫野土佐守、甘木家恒の一老、大窪屋形兩名を領し、大窪宅に居る。」と。長百姓十一名に大窪氏あり。

35 大隅藤姓　姶良郡(桑原郡)に大窪邑あり。關係あるか。大窪氏系圖に「藤原姓、家の名乘讓字盛、輪章輪內一本立疊扇子、元祿年前從郡大崎移居于此高山。初代左京(左衞門)―喜左衞門―儀長―三右衞門―盛清―盛員―盛房―與早太―養甫―甲斐袈裟。初代左京左衞門、實子なきに依り、高山の人福山織部二佑の男喜左衞門、繼ぎて二代となる。二代喜左衞門三男千助、別に庶家を立つ。千助、實子なきを以つて、高山人長友勘兵衞嫡子、嗣子となり、二代常右衞門、亦子なきに依り平岡義宜嫡子盛永嗣ぐ」と。

36 其の他、秀康卿給帳に「三千石、大久保內膳、二百石、大久保三九郎、」また尼崎松平藩重臣、高松松平藩重臣、土浦土屋藩の年寄、用人、松平修理御城代、高須松平藩重臣、飯山本多藩用人、關宿久世藩公用人等に大久保氏あり。又慶應武鑑島津藩側用人、並に側役に「大久保一藏」見ゆ。

又京極殿給帳に「三百石、大久保又右衞門、二百五十石、大久保長三郎、四百五十石、大久保德左衞門、」津山藩分限帳に「大御番組、大久保誠藏、」佐州役人帳に「藤原姓、大久保季內、」又佐竹系圖に大窪氏見ゆ、今大久保也(地理志料)。氏殿權現再與記(貞享三年)の著書に大窪氏、又家傳史料、銀座由緒書、きやくいの次第に「大窪きいの守殿云々」と。

37 甲東大久保利通(一藏)は島津藩士、維新の大業を翼賛す、西郷、木戸と共に三傑の稱あり。侯爵を授けらる、其の子利和なり。又靜岡藩士大久保一翁、その功勞からずして、子爵を授けらる、其の子立なり。備前、信濃にも此の氏あり。

大熊　オホクマ

また大隈と通ずべし、併せ見よ。

1 平姓　越後の豪族にして、頸城郡箕冠城(板倉村山部)に據る。上杉房能の臣に大熊越前守朝季あり、其の子備前守朝秀相次いで居城す。大熊氏は、代々上杉譜代の家老なりしも、謙信の時、故ありて甲斐に赴き、武田家に仕ふ。彌彥末社の證文に十二月十六日藪川惣大宮司殿宛、大熊政秀の花押狀あり。又大井田系圖に「經氏(隼人佐、代々住越後)―女(大熊氏の妻)」と。

2 淸和源氏賴光流(後に神氏)　信濃國高井郡大熊より起る。「淸和源氏賴光流太田の庶流なれど、後故ありて神氏にあらたむ」と家傳にあり。寛政系譜に「家紋葉劔梅輪內、抱銀杏。」

3 因幡の大熊氏　因幡志、八上郡水尾山古城趾條に「家老大熊治郞右衞門、」を擧ぐ。

4 甲斐の大熊氏　もと越後の士、永正中大熊備前守朝秀あり、其の男本州に來る。新左衞門長秀はその人か(國志)と。又信濃國小縣郡根古屋城は城主備前守朝秀、武田に屬すと。又三州設樂郡、市場村古宮城「甲州馬場氏繩張にて之を築く。大熊備前守等住、今は林と成(二葉松)。

5 新羅族　武藏國新座郡にあり。古家にて、昔祖先新羅王に從ひ移住すと云ふ。當郡菅澤村に存す。又埼玉郡市野割村、昔大熊彈正といふ者あり。又北條役帳に

「大熊修理亮小机片平郷二十八貫九百文」とあり。

6 羽尾記に「上州吾妻郡羽尾と云ふ山里に羽尾入道何某と云ふ侍あり。あまた男女の子をもてり、第三女は大熊備前守チヤク男大熊五郎左衞門室なり。」と見ゆ。こは第一項大熊氏なり。

7 藤姓熊野別當族　全讃史に「大熊城は元山村にあり、大熊丹後守、及び備前守之に居る。熊野清光の胤也。熊野別當湛增の裔、故に大熊を以つて氏と爲す。十河氏の麾下也」と見ゆ。

8 佐々木姓鹽谷氏流　佐々木系圖に「鹽谷貞清―(高貞弟)貞泰(信濃守、四郎左衞門)…氏貞(大熊遠江守)」又「貞泰弟時綱(乙立宮内少)―宗泰(大熊五郎左衞門)」と見ゆ。氏貞・實は宗泰の子なり。その子「貞季(大熊信濃守)、弟貞家(近江守、應永の賞に依りて關東に住す)―貞賢(遠江守)―貞經(佐々木源太)」また「貞賢(佐々木二郎左衞門)の弟清家は(三郎左衞門、住常陸)」とあり。

9 其の他、應仁私記に大熊太郎、次いで德川時代、松山酒井藩重臣、津山松平藩重臣、吉田伊達藩用人、眞田藩重臣たり。

又秀康卿給帳に「二百石大熊修理」、津山分限帳に「御家老千石、大熊將監」、會津、信濃等にもあり。

大隈 オホクマ　筑前嘉麻郡に大隈城(秋月)、及び筑後三潴郡に此の地名あり、又大熊と併せ見るべし。

1 豊後淸原姓(又菅原姓)　笠氏系圖に「助道(太郎、從四位、號長野)―道平(三郎)―道資(五位、珍珠太郎)―道乾(五位、二郎)―道氏(但馬守、五位)―道乾(丹後守、五位)―道富―道連、弟善春(大隈太郎)、」と見ゆ。

2 淸和源氏　筑後國三潴郡大隈村より起る。鎌倉以降の名族にして、其の文書に「筑後國三潴郡内、大隈在々所々、本地證文の旨に任せ知行せしむる者也。仍て狀斯の如し。正和二年二月五日、前上總介平朝臣(探題北條政顯か)大隈右衞門佐殿」と。又「筑後國三潴庄内□□村、弟子丸代所となし、知行せしむべく候由、仰せ下さるの狀、件の如し。文保元年四月十二日、前壹岐守、花押(北條政顯か)大隈兵部丞殿」と。又「筑後國三潴庄大隈四王寺地頭職年貢の事、雜掌解につきて尋下の處、如所進、

去月十四日預所狀者、彼地年貢年(以下缺)」又「香西駒松丸申す。筑後國大隈四王寺の事、重て申狀此の如し、子細狀に見ゆ、早く應對せらるべしと云へり。仍りて執達件の如し。元亨二年三月七日、修理亮(北條英時)、荊津次郎入道殿」と。又「御名字地、幷に在々所々本新共、知行相違あるべからず、仍狀件の如し。元弘三年八月廿日、大宰少貳花押、(貞經入道妙惠也)。大隈右衞門佐殿」と。又「肥後國凶徒事、退治の爲、來る八月廿五日、發向せしむる所也。早く用意を致し、不日馳せ參じ、軍忠を致すべく、懈怠せしめば其の沙汰あるべき也、仍執達件の如し。曆應二年七月十七日、太宰少貳花押(賴尙入道道本か)、大隈右衞門佐殿」と。又「今年三月以來、所々在陣、忠節を致し候了んぬ。尤も神妙、彌々軍忠を抽んづべき者也、仍りて狀件の如し。應安六年九月廿六日、沙彌花押」(今川了俊か。)「三潴郡の内居屋敷、□畠五町の事預遣候、恐々謹言。文明十六年十一月十五日、親宗(大友親隆初名か)大隈石見守殿」と見ゆ。

筑後國史に「大隈村城跡、村中にあり。土

─忠寄 新藏
─忠核 勘七郎
─忠爲 彥十郎 權右衛門 ─ 正信（常信）源五郎 權右衛門
　正信 ─┬ 忠知 源三郎 源左衛門 左馬允 ─ 忠高 市十郎 山城守 佐渡守 伊豆守 一萬石 ─ 常春 忠富 忠丘 忠春 平八郎 山城守 三萬石 ─ 忠胤 伊豆守 山城守 ─ 忠卿 菊三郎 源八郎 佐渡守
　　　　└ 忠爲 豐前守 五千石
─忠長 甚右衛門 子孫三千石
─忠教 平助 忠雄 彥左衛門 二千石 ─ 忠名 彥左衛門 ─ 忠隆 彥左衛門 ─ 忠直 ─ 忠備
─忠元 彌太郎

忠增の後は其の子加賀守忠方（大藏少輔）─大炊頭忠與（出羽守、大藏大輔）─安藝守忠由（加賀守）─加賀守忠顯（七郎右衞門、上總介）─安藝守忠眞（新十郎）─（安藝守忠修）─加賀守忠愨（忠懿）─加賀守忠禮（實松平讃岐守賴胤養方弟）─忠良─忠禮（再相續）─忠一（相摸小田原十一萬三千百廿九石餘）、現今子爵、家紋上藤之內古文字の大文字。

小田原

烏山

忠卿の後は、其の弟山城守忠喜─佐渡守忠成（左兵衞佐、實松平主殿頭忠恕三男）─佐渡守忠保─佐渡守忠美─三九郎忠順（下野烏山三萬石）現今子爵。

忠朝二男敎寬の後も諸侯に列す、敎寬─筑後守敎端─長門守敎起─長門守敎倫─長門守敎翅（實同姓遠江守長子）─出雲守敎孝─出雲守敎義─敎正─敎尙（相摸荻野山中一萬三千石）現今子爵。

猶ほ有名なる彥左衞門忠敎は忠員の八男にして三河物語の著者なり。されど忠茂以前の事蹟は記さず。其の裔忠備の後は忠恒─忠順なり。

山中

大久保大隅守景章

大久保刑部

三藤の丸

本旗

20 其の他、二葉松「碧海郡宮地村、大久保右京、」「額田郡羽根村古屋敷、在二ケ所、大久保七郎右衞門、同甚四郎、」また宮地村犬頭社由來書に「文和二年辰九月上旬、上和田城主宇津宮左近將監泰藤云々、」三河雀、三河堤、𠛬補松、三才圖會等は宇津左衞門五良に作る。」三河堤には「宇津左衞門五良忠繁として、其の子を、忠武と號す。天文十六年二月四日死す。大久保五良右衞門忠俊の父也」とあり。此の犬頭社は國帳に「從四位上犬頭明神、坐碧海郡、」と。社家六人の內に大久保氏あり。又大久保酉山翁家先祖書に「藤原姓、大久保、家の紋上り藤、丸の內大文字。添紋藤巴。替紋鳥居の內左巴。幕の紋、右三通り。大織冠鎌足公より廿四代宇都宮左近將監泰藤十代孫宇都宮左衞門五郎忠茂三男大久保平右衞門忠員七男、大久保勘右衞門忠長四男、始名午之助、隱居仕甚齋。一、嫡祖本國三河、生國遠江、大久保甚右衞門長重云々」と。又家傳史料に「御菓子屋大久保氏、拜領座鋪元飯田町、坪數三百坪、本國三河、生國武藏。御菓子屋大久保主水亥十六、先祖大久保主水、權現樣御奉公仕、三州上和田に一家共一所罷在候」と。又遲美郡に大久保邑あり。

21 和邇部姓宇都氏流　上述三河の大久保氏は又和邇部姓にして駿河宇都氏の後なりとの說ある事旣に云へる處なるも（十七項、ウツ、ワニベ各條參照）、猶ほ「忠泰（宇都權右衞門尉）─泰親（本田權九郎）─忠親（大久保掃部助）─親信（對馬守）─

親正(内膳正)、弟親房(土佐守)、弟親次(杢助)」と云ふ一流あり。

22 源姓　甲斐國巨摩郡大久保より起る。「家傳に源氏にして、光正・巨摩郡大久保村に住するが故に大久保と稱すと。六郎右衞門光正、武田信玄に仕ふ。家紋丸に大文字、上藤丸に大文字、丸に八本矢筈、五三桐。

23 藤原北家加藤氏流　加藤次景廉の後にして初め加藤を稱す。宮内右衞門忠景の時、外家大久保氏を冒す。家紋上藤丸に大文字、鳥居の内左三巴。子孫小田原、及び蜂須賀家臣也。

24 卜部姓大藏氏流　大久保石見守長安は猿樂師金春七郎喜然の子なり。甲斐國志に「武家補任に云、武田の猿樂大藏式部大夫の子なり、天正壬午の後召出され、大久保忠隣に命ぜられ、苗字を授け、大久保十兵衞と稱せしむ、家康に用ひられ、八王寺邑三萬石を食む、後禍心を包き死後罪せられて家沒す」と見ゆ。

長安は一世の怪傑、天下の租税を管し、威權宗臣を壓す。愛妾數十人。而して其の死後、嬖妾の訴により、異邦交通、邪謀の連署、天主教の傳法等發覺し、長子藤十郎以下皆罪せらる。

25 秀郷流藤原姓　近江栗太郡矢倉村光傳寺の傳に、「狛坂寺の觀音、盜賊の爲め奪ひ去られ、立木の森に捨らる。每夜光あり、大窪某之を收め、先づ釋迦堂に安し、後狛坂に返す。此より釋迦堂を光傳寺と云ふ」と。大窪氏は甲賀五十三士中、二十一騎北山九家の一也。佐々木氏に仕ふ。秀郷流藤原姓なりと。大伴姓鶴見系圖に「業俊(源三郎、小川山城主)—女子(大窪主殿助室、甲賀五十三家之内)」と見ゆ。

26 伊勢の大久保氏　鈴鹿郡大久保より起りしか。三國地志に「鈴鹿郡大久保堡、按ずるに、大久保伊豆守居守」と見え、又名勝志に「大久保城は大野村字中瀨に在り、壘濠の址存す。大久保伊豆守城を築き之に居る。織田氏に屬す。天正中美濃岐阜の役戰死す。其の子覺兵衞、權太夫あり。京極、池田二家に仕ふ。伊豆守の墓は本村字一の井に在り(背書國誌古老口碑)」」と見ゆ。

又三重郡にも大久保氏あり、大久保城之助は音羽堡に據る。又閏田城、(閏田村字馬冷)ともあり。永祿四年八月、千種忠治、其の臣水谷太左衞門をして之を攻めしむ。城兵支ふる能はず、城之介瀦に逃亡す(伊勢軍記)と。關長門守御家中侍帳に「戸田甚之丞組、五拾石、大窪彦左衞門」あり、此の流か。

27 因幡の大久保氏　因幡志、邑美郡湯所村に大久保與三左衞門を擧ぐ。

28 阿波の大久保氏　阿波美馬郡半田の大久保氏は、髹漆の名匠にして、元祿中の創業也、其の業に從ふもの百二十八戸と(產業事蹟)。

29 土佐本山氏族　吾川郡の豪族なり。元親記に「永祿三年五月廿日夜、長濱の城を取、城主大窪美作は木塚をさして落退く云々」と。又「池添源之丞は長濱の城主の子大窪勘十郎を討取」など見ゆ。

30 紀伊の大久保氏　三河大久保氏は當國大久保氏の名を襲ふと云ふ。

31 伊豫の大窪氏　南北朝の頃、宮方に此の氏あり。豫章記、鎭西將軍下向の條に、「御伴人々、大窪兵衞三郎、」また「大窪左京進、舍弟藏人丞」等見ゆ。こは次の氏か。

32 豊後清原姓 (大窪)　豊後清原系圖に「帆足淸三郎家近—家俊 (大窪四郎左衞

宮は武家として名響ある氏なり、何とて宇津に改むの要あらん。殊に宇都宮流大久保氏は下野以來の家號なれば、更に宇津など云ふ必要あらざる也。蓋し大久保氏が、「もと宇津氏なりし事は明白なれば、後に宇都宮庶流にも大久保なる氏のあるを聞き、宇津を宇都宮と解し、「最初宇都宮なりしが後に宇津と改む」など云ふに至りしや想像するに難からず。

次に藩翰譜は、並合記を引用すれど、同書は頭註も云ふ如く、有名なる僞書なれば、採るに足らず。又三河國には渥美郡に大久保村あれど他にあるを聞かず、されど若し此の氏が三河の大久保邑より起りしものとすれば、宇都宮流大久保氏とは別流にて、此の大久保氏は益々宇都宮流とすべからず。何となれば宇都宮流大久保は下野の大久保邑より起りしものなればなり。又家傳の如く、越前國人大窪氏、或は紀伊國人大久保氏を冒せしものとするも亦然り。

次に後に大久保氏となりし宇津氏は駿河國宇津(宇都)より起りしものにて、和邇部姓なりとの說あり。前者より優れど、その系圖については容易に信ずべきにあ

らず。ウツ條及びワニベ條を見よ。

18 忠俊流　三河大久保氏は碧海郡上和田に據る、二葉松に「上和田七村古屋敷、宇津左衞門忠茂、大久保五郎右衞門忠勝法名淨玄、大久保黨代々之に住む」と見ゆ。忠茂・松平家に仕へ、子孫大いに榮ゆ。藩翰譜に「爰に當國の住人松平彈正左衞門尉昌安、其の身は岡崎の城に在ながら、山中の地をも兼領し、東三河盡く打從へんとす。和泉入道殿四代の御孫安祥二郎三郎殿(御諱淸康)十三の御年、御父源藏人殿(御諱信忠)の讓を受け玉ひ、安祥の城に住し玉ひ、幼なきより御心も剛に、御謀もいみじく、十六歲の御時、まづ山中の城を攻め取らんと議せらる。忠茂謀り參らせ、(大久保彥左衞門物語に、此の事を記し、七郎右衞門と載す、左衞門五郎後に七郎右衞門といひし成べし)時を待ち玉ふには若くべからずと申て、此の年大永六年の四月、風烈しく雨甚しき日、御勢引俱して、山中の城を襲ひ取る。此の勢に乘じて岡崎城をも攻らるべしと聞えしかば、彈正左衞門大に恐れ、急ぎ聟君となして、岡崎の城を讓り參らす。二郎三郎殿、忠茂を召て、汝が功莫大な

り、恩賞請に依るべし、望み申せと宣ふ。忠茂承て、君に忠盡さん事珍しからず、子息等皆一所懸命の地下し玉ひ、某又年老たり、何の望か候べきと申す。二郎三郎殿聞召され、夫れ功あるものに賞行ふも、一人が功を賞するのみにあらず。多くの忠を勸めんが爲なり。汝辭する事あるべからず、ひらに望めと、重て仰下さる、さらば、此の國に用る升司とつて、侍らんには、老養ふ程の料は候ひなんずと申す。安き程の事なりとて、御許しを蒙る。忠茂、天文十六年二月四日に死しぬ。男子四人、嫡子は新八郎忠利(後に五郎右衞門と申、剃髮して常源と號す)、二男左衞門二郎忠次(忠次が子阿部定次が養子となり、阿部四郎兵衞忠政と申と云ふ、或は三男なりとも云)、三男甚四郎忠員(後には平右衞門)是れ相摸守忠隣が祖父なりけり。四男彌三郎忠久と申す(家の系圖には、忠茂が子息等、初めて大久保と名乘と記せり。按ずるに、山中の城を取りし事、大久保が家、初度の大功なり)。幾程なくて、二郎三郎殿世を去らせ玉ひ、贈大納言家(御諱廣忠、此の時には千松丸殿と申し奉る)。御年僅に十歲になり玉ふ

を、內膳正信定（出雲守長親の二男、二郎三郎殿の御叔父、）岡崎の城を出し參らせ、御領悉く奪ひ取る。安部大藏を初めて、御家人少々若君の御供し、大久保兄弟は殘り留る、安部、伊勢の國より駿河國府に趣き、今川殿を賴みしかば、義元朝臣軍兵を差添へて、參河國牟呂の城に若君を納らる、（天文四年二郎三郎殿失ひ玉ひ、贈大納言家、國を去り玉ひ、伊勢の神戸に趣き、遠江の貝塚に移り、同き五年九月牟呂の城に入らせ玉ひしなり）。內膳正信定、安からぬ事に思ひ、此の上は大久保兄弟に心ゆるす可らずとて、新八郎忠利をめし、伊田の八幡の神殿にて、二心を存ずまじき由の起請文を、一日に七枚づゝ、三日までこそ出させたれ。忠利、兄弟等を近付け、心あらん御家人、誰か若君を迎へんと思はざるべき、夫にかく我を疑ふは、年頃の本意察せられぬ。事もし遲なはつて後、如何に悔ゆとも及ぶまじとて、先づ牟呂の城に牒狀し、忍び〳〵に御一門の人々を始て、譜代の御家人かり催し、天文六年五月朔日岡崎の城を奪ひ返へし、若君を迎納れ奉る、（此事精く大久保が物語、阿部四郎兵衞定次入道が記に見えたり。按ずるに是大久保が家、大功の二なり、）同十六年の春（按ずるに、此の頃迄忠茂世に永へしなり、）藏人信孝、罪有て、所帶沒收せらる。信孝大に驚き、今川殿に附て、誤なき旨を申披んとす　岡崎殿（卽ち贈大納言家の御事なり）彼罪科輕からずとて許し給はず。信孝深く恨み參らせ、兵起して軍せんとす。この信孝と申すは、安祥殿の御弟、岡崎殿の御叔父にて、譜代の士あまた其の手に附らる。甚四郎忠員、彌三郎忠久、兄弟も彼手に屬す。兄弟、傍輩に向て、我等信孝の郎等にあらず、主君の仰を承て彼手に從ふ輩なり。如何で反逆の人に組みして、正しき君には背くべき、いざ岡崎に參らんといひしかば、人々皆尤々と同じて岡崎殿に馳參る」と。

オホクホ

忠茂の後は大久保系圖に「忠茂—
- 忠俊（新八郎、五郎右衞門、改宇津、稱大久保）
  - 忠次（左衞門次郎）
  - 忠員（甚四郎、平右衞門）
- 忠勝（新八郎、五郎右衞門）
  - 忠政（三郎右衞門、彌三郎、忠久舍猶子）
  - 忠吉（四郎右衞門）
- 康忠（新八郎、五郎右衞門）
  - 某（新七郎）
  - 某（六大夫）
  - 忠次（五郎兵衞、紀州）
- 康村（新八郎）
  - 忠重（次郎八）
- 康任（新八郎）
  - 忠村（三之助）
  - 忠知（平八郎）」

オホクホ

「忠久（彌三郎、三郎右衞門、天文十三年、三州乘木城攻擊討死）
- 忠豊（喜六郎）
- 忠益（助左衞門）
- 忠直（甚左衞門）
- 忠宗（與右衞門）

「忠良（勘三郎）

康任の後は寬政系譜に「康任—康明—康命—康致—康寬—康敬（千三百石）」と見ゆ。家紋、上藤の丸に大文字、鳥居、左巴。此の氏寬政系譜に本支六十三家を載す。就中、有名なるは忠茂の三男忠員の家なり、其の子忠世（新十郎、七郎右衞門）家康に仕へ、功あり、小田原四萬五千石を賜ふ、次を見よ。

19

忠員流　寬政系譜に「忠員（甚四郎、平右衞門、天正十年十二月十三日死、年七十三、法名了意）—
- 忠世（新十郎、七郎右衞門、小田原四萬五千石）
  - 忠佐（彌八郎、治右衞門、沼津二萬石）
  - 忠包（大八郎）
- 忠隣（新十郎、治部少輔、相摸守、武藏羽生二萬石、小田原六萬五千石）
  - 忠基
  - 忠成（玄蕃頭、五千石）
  - 忠永
- 忠常（新十郎、加賀守、騎西）
  - 忠總（主殿頭、石川家成養子）
  - 教隆（初忠昇、右京亮、六千石）
  - 幸信（主膳正、五千石、初忠長）
- 忠職（初忠任、忠季、能忠、隣忠、季、新十郎、加賀守、加納五萬石、明石七萬石、唐津八萬三千石）
- 忠朝（初教廣、杢之助、出羽守、加賀守、木工頭、實は教隆二男、佐倉九萬石、小田原十一萬三千石）
- 忠増（初教忠、忠能、忠恒、大內藏、安藝守、隱岐守、加賀守）
  - 教寬（初教重、武、長門守、一萬六千石）
  - 教信（出雲守、四千石）

女)―忠泰(大久保五郎左衛門尉、領武茂庄大久保鄕、三河國大久保氏祖)」とあり。されど三河の大族大久保氏を此の後とするは容易に信じ難し、第十七項を見よ。

10 下總の大久保氏　香取郡(海上郡)に大久保邑あり、關聯する處あるか。小金本土寺過去帳に「大久保七良右衛門（文祿三甲午年九月小田原)、大久保甚五左衛門(水戸にて)」など見ゆ。

11 常陸大掾族　久慈郡大久保邑より起る。此の地は鹿島神宮嘉祿三年文書に「佐都東郡大窪鄕、地頭伊賀判官四郎、」又久壽中の神領目錄に見ゆ。元龜天正の頃、鄕士大窪伊賀、同駿河あり、又近世大久保天民あり、江戸に出でゝ詩名高し。常陸大掾系圖に「家幹（石川二郎、有十男)―某(九郎、大窪、石川、一書大戸)」とある後か。

12 岩代の大久保氏　岩瀨郡、伊達郡共に大久保邑あり、それ等より起るか。岩瀨、田村等に此の氏現存す、また新編會津風土記耶麻郡赤崎村條に「麓山神社、神職大久保播磨、享和二年上三宮村高村能登が讓をうけ、當社の神職となり、府下北小路町に居住す」など見ゆ。

オホクホ

13 清和源氏斯波氏流(大窪)　羽前國北村山郡大久保邑より起りしが如し。最上系圖に「直家(左京大夫)―滿直(修理大夫、應永卅卒)―滿賴(右馬頭、大窪)」と載せ、又山野邊系圖に「滿直三男右馬頭滿賴を大窪殿」とす。餘目記錄に「進上大窪殿、留守藤原景宗」と見ゆ。

14 越後の大窪氏　刈羽郡(三島郡)大窪邑より起りしか。彌彥神社船越の神官に大窪氏あり。蒲原にも大久保氏存す。

15 加賀の大窪氏　康曆二年、桃井氏の將大窪三郎忠實、河北郡高松城(內高松村)に據る。大窪氏は利仁流藤原、富樫氏の一族なりと云ふ。其の後、長享二年、大窪家長・河原組の賊を率ゐて石川郡富樫庄額谷に陣す。又三州志同郡に「安吉(在山島鄕安吉村領)大窪源左衛門家長築き、天文十九年より、窪田大炊經忠繼て居たり。天正八年、此の城、勝家の爲めに陷ち、經忠闘死して、其の首安土に於て梟せらる」と見ゆ。

16 加賀藩大久保氏　加賀藩給帳に「五百石(扇內一文字)大久保忠左衛門、貳百石(同)大久保六之丞、百五拾石(同)大久保長太郎、百石（同）大久保左平太」と見

オホクホ

ゆ。又「百五拾石(丸內澤瀉)大窪藤右衛門」と云ふも見ゆれど、こは異流か。

17 三河の大久保氏　もと宇津氏と稱す。下野宇都宮氏の後なりと云ひ、又駿河和邇部氏の裔なりと云ふ。先づ前說を批判せむ。

此の氏の事は大久保系圖に「景綱(宇都宮尾張守、下野守、從五位下、粟田關白道兼十世孫、爲泰綱嫡男)―貞綱　弟泰宗(五男、同常陸介、左衛門尉、法名蓮惠)―時綱(同三河守、左衛門尉、法名蓮意)―泰藤（同左近將監、家紋左巴、鳥居を添紋と爲す、三州和田妙國寺門前居住、法名蓮常)―常意(法名)―道意(改宇都宮、稱宇津)―道昌(宇津、息男、松平召連、信光公に仕へしむ)―常善(道號、同八郎右衛門尉、童名辰若、信光公に奉仕)―忠與(道號、同三郎右衛門、入道、法名覺永)―忠茂（同左衛門五郎、天文十六年卒、法名源秀)―忠俊(新八郎、五郎右衛門、改宇津、稱大久保)」と見ゆ。

次に藩翰譜大久保條には「相摸守藤原忠隣は、粟田關白道兼公五代の後胤、下野國の住人宇都宮左衛門尉朝綱が末葉な

り。後醍醐天皇の御時、朝綱の九代の孫、美濃將監泰藤、官軍に從ひ、新田左中將義貞朝臣討れ玉ひし後、越前國を落ちて、三河國に來り住み、宇津宮入道蓮常と名のる。『並合記を考るに、朝綱が子、孫左衞門尉何某、新田世良田の人々と同じく、後醍醐天皇第九の皇子尹良親王の御子良王に從ひ奉る。宮は永享五年鎌倉の執事上杉が爲に搜し出され玉ひて、下野國落合の城を落ち、信濃國木曾の山家に忍ばせ玉ひ、同き七年の冬三河國へ打越んとて、並合に至らせ玉ひしに、飯田にて駒場が爲に襲れ、世良田、桃井の人々二十一人、枕を並て戰死す。其間に、宮をば宇津宮御供して、三河國に入れまゐらせ、これよりして、尾張國津島奴野の城に移し奉る。御供の人々悉く、尾張三河の國々に留り住む。宇津宮が一族同き甚四郎忠成、三河國大久保といふ所に住み、名字を改めて大久保と名のる。また三河國前木にすむ、桐山の大久保といふ一流あり。又駿河國にありと云々。』按ずるに此記の記るせる所、宇津宮が後、大久保と名のりし事詳なるに似たり。されど家の傳ふる所にあらざれば、爰に註

す。

蓮常が四代の孫、宇津宮八郎左衞門某、初めて松平和泉入道殿(御法名信光)に仕ふ。此の後子孫永く當家譜代の侍とは成りてけり。其の子三郎左衞門尉忠與、其の子左衞門五郎忠茂といふ、忠茂が世に始て、大久保とは名乘けり。家に傳ふる所は、此時紀伊國の大久保といふ功のもの、三河國に來りしに、夫が家號を請て、大久保とは稱せし、また長親主(松平)の仰に依れりともいふなり、」とあり。

次に寛政系譜には「景綱(四郎、下野守、尾張守、宇都宮撿挍)―泰宗(初盛宗、常陸介、左衞門尉、法名蓮憲)―時綱(三河守、左衞門尉、法名蓮意)―泰藤(左近將監、三河國上和田妙國寺の前に住し、正平七年三月十九日死す、法名蓮常)―泰綱(道號常意)―泰道(左衞門佐、法名道意、このとき宇都宮を改めて宇津と稱す)―泰昌(彈正左衞門、三河國松平鄉に來り、信光君につかふ。明應元年六月二十日死す、年七十三、法名道昌)―昌忠(辰若、八郎右衞門、岩津譜代、明應九年十二月二十七日死す、年四十、法名常善)―忠與(三郎右衞門、寛政呈譜三郎右衞門忠

與、入道覺永、大永二年五月八日死、年三十八)―忠茂(左衞門五郎、天文十六年二月四日死、年七十二、法名源秀)―忠平(初忠元、左衞門太郎)、弟忠俊(新八郎、五郎右衞門、曾て越前の人、大窪藤五郎某、武者修行して三河國に來り、我名字を殘すべきものは忠俊なり。名乘べきやといふ。忠俊その言を以つて、清康君につげ申のところ、かの藤五郎はきこゆる驍勇の士なり。渠が望にしたがふべしとありしかば、これより忠俊兄弟みな大窪と名のり、後大久保に改む)」と。

今寛永大久保系圖に據れば、泰藤以來、忠與に至る四五代は法名のみを擧げて實名を載せず、寛政系譜に至り初めて備はれり、蓋し其の間に補ひしや著しかるべし。卽ち此の大久保氏は寛永當時、忠與以前の實名は詳かならず、唯過去帳によりて漸く歷代を明かにするを得るに過ぎざりし也。然らば、更に古く泰藤の系の備はれるは、先づ第一に怪しむに足らん。次に道意に至りて宇都宮を改めて宇津と稱すと云ふも怪しむべし、宇津は又宇都に作る、宇津(宇都)なる地名を負ひし氏にして、宇都宮とは別なればなり。宇都

依りて、美乃國大桑鄕を賜ひ了る、』と見え、惟長の弟『逸見大桑又三郎重氏、大桑鄕相傳、逸見大桑と號す。法名定心。』重氏の子大桑太郎賴隆、賴隆の弟、大桑逸見七郎氏義、氏義の子大桑七郎惟泰と、見えたり。みなこゝにすめり。その後、土岐賴益の弟、大桑駿河守賴名こゝに住しなるべし。賴益の子左京太夫持益も、はじめ守護職にうけ給はざりし時、大桑鄕萱野（城山の麓なり）にすみしといふ。大桑兵部太輔定賴は、美濃守政房の弟なるが、明應の頃、大桑山の城を改め築きみて、明應五年、兄政房に屬きて軍功あり。船田後記に『新府の主政房、義兵を起り、草手より馬を加納に進む。兵部少輔大桑某之に扈從す』とある是なり」と見ゆ。

土岐系圖に「賴清（土岐六郎）—賴忠（池田賴世）—賴名（駿河守）—賴重（大桑）—賴長（大桑尾張守）、」また一本に「賴忠—賴益（號萱津左京大夫、）—持益（二郎、左京大夫）—成賴（同上）—定賴（大桑兵部大輔）—定昌（山城守）」とあり。其の他、大桑二郞兵衞等ものに見ゆ。

3　利仁流藤原姓林氏流　加賀國加賀郡大

桑鄕より起る。尊卑分脈に「林大夫光家—利光（大桑三郎）—光行（佐貫小二郎）—佐貫彌二郎光則—信光（大桑又二郎）」と見ゆ。三州志石川郡大桑（在富樫庄大桑村領）條に「林光家の二男大桑三郎利光住せり。又嘉祿三年四月二十七日に、米永大夫氏澄、白山神主職を重代に非ずと雖、大桑讃岐次郎光行をして讓補せしむること、及び觀應三年四月四日、上林鄕地頭大桑禪門玄猷、祭禮供米未進のこと、莊嚴講記に見ゆ。是等の人同族ならん」とあり。

4　大桑縣主　尾張國丹羽郡の大桑鄕にありし氏なり。大同類聚方に「尾張國大桑縣主、尾張臣峯麻呂、」見ゆ。されど眞僞詳かならず。

5　其の他、安藝淺野家臣に大桑助大夫あり。

大久保　オホクボ　大窪と通じ用ひらる、便宜上併せ云ふべし。和名抄河內國茨田郡に大窪鄕、於保久保と註す。後世大窪庄あり、又下野國足利郡に大窪鄕、出羽國出羽郡（羽前）に大窪鄕、其の他、大窪、大久保の地名頗る多く一々枚擧に遑あらず、而して時代によりて兩者互用さる。その氏を起せ

しものは以下に述ぶべし。

1　大窪史　養老五年紀に「唱歌師正七位下大窪史五百足」と云ふ者見ゆ。此の大窪は天武紀に大窪寺とある地（高市郡）名を負ひたるなるべし、されど河內茨田郡にも大窪鄕ある事前に云へり。（大和）

2　大窪宿禰　大窪史の宿禰を賜ひしものか。神宮雜例集（天慶三年八月廿七日、右大史正五位上大窪宿禰）、東大寺雜錄、政事要略等に見ゆ。

3　大窪（無姓）　貞觀六年八月紀に、主計算師大窪峯雄、主水權令史大窪清年等あり、有宗宿禰姓を賜ふ（アリムネ條參照）。よりて相當の氏たりしと考へらるれど、出自未だ詳かならず。

4　桓武平氏畠山氏流（大窪、大久保）　武藏國入間郡大久保邑より起る。畠山系圖に「重忠（畠山庄司二郎、號御館、元久三年六月廿二日討死、四十二歲、家紋初は白地、此の重忠代々、小紋村梅、雪霰、幕は三白二黑、但し半引兩と申也、布半分黑、）—圓耀（別當）—重氏（二郎、河越內大久保知行）—重村（大窪七郎）—朝重（彌七）」と見ゆ。大久保邑に城迹あり、新編風土記に「村の北川越往還の東側にあ

り、城迹とのみ傳へり、何人の居城なりしや。是に荒神の塚天神の小祠あり」と見ゆ、此の流大窪氏の居城か。

5 丹黨(大窪)　これも武藏發祥の大窪氏にして、足立郡大久保村(岩松明德五年文書大窪鄕)より起りしか。井戸葉栗系圖に「時賢(中村五郎下中村)—時家(五郎左衞門)—國時(大河原五郎左衞門尉)、弟時淸(大窪八郎)—某(丹五)—某(丹五)」と載せ、七黨系圖にも「時賢(中村五、下中村)—時家(五左)—時淸(大窪八)—□□(丹五)—□□(丹五)」とあり。

6 其の他、武藏の大久保氏　小山田別當の家老と傳へらるゝ大久保氏(多摩郡)、又男衾郡赤濱村に大久保氏あり。新編風土記に「家系を閲するに、大職冠鎌足の後裔に出づ。權九郎泰親に至て、故ありて氏を本田と號す。其の子某、浪人して武藏國に住す。其の子を掃部と稱す、又本田氏を改めて大窪と號す。其の子對馬親信、武州男衾郡赤濱鄕に住して北條家の幕下たり。其の子木工之助親次、北條氏政に仕へて、下妻合戰の時伯父上泉主水と共に討死す。其の子源五郎親家、後に木工之助と改む。武州鉢形城主北條安房守氏邦に仕へ、其の子金十郎家勝、水野石見守忠貞に仕へ、其の子長七滿親も父に繼て仕へたりしが、故有て後に土屋但馬守數直の家人となり、其の子源五郎親長の時、貞享元年赤濱鄕へ引込る云々。是によれば全く嫡流の如くなれど、今も水野石見守が家人に大久保五郎左衞門と稱して同流の子孫ありといへば、何れを宗家とも定め難し」と見ゆ。又武藏高麗郡佛子村の名族に大久保氏、又葛飾大久保氏は、丸に大一を紋とすと云ふ。猶ほ豐多摩郡に大久保町のある事は人のよく知る處なり。

7 上野の大窪氏　上野國群馬郡大久保村より起る。平治物語卷三に「佐殿、『上野國大窪太郎が娘十三の年、熊野參のついでに、故殿の見參に入り下りしが、父に後れて後、人の妻とならば、平家の者には契らじ、同じくは秀衡が妻とならんとて、女夜逃にして奥へ下る程に、秀衡が郎等、信夫小大夫と云ふ者、道にて横取して二人の子を儲けたり。今も後家分を得て乏しからであなるぞ、それを尋ねて行き給へ』とて、文を書きてまゐらせらる。即ち奥へ通り給ひて御文を附け給へば、夜に入りて對面申し、尼は佐藤三郎繼信、佐藤四郎忠信とて二人の子を持ちて侍る」と見えたり。

8 宇都宮氏盛綱流　下野國鹽屋郡(鹽谷郡)大久保邑より起りしならむ。宇都宮系圖に「泰綱—盛綱(上總介、五郎左衞門尉)—泰貞(三河守、四郎左衞門、高根澤、戸祭、大久保、平出等の祖)」と見ゆ。觀應二年、薩埵山合戰の時、大久保玄蕃秀淸、討死す、此の流か。宇都宮流に猶ほ一流あり、次を見よ。

9 宇都宮、武茂氏流　下野國那須郡武茂庄大久保村より起る。前項盛綱の兄宇都宮景綱の子武茂常陸介泰宗の後にして、宇都宮系圖に「武茂泰宗—美濃守時景—泰藤(美濃將監、大久保祖、法名蓮常、住三河)—藤綱(住三河)—泰朝(左衞門尉將監、入道四郎、法名蓮海)—國綱(久五郎、兵庫助、住三河)」また一本に「泰藤(右兵衞尉、左近將監)—氏泰(舍兄泰藤養子)—綱家—持綱(爲滿綱子、相續家督)」など見え、又武茂系圖に「泰宗(常陸介)—時景(美濃守)—泰藤(左近將監、法名蓮常、母は芳賀伊賀守淸原高貞

大口　オホグチ　伊勢、陸前、羽後、能登、越後、薩摩等に此の地名あり。又大朽、大久地と通ず。

1　大朽姓　伊勢の大口氏にして、前條大朽連の後裔と考へらる。飯高郡大口邑より起る。

2　尾張の大口氏　中島郡に大口神社（延喜式）あり、國帳に從三位大口神社（天神）と見ゆ、此の地より起れるか。春日井郡の豪族にして斯波家の家臣也。大口右京進は同郡鹿田村鹿田城に據る。同村には魚住隼人正の居城もあり（尾張志）。又曼陀羅寺文書に大久地又五郎見ゆ。

3　滋野姓　信濃國小縣郡より起る。甲斐にも移る。岩下衆の一なり。

4　其の他、薩摩國伊佐郡に大口城あり、牛養氏の居城也。又三河國豊橋市に大口氏あり、大口喜六氏を出す。尾張大口氏と同族か。又京極殿給帳に「三百五十石、大口與惣左衛門、」又中山家の諸大夫に大口氏あり、備前赤磐郡にも此の氏現存す。

大久地　オホクチ　尾張にあり、前條第二項を見よ。

大國　オホクニ　和名抄山城國宇治郡に大國郷、河内國石川郡に大國郷、近江國愛智郡に大國郷、中世以後大國庄と云ふ、東大寺要錄、宇多院御領目錄に見えたり。又石見國邇摩郡に大國郷、播磨國印南郡に大國郷・於保久爾と訓ず。又大國庄あり。次に筑前國席田郡に大國郷、於保久爾と訓ず。其の他、伊勢國に大國庄、又延喜式・上野に大國神社、又越後に大國邑あり、此等より起る。

1　大國家　山城國宇治郡大國郷に住みし古代の大族なり。垂仁記に「山代大國之淵」あり。書紀には「山背大國不遲」と見ゆ。其の長女「苅羽田刀辨、」は垂仁天皇の皇妃に上り、落別王、五十日帶日子王、伊登志別王の三皇子を生み奉り、又其の妹・弟苅羽田刀辨も皇妃に上りて、石衝別王、石衝毘賣（布多遲能伊理毘賣命）を生み奉る。而して布多遲能伊理毘賣（兩道入姫）は日本武尊の正妃にして仲哀天皇の御母なり。以つて當國に於ける此の氏の地位を知るに足らん。（或は春日氏族か）。

2　大國主　太古大國主命あり。又大穴牟遲神、葦原色許男神、八千矛神、宇都志國玉神、大物主神等とも申し奉る。出雲神話の中心的神祇にして、國土經營に最も功あり。素盞雄尊の六世の孫と傳へらる。イツモ（四二一頁）條を見よ。後世全く理想神の如く思考せらるゝも、其の實偉大なる人格神にして、石見國邇摩郡の大國より起り給ひしにあらずや。卽ち大國主とは最初大國の地を支配せられし豪族の意なりしが、後大國を日本國土の意に解し、種々附會の神話を生みしものかとも考へらる。素盞雄尊の如きも、其の實、出雲須佐の豪族たりしならん。主、雄等は何れも太古に於ける豪族の稱號にて、主は支那の史籍に爾支と載せ、我國の官名とす。

3　大國忌寸　攝津の豪族なり。類聚國史百八十七、佛道、還俗僧の內に「攝津國西成郡大國忌寸木主」と云ふ人見ゆ。延曆十九年八月辛巳・還俗を許さる。

4　大國宿禰　大國忌寸後宿禰姓を賜へるなるべしと思はる。

5　伊勢の大國氏　多氣郡大國庄より起る。大國庄は、東寺文書承和十二年に見ゆ。當莊に關係ありし氏ならん。神宮社家に大國氏あり。もと風日祈宮物忌父なりき。

6　河內の大國氏　石川郡大國郷より起

る。大國忌寸の後か。

7 藤原姓　尾張國熱田神宮の社家に大國氏あり、藤原姓なりと云ふ。

8 源姓　中興武家系圖、此の氏を源姓に收む。

9 清和源氏小國流　越後の大族小國氏は一に大國氏ともあり。北越軍記に「大國修理亮頼文は越後にて久しき家なり。源三位頼政の弟藏人頼行が孫三郎頼繼、初めて大國保を領知し、代々相傳武功の家也。修理が子三河守男子なく、直江山城守の弟を名跡に申付られ、大國但馬守と號す。會津にて南山城主、二萬四千石を取り候。後・兄直江と不和にて立ち除き、名字斷絶候を、定勝代に所緣の者を呼出し、名字を取立てらる云々」と。詳細はチクニ條を見よ。謙信配下城持大將に大國入道あり、後世米澤上杉藩用人たり。

10 石見の大國氏　邇摩郡大國鄕より起る。此の地は八幡村田中氏元暦元年の文書に大國保に作る。近時・州人大國隆正・文學を以つて聞ゆ。自ら言ふ、其の先此に生る（地理志料）と。

大國魂　**オホクニダマ**　神名より來る。延喜神名帳、大和に大和坐大國魂神社、伊勢、常陸、壹岐に大國玉神社、尾張に尾張大國靈神社、陸奥に大國魂神社、山城に水主坐山背大國魂命神、伊勢に度會乃大國玉比賣神社、大國玉比賣神社、淡路に大和大國魂神社、阿波に倭大國玉神大國敷神社あり。又常陸に大國玉庄あり。其の他武藏に大國魂神社、府中に鎭座せらる。

大國造　**オホクニノミヤツコ**　上古の地方官名なり。國造の內特に領土廣大にして、後世の一國に相當する程を支配するものの稱なり。而して、其の範圍內の小國造、縣主を統豁せしが如し。成務段に「大國小國之國造」と見ゆ、詳細は（日本上代に於ける社會組織の研究、大國造小國造條）を見よ。

大桑　**オホクハ**　和名抄尾張國丹羽郡に大桑鄕、美濃國山縣郡に大桑鄕、加賀國石川郡に大桑鄕、於保久波と訓ず。高山寺本には加賀郡とす。後世大桑庄と云ふ。なほ越中國婦負郡に大乘鄕あり、高山寺本・大桑鄕に作る。其の他、武藏、下野に此の地名あり。

1 清和源氏免見氏流　美濃國山縣郡大桑鄕より起る。尊卑分脈に「清光（號免見冠者）—光長（上總太郎）—基義（本名義經）—惟義（免見太郎、承久亂の時、關東守護となり、其の勸賞と爲して攝州三條院勅旨田を賜ひ了る）—義重（又太郎、法名白蓮、承久亂の時、美乃國大井戸を渡る、件の賞によりて美乃國大桑鄕を賜ひ了る）」

重氏（大桑又三郎、法名定心、大桑鄕相傳、號免見大桑）
- 朝隆（大桑太郎、免見三郎太郎）—長義（孫三郎）—朝義
- 義氏（彌三郎）
  - 義兼（彥三郎）—信義（又三郎）
  - 泰氏（三郎四郎）
- 隆氏（彌三郎）
- 氏繼（彌四郎）—時氏（孫六）
- 末義（小五郎）
- 重義（六郎）—助義（六郎太郎）
  - 長泰（孫太郎）
  - 義貞（六郎二郎）
- 氏義（號大桑免見七郎、法名定光、大桑鄕總領）
  - 惟泰（七郎太郎）
  - 懷祐（僧）

諸家系圖纂には義重を重義に作り、又朝隆に「山縣頼長の繼嗣となる、山縣三郎太郎」と見ゆ。

2 清和源氏土岐氏流　前項の後を襲ひしか。新撰美濃志、大桑村條に「古城は同村の山の上にあり。城主逸見又太郎惟長は分脈系譜に、新羅三郎義光七代の孫、逸見又太郎惟重の子『又太郎惟長、承久亂の時、美乃國大井口を渡し、其の賞に

〇小早川流　安藝國豊田郡大草邑より起りしか。小早川系圖に「土肥遠平―景平（實平賀義信男）―季平（新庄次郎、椋梨始祖、大艸の祖）」と見ゆ。

大草香部　**オホクサカベ**　御名代部の一種、又大日下部とも記す。仁德皇子大日下王の御名代部なり。皇子は、河内郡日下の地名を負ひ給ひ、其の地に住み給へり。此の皇子は安康朝、坂本臣祖根使主の讒言によりて殺され給ひ、御子目弱王（眉輪王）・又誅せられて、此の封民は皇子の御妹若日下王に移り、單に日下部と云ふ。若日下王とは雄略皇后草香幡梭姫の事なり。（日下部條參照）。

1　河内の大日下部　前に云へり。

2　和泉の大日下部　雄略紀十四年條に「根使主逃げ匿れ、（根使主、前に大日下王を讒せしが、此の時・玉縵の事により て罪顯はれしなり、）日根に至り、稻城を造りて待ち戰ひ、遂に官軍の爲に殺さる。天皇・有司に命じ、子孫を二分し、一分を大草香部の民となし、以つて皇后に封ず」と。皇后は若日下王なり。此によりて、大日下部が皇后若日下王の所有なる事明白なり。大鳥郡に日部鄕あり。

3　大草香部吉士　大日下部の伴造なり。雄略紀十四年條に「難波吉士日香香の子孫を求め、姓を大草香部吉士と賜ふ」とあるによりて知るべし。日香香は難波の吉士にして、大日下王に仕ふ。其の主の罪なきに死し給ふを傷み、王の頸を抱きて死し、其の二子は王の足を執り、共に自刎して死す。其の忠烈により此の事あるなり。天武紀十年條に「大山上草香部吉士大形に小錦下位を授け、仍りて姓を賜ひて難波連と曰ふ」と見え、次いで忌寸姓を賜へり。（キシ、ナニハ等の條を見よ）。

大日下部　**オホクサカベ**　前條に云へり。

大草松平　**オホクサノマツダヒラ**　便宜上大草條第七項にて云へり。

大串　**オホグシ**　武藏、常陸、下野、肥前等に此の地名あり。武藏國の大串最も名あり。

1　小野姓橫山黨　武藏國橫見郡大串村より起る。小野系圖に「野別當資隆―橫山次郎大夫經兼―由木六郎隆家―大串五郎隆保（少代）―次郎重保―次郎太郎廣隆―小太郎左衞門尉廣行」と見え、又七黨系圖には「保經（由木六）―孝保（大串二）―重保―廣高（太）―廣行―廣□
保則（三）―廣泰（小）
顯重
高直―高經」とあり。廣行の後は、「廣行―女子（次郎御前　小見野彌次郎妻）―行忠（大串孫次郎）―行盛（四郎左衞門尉　孫次郎）―行隆―元行（次郎太郎）
女子（太郎御前　狩野次郎太郎妻）―光盛（彌太郎）―行光（小次郎）
行盛（大串六郎次郎　左衞門尉）―家盛（彈正）―直家（民部丞）―德松丸
範家（勘解由左衞門尉）
左衞門三郎―彦三郎―孫八」
又高直（隆直）の後は、「隆直（野次）―隆經（次郎太郎）―行隆（太郎左衞門尉）―重行（中務丞）―家保（中務太郎）
隆家（修理亮）
重隆（野五　長保養子）
重光（三郎二郎）―行光（孫次郎）
賴行（孫五郎）
野次郎―行重（次郎太郎）―盛重（野二郎）―重家（七郎二郎）
直經（又二郎）―廣行（八郎）―直行（八郎次郎）―行家（掃部助　八郎四郎）
家直（彥太郎）
覺賢（近江房）」

其の他、猶ほ多し。大串氏は平家物語、源平盛衰記に「武藏國住人大串次郎重親」また東鑑卷九に大串小次郎。新編風土記に「大串村大串次郎重親墓。毘沙門堂の背後に在り、五輪の石塔にして、面に永和

二年丙辰十二月日沙彌隆保と彫る。これ重親が法諡なりと云ふ。大串は武藏七黨の内、横山黨にて、祖先は小野篁の後胤、横山大夫義高の苗裔、由木六郎保經の二子を大串次郎孝保と號す。是れ大串の祖にして、其子大串次郎重保、又重親と號せし由、彼の系譜に見ゆ。又東鑑文治五年八月十日錦戸太郎國衡討死の條に、『重忠門客大串次郎、國衡に相逢ふ。國衡駕する所の馬は、奥州第一の駿馬、高楯黑と號する也。大肥滿、國衡之に駕す。毎日必ず三箇度平泉高山を馳登ると雖、汗を降さゞるの馬也、而して國衡義盛の二箭を怖れ、重忠の大軍に驚く。道路を閣て深田に打入るの間、數度鞭を加ふと雖、馬敢て陸に上る能はず。大串等於得理梟首大遮也云々』と見ゆ。此の餘平家物語、及び源平盛衰記、宇治川合戰の條に、重忠に扶けられて重親が川を渡せし事を載せたり。重親は畠山重忠が烏帽子子にして、屢々戰功もありしとぞ。さるを今此の墓に永和二年とあれど、重親が錦戸太郎國衡を討しは文治五年にして、其の年代百八十餘年を隔たる。されば爰に記せる沙彌隆保は大串氏の人にて、重親が子孫などなるを、たま／＼著名たるにより て、重親が墓といひならはせしか。」と載せ、村の東に重親の陣屋跡あり。又多摩郡南小曾木村。足立郡高尾村等に大串氏の事見ゆ。

又天文年間、吉見城主大串武成あり、同八年古河公方晴氏に叛し、結城、多賀谷、水谷等の諸將に攻めらる。

2 丹治姓　肥前國彼杵郡大串より起る。大村藩士系錄に「丹治俊長（大串小次郎、武州大串、永和年中、肥前州彼杵郡神浦に來り、城廓を構え、地頭となり、神浦を以つて氏となす）―俊重（小次郎、又次郎）―重正（五郎）―正茂（又八郎）―正親（彦次郎）―純俊（兵庫介、天文年中、神浦の家系燒失）―正俊（後藤貴明の臣）」と見え、又鄕村記に「神浦村、大串小次郎丹治俊長、永和年中當所に來り、城廓を構ふ。八代の孫丹波守正信、永祿九年云々」とあり。武藏より來ると云ふ如きは、採るに足らず。此の地古くより丹治姓あり。武藏ならば小野姓ならざるべからず。深江文書に大串下總入道と云ふ人見ゆ。

3 常陸の大串氏　新編國志に「大串、那珂郡に大串村あり、其の起る所なり（今茨城郡に屬す）。弘治中、佐竹の臣大串杢允、同宮内左衛門、同宮内少輔あり。甲明神古帳に出たり」と見ゆ。これより前、將門記に「其の四日を以つて、野本、石田、大串、取木等の宅より始め、與力の人々の小宅に至るまで、皆悉燒巡」とあり。大串氏・當時より存するか。

4 平姓　丹波志、天田郡條に「大串氏子孫、大內村、享保の比、綾部浪人大串丹下平重保、此所に來り、同村堀彌右衛門を賴み住す」と見ゆ。

5 秀康卿給帳に「四百石、大串辨之助」見ゆ。

6 大和の大串氏　靈鷲寺舊記に「永祿十年、平田使大串備後介□俊」見ゆ。

大櫛　オホグシ　武家系圖に源姓に收む。

大朽　オホクチ　次の大口と通ず。

○大朽連　伊勢國飯高郡大口邑てふ地名を負ひしか。寶基本紀に「天武天皇元年壬申十月、豊受太神宮破損の間、宮司大朽連馬養、宣旨を蒙る云々、」と見ゆ。又二所太神宮例文第九大宮司次第に「第二・大朽連馬養、朱雀二年、持統天皇御代任、在任十七年、或十五年、」と載せたり。中臣氏の族ならんと。

なし。其の大伯國造の治所たりし大伯郷に存する事と、式所載の名祠たるより見て、大伯國造の氏神と見るを適當とすべきか。

大久 オホク

大草 オホクサ オホカヤ 和名抄因幡國法美郡に大草郷あり、於保加也と訓ず。又出雲國意宇郡に大草郷あり、訓なけれど風土記に佐久佐日古命坐す故に大草と云ふとあれば、オホクサなるが如し。其の他、河內、尾張、三河、甲斐、駿河、石見、安藝等に此の地名あり。

1 因幡の大草氏　法美郡大草郷より起りしが如し。大同類聚方に「飫保可耶薬は法美郡の人、大草淨成の家方なり」と見ゆ。

2 藤原姓　三河國額田郡大草邑より起り、大草城に據る。足利時代の名族にして、太平記卷二十六に大草三郎左衞門あり、南山巡狩錄に京方大草三郎左衞門公經と見ゆ。正平三年正月、四條畷に戰ひ師直方にて死す。本氏家傳に「先祖三郎左衞門尉公經、尊氏に仕へ、尊氏より大草鄕還補の敎書を賜はる。子孫公重、義輝に仕ふ」と云ふ。康正二年造內裏段錢引付に「七百五十五文、大草次郎左衞門殿、三川國大草鄕段錢」とあるは此の氏にして、又常德院江州御動座在陣衆着到に「二番衆、大草孫次郎、若州大草三郎左衞門尉」、また永祿六年諸役人附に「外樣詰衆以下、大草宮千代。詰衆番衆、二番、大草三河守公廣、大草與三郎秋長」などあるも此の族なるが如し。但し一族・若狹、伊勢にもあれば此等を何れも當國の人となし難けれども、同族にして、殊に三河守公廣は此の地の人なるが如し。寛政系譜・藤原氏支流に收む。支庶七家。家紋・菴の內に三階菱、五七の桐、丸に正文字。猶ほ第七項を見よ。見聞諸家紋に、

佐々木本

二番 大草伊賀守公延

又武鑑に

大草主膳

3 伊勢の大草氏　三河大草氏と同族なるべし。康正二年の段錢引付に「五百文、大草次郎左衞門殿、伊勢國大連名、未久之段錢」と見ゆ。

4 若狹の大草氏　第二項を見よ。

5 清和源氏小笠原氏流　これも三河の大草にして、第二項大草の支流なるべしと雖も、家譜には「小笠原の支流にして、小笠原政季の二男信長、大草に居住せしより家號とす」と云ふ、家紋轡十文字、五七の桐。寛政系譜に見ゆ。又中興系圖に「大草、源、紋コトジノ內松皮ビシ菴菱」とあり。信濃にも現存す。

6 大江姓長田氏流　家譜に「大江氏にして廣元の末流、長田廣正の後なり」と云ふも信ずべからず。(寛政系譜にあり。)要するに以上三氏は其の實同一族なるに、或は藤原と云ひ、或は源氏、江氏と云ふは出自未詳なるを強て明かにせんとての附會に過ぎざるか。

7 大草松平氏　松平信光五男光重、前述大草(一に渥美郡大草)に居りて、大草の松平と云ひ、又單に大草氏とも云ふ。諸家系圖纂に「信光――(大草家)光重(號岡崎家、紀伊守、大膳亮)

- 光重
  - 昌安(岡崎城主、彈正少弼、左衞門尉)
    - 女(水野右衞門大夫源忠政室)
    - 親光(大草七郎)―三光(源太郎、善四郎、兵衞尉)
    - 女(得川清康室、離別)
  - 親貞(左馬允)

―正親（善四郎、善兵衛尉）―康安（善四郎、善兵衛尉、伊與守、石見守）
　├正朝（善四郎、因幡守、壹岐守、駿河大納言忠長卿家司、後水戸中納言賴房卿仕官）
　│　├正元（正永、善四郎、因幡守、壹岐守）
　│　└正村（源太郎）
　├重成（文四郎、志摩守）
　│　├重之（隼人正）
　│　└重孝（水戸宰相光圀卿仕、志摩守）
　├成次（忠四郎、主水正）
　└康信（久七郎）

大草系圖には昌安の子親光を某とし、「七郎、居住大草」とあり、寛政系譜も亦然り。家紋圖內劔菱（丸に劔菱）。

8　渥見の大草氏　松平流大草氏が渥見郡大草より起ると云ふは誤りなれど渥見にも大草あり、神鳳抄に參河國大草御厨とあるは、その大草にて、この地にも大草氏ありしと云ふ。

9　額田郡大草城（相見村大草）はもと前述大草三郎左衞門尉公經の領地也。子孫大草氏代々居住せしが、後西鄕氏の所領となる。青海入道に至り、享德元年、岡崎に築いて移りしが、安城々主松平氏と爭ひ、岡崎を讓る。これより松平氏の一族、西鄕氏を冒し、岡崎、並に當城を有す。故に松平親忠の弟光重の後は、大草家とも、岡崎家とも稱す。光重の子左馬助親貞、その弟彈正左衞門尉信貞（昌安）、その子大草七郎親光（或は左馬允）、永祿六年岡崎松平氏より攻められて沒落す。或は乙部が同心となるとも云ふ。其の後三浦彈正保房居守せしが、隱謀の企ありて掠捕せられ、首を刎ねらる。（二葉松には「大草青海入道、本名西鄕氏住、後松平七郎云々」と。）

又二葉松に「額田郡岡崎城、往古菅生村の地と號す。大草清海入道之を築く。龍の蟠たる形、尾か、頭か知れぬと云ふ。和訓にて岡崎と號す。今以て本丸の內に青海堀と云ふ處あり。子孫西鄕彈正左衞門嗣なし。安條（祥）より養子す。是を松平彈正左衞門信員と云ふ。後又嗣なく、清康公・婿養子となる。清康公、廣忠公、家康公、三代御在城云々」と見ゆ。

10　武相の大草氏　應永十七年、關東管領滿兼・武藏國鎌田鄕を大草三郎兵衞入道に賜ふ、荏原郡の蒲田か多摩郡の鎌田か詳かならず。又小田原役帳に大草加賀守、中山十七貫文を領すと。又北條家臣に大草左近大夫あり。

11　甲斐の大草氏　巨摩郡大草邑より起る。この地は異本曾我物語に「大草鄕蘆倉村、奈良田村などは工藤庄司の知行地なり」とあれば、その族か。德川時代、甲府町年寄に大草太郎左衞門あり。（穴山町）。

12　御神本益田氏流　石見の大族御神本氏の族にして、美濃郡大草邑より起る。其の系圖に「御神本國兼―兼實―兼榮―兼高（石見押領使、始稱益田氏）―兼季（石見守護）―兼時（石見守護、建長二年云々、弘安四年五月、石見十八砦を築き、蒙古に備ふ）―兼久―兼弼―兼利（大草氏祖）―兼倫（次郎、大草城主）」と見ゆ。大草村、大草城主大草次郎兼倫は、石見志に「御神本氏、益田兼弼―大草兼利の裔、此の地に住み氏とす。大草因幡守、天正九年吉川經家と鳥取籠城（家系錄）」と見ゆ。

13　小早川氏流　次條を見よ。安西軍策に大草因幡守、大草新右衞門尉等を載せたり。

14　其の他、大草氏は德川時代、棚倉松平藩用人にあり。又下總小金本土寺過去帳に「大草孫八・慶長三八月」と。又國字分名集に「大草大次郎、祿五百石、本國參河」と。又家傳史料に大草治左衞門等あり。

大艸　オホクサ　大草に同じ。

別命を祭る。一は津守に在り、稚臣を祭る」と。而して「稚臣とは豐國造大分君稚臣」にして、豊門別命は「景行皇子、舊事紀所載筑紫大分君なり」との說(國志)あれど採り難し。豊國造と大分君とは別なり、これを混淆すべきにあらず。又舊事紀に、筑紫大分君など云ふものあるなし。次に云ふ大分穴穗御埼別を誤りしならん。猶ほ、これも景行皇子兄彥命の後にて、豊門別の裔にあらず。蓋し大分神社は大分國造大分君の氏神にして、豊門別と云ひ、稚臣と云ふ、皆その歷代の人か。

大喜多　**オホキタ**　因幡の豪族にして高草郡安長城の城主に、大喜多安長あり(因幡志)。

大北　**オホキタ**　伊勢神宮の社家にして、皇太神宮小内人諸職掌人攝社祝部等家內帳の內に見ゆ。常陸に大北川あり。

扇谷　**オホギガヤツ**　**アフギガヤツ**　**アフギタニ**　扇谷上杉の事はアフギガヤツ條に云へり。猶ほ中興系圖に「扇谷、淸和、小笠原長經五代、孫次郎家長稱之」と云ふもの見ゆ。

大木谷　**オホギタニ**　丹波の名族なり(氷上、天田)。

大分穴穗御埼　**オホキタノアナホノミサキ**　別姓にして、景行帝皇子兄彥命の後なり。天皇本紀、景行帝條に「兄彥命は大分穴穗御埼別、海部直等の祖、」と見ゆ。この海部直は豊後大分郡の東隣海部郡の豪族と考へらるれば、この氏は同國大分郡御埼にありし別と考へらる。

大木戶　**オホキド**　地名を負ひしならん。美濃(不破關附近)、岩代伊達郡等に此の地名あり、城砦より來りしものなり。讚岐の豪族に此の氏あり。平治物語卷二に「讚岐國の住人大木戶八郎」見ゆ。平治の亂に討死す。平家方の將也。

大城戶　**オホキド**　大木戶氏と通ず。

正親町　**オホギマチ**　正親町は正親司のありしより起りし地名にして、此の氏は其の地名を負ひし也。

1　正親町宮　光嚴帝裔なり。紹運錄に「光嚴院―正親町宮(義仁、三品、秦箏一流正統、住梅尾、母徽安門院、一條後對御方、公蔭卿女)」と見ゆ。次の正親町家公蔭の女(分脈に箏相續、光嚴院妾、若宮母、義仁江親王是也、)の御腹なれば、その家に住み、其の稱號を用ひ給ひしものならん。

2　正親町家　藤原北家閑院流、西園寺家より分る。尊卑分脈に「西園寺通季五世孫公守(太政大臣)―實明(權大納言、號正親町)―公蔭(權大納言)―忠季(同上)―實綱(權中)―公仲(實は忠季弟實文子)―實季(權大)―持季(權大)―公兼(權大)―實胤(權大)―公叙(權大)―實彥」と見ゆ。猶ほ公兼の兄に公澄(權大、右衞門督)、その子に實澄(右中將)あり。公叙の後は「季秀―季俊―實豊―公通―實通―公明―實光―實德―公董―實正、」にして、德川時代、舊家、家領三百五十二石、廣小路新道、寺眞如堂玉藏院、內々、家業箏。現今伯爵。(實明、また家號を裏ともいへり)。家紋三藤丸

正親町

法被　御印

康正造內裏段錢引付に「十貫文、正親町宰相中將家、江州坂田郡內祇園保。段錢」と。

實豊の子公通(風水軒、白玉翁、須守靈社)は山崎闇齋の門に學び、垂加神道を傳へ、無窮記、神道傳授等の著あり。此

の派を正親町神道と云ふ。玉木葦齋翁、正親町家學頭たり。

正親町三條　オホギマチサンデウ　公卿の稱號。大臣家の一にして勢力あり。三條家より分る。尊卑分脈に「三條實房（左大臣）—公房（太政大臣）、弟公氏（權大、號三條）—實蔭（參議、元實茂）—公貫（權大）—實躬（大納言）—公秀（内大臣、號八條）—實繼（内大臣、號後八條）—公豊（内大臣）—實豊（權大）—公雅（權大、贈内大臣）—實雅（内大臣）—公綱（權大）、弟公治（權大、公躬）—實望（内大臣）—公兄—實兄、弟實福」と見ゆ。實福の後は「公仲—實有—公高—實昭—公廉—實久—公統—實房—公積—實同—公則—實義—實愛—公勝」なり。今公卿補任を基として此の氏の實子系圖を作れば、次の如し。

公氏（正親町三條祖）—實蔭（二代）—公貫（三代）
　公貫—實仲（九條）—公明
　　　　　　　　　　—實治
　公貫—實躬（四代）—公秀（五代）
　　　　　　　　　　—公躬
　公貫—公種—實任（實名）
公秀—實數（南朝、左中將）
　　—實繼（六代、後八條内）—公豊（七代、後三條内）—實豊（八代）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—公保（三條西三代、内）—實隆（同四代）
　　　　　　　　　　　　—公時（三條西祖）—實淸（三條西二代）
　　—實音
實豊—秀子（陽祿門院、光嚴後宮）—後光嚴帝
　　　　　　　　　　　　　　　　—崇光帝
實豊—公雅（九代）—實雅（十代、靑蓮花院内）—公綱
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—公治（十一代、又公躬）—實望（十二代、又實統、慈光院内）—公兄（十三代、廓然院内）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—秀國（滋野井）
公兄—實福（十四代、又實蒲）—公仲（十五代）—實助（十六代、改實有）—公高（十七代）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—實昭（十八代、元季成）—公廉（十九代）
　　　—實久（廿代）
　　　—公統（廿一代、元公光）
　　—實敎（三條十七代）

徳川時代、大臣家、舊家、家領二百石、内構木町寺町西へ入、諸大夫千葉、加田、菩提所松林寺、内々。

公積は明治に至り從一位を贈らる、實愛に至り嵯峨家に改む。現今侯爵。家紋丁子丸

正親町　法被　御印

大君　オホキミ　元亨釋書に見ゆ。肥前國松浦郡の人なり。

大極　オホキメ

扇屋　オホギヤ　アフギヤ　屋號としては多けれど、泉州堺の扇屋は天下に名高し。甲斐町に扇屋甚右衞門の舊址あり。初め甚右衞門家督也。一休禪師之を憐み、扇の地紙を取寄せしめ、自ら繪を畫きて賣らしむるに、世人之を賞翫し、門前市を爲し、甚右衞門暫時にして富裕となれり。爲めに當時一休禪師は扇屋に入聟せられたりと世人興じけりと也。

大桐　オホギリ

邑久　オホク　和名抄　備前國邑久郡を於保久と註し、同郡に邑久郷を收め、又於保久と訓ず。

大伯　オホク　邑久に同じ、後世タイハクと云ふ。

○大伯國造　大伯は齊明紀七年條に「御船大伯海に到る。」とある地にして、天武天皇の御子大伯皇女（御母大田皇女）は此の時生れ給ふ、よりて此の名あり。大伯國とは此の地にして、後の邑久郡附近の地なるべし。大伯國造は國造本紀に「輕島豊明（應神）朝世、神魂命七世の孫佐紀足尼を國造に定め賜ふ。」と見ゆるのみ。當國二宮安仁神社（式、名神大社）の御祭神については、兄と云ふ意に解し、或は五十狹芹彦命、或は五瀬命、或は兄彦命など云ひ、又天照大神、また安仁は和邇なりと云ひ、また阿知使主を祀るなど云へど、徵證

7　伊勢の大木氏　伊勢員辨郡大木村より起り、大木城に據る。(大木村字西屋敷)。大木舍人助(一に安藝守、また駿河守に作る。或は安藝守、舍人助二人の居址とす。)は永祿中瀧川一益の爲めに滅され、去つて肥後熊本城主細川氏に仕ふ(五鈴遺響、桑名志、三國地志、名勝志)。志摩にもあり。

8　三河の大木氏　神鄕村石巻大明神(社領五石)の神主に大木氏あり(集說)。

9　丹波の大木氏　氷上郡本鄕村大木氏、先祖大木與兵衞は、地頭井上志摩守殿代官、帶刀鎗免(丹波志)と。

10　物部氏族　大和國式上郡大木邑より起る。至德元年四月の大和武士交名に大木殿、と載せたるにより名族なりしを知るべし。聞書覺書に「十市根(物部氏)より四世布留久留命の一男大木連は大木氏祖也」と見ゆ。

11　武藏の大木氏　小田原北條家臣に大木賴母之助あり。其子を主馬之助と云ふ。(橘樹郡)。

12　其の他、加藤淸正の家臣に、大木土佐守、秀康卿給帳に「百石大木藤藏、五十石大木平右衞門」、多古松平藩用人に大木氏、信濃、磐城、岩代にもあり。又丸に左三巴を紋とするものあり。大木喬任(伯爵)は佐賀藩士、第一項宇都宮流なるべし、その子を達吉と云ふ。

大喜　**オホキ**　ダイキ條に云ふべし。熱田神宮の名家、守部姓なり。

大岐　**オホキ**　土佐國の豪族にして、もと一條家々臣にて、都より隨從して下れりと云ふ。後長曾我部氏に敗らる。

又西尾松平藩用人に此の氏あり。

大城　**オホキ**　**オホシロ**　和名抄筑後國御井郡に大城鄕あり。後大木と云ふ。伊豆に大城氏あり、增訂志稿に「爪生野の大城氏の家に金剛力士腹内の小像二軀を藏む。修禪寺の故物也」と。

多木　**オホキ**　尾張國海部郡西條村八幡社文明二年棟札に神主藤原多木大膳介吉久なる者見ゆ。

大期　**オホキ**　正訓不明。

大私　**オホキサイ**　**オホキサイチ**　大后(オホキサキ)、卽ち皇后と云ふより來る。皇妃の封民を私部と云ひ、皇后の封民は特に大私部と云ふ也(大私部參照)。キサイチのチはツにてノに通ふ助辭なり。大私氏は大私部の伴造、或は皇后に仕へ奉りし人の後裔とす。

1　大私造　恐らく大私部の總領的伴造たりし氏にして、彥坐命系統の氏族(丹波氏)か。天平三年の越前國正稅帳に「加賀郡主政外從八位下勳十二等大私造上麻呂」と見ゆるは其の一族なり。

2　大私直　隱岐國にあり。大私部の部分的伴造なるべきか。その直姓なるより見れば、隱岐國造の一族都に上りて皇后に仕奉りしものと思はる。殊に天平五年の此の國の正稅帳に「周吉郡郡司大領外正八位上勳十二等大私直直繼」と云ふ者見ゆるより見れば、國造族の嫡流かと想像せらる。

3　大私連　姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。大私造の連姓を賜へるものなるべし。

4　大弘連　出雲風土記に「飯石郡大領大弘連」とあるは大私連にあらずや。

5　大私氏　類聚符宣抄に見ゆ、大私部、及び其の伴造の後裔なり。

大私部　**オホキサイベ**　**オホキサイチベ**　皇后卽ち大后の爲に設置したる品部、換言すれば大后の封民たるなり。前條、及びキサイ條を見よ。

1　丹波氏族　姓氏錄、右京皇別に「大私

部、開化天皇皇子彦坐命の後也、日本紀漏」と見ゆ。大私部の伴造たりし氏にて、前條大私造(大私部造)これか。

2　丹後の大私部　東大寺奴婢籍帳、天平勝寶元年十二月十九日の、丹後國司斛に「熊野郡戸主大私部廣國」なる者見ゆ。丹後は、彦坐命裔の氏と關係深きより思ふに、前條姓氏錄に「大私部、彦坐命の後なり」と稱するは、此の部民の長が彦坐命系統の氏族なりしより、其の配下の部民も主長の系を冒して斯く云ふか。

3　美濃の大私部　三井田里大寶二年戸籍に大私部母知賣と云ふ人見ゆ。

4　出雲の大私部　大私部首の存するより、此の部のありしや明白とす。

5　下總の大私部　大私部直の存するより推知するを得。

6　隱岐の大私部　前條第二項を見よ。

7　越前の大私部　前條第一項を見よ。

8　大私部直　下總にあり。千葉國造家にて、大私部の部分的伴造なりしか。延曆廿四年十月紀に「千葉國造大私部直善人、外從五位下を授く、」また大同元年正月紀に「外從五位下千葉國造大私部直善人を大掾(上總)と爲す、」など見ゆ。

9　大私部首　出雲にあり。大私部の伴造にて、出雲の大私部を支配す。天平六年の計會帳に「熊野軍團百長大私部首足國」と云ふ人見ゆ。

大后　オホキサキ　オホキサイ

大私氏の後ならんか。

大岸　オホギシ

大儀須　オホキス　オギス

伊勢國桑名郡の豪族にして桑部城に據る。桑部城は桑部村字城下の山上に城址二ッあり。北は毛利次郎左衞門の居所にして、南は大儀須若狹守の居所たり。永祿中、織田信長の爲めに滅さる。天正十二年十月、羽柴秀吉、蜂須賀正勝に命じ、之を守らしむ(桑名志、五鈴遺響、三國地誌、名勝志)。大儀須、一に荻須、ともあり。

大吉祖　オホキソ

信濃に大吉祖庄あり。

大分　オホキタ　オホイタ

豐後國大分郡より起る、古代大分國のありし地なり、景行紀に「天皇・熊襲を征し、碩田國に到る。その地形廣大にして亦麗はし、因りて碩田と名く」と載せ、「於保岐陀」と註す。風土記も大體同じ。和名抄には於保伊多と註す。又同書大隅國桑原郡に大分鄕あり。

1　大分國造　大分國は後の大分郡地方なり。此の國造は國造本紀にもれたれど、火國造條に「大分國造同祖、志貴多奈彥命の兒、遲男江命」と見え、而して古事記に大分君を多臣の族とし、火國造火君と同族とするにより、其の存在は確實にして、多氏の族なるや著し。卽ち大分國造家は西隣阿蘇國造、火國造等と族を同じうし、且つ海を隔てゝ伊豫國造とも同族たり。以つて古代に於ける多臣氏の活動の大なりしを語るに足らん。日本古代史新研究を見よ。

2　(高屋)大分國造　此の國造の所在不詳なれど、大隅國桑原郡に大分鄕存し、又高屋山上陵も近ければ、或は大隅桑原郡地方に一時置かれたるものならんか。天孫本紀に「火明命六世の孫建彌阿久良命は、高屋大分國造等の祖」と見ゆる外、他に所見なし。尾張氏の族にて前項とは全く流を異にす。

3　大分君　大分國造家なり。古事記、神武段に「神八井耳命は意富臣、火君、大分君、阿蘇君、筑紫三家連、伊余國造云々等の祖也、」と見ゆ。天武前紀なる「大分君惠尺」は此の氏人なり。豐日志に「大分神社二所あり、一は稙田に在り、豐門

大釜 オホカマ　陸中國巖手郡大釜邑より起る。淸和源氏多田氏の族と稱す、タダ條を見よ。南部信直に討れて家臣となる。參考諸家系圖に「大釜氏、本名多田、姓源、紋一蔦、幕立合雲、啊呍獅子。大釜彦次郎（薩摩、先祖某より代々斯波氏に屬して、岩手郡大釜村を領して、其の舘に居る。信直公、天正中舊地に依りて大釜村に五百石を賜ふ、妻川口源之丞秀影女）――馬政綱（彦十郎、彦右衞門、妻岩泉又次郎義包姉）―女（厨川兵部少光忠妻）、弟彦惣政抄（妻蛇口藏人吉政女、妹駒木隼人室）」と見ゆ。

大蒲 オホカマ　遠江國長上郡に大蒲庄あり、治承以來此の字を用ふ。

大神 オホカミ　オホガ　オホミワ條を見よ。

大上 オホカミ　和名抄相摸國大住郡に大上郷あり、貞觀元年に大神田朝臣仲麻呂あり、その人と關係あるかと云ふ。備前に此の氏現存す。

1　武藏の大上氏　都筑郡に大上小次郎山あり、大上小次郎なる者の住せし地なりと云ふ。

2　藤原姓　姉小路系圖に「忠親（伊周公一男、道雅三位の兄也、母祭主輔親王位女、上東門院女房、伊勢大夫、外祖父輔親によりて養育せらる。國人大上大夫殿と呼ぶ。或師大夫殿と云ふ）」と見ゆ。

多神田 オホカミタ　オホカンダ

大神主 オホカムヌシ　伊勢神宮上代の官職名なり。御鎭座本紀に「天村雲命は伊勢大神主の上祖也。神皇產靈命六世の孫也」と見ゆ。垂仁朝、大幡主命以來、度會氏代々此の職につくと傳へられ、豐受太神宮禰宜補任次第に見ゆ。又度會氏系圖に「天若子命（越國荒振凶賊阿彦在て皇化に從はず、取平に罷れと詔して、標劔賜遣く、即ち幡上罷行、取平げて返事白時、天皇歡給て大幡主の名を加へ給ひき。垂仁天皇卽位廿五年丙辰、皇太神宮、伊勢國五十鈴河上宮に鎭座の時、御供仕奉、大神主と爲る）」と。以下代々大神主と註し、天武朝に至る。兄蟲に至つて禰宜となる、これ禰宜の始め也と。

大龜 オホカメ　備前に此の氏あり。

大鴨 オホカモ　和名抄伯耆國久米郡に大鴨郷あり。カモ條を見よ。

大草 オホカヤ　オホクサ條を見よ。

大萱生 オホガヤフ　又大个生ともあり、陸中國紫波郡大萱生邑より起る。川村氏の庶族也、家紋棒。

奧南舊指錄に「大个生、栃內、此の二家は藤原秀鄉の後胤川村飛驒三郎、志和御所に附いて下向す。志和（斯波）の家人なり」と、カハムラ條を見よ。天正中南部氏に屬す。祐清私記に「斯波殿の侍、大个生玄蕃は、本名川村にて藤原姓とかや。太平記の頃、上方を沒落して、當所へ來りて押領す。天正の頃に至り、玄蕃、斯波御所を叛き、南部殿へ降參しける」と。（地名辭書）。子孫南部家の重臣（石見）なり、（武鑑）。

大个生 オホガユフ　大萱生に同じ、前條に云へり。

大賀良 オホカラ　任那なる大加羅よりの歸化族、本國名を負ひたるものなるべし。しかるに姓氏錄、未定雜姓、河內の部に「大賀良、新羅國人、郎子王の後と云へど見えず」と註す。蓋し任那・後に新羅に併されし爲か。志紀郡に辛國神社あり。此の氏の氏神なるべし。カラクニ條參照。

大辛 オホカラ　任那族にて、前條氏に同じかるべし。天平十八年正月紀に「右京人、上部乙麻呂の妻、大辛刀自賣、一度に三女を生む。正稅四百束を給ふ」と見ゆ。

しかるに姓氏錄、此の氏を未定雜姓、右京の部に收め「大辛、天押立命四世孫劔根命の後と云へど見えず、」とあり、勿論信ずべきにあらず。

大唐 **オホカラ** 和名抄美濃國方縣郡に大唐鄕あり。俘虜とせし唐人を置きし地なり。唐人(カラビト)條を見よ。

大柄 **オホカラ**

大賀良田使 **オホカラノタツカヒ** 任那族ならん。姓名錄抄に見ゆるのみ、田使はタツカヒ條を見よ。

大樂 **オホラク** ダイガク條を見よ。越後の豪族也。

大木 **オホギ** 和泉、伊勢、甲斐、常陸、下總、筑後等に此の地名あり。從つて流派尠からず。

1 藤姓宇都宮流 筑後國山門郡大木村より起る。筑後宇都宮系圖に「貞久―

資綱(宇都宮舍人)―政長(大木太郎)―┬光輝(左馬、大夫)―親光
　　　　　　　　　　　　　　　　　└駒菊(黒木繁清養子)」

又一本に「貞久(壹岐守)―懷久(同上)―久則(蒲池壹岐守)、弟資綱(宇津宮舍人助)―

政長(大木三郎二郎)―┬光輝(左馬大夫)―┬親光
　　　　　　　　　　│　　　　　　　　└久朝―長久
　　　　　　　　　　└駒菊丸(黒木繁清養子)

と。又今村家記に「蒲池氏の祖の事、下野國宇都宮彌三郎友綱の末葉、知久、知綱兄弟二人、宇治橋合戰の時、强敵を碎きし軍功に依て、筑後國を玉はり、兄弟二人鎭西に下り、彌二郎は山門郡大木村に在城し、大木主計頭と云ふ。此の末孫隆信へ屬しける故、今に鍋島家の臣たり」と。主計頭は鎌倉より八幡宮を勸請す。また明覽に「大木村城、天正年中、大木兵部少輔之に居り、蒲池鎭並に屬す。鎭並肥前に戰死すと聞き、卽ち馬を馳せて肥前に到る。鍋島直茂・恩撫によりて之を降す。子孫・今肥前に在りて大物頭たり。大木勝右衞門と號す」と。又鎭西要略に「蒲池等同胞也」と見ゆ。家紋三頭巴、比翼鶴(系圖)。寬政系圖には「宇都宮懷久の子、資綱の後なり」と云ひ、家紋丸に横木瓜、丸に花菱とあり。

2 清和源氏義光流(或曰三枝族) 甲斐巨摩郡大木村より起る。寬政呈譜に「三枝氏にして、野呂助守將の後裔、三枝神四郎親實六代孫佐渡守親光、信虎に仕へ、西郡大木の鄕に住せしを家名とす、」と云ふ。寬政系譜義光流に收む、庶家二、家紋丸に梶の葉、二引。又井桁に梶の葉。甲府町年寄に大木太右衞門あり、(國志)。又誠忠舊家錄に「和泉村大木新太郎文親(大木佐渡守親秀後胤、當時江戶大木七郎左衞門同流)」と見ゆ。

3 諏訪神家 また云ふ、甲信の大木氏は神家の支流なりと云ふ。なほ甲斐の大木氏については第六項を見よ。

4 清和源氏新田氏流 武家系圖に「大木、清和、新田政氏男又太郎政義稱之」と見ゆ。第六項を誤りしならん。

5 桓武平氏秩父氏流 家傳に「先祖は秩父將恒より出づ。下總國相馬郡大木邑を氏名に負ふ」と云ふ。家紋龜甲に一鱗、左三淚頭。寬政系譜に見ゆ。

6 清和源氏今川氏流 尊卑分脈に「今川國氏―四郎政氏―又太郎政義(號大木、法名源心)」と見ゆ。弟に七郎長義あり。甲斐國志には「今川國氏三男四郎政氏の子政義、甲斐國巨摩郡黑澤村大木に居りて、大木又太郎と云ふ。其の孫佐渡守親氏―因幡守親吉―外記親吉也」と。

安十八年二月十三日の文書に「早く左衞門尉宗信をして、陸奥國宮城郡山村、伊豫國恒松名地頭職を領知せしむる事」とある宗信の後にて、第一項大河戸の裔と考へらる。

5 桓武平氏大掾氏流　常陸國志に「大川戸、石川家幹の後なり」と見ゆ。

大川戸　オホカハド　大河戸に同じ、前條に云へり。

大河津　オホカハヅ　大河戸、大川戸に同じ。平家物語に大川津太郎廣行（範頼に従ふ）とあるは、大河戸廣行の事也。又承久記巻四に大河津小四郎を載せたり。

大川津　オホカハヅ　大河津に同じ。但し越後に大川津邑あり。

大河野　オホカハノ　オホカウノ　又大川野ともあり。

1 嵯峨源氏松浦氏流　肥前國松浦郡大川野村より起る。松浦系圖に「庶流者大河野」と見え、又系譜に上松浦源大夫直の子四郎遊、大河野にありて大河野氏の祖となると云ふ。大川野邑に河上大明神あり、文明七年の棟札に「上松浦郡、願主源治」と見ゆ、此の氏人か。又波多系圖にも大川野氏見ゆ。

オホカハ

2 太宰管内志、原田氏家臣に大川野玄蕃允あり。

大川韓國　オホカハノカラクニ　○大川韓國連　大同類聚方に見ゆ。カラクニ條を見よ。

大河平　オホカハヒラ　オコヒラ

大河邊　オホカハベ　秀郷流藤原姓、大河戸行方の後なりと云ふ。

大河原　オホカハラ　オホカハハラ　山城、武藏、近江、信濃、磐城、陸前、播磨等に此の地名あり。それ等を負ひし也。

1 丹治姓丹黨　武藏國男衾郡（比企郡）大河原邑より起る。丹黨系圖に「經房—時房（貫主大夫）—時重（中村鬼者、上中村）

- 時經（中村三　馬允　小三郎）—時季（大河原彌四郎）
  - 時村（大河原彌四郎）
    - 季村（二左）—家村（九）
    - 清村（太左）—□□（七）
  - 狀時（五左近）
    - 國時（黒谷五左）—景時（孫二）
    - 時秀（左近八）
      - 季村（孫二）
      - 光秀（五）
  - 時長（七左）—□□（二）
  - 忍西—□□（五）
- 時賢（下中村）—時家（五左）—國時（大河原五左）」

と載せ、又葉栗系圖、これに同じきも、時村を右馬允、時長の子某（二郎）、弟某（五郎）とあり。御堂村淨蓮寺の縁起に「正和年中、大河原神治太郎光興が領地へ、法華の道場を營む」事を載せたり。寺中古碑に「正中二年四月廿九日死去、左近將監俊家」と勒せるものあり。東鑑巻十に大河原次郎あり、この氏か、次の流か。

オホカハ

2 有道姓兒玉黨　これも男衾郡大河原より出でしか。武藏七黨系圖に「秩父行重—行弘—行俊—經重—行家（大河原太郎）—行經（小太郎）」また「淺羽三郎行親—五郎兵衞尉行長—行家（大河原太郎）—賴行（三郎太郎）—爲賴（三郎入道）、弟賴家（五郎太郎）、弟國氏（又五郎）、弟家氏（七郎）」ともあり。大學史局本七黨系圖には「行重—行弘—行俊（平治中）—經重（五、右馬允）

- 行家（大河原太）
  - 賴行（三左）
    - 爲賴（三）
    - 賴景（五）
    - 賴直（七）
  - 行經（小太）
  - 兼行（二）—經景
  - 國行（左）
  - 家直（六）
  - 行正（七）
- 經平（二）
- 重行（四）

と載せ、又「行業（淺羽山大夫）—行親（淺羽三）—行長（五兵）—行家（大河原太）—

頼行（三大）—爲頼（三入）、弟頼家（五太）、弟國氏（又五）、弟家氏（七）、」とあり。寛政系圖、此の末流一家を載す、家紋丸に竪木瓜、丸に揚羽蝶。武家系圖には「大河原、丹、本國信濃」とあり。

3 其の他、新編風土記、高麗郡條に「大河原氏、大河原村の名族なり。分家五軒及び飯能村にも同氏のものあり。然れども家系詳ならず、按ずるに大河原四郎と云るものは此村の所生なるや、さあらんには後裔のものなるべきかなれど、證とするものを傳へず。唯村中に殿屋敷といへる所あり、土人の傳へに往古大河原某の居住せし所也と、今は田畝となれり。」と載せ、又「大河原氏、飯能村の名家なり、先祖は大河原村に住せしよし、其遷り來る年暦詳ならず。天正三年北條家臣長野讃岐が奉りて出せし文書を所持す」と見ゆ。

4 岩代の大河原氏 新編會津風土記、河沼郡勝方村條に「舘迹、葦名氏の臣大河原土佐篠樣之丞と云ふ者住せしとぞ」また「仙明院蹟、天正八年、此の村の領主大河原佐渡と云者建立せり」と見ゆ。又安積郡にあり、四家合考に「永祿二年、盛氏、仙道大槻城に於て大河原を殺す」と。

5 橘姓 三河發祥の氏にして、家傳に「大河原有重（後醍醐天皇に從ひ、笠置城に籠る）の後なり」と。此の人太平記に見ゆ。寛政呈譜には橘氏と云ふ。支庶二、源五左衞門光政より系あり。—正勝—正良云々と。寛政系譜藤原に收む。家紋、鳥居の内に割劔花菱、丸に割劍花菱、丸に鳥居、三菱の内割劔花菱。

また額田郡六名村に大河原孫太夫あり。

6 清和源氏 近江國甲賀郡大河原谷より起る。甲賀二十一家、山北九家の内にして、井原庄に大河原氏砦址（鮎川村の北部、松尾川の西）あり。大河原又太郎の居城にて、黑川氏の砦と對立す。又太郎は足利義政の庶子にて、大河原谷を領しけるが、深山幽谷開拓するに由なく、僅に鮎川の半を開き、子源太に傳ふ。其の後、河内守に至り織田氏に屬するも、尋で亡ぶと傳へらる。されど此の氏は前項と同じく橘姓なりと云ふ。

7 美作橘姓 美作誌、吉野郡東粟倉庄後山村奥津大明神社人に、太河原隼人を載せ、又「大河原彦四郎、（明應七年頃の人）」を擧ぐ。又金林玉林院、立花系圖に「正持（左内、左大夫、或左兵衞尉、住江州甲賀郡、則ち甲賀に子孫あり、有馬にて死）—女（大河原勘解由妻）」と見ゆ、こは前項大河原氏と同じ。備前にも此の氏あり。

8 豊後の大河原氏 豊後大伴姓鶴見系圖に「爲俊（鶴見伊豫守、小川城主）—重俊（大河原源内の養子）」と見ゆ。

9 太平記卷三笠置籠城勤王の士に大河原源七左衞門尉有重あり、續いて明德記中卷に大河原長門守、下つて德川時代、小泉片桐藩用人、松江松平藩番頭に此の氏あり。又加賀藩給帳に「五百石（丸内劔片喰）大河原四郎兵衞、三百五十石（上り藤丸）大河原元之助」と見ゆ。

秀康卿給帳に三百五十石、大河原藤大夫。

大川原 オホカハラ 大河原氏に同じ、前條を見よ。岩代國田村郡には大川原と云ふも、大河原と云ふもあり、その内には田村氏の一族なるもありと云ふ。

大甘 オホカヒ 信濃に此の氏あり。

大峽 オホカヒ

大壁 オホカベ 和名抄三河國渥美郡に大壁鄕あり、於保加倍と註す。

建武年間大河彦次郎將長あり、當城にありしなるべし、色部秩父三郎に討たる。越後野志に「城主大川三郎次郎、大川駿河守」を載せたり。

8　藤原南家河津氏流　武家系圖に「大川、藤、河津庶流、紋抱拘」と見ゆ。伊豆志稿に大川氏(長濱村)あり。後北條の臣大川若狹、大川兵庫等を載せたり。此の流か。

9　千日氏流　因幡大川氏はもと肥後國の住人、本姓千日氏、安和以來當國に來住して和多理社の神職となると云ふ。因幡志八東郡殿村條に「和多理、式內和多理神社、土俗大多羅大明神と云ふ。正慶の棟札に『神主大川左近大輔重宗、奉行竹內彌七郎宗勝』と。大川は本姓千日氏、元祖を民部と稱す、延喜年中より相續す」と見ゆ。

10　大和和泉の大河氏　大河彦右衞門は元大和國の人也しが、和泉本鄕村に來り、永正七年死す。後世大河彌惣右衞門同名新田を開發す。

11　紀伊の大川氏　海部郡大川浦より起る。續風土記、同地舊家地士大川孫三郎條に「世々此地の土豪なり。法然上人・土佐より歸洛の時、此の浦に漂着し、孫右衞門の家に留まること三十餘日、自像を刻して與へらる。後庵を作りてこれを移す。今の報恩講寺これなり。今に至つて本尊厨子の鍵は、孫三郎家に所持すといふ。又本尊を刻みし時、其の餘木を以て、上人みづから百萬遍の大念珠を刻めり。是は今に孫三郎の家に傳へて什寶とす。又享和の頃、其の家の棟木に古き箱を打着たるを見出せり。取て開き見るに、木曾義仲旗下の士大夫坊覺明の書翰なり。孫三郎が家のことにあづかるものとも見えず。かく秘し置し故、いかなる事とも知りがたし。これによりても、其家の舊き事を知るべし。今は代々地士なり」と見ゆ。

12　肥前藤姓　高來郡大河邑より起る。大川記錄に據るに此の地は宇佐八幡宮領にして、大川氏は其の庄官たりしなり。文治二年の讓狀に「右件の職等は藤原朝臣幸房先祖云々、而して四男藤原朝臣幸明に次第文を相副へ、讓與する所實也。敢て他の妨げ有るべからず云々。但し伊福、大河、伊古、御墓野、之を讓る。文治二年四月廿九日、散位、藤原朝臣(花押)藤原幸忠(花押)以下二人連署す。藤原朝臣は幸房にして、幸忠以下三人は其の子ならん。續いで藤原幸明・正治二年二月の讓狀あり。「高來郡內宮領肆箇所云々、右件の浦田幷に空閑は、幸明親父綾部入道殿より讓得畢る」と。以下大河村の事多く見え、而して仁治二年五月文書に五郎行則、大河新太郎行友、八月文書に大河五郎幸則、其の他、大河次郎行元代、息新太郎行友、大河左近入道、その子幸資法名幸西、その子沙彌幸丹、その子孫三郎幸繼等見ゆ。幸(行)は此の氏の通字なり。

鎭西引付(武藏修理亮英時代)に大川彈正忠入道見ゆ、この氏か、次の氏か。

13　肥後の大河氏　宇土名和家の重臣なり。天正八年、甲斐宗運の隈莊を攻むるや、宇土顯孝、大河六彌太、成松式部を將とし、精騎數百を以つて救はしむ。隈庄合戰記に「大河六彌太は渡邊休雲が勢と沈目村邊にて戰ひ、十分の勝利を得」と。程なく宗運に敗られ、六彌太は田上周防に討取らる。第九項參照。

14　徳川時代、膳所本多藩中老に大川氏あり、其の他厩橋藩、武藏、信濃、丹波(大

川村下司名)、駿河、伊勢、志摩等に存す。

大川　オホカハ　大河氏に同じ、前條を見よ。

大川井　オホカハヰ

大川島　オホカハシマ　下野國都賀郡大川島邑より起る。秀郷流藤原姓にして、大河戸行平の男四郎行俊、此の地にありて大川島四郎と云ふ。其の子大川島源藏行清・後岡島兵庫と云ふ。又その弟に源藏常行あり。

大河戸　オホカハド　また大川戸ともあり。

1　秀郷流藤原姓大田氏流　武藏國(下總)葛飾郡大河戸邑より起る。

尊卑分脈に「兼光(鎮守府將軍)―賴行(鎮守府將軍)―行尊(下野介、大田大夫、大田別當、或は武行子云々と。武行は賴行の三男なり)―

行政(改宗行、大田大夫)―政光(小山四郎)―朝政
　├行光
　├行義(下河邊、下川庄司)―政義
　└行平(庄司、次郎)―行綱(左衛門尉)―能光―政平
├行光(大田四郎、此義正説也、或行政子)―行方(號大河戸、下總權守、母秩父太郎重綱女)―廣行(太郎)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├秀行(清久三郎)―秀綱(兵衛尉、同三郎)―秀胤(孫二郎)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└行基(高柳三郎)
└政家

「行平(大川戸四郎)
　└行廣(大河戸、次郎)―行朝(小次郎)―行茂(行義、四郎)―光基(兵部丞著)

と載せ、「行平に「神人の頸を切るにより、大田庄を召放たる」と見ゆ。

又秀郷流系圖、結城系圖に「行光(太田三郎、下野大介職)―行方(大川戸下總守、母秩田又太郎重綱女、又重行)―廣行(清久太郎)、弟秀行(次郎)―秀綱(三郎兵衛)―秀胤(孫三郎)」及び秀行の弟に大河戸四郎行基、行平(號葛瀨)等を擧ぐ。又小山系圖に「行方(大川戸下總權守、三郎、大川戸、清久、高柳等の祖)」と見ゆ。

見聞諸家紋に、　イ本花片クロシ

藤氏　大河戸

2　桓武平氏三浦氏流　三浦系圖に「大介義明

義明―義澄(三浦介)―重澄(號大河戸、大隅守、秦村同自害)―重村(太郎左衛門尉、父同自害)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└○○(二郎)
　　　　　　　　　└女子(大河戸太郎廣行妻)
　└義秀(長升五郎)―義兼(小太郎)―義泰(次郎)―政光(號大河戸二郎)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└光泰

と見ゆ。これも武藏葛飾の大河戸より起りし也。

常陸飯野八幡宮縁起に「預所、三浦左衛門尉平義村、代加藤次家重、治二年、同代大川戸太郎重隆、五郎左衛門尉資村、寶治元被打了」と見ゆ。

3　大河戸氏は源平盛衰記に「大川戸太郎廣行、」また「大戸河太郎弘行、同三郎弘政」東鑑には、卷一、三、四、五、十五(死)に大河戸太郎廣行、二に大河戸秀行、二、三、四、十五に大河戸三郎行光、十五に大河戸次郎、十六に大河戸太郎重澄、二十一に大河戸四郎行平、二十七、三十、三十二、三十三に大河戸太郎兵衛尉、三十二に大河戸民部太郎、三十二、三十六に大河戸民部大輔俊義、四十八に大河戸兵衛太郎を載せたり。

4　陸前の大河戸氏　留守文書正平六年十月七日の清顯奉書に「陸奥國宮城郡留守上總介跡の事預け置かるゝの由、仰られ候也、仍つて執達件の如し。大河戸四郎左衛門尉殿」と。又同七年二月十二日の奉書に「黒川郡下前野郷の事、他所地御計の間、預置かるゝの由仰られ候、大河戸四郎左衛門尉殿」と。この大河戸氏は弘

2. 水涌氏流(素盞嗚尊裔)　大和國山邊郡の豪族にして、鄕士記に「大門左衛門、大門宗實」を載せたり。白石城に據る、旗下に大門常庵あり。詳細はミヅワキ條を見よ。

3　嵯峨源氏渡邊氏族　三河國額田郡大門村より起る。家譜に「渡邊綱の末流にして、額田郡大門村に住し、此の氏名を負ふ、後多門に改む。」と云ふ。多門越中は大平城主にして本多忠勝に屬す。味方原に討死。同傳十郎、又本多氏家人、長篠岩附陣に武功あり、二の澤と云處に城あり。家紋劔鳩酸草、なほ多門傳兵衛は洞村の人也と。

4　小槻姓壬生氏流　壬生官務家より分る、下野大門より起りしなり。壬生系圖に「綱重—資長（左衛門尉、彌次郎、大門宿を領す。今上殿村と云ふ)—資忠(大門圖書助、彌七郎)」と見えたり。宇都宮興廢記に「壬生の大門彌次郎資長は鞍ヶ崎城を守りしを、日光山衆徒、北條方へ内通、攻め圍みければ、大宮の上鄕馳合せて、合戰しけるに、大門忽ち變心し、却て敵になる」と、天正十五年の事なり。

5　秀康卿給帳に「百五十石大門與兵衛」。

多門　オホカド　大門氏に同じ、なほタモン條を見よ。

大金　オホカネ　和名抄伊勢國朝明郡に大金鄕あり、於保加禰と註す。

承久記巻三に大金太郎(山田の次郎が郎等)あり、又武茂家下野の長臣に大金藤右衛門あり。又德川時代元祿中大金重貞、那須記を撰ぶ。

大鐘　オホカネ　志津嶽鬪戰の日、大鐘藤八あり、山路將監と共に大杉山に陣す。又德川時代奥州の學者に大鐘氏あり。

大兼　オホカネ

大兼政　オホカネマサ　能登國西海村大谷の十二氏より分れし氏に大兼政氏あり。桓武平氏時忠の後と稱す。オホタニ條を見よ。

大河　オホカハ　大川ともあり、通じ用ひらる。地名としては和名抄三河國幡豆郡に大川鄕あり、於保加八と註し、高山寺本には於保加波とす。次に大隅國大隅郡に大河鄕あり。其の他、攝津に大河庄、下野、陸中、羽後、越後、丹波、丹後、紀伊、肥前、筑後等に此の邑名存す。（讃岐大川郡は新郡)。此等より起る。

1　藤姓(出羽)　羽後國山本郡（古の渟代郡)大河の地より起りしかと云ふ。或は秋田郡大川の地なりと。藤原泰衡の臣に大河二郎兼任あり、文治五年泰衡の死後、子鶴太郎、於幾内次郎と共に七千餘騎を率ゐて、兵を擧ぐ。東鑑文治六年正月六日條に「奥州故泰衡郎從、大河次郎兼任以下、去年窮冬以來叛逆を企て、或は伊豫守義經と號し、出羽國海邊庄に出で、或は左馬頭義仲の嫡男朝日冠者と稱し、同國山北郡に起る。各逆黨を結ぶ。遂に兼任・嫡子鶴太郎、次男於幾内(男鐵内)次郎、并に七千餘騎の凶徒を相具し、鎌倉方に向ひ首途せしめ、其の路・河北秋田城等を歴て、大關山を越え、多賀國府に出でんと擬す。而して秋田大方に於いて、志加渡を打融するの間、氷俄かに消えて五千餘人・忽ち以つて溺死し訖る。天譴を蒙るか。爰に兼任・使者を由利中八維平の許に送つて云ふ『古今の間、六親若しくは夫婦の怨敵に報ずるの者は尋常事也。未だ主人の敵を討つの例あらず、兼任獨り其の例を始めんとなし、鎌倉に赴く所なり』と云へり。仍りて維平小鹿島の大社山毛々左田の邊に馳向ひ、防戰兩時に及ぶ、維平討取られ畢る。兼任亦

千福山本の方に向ひ、津輕に到り合戰を重ぬ。宇佐美平次以下の御家人、及び雜色澤安等を殺戮す云々」と。又七日條に「去年奥州囚人二藤次忠季は大河次郎兼任の弟なり云々、是れ兄弟たりと雖も、全く同意せざるの由、貞心を顯はす云々、忠季の兄新田三郎入道・同じく、兼任に背き參上」と。而して二月十二日條に「兼任一旦防戰すと雖も、終に敗北、其の身・逐電晦跡、郎從等、或は梟首、或は歸降云々」と見ゆ。義人と云ふべし。

2　三善氏流　三善清行八代孫重倫七世孫持康の子成親、大川次郎と稱す。

3　奥州石清水氏流(藤姓)　參考諸家系圖に「大川氏、本名木曾田、岩清水同族、紋四目結、立葵。大川某(斯波氏に仕て三十五石を領す)━勘之丞基房(斯波孫三郎詮直に仕ふ。天正十六年詮直滅亡の時浪人となる。利直公の時、召出され郡山御城番を勤む。弟に堀切兵庫あり)━半九郎元光━半九郎━半九郎貞繼(或忠久、實は岩清水平右衛門康清二男)━貞武(實は下河原恒廣二男)、」と。其の妻・母は目時氏也。

而して岩清水氏條には「姓藤原、紋丸内三蔦、三龜甲、或立葵四目結、花卷。岩清水右京義教(先祖岩清水某は山城男山岩清水の人也。以つて氏とす。志和郡に來て某より代々斯波氏の臣と成て志和郡岩清水村、幷に傍村に八百石を領す、終に地名となる、岩清水館に居。、信直公天正十六年斯波氏沒落の時歸降す。且つ功有て舊地岩清水等二千石を賜ふ)━藏人義因」とあり、イハシミヅ條參照。

4　源姓閉伊氏流　陸中國下閉伊郡大川より起る。閉伊十郎行光の後裔中村氏より分る。行光は鎭西八郎爲朝の子なれど、佐々木四郎高綱の子となると傳へらる。(奥南舊指錄)。詳細は閉伊條を見よ。

5　秋田の大川氏　羽後國南秋田郡大川邑より起るか。永慶軍記に、湊檜山合戰の時、大川殿左衛門佐あり、檜山方として討死す。

6　秀鄕流藤原姓大河戸氏流　太田大夫別當下野守行尊孫大川戸下野權守行方四男、大川戸四郎行平の長男行俊(大川島四郎、下野中泉莊大川島村に住す、仍て氏と爲す)──

- 行清(岡島氏、大川嶋源藏)
- 政光(大川戸次郎、後大川、佐野關川住、右京助)━政義(大川右京助)━政行(丹波)━行元(大膳大夫)
  - 行道(玄蕃、太郎、政盛)
  - 行方(二郎、日光小幡島住)
- 行貞(大川小次郎、太左衛門、佐野太田村住)
  - 兼行(大河太郎、河内國丹南住)
  - 兼貞(太田八郎兵衛)
- 常行(大川嶋源藏)
- 行春(高嶋八郎、子孫和賀名氏)

(行道)
- 行春(兵部)
  - 行信(主水、二郎吉)
    - 政久(源二郎、閉馬村住)
    - 行久(八郎二、富士村住)━政久(二郎左衛門)
    - 重行(彥五郎)
  - 行定(源藏)
  - 勝行(山川莊五郎)

(政久)
- 久行(小四郎、丹波)
  - 重行(二郎左衛門)
    - 政方(長但馬守、上野箕輪住)━兼政(長但馬守)
    - 行正(二郎、右京助、藤岡南山住)
      - 政成(大膳大夫、下津原村住)
      - 政忠(兵庫助、鷄川住)
  - 行道(主水)
  - 政光(小二郎)

(政成)
- 成光(兵部大夫)
  - 行重(伊太夫、天文十五年八月迄唐澤城守護)━某(小四郎)
    - 某(帶刀)
    - 某(兵部)
  - 某(紀伊)━某(主水)

なりと(田原族譜)。行道は初め新田氏、後尊氏に從ふ。

7　越後の大河氏　また大川氏、岩船郡大川谷より起り、大河城(大川谷)に據る。

皇の皇子天帶彦國押人命より出づる也。仲臣令家に千金を重ぬ、糟を委みて、堵と爲す。時に、大鷦鷯天皇(諡仁德)其の家に臨幸あらせられ、詔して糟垣臣と號せらる。後改めて春日臣と爲る。桓武天皇延曆二十年大春日朝臣の姓を賜ふ。」と見ゆ。糟垣より春日となりしと云ふ如き、地名附會の傳說にして信ずるに足らず。和名抄に添上郡春日鄕とある地名を負ひしに過ぎざるなり。此の姓氏錄に見ゆる大春日氏は、延曆に朝臣姓を賜ふとあれば、本家、卽ち天武朝に朝臣姓を賜ひし家にあらずして、其の支庶の家と考へらる。

氏人には赤兄(和銅三、從五下)、家主(養老七、從五下、天平九、從五下)、果安(神龜元、從五上)、五百世(神護景雲元、從五下)、諸公(延曆元、從五下、防人正)、淸足(延曆八、從五下、同九年、官奴正)、妻を李自然と云ふ、逸史、延曆十一年條、「唐女李自然、授從五位下、從五位下大春日淨足之妻也、淨足入唐、娶自然、爲妻、歸朝之日、相隨而來」)、魚成(從五下、大同元、玄蕃助)、頴雄(弘仁十三、從五下、天長五、從五上)、良棟(天長十年、

陰陽寮進御曆、並頒曆也、恒例在十一月朔、而曆博士外從五位下力伎直淨濱卒後、忽无相續之人、遺言識曆術者、遠江介正六位上大春日朝臣良棟、乃令造之、所以于今延引、承和元年、從五位下、褒造曆之才、八年豊後守)、公守(承和六年、從五上、陰陽頭、七年、土佐權守)、眞野麻呂(嘉祥二年、從五下、齊衡三、紀伊權介、天安元年曆博士、大春日朝臣眞野麻呂上請、以開元大衍曆、造曆年久、而今檢大唐開成四年、大中三年兩年曆、注日大小、頗有相謬、覆審其由、依五紀曆經、造之、望也依件經術、將造進、今日仍許之、眞野麻呂、曆術獨步、能襲祖業、相傳此道、于今五世也、天安二年備後介、曆博士如故、貞觀四年從五上、五年次侍從)、宅成(貞觀元年頃大初位下、渤海通事、三年頃播磨少目、大初位上、貞觀十四年頃園池正、存問渤海客通事、元慶六從五下、二年大隅守)、氏子(貞觀二、外從五下、四年、從五下)、澤主(貞觀四、從五下、七年、勘解由次官、七年丹波守)、安永(貞觀十一年頃正六上行左少史、十三年右大史、貞觀式の作者、仁和二、加賀守)、安守(元慶元年頃少外記、

正八上、存問渤海客使兼領客使、左大史、元慶元、外從五下、三年從五下)、安名(元慶元、少外記、正八上、存問渤海客使兼領客使、元慶五、大外記、從五下)、氏主(元慶六、權曆博士、從五下)、善道(元慶六、大學助、外從五下)」の如きは殆んど此の家の人なるべし。此の家には曆學家多し、眞野麻呂最も名高し、五紀曆を用ふる事を獻言したる人なり。文德實錄に「眞野麻呂曆術獨步、能襲祖業、相傳此道、于今五世也」とあり、父祖五世の名は明かならず。此人より以後、子孫此の術を襲げるが如し、朱雀帝の時曆博士大春日朝臣弘範あり、子孫なるべし。

3 春日部裔の大春日朝臣 越前の春日部より出づ。卽ちもと春日氏の管理せし御名代春日部の後裔なるが、後春日臣となり、更に齊衡三年紀に「大學博士兼越中權守從五位上春日臣雄繼、姓を大春日朝臣と賜ふ」と見ゆるが如く、恰も春日臣と、同族の如くなりし也、春日部係を見よ。

此の大春日の家を起したる雄繼は、越前の人、承和十四年の頃、大學助敎、外從

五位下なりしが、嘉祥三年、従五位下に叙せられ、大學博士に進み、仁壽元年次侍従、三年には越中權守、齊衡二年、従五位上、同三年、大春日朝臣の姓を賜ひ、貞觀二年孝經を講じて、意宴の日には正五位下に叙せらる。同三年、論語を講じ奉り、五年治部大輔、刑部權大輔となる、博士たる事故の如し。同六年従四位下に叙せられ、七年に伊豫權守に任ぜらる、(續後紀、文德實錄、三代實錄)三代實錄貞觀二年の條に春日眞繼あり、外從五下に叙せらる、此の後か。

4　壹志氏流大春日朝臣　壹志君の後なり。貞觀四年七月紀に「左京人、従五位下行參河介壹志宿禰吉野、姓を大春日朝臣と賜ふ。天足彦國押人命の後也、」と見ゆ。

5　大春日宿禰　春日氏の族か。拾芥抄に見ゆるのみ。

6　大春日氏　大春日朝臣の後なり。

大加瀬　**オホカセ**

大鹿瀬　**オホカセ**　伊勢、志摩にあり。

大方　**オホカタ**　大縣、大形、大潟等と通ず。大縣(オホカタ)はオホアガタ條に云へり。大方は和名抄下總國豊田郡に大方郷あり。又土佐國幡多郡に大方郷あり、後世大方庄とも云ふ。次に河内國大縣郡に大方莊あり、西琳寺應永五年文書に見ゆ。

1、秀郷流藤原姓大田氏族　下總國豊田郡大方郷より起る。尊卑分脈に「秀郷五世孫大田大夫行尊(下野介)―政家(大方五郎)―隆宣(日光別當、貞智坊)、弟(法印大僧都)辨覺(俗余三)」と見ゆれど、秀郷流系圖等には、政家を小山行政の子とせり。政家・太方、關の地を領す。其子は秀郷流系圖に「俊平(關次郎)、政平(太郎四郎)、政直(關五郎)、隆宣(日光山長吏法眼眞智坊)、政綱(その子政泰)、隆家(與次)、辨覺(日光山別當法印大僧都、明王院阿闍梨)、性覺(日光山別當、阿闍梨)」等を載せたり。なほセキ條を參照せよ。(觀應元年小山文書に嫡子所領下總國大方郷と)。

2　東鑑二十一に大方太郎遠政、大方小次郎、大方五郎政直等見ゆ。

3　河內の大方氏　長祿寛政記に「河內衆に大方新兵衞、同彦左衞門」あり、討死す。大縣氏の後裔なるべし。

4　丹後の大方氏　正應の田數目錄帳に「加佐郡、有道郷、五十二町六反百一歩内、十七町六段三百五十三歩、(二ヶ村)上の大方殿。志樂庄、五□□五十歩(河邊村公文分)大方殿樣」と見ゆ。

5　其の他、伯耆之卷に「大方殿(內河右賴息女、長高妻女、義高基長母儀也」と。又德川時代、沼津水野藩の家老、また伊勢、志摩にありと。

太方　**オホカタ**　大方に同じ。

大形　**オホガタ**　信濃、志摩にあり。

大縣　**オホガタ**　オホアガタ條を見よ。

大潟　**オホガタ**　小山系圖に「行政(下野大介、太田次郎大夫)―政家(大潟五郎、又大方、後大寶に作る。常陸國住人)」と見ゆ。大方氏に同じ。

大梶　**オホカヂ**

大門　**オホカド**　**オホモン**　**ダイモン**　此の地名各地にあり、內ダイモンと讀むもの最も多し。三河、常陸、下野等に大門(オホカド)邑あり。

1　藤原北家熊野別當流　熊野別當系圖に「鶴原行範(新宮)―行快(別當大僧都)―尋快(別當大僧都)―大門俊快(權別當法眼)―快覺(權別當法眼)―快金(快全か、法橋)」とあり。又快覺の弟に權別當快助あり。

大麻續部を率ゐしなるべし。和名抄當國河内郡に大續鄕あり、大麻續部の省略にて、此の部の多く住みし地なり。猶ほ前條及び次の條を見よ。

大麻部　オホヲミベ　前條氏に同じ、下野國より出でし文字瓦に「大麻部鳥万呂、同古万呂」等見ゆ。

大面　オホオモ　オホモ　越後國蒲原郡に大面庄あり、又大茂に作る。

大表　オホオモテ

大鹿　オホカ　オホシカ　大賀と通じ用ひらる。伊勢發祥の大族なれど、異流と云ふもあるが如し。下總、越後、丹波等に大鹿村あり、内にはオホシカもあるべし。

1　大鹿首　神名帳伊勢國三重郡に大鹿三宅神社あり。三宅は屯倉なり、恐く此の氏は此の屯倉の首なりしと思はる。三宅社傍に二大古墳あり。大鹿塚と云ふ。敏達紀に「伊勢大鹿首小熊女」あり、敏達天皇の皇妃に上り、菟名子夫人と曰ふ。古事記には「伊勢大鹿首の女、小熊子郎女、」とあり。布斗比賣命と寶王との御母也」姓氏錄には未定雜姓、右京の部に「大鹿首、津速魂命三世の孫、天兒屋根命の後也、」と見ゆ。

2　大鹿臣　大鹿首が後に臣姓を賜ひしならんか。天平寶字五年六月紀に「大鹿臣子虫」と云ふ人見ゆ。

3　大鹿宿禰　大鹿首、又は臣の後の、宿禰を賜ひしもの也。除目大成抄に見ゆ、姓名錄抄には大賀宿禰とあり。

4　伊勢の大鹿氏　大鹿首の後裔にして、伊勢の豪族なり。神宮雜事記、治曆三年條に「河曲神戸の預、大鹿武則、」建久三年條に「山邊御園の給主大鹿國忠、」等見え、又東鑑文治三年四月廿九日條、公卿勅使伊勢國驛家雜事勤否散状事に「介大鹿俊光、散位大鹿兼重、惣大判官代散位大鹿國忠、」の署名あり。

5　佐々木氏流　淺羽本佐々木系圖に「黒田四郎左衞門宗滿（正安三八廿五出家）―信長（大鹿六郎、左馬助）―高久（六郎、左馬助）、弟高長（六郎左衞門）―信秀（三郎、掃部助）」と載せ、尊卑分脈には「黒田宗滿―出羽守宗信―信長（左馬助）」と見えたり。

6　丹波の大鹿氏　氷上郡の豪族にて、丹波志に「大鹿氏、上ケ成松村、先祖大鹿太郎太夫と云ふ。位牌に龍泉院殿普智天見居士、其の屋敷跡は村より巽に、當字

に大鹿と云野也。子孫彦右衞門にて今は久下、前田を名乘る、」と見ゆ。

7　下總の大鹿氏　相馬郡取手城（大鹿城）主たりし豪族にして、小田氏配下の將なり。常總軍記に「一色宮内は大鹿左衞門を亡ぼし、かの世帶を押領せむと、二百騎にて不意に押寄せたり。時しも大鹿は所勞にて、家の子須川平治、雜人五十人許にて、奥方女童を皆後の山傳して弘經寺へ隱しけり。これ大鹿が菩提所なり。今は心易しとて、須川切つて出で、散々に戰ふ。其の隙に大鹿は心靜に切腹す」とあり。程なく其の聟高井十郎復仇す。又利根川圖志に「大鹿長禪寺云々、此里は昔大鹿左衞門尉の居れる砦の跡なり」と。長禪寺は文曆中織部時平の創立なりと。

多鹿　オホガ　タガ條を見よ。

大賀　オホガ　大鹿と通ず、又伊豆、武藏、常陸等に此の地名あり。又大神と通じ用ひらる。

1　大神氏流　豐後の豪族なり。大神氏にして惟基より出づと云ふ。オホミワ條を見よ。

2　石見の大賀氏　高子系圖に「堅磐・大賀氏より入る」と見ゆ。

3　三河の大賀氏　德川家康の臣に大賀彌四郎あり。貪汗を以つて罪を得、創業記に見えたり。もと三州額田郡能見村の士なりと。

4　岩代にも此の氏あり。

鉅鹿　**オホカ**　支那歸化族なり。本姓は魏氏、崎陽(長崎)の人なりと云ふ。

巨香　**オホカ**　和名抄武藏國秩父郡に巨香鄉あり。又小鹿に作る。

大神　**オホガ**　便宜上オホミワ條にて述べむ。三輪氏の族なり。

大鄕　**オホガウ**　オホサトか、その條を見よ。

大河内　**オホカウチ**　オホシカウチ條を見よ。

凡河内　**オホカウチ**　同上。

大鏡　**オホカヾミ**　家傳史料、小給地方由緒書寄帳に「大鏡五郎左衞門、權現樣御代、永祿十一辰年、三州岡崎に於て、召抱られ候、人數五十人へ千石、下し置かれ候、」と見ゆ。

大垣　**オホガキ**　和名抄日向國兒湯郡大垣鄉あり、其の他、美濃、丹後等に此の地名あり。美濃の大垣は又大柿とも記さる。

1　滋野姓浦野氏流　神平貞直の子、浦野貞信の弟成貞・大垣四郎と稱す、其の後なりと。信濃諏訪にあり。ウラノ條を見よ。

2　甲斐の大垣氏　前項氏の後か。大垣圖書助など國志に見ゆ。

3　承久記卷三に大がき六郎なる者見ゆ。

太垣　**オホガキ**　前項氏に同じかるべし。

大柿　**オホガキ**　大垣と通じ用ひらる。

○秀鄕流藤原姓佐野氏流　系圖に「賴綱(佐野太郎)――師綱（安房權守)―宗長（大柿次郎)―宗春(大柿左衞門佐)」と見ゆ。

大掛　**オホカケ**　大江氏より出づ。應仁私記に「大掛太郎(大江賴衡)」と云ふ人見ゆ。

大懸　**オホカケ**　大掛氏に同じ。同じく應仁私記に大懸太郎と云ふ人見ゆ。

大籠　**オホカゴ**　**オホコ**　伊豫國の豪族にして、豫章記に「桑原垂水大籠六郎、同又四郎」あり、南北朝の頃、勤王す。又「大籠又四郎」と見ゆ。

大笠縫　**オホカサヌヒ**　職業的品部なり。笠縫條を見よ。令集解に「大笠縫卅三戶」と見ゆ。

大膳　**オホカシハ**　古代膳部あり、カシハデ、カシハベ條參照。中古の官制に大膳職あり、カシハデ、ダイゼン條參照。

1　筑前の大膳氏　香椎廟社四黨神官の一に大膳あり、香椎社家系圖に「紀氏連宿禰(後改氏範、大膳姓を賜ひ、香椎廟の長と御定めありて、大膳大夫に任せらる)」と見ゆ。爾來大膳紀宿禰と稱す。武内家一と、木下家二と三家あり、詳細は各條にて述べん、なほカシハデ、カシヒ條を見よ。(此の氏・紀姓にて、武内宿禰裔と云ふ)。

2　家傳史料に「寬永十年癸酉、大膳亮好菴(町醫者)」見ゆ。

大頭　**オホガシラ**

大數　**オホカズ**

大春日　**オホカスガ**　古代の春日臣の後、中古に至つて大春日と稱す。屈指の大族なり。

1　大春日臣　古くは春日臣と稱せしが、後大春日臣と稱す。詳細は春日臣條を見よ。孝昭皇子天押帶日子命の後也、孝昭本紀に「天足彥國押人命は大春日、丸等の祖」と見ゆ。天武朝朝臣姓を賜ふ。

2　大春日朝臣　天武紀十三年條に「大春日臣、云々、姓を賜ひて朝臣と云ふ、」と見え、これより大春日朝臣と稱す。姓氏錄左京皇別に收め「大春日朝臣、孝昭天

9　源姓　寛政系譜、未勘源氏に收む。家紋丸に稻穗。

10　秀鄕流藤原姓千晴流　これも寛政系譜に見ゆ。家傳に「秀鄕流千晴の後なり」と云ふ、丸に神垣、丸に稻穗打違、丸に鷹羽。中興系圖に「大岡、藤、紋井桁、稻穗」とあり。

11　額田の大岡氏　須山村の豪族に大岡與十郎あり、二葉松には佐々木與十郎と見ゆ。又眞福寺村に大岡氏あり。又三河諸侍出所に「額田郡、大岡彌四郎」を收む。

12　藤原北家敎實流　名判官大岡越前守忠相を出せし氏にして、家譜に「鎌足二十代左大臣敎實の後裔忠敎、三河國八名郡宇利鄕に居住せしとき、大岡を以て家號とす、其の男善吾、其の長男忠勝なり」と云ひ、或は下に云ふ熊野別當族大岡行憲の男大岡長弘・三河國八名郡宇利に移住す。其の七世、卽ち忠勝なりと云ふ、共に徵證乏し。蓋し第八項、大岡氏譜に所謂大岡明神の社職大岡忠喜の氏と同一にして、碧海郡大岡鄕とある地名を負ひたるならん。或は思ふ大岡忌寸などの後にあらざるか。忠右衞門忠勝(淨見)の後は「忠右衞門忠政―忠右衞門忠世―忠右衞門忠眞―能登守忠相(越前守、實同姓美濃守忠高三男)―越前守忠宣―能登守忠恒(美濃守)―越前守忠與(實小笠原信濃守長禎叔父)―越前守忠移(美濃守忠恒男)―越前守忠愛―越前守忠敬―忠明(忠相以來參河西大平一萬石)現今子爵、劔輪違、瑞籬。

西大平
大岡

此の外、寛政系譜同族二十一家を載す、就中諸侯に列せられしは、忠政の子忠吉の後也。美濃守忠吉―七郎兵衞忠房―善右衞門忠儀―助四郎忠利(助七郎)―出雲守忠光―兵庫頭忠善―式部少輔忠要―弟丹後守忠烈―主膳正忠正(實加納遠江守久周三男)―主膳正忠固(實加納遠江守久周五男、始原要、大學)―兵庫頭忠恕―主膳正忠貫(忠光以來、武藏岩槻、二萬三千石)現今子爵。

岩槻
大岡

13　近江の大岡氏　甲賀郡大岡邑より起りしか。この地は海道記に大丘とも見ゆ。大丘氏の後裔か。多賀神社祠官、日向神主、日向禰宜に大岡氏あり、名族なりと云ふ。

14　美濃の大岡氏　方縣郡岩利城(方縣村岩利)は大岡左馬之助の居城なりと。新撰志に「大岡氏宅跡、村內にあり、大岡左馬之助此あたりを領知し、岩利に住みしといひ傳へたり、」と見ゆ。

15　美作の大岡氏　勝田郡池ヶ原にあり。もと岡氏、近頃宗家は岡氏を改めて大岡氏とし、一族は依然岡氏と稱すと云ふ。「小野姓にて、其祖備中國司參議小野好古より出づ。好古八代の孫左中將直方罪を得て、備前磐梨郡那磨鄕岡邑に謫居し、始めて岡氏を稱す。其の子左京亮利貞、源賴朝に仕へ、文治元年同郡片脊鄕總頭地頭職に任じ、片脊に居る。其の後、十四世の孫岡豊前守利基に至り、天文十六年砥石山城主島村貫阿彌の爲に落城す。其の際利基の長子國千代丸、二子淸丸と母子三人を家臣に托して去らしめて自裁す。其の後國千代丸は辛川に住し、成長して平內利勝と稱し、宇喜多直家に屬して讐敵島村を亡ぼし、戶川安正等と共に宇喜多氏に屬し、作州久米南條郡長岡の庄福田

オホオカ

オホオカ

丸山城に居り、作州の軍頭たり。直家の子秀家、備作を領するに至り、移て赤阪郡武枝庄白石城に居る。偶〻秀家の諱を賜ひて、正安は戸川秀安、利勝は岡家利と改む。天正十二年豊前守に任ず、後從五位上に叙す、屢〻戰功あり。天正二十年二月朝鮮に出陣し彼地に歿す。子越前守利季嗣ぐ、關ヶ原役後、德川に仕へ、旗下に列し、備中川上郡の內七千五百石を賜ひ、御使番に列す。後不審を蒙りて切腹し、男利武亦自裁す。利季四子あり、二子忠兵衞、三子平四郞、四子喜代丸と云ふ。平四郞は、岡市兵衞利行と稱し、寬永の始め森侯の大庄屋に任ぜられ、承應二年郡奉行下役を命ぜらる。其の子甚左衞門重利、大庄屋を襲ぎ、其の子佐左衞門利常、大庄屋を承けしも遂に貞享四年四月之を辭す。此の時森侯、利常父祖の功を以て池ヶ原古池數を賜ひ、其の開墾を補助せられ、其子平吉郞利與肝煎役を命ぜらる云々」(名門集)と。

16 清和源氏宇野氏流　大和宇智郡の豪族にして、榮山寺弘和文書に大岡殿、鄕士記に宇野大岡と。

17 其の他、大岡氏は德川時代上ノ山松平藩側用人、德島蜂須賀藩用人、棚倉松平藩年寄役、蓮池鍋島藩添役、津和野龜井藩重臣にあり。又武藏、岩代等に存す。

太岡　オホヲカ　紀伊熊野にあり、藤原北家熊野別當族にして、熊野別當系圖に「行盛(岩田)―行辨―行實(法橋若二)―行慧、(太岡)」と見ゆ。

大桶　オホヲケ　オホケ　和名抄下野國那須郡大笥鄕より起る。大笥、後世大桶に作る。武茂氏の長臣に大桶安藝守あり(國志)。大關家譜に、正平中家淸・當村を賜ふ事を載せたり、關聯する處あるか。

大曰佐　オホヲサ　チサ條を見よ。正倉院天平十年文書に見ゆ。

大忍　オホオシ　オホシ　土佐に大忍庄あり。

大押　オホオシ　オホシ條を見よ。

大小田　オホヲダ

大音　オホオト　オホト　オトウ　近江國伊香郡大音邑より起る。此の地に伊香具神社(名神大)あり。神主を大音氏と云ふ。大社神宮寺鐘銘に「江州伊香郡大音大明神宮寺鐘の銘云々、檀那大音同名中」と見ゆ。中臣姓と稱す、イカゴ條を見よ。德川時代福岡黑田藩の重臣に此の氏あり、又加賀藩給帳に「四千參百石、內參百石與力知、(紋丸內古文字)大音帶刀」と見ゆ。

大臣　オホオミ　上古の職名、廣狹の二義あり。廣義に於ては執政の大官の意にて、大臣大連を初め、鄕大夫までをも大臣と云へり。狹義に於ては、大連と共に、オホマヘツギミと云ひ、朝廷百官の上に位す。景行紀に所謂棟梁之臣の意なり。その連姓より出づるを大連と云ひ、臣姓より出づるを大臣と云ふ。大臣となりし氏は、平群、蘇我、許勢、葛城、及び和邇の五家なり。詳細は(日本上代に於ける社會組織の研究第六編中央制度第二章條)を見よ。

大小見　オホヲミ　大麻績部の後裔なるべし。姓名錄抄に見ゆ。オホチミベ條を見よ。

大麻績　オホヲミ　次の大麻績部の族人なるべし。下野國より出でし文字瓦に「大麻績若子」と云ふ人見ゆ。

大麻績部　オホヲミベ　職業部の一種にして、大は若に對する語なり。麻績部はチミベ條を見よ。承和十二年九月紀に「下野國芳賀郡人大麻績部總持、男足利郡少領外從八位下大麻績部嗣吉、本姓を改めて、下毛野公姓を賜ふ」と見ゆ。毛野氏の族人・

て、姓は大中臣、氏は大枝といへり。さきに承久年中、新院人皇六十四代順德帝の命に應じ、佐々木廣綱と共に、平義時を討せんとして利あらず、官軍ついに敗績して、新院四國に遷され給ふの時、國兼は佐渡國へ遁れたりしが、已が舊跡なりし遠江國の住人濱名民部丞といふものゝ家に隱れ、濱名を以て氏とせり。其の後寛喜元年國家の騷亂を歎き、ひそかに帝都の平安に復せん事を祈り奉んとて、笈を負て諸國を順行し、遂に此の山に來りしに靈夢の告を蒙りけり。果して文暦中に至りて、當山の司職となれり。其の後寶治元年三浦光村が逆意をくわだてし時、國兼これに與するの流言あり。やがて鎌倉の管領より兵を發して社殿を破壞し、國兼を誅せんとす。たま〳〵不思議の神託ありて、軍士神威に怖れて近づかず。依て國兼が罪なき事自らあらはれて兵革の事もやみぬ。建長七年二月十一日、國兼司職二十一年高野山に登りて昇天せり」と。當社の大宮司は金井氏、御師は十三軒にして、大宮司の住居の邊より、二の鳥居近き處までに散住せり。鈴木、島崎、服部、久保田、黑田、馬場、片柳、須崎、橋本、秋山、勤、矢原島、高名、岸野、林、尾崎、俵坊を氏とせるものなり。この餘百姓にて禰宜を兼ぬるもの十五人、いづれも山の下に住せり。

2 秀鄉流藤原姓下河邊氏流 常陸國新治郡(茨城郡)大枝庄より起る。志津久條を見よ。

3 伊達氏流 次の條を見よ。

大條 オホエダ

岩代國伊達郡大條村より起る。伊達宗遠二男宗行、此の地にありて大條氏を稱す。其の母は結城宗廣の女なり。子孫は伊達世臣家譜に「第八世定叟公(宗遠)の二男孫三郎宗行、大條氏の祖にして、世々大條館に住す。子宗景、その子宗元、その子宗澄、其の子助宗・留主景宗の子を養つて嗣となす。之を三河宗家と云ふ。天文中の人なり。其の子を尾張宗直と稱す。天正十六年六月、貞山公の時、命を奉じて高倉城を收む。慶長中、邑を氣仙郡に移す。その子を宗綱と云ふ、元和二年・亘理郡坂本鄉を賜ふ、秩二千石、孫裔之を保つ」と。正宗家中記に大條尾張。又封內記、坂元本鄉條に「公族大條監物の釆邑、鑊頸館、元和二年、大條左衞門宗綱に賜ふ、子孫相繼ぐ。秩四千石」と。觀蹟聞老志・伊具郡鳥屋館條に大條氏の舊館と云ふ。武鑑・伊達藩年寄に此の氏を列ぬ。(オホデウ條にもあり)。

大江田 オホエダ

清和源氏新田氏族 大井田條を見よ。

大尾 オホヲ

播磨の豪族なり。オホビ條を見よ。

大丘 オホヲカ

大崗、大岡と通ず、併せ見るべし。

1 大丘造 大和國添上郡大岡鄉より起りしなるべし。百濟族にして、姓氏錄、左京諸蕃に收め、「大丘造、百濟國速古王十二世孫、恩率高難延子の後也。」と見ゆ。後宿禰姓を賜ふ。

2 大丘連 百濟族なり。大丘造と同族なれば、大丘造の連姓を賜へる者ならんか。後宿禰姓を賜ふ。

3 大丘宿禰 百濟族なり。貞觀六年八月紀に「左京人武藏權大掾正七位下大丘造塵繼、散位從七位上大丘連田刈等の四人、姓を宿禰と賜ふ。其の先・百濟人也。」と見ゆ。

4 大丘(無姓) 天長十年五月條に「從七位上大丘秋主」と云ふ者見ゆ。大丘造の族なるべし。

大崗 オホヲカ

大丘、大岡と通ず、併せ

見るべし。

○大崗忌寸　姓氏錄に見ゆ。續紀に大岡とあるを以つて通じ用ひられしを知るべし、次條を見よ。

大岡　オホヲカ　和名抄山城國葛野郡に大岡鄕あり、於保乎加と訓ず。又大和國添上郡に大岡鄕あり、又三河國碧海郡に大岡鄕あり、後世大岡庄と云ふ。又越中國礪波郡に大岡鄕あり、於保於加と註す。其の他、越前に大岡南庄、又近江に大岡寺、駿河に大岡庄、武藏、伊豫等にも此の地名あり。

1 大岡造　大丘條を見よ。百濟族也。

2 大岡連　同。

3 大岡忌寸　漢族なり。これも恐らく大和國添上郡大岡鄕より出でしなるべし。神護景雲三年四月紀に「左京人正六位上倭畫師種麻呂等十八人、姓を大岡忌寸と賜ふ」と見ゆ。姓氏錄、左京諸蕃に收め、「大崗忌寸、魏文帝の後安貴公より出づ。大泊瀨幼武天皇(諡雄略)の御世、四縣の卒を率ゐて歸化す。男龍(一名辰貴)繪工を善くす。小泊瀨稚鷦鷯天皇(諡武烈)其の能を美め、姓を首と賜ふ。五世孫勤大壹惠尊、亦繪才に工みなり、天命開別天皇(諡天智)の御世、倭畫師を賜ふ。亦高野天皇神護景雲三年、居地に依りて、改めて大岡忌寸の姓を賜ふ」と見ゆ。武家系圖に「大岡　大岡　魏王苗曹龍末葉」とあり。

4 大丘宿禰　大丘條を見よ。

5 大岡宿禰　大丘宿禰に同じきか、或は大岡忌寸の宿禰姓を賜へる者か。

6 駿河の大岡氏　駿河國駿河郡大岡庄より起る。此の地は東鑑に大岡牧(治承四年八月條)とも、大岡庄(元曆元年四月條)とも見ゆ。有名なる牧の方(北條時政の後妻、政子の繼母)の出でし氏にして、その牧と云ふは、此の地・古く牧場たりしに據る。愚管抄に「(北條)時政わかき妻をまうけて、其が腹に子ども、もうけ、むすめ多くもちたりけり。この妻は大舍人允宗親と云ける者のむすめ也。せうととて大岡判官時親とて五位尉になりてありき。其の宗親・賴盛入道がもとに多年つかへて、駿河國の大岡の牧と云所をしらせけり。武者にもあらぬ、かゝる者の中に、かゝる果報の出くるふしぎの事也。其子をば京にのほせて馬助になしなどして有ける。程なく死にけり。むすめの嫡女にはトモマサ(朝雅)とて源氏にて有けるは、これ義が弟にや」と見ゆ。なほ牧條を見よ。

北條系圖には時政の女なる足利義氏、畠山重忠、平賀朝雅等の室の妹に註して、大岡判官時親室とあり。

7 上野の大岡氏　源平盛衰記に大岡安五郎あり、新田入道に從ふ。

8 清和源氏新田大井田氏族　家譜に「大井田氏繼の後裔、重辰・三河國安城に逃れ、大岡明神の社職大岡忠喜が婿となると云ふ。和名抄碧海郡大岡鄕の地也。其の系圖に「經氏(大井田彈正少弼、義貞朝臣に屬す。)—經重(大井田彌二郎、式部丞)—重宗(兄と共に尹良親王を奉じ、應永三十一年二月、良王に從つて尾州に至る)—重辰(大岡孫四郞、大岡右馬三郎助茂の婿となり、大岡と稱す。後三州大草に蟄居す)—助辰(四郎兵衞)—助忠(二郎右衞門)—助義(忠次郎)—助宗(孫右衞門、松平廣忠に仕ふ、岡崎町奉行)—助次(孫右衞門)」とあり。

寛政系譜、四家を收む、家紋丸に裏蔦三本稻の丸。

大岡伊藏

明の棟札に「大檀那大江朝臣保△、勸進惠賀家長云々」と見ゆるあり。又嘉吉三年十月八日の棟札に「大檀那惠賀淸家云々、禰宜惠賀家長」とあり。この惠賀氏は當地の舊族たりしが如し。

又同郡行明村行明寺應永十九年壬辰夷則十三日の鐘銘に「前伯州大守大江氏涉彌齋音」と載せ、又寶德二年庚午十一月念八日の鐘銘に「大江氏宮內少輔親光、同中務少輔親康」あり、此等は星野、行明氏ならんと考へらる。又豊川天王社は大江定嚴の崇敬を傳へ、二葉松に「豊川村古屋敷、賴朝卿幼年時代、大江入道定嚴住居すと傳ふ」と。又「八幡城・大江定基、住居す」と云ふ。以上此等の大江氏は伊賀の大江氏と同樣多く、大江定基に附會す、殊に定基は當國の國司となり、當郡赤坂の舞姬力壽を寵して妻となし、力壽死して無情を感じ、遂に高德となりしなれば、其の附會の程度は一層深し。寶飯郡史を見よ。

14 相摸の大江氏　廣元・當國愛甲郡毛利庄を領し、之を三子四郎將監季光に傳ふ、これを毛利氏の祖とす。マウリ條を見よ。

15 伊豆の大江氏　源平盛衰記に「大江平次家秀」(伊豆國)を載せたり。

16 武藏の大江氏　多摩郡片倉城(片倉村)は傳へ云ふ「應永の頃大江備中守師親在城せり」と、此の城古は東南北の三面、沼にして、西には高き平地あり。その所に侍の屋敷町などありしと云ふ。

17 磐城の大江氏　石城郡大國魂神社の神主山名氏は如來寺の傳に、大江姓と云へば、正應五年閏六月十四日の國魂氏配分狀に署判せる在廳官人中務丞大江の族黨ならんかと云ふ(地名辭書)。

18 陸前の大江氏　氣仙郡今泉金剛寺の傳へに、「貞觀十三年・大江千里・氣仙郡司となりて下向す」といふ(封內記)。

19 淸和源氏小笠原氏流　出羽國由利郡の豪族なり。此の由利の大江氏は大井氏に同じ、卽ち矢島氏の祖也。新風土記に「矢島八森城は大江義久の築く所なり。其の子孫光久、義滿、滿安と相續す云々」と。

・また野史に「大膳大夫大江義久・矢島城に據る。赤尾津、子吉、芹田、打越、石澤、岩屋、潟保、鮎川、下村、玉前、分據して十二黨の祖となる」と。オホキ條、及びヤシマ條を見よ。

20 羽前の大江氏　サガエ條を見よ。大江廣元の長男親廣の後にて一族甚だ多し。

21 秋田の大江氏　ナガキ、オホダヒラ條を見よ。

22 越後の大江氏　蒲原郡にあり、新編會津風土記、鹿瀨村條に「舊家大江彌惣左衞門、此の組の郷頭なり。先祖を彈正某と云ふ。津川町狐戾の城主金上盛備に屬し、小川莊政所と云を勤めしとぞ。蒲生氏の時、大肝煎と云ふ。其の後小川莊の諸組を分ちしとき、組頭と云。加藤氏の時より郷頭と改む。寬永二十年、彌惣左衞門某、家資を出して、餘多の田畑を墾發せり。今の彌惣左衞門が九世の祖なり」と見ゆ。

また同邑「三島神社神職、大江山城、先祖を小林甚大輔貞勝と云ふ、五世の孫安房貞直と云ふ者、故ありて大江氏に改む」と見ゆ。

23 美濃の大江氏　須原村白山權現社の祠官に大江氏あり。其の他大江族多し。

24 越前の大江氏　坂井郡にあり。名勝志に「豊原寺は天台宗、白山衆徒の一也。堂舍中古頹破せるを、天治年中、伊勢守大江通景の子以成、其の母は利仁將軍の

末裔、大夫爲長の女なりしを以て、當國押領使と爲り、長畝大夫豊國が一跡を領知し、當寺を再興し、庄園を寄進せしむ」と見ゆ。

25　丹後の大江氏　丹波郡三重城(三重村)は大江越中守の居城也。越中守は日置大和守の嫡男にして、應永年中、三重の郷五ヶ村を領す。一色家の陣代を務め、代々大江越中守と號す。最後の越中守は一色義俊、義清の二代に仕へ、天正十年五月二十八日、弓木山にて討死す。

又竹野郡にも大江氏あり。

26　但馬の大江氏　弘安八年の太田文に「安美郷七拾六町七反六拾歩内、地頭大江氏、出石三郎信政嫡女、云々」と。また本書には「弘安八年十二月日、守護人大江某」署名す。ナガキ條參照。

27　因幡の大江氏　因幡志に據るに「鎌倉右幕下の時大江廣元・當國守護職を賜はり、其の子孫は毛利を家號として、私都に留住し、累代の領主たり」と。又智頭郡葦津村關山古城條に「妙見社正中元年棟札曰、大施主大江大善亮師名。又奉行三入沙彌道祖。貞治三年戸帳、一面大江氏女。永享十二年、大願主大江美濃介師眞。」などを載せたり。

28　備後の大江氏　三谿郡有原村大笹山の城主なり。藝藩通志に「城主大江兵部元乘、又は數名兵部元範ともいふ、おもふに別人にあらじ」と見ゆ、シキナ條を見よ。備前備中にもあり。

29　石見の大江氏　ホダ、クチダ條を見よ

30　肥前の大江氏　淀姫社文書に「國守大江國通(保延三年、邦道)、大江通資(仁安元年)、權介大江氏(嘉應二年)、主典友廣(安元二年)」等あり。又權介大江行俊、介大江久辰等あり。

31　筑後の大江氏　鷹尾高良別宮文書、建保四年閏六月十六日公文所下文に「大江花押」の外、建保七年の文書に「米満地頭前右京進大江」また承久二年十二月五日の文書に「右彼田は大江忠信相傳の私傳と雖云々」と。又三潴郡住吉村荒木近藤文書永仁五年十月廿二日の讓狀に「ちやくし、おうへのむねすみ、じなん、おうへのむねしげ」と見ゆ。こは荒木氏の本姓なり、アラキ條を見よ。

32　豊前の大江氏　下毛郡の豪族にして、天文永祿の頃、大江幸範あり。永祿年間大友氏幕下に降る(國志)。

33　對馬の大江氏　對馬國佐護郡の宗氏の族、天文十五年より大江云々等の氏を名乘らしむと(宗氏家譜)。

34　其の他、中右記に大夫屬大江家國。平治物語に左兵衞尉大江家仲。磐城國魂文書、正應五年閏六月十四日のものに中務丞大江判。また大江磐代(贈從一位)。丹波(天田郡夷村、丹波志)。島原の亂賊魁に大江氏あり。信濃にもあり。

大役　オホエ　大和國吉野郡に大役庄司あり。國民鄕士記に「大役庄司次郎左衞門(開化天皇王子日子坐王の子大役氏)、小役土佐(日子坐の子大役の弟)」と見ゆ。慶長元和冬夏軍記に「大會孫四郎が大阪城の催促によりて一揆を起す」事を載せたり、此の裔ならん。

大會　オホエ　大和の豪族、前條に云へり。

大惠　オホヱ

大惠田　オホヱダ

大枝　オホエダ　オホエ　常陸、岩代等に此の地名あり。オホエの事は其の條にて云へり。

1　大中臣姓　武藏國多摩郡御嶽村御嶽社の社職に大枝氏あり。傳說に云ふ、散位大中臣國兼は、始め伊勢の大宮司にし

ゆ。其の孫匡衡は「長和元七卒」と。盛衰記に「長保比、雅衡と云ふ博士尾張守にて」と。その妻は有名なる赤染衛門なり。

匡衡の曾孫匡房は、五歳にして書を讀み、八歳にして史漢に通じ、十一歳にして詩を作りしと云ふ天才にて、長じて後三條天皇に仕へ、中納言、太宰權帥に至りしにより、世に江帥と云はる。又八幡太郎義家に兵學を敎へし事は人の皆知る處なり。

又匡衡の孫定基は、系圖に「三川守、長保六、入唐、寛和二、六出家、寂昭、號圓通大師」と見ゆ。その話は、今昔物語、扶桑略記、古今著聞集、平家物語、續往生傳、十訓抄、源平盛衰記、海道記、東關紀行等に見ゆ。

5　北小路流　匡範の後は朝廷に仕へ、北小路家と稱す。これより前、大江氏は前述の如く記傳道（文章道）の學者を出し、代々文章博士となりしかば、菅原氏と相並んで此の道を掌るに至れり。即ち此の流裔は其の祖業を襲ひ、代々朝廷の文學を掌り、菅家に對して江家と稱せらる。

「匡範━周房（文章博士、大學頭、式部少）
━信房（文章博士）

─重房（従三、大内記　正應五、三十五卒）─信俊（大内記）┬維房（大學頭）─□房
└維衡（元宗房）
─擧俊─周仲（左馬頭）

キタノコウヂ條を見よ。

6　武家大江氏　匡房の曾孫廣元は、初め中原廣季の養子となりしが、後本姓に復す。頼朝幕府を開くの際、招かれて公文所の別當となり、畫策する處頗る多し。頼朝が諸國に守護を置き、莊園郷保に地頭を置きて、終に幕府なる者が天下の權を奪ふに至りし、その發案は廣元より出でしにて、其の後政子にも重ぜられ、又北條氏とよく、子孫幕府に勢力あり、系圖に「廣元（陸奥、因幡守、大膳大夫、少內記、正四位下、掃部頭、法名覺阿、嘉祿元六十卒、八十三）

─親房（式部少　蓮阿）┬高光┬佐泰（上田太郎　又八郎）─泰廣─成廣
　└長廣（上田源二郎）─佐長─光佐
├佐房（左近將監）
└廣時（木工助　願阿）┬政廣（助太郎）─元顯（右京亮　上總介）─元政（少輔　因幡守）
├親政（少輔二郎）─元時（兵庫介）─時廣（孫二郎）
└重祐（法眼）─元氏

─時廣（長井　左衛門　仁治二　五、廿八　卒）┬泰秀（甲斐守）─時秀（備前守）─宗秀（掃部頭　宮內大）─貞秀（中務大）
└泰茂（出羽守）┬頼茂
└頼秀

─泰經
─泰重（因幡守）┬頼重（因幡守）┬貞重（隠岐介）
　└貞頼（昇殿）
└茂重（丹波守）
─泰元─秀元、弟茂時、弟時元─泰秀

─宗光（掃部介　イ政廣　那波氏祖）┬政茂（左衛門）─頼廣（左近將監）┬宗廣（式部）─宗茂
　└頼元　└敎元（四郎）
　　　　└頼茂（孫五郎）
└成宗（昇殿）

─季光（毛利四郎　安木守　左近將監）┬廣光（右兵衛）─章辨（隆辨門弟）┬公恵
　└房觀
├泰光（藏人）
├女子（内府師繼妻）
├經光（左將監）─經元─經親（續千二入　右將監）
├時光
└師雄（大內記）┬元親（伯耆　藏人）─時元（左將監）
　　　　└元譽
└元貞（修理）

─忠成（刑部少　左將監　海東祖）┬忠茂（美作守）─廣茂（因幡守　新後撰　續千二入）─廣房（刑部少　續千二入）
├成茂─忠光
├女子（頼重妻　貞重母）
├忠時（山口藏人）─忠秀
└惟忠（海東判官）─忠景
─尊俊（大僧都）
─女子（義平母　義顯妻）
─女子（少納言資國妻）
─女子（三木雅經妻）

「女子（中原師秀妻）」なほ各條を見よ。

7 河内の大江氏　大枝條第三項を見よ。後錦部郡加賀田村の名族に大江氏あり、大江匡房七世の孫にして、廣元の裔と云ふ。修理亮時親は此地の人にして、楠正成の師也と。其後胤今猶ほ存す。

8 佐々木氏流　山城西芳寺縁起に「高岳親王、當寺に入り、沙門となり、眞如と號す。建久年中、攝津守大江師員なる者（本佐々木氏、後大江となす）の四代孫掃部頭親秀、西方寺を以つて、夢窓國師大道場と爲す」と。

9 伊賀の大江氏　當國の著姓にして、東大寺正安二年七月廿一日文書に「黑田庄下司大江泰定、謹んで請ふ云々、當御庄は一圓不輸の御料所、重色無雙の御領也。下司職は、又先祖直定より泰定に至る六代相承の所職也。而して親父淸定の時、御寺の御勘氣を蒙る乎、然りと雖、廿餘年を經たり、云々、」と見ゆ。蓋し大江朝臣の族なるべし。此の大江氏は名張郡大屋戸に住み、氏寺として大江寺を創設す。然るに大江と云ふ事より、前述人口に膾炙する大江定基を聯想してか、三國地誌に當寺を「大江貞基の創建」とし、また伊賀名所記に「天神祭禮帳の内に、正二位大江貞基卿、新太夫迹、金剛山無量院大江寺、本尊阿彌陀とあり、是を以て見れば、貞基の跡を大江寺となしたるか」など載せ、又杉谷天神も三河守定基の創建と傳ふ、鎭座記に見えたり。猶ほ定基の名より更に淸和天皇第三皇子貞元親王を聯想し、親王・寛平中、當庄に在り、延喜九年十一月二十六日薨去し給ひ、後裔大江氏と號し、其の後大屋戸氏と改號すなど傳へらるゝも皆採り難し。猶ほ牡若名所記に「鄕談に云ふ、往昔大江定基とて名張郡の大領にて大屋戸に住み奉る」と。又增訂三國地誌に「瀧野十郎吉政は大江貞淸の子なり、貞淸・上野介と稱す、城を柏原村瀧野に築く、瀧野十郎吉政はその子也」と。

10 平姓川合族　又伊賀には平姓川合一族と稱するものあり。

11 紀伊の大江氏　源平盛衰記に「平家の祈の師に本宮大江法眼之を聞き云々、三千餘騎舟に乘て新宮の渚へ押よせけり。云々。大江の法眼軍に負て退きけり」と。後世在田郡田殿莊の地士に大江龍右衞門あり。「月俸三口及年々銀若干を賜ふ」と。又當郡須佐大明神（神名帳名神大）の社家も此の氏にして、其の傳記に「天正七年、社家大江重正、元和元年大江宗時、正保三年大江氏時」等見ゆ。

12 尾張の大江氏　廣元の子忠成は當國海東庄を領して海東氏の祖となり（カイトウ條を見よ）、又熱田大宮司の養子となれり。分脈に「範忠（熱田大宮司）—忠季—忠兼（猶子）—忠成（大宮司、刑部權少輔、實父大膳大夫大江廣元也）—忠氏（大宮司、刑部少輔、同大江氏云々）—忠廣（大宮司、萩左京亮）／時光—顯廣—經廣（元得補之、大宮司）」と見ゆ。

13 三河の大江氏　前述萩大宮司は三河國寶飯郡萩村を領す、よりて此の名あり。同村下賀茂社應永十六年の棟札に「地頭大江高廣△△△△藤原家光。開起者建長四年大歲壬子云々、大功主惠賀家光、」と。某學者は此の高廣を、長井高廣とすれど、誤なるべし、（拙著神社を中心とした寶飯郡史參照）。「忠成—忠氏—忠廣—行廣—康廣—高廣」か。猶ほ同社年代不

オホエ

オホエ

山門郡に大江郷を載せ、又中世以後、河内國河内郡に大枝莊、其の他、大江の地名全國に多く、中には大江朝臣家との關係ありて生ぜしものもあれど、大抵は然らずして地勢より起りしなれば、後世大江朝臣と緣故なくして、此等の地名を負ひ、大江氏を稱するものも亦なきにあらず。以下の項を見よ。(武藏、近江にも大江庄あり)。

1 大江朝臣 もと大枝朝臣なり。貞觀八年に賜ふ。其の十月紀に「是より先、參議正四位下行右大辨、並播磨守大枝朝臣氏雄等、上表して曰く、去る延曆九年十二月の勅書に曰ふ、春秋の義、祖・子を以つて貴し。此れ則ち禮經の垂典、帝王の恒範、宜しく朕の外祖母土師宿禰・追贈して正一位とし、某・土師氏を改めて、大枝朝臣と爲すべしと。謹んで春秋を案ずるに曰く、國家の立つや、本大にして末は小、漢書に曰ふ、枝・幹より大なれば、折れずば必ず摧けんと。是れにより知る、枝條・已に大、根幹其れより摧殘せん。譬へば猶ほ子孫暫く榮え、祖統・此れより窮盡せん。然らば則ち大枝を以つて姓と爲すは誠に本枝長固、子孫無窮の義にあらざる也。但し此の姓・已に先王の恩給より生ず、遺民に在りて、變革するを欲せず。望み請ふ、敢て稱謂を改めず、但將に枝の字を以つて江と爲し給へ。然らば則ち一門危樹、柯を鳴さずして、春永く、千里の大江海に辭せずして盡くるなし、と。是に至つて詔して之を許す」と見ゆ。これより大江を以つて氏とせしなり。

2 河内の大江朝臣 大枝條第三項を見よ。

3 平城帝裔大江朝臣 大江氏の出自は前述の如く明白なるに、後世總べて系して平城皇子阿保親王の後とす。卽ち尊卑分脈に「平城天皇―阿保親王―本主(始めて土師姓を賜ふ。後に大枝朝臣姓を改め賜ふ)―音人(貞觀八、十、十五、大枝を改め大江と爲す)、」また皇胤紹運錄に「阿保親王―大江音人(參議、先祖本姓土師、延曆天子、外戚を以つて改めて、大枝音人と爲す。又大枝を改めて大江と爲す。江相公、母中臣氏)」と。また大江氏系圖に「阿保親王―本主(備中守、賜大枝姓)―音人(三木、母中臣氏)」など總べて然り。されど、さすがに公卿補任には「大枝音人、先祖本姓土師、延曆天子外戚を以つて、改めて大枝と爲す。音人に至つて、枝を改め、江と爲す。左京の人、」また「備中介、正六位上本主一男、母中臣氏、阿保親王の侍女、」と載せ、且つ前引の如く貞觀八年十月紀、音人の上表、明白に「土師氏の後」となすを以て、此等は全く信ずべきにあらず。よりて氏族志は說をなして曰く、「按ずるに公卿補任、音人の母中臣氏、本阿保の侍女、想ふに、必ずや阿保の嬖する所となり、身むあり、而して本主に嫁して音人を生む也。又音人を阿保の子となす。則ち皇別を以て神別を紹ぐや明かなり」と論ずれど、臆說に過ぎず。要するに、大江氏が自家の家系を尊くせんが爲の行爲のみ。其の阿保親王の後とする傳にも、本主を親王の子となすあり、音人をしかりとするものあり。以つて後よりの作製に過ぎざるを知るべし。

音人の後は、大江氏系圖に次の如し。

4 大江系圖 平城帝―阿保親王(四品)―本主(備中守、賜大枝姓、一本に「本姓土師氏、延曆中、以外戚、改賜大枝朝臣、至音人、改大江」と、分脈には「始

賜土師姓、後改賜大枝朝臣姓」と）—音人（文章博士、大内記、民部、左大辨、從三、三木、母中臣氏、天慶元十一三薨、六十七、分脈に貞觀八十十五、改大枝、爲大江）

—公幹（從四下 左中辨 中務少）—清忠（若狹守）—如鏡（安房守）—忠慶（肥後守 彈正忠）—師季（佐渡守）
　成通—成行—行職
　清俊（右衛門）—通清（右衛門）—通賢（從五下）
　　通成（右兵佐）
　　通能（法部丞）
　通友（内藏頭）
　盛俊（武藏守）—資成（山城守）—資家（諸陵介）
　成賢　師繼（左將監）—賴氏（勾當）
　資俊　師親
　　師業（小槻永業猶子）—盛久（右兵衛）

—玉淵（從四下 少納言）—朝典（大舍人）—快藤（大膳亮）
　朝衡（能登守）
　朝綱（文章博 備前守 三木 天德元十二廿八薨）
　女子（勾當）
　澄明（兵部 民部）—清通（從四上 周防守）—定經（正四下 三乃守）
　　清定（備前守）—近定
　　清綱（出雲守）—通定
　澄江（後五下）—通直（從五下 大學頭）—朝通（宮内 從五下）

「（仲宣）一本により補」

—千里（從四下 少納言）—維明
　維繁
宗淵
染淵
千秋
千古（從四上、式部大 延長二、二卒 文章博士）
　維明（右衛門 内匠）—仲宣（大隅守）—清言（隱岐守）—公資（歌人 從四上 少相摸守）—廣經（從四上 伊セ守 後拾二入）
　　　女子（歌人 一品宮女房 乙侍從 相摸 一説保胤女）
　　正言（歌人 大學頭）
　　以言（文博 式部少）
　　嘉言（對馬守）
　　理任
　　昌吉
　維潔（刑部大）
　維時（文博 中納言 式部大 從三 伊豫 江 備前 守 近 母巨勢文雄女 新敕撰二入）—重光（從四上 左京 式部大）—匡衡（文博 正四下 式部大 尾張守）—擧周（文博 式部大 和泉守 母赤染衛門）—成衡（從四上 大學頭 信濃守）
　　　時棟
　　　能忠（民部）
　　　女子（江侍從）
　　　能高
　齊光（正三 參木 近江守 式部大 東宮學 母藤忠女）—爲基（歌人 文博 攝津守）
　　定基（三川守）
　澄景（從四下 河内守 右馬頭）—通理（伊賀守）—景理（右中辨 河内守）
　清胤（僧都 歌人）—佐理（下野守）
　「清遠
　女子（江侍從 後撰二入）
　通國（大學頭 伊豆守）—公佐（上總介）—公盛（諸陵介）—公景（隼人頭 千二入）
　家國（主計頭）—公家（伊勢守）—辨宗（法眼）
　宗圓（法眼 新古、新勅二入）—圓盛（山座主）—圓嘉（續後撰、續拾二入）
「爲清（大内記）—清綱
「佐國（掃部頭）

—匡房（式部少 美作守 大宰帥 正二 中納言 母橘孝親女）—隆兼（式部大）—匡周
　　匡隆
　維順（式部大 大學頭）—擧衡—忠房（正四下）
　　忠房
　維光（左兵衛）—匡範（大宰大 右京大）—周房（文博 大學頭 式部少）
　　時房
　　廣元
　匡行（備前守）—棟房（丹波守）—匡朝（甲斐守）—康房（判官代）
　有元（文博 式部少）—時賢（從五下）—時賢（從五下）—盛賢
　　信賢—有賢
　女子（千二入）
—成基（永延元十一七薨 五十四 近江守）—尊基—相兼

音人初め菅原是善に學び、博學にして且つ文をよくし、東宮學士を經て參議に上り、從三位に至る。その子公幹、玉淵、千里、千古、皆詩歌に名聲を擧げしが、殊に玉淵の子朝綱は、後江相公と云はれし人にて、その渤海國使臣に贈りし「前途程遠馳二懷雁山之暮雲一、後會期遙霑二纓鴻臚之曉淚一」の句は人口に膾炙す。千古、その子維時、父と共に文章博士となりて又名高く、官中納言に至る。系圖に「延長年中、入唐、逢明列竟頒勤學三略骨法、而後歸朝、應和三六七薨、七十六」と見

家の重臣たりき。杜陵古事記に「政康公の時代には、彦次郎政信郡代たり。晴政の時に、政信の執權として、大浦、汗石、大光寺の三人あり。此の三人互に爭ひ、大光寺は比内へ出奔、汗石は病死す。大浦獨り我儘に政道を取行ふ」と。又永慶軍記に「浪岡の津輕彦三郎政信が後見として、大浦右京亮、大光寺左衞門佐、二人南部より差添へられたり。右京亮は西根城に居住し、大光寺は上浦の城にぞ住しける。されば兩雄は必ず爭ふ習なれば、軍兵三百餘騎催して、大浦右京亮は西根の城を出馬す云々」と見ゆ。而して津輕志留遍に「大浦城故跡、弘前の西一里半なる賀田にあり、津輕氏四代の居城なり。爲信公、此の城より起て、津輕全部を平定し、文祿元年堀越に移る、慶長中弘前城建築」と。又堀越武田氏については、同書に「武田氏の先は初め我光信公と共に津輕に來り、赤石に居り、其の後南部の幕下となりて堀越に住せり。武田紀伊守に至り子なきを以つて、政信公の子を養ひ、家を繼がしむ。甚三郎守信と稱す。南部櫻庭の戰に討死、子扇君繼ぎ立つ。其の後扇君は大浦の養子となるを以つ

オホウラ

て、自然堀越領も大浦に合併せらる」と。扇君は卽ち大浦爲信にして、南部家より獨立し、津輕を一統す、又一代の英傑たるを失はず。上代金氏の裔・猶ほ近世に榮えて明治に至れる也。（猶ほ此の稿ツガル、アベ、アンドウ、トサ、シモクニ、クジ等の條を參照せよ）。弘前の北郊に大浦八幡宮あり。

2 大浦朝臣 下總國埴生郡安食村駒形明神正安二年の社記に「埴生郡安食駒形社は郡司大浦朝臣廣足が祭る所の穀神也。天永二年の夏は大水、同三年の夏は、大旱、仁平元年の夏は又大水にして、民飢ゆること凡そ三年なり。是に於いて社を駒形山上に建て、用つて穀神を祭る。翌年、五穀大いに熟す。郡司令して曰ふ、是れ則ち神の賜なり。自今以後、民・食に安ずるを得べき也。請ふ其の鄕を改號して安食鄕と曰はん。又神田を置き、木内晴風をして祀らしむ云々」と見ゆ。第五項參照。舊名川崎鄕。

3 中原姓 近江國淺井郡大浦庄より起る。此の地は三代實錄、元慶五年三月十一日條に「勅す、淸和院大浦庄、墾田三十八町五段百八十九步、近江國淺井郡に

オホウラ

あり。院の牒狀により、永く延曆寺文殊樓、七軀大聖文殊、并に五佛燃燈修理等の料に施捨す。庄内の浪人、同じく以て充て奉る、宜しく國司其の事を專當すべし」と見ゆる古き庄園なり。江州中原氏系圖に「平流九郎實信—信忠—長信（大浦阿闍梨）—刑部坊、弟高忠、弟源三衞門實氏、弟承信（山僧三河坊）—義信、弟高信（孫次郎）」とある後なり。

4 阿波の大浦氏 阿波國種野山大浦より起る。この地は嘉曆二年三月の阿波國種野山在家員數に「十一宇、大浦」と見ゆ。而して此の氏の事は小屋平氏文書正平十六年七月廿一日少納言判書に「大浦兵衞尉館」とあり。當時南朝方なりしなり。コヤダヒラ條を見よ。

5 桓武平氏千葉氏族 下總國匝瑳郡大浦より起る。匝瑳黨の一にして、磐若院千葉系圖に「常長—常兼—常重（大介）—胤元—時胤（尾垂六郎、大浦、太田先祖）」と見ゆ。又千葉大系圖に「常永（常長）の孫椎名八郎胤光、其の孫を大浦彌四郎胤基」とす。第二項參照。

6 菊池氏族 肥後發祥の氏にして、菊池系圖に「肥後守隆直—次郎隆定—定高（大

浦五郎)」と見ゆ。當國天草郡に大浦邑あり、關係あるか。

7 肥前藤姓大浦氏　藤原氏と云ふ。當國藤津郡並に彼杵郡に大浦の地名あり、その地名を負ひしならん。大村藩士に此の氏あり。

8 宗氏流　對馬國上縣郡大浦邑より起りしか。天文十五年宗氏の族にして、豐埼郡及び佐護郡にある者をして、改めて大浦氏を稱せしむと。其の後慶長三年大浦才藏あり、峰郡代となる。大浦氏は爾來代々宗藩の重臣なり。

9 粟生系圖に「末貞名、大浦左衞門跡」と見ゆ。

大枝　オホエ　オホエダ　大江氏は、もと大枝氏と云ふ。山城國乙訓郡なる大枝より起る。この地は和名抄所載大江鄕の地にして、延喜式に「大枝墓(光仁天皇の皇后高野氏の御陵) は乙訓郡に在り」と見ゆ。大江氏は高野氏の外戚なるが故に、初め大枝朝臣の賜姓ありしなれば、此の地名を負ひしや明白なるべし。

猶ほ大枝はオホエダとも訓ず。大江氏と全く關係なければ、オホエダの條にて述ぶべし。

1 大枝朝臣　山城國乙訓郡大江鄕の地名を負ふ。土師氏の族なり。延暦九年十二月紀に「詔して曰く。春秋の義、祖は子を以て貴し。此れ則ち禮經の垂典、帝王の恒範、朕宇内に君臨し、玆に十年なり。追尊の道、猶ほ闕如あり。興言之を念ふ。深く以つて懼る焉。宜しく朕の外祖父高野朝臣(乙繼)、外祖母土師宿禰(眞妹)、並に正一位を追贈す、其れ土師氏を改めて、大枝朝臣と爲すべし。夫れ先づ九族を秩す、事常典に彰なり。近より遠に及ぶ、義・曩中籍に存す。亦た宜しく菅原眞仲、土師菅麻呂等、同じく大枝朝臣となすべし矣」と。また「外從五位下菅原宿禰道長、秋篠宿禰安人等に勅して、並に姓を朝臣と賜ふ。又正六位上土師宿禰諸主等、姓を大枝朝臣と賜ふ。其れ土師氏摠べて四腹あり。中宮の母家は毛受腹也。故毛受腹は大枝朝臣を賜ふ。自餘の三腹は、或は秋篠朝臣に從ひ、或は菅原朝臣に從ふ矣」と見ゆ。菅原氏系圖には「宇庭─眞仲(菅原古人の弟) 延暦九年十二月、大枝姓を賜ふ」とあり。姓氏錄、右京神別に收め、「大枝朝臣、同上(乾飯根命之後也)」と註す。後大江朝臣となる。桓武天皇の外戚たるにより此の榮譽を擔へるなり。

2 大和の大枝朝臣　前項と同族なり。延暦十五年七月紀に「大和國人正六位上大枝朝臣長人、右京に貫付す」と見ゆ。大和は土師氏の鄕里也。

3 河内の大枝朝臣　前項と同族なり。延暦十五年七月紀に「河内國人正六位上大枝朝臣氏麻呂、正六位上大枝朝臣諸上、云々、右京に貫付す、」また承和十二年二月紀に「河内國讃良郡人相摸權掾從六位下廣江連乙枝、姓を大江朝臣と賜ひ、右京一條四坊に貫す。乙枝は、從五位下大枝朝臣永山の子也。未だ籍帳に編せられずして、其の父死亡す。是により母の生姓を冒し、河内國に貫せらる。父族之を憐み、實に依りて上請、乃ち本に歸るを蒙る、」など見ゆ。

大江　オホエ　大江氏は前條大枝氏の後にして、土師姓、野見宿禰より出で、菅原氏と祖を同じうす。されど和名抄山城國乙訓郡大江鄕(於保衣)の外、遠江國蓁原郡に大江鄕(於保江と訓ず、後世大江莊あり)、陸奧國行方郡(磐城)、及び會津郡(岩代)に大江鄕、また因幡國八上郡に大江鄕、筑後國

て、津輕の地悉くを討ち從へ、弘前の城に住む。天正十八年豐臣關白、北條を亡さんとて、相摸の國に陣し給ひし時、奥方の大名、未だ參らざる先に、爲信御陣に馳せ參る。殿下の御感、淺からず、本領安堵の御教書をなし下さる。」と載せて、近衞家の落胤と云ひ、其の頭註には「右京大夫爲信、關白近衞尙通公、明應六年、亂を逃て、津輕に來り、大浦光信の城に寓すること四年、其の女を妾として、政信、爲治を生む。光信の子盛信卒して子なし。政信を嗣とす。政信亦二子あり、長の爲則繼ぐ。次守信、天文廿三年戰死す。爲信は、この守信の子なり。永祿十年三月、爲則卒し、二子幼冲なれば、爲信、伯父の後を承けしとぞ。」と見ゆ。この事は異聞錄にも「明應六年、近衞棲松前へ流され、當國へ御出の時、大浦盛信公の女懷姙、男子出生、信州政信公と稱し奉る」とあり。

されど信ずべからざるや勿論たるべし。但し杜陵古事記に「大浦爲信は久慈備前の末子にて、幼名彌四郎、永祿の頃、近衞當關白、越後上杉家に食客したまひしが、其の舍弟前賴と申す人は、秋田津

オホウラ

輕の邊土まで漂流して、終に爲信が家の食客となり、爲信叛逆の尻押とならせ、因りて爲信も近衞家の分れと申し立て、豐臣太閤より、本領安堵の朱印を下し賜る」とある如きも採るべきにあらず。猶ほ武德編年集成には「久慈彌四郎爲信、遂に津輕の地を押領す、天正十八年、上京して近衞某公に媚を求め、藤姓を賜はり、杏葉の紋を許され、彼の吹擧を蒙りて、小田原に至り、太閤殿下に津輕の領主右京爲信參陣する由を申し、遂に本領安堵の印章を賜りて歸國す」と見ゆ。

次に大浦氏は十三左衞門尉の後なりと云ふものあり、卽ち可足記に「津輕の鼻祖藤原秀榮は十三左衞門尉と申し、十三に居られ候。」と。而して其の子孫に至り家衰へ、南部より後見せられて二三男の待遇となり、彼の家紋をも用ふるに至れりと云ふなり。かくて津輕大浦家は、「安倍の內麿の後胤、大納言盛季の嫡流」なりとも云ひ、或は「御當家の遠祖左衞門尉秀榮公は藤原家衡の後胤」なりとし、或は「田村將軍坂上氏の末孫とも、鎌倉最明寺時賴の裔なりとも云ひ、又正しく安東の裔にして、秀衡の舍弟の御末孫たるを正

オホウラ

說となすべし」と論ぜられ、又「鎭守府將軍藤原基衡の第二子下郡左衞門尉秀榮にして、康和中津輕江流澗郡十三の地を領し、下郡、又は十三と稱す。而して其の子次郞秀元の代、南部光行が糠部五郡を得しなれば、秀榮が津輕を領せしは南部より遙かに以前の事なり」などと論ぜらる(津輕濫觴實記、一統志、辨書等)。又藩翰譜の頭註にも、「大浦氏の祖秀榮は、御館秀衡が弟にて、津輕の地を領し、大浦に居り、因て氏とす。其の裔孫威信、南部光政の女を娶りて光信を生む。而て威信は光政に殺され、光信出で奔る。既にして、又津輕に歸るを得たり。實に延德三年三月なり。以上津輕家の傳說也」と見ゆ。又文明の末、十三左衞門信直の末裔、大浦種里に住み、下久慈より右京亮光信公を申受けて聟にす(異聞錄引用古記)との說もあり。

又南部家の庶流とするものあり、卽ち東日流傳記に「津輕の由來を尋ねるに、昔南部殿の若君、二番目、三番目の御子二人連れ立て上京なり。御兄弟官位御望の所、則ち右京佐、左京佐と御頂戴、代々仰付られ候。其の後、秋田仙北の郡司に

立てられ候處、仙北の侍共、相かたらひ、右京殿へ取かけ候につき御切腹、其の時我等先祖大林和泉守・奥へ走入り、三歳の若君を抱き、早々南部へ参り、屋形へ入置く、一入御滿足に思召され御養育、扨又右より下久慈に遣はされ申候。津輕は下國殿知行に候處、南部殿御配分になされ、御郡司一分、久慈ともに持たれ候て、津輕へ御越しなされ候。其の君は光信公と申す。津輕の開祖なり。光信公（信濃守）御子長男信濃守盛信、二男兼平、豆州なり。大永六年十月八日御遠行、戒名長勝隆榮。二代盛信公、天文七年九月二十六日御遠行、御子政信公、二男山城、今盛岡主膳の祖也。三代政信公（信濃守）和徳討死、天文十年六月九日、御子爲則公、二男堀越紀州、御子爲信公也。四代爲則公、（信濃守）、永祿四年閏三月十三日御遠行。御家督は御聟爲信公也。五代爲信公、御三十九、津輕御一和なされ候、實父は武田甚三郎殿なり、町井飛鳥へ御養子、其の後爲則公へ聟入、御年十七。」と見ゆ。

右の盛信は、天文年中の津輕郡中名字に「都鍛流三郡大名は、鼻和郡三千八百町、大浦南部信州源盛信、」と見ゆれば、大浦氏は此の傳説の如く、南部氏の庶流なるが如く、又郡中名字に「其の後久慈備州來る。大浦信州は備前守の子也。又其の後、東殿西殿出生也。」と載せ、久慈氏も南部氏の庶流なれば、益々然りと考へらる。

大浦氏が久慈氏より出でし事については、奥南盛風記も「大浦右京爲信は、津輕の西根大浦に居る。是れ南部の庶流、久慈備前が弟也。始め久慈彌四郎爲治と云ふ、此の時津輕の六奉行は大浦、大光寺、汗石、乳井、兼平、波岡なり、」と云ひ、又關八州古戰錄も「津輕右京爲信、初め久慈次郎左衛門と號し、元は久慈の湊の鄕士にて、數代吉田の邑に住居有しが、爲信武勇の鋒先を以て南部の分內を伐捕」と云へり。此等は先祖の事を直ちに爲信の事としたるものか。或は爲信頃までも猶ほ一方、久慈とも云ひしものか。

津輕方のものにも、他山遺稿に「其の先藤原秀榮、津輕六郡を領し、十三城に居る。八世の孫左衛門秀則・南部守行の誘ふ所となり、下久慈に幽せらる。憤悶絕食して死す。子威信・長ずるに及び、南部光政妻はすに其の女を以つてす。一男を生む、元信と曰ふ。文明二年・威信害に遭ふ、元信・久慈景政の女を娶り、下久慈に城いて居る。其の子光信・下久慈に在り。延德三年舊臣を率ゐ、津輕に歸り、種里に城いて居る、其の支孫を爲信となす。」とあり。

此等によりて大浦氏は久慈氏より分れしにて、「清和源氏南部氏の族と云ふ事、當を得たるが如きも、久慈氏は其の實本姓金にて、奥州古代よりの大族なり、（クジ條參照）。猶ほ威信の弟爲元の如きも金備前守と稱せり。然らば大浦氏の本系は金姓にて、南部とは別流なりと云ふも理ありと云はざるべからず。

威信（光信の祖父）は津輕左衛門尉秀則（秀光の孫、秀信の子）の子にして弟に金備前守爲元、津島備中則元あり、而して威信の後は津輕古記錄抄に、「威信—

元信┬光信（稱大浦信濃守）┬盛信（信濃守）—政信┬爲則
　　│　　　　　　　　　　└盛純（兼平）　　　　└守信（堀越紀州）—爲信
　　├信建（二丁田）
　　├某（尾崎）
　　└某（佐々木近江）

と見えたり。

其の起原は兎に角、後世久しく南部に屬せし事は史實にして、津輕に於ける南部

少輔明家が郎等大内彦三郎が住ける水澤の城云々」と。本國美濃なりと云ふ。

18 出羽の大内氏　義經記卷七に「たがはの郡の領主たがはの太郎實房云々、實房が代官に大内三郎といふ者を三世の藥師堂へ參らする。」と見えたり。

19 秀鄕流藤原姓田原氏流　武藏國埼玉郡鷲明神社（鷲宮村）の社家にして、家譜を閲るに「藤原秀鄕六代の孫田原上野介賴定、建久年中、下野國芳賀郡大内庄に住してより、大内氏を稱し、藤原宗綱に屬す。」と。この宗綱は佐野修理大夫にや。大内氏當社の神職となりしは、其の初の人を詳にせず。子孫民部大夫、大和守、彈正少弼など云あり。彈正少弼泰秀の時に至り、東照宮奥州會津御陣として、この邊、御通行の頃、忠勤の事あるにより て、御手自盃を賜はり。又御刀、御馬、及び時服、蒔繪御銚子等をも賜ひしが、泰秀の子左馬助泰定橫死の事ありて、其の時御刀は失ひしと云。今の隱岐まで泰秀より十代相續すれば、大宮司の稱號は正德年中御免ありしとなり。社人六人、神樂役七人、巫女二人屬して祭祀祈禱等の勤行せり。（新編風土記）。

20 田村の大内氏　先哲叢談に「餘承裕は大内氏、通稱忠大夫、熊耳と號す。陸奥（磐城國）田村郡（安積郡）三春の熊耳村の人。」と、大阪に出でゝ門戶を張り、唐津侯に聘せらる、安永五年卒歲八十。餘と云ふは周防の大内氏の本姓を冒せしに外ならず。

21 駿河の大内氏　庵原郡大内邑より起る、庵原氏の族なるべし。東鑑正治二年正月廿三日條に「大内小次郎・討取郎等一人」と見ゆ。其の後、應永の頃大内安清あり、富士五山の一、西山本門寺を建立す、開山日代なり。

22 尾張の大内氏　康正造内裡段錢引付に「貳貫五百拾六文、大内五郎殿、尾州青山……。段錢」と見ゆ。なほ山口氏は周防大内氏の後と稱し、第二項大内教幸の子「任世（尾州愛智郡星崎庄に至る）―盛幸（山口太郎）」なりと。詳細はヤマグチ條を見よ。

23 三河の大内氏　康正造内裡段錢引付に「三百文、大内四郎、三川國之内。段錢」と見ゆ。

寶飯郡白鳥大明神の社傳に「大内正恒五世孫藤根、當地に遷住す。これ天慶年中

の事にして、三御子を奉祀せし祠に沿ひて居を構へ、奉仕して社號を、柴戶大明神と申侍りき。その後、後花園帝文安年中、尾州大高城主山口次郎兵衛定次、大内一族の緣故に由りて遷り住み、尾州白鳥神社を勸請す」とあり。大内氏の所領ありしより起れる傳說なるべし。

24 藤姓　美作國苫田郡雲光山大帶寺本尊觀音は、大内中將俊行五代の祖藤原勝道所持の尊像也、作州勝部を領し、後備前國周幡の北里に移り、此に大内の宮を移し、此の本尊を、權現と崇敬す。承久の變、俊行宮方にて討死す。その子助俊法師となりて大内寺に居ると。

25 安藝の大内氏　藝藩通志、加茂郡條に「大内氏、吉川村、大内義長、戰死の後、幼兒兼壽丸、周防より此に來り、民間に育たる。長じて儀左衛門と稱す、氏を武内といふ、家に直垂、佩刀、偃月刀を藏す。」と見ゆ。

26 加賀の大内氏　周防の大内氏と同族にして、多々良姓なりと。されど相互の關係詳かならず。室町時代幕府に仕へし名家にして、幕府に關する記錄に多く著はる。江沼郡大内館に據る。長享中、大内

左京亮長鄕あり、江州動座着到に見ゆ。又これより前、康正造內裏段錢引付に「三百六十文、大內五郞殿、加州挾村々・段錢」と見ゆ。猶ほ次項に多し。

27 大內氏は以上の外、太平記卷三に「大內山城前司」、卷廿四に「大內民部大夫」（廿七に民部大輔）、四十に「大內修理亮、」永享以來御番帳に「五番大內下總入道、大內安藝入道、大內周防守、大內五郞、」また文安年中御番帳に「五番大內下野入道、大內安藝入道、詰衆大內修理亮、諸大名衆御相伴衆、大內左京權大夫、」また常德院江州動座着到に「諸大名、大內（多々良）、五番（加賀）大內修理亮（多々良）、（加州）大內左京亮（長鄕）、大內助四郞盛弘、同四郞弘成、御末衆大內孫左衞門尉、」を載せたり。幕府に仕へし大內氏は多く加賀の大內氏なり。

28 大內氏は德川時代、伊達藩年寄、淀稻葉藩番頭たり。又鯖江藩に大內金太郞あり。

大內藏 オホウチクラ　オホクラ條を見よ

大內人 オホウチヒト　オホウチンド（職名）神職の一種、伊勢兩宮、熱田、紀伊國懸社等にあり。伊勢は禰宜補任次第に天牟羅雲命の後を任ずと見えたり。熱田は大喜氏なり。

大內山 オホウチヤマ　伊勢國度會郡大內山邑より起る。永祿中、大內山但馬守・大內山城に據りて北畠氏に從ふ。勢州四家記に大內山但馬守が、赤羽をうつ事を載せたり。大內明神は其の靈を祀ると云ふ。

大濶 オホウヅ　陸中の豪族にして淸和源氏南部氏の族毛馬內氏より分る（奧南深秘抄）。ケマナイ條を見よ。

大厩 オホウマヤ　信濃にあり。

大浦 オホウラ　近江、攝津等に大浦庄あり。又陸奧、對馬以下大浦の地名諸國に多し。此の氏は此等の地名を負ひしにて數流あり。

1 金姓（一に淸和源氏南部氏流、或は藤原姓）後の津輕家にて、陸奧國津輕郡大浦鄕より起る。後述の如く、恐らく南部家の一族久慈氏より分れし家と思はれど、南部氏と絕緣、獨立後、その庶流と云ふを忌みてか、主として近衞家の庶流と云ひ、又他に種々の說あり。

寬永系圖には「津輕、家紋牡丹丸。政信（家傳に曰く、近衞殿、後の法成寺尙通の猶子となる。この故に藤氏と稱す。いまだ其の實父つまびらかならず、天文十年五月九日に死す）―守信（永祿十一年十月九日死）―爲信」と載せ、一統志に「大浦信濃守光信公・種里に居住し、花輪郡を掌握す。大永六年に逝去長勝寺に葬る。二祖信濃守盛信は、天文七年逝去、長子政信相續す。政信・近衞前關白龍山公尙通に親昵し、猶子たり。是を以て寬永年諸家系譜を官撰の時に、近衞殿より、政信は、龍山公猶子にして、藤氏たるべき由、一封をつくらる。政信の長子を爲則と云ひ、次男を守信と曰ふ、守信・紀伊守と稱し、幼名甚三郞、爲則死し、守信の子武田爲信を以つて嗣と爲す、永祿十年なり」とあり。

然るに藩翰譜には「津輕、右京大夫藤原爲信は、世々南部が被官として、津輕の地に住しけり。世に傳ふる所は、近衞殿の庶流と云ふ。何れの時にか、津輕の地に流されさせ給ひし人の、此處にて設けられし息男の後なりと云ふ。爲信が時に至りて、南部が外戚に付て親しかりしに（南部が外甥なりとも、又爲信が妻は、南部が姪女なりとも云ふ）、南部が家、やゝ衰へければ、爲信が武威、日々に强くし

内氏、第五世定專、六世空佛、七世順澄、八世定順、九世定顯、十世眞惠等相承して何れも大内氏たり。トキハキ條を見よ。

下野鬼長の聖德寺、寺田二十七石、貞永中、僧眞念建。傳へて言ふ、念・初の名は大内春澄、常陸眞壁の城主國行の第三子、親鸞に從つて、薙髪、豈其の采邑耶（地理志料）。（第十四項參照）。

9 河野氏流　伊豫國和氣郡大内鄕より起る。越智系圖に「河野親清—盛家—家則（大内太郎）」と見え、又「家則（大内太郎、改信成）—家澄（同太郎）、弟家資—信資（孫太郎）」と載せ、又河野系圖に「親清（河野大夫）—通清（河野介）—通信（四郎）、弟盛家（大内福角）—信家、弟家重、弟增榮、弟盛資」とあり。

豫章記、南北朝頃の人、「大内大藏少輔、大内式部少輔、大内九郎左衞門尉、」等を擧ぐ。大内の平田村に大内城あり、大内氏の居城なり（豫陽記）と。又河野分限帳に大内伊賀守信泰見ゆ。

10 攝津の大内氏　康正造内裏段錢引付に「四貫百三十六文、大内四郎殿、攝州之内。段錢」。と見ゆ。

11 但馬の大内氏　大江條を見よ。

12 丹後の大内氏　與謝郡大内鄕より起る。三家物語に「大内宮内右衞門」あり、須津村に據る、後細川氏に降ると見ゆ。

13 淸和源氏佐竹氏族　常陸國那珂郡大内邑より起り、大内館に據る。佐竹系圖に「佐竹義胤—行義—義高（大内與次郞）」と見ゆ。國志に「義高・延元元年花房山大方河原に戰ふ」とあり。義高の後は、諸家系圖纂に「義高（又二郎、本名義信、天龍寺供養の隨兵）—義武（彦二郎）、弟義計（源三）—義夏（孫二郎）」とあり。

14 桓武平氏相馬氏族　相馬平氏の族、泉氏の庶流なり。行方郡（相馬郡）大内邑より起る。第址あり（奥相志）。この地は相馬文書永仁二年の分配系圖に「大内村十貫文」と見ゆる地なり。又相馬家傳、至德三年十二月二日陸奥守判書に「陸奥國名取郡南方增田鄕内下村大内新左衞門尉知行分事云々、相馬治部少輔殿」とある大内氏も此の流か。第八項參照。

15 菊池氏流　岩代國安達郡小濱城にありし豪族にして、四本松石橋家四老の一也。其の出自は詳かならざれど、或は菊池の族なりと云ひ、家譜の說には、多々

良姓大内持世の子太郎左衞門、義世の後なりと云ふ。後者全く徵證なし、前者に關しては同郡戸澤の菊池系圖に「十一代武政、永正元年田向城に生る、菊池大阿彌丸後大内太郎左衞門尉、丹波守、菊池を改めて、外祖父の氏を以つて大内と稱す。永祿十一年正月卒す、」と。又「十五代顯綱、天文四年田向城に生る、治め武時、大内大阿彌丸、左京進、太郎左衞門尉、四本松主石橋家に屬し、數々軍功あり、石橋松丸・四本松城を逃れ、其の後三春の主田村淸顯に屬す、」と見ゆ。卽ち大内備前は菊池の系を引けるとの說なれど、こは姻戚關係よりにて、當地方の大内氏が菊池氏と云ふに非ず。又館基考に「往昔、田向の菊池が氏族分れて、月山に住し、南方を押へて大内次郎左衞門、大内掃部など稱せしが、田村淸綱に攻落さる」と。これ等に據れば、菊池氏と密接なる關係ありし事は事實ならんか。

奥相茶話には「大内は昔の公方の庶流のものとて、召連れ下り給ふ、京家の者なり」と云ひ、相生集には「大内氏は大崎家の舊臣にて、初め若州小濱を守居たりしに、大崎家の勘氣を受け、石橋家の臣

下となり、當所小濱に城を築いて移る。今の名は若州小濱を移したるべしと大概記に見ゆ」と。猶ほ下に引く伊達世臣家譜の傳を參照せよ。

此の大內氏は木幡山治隆寺辨財天文明十四年十月の棟札に「大旦那源朝臣家博(石橋)、大內備前守宗政、大內備後顯祐、」戸澤村羽黑權現延德二年四月八日棟札に「大旦那源氏(石橋)、大內備前守宗政建立、」また治隆寺永正十年四月二日棟札に「大內左京亮乘義、」また羽黑天正五年棟札に「當旦那大內備前守、同太郞左衞門顯德」と見ゆ。備前守の實名は普通宗綱とすれど、或は齊義(館基辨、仙道通鑑、陸奧國史)、或は守齊(相生集)、定綱(戸澤菊池系圖)、顯綱(館基考引天正書翰)、又重綱ともあり。能登守定治の子にして、性勇邁、されど天正六年舊君の孤兒を逐ひ(この事、永祿中にて父の代とも云ふ)、一時勢ありしも、天正十三年八月二十五日、伊達政宗に攻められて、小濱城陷落し伊達家に屬す。政宗家中記に「大內備前定綱」とあり。

仙臺家臣大內氏は陸前國登米郡西郡を領す。封內記に「西郡邑は公族大內氏の釆邑なり。鹽松山重賴寺は時宗、大內家の寺也。傳へて曰ふ、當邑主、先祖大內義綱・本族亡滅の後、奧州に來り、安達郡鹽松尙義に寄寓す。尙義庸愚、而して政事正しからず、家臣離叛す。是を以つて、義綱・其の世臣等と相謀り、終に尙義を逐ひ、鹽松の主と爲る。義綱第二男僧と爲り、淸休院と號す。此の寺を中興す、本尊阿彌陀如來、毘首羯摩の造る所、而して大內家の太祖、百濟國より携へ來る所也。後義綱の子、兄弟共に當家に仕ふ、故に扈從して此の地に到る云々」と。又伊達世臣家譜に「大內氏は周防守護大內持世の子太郞左衞門義世を祖と爲す。(傳へて云ふ、其の家・累世將軍家に屬す、貞和三年七月、將軍尊氏賜ふ所の大內對馬なる者の感狀、及び大內主膳なる者、馬を天子に獻じ、文明二年正月、賜ふ所の綸旨、今皆家に藏す。然れども其の對馬なる者、主膳なる者、並に幾世の祖なるかを詳かにせず矣。)義世に二男あり、一を備前守(初め勘解由左衞門と稱す)義生、其の家を繼ぐ。次を德善院義存と曰ふ、嘗つて優婆塞の法を修す。義生の子備前守義綱、始めて本州鹽松に來り、鹽松式部大輔に屬す。尙義亡後、自ら國中、小濱、小手森、月山、岩角、新城、樵山、月館の數邑を領す。義綱の子備前守定綱(初め太郞左衞門と稱し、老して康也齋と號す)、會津の主葦名盛高に屬し、盛高の死後、貞山公之を召す。或は從ひ、或は背き、猶ほ年を歷、此の時、公親書三通を賜ふ、今皆家に藏す。天正十六年、盟書を賜ふに及び、實來臣附す焉。後恩遇尤も渥く、在朝一門の班に就き、或は一家の席に就く云々」と見ゆ。

岩代國安達郡鈴石村の庄屋に、大內氏あり、その千本松は松中の奇種にて巨大なり、一根六圍、大幹八章、小枝數十百、次は四尺圍より二尺圍に至る十數種あり(相生集)と。

16 **伊具の大內氏**　陸前伊具郡に大內邑あり、その地より起れるか。相馬家傳至德三年文書に名取郡南方增田鄕大內新左衞門尉云々と。これと關係あるか。郡內高藏寺貞享四年棟札に大工大內正右衞門見ゆ。

17 **膽澤の大內氏**　陸中膽澤郡柏山城主柏山氏配下の將に大內氏あり、水澤の城主なりきと。永慶軍記に、「もとは柏山中務

教弘(二十三)は築山殿と呼ばる、築山御殿を築きし爲ならんかと云ふ。築山殿は山口なる大内氏の居館にて、爾來專ら此の稱を用ふ。その子政弘は應仁の亂西軍に與す。應仁記に「大內新介政弘、周防、長門、豐前、筑前、安藝、石見の勢、二萬餘騎、」應仁私記に「大內介政弘、」また「大內新介政弘」(厚東、多々羅)と。

また海東諸國記に「大內殿、多々良氏、世々州の大內縣山口に居る(倭訓、也望仇知)。周防、長門、豐前、筑前、四州の地を管す。兵最も强し。日本人稱す、百濟王溫祚の後、日本に入り、初め周防州の多多良浦に泊す、因つて以て氏と爲す。今に至つて八百餘年、持世に至る二十三代、世大內殿と號す。持世に至り、子無し。姪教弘を以つて嗣と爲す。教弘死し、子の政弘嗣ぐ。大內兵强く、九州以下、敢て其の令に違ふ無し。係・百濟に出づるを以つて、最も我に親し。山名と細川と敵となるより、政弘兵を領し、往つて山名を助く、今六年未だ還らず。小二間に乘じ、復た博多、宰府等の舊地を取る。詳かに筑前州小二殿に見ゆ、」とあり。

教幸は政弘の伯父にして、掃部頭、入道して南榮(南衆)道頓(廣澤寺)と號す。文明元年宗家に反し、細川勝元に與して、兵を赤間關に擧ぐ。後陶弘護に破られ石見に走り、後殺さる。海東諸國記に「教之、甲戌年、使を遣して來朝す。書して周防州大內進亮多多良別駕教之と稱す。大內殿政弘の叔父なり。歲に一船を遣すを納る」と見ゆ。

次に義興の事は、中國治亂記に「義興の時、義尹將軍を京都へ歸し入奉り、管領職に居り、從三位左京大夫に任じ、長門、周防、但馬、石見、丹波、丹後七ヶ國を領し、これより公家の列につらなり玉ひける。去れば異國の帝も、大內の威勢を聞し召、勅使を給はり、日本より渡唐の船は、大內の印封なくしては渡らずと聞えし」と領國七州については、或は周防、長門、豐前、筑前、備後、安藝、石見とも、周防、長門、豐前、筑前、安藝、石見、山城なども云ふ。續善隣國寶記、永正三年大內義興の書に「日本國防長豐筑肆州大守、大內左京兆多々良朝臣義興、書を朝鮮國禮曹參判足下に奉ず云々」と。義興の女は土佐の一條房家室、豐後大友義鑑室なり。大內氏の勢力は義興の子義隆に至つて極點に達し、陶晴賢の叛逆により忽ち滅亡の運に向へり。

義隆(二十六)は安西軍策に「大永四年五月二十日、大內義興息周防介義隆、」中國治亂記に「義興云々、其の御子義隆の御時、兵部卿從二位まで御官位きはめられ、其頃京都亂にて、帝位もをだやかならずとて、周防の山口に內裏を建立し、天子も此方へ移奉るべき由、大內殿けつこうありければ、二條殿、轉法輪三條殿、持明院中納言殿、其の外の公家衆、皆山口へ下向あり。花洛と申とも爭か是にまさるべき。かくて大內殿富貴、其の頃天下に無双也。榮花の繁昌にて、詩、歌、管弦計也。彼門葉に陶尾張守、折々是をいさめけれども、義隆卿用ひ給はず云々」と、其の領國諸書に周防、長門、豐前、筑前、安藝、備後、石見七州大守と載せ、又義隆記に「義隆の一代に、安藝國武田が城、金山嚴島神主が城、櫻尾、備後國には山名宮內少輔理興神島も切取て、備中備前に至るまでなびかぬ武士はなかりけり、」と。かくて天文二十年九月朔日大寧寺に於いて自殺し、其の子新介は同二日殺さる、治亂記に「義隆卿の若

オホウチ

オホウチ

公新介殿義高は七歳にて落させ玉ひけるを、梯並追かけ是を討奉る、哀と云もおろかなり」と。

此の外、義興には養子晴持あり、土佐の一條家より來る。義興姉の子也。これより前、天文十一年戰死す。治亂記に「同年五月七日に義隆卿敗軍也。義隆の養子の家督大内新介植持は舟を乘沈めて逝去す。此人は土佐の一條殿房基卿の次男なりしを、義隆初め子なかりしかば、養子として、去る天文八年六月十九日、十六歳にて左近衞佐正五位の下に任じ、初めは植持なりしを、公方一字を賜はり、晴持と改名し、今年十九歳、花質紅顏美麗にて比類なき見なりけるを、惜まぬ人こそなかりける」と、又安西軍策に「周防介の死骸は見えざりけり、此の人は土佐の一條權大納言房家卿の御息男、義隆卿の姉君の御腹也」と。

義隆薨去の後は、治亂記に「陶尾張守は義隆生害を後悔申し、修理太夫大友義鑑二男義長は、義隆の御姉の御子なればとて、豐前の大友八郎義長を請申し、大内の家をつがせ奉るべきとて、其の旨を大友殿へ申入云々」と。後毛利氏に攻められ、弘治三年長州府中長福寺にて自殺す。其の後大内太郎左衞門尉輝弘あり、安西軍策に「輝弘は義興の父政弘の的子也云々、氷上の太郎高弘と名乘る、其の後大樹・輝の字を降し給ひ、太郎左衞門尉輝弘と召れけり」と。永祿十二年山口に攻め入りしも、毛利氏に攻められ腹切りて死す。

見聞諸家紋に、

多々良 大内

佐々木本

3 石見の大内氏 大石條を見よ。

4 豐前の大内氏 前述大内敎幸は豐前國田川郡に據り、後に馬岳に死し、其の子を弘春と云ふ、とぞ。

5 豐後佐伯氏流 佐伯系圖に「佐伯彌四郎惟直—惟篤(大内次郎)」と見ゆ。

6 紀伊の大内氏 牲川氏これなり、その系源姓大内氏と多々良大内氏とを混ず。ニヘカハ條に詳述すべし。

7 秀郷流藤原姓結城氏流 下野國阿蘇郡大内邑より起る。尊卑分脈に「秀郷十世孫結城朝廣(大藏權少甫)—廣綱(上野介)—宗重(大内新左衞門)—時重(上野判官)」と。結城系圖には「宗重(大内彌三郎、左衞門、野州大内庄に移り、天明七ヶ村、駒場四ヶ村を領す)—時重(彥二郎、左衞門)」と見ゆ。又結城家譜に「朝光卿四世の孫時廣二男、野州大内莊に移り、大内彌三郎宗重と名乘り、天明七箇村、駒場四箇村を賜ふ、其の外所々の恩所、之に記すに及ばず」とあり。(武家系圖には「大内、藤、新左衞門尉宗重男、久下上野介時重稱之」と見ゆ。)なほ第十九項を參照。(宗重の子を上野判官時宗とするものあり)。

8 下野芳賀の大内氏 二十四輩順拜圖會に「大内庄高田專修寺は元仁二年親鸞聖人行化の時、國司眞岡の城主大内國行を始め云々等、我劣らじと聖人に歸伏す。眞佛第二代の法脈相承、眞佛上人と申すは、大内國行の舍弟、眞壁國春の嫡男、椎尾彌三郎春持是なり。平國香の末孫なり。世に上人を大部平太郎眞佛房と同人なりと思へる者多し、是れ同名異人にして、ゆめ〳〵混ずべからず」と。されど此の大内氏は當郡淸原の族黨かと云ふ。此の寺は後伊勢に移る、高田派眞宗の本山なり。而して第四世專空は眞佛の甥大

袖こそぬるれ、たらちねの、かしらをきれば、椎柴の露、」此の歌にて、從四位に擧らる。」教弘(闢雲寺殿、大基教弘、持世養子にて繼家督、寬正六年乙酉九月三日、伊與吾々島に於いて病死。防長豐筑四州大守、左京大夫、從四位)、小法師(瑞光寺殿)、政弘(法泉寺殿、直翁眞正、明應四年乙酉九月十八日、防州本館に於いて病死。防長豐筑四州大守、左京大夫、從四位、「たよりなき、外山にすみて、下枝の、ゐることかたき、峰の椎柴、」此の歌にて位を被擧)、義興(凌雲院殿、傑叟義秀大居士、享祿元年戊子十二月二十日、防州本館に於いて病死。五十二歲。防長豐筑備藝石七州大守、左京大夫、從四位)、梵良(保壽寺方丈、義興庶腹兄)、尊光(氷上山別當、義興と一腹也、有胡越、至豐後奔、加冠、大内太郎殿、字高弘、御子有二人、於防州被害)、義隆(龍福寺殿、瑞雲珠天大居士、防長豐筑備藝石七州大守、左京大夫、從四位.天文十九年庚戌九月朔、陶、内藤、杉、謀叛に就いて、長州大寧寺に於て御腹を切らるゝ也。冷泉判官介錯して供奉を致す。追腹切。幷御曹子同前生害也)」と見ゆ。

其の他、異本尠からず。今大内氏實錄を基とし、諸書を參酌して、其の略系を作れば次の如し。正恒(武家系圖に長門守とす)、其の子藤根、其の子宗範、此の父子一本周防介とあり、次に其の子茂村、以下大内介と註するものあり。茂村の子弘眞(一本弘貞に作り、宮本鄕本主と註す。)其の子貞長(七代)、其の子貞成(八代)、貞成の弟に淸致あり、宇野氏の祖とす。貞成の子盛房(九代)、周防介に任ず(弘護肖像贊、及び大内系圖)。盛房の弟盛長は右田氏と云ふ、陶氏は此の氏より分る。盛房の子弘盛(十代)は又周防權介に任ず(系圖、及び牟禮村阿彌陀寺正治二年文書)。其の弟盛保は但馬權守にして、鷲頭氏の祖也。

東鑑文治三年四月廿三日條所載、同年二月の周防國在廳の連署に「權介多々良宿禰(在京)」とあるは、弘盛に當る。また建久三年正月十九日條に「重源上人使者參り訴へて云ふ、周防國に於いて、東大寺の柱を引くの間、大内介弘成、聊か違亂を成す所也。糺行せらるべき歟と云へり云々。」とある弘成も、十二代の弘成にあらずして、弘盛の盛字の皿を闕落せし

ならんかと云ふ。同書卷四十にも「大内介」見ゆ。又豫章記引用壽永二年十一月三日、平景時の奉書と稱するものに「周防大内介、伊與河野四郎、此の兩人は惣て西國居住の輩、一列の仁に非ず云々」と。弘盛の子滿盛(十一代)、父子源平合戰に功ありと(中國治亂記)。滿盛の子弘成(十二代)、その子弘貞(十三代)、その子弘家(十四代)、矢田太郎、大宮と號す(系圖)。一本弘貞に矢田太郎と號すと註し、弘家を二男とす。弘家の子重弘(十五代)六波羅評定衆、小野と號す(系圖)。本朝通鑑に「弘安中、大内權介重弘・蒙古人を擊襲する」ことを載せたり。此の人元應二年卒、御堀乘福寺に葬る。重弘の弟に長弘あり、周防守護代、その子に弘員(但馬權守)、貞弘(信濃守)あり。次に重弘の子弘幸(十六代)永興寺と號す、法名妙嚴。その子弘世(十七代)正壽院と號す、法名道階(系圖)。中國治亂記に「其の後元弘建武の亂に、大内介弘幸、其子弘世、父子宮方に忠戰を盡す。貞治の頃は弘世は又將軍家へ參りければ、長門に厚東と、豐田と、周防に山口なんど申、宮方の大名有て、數年の合戰ありけ

れば、弘世悉く追討せしめ、次第に大身になり、長門、周防、石見三ヶ國を討取り玉ふが、康曆二年十一月十日に逝去し給ひ、其の子義弘の時、九州の宮方一統して攻上るべき由聞えければ、今川了俊・大將と爲り討手に下向ありしかども、三百餘騎の小勢にて叶はざりしかば、義弘は十六歲、舍弟十五歲なり云々」と。太平記には卷六に大內介、卷十四節度使下向の條に「大內新介、」梅松論には「周防の守護大內豐前守、長門の守護厚東入道兩人云々、」また「周防國は大將新田の大島兵庫頭、守護大內豐前守、」と。

弘幸弘世父子は、初め北軍に從ひ、後南朝に歸順す。その年月につき、實錄は「長門國豐浦郡忌宮神社に、正平四年四月十日、散位弘世とある文書あれば、これより以前なりと思はるれど、貞和六年十二月、內藤肥後德益丸が、將軍家に捧ぐる軍忠言上書を以て見るに、いまだ北朝方にて南朝に歸順せしにあらず、七年に至りて歸順瞭然たるを、仁平寺本堂供養日記、また乘福寺所藏の文書、觀應三の年號をかけり。また貞治二年春、北朝に屬せしに、其の年八月十日の文書、猶ほ正平十八年とかけり。されば年號を以ては、南とも北とも定め難し」と。大內氏が南朝に屬する間も、一族散位貞弘（前述す、弘幸の從兄弟）等は北軍に屬し、一族分裂して相爭へり。弘世に至つて吉敷郡山口に館す、土豪山口氏を滅して居館を營みしなりと。系圖に「此の地の繁榮、此の代に起る、山口祇園、淸水、愛宕等を建立す、總べて帝都の構樣を遷すなり」と。

弘世の子義弘（十八代）、孫太郎と稱す、周防權介、左京權大夫、從四位上、周防、長門、石見、豐前、和泉、紀伊、六箇國守護（系圖）。或は云ふ周防、長門、豐前、安藝、和泉、紀伊の六國とあり。中國治亂記に「大事の合戰二十八ヶ度、終に九州を打平げ、上洛し、明德の亂、自身粉骨を盡し、其の後、南朝の帝皇をいさめ申。南北の亂談を相調へ申され、三種の神祇（神器）歸洛し奉る。無双の大忠なりしかば、榮花身に餘り、上意を輕んじ奉り、應永六年十二月、堺の濱にて天命盡て失ぬ」と。事は應永記に詳かなり。

義弘の後は弟新介弘茂（十九代）嗣ぐ、應永記に「新介討死せんとしけるを、平井賴に宥めつゝ、冑を脫がせ降參しければ、相從ける者迄も同く降人にぞ參ける」と。弘茂・防長二州を得、同じく義弘の弟六郞盛見と戰ひ、之を豐後に走らせしも、其の後盛見・長門に還り、弘茂敗死し、盛見（二十代）周防、長門、豐前、筑前四ヶ國の守護となる。周防守、左京大夫、從四位下、國淸寺殿と號す。永享三年六月廿八日大友少貳の聯合軍と戰つて卒す。

盛見の卒後、其の弟（或は云ふ義弘の子）持世（二十二代、刑部少甫、修理大夫）嗣ぎ、而して長門は其の弟持盛（二十一代、孫太郎、周防權介）、之を領せしが、兄弟不和にして久しく爭ひ、永享五年四月八日、持盛敗死し、持世所領を統一す。持世、持盛は義弘の子なりとも、盛見の弟なりとも云ふ。又曰ふ持盛兄にして持世弟なりと）。以後の系圖は次の如し。

- 21 持盛（周防權介）
  - 敎幸（孫太郎）
  - 23 敎弘（持世養子 持盛次男、六郎、左京大夫）
    - 24 政弘（太郎、左京大夫）
      - 梵良（保壽寺方丈）
      - 25 義興（龜壽丸、左京大夫）
        - 26 義隆（龜童丸、左京大夫）
          - 義高（新介）
          - 晴持（實一條房基次男）
          - 義長（實大友義鑑二男）
      - 高弘（左衞門尉、大內太郎、尊光、輝弘）
- 22 持世（修理大夫）

に準ず。持戒して剃髮染衣せずと雖、以つて聖老に比す。澆季末法の世、如來の敎に遭ひ難し。日本彼國・皇子を聖德太子と名く。則ち過去正法明如來、八重玄門、猶ほ菩薩の地に居る。今日本に降誕し、佛法を興隆し、衆生を濟渡す、觀世音菩薩是なり。琳聖太子歡喜極なく、船を裝ひて渡る。其の船。周防多々良岸(和名抄佐波郡多良鄕)に着く。乃ち琳聖・聖德太子と荒陵に謁し、周防大内縣(續左丞抄に大内縣氷上山、氷上山興隆寺舊鐘銘、同寺古文書に大内村)を割き、以つて采邑の地と爲す。姓を多々良と賜ふ。爾來綿々絶えず。其の後妙見大菩薩、下松浦より桂木宮に移す。今宮洲山嶺に上宮あり。山半に下宮あり。一二三殿、中堂、普賢堂、樓門等儼然たり。琳聖太子五代の孫茂村・大内縣氷上山に勸請し奉ると云へり。神社佛標坊以下・鷲頭山に十倍す。山を陟る八町計り宮あり。東向下宮、南向本堂、釋迦三尊、脇士四天王像、四面回廊、二階樓門、京西二塔、鍾樓、輪藏、幷に經藏、長日の護摩堂、不斷如法經堂、八幡社壇、三十番神社、山王七社、厩屋、廳屋、湯屋、法界門十町餘を

なし、兩側百餘坊の甍を並ぶ。山中衆徒・天台敎法を習學す。論談決擇之を修す。專ら眞言祕を以てし、天下安全、國家豐饒の懇祈を致す。社司烝人袂を連ね、每日佛法、四季祭禮、中春大會、步射、舞童經行、絃管聲明、音樂日に絶ゆるなし矣。崇峻嶺、茂林綠樹、河水前に横はり、老樹後に欹つ。森々然として一點の俗塵なきなり。(曆應四年癸上宮寺炎上、妙嚴入道弘幸・閏四月十五日の文書に、當家崇敬無雙の靈云々、氷上寺衆徒御中と)文明十八年の春、當山額、幷に勅願寺たるべきの由、瑞夢によりて奏聞せしむるの處、當山致境、侍從中納言實隆卿を以つて勅許の間、此の一卷を叡慮に備ふ。則ち當山額・宸翰を染められ、勅願寺宣旨下す所件の如し。文明十八年丙午十月廿七日、散位四位下多々良朝臣政弘在判。

來朝の時、五種物隨身。一藥師像、二不動明王、三妙見神鉢、四寶劔、五御系圖」と見ゆ。

また大内義隆記に「誠に由來を申せば、百濟國の王子琳聖太子と申せしが、日本周防國多々良の濱へ定居二年に來迎し、

大内に住居し給ひ、國の守護所の人を綠として、民百姓をしたがへ、武英を以て國を切取る事つゝがなく、次第々々に繁昌して、義隆卿に至るまで廿六代、年の數をかぞふれば、九百四十年とぞみえにける」とありて、何れも百濟王子裔とすれど、中國治亂記には「抑も大内介と申は、其の先祖は百濟國爾利久牟王の御子、琳聖太子、本朝欽明天皇の御時、日本に渡り、多々良濱に居住あり。種々の珍寶を獻じ奉りければ、則ち多々良の姓を賜り、多々良濱より富田の奧の大内畑と申す所に移り、乘福寺と云ふ處に居住ある、今も大内と號し、舊跡あり。昔源平の合戰の時、賴朝公の味方に參り、大内權介多々良の宿禰と號し、四國九州の軍に忠功あり」と見えて、琳聖を百濟國爾利久牟王の子とす。本書爾利久牟を百濟王とすれど、姓氏錄は明かに御間名(任那)國主とし、多々良公の祖とあれば、大内氏が姓氏錄所載、多々良公の後裔なる事・本書によりて其の馬脚を表はすものと云ふを得ん。

卽ち中國治亂記は大内氏出自に關する史料中、最も古きものに據りしものと考へ

られ、大内氏流多々良氏も、最初は爾利久牟王の後と云ひしが、後に此の人を百濟王とし、以つて百濟王の世系を補ひしや明白なりとす。卽ち大内系圖には「琳聖太子、太子は百濟人也。姓は餘氏、晋義煕十二年丙辰、百濟王餘映、好んで信を中華に通ず。映の子を昆と曰ひ、昆の子を度と曰ひ、度の子を牟都と曰ひ、牟都の子を牟大と曰ひ、牟大の子を隆と曰ひ、隆の子を明と曰ひ、明の子を淹と曰ひ、淹の子を昌と曰ひ、昌の子を璋と曰ふ。推古帝の十九年辛未、百濟王餘璋の子、琳聖(第三皇子)本朝に來り、船を周防國佐波郡多々良濱に繫ぐ。琳聖の子を正恒と曰ふ。帝之に多々良姓を賜ふ。是れ大内の祖也」と見え、次に姓氏錄多々良公條、日本紀欽明卷等を引用し、「餘昌は琳聖太子の祖父也、餘昌は欽明の時に當る。琳聖は推古の期に當る。世々日本の朝恩を受く、故に琳聖に至りて來朝留居。又姓氏錄、御間名國より投化の人也。御間名は百濟國と同盟の國にして、境隣相接す、又本朝歸順の國也。欽明の時、新羅・任那を打滅す、此の時投化か、兩說孰れ是なるかを知らず。故に日本紀、姓氏錄を引きて參考に備ふ」とあり。

大内氏の世系は大内系圖に「家紋唐菱(俗謂之大内菱)、琳聖太子―正恒(此の間數代斷絕、始めて館舍を立て大内と號す)―藤根―宗範―茂村―保盛―弘眞(吉敷郡宮野鄕主)―眞長―貞長(本盛)―盛房(周防權介)―弘盛(周防權介)―滿盛(壽永年中、始號大内介)―弘盛(周防權介)―弘貞(同上、法名覺淨)―弘家(矢田太郞、號大宮、法名月淨)―重弘(周防權介、號乘福寺、六波羅評定人、號小野、法名淨惠)―弘幸(周防權介、號永興寺、法名妙嚴)―弘世(周防權介、從五位上、周防、長門、石見守護、號正壽院、法名道階)―義弘」と載せ、龍福寺本には「琳聖太子、正恒、藤根、宗範、茂村、貞長、貞成、盛房、弘盛、滿盛、弘成、弘貞(朝講大夫、本州別駕、覺淨大禪定門、琳聖太子十九代の後胤、多々良、弘安九年丙戌七月七日逝去)、弘家(大宮殿、圓淨大禪定門、正安二年庚子三月廿八日逝)、重弘(乘福寺殿、道山淨惠、元應二年庚申三月六日逝、住防州、太守始也、凡廿六代也、六波羅評定衆)、弘幸(永興寺殿、寒岩妙嚴、文和二年壬辰三月六日逝)、弘直(瑞雲寺殿、惠海淨智、建武三年七月七日、於石見益田大山、將軍尊氏の命により誅らる)師弘(興禪寺殿木源彥溜「此不審也」)弘幸、弘直、師弘、兄弟三人と見申也。師弘は後に保壽開山に成て、名痴鈍云々)、弘世(正壽院殿、玄峰道階、康曆二年庚申十一月十五日逝、防長石三州太守)、義弘(香積寺殿、梅窓道實、應永六年己卯十一月廿一日、泉州境に於いて誅せらる。防長豐石紀泉六州大守、左京大夫、從四位下)、弘茂(眞休院殿、日庵淨永、應永十年癸未十月二十日、長州に於て誅せらる)、盛見(國淸寺殿、大先德雄、永享三年辛亥六月廿八日、筑前に於いて戰死。防長豐筑四州大守、左京大夫、從四位)持盛(勝「覩」音院殿、芳林道繼、永享五年癸丑四月八日逝、繼世只三年)、敎祐(新藏人殿、筑州西鄕に於て戰死)、滿弘(牟泉寺殿、伊豫守濁世、馬場殿)、敎幸(廣澤寺殿、南衆道頓、豐前馬岳に於いて死、加嘉丸、獅子丸二人共に誅せらる)、持世(澄淸寺殿、道岩正弘、嘉吉元年辛酉七月廿八日逝、京都に於いて赤松亂死。防長豐筑四州大守、修理大夫、從四位、家督を敎弘に讓る。「おり〳〵に、

オホウチ
オホウチ

1　常陸の大岩氏　新編國志に「大岩・那珂郡大岩村より出づ。戸村本佐竹譜に、近習士自國の住人、他國の牢人と云ふ處に大石とあり。谷田部本には大岩とあり」と見ゆ。

2　美作菅家族　廣戸氏の支流に大岩氏あり(美作菅家氏分錄)。廣戸氏系圖に廣戸佐勝が大岩主膳と稱し、美作國一宮中山神社の神人に加はりしを載せ、又大岩氏の系圖に「佐勝(孫兵衞、幼名孫市)京都に上り花山院殿に奉仕し、大岩主膳と改名、後又吉田殿に出入し、本國へ差歸さる。中山大神宮神人に加はる。東一宮邑へ住居」とあり。其の子孫今に存す。(仁木大次氏)。備前にも此の氏あり。

3　平姓中井氏流　寬政系譜平氏支流に收む。先祖中井を稱せり。家紋丸に二瓶子、丸に打違陰矢筈。

4　其の他、伊勢、志摩等にも存す。

大磐　オホイハ　大岩氏に同じ。

大石　オホイハ　オホイシ條を見よ。

大岩根　オホイハネ　日向記に大岩根式部少輔等見ゆ。

大刑　オホイバラ　越中に大荊庄あり。

大飯　オホイヒ　若狹に大飯郡あり、和名抄に於保伊太と訓ず。郡内に大飯郷あり、高山寺本に於保比と訓ず。又式内大飯神社あり。

大芋　オホイモ　オクモ

1　丹波の大芋氏　多紀郡大芋(オクモ)庄より起る。當地方の名族也。家系に「式部亟(細川勝元より感狀)―兵庫介―慶氏明應六年當知行目錄)―重次郎(波多野元秀感狀)―又二郎」と見ゆ。

見聞諸家紋に

大芋

2　橘姓　武家系圖に「大芋、橘、本國、紋二カリカネ、菊水」と見ゆ。

大姶良　オホイラ　大隅國肝屬郡大姶良郷(大隅郡)より起る、地理纂考大姶良城條に「往古禰寢五郎大夫義光城主たり。始め日向飫肥南鄕の郡司にて、後大隅國禰寢に移り、禰寢を氏とし大姶良を兼領す。義光・壽永二年北陸道篠原の軍に戰死す。其の子孫禰寢小太郎義明續て領主たり。承襲して、其の族横山、宍目、大姶良、濱田の四つに分る。各々其の領地を以て氏とす。宍目家譜に『義光・長岡右大臣内麻呂公の後』とあり。其の後肝屬高山の城主肝付八郎兼重、大姶良を併せ、建部年中、其の弟五郎九郎兼成を城主とす。觀應二年・兼成横山城を拔く。宍目某、兼成が歸路を待ち、不意を狙ひ撃つて、終に兼成を殺し、大姶良城を取る。楡井賴仲兵を率ひ來り、忽ち當城を陷れ、部下の將をして守らしむ。三月禰寢清成、清種、又是を拔く。其の後楡井賴仲、又當城を陷れて、自ら是に據る。文和元年島津氏久大隅の亂を鎭め、同鄕内城に入る。延文二年賴仲敗死して、氏久又志布志に移る」と見ゆ。

大植　オホウヱ　正訓不明。

大魚　オホウヲ　大同類聚方四十に「近江國滋賀郡井野島西古里、大魚麻呂」を載せたり。

大内　オホウチ　オホチ　和名抄伊賀國伊賀郡に大内鄕あり、神鳳抄に大内御薗、准后伊賀記に大内鄕十五保。又大内庄、大内東庄、大内西庄等ものに見ゆ。又和名抄、丹後國加佐郡に大内鄕あり。東寺文書にも見ゆ。正應田數目錄には「加佐郡大内庄田九十七町二段三百步、」とあり。次に讃岐國に大内郡、於布知と註す。又中世以後大内庄あり。又伊豫國和氣郡に大内鄕あり、於

保字知と訓ず。其の他大和に大内東庄、但馬に大内庄、又周防の大内邑、以下諸國に此の地名多し。

1　清和源氏義光流　伊賀國伊賀郡大内鄕より起るかと云ふ。但し平家物語源氏汰の條に「信濃國には、大内太郎維義、岡田冠者親義、平賀冠者盛義、その子四郎義信」と見ゆ。果して然らば、伊賀守護たる以前、信濃にて既に大内と云ひしなり。此の人源平盛衰記には大内太郎とも、大内冠者維義とも載せ、又東鑑卷三、元曆元年二月五日、義經相從の輩に「大内右衛門尉惟義、」同三月十八日の條に「今日、大内冠者惟義を伊賀國守護と爲すの由、之を仰せ付けらる云々、」また七月五日條に「大内冠者惟義飛脚參着して申して曰ふ、去る七日、伊賀國に於いて平家一族の爲に襲はる云々」以下多し。此の氏の出自、尊卑分脈に義光—盛義(左兵衛、刑部四郎、號平賀冠者)—

—有義（同二郎）
—義信（大内四郎、號義宗、猶子）—
　—惟義（大内冠者、院昇殿）—
　　—惟信（帯刀長、右門尉、駿河守、承久亂配流）
　　—惟時（木工助、花德院藏人）—信治（左將監）
　　　—時忠（帯刀長、左門尉）
　　　—惟基（左門尉）
　　—惟親（左門尉）
　　—家信—惟基
　　—惟家（右衛門藏人）
　　—義海（權律師）—義行（小野太郎）
　　—女子（藤隆行母）
　—隆信（武藏二郎）
　—朝信（小野三郎）
　—朝政（左衛門尉、京都守護）

と載せ、惟義に「文治元八十四源氏六人受領之内、」と註す。東鑑には廿九日條に「去る十六日小除目あり、惟義相摸守」とあり、諸家系圖纂、信治の子氏治(竹内大夫)、また時忠を惟忠に作る。武家系圖に「大内、清和、本國、紋竹輪に一文字、新羅三郎義光三代、武藏守義信稱之」と見ゆ。

2　任那族多々良公流(稱餘姓)　任那國王爾利久牟王の裔なる多々良公より出で、久しく周防國佐波郡多良鄕(高山寺本・達良に作り、太々良と註す)にあり、後隣郡吉敷郡大内邑に移り、其の地名を稱號とせしものの如し。周防に多々良姓の古くありし事は、此の地名、及び玖珂郡玖珂鄕延喜八年戸籍に「多々良公秋男」の見ゆるによりて明白なり。しかるに大内氏は後世・百濟王子琳聖太子の後裔と稱す。何によりて然るか詳かならざれど、誤りなる事は明白なりと云ふを得ん。蓋し紀氏が平群の系を採れると同樣、後者とする方、歷代を明瞭ならしむるを得るが爲ならんか。歷代が詳かならざる爲に、同族、或は類似の系を借りて自家のものとする傾向は、他に多く表はるればなり。此の事猶ほ以下の文にて說明せむ。

大内氏の出自については、先づ龍福寺古本譜牒に「推古天皇御宇十七年己巳、周防國都濃郡鷲頭庄青柳浦(鷲頭妙見宮)に大星あり、留りて松樹の上に在り、而して七晝夜赫々絕えず。國人奇異の思を成す也。時に巫人に託して曰く、異國太子・日本に來降、其の擁護の爲に北辰下降云々。因りて假に其の處の名を下松浦と曰ふ。星を祀りて妙見尊星王大菩薩社と稱し奉り、以つて之を祭る。(大内壁書に鷲頭庄妙見山とある者これ也。)三年を經て、辛未歲百濟國齊明王第三皇子琳聖太子來朝す。夫れ百濟は三韓の內の馬韓也。初め神王あり。東明と曰ふ。善射魚を以す、魚鼈・橋梁を爲す。東明の後に仇台あり、信主に篤し。姓は餘映、子を昆と曰ふ。昆の子を慶と曰ふ。慶の子を牟都と曰ふ。牟都の子を明と曰ふ。明の子淹、淹の子昌、昌の子璋、璋の太子を琳聖太子と曰ふ。平生・肉身如來誓願を奉拜するあり、晝夜を弃てず。寢食を相忘れ祈念年久し。一夜夢中の間・木像を刻し、以つて眞佛

オホウチ
オホウチ

「出羽守助平、相繼いで播磨守盛氏、出羽守氏影、播磨守秋氏、出羽守長盛」と云ひ、「六代長盛を土人說に大梵字に住す。故に大梵字出羽守といふ。大梵字、又大寶寺とも註して、武藤代々在城なり。次は左京大夫師氏、或は左京亮ともいひ、實は長盛弟也。松尾小次郎といふ。今の鶴岡と尾浦との間、松尾大明神あり、此所に住せられしにや。八代出羽守氏平、九代播磨守親氏、十代播磨守敎氏、十一代出羽守經氏、以下右京亮建氏、左京大夫政氏(或は讚岐守)、四郎次郎澄氏、四郎氏說(實は澄氏弟)、左京亮某(又左京大夫、實は氏說の弟)、左京大夫晴時、新九郎某、出羽守義氏と、累代家を繼ぎ、職を守て、田川、飽海、平鹿の三郡を領す。三郡の諸士代々武藤屋形に膝を屈しけるが、義氏の代に至て欲をほしいまゝにし、近郡を侵し、無罪をせめて所領を奪ふ。庄內諸士遂に地一揆して、尾浦の城を攻め、義氏自害、天正十壬午三月六日也」と見ゆ。

右の內、武藤景賴云々の事は、東鑑文治五年二月十九日條に「若宮御方結構風流云々、三浦介預囚人武藤小次郞資賴(平氏家人、監物太郎賴方弟)、彼箭の事、故實を得るの由發言す。義澄求次、御氣色を伺ひて曰、內々之に召仰すべしと雖、若宮御事也、囚人たり、爭か之を役せん哉云々。仰せて云ふ、早く厚免する所也、之を沙汰せしむべしと云へり。資賴愁眉を開き、之を調進す云々」とある資賴を指すや明白ならん。而して八代の出羽守氏平は東鑑承元三年五月五日條に「丁酉、出羽國羽黑山衆徒等群參す、是れ地頭大泉次郎氏平を訴ふる所也」と見ゆる人なるや明かなり。然らば文治より承元の間にて八代を經たる事となりて理に合せず。よりて安倍氏筆餘も「二代助平は氏平の誤にて、二代八代同名異人か」と云へり。又氏平の孫とする「敎氏は足利義敎の諱を授けられしなれば、永享中なること勿論也」と。しからば其の曾孫政氏の名が羽黑五重塔應安棟札にあると、時代合はず、其の他錯亂多し。

次に奧羽永慶軍記には「越前の住人監物太郎賴方、大泉の庄に入部して、七代の孫播磨守師氏迄は、大梵字に住居す。師氏舍弟松尾小次郎は鎌倉の公方に仕へ奉り、松尾右京亮と號す。同八代の孫氏平(師氏の子)に至て大山の城に住す、十七世は晴持なり」と。始祖を資賴の兄賴方とし、猶ほ八代を氏平とする也。

又兵家茶話には「平維盛の臣武藤義鄕、平氏亡後、鎌倉府に仕へ、射禮に熟するを以つて、出羽大山を賜ふ。義鄕は監物太郎賴方の弟なり。東鑑に『三浦囚人武藤小次郎資賴は監物太郎賴方の弟なり、射術を善くす』と。按ずるに、資賴と義鄕とを混同するに似たり。資賴は鎭西守護、奧羽の地に在るべからず。東鑑・建長八年に武藤少卿景賴を載す、景賴は鎭守府將軍秀鄕八世の孫也」と。

資賴と氏平との關係は、尊卑分脈には、

賴平(大藏丞武者所たるにより武藤と號す)
　├資賴(鎭西守護 初資賴)
　│　├資能
　│　└賴茂─景賴
　├賴高(五郎)
　├氏平(奧州守護 左衛門尉)
　└宗平(京都守護)

とありて、又東鑑と說を異にす。

或は云ふ、大泉庄司は「大藏丞賴平」─資賴(小卿)─賴茂(左衛門尉)─景賴(左衛門尉)─資平(出羽守)─盛氏(播磨守)─詮氏(出羽守)
　├長盛(出羽守、大梵字館)
　└師氏(小二郎、左京大夫、松尾城)

─氏平(左衛門尉 大泉二郎)─親氏(播磨守 太郎)─敎氏(同 太郎)─淳氏(同 太郎)─建氏(左京亮 大山城)─政氏(左京大夫 讚岐守)

滿氏（左近將監）—持頼（三郎二郎）—致政（左衛門佐）—盛秀（出羽守 左京亮）—澄秀（四郎二郎）—氏説（四郎）

氏俊（左京大夫）—晴時（同）—義氏（新九郎）┬義與（兵庫頭）—義勝（出羽守）
└義忠（太郎左衛門）

なりと、されど又容易に信じ難し。猶ほムトウ條に詳説すべし。

2 氏平以前の大泉莊司のことは詳かならず。庄内物語に「昔源義家、後三年の合戰に、武衡家衡誅伐の時、大泉に陣し、利を得給ふ。地の利宜しきより藤原光廣に此所を賜ふ。其の後承久二年、平義時・後鳥羽院を隱岐國へ流し奉る時、光廣が三代の孫大膳亮廣利、其の子刑部大夫廣正を鎌倉へ召し、蝦夷が島へ配流の由、龍峰道程記、王代古遷記にあり」など云ひ、又羽源記に「古へ光衡といひし人・出羽國司となりて、大寶寺に在城せしが、羽黑衆徒叛逆により、大中島にて切腹、やがて時の關白殿下公達の中を、出羽の國司と成されて下し賜ふ。後深草院の頃とかや」などあれど傳説に過ぎず。光衡とは東鑑の氏平の事を誤るならんか。或は云ふ、大泉庄は、もと平泉藤氏の配下田河太郎の所領たりしを、文治奥州征伐後、之を武藤氏に與へしものならんと。

なほムトウ、ダイハウジ、タガハ等の條を見よ。

3 大泉氏は東鑑十九、二十三に大泉二郎氏平、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十八、四十九、五十に大泉九郎長氏、四十二に大泉次郎兵衛尉氏時、四十二に大泉次郎兵衛尉氏村を載せ、又酒田東禪寺八幡宮に「嘉曆年中、大寶寺城主出羽守長盛の家臣、藤原隆明書寫寄進」の大般若經六百卷あり。又羽黑山五重塔棟札に「大寶寺、武藤讃岐守藤原政氏、應安二年」また同山荒澤念佛堂過去帳に「武藤左京大夫政氏、戒名淨雄、道號法山、子息晴時、天文十年他界、其の子新九郎、天正九年終焉、其の子四郎義氏」また蜷川親元日記に「寛正六年、大寶寺出羽守」見ゆ。

4 桓武平姓大掾氏流 常陸國の豪族にして、石河次郎家幹の八男八郎光幹の後なる事、大掾流系圖、吉田社文書、新編常陸國志等に見えたり。大野條を見よ。

5 若狹の大泉氏 東寺百合文書建久七年若狹武士交名に、大泉七郎家正を載せたり。

6 信濃の大泉氏 城跡伊那郡大泉邑にあり。此の地より起りしなるべし。當城は大泉氏代々の居城にして、天文中、大泉上總、箕輪頼親に從ひ、武田氏打入のとき、武名を顯し、後主家亡びて民籍に降る。（小平物語）。

7 尾張藩鎗術の士に大泉牛三郎あり。

8 小野寺氏流 小野寺系圖に「秀鄕—知常—公光—經秀（康平四年卒）—刑部大夫秀遠（應德三年卒）—佐藤筑後守遠義（永久二年卒）—小野寺六郎義寛—同禪師太郎道綱—六郎道時—藤太郎重道—秀道（大泉六郎）、弟義重（波多野出雲守、平泉寺道元愛戒）—經道（小野寺六郎、出羽守、三浦泰村二男、後大泉より羽州雄勝郡稻庭に移住、文永十年閏八月十四日、道號寂然六十二歲）—忠道（孫次郎、中務大夫）」と見ゆ。

大井手 オホヰデ

大稻置 オホイナギ 古代の地方官名にして、稻置の內、領土の擴大なるものを特に大稻置と云ふ。天孫本紀に尾張大印岐とある其の一例なり。

大稻 オホイネ

大岩 オホイハ 三河、駿河、上總、常陸、上野等に此の地名あり。

大磯　オホイソ　相州、薩州に大磯の地あり、それ等より起れるか。

大井田　オホキダ　又大江田と通じ用ひらる。伊勢に大井田御厨あり、又越後に大井田邑あり。

1　紀姓　紀氏系圖に「實直―實元（潮田五郎）―實淸（大井田五郎八）―淸景」と見ゆ。武藏發祥か。

2　淸和源氏里見氏流　越後國中魚沼郡大井田邑より起る。尊卑分脈に「新田太郎義俊（號里見、號竹林）―義成（里見冠者）―義繼（大島藏人、伊賀藏人）―氏繼（大井田三郎）―義隆（大井田藏人、藏、左兵衞尉）―經隆（藏人大夫、藏、從五下）―經兼（民部丞、從五下）、弟氏經（彈正少弼）、弟經世（左馬助）」と見え、里見系圖一本に氏經を義隆の子となし、經隆を氏經の子とす。

大井田系圖には「本貫越後、淸和皇別、家紋大中黑二引兩、井桐、花菱、義成（里見冠者）―義繼（大井田祖、藏人、伊賀守、住越後）―氏繼（大井田太郎、左衞門尉）―義隆（藏人、左兵衞尉）―經隆（世々住越後、從五位下、遠江守、藏人、元弘の戰、一族と同じく後醍醐帝に侯す、其の武功群に抽づるを以つて桐紋を賜ひ、子孫之を傳ふ、乃ち大中黑旗、手麾紋是也）―經兼（民部丞、式部大輔、从五下、經兼旗大中黑、家紋・花菱及び桐を用ふ。元弘兵亂の後、曩祖八幡太郎義家、納むる所の二引兩の旗、鎌倉若宮神殿より出づ。左中將義貞・經兼の勳功を稱して之を賜ふ、因りて二引兩を以つて家紋と爲す、子孫之を榮とす）―氏經（彈正少弼）―經景（隼人佐）―經貞（三郎五郎）―氏滿（伊與守）―經宗（次郎、左衞門尉、弟に三郎左衞門尉經俊あり）―經義（兵部少輔、弟に治部義政あり）―經氏（隼人佐、以上皆住越後）―

- 義房（刑部）―房仲（監物、景勝臣、一萬三千石）
  - 房仲―自仲（覺衞門、越前松平家臣）―自房（新九郎、覺衞門）
  - 房仲―義能（忠兵衞、內藤信政家臣）
    - 義能―義惟（織部、內藤家臣）
    - 義能―能宣（庄左衞門）
  - 房仲―經房（右馬允、越前家臣、後蜂須賀）―房次（蜂須賀臣）
- 女（大熊妻）
- 氏景（式部）―景能（平衞門）

子孫水戶家、細川家、本多家等にもあり。

太平記卷十に「越後國の一族に、里見、鳥山、田中、大井田、羽川の人々にてぞ坐しける」とし、「大井田遠江守（經隆）、」十四に「大井田式部大輔、」十六に「大江田式部大輔氏經、」十七に「大江田式部大輔義政、」二十に「越後國は大井田彈正少弼、同式部大輔、」を載せたり。魚沼郡大井田城は、また中條城（中條村中條）と云ふ、大井田氏の居城也。又赤澤城（蘆ヶ崎村赤澤）は元弘の始、大井田遠江守の居城せし地也。下つて謙信配下の將に、大井田監物房仲あり。

3　淸和源氏畠山氏流　系圖に「畠山國詮―滿國―左京大夫持久―相摸守持勝―左京大夫政兼―二郎宗賴（大井田觀音坊と號す）」とあり。

4　美作金林玉林院楠氏系圖に貞治頃の人大井田源次郎を載せたり、中井條を見よ。

5　東鑑には卷三十四に大井田十郎を載せ、又室町時代、永享以來の御番帳に大井田又太郎、越前秀康卿分限帳に「四百石大井田監物」等見ゆ。

大分　オホイタ　多臣の族。オホキタ條を見よ。

大板　オホイタ　淸和源氏斯波氏の族にして、尊卑分脈に「斯波家氏―貞數（號大板

二郎、母星名三郎橘守隆女)」と見ゆ。

大市 オホイチ オホチ ホフチ 和名抄大和國城上郡に大市郷あり、於保以智と註す、崇神紀に見ゆる古地名也。又三河國碧海郡に大市郷あり、於保以知と註す。又攝津武庫郡に大市莊あり、芝高木、上大市、下大市、門戸、段上の諸邑を云ふ。

又和名抄播磨國揖保郡に大市郷あり、於布知と註し、高山寺本には於保知と訓ず、風土記には邑智に作る。又備中國窪屋郡に大市郷あり、於布知と訓ず。後大市庄と云ふ。此等より起る。

1 大市造 任那族か。大市部の伴造なるべし。用明紀に「大市造小坂」と云ふ人見ゆ。

2 大市首 任那族にして大和國城上郡大市郷名を負ふ。推古紀二十年條に「百濟人味摩之・歸化す。是に於いて眞野首弟子、新漢人齊文の二人、之に習ひて其の儛を傳ふ。此れ今の大市首、辟田首等の祖也、」とあり。姓氏錄、左京諸蕃に收め、「大市首・任那國人都努賀阿羅斯止より出づる也、」と註す。天平十四年の優婆塞貢進解に「黑田郷戸主正八位下大市首益山」と見ゆるは此の氏人なり。

3 大市連 孝德紀二年條に「大市連(闕名)」と云ふ人見ゆ。

4 大市(無姓) 備中の古姓なり、同國窪屋郡に大市郷あり。關係あらん。元慶五年十月紀に「備中國窪屋郡人眞髮部成道・故ありて、大市貞繼を殺す、」と見ゆ。

5 播磨の大市氏 揖保郡大市郷より起りしならん。峰相記に天德中の人、大市大領大夫を載せたり。蓋し揖保郡の郡衙は大市にありしものと考へらる。

6 伊勢の大市氏 安濃郡大市邑より起る。代々此の地に據りしが、天正中大市李之助に至りて滅亡すと云ふ。

大市部 オホイチベ 如何なる品部なりしか未詳なれど、城上郡大市郷てふ地名を負ひたるかと思はるれば、前の大市首などと同じく任那歸化族を以つて編成したるものか。或は市に關係ある品部か。前條參照。○出雲の大市部 天平十一年の賑給歴名帳に「河内郡伊美里大市部歲女、」また「出雲郷伊知里大市部宇奈賣」等見ゆ。

大泉 オホイツミ 和名抄出羽國田川郡(羽前)、及び河邊郡(羽後)に大泉郷あり、前者は中世以後大泉庄と稱し、田川、出羽、飽海三郡に亘る、莊内地方これなり。即ち莊内とは大泉庄內の意に外ならざる也。又和泉國和泉郡に大泉庄あり、古文書類纂、上處分狀に「後深草天皇建長二年關白藤原道家上處分狀、總處分條々事、(中略)、一家地文書庄園事、九條禪尼中略、家領中略、和泉國大泉庄中略」と見ゆ。其の他、攝津、紀伊、能登にも大泉庄ありて文書に見ゆ。

1 秀鄕流藤原姓武藤氏流 羽前國田川郡大泉郷より起る。この地は中世以後の大泉庄の起原地にして、鎌倉幕府の初め、武藤頼平の子次郎左衞門尉氏平・此の庄の地頭職にして、兼ねて羽州の守護たり。(分脈奥州守護に誤る)。此の氏武藤氏と云ひ、又大寶寺城(庄内城、後の鶴岡城)に居るが故に大寶寺氏とも稱し、訛りて大梵寺氏とも云ひ、(ダイハウジ條參照)又大泉氏とも云ふ。其の入部に關しては諸說あり。羽黑山舊記には「欽明帝五年、大泉庄司入國、大寶元年、大寶寺始」と。もとより採り難し。

次に庄內物語には「武藤景頼は源平合戰に生捕れしが、弓馬の達人たるが故に、梶原景時に預られ、後赦免ありて、出羽國司を賜ひ、諸士の旗頭となる」と云ひ、これを大泉庄司大寶寺家の祖とし、次を

氏、姙身にして石州へ歿落、波田村の内原、直見石(タダミイシ)にて出生す。原に居住す。故に大内の大と直見石の石を以て、氏を大石と改む。是大石家元祖也。天正十三年乙酉二月十五日逝去。法名幻性院殿眞海珠珍大居士。

同内室　是は元龜元年、當國日和城沒落の後、城主日和冠者兼廣末孫、福屋太郎隆兼公室と娘同沒落して原村に居住、故に以女義胤の妻となす。天正十五年丁亥三月廿一日逝去。法名本秀院殿顯夢相珠大姉。此外に、義隆の子義房、女子、義尋、弘盛、女子（毛利輝元母）義長あれど略す。

國之助　義胤長男、石州波田邑原出生、其後播州赤穗城主淺野家に奉仕、祿食五百石。

二代、大石重郎左衛門義惠、仙道郷戶谷居住、同所出生、玆に益田家臣增野甲斐守末孫式部大輔長男丹解、次男運八、當村に居住、運八力量有、出仕毛利輝元、運八公侍女と相通じ、倶に携て當鄉に歸り、實を兄丹解に告げ、共に同所土居に隱居す。此侍女容色美なる故、丹解戀慕之、命義惠、運八を闇討せしむ。侍女守

節、入林中自殺。此の時義惠所持の太刀備前三郞國吉二尺七寸、于今大石家に傳珍玩す。

此後當家屋中夜々怪異多し、依て妙義寺惟白和尙を賴みて血脈を授く、運八法號八正道運信士、侍女法名紫雲蓮光大姉と云、亦祭神、以十一月十五日、爲祭日、其後增野氏は益田氏と共に須佐に移る。慶長五年六月二日逝去、法名義山禪徹信士。

三代、大石勘右衛門義成。

四代、大石三郞助義政、前代三男。

五代、大石治兵衛義次、仙道邑莊屋當家中與。

六代、大石五郞三郞義次、宗家莊屋相續。

七代、大石三郞助義泰、後源助又藏右衛門、于時寶曆四年甲戌十二月、初藝府大石殿衛殿（是は大石內藏助殿次男大三郞殿事、元祿十五年夜討の後、藝府へ御預けにて火祿の通り千五百石御客分也）、爲內使、津の國屋作左衛門（當家緣者）被差越、書狀並音物目錄、別に有之、其の趣意は大內家由緒書爲內見也、則寫遣之。

八代、大石源助隆兼、義泰男益田邑移住町年寄（以下略）。

仙道村地方にては昔より赤穗大石は此の村出身なりとの傳說も有りと。又濱田圖書館本の石見外記と云ふ古寫本の大石家傳にも、「防州大內介義隆滅亡の時、其の庶流當國に逃れ、三隅の疊石に居住し、其後大麻山に隱れ、子孫は仙道村に移りて、大麻山の大と疊石の石とをとりて、大石と改め、世々村の里正となる。今尙大內家の位牌を存す。大石內藏助も此の家より出でしと云ふ一說あり」云々。又石見家系錄に、「石州の大石家は、大石村主系と、藤原系と、多々良姓大內流とあり。那賀郡の西部、及び美濃郡の大石は殆ど大內流なり云々」と。（大石隆介氏）。

20　赤松氏族　播磨發祥なり。赤松の族にて行村を祖とす。

21　名和氏族　那波系圖に「行盛―小次郞長村―行村（大石豐前守）」と載せ、又名和系圖に「行村（小次郞、左衛門尉、大石豐前權守、法名道空）―行重（小次郞、遠江介、彈正忠、遠江權守）、弟胤村（助太郞、早世）、弟秀村（次郞、兵衛尉、越後守、筑前權守）、弟有村（孫三郞）」等を載せたり。行重は「延元三五廿二討死」と見ゆ。備中國賀夜郡大石鄕より起るか

との說あり。

22　筑後三潴の大石氏　筑後國三潴郡大石邑より起る。筑後國史大石村舘條に「伊勢の產大石越前守の館舍也。中人西國下向の時、內宮神前の鏡、及び小石を請取て其宅內に祠す、是今の大石宮也。（社說、及び享保十七年の記、安武安房守狀に大石豐前守あり云々）」と。されど國帳當郡に大石兵男神あれば、此の說信じ難し。天正三年筑後國社家着到帳に大石神主兩人見ゆ。

23　大友氏族堤氏流　同上大石邑より起りしなるべし。堤系圖に「貞正（左近將監）―貞次（備前）―種家（一本貞淸、大石甚左衞門、大石氏祖）―尙家（一本貞尙、左近大夫、入道道甫）―家富（總右衞門）」また尙家の弟に久家等を載せたり。又堤氏家臣に「大石式部貞吉、同彌次郞」等あり。又貞吉等は九州軍記に見ゆ。

24　生葉の大石氏　生葉郡大石鄕より起る。此の地は大宰觀世音寺保延三年文書に「生葉郡大石莊御封田云々」弘治四年文書に「上筑後大石莊、西坊領三町」と見ゆ。筑後國史に「大石城、天正中大石丹後守居之」とあり。

25　筑後刀鍛冶　大石住人家永、武永、種則等の銘あり、永享、文安の頃より永正、天文に至る。博多左文字の流なりと。三潴、生葉何れの大石か。

26　對馬宗氏流　對馬の大石邑より起る。天文十五年より、對馬佐護郡の宗氏の族は、之を大石氏云々等と改めしむ。

27　莫禰氏流　薩摩國阿久根の大石より起る。三國名勝圖會に「大石城（阿久根、波留村）莫禰氏の族大石氏の居城也」と見ゆ。

23　其の他、平家物語、源平盛衰記等に大石山丸、上杉景勝家中侍奉行に大石播磨守、德川時代、米澤上杉藩中老、烏山大久保藩年寄、松山板倉藩家老等に此の氏あり。又香宗我部家臣に「大石民部丞」越前秀康卿分限帳に「四百五十石大石半彌」津山藩分限帳に「四十五俵大石半藏」加賀藩給帳に「參百石、（丸內三杏葉）大石太作」伏見稻荷社家役人に大石氏等あり。又備前、志摩、陸奥、美濃等にもあり。

生石　オホイシ　イクシ　オヒイシ　オホシ

備中に生石鄕ある事前條に云へり。

1　生石村主　漢族也。萬葉集第三に「生石村主眞人」見ゆ。大石村主に同じ。此の人を天平勝寶二年正月紀に「外從五位下大石村主眞人」とあるによりて知るべし。備中賀夜郡に生石、大石の二鄕あり、此の氏のありし地か。

2　イクシ條、及びオヒイシ條を見よ。

大石田　オホイシダ

羽前國北村山郡大石田邑より起る。風土記略に「大石田館は最上家分限帳に二千石、朝比奈讃岐守と載せたり」と。

大石椅立　オホイシノハシダテ

百濟族と云ふ、次の氏と同族ならん。姓氏錄右京諸蕃に收め「大石椅立、百濟國人庭姓蚊爾より出づるなり」と。椅立は地名か、職業か、或は村主の誤か。

大石林　オホイシノハヤシ

百濟族と云へど、其の實、大石村主と同族なるべし。姓氏錄、右京諸蕃に收め、「大石林、林連同祖、百濟國人木貴の後也」と見ゆ。延曆二年四月紀に「右京人從八位上大石林（一本村主）男足等、姓を大山忌寸と賜ふ」とあるも此の族なり。此の氏、姓氏錄に「林連同祖」とあるより思ふに、もと林氏の族にて後大石に移り、復姓となりしが如く考へらる。

かに殘りて、當時のさま髣髴として見るべし。土人云、遠からぬ世までも、土手堀など全く存せり。要害の地なり。昔大石越後守こゝに居れり、此人は小田原北條家の家人なりしが、天正十八年太閤秀吉の爲に亡びしと。按ずるに大石越後守は多摩郡瀧山城主大石信濃守が一族なるべし。天正九年、北條武田兩家の間和議破れける時、駿河國分國境目の押へとして、同國獅子濱の城に、越後守を籠をきしこと小田原記に載せたり。同十八年、上方の大軍小田原の城を攻し時も、この人同じ城にありて、終に寄手のために城を明渡しけるよし、北條五代記等の書に見えたり。されば此の時をのが館も敵の爲にうち亡されしならん」と見ゆ。天正の頃、大石隼人當郡白子村を領す。

8 上野の大石氏 管領上杉氏の老臣也。鎌倉大草紙に「應永二十三年云々、上杉憲基、相伴ふ士には大石源兵衞門尉云々」と。綠野郡御嶽城主に大石石見守憲重あり、(前項を見よ)、永享記に「永享十二年三月云々、上州之守護代大石石見守憲重、當國の一方の安否をや伺けん云々」と。又甲陽軍鑑に「山内殿は上野平井に居城有りて、大石、小幡、長尾、白倉、是れ四人の老也」と見ゆ。

9 秀鄕流藤原姓小山氏流 重興小山系圖に「大膳大夫廣朝(左馬助、改名滿泰)二男、大石彈正良鄕(近江國栗田郡大石住人)」と見ゆ。此の後裔は、第十八項を見よ。

10 淸和源氏爲義流 岩代國信夫郡大石より起る。家傳に「爲義の子義賢の裔、豐田某の後なり。先祖信夫郡大石に住し、家號とす」と云ふ。寬政系譜に見ゆ、支庶一、家紋三葉銀杏。

11 藤原南家工藤氏流 信濃國伊那郡の名族にして、その宅跡、長藤村字的場(元藤澤の內)にあり。工藤犬房丸の末孫にして、高遠城に仕へ、世々鄕士たり。天正中、大石玄蕃に至り、十五貫文を領し居住せしが、民間に降り其の跡年貢地となる(伊那武鑑)と云ふ。

12 小縣の大石氏 大石直之を祖とすと云ふ。

13 甲斐の大石氏 都留郡大石村より起る。勝山記永正十三年條に大石與五郎なる者見ゆ。又大永二年大石新七郎あり。

14 遠江の大石氏 天野景泰文書手負人數の內に大石新三郎見ゆ。

15 和邇部姓 駿河國富士淺間社家系圖に「國能(富士淺間社大宮司)—勝政(右近允、住甲斐國都留郡宮下)—昌眞(富士三郞、新藏人)—義兄(大石藏人)」とあり。

16 近江大石黨 栗太郡大石邑を本據とし、一族榮え、大石黨と稱す。秀鄕の後裔某、嘉吉の亂戰死し、其の次子久朝・近江大石に來り、大石氏の養子となると傳ふるも明かならず。久朝—朝重—重國—朝良—良信—良勝—良欽—良昭—良雄—良金(詳細は第十八項を見よ)。又佐々木氏流とも云ふ、次項を見よ。又大內氏の族とも云ふ、第十九項を見よ。蓋し古代當國にありし大石村主の後裔か(第一項參照)。

17 佐々木氏流 近江國栗太郡大石より出づと云ふ。寬政系圖佐々木庶流に收む、本國より系あり、家紋丸に桔梗、丸に四ツ目。猶ほ佐々木庶流、木村の族にも大石氏あり。近江名跡案內記、大石莊條に「大石氏邸址、中村にあり、其の址東西二十間、南北三十間あり。又山中に在るあり、古屋敷と云ふ。大石氏は本と佐々木氏に屬し、此の莊を領す。又進藤山城守の臣

たりと云ふ。大石𠮷良は內藏介義雄の曾祖なり、權內に至るまで、此に仕す。權內は備前國老池田出羽の女を娶り、義雄を生む、義雄後赤穗城主淺野內匠頭に仕へ老臣と爲る云々」と。

18 近江藤姓 大石內藏助良雄系圖に「藤原秀鄉・關東に赴くの時、本領近江國栗太郡大石村に一子を留む。是より子孫相繼いで大石に住む、明德應仁の亂、一族悉く討死して家名斷絶す。當時小山朝政末孫京に在り、其の內姓を以つて、其の名跡を繼がしむ。大石金右衛門に至り、織田信長の爲に江州居城を沒收され、嫡家斷絶す。其の子弟の名跡兩家大石に在り、中村仲新・是なり。〇大石彈正左衛門（號新口、住大石）

- 平左衛門（母田原人樣塚氏女 高麗兩度役、顯武功、慶長十三卒）
  - 兵左衛門（母夜須鄕石高大和守女 仕淺田長重、田上人大谷美濃光將女、元和、大坂討死）
  - 女（大石內藏助良勝妻）
- 久右衛門（仕關白秀次 慶長四死）
  - 良勝（內藏助 母進藤筑後守長治女 仕淺野長重 大阪役力戰 家老、慶安三卒）
    - 良欽（內藏介 延寶五卒）
    - 良重（頼母 仕淺野長直）
      - 女（淺野良重室）
      - 長恒（壹岐守）
    - 知與（奧村藏人 富山藩士）
    - 信云（久郎兵衛 道雲）
  - 女（進藤長定室）
- 女（大石人上田道故妻）

- 良昭（權內 母鳥居元忠四男忠勝女 延寶元、九六死、三十四）
  - 良雄（內藏助 母池田紀伊守之助嫡子出羽由成女 繼祖父遺業 淺野長矩執事 忠誠院忍空淨劍居士）
    - 良金（主稅 母京極甲斐守家來石束源兵衛每好女 寄妾腹）
    - 祖錬（吉千代 出家）
    - 某（大三郎 外衛）
  - 專貞（八幡山大西坊 元祿十一死）
  - 良房（早世）
- 良速（小山孫六）
- 良師（小山良秀養子）
- 良治（大石良次養子）

- 信安（五左衛門）
- 信澄（八郎兵衛）

- 女（鳥元能室）
  - 長武（淺野 左兵衛 三千石）
  - 長允（淺野 備前守）
- 良秀（小山喜右衛門）—良師
- 良次（大石彌兵衛 高松臣）—良治（彌兵衛）
- 女（進藤源四郎妻）

長恒には「爲內匠頭長直養末男、新田三千石、始名隼人、元祿十三年、任美濃守、改壹岐守」と載せ、其の子「長〇（淺野隼人）—長壽（淺野隼人、河內守）」とあり。

19 大內氏流 石見の大石氏にして、其の系圖に據れば、內藏助良雄は此の家より出でたるなりと。參考の爲に次に其の系圖を擧げむ。「百濟琳聖太子、太子、正恒、藤根、宗範、茂村、保盛、弘眞、貞長、貞成、盛房、弘盛、滿盛、弘成、弘貞、弘家、重弘、弘幸、弘世、義弘、弘茂、

盛見、持盛、持世、教弘、政弘、義興、義隆。右の內、持盛、持世は普通の系圖、義弘の子とすれど、これには皆弘世の子とし、教弘を持盛の子とするを盛見の子とせり。左に義隆以後を系圖を抄錄すれば次の如し。

大內義興
- 女子（土州一條大納言房家卿御息所）
- 女子（豐後國大友修理大夫義鑑入道宗立內室）
- 女子（少將號大宮姬 石州津和野城主吉見大藏大輔正賴內室 天正五年五月十二日逝去 法名證誠院殿榮譽信盛大姉）
- 義隆（大內介 永正四年丁卯十一月十五日誕生、龜童丸、）

享祿元年十二月家督。周防長門豐前筑前石見安藝備後七州大守。從二位大納言兵部卿兼太宰大貳侍從。天文二十年辛亥九月朔、長門國深川於大寧寺生害、四十五歲、家臣陶尾張守隆房因弑逆、云々。法名龍福寺殿瑞雲珠天大居士。

大石外祖內室 是は宇多源氏大原氏息女、初大內官女、義隆迎而爲妾、義隆生害の後、妊身にて當國石州波田鄕に沒落居住す。元龜三年壬申九月五日逝去。法名林成院殿瑞現蓮光大姉。外に義隆弟妹三名略之。

初代、大內志摩大輔義胤 防州山口殁落の刻、志摩大輔母儀、義隆妾宇多源氏大原

村主廣島」とあるは此の氏人なりとす。後の大石黨は此の後裔にあらざるか。

2 大石主村　前項氏に同じ、主村は村主と云ふと異るなし。山城の氏にして、神龜三年出雲鄕計帳に「大石主寸百島外四人」見ゆ。

3 出雲の大石村主　天平六年の出雲國計會帳に「進努生大石村主大國、」また「參向造努生大石村主大國」など見ゆ。

4 大石忌寸　漢族にして、大石村主の忌寸姓を賜ひしものなるべし。仁和元年十二月紀に「右京人散位從七位下大石忌寸福麻呂」と云ふ人見ゆ。

5 大石宿禰　大石忌寸の更に宿禰姓を賜ひしものなるべし。東寶記第八、拾芥抄、姓名錄抄等に見ゆ。

6 大石(無姓)　姓氏錄、左京諸蕃に收め、「大石、高丘宿禰同祖、廣陵高穆の後也」と見ゆ。

7 淸和源氏義仲流　武藏の大族なり。多摩郡伊藤氏(イトウ條第十一項參照)所藏大石系圖に「淸和天皇十代帶刀先生義賢二男源義仲―義宗(鶴王、母大室太郎泰貞女)―宗仲(千壽、母仁科彦六則敎女)―宗詮(小太郎、母諏訪祝部○朝)―爲致(源三、同母)―義任(中將源三、母三富野源七郎家繼女)―爲重(源左衞門尉、母沼田右馬允宗仲女)―信重(源三、左衞門尉、遠江守、實木曾讃岐守家敎三男、母宇野七郎光幸女)―憲重(駒丸、源左衞門尉、石見守、母藤田小三郎義行女)―憲儀(源左、源左衞門尉、母上杉三郎重方女)―房重(大夫丸、源左衞門尉、母長尾因幡守實景女)―顯重(鶴壽、源左衞門尉、信濃守、母上杉修理大夫持朝女)―定重(源三、源左衞門尉、母矢野安木守範泰女)―定久(丑丸、源左衞門尉、母白倉加賀介頁邦女)―定基(源四郎、信濃守、母同)―定仲(千壽丸、播磨守、母横山釆女秀綱女)―直久(源太郎、越後守、母松田六郎左衞門尉賴貞女)―定長(隼人、母伊藤猪三郎祐之女)」とあり。

鎌倉大草紙に大石源右衞門、又相州兵亂記に「管領が家にて大石石見守憲重」ま た「大石源三郎重仲」「大石源左衞門尉憲儀」また「公方の御子一人養子とし、憲廣と名を付奉り、管領と定めて、長尾、白倉、大石、小幡等の長者ども、かの名代に關東の成敗を司る」また「上杉普代大石源左衞門(定久)云々、氏康へ降參す」と。次に小田原記、北條九代記に大石越後守あり、志師濱(駿河)を守る。又僧長辨の私案抄正長二年文書に「當國目代石見守源憲重」梅花無盡藏卷二に「武藏目代大石定重」卷六に「武藏刺史の幕府に、爪牙の英臣あり、是を大石定重と云ふ。廼ち木曾源義仲十葉の雲孫也。武の二十餘郡、悉く指呼に屬す云々」と。定重は憲重の曾孫なり。憲重より五代源左衞門尉定久の時、小田原城主北條氏康の二男陸奥守氏照を聟として、瀧山城を讓る(總社記)。なほ小田原記、瀧城考、本朝三國史等に見ゆ。

武藏風土記傳多摩郡條に「瀧山城(瀧村)此の城は大石源左衞門定久が築て居住せし所の城壘なり、山城にて最も嶮岨なる地なり。本丸及び千疊敷などの名、今に遺れり。西北の方は多摩川、秋川、纒ひ繞りて懸崖の前は武藏野を臨みて絶景の地なり。すべて當時の渠濠等、今に處々に遺跡あり。抑も此の源左衞門は木曾義仲の裔にして、累代關東管領上杉氏に屬して、久しく當國に住せり。定久に至りて本領由木鄕より、當城を築きて移り住せり。天文十五年、北條氏康川越夜軍の

オホイシ
オホイシ

後、藤田右衛門佐と共に降を乞ふて氏康に屬せり。定久後に氏康の二男を養子として妻あはすに其の女を以てす、これを大石源三氏明と云ひ、後に陸奥守氏照と云へり。かくて此の城氏照に譲て、自身は入道して心月齋道俊と號して、近郷高月に隱居せり。永祿十二年信玄小田原攻のきざみ、「この城におしよせ、四郎勝頼を大將分にさだめ、北條方のもの跡より、きたるべきおさへには、逍遙軒を大將分にして、山縣三郎兵衛を置く、内藤、眞田は小田原筋の手當となし、信玄の旗本は拜島の森の内にそなへを立て、瀧山の城三の曲輪をせめちらす。陸奥守二の曲輪二階門へあがり、さいはいとつて、こゝを最期と防ぐ。其の日勝頼自身鎗を合とつて、陸奥守がふせぎける二階門の下まで追つ、かへしつ、三度せりあいあへるに、三度ながら勝頼鎗を合す。其の相手はともに師岡山城と云ふ陸奥守が内の大剛の者なり。信玄聞て小田原より前にて、四郎典廐など討死あれば、いかゞとて瀧山をまきほぐしたるよし、甲陽軍鑑に見えたり。其の後氏照思へらく瀧と云ふ唱へには、落るの緣ありて、不吉なりとて、當郡今の元八王子へ新城を築きて移れり。これは永祿五年なりとも、天正六年、或は同く十五年なりとも云ふ。前の城攻のことを合せ考ふるに、永祿と云は、年代はやきに似たり。扨て當城は氏照のきて後廢したれど、今に城跡をのぞめば古の様見るべし。因に云ふ、大石氏當國の舊家なれども、今に子孫もあれど記錄を傳へず、そのかみの記錄世に行はるゝものを見るに、信濃守定重、石見守憲重、同源左衛門憲儀などの名はみえたり、」と載せ、又「下柚木村大石遠江守定久墓、本堂より西にあたれる山上にあり。石碑は近き頃、子孫のものゝ建る所なり。面に『捐館英巖道俊大居士』とあり、裏に『本國瀧山城武相十郡領主大石源左衛門尉定久公、天文十八年己酉二月七日薨去、卽埋葬於當鄉猿丸山、今文化八年辛未八月七日、現住智海帆叟代本境内也、大石源左衛門尉定久八代嫡流、片野孫兵衛義德、同主計義昌、同長左衛門義辰、同小兵衛義任、野村外記勝房、』と。定久が假名或は源左衛門といひ、又遠江守としるすもあり。家譜にも遠江守とあれば、後に改めしなるべけれど、源左衛門を以て久しく行はれしにより、碑陰にも源左衛門としるせしならん。過去帳を閲るに『定久室定光院月嶂惠輪禪定尼、道俊の子、兵庫頭宗政、法名陽中源雙禪定門、大石信濃守宗虎室、法蓮院夏山妙莚禪定尼、氏照室俗名阿豐、天桂院輝容祐光禪定尼、天正十八年六月二十三日』とあり。これらの人をも當寺へ葬りしにや、いまだ考へず。大石遠江守墓、同所にて少しく東の方なり。これ遠江守定久が葬地にして、永林寺境内にあるは子孫拜禮の爲めに造りしなるべし。」と。又舊蹟大石信濃守屋敷跡「大栗川の南にあたれる山のなだれなり。信濃守は郡中瀧山の城主にて、永祿のころの人なりと云ふ、」と見ゆ。

又同郡「高月城(高月村)は圓通寺の境内、及び其の邊なり、此の城は大石信濃守が住せしよし云り。西北の方は秋川多摩川の二川めぐりて斷岸絶壁なり、東の方は古の武藏をうち望みて、最勝景の地なり。本丸外曲輪からほり等の遺跡、今なほ存せり、」と。

又新座郡館村條に「館迹、今は畑となりしかど虛堀のあと、土手の狀など、わづ

死す。其の養子小兵衞滿美、實は依田右馬助が子なり。台徳院殿に仕へ奉て、大阪兩度の御陣に供奉し、元和九年大番士となり、薨御の後、寛永九年七月、大猷院殿月俸を賜ひ、奥方御番を命ぜられ、西上總に采邑す。其の子を三郎右衞門滿要と云ふ。按ずるに今旗下の大井氏に此の子孫なければ、斷家となりしは論なけれど、其の事跡を傳へず。今此に系圖を校合するに、家傳に左馬助高政と見へしは、寛永譜に載たる左馬允滿實入道道賢の事にて、天正二年遠州高天神にて沒せし人なり。家傳に小兵衞兼直、後河內守とあるは、譜に記せる小兵衞滿美、依田氏の子を養子とする者とは自から別人にして、先世の名なれば譜に載たるは養子の流にて、官七が先祖は實子共に小兵衞と名乘しならん」と見ゆ。

13　藤原南家眞作流　美濃國安八郡大井庄より起る。尊卑分脈に「巨勢麻呂—眞作—三守（右大臣）—有貞（近江守）—經邦—保方—棟利（永觀二年卒）—安隆—賴政—隆資—良朝（美乃國平野權寺主、延曆寺所司）—榮成（武藏公）—榮仁（上總公）—賴重（於井次郎）—長重（大井太郎）」と見ゆ。

14　淸和源氏土岐氏流　これも美濃發祥の大井氏なり。土岐系圖に「土居駿河守賴繼—行秀（大井遠江守）」と見ゆ。こは惠那郡大井驛より起りしか。

15　加賀の大井氏　加越能三州志、鹿島の小丸山（所口村領）條に「大井久兵衞（瑞龍公薨後、入洛浪士となるを、微妙公召返し玉ふと云へり、今の大聖寺大井氏等の祖）をして守らしむ」とあり。

16　藤原北家上杉氏流　寛政系譜に見ゆ、家紋鐃鈸、丸に抱柏。

17　越後の大井氏　三島郡平井城（田尻村大字平井）は大井毛利一族の居城也とぞ。又魚沼郡馬場城（水澤村馬場）は北大井殿の居城なりと傳ふ。

18　近江の大井氏　淺井郡大井鄕より起るか。古今著聞集第十に近江國高島郡石橋大井子見ゆ。

19　丹波の大井氏　當國桑田郡に大井神社（式內）あり。丹波志に「大井源五兵衞は船越氏の臣也。子孫長谷山に利右衞門、權助共二二軒」と見ゆ。

20　播磨の大井氏　當國の一宮宍粟郡伊和坐大名持御魂神社の神官に大井氏あり。

21　名和氏族　名和系圖に「行高（長田小太郎入道）—大井長義（大藏大輔、中務少輔、但馬守）—義重（兵庫允、右衞門尉、延元三年五廿二、義高同所被討畢）、弟長重（大井太郎左衞門尉、能登守、大藏少輔）」と。又一本に「長義（小三郎、大井但馬權守）—長重（太郎左衞門、大藏大輔、能登守）」と見ゆ。

伯耆之卷に「觀應三年五月十一日、主上八幡を御開あつて、芳野へ落させ給ひし時、內侍所の御櫃を持ける者、敵に支られ捨行けるを、長年甥大井太郎左衞門尉長重（長年弟長義二男、後大藏少輔、其の後、號大井能登守）見付け奉り、馬よりおり、若黨に持せ、防矢を射、矢種盡ぬれば、自戰疵られけり。御櫃にも矢十三迄中りけれども、內には通らず。恙なくして、賀名生の御所にぞ著せ給ひける、有り難かりし事ども也」と見ゆ。

22　河野氏流　伊豫國濃滿郡大井鄕より起る、豫章記に「興利（樹下押領使と云）、其の子興方（大井御館）、其の子好方（越智郡押領使）」と見ゆ。越智河野系圖皆同じ。

23　紀姓　紀氏系圖に「長谷雄（中納言）—淑信—在昌—伊輔（大內記）—爲任（式部

少）―頼任（攝津守）―頼季（山城介）―守隆（攝津守）― 實直（號兵三武者）―實春（大井兵三、二郎左衞門）―┐

┌實忠（大井二郎）―┬實長（太郎兵衞）―實治―爲實
│　　　　　　　　└重實（六郎）―重弘（太郎二郎）
└實盛（左衞門）―重綱（左衞門）

と見ゆ。次項を見よ。猶ほ十一項參照。

24 伊勢の大井氏　紀姓大井氏なり。東鑑元暦元年五月十五日條に、「伊勢國の馳驛參着し、申して云ふ。去る四日、波多野三郎、大井兵衞次郎實春、山內瀧口三郎、并に大內右衞門尉惟義家人等、當國羽取山に於いて、志太三郎先生義廣と合戰し、殆んど終日に及んで雌雄を爭ふ。然り而して遂に義廣の首を獲云々。此の義廣は、年來叛逆の志を含み、去々年軍勢を率ゐ、鎌倉に擬參の刻、小山朝政之を相禦ぐにより、成らずして逐電し、義仲に屬し訖んぬ云々」と見ゆ。又文治元年十一月十二日條に「伊勢國香取五箇鄕、大井兵三次郎實春之を賜ふ」とあり。

25 大井氏は東鑑卷三、五、八、九、十一、十五に大井兵衞次郎實春、十に大井四郎太郎、十に大井五郎、十五、十六に大井次郎實久、二十一、二十三に大井紀右衞門尉實平、二十五に大井左衞門三郎、三十二、三十五、三十六、四十に大井太郎、三十二に大井三郎、四十に、大井左衞門尉、又承久記卷一に大井さゑもん實平、これ等は殆んど紀姓大井氏と考へらる。

26 讃岐の大井氏　見聞諸家紋に

讃岐之
大井

27 下總神姓　下總國小金本土寺過去帳に「大井神四郎、明應六、十二月」と見ゆ。

28 其の他、近江番場蓮華寺過去帳に大井次郎僖光、德川時代古河土井藩の城代、上田松平藩の用人に此の氏あり。

太井 オホヰ　中興系圖に平姓とす。

大渭 オホヰ　東鑑卷五十に大渭大炊助見ゆ。

於井 オホヰ　藤原南家眞作流。美濃發祥。大井條を見よ。

大猪甘人面 オホヰカヒヒトノオモ　山城と思はる奈良朝時代の計帳に「大猪甘人面字麻後賣、外一人」と見ゆ、猪甘はヰカヒ條を見よ。人面は（社會組織の研究）を見よ。

大井上 オホヰカミ　オホヰノウヘ

大池 オホイケ　遠江、出雲等に此の地名あり。

1 淸和源氏伊那氏流　信濃發祥の氏なるべし。伊那爲扶の子林公扶の後裔なりと云ふ、信濃に現存す。

2 遠江の大池氏　佐野郡に大池莊あり、集古文書、一・綸旨に「後醍醐天皇宸翰、元弘三年七月十九日、遠江國大池莊」と、今小笠郡なり。

3 鯖江藩侍帳に「大池淵」見ゆ。

大池邊 オホイケベ

○大池邊忌寸　倭漢氏の族なり。姓名錄抄に見ゆ、拾芥抄には文池邊忌寸とあり。

大石 オホイシ　オホシ　和名抄備中國賀夜郡に大石鄕あり、於保之と訓ず。同郡また生足鄕あり、高山寺本生石に作り、於保之と註す。又筑後國生葉郡に大石鄕あり、中世以後大石庄と稱す、後に云ふべし。又丹後與謝郡、近江栗太郡に、大石庄、其の他、伊勢、甲斐、駿河、岩代、羽後、筑前、對馬等に此の地名あり。

1 大石村主　漢族にして、近江國栗太郡大石より出でしなるべし。坂上系圖、阿智王に隨ひ來る村主の內に大石村主あり。天平十七年正月紀に「從五位下大石

—行光（三郎 岩村田住）┬朝行（三郎太郎）—定光—懷光—持光—光照（美作守）
　　├行時（三郎二郎）—光榮（甲斐守）—光房（治部少輔）
　　├光宗（彌三郎）
　　├宗行（五郎）
　　└光顯（宰相公）
—行氏（又三郎 耳取住）┬行景（又二郎）—長行（三郎）
　　└如日（僧）
—宗光（又四郎 森山住）
—光盛（六郎 平原住）—光連（彌六）
—光信（僧）
　　—貞晴（彌正、岩尾住）
　　—貞家（宮内少輔、根々井）
　　—信直（治部少輔、耳取住）
　　—光忠（伊賀守、小諸住）
　　—信廣（大和守 武石住）—某┬正棟（竹葵軒）
　　　　└信定（大炊介、和田住）

4 鞠部裔の大井氏　甲斐國山梨郡大井邑（大井窪）より起る。延暦八年六月紀に「甲斐國山梨郡人云々、鞠部等本姓を改めて大井と爲す、」と見ゆ、今昔物語廿三ノ廿四に「今は昔、甲斐國大井光遠と云ふ左の相撲人有りき、」とあるは此の氏人ならんか。但し次項の如く巨摩郡にも大井郷あれば、こは其の方か。また日蓮年譜に「弘安五年九月九日、大士・大井莊司に投宿す」と載せたり。莊司は日興の父也。猶ほ後に武田一族大井氏あり、次項を見よ。

5 清和源氏武田氏流　甲斐國巨摩郡大井鄕より起る。兩武田系圖に「武田陸奧守信武—信明（陸奧守、號大井）—春明（彈正少弼）—信家（次郎、彈正少弼）—信房（左馬助）—信包—信達（次郎）—信業（次郎、左衛門督）、弟信常（號上野介、松山全祝、大井之惣跡を立つ）—信舜」と又諸家系圖纂に「十代孫六信武—大井陸奧守信明（大井祖、住信濃）」又武田系圖に「武田信武二男大井彈正少弼信明（大井祖、號大井、住信州、武田大井殿）、」古淺羽本に「信明（陸奧守、修理大夫、法名深耕院祖庭相公）

—春明（彈正少弼）—信家（二郎 彈正少弼）—信房（左馬助）—信包（武部大夫）┬信達（次郎）
　　　　　　　　　　└信是（遠江守）
　　├高算
　　└信世（紀伊守）—信豊（源五郎）—某（源三郎）
—信丁（北條落合祖）
—明仲（光雲寺）

信達
—女子（信虎御前、信玄御母、法名泉公瑞雲院）
—信業（二郎左衛門）—信爲
—信常（上野介、大炊助、法名松山全祝、繼大井跡）—信舜
—虎昌（監物）—昌次
—虎成（式部少輔）—信與（與一）
—常知、妹に今井安藝守妻、小山田妻

太平記、武田彈正少弼とあり。信明の後連綿、西郡筋に蔓り、北條、落合、吉田等の氏族あり。信明の男彈正少弼春明、二男修理大夫春信、其の男次郎信家（彈正少弼）、其の男左馬頭信房、其の男式部大輔信包、其の男次郎信達（上野介）、其の子に次郎左衛門信業、（信玄の母）、上野介信常、三郎左衛門信堯、式部少輔虎成、監物虎昌、武藤新左衛門常昭等ありて、其の傳・甲斐國志に見ゆ。寛政系圖、此の末流大井氏五家を載す。家紋花菱、三頭左巴。

大井庄三郎

6 陸奧の大井氏　武田系圖に「信武—信通（受陸奧國所領、號大井、住奧州）」と載せ、又大井系圖に「信武—家氏（奧州大井）」と見ゆ。

7 出羽小笠原流　由利十二黨は、其の祖信濃國小笠原、大井、根井の族裔と云ふ。

矢島十二黨記に「矢島初代義光公と申候、御嫡男を光久公、其の嫡男光安公と申候。御本名小笠原なり。右三代大井名字を御名乘り、光安公・大井大膳大夫殿とも矢島五郎とも申候」とあり、詳細は矢島條を見よ。

仁賀保氏も亦大井氏にして、其の祖伯耆守大井友擧、或は小笠原大和守重擧に作る、ニカホ條を見よ。

8 駿河の大井氏　先祖源清安の後、信濃大井村に住し、大井を氏とすとなり。駿府大歳御祖神社の神官を大井求馬と云ふ（式社略記）。內外寺社記抄にも見ゆ。當國盧原郡、富士郡共に大井鄕あれば、それ等より起りしにあらざるか。

9 三河の大井氏　甲州流大井氏なり。大井系圖に「武田流大井。信武（彥六、陸奧守）

信成（刑部少輔）―武續（栗原十郎）―信通（出羽守、居三州、巨海、爾來用巨海稱號）―信明

氏淸（伊豆守）

某（大井陸奧守）―某（上野介）―虎昌（號無鐵齋、因幡守、監物）―昌次（庄兵衞尉）―昌義（長右衞門尉）―昌輝（理兵衞）

公信（薩摩守）

爲猶（信濃守）

信通の裔は巨海條を見よ。又寶飯郡犬頭神社の社人を大井氏と云ふ（神名帳集說）。

10 桓武平氏三浦氏流　三浦系圖に「長井五郎義秀―小太郎義兼―朝義（號大井左衞門尉）」と見ゆ。相摸國足柄郡に大井庄あり、關係あるか。

11 武藏村山黨　武藏國荏原郡大井鄕より起るか。七黨系圖に「村山貫首賴任―賴家―家綱（大井五郎大夫）―家元」と。又家綱の弟「家繼（村山小七郎）―季繼（大井三郎、又山口二郎）―季信―某（大井太郎）」と見ゆ。詳細は山口條を見よ。新編風土記大井村條に「承久記等の書に大井次郎、品川太郎など見ゆるは、この處の住人にて地名を氏とせしならん、」とあり。第二十三項參照。

12 武藏豐島の大井氏　新編武藏風土記豐島郡條に「大井氏（千駄木御林蹟地）祖先兵藤太𠮷直は京師の人にて、多田新發意滿仲に仕へ、後美濃國大井に退隱して在名を名乘る。」子孫に至て甲州武田の家人內藤大和守某が三男を養子とし、大井左馬助高政と名乘て武田入道信玄に仕ふ。勝賴滅亡の後、高政淚々し、後に水戶殿に仕ふ。（按ずるに下文に辨ずる如く、寬永系譜に見えたる左馬允滿實、もし高政と同人ならんには、水戶殿に仕ふと云ふこと年代齟齬す。萬千代殿の水戶に轉封せられしは、慶長七年なれば、左馬允沒後數年にあり、況や鶴千代殿の水戶に轉封せられしは、慶長十一年なるをや。）其の子小兵衞兼直も曾て甲州に仕へ、改て河內守と稱す。此の父子に信玄勝賴二代の間、與へし文通數通あり。兼直召出されて旗下に列し、當時當所にて宅地を賜はる。故有て家祿を除かれ、川越城下大井村に蟄居す。寬永年間、東叡山御草創の時、上野に己が所持の地ありければ、江戶に出で東叡山に仕ふ。千駄木に材木を植らるゝに及で、東叡山の命を受て當所に徙り、子孫相續すと云ふ。寬永譜に據れば、大井氏は甲斐源氏小笠原庶流なり。天正の頃、左馬助滿實（或忠成に作）入道道賢の子河內守滿雪、武田に仕へ、甲州滅亡の後、小田原北條氏に仕へ、小田原陣の後、松平右衞門大夫康虎に上州藤岡に仕へしが、彼家除封の後召出され、東照宮及台德院殿に奉仕し、上州高崎城番を勤め、後寬永四年六月四日駿府にて

3　羽前の大荒木臣　貞觀十三年二月紀に「節婦出羽國田川郡人大荒木臣玉刀自、夫の死して後、墓側に廬し、佛理に歸念し、節を守りて移らず、」と見ゆ。

4　越前の大荒木臣　寶龜十一年八月紀に「越前國人從六位上大荒木臣忍山に外從五位下を授く、軍粮を運ぶを以つて也。」と見ゆ。

5　大荒木氏　大荒木臣の後裔なり。

大荒　**オホアレ**　和名抄筑前國宗像郡に大荒郷あり。

大飯　**オホイ**　若狹に大飯郡あり。

大井　**オホヰ**　此の地名全國に頗る多し、先づ和名抄甲斐國巨摩郡に大井郷あり、於保井と註し、一本志保爲とあり、中世大井庄と云ふ、最勝寺鐘の銘に「甲斐國大井之庄最勝寺洪鐘云々、弘安六年未八月日」と見ゆ、(この鐘、今は身延山にあり)。次に駿河國廬原郡に大井郷、於保井と註し、又富士郡にも大井郷ありて、於保爲と註す。次に武藏國久良郡に大井郷(於保井)、兒玉郡に太井郷、高山寺本大井に作る。猶ほ荏原郡に驛家郷あり、延喜式の大井驛にして、今の品川のさきなる大井町に當る。次に安房國安房郡に大井郷、於保爲と註し、下總國相馬郡に大井郷(正倉院天平寶字六年文書にも見ゆ。)又常陸國那珂郡に大井郷、次に近江國淺井郡に大井郷、(於保井)美濃國可兒郡に大井郷、高山寺本木井に作る。次に信濃國筑摩郡に大井郷(於保爲)、また佐久郡に大井郷、東鑑の大井莊に當る、有力なる大井氏を發祥す。次に下野國那須郡に大井郷、陸奥國(陸中)江刺郡に大井郷、出羽國平賀郡大井郷。又美作國眞島郡、及び久米郡に此の郷名あり。又備中國賀夜郡に大井郷(於保爲)、伊豫國濃滿郡に大井郷あり。

又庄名としては、河內、但馬、信濃、美作、美濃、相摸、常陸、甲斐等に存し、村名としては擧げて數へ難し。

1　大井連　高麗族なり。天平寶字五年三月紀に「高麗人後部高吳野、姓を大井連と賜ふ、」と見ゆ。信濃國の大井氏なり、當國筑摩郡、並に佐久郡共に大井郷ある事前に云へり。

2　淸和源氏小笠原氏流　信濃國佐久郡大井郷より起る。尊卑分脈に「小笠原長淸—朝光(大井太郞、信乃國、大井知行)—光長(又太郞)—時光(彥太郞)—光家(孫太郞)」及び「時光の弟・彌二郞光泰—二郞太郞行泰、弟孫二郞光行、彥四郞氏泰、」また「光泰の弟、三郞行光、—三郞太郞朝行、弟三郞二郞行時—甲斐守光榮、」また「行光の弟又三郞行氏—又二郞行景—三郞長行。」また「行氏弟、又四郞宗光(大井庄惣領分相論の時、行光を殺害、佐渡に配流)弟六郞光盛、僧光信」あり。又淸和源氏系圖に「長淸—長經—朝光(大井七郞)」など見え、小笠原系圖一本にも「朝光(七男、號大井七郞、)」諸家系圖纂も同じ。光家の後は「政光—政朝—政則—政茂—政信—忠孝—某(玄信)—政勝—政繼—政戌(信玄に仕ふ)なり。寬政系譜三家を載す。家紋松皮菱。

行時の子甲斐守光榮は建武中人なり。其の子治部少輔光矩—越前守持光(初名三郞氏光)六萬貫を領す。一族、岩尾、長窪、矢島、兩小室、平賀、內山、耳取、根々井、安原、今井、和田、蘆田、阿江木、志賀、平原、平尾、板鼻、手代塚、依田衆等勸仕せり。應永年間、常陸に行き小栗滿重を打つ。後持氏の遺子永壽王は其の外戚たるにより、之を擁して鎌倉の主となす、これ足利成氏也。其の後美作守光照あり。明應二年、刑部大夫貞隆、

長窪氏より入りて本氏を繼ぐ、信玄に降り甲府に死す。

岩村田村の大井城は又岩村田城とも云ふ。神田本太平記卷の十四に「東山道の勢は、からめてなれば、大將に三日さがりて都をたつ。其の勢には大智院宮、彈正尹宮、云々、侍大將には江田修理亮行義云々、此等を宗との侍として、其の勢都合六千よき、黑田宿より東山道をへて、しなの の國へ入りければ、當國中納言三千よきにてはせ加る。其の勢を幷て一萬よき、大井城をせめ落して、同時にかまくらへよせんと、大手のあひづをぞ待たりける」と見ゆるものにして、其の後、大井氏代々の居城也。刑部大夫貞隆に至り、武田晴信に降る。又佐久郡に耳取城(耳取村)あり、大井美作光照の三男民部信直以來の居城にして、其の子民部信舜、其の子民部滿安あり、此の家を耳取氏とも云ふ。天正十一年二月德川に降る。又小諸城(鍋蓋城)は大井伊賀守忠勝・長享元年造ると云ふ。

北佐久郡大井氏は大井氏滅亡の際、山伏に姿を變へ、善生と稱し、諸國修行の末、大井庄平石の日陰堂にて「エドノサン」の修行をなす、其の地、今も善生の淵と稱す。「大井佐右衞門善生信晴(又道林と稱す)―佐衞門信幸―伊佐衞門信盛」にして、家紋、表紋は松川菱(丸の中に)、裏紋は丸の中に武田菱なりと。

オホイ

3 小縣の大井氏 佐久の大井氏の一族にして、永祿元戊午年、大井七郎朝光の八代大和守信廣の二男大井備前守信定(初大炊介、又和田氏と稱すとは非也と云ふ)當郡和田城に居り、永祿四年川中島合戰の砌り、故あり、上杉家に内應の趣、露顯に於て武田勢押し寄せ誅せしむ、此の時絕。傳へ曰ふ「大井越前守持光の曾孫大井美作守光照五男武石城主大井大和守信廣の二男也。和田城に居り、永祿四年、信州先方高坂、仁科等と上杉方に内通して露顯、之に依りて誅に伏す。和田信定、其の外大勢、右同意の由其の聞あり、故に誅せられ、一族斷絕云々、」又曰ふ「今和田驛、曹洞宗信定寺開基也、」と(千曲之眞砂卷七)。

又「内村砦は佐久郡大井城主大井氏代々の持城也。家臣交代して之を守る。後故あり、武石城主大和守信廣の幕下城とす。武石出丸と稱し、家臣交代して居る、本丸武石斷絕に於て、文祿以來荒廢破却」と云ふ。又武石城は「信濃源氏、小笠原治郎左京大夫相撲大椽長淸の七男朝光、信州佐久郡大井の庄を領し、鄕名に依て氏とす。七代の孫大井大膳大夫美作守光照の男大和守信廣、大永年中當所に分れ居城を築き、以後三代の間居住。竹葉軒正棟、天正八庚辰年、德川家に屬し、芦田右衞門佐信蕃の組下の將とし、三十騎の將を賜はり、文祿二癸巳年、嗣子なくして、家系斷絕に依て當城破却」となり。又長瀨城は「平賀武藏守源朝雅の持城、永正十七年迄、家臣交代して之を守る。平賀入道源心の代、本城退去に於て、大井美作守玄岑、同じく持城とす。天文十二年武田家の爲に、本城内山落城に於て、當城破却せしむ」と云ふ。

鎌倉大草紙に「永享十一年十一月朔日、永壽丸云々、信濃へ落行き、大井越前守持光を賴居給」と。當時勢力甚だ大なり、前に云へり。小縣郡史所載の系圖。「朝光(大井太郎、大井庄)―光長(又太郎)―時光(彦太郎 大室住)―光家(孫太郎)
―光泰(孫二郎 長土呂住)┬行泰(二郎太郎)―行高―行忠―行豊―行春―行俊(岩尾住)」
├光行(孫二郎)「行満―行眞―行賴―行吉
└氏泰(彦四郎)

オホイ

（大豊原四郎）」と、相馬系圖、千葉系圖これに同じ。將平は將門の弟なり。後平、黑田等の祖なりと云ふ。

多渥　**オホアツ**　正訓不明。

大穴　**オホアナ**　信濃國に大穴庄あり。

大穴磯部　**オホアナシベ**　垂仁紀に見ゆ、アナシ條を見よ。

大粟　**オホアハ**　阿波の豪族にして、故城記に「白地城、大粟出雲守」と見ゆ、又大栗ともあり。

大始良　**オホアヒラ**　オホイラ條を見よ。

大饗　**オホアヘ**　**オホアヒ**　橘姓楠木氏の後なりと。尊卑分脈に「正成―正義（左馬頭）―正秀（右馬頭）―正盛（號大饗西法入道）―右衞門尉盛信―右馬頭盛宗―盛秀（左馬助）―長成（右馬助）―隆成（左馬助）―正虎（左兵衞）」と載せ、また正覺院本橘氏系圖に「盛宗―盛秀―長成―成隆―正虎（大饗長左衞門）」と見ゆ。橘氏系圖又此の二書と略同じ。

梶川系圖には「正成―正儀―正勝―正眞（河内太郎）―正秀（左馬助、號大饗、大饗元祖也、楠家傳書をえたりと云々）―正盛（二郎左衞門）―盛信（新左衞門）」

―盛宗（新兵衞）―盛秀（隼人佐）―長成（主人）―隆成（號楠 左馬助）―正虎

「正高（楠五郎）―正明（多門 兵部 住丹波）―正親（十郎）―正賴（七郎）┬正治（梶川祖）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└正武（十郎左衞門）

正虎の事はクスノキ條、正治はカヂカハ條を見よ。正武の子「正宗（舍人使）―正冬（號大饗正冬、楠一流之兵術を極、相傳書多所持云々）、弟一如（權大僧都、住駿河八幡青山寺）」なりと云ふ。

大海　**オホアマ**　**オホシアマ**　凡海と通用ひらる。次の條を見よ。猶ほ大海部條を參照せよ。崇神紀一書に大海宿營あり、その女八坂振天某邊・皇妃となりて八坂入彥命を生み奉る。大海連家の人か。

1　大海連　凡海條第一項を見よ。天武天皇の壬生は此の氏なりしより、天皇の御諱を大海人と申し奉るは之に因る。

2　大海宿禰　大海連の宿禰姓を賜へるものなり。天武紀朱鳥元年、天皇崩御の段に「大海宿禰蒭蒲、壬生の事を誄す」と見ゆ。

3　（山背忌寸）大海氏　仁和二年正月紀に「山背忌寸大海全子、」また東寺延喜十二年文書に「山背忌寸大海當氏」など見ゆ。山背忌寸と云へば、凡河内氏の族なるが如きも、元慶二年二月十九日紀に、「乙酉、詔して山城國正稅稻三百束、從五位

下山背忌寸大海全子に賜ふ。氏神を奉幣せん爲に、阿波國に向ふを以てなり」と見え、而して阿波國の氏神とは、海部の氏神和多都美豐玉比賣神社の事と思はるれば、こは阿曇山背連比良夫の後裔ならんと考へらる。

凡海　**オホアマ**　**オホシアマ**　凡は大と通じ用ひ、大押にて押統ぶるの意ある事『日本上代に於ける社會組織の研究第六編（一〇〇三頁）』「大臣大連の大の意義」を見よ。卽ち大海は此の氏が海部を統べし事より來れる名稱也。其は應神紀三年條に「處々海人、訕哤て、命に從はず。卽ち阿曇連の祖大濱宿禰を遣はして、其の訕哤を平ぐ。因りて海人の宰（ミコトモチ）と爲す」とありて、此の氏が大濱宿禰の後裔なるによりて知るべし。オシノミベ條參照。

1　凡海連（海神族）　姓氏錄、攝津神別に「凡海連、安曇宿禰の同祖、綿積命六世の孫、小栲梨命の後也」と見ゆ。神名帳住吉郡に「大海神社二座」を載せたれど、こは大海部直の氏神にて、これとは別也。凡海部條第二項を見よ。養老五年正月紀に從七位下凡海連興志なる人あり、此の族か。大海條第一項參照。

2　凡海連（尾張氏族）　姓氏錄未定雜姓右京の部に「凡海連、火明命の後と云へど見えず」とあり。按ずるに、こは前項と同じく海神族なるに、尾張氏の族にも大海氏あれば、それに紛ひて火明命の後と云ひしか。これ姓氏錄が未定雜姓に收めし理由なるべし。

3　凡海宿禰（海神族）　凡海連の宿禰姓を賜ひしものなり。天武紀十三年條に「凡海連云々、姓を賜ひて宿禰と曰ふ。」とあり。而して續紀大寶元年三月條にも「追大肆忍海宿禰麁鎌を陸奥に遣はす。」と載せたれど、天武紀朱鳥元年條には「大海宿禰菖蒲・壬生事を誄す。」とあるにより大海と凡海とが、全く區別無を知るべし。

4　阿波の凡海（無姓）　板野郡田上鄕延喜二年戶籍に凡海廣繼等見ゆ。凡海部の後裔なるべし。

大海部　**オホアマベ**　御名代部の一にして崇神帝の妃、尾張連祖意富阿麻比賣（書紀には大海媛、一書には大海宿禰の女八坂振天某邊）の御名を傳へん爲に、海部の一部をさきて封民とせられしなるべし。大海媛は八坂入彥命の御母なり、チハリ條を見よ。此の部はまた凡海部と通じ用ひらる。

1　大海部　次の條、及び凡海部を見よ。

2　大海部直　尾張氏の族にして大海部の伴造なり。天孫本紀に「火明命十世孫淡夜別命、大海部直等の祖。」また「（十六世孫）尾張多與志連、大海部直等祖。」と見ゆ。尾張氏の族が此の御名代部の伴造となりしは、大海媛は尾張氏より出で給へるによるならん。

凡海部　**オホアマベ**　大海部に同じ。前條を見よ。

1　尾張の凡海部　尾張國風土記に「葉栗郡川島社、奈良宮御宇、聖武天皇の時、凡海部忍人・申す、此の神・化して白鹿と爲り、時に出現せらると。詔ありて齋き奉り天社と爲す」（萬葉仙覺抄）と見ゆ。又熱田緣記に「海部、是れ尾張氏別姓なり」と見ゆ、アマベ條參照。

2　攝津の凡海部　神名式攝津國住吉郡に「大海神社二座（元名津守氏人神）」と云ふを載せたり。大海部は前述の如く、尾張氏の族大海部直の率ゐし部にして、又津守氏も尾張氏にて大海氏と同族なれば、此の神社が大海社と云ひ、又津守氏人神とあるにより、此の大海部と密接なる關係あるや明白なりとす。蓋し津守、凡海等、當地の尾張族が崇敬せし神ならん。猶ほ凡海條第二項參照。

3　丹後の凡海部　丹後國加佐郡に凡海鄕あり、和名抄、於布之安滿と註す。大海部の住居せし地なるや明白也とす。同地國造は尾張氏にして、籠神社は海部氏の宮なり。

4　周防の凡海部　玖珂鄕延喜の戶籍に「凡海部買賣」と云ふ人見ゆ。

5　長門の凡海部　天平十年周防國正稅帳に「長門國豐浦團五十長凡海部我孫」と云ふ人見ゆ。

大網　**オホアミ**　毛野氏の族なり。オホヨサミ條を見よ。

大荒木　**オホアラキ**　荒木氏の後なり、アラキ條を見よ。中臣氏の族なり。山城に大荒木森あり、關係あるか。

1　大荒木臣　寶龜四年八月紀に「左兵庫助従五位下荒木臣忍國、養老五年以往の籍、大荒木臣と爲す。神龜四年以來は大字を着けず。是に至つて復た大字を着く」と見ゆ。攝津の氏にて中臣氏の族也。

2　近江の大荒木臣　弘仁九年古文書に「近江國愛智郡大國鄕戶主大荒木臣淨川」と云ふ人見ゆ。

臣と載せ、萬葉にも此の字を用ひし多朝臣の人あり、多朝臣と云ふと、全く異なる事なし。

2 太臣族　天平五年の右京計帳に「右京八條一坊太臣族結女」と云ふ人見ゆ、多臣の部曲の後なるべし。

3 尾張の太氏　延喜式中島郡に太神社(名神太)あり、仁壽三年六月紀、及び同七年紀には尾張國多天神、元慶元年閏二月紀には多名神と見ゆるにより、多氏の奉齋せし宮なるや明白とす。國帳には「從一位太大名神」とあり、丹羽庄於保村に鎭座す、(府志、尾張志、考證)。而して丹羽氏は多氏より分れし氏なるにより、此の神社の性質益々明白なり、ニハ條を見よ。

意富　オホ　多、大、太に同じ。古事記には此の字を用ふ、多條第一項を見よ。

意保　オホ　多、太、大に同じ。舊事紀に見ゆ。多條に云へり。

飫富　オホ　オブ　多、大、意富等に同じ。

1 遠江の飫富氏　和名抄磐田郡飯寶郷二あり、高山寺本飫寶に作る、蓋しオホにして、今の於保村、大之郷など其遺跡なるべし。集古文集天文廿二年判物に於保郷を載せ、建武四年八月の判物にも「遠江國二宮庄、於保郷之事、云々」とあり。新抄格勅符、多社の封戶、遠江十五戶と見えたり。此等によりて多氏の多かりしを知るべし。

2 上總の飫富　和名抄望陀郡に飯富郷あり、於布と訓ずるにより飯は飫の誤なるを知るべし。同地に飫富神社鎭座す。元慶紀、延喜式に見ゆる名祠なり、蓋し多氏の奉齋せし宮なるべし。隣國安房の長狹國造、下總の印波國造等、何れも多氏の族なればなり。東鑑文治元年六月條に「囚人前延尉季貞子息に源太宗季なる者あり、上總國飯富庄者外戚傳領となす」とある外戚は、此の多氏を指すならんか。東鑑文治元年條、建保元年條に飯富庄見ゆ。

3 甲斐の飯富氏　一〇五六頁を見よ。

於保　オホ　多、太、大に同じ。

1 於保宿禰　除目大成抄に「陸奥權少掾於保宿禰公親」なる者見ゆ。於保磐城臣の後裔ならんか。イハキ條參照。

2 高木氏流　肥前の豪族にして高木、草野等と同族なりと傳へらる。即ち鎭西要略文治二年九月廿七日條に「草野、高木、龍造寺、菊池、渠皆同胞より分るゝ所、而して藤氏累代の貴族也、云々。筑前守貞永、是れ高木、草野、於保云々等氏の祖也、貞永三子あり、長を宗貞と云ひ、太郎大夫齋名正源と號す。始めて高木氏、其の處を以つて氏號となすなり。兼ねて河上の宮司職を掌る、於保、益田、八戶、河上、笠寺氏は宗貞の庶流也」と見ゆ。家紋日足紋。

北肥戰誌異賊(蒙古)襲來の條に「肥前國には於保四郎種宗、」要略延文四年條に「武家方於保彌五郎、」永享六年正月條に「肥前國都伯、於保、」天文十二年條に「於保備前守胤宗(龍造寺一族、八戶城主)云々等、多久に向ふ」同十四年條に「正月十八日於保備前守胤宗、志久峠の戰に敗死す」と。この事諸書に見ゆ、胤宗入道して健功と稱す。

音太　オホ　安倍氏族膳臣の流なり。これより前、龍造寺文書、嘉禄二年のものに「安松・於保二郎宗益」を載せたり。オホべ條を見よ。正倉院神護景雲四年文書に見ゆ。

大蒼　オホアヲ　應仁略記下卷に「世保が中の執士大蒼の信濃の入道、大和の繚を開

くより早く、京宿所にして生年六十二歳切腹畢ぬ」と見ゆ。

大縣 オホアガタ オホガタ

1 大縣主 地方官名にして、縣主の內、領土の廣大なるものを云ふ。古事記成務段に「國々の堺、及び大縣、小縣の縣主を定め賜ふ也、」と見ゆ。史上に見えたるは、開化段に「丹波の大縣主、」次に雄略紀に「志幾之大縣主、」其の他河內の大縣主、尾張丹羽郡の大縣等あり。

2 河內の大縣主 この大縣は地名と見るも可なり。河內國大縣郡より起る。和名抄・大縣郡を於保加多と註す。養老四年十一月紀に「河內國堅下堅上二郡、更に大縣郡と號す、」と載せ、而して堅上、堅下は片鹽より來るとの說ありて、大縣郡初め片鹽と稱したりとも云はるれど、此の氏及び以下の氏名のあるを思へば、古くよりの地名か。蓋し此の縣主の領土廣大なりしにより此の名起り、更に移りて地名となるか。姓氏錄、河內神別に收め、「大縣主、同上(天津彥根命後也)、」と註す。氏人は大同類聚方に「河內國大縣主黑海」など見ゆ。

3 大縣連 凡河內氏の族、大縣主の連姓を賜ひしものなり。神護景雲二年七月紀に「大縣連百枝女」と云ふ人見ゆ、此の氏人也。

4 大縣宿禰 大縣連の宿禰を賜ひしものなり。除目大成抄に「大縣宿禰安永、」また姓名錄抄にも見ゆ。

5 大縣史 これも河內國大縣郡名を負ひしなれど、前の諸氏とは別流にて百濟族なり。神龜二年六月紀に「和德史龍麻呂等三十八人、姓を大縣史と賜ふ、」と載せ、又姓氏錄は右京諸蕃に貫し、「百濟人和德之後也」と註せり。

6 大縣氏 大縣宿禰の後裔なり。されど大縣史の後なるもあるべし。

7 尾張の大縣氏 丹羽郡に大縣神社あり、國帳に「正一位大縣大明神」と見ゆ。

8 上野の大縣氏 上野國志に「大縣入道謀反の時、舞木駿河守、大縣が一味岩松天用入道を新田庄にて生捕る」と見ゆ。

大秋 オホアキ 尾張國愛知郡大秋村より起る。大秋十郞左衞門、今川氏に仕ふ。

大阿久 オホアク 下野にあり、名族なりと。

大明 オホアケ 和名抄攝津國豐島郡に大明鄕あり。於保阿介と訓じ、高山寺本には於保阿計とあり。此の氏現存す。

大開 オホアケ 備前にあり。

大麻 オホアサ 地名より起る。猶ほオホチミ條參照。

1 讚岐の大麻氏 東鑑に「讚岐の御家人大麻藤太」を載せたり。

2 大麻比古神社は、阿波國板野郡の名神大社(延喜式)にして、中世以後國の一宮なり。神主に永井、板東氏あり、別當靈山寺、本願實相院。

大朝 オホアサ 安藝國山縣郡に大朝庄あり、三代實錄所載大麻天神社鎭座す。

大朝田 オホアサダ

大麻部 オホアサベ 大麻續部の略にてオホチミベに同じ、其の條を見よ。

大葦 オホアシ 信濃國小縣郡の豪族にして、滋野姓、海野眞田の一族なりと云ふ。

大芦 オホアシ

大蘆 オホアシ 武藏、下野、岩代、出雲等に此の地名あり。

大足 オホアシ 常陸國和光院過去帳に「道白(寛永六年己巳五月十日、大足白樂石見守」と見ゆ。

大葦原 オホアシハラ 下總國豐田郡大葦原邑より起る。尊卑分脈に「平良將—將平

聖津日霎神尊、神物圓鏡に坐す。若宮四坐、彦皇子神社、皇孫日火靈神尊。姫皇子神社、天媛日火霎神尊。樹森神社、瓊玉戈神尊。日月神社、火瓊神尊。若宮二座、子部神社、皇弟天火子日命、神像統玉に座す。子部神社、皇弟天火子根命、同上。已上は意富鄕に在り。(多朝臣・禰宜たり、肥直・祝部たり)。外宮、目原神社、天神高御産靈尊、神像圓鏡に座す。皇妃栲幡千々媛命、[illegible]一座す。已上神社・川邊鄕に在り、(肥直・禰宜たり)。若宮一座、天孫國照火明命、神像竹箸に座す。攝社一座(官社に非ず)、八劔神社、出雲速蛇建雄命、神像橫刀に座す。已上神社は川邊鄕に在り、(川邊連・祝部たり)。

葛城高岳宮御宇、神淳名川耳天皇(謚して綏靖と曰ふ)御世、二年辛巳の歲、春中、皇弟神八井耳命は、帝宮より降り、當國春日縣に居り、大宅を造營し、國政を鹽梅す。斯に神籬磐境を起し立て、皇祖天神を祭禮し、幣帛を陳し、祝嗣を啓す、以つて神祇の恩に答へ、而して神事之典を主る焉。縣主遠祖大日諸命(鴨王命の子)を祀となし、奉仕せしむる也。磯

城瑞籬宮御宇御間□入彦五十瓊殖天皇(謚して崇神と曰ふ)御世、七年庚寅の歲、冬中、卜により八十萬群神を祭らしむるの時、武恵賀前命(神八井耳命五世孫、彦恵賀別命の子たる也)に詔し、神祠を改め作り、珍御子命皇御命、新寶天津日瓊玉矛天つ璽鏡劔神等を奉齋し、社地を號け太鄕と曰ふ。天社の封を定む。神地の舊名春日宮、今、多神社と云ふ。其の後志賀高穴穗宮御宇、稚足彦天皇御世五年乙亥の歲、初めて武恵賀前命の孫仲津臣(武彌依米命の子)に詔し、多の神を祭る主なる爲、多氏を負ふ、社號に依る也。是日天皇・神託により仲津臣に詔し、外戚天神皇妃兩神を目原の地に齋祀し奉る、今の目原神社是れ也。泊瀨朝倉宮御宇、大泊瀨幼武天皇に及び、詔して六世の孫螺贏(或□子、清眼の弟)を諸國に遣はされて、蠶兒を收斂す。誤つて小子を聚め、之を奉貢す。天皇咲ひ、小子を以て螺贏に賜ひ、詔して曰ふ、汝宜しく自ら養ふべしと。時に螺贏・即ち小子を高邊に養ふ。仍て賜りて小子部連と爲る。此の小子等壯に及び、吾が多の鄕に住しむ、俗に其處を號けて子部里と云ふ。即

位九年乙巳初春、天皇・靈夢に依り、螺贏に詔し、皇枝彦日根の兩神を子部里に齋祀し奉る、今の子部神社是れ也。淨御原宮御宇、天渟中原瀛眞人天皇(謚天武と曰ふ)即位十三年甲申仲冬、天上の萬氏姓を改めて、分つて八等と爲すの日、多清眼十一世孫、小錦下品治(蔣敷の子)姓を賜ひ、多朝臣と曰ふ。厥の後和銅五年壬子孟春、正五位上太安麻呂(品治の子也、安麻呂・氏の多を改め、太字に作り、舊氏に復す)、勅を奉じ、古事記三卷を撰み、以つて獻上す。養老四年庚申仲夏、一品舎人親王、勅を奉じ、日本書紀三十卷を撰ぶ。時に安麻呂筆削に預る。既にして功畢る。因つて以つて從四位下を授られ、太氏の長者と爲り、位を加へ民部卿に補せらる。然る後水火知男女神に、延曆五年丙戌孟夏望前、正四位上勳六等を授け奉らる。永治改元、辛酉季夏初旬、神位階を進め加へ正一位を授け奉り、位田を充て神税を納しむ。是より先、弘仁式を制撰するの節、改めて神祇官の神牒に入り、春冬毎に祈年月次相嘗新嘗の官幣に預り、年穀の豐稔を祈禱し奉り、禮を修め天下の安全を鎭護せんと請ひ、敬

を致す。令旨に應じ、注進を獻ずる右の上狀の如し、謹恐啓白。久安五年己巳三月十三日、禰宜從五位下多朝臣常麻呂、祝部正六位上肥直尙弼、祝部正六位下川邊連泰和、謹上新國府守藤原朝臣殿。」と（五郡神社記引用、原漢文）。文拙劣・後世の僞作なるや想像するに難からず。されど多く古史を敷衍して蛇足を加へしに過ぎざるは猶ほ賞すべし。

15 多氏については、以下の條、及びオホベ條を見よ。

大 オホ オホシ ダイ 大は多、太と通じ、意富氏の意に用ひらる。されど大直の大は大連、大臣等の大にて凡と通ず、全く別なり。又大（ダイ）氏は氏の省略より來る、混同すべからず。

1 大臣 前條第一項を見よ。

2 出雲の大臣 出雲風土記に「出雲郡少領外從八位下大臣」と云ふ人見ゆ。多臣氏と同じきか。

3 大臣族 常陸の大族にして、常陸風土記、茨城郡條に「古老の曰ふ、昔、國巣、山の佐伯、野の佐伯あり。普く土窟を掘り置き、常に穴に居る。人の有るならば則ち窟に入り、而して之に竄る。其の人去れば、更に郊に出でゝ遊ぶ。狼性梟情、鼠窺掠盜、招慰せらるゝなし。彌々風俗を阻つ也。此の時大臣の族黑坂命、出遊の時を伺ひ、茨蕀を以つて穴の內に塞ぎ施し、卽ち騎兵を縱ちて、急に逐ひ迫らしむ云々。或は曰ふ、山の佐伯、野の佐伯、自ら賊長となり、徒衆を引率して、國中を横行し、大いに劫殺を爲す。時に黑坂命此の賊を規り滅す云々。」と。なほ仙覺抄所引風土記に「黑坂命・陸奥の蝦夷を征罸し、事了りて、多歌郡角枯の山に及びて、黑坂命・病に遇ひ身うせぬ、云々。」と見ゆ。この人常陸多臣族の祖にして、仲國造の祖建借間命と密接なる關係を有する人と考へらる。仲國造は多臣氏の一族にして、鹿島神宮も其の實、當國多氏の氏神なれば也。詳細は拙著「日本古代史新研究」第七編第六章を見られたし。

4 大朝臣 多の條、第六項を見よ。

5 奧州の大臣族 奧州東海岸地方に鹿島社の分祀多し。貞觀八年正月紀に據るに「菊多郡一、磐城郡十一、標葉郡二、行方郡、一字多郡七、伊具郡一、曰理郡二、宮城郡三、黑川郡一、色麻郡三、志太郡一、小田郡四、牡鹿郡一、」と。是等は主として、大臣族の勸請なりと考へらる、カシマ、イハキ條、並に「日本古代史新研究」を見よ。

6 大神氏、大宅氏の如く大字を頭字とする氏には、中世以來下の字を略し、大のみを氏とするもの尠からず。一二の例を擧ぐれば、源平盛衰記に大太夫と云ふ人見ゆ、こは大神氏也。又陸奥話記に大宅光任あり、この人の事を大三大夫と呼ぶ如き、これなり。但しこの場合の大はダイと音讀すべし。

7 大直 また凡直とも、星直ともあり。故にオホシと訓みしを知るべし。一國を支配せし大國造を斯く呼ぶなり。「日本上代に於ける社會組織の研究」に詳說す。猶ほ凡條を見よ。

8 伊豫の大直 伊豫國造の族なり。伊豫凡條を見よ。

9 紀伊の大直 紀國造の族なり。紀凡條を見よ。

10 大忌寸 養老七年の糄穀帳に「大忌寸人足」と云ふ人見ゆ。大直の忌寸姓を賜ひしものならん。

太 オホ 多、大と通ず。

1 太朝臣 有名なる安麻呂は續紀に太朝

造、伊勢船木直、尾張丹羽臣、島田臣等の祖也、」と載せ、又綏靖紀に「神八井耳命云々、吾當に汝の輔として神祇を奉典せんと。卽ち是れ多臣の始祖也。云々。四年夏四月、神八井耳命薨、卽ち畝傍山の北に葬りまつる」とあり。また神武本紀に「神八井耳命は意保臣、島田臣、雀部臣等の祖、」など見ゆ。神八井耳命の御子を彥八井耳命と云ふ(姓氏錄)、古事記は兄と誤り「茨田連、手島連の祖」とあり、次いで景行紀に多臣祖武諸木、天智紀に多臣蔣敷等見ゆ。而して天武朝に至り朝臣姓を賜ふ。

「神八井耳命―彥八井耳命―武宇都彥―武速前―敷桁彥(志貴多奈彥)―遲男江」なりと。

2　多臣　貞觀五年九月紀に宿禰姓を賜ふ。多臣の庶流ならん。第九項を見よ。

3　美濃の多臣　天武前紀に「安八郡湯沐令多臣品治」と云ふ人見ゆ。

4　常陸の多臣　太條を見よ。

5　伊勢の多臣　延喜神名式朝明郡に大神社を收む。天武前紀、壬申亂に伊勢の士、多臣品治あり、此の地の人か。

6　多朝臣　又太朝臣に作る。多臣の朝臣姓を賜へるものにして、天武紀十三年條に「多臣云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ、」と見ゆ。靈龜二年九月紀に「從四位下太朝臣安麻呂を以つて、氏の長となす、」と。此の安麻呂は古事記、書紀の撰者なり。姓氏錄、左京皇別に收め、「多朝臣・謚神武皇子神八井耳命の後より出づる也、日本紀合、」と註す。氏人は續紀に多朝臣犬養、萬葉集に太朝臣德太理、後紀に多朝臣入鹿、同人長、續後紀に同淸繼等、猶ほ以下の各項を見よ。

7　信濃の多朝臣　當國々造は多臣氏の族にして、此の多朝臣は其の一族と考へらる。貞觀五年九月紀に「信濃國諏訪郡人右近衞將監正六位上金刺舍人貞長、姓を大朝臣と賜ふ。並に是れ神八井耳命の苗裔也、」と見ゆ。これ甲信地方飫富氏の祖なるべし。カナサス條を見よ。

8　百濟氏流多朝臣　承和三年閏五月紀に「右京人內藏大屬百濟連淸繼、姓を多朝臣と賜ふ、淸繼・誤つて、後父の姓を負ふ。今落葉根に歸するの請あり、」と見ゆ。原姓に復せしなり。

9　多宿禰流多朝臣　第十項多宿禰の後なり。多氏系圖に「好用―政方(周防守、長久元年十一月十六日、始賜朝臣、字云九二、禁裡炎上時、於同侍御前、宮人勸仕賞也、寬德二年死)、」と見ゆ。政方の後は「政資(右近將監)―資忠(右近將監、一本政資弟節資の子、康和二年六月十六日、爲山村正貫、被殺害)―節方―節茂、弟忠有―忠節(將監)―景節、弟忠成(將監)―忠茂(直任兵衞尉)―忠世―忠脩(太宰少貳)―忠名、弟忠榮―忠春―忠幸(將監)―忠輿―忠淸」と。又「忠世弟忠有(上總介、雅樂頭)―忠行(左兵衞尉)、」また忠榮弟忠右(彈正忠、右近將監)、」また「忠幸弟に忠敦(左近衞尉)、忠英(左兵衞尉)、忠俊、忠信、忠國」等あり。又忠有の弟に將監近方あり、其の子に「成方(右府生)、近久(將監)、好方、好久、近助、好節、好廣(下向鎭西)」等あり。內・近久の後は「節近(將監)―久行―久資(周防守)―久氏(對馬守)―久經―久仲―久種、」なほ久仲の弟に「久房(少志)、久淸(右兵衞)、久夏(少志)、久景、久家」等あり。次に好方の後は第十二項を見よ。次に好節の後は「好氏―好幸、弟好世―好久、」また好氏の弟に「好繼、好利」あり。

10　多宿禰　貞觀五年九月紀に「右京人散位外從五位下多臣自然麻呂、姓を宿禰と賜ふ。神八井耳命の苗裔也。」と見ゆ。此の氏は樂人の家にて體源抄に多氏系圖あり。「朝臣・右舞相傳之、神樂同傳之、祖神神武天皇第二御子神八井命、綏靖天皇兄。」・飲鹿(權中納言)―入鹿（右大辨宰相)―藤野麿(明經道)―自然麿(將監、甲斐守上總介、此時、始傳歌舞兩道、左右同奉行、一者三十九年、仁和二年死）―春野(將監)―良常(右近將監)―脩文(將監)―脩正―公用（左右各別成時左舞曲於拍光高、寬和二年死、伯耆介)、弟公高、弟武文(右將監)―武好(玄蕃允)、」又公用の後は其の子「好用（一に好茂に作る、兵衞尉)―政方(周防守)」と見ゆ。政方に至り朝臣姓を賜ふ、第八項を見よ。

此の宿禰姓多氏の由來・詳かならざれど、もと多氏と云へば多朝臣家の分流なるや想像するに難からず。又金刺氏と同時に賜姓の事あるを思へば、地方出身の家にて、古く中央なる多氏より分れし家と考へらる。されど後世多朝臣家全く衰微し、此の家後に朝臣姓を賜ひて、大いに榮え、以つて今日に至る。九項及び十二項を見よ。

11　多宿禰　前項氏と同族なるべし。西宮記第四卷に大和權醫師多宿禰見ゆ。拾芥抄、姓名錄抄には太宿禰を載せたり。宿禰姓のものも猶ほ後世に傳はれるか。

12　伶人多氏　第九項多朝臣の後にて世々伶官たり。其の系圖其の項に云へり。又東鑑に多好方あり、建久四年十一月十二日條に「右近將監多好方、神樂の賞を承く、今日飛驒國荒木鄕地頭職を以つて政所御下文を成され訖る云々」と。好方の事は源平盛衰記卷四十四にも見ゆ。好方の子孫は前述體源抄所載多氏系圖にはなけれど、諸家系圖纂の多氏系圖には「朝臣、氏祖前參議入鹿四代孫、入鹿は大菩薩五代孫也。滋野麻呂。藤野麻呂、明經。自然麻呂(右近大夫、將監、上總介)―春野―良常(宇多判官)―脩文―脩正―公用―好茂―正方(七條判官)―節資―資忠(八條判官)―時方、弟節茂、弟忠方、弟近方―

- 成方(左近將監)―成長
- 近久(左近將監 讃岐院武者所)
  - 節近―久行(右近大夫)
    - 久資―久氏
      - 久春
    - 久繼
    - 久忠―久政
  - 忠久
- 好方(右近將監)―好節
  - 好氏(右近將監)―好幸
    - 好宗
  - 好次
  - 近秋

其の他、文華秀麗集に多清貞と云ふ人見ゆ。朝臣家の人なるべし。

12　遠江の多氏　飫富條を見よ。

13　播磨の多氏　新抄格勅符に多神の封戶播萬卅五戶と見ゆ。

14　多神社　多氏の氏神多社は神名式に「多坐彌志理都比古神社二座、(並名神大、月次、相嘗、新嘗)」と載せ、四皇子社は「皇子神命神社、姫皇子神社、小杜神命神社、尾就神命神社（巳上四神、大社皇子神)」とあり。而して天平二年の大和國大稅帳に「太神戶、稻壹萬伍佰伍拾貳束伍把、租壹佰參拾捌束肆把、合壹萬陸佰玖拾束玖把、用伍拾捌束（祭神捌束、神嘗酒料伍拾束)、殘壹萬陸佰參拾貳束玖把」と載せ、又新抄格勅符に「多神六十戶(大和十戶、播萬卅五戶、遠江十五戶)」と見ゆるにより、如何に廣大なる名祠なりしか、想像するに難からず。

多神宮注進狀は、信用し難けれど、有名なれば參考の爲に擧げん。「大宮二座、珍子賢津日靈神尊、皇像瓊玉に坐す。天祖

詮防戰して死す。重綱疵を被り、高野に遁れ居こと三年、後淸水村に移る。宅邊に石の井あり、盛夏も水湛々たり、時の人石井入道と稱す。遂に石井を以て氏とす、居ること數年、佐々木高明頻にこれを招くに應ぜず。應永二十一年二月死す、時に年一百二歲。重綱の子を權平重治といふ。生地家に屬し、田數箇所を領す。重治の子を彥平治治時といふ。其の子を掃部重之といふ。只一女あり、生地致澄の庶子元澄を養ひて嗣とし、右馬亟と稱す。元澄五男三女あり、長子某・江州佐々木氏に屬し、末子某・畠山氏に屬す、二子より四子に至るまで生地氏に仕ふ。是れより分れて三家となり、孰れが嫡庶の家なるか、後世辨ずべからず。重綱五世の孫を、左近大夫武成といふ。生地家督爭論の時、備州の生地安藝忠守澄に屬し、敗亡の後、河州畠山家に倚る。武成の子を左衞門大夫成吉といふ。孫を左衞門尉重吉といふ。重吉・生地石見守政澄に屬し、當村天滿宮の別當職に補せらる。重吉の子を生地久助澄成といふ。子孫今生地と號し、當村に住す。家に生地家の家譜を藏む」とあり。

また生地八百次郎條に「家傳に、其の祖を田村將軍四世孫仲澄八世の裔君澄といふ。南帝に屬し、姓を恩地と改め、學文路村東山に住す。天正中、恩地久助澄成、錢坂城主新左衞門の養子となり、又生地と改め、當村に住す、子孫丁田に住す」と見ゆ。其の他、隅田黨の內に生地傳兵衞あり。

小淵 ヲフチ コブチ 武藏國葛飾郡に小淵邑あり。甲斐に小淵澤あり、こはコブチなりと。

1 佐々木氏流 武藏國小淵邑より起りしにて佐々木氏の族なり。中興系圖に「小淵、宇多、本國出雲、佐々木五郎義清男、富田義泰男、六郎賴秀、稱之」と見え、又武藏風土記傳、榛澤郡條に「小淵氏（用土村）佐々木五郎左衞門義淸が後胤賴秀なるもの、當國小淵に生れ、在名をもて小淵六郎と稱す。後彈正義次、武田信玄に仕ふ。義次四代の孫彈正次喬、當所に生れ、地頭水上氏に仕へ、故あつて勘氣を受け、當所に籠れりといへど家系疎略にして詳ならず。」とあり。

2 紀伊の小淵氏 續風土記牟婁郡四村莊請川村條に「舊家小淵氏。豐太閤征韓の役に、堀内氏に屬し、朝鮮に行きし者、小淵宗兵衞、同宗左衞門、其の祖にして、彼の地にて軍功あり。子孫今猶あり」と見ゆ。

3 その他、美作國吉野村川上村牛頭天王神主に小淵氏あり、又山北小野寺遠江守義道家方にも此の氏見ゆ。

尾藤 ヲフヂ ビトウ條を見よ。

逢池 オフチ アフチ 平姓にして、本國伊勢なりと（武家系圖）。

樗木 オフチギ アフチギ

樗澤 オフチサハ アフチサハ

小船津 ヲフナツ 淸和源氏小國氏の族にて尊卑分脈に「小國三郎―二郎賴隆―宗繼（小船津五郎）―賴胤（二郎）」とあるより出づ。

生部 オフベ 數流あり。壬生部の省略なり。ミブベ條を見よ。

邑美 オフミ 因幡國に邑美郡あり、和名抄に於不美と註し、郡內に邑美鄕を收む。次に石見國邑知郡に邑美鄕あり、於布美と註す。高山寺本には於保美とあり。又播磨國明石郡に邑美鄕あり、於布美と註し、高山寺本には於保見とあり。

小文 ヲブミ 和名抄遠江國敷智郡に小文鄕あり。

雄踏 ヲブミ 和名抄遠江國敷智郡に雄踏鄕あり。

近江 オフミ　アフミ條に詳述す。今漏れたるを補へば、源平盛衰記に近江中將入道蓮淨、また東鑑卷二十九に近江太郎左衞門尉、近江三郎兵衞尉、三十に近江三郎左衞門尉、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十八に近江四郎左衞門尉氏信、三十一、三十三に近江大夫判官泰綱、三十四に近江大夫、三十五、三十六、四十一、四十七、四十八、五十に近江前司季實、三十六、三十七に近江四郎左衞門尉、四十に近江入道、四十一、四十五に近江大夫判官氏信、四十六に近江孫四郎左衞門尉泰信、五十に近江藏人等見ゆ。又中興系圖に「近江、清和、村上爲國孫次郎成高稱之、」また、「近江、宇多、佐々木定綱末流、長綱稱之、」の二つを載せたり。

於部 オベ　和名抄日向國那珂郡に於部鄕あり。

雄家 ヲベ　和名抄攝津國河邊郡に雄家鄕ありて、乎倍と註す。

小部 ヲベ　前條雄家鄕は後世小部莊と云ふ、又小戸莊ともあり、其の地より起れるか。

小家 ヲヘ　和名抄筑後國生葉郡に小家鄕あり。

麻部 ヲベ　和名抄肥後國益城郡に麻部鄕あり、ヲミベ條を見よ。

多 オホ　また太とも、大とも、意富とも、飫富とも、於保ともあり、後世訛りてオブと云ふ。皇別氏中第一の古族にして、一族頗る多く、分派また尠からず。卽ち西海にありては肥國造となり、阿蘇國造となり、大分國造となり、南海には伊豫國造あり。又信濃國造、駿河國造、鬪雞國造、長狹國造、印波國造等、皆此の族にして、奧州には石城國造あり。其の他庶流擧げて數へ難し。故に多氏とは一族の多きよりの稱なりとの說(久米博士)さへ生ずるに至れり。殊に肥國造(火國造)は魏志所載耶馬國にして、かの有力なる卑彌呼女王も此の氏の人なるが如し(日本古代史新研究參照)。多氏は神武天皇の皇子、綏靖天皇の皇兄神八井耳命より出づ。大和國十市郡に飫富鄕(和名抄飯富鄕と、飯は飫を誤る也)あり、而して同村に神名式所載多坐彌志理都比古神社鎭座するあれば、此の地より發祥したるが如きも、其の分布より考ふれば、或は肥後より起りしにあらずやと考へらる。卽ち神武天皇御東征の後、神八井耳命は嫡長子なるが故に、九州北部を賜はり、手研耳命は庶長子にて、九州南部を賜ひしにあらざるか。蝦夷を征伐し、常陸の仲國造の祖となりし此の氏の建借間命の軍士が、杵島節を歌ひし事、常陸風土記に見ゆ。杵島節は萬葉集、肥前風土記等に出づ、九州肥前の杵島なり。而して杵島山附近に鹿島あり、建借間命の借間は鹿島に同じく此の地名を負ひ給ひしが如し。又鹿島神宮は其の實・多氏の氏神社なる事、予輩既に云へり(日本古代史新研究四〇五頁)、又信濃國造家は肥後阿蘇氏より出づと傳へられ、下野にも阿蘇氏あり。此等より考ふれば、多氏の本貫は肥後にして、大和十市の飫富は一族の上京して久しく住みしより起りし地とも考へらる。猶ほ大和十市郡の多社の祝部が肥直なる事も、多氏の根據が肥の國なりしを語るにあらざるか。

1　多臣　又意富臣とも、飫富臣とも記す。和名抄十市郡飫富鄕とある地より起ると云ふ。神武天皇皇子神八井耳命の後にして、古事記神武段に「神八井耳命は意富臣、小子部連、坂合部連、火君、大分君、阿蘇君、筑紫三家連、雀部臣、雀部造、小長谷造、都祁直、伊余國造、科野國造、道奧石城國造、常道仲國造、長狹國

負野 オヒノ 美作の古姓なり。小右記に見ゆ。

小檜山 ヲヒノキヤマ コヒノキヤマ條を見よ。

生藤 オヒフヂ イクフヂ 陸前國栗原郡營岡八幡宮鰐口銘に「小治山源東寺、延慶四年壬亥正月五日、大旦那大參生藤次郎國正」と見ゆ。

及部 オヒベ

追間 オヒマ

生實 オヒミ 下總國千葉郡生實より起る。足利政氏の子義明・此の地に寓して、小弓御所と云ふ、チユミ條を見よ。

帶壬 オビミ タチシロ條を見よ。

及能 オヒヨシ

小比良 ヲビラ 但馬國大田文に見ゆ。コヒラ條を見よ。

小比類 ヲヒル コヒル條を見よ。

小廣川 ヲヒロガハ

帶王 オビワウ タラシロ條を見よ。

邊分 オヒワケ 日用重寶記に見ゆ。

飫富 オブ 和名抄上總國望陀郡に飫富郷を收め、於布と注す。古代多氏のありし地なり。(オホ條を見よ)。即ち飫富は多の訛なるを知るべし。

1 甲斐の飫富氏 多臣の後裔なり。飯富兵部少輔虎昌の家は此の氏を冒せし也。飯富次項を見よ。今南巨摩郡に飯富邑あり、こは此の氏によりて生じたる地名なるを、後世飫を飯に誤り、更にイヒトミと讀みしに外ならず。イヒトミ條を見よ。

2 清和源氏滿政流 源滿政の胤、季遠の男延尉季貞の子、外戚飫富氏を冒し、飯富源太宗季と謂ふ(東鑑)。其の子源内長能、逸見光長の猶子となり、甲州に釆邑を賜はる。一蓮寺過去帳、寛正文明頃に飯富氏あり。兵部少輔虎昌は智略拔羣の驍將なり。天文中、信州内山の城を守護す。後罪あり、伏誅の後、弟源四郎昌景、氏を山縣と改む、(國志)。

諸家系圖纂に「逸見光長—飯富宗長(實は飯富の男、光長猶子、本名宗季、改宗長、號飯富源太)」と見ゆ。飯富源太宗長は東鑑卷五、九、十、十七等に見え、其の他、源四、源内等あり、イヒトミ條を見よ。

3 其の他、飫富氏數流あり、イヒトミ條を見よ。猶ほ一〇六四頁にあり。

意部 オブ 和名抄下總國相馬郡に意部郷、下總國安蘇郡に意部郷あり。共に多氏部曲のありし地なるべし。

小夫 ヲブ 大和國式上郡小夫邑にありし豪族にして、小夫城に據る。聞書覺書に「小夫は意富にして神八井耳命の苗裔ならんか」と云ふ。天文の頃小夫實祐あり、又郷士記に「小夫山城は小夫筑後、又曰小夫小左衞門、小夫筑後入道實空、小夫休意」と見ゆ。

又山邊郡にも小夫氏の豪族あり。

小普 ヲフ 秀郷流藤原姓にして、久賀民部重宗の五男宗久、野原小次郎と稱す。其の三男宗親、小普刑部と云ふ。

相内 オフウチ アヒウチ

小深田 ヲフカダ

小吹 ヲブキ

小袋 ヲブクロ コブクロ條を見よ。

逢坂 オフサカ アフサカ 大和國葛下郡逢坂邑より起る。郷士記に「逢坂山城は逢坂内記」と見ゆ。アフサカ條を見よ。備前にもあり。

生石 オフシ 羽前國飽海郡に生石村あり。オホイシ條を見よ。又イクシ、オヒイシ等の條を見よ。

櫻樹院 オフジユキン アウジユキンなり。

男衾 ヲブスマ 武藏國男衾郡より起る。

當郡は和名抄に乎夫須萬と註し、承和十二年三月紀に男衾郡と見ゆ。

1 小野姓猪股黨　武藏國男衾郡より起る。小野氏系圖に「猪俣時範の子重任（男衾野五一）」と載せ、又七黨系圖に「時資（横山介三）―時範（猪俣野兵）―重任（男衾野五）―某（天動寺）―成廣（野檽守）」と見ゆ。源平盛衰記に男衾二郎なるものあり。此の流か。

2 桓武平氏畠山氏流　畠山重能の三男重宗（男衾六郎）より出づと云ふ。

於布瀬　オフセ

小伏　ヲフセ　和名抄越後國蒲原郡に小伏郷あり。神名式内小布勢神社鎭座す。

生園　オフソノ　和名抄常陸國茨城郡に生國郷あり、生薗の誤りかと云ふ。

小曾能　ヲソノ　常陸國新治郡（茨城郡）小曾納より起る。佐竹家臣に小曾能氏あり。

生地　オフチ　坂上姓の名族にして、又恩地に作る。坂上系圖に「田村麿―廣雄（右近將監）―高直（太宰少貳）―安主（鎭守府將軍）」とし、安主に「秋田城介、樹並爲子、紀伊國生地、相賀等一族の先祖也」と見えたり。紀伊續風土記伊都郡相賀莊野村錢坂城跡條に「生地氏の城跡なり。生地氏（大和の恩地、河內の恩智、紀伊の生地文字も唱へもいさゝか異なれども同姓といふ）本姓は坂上にて田村將軍四世の孫正六位上志摩椽坂上姓仲澄の後なり。仲澄は圓融院の御時の人にて、采地近江國にあり。其の子兵庫助武澄、其の子東市佐直澄、永治二年四國に渡りて沒す。夫れより家衰ふ。直澄の子權大夫孝澄、源家に屬し關東にあり。孝澄の子彥太郞朝澄、承久年中軍功ありて、當莊にて采地を賜はり。則ち城を禿村東岡に築き、畑山城と名づく。朝澄の孫右衞門大夫長澄（市脇村に此人の建し五輪石塔あり。銘に孝子長澄と書せり。）其の子兵部亟尹澄（或は早澄と書す）伊都郡司となる。楠正成の妹を娶る。其の緣にて正成が旗下に屬して軍功を立つ。其の頃姓を生地と改む。尹澄の子右京進安澄、父と同じく千劔破、赤坂等の城に籠る。建武三年に至て伊澄戰死す。伊澄五子あり、左近大夫知澄、平太安澄、新太郞澄平、源次郞澄景、藤五遠澄なり。安澄・父の遺跡を嗣ぎ、楠正行正儀等と常に軍事を議す。正行討死せし後、故鄕に歸りて正平三年に死す。其の子兵庫頭盛澄・南朝に仕ふ。其の子右馬充益澄、元中年中千劔破城に戰死す。其の子小太郞俊澄、弟今菊、叔父藤五等と共に諸國に流離し、應永元年・攝州池田十郞敎正に寄る。其の頃畠山基國に屬し、其の慫慂に因りて、將軍義滿公より舊地を與へらる。夫より後本國の北口三軍の旗頭となる。永享の初め烟山ノ城を此の地に移し、相賀新城と號す。是を生地中興の主とす。俊澄六世の孫を安藝守忠澄といふ。忠澄子なし、甥石見守政澄を養ひて子とす。其の子新左衞門吉澄（或は美濃と書す）、天正二年畠山滅亡の後、織田氏及び豐臣氏に屬す。（以上生地新左衞門吉澄、慶長四年書く所の家系にあり。）慶長五年關ケ原の役に江州に於て討死す。其の二男に小太郞、淸水村に住し、名を市助と改め、氏を北川と改む。夫より世々淸水に住す。其の餘子孫諸村に多し。大畑某の家譜には、天文二年生地石見守熊野より、學文路に來り學文路村の小名茂原に住して、野村錢坂に城を築くとありとぞ」と見えたり。また同郡馬場村地士生地幾助條に「元祖は佐々木右近大夫重綱といふ。文和延文年中武名を輝かす。康安元年秋、佐々木秀詮に屬し、攝州に住す。此の時楠正儀、俄に攝州の諸城を襲ふ。秀

須三萬石、此家は松平を稱す。)現今子爵。家紋マツダヒラ條を見よ。

尾張國三野 ヲハリノクニノミヌ 別姓にして、垂仁帝の裔也。ミヌ條を見よ。

尾張建部 ヲハリノタケルベ 君姓にして、倭武尊の御子武田王の後也。タケルベ條を見よ。

尾張田子 ヲハリノタゴ 稻置姓なり。タゴ條を見よ。

尾張次角 ヲハリノツギツノ

○尾張次角村主 倭漢氏の族にして、阿知使主に從ひ歸化せし漢人村主の一也。

尾張中島海部 ヲハリノナカジマノアマベ 直姓にして神魂尊の裔也。ナカジマ條を見よ。

尾張丹羽 ヲハリノニハ 臣姓にして多臣の族也。ニハ條を見よ。

尾張丹羽建部 ヲハリノニハノタケルベ 君姓にして倭武尊の裔なり。ニハ條を見よ。

尾張益城 ヲハリノマシキ 宿禰姓にして尾張連の族か。マシキ條を見よ。

尾張部 ヲハリベ 尾張連の部曲にして、その後裔これを氏とす。

1 河內の尾張部 尾張連の部曲ならんと考へらるゝに、姓氏錄、河內神別に「尾張部、彥八井耳命の後也」とあるは假冒ならんか。彥八井耳命裔ならば多氏族也。安宿郡に尾張鄕あり、和名抄に見ゆ。猶ほチハリ條第五項を見よ。

再按するに安宿の隣郡志紀の縣主は多臣族なれば、姻戚などの關係より、尾張部を支配するものありしか。

2 信濃の尾張部 水內郡に尾張鄕あり、和名抄に見えて、乎波利倍と註す。高山寺本には乎波利に作る。後世南北尾張部村となる。

3 尾張の尾張部 神名式山田郡に尾張神社と尾張戶神社とあり。尾張戶は尾張部に外ならず。次の條を見よ。

4 備前の尾張部 尾張條第二十五項を見よ。

5 上野の尾張部 和名抄綠野郡に尾張鄕あり。此の部の住みし地なるべし。

尾治戶 ヲハリベ 尾張戶ともあり、尾張部と云ふに同じ。

1 美濃の尾治戶 半布里大寶二年戶籍に尾治戶稻寸女なる者見ゆ。

2 尾張の尾治戶 前條を見よ。

小春 ヲハル コハル條を見よ。

小尾 ヲビ 甲斐の名族、淸和源氏武田氏の族なりと。家譜に「武田貞冬、甲斐國小尾村に住し、家號とす」と見ゆ。巨摩郡津金衆、武河衆に此の氏あり。家紋庵の內に花菱、丸に花菱。

飫肥 オビ 和名抄日向國宮埼郡に飯肥鄕あり、建久圖田帳に「飫肥南鄕百十町、北鄕四百町」と載せ、後世も飫肥邑といへば、飫肥の誤なるや著し。此の氏は此の地より起る。當國の大族土持氏の一派この地による、七頭の一也。

意悲 オヒ 和名抄越中國礪波郡に意悲鄕あり。又伊勢國飯高郡に式內意悲神社あり。

小日 ヲヒ 和名抄尾張國丹羽郡に小日鄕あり、高山寺本小口に作る、その方よかるべし。

生石 オヒイシ イクシ オホイシ オフシ 和名抄備中國賀夜郡に生足鄕あり、高山寺本生石に作り、於保之と註す。後宇多院御領目錄に備中國生石庄、井山寶福寺文書に「寺領賀夜郡迯江生石鄕」とある地な

り。此の地より起る。浮田分限帳に生石總左衞門を載せたり。備中志に「生石城は小山村にあり、天正中、生石中務の據る所なり」と。

又大友氏の族に生石氏あり、オフシ條を見よ。又古代生石村主あり、オホイシ條を見よ。

小比加　ヲヒカ　讃岐の豪族にして、全讃史に「室山城は太田六郎兼久の臣、小比加五郎四郎、之に居る」と見ゆ。

帶金　オビカネ

及川　オヒカハ　相摸國愛甲郡に及川邑あり、又岩代國河沼郡（會津郡）に笈川邑あり、新編風土記に「笈川館は新國上總が子栗村下總某の據りし地なり」と云ふ。此等より起りしか。陸前陸中に多く、後南部家臣となる。淸和源氏源三位賴政の後裔なりと云ふ。磐井郡津谷川邑大森城、鳥海邑柏木館等に據る。封内記に「古城址、大森と云ふ、昔葛西客臣及川美濃の居る所」と。又「柏木館、永祿中、葛西家臣及川美濃助賴家の居る所なり」と見え、又氣仙郡猪川邑迎館に據るものあり。封內記に「迎館、葛西家臣及川土佐居る所也。其の後孫讃岐・立根邑に移住す。是れ亦白石役三十六騎の其一也」と。奥南舊指錄に「南部家の豫參士譜代並、江刺家人七家の一に及川氏あり、源三位賴政の末流なりとぞ」と見ゆ。

笈川　オヒカハ　前條氏に同じかるべし。

追川　オヒカハ

帶壁　オビカベ　能登の社家に此の氏あり。

老上　オヒカミ　オホカミ　和名抄、近江國甲賀郡に老上鄕を收め、於保加美と註し、高山寺本には於支加美と見ゆ。

老木　オヒギ　ラウギ條を見よ。

小曳　ヲビキ

生口　オヒグチ　イグチ　安藝國豐田郡生口島より起る。小早川氏の族なりと。小早川系圖に「宣平―生口惟平」、及び「煕平―生口元淸」など見ゆ。藝藩通志に「生口中野村の茶臼山城は生口孫三郎景守の據る所」と。景守は伊豫河野家の旗下なりしが、後毛利氏に屬す。陰德太平記嚴島合戰條下に其の名見ゆ。イグチ條參照。

生越　オヒゴシ　石見にあり。

生長　オヒサキ　日用重寶記に見ゆ、オイサキと訓ず。

追田　オヒタ

及谷　オヒタニ

及堤　オヒヅヽミ

追出　オヒデ

首　オビト　制定的カバネの一種なり。古事記傳に「意毘登と訓べし」とあるに順ふべし。古史傳に「多く部の有るべき諸姓に負へるを思ふに、其の部を統領る首と云ふ義の尸なり。」また姓序考に「すべて某部といへるには、みな首のありしことなるは、忌部、刑部、海部のたぐひにても知るべし」など云へる、皆一面觀に過ぎず。余は總ての首姓を研究して、縣主、稻置、及び部分的伴造の姓と斷案を下せり。されど部分的伴造も、其の實・村の首長なれば、首姓は成務紀に「縣邑に首を置く」とある首に最もよく一致す。而してカバネの階級より云へば、國造の姓なる直、伴造の姓なる造の下位にあるべきなり。詳細は（上代に於ける社會組織の研究）の首章を見よ。

室町時代、奥州に首氏あり、オビトか、カウベか、クビか。

小比內　ヲビナイ　津輕にあり。

小日向　ヲビナタ　コヒナタ條を見よ。

大日方　オビナタ　オホヒナタ條を見よ。

尾日向　ヲビナタ　同上。信濃にあり。

老沼　オヒヌマ

37　北條氏流　北條朝時の子時章・尾張守となり、後尾張前司と云ふ。而して其の子公時・父の受領を稱號とし、尾張次郎と稱す。その子に時家、公貞あり。又公時の弟篤時・尾張四郎と云ふ」子に公篤、時見あり。（

38　保元物語卷一に「爲朝・豐後國に居住し、尾張權守家遠を傳とす」。源平盛衰記に「尾張國目代政友」」また東鑑卷三十七、四十二に尾張守時章、三十九に尾張藤兵衞尉、尾張次郎、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十六、四十七、四十八、四十九に尾張前司時章、四十、四十一、四十二、四十三、四十六に尾張次郎公時、四十一に尾張少將淸基、四十四、四十六に尾張三郎平賴章、四十七、四十八、四十九、五十、五十一に尾張左近大夫將監公時、四十八に尾張權頭、五十に尾張守行有(弘長元、八十)、五十二に尾張右近大夫將監、尾張四郎篤時。また康元元年七月五日に尾張右衞門(太郎)、同子息五郎、正嘉二年正月八日に尾張侍從淸時、文永二年正月六日に尾張入道見西見ゆ。

尾治　ヲハリ　尾張氏に同じ、古書多く此の字を用ふ。前章を見よ。ヲヂと讀む如き、全く非なり。

小張　ヲバリ　常陸國筑波郡小張邑より起る。關東古戰錄に「小張城は小田元菴の旗下只越入道全久の居城也」と見ゆ。

小針　ヲハリ　コハリ　尾張、尾治に同じ。尾張條に云へり。

尾張源氏　ヲハリゲンジ　淸和源氏滿政曾孫重宗の子重實の後也。其の子重遠、尾張浦野にありて浦野氏を稱す。子孫に河邊、山内、泉、彥坂、高田、柏合、平野、鏡、白川、小島、生津、葦敷、小河等の諸氏あり。重遠の弟重成の後は原氏、其の弟重定は山田氏なり。各條を見よ。

小治田　ヲハリダ　また小墾田に作る。大和國高市郡小治田邑より起る。この地は推古天皇が都を定め給ひし地にして、爾來百年ばかり難波、滋賀を除けば、帝都多く此の附近にあり、猶ほ奈良朝に小治田岡本宮あり。靈異記に小墾田古京と見ゆ。

1　小治田臣　武內宿禰の裔、蘇我氏の族也。前述高市郡小治田邑より起る。神名式此の郡に小治田神社を收む。關係あるべし。此の氏は古事記孝元段に「蘇我石河宿禰は、小治田臣云々等祖也」と載せ、天武紀には小墾田臣とありて朝臣姓を賜ふ。五郡神社記に「甘樫神社、社家は小治田臣、說曰、武內宿禰の齋祀る所なり」と見え、又「治田神社、逝回小墾田村在り、社家は小治田臣」と載せたり。

2　小治田連　物部氏の族にして、天孫本紀に「(饒速日四世孫)六見宿禰命は小治田連等の祖」とある後にして、姓氏錄、右京神別に「小治田連、同上(伊香我色乎命之後也)」と載せたり。

3　小治田連　尾張氏の族にして、神護景雲二年紀に「尾張國山田郡人小治田連藥等、尾張宿禰姓を賜ふ」とあり。前項小治田連との關係詳かならざれど、或は尾張に住みて、小治田と云ふより、尾張氏に改めしものか。尾張志は小治田は小幡の古名かと云へり。

4　小治田大連　物部氏の族なり。第七項小治田宿禰を見よ。

5　小墾田朝臣　蘇我氏の族。小治田臣の後にして、天武紀十三年條に「小墾田臣云々等、姓を賜ひて朝臣と曰ふ」とあるより出づ。

6　小治田朝臣　前項氏に同じ。正倉院天平十四年文書に「小治田朝臣(欠字)(左

京六條一坊）」など見ゆ。姓氏錄、右京皇別に貫し、「小治田朝臣、同上、日本紀合（前條は田中朝臣、稻目宿禰之後也）」と載せたり。

7 小治田宿禰 物部氏族、小治田達の後也。姓氏錄、左京神別に「小治田宿禰は石上同祖、欽明天皇の御代、小田鮎田を墾開するによりて、小治田大連を賜ふ」と載せたり。氏名附會の傳說に過ぎざるべし。

8 小治田（無姓） 數流あり。天武前紀に「小墾田猪手、」又正倉院天平廿年文書にも此の氏人あり。前項諸氏の族なるべし。

9 因幡の小治田氏 八上郡にあり、新興寺の古簡に小治田八郎左衛門義範見ゆ。

チバタ條第十四項を見よ。

小墾田 ヲハリダ 小治田氏に同じ、前條を見よ。臣姓、宿禰姓、無姓あり。

尾張德川 ヲハリトクガハ 德川家康の九男義直の後也。右兵衛督（大納言）義直、慶長十二年閏四月二十六日、甲府二十五萬石に加へて當國を賜ひ、兄忠吉の遺領三十萬石を嗣ぎ、同十四年正月、淸須に入城せしが、その十一月家康の命にて名古屋築城の計畫を立て、翌十五年閏二月二十六日、諸大名に命じ、六月三日より事始め、九月經營なりて移る。元和元年五月大阪役に功あり、八月六萬九千五百石加增、合せて六十一萬九千五百石也。子孫世襲して明治に至る。初代義直（家康第九子、童名五郎太丸、初義利、德川右兵衛督、寬永三年八月十九日權大納言、慶安三年五月七日薨、五十一、敬公）。二代光友（義直男、五郎太、初光義、慶安三年六月廿八日家督、權大納言、從二位、同十三年十月廿六日薨、七十六歲、瑞龍院、正公）。三代綱誠（光友男、誠公、初綱義、元祿六年四月廿五日相續、權中納言、同十三年六月五日薨、四十八歲、泰心院）。四代吉通（綱誠男、立公、五郎太、寬永元年十一月廿八日權中納言、正德三年七月廿六日薨、二十五歲、圓寬院）。五代五郎太（吉通男、正德三年十月十八日逝去、三歲、眞巖院）。六代綱友（吉通弟、八三郎、通顯、曜公、正德五年十二月朔日權中納言、享保十五年十一月廿七日薨、三十九歲、晃禪院）。七代宗春（綱友男、實綱誠七男、萬五郎、逞公、初通春、享保十七年十二月朔日權中納言、元文四年正月十三日蟄居、明和元年十月八日薨、六十九歲章善院）。八代宗勝（光友孫、友著男、又友淳、友相、義淳、寶曆十一年六月廿二日薨、戴公、賢隆院）。九代宗睦（宗勝男、熊五郎、寬政十一年十二月廿日薨、明公、天祥院）。治行（宗勝孫、義敏男、初義柄）。十代齊朝（一橋治濟孫、治國男、嘉永三年三月三十日卒、順公、天慈院）。十一代齊温（家齊將軍男、天保十年二月廿日薨、僖公、良恭院）。十二代齊莊（家齊將軍男、齋温、田安四代、弘化二年七月六日薨、懿公、大覺院）。十三代慶臧（一橋治濟孫、田安齊匡男、欽公、顯曜院、嘉永二年四月七日薨）。十四代慶勝（水戶治保曾孫、義和孫、義建二男、初義恕、權大納言、文公）。十五代茂榮（義建五男、茂德、玄同、一橋十代義比、權大納言、顯樹院）。十六代義宣（慶勝三男、靖公、隆德院）。十七代慶勝（再相續）。十八代義禮（水戶治紀曾孫、賴恕孫、賴聰男）、義親。現今侯爵。實子系圖、家紋等はトクガハ條を見よ。

義直の子光友の二男「攝津守義行（左少將）—攝津守義孝—但馬守義淳（實但馬守友著長男）—中務大輔義敏（中納言宗睦弟）—攝津守義柄—弟、攝津守義裕—彈正大弼勝當（宗睦弟）—攝津守義居（一橋治濟長男）—中務大輔義和（水戶治保二男）—中務大輔義建—攝津守義比—義端—義勇—義生」（美濃高

其の他、政事要略に尾張成安（永延元年七月十日）、台記、久安六年七月二十三日に尾張成重（もと熱田神主）等見ゆ。

21 大宮司系圖には「尾張姓曩祖天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊。○乎止與命、火明尊十一世尾張國造祖源大夫神也。○建稻種命、十二世、本宮相殿五座之內也。○尾張乙訓與止連、右十八世、出舊事本紀、依之省略。○尾張忠命、大宮司職元祖也、天武天皇朱鳥元丙戌年、始被補此職、愛智山田兩郡司兼社大禰宜云々。○大宮司員胤、忠命二十代（自治安二壬戌年、至長元五壬申年）、熱田古記曰、尾治頭從三位尾張宿禰員胤。○大宮司員信、二十一世、員胤一男（自長元五壬申年、至寬德二乙酉年）、熱田古記曰、大宮司從四位下尾張宿禰員信。○大宮司員職（或員基）、二十三世、員信一男（自寬德二乙酉年、至應德元甲子年）、家記曰、伊勢守。○女子松御前、二十四世、大宮司員職女、號職子（季兼妻、季範母）。○藤原季兼、本名季風、號三河四郎大夫、住三州、爲尾張目代、本藤氏、南家大職冠十代從四位上大學頭文章博士實範男、賴熱田大宮宮櫻花神詠、娶尾張員職女、儲季範、康和三辛巳年十月七日卒、五十八歲。○大宮司季範、二十五世、號從四位下額田冠者、改尾張姓、爲藤原姓、其胤譜代、以藤原氏、補彼職、季範、永久二甲午年、補此職、久壽二乙酉年十二月二日卒、六十六歲、本宮末社今宮季範靈社也」と見ゆ。（季範以後はアツタ條にあり。）

22 又尾張氏系圖なるものあり、天孫本紀と多少趣を異にす、左の如し。「天香語山命―天忍人命―天忍男命―瀛津世襲命―建額赤命―建筒草命―建田背命―建諸隅命―倭得玉命―弟彥命―小縫命―乎止與命―建稻種命（此の妹に小止女命あり、亦名、宮酢媛命と）―尾治忠命（此の弟に尾綱根命を收む）―尾治刀彥―弟眞根―壽勺梨香―常兄―櫃鈴彥―荒坂與―針米加陀―面背―彥部輪尾―狹訓庭―大勝部―幾數―兄村―稻置（朱鳥元年、神劔還座之時、始補于大宮司）―稻置見―稻與―興員―季興―維興―維仲―仲永―永時―連仲―維連―全連―通連―吉次（吉種）―吉恒―吉緒―吉茂―有光―千光―千次―員胤―員信

┬員賴（東大夫、田島家元祖）
├信賴（西大夫、馬場家元祖）
└員職―季範

同系圖に據れば、孝德天皇の御代尾張宿禰忠命あり、尾張國造にして愛智の郡司たりしよし云へど、孝德朝宿禰姓あるべき筈なし。是れ大宮司家、田島家、其の他、熱田尾張姓祠官數十家の遠祖也と。

23 春日井の尾張氏　國造族也。大須寶生院寬元三年文書に尾張俊村あり、その子を俊秀と云ふ。また曆仁元年十二月尾張國諸社神領廳宣に「尾張俊村假名重松」見えたり。これ二宮神主重松氏の祖也。

24 因幡の尾張氏　源平盛衰記に因幡國住人尾張長經見ゆ。當國の尾張氏は佐治條を見よ。

25 備前の尾張氏　尾張部の裔か。唐招提寺文書、津高郡收稅解に「收稅尾張祖繼」なる者見ゆ。和名抄當國邑久郡に尾張鄉を載せ、乎八利と訓ず。後世尾張邑と云ふ。猶ほ神名式當國御野郡に尾針神社（國帳正五位下尾針明神）、尾治針名眞若比女神社（國帳從四位下尾張針田名神）あり。針名は尾張國愛知郡にも針名神社あり、尾張針名根連と緣故あるべく、又眞若比女は尾綱眞若刀婢命と關係あらん。此等

により此の氏の多かりしを知るべし。

26 周防の尾張氏　天平神護元年紀に「佐波郡人尾張豐國等二人、尾張益城宿禰姓を賜ふ」と。マシキ條を見よ。

27 遠江の尾張氏　建武元年三月廿七日文書に「長下郡高部郷總領職事、尾張禰三郎朝宣」見ゆ。

28 越前の尾張氏　天平神護二年の當國國司解に「海部郷戸主尾張諸上」なる者見ゆ。尾張部裔か。

29 陸奥の尾張氏　南部文書建武二年三月十日のものに「尾張彈正左衞門尉殿」と、こは陸中鹿角郡の豪族成田賴時かと云ふ。當時津輕の奉行人なり。成田流尾張氏は次の項を見よ。

30 成田氏族　成田系圖に「別府兵衞太郎行宗─行時(尾張守、一に幸時)─幸實(尾張太郎、法名行覺)─行直(尾張太郎、尾張守、法名道周)─幸忠(小太郎、刑部丞、尾張守、法名時江、持氏比の人)─家幸(小太郎、治部少輔、法名成府、持氏比の人、實は成田家時一男)─景行(小太郎、治部少輔、初宗幸、法名宗雲)─定幸(小太郎、實久下尾張守子)─長清(小太郎、尾張守、天正十八年小田原に籠)─顯清(小太郎、三郎左衞門尉、天正十八年忍に籠)─清勝(小太郎)」と見ゆ。幸實は父の受領を稱號とせしなり。集古文書曆應三年三月一日文書に「着到、武州別府尾張太郎幸實、右自す、去年十一月十三日駒館城鷲宮に罷向ふ云々」」と。又曆應四年十月廿九日の文書に「着到、別苻尾張太郎幸實、右去る五月九日、常州菰連御陣に馳參ずる以來、小田城寶筐印塔西尾、玉取、幷に信田、東條役所に於いて警固夜攻以下、今に至る、勤仕せしめ候訖んぬ、仍着到如件」と。皆此の族也。

31 大江氏流　大江氏系圖に「廣元─親廣(上田大郎、一に尾張太郎)─泰廣(同又八郎、式部少)─佐房(左近將監)─佐泰(上田弘安八年十一十八討死)」」及び「佐房弟佐時(尾張次郎)」など見ゆ。

32 海老名氏流　太平記卷廿四に海老名尾張六郎、二十七に海老名尾張六郎秀直を載せたり。

33 (足利)尾張氏　清和源氏斯波氏の族也。次の項を見よ。太平記卷十四に「足利尾張右馬頭高經舍弟式部大輔時家」など見ゆ。

34 清和源氏斯波氏流　尊卑分脈に「足利泰氏(尾張守)─

賴氏(號足利尾張三郎)─家時─貞氏─尊氏

家氏(尾張守)─義利(號尾張、號廣澤太郎)─義博(號吉田三郎)─和義(號尾張三郎)─義幸(宮内少輔)、棟義(陸奥守)

家氏─宗家(號尾張孫三郎)─家貞(尾張二郎)─高經(尾張孫三郎、尾張守)─義將、氏賴(左近將監)

家貞─家兼(尾張彥三郎)─直將

太平記卷十六に尾張左衞門佐氏賴、二十七に尾張修理大夫高經、子息治部少輔經氏、舍弟左近大夫將監氏賴、卅三に尾張左衞門佐(氏賴)、卅八に若狹の守護尾張左衞門佐入道心勝あり、又梅松論に「備前の國三石の大將尾張親衞、」これ等は高經を指す也。又若狹守護職次第に「建武三年七月より、尾張式部大輔家憲殿、小濱へ入部」と。こは高經弟家兼を指す也。

35 大西系圖に「足利泰氏二男氏繼(尾張國山田に住む)─兼氏─重氏(尾張三郎、阿州大西城主となる)」と見ゆ。眞否を知らず。

36 尾張家(宇多源氏)　尊卑分脈に「三條別當朝任(參議)の子師良(尾張守、號尾張少將)─俊輔─通季─通定─通基」と見ゆ。

オハリ

オハリ

江國坂田郡の人、尾張連繼主の祖父比知麿は二條三坊の人也。而るに父秋成は偏に母の居に隨ひ、已に外籍に附くと云へり。繼主一人、男一人、邊籍を刪改して二條三坊に貫附す」と見ゆ。

7 播磨の尾治連　播磨風土記、餝磨郡貽和里條に「昔・大長谷天皇の御世、尾治連等の上祖長日子、善婢と馬とあり、並に意に合へり。是に於いて長日子・將に死せんとする時、其の子に謂つて曰く、吾死ぬる後、皆葬・吾に准ぜよ。卽ち之が爲に墓を作る、第一を長日子の墓と爲し、第二を婢の墓と爲し、第三を馬の墓と爲す、併せて三あり」と見ゆ。

8 紀伊の尾治連　天孫本紀に「尾治枚夫連は紀伊尾治連等の祖」と見ゆ。後世熊野には尾張氏の後裔と云ふもの尠からず。クマノ條を見よ。

9 (日村)尾治連　天孫本紀に「尾治弟彦連は日村尾治連等の祖」と見ゆ。

10 尾張連族　尾張連の族と云ふを氏とせし也。神龜三年の出雲鄉計帳に「尾張連族刀自賣」及び「尾治連族稻虫賣」を載せたり。

11 尾張國造　尾張國名は大和葛城なる高尾張邑より起る。高尾張邑は神武紀に「高尾張邑は或本に云ふ、葛城邑也。」と。また「高尾張邑云々、因りて改めて其の邑を號けて葛城と曰ふ。」と見えたる地也。此の國造祖が葛城より尾張に移住したる事は、前に詳述せり。其處にて云へる如く、此の國は尾張氏の開拓したる地にして、創めて國造に任ぜられたるは小止與命なるが如し。卽ち國造本紀に「尾張國造は志賀高穴穗朝(成務)、天別天火明命十世孫小止與命を以つて國造に定め賜ふ。」と。また熱田緣起に「火明命十一代の孫尾張國造乎止與命。」と見ゆ。小止與は尾張連の項に述ぶるが如く、火明命十一世孫にして、其の子建稻種は景行朝の人なれば、此の人は垂仁朝頃より生存せし人とせざるべからず。よりて國造本紀に據り、此の國造創置を成務朝とすれば、小止與は垂仁朝より成務朝頃までの人と思はる。此の國造家は氏姓を尾張連と云ひ、熱田神宮を奉齋して頗る勢力あり。後宿禰姓を賜ふ。天平十九年紀に「尾張宿禰小倉を尾張國造となす」事を載せたるにより、中古に至るまで、猶ほ其の名殘の存せしを見るべし。熱田緣記によるに、稻種命は氷上邑(愛知郡、後世の知多郡大高村)に住みしと云ふ、後熱田神宮を奉齋せしなれば、國造の治所は熱田ならむ。

12 尾張國造族　天平六年の尾張國正稅帳に「中島郡主帳外大初位上勳十二等國造族」など見ゆ。

13 美濃の尾張國造族　半布里大寶二年戶籍に「尾張國造族伊加都知」なる者見ゆ。共に尾張國造族と云ふを氏としたるにて恐らく國造の部曲裔なるべし。

14 尾張宿禰　尾張連の宿禰姓を賜へる者也。天武紀十三年條に「尾張連云々、姓を賜ひて宿禰と曰ふ。」とあるは、此の氏の宗家にして、中央に住みしなるべし。支流の者には大寶二年十一月紀に「行つて尾張國に至り給ふ、尾治連若子麻呂、牛麻呂、姓を宿禰と賜ふ。」また天平寶字二年三月紀に「初め尾張連馬身、壬申年の功を以つて、先朝・小錦下に叙す。未だ姓を賜はらず。其の身早く亡ぶ。是に於て馬身の子孫・並に宿禰姓を賜ふ。」など見ゆ。氏人には持統紀に尾張宿禰大隅を初め、和銅二年五月紀に「尾張國愛智郡大領外從六位上尾張宿禰乎巳志、外從

五位下を賜ふ。」また天平二年十二月の尾張國正税帳に「〇〇郡司大領外正八位上尾張宿禰人民主」また天平十九年三月紀に「命婦從五位下尾張宿禰小倉・從四位下を授け、尾張國の國造と爲す。」また延暦十八年五月紀に「尾張國海部郡云々、當郡少領宮守、」また靈異記中卷に「尾張宿禰久玖利は、尾張國中島郡の大領也。聖武天皇食國の時の人也」また今昔物語卷廿三に「今は昔、聖武天皇の御世に、尾張國の中島郡に尾張の久々利と云者有けり、其郡の大領也」と。又仁和元年十二月紀に「尾張國春部郡大領外正六位上尾張宿禰弟廣の男安文、安鄕の二人」また類聚符宣抄第七、尾張國司解申請官裁事とあるに「散位正六位上尾張宿禰是雄を以つて、次を越え、管海部郡大領外從八位上尾張宿禰常村死闕の替に補任せらるゝを請ふの狀。右謹んで案内を撿するに、件の郡大領常村、其の身死去、爰に郡務繁多、事に從ふの人少く、國宰の煩、斯に因らざるなし。就中件の郡は部内廣遠、輸貢多數、誠に少領尾張惟平ありと雖も、而も天性尫弱、貫領に堪えず。若し大領其の人に非れば、恐らく影弊を到さん歟。今件の是種は譜代の正胤、奕代の門地、仍りて頃年の間、試用擬任するに、性識清廉、民庶推服す。若くの如き人を擧げざれば、何を以つてか後輩を勵まさん。謹んで格條を按ずるに、郡司の選、一に國定に依ると云へり、重ねて故實を撿するに、諸國主典已上、散位の輩、次を越えて、一度に大領の職を補任する、蹤已跡に存す。望み請ふ、官裁、件の是種を以つて越次大領常村死闕の替に補任せられ、將に郡務に勤めしめんとす。仍りて事狀を注し、謹んで解す。應和三年八月廿一日」など見ゆ。姓氏錄、左京神別に收め「尾張宿禰、火明命二十七世孫阿曾連の後也」と載せたり。阿曾は允恭紀の吾襲にあらずして、その後裔ならん。二十七世とあればなり。

15 小塞流尾張宿禰　尾張氏の族小塞氏の後也。延暦元年十二月紀に「內掃守外從五位下小塞宿禰弓張言ふ。弓張等二世の祖、近之里、庚寅歲以降、居地の名に因り、小塞の姓に從ふ、望み請ふ、庚午年籍に依り、小塞を改め換へて、尾張姓を蒙り賜はらんと。之を許す」と載せたり。チサヘ條を見よ。

16 小治田氏流尾張宿禰　尾張連の族なる小治田氏の後也。神護景雲二年十二月紀に「尾張國山田郡の人、從六位下小治田連藥等の八人、姓を尾張宿禰と賜ふ」と見ゆ。

17 (高)尾張宿禰　尾張連の族也。タカチハリ條を見よ。

18 尾張大印岐　印岐は稻置也。天孫本紀に「尾張大印岐の女子眞敷刀婢」見ゆ。尾張の古族ならん。眞敷は安閑紀に尾張國間敷屯倉と見ゆる地名を負ひし也。又尾張益城氏あり、或は此の大印岐の裔か。

19 尾張(無姓)　天平神護元年紀に見ゆ。尾張益城宿禰姓を賜ふ。前項氏の後か。マシキ條を見よ。

20 熱田の尾張氏　尾張宿禰の族裔也。其の宗族は熱田神宮に奉仕す。大宮司家これ也。員職に至り、藤原南家の族季兼を女婿とし、其の子季範、外祖父の家を嗣ぎ、大宮司となり、これより藤氏となれりと稱す。又大宮司の次なる總撿校家なる馬場氏、祭主家なる田島氏、及び八劍神社の祠官なる大喜氏などは、總て尾張宿禰の裔也と云ふ。

の說甚だ薄弱なりと感ずれど、他によるべきものなければ致方なし)。

建斗米─┬建田背……乎止與─建稻種（景行朝）─尾綱根
　　　　└建宇那比─建諸隅

倭得玉彦─┬弟彦（景行朝）─淡夜別
　　　　　└彦與曾─大八椅（成務朝）

以上によりて乎止與も倭得玉彦と祖を同じうすれば、もと大和葛城より出でたるを知る。然らば何時代に、如何にして尾張に下りしか、是れ至難の問題なり、何等の材料も有せざればなり。されど結局は、次の二者の外に出でざるべし。(イ)乎止與も倭得玉彦と共に八坂入彦命を奉じて東し、玉彦は美濃に止りたれど、此の人は更に尾張に進み、其の國造に任ぜられし事、大八椅の飛驒國造となりしと同樣と見るべきか。(ロ)乎止與の父祖の時代に於て、既に早く此の國に下りしが、此の人に至りて國造に任ぜられしか。

恐くは前者に從ふ方穩當と思はるれど、此處に後者をして有力ならしむる者あり、尾張てふ國名の起原これなり。

尾張國名の解釋は種々說あれど、尾張氏によりて生じたる者、卽ち葛城尾張の地名を

移したりと云ふを最も穩當とすべし。然らば尾張國名はいつ頃より存せしか、此によりて尾張氏の移住は決せらるべし。然るに乎止與の舅に尾張大印岐あり。此の尾張は尾張國を指すとは前述せし所なり。因りて尾張國名は乎止與以前より存せりとせざるべからず、卽ち後者を採らざるを得ざるなり。されど此の尾張なる語は後世よりの追記なるやも計り難し。されば此の一事を以て、かゝる問題を決すべきにあらず、後考を俟つべし。

以上の考究によりて次の事實を知り得べし。

(一)尾張氏は初め大和葛城を本據とせり。(二)崇神垂仁帝の頃に至り、自家の女が生み奉りし崇神皇子八坂入彦命を奉じて美濃に移住せり。(三)尾張國造家は八坂入彦命に隨行して下りしや、或は其れ以前なるや不明なり。

附記、倭得玉彦、卽ち美濃に下りし尾張氏は、此の氏の宗家にして、乎止與の家、卽ち尾張國造家は分流なりしならん、然るに乎止與の後、建稻種は武尊の東征に際し、從軍して大功を立て、其の妹美夜受比賣上げられて妃となり、尊の崩後、

神劍を奉じて尾張にあり。又稻種の子志理都紀斗賣は五百木之入日子の妃となり、金田屋野姬は其の子品陀眞若王に嫁して、三女王を生み、三女王は後に應神帝の后妃となる。かくして此の家盛大を極め、附近並びなき豪族となりたるに反し、倭得玉彦の家は淡夜別の後又聞えずして衰微したれば、宗家は自ら建稻種の家に移りたるなるべし、尾張氏系譜の不備、蓋し此處に基因するか。(以上)。

一　尾張連　火明命の子天香山命の後也。神代紀に「火明命は是れ尾張連等の始祖也」また一書に「天火明命の兒天香山命は是れ尾張連等の遠祖也」また天神本紀に「天香語山命は尾張連等の祖」など見ゆ。天孫本紀に「饒速日命、亦の名天火明命、云々」とあるは信ずるに足らず。前に云へり。されど再按するに、此の傳も古くよりありしにあらざるか。卽ち尾張氏は物部氏と至大の關係を有する氏族にして、その神劍を奉齋するも、物部氏が布都の御靈の神劍を奉祀するに同じきか。猶ほ考ふべし。

今前に云へる建稻種以後の系圖を擧ぐれば次の如し。

建稲種
- 尻綱根 — 尾治弟彦連 / 尾治針名根連 / 意乎己連
- 尻綱眞若刀婢命
- 金田屋野姫命

尾治金連 — 坂合連 — 佐迷連 — 乙訓與止連 / 枚夫連
尾治岐閇連 — 古利連
尾治知々古連 — 阿曾連(吾襲) / 弟庭連

尻綱根は天孫本紀には「十三世孫尾綱根命」と見え、其妹なる眞若刀婢は「尾綱眞若刀婢命」と有。記應神段に「品陀眞若王は、五百木之入日子命が尾張連の祖建伊那陀宿禰の女志理都紀斗賣を娶りて生める子者也、」とあり。其の女中比賣命は仁德帝の御母也。尻綱根命の子弟彦命に至り、初めて尾治連と見え、以下總て尾治連と記るせるを以て、此の弟彦より始めて此の氏を稱せしものの如し。天孫本紀尾綱根命の妹金田屋野姫命條に「品太天皇の御世、尾治連の姓を賜ひ、大臣大連と爲し、尾綱連に勅して曰く云々、」と載せたり。此の賜姓の事、記紀に見えざれど、前後の文より推して恐らく此の頃の事と考へらる。

金連の父は詳らかならず。意乎己の子なるべし。其の子阿曾連は允恭紀に尾張連吾襲と見ゆ。其の後繼體紀に尾張連草香あり、古事記には「尾張連の祖凡連」と見ゆ。その女目子郎女は繼體天皇の妃にして、安閑宣化二帝の御母也。しかるに本紀に見えず。下りて天武朝に至り、宿禰姓を賜ふ。されどそは宗族にして庶流は猶ほ連姓を稱す。卽ち此の國所貫の者には天平二年十二月の尾張國正稅帳に「郡司主政外大初位上勳十二等尾張連石弓、」また天平六年十二月の正稅帳に「主帳无位尾張連田主、」及び「中島郡(領)從八位下尾張連」など見ゆ。猶ほ文武紀、孝謙紀等に宿禰姓を賜へる者、天長十年紀に忠宗宿禰を賜へる者あり。

又天武朝尾張連稻君あり、又稻公、又稻置見と書す。朱鳥元年、草薙神劍が新羅賊僧に盜れ給ひし時、神德にて還御せらる。此の時、此の人奉祀し、初めて大宮司となりし由、尾張氏系譜に見えたり。其の子稻與、其の子與員也、與員は天平年中奉祀すと云ふ。

2 京師の尾張連　天平五年の右京計帳に「右京三條三坊坊令大初位下尾張連牛養」など見ゆ。姓氏錄、左京神別に「尾張連は尾張宿禰同祖、火明命の男天賀吾山命の後也、」また右京神別に「尾張連は火明命五世孫武礪目命の孫也」など見ゆ。

3 大和の尾張連　姓氏錄、大和神別に「尾張連は天火明命の子天香山命の後也」と載せたり。大和葛城は此の氏の發祥地にして、猶ほ尾張に移住せし後も、一族常に此の地にあり、允恭朝、葛城の玉田宿禰・殯宮大夫となりて罪あり。朝廷・「尾張連吾襲を葛城に遣す」と云ふも、吾襲の邸宅葛城にありし爲なるべし。天武朝・宿禰姓を賜ひしも、此の地の尾張氏ならんと考へらる。又高尾張氏と云ふも葛城の高尾張を指すなり。

4 山城の尾張連　姓氏錄、山城神別に「尾張連は火明命の子天香山命の後也」と載せたり。猶ほ第十項參照。

5 河内の尾張連　姓氏錄、河內神別に「尾張連は同神(火明命)十四世孫小豐命の後也、」と見ゆ。和名抄當國安宿郡に尾張鄕を收む。地理志料に「神武紀に云ふ、倭國葛城縣は舊名高尾張邑、此の地葛下郡と鄰す、知らず相涉るや否や」と。猶ほチハリベ條參照。

6 近江の尾張連　承和十年正月紀に「近

き、則ち竹林に隱る。是に於いて天皇權に弟媛をして至らしめ、而して泳宮に居る云々。(時に弟媛、天皇に請うて曰)妾に姉あり、名を八坂入媛と云ふ、容姿麗美、志亦貞潔、宜しく後宮に納るべしと。天皇之を聽す。仍りて八坂入媛を喚びて妃となし、七男六女を生む。第一を稚足彦天皇と曰ふ云々」とあるに因りて容易に知るを得べし。

皇子の下向し給ひし時代は史籍に傳ふる處なしと雖、崇神帝の時ならずば垂仁帝の御代か、二代の外に出でざるべし。然らば則ち尾張氏の美濃移住と殆んど同時ならずや。是處に於て兩者の間に密接なる關係ありとせざるべからず、皇子は尾張氏の生み奉りし方なればなり。

卽ち次の推定を得べし、曰く「尾張氏は崇神帝朝頃まで葛城にありたるが、其の時代、或は垂仁帝の朝に至りて自家の女(大海姫)の生みまつりし皇子八坂入彥命を奉じて東し、美濃に下りたり」と。時に此氏を率ゐしは倭得玉彥か、弟彥、若都保は其の子にして美濃に止り、大八椅は其の孫にして隣國飛驒に行き、成務帝の御代斐陀國造に任ぜられたり。

建諸隅─倭得玉彥┬弟彥(景行朝)─淡夜別
├若都保(五百木邊連祖)
└彥與會─大八椅(成務朝斐陀國造)
建宇那比─大海姫
大海姫・崇神帝─八坂入彥命

(六) 尾張に於ける尾張家。熱田緣起に「火明命十一代の孫尾張國造乎止與、」また國造本紀に「尾張國造、志賀高穴穗朝、天別天火明命十世孫小止與命を以つて、國造に定め賜ふ、」とありて、始めて尾張國造となりたるは乎止與なり。此の人天孫本紀に「火明命十一世孫とありて、尾張大印岐女子眞敷刀婢と婚す」と記す。此の尾張大印岐は葛城の高尾張にあらずして、尾張國なるは、安閑紀二年の條に「尾張國間敷屯倉、」とありて間敷なる地名の存するによりて知るべし。

其子を建稻種と云ふ、景行帝の朝、武尊の東征に從ひ功あり(熱田緣起)。其の妹を美夜受比賣と云ふ、武尊の妃となり給へり。古事記景行段に「倭建命云々、尾張國に到り尾張國造の祖・美夜受比賣の家に入り坐す。乃ち將に婚せんと思ひ、亦還上の時、將に婚せんとす。期を定めて東國に幸し、悉く荒神及び不伏の人等を言向け和平し給ふ云々。尾張國に還り來り先日期せし美夜受比賣の許に入ります云々。其の御刀の草那藝劔を以つて、美夜受比賣の許に置きて、

伊服岐の山の神を取りに幸行、」と。また景行紀四十年條に「日本武尊・更に尾張に還り、卽ち尾張氏の女宮簀媛を娶りて、淹留月を踰ゆ。是に於いて、近江膽吹山に荒ぶる神の有るを聞き給ひ、卽ち劔を解き、宮簀媛の家に置きて徒行す云々。初め日本武尊・佩ぶる所の草薙橫刀、是れ今・尾張國年魚市郡熱田社に在る也、」と。また熱田緣起に「日本武尊發路し給ふ、云々。道・尾張國愛智郡を利とす。時に稻種公啓して曰く、當郡氷上邑に桑梓の地あり、伏して請ふ、大王駕を税して之に息し給へ。日本武尊其の懇誠に感じ、踟蹰の間、側に一佳麗の娘を見る。其の姓字を問ひ、稻種公の妹、名は宮酢媛なるを知り、卽ち稻種公に命じて、佳娘を聘納し給ひ、合卺の後、寵幸固より厚し、」また「稻種公は、火明命十一代の孫、尾張國造乎止與命の子、母は尾張大印岐の女眞敷刀婢命なり、實に尾張氏の祖也、」と。また尾張國風土記に「熱田社は、昔日本武尊・東國を巡歷して、還る時、尾張連等の遠祖宮酢媛命を娶りて其の家に宿し給ふ。夜頭厠に向ひ身に隨へし劔を以つて桑木に掛け、之を遺して殿に入り給ふ。乃ち驚いて更に往つて之を

取る、劔光ありて神の如し。之を把むを得ず。卽ち宮酢姬に謂つて曰く、此の劔神氣あり、宜しく之を齊き奉り、吾が形影と爲すべしと。因りて以て社を立て、鄕によりて名と爲す也」と。また熱田緣記に「宮酢媛に語りて曰く、我京華に歸らば、必ず汝身を迎へんと。卽ち劔を解き授けて曰く、此の劔を寶持し、我が床守と爲せ、云々。日本武尊・奄忽仙化の後、宮酢媛・平日の約に違はず、獨り御床を守り、神劔を安置す。光彩日に亞ぎ、靈驗著聞ゆ。若し禱請の人あらば、則ち感應、影響に同じ。是に於いて宮酢媛新舊を會集し、相議して曰く、我が身衰耄、昏曉も期する事難し。須く未だ瞑せざるの前、社を占ひ、神劔を遷し奉るべしと。衆議之に感じ、其の社の地を定む。楓樹一株あり、自然に炎燒し、水田の中に倒れて火熖銷せず、水田尙ほ熱し、仍りて熱田社と號す」と。また「稻種公は、云々、實に尾張氏の祖也、因りて玆に熱田明神を以つて、尾張氏の神と爲す。便ち尾張氏人を以つて、神主、祝等の職に補する也」など見え、これより此の氏・尾張國造として熱田神宮を奉齋し、勢頗る盛なり。以上によりて、乎止與以後、尾張にありたるは確實なり。今其の年代を考究するに前だち、乎止與以後の系圖を掲ぐべし。

乎止與＝尾張眞敷刀婢
├建稻種＝邇波縣君大荒田女玉姬
│├志理都紀斗賣
│└尾綱根
└美夜受比賣＝倭武尊

景行帝―五百木入日子命＝志理都紀斗賣
―品陀眞若王―三柱女王＝應神帝
倭武尊―仲哀帝―應神帝

建稻種は、(イ)熱田緣記に武尊の東征に從ひ、歸途駿河の海にて薨じたる事を明記す。(ロ)妹美夜受比賣は倭武尊の妃なり。(ハ)記應神段に「天皇品陀眞若王の女三柱女王を娶る云々。此女王等の父品陀眞若王は、五百木之入日子命が尾張連の祖建伊那陀宿禰の女志理都紀斗賣を娶りて生める子也」とありて應神帝は武尊の御孫にあたらせられ、此の建稻種四世の外孫と婚し給ふを見るなり。(系圖參照) 其の孰れより見るも、建稻種は景行帝の世の人とすべし。故に其の父なる乎止與は垂仁帝前後の人とせざるべからず。故に國造本紀に「成務帝の朝「尾張國造に任ぜらる」とあるは誤れり。旣に尾張國造の祖夜美受比賣と記景行段にあるにあらずや。以上によりて尾張氏は垂仁帝前後より尾張の國に住居せるを知る。

(七) 乎止與と倭得玉彥。乎止與は(イ)天孫本紀に「火明命十世孫」、(ロ)國造本紀に「火明命十一世孫」、(ハ)熱田緣記に「火明命十一世孫」、(ニ)姓氏錄には小豐とありて「火明命十四世孫」とありて一定せざれど、先づ十世、又は十一世孫とすべきか、されど此の世數によりて尾張氏系譜(天神本紀)を推して、乎止與を倭得玉彥の曾孫とすべきにあらず。乎止與は垂仁前後の人にして、倭得玉彥(崇神垂仁頃の人)と殆んど同時代の人なるなり。尾張氏系譜は十一世のあたりに誤脫あらんとは前にも述べし所にして、乎止與の父祖も明かにするを得ず。唯六世孫建田背命の條に「丹波國造云々等祖」と註し、國造本紀丹波國造の條に「尾張同祖、建稻種命四世孫大倉岐命、定賜國造」と記せるより推考して、建稻種は建田背の裔なるべく、これに由りて、其の父なる乎止與も亦建田背の後ならんと思はるゝのみ。是を系圖に作れば左の如し。(こ

次に尾治針名根連。」と。神名帳愛知郡に、針名神社、備前國御野郡に尾治針名眞若比女神社あり。

「次に意乎己連、此の連は大雀朝御世、大臣と爲りて供奉す。

十五世孫尾治金連。

次に尾治岐閇連は卽連等の祖。

次に尾治知知古連は久努連祖。此の連は去來穗別朝の御世、功能臣となりて供奉す。

十六世孫尾治坂合連、金連の子なり。此の連は允恭天皇の御世、寵臣となりて供奉す。

次に尾治古利連。

次に尾治阿古連は太刀西連等の祖。」と。允恭紀五年條に、尾張連吾襲とある人に當るべし。

「次に尾治中天連。

次に尾治多多村連。

次に尾治弟鹿連、日村尾治連等祖。

次に尾治多與志連、大海部直等の祖。

十七世孫尾治佐迷連、坂合連の子なり。

妹　尾治兄日女連。

十八世孫尾治乙訓與止連、佐迷連の子なり。

次に尾治栗原連。

次に尾治閭古連。

次に尾治枚夫連、紀伊尾治連等の祖」と。

尾張家の本居は大和葛城なりてふ事は、先輩學者の既に考證されたる處なるが（古事記傳、姓氏錄考證、久米博士の古代史、吉田博士の地名辭書等參照）。故に、反復する要なきが如けれど、こは此の氏研究の重要問題なるを以て、勢なほ愚考を述べ、且つ其の時代を推定せざるべからざるなり。前に考定したる尾張氏系圖により、火明命より倭得玉彦にいたる略系を擧ぐれば左の如し。

（三）尾張家は崇神帝朝の頃まで葛城地方にありたり。

天火明命
｜
天香語山命
｜
天村雲命
├天忍人命 ＝ 角屋姫（亦名葛木出石姫）
│　└天戸目 ＝ 葛木避姫
└天忍男命 ＝ 賀奈良知姫（葛木土神劔根命─賀奈良知姫）
　├瀛津世襲（孝昭朝）（亦名葛木彦）
　├建額赤 ＝ 葛城尾治置姫
　│　└建筒草（葛木厨直祖）
　└世襲足姫 ＝ 孝昭帝
　　└孝安帝

└建斗米
　├建田背
　│　└大諸見（葛木直祖） ＝ 谷上刀婢（淡海國）
　│　　└倭得玉彦 ＝ 富多那毘（富意那毘）
　├建宇那比 ＝ 磯城島連祖（草名草姫）
　│　└建諸隅
　│　　└葛城之高千那毘賣
　├建多乎利
　└建麻利尼（垂仁朝）
　　└大海姫（亦名葛木高名姫） ＝ 崇神帝
　　　└八坂入彦命

この系圖によりて、尾張氏は忍人命より倭得玉彦の頃までは、殆んど葛城地方の人と婚し、或は其の地名を負ふを見るべし。これ此氏が當時葛城地方にありしを示すにあらずして何ぞ。勿論古代とても遠隔の人と婚を通ぜざるにあらざるも、數世如斯は想像すべからず、況んや同地方なるをや。而して反證とすべきは一もあるなし。卽ち尾張氏が後世の如く、古代より尾張國にありたらんには、其國人と婚し、或は其の地名を負ふ等、他氏の例と同樣、一二なかるべからず。而もなし。これによりて此の氏は當時尾張、其他にありたりと云ふよりも、遙に葛城地方にと云ふ方正當、且つ有力ならずや。殊に「高尾張邑、或本に云ふ葛城邑也」また「高尾張邑云々、因つて號を改め

て其の邑を葛城と曰ふ」と「尾張の名の、既に早く神武紀に顯はるゝあれば、尾張氏の本居の此の地なるや確實と云ふべし。

而して倭得玉彥は建諸隅の子なれば、崇神朝か、垂仁朝頃の人とすべければ、少くも崇神帝の頃までは、此の氏葛城にありしを知るべし。

(四) 尾張氏の美濃に移居せし事實。上述の如く、建諸隅までは、此の氏の人、代々殆んど大和葛城の人と婚せるに係はらず。其の子倭得玉彥、卽ち古事記に所謂る意富那毘は然らずして、淡海國谷上刀婢、及び伊我臣の祖、大伊賀彥が女大伊賀姬を妻とせり。如斯は唯單獨に考察する時は何等不思議の事にもあらざるが如し。大和の人の近江の女と婚する、敢て異とするに足らざればなり。されど其腹なる弟彥命等の美濃に在たる事實より、此の結婚を觀察する時は輕々に看過すべきにあらざるが如し。因りて以下先づ弟彥命兄弟につきて說かしめよ。

(イ)弟彥命は建諸隅の孫なれば、世數より推考すれば、景行帝朝の人なり。而るに同時代に弟彥公てふ人見ゆ。卽ち景行紀に「日本武尊曰く、吾、善射者を得て、與に行かんと欲す。其れ何處にか善射者あらんか。或る者啓して曰く、美濃國に善射者あり、弟彥公と曰ふ、是に於て日本武尊、葛城の人宮戶彥を遣はして弟彥公を喚ぶ」とある之なり。此の弟彥公必ずや弟彥命なるべし。何となれば、時代を等くし、名を同じくすればなり。公とあるに疑を起す人のあらんもはかり難けれど、當時地方の豪族を呼ぶに公を以てする事尠からず、近き例を以て云へば、前に引きたる火明命十二世孫建稻種命を熱田緣起に建稻種公とあるによりて知るべし。

猶ほ此の弟彥を武尊の喚び給ふにあたり、尾張氏の本居なる葛城の人を以て使とせられしは、其の間の消息眼前に見るが如きにあらずや、弟彥公は、弟彥命なる事疑ひなし。

(ロ)弟彥の弟に若都保命あり。天孫本記五百木部連の祖とせり、五百木部は伊福部とも云ふ。姓氏錄に「伊福部宿禰(左京及大和)、伊福部連(大和)、五百木部連(河內)、伊福部(山城)等ありて、皆「火明命の後」と註し、これと一致す。和名抄美濃國池田郡に伊福鄕ありて、大寶二年美濃國山方郡三井田里戶籍、加毛郡半布里戶籍、其の他正倉院文書に五百木部氏、伊福部氏等多く見ゆ。又「尾張、美濃二國殿富門を造る、伊福部氏也」と拾芥抄にあり。因りて若都保命の美濃と關係の淺からざるを知るべし。(故栗田博士は伊福部氏の本貫を美濃とせらる)。

(ハ)彥與曾命の子、卽ち弟彥の甥、大八埼は國造本紀によれば斐陀國造の祖なり。

以上、弟彥、若都保、大八埼が美濃飛驒に極めて深き關係を有する事實を、倭得玉彥の淡海谷上刀婢との結婚に關聯して考ふれば、次の推定を得べし。「尾張氏は倭得玉彥(意富那毘)の頃より漸次東して景行帝の頃には其の嫡流美濃にありたり」と。

(五) 八坂入彥命の東下。此の尾張氏の美濃移住と殆んど同時代と思はるゝ頃、八坂入彥命の東下あり。八坂入彥命は崇神帝の皇子にして、御母大海媛(記紀)は尾張連の祖建宇那比の女、建諸隅の妹なり。卽ち皇子と倭得玉彥とは從兄弟にあたる。此の皇子の美濃に坐せし事は、景行紀四年の條に「天皇美濃に幸す。左右奏して言く、玆の國に佳人あり、弟媛と曰ふ、容姿端正、八坂入彥皇子の女也と。天皇得て妃となさんと欲し弟媛の家に幸す。弟媛乘輿車駕を聞

オハリ
オハリ

多本毘賣命を娶りて御子天押帶日子命、次に大倭帶日子國押人命を生む、」また孝昭紀に「尾張連瀛津世襲の妹也」とありて、記紀と吻合す。

「孫　天戸目命、天忍人命の子、此の命は葛木避姬を妻となし二男を生む。」と。姓氏錄大炊刑部造の條に「火明命四世孫阿麻刀禰命の後也」(左京神別)、また「同神三世孫天礪目命の後也」(右京神別)とありて、凡そこれと一致す。

「次に天忍男命、大蝮壬部連等の祖。五世孫建筒草命、健額赤命の子なり。多治比連、津守連、若倭部連、葛木厨直の祖。六世孫建斗米命は天戸目命の子なり。此の命は紀伊國造智名曾が妹、中名草姬を妻となし、六男一女を生む。」と。姓氏錄湯母竹田連の條に「火明命五世の孫建刀米命の後也云々」(左京神別)、また尾張連の條に「火明命五世孫武礪目命の後也」(右京神別)、また子部の條に「火明命三世孫建刀米命の後也」(右京神別)等ありて、これと一致す。

「次に妙斗米命は六人部連等祖。六世孫建田背命は神服連、海部直、丹波國造、但馬國造等の祖。次に建宇那比命　此の命は礒城島連の祖草名草姬をして二男一女を生む。次に建多乎利命は笛連、若犬甘連等の祖。」と。姓氏錄湯母竹田連の條に「建刀米命の男武田折命云々」(左京神別)とありて、これと符合す。

「次に建彌阿久良命は、高屋大命國造等の祖。

次に建麻利尼命は石作連、桑内連、山邊縣主等の祖。」と。姓氏錄石作連の條に「火明命六世の孫建眞利根命の後也。垂仁天皇の御世、皇后日葉酢媛命の爲に、石棺を作り奉りて之を獻ず、仍りて姓を石作大連公と賜ふ也、」(左京神別、攝津神別には武椀根命とあり)とありて、又これと一致す。

「次に建手和邇命は身人部連等の祖。

妹　宇那比姬命。

七世孫建諸隅命　此命は腋上池心宮御宇天皇の御世、大臣となりて供奉。葛木直の祖大諸見足尼の女子諸見己姬を妻となし、一男を生む。

妹　大海姬命　亦の名は葛木高名姬命。此の命は礒城瑞籬宮御宇天皇立てて皇妃となし、一男二女を誕生す。卽ち八坂入彦命、次に渟中城入姬命、次に十市瓊入姬命、是なり。」と。記崇神段に「天皇云々、尾張連の祖意富阿麻比賣を娶りて御子大入杵命、次に八坂之入日子命、次に沼名木之入日賣命、次に十市之入日賣命を生む、」又崇神紀に「次の妃尾張大海媛、八坂入彦命、渟名城入姬命、十市瓊入姬命を生む、」とありて、三書殆んど一致す。されど、建諸隅命を池心宮御宇、卽ち孝昭帝の時代とするは誤まれり。妹の姬、崇神妃なれば、開化崇神帝頃の人とすべし。三世の祖瀛津世襲は前述の如く孝昭帝の御代の人にして、又叔父建麻利尼命は垂仁朝に在りし(前に引ける姓氏錄)にあらずや。

「八世孫倭得玉彥命、亦は市大稻日命と云ふ。此命は淡海國谷上刀婢を妻となし、一男一女を生み、伊我臣の祖大伊賀彥の女大伊賀姬をして四男を生む。」と。記孝元段に「比古布都押之信命は尾張連等の祖意富那毘の妹、葛城之高千那毘賣を娶りて子味師內宿禰を生む、」とある意富那毘は此の大稻日なるべし。

「九世孫弟彥命。」と。景行紀の弟彥公なり、後に云ふべし。

「妹　日女命。

次に玉勝山代根古命は山代水主雀部連、輕部造、蘇宜部首等の祖。

次に若部保命は五百木部連の祖。
次に置部與曾命。
次に彦與曾命。
十世孫淡夜別命は大海部直等の祖。弟彦命の子なり。
次に大原足臣命は筑紫豐國國造等の祖。置部與曾命の子なり。
次に大八埼命は甲斐國造等の祖、彦與曾命の子なり。」と。甲斐國造とあるは誤れり。國造本紀に「斐陀國造、志賀高穴穗朝の御世、尾張連祖瀛津世襲命の裔大八埼命を國造に定め賜ふ」とあるにより、斐陀と改むべしと、先輩既に說あり。

「次に大縫命。
次に小縫命。
十一世孫乎止與命　此の命は尾張大印岐の女子眞敷刀婢をして一男を生む。」と。

寬平二年の尾張國熱田太神宮緣記に「稻種公は火明命十一代の孫尾張國造乎止與命の子なり。母は尾張大印岐の女、眞敷刀婢命也。」とありて、これと吻合す。其の他、姓氏錄河內神別の尾張連の條に「同神（火明命）十四世の孫小豐命の後也。」とある小豐も乎止與なるべし。又國造本紀に「尾張國造、志賀高穴穗朝、天別天火明十世の孫小止與命を國造と定め賜ふ。」とあるは熱田緣記と符合すれど、成務帝の御代とするは誤れり。（こは後に云ふべし）。乎止與は誰の子なるか不詳。此の系圖十世までは父子の系を尋ぬるを得れど、此の處は然らず、疑問とすべし。蓋し誤脫あるか。

「十二世孫建稻種命　此の命は邇波縣君の祖、大荒田が女子玉姬を妻となし、二男四女を生む。」と。前に引ける熱田緣記と符合す。記應神段に「尾張連の祖、建伊那陀宿禰」（應神后の外祖父）とあり。又景行段に「尾張國造の祖美夜受比賣」（書記には尾張氏の女宮簀媛）とある方は、熱田緣記に「稻種公の妹、名は宮酢媛」とありて此の人の妹なるに、此の系圖に脫せるは不思議と云ふべし。

「十三世孫尾綱根命、此の命は譽田天皇の御世、大臣となりて供奉す。
妹尾綱眞若刀婢命、此の命は五百城入彦命に嫁ぎて品陀眞若王を生む」と。記應神段には「高木之入日賣命、次に中日賣命、次に弟日賣命、此の女王等の父、品陀眞若王は、五百木之入日子命が尾張連の祖建伊那陀宿禰の女志理都紀斗賣を娶りて生める子也。」とあれば、此の兄妹尾綱とあるは尻綱なるべし。果して然らば、姓氏錄若犬養宿禰の條に「同神（火明命）十六世孫尻調根命」とあるも、世數に差あれど恐らくは同人なるべし。

「次に妹、金田屋野姬命。此の命は甥品陀眞若王に嫁ぎて、三女王を生む。則ち高城入姬命、次に仲姬命、次に弟姬命。此の三命は譽田天皇・並に后妃となし、十三皇子を誕生す。姉高城入姬命を立てゝ皇妃となし、三男二女を誕生。皇子額田部大中彥皇子、次に大山守皇子、次に去來眞稚皇子なり。妹仲姬命を立てゝ皇后と爲し、二男一女の皇子を誕生、荒田皇女、次に大雀天皇、次に根鳥皇子なり。妹弟姬命を立てゝ皇妃と爲し、五女の皇子を誕生、阿倍皇女、次に淡路三原皇女、次に菟野皇女、次に大原皇女、次に滋原皇女なり。（以上ほゞ記紀と一致す）。品太天皇の御世、尾治連の姓を賜ひ、大臣大連となし、尾綱連に勅して曰く、汝腹より產るゝ所の十三皇子等は、汝率て養ひ日足奉らんや。時に連・大に歡喜をなして、己が子稚彥連、外妹毛良姬二人を壬生部に定む。今に奉る人三口。此の連名請連名談二人以字辰枝中。今按ずるに此の民部三孫は今伊與國に在りと云々。
十四世孫尾治弟彦連。

オハリ
オハリ

〔元す」と見ゆ。牛島文書に「玉名郡南關城主小原遠江守、」「關城主小原鑑元入道宗惟」等を載せ、又大友義鑑の判書に「去年弓箭以來、小原遠江守入道、任下知山上日多小籮衆無別義云々」とあり。

小原筑前守諸元見ゆ。同族か。

これより前、嘉吉三年の菊地持朝侍帳に

14 大神姓阿南氏流　豐後國の名族にして、大彌太惟基の次男阿南次郎惟季の次子宗平、阿南氏を稱し、又宗平の兄惟房の男友隆・小原次郎と稱す。圖田帳に「六郎丸名六町六段、小原六郎賴〇」を載せ、又集古文書明應五年のものに「緒方庄小河名の内、小原神五郎跡百貫分、坪付別紙在之云々」等見ゆ。

15 豐前の小原氏　下毛郡の豪族にして、元龜天正の頃小原新介あり。前項と同族か。

16 美作の小原氏　美作國苫西郡(苫田郡)小原邑より起る。太平記卷三十六、山名伊豆守美作城を落す條に「小原孫次郎入道が小原の城云々、六箇所の城は一矢をも射ず降參す」と見ゆ。津山分限帳に「拾八俵三人扶持小原番右衞門、同小原政太郎、同小原鶴彌」等見ゆ。その後裔か。

17 其の他、太平記卷廿八に小原平四郎、加賀藩給帳に「參百參拾石(丸内桔梗)小原忠太郎、百石(同)小原泉之助、拾七人扶持(同)小原余所右衞門、」を載せ、又周防(菅原實言に隨つて下ると云ふ)、越中(漆塗蒔繪を世業とす、其の祖、塗師佐々木德左衞門信好より傳授を受く)、備前等にもあり。

尾原　ヲハラ　小原と相通ず、されど異流もあり。

1 清和源氏仁木氏流　石見國邑智郡吾鄕村尾原より起る。其の系圖に「仁木氏(高橋氏の部將。後佐和氏に仕ふ)―幸千代―十世敎善―彌兵衞尉―尾原宗兵衞(邑智郡尾原氏祖)―玄悅―玄晴、弟久次郎―善右衞門―鈍械(又玄隆)―逸齋(醫術に長ず)―義雄」と。尾原彌兵衞尉は尾原村尾原城主にして、其の子を彌六と云、慶長六年長門に移る。

2 東鑑卷四十八に尾原上野前司、五十に尾原太郎左衞門景經、尾原五郎景方等見ゆ。

又志摩にもあり。

邑樂　オハラキ　上野國に邑樂郡あり、和名抄於波良岐と註す。

小原田　ヲハラダ　岩代國安積伊東の族にあり、小荒田條を見よ。安積郡小原田邑より起る。相生集に「小原田の西館は伊東隱岐の住みし地なり」と。

尾張　ヲハリ　又尾治に作る、又小治ともあり。尾張國名を負ひしものなるも、更に其の起原を溯れば、大和國葛城の高尾張邑より發せしが如し。卽ち尾張なる國名は尾張氏の移住に伴ひて生じたるものと思はる。其の說以下に詳說す。尾張氏は上古の大族にして一族頗る多く、分派の氏亦數多あり。猶ほ其の移住によりて生じたる地名も尠からず。ヲハリべ條參照。

されど古代中古の尾張氏の後裔は、後世多く他の稱號苗字を稱し、近古以來尾張氏と云ふものは多く父の受領を子孫が稱號としたるものにて、全く系統を別とす、北條流、足利流、海老名流成田流等の尾張氏是也。

尾張氏の濃尾移住。(歷史地理所載の舊稿)

(一) 舊事紀尾張氏系譜の價値。德川時代、舊事紀の僞作なるを發見して以來(舊事紀僞撰考等)、此書の價値は俄かに滅じて學者によりては「無をまされりとす」(久米博士)とまで極言する人あるに至りしが、又一方、其の編纂の古きと、(釋紀等に引用せ

るを以て）他の史籍に一致する點多きとより、其の記事の一部に信用を置くもの生じ、當時なほ世に存せし物部氏、尾張氏等の舊記、或は國紀等の古書に據り、敷衍したるものなれば、一概に排すべきにあらずと云ひ、漸く其の信用は復活して、今日にては多數の學者其の說を採用せらるるが如し。淺學余輩亦其の一人にして、殊に尾張氏の系譜に對しては信據するに足るもの尠からざるを信ず。何となれば其の記事は記紀姓氏錄と吻合する點多ければなり。此處に於て、人或は曰はん、其は本末を顚倒せり。其れ等諸書によりて此書を僞作せしにあらずや、吻合あるは當然のみと。然れども舊事紀全卷を精讀せよ、其の誤れるを直に悟るべし。卽ち陰陽本紀の如き、神祇本紀の如き、記紀兩書より盜竊して構成せる部分の如何に拙劣なるか、其の作者の如何に淺薄なる頭腦なりしかを。到底記紀姓氏錄によりて如斯系圖を僞作するに適せざるを。殊に本紀によりて齟齬矛盾せし點多くして、統一を缺きたる事は、偶ゝ以て此書の編纂當時存せし古書を點綴せしのみにて、僞作的に筆を弄せし點の尠きをあらはすにあらずや。

オハリ

されど唯徒らに僞作せしものにもあらざるべければ、加筆せし點なきにあらず。卽ち物部、尾張兩氏を同祖とせし如き之なり。又材料となりし原本其のものゝ誤りを傳へしもあるべければ、愼重に記紀姓氏錄と對照して錯誤せる部分を訂正せる後にあらざれば史料として用ふべからず。

（二）　尾張氏系譜の訂正　舊事紀天孫本紀に「天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊、亦の名は天火明命、亦の名は天照國照彥天火明尊、亦饒速日命と云ふ、亦の名は膽杵磯丹杵穗命」と。饒速日命は天神にして、火明命は天孫なり（姓氏錄）、斷然別人とすべし。

「兒　天香語山命、天降り給ふ。名は手栗彥命、亦の名は高倉下命。」と。姓氏錄、左京神別尾張連の條に「尾張宿禰同祖、火明命の男、天賀吾山命の後也」また山城及び大和神別條に「天火明命の子天香山命の後、」とありて姓氏錄と吻合す。

「孫　天村雲命、亦の名は天五多底。此の命は阿俾良依姬を妻となし、二男一女を生む。

三世孫　天忍人命、此の命は異妹角屋姬、亦の名は葛木出石姬を妻となし、二男を生む。

オハリ

次に天忍男命、此の命は葛木の土神、劒根命の女賀奈良知姬を妻となし、二男一女を生む。

妹　忍日女姬」と。姓氏錄丹比宿禰の條に「火明命三世孫天忍男命の後也云々（右京神別）、」また丹比須布條に「火明命三世の孫天忍男命の後也（左京神別）」とありて、これと符合す。

「四世孫瀛津世襲命、亦は葛木彥命と云ふ。尾張連等の祖。天忍男命の子なり。此の命は池心朝の御世、大連となりて供奉。」と。古事記孝昭段に「尾張連之祖奧津余曾」とあれば、池心朝（孝昭）御世の人なる事確實、但し大連とあるは他に見えず。

「次に建額赤命、此の命は葛城尾治置姬を妻となし、一男を生む、」と。姓氏錄丹比宿禰の條に「火明命三世孫天忍男の後也、男武額赤命云々（右京神別）」とありて、これと符合す。

「妹　世襲足姬命、亦の名は日置姬命、此の命は腋上池心宮の御宇、觀松彥香殖稻天皇（孝昭）、立てゝ皇后となし二皇子を誕生す。則ち天足彥國押人命、次に日本足彥國押人天皇（孝安）是れ也。」と。記孝昭段に「天皇、尾張連の祖奧津余曾の妹、名は余曾

にして、次の小濱氏に同じかるべし。

六千石
小濱長五郎壽隆

2 志摩の小濱氏　志摩國答志郡小濱邑より起る。前の氏に同じかるべし。天文年中、小濱將監眞宗、此に砦を築き、北畠國司に屬す。五代左衞門尉景隆・永祿十二年九鬼嘉隆に攻められ、千賀志摩守の援を乞ひしも、終に敗れて三河國に走る（志陽略誌）。景隆後に武田信玄に仕ふ、（甲陽軍鑑）。その子に小濱民部丞光隆を載せたり。武田氏亡びて德川氏に仕ふ。船奉行小濱民部左衞門尉景隆これにして水軍の將たり。

3 若狹の小濱氏　刀劍家なり。小濱住廣吉と銘するは貞和頃の人なり。恐らく小濱鍛冶の祖歟と云ふ。永正三年小濱住宗次と銘するは其孫裔とす。

4 越後の小濱氏　魚沼郡妻有村妻有城は宇佐美定滿の家臣小濱右衞門之助の居城なりと云ふ。又第一項小濱行隆、寶永二年當國澤海六千石を領す、

5 石見の小濱氏　邇摩郡小濱村より起る。小濱佐渡守は小濱城主也。佐々木氏

の族湯惟宗の後かと云ふ。

尾林　ヲバヤシ　菅原姓にして、行正を祖とすと云ふ。

小林　ヲバヤシ　コバヤシ條を見よ。

麻原　ヲハラ　アサハラ　和名抄安藝國高田郡に麻原鄕あり、後世小原村と云ふ。又安房國安房郡に麻原鄕ありて乎波良と註す。これも後世小原と云ふ。次の小原條を見よ。

又アサハラと讀むものは其の條を見よ。

小原　ヲハラ　コハラ　大和、甲斐、安房、常陸、信濃、磐城、陸中、但馬、因幡、美作、安藝等に此の地名ありて、多くの小原氏を起す。

1 小原（無姓）　正倉院天平十六年文書、及び古今集等に見ゆ。

2 淸和源氏高屋氏族　尊卑分脈に「高屋越前三郎爲經―二郎爲貞―又三郎爲房―二郎實遠―（小原）親實―實家、弟景家」と載せたり。

3 佐々木氏流　尊卑分脈に「佐々木四郎信綱（小原常說爲此字歟）―重綱（左衞門尉、小原太郎、承久亂合戰云々）―時綱（左門尉、對馬守）―時重（建武武者所、左門尉）―時親（備中守、左門尉、號大原備中

判官、觀應三十十八死廿九歲）―義信（左門尉）―滿信（同）、弟高信（同）」と見え、又時重の兄弟に「貞賴（左門尉）、重信（六郎）、宗宣（八郎）、貞重（九郎）」等あり。猶ほオホハラ條を見よ。

太平記卷十七に「佐々木治部少輔高秀、小原備中守は道譽に聽加る」とあるは時親を指すなるべし。武家系圖に「小原、宇多、本國、紋丸內違タカノハ九曜、大原左衞門尉重綱男」と見ゆ。

4 淸和源氏武田氏流　甲斐國東山梨郡小原邑より起りしか。八代郡東分村に居址存す。武田信滿の庶男、倉科治部少輔信廣の四世孫、古屋左近丞滿忠の子小原宮內少輔滿長の後也。其の男丹後守忠次、下總守忠國兄弟、武田家に仕ふ。

5 信濃の小原氏　伊那郡小原邑より起る。居城河南村小原にあり、其の先、明德年中小原大輔始めて築城して住す。代々繼承して小原下總守尹正に至り、武田家に屬し一方の大將たり。永祿九年八月、上野國和田城に戰死し、弟正繼相續、高遠城に屬仕す。天正十年、大島城に出陣、織田氏を防戰す。城將武田信綱逃走、正繼支ふべからず、甲州に赴き、御台所

の介錯を爲し、天目山に殉死す。其の子正右衞門は保科正之に仕へ山形にうつる。(村誌)。

6 遠江の小原氏　濱名郡宇都山城また鵜津山城は今川氏眞の臣小原肥前守鎭實、三河國吉田より來つて住す。永祿七年五月の事歟(風土記傳)。また甲陽軍鑑に「山西花澤の城に、今川家弓箭の功者の家老小原肥前楯籠ると雖、身構して左のみ氏眞公へも取合はず候、元龜元年正月、花澤城へ取詰給ふ。城より降參、小原肥前、村上彌右衞門兩人を助け、家康の方へ送らる」と見ゆ。

7 清和源氏里見氏流　安房國安房郡廰原鄕(小原)より起る。里見氏の族にして忠義を祖とす。里見分限帳に小原越中守あり。或は云ふ此の小原氏は常陸國茨城郡(那珂郡)小原邑より起ると云ふ、即ち家譜に「忠義(里見刑部少輔)—義胤(陸奥守)—義連(左近將監)—基義(里見刑部少輔、應永十一年正月廿六日卒)—家兼(里見備後守、大炊助、民部少輔、常陸國小原住)、弟滿俊(民部少輔、小原住、常州小原祖)」と。又「家兼—家成(民部少輔、三郎、義實と共に房州に赴く)—義繁(民部少輔)—義正(民部少輔、上總小原に住す、實翁芝貞。)—義貞(兵衞尉、心翁宗傳)—義時(五郎左衞門尉、妻鳥山修理亮女)—政成(李左衞門、入道則哉、妻鳥山圖書女)」と見ゆ。

8 藤原姓　磐城國刈田郡小原邑より起る。小原丹後氏綱を祖とす。伊達世臣家譜に「姓は藤原、其の先を詳かにせず。小原丹後氏綱・初の名は氏繼、其の家傳に云ふ、氏綱の實父を一色伊豫守氏經と云ふと。蓋し氏綱・出でゝ小原家を續ぐか。始めて刈田郡小原邑を賜ひ之に住す、因つて氏と爲す。氏綱の子掃部亮宗綱(初め宗繼と稱す)泰心夫人(直山公夫人)と瓜葛の親あり。蓋し其の親を以つて一族に列する乎。之を詳かにせず。又小原以前何氏たりしか詳かならず」と。仙臺國分文書應永九年のものに、「陸奥國刈田郡平澤鄕北方の事、右早く越後入道定久と談合、先例に任せ沙汰致すべし」と。世次考に「定久は小原氏一族か、苅田郡小原村を領す。天文年中、小原掃部丞宗綱なる者あり、子孫越後と稱す、蓋し例名か」と見ゆ。又觀蹟聞老志に「花楯城、在圓田村、小原善閑なる者之に居る、何人なるか詳かならず」とあり。思ふに世次考に「小原藤五郎・掃部丞に賚る所の地を除き云々、遠田鄕云々」と見ゆる圓田は此の遠田に同じかるべければ、皆一族と考へらる。

9 岩代の小原氏　小原帶刀宣高なる者、河沼郡賓川村館に據る(新編會津風土記)。

10 清原氏流　大和山邊郡にあり。又吉野郡に小原庄司、中十津川村小原に住す。太平記に見ゆ(大和志料)。

11 紀伊の小原氏　牟婁郡串本浦に本宮神主小原右近あり。

12 丹波の小原氏　天田郡小原邑より起る。小原三郎四郎、父を左近大夫と云ひ、此の人も亦左近大夫と稱す、天正の比赤井氏に仕ふ。後山本氏と云ふ。(丹波志氷上郡條)。

13 肥後の小原氏　玉名郡小原城より起る。國志に「小原は慶長十三年坂上村より分離して、城名に因りて名づく。大友の家臣小原大膳亮鑑元(或云三郎左衞門)入道宗意が城跡なり。天文廿三年に鑑元・當郡嵩ヶ嶽城に移り、後に叛逆の聞ありて、大友の爲に攻圍れ、永祿元年戰

者、其の後裔なり」と見ゆ。

2 丹波の小畑氏　何鹿郡小幡郷より起りしなるべし。丹波志、氷上郡條に「小畑孫太郎、子孫奥村、二代孫之進、三代孫右衛門、孫左衛門五代養子也」と見ゆ。清原姓か。小畠條第一項を見よ。

3 三河の小畑氏　設楽郡にあり。三河諸侍出所に「柿崎村、小畑惣兵衛」見ゆ。

4 甲斐の小畑氏　小幡條を見よ。又平姓と云ふものあり、紋十曜。

5 宇都宮氏流　又尾畑に作る。豊前國上毛郡の豪族にして郡内小畑より起る。上毛郡下川底城は小畑長重の居城にして、宇都宮氏の一族なりと云ふ。家老を奥村勘解由と云ひ、天正十六年三月、日熊の役に戦死し、長重も亦黒田氏の爲に滅されたりとぞ。又下毛郡の豪族にも小畑氏あり、天文永祿の頃、小畑源兵衛、元龜天正の頃、小畑甚兵衛あり。同族なるべし。又中津城も初め尾畑氏の居城なりとの傳へあり、小畑氏に同じか。

6 其の他、太平記巻三十一に小畑左衛門あり。又越後、美濃、志摩、石見等にあり。

御幡　オバタ　ミハタ　豊前國宇佐郡の豪族にして、天文永祿の頃、御幡式部亟あり。

尾畑　ヲハタ　豊前にあり、小畑條第五項を見よ。又安西軍策に「尾崎の小畑」見ゆ。又甲州の小幡は尾畑ともあり。

小畠　ヲバタ　小畑、小幡、尾畑等と通じ用ひらる。但し異流もあり。

1 清原姓　清家系圖に「平野大明神は清原の氏神也。云々。武衡の末子武國と云ふ者、幼少にして丹波國に落ち下る、小畠と號する者也」と。又「武則（鎮守府將軍）—武衡（號岩城三郎）—武國（號小畠八郎、住丹波國）—武道（八郎兵衛尉）—武俊（右馬允、平家より蝶の御紋を賜ふ、弟に岩崎貞俊、前川重俊あり）—守俊（修理進）—守繁（八郎兵衛尉）—守行（右馬允）—守家（大藏尉）—守隆（彈正忠、泉境に於て討死）、弟遠家（大藏尉、道智、此の弟に大夫房、大輔房、少輔房あり）—遠俊（號東）、弟遠守（八郎兵衛尉）、弟成遠（兵衛太郎、自保道祐）—明遠（對馬守、明通）

- 頼明 新左衛門尉、剛珍 — 道祖丸 菩心童子
- 明孝 與一 淨俊
- 明榮 對馬守 松岩 — 藤明 新左衛門尉 住丹波國
  - 新明 次郎左衛門尉 性源
  - 明盛 春岳 藤左衛門尉
  - 景明 聖觀 左京亮
  - 貞明 七郎右衛門尉 於丹波國三輪城討死
    - 小法師
    - 秀明 七郎、カマ谷ニテ打死
    - 某 彌次郎
    - 宗誠侍者
    - 光明 新九郎、於本免打死
    - 國明 越前守 忠山 — 永明 左馬進
  - 長守 藏人助
    - 長信 藏人助 宗福
      - 守信 彌五郎 出雲へ下死
        - 某 彌七郎 於穴太打死
        - 正明 藏人助
      - 某 源次郎
    - 遠隆 對馬守 宗德 — 正隆 掃部助
      - 長松丸
      - 彌七
  - 貞俊 次郎左衛門 元福
  - 良明 號松岡 侍從房
    - 千菊丸 號壽菊、住少林庵
    - 千千代丸
  - 明祐 兵庫助 道泉
    - 高代 住能登國、成佛門
    - 等樟 首座 相國寺
    - 小次郎
    - 新兵衛尉
    - 直明 新介
      - 吉明 勘兵衛
      - 助右衛門
  - 遠繁 彈正忠 正覺 — 成遠 彈正 — 守行 孫三郎 — 美明 内藏助
  - 明利 號梅田帶刀丞、住伊勢國

と見ゆ。

〔 永祿六年の諸役人付に「足輕衆小畠仙千代」見ゆ。

小花　ヲバナ　コバナ　下野國河内郡小花

邑より起る。秀郷流藤原姓、結城の族にして、田原族譜に「結城上野介朝光六代孫結城左衛門尉朝祐三男、直光（小花八郎太郎、刑部少輔、下野宇都宮小花村城主）―基光（結城彈正少弼）、弟貞光（小花八郎、刑部少輔、小花城主）―貞春（小花八郎太郎、右近大夫、文明二年七月十一日沒）―光行（小花八郎太郎、玄蕃）――

- 行春（八郎五郎）―行高（八郎 右近大夫）―光高（八郎 刑部助）―光春（八郎 右近大夫）―勝春（右近大夫 仕佐野）
  - 光信（一郎 左近）
  - 光房（八三郎）
  - 光長（十郎 殺丹後）
- 行房（七郎刑部）
- 勝行（八郎）―行貞（民部）
- 義勝（八郎 殺玄蕃）―義安（石見）―某（藤七郎 弟丹波）
  - 義正（刑部）
- 義明（内藏助）―行明（對馬）―某（主計 仕前橋）
- 義行（雅樂助）

猶ほ貞春の弟に「貞行（二郎三郎、結城に仕ふ）―政行（三郎、結城小花に住す）」と。又光高に「古河公方仕、天文十五年川越の役に打死」とあり。

尾花 ヲバナ 東作志に吉野郡讚甘庄中山村庄屋尾花氏見ゆ。石見にもあり。

尾花澤 ヲバナサハ 羽前國北村山郡尾花澤邑より起る。村山八館の一にして、羽源記に「天童頼久が旗下、八楯の一、尾花澤藤左衛門尉、」義光物語に「尾花澤藤左衛門、」最上文書に「尾花澤和泉」等見ゆ。

小塙 ヲハナハ コハナハ コハナ 下總、常陸、上野等に此の地名あり、此等より起る。猶ほ和名抄下總國結城郡に小埔郷あり、高山寺本小埔郷に作る。チハナワと訓むべきかと。又チソネなりとの說もあり。

1 在原姓長野氏流 上野國群馬郡小塙邑より起る。次の條なる小花和條を見よ。

2 楢葉氏流 磐城國楢葉郡（雙葉郡）小塙邑より起るか。岩城明細記に「小塙館、楢葉左衛門尉居れり」と云ふ。

3 秀郷流藤原姓結城氏流 下總國結城郡小塙邑より起る。結城系圖に「朝祐（中務大輔）―直光（中務大輔）―貞光（伊佐、小塙之祖、八郎、刑部大輔）」と載せたり。コハナハ也。

4 又鼴鼻氏もコハナワと讀む（鎌倉大草紙）なりと、コハナハ、チヤウノハナ條を見よ。

小花和 ヲハナワ 在原氏の族にして、業平の後胤也と云ふ。始め長野を稱す、後上野國群馬郡小塙村に住し、此の氏を稱すと。寛政系譜に見ゆ。家紋五本骨檜扇、蛇目。ナガノ條參照。

小華和 ヲハナワ 前條氏に同じかるべし。

尾羽 ヲハネ

1 宇都宮氏族 綱輝を祖とすと云ふ。

2 藝藩通志、安藝賀茂郡槌山條に「吉川、原二村の界にあり、大内氏所築、家人尾羽丹後秀義、菅田越中光則等これを守る。後毛利氏に陷らる。」と見ゆ。

小羽 ヲハネ

小濱 ヲハマ コバマ 若狹の小濱の外、攝津、志摩、上總、岩代、加賀、石見、大隅等に此の地名あり。

1 藤原姓（或云平姓） 「和田二郎義氏の男平尾小二郎盛氏の後胤左兵衞少尉盛繼の時より伊勢國小濱に住し、此を氏とす、北畠顯家の臣也」と云ふ。其の「十代の末孫彈正隆景（應仁二年伊勢三重郡釆松を領す）―宮内隆綱（久太郎）―民部左衞門尉景隆（伊豫守）―光隆（民部丞、民部少輔、五千石）」なりと。寛政系譜に見ゆ。家紋左三巴。蓋し伊勢と云ふは誤

北條氏直に仕へて、橘樹郡蟹ヶ谷村を領せしが、天正十九年、德川氏に仕へ、其の領土を安堵せらる。正後四代孫太郎左衞門正重元祿十年罪ありて蟄居を命ぜらる。又小田原北條の頃、小幡某、都筑郡今井村を領し、後谷泉が知行となれり。(武藏風土記)。又北條役帳に太井山田、三百四十五貫文、小幡源次郎等見ゆ。

6 赤松氏流 上州甘樂郡小幡より起る。第一項小幡氏に同じ。されど家譜には赤松氏族と云ひ、猶ほ安藝の小幡と混淆す、卽ち「赤松播磨守則景の末男左衞門尉氏行、外家畠山氏を冒して平氏となり、小幡を稱す」と云ふ。其の子「左衞門尉氏行(はじめ安藝國に住し、後畠山某に養はれ、上野國甘樂の郡司)—右衞門佐崇行—右衞門尉高行—右衞門佐師行—右衞門三郎有行—右衞門佐憲行—右衞門三郎方行—右衞門尉憲隆—右衞門尉憲高—同景高—右衞門三郎定高—右衞門尉實高—播磨守顯高—尾張守憲重—上總守信眞(武田信玄に仕ふ)—信氏(初信貞、駿河守、右衞門尉、上總介、實は信眞弟彈正左衞門信重が男)、弟孫市郎直之(信重弟左衞門尉信秀が男)—三郎左衞門重昌」と載す。而して憲重の譜に「足利義氏に仕へ、のち上杉憲政、のち武田信玄につかへ、上野國峯宮崎の兩城を守る」とあり。寬政系譜桓武平氏良文流に收む。家紋株竹團扇、笹龍膽、軍配團扇。

小幡次郎助

7 葛俣氏族 前項信眞の家號をうけ、此氏を稱す、もと源氏なりと云ふ。「遠江葛俣(勝間田)城主山城盛次—山城守虎盛(武田信虎に仕ふ)—豐後守昌盛(隨應軒)—藤五郎昌忠、弟勘兵景憲(有名なる軍學者、又弟に藤十郎昌重あり。)—繩松(又兵衞)—景松(吉兵衞)—景利—景房—景介—景明」と。寬政系譜平氏良文流に見ゆ。(千五百石)。家紋五七三葉付切竹、十曜、羽箒。

小畠系圖に「初葛俣、(後改小畠)盛次(剃髮日淨と號す。生國遠州、葛俣の主也。今川殿へ隨はず、牢人仕り、富士の下方法華寺に罷り有て、武田信繩へ奉公仕り、小畠と名字を替候。戰國最中にて其譽之れ有り、故に足輕大將申付らる。信繩、信虎二代奉公す。)—虎盛(孫十郎、織部、山城守、號日意、生國甲州、信虎より信玄まで武道の奉公、其の譽數多)—昌盛(孫次郎、又兵衞、豐後守、生國甲州、名字小幡に成候事、信玄仰にて、上野の小幡上總守に家幕名字讓候へとの儀にて、小畠を改め小幡と稱す。然れば、小幡の姓は小幡孫市申上らるべく候。昌盛代より彼家庶子にて候故、別に申上儀御座なく候)—昌忠(藤五郎、又兵衞、生國同前、天正十年七月、十九歲にて權現樣へ召出され候)—在直(孫次郎、又兵衞)—景憲(孫七郎、勘兵衞、生國甲州、天正十年極月、御家へ十一歲にて罷り出候)—繩松(傳五郎、生國武州、實は橫田甚右衞門末子也。景憲子なき故養て子となす)」と載せ、また景憲の弟に昌重を擧ぐ。

8 甲斐の小幡氏 第一、第六、第七の諸項を見よ。國志に「信龍齋全賢は上野國峯城主、山内の宿老、上州八家と稱する一人也。其の先羊大夫と云ふ者より出づとも、又兒玉黨より出づとも云ふ。」とあり。

9 信濃の小幡氏 永祿年間、上野侍小幡尾張守相馨小幡圖書助、信玄より大日向

五千貫を賜ふ。第一項を見よ。

10 三河の小幡氏　設楽郡市場村古宮城の守將に小幡又兵衞あり。武田家臣也。又賀茂郡「足助村古城に小幡又兵衞、七十六騎籠置、天正四年御味方へ攻落とも云」(二葉松)。

11 宇都宮氏流　常陸國新治郡(茨城郡)小幡邑より起る。總社文祿二年文書には小幡鄕に作る。尊卑分脈に「八田四郎知家―知重(八田五郎左衞門尉、號小田)―光重(小幡太郎)―定光(又太郎)―光景(彥太郎)、弟家知(小四郎)―宗家(又四郎、左衞門尉)、顯知(彥四郎)」と、又「定光(又太郎)、弟重家(二郎)―家定(太郎)」と見え、小田系圖にも「知家の子知重、小幡祖」と見ゆ。又光景、家知の弟に家定あり。次に又文保二年、「四郎左衞門尉藤原氏知、小幡、當間兩鄕の地頭たり。蓋し光重の裔たり」と(新編國志)。子孫三家、寬政系譜にあり。家紋軍配團扇のうち五七三の笹、丸に根笹、丸に花菱。

此の氏の居城は小幡城にして、八田知重の三男光重、始めて居城す、其の裔中務知貞に至り、夜大洗磯前明神を拜す。江戸但馬守重通、兵を出して路を遮る、中務命を隕し亡び、江戸氏の有となり、家臣出雲をして守らしむ。出雲死し、子小幡助兵衞、天正中、佐竹氏の爲めに陷られ、廢す。子二十郎石塚村に在りと傳へらる。和光院過去帳に「了智(小幡出雲守、十五日)」と云ふもの見ゆ。

小幡帶刀　　小幡次郎八

12 長門の小幡氏　厚狹郡小幡鄕より起る。中國治亂記に小幡山城守、大內家有名衆帳に「侍大將小幡冠次、小幡齋宮」等見ゆ。

13 安藝の小幡氏　大內氏實錄に「大永二年十一月朔日、是より先き、石道の小幡興行は佐東兵に圍れしが、和解となりて、興行は下城し、三宅の圓明寺に入れり(房顯記)」と。又藝藩通志に「佐伯郡谷宗尾は小幡上總所守」と載せ、安西軍策に、小幡四郎、小幡左衞門尉等見ゆ。此の小幡氏は赤松流との說あり(第六項參照)。

14 小治田姓　因幡國八上郡小畑邑より起る。伊香色雄命の後、小治田宿禰より出づと云ふ。新興寺の古簡に、小治田八郎左衞門義範見ゆ。因幡志八東郡小畑鄕條に「新興寺貞和年中の記錄に小治田八郎左衞門義範といふ者あり。太平記(三十二)神南合戰延文年中、小幡出羽守に作る。皆同鄕東村の城主なり。是れ上古より相續したる領主なる歟。但し中世此の里に來住して地名を以て氏とせるにや」と見ゆ。

15 加賀の小幡氏　小幡氏は德川時代加賀藩の老臣にして、一族多し。加賀藩給帳に「參千石(內千五百石與力知)(紋丸內松川菱)小幡主膳。貳千石(紋同)小幡左京。五百石(紋同)小幡治部助。四百石(紋丸內根笹)小幡左守。四百石(紋丸內三階松)小幡忠右衞門。貳百五拾石、小幡順太郎」等見ゆ。

16 其の他、太平記卷二十四に小幡右衞門尉を載せ、二十七に小幡左衞門尉を載せ、下つて德川時代二條家侍に小幡氏、又志摩、陸奧、石見、備前等にもあり。

小畑　ヲバタ

小幡と通ずれど、又別流もあり。

1 紀伊の小畑氏　名草郡にあり、續風土記に「小畑氏、昔信州福島の人、木曾義仲に仕へしに、義仲滅後、此の地に迯れ來り、此村を開基す。今小畑氏と名乘る

造云々、姓を賜ひて連と曰ふ」と見ゆ。天平十年の周防正税帳に此の氏人を載せたり。

小泊瀨舍人　ヲハセノトネリ　武烈帝に奉仕せし舍人の裔にして、帝の御名を傳ふる爲に定められたる小長谷部の一部也。

小長谷部　ヲハセベ　小泊瀨部ともあり。武烈天皇の御子代部にして、御諱小長谷若雀命を名に負ひたる也。武烈紀六年條に「朕繼嗣なし。何を以つて名を傳へん。且に天皇の舊例により、小泊瀨舍人を置き代號と爲し、萬歲忘れ難からしむる者也」と。また古事記、武烈段に「此の天皇・太子なし。故に御子代となして、小長谷部を定むる也」など見ゆ。

1　遠江の小長谷部　磐田郡に和名抄小各鄕を載せたり。高山寺本に小谷とある方よし、小各は小谷を誤れるのみ。而して小谷は小長谷の略にて、此の部民の住みしより起りしものと考へらる。天平十二年の濱名郡輸租帳に「津築郡小長谷部奈爲」など見ゆ。なほ小長直と云ふもあり、チハセ條を見よ。

2　甲斐の小長谷部　天平十年の駿河國正稅帳に「山梨郡散事小長谷部練麻呂」また「從甲斐國進上、御馬領使、山梨郡散事小長谷部麻佐」など見ゆ。都留郡に强瀨村現在す。强瀨は小長谷にて此の部に緣故を持つか。當國に小長谷直、小谷直あり。チハセ條を見よ。

3　下總の小長谷部　葛飾郡大島鄕戶籍に「小長谷部椋賣」など見えたり。

4　信濃の小長谷部　萬葉集廿に「信濃の防人小長谷部笠麻呂」なる者見ゆ。又後世小長谷山あり、此の部名より來れるや明白とす。而して此の附近の鄕名小谷鄕を、和名抄に乎宇奈と註せるは、童女鄕と誤れるものにして、其の實小谷は小長谷の略なるべし。恰も春日部を春部とせし如く、地名を二字に限られたる結果に外ならざるなり。卽ち小谷鄕とは小長谷部の住居せしより起れるものならん。而して古事記神武段に「神八井耳命は小長谷造、科野國造云々等の祖也」と見ゆるにより、此の部と當國々造との關係の深きを知るべし。思ふに當國の小長谷部は信濃國造、又はその一族、之を管理せしものか。附記、小長谷山は音の似たるより、後世姑捨山と云ひ、「姑捨て」の傳說を生じたるは地名附會傳說の一例となすを得べし。

5　上野の小長谷部　神護景雲三年四月紀に「上野國邑樂郡人小長谷部宇麻呂」あり、大伴部姓を賜ふ。その條を見よ。

6　豐前の小長谷部　小長谷條第八項を見よ。

小幡　ヲバタ　コバタ　小畑、小畠と相通ず、併せ見るべし。和名抄丹波國何鹿郡に小幡鄕あり、又同國に小幡莊あり、玉海に丹波國小幡莊小畠社見ゆ。又近江國神崎郡に小幡鄕あり、又長門國厚狹郡に小幡鄕ありて乎波多と註す。又山城に小幡庄あり、其の他、小幡、小畑の地名、諸國に多し。

1　有道姓兒玉黨　上野國甘樂郡小幡邑より起る。

武藏七黨系圖に「遠峯（有貫首、遠峰は藤大納言、或人云、儀同三司伊周公子云々）—(平兒玉)經行(有三、別當大夫、平兒玉)—行高（秩父平四）—行賴（小幡平太)—

├行忠(余一)—有行(余一、太)┬行經(又太)┬行朝(二)
│　　　　　　　　　　　　　│　　　　　└行繼(三)
│　　　　　　　　　　　　　├有直(二)—有氏(二左)
│　　　　　　　　　　　　　└賴玄(法印讃岐)
└行信┬俊行(太)
　　　└行弘(二左)┬行盛

- 行直（二左）—賴行—□□（新左）
- 成行（小五）—成俊（二）—成氏（太）
- 保行（平三）
  - 行氏（太）
  - 賴氏（三）
- 氏弘
- 俊氏（孫三）—貞行（四）
- 成實—氏宗（四）

- 政行（小幡右）—行綱（太）
  - 行綱
    - 氏行（四右）—行宗（平太）
    - 盛綱（六左近）—成行（三）
    - 行泰
  - 盛行（三）
    - 行光（太）
    - 行時（二）
    - 行朝（四）
    - 賴行（平四）
    - 氏盛

一本「行賴（小幡平太郎）—政行（小幡左衞門尉）」とあり。

なほ一流あり、同系圖に「經行—行重（秩父平太、平重綱爲子、行高の兄也）—行時（片山余二）—成經（太）

- 成行（太）—輔行（小幡平四）—長行（太）
  - 季行
  - 長行
    - 行貫（十）
    - 俊綱（小二）—□□（二太）
    - □□（平五）
- 經氏（奥平三）—景氏（二太）

と見ゆ。

上州八家の一にして、東鑑に小幡三郎左衞門尉見ゆ。後世上杉家の老臣也。相州兵亂記に管領家の長者と見ゆ。

オハタ

小幡氏は小幡城による、國志甘樂郡小幡故城條に「小幡氏代々居住す。天文の頃小幡憲景入道泉龍齋、國峯城に移る。其の長子上總介重貞の二子彈正忠氏信、三男左衞門尉信秀、四男又八郎昌定等並に國峯を守る」と見ゆ。國峰城と云ふに同じく、又單に峰城ともあり。關東古戰錄に「國峯城は小幡憲重入道泉龍齋・城主なり、渠は山內上杉の宿老にて、長野（信濃守）の聟也。一族小幡圖書之介景純も相聟にて、憲重と不和なり」と。天文二十一年の夏、上杉景虎上州發向、景純其の旗下に屬し、憲重の不在中、讒言して景虎を欺き、國峯の城地を申賜はる。憲重詮方なく甲州に赴き、信玄に仕へて、信州小日向にて五十貫の地を賜ひ西牧を守る。その後永祿六年春、信玄・國峯城を攻めて景純を自害せしめ、再び當城を憲重に與ふ。その子上總之介（もと尾張）重貞・天正中武田氏の西上州七郡の檬目となる。甲陽軍鑑に「西上野衆、小幡上總守五百騎」と見ゆ。武田氏沒落後、小田原北條氏に屬し、天正十八年・小幡上總介信貞は弟左衞門尉信秀の子、孫一郞直之を養子としたるを伴ひて、父子共に小田原に入り、孫一郞が幼息彥三郞重昌を小幡領宮崎の砦に移し、小幡帶刀等を副へて守らしめしが、上杉勢に攻め落さる。又鷹巢城主も小幡氏にして、國志に「鷹巢城、甘樂郡下仁田にあり。小幡三河守景宗住す。上杉謙信に隨ひて鶴岡拜賀に見ゆ」と載せたり。又尾張守は關東古戰錄に見え、村の近戶祠に永祿九年、小幡尾張守が寄する所の金鼓を藏す。金石私記に載せたり。（第六項參照）。

オハタ

2 上州小幡氏は又羊太夫緣起に「小幡太郞太夫勝定の一子羊太夫宗勝、朱鳥九未年未月未時生る、駿馬に乘り、奈良の朝廷へ日々參內す」とありて、その裔なりとの說あり。

3 村上源氏 中興系圖に「小幡、村上源、後平姓、本國上野、紋竹團扇、甘樂郡司氏行稱之」と見ゆ。村上源氏と云ふは、奥平氏と同樣、赤松氏の系を混ぜしによる。オクダヒラ、アカマツ條參照。又第六項を見よ。

4 平姓 小幡、奥平、二氏を平姓と云ふは、七黨系圖に見ゆる如く、その祖秩父平太が平重綱の子となりしによる。

5 武相の小幡氏 小幡太郞左衞門正俊、

檜山に在城し、慶長十三年、比内一揆蜂起の時、義成は赤坂朝光を援け之を討つ。義成、大館に入り、郡内を平定す。後十五年大館城を義成に賜ふ、家士百五十戸、足輕六十戸」と。又風土略記に「大館は比内郷の內也、一萬三千石、佐竹帶刀殿之を領す」と見ゆ。現今男爵。

3　淸原姓五條氏流　筑後國史に「寛延記に曰ふ、五條大納言・初め黑木氏に寄寓し、矢部殿と號す。後南大淵村に居住す。其の支流小場帶刀は出家して此の地に住す」と見ゆ。

尾羽澤　ヲバサハ　信濃にあり、尾花澤氏と關係あるか。

小間　ヲハサマ

小橋　ヲバシ　ヲバセ　コバシ　薩摩吾田に小橋あり。攝津國東成郡に小橋里あり、(難波古圖、名所圖會)、後小橋莊と云ふ(東鑑)。仁德朝、橋を猪甘津に造り、名づけて小橋と云ふ(日本書紀)。名所圖會に「小橋里は味原鄉なり。大小橋命の宅趾、今小橋の西に在り。藤原殿といふ」と。また近江國伊香郡に小橋庄あり、東鑑文治二年條に見ゆ、其の他諸國に猶ほあるべし。

1　吾田之小橋君　隼人族首長の氏にして、太古南九州第一の名家なりしが如し。天孫瓊々杵尊の御子火闌降命の後と傳へらる。卽ち日本書紀神代下卷に「火闌降命は卽ち吾田君小橋等の本祖也」」と見ゆ、アタ條參照。神武帝最初の皇妃吾平津媛は此の家より出で給ふ。古事記、神武段に「故に日向に坐します時、阿多の小椅君の妹、名は阿比良比賣を娶りて、御子多藝志美々命、次に岐須美々命を生む、二柱坐せし也」と見ゆ。神武紀には「天皇長じて、日向國吾田邑の吾平津媛を娶りて妃と爲し、手研耳命を生む」と載せたり。

2　(兎田)小橋別　景行帝裔なり。天皇本紀景行天皇條に「襲小橋別命は兎田小橋別の祖」と見ゆ。襲は熊襲の襲にて後の囎唹郡を云ふ。又兎田は阿多、或は吾田の誤にして、阿多の小橋と云ふと異なるなし。蓋し此の皇子は景行天皇熊襲征伐の際、彼の地の女の生み奉りし方にて、前項小橋君の家を繼承せられしならんか。されど其の後裔詳かならず、惜むべし。

3　小橋公　前二項小橋氏の後か、越中にあり、正倉院文書に見ゆ。なほ雄橋條を見よ。

4　小橋造　河內にありし氏にて新羅族なり。攝津の小橋より起れるか。姓氏錄、未定雜姓、河內の部に「小橋造は新羅國人多弖使主の後と云へり、見えず」」と載せたり。思ふに多弖使主は新羅族とあれど、其の實、辰韓(秦韓)人なるべし。

5　丹波の小橋氏　丹波志に「氷上郡、小橋氏、子孫・中山村、今九郎次郎一黨、繁昌して武器も有れども古家に非ず」と見ゆ。

6　其の他、續太平記、山名の手のものに小橋修理亮、上野の士にして平姓かと云ふ。次に香宗我部記錄に、小橋新兵衞、熊本細川藩に小橋氏(小橋一太氏の家)、なほ中國地方にもありと。

小椅　ヲバシ　小橋に同じ、古事記に阿多之小椅君見ゆ、前條に云へり。

雄橋　ヲバシ　小橋氏に同じかるべし。

1　雄橋君　恐らく吾田君の族にて、前々條の小橋君に同じと考へらる。正倉院天平寶字二年文書に見ゆ。

2　雄橋氏　正倉院天平勝寶二年文書に見ゆ。雄橋君の族なり。

小長谷　ヲハセ　コナガヤ　小泊瀨ともあ

り、又中古地名を二字とする勅名により、約めて小長とも小谷とも記載さる。武烈天皇の御名代部なる小長谷部より起る。チハセベ條を見よ。

1 小長谷造　小長谷部の伴造にして多臣の族也。神武段に「神八井耳命は意富臣(多臣)、小長谷造、科野國造云々等の祖也」と見ゆる後也。後天武朝連姓を賜ふ。小泊瀬條を見よ。

2 小長谷連　小長谷造の連姓を賜ひしもの也。小泊瀬條を見よ。

3 小長谷直　信濃國造の一族なり。此の國造は第一項に見ゆる如く、小長谷造と同族なれば、此の直は小長谷造と一族の關係を有す。蓋し信濃國造家の人・京に上りて武烈天皇に仕へ、その御名代部の伴造となりて小長谷造と云ひ、一族の國に歸りしものは、國造のカバネなる直を稱して小長谷直となりしものと考へらる。

4 甲斐の小長谷直　前項氏の族なるべし。類聚國史五十四、人部に「天長六年云々、甲斐國人、節婦上村主萬女、位二級に叙し、終身戸の田租を免ず。萬女は年十五、小長谷直淨足に嫁し、三男一女を生む」と見ゆ。なほ次條小谷條を見よ。

5 小長谷宿禰　小長谷連の後にて多臣の族ならんか。拾芥抄に見ゆ。

6 小長谷朝臣　拾芥抄に見ゆ。小長谷連の後なるべし。

7 大和の小長谷氏　小長谷部裔か、或は小長谷造の後か。正倉院天平寶字二年二月文書に「小長谷廣國（大和國山邊郡）」なる者見ゆ。

8 豐前の小長谷氏　天平十二年紀に「豐前國京都郡鎭長大宰史生從八位上小長谷常人」なる者見ゆ。當郡に小波瀬の地名殘る、蓋し、小長谷部のありし地ならん。

9 清和源氏吉良氏族　三河、駿河にあり、コナガヤと訓ず。小長谷部と關係あらん。されど、家譜には「吉良義繼の後裔久清、長谷の地に住して、小長谷五郎左衞門と稱す。後二家に別れ、一を小長谷、他を大長谷と云ふ。後久清、今川了俊に屬し、駿河國志太郡に移る」と云ふ、寛政系譜九家を載す、家紋花輪違、上り藤(藤の丸)。

小長谷
和泉守政良

小長　ヲハセ　ヲナガ

小長谷氏に同じ。

1 小長直　遠江にあり。小長は小長谷の谷を略したる也。類聚國史四十、後宮部に「天長七年云々、遠江國人小長直縵を釆女に補す」と載せたり。有力なる氏なりしが如し。和名抄當國磐田郡に飫寶鄕二個ありて、多臣氏のありしや明白なれば、この氏は前條小長谷直と同族にて多氏の族と考へらる。なほチハセベ條を見よ。

2 小長宿禰　多臣の族にて小長谷宿禰に同じ。除目大成抄に見ゆ。

小谷　ヲハセ　ヲタニ

小谷は小長谷を約めしなり。ヲタニと訓ずるものは其の條を見よ。

○小谷直　多臣の族にて小長谷直と云ふに同じ、小長谷條第四項を見よ。神護景雲二年紀に「甲斐國八代郡小谷直五百依」と云ふ人見ゆ。

小泊瀬　ヲハセ

小長谷に同じ。

1 小泊瀬造　小長谷造と云ふに同じ。天武朝連姓を賜ふ。多臣の族なり、小長谷條を見よ。

2 小泊瀬連　小長谷造の後にて小長谷連と云ふに同じ。天武紀十二年條に「小泊瀬

野宮中納言)—宗實(常陸介)—基隆(越後權守)—忠頼(號切部大夫)」と見ゆ。

3　小野宮家(藤原北家長家流)　尊卑分脈に「道長六男長家—忠家(號小野宮)—經覺」と見ゆ。

なほ道長の孫、教通の女歡子(冷泉皇后)、小野皇后と稱し給ふ、これ兄靜圓の小野山房に御座せしが爲なり。こは小野郷の小野宮なるべし。

4　小野宮家(藤原北家師實流)　尊卑分脈に「師實—能實(號小野宮大納言)—忠頼—定國—性尊」と見ゆ。

5　小野宮家(村上源氏)　尊卑分脈に「堀川左大臣俊房—師頼(號小野宮中納言)—師光」と見ゆ。師光の後は俊光(泰光)—俊平—俊守也。

6　富澤家記錄に「富澤新平昌豐の妻は同國(相摸)小野宮次左衞門の娘」と見ゆ。

小野原　ヲノハラ　丹波國多紀郡に小野原莊あり。源平盛衰記に源義經丹波に入り、小野原民家を燒くと。此の氏と關係あるか。大隅に此の氏あり、小野原氏系圖略に「居付士と云傳ふ、初代八郎左衞門—九郎左衞門—孝左衞門—八兵衞—正右衞門—孝右衞門—長愛—良曉云々。附記初代八郎左衞門、二代九郎左衞門は單に其の俗稱のみ記載ありて、他は分明ならず。三代孝左衞門は高山士長峯善慶坊嫡子にして、二代九郎左衞門聟養子となり、延寶四年丙辰四月十八日死去、法名碧潭悅心居士」と見ゆ。

小野房　ヲノフサ　ヲノボウ

斧淵　ヲノフチ　高城郡(薩摩郡)斧淵邑より起る。此の地に國司古城あり、又斧淵城と云ふ。往古在廳國司大前氏の居城也。今は大前氏を古城殿と呼ぶ。其の族斧淵或は時吉を氏とす。オホマヘ條を見よ。

尾上　ヲノヘ　伊勢、近江、陸奧、播磨等に此の地名あり。

1　度會氏流　伊勢外宮の祠官にして、度會尾上に住せしよりの家號なるべし。度會二門氏人系圖に「高主—晨晴(一禰宜、正四上、一員、時承平四轉任、在任十五年、天慶元外從五下、同五年入內、天曆元讓康平)—康平(一禰宜、外五下、號尾上、長官在任四十一年、前後執印廿三年、天曆三補任、同四年雅風加補任、同卅年十一月廿一日、雅風依元勞、坐康平之上、應和二外從五下、天祿元又執印、永延元讓彥晴)—有利(權禰宜、六位)—氏重—氏安—安道(權禰宜、六位)—道晴(權禰宜、六位)—道晴(權禰宜)—氏平(番檢)—種平—隆圓—有光—爲有—爲逸」と。又道晴弟「道平(權禰宜)—俊道—吉行—吉氏」と。又有利弟行正(御鹽燒物忌)—氏明—氏正—氏光—光兼云々」また行正弟「彥晴(一禰宜、正五下、尾上、賜渡會姓、彥晴者、神事無怠、有譽、加之神官事、幷式條、多繼興者也。在任四十年、執印廿九年、永延元請父之讓、長德三外從五下、長保三執印、寬弘二入內、同七年五位上、寬仁元正五位下、萬壽四讓通雅、同九月三日薨、七十六歲)—貞雄(一男、袋出、母廣隣女、在任卅五年、執印三年、長保三補任、寬弘三年外位、同七年入內、寬仁元從上、後一條代始賞、長元四正下、同六年五月執印、長德二權禰宜、)弟忠雄(二男權正五下)—康任—雅廣—雅明(上田、五禰宜、在任四年、久安五官符從五下、仁平元從五上、同年三月十日卒)」と見ゆ。

彥晴はまた彥春に作る、偉人にして、貞雄(袋出の祖)、忠雄(上田の祖)の外、康雄(津邊の祖)、康政(藤本の祖)等の子あり。貞雄の後最も榮ゆ、川邊、岩淵、松木、檜垣等、その他數十家に分る。

2 大和の尾上氏　十津川鄕士にして、舘役由緒家筋書に「迫の原村庄屋尾上繁八印」を載せたり。

3 遠江の尾上氏　天野景泰文書、手頁人數の內に尾上被官見ゆ。

4 其の他、備前に多く、又津山分限帳、馬術家業尾上八十七。志摩等に存す。

尾之上　ヲノヘ　尾上氏に同じ。

小野部　ヲノベ　小野氏の部曲裔か、されど古く見えず。

尾上井　ヲノヘヰ　正訓不明。

小野間　ヲノマ　岩代國に此の氏あり。

尾道　ヲノミチ

1 備後の尾道氏　御調郡尾道より起りしならん。藝藩通志に「尾道六郎、前太平記・藤原純友諸國の兵を集むることを記せしうちに、備後國には、尾道六郎とあり。其の頃此の地を領せしものなるべし」と見ゆ。

2 尾道は近古以來多くの刀劍家を出せり。五阿彌、辰房の如き、これなり、各條を見よ。

3 橘姓　大村藩に此の氏あり、橘姓なりと(士系錄)、一族に田中氏あり。

小野村　ヲノムラ

小野目　ヲノメ　阿倍氏の族なりと云ふ。

小野本　ヲノモト

尾野山　ヲノヤマ　また尾山に作る。信濃國小縣郡尾野山より起る。尾野山城主にして海野氏の幕下、後武田氏に屬す。甲鑑六騎。又伊勢にも此の氏あり、桑名郡東方城に往昔尾野山正齋房なるものあり。兇惡の僧にして桑名近鄕を領す。永祿天正の頃織田氏の爲めに滅さるとぞ。

小野山　ヲノヤマ　信濃にあり。前條氏に同じ。

小野鰐　ヲノワニ　肥前、肥後に此の庄名あり。

小葉　ヲバ　石見にあり。

小場　ヲバ　次の二流あり。

1 淸和源氏佐竹氏流　常陸國那珂郡に小場邑あり。佐竹義篤讓狀に那珂東郡小場保、また那珂東小庭邑など見ゆる地にして、其の庶長子義躬・此の地、竝に伊勢畠鄕、西鹽子鄕、多珂庄關東五分の四、別府村、中泉村の七所を領して此の氏を起せしものとす。この人は佐竹系圖に「義篤―義躬(小場大炊介、濱名腹)」と載せ、又支族系圖に「義躬(大炊介、義宣兄也、義篤男、法名明海法光、霜月六日卒)―惟義(號宗翁道超、四月一日卒)―義信(三河守、號雲岑道慶、嘉吉二年壬戌十月六日卒、年三十九)―義實(三河守、號心源道安、明應三甲寅…)―義忠(大炊助、號春岩常椿、文龜三年正月二日卒、年五十四、舍弟前小屋竹岩、自是分)―義積(三郎、號善林常積、丙戌年生、明應二年四月三日卒)―義實(式部大夫、號蘭溪常秀、又號高岩秀公、於部垂生害、天文九年三月十四日也)―善忠(三河守、法名長雄常久)―義宗(三郎)」と見ゆ。最後の義宗は戸村本に「義舜―義篤―義昭(次郎、右京大夫)―義宗(小場三郎)」と載せたる如く、宗家より嗣ぎしなり。長く小場城に據りしが、義忠に至り、筑波郡小田城に移る。

又一族小場參河守義貞の二男辨岩は前小屋館に據る。(五本骨月扇)。

2 羽後の小場氏　前項氏の後なり、佐竹氏の秋田移封後、小場式部大輔義成は山本郡檜山館を賜ひ、後比內館(檜內館、大館)を賜ふ。爾來支藩の觀あり。郡邑記に「比內庄大館は家居一千五百餘戶、城は西殿知行、七千七百石にて之を守らしめたまふ。先祖義成、御國替入部の時、

參洛して聖護院の弟子となり、貞瀧坊と稱せしに始ると。遁氏は小中新左衞門とも稱す。

2　岩代の小野寺氏　四本松石橋家四老の一にして、小野寺久光・其の主義久の卒するや、佐竹氏に屬す。

3　陸中の小野寺氏　磐井郡一關城に據る。封內記に「一關古壘、葛西家臣小野寺伊賀所居」と。又「古館八幡宮、永泉寺中に在り、何時の勸請か詳かならず、葛西家臣小野寺修理これを造營す」と載せたり。又願成寺に小野寺阿波守の墓あり。猶ほ、これより前中尊寺建武元年文書に「當寺修理、先づ關東に於いて御沙汰を經られ、沼倉少輔三次隆經、小野寺彥次郎入道々享、檢見を遂ぐ」と見ゆ。

4　仙北の小野寺氏　出羽の大豪族にして下野より移ると云ふ。語傳仙北次第に「仙北屋形御入部は賴朝公の御代、西木戶一門破り候て、下野國小野寺より移り、稻庭に居城なされ、小野寺四郎道綱と名乘なされ候。同時に御連枝一人・庄內遇泉へ御入部、後に仙北雄勝郡に移り、家臣となり、泉源八と申候て、鮭延典膳內に居り申され候。仙北屋形、稻庭より沼館に御移り、年代相知れ申さず候」と。また永慶軍記に「曩祖前司太郎道綱の五男四郎重道、五條河原の邊に遊步して、稻荷山の狐の危きを救ひければ、狐其の芳恩を報ぜんと、一包取出し、重道に與へて『是れ神使の妙藥なり。此の德を以て今年所領の主と成給はん』とて忽失せぬ。重道不審に思ひながら、其の頃御門の御惱頻にて、御平愈なし奉るものには褒美は望みたるべしと相觸らる。此の時重道、件の妙藥を上げ奉る。頓て出羽の山北を望しかば、望に任せ給はりぬ。夫より子孫繁昌し、卽ち小野寺の家にて、稻荷を祭る事此故なり。又小野寺の幕の紋に瓜を用る事、累代吉左右の故なり。夫より先は牛の紋を用ひしと傳ふ」と見ゆ。四郎重通は通綱の五男とも云ひ、又「通綱—通時—重通」ともあり。鎌倉初期、出羽雄勝郡を賜はり稻庭城に住す。其の十六代の孫中書植道に至り、平鹿郡沼館城に移り、稻庭は之を次子晴道に與ふ。重通より植道に至る歷代は詳かならざれど、その間に、行通、通壽、家通等の人あり。植道(中書、中將)

中宮介 輝道—遠江守 景道—庶子 茂道—市正(西馬音內城主)

遠江守 景道
- 四郎丸 法名宗眞
  - 孫三郎 肥前守 式部大輔
    - 孫六
    - 八之亟
  - 嫡 義道 孫十郎—左京
  - 康道(大森城主) 孫五郎
  - 秀道(陳道)(吉田城主) 孫市郎
- 飛驒守—經道—道基 藏人
- 晴道—道綱—道勝(稻庭城主) 上野介

輝道は都にて生れ、弘治元年將軍義輝より諱を賜ひて輝道と云ふ。國に歸りて武威を振ひ、「大曲、苅和野、神宮寺、角館等の要害を攻め落し、由利十二黨、最上間室の庄も悉く切り從へ、終に湯澤の城主三春信濃守を殺して、彼の城に移り」しが、家臣金澤金乘坊、橫手佐渡守の爲に弑さる。其の子四郎丸は羽黒山に走りしも、後父の業を復し、橫手城に據りて、山北三郡を治す、遠江守景道・これなり。嫡子義道・豐臣家に仕へ、また仙北を領せしが、關ケ原の役、石田三成一味の由、讒せられて、石州津和野藩に流され、此の家亡ぶ。(親元日記寬正六年條に「奧口南部、小野寺と確執によりて通路なし」と。大森條に小野寺系圖あり、參照せよ。

又傳説によるに、天武天皇御宇、小野寺朝臣大徳冠中納言毛人公國司となりて、横手城東北大鳥山に城を築くと云ふ、小野と小野寺とを誤りし也。

5 山北小野寺遠江守義道家方。小野寺五郎康道(大森城主)、同甲斐(高寺城主)、同孫市郎陣道(吉田城主)、同茂道(西馬音內城主)、同孫兵衞(山田城主)、同二郎、同上野介(稻庭城主)、同小五郎、同孫七郎(湯澤城主)、關口喜介春道(本名佐々木關口城主)、小笠原傳七(三梨城主)、小笠原彌之助(合川城主)、御返事三郎(桑ヶ崎城主)、相馬尾張(八口內(ヤクナイ)城主)、小柳左馬(深堀城主)、足田要害、植田要害、何熊城主、今泉太郎左衞門、馬倉右兵衞(本名は關口馬倉城主)、樋口要害、新田目、南部倉金藏(鍋倉城主)、岩崎河內(岩崎城主)、飯詰三郎(飯詰城主)、黑澤長門(南部口)同甚兵衞、松岡越前(松岡城主)田子內二郎、西野修理亮道俊(黑川住)、大築地織部(沼城主)、八木藤兵衞、岩井川久內、栗田市介、大澤中務、戶波惣右衞門、猪野岡市右衞門、湊兵庫介、猿田內藏介、境喜介、照井彌八郎、金彌右衞門、關口九介、宮原左衞門四郎、落合左馬介、大友、葦田、大御堂、鳥ノ海、石川、島森、高山、日野、金子、杉澤、中島、佐藤、佐貫、鮎川、遲戶、瀧澤、六鄕、伊藤、東海林、靑川、鰐江、小淵、石山、高田、湯野澤、久米、熊谷、樫內、高橋、澤堀、茂木、矢島、鶯野、菅、合與力旗本陪臣千三百餘騎、內直騎百石以上、內陪騎馬三千石以上、足輕二千三百餘人(外三百餘騎百姓馬一千餘騎)。

6 阿波の小野寺氏 祖谷山喜多氏文書、正平七年二月のものに「阿波國杤田庄地頭職、安房伊與守跡、恩賞となして、知行・相違あるべからず云々、小野寺八郎殿」と。又同七月のものに「上郡に於いて御軍忠のよし承り及び候云々、小野寺八郎跡一族御中」と見ゆ。

7 德川時代、三春秋本藩の年寄に此の氏あり。又京極殿給帳に「百石、小野寺谷右衞門」赤穗義士に小野寺重內重和、幸右衞門秀富、藤姓也。

小野宮 ヲノノミヤ 文德天皇の皇子惟喬親王。洛外愛宕郡小野鄕に、山莊を營み給ふ。小野宮これ也。よりて京師なる親王の家も亦小野宮と呼び奉る。大炊御門の南、烏丸の西にあり。後藤原實賴この宮に住し、小野宮を稱號とす。又備後國葦田郡に小野宮明神あり。惣社なりと。

1 小野宮家(藤原北家實賴流) 忠平の長子實賴の後也。尊卑分脈に、「實賴(攝政、太政大臣、號小野宮殿)——

- 敦敏—佐理(參議能筆)—賴房
- 賴忠(關白太政大臣)—公任(權大納言)—定賴(權中納言)—經家(權中納言)—公定(參議)—公通
- 齊敏(參議)
  - 高遠—資高
  - 實資(右大臣)(號後小野宮)—資賴—信覺
  - 懷平(權中納言)
    - 經通(權中納言)
      - 經季(中納言)—通家—重實
        - 季仲(權中納言)
      - 顯家
    - 資平(大納言)—資仲(權中納言)—顯實(參議)—資信(中納言)
    - 經任(權大納言)—經忠

資信の後は資重嗣ぐ、資重實は「資仲の兄資房(參議)—公房(參議)—通輔—公章—資重」なり。資重の子「資衆(今爲資重子、相續、入當流、實者高階仲親孫、同泰季子)—資政(尾張守)—季政(武藏守)—友季(伊勢守)—有季(太郎左衞門)—季衆(美作守)—季名(左馬權頭)—定季(左衞門尉)」にして、一族多し。

2 小野宮家(藤原北家賴宗流) 尊卑分脈に「道長—賴宗(堀河右大臣)—兼賴(號小

く、今も郷民其の姓名を知れり。康暦年中に同郡傍爾本村に小野田左近將監長安といふ士ありき。勘六は其一族歟。又其の裔なるにもやあらむ。長安は法名阿願と呼て、祐福寺再建の施主也。傍爾本村春日の社の棟札に『奉修理御社、甲辰慶長九年閏八月初七日、大願主小野田長右衛門云々』など見え、今も同村に小野田の名字の郷民あるよしいへるをおもふに、勘六も同黨の宗族なりしならむ。」と見ゆ。又沓掛村の沓掛城主も小野田長安にして、この人また近藤ともあり、後裔近藤と稱す。

9 伊賀の小野田氏　名賀郡に宅跡あり、瀧川城主、瀧川氏の家臣なりと云ふ。伊勢、志摩にも此の氏あり。

10 紀伊の小野田氏　名草郡小野田邑より起る。續風土記に同村神主小野田氏條に「其家系詳ならざれども、寶治二年の讓狀に、神主貞吉と見えて舊家なり。寶治二年讓狀、及長祿二年、應永五年、同三十年、正平二十二年、寛正四年、正長二年等の田劵、文保二年の座論等の古文書を藏す。」と。

11 備作の小野田氏　備前國磐梨郡小野田庄より起る。當殿谷に小野田左馬允の城跡あり（國志等）。一族此の地方に多し。又東作志に小野田榮八見ゆ。

12 豐前の小野田氏　企救郡の豪族にして、室町時代、應永正長の頃、小野田種倚、小野田通忠等あり。

13 伴姓肝付氏流　大隅國小野田邑より起る。肝付系圖に「兼員の五男信兼、後に小野田を領して氏とせり」と云ふ。

14 德川時代、小野田氏は村上內藤藩用人、松山板倉藩用人、井伊藩側用人たり。

尾野田　ヲノダ　小野田氏に同じかるべし。備前に現存す。

斧田　ヲノダ　岩代國田村郡にあり。

小野多　ヲノタ　小野田氏に同じかるべし。

小野谷　ヲノダニ　越前に此の庄名あり。

小野地　ヲノチ

小野津　ヲノヅ　東鑑卷三十二に小野津左近大夫、四十五、五十に小野津次郎あり、名族たりしを知るに足らむ。

小野塚　ヲノヅカ　補遺を見よ。

小野寺　ヲノデラ　各地にあれど、殆んど下野の小野寺氏の族なりと稱す。

1 首藤氏族　下野國都賀郡小野寺邑より起り、小野寺城に據る。此の地は貞瀧坊所藏曆應元年六月十八日の小野寺通氏の讓狀に「下野國小野寺七ヶ村、並に佐野庄の內、小中村、堀籠鄉、同國足利の庄內河崎三ヶ村、同國の內牧野庄拾貳ヶ村等、右所々知行分等、地頭の事は、左衞門尉顯通に讓與する所眞實也。仍りて後日の爲、讓所の狀件の如し。通氏判」と。又應永廿七年十一月廿日の文書に「右の庄村は小野寺守藤禪師法師義寛以來、重代相傳の所領也。然らば譜代相續、手次文書等の事は、虎王丸え讓與ふる處眞實也。此の趣を以つて、御奉行所へ訴訟申し、還補を遂ぐべく候處也。向後の爲、證文讓りの狀件の如し。藤原通業」と見ゆ。

此の氏の系圖は山內首藤系圖に「資通（號守藤權守）—通義（刑部丞）—義寛（號小野寺禪師、住下野國、野州足利庄小野篁建立寺あり、號小野寺）—通綱（禪師太郞、中務丞、爲兵衞佐殿味方）—通業（左兵衞佐）—泰通（左兵衞尉）—通景（小野寺筑前守、母三善氏女、建治三年四月廿三日家督相續）—幸德丸（元德二年七月六日、家督相續）、弟周通（三郞兵衞尉、正

慶元年十二月廿二日家督相續)―女子(養子、字千代松、法名眞空)」と。又通業の弟に「道時(四郎)、秀通(號波多野左衞門尉、養子、丹波守、飛騨守)―通時(左衞門尉)、弟正通(三郞)、弟六郞」を載せたり。

次に小野寺系圖には「鎭守府將軍秀鄕四代、文行(從五位下、左衞門佐、故に後孫佐藤と號す。母は利仁將軍の女)―公光(從五位下、相摸守、母は右衞門佐定文の女)―公淸(佐藤左衞門尉、母は同姓阿波守兼光の女。佐藤、近藤、武藤、尾藤、首藤、山内等の祖)―助淸(主馬首、故に後孫首藤と號す。三河國の住人)―助通(首藤權守、源賴義に從つて七騎の一人、武名高)―親淸(首藤太左衞門尉)―義通(山内首藤刑部丞、相摸國の住人)―義寛(小野寺禪師入道、六條判官爲義に從つて、數度武功あり。故に諱一字を賜ひ、始て下野國小野寺莊領主職に補せらる。建仁三年癸亥四月八日卒。法名夜叉院七寶義寛と號す)―

―通綱 小野寺中務丞 號禪師太郎
　├通業 小次郎左衞門尉、母足利七郎有綱女
　│├通時 四郎左衞門尉―行通 新左衞門尉
　├泰通 左衞門尉―通義 中務丞

「秀綱 左衞門尉、承久三年、兄通綱と上京―足利義氏の手に從ひ武功あり云々―秀通 太郎、伯父通綱、爲猶子

而して通綱の譜に「治承四年庚子五月廿三日、高倉宮隱謀の時、足利又太郎忠綱と宇治川先陣、其の後、源賴朝に屬す。承久三年辛巳五月、後鳥羽上皇隱謀の時、二位尼公之命により、北條泰時の手に屬し、同六月十四日、宇治川に於いて討死、時に六十八歲、法名住林寺弘國通綱と號す」と見ゆ。

平家物語橋合戰條に小野寺禪師太郎、源平盛衰記には「下野國住人足利又太郎忠綱云々、一門には小野寺の禪師太郎」」とあり。後源家に從ふ、此等の書に又「小野寺禪師太郎道綱」と見ゆ。承久記には卷一に「をのでらさゑもん」卷四に「小野寺中つかさのぜう」を載せたり。

又東鑑には卷二、三、四、九、十、十一、十二、十四に小野寺太郎道綱、二十二、二十三、二十四、二十五に小野寺左衞門尉秀通、三十、三十二、三十八に小野寺小次郎左衞門尉通業、三十、三十一、三十二、三十五、三十六、三十八、四十、四十二に小野寺四郎左衞門尉、三十二、四十四に小野寺次郎左衞門尉道時、三十九、四十二、四十三、四十四、四十六、

四十七、四十八、、四十九、五十、五十一に小野寺新左衞門尉竹通、四十に小野寺三郎左衞門、四十三に小野寺左衞門時通、四十三、四十四、四十六、四十九、五十、五十一に小野寺四郎左衞門尉通時を載せたり。

小野寺氏の居城は小野寺城にして、下野國志に「都賀郡小野寺村にあり、小野寺禪師入道義寛はじめて築く。保元元年丙子なり」と見ゆ。同村に住林寺あり、一遍上人の開基にして、本願は小野寺左衞門尉泰綱(前引系圖には泰通)が、祖父通綱の爲に作る所なりと。小野寺氏は應永の頃、出羽國仙北城に移り、當城廢すと。されど仙北小野寺氏も鎌倉時代に見ゆ、早く分れしや明白なりとす。

當國小野寺氏には式内阿房神社の神主に小野寺伊勢あり(國志)、古河公方政氏の下知狀を傳ふ、「文龜三年三月、小野寺宮内左衞門尉殿」と。

又、古河志に「足利郡川崎村山伏貞瀧坊は小野寺氏の裔孫にして、古文書を傳來し、歷然たる舊家なり。寺號を德應山慈覺寺といふ。」と。その系圖に據れば、通氏の四世孫圓心法印の子弘慶、明應二年

り、始めて小野崎氏と稱す。子通長・佐竹昌義に臣たり、其の子通政、驍勇の名あり(系圖、戸村本佐竹系圖)。爾來佐竹氏の重臣として、四天の宿老の一たり。通政五代の孫通胤、亦甲斐守、多珂郡友部に城き、此に還る。世に櫛形城と稱す。子通春・下野守たり(秋山本系圖)、建武二年佐竹道源に從ひ、北條時行と武藏に戰つて功あり。弟通業戰死す(佐竹文書、佐竹系圖)。建德元年、通春・多珂郡山尾(山直)に築て還る、後因つて山尾氏と稱す(密藏院系圖、秋山本系圖)。後又石神城へ移る。伊勢守通業の子泰通(系圖)、正平十八年、足利基氏・書を與へて芳賀禪可を擊しむ(小野崎文書)、子の五郎三郎通重、應永廿九年、額田義亮、山入與義の族と共に、額田城に據つて兵を擧ぐ。三十年、佐竹義人闔國の兵を以つて來り攻め、之を拔く(鳥名木文書、烟田文書)。後義人・通重をゆるして額田城を與ふ。(ヌカダ條、ヤマナホ條參照)。また通春の弟彌次郎通房の後は石神氏と稱す、其の孫越前守通綱は延德元年蘆名盛高の太田城を攻むるや、佯りて義治と稱し、逆戰之に死す。(イシガミ條參照)。

通春の子山城守通郷・佐竹氏に從ひ男體山に戰ふ(系圖、鎌倉大草紙)。その裔美作守政通に至り子なく、佐竹義昭の四子義昌を以て嗣とす。義昌天正十七年、奧州大平合戰に死す(永慶軍記)。

小野崎氏の居城は小野崎城、友部櫛形城、山尾城(山直城)、石神城(小野崎與三郎通尾創築)、額田城の外、小貫城(嘉慶二年戊辰、小野崎若狹守爲常築く)、根本城(小野崎通靜二男根本盛通)、等あり。又野口平館(小野崎左近)、額田城(小野崎通照)、石上城(小野崎大藏大夫)、友部城(小野崎甲斐守通胤)、松平城(小野崎豐前守)など見ゆ。又佐竹家士知行目錄に「多賀庄の內手綱一方、小野崎越前三郎。多賀庄政所、同人」と見ゆ、オホツカ條を見よ。德川時代、秋田佐竹藩の重臣なり。

2 淸和源氏佐竹氏族　前項氏を繼ぎしなり。佐竹系圖に「義篤の子義昌、小野崎」と註す。又小野崎系圖に「政通—義昌(義篤公の男)—宣政(東義久の末子)—隆政(向豐前二男)—甚治(早世)、弟木工之介(小池名代)、忠兵衞(甥名代)」と見ゆ。

3 菊池氏族　菊池系圖に「隆定—隆光(小野崎彌三郎)」一本「其の弟隆益(小野崎)」と載せ、又新撰事蹟通考には「隆定(菊池次郎、後鳥羽院武者所)—隆元(九條十郎、小野崎祖)」と、また菊地風土記には「七代隆定(孫次郎、後鳥羽院奉仕、天下武者所、承久合戰比)—隆光(號小野崎五郎、一に云ふ九條十良)」とあり。家紋鷹羽。

小野里　ヲノサト

小野澤　ヲノサハ

1 淸和源氏村上氏族　信濃發祥なるべし。尊卑分脈に「村上爲國(崇德院判官代)—成國(高松院藏人、本永國)—仲實(號小野澤、藏、左將監)—

- 實氏(修理亮)—實綱(亮二郎)
  - 仲綱(八郎)
    - 氏綱
    - 景綱(八郎四郎)
    - 景貞(又四郎)
  - 景氏(五郎)
- 時仲(式部丞)
  - 實長(彥二郎)—宗實(太郎)
    - 義連(左將監、本資連、建武四於攝州討死)
    - 宗仲
  - 貞繼

と見ゆ。

2 此の氏は、東鑑卷三十、三十五、四十一に小野澤次郎、三十六、三十八、三十九、四十、四十一、四十五に小野澤次郎時仲、四十一、四十三に小野澤左近大夫

入道を載せたり。

3　肥前河上文書に「正應五年六月十六日、小野澤次郎入道殿」見ゆ。又志摩に現存す。

尾下　ヲノシタ

小野島　ヲノシマ

小野瀬　ヲノセ　常陸國信太郡小野郷小野瀬より起る。(或は云ふ那珂郡小野郷也と)。小野崎氏より分ると云ふ。卽ち藤原姓小野瀬氏系譜に「大織冠鎌足公十世後胤、鎭守府將軍秀郷曾孫公通、次男通延（承暦中從五位下、常州太田築城、稱太田太夫）三世孫通盛(久慈小野崎城、稱小野崎氏)、通長(小野崎氏)、通景(茅根大和守)、通村(常州小野郷小野瀬居住、小野瀬氏之祖)、通安、通寛、通重、清通、通次、通廣(嘉慶)、廣繼(應永)、通繼(同)、俊通(永正)、通信(天文)、信光(天正)、清齊(同斷)、(稱主殿、天正年中現地ニ土着、世々里正)、守郁（慶長)、忠之(元和)、秀顯(慶安)、尙榮(寛永)、穀正(寛文)、國春(正保)、辰安(貞享)、秀照(享保)、氏元(明和)、家翁(天明)、信光(文化)、政照(同)、映晴(文政)、茂廣（天保以降慶應)、通隆」と。其の祖通村は六郎左衞門と云ふ。家紋巻鶴。替紋下り藤。

現今一族の分布は那珂郡上小川、下小川村、東茨城郡大貫町、鹿島郡夏海村、稻敷郡龍ケ崎町に散在せり。東京には麴町隼町に小野瀬不二人氏あり（小野瀬政夫)。

小野田　ヲノダ　三河、備前、上總等に小野田庄あり、又磐城、陸前、長門、紀伊、大隅等にも此の地名ありて、數流の小野田氏を起す。

1　藤原北家山蔭流　何處の地名を負ひしか詳かならず。出自につきても疑問あれど、暫く舊說に從はん。尊卑分脈には藤姓とし、「山蔭(中納言)―有頼―在衡(左大臣)―國光(治部卿)―忠輔（中納言)―相任(遠江守)―相繼(上野介、備前守)―相國(上野掾)―國重(下野掾、出羽介)」

- 兼廣（小野田三郎）
  - 盛長（小野田藤九郎、安達六郎、正治二四二六卒）
    - 景盛（秋田城介）―義景
    - 時長（大曾禰）
    - 女子（松下禪尼）
  - 遠兼（安達藤九郎、小野田三郎兼盛子）―遠基
- 重廣

盛長、遠兼、並に其の後裔の事は、アダチ、アキタ條を見よ。寛政系譜、此の末流と云ふ者を載せ、家紋寄梅鉢、五三桐とす。

2　岩代の小野田氏　館基考一說として、文治五年安達郡を小野田藤九郎盛長に賜はる、今も永田村に其の館跡ありと。されど東鑑に見えず。

3　陸前の小野田氏　賀美郡小野田邑より起る。觀蹟聞老志に「小野田邑旭山館、小野田玄蕃居之、大崎家臣也」と見え、大崎左衞門隆義家中記に「小野田玄蕃、小野田九郎左衞門」を擧ぐ。

4　遠江の小野田氏　大日村に此の氏あり、七騎の家柄なりと。又江間加賀守の家臣に小野田彦右衞門あり。

5　三河の小野田氏　八名郡小野田庄より起る。此の庄は東鑑文治二年條に「賀茂別雷領參河小野莊。」賀茂注進雜記に壽永三年四月廿四日云々、賀茂別雷社御領庄園事、參河國小野田庄、圓太暦にも見ゆ。參河國內神明名帳集說に「賀茂郡上野山人小野田鴨吉（神祇治良右衞門ともいへり)」を載せたり。

6　藤原南家二階堂氏族　石谷政信の子爲一、小野田小一郎と云ふ。

7　平姓　中興系圖に此の氏を平姓とす。

8　尾張の小野田氏　愛知郡平針村城（民戶の北元鄕）に據る。尾張志に「府志に『土人曰ふ、小野田勘六居之』といへる如

又小野春高あり、勅を奉じて人麿の圖像を畫く。又石清水文書、天承二年閏四月太宰府在廳官人等の解に「監代小野」見ゆ。又應仁私記に「小野太郎左衞門秀信(小野)」、安西軍策に小野太郎右衞門尉あり。

本多出雲守忠朝の家臣に小野勘解由あり、大阪陣に死す、法名峯譽殘雪信士、大阪一心寺に墓あり。

80 德川時代、伊達藩用人、糸魚川松平藩側用人、宗藩重臣、姫路酒井藩番頭用人、濱松井上藩添役、與板井伊藩重臣に此の氏あり。又井伊兵部少輔の家老小野七郎左衞門、鯖江藩に小野文治、田中家臣知行割帳に「三百石、小野喜右衞門」筑後領主附に小野氏、越前秀康卿分限帳に「二百石、小野惣兵衞」京極殿給帳に「三百石、小野仁右衞門」東作志に「小野左大夫、十津川鄉鎗役由緒家筋書に藤堂和泉守御預所大阪陣の節德川方小野惣左衞門。

小野宗左衞親類書之覺に「一祖父小野宗左衞門と申候、三十六年以前に相果申候。一父小野喜左衞門と申候、四拾四年以前に相果申候。知行高五百石、但し三百石近江にて拜領、貳百石大和にて拜領。同心貳拾人、但壹人に御切米拾石、御扶持方三人扶持。延寶三年卯十月十二日。本國生國近江。小野宗左衞門(黑印)印の文貞春、歲五十七」と見ゆ。

又梶左兵衞督墓碣銘に「朝士小野良純者、其先良直嘗事二于公一忠実」と。

尾野 ヲノ

備前に現存す、小野氏に同じきか。

尾能 ヲノウ

小野內 ヲノウチ

小野尾 ヲノヲ

小野岡 ヲノヲカ

淸和源氏佐竹氏の族にして佐竹系圖に「義實の子義森(小野岡)」と載せ、又佐竹支族系圖に「小野岡之內、義久—義盛(右衞門佐)—義高(右衞門佐)—義雄(右衞門大夫)—義繼(彥次郎)」と見え、又諸家系圖纂に「義盛(爲右馬頭、應永十四九廿一卒、年四十三、法名大淳常盛、號多福寺)—義仁(實は上杉右京大夫男也、童名龍保丸、本名義憲)—義俊(五郎、伊豫守)—義久(小野岡內)—義盛(右衞門佐)—義高(右衞門佐)—義雅(右衞門大夫)—義繼(彥二郎)」とあり。佐竹氏の重臣也。猶ほ小野條第十八項を見よ。

小野方 ヲノガタ

小野川 ヲノガハ

武藏にあり。

小野木 ヲノキ

次の數流あり。

1 淺井氏流　武家系圖に「小野木、淺井新三郎忠政男新八郎秀國之を稱す」と見ゆ。

2 丹波の小野木氏　氷上郡下村城(下竹田村下村)は小野木氏の古城也と。小野木縫殿介は出野城主片山彥五郎と戰ひて勝つ。豐鑑卷三に小野木縫殿助見え、又粗井家記に「西方の頭衆は、福知の城主小野木縫殿助吉澄」とあり。

3 又小野木重勝を祖とすと云ふ。

4 豐前の小野木氏　京都郡の豪族にして、永享應仁の頃、小野木義親あり。

5 其の他、加賀藩給帳に「四百石(丸內花木瓜)小野木治兵衞、五百五拾石(花木瓜)小野木主稅」を載せ、又岩代國にも此の氏存す。

小野喜 ヲノキ

前條氏に同じきか。

尾木 ヲノキ

チギ條を見よ。

小木 ヲノキ

チギ條を見よ。

小野口 ヲノグチ

壯子 ヲノコ

正訓不明。

○壯子首　景行帝裔にして、景行本紀に「豐

門別命は壯子首云々の祖」と見ゆ。

小野子 ヲノコ　上野國群馬郡小野子邑より起る。小野姓、橫山黨の一也。文和二年三月十九日長樂寺普光院、足利尊氏の寄附狀に「北笠島內、田三段、小野子藤五郎入道尊性知行分」と見ゆ、名族たりしを知るべし。

小子 ヲノコ　前條氏に同じ。

小野坂 ヲノサカ

小野崎 ヲノザキ　次の數流あり。

1　秀鄕流藤原姓　常陸國久慈郡小野崎邑より起る。この地は弘安の大田文に「佐都西、小野崎十八町半、中小野崎四町五段、小野二十三町二段」と見えたり。其の出自は小野崎系圖に「秀鄕―知常―文脩―文行(小山相摸守)―公通（左馬介、伊勢守)―通延(太田大夫)―通成(佐都荒大夫、法名道秀)―通盛(小野崎新大夫)―通長（大夫次郞、此代初めて佐竹御在國、主從契約あり）―通政（新三郞、四天・赤津、武士、江畑、中郡)―通經(大夫太郞、大矢橋合戰御供にて討死。家老大森、瀧、天龍、石佐、渡、茅根、赤須)―遥房(大夫次郞)―爲通（大夫三郞、宇治卷島合戰に高名)―高通（新三郞)―常通（孫次郞、後改政通、小野崎一門、佐竹義篤に屬し、高氏將軍の爲に西「金カ」破籠城の時、忠節を盡し高名、那珂一族は宮方楠一味、逆心也。高氏天下平均の上、正宗寺一ッ松の峯にて、那珂一族を誅せらる。右の石塔、勝福寺光堂の角に今にあり。那珂一族の內、江戶光計一人逃生る)―行通(三郞)―通胤(孫次郞、甲斐守)―

通春(三郞、下野守)―通鄕(三郞、山城守)―通綱(三郞、山城守、文溪)―憲通(三郞)―朝通(三郞、山城守、立峰暉遁)―親通(三郞、山城守、知翁)
通房(常舟、石神祖)
通樂(伊勢守、鶴見に於て討死)
通知(御代氏、安藝守祖)
通伯(小貫祖)
直通(相河又三郞)
光山(周玉)
藏主(梵鷹、安藝守)

―通載(三郞、山城守繼)―成通(三郞、一叟)―政通(又三郞、美作守、月光樓御狀三通、小山へ輝虎發向の時、義重公後諸、政通御供、結城士大將多賀谷民部を討取、輝虎より感狀有り)、弟通定(八郞五郞兵衞)」猶ほ第二項を見よ。

又通春に「法號眞壽院明室常巖、建武三年武州鶴見合戰に、一日三度高名」と、又通鄕に「法號道傳禪直、小田御陣に御團扇を玉はる。小田方黑次と云ふ大力と組て、畑中の江に入、さし違て死す。通鄕の死體は中郡馬に乘て退く」とあり。

又額田系譜に「藤原公通（公通は秀鄕四代文行第四子、左衞門尉、相摸守、常州那珂、薩都先祖也)―成時（號佐野)―通成（小野崎と號す。薛田密藏院所持證文に曰、秀鄕十七世、薩都荒大人通成の十二代、小野崎五郞通業の嫡男、通鄕の次男賴祐、是を長谷別當となす。妻帶の山伏、密藏院祐信の十有五世の祖也。右謂ふ所の代數・疑あり。賴祐以上の分、傳誤と云ふべき歟)―通泰(號那河五郞、又江戶但馬守、法名阜山道鶴)」と。又小山系圖には「文修―三男修行（近藤大夫、江戶、小野崎祖)」とあり。新編國志には「小野崎、久慈郡小野崎の地より起る。其の先・藤原秀鄕に出づ。秀鄕の子千常、其の子文修、並に鎭守府將軍たり。文修の子公通、其の二子通延、通直、並に常陸に徙り、久慈郡太田鄕に居り、太田大夫と稱す。通延は卽ち小野崎氏祖なり（小野崎系圖、尊卑分脈)」と見え、又通延の子通成、佐都山の凶賊を戮して功あり。世其の威武を稱して荒大夫と曰ふ、(佐都舊記、系圖)、子通盛、佐都西小野崎に居

となり、能直より名荷の紋を賜はり、名荷町衆と稱す）―能秀（能直の諱の一字を許さる。能秀・八幡宮を信ぜしが、承久元年八月、夢に八幡大神の神託を受け、二つの玉の西天に向つて飛ぶを見る。二つの玉とは玖珠郡なるを知り、同郡萬歳山の麓に一社を勸請し、弟の刑部秀應をして宮に奉仕せしむ。爾來十代此の地に住むと云ふ）―秀高―康忠―康重―康益―康幹―康廣―康覺―高家―德久―信基―

┌家重-正勝-康直-高久
├康勝-好綱-秀高（宇佐郡田所邑住）
└好秀（與左衞門 田平村住）-能國-能高-高直-直好-直家

直家の後は「家成―國好―好助―助康―國郷―好郷―好光―義成―義澄―昭久―好勝―次秋―鎭久―綱鎭―藤定―好成―好正―好信、好雄」なりと（宇佐郡史談）。又當國企救郡の豪族に小野氏あり。元龜天正の頃、小野之蕃なる人見ゆ。

66　肥前西鄕氏流　河上淀姫社文書に小野高意と云ふ人見ゆ。關係あるか。北高來郡小野邑より起る、西鄕氏の族黨なりと、肥陽軍記に見ゆ。

67　紀姓長谷雄流　豐後にあり、長谷雄の後と云へど詳かならず。阿蘇大宮司中狀に據るに、當國に小野庄あり、その地より起れるか。宇佐上田本紀氏系圖に「中納言長谷雄卿（朱雀天皇御時人、豐後國々東郡流罪）―諸雄（後冷泉院御時、［　］）―季□（天喜五年三月、同國田原別府開發地頭職）―季次―嚴首（小野）―保貞―保實（刑部丞）」、弟に「種貞（左衞門尉）、六郎、大光、女子」また保實の子に「廣保（左衞門尉）、實光、證阿、左近入道」等あり。

當國佐賀關に速吸比賣神社あり、其の祝を小野氏と云ふ、蓋し名族たるべし。紀氏か、或は次の藤姓か。

68　豐後藤原姓　大友系圖に「親秀―賴宗（初名親直、野津五郎、庶流小野等）」と見ゆ。又大分郡雄城村の小野氏は藤原姓なりと云ふ。

69　菊池氏流　肥後國山鹿郡小野鄕より起りしか。菊池系圖に「定氏（蛇塚九郎）―中山彥太郎經村―經鄕（小野播磨守）―秀周（中山治部少輔、法名大中）」と載せ、菊池風土記には「經村（彥四良、法名大空、武重代待所）―經鄕（小野播磨守、法名延隆、）弟秀周」と載せ、又一本菊池系圖には「菊池隆定（後鳥羽院武者所）―隆益（林原與三）―經村―經鄕（小野播磨守、法名延隆）」とあり。

70　藤原北家日野家流　大津山系圖に「經澄（河內守、正長元年、熊野權現社を赤阪に造營し、嚴宮と稱す。南關記。）―經隆（小野大藏大輔）」と見ゆる後にして、又筑後國史に「小野大藏、本國山城、大織冠鎌足の後裔、日野の一族也。後豐後に住し、大友家に仕ふ。弘治三年七月八日、筑前休松にて戰沒。其の子彈正、後立花家に仕ふ。天正十二年九月三日、草野合戰の時戰死。彈正、大友宗麟の妹を娶りて、和泉鎭行（幼名孫十郎、其後彈介、十二歲にして今の名に改む）を生。天正元年、家老職たり。五千石（五或作レ三）を賜て、蒲池の城主とす。慶長元年朝鮮に渡海す。同十五戊年六月廿三日卒、年六十三。肥後國熊本本妙寺東院に葬る、法名華德院眞月淨蓮大禪定門。其の子作兵衞、出奔。其の子若狹茂高、祖父に繼て、三（或作レ二）千石、家老職。其の子織部、其の子孫世々柳川藩の家老職た

り」とあり。井樓纂聞に「天正十三年七月十一日梅岳公(鑑連)薨、小野鎭幸、由布惟信、天叟公と謀り、秘して喪を發せず。」と。立花氏・筑後柳川領主となるや、小野和泉・蒲池城を守る。溝口村福王寺文書に「文祿五年五月三日小野和泉守判」と。又立花系圖に小野傳兵衞、小野若狹、小野勘解由等見ゆ。

71 筑後藤原姓　竹野郡、菅村に八幡社あり。傳に云ふ「菅治部大輔藤原長家、山城國八幡宮を勸請す。社司小野貞主供奉、年號詳ならず。貞主(開基帳、貞重に作る)子孫、今に竹野郡東鄕の大宮司也。(西は麥生村堺の觀音より、田主丸村西道、野中村東際見渡、東は生葉境山を東鄕と云)。永正八年の棟札に東鄕惣大宮司とあり(寬延記、○開基帳に康曆元年、菅氏藤原長平、再興、其の事棟札に見ゆ。又神田二町一反を寄附す。而して永正の棟札の事を載せず。)今其の棟記を見るに(神殿)「永正八年、辛未三月吉日、田中治部少輔泰秀、願主、東鄕大宮司藤原宇治小野貞盛、子孫繁昌之所如レ件、」とあり(筑後國志)。

72 大藏姓原田氏流　原田系圖に「種直(原田大夫)─種氏(小野五郎)─┐

├松夜叉女 生野彥太郞妻、今津守居住
├姫王女 小坂次郞妻女
├祐賢(侍從房)─□房─□鶴女─持福
└生子女 日向國[illegible]內

と見ゆ。

73 筑後大藏姓　筑後國史に「小野村內宮權現棟木寫、一神殿、嘉曆二年丁卯十月十四日、比丘尼建立。一同、應永八辛巳十月十六日、美作信實再興。一拜殿、右同年、小野藤兵衞尉大藏理實再興。中野與太郞昌次、室山大宮司末次、小野大宮司末良。一拜殿、大永三甲申、閏三月廿七日、小野三郞太郞再興、」と見ゆ。

74 新田氏流　筑後新田系圖に「鎭實(新田掃部、大友に仕ふ。大友衰微後、立花宗茂に仕ふ、江上戰死)─某(小野長左衞門)」と見ゆ。

75 橘姓　肥後國山鹿郡小野鄕より起りしか。山本郡岩野岳に道祖城あり、肥後國志に「天授の比、小野左兵衞尉橘良旨在城す、その後宗氏代々在城す」とあり。

76 懷良親王裔　肥後國八代郡小野邑より起る。懷良親王の後と稱すれど信じ難し。

77 薩摩の小野氏　地理纂考鹿兒島郡日置鄕條に「松尾城、日置山田の兩村に亘れり。一書に曰ふ、右大將賴朝、當鄕を小野小太郞家綱に與へ、世々傳領す。應永の頃に至り、伊集院長門忠國の第三男、日置美作久影領すとあり、事實詳ならず。小野家綱は建久八年薩摩國圖田帳に、日置庄三十町下司、小野小太郞家綱とあり、同人なるべし。又一說に、建久年中、山田式部と云者、薩摩に來り、山田に住し、累代日置を兼領すといふ。大永年中、城主山田式部有親・島津實久に黨す、時に島津忠良の威德に恐れ、天文二年忠良に降る」と見ゆ。建久八年の內裡大番參勤交名に小野太郞見え、又薩摩圖田帳に「日置庄三十町、北鄕內彌勒寺下司、小野太郞家綱」を載せたり。

78 安房忌部姓　安房郡洲宮神社の祠官にして、齋部宿禰本系帳を藏す、インベ、アハノインベ條を見よ。御朱印寺社領帳に「高七石、安房郡洲宮明神、神主信濃」とあり。

79 其の他、東鑑卷八に小野平七、十六に小野彌四郞、四十七に小野四郞あり。

オノ
オノ

也。

又柳川伯耆家所藏名和系圖に「顯房―秀房(丹波守)―忠房―某(小野房)―某(惡四郎)―行勝―行秋―行盛(伯耆守)―行高(長田小太郎、法名道覺)―長村(小野次郎、法名道敎)―

―行村村上小次郎 左衞門尉 後改大石豊前守
―賴村兵庫頭
―惟村鎭五郎左衞門尉

また長村の弟に、行貞(小三郎)、行忠(筑見四郎)、高助(彌五郎)、盛高(彌六郎)を載せたり。

54 但馬の小野氏 太田文に「伊勢太神宮領、領家綾小路僧正。下司小野五郎太郎孝村、御家人。大垣御厨、二十五町、」「同宮領、領家同上、下司小野太郎高依、御家人、同開發村、三十九町、」と見ゆ。これは前項名和氏の族小野氏と考へらる。

55 備中の小野族 當國に小野姓多し、備中府志に「昔右近衞權少將小野朝臣好古は、藤原純友征伐の勳功に因り、參議に任ぜられ、備中の國守を賜はりしこと、前太平記に見ゆ。さればにや、小野氏姓の人、後世迄當國に繁茂せり。太平記には建武年中、備中目代小野入道淨智あり。其の一族には、岡、水澤、林、井上、藤井、大島、阿曾沼などありて、倉舗に小野の城址と云ふ者あり」と。好古の事は第八項を見よ、又純友追討記に追捕使左近衞少將小野好古と見ゆ、追捕使の長官となり、源經基・次官となる。備中守となり、子孫在廳官人たりしが如し。

56 日置姓(稱天葺根命裔) 出雲國出雲郡日御碕神社の舊祠官にして、代々奉仕し他の氏族を交へざりしと云ふ。其の系圖に據れば、「天葺根命―淸武豐彥命―豐高入彥命―三豐主命―御沼彥命―縣入日子命―坂津忍人命―大坂瓊命―玉屋彥命―熊野武匾命―明速祇命―尊豆美命―友千別命―淸足彥命―三名雄別命―喜淸主命―淸津彥命―小乃彥命―春日守―金千速―稻毛―玉弓―多加見―寧倍―磐裂臣―仲康臣―仲仁臣―宗顯―宣則―淸朝―正明―正國―亮堯―泰亮―孝光―重俊―重成―朝嗣―泰朝―國房―師國―秀連―完秀―貞咸―貞廣―宗友―春持―長衡―久盛―盛明―秀貞―秀景―金公―澄行―高澄―直高―衡章―朝政―政氏―高光―貫光―景光―光時―政時―重光―正光―政通―政近―政泰―政家―政吉―政村―政支―政高―淸政―直政―貞政―政繼―政忠―宗政―政光―政久―元政―高政―尊久―尊俊―尊矩―尊春―尊賀―尊常―尊賢―尊道―尊信―尊安―尊光、」なりと云ふ。尊光・明治に至り男爵を授けらる、(舊祿七百七十六石餘)。其の子を尊正と云ふ。

當國に古く小野臣あり、此の氏と關係あるか、されど古文書より云へば、本社の社職は日置姓にして、此の小野氏は其の裔なりと、然らば出雲國造族なるべし、へギ條にて詳述すべし。或は當國小野臣と云ふも國造族か。

神主以外、上官、中官、祓官、伶人、神女、神樂男、宮匠、神人、輿丁等の社職あり。上官には「眞野、古庄、日置、神西、大野、赤坂、眞野、」中官には「桑原、賀地、內藤、松下、矢田、加持、加地、中尾、」同並には「中尾、內藤、中尾、矢田、中尾、加地、內藤、賀地、內藤、加地、」祓官には「福田、野津、高塚、加持、高木、三原、大宮、蒲生、加持、松下、西、福田、加持、松下、蒲生、天野、福田、藤村、袖裂、象谷、藤村、高橋、木村、安田、阿部、」神樂男には「高木、齋藤、西、

蒲生、加持、福田」等の諸氏あり。

57 多々良姓大内氏流 大内系圖に「矢田太郎弘家—重弘(六波羅評定人、號小野)—弘幸—弘世—義弘」と見ゆ。

58 長門の小野氏 豐浦郡に小野村あり、此の氏と緣故あるべし。同村舊家建武三年十二月文書に「小野野孫四郞資顯申、豐西郡上津小野村云々」とあればなり(長門風土記)。

59 石見の小野氏 延喜式當國美濃郡に小野天大神之多初阿豆委居命神社を收め、又同郡に小野鄕ある事前に云へり。後世美濃那賀兩郡の海邊に、小野族繁延す。小野入道盛勝あり、元龜元年三隅守將たり。又小野三郞兵衞行則、同小平太盛吉等は三隅戰に高名ありと(家系錄)。又美濃郡戸田村戸田城主に、小野縫殿亮あり(石見志)。

60 紀伊の小野氏 日高郡岩城莊西本莊村祇園御靈社永正十年の棟札に「地頭小野氏、野邊孫六慶景」と見ゆ。次の熊野小野氏と同族か。

61 熊野藤姓 熊野新宮に小野氏あり、その系圖に「小野家系圖。大織冠鎌足苗裔。藤原範宗(延暦二十年、新宮修營)—某—宗則(嘉祥二己丑、新宮修營)—宗景(延喜七、靈光殿修營)—某—宗勝(天曆八、三山修營)—宗明(永祿元、六月、別當屋形修營)—宗方—宗時(延久三、新宮御造營)—宗久(延久四、成就)—宗敦(寬治二、三山修營、靈光下行)—某—宗朝(平治元、新宮御建立)—宗家(建久四、御建立、大旦那賴朝公)—宗清(建曆二、院宣靈光來、建保元、新宮造進、奉行刑部僧正)—宗治(仁治三、造營)—宗光(元享三、新宮棟上、奉行高時)—宗茂(貞治五、新宮造立、六月棟上、奉行道譽)—宗重(應安二年六月、那智山千手堂修理)—信高(修理大屬、天授六年七月十一日、聖宮より三山大工職令旨來)—宗重(應永廿五年、飛鳥禮殿修營)—宗元(應永三十三、造營諸國棟別、奉行長寬)—宗重(永享年中、新宮本社、嘉吉二年那智修補、寶德元年、新宮鳥居修造)—宗繼(左衞門大夫、應仁戊子卯月十日、聖護院宮より新宮那智山大工職令旨下、法印辨爲下知奉)—宗定(文明六年、造營奉行了詳、同十六那智山瀧本萬灯如意輪堂等造)—高家—宗高(永正十一、新宮修造)—宗次(元龜三年、那智山千手堂修造、天正十六戊子十月十六日戌時、神倉炎上、此時傳來の古書燒亡之由申傳候。神倉は燒失無之と存、古書預置也。依之系圖之儀は相續の外、支葉不分明、依て今時正誌之)—某(彥次郞、文祿三甲午三月、從成川三鬼村職後證文あり)—宗俊(長五郞、慶長九年、靈光長日堂建立)—宗長(木工之進、左衞門尉)」と見ゆ。小野木工之進、新宮城下に住して世々社大工職を勤む(續風土記)。

62 利仁流藤原姓齋藤氏流 阿波國の豪族にして、故城記に「上郡美馬三好郡分。小野殿、都筑、源氏、三スハマ立引龍」と見ゆ。東國より移りしなるべし。

63 讃岐の小野氏 寬弘元年大内郡入野鄕戸籍に「小野阿古女、外三人」見ゆ。

64 土佐の小野姓 土佐の名族本山氏は小野姓なりとの說あり。又香宗我部記錄に小野庄右衞門(百五十石)見ゆ。

65 豐前の小野氏 宇佐郡元重邑の小倉山久全寺は小野好古の建立と云ふ。院内に小野氏あり、前述篁の子、保衡の裔と云ふ。其の系圖に「保衡—高基—能眞—泰衡—賴重—賴治—賴隙—康治—代繩—康氏—代家—康信—貞秀—秀眞(建久七年、大友能直に從って豐後に下り、御書所役

木瓜。武家系圖には「小野、小野姓、紋笹丸」とあり。

小野左大夫　小野久内

39 近江の小野氏　近江國滋賀郡の小野邑は古代小野臣の起りし地にして、當郡並に高島郡に式內小野神社のある事既に云へり。されば當國小野姓は多く其の後裔ならんか。江北記に根本當方被官として小野八郎を載せ、輿地志略に蒲生郡川守村の人小野時兼を載せたり。

又滋賀郡千町村は、天正年中、小野將監と云ふ者、之を開墾し千町と改むると傳へ、又慶長五年九月、關原の戰後、大津の商家に十四屋總左衛門と云ふ者あり。家富み、材智あり、家康之を召し、芦浦の觀音寺と倶に代官を命ず。小野總左衛門と云ふ。總左衛門死して子牛之助之を承く。なほ總左衛門の祖立慶、父喜左衛も代官職に居ると傳へらる。

又伊香郡横山神社あり、淡海國神社所在私考に「横山本宮大明神と稱す。神主五左衛門(小野姓)」と見ゆ。

40 伊勢の小野氏　鈴鹿郡に小野邑あり、其の地にありし豪族にして、保元物語、義朝夜討の條に「伊勢國すゞか山の强盜の張本、小野七郎を搦めて、副將軍の宣旨をかうぶりし景綱ぞかし」と見ゆる小野七郎は、伯耆名和氏の祖なりとの說あり、第五十三項を見よ。

其の後、東鑑に小野氏あり、下つて室町時代、小野氏・小野城に據る。三國地志鈴鹿郡小野堡條に「東鑑に曰ふ、元久元年五月六日、朝政の飛脚重て到來。去月廿九日、伊勢國に到る、平氏雅樂介三浦盛時、幷に子姪等、城郭を當國六箇山に構へ、數日相支と雖も、朝政武勇を勵すの間、彼等防戰利を失ひて敗北す。凡そ張本若菜五郎、城郭を構ふるの處、伊勢國日永・若松・南村・高角・關・小野・等と謂ふ也、遂に關、小野に於て其の命を亡ふ云々。按ずるに小野村の西にあり。關氏家臣小野筑前居守」と見ゆ。

41 關氏流　前項鈴鹿郡の小野より起る。永明寺の過去帳に「小野正信、文安元年十二月三日卒す、玉岩道珍と號す。」「小野俊信、應仁二年六月十八日卒す、林谷宗茂と號す。」「小野景信、延德三年八月十五日歿す、月光壽桂と號す。」「小野久信、永正八年十二月朔日歿す、雲岳盛貞と號す。」「小野光信、天文三年七月十二日歿す、薰庭道香と號す。」關氏の配下の將なり。恐らく關氏の族かと云ふ。關長門守御家中侍帳に「關主殿組、二百石小野伊右衛門、同島田右京組、三拾石小野甚右衛門、同佐野主水組、五拾石小野庄兵衛」等を載せたり。

42 桓武平氏　尊卑分脈に「貞盛―維衡―正度―貞季(駿河守)―兼季(上總守)―國兼(母下野守藤行濟女)―國盛(小野判官代)」と見えたり。

43 大和の小野氏　吉野郡宗檜村大字茄子原に據りし八旗庄司の一にして、吉野舊事記に「小野氏某、宗川牛鄕檜川牛鄕の旗頭也。其の名小野八郎、同七郎、兄弟の鄕士あり。茄子原村に於いて双び居る。威猛あり。且つ驕奢ものなり。里人を使ふ苛政なり。故に民人甚だ患となし、僞り謀つて誘ひ狩獵せしめ、忽ち兄弟を山中に殺す。又妻子を其の宅に害す、而して其の類葉盡す矣。其の弟の殿宅を小野殿と號す、後人誤り呼んで殿平と號す。又兩牛鄕の率長たるに依りて村民敬して殿平と稱す、是れ今用る也。後靈鬼・鄕民を

驚傾す。故に立川渡邑に於いて小社を營み、兄弟を葬納して若宮八幡宮と號す。兄弟の旗は同鄕平尾德善寺にあり、今尙ほ存す」と見ゆ。

44 橘姓御子神氏流　或は藤原氏と云ひ、又橘氏にて大和國の住人十市遠忠の後也と云ふ。家紋劔花菱。小野二郎右衞門の家にして、もと御子上典膳と稱す、刀槍の達人なり。ミコカミ條を見よ。

45 小野宮（文德帝裔）　尊卑分脈に文德天皇の御子「惟喬親王（號小野宮、貞觀十五、二、廿薨、卄六）」と見ゆ。紹運錄も同じ。御子は「兼覧王（神祇伯）、弟三國町」とあり。親王は惟仁親王（淸和帝）の御兄なれど、御母は紀名虎の女にして、藤原氏の出に座しまさゞりしより、儲君となり給はず、愛宕郡小野鄕に幽居、在原業平が屢々訪れて、慰め奉りしは有名なる話なり。

46 小野家（藤原北家攝關流）　尊卑分脈に「右大臣師輔の子遠度（右兵衞佐、號小野三位）— 高賴、尋空、朝源、女子（栗田關白妾）」と載せたり。

47 小野家（藤原北家御子左家流）　尊卑分脈に「道長—長家（權大納言）—祐家（號小野中納言）—經覺（號檜皮屋得業）」と載せたり。

48 春原氏族　春原系圖に「祐元（御靈社務、若宮神主、出雲寺別當）——

-祐海十九世孫祐純-俊辰（號小野彈正少弼）
-豐海-之基（小野）-良之-貞之（栗栖野元祖）
-豐業-親之-基量（小野元祖）-忠元-忠貞-忠行
輔元-元家-元氏-祐氏-氏定-元尹」と見ゆ。

49 藤原北家遠度流　第四十六項遠度の後也と云ふ。寛政系譜に見ゆ。家紋丸に橘、丸に打違鷹羽、五三桐。

50 羽束の小野氏　攝津國有馬郡羽束鄕にありし小野氏にして一族多し。小野系圖に「篁—利任（上總介、始めて羽束に居住し、爲邪部得雄に養育せらるゝ也）

-時光（森本）—信任—助任—家任（野大夫）
-武信（安福）┬信範
　-高經（右近大夫）—高基—基任
　-大山寺別當
　-季經
　-貞經——┬季忠-忠弘
　　　　-信貞-信弘
　　　　-季貞-貞衡

と見ゆ。

51 淸和源氏多田氏族　尊卑分脈に「賴光—賴國—實國—行實—光行—行賴—朝行（上西門院藏人）—行資（號小野冠者）—快基」と載せたり。

52 三島の小野氏　孝德天皇の白雉年中、小野明麻呂なるもの、攝津國島上郡小野原に住居す。その後裔本村の名族たり。

53 名和氏流　前述保元物語に伊勢國鈴鹿山の强盜の張本小野七郎と見ゆるは此の氏なりと云ふ、卽ち村上源氏、那波系圖に「顯房（右大臣）—季房（丹波守）—忠房（住伊勢）—憲房（大夫）—憲政（兵部少輔）—任房（號小野房、或號小野七郎）—行房（小野惡七郎、御室の御代官を殺す。故に勢州に於いて生捕られ、禁獄）—昌運（山徒養子、實小野行房子也）—昌明—行明—行盛—行高—長年」と見えたり。されど名の相似たるが爲に附會したるにて、史實にあらざるべし。此の小野氏は伯耆の卷に「六郎王子、但州一國一圓に知行仕り、弟に給ふ。此の御末小野惡四郎と申者、上頭の領家、御室の御代官を七度迄打殺候。其の罪科に一國は召されて、屋敷所十七ケ所殘たる。其後二方太郎と申者云々」と見ゆ。伊勢の事はあらざる

左衞門と改名す。同年秋、關東御打入所々御巡覽、八王子城趾上覽後、川越へ御通行の節、多摩川瀬踏の間、傳太郎宅へ御小休あらせられ、家系など御尋ねあつて、後多摩川御渡船、此の邊嚮導し奉り、それより川越まで供奉なせしに、御暇の節金錢、及び一村不入の旨奉書を賜はりしが、其の子內膳が時、寬永十二年十二月廿七日夜、失火の災にかゝりて、奉書を始め持傳へし武器、感狀等の類悉く烏有せしまゝ、同十三年上地の事を願ひ奉り、百姓收納に命ぜられ、諸役免許せられて、是より民間に下り、世々名主の役を務め連綿と今に至れり。」と見ゆ。

26 其の他、小田原新宿松原神社康永三年閏二月の鐘銘に「武州口保、隆保寺、奉冶鑄、景弘、沙彌性佛、大檀那小野直康」と見ゆ。

又橘樹郡下岩間村神明社神主、昔は小野新兵衞といふもの世々祀事を司りしと云ふ。昔の小野新兵衞が書し緣起一卷有。又葛飾郡幸房村に小野氏あり、松浦久左衞門幸房の裔なりと。マツウラ條を見よ。又小田原役帳に二十三貫百八十文、小机八朔代官小野與三郎」と見ゆ。又多摩郡片山七騎の一に小野吉兵衞(落合村)あり。

27 橘氏族 寬政系譜に見ゆ。家紋、竹丸に五七桐、祇園守。これも武藏發祥なりと。

28 桓武平氏江戶氏流 江戶流小野系譜に「家紋三頭右巴、丸內二引、云々。重繼(始號江戶太郎)—重長(太郎)—忠重(太郎、母小野篁之末孫、北山二郎經隆の女)—重行(小野太郎)—重光(太郎)—重房(三郎)—重兼(二郎)—兼忠(太郎、兵衞尉)—忠高(太郎、左衞門尉)—重景(太郎、移居上州新田)—重高(太郎、豐後守、住上州新田、弘治二年八月七日卒、六十五歲、法名道悅、又云消雪)—高繼(太郎、豐後守、法名道仙、新田家に仕へ、長尾但馬守と同じく政事を專にす。上州新田郡內、小林村、館林、土橋、川俣鄕、舟渡川村、野州足利郡內、上鹽多利、下鹽多利、天正十四年丙戌八月廿七日卒、六十三歲、號水月禪光)—高政(左馬助、嘗東州三郡兵等、盡く家康公に屬し、江戶城に在り。召に應じて家康公に拜謁す。此の時、江戶氏を改め小野と稱す。先祖に小野氏あるに因りて也。慶長五年、秀忠公に從ひ奉り、信州眞田陣に到る。元和元乙卯年九月廿三日卒、五十八歲、法名雪岩宗玄)—高盛(左馬助、母藤原秀郷末葉金井越前守女)」と見ゆ。寬政系譜に家紋丸に鷹羽打違とあり。

29 相摸の小野氏 愛甲郡に式內小野神社あり、この地は日本武尊の御歌に「相摸の小野(焉怒)の火の中」とある地ならんかと云ふ。後世北條家臣に小野內匠助あり、小田原分限帳に見ゆ。

30 清和源氏村上氏流 信濃國發祥の氏なり。尊卑分脈に「村上判官代爲國—宗實(北白河院藏人)—實時(小野藏人二郎)—實重(岡田四郎)」とあるより出づ。又中興系圖に小野、淸和、村上爲國十三男藏人宗實稱之」と見ゆ。

31 清和源氏平賀氏流 尊卑分脈に「平賀冠者盛義—(大内四郎)義信—

—惟義(大内冠者)—義海(權律師)—義行(小野太郎)—時綱(式部大夫)┬賴繼(式部大夫)
　└高信(孫三郎)
—朝信(小野冠者、飯澤五郎)—時賴(宣陽門院藏人)—時村(小野太郎)┬義行(小太郎)—政信
　├信氏(二郎)—朝泰(左近將監)—資朝
　├泰信(孫二郎)—義泰(民部少輔)
　└時仲—義泰」

義泰の後は「孫二郎賴親—左將監信親」なり。また竹內系圖に「義信—朝信(小

野三郎)」など見ゆ。家紋左三巴、丸に橘。又諸家系圖纂に「平賀義信―朝信(小野三郎、承久三六、朝時に屬し、京方、石黒宮崎黨を攻め討つ)―時信(宣陽門院藏人)―時村(太郎)

┬義行―政信
│小二郎　諱、諱、藏人
├信氏
│孫三郎
├泰信┬朝泰―資朝　宮内權大夫修理大夫
│彌三郎│左近藏人、孫三郎
│　　　└義泰　民部少輔・左近藏人・康永三六十四卒
└時仲―義泰―賴親―信親
　三郎・藏人　二郎四郎　孫二郎　左將監

とあり。

32　諏訪神直　信濃國諏訪郡(今伊那郡)小野邑より起る。會津若松諏訪神社の社家に此の氏あり。本姓神直にして、家傳に據るに、「信州諏訪の神職、刑部盛高の子信濃權守高經より出づ。盛高は正嘉二年死を賜ふ。高經の裔諏訪氏と稱し、會津に移り、諏訪社の大祝部となる。其の後、天文中、神朝臣姓を諏訪より賜ふ」とあり。

33　甲斐の小野氏　當國にも此の氏多く、既に本朝世紀、天慶四年十一月二日條に小野國興見ゆ。此國の人か。都留郡に小野村あり。

オノ

當國小野氏には、原隼人佐昌勝の後胤と云ふ者あり。又小野甲斐守貞樹の苗裔小野兵内左衞門信實の孫小野善兵衞信次後胤と云ふもあり。

猶ほ上州田部井氏の後にて、八代郡穗坂鄕小野より起ると云ふもあり。第二十五項を見よ。

誠忠舊家錄に「上八田村小野彌左衞門基近(小野兵内左衞門信實後胤)、同村小野喜平治將實(小野貞樹苗裔信實後裔、一條右衞門大夫組覺の衆也、天正自後代々住)、同村小野和傳治秀資(同後胤)、酒折村小野藤藏貢藏(信實男・小野孫左衞門信定後胤)、同村又左衞門光義、同村七郎左衞門光大(同後胤池田某、舊地住、掌邑事)、加賀美村小野庄左衞門定實(原隼人佐昌勝後胤、有故而後改小野)、西野村小野源右衞門信慶(信實孫小野善兵衞信次後胤)」を載せたり。

34　伊豆の小野氏　朝野羣載十一卷に見ゆ。

35　遠江の小野氏　磐田郡尾野村屋敷は小野篁屋敷と云ふ。後世小野正了、岩水寺に大鐘を寄す。同長者屋敷、長の孫藤原朝臣定次、天正光明陣の時、家康に仕ふ。

オノ

36　橘姓　寛政系譜に見ゆ。橘氏にして高親を祖とすと。家紋丸に橘、丸に梶葉。又額田郡土呂村の豪士に小野丹波守、小野新平等あり。又元龜元庚午十二月、寶飯郡菟足大明神棟札に「願主松平上野守康忠、代官小野道正、神主宮内大輔良政」と見ゆ。

37　道風裔小野氏　書道の上に有名なる道風は、尾張國春日井郡上條に生ると云ふ。道風の後裔は小野氏系圖に「正四位下道風―道丸―内藏頭道家―同家次―從四位下伊賀守道貞―從四位下貞久―伊勢守貞成―小野又四郎永經―同小太郎永行―同小太郎吉風―彌太郎永光―彥太郎永俊―又太郎吉俊―小太郎吉岩―同秋久―同吉久―同吉時―小太郎時久―同久秋―同久信―藤左衞門久行―小太郎久貞―從四位下伊勢守道治(尊氏の近習)―伊賀守久治―因幡守信治―小太郎常治―同兼治―同永治―藤左衞門成治―同吉治―同貞治、敏達天皇より卅八代」とあり。貞治の子を貞友と云ふ。

38　清和源氏新田氏流　寛政系譜に見ゆ。羽川氏の裔にて、近江國滋賀郡小野より起ると云ふ。家紋丸に雪笹、笹丸。又堅

摩郡には、既に小野郷あり、又小野神社もあれば、孝泰が武藏守となり、始めて此の地に來たれるが爲に、小野なる名稱が此の地に起れりとは云ひ能はざるべし。横山黨の發祥地なる多摩の横山は、今の八王子附近の地にて、古鄕の當つべきものなし。古鄕發生時代には、未だ未開地多くして人家疎らなりし爲ならん。而して小野鄕は、新編武藏風土記以來、府中邊と攷定さる。それは式内小野神社が其の地にある爲なれど、なほ府中の西南、八王子の東南、卽ちほゞ府中八王子を底邊とし、南方にゐがきし三角形の一角にも、小野路村の殘存せるにより、八王子卽ち昔の横山より遠からぬ地も、小野鄕域内なりしや想像するに難からず。而して式内小野神社をして府中附近本宿村なる小野宮にあらずして、一宮小野明神なりとすれば、小野鄕は其邊より高幡鄕の遺跡なる高幡村の南方を經て、八王子卽ち横山までが鄕域たりしが如く考へらる。式内小野神社を一宮小野明神とする說は、式社考以來、考證土代、神祇志料、特選神名牒、地名辭書の採用する處にして、本宿小野宮說の新編武藏風土記、神社覈

錄、大日本史、地理志料に對抗す。而して此の一宮の名は、確實に既に東鑑治承五年條に見ゆるなれば、たとへ此の社を式内の古社、小野神社ならずとするも、早く此の神の氏子なる小野氏の奉ずる處となりて、此の河南の地に勸請され、而して更に一族が其の西横山に移りて、横山氏となりしものと考ふるも、あながち無理にあらざるべし。而して此の黨の人が古くより野別當、野大夫、野先生、或は野三郞、野七郞など、野の字を冠する事などを併せ考ふれば、小野氏なりし事のみは正しと見る方よかるべし。

されど小野神社は式內の古社にして、殊に元慶八年七月十五日には從五位上より正五位上に登り給へり。よりて系圖に謂ふ如く、小野隆義が武藏守となりて此の地に來り、其の子義孝が横山に土著して、小野氏が始めて此の地に蔓りしとは云ひ能はず。隆義は平安中期以上、古き人とは考へ能はざればなり。此の小野神社の存する事により、又小野鄕のある事によりて、小野氏の此の地に移住せるは極めて古き時代とせざるべからず。もし神道寄書引寶龜三年官符を信據すべきも

のとすれば、此の社は天平勝寶七歲に官社となりしなれば、創立は更に古き時代にして、小野篁より遙か以前の事とせざるべからざるなり。

小野は鄕名として、又神社名として其の名高きのみならず、御牧として國史に現れたり。卽ち日本紀略、延喜十七年、武藏小野牧の駒三十匹を仁壽殿にて天覽になりて以來、天曆八年等にも見えたり。しかるに延喜式武藏國の御牧には其の名なく、多摩郡に屬する御牧としては、由比と小川とあり、而して由比も小川も紀略になきを見れば、小野牧とは此等の內、孰れか一にて、或は相接近せる此等二者を併せ呼びしものなるが如し。果して然らば、小野とは鄕名としてよりも、更に廣き地域の名稱たりしものとせざるべからず。而して小は接頭語に過ぎざれば、小野は野原を意味するものならん。若し然りとせば、此の小野なる地名は、此の邊の廣莫たる原野より起りし名にて、小野なる氏族が此の地に移住せしが爲に發生せしものとは云ひ能はざるなり。從つて横山黨を小野姓とするも、前述せし近江の小野より起りし春日氏族の小野

氏、卽ち妹子や篁を出せし小野氏とする能はざるなり。

延喜式左馬寮條に據るに、牧場の官職として、甲斐、信濃、上野等にては牧監を置き、武藏のみは別當を置かれたりき。よりて橫山黨系圖に「資高、長保六年七月二十九日、別當職に補せらる、仍りて橫山野別當と號す」とある別當は、此の御牧の別當にして、野別當とは小野牧の別當を意味するものなるを知るに足らむ。卽ち橫山氏は畠山重忠の家と同樣に、御牧の別當より發達したるが如し。かく考ふるときは益々橫山氏を中央にて榮えし小野氏とするを得ざるなり。然らば何氏より出でしか、次に其を考へむ。

小野神社は此の地小野氏の崇敬を受けしや想像するに難からず。よりて此の神社の祭神は考證以來多く天押帶日子命と考へらるゝも、こは古事記、姓氏錄等が、都の小野氏を孝昭天皇の皇子天押帶日子命の後裔とする事より、推定したるものにして、他に古き傳のありしにあらず。しかるに式社考は本社祭神を武藏國造祖兄武日命祖神とす、こは前者の如く社名より妨りに當てしものと思はれざれば、反りて古傳と考へられ、且つ兄武日は兄多毛比ならんが、兄多毛比として、舊事紀、高橋氏文に據らずして、兄武日と書きし事は反つて自然らしく思はる。兄武日、卽ち兄多毛比は武藏國造家の祖なり。故に此の地の小野氏が、此の人を祖神として祀りしものとすれば、武藏國造の一族なりし爲ならんか。此の國々造の一族が當郡に多く住みし事は、中古當郡の大領たりし大伴直が此の一族にして、又刑部直等のあるによりて明白也。蓋し橫山黨は當國々造の一族にして、當郡々領なる大伴直より分れし氏にて、小野鄕に住みて小野を稱し、小野神社を創立し、而して又小野御牧の別當として橫山の地に居を定めしものと考へらる。

此の氏の族黨はヨコヤマ、キノマタ條を見よ。

23 橫山黨　橫山黨は小野姓なれど、黨內の人・多くは地名を負ひて、何々と云へど、猶ほ小野と云へるもあり、蓋し小野邑の地に居りし爲なるべし。卽ち七黨系圖に「經兼―孝兼(新大夫)、弟(小野)光致(野先生)―致範(豐前守)―氏致（野大夫)―氏遠（野新大夫、弟に氏平)―氏廣―氏範(野三大夫)―通賴(大隅守)―爲通―爲任」と見ゆ。

24 猪俣黨　七黨系圖に「忠兼(野三)―忠基(野太)―忠家(小野太)」と見ゆ。又忠兼弟家兼(野七)―家高(尾園野二)―清高(小野太)と載せたり。

寬政系譜橫山猪俣流小野氏を多く載せ、家紋丸に橘、三星とあり。

25 田部井氏流　武藏國多摩郡にあり、新編風土記に「平氏(平村)本姓は小野氏なり。家系一軸を藏す。是を閱するに、遠祖は上野國勢田郡田部井の住人田部井六郞忠繁の三男眞三郞義泰、のち甲斐國八代郡穗坂鄕小野に移住せしより、在名を稱し、小野大膳亮と號す、明應四年北條氏茂に屬し豆州日向鄕に於て五百貫の地を宛行はれ、武相兩州の間にて數度合戰す。永正十一年三月十一日鎌倉にて討死す。法名泰岳良安と諡す。卽ち鎌倉壽福寺に葬り、今尙石碑ありと云。其の子孫相つゞいて北條家に歷仕し、三世傳太郞良道が時より當所に居住し、氏照が目代をなせしに、天正十八年六月廿三日、八王子城攻めの時、かの城下に討死す。法名道光と諡せり。其子傳太郞良現、後八郞

社を守護す。社地の左に古墳あり、小野塚と云ふ。或は日光緣起を引きて曰ふ、有宇の中將と言ける人、勅勘の身となり、陸奥の小野鄕に至り、旭長者の許に止る云々」と。小野春泉などの居りし地か。又小町も出羽の人と云ふ、前に云へり。

又飽海郡市條村水上の八幡宮には社家五家ありて、小野某上首たりと。河邊郡濱田雲崎館主は小野筑後守にして、文祿中八千石を領せしと云ふ。

17　越後の小野氏　岩船郡岩船神社の祠官也。小野高村彌大臣末裔と云ふ。天正年間彌五郎莫隆あり。當社は北越後第一の大社にして今も小野姓なり。高村は小野篁の事なり。此の氏も文化頃より藤原姓に變りしと云ふ。當社御遷宮札扣（文化十三年丙子年中秋改之小野丹宮）に「天正八年庚辰拾壹月十六日、須貝伊賀守云々、小野高村彌大臣末孫神主彌五郎莫隆」、「寛永十二乙亥暦八月吉辰、村上城主堀丹後太守源朝臣直寄、神主小野篁彌大臣末孫小野彌吉吉家」、「文化十三年、村上城主内藤豊前守藤原朝臣信敦、藤原朝臣神主、小野安直」、「嘉永五年城主内藤信親神主小野山城守藤原安衡」と見えたり。

又三島郡石地驛宮浦山岸家系圖に「春日姓、中古の祖、小野行氏（御島二田社宮浦地頭、後宇多天皇の頃）―嫡氏定十二代後云々」と見ゆ。

長尾氏景公御家中侍にも小野氏あり。

18　清和源氏佐竹氏流　常陸國那珂郡小野邑より起る。この地は税所文書貞治五年のものに「那珂東小野鄕」と見ゆ。戸村本佐竹系圖に「義憲（初義久）―義俊（伊與守）、弟義森（小野左衞門佐）」と載せ、支族系圖に「小野岡之内、義久―義盛（右衞門佐）―義高（左衞門佐）―義雄（右衞門大夫）―義繼（彦次郎）」とあり。新編國史には「小野、那珂郡小野村より起る。義人の四子義森、右衞門佐たり。中小野に居り小野氏と稱す。其子義高、義高三子あり、長を與二郎左衞門義雅、次を高長と云ふ。義雅の子義繼、其の子四郎義綱、大和守たり。其の子義繼、亦大和守と稱す。子義士・右衞門と云ふ、」と見ゆ。小野岡條を見よ。

小野城は小野右衞門大夫の居城と云ひ、又岩瀨城、（同村岩瀨）は小野彦三郎の居城にして、小野より移居す。慶長七年、佐竹氏に從ひ羽州に移り城廢すと云ふ。

次の小野氏も同族か。

19　多珂の小野氏　新編常陸國志に「小野、數田村の人、小野掃部、小野主馬と云ふ武士あり。寛永八年に掃部は五十四五歳、主馬は五十歳なりと云ふ、」とあり。又多賀郡丹奈（手綱）城（手綱村）は佐竹氏の族、小野高長（小三郎戰死す）その子高義、岩城に走り城を廢すとも傳へらる。

20　上野の小野氏　甘樂郡小野鄕に住みしなるべし。天平九年、小野朝臣綱手・上野守となる、或は關聯する處あるか。今小野村あり、その大字高尾に仁治四年癸卯二月廿六日の古碑ありて、「小野國文、小野〇〇」等見ゆ。又得成寺あり、小野小町の誕生地なりとて、その肖像を藏す。又源平盛衰記、新田入道の郎等に産小野次郎なる人見ゆ。

21　下野日光の小野氏　都賀郡に小野寺村あり、國志に「本名小野鄕にて大慈寺あるが故に、小野寺の名起る」と。又山内首藤系圖に「義寛、號小野寺禪師、住下野國、野州足利庄小野篁建立寺あり、（號小野寺）」と見ゆ。日光緣起に「小野猿麻呂」あり、（第十一項參照）。奇瑞記には「温

左郎麻呂」とす。小野の神にして、日光本宮の神主、中禪寺三所の社務等、皆この裔なりと云ふ。東遊行嚢抄に「日光山社人を小野源大夫と云ひ、猿丸大夫の子孫と傳ふ」と、又日光山堂社建立舊記には「本宮神主小野源大夫、先祖委細之を知らず」と載せたり。蓋し毛野氏の族ならんと考へらる。

22　武藏小野姓　平安朝末期以來、當國に小野姓の人・大いに榮ゆ。卽ち、横山、猪俣二黨、これにして、小野氏系圖に據れば「篁（仁壽三年二月廿二日薨、五十一。畠山牛庵本には仁壽二年十二月廿二日薨、異本仁壽二年十二月廿七日薨）―保衡（阿波守、畠山本陸奥守、阿波守、伊豫守）―忠範（畠山本、大内記、出羽守）―義村（同上本に上總守）忠時（常陸介、畠山本に上野介、常陸守）―時仲（下總守、畠山本に上總守、下野守、刑部卿）―時季（治部大輔、相摸守）―孝泰（武藏守、畠山本には隆泰）―義孝（一本義隆、横山大夫、武藏權介、始住横山）、弟時資（横山介三郎、猪俣元祖）」と載せ、義孝の子には「資孝（號野三別當）、某（五郎）、家光（野次大夫、六郎）、某（七郎）、義兼（横山八郎）」等を載せたり。畠山本は少しく異にして、「隆泰（武藏守）―義隆（横山大夫、號武藏大夫、従五位下、始住横山、號野大夫）――

- 資隆（野別當、助高、一本助孝）
  - 經兼（横山次郎大夫 従五位下）
    - 野小院（小澤）
    - 成任（野三大夫）
    - 資遠（野七）
- 次郎
- 時資（號猪俣介三郎 武藏大夫義隆三男）
  - 時範（野五郎）
- 四郎
- 五郎（陸奥戰討死）
- 六郎（遠田野入道跡）、以下その弟に家光（野次大夫資兼）、七郎、義兼（横山野八、其の子成兼）、良範（九郎）、阿闍梨（號楊下君）の五人を擧ぐ。

七黨系圖も大同少異なり、後に引くべし。斯くの如く、諸系圖何れも此の小野氏を以つて篁の後とすれど、仔細に考ふれば、甚だ疑はし、次に論ぜん。

以上の如く横山猪股兩黨は、小野系圖に據るも、七黨系圖より云ふも、小野氏にして、敏達天皇の皇子春日親王の後裔小野朝臣篁より出づとあり。内小野氏を春日皇子の後裔とするの非なるは、前述せし處なれば、今更論ずる迄もなけれど、篁の後裔とする事も果して事實ならんか。之れを説明する前に横山黨の祖義孝、猪股黨の祖時資の父なる孝泰に至る武藏七黨系圖の系を載すれば、次の如し。

「篁（仁壽三二廿二薨）―保衡（阿波守）―忠範―義村―忠時（常陸介）―時仲（下總介）―時季（治部大、相摸守）―孝泰（武藏守）」と。而して孝泰の長男は義孝（義隆）にして武藏權介となり、始めて横山庄に住みて横山大夫とも、野大夫とも云ふ。これ横山黨の祖にして、その弟時資は横山介、三郎と云ひ、その子時範始めて猪股野兵衛尉と稱す、これ猪股黨の祖なり。次に横山義隆の子資隆は「別當、野二郎」と註し、又横山黨系圖には「長保六年七月二十九日、被補別當職」と見え、其子經兼は「從五下、野大夫、康平五年、賴義奥州合戰抽レ功」と註し、其子隆兼は「長秋記、永久元年に、愛甲某を殺す」と記せる横山黨某なるが如し。よりて大體孝泰の時代も逆算するを得ん。卽ち孝泰は、如何に古き人とするも、長保年間なる資隆の祖父にて、康平年間なる經兼の曾祖父、而して弘仁時代の篁八世の孫なれば、平安中期を出づる能はざるなり。然るに之より前、横山黨の發祥地なる多

┌好古 參議 太宰大貳
└俊生 大内記 ─ 美材

小町は系圖に良眞（一に當澄、常澄）の子とすれど、古今集目錄には「出羽國郡司女、或云母衣通姫云々、號比古姫」と見ゆ、猶ほ後に云ふべし。又一本系圖道風の子に、奉時（兵庫頭）、長範、奉忠（内藏頭、內記大夫、その子爲成）、奉明等を擧げ、「奉時─傳說（安房守、弟に大僧正明尊）─文義（掃部頭、大外記）─文道（明法博士、信濃守）─有隣（明法博士）」とし、篁の子保衡の後には「忠範（常陸介、弟に永範）─忠時（常陸介）─時仲（下總守）─時季（相摸介）」を擧げ、俊生の子に春風、好古の子に千古を載せたり。又「好古─忠時─時仲─時秀─隆泰─義孝」とするものあり。

9　前述系譜所載以外、國史古文書に見ゆる此の氏の人には、續紀に「馬養（正五下、少納言、遣新羅大使）、東人（藤原廣嗣に與し、又橘奈良麻呂に黨す、傳大日本史にあり）」、牛養（皇后宮大夫、從四下、天平十一年卒）、老（从四下、大宰大貳、天平九卒）、廣人（平城宮司次官）、綱手（上野守、從五下）、鎌麻呂（外从五下）、田守（遣新羅大使、遣渤海大使）、小贄（攝津大夫）、竹良（从四下、左中辨、左京大夫、神護景雲三卒）、石根（老の子、大日本史に傳あり）、刀田自（从五下）、虫賣（从五下）、滋野（大日本史に傳あり）等、其の他天平十一年寫經司解に史生小野朝臣國堅、天平十七年の刑部省移に正七位上守少亟小野朝臣遠倍、天平九年小野備宅啓に小野朝臣古麻呂等あり。

また平安朝に入りては「河根（從五下）、澤守（從五下、攝津亮）、木村（從五下）、眞野（正五下、上總守、少納言）、野主（左中辨、兼攝津守、正四下、承和四卒）、諸野（從五下、陰陽頭）、石子（典侍、正三位、弘仁七年三月薨、年七十）、石雄（從五下）、繼手麻呂（從五下）、瀧守（從五下）、弟貞（從五下）、豐雄（從五下）、弘永（從五下）、千株（備中守、出羽守、備前守、播磨守、從五上）、宗成（從五上、大藏大輔）、末繼（從五下）、興道（從五下、陸奥守）、奥道（從五下）、永道（從五下）、吉子（正六上）、眞樹（貞利の子、從五上、大宰少貳、甲斐守、肥後守）、春枝（從五下右雄の子、鎭守府將軍、從五下）、國梁（從五下、備後守、隱岐守）、賢子（從五下）、問道（從五下）、氏野（從五下）、春風（右雄の子、春枝の弟、大日本史に傳あり）、當岑（從五下、周防守、鑄錢司長官）、篁生（阿波權守、外從五下）、春泉（出羽權椽）、子邦（從五下、右京亮、玄蕃頭）、安野（從五下）、宏材（左京大進）、千里（從五下）、喬木（從五下、山城守）、連峯（大學大允）、淸如、滋蔭、安影等。

猶ほ以下の諸項に此の流小野氏の人尠からず。

10　**奥羽の小野氏**　前述の如く、和名抄白河、安積、柴田等に小野鄕を載せ、又宇多、桃生、雄勝、志田以下小野の地名尠からず。此等は多く地勢地形より起りしならんも、中には小野氏と深き關係を有するものも尠からざるべし。何となれば、奈良朝より平安朝にわたり、此の氏の人にて、此の地方に國守となり、或は將軍となりて功を立てたる人多ければなり。卽ち神龜元年、小野朝臣牛養、鎭狄將軍となり、出羽蝦狄に鎭せしむと。次に天平寶字年間、小野朝臣竹良、出羽守たり。弘仁六年、小野朝臣岑守、陸奥守に任ぜらる。其の父小野朝臣永見は征夷副將軍陸奥介なり。承和七年、小野朝

オノ
オノ

臣千株、出羽守たり。承和十三年、小野朝臣興道、陸奥守たり。これより前、小野朝臣瀧雄あり、出羽守。小野系圖によれば、篁の子保衡、又陸奥守。其の子忠範、出羽守たり。齊衡三年、小野朝臣春枝、鎭守將軍に任ぜられ、貞觀年間に及ぶ。其の弟春風、元慶二年、鎭守將軍に任ぜられ、大いに蝦夷を破れり。國史に「春風少くして邊塞に在り、能く夷語を曉る。」とあれば、其の父、又奥羽にありしを知る。當時小野春泉あり、出羽權橡にして大功を立つ。(以上六國史による)。

11 日光山緣起に「馬頭中納言、東國へ下り、朝日長者の女を娶り、一人の子おはしき。形みにくゝおはし、奥州小野と云ふ所に、すみ玉ひけり。小野猿丸と申せり、弓箭をとりて、人にすぐれたりけり」と見ゆ。こは毛野氏の人ならんか。第廿一項、及びケヌ、ウツノミヤ等の條を見よ。

12 鹽釜社の小野氏 時に春日氏と云ふ、小野は春日より出でしに據るべし。鹽釜社右宮一禰宜にして、甚だ權勢あり。中頃左宮安大夫の右に出づ。文治以來の文書を藏す、世に鹽釜社古文書と云ふものこれなり。安永四年十一月の書上に「先祖從五位下行式部少輔小野朝臣有季—民部大輔忠季—民部少輔成季—當職季次—眞道—守眞(文治二年文書に守眞源藤禰宜の事云々)—利恒(嘉祿三年文書に鹽竈社右一禰宜職と)—高眞—恒元—恒古—恒定—恒廣—春日新大夫恒高(觀應元年に左宮禰宜安大夫と爭ふ、右宮禰宜新大夫とあり。同二年尊氏袖判の文書に右一禰新太夫恒高、文和三年文書に鹽竈春日新大夫と見ゆ)—家恒(明應鐘銘新大夫)—新大夫恒高(大永四年、景家判書あり)—新大夫—新大夫恒文—同恒盛—同恒昌—同恒季—小野但馬守藤原重次(寬文三年吉田許狀)—淡路守恒重—但馬守恒元—攝津守恒篤—阿波守恒長」と見ゆ。位記並に吉田許狀には藤原とす、神職なればならん。斯の如き例、他に多し。知行七貫三百七十五文。

其の他、右宮二禰宜藤太夫(三貫七百二十文、小野伯耆)、左宮三禰宜遠下太夫(一貫四百八十文、小野采女)、右宮三禰宜喜平大夫(一貫七百二十文、小野大炊)、別宮若子大夫(七百四十文、小野對馬)、三社衆帶米蒔大夫(七百二十文、小野若狹)等あり。

13 其の他、陸前國刈田郡刈田嶺神社の社家に此の氏あり、封内記に「社家山家但馬守、小野伊大夫、祀事を掌る」と。又柴田郡に小野郷あり、後世小野邑と云ふ。封內記に「小野邑、小野長七郎寬長、古來の釆地にして古壘あり」と見ゆ。又陸奥國中津輕郡弘前北郊田町の大浦八幡宮の神主に小野氏あり、(津輕志留遍)。

14 田村氏流 岩代國田村郡小野郷より起る。田村氏の族小野右馬頭・こゝに居りて、岩城相馬の二氏と抗す。老人物語に「大野六郷の城主、新町の田村の田村右馬頭、」また仙道表鑑に「田村の一門梅雲齋顯盛は小野新町の城主にて、其の子右馬頭淸忠は、天正十七年三月、岩代勢に攻め圍まれ途に降人に出づ」と見ゆ。

15 淸和源氏斯波氏流 陸前國志田郡小野邑(長岡郡)より起る。大崎家貞・この地に館す。內野崎御所これにして、大崎盛衰記には小野御所とあり。オホサキ條を見よ。

16 出羽の小野氏 風土略記に「田川郡狩川館は出羽郡司小野某の住したる處にや、古は小野千軒とて大邑なりしと言傳へたり。今は修驗一人おくま堂と云ふ小

郡、同高島郡、但馬出石郡、土佐長岡郡等にあり、又石見に小野天大神之多初阿豆委居命神社あり。

1 （春日）小野臣　春日臣より分れしが故に、春日小野臣と云ふ也。近江國滋賀郡小野村より起ると云ふ。次の項を見よ。雄略紀十三年條に春日小野臣大樹あり、播磨國御井隈の人、文石小麻呂を征伐して之を誅す。文石小麻呂は「力あり、暴虐を肆にし、路中を抄劫、又商客艖舶を斷ち、悉く奪取す」とあり。大樹・敢死の士一百人を率ゐて之を征し、遂に之を斬る。今加東郡に小野の地あり、關聯する處あるか。

峰相記に「天德中揖保郡に勇健の武士侍りき。多くの勇士を語ひ、賊徒を召し從へ、西國の年貢官物を押止め、旅人も通さず、商賣も道絕ぬ。越部の西の嶮難の峰に城を構へ、隱謀を企る間、內山大夫、栗栖武者所、大市大領大夫、白國武者所、矢田部、石見等、郡司等を案內者にて、藤將軍文脩を差下し、終に誅罰し竟ぬ。其より彼の山を城の山と名づく。仍て文脩將軍、當國の押領使を給ふ」とあるは、此の大樹の事を誤り傳へしならん。

2 小野臣　春日臣族中、後世最も榮えたる氏也。米餅搗大使主命より出づ。敏達朝に小野臣妹子あり、「滋賀郡小野村に家居す、因りて以て氏となす」と姓氏錄にあれど、其れ以前、既に春日小野臣大樹の見ゆるあれば、此の記事は信據しがたし。然りと雖も、山城、近江は此の氏族第二の根據地にして、殊に此の氏に關係ある神社、地名多ければ、たとへ本貫滋賀郡ならずとするも、此の二國の內を出でざるべし。のみならず此の地には、式內小野神社あり。承和元年紀に「小野氏神社は近江國滋賀郡に在り、勅して、彼の氏・五位已上、春秋の祭に至る每に、官符を待たず永く往還するを聽す、」と載せ、また三年紀に「無位小野神に從五位下を授く、遣唐副使小野朝臣篁の申すに依りて也、」また四年紀に「勅して大春日、布瑠、粟田の三氏、五位以上、小野氏に准じ、春秋二祠の時、官符を待たず、近江國滋賀郡に在る氏神社に向ふ事を聽す、」などあるを見れば、此の氏の根據の地たりしを知るべし。猶ほ孝昭段に「天押帶日子命は春日臣、小野臣、近淡海國造云々の祖なり」と見え、此の地の國造も同族なるにより一層然りと考へらる。

小野氏は前項に擧げたる大樹の後に小野臣妹子あり。推古朝、二度隋に使し、位大德冠に至る。其の子を毛人と云ひ、其の子の毛野に至り、天武朝、朝臣姓を賜ふ。

3 山城の小野臣　當國宇治郡、並に愛宕郡に小野鄕あり。前者は同族和邇臣のありし地にして、その女宮主矢河江比賣は應神皇妃となり、宇治の稚郎子を生み奉る。而して近江滋賀郡小野附近にも和邇の地ありて、兩氏共に存すれば、小野氏の發祥地は此の小野鄕にて、後近江に移りし如くも考へらる。又後者には神名式所載の小野神社二座あり、而して小野毛人の墓も附近に存すれば、此の氏が住居せし地なるや明白なりとす。姓氏錄、山城皇別に「小野臣は、天足彥國押人命七世孫人花命の後也、」と載せたり。又此の國の計帳と思はるゝ正倉院文書に「小野臣袁射比賣」など見ゆ。何れも支流の人とす。なほ第六項を見よ。

4 出雲の小野臣　天平六年八月の此の國

計會帳に小野臣洲奈麻呂なる者あり。前項小野氏の族なるべし。當國に後世小野氏あり、第五十六項を見よ。

5　小野朝臣　春日氏の族小野臣の後也。天武紀十三年條に「小野臣、云々、姓を賜ひて、朝臣と曰ふ。」と見ゆ。一族は後述の如く多く、又東大寺奴婢帳所載、天平勝寶八年の東大寺三綱牒に「左京五條二坊戸主正八位下小野朝臣近江麻呂」とあるは明白に京に貫せし此の氏人也。姓氏錄左京皇別に貫し「小野朝臣は大春日朝臣と同祖、彦姥津命五世の孫米餅搗大使主命の後也。其の後、敏達天皇の御世、大德小野臣妹子、近江國滋賀郡小野村に家し、因りて以つて氏と爲す。日本紀合す」と見ゆ。此の氏の系は第八項を見よ。

6　山城の小野朝臣　前述せし毛人の墓は愛宕郡高野川の北にあり。慶長十八年十二月、土地の人、高村政重、同所崇道天王社の山上一町許の地を掘りて、石棺を得たり。內に金牌一枚あり、其の表面に「飛鳥淨御原宮治天下天皇御朝(天武朝)、任太政官、兼刑部大卿、位大錦上」とありて、裏面には「小野毛人朝臣之墓、營造、歲次丁丑年(天武朝五年)十二月上旬、卽葬」と見ゆ。朝臣等の姓が定められて、此の氏が賜はれるは、天武朝十二年の事なり、しかるに此の墓碑既に朝臣とあるは怪しむべし。事實朝臣姓を賜ひしは、毛人の子毛野の代ならん。此の墓牌は後に收めしにて追記ならん。

姓氏錄山城皇別にも小野朝臣あり。「孝昭天皇皇子天足彦國押人命の孫也」と載せたり。又元慶十二年十二月紀に「山城國愛宕郡小野鄕人勘解由次官從五位下小野朝臣當岑、本居を改めて、左京職に貫隸す」と載せたり。姓氏錄山城に貫する者は卽ち此の家ならん。

7　小野宿禰　太神宮諸雜事記卷一、寶龜六年條に「官使左史小野宿禰也」と見ゆ。

8　小野系圖　小野氏の出自は前述によりて明白なるに、小野氏の諸系圖が何れも此の氏を以つて、敏達天皇皇子春日親王の御子妹子王より出づとなすは、全く信ずるに足らず。蓋し此の氏は春日氏より出づるが故に、其の名の同一なるより、春日皇子の後とせるなるべし。殊に春日皇子の御母は春日臣(老女子郎女)より出で給ひて此の氏と緣故深きに據るや明白ならん。妹子の後名士頗る多し。次に其の系を示さむ。

小野氏系圖に「敏達天皇―春日皇子(一本三御子、母老母子姬)―妹子王(大德冠、推古御宇遣唐使)―毛人(大德冠、中納言)―毛野(中務卿、大貳、從三、中納言、和銅七、四、一薨)―永見(陸奧介、征夷副將軍)

―瀧雄(出羽守)―恒柯(大內記 右少辨 播磨守・貞觀二五十八卒)
―岑守(近江 美乃 陸奧守 左馬頭 參木 天長七四十九薨)
　―葛絃(大貳)―道風(內藏頭)
　―篁(大宰大貳 東宮學士 大彈大弼 遣唐使 從二參木 承和元二 配隱岐國 七四歸京 仁壽二 二廿二薨)
　　―俊生(石見守)
　　　―美材(美樹)(一本忠範子 美樹二男)―利春(延喜)(高向氏)
　　　―美村
　　―良眞(一本當澄 常澄 出羽守)
　　　―女子
　　　―女子(小町)
　　―葛繪(大貳)―保衡(阿波守 此兩人一本篁子)
　　　―好古(參木 太宰大貳 康保五二十四薨)
　　―忠範(大內記)」

と見ゆれど、異說尠からず、今六國史、公卿補任、古今集目錄等によりて、訂正すれば次の如くなるべし。毛野―永見(延曆征夷副將軍)

―岑守(參議)―篁(參議)―保衡―忠範
　　　　　　―葛絃(太宰大貳)―道風
―瀧雄―恒柯

遠敷　**ヲニフ**　若狹國に遠敷郡あり、和名抄乎爾不と註し、同郡遠敷鄕には乎爾布と訓ず。其の地より起る。

1　(若狹)遠敷朝臣　若狹國遠敷郡遠敷鄕より起る。寶龜元年七月紀に「從五位下若狹遠敷朝臣長賣に正五位上を授く」と見ゆ。當地に遠敷宮あり、延喜式神名帳の若狹比古神社二座(名神大)に當る、此の氏と關係あるべし。アマ、ヤマト條參照。

2　源姓遠敷氏　海東諸國記に「忠常、辛卯年、壽蘭護送と稱し、使を遣はして來朝す。書して若狹州十二關、一番遠敷守護備中守源朝臣忠常と稱す」と見ゆ。

鬼庭　**オニハ**　岩代國伊達郡鬼庭邑より起る。伊達家の重臣にして後荻庭氏と云ふ。伊達世臣家譜に「茂庭は舊鬼庭につくる、其の祖監物實良、初めて念西公に仕ふと云ふ云々」と、モニハ條を見よ。又信濃諏訪郡に鬼場城あり。

鬼生田　**オニフタ**　磐城國田村郡鬼生田邑より起る(伊東條參照)。田村大膳太夫清顯公家中に「鬼生田彈正顯常(鬼生田)」あり。鬼生田館(逢隈鬼生田)に住す。田村氏の重臣にして、その後は「顯常―某(伊達氏に事ふ)―顯重(伊達秀宗に屬し。伊豫國宇和島に住す)」云々」となり。

小勾　**オニホヒ**　小匂の誤なりと。

鬼丸　**オニマル**　薩隅にあり、鬼丸氏系圖略に「姓未詳、初代以前續柄も同斷、家讓名字宗にして、紋章不明、薩州日置郡市來より高山に移居。初代正右衞門―二代甚左衞門―三代十兵衞―四代市兵衞―五代淸右衞門―六代宗親は高山の人池袋安左衞門盛畔の二男にして養子となる」と見ゆ。

鬼室　**オニムロ**　キシツ條を見よ。

鬼柳　**オニヤナギ**　陸中國和賀郡鬼柳邑より起る。同地に鬼柳八幡宮あり。和賀氏の重臣鬼柳伊賀守は鬼柳城主にして、其の子を相去淸三郎と云ふ、相去村の領主なり。天正中、鬼柳藏人は和賀家の老臣として勢力ありしも、十八年、南部氏に倂さる。天正二十年南部信直領内四十八城目錄に「鬼柳、平城、破却、南部主馬代官鬼柳源四郎」と見ゆ。

鬼山　**オニヤマ**

鬼王　**オニワウ**　鬼王は生尾にて、下總國匝瑳郡生尾より起ると云ふ。同地に式内老尾神社あり、當郡の古祠にて物部匝瑳氏の氏神かとの說あり、此の氏も其の族なるべし。(後世祠官香取氏)。曾我物語に鬼王團(道)三郎あり、其の墓・山桑の觀音堂の側に存すと云ふ。東鑑には卷十三に鬼王を載せたり。

小野　**ヲヌ**　チノ條を見よ。

尾沼　**ヲヌ**　和名抄備前國邑久郡に尾沼鄕あり、乎奴と註す。

小貫　**ヲヌキ**　**コヌキ**　常陸、下野、磐城等に此の地名ありて數流の小貫氏を起す。

1　秀鄕流藤原姓小野崎氏族　常陸國久慈郡小貫邑より起る。小野崎系圖に「小野崎下野守通春の子通伯(法號叔方)、小貫祖」とある後也。小野崎、江戸、大塚三氏と共に、佐竹家四天の宿老と稱せらる。小貫城(小貫村)は嘉慶二年戊辰、小野崎若狹守爲常築く、後小貫兵庫頭住し、其の八世盛通に至る。後太田に住し、慶長七年、淸三郎某、佐竹義宣に從ひ、秋田に徙る。又行方郡に堀内城あり。慶長元年、佐竹義宣の家臣小貫大內藏築く、七年羽州に徙り廢す。利根川圖志に「黑田玄蕃亮則利と常州行方郡大臺(牛堀より十五六丁北、堀之內村)の城主小貫大藏(行方の領主、佐竹氏の家老と云)と、常陸下總の堺目爭論に及び、互に船中にてアカトリを以て、泥を打合ひしが、其

の日は雙方相引になり、翌日互に軍船を催し、牛堀前において合戰す」云々とあり。

又佐都村茅根に茅根城あり、小貫道長の二男道景（小貫大和守）居城すと云ふ。

2　清和源氏武田氏流　常陸國行方郡小貫邑より起る。新編國志に「小貫、武田昌信の二子信次、武田源三郎と稱す。康正元年・小貫砦を築て此に居る。二子信重、小貫源二郎と稱し、信之小貫源之介と稱す、去て下總に住く」と見ゆ。

3　紀姓下野紀黨　下野國芳賀郡小貫邑より起る。益子系圖に「勝宗（信濃守、入道顯虎、天文七年戊戌九月卒）―高定（紀十郎、芳賀家督、芳賀左衛門大夫と號す。）信高（小貫六郎、同郡小貫鄕を領す）」と見えたり。

宇都宮興廢記に「芳賀十郎高定が實子六郎信高を、小貫鄕にて小地を與へおきたり云々」弘治年中の事とす。其の子を主膳信家と云ふ、國志に「安養寺は小貫村にあり、本願小貫主膳信家が、父信高のために建立する所なり」とあり。

4　清和源氏　寬政系譜に見ゆ、家紋丸に釘拔、二巴。

5　結城氏流　磐城國白河郡小貫邑より起る。結城戰場物語結城方に此の氏見ゆ。岩代岩瀨郡にも此の氏あり。越前秀鄕卿分限帳に「三百石、小貫助大夫、百石小貫攝津守」等見ゆ。

小拔　ヲヌキ　コヌキ　小貫氏に同じ、岩代に存す。

尾貫　ヲヌキ

小沼　ヲヌマ　和名抄信濃國佐久郡に小沼鄕あり、高山寺本には小治に作る。又岩代にも此の地名あり。

1　東鑑卷五十一、五十二に小沼五郎兵衛尉孝幸を載せたり。

2　美濃、岩代にも存す。

小沼川　ヲヌマガハ　信濃の士也。天文年間、小沼川舍人介なる人あり。

小野　ヲノ　ヲヌ　サヌ　小野氏は天下の大姓なり、春日氏の族小野臣の後裔、最も盛なれど、異流も亦尠からず。地名としては、和名抄山城國愛宕郡に小野鄕あり、乎乃と訓ず。延喜式神名帳、並に三代實錄貞觀紀所載の小野神社二座この地にあり。又惟喬親王幽栖の小野宮も此の地にありき。次に和名抄同國宇治郡に小野鄕あり、又乎乃と註す。共に古代小野臣と密接なる關係を有せり。次に尾張國丹羽郡に小野鄕、遠江國磐田郡にも同名鄕あり、乎乃と註す。次に武藏國多摩郡に小野鄕あり、神名式、元慶紀所載小野神社の所在地にして、關東の大族小野姓（橫山、猪股兩黨）の本貫地とす。次に下總國海上郡、常陸國信太郡、上野國綠野郡（註乎乃）、甘樂郡（註乎乃）、群馬郡（註乎乃）等に小野鄕あり。奧州に入りては、白河郡（磐城）、安積郡（岩代）、柴田郡（陸前）等に小野鄕あり。次に越中國礪波郡、佐渡國雜太郡、丹後國竹野郡、石見國美濃郡（註小乃）、肥後國山鹿郡にも小野鄕あり。

次に庄名としては三寶院久安六年文書、源平盛衰記等に見ゆる山城の小野庄（當國に三ヶ所あり）、大和、近江（坂田郡と栗本郡）、三河（渥美郡、東鑑に賀茂別雷社領、園大曆には小野田庄とあり）、丹波（多紀郡）等にあり。其の他、姓氏錄所載近江國滋賀郡小野村以下、諸國に小野の地名多し。此等の小野なる地には、古代小野氏の住居せしより起りしものもあれど、多くは地勢より起りしにて、別流の小野氏を起せしものも尠からざるなり。式内社としては、山城、相摸愛甲郡、武藏、近江滋賀

小長谷 ヲナガヤ チハセ條にあり。

小中山 ヲナカヤマ コナカヤマ條を見よ。

小名木 ヲナキ 武藏發祥の氏にして、今深川區に此の地名ありと。

小名木川 ヲナキガハ

雄波 ヲナミ 和名抄出羽國飽海郡に雄波鄕あり。

於奈良 オナラ 中興系圖に「於奈良、藤原、四郎基綱稱之」と載せたり。

小楢 ヲナラ 常陸にあり、又小奈良とも記さる。新編國志に「久慈郡小楢村より起る。佐竹氏の世臣なり。佐竹家譜戸村本に、久慈西東奉公人の中に、小奈良は古來よりの人なり。近年御家へ奉公すとあり」と見ゆ。小奈良備後は宇留野城（那賀郡上野村）城主たり。

小奈良 ヲナラ 小楢氏に同じ、前條に云へり。

男成 ヲナリ ヲトコナリ 肥後阿蘇家の家人なり。ヲトコナリ條を見よ。

小成 ヲナリ

小成田 ヲナリタ 伊達政宗家中に小成田惣右衞門あり。

鬼荒金 オニアラカネ 上杉氏の家臣に鬼荒金修理亮あり、アラカネ條を見よ。

鬼石 オニイシ オニシ 上野國綠野郡（多野郡）鬼石邑より起る、同地福持寺に古碑あり、文永七年と同八年のものなり、此の氏の祖先か。

鬼形 オニガタ

鬼河 オニガハ

鬼首 オニカウベ 陸前國玉造郡鬼首村より起る。大崎左衞門督隆義家中記に鬼首右京あり。

鬼城 オニガジヤウ オニキ 陸中、丹波、伊豫等に此の地名あり。而して紀伊國牟婁郡に此の氏あり、續風土記上河屋村龍門寺條に「境内に慶長八年八月に建る處、鬼城隼人の墓あり。村民鬼城平四郎の先祖といふ」と見ゆ。石見にも此の氏現存す。

鬼木 オニキ

1 豐前の鬼木氏 上毛郡鬼木村より起る。時枝氏より分る、トキエダ條を見よ。宇佐郡記に「時枝大和守は時枝、猿渡、及び上毛郡鬼木村領知」と。大和守は大和慶安寺の子にして、宇佐宮の寺務なり、大和守、卽ち二男備後守をして鬼木村を治せしむ。備後守、後姓を改めて鬼木と稱へ、城を同所に築く。鬼木天正九年文書、毛利駿河守の判書に「鬼木備前守殿」と。其の子掃部頭惟、天正十六年、日熊城の合戰に垂水村の桑野原にて黑田家臣上原新右衞門と戰ひて討たる。杣の記に鬼木掃部の勇戰と、後藤又兵衞との鬪ひを載せたり（筑上郡志）。

2 肥前の鬼木氏 有田因幡守の家人に此の氏あり。又鬼木次郎八あり、元龜二年戰死す。又鬼木又左衞門等の名諸書に見ゆ。

3 又原田文書、家臣に鬼木次兵衞あり、朝鮮征伐に從軍す。

鬼極 オニキメ 武藏小野姓猪股黨の一にして、小野氏系圖に「猪股野兵衞尉時範―野三郎忠兼―忠綱（岡部六大夫）―行忠（同六郎）―行好（小六郎）―景能（鬼極五郎）」と見え一本景好（五郎、字鬼極）と見ゆ。

鬼口 オニグチ 筑後甘木村の名族なり、姫野家記に見ゆ。

鬼窪 オニクボ 武藏國南埼玉郡鬼窪邑より起る。武藏七黨系圖に「野與六郎基永―小六郎行基―定綱（鬼窪六郎）―弘綱―弘家（左衞門尉）┬光〇（太郎）―某（又太郎）
├行弘
└弘重」

┬弘親（四郎左衛門尉）─常光┬範弘
│　　　　　　　　　　　　　├景弘
│　　　　　　　　　　　　　└高常
├弘信（民部丞六郎兵衛尉）┬經弘
│　　　　　　　　　　　　├光弘
│　　　　　　　　　　　　└弘雅
└忠弘（七郎）

又南鬼窪氏あり、行基の弟經長（九郎大夫）─行長（新大夫）─行親（南鬼窪小四郎、源平之戰、賴朝の命を奉じ西海に使す）─親賴（四郎太郎）云々」と見ゆ。ミナミオニクボ條を見よ。新編風土記傳、埼玉郡小久喜邑條に「鬼窪氏、先祖を鬼窪尾張繁政と呼び、天正十九年正月八日歿し、壽光院秋月齋孤居士と號し、代々當村に住し、名主の役を奉り、かれが家より分れし民五軒ありと云のみにて、家系を傳へざれば、其の家の事實詳ならず。されど當國七黨の內、野與黨の譜に、鬼窪六郎定綱と云ふ人を載す。東鑑正嘉二年三月一日の條に「鬼窪又太郎」と云ふ人を載せ、又笠原村に藏せたる康曆三年の文書にも鬼窪氏見えたり。此の氏これ等の子孫なりや。この外、高麗郡新堀村聖天院にある應仁二年の鰐口に「久伊豆御寶前鰐口、願主衞門五郎、武州騎西郡鬼窪鄉佐那賀谷村」とあり。則ち今南隣實ヶ谷村のことにて、其の村に久伊豆社もあり、又白岡村八幡社寶、享德五年の鰐口に鬼窪八幡宮とある類、此の邊古は鬼窪と唱へしことしらる。されば鬼窪は當所の在名をもて名乘しことならんには舊き家なること知るべし」と見ゆ。見聞諸家紋に

鬼窪　佐々木本日星　角田或人曰與上總介同紋と云ふ　佐々木本クロ星ナシ

鬼久保　**オニクボ**　信濃にあり。前條氏に同じ。

鬼子　**オニコ**

鬼越　**オニゴシ**

鬼小島　**オニコジマ**　上杉謙信配下の將に鬼小島彌太郎あり、コジマ條を見よ。

鬼小角　**オニコヅノ**　正訓不明。

鬼小吉　**オニコヨシ**　上杉謙信配下の將に鬼小吉小次郎あり。こは鬼山吉の誤也。

鬼澤　**オニサハ**　常陸の名族にして、新編國志に「鬼澤、鹿島郡大賀村鬼澤より出たり」と見ゆ。

鬼石　**オニシ**　オニイシ條に云へり。

尾西　**ヲニシ**

鬼島　**オニシマ**　筑後矢部五條家文書に鬼島右京亮邦久と云ふ人見ゆ。肥後の豪族也。

鬼田　**オニタ**　豐後國日田郡大肥莊鬼田村より起る。保元物語爲朝配下に鬼田與三あり、安房國の住人丸太郎を射退く、又討死の事を載す。こは手取與三と同人なりと、豐後遺事に見ゆ。

鬼武　**オニタケ**　源平盛衰記に「鬼武と云舍人計を具して云々」とあり。

鬼塚　**オニヅカ**　肥前國松浦郡に此の地名あり。

1　有馬氏流　肥前國高來郡の豪族にして、有馬氏より分る。有馬世譜引用正平九年九月十二日文書に「肥前國有間鬼塚彥七郎澄明申軍忠事云々、」と。同十年十一月十八日文書には「有間彥七郎澄明申軍忠事云々」とあり。猶ほ貞和六年十月三日の文書（感狀）にも「有間彥七郎」と載せたり。子孫有馬家に仕へ、峯、馬場、林田と共に四天王と呼ばる。

2　日向の鬼塚氏　前項との關係未詳、日向記に「鬼塚平左衞門尉、鬼塚杢左衞門尉」等を載せたり。志摩にもあり。

小新田　**ヲニツタ**　コニッタ條を見よ、義貞の家也。

4　小殿（無姓）　正倉院天平十一年文書に此の氏人見ゆ。

音羽　オトバ　近江高島郡に音羽庄あり、輿地志略に「或は曰、音羽の庄は五ケ村にして、音羽、打下、伊黒畑、鹿ケ瀨也と、又曰、打下、石垣、淸冷寺、永田、宮野以上六ケ村也と、何れが是なることを知らず、」と見ゆ。此の氏には此の庄名を負ひたるもの最も多し。其の他、伊賀に音羽庄、又山城にあり、醍醐三寶院文書に見ゆ。

1　源氏　源氏にして親成を祖とす。次條乙葉氏と同族か。源姓と云へばなり。

2　蒲生氏族　前述近江の音羽庄より起る。蒲生氏の族にして、秀順の後なり。即ち系圖「蒲生左衛門尉重俊―貞秀（蒲生刑部大輔、智閑と號す。實は和田丹後守政秀の男）―秀順（音羽左馬介）、」と載せ、又武家系圖に「音羽、藤、蒲生刑部大輔貞秀男、左馬允秀順稱之、」と見ゆ。蒲生氏鄕の家臣に音羽右馬允あり。

乙葉　オトバ　音羽と通じ用ひらる。信濃發祥の氏にして、淸和源氏井上氏の族なり。尊卑分脈に「賴信―賴季（井上三郎、號乙葉三郎、乙葉入道、住信乃國）」と見ゆ。其の子に、家季（井上）、滿實（井上三郎）、光明（讃岐守）」等あり、滿實の子孫大いに榮ゆ。紋雁。中興系圖には「淸和、本國信濃、仲綱苗裔掃部助入道稱之、」とあり。

乙花　オトハナ

乙原　オトハラ　石見にあり。

音太部　オトフトベ　安倍氏の族也。オホべ條を見よ。

乙部　オトベ　伊勢、陸中等に此の地名ありて、此の氏を起す。

1　桓武平氏千葉氏流　陸中國紫波郡乙部邑より起る。この地は中尊寺康永三年六月の文書に「斯波郡乙部村」と見ゆ。此の氏の出自については奧南舊指錄に、「南部家豫參士譜代並」とし、「千葉平氏也」と。南部家の配下一方井刑部に討たれ、南部に屬す。慶長の役南部方大將に乙部長藏あり。

2　淸和源氏賴政流　伊勢國安濃郡乙部邑より起る。此の地は神鳳抄に乙部御厨とある地也。蓋し關係あらん。傳說に據るに、源三位賴政の子賴兼の二男慈賢、乙部太郎と稱す。その後なりと。されど詳かならず。猶ほ次の項を見よ。中興系圖には「乙部、本國伊勢、高田盛員弟藏人長賴稱之」とあり。高田盛員は賴政の後なれば、此の傳說と一致するも、第四項によりて此等の說は全く非也。

その裔に乙部藤政あり、乙部城（中河原村）に據る。長野の與力たり、其の子伊豆守、永祿中、織田信長の攻むる所となり、戰死して城廢す。（五鈴遺響）。又三國地志に「乙部堡、按ずるに乙部兵庫頭藤政居守」と。又「澁見砦、按ずるに乙部兵庫頭居守、或は云ふ、川北內匠之に據る焉、崖と云ふ古戰場あり」と。又奄藝郡條に「堯眞、按ずるに堯憲の眞弟、權僧正に任ず。近衞時嗣公の猶子。母は兵庫介乙部藤政女、元和五年九月廿日寂す。七十三、」とあり。

3　藤原姓工藤氏流　前項乙部氏は又工藤氏の族と云はる。勢州四家記に工藤の一族乙部氏が信長に降る事を載せたり。長野氏に屬せしが故に斯く云ふか。

4　伊勢の乙部氏は、既に平家物語卷四賴政合戰の段に「これ等は皆伊勢國の住人なり、黑田後平四郎、日野十郎、乙部彌七といふ者なり」と見えたれば、賴政の裔など云ふ全く無稽、又工藤の一族と云ふも容易に信じ難し。志摩にも存す。

5　三河の乙部氏　幡豆郡の豪族にして、

永祿六年、一向二揆の大將に乙部八兵衛あり。

6 武藏の乙部氏　井田系圖に「光吉(彦太郎、平大夫)母乙部右近大夫、應永二十三年卒、七十三歲、法名淨雲」と見ゆ。

7 德川時代、乙部氏は明石松平藩重臣、板倉松山藩年寄、松江松平藩重臣たり。又秀康卿給帳に「八百石、御普請奉行、乙部九郎兵衛」「三百石乙部莊三郎」見ゆ。

乙邊地　オトヘチ　建武元年十二月十四日の津輕降人交名に乙邊地小三郎光季なる者見ゆ。此の氏・御返事(チツヘチ)とも云ふ。

小泊　ヲトマリ　コドマリ條參照。

乙見　オトミ　三河國額田郡に乙見莊あり、乙見保とも見ゆ。

小富　ヲトミ　肥後隈部系圖に「光家(石川四良)—光盛(石川太良、山城守)—光助(小富三良)—光鄉(河尻太良次良)—俊治(河尻次良)」と見ゆ。

乙女　オトメ　相摸、下野、豐前、肥後等に此の氏あり。

乙面　オトメ

雄惟　ヲトモ　和名抄攝津國西成郡に雄惟鄉あり。雄伴の誤りかと云ふ。

小友　ヲトモ　羽後、陸中等に此地名あり。

大友　オトモ　オホトモ條を見よ。

乙茂　オトモ　南部藩參考諸系圖にて茂金左衛門見ゆ。

乙供　オトモ

乙母　オトモ　岩代國田村郡に此氏あり。

乙友田　オトモダ　オツトモダ條を見よ。

乙森　オトモリ　日向記に見ゆ。

小鳥　ヲトリ　コトリ條を見よ。

小名　ヲナ　和名抄遠江國磐田郡に小各鄉あり、高山寺本小谷に作る。小名の誤かと云ふ。此の氏には次の二流あり。

1 藤原南家工藤氏流　遠江國磐田郡小名より起りしなるべし。工藤氏の族にして、河津系圖に「伊東祐淸(河津九郎)—河津次郎三郎祐信—三郎祐種—祐家(小字三郎)—種家(河津掃部助)—曾阿(洛陽四條時宗坊)—某(河津又次郎)—某(河津勘解由)—光種(小名次郎三郎、掃部助、伊豆守、於室津戰死、當此時弘業在京)—弘業(小字次郎三郎)—與光—隆業(小名親四郎、掃部助、受領越前守)—隆載(河津三郎)—氏澄、弟貞家(小名五郎牛右衛門)—貞光(小名太郎助、安左衛門)」と見ゆ。

又弘業の譜に「大內義興の寵童たり、十六歲、永正八年船岡山にて功名、西鄉三百町、受領伊豆守」と。又與光の弟に六郎與家を載せ、又隆載の弟「景轍(玄蘇和尙、豐臣殿下の爲に朝鮮に入り、大明萬曆皇帝の時、日本本光禪師號、並に金襴の袈裟を賜ふ」と載せたり。伊豆志稿に小名氏、小太郎は鎌倉初期の人と。

2 菊池氏流　菊池風土記に「菊池家の裔、同姓異氏、小名氏」と見ゆ。

小字　ヲナ　小名條に云へり。

小椰　ヲナ

御名　オナ　武藏七黨系圖、兒玉黨(有道氏、元藤原)に御名氏を擧ぐ、ミナ條參照。

小長　ヲナガ　ヲハセ條にあり。

小仲　オナカ　コナカ條を見よ。

小中　ヲナカ　コナカ條を見よ。

尾中　ヲナカ　平家物語、熊野法師に尾中法橋を擧ぐ。

御中間　オナカマ　日向記に御中間孫七郎なる人を載せたり。

小中原　ヲナカハラ　コナカハラ條を見よ。

小中村　ヲナカムラ　コナカムラ條を見よ。

鎌倉大草紙に「應永廿二年四月廿五日、鎌倉政所にて御評定の時、犬懸の家人常陸國住人越幡六郎某、科ありて所帶を沒收せらる。禪秀さしたる罪科にあらず、不便のよし扶持せらるゝ間、以の外に御氣色を蒙りける」と見ゆ。この人の事、猶ほ次の條を見よ。

乙畑　オツパタ　越幡、乙幡と通ず。常陸、下野等に乙畑村あり、その地より起る。

1　藤原北家小田氏流　常陸國新治郡（茨城郡）乙畑より起る。越幡氏に同じ。郡縣考に「新治郡小幡村、土人唱へて、オツパタと云ふ。湘山星移集、鎌倉大草紙、旅宿問答等に、常陸人越幡六郎とあるは、小田知重が子、小幡太郎光重が後にて、此の地に居る。奥羽永慶軍記、驛路鞭影記、追畑に作り、關東古戰錄、乙畑に作る」と。猶ほチバタ條を見よ。

2　下野の乙畑氏　前項と同族か。下野國鹽谷郡に乙畑邑あり。宇都宮興廢記に天正中の武士、乙畑孫七なるもの見ゆ、この地より起りしか。

乙幡　オツハタ　乙畑氏と通ずべし。

1　源姓　寛政系譜未勘源氏に收む。家紋丸に三鱗、上り藤の丸。

2　武藏の乙幡氏　多摩郡にあり。風土記稿に「先祖は乙幡勘解由能忠と號して、大石源左衞門尉定久に仕へ、其の子助七郎只次、其の子六右衞門能正に至り、北條氏照に仕へしが、かの家滅亡の後、子孫民間にくだり、當地に住居する由、されど今證左とすべきものを傳へず。又いかなる故に藏せるや承應の頃の文書一通あり」と見ゆ。

3　又中森館山稻葉藩の家老にあり。

追畑　オツパタ　越幡、乙畑等に同じ。

小畑　ヲツパタ　小畑條を見よ。

乙原　オツハラ　オトハラ　石見服部氏系圖に助右衞門、乙原片地の養子となると見ゆ。

十二神島　ヲツフルイ　下學集等に見ゆ。

乙邊地　オツヘチ　建武元年十二月十四日津輕降人交名に、乙邊地小三郎光季なる人見ゆ。次の氏に同じなか。

御返事　オツヘチ　奥羽永慶軍記卷十二に見ゆ。コヘンチ條を見よ。

小壺　ヲツボ　コツボ條を見よ。

小坪　ヲツボ　コツボ條を見よ。

小鶴　ヲツル　コヅル條を見よ。

小津留　ヲツル　コツル　豐後大友氏の族にして、大友氏系圖に「親泰、田北兵衞判官、庶子之次第、石合、須江、鹽手、小津留、城後云々」と見ゆ。猶ほコツル條を見よ。

小條　ヲデウ　山城石淸水社家にあり、橘姓なりと云ふ。

小寺　ヲデラ　コテラ條にて云ふべし。數流あり。

尾登　ヲト　ヲノボリ

乙石　オトイシ　安東郡專當沙汰文に「丁部金輪乙石四郎」なる人見ゆ。金輪條を見よ。

尾遠　ヲトウ　安西軍策に見ゆ。尾藤にてビトウか。

御道具　オドウグ　ミドウグ條を見よ。

音川　オトカハ

音喜田　オトキダ

小德賀　ヲトクガ　嵯峨源氏松浦氏の族にして肥前の豪族也。

乙訓　オトクニ　又弟國ともあり。山城國に乙訓郡あり、和名抄に於止久邇と訓ず。繼體天皇この郡の乙訓に都し給ふ、弟國宮これ也。又延喜神名帳に乙訓坐火雷神社（名神大）あり、賀茂神と關係深し。又後世乙

訓庄あり。

1 弟國(無姓)　天平五年の越前國郡稲帳に「檢舶使從六位上弟國若麻呂」と見ゆるは弟國部の後裔なるべし。オトクニベ條を見よ。

2 乙訓氏　日用重寶記に見ゆ、乙訓郡乙訓より出でしなるべし。弟國部の後裔か。

弟國　オトクニ　前條に併せ云へり。乙訓氏に同じ。

弟國部　オトクニベ　山城國乙訓郡弟國宮名を負ひし品部にして、繼體天皇の御名代部と考へらる。

1 山城の弟國部　後世の乙訓氏は此の裔なるべし。

2 飛驒の弟國部　持統紀八年十月條に「進大肆を以て、白蝙蝠を獲たる者、飛驒國荒城郡弟國部弟日に賜ふ。」と見ゆ。

音黒　オトグロ　次の乙黒氏に同じ。

乙黒　オトグロ　甲斐國中巨摩郡乙黒より起る。一蓮寺過去帳に「文龜三年八月、音黒某」見ゆ。一族巨摩、甲府、東八代(相興村中尾)等にあり。

男成　ヲトコナリ　肥後國益城郡男成邑より起る、阿蘇家の家人にして男成宮と至大の緣故ありと。阿蘇文明二年二月十日文書に「おとこなりさへもん三郎殿」と見ゆ。

乙坂　オトザカ

音島　オトジマ

乙須　オトス

音田　オトダ

音太　オトダ　オホ條を見よ。

乙竹　オトダケ　香宗我部氏記錄に「乙竹十次郎は京極若狹守樣へ相勤しが、浪人致候、其後行衛相知不レ申」と見ゆ。

乙立　オトダテ

音地　オトヂ　加賀藩給帳に「貳百五拾石(丸内劒花菱)音地新兵衛」を載せたり。

乙津　オトヅ　武藏國多摩郡乙津村より起る。源姓なりと云ふ。家傳に據るに、「先祖は山城國乙訓郡の人、三河守源兼信と云ひし人にて、それより九代の孫伊賀守政忠に至り、始めて乙津村に移住し、百石の地を領す。元和元年、大阪陣の時、流矢を被りしが、後つひに其の瘡の爲に命を殞せり。其の子勘解由義嗣より、世々此村の農民となれり」と。家に北條氏照より出せし軍勢催促の古文書を所持す。

乙貫　オトツラ　オツツラ條を見よ。

小戸内　ヲドナイ　ヲドウチ　越後國彌彦神社上條の神官に此の氏あり。

音無　オトナシ　紀伊國牟婁郡音無より起る。熊野本宮社家にして、熊野國造の後裔と云ふ。熊野條を見よ。熊野本宮社右坐に音無中務あり。

音成　オトナリ

小殿　ヲトノ

1 (阿倍)小殿朝臣　阿倍氏の族にして、天平神護二年三月紀に「伊豫國人從七位上秦毗登淨足等十一人、姓を阿倍小殿朝臣と賜ふ。淨足自ら言ふ、難波長柄朝廷(孝德)、大山上安倍小殿小鎌を伊豫國に遣はし朱砂を採らしむ。小鎌・便ち秦首の女を娶り、子の伊豫麻呂を生む。伊豫麻呂・父祖を尋ねず偏へに母姓に依る。淨足は卽ち其の後也。」とある後也。後大同元年紀に「左京人、阿倍小殿朝臣眞直、同眞出」等、また弘仁三年紀に「右京人、阿倍小殿朝臣大家」等相次いで皆阿倍朝臣姓を賜ふ。

2 (阿倍)小殿臣　阿倍氏の族なり、前項に云へり。

3 (中臣)小殿連　天平十七年正月紀に「中臣小殿連眞庭」なる者あり。中臣氏の族なるべし。

石代の別の祖也、」と載せたり。前條第一項を參照せよ。

3 伊勢の小津氏　小津(尾津)君の族裔なるべし、伊勢の名族也。

4 近江の小津氏　野洲郡に小津神社あり、小津君のありし地か。

5 肥前の小津氏　肥前國佐賀郡小津鄕より起る。河上淀姫社建久七年文書に「小津郡司相秀、圖師淸原等見ゆ。佐賀縣主の後か。

6 東鑑卷二十五に小津太郞入道、及び小津三郞等あり。下つて德川時代、郡山柳澤藩に此の氏あり。

麻津　ヲツ・和名抄三河國額田郡に麻津鄕あり。

小豆　ヲヅ　アヅキ條を見よ。

1 小豆首　和泉にあり、吳の歸化族なりと云ふ。姓氏錄、未定雜姓に「小豆首、吳國人現養臣の後なりと云へど見えず」と載せたり。

2 僧綱補任等に小津氏見ゆ。前項氏の族裔ならんか。

乙　オツ　漢族なりと。支那の乙氏は胡氏乙弗氏の子孫にして、後復姓を改めて乙氏と云ふ。延曆十八年四月紀に「攝津國人從七位上乙麻呂等、姓を豐山忌寸と賜ふ、」と見ゆ。

乙井　オツキ

乙石　オツイシ　藤原北家糟谷關本氏の族にして、糟谷系圖に「關本大夫義忠―糟屋莊司光綱―筑前守盛久―糟屋莊司久綱―糟屋藤太兵衞尉有季―有長(乙石左衞門)」と見ゆ。承久の役、京方として討死す、その女源有持(一本有好)の妻にて重持母也と。東鑑卷二十五に乙石左衞門尉を載せたり。

乙川　オツガハ

乙河戶　オツカハド　甲斐國東山梨郡にあり。三日市場の名族にして、秀鄕流藤原氏、太田氏の族、行尊の男、大河戶行光の後也と云ふ、その子行方、その子廣行なりと。

小槻　ヲツキ　又小月と通じ用ひらる。近江國栗太郡小槻邑より起る。古代小槻山君(小月之山君)あり、その後裔なりとす。チツキノヤマ條を見よ。

1 小槻臣　垂仁帝裔にして小槻山君の後也。姓氏錄、左京皇別に「小槻臣、同天皇(垂仁)皇子於知別命の後也」と載せたり。本國は近江國栗太郡なり。

2 小槻連　桓武後紀に「外從五位下小槻連濱名」なる者見ゆ。小槻山君との關係詳かならず。

3 小槻宿禰　垂仁帝裔小槻山君の族にして、後述小槻山君條に云へる今雄の孫茂助に至り、宿禰姓を賜ふ。(今雄の事は、なほ阿保條を見よ)。小槻氏系圖に「今雄―主計頭當平―算博士茂助―主計頭忠臣―奉親(初奉官務、淡路守)―官務貞行―官務孝信」等と見ゆ。茂助は類聚符宣抄に「修理小屬小槻宿禰茂助(天慶八年)」とあり。奉親以來、此の氏、代々太政官左大史に任ぜられ、官中の事を執行す。よりて官務家と云ひ、又宿禰なるより禰家と稱す。官務(クヮムム)條、及びオホミヤ、ミブ條を見よ。源平盛衰記に「前右少史小槻宿禰、左大史小槻宿禰」等見ゆ。

4 常陸の小槻氏　那珂郡(茨城郡)吉田社の社務なり、當社は延喜式に那珂郡吉田神社(名神大)と見ゆる大社にして、初め大舍人氏・大祝、吉彌侯氏・禰宜たりしが、後小槻家を社務とす。承安二年の辨官牒に國解を引きて「謹んで案內を檢するに、當社は吉彌侯氏を禰宜となして社務を行はしむ云々。茲により去る長承の比、事故あり、當社々務を以つて、左大

史小槻宿禰政重に寄付す。其の後相傳執行」と見ゆ。又新志補に「承安二年云々、左大史小槻宿禰政重の子、隆職の子孫を社務とし、禰宜吉美侯氏に代て事を行はしむ」と。

小月山 ヲツキノヤマ　君姓にして、遠江の著姓なり。垂仁帝裔。小槻山君に同じ。次を見よ。

小槻山 ヲツキノヤマ　近江國栗太郡小槻の山君也。神名式此の郡に小槻大社、小槻神社の二社を載す。蓋し此の氏の氏神なるべし。此の氏は垂仁皇子落別王の後也。古事記垂仁段に「落別王は、小月之山君云々之祖也、」と見ゆ。中古以來大いに榮ゆ、氏人には、正倉院天平八年の內侍司牒に「從八位上栗太采女小槻山君廣公、」と云ふ人あり、此の氏より奉りし采女なるを知る。此の人、天平九年二月紀に小槻山君廣蟲と見ゆ。又嘉祥二年紀に「近江國栗太郡人木工大允正七位下小槻山公家島(與統公姓を賜ふ、)」また貞觀十五年十二月紀に「近江國栗太郡人正六位上行左小史兼算博士小槻山公今雄、主計筭師大初位下小槻山公有緒等、本居を改めて、左京四條三坊に貫す、」また同十七年紀に「左京人小槻山公今雄、同有雄、近江國栗太郡人小槻山公良眞等、阿保朝臣姓を賜ふ。息速別命の後也」と註す。皆此の氏人也。今雄は算道に秀づ。初め阿保朝臣姓を賜ひしが、如何なる譯か、子孫小槻姓に歸り、宿禰姓を賜ふ。チツキ條を見よ。

乙倉 オツクラ　オトグラ　備前にあり。

尾造 ヲツクリ

尾作 ヲツクリ

乙骨 オツコツ　信濃國諏訪郡乙骨邑より起る。

尾辻 ヲツジ　薩摩の豪族にして、島津忠良の從臣辻某、尾辻某、加世田に至りて功あり。尾辻が後裔加世田士族尾辻左平次清香なり。辻某は子孫詳ならず。

小辻 ヲツジ　伊勢神宮社家に、小辻氏あり。

乙竹 オツダケ　オトダケ條を見よ。

乙立 オツタチ　オトタチ　佐々木鹽谷氏族にして、出雲國神門郡乙立邑より出でしなるべし。佐々木系圖に「鹽谷近江判官貞清―時綱(乙立宮內少、法名時圓、母鹽冶高貞に同じ、高貞の弟なり)」とあるより出づ。時綱の子には「宗貞(三郎、左衞門、山城守、曆應四年三月二十六日、播磨國嘉古川自害)、宗泰(大熊五郎左衞門)、高秀(六郎左衞門)、高圓(律師、信濃公)、泰綱(行結佐渡守)、信貞、高顯(七郎、高貞同自害)、某(同自害)、通清(上鄕三河守)、重綱(五郎左衞門)、氏義、義綱(遠江守、公清養子、法名義覺)等あり。

小堤 ヲヅツミ　常陸國茨城郡小堤邑より起る。同地光明寺の棟札に「小堤平三郎、天文五丙申卯月十五日」と見ゆ。又小堤越前守なるもの居れりと云ふ。小幡氏の族か。チバタ條參照。

乙貫 オツツラ　下野國芳賀郡乙貫鄕(永慶軍記に乙面)より起る、紀氏にして下野紀黨の一なり。國志引無住法師雜談集に「宇都宮、紀の黨の中に、乙貫新左衞門尉と云ふ精兵あり」と見ゆ。又「芳賀郡乙貫鄕氷室村里正乙貫新左衞門」を擧ぐ。

乙友田 オツトモダ　オトモダ　豐前國下毛郡の豪族にして、元龜、天正の頃、乙友田攝津守あり。

小豆畑 ヲヅハタ　アヅキハタ　磐城にあり、天正の頃小豆畑文七郎は相馬の家臣なりき。

越幡 ヲツパタ　又乙畑、小幡等と通ず。常陸國新治郡(茨城郡)越幡邑より起る。藤原姓小田知重が子小幡太郎光重の後なり。

仕ふ。子孫今村氏となれり、鹽尻にのせたる尾州二宮大縣神社神主系圖に『秀益(重松兵庫助、應永頃)―秀滿(次郎大夫、永享頃)―秀村(中務丞、文明頃神主、屬斯波義廉、勤武事、)――

―秀永(神主左京進 九十八歳)┬秀春(神主喜三郎、八十八歳)
　　　　　　　　　　　　　　└秀富
―正平(板津中務小輔、始仕織田彈正左衞門尉、後仕池田家、子孫在彼家、)
―女子、倉地兵庫介妻
―勝正(落合左近將監、春日井郡上末村城主)

』。又中島郡妙興寺所藏の建武四年二月二十三日の古證狀に「落合左近大夫」と云ふ人見えたり。(海東郡、知多郡にも落合邑あれど、それにはあらざるべし)。

10　清和源氏足利桃井氏流　上野國緣野郡(多野郡)落合邑より起ると云ふ。岩松系圖に「義康(足利陸奥判官)―義兼(足利上總介)―義胤(桃井左馬頭、正五位下、遠江守)、桃井、落合祖」と見ゆ。綱宗を祖とすとなり。

11　佐々木氏流　近江國淺井郡落合邑より起ると云ふ。落合氏系圖に「宇多皇別、佐々木庶流、家紋四目結、芭蕉花籠(指物に用之)、桔梗(幕並に馬印に用之)、雪折竹下黑旗。佐々木祖秀義―定綱(佐々

オチアヒ

木太郎左衞門)、弟(落合祖)秀盛(秀義三男、左京大夫、始めて落合氏と稱す)

―秀實(藤太郎)―秀正(民部大夫)―賴宗(筑前守)―賴茂(因幡守)―親茂(加賀守)
―秀綱(二郎)―秀久(八郎)―祐光(三郎)―祐能(太郎)―氏祐(三郎)
　　└賴能(四郎)―宗久(三郎)―宗直(三郎次)―宗綱(四郎)
―秀方(藤三郎)―秀氏(藤四郎)―秀直(五郎)―秀充(次郎)―政秀(太郎)
　　└朝賴(次郎)―宗賴(五郎)―宗忠(十郎)―宗祐(次大夫)
―秀行(信濃守)―秀茂(肥前守)―茂行(下野守)―茂宗(大藏少輔)―茂義(藤三郎)

茂義の後は「茂光(藤市)―茂經(藤三郎)―秀春(藤次郎)―宗秀(三郎)―秀光(太郎)―秀長(太郎)―秀成(四郎)―秀安(丹波守)―秀國(米藤太、對馬守)―秀政(藤太郎、越前守、天正年中奥州岩城に到り、磯原、灣葉、櫻井三ヶ村領主、安良谷村に住居す)―秀茂(對馬、磯原安良谷村に住す)―秀朝(藤太郎、丹後)―茂賴(藤太郎)―茂延(八郎兵衞、堀田筑後守政俊に仕ふ)―茂春」とあり。佐々木七隊の一にして勢力ありき。一族常陸にもあり。又淺井家記に落合主稅助なる者見ゆ、其の子小八郎は織田氏に仕ふ、同族なるべし。

オチアヒ

12　桓武平氏澁谷氏流　薩摩の名族にして澁谷氏の族也。地理纂考、高城鄕條に「高城城、往古澁谷太郎光重の六男落合六郎重貞、當鄕を領して此城に住居し、鄕名を以て氏とす」と見ゆ。

13　日向の落合氏　日向の豪族にして守護伊東家の重臣也。日向記に「祐宗五男八郎左衞門尉祐守、母は落合小坂入道兼光之女也」と。又祐重日州下向の條に「御供には落合彥德法師十二、同弟彥千法師兄弟」と見ゆ。卽ち伊東氏に從ひて下れる也。其の後、稻津、湯地、川崎と共に四天と呼ばれ、祐安代儀式定の條に「御年男、稻津、落合、年替常のごとし。御裏年男、落合。御太刀、稻津、落合打替々々。御祝儀御騎馬役、長倉落合名字」等多く見ゆ、以つて其の地位を知るを得ん。又祐國戰死の條には、落合九郎四郎、落合式部少輔、落合備前守、稻荷座主落合阿彌等多く、以下枚擧に遑なし。而して分國中城主揃の條には「財部城主落合民部少輔、(若名藤九郎、子も藤九郎と云ふ)。穆佐城主落合兵部少輔」又諸侍衆惣領一人撰には落合源左衞門尉を擧げ、又覺頭合戰敗北、討死人數に「山東惣奉行

落合源左衛門尉(卄七、披官八人)、都於郡衆(右弟)落合彌九郎、同所衆落合又九郎、清武衆落合織部佐、落合源八、都於郡衆落合藤五、落合新五郎、曾井衆落合彌八郎」見ゆ。

日向諸縣郡花ノ木村に三俣城あり、地理纂考に「永正の頃伊東が臣落合兼隆城主たり」と。又同郡高原鄕麓村松ヶ城條に「天正四年八月伊東氏取れ、落合豐前を質にす」と。次の落合氏と同族か。

14 藤原南家船越氏流　相良系圖に「船越權守景廣―駿河權守遠兼、落合祖」と見えたり。

15 阿波の落合氏　阿波國祖谷の土豪の一にして、正平中の文書を傳ふ。平家の殘黨と云ひ、又小笠原氏の族裔なりと云ふ。

16 藤原姓　男山八幡宮社家系圖に「神寶預禰宜、落合氏三家、藤原姓」と見ゆ。

17 武藏の落合氏　多摩郡上椚田村に名族あり、先祖落合八郎左衛門、小田原北條家より賜はりし文書一通を藏す。其の他にもあり。

18 相摸の落合氏　相州文書寶德二年九月廿一日足利成氏の判書に「鶴岡八幡宮御供料所、相摸國早河庄久富名内(中村掃部助、落合式部入道得買之)、同國阿久和鄕内水田、同國桑原鄕内田畠、同國筥根山關所(落合式部入道同前地)」とあり。又後北條時代、相摸當麻宿問屋關山隼人天正十四年訴狀に「落合三河、無理に商人問屋を始」と。

19 其の他、山北小野寺義道家方に落合左馬介、田中家臣知行割帳に一百石落合勘左衛門、德川時代、明石松平藩重臣、日向伊東藩用人、熊本細川藩番頭用人、京極殿給帳に百七十石、落合勘介、百六十石、落合七左衛門、神宮社家、和泉大鳥郡河合に落合城跡あり。駿府、寛永甲年當所町奉行落合氏、また磐城、岩代、羽前等にもあり。

明治時代、落合直澄、直文等の學者あり。

小値賀　ヲチカ　嵯峨源氏松浦氏の族にして肥前國松浦郡小値賀島より起る。松浦系圖庶流者に此の氏を收む。詳細はヲク條を見よ。

落原　オチハラ　信濃國に落原莊あり。

十二佛　オチフルヒ　チツフルイ(十二神島)と云ふもあり。

小路谷　ヲチヤ

尾津　ヲヅ　又小津と通ず、次の條も參照せよ。和名抄桑名郡に尾津鄕あり、乎都と訓ず。此の地日本武尊の遺蹟として名あり、書紀に尾津濱、古事記に「尾津前一松云々」と。又周防にも此の地名あり。

1 尾津君　伊勢國桑名郡尾津鄕より起る。此の地に式内尾津神社あり、蓋し其の氏神ならん。武尊の御子稚武彦王命の後也。天皇本紀成務天皇條に「稚武彦王命は尾津君云々等の祖」と載せたり。古事記には足鏡別王の後とす、次條第二項を見よ。

2 尾津別　小津條を見よ。

3 尾津直　大和の氏にして、姓氏錄、未定雜姓大和の部に「尾津直は漢高祖五世孫大水命の後なりと云へど、見えず」と載せたり。蓋し倭漢坂上氏の族ならんか。

小津　ヲヅ　尾津と通じ用ひらる、前條を見よ。又和名抄肥前國佐嘉郡に小津鄕あり、乎都と註す。其の他、近江、和泉、美濃等に此の地名あり。

1 小津君　前條に云へり。

2 小津別　倭武尊の裔にして尾津君に同じ。古事記景行段に「足鏡別王は、小津、

に據れり、鄕士記に「高取山城・越智上野、越智山城・越智玄蕃」と。又大和軍記に「高取と申所に越智玄蕃と申す仁居り申候。是も能き身上の人にて順慶の姪婿にて候」と。又和州諸將軍傳、天文元年の春南都合戰の條下に「越智玄蕃頭利之は、高取の城主にして、父を大學助利元と云ふ。同從弟に小治郎利祐といへるあり云々」と。又「高取玄蕃頭越智利之は、和州高市郡高取城主、知行一萬五千石、順慶の姪婿なり。麾下、土佐、八木、飛鳥氏、五千石合せて二萬石なり」と載せ、又鄕士記に「越智伊賀守家榮、越智民部少輔、越智春賀、越智上野介、越智高取玄蕃利之、同小治郎、(小十郎)利高(織田信忠に仕ふ)、越智亦十郎、越智次郎利政、越智太郎利國、越智三郎利秋、同家老(奥田喜右衞門)」等を載せたり。見聞諸家紋に、

和州之越智

26 淸和源姓宇野氏流　前項と同族なれど、根成柹越智系圖には源滿仲の流とし、「十一代親家(太郎、左馬頭、母は伊豫守橘行賓女)、元曆元年二月、蒲冠者範賴に屬し、平氏の族を西州に攻む。處々にて軍功あり。明年三月に至るまで留陣す。平氏悉く亡ぶ。之に依りて宇野の一族・和州掖上、越知、根成柹、栢原を賜はる。時に親家は越知に住す、彩盛兵乃ち越知と稱する也」とす。而して「神武天皇靈勅にて栢を以つて家紋と爲す」とあり。親家の長子親房は大島冠者と號し、次子家房は越智冠者と稱す。家房廿一代玄蕃頭賴秀・大和大納言秀長卿に屬せしが、天正十七年自害すとぞ。根成柹天滿神社永祿七年の棟札に「越智民部少輔家高御代、御宮八鄕段別、以十文宛反錢、御造營也、奉行辻子口繁政云々」と見ゆ。

27 淸和源氏　寬政系譜にありて、一に越智氏河野通久の二男通泰の後也とも云ふ、家紋丸に揚羽蝶、三雁。

28 中臣氏族　中臣系譜に「太田季國(齋宮助)—淸季—俊淸(越智入道)」とあるより出づ。

29 甲斐の越智氏　相州兵亂記加島合戰條に「天文廿三年二月中旬、越智彈正云々」と。

30 相摸の越智氏　本間六郎左衞門尉重連の郎等に越智直重あり、日蓮頃の人也。相摸愛甲郡依智より起り、依智を越智と訛りしならん。

31 松平氏族　德川綱重(甲府宰相)の子淸武(熊之助、平四郎、玄蕃、民部、初吉忠、淸宜)、故ありて越智與右衞門喜淸に養はれ、其の遺跡を繼ぎ、越智氏と云ふ。後松平を稱す。其の子「肥前守武雅(實松平義行二男)—右近將監武元(實松平賴明三男)—主計頭武寬—右近將監齊厚(石見濱田六萬石)—武揚—武成—武聰(美作鶴田、六萬千石)慶應二年、武聰毛利氏に侵されて、石見濱田を去り、美作鶴田に封ぜらる。六萬千石。其の子武脩なり。現今子爵。マツダヒラ條を見よ。

32 伊勢神宮社家系圖に「大和國宇陀神戶司、越智宿禰、河野孫稻裔」「伊賀國名張神戶司、越智宿禰、荒木田裔」と見ゆ。

越知 ヲチ　越智に同じ、三島社應長二年三月の文書等に三島大祝越知とあり。又大和の越智も此の字を用ひしものあり。

小市 ヲチ　國造本紀、天孫本紀等に見ゆ、

小智 ヲチ　越智氏に同じかるべし。越智條に云へり。

穩地 ヲチ　隱岐國の郡名也、和名抄隱知

と載せ、延喜式には穩知とあり。

越地 ヲチ 稻田西念寺親鸞門侶交名に見ゆ。

落合 オチアヒ 諸國に其の地名頗る尠からず、而して此の氏は、それ等の地名を負ひしなれば、其の流派頗る多し。

1 中原姓木曾流 美濃國惠那郡落合より起る。木曾中三權頭兼遠の季子落合五郎兼行の後なり。此の人・平家物語、源平盛衰記等に何れも落合五郎兼行と載せ、其の事蹟を擧ぐ。寛政系譜此の末裔一氏を擧ぐ。家紋九曜、丸に一文字。又新編美濃志、惠那郡落合條に「落合氏宅址は、驛の西の路傍にあり。又愛宕神社あり、是れ落合五郎兼行の靈を祭ると云ふ。兼行は木曾中三權守兼遠の末子なり。兼遠三子一女あり、兄を樋口三郎兼光、中を今井四郎兼平、弟を落合五郎兼行、女を巴といふ。皆義仲朝臣に仕へて軍功あり」と見ゆ。

2 清和源氏山縣氏流 美濃國安八郡落合鄕より起る。山縣氏の一族にして、尊卑分脈に「賴光曾孫山縣三郎國直—齋院次官國政—國時（落合三郎、齋院次官、壽永二爲義仲被誅）」

—國盛—國綱—國氏—國親
（山縣藏人 判官代）
—國成—國方—盛仲—基仲

と見え、又土岐系圖には「國直（山縣三郎）—國政（山縣、落合等祖）—國時（落合三郎）」と。また山縣系圖に「國政—國時（山縣落合三郎、齋院次官）—國成（落合二郎）—國方（落合源太郎）」とあり。又新撰志落合村條に「落合三郎國時、分脈系譜に、美濃源氏山縣先生國政の三男、落合三郎國時、壽永二年義仲の爲に討ると見えたるは此人なるべし」と。又落合掃部なる人を擧ぐ。寛政系圖・此末流二家を載す、家紋丸に三柏、丸に釘拔。

落合鄕八

3 清和源氏武田大井氏族 信濃國佐久郡落合村より起りし氏にして、武田系圖に「武田信武—大井陸奥守信明（住信州）—信丁（號北條大和守）—信弘（號落合上總介）」と見ゆ。

4 甲斐の落合氏 八代郡市河大門町の内に落合なる地あり、其の地より起れるか。東鑑に落合藏人泰宗なる者見ゆ。其の裔なるべし（國志）、又前項落合氏と關係あるか。巨摩郡にも山梨郡にも此の氏あり。

5 東鑑卷三十六に落合藏人泰貞、卷五十に落合四郎左衞門尉を載せたり。

6 藤原北家師尹流 寛政系譜に「藤原濟時の男爲任の子落合師通を祖とす。」と云ふ。家紋丸に一文字。

7 能登石見の落合氏 源範賴の後裔、賴行（吉見氏祖）、弘安五年、能登より石見に移る。その時、羽隅、長嶺、波多野、落合、水津等の諸氏隨從して此の國に移ると云ふ。

8 宇都宮氏族横田氏流 下野國河內郡落合邑より起る。宇都宮系圖に「賴綱の子横田越中守（四郎左衞門尉）賴業は落合云々等の祖なり」と載せ、又横田系圖には「賴業—時業—親業—親綱（和泉守、四郎兵衞尉、領河內郡落合鄕）—業親（落合河內守、四郎兵衞尉、）後孫、落合村」と見ゆ。宇都宮興廢記に「慶長二年丁酉五月二日云々、一族落合隼人政親、長臣云々、主從十五人長樂寺にて自害す」と。

9 尾張の落合氏 春日井郡落合村より起る。尾張志に「上の末村人、二宮神主重松秀村の三男、陶の城を築て居り、織田家に

は延喜式に伊豫國越智郡大山積神社とあるもの之なり。大三島宮浦村に鎭座せらる。其の大祖累代越智氏なり、卽ち小市國造の後裔に外ならず。代々安の字を通字とし、河野氏が通の字を通字とするに異れり。此の氏の事はミシマ、タカハシ等の條にて詳說せむ。

20 宇和の越智氏　宇和郡三瀧城主北之川氏の事なり。同所藏王權現文明十四年の棟札に「宇和庄須智鄕北之川村居住越智朝臣安直」また永正八年の棟札に「越智朝臣長安、越智朝臣通安」と見ゆ。然るに此の北之川氏は諸書に紀氏ともあり。よりて前述せし延曆十年に越智直より本姓紀氏に復歸したる廣川等の裔ならんかと云へど、覺束なし。

21 伊豫郡谷上山寶珠寺、安養山本願寺等は、白鳳年間越智有興の開基と云ふ。又溫泉郡石手寺は神龜五年に越智玉澄が建立したるにて安養寺と云へりと。斯くの如き類多けれど、信じ難し。

22 新居流越智氏　豫章記に「新居の一黨も八ケ村有り。所謂、周敷、越智、今井、松本(木)難波江、德永、高部、新居の八ケ村也」と載せ、また矢野系圖にも見えたり。ニキ條を見よ。

23 日向の越智氏　其の記錄に「越智家の大祖先は、九州日向國兒湯郡田中城主河野丹後守越智通延也。弓引大明神と申上奉る、村上天皇應和三年霜月二十二日寂」と記し有り。孫左衞門が十三代續きたる家にして、累世伊豫國新居郡に住す。日向にての城跡は、日向兒湯郡下穗北村三宅字小路なりと。口傳に天ケ崎にて戰死すと云へ共、何れの地なるか明かならず。

24 福岡藩に越智氏あり、明治十年三月、越智彥四郞同志四百餘人と共に隆盛に應じて兵を擧げしも敗北す。又豐前にも越智氏あり。

25 大和の越智氏　高市郡越智にありし豪族にして、其の出自に關しては種々の說あり。鄕士記には「伊豫河野」の族とし、又「高倉下命十七世弟鹿、始めて尾智村に姓を賜ふ」と云ひ、又根成柿越智系圖には、後述の如く大和源氏宇野氏の一族と云ふ。猶ほ橘氏なりとの說もあり。されど、越智氏は姓氏錄左京に收むるを思へば、早く一族の中央に上りし者のありしを想像すべく、又延曆二年四月紀に「贄田物部首年足が越智池を築ける」事を擧ぐるが故に、越智の地名は古くより此の地にありしものと思はれ、且つ越智氏も物部氏族なれば、此の地方に同族の存せしを證明するを得。よりて此の越智氏は、上古時代伊豫より別れしものにて、河野氏と同視すべからず。その河野と云ふは後世越智と云へば河野を聯想せらるゝが爲のみ。又橘と云ふは、伊豫橘よりの誤謬にて、宇野氏と云ふは大和源氏に附會せしならん。猶ほ大倭武士春日大宿所願主人勤番次第に「散在等、越智、姓物部、高市郡畝火山西「二萬四千石餘」と見ゆるにより、益々伊豫越智と同族なるを知るべし。而して高倉下十七世弟鹿、尾知村に住むと云ひ、又石上考所載物部系圖に「弟鹿、日村尾治、今越智」など云ふは附會に過ぎず。日村尾治は日村の尾張氏の事なり、尾治をヲヂと誤解する、笑ふべし。

越智氏は大和五黨(後六黨)の一なる散在黨の旗頭にして、至德元年四月の大和武士交名に「越智殿」と載せ、太平記卷二十八に「左兵衞督入道慧源(直義)は師直が西國へ下らんとしける比ほひ、潜に殺し奉るべき企有と聞えしかば、其の死を

遁れん爲、忍びて先づ大和國へ落て、越智伊賀守を憑まれたりければ、近邊の郷民共、同心に合力して路々を切塞ぎ、四方に關を居えて、誠に貳なげにぞ見えたりける」と載せたり。以つて其の勢力を察するに足らん。而して南朝と深き關係を有し、南北合一後も、永享年間、南方の宮・圓胤法親王が、將軍義教、弟義昭の奉ずる處となりて、越智維通に倚り給ひし事あり。義昭は越智氏と謀り、親王を奉じて天の河に兵を擧げ、越智氏は幕軍に攻められ、多武峰にて敗北す。東大寺藥師院日記に「永享四年十一月二十八日、大和國え武家入國、越智殿燒拂ふ。云々。未年三月二十四日越智次郎切腹、同越智二十七日切腹、京都御所より武家下られ、在々尋ね求らる云々。嘉吉元年七月十四日、楢原家、越智一屬より責之云々、二年戊午八月二十八日、越智多武峯に城郭を構ふるの間、京師武家之を責む」とあり、此の事件を指すなり。

又大和志料に「越智伊豫守逼賴なるものあり、南朝に仕へ、元中九年南北講和の後も、和田、楠木、橋本、三輪の諸氏と共に、仍ほ吉野に留り、天下の形勢を觀せしが、正長中、北朝約に負き、其の統を立つるに及び、出でゝ高取城に據り、義旗を擧げ、久しく北軍に抗せしも、志を得る能はず、終に嘉吉の難に殉じたり。文安中、越智伊與三郎は南朝の遺臣と共に、皇胤を十津川に奉じ、恢復を謀る。事十津川記に詳かなり」と。

これより前、貞和二年九月、越智伊豫入道あり、越智邑に與雲寺を開基し、僧義天を開山とす。寺に越智伊賀守の墓碑あり、應安三年七月五日と勒す。太平記に見ゆる伊賀守の事ならん。又高取村清水谷の靈鷲寺は越智氏代々の菩提寺にして、其舊記に「大和國高市郡冷水谷邑桃源山靈鷲寺常喜院。當寺常喜院は越智家代々御菩提所たるなり。越智源左衞門允家高公、在世應永年中、後小松院朝、義滿將軍の治世也。當寺歡喜天秘法次第の奥書に云ふ。云々。爰に越智源左衞門允家高公、南都無實の僧侶等の無實の訴訟により、京師より越智殿退治として大軍兵を向くべき其の聞え有り、然る間祈禱として、應永五戊寅、十月四日より、同く六日迄、之を修す云々。永正六年八月二十二日書寫畢んぬ。

家榮公、在世明應年中前後。彈正忠家教公、在世永正年中、」と。次に家教の永正八年未十一月吉日常喜院定掟五ヶ條、同十三年十月の出陣立願書、位牌（永正十四年四月七日）、燈明料之事（天文二十一年三月二十八日、楢原伊豫守家盆判書）家教公御具足の事等を載せ、次に「越智伊豫守家盛公、在世永祿年中云々」とし、永祿十年三月二十一日の連判狀を載せ、越智民部少輔使・下善衞正安、越智伊豫守使・堤又兵衞吉淸等の名あり。又次に次代越智家廣の判書を載せたり。內・家榮以後の事は徵證あれど、家高の事は詳かならず。根成柿天滿社棟札に據れば、家高は永祿頃の人也。

家榮の事は尋尊僧正文正元年記に「當國に於いて左衞門佐引汲の輩は越智彈正家榮の一門、曾我、高田、小泉延定房、高山、萬歲、岡等也」と。又春日社藏長享元年十二月五日文書に「越智彈正忠家榮花押」と。又應仁記に「大和衆越智彈正」など見ゆ。次に家教も彈正忠にして、與福寺英俊法印日記等に據るに、國判衆の一たり。

越智氏は越智城並に、同郡土佐の高取城

レ口、射レ鹿、揚二弓勢名一、亦清儀也、又宇麻郡河江有二異俗一、召出勤二東大寺供養之導師一、是又此家末裔也、勅號二華嚴三郎一也、又米田一族亦此家末也、此家有二八箇村一、周敷、今井、越智、難波江、徳永、松木、高部、折居、」と見え、

玉澄の譜には「號二宇麻大領一、樹下大神、渡二日本一著二唐崎一、泣々然矣、此時玉興、蒙二勅勘一、渡二伊豫國一、更無レ借二船人一、有二我等兄弟船二艘一、奉二我船一下レ國也、於二船中一問二我先祖生國一、以二父守興事一答レ之、玉興問二予物有乎一、卽守興重代御劍、御手蹟等取出掛二御目一、有二拜見一、無レ疑我弟也、夙縁二純熟一而相逢事先父引合也、恐悦不レ斜、吾老而天上栖居難レ成、令レ繼二家督一讓與レ國、心安可レ居、彼姓稱二河野一、名乘號二玉澄一、令レ居二住風早郡高繩麓一、稱二河野一事者、於二備中沖一、船中探二得氷一者、予里高繩山流出水也、然出可予里四字作二二字名字一、付二河野一、奇特多事ども也、」と見ゆ。其れより家時まで大體同一なれど、唯好方の譜に「越智押領使、朱雀院天慶二純友押二領九州一、背二宣旨一、好方蒙二退治之命一、遣二士卒奴田新藤次忠勝一、取二純友頸一奉二王城一、依二此功一賜二赤地錦垂鎧等一也、又有二村上者一、蒙二勅勘一謫二居新居大島一、伺二王命一九州同船、依二此時功一被レ許二勅勘一也」と見ゆ。その他越智、河野の諸系圖も、また矢野系圖、一宮社記(共にヤノ條參照)等も皆同じ。

以上の内(1)此の氏を孝靈天皇の皇裔とするは全く採り難し。蓋し此の誤は氏神關係より來りしものと考へらる。卽ち以上系圖が伊豫皇子とする彥狹島命は吉備氏の祖先にして、又嫡子の後とする庵原氏、第二王子の後とする三宅、兒島の諸氏は何れも吉備氏の族なり。而して此等の諸氏は何れも、越智氏と同樣、三島の神大山津見神を氏神とす。越智氏は前述の如く物部氏の族にして、吉備氏の族にあらざれど、越智氏以外、大山津見神を氏神とする諸氏族が多く吉備氏の族にして、孝靈天皇の後裔なるより、越智氏も同樣に孝靈天皇の子孫と誤りしに外ならず。此の氏神氏子の關係より祖神を誤りしもの他に多し。又越後國三島郡の三島神社が大山津見神と孝靈天皇とを合祀するが如き、此の關係より來りしや明白なりとす。猶ほ此の問題につきては、イホハラ、コジマ、ミヤケ、ウキダ、及びイヨ、ウキアナ條を參照せよ。

17 物部流越智系圖 兎に角越智氏は物部氏の族にして、孝靈天皇の裔にても、大山津見神の後にもあらざる事は明瞭なれば、近世次の如き系圖あれど、又採り難し。「饒速日命—宇摩志麻遲命—彥湯支命—出石大臣命—大水口宿禰命—大綜杵命—伊香色雄命—大新河命—大小市連公(越智氏祖)—天狹貫—天狹介—粟鹿—三並—熊武—伊但馬—喜多守—高繩—高箕—勝海—久米丸—百里—百男—益躬(伊豫越智郡大領)—武男—玉男—諸飽—萬躬—守興—玉興」と。何となれば、河野氏は次に述ぶる如く越智姓にあらずして、前述せし越智、河野の諸系圖は其の實越智氏の系圖にあらざればなり。卽ち天狹貫以下は其の實越智氏にあらず。

18 河野氏は越智姓に非ざる說 予輩は久しく、以上擧げたる越智河野の系圖は最初に孝靈天皇の後裔とする點に於いて誤れど、他は越智氏の古系圖にして、河野氏は越智姓なりと信ずる事、久しかりしも、仔細に之を調査し、猶ほ浮穴系統の

諸系圖を合考するに及び、河野氏は越智姓にあらず、伊豫國造の後裔にして此等の系圖の根本は、伊豫凡直の系圖なるを明白にするを得たり。この事は既にイヨ條、ウキアナ條等に於いても述べたれど、猶ほカウノ條に於いて詳説せん。されば一切は其等の條に送り、此處には越智氏に關係する事のみを述ぶべし。

以上の越智の系圖が眞實越智氏の系にあらざる事は、第一に、前述の如く國史、其の他の古書に越智氏の人が多く見ゆるに關はらず、傳説として有名なる益躬以外は、一も此の系圖に見ゆるなし。勿論此の系圖は直系の人のみを擧げしに過ぎざれば、支庶の人の見えざるは怪しむに足らざれど、前に擧げし越智氏人中、廣國、飛鳥麻呂の如きは、越智郡の大領なれば、直系の人と考へらる。又此の越智氏は宿禰と稱すれば、初めて宿禰姓を賜ひし廣成、若しくは年足等の名のあるべき筈なるに一もあるなし、これ此の系圖の怪しむべき第一の疑點とす。

次に國史上に見ゆる當國の越智氏の人は、所實を明記するもの總べて越智郡とありて、他郡なるもの一もあるなし。然るに此の系圖に據れば、多く他郡の人にして、河野氏は浮穴御館爲世より出で、以後の發達明白なり。更に一層古く溯れば、此の氏は伊豫郡大領玉興の弟より出づ。然らば此の氏は伊豫國造凡直の後裔たるなり。豫章記には玉純の時越智と稱すと云へり。卽ち「玉興・龍駒を飼玉ふ。其の黑駁、卽ち明神に獻ず。故に神廐の御馬は駁也。御寶殿御戸に神馬の圖あり。玉興老後、雲上立稻瀨とて御暇申す。歸國有て彼島に住む。越人舍弟ながら。養子にして、家を讓與し奉る。御名を玉純（澄）と申ける。宇摩大領樹下大神と申す。高繩山麓に河野の館あり。姓をば越智と稱す。玉興、常島に御座、玉澄河野に御坐す」と。然らば河野氏自身も古くより越智と云ひしものとはせざるなり。

殊に此等の諸系圖は何れも伊豫郡神崎庄靈宮大神を祖廟とすと云ふ。靈宮は延喜式神名帳所載伊豫豆比子命神社にて、伊豫國造の祖神を祀れるなり。然らば此等の氏は益々伊豫國造の裔なる事明白ならずや。而して系圖が謂ふ所の伊豫皇子とは、要するに伊豫豆比子命なる事、浮穴、伊豫條に云へり。伊豫國造は伊豫の大國造にして、凡直と云ふ。其の勢力伊豫一國に亘りしかば、一族各郡領に補せられし事、國史古文書に明徵あり、然らば越智河野系圖に一族各郡に榮えしと云ふも故ありと云はざるべからず。此の事は猶ほイヨ、イヨノオホシ、ウキアナ、及び河野條を見よ。

18 然らば何が故に河野氏が越智氏と稱するに至りしかを考ふるに、越智郡は中古以來國府の所在地にして、且つ大三島大山津見神の鎭座地なれば、河野氏の勢力を得るや、次第に力を此の地に張り、伊豫の國の國務に與り、又一方三島社を崇敬して其の氏子となり、其の勢力をも兼併するに至り、遂に越智姓を冒すに至りしものと想像せらる。其の後、村上氏、島氏等も神主となりて、越智姓を冒せる思へ。而して上に引ける越智河野系圖に越智益躬の見ゆるは、此の人・法華驗記、今昔物語等に見えて、人口に膾炙すれば、其の系圖に補ひしにて、推古朝の人とする如き、益々蛇足なるを知らん。

19 三島社大祝越智氏　伊豫越智氏の氏神

オチ
オチ

人鐵人を以つて將となし襲來す。終に播磨國明石浦に著、岔躬永矢を以つて鐵人の足の裏を射る。士卒に出江の橋立と云武者有り、鐵人の首を取て天皇に奉る。八千人の戎、或は之を誅し、或は之を虜にす。足を切り西海の濱浦に棄置く、適ま存する者鈎を垂る。末孫これ多し。宿海と號す。上古より當家彼奴原を召仕ふ。」と。越智系圖もほゞ同様にして、孝靈天皇の御子を伊豫王子とし「第三の宮也」と註し「彦挟島尊と號す。此の時西南蜂起せしむるにより、勅して西南藩屏將軍の號を賜ふ。降りて此の國に下り、宮を伊豫郡におく、其の處を神崎庄と云ふ。后は海童の女也」と見ゆ。次に伊豫王子に大宅姓、三宅姓、小千御子の三子を載せ、大宅姓には「伊豆三島是れ也、和氣姫三子を産み、恠異の思をなし養育せず。三子海童に養はる、母潛かに三子を小舟に乘せ、海上に放つ。母彼の渚に止る、其の處を母居島と曰ふ。後改めて與居島と書く也。第一の御子八歳にして駿河國淸見崎に着き大宅に住す。故に大宅を以て氏となす也。彼の處に成長、現三島大明神、從一位諸山積大明神と曰ふ也。子孫繁昌、菴立ち並ぶ、故に其の所を菴原と曰ふ也、」との譜を載せ、三宅姓には「第二御子、吉備之小島に着く、備前兒島是れ也。宅三、住居する所あり、故に三宅を以つて姓と爲す也、」との譜あり、又小千御子には「伊豫和氣島是れ也、第三御子、當國和氣郡三津浦に著き、成長あり、二名の島主となる也。長大にして神靈あり、七歳にして天子の勅を蒙り、帝都に近く、難波堀江より本國小千郡大濱に著く。館を造り、二名の島主となり、天帝に禮忠あり。庶民に仁孝を施す矣。王子の末、故に小千を以て姓となす也、」とあり。

天狹貫、天狹介、粟鹿、皆豫章記に同じく、三並の譜に「新羅退治の大將となり、十人渡らる、其の内の三番目也。伊豫王子下國の例に任せ、幕紋一鱗也。異國に於いて船卽ち混亂をなし、他船小折敷角遠挾立、其紋海水に移り、三文字に見ゆ。此れより折敷内三文字紋を用ふる也、」と見え、熊武、伊但馬、喜多守、高繩、高箕、勝海、久米丸、百里、百男皆譜なく、岔躬には、「鴨部大神と號す。寳藏寺と曰ふ。府中の樹下に居る。弩藝の達者、武略の名人也。推古天皇の時、異國戎人八千人、鐵人を以つて大將となし、來攻め九州を伏し、播州明石浦に著く。蟹坂に於いて永矢を以つて鐵人を拋ち、自跌撤頂上、自馬上落、士卒出江橋立なる武者有り、其頸を取り、天廷に奉り、殘奴原は或は之を誅し、或は之を虜にす。足を截ち、筋を斷つ、西海の濱の浦々に棄置く、適ま存する者、鈎を垂れ日を送る。歸國の行なく、茫然たり矣、其の孫多々也、之を宿海と號す。當家召仕ふ奴原也。此の戰功により伊豫國司に任ぜられ、又播州大藏谷西立に三島大明神社あり、矢を籠め置き給ふ也。矢の名を掃鬼と曰ふ、今に之あり」と見ゆ。豫章記よりは少し精し。猶ほ豫章記には

神武―綏靖―安寧―懿德―孝照―孝安―孝靈
―孝元
―伊豫王子（豫州伊豫郡神崎莊に居り、今靈宮と號す、又今岡王子と號す）
　―從一位諸山祇大明神（第一皇子）（大宅 庵原）之祖　兩家別紙有レ之
　―第二王子（三宅 兒島）之祖　兩家別系有レ之
　―第三越智王子―天挾貫―天挾介―粟鹿
　　―三並―熊武―伊但馬―喜多守―高繩
　　―高箕（勝海）―久米丸―百里―百男―岔躬（鴨部大神）

と云ふ系圖もあり。其の他續群書類從にも、別本河野系圖を二種類載すれど、豫章記と殆んど違はず。又系圖綜覽に越智姓系圖を收むれど、豫章記より出でしものと考へらる。其の他河野氏より出でし稻葉、一柳などの系圖に見ゆる越智の系圖も極めて多けれど、以上三種を簡略にせしものに過ぎず。

次に益躬以後は豫章記に「益躬—武男—玉男—諸飽—萬躬—守興——

「玉興 天智天皇の勅命を承けて、代不詳新羅國に到る年 散位伊大夫と號す、亦伊豫大領と稱す」

和銅年中に、三島大明神、相ニ共役行者ニ、自ニ豆州ニ、有ニ御上洛ニ而後、靈龜年中、攝津國淀河の岸に、御臨幸之時、依レ有ニ因緣ニ、明神玉興之乘船に乘移御す。仍此所を號ニ三島江ニ是也、社壇御す、御本地相ニ同豫州ニ、御下國の路次、於ニ備中國海上ニ、明神御弓の波須を以て、潮の中より淸水を湧出せしめ給ふ、自爾以來、此海を號ニ水島の戸ニ、至ニ于末代ニ、彼水常に涌現すと云々。

大通智勝佛

正一位大山積大明神と額に銘レ之、本地

正一位諸山大明神と額に銘レ之

十六王子内、第一皇（伊豆三島御事、於ニ當浦戸ニ御前と申也）、本地藥師佛御垂跡の始、明神御約諾云、汝國に住せば、我も是住せむ、我世に有は、汝も是に住せよと云々、玉興姓小千の字を改て、換ニ御本地文字ニて、號ニ越智ニ、越智大義也、玉興龍駒を飼ふ、其毛黑駮也、卽獻ニ明神ニ、至ニ于今ニ、神厩の神馬駮也、神殿御戸に駮圖畫有レ之

「玉純（益）宇廨大領、樹下大明神是也

天平年中に太宰少貳廣嗣謀叛之時、蒙ニ宣旨ニ、發ニ向鎭西ニ、

「益男—眞勝—深躬—興村—興利—興方」（周布郡司 西條館 桑原村館 同新館 樹下押領使大井館）

「好方 越智押領使

朱雀天皇御宇天慶年中、純友謀叛時、蒙ニ宣旨ニ、遣ニ士卒奴田新藤次忠勝ニ、取ニ純友首ニ、奉レ載ニ王城ニ、其時賜ニ赤地錦直垂ニ、

「好峯—安國—安躬—元興—元家—家時（野間押領使 風早大領 喜多郡使 温泉郡使 久米郡介 和氣大夫）

と。越智系圖には、守興の譜に「承ニ天智天皇命ニ、治ニ新羅ニ、於ニ越國ニ、經ニ三年ニ、其間、誓ニ遊女ニ、有ニ二子ニ、又茶碗定器自レ此始也、日本土器盡故也」と見え、其の子に玉興と新居殿と玉澄との三子を載

せ、

長子玉興の譜には「散位伊與大夫、又稱ニ伊與大領ニ、文武天皇御宇、大化八（三歟）年、役行者、遭ニ讒流ニ時、行者無レ咎由、玉興依レ有ニ陳奏ニ、被レ行ニ同罪ニ、出ニ王城ニ、到ニ攝州唐崎ニ者、無レ船借レ人、爰有ニ越船二艘ニ、一人不レ借、一人借申間、乘ニ此船ニ、渡ニ伊豫國ニ、其時於ニ備中沖ニ、以ニ弓筈ニ、攪ニ海潮ニ、淸水湧出、飮レ之皆渴を止、其所曰ニ水島渡ニ、至レ今水在レ之也、其後越智郡御島、有ニ御垂跡ニ、自ニ文武天皇ニ、賜ニ額上ニ、一位大山積大明神、姓小千也、始祖依レ爲ニ御諱ニ、改ニ越智ニ也」と見え、

新居殿の譜には「是者於ニ唐崎ニ不レ借ニ船人ニ也、故玉興依ニ其時恨ニ、不ニ近侍ニ、玉澄爲ニ心得ニ、渡ニ當國ニ、居ニ住新居郡ニ、新居殿申也、雖レ爲ニ玉澄舍兄ニ如レ此也、其比橘長者淸正云人、爲ニ當國々司ニ、近レ之、姓改レ橘、二三代過、兄弟別而稱ニ高市ニ、其末有ニ淸儀、友儀云名人居住ニ、三谷又吾河此末流也、又後醍醐天皇臨ニ幸山門ニ時、引ニ卒八十三騎ニ馳參、此時賜ニ三十八紋ニ、井門一族是也、又於ニ赤間關ニ、和田義守矢射返、又於ニ攝州生田之森ニ攻

智直廣江、同國釜、同南淵麻呂、同人立等あり。後宿禰姓を賜へる者あり。又廣峰は貞觀十五年に善淵朝臣を賜ふ。「其の先、神饒速日命の後より出づる也」と見ゆ。此の氏の系圖は以下の諸項にて云ふべし。姓氏錄、左京神別に「越智直、石上(朝臣)同祖」と載せたり。

4 紀臣族の越智直　延暦十年十二月紀に「伊豫國越智郡人、正六位上越智直廣川等の五人言ふ。廣川等七世の祖、紀博世は小治田朝廷の御世に、伊豫國に遣はさる。博世の孫忍人、便ち越智直の女を娶りて在手を生む。在手は庚午年の籍、本源を尋ねず、誤りて母姓に從ひ、爾れより以來、越智直の姓を負ふ。今廣川等、幸に皇朝開泰の運に屬し、適ま群品樂生の秋に値ふ。請ふ本姓に依り、紀臣を賜はらんと欲す、と。之を許す」と見ゆ。中世以後三島文書に紀氏の人見ゆ、此の裔なるべし。

5 周防の越智直　伊豫より移りしならん。當國延喜玖珂鄕戸籍に「越智直知比佐賣」を載せたり。

6 越智宿禰　物部氏の族にて越智直の後也。承和二年十一月紀に「左京人正六位上越智直年足、伊豫國越智郡人正六位上越智直廣成等の七人、直を改めて宿禰を賜ふ」など見ゆ。朝野群載卷四に「伊豫釆女越智宿禰永子(白河朝)」なる人あり、その後裔に外ならず。

其の他、國史に、猶ほ越智宿禰廣歲、同貞厚等を載せ、又除目大成抄堀河帝の時、大和少掾越智宿禰經則、同姓伊賀少目宗光あり。此等は京都に在りし人ならん。

7 又、豫章記の言葉書きに「諸家氏就て、朝臣、宿禰の差別有、朝臣をばまひるとと讀、宿禰をばとのゐのおとなと讀、近習外樣ほどの替り也、朝臣折節每に出仕申分也、宿禰不レ斷致ニ伺候一、專忠義分也、當家宿禰なる故、忠功守るべし」と見ゆ。

8 越智連　拾芥抄に見ゆ。又越智直の後なるべし。

9 越智朝臣　越智、河野氏等は後世越智朝臣と稱す。卽ち海東諸國記に「川野山城守越智朝臣盛秋」と載せたり。猶ほ第廿一項を見よ。

10 坂上流の小市(無姓)　大和にあり、倭漢氏の族坂上氏の流にして、坂上系圖に阿智使主に隨ひ歸化せし七姓漢人の一に「朱姓、是れ小市、佐秦(奈?)宜等の祖也」と見ゆ。

11 信濃の越智氏　延喜神名帳、信濃國高井郡に越智神社あり、新抄格勅符に據るに、天應元年、此の神に神封一戸を充てられし事見ゆ。

12 越前の越智氏　和名抄、越前國丹生郡に可知鄕あり、後世越知庄、越知峰等聞ゆれば、乎知の誤なる事著し。附近に風早の地名もあれば、越智氏の人の分住せしより起りし地名なるや想像するに難からず。

13 加賀の越智氏　長享二年、越智伯耆あり、其の衆四千を率ゐて河北郡松根城に據る。

14 土佐の越智氏　高岡郡に越智邑あり、蓋し伊豫越智氏の分住せしより起りし地名か。後世當國に越智氏あり、南北朝の頃、宮方に屬す。又窪川村宮內に仁井田明神あり。五社大宮と云ふ。越智氏祖神と同體なりと。南路志引用仁井田鄕奈路十二所社棟札に「永正五戊寅歲、公文越智則義、願主兵衞九郎重吉」と。此の族人に外ならず。

土佐越智氏は高福寺嘉祿元年十二月の鐘銘に「大願主女越智氏」を載せ、南北朝の頃には花園宮滿良親王を奉じて王事に盡す、佐伯文書康永元年九月堅田小三郎の軍忠狀に「花園宮御手人の金澤殿、綿打殿、越智、佐河、廣賀野の軍勢云々」と。

15 尾張の越智氏　春日井郡に越智氏の城(田幡村)あり。鹽尻に「春日井郡山田庄田幡村古城は越智右馬允信高の居城といふ、是れ尾張の林氏の祖にて、同郡狩宿の城主林彌助は信高の子なり。信長公の家老林佐渡守信勝は、彌助の子なるよし記せり、當村の農人に苗字を箕浦、小川などいふもの多し、みな右馬允が家老の末なり」といへり(尾張志)。

16 孝靈帝裔越智系圖　前述の如く伊豫の越智氏は物部氏の族なる事、古典の一致する處なるに、豫章記を始め、諸種の越智系圖、河野系圖、其の他、高橋、稻葉、一柳、土居、矢野、嬉野等の諸系圖、何れも此の氏を孝靈天皇の皇子と傳ふる伊豫皇子(彦狹島尊)の後裔とす。採るべからざるや勿論なるも、一般に信ぜらるゝが故に參考の爲、次に引用すべし。

孝靈天皇─伊豫皇子（孝靈第三御子、母皇后細姫　磯城縣主大目女）

豫州伊豫郡に宮作して住御す。神靈あり、則ち靈宮大神是也。故に此所を以つて神崎の鄕と名く。件宮の南方十八町、山の腰に皇子の廟陵これ有り、臣下多く死に隨ひ、寶玉陵を成す、天子の廟に似たり。今岡王子と號す。和氣の姫を娶る。三子を產り、怪異の思を生て、空船に乘せて、海上に流す。母渚に留る、母居島と號す。後之を改めて興居島と書す。三子海童に養はれて、吉備の小島に著く。則ち備前兒島是れ也。嬰兒各宅を造て、三宅有り、初產は幼少にして、是に留る、三宅氏曩祖是れ也。次產は眞に船を作て、八歲にして駿河國淸見崎に著く、大宅を造て住す子孫多く菴を並ぶ、此所を菴原と號す。大宅を以つて氏姓となす也。第三に產むは速に長大して神靈あり。七歲にして元の空船を棚無小船と名く、帝都に近く、小千御子是れ也。

─小千御子（伊豫王子宮）（母和氣姫）

七歲にして天子の勅を蒙て、難波堀江より、本國小千の郡大濱に著く。是を以て後代の歌人、堀江漕ぐ棚小船、吉宜返と詠ず。當郡に館を造て四州に主たり。天帝に禮忠ありて庶民に仁孝を施し、四州に四十一所の舘あり、之を以て郡の名とす。土佐の鬼類を多く虜して、當國白人の城に藏む。王氏の末孫小千を以つて氏姓となし、後に改めて、越智と號す。三島大明神位の諱に因る故也。

─天狹貫─天狹介─粟鹿

─三並

新羅を退治するの時大將十人を遣はさる、其の内三番目也。幕紋一䰂也、此時打數に角違に挾船に立也、影海水に移り三文字に看ゆ、故に之を始むる也。

─高繩─高箕─勝海─久米丸

─熊武─伊但馬（當國西南土佐境館あり處を以て名と爲す也）─喜多守

─百里─百男（端正二庚戌、崇峻天皇時官を立つる也　其後都え召還、天命に背きて流謫也）

─益躬

鴨部大神是也、弩藝の達人、武略の名譽之れ有り、異國(故に夷と名く)戎人八千

と爲る)、紹叱の子源次郎統房、二男九郎紹逸云々」と載せ、又續風土記に「荒平の塞趾は荒平山の別峰に在り。昔大友家の小田部鎭通入道紹叱、天文二十二年に始めて此の城主となり、早良郡を從へたり。小田部氏此の城に在る事廿七年にして終に亡ぶ」とあり。

九州軍記に天正八年小田部式部統房が荒平の城に籠りしを、龍造寺勢が攻めし事を載せ、立花系圖、高橋系圖等に小田部土佐守統房の名見ゆ。其の外原田文書に小田部治部と云ふ人見ゆ。

2 筑後の小田部氏 田中家臣知行割帳に「一千石小田部新助」と云ふを載せたり。

3 桓武平氏千葉流 下總國匝瑳郡の豪族にして、匝瑳黨の一なり。小田部邑より起ると云ふ。千葉系圖に「岩室資胤の弟を小田部胤忠と云ふ」と。芝埼城に居りしが天正年中陷る。老尾祭事記に芝埼禰宜あり。シバサギ條參照。

4 常陸の小田部氏 新編國志に「小田部、行方郡谷島村に小田部と云ふ地あり。蓋し其の起る所なり。大山義在家士姓名帳に小田部孫九郎あり。又下館水谷氏の臣に、小田部勘左衞門、小田部卒右衞門あり」と見ゆ。常陸田島村和名院過去帳に「善要(小田部民部少)」と云ふを載せたり。

小田邊 ヲダベ 小田部氏と通ずべし。藤原氏にして、勝成を祖とす、と云ふ。

小田村 ヲダムラ 安藝國の豪族なり。藝藩通志安藝郡木船山條に、「船越村にあり、阿曾沼家人、小田村(一に小田)彈正の保つ所なり、(或は云ふ彈正、一に大之丞ともいふと)。然れば下文飯山城も、守者は皆一人なりや詳ならず、」と。次に「飯山、同村にあり、或は曰ふ小田村大之丞守る所」とあり。

小田谷 ヲダヤ 志摩にあり。

小足 ヲタリ 肥後の豪族にして近江佐々木氏の族裔と云ふ。合志系圖に「長綱(四郎左衞門、延元二年八月合志郡眞木村に來り、因つて家號を改め合志となす)―太郎左衞門隆敏―刑部少輔定實―定重(小足三郎左衞門)―僧賓中元志和尚」と。また定重の弟「義道(小足刑部允)」と見ゆ。永正元年菊池政隆の侍帳に小足十郎太郎盛政を載せたり。

又京極殿給帳に「千三十五石、小足掃部」「三百石、小足長五郎、同太郎兵衞」見ゆ。

尾垂 ヲダレ 下總國尾垂邑より起る。桓武平氏千葉氏の族にして、般若院千葉系圖に「常兼―常重(號大介)―胤元―時胤(尾垂六郎、大浦、大田先祖)」とある後也。

越智 ヲチ 又小市とも乎知ともあり。大和國高市郡に越智邑ありて、中世以後越智氏、大和の豪族として有名なれど、此の氏族の發祥地は伊豫國越智郡にして、大和の越智は一族が何時の頃か、上京して住居せしより起れる地名なるべし。伊豫の越智郡は上古小市國の地なり。和名抄乎知と訓じ、釋日本紀には乎知郡に作る。中古伊豫の國府此の地にあり。よりて一國の中心となる。

1 小市國造 小市國とは後の越智郡(乎知)の地也。此の國造は物部氏の族にして、國造本紀に「小市國造は輕島豐明朝(應神)御世、物部連の同祖、大新川命の孫子致命を國造と定め賜ふ」と見ゆ。天孫本紀に據るに、大新河の子に大小市連ありて、次に見ゆる如く小市直の祖とするより思ふに、子致命は其の子なるべし。此の子孫は越智郡領として大いに榮え、大三島大山津見社の祭祀に當れり。但し河野一族を此の越智氏とするは、舊説皆

然れど、仔細に之を驗するに大いに疑問あり、後世の假冒に過ぎず。蓋し其の實河野氏は伊豫國造裔なる事、以下、及びカウノ、ウキアナ、イヨ條に論あり。

2　小市直　前條國造家の氏姓にして、物部氏の族也。天孫本紀に「大新河命の子物部大小市連公、小市直等祖」と載せたり。大小市連が小市と云ふを見れば既に此の地に移住せしものと考へらる。

3　越智直　物部氏の族にして、前項氏に同じ。氏人には天平八年の伊豫國正税帳に「(越智)郡司大領從八位上越智直廣國、主政无位越智直東人、」また神護景雲元年二月紀に「伊豫國越智郡大領外正七位下越智直飛鳥麻呂、絁二百三十疋、錢一千二百貫を獻じ、外從五位下を授けらる。」また同六月紀に「伊豫國人白丁越智直國益、外從五位下を授く、物を獻ずるを以て也」また延曆十年十二月紀に「伊豫國越智郡人正六位上越智直廣川」また寶龜十一年七月紀に「伊豫國越智郡人越智直靜養女、私物を以つて、窮弊の百姓一百五十八人を資養す。天平寶字八年三月二十二日の勅書に依り、爵二級を賜ふ。」また延曆十年十二月紀に「伊豫國越智郡人正六位上越智直廣川等五人言、云々」また同十八年八月紀に「伊豫國人從七位下越智直祖繼を左京に貫す。」とあり。

また靈異記卷の上第十七に「伊豫國越智郡大領之先祖、越智直、爲レ救ニ百濟一遣、到レ軍之時、唐兵所レ擒、至ニ其唐國一、我國八人、同住ニ一洲一、儻ニ得一觀音菩薩像一、信敬尊重、八人同レ心、竊截ニ松木一、以爲レ舟、奉レ請ニ其像一、安ニ置舟上一、各立ニ誓願一、念ニ彼觀音一、爰隨ニ西風一、直來ニ筑紫一、朝廷聞レ之、召問レ事、天皇乘、令レ申レ所レ樂、於レ是越智直言、立レ郡欲レ仕、天皇可、然後建レ郡造レ寺、卽置ニ其像一、自レ時迄ニ于今世一、子孫相繼歸敬、蓋是觀音之力、信心之至也、丁蘭木母、猶現ニ生相一、僧感ニ畫女一、尙應ニ哀形一、何況是菩薩而不レ應乎、」と。この事は今昔物語十六の第二にも「今昔(欠字)天皇の御代に伊豫の國越智の郡の大領が先祖に越智の直と云ふ者有けり、」云々と見ゆ。

又同書十五の第四十四に「今は昔、伊豫の國越智の郡の大領越智の益躬と云ふ者有けり。若より老に至るまで、公事を勤て怠る事无し。亦道心深くして、佛法を信じ、因果を知る。晝は法花經一部を必ず誦し、夜は彌陀の念佛を唱ふ。此れ常の所作也けり。未だ頭を不レ剃ずと云へども、十重禁戒を受て、法名を定めて定眞と云ふ。如此く勤め行ひて、年來を經るに年老ぬ、遂に命終らむと爲る時に臨で、身に病无く心不レ亂ずして、西に向て端座して、手に定印を結び、口に念佛を唱へて失にけり。此の時に空に微妙の音樂の音有り、近邊里村の人、皆此れを見けり。亦艷す馥ばしさ、香家の内に匂ひ滿たり。此れを見聞く人、皆淚を流して貴びけり。但し頭を不レ剃ずして、法名を付たり。同くは出家すべしと云へども、俗乍らも現はに往生疑ひ无ければ、貴き事也となむ、語り傳へたるとや」とあり。こは有名なる話にして、日本往生極樂記にもありて「伊豫國越智郡士人越智益躬、爲當國主簿也云々」と見ゆ。

また承和二年十一月紀に「左京人正六位上越智直年足、伊豫國越智郡人正六位上越智直廣成等七人云々、」又貞觀十三年十一月紀に「伊豫國越智郡人外從五位下行直講越智直廣峰、本居を改めて、左京職に貫隷す」など見ゆ。其の他、伊豫國と明記せざれど、越智直とあるものに、越

所頭取となる。その姪勝麟太郎(安房)は維新の際に盛名あり。(伯爵)
寛政系譜には此の氏を佐々木氏流に收め、家傳に「佐々木高氏の末孫にして、もと山上氏と云ひき」とあり。家紋重澤瀉、蘘荷巴。

雄谷 ヲタニ 蝦夷酋長の後なり。類聚國史百九十に「延暦廿二年四月乙巳、攝津國俘囚勳六等吉彌侯部子成等の男女八人、陸奥國勳六等吉彌侯部押人等の男女八人、姓を雄谷と賜ふ」とある後也。キミコベ條參照。

小溪 ヲタニ 小谷に同じ。

尾谷 ヲタニ

小丹 ヲタニ 筑後國志竹野郡參生村内山城跡に「小丹中將の臣星野太郎家次築之」と見ゆ。

小谷内 ヲタニウチ

小田野 ヲダノ 淸和源氏佐竹山入の族にして、常陸國那珂郡小田野邑より起る。戸村本佐竹系圖に「佐竹貞義—師義(山入元祖)」とし、又「師義(此の代小田野尾張入道生害せらるゝ、竹道當方へ養し、走廻する故也、太田とり合の始也)—與義(上總介)、弟自義(小田野九郎、尾張守、後大入道と云ふ。小場大炊助緣に入)—義資(山城守、九郎、中務)—義繼(山城守、九郎、中務、實は袋田の嫡男)—義則(小田野尾張入道)。息錦江、忠節により四代調置く也」と。而して又「山入義盛傳云、此の代に山入斷絕也。小田野尾張入道の息錦江明堂とて名僧あり。錦江は壽福寺に住す。明堂は天德寺に住す。又錦江は鎌倉建長寺塔中雲頂庵に住、南宮左衛門錦江走廻に依て、上杉七郎殿、當方へ養す云々。然る間、小田野尾張入道、錦江・此の忠節に依て、向後のため、小田野名字、御系圖の内に四代書置く也。後義知尾張入道生害せらるゝ也」と見え、又小田野本佐竹系圖にも「自義(小田野九郎、中務、尾張守、師義御子、次男)」とし、以下義資、義繼、義則を擧げ、「代々九郎、中務也、山城守、小田野尾張入道息錦江、依忠節、四代調置、爲向後也」と見ゆ。次いで佐竹白石系圖に「祐義—源忠—宗義(九郎、小田野遺跡)」とあり。新編常陸國志には「小田野、那珂郡小田野村より起る。山入師義の子自義、九郎、中務と稱し、後尾張守たり。小田野氏と稱す。五子あり、義廣、義瑯、明堂、錦江、義仲と曰ふ。義仲の子山城守仲友の子掃部助義冬、義冬四子あり、義盛、盛繁、義次、友義といふ。義盛の子義資、その子義景、二子義貴、義利あり。義貴の子義安、其の子義房、義房の子義元、其の子義興、源兵衛と稱す。」と見ゆ。
九郎自義は小田野城に據る。應永十四年九月、佐竹義盛卒す。而して義仁(上杉憲定の次男、義盛養て子とし女を以て之に妻す)鎌倉に在り、然れども國人之を立てゝ君と爲すを欲せず。山入與義を立てゝ君とせんと欲し、上總介に任じ主君とす。鎌倉の足利持氏、石松持國に命じ、師を帥ゐて佐竹を討ちて義仁を納る。國人は與義を大將として長倉城に據る。持國・城を圍む事數月にして抜けず。對營する事歲餘。是の時に方り、自義、江戶但馬守、小野崎山城守と相謀り盟を乞ふ。持國乃ち圍を徹す。是に於て、遂に義仁を立てゝ主君とす。與義(山入師義の二男、自義の兄)も亦義仁に服す。自義、小場義躬の女を娶り、義廣を生む。應永十八年五月十六日自義卒す。義廣嗣ぐ(中務大輔、任山城守)。養子義繼(袋田義嗣、山城守)—義則(大和守、壯年に戰死す)—義安(大和守、文明十年戰死す)—義村(刑部少輔兼大和守、久慈郡小川(比藤)城に移

る）—義正—義次—義辰—義房—義定（刑部少輔）—宣忠（慶長七年、佐竹義宣に從ひ羽州に移る）。

又義則弟義仲（刑部少輔、山城守、父の後を承け小田野に居す）—仲友—義冬—義盛—義賢—義景—義安（天正十八年十二月田谷に移る）なりと。

那珂郡部垂村甲明神弘治三年の奉加帳に「百足小田野刑部大輔」と見ゆ。又比藤（小川）城（上小川村頃藤）は山田左近大夫通定の居城なりしが、後小田野義村住すと。又那賀（仲）城（小瀬郡那珂）は小田野義村刑部少輔の長男義長（式部大輔）、備前守父子二代居城すと云ふ。

小田原　ヲダハラ

相摸小田原の外、山城、甲斐、陸前等に此の地名あり。

1　桓武平氏　諸家系圖纂に「將門、號小次郎、又號小田原次郎」と見ゆ。下總小金本土寺の過去帳に「小田原三郎（延德）」なる人を載せたり。

2　薩摩の小田原氏　日置郡伊集院鄕諏訪大明神の社司に小田原多門あり。而して社記に「當社は信濃國諏訪大明神の神主中島家二男中島宮內少輔と云ふ者、信州諏訪を守り奉り、薩摩へ下る。時に伊集院の內町田原と云ふ所の、松の下に暫く休息しけるに、忠國公御鷹野に出御あり。御鷹漏行、御愁傷の處、宮內少輔御目懸りにあり。家名御尋ね故、右の次第を言上す。太守命ありて曰く、御鷹相洩候間、皈復の事、祈願啓白すべしとの公命なり。宮內少輔謹みて畏り、神慮を深く希の處に、程なく御鷹御拳に參、甚だ御喜色ありて、當所御城の向え社殿御造營、件の諏訪明神を御安置、神領等御寄附あり。宮內少輔を以て代宮司に定められ、紫染の狩衣、信州より爲持下由にて、是を著用して神勤に隨ふ」と見ゆ。

3　日向の小田原氏　日向記に小田原藤右衞門尉なる者見ゆ。蓋し豐後より移りしなるべし。

4　武藏の小田原氏　荏原郡にあり。世田ケ谷吉良家の家臣小田原藏人の後也と云ふ。

5　豐後に此の氏多く榮ゆ。卽ち圖田帳田染鄕條に「本鄕十町大藏卿法眼有寬跡、小田原又次郎景泰法師寂仙、相傳の由之を申也」と。又「大田原別符拾五町、地頭小田原次郎重道」と。又來繩鄕條に「久末名五町、地頭小田原彌三郎賴景、」また阿南庄條に「六郎丸名六町六段、小田原六郎賴隆」また佐伯庄條に「四段小田原次郎重直、」また飯田鄕條に「書曲村、新庄、豐前大炊助入道殿女子持明院別當後家跡、小田原彌次郎賴宗買得の由之を申す、」また日田庄條に「持明院別當入道後家跡、小田原又次郎景泰、同五郎景鄕、買得之由之を申す」と。また「本鄕四十二町、領主小田原五郎景泰」、「後家善阿女子、小田原五郎景鄕配分爲知行云々」などあり。

小平　ヲダヒラ

コダヒラ條を見よ。

小田部　ヲダベ

次の數流あり。

1　嵯峨源氏松浦氏流　筑前國小田部より起る。松浦黨の一と云ふ。筑後國志に「小田部上總守鎭俊入道宗雲は、松浦隼人佐鎭隆の長子、肥前守義の孫、松浦小源次十五代の孫也。弟松浦壹岐守鎭信入道宗靜、鎭隆の家を繼いで、子孫今に松浦郡平戶の城主也、」と見え、又太宰管內志早良郡荒平城（安樂平城）條に「小田部民部少輔鎭隆（初平戶主、後筑前小田部城を取り居城となす。）小田部上總介鎭俊宗雲、天正の比、其の子小田部民部少輔鎭元紹叱（矢岳城主也。實は那珂郡鷲岳城主大津留相摸守二男、母大友宗麟の女、大友方

以前に滅亡せしものか。此の氏は單に平姓と云ふ事のみ明かなれど、前述小田島八幡宮は康平年中に三浦下野守が創立せしものとの說あり、それ等より考ふれば、此の氏は平姓三浦氏の族か。

鎌倉寶戒寺觀應三年七月廿一日文書に「出羽國小田島庄内東根孫五郎跡」と。これも此の氏の人なるべし。

2 陸中平姓　和賀郡平澤に小田島館跡あり。和賀鄉村志に「平澤の領主は、永祿天正の交、小田島雅樂助平親光と號し、和賀殿の命により上洛し、蜷川新右衛門の弟子と爲る」と。此の小田島氏は當地方の豪族和賀氏先祖の母家と傳へらるゝ氏にて、刈田郡にありたりと。刈田郡宮邑に疱瘡神社あり。封内記に「傳へて曰ふ、建久中、源頼朝の子式部大輔忠朝、南部和賀郡に赴ける時、本邑小田島平右衛門なる者の家に止宿し、痘瘡を患ひて卒す、邑民之を祭り、痘神と爲す」と見ゆ。平右衛門は東鑑元久二年六月條に刈田平右衛門尉義季とあるものに當り、建長三年八月條の小田島義春と同族の人ならんかと云ふ。猶ほ和賀郡飯豐館主は小田島氏にして、和賀家先祖母の家とは之を指すかとも云ふ。

3 藤原姓　小田島重庸を祖とすと云ふ。

小田代　ヲタシロ　これも奧州の豪族にして、清和源氏頼政流なりと。滿實なる人を祖とす。家紋花菱、桔梗、松皮菱（寛政系譜）。もと平刺葛西家配下の將にして、七家の一たり。奧南盛風記に「天正十九年、南部家より小田代肥前を田瀨に置く」と。

尾立　ヲダチ

御館　オタテ　ミタテ條を見よ。

小館　ヲタテ　秀鄕流　藤原姓。コタテ條を見よ。

小館山　ヲタテヤマ　コダテヤマ條を見よ。

小田内　ヲダナイ

小田中　ヲダナカ　美作國苫田郡に此の地名あり。其の他武藏、能登等にもあれど、多くは、コダナカと讀めり。信濃國小縣郡に小田中氏あり、田中村に據る。禰津氏の被官なりき。

小棚木　ヲダナギ　羽後大館にあり。

小谷　ヲタニ　コタニ　ヲハセ　和名抄信濃國更級郡に小谷鄉を收め、乎宇奈と註す。この訓は童女鄉とまぎれしにて、小谷は小長谷の略かと云ふ。又遠江國磐田郡に小各鄉あり、高山寺本小谷鄉に作る。其の他近江以下、此の地名多し。

1 小谷直（多臣族歟）　小長谷直の長を略せしならん。神護景雲二年五月紀に「甲斐國八代郡小谷直五百依、孝を以て稱せられ、其の田租を復し身を終らしむ」と載せたり。小長谷直條を見よ。

2 小谷忌寸　倭漢氏族坂上氏の流にして坂上系圖に「都賀使主の子山木直、姓氏錄に曰ふ、山木直は、是れ小谷忌寸云々等廿五姓の祖也」と載せたれど今本姓氏錄に見えず。

3 蝦夷族　雄谷條を見よ。

4 小谷（無姓）　坂上氏の族歟。姓名錄抄等に見ゆ。小谷忌寸の後なるべし。

5 上神姓（稱桓武平姓頼盛流）　和泉國大鳥郡の名族にして、同郡小谷城（上神谷村豐田、小谷山の中腹）、東山城（同村、小谷城の東南）、西山城（同村樫）、以上三城は此の氏の居城也。小谷氏は上神氏の裔と云ふ。上神氏は其の條にて述ぶるが如く、神氏の裔なれど、小谷氏家譜には「平頼盛の男河内守保盛の子僧都心圓、頼朝の歸依を得て上神鄉を領す。其の弟

オタニ
オタニ

頼晴、上神左近將監政員と改稱し、建久七年東山城を築く。五代四郎政有に至り、寛喜三年小谷城を築き、小谷殿と稱す。九代權之進則常、元德年中宮方に屬し、笠置に戰沒し、十一代常儀は仁和右京亮といひ、西山城を築く。十三代政貞、明德年中京都内野の合戰に功を建て、十九代匠鏤に至りて小谷を氏とす。廿二代小谷甚八郎政種に至りて三好氏と抗し、元龜二年八月、三好の將一宮長門守の家臣木村肥前に攻められて戰死し、三城陷落すと云ふ。又鉢ケ峰寺村の名族にも此の氏あり。

6. 但馬日下部氏流　但馬の名族にして、但馬國太田文に「糸井庄、法勝寺領、領家押小路中納言家、公文小谷太郎家茂、御家人云々」と。又「西院、南京西金堂領、下司小谷太郎家茂御家人」など見ゆ。その出自に關しては、日下部系圖に「日下大夫家次…家親(壽永元年六月六日死)—家衡(天滿權守、朝來郡司)、弟家春(小谷六郎入道)—

┌家茂(因太郎)┬重茂─┐親貞
│　　　　　　└親家(小谷三郎)┬有家─家員
└重房

┌家政
┌貞家
┌知家─家長

とあり。

7 蒲生氏流　近江國蒲生郡北比都佐村小谷の地より起ると云ふ。蒲生系圖に「季俊—惟俊—惟賢—俊房(小谷權三郎)—俊雅(布施左衞門尉)、弟俊氏(藤七、治部亟)—俊定(孫太郎)—秀定(孫六)」とあるより出づ。又俊氏の弟に「俊次(次郎太郎)、家俊、定海、俊忠(狗月五郎)」を載せ、俊定の弟に「三郎俊重、八郎、十郎」を擧ぐ。(一本惟俊の弟俊景・小谷三郎と云ふと)。(又蒲生俊房・淺井郡小谷に住して小谷と稱すと云ふ)。輿地志略に小谷三郎は蒲生氏郷の三男也と云ひ、又蒲生越中は本姓小谷なりとあり。

8 佐々木氏族　寛政系譜にあり、家紋丸に四目結、丸に三柏なりと。男谷條を參照せよ。

9 清和源氏里見氏流　安房里見氏の族にして、「成義—織部正義富—縫殿助義信—縫殿助義滿—義正(後冒母氏、源左衞門、小谷大炊助)」なりと。

10 清和源氏赤井氏流　丹波國氷上郡小谷邑より起る。赤井系圖に「井上次郎滿實—家光、曾孫葦田八郎家範—明範(小谷兵衞)」と見ゆ。八郎朝家の弟也。

11 因伯の小谷氏　天正中山名宗詮文狀に小谷所七郎見ゆ(因幡志)。又伯耆倉吉荒尾氏の家臣に小谷助兵衞あり。

12 三河の小谷氏　設樂郡にあり、三河諸侍出所に「渡り村小谷甚右衞門」と見ゆ。

13 安藝の小谷氏　藝藩通志、豐田郡山谷村條に「古堡、同村にあり。新開陣と稱す、小谷大助居守」とあり。

14 其の他、攝津天滿天神社の社家に此の氏あり。又石清水八幡社社家、本頭壯士警固職なる小谷氏は源姓と云ふ。又同社に大江姓と稱する小谷氏もあり。

15 古河の士に小谷權兵衞あり、其の妻は、德川五代綱吉の寵姬阿傳の方(瑞春院)の母にして高岳院と云ふ。

男谷　ヲタニ

小谷と通じ用ひらる。越後國三島郡(刈羽)長島村の民、德左衞門の子盲人なれば、江戸に出で藝術を磨き、撿挍の僧官を賜はり、米山撿挍と稱す。其の子平藏、其の子彦四郎は燕齊と稱し、筆札を以て鳴る、幕府に仕へ、氏を男谷と云ふ。其の子精一郎は武技を以て稱せられ、講武

郎幸氏の子堯元（小田切二郎）」とある後也。信濃國伊奈郡小田切邑より起る。後世水內郡小鍋村の豪族に此の氏あり、甲鑑オダキリ三十騎とあるは之れか。幕臣小田切氏は家譜に「昌成—昌吉（村上義淸、後武田信玄に仕ふ）—昌次—昌近」など見ゆ。家紋丸に二引通、丸に九枚笹、丸に桔梗。

小田切鍋五郎

2　信濃橘姓　前項小田切氏と同族なるべけれど、伊那郡にては橘姓と謂ふ。その館跡・上伊那郡宮田村南割にあり。其の先は難波親王より十七代小田切五郎良滿、治承四年一條次郎忠頼の麾下に屬し、頼朝の命により、大田切の城主菅の冠者友則を討ちて功あり。此の地を食邑に賜はり居住す。子良棟、其の子良重、其の子重親其の子重棟より數世正勝に至り、武田氏の爲めに亡ぶ（郡記、古系圖）となり。

3　滋野姓（片桐氏流）　甲斐巨摩郡にあり。滋野氏の族、又片桐氏より出づとも云ふ。大黑坂聖應寺內金雞院に享祿二年小田切平六左衞門尉秋連寄進狀あり。其の他、孫右衞門（士隊將）、下總守、大隅守茂富（滋野姓）、所左衞門（後會津）等、國志に見ゆ。

4　淸和源氏草間氏流　又御嶽衆に此の氏あり、渡邊三左衞門恒義に子なし、文祿中信州小田切の住士草間左近を養子とす。其の男治兵衞芳勝、氏を小田切と更むと云ふ。

甲斐國、寺社由緒書抄に「慶長八年癸卯三月朔日、小田切大隅守茂富、」と。甲斐國御嶽山由緒書に「文政九酉年九月年寄惣代小田切伊豆印、」と。又國志にも小田切伊豆あり。

5　越後の小田切氏　信濃より來ると云ふ。蒲原郡石間館（石間村）は小田切氏の故館也。應永十八年、小田切駿河守、信州より此の地に來ると云ふ。後葦名氏に屬す（雪譜）。會津風土記石間村條に「松壽寺、康曆の頃、芦名直盛の臣小田切彈正某、石間、岡澤、燒山、太田、古岐五邑の領主たりしに、佛法に歸依して當寺を開山す」と。又館迹あり、一は小田切彈正、住せりと云ひ、一は小田切豐前某、住せりと云ふ。

又同郡谷澤城（谷澤村）は小田切甲斐守の居城也。新編會津風土記谷澤村條に「館迹、天正の頃まで、小田切平六某住すと云ふ」とあり。

又細越村に館迹あり。小田切駿河住すと云ふ。舊事雜考に「應永十八年、小田切駿河・信州より來り、細越村を領す」とあり。又「館迹、天正の頃まで、小田切將監某と云ふ者住せり」と云ふ。

又沼垂郡（蒲原郡）赤谷村に赤谷城あり、天正年間、小田切氏當城にあり。新發田謀叛の際、蘆名氏より小田切三河守を此處に籠めて援兵とす。十五年十月中旬、景勝攻めて自殺せしむ。新編會津風土記には「赤谷村關峰壘、天正十五年、芦名の臣小田切參河と云ふ者、上杉氏の兵を拒で忠死せし所なり」と見ゆ。

6　武藏の小田切氏　風土記稿豐島郡條に「小田切將監、慶長年中に正光寺を開基せし由」を載せ、又橘樹郡條に「獅子谷村小田切屋敷跡。村の西によれり、廣七段ばかり此所を殿屋敷とも、又殿山とも唱ふ。この地は慶長年中迄、小田切美作守久しくこゝに住せしが、召出され、即ち當所を知行し、後江戸へ移りし頃、今の里正が先祖に、かの屋敷の內を少ばかり

除地になしあたへしと云傳ふ」と見ゆ。

7 藤原姓　寛政系譜藤原支流に收む。家紋丸に蔦、抜籬。

8 藤原姓　大和の小田切氏にして、添下郡郡山城にありし豪族なり。根本は信濃の小田切氏と同族ならんか。筒井順政の子春政を養子とするに至り、藤原氏を冒せしものの如し。此の春政は、もと井戸氏を嗣ぎ、後小田切氏を嗣ぎしにて、又井戸春政と云ふ。郡山城を初めて築きしは此の春政なれど、それ以前より小田切氏は郡山に住みしにて、至徳年間の鏑馬日記に郡山殿とあるもの、即ち此の氏也。その後天文元年の頃小田切春次あり。春政は郡山城にて一萬七千石を領し、勢頗る盛なりき。麾下は、高田(又助)、五條(左内)、六條(兵部)、尼ヶ辻(文藏)等、合せて三千石を有せりと云ふ。春政の後は、その子春之、次濟の兩人、大和大納言秀長に仕へしも微々として振はず、間もなく聞えざるに至れり。

9 源姓　佐州諸役人並町同心姓名書に、源姓、小田切角之進を載せたり。

10 小田切氏は既に東鑑卷十、建久元年十一月七日賴朝上洛隨兵の內卅六番に小田切太郎を載せたり。古くより武士として名ありしを知るに足らむ。徳川時代黒石津輕藩家老、會津藩、羽後等に存し、家傳史料に小田切土佐守見ゆ。

小田桐　ヲダギリ　小田切と通じ用ふ、現今津輕にあり。蓋し信濃小田切氏の族なるや想像するに難からず。

小田草邊　ヲダクサベ　美作國小田草邑より起る。初め齋藤玄蕃親實、小田草城に居り、後西屋城に移る。天正十年毛利氏の擊破する所となる。長子孫市郎親治、慶長五年野介に於て死す。其の子次郎實賴、姓を小田草邊と改め、小田草神社の大宮司となり、元祿年中、姓を田邊と改む。後亦齋藤に復す。爾來累世神官にして當代茂士郎氏に至るとなり。

小田倉　ヲダクラ　磐城國西白河郡小田倉邑より起る。建武二年注文に小高倉に作る。藤原姓なりと云ふ。

小竹　ヲタケ　越中、出雲等に此の地名あり。加賀藩給帳に「百六拾石(竹丸內片喰)小竹千左衞門」と云ふ人見ゆ。藤姓也。越中婦負郡小竹邑より起りしなるべし。

尾竹　ヲタケ　小竹氏に同じ。利仁流藤原姓なりと。

小武　ヲタケ　石見にあり。

小嶽　ヲダケ　相摸大山雨降山の傳說に、昔富士小嶽太郎なるものあり、此の地に遊び、後祭られて石尊となると云ふ。

小武內　ヲタケウチ

小竹田　ヲタケダ　シノダ條を見よ。

小田島　ヲダシマ　奧羽の著姓なり。

1 出羽平姓　羽前國北村山郡小田島庄より起る。東鑑卷四一、四五に見ゆる小田島五郎左衞門尉義春は此の地の人かと云ふ。中世同郡東根城に據る(ヒガシネ條參照)。東根に若宮八幡宮あり、その鰐口銘に「羽州村山郡小田島庄白津鄕東根若宮常住、正平十一年夷則十七日、小田島備前守長義」と見え、又東根龍興寺の鐘銘に「羽州中央、小田島庄、東根境致、白津之鄕、山號佛日、寺號普光云々、正平十一年丙申六月廿四日、大檀那前備前守從五位上平朝臣長義」とある長義、即ち此の氏人なり。風土略記に「東根館は小田島庄白津鄕にあり、七千石の大鄕なり。貞和年中は小田島備前守平長義住居の城なり。應永の頃、最上探題兼賴の子直家の次男左京大夫賴直・居城とす」と。果して然らば、當地平姓小田島氏は應永

緒田　ヲタ　德川時代　佐貫阿部藩用人にあり。

雄田　ヲダ　和名抄攝津國武庫郡に雄田郷ありて乎多と註す。この地小田氏の事小田條を見よ。

意太　オタ　和名抄三河幡豆郡に意太郷あり。

小田井　ヲダヰ　尾張國春日井郡小田井邑より起る。

1　織田氏流　尾張春日井郡の小田井城又游臺城（下小田井村の西）は織田氏の一本家小田井織田家の居城にして、下四郡の守護代なりしと云ふ。大和守敏定よりその弟常寛、次いで其裔寛故、寛維、信張等代々城主たりしが如し。織田條に詳説せり。

2　尾張志に小田井村の人小田井太郎左衛門あり。信雄の從士也と。

3　武家系圖に「小田井、平、本國尾張、大橋大學介定常稱之」とあり。

尾臺　ヲダイ　また小田井と通ず。信濃國佐久郡尾臺邑より起る。小田井城あり、城主尾臺又六籠る。天文十二年十二月十五日武田氏に陷られ、又六は曲淵莊左衛門吉景に討取らる、弟を次郎左衛門と云ふ。

小高　ヲダカ　コダカ　和名抄常陸國行方郡、陸奧國磐城郡共に小高郷あり。又延喜式武藏國に小高驛あり、橘樹郡驛家郷なるべし。又遠江國小笠郡に小高庄あり。其の他諸國此の地名尠からず。

1　小高使主　百濟族にして、姓氏錄、左京諸蕃に「小高使主、百濟國人毛甲姓加須流氣より出づる也。」と載せたり。

2　清和源氏石川氏流　磐城國白川郡（今石川郡）小高邑より起る。尊卑分脈に「石川柳津源太有光—石川四郎光家—光助（小高三郎）」と載せ、武家系圖にも同樣あり。上野玉三郎氏云ふ、石川郡高御城は泉村大字小高に在り、口碑に依れば、平將門の一族の居城なりと。今古文書に依れば、小高城は源家の一族にて國井氏の末裔ならんと思意す。藤田城主石川安藝守光義入道道悅と小高村爭論の文書あり、曰く「應永五年卯月二日、小高太郎貞光、二階堂三河守、金波村を相論する事、石川安藝守入道道悅謹んで言上す。奧州石川庄內金波村は譜代相傳當知行也。二階堂三河守一族、小高三郎太郎貞光掠め申すにより入部せしめ、謂れなく同知行地吉村の間、自由合戰を企て、掠むるの條、不便の次第也、就中、小高三郎太郎、本分相續あるべからざる仁歟、其故小高又太郎光氏一子なきの上、讓與の證狀之れ無し。忽作の儀を以て相續するの段其の隱れなき者也。」と。金波村は川邊村と中野村との間に在りて、曲木氏の領地也。二階堂三河守は俗名不明なれども、爲氏の父爲治ならん。小高氏は又太郎光氏—三郎太郎貞光—某（年代より考ふる時は今一人あるべし）—小高太郎左衛門（天正十七年沒落なり）。又別書に「七郎義光、建武三年七月戰死し、石川又太郎光春子息太郎貞光軍忠の事、云々」と。

3　桓武平氏相馬氏流　磐城國行方郡（今相馬郡）小高邑より起る。奧州相馬系圖に「五郎左衛門尉胤村—次郎左衛門尉師胤—孫五郎重胤（或號小高孫五郎）」とあり。相馬條を見よ。猶ほ當地方古く古小高氏あり、コチタカ條を見よ。

4　高階姓高氏流　高階氏系圖に「高左衛門尉重氏—岡松南左衛門尉賴基の子重長（小高左衛門）」とあるより出づ。武家系圖にも同樣見ゆ。

5　清和源氏　寬政系譜に見ゆ。家紋鬼

蔦、丸に一引。

6 桓武平氏大掾氏流　常陸國行方郡小高鄕より起る。風土記云ふ、此の地古へ佐伯小高の在りし地也と。大掾系圖に「行方次郎忠幹―太郎景幹―爲幹（行方太郎、改小高）―胤幹（小高太郎）―幹平（又太郎）幹時―倫幹、弟高幹―直幹」とあるより出づ。爲幹、胤幹、鹿島社の總撿挍たり。大宮司文書、小高泰幹陳狀に見ゆ。幹時、文永四年大使たり（大使役記）。天正中に至るまで邑主たり。鹿島治亂記に府中幕下小高と。

7 武藏の小高氏　比企郡小高驛より起りしなるべし。新編風土記比企郡條に「上八ツ林村長福寺境內に小高伊賀守、大炊助が墓あり。大炊助が名は、道祖土文書にもみえて、岩槻太田氏に仕へし人とみゆ。其の法謚を遠山善久居士と云、元和四年二月十四日沒す。伊賀守が法謚を伯翁禪悅居士と云ふ、慶長十三年八月十九日沒す。其の子孫近き頃まで、此村にありて相續せしが今は他へ行きしと云ふ。當寺に太田氏資、同氏房より出せし文書あり」と。又都筑郡條に「貞享四年小高市右衞門と云ふもの小高新田を開墾す」「貞享四年小高市右衞門、密經新田を開墾す」とあり。

8 承久記卷三に小たかのしようち坊あり。又備前にも存す。

尾高　ヲダカ

小高と通じ用ひらる。

1 上野の尾高氏　上野國利根郡小高神社（貞觀紀所載、國帳利根郡）の鎭座地より起りしかと云ふ。室町幕府寬正元年の內書案に尾高新三郞なる人見ゆ。

2 伯耆の尾高氏　會見郡（西伯郡）尾高邑より起る。伯耆合戰記、伯耆鬪戰記等に據るに、尼子の臣松山城主淺野越中守實光の家臣尾高和泉守重朝あり、天文永祿の頃岡成城に據ると（伯耆志）。

織田墻　オダカキ

應仁略記に「山名方の手墻屋、織田墻兩大將云々」とあり。

小田柿　ヲダガキ

小田垣　ヲダガキ

岩代國會津郡に小田垣村あり。

小田川　ヲダガハ

磐城國白河郡小田川邑より起る。秀鄕流藤原姓結城氏の族にして、結城系圖に「朝廣の子泰親（小田川太郞左衞門尉、（爲二階堂民部八郞入道子）」とある後也（一本、小田川太郞左衞門、二階堂式部大輔養子とあり）。

愛宕　オタギ　アタゴ

和名抄山城國愛宕郡を於多岐と訓じ、同郡內愛宕鄕にも於多木と註す。アタゴ條參照。

1 村上源氏久我家流　山城愛宕なる地名を負ひしなり。尊卑分脈に「久我通忠―（愛宕）具房―俊通―具宣―具顯―具秀―忠具」と見ゆ。

2 同上（愛宕家）　中院家より分る、同上家名を再興したるなるべし。知譜拙記に「中院通爲―通勝―通村―通純―通福・愛宕」とあり、通福の後は「通晴―通貫―通敬―通直―通典―通祐―通致―通則」にして、德川時代には百三十石。清荒神前。寺は丹州法常寺、內々。現今子爵、家紋は次の如し。

愛宕

小瀧　ヲタキ

コダキ條を見よ。

小田喜　ヲダキ

小田切　ヲダギリ

信濃の小田切より起りしも諸國に尠からず。又多くは滋野姓と稱すれど異流と云ふもあり。

1 信濃滋野姓海野氏流　信濃發祥の名族也。淺羽本滋野氏三家系圖に「海野小太

15 中臣氏流　中臣系譜に「太田秀國（齋宮助）―淸季（權司）―季綱（小田大夫散位）―季則、弟親綱」と見ゆ。

16 清和源氏滿政流　忠重を祖とすと云ふ。

17 小野姓橫山黨　武藏國多摩郡小田保より起る。小野系圖に「野三大夫成任―成尋―苑田三郎左衞門義季―義春（小田治五郎、左衞門尉）」とあるより出づ。其の子「政義（左衞門五郎）―宗義（孫五郎）」なり。

18 菊池氏流　菊池系圖に「長坂小太郎經隆の子經世（小田）」とあるより出づ。

19 日向の小田氏　諸縣郡小田邑より起りしか。日向記に小田權左衞門尉と云ふ人見ゆ。

20 筑前小田氏　常陸小田氏の族と云ふ。豐前宇都宮系圖に「知家、小田左衞門尉、四郎、從五位下。筑前國小田氏、家政、山鹿右衞門尉、實高階氏業男、下向筑前國」と見えたり。

21 豐後淸原氏族　珠玖郡小田鄕より起る。淺羽本豐後淸原系圖に「正高（住玖珠郡）―淸大夫正通、弟山田二郎大夫通成―六郎大夫通綱―栗野六郎成綱―成通（小田太郎）―吉成（左近將監）」と見ゆ。又「正通―助通―通成」とするものあり。豐後國圖田帳に「玖珠郡山階村二十五町三段內、地頭職小田左衞門尉重成、法名蓮西」又五條家文書に「玖珠郡の內小田民部跡」など見ゆ。なほ小太條參照。

22 肥前小田氏　常陸小田氏の後にして、常陸介直光・當國に來り、神埼郡蓮池城に據る。肥陽軍記に「天文三年十月、大內義隆肥前に入る。小貳冬尙・卽ち城原より蓮池城に移る。城主小田覺派入道之を守護す」と。又天文廿二年龍造寺隆信蓮池を攻む。小田政光（覺派の子）一族二百餘人、防戰力をつくす、云々。其の子鎭光・筑後に走りしが、又歸城し、本領五千餘町を復す」と。天正元年隆信に殺され家絕ゆ。（九州治亂記に隆信・小田重光を殺す事を載せたり）。

23 筑後の小田氏　上妻郡豐福村一念寺の位牌に小田與兵衞尉、また小田先祖大津山某など記せるものあり。將士軍談云ふ「小田氏は蒲池家也云々」と。田中藩知行割帳に「船頭二百八十石小田權右衞門、一百石小田市藏」と見ゆ。

24 妹尾氏流　備中國小田郡小田鄕より起る、古代小田臣と關係あらんか。但し後世の小田氏は小松氏より出づと云ふ。小田村の神戶山に城跡あり。府志に「床上小松氏の居れる所とす。卽ち小松上總守某、其の子小田治部少輔政淸、同中務大夫勝淸、同小次郎隆淸、代々居城す。隆淸は小早川隆景より一字を得たり。上總守は歌人徹書記の舍兄なり。和歌を詠じて『床の上に置く露きえて、程もなく、よそに鳴子の小田の秋風』となんよみしより、床の上を改めて小田とぞ名乘ける」と。後太平記に小田小次郎景盛と記し、妹尾氏の流裔とす。隆淸の子孫兵衞元家、毛利家に隨從し、此の地を退轉せり。其の祖上總介・鞆浦小松寺を創立す。

25 安藝山縣氏流　豐田郡に小田の地あり、その地より起りしか。「永祿中小早川氏の家臣小田景範・佛經を轉讀する石牌あり」と（藝藩通志）。安西軍談に小田刑部少輔信忠あり。山縣郡有田の城にあり（陰德太平記にも見ゆ）又小田助右衞門を載せたり。藝藩通志、山縣郡條に「宍村、小田氏・先祖は源三位賴政が次男山縣先生國政、第二世を小田政秋と云ひ、

戰功ありて武田毛利の感狀あり。宍村七十五貫の地を領せしと云ふ」とあり。

又佐伯郡玖島村に小田氏あり。家に古文書數十通を持傳ふ。その內に「永久三年、玖島公文職、奈良原右馬次郎に讓り與ふる解文あり。されば奈良原は、昔よりの氏なるを、後に小田氏に改む也。其の家いふ、『先祖隱岐重正、奈良より來りて城居せるをもて、奈良原といへり』と。これは天文頃の事にて、家に古文書ありながら、先祖の姓氏をも詳にせずと見えて、かの重正、有田城主小田信忠が子信重を、養子としてより、小田氏に改む。慶長頃より、農となり、世々里職を勤む。重正より今の重兵衞に至る、十四世、此家先代に、五郎作といへるもの、始めて楮苗を植え、郡內紙抄の業、これより盛なり」といふ。

26 丹波（平姓）小田氏　天田郡小田邑より起る。丹波志天田郡條に「小田氏、子孫野畑村、先祖は麻呂子親王（又金丸親王とも稱し奉る、用明帝第三の皇子なり）の臣四天王と號する內也と云ふ。河內鄉小田村に子孫住す。今下小田村に字窪の內と云處、舊の所也」と。又「小田氏、子孫萩原村、稻葉と云所に野端村小田孫八同家と云家あり、今三四代以前小田孫八より養子として來りし、其の後小田氏被免と云り」と見ゆ。又氷上郡條に「小田五郎左衞門尉、子孫下三井庄村、平氏、實名の通字秀の字、古屋數跡は在中に丸山と云」とあり。或は小田連に關係あらんか。

27 越中の小田氏　室町幕府に仕へし小田氏にして相當の勢力あり。永享以來御番帳に「二番小田又次郎、五番小田掃部助」と。又文安年中御番帳に「二番小田又二郎、同掃部助、五番在國衆小田掃部助、」また永祿六年諸役人附に「五番小田刑部少輔濔長、關東衆小田讚岐守（常陸）、」また長享元年將軍江州動座着到に、「二番衆、越中小田伊賀守、五番越中小田右馬助、東山殿祗候人數に、小田又六」を載せたり。右の內、又次郎、掃部助、刑部少輔輝長、伊賀守、右馬助等は此の小田氏にして、見聞諸家紋に

小田又次郎和憲
佐々木本眞中にカタバミあり二月の字無

とあり。

28 越前尾張の小田氏　餘目舊記に「武衞樣御分國越前國守護代朝倉尾張二しゆこ代小田大和守」と。こは織田氏に外ならず。織田氏は時に小田ともあり。足羽郡にチダ鄉（和名抄）チダ庄（延喜式）存す。

29 德川時代、小田氏は松江松平藩番頭、高鍋秋月藩重臣たり。又秀康卿給帳に「二千二百石、小田與市」「千石、小田彥太郎」淡路七人衆の一に小田氏、また今川家臣、志摩、美作（吉野郡粟倉庄祠頭大明神社人小田豐前）、丹後、備後、河內（丹比郡元和年中小田宗慶なる者見ゆ）等あり。

小太　ヲダ　豐後國球珠郡小田鄉より起りしならん。小田條參照。大同類聚方に袁田藥、豐後國球珠郡小太都奴麻呂の方」と見ゆ。

小名　ヲダ　和名抄越前國足羽郡に少名鄉ありて乎多と訓ず。小田條を見よ。

尾田　ヲダ　小田氏と通じ用ひらる。吉田伊達藩の重臣、及び志摩、備前、石見等にあり。

於田　オダ　越後國南魚沼郡に於田庄あり、「院御領、預所備中前司信忠」と。此の氏現存。

には卷四に「中納言藤房をば常陸國に流して、小田民部大輔にぞ預けられける」と、治久の事なり。治久は時知の曾孫、宗知の孫、貞知(貞宗)の子とす。次いで卷六、關東勢上洛の條に小田常陸前司、卷十四、直義方に小田中務大輔、卷廿七、師直の屋形に集る人に小田伊賀守、卷廿九に小田左衞門五郎等見ゆ。多くは此の小田氏の族と考へらる。

治久は北畠親房が常陸に至る際、之を迎へて一時王事に盡せしが、後賊軍の盛なるを見て、賊將高師冬に降る。其の子孝朝嗣ぎ、鎌倉の基氏が芳賀兵衞入道禪可を下野に攻むるの際、先登して禪可を敗る。功を以て文中二年信太庄を加賜す(圓覺院文書)。同庄大村崇源寺應安五年の鐘銘に、檀那として孝朝の名を載せたり。又香取應安海夫注文に「ふつとの津、した一方小田知行分、あんちうの津、小田知行」と、信太庄內なり。

次いで鎌倉大草紙に「嘉慶元年丁卯五月十三日、古河住人野田右馬助、四人一人搦進す。此の男白狀して申けるは、小田讃岐入道父子、小山若犬丸同意に野心ありて、若犬丸隱置の由申す。此の小田入道專尊は先年小山退治の先手に參り、忠功の人也、何の恨ありて敵と同意有やらんと疑ひ、六月十三日小田が子二人召預られ、七月十九日上杉禪助大將にて常陸の小田城を攻められ、小田幷に子息二人、家老信太某、小田を落て男鉢山に楯籠る、云々。明る康應元年五月廿二日、小田幷子息孫四郎召出されける。嫡子太郎を那須越後守にあづけらる」と。この事、喜連川判鑑には「嘉慶元、三月、小田五郎が一族等野心を起し、宍戸男體の城に楯籠る」と見ゆ。次いで禪秀入道亂の時(應永廿三年)「常陸には名越一黨、佐竹上總介、小田太郎治朝、府中、大掾、行方、小栗云々」と。治朝は孝朝の子なり。また小田宮內少輔と載せたり。治朝の子は持家にして、當時・千葉小山等と共に關東八館の一たり。其の子朝久は大草紙に「享德四年閏四月云々、此の陣中に寄手小田持家の子息朝久、父に先立て病死早世しければ、父中務は愁歎のあまり、今に於ては合戰も無益也とて引返す」と。

次いで成治。其の子氏治は入道して天庵と號す。小田氏の歷代は持家の後、知久(朝久)、成治、治孝、政治、氏治なり。勝龍寺延享二年の鐘銘に「延文六辛丑歲、當時城主讃岐守源孝朝公云々、公は氏治八代以前の祖也」と見ゆ。(小田天庵記あり)。又關東古戰錄に「小田の城主讃岐守氏治入道天庵は曩祖八田知家より以來、一幡の大名にして、地戰一千騎の侍大將なり」と、水谷家譜、小田原記等には三千騎の大將とす。

天正元年、佐竹氏の容將太田三樂・片野城に據る。氏治之を攻めんと欲す、三樂手葡匐坂に屯し、小田の兵を迎擊つ。小田の兵大に潰え、氏治兵を班す。三樂尾擊して急に迫る。氏治城に歸ること能はず、退いて藤澤柵を保つ、三樂小田城主となり、小田氏封を絕つと。或は云ふ「氏治走つて菅谷左衞門尉政貞(攝津守)に依り、二年攻めて、小田城を復す(菅谷系圖、古戰錄)。六年氏治また政貞の子範政に依り、範政木田餘城を復し、進んで小田城を攻む(大藏卿筆記、胤信筆記)。後十三年藤澤城に居り、十八年に至りて逃れ走り全く亡ぶ」と。氏治の子守治の事は野史に「字彥太郎、土浦城陷り、菅谷政貞等十六騎と、奮つて敵陣を衝きて遁

れ去る（東海軍記）。天正十八年、小田原城陥り、守治漂流、後その妹淨光公子秀康の妾となる、故に晩年越前に適きて歿（松窓漫錄、大三川志、古戰錄）」と。家紋鱗。

8 筑波の小田氏　小田氏勢力を得るや、當地方の名祠筑波社の社務を兼ぬ。總社文書文保三年請文に「筑波社、三村鄕地頭、小田常陸前司、請文一通」と載せ、又小田系圖に「小田一流は八田知重の末流、藤原氏也。後には復源姓。小田の庶流、宍戸、茂手木。又小田家にも神家一流あり、是は筑波の祠官として筑波別當大夫と號す」と見ゆ。猶ほツクバ條を見よ。

9 下總の小田氏　下總小金本土寺過去帳に「小田藏人・小田掃部助妙助（大野サカサヒニテ被打）・小田新兵衛（河入自害）」等を載せ、又佐倉風土記曰ふ。「常陸小田氏の所領は恐らく滑河を跨げ、而して菊水山を以つて、或は別業と爲すか。或は退老の處と爲す者歟。東國戰記に滑川城主小田左京大夫政治あり、是れは小田大守と同人か。未だ之を詳にせず」と。

10 藤原北家鹽谷氏流　前と同じく宇都宮八田等と同族なれど少しく流を異にす。宇都宮系圖に「朝綱―朝業―親朝―泰景（小田五郎）」とあるより出づ。又鹽谷系圖に「鹽屋五郎兵衛朝業―朝親（周防守、民部大輔）―泰朝（四郎左衛門尉）―朝基（五郎左衛門尉）―時景（小田五郎）」と見ゆ。下野國河内郡小田邑より起りしか。

11 淸和源氏小笠原氏流　甲斐、信濃等にあり。尊卑分脈に「小笠原長淸の子淸家（小田太郎）」と載せ、また小笠原系圖に「淸家（五男、號小田五郎）」とあるより出づ。甲斐國山梨郡小田谷より與りしなるべしと。曾我物語に小田入道見えたり（甲斐國志）。武家系圖には「小田、淸和、小笠原遠光苗小太郎實信稱之、又小五郎淸家稱之」とあり。

12 淸和源氏滿快流　信濃發祥の小田氏なり。尊卑分脈に滿快流「伊那太郎爲扶―飯田三郎爲實―實信（小田、佐那田等祖）」と載せ、又飯田家譜に「飯田小太郎源實信は小田、佐那田、飯富の祖」と見ゆ。

13 秀鄕流藤原姓結城氏族　磐城國白河郡小田鄕より起りしか。一本結城系圖に「朝廣の子盛廣（攝津守、小田）」とあるより出づ。他の諸系圖には盛廣（道榮）を、朝廣の孫、廣綱の子とす。

14 藤原姓成田氏流　武藏發祥の小田氏なり。成田系圖に「成田下總守顯泰―下總守親泰―下總守長泰、弟朝興（小田伊賀守）」と見え、相州兵亂記に「私市と云ふ處に城ありて小田勘（助）三郎と申す人・小田原へ申通るなり、是は成田長康が二男なり」とあり。武藏風土記埼玉郡私市城（根古屋村）條に「土人所藏せる舊記に、山根城は太田道灌築き、城主本間彌九郎、夫より小田大炊助、小田助三郎居城たりしと。又甲陽軍鑑に云「永祿五年三月、上杉輝虎、成田長康が次男小田助三郎賴興が籠りし私市の城へ押寄、一日一夜攻戰ふ。城中わづか五十騎ばかり、終に打負て、助三郎自害し、則ち城をば燒拂と云々。」初輝虎城外を巡見し、廊下橋の間より婦人の影の移るを見て、人質曲輪なることを知り、沼を埋め無體に攻破りしと云。又小田原記にのする處は、小田降を請とあり、いづれが正しきを得たりやしらず。且つ助三郎を廢城考に伊賀守と記す。助三郎は初の名なるべし。」と載せたり。

長賴の子)―主税長弘―肥前守長亮(實長清五男)―丹後守輔宜―豊前守長教(實長亮三男)―左衞門佐長宇―丹後守長恭―攝津守長易(實遠山美濃守友祥舍弟)―長猷―長純(大和芝村一萬石)現今子爵。

芝村
織田

次に長益五男大和守尙長(武藏守、越後守)の後は修理亮長種―信濃守秀一―監物秀親―(弟)豊後守成純(播磨守)―伊豫守秀行(秀親長子)―下野守信方(實同姓左兵衞信清男)―信濃守秀賢(秀方)―(弟)筑前守長恒―大和守秀綿―安藝守信陽―筑前守信成―信及―秀實(大和柳本一萬石)現今子爵。

柳本
織田

寛政系譜其の他十二家を擧ぐ。

17 織田氏の紋は織田系圖に「上羽蝶(平家累代の紋)、瓜の紋(舊記脫して詳かならず、或は傳ふ曩祖軍忠により、朝廷より瓜の紋を賜ふと雖、中比恐れ憚り之を閣くの處、彈正左衞門勝久・越前國逆亂を征し、歸陣せしむるの時、勳功を賞せられ、御前熟瓜之を賜ふ。再び家の紋に備ふべきの旨、嚴命を奉ず云々。又或記に、戰陣にて武衞瓜の切目吉事を見るにより、信秀に賜ふ云々、按ずるに伊勢守信安、大和守遼勝等前に瓜の紋を用ふる傳・之あるに依り、不審、考ふべし。)永樂紋(信長六本幡五所の紋也)、桐の紋(禁裡の御紋也、公方義昭卿・信長と御父子御契約の時之を賜ふ)。引兩筋(公方御紋也、桐同時之を賜ふ。此の二紋・信長公方を沒落せしむる後、氏族に免ぜらるゝ也」と見ゆ。

18 其の他、織田氏は明石松平藩重臣、岡部安部藩用人格、又織田家の重臣に見え、加賀藩給帳に「參千石(內五百石與力知)(紋瓜)織田左近」を載せたり。

19 柘植流織田氏　ツゲ條を見よ。

20 武藏の織田氏　多摩郡國府總社の禰宜に織田氏あり。

21 河內の織田氏　寛永十七年交野郡三宮着座の覺に「尊延寺村織田氏一軒」見ゆ。

22 越中の織田氏　石堤城は織田陸奥守氏知の居城なりしと云ふ。

23 其の他、美濃、岩代、磐城、尾張愛知郡八幡社の神主(平姓)、信濃等にあり。

小田　ヲダ　和名抄備中國に小田郡あり、乎太と註し、同郡小田鄕あり、乎多と訓ず。又豊後國玖珠郡に小田鄕、陸奧國白河郡(磐城)に小田鄕、同國(陸前)に小田郡ありて乎太と註し、同郡に小田鄕を收む。又河內金剛寺正平十年文書に攝津國小田莊あり、雄田條を見よ。又武藏に小田保あり。その他小田の地名、諸國に多し、此の氏は此等の地名を負ひしにて、其流多し。

1 小田連　物部氏の族にして、天孫本紀に「物部建彥連公、云々、伊勢荒比田連、小田連等の祖」と見ゆ。モノノベ條を見よ。攝津國河邊郡に雄田鄕あり、その地の豪族かと云ふ。

1 小田臣　備中國小田郡の大豪族にして吉備氏の族と考へらる。氏人は天平廿一年四月紀に「小田臣根成」、また類聚符宣抄第七に「小田臣豊卿、備中國小田郡の人、當郡大領小田遂津考解の替を望む。十二月廿九日。宜しく小田豊卿を以つて、改めて備中國小田郡大領小田遂津考解の替に任ず。(天曆八年七月廿三日)」と載せたり。後世當國に小田氏あり、蓋し此の後なるべし、廿四項を見よ。

3　小田朝臣　朝野群載第四に見ゆ。前項小田臣の朝臣姓を賜へるものにして、吉備氏の族と考へらる。

4　小田(無姓)　萬葉集三卷に見ゆ。前條諸氏の族ならんか。

5　陸前の小田氏　當國に小田郡小田郷あり、而して當國多賀城より出でたる古瓦に小田と銘するものあり。

6　藤原北家八田氏流　常陸國筑波郡小田邑より起る。八田知家の後也。新編國志に「小田、筑波郡小田村より出づ。其の先は關白藤原道兼に出づ。道兼三世孫宗圓・僧となり、下野宇都宮座主に補せられ、其の子宗綱、後伯父兼光の子となれ、宗圓の遺地を領し、宇都宮氏と稱し、下野八田に居り、八田權頭と稱す。二子あり、長は朝綱、次は知家。知家十子あり、小田、伊志良、茂木、宍戸等の祖なり」と見ゆ。知家の出自については八田條を見よ。

此の氏の系圖は尊卑分脈に「八田權守宗綱─八田四郎知家┬知重(紀伊守 常陸介 八田五郎 左衛門尉 法名蓮定 號小田 承久の時紀伊前司)─泰知(奥太郎)─時知(常陸介 玄朝)┬宗朝(筑後守、太郎左衛門尉)┬知貞(彦四郎 左衛門尉)
└貞宗(常陸介 太郎左衛門尉)
└道知(北條 筑前守)

├有知(伊志良二郎 左衛門尉)─泰重(八郎左衛門尉 高岡)─家重┬重義(五郎左衛門尉)┬知義(太郎)
│　└重廣(三郎)
│　└重知(九郎)
├知基(茂木三郎)─重繼(修理亮 田野)┬知定(三郎)─知政(四郎)
│　└時繼(九郎左衛門尉)
├宗政(宍戸四郎左衛門)─光重(小幡太郎 小幡)┬定光(又太郎)┬光景(彦太郎)
│　│　└家知(小四郎)┬宗家(又四郎 左衛門尉)
│　│　└顯知(彦四郎)
│　└重家(二郎)─家定(太郎)
├知尚(八田六郎 左衛門)
├知氏(田中九郎 左衛門尉)─朝俊(小田三郎)─朝時(左衛門尉)
├時家(十郎 伊賀守 法名道園 號小田 號高野)┬景家(太郎左衛門 法名知道)─知員(伊賀守)┬知宗(伊賀守 六波羅頭人)┬時知(六波羅頭人 常陸介 和泉守)┬時綱(駿河守)
│　│　│　│　└知貞(出羽守 實父大納言經繼卿)─知春(伊賀守)
│　│　│　├貞知(六波羅頭人 筑後守 近江守)┬維知(遠江守)
│　│　│　│　└行知(圖書助)
│　│　│　└知春(伊賀守)
│　│　└知基(筑後守 近江守 二郎左衛門尉)
│　├知道(二郎)
│　└宗元(太郎左衛門 道元)┬宗繼(七郎 末子也)─知秀(八郎)
│　├家繼(三郎左衛門尉)─宗知(彥太郎)
│　└宗元(又太郎 道性)┬朝祐(四郎左衛門)─知顯(或舍弟 孫太郎)
│　└仲知
├義勝(法印 中條)
├家長(義勝子 出羽守 左衛門尉)
└時玄(大輔法眼 中禪寺別當)

├高知(宮內權少甫 尾張權守)─氏朝(常陸太郎)
├家宗(五郎左衛門)─知廣(孫七郎)
├盛家(十郎、彈正忠)─家時(彌太郎)
└景家(四郎左衛門尉)─仲家(十郎)

と載せ、また宇都宮系圖に「宗圓─宗綱─(小田)知家(號八田四郎、實下野守源義朝男)─知家」と。また宍戸系圖に「知家(號八田四郎)─知重(八田太郎、小田、任左衛門尉、轉常陸介)─泰知(稱奥太郎)─時知(常陸介)─宗知(太郎、任左衛門尉、轉筑前守)─貞知(初稱太郎、後任左衛門尉、兼常陸介)─治久(正三位、左近衛權中將、兼常陸介、改藤原、復本姓源氏)─尊朝(任讃岐守)─治朝(讃岐守)─持家(讃岐守)─朝久(中務大輔)─成治(左衛門尉)─治孝(太郎)─政治(左京大夫)─氏治(讃岐守、天庵)─守治」など見ゆ、庶流多し。即ち伊志良、茂木、宍戸、田中、高野、中條、笠間、山野宇、淺波、河郡名、高岡、田野、小幡、上曾等は皆此の族也。

此の小田氏は東鑑卷十六に小田左衛門尉知重、四十二、四十四、四十六、四十七に小田左衛門尉時知(泰知の子)、四十二、四十八に小田左衛門尉時弘。次に太平記

織田丹波守をして、當城を攻めて陷る。これより信秀當城にあり、信長此の地に生る。天文四年信秀古渡城を築きて移り、信長をして當城に置く。弘治元年信長清洲城を奪ひ四月其地に移り、叔父孫三郎信光に與ふ。同十一月信光死し、林佐渡守信勝當城主となる。

又中根南城（中根村西市場）の城主は織田越中守と府志にいひ、信長記一の卷に中根殿とあり。又府志に「土人亦曰、織田越中者天性魯鈍人也」と見えたり。又稻葉地城あり、ツダ條を見よ。

11　丹羽郡にては樂田城（樂田村）あり、尾張志に「織田彈正左衞門尉久長築て住す、其後津田下野守信清當城を攻とり持城とす、永祿年中信長公信淸を追ひ、坂井右近政尙に守らしめらる」と。又大赤見城（大赤見村）は織田與七郞居住せし由いへり、永祿の桶はざま合戰に功名ありし服部小平太も織田家の親族なるよしなれば、此與七郞と由緖ありし人なるべし、當所の住民に服部氏といふものは小平太の裔孫なり。

又小口城（小口村）は織田和泉守の居城、或は織田與次郞信康こゝに住しともいへり。安土創業錄に信秀の舍弟織田與次郞信康丹羽郡小口の城主、又白岩、犬山殿といふ、犬山の城主織田信淸の父也、小口の城は本織田和泉守が城也と見えたり。

12　次に海部郡　小木江城、又古川城（大森村子消）は織田彥七郞信與の城址なり、信與は織田備後守信秀の七男にて當城主なりき。又西保城（西保村）は織田三四郞城址のよし傳ふ。又松葉城（西條村）は織田伊賀守、薙髮して、仙者又善射といひしが居城の跡也。織田眞紀、織田軍記等に松葉の城主織田伊賀守と見えたり、然るに里人太田伊賀守の城といふは誤也。又桂城（桂村）は織田十郞居りし由里人いひ傳へたり。又深田城（西條村）は織田右衞門尉が籠り居たりと。

13　知多郡　大草城（大草村）は織田源五入道有樂、大草に引移して居城に取建られけるよし尾陽雜記にしるし、また府志には「織田源五長益之を築く、未就而罷」と見えたり。又鷲津砦（大高村）は永祿三年織田玄蕃、守りしとぞ。

14　織田宗族　織田敏定は寶德年間、斯波千代德丸の幼年なるをもて、將軍義政の母慶樹院に口入を賴み、尾張の守護職を申請ひけるが、評議決せずして、千代德丸に守護を命ぜしかば、將軍の母憤りて嵯峨へ隱遁せらる。中原康富日記に、「寶德三年九月、尾張守護代所望の織田事、千代德殿を返し遣す可きの由云々、」と。又南方紀傳に同十月「將軍母堂慶壽院殿、嵯峨に隱居、是れ斯波義廉家臣織田大和守、訴論口入、許容無きに依り、之を述懷す」と見ゆ。大和守は敏定にして右馬助敏信入道常世の父也。

次いで文正記に「文正元年丙戌七月中旬、洛中騷動天地を覆す。然る間、尾州守護代織田兵庫助敏廣、遠州陣を拂ひ、汗馬を休め、上洛の支度す、諸一族の僉議により京都の一注進を待つ云々。同名次郞左衞門敏貞、七月十八日、時刻を移さず、小臣の身と雖、最前一騎馳上る事、當千と云ふべし。是れ三軍の師も奪ふべく、匹夫の志は奪ふべからず。其れ斯れを謂ふ歟。同參河守廣成、八月四日、猛勢引卒して洛中に入り、貴殿に對面して良楯を警固す。然れども敏廣其の身國の固たりと雖、猶々京都の雜說楯の齒を引くが如く、夜を日に繼ぎ飛脚羽書刻々到來す、之に因り八月下旬、國中の勢を分

ち、家弟與十郎廣近を指副へ、相從ふ輩は、同名從父兄弟三郎廣久、同名九郎三郎廣泰、其の餘兵卒勝げて記するに耐へず、云々」と。

續いて應仁略記に「一番は織田の與次(敏廣)惣領と成て、一錯亂終にして、彼が親の鄉廣、越前にて生涯以來、甲斐入道が緩怠を改めんと云々、」また應仁別記に「尾張國守護代織田兵庫助、舍弟與十郎」また應仁私記に「織田九郎左衛門忠康、」を載せたり。

15　信長の家　織田氏は室町時代既に盛なりしも、此等は其の宗族にして、信長の家は庶流に過ぎざりしが、信秀に至り大いに著はれ、その子信長天下に霸を稱し、官右大臣に至り、明治に及び正一位を贈られ、建勳神社に祀られて官祀に與かる、偉と云ふべし。嫡子信忠は本能寺の變二條城に死し、其の子秀信・秀吉に擁せられて織田氏を嗣ぎ、美濃國岐阜城に居り、十三萬石を領して岐阜中納言と稱せらる。惜しむべし、關ヶ原の役西軍に屬し、城陷り、高野山に登りて斷絕す。信忠の弟於次は秀吉に養はれ、羽柴丹波少將秀勝と云ふ。天正十二年丹波國に封ぜられ福智山を府城とし、十八萬石を領す。杉原七郎左衛門尉家次輔佐として當地二萬石を領す。文祿元年秀勝卒して嗣なし。

信長の弟信包は初め上野介と云ふ、信長記に見ゆ。天正十一年、安濃津城主となる。(或は云ふ天正三年より)秩五萬石、太閤記には上野介信良、或は宍津中將、或は宍津少將とあり。民部大輔を經て左近衛權中將に至る、出家老犬と號す。其の子民部大輔信重(三十郎)伊勢林領主、その弟刑部大輔信則なり。

16　德川時代の織田氏　其の他、信長の兄弟、子息多けれど、後世諸侯として榮えしは信雄の裔と信長の弟長益の後とのみ。信雄は信長の第二子にして伊勢の北畠家を嗣ぎしも、後織田氏に復す。官・內大臣に至る、後入道して常眞と號し大坂城にあり、大阪役後大和宇陀松山にて五萬石を領し寬永七年薨ず。其の四男信良・兵部少輔より左近衛少將に任ぜられ、上野小幡二萬石を領す。其の子因幡守信昌(兵部大輔)—越前守信久(實高長四男)—因幡守信盛—美濃守信就—兵部大輔信右—(弟)和泉守信富—美濃守信邦(實對馬守信榮三男)—左近將監信俘(信榮四男)—若狹守信美—左近將監信學—信敏—信恒(羽前天童二萬石)現今子爵。

家紋窠、揚羽蝶、桐、引兩筋、永樂通寶錢、無之字、菊。

天童
織田

次に信雄の五男出雲守信友(侍從高長)父の後を嗣ぐ、その子山城守信尙(侍從長頼)—伊豆守信武—近江守(山城守、壹岐守)信休(初信恒、)元祿八年二月五日大和松山より轉じて丹波柏原二萬石を領す。其の子出雲守信朝—山城守信舊(實信休三男)—出雲守信憑(初信富、實同姓信榮二男)—近江守信古(實信應男)—出雲守信貞(實信守男)—出雲守信敬(實細川豐前守之壽二男)—山城守信民—(英太郎)—出雲守信成(實山崎主稅助治正次男)丹波柏原二萬石、現今子爵、

次に長益は信秀の十男、秀吉に仕へ源吾侍從と云はれ、入道して有樂と云ふ。其の子左衛門佐長政(丹後守)德川氏に從ひ大和芝村一萬石を領す、其の子豐前守長定—主膳長明—內匠頭長淸(實山城守

此の流の系圖は次の如し。

信定
- 信秀 彈正忠 備後守
  - 信康 與次郎 犬山城
    - 信清 下野守 十郎左衛門尉
    - 與康 美ノ九侯城主
    - 休以
    - 與一（柘植） 大炊介 與八郎
  - 信光 孫三郎 守山城
    - 信成 市之介
    - 信昌 小幡城 四郎三郎
  - 信實 四郎三郎
  - 信次 孫十郎 右衛門尉
  - 女（岩室妻）
  - 女（小林）
  - 女（岩倉）

- 信廣 三郎五郎（大隅守）
- 神保安藝守室
- 織田信清室
- 齋藤秀龍室
- 信長 吉法師 三郎
- 信行 勘十郎 武藏守 末盛城主 ― 信澄 七兵衛尉
- 苗木勘太郎室
- 淺井長政室 後勝家室
- 織田信直室
- 信包 左中將 上野介 民部大輔
  - 信重 民部大輔 三十郎
  - 秀吉妾（姫路殿）
  - 信則 刑部大輔
- 佐治爲興室
- 信時 安房守 喜藏
- 信與 彥七郎
- 秀孝 喜六郎
- 秀成 半左衛門
- 某（中根氏養子）
- 長益 侍從 有樂 源五
  - 長孝 孫七郎 河內守
  - 長賴 侍從左門 孫十郎
  - 俊長 右衛門尉 源藏主

- 長利 又五郎
  - 長政 丹後守 和州戒重城主 左衛門佐
  - 尚長 武藏守 大和守 主殿介 和州柳本領主
  - 宥諌
- 織田信成室
- 細川昭元室
- 津田出雲守室
- 飯尾信宗室
- 津田元秀室

- 蒲生氏鄉室 ― 前田利長室
- 松平信康室
- 信忠（秋田城介）
  - 秀信（三郎）岐阜城主 權中納言
  - 秀則 侍從、左衛門尉 宗爾
- 信雄 茶筌 三之介 常眞
  - 秀雄 三法師 宰相
  - 信良 左近衛少將 兵部少輔
  - 高良 侍從 出雲守
- 信孝（神戸三七）
- 秀勝 秀吉養子、於次、中納言、丹波守護、十八萬石
- 勝長（源三郎、信玄養子）御坊 ― 勝良 源三郎
- 信秀（三吉）侍從
- 信高（藤四郎）左衛門佐
- 信吉（武藏守）
- 信貞（雅樂頭）― 貞置

- 長好（長）左京亮
- 長次（於錄、長兵衛）
- 瀧川一益室
- 筒井定次室
- 前田利勝室
- 丹羽長秀室
- 三之丸
- 水野總十郎室後佐治與九郎室

勝幡城は中島郡城西村にあり。尾張志に「天野信景が書る尾張國司歷任略に『從五位上大中臣朝臣安長、二條院應保元年辛巳、奉勅任尾張權守、居海部郡勝幡城』と記せり。其の後館舍廢絕して、やゝ久しく過ぐ、永正年中織田彈正忠信定、此地に城を築き居り、其の子備後守信秀にいたれり。織田眞紀、安土創業錄等に信定信秀二代在城せしよし見えたり」と。

8 其の他、織田氏に關係深き諸城を云へば次の如し。先づ中島郡には野府城（野府村）あり、尾張志に「織田軍記の系圖、又尾陽雜記に信長公の弟織田九郎信治、尾州野夫城主、元龜元年九月十九日、江州坂本にて戰死すと見えたり」とあり。又奥田城（奥田村）あり。織田軍記の系圖

に「大和守敏定二男近江守定宗、尾州奥田城主、母京極持清女、飯尾氏の子となる。永祿三年五月十八日、尾州鷲津城に於て戰死、其の二男飯尾左馬助重宗、舊名彦三郎、尾州奥田城主、法名宗菴、又曰土伯、後加州に終る」と記せり。

9 次に春日井郡にては守山古城(守山村)あり。宗長手記に「大永六年三月廿七日尾張の國守山、松平與一(信定)館の千句、淸須より織田筑前守守護代坂井攝津守など、はじめての人數にて興ありし」よし記せり。參河の松平家の屬邑なりしが、其の後淸康こゝに陣どりし事あり。天文十七年の頃より、當國織田家附屬の地となりて、孫三郎信光、孫十郎信次、安房守信時など、かはる〲住めり。天文廿三年信光此城より那古野の城に移りしかば、孫十郎當城を守る。織田眞記に「弘治元年六月廿六日、公(信長公也)弟喜六郎秀孝單騎にて、直に織田信次と壯士數輩とが松河渡に漁するに遇ふ。信次其の無禮を怒り洲賀才藏といふ者弓を挽き之を射る。信次秀孝なるを知りて逃去、末盛の城より織田信行馳せ來り、纔に城を存す。信次逃去、屬士角田新五郎、坂井喜左衞門等衞る云々、」と見え、織田軍記に「六月廿六日、守山城主織田孫十郎不慮の事ありて逐電せらる。織田安房守信時と申す人是も信長公の御舍弟にて、人にすぐれ、利發なる御方なり。佐久間右衞門尉と申す信長の御家老あり。此人守山の兩家老角田新五郎坂井喜左衞門に心を合せ信長公へさま〲に申上て、安房守殿を守山の城主になし申けり。安房守殿は守山の城に在しければ兩家老坂井喜左衞門、角田新五郎諸事を取斗ふ。新五郎同二年六月、城中普請ありけるに、土居の崩れたる所より人あまた引入れ、安房守殿に御腹めさせ、岩崎の丹羽源六と引組て城を堅固に相抱へぬ云々。織田孫十郎殿の久々浪人にて他國に落魄し給ふを御救免なされ、舊の如く又守山の城を下され、二度此城へ御歸參あり」と記せり、其後北伊勢長島の軍に孫十郎信次戰死す。信雄卿從士分限帳に九百貫守山津田孫十郎と見えたるは信次の子の代なるべし。

又小牧山城(小牧山)は尾張志に「弘治二年信長公淸須より移りて、しばらく住給ひしといふ。祖父物語に小牧越といへるはこの事也。安土創業錄に尾州小牧山にも城を築き給ふ云々、」と。永祿七年九月、美濃國厚見郡稻葉山をせめとり、移給ひし後廢城のごとくなれり。又北外山城(北外山村)は織田與四郎の居城といひ傳へたり。又龍泉寺の城(吉根村)は安土創業錄に「弘治二年織田武藏守信行は尾張國春日井郡龍泉寺に城を築き、同國岩倉の織田伊勢守信安と約して尾州東郡を押領せんとぞ斗りける」と見えたり。

10 次に愛知郡日置城(名古屋市日置)は織田丹波守の居城也。丹波守は又小田井城主にて名を寬維と云ふ、下四郡の守護代也。其子掃部助忠寬、信長に仕へしが罪ありて誅せらる。又古渡城(名古屋市古渡橋町)は織田信秀築き、那古野城を信長に讓りて移る。又末森城(末森村)は天文年中織田信秀築造、其の子勘十郎信行繼ぎて居城す、信行(信勝)信長に殺されて後廢す。

又名古屋城(名古屋市)は始め名古屋氏の人、此の地を領して城を築くと云ふ。次に大永年間、今川左馬助氏豊の居城となる。氏豊、斯波義達の娘を娶る。享祿五年春、海東郡勝幡城主織田信秀、計を以つて城内に入り、部下の兵及び日置城主

應仁亂、文明三年斯波義廉當國に入り、中島の府館にありしが、文明九年當地に在城す（或は云ふ當城の築城は此時也と。）それより右兵衞佐義寬、左兵衞佐義逵、を經て治部大輔義統に至る。されど義逵以來勢力なく、威權守護代織田氏に移る。義統（義元）に至り、天文二十三年家人梁田彌次右衞門、那古野彌五郎等と謀りて、守護代彦五郎信友を誅せんとせしが、同年七月、義統の子義銀が出獵の期を窺ひ、信友・反りて織田三位房、坂井大膳亮と謀り、本丸なる義統を襲ひ、森刑部少輔、丹羽左近を討ち、義統を始め、老臣三十四人を自殺せしむ。嫡子岩龍丸義銀・那古野に走り信長に倚る。信長これより當城を攻め、明年之を陷れて、三月當城に移る。義銀元服して又當城にありしが、永祿四年、三河の吉良義安及び當國戸田の石橋義忠等をかたらひ、信長を討たんとせしかば、信長怒りて之を逐ふ、斯波氏こゝに至つて亡ぶ。後信長居を小牧、次に岐阜、安土等に移したれども、猶ほ當城は織田氏の本據たりき。天正十年六月、信長父子弑に遇ふ。前田玄以遺命を帶び、三法師を奉じて當城に還る。後織田信雄當國を得、當城に居る。同十八年に至り、秀吉信雄を逐ひ、養子秀次に與ふ。文祿四年秀次罪ありて自殺、福島正則當城に封ぜられ十八萬石を領す。

4　岩倉織田家　上四郡の小守護家也。

○敏廣　鄕廣嫡子、又敎廣とあり、次郎左衞門尉、兵庫助、岩倉城を築く。

○常信　敏廣甥、上四郡を守護す。

（常任）　敎廣男、次郎兵衞。（勝久）　常任男、三郎彈正左衞門。（久長）　勝久男、彈正左衞門。

○敏定　久長男、三郎、伊勢守、又大和守、上（一本下）四郡守護代、法名常英、（又犬山城、小田井城に住すと云）明應四年七月美濃の亂石丸利光を助く。陣中歿。

○敏信　敏定男、左馬助、伊勢守、（又備後守）岩倉城（又犬山城）法名常也。上四郡守護代、明應四年嗣ぐ。

○信安　敏信男、三郎、伊勢守、法名常永、岩倉城、上四郡、（犬山城）、其子信賢に逐はれ、美濃に走る。

○信賢　信安男、伊勢守、兵衞尉、岩倉城、永祿二年三月信長に攻められて降る。

△信家　信賢弟、久兵衞。

岩倉城（岩倉村）は春日井郡にあり、織田次郎左衞門尉敏廣初めて築く、其の姪伊勢守常信以來、代々居住す。當國を二つにして上四郡の守護代たりしが、六代の孫大和守敏信の子伊勢守信安の時、其の子伊勢守信賢、其の弟久兵衞信家と家督を爭ひ、父信安を逐ひ當城にありしが、永祿二年三月信長に攻められて退城す。

5　小田井織田氏　當國下四郡の守護代なりとも云はる。

△敏定　久長嫡男、三郎、大和守、（伊勢守）寶德三年當國守護たらんとして義政將軍の母慶樹院を以つて申請せしも得ざりき。法名常英。岩倉織田家。

○常寬　久長二男、敏定弟。丹波守、游稾城（小田井城）にありて下四郡を領すと云ふ。永正三年七月十四日卒、東雲寺殿、聞巖化元居士。

○寬故（寬政）　常寬男、藤左衞門尉、兵部大輔、天文十九年二月七日卒、號古岩元陣。

○寬維　寬故男、藤左衞門尉、丹波守、天文十一年九月廿一日於濃州大垣、爲齋藤山城守討死、二十三歲、號天岩以青。

○信張（寛廉）　寛故男、寛維弟、大永七年游臺城に生る。母武衞（玉堂殿）の女、字又六郎、太郎左衞門尉、信長に屬す。文祿三年九月廿二日卒、年六十八、號長與寺月虎宗乙居士。

○信直（信時）　信張男、又八郎、信長公の妹聟、天正二年九月廿二日長島戰死。

○信氏　信張孫、信直男、竹千代。

小田井城は織田系圖に游臺城とあるものにして、春日井郡下小田井村の西にあり、織田氏の一本家なりし小田井織田家の居城にして、下四郡の守護代なりしと云ふ。大和守敏定より、その弟常寬、次ぎて其の裔寛故、寛維、信張等代々城主たりしが如し。なほ人物志、尾張志に據れば、大和守信武も當城主たりしと說けり。

6　大山織田家　岩倉織田の支流也。

○廣近　鄕廣男、敏廣弟也。與十郎、遠江守、（文正記、應仁別記）に見ゆ。法名珍嶽、常賓。

△（敏定）（敏信）（信安）

△信定（敏定二男と云ふ。）彈正忠、法名月巖。木ノ下村城在住。

○信康　信定男、與二郎、木ノ下城より後三狐地山に移す。天文十六年九月稻葉山合戰に死す。法名白巖。

○信清　信康二男、津田下野守、十郎左衞門、信長の姉聟なれど仲惡しく、信長に攻められ、敗北、甲州に逃る。犬山哲齋と云ふ。

犬山城（乾峯城）は犬山町にあり、中世以來、妙法院門主の領なりしが、永享の初め、當國の守護武衞左兵衞義寬の門葉斯波式部少輔滿桓（法名元勳）當城を築き、當郡小口の城主織田與十郎廣近をして守らしむ。其後文明中、大和守敏定より左馬助敏信、伊勢守信安まで、代々當城主たりと云へど、此等は岩倉城主なれば、當城をも兼領せしか。後木ノ下城主織田彈正忠信定の二男與二郎信康、木ノ下城より當城に移りしものの如し。此の人天文十六年九月、稻葉山の合戰に死し、その二男津田下野守信淸これを守る、信淸は信長の姊聟なれど中あしく、信長に討れて甲州に逃る。次いで栢植與一（大炊助）城代たり。元龜の初め池田勝三郎信輝、信長より當城を賜ひしが、天正九年信輝、信長の末子御坊（元服して源三郎勝長）を婿となして城を讓る。勝長翌十年六月一日、二條城に於て兄信忠と共に戰死す。

7　勝幡織田家　信秀信長の家也。信秀、淸須織田家に仕へしが、其の知謀武略、斯波家、兩織田氏を凌ぎ、信長に至りて國內を一統す。

○信定（敏定二男と云ふ）彈正忠、法名用巖、木ノ下城。

○信秀　信定男、彈正忠、備後守、勝幡城、天文十一年古渡城、同十七年末盛城、享祿五年春名古屋城を奪ふ。天文十八年三月三日卒、法名桃巖。

○信長　信秀嫡男、母土田氏（土田下總守源政久女）天文三年正月那古屋城に生る。幼名吉法師、天文十五年十三歲元服三郎信長と云ふ。十六年初陣、父の死後家を嗣ぎ上總介と云ふ。後正四位下彈正忠、天正二年三月十八日參議、從三位、同三年十一月四日權大納言、同七日右大將、同四年十一月十三日正三位、同廿一日內大臣、同五年十一月十六日從二位、十一月二十日右大臣、同六年正月六日正二位、同四月九日兩職を辭す。同十年六月二日、明智光秀の爲本能寺に攻められ自殺す。年四十九、是日贈太政大臣從一位、道號泰岩、號天德院、改惣見院。

書、安貞二年七條院處分案に「丹生北郡織田庄」と載せ、又勘仲記、劔神社文書に見ゆ。神名帳所載敦賀郡織田神社此の地に鎭座す。其の地後世丹生郡に入りしなり。本社の祠官は卽ち織田氏の祖にして、老祝部、權祝部あり、共に齋部宿禰姓と稱す(越前藩拾遺)、然らば織田氏は忌部姓とすべきが如し。イムベ條參照。但し一說大中臣朝臣姓とす。蓋し後世の假冒に過ぎざるべし。かくて「信長の家は織田神社の祠官織田權大夫親實八代孫津田次郎四郎常昌の子帶刀左衞門常勝、斯波高經、義將に歷仕し、尾張八郡の宰たり、その十一代を信長とす」と云ふ。

然るに織田系圖には「平重盛―資盛(右近衞權中將、越前守)―盛綱、弟親眞(三郎權大夫、江州津田、越前織田の元祖、親眞胎中に在り、三箇月に及んで平氏沒落の間、父資盛。潛かに親眞の母(父、舊記切れて見えず、三井寺一條坊阿闍梨眞海の姪)を近江國津田庄に隱容せしむ。時に餞別の爲に資盛・和歌を詠じ、自ら筆して之を親眞の母に賜ふ。其の詠に『近江なる津田の入江のみをづくし、見えぬも深きしるしなりける』と。然して樓を降らしむ。親眞長(親眞之母、牢浪後成長之妻)之處、長じて實子と稱し、之を育つにより源家・平氏の遺孤を滅盡するの難を免る。幼穉、越の前(舊記脫して見えず)州織田の庄に行き、親眞長ずる後に於いて、母始めて密々の旨趣を語り含め、件の詠歌を與ふるの間、秘かに歲曆を經て、男親基に相讓る所也)」と載せて、桓武平氏重盛流とすれど、信じ難きや勿論ならん。されど又「織田系圖に據るに、平資盛の第二子親實、其の母・抱きて、近江津田に匿る。津田の土豪納れて妻となす。親實從つて其の家に養はれ、越前織田の禰宜・撫して以て嗣となす。遂に織田氏を冒す。是れを右府公信長の始祖となす。然れども東鑑、盛衰記、吉記、百錬抄等を以つて之を證するに、重盛の諸子、維盛、資盛より師盛、忠房、及び孫の高淸に至る、皆免がるを得ず。況んや源二位(賴朝)の死を免るゝは、平宗淸(彌兵衞尉)の危語を以つて、賴盛の母に申し、倶に謀りて之を請ふ甚だ力むる也。重盛と甚だ相涉らず。然らば則ち系圖が云ふ所、二位(賴朝)厚く重盛を德とし、其の庶孫を祿すとは、疑ふらくは杜撰に出づる也。然れども系圖今數本あり、近江總見寺藏本を、尾張法華寺本と較ぶるに差や精詳たり。又權中納言藤原爲重の跋語あり、或は以つて據と爲すべきか」と論ぜらる。

前引織田系圖は法華寺本に據る、こは總見寺本に據れる也。織田氏の出自については猶ほ津田條を參照せよ。

越前國丹生郡羽丹生村の北に豊藏城あり、附近寺村に織田氏の墟ありと。猶ほ「志津城は南中村に在り、又織田氏の墟」と云ふ。又下絲生村の北山上に烏嶽城あり、織田氏嘗て當城にありしと云ふ。

2 尾張の織田氏　織田系圖に據るに、親眞の子權太郎親基、その子に孫太郎親行、孫次郎基行あり。親行の後は其の子「太郎兵衞行廣―三郎太郎兵衞末廣―廣定(早世)、弟三郎基實―三郎四郎廣村―三郎右衞門眞昌、」眞昌に三子あり、萬千代、次郎四郎常昌、三郎五郎昌之、これ也。萬千代早世して常昌嗣ぐ、この人初めて斯波義重の臣となると。其の子助次郎常勝は帶刀左衞門と稱す、斯波家の家老となり、尾張の內にて地を領すと云

ふ。常勝の子「次郎左衛門敎廣—次郎兵衛常任—三郎彈正左衛門勝久」にて、勝久に二子あり、彈正左衛門久長と六郎常孝となり。

久長の後は、久長—

- 敏定（三郎、武衛之字、伊勢守、犬山城に居住す）
  - 敏信（左馬助、伊勢守、法名常也、尾州上四郡、犬山城）
    - 信安（三郎、伊勢守、法名常永、犬山城）
      - 信賢（伊勢守、兵衛尉）
      - 信家
      - 正盛（新十郎）
    - 信秀室
  - 定宗（飯尾近江守）
    - 信宗（隱岐守）
    - 敏宗（彥三郎）
  - 信定（彈正忠、法名用殿）—信秀—信長
- 常寛（東雲寺殿、丹波守、居住尾州游臺城下、知下四郡）
  - 寛故（藤左衛門尉、（寛政カ）、古岩元陳、游臺城）
    - 寛維（藤左衛門尉）
    - 信張（元寛藤、游臺城）
      - 信氏（母信長妹、角藏、竹千代）
      - 忠辰（兵部大輔、備後守、監物）
      - 信番（忠直、監物）
      - 知信
      - 宗元
    - 常知（又三郎、義元に屬す）
    - 信直（又八郎）
  - 寛貞（筑後守、柴田城主）—忠寛（掃部助）
    - 常遂（掃部助）
    - 敎貞（彥四郎）

⊛

次に常孝の後は、其の子「勝秀（大和守、清洲城に居住）—達勝（大和守、天文年中、尾州下四郡、清洲城、守護武衛處、

彼の冠者・重職の器に非ず。心府醫術を費す外他なし、匪欺諫諍而已。却て鴆毒を求め給ふの間、之を追出し、數萬町の庄園を押領する處なり」と見ゆ。されど此の系圖信じ難き點頗る多し。

この尾張織田氏は斯波家の尾張に於ける守護代なれど、守護の權力早く衰へて、織田氏の勢力主家を凌ぐ。既に寶德年間、織田敏定守護たらん事を願へり。當時織田氏二流に分る。一は清須城に據り、下四郡を領し、一は岩倉城にありて、上四郡を支配す。共に小守護と稱せり。其の他犬上、尾臺等の織田あれど、其の家系皆詳かならず。今諸書を校定して次に其の世代を示すと雖、未だ完全と云ふを得ざるなり。

3　清須織田家　清須城に據る、されど清須は斯波家のある地なれば、時に他流の織田氏、當城にありて守護を補佐せし事もありしが如し。

○常行　出雲守入道、應永の比當國に有て武衛斯波家を補佐すと云ふ。越前織田より出生と。

○敏廣　鄕廣男、與次郎、兵庫助、應仁文明頃の人にて斯波左兵衛督義敏を助く。

一族大和守敏定と爭ふ。

△（廣近）　敏廣弟、與十郎、遠江守、法名珍獄、常寶。

○廣遠　清須五郎と云ふ。本州下四郡を守護す、延德の比の人也。

○寛廣　下四郡の主、斯波左兵衛佐義寛の小守護、明應頃の人也。

○（敏定）　岩倉城織田氏、又當城に出仕す。次の頁の二段を見よ。

○達勝　大和守、大永の比清須在城にて下四郡を守護せり。斯波義達を補佐すと。

○（敏信）　岩倉織田氏、又當城に出仕す。次の頁を見よ。

△良賴　筑前守、小守護達勝の補佐也。

△藤左衛門　良賴男、小守護達勝の補佐也。

○達廣　大和守、（因幡守）、享祿比の人、守護義達を補佐す。入道常祐。天文十六年稻葉山にて戰死す。（敏信男と云ふ。）

○信友　彥五郎、天文二十三年七月斯波義統を弑す。後信長に討たる。達廣の養子也。

⊛ 清洲城（清洲町の北、五條川の西岸）は永和元年、守護斯波右兵衛督義重初めて築き、守護代を置きて守らしむと云ふ。後

男、菅谷九右衛門尉の兄、小瀬三右衛門尉の養子となる。信長記、太閤記等を著はしたる小瀬甫庵道喜も此の一族なるべし。

尾張志に「當郡上野村に城二處あり、一所は下方左近將監貞清にして、是れ名古屋の士下方氏、小瀬氏等の祖なり」と見ゆ。

5 播磨の小瀬氏　赤松家の重臣にして、赤松家風條々事に當方御年寄として、小瀬氏を載せたり。

6 美作の小瀬氏　古城記に關山城は關村にあり、小瀬廣勝の據る所なりと。天文中尼子氏に屬す（陰德太平記）。

7 丹後の小瀬氏　三家物語に小瀬因幡あり、岡の城に據る。

8 其の他、參河後風土記に小瀬四郎右衛門、德川時代尾州德川家の重臣、伯太渡邊藩の重臣に此の氏あり。又加賀藩給帳に「拾人扶持、小瀬貞安」、幕末尾州藩に小瀬新太郎あり。

尾瀬 ヲセ　上野國利根郡尾瀬より起る。後閑村玉泉寺古記に「源賴義、奧州安倍貞任と挑戰す。貞任（或は惟任に作る）尾瀬谷窟に籠居す。其の路危嶮、而して其の城固牢なり。康平四年辛丑、武將賴義朝臣（或は義家と曰ふ）利根郡に於いて八幡大菩薩を勸請し、敵軍を退くる事を誓願す。神甚だ奇瑞を見せ、而して後尾瀬城を陷るゝ也。安倍の餘黨、八幡山岩窟に在りて餓死す。俗に八束明神と稱す、賴義（或は義家と曰ふ）武威・信心を兼ね、神德に合し祈るの故也。今利根郡に安倍姓あり、尾瀬黨裔也。長享二戊申歲、仲秋、玉泉二代曇英惠應」と見ゆ。アベ條を參照せよ。鯖江藩侍帳に尾瀬喜藤治見ゆ。

於勢 オセ

小塞 ヲセキ　和名抄尾張國中島郡に小塞鄕あり、乎世木と註し、高山寺本には乎世支とす。後の葉栗郡小關村の地なり。此の地より起る。小關、尾關と通ず、併せ見るべし。

1 小塞連　尾張氏の族なり。神名式此の郡に小塞神社を收む。此の氏の氏神ならんか。此の氏・寶龜八年に宿禰姓を賜ふ。

2 小塞宿禰　尾張氏の族にて前項氏の後也。寶龜八年七月紀に「左京人正六位上小塞連弓張等五人、姓を宿禰と賜ふ」と見ゆ。後延曆元年十二月紀に「內掃守正外從五位下小塞宿禰弓張言ふ、弓張等二世祖近之里、庚寅歲以降、居地の名により小塞姓に從ふ。望み請ふ、庚午年籍により小塞を改め換へ、尾張連を蒙り賜はらんと。之を許す」と見えたり。

小關 ヲセキ　小塞、尾塞、尾關と四者相通じ用ひらる、併せ見るべし。

1 正倉院天平寶字八年文書に見ゆ。前條氏に同じかるべし。

2 清和源氏深栖氏流　尾張志春日井郡に上野村の人小關源五左衛門を載す。上野城跡二あり、「一處は村の巳午の方にありて、小關源五左衛門が守りし城なり」と見ゆ。なほ次の條を見よ。

3 羽前の小關氏　村山郡の豪族にして、天正中小關嘉左衛門あり、岸美作守に加勢す（風土略記）、同國酒田三十六舊家に尾關氏あり。

尾塞 ヲセキ　小塞、小關と通ず。

1 尾張氏族　小塞連の後也。朝野群載十一等に見ゆ。

2 清和源氏深栖氏族　小關邑より起る。尊卑分脈に「深栖三郎光重―光貞―重貞（尾塞掃部助）―康重（左衛門尉）―季親左衛門尉）」とある後也。子孫中島郡、葉栗郡、春日井郡にありと。寬政系譜・清和

源氏支流に此氏を收め、家紋を九曜とす。

尾關 ヲセキ 小塞、小關、尾塞に同じ。

1 尾張の尾關氏 尾關大和守吉秀の末葉、新右衛門(隱岐守)、其の子六右衛門(石見守)父子は福島正則に仕ふ。備後國三原城を賜ひ、父は一萬石、子は二萬五千石を領せり。藝藩通志に「尾關山、比熊山の南麓に一小岡あり。福島氏の時、家臣尾關石見正勝これを守る、故に尾關山とよぶ。」と見ゆ。

2 羽前の尾關氏 酒田卅六舊家の一に此の氏あり、平泉押領使秀衡の妹德尼公に隨ひ來りし奥州侍の末なりと云ふ(庄内物語、風土略記)。當國に小關氏もあり、前に云へり。

3 德川時代、尾關氏は高取上村藩の重臣たり。又美濃、石見、備前、備中、筑後(學者)にも存す。

隱曾 オソ 甲斐國山梨東郡於曾郷より起る。三枝氏の一族にして當國の在廳官也。三枝系圖によるに、三枝守國の末子を守繼とし、隱曾介と註す。其の後とす。サイグサ條を見よ。

於曾 オソ 和名抄甲斐國山梨東郡に於曾郷を收む。其の地より起りしにて、前條隱曾と通じ用ひらる。

1 三枝氏流 前條に云へり。

2 清和源氏加賀美氏族 加賀美遠光男四郎光經(於曾氏)(一に經光、信經)より出づ。(武田系圖)。又小笠原系圖に「加賀美遠光—光俊(號於曾五郎)」と見え、又諸家系圖纂に「遠光—(於曾)光俊(同五男、號小曾五郎、當流文松皮也、黑菱)」と載す。光俊は光經の弟也。

小曾 ヲゾ 前條に同じきか。

尾曾 ヲゾ

尾曾戶 ヲソド 秀鄉流藤原姓足利氏の族にて、木村定綱の子信直を祖とす。信直は正平應永の頃の人なりとぞ。

小埣 ヲソネ 和名抄下總國結城郡に小埣郷あり、高山寺本小埣に作る。

尾曾根 ヲソネ 次の氏に同じ。

小曾根 ヲソネ 備前兒島の族なり。中興系圖に「小曾根、三宅、兒島庶流」と見ゆ。

尾園 ヲソノ 武藏の豪族にして、小野姓猪股黨の一なり。小野氏系圖に「猪股時範—家衆—家高(尾園野三郎)—淸高(小野太郎)」と載せ、又七黨系圖に「猪股野兵衛時範—家衆(野七)—家高(尾關野二)—淸高(小野太)、弟時長(十)—

—時秀(左)—助時(二左)
　　　　　　—時忠(四兵)
　　　　　　—時實(十兵)
　　　　　　—頼秀(左四)
　　　　　　—秀景(尾關九左、相模守久時に與し、元弘亂に討死す、)—行秀(ミ)
—成時(左近將)
—廣衆(野部二)

と見ゆ。

小薗 ヲソノ 前條氏に同じきか。或は尾曾野氏に等しきか。

小園 ヲソノ コソノ 同上。猶ほコソノ條を見よ。

尾曾野 ヲソノ 信濃國小縣郡の豪族にして黑丸城主に尾曾野但馬守あり。

於曾能 オソノ

小曾納 ヲソノウ 常陸國の豪族にして、新撰國志に「小曾納、茨城郡小曾納村より出たり。弘治中オソ能治部少輔あり」と見ゆ。

小添 ヲソフ 大同類聚方に見ゆるのみ。

尾添 ヲソフ ヲソヘ 加賀國に尾添邑あり。石見に尾添氏あり。

織田 オダ 越前國敦賀郡、若狹國三方郡共に織田神社ありて式内に列せらる。而して兩國共に織田庄あり、此の氏は其の地名を負ひしなり。

1 齋部姓(稱桓武平氏重盛流) 越前國丹生郡織田庄より起る、織田庄は東寺文

- 弘家（小太郎）
- 實行（二郎左衞門尉）
  - 俊光（吉田三郎）
  - 眞光（四郎兵衞尉）
    - 泰經（荒尾八郎左衞門尉）
    - 資重（一分右衞門九郎）
      - 重高（小代宮内孫二郎）
        - 重弘（小次郎）
        - 重峰（八郎次郎）
        - 伊高（七郎六郎）
      - 行高（彌滿孫四郎）
- 能行（三郎左衞門尉）

行平の譜には「源頼朝に仕ふ、承元四年三月二十九日、行蓮が俊平に與ふる譲狀あり、今家に傳ふ」と。次に其の子俊平には「實は遠平の子、遠平の遺命により行平の嗣となる」と。其の子重俊には「寶治元年六月、肥後玉名郡野原莊地頭に補せらる。因りて任に來り、子孫・筒嶽(在府本村)に築城して居城となす」と、補任文書あり。其の子重泰には「母多胡宗内左衞門尉親時女」と。其の孫八郎次郎重峰足利尊氏に屬す。建武三年七月の軍忠狀に「武藏國小代八郎次郎重峰云々」また同十月九日の軍忠狀に「肥後國野原西郷小代八郎次郎云々藤原重峰」と。其の子に長鶴丸あり、建武以來長鶴丸代丹六吉宗、三郎五郎重宗、六郎宗重等の申狀あり。

彦次郎伊忠の子は系圖に「伊忠(母龍造寺六郎家平の女)―重政(左近將監、宗淸)」とし、應安三年十一月十六日細川賴之の判書に「早く小代左近將監法師法名宗淸に肥後國小原村(佐野七郎左衞門尉領)、同國野原莊内(小代伊津正は同孫八郎、同彌熊丸□□□□領)事、云々」と。また應安六年二月二十三日の判書に「肥後國井倉庄分并に同國大野伊勢守跡云々」と。重政の弟には右衞門次郎國重、彦三郎行家、彦四郎貞行、八郎左衞門尉重氏、袈裟丸重勝、彦八政氏等あり。又重政の子には、新左衞門尉秋重、兵庫助氏重、八郎廣行、片山越前守親行、三郎、八郎次郎詮重等あり。

八郎廣行は「刑部少輔、左近將監、入道宗祐、」其の子「八郎政廣(菊童丸、法名宗三)―八郎次郎泰弘(刑部少輔)―左近將監貴弘(法名宗棟)―刑部大輔重忠(天文九年戰死、法名宗空)―八郎次郎實忠(宮内大輔、加賀守、法名宗禪、又不二軒と稱す)―八郎次郎親忠(左近將監、伊勢守、入道宗虎)―親泰(宮内大輔、下總守、法名宗傳)―重正(市正、下總)」なり、家に古文書百餘あり。

又貴弘の弟に八郎重行、その子に武弘(永正文書藤原武弘)、また親忠の弟に阿波守親秀(法名宗松)、親泰の弟に六兵衞重長あり。

4 安藝の小代氏　東鑑に小代八郎が山形五郎爲忠と壬生庄地頭職を爭ふ事を載せ、又小代文書に「爲忠跡見布乃庄地頭職を行平が給はる」事を載せたり。

5 豊前の小代氏　肥後小代文書、康永三年七月二十二日の武藏守(高師直)判書に「小代八郎左衞門尉重氏申す、豊前國山國郷安於曾木村地頭職の事、早く建武三年二月四日御下文に任せ、云々」と。後八郎廣行これを領す(嘉慶二年文書)。

6 大村藩に小代氏あり、下野守の代、肥後國より來ると。

尾白　ヲシロ

尾城　ヲシロ

小城　ヲシロ　ヲギ　小代と通ず。又肥前國に小城郡あり。和名抄乎岐と訓ず。

1 清和源氏　寛政系譜清和源氏支流に收む、家紋丸に滕、蛇目。

2 肥前の小城氏　小城郡より起りしにてヲギなるべし。河上神社文保二年の文書に「小城彌五郎入道」を載せ、又龍造寺系圖季益の女に小城氏妻と註す。

3 豊前の小城氏　下毛郡の豪族にして、

天文永祿頃には、小城宗範、小城宗久、小城重通等あり。永祿年間大友氏に降る(國志)。

4 大隅の小城氏　小城氏系圖略に姓未詳、或は肝付氏同族にして、大伴姓とも云ひ傳ふ。國內嚕唹郡大崎より此の高山に移居、家讓名字、紋章共、未詳。初代以前續柄不明。初代助左衞門―二代助右衞門―三代良仙坊云々。初代助左衞門は慶長十七年壬子誕生。山伏職なり」と。

雄城　ヲシロ　ヲギ　小代、小城とも通ずべし。肥前の豪族にして惟黨の一なりと。其の家譜に「阿蘇大明神は是れ肥後國惟黨祖也、」と。而して其の系圖に「豐後大神氏、惟基の子緒方惟盛の後にして、其の子惟衡、その子惟用、その子緒方三郎惟榮、その後裔、佐伯備前權守惟仲(尊氏代)の孫惟賢、その子惟世の後大神治景に至りて雄城宮內少輔と稱す、」とあり。その後裔なりと。

小須　ヲス　伊勢神宮外宮の社家にて、渡會氏の族なり。渡會二門系圖に「高主―烯並―常相―行兼(大內人、安和三兼權禰宜)―氏賴(小須永承六年九月十四日卒)―種時―時員―

―時房(經禰宜)―時繼―氏繼―氏盛―行氏―氏綱
―經增―氏房―氏家―家種―種貞」と見ゆ。

小須賀　ヲスカ　コスガ條を見よ。

尾杉　ヲスギ

小杉　ヲスギ　コスギ條を見よ。

小菅　ヲスゲ　コスゲ條を見よ。

小介川　ヲスケガハ　コスゲガハ條を見よ。(小副川)。

小住　ヲスミ

小瀨　ヲセ　コセ　常陸、甲斐、美濃、安藝、周防、岩代等に此の地名あり。又尾瀨と通じ用ひらる。

1 淸和源氏佐竹氏流　常陸國那珂郡小瀨邑より起る。佐竹系圖に「貞義の三男義春(小瀨三郞)」とある後也。其の子義盆・家を繼ぎ、其の弟孫次郞常悅下小瀨の祖也。猶ほ其の弟に孝繁、義長(源四郞、越中守)あり。義春の後は佐竹支族系圖に「貞義―義春(常陸介、義春舍弟)―義盛(宮內大輔)―義長(源四郞)―伊義―義賀―義基(チウツモニテ討死)―義種―義繁―義員(宮內大夫)―義員(中務大夫、攝津守)―義行(民部大夫、越中守)」と載せ、系圖纂には、義盛を義盆(宮內大輔)に作る。又一本伊義を「宮內大夫、越中守」とし、其の子「義員―義種―義繁―義員」とす。

常陸國志に「小瀨城は上小瀨にあり、義春初めて築城し、小瀨三郞と稱す。建武の初め常陸介となる(太平記、烟田文書)。建武二年兄義篤と共に尊氏に屬し、直義の兵に屬し、屢々官軍を破り、三年二月、直義を危機より救ふ。四年常陸に在り、春日侍從顯國と戰ひ、功少からず。四男あり、長義盆・家を繼いで宮內少輔に任ず。次は某、孫二郞と稱す、下小瀨の祖なり」と。上下小瀨氏は相ついで榮え、慶長七年佐竹義篤に從つて羽州に移る。家紋扇。

2 淸和源氏武田氏流　甲斐國西山梨郡山城村小瀨より起る。武田信滿の男小瀨宮內大輔信堅の後也。武田系圖に「信賢(巨勢村宮內大輔)」ともあるによりコセと讀むべし。

3 淸和源氏土岐氏流　美濃國武藝郡(武儀郡)小瀨邑より起る。この地は熊野文書に養和元年美濃國小瀨庄と見ゆ。

4 織田氏族　尾張國春日井部の豪族にして、小瀨三郞次郞淸長は織田造酒丞の嫡

麻呂」を載せたり。)
今億計弘計二王御遁難の事情を考ふるに、二王を奉じて窃に丹後與謝郡に逃れしは、日下部連使主、其の子吾田彦の二人にして、此の氏と族を同じうす。又その最初逃れ給ひし與謝郡(余社郡)は此等氏族の根據地なり、而して二王は更に播磨に入り細目の家に入り給ふ。史上にては知らずして二王を其の家に置き給ひしが如きも、此等が何れも同族關係を有するを思へば、計畫的に二王を救ひ奉りしや想像するに難からず。蓋し忍海皇女の御心より發せしものならん。

10 播磨の忍海部造 前項及び第四項を見よ。後裔オシベ條を見よ。

11 以上の外三代實錄に正七位下忍海部國富と云ふ人見ゆ。

押海部 オシノミベ 忍海部に同じ。

忍海戸狛人 オシノミベノコマヒト 忍海部に屬せし狛人の裔にて高麗歸化族なるべし。令集解、狛戸の註に「別記に云ふ、忍海戸狛人五戸云々、品部と爲して調役を免ずる也」と見えたり。オシノミノウマヒト條參照。

小柴 ヲシバ コシバ條を見よ。

押原 オシハラ 甲斐、下野等に此の地名ありて此の氏を起す。

1 下野の押原氏 都賀郡押原邑より起る。秀郷流藤原姓佐野氏の族なりと云ふ。鹿沼條參照。

2 甲斐の押原氏

忍原 オシハラ

推尾 オシビ 常陸國眞壁郡押尾邑より起る、一に押火に作る。オシヂ條を見よ。

押火 オシビ 推尾氏に同じ。又上總に押日の地名あり、關係あるか。

押淵 オシブチ 肥前國松浦郡の士にして、名護屋城主志佐氏に仕ふ。

鴛淵 オシブチ

押部 オシベ 忍海部(押海部)氏の後裔にて播磨國明石郡にあり。後世明石氏の重臣に此の氏見ゆ。

忍穗 オシホ 小鹽氏に同じきか。

忍保 オシホ 武藏國賀美郡に忍保莊あり、後世訛りて和尚庄と云ふ。

小鹽 ヲシホ 續日本紀に下總國結城郡小鹽郷小島村見え、又山城國乙訓郡に小鹽庄あり、なほ加賀、播磨等にも此の地名存す。

1 攝津の小鹽氏 能勢郡の豪族にして、上杉城(上杉村)は小鹽氏の據守せし地とも、又向式部丞の居城也とも云ふ。小鹽氏裔今存す。

2 筑後の小鹽氏 筑後の豪族にして、高良山三井寺所藏永祿十三年の山本郡柳坂村、至福寺村檢地帳に小鹽左近、同出雲見ゆ、コシホにて小椎尾氏に同じきか。

3 播磨の小鹽氏 次の條を見よ。又美濃の士に小鹽四郎左衞門あり。

置鹽 オシホ オキシホ 播磨國飾磨郡置鹽村より起る。この地また小鹽ともあり(赤松記に小鹽云々)。赤松政則以來、義村、晴政、義祐、則房等、代々赤松家の宗族此の地に據る。置鹽屋形これ也、詳細はアカマツ條を見よ。

置鹽氏はこの地より起り、現今播磨、並に駿河にあり、共に赤松氏族と云ふ。

雄島 ヲジマ 大同類聚方に雄島廣見なる者見ゆ。又小島、尾島とも通ずべし。

小島 ヲシマ 和名抄武藏國多摩郡に小島郷ありて乎之萬と註し、又阿波國板野郡にも小島郷ありて乎之萬と註す。これ等より云へば、この氏にはチジマと讀むを正訓とすべきものもある譯なれど、今多數に從ひ、便宜上コジマ條に述ぶる事とせり。

尾嶋 ヲジマ 小島と通ず、コジマ條を參

照すべし。

1 清和源氏新田氏流　上野國新田郡尾島より起る。此の地は新田庄嘉應年中目錄に小島郷と載せたり。此の氏は堀口孫次郎の子尾島五郎左衛門尉より出づ。ホリグチ條參照。

2 同山名氏流　美作國東北條郡成安村に此の氏あり（東作志）。岩尾山城主山名入道忠重の一族にして、天正年間宇喜多氏の爲に破られ、此の地に移ると云ふ。

3 寛政系譜、この氏を清和源氏支流に收め、家紋丸に桔梗とす。

尾島定右衛門

小島田 ヲジマダ　磐城國相馬郡（行方郡）小島田村より起る。建武三年三月相馬光胤の軍忠狀に、「親胤（相馬出羽守）家人小島田五郎太郎」と云ふ人見ゆ。

押見 オシミ

押村 オシムラ

推目 オシメ　元弘の變、後醍醐天皇隱岐國御遷幸の際、隨從せし人の裔と云ふ。子孫美作國眞庭郡にあり。

推元 オシモト

押森 オシモリ　磐城國田村郡にあり。

押山 オシヤマ

小尻 ヲシリ　磐城國岩城郡飯野八幡宮古縁起に「正治二年云々、別當三人、江八守國、小尻入道、源平五」と見ゆ。

尾尻 ヲシリ

小代 ヲシロ　コシロ　和名抄但馬國七美郡に小代郷あり、乎之呂と註す。中世小代庄あり、太田文に「長講堂領、小代庄三十八町、領家近衛殿、下司八木七郎入道見阿御家人」と見ゆ。

1 有道姓兒玉黨　武藏國入間郡小代邑より起る。兒玉黨の一にして、七黨系圖に「入西資行—遠廣（小代三大夫、又は二郎大夫）—
- 經遠 小太—兼行 有二
- 高遠 三—□□ 三太
- 直行—義行 太—助定 小三
- 遠平
  - 親平 大太—重氏 彌二兵
  - 俊平 吉田小三
- 行平 小代八郎 右馬允
  - 弘家 太
  - 俊平 二—俊重 二左—□□ 二入
  - 直行—行景 太
  - 行繼—行秀 二—行方 小二—重行 彌二 右馬允
  - 久行 小三—行氏 孫三
  - 行知 左
  - 忠行 平内
    - 行綱 二
    - 實行 六
  - 行員 七
    - 經員 二
    - 行盛 三
  - 氏能 又二

と。源平盛衰記に小代八郎行平、又東鑑元久元年七月條に「安藝國壬生庄地頭職事、山形五郎爲忠と小代八郎等と相論云々」と。此の氏後世肥後に榮ゆ、第三項を見よ。

2 但馬の小代氏　天正五年、太閤七美郡に至り、小代一揆を退治すと（但馬志）。

3 肥後の小代氏　武藏より移る。小代系圖に「遠峰（兒玉黨祖）—弘行（兒玉有太夫）—相行（三郎大夫、武藏國入西郡小代郷の地頭職となる、因りて子孫世々小代を以つて家號となす）—遠弘（小代次郎大夫）
- 經遠 小代小次郎—經行
- 直行 高坂彥三郎—義行 高坂太郎
- 隆遠 小代五郎
- 遠平 小代七郎
- 行平 八郎 右馬允 行蓮—俊平 小二郎 生蓮—重俊 平内右衛門尉 佛蓮
  - 重泰 宗心 右衛門二郎
    - 伊重 宗妙 又次郎—伊忠 宗智 彥次郎
    - 重行 中分次郎三郎
  - 政平 增永七郎

宮、忍海、凡そ四邑漢人等の始祖也」と見えたり。果して然らば新羅族とすべきか。但し此の時の漢人のみにはあらざるべし。

1 大和の忍海漢人　前に云へり。

2 伊勢の忍海漢人　大和より移りしならん。養老六年三月紀に「伊勢國忍(海)漢人安得、近江國忍海部太乎須、播磨國忍海漢人人麻呂云々、姓・雜工に渉ると雖も、本源を尋要するに、元來・雜戸の色に預らず。因りて其の號を除き、並に公氏に從ふ」と見ゆ。

3 播磨の忍海漢人　養老六年二月紀に播磨國忍海漢人麻呂と云ふ者見ゆ。前條を見よ。

4 肥前の忍海漢人　肥前風土記三根郡漢部鄕條に「昔者、來目皇子、新羅を征伐せん爲に、忍海漢人に勅して、此の村に將ゐ來り、兵器を造らしむ、因りて漢部鄕と云ふ」と見えたり。

5 以上第二項、第四項、及び以下述ぶる忍海手人等より考ふるに此の漢人は工藝に秀でしや察するに難からず、而して又漢人とあるより見れば、新羅俘人裔と書紀に明記するも、其の實新羅に沮まれし漢人にて、新羅征伐の結果、我が國に歸化せしものと考へらる。かゝる例は他にも多し。

オシノミ

忍海漢部　オシノミノアヤベ　忍海漢人と云ふと殆んど大差なかるべし。

○備中の忍海漢部　備中國大税負死亡人帳に「賀夜郡庭瀬鄕三宅里戶主忍海漢部眞麻呂」また「山埼里戶忍海漢部得島口忍海漢部麻呂」など見ゆ。

忍海午人　オシノミノウマビト　養老三年十一月紀に「忍海午人廣道、久米直姓を賜ひ、雜戸の姓を除く」と見えたり。午人は馬人にて、大和國忍海にありし馬養部か。されど後に云ふ如く、忍海手人と云ふものあれば、午人は手人の誤記とも考へらる。又後述の如く令集解に忍海の狛人と云ふもの見ゆれば、忍海子午人の子の脱略せしものか。

忍海上　オシノミノカミ　大和國忍海郡にありし氏にて、上は地勢より云ふなるべし。

○忍海上連　忍海連とは別にて、武内宿禰裔葛城氏の族ならん歟。齊衡二年八月紀に「中務卿時康親王家令、從六位下忍海上連淨永、姓を朝野宿禰と改む」と見ゆ。アサノ條を見よ。蓋し忍海連の居りし地よりは上方に住みし故、此の名あるか、忍海山下連と云ふもあり。

オシノミ

再按するに此等忍海某連と云ふは、總べて忍海連の族にて、葛城氏族など云ふは假冒に過ぎざるべし。オシノミハラ條を見よ。

忍海倉　オシミノクラ

○忍海倉連　大和國忍海にありし朝廷の倉庫を司りし氏なるべし。寶龜八年正月紀に忍海倉連甑と云ふ者見ゆ。忍海連の一族ならん。

忍海手人　オシノミノテビト　忍海に在りし伎人なり。手人條參照。神龜元年十月紀に「忍海手人大海等兄弟の六人、手人の名を除き、外祖父外從五位下津守連通の姓に從ふ」と見ゆ。蓋し忍海漢人の族なるべし。

忍海山下　オシノミノヤマシタ　大和國忍海郡山下に在りしを名に負ひし也。

○忍海山下連　元慶八年六月紀に「石見國介外從五位下忍海山下連氏則」と云ふ者見ゆ。蓋し忍海連の一族なるべし。

忍海原　オシノミハラ　忍海上、忍海倉、忍海山下等と對照すれば或はオシノミノハラと訓ずべきか。大和國忍海にありし氏なり。

〇忍海原連　延暦十年正月紀、忍海原連魚養の奏言に「謹んで古牒を撿するに、云はく、葛木襲津彦の第六子を熊道足禰と曰ふ。是れ魚養等の祖也。熊道足禰六世の孫、首麻呂、飛鳥淨御原朝廷(天武朝)辛巳年、貶されて連姓を賜ふ、云々、」と(全文朝野條にあり)、途に朝野宿禰の姓を賜ふ。次いで弘仁三年六月紀、弘仁六年十二月紀、承和二年二月紀等にも、此の氏が朝野宿禰姓を賜へることを記し、最後に朝野朝臣姓を賜へり。詳細は朝野の宿禰項を見よ。

淨御原朝廷辛巳の年とは忍海造が連姓を賜へる歳なり。然らば此の氏の原姓は忍海造にて、貶賜など云ふは後世の思想より云ふに過ぎず。又葛城の族と云ふも假冒に過ぎざらん。蓋し此の氏より魚養、鷹取、鹿取等の偉人を出だし、一躍名族となりて、宿禰、或は朝臣等の高姓を賜はる必要ありし爲、葛城の族など云ふに至りしものと考へらる。卽ち此等忍海上、忍海倉、忍海山下、忍海原等は總べて、忍海造より出でし氏と思はる。

忍海部　オシノミベ　忍海郎女の御名代部とす。姫は又飯豐青皇女と申し奉り、億計、弘計二王天位を讓り合ひ給ひし際、一時忍海角刺宮に於て天下の政を聽き給へり。此の部はその御名代部にて郡名を負ひしなり而して此の皇女には御子御座さざりしなれば、此の部は御子代部とすべきなり。(オシノミ條參照)。忍海は顯宗紀に於尸農瀰と訓じ、和名抄に於之乃美とあり。

1　大和の忍海部　此の部の名の起りし忍海の地には此の部多かりしものと考へられ、前述せし忍海漢人、忍海漢部、忍海午人、忍海手人、忍海戸狛人の如き、皆此の御子代部の一部なるべし。他の御名代、御子代の民にも歸化人多し。

2　河内の忍海部　姓氏錄、河內皇別に「忍海部、開化天皇皇子比古由牟須美命の後也」と註す。蓋し忍海部の伴造たりし氏か。比古由牟須美命は忍海部造の祖建豊波豆羅和氣王の御兄弟なり。

3　但馬の忍海部　天平九年の但馬國正稅帳に「因幡國に送る當國大穀正八位上忍海部廣逮」と云ふ者見ゆ。

4　播磨の忍海部　第九項忍海部造條を見よ。明石郡に押部谷なる地名あり、蓋し此の部名より來りしならん。

5　因幡の忍海部　古事記開化段に「建豊波豆羅和氣王は稻羽忍海部云々等の祖也」と見えたり。

6　下總の忍海部　萬葉集廿に「結城郡忍海部五百麻呂」と云ふ者見ゆ。

7　近江の忍海部　養老六年三月紀に近江國忍海部太平須と云ふ人見ゆ。忍海漢人條第二項を見よ。

8　備前の忍海部　神護景雲三年六月紀に「備前國藤野郡人少初位上忍海部興志云々等、姓を石生別公、と賜ふ」と見ゆ。和氣氏の族人か。

9　忍海部造　忍海部の伴造なり。古事記、開化段に「建豊波豆羅和氣王は、道守臣、忍海部造、御名部造、稻羽忍海部等の祖也」と見ゆ。其の後裔、清寧紀に「赤石郡縮見屯倉首忍海部造細目」と云ふ人あり。古事記には「針間の國人、名は志自牟」播磨風土記には「志深村首伊等尾」と記す。於奚、袁奚二皇子(後の顯宗仁賢の二帝)が此人の家に潛匿し給へる事なれば、二皇子の御姨(書紀には姊)忍海皇女(飯豐天皇)の御名代設置の場合、其の功によりて伴造に補せられしものと察せらる。(大同類聚方に播磨國明石郡忍海部保會目、また忍海保楚女大海

本左衞門)―野本次郎時基―重基(押垂十郎、實笠原親景子)、弟景基(三郎)」と見えたり。(中興系圖には「押垂、藤、野本氏庶流、十郎重基稱之」とあり)。野本氏は疋田齋藤系圖に「基員、齋藤左衞門大夫、住武藏國野木、貞永元年卒)」とある如く、野木とする方よし。其の子十郎重基、其の子押垂十郎重基なり。されど東鑑には時基をも押垂氏とす。

2　東鑑卷二十五に押垂三郎兵衞尉、三十一に押垂三郎左衞門尉晴基、三十五、三十六、三十八に押垂左衞門尉時基、三十二に押垂三郎左衞門尉、四十に押垂齋藤左衞門尉を載せたり。

3　上總の押垂氏　天文の頃鳴戸城に忍垂美作守あり、關八州古戰錄に見ゆ。

忍垂　**オシタレ**　押垂氏に同じ、前項を見よ。

押手　**オシテ**

忍海　**オシヌミ**　オシノミ條を見よ。

凡海　**オシヌミ**　オホシアマ條を見よ。

押野　**オシノ**　加賀國石川郡押野村より起る。利仁流藤原姓富樫家善の末にて、其の館址あり。家善は大乘寺の願主にて、刑部左衞門尉と云ひ、足利尊氏に從ひ武功あり(三州志)。信濃にも此の氏あり。

小篠　**ヲシノ**　押野氏に同じきか、加賀藩給帳に「百貳拾石(丸内六枚笹)小篠七郎右衞門」を載せたり。

押小路　**オシノコウヂ**　**オシコウヂ**　京都の押小路より起る。

1　押小路宮　高倉帝の裔にして、紹運錄に「高倉院―後高倉院―能子內親王(號押小路宮)」と見ゆ。

2　押小路家(藤原北家閑院三條家流)　尊卑分脈に「三條實重(太政大臣)―公茂(號押小路內府、正中元薨)―實忠―公忠(內大臣、號後押小路、永德二年薨)」と、こは一時的の稱號なりしが、三條家の末流、三條西實條の子公勝の二子公音に至り、押小路の家號を復興す。居住の地名を負へるなり。公音の後は、其の子「實岑―從季―實富―實茂―公連―實潔―公亮―實亮」にして、德川時代、家領百三十石、寺町淨華院前、寺報恩院。家紋丁子丸。現今子爵。

押小路　號衣

御印

3　但馬國大田文に「法勝寺領、領家押小路中納言家」と。

4　押小路家(十市氏族中原氏流)　中原系圖に「六角師重―師兼―師顯―師古―師右―師守(押小路)」と、また一本に「師右(大外記、局務)―(押小路)師守(少外記院上北面)―師豊(大外記)―師勝(師興)―師藤(師龕)(師著)―師親、師野(權大外記)」代々大外記を世襲し、外記局の事を掌る、よりて子孫壬生家と共に兩局と稱す、家祿五十四石、その裔、師行・明治に至り男爵を授けらる。家紋杏葉。

押小路

忍海　**オシノミ**　大和國忍海郡名を負へる氏なり。忍海郡は和名抄に於之乃美、更に溯りて顯宗紀に於尸農瀰とあり、卽ちオシノミと讀むべし。履仲天皇の皇女飯豊青皇女・此の地に座して忍海郎女とも申し奉り、億計弘計二王の天位を讓り合ひ給ふの間、當郡高木角刺宮に御座して天下の政を聽き給ひ、其の御名代として忍海部を殘し

給へり。皇女は一に億計弘計二王（顯宗仁賢二帝）の御姉なりとの傳へもあれど、古事記に從つて履仲帝皇女とするを正しとすべし。皇位に登り給ひしや否やについては議論あれど、淸寧帝崩去後、天下の政を聽き給ひしや明白なりとす。よりて葛城忍海之高木角刺宮御宇天皇、或は飯豊天皇とも申し奉る。忍海部が皇女の御名代なるについては記紀に明記なけれど、上古の風習と前後の關係より見て正に然るべしと考へらる。而して皇女には御子御座さざりしにより、御子代部と云ふを可なりとす。此の氏が天下に蔓りしは此の事實に基きて然るなり。（予は舊著に於いて忍海と凡海とを同一なりと論じたれど、再按するに兩者は之を區別する方穩當なりと思考す）。

1　忍海造　忍海部造と云ふに同じく、忍海部の民を率ゐし氏にして、開化天皇の皇子建豊波豆羅和氣王の後なり、オシノミへの條を見よ。斯くの如く此の氏は忍海部の伴造なれば、此の部名の起りし忍海郡を支配せしが如く、其の後裔は中古に於いても此の郡の大領たりき。第三項を見よ。天武朝に至り連姓を賜ふ。有力なる氏なりしを知るべし。

オシノミ

2　對馬の忍海造　大同類聚方に「對馬國忍海造大國」と云ふ人見ゆ。大和より移りしならん。

3　忍海連　忍海造の後なり。卽ち天武紀十年條に「忍海造鏡云々、姓を賜ひて連と云ふ。」また其の後十二年條に「忍海造云々、姓を賜ひて連と曰ふ。」と見ゆ。天平寶字五年十一月廿七日の大和國十市郡池上鄕屋地賣買劵に「十市郡池上鄕忍海連力士、郡司擬大領外正七位下忍海連法麿」と見ゆるは此の後裔なりとす。なほ末裔第十一項にあり。

4　忍海村主　これも大和の忍海郡より起りし氏なれど、前三項の忍海氏とは別にて、倭漢氏の族なり。卽ち坂上系圖に阿智王來朝の際、隨ひ來れる漢人村主の一に此の氏を載せたり。

5　忍海首　周防國延喜八年の玖珂鄕戶籍に「戶主忍海首有根等三人」を載せたり。忍海部首の義にて忍海部の伴造なるべし。

6　周防の忍海　周防國同上戶籍に戶主忍海有根を載せたり。忍海首の族なるべし。

7　讃岐の忍海　寛弘元年當國大內郡の戶

オシノミ

籍に「忍海伊曾女、外一人」見ゆ。忍海造の族裔か、又は忍海部の後なるべし。

8　美作の忍海氏　笠庭寺記に「眞島郡栗原鄕（金靑一兩）忍海守行、」と見ゆ。

9　忍海氏については猶ほ凡海、大海等を見よ。又忍海部、凡海部、大海部等を參照せよ。又光孝紀に忍海令名と云ふ人見ゆ。

10　足利氏裔　後世大和忍海郡に忍海氏あり、忍海部造の後裔と云ひ、一に足利氏の庶流なりと云ふ。鄕士記異本に「忍海平城、忍海治兵衞（開化皇子建豊豆別王は忍海の祖也」と載せ、流布本には「忍海治兵衞（足利の末）忍部民部、忍部治部」とあり。

凡海　オシノミ　オホシアマ　オホアマ
凡は忍と通じ、凡海は忍海と同樣に用ひらるゝも、凡海は普通の場合、オホシアマなれば其の條を見よ。

忍海漢人　オシノミノアヤヒト　最初大和國忍海の地に置きし漢人にして、忍海部の一種ならんかと考へらる。此の漢人の事は神功紀五年條に「葛城襲津彥云々、乃ち新羅に詣り、蹈鞴津に次し、草羅城を拔きて還る。是の時の俘人等、今桑原、佐糜、高

に「近衞舍人雄鹿宿禰木積」なる者見ゆ。同族なるべし。

3 牡鹿氏　牡鹿連の族裔にして大伴氏の族ならん。紀略延暦四年等に見ゆ。

雄鹿　ヲジカ　牡鹿に同じ、前に云へり。

男鹿　ヲジカ　同上。

小鹿　ヲジカ　ヲガ　駿河に小鹿邑あり、又陸前の牡鹿郡一に小鹿に作る。出羽（羽後）の小鹿はヲガなり、オガ條を見よ。

1 清和源氏今川氏族　駿河國有度郡小鹿より起る、尊卑分脈に「今川中務大甫範氏―上總介泰範」とある後にして、「上總介泰範―民部少甫範政（上總介）―民部大甫範忠―孫五郎範慶（小鹿）」」と見え、また清和源氏系圖には「範政―範忠（上總介）、弟範慶（式部大夫、號小鹿、範滿同心被誅畢）―刑部大輔（義忠同討死）、弟○○（父同被討畢）」とあり。鎌倉大草紙に此の氏見ゆ。

2 紀伊の小鹿氏　續風土記那賀郡貴志莊條に「中古西園寺の領なり、地頭に小鹿入道阿念と云ふ人あり」と見ゆ。

3 津輕に此の氏あり。ヲガならんか。

押方　オシカタ

牡鹿津　ヲジカツ

○牡鹿津連　牡鹿連に同じ。津はノに通ふ助辭か。

押金　オシガネ　信濃に此の氏あり。

押川　オシカハ　常陸其の他に此の地名あり。

薩隅の押川氏は押川强兵衞公近の後と云ふ。公近は押川對馬が第二男にして武勇の譽多し、關ヶ原の役に島津義弘に從ふ。强兵衞、又彌兵衞ともあり、其の子を市之丞と云ふ。志和屋條を見よ。

鴛川　ヲシカハ　押川と通じ用ひらる。日向の名族にして、霧島兩所權現元龜四年の上梁文に「鴛川大隅守則武敬白」と見ゆ。

熟皮高麗　ヲシカハノコマ　高麗族にして大和に住みたり。熟皮とはなめし革の事なり。此の氏は其れを作る職にありしを名とせしならむ。仁賢紀六年條に「是の歲、日鷹吉士、高麗より還り、工匠須流枳、奴流枳等を献ず。今の倭國山邊郡額田邑の熟皮高麗、是れ其の後也」」と見ゆ。

忍壁　オシカベ　和名抄攝津國有馬郡に忍壁鄕あり、「於之加倍、在上下」と註す。古代刑部のありし地なり。オサカベ條を見よ。

押加部　オシカベ　刑部條を見よ。

押鴨　オシカモ　三河國碧海郡押鴨邑（又鴛鴨に作る）より起る。松平氏の族にして、櫻井信定六代忠頼の庶子忠直の後と云ひ、又都筑氏の寬政呈譜には「松平信忠の子佐渡守親直（淸康の弟）押鴨に住居す、これ押鴨家の祖にして、其の子を忠康と云ふ」と見ゆ。碧海郡に押鴨城（壽惠野村鴛鴨）あり。二葉松に「松平中務、同宮内少輔信光公御末子三代在住」と見えたり。

押鴨松平　オシカモノマツダヒラ　松平氏の系圖に長親の子「櫻井松平信定―内膳正淸定（與一郎）―監物家次―與一郎忠正―内膳正家廣―左馬允忠頼（實は忠正弟與二郎忠吉の男）―淡路守忠直」と見ゆる後也。其の子監物忠氏―主稅忠勝也。猶ほ前條を見よ。忠直は二千石、忠氏二千五百石、弟忠方（高）五百石也。

押柄　オシガラ　吉備地方の名族にして、其の祖押柄氏信はもと吉川家臣、備後深津に住す。其の孫押柄佐内・天正の初め美作國大庭郡古見に移ると云ふ。

押木　オシキ

押切　オシキリ　武藏、上野、下野、羽前等に此の地名あり。羽前の豪族に押切備前守あり、天文頃の人かと云ふ。東田川郡押切邑より起りし氏にして、備前守は、武藤

氏の一族なり。同郡丸岡より移りて横山城主たり。風土略記に「横山村に大寳寺屋形武藤の支族の別居せし邸館あり、沒落の年季詳かならず、天正年中迄、武藤茂兵衛と云ふ人居住せしとぞ、武藤家の鎭守八幡宮あり、云々」と。但し備前守は横山大膳に攻められ、大膳は武藤家より攻められて、茂兵衛之に代りしなり。地藏堂緣起、菅原氏舊記、平藤氏舊記、羽源記等を見よ。

忍久保 オシクボ 能登國西海村馬緤の七名の一にして源姓なりと云ふ。

狎猥 オシクマ 和名抄上總國武射郡に狎猥郷あり、押隈の誤寫かと云ふ。

押栗 オシクリ

石生 オシコ 日用重寶記に見ゆ。イソフ、イシカハ條を見よ。

押小路 オシコウヂ オシノコウヂ條を見よ。

押坂 オシサカ オサカ條に云へり。

忍坂 オシサカ 同上。

刑部 オシサカベ オサカベ條に云へり。

押坂部 オシサカベ 同上。

押澤 オシザハ 信濃にあり。

推島 オシジマ 豐前國京都郡の豪族にして、天龜天正の頃、推島國行あり。

印具 オシズミ 日用重寶記に此の訓あり。イムグ條を見よ。

押田 オシダ 忍田と通ず、併せ見るべし。

1 淸和源氏若槻氏流 尊卑分脈に「義家—義隆—賴隆（號若槻、伊豆守、住信乃國）—下總守賴胤—賴廣（號押田太郎）

—胤義（押田孫太郎）—義成（又太郎 義業）—光義（彦太郎）
　　　　　　　　　　—輔義（三郎）—輔忠（又太郎）
—重胤（押田二郎）—胤光（孫太郎）
—賴輔（左衞門大夫 若槻）

と見ゆ。寬政系譜此末流四家を載す。家紋五三桐、丸に九曜。

2 押田氏は德川時代、横須賀西尾藩近習頭、山形秋元藩側用人たり。又武藏に現存す。

忍田 オシダ 押田と通じ用ひらる。

1 伊勢の忍田氏 安濃郡（今河藝郡）忍田邑より起る。名勝志に「忍田城址は奄藝郡忍田村字城の丘上に在り。白河天皇の時、忍田入道・城を築き之に居る。歷世之を襲ふ、其裔美濃守、同平左衞門尉と稱す。平左は藤堂高虎に仕ふ。安濃郡雲林院村美濃屋神社の棟札に「康和五年癸未六月二十五日、忍田地頭宗重」と記す、蓋し中世の城主ならん（五鈴遺響）、」と見ゆ。

2 上野の忍田氏 勢多郡にあり。上野傳說雜記に「長井の壘は忍田能定之を戍る。天正十五年、北條氏の爲に拔かる」とあり。

3 其の他、下總國小金本土寺過去帳に「忍田三河守自接齋」と載せ、又武藏の忍田氏の紋は抱茗荷云々。

推田 オシダ 前條に同じ。

押高 オシダカ 東鑑卷二十一に「をしたかの三郎」なるもの見ゆ。

押立 オシタテ 近江國愛智郡押立庄より起る。

東鑑卷四十一、及び四十八に押立左近大夫資能、卷四十七に押立藏人大夫資能見ゆ。

押達 オシダテ 押立氏に同じ、壬生文書に近江國押達保、見ゆ。

押垂 オシタレ 武藏國比企郡押垂邑より起る。

1 武藏齋藤氏流 尊卑分脈に「利仁流、疋田齋藤爲賴（越前國惣追捕使）—賴基（竹田四郎大夫）—基親—基員（住武藏國、野

孫四代同名なり。初代長光の弟に眞長、又長光の二男景光、又初代長光と同時に兼光、皆名あり。（三代同名）、二代兼光は「長船住左衞門尉藤原兼光、建武五年」と銘す。その弟義光は左近衞大夫と云ふ。四世長光、四世兼光共に應永頃の人なり。長船の古城山は城主小笠原金光、或は長船長左衞門尉兼光と云ひ、兼光も近忠の裔なりと。福岡鍛冶は則宗の子に安則、助宗、成宗あり。而して安則の子末則、助宗の子助則、盛宗、成宗の子久宗、皆有名なり。後また祐定著る、同名數人、國志に「大永の頃洪水にて鍛冶の家悉く漂沒して、其の家多く斷絶す、纔に祐定が家のみ殘れり。行光、清光が子孫今に殘ると雖、其の業を傳へず」と見ゆ。

2 清和源氏小笠原流　長船氏は武士としても名あり、長船城主長船長左衞門兼光は又小笠原金光とも載せ、清和源姓なりと云ふ。備前軍記に浮田秀家々臣長船又左衞門、同紀伊守を載せ、紀伊守の事は安西軍策等にも多く見ゆ。家紋藤ノ輪ノ内ニ五ツ爪なりと。

3 美作の長船氏　東作志勝北郡廣野庄下野田村長船與太郎條に「舊備前の人、赤松次郎政則の小姓なり。過有て備前を放逐せられ、永正の末、野田村に來る」と。

長舟　**ヲサフネ**　長船に同じ、安西軍策に長舟紀伊守あり。

長部　**ヲサベ**

1 長部　ナガベ條を見よ。

2 長部宿禰　姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。

3 陸中の長部氏　磐井郡長部邑より起る。封內記に「駒形山、古俗呼んで長部山と曰ふ。山中館壘址、葛西家族臣長部兵部居る所なり」と。永慶軍記に氣仙の將長部太郎あり。これも葛西氏の家臣にして同族と考へらる。但し氣仙郡にも長部の地名あり。

小座間　**ヲザマ**

後拈　**ヲザマ**

小寒　**ヲサム**

長村　**ヲサムラ**　ナガムラ條を見よ。

小佐平　**ヲサヒラ**

大佛　**オサラギ**　**ダイブツ**　相摸國鎌倉郡長谷の大佛はオサラギと呼ばる。もと深澤と云ひし地なれど、オサラギなる地名もありて、其の地に大佛を安置しければ、いつしかオサラギに大佛の文字を當て、又大佛をオサラギと讀むに至りしならんかと云ふ。

されば大佛をオサラギと云ふは此の地に限る、他に越後中蒲原郡の大佛村、武藏那珂郡（兒玉郡）の大佛邑、又岩代國信夫郡に大佛城あり、これらは皆ダイブツなり。

1 秀鄕流氏族藤原姓武藤氏流　武藤系圖に「少貳賴尙—眞〇（大佛）」とあり。直資の事か、其の子に與次郎賴與、新左衞門尉賴國あり。

2 桓武平氏北條氏流　鎌倉なる大佛（オサラギ）より起る。尊卑分脈に「北條時房—朝直（武藏守）—宣時（陸奧守）—宗宣（陸奧守）—惟貞（修理大夫）—高宣（式部大甫）、弟家時（右馬介）」と見え、北條系圖に「時房（號大佛殿、法名稱念）

- 朝直（大佛武藏守）—宣時（武藏守）（時忠）
  - 宗宣（陸奧守）—維貞（修理大夫）
    - 家時（右馬助）
    - 高宣（式部大夫）
  - 宗泰（民部少輔）—貞直（陸奧守）（右馬助）
- 時直（大佛遠江守）
  - 清時（安藝守）
    - 時俊—貞俊
    - 時藤
  - 時通
  - 時遠
  - 政房
- 時定（右近大夫）
- 時廣（越前守）
- 時隆（式部大夫）」

又維貞の弟越後守貞房には貞朝、宣朝、貞政の三子あり。（又武家系圖に「大佛、平、時政六代宗泰男陸奧守貞直稱之」と見

ゆ。此の氏は鎌倉時代執權の一族として頗る勢力あり。太平記卷三に「大將軍には大佛陸奧守貞直、同遠江守、普恩寺相摸守云々、」卷六に「大佛前陸奧守貞直、同武藏左近將監、」卷十に「一方には大佛陸奧守貞直を大將として五萬餘騎、極樂寺の切通を堅めたり」と。此の戰にて戰死す。然るに同書卷十一に大佛右馬助貞直の降伏を載す、右馬助家時の誤なるべし。

3　美作の大佛氏　皆木家の家臣に大佛與次郎あり、ダイブツなるべし。

小更峰　ヲサラミネ

雄猿　ヲサル　陸中國鹿角郡の豪族にて、成田氏より別る。津輕郡中名字に「鹿角三百町、云々、雄猿は成田の別れなり」と。ナリタ條を見よ。

小猿邊　ヲサルベ　これも鹿角郡の豪族にして秋元氏より別る。アキモト條を見よ。

忍　オシ　シノブ　武藏にてはオシ、奧州にてはシノブなり。

1　武藏の忍氏　埼玉郡より幡羅郡に亘りて忍庄あり、後世忍城ありて天下に名を擧ぐ。忍氏此の地より起りしにて東鑑卷十に忍三郎、忍五郎を載せ、又四十に忍入道、四十八に忍小太郎など見えたり。勢力ありし氏と考へらる。成田分限帳に二十五貫文下忍主殿と見ゆるは此の後裔なるべし。

2　忍國造　シノブ條を見よ。

3　上總の忍氏　關八州古戰錄に「天文廿三年十一月、市原の忍丹後守云々」と見ゆ。武藏より移れるなり。

小師　ヲシ

鴛　ヲシ　東鑑卷十五建久六年東大寺供養隨兵に鴛三郎見ゆ。忍三郎に同じかるべし。

忍足　オシアシ

押上　オシアゲ　故押上中將は飛驒の人なり、其の通信に「小生苗字の地は越中國新川郡押上村にして、三百年前移居して、予まで十一代は分り居るも、其れ以前は分らず。地名も東京を始めとし、全國に五六ケ所は檢出せしも、苗字としては殆んど小生の家のみと存候、」と見ゆ。

推會　オシアヒ　和名抄陸奧國磐瀨郡に推會鄕あり。高山寺本・惟倉に作る。

忍海　オシウミ　オシノミ條に云ふべし。

鴛海　ヲシウミ　忍海氏の後裔ならんか。オシノミ條を見よ。

小椎尾　ヲシヲ　コシホ條を見よ。

推尾　オシヲ　オシビ　常陸國眞壁郡推尾邑（一に推日）より起る。下總國小金本土寺過去帳に「押尾新兵衞（正覺四、井伊、武州行崎ニテ打死）」と見ゆるあり。秀鄕流藤原姓小山氏の族ならんかと云ふ。

牡鹿　ヲジカ　陸奧國に牡鹿郡あり、和名抄乎志加と訓ず。

1　牡鹿連　陸前國牡鹿郡より起る。本姓丸子氏の裔にして大伴氏の族ならむ。天平勝寶五年六月紀に「陸奧國牡鹿郡人、外正六位下丸子牛麻呂、正七位上丸子豐島等の二十四人、牡鹿連姓を賜ふ、」また同八月紀に「陸奧國人大初位下丸子島足、牡鹿連姓を賜ふ、」とある後也。後天平寶字八年に島足更に宿禰姓を賜ひ、又寶龜二年に桃生郡の人牡鹿連猪手は、道島宿禰姓を賜ふ。ミチシマ條を見よ。此の猪手は大同類聚方四十六に「陸奧國桃生郡人牡鹿連猪手、」また七十七に「牡鹿津連猪手」と載せたり。

2　牡鹿宿禰　前項氏の後也。天平寶字八年九月紀に「牡鹿連島足、姓を牡鹿宿禰と賜ふ、」と見ゆ。其の後島足更に道島宿禰姓を賜ふ。ミチシマ條を見よ。靈異記

く、一族數十戶宛となり居るも、各家紋を異にし、丸に小の字、角切菱に小の字の紋、鹿のダキ角を附けるあり。秘藏の寶物としては長二尺餘寸、無名の古刀一振、京三條宗近の名刀なりと。氏神としては八劍明神、墓碑の古きものには、天正十四年十月二十日、俗名小澤治郎左衞門とあり、此人廿餘歲にて早世、小橫川古屋敷と言ふ處にて歸農せしと言傳ふ。天正十四年以後は代々大小洩らさず判明すと云ふ。

9 甲州平姓　八代郡にありて、第二項小澤の後と云ふ。其の傳へによるに、稻毛三郞重成の男小澤次郞重政、當國に來る、その十二世孫小澤民部少輔忠吉、武田信繩に仕ふ、其の男藤作勝正は信虎に仕ふ、その子勝光も亦藤作と云ふ、その子新兵衞勝吉也と傳ふ。紋丸に三鱗。

10 甲州源姓　當國又源姓と稱するものありて、新田六郞賴氏の末流、小澤源十郞行重の男小澤藤次郞行芳なる者の後胤と云ふ。天文十三年御朱印頂戴すとなり。又東山梨郡八幡に小澤氏あり、家紋は丸に鷹の羽の打違へにして寶曆頃より名主を務めしとなり。寬政二年十二月神明流柔術目次之卷末に「松山心學、吉勝―丹波心外、正勝―河邊本學、重勝―降矢一元、儀明―廣瀨一學、正信―鶴田萬學、福淸―廣瀨隼太、吉道―日原子英、正恒(如上來目次、令相傳體術畢、寬政二年戌十二月吉日)・日原萬佐印・藤原祐員印・小澤藤七殿足下」と見ゆ。

11 松平氏族　參河發祥の小澤氏にして、其の系圖に「能見松平光親―重親―重吉―十平―忠重(小澤を稱す)―重長」と、家紋丸に飯笹、鳩酸草。東端村の小澤瀨兵衞の事、諸書に見ゆ。

12 越後の小澤氏　源平盛衰記卷二十七に「越後國住人小澤左衞門尉景俊」なる人見ゆ。

13 岩代の小澤氏　新編會津風土記耶麻郡野邊澤村條に「端村右衞門小屋、天正中、本村の地頭橫澤丹波と云者の臣小澤右衞門と云者、開きし故名付くと云ふ」と載せたり。

14 磐城の小澤氏　田村郡(田村庄)小澤(船引)より起る。南朝方に小澤伊賀守あり。小澤の平伊賀守とも見ゆ。平姓なりしならん。

15 陸前の小澤氏　氣仙郡の豪族にして田茂山に據る。聞老志に「田茂山館、田茂山村にあり、葛西氏の臣小澤右京なる者之に居る」と見ゆ。又桃生郡に男澤內膳の古館あり、同族か。葛西記天正十八年條に男澤越後守と云ふ人も見ゆ。

16 近江の小澤氏　蒲生郡にあり、郡史云ふ、蒲生氏の世臣なりと。蒲生系圖に小澤新兵衞を載せたり。

17 攝津の小澤氏　東成郡にあり、白瓜市場を始めし家にして、その祖長兵衞、天正十年秀吉の尼ヶ崎にあるの際、瓜を獻ぜしに始ると云ふ。

18 紀伊の小澤氏　在田郡市場村舊家にあり。續風土記に「地士小澤彥右衞門、先祖は名草郡川邊上野城主小澤甚右衞門久國といふ。根來寺に與力し、寺滅亡の後、久國男源次郞、此地に來り代々居住して地士となる」と見ゆ。

19 淸和源氏里見氏流　周防の小澤氏なり。その系圖に「里見刑部少輔義實―左衞門佐成義―刑部少輔義通(大永元二二卒)―左馬頭義豐、弟二郞義綱(小澤左衞門佐、從弟義堯・兄義豊を殺すの時、難を避けて周防に至り大內義隆に仕ふ。時に小澤修理大夫興正なる者あり、死して

嗣なし、義隆・義綱に命じて與正の後となし、諱字を賜ひ、名を隆還と改む。豊前國田川郡赤莊を領す、後毛利元就に屬す）——

景則（伊織）┬就景（七右衛門、長州侯に仕ふ）—就政—正方
　　　　　　└則眞（喜左衛門）—義房（重助　仕小倉小笠原侯）
宣景（壹岐守　仕古田重勝　賜古田氏　關原役　松坂城守）—直重（古田　助左衛門）—古良（小笠原藩）

義房の後は「秀房—近房—祇房—邦房—美房—武雄（男爵）」なりと。

20 清和源氏田中氏流　これも大内家臣にして前項修理大夫與正の家なり。而して同じく清和源氏新田の族にて、田中伊賀守經氏の後、其の子修理亮氏政—二郎政還—右近將監政景（大内義弘に屬し、内野合戰討死）—兵三郎弘政（改小澤氏）—兵部少輔氏還（修理亮）—右近大夫氏則—大藏少輔經還—修理大夫與正—左衞門佐隆還（前に云へり）なりと。（新田族譜）。

21 伊勢の小澤氏　三國地志に「伊勢國鈴鹿郡古蹟、莊野堡、按ずるに神戸氏家臣越後守小澤吉次居守」と見えたり。

22 源姓島ヶ原一族　伊賀の名族にして源三位賴政遺子の裔と云ふ、家紋三星に一文字。

23 其の他、「下總國小金本土寺過去帳に「小澤式部丞（文明三辛卯二月マハシ）、小澤常陸介（マハシ）」。また徳川時代、二本松丹羽藩添役、芝村織田藩添役、三日市柳澤藩重臣に此の氏あり。又田中家臣知行割帳に「二百八十石、小澤平左衞門、」京極殿給帳に「二百石、小澤長四郎、」津山藩分限帳に「寄合三百三十石、小澤久米之介、」佐渡役人帳に「（源姓）小澤小兵衞、」尾張大縣神社の社家、鯖江藩侍帳に小澤久治、中興系圖に平姓、又常陸太田村の小澤氏、家傳史料に「石藥師小澤宗右衞門殿、慶長十一年」徳川時代の學者に小澤章あり。

男澤　ヲザハ

奥州の豪族なり、小澤條に併せ云へり。

尾澤　ヲザハ

小澤と通じ用ひらる。併せ見るべし。

1 宮脇氏流　甲斐の名族にして、巨麻郡に存す、紋丸の内に上ヶ羽蝶。又同國山梨郡飯田邑（今甲府）の尾澤氏は小澤宮内の子彦助の後也と云ふ。

2 信濃諏訪の尾澤氏は丸に桔梗、或は丸に花澤瀉を家紋とす。

3 平姓　中興系圖に此の氏を平姓とす。

4 磐城、岩代、備前等にも此の氏ありと云ふ。

小佐原　ヲサハラ

信濃國水内郡の尾崎城（中曾禰村）は泉小次郎親衡遠裔の居城にして、其の一族の内に、小佐原氏ありと云ふ。

長船　ヲサフネ

備前國邑久郡長船邑より起る。

1 長船鍛冶の祖は友成にして、村上帝天暦頃の劔工實成の子なりと（ビゼム條參照）。備前國志に「歷代名匠多し、中にも友成は一條院比長船に住す、此所の鍛冶の先祖なり」と、その後定則あり、その子則宗・福岡に移る、福岡鍛冶の元祖なりと。和氣絹には「福岡は定則を祖とす。一條院御宇、平治比の人也。その聟守近、其の子守恒」と。則宗は後島羽朝頃の人なり。國志に「後島羽院御宇、諸國の鍛冶月を分て召しけるにも、備前國尤も多し、世に是を番鍛冶と云。卽ち菊の御紋を賜り、菊一文字と號しぬ」と。長船の鍛冶、その後近忠あり、四條帝天福頃の人かと云ふ。その子光忠、その子長光、銘に備前國住人左近衞將監長光と。その子

て甲斐國山梨郡小佐手邑より起る。武田系圖に「信重(三郎、刑部大輔、寶徳二年卒)―永信、(小佐手祖、九郎、號成手院)―信行(小佐手宮内少輔)―信廣(新六郎、於駿河國薩埵山合戰討死)―信行(新八郎)―信次(左助、仕家光公)」と。一本長手祖に作る。又淺羽本に「永信、小佐手宮内少輔、成就院、初京太子堂住持、下能成寺壽林法算」と。永信の後は又「信行―信廣―信房―信家―信忠―信利云々」と家譜にあり。家紋花菱。

意薩 **オサト** 意薩は陸奥(陸前)國遠田郡の地名ならんか。古くは蝦夷酋長の氏なり。

1 意薩公 弘仁三年九月紀に「陸奥國遠田郡人勳七等竹城公金弓等三百九十六人言ふ、已等未だ田夷の姓を脱せず云々、仍りて勳八等意薩公持麻呂等六人に意薩連を、小田郡人意薩公繼麻呂、遠田公淨繼等六十六人に陸奥意薩連を賜ふ、」と。また弘仁六年三月紀に「陸奥國遠田郡人意薩公廣足等十六人に姓を意薩連と賜ふ、」など見ゆ。

2 意薩連 蝦夷酋長の裔、弘仁三年及び弘仁六年意薩公の連姓を賜ひし者なり、前項を見よ。

3 (陸奥)意薩連 弘仁三年意薩公より此の姓を賜ひし事第一項に云へり。

4 (陸奥)意薩連 弘仁三年に遠田公より此の姓を賜ひし事第一項に云へり。

他戸 **ヲサト** 首姓なり。陽成紀に「出羽權大目他戸首千與本」なる者見ゆ。

小里 **ヲサト** **ヲリ** 美濃國土岐郡小里邑より起る。同村に小里城(小里村)あり、享祿年間、小里出羽守住す。慶長年間、和田助右衛門住す。常陸、陸前等にも此の地名あり。又尾里と通じ用ひらる。

尾里 **ヲサト** **ヲリ** 清和源氏土岐氏の族にして、尊卑分脈に「土岐又太郎國氏の子太郎國定、號尾里」と載せ、又中興系圖に「尾里、清和、土岐又太郎國氏男、太郎國定稱之、小里共」とあり、チリ條を見よ。

小山内 **ヲサナイ** 陸奥國九戸郡長内(小山内)邑より起る。初め南部氏の家臣にして、異聞錄に「右京亮光信を津輕に遣はす際、附從ふ」と云ふ。後一統志に「元龜二年五月、南部高信自害しければ、爲信公、此競に乘じて、小山内讚岐守を討取べし云々」と。又讚岐の親を永春法師と云ふ。又後世、津輕考の著者此の氏より出づ。

長永 **ヲサナガ**

小佐野 **ヲサノ** 桓武平氏鎌倉氏流(又云秀鄕流藤原姓) 鎌倉權五郎景政苗裔景廣(小佐野四郎)の後也と、又云ふ秀鄕流藤原姓大田行政の後也と。甲斐國山梨郡にあり。

小澤 **ヲザハ** **コザハ** 尾張、相摸、武藏、常陸、上野等に此の地名あり、此の氏は此等の地名を負ふ。

1 (丹比)小澤連 紀伊の古代姓にして、尾張氏の族也。齊明紀四年十一月條に「丹比小澤連國襲」なる者見ゆ。

2 桓武平氏小山田氏流 武藏國橘樹郡小澤より起る。尊卑分脈に「小山田別當有重の子重成、小澤入道、號稻毛入道、」と擧げ、又畠山系圖に「有重―重成(稻毛三郎、武州稻毛十六鄕主也)―重政(小澤太郎)」と載せ、其の子重政は東鑑卷十七に小澤次郎重政と見ゆ。風土記稿菅村條に、「こゝも稻毛三郎重成入道が舊領の内にして、其の子小澤二郎重政が領せし地なり。今村内に小澤小太郎重政が城跡なりど云ふ所あり。小太郎は次郎が始の名なるにや、」とあり、又天神山城(管村)條に「前にも出し小澤小太郎が居城なりし

といふ。又矢野口村の傳へには、この山を天神山と號し、小澤左衞門と云ふ人の住せし所なりと云、要害の地にして城壘をもかまへしなるべし。されば小太郎、左衞門は同人なるか、或は父子かなるべし。年代さへも傳へざれば考ふるによしなし、」と見ゆ。

3 私市黨　これも武藏の氏にて私市氏系圖に「成方（武州埼玉郡。同國男衾郡所々相傳、號河原檔守）—太田太郎成澄—有光（小澤大夫）」とあり。其後也。小澤大夫は熊谷系圖に「直貞云々、武州小澤大夫が所へ尋、落着て爰にて年月送と云ふ、又成木大夫が聟に成」と載せたる人とす。

4 春日氏族橫山黨　これも武藏の氏にて、七黨系圖橫山黨に小澤氏を擧げ、又小野氏系圖に「橫山資隆—（小澤）野小院（嫡子たりと雖、法師たるにより次男となす）—道兼—季兼（野太）—義久（愛甲小三郞）」と見ゆ。又道兼の弟「師兼—師左—正清—正成」等を載せたり。風土記稿多摩郡矢野口村に小澤藏屋鋪を載せ、「小澤左衞門尉國高の屋敷跡也」と記し、又同郡上恩方村熊野社禰宜小澤氏を擧ぐ。

5 武藏の小澤氏　當國には以上三流の小澤氏の外、何れに屬するか詳かならざるも多し。先づ風土記稿入間郡條に「小澤氏（府川村）、代々此所の名主なり。先祖は小澤圖書と云へり。又維延（北條時賴時代）と云ふ人あり。家系も傳へたれど、萬右衞門が子、足立郡新井村に移りしとき持行たれば爰には辨じがたし。唯北條家より先祖圖書へ與へし文書一通を藏せり、」と。又同郡入曾の十二衆とて、北條陸奧守に屬せし其の一人に小澤高中と云ふあり、同書に「小澤氏（南入曾村）入曾の十二衆とて、北條陸奧守に屬せし、その一人に高中と云あり。かれが子孫なりといへり。家に天正十四年記せし奧州樣御扶持人覺と云ふものあり。武州入曾村拾貳衆、上州がむろつみちんへ出候分覺、木下越後、はゝ與右衞門、仁神山城、伊つか新七、同與右衞門、木下才兵衞、原島門所、伊藤新右衞門、小澤高中、田中けき、前島伊門太、小玉新左衞門、天正拾四年巳正月三日、」なりと。當國小澤氏には丸に三ッ柏を家紋とする者あり。

又武藏秩父郡薄村に小澤氏あり。屋敷跡村の東邊の小名に小澤口なる地名ありて、小澤左近なるもの玆に居しと云ふ。又橫見郡に昔小澤惣左衞門道繁なる者あり、大輪寺を開基せりと云ふ。又忍成田の家人に小澤將監なる者ありたりと。されど彼家の分限帳に見えず、小澤但馬の一族なるにや。

6 出雲氏族大江廣元流　大江氏系圖に「廣元—親廣（式部少、法名蓮阿）—廣時（木工助）—政廣（助太郞、母平實泰女）—廣顯（小澤修理）」とある後也。尊卑分脈にも小澤と註す。其の子貞廣、小澤因幡守と稱す。弟に親顯（少輔孫二郞）、懷顯（九郞）、政顯（十郞）等あり。中興系圖には「小澤、大江、大膳大夫廣元五代修理亮廣顯稱之」と見ゆ。

7 諏訪氏族　信濃諏訪氏の族と云ふ、寬政系譜に見えたり。家紋丸に抱鹿角、丸に三本穀葉、鶴葉。又尾澤ともあり。

8 伊那の小澤氏　伊那富村に小澤氏あり。祖先は尾張國熱田大宮司の家人、木曾義仲に屬し、木曾家沒落の砌り、此の山中に散居せしに始まり、後武田家に屬し、武田家滅亡の後歸農せしものと云ふ。當地方には同じく小澤を名乘る者多

オザハ
オザハ

—季房—忠房—憲房—憲政—豪運—昌運—昌明—行明（但州長田之領主）—行盛—行高—長高、」また名和系圖に「行盛（村上天皇第六皇子望平親王十一代後胤、伯耆國祓流）—行高（長田小太郎）—長年（長田又太郎）」など見ゆ。こはナガタなり、ナガタ條、及びナワ條に詳記せむ。

15 丹治姓丹黨　武藏七黨系圖、丹黨族に長田氏を收む。又後世多摩郡に長田氏あり、甲州都留郡より移ると云ふ、川島條を見よ。

16 石見物部姓　石見安濃郡の大社物部神社の祠官にして、物部氏の族、宇麻志摩遲命裔物部竹古連の後なる長田君より出づと云ふ。後宗家は金子氏を稱し、支族なほ長田と稱すと傳ふ。詳細は金子條を見よ。一說金子氏は武藏の金子氏にて、當地に移り、長田氏の系を冒すなりと。

17 熊野別當の族にて熊野の豪族也。熊野別當系圖に「那智執行法眼範譽（母六條判官爲義女）の孫、法橋範慶の子親行（長田太郎）—長光（藏人）—朝季（長田次郎、法名道智）
—季光（彌次郎）—光朝（三郎）
—朝清—賴光（彌三郎）」

と見ゆ。

18 肥後の長田氏　永正二年十二月三日菊池家臣連判狀に「長田右衞門尉武秀、」嘉吉三年菊池持朝の侍帳に「長田式部少輔基秀、」を載せたり。

19 伊勢の長田氏　延喜式飯野郡に意非多神社あり。今朝田にありて、長田天王と稱す。此神は俗說に、源義朝を弑せる長田の忠致の靈也と云ふ事、神名帳考證俗說辨等に見ゆ。蓋し長田氏の氏神なればならん。（地名辭書）。

20 美濃の長田氏　新撰美濃志に「古城趾は里民のつたへに、長田美作守居りしといへり。いつの頃いかなる人とも考へがたし」と見ゆ。

21 伊賀の長田一族　長田鄕より起る。往昔は藤原氏、中頃池大納言平賴盛、長田鄕を領知しければ、其の威光を羨みて平姓を稱す。淸盛滅亡後、其の昔に立ち歸りて藤原の姓となる。定紋洲濱、幕の紋三階松に霞。長田村、朝屋村、小田村、法華村、大の木村の五ヶ村は此の一類に屬す。

22 大隅の長田氏　地理纂考菱刈郡小根占鄕山田城條に「按ずるに禰寢院は根占氏以前長田次郎致將是を領す。鎌倉實記に曰、長田次郎致將は忠致が次男、實父は千葉介常重なり。長田、是を養子とす。長田莊司が壹岐守たりし時、壹岐國に下る。勇猛勝れたる者にて、薩麻根地目に引籠て、大隅前司宗乘が領せし種子島を討取る」云々と見ゆ。

23 因幡の長田氏　法美郡に菅野大明神（菅野村）あり。神主長田氏なり。大草鄕十二ヶ村の氏神、鄕中の一の宮とす（因幡志）。

24 淸和源氏新田氏流　德川系圖に「義重（新田）—經義（合上五郎、額戸三郎）—氏經（長田、又長岡二郎）—經政（長岡二郎）」と載せ、又里見系圖に「經義—氏經（長岡二郎、又號長田）」とあり。

25 佐々木氏流　中興武家系圖に「長田、宇田、佐々木綱定男、六角時信子高信、甚七郎胤信稱之」と見ゆ。

26 有馬氏流　肥前國高來郡長田邑より起る。有馬澄世この地を領して長田氏と稱す。有馬世譜引用正平廿三年文書に「長田一分地頭有馬次郎三郎澄世」と見ゆ。又長田彦八郎妙蓮の名も見え、下つて肥陽軍記に天正五年の頃、有馬方の將に長

田左京あり。

27 陸前の長田氏　鹽釜神社の社家にして、鹽竈社神籍に「左宮若子大夫、御朱染役、御知行高七百九拾文、長田相摸」とあり。

28 其の他、長田氏は東鑑卷六に、長田四郎、同五郎、太平記卷二十九に長田民部丞資眞、武藏國入間郡上淺羽村慶長二年壬子三月十五日の古牌に長田守行、また德川時代、高槻永井藩の家老、秀康卿給帳に「四百石、長田儀太夫」等とあり。また甲斐國東山梨郡三日市場、志摩、備前、信濃等に存し、幕臣（六百五十石、千三百石）に次の紋あり。

長田川合　ヲサダカハヒ

○長田川合君　物部氏族にして、天孫本紀に「物部竹古連公は長田川合君云々等祖」と見ゆ。長田と川合と二姓か。或は長田川合にて復姓か。

他田舍人　ヲサダノトネリ

他田は敏達帝の都名譯語田幸玉宮を指すなり。これは敏達天皇に奉仕せし舍人の裔が、天皇の宮名を名に負ひしにて、御名代の一種と見るべし。なほ他田舍人部條を參照せよ。

後舍人の二字を略して他田氏と云へる者あり、ヲサダ條を見よ。

1 駿河の他田舍人　敏達帝に奉仕せし舍人の裔也。天平十年の駿河正税帳に「他田舍人益目」また「當國使有度郡散事他田舍人廣逆」など見ゆ。和名抄當國宇度郡に他田鄕あり。乎左多と註す。又神名式、此の郡に池田神社を收む。池田は他田の誤にて此の氏の奉齋せし宮と考へらる。

この氏の出自詳かならざれど、舍人は多く國造の族人なれば、これも然るか。或は次の信濃の他田舍人と同族にて多臣の族か。

2 信濃の他田舍人　多臣の族にて信濃國造裔と考へらる。氏人は神護景雲二年六月紀に「信濃國伊那郡人他田舍人千世賣、少して才色あり。家世々豐贍、年廿有五、夫を喪うて志を守り、寡居する事五十餘年、其の守節褒めて、爵二級を賜ふ」と。また靈異記下の廿三に「他田舍人蝦夷は、信濃國少縣郡跡目里の人也、（寶龜四年）」また貞觀四年三月紀に「信濃國小縣郡權少領外正八位下他田舍人藤雄」等あり。小縣郡は當國々造治所のありし地なれば、殊に此氏多かりしものと思はる。

3 他田舍人直　多臣の族、信濃國造裔なり。他田舍人が國造のカバネなる直姓を稱せしなり。或は他田舍人部の伴造と見るもよし。養老七年正月紀に他田舍人直刀自賣あり、此氏人とす。

他田舍人部　ヲサダノトネリベ

敏達天皇の御名代部にして、天皇の都他田宮に奉仕せし舍人部の裔也。卽ち他田舍人の爲に設けたる部民とす。他田は城上郡の地名にして、又譯語田ともあり。此の部民裔には天平勝寶元年四月紀に「他田舍人部常世」等物に見ゆ。

他田日奉部　ヲサダノヒマツリベ

1 他田日奉部　（御名代部）ヒマツリベ條を見よ。

2 他田日奉部直　出雲臣の族也。ヒマツリベ條を見よ。

他田廣瀨　ヲサダノヒロセ

朝臣姓にして、安倍氏の族也。ヒロセ條を見よ。

小佐治　ヲサヂ

長手　ヲサデ

次條を見よ。

小佐手　ヲサデ

淸和源氏武田氏の族にし

10　美濃の他田氏　他田舍人部裔なるべし。當國大寳二年三井田里戸籍に「中政戸他田赤人」など見ゆ。

11　駿河の他田氏　和名抄當國有度郡に他田鄕あり、乎佐多と註す。阿倍長田氏の發祥地なるが如し。又後世東鑑に長田入道あり、共に長田條を見よ。

12　播磨の他田氏　播磨風土記、印南郡含藝里條に「難波高津御宮御世、私部局取等遠祖他田熊千」なる人見ゆ。キサイチベ條參照。

13　關東の他田氏　將門記に「貞盛將門云々、便ち千阿川を帶びて彼此合戰の間、勝負あるなし、厥の內彼方上兵他田眞樹・矢に中りて死す」と。

長田　**ヲサタ**　上代長田は他田と通じ用ひられ、又譯語田に作る。敏達天皇の譯語田幸玉宮の如き之なり。されど長田はまたナガタと訓じ、永田と通じ用ひらる。和名抄に長田鄕多けれど、大抵ナガタと讀まる。但し伊勢國飯野郡の長田鄕は、其の實ヲサダなるに、和名抄の訓奈加多と謬るが如く、其の區別詳かならざるものあり。よりて長田氏につきては、他田、長田(ヲサダ)、長田(ナガタ)、永田(ナガタ)の四者を參照せよ。

1　長田臣　安倍氏の族なり、他田臣に同じ、その條を見よ。

2　長田朝臣　安倍氏の族にして、次の氏に同じ。卽ち他田臣の後也。和銅五年十二月紀に「長田朝臣大麻呂、長田朝臣多祁留等、本姓の阿倍朝臣に歸る事を許さる。阿倍氏の正宗にして、宿奈麿と異るなし。但し居處に緣り、更に別氏と成る」と見ゆ。又貞觀八年閏三月紀に「左京人散位外從五位下長田直利世、直姓を改めて朝臣を賜ふ」とあるも此の族か。

3　(阿倍)長田朝臣　安倍他田朝臣に同じ。弘仁三年紀、正倉院天平勝寳元年文書等に見ゆ。他田條安倍他田の項を見よ。

4　長田君　毛野氏の族なるべし、他田條を見よ。

5　(秦)長田氏　秦氏の族にして攝津の氏なり。神護景雲三年十一月紀に「彈正史生從八位下秦長田三山、造宮長上正七位下秦倉人呰主、造東大寺工手從七位下秦姓綱麻呂、姓を秦忌寸と賜ふ」と見ゆ。

6　長田使主　百濟歸化の族にして、姓氏錄、未定雜姓、河內の部に「長田使主、百濟國爲君王の後なりと云へり、見えず」と載せたり。(若江郡?)

7　長田直　貞觀八年紀に「左京人長田直利世」あり。朝臣姓を賜ひしを見れば、安倍氏の族なる如きも、恐らく倭漢氏の族なるべし。

8　長田村主　倭漢氏の族なり。坂上系圖に見ゆ。阿智使主に隨ひ、歸化せし漢人村主の一也。攝津國八部郡長田より起りしか。或は其の地に住居せしにあらずやとの說あり。

9　肥後、美濃、播磨、和泉の長田氏、他田條にて云へり。

10　駿河の長田氏　當國に阿倍氏の族他田(長田氏)のありし事は前に云へり。後東鑑治承四年十月十三日條に「駿河目代(橘遠茂)・長田入道の計を以つて、富士野を廻り襲來の由、其の告あり。仍りて途中に相逢ひ、合戰を遂ぐべきの旨群議あり、武田太郎信義云々」と、又十四日條に「駿河目代遠茂、暫時防禦の術を廻らすと雖、遂に長田入道子息二人梟首、遠茂囚人となる云々」と。

11　桓武平氏良茂流　尾張國野間の內海の長田氏なり。諸書に長田莊司と見ゆれど、長田庄の所在詳かならず。或は云ふ

此の長田は伊勢國飯野郡長田より起り、後尾張に移り野間庄司となりしものかと。されど當國古く他田氏あり、天平の正稅帳に見ゆ。されば此の長田氏は其の他田氏の後にあらざるか、或は其れと密接なる關係を有するならんと考へらる。

後世平氏と云ふ、即ち尊卑分脈に「高望王―常陸掾良茂―下總介良正―公雅、弟(長田流)致頼（或本公雅の子云々、長保元、維衡合戰の事により隱岐國に配流）―公致―賀茂二郎致房―平三郎行致―致俊(門眞)―右衞門尉親致、弟忠致（長田壹岐守、平治元、尾張國に於て、義朝朝臣幷に正淸を誅し、京都に進め壹岐守に任ぜらる)―景致、」と。また桓武平氏系圖には「高望王―上總介良兼―武藏守公雅―平大夫致頼―大矢左衞門尉致經―致房(號賀茂次郎)―行致(平三郎)―忠致（長田四郎、壹岐守）―景致（同太郎左衞門尉)」など見ゆ。家紋丸に二柏、抱柏、剱柏。また武家系圖に「長田、平、紋丸内二柏、平次郎行致稱之」とあり。

忠致は保元物語に「尾張國にて相傳の家人長田莊司忠宗云々、」また平治物語に「義朝云々、『先尾張の野間に行き、忠致に馬物具請うて通らんずる』と宣へば、平賀四郎『長田は大德人にて世を伺ふ者なれば、落人隱し奉らんこと如何』と申しければ『されども鎌田が舅なれば何事かあらん』と宣ひ、中略、同じき二十九日に、尾張國知多郡野間の內海に落ちたまふ。長田莊司忠致請取り奉りて樣々にもてなす」云々と。かくて義朝並に其の婿鎌田を殺す事を載せ、その娘（鎌田の妻)につきては「鎌田が妻女これを聞き、擊たれし所に尋ね行き『われは女の身なれども、全く貳心は無きものを、如何に恨めしく思ひ給ふらん。親子の中と申せども、われもさこそ思ひ侍れ。飽かぬ中には今日既に別れぬ。情なき親に添ふならば、又も憂目や見んずらん。同じ道に具し給へとて、須臾は泣き居たりけるが、夫の刀を拔くまゝに、心元に差し當て、俯伏樣に伏しければ、貫かれてぞ失せにける。忠致、左馬頭を擊ち奉ることは喜なれども、最愛の娘を殺し、歎にこそ沈みけれ。景致、頭殿の御首幷に鎌田が首を取り、死骸共をば一つ穴に掘り埋む。如何に勳功望めばとて、相傳の主を擊ち、現在の婿を害しける忠致が所存をば惡まぬ者もなかりけり、」と載せたり。忠致は平家物語以下の書にも、野間の內海の住人長田庄司忠致と載せたり。

その後、尾張志等に內海の長田四郎太郎親重なる人見ゆ、(ナガキ條を見よ)。又細川兩家記に「尾張國長田の禪定が引導」云々、こは忠致を指すなるべし。

12　大江氏流　三河の氏にして、大江氏系圖に「廣元―宗光（イ政廣、掃部介、那波氏祖)―政茂（左衞門)―賴廣（左近將監)―宗廣(式部)―致元(四郎)―宗元(彌五郎)―五代重光（長田平衞門、三州大濱庄宮)―直時(永井)」と見ゆ。前項及びナガイ條參照。

二葉松　賀茂郡永太郎村古城條に「長田中將」とあり。

13　尾張海部の長田氏　海部郡に榎津城(榎津村)あり、尾張志に「長田兵庫右衞門すみしよし、里民いひ傳へたり。長田は武田の誤り歟、又長田とも書しものか。康正二年造內裏段錢並國役引付に三貫八百六十七文武田兵庫頭殿、尾州三ケ郷段錢と見えたり同人なるべし、」と。タケダ條を見よ。

14　名和氏族　村上源氏那波系圖に「顯房

權禰宜、從五位下、寛永五年九月廿五日、正六位上、同六年正月十一日、叙從五位下、尾崎源眞入道は、荒木田神主楠部尾崎の庶流也。源眞子息荒木田繁秀早世、故に家を以て外孫度會延繁に讓る。出口尾崎兩家を合せて一家となす。其れより尾崎と號し、或は出口と號す。延繁外祖父の恩を想ふによりて、孫の繁延を以つて荒木田神主となす」と見え、伊勢神宮社家系圖に「(御厨案主)尾崎、橘朝臣、本姓荒木田、荒木田氏在男、初代氏友、」と載せ、又權禰宜にも尾崎氏あり、又「尾崎(檢非違使)、橘朝臣、本姓荒木田、初代氏玄、」と見ゆ。

7　因幡の尾崎氏　因幡志に八東郡牛棚城主に尾崎氏を擧げ「木下祕官の後か」とあり。

8　清和源氏足利氏族　今川貞世の子貞兼、尾崎を稱す。遠江濱名郡に尾崎氏あり、明應八年六月十日洪水の時、柑樹の枝に繋つて存命すと云ふ。

9　橘氏族　寛政系譜に橘氏に收む、本國相摸なりと、家紋九曜、五三桐。第六項參照。

10　平姓　寛政系譜にあり、横山氏の裔なりと、家紋丸に三松、九曜。

11　清和源氏　これも寛政系譜にあり、家紋藤巴。

12　桓武平氏　平賴盛孫保盛の後也と云ふ。

13　尾崎宮　高倉天皇の裔なり。紹運錄に「高倉院―交野宮―醍醐宮―尾崎宮」と見ゆ。

14　武藏の尾崎氏　多摩郡川井村尾崎柵跡あり、風土記稿に「上澤井村堺にて、小名尾崎と云ふ所にあり。相傳ふ、昔承平年中、平將門近村棚澤村に來りて暫く居住せし事ある由、其の頃將門が從者尾崎十郎、此所に柵をかまへて警衞せし由、故に今に至るまで字して尾崎と云ふ、又御嶽村にも小名濱竹と云所あり、是も將門が從者濱竹五郎といへる者の居りし所なりと、尾崎及び濱竹が事、外に傳ふる所なければ其の正しき事を知らず」と見ゆ。又同郡御嶽村御嶽社社職御師に尾崎氏あり、埼玉にもあり。

15　津輕氏流　陸奥國南津輕郡尾崎邑より起る。津輕系圖に「威信―右京亮元信、弟某(尾崎三郎右衞門)」と見ゆ、尾崎喜藏の祖なりと。羽後國北秋田郡花岡邑肝煎烏潟氏の文書に、尾崎左衞門佐治家の判書あり。

16　會津の尾崎氏　新編風土記河沼郡勝方村の條に「感應神社神職尾崎左京、四郎大夫長貞と云ふ者、元祿十三年始て當社の神職となる。左京長道は其四世の孫なり」と見ゆ。

17　越中の尾崎氏　越中一宮氣多神社の神職に此の氏あり。越乃下草卷三に「氣多神社、二上庄國分村、神職尾崎丹後」と見ゆ。

18　其の他、藤堂高虎配下の勇將に尾崎勘兵衞あり、又德川時代、松山板倉藩重臣、桑名松平藩用人、明石松平藩重臣、安中板倉藩重臣、高須松平藩用人たり。又秀康卿給帳に「三百石尾崎又右衞門、」又尾張德川家に尾崎氏多し、幕末の勤王家(贈從四位)尾崎良知(源三郎、後甚三郎、又甚作、敬齋)は贈正五位尾崎八衞(八右衞門)の子也。

又大和の大和神社々家(藤原)、山城稻荷神社々家(神人四家、非役、雜士)、室伏神社因記錄に「室伏武藏守元賴二男尾崎美太丸、」また信濃、美濃、備前、伊勢、志摩、伊豆(社家)等にも存す。

尾前　ヲサキ　尾崎氏に同じきか。東鑑卷七に尾前七郎なる者見ゆ。

小崎 **ヲザキ** コザキ條にて云ふべし。

小佐倉 **ヲサグラ** コサクラ條を見よ。

小佐々 **ヲザサ** **コザサ** 肥前國彼杵郡小佐々邑より起る。彼杵庄小佐々の地頭にして、博多日記裏書に「總州御下知、二通(本解在之、無請文)、小佐々三郎入道(嘉曆三、十月十一日)」、と載せ、又大村家記、大村家覺書、澁江系圖等に「(文明十二年)小佐々彈正」なる人を擧げ、陰德太平記、松浦肥前守與信配下の將に此の氏を載せたり。其の系圖に據れば、佐々木氏の族にして時綱の後なりと。卽ち「佐々木太郎滿信の代に至り、其の領土家臣の掠むる所となり、男島に蟄居す。其の後、肥前州彼杵郡小佐々村に移り居る。其の子時信(小佐々源次左衞門)—太郎左衞門—九郎左衞門—彈正、(應仁年中、小佐々村より同郡多井羅村に來り城を小峰に構へ居る焉。多井良、七釜、中浦、松島、崎戶、蠣浦、江島、平島、三重村の內二町、大村之內一町、彼杵村之內五町を領す。文明年中大村家の麾下に居す」と見ゆ。佐々木族と云ふ事信じ難し。

他田 **ヲサダ** 又長田とも、譯語田ともあり、三者を併せ見よ。古くは多く他田の字を用ふ。地名を負ひしものと、敏達天皇の御名代他田部より來りしものとあり、チサダノトネリ條を見よ。

1 他田臣 大和國城上郡他田(譯語田)より起りしなるべし、養老元年紀に「池田臣萬呂」なる人見ゆ。池田は他田の誤寫也。後安倍他田朝臣姓を賜ふ。よりて安倍氏の族なるを知るべし。此の氏姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。後裔長田條を見よ。

2 他田臣族 前項他田臣の族なり、正倉院天平十四年文書に「他田臣族前人(黑田鄕戶主鏡作造淨麻呂戶口)」なる者見ゆ。

3 他田君 上野國金井澤神龜碑に他田君目頰刀自なる者見ゆ。天孫本紀に「物部竹古連公は長田川合君等の祖」とあれば、この氏は其の一族ならんか。或は上野にて君姓なれば、毛野氏の族とする方穩當か。

4 他田連 姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

5 (安倍)他田朝臣 安倍氏の族にして、他田臣の後也。養老元年八月紀に「正三位安倍朝臣宿奈麻呂言ふ、正七位上池田臣萬呂は本系同族にして、實に異姓にあらず。親道を追尋するに理須らく改正すべし。安倍池田朝臣姓を賜はらん事を請ふと。之を許す」と見ゆる後也。池田とあるは他田の誤にして、弘仁三年二月紀に「左京人阿倍長田朝臣節麻呂、同高繼」等あり、阿倍朝臣姓を賜ふ。アベ條を見よ。猶ほ長田條を見よ。

6 和泉の他田氏 安倍氏の族にして、姓氏錄、和泉皇別に「他田は膳臣同祖」と載せたり。よりて他田臣の庶流なるを知るべし。

7 尾張の他田氏 他田舍人部の裔なるべし。天平六年の此の國正稅帳に「主帳外少初位下勳十二等他田弓張」なる者見ゆ。當國中世以後の長田氏の事は後に云ふべし。

8 肥後の他田氏 吉備氏の族葦北國造の族裔なり。天長十年三月紀に「肥後國葦北郡少領外從八位上他田繼道、三階に敍す、云々。各々私物を輸して、飢民を濟ふを以つて也」とあるは、此の氏人也。蓋し葦北國造の一族が他田宮に仕へ奉りて其の宮名を負ひしものならん。卽ち御名代部の一種と見るべきなり。

9 京師の他田氏 他田舍人部の裔なるべし。天平十年の右京計帳に「他田東人」なる者見ゆ。又中世、小右記に治安四年四月十一日、左衞門府志他田貞忠あり。

郎、刑部太郎)―成俊(江州岡地頭、刑部左衞門尉)―定俊」と載せたり。

52 天武帝裔高階高氏族　高階氏系圖に「高五郎惟眞―惟範―惟長(刑部丞)―惟重(刑部丞)、弟惟正(刑部四郎)」と見ゆ。其の他、「惟長弟惟俊―俊貞―義俊(刑部左衞門尉)」また「惟重―重氏―賴基―惟時(刑部左衞門尉)、弟賴直(刑部左衞門尉)」と見ゆ。これもギヤウブと讀むべし。

53 蒲生氏族　蒲生系圖に「惟賢―權二郎俊影―小二郎俊親―康俊(刑部亟)、弟俊定(刑部次郎)―秀賢(彌次郎)、弟俊家(刑部三郎)」と見ゆ。これもキヤウブにて父の官名を稱號とせし也。

54 遠江の刑部氏　甲斐の八代郡にあり、刑部道明はもと遠州の人本郡に住せりと。其の弟主計は武田家に仕へ、長篠に戰死すと云ふ。

55 美作の刑部氏　笠庭寺記に「大庭郡河內保(鯉二十喉)刑部武國」と見えたり。

56 小野姓山口氏流　武藏の刑部氏なり。小野系圖に「山口四郎孝久―次郎景久―孝遒(刑部五太郎)―

―隆政彌太郎―隆眞小太郎―弟光隆

―隆家次郎―通綱―次郎

―邦通四郎左衞門尉―泰通太郎―時通

57 宇都宮、横田氏流　下野國河內郡刑部鄕より起る。横田系圖に「師綱(安藝守、應永廿六年卒)―頁業(五郎兵衞尉、河內郡刑部鄕を領す)―業知(刑部五郎左衞門尉)」と見えたり。

58 秀鄕流藤原姓山內氏流　淺羽本山內首藤系圖に「山內小太郎左衞門尉俊業―時成(號刑部左衞門)」と見ゆ。

59 薩摩入來院流　薩摩郡久住城(樋脇、久住村)は入來院第八代重長の第三子左馬介の後裔刑部氏の居城也と云ふ。

60 丹後の刑部氏　注進丹後國諸庄鄕保惣田數目錄帳に「竹野郡、十町五段二百九十七步(此の內五段貳百拾六步不)刑部右京亮」と見ゆ。古く當地方に刑部ありし事既に云へり。

61 其の他、陸奥話記に刑部千富、又羽前羽黑山の社家に刑部大夫あり。又紀伊に刑部俊明(平野條を見よ)あり。

忍壁　オサカベ

刑部に同じ、前條を見よ。和名抄攝津有馬郡に忍壁鄕ありて於之加倍と註す。

1 忍壁連　物部氏の族也、刑部連に同じ。

2 忍壁宿禰　物部氏の族也。天武紀十三年條に「忍壁連云々、姓を賜ひて宿禰と曰ふ」と見ゆ。刑部の四十六項參照。

忍坂部　オサカベ　オシサカベ

刑部、忍壁に同じ。萬葉集卷一に「忍坂部乙㾱呂」と云ふ人見ゆ。

押坂部　オサカベ　オシサカベ

これも刑部、忍壁に同じ。

○押坂部史(倭漢氏族)　刑部史に同じ、用明紀に押坂部史毛屎と云ふ人見ゆ。

押加部　オサカベ

伊勢の豪族なり、恐らく前述刑部君の後裔ならんか。安東郡專當沙汰文に「牛(平田一名多毛、又一名丸子丁部押加部刑部入道、牛(多毛石瀨兩所在之)、丁部同刑部入道云々」と見ゆ。

小坂部　ヲサカベ

刑部(オサカベ)に同じかるべし。和名抄備中國英賀郡刑部鄕は後世小坂部ともあり、即ち集古文書文正元年年貢註文に小坂部鄕と見ゆ。之を證するに足らん。

○小坂部宿禰　物部氏の族歟。刑部宿禰に同じかるべし。除目大成抄に此の氏人あり。

長我部　ヲサカベ

前條氏に同じきか。

刑部垣部　オサカベノカキベ

條四十七項を見よ。

刑部靭部　オサカベノユケヒベ　オサカべ條四十八項を見よ。

長神　ヲサカミ

長萱　ヲサガヤ　下總國豐田郡の豪族にして、長萱大炊に至り多賀谷氏に降る（多賀谷家譜）。

尾崎　ヲザキ　地名を負ひしなり、而して其の地名全國に尠からざれば、此の氏の流派も亦多し。

1　淸和源氏里見氏流　備中の豪族にして、里見義俊—義成—太郎義基（寛元二卒）—掃部助氏義—掃部助重氏—次郎左衞門尉重周（尾崎の祖なり）と。其の系圖に「里見太郎義基孫里見助七郎氏義—掃部助重周—兵庫助義高—掃部助重高—助七郎重益（備中國福山城に於いて、大江田式部大夫義政等、足利直義と合戰敗北の時、同國都宇郡中庄尾崎に遁れ、其の後東河知の山麓に移り居る。里見を改めて尾崎と稱す）—尾崎兵庫入道重昌（備中國東河知の山尾崎に居る、法名功山）—主膳重廣（兵衞尉）—庄八郎重時（隼人）—庄次郎重氏（母嚴島式部女）—弟新五兵衞重弘—主膳重房（實重氏男、槍術名人也、永正十三年、毛利元就に屬し軍功ありて、采地及び紋龍膽、織紋松皮菱、又篆書重字を賜ふ。永祿元死、九十六）—肥前守盛重（毛利元就に屬し、六百貫文の地を領す、天文廿二年卒）—主殿助重成（肥後守、慶長關ヶ原討死）—肥前守重常（寛永七年卒）、弟主計末高（子孫備前にあり）、弟庄八郎成長（尾張義直に仕ふ、子孫甲州に在り）」（新田族譜）、なりと。

2　備後の尾崎氏　文祿中尾崎九兵衞あり、熊石城（石原村）を守る（藝藩通志）。安西軍策に尾崎氏見ゆ。

3　紀伊の尾崎氏　名草郡の名族にして、尾崎尾張守は神田浦に住し、大野莊十番頭の一なり。續風土記名草郡五箇莊、黑江村舊家六十八地士尾埼姓條に「其の家傳へ云ふ、其の祖は大野莊十番頭の內尾崎尾張守といふ。元弘の頃、大塔宮熊野御參詣の時麾下に屬し、先例に任せて尾張守に補せらるといふ。文龜三年、長享三年、文明五年、天文八年、十番頭連判の文書を藏む。其の後尾埼彌助といふもの湯川春定に屬し、白樫左衞門佐と戰ひて功あり。湯川家よりの感狀數通を藏む。又尾崎十郎左衞門といふもの、慶長四年大藏正家より近江國蒲生郡日野鎌懸村にて百五十石を賜ふ。其の文書今尙存す。其の他遊佐家、織田三七、及び豐太閤の文書數通を藏む。豐公文書の宛名には一牛齋とあり」と載せ、又黑岩村の地士に尾崎德之助あり。

4　熊野國造族　本宮社家に此の氏あり、一向一揆の時尾崎氏は鈴木孫市に味方す。（名所圖會）。續風土記に「本宮左座尾崎又八。家傳には熊野國造の後なり」と載せ、又右座に尾崎恒彥あり。又同郡淺里村舊家尾崎氏は三里鄕鬼ヶ城松本源四郎の別家と云ふ。淺野右近、水野出雲等の折紙書狀等を藏む。

5　丹波の尾崎氏　丹波志氷上郡條に「尾崎小平太、弟團甚太郎、天正年中兄弟二人あり、小平太は赤井氏に勤め、黑井に住す、子孫上三井庄村」と載せ、又天田郡條に「尾崎權頭、子孫草山村、艮と云所に尾崎權守墓有」と。

6　荒木田姓　神宮社家なり、度會氏四門系圖に「延雅（號出口彌松大夫）—延員（幸菊大夫）—延晨（幸若大夫）—延秀—延親—延繁—延伊—繁延（荒木田忠大夫、

27 讚岐の刑部　寛弘元年の大内郷戸籍に刑部高虫女外一を載せたり。當國刑部造の事は第三十三項を見よ。

28 肥後の刑部　神護景雲三年九月紀に「肥後國葦北郡人刑部廣瀨女云々、授從八位下。」と見ゆ。刑部靱部の項を見よ。

29 豐前の刑部　正倉院文書當國加目久也里戸籍に「刑部邪波豆賣、刑部乎邪波賣。」また丁里戸籍に「刑部耳賣」など見ゆ。

30 百濟族刑部　姓氏錄、右京諸蕃に「刑部、百濟國酒王より出づ」と見ゆ。

31 其の他中世以後刑部氏と稱せしもの多し、刑部の後裔も尠からざるべし。後に云ふべし。

32 刑部造(物部氏族)　刑部の總領的伴造なり。天孫本紀に「物部石持連公は刑部垣部、刑部造等の祖」と見ゆ。垣部とは部曲、又は民部とも記す。其の部に屬する者を云ふなれば、石持連は此の刑部、卽ち允恭后の封民となりしを知る。而して造を稱するにより、其の封民を支配する伴造なるを知るべし。此の氏天武朝に至り連を賜ふ。

33 刑部造(物部氏族)　貞觀五年八月紀に「讚岐國多度郡人齋院權判官正六位上刑部造眞鯨、居を改めて左京職に貫す」と見ゆ、前項氏の族なり。當國刑部の事は第二十七項を見よ。

34 河内の刑部造(物部氏族)　當國若江郡に刑部鄕あり、又無姓刑部氏のある事、第二項に云へり。持統紀に「河内國更荒郡云々、刑部造韓國」と云ふ人見ゆ。

35 (大炊)刑部造(尾張氏族)　大炊は膳部(カシハベ)と云ふと同じ。皇后の膳部として仕へし部民を、更に御名代として殘したるが、此の大炊刑部にして、此の氏は其の大炊刑部の伴造たりし氏なり。姓氏錄、左京神別に「大炊刑部造、火明命四世孫阿麻乃彌命の後也。」と註し、又右京神別にも此の氏ありて、「同神四世孫天礪目命の後也。」と見ゆ。

36 丹波の刑部首(丹波氏族)　刑部の部分的伴造にして丹波の刑部の首長たりしならん。當國刑部の事は第十八項にて云へり。貞觀六年三月紀に「丹波國何鹿郡人從七位下刑部首夏雄は姓を豐階宿禰と賜ひ、刑部首弟宮子は豐階朝臣を賜ふ。夏雄等自ら言ふ、彦坐命より出づと也」と見ゆ。彦坐命とは開化天皇の皇子にして、丹波道主王の御父なり。

37 攝津の刑部首(尾張氏族)　刑部の部分的伴造にして、攝津の刑部の首長なり。此の國有馬郡に忍壁鄕ありて、又後世川邊郡に刑部氏ある事第三項に云へり。姓氏錄、攝津神別に「刑部首、同神(火明命)十七世孫屋主宿禰の後也。」と見ゆ。大炊刑部造と同族也。

38 美濃の刑部君　これも刑部の部分的伴造にて、美濃の刑部を管理せしならん。春部里大寶二年戸籍に「刑部君若子賣」と云ふ人見ゆ。當國には刑部連と云ふも、無姓刑部もあり。前に云へり。

39 伊勢の刑部君(景行帝裔)　當國刑部の事は第五項を見よ。刑部の部分的伴造にて伊勢刑部の首長なりしならん。舊事紀景行本紀に「五十功彦命は伊勢刑部君、三川三保君祖」と見ゆ。後世押加部氏あり。

40 刑部臣(出雲臣族歟)　刑部の部分的伴造にして、出雲刑部の首長なり。當國刑部の事は第二十二項を見よ。天平六年の出雲國計會帳に「神門軍團五十長刑部臣水剣。」また出雲風土記神門郡條に「秋鹿郡大領外正八位下勳業刑部臣」また

「神門郡郡司主帳無位刑部臣、」また「擬少領外大初位下勳業神門臣、」また天平十一年の賑給歴名帳に「日置鄕山田里刑部臣小友、狹結驛刑部臣爾麻呂、外五、神戸刑部臣馬養、外三、小田里刑部臣田鳥、城村里刑部臣麻呂、外四人」見ゆ。頗る廣く分布せしを窺ふべく、而して當國にて臣姓を稱するなれば出雲臣の一族ならんかと考へらる。

41 武藏の刑部直(武藏國造族) 刑部の伴造なるが、當國なるは直姓なれば、武藏國造の一族ならんと思はる。承和十一年五月紀に「武藏國言ふ、多麻郡狛江鄕戸主刑部直道繼戸口、同姓眞刀自咩は同鄕刑部廣主の妻となり、四男三女を生み、二十一年を經て、夫乃ち死す矣、眞刀自咩喪に居りて禮あり、死に事ふる生の如し。墳側に廬を結び、晨昏悲泣歲月を推移す、終始渝らず。其の操行を見るに節婦と謂ふべし者、勅して宜しく特に位二階を授け兼ねて身を終らしめ、同戸の田租を免ず」と見ゆ。刑部の部分的伴造にて武藏なるを管理す。第十項を參照せよ、又後世當國に刑部氏あり。

42 上總刑部直(出雲臣族) 萬葉集廿に「市原郡上丁刑部直千國、助丁刑部直三野」など見ゆ。刑部の部分的伴造の裔なり。當國刑部の事は第十一項を見よ。

43 刑部史(倭漢氏族) 又刑部の部分的伴造なり、坂上系圖引姓氏錄によれば、阿智王が率ゐし七姓漢人の内、「段姓は是れ刑部史の祖也」と見ゆ。

44 刑部連(物部氏族) 天武紀十二年條に「刑部造云々、姓を賜ひて連と曰ふ」と見ゆ。後宿禰姓を賜ふ。

45 美濃の刑部連(物部氏族歟) 仁和元年十月紀に「美濃國多藝郡大領外從七位上刑部連春雄」なる人見ゆ。當國には刑部君、無姓刑部もあり、參照せよ。新撰美濃志押越村の條に此の人の事を載せ、『春雄罪を犯して其の父の爲に告せられ、春雄亦父に不孝、仍りて國宰に付し推斷せしむ』と見えたるが、春雄も此邊の人ならむか、」とあり。この人は不德の人なりしも、郡の大領たりしにより勢力ありしや著しかるべし。

46 刑部宿禰 物部氏の族なるべし。類聚符宣抄第七に、「諸國郡司事、從八位下刑部宿禰福秀(但馬國美含郡人)、當郡少領刑部福保、補任の後、年を經て考帳に附せられざる替を望む云々、天慶二年五月廿二日、」と見ゆ。郡領の家筋なるにより名族たりしや著し。養父郡に男坂神社あり。

刑部宿禰の事はなほ忍壁條に云ふべし。

47 刑部垣部(物部氏族) 三十二項に云へり。

48 刑部靫部 吉備氏族葦北氏流。靫部は貴人に從屬、警衞する武官にて、こは刑部皇后の靫部として仕へしものを、御名代として殘し給ひしなり。敏達紀十二年條に「火葦北國造刑部靫部阿利斯登」と見ゆ。阿利斯登、本姓は葦北君なり。アシキタ條を見よ。

49 神刑部 カミウタへ條を見よ。

50 清和源氏義光流 尊卑分脈に「義光(刑部丞)—義業(號刑部太郞)、また其弟義淸(刑部三郞)、盛義(號刑部四郞)、祐義(號刑部六郞)」など見え、武田系圖、小笠原系圖等多く之を云ふ。ギヤウブと讀むべし。父の官名を稱號とせし也。

51 淸和源氏武田氏流 諸家系圖纂に「信成(甲州武田、刑部大輔)—布施滿春—右馬頭滿賴—安藝守信淸—右馬頭信澄—馬淵彌七郞信茂—信俊(號馬淵、多賀彥七

オサカへ
オサカへ

家）等にあり。

尾坂 ヲサカ　備前にあり、小坂氏に同じかるべし。

小坂井 ヲザカキ　コザカキ條を見よ。

小坂田 ヲサカダ　コサカタ條を見よ。

小境 ヲザカヒ　コザカヒ條を見よ。

刑部 オサカベ　ウタヘ　キヤウブ　御名代部の一なり。允恭皇后忍坂大中姫の御名を負ひし部にして、古事記、允恭段に「大后の御名代として、刑部を定む」と。書紀には、允恭巻二年條に「皇后（忍坂大中姫）の爲に刑部を定む」とあり。刑部は和名抄、備中國賀夜郡、英賀郡、伊勢國三重郡、遠江國引佐郡等の刑部鄕を、於佐加倍と註するにより、オサカベと訓すべく、皇后の御名忍坂を負ひたるを知る。而して其の刑部なる字を用ふるは「此のオサカベの人が後に刑部（ウタヘ）の職に仕奉りし事ありしによりてなるべし」との記傳の説に從ふべきか。兎に角、單に刑部と記せる時は御名代部なるや、ウタヘの職に仕ふる品部なるや決し難き譯なり。されど垂仁紀三十九年條の「神刑部」の如きはウタヘなるべけれど、其の他は殆んどオサカベなるが如し。此のオサカベには靱部と大炊の二種あり。

猶ほ後世刑部省の官人たりし者の後裔、父祖の官名を稱號として、刑部某と云へるもの多し。此の場合にてはキヤウブと訓ずべく、全く上代の刑部と關係なけれど、相分つ事困難なれば、一括して述べ、特に其の次第を註する事とせり。但しギヤウブ條をも參照せよ。

1　大和の刑部　城上郡に恩坂鄕あり、和名抄に於佐加と訓ず、今忍坂村あり。此の地は忍坂皇后が御名を負ひ給へる地なれば此の御名代部の本據とすべし。

2　河內の刑部　吳歸化族也。和名抄、當國若江郡に刑部鄕あり、弓削に近し。刑部の置かれし地にて、姓氏錄、河內諸蕃に「刑部、（一本刑部造）吳國人李牟意彌の後より出づる也」と見ゆ。當國猶ほ刑部造あり、後に云ふべし。

3　攝津の刑部　和名抄有馬郡に忍壁鄕あり、「於之加倍、在上下」と註す。又刑部の住みし地なり。此國に刑部首あり。後に云ふべし。

後世河邊郡神碕の住人に刑部左衞門國春あり。

4　山城の刑部　神龜三年出雲鄕計帳に「刑部伊夜志賣、」また天平年間の計帳に「刑部刀自賣」等十九人見ゆ。又當國々分寺より發掘されし文字瓦に刑部とあるものあり。

5　伊勢の刑部　和名抄伊勢國三重郡に刑部鄕あり、於佐加倍と訓ず。又安濃郡に刑部邑あり、此の部民の居住より起りし地名なるや明白ならん。猶ほ第三十九項を見よ。又後世安東郡專當沙汰文に押加部刑部入道あり。恐らく上代刑部氏の後裔なるべし。

6　尾張の刑部　神護景雲元年五月紀に「尾張國海部郡主政正八位下刑部岡足、當國國分寺に米一千斛を獻じ、外從五位下を授けらる」と。また延曆十八年五月紀に「尾張國海部郡主政外從八位上刑部粳虫」等見ゆ。大族たりしが如し。

7　三河の刑部　和名抄當國碧海郡に刑部鄕あり。又八名郡長彥村案宮明神の鰐口に、明德三年、刑部御厨云々の銘あり。

8　遠江の刑部　和名抄引佐郡に刑部鄕（於佐加倍）あり、此部民のありし地也。神鳳抄に「遠江國刑部御厨田百餘町、」四戰紀聞永祿十一年に「德川家康刑部城を拔く」と。

9　駿河の刑部　萬葉集廿に「刑部虫麻呂」

あり、駿河の人なり。和名抄當國志太郡に刑部郷を收む。

10 武藏の刑部　承和十一年五月紀に「多麻郡猪江郷刑部廣主」見ゆ、四十一項を見よ。此の國後世の刑部氏の事は下に見ゆ。五十六項を見よ。

11 上總の刑部　和名抄當國長柄郡に刑部郷あり、四十二項を見よ。又小金本土寺建治四年の鐘名に「上總國刑部郡、」天正十八年笠森寺制札に刑部莊見え、東大寺寳龜四年文書に上總市原郡人刑部荒人、刑部稻麻呂を載せたり(地理志料)。

12 下總の刑部　萬葉集廿に「猿島郡刑部志加麻呂、」を載せ、また大島郷戸籍に「主帳无位刑部少倭等廿一人」見ゆ。相當勢力ありしが如し。

13 美濃の刑部　當國太寳二年栗栖太里戸籍に八戸、母に七、妻に三、寄人に七人、肩々里戸籍に寄人一人、郷里未詳美濃の戸籍に寄人一人見ゆ。猶ほ刑部君、刑部連の項を見よ。

14 信濃の刑部　和名抄佐久郡に刑部郷あり。此の部の住みし地にして、神護景雲二年五月紀に「水内郡人刑部智麻呂、友于情篤、苦樂共之、免其田租、終身」と見ゆ。

なほ貞觀三年十月紀に「信濃國人壬生稻主、妻母刑部子刀自女を毆殺す」と見ゆ。

15 下野の刑部　和名抄當國河内郡に刑部郷あり。當國に後世刑部氏あり、後に云ふべし。

16 陸前の刑部　貞觀十四年十一月紀に「陸奥國柴田郡人刑部國主賣、位二階を叙し、戸内の租を免じ、門閭に表す」と見ゆ。

17 越前の刑部　天平神護二年の越前國司解に「井出郷戸主刑部稻束、岡本郷戸主刑部三野麻呂、川合郷戸主漢人黒麿戸刑部茂女、草原郷戸主刑部小椋、刑部若麿」等見え、天平神護二年の道守臣息虫女に「岡本郷の刑部人上」見ゆ。

18 丹波の刑部　船井郡に刑部郷あり、東寺天元二年文書に丹波國刑部莊と見ゆる地にして、元慶四年七月紀に「丹波國司言云々、私鑄錢人刑部永淵」とあるは此の地の人か。猶ほ刑部首の項を見よ。

丹後にも中世刑部氏あり、後に云ふべし。

19 但馬の刑部　刑部宿禰の項を見よ。

20 伯耆の刑部　天平勝寳九年四月九日の西南角領解に「刑部綠万呂、伯耆國相見

郡天方郷戸主刑部廣万呂」と見ゆ。

21 因幡の刑部　和名抄八上郡に刑部郷、また高草郡にも刑部郷(於無佐加倍)を載せたり。

22 出雲の刑部　天平六年の出雲國計會帳に「進上履民刑部身麻呂、」また天平十一年の賑給歴名帳に「河内郷伊美里刑部形見女、朝山郷稗原里刑部安麻呂、外六人、日置郷山田里刑部玉守賣、外一人、伊秩郷神戸刑部豐賣、滑狹郷刑部赤井、足幡里刑部牛麻呂等見ゆ。猶ほ四十項を見よ。

23 播磨の刑部　延喜式神名帳飾磨郡に刑部神社あり。此の部の神を祀るなるべし。

24 備中の刑部　和名抄當國賀夜郡に刑部郷、英賀郡に刑部郷、共に於佐加倍と註す。東大寺文書當國大税負死亡人帳に「都宇郡美和郷管生里戸主神人部赤猪口刑部麻呂賣」と云ふ人見ゆ。後世小坂部と通じ用ひらる。

25 備後の刑部　和名抄奴可郡、惠蘇郡、及び三谿郡に、何れも刑部郷を收む、此の部民の多かりしを窺ふに足らん。

26 周防の刑部　當國延喜の玖珂郷戸籍に「刑部門丸」と云ふ人見ゆ。

の宿禰姓を賜へるものなるべし。貞觀十一年三月紀に「陸奥國名取郡大領外正六位上刑坂宿禰本繼に、借外從五位下を授く」と見ゆ。

雄坂 ヲサカ 地名なるべし。

○雄坂造 高麗族にして上部氏の後也。天平寶字五年紀に「高麗人上部君足等二人に姓を雄坂造と賜ふ」と見ゆるより出づ。

小坂 ヲサカ コサカ 和名抄駿河國富士郡に小坂鄕あり、乎佐加と註す。又但馬國出石郡に小坂鄕あり、これも乎佐加と訓ず、同所に式內小坂神社鎭座す。又備中國淺口郡に小坂鄕あり、乎佐加と註す。其の他、山城、攝津、以下小坂の地名頗る多し。その內羽前、羽後の小坂はコサカなり、又中世相摸の鎌倉を小坂郡と呼ぶ、これもコサカなるべし。此の氏は此等の地名を負ひしにて二樣の訓あり。なほ忍坂、押坂の裔なるもあらん。

1 淸和源氏賴信流 大和國式上郡小坂邑より起る。鄕士記に「小坂右京進貞喜(源賴信六代義遠の孫)、小坂九郎」等を擧げたり。

2 在原姓長谷川黨 これも大和の豪族なり。長谷川黨の一にして、法貴寺氏人なり。ハセガハ條を見よ。

3 藤原姓(小鄕氏流) 美作國勝北郡梶並庄小坂邑より起る。大永二年十二月十日山名淸堅(忠重)の判書に「小坂筑後守、」文龜三年八月廿三日則久の判書に「豐田西庄社領云々、小坂將監殿」と。梶並六家の一にして、後世西谷小坂村、豐田庄久常村等の庄屋に此の氏あり。又河原村諏訪社の棟札に「藤原朝臣、小坂七右衞門眞重」と云ふ人見ゆ。美作名門集に「小鄕筑後守賴賓、保元の亂新院に與し、作州勝田郡豐田の庄に配流せらる。賴賓九代の孫彈正左衞門尉在正に至り、永享年中梶並の庄小坂を領し氏と爲す。在正四世の孫小坂佐就の長男與太郎正就(三男與三郎長男長房の裔、久米郡神目村に在り。)の孫良房の子小坂將監忠房、赤松氏に仕へ、其の子小坂筑後保長武功あり。其の子四郎左衞門に至り歸農したるものにして、子孫大に蕃延し、豐田豐並兩村に亘り拾數戶を超ゆ」とあれど詳かならず。

4 小坂家 雲上家の稱號。尊卑分脈に「洞院實泰、號小坂」と見ゆ。

5 備中の小坂氏 淺口郡小坂鄕より起る。太平記卷十四、諸國朝敵蜂起の條に「備中國云々、小坂、河村、庄、眞壁、陶山、成合、那須、市川以下悉く朝敵に馳加る」と見ゆ。備中巡禮記に「杉山城は東小坂村にあり、小坂越中守これに居る」と。越中守の事は次項を見よ。

6 桓武平氏小早川氏流 安藝國山縣郡小坂村より起る。小早川系圖に「太郎左衞門朝平の孫、安藝守宣平の子將平を小坂氏の祖」とす。安藝の名族也。安西軍策に小坂越中守見ゆ。「越中守古人は吉川廣家乳人」なりと。藝藩通志に「年村城、小坂山、並に下殿河內村にあり、小坂は小坂參河、同宮內、同越中、相續きて居守せしと云ふ」と見ゆ。

7 石見の小坂氏 石見志邪賀郡高城村大字小坂なる小坂城主小坂越前守を載せ、「陰德太平記天正三年條に吉川廣家亂入に小坂越中守あり關係ありや」と。非なり。これより前、吉川記に「天文廿二年七月二日、吉川元春大塚の光明寺へ陣を移され、大田邊の一揆小坂宮內を退散せしめらる」と、これなり。

8 淸和源氏井上氏族 尊卑分脈に「賴季—滿實—時田太郎光平(播文遠雁)—義遠

オサカ
オサカ

(同九郎)―光頼(小坂太郎)―政義(同三郎)―長頼(小三郎)」と載せたり。武家系圖には、「小坂、淸和、井上判官滿實三代九郎義遠、稱之」と云ふと、「小坂、淸和、時田光平男太郎光頼稱之」と云ふ二を載す。

9 諏訪神家有賀氏流　信濃國諏訪郡小坂村より起り、小坂城に據る。有賀氏の支族なりと。諏訪神家系圖には「新大夫篤光―敦信、弟宮所四郎敦重―助忠(小阪左近將監)」と見ゆ。諏訪上社の兩奉行行事政所に此の氏あり。

10 桓武平氏良文流　相摸國三浦郡小坂(コサカ)より起る。東鑑正治二年九月二日條に「羽林・小壺海邊を歷覽せしめ給ふ。小坂太郎、長江四郎等御駄餉を儲く、云々、御船を岸に着く、小坂太郎前庭に於て召され之を決す」と。平群系圖に「良文の子忠道、相州小坂等一族の先祖也」と見ゆ。同一氏か。新編風土記に「高座郡村岡鄕の鎭守御靈宮の社掌は鶴岡の職掌小坂氏なり。家傳に小坂の祖は村岡次郎忠頼より出で、仁安中御靈社の神職となり、子孫治承中に鶴岡に移り、元弘中に村岡に還住し、文祿中又鶴岡雪之下に轉ず」と。

11 伊豆の小坂氏　田方郡小坂邑より起る。增訂伊豆志稿に「この小坂村は前述東鑑の小坂太郎の出でし地ならん」と云ふ。

12 淸和源氏義光流　尾張國春日井郡上條城(上條村)の城主にして、小坂孫九郎雄吉等諸書に見ゆ。雄吉、小坂助六等は皆前野村の人にして織田信雄の家臣也。寬政系譜義光流とし、織田氏の臣小坂政吉の後とす。家紋七星、檜扇。

13 桓武平氏貞盛流　伊勢平氏の一なれど、其の系詳かならず。三國地志三重郡條に「源平盛衰記曰、伊勢國住人館太郎貞康、八十餘騎にて扣へたり。貞康が叔父小坂三郎宗綱と云者あり、名を得たる兵也と。按ずるに、平貞盛の子孫にして河倉川村に居住」と見ゆ。後世小坂源九郎政吉は北勢四十八家の一にして、梅戶城主なりとの說あり。此の說・採り難し、前項參照。猶ほウメド條を見よ。

14 但馬源姓　出石郡小坂鄕より起る。同郡菅八幡社所藏但馬國菅庄貞行名相傳系圖に「慶豪先祖系圖事、景俊(改源氏、甲斐權守)―景重(菅太郎、嫡子)―景家(號小坂次郎大夫、次男)」と見ゆ。

15 因幡の小坂氏　智頭郡駒還村森社の神主に此の氏あり。

16 小坂氏は應仁記卷三に小坂孫四郎(山名金吾御走衆)、應仁別記にも見ゆ。又永享以來御番帳に「五番　小坂次郎左衞門尉」、文安年中御番帳にも同樣見え、又永祿六年諸役人附に「五番、小坂次郎左衞門尉章利」を載せたり。又大館日記に「小坂山城守」見ゆ。

17 越中の小坂氏　長享常德院江州動座着到に「五番、越中、小坂孫次郎」と見ゆ、前項の小坂氏も越中か。

18 大和の小坂氏　家傳史料に「御酒屋小坂氏、本國生國共大和、御酒屋小坂治左衞門、私儀寬延元辰年十月、父時の通跡御酒御用、野澤伴次郎、靑山忠兵衞申渡され候。始御目見の儀、父時の通罷出べき旨、同年十二月十五日、宮內少輔殿仰渡され候旨、江口文左衞門申渡され、當亥年迄八年相勤め奉り候」と見ゆ。

19 大友系圖に「二十三代正照の女小坂半之丞妻」と。又原田系圖に「種直の孫、種氏(小野五郎)の子、姬王女は小坂次郎の妻女」と。又信濃、武藏(橘樹郡に名

り、即ち諸蕃の譯語の事を掌りし職名なるが、後カバネとなり。又氏となれるも多く、更に他のカバネを有するものもあり、以下順次説明せん。

1　官職的カバネ　上古曰佐(譯語)の職にありし者の子孫其の業を世襲して、恰もカバネの如く此の職名を稱す。此のカバネを稱する氏の内、出自の明白なるは、總べて歸化族なるにより、此の職には主として韓族、漢人の者を補せしを知るに足らむ。詳細は「日本上代に於ける社會組織の研究」を見よ。

2　曰佐　欽明朝歸化せし百濟人巳知部の後也。巳知部は姓氏錄に秦氏の族とせり。蓋し漢土、韓國の語に通ずるより譯語の職を與へしものならん。奈良を本據とし、外に近江野洲郡、山城相樂郡等に分れ住めり。其の子孫ナラ曰佐條を見よ。猶ほコチ、ヤマムラ條參照。

3　大和紀姓の曰佐　紀臣の族なりと稱す。姓氏錄、大和皇別に「曰佐、紀朝臣同祖、武內宿禰の後也」と見ゆ。延曆廿四年紀に「大和國人曰佐方麻呂」あり、紀野朝臣姓を賜ふ。キノ條を見よ。

4　曰比　巳知部の裔也。和銅七年十一月紀に「有智郡女曰比信紗云々、民直果安妻也」と見ゆる曰比は、曰佐の誤寫なるべし。

オサ

5　山城紀姓の曰佐　紀臣の族なりと云ふ。曰佐の長たりし氏にて、武內宿禰の裔と云ふ。姓氏錄、山城皇別に「曰佐、紀朝臣同祖、武內宿禰の後也。欽明天皇の御世、同族四人、國民三十五人を率ゐて歸化す。天皇矜(一本務に作る)め、其の遠來を以つて、勅して珍勳臣と稱し、三十九人の譯と爲す。時人號して譯氏と云ふ。男諸石臣、次に麻奈臣、是れ近江國野洲郡の曰佐、山代國相樂郡山村の曰佐、大和國添上郡の曰佐等の祖也」と見ゆるも頗る解き難し。蓋し脫字あるべし。思ふに欽明朝、曰佐の祖なる巳知部の歸化は、紀臣族珍勳臣の率ゐ來りし者にて、同族四人とは珍勳臣の一族にて、國民三十五人とは巳知部の人たるべし。其の三十九人の譯となすとは、譯は譯語にあらずして、長の意にて珍勳臣を其の長としたる意ならん。然るに此の巳知部を後譯語として使ひし故に、「長」と「譯語」とを混同して斯く載せしものの如し。よりて曰佐の內には巳知部の裔なると、

オサ

其の長なる紀臣珍勳臣の後とあるべき也。姓氏錄、明かに其間を區別し、巳知部の後なる長岡忌寸、山村忌寸等の如きは凡べて諸蕃に收め、珍勳臣の裔は皇別に收めたり。

此の珍勳臣の紀臣族なるは、此の姓氏錄の文のみならず、次なるも然り、又其の臣姓なるより見るも、後に紀野朝臣を賜ひし事より見るも、大同類聚方四十九に「十市藥、淡海國野洲郡曰佐廣麿が傳ふる所、之は武內宿禰四十餘歲頃の女須比奈利云々」など見ゆるよりも察するを得べし。

6　山城巳知部の曰佐　秦氏族巳知部裔也。ヤマムラ條を見よ。

7　近江紀姓の曰佐　紀臣の族也。延曆廿四年紀に「近江國人曰佐人上」あり、紀野朝臣を賜ふ。キノ條を見よ。

8　近江巳知部の曰佐　秦氏族巳知部裔、大同類聚方四十二に「根河邊薬、近江國野洲郡曰佐の直敬麿の方」また四十九に「淡海國野洲郡曰佐廣麿の傳ふる所、之れは武內宿禰四十餘歲頃の女須比奈利、病にて云々」また六十九に「近江國野洲郡曰佐久米麿」などを載せたり。

9　曰佐首　曰佐の長たりしものか、正倉院天平勝寶年間文書に此の氏人見ゆ。

10　曰佐宿禰　曰佐の宿禰姓を賜へる者也。西宮記第四卷に「近江權博士曰佐宿禰眞文」など云ふ者見ゆ。

11　曰佐之直　已知部の裔也。第八項に引ける大同類聚方の文に「野洲郡曰佐之直敬麿」とあるは曰佐の長たりし氏か。

12　筑前の曰佐　和名抄筑前國那珂郡に曰佐鄕を收む。高山寺本に乎佐と註す。この地は那津官家（太宰府の前身）のありし地にして、外交上の要津なれば、譯語職のもの多くを要せしなるべし。なほ次の遠佐條を見よ。

遠佐　**ヲサ**　和名抄但馬國養父郡に遠佐鄕あり、（後世小佐邑）。又美濃國不破郡に表佐鄕あり、高山寺本遠佐と載せ、後世袁佐邑あり、蓋し共に曰佐氏のありし地ならん。後世但馬に長氏あり、長谷部の裔と稱すれど、其の實曰佐（長）の裔にあらざるか。

長內　**ヲサウチ**　奧州の豪族にして源姓なりと。家紋劔花菱。

押坂　**オサカ**　**オシサカ**　又忍坂とも、刑坂ともあり、三者相通ず、參照すべし。此の氏は大和の忍坂邑より起る。此の地は神武紀に忍坂邑とあり、大室を作りて土蜘蛛を誅せし地なり、歌に於佐箇と見ゆ。爾來屢々史上に出づ、和名抄には大和國城上郡恩坂鄕に作り、於佐加と註す。

1　押坂直　倭の漢氏の族也。又忍坂直に作る。城上郡恩坂鄕(於佐加)より出でし氏なるが、刑部(オサカベ)と關係あるや否や明かならず。齊明紀三年條に「倭國言ふ、頃者、菟田郡人押坂直(闕名)一童子を將ゐて、雪上を欣遊し菟田山に登る云々」と。天武前紀には忍坂直大摩侶と云ふ人あり、同族にて共に倭の漢氏の族なり。

2　押坂連　倭の漢氏の族也。前項押坂直の連姓を賜ひし者にして、後忌寸姓を賜ふ。

3　押坂忌寸　次の條を見よ。

忍坂　**オサカ**　**オシサカ**　前條押坂に同じ。

1　忍坂直　前條押坂直條に云へり、後連姓を賜ひて忍坂連と云ふ、前條參照。

2　忍坂忌寸　倭漢氏の族也。忍坂連の忌寸姓を賜ひしものなり。坂上系圖引姓氏錄に曰く、志努直第三子阿良直是れ忍坂忌寸（大和河內等國）云々等七姓の祖也。」と見ゆ。氏人は天平廿年四月廿五日の寫書所解に「大倭國宇陀郡笠間鄕戸主忍坂忌寸乙萬呂」等見ゆ。此の乙萬呂が宇陀郡の人なるにより、前に說きし宇陀郡押坂直の裔なる事明白なりとす。

3　河內の忍坂忌寸　倭漢氏の族也。前項に云へり。

4　山城の忍坂忌寸　倭漢氏の族也。天平年間の計帳に忍坂忌寸若子賣と云ふ者見ゆ。

5　忍坂連　尾張氏の族也。前條に云へる押坂連とは異流なり。孝德紀既に押坂連の見ゆれば也。卽ち忍坂直の連姓を賜ひしは天武以後の事にて、其れ以前既に此の氏存せしなり。姓氏錄、未詳雜姓、左京の部に「忍坂連、火明命の後と云へり。未詳」と云ふもの恐く此の氏の事なるべし。

6　無姓忍坂氏　神護景雲元年三月紀に「婢清賣を放ちて姓を忍坂と賜ふ」と見ゆ。

7　大和の忍坂氏　倭漢氏の族にて、忍坂忌寸等の後裔ならん。

刑坂　**オサカ**　前二條の氏に同じ。

○刑坂宿禰　倭の漢氏の族にして忍坂忌寸

乙栗栖　**オクリス**　伊勢國飯高郡乙栗子邑より起る。伊勢名勝志飯高郡條に「乙栗子城址（一に乙栗栖城に作る）乙栗子(オクリス)村字大西に在り、方百貳拾間。乙栗栖平八郎此處に住す。天正四年北畠具親兵を擧ぐるや、平八郎之に屬し、五年多羅木、峰城に挑戰す。其兄峰某之に死す。平八郎敵將日置次大夫に虜にせらる」（五鈴遺響）とあり。

小栗栖　**ヲグルス**　和名抄山城國宇治郡に小栗郷あり、乎久留須と註す。又伊勢に小栗栖庄あり、此等より起る。

1　春原氏族　山城宇治郡小栗栖より起る。春原系圖に「祐元

祐元─祐海（法印職）─祐光─祐能─元彦─元雅─祐宣（勝智院法印）─祐應（小栗栖元祖）
─豐根─之基─良之（栗栖野元祖・若宮神主）
─豐業─親之（小栗栖元祖）─基量（小野元祖）─忠元
忠良─忠行─元行─轉元─元家─元氏
祐氏─氏定─元尹
寛應─豪繼─繼應─豪珍─繼珍─祐珍─辨珍
辨應─豪純─秀海─豪仟

」と見ゆ。ハルハラ條參照。

2　伊勢の小栗栖氏は前條氏に同じ。

小栗栖野　**ヲグリスノ**　春原氏の族也。春原系圖に「祐純（出雲寺別當）の子元純、號小栗栖野」とあるより出づ。ハルハラ條を見よ。

小車梅　**ヲグルメ**　日用重寶記等に見ゆ。

小摶　**ヲクレ**

小黑　**ヲグロ**　駿河、武藏、羽前等に此の地名あり。

1　小黑吉士　難波吉士の族也。敏達紀六年に見ゆ。

2　諏訪氏流　武藏國橘樹郡小黑より起る。風土記稿橘樹郡條に「小黑氏（諏訪河原村）曩祖は本國信濃にて、諏訪安藝守源頼忠の末孫、諏訪部宗右衞門が弟諏訪左近頼久と云ふ。頼久は北條家につかへ、天正年中に至り、左京太夫氏直沒落の時、その身は遁れて寺尾村小黑の里に來り、此所に暫く住せり。祖先はゆへあるものなれど、かく民間に落しかば、氏をも改めて、地の名により小黑とぞ云ける。この稻毛の地は多摩川にそひて、よき地なればとて、二人の子をして、そのほとりに新墾の田を開かしめ、居宅などかまへ、それより農民のわざをのみ勤めしかば、次第に家富さかへけり。因て村名をも諏訪河原と名付たり。しばしば村内水災ありしかば、堀を鑿ちて、その水道を通し、是が爲に大に力を盡せり。その頃の御代官小泉次大夫も灌漑のことをつとめしかば、かの指揮に從ひ近村の人夫などかりたてゝ、すみやかに事なれり。その後又稻毛川崎兩所の用水を開かれし時、かの次大夫奉行せり。又諏訪明神はもとよりおのが尊敬する所なれば、かの社をも此地に造立せり、慶長十年七月二十五日左近頼久死せり。」と見ゆ。

3　越後國南蒲原郡にあり。

4　藤原姓　駿河淺間社々家にあり。駿河社家系に「先祖藤原利成の後」と載せ、駿府内外寺社記抄に「淺間惣社神子十一人臘分役小黑齋宮」とあり。

奥脇　**オクワキ**　神姓奥秋氏に同じ。オクアキ條を見よ。

奥和田　**オクワダ**

桶浦　**ヲケウラ**

桶田　**ヲケダ**　齋藤氏の族にして、吉原則重の弟則貞を祖とす。信濃にもあり。

小氣多　**ヲケタ**　阿波國嘉暦二年三月種野山在家員數に「十一字、小氣多」と見ゆ。

桶谷　**ヲケタニ**

桶野　**ヲケノ**

小子　ヲコ　ヲノコ　チヒサコ　上野國吾妻郡小野子邑より起る。猶ほチヒサコ條を見よ。

小子(チノコ)氏は横山黨の一にして、武藏七黨横山黨系圖に小子を收む。

尾後家　ヲゴケ

尾越　ヲゴシ

1　伊豫の尾越氏　豫章記に「正平廿一年、尾越左衞門五郎云々、義弘が船に乘る。」又「同廿三年六月十七日御出御、尾越藏人左衞門四郎云々」また「惡良城に望月六郎左衞門尉、松浦、淺海、尾越等楯籠る」など見えたり。

2　讚岐の尾越氏　全讚史に「吉光城（在吉光村、曰今堀内)尾越常陸介俊光居之、尾池玄蕃之麾下也」と見ゆ。

3　毛利家臣に此の氏あり。

小越　ヲコシ　上杉謙信譜代古志の侍衆に小越平左衞門あり、コゴシ條を見よ。

御輿　ヲコシ　ミコシか。

尾故島　ヲゴシマ

越生　ヲゴセ　武藏國入間郡越生邑より起る。兒玉黨の一にして、七黨系圖、太平記、法恩寺年譜錄、同寺寄附狀等に多く見ゆ。便宜上コシフ條にて云ふべし。

小古田　ヲコタ　大和吉野十六莊司の一に小古田庄司あり、コフルタ條を見よ。

小事　ヲゴト　正倉院天平十一年文書に此氏人見ゆ。

雄琴　ヲゴト　前條氏の後か。近江國滋賀郡に雄琴庄あり、その地より起れるか。雄琴城は、六角氏の族和田中務丞秀純の居城也、關係あるか。

尾後貫　ヲゴヌキ

小此鬼　ヲコノギ　越後國蒲原郡に此の氏あり。

小此木　ヲコノギ　上野國佐位郡(佐波郡)小此木邑より起る。元享中小此木盛光あり。又正木文書成氏より岩松次郎に宛てたるものに、「昨日四(卯月)小此木に於いて合戰を致し、富塚在所以下所々打散候の由、注進到來、目出候。殊に小此木刑部左衞門尉討取候の由聞召候。忠節の至り、感じ思召され候、恐々謹言」と。小此木忠七郎氏の談によるに、「此の氏は能登の紀氏にして、後世上野國新田郡小此木村に移り、其の地名を採りて氏とす、小此木左衞門尉それ也」と。

中興武家系圖には「小此木、淸和、濱川式部亟義季の男三郎時直稱之」と見ゆ。

烏胡跛　ヲコヘ

○烏胡跛臣　武內宿禰裔葛城氏の族也。欽明紀に「烏胡跛臣、蓋し是れ的臣也。」と見ゆるあるのみ。

小子部　ヲコベ　チヒサコベ條を見よ。源平盛衰記に小子部栖輕の話あり。

尾駒　ヲコマ

小駒　ヲコマ

小胡麻　ヲコマ　平家物語、源平盛衰記等に「尾張國住人古胡麻郡司維季」の事見ゆ。オクマ條を見よ。

小古間　ヲコマ

長　ヲサ　長(チサ)は古今を通じて首長の意に用ひられ、古くはカバネの一種として使用さる。氏名としてはナガと訓ずるもの多く、後世はチヤウと讀むもの多し。前者はナガなる地名より來り、後者は長谷部の略なり。ナガ、及びチヤウ條を見よ。

1　長姓　原始的カバネの一也。長は首長の意よりカバネの如く用ひられたるも、其數多からず、山長の如き其一例也。(日本上代に於ける社會組織の研究)を見よ。

2　次の曰佐條を見よ。

曰佐　ヲサ　曰佐は假字にて、譯語、又は通事とも載せたるにより、其の意味明白な

維幹—爲幹—重幹—重家—重能（平治合戰時、於鵯坂討死）—重成（源平合戰時、於壇浦討死）—重廣—重朝—重信（號南方）—賴重—重宗（右衞門尉）—重政（遠江守）—重貞—詮重（遠江守）—氏重—基重—重弘（彈正忠）—重久（法名吉阿）—眞重（三郎右衞門尉）—重昌（雅樂助、於參州平田合戰討死）—憲重、弟竹千代丸—正重—正次（十左衞門、生國三河）—正盛（權左衞門）、」と。また「重弘の弟滿重（常陸介）—助重（常陸介）—助正—忠幹」など見ゆ。家紋角の内に月、丸に立波。

新編國志には「小栗、新治郡小栗保より起る。重幹の四子重宗・小栗五郎と稱す、新治郡小栗保に居る、因て氏とす。子重義あり、五郎と稱す。其子重成、十郎と云ふ。」とあり。

源平盛衰記に小栗十郎重成を載せたり、平氏を西海にうつ。これより前、東鑑治承四年十一月八日條に「今日武衞鎌倉に赴き給ふ、便路を以て小栗十郎重成が小栗御厨八田館に入御云々」と。其の他二、三、五、九、十三に重成を載せ、又十、十五に小栗二郎、三十八に小栗次郎重信（寶治元年・闕氏の地を收む、）四一、

オクリ

四五に小栗彌二郎朝重見ゆ。重信の子賴重・文永六年、建治元年並に大使役たり、子重宗、正應三年大使たり（大使役記）。その子重政（彥次郎、左衞門尉、遠江權守）八男あり、重貞（掃部助）嗣ぐ。下野中村を食む（長沼家記）。建武二年、北條時行に黨す。時行の黨潰敗、重貞、八月十四日其の將名越式部大輔を斬りて尊氏に降る（金勝寺本太平記）。其の子詮重（遠江守）に二子、行重、重弘あり。行重後に氏重と改め、五郎と稱す。子基重（小次郎）、其の子滿重、孫次郎と稱す（長沼文書、烟田文書）。應永廿二年、上杉禪秀に與黨す。禪秀敗るゝに及び足利持氏に降り、多く其の地を削らる。滿重之を怨み、自ら安んぜず。廿五年鎌倉にありて一色左馬權頭と共に叛を謀る。其の計發覺し、逃れ歸り城に據る。上杉定賴來り攻む（鎌倉大草紙）。六月滿重出て降る、持氏更に遺地を割ちて其の死を宥す（一木文書、長沼文書、烟田文書、鹿島文書、喜連川判鑑）、廿八年滿重・岩松天用と其の餘黨を招集し、再び城に據て兵を擧ぐ（烟田文書、判鑑）。廿九年六月、上杉定賴、小山滿朝等來り攻む（鎌倉大日記、小田文

オクリ

書）。三十年五月、持氏自ら將として來り、小栗、眞壁二城を攻む（烟田文書、判鑑、神明鏡、大草紙）、八月二日大いに敗れ、滿重支へず、城陷る。滿重は子の助重と參河に逃れ、其の族貞重に倚る（長沼文書、小栗文書）。三年參河に歿す（藤澤長生院記）。助重は彥次郎と稱す、大草紙には小次郎とあり、同書に「今度小栗忍びて三州へ落行けり。其の子小次郎は竊に忍びて關東にありけるが、相州權現堂といふ所へ行けるを、其邊の强盜ども集ける處に宿（藤澤道場緣起に當國の豪士横山大膳）を借ければ、主の申すは此の牢人は常州有德仁の福者のよし聞く、定めて隨身の寶あるべし、打殺して取るべき由談合す。去り乍ら健なる家人共あり、いかがせんといふ。一人の盜賊申すは酒に毒を入、呑せ殺せといふ。尤と同じ、宿々の遊女共を集め、今樣など唄はせ踊り戲ふれ、かの小栗を馳走の躰にもてなし、酒を勸めける。其の夜酌に立ける照姫といふ遊女、此間小栗にあひなれ、此の有樣を少し知けるにや、自らも、この酒を呑まずして有けるが、小栗を憐み、此の由をさゝやきける間、小栗も呑むやうにもてな

し、酒を更に呑ざりけり。家人共は是をしらず、何れも醉伏てけり。小栗はかりそめに出るやうにて林の有間へ出てみければ、林の内に鹿毛なる馬を繋ぎて置けり。此馬は盗人ども海道中へ出、大名往來の馬を盗み來けれども、第一の荒馬にて人をも、馬くひふみければ、盗ども叶はずして、林の内に繋ぎ置けり、小栗是を見て竊かに立歸り、財寶少々取持て彼馬に乘り、鞍を進め落行ける。小栗は無双の馬乘にて片時の間、藤澤の道場へ馳行、上人を賴み云々。其の後永享の比、小栗三州より來て彼の遊女を尋ね出し、種々の寶を與へ、盗共を尋ね、皆誅伐しけり。其孫は代々三州に居住すといへり」と見ゆ。(藤澤道場の緣起にもあり。)助重は其の後幕府に請ひ、嘉吉元年舊地に歸り、佐竹氏を破り、遂に舊邑を復せしが、康正元年成氏に攻められて城陷る。野史に「助重入道して宗丹と稱し幕府に近侍す、その子助正、初字大六、常陸介と稱し、丹州峰山を賜ふ(小栗實記)と。されど疑はし」と見ゆ。

茨城郡烏羽田邑に小栗氏墓石、小栗堂あり、堂に小栗氏夫妻の像あり、又小栗緣起(元祿、丸山可澄の作)あれど、この地に小栗氏の遺跡ある、疑ふべしと。

2 三河の小栗氏　小栗小次郎助重、鎌倉より遁れて、當國寶飯郡赤根の鄕士小栗惣兵衛に緣る、その後裔也と。赤松村に古屋敷あり小栗屋敷と云ふ、後一色丹後守據る。又碧海郡筒張城(本鄕村筑張)の城主は小栗仁右衛門吉忠、其の外、小栗黨の居城也、(二葉松)。永祿六年一揆を防ぐ。又額田郡生平村岡村に小栗長藏あり、又賀茂郡矢草城・後世小栗左京據る。

3 松平氏族「松平泰親の長男太郎左衛門尉信廣―長勝―勝茂―信吉(代々太郎左衛門尉)、宗家なる親忠の長男親長(岩津太郎)を養ひて家督とす。其子忠吉、其子吉忠、家康の命により外戚の氏小栗を冒す」と云ふ。家紋丸に立波、櫻花、五三桐。幕末外交の衝に當りし小栗上野介は此の裔也。

4 紀姓芳賀氏流　芳賀禪可の子小宅駿河守高賴―高清―高國―景時より出づ。前述の如く康正元年小栗助重の亡ぶるや、宇都宮明綱其の地を併せ、景時を置いて小栗城を守らしむ。これより景時・常陸國眞壁郡小栗城に居り、小栗藏人と稱す。或は云ふ景時の小栗城に移りしは小栗滿重敗北の後なりと云ふ。景時の子越後守尙時・天文廿一年結城氏に攻められて城陷り、永祿三年、再び之に據る(家譜、常陽四戰記)。その子越後守高春・慶長二年宇都宮氏と共に籍沒せらる、(小宅系圖)。

5 春日氏族猪股黨　本國武藏なり。小野氏系圖に「猪俣忠兼―忠基(野太郎)―忠家(小栗野太)號小野太」とあり。

6 美濃の小栗氏　新撰志可兒郡條に「天王社、永祿六年の創建にて、小栗藤右衛門敎久等が棟札あり。天正九年當所住人(玉置與次郎市場左衛門太郎)云々。又古城趾、小栗信濃守すみしよしいひ傳へたれど、いつの頃の人か定かならず」と。信濃守は名を重則と云ひしとぞ。

7 慶長中本田氏の家臣に小栗九郎右衛門、又秀康卿給帳に「四千二百五十石小栗備後、五百石小栗吉六、千石小栗忠八、三百石小栗杢左衛門、」又秀康の孫越後中將光長の臣に小栗美作あり、越後騷動の張本人なり。備前にも存す、又安西軍策に小栗氏あり。

小栗山　ヲグリヤマ　岩代國磐瀨郡にあり。又津輕にも存す。

20　丹波の小倉氏　天田郡堀越城主に小倉左近進あり（丹波志）。

21　丹後の小倉氏　當國の大族にして、既に注進丹後國諸庄郷保惣田數目錄帳に「加佐郡、二十七町九段八十三步（與保呂）小倉筑後守。丹波郡新治郷、六町七段四百二十五步、圓師分、小倉筑後守。竹野郡船木庄、二十町六反三百五步、（此の内八町一段七拾步川成）、小倉又七。熊野郡、稻光保一町、小倉筑後」と見えたり。後世與謝郡に小倉播磨守あり、天正中上宮津山城（又小倉城、上宮津村喜多）に居城す。小倉氏は、もと丹波の士にて、細見氏と稱せしが、後當國に來り小倉氏と稱し、代々一色家の部將たり。天正六年冬十月、長岡氏と戰ひ、小倉播磨死す。三家物語には「奥宮津の小倉播磨、細川殿に從ふ」とあり。猶ほ大久保山城（宮津町大久保山）も小倉播磨守の砦にして、その家臣中野村將監なる者居守す。嫡子を小藤太と云ふ。三家物語に「大久保の城主一色左近大夫、天正十年細川に從ふ」とあり。又宿野山城（小田宿野）は小倉筑前守の居守せし地なりと、播磨守の一族か。又竹野郡中野城（上宇川村中野後方山上）は小倉備前守繁弘の居城也。又平井城は小倉備前籠りしと云ふ。

22　因幡の小倉氏　法美郡小倉村より起る。同村の領主に小倉主膳懸政あり。永祿三年栃谷ノ城（栃谷村）主、風坂左衞門尉輟武を討ちて栃谷城を燒く（因幡志）。

23　日奉姓平山氏流　阿波國名東郡藏本壘に居る、平山季童の末裔にして、日奉氏、小倉佐助吉則は細川氏の爲め黑田村鎗場に戰死す。同姓美濃守と稱し、藏本村に居りし者あり。延曆六年阿波守たりし雄倉王の後裔と傳ふ、今同地に小倉姓を稱ふるもの數多あり。

24　雄倉王裔　阿波國名東郡、前項を見よ。

25　大伴姓　紀伊國那賀郡小倉より起りしか。紀伊大伴氏の後裔にして、元弘年中の文書に「小倉孫十郎大伴衆綱」と云ふ人を載せたり（名所圖會）。

26　藤原南家伊藤氏流　筑前の名族なり。太宰管内志所載大森神社、神官、伊藤氏系圖に「種家八代隆業─隆載─隆光─盛長─光扆─隆家─晴家次郎氏澄、弟小倉五郎貞廣」と載せたり。コクラか。

27　其の他、平家物語堂衆に小倉尊月を載せ、新編會津風土記會津瀧巖寺跡條に「相傳へて、治承四年高倉宮に從ひ來りし小倉少將定信の草創なり」と載せ、又長祿寛正記に「小倉氏部丞」と云ふ人見え、又康正造內裡段錢引付に「內六貫文、小倉十郎左衞門殿・通玄寺領、攝州湖江庄、段錢」と見ゆ、皆相當の名家たり。

28　又秀康卿給帳に「百五十石小倉太左衞門、二百石小倉松千代、」京極殿給帳に「百石小倉新兵衞、」東作志に「寛永十九年、小倉半左衞門、」津山分限帳に「五百三人扶持（御作事方家業）小倉仁右衞門。」田中家臣知行割帳に「北川藤左衞門筆記、同人遠孫小倉屋宗四郎藏」と。又加賀藩給帳に「拾人扶持、小倉雨休齋。貳百石（井桁內違鷹羽）小倉覺次郎。百五拾石（丸內同）小倉九左衞門」を載せ、（鯖江藩侍帳に小倉等治、同敏太郎、同温藏、）見ゆ。又土佐の學者に小倉三省あり。下總國香取郡東大戸村大戸神社の舊神官禰冝に小倉氏あり。月星の紋をつくと、恐らく桓武平氏千葉氏の族ならん。其の他、備前、津輕、美濃、攝津等に現存す。

御藏　オクラ　ミクラ條を見よ。

御倉　オグラ

小椋　ヲグラ　近江國愛智郡小椋庄より起

る、此の地は天平二十年大安寺資財帳に「莊倉一處、在愛智郡小椋庄」と。今の政所村なり、古くより有名なる地とす。

1 清和源氏高屋氏族　近江小椋庄より起る。源滿季の後にて、高屋實遠の裔也。庶流多し、即ち森、米井、奥、河曲、和田、柳等あり。尊卑分脈に「滿季玄孫高屋越前三郎爲經—爲貞—爲房—二郎實遠—

├定遠（高屋四郎、住近江國）—重綱（岸本十郎、平井七郎）—孝綱（小椋九郎）—俊綱（同源太、四郎）—景俊
　孝綱—├俊範（同二郎）
　　　　├宗綱（小椋三郎）—景綱—景泰
　　　　├範孝（高岸四郎）
　　　　└時景（小椋五郎）
├景實（住近江國小椋）—實義（小椋進士）—義景（同源太）—├成實（七郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└能眞（同大夫）—暹助（治部房）
├景遠（小椋、高屋三郎、九條院判官代）—├景義（高屋）
　　　　├景房（小椋二郎）—義遠（同孫二郎、板東二郎）—├遠實（木工助）
　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├忠遠（小椋孫二郎）
　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├義盛（奥二郎）
　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├源秀
　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├增惠
　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└良實
　　　　├教房
　　　　└宗實（柳冠者）
├實滿（同三郎二郎）—滿信（奥六郎）
├光淸（同十郎）—遠淸（同彌九郎）
└良賀—永源」

2 清和源氏善積氏族　善積齋賴の四男景實を小椋氏祖となす。景實は前項實遠の子景實に同じかるべし。小倉條をも見よ。

小藏 ヲグラ　コマキ　コグヱ　小倉、小椋等と通ず。

1 清原氏流　小倉條に云へり。

2 清和源氏武田氏族　コグヱなりと。清和源氏系圖に「逸見清光の子光長・小藏太郎」と見えたり。下學集にコグヱと註す。

3 清和源氏小笠原氏流　コマキなるべしと。小笠原系圖に「遠光（加々見次郎）—長清（號小笠原二郎、法名榮脅）—行長（小藏十郎）」と見ゆ。

4 若狹の小藏氏　東寺百合文書建久七年注進先々源平兩家祇候輩交名に「小藏武者所滋」を載せたり。

憶賴 オクライ　百濟よりの歸化族也。天智紀二年條に「憶禮福留、明日發船、始めて日本に向ふ」と見ゆ。百濟の名士なり、母國の滅亡によりて歸化す、天平寶字五年三月紀に「百濟人憶賴子老等四十一人、姓を石野連と賜ふ」とあるは、其の子孫なりとす。

小倉井 ヲグラヰ　北條家臣にして天正十八年武藏松山城守將の一に小倉井雅樂助見ゆ。

小椋川 ヲグラガハ

小栗 ヲグリ　和名抄山城國宇治郡に小栗鄕あり、乎久留須と註す。其の他、常陸を始め、越後、羽後等に此の地名あり、チグリ也。

1 桓武平氏大掾氏流　常陸國眞壁郡小栗邑より起る。この地は神鳳抄に「常陸國小栗御厨、内宮御領云々」と、また弘安勘文に「伊勢御厨、眞壁郡小栗保三百二十一丁」と見ゆ。その地頭たりしなり。この氏の事は、常陸大掾系圖に「爲幹（常陸大掾）—繁幹（上總介）—重家（小栗五郎、一に重義）—重能（同五郎）—重成（同十郎）—重廣（同掃部助）—重知（同左衞門尉）—重信（次郎）—賴重（二郎左衞門尉）—重宗（孫次郎、左衞門尉）—

├重政（彥次郎、遠江權守）—├重貞（掃部助）—詮重（遠江守）
　　　　　　　　　　　　　├貞幹（七郎左衞門尉）
　　　　　　　　　　　　　└高重（十郎左衞門尉、下野守）
└時重（左衞門尉）—├泰廣（六郎）
　　　　　　　　　　└賴廣（八郎左衞門尉）

と。又小栗系圖に「出自常陸國、繁盛—

者なるべし。姓氏錄、山城神別に「今木連同祖、止與波知命の後也」と見ゆ。神魂尊後裔と稱する氏なり。當地に式內亙椋神社あり。此の氏の氏神ならん。

小倉 ヲグラ コクラ　小倉は又小椋、小藏と通じ用ひらる。參照すべし。和名抄陸奥國安達郡（岩代）に小倉鄕あり、高山寺本信夫郡とす。又山城に小倉山、小倉殿、近江愛知郡に小倉庄（又小椋庄）、肥前にも小倉庄あり、其の他小倉の地名諸國に多く、幾多の小倉氏を起せり。

1 （陸奥）小倉連　前述岩代信夫郡小倉鄕より起りしならんか。但し日本後紀には遠田郡の人とあり。弘仁三年九月紀に「勳九等小倉公貞福麻呂等十七人、姓を陸奥小倉連と賜ふ」と見ゆる後也。これは蝦夷族の酋長裔なりしが如し。

2 小倉公　弘仁三年紀に「遠田郡人小倉公眞福麻呂、陸奥小倉連姓を賜ふ」と。前項に云へり。

3 醍醐帝裔小倉宮　兼明親王を申す。洛西嵯峨小倉山に住み給ひしによる。花鳥餘情に「醍醐帝御子中務卿兼明親王の山莊は大井川畔に在り、雄藏殿と號す」と見ゆ。親王が「七重八重、花は咲けども、山吹の實のひとつだになきぞあやしき」と詠み給ひしは此の地にて、言葉書に「小倉の家に住侍る頃云々」（後拾遺）と見ゆ。

4 後龜山帝裔小倉宮　後龜山天皇の皇子なれど、御名詳かならず、良泰親王ならむかと云ふ。正長元年稱光天皇不豫、繼嗣未だ定まらず、小倉宮の意、其の子を以つて大統を承けんと欲し給ひ、秋伊勢に奔る（椿葉記）。北畠滿雅之を奉じて兵を起せしもならず。後また嵯峨に居り給ふ。御子を敎尊と云ふ。

5 藤原北家閑院流小倉家　西園寺家より分る。尊卑分脈に「西園寺公經―實雄―公雄（號小倉）―實敎―
┌季雄（南朝）―實遠（父子共に權中納言、候南朝）
└公脩―實名―公種―實右―季種―公右―季澄
と。又洞院系圖に「小倉公雄（權中納言、文永九出家）―實敎（權大納言、號富小路）―公脩（權中）―實名（權大）―公種（權大）―實右（權中）―季煕（參議）」とあり。實名は太平記四十に小倉前宰相と見ゆ。其後は公右―季藤―公根―實爲―實起―公連―實躬―煕季―季永―宜季―貢季―兄季―豐季―輔季―長季―英季。德川時代家領百五十石、羽林家、舊、閑院流、塔之壇籔之下、寺・西賀茂正傳寺、外樣。現今子爵。

小倉

法被
御印

6 清原姓　大和國山邊郡の豪族にして、至德元年四月の大和武士の交名に小藏氏を載せたり。清原夏野の後裔にして、永享の頃に小倉榮實、永正の頃に遠江入道政尊等あり。

7 小野氏族橫山黨　上野國山田郡小倉邑より起る。小野氏系圖に「橫山隆兼―經隆（小倉二郞又一本經孝）―經久（小倉次郞）」と載せ、又武藏七黨系圖に「橫山經兼（野大夫、康平五年賴義奥州合戰抽功）―孝兼（新大夫）―孝經（小倉二）―
┌有孝菅生太―孝政承久云々
├經久小倉二
└有經大貫馬允―朝盛
とあり。東鑑卷十に小倉野三（次）を載せたり。又武家系圖に「小倉、小野、橫山大夫隆兼男次郞經孝稱之」と見ゆ。

8 越後の小倉氏　上杉景勝の家臣に小倉

伊勢守あり。新發田氏の後をうけて下田城主となり、後新發田城を領す。天正十五年死去、其の子「喜八郎は河田軍兵衞跡の志多田を被仰付」と管窺武鑑に見ゆ。其の後慶長年間、堀秀治の家老に小倉主膳正正漑あり、魚沼郡下倉城（堀内村下倉）城主たり。

9 清和源氏武田氏流 清和源氏系圖に「清光—逸見光長（小倉大郎）とあるより出づ。八代郡石和、山梨郡櫻井村等に小倉氏の名家あり。

10 清和源氏小笠原氏流 甲斐國巨摩郡小倉村より起る。又虚々井とも愛井ともあるによりて、コゴイと讀むを正訓とすべし。小笠原長清の十男小倉十郎行長より起る、なほ小藏條を見よ。

11 清和源氏 小椋氏と通ずるなるべし、近江國愛智郡小椋庄より起る。小椋條を見よ。

又源實澄を祖とするものあり。其子「實光—實道—實隆—實忠」なり。

又多賀神社山田禰宜を小倉氏と云ふ、關係あるか。

12 安倍氏族佐々木六角氏流 これも本國近江なり、六角滿綱の三男高昌を祖とす。家紋九曜、鶴丸、花輪違、丸に萬字。

又小倉三河守あり、伊勢を攻む、勢州四家記に「小倉三河守は六角左京大夫源義堅の命を受け伊勢に向ふ云々」とあり。

13 文德天皇裔 近江國愛智郡の小倉氏にして、兼覽王より出づ。王は文德天皇の、第四の皇子惟喬親王の子也、當國小倉に蘆し給ふ、因て小倉王とも云ふ。式部大輔、宮内卿、神祇伯、山城守等を經給ひ。正四位下上野守に任じ給ひけり。「小倉、野呂等の元祖也」と傳へらる。

14 織田氏流 近江國愛智郡小倉より起る。美濃の土岐範頼は佐々木定頼の聟なれば、國を齋藤道三に奪はれて、後當國に來住す。小倉左近大夫良親女を信長へ出し、其の腹に出生。信長滅後、彼の女男子を伴ひ小倉に歸り居るを、秀吉詳に知りて、彼の男子は信長の子なればとて、小倉莊近邊二萬石を賜り、羽柴武藏守と號し、高野村の高野に城を築き、小倉三河良秀、同左近太夫良親父子後見にて在城、其後慶長の亂に石田治部少輔に與し亡ぶとなり。

15 蒲生氏流 蒲生定秀の子實隆・小倉左近と云ふ。蒲生家々臣に小倉作左衞門あり、會津移封の後、南山城主（元佐久良城主）たり。又小倉又次郎と云ふ人も同家臣に見ゆ。

16 藤原姓 寛政系譜にあり、家紋瓜。中興系圖にも此の氏を藤原氏とす。

17 出雲臣族菅原氏流 菅原氏系圖に「定義—（唐橋）在良—善弘（二條院判官代、小倉冠者、沒落肥後國）—在長（式部少輔）—在經（安木守）、弟在茂（文章博士、是基男）、安能（安樂寺別當）」と載せたり。尊卑分脈ほゞ同じ。又善弘の弟に時登あり、其の子「公賢—在忠（式部少輔）—公貞（圖書頭）—良宗（判官代）—在賢（大内記）—在定—在春—在幹」と見ゆ。

18 菅原氏族 前項小倉氏の遺跡を襲ぐか。菅原在宣（スガハラ條參照）の男在廣を祖とすと云ふ。其の五代實綱、今川義元に仕ふ、又云ふ「實綱は宇野親治四代孫賴次の後胤也」と云ふ。然る時は清和源氏也。家紋梅鉢、三木瓜。

19 清和源氏善積氏族 和田系圖に「善積兵衞尉惟家—同次郎忠景—景遠（號小倉判官代）—義景（同先生）、弟賴景（小倉次郎）」とあるより起る。なほ小椋條を見よ。

朝定
—朝正 奥山將監入道 法名正林
—朝延 奥山左近將監 駿河入道
—助朝 奥山中務少輔 — 朝次 奥山左京助
—朝家

—熊法師丸
—朝藤 六郎次郎 法名是築
—朝實 奥山六郎次郎 — 親朝 六郎次郎 爲直政公之外祖父 — 朝利 因幡守

—親秀 六郎次郎 井伊信濃守直盛公に從ひ於桶狹間討死
—朝重 六郎五郎 — 朝正 與大夫
—朝長 宗左衛門 — 清朝 平七郎
—朝直 藤十郎 — 平三郎
—朝次 喜右衛門 — 平十郎
—朝家 源太郎 — 朝彦 源太郎 — 朝次 源太郎
— 與左衛門 — 朝良 源太郎
—勘三郎
—井伊肥後守直親公御室
—中野越後守直之室
—小野玄蕃室
—西郷伊豫守正員室
—鈴木石見守重安室
—菅沼淡路守室
—橋本四方助室

女 平田三郎左衛門森重妻也 於德と號す
朝森 平田三郎左衛門 奥山因幡守爲烏帽子親故に後朝森と號す 即因幡守家老也
—森久 平田金左衛門
—森次 平田金左衛門
—森家 平田傳衛門
—金三郎

朝忠 奥山元祖俊直十二代之孫 御當家え勤仕之初代 六左衛門、幼名萬壽丸、後六郎次郎

朝忠の後は「朝久(助次郎)—弟朝景(又三郎)」なりと。(又中興系圖に「奥山、藤、井伊太郎、盛直男三郎俊直稱之」と見ゆ。)此の系圖が朝實の兄とする朝藤は、奥山城主にして、南北朝の頃、王事に盡す。風土記傳に據るに、奥山城は「遠江介井伊の族人奥山次郎藤原朝藤の居城也。延元元年京師兵亂の時、宗良親王當城に入り給ふ。其の後應安四年、無文禪師入城の時、朝藤方廣寺を建立す、嘉慶元年二月十五日朝藤卒去、子孫相續して奥山の地を領す。足利十三代將軍の時、城主奥山因幡守、台命に應ぜずして落城し、其子奥山源太郎城下に居住す。」と。

8 又山香地方にも此の氏多し、風土記傳引用奥山系圖に「奥山系譜、由機良親王供奉侍、築地頭方久頭郷城、紋丸之内横

木瓜、幕之紋劍片喰、卒後稱金吾八幡、子孫相嗣。奥山金吾正定則—大膳亮（永正十年癸酉六月七日建立山住茅原河内神社）—能登守定之（久頭郷城主、永祿三年三月三日死、法名前能州秀山源俊居士）—

—民部少輔貞益 永祿十二年六月廿七日死、无嗣、法名奥屋永山居士、上件位牌在地頭方向市場村善住寺
—美濃守定茂 中部村水巻城主 妻菅沼新九郎妹
—加賀守定吉 築相月村大洞於若子城、領地三千五百貫文、天正十三年八月廿五日卒、法名長奥壽山居士
— 大膳亮吉兼 母和田河内守妹
—惣十郎貞成 母犬居城主天野宮内右衛門女、仕松平攝津守
—佐十郎定明
—五平次吉重
— 左馬允有定 母右同 前仕武田信玄知行二千貫文・後仕尾張殿知行一千石・住三河國美園郷、
前仕信玄知行三千五百貫文、後仕保科彈正、文祿元年正月九日卒、法名久屋家山居士
兵衛大夫秀定—重左衛門重定 相月村住、母奥山大膳亮女、妻片桐權右衛門定正女、大阪陣御供、後奥山代官宮崎三左衛門後見
—兵部丞定友 大井村小川城主 仕北條今川兩家 —左近將監友久 右同城主、母天野安藝守女
— 源左衛門 仕井伊万千代

内加賀守定吉は若子城（相月村大洞）に據る。領地奥山半分、幷に雲名、信濃國遠山、宇津、宇連、三河國奥山郷都合三千五百貫文、兄弟不和にして、兄美濃守定茂に潰さる。」と。又若子城（相月村大洞）も奥山加賀守定吉之を築く。次に其

の兄美濃守定茂は水巻城（中部村）に據る。永祿三年德川氏の命により、片桐權右衞門家正之を燒く。或は云ふ、永祿九年落城せりと。（定茂の室は菅沼新九郎の妹也）。又定茂、定吉の弟兵部亟定友は小川城（奥山、大井村）に據る。兵部亟定友は北條今川兩家に仕ふ。室天野安藝守の女（法名明光大姉、明光寺を建立）、男左近將監友久、また兩家に仕ふ。男源太左衞門、天正年間井伊万千代に仕ふ。一に云ふ「小川城は千戸山に在り、大洞、小川共に兄美濃守定茂之を潰す、」と見えたり。

又天野景泰文書手負人數の內に奥山小三郎あり。

9 清和源氏 これも遠江發祥なりと。寬政系譜、清和源氏支流に收む。奥山良茂の後なり。家紋丸に横木瓜、鍬鳩酸草。

10 藤原南家工藤氏族 幕臣にあり。家譜「工藤祐經の男祐長より九代の孫工藤和能、武田家に仕ふ。其子重和、奥山に住せしより家號とす」と云ふ。家紋横木瓜、十曜。

11 清和源氏斯波氏族 家傳に「斯波家の支族にして、利種に至り尾張國端城に住し、奥田を稱す。その子斯波滿利（實は義敏の子）―利直―利宗―利通―通義（奥山を稱す）なり」と、支庶一、寬政系譜に家紋裏三龜甲、二引兩。武鑑に「千四石」と。

12 伊勢の奥山氏 一志、安濃等の豪族にして、北畠氏に仕ふ。內奥山左馬允は一志郡小森上野村の城山（小森上野城）に據りしが、天文の末長野藤定の兵と戰ひて敗死す。又奥山常陸介は安濃郡今德山城（今德村字北出）に據る。名勝志に「永祿十一年長野氏の兵來り攻めしが、城堅くして拔けず。後北畠信雄に屬す。天正四年北畠具敎を多氣郡三瀨城に攻めんとす。常陸介軍に從ひしが、舊恩を顧み、疾と稱して去る。美濃竹鼻の役戰死す、其子孫今本村に在り」（五鈴遺響、勢州見聞集）。三國地志にも「今德堡、按奥山常陸介居守」と見ゆ。又伊勢內宮社家に奥山氏あり。

13 藤原北家遠山氏族 利仁流藤原氏にして、遠山直景三男景政の後なりと云ふ。

14 丹波の奥山氏 多紀郡の豪族にして、丹波志に「宗我部鄕奥畑村、奥畑火折岩丸山大庄屋儀右衞門家系、某・奥山磯五郎、法名空閑、先祖不知、但空閑に至て二十二代此地に住すと云傳ふ。姓不知）―伊織―彌左衞門（慶長中以後庄屋）云々」と。

15 美濃の奥山氏 可兒郡大森城（大森村）は奥山又八郎の居城なり、天正十年森武藏守長可に攻落さる。

16 其の他、美作後藤氏配下の將に、奥山源內友永あり。又豐鑑に奥山佐渡守見ゆ。又德川時代、濱松井上藩の年寄、下館石川藩年寄、高岡井上藩用人にあり。秀康卿給帳に「百石奥山牛兵衞」。又伊達政宗家中記に見え、中興系圖には卒とし、家傳史料闕長門守家中侍帳に「佐野內膳組四拾石、奥山次大夫。」又志摩、備前、其の他に尠からず。

奥吉 オクヨシ 播磨にあり。オクフチ條を見よ。

巨椋 オグラ 小倉、小藏と通ず。

○巨椋連 大藏に仕へし氏か。或は山城國久世郡巨椋の地名を負ひたるか。恐らく後

奥村右右衛門、森家の士奥村傳之丞）等にあり。

奥本 **オクモト** 小諸牧野藩の用人に此の氏あり。志摩、備前、備中にもあり。源氏と云ふ。

奥屋 **オクヤ** 家傳史料所引慶長の文書に「岡崎奥屋宗達老え」と見ゆ。

奥谷 **オクヤ** **オクタニ** 次の三流あり。

1 佐々木氏流 近江より發祥し、幕臣にもあり。寛政系譜に「佐々木成頼の庶流にして、猿樂の家なりと。家紋丸に四目結、瓜の内巳の字、五三桐。

2 在原氏流、長谷川黨 大和國式下郡の豪族にして、元祖は在氏、陸奥守廣遠朝臣なりと。ハセガハ條を見よ。

3 又吉野旗頭十六莊司の一に奥谷庄司（古田鄉）あり。前項と同異詳かならず。

4 其の他、備前、志摩、伊勢、信濃等にも現存す。

屋山 **オクヤマ** ヤヤマ條を見よ。筑後の豪族也。

奥山 **オクヤマ** 越後、遠江に奥山の地ありて、共に有力なる奥山氏を發祥す。天下の大族なり。其の他、常陸、播磨、讃岐等に此の地名あり。

1 桓武平氏維茂流 越後國蒲原郡奥山庄（舊沼垂郡）より起る。此の地は東鑑卷八文治四年二月條に「二日戊辰、所々の地頭等、所領已下の事、京都より或は强緣に屬し、或は消息を獻じ、愁ひ申す人多し、仍て其の御沙汰有り、中略。資殿、御事書に云。越後國奥山庄地頭不當事」と載せたり。奥山氏は平安末期以來、此の地に據りしにて、越後の城氏これなり。卽ち源平盛衰記に「越後國住人に城太郎平資職(スケモト)と云者あり、後には資永と改名す。是れは與五將軍維茂が四代の後胤、奥山太郎永家が孫、城鬼九郎資國が子也。國中の者共相從へて多勢也ければ、木曾冠者義仲を追討の爲に同廳下文あり」と。また尊卑分脈には「繁盛—維茂（鎭守府將軍、信濃守、從五上、帶刀、奥山、城、鬼等流、世人號余五將軍）—

—繁貞（從五下）—繁淸（從五下）—維貞（石見守、右衞門尉）—繁賢（隱岐守）
—繁兼（從五下）—貞兼（從五下、奥山平大夫）
　　　　　　　　—女子（縫式部）
—繁成（出羽城介）—貞成（城太郎）—康家（城太郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　—永基（城二郎）—助國（城九郎）
—繁職（飛驒守）—繁家（奥山三郎）

—繁綱（號今津六郎）
—喜勝（驗者）

と。又諸家系圖纂所蒐平家系圖には「維茂（信乃守、從五下、號余五將軍、東記曰、貞盛舍弟）—

—繁貞（使、從五下）—繁淸（從五下、奥山平大夫）—維貞（使、民）—繁賢（隱岐守）—維繁（右門尉、仁安二三卒）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—實繁（修理亮、承安三四卒）
　　　　　　　　　　　　　　　　　—繁忠—淸賢
　　　　　　　　　　　　　　　　　—忠淸—貞賢
—繁兼—貞兼
—繁成（出羽城介）—貞成（城太郎）—康家
　　　　　　　　　　　　　　　　　—永基（城次郎）—永家（足太郎、奥山太郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—長成（加地三郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—資國（城八郎）—資永（城太郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—長茂（城四郎）
—繁職（飛驒守）—繁家（奥山三郎）
　　　　　　　　—繁綱（所衆）
　　　　　　　　—僧善勝（號今津六郎）

また東記に「惟茂（余五將軍）—繁茂（出羽城介、從五下）—貞成（城太郎）—重家（城介）—永基（城次郎）—永家（奥山太郎）—資國（城鬼太郎）—資永（城太郎、本名資元）—資盛（城小太郎）」と。諸說多し、なほ城（ジヤウ）條を見よ、その條にて私說を述べん。

實繁の後は、其の子繁雅（河內守）—

—信繁（兵庫頭、法名信阿）—繁茂（左衞門尉）—遠繁（藏、使）—繁行（同上）
　　　　　　　　　　　　　—繁俊

繁兼
繁朝
季繁（左馬頭）—繁親
度繁（左門尉 佐渡守）—繁高（民部少輔）
　　女子（歌人、安嘉門院四條、法名阿佛）
邦繁（但馬守）—繁綱

と見えたり。一族甲信奥羽に移る。越後に又異流あり、次を見よ。

2　桓武平氏三浦氏族　家譜によれば「三浦の族にて、佐久間家村十二代の孫盛通の二男、盛經—盛重—盛昭に至り奥山と稱すと。家紋丸に横三引、九曜、鞠狹。寛政系譜に見えたり。

3　春日氏族山於憶良流（又越後城氏）　甲斐の奥山氏にして越後城氏の後也と。されど或は云ふ、本姓は山於、山上憶良の遠裔にして、奥山繁家故ありて、飛騨守繁職の子養する所となり、奥山三郎と稱す。其の遠孫奥山内膳亮直定の男奥山宮内亮直守、其の男右膳亮直兄、天文十三年、甲斐武田氏に仕へ、後遠江に行く。族人奥山佐渡守の次男宮内亮直克、その後を嗣ぎ、信玄、勝頼に仕ふ。家紋蔦葉。又云ふ、豆州より出づ。天文中奥山左二郎本州に來ると。山梨郡に多し。

4　藤原姓目々澤氏流　藤原氏にして、もと目々澤氏を稱せしが、兼清の時奥山を稱すとなり。奥州磐城にあり。メメサハ條を見よ。

5　石川の奥山氏　磐城國石川郡蓬田村に蓬田館あり。蓬田秀光、その子下野法光、その子利光の居城なり。元和の老人物語に據れば「蓬田城主奥山下野居住、代々武功の家にて、無比類の働き有し」とあれば、奥山姓なるにや考ふべし（上野玉三郎氏）と。

6　武藏の奥山氏　八丈島世代記に「武州神奈川の領主奥山宗林、家來作右衞門太郎といふ者を、康正二丙子年、島に差向く」と。

7　藤原北家井伊氏流　遠江國引佐郡奥山邑より起る。井伊系圖に「井伊太郎盛直（又赤佐太郎）—俊直（赤佐三郎、井伊、奥山、早田井、篠瀬等の祖）」と見え、又奥山家略系譜には「定紋、抱牡丹、六角中橘」とし、「大職冠内大臣正二位鎌足公之後胤、遠江國司井伊家御元祖井伊備中大夫共保公五代之孫、井伊太郎盛直公御二男

俊直（奥山之祖 赤佐三郎）—忠直—保直—良直
　　共俊（赤佐左衞門）—共明（新左衞門）

朝清（奥山左衞門太郎 法名蓮定）
　乘蓮（七郎入道）—永朝—朝一（七郎六郎入道）
　朝繼—朝眞（奥山左衞門大夫）—朝房
　　　　七郎四郎—滿王丸
　　　　朝宗（七郎右衞門）
　泰朝（早田井八郎入道）—朝尊（義淨房）—直泰（八郎次郎）
　　　　三河房
　了淨（奥次郎入道）—朝景—千熊丸
　隆慶（奥山兵庫助）—朝泰（奥山三郎左衞門）—小三郎
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小四郎

生蓮（孫太郎入道）—行阿（彦太郎）—朝信
乘忍（孫三郎入道）—朝光
仙阿（藤三郎入道）—彌三郎—尊海
　　　　　　　　　　孫三郎
　　　　　　　　　　六郎
朝基（藤四郎）—朝家
齊佛（大夫房 中尾寺別當）—朝春
盛朝（奥山六郎）—朝良—直朝（奥山遠江介）
　　　　　　　　　　　善哉丸
泰朝（奥山六郎次郎）
周鏡（僧）
士森（侍者）
朝時（左衞門大夫）
直時（彌四郎）—朝近—朝忠（彌五郎）
彌六郎—朝貞—井山（僧）
竹二郎

り。新羅三郎義光の次男光長より三世頼氏の三男兵衛助信重、本郡大塚村に來住し、家を嫡子源十郎信賢に讓ると傳らる。

6　其の他、加賀藩給帳に「貳千貳百石内四百石與力知（紋花菱）奥野右兵衛。五百五拾石内貳百石與力知（紋三つ丸）奥野保左衛門」と載せ、又志摩、伊勢內宮社家（荒木田姓）、信濃等にもあり。

奥小路　**オクノコウジ**

奥御館　**オクノミタテ**　奥州藤原氏の家を云ふ。封內記に「藤原清衡、嘉保元年に磐井郡平泉館に移る。奥御館と稱す。其の子基衡、其の子秀衡、其の子泰衡、相繼いで之に居る、泰衡に至つて亡ぶ」と。フヂハラ條を見よ。

奥畑　**オクハタ**　豊後國圖田帳に「奥畑神左衛門」を載せたり。又徳川時代村松堀藩の用人に此の氏あり。神家の族也。

奥林　**オクバヤシ**

奥原　**オクバラ**　備前、信濃等に此の氏現存す。常陸國信太郡（稻敷郡）に奥原邑あり。

奥藤　**オクフヂ**　播磨赤穂郡大避神社の舊社家にて、秦河勝に供して播磨に下るとの傳説を有する古き家なり。もと代々肥後守と云へり。その分家に奥吉氏と云ふもあり。此神社の今の社司を生濵島（イナミジマ）と云ふ。

小窪　**ヲクボ**　コクボ條にて云ふべし。

奥保　**オクホ**　次の氏に同じ。

尾熊　**ヲグマ**　美濃國葉栗郡小熊邑（もと尾張）より起る。此の地又小胡麻とも、又小隈ともあり。古文獻多く尾張國內とす。

小熊　**ヲグマ**

1　春日氏族和邇部氏流　古今著聞集に尾張國住人小熊權守伊遠、其子伊成等見ゆ。「をごまの權守、若かりける時、京に宮仕して侍りけるが、あるとき彼主人行幸の供奉の爲に、內裏へ參りける供に侍りけり、云々」と。又平家物語、源平盛衰記に「小胡麻の郡司維季」とあり。卽ち新撰美濃志に「小胡麻郡司維季は平家の家臣にて、小熊に住みし人なり。平家物語の治承元年、西光法師が誅せらるゝ條に『嫡子加賀守師高は解官せられて、尾張の井戸田へ流されたりしを、同國の住人小胡麻の郡司維季に仰せてうたせらる』としるせり。源平盛衰記にも同じさまに見えたり。小熊權守伊遠（コレトヲ）は古今著聞集に尾張國の住人をごまの權守、若かりける時、京に宮仕して侍りけるが、ある時云々と。又鳥羽院の御代相撲の節の後、師中納言長實卿のもとへ、小熊權之守伊遠と聞ゆる相撲、息男伊成を具して參りたりけるが、弘光といふ相撲も參り合せ、酒狂のうへ伊成と勝負をしけるが、弘光あやなくまけたりしよしをしるせり。是もこの人なるべし」とあり。

2　紀姓　東鑑卷十三に小熊紀太を載せたり。前項小熊氏と同族か。若し然らば此の氏は紀姓なるべし。又承久記卷四に小熊の太郎あり、をぐまの太郎とも見ゆ。

3　越後の小熊氏　古志郡田頭城々主に小熊景住あり。

4　徳川時代、西尾松平藩の公用人に此の氏あり。

小隈　**ヲクマ**　前條氏に同じ。

小汲　**ヲグミ**　コクミ條を見よ。

奥宮　**オクミヤ**　土佐の名族なり。漢學者、捕鯨家等を出せり。

又備後の豪族に此の氏あり、久代景盛が將「奥宮豊後は山內直通が將田中河內と國司河原に戰へり。」又八幡馬場の戰に尼子勢を退くと云ふ。

奥村　**オクムラ**　奥村なる地名を負へる

也。その地名諸國に尠からず、次の數流あり。

1　藤原姓赤尾氏流　尾張國中島郡奥村より起る。藤原公綱七世赤尾市十郎忠利の嫡男赤尾助右衞門宗親、この地に住して奥村と稱すとなり。後愛知郡に移る（尾張志）。近江淺井氏と同族なれば、もと近江の古族にして、物部姓なりとの説もあり、アカチ、アサキ條を見よ。宗親の子伊豫守永福（助右衞門）・前田家に仕へ、子孫大いに榮ゆ。

永福の事は、末森記に「加賀能登越中三つわの境目末森と云ふ所に、利家卿入國より城有て、爰には奥村助右衞門尉、千秋主殿助、土井伊豫守を大將として、其の外軍士共、都合其勢千五百餘騎入れ置き給ふ云々。天正十二年九月十一日末森城へ佐々内藏助成政人數を出す云々。城中には奥村助右衞門尉、子息助十郎云々」と、この籠城は美談として世に有名なり。三州志に「能登國羽咋郡末森城、國祖本丸に奥村助右衞門を置き給ふ」と。

加賀藩給帳に「壹萬七千石、内千五百石與力知（紋丸内九枚笹）奥村助右衞門。壹萬貳千石、内貳千石與力知（紋同）奥村内膳。貳千七百石、内貳百石與力知（紋同）奥村源左衞門。千七百石、人持（紋丸内九枚笹）奥村彈正。千石、寄合組（紋同）奥村平馬。八百石（紋同）奥村安之助。百七拾石（紋同）奥村友左衞門。六百石（紋同）奥村梅次郎。五百石（紋同）奥村典膳。五百石（紋同）奥村判左衞門。百參拾石、二十石御引足（紋同）奥村善右衞門。參百五拾石（紋同）奥村弓人。百貳拾石、魚津引越（紋同）奥村喜三郎。百石（紋同）奥村六三郎。六百石（紋丸内チキリ）奥村助三郎。參拾五俵、外七人扶持、奥村虎之助」とあり。

2　清和源氏　幕臣にあり、寛政系譜、清和源氏支流に收む、幸忠の後なり。幸忠は由井正雪の事を密告せし人として、有名なり、家紋丸に九枚笹、釘拔。

3　平姓　これも幕臣也、寛政系譜平氏の支流に收む、正芳紀伊家に仕ふ。家紋角の内十二葉八重菊、三鱗。

4　豐前の奥村氏　豐前下毛郡の豪族にして、永祿中大友氏に降る（國志）。又小畑長重の家老に奥村勘解由あり。

5　清和源氏武田氏族　武田氏の庶流にして、本國甲斐、家紋角切角の内に内文字、四割菱、下藤丸。寛政系譜に見ゆ。甲斐國今も奥村氏尠からず、一族榮ゆ。

6　清和源氏宇野氏流　家傳に宇野後治の後胤にして、越後國苅羽郡奥村に住せしより稱號とすと云ふ。家紋八角蛇目（弦卷）、蔦。

7　清和源氏土岐氏族　美濃國の發祥にして、同國土岐氏の庶流、直重に至り家康に仕ふ。家紋桔梗、永樂錢。

8　近江の奥村氏　青地氏の家臣に奥村但馬守有、永祿年間馬場村（城目村）に據る。

9　攝津の奥村氏　河邊郡小濱村の名族にして、明暦年間來りし奥村越後正信の後也と云ふ。

10　其の他、下總小金本土寺過去帳に奥村藤六（寛正）、德川時代、村松堀藩の重臣に此の氏あり。又香宗我部氏記錄に「奥村藤翁」、又秀康卿給帳に「三百石奥村初之丞」、鯖江藩に奥村一學、奥村禮助、津山藩分限帳に「小從人組、五十石、奥村牧夫」。石清水一社家系に「小禰宜奥村（藤原姓）、同家系燒失無のものに、奥村（藤原姓）。」又、丹波天田郡牧村に奥村氏（丹波志）、志摩、伊勢、美作（東作誌に

後、肥後等に此の地名あり。

1　清和源氏多田氏流　越後國刈羽郡小國より起る。尊卑分脈に「頼光曾孫兵庫頭仲政―小國頼行（頼政弟、源藏人大夫、從五下、保元二年隱謀の事により佐渡に配流さるゝの處、西七條に於いて自害了）―宗頼（從五下、左兵衞尉、爲判官代宗雅子）」

- 頼夏（四郎）―頼長（又四郎）―親頼（從五下、左將監）
- 頼連（小國三郎、住越後國小國保、頼繼）―頼隆（小國三郎二郎）
  - 頼村（從五下、兵庫守、又二郎）―頼厚（小國藏人）―政光（兵庫頭、孫二郎）
  - 頼尙（從五下、藏人、小國三郎）―公頼（二郎）
  - 頼氏（小國四郎）
  - 頼景（小國五郎）
  - 頼定（大中川三郎）
  - 仲頼（四郎）
    - 爲頼（彌二郎）
    - 頼房（三郎）
  - 宗繼（小舩津五郎）―頼胤（二郎）
- 頼重
- 頼員（小中川四郎）
- 頼衡（小國六郎、實舍兄頼重子也、擬祖父子）
  - 頼重（久嶋二郎）
  - 頼季（彌二郎）
  - 頼淸（三郎）―頼秀（彌二郎）
  - 頼基（福嶋四郎）

頼連は東鑑に頼繼（また頼綱）とあり、建暦二年正月「十一日御弓始、射手一番小國源兵衞三郎云々、以上十人之中、先づ小國源兵衞三郎頼繼を召す、是れ無雙の精兵也、而るに弓を帶せざるの由、之を申すの間、鎭西以下の諸國に下され、荒木弓等を進納せしめ、之を賜ふ。一五度射るの處、毎度其弦絶え訖る。射藝又頗る養由と謂ふべし。將軍家御感の餘り、當座に於いて越前國稻津保地頭職を頼繼に賜ふ。件の御下文の書様、弦庣の爲に知行せしむる者なり。此の頼繼は、丹後守源頼行の孫、桃園兵衞太夫宗頼の子也、」と。また承久三年六月八日條に「小國源兵衞三郎頼繼云々、以下躍上洛」と見ゆ。其の後裔南朝に屬す、太平記・越後の官軍に小國氏見ゆ、義心金石の如しと。又永正中に小國入道正秋あり、後修理亮頼久、その子三河守に至り、男子なく、直江山城守の弟をして名跡をつがしめ、小國但馬守と云ふ。次項を見よ。

2　刈羽郡上小國村に小國城あり。雪譜、北越軍記等に據るに、「小國修理亮頼久居る。小國氏は越後に久敷家也。源三位頼政の弟、源藏人頼行が孫三郎頼繼（一作連）、始めて越後小國保を領知し、代々相傳す。頼久が子三河守子無し、直江兼續が弟を養ひ、嗣と爲す。之を小國但馬守と曰ふ。景勝卿國替の時、奥州南山城主と爲り、二萬四千石を領知す。後に兄兼續と不和にて會津を退去し、其の家斷絶す。定勝侯の時、小國家の裔を召出し取立らる。上杉家に小國左門と云ふ士は其裔なり」と。

3　又蒲原郡岩室村天神山城は小國氏の居城也、但馬守實頼は刈羽郡小國三河守が養子にて、直江兼續の弟也。小國より所替にて當城に移る。一説これより先源頼政の妾菖蒲の前、當國に來り一子を産む、小國吉政と號す、その館趾也と云ふ。天正十年佐藤平左衞門尉、當地にあり。又岩室村山中に松ヶ崗城あり、小國吉政の居住跡かと云ふ。又彌彦神社の舊社家、上條の神官に小國氏あり。

4　菊池氏流　經世を祖とす。

5　會津の小國氏　越後より移る。新編風土記に「上杉景勝小奉行小國但馬、」又「鳴山城は上杉の時小國但馬某住す。」「狐戻壘跡、慶長四年上杉の臣小國對馬某據る、」など見ゆ。

6　安達の小國氏　二本松畠山家の名臣

也。奥羽舊事に「小國又四郎は杉田邑園子內の人也、云々」と。又相生集に「馳子內館、小國又四郎義操住す（道齋記、金花抄）。又四郎は義繼の名臣にて、二本松籠城の時、單騎にて群たる敵中に入り、政宗を追て、片政返したまへと罵りたる不敵もの也」とあり。

7 秀鄕流藤原姓泉氏流　羽前國置賜郡小國邑より起る。泉十郎清綱の子小國太郎俊衡を祖とすと云ふ、小坂館に據る。

8 淸和源氏最上氏流　羽前國最上郡小國邑より起る。風土略記に「小國鄕本城村に館跡あり、最上藏增殿（義直）の孫を小國日向守光賴と云ふ。其の子親景、此の一流之に居る。前太平記には、最上出羽守義光に、小國日向守勝賴を付けて、出羽國に留置るゝとあり」と。又永慶軍記にも「藏增安房守が最上義光の仰を承り小國の領主細川三河守を退治したる軍功により、其の跡を賜はり、嫡子日向守光基が小國を名乘りし」事を載せたり。

9 田川の小國氏　羽前國西田川郡小國より起る。越後の小國氏と同族か。庄內故事抄引用與國五年七月十三日の文書に「當國の事、合戰難義たるに依り、大略凶徒に屬す。然りと雖、御方の志・他に異なる者歟、就中一方大將白河出羽權守、並に四頭內、一方大將小國兵庫頭未だ違變せず」云々と。又建武三年二月大見能登代加治岡政光の軍忠狀に「凶徒小國兵庫助、同一族云々」と。當時勤王につくせるを知るべし。其の後裔・小國城に據る、庄內史に「小國城は越後界の要害にして、武藤氏時代には小國因幡守、此處に在城し、神馬澤峠の山賊が關木俣邊、皆與力の部將を置き、一手を以つて此境を守る」と。又小國彥次郎、小國攝津守（羽柴氏最上文書）等の名も見ゆ。

10 陸奥の小國氏　建武元年十二月師行獻書津輕降人交名に「小國彌三郎泰經」なる者見ゆ。

11 遠江小國神社社職　神主一人（元龜中鈴木氏、藤原也）。禰宜三十二人、樂人十一人、神子四人、宮鍛冶一人、宮工匠一人、土器師一人、山伏一人。社僧二寺、ありたりと。

12 太平記卷三十二に小國播磨守なる人見ゆ。

奥西　オクニシ　美作の名族、攝津にもあり。美作英田郡川會庄北村に奥西氏あり、東作誌に「豪民奥西宮藏（吉野屋）が田園を開發する」事を載せたり。累世、里正を勤め、地方の門閥家として鄕閭の間に名ありと。

奥貫　オクヌキ　深谷記上椙御普代の家臣として奥貫玄蕃を擧げたり。藤原姓なりと、由緒詳かならず。

小久貫　ヲクヌキ　奥貫氏に同じかるべし。

奥野　オクノ　阿波、伊豆等に此の地名あり、關聯する處あるか。

1 佐々木氏流　近江國發祥。佐々木系圖に「行定（佐々木宮神主）―定道（同上、太郎大夫）―道政（新大夫）―季實（新五郎）―範道（奥野源次）と見ゆ。

2 淸和源氏飯富氏裔　寬政系圖は淸和源氏に收む。始め飯富、後奥野、また志村と云ひ、俊勝に至り奥野に復すと云ふ。家紋丸に立澤瀉、菱九曜、追澤瀉。

3 河內の奥野氏　奥野甚左衞門なる者、寬文延寶の頃、丹比郡田中新田を開拓す。又交野郡に奥野右內あり。

4 和泉の奥野氏　大島郡別所村の名族也。

5 淸和源氏義光流　攝津島上郡の名族な

の居城也。其子玄光—利菴—但馬也。二葉松には奥平但馬(貞久の二男)同淨旨と見ゆ。〇稻荷屋鋪(同村)は奥平監物貞昌法名道閑(道頓貞久の男、天正四年卒す。)の屋敷也。天正二年八月廿二日、田原より此地に移ると云ふ。〇明見屋鋪(田代村)は奥平十郎左衞門(土佐守の子、安久の孫元喜曾孫)の屋敷也。〇中金屋鋪(同所)は修理亮定巨(宗圓)三男與三兵衞の屋敷也。〇田代城(田代村)は道頓貞久の四男治左衞門及び同十郎左衞門、與兵衞等の居城也。〇小代城(小代村)は奥平甚三郎の居城なりしが、後武田氏の有に歸し、天正元年武田より浦野源之亟を置く。〇牧平村は奥平助十郎。〇木下村は奥平三十郎。〇日近城(下山村下山、名の内)は奥平家の有に來し、監物、同久兵衞貞友等居住す。弘治二年二月廿日、松平氏當城主奥平久兵衞貞直を討たんとて、東條の松平右京亮義春向ひしが敗北して死す。二葉松に元康公初陣とあり。次に賀茂郡喜志城(野口村)は奥平庄左右衞門兼明の居城なりき。

又設樂郡草部村松尾明神鐘に「大檀那(國久、信家)長享二年戊申十一月七日、」まった「奥平美作守御老母、爲空屋妙心天禪定尼、寄進之也、天正二甲戌霜月吉日云々」と見ゆ。又額田郡中山庄麻生村應聲山郎現院阿彌陀寺由來に「天文十年丑三月比志賀の城主奥平氏、今川義元にそむき、これに依て岡崎より比志賀の城を襲ふ、」と見ゆ。

貞勝の子貞能の後は其の子「九八郎信昌(美作守)—大膳大夫家昌(宇都宮城主)—美作守忠昌(千福)—大膳亮昌能—美作守昌章(實五島盛勝二男)—大膳大夫昌成(初昌春)—大膳大夫昌敦(山城守)—大膳大夫昌鹿(昌邦)—大膳大夫昌男(美作守)—大膳大夫昌高(實島津重豪二男)—大膳大夫昌暢—弟大膳大夫昌猷—大膳大夫昌服(昌暢男)—美作守昌邁(伊達宗德弟)(豐前中津十萬石)現今伯爵、家紋軍配團扇、澤瀉、半月、九曜。

信昌の四男下總守忠明(姫路少將)は其の母家康の女龜姫にて、家康の外孫なるを以て養子となり、松平氏を稱す。忠明—下總守忠弘(鶴松)—主税淸照(早逝)—下總守忠雅—下總守忠刻—同忠啓—同忠功(紀伊宗將七男)—同忠和(宗將九男)—同忠翼(實井伊直朗二男)—同忠堯(修理大夫)—弟同忠彥—弟同忠國—同忠誠(實大久保忠美從弟)—忠敬(武藏忍、十萬石)現今子爵松平氏、家紋軍配團扇の內松竹、九曜。

「支庶一。忠弘の養子宮內少輔忠尙(松平乘久嫡)より出づ。忠尙—玄蕃頭忠曉(松平乘春五男)—宮內少輔忠恒—玄蕃頭忠福—釆女正忠房—玄蕃頭忠惠—攝津守忠恕(大藏少輔)—忠禎(上野小幡二萬石)現今子爵、松平氏、家紋九曜、三蔦。

奥平

4 淸和源氏土岐菅沼氏流 菅沼定勝の子左兵衞某、奥平氏を稱す。

5 桓武平氏 中興系圖に此の氏を平姓に收む。前にも云へり。

6 德川時代、奥平は桑名松平藩用人、中津奥平藩家老、白川松平藩の重臣、小島松平藩年寄、松山松平藩重臣にもあり。又長州毛利藩に奥平氏あり、その裔奥平謙輔・明治九年前原一誠と共に叛死す。

小口 ヲグチ 和名抄尾張國山田郡に小口鄕あり。

1 良峰姓前口氏流 尾張の名族にして、良峯系圖に「成海大夫長季―前口三郎眞遠の子眞家(小口七郎)、其の子重村(四郎、刑部丞、弓上手)」とある人より出づ。

2 下野の小口氏 那須記に小口若狹守重勝あり、永正頃の人也。

3 清和源氏滿快流 信濃國小縣郡の豪族にして、中津乘太郎爲衡三世小太郎賴綱の子義時の後なり。

4 諏訪の小口氏 當郡小口の地名あるより起ると。當家の始祖之れを詳にする能はずと雖も、家傳に據るに、小口清大夫忠淸なる人見ゆ、こは下鄕起請文に岩下衆小口淸大夫忠淸とある人之れなり。現今當郡平野村大字下濱に小口氏七七戸、丸に花澤瀉を紋とし、五戸は丸に小の字、又他に二一中、三戸は丸に小の字、一八戸は隅切角に花澤瀉を家紋とする者あり。

5 甲斐の小口氏 巨摩郡の豪族なり、富田對馬守、又小口對馬守と云ふ。トミタ條を見よ。岩下衆に小口氏あり。

奥地 オクチ 鯖江藩侍帳に奥地十助見ゆ。

雄口 ヲグチ 淡路國に雄口庄あり。

奥地頭 オクヂトウ 阿波國忌部文書嘉曆二年三月の阿波國種野山在家員數に在家漆拾肆字中、十一字奥地頭名、十字半奥預名云々」と見ゆ。

奥津 オクツ 駿河國廬原郡興津は又奥津ともあり。東鑑治承四年條及び建久元年條等に見ゆ。又美作苫田郡に奥津邑あり。奥津氏は此等の地名を負ひしにて、又興津、息津と通ず。

1 藤原南家工藤船越氏流 駿河の興津より起る。オキツ條にて云へり。武家系圖に「奥津、藤、本國駿河、モンケンビシ、岡部權正淸綱男、六郎近綱稱之」と見ゆ。駿東郡桃澤神社所藏文書元龜三年のものに「奥津藤左衞門尉殿」なる人あり。

2 奥津氏は水戸藩の若年寄、堅田堀田藩の用人にあり。

3 甲斐の奥津氏 駿河興津より起ると云ふ。然らば第一項に同じ。

4 旗本奥津氏(二千三十五石)の紋は次の如し。

奥津兵左衞門

奥津江 オクツエ 豐後日田郡の豪族にして長谷部姓也。津江(ツエ)條を見よ。

奥辻 オクツジ

奥寺 オクデラ 陸奥の豪族にして、もと北畠家の家臣也。津輕郡中名字に「浪岡御所云々、奥寺、廣田、二人は重代侍也」と。後世南部氏に仕ふ、和賀鄕士史に「奥寺八左衞門定恒は南部重信公に仕へ、祿二百石を食む。弟淸定と謀り、寬文五年奥寺用水を創め、延寶七年なる。」と。此の氏家紋鳳蝶、山の字。

尾久土 ヲクド 美作國英田郡の名族にして、赤松氏の族なりと。傳說によるに「備前三石城主赤松出羽守滿貞・後影石塔尾ヶ城に移る、正平十五年落城、播磨に走る。其の子助兵衞景範氏を尾久土と改むと」(美作名門集)。

奥富 オクトミ 武藏にあり。

奥友 オクトモ

奥中 オクナカ

奥成 オクナリ

小國 ヲクニ 和名抄備後國御調郡に小國鄕あり、乎久爾と註す。又越後國三島郡小國(今刈羽郡)、又遠江國周智郡に一宮小國神社、其の他岩代、陸中、陸奥、羽前、羽

あり。武家系圖にも「奥平、村上、又藤原、本國上野、奥平鄕、片山村、新左衞門尉貞廣入道芳岩稱之」と見えたり。

2　赤松氏流　鎌倉武鑑に「昔村上源氏、安藝國住人赤松太郎則淸と云ふ者、治承年中、東國に下りて、右幕下に仕ふ。其の二男則景といへるを、兒玉の一族庄左衞門尉忠行の方へ養子に遣はす、是を新左衞門尉氏行と云ふ、上州に移りて奥平を稱す」と。奥平系圖これに同じく「村上天皇—具平親王—師房—顯房—雅實—雅定—定忠—師秀—秀房—秀利—賴範—則景(赤松)—氏行(兒玉庄左衞門次男、爲養子嗣家)—定家(九八郎、紋軍配團扇)」とあり。されど徵證なく、且つ事實と考へ難し、猶ほ次項及び小幡條を見よ。

3　三河の奥平氏　當國の名族にして設樂郡より起る。その出自に關しては多く、赤松氏の後裔奥平(兒玉)新左衞門氏行の後にて、上州より三河に移ると云ひ(前條を見よ)、又武藏兒玉黨にて上野奥平にありしが、後三河に移ると云ふ。卽ち浪合記に「奥平氏は武藏七黨の一にて、兒玉庄左衞門貞政と云ふ者、應永三十一年尹良親王に隨從し、三河國に移る」と云へり。されど兩說とも徵證乏し。或は云ふ此の奥平は三河の地名を採れるなりと。藩翰譜には「美作守平信昌は、三河國の住人奥平美作守貞能が男なり。貞能が四代の祖八郎左衞門尉貞俊、生國は上野の人、三河國に移りて、作手の地を領す、子孫受傳へて、貞能に至る。家の系譜に曰く『村上天皇の御子具平親王十二代の御裔、安藝國の住人赤松太郎則景、治承の比、關東に下りて、右兵衞佐賴朝に隨ふ。則景が二男、秩父の一族兒玉が聟と成て、其家を繼ぐ、兒玉庄左衞門尉氏行と名乘る。末流上野國に移り、奥平の鄕に住みしかば、また改めて奥平と名のる、世々上野に住すと云々。』○兒玉の系圖を按ずるに『內大臣藤原伊周公の二男顯長より九代、太郎左衞門忠行が子に、新左衞門氏行といふ』あり、是家の系譜にいふ氏行にや、家の傳ふる所の如くなれば、元は村上源氏にて、藤氏の流を繼ぎしなり、平氏と稱する事、如何なるいはれあるにや。又和名抄を考るに、上野國に奥平といふ鄕は見えず、又並合の記にしるす所、家の說に大に異なり。曰く『三河國の奥平は、武藏七黨の中、兒玉庄左衞門貞政といふ者、初め吉野殿の御方にして、德川殿と共に三河國に隱れ住む、地の名に因て、奥平と名のる、家の紋、唐團扇』としるせり、覺束なし。彼が先祖一度安祥殿の(淸康公の御事)御手に屬す。殿うせ給ひて後、今川に從ふ。美作守貞能、永祿八年の頃より氏眞に背き、德川殿に隨ひ奉る。同十二年、氏眞遠江國掛川の城を去て、相摸國へ落行玉ひし事、貞能が功少からず。元龜元年六月近江國姉川の合戰に、貞能、酒井左衞門尉忠次が手に隨ひ、軍して、多くの敵を討つ。同き三年、貞能が父監物貞勝入道道文を始とし、一族、甲斐の武田に從ふ、貞能も亦これに同じ。天正元年七月、德川殿、長篠の城を攻め玉ふ時、後卷せよとて、武田四郞軍兵餘多差し遣す。晴信入道の卒せしを深く匿すとすれど、貞能これを知りて、竊に德川殿に志を通し、敵の謀を一々に告げ知らせ奉る。奥平が作手の城にも、武田が侍大將甘利左衞門尉馳せ加る、」とあり。寬政呈譜に「赤松則景(兒玉朝行の婿となり、二子を生む)二男氏行(兒玉忠行の嗣となる)子孫奥平を領し、奥平を稱

す。定政の子定家に至り、子貞俊、定長と共に三河に移る。」とあり。

定家の後は奥平系圖に「定家

- 定家
  - 貞俊（八郎左衛門 法名榮繁 卒年八十）
    - 貞久（奥平出羽守 法名道頓）
      - 貞昌（監物 法名道閑）
        - 貞勝（出羽守 道文）
          - 貞能（美作守 牧庵道溪）
          - 某（源五左衛門）
          - 某（主計介）
          - 某（藤兵衛）
        - 某（久兵衛）
        - 久菴
        - 某（次郎左衛門）
      - 某（太郎次郎 彈正少弼 石橋住）
      - 淨苔（夏山平張住）
        - 玄光─某（利奄）
        - 某（源四郎）
      - 某（主馬允 萩住）
        - 某（傳五郎）─某（周防守）
        - 某（傳兵衛）─某（大隅守）─道喜（宗兵衛）
        - 某（傳三郎）─某（十兵衛）
      - 道心（島領兵庫 中金住）
        - 文喜（兵庫）─某（次左衛門）
        - 某（十郎左衛門）─宗知（道知子）
        - 水心─某（甚三郎）
      - 某（喜八郎 名倉住）
        - 某（八郎左衛門）
          - 某（喜七郎 加賀守）
          - 某（善七郎 半兵衛）
      - 雲頡─爲額─某（助次郎）
    - 某（親類六人之座主也 和田出雲守）
      - 某（和田、出雲守）
      - 某（圖書）─宗圓（修理、總領 宗出雲守）─某（民部丞）─某（修理亮）
  - 宗本─某（五郎左衛門）─某（權左衛門）
  - 閑心（稲毛住）
    - 元喜（土佐守）─安久（土佐守）
    - 角宗（市兵衛）─見林（市左衛門）
    - 久賀─某（孫左衛門）
  - 定直（次郎）─某（左近 三州多峯菅沼之族 定直養子）
    - 長意
      - 道獻─爲心
      - 宗文（宗圓）
      - 道知─宗知
    - 某（仁右衛門）

オクタヒ

一族頗る多く設樂、額田、賀茂、寶飯の諸郡に榮ゆ。今二葉松以下の地誌により て其の大略を示せば次の如し。先づ設樂郡川尻城（作手之内市場村）は奥平八郎左衛門（貞俊）、上野國奥平村より爰に來る。此所より龜山城へ移る。後奥平但馬守（貞久二男）住む。今は畑となると。次に、夷ヶ谷城（平井村）は城主奥平土佐守、同信昌嫡男松平下總守忠明、天正十一年、此の所誕生（二葉松）と。次に「龜山城（作手の内市場村）は奥平八郎左衛門貞俊（法名榮繁）之を築く。同六郎左衛門、（後奥平監物貞久）、同出羽守（監物貞昌か）、同監物貞文（法名道頓）等居住す。後奥平氏、上州小幡より舊地とて昔に返し、又々此城拜領す。卽ち城を取立住居す。松平下總守舊地とはいへども、惡しき所故に大

オクタヒ

和國郡山に移る」と。又川井村に古屋鋪、二ヶ所あり。城主奥平傳九郎、或時奥平美作守、美藤萬五郎と云者を以て、本宮山猿が馬場と云所にて鐵砲にて殺す。次に河和知七兵衛住むと。次に小田村屋敷の城主奥平源五左衛門は、奥平美作守家人也。故ありて兵藤新左衛門、命に依て之を殺すと。次に大和田城は奥平六兵衛、大沼村古屋鋪は奥平久太郎。赤羽根村古屋鋪は奥平仁右衛門、黒谷久助、同甚右衛門（奥平家臣）美藤源內。○和田城（作手の內和田村）は城主奥平出雲守、名字を和田と改む。○淺間山城（同岩滑村）は奥平出雲守の居城也。○鴨ヶ谷奥平城（鴨ヶ谷村）は城主奥平伯耆守也。○千萬町古屋敷は和田出雲守二男奥平彌六郎住む。○鍬塚城（名倉村）は田枯村の上久保村東村城主奥平喜八郎なりと。

次に額田郡龜穴城、（宮崎村）は奥平美作守貞勝（又出羽守、法名道文、道閑の子にして美作守貞能の父也。）の居城也。（貞勝、文祿四年十月九日卒す。）天正元年武田氏の押として、山家三方衆替々在番す。瀧山城これ也。次に夏山城（同村）は奥平出羽守貞平法名道頓の男淨苔

時多度庄司なるものあり云々」と。タド條を見よ。

2 武藏七黨丹黨　上野國多胡郡小串邑より起る。當地方の名族にして、東鑑に小串右馬允とあるは此の地の人ならんかと云ふ。後世結城戰場物語に「おぐしの彈正あきひさ」とあるも、この地發祥の人ならむ。此の族裔幕臣にあり、寛政系譜に家紋丸に橘、丸に小の字。

3 美濃尾張の小串氏　尾張海部郡面社の祠官に此の氏あり、又美濃の國にも小串氏あり、仁正寺市橋藩の中老小串氏は此等の裔なるべし。

4 備前播磨の小串氏　備前國兒島郡小串村より起りしならん。嘉元の頃、播磨佐用給主小串範行あり、嘉元元年・備前和氣郡八塔寺と堺界を爭ひ、六波羅に訴ふ。

5 日向の小串氏　日向記に小串彌四郎重行と云ふ人見ゆ。

小櫛 ヲグシ　小串氏に同じかるべし。

奥芝 オクシバ

奥島 オクシマ　近江國野洲郡に奥島庄あり、島津氏延文三年の文書に奥島の御庄と、大島郷奥島邑を云ふ。この地より起りしなり。安倍氏族佐々木井氏流にして、佐々木系圖に「井盛實(號井權守、武藏權守)—井源太家實—長家(淺小井四郎)—義長(從五位下式部丞、奥島源三)」と見ゆ。義長の後は其の子を四郎義信、その子源三重行と云ふ。

奥下 オクシモ　永祿六年の諸役人附に奥下九郎なる人を載せたり。

奥城 オクシロ

小楠 ヲクス　和名抄豐前國下毛郡に小楠鄕あり、此の地より起りしならん。陰德太平記に小楠兵部大輔なる人見ゆ。

奥隅 オクスミ　德川時代、膳所本多藩の番頭にあり。

奥住 オクスミ　武藏埼玉郡にありと。

奥瀬 オクセ　陸奥國北郡奥瀬村より出づ、南部氏に從ひて甲州より下りし安藝の子孫にして、本姓小笠原氏、天正の頃中市城主たり。奥南深秘錄に「甲州譜代、安藝、本名小笠原、奥瀨村を知行して奥瀬氏となる」と。天正二十年四十八城註文に「中市、平城、破却、小笠原彌九郎持分」とあるもの此の氏に當る。(アキ條參照)。又津輕一統志に「天正十三年云々、油川(津輕郡)の城主奥瀬善九郎は波岡御所由緒のものなり」とあるも同族なるべし。これより前、奥聞錄に「油川へは南部奥瀬判九郎下り、外濱の代官なり。其の子油川善九郎、船水讃岐なり」と見ゆ。

德川時代南部藩の重臣に此の氏あり。

奥田 オクダ

1 藤原姓　藤原氏と稱す、寛政系譜に見ゆ、家紋丸に立澤瀉、五三桐。

2 攝津の奥田氏　奥田藤兵衞なる者寛永年間正光寺を創立す。又南田邊村の人奥田市兵衞寛文三年猿山新田を開く。

3 山城の奥田氏　相樂郡稻八間の豪族なり。室町殿日記に「稻八間の城主奥田甚助内々松永を討て、大渡の要害をとらばやと思案す。彈正少(久秀)早くも攻め寄せ、火を掛けて落城せしむ云々」と見ゆ。

4 飛驒源姓　飛驒の名族にして、奥田彈正少弼源賴親なる者、始めて當國に來る。その子孫也と云ふ。此人至德三年死すと傳へらる。

5 越前の奥田氏　丹生郡の豪族にして奥田尾右衞門等聞ゆ。斯波氏の族なりと云ふ。第七項を見よ。

6 中臣姓　春日社家族、大和春日神社の

社家の一にして大中臣氏の後、北鄕七家の一なり（續南行雜錄）。カスガ、ナカトミ條を見よ。

又山邊郡の豪族に奥田氏あり、同郡波多野村春日に據る。九項參照。

7 清和源氏足利氏流　尾張の名族にて、斯波氏の族なりと云ふ。尾張志に「中島郡西溝口城は奥田藏人のすみしよしいひ傳へたり」と見ゆ。堀氏の系譜に「斯波義將—義種—滿種—持種（中島郡奥田城に住し、奥田を稱す。）—氏英—直種—秀種—直純—直政（堀監物）」と見ゆ。奥田氏の譜は、此と少しく異なれど、其の斯波氏族とする點に於ては異るなし。支庶一家、家紋龜甲の内に花菱、丸に横二引、丸に二引、龍の七曜。

奥田主馬

直政の裔堀氏と稱し、子孫大いに榮ゆ。越後村松三萬石、信濃須坂一萬五十三石、越後椎谷一萬石等の堀氏これなり。明治に至り奥田氏に復し、三家子爵に列せらる、ホリ條を見よ。

又奥山氏の家譜に「斯波利種（尾張國端城に住し奥田を稱す。）—斯波滿利（實は義敏の子）—利直—利宗—利道」なりとあり。

8 菅原姓　佐渡役人付に奥田稻次郎を菅原姓とす。詳細わからず。

9 清和源氏宇野氏流　大和の名族也。又高市郡越智家（高取城主）の家老に、奥田喜右衞門あり、鄕士記に見ゆ。

10 德川時代奥田氏は松山板倉藩用人、沼田土岐藩の重臣たり。又加賀藩給帳に「貳百五拾石（丸内違二引）奥田岸右衞門、貳百五拾石（同上）奥田武次郎」と見え、又神宮社家、醍醐家諸大夫にあり。

11 安藝の奥田氏　藝藩通志廣島府に「船入村瓦師、先祖奥田新左衞門正善、其の子新左衞門善勝、元和中紀伊より來り、宅地を賜ふ。今の市郎右衞門正重まで十代其間物を賜り、又祿せらるゝもあり」と見ゆ。

12 紀伊の奥田氏　伊都郡志富田莊西志富田村の地士奥田喜太郎「家系詳ならず正和の文書三通を藏む」と（續風土記）。

13 其の他、美濃（新撰志に當國の士奥田造酒、奥田内記を載せたり）、備前、岩代、武藏、伊勢（伊藤東涯の弟子に奥田三角あり）、河内（交野郡）、志摩、美作（川副氏重臣、安東系譜に奥田善兵衞）、等に見え、活所先生祐舐の門人に奥田舒雲あり。幕臣に

奥田八十齊

を紋とするものあり。

於久田　オクダ

遠管　ヲクダ　和名抄安藝國佐伯郡建管鄕を收む、地理志料遠管の誤にして、チカと訓ずべきかと云ふ。

奥竹　オクタケ

奥武　オクタケ

奥谷　オクタニ　オクヤ條に云ふべし。

奥田原　オクダハラ　大和國添下郡奥田原より起る。奥田原兵藏、同源右衞門等、鄕士記に見えたり。

奥平　オクダヒラ

1 有道姓兒玉黨片山氏流　兒玉黨に屬す、武藏七黨系圖に「片山余二行時—太郎成經—經氏（奥平三郎、一本二郎）—景氏（二太郎）」と見ゆ。上野國甘樂郡奥平邑より起る。紋九曜、上野國志に「甘樂郡奥平壘、奥平貞俊居、兒玉の族なり」と

清(同彌九郎)」と見ゆ。又武家系圖に「奥、清和、武藏守滿季十二代阪東次郎義遠男小椋三郎義盛稱之」とあり。

8 紀伊源姓　當國に奥氏多し、續風土記那賀郡安樂川莊上野村條に「舊家、地士奥杢之助」を載せ「其祖は奥近江守盛弘といふ、清和源氏三郎義盛の子なり。長承三年、盛弘撿使として、安樂川莊四至傍示の注文を定む。保元年中、美福門院當莊へ入御の御供せしより、世々此地に住す。後女院薨去の地、及び野田原村を給ふ。元弘二年大塔宮・高野山へ潛行の時、御味方に馳登る。其賞として日の丸附きたる御鎧の片袖を給ふ。明徳三年南北朝一統の後、足利家に仕へ、參州に住し、參勢兩州の内にて一萬石を領す。應永年中又當地に歸住し。高野山を守護す。文明十八年河州稿島ノ役、畠山氏に屬して戰功あり。其感狀家に傳ふ。天正年中織田氏高野責の時、奥出羽守義弘嫡子源兵衞重政と倶に高野山を防護す。重政自由齊流の炮術に達し、名を遐邇に輝かす。古より三船社座配の時、萠黄の大紋風折烏帽子を著して出席するを例とす。又毎年元日大晦日の夜、右の衣服を著し社を

オク

拜す。是を公文の神役といふ。免許地山林とも十五萬五千坪あり。家に美福門院令旨一通、畠山感狀等文書、切符帳三卷を藏む」と云ひ、又「地士奥孫四郎」を載せ、又同郡神田村地士奥武左衞門を擧ぐ。

又伊太祈曾神社の社家に神主家奥あり、續風土記に「神主奥氏、火燒矢野氏、舊家にて、本國周防なり。弘治天文の頃、毛利元就、同輝元の兩將に仕へ、後畠山家に仕へ、當國に移住す。當莊に南之殿、北之殿との二家の守護ありて、當莊を南北に分ちて領せり。南の殿は王家の支族なる故に王孫と稱す。南之殿嗣子なきに因り、當國の畠山家の二男、三郎といへるを養子とし、南の家を繼がしめ、後又共に南北の兩家を領し、嫡庶を分ち兩家を繼しむ。此の時畠山家より三郎の屬士として、奥、矢野、林、太田等の人數を附屬せり。

天正中、岸野、上田、井ノ莊を領して、山東三郎と號す。豐太閤南征の時、畠山三郎の家も沒落し、其の子三郎大夫は熊野尾鷲浦へ引退き、農民となる。其の子南龍公に召され、後本藩に仕ふ。山東三

オク

郎の家沒落して、奥、矢野兩家は當社の社家となり。林、多田の兩家は斷絶せり」と見ゆ。

9 桓武平氏鹿伏兎氏族　鹿伏兎盛與の子盛時、其の子盛直・奥に改むと云ふ。家紋揚羽蝶。寬政系譜に見ゆ。

10 清和源氏賴政流　伊賀島ヶ原一族なり。賴政の遺子阿拜郡島原に住み、子孫大に榮ゆ。その一也と。家紋三星に一文字、足利時代十六葉菊を拜受すと云ふ。

11 伊賀服部姓　伊賀服部一族に此の氏あり、平姓と稱す。

12 大伴氏族　家行なる人を祖とすとぞ。

13 安藝の奥氏　藝藩通志安藝郡條に「奥氏、押込村、當村始りしよりの家にて、永正年中よりは、代々村の里正を勤め、類稀なる舊家なりと。延寶三年失火して舊記を失ふ」とあり。

14 丹波の奥氏　人見系圖に岩平寺城主奥又四郎を載せたり。

15 其の他、太平記卷三に奥入道如圓、卷廿九に奥次郎左衞門尉、石淸水社社人警固壯士に奥氏(源姓)、宮崎宮神領文書に「三石貳斗四升御油田奥善吉」と。大和の豪族萬財家の家老にあり。德川時代古河

土屋藩用人に此の氏あり、又加賀藩給帳に「九拾石、奥源兵衛、」故奥大將(保羣)は福岡藩士也。

尾久　ヲク

憶　オク　宮崎宮神領文書に「四石貳斗六升三番　憶氏　祐誠」と見ゆ。

奥秋　オクアキ　甲斐の豪族にして軍鑑には奥脇氏と見ゆ。奥秋加賀守房吉、同神右衛門尉長吉、同大藏等、古記にあり。神姓也。

奥井　オクヰ　志摩にあり。

奥居　オクヰ

奥泉　オクイヅミ　加賀藩給帳に「拾人扶持(丸内花ツタ)奥泉新録」と云ふ人見ゆ。

奥出　オクイデ

奥家　オクイヘ

奥浦　オクウラ　志摩にあり。

小久江　ヲクエ　石見にあり。

奥岡　オクヲカ　志摩にあり。

奥垣　オクガキ

1　丹後の奥垣氏　竹野郡是安城主に奥垣筑前守あり。

2　安西軍策、宍戸方に奥垣氏あり。

憶川　ヲクガハ　攝津國名鹽邑の醫師に憶川氏あり。

奥川　オクガハ　志摩にあり。

奥上　オクガミ　石見にあり。

奥倉　オクグラ

奥座　オクザ　オククラ　信濃の豪族にして、海野家の老職たりき。もと春原と云ふ。ハルハラ條を見よ。

小草井　ヲグサヰ　伊豆の豪族なり。コグサヰ條に云ふべし。

奥坂　オクザカ

奥崎　オクザキ

奥定　オクサダ

小草野　オグサノ　信濃の豪族にして海野衆の一なり。ウムノ條を見よ。

奥澤　オクザハ　信濃にあり。

小串　ヲグシ　上野、備前等に此の地名あり、此等より起る。

1　伊勢の小串氏　桑名郡の名族にして多度神社の祠官なり。多度神社は當國の大社にして、天長十年紀、承和六年紀、嘉祥三年紀等に多度大神と載せ、延喜式明神大、寛仁元年一代一度の奉幣に預る。小串氏は本社の祠官たると共に又武家として名あり。元弘建武の頃小串詮行あり、太平記卷一に小串三郎左衛門尉範行(六波羅に集る)を載せ、同四十に小串次郎左衛門尉詮行と見ゆ。其の他卷四に「大炊御門油小路の篝、小串五郎兵衛尉季信、」卷九に「小串五郎兵衛尉」見ゆ。出でゝ京都にありし士にして、子孫室町幕府に仕ふ。康正二年造内裡段錢引付に「七貫五百文、小串次郎右衛門殿段錢」と。又永享以來御番帳に「一番、小串六郎左衛門尉、四番、小串次郎左衛門尉、」また「走衆小串下總守、」次に文安年中御番帳に「一番、小串六郎、四番詰衆、小串下總入道、」長享元年常徳院江州動座着到に「四番衆小串下總守貞秀、小串小山六郎、」等見ゆ。

戰國時代其の裔桑名郡猪飼城に據る、三國地志に「猪飼堡、按次郎左衛門尉小串詮通、詮行等に至り六代居守」と。又名勝志に「猪飼城、北猪飼村字東谷に在り、元弘建武の頃小串詮行・足利氏に屬し、此に居る。六世の孫を詮通(一に則道、又常政に作る)と云ふ。天正六年八月織田氏の兵、朝明郡萱生城を攻む、詮通赴き救ひ戰死す。或は云ふ永祿十一年信長の爲めに滅さると」(桑名志、伊勢軍記、五鈴遺響)。又多度砦は多度村に在り、小串伊豫守之に居る、永祿中織田信長の爲に滅さる。これより先き南北朝の

の後裔にして、子孫物部流荻生に改むと云ふ。景明の子茂卿(景元)は徂徠の事也。其の弟觀―淸―義堅―義俊」と寛政系譜に見ゆ。家紋番矢、釘拔。

徂徠先生親類竝由緒書に「一高祖父、荻生少目、參州荻生の城主、長享十二年彼城開渡、北畠大納言鄕房卿(政具か)に屬し、四位昇進、仍りて四位少目畢、相果候年月知られず候。荻生稱號、少目と申候名、平和泉守殿御家相傳、荻生の文字或は大三州に於いて由緒之れ有候に付、後に松給に作り候。曾祖父、荻生惣右衞門、伊勢國司權中納言具教卿に屬し軍役相勤、具教卿生害の後、蟄居し、又同國白子に居る。天正十七年某月廿二日病死仕候。祖父、荻生玄甫、醫師道三元鑑弟子、江戸罷在候。寛永十四年五月十日病死仕候。父荻生方庵法眼、常憲院樣御代、召出され御側醫師相勤、寶永三年十一月九日病死仕候。母、兒島助左衞門娘。御本丸御船手相勤申候處、悴源藏喧嘩の儀に付、八丈島流罪仰付られ、彼地に於いて死去仕候。私母は延寶八年二月晦日病死仕候、云々。正德元年卯年、(本國三河、生國武藏) 荻生惣右衞門(花押)(卯四十六

歲)」と。又荻生氏略譜に「物部姓荻生氏、定紋番矢、替紋釘拔。加茂次郎義綱より二十一代荻生出雲守鄕忠、長享二年(十二)年、三州兵亂の時、本城沒落ゆへ由緒を以、勢州白子國司北畠政鄕方え引取、采邑を與ふ。二十二代荻生總七郎忠次、采邑の半を寺に附置、半を金三百兩に賣拂ひ、寛永十年酉三月十六日江戸日本橋三町目にて、五間に二十間の屋鋪を買、道三玄鑑の門人となり、仲山玄甫と改め、醫業を專にす。其後牧庵と改む。其子方庵景明、寛明、寛文十一年亥十一月廿六日神田御殿に召出さる」と。

2 東鑑巻二十に荻生右馬允なる人見ゆ。

荻生松平 ヲキフノマツダヒラ 大給ォギフ條を見よ。

荻袋 ヲギブクロ 羽前國村山郡荻袋邑より起る。出雲氏族大江氏流にして、大江氏系圖に「廣元―親廣―木工助廣時―助太郎政廣―右京亮元顯―因幡守元政―上總介時茂―彈正元時―冬政(荻袋)」また尊卑分脈にも「號荻袋」と載せ、又寒河江系圖に「彈正太郎四郎元時―冬政(號荻袋)」とあり。寒河江氏の一族にして風土略記には「元時の子時茂、其子時氏、これを寒河江大藏大夫といふ。時氏が男に荻袋冬政といふものあり、此村今は左澤に屬す」と見ゆ。

息部 オキベ 寶龜三年八月紀に「息部息道の本姓を阿倍朝臣に復す」と見ゆるのみ。河内若江郡に意岐部神社あり。品部の一ならんも、如何なる部か詳かならず。

置部 オキベ 出雲に多し。日置部の省略なり。置部の日置部なるは、出雲國出雲郡の大領家を出雲風土記には置部臣と記せたるに、天平六年の出雲國計會帳には日置臣と記せる事により容易に知る事を得。其の他風土記は殆んど置部、置と記し、古文書は多く日置部、日置とす。ヘギベ條を見よ。

荻戶 ヲギヘ 和名抄遠江國山名郡に荻戶鄕あり。息部と關係あるか。

沖見 オキミ 尾張熱田社家に此の氏あり。磯部臣姓なりと。又異流もあり。

興道 オキミチ 嘉名を採れるならん。

○興道宿禰 久米氏の族也。齊衡三年十一月紀に「侍醫正六位上門部連名繼等、姓を興道宿禰と賜ふ」」と見ゆ。カドベ條を見よ。

興統 オキムネ 嘉名を採れるならん。

○興統公 近江の名族にして垂仁帝裔小槻氏の族也。嘉祥二年七月紀に「近江國栗太郡

人木工大允正七位下小槻山公家島、姓を與統公と賜ひ、本居を改めて、左京五條三坊に貫附す」と見えたり。オツキ、オツキノヤマ條を見よ。

沖村　オキムラ　志摩にあり。

荻村　ヲギムラ

沖本　オキモト

沖柳　オキヤナギ

沖山　オキヤマ

荻山　ヲギヤマ　小濱酒井藩の用人にあり。

沖吉　オキヨシ　松浦黨の一也。永享八年十月肥前守義等と同心の古簡に沖吉治なるもの見ゆ。

與世　オキヨ　これも嘉名を撰びしなるべし。

1　與世朝臣　春日氏の族吉田氏の裔也。承和四年六月紀に「右京人左京亮從五位上吉田宿禰書主、越中介從五位下同姓高世等、姓を與世朝臣と賜ふ。始祖鹽乘津は大倭の人也。後國命に順ひ、三己汶の地に往居す。其の地、途に百濟に隷す。鹽乘津八世の孫、達率吉大尙、其弟少尙等、懷志あり、相尋いで來朝し、世々醫術を傳へ兼ねて文藝に通ず。子孫奈良

の京田村里に家す。仍りて元め姓を吉田連と賜ふ」と。然るに嘉祥三年十一月紀には「從四位下治部大輔興世朝臣書主卒す。書主は右京の人也。本姓吉田連、其の先百濟より出づ。祖正五位下圖書頭兼內藥正相摸介吉田連宜、父內藥正正五位下古麻呂、並に侍醫たり。累代供奉す云々。承和四年上請して、姓を改めて興世朝臣と爲る」とありて、純然たる歸化姓の如く記せり。この記事・實にして書主の言虛か、書主の言實にして此書根原に溯ざるか尋ぬるによしなし。

三己汶は任那にあり、詳細はヨシダ及びキチ條を見よ。

2　興世氏　春日氏の族吉田氏裔也。興世朝臣の裔に外ならず。

奥　オク　源平盛衰記に信濃國奥郡、東鑑に常陸國奥七郡、又奥州の奥郡等、其の他地勢上より奥と稱する地名尠からず。本氏は此の地名を負ひしものとす。

1　(村國)奥連　美濃にあり、當國上代の大族村國氏の族なるべし。美濃三井田大寶二年の戶籍に村國奥連小龍賣と云ふ人見ゆ。ムラクニ條を見よ。

2　武藏小野姓橫山黨　源平盛衰記武藏橫

山黨に奥次彌太なる者見ゆ。

3　上總の奥氏　東鑑文治元年六月五日條に「上總國住人中禪寺奥次郎弘長」なるもの見ゆ。

4　中臣姓春日社家族　續南行雜錄によるに、春日社司にして、大中臣の後なる北鄕七家の內なり。カスガ、ナカトミ條を見よ。

5　佐代姓高瀨氏流　和泉國日根郡の名族にして、豐城入彥命の裔佐代公姓なりと。其の裔高瀨源次兵衞佐勝（後白河法皇の御時）の後、元弘年間高瀨佐代忠勝に三子あり、長男源次兵衞勝重を奥の左近と云ふ、これ奥氏の祖なりと。(ナカ條參照)。

6　紀伊湯川氏流　これも和泉日根郡の名族なれど、紀州湯川庄司安房守政春の後也と云ふ。久忠に至り將軍義尙に仕へ、奥將監と號し、後畠山高政に仕へ、久國に至り樫井城を預り、爾後鄕士たり。

7　淸和源氏小椋氏族　尊卑分脈に「滿季八世孫高屋三郎景遠—小椋二郎景房—小椋孫二郎義遠(號板東二郎)—義盛（奥二郎、一本三郎)—實滿(同三郎二郎）—滿信(奥六郎)、又實滿弟光淸(同十郎)—遠

す、永正二年中也）。池ノ谷村荻野氏（先祖は荻野彥六也。葛野の高山寺に籠る。足利尊氏公桑田郡篠村八幡に落來り玉ふと聞て、駈付け御味方仕り、子孫喜右衞門當村に浪人來住す）。野上野村荻野氏（藤棚與四郎と云ふ、元祿持高二百石斗）。多田村（石見守、和泉守、同家也）。棚原村荻野彌太夫（豐臣太閤の時此所の地侍、太閤より馬草を御所望の御書簡あり、堀構の屋敷、土居斗殘れり、堀之內と云ふ）。加茂鄕上野荻野刑部（赤井家臣、黑井落城後、同市之進方に來り、其の子又左衞門此處に來住す）。上竹田村荻野キンセツ。下竹田村荻野氏（往古は二里四方の山川糀屋運上を取也云々）。美和鄕乙河內村荻野丹後（赤井氏家老）。船城鄕黑井村荻野藤內（赤井氏同家也）。朝日村荻野彌四郎（大永比の人也）。朝日村荻野八左衞門勝家（天正比十八人の內）、山田村荻野和泉守（本黑井城主也）等見え、又籾井家記に「七組の家と申候は、第一に荻野の城主荻野彥六左衞門朝道、これは荻野彥六郎定朝が末孫なり」と載せたり。

9 丹後の荻野氏　丹波荻野氏の族也。敗戰後當國に來り、一色氏の家臣となる。荻野惡右衞門は與謝郡龜山城主なりき。

10 淸和源氏　佐州諸役人付に荻野彌曾八を淸和源氏に收む。

11 伊勢の荻野氏　東鑑文治三年四月廿九日條に伊勢國地頭御家人の事を載せ、勤仕庄として荻野庄（一方次官、一方中村藏人）を擧ぐ。安濃郡萩野村の地にて、荻は萩を誤りしならんかと云ふ說あれど當國また荻野氏あれば、猶ほ本書に從ふべきか。

12 菅原姓植月氏流　美作にあり、植月氏系圖に「植月重長—重可—可直（主殿助）—直連（荻野兵庫頭、住勝田郡野田村構、母荻野但馬守女）、弟直貞（荻野平內）—永經（三河守）」と見ゆ。

13 藤原南家二階堂氏流　新編常陸國志に「荻野、奧州二階堂の族なり。戶村本佐竹譜に佐竹義盛、家督をつぐ時、荻野治部大輔、近習の宿老、岩瀨二階堂の一族なりとあり」と見ゆ。

14 德川時代鷹野土方藩年寄に此の氏あり。又朽綱氏所藏名和家譜に「呑逸和尙長與の妻は荻野太郞兵衞（稻次壹岐の兄也）の女にて、其母は攝津野間近盛の孫女也、云々、」と。備前、磐城、岩代等にも此の氏あり。

沖の株　オキノカブ

沖畑　オキハタ

沖原　オキハラ

興原　オキハラ　○與原宿禰　令集解序に正五位上行大判事臣與原宿禰敏久と云ふ人見ゆ。物部中原宿禰より此の氏を賜ひし也。ナカハラ條を見よ。

慧原　ヲギハラ　正倉院文書等に見ゆ。

荻原　ヲギハラ　三河、甲斐、美濃、上野等に荻原の地あり、其等の地名を負ふ。

1 甲州三枝流　山梨郡荻原村より起る。後世は源氏と云ふもの多し。荻原豐前守の男源八郎は山縣と云ふ。

2 淸和源氏武田氏流（又云小野寺）　寬政家譜に「武田信昌の後胤昌勝（常陸介勝昌）、山梨郡荻原村にありて此氏を稱すと云ふ。」其子豐前守昌明（勝明）也。家紋丸に右萬字、丸に十文字、花菱。

3 村上源氏　これも甲州發祥なりと。家紋丸に一文字三星、丸に釘拔。

4 武藏の荻原氏　幡羅郡出來島村神明社稻荷社神主、小島村春日社神主、橘樹郡子安村神明淡島相社神職等に此氏あり。

5 淸和源氏土岐氏流　美濃の荻原村より

起る。土岐系圖に「六角判官國衡—又太郎國村—國氏—小里太郎國定、弟荻原孫三郎國實」と見ゆ。

6 陸奧の荻原氏　建武元年十二月十四日師行獻書草稿津輕降人交名に荻原七郎を載せたり。

7 佐々木氏流　富田四郎義泰の子義賴を祖とす。義泰は義淸の孫なり、トミタ條に詳かなり。

8 東鑑三十七に荻原九郎資盛、四十八、五十に荻原右衞門尉、四十九に荻原左衞門尉完仲を擧ぐ。

9 伴姓肝付氏流　萬壽の頃、平大監季基、太宰府より來り、後一女を伴兼貞に娵して婿とし五男を生む、次郎兼任は荻原氏祖なりと。(萩原の誤か)。日向記に荻原太郎兵衞尉義政と云ふ人を載せたり。

10 德川時代　芝村織田藩の用人に此の氏あり。又加賀藩給帳に「百參拾石（丸內ツル柏）荻原權五郎、百貳拾石(同上)荻原九左衞門」を擧ぐ。信濃諏訪に荻原氏多く、其の紋丸に蔦なりと。

沖濱　オキハマ　筑前の劒工に沖濱左衞門尉安吉あり、博多津西蓮法師國吉の子、貞和頃の人にて、正宗が弟子なり。其の銘に左の字を銘す。其の子沖濱左衞門三郎安吉なり、五郎入道正宗の弟子と云ふ。

大給　オギフ　三河國賀茂郡大給より出づ。寬政系圖に「加賀守乘元（源次郎、後和泉守、左近とも目とも云ふ。二葉松）は親忠君の二男なり、加茂郡大給に住せしにより、大給の松平と稱す」と。然るに一說に、「もと荻生氏にして、物部弓削連季定、賴朝の時加茂郡荻生庄の地頭となる。十一世孫荻生季統、松平信光と戰ひて敗る。孫乘元、親忠の婿となる」と云ふ。乘元（源二郎、加賀守）の後は、乘正（源二郎、左近）—乘勝（源二郎）—親乘（左近、和泉守）—眞乘（左近將監）—家乘（以上代々大給城主。和泉守、和泉目、後上州那波一萬石、濃州高洲城主二萬石）—乘壽（濱松二萬石、館林六萬石、和泉守）—乘久（宮內少輔、和泉守）—乘春（和泉守）—乘邑（左近將監）—乘佑（和泉守）—乘完（和泉守）—乘寬（和泉守）—乘全（和泉守）—乘秩（和泉守）—乘承（左衞門佐、乘邑以來三河西尾六萬石）現今子爵、松平氏、家紋一葉葵、蔦。(代々源二郎)。支庶二十家、內封侯に列せられしものは、

(1)乘壽の二男石川能登守乘政（美作守）の後也。其後は石川能登守乘紀（改松平兵庫頭）—能登守乘賢—同乘薀（美作守）—能登守乘保（朽木綱貞弟）—中務少輔乘美—能登守乘喬—同乘命（美濃岩村三萬石）現今子爵、松平氏、家紋細輪に蔦。

(2)眞乘の二男眞次の後なり、縫殿頭眞次—同乘次—同乘成—同乘眞—同盈乘（初乘盈）—石見守乘穩（乘祗）—大隅守乘友—弟主水正乘尹—弟縫殿頭乘羨—石見守乘利—縫殿頭乘謨（三郎次郎）—左七郎（信濃龍岡（田野口）一萬六千石餘）現今子爵、大給氏。家紋蔦、萬字。

(3)左近亟乘正三男左衞門尉親淸（傳藏）の後なり。親淸—五左衞門尉近正—新二郎一生—右近將監成重—左近將監忠昭—對馬守昭重（筑前守）—對馬守近禎—對馬守近貞（三宅康雄二男）—主膳正近形—長門守近儔—弟主膳正近義—弟左衞門尉近訓—信濃守近信（松平利幹二男）—左衞門尉近說（松平定和弟）—近道—近孝（豐後府內二萬千二百石）現今子爵、大給氏。家紋丸に釘拔、九曜。紋章はマツダヒラ條を見よ。

荻生　ヲギフ　前條氏に同じ。

1 物部氏族　家傳に「淸和源氏加茂義綱

┬資定─有宗─有兼─基兼─季定
　　　　　　相模守　海老名　同源八
　　　　　　發入入道　源太郎
└季時─時定─忠時─行時─宣行
　荻野五郎　八郎　彌太郎　彌太郎　太郎左衛門

と。又淺羽本本間系圖には「源氏、紋十六目結」「顯定─資定─有宗─有兼(相模守)─季兼(實小野盛兼子也)─季貞(海老名源八)─季重(荻野五郎)」とし、更に顯定の弟「賴定(本名實定、大夫)─季時(荻野五郎)─時定(八郎)─忠時(彌太郎)」とす。卽ち此等に據れば、季重と季時とは別人たるなり。

季重と季時とが果して同人なりや否やは詳かならざれど、佐渡本並に淺羽本本間系圖が季時を或は顯定の子とし、或は顯定弟賴定の子とする如きは全く信ずべからず。猶ほ次項及びエビナ條を見よ。(武家系圖には「荻野、小野、本國相摸、横山八郎義兼五代、五郎季重稱之」と見ゆ。)

2　今史籍に據るに、荻野氏は保元物語官軍勢汰の條に「相摸には大庭平太景義、同じき三郎景親、山内須藤刑部丞俊通、その子瀧口俊綱、海老名源八季定、秦野次郎延景、荻野四郎忠義」と見ゆるを初見とすれど、此の四郎忠義と云ふ人、諸系圖になし、蓋し五郎季重の前代か。曾我物語に「海老名の源八、荻野五郎、(一本駿河國の住人荻野五郎)、」また「荻野彦太郎重貞、」次いで源平盛衰記卷二十に「海老名源八權頭季定、子息の荻野五郎季重、同彦太郎、同小太郎」また「八月廿四日辰刻には、兵衞佐殿、上の杉山へ引給ふ。荻野五郎季重兄弟子息五郎にて、追係け奉り、申けるは、『此先に落給は、大將軍とこそ見え給へ、まさなくも後をば見せ給ふ者哉、無益の謀叛發して、源氏の名折給ぬ、返し給へ〳〵』とて馳來、」と。又卷廿三に「海老黨荻野五郎末重は、石橋軍の時、源氏の名折に、何に敵に後をば見せ給ぞ、返し給へ〳〵と申たりし者也。祼になし引張て將て參れり。佐殿は、いかに末重、石橋の合戰の時の詞は忘れずやとて、門外にて切られたりけり。舍弟二人、子息一人同じく切られぬ」と。東鑑には此の季重を荻野五郎俊重(治承四年十月十八日條)と載せ、十一月十二日條に「武藏國に到り、荻野五郎俊重・斬罪せらる。日者御共に候し、其の功あるに似たりと雖、石橋合戰の時云々」と。此等に據れば、忠義に子なく、海老名季定の子季重(俊重)を養子とせしものか。されど東鑑二十一、建保元年和田の亂に「荻野八郎、同彌八郎、同太郎」等あり、これ等は三浦郡荻野邑より出でしにて、愛甲の荻野とは別かと云ふ。又同書二十四、建保六年條に「荻野二郎景員父、梶原平次左衞門尉景高、」また四十八に荻野新左衞門尉、又承久記卷二に、「おぎの二郎さゑもん(鎌倉)、」卷四に「荻野の次郎(京方)」を載せたり。卽ち鎌倉時代に於いて荻野氏既に多く、必ずしも一流と見るを得ざるなり。

3　但馬の荻野氏　但馬國大田文に「高田庄三町三反百四拾步、地頭荻野三郎賴定」と載せたり。

4　桓武平氏鎌倉氏流　前述東鑑建保六年條に見ゆる荻野二郎景員は此の流なるべし。この荻野氏は鎌倉權大夫景通の後にして、相摸國愛甲郡荻野より出づと云ふ。荻野俊重斬罪の後、梶原氏の族、此の地を得しか。家紋丸に違鷹羽、丸に二引。

5　武藏の荻野氏　當國に此の氏尠からず、風土記稿榛澤郡條に「荻野氏、名主なり。先祖は荻野孫三家繁とて、世々由良家に仕しものといへり。當村大日堂天正十一年の棟札にも其名見えたれど、家

系を傳へざれば詳なる事は知らず。今の名主七郎兵衛が曾祖父七郎兵衛、寛保二年の洪水「寶暦元年の凶作に參百俵宛、此邊の村々へあたへて助力せり。祖父七郎兵衛の代に至りて、又安永九年六月洪水にも秋作ことごとく水腐し、村内困窮に及しに、參二百俵を助力し、其上秋の貢物をば皆に代りて納めしかば、御代官布施彌一郎が奉りにて賞行はれ、銀子十枚を賜ひ、其身一代帶刀を免され、苗字は子孫まで免じたまはる。其後天明三年淺間山燒出をびたゞしく砂降しかば、泥土をことごとく、田間に押流しぬ。農民の困窮云はむかたなし、此時も己が力を以て手當し、すたれんとせし田地を起、返せしかば又賞せられて銀七枚を賜る。同年利根川修理のことに預かり、心を用ること大かたならざりしかば、又銀十枚を賜ふと云ふ。今の七郎兵衛に至りても、村内困窮なる者あれば、米錢を與へ、飢渇を救ひ、他村の窮民などにも米錢を與へ、其足ざるを補ふといふ。」と載せ、其の他、橘樹郡樽村に此の氏あり「先祖荻野因幡は北條氏眞の屬士にて本長寺を開基す。」と。又多摩郡三輪村に荻野氏あり、分家四十餘軒に及ぶとぞ。

6　**甲斐の荻野氏**　後述丹波の荻野朝忠は當國に采邑を有す、(東鑑、長門本平家物語)その後裔か。

7　**參河の荻野氏**　額田郡富尾村富尾城主に荻野勘兵衛あり、諸書に見ゆ。

8　**丹波の荻野氏**　相摸荻野氏との關係詳かならず。承久記に見ゆる荻野の次郎は當國の人なるべし。鎌倉時代の末に荻野彥六朝忠あり、太平記卷八、及び廿四に「丹波國の住人荻野彥六朝忠、」同二十六、三十二等に「荻野尾張守朝忠」と見ゆ。後醍醐帝船上に座すや、朝忠族人と衆を集め勤王す。左近衛中將源忠顯に從ひ、六波羅を攻めて利あらず。朝忠、安達祐秀、兒島高德等と敗卒三千餘人を招集し、丹波に還り、高山寺城に據る。幾くもなく足利尊氏、義を篠村に擧ぐ、朝忠等之に屬するを欲せず、別に高德等と若狹より進んで京師に入る。尊氏反するに及び、朝忠は久下、長澤、波々伯部族と共に仁木頼章を推し、將と爲して之に應ず。尋いで事を以て尊氏を怨望す。興國六年兒島高德、新田義治と共に兵を起す、竊に使を遣はし朝忠を說く、朝忠之に從ひ、又高山寺城に據る。日を期して事を擧ぐるを謀る。尊氏之を聞き山名時氏をして之を攻めしむ。時氏糧道を絕つ。朝忠保つ能はず、途に出でて降り、丹波守護となり尾張守に任ぜらる。正平三年高師直に從ひ、四條畷に戰ふ。七年春國人兵を擧げて朝忠を攻む、朝忠敗走、後終る所を知らず、(大日本史)。其の後應永記に荻野源左衞門、また應仁記、應仁別記等に荻野修理亮あり。

當國に荻野氏甚だ多し、今丹波志に據るに、氷上郡上ヶ成松村荻野氏(先祖は古城主勝田氏家臣、荻野又三郎)、柿芝町荻野氏(先祖は荻野宿之亟と云ふ地侍なり、宗連寺を開基す)、下新庄村荻野氏(先祖は保元年中に二本庄氏住して、六十年後に荻野尾張守當村に住む。それより三國の福井に住し、後三國は弟に讓り尾張守は下新庄に來る、又尊氏に仕ふ)。本鄕村荻野氏(先祖は稻繼村古城主稻繼壹岐守家老)。南由良村(古家、本家六代目、今荻野頁助、分家共五軒)、沼村荻野氏(先祖は播磨國より來り住す、芦田出雲守時代なり)。田路村荻野尾張守朝忠(古家、朝忠より七代安朝四代荻野新十郞安朝當村に住

々杼王は、三國君、波多君、息長君、坂田酒人君、山道君、筑紫之米多君、布勢君等之祖也」と見ゆ。天武紀十三年眞人姓を賜ふ。

若野毛二俣王の一族が早くより近江國坂田郡の地に在りし事は、允恭紀七年條に王の女「弟姫（意富々杼王の妹）、母に隨つて、近江坂田に在り」と見ゆるによりて知るを得ん。これより其の族裔大いに此の地に榮えたり。以下の各項を見よ。

3　息長連　息長君の族なるべけれど、連姓を稱する起因詳かならず。天平神護元年七月紀に「右京人内匠寮史生正八位上息長連清繼、姓を眞人と賜ふ、」と見ゆ。姓氏錄、此の氏を右京皇別に收め、「息長連、應神天皇皇子稚渟毛二俣王の後也、」と註す。

4　息長眞人　息長君の宗族が眞人姓を賜ひしなり。天武紀十三年條に「息長公云々、姓を賜ひ、眞人と曰ふ、」と見ゆ。氏人には東大寺奴婢籍帳、天平十九年近江國坂田郡司解文に「近江國坂田郡上丹鄉戶主堅井國足戶口息長眞人眞野賣、」また東大寺古牒卷、天平十九年近江國坂田郡司解文の連署に「息長眞人刀禰麻呂、同姓忍麻呂」また貞觀五年二月紀に「左京人從八位上息長眞人淨主等同族五烟、本貫に還付す。齊衡二年左京職言ふ、此れ是れ絕戶、因りて帳を除くと。此に至り淨主等披訴す。之を許す、」など見ゆ。姓氏錄、左京皇別に收め「息長眞人、譽田天皇（諡應神）皇子稚渟毛二俣王の後より出づる也」と註す。

5　息長連裔息長眞人　息長連の眞人姓を賜へるもの也。第三項を見よ。

6　榎本公裔息長眞人　扶桑略記、「元慶元年三月八日大納言正三位南淵朝臣年名薨ず。年名は左京人云々、本姓は息長眞人、中間外戚の姓を冒し、榎本公と爲り、後改めて坂田と爲り、最後南淵となる、」と。伊呂波字類抄にも同樣の記事見ゆ。ツキモト、サカタ等の條を參照せよ。

7　息長朝臣　拾芥抄に見ゆ。息長眞人は後に朝臣を稱せしが如し。元來眞人は最高の姓なれど、平安朝中頃より朝臣姓榮え、眞人衰へて、終に朝臣姓の方尊きが如く誤らるゝに至れるなり。

8　息長宿禰　朝野羣載第七に見ゆ。息長連か、若しくは息長氏の一族が宿禰姓を賜へるなるべし。

9　無姓息長　阿波國板野鄉延喜二年戶籍に息長粟賣なる者見ゆ。こは息長君の部曲なりし者の裔か。

10　近江の息長氏　息長眞人の後裔なり。今昔物語十五に「今は昔、近江の國坂田の郡□の鄉に一人の女有けり、姓は息長の氏」と。日本往生極樂記には「近江國坂田郡女人、姓息長氏、」と見ゆ。又權記長德元年十月に近江國筑摩御厨長息長光保などを載せたり。

11　紀伊の息長氏　紀伊國牟婁郡木本邑の名族也。紀伊國古文書纂に「天治二年、息長常長を木本御厨撿校の職に補任す」とあり、又寬喜二年に息長守貞、治承二年に息長恒吉、壽永二年に清貞などありて世々木本御厨庄司職に任じ、後に庄司氏と稱す。續風土記に詳かなり。シヤウジ條を見よ。

12　（上道臣）息長　吉備氏の族なり、カマカヒ條を見よ。

翁長　**オキナガ**　息長氏の族裔か。

沖永　**オキナガ**　伊豫の名族にして、源姓（佐々木氏）、曾根氏の族なりと。ソネ條を見よ。

息長竹原　**オキナガタケハラ**　君姓にし

て應神帝裔息長君の族なり。タケハラ條を見よ。

息長丹生　**オキナガノニフ**　眞人姓にして、應神帝裔息長君の族也。ニフ條を見よ。丹生は近江國坂田郡内の地名なり。

息長山田　**オキナガノヤマタ**　皇極紀元年條に息長山田君あり、近江國坂田郡山田より起れるならむ。ヤマダ條を見よ。

沖西　**オキニシ**

興野　**オキノ**　次の數流あり。

1　興野宿禰　物部氏の族にて矢田部氏より出づ。承和二年十一月紀に「攝津國散位矢田部連聰耳、弟從八位上貞成等、姓を興野宿禰と賜ふ」と見ゆ。

2　那須氏流　下野國那須郡興野邑より起る。那須系圖に「資房（次郎、那須武者所、實は資淸の二男）―資隆（太郎）―義隆（竪田八郎、後興野鄕に移住して興野八郎と號す」と、見えたり。宇都宮興廢記に「天文十八年云々、興野彌四郎義國」とあるは此の後裔なるべし。

興之　**オキノ**　興野氏に同じかるべし。土佐國幡多郡入野鄕　湊川祠棟札に「奉謹棟上、殊當所地頭興之幸康、明應九年庚申云々」と。

沖野　**オキノ**　加賀藩給帳に「百石、沖野長藏」を載す。又石見に此の氏あり。

荻野　**ヲギノ**　相摸國愛甲郡に荻野鄕（覺園寺文書）、又伊勢國安濃郡に荻野庄（東鑑）、猶ほ岩代國耶麻郡に荻野村あり、此等より起る。

1　武藏小野氏流（又村上源氏）　海老名氏より出づ。武藏七黨系圖横山黨に「横山義孝―義兼―盛兼（八、野卷大夫）―季兼（三、改源姓）―季貞（海老名源八）―季重（荻野五郎、賴朝の爲に父子誅せらる）」と載せ、小野横山黨系圖も之に同じ。次に畠山牛庵家藏本小野系圖には「季兼―季定（海老名權守、尾張守）―季時（荻野五郎）―

- 賴季（太郎）―季政―兵衞尉
- 時員（時貞）（八郎）
  - 忠時（太郎）―行時（彌太郎）
  - 貞綱（右馬允）
  - 貞村（三郎）
  - 時貞
- 時村（五郎）―時光（左衞門尉　一萬御前合戰被討）

と。此等に據れば、此の氏は武藏七黨横山黨の一なれど、七黨系圖に季重の祖父

季兼に「改源姓」とあるが如く、早く村上源氏に改めたりしと云ふ。そは村上源氏顯定の曾孫相摸守有兼・男子なかりしより、娘の子、卽ち外孫季兼を養子とす。よりて季兼源姓に改めしなりと。卽ち海老名荻野系圖に「村上天皇―爲平親王―顯定―資定―有宗（藏人陸奧守）―有兼（從五位下相摸守）―季兼（海老名源太郎、相摸守、改基兼、實は武藏人横山新大夫小野盛兼子、有兼子なし、故に外孫季兼を養ひ其の家を續しむ）―季定（海老名源八、權守、尾張守、東鑑源三季貞に作る）―季時（荻野五郎、東鑑に俊重に作る。源平盛衰記及び小野譜等は季重に作る。治承四年八月石橋役、大庭景親の軍に屬し、屢々以つて賴朝卿を困しむ、後勢力盡き出て降り、十一月十二日鎌倉に斬らる）」と、以下畠山本小野系圖に同じく、時貞の後は「季時―時貞（時員）―忠時―行時―宣行（太郎左衞門尉）―維重（小太郎）、」又「行時の弟、元時（兵衞尉）―宣綱（小太郎）、弟宣元（左衞門九郎）、弟宗元、弟忠宣」等を載せたり。諸種の本間系圖も同樣なれど、佐渡本には「顯定―――」

和九年舍弟忠昌朝臣越後高田より、越前福井へ御轉替、高田へは、忠直卿の嫡男越後中將光長卿御入城あり。此時荻田父子も從ひ來り、古鄕なればとて、絲魚川を中給はり一萬四千石を領す」と見ゆ。其後天和元年に至り、光長の家老小栗美作謀反を企て、主家を倒さんとせし時、當城主主馬忠臣にして主家を擁護したれど、大厦の覆らんとする一木の良く支ふる能はずのたとへにて、政事不行屆の廉に依り、主家遂に除封となり、彼亦流罪となれり。當城是にかて破却せらると云ふ。

又魚沼郡に主馬城（眞人村）あり。上杉謙信の臣荻田主馬之介此に居住すと云ふ。又加越能三州志に「越中國新川郡魚津城云々、大和守爲景の將荻田監物云々」と。

2　武藏の荻田氏　風土記稿、橘樹郡條に「先祖を荻田主馬允と號し、上杉謙信及び景勝につかへ、天正年中景勝の養子三郎景虎と鉾楯のとき上杉家にて名を得し北條丹後守を打取て、名譽を顯はせしものなり。越前家にぞくして始め五千石の地を領せしより二萬石までを領せり。其の後、彼家騷動の時、主馬允も罪をかうむりて島へ配流せられしにより、其子民部、同じく久米之助等は松平出羽守へ預けらる。其の後御免ありて浪々の身となり、ゆかりにつきて當村に來り住すること久し。」と見ゆ。

3　其の他播磨山崎本多藩の用人に荻田氏あり。又近江、備前、石見等に此の氏あり。秀鄕卿給帳に「二百石荻田助市」見ゆ。

興田　オキダ　陸中磐井郡の名族に興田氏あり、一關釣山願成寺に竹内興田盛輔の墓存し、牌誌に「新山城主、四位少將、上野守、竹內興田盛輔卿、一堰元入大居士、應永元年十月十四日、當山開闢、至德二年四月八日建立」と。されど關邑略志曰く「上野守は親王の任國なり、疑ふべしと。和光院の譜に興田左近あれば、其の後胤ならんか」と。封內記に「願成寺、至德二年新山城主興田成輔造營」と見ゆ。

御北　オキタ　羽後仙北郡角館の佐竹氏を云ふ。風土略記に「角館は一萬石。佐竹圖書之を領す。土俗御北殿といふ」と。葦名條を見よ。

小木田　ヲギダ

隱岐田　オキダ

小北　ヲキタ　河州交野郡五ヶ鄕總侍中連名帳（永祿二年）に藤坂村の侍、小北入道淨春を載せ、又寬永十七年同郡三宮拜殿着座の覺に藤坂村小北氏壹軒を擧げたり。

沖館　オキダテ　津輕にありと。

置賜　オキタマ　和名抄出羽國に置賜郡あり。

置津　オキツ　和名抄安房國長狹郡に置津鄕を收め、乎木津と註す、後世興津城あり、正嘉中佐久間重忠居る（地理志料）。

沖津　オキツ　次の氏に同じきか。

息津　オキツ　和名抄駿河國廬原郡に息津鄕あり、於岐都と註す。大同類聚方に廬原郡人息津海主を載せたり。なほ次の興津氏も息津氏ともあり、次を見よ。

興津　オキツ　駿河國廬原郡息津鄕は後世興津と稱す。又上總にも興津の地あり。

1　藤原南家工藤船越氏流　駿河國廬原郡興津より起る、又息津ともあり、其の方古し。保元物語官軍勢汰の條に「駿河國には入江右馬允、高階十郎、興津四郎、神原五郎」と。又承久記卷二に「興津さゑもん」卷四に「息津左衞もん」と。名族たりしを知るべし。尊卑分脈に「船越四郎大夫維綱—岡邊權守淸綱—近綱（息津六

郎、息又興とあり）—義綱（工藤左衛門尉）」と。また工藤二階堂系圖に「船越四郎大夫清房—維道（興津清綱の兄也）」また天野系圖に「維永—右馬允維清—維綱（興津六郎）—義綱」と見ゆ。寛政系譜には「船越淸房（維綱の事なり）—淸道—維房—國房—國淸—淸長—信淸—正淸—信勝—勝道—道就—道信—道政—正信—親久—正道—正忠」とあり。支庶二家、家紋劍花菱、八劍、九曜。なほオクツ條を見よ。

2 藤原南家井出氏流　井出正成の子次行、興津を稱す。

3 遠江の興津氏　遠江國佐野郡雨櫻牛頭天王永正十一年八月鑄造洪鐘に「大檀那興津濃州守久信」と見ゆ。

4 其の他、小田原役帳に興津加賀守を載せ、美濃にも此の氏あり。

沖利　オキトシ

翁　オキナ　信濃に此の氏あり。

於幾内　オキナイ　東鑑文治六年正月六日條に「奧州故泰衡郎從大河次郎兼任云々、嫡子鶴太郎、次男於幾內次郎、並に七千餘騎の凶徒を相具す」と。於幾內は地名なるべし。

沖中　オキナカ

息長　オキナガ　近江國坂田郡に息長庄あり、東大寺大同三年の文書、天曆四年封戶目錄等に見ゆ。この地は和名抄阿那鄕に當り、而して垂仁紀三年條に「一云、天日槍・菟道村より泝りて、北・近江國吾名邑に入りて暫く住す」と載せ、吾名邑は後の阿那鄕、卽ち息長地方に外ならざれば、此の地は天日槍と多少關係ありしを認めざるべからず。然るに天日槍は息長帶姬命、息長宿禰王等の外祖なり、此處に於いて息長と天日槍とは至大の關係あるを知り、且つ延喜式神名帳豐前國田川郡に「辛國息長大姬大目命神社」を擧げ、豐前國風土記に「田河郡鹿春鄕、昔者新羅國神自度到來、此の川原に住む」と見え、而して天日槍も亦新羅の國神なれば、此の息長なる稱は彼の國より渡來せし語ならんかと考へらる。多くの息長氏は此の近江の息長より發祥せしにて、根源に於いては日槍と關係あらんかと考へらる。次を見よ。なほ美濃國にも息長庄ありと云ふ。

1 息長家　古事記、開化段に「近淡海の御上祝がもて伊都玖天之御影神の女息長水依比賣」と見ゆるにより、息長の地は古く御上祝族の領土たりしかと考へらる。然るに此息長水依比賣が日子坐王と婚し給ふに及び、此の地は日子坐王系統の氏族領に移りしが如し。其れは日子坐王の子山代之大筒木眞若王、其の子迦邇米雷王、其の子を息長宿禰王と云ふによりて推察するを得べし。而して此の息長宿禰王の御子は息長帶比賣命（神功皇后）、息長日子王たる也。次に日本武尊は「一妻」を娶りて息長田別王を生み給ふ。此の一妻の系は傳はらざれど、恐らく日子坐王系統の方と考へらる。此の息長田別王の子杙俣長日子王の女息長眞若中比賣命は應神帝妃となり、若沼毛二俣王を生み奉る。而して又此の二俣王は御叔母息長なる弟比賣と婚し給ひ、意富富杼王を生み給ふ。此の王卽ち息長君の祖たるなり。以上を圖によりて示せば次の如し。

三上祝……息長水依比賣
　＝……………一妻
日子坐王
　＝
倭建尊
息長中比賣
　＝
應神——————二俣王
弟比賣
　＝……息長君

2 息長君　應神帝皇子稚渟毛二俣王の御子意富々杼王より出づ。古事記に「意富

彈正正藤、父正末より所々にて軍功、忠臣のこと度々有、父代より格勤、依之祿五百を賜ひ、其後永祿二年吉川元春と數々出戰、同家中別所小三郎致春返逆に依り、同三年正月元旦、落城にをよび、城主正國、刺賀村圓光寺へ逃さして、余は城を守り決戰せんと欲す。若し吾れ苦戰せば城を枕にして自殺せんとす。德一汝幼なるを以て母に從ひ逃れ、一旦民籍に入り機を得て吾が志を嗣ぐべし。累世之墓碑字且原に在り、汝之母ソヨ實は雲州尼子之家臣小野兵衞藤原高吉之長女なり。汝幼なるを以て訣別するに此書を以てする者也。永祿三年正月元旦、沖彈正正藤、德一殿（加藤廉海氏）。

2　加賀の沖氏　三州志に「河北郡梨木（在五箇庄梨木村領）沖近江守居たり、無傳」と。

3　德川時代、栢原織田藩重臣、松平近江守家臣にあり、又備後、備中、備前、志摩に現存す。

4　藝藩通志に「庄原村沖氏、家世々郡の人、十三四世以上は傳を失ふ。應永の比、庄原は、京都建仁寺領たりしを以つて、その比沖次郎四郞、同寺より恩賞せる牒ありて今に藏す。先祖より、今の四郞右衞門に至る凡廿四世に及ぶといへど詳ならず。」と。名族たりしを知るべし。又美作にあり、東作志に沖岡右衞門（元祿）の判書見ゆ。

興　オキ　下野那須郡の名族にして、那須記に興長門守義忠等を載せたり。

置　オキ　ヘギ條を見よ。

荻井　ヲギヰ

置井出　オキヰデ

○置井出公　蝦夷の氏姓なり。弘仁三年四月紀に「出羽國田夷置井出公呰麻呂等十五人、姓を上毛野緣野直と賜ふ。」と見ゆ。井出は出羽國（羽前）飽海郡井出鄕の地名を負ひしなるべし。

沖浦　オキウラ　信濃にあり。

沖江　オキエ

荻窪　ヲギクボ　武藏相摸等に此の地名あり。

1　相摸の荻窪氏　足柄郡荻窪邑より起りしなるべし。相州兵亂記に「憲直の賴みきつたる肥田、蒲田、足立、荻窪を初とし、一族若黨悉く討死す」と。上杉氏配下の名將なり。

2　武藏の荻窪氏　次の荻久保氏に同じ。

荻久保　ヲギクボ　武藏國比企郡の名族なり。風土記稿に「荻久保氏（瀨戶村）先祖某は帶刀先生義賢の臣下なりと云傳ふ。義賢近鄕大藏に館を構へしなれば、此邊を領せしと見えて、隣村馬場村の馬場氏、田中村市川氏なども、各其の祖先は倶に義賢に仕へしと云。丈右衞門が先祖某沒して後村内に葬り、後神に崇めて荻明神と唱ふ。其葬地には塚ありて、今福仙坊と呼ぶ。これは此人晚年薙髮して福仙坊と號せし故なりとぞ、」と見ゆ。

沖倉　オキクラ

沖坂　オキサカ

荻崎　ヲギザキ　薩摩の豪族にして建久八年十二月内裏大番參勤交名に「荻崎三郞」を載せたり。

置鹽　オキシホ　オシホ條を見よ。

荻島　ヲギシマ

沖島　オキシマ

荻巢　ヲギス　美濃にあり。

小岐須　ヲキス　伊勢國鈴鹿郡小枝須村より起り、小岐須城主たり。其の地桃林寺は按ずるに舊領主小岐須氏の本願なりと。傳說に據れば、桓武平氏關氏の族にて、永祿中關盛信の弟小岐須盛光これに居る、其の子

盛經織田氏に屬す。天正十二年六月羽柴秀吉の圍を受け、支ふる能はずして戰死すと。三國地志には「小岐須堡、按闘の側室小岐須常陸介居守」と見ゆ。

御器所 オキソ　ゴキソ條を見よ。

小木曾 ヲキソ　信濃筑摩郡小木曾より起りしか。

荻薗 ヲギソノ

○藤原南家工藤氏なりと。尊卑分脈に「二階堂流壞島三郎判官行氏—行景（三郎左衛門尉、弘安八十一十七被誅）—盛行（荻薗四郎左衛門）—成藤（參川守、越中權守、爲時藤十相續）」とあるより出づ。

置始 オキソメ　置始部、並に其の伴造の族裔なり。置始部條を見よ。

1 置染臣　靈異記、中の第八に「置染臣鯛女は、奈良京富尼寺上座尼、法邇の女也」と見ゆ。

2 無姓置始　持統紀に置始多久と云ふ人見えたり。

3 (長谷)置始連　大和國長谷の地にありたる置始部の伴造なり。恐く長倉に仕へし者なるべし。物部氏の族にして姓氏錄、右京神別に「同神七世孫大新河命之後也」と註す。同神とは饒速日命也。

4 (大椋)置始連　山城の大椋に置きたる置始部の伴造なり。神魂尊の族縣犬養連の族なりと。姓氏錄、左京神別に「縣犬甘同祖、阿居太都命の後也」と見ゆ。

5 置始連　孝德紀に置始連大伯と云ふ人見ゆ。置始部の伴造なり。天平六年の伊豫國正稅帳にも見ゆ。物部氏の族ならんか。

6 伊勢の置始連　延喜式神名帳、伊勢國安濃郡に置始神社あり、此の氏の奉齋せし神社なるや著しく、又天武紀壬申亂の時に當國の士置始連菟あり、此の地の人なるべし。

置始部 オキソメベ　職業的部の一にして染職に從事せしものなり。寳龜元年七月紀に「今良大目東人子秋麻呂等六十六人、姓を置始部と賜ふ、云々」と見ゆ。こは賤民より良民となりしものなるが、もと此の部と關係ありしならん。置始部の種類としては長谷置始部、大椋置始部等あり。長谷は地名なり、大椋は大藏か、又は地名か。

伊勢の置染部　神名帳安濃郡に置染神社あり、此の部民の奉齋せし社なるべし。

沖田 オキダ　美作國英田郡江見庄角南村八幡宮神主に沖田甚大夫、神人沖田越○（東作志）あり。又志摩にも此の氏ありと。

荻田 ヲギタ　次の數流あり。

1 越後の荻田氏　當國の名族にして長尾氏景公御家中に荻田氏見ゆ。後荻田主馬あり、上杉氏に仕へ、絲魚川城主なりしが、後浪人して越前家に仕ふ。北越治亂記に「(荻田)初代主馬の子孫十郎長繁勇名あり、天正七年府中兵亂の時、十六歳にて、北條丹後守へ、鑓を附、初めての高名也。父主馬は絲魚川の城代なり、孫十郎其の跡目を賜はる。其子又孫十郎と云ひ、景勝の近習に召仕はれしが、文祿三年聚樂にて孫十郎外郎（藥の名）を落しけるに依り、武士の法に背くとて、主馬父子上杉家を立退かしめらる。孫十郎後越前一伯殿にありつき、父の名主馬を繼ぐ」とあり。また北越略風土記に「荻田主馬は始め上杉景勝に仕て絲魚川城主たりしが、慶長五年上杉家を浪人し、越前宰相忠直卿に奉仕し、度々の手柄ありて一萬石を賜はり、大阪一亂の時城内へ忍び入り、火を懸けたりし故、天下の一番高名とて將軍家より一萬石、忠直卿より五千石、加恩ありて、都合二萬五千石を領す。然るに忠直卿亂行あるに因り、元

明德記下卷に「去程に佐々木の治部少輔高詮は、代官隱岐五郎左衞門尉出雲國へ發向す云々」と。この隱岐氏は隱岐判官泰淸の族裔ならんかと云ふ。

大永天文の際、同族島前島後に分據して鬪爭輟まず。隱岐淸政、甲尾に城き、援を尼子經久に乞ひ、島内を平定して其の麾下に屬す。孫隱岐判官爲淸に至り、尼子氏亡び毛利元就に隷す。永祿の頃尼子勝久恢復を圖り、故黨を募る。爲淸之に應じ、兵敗れて自殺す。この人出雲國島根郡本莊を兼領す、安西軍策に隱岐隱岐守爲淸と載せ、又これより前隱岐兵部を載せたり。次いで爲淸の弟淸家代り立ちしが、天正十年爲淸の子經淸(莊野五郎)と爭ひ、淸家敗死し、經淸も亦次いで毛利氏の兵の爲に伐たれて隱岐氏亡ぶ。甲尾とはカフノチにて國府の遺跡なり。矢尾村の西、下西村の東にありと。

これより前、海東諸國記に「秀吉、己丑年、使を遣して來朝す。書して隱岐州太守源朝臣秀吉と稱し、宗貞國を以って接待を請ふ」と。隱岐氏の事なるべし。

6 近江の隱岐氏　江北記に「近年御被官參入衆事、隱岐殿、五郎義淸の子孫也、當方御子也、奉書判をせらるゝ也、御紋をもせらるゝ也」と。甲賀郡に隱岐村あり、「相傳ふ、佐々木隱岐五郎の子孫此の地にあり。佐々木五郎を慕ひ隱岐國へ赴しに、五郎先達て卒しぬと。爰におゐて、五郎が常に持つ所の守本尊を取持ち此地に歸り、大岡寺に納めしよりして、後隱岐村と號すといへり。五郎義淸は源三秀義の五男也。隱岐國の鹽治判官高貞が先祖也。出雲國の龜井も此の末葉なり、」(輿地志略)。甲賀廿一家中山北九家の一に隱岐氏あり。

7 吉備氏族　孝靈天皇第九皇子道豐事主命八世孫大弓音人の後と稱す。太平記卷十二に「二條關白左大臣殿の召仕はれ侯隱岐次郎左衞門廣有と申者こそ云々、聽て廣有を五位に成され、次の日、因幡國に大庄二箇所賜りけり」と見ゆる隱岐氏・これ也と。マユミ條を見よ。

8 淸和源氏土岐氏流　尊卑分脈に「賴光八世孫土岐五郎光定(隱岐守、惡黨讚岐十郎を追捕彌進により、隱岐守に任ず。本光貞)

光貞

─國時(隱岐太郎)─國經(隱岐彌太郎)─貞賴(同五郎)─賴爲(同彌五郎 讚岐守)

─胤國(隱岐三郎 伊勢國守護代)─泰國(同二郎太郎)

─定親(隱岐孫太郎)─貞經(蜂屋)─賴員(孫四郎)

─賴貞(隱岐孫二郎)─賴淸─賴康

─賴重(隱岐孫三郎)─賴春(孫十郎)─賴夏

と。こは光定・隱岐守たりしによる。

又舟木氏の系圖に「從五位下右近將監源賴重は鎭守府將軍攝津守賴光十代の後胤土岐隱岐守光貞の男、母は平貞時の女也。少名隱岐孫三郎と號す。是舟木の祖也。幕紋丸中桔梗也。花園院御宇、北條家執權の時、濃州・江州等に於いて領知を賜ひ、且伊勢國守護職に命ぜらる」と載せ、その子賴春は、分脈に「左近藏人、左將監、出家法名春蓮、後醍醐院・御隱謀に依り宣旨を蒙り、之に與同し奉り、後妻女に語り武家に告げしむるの仁也、之によりて悤て御隱謀露顯了」と見ゆ。子孫高松、舟木條を見よ。

9 藤原北家長良流　藤原長頁の後なりと云ふ。

10 淸和源氏山名氏流　山名系圖に「時氏─師義─氏之(山名隱岐二郎、右馬頭、之・一に幸に作る)─熈之(大膳大夫)─敎之(相摸守)─豊之(宮内少輔)」と見ゆ。

11 名和氏族河南氏流　名和系圖に「長年

オキ

オキ

の弟河南隱岐權守行泰の子泰秀（隱岐五郎左衞門尉、右馬助、刑部少輔）」と見えたり。父の受領を稱號とせしなり。

12　因幡の隱岐氏　知頭郡木原村城主に隱岐土佐守あり。

13　但馬國大田文に「東北院領殿下渡土、領家土御門右中辨、地頭隱岐左衞門入道成佛跡、子息新左衞門尉破憶、與布土庄五十五町」と。

14　其の他德川時代鳥取松平藩小姓頭、勝山三浦藩用人、二條家諸大夫に此の氏あり。信濃にも現存す。

意岐　オキ　國造本紀に意岐國造あり、隱岐條に云へり。

億岐　オキ　隱岐條に云へり。

雄儀　ヲギ　手人造の後なり、テヒト條を見よ。

○雄儀連　神魂命系、角凝尊裔也。天平神護元年四月紀に「左京人從七位下手人造石勝、姓を雄儀連と賜ふ」とある後にして、姓氏錄、左京神別に「雄儀連、角凝命十五世孫乎儀連の後也」と載せたり。

雄岐　ヲキ　日向の名族にして、日向記に雄岐播磨守を始め、阿倍郡雄岐六郎、同舍弟彌十郎等を載せたり。

尾喜　ヲキ　清和源氏奈古氏流にして紀州武田系圖に「武田太郎家弘―武田川次郎範長―五郞長俊―長義（尾喜次郎）―賴村（次郞太郎）とあるより出づ。

小木　ヲギ　梅花無盡藏に尾張「春日郡小木郷、禪隱寺」云々。其の他、越後、佐渡、能登等に此の地名あり。

1　文德源氏　坂戶氏流、河內發祥の氏にして、尊卑分脈に「坂戶康季（本住所河內國坂戶牧也）―近康―康信（安元元十一・廿七死）―師康（左兵衞、小木八郎）」とあるより出づ、武家系圖にも「小木、坂戶判官康秀四代八郎師康稱之」とあり。

2　清和源氏小國氏流　越後國三島郡小木邑より起り、蓮花寺村山中小木城に據る。建武三年色部文書に「小國兵庫助政光、荻、風間、池、河內以下一族」と見ゆ。建武中島崎城（古志郡）に據る。

3　德川時代岩村松平藩の添役に此の氏あり。

小城　ヲギ　肥前國に小城郡あり、和名抄乎岐と註す。オシロ條參照。

荻　ヲギ

1　清和源氏小國氏流　小木氏に同じ、越後國三島郡小木邑より起る。小木條を見よ。

2　坂上姓田村氏流　磐城國田村郡の名族なり、老人物語に「石澤の城代は田村の一族荻儀太夫云々」とあり。

3　承久記卷二に「おぎの二郎さゑもん」を載す。

4　又信濃の名族にあり、甲鑑信州先方衆の交名に「おき十騎」と。

於木　オキ　會津にあり、天文十八年の內番帳に見ゆ。

尾木　ヲキ　ヲノギ　德川時代土浦土屋藩の重臣に此の氏あり。

於義　オギ　甲賀二十一家北山九家の一にして、もと隱岐氏也。家譜に「源姓也、本字國名の文字なり、先君曉雲殿の受領國にして、臣僕其國名を稱して御名とす。故に今謹んで文字を代ゆること然り」と見ゆ。

沖　オキ　次の數流あり。

1　石見の沖氏　安西軍策に沖源右衞門見ゆ。同族か。石見邑智郡中野村に沖氏あり。永祿年間、吉川元春が石見國邑智郡中野村餘所城主多胡備前守正國を攻落し、餘所城落の時、訣別書に左の如きものありと。「沖五郞正末倅彈正正藤、世勢城主多胡備前守（正源）正國之家老沖

1　意岐國造　意岐國は後の隱岐也。此の國造の事は國造本紀に「意岐國造、輕島豐明朝(應神)御代、觀松彥伊呂止命五世の孫十挨命を國造と定め賜ふ」と見ゆ。觀松彥伊呂止命は又阿波國の長國造の祖にして、神名式同國名方郡に御間都比古神社を收む、恐らく三島溝抗の一族かと考へらる。ナカ條に論ずべし。延喜式民部省條に「隱岐國、國造田三町、地子は健兒の食料に充つ」とあり、當時猶ほ其の後裔・國造と稱せしならん。後世玉若酢命神社の祠官・國造裔と稱す、次に云ふべし。

2　國造裔億岐氏　周吉郡下西村の惣社祠官家を云ふ。隱岐國視聽合記に「惣社は花表、瑞垣、拜殿、本宮、美にして且つ舊びたり。四方の松杉皆大にして靈場他に異なり。社司を國造と云ふ、渠が言に曰く、天武天皇勅命ありて奉之、其祠式に曰『每歲孟春朔旦に仁王經講會、八日より十四日に至る寂勝講會、十七日に毘沙之的あり。退散惡鬼の祭也、五月の初に五的矢の神事、每月朔に御膳を奉ず』と。古來傳へて曰く若酢大明神なり」と載せ、又其の系圖に據るに、國造家は十挨命の後、廣爾、忍比古など舊記に見えたるも時代詳かならず。次に忍比古の孫豐名、これは大寶頃の人にて、其六世の孫年麿は弘仁年間の人なりと云ふ。次ぎて延喜時代には年麿四世の孫守彥、天曆年中には其の男廣足、承曆年中には廣足六世孫俊亮、建久年中には俊亮五世孫淸隆、それより信貞―俊淸―昌忠―義眞、父子相繼ぎ、その後、昌雄、義亮、則貞、隆重、淸重、隆房、家房、信秀、淸房、信重等物に見え、信重の子幸重―幸家―幸隆―幸督―幸生―幸敏―好祖―有尙なりと。

又地理志料に「祀典所謂玉若酢命神社は下西村にあり。總社と稱す。藤原氏社務と稱し、隱岐の總國造職と號す。其の古文書に見えたり。卽ち國造の裔、而して大化以後、專ら祭祀を奉ずる也」と載せたり。當社は當國の惣社にして、一話一言に六神三座と見ゆれば、六所社より惣社となりしや明白なりとす。されば當國帳正一位と載せたる玉若酢大明神を合祀するや明白なるも、式內玉若酢命神社を當社とするは採り難し。猶ほ祠官が國造裔と稱するも、徵證乏しけれど、暫く舊說に從ふべし。

3　佐々木氏流　鎌倉の初佐々木氏・當國の守護地頭となりて以來、長く其の管國となり、よりて隱岐流佐々木氏の一派を生ず。佐々木氏が隱岐一國の地頭職となりし事は、東鑑建久四年十二月條に「廿日癸丑、佐々木左衞門尉定綱、本知行の地、悉く之を返し給ふ。其の上七个國內各々一所を加へらる。隱岐國に於ては他人の沙汰を交へず、一圓・地頭職を拜領、長門石見兩國に至りては守護職に補せらる所也」と見ゆるによりて明白也。而して隱岐氏は定綱の弟義淸が隱岐守となり、子孫其の官名を稱號とせしに始まる。義淸は東鑑に隱岐前司義淸と見ゆ、子孫出雲を領し、當國を兼領す。

尊卑分脈に「秀義(佐々木三郎)―定綱、弟義淸(母澁谷庄司重國女、隱岐守、左衞門尉、佐々木五郎、號隱岐、文一輪達)―

├政義(太郎左衞門尉　正應三、六、十七卒、八三　法名員願)
│　├淸政(左衞門)
│　└義村(改義明　法圓義)―義高(村二郎)―高政(村彥二郎)
└泰淸(隱岐太郎　信乃守)―義重(左衞門尉(太郎))
　　├重泰(太郎)
　　└季茂(二郎)

オキ
オキ

従五上 法泰覺
- 時淸（隱岐守 左衞門尉 法阿淸 嘉元三五四云々討死、六四）
  - 淸房 三郎
  - 賴淸 左門尉
  - 宗淸（隱岐守 左門尉 豊前守）
    - 淸高 左門尉 — 直淸 左門尉
    - 淸嗣 能登守
    - 秀淸 信乃守
    - 淸貞 二郎
    - 淸顯 三川守
  - 淸忠 左門尉
- 賴泰（左衞門尉 三郎）— 貞淸 鹽冶判官 — 高貞（鹽冶）
- 義泰（高屋）肥後守、（四郎左衞門尉）— 師泰 — 貞泰
- 茂淸（五郎左衞門尉）— 茂賴 — 貞茂
- 基顯（後藤壹岐養子、改源爲藤原）信濃守
- 賴淸（七郎左衞門尉）— 泰信 — 公淸
- 宗泰（八郎左衞門尉）— 宗義 — 師宗
- 義信（古志九郎左衞門）— 宗信 — 高雅
- 淸村
- 淸賀
- 淸綱 隱岐守 — 貞淸 左門尉
- 直淸 左門尉 — 奉淸 彦左衞門尉
- 氏淸 彦左衞門尉 — 淸秀 又一 左衞門尉

と載せたり。但し括弧内の文字は佐々木系圖によりて補ひしものとす。又一本佐々木系圖に「秀義（佐々木源三）—

—定綱 近江、美濃、長門、石見、隱岐等守護也
—義淸 五郎左衞門尉、隱岐守 紋輪違、雲州佐々木先祖

と見ゆ。又武家系圖に「隱岐、宇多、佐々木義淸男、信濃守泰淸稱之」とあり。寛政系圖、此の末流隱岐氏を載せ、家紋四目結、輪違。

4 東鑑卷八に隱岐守仲國、二十四に隱岐左衞門尉基行、隱岐守行村、二十七、二十九、三十一、三十二、四十五、五十に隱岐四郎左衞門尉、二十七、二十九、三十、三十一、四十一、四十八に隱岐三郎左衞門尉行義、三十一、三十二、三十四、三十五に隱岐次郎左衞門尉泰淸、三十四、三十五に隱岐前大藏少輔、隱岐太夫判官、三十五、四十一に隱岐太郎左衞門尉政義、三十六に隱岐左衞門四郎、三十八に隱岐出羽前司、四十に隱岐入道、隱岐前司義淸、四十、四十一、四十五に隱岐新左衞門尉時淸、四十二に隱岐判官泰淸、四十二、四十六に隱岐三郎左衞門尉朝長、四十三、四十七、五十に隱岐三郎左衞門尉行氏、

四十六、四十八に隱岐次郎左衞門尉時淸、五十、五十一に隱岐二郎左衞門尉行景等見え、又承久記卷一に「さゝきの五郎（一本隱岐三郎左衞門元之等）義淸」と。次に太平記卷四に「（後醍醐天皇）都を御出有て後、廿六日と申に、御船・隱岐の國に著にけり、佐々木隱岐判官貞淸、府の島と云所に、黑木の御所を作て皇居とす、」と。又卷七、卷八に隱岐判官淸高、又卷九、六波羅勢自害の條に「佐々木隱岐前司、子息次郎右衞門、同三郎兵衞、同永壽丸、」〔近江蓮華寺過去帳に佐々木隱岐前司淸高（三十九歲）子息次郎右衞門尉泰高（十八歲）、同三郎兵衞高秀、同永壽丸（十四歲）と〕。

5 隱岐の隱岐氏　隱岐は鎌倉時代・佐々木隱岐氏これを領せしが、建武年間、同族鹽冶高貞、出雲より當國守護を兼ぬ。高貞讒死の後、佐々木高氏これを領せしも、正平中山名時氏これを略し、孫の氏之に傳ふ。元中七年、將軍義滿・氏之の封を收め、其の弟滿幸に授く。既にして義滿・又滿幸を誅し、再び之を佐々木高氏の孫高詮に賜ふ。高詮・島の豪族隱岐氏を以つて守護代とし、周吉郡宮田に居らしむ。

又三輪社領配當の覺に「二石二斗、岡本勘左衛門」見ゆ。同社の祠官なり。

35 以上の外、此の氏は源平盛衰記に岡本次郎成時、東鑑卷三十八に岡本次郎、岡本次郎兵衛尉、太平記卷九に岡本三河房武藏房、卷二十九に岡本次郎左衛門、下總小金本土寺過去帳に岡本孫十（彌富村）、安西軍策に岡本大藏、岡本大藏大輔等見ゆ。又德川時代、佐竹藩重臣、井伊藩中老、藤堂藩用人、宇土細川藩添役、篠山青山藩用人、小田原大久保藩用人、府內松平藩重臣、水戶藩用人、久留里黑田藩重臣、山形秋元藩重臣、吉田松平藩用人たり。又中院家諸大夫、一條家侍、九條家侍、二條家侍、鷹司家侍にあり。又原城紀事に「慶長十四年、幕府の執事本多氏の胥吏岡本大八奸譎、有馬晴信を紿く」と。又「原城主松倉重次の長臣岡本新兵衛云々」と。又香宗我部氏記錄に香宗源朝臣親泰奉行岡本與右衛門（天正）、同家々臣に岡本文七郎、錆江藩侍帳に岡本平治、田中家臣知行割帳に「二百五十石岡本半左衛門、三百石岡本吉左衛門、三百石岡本善右衛門」と。又越後彌彥神社上條の神官に岡本氏（後岡と號）と。又隨應傳に會集の老人岡本孫三郎、其の他津輕、志摩等にも存し、又五七の桐を紋とするものあり。此の氏全國に多し。

岡元 ヲカモト　岡本に同じ、津輕にあり。

丘基 ヲカモト　岡本と通じ用ひらる、大和の古代姓なり、岡本條に云へり。

岡室 ヲカムロ　寬政系譜に平姓とす、家紋丸に鳩酸草。

岡森 ヲカモリ　因幡國巨濃郡長谷村に岡森大明神あり。當地の地頭たりし岡森某を祭ると云ふ。備前にも此の氏あり。

岡屋 ヲカヤ　ヲカノヤ　和名抄山城國宇治郡に岡屋鄕あり、乎加乃也と訓ず。紀略延曆十二年條に岡屋野とある地なり、又慈惠僧正遺告に「法華堂領岡屋莊田百三十町」とあるは近江高島郡なりと。信濃にも岡屋の地あり、此の氏は此等の地名を負ふ。多くは山城の岡屋より發祥せしなれば、ヲカノヤと云ふを正しとすべきか。

1 岡屋連　正倉院天平勝寶元年文書、姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。出自詳ならず。

2 岡屋臣　孝元帝の裔也。山城國宇治郡岡屋鄕より起りしか。天皇本紀孝元段に「武埴安彥命、岡屋臣等祖」とあるのみ。

3 岡屋公　百濟歸化族なり。山城國宇治郡岡屋鄕より起る。姓氏錄、山城諸蕃に「岡屋公、百濟國比流王の後也、」と載せたり。

4 岡屋君　武內宿禰裔波多氏族也。天平二十年の寫書所解に「岡屋君右足（右京五條三坊戶主岡屋君大津萬呂戶口）」など見え、後貞觀六年紀に岡屋公祖代、同十一年紀に岡屋公貞介等を載せたり。共に八多朝臣姓を賜ふ。「其の先は八太屋代宿禰より出づる也、」と註す。ハタ條を見よ。

5 岳屋宿禰　拾芥抄等に見ゆ。前項諸姓の宿禰姓を賜へるものならん。

6 岡屋氏　正倉院天平十七年文書、元亨釋書、史官記等に此の氏人見ゆ。前項諸姓の族裔なるべし。

7 攝關流岡屋家　前述山城宇治郡の岡屋鄕は後世近衛家の傳領となり、一時的の稱號として用ひらる。即ち尊卑分脈に「近衛兼經、岡屋殿と號す」と載せたり。

8 信濃神家族　信濃國諏訪郡岡屋邑より起る。諏訪神家系圖に「有信—賴信—爲信（實有信の子）—爲仲—爲盛—盛行—行長岡屋の地に住して岡屋氏と云ふ）」と見ゆ

9 因幡の岡屋氏　氣多郡靑屋村國屋城は

岡屋某の居城なりと、因幡志に見ゆ。

丘屋　ヲカヤ　岡屋氏に同じ。

小萱　ヲガヤ　秀郷流藤原姓にして、重廣を祖とす。

岡館　ヲカヤカタ　東鑑卷六に岡館次郎と云ふ人見ゆ。

岡宅　ヲカヤケ　ヲイヤケ　日用重寶記にヲイヤケと訓ず。

岡安　ヲカヤス　若狹發祥かと云ふ。武藏埼玉郡に岡安氏あり、風土記稿に「樋の口村岡安氏、先祖は岡安兵庫助と云、古は大阪の侍なりしが、浪人して關東に來り、其後北條家に仕へ、小田原沒落の後、此邊に住せしが、御打入の後、柴田七九郎推擧に由て當所に土着し、薗部內膳、借浦左近、早川主計、塚田主水といへるものと、此地を開きしと云。此四人の子孫詳ならず。古へ北條家より兵庫助へ與へし感狀一通を藏す。又柴田七九郎の墓とて構の內にあり。二十年前は塚の形なりし由、されど柴田氏の墳墓は足立郡今泉村十連寺にあれば、其の遙拜として岡安兵庫介が築きし塚ならんと云り」と見ゆ。

石見にも此の氏あり。

岡山　ヲカヤマ　和名抄上總國山邊郡に岡山鄕あり。其の他、河內、三河、備前等に岡山の地あり。

1　三河伴氏流　三河國幡豆郡岡山より起りしなるべし。伴氏系圖に「後實(設樂太郎)―資乘(安藝權守)―盛景(大原三郎)―吉廣―家重―親家(櫟野伴三郎)―景親―康幸―貞行―知貞―伴內田資知（元相州鎌倉住、後來甲賀住下馬杉)―資高(出羽守)―景資(日向守)―貞和(岡山)、弟資清(左近大夫)―景貞(半助)」と載せたり。

2　清和源氏吉良氏族　三河國幡豆郡岡山より起る。吉良滿義の子滿康、岡山殿と稱す。中興系圖に「岡山、淸和、吉良有義末流」と載せたり。(永祿六年、吉良義昭一向一揆に與し、岡山城に據りし事あり)。又賀茂郡に乙ヶ原城あり、岡山平藏の居城なりしと云ふ。同異を詳かにせず。

3　穗積氏族　鈴木重家の末孫にして重於を祖とす。家紋丸に三鱗、下り藤、松皮菱なりと。寛政系譜に見ゆ。

4　源姓　これも寛政系譜に見ゆ。家紋丸に三蓋松、三巴。

5　其の他、德川時代郡上八幡青山藩の重臣に此の氏あり、又加賀藩侍帳に「百拾石（丸內橋）岡山健太郎」を載せ、又會津、志摩等に存す。

小粥　ヲカユ　尾張國海部郡にあり、源義朝落去の時、藤左衞門なるもの粥をさゝげしより、かゝる氏となれりと云ふ。又美濃にも存す。

小柄　ヲカラ　次の氏に同じかるべし。

麻柄　ヲガラ

1　麻柄勝　正倉院天平寶字六年文書に此氏人見ゆ。出自詳かならされど恐らく歸化族なるべし。

2　麻柄勝首　正倉院天平寶字三年文書に見ゆ。

3　麻柄勝毗登　正倉院天平寶字七年文書に見ゆ。前條氏に同じ。

4　麻柄氏　正倉院天平寶字六年文書等に見ゆ。前項諸姓の後也。

小輕馬　ヲカルメ　コカルメ條を見よ。

小假　ヲカリ

岡和　ヲカワ

隱岐　オキ　隱岐國より起りしものと、父祖が隱岐守たりしより其の官名を氏とせしものとの二あり。隱岐國は、書紀には、億岐洲に作り、又國造本紀には意岐國と載せ、古事記には隱岐之三子洲、或は天之忍許呂別と見ゆ。

門徒一揆の將に岡本三郎大夫あり、鈴木孫市と共に奮戰す。續風土記海部郡雜賀莊和歌浦の地士、岡本庄右衞門、名草郡名高浦地士岡本幾之亟、牟婁郡市鹿野庄地士岡本儀助等を載せたり。又岡宮の神主に岡本氏あり。又那賀郡に岡本氏あり。續風土記神野庄條に「地士井上爲次郎、其家傳へいふ、勢州若本城主別所出羽守滿祐入道の末孫なり。嘉吉年中、故ありて當國神野莊福田村に潛居す。信長公高野を攻る時、其孫岡本新兵衞功あり。感狀を以てこれを賞す。慶長年中、子息忠大夫、淺野紀伊守に仕へて、藝州に移る。後家を嫡男忠左衞門に讓る。其身歸りて福田村に住す。當家は其後なりといふ」と載せ、又「地士岡本新次郎」を擧ぐ。

25 伊勢の岡本氏　安濃郡に岡本邑あり、東鑑に岡本御厨とある地也、此の氏と關係あるか。(岡氏條參照)。勢州四家記に「永祿十一年云々、岡本六郎左衞門」見ゆ、神戸三七信孝に附けらる、尾張岡本氏か。又「天正二年云々、此時峰八郎四郎討死す。其跡舍弟與八郎幼少なるにより、信孝峯の城を岡本下野守に預らる」と。下野守・豐鑑に信孝の人質とする事を載せ、又卷三關白殿前驅に「岡本下野守」とあり。岡本下野は其の名・或は宗憲とし、或は良勝とし、又重政ともあり。天正十五年(或は十七年)同郡龜山城に封ぜられ、大いに土木を興せしが、慶長關ヶ原の役西軍に與して除封さる。家忠日記に「慶長五年九月、岡本下野守龜山の城を守る、道阿彌兵を龜山に發して城を圍む、岡本降て城を退散す」とあり。

26 大中臣姓　近江國岡本より起ると云ふ。石見の名族にして家系錄に「大中臣淸麿—今麿—常麿—國麿……岡本祐平(近江岡本に居り氏とす)—祐時—祐顯、弟政信(祐貞)、」天慶四年祐顯政信兄弟二人石見に來ると云ふ。祐顯の裔「信貞(嘉吉三三子山城を築く)—秀貞—宗貞(美作守、文明十二、本領安堵)—信家(妹小少將は三好實休妻)—貞盛—兼貞—正長(大藏少輔、天文九吉田出戰)—兼祐(大藏大輔、天文十一、大内方)—春德(天正八美作戰死)、弟春盛(慶長中岩國移住)、弟春正(紋三柏)、弟親貞(宗四郎)—宗左衞門、弟孫左衞門」にして、政信の裔は「秀正—秀宗—秀盛—友次—恒敎—俊綱(與三左衞門、東西役目驅走に付、天正十七年四月、吉川元氏より後野大迫兩名を給せられ、土居城主となる)—綱邦(今福)、弟俊氏—俊次、綱次(大迫)、」また「俊次—俊與—俊道—政右衞門云々」とあり。

石見志に「那賀郡(石見村大字黑川)三ツ子城主岡本美作守藤原助兼、(嘉吉三年三ツ山城を築きし岡本信貞の一族、父名不明)、また(伊南村大字後野)土居城主岡本式部少輔、天正十一年四月、岡本三左衞門俊綱、後野大迫兩名を吉川元氏より賜はり、土居城に居る、其裔前述岡本氏と同宗)」と載せたり。

27 美作菅家黨廣戸氏流　岡本村より起る。廣戸彈正の子新三郎廣義の後なりと。廣戸記に「天文二年癸巳正月十六日、尼子の大將三好安藝守勝北郡矢櫃城主也。廣戸を攻めんと、三百餘騎中山の辻畝に打上り、矢櫃が城へ責蒐る。殘る二百餘騎大手一の木戸へ馳向ひ、狼岩の麓と風の宮一里許が間、一面に火を放ち掛、鬨の聲を揚げければ、亦峰の寄手同じく鬨を合せて攻懸る。城中は餘り事急なる故周章ふためき、野火峰八方に燃上りたるとき、廣戸彈正今は叶はじと小姓少々引

具して大成まで下り、菅田作左衛門、竹内下總十八歳なりしに、新三郎（彈正の子）身の上を能々申置、記念を與へて腹を切る云々。新三郎は三好に生捕られ、雲州に在りしが、云々、菅家の正流なれば、十八歳の時本領安堵の沙汰あり。岡本に城を築き、岡本新三郎と改む」と。勝北郡豐田庄澤村に岡本新三郎の墓あり。東作誌云ふ。「討死せし墳といふ、岡本新三郎廣義は廣戸村矢櫃の城主にして、廣戸因幡守の一族といふ」とあり。其の他勝北郡新野庄西上村の古城「金剛寺山は岡本彈正廣家居之」と云ひ、又浦上宗景六員の一臣に岡本次郎左衛門あり。又美作吉野郡石井庄下石井村八幡宮棟札に施主岡本六郎右衛門あり。

28　安藝の岡本氏　藝藩通志廣島の名家播磨屋町櫓屋條に「祖萬三郎後に三右衛門と稱す。美作津山の人岡本修理が子、天正中こゝに來り、一廛をうけ醬鼓を賣る、八世已下藥店となる。今の總左衛門まで十一代」と見ゆ。

29　備後の岡本氏　藝藩通志備後國御調郡條に「岡本氏（西野村）岡崎十郎右衛門頼兼の裔なり、頼兼遺腹の子あり、民間に隱る、氏を岡本と改め、五郎左衛門と稱す。外祖の家、當郡宇津戸村の鑄師たり、故を以て、五郎左衛門、鍛冶を業とす」と。

30　肥前の岡本氏　深堀文書延文五年のものに若黨岡本孫三郎を載せたり。

31　日向の岡本氏　天智天皇日向行幸の際、御供せし八臣の一なりと云ふ。又諸縣郡救仁院高濱庄志布志鄕安樂村山口六社大明神の社記に「元明天皇奉勅、八月下旬、岡本意美丸、志布志浦下着、而件兩社傳神祿、付屬祭主職、」また「文永三年丙寅、岡本伊與常丸再興」文永四年丁卯丁二日再興、神主岡本親忠代、」「乾元元年壬寅再興、神主岡本親世代、」「康永二年癸未十二月七日再興、岡本清季代、」「永享二年庚戌再興、岡本季輔代、」「文正元年丙戌八月十一日再興、岡本季朝代、」「明應六年丁巳二月十三日再興、岡本季康代、」「永正四年丁卯七月再興、岡本季慶、」「同十四年丁丑十月、四足堂再興、岡本季清代、」「天文廿一年壬子十二月廿三日、岡本季種（初龜三郎、後季大夫）、」天正十三年神主岡本山城守季親、」等見ゆ。

32　能登の岡本氏　羽咋郡岡本鄕より起りしなるべし。大同類聚方に能登郡の人岡本鞴麻呂見え、又承久田數目録に「志雄保、本二十九町五段五、見十二町一段八、永久元年立劵狀、地頭岡本大三入道」を載せたり。

33　加賀の岡本氏　三州志江沼郡「里崎邑第跡、岡本藏人」と載せ、又加賀藩給帳に貳百五拾石（九ヨウ）岡本小源太、百五拾石（同）岡本増左衛門、百石岡本理右衛門を載せたり。

34　葛城國造族　大和國高市郡岡本より起る。岡邑岡本家の系譜に「當家遠祖々神は葛木直、鴨縣主、久我直等と同祖也、天神立命（此の大神は高御魂命の御子にして、亦御名建角身命、一に云ふ天神立命、後亦八咫烏命と稱し奉る也）―玉依毘賣命―劍根命―葛木大鳥命云々（カツラギ條に全文あり）……古道眞人宿禰―若麻都麿（此主岡本家中興の祖也。兄金子丸と共に同心、鴨の地に住む。故ありて剖家・大和國高市郡に移る。孫田語重・岡本と稱する也。或は曰ふ岡本宮往回丘等付合觀、因つて八咫烏命の末裔となし、烏圓形を以つて家紋と爲す。後又榊二葉を以つて紋と爲す。後又紋□、云々」と見えたり。

オカモト
オカモト

豐に仕ふ。天文三年四月、義豐、正木時忠と木村川股に戰ひ敗死す。賴重力戰して之に殉す。人民其忠勇を憐み、屍を此に埋む」と。

9　武藏の岡本氏　相州兵亂記に「當國(武藏)の住人毛呂の太郎、岡本將監云々」と。又慶長十八年四月一日五段田村鎭守杉山明神(橘樹郡)棟札に領主本田佐渡守代官岡本八郎右衛門」と。又風土記稿久良岐郡氷取澤陣屋(氷取澤村)條に「間宮綱信の陣屋也。境内の西方にあり、綱信隱居の宅地ともいへり。又間宮縫殿助が家の記錄には村中に間宮氏の舊臣岡本次右衛門といへるありし、村民藤左衛門は其の子孫にて、かれが宅地の邊間宮氏陣屋跡ありなどいへど定かならず、」と載せたり。

10　磐城岩代の岡本氏　信夫郡岡本邑より起る。此地に古館あり、信夫郡村誌に「岡本吉大夫居る、北畠氏の臣なり、或は云ふ伊達氏の臣」と。又石川郡竹貫に岡本氏あり、天文天正頃の軍學書を藏す。

11　上野の岡本氏　甘樂郡岡本邑より起る。保元物語官軍勢汰の條に「上野には瀨下太郎、物射五郎、岡本介、名波太郎」と見ゆ、蓋し當國の在廳官として勢力ありしならん。その後東鑑四十六、四十八に岡本新兵衛尉重方を載せたり。此の後裔岡本氏の事、相州兵亂記に「上杉の舊臣上野住人長野信濃守業正と云仁あり、在原中將業平の後胤とかや、久敷當國に住、一族門葉其數あり、所謂和田、岡本、前橋等、皆長野が聟にとりて旗下と成る」と載せたり。

12　桓武平氏大須賀君島氏流　下野國河內郡岡本邑より起る。君島系圖に「胤信(大須賀四郎)—嗣胤(君島十郎、左衛門尉、始號大須賀八郎左衛門範胤、小田備中守、藤原氏)—成胤(左衛門尉)—胤時(正六位備中守十郎、建武二年云々)、弟富高(岡本信濃守)」と載せたり。此の系に疑問あり、次の項を見よ。

13　淸原氏族芳賀氏流　前項岡本信濃守富高は太平記卷三十九芳賀兵衛入道軍事條に見え、芳賀系圖に「高直(伊賀守)—高久(左兵衛尉、實は宇都宮景綱二男)—高名(左兵衛尉入道禪可)、弟富高(岡本信濃守、觀應二年、駿州薩埵山に於いて討死)—正高(信濃守、貞治二年八月廿六日、武藏野に於いて討死)」と載せたり。此の方よかるべし。又下野國志に「岡本氏は芳賀禪可入道の舍弟富高、河內郡岡本郷を領して岡本信濃守と號す」と見ゆ。その後裔に正重あり、重興鹽谷系圖に「義孝—義通(母は岡本內匠淸原正重の女、庶子たるにより家督を除かる。同郡中村城代、慶長三年戊戌十一月朔日卒、五十二)—義保(岡本宮內少輔、母は岡本讃岐守淸原正親の女、外孫たるにより、岡本家督、十九歲にして豐臣太閤に謁す。寬永十八癸巳十二月廿九日卒、法名圓乘院玄岑梅頓)—義政(岡本內藏助、母は大田原備前守丹治晴淸の女、明曆年中故あり斷絕)」と載せ、又寬政系譜に「正重—正親—義政」とあり、家紋左巴。猶ほ義保の弟に鹽谷惣十郎保眞、岡本縫殿助高道あり。

正親の事は下野國志に「讃岐守正親は內匠頭正重が子也。正重天文十四年作州にて討死す。其先芳賀左兵衛入道禪可の舍弟岡本信濃守富高より出で、淸黨なるが、後鹽谷家の重臣となり、天正十二年五月佐野沼尻合戰の節、正親の男淸三郎照富、淸九郎正富の兄弟討死しけるに依て、正親は入道して梅屋と號し、行脚して京都に上り居けるに、同十八年、

豊臣殿下、小田原征伐の刻、案內者に召具せられ、東國に下向し、其の賞として川崎庄三千三百六十石を賜はり、東泉に居住す」と。鹽谷氏に代れる也。

14 尾張の岡本氏 當國に岡本氏多し。內・岡本下野守は下野國志に「岡本下野守は尾張國熱田宮の祀司」と見ゆれど詳かならず。岡本下野守は初め織田信孝に仕へ、後秀吉の家臣となりて諸侯に列せらる。第廿五項を見よ。尾張志大喜村東北城條に、「徇行記に久治屋敷、是は岡本久治城址なりと傳へたりと見え、府志にも岡本久治之に居る、土人傳ふる所也とある如く、鄕民今も其名を知れり。此地を久治屋しきといひ、此西に屬て古墳あるを久治墓所なりといへり、いつ頃の人なるか未得考。」と。同族か。又佐久間氏家臣に岡本重左衞門あり、山崎村名古に住す。

15 尾張津島岡本氏 津島の四家七苗字の一にして、浪合記良王に仕へし四家七黨の一、岡本左近將監高家、又後六郎右衞門あり。ツシマ條を見よ。

16 美濃の岡本氏 尾張の岡本氏と同族なりと云ふ。

17 佐々木氏流 河內國交野郡岡本鄕より

起る。よりて第一項岡本忌寸と關係深かるべし。家紋花輪違、本の字。本郡片野神社の禰宜家に岡本氏有。又交野郡五ケ鄕總侍中連名帳に岡本備後丞勝泰を載せ寬永十七年の記錄に見ゆる三宮拜殿着座之覺に「岡本氏貳軒、穗谷村岡本氏參軒」有。

18 藤原姓 寬政系譜に見ゆ、家紋笹龍膽。

19 赤松氏流 播磨赤松氏の一族にして、岡本系圖に「則村―貞範―顯則―滿貞(號次郎、中務少輔)―滿貞(號次郎、刑部少輔、出羽守、西方寺殿)―貞村―貞祐(號孫次郎、刑部少輔、圓光寺殿)―元祐(號孫次郎、刑部、伊豆守)―祐次(號次郎三郎、入道、岡本三河房、圓心猶子、熊野にて打死)―定村(號岡本次郎、助右衞門尉、入道善長)―滿村(號岡本次郎三郎、助右衞門尉、善慶)―康秋(號岡本藤市郎、助左衞門尉、入道善空)―滿貞(號岡本次郎三郎、助右衞門尉、入道淨光)―村茂(號岡本藤市郎、助左衞門尉入道、了道院善心、其の子に藤市郎則定、新右衞門尉朝了、平右衞門尉氏義、五郎滿雅、兵左衞門尉能秉(六大夫)、七大夫長房」等を載せたり。

20 賀茂縣主姓 山城賀茂神社社家に岡本

禰宜あり、賀茂姓なりと。

21 近江の岡本氏 淺井郡岡本鄕より起りしか。京極殿給帳に「三百五十石岡本左馬之助、百五十石岡本金左衞門」見ゆ。大中臣姓なりと云ふ。第廿六項を見よ。

22 和泉の岡本氏 日根郡岡本村より起る。岡本五郎入道橫山合戰に武功あり、よりて細河兵部少輔、建武四年十月廿八日感狀を授く。その後天正十三年岡本五郎船岡山に籠り、秀吉と戰ひて敗る。

23 攝津の岡本氏 有名なる淀屋辰五郎の氏也、其祖三郎右衞門北濱町に居を構へ、材木を商ふ。元祿年中、辰五郎奢侈を極め、謀書謀判の罪にとはる、罪死にあたりしも、其祖德川氏恩顧の士なるを以つて宥され、三都を追放さる。其家の天井は金箔を厚く貼り、又夏亭と稱する硝子製の亭ありたりと云ふ。純金棍百本、黃金百十二萬兩、白銀八千五百貫、地所金券數十萬兩を有したりとぞ。

又當國河邊郡に此の氏あり、岡本數馬、正德元年三月杉原村佛稱寺を創立せり。

24 紀伊の岡本氏 當國に岡本氏多し。文明中岡本左近あり、日高郡山田莊圓滿寺道場を建立すと。其の後、戰國末、鷺森

鴨氏のありし地なり、カモ條を見よ。小鴨氏は此の地より起りしなり。

1 伯耆の小鴨氏　源平盛衰記に小鴨介基康と云ふ人見ゆ。當國の古姓にして在廳官人なりしと思はる。元弘の頃小鴨治部少輔元之あり、小鴨城(岩倉)に據る。後醍醐天皇船上山に遷幸し給ふや、官軍當地に馳向ひて攻む、元之忽ち降參す。民談抄に據れば、その後天皇還幸の供奉に從ひしと云ふ(名和氏記事)。續きて明德記中卷に小鴨入道父子討死の事を載せ、又小鴨新三郞見ゆ。次に應仁記卷二に「因幡には伊達、波多野、八部、山口、伯耆には小鴨、南條、進、村上、備後には江田、和智山の內宮の一族等、但馬國に馳集」と載せ、又小鴨安藝守を擧ぐ。又日下瑞泉寺藏山名豐與文書に「小鴨彈正遺領中間莊田二十町云々」と。

天正の頃小鴨官兵衞元淸あり、羽衣石の南條元次と兄弟にて、安西軍策に「南條元淸が籠りたる小鴨岩倉の城」と云ひ、又小鴨元淸ともあり。同書にまた小鴨四郞三郞を載す。秀吉の中國征伐の際、小鴨元伴・南條元續と共に秀吉に從ひ、毛利氏と戰ふ。(草苅家傳に天正九年伯耆の南條

勘兵衞尉在城羽衣石、小鴨左衞門佐居城岩倉兩城へ吉川駿河守討手となす)元伴・吉川氏に敗られて京師に逃る。ナムデウ條參照。

2 備作の小鴨氏　前項小鴨氏と同族なり。難波行豊軍忠狀に「文明五年、小鴨大和守、備前福岡に要害を構ふるの間、行豊愚兄掃部介計略を致す。小鴨一族被官、山名修理大夫調談を爲し、美作國に打越云々、掃部介同名等、路次に於いて挑合ひ、宗徒之者十餘輩討捕ふ。其の利に依り國中御被官衆同心して小鴨館に差寄す云々」と。

美作苫田郡大町に小鴨氏あり。南條左衞門尉元繁の孫小鴨左兵衞尉元淸の後なりと。草苅家傳之覺に、元淸・天正中吉川元春に襲はれ、當國苫田郡井內山に戰死す、その子千松・元淸の岳父庄左衞門佐資政に救はれ、長じて小鴨三郞右衞門正治と稱す、これ祖なりとぞ。又云ふ英田郡江見庄岩戶城は古昔小鴨伯耆守の居城なりと(東作志)。

3 小鴨鄕住人宗隆・刀鍛冶として名あり、鍛冶銘鑑に見ゆ、承和中の人なりと。

尾鴨　ヲカモ　小鴨氏に同じ、安西軍策に

尾鴨官兵衞尉を載せたり。

御神本　ヲカモト　ミカモト條を見よ、石見の大族也。

岡本　ヲカモト　和名抄河內國交野郡に岡本鄕あり。次に相摸國足上郡に岡本鄕あり。正倉院天平七年文書に「舍人親王食封、足上郡岡本鄕伍拾戶」と。猶ほ同國高座郡にも岡本鄕あり、乎加毛止と註す。次に近江國淺井郡に岡本鄕あり、乎加毛止と註し、又越前國丹生郡、足羽郡共に岡本鄕ありて乎加毛止と註す。次に能登國羽咋郡岡本鄕、越中國婦負郡に岡本鄕ありて後者乎加毛止と訓ず。其の他大和高市郡に岡本宮(舒明天皇の岡本宮、齊明天皇の後飛鳥岡本宮、なほ續紀天平寶字四年條に小治田岡本宮見ゆ。)、出雲に岡本庄あり、猶ほ岡本の村名は山城以下諸國に頗る多し、此の氏は此等の地名を負ひしなり。

1 岡本忌寸　河內國交野郡岡本鄕より起る。倭の漢、坂上氏の一族なり。養老元年九月紀に「從五位上臺忌寸少麻呂言ふ、居に因りて氏を命ずるは從來の恒例なり。是を以つて河內忌寸邑に因りて氏に被る、其の類一ならず。請ふ少麻呂諸子弟を率ゐ、臺氏を改め換え岡本姓を蒙り

賜はらんと。之を許す、」とあるより出づ。

當國岡本氏、後世佐々木氏の族と云ふ、第十七項を見よ。

2 丘基眞人　大和國高市郡丘基より起る。敏達天皇の後裔にして、天平勝寶六年閏十月紀に「從五位下秋篠王、男繼成王、姪濱名王、船城王、愛智王五人、丘基眞人を賜ふ、」とある後也。後秋篠等、豐國眞人姓に改む。トヨクニ條を見よ。

3 岡本家　醍醐源氏の一にして、尊卑分脈に「源高明（左大臣、賜源姓、西宮左大臣）

—俊賢—顯基（號岡本）横門中納言
—忠賢（安和二、三廿六出家 號岡本兵衞尉）—守隆（右馬頭）—朝棟—隆宗—盛兼
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—長季—盛長—盛家（攝津守）
　　　　　　　—致公—致任
—盛定—盛業—定清—長清—定雅
　　　—忠光—時長—家長—家清—家棟—家時
—盛邦—家季—定家—定宗—邦淸
　　　　　　　　　—遠定—邦嗣
—憲盛—時綱
—盛信—盛親
—長尊—任尊—行遍（大僧正）
　　　　　—季嗣—季邦—邦光」

と見えたり。又時綱の弟盛忠—長忠—長憲—長賢—長重—長繼、弟長兼等あり。

4 菊池氏流　菊池系圖に「經隆（兵藤警固太郎）—經明（合志五郎）—高明（菊池四郎）—高綱（菊池四郎）—秀高（九郎、永見岡本兩地領主なり）—西守季綱—季隆（岡本六郎左衞門）—行朝（次郎左衞門）—行季（左衞門次郎）—長季（小次郎）—季隆（法名了眞）」とあるより出づ。紋鷹の羽。

5 橘姓　橘諸兄三十二世の後裔也と云ふ。家紋山吹流、丸に橘。

6 秀鄕流藤原姓小山氏流　岡本系圖に「小山四郎左衞門朝長—出羽守長村—時長—宗長—貞朝—親元（岡本又次郎、靭負尉、岡本の先祖）—孫太郎祐親—又次郎隆親—掃部助重弘（一本三郎四郎隆弘）—淡路守隆貞（介太郎）—大炊介隆光—道活法師（竹靑庵）—妙覺法師（芳叟庵）—曾瑞法師（月叟）—菊月（江雪齋）—禪哲（梅香齋）—藏人宣綱（如庵入道）—藏人元弘、弟三四郎、弟玄蕃（惣領となる）」と載せたり。又隆親の弟に孫四郎重親、隆貞の弟に隆信、隆政あり、又眞壁長岡文書に「岡本勘解由兵衞尉」見ゆ。

7 安房忌部氏族　齋部宿禰本系帳に「子麻呂の子榮麿、岡本正喜院祖、洲崎宮祝部、隨役小角、爲僧、號榮滿」と載せたり。安房の名族也。

8 清和源氏里見氏流　安房國平群郡岡本邑より起る。管窺武鑑に「里見家は、刑部大夫義堯の代には、强盛にて、上總下總まで切り取り、武藏相摸へも少々屬手也。二代義弘迄、上總に在城。三代左馬頭義賴より、房州岡本に居城、四代義康は館山居城也。」と。又「義堯の御親父上野介義通公の御舍弟通輔は、房州前の岡本城主岡本豐前守氏元養子になりて、岡本左京亮通輔と號す。通輔の子安泰、前の房州妙覺寺住僧、日健と云ひ、還俗して父の跡を嗣ぎ、隨緣齋と號す」と見えたり。新田族譜に義通弟「通輔（里見左京亮、房州岡本城主岡本豐前守氏元養子）—安泰（岡本隨緣齋、初出家、房州妙覺寺住、號日健）—賴元（岡本左京亮）

—元重（兵右衞門尉 永井尙政に仕ふ）—元成（八郎右衞門尉）
—賴重（四郎兵衞 佐野正哲養子）—是尊（初熊之助）
　　　　　　　　　　　　　　　—次郎兵衞

と見えたり。管窺武鑑に「元龜二年春、伊豆の三島表にて船軍あり、岡本左京亮賴元、父隨緣齋と連立たる」と。これより前、國志に「岡本重賴墓は上瀧田に在り、賴重四郎兵衞と稱す。里見義

勝之に通じ、宗治敗れて牛久の治廣に倚る。（其の妻・勇名を轟かす）。牛久城は岡見彈正の築く處なり。彈正・天正元年小田氏の先鋒となりて太田三樂と戰ひて死す。その子治部少輔治廣・後を嗣ぎしが、天正十八年秀吉東征の時、出奔して亡ぶ。

矢田部城主は岡見主膳なりしが、元龜元年多賀谷政經に攻められて亡ぶ。主膳・牛久城に奔り、後治部助（古戰錄尾上氏）中務これを攻めしも復する能はず。

3　德川時代岡見氏は紀伊德川家重臣、中津奥平藩城吏等たり、又享保中岡見靑龍堂あり、秋田郡邑記を著はす。

尾上　ヲカミ　ヲノヘ　常陸國河内郡（稻敷郡）の豪族にして、岡見氏と云ふに同じ。又チノヘは其の條にて云ふべし。多賀谷家譜、關東古戰錄等には岡見を尾上に作り、又東林寺寶曆二年鐘銘に「福壽山東林禪寺者、延德中、尾上治部少輔治胤創開古刹」と見ゆ。宇都宮流小田氏の族也、岡見條を見よ。

尾ノ上（チノヘ）は其の條にて云はむ。

岡道　ヲカミチ

岡光　ヲカミツ

岡宮　ヲカミヤ

岡村　ヲカムラ　武藏、常陸、信濃、岩代等に此の地名あり。此の氏は此等の地名を負ひし也。

1　桓武平氏惟茂流　信濃國小縣郡岡村より起り、「同地の岡村城に據る。その出自に關しては、安和二己巳年、桓武天皇七代の後胤餘五將軍出羽守平維茂、信州荒倉山（千曲眞砂戸隱山）の妖鬼退治として發向の時、長樂寺（今の別所の地）觀音に詣で此處の民間賤の女に戲玉ふに、其の女懷姙して一男を產む。岡村左衞門尉平淸氏と號し、以後代々居住す。岡村左衞門宗安の代衰微して、城地荒廢、大文の末、武田信玄の命に依て、弘治元年馬場美濃守再び繩張して古城再築再建せしめ、家臣を是處に置く。天正十年武田氏滅亡の砌、城主なく、跡又々荒廢破却す。里老語つて曰、今其の子孫民間に衰微す。右古城の跡畑となり、其中央に大碑あり。銘に曰、岡邑院殿一山自休居士、俗名岡邑左衞門尉平淸氏云々と、年號月日なし（千曲眞砂）と。

2　丹後の岡村氏　竹野郡に岡村氏あり、岡村半平は宇川上野村上野城の豪族也。一色滅後、長岡の家士となり、改名して岡半左衞門と云ふ。

3　丹波の岡村氏　平姓なりと云ふ。丹波志、天田郡條に「岡村西太夫、子孫芦淵村、田中氏の家臣の家と云傳ふ。元祖を西太夫とす、田中十太夫と兩人大阪陣に行、其の時手柄あり、」と見ゆ。又多紀郡にも此の氏あり、遠山理左衞門の子玄朝故あつて岡村と改め黑岡村に住す。

4　桓武平氏三浦氏流　家傳に「和田義盛の四男義直の後にて、直成に至り、外戚の氏岡村を稱す」と云ふ。家紋石井筒の内矢筈打違、總木、丸に結雁金、結雁金。もと十文字を家紋とせり。

5　河内の岡村氏　長祿寬正記に「討死の人々は、大將河内守國助、弟左京亮、譽田三河守、同弟肥前守、（中略）岡村父子、惣て四十二人、譽田若黨には岡村藤左衞門」と見ゆ。

6　和泉の岡村氏　大鳥郡向井町大字北莊の名族也。岡村平兵衞氏邸に、文明四年以來今林五郎三郎より傳はりたる甕井戶あり。

7　紀伊の岡村氏　伊都郡中飯降村の地士

に岡村平兵衛あり(續風土記)。

8　伊達氏流　岩代國伊達郡岡村より起る。伊達稙宗の子息晴三郎(法名宗榮)を祖とす。家紋結雁金。伊達世次考に「天文三年、稙宗公・子息清三郎を以って、役行者流極樂院の養子家督となし、平澤、成田、岡村の三邑の中に於いて、三十五貫文を賜ふ。按ずるに、清三郎は法名宗榮、極樂院は今猶ほ岡村にあり、延寶中、其の裔孫・仙臺に召され、俸を給ひ國士に列し、岡村氏と稱す」と。

9　播磨の岡村氏　播磨の名族にして、豊鑑に「別所が二なく思ひし岡村氏の者共心變り秀吉に降り云々」と。

10　藤原姓・岡村系圖あり、朝來郡梁瀬村矢名瀬岡村重郎右衛門所持。家紋丸の内三引。

秀重(岡村右京進、藤原氏)嫡子秀通(將監)、秀則(岡村治部少輔、無男息妙而牧田姓より猶子せり。若年にして發心之□有、終に高野山に上り、賢才之聞え有、高野山法奥院住職せり。依去、秀則跡の絕えんを悲み、同姓類中より親子す。則清左衛門と號す。)秀清(豊後守、岡村氏、始は清左衛門とか、村上氏、山名善光より感狀有之。娘は丹波黒井町、嫁、宗保、今跡有。)兩家の祖(文祿元年辰三月廿一日卒す。元祿二年己巳百四忌の法事執行す。法名は長榮院殿吟譽龍山行雲居士と號す)中略。二男秀貞(三郎兵衛)、又二男秀治(四郎左衛門、兄重郎左衛門早世)、秀政(太郎左衛門、父は來久喜助舍政が三男)、秀朋(三郎兵衛、大田姓より猶子す、早世)、知義、以上、自餘略之。

郡上之系、村上は母方より通源家、岡村は元藤原氏。豊後守秀清、嫡子(二)五郎左衛門、嫡子(三)五郎左衛門、(四)多右衛門秀盛、以上、自餘略之。元祿二年己巳仲冬日寫之、知義在判。

11　伊勢の岡村氏　一志郡小倭黨に岡村修理允あり、その外戚に福田山氏あり。又神宮社家に岡村氏あり、皇太神宮小内諸職掌人攝社祝部等家內帳に見ゆ。荒木田姓なりと。

12　首藤山内族　備後の名族にして山內氏の族なり。藝藩通志に、「湯木村岡村氏、先祖は、山內家なり。慶長中に、廣義といへるものあり。山內豊通、五代の孫なり、當郡岡大內村に居るを以って岡村と改稱すといへり。今の盆右衛門に至る、十一代、家に、山內家譜一卷を藏す」と見ゆ。ヤマノウチ條參照。

13　源姓　佐州諸役人帳に岡村善八を載せ、源姓とす。

14　對馬の岡村氏　越前五郎の後と云ふ。

15　近江の岡村氏　近江中原姓の族多賀氏の族なれど、一に近江源氏佐々木氏の族とも云ふ。タガ條を見よ。家紋鳩酸草、劍鳩酸草。

16　岡村氏は東鑑卷五、十に岡村太郎(文治元年十月隨兵)、二十五に岡村次郎兵衛尉、五十一に岡村三郎兵衛尉。又德川時代村松堀藩用人、山形秋元藩重臣、高遠內藤藩年寄、下條石川藩用人、廣島淺野藩重臣にあり。又大村藩の岡村氏は藤姓と云ひ鎌倉より來ると稱す、又津山藩分限帳に「百石、岡村襲馬」を載せたり。藤樹先生の門下生に岡村氏あり。幕臣岡村氏にを紋とするものあり。飛驒、備前、武藏、其の他此の氏多し。

岡邑　ヲカムラ　前條氏に同じ。

小鴨　ヲカモ　和名抄伯耆國久米郡に小鴨鄕あり、後世小鴨村と云ひ、小鴨神社鎮座す。同郡又大鴨鄕あり、小鴨と相接す。古く

又鶴丸。

7 遠江の岡部氏　遠江國敷智郡岡部村（後伊場）より起る。藤原南家二階堂爲憲より出づ、爲憲の子時理―時信（駿河守）―維永―維綱（船越四郎）―清綱、此人始めて岡部郷に居住して岡部權守と云ふと。然らば五項岡邊氏と異るなし、唯發祥地を遠江となすに過ぎず、猶ほ考ふべし。加茂眞淵はこの後裔にして賀茂社の社家より出づと。カモ條を見よ。

8 尾張の岡部氏　愛知郡熱田の人岡部以俊、その子宗光あり。又同郡鳴海の根古屋の城主を尾張志に「安原備中守、其の後岡部五郎兵衞」と載せたり。

9 桓武平氏貞盛流　諸家系圖纂平氏系圖に「惟衡―正度―惟盛（使、駿河守、従五上）―盛忠（岡部丞）―盛時、弟惟忠」と載せたり。

10 伊勢の岡部氏　三國地志鈴鹿郡條に「岡部忠澄宅址、按甲斐村にあり」と。又「藤原忠澄、按、南家の末岡部權守泰綱男六彌太と云、薩摩守忠度を討たる賞として、忠度本領の莊園五箇所を給はると、盛衰記に出たり。本國は平氏の舊領多ければ、甲斐村又五箇莊の一にして忠澄領せる歟。東鑑に、粥安富名岡部六彌太とのせたり。古老云、忠澄此の地にして歿せしと、居宅、墳墓、舊跡、及び陣幕など、今秘在すれば、是亦證とすべし。（本邑宗徳寺に藏む幕地綿布、紋丸の內に十萬と云文字、藍染に、又縫飾古雅、僞物にあらずといへども、後世の修補なきにあらず」と。南家の末岡部權守の男六彌太など云ふは、武藏駿河の兩岡部氏の出自を混淆せしにて採るに足らず。蓋し六彌太の族裔・此の地にありしに據らん。或は桓武平氏の族か。後世小林布政司に岡部駿河守あり。

11 因幡の岡部氏　岡部六彌太の族裔と稱す。因幡志智頭郡加勢木村蛇山古城條に「岡部平十郎と云ふ武士在城、岡部六彌太の支族」と見え、又木原村條に岡部藤兵衞を載せたり。

12 美作菅家黨　笠庭寺記に「勝南郡豐國莊（廢五拾把）岡部守眞」と、後世勝田郡中島邑に岡部氏あり、菅家の一族福光氏より出づと。又永祿の比、岡部藤左衞門政家あり、「足利時代伊勢多氣郡を領す、後織田氏に仕へて本能寺に死す。其の子建太郎政信本國に歸農す」と云ふ。

13 長門の岡部氏　美禰郡岩永の豪族にして、中國治乱記に、「大内義隆・山口より岩永へ退き給ふ。爰は岡部右衞門大夫隆景が領地なりければ、隆景御供す云々」と。安西軍策には岡部右衞門尉隆景と載せ、又岡邊右衞門ともあり。

14 豐前の岡部氏　下毛郡の豪族にして元龜天正年間岡部傳內あり。

15 桓武平氏三浦氏流　三浦義繼の子、義明の弟義實、（岡部四郎）と稱すと。こは岡崎四郎の誤に過ぎず。

16 相摸の岡部氏　足柄郡酒勾の駒形社銅鏡面佛像の銘文に「奉寄進駒形大權現御生題、相州酒勾郷、代官岡部出雲守廣定、天文廿二癸丑七月二日」と。

17 淸和源氏佐竹氏流　佐竹系圖に「佐竹秀義―義重―重綱（岡部五郎）」とあるより出づ。

18 岩代の岡部氏　新編會津風土記耶麻郡金由村館條に「永享の頃、岡部山城、又六郎某居りしと云」と。又磐瀬郡、田村郡にもあり。

19 磐城の岡部氏　白川郡山上村の舊家に岡部氏あり、古文書を藏す。

20 源姓　寛政系譜に見ゆ。家紋瓜の內一

文字、三頭左巴。

21 岡部氏は以上の外、源平盛衰記に岡部彌次郎、東鑑に、岡部六彌太（七、九、十、十五、）岡部小次郎忠綱（二、九、十、十五、）岡部權頭泰綱（五、六、七、十三）の外、十、十九に岡部平六、十、十五に岡部右馬允、十に岡部小三郎、十三に岡部彌三郎、十三に岡部三郎、三十、三十二、三十四、三十五に岡部左衞門四郎、四十に岡部兵衞、を載せ、承久記に岡部の六郎、降つて長祿寛正記に「遊佐河內守が長臣中村、岡部と云者あり云々」また岡部彌六、同彌八、また岡部彌太郎の討死を載せたり。又近江蒲生家臣に岡部氏あり、後一族に列せられ蒲生玄蕃允と云ふ。又原田家臣に此の氏あり。

德川時代、黒川柳澤藩用人、鳥取池田藩助役、中村相馬藩重臣、福井松平藩重臣、今治松平藩重臣、上田松平藩家老、廐生新庄藩用人、小見川內田藩側用人、府中松平藩重臣、牛久山口藩重臣、水戸藩御用人、臼杵稻葉藩重臣、其の他加賀藩給帳に「貳百石（丸內三柏）岡部次郎作」、尾州藩弓術家、越前秀康卿給帳に「千七百二十石岡部伊豫、三百石岡部惣次郎」、京極殿給帳に「三百石岡部猪兵衞、二百五十石岡部次右衞門」又櫻田の變の烈士に、岡部三十郎あり。水戸藩士にして、名は忠吉、英輝と號す。書院番組五郎右衞門忠義の二男、萬延元年七月二十六日斬、年四十四。又美濃、志摩、備前、信濃等にも存す。

岡邊 ヲカベ 岡部氏に同じ、駿河、武藏、長門等の岡部氏には、岡邊と記す者多し。

岳部 ヲカベ 承久記に見ゆ、岡部に同じ。

岡町 ヲカマチ 讃岐の上代姓、寛弘元年の大內郡戸籍に岡町今町と云ふ人見ゆ。

岡松 ヲカマツ

1 高階氏族高氏流 高階系圖に「高惟長（刑部亟、奧州忍郡を給ふ）―惟重（刑部亟）―重氏（高左衞門尉）―賴基（號岡松南左衞門尉、法名賴圓）―惟時（刑部左衞門尉）、弟惟淸（彈正左衞門尉）―定繼（遠江守）―定直（掃部助）、弟宗久（宮內少甫）、惟直（左京亮）、宗義（四郎）」と見え、又武家系圖に「岡松、高階、高新五郎惟眞六代左衞門尉賴基稱之」とあり。

2 源姓岡松氏 寛政系譜に家紋劍輪違、五七桐と。

3 岩代に此の氏あり。

雄上 ヲカミ 和名抄攝津國河邊郡に雄上鄕あり。

小神 ヲカミ

1 淸和源氏細川氏族 細川氏の庶流、土佐國土佐郡大津城主天笠氏の後にて、花吉を祖とす。

2 近江の小神氏 拾芥抄に見ゆ、栗太郡小神邑より起りしなるべし。

岡見 ヲカミ

1 桓武平氏相馬氏族 相馬氏の族にて師房を祖とす。武家系圖に「岡見、平、本國下總、相馬左衞門尉胤氏男、彥次郎師房稱之」と見ゆ。

2 宇都宮氏族小田氏流 常陸國河內郡（稻敷郡）岡見邑より起る。小田治久二子某を祖とす。其の後裔三家に分る、足立の岡見氏嫡流にして、次は牛久、次は谷田部に住す。嫡流足高左衞門佐・永祿元年沒す、一男一女あり、男は中務少輔宗治にして、女は芳賀氏に嫁す。宗治幼、よりて土岐越前守賴勝・左衞門の後室と通じ家政を見る。長ずるに及び、自ら家務を執りしも、賴勝（入道傳喜）と好からず、天正十五年多賀谷重經・足立を攻むるや、賴

而して其の發祥地岡部の地は武藏風土記稿に「古き名所にて、拾遺和歌集曾禰好忠の歌に、武藏の岡部の原とよめり、此所なるべし。又相傳ふ岡部六彌太忠澄が領地の跡なりと。足利成氏岩松氏へ與へし文書、及回國雜記等に見ゆ」と。また岡部村條に「岡部村は藤田庄に屬す、此の地名は古き唱へにて、曾禰好忠が歌に武藏野の岡部の原とよみしは此所なるべし。かの源平の頃、名に聞えし六彌太忠澄こゝに住せしかば、岡部をもて呼びしと。隣村普濟寺村に岡部氏の墳墓あり、其人の居蹟なり」と云ひ、又下手斗村の條に「岡部出羽入道の名見ゆ。是も此邊に住せし人なるべし。回國雜記に岡部の原といへる所は、かの六彌太といひしものゝふの舊跡なり」と。

六彌太後裔は寛政系譜に見ゆ。其の家傳に「六彌太忠澄—忠季—政直—保重—宗員—仲則—忠貞—忠弘—忠景—景澄—忠邦—憲澄—員忠—忠高—泰忠—忠秀—忠吉—吉正—吉次—忠豐—忠直」と見ゆ。家紋十萬、丸に十文字、萬字九曜。

又風土記稿高麗郡岡部氏條に「岡部氏は赤澤村の名族なり、先祖岡部玄蕃秀重寛永十年に沒す。其以前のことは傳へず。小瀬戸村にもあり。岡部六彌太忠澄後胤岡部小右衞門の後也」と。又都筑郡條に「昔岡部某、長津田村岡部谷に住せりと云ふ」と。

翁草鎌倉時代武士の所領を擧げて「同(三千町)武州の內、岡部六彌太忠澄」と見ゆれど、明かならず。又六彌太の紋は二つ巴なりしと云ふ。武家系圖に「岡部、小野、本國武藏、榛澤郡、紋丸內千字、六彌太忠澄稱之」とあり。

2 能登の岡部氏　三州志・能登國羽咋郡紺屋町(押水中莊、紺屋町村領)條に「口傳に岡部六彌太邸迹と云ふ。按るに混目集に能州高松の側に館と云ふ所あり。此の處岡部六彌太忠澄、平忠度を討し恩賞として、能州の內を賜りて住せし所也。岡島の太閤は忠澄鎌倉より伴ひ來る。太閤太郎高久と云ふ者の子孫也とあり。是こと古記に徵する處ありて書たるならば一考證たるべし。今此の邊の農夫に岡部氏を稱し、其の子孫と云ふ者ある由、亦以つて參考とすべし。又按ずるに六彌太は武州岡部の人にて、卽ち岡部邊領分と先年聞きぬ。左れば此能登の岡部は、天正八年柴田勝家賀賊追討の時、參河浪士岡部彌次郎等末森城を守ると云ふことあれば、若くは此彌次郎假居の遺跡ならん。彌次郎は今の泉州岸和田の美濃守長備の先祖也」と。又同郡町屋(鉏打鄕町屋村領)國分左兵衞居たり。按るに町屋村は西谷村より近し。然れば西谷の國分が子弟などにて西谷の支堡ならん。土人は岡部某居たりと云)と載せたり。

3 甲斐の岡部氏　八代郡に岡部忠兵衞あり、もと今川の十八人衆也。氏を更め土屋備前と云ふ。こは駿河岡部氏の族か。又山梨郡下神木邑に岡部氏あり、七屋敷の一也。猪股黨かと云ふ。

4 藤原姓基連流　中興武家系圖に「岡部、藤、左兵衞尉基連男、左兵衞尉、基澄稱之」と載せたり。

5 藤原南家工藤氏流(岡邊氏)　駿河國益頭郡(志太郡)岡部邑より起る。尊卑分脈に「工藤爲憲—時理—時信—入江馬允維清(號馬大夫)—維綱(船越四郎大夫)—清綱(岡邊權守)—泰綱(岡部權守)—忠綱(八郎)—時綱(左兵衞)」また工藤二階堂系圖に「維清(右馬)—船越四郎清房—清綱(岡部)」と。また相良系圖に「船越大

夫清房－清綱(岡部權守)」など見ゆる後也。

而して平家物語に「駿河國の住人岡部權守泰綱、」曾我物語卷九に「三番に駿河の國の住人岡部の三郎、」東鑑文治三年三月條に、駿河の人岡部權頭泰綱、」承久記卷三に「岳部のむまのぜう、」卷四に岡部の介等見ゆ。內泰綱は長門本に「駿河國住人岡部三郎大夫好康」と載せたり。よりて岡邊、岡部、岳部の三者は相通ずるを知るべし。猶ほ武家系圖に「岡部、藤、本國駿河、紋巴三頭、權正泰綱稱之」とあり。

6 同上(岡部) 前項氏の後と云ふ。岡部系圖に「忠綱(岡部小二郎、或八郎)—時綱(左兵衛尉)、弟小二郎長綱—左京大夫家綱—岡部權守康綱(太郎)—照綱(同二郎)—時綱(左兵衛尉)—和泉守—良喜(石見守)—石見守—次郎—常慶(美濃守)—正綱(二郎右衛門尉)」と。而して正綱の弟に治部、忠次郎、助右衛門、市部右衛門を擧げ、正綱の子に、勝二郎(總右衛門)、長盛とを擧ぐ。又岡部系譜には「忠綱—時綱—長綱—家綱—康綱—照綱—明綱—永綱—脊綱—仲綱—親綱—信綱—正綱—長盛—宣勝—行隆」とあり。

正綱は岡部二郎右衛門尉、父美濃守常慶と同じく今川に仕ふ。これより前、今川記に「岡部左衛門佐の病氣」の事を載せ、又實樹院文書、永正六年九月六日の氏親判書に「鶴道場屋敷、岡部次郎契約云々」と見ゆ、共に正綱の祖先なりとす。

正綱、弟五郎兵衛正敎と共に今川氏に仕へて勇名あり。藩翰譜に「內膳正藤原長盛は、左大臣武智麿公の四男、參議乙麿卿の末葉、遠江守爲憲が六代の孫、岡部權守清綱が後胤、次郎右衛門尉正綱が男(家の系圖には、清綱より正綱に至て、十三代といふ、其間系圖に漏るゝ人多かるべし。)世々駿河國に住して、今川の被官たり。上總介氏眞の時に當て、外舅武田信玄の爲に、駿河國を陷され、永祿十一年の冬、遠江國懸川の城に落來り、また明れば十二年の五月、遠江國をも、德川殿へさけ渡し、所緣に附きて、北條を賴みて、伊豆國戶倉の城に落行く。かくて此處よりまた駿河國府に歸らん事を議せらる。國府の館は、武田が爲に既に燒れて、暫しも住み玉ふべきやらなかりしかば、森川日向守、小倉內藏助等に仰せて、府の館を修せらる。其後岡部次郎右衛門正綱、同治部右衛門、森川小倉に加りて此事を承る。同き十二月七日、武田入道再び駿河に入て國府を攻む。云々」と。武田氏との戰に實となり、武田氏の命により駿州清水城に據る、此の頃より好を家康に通ずと云ふ。後甲州征伐に功をたて、同年死す、四十二歲。其の子長盛、彌二郎、內膳正、從五位下、丹波龜山に封ぜられ、元和七年八月、同國福地山に轉じて五萬石、寬永元年濃州大垣城に移りて五萬千二百石を領す。その子美濃守宣勝に至り、播州龍野、攝津高槻等を經て、泉州岸和田藩主となり、六萬石を領す。其の弟與賢は丹波守、(其の子盛賢・隱岐守)。與賢の弟行隆、內膳正、宣勝の後を嗣ぐ。行隆の後は「行隆—美濃守長泰—內膳正長敬—美濃守長著—內膳正長住—美濃守長修(實舍弟、監物、後駿河守)—美濃守長備—美濃守長愼—內膳正長和—弟美濃守長發—筑前守長寬(長和弟、最初同姓外記長貞養子)—長職(和泉岸和田、五萬三千石)家紋三頭左巴。現今子爵。

岡部

オカへ
オカへ

53 菅原姓久松氏流　久松氏の裔にして、定秀を祖とす、と也。

54 小川（小河氏）は、平家物語に小河次郎助義、盛衰記に小川小次郎助茂、小河五郎、東鑑巻二に小河兵衛尉重清、巻五に小河小次郎、二十一に小河馬太郎、二十二に小河三郎兵衛尉直、三十一に小河三郎兵衛尉、三十、三十二、三十六、五十に小河左衛門尉、三十八に小河次郎、三十九に小河右衛門四郎、四十八に小河新左衛門尉を載せたり。

又姉小路系圖に小河左衛門祐村、井田系圖に小川源三重時（鎌倉）、永祿六年諸役人附に足輕衆小川三郎五郎、細川両家記に小川式部亟あり。

德川時代小川氏は福岡黒田藩重臣、丸龜京極藩用人、神戸本多藩用人、西條松平藩用人、秋月黒田藩用人、村上内藤藩用人、鯖江間部藩用人、牛久山口藩用人、綾部九鬼藩用人、小川磐城平安藤藩用人たり。又德大寺家諸大夫、同侍、中院家諸大夫にあり。又加賀藩給帳に五百石（丸内澤瀉）小川渡、參百五拾石（丸内三羽蝶）小川忠太郎、百石（丸内花澤瀉）小川釆女、百六拾石、小川仙之助、八拾石（丸内釘貫）小川群五郎、七拾石（同）小川權之助、百七拾石（スハマ）小川玄澤、參拾五俵外七人扶持（丸内釘貫）小川友左衛門。又鯖江藩侍帳に小川左源司、京極殿給帳に「三百石小川作左衛門、勘兵衛等多く、又大村藩、美濃、甲斐、志摩、備前（小川、小河とも）、備中（小川榮左衛門永繼）、信濃等にあり。又幕臣の紋に

武藏小川氏（三ツ右巴、丸に澤瀉）、又七曜。

寛政中長府藩小川瀬平、和銅錢型を掘る、當時の物なりと。寶永頃醫師に小川玄孝、御賄頭小川杢左衛門あり。

小河　ヲガハ　前條に云へり。

尾川　ヲガハ　土佐國高岡郡尾川村より起る。南海治亂記に見ゆ。又香宗我部記録に「尾川云々、此分一組にて元親へ降參」と。

又小河原氏の裔と云ふものあり、始め小河原氏、後景山、更に尾川に改むと。備前にも此の氏あり。

尾河　ヲガハ　鎌倉時代の始め尾河三郎あり、賴朝の命によりて曾我兄弟の首領を曾我に送ると。

岡場　ヲカバ　宮津松平藩城代にあり。

緒河　ヲガハ　清和源氏浦野氏の族也。小河重房の後と云ふ。小川條を見よ。

岡橋　ヲカバシ　大和國十市郡の名族にして、多氏の族小子部氏の後かと云ふ。螺蠃神社宮座八戸の座長なりと。チヒサコベ條を見よ。

小河瀬　ヲガハセ

岡畑　ヲカバタ　志摩等にありと。

小川内　ヲガハチ　次の小河内と通じ用ひらる。

小河内　ヲカハチ　次の三流あり。

1 嵯峨源氏渡邊氏流　松浦黨の族か、肥前國小川内城より起ると云ふ。

2 大友氏流　豐後大友氏の族にて、大友系圖に「親秀の子賴宗の庶流小河内祖」と見ゆ。又甲斐に此の氏あり。

3 清和源氏武田氏流　安藝國沼田郡小河内邑より起り、牛頭山、鍪山に據る。武田刑部の弟小河内彌太郎より出づ。彌太郎大永年中此の地に據りしが、天文年間に至り亡ぶと云ふ。（藝藩通志）。安西軍策に此の氏の人見ゆ。

小川地 ヲガハチ　伊勢内宮社家に此の氏あり。荒木田姓なれど、血系は清和源氏大河内廣宗四世の孫より出づと云ふ。伊弉諾宮内人の家筋なり。

小河路 ヲカハヂ　小河内氏に同じきか。

岡花 ヲカハナ

小川坊城 ヲガハバウジヤウ　堂上家の一にして、藤原北家勸修寺流。バウジヤウ條を見よ。

岡濱 ヲカハマ　桓武平氏千葉氏の族にて、千葉系圖に「相馬小二郎常時—相馬六郎常尊—常宗（岡濱祖）」とある後也。

岡林 ヲカバヤシ　清和源氏にして義家の後也と。義秀—基秀—秀行—義政を祖とす。

丘林 ヲカバヤシ　岡林氏に同じきか。

岡原 ヲカハラ

1　岡原連　百濟族にして、姓氏錄、河内諸蕃に「岡原連、百濟國辰斯王の子知宗より出づる也」と載せたり。

2　岡原眞人　皇族より分れし氏なるや明白なるも出自詳かならず。延暦廿四年二月紀に「岡山女王、廣岡女王等四人、姓を岡原眞人と賜ふ」とあるより出づ。

3　大和國廣瀬神社元祿十五年の文書に岡原八郎右衛門なる人見ゆ。

小河原 ヲガハラ　コガハラ條を見よ。武藏土佐にあり。

小賀原 ヲガハラ　備前にあり。

小飼 ヲカヒ　コガヒ條を見よ。

尾買 ヲカヒ　京極殿給帳に「四百石尾買理兵衛」と。

岡久 ヲカヒサ

岡藤 ヲカフヂ

岡部 ヲカベ　武藏、駿河、遠江、岩代等此の地名多し、此の氏は其等の地名を負ひしにて有名のもの尠からず。

1　小野姓猪股黨　武藏榛澤郡岡部より起る。小野氏系圖に「猪股時範—忠兼—忠綱（岡部六太夫）—行忠（岡部六郎）—忠澄（六郎、野六、卽六彌太の事也、一の谷合戰、平忠敎朝臣を討取る）—廣澄—好澄—信澄」と見え、又武藏七黨系圖猪股黨に「猪股忠兼（野三）—忠綱（岡部六大夫）

—行忠（岡部六）
　—實綱—直綱（四）
　　　—好直
　　　—直重—政行（孫二）
　—清綱（三左）—好淸（平六左）—好綱（右）—好定（左）
　—國綱（五）—家綱（七）—則澄（三）—則光（小三）
　—忠澄（六野太）
　　—廣澄
　　　—好澄（三左）—信澄（建立忠澄寺）
　　　—好典（三左）
　　　—景經（五左）—實景
　　—忠季
　　　—忠時
　　　—政直—保重（内舍人）—宗員
　—行好
　　—資宗（三）
　　　—原宗（三五）
　　　　—保宗—敎宗（彥四）
　　　　—厚氏
　　　　　—厚弘
　　　　　—厚茂
　　　　—正氏
　　　—○○（平六）—能宗（小六、强力）
　　—景好（五、字鬼極）
　　—資時（左近將）—基好
　　—景俊
　　　—助俊（七郎五郎）
　　　　—能直
　　　　　—助宗（彥七）
　　　　　—氏繼
　　　　—助氏（六郎七）
　　　　　—助信
　　　　　—助繼
　　　—俊行（六）—行氏（太）

右の内、六野太・最も有名にして、保元物語巻一に「武藏に云々、猪股に岡部六彌太」、次いで平治物語巻一に「岡部六彌太忠澄」、また惡源太に從ふ十七騎中に見ゆ。次いで平家物語巻九に「武藏國の住人岡部六彌太忠澄云々、薩摩守の首を取る」と。又盛衰記に「岡部六彌太忠澄、同三郎忠康」と見ゆ。又太平記巻三十に「岡部新左衛門入道、子息出羽守」その他岡部出羽守等あり。

る。本庄氏の一族なりと云ふ、天文年間小川右衞門長資と云ふものあり、本庄氏に叛く。

35 越後の小川氏　以上の外、越後國魚沼郡上彌彦社の舊社家に小川氏、五十嵐氏あり。又古志郡中澤村中澤城小川兵部大夫あり、池大納言賴盛の家臣なりしと云ふ。五十嵐氏と同流なるべし。

又新編會津風土記、魚沼郡新保村條に「八幡宮、神職小川式部、元和中小川治部吉元と云ふ者あり。八世にて今の式部高甫に至りしと云ふ」土川村彌彦神社の舊神職にも此の氏あり。

36 津輕の小川氏　建武元年十二月十四日の津輕降人交名に「小川彌二郎入道之預る」また「小河六郎三郎、小河二郎之預る」と。

37 岩代の小川氏　葦名家臣に小河氏あり小河越前守、同左馬助等聞ゆ、後三坂氏と云ふ。文書二十四通を藏す。又耶麻郡白河村八幡宮の記錄に小川顯眞、又會津郡赤井村肝煎小川安右衞門、文祿中の水帳を藏す。岩瀨郡にも小川氏あり。

38 上野の小川氏　利根郡小川より起る。小川景久・小川壘に據る。沼田氏の族なり。ヌマタ條を見よ。小川可葉齋は上杉方の將なり。

39 桓武平氏磐城氏流　磐城の名族にして磐城系圖に「清胤の子玉川殿(小川殿)」また仁科岩城系圖に「清胤(一に隆衡、元弘高時咏方)—隆冬(小川三郎、母三坂中井女)」と見ゆ。家譜に「清胤の子隆冬(小川三郎)」とあるは之なり。

40 小河宮　後小松帝皇子裔なり。紹運錄に「後小松院—皇子(儲君となして、小川宮と號す」と載せたり。

41 江州中原氏族　江州中原氏系圖に「甲良仲平の子滿平(小河刑部亟)」とあるより出づ。甲賀五十三士の一に小川氏あり。

42 諏訪の神家族小川氏　諏訪志料に「當家の始祖は諏訪神家の胤にして、莵漠の世より連綿として系族を傳へ來れりと云ふ。一說に『鳥羽帝の御宇武者所四天王の隨一と呼ばれし八島冠者源重實の男信濃守重遠なるものあり。代々信濃に住居し、其の大祖は滋野王に出づと云ふ。此の重遠尾州浦野鄕に移り浦野を號す、源義家の聟となり、威力甚し。其の子重房同國小河に移り、依て小河三郎と稱す。其の後鎌倉の頃、大隅守小川長宗横內に

來り入贅して家名を繼ぎ、姓を小川に更むと云ふ。故に祝神を御社宮司神社と云ふ、諏訪大神の御子神なり。是れ祖神を祭る所とす。小島、浦野、水野、小河、山田、彦坂、高屋、樋口等、同姓の趣き』なり。次は康信文永中の人、次は康政、次は康廣、次は政景、次は政澄、次は政綱、次は朝信、次は政朝、次は政豐、次は政時、次は政仲、次は政晴と相續す。政晴武田家に屬し功あり、其男小川八郎左衞門政光も信玄に隨身、其男小川惣左衞門主家沒落後浪人す」とあり。

43 淸和源氏足利氏流　武家系圖に「小河、淸和、大將軍義詮公男、大納言滿詮稱之」と見えたり。

44 三河伴姓設樂氏流　設樂氏の裔也と云ふ。家紋木瓜、二引兩。

45 大伴姓鶴見氏流　鶴見系圖に「鶴見藏人二郎俊貞—長實(鶴見彈正左衞門、初名九郎、永仁四年、近衞相國家基公に仕ふ。正安二年江州信樂神山之居住、嘉元三年、左府經平公の命に依りて、小川山の城を築き城主と爲る、(同年八月十二日逝、晴空大禪定門)—行俊(小川孫四郎、小川村西山城主)—正俊(小川大膳

亮、又號孫四郎)」と見えたり。

46 藤原南家工藤氏流　天野氏の裔にて、もと宇野氏を稱すと云ふ。正吉外家の家號小河を冒す。元弘元年十二月天野經顯の軍忠狀に小河彥七安重と云ふ人見ゆ。關係あるか。家紋尾長鳥尾をもつて丸とし內に一文字、丸に三向松、丸に一文字。

47 秀鄕流藤原姓結城流　常陸國新治郡(眞壁郡)小川邑より起る。結城系圖に「大藏少輔朝廣の子義廣、小川七郎左衛門、常州小川に移る。童名楠王丸」と。又一本に「義廣(小川元祖、楠王丸、七郎左衛門、)―重光」と見え、又結城家譜に「朝光三世の孫廣總代、六男・常州小川に移る。七郎左衛門尉義廣と名乘る也」とあり。

48 淸和源氏佐竹氏流　磐城國磐城郡小川邑(一說に常陸國久慈郡小川邑)より起る。同國長福寺正中元年二月九日の文書に「小河入道本願義綱、」曆應二年三月の磐毛大寶院文書に「佐竹小河殿、同御兄弟國井、」應永十六年二月文書に「小河入道源正」と見ゆ。この氏は佐竹系圖に「義胤の四男義繼(小川三郞)」と載せたり。義繼又宗義に作る(諸家系圖纂)。その弟義𤏐も亦小河とあり。また鹿島治亂記に「府中の幕下小川云々」と。此の末裔寬政系譜に見ゆ。家紋丸に松皮菱、五三桐、丸に藤。

新編國志には「小川、佐竹義胤の二子義繼、陸奧岩城郡小川に居り、小川又二郞、大和守と稱す(系圖、頊藤千手院釋迦背像背識)子義雄・彌次郞と稱す(飯野文書)」と。岩城文書抄に「小川義雄の法名はレウキ歟。應安七年文書あり。其の子久義歟、應永九年文書あり。下野守入道源正といふは、卽久義に似たり。同十九乃至廿八年の文書あり。其の子法名淨秀(正長二年文書)、次に三島道弘(永享九年文書)、是は一門ならん。次に法名正秀(文安二年文書)、この後は寺藏のものなし」と。

49 下總の小河氏　豊田郡の豪族に小河又五郞あり。文明中、多賀谷家植に降る。

50 秀鄕流藤原姓下河邊氏流　常陸國茨城郡小川邑より起る。此の地は惣社文保三年文書に「小河、庵澤兩鄕、地頭畚戶七郞左衛門尉」とありて、結城系圖に畚戶左衛門尉(四郞)政義の子政平(小河二郞一說行義子、)―朝平、」また佐野松田系圖に「政義(下河邊四郞左衛門、常陸國下河邊、畚戶、高原、小川等之祖也、別有系圖、紋釘貫、」また尊卑分脈に「左衛門尉政義の子政平(小河次郞左衛門、)其子能忠(七郞)―義廣(七郞、左衛門尉、朝廣爲子)」など載せたり。(武家系圖に「小河、藤、次郞政平、稱之」と見ゆ)。

51 淸和源氏賴義流　これも常陸發祥なりと。家譜に「賴義一族、義弘の後胤義繁男賴久の子賴重より出ず。義弘此國小川庄に住す、よりて家號とす」とあり。家紋尾長鳥尾をもつて丸とし、內に一文字、隅入角のうちに一文字、燕矢の下に一文字。

52 豐後大友氏流　大友系圖に「親秀の子重秀、戶次之祖、庶流小川、」と見え、一本「重秀―時親―貞直―賴時―直光―直世―親泰(號小河)、其兄高載―小河梅壽丸」と載せたり。又立花系圖に「親泰・六郞、伊豆守、小河と號す。後兄氏詮より一家相續、筑後發向親儀となし、寬正丙午、上洛を致し、御所の御目に懸る云々」と。家紋杏葉。

(豐後遺事に「小川壹岐守光氏、慶長六年租額二萬石を賜り、月隈山に城き、城下を月山町と稱す」と。)

オカハ

オカハ

め、慶長十六年本田伊賀守を甑島の地頭とす。是より代々地頭を置て島事を宰らしむ。小川中務男子なく、其の沒後家・中絶せしに、中務が聟伊勢内記二男長次郎に田祿五百石を與へて、中務が後を繼がしむ。既にして島津家久の命にて長次郎をして有馬丹波が後を嗣がしめ、其の弟喜兵衞・中務が後を嗣ぐ」と見ゆ。海東諸國記に「古志島代官藤原忠滿」とあるも、此の氏か。又加世田野間權現の記錄に「永祿十年加世田侍小川監物云々」と見ゆ。

18　菊池氏流　菊池風土記に菊池家の裔同姓異氏中に小河氏あり。又詫磨文書貞和四年八月のものに「宗秀數代當知行・相違なきの處、小河三郎安祐、當庄土用丸名領主と號し、競望云々」と。

19　藤原姓　東鑑仁治二年五月十六日條に「小河高太入道亘季、出仕を止めらる。是れ源八兼頼（筑後國御家人）の妻女を密懷するの科に依りて也。其の上男女共に所領の半分を放たるべし云々、彼の所領等皆筑後國に在るの間、御教書を以つて守護遠江式部大夫に仰せらる」とある、是れ小河家の祖先に非るか（將士軍談）と。

小川筆記に「小川伊豆守、父は修理と申候、本姓は佐々木家より出候ものにては之有るまじきや」と。將士軍談引用小河氏系圖に「小川淡路守（藤原姓、其の先世々太宰少貳に仕ふ。筑紫氏。大内持世と戰つて死す」とし、次に伊豆守信忠、左近信重を擧げ、「信重―信定―定則―重定」と見ゆ。

20　菅原姓（後藤姓）　筑後國竹野郡小川村より起る。同村小川氏系圖に「小川伊賀守入道隣甫（藤原姓、諱鎭昌、文書に中務少輔鎭昌）―與兵衞、弟市右衞門―鎌甫（伊達家に仕ふ）、弟市左衞門（小川村住、梅穗、三百石）」と見え、文書に小川藤五郎（文安の頃）、小川伊賀守（藤五郎の子、親繁判書）、菅藤五郎（親匡判書）、小河藤五郎（永正六年十二月十五日親賀書）、小川中務少輔（親安判書）、以下中務少輔多し。將士軍談に「藤五郎―伊賀守―藤五郎―伊賀守（初中務少輔）―中務大輔鑑昌（初新右衞門尉）―中務少輔鎭昌（初六郎、法名麟甫）―與兵衞、弟市右衞門」かと云ふ。又高良社大祝家文書に小川藤左衞門正辰あり。

小川村天神祠緣起に「小川藤五郎と云し者、菅家譜代の寵臣なり、菅公左遷の時、跡を慕つて太宰府に下る。此の時菅公鏡に向ひ自像の繪を三臣に賜ひ、太宰府を去しむ。三臣各之を得、辭去、藤五郎は竹野郡に來て小川村に住し、小川氏と號す。伊賀守、大友家に屬して八百町を領す云々」と。又天正六年の筑後領主附に「小河中務少輔、領五十町、」（將士軍談に「封云、居竹野郡小河村、開基帳云、小川村老松社、延喜年中菅公の臣小川宗遷當村に來勸請」と）。又「小河氏：居城竹野郡小河村、所領五十町、世々竹野郡代職、初稱菅原氏、後稱藤原氏、家讓名に昌の字を用ゆ、」と。

21　前項の氏、また筑紫氏と同流なりと云ふ。

22　肥前の小川氏　肥前の豪族にして小川筑後守等名あり。天文の頃龍造寺配　たり。

23　佐々木氏流　小川氏筆記に「筑前山家宿近邊小河氏の人之あり候、是は小牧陣の節、秀吉公の旗本備の内小川孫一郎と申、相見え候、其の末葉にて、姓は源氏、定紋角カケ四ツ目結」云々と。又信州小川氏は信州水内郡小川郷（舊稱）

に住居すれど、家傳に「祖先は筑前城主小川備中守信昌、子息三人を連れて來る。大永三未年四月二十四日歿」とあり。此年代より推考するに、或は大友氏の族にて毛利氏筑前を併呑せるにより遁れ來りたるものならんかと云ふ。

24 石州菅原流　那賀郡大内村大字内田の古城主小川加賀守菅原義信、菅原氏の族小川定秀の裔也。同村將軍と稱する拓殖家小川氏は此末なるべし。能美大神祠あり、祖野見宿禰を祭る。義信は周布氏に仕へしとぞ(家系錄)。

25 安藝の小川氏　賀茂郡功田村に小川氏あり。先祖小川民部成國、天文の初め北村に住す。第四世の孫に清左衛門あり、世々里職を勤む。」(藝藩通志)。

26 備後の小川氏　尾の道十四日町笠岡屋先祖小川壹岐、弘治永祿の際、山縣郡に來住し、毛利氏に屬す、後この地に移る。子又左衛門此地の代官たり。家に毛利氏の文書を藏す。文祿年間、豐太閤、朝鮮の役此家に止宿あり、今に太閤御座の間と稱するあり。外門は大寶山杉原氏の古城門を用ふといふ。今の作右衛門まで十二代(藝藩通志)と。

27 美作の小川氏　勝北郡玉林院所藏橘系圖に小川又左衛門見ゆ、川端丹後守の家臣なりと。

又久米郡小原邑に小川氏あり、もと小合と云ふ。宇合筑後守賴資・保元の亂新院に與して作州に配せらる。其の裔稲荷山城主原田與方に仕へ、小合と謂ふ。原田傾廢後歸農して小川と云ふ(名門集)。

28 但馬の小川氏　大田文に「物部下庄、八町、地頭小河左近將監貞盛云々、」また「八代庄、五拾三町八反云々、地頭小河左衛門六郎宗祐、號河會寺云々」と見えたり。

39 播磨の小川氏　飾磨郡小川邑より起る。風土記に小川里と見ゆる地なり。赤松家臣に此の氏あり、上月記に小川兵庫助、小川七郎等見ゆ。

30 鷲尾氏流　義經に仕へたる鷲尾庄司の後と云ふ。鷲尾氏は宗家のみ鷲尾を稱し、支族は總べて小河を名乘る。その氏人に小河周防守長貞あり、其子信章、黑田長政に仕ふ。其の子傳右衛門之直は文祿二年朝鮮の役に明軍と平壤牡丹臺に奮戰し一萬石を加增せらる。筑前小河氏これ也と。

又京都の人小川宗吾大阪堂島に來りて、梅、櫻、牡丹、蓮、菊の五花堂をつくる林羅山その記をつくる。

31 橘姓　山城石清水社家に小河氏あり御綱長をつとむ、橘姓なりと。

32 桓武平氏下河邊流　近江國神崎郡小川村より起る、下河邊庄司行平が末葉、此地に住して、小川左京進と號し、永和の頃公方家に奉仕す。なほ一流あり。蒲生郡史云ふ「神崎郡小川(八幡村小川)に住し因て氏を稱せしならん。佐々木の末期に其の史料を見る、蓋し古き豪族ならん、永祿三年五月二十五日、佐々木義賢の爲に淺井氏の軍と布施山城に戰ひ、戰死したる小川孫三郎理氏あり」と。猶ほ多賀神社大禰宜に小川氏あり。又中原姓甲賀の小河氏の事は後に云ふべし。

33 藤原南家工藤氏流　信濃國水内郡小川郷より起りしかと云ふ。河野三郎祐家(小字三郎)の三男、小川三郎祐光の後にして、祐光は筑前國片野に戰死したる河津種家の兄弟なりと。

後世小川村布留山城に據りし小川左衛門貞綱は此の後裔か。

34 本庄氏流　越後岩船郡小川村より起

川氏・高麗郡高倉村より來り高倉新田を開く」と。

5 武藏藤原姓　家紋桔梗。

6 駿河の小河氏　盆頭郡小河鄕より起る、又粉川ともあるによりて、コガハなるを知るべし。

7 淸和源氏浦野氏流　尾張國知多郡小川邑より起る。小河、或は緒川とも見ゆ。此の氏は尊卑分脈に「浦野兵庫允重遠―重房(小河三郎)―重淸（同又三郎、左兵衞、謀叛人)」と載せ、和田系圖にも「重實―重房(小河三郎、號小河入道)―重淸(號小河兵衞)」と。重房は源平盛衰記、平家物語等に河邊太郎重直、同三郞重房とあり、重直は重房の兄也。其の後、承久記卷四に「(三浦泰村) めのとの小河太郎、小河五郎云々、」また「するがの二郎の郎等に小河太郎(又小川太郎とも)」と載せたるも此の小河氏かと云ふ、太郎の名は經村なり。又文永の頃小川村の地頭たりし小川下野守雅經、又太平記三十五に「小河中務亟、仁木に同心して小河城に據る」とあり。其の系は「重房―重淸―淸房―下野守雅經(文永元年卒)―下野次郎雅繼―下野守胤雅(弘安の頃)―光氏―正房（足利直義に屬す)―信忠―信安―信義―信重―忠義―貞守」にて、家紋十六葉裏菊、五七桐。

德川時代の盛族水野氏は此の小河の後にして、水野系圖に「家傳に曰ふ、其の先・多田滿仲の弟鎭守府將軍源滿政より出づ。滿政の子を陸奥守重忠、重忠の子駿河守定宗、定宗の子佐渡守重宗、重宗の子佐渡源太重實、重實の子信濃守遠重、遠重の子小河三郎重房、重房の子小河又三郎重淸と云ふ。是より小河氏と號し、其の後移つて尾州水野に居る、遂に水野を以つて稱號と爲す、」と。又「某（又三郞、天福年中在鎌倉）―雅經―雅繼―胤雅云々」とあり、ミヅノ條を見よ。又後春日井郡如意村の人小川平左衞門は織田伊勢守信安の臣也。又豐鑑二に小川土佐見ゆ。

8 伊勢の小川氏　鈴鹿郡小川村より起る。小川圖書・小川堡に據る、一說關氏家臣小川丹波ともあり(三國地志)。關長門守御家中侍帳に「二百石小川帶刀、四十石小川二右衞門」と見ゆ。又伊勢の小河氏は家紋一文字なりと。

9 度會姓　伊勢神宮土宮物忌に此の氏あり。度會姓と稱し、土宮內人物忌家系併血系に「小川(守見物忌)度會滿年家系、初代正成(稱小川氏)」と見ゆ。

10 藤原北家菊亭流　吉野郡小川庄より起り、吉野舊事記に「小河鄕小邑の古郭は往古菊亭大納言の祖住居し、民人小川殿と呼ぶ」と見ゆ、但・志に小川城小川氏據とあり(大和志料)。長門本平家物語に「興福寺領針庄と云ふ所あり。去る仁安の比、西金堂衆の代官として、小河四郎遠忠と云ふ者、是非なく庄務を打止る間、衆徒の中より快尊を差遣し、遠忠が濫妨を押へさす云々」と。同異を詳かにせず。

11 和泉の小川氏　日根郡佐野村、市場村等の名族にあり。

12 紀伊の小川氏　牟婁郡江田浦、浦氏の家譜に「駿河守忠重五代の孫浦野四郎重遠の裔小川又次郎義重、美濃國より當國に來る」と。名草郡福島村の名族に此の氏あり。續風土記に「藤木才兵衞。家傳に云ふ。其の祖尾州小川の城主小川中務尉延純の後胤小川四郎左衞門尉延春といふ。赤松家に屬し、播州赤穗に籠城せしに、嘉吉元年八月、細川持常、武田信賢、

山名持豐等に攻られて、赤松滿祐自殺し落城に及びしかば、一族郎黨等散々になり、延春は當村に落ち居住す。後年明秀上人上野國より當國に來り、赤松の緣にて當家に滯留し、延春檀那となりて伽藍を草創す。是れ則ち今の梶取村總持寺なり。因て代々總持寺入院の時は、先當家に來りて入寺するを恒例とす。延春の子大次郎某、藤木恒内に居る、夫より藤木と稱す。子孫今猶地士たり」と見ゆ。

又日高郡上廣井原村の地士に小川彌次右衞門あり、同書に「祖は京師の浪士にて應永中當村に來る。織田氏南征の時、玉置氏山地鄕に引籠る。山地の四頭、小川、松本、久保、古久保等、玉置兵部大輔の孫紋之助盛重を奉じて主とすと。今三氏の家絕へて、小川氏獨り存し、代々大莊屋役に命ぜらる。其の祖小川新右衞門信實子竹松丸、應永十九年八幡宮を勸請す。後小川與市、慶長三年田邊一揆に討死す」と。又同郡川又村眞妻明神社の神主に小川氏あり。

又那賀郡中島村宇治氏の系譜に「其祖小川又一郎（左兵衞尉）重淸、治承五年美濃に戰死す、その嫡子一郎重康、勳勘を蒙りて當國名草郡宇治村に移ると。

13 阿波の小河氏　三好郡祖谷の土豪に小河氏あり。淸和源氏小笠原氏の族なりと云ふ。

14 伊豫の小川氏　豫章記に「志津川六郎左衞門入道、同小川淺海五郞左衞門尉、同大輔房六郎三郎云々」と見ゆ。

又後世豐臣時代天正十八年、小川土佐守祐忠、伊豫越智郡國府七萬石を賜ふ。祐忠慶長五年西軍に黨し、除封さる。工藤氏の族なり、後に云ふべし。

15 大隅小河郡司　建久九年三月の大隅國註進御家人交名に「國方小河郡司宗房」と載せ、又弘安十年七月の宮侍守公神結番事に「十番小河郡司入道、左近大夫、廳免三郎」と見ゆ。小河郡は圖田帳に「曾野郡、小河院三百四十八町三段、用富四十五丁、郡司酒井宗方所知」とあるも、此の小河郡司は十七項小川氏と同族なるべし。

16 紀氏平山氏流　大隅の豪族にして、地理纂考牛根鄕入船城條に「天文の頃、小川尾張武明（紀氏平山の庶流）の所領たり」と。次の氏に同じかるべし。

17 薩摩日奉姓　甑島の島主にして、日奉姓、日野宰相宗頼の裔といふ。承久の亂小川太郎季能、功ありて此地を賜ふ。其子小太郎季直より承襲す。十三代中務大輔某まで四百餘年此島を領すと。然らば、武藏七黨西黨の一に外ならざれど、果して然るや、猶ほ攷究を要す。地理纂考甑島郡龜鶴城條に「往古島主小川氏世々の居城なり。上古甑隼人の居城なりと云ふ。小川氏系譜を按るに、其祖先、日野宰相宗頼より出たり。宗頼故ありて武藏國に配流せらる。是より其の子孫武藏國に住す。宗頼の子宗親、武藏の國の内を領して、其家族同國に繁殖し、平山季重、稻毛入道等、其の支族なり。右大臣實朝卿の時、小川右衞門尉直高、相摸國二之宮を領す。其後承久の亂に小川小太郎季能、北條義時に從ひ、功に因りて義時甑島及び肥後益城郡の内七十町を與ふ。其の子小太郎季直始めて甑島に下り、是より世々承襲す。古文書に、小川郡司、或は地頭小川某云々等見ゆるは皆此の子孫なり。季直より第十三代中務まで凡四百餘年甑島を領し來りしに、文祿年中所々の邑主移封の時に、中務を田布施の内高橋に改易し、千石を與へ、曾木甚右衞門酒匂兵右衞門をして當島の代官たらし

提山砦は簗上郡に存す（簗上郡志）。次の岡野氏と關係あるか。

8　岩代の岡野氏　北畠家々臣に岡野平內左衞門常俊あり、伊達郡五十澤村古館に據る。

9　其の他、德川時代小見川內田藩家老、高藤內藤藩用人、又美作英田郡江見庄瀧大明神社家（作大夫、淸大夫）、武藏入間郡石井村勝呂白山社の神職、美濃、志摩備前等にも存す。

岡乃　ヲカノ　東鑑卷の二十一に岡乃次郎見ゆ、小鹿野氏と同一なるべし。

小鹿野　ヲガノ

1　武藏國秩父郡小鹿野村より起る。武藏七黨丹黨系圖に「下中村時賢—時家（五左）—小鹿野掃部左時景—基時—彥三宗景、弟家景」など見え、又井戶葉栗系圖に「中村五郎左衞門時家—時景（小鹿野掃部左衞門）—基時（三郎）—宗景（彥三郎）」とあり。

2　淸和源氏仁木氏流　これも武藏國秩父郡小鹿野村より起る。風土記稿に「小鹿野氏（四日市場村）代々此村の名主役を勤む。先祖は仁木民部少輔房悅十一代の孫青木順阿より出。順阿は甲斐國巨摩郡青木村に住せしゆへ、氏を青木と唱へ、其の子深右衞門將忠も其處に在て青木を稱せしに、將忠が子深右衞門將次の時、當國秩父郡小鹿野村に移りしより、今の氏に改め、大永四年八月更に當所へ轉じ、元龜三年死せりと云。今按に甲斐國巨摩郡青木村に住せし源八時信が子に十郞時光と云もの有て、此人始めて青木氏に改め、其子十郞太郞經光と稱せしこと、其地にて傳ふる由、ものに見えたり。もし順阿はこの時光が法號などにや、されど時光が子を十郞太郞經光と稱すれば是も家傳と違へり。又昔は家系も所持し、武器など多く藏せしかど、正保年中已が家火を失して、それらのもの皆灰燼となり、纔に刀三振を傳ふと云。」と見ゆ。

3　常陸の小鹿野氏　鹿島治亂記に「案の如く小鹿野、吉川、額賀、松本四人の宿老云々」と、又「小鹿野刑部、同大藏、同中務父子云々」と。鹿島家四家老の一にして、大永四年其の主義幹を除かんと謀り、江戶通雅に通ず。

岡埜　ヲカノ　岡野氏に同じ。

岡野井　ヲカノヰ　惣國風土記中の駿河風土記に「駿河國造岡野井眞人」なる者見ゆれど明かならず。

岡の島　ヲカノシマ　小鹿島條を見よ。

丘上　ヲカノヘ　ヲカガミ

1　丘上連　百濟歸化族也。天平寶字五年三月紀に「百濟人刀利甲斐麻呂等七人、姓を丘上連と賜ふ」とある後也。

2　岡上（無姓）寶龜八年正月紀に岡上連綱なる者見ゆ。

岡上　ヲカノヘ　ヲカノボリ　ヲカガミ

次の數流あり。

1　百濟歸化族　前條にて云へり。

2　藤原姓　武藏國都筑郡岡上村より起る風土記稿岡上村條に「當村は岡上氏の住せし所などにや、岡上系圖に岡上豐前藤原景行、武藏國に生る、北條左京太夫氏政に仕へ、其子甚右衞門景親天正十八年御打入の後、大久保石見守長安に屬し御代官をつとむとあり、多摩郡子安村に岡上次郞兵衞が屋敷などもあり」と載せ、又寬政系譜に「藤原姓、家紋輪違」とあり。又北條役帳に岡上主水助が知行入西郡澤木鄕十一貫二百三十八文を載せたり。

3　源姓　前項岡上氏と同族と思はるゝに、兒玉郡の岡上氏にては「祖先は源氏、紋は丸に鷹の羽なり。又雙畫輪內に四丁

子を畫く」とも云ふ。兒玉郡高柳川の岡上景能は徳川四代將軍の寛文の頃、幕府代官職を勤め、地方開拓事業に對し偉大なる功績あり。大正四年に從五位を贈らる。この岡上景能は上州白井城主本多康重の臣下たりし岡上景純の孫なりと云ふ。この景純が三州岡崎に移住し、其の子景親は上州吾妻郡新定利村の代官職たり。景親の子は卽ち景能にして、越後頸城郡上毛吾妻新田兩村にて不毛の地を開き、灌漑の便を得て數多の水田を作り、新田を設く。景能の子孫は今も高柳村に住居し、岡上良作と云へり。

岡登 オカノボリ　前條と通ず。秀鄕卿給帳に「二百石岡登兵三郎」を載せたり。

岡屋 ヲカノヤ　チカヤ條を見よ。

小川 ヲガハ　コガハ　又小河、緖河、緒川等と通じ用ひらる。和名抄伊勢國壹志郡に小川鄕あり、乎加波と註す。又高山寺本、那波本等に三河國碧海郡に小河鄕あり。又伊豆國田方郡に小河鄕、駿河國益頭郡に小河鄕(コガハ)武藏國多摩郡に小川鄕、乎加波と註す(靈異記には小河鄕)。下總國香取郡に小川鄕、上總國畔蒜郡に小河鄕、乎加波と註す。次に陸奧國安積郡に小川鄕、丹波國桑田郡に小川鄕、乎加波と註す、高山寺本には山川、後世小川莊と云ふ。讃岐國鵜足郡に小川鄕、乎加波と註す。次に肥後國合志郡、及び八代郡に小川鄕あり。其の他、山城、大和、近江、岩代、陸中、信濃、越後、長門、筑後、紀伊、土佐、上野、常陸、下野等に小河庄、又小川邑は諸國に多く枚擧に遑あらず。

1　(酒人)小川眞人　繼體帝の裔也。姓氏錄、未定雜姓、右京の部に「酒人小川眞人、男太跡天皇(謚繼體)皇子兎王の後者、見えず」とあり。

2　小川造　百濟歸化族なり。天平寶字五年紀に「百濟人佐魯牛養等三人(賜姓)小川造」と見ゆ。丹波國桑田郡小川鄕より起りしかと云ふ。

3　小川氏　正倉院寶龜三年文書等に見ゆ。前項氏の後なるべし。

4　日奉姓西黨　武藏國多摩郡小川鄕より起りしならむ。西黨の一にして、西氏系圖に「西二郎宗貞—宗綱(西、貫首)—某(上田三郎)—宗弘(小川太郎入道)—

弘眞(太郎)┬眞高(太郎右衛門尉)—景直(太右衛門 參河住)┬景綱(太郎)
　　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├景季(三郎)
　　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└宗直(十郎)
　　　　　│　　　　　　　　　└直忠(二郎兵衛尉)
　　　　　└眞季(宮內左衛門尉)┬季義(太郎)
　　　　　　　　　　　　　　　├直行(四郎左衛門尉)—直盛
　　　　　　　　　　　　　　　├直義(三郎)
　　　　　　　　　　　　　　　└直經(四郎左衛門 勢州住)—景基(孫太郎)—季直
弘末(二郎)—弘時(左衛門大夫)—時中(晉外孫)┬佐弘(左近將監)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└佐仲(左衛門二郎)

武藏七黨系圖これに同じく、唯・眞季を直季とす。又弘末の子に弘時、行弘、經重を載せたり。

風土記稿多摩郡條に「小川村小川氏、此家の祖先小川次郎助義、治承の頃戰功ありし、其の子孫九郎兵衛は民間にありて、この村を開きし由、この人元は北條家の臣なりしが、民間に下りて代々武邊の志ありしと。按に小川氏は武藏七黨內西黨に見えたり。其の外當國新座郡橋戶村の舊家忠右衛門家に傳へたる文書に小河出雲守の名等見えたり。これらも一族なりや。とにかく舊記を失ひたれば詳ならず」と見ゆ。小河次郎助義は平家物語に見えたり。

又下一分方村鵜森神社の神主家に小川氏あり。又多摩郡喜多見村條に「村內に小川を氏とせる村民あり、いづれも喜多見氏の家來にて、故あるものの由、土人渾人百姓と云へり」と。又入間郡條に「小

信じ難し。

6 攝津の緒方氏　大阪に緒方氏あり、緒方洪庵（初め三平、諱章、字公裁、號華陰）十七歳大阪に來り、洋方醫中天遊の門に學ぶ、後江戸に至り坪井誠軒の門に入り、又誠軒の師宇田川榛齋の門にも出入す。又長崎に遊ぶ。天保九年大阪に歸り醫を業とし、又子弟を敎育す。橋本左內、大村益次郎、大島圭介、福澤諭吉等皆その門より出づ。其の子平三惟準家を嗣ぎ、その子銈次郎に至る。

7 下總の緒方氏　木曾路名所圖會に「香取神宮云々、少列官を緒方彈正と云ふ」と見ゆ。

8 上野の緒方氏　鎌倉武鑑に「緒方惟榮は豐後の人、平氏滅後、上野の沼田に流す。尋いで赦に會ひ、子孫本郡を領し、沼田氏と云ひ、私に沼田郡と稱す」と見え、又後上野志に「豐後國の大名緒方三郎大神惟榮、故ありて、建久年中利根郡に流され三郎惟泰を生む」などあれど、信じ難し、ヌマタ條を見よ。

9 又德川時代、新田細川藩の用人に此の氏あり。又備後の豪族桑田家の家士に緒方氏あり。

尾形

ヲガタ　緒方氏また尾形ともあり、盛衰記に豐後國住人尾形三郎維義とも見ゆるによりて知るべし。又小方と通ず。

1 豐後の尾形氏　緒方條を見よ。

2 豐前の尾形氏　豐後緒方氏の族裔なり元龜天正の頃下毛郡の豪族に尾形越中守あり。

3 安藝の尾形氏　佐伯郡の豪族にして葛原村向城主尾形豐後あり（藝藩通志）。

4 甲斐の尾形氏　都留郡の豪族に尾形肥後守あり、大椚村に館す。

5 陸前の尾形氏　葛西氏配下の將に尾形新左衞門あり、栗原郡有賀邑御田島壘に據る（封內記）。

6 其の他、德川時代有名なる畫家に尾形光琳あり、又陶工尾形周平あり。備前にも存す。

小方

ヲガタ　安藝國佐伯郡小方村より起る。佐伯氏の族なりと云ふ。永正の頃小方加賀守あり、五年十二月嚴島神主四郎與親病沒するや神主職を競望せし事あり。又藝藩通志に「地御前村小方氏、世々嚴島社、及び外宮、速田、大頭、四宮の平瓮を造る。今與三右衞門とよぶ、また家記を失ふ」と。毛利家臣にあり。

又緒方とも通ず。肥前大村藩にも此の氏あり。

尾方

ヲガタ　緒方氏に同じ。

緒賢

ヲカタ

小形

ヲガタ　チヒサガタ　石見にあり。

緒形

ヲガタ　緒方氏に同じ。

雄方

ヲガタ　壹岐國住吉神社の大宮司松島家の祖に雄方信貞あり。軍越神事傳に「神功皇后の臣安倍介丸が壹岐島を賜ひ、住吉大神に奉祀したる後也」と云ふ。

小瀉

ヲガタ　安西軍策に小瀉太郎右衞門見ゆ。小方氏に同じきか。

雄賀多

ヲガタ　武藏國埼玉郡にあり。

岡竹

ヲカダケ　備前にあり。

岡谷

ヲカダニ　ヲカヤ　ヲカガヤ

1 藤原姓　家紋左巴三頭なりと。

2 上杉家臣岡谷氏　鎌倉大草紙に犬懸上杉氏の家臣岡谷氏を載せ、又深谷記上杉譜代の臣に四天王の一人岡谷加賀守以下岡谷越後守、同丹波守、同備中守、同隼人助等を載せたり。有力なる武士なりき。（越前秀康卿給帳に「千百石岡谷隼人」）

3 武藏の岡谷氏　風土記稿榛澤郡條に「清心寺の開基岡谷加賀守清英は上杉氏の老臣也。天正十二年十一月八日卒す。」

上鍬免村に古城あり、此加賀守の居住せし地也と云ふ。」と載せたり。前項氏に同じ。

岡田屋　ヲカダヤ　屋號より來るか。

尾梶　ヲカヂ　美作の豪族にして英田郡江見庄にあり。後宇喜田氏の頃尾梶藤左衛門あり。百廿石を領す、天正十二年福島左近大夫正隆、その跡を相續すと云ふ（美作庄官記）。

雄勝　ヲカチ　出羽國（羽後）に雄勝郡あり、和名抄乎加知と註す。又郡內に雄勝鄕あり。王朝時代雄勝城のありし地也。

岡地　ヲカヂ

小勝田　ヲカチダ

岡出　ヲカデ　ヲカイデ　志摩にあり。

多門　オカド　日用重寶記にオカドと訓ず。嵯峨源氏渡邊氏の族、綱の後と云ふ。大門條を見よ。

岡戸　ヲカド

御門　オカド　ミカド條を見よ。

小門　ヲカド　和泉國和泉郡池浦村の名族也。

尾門　ヲカド　石見にあり。

岡富　ヲカトミ　日向國臼杵郡岡富邑より起る。宇佐大鏡に岡富別符と見ゆ。伊東氏の族類にて、日向記に「加江田は岡富殿」と見ゆ。

岡中　ヲカナカ

岡波　ヲカナミ　伊賀の名族にして比自岐一族也。橘姓と云へど恐らく比自岐和氣の後裔なるべし。ヒツキ條を見よ。家紋六目。

岳波　ヲカナミ　陸中國氣仙の豪族なり。永享十九年春・亂を起し氣仙城を襲ふ、城主千葉伯耆守敗れて登米に走り、岳波轉じて閉伊郡に入り、横田城を攻めしが、遂に南部氏に破らる。

岡西　ヲカニシ　銀座由緒書に「江戸住居仕罷在候、岡西政之助」と見ゆ。

岡庭　ヲカニハ　ヲカバ　信濃、武藏等にあり。

岡野　ヲカノ　駿河、相摸、能登等に此の地名あり。

1　桓武平氏北條氏流　伊豆の名族にて、家傳に「北條時行の末流にて田方郡田中を領し、泰行は始め田中氏と云ふ。其の子融成・板部岡に改め、更に岡野とす」とあり。寛政系譜家紋丸に鳩酸草。此の氏の事また伊豆志稿に見ゆ。タナカ條を見よ。武家系圖にも「岡野、平、本國伊豆、紋酸漿、北條庶流、田中越中守泰行男、越中守融成、稱之」とあり。

2　橘姓楠氏流　大和國葛下郡の豪族にして、同郡狐井城に據る。楠氏の族岡氏と同族ならんと云ふ（オカ條參照）。鄕士記に「岡野因幡守（狐井に平城）、岡野周防守與齋、家老（橋本、飯田、松木、赤土、藤田、上田、野田、入江）」と見ゆ。土俗狐井城、岡周防守據ると云ふ。（大和志料）チカ、チカサキ條參照。

3　能登の岡野氏　岡野邑より起り、岡野城（一本富木城）主たりしが、上杉謙信に破らる。加賀前田藩給帳に「百八十石（丸内ツタ）岡野判兵衛、百五拾石（同上）岡野澤之亟、百貳拾石（丸内ツル蔦）岡野吉郎、其の外岡野政右衛門あり、此の族か。

4　越後の岡野氏　上杉景勝の功臣に岡野左內あり、越後古志郡柿村城主なり。

5　越前の岡野氏　丹生郡大蟲神社の大宮司家也。

6　讃岐の岡野氏　三谷氏麾下の將にて、岡野伊賀光資は林中村中林城の城主なりき（全讚史）。

7　豐前の岡野氏　平原源內筆記に「新田家十三將、求菩提山守將、岡野平四郎義次、新田備前入道覺雲齋」とあり、求菩

見もし見えられん』といひければ、さらばとて、「岩屋の内より臥たけは五六尺、跡枕邊は十四五丈もあらんと覺ゆる大蛇にて、動搖してぞ這ひ出でたる。女、肝魂も身にそはず、召し具したる十餘人の所從共、喚き叫んで逃げ去りぬ。首かみに刺すと思ひし針は、大蛇の咽笛にぞ立ちたりける。女歸つて程なく產をしたりければ、男子にてぞありける。母方の祖父、育て見んとてそだてたれば、未だ十歲にも滿たざるに、背大きう顏長かりけり。七歲にて元服せさせ、母方の祖父を大太夫といふ間、これをば大太とこそつけたりけれ。夏も冬も手足に隙なく、胝破れたりければ、胝大太ともいはれけり。かの惟義は件の大太には五代の孫なり。かゝる恐しき者の末なればにや、國司の仰を院宣と號して、九州二島に𢌞文をしたりければ、然るべき者共も、惟義に皆從ひ附く。件の大蛇は、日向國に崇められさせ給ふ高千尾明神の神體なりとぞ承はる。」と見ゆ。

此の緒方氏出自に關する傳說は長門本には「豐後國に和田村と云所に、赤鴈大夫といふ者の娘ありけり、柏原御許とぞいひける、云々」と見え、以下も多少異る處あれど、

話大體の筋は同一にして、蛇が娘のもとに通ひて儲けたる子の裔と云ふなり。卽ち此の傳說は古事記、書紀等に見ゆる三輪神話の變形にして、緒方氏は大神(大三輪)姓なるより此の話を傳へたるものとす。時代によりて多少の相違あれど、根本の筋道は場所と人名とを變へたるに過ぎず、ミワ條に引ける記紀の引用文と對照して容易にこれを知るを得ん。

源平盛衰記には「豐後の國は刑部卿三位賴輔の知行にて、其の子賴經云々、當國住人緒方三郎惟義を召て下知せられたり。惟義仰を蒙て卽ち當國は云に及ばず、九國二島の弓矢取輩に相觸、懸ければ、臼杵、戶槻松浦黨以下、平家に背き惟義下知に隨ふ」と載せ、次に此の傳說を擧げて「昔日向國鹽田と云ふ所に大大夫と云ふ德人あり、一人の娘あり、其名を花御本と云ふ云々。花御本男子を生む、是れを大太童と呼ぶ。此の童は烏帽子著て皹大彌太と云ふ。大彌太が子に大彌次、其の子に大六、其の子に大七、其の子に尾形三郎維義なれば、大太より五代の孫なり。心も猛く畏しき者にてぞ在ける。此の惟義には兄弟三人有けるが、次郎は死にぬ。太郎名生三郎、尾形と云ふ

二人が中に、此の三郎は蛇の子の末を繼ぐべき驗にやありけむ、後に身に蛇の尾の形と鱗の有ければ、尾形三郎と云ふ。緒方三郎が嫡子に小太郎維久、次男に野尻次郎惟村とて兄弟あり云々」と。代々大の何々と云ふは大神の大を冠せる也、又尾の形など云ふは氏名附會の傳說に過ぎず。

さて此の氏は日本書紀壬申卷に見ゆる三輪君子首五世孫大神朝臣良臣の後也。良臣は仁和二年二月紀に「外從五位下肥前介大神朝臣巨臣を豐後介と爲す」と。又豐日志に「寬平四年大宰府言す、豐後介大神朝臣良臣・任既に滿ち、將に其の職を去らんとす。百姓惜慕、請うて其の子庶幾を留む。許して庶幾を以て大野郡領となし、外從六位下を授く」と。良臣の後は豐日志、豐後國志、緒方系圖等に據れば次の如し。

大神朝臣良臣(從五位下大野郡大領職)—庶幾(大太夫、長門本・赤厖大夫、盛衰記の鹽田大太夫に當る、從六位下、大野郡大領)—惟基(平家・大太、盛衰記・大太童、頗大彌太、母四穗田莊司娘花本)—

- 惟政(高千穗太郎、三井田氏祖)
- 惟季(阿南次郎)(伊季)
- 惟長 太郎
- 惟高(惟隆) 臼杵二郎

―惟定（稙田四郎）（季定）
―基平（大野九郎）
―惟盛 臼杵大彌次―惟衡 大六―惟用 大七
　　―惟義（惟榮）（伊能） 緒方三郎
　　―惟時 佐賀四郎
　　―惟興 賀來五郎
―惟久 小太郎（戸次、佐伯此の子孫と稱す）
―惟村 野尻次郎

惟義・又惟能、伊能とも載せ、東鑑文治元年正月十二日條に「豐後國の住人臼杵二郎惟隆、同弟緒方三郎惟榮は、志源家に在るの由云々」と。これより前養和元年二月廿九日條には「鎭西に兵革あり、是れ豐後國住人緒方三郎惟能等平家に反する故也」ともあり。この人竹田村岡城に據ると云ふ。而して相從ふの士には大野六郎家基以下多く見ゆ。

又惟基の子は「嫡子政次（高千穗太郎、その子政房は三井田小太郎）、次男惟季（阿南次郎、又稱四穗田次郎、小原、大津留、武宮、橋爪、松尾の祖）、三男惟則（野尻三郎）四男惟顯（直入四郎）、五男惟清（城原五郎）、六男惟通（朽綱六郎）、七男惟平（又秀平と云、稙田七郎大夫、秋岡、由布、尻、靈田、入倉、十時、柴山等の祖）、八男榮基（大野八郎、又基平）、九男惟盛（三重九郎大夫）」なりと。又惟榮の子も多く、又惟久の子孫は戸次氏、佐伯氏にして一族多しと云ふ。徵證なれけれど、各條々にて說くべし。

緒方氏の出自は以上によりて明白なるが、延陵世鑑には「大納言大神衆基、延暦中豐後緒方庄に謫せられ、惟基を生む」など見ゆ。

1　豐後の緒方氏　以上の如く緒方氏は當國の大族にして、平語、盛衰記によるに威大なる勢力を有し、九州の士殆んど從はざる者なき程にて、而も源家に志をよせたりと云ふに、鎌倉以來多く物に見えざるは怪むべきなり。

2　豐前の緒方氏　暦仁の頃、緒方久五郎あり、宇都宮道房に從ふ。後元龜天正の頃、上毛郡の豪族に緒方六郎左衞門、同帶刀等あり。なほ尾形條を見よ。

3　日向の緒方氏　土持系圖に「齊衡中影綱大隅の亂を平ぐ。緒方氏軍に從つて功あり。因りて日向の野尻莊を分與す」と云ふ。日向記に緒刑（形歟）太郎次郎を載せたり。

4　筑後の緒方氏　筑後軍記略に「壽永二年、豐後國住人緒方三郎惟義・平家に背くの故を以つて、源大夫判官秀貞、攝津判官守澄引、三千餘騎を率ゐ、筑後國高野本庄に發向し、一日一夜惟義と合戰」と見ゆ。

將士軍談に「三潴郡中古賀村住、緒方宮內少輔、其の子將監、此の頃筑後川筋中、古賀分に瀉是ありしを、肥前より大勢來て開かんとす。將監同村住近藤淸右衞門を從へ行て、肥前勢と戰ふこと數度、遂に討ち勝て其の瀉を開き、一嶋を成す、海道島と名付く。淸右衞門・慶長八年正月卒。將監の子吉兵衞、其の子彌兵衞、其の子鹽川彌次右衞門と云ふ。其の子同六左衞門、其の子助之丞（出夫方下役）、詳遠行寺緣起小川筆記等に見えたり」と。又筑後久留米十軒屋敷中に緒方善兵衞、又堤氏系圖に緒方總衞門、又堤家臣に緒方兵部、また見習緒方久太郎等あり。

5　肥後平姓緒方氏　球磨郡五家庄中緒方氏あり、國志に「平家の裔なり。壽永の亂に左中將平淸經、柳浦に入水と僞り、豐後に走り緒方左馬助實國の家に居る。即ち實國の一女を納れ淸國を生む。淸國の孫盛幸（一に近盛）五箇の白鳥嶽の麓に移住し、子孫世々此に居る」と見ゆ。

｜季長 ┌康行｜康通｜成綱
｜延朝｜行朝｜延久｜定仲
└成廣｜成世｜成宗｜成朝

此の族裔内宮社家に多し。内宮權禰宜家筋書に「岡田、荒木田姓、田長二十世孫經久三男經康の後」と、又「岡田、常正弟常精の後」と。又地下權禰宜家筋書に「岡田、天見通命後裔神主田長廿一世孫」と。

25 清和源氏足利氏流　鈴鹿郡に岡田堡あり、三國地志に「俗に岡田殿城屋敷と云ふ」と云ゆ。伊勢岡田氏は一志郡岡田より起りしにて、足利氏の族と云ふ。家紋丸に八本矢車。

26 坂上氏流　坂上系圖に「田村麿―十一男高道（鎭守府將軍）―茂樹（道綱）―公經（左衛門尉）―經國―維時―貞時―時通―經通（出雲權介）―職實―實重（左兵衛少尉）―重盛（岡田太郎、堀河院御時、對馬守源義通と同心によりて誅せられ畢りぬ）―清重（豊前介、鳥羽院御時、父重盛勅勘の事に依り、乳父主計允定清・子と爲す、仍つて中原と號す）―清業（大宰少貳、史、對馬守、後白川院北面）―

｜章清（後鳥羽院北面 左少尉）―康清（後堀河院北面 大夫尉）―┬光清（後嵯峨院北面）
└兼清（大夫尉、壹岐守）

┌清尚（玄蕃允）―仲清（左衛門尉、始號榎並）　┌貞清（八郎左衛門尉）

と見ゆ。

27 丹後の岡田氏　與謝郡朝妻村大原城に岡田氏あり。

28 加賀藩の岡田氏　加賀藩給帳に「千貳百石（紋丸内桔梗）岡田與一。參百五拾石（紋同）岡田秀太郎。貳百五拾石（紋同）岡田長兵衛。八百石（紋連鼓）岡田喜內。百貳拾石（紋丸内スハマ）岡田曾太夫。參百五拾石（紋六鱗内片喰）岡田條之佐。百五拾石（紋同）岡田右八郎。千貳百石（紋同劍内片喰）岡田德三郎。六百五拾石（紋劔片喰）岡田省善。五百石（紋丸内三鱗）岡田雄次郎。九百石（同）岡田隼人。貳百石（同）岡田作次郎。貳百石（丸内三ツ鱗）岡田留之助。百參拾石（丸内三ツホヤ）岡田太次郎。百石（同）岡田彌四郎。百石、岡田喜陸。參拾五俵（外七人扶持）岡田餘所男」とあり。

29 備前の岡田氏　備前の名族にして宇喜多氏に仕ふと云ふ。

30 美作の岡田氏　勝南郡鹽氣村庄屋（先祖宮山高篠城に居たりと）。眞庭郡影村舊神職（先祖京都より來る。其の祖岡田加賀は作州四五郡祠官の長、注連大夫の一

にして、永和三年十一月隱岐守より注連大夫に宛たる文書を藏すとぞ）。英田郡吉野村里正等に此の氏あり。又津山藩分限帳に岡田順藏、文八郎、等あり。

31 安藝の岡田氏　藝藩通志廣島府立町名家丹波屋條に「丹波屋、先祖岡田彦九郎猶正は丹波の人、慶長中來りて府の坊買となる。今の忠兵衛まで七代、ねりもの細工作り花を業とす」と見ゆ。

32 三河の岡田氏　幡豆郡戸羽村鳥羽城主に岡田十内あり（二葉松）。又岡田平左衛門あり。又國學者岡田氏あり、秉穗錄を著す。

33 讃岐長尾氏流　古代岡田氏の後か。後世又長尾氏の族、岡田村により此の氏を稱す。全讃史に「長尾大隅守元高・岡田等を領す。その三男左衛門督・岡田に城いて居る。又五男五郎左衛門・岡田の後を受く」と。又岡田城は下岡田村にあり、長尾大隅三男左衛門督之に居り、子孫綿々」と載せ、又「笑原城（在西濱）、岡田丹後居之」と云ふも見ゆ。

34 河野氏流　伊豫國伊豫郡尚田郷（後世岡田邑）より起る。豫章記に「亦岡田の郷に居住する一族ありしをば、岡田と申

しける。是等は皆高市の末裔也」と載せ、又矢野系圖に「又吾河、井門、岡田の三氏皆高市氏より出づ」とあり。カウノ、ウキアナ條を見よ。

35 相良氏流　相良系圖に「四郎兵衛尉頼親—佐牟田六郎頼俊—頼照（岡田讃岐守）」と見ゆ。

36 伊賀の岡田氏　伊賀服部氏の一族なりと云ふ。

37 紀伊の岡田氏　伊都郡四村荘の公文職なりしと云ふ。宇野條を見よ。

38 其の他、太平記巻九に岡田平六兵衛を載す、この人近江番場蓮華寺過去帳に「岡田平六兵衛尉遠秀」と見ゆ。次に上杉家臣に岡田氏あり、深谷記御普代の臣に岡田十兵衛、又結城合戦物語に上杉勢岡田氏を載せたり。

德川時代、飯山本多藩城代、福山阿部藩用人、棚倉松平藩家老、前田藩城代、堅田堀田藩重臣、三草丹羽藩用人、臼杵稲葉藩番頭、久居藤堂藩用人、有馬藩重臣、水戸德川藩重臣（尾州岡田の族、始め久留子紋、後幣串）水口加藤藩家老、中村相馬藩重臣、大野土井藩表用人、また筑後の代官に岡田將監、田中家臣知行割帳に「三百石岡田三郎左衞門」鯖江藩侍帳に「岡田源吾、同耕治、」關長門守侍帳に「三十石岡田九助、同喜左衞門、」秀康卿給帳に「百石岡田久五郎」、香宗我部記録に「岡田勘右衞門、同新兵衛、同與次右衞門」等を載せ、又甲斐、播磨、志摩、陸奥、信濃等に尠からず。幕臣岡田將監（五千三百石）の紋は次の如し。

岡田將監

岳田　ヲカダ　和田系圖に「助有—有實（德泉寺庄開發）—有盛—成貞—國貞—貞道（中大夫）—貞親（中大夫）—大輔房（宣慶、鎌倉東御門）—家宣（岳田左衞門尉）」と見ゆ。

崗田　ヲカダ　岡田條を見よ。

丘田　ヲカダ　岡田と通じ用ひらる。岡田條を見よ。

緒方　ヲガタ　和名抄豐後國大野郡に緒方郷を收む。又宇佐大鏡に「緒方庄御封田二百四十町、本田百三十町云々」と。緒方氏は此の地より起る。其の出自に關して、平家物語第八、をだまきの事の條に「これを緒方三郎惟義に下知す。かの惟義と申すは、恐しき者の裔にてぞ候ひける。譬へば昔豐後國のある片山里に女ありき、或る人のひとり女、夫もなかりけるが許へ、男夜な〱通ふ程に、年月も隔たれば身もただならずなりぬ。母これを怪みて『汝が許へ通ふ者は、いかなる者ぞ』と問ひければ『來るをば見れども歸るを知らず』とぞいひける。『さらば朝歸せん時、しるしをつけて繫ぎて見よ』とぞ敎へける。女、母の敎に隨ひて、朝歸しける男の、水色の狩衣を著たりける首かみに針をさし、賤の緒環といふ物をつけて、經て行く方をつなぎて見れば、豐後國に取つても日向の境、姥嶽といふ嶽のすそなる大なる岩屋の内へぞつなぎ入りたる。女岩屋の口に彳みて聞きければ、大なる聲してよびにけり。女申しけるは『御姿を見まゐらせんがために、妾こそこれまで參つて候へ』といひければ、岩屋の内より答へていはく、『われはこれ人の姿にあらず、汝わが姿を見ては、肝魂も身に添ふまじきぞ、孕める所の子は男子なるべし。弓矢打物取つては、九州二島に肩を並ぶる者あるまじきぞ』とぞ敎へる。女重ねて『假令如何なる姿にてもあらばあれ、日比の好いかでか忘るべきなれば、互の姿を今一度

壽永二年木曾義仲に從つて、越中礪並山に戰ひ平知度の爲に斬らる。次子久義・平爲盛と相搏す。樋口兼光爲盛を斬て之を救ふ」と云ふと、「岡田、久慈郡岡田村より起る。義重の三子義澄、岡田四郎と稱す。子盛義二子あり、義行、義連と曰ふ。義行子を義宗と曰ふ（戸村本系圖）」と云ふの二者を載せたり。

11 桓武平氏千葉氏流　下總國豐田郡岡田鄕より起る。寬政系譜千葉氏流に收め、「もとは原と云ふ、元泰の時岡田に改む。家紋十曜、五枚篠」と。

12 桓武平氏相馬氏流　これも下總豐田郡岡田鄕より起るとの說あり。卽ち地理志料岡田鄕條に「相馬系圖に岡田氏あり、武鑑相馬國老岡田監物を載す、卽ち其の後也」と。されど此は磐城國行方郡岡田邑より起りしなるべし。

相馬岡田系圖に「胤村（五郎左衞門尉）―胤顯（彦三郎）―胤盛―胤康（相馬泉五郎、又號岡田、泉、岡田、飯土江（狩倉）、元應二年三月、母堂（胤盛後家、號尼專照）の讓狀に任せ、此の外相馬郡內手賀、藤心兩村、八兎村、之を領知す。正和四年國宣あり、奥州黑河郡內新田村を領すべき由、同二年國宣あり、建武二年、斯波陸奥守家長、奥州發向の時、一族相共に曰理河名宿に於いて參會以來、所々敵城に對し戰功あり云々）―胤家」と見えたり。胤家幼名乙鶴丸その代祐賢言上の文書に「下總國相馬御厨內泉鄕、幷に手賀、藤心兩鄕（新田源三郎跡）、奥州行方郡內岡田村、八莵村、飯土江（狩倉一所）、矢河原、同國竹城保內波多谷村の事云々」と。その後安房守義胤あり、標葉郡「權現堂砦を賜ふ、義胤次男茂胤これを繼ぎ、釆地八十三貫文、子孫相續」と。又「永祿中、岡田十右衞門胤久あり、相馬郡立谷邑を賜ふ、よりて號を改めて立谷越前と曰ふ」と。又「八兵衞宣胤あり、泉邑を賜ふ」（奥相志）と。

また奥相志に「岡田氏は相馬門長、建武以來岡田鄕に居り、天正中に至る、世々小高鄕兵の隊長たり、武譽籍甚、十三代八兵衞重胤中村に移る」と見ゆ。

13 石城の岡田氏　飯野八幡宮天文廿年十一月十四日の鐘銘に脇檀那岡田伊豆守信家を載せたり。

14 稻葉氏流　下總豐田郡岡田鄕より起るとぞ、「下總岡田郡主にして本姓稻葉伊豫守勝重と云ふ。源三位賴政五世孫源太夫宗重の從弟也」とあれど、詳かならず。

15 清和源氏村上氏流　これも信濃國筑摩郡岡田邑より起りしか。尊卑分脈に「爲國（號村上判官代、但し顯清子也）―宗實（北白河院藏人）―實時（小野藏人二郎）―實重（岡田四郎）」と載せたり。

16 清和源氏山田氏流　寬政系譜に「家譜に滿政流にして山田重親二男泰親より四代重政、斯波家に屬す、其子重章―重賢を祖とす」と云ふ、其子重篤―重賴―重親―善同也、家紋鳩酸草、繁五星、丸に桔梗、劔鳩酸草」と。新撰美濃志大野郡（揖斐）三輪村條に「其後岡田氏の領邑となりて、第宅を此村に構ふ。岡田伊勢守善同、始の名は勝五郎、また將監善長とも云ふ。當所また近鄕にて、五千石を領し、世々御旗本に奉仕す。其の先源滿政十八代孫山田重詮、岡田修理亮と改む。重詮の子岡田與二郎信重、其子岡田助右衞門重善等、代々尾張國に住みし舊家なり」と見ゆ。

17 尾張の岡田氏　前項岡田氏と同族也。愛知郡本地村田子屋に星崎城あり、尾張志に「城主は岡田助右衞門直敎、其子長

オカタ
オカタ

門守直孝、其弟伊勢守善同、天正十二年甲申三月より山口半左衛門重勝、同十四丙戌年より同半兵衛重政也。同十六戊子年、織田信雄より重政に、勢州茂福一萬三千石を給へるによりて、かしこに移りし後、城廢れたり、」と載せ、又春日部郡小幡城（小幡村裏の戌亥の方）條に「大永年中岡田與七郎初めて築く、天文四年家康の祖父二郎三郎淸康、尾張の地に軍し給ひし時此城にあり。十二月五日森山の陣營にて安倍彌七郎が亂心にて弑し奉りし後、織田孫三郎信光の持城となり、信光横死し城も廢れたりしを、天正十二年德川公舊壘を修復し、本多豐後守廣高を入れ置き給ひぬ。同年十二月より菅沼新八郎定盈代りて守りしが、長久手御合戰の後は城主もなく自ら廢城となる」と見ゆ。岡田氏は最初小幡村にあり、後愛知郡末森村に移るとぞ。（助右衛門—善同—善政）。又春日部郡小幡村岡田助右衛門は織田家に仕ふ。其子伊勢守時常（善同）、其子豐前守善政あり。又連歌師岡田賢桃あり。賢桃齋は花の本の宗匠也。又豐鑑に「岡田長門、信雄のずさ乍ら秀吉に心を通はし云々」と見ゆ。又秀吉譜に「天正十二年三月、信雄・其の家臣星崎城主岡田長門守を殺す」とあり。此の氏もと久留子紋、後鳩酸草に改む。

18 武藏七黨丹黨　七黨系圖に「經房—時房（貫主大夫）—中村時重—時光（中村田）—時成（中村四二）—時繼（岡田）—

├員時 新左 ─┬景時 二
│　　　　　　└時長 五
├成繼 三—時範 三二
├信時 四—家時┬宗家 小二
│　　　　　　└實家
├時廣 五
└時信 七—親信 十

兒玉郡岡太鄕より起りしか。橘樹郡下岩間町神明社神主に岡田氏あり。又足立郡（丸に三ッ柏）、埼玉郡等にも岡田氏あり。

19 佐々木氏流　佐々木系圖に「京極高氏—秀綱（源三左衛門、文和二六十二戰死）—秀隆（岡田）—豐淸—重綱、」また豐淸弟「信淸—正綱」と見ゆ。寛政系譜宇多源氏支流に此の氏一家あり、家紋黑餅に洲濱、蛇目。京極殿給帳に七百石岡田半右衛門等。

20 蒲生の岡田氏　前項の族か、蒲生氏家臣に岡田大助あり。又郡史云ふ、享祿四年四月六日箕浦合戰に戰死せし人に岡田太郎左衛門正圓、衛門三郎正法、新三郎孝道の三人あり。

21 美濃源姓岡田氏　當國にも岡田氏多し。尾張國春日井郡大永寺村大永寺所藏の岡田氏系圖の伊勢守善同（前述す）條に「永祿六年辛巳六月九日、家康公舊領を殘し、新に食邑五千石を濃州可兒郡羽栗郡に賜ふ。是に於いて姫鄕（在可兒郡）に移り居り、後善同をして濃州之郡監と爲す。云々」と見へたり。第十六項を見よ。

22 上總の岡田氏　關八州古戰錄に「天文廿四年三月云々、向ひの鄕、栗坪村の地頭岡田豐後守、小豆交りの强飯を支度し、諸兵を城にぞ收めける云々」とあり。

23 新田氏流　下總岡田郡名を負ふと稱す。家紋丸に鳩酸草、桐。

24 荒木田氏流　荒木田二門系圖に「延基—延平（二禰宜）—忠延—忠成—成長（一男、新勅撰作者、岡田、父讓、一禰宜、仁治二年任、治承三二執印、四十歲、長官十五年、建久四十月十一卒、五十四歲）—成定（二男、岡田、一禰宜）—

├延成—延行—成政（二禰宜）
└成行┬成言（六禰宜）

山上稲垣藩城代、出石仙石藩用人、大野土井藩家老等にあり。備前、信濃。

岳島　ヲカシマ

小鹿島　ヲガシマ　羽後國秋田郡男鹿島より起る。岡島條を參照せよ。但し肥前國松浦郡にも小鹿島あり。橘次公成・文治五年奥州征伐の後、この地を賜ふ。東鑑文治六年正月六日條に「由利中は維平小鹿島大社山毛々左田の邊に馳向ふ云々」また十八日條に「御方軍士の中、小鹿島橘次公成、云々等、討取らるゝ處也云々。二品仰せて曰、使者の申す詞・相違あるか。橘次は逐電か」と。又十九日條に「兼任小鹿島に向ふの時橘次は逃亡」と見ゆるこれ也。又小鹿島文書延應元年六月の讓狀に「ゆづりわたす所りやう、いではのくに、あいたのこほりのうち、ゆかは、さはのうち、みなと、ならびにをかしまのうち、井のもり。くだんのところ〳〵は、をくいりの御かせんのとき、こうれんくんこうのしやうに、こだいしやうどのより給て、いまにいらんなし」と。又同十一月五日前武藏守、修理大夫の判書に「早く前薩摩守公業法師（法名公蓮）後判讓狀に任せ、男公員をして、出羽國秋田郡湯河、澤內、湊地頭職を領知せしむべき事。右公蓮今年六月日公員に讓る狀の如く、件の所は奥州合戰の時、軍功により故大將殿より給ふ所也云々」と。

公業は卽ち東鑑の公成にして、遠江の橘姓、右馬允公長の二男なり。早く賴朝に從ひ、伊豫、肥前、肥後、薩摩等に於いて領土を賜ふ。小鹿島文書、並に同系圖に據れば、肥前澁江氏はその直胤なりと。シブエ條を見よ。

公成が出羽に領土を得しは古く此の地にも橘氏ありしにより、その由緒を具して賴朝より賜はりしものと考へらる。澁江氏大村藩に仕へ、維新前後小鹿島と改む、先祖の由緒によるとぞ。但し松浦郡にも小鹿島ありて文書に出づ。關係する處あるか。武家系圖に「小鹿島・橘」とあり、何によりしか。

男鹿島　ヲガシマ　小鹿島に同じ。

岡住　ヲカズミ　石見にあり。

岡田　ヲカダ　和名抄山城國紀伊郡に岡田鄕、乎加多と註す。又下總國に岡田郡あり延喜四年豐田郡と改む、又豐田郡内に岡田鄕あり、又常陸國那珂郡に岡田鄕、久慈郡にも同名鄕あり、又紀伊國牟婁郡に岡田鄕伊豫國伊豫郡に崗田鄕、これも乎加多と註す。其の他信濃、遠江、丹後等に岡田庄、又村名としては諸國頗る多し。

1　岡田臣　讃岐國寒川郡岡田村より起る、武內宿禰の裔、紀氏の族なりと。卽ち延曆十年十二月紀に「讃岐國寒川郡人外從五位下佐婆部首牛養等言ふ。牛養等言ふ。牛養の先祖は紀田島宿禰より出づ田島宿禰の孫米多臣、難波高津宮御宇天皇御世、周防國より讃岐國に遷り、然る後遂に佐婆部首と爲る。今牛養等來る所に籍し、貢擔を免るを獲、雲雨の施、更に望む所なし。但し官に在りて氏を命じ、土によりて姓を賜ふ。諸を往古に行ひ、之を來今に傳ふ。其牛養等の居處・寒川郡岡田村にあり、臣望らくは岡田臣の姓を賜はらんと。是に於いて、牛養等戶二十烟、請によりて、之を賜ふ」と見ゆ。

2　和泉の岡田臣　泉北郡大野寺より發掘されたる文字瓦に、岡田臣姪と銘せるものあり、讃岐より移りしものなるべし。

3　岡田毘登　此毘登は首（オヒト）なるべし。神護景雲三年九月紀に河內國志紀郡人從七位下岡田毘登稻城等四人、吉備臣姓を賜ふ。

4　岡田村主　紀伊國牟婁郡岡田鄕より起

る。靈異記中卷卅二に「聖武天皇の御世、紀伊國名草郡三上村人云々、岡田村主姑女の家云々」また「岡田村主石人」などを載せたり。韓漢渡來の氏なるべし。後世伊都郡四村莊の公文に岡田氏あり、宇野條を見よ。

5 讃岐の岡田（無姓）　第一項岡田臣の族裔ならむ。讃岐國大内郡寛弘元年の戸籍に岡田村成、外一名を載せたり。

6 岡田（無姓）　西宮記二十三にも岡田氏見ゆ。

7 河内の岡田氏　楠木正成配下の將に岡田氏あり、廣嚴寺楠木一族靈牌に岡田四郎兵衞友治と。第三項岡田毘登の後裔ならんか。又交野郡片野神社の大禰宜の一に此の氏あり。後慶應頃には神主岡田帶刀、宮座岡田竹松等あり。此の神主家中治左衞門本房（名皐、字士聞、號鶴鳴）殊に名あり。又坂村の名家に此の氏あり。

8 攝津の岡田氏　生田神社の舊神職に此の氏あり、又武庫郡廣田村にも此の氏の名族あり。

9 清和源氏義光流　信濃國筑摩郡岡田邑より起る、尊卑分脈に「義光―┬義業―昌義佐竹―親義岡田冠者―重義
├義淸（武田冠者）
└親義岡田冠者―重義同太郎

と載せて、親義重義の父子重出す。而して武田系圖（親義・岡田五郎）、若州武田系圖（四男、岡田冠者）、諸家系圖纂（親義・義光男、號岡田九郎）等は親義を義光の子とし、佐竹系圖には親義（岡田冠者、信州住）を昌義の子とす。（耕山寺本佐竹系圖には「親義・三郎、岡田冠者」とあり。

以上岡田親義の出自については二說あれど、親義は平家物語に信濃源氏として岡田冠者親義、また盛衰記に「信濃國には岡田冠者親義、同太郎重義、平賀冠者盛義云々」また屋の卷に「參川守知度は、云々、馬を射させてはねければ、下立たりけるを、岡田冠者親義落合たり。知度太刀を拔て甲の鉢を打たりければ、甲ぬいで落にけり。二の太刀に頸を打落てけり。同太郎重義續いて落重る。知度朝臣の隨兵二十餘騎おり重て彼を討せじと中にへだたらんとす。親義の郎等三十餘騎重義を助んとて、落合つゝ互に戰けり。太刀の打違る音耳を驚し、火の出る事電光に似たり。爰にてぞ源平兩氏の兵數を盡て討れにけり。知度朝臣は遁れ難かりければ、冑の引合切捨つゝ、自害して伏にけり。兵衞佐爲盛は岡田小次郎久義に組んで、木曾が郎等樋口兼光に頸を取れたり」と見えて、信濃國岡田邑より起りしや明白にして、又佐竹流岡田氏は次に云ふ如く、常陸岡田鄕より起りしにて四郎義隆の後なれば、岡田親義を昌義の子とするは此の二流の岡田氏を混淆せしによるべし。殊に親義の子重義と同名なる重義と云ふ人も佐竹氏にあれば、一層此の誤を致せしものと考へらる。寛政系譜に家紋三本扇、三鱗。

10 清和源氏佐竹氏流　前述岡田親義の外、佐竹系圖に「昌義―隆義（佐竹四郎）―秀義（別當）―義重―義隆（岡田四郎）」と、又密藏院佐竹系圖に「義人―義盛―義高（岡田）」と。又諸家系圖纂に「秀義―義重―義高（岡田、三男）」とあり。常陸國久慈縣岡田鄕より起る、この地は弘安勘文に「佐都東郡、東岡田十五丁、西岡田十丁」と見ゆ。

新編國志には「岡田、久慈郡岡田鄕より起る。義光五子、親義、五郎岡田冠者と稱す。久慈郡岡田鄕に居り後信濃に徙る。

々」と、また「爲信公御手勢千餘人、小笠原伊勢五百餘人云々」と。又葛西氏を**小笠原**とも傳ふ。

27　閇伊の小笠原氏　陸中國下閇伊郡山口村黒森神社は垂仁天皇皇子是津親王を祀ると、寶永年中の縁起にあり、昔は黒森大權現と稱し、南部家の崇敬深し。南部系譜所載當社棟札に「應永十一年甲三月、再營、大檀那沙彌禪高、俗名南部大夫源守行、當郷主山口館小笠原肥後守保信、別當按察坊道安」と。又拜殿に昔有之候鐘の銘に「貞治二年十一月十七日大旦那式部太夫源長時、山口村地下百姓施主太左衛門」とあり、式部太夫は何人なるか詳かならず。

28　田川の小笠原氏　田川郡高坂館に小笠原氏あり、羽源記に「天正中、高坂の小笠原左金吾云々」と。

29　小笠原島　小笠原島は文祿二年小笠原貞頼が航海して、之を發見したるなり。貞頼の世系は小笠原諸流系圖の民部系圖に「長經―左兵衛督長房―大膳大夫長久―信濃守長氏―信濃守宗長―貞宗―遠江守政長―信濃守長基―兵庫介長秀―大膳大夫政康―民部大夫持長―信濃守清宗―民部大輔長朝―修理大夫貞朝―民部大夫長宗―大膳大夫長時―民部大輔長頼―信濃守長元―民部大輔貞頼」と見ゆ。

30　伊豆木館　信濃伊奈郡にあり、松尾小笠原信嶺の弟靱負長臣、慶長十三年嫡家信之（信嶺の子）より千石を分たれ、代々伊豆木を領す、交代寄合の一なり。

小笠原政之助

31　淸原姓　笠氏系圖に「善保（嘉應承安の比御史諸大夫、音樂博士に任ぜらる。高倉院御宇、先祖菅丞相公の御衣笛を下さる。同年二月北野勅使立、其後肥後國下向、法名淨喜、年六十九ニシテ）―保行（右京大夫、改小笠原）―善賢（葉室修理大夫、諸大夫、阿蘇大宮司結緣、其の上夢想に依り、紋を白鷹羽に改む。承久年中順徳院奉仕、菊池能隆兩人致合戰功）―善村（從四位、藏人、北面、侍從、出家、興福寺貫主、永忍禪師）―（小笠原）頼高（兵庫頭、永仁の比宮方實檢、讒者あり遠流、花園院御宇、勅免、應長元年逝去、年七十六、法名德昌院拂空居士）―吉宗（葉室有右京大夫）」と見ゆ。ムロ條を見よ。

32　其の他、上杉謙信の將に小笠原彥次郎あり、越中新川郡魚津を守る。又伊達政宗家中記に小笠原氏、又德川時代尾張德川家の重臣、又細川藩の重臣、紀伊德川家重臣、八戸南部藩用人たり。また相州兵亂記に「永享八年丙辰、信濃國住人小笠原大膳大夫と、同國の住人村上中務大輔と確執の事有て合戰に及ぶ」と。又甲州府中八幡宮神主由緒書に「小笠原兵部大輔光頼息女、一條次郎忠頼子息に嫁す」と。又射術傳書の奧に「小笠原大膳大夫頼氏、同宮内大夫氏隆、算榮坊廣純」と。又齋藤伊豆守家系に「石谷兵部少輔の子石谷加兵衛、後小笠原意休と云ふ」とあり。

岡川　ヲカガハ

岡司　ヲカシ　攝津國武庫郡廣田村の住人にして宇多天皇の寬平五年濱村（小松村）の地を開墾し、後・醍醐天皇の延喜元年大梵天王及び天の二十八宿を祭り廣田神社の末社となせり、これを岡司宮と呼ぶ。これ今の岡太神社也と云ふ。

小柏坂江　ヲカシサカエ　結江藩侍帳に見ゆ。

岡下 ヲカシタ ヲカシモ　大和國十津川の豪士にして、十津川郷鎗役由緒家筋書に「谷瀬村、岡下清六」を載せたり。備前。

小柏 ヲカシハ

岡島 ヲカシマ　次の數流あり。

1　橘姓　承久記巻二に「岳島橘さゑもん」また巻三に「奥州の住人をかじまのきちさゑもん」を載せたり。此の岳島と云ふは出羽國秋田郡（羽後北秋田郡）の男鹿島ならんかと云ふ。卽ち風土略記に「今の男鹿島は齊明紀齶田蝦夷恩荷の居住せし地にや。又義經記、吉次が奥州物語の條下に『兩國の大將軍をばオカの太夫と申ける。彼が嫡子栗屋川の次郎貞任、次男鳥海三郎宗任、のりとふ、重任とて』云々、承久記に『奥の岡の島橘左衞門』といふもの、關東勢の内に見えたり。何れも恩荷の氏人にして、當島に居住しけるにや、義經記を見るに、オカの太夫と云しは、安倍貞任等の親なり、」と見ゆ。此の男鹿島の地は文治五年奥州平定の後、橘公業に賜ひし地なれば、地名辭書は此の承久記の岡の島橘左衞門を公業なるべしと云へり。されど陸奥話記に「押領使淸原武貞を一陣となす（武則の子也）橘貞頼を二陣となす（武則の甥也、字を志萬太郎）、云々、橘頼貞を四陣となす、（貞頼弟なり、字は新方二郎）」と見え、地名辭書も此の志萬を以て男鹿島の島と解し、「陸奥話記に合考すれば、橘氏の人々の在住も、數代に渉りたり。之を志萬とも云へり」と云へり。たとひ此の說を誤りとするも、當地方に有力なる橘氏のありしや明白なれば、承久記の岳島橘さゑもんは寧ろ此の橘貞頼の族裔とすべきなり。橘公業が小鹿島の地を賜ひし事は事實なるも、岳島橘さゑもん、或は奥州の住人など云ひしとは考へられざればなり。殊に岳島が男鹿島なりとする推定も確實ならざるをや。次頁小鹿島參照。

兎に角、岡島氏が橘姓なる事は承久記によりて確實なるべし。

2　齋部姓　安房國安房神社の舊祠官にして天富命の後裔と云ふ。アハノイムベ、並にイムベ條を見よ。齋部宿禰本系帳に「義維—貞鄕—光成—光信（弘長二年春正月十八日卒、妻三浦駿河前司義村女）—義角（安房坐大神祝部）岡島祖」とあり。

3　藤原北家　藤原忠平（攝政）の末男忠君の後也と云ふ。

4　加賀藩の岡島氏　加賀前田藩に此の氏多し、卽ち加賀藩分限帳に「貳千參百石（紋重釘貫）岡島左膳。千五百石（紋釘貫）岡島傳藏。五百石（紋同）岡島喜太郎。參百石（紋同）岡島致三郎。參百石（紋同）岡島三左衞門。參百石（紋同）岡島甚七。百五拾石（紋同）岡島與次郎。百參拾石（紋同蔭日向一ツ）岡島十右衞門。百石（紋同）岡島忠三郎」と。

又加越能三州志射水郡守山條に「高德公・岡島備中一元をして守らしむ」と、又河北郡倶利伽羅條に「國祖・岡島喜三郎云々等を置く」と。又婦負郡安田條に「天正十三年日島峰・太閤の陣城となる時、岡島喜三郎一吉・此の堡障へ移る云々」と。又能美郡三堂山條に「慶長五年此の三堂山に公より岡島一吉、不破光昌を置かせらる」と。又北越軍記にも「五年前田肥前守は岡島備中守を以つて三道山を守らせらる」とあり。此等の後なりとす。射水郡高岡の守將たりき。

5　攝津の岡島氏　西成郡千林村の名族也。嘉平次、千島新田を開墾す。

6　其の他、德川時代此の氏は水戸藩用人、

主小笠原與次郎長繼、十一代小笠原長定二男」「(君谷村) 君谷城主小笠原但馬守長信、七代小笠原長性三男、君谷氏と稱す」と。「(長谷村)屋敷守將小笠原長爲、十一代小笠原長定三男、母三隅入道女、長谷家再興」と。又安濃郡「大田町松山城主小笠原彈正少弼長秀・小笠原長雄二男」と。八重葎に太田の古驛は小笠原彈正の居れる所と。

又同郡「山中村山中城主小笠原大藏大輔長旌、小笠原長雄長子、文祿元四月邑智郡丸山城より出雲神西大島に移る」と。又邇摩郡福光村「福光城主小笠原小太郎、淸和源氏小笠原長親、石見邑智郡加倖來住、其裔父名不詳」と。又天文十一年毛利大内和睦して小笠原長隆をして銀山を守らしめ、其の子長德は山吹に在城す。後小笠原より毛利氏に渡す。

又安西軍策卷三石州出羽合戰條に「永祿元年二月初旬、吉川治部少輔元春、藝州日ノ山を打出、其勢一千餘騎石見の出羽へ發向、其の故は小笠原長雄・尼子修理大夫晴久と一味なりければ、渠を退治の爲也」と。次いで小笠原降參條に「同五月廿日、元就、隆元、隆景父子三人石州に發向し給ふ。吉川元春も一手に成給ひて都合其の勢一萬二千餘、同廿四日湯の城を取圍む。云々。七月十九日尼子晴久大田迄引退ければ、小笠原以の外に弱り、長雄は隆景朝臣を賴み降參して一命を助かり阿彌陀寺へ入にけり」と。又元就記に「毛利勢・小笠原彈正の持てる葉城赤山の城へ押寄せ、又小笠原本城に押寄合戰度々有、小笠原叶はず、扱になり元就へ相從ふ」と。(猶ほ井原條を見よ)

20 安藝の小笠原氏 藝藩通志高田郡櫻尾城條に「石見の士小笠原彈正長雄、姓を中村と改め、毛利氏に屬し、此に來居といふ」と見ゆ。

21 備前家(京都小笠原) 尊卑分脈に「宗長(信乃守、孫二郎)—貞長(一男也、彥二郎)—長高(二郎六郎、美乃守)—氏長(又六、備前守)—滿長(又六、民部少甫備前)—

持長(同、同、同 法心源)┬持清(同、同、同 法大中)┬政清(同、同、同 法宗信)—尙清(同同)—稙盛(同同同)
└政廣(美乃守 孫六 刑部大輔)　└元長(播磨守 六郎)　└元清(八郎 刑部少甫)」

前引康正造內引付、永享以來御番帳、文安年中御番帳、永祿諸役人付等に小笠原備前とあるは此の家にして、京都小笠原家と稱せらる。三家系圖には「宗長(孫次郎、扇谷)—貞長(彥三郎)—長高(六郎二郎、美濃守)—氏長(又六、備前守、弓太郎)—滿長(又六、民部少輔、法名興元)—持長(又六、法名心源)—持淸(又六、備前守、法名大中)—政淸、備前守、法名宗住)—尙淸(民部少輔)—稙盛(備前守)—秀淸(勝齋)—長元(備前)」と載せ、又阿波小笠原條に「長淸—長經—長忠(信濃守、法名乘蓮)—長政(孫次郎、永仁二年八月四日卒、七十三)—長氏(彥太郎、治部少輔)—宗長(彌太郎、法名順長)—長貞(彥太郎、祖父長氏養子、永和元年正月十七日、賜日本弓太郎)—長高(美濃守、法名宗珍)—氏長(民部少輔、備前守、法名道陰)—滿長(備前守)—持長(民部少輔、備前守、法名心源淨元)—持淸(民部少輔、備前守、法名大中)—政淸(民部少輔、備前守、法名宗信)—尙淸(民部少輔、備前守、法名宗仁、常德院殿)—稙盛(民部少輔、備前守、法名宗善、惠林院殿)」また長貞の弟「貞宗(信濃守)—滿長(民部少輔、備前守、左京大夫、法名興元、母四條局、貞宗・京腹の子たるにより京に

居住、備前守氏長聟と爲し、京小笠原を繼ぐ」と見ゆ。

備前長船の古城山は城主小笠原金光、或は長船長左衛門尉兼光と云ふ(國志)。

22　若狹の小笠原氏　當國の守護代として勢力あり。守護職次第に「一色修理大夫入道信傳、代官小笠原源藏人大夫長房(後號三河守)、爰應安二年正月十五日、安賀庄金輪院に於いて楯つくの間、守護代押寄合戰に及ぶ。中略。信傳御逝去の後小笠原三河守出家、法名道鎭後改淨鎭」と。次に「一色左京大夫詮範、代官同人(小笠原)、應永四年九月十七日淨鎭死去の後、子息藏人大夫長春出家、號三河入道明鎭」」次に「一色修理大夫滿範云々、雖然、三河入道明鎭、同子息三郎共に、應永十三年十月一日に京都一色道範□屋形に於て召禁せられ、丹後國石河と云所に籠られ畢る。之に依りて舍弟安藝守、同一族等並に若黨以下數十人三河國に於て、同十五年十二月廿六日討死畢。同十六年三月に明鎭父子石河城にて切腹せられ畢る。此併小濱八幡宮上の山にて鹿を狩らせられし御祟とぞ。」と見え、又淨鎭、明鎭(三河入道)等の事、今富名領主次第にあり。

郡縣志に「應永四年六月、小笠原三河守長房(入道淨鎭)堯鐘を社頭に懸く。」と。この鐘今に存す、銘に「應永三年丁丑六月五日、大願主三河刺史淨鎭」とあり、(神名帳私考)。

23　由利の小笠原氏　羽後國由利郡に小笠原氏多し、信濃小笠原の後裔なりと。新風土記に「仁嘉保城跡は院内村にあり、應仁元年、小笠原大和守重譽の築く所なり、重譽二箇保を領す。故に仁賀保氏と稱す(ニカホ條參照)。

又矢島氏も小笠原氏なりと。矢島十二頭記に「矢島初代・義光公と申候、御本名小笠原なり。」また「根之井と申侍、浪人分にて矢島へ下り地頭迚もなく、百姓共我勝なる樣子見屆、信州木曾義仲公の末葉小笠原大膳大夫義久を遣下り、矢島の地頭に立て、根の井も矢島を三つ一知行致候」「矢島大膳大夫義久、信州より初めて下り、嫡男太郎義滿云々」と。ヤシマ條を見よ。

又玉米も小笠原氏なり、矢島記に「玉前殿、小笠原信濃守とも、若名介兵衛とも申候」と。

24　仙北の小笠原氏　永慶軍記に「山北三郡の住小笠原信濃の二郎義冬が末葉光冬が子太郎左衛門尉道英、三梨、沼田の城に楯籠り、文祿五年最上勢に敗らる」と。また「增田の城主小笠原信濃次郎光冬。」また「戸澤の一族楢岡城主小笠原右衛門尉」等を載せ、又山北小野寺義道家方に「小笠原傳七(三梨城主)」「小笠原彌之助(合川城主)」等見ゆ。

25　南部の小笠原氏　奥南深秘抄に「甲州譜代安藝、本名小笠原、奥瀬村を知行して奥瀨氏となる」と。又天正二十年南部四十八城注文に「中市、平城、破却、小笠原彌九郎持分」と。又新撰國志に「櫛引八幡宮は小笠原石見入道宥鏡、貞應年中之が別當たり、小笠原安藝長則とて南部家老の舍弟也。故に此の家を安藝とも云ふ、卽ち普門院の祖なり」と。又南部系譜に「天正十九年九戸征伐の後、領內の櫛引の小笠原氏を退治せしめらる」と。クシヒキ、アキ、オクセ等條を見よ。又南部師行の家士に小笠原四郎あり、延元元年成田賴時を援く(八戶系圖)。

26　津輕の小笠原氏　津輕年代記に「元龜元年云々、大浦殿時の家老小笠原伊勢云

名岸龍院悳光梅翁長政大居士、官領從、三好實休之戰死、無比類軍功、感賞、於讃州西方勤寺之內、鴨井壽光寺二ヶ庄、可領知之旨、伊須佐渡入道長保より感狀到來す。阿波讃岐和泉三ヶ國にて都合二十四ヶ村三千貫領知す。其後天正六年正月廿八日白地之城主、爲大西出雲守賴武同苗角養、生害落城す。海原四社權現儀と崇申す、一男)、長定(與市)、某(重淸、左近、法名郎生院心月自昭大居士)、某(重淸、乙助、父長政討死之時、歲八歲、乳母召連、讃岐國へ立退、又歸名東郡井戸村、又歸重淸村平尾、改名衞門助與市、長者蓬庵様被爲御入國納に付、歸國候處、筋目達御上聞、其後御巡國砌、世倅惣兵衞共に南方にて御目見被仰付、於重淸村、田地高二百五十石被下置、政所役被仰付候)」と。猶ほ一宮條を見よ。

16　淡路の小笠原氏　太平記廿二、脇屋義助豫州下向の條に「熊野人共、兵船三百餘艘調へ立、淡路の武島へ送奉る。此には安間、志知、小笠原の一族共、元來宮方にて城を構て居たりしかば云々」と。こは阿波小笠原にて當時宮方たりし也。又豫章記に「正平廿二年二月十日、豊前小倉に於いて策を爲し、淡路の沼島へ上向す。小笠原、海の一族、多年南方依止也」と見えたり。

17　讃岐の小笠原氏　太平記卷廿二に「詫間、香西、橘家、小笠原一族共二千餘騎」と見ゆ。當國增田氏は小笠原彥治郎の支族なりと。マスダ條參照。

18　土佐の小笠原氏　阿波小笠原氏の一族にして豊永鄕に據る。南路志引く豊永鄕粟生定禪寺鰐口銘に「土佐國長岡郡粟生村定福寺敬白、明德二年辛丑十二月、大願主源賴忠」、また大平天王社棟札に「天文四年十二月、檀那源朝臣資貞」、また中屋妙見社棟札に「天文十九年十二月、小笠原盈貞」、また寺內豐樂寺鐘勸進帳に「天文廿四年五月敬白、小笠原筑後守道資、小笠原道實、小笠原松壽丸、豊永內藏介茂政」等見ゆ。粟生に古城ありて小笠原備中守豊永居ると傳ふるも、豊永は豊永氏にて備中守の名にあらずと。

19　石見の小笠原氏　阿波小笠原氏の一族にして頗る榮ゆ。八重葎に「小笠原四郎長親は阿波國小笠原氏の分流にして、鎌倉時代石州に移り、邑知郡村之鄕に住す。十二代長隆は大内義隆に屬し、兵部大輔と號す、其の子與次長德、其の子彈正長雄、其の子大藏少輔長鄕、是等數代は三原の領主なり」と。此の小笠原氏の世系は丸山小笠原系圖に「長淸―長經(太郎、阿波守護、大西鄕に移る)―

┌長房(又長義)―長親(石見初代)
├長忠―長政―長氏┬兼賴(丸茂)―維賴
│　　　　　　　　├宗長(孫四郎、小笠原、建武二戰死)
│　　　　　　　　├政宗(山中四郎)
│　　　　　　　　└經氏(祥茂次郎太郎)
├長能
└長村

初代長親(四郎、邑智郡一部加倖村之鄕南山城主、弘安沿海警固の功に依る。室益田兼時女、美夜、其母阿彌、天福元年川本八幡宮勸請)―二代家長(四郎次郎、善隣庵)―三代長胤(又太郎、川本赤城を構へ、邇摩郡三久須中尾宮方に勝つ。溫湯赤城兩城賜る、法名圖通院殿)―四代長氏(太郎次郎、延元二年上野賴兼に應ず)―五代長義(彥太郎、尾張守、法名道本院殿。此の弟に養老城主都賀西殿。長谷殿。上村殿あり)―六代長敎(右馬助、應永廿一卒、道生院殿)―七代長性(下總守、嘉吉三卒、道源院殿都賀行在。此の弟に高見長勝【石見二郎】あり)―八代長

直（民部大輔、都賀南城主、寛正三卒、常護院殿。此の弟に都賀長信〔但馬守〕、山中初越前守長春〕、君谷長輝〔丹波守〕、山中長祐〔丹後守〕あり）—九代長弘（上總助、母三好女、阿波生摩庄を領、延德元卒、普安道貫院殿。その妹に高橋大九郎室と吉見氏室とあり）—十代長正（下總守、妻宍戸隆家女、大寶尼、永正三年十一月卒）—十一代長定（伊豫守、大藏少輔、妻三隅入道女、長谷に居る、大永元年卒。此の妹端根室と福光室とあり）—十二代長隆（與次郎、上總介、兵部大輔、永正中上洛、宮城守護、妻佐和休々女。此の弟に都賀養老城主長繼。長谷長爲。高見長逸。姉妹五人高橋、福屋、川登、大家、川合等の室）—十三代長德（彈正少弼、兵部大輔、妻福屋女、延里、佐摩、大家、三方、下都治、井原を知行す、天文九年吉田出陣。此の弟に長晴。宥植〔甘南備寺十一代〕、金子信長〔平次郎、鳥居金子を領す〕、長相〔都賀東の養子〕、女〔山名式部少輔室〕、長節〔兵部丞、川下谷戸に居、子孫今土居〕、等あり。）—十四代長雄（彈正少弼、湯谷彌山城主、毛利と和し、井田羽穗を領す、妻吉川元經女

永祿十二卒）—
- 長旌（三原丸山城主、文祿元年四月、出雲神西大島に移る）千代童丸 大藏少輔
  - 長鄕（妻小早川女 成足大就院）大藏少
  - 長近（民部大輔）
  - 長榮（松山城主 川登五百貫）大膳亮
  - 千代姫
- 長秀（文祿元 松山城に居る）治部 大膳大夫
- 元枝 掃部助
  - 元貞（都治少將 都治家嗣）
  - 駿河守
  - 女四人 ●三次出羽和田君谷へ嫁す

此の氏は最初邑智郡村之鄕に住す。石見志に「布施村（村之鄕）南山城主小笠原四郎三河守長親（石見初代）清和源武田氏流小笠原長清六世孫長直ノ子長親弘安後治海警固ノ功ニ石見邑智郡加倖、室益田兼時女」と載せ、二代家長は同郡「川本矢谷温湯城、石見二代小笠原四郎次郎家長（後三代長胤居）、初代長親の子、母益田衆時女美夜（後妙阿彌）、温湯は此の代の築城、竪固にして塀矢倉三重、外は釣堀釣矢倉あり、永祿二開城迄二百五十年間の據城」と。次に八代長直は「都賀行村南城主小笠原民部大輔長直（石見八代）七代小笠原長性長子、寛正三年卒」と。十代長正は「同郡都賀行村都賀西、都賀西城主小笠原下總守長正（石見十代）九代小笠原長敎長子、永正三年卒」と。十二代長隆は「同郡川本村矢谷上赤城主小笠原兵部大輔長隆（石見十二代）十一代小笠原長定長子、永正中京都守護五年後下向。赤城は三代長胤築設」と。八重葎に「川本村赤山の城は小笠原四郎長親の孫長胤の築く處」とあり。南山巡狩錄引用貞和四年五月、益田氏軍忠狀に「石州赤松山之合戰云々」と見ゆ。次に十三代長德は「（谷戸村）土居城主小笠原兵部大輔長德（石見十三代）小笠原長隆子、谷戸に居る、室福屋氏女」と。又後異母弟長節居る。又長德「軍功により井原、大家、三方、下都治、延鄕、佐間、白坏を知行す。井原丹後守、同長門守、同孫三郎家人となる」と見ゆ。

十四代長雄は同郡「三谷村湯谷彌山村、石見十四代小笠原彈正少弼長雄、（十三代長德長子、妻吉川氏女、永祿二川本温湯落城と共に此の地に移る、毛利と和し井田羽積を領す）」と。

十五代長旌は「（三原村）丸山城主小笠原大藏大輔長旌（石見十五代）彈正少弼小笠原長雄の長子、天正十三年丸山築城、同廿年毛利軍の爲に落城、出雲神西大島に移る）」と。其の他同郡「（都賀西）養老城

氏を稱す。蓋し此の小笠原氏の後裔なるや想像するに難からず。其の傳説に據れば、東條より移ると云ふ。花藏寺は吉良氏の菩提寺のある地なれば、高天神家譜の云ふ如く、「吉良氏配下の將たりしならむ。次に寶飯郡豊川古屋敷に小笠原少目有、子孫豊川の名族となる、豊川天王社の棟札記錄に見ゆ。又永祿年間、家康吉田城を攻むの際、小笠原新九郎長晟をして、小坂井砦、糟塚塞を守らしむ。次に渥美郡日留輪城(赤羽根村)は幡豆郡小笠原攝津守の子新九郎安元(康元)、德川家康より赤羽根、芦、赤澤三邑を賜ひ、當城を築くと傳へらる。

9 尾張の小笠原氏　信州小笠原氏の族にて、高天神小笠原の祖なり、第七項を見よ。尾張志、知多郡條に小笠原尾張守を載せたり。尾張守道久は應永の頃の人にして、尾州主維に住すと。

10 美濃の小笠原氏　濃陽傳記に「文殊城は中納言定家卿舊館の地、船木山と云、後小笠原七郎泰繩住す云々」と見え、泰繩・一本に泰綱に作り、承久の頃美濃守護に任じ、此の地に住すと云ふ。其の後彦五郎貞宗・元弘の際官軍に應じ、同三年の秋中河御厨を知行するの綸旨を賜ふ。其の後武家方に屬せしも當庄を領する事は依然たり、卽ち貞宗の子政長は建武四年八月、尊氏より當莊の地頭職を賜はり、續いて政長の卒後永德二年八月、政長の讓狀によりて當莊は次郎清政に與へらる、これ小笠原流中川氏にて、清政實子なかりし爲か、翌永德三年四月、地頭職をとよ犬丸に讓る、以下ナカガハ條を見よ。

11 飛驒の小笠原氏　鎌倉幕府の末小笠原貞宗・州事を兼知す。建武中興・朝廷にては姉小路高基を國司に任ぜしも、貞宗・足利尊氏に屬し、子政長に至るまで州事を兼管して國司に對抗す。正平二十年政長卒し、其の子長基嗣ぎ、飛越遠之管領信濃國守護と云ふ。應永十四年十月卒し、嫡男長秀・遠飛越前管領と云ふ。長基子なく弟政康嗣ぎて、遠飛越濃上下野等之管領信濃國守護と云ふ。持長その後を繼ぎ、遠飛上下野管領信州之守護と云ふ。

12 大和の小笠原氏　翁草鎌倉時代武士の所領を擧げて、「同(一萬五千町)大和の内・小笠原將監賴光」と載せたれど、詳かならず。

13 阿波の小笠原氏　鎌倉幕府の初め佐々木氏・當國の守護たりしが、正治二年天聽を驚かすの罪科により、守護職以下所帶召し放たれ、代りて小笠原長經・守護職に補せらる。佐々木氏狼籍の事は正治二年七月、八月條を見よ。但し分脈には小笠原長經の父長清の譜に「承久の亂の後、阿波守護職を賜ふ」と載せたり。長經は正治二年九月二日條に「小笠原阿波彌太郎」と載せ、又貞應二年五月、土御門院を土佐より阿波に遷し奉る條に「阿波守護小笠原彌太郎長經」とあり。又承久中佐々木氏の族・官軍に應ぜしにより、長經これと戰ひて勝ち、又元仁二年麻殖庄預所長清と相論せし事チエ條に云へり。當國小笠原氏の事は尊卑分脈に「長經

—長房(阿波守、右兵衛佐、小笠原太郎、阿波守護、法名長心)┬長久(左兵衛尉)┬長親(四郎)┬宗長
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　│　　　　　├長光
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　│　　　　　└長行
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　└長家(矢三郎)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└長義(左衛門佐、太郎)┬義盛(阿波守、宮内大甫、左京大夫)—賴清(宮内大輔)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├貫久(二郎)—長光(又太郎)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└長廣(宮内三郎)—長遠

┣長範（小笠原五郎）
┣長基（十郎）
┣女子（資宣卿妻、光雄母）
┗禪長

┣長宗（宮内大輔、號一宮、四郎）━成宗（宮内大甫）
┣朝長（或說云、長宗の本名也、同人云々）
┗頼久（五郎）━頼氏（阿波守）━頼貞（刑部大甫）

と載せ、又小笠原三家系圖阿波小笠原條に「長清―長經（彌太郎、實治元年十一月卒、法名長禪）―長房（彦太郎、法名長心、爲祖父長清養子）―長種（左近將監、阿波守、弟長久・兵衞佐藏人）―長景（彦三郎、弘安二年三月十五日逝去）―長直（新次郎、左京亮）―長親（治部少輔）―長宣（阿波守）―長宗（民部少輔）―長隆（阿波守）、此の人の時代、阿波國住人、江侍と號す。數年宮方豪將也。國中所々押領せしむ。此の時長隆幷に國中合戰に及ぶ。京小笠原淡路守長興子義長・無雙の武將たる間、國人京都へ申し、義長を招き、長隆聟として大將となし、宮方を悉く退治せしむ。家紋釘貫」と見えたり。南北朝の頃・小笠原宮内大輔は宮方として活動す。三好氏は此の阿波小笠原氏の後裔なりと。

14 大西流小笠原氏　義盛・頼清の裔は三好郡大西にありて、其の後裔大西氏を稱す。阿波志に「源長清は信濃人、小笠原左京大夫と稱す、源頼朝阿州の守護職を賜ふ。其の子長經は小笠原彌太郎と稱す、大西に居る。貞應二年土御門上皇を迎ふ。長經の孫孫次郎長房相嗣ぎて守護たり、文永四年郡領平盛隆を滅す。所謂阿波小笠原の宗祖也」と。子孫大西條を見よ。

15 一宮流小笠原氏　長久の四男長宗の後は分脈に「長宗（宮内大甫、四郎）―成宗（號一宮、宮内大甫）―義雄（本成行、宮内大甫、左馬頭）―成長（長門守、宮内大甫）」と載せ、又小笠原家譜に「清和天皇―貞純親王―經基（號六孫王、天慶二年十二月、始而賜源姓、正四位上鎭守府將軍）、滿仲（號多田、從四位上左馬頭兼伊豫守）、賴光（正四位下陸奥守鎭守府將軍）、賴信（從四位上河内守鎭守府將軍、舍兄賴光養子成）賴義（正四位下伊豫守鎭守府將軍）義光（從五位下、賴義三男、新羅三郎）、義淸（武田冠者刑部四郎。一男）、淸光（逸見冠者、一男、黑源太）、遠光（小笠原、二男、加賀美次郎）、長淸（正四位下信濃守左兵衞大夫、一男）長經（彊正少弼、一男）、長房（大郎兵衞佐、阿波守阿波國守護）、長久（從四位上小笠原藏人左衞門）、長宗（一宮宮内大輔四郎、阿波國一宮之城主、嫡男成宗一宮三城を家督す。父長宗は伯父長親と共に重淸城に居住、重淸家と云ふ。成宗を一宮家と云ふ）、成宗（一宮宮内大輔、一宮之城主）、義雄（一宮宮内大輔、左馬頭）成良（一宮宮内大輔、長門守、長宗二男）、長親（小笠原石見守、石清水八幡宮勸請、爲守護神、長親實者長久之弟也、長宗と共に重淸の城に來役、長宗爲養子、家督す、一男）、長利（同石見守、一男）長勝（同石見守、一男）、長連（石見守、人皇百五代後土御門院御宇、足利將軍義政公御代、應仁之戰、細川勝元山名宗全持豐合戰之時、勝元組武功あり、一男）、長英（同石見守、法名德光院善入法蕋長英大居士、應仁文明之間、山名細川數度合戰、長英勝元に組し、於京都戰死す、年三十八、一男）、長行（同石見守、法名霜向院明王願了知圓大居士、永祿四年三好筑前守義賢三千餘騎を卒て和泉國岸和田城に籠、同國久米田に討出、畠山紀伊守高政二萬餘騎と戰、討負、義賢戰死、長行者義賢の旗下に在、久米田にて十一月廿四日討死、行年四十六）、長政（海原豐後守、幼名狹千代丸、法

オカサハ

オカサハ

長和（實松平甲斐守保泰九男）—佐渡守長國（實松平丹波守光庸二男）—（弟）壹岐守長行（肥前唐津六萬石）現今子爵。

4　松尾の小笠原氏　伊那郡松尾城（松尾村島田）は小笠原宗族の居館にして、小笠原長忠、此地に生ると系圖にあれば、小笠原氏の此地に移れるは其の父長經よりか。かくて長政、長氏、宗長、貞宗、皆此の地に生れ、その子政長に至り筑摩郡井川館に生るとあれば、井川に移れるは貞宗の代なるべし。其の後政康二男宗康此の地にありて松尾五郎と云ふ。其の子政秀林館を襲ひて之を奪ひ、屋形と稱して小笠原總領となりしも、後長朝と和して又伊那に復す。又政康三男光康此の地にありて伊那六郎左衛門佐と云ふ。

其の子左衛門佐家長—彈正少弼定基—彈正少弼貞忠—左衛門佐信貴—掃部助信嶺、代々此地にあり、之を松尾小笠原氏と云ふ。（千曲眞砂等）。

信嶺・後に織田徳川に從ひ、諸侯に列せらる。藩翰譜に「掃部助源信嶺は、信濃守長清が後胤なり。長清が十代孫小笠原大膳大夫入道政康に男子三人あり、嫡子大膳大夫持長は、兵部少輔秀政が八代の先祖なり。二男彦五郎宗康、三男伊奈六郎光康とぞ申ける（新編纂圖には、光康は見えず、三男六郎左衛門尉家長と載せたり）。光康より五代の孫、下總守信貴は信嶺が父なりけり。累代信濃國松尾の城に住す。武田大膳大夫晴信、信濃國を打從へし後は、おのづから其被官となる、天正十年の春、木曾左馬助義政、織田殿の御方に參る。同二月十二日三位の中將信忠、信濃國を經て、甲斐に攻入らんとし玉ふ、同十四日掃部助信嶺、信忠の御陣に參る、則ち當國の案内者たるべしとて、先陣を承て、高遠の城を攻落す。三月十八日信長、高遠の城に入り玉へば、同廿日信嶺も見參して、本領安堵の事を仰せ蒙る、（安土記等に、松尾の掃部助とあるは、信嶺が事なり）」と見ゆ。

松尾家は掃部大夫信嶺の子左衛門佐信之（實酒井忠次三男）の後、左衛門佐政信—土佐守貞信（高木貞勝男）—大膳信秀—駿河守信辰（河内入道）—能登守信成（酒井因幡守二男）—左衛門佐信胤（本多忠稅二男）—飛驒守信房（同姓信辰男）—　相摸守長教—相摸守長貴—左衛門佐長守—長育—勁一（越前勝山二萬二千七百七十七石）現今子爵、家紋松皮、五七桐。

勝山
小笠原

5　武藏の小笠原氏　風土記稿橘樹郡西寺尾村小笠原氏條に「東寺尾村の內、仙鶴山松蔭寺に藏する建武元年の寺地の圖有、其古圖に其頃の寺尾の地頭は阿波國の守護小笠原藏人太郎入道なりし事を載す。又系圖に據るに此藏人太郎、長義とて世に聞えし人なり。又里人云、昔此所は里見氏の領地なり、今村民九月九日は里見氏落城の日なりとて十九日を以て佳節とせり」と。又都筑郡池邊陣屋條に「小笠原和泉守宗忠此地を領せし頃の陣屋跡なり」と。又埼玉郡にもあり。

6　甲斐の小笠原氏　信濃小笠原氏の發祥地なり、前に云へり。小笠原與八郎長忠は當國の人なりと。

7　遠江の小笠原氏　信州小笠原氏の一族にして高天神小笠原氏と稱し、長下郡馬伏塚城（また眞虫塚城、岡山村）に據る。當城は三河記に蚊塚（マムシツカ）と見ゆ。始め信濃の小笠原長高、今川氏に仕へ當城を築く、其孫與八郎長忠、高天神

山に據る。其の後子左京進春儀、高天神城(久島左衞門)を陷れて其城を賜ふ。其子與八郎德川氏に降りしが、天正二年又武田氏に降る、よつて其歲八月二日家康命じて、此の地壘を修築し、大須賀五郎左衞門康高に守らしめて城東郡を與ふ。同六年城を橫須賀に移すとぞ。此の小笠原氏の事は小笠原系圖に「長淸―長經、弟淸時(十一男、號尾州鳴海與市、後受讓遠州之管領、高天神の小笠原は此の流也)」と載せ、高天神小笠原系圖には「長淸―長經―長忠―長政―長氏―宗長―貞宗―政長―長基―長秀―政康―持長―淸宗―長朝―貞朝―長高(父・異腹の次男を愛す、故に長高と睦からず。之に依りて信州深志を立ち、後に今川家に屬し、馬伏塚城に住す、法名淨願)―春儀(左京進、父の跡を嗣ぎ、馬伏塚城に住する時、高天神城主久島左衞門謀叛、春儀・今川家の命を奉じ、久島を討つ。今川家之を褒め高天神城を賜ひ之に居らしむ、と。その弟又次郎・置三河幡頭。雲波・左馬、住橫須賀。宗三・庄大夫。)―氏興(美作守、初名與八郎、遠州城東郡、蓁原郡、淺羽庄、山名郡、數智郡を領す、永祿十一辰年・東照宮に附屬す云々)―氏儀(與八郎、居高天神城)」とあり。

又高天神小笠原家譜に「一信濃守長高は信州深志の住修理大夫貞朝の長子也。父貞朝別腹の次男を愛す。是に依て長高と不睦なる故に、深志を立退き、尾張へ趣き、織田殿を頼み屬せんとす。織田許容せずして曰、親と不和なる子を我手に屬する事叶ふべからず。然れども領分には何方にも居住あるべしと申さるゝに依て知田の名和と云處に暫く居住す。其の後貞朝の死去を聞て、家督を領せんと、家令三十六人を具し、深志に至る。然る處に次男長棟・城廓を固め、から鐵砲を放ち、長高を拒く。老臣長高に申さく、兄弟親の跡を爭ひ戰に及こと、末代まで武名の瑕たるべし。先づ三河幡頭へ御越、公方吉良殿を賴ありて、時節をまたれ、信州を手に入らるべしと申に付て、卽ち三河へ越へ、吉良殿に屬す。其の間に子二人を設く、次男を幡頭に留め置き、妻子嫡子を引具し、駿州今川殿を賴み赴く時、西郡より吉田へ出、其より比喜麻に久しく逗留ありて、下海道を通り、城東郡の三輪の庄屋が館に宿す云々」と見ゆ。

オカサハ

其の祖長高を小笠原嫡流深志貞朝の子とし、長棟の兄となす如き容易に信じ難し。小笠原系圖の說味ふべし、卽ち尾張知多小笠原の後ならむ。家紋三階菱、五七桐、茨。

8 三河の小笠原氏　信濃小笠原氏の一族なり。先づ小笠原三家系圖、參河小笠原條に「長淸―長經―長房―孫六長朝(阿部野とも云)弟出羽守時直―孫二郎長泰(出羽守)―盛時(次郎、泰盛と被誅)―泰房(城入道合戰敗北の時、所領三州大陽庄一沒落、始て三州に住す。小笠原祖)」と見え、又高天神小笠原氏の一族も當國にある事、前項によりて知るべし。

當國小笠原氏は幡豆、寶飯、渥美の諸郡に多し。先づ幡豆郡寺部掛村城は、二葉松に「小笠原安藝守長浮、同新九郎(康元)長晟(任攝津守)、永祿四年より幡豆形原五千石を領、同息權之丞」」と。また「同村古城、小笠原左衞門、兩城共。神君御出陣」と。又糟塚砦(小牧村)條に「小笠原三九郎長玆、安藝守弟也」と見ゆ。高天神小笠原系圖にては此の幡豆の小笠原氏を同族と主張す、前項を見よ。現今西尾附近花明村花藏寺五十七戶中七戶・小笠原

オカサハ

ひ、府中に在て屋形と云ふ、後和睦、貞朝を養子とし府中を渡す。

小笠原修理大夫貞朝・長朝嫡男、林館、文明三年正月十一日元服、信濃守、同守護、永正十二年六月三日卒。

小笠原大膳大夫長棟・貞朝嫡男、林館、永正元年十一月廿七日元服、信濃守、信濃守護、松尾城を破却し、二男民部大夫信定を置く、天文十八年十月八日卒。

小笠原大膳大夫長時・長棟嫡男、林館、永正元年十一月廿七日元服、信濃守、同守護、天文廿二年五月晴信と桔梗原に戰ひ敗北、小笠原氏滅ぶ。

小笠原氏の居館は最初伊那郡松尾に有、松尾館と云ふもの之なり。後筑摩郡小島に移る、井河館、或は小島城と云ふもの之にして、寛正六年修覆して深志城と改名す。文明中小笠原淸宗・當城より同郡林館に移る。林館は松本城の東南一里山岡の上にあり、今里山邊村。貞朝の代松本の新城なり、孫長朝に至り林館より新城に移る。新城は小島舊館の名を移して深志城とも、布賀志の松本城とも云ふ。卽ち後の松本城にして、永正元年小笠原貞朝の代、一族島立右近四郎氏長の築造にかゝる。其の後小笠原長時・此の地に移りしが、天文中武田信玄に攻められて城陷る。以上三城は其の位置接近すれば、等しく深志城と見るも、松本城と見るも可、卽ち信濃國府（信府）の繼續なりとす。（信府統記、千曲眞砂等）。

長時は當國小笠原家宗族最後の人にて、天文十年六月、諏訪賴重と共に兵五千を率ゐて甲州に入り武田晴信と韮崎に戰ひし事あるも、次第に破られ、殊に同十七年七月十九日鹽尾峠に大敗して、林城陷る。その後暫く辛うじて支へしが、二十年に至り越後に奔る。（正月六日の事なりと傳へらる。）この小笠原氏は次の松尾家に對して深志家とも云ふ。

2

小笠原家臣、進士、加賀美、逸見、小笠原、秋山、一條、六波羅、大内、白川、平賀、安井、曾爾、奈古、田井、利見、東條、山本、眞島、柏木、錦織、大島、岡田、上有知、稻毛、早水、河内、深津、大桑、上條、吉田、小松、萬爲、石水、三浦、高田、巨勢村、今井、倉科、山官（宮乎）、伊澤、岩崎、甘利、飯富、水内、宍山、小山田、伊那、八代、小田、伴野、大井、藤崎、鳴海、大倉、高畠、原、矢田、叉毛、中川、二宮、三宮、貞光、島、上田、狩戸、羽部、麻續、更級、鹽崎、桑原、鳥部、大筑、朝日、漆田、淺間、臼倉、松社、平田、平屋、波合、飯田、飯島、天田分、虎岩、東方、西方、南方、北方、金澤、佐々毛、木津東方、新津西方、小野、高梨、下山、仁科、海野、望月、箕輪、諏方、村上、木曾。

佐竹（松皮日扇）、武田（松皮割菱）、安田（松皮大洲流）、淺利（松皮扇）、南部（松皮九曜星）、板垣（地黑菱）、三好（松皮針貫）、高天神之小笠原（松皮水落）、一宮（松皮日雲）、標葉（松皮九曜星）、下枝（松皮左巴）、於曾（地黑松皮）、櫛置（松皮舞違雁）、常葉（松皮根引松）、赤澤（松皮十文字）、下條（松皮梶葉）、折野（松皮木瓜）、坂西（丸之内松皮）、山中（松皮日扇）、漆口（松皮井桁）、高畠（松皮違鏑矢）、島立（松皮筋違之棒）、松尾（松皮丸之内卍）、二木（松皮知機理）、松岡（瓜之紋）、犬甘平瀨島一黨（甃）、後聽（舞違之鶴）、山邊、西牧（梶之葉）。

小笠原氏一類赤澤、下條、栗葉、下枝、於曾、櫛木、常葉、折野、坂西、島立、犬養、平瀨、二木、山中、溝口、三吉、

3

高畠、一宮、板垣、後聽。

長時の子貞慶・後徳川氏に從ひて諸侯に列せらる。藩翰譜に「兵部少輔秀政は、鎭守府將軍頼義の三男、刑部允義光より、(新羅三郎是なり。)三代、信濃守遠光が嫡子、小笠原信濃守長淸に十七代の後胤なり、秀政が祖父信濃守長時が時に當て、甲斐の源氏武田大膳大夫晴信と、互に國を爭ひ、戰ふ事年を重ね、天文廿二年五月六日、同き七日、桔梗が原の合戰(信州にあり)に、長時家子郎等二千餘人にたらで、深志の城に立籠る、晴信つゞきて攻ければ、此城にも、たまり得ず、武田に城をあけ渡す、晴信大に悅び、武田小笠原同じ流れの源氏なり、何か苦しかるべき、甲斐の國にて、所領一所、參らせんと曰せたり、長時、聞て、我等が先祖兄弟より分る、武田は兄なれど甲斐に住し、小笠原は弟なれど都に在り、足利殿に近侍せしに依て、常に武田が下に立たず、今長時が時に至りて、彼の家の被官たらん事、思ひもよらぬ事なりとて、越後をさして落ち行く、(武田太郎信義は、加々美二郎遠光が兄なり、兩家その子孫たれば、かくは云ひしなり。)奥の葦名に迎へられて、(修理大夫平盛氏が事なり)、我身は會津に下り住む。三男右近大夫貞慶をば、織田殿に參らせたり。天正十年の春、木曾左馬助義政、武田に背きて、織田殿に從ふ、三位中將信忠卿、信濃國を經て、甲斐の國に攻め入て、終に武田を討亡し、木曾が功莫大なり、其の賞これ輕かるべからず、本領なれば、木曾郡はいふに及ばず、同國深志の地をそへて下したぶ。幾程なくて、此の年六月、織田殿父子また討れ玉ひ、甲斐信濃等の國々亂る、右近大夫貞慶、急ぎ馳せ下りて、本國を討ち從ふべきよし、徳川殿の御下知を承て、(此由創業記に見えたり、夏目が記に徳川殿の仰を蒙りし由は載せず)、年比の郎等溝口美作壹人を召具し、信濃國に馳せ下る」と。

長時の後は右近大夫貞慶―兵部大夫秀政(上野介、信濃守)―右近將監忠眞(初忠政)―右近將監忠雄(遠江守)―右近將監忠基(遠江守)―左京大夫忠總―左京大夫忠苗(同姓信濃守長爲弟)―大膳大夫忠固(同姓信濃守長爲二男)―左京大夫忠徹―右近將監忠嘉(同姓備中守貞哲四男)―左京大夫忠幹―忠悅―長幹(豐前小倉十五萬石)現今伯爵。家紋三階菱、五七桐。

小倉　小笠原

忠眞四男備中守貞方―近江守貞通(忠雄三男)―備後守貞顯(彈正少弼)―近江守貞温―備中守貞哲―備後守貞謙―(弟、直之進)忠嘉―益助貞寧―近江守貞正―貞規―壽長(豐前千束一萬石)現今子爵。

秀政長男信濃守忠脩―信濃守長次(豐前中津八萬石)―信濃守長勝(内匠頭)―修理大夫長胤(實上野介長章嫡男、領地沒收)。長勝の兄上野介長章の子信濃守長圓、家名を繼ぎ四萬石、其の子造酒助長邕・嗣なく領土沒收、弟喜三郎長與(純覺)播磨安志一萬石、其子信濃守長逵(實忠基三男)―信濃守長爲―信濃守長禎(兵庫頭)―信濃守長武―信濃守棟幹(貞幹)―幸松丸(貞孚)(播磨安志一萬石)現今子爵。

秀政三男壹岐守忠知―山城守長矩(長頼)―壹岐守長祐(初長治)―(弟)佐渡守長重―壹岐守長凞―山城守長康(實長丘二男)―能登守長恭(佐渡守)―佐渡守長堯―(壹岐守長瑗)―弟主殿頭長昌―壹岐守長泰(實酒井忠器弟)―能登守長會―佐渡守

る」と。又梅松論に小笠原信濃守貞宗等、明德記に小笠原三川入道等見ゆ。又康正二年造內裡段錢引付に「五貫文、小笠原備前入道殿段錢」と。又永享以來御番帳に「三番小笠原備前入道、小笠原民部少輔、小笠原刑部大輔、小笠原山城入道、」また「御供衆小笠原備前守持長、」次に文安年中御番帳に「三番小笠原備前入道、申次小笠原刑部大輔、詰衆小笠原民部少輔、」「文安戊丑外樣衆、小笠原左兵衞佐、」また「小笠原信濃守護、」次に永祿六年諸役人附に「申次小笠原備前守稙盛、小笠原又六、」次に長享元年常德院江州動座着到に「三番衆小笠原刑部少輔、同八郎、小笠原彌六、小笠原備前入道、同又六、小笠原播磨守、同六郎」等見ゆ。又見聞諸家紋に、

三番
小笠原

1 信濃の小笠原氏 その祖加々美次郎遠光が文治元年八月十六日信濃守となりて以來、當國との關係極めて深く、其の子二郎長清以來戰國時代に至るまで代々當國守護たりしが如し。而して當國の小笠原氏は長經の二男長忠の後にて、尊卑分

脈に「長忠（信乃守、源二）—

- 長政（信乃守 孫二郎）
  - 長氏（信乃守 大膳大夫 彥二郎 法長蓮 伴野出羽守誅せらる後、小笠原惣領職管領）
    - 泰氏（又二郎）
    - 長綱（益田三郎）
    - 兼頼（丸毛六郎）
    - 宗長（信乃守 孫二郎 法名順長 號肩吝）
      - 貞宗（號開善寺 彥五郎 建武々者所 信乃守 信乃守護 從五下）
        - 政長（法名眞長 應永天龍寺供養隨兵 彈正少弼 兵庫頭 從五下 遠江守）」
        - 宗政（孫三郎）
        - 宗満（孫六 坂西 法堅戒 掃部介 彈正少弼 刑部少輔）
        - 政經（修理亮 七郎 治部少甫 法名眞根）
      - 女子（武田甲斐守妻）
      - 貞長（一男也 彥二郎）
    - 貞長（彥三郎）
    - 政宗（山中四郎）
      - 長信（孫四郎）
      - 長宗（彥四郎）
    - 光宗（號常盤 十郎二郎）
    - 經氏（津毛二郎太郎 僧觀照子）
  - 長朝（又太郎）
  - 長直（勅市五郎）
  - 長廉（四郎）
  - 長數
  - 泰清（十郎）
- 經忠（小三郎 忠經 法長阿）
- 顯雲（僧）

政長の後は

- 長基（遠江守 孫二郎 從五下 法順長 彈正少弼 兵庫助 信乃守）
  - 長秀（二郎 兵庫助 法正透 修理大夫）
    - 持長（大膳大夫 二郎）
      - 清宗（信乃守 又二郎 法寒叟）
        - 長朝（民部大甫 二郎 法徹叟）
          - 貞朝（修理大夫 又二郎 法宗堅）
            - 長棟（又二郎 民部大甫 修理大夫）
              - 長時（大膳大夫 二郎 右馬助）
        - 光政（七郎 中務少甫）
        - 女子（仁科妻）
        - 女子（春日妻）
      - 宗藏主
      - 九郎
      - 宗則（近江守）
      - 六郎（左衞門佐）
      - 政豊（左馬助）
  - 政康（右馬頭 大膳大夫）
  - 秀行（三郎 伯父清政五子）
  - 長將
  - 長義
- 清政（二郎 遠江守 號中川）
- 民長（孫二郎 左馬助 （氏長））

- 宗康（大膳大夫）—政秀（兵庫助 右京大夫）
  - 貞政（彥七 治部大甫）
  - 喩益
  - 覺性（鄧光寺）
  - 女子（仁科妻）
  - 女（大岡妻）
  - （從四下 法正安）
  - 安政（左衞門）
  - 統最（永禪寺）
  - 長利（兵部少甫）
  - 女子
  - 信定（長坂太郎）
  - 清鑑
  - 女子
  - 女子
  - 貞種（孫二郎）
  - 統虎
- 朝康（治部少甫）
- 長宗（七郎 左馬助）
- 女子（木曾妻）
- 慶侍者
- 光康（六郎 遠江守）
- 三郎

と見ゆ。小笠原系圖には「宗長—貞宗—政長—長基

- 長秀（又三郎）
  - 長將（小二郎）
  - 長義（五郎）
- 政康（彥五郎）
  - 持長（又二郎）-清宗（又次郎）-長朝（又二郎）-貞朝（又次郎）-長棟（又次郎）-長時（又次郎）
  - 宗康（松尾五郎）—政秀（政貞）（彥二郎）
  - 光康（伊那六郎 左衞門佐）-家長（六郎）-宗基（六郎）-信貴（孫六郎）-信嶺（十郎三郎）
  - 長宗（伊那四郎）」

また松尾深志系圖には「長基

- （深志）長將-持長-清宗-長朝-貞朝
  - 「長棟-長時-貞慶」
- （松尾）政康-光康-家長-宗基-信貴」
  - 「信嶺-信之

鎌倉、室町を通じて小笠原氏此國の守護なりしも、其の世代詳かならず。思ふに長清に次いで其の長子長經は將軍賴家に組したるが故に、建仁三年蟄居を命ぜられて其の流衰微せしにあらざるか。かくて小笠原總領職は其の弟なる伴野六郎時長の流に移りしが如し。而るに其の子時直を經て出羽守長泰に至り弘安八年秋田城介泰盛の反に組して一族誅に伏す。是に於いて、松尾小笠原長政、其子長氏始めて小笠原總領職管領となれるものと思はる。卽ち左の如し。

一、長清┬長經—松尾長忠—五、「長政」
　　　　│　　　　　　　　「六、長氏—七、宗長」
　　　　└二、伴野時長-三、時直-四、長泰

小笠原略譜

加々美次郎遠光・義光曾孫、義淸孫、淸光二男、保元二年十二月十五日元服、賴朝幕府創立に功あり、文治元年八月十六日信濃守、寬喜二年四月十九日卒。

小笠原二郎長淸・遠光二男、承安四年十一月五日元服、甲州小笠原館に住、治承在京、四年十月歸國賴朝に仕ふ、信濃國守護、承久亂東山道大將、仁治三年七月十五日卒。

小笠原孫太郎長經・長淸嫡男、建久二年十一月五日元服、賴家に寵あり、建仁三年九月蟄居、寶治元年十一月五日卒。

小笠原又二郎長忠・長經嫡男、伊那松尾館に生る、建保二年二月十二日元服、文永元年十一月三日卒。

小笠原孫二郎長政・長忠嫡男、松尾館に生る、嘉禎二年正月十二日元服、信濃國守護、弘安十年二月十五日出家。

小笠原信濃守長氏・長政嫡男、松尾館、正嘉二年十一月十三日元服、信濃守、同守護、元弘三年三月八日上洛、吉野にて村上義隆を討つ、延慶三年八月十三日卒。

小笠原孫太郎宗長・長氏嫡男、松尾館、弘安七年正月十一日元服、同守護、元德二年九月六日卒。

小笠原信濃守貞宗・宗長嫡男、松尾館、德治元年十一月廿日元服、信濃守、同守護、時行を討ち、金崎を攻め、又顯家を打つ、貞和三年五月廿六日卒。

小笠原信濃守政長・貞宗嫡男、信府井川館、元弘元年十一月廿三日元服、信濃守、同守護、尊氏に仕ふ、貞治四年三月廿一日卒。

小笠原信濃守長基・政長嫡男、井川館、延文四年十一月廿三日元服、信濃守、同守護、大内義弘を攻む、應永十四年十月六日卒。

小笠原信濃守長秀・長基二男、井川館、永和四年十一月五日元服、信濃守、同守護、應永十九年二月十五日遁世。

小笠原信濃守政康・長基三男、井川館、嘉應二年十一月五日元服、應永十二年家を繼ぐ、信濃守、同守護、持氏及其遺子を討、嘉吉二年八月九日卒。

小笠原信濃守持長・政康嫡男、京に生る、井川館、應永十五年十一月五日元服、信濃守、同守護、寬正三年六月十五日卒。

小笠原信濃守淸宗・持長嫡男、井川館、永享十一年十一月五日元服、信濃守、同守護、井川より林館に移る、文明十年十二月八日卒。

小笠原大膳大夫長朝・淸宗嫡男、林館、寶德元年十一月廿三日元服、信濃守、同守護、同族政秀に攻められ、一時流浪、文龜元年八月十二日卒。

小笠原左京大夫政秀・政康二男宗康の嫡、又政貞、伊那城に在り、林館を襲

3 津山藩分限帳に岡澤太郎作なる人見ゆ

小笠原 ヲガサハラ

甲斐國中巨摩郡小笠原邑より起る。甲斐源氏加賀美遠光の次男長清の後にして、武田氏の一族なれど、分布の廣汎なる、分流の多き、史上に於ける活動、何れも武田氏に劣らざるなり。卽ち天下の大族にして、其の分布全國に亘れど、殆んど皆同一族と稱するは、他に類例の希に見る處なりとす。

但し其の發祥地小笠原邑は中巨摩の外北巨摩にもありて、古書に小笠原牧と云ふは其の方と思はるれば、小笠原氏の發祥地も北巨摩にあらずやとも思はるれど、中亘摩の小笠原邑は加賀美邑と隣接すれば、此の氏の發祥地は中亘摩の小笠原と見る方正しかるべし。此の氏の事は尊卑分脈に「義淸―淸光―遠光(信乃守、加賀美二郞、文治元八十四、源氏六人受領の內、小笠原秋山等祖)―長淸(左京大夫、信乃守、正四下、加賀美小二郞、承久の亂の後、阿波守護職を賜ふ。七ケ國管領)」と載せ、小笠原系圖長淸譜には「二男、母和田義盛女、二條院御宇應保二壬午三月五日、甲州小笠原館に生る、童名豐松丸、承安四年甲午十一月五日元服、十三歲、加冠足利藏人判官義康、號孫二郞、天帝より始めて小笠原の號を賜ふ、正四位下に任ぜらる。相摸大掾、右馬助、左京大夫、信濃守、豆相甲遠淡五ケ國管領、信阿兩國の大守。仁治三壬寅七月十五卒、歲八十一、號長淸寺榮會居士」と。又諸家系圖纂に「信濃阿波兩國守護職、領知在甲相豆遠淡等國々、草鹿を富士野に作り、射法を賴朝卿に傳ふ。草鹿是に始まる」と。

長淸の子は分脈に「長經(彈正少弼、侍從、太郞、法名長禪)、淸行(彌二郞)、長光(八代四郞)、淸家(小田太郞)、時長(兵部少甫、伴野六郞)、朝光(信乃國大井知行、大井太郞)、敎意(八郞禪師)、爲長(九郞)、圓長(樓根法眼)、長朝(芝會)、行長(號藤崎十郞、法名光念)、淸時(鳴海余一)、行正、淸澄(大藏與二)、長隆(大倉與一)、淸經、長光(八代四郞―文)、行信(大倉又二郞)、行意(阿)」と載せ、小笠原系圖には「長經(嫡男、母新中納言邦綱女、高倉院御宇治承三己亥五月十七日、生於山城國六波羅館、童名豐光丸、建久二辛亥十一月五元服、十三歲、加冠賴朝卿、理髮下河邊庄司行平、號六波羅太郞、或彌太郞、從四位上、民部大輔、治部少輔、刑部丞、右馬允、兵庫允、彈正少弼兼遠江守、昇殿侍從、相摸伊豆遠江淡路等管領、信濃阿波太守、正治元己未十二月十三戍道、廿一歲、紀法的傳、仁治三壬寅八月十五出家、六十四歲、號高倉入道長禪居士、寶治元年乙未十一月五卒、六十九歲)長房(二男、母家女房、阿波孫二郞、號三好、受讓爲淡州之管領、阿波國守護)、長綏(三男、母同長經、號伊那三郞)、長光(四男、母同上、八代四郞)、淸家(五男、母同上、號小田五郞)、時長(六男、母同上、號伴野六郞、馬達者也)、朝光(七男、母家女房、號大井七郞)、敎意(八男、母同上、八郞禪師)、爲長(九男、母家女房、號小笠原九郞、受讓、住甲州所領)、行長(十男、母同上、號藤崎十郞、高畠祖、余一)、淸時(十一男、母家女房、號尾州鳴海與市、後受讓遠州之管領、高天神之小笠原此流也)、長隆(一本長澄、十二男、母同上、號大倉余市、弓之上手也)」とあり。內伴野六郞時長の裔・勢力あり、後に云ふべく、猶ほ伴野條を見よ。

次に長經の後は分脈に「長房(阿波守、右兵衛佐、小笠原太郞、阿波守護、法名長心)、長忠(信乃守、源二)、長時(小三郞)、隆氏(小四郞)、長能(下條修理亮)、長實(五郞、號)、內村盛長(六郞、號上野)、長村(小笠原

オカサハ

オカサハ

七郎、號米里入道)、覲照(兵部房)」と。卽ち阿波小笠原氏は太郎の後にして、信濃小笠原氏は次男の裔なり。然るに諸種の小笠原系圖は之を忌みて長房を長經の弟とする事前述の如く、而して長忠を長男とす。卽ち次の如し。「長忠(嫡男、武田大膳大夫朝信女、土御門院御宇建仁二壬戌四月廿六、生於信州伊那松尾館、童名豊松丸、建保二甲戌二月十二・於祖神社壇元服、十三歲、號又二郎、從五位上、右馬助、兵庫助、民部大輔、信濃守、參州之管領、信濃國守護、嘉祿二丙戌三月五、糺法的傳。文永元甲子十一月三卒、六十三歲、法名號乘連)、清經(二男、母本三位中將重衡女、號源二郎、或六波羅二郎、赤澤山城守受讓、爲伊豆國之守護職、任伊豆守、赤澤之祖也)、長時(三男、母家女房、號小笠原小二郎)、長義(四男、母同長忠、號下條四郎、修理亮、下條祖也)、尊重(五男、母家女房)、長實(六男、母同長忠、號小笠原五郎)、覲照(七男、母家女房)、盛長(八男、母同上、號上野六郎)、長村(九男、母同上、號米田七郎)」と見ゆ。以下各項を見よ。

小笠原氏は平治物語卷三に「甲斐源氏、武田、一條、小笠原、逸見、板垣、賀々美次郎、秋山、淺利、伊澤等」と載せ、源平盛衰記には「甲斐國には小笠原小次郎長淸」と、「又小笠原次郎ともあり。次に東鑑元曆元年五月一日條には「小笠原次郎長淸・御家人等を相伴つて、甲斐國に發向すべし。」と載せ、文治二年十月廿七日條には「信濃國伴野庄の貢送文到來、二品(賴朝)則ち御書を副へ、京都に進めしめ給ふ、地頭加々美二郎長淸、日者頗る緩怠云々。」また同四年九月廿二日條には「信濃國伴野庄の貢事御闕怠、每度尋ね下さるゝに依りて、向後此の儀あるに於いては、殊に其の沙汰あるべきの由、地頭小笠原次郎に仰せられ、之を辨償せしむ」と。以下十三、十四、二十一、二十四、廿五に小笠原次郎長淸とあり。長淸の子長經は東鑑に小笠原太郎長經と載せ建仁三年九月、比企能員の事に坐して蟄居を命ぜらる。次に十六、十七、廿六に小笠原彌太郎とあるは長房の事ならむ。其の他廿二、廿五に小笠原次郎景淸、二十五に小笠原四郎、二十六に小笠原次郎時長、二十七、三十二、三十四、三十五、三十七に小笠原次郎、三十三に小笠原三郎、三十六に小笠原七郎、小笠原四郎太郎、三十七、三十八、三十九、四十、四十二、四十五に小笠原余一長經、三十九、四十六に小笠原三郎時直、四十に小笠原入道、四十二に小笠原余一長澄、四十六、五十に小笠原彥次郎、四十七に小笠原十郎行長、四十八に小笠原三郎政直、小笠原六郎三郎時直を載せたり。又承久記卷一に「をかさ原太郎(一本次郎)長淸、」また小笠原六郎、次に卷二に「東山道の大將軍には、たけだの五郎ふし八人、小笠原二郎ふし七人云々、以上その勢五まんよきにてせめのぼる、」また卷三に「小笠原殿は北陸道にむかはせ給て、とも時見つぎ給へとのたまへば、次郎ながきよは、せん道のあく所にて云々」と。卽ち承久亂には武田氏と共に中山道の大將たりしなり。

次に太平記卷の一に小笠原孫六、こは土岐多治見と共に義兵を擧げんとしたる人也。次に卷六關東大勢上洛の條に小笠原彥五郎、卷八に「阿波の小笠原三千餘にて押寄たり」と。卷十六官軍に小笠原藏人政道、卷廿四天龍寺隨兵に「小笠原兵庫助政長、小笠原七郎、小笠原藏人、」卷三十一に「小笠原坂西、」また「小笠原近江守、同三河守、舍弟越後守、」卷三十八に「小笠原宮內大輔、阿波國の勢を率して、三百餘騎にて馳著け

倉時代の武士の所領を擧げて、「一萬町・岡崎四郎義實」とあれど詳かならず。

4 兒玉黨　武藏七黨兒玉黨系圖に「越生有行（新大夫）—有平（同四郎）—有基（岡崎二郎）——————

—有氏—經氏又太
—信政—信長三左

後世小田原役帳に岡崎修理亮あり、知行六十五貫五百四文と。

5 伴姓　伴氏系圖に「岡崎、豊田、河村、吉倉云々皆伴氏也」と見ゆ。

6 松平氏流　家康の祖父清康・岡崎城にありて岡崎次郎三郎と呼ばる。其の子廣忠また岡崎城主也。その後家康の子「信康・岡崎城主、岡崎三郎」と系圖に見ゆ。又これより前松平庶流・信光の子親忠の弟光重・岡崎にありて岡崎家と號す、紀伊守、大膳亮、その子昌安も・また岡崎城主、その子親光大草氏の祖也。

7 攝津の岡崎氏　攝津國能勢郡平通城は岡崎左衞門尉平宗盛の據城にして、天正七年八月織田信澄と戰ひて利あらず、戰沒して城陷る。

8 佐々木氏流　紀伊國名草郡岡崎庄より起る。この地古く紀楢前來日連あり。續風土記川邊村舊家地士木村清兵衞條に「其祖を岡崎太郎左衞門義高といふ。宇多源氏佐々木兵庫助經方七世の孫木村源藏義成の六男なり。義高初め六郎と號し、江州高島に住し、後浪人して當郡に來り、岡崎の郷を押領し、岡崎太郎左衞門と改む。義高の子を太郎五郎義秋といふ。七代の孫を太郎左衞門義重といふ。弟三郎兵衞と共に、根來、雜賀、太田の役に屢〻功あり、天正中豊太閤入國の時所領を失ひ、子孫世々當村に住し、本に復して木村と稱す」とあり。又古士岡崎彦二郎條に「栗栖六郎所藏の文書を按ずるに、岡崎彦二郎鄉士にて、南朝に屬し、栗栖六郎に打負、遂に其家絶たるなるべし」と。又城山條に「城主詳ならず。然れども、或は岡崎彦二郎入道の城郭などにはあらざりしか」と見ゆ。又岡前村岡崎三郎大夫見ゆ。

9 備後の岡崎氏　御調郡の名族にして同郡西野村賴兼城に據る。藝藩通志同城條に「岡崎十郎左衞門賴兼が據る所なり。賴兼初め小早川氏に屬せしが、隆景の神邊の城を攻られし時に、故ありて、從はざりければ、隆景怒て攻らるべきよしを聞て、賴兼自殺して、此城潰え、岡崎氏滅す。其の地今に小祠あり、賴兼を祭るといへり」と載せ、又其の後裔岡本氏を載せたり、チカモト條參照。

又沼隈郡山南村に岡崎氏あり。家紋は丸に上り藤なかに二引キ。傳説に「年代不詳、中祖スギノと言ふ者、禁廷樣の御側ば勤めをなし居り、禁廷と本願寺と相談ありて「一字、帶刀、袴上下、乘物一切、立物一切、若黨、供人勝手次第、先箱、はぐま、鳥毛、鎗等を許さる。國主水野公お國廻りの時、自分の屋敷の上は通さぬとて、道を屋敷の門の下に付けかえしより宇門の下と言ふ地名あり」と。而して本願寺光圓の書を藏す、其書に「美作殿御家督之由、目出度候。先以使札申入候問、其許可然様賴申候。次御同前へ一腰一蹄進候。聊祝詞之驗斗、委細使者口状可申候。三月二十日、光圓（花押）」と。

10 安藝の岡崎氏　賀茂郡竹原西野村に岡崎氏あり。藝藩通志に「先祖を岡崎左馬丞と云ひ、小早川隆景に事へ、祿千石を給ふ。朝鮮の役、父子倶に從ふ、左馬丞隆景の使として、軍事を豐太閤に報ず、

衣服を賜て慰勞せらる。其家驛路の傍に在りければ、公歸朝の時、止宿せらる。蟠龍と劍とを賜ふ。故に家號を龍劔と呼ぶ。後には龍元と轉稱すと。家に龍畫一軸あり。」と見ゆ。

又安西軍策に岡野新十郎見ゆ。

11 橘姓　大和國葛下郡岡崎より起る、橘氏の族にして岡氏と同族なるが如し。鄕士記に「岡崎平城、岡崎周防」と。又「岡崎左兵衞、岡崎七郎左衞門、岡崎清雲則遠、岡周防守橘國高（松永に與し天正丑沒落）、岡野因幡守（狐井に平城）、岡野周防守與齋、家老（橋本、飯田、松本、赤土、藤田、上田、野田、入江）」と。又文祿の和州高付帳に「三十石六斗、葛下郡岡崎與兵衞、同則遠入道清雲、同左兵衞、同七郎右衞門」と見ゆ。

12 大友氏流　豐後大友氏の一族にして一本大友系圖に「左近將監親時―親尙（田原太郎）―爲氏（岡崎帶刀）」と見ゆ。

13 源姓　寬政系譜に見ゆ。家紋左三巴、瓜の內唐花。

14 越中の岡崎氏　三州志升形山（在加積鄕升形村領）條に「方傳應永二年六月二日、岡崎四郎義村、玆に入城してより、代々居りけるが、天正中に謙信の爲めに攻取られ、末孫魚津に流寓す。（義村末孫、後に西本鄕村藤左衞門と號す）」と載せたり。

15 岡崎氏は德川時代・飯田堀藩用人、岡田伊東藩用人、山上稻垣藩用人、峰山京極藩重臣、宮川堀田藩用人たり。又田中家臣知行割帳に「一百石岡崎喜兵衞」大村藩に岡崎氏、尾崎氏より出づ。又蒲生家々臣に岡崎兵衞、香宗我部記錄に岡崎喜兵衞、山野宗左衞門親類書に岡崎平六、其の他、志摩、岩代信夫郡下保原村神明宮祠官（上保原下保原市柳中村泉澤五ヶ村惣社）社人岡崎彈正。備前にあり。

16 常陸の岡崎氏　新編國志に「岡崎・茂廣、佐竹氏に仕へて鍜冶職たり。其子茂治、其子義次、義次の子主水、二子長市左衞門、次勘左衞門、鐵砲の術を以て召出さる、」と載せ、又久慈郡立野神社の神主に岡崎氏あり、名家なりと。

岡咲　ヲカザキ　岡崎氏に同じかるべし。

丘前來目　ヲカサキノクメ　紀伊國名草郡岡崎より起る。其の地にありし久米氏の一族ならむ。

○紀崗前來目連　雄略紀九年條に、紀崗前來目連、また淸寧紀に城丘前來目(闕名)など見ゆ。續風土記岡崎莊森村古士紀崗前來目連條に「日本記雄略天皇九年三月、紀小弓宿禰、蘇我、韓子宿禰、大伴談連、小鹿火宿禰等に勅して、新羅を伐せたまふ條に『是の夕大伴の談の連、及び紀の崗前の來目の連皆力鬪而死す』とあり。今按ずるに紀は國の名、崗前は此地の名、來目の連は大伴氏の帥ゐる久米部將なれば、此時大伴の談の連に從ひて新羅の軍に死せるなり。久米部諸國に分れたれば、居住する處の國の名、又は地名を冠らせて呼しなるべし。此の人此の地に居住せるなるべし。然れども此外に見はるゝ所なければ、其の傳及後裔詳ならず」と見ゆ。

崗前來目　ヲカサキノクメ　前條に云へり

岡里　ヲカサト　信濃にあり。

岡澤　ヲカサハ

1 河內の岡澤氏　交野郡の名族にして、永祿二年八月廿日の交野郡五ヶ鄕總侍中連名帳に「津田村、岡澤隼人允政長、」を載せ、又寬永十七年三宮拜殿着座覺に「岡澤氏二軒」と見ゆ。

2 諏訪神家族　此の氏は諏訪神家の一族也と云ふ。

人あり」と見ゆ。秀康卿給帳に小鹿又五郎。

恩荷 **オガ** 羽後國秋田郡男鹿島より起りしならん。齊明紀に齶田蝦夷恩荷あり、アキタエゾ、アベ、アンドウ條を見よ。義經記に「兩國の大將軍を、おかの大夫と申ける、彼が嫡子栗屋の次郎貞任云々」と。

雄雅 **ヲガ** 阿波名東郡の豪族にて家紋竹丸中に龜甲。

尾賀 **ヲガ**

尾家 **ヲカ** 正訓不明。

丘淺 **ヲカアサ**

岡井 **ヲカヰ**

1 菅原姓 菅原朝臣の後にして、家紋梅輪内、唐花なりと云ふ。

2 常陸の岡井氏 常陸和光院過去帳に「道安(天正廿年壬辰十月廿日。下中原岡井宮内左衛門)」と云ふを載せたり。

3 越後の岡井氏 彌彦社船越の神官に岡井氏あり。

岡市 **ヲカイチ**

岡今 **ヲカイマ**

岡入 **ヲカイリ** 安藝國安藝郡の豪族にして和圧村に宅址あり。應仁年間岡入小三郎實廣據る地なりとぞ(藝藩通志)。

岡内 **ヲカウチ** 土佐の豪族にして武田氏の族とぞ。

逸見義淸後胤龜壽丸信淸の後、此氏を稱す。

岡尾 **ヲカヲ** 石見にあり。

岡垣 **ヲカガキ** 因幡の名族にして味野庄の地頭なりき。山名氏永祿十三年文書に岡垣次郎見ゆ。

岡川 **ヲカガハ** 信濃にあり。

岡上 **ヲカガミ** チカノボリ條に云ふべし。猶ほチカノへ條を見よ。

丘上 **ヲカガミ** **ヲカノヘ** 同上。

岡木 **ヲカギ** 越後國蒲原郡にあり、その祖は京都より來ると云ふ。又井伊藩用人に此の氏あり。又加賀國石川郡の名族に此の氏あり、三州志に「中屋(在山島鄕宮丸村領)岡木四位住めり、無傳」と見ゆ。

小垣 **ヲガキ** 和名抄肥後國飽田郡に小垣鄕あり、此の地より起る。相良氏の族にて相良系圖に「彌三郞賴廣―兵庫允定賴―賴氏(稱小垣)」と載せたるより出づ。子孫相良家臣となる。

小柿 **ヲガキ** 美濃の豪族にして、小柿勘六郞長定、同四郞左衞門長秀等眞桑村の小柿城に據る。長秀は天文弘治永祿頃の人、西美濃十八將の一也。コガキ條を見よ。

岡口 **ヲカグチ** 肥前にあり。筑前志摩郡泊城主泊美作の死後、その子陵河と兵庫助と爭ふや、大友宗麟・兄弟の所領を奪ひ、繼母及び其の子の所領十九町、並に新田を以って、肥前國住人松浦黨浪人岡口出雲に與へ、泊出雲と號せしむ。出雲老年の爲、長男中務少輔をして大友家に出仕せしむと。

岡倉 **ヲカグラ** 會津にあり、新編風土記に見ゆ。

岡坂 **ヲカサカ** 志摩にあり。

岡崎 **ヲカサキ** 山城洛東の岡崎、三河の岡崎を始め、遠江、相摸、石見、阿波等に此の地あり。此の氏は此等の地名を負ふ。

1 宇多源氏 洛東岡崎より起りし稱號ならむ。尊卑分脈に「敦實親王―雅信(左大臣)―時中(大納言)―濟政(本名賴時)―資通(參議)―政長(內藏頭)―有賢(宮內卿)―資賢(權大納言)―通家(岡崎流、又號佐々木野)―雅賢(參議)―有雅(中納言、承久三六・依天下事、被召出武家、出家、同年七月廿九被誅、四十六才)―資雅(從三)―爲雅―爲守―守賢―(守長)」と載せ、時中に「絃管哥舞達者、龍笛、和琴、郢曲、舞曲、蹴鞠」と注し、又濟政に「笛鞠、郢曲、和琴、箏、」資通に「哥人、鞠、郢曲、比巴、和琴、笛、」又政長に「鞠

郢曲、和琴、笛、比巴、堀川院御郢曲、御笛師、」又有賢に「鞠、郢曲、笛、和琴、箏、」又資賢に「鞠、郢曲、長笛、和琴、哥人」道家に「郢曲、鞠、和琴、馬、」以下「郢曲、鞠、馬」と註す、卽ち此等諸道の家たりしなり。太平記卷十六に岡崎右中辨範國見ゆ。

2　藤原北家勸修寺流　雲上家の一にして中御門尙良の二男宣持を祖とす。其子國久—國廣—國榮—國成—國均—國房—國有—國良也。德川時代、御藏米、梨木町西側南角、寺は六軒町寶幢寺。外樣。現今子爵。

3　桓武平氏三浦氏流　相摸國大住郡（中郡）岡崎邑より起る。桓武平氏三浦氏の一族にして、三浦系圖に「平太郞爲繼—庄司介義繼—義明（大介）—義連（佐原）—盛連—盛時—盛盛
　　義明—義實（悪四郎 岡崎）—義忠（眞田與一）—實忠（千太郎）—義國（太郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—實村（次郎）
　　義實—盛實（千二郎 左衞門尉）—政胤（二郎）—義範（二郎太郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—義次（四郎）—義氏（彌太郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—義連（彌四郎）
　　　　—實久（水原 千三郎）—實綱—爲綱（二郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　—實政（三郎）
　　　　—盛明（岡崎 又六）—繼明（彌六）
　　　　　　　　　　　　　—忠繼（彦六）
　　　　—義清（土屋小次郎 大學助）—義則（兵衞尉）
　　　　　　　　　　　　　　　　　—義政（二郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　—義成（三郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　—秀義（四郎）

オカザキ

と見ゆ。平家物語源氏方に岡崎、盛衰記卷十七に「北條四郎時政が一類を引率して、相摸の土肥に打越て、土肥、土屋、岡崎を招く」と。又卷二十に「相摸國には岡崎四郎義眞、子息與一義貞、」また「源氏世を取給ふべき軍の先陣給て、蒐出たるを誰とか思ふ。音にも聞らん、目にも見よ。三浦介義明の弟に、本は三浦悪四郎、今は岡崎四郎義眞、其の嫡子に佐奈田與一義貞、生年廿五」と。又東鑑治承四年八月條に「岡崎四郎義眞、同余一義忠」十月條に「岡崎平四郎義實云々」とあるを始め、義實（義眞）は一、二、六、八、九、十、十一、十四、十五、十六（死）、十九に見え、文治四年八月廿三日條には「波多野五郞義景・岡崎四郞義實と御前に於いて對決を遂ぐ、是れ相摸國波多野本庄北方は云々」と載せ、又系圖に「四郎、號悪四郎、正治二年六月二十一日卒、八十九歲」とあり。

次に岡崎與一義忠は以上の外二、九に見え、又佐那田余一とも載せ、系圖に「母中村庄司宗平女、治承四年賴朝出時、於相州土肥石橋山、給副將軍、討死、三十三」とあり。次の其の子實忠は東鑑二十一建保元年條に岡崎左衞門尉實忠、また十、十一に與一太郎、又二十一山內人々中に岡崎左衞門尉とあるも此の人ならん。系圖に「千太郎、童名千法師、和田義盛同心討死畢、その子太郎義國、次郎實村、父同討死」とあり、東鑑二十一に岡崎太郎、同次郎と見ゆ。

次に實忠の弟盛實は系圖に「千二郎、左衞門尉、」東鑑九、十五に「岡崎先次郎政宣」とあり。

相州兵亂記に「相州岡崎の城主三浦介義同云々、此の岡崎の城と申すは、昔賴朝の御時、三浦大介義明の弟、岡崎悪四郎義實が住し城とぞ聞へし」と。又翁草鎌

オカザキ

幕臣岡氏に宇喜多直家の臣岡元重の後と云ふものあり。藤原姓にして、家紋左三巴、五七の桐。又岡越前守貞綱あり、秀家に仕へしが、後去りて德川氏に仕ふ。其の子平內は明石掃部全登が聟となり、父子共に大阪城に入りて死すと。

19　美作の岡氏　多くは宇喜多家臣岡氏の後と云へど、苫田郡東田邊の岡氏は赤松祐五郎彥尙の後にて、其の子彥左衞門・作州に來り、農となる、其の孫赤松與左衞門・岡の地にありて岡を苗字とすと云ふ。英田郡巨勢庄瀧大明神々主岡和泉、また粟井家臣岡氏等東作志に見ゆ。又眞庭郡にもあり。又津山藩分限帳次右筆に此の氏あり。

20　因幡の岡氏　楠氏配下の將なりと云ふ。又福田淨雲の一族に岡次郎左衞門有。

21　丹波の岡氏　丹波志氷上郡條に「岡氏、形屋氏とも、子孫石生村、地頭の上に、先祖岡奥の大夫と云ふ地侍也。古の屋敷は瓜谷口と云、形屋氏とも云ふ、古家也」と見ゆ。

22　清和源氏善積氏流　和田系圖に「善積惟家―忠賴―三郞惟賴―太郞惟信―惟義（岡源三）」と見ゆ。

23　佐々木氏流　佐々木氏にして、家紋五七桐、輪違なりと、寛政系譜に見ゆ。

24　太秦姓　蒲生家臣にして、近江國蒲生郡木津邑の岡より起る　蒲生家の重臣に岡半兵衞重政あり、會津時代津川城二萬石を領す。「慶長十八年觀音堂を再建す。又岡宗左衞門あり、又「蒲生彥作・本姓岡」など見ゆ。重政の事は諸書に多くあり。又岡惣左衞門は蒲生定秀に從ひ、享祿四年四月六日・箕浦合戰に戰死すと云ふは宗左衞門と同人か。卄九、卅三項參照。

25　伊勢の岡氏　建仁元久の頃、安濃郡に岡八郞貞重あり、岡本城に據り、鎌倉に叛す。東鑑元久元年四月二十一日條に「武藏守朝雅の飛脚到着す、申して云ふ、云々、次に安濃郡に於いて、岡八郞貞重、及び子息伴類を攻擊す。彼輩遂に以つて敗北」と。

又後世北畠家臣に岡惟家あり、多氣郡牧城に據り近鄕を領す。小四郞に至り、天正中北畠具敎三瀨に弑せらるゝ時、共に死すと云ふ。又奄藝郡の豪族川瀨廣信の裔宗光・姓を岡と改むと。又關長門守侍帳に「二百石岡千助、二百石同彥兵衞、百五十石同勝五郞」と。（又勢州四家記に「岡儀太夫、同半兵衞」なる人見ゆ）。

26　清和源氏吉良氏流　吉良系圖に「吉良貞義―左衞門督滿義―有義（左馬介四郞、一色、岡、長吉等祖、積善寺と號す）」と見ゆ。

27　齋藤氏流　尊卑分脈に「則宗（號河合權守、豐前權守、河合齋藤始）―成實（左兵衞・左衞門尉・爲爲永子）―實信（應保二四七使、內舍人、兵衞尉、瀧口左衞門尉、武者所）―友實（使、右衞門尉、於河尻被誅了）―友利（號岡太郞）」と見ゆ。武家系圖にも「藤・太郞友利稱之」とあり。

28　清和源氏武田氏流　諸家系圖纂甲斐信濃源氏綱要に「武田義淸―淸光―義成（淸光九男、淺利與市、弓の上手、家文扇松皮）―知義（淺利太郞、近江國山崎、岡等祖）」と見ゆ。淺利氏の族なり。

29　同上馬淵氏流　同上系圖に「淸光―武田信義―信光―信政―信時―時綱―信宗―信武―信成（甲州武田）―信春―信澄―信茂（號馬淵彌七郞）―信俊（多賀彥七郞）―成俊（江州岡地頭、刑部左衞門尉）―定俊（號岡左內）」と見ゆ。

30　甲斐の岡氏　岡和泉守、岡宮內丞等名あり、一族山梨郡に多く、西保中村、同

下村、隼村、柚木村等の名族にして下柚の木村七屋敷の一に岡屋敷存す。前二項の如く武田氏の族に岡氏あれば、その族か。されど佐渡岡氏は甲斐山梨郡より出で、藤原姓なりと稱す。八代郡にも此氏あり。

31 藤原姓　佐州役人帳に岡源三郎を載せ、藤姓と云ふ。祖先甲斐より來る。

32 井伊氏流　井伊系圖に「井伊彦次郎景直―直藤(彦次郎、岡祖)―直兼」と見ゆ。

33 伴姓設樂氏流　伴氏系圖に「資乘(設樂安藝權守、住江州多賀)―家繼(伴五、江州岡祖)―俊繼(伴内)、弟俊平(伴五)」と見ゆ。

34 小野姓　もと岡部氏にて、岡部孝貞―孝俊―孝直―孝興まで佐竹氏に仕へ、岡部と稱せしが、故ありて岡に改め德川氏に仕ふ。家紋十萬字、後丸に打違鷹羽に改む。此の氏或は源氏と云ひ、或は宇喜多家臣岡貞綱の一族にて、もと十字紋なりしならんと云ふ。

35 秀鄕流藤原姓佐野氏流　上野國岡村より起る。「小見左京進義綱―右京大夫行綱―左衞門佐行淸―右京大夫千重―行政(五郎、岡村に住し岡民部大夫と稱す)―五郎千隆(岡長門)―岡莊五郎隆範―源左衞門千範―民部大夫千村(家康に仕ふ)、弟豐後千師、弟刑部千範―治左衞門行昌」なりと。隆範の弟源藏行高・信長に仕ふ。又千隆の弟に岡三郎四郎行廣、山城行信(甚五郎)等あり。

36 那須氏流　那須記に岡太郎左衞門資一あり。資房の一族なりと。

37 越後の岡氏　彌彦社上條の神官に岡氏あり、もと岡本と云ふ。又船越の神官にも岡氏あり、岡井ともあり。

38 大和橘姓岡氏　大和平田黨の一に岡氏あり。永正中、岡彌次郎政行は國判衆十二人の一にして、頗る勢力ありしが、後衰へて松永氏配下の將となる。これより前、春日社文書應永十四年五月の平田御莊々官に岡政種見ゆ。本姓は橘姓にして、楠氏の族也と。文正中、畠山氏と戰ひし事、尋尊僧正記に見ゆ。鄕士記に「岡周防守橘國高、松永に與し、天正丑沒落」とあり。猶ほ岡崎、岡野條を見よ。

39 大和源姓　宇野氏の族にも岡氏あり。又十津川鄕士に此の氏有、十津川鄕鎗役由緒に「桑畑村庄屋岡庫之助」なる者見ゆ。

40 高階姓　大和國高市郡岡邑より起る。鄕士記に「岡安藝守(天武の皇子高市の末、高階の姓也」と。タカシナ條を見よ。

41 菅原姓　ナカ條を見よ。

42 德川時代　谷田部細川藩重臣、丸龜京極藩重臣、小濱酒井藩重臣、西條松平藩用人、大野土井藩用人、廣島淺野藩用人、三ケ月森藩用人、村上内藤藩用人、鯖江藩侍帳に岡啓作、京極殿給帳に岡與五郎、同角助同五左衞門、幕臣儒者に岡三左衞門あり。又津輕、會津、信濃、志摩、伊豆にあり。又結城戰場物語に結城方岡氏を收む。秀康卿給帳に「五千石岡越後」見ゆ。

崗　ヲカ

岡氏に同じ、古くは此の字を用ふるもの多し。

遠賀　ヲガ

筑前に遠賀郡あり、又崗とも岡ともあり。風土記塢舸に作る。岡條を見よ。後世チンガと云ふ。又羽前國田川郡に遠賀神社あり、遠賀氏は此の地より起る、井岡觀音堂長祿四年三月十八日銅器銘に執行別當遠賀野井寺と。

小賀　ヲガ

コガ條を見よ。

小鹿　ヲガ　ヲシカ

津輕にあり。又武家系圖に「小鹿、淸和、今川國氏、九代孫九郎範慶稱之」と見えたり。チシカ條を見よ。紀伊續風土記貴志莊條に「中古西園寺の領となり。地頭に小鹿入道阿念と云ふ

鹽地と爲し、既にして海路を導き奉りて山鹿岬より廻りて崗浦に入ります。水門に到て御船進むを得ず、云々、熊鰐奏して曰く、是の浦の口に男女二神あり、男神は大倉主と云ひ、女神を菟夫羅媛と曰ふ。必ず是の神の心歟。天皇則ち禱祈し給ふ。云々。熊鰐更に還て、洞より皇后を迎へ奉る。云々。潮の滿つるに及びて崗津に泊り玉ふ」と見ゆ。此の地、神武天皇東征以來、王化に潤ふ事少く、且つ魏志に見ゆる耶馬臺國の勃興ありて、一時半獨立の狀態にありしを、此處に至りて熊鰐・神寶を奉獻し、以つて全く朝廷に歸服したりと見るべき也。

2　崗君　崗縣主家の氏姓なり。孝德紀に崗君宜なる者見ゆ。此の崗縣主崗君の後裔の事は第八項を見よ。

3　岡曰佐　大和國高市郡岡邑より起る、この地は舒明、齊明二帝の宮地にして、草壁皇子も亦此の地に御座せり、これ岡宮天皇の謚ある所以なりとす。又岡寺あり。岡曰佐は此の地にありて、譯語を職掌とせし氏也。正倉院天平神護元年正月文書に「少初位下岡曰佐大津（大和國添上郡人）」など見ゆ。倭の漢氏の族ならむ。

オカ

4　岡連　前項氏との關係詳かならず。神龜四年十二月紀に「僧正義淵（俗姓市往氏）、禪枝早茂、法梁惟隆云々、宜しく市往氏を改め、岡連姓を賜ひ、其の兄弟に傳ふべし、」と。また天平十九年十月紀に「正六位上市往泉麻呂、岡連姓を賜ふ、」など見ゆる後也。姓氏錄、右京諸蕃に「岡連、市往公と同祖、日圖王の男安貴の後也、」と載せたり。イチク條參照。

5　文部岡忌寸　坂上系圖に「山木直、姓氏錄に曰く、山木直は、是れ文部岡忌寸云々等廿五姓の祖也、」と見ゆ。卽ち倭の漢・坂上氏の一族なり。蓋し岡曰佐と云ふは此の族ならんか。

6　岡眞人　天武天皇皇子舍人親王の後にして大和高市の岡を名に負へるならむ。天平勝寶七年六月紀に「和氣王、細川王、姓を岡眞人と賜ふ」と。また天平神護元年八月紀に「從三位和氣王・謀反の事に坐して誅せらる云々。和氣は一品舍人親王の孫、正三位御原の子也。勝寶七年姓を岡眞人と賜ひ、因幡掾に任ぜらる。寶字二年・舍人親王を追尊して、崇道盡敬皇帝と曰ふ。是に至り、屬籍を復し從四位下を授けらる、」など見ゆ。姓氏錄、左京皇別に「岡眞人は謚天武皇子一品贈太政大臣舍人親王より出づる也、續日本紀合す」と載せたり。

オカ

7　岡（無姓）　正倉院神護景雲四年文書等に見ゆ。前項數流岡氏の族ならむ。

8　岡縣主裔　筑前遠賀郡の岡氏にして崗縣主熊鰐の裔と云ふ。岡姓系譜に「譜第序・上祖熊鰐の後胤神主兼縣主、岡姓に屬す。大化二年兼官を罷られ、正職を以て三鄕、三村、小倉庄、祭祀之事を掌る。三鄕とは折尾鄕、安屋鄕、在毛鄕、三村とは藤田村、熊手村、穴生村是れ也。後世區別して三十有八村となる。小倉庄亦區別して六村となる。先祖嫡々數十代、蓋し岡道兼を以て中世之祖となす。建久五年、鎌倉右大將筑前國麻生庄野面庄上津役鄕を宇都宮上野介藤原重業に賜ふ。是に於いて城郭を麻生花尾山に築く。故に宇都宮を改めて麻生と稱す。建仁之始、岡忠經世嗣なし、麻生家政の近官波多野鶴千代を養ひて社職を嗣がしむ。岡姓を改めて波多野氏となす。岡熊鰐（縣主、墓三吉村熊山にあり）、岡熊手丸（縣主、墓熊手村にあり）、岡千足雄

（縣主、墓同上）、岡勝丸（同上）、岡彦足（同上）、光景（同上）、年麿（同上）、直棨（重滿大夫神主、墓中伏にあり）—忠重—忠經—波多野忠義—忠勝……春房（波多野新六、大永三年潤三月十二日加冠、興春在判、改平姓）—春綱—益房、」と見ゆ。又原田家臣に岡九郎兵衞あり。

9 豐前の岡氏　上毛郡の豪族にして永享應仁の頃岡三郎あり。

10 紀姓　肥前國彼杵郡の名族にして、正平十七八年及び應安五年の一揆連名帳に「岡五郎紀清種」と云ふ者見ゆ。彼杵氏の一族也。しかるに後世大村藩士岡氏は藤原姓と稱し、鎌倉より來るとも說く、信じ難し。

11 筑後の岡氏　田中家臣知行割帳に「一千石・岡五郎」と見ゆ。又筑後屋山系圖に「掃部入道宗源の女・岡權右衞門妻」と、又岡善右衞門あり。

12 讃岐の岡氏　香河郡岡邑より起る。全讃史に「行業城、在西莊村、岡隼人行康、及行業之に居る」と見ゆ。

13 岡屋形　讃岐細川家を謂ふ。全讃史に「岡屋形、延文の時、細河右馬頭賴之・阿の勝瑞より此の國に來り、岡隼人の城に入る。其の地理を閱するに、風景絕勝也。新館を行業城の側に築き、又鎭守神を四方に置き、四方權現と謂ひ、社稷を八方に安んじ、八方荒神と謂ふ。而して四國の政を聽く。六世孫義春の子澄元・管領政元の養子となり、岡屋形途に廢す」と。ホソカハ條を見よ。

14 紀伊の岡氏　伊都郡柏木城は岡氏の城跡なりと云ふ。郡入鄕村の舊家に岡氏あり、續風土記に「舊家岡佐仲、高野四莊官の一なり、高野學侶より年々高二十四石を與ふ」と。又桂本村の地士に岡四郎五郎。又吉仲莊の地士岡孫太郎は中氏の分れにて、菅原姓なりと。ナカ條を見よ。又那賀郡野上莊別院村の地士に岡左七。又安樂川莊上野村の地士に岡彥右衞門。又冲野々村「番頭、村の東川涯に番頭岡氏の屋敷跡あり」と。

15 淸和源氏吉見氏流　石見の豪族にして吉見氏の族なりと云ふ。其の家譜に「其の祖壹岐守、弘安五年當地に來る」と見ゆ。こは吉見氏の祖賴行が「弘安五年十月下旬、能登國より石州に下着す」と云ふと同事たるべし。

16 安藝の岡氏　猿掛城主高橋氏の配下に岡氏あり。又安西軍策毛利方の將岡宗左衞門、其の他岡又十郎、岡信濃守等見ゆ。又藝藩通志廣島の名家に「山口町弓匠・先祖岡越前・射藝を以て、初め蒲生家に仕へ、寬永中來りて本藩に寓す。歲々銀三貫物、矢箆十萬本を賜ひ、大に弓矢を製す。子庄左衞門徒士となる。其の子作兵衞無狀にして籍を削られ、姪淸兵衞僅かに舊業を守る。其の後四世猶口糧を賜ふ」と見ゆ。蒲生家士岡氏の事は第二十四項、二十九項を見よ。

17 備後の岡氏　藝備古蹟志に「龜石城は龜石村にあり。岡六郎之に據る」と。

18 宇喜多氏流　備前の名族也。安西軍策備中國忍山城沒落條に「宇喜田直家・美作の國に於て數ヶ所の城を攻落され、數百軍兵討果されて無念に思はれ、忍山に同名信濃守岡剛介を入置き、いかにもして毛利家に寃を成すべき由聞けれは、先づ忍山を攻落さんとて、同十一月十旬に、輝元、元春、元長、元氏、廣家、隆景、二萬餘騎を引卒して備中へ出張し忍山をせめんと議し給ふ。云々、信濃守岡もつい に討死す」と。又天正十一年七月十一日美州鈴木氏文書に岡平内亟家利見ゆ。又

御厩屋　オウマヤ　前條氏に同じ、武家系圖に平姓に收めたり。

小海　ヲウミ　讃岐國三谷寺記に「當寺は寛空法親王の建立、御父寛平法皇の詔に依て、四國の靈區に巡禮し給ひ、山田郡主小海基治が館にて信宿し、堂宇を建て、御弟子堯存阿闍梨に當寺を附與して京師に歸りたまふ」と。その後永享二年基治の後裔三谷彌七郎修理造營す（名所圖會）。

麻績　ヲウミ　便宜上チミ條にて述べむ。和名抄乎宇美と訓ず、上古の職業部にチミべあり。

歐陽　オウヤウ　漢土の氏にして越王勾踐の庶流なりと云ふ。漢歸化人に此の氏あり。

尾浦　ヲウラ　羽前國田川郡尾浦より起る。大寶寺武藤氏此の地にありて、尾浦屋形と呼ばる、武藤條を見よ。

尾浦屋　ヲウラヤ

押領司　オウレウシ　アフレウシ　職名より來りし氏なり。

麻植　ヲヱ　次の氏に同じ。

麻殖　ヲヱ　阿波國麻殖郡より起る、麻殖は和名抄乎惠と註す。中世以後麻殖庄、麻殖保あり。

1　忌部氏流　麻殖郡は忌部氏の榮えし地なり。イムベ條を見よ。

2　平姓　東鑑文治二年閏七月廿二日條に「前廷尉平尉康頼法師・恩澤に浴し、阿波國麻殖保々司（元平氏家人、散位）たるべきの旨仰せらるゝ所なり」云々と見ゆ。又同四年三月十四日條に「前廷尉康頼入道欵狀を捧ぐ。是去年阿波國麻殖保保司職を拜領す。仍りて使者を遣すと雖、地頭野三刑部丞、許容する能はざるの間、乃貢空手の由之を申す。當保は内藏寮濟物運上地也。成綱固く抑留の間、度々院宣を下され訖る。然らば件の所濟を除きて、康頼に中分すべきの旨御書を下さる云々」と。其の後元仁元年十月二十八日條に「阿波國麻殖保預所左衞門尉清基・地頭小笠原太郎長經と日來相論ある事、今日兩國司御前に於いて一決を遂ぐ。清基申して云ふ、當保は康頼法師の功により右大將家より拜領、今に相傳領掌の處、長經・謀叛の跡と稱し申賜はり訖る、正理にあらず、早く返付すべきの由云々。長經申して云ふ、清基去る承久三年兵亂の時、院中に候し、腹卷を着け官軍に加はる。剰へ自宅に於いて和田新兵衞尉朝盛法師を出立、戰場に向はしむ云々。清基重ねて云ふ、伯父左衞門尉仲康・朝盛入道と朋友也、其の所に於て對面せしむるの外、全く同心せず云々。而して彼の兵亂の比、清基・當國守護人佐々木彌太郎判官高重に遣はすの狀に云、男たる程の者、一人と雖御大切也。麻殖の人々、御邊に付き奉る、神妙なりと云へり。其の狀忽然出來の間、披覽に備へ、逆節疑ひなきの趣沙汰あり。清基の訴訟を弁損せらる云々」と見ゆ。

3　清和源氏小笠原氏流　故城記麻殖郡分に「麻殖遠江守殿、小笠原、源氏、二松皮（南方宮井村城主、但知行千四百貫）」と載せ、又一本に「麻植殿、源氏、二松皮」と見ゆ。

4　清和源氏足利氏流　世々西尾村飯尾に住居せし豪族にして、現今隣村森山村大字森藤に十數軒あり。今、麻植與平氏所藏『源氏新田足利細川小笠原麻植氏系圖』により其の系統の概要を記せば、次の如しと云ふ（後藤捷一氏報告）。

足利氏繼・泰氏二男、尾張國山田に住。〇衆氏・正嘉二年誕生。〇重氏・尾張三

郎と稱す、母小笠原長久の女、阿州大西城主となり、從四位下阿波守に任ず。○俊氏・山田民部大輔と稱す、母細川祐氏の女、細川賴春四國の守護となりし際一門の由緒を以て、曆應三年阿州美馬郡貞光に移る。○1重時・山田太郎、後に美馬九郎右衛門と稱す、細川賴之に仕へ勝瑞へ參勤す。麻植郡飯尾村に於て百五十貫の地を賜ひ、此處に移つて姓を麻植と改め、忌部神主の養子となる。2氏重・麻植右京之進、細川詮春に仕へ森藤村に於て卅貫の地を加增せらる。3親氏・麻植志摩守、母貞光城主小笠原長定の女。4氏重・麻植彥太郎。5氏直・麻植志摩守。6賴利・同上。7泰俊・麻植隱岐守。8氏義・泰俊二男義淸弟、麻植志摩守。9重俊・麻植志摩守、十河存保に仕ふ、天正七年十二月廿六日脇城附近の戰に於て討死す、歲三十七、雲現院觀月勇心居士。10重長・重俊弟片山岸右衛門と稱す、三好長治に仕ふ、天正十年八月廿八日中富川にて戰死。11成義・麻植孫太郎、十河存保の小姓を勤めしが、後豐臣秀吉に從ひ、天正十四年十二月十二日豐後國戸次川にて戰死す。12成經・成義弟、麻植小左衛門、慶長十九年大阪陣の時、人數に加はり御堂に在陣中、十二月十六日大野主馬夜討に押寄、疵を受く。13成政・麻植彥太郎、慶長二十年四月大阪夏陣に出陣す。14重義・成政弟、麻植孫二郎。

小役 ヲエ　大和吉野郡の豪族にして、鄉士記に小役土佐(日子坐の子、大役の弟)と見ゆ。開化天皇の後裔也。オホエ條を見よ。

尾江 ヲエ　廣瀨松平藩の重臣に此の氏あり。前條氏に同じか。

尾枝 ヲエ

麻殖生 ヲヱフ　淡路に麻殖生あり。

小江部 ヲエベ　近江國野洲郡に小江部庄あり。

御丘 オヲカ　ミヲカ條を見よ。

於岡次 オヲカジ

岡 ヲカ　又崗ともあり、筑前の岡(遠賀)、大和の岡宮の外、攝津、三河、伊豆、常陸、近江、上野、羽後(男鹿)、紀伊、讃岐、肥後等に此の地名あり。

1 崗縣主　書紀には崗縣主とあり。崗縣とは筑前國遠賀郡にして、神武紀に「天皇・筑紫國崗水門に至る」と見ゆる崗も亦此の地に外ならず。卽ち崗水門とは崗縣(遠賀郡)の港の意にして、當時以來多數の年月を經過したれば、今日の何處なりやは容易に決定し難きも、遠賀川河口の地にて蘆屋浦ならんかと云ふ。これを大觀して考ふれば、古代の若松港と云ふも適當ならずとせず。風土記に「塢舸(ヲカ)縣の東側、近く大江の口あり、名を塢舸水門と曰ふ、大船を容するに堪ふ」とあるは崗水門を云ふなり。

古事記には「竺紫の岡田宮に一年坐す」とあり、岡田は黑崎村熊手ならんと云ひ、或は蘆屋町の西南松林中にありと。されど祇園天王の天王を以つて、神武天皇に當つる如き笑ふに堪えたり。兎に角此等によりて此の地方が早く開けしを知るに足らむ。其の後仲哀記に崗縣主熊鰐あり「天皇の車駕を聞き、豫め五百枝賢木を拔き、以つて九尋船の舳に立て、上枝には白銅鏡を、中枝には十握劔を、下枝には八尺瓊を掛け、周芳の沙麼の浦に參迎へて、魚鹽の地を獻る。因つて以つて奏して曰く、穴戸より向津野大濟に至るを東門と爲し、名籠屋大濟を以つて西門と爲す。沒利島、阿閇島を限り御莒と爲し、柴島を割き御甂と爲し、逆見海を以つて

オ（お）ヲ（を）

索引

於　オ　ウヘ條を見よ。

尾　ヲ　三尾氏の三の脱略せし也。景行紀に「尾氏磐城別」とあれど、天皇本紀に「三尾氏磐城別」とあるを以て訂正すべき也。垂仁帝裔なりとす。

尾阿　ヲア　信濃國諏訪郡の豪族にして、また大和、大羽、大輪などとも見ゆ。信濃國造族金刺姓なりと云ふ。諏訪頼茂の家臣尾和兵庫、大和村尾阿城に據る。

小赤　ヲアカ　正倉院天平寶字五年十一月廿七日文書に「十市郡池上鄕小赤臣眞人」なる者見ゆ。大和國の古姓氏にして、皇別姓なりしや想像するに難からず。

於紅　ヲアカ　石州銀山紀聞に「大永六戌年云々、山大工於紅孫右衞門」なる者見ゆ。

緒明　ヲアケ

小淺　ヲアサ

小朝　ヲアサ

小穴　ヲアナ　コアナ條を見よ。

小荒井　ヲアラヰ　コアライ條を見よ。

小荒田　ヲアラタ　岩代國安積郡小荒田邑より起る、安積伊東氏の族かと云ふ。成實日記に小荒田隱岐と云ふ人見ゆ。小荒田は後世小原田氏と稱す。

小荒　ヲアレ　和名抄筑前國宗像郡に小荒鄕あり。

小井　ヲヰ　長谷寺緣起文に「大和國高市郡八木里小井門子と云ふ女人云々、」と見えたり。

尾居　ヲヰ

於井　オヰ　武家系圖に「於井、藤原、眞作末葉、次郎頼重、之を稱す」と見えたり。藤原南家の族なり。

老泉　オイイヅミ　美濃にあり。

老川　オイカハ

尾池　ヲイケ　ヲノイケ

1　桓武平氏頼盛流　讃岐の豪族なり。全讃史に「横井城（在横井村古河上今日中屋敷）、尾池玄蕃頭之を城く。玄蕃は平頼盛の裔也。頼盛の母を池禪尼と云ふ。其因りて世人頼盛を稱して池殿と云ふ。其の五世孫に尾張守に任ぜらるゝ者あり、因りて其の子孫。尾池を以つて氏と爲す。建武の時に當り信州に尾池玄蕃頭保俊なる者あり。細河定禪に從つて此に來る。之を以つて横井、吉光、池内に於い

て采地二千貫を得。永祿八年松永彈正久通・將軍義輝公を弑す。時に元妃烏丸氏方に娠めり、近臣小早川外記、吉川齋宮・元妃を奉じて遁れ來り尾池玄蕃（通稱嘉兵衞）光永の家に匿る。數日にして義辰を生む。遂に尾池を冒し、光永の嗣と爲す（後改名保耀）、天正十年十一月、仙石氏家臣上杉伊賀太郎・數百騎を率ゐ、横井城を攻む、克ずして玄蕃の爲に殺さる。（音川最明寺過去帳に云、上杉伊賀太郎、尾池玄蕃の爲に死す）。生駒侯封に就く、祿千石を以て玄蕃を聘す、後祿を以て二となし、一は嫡傳右衞門に與へ、一は次男藤左衞門に與ふ。季は則ち横井墟に居り、尾池官兵衞と稱す、後に西讃に之くと云ふ。古老云ふ、横井に舊姓二家あり、一を横井丹後と曰ひ、一を中條彈正と云ふ。玄蕃辟して家臣となす。而して中條西にあり、丹後東に在り、城は其の中に在り、故に中屋敷と稱す」と見えたり。

2 尾張の尾池氏　尾張にあり。産業事蹟に「慶安年中、土佐の國老野中傳右衞門・尾張の人尾池義左衞門を招き捕鯨をなさしむ。これを尾池組と稱す」と。義左衞門は慶安四年の金口銘に「四郎右衞門尉政次」とありと云ふ。

3 武鑑高知山内藩の用人に尾池氏を收む。前項を見よ。

小池 ヲイケ　コイケ　便宜上コイケ條にて述ぶべし。コイケと讀む方多ければなり。

小石 ヲイシ　コイシ　下總國小金本土寺過去帳に「小石市左衞門・明曆一」と見ゆる人あり。コイシ條參照。加賀藩侍帳に「貳百石、丸内花澤潟　小石平左衞門」と云ふ人見ゆ。

小井澤 ヲイサハ　武藏國入間郡山口村にあり。

小磯 ヲイソ　コイソ條にて述ぶべし。

老田 オイダ

置賜 オイタミ　出羽國に置賜郡あり、和名抄於伊太美と註す。郡內に置賜鄉あり。

大平 オイダラ　羽後の豪族にして大江姓なり、便宜上オホダヒラ條にて述ぶべし。

尾泉 ヲイヅミ

尾出 ヲイデ

小出 ヲイデ　コイデ條を見よ。

老馬 オイマ　オンバ條を見よ。

老松 オイマツ　薩摩に老松庄あり。

鐃石川 オインカハ　日用重寶記に此の訓あり。

老本 オイモト

岡宅 ヲイヤケ　日用重寶記に見ゆ。チカヤケ條を見よ。

意宇 オウ　出雲國に意宇郡あり、和名抄於宇と註す。

應義 オウギ　石見にあり。

應護 オウゴ　上野國勢多郡大胡（應護）邑より起る。源平盛衰記に應護氏見ゆ、他の書には多く大胡に作れば、其の條にて併せ云ふべし。

御宇田 オウダ　菊池家臣にあり。永正二年十二月三日の連署に御宇田上總介重直なる者見ゆ。

小內 ヲウチ　和名抄信濃國高井郡に小內鄉あり、乎宇奈と註す。高山寺本訓を闕く。

尾內 ヲウチ

小宇津 ヲウツ　コウヅ條を見よ。

童女 ヲウナ　和名抄信濃國小縣郡に童女鄉あり。乎無奈と註す。海野氏の起りし地也。

小馬 ヲウマ　コウマ　菊池系圖に「菊池則隆―保隆（小馬次郎）―經保」と見ゆれど、他の諸系圖には小鳥とあり、その方よし。

御厩 オウマヤ　オンマヤ　桓武平氏良將流にして、將賴を祖とす。日向記に御厩彌二郎と云ふ人見ゆ。

榎社　エヤシロ　エノキヤシロ　良峰氏系圖に「長季（成海大夫、成海庄本主）—眞遠（前口三郎）—眞長（榎社八郎）—高廣（二郎）、弟季長（三郎）」と載せたり。

江山　エヤマ

江良　エラ　長門、其の他に江良の地名尠からず。

1　宇都宮氏流　豐前宇都宮氏の一族にして、宇都宮大系圖に「宇都宮宗圓—宗房—業俊（江良、江里口祖）」と見ゆ。

2　菊池氏流　肥後菊池氏の族にして菊池系圖に「隆直—隆定（菊池次郎、後鳥羽院武者所）—定基（江良四郎）」と見えたり。

3　桓武平氏土肥氏流　小早川系圖に「安藝守宣平—備後守貞平—承頓（江良）」と見ゆ。

4　長門の江良氏　長門國豐浦郡江良邑より起りしなるべし。安西軍策に「大内家々臣江良彈正忠、及び同丹後守」見え、又吉川記に「陶全薑・防州琥珀院に江良丹後守を置く」などあり。

5　其他、高富本庄藩の重臣に此氏あり。

惠良　エラ　豐後竝に肥後に惠良の大族あり。

1　豐後淸原姓　豐後國球珠郡惠良邑より起る。豐後淸原系圖に「正高—通次（飯田三郎大夫）—末次（惠良三郎）—雅次—惟〇—某、弟惟親」と載せ、同書所載文書に「下惠良四郎左衞門尉盛種、早く豐前國上毛郡藥師寺村内壹町九段三十五代地（天野左衞門尉先知行）を領知せしむべし。右件の地叓は天文元年、大友勢妙見岳を圍むの時云々、「天文四八月十三日」」と。又笠氏系圖に「正高—正道—正長—道次（飯田三郎）、弟道載（惠良四郎）」と載せたり。長野、飯田、野上等と同族也。又天文永祿中豐前宇佐郡に惠良盛綱ありと。

2　阿蘇氏流　肥後阿蘇氏の族惟澄・惠良氏を稱す。事蹟通考引用阿蘇系圖に「惟時—惟澄（惠良小次郎、筑後權守、筑後守、大宮司、惟澄は惟時の一族にして壻也。凡そ上島、惠良、大里等と稱する者は傍親の家也。然れども惟澄・其の出づる所を失ふ。元弘三年惟直と相共に金剛山に赴くの處、令旨を下し賜はるに因りて、備後の鞆より國に歸る（正平三年九月申狀）。其れ以來所々の合戰勳功の事實・申狀、注進狀等に詳かなり。惟時・尊氏の逆に從ふの時賜ふ令旨『惟時に同心せず、無貳の忠節を致すの條、頗る感じ思召さるゝ所也。彌々憑み思食さるゝ者なり。征西大將軍宮御氣色・此の如し、依りて執達件の如し。興國五年七月十八日、勘解由次官判、惠良小二郎殿。』『大宮司惟時・朝敵に屬するの由聞召され驚き思食さるゝの處、一族を相語らひ、御方に軍忠に抽んづるの條、勇敢の至、今度に限らずと雖、誠に以つて感じ思食さるゝの所也。且つ此の趣を以つて奏達あるべき者也。征西大將軍宮の御氣色、此の如し、依りて執達件の如し。興國五年十月廿八日、勘解由次官判、惠良小二郎殿』と。惟澄・諸弟及び上島惟頼等の一族を率ゐ、異心を生ぜず、猶ほ忠操を盡し、大宮司を攝し、正平三年筑後權守に任じ、後又筑後守に轉ず（申狀家記）。『上卿一位大納言、正平三年三月十八日、宣旨、宇治惟澄、宜任筑後權守、藏人左少辨藤原正雄奉』と。按ずるに惟時・北朝に屬す。故に惟澄南朝に於いて大宮司を攝す、正平初年大宮司小次郎惟澄と稱する申狀數通あり。又筑後守に轉任す。宣旨を傳へず、故に年

月を失ふ。正平五年以後の令旨、皆筑後守と爲す。又正平十一年十四年の申狀にも自ら惠良筑後守阿蘇筑後守と書し、十六年以來の令旨申狀には阿蘇大宮司惟澄とあり。

同四年、惟時歸順の後は攝を罷めて相從ひ、但に力を皇室に竭す（家記文書）。六年惟時・職を亟丸に讓り、八年卒す（家記讓狀）。十六年二月、惟澄又將軍宮の令旨を帶び、始めて大宮司と稱す、是より改め立つて惟時の嗣と爲る。十九年七月職を長子惟村に讓り、此の月卒す。惟澄・元弘三年より此に至る三十二年南朝に仕へ功勞あり、終身變らず、申狀、注進狀、讓狀等皆南朝の年號を着く、證とすべし。玆より綸旨令旨を賜ふ數十通、公卿の書狀數十通皆家に傳ふ。

惟澄が弟に惠良豐前權守惟雄、彌三郞惟賢、彌次郞惟永あり。惟雄始めの名は小三郞、正平四年合志原の合戰、同六年關城を攻む、皆功あり（阿蘇文書）。惟賢は興國二年南鄕城に於いて功あり、肥後葦北莊地頭職となる（惟澄申狀）。彌次郞惟永は豐後朽綱鄕地頭職となる（惟澄申狀）」と。

此惠良氏或は第一項惠良氏と關係あらむ

3 筑後の惠良氏　星野家七組隊長の一に惠良氏あり。又肥後の惠良惟澄筑後守たりし事前項に云へり。

惠良古　エラコ

正倉院天平勝寶二年文書に此の氏人見ゆ。

惠利　エリ

肥前の豪族なり、鎭西要略に見ゆ。「肥前國住人惠利遠江守氏利・軍忠を申すの事。鎭西御向ひ以後、最前より御手に屬し、博多、仁山、高良山、綾部、此の所々に於いて、宿直警固仕り畢んぬ。就中少貳退治に於いて、去る四月廿二日小城御越の時、供奉仕る。同七月十六日千布御越し、同十八日綾部御陣、云々。應永五年十月日」と。こは探題澁川滿賴が肥前少貳千葉大村等の諸氏を討ちし時の事なり。

江副　エリエ

江里口　エリグチ

豐前の豪族にして宇都宮氏の族なり。宇都宮大系圖に「宗房―業俊（江良、江里口祖）」と見ゆ。

江里川　エリカハ

武藏の豪族なり。風土記稿幡羅郡葛和田村江里川氏條に「祖先は成田長泰の家人江里川左京亮と稱せしと云。家系は失ひたれど、古書付の殘闕あり。全文にあらざれば解しかたけれど、天正六年上杉謙信頓死の後、養子三郞景虎と姪喜平次景勝と矛盾の後、景虎より加勢を請來りし時の記と見えたり。其大略に『有心變不向此時、成田長康公依病氣、吉田紀伊守、江里川左京亮、以兩人成田家七騎爲旗頭、被向旣戰景勝越州於吉良須坂兩人討死す。江里川左京亮男子有二人、兄左京重勝、弟勘解由重信居忍城焉、其後天正年中戰强敵員、兄重勝手疵十三ヶ所、弟重信手疵五ヶ所、卽忍城及落城、兄左京は武州幡羅郡葛和田鄕に成在土、弟勘解由（後名は彌右衞門）は上州邑樂郡木崎鄕成在土、又江里川左京亮康重、吉田紀伊守討死之由所（今按に由緒の誤ならん）者、成田左衞門尉氏長之長男助五郞次氏、後號一閑齋、吉田氏、江里川氏尋來て半餘（按に年の字を脫するか）留中野鄕、委御物語被仰置者也、又成田長康公譜代侍江里川左京亮康重分限三十五貫、康重長男重勝左京同二十三貫、二男重信勘解由後名彌右衞門同十二貫』と。あり。これ由緒の梗概を知るべし、」と見ゆ。

擇田　エリタ

武藏七黨橫山黨の一なり、小野系圖擇田、七黨系圖欅田に作る、その方よし。クヌギダ條を見よ。

江渡　エワタリ

江戶條を見よ。

政通（湯與五郎　後號鹽谷兵部少輔　出雲國島根郡坪谷村知行）
- 豊高（兵部大夫　法名春山　道英）
  - 常陸
    - 高家 ― 秀弘
    - 貞清（五郎　永正五年十二月五日卒）― 貞慶（享祿四年四月九日鹽谷ヲ退出）― 國久（尼子殿子也　鹽谷）
    - 虎千代
    - 某（又五郎）
    - 女子（出雲國造守俊妻）
  - 貞綱（三河守　宮内少輔）

太平記卷七先帝船上臨幸事の條に「佐々木富士名判官義綱、則ち出雲へ渡て鹽冶判官を語ふに、鹽冶如何思けん、義綱をゐこめ置て、隱岐國へ歸らず。云々」と。又船上合戰條に「先づ一番に出雲の守護鹽冶判官高貞、富士名判官と打連、千餘騎にて馳參る」と。次いで十三龍馬進奏事の條に「其の比佐々木鹽冶判官高貞が許より龍馬也とて、月毛なる馬の三寸許なるを引き進す」と。箱根竹下合戰の際、高貞は脇屋義助に屬せしが、裏返りて足利に屬し、爾來武家方にあり、同書卷二十一「鹽冶判官讒死の條に、高師直・高貞が室に懸想し、ならざるを怒りて隱謀ありと讒せし事を擧げ「鹽冶判官が舍弟四郎左衞門（兄に背きて師直に通ず）」「鹽冶が一族に山城守宗村」「判官が舍弟鹽冶六郎」及び判官の自殺を載せたり。又卷三十四に紀伊國守護代鹽冶中務（宮方）、また三十八に鹽冶六郎左衞門（系圖宗貞の弟に六郎左衞門高秀あり、これか）を載せ、次に明德記に「出雲の國の住人鹽屋の信濃守」、また「去程に佐々木の冶部少輔高詮は代官隱岐五郎左衞門尉・出雲國へ發向す。山名播磨守が代官鹽冶の駿河守・富田の城に籠て討手の下向を待懸たる處に、國中悉く京勢に馳加はり、今は城には鹽冶の一族三十餘人の外は無りける」また「子息駿河守」を載せたり。駿河守は滿通の弟なり、實名師高なりと云ふ。

3　出雲の鹽冶氏は此の後、康正の造内裡段錢引付に「貳拾貫文、鹽冶參河守殿段錢、」と。永享以來御番帳に「三番鹽冶三河守、鹽冶四郎左衞門尉、」次に文安年中御番帳に「三番鹽冶五郎、諸衆鹽冶四郎左衞門、」次に長享元年將軍江州動座着到に「雲州佐々木鹽冶三河守在國、同佐々木鹽冶五郎左衞門尉、佐々木鹽冶新九郎」等を載せ、又見聞諸家紋に

雲州佐々木
凡此輪違
鹽冶

又江濃記雲州佐々木由來有事の條に「佐々木黨此國を知行する事、むかしより今にたえず、先代九代の代々には、隱岐、鹽冶此國を知行す。其後尊氏の御時、山名しばらく當國の守護に補しけれども、守護代は上郷三河守、其子鹽冶四郎とて、いづれも佐々木の末葉なり」と。又雲州軍話に「尼子伊豫守經久は鹽谷判官高貞五代の後裔也。高貞讒死の時、三歳になりし稚子を、八幡六郎が母の懷より引出して命を助く、其の後出雲國に討入て、鹽谷駿河守、富田判官秀貞、彈正少弼直貞、次第に蔓り、富田の月山の城に居る」と。これは誤れり、尼子は高貞の後にあらず、アマコ條を見よ。安西軍策にも鹽冶の事見ゆ。

4　石見の鹽冶氏　邇摩郡大森町石鏡山城は鹽谷豐前守の居城なり、石州志に「佐々木氏族鹽冶判官貞清の裔、陰德に永祿五年八月、出雲白鹿城攻に參加」と見ゆ。

5　伯耆の鹽冶氏　民談記に「南條氏は鹽冶高貞の二男伯耆守貞宗を始祖となす」と。ナンデウ條を見よ。

6　但馬の鹽冶氏　二方郡の豪族也。但馬

考に「天文九年山名祐豐の時、長越前守信行、二方郡朽谷城主鹽冶氏と爭鬪し殺さる。其の遺子彌次郎永祿十一年歸國、鹽冶を擊ち林甫城を復す」と。又陰德太平記に「元龜二年八月、二方郡阿勢井の城主鹽冶肥前守云々」とあり。

7 紀伊の鹽冶氏 太平記に見ゆ、前に云へり。

8 美濃の鹽冶氏 稻葉神社舊神職なり、シホノヤ條を見よ。

鹽谷 エンヤ シホノヤ シホヤ 鹽冶氏は又鹽谷ともある事、前條に見ゆる如くなれど、他の鹽谷氏はシホヤ、或はシホノヤなれば、其の條にて述ぶべし。

江村 エムラ 和名抄土佐國長岡郡に江村鄕を收め、衣牟良と註す。其の他諸國に江村と云ふ地尠からず。

1 長曾我部氏流 土佐長岡の江村鄕より起る。長曾我部氏の一族にして能後の後と稱す。長曾我部國親の配下に江村小備後あり、古城傳承記、香宗我部記錄、南路志等に見ゆ。山田元義を攻めし際、其の家老山田監物を討つと。又殘太平記に「永祿十一年八月、江村備中守三千騎にて豫州鳥坂城を圍む」と。又香宗我部記錄に「江村藤左衞門は佐倉崩後、越後樣の御家に仕へ、越後騷動の後浪人致候」とあり。

2 赤松氏流 赤松の族別所氏の庶流也と云ふ。

3 美作東北條郡新瀧寺慶長十一年文書に江村勝助、又志摩にもあり。

朴室 エムロ 孝德記に菟田朴室古と云ふ人見ゆ、大和の人にて、次の氏の族か。

榎室 エムロ 山城の古族にして尾張氏の族なり。

1 榎室連 姓氏錄、左京神別に「榎室連、火明命の十七世孫呉足尼の後也。山猪子連等・上宮豐聰耳皇太子の御杖代として仕へ奉る。爾の時、太子山城國に巡行す。時に古麻呂・山城國久世郡水主村に家し、其の門に大榎の樹あり。太子曰く、是の樹室の如く、大雨も漏らず、仍りて榎室連と賜ふ」と見ゆ。水主村は同族なる水主氏の本貫地なり。

2 榎室氏 榎室連の後なり。

惠室 エムロ 榎室氏の後か。

江持 エモチ 磐城國石川郡江持邑より起る。文安年間和田城主秀信の五男源藏(近江守)秀顯、江持堤雨村を所有し分家し、秀顯・其の子秀次を堤に分つと云ふ。

江本 エモト 始め村上源氏なりしが、後藤原氏に改むと云ふ。家紋井桁、源氏車、寛政系譜に見ゆ。又志摩に存す。

荏本 エモト 江本氏に同じきか。

柄本 エモト

衞門 エモン 左右衞門たりし者の後裔・祖父の官名を氏とせしなり。

1 三河伴氏族 伴氏系圖に「大原八郎貞景―左馬允景重―景光―景季―資景―氏景(衞門三郎)」と見ゆ。

2 越後彌彦神社船越の神官中に此の氏あり。

3 伊豫國溫泉郡石手寺に衞門三郎と銘する石ありと。右衞門三郎なり。

江守 エモリ 越前より起り、平姓なりと云ふ。寛政系譜に「家傳に平判官康賴より出づと云ふ。家紋鑑蔦、七寶花輪違」と。又加賀藩給帳に「千參百石(五幣頭)江守貞勝。千石(丸内雁金)江守三五六」と載せたり。

江森 エモリ 武藏埼玉郡に多し、江守氏と同族か。

惠家 エヤ 和名抄肥後國天草郡に惠家鄕を收む。

弟を因幡守盛房と云ふ、羽州南方奉行人となり、本州長井庄宮内郷に居治し、其の裔を宮内氏と稱す。盛繼の子出羽守盛定、永享十年關東大亂の時、管領持氏に屬し、敗績して奥州に來り、始めて天海公(持宗)の麾下に屬す。盛定の子因幡守盛行、盛行の子將監行定、天文中、直山公(種宗)に仕ふ。行定の子左衞門尉光定、光定の子出羽守定親(一名高宗)、家世々松山城に居住し、當家の一族となり、保山公(晴宗)に仕ふ。定親の子出羽守高康・貞山公の時、松山采邑を收めて桃生郡相野谷に移る」と載せたり。

27　新沼の遠藤氏　封内記志太郡新沼邑條に「古壘東要害、大崎家臣遠藤掃部・之に居る」と見えたり。

28　宮内の遠藤氏　二十七項遠藤氏と同族にして羽前置賜郡宮内に據る。伊達世臣家譜に「遠藤因幡守(初稱四郎、又修理亮)盛房は羽州置玉郡長井庄宮内邑に住す焉、盛房・羽州南方奉行人たり、盛房の子肥後守(初稱彌四郎)盛兼、永享十年關東大亂の時、鎌倉管領足利持氏に屬す、持氏敗績後、天海公(持宗)に屬す。是時采地六百餘町を宮内邑に賜ふ。盛兼の子伯耆(小字又四郎、又稱右馬介)盛俊・文明中瓊岩公の時、屢々戰功あり。盛俊の子中務(又稱主馬)盛實、瓊岩香山兩公に歴仕し執事となる。延德二年三月、香山公の時、田六千石を賜ひ、刈田郡内親山に移住す。盛實子なく宮内因幡宗誠の子を養ひて嗣となす、之を伯耆(小字新四郎、又稱采女、薙髪號謙齋)宗實と稱す。公・奥羽二州諸軍と兵を挑むの時、宗實先鋒となり、屢々戰功あり。保山公賞して刈田郡内十邑を賜ふ。宗實の子中務(小字新五郎、又稱修理亮、又式部・考號盆齋・延寶故牒を按ずるに因幡に作る)宗忠(初名重清、直山公の時諱字を賜ふ)、天文二十一年正月、保山公の時、一族の班に列し、此の時命を奉じて宮内氏となる」と見ゆ。

29　大森の遠藤氏　亘理郡大森城にありし遠藤氏にして、遠藤隱岐に至り伊達實元に破らる。

30　羽後の遠藤氏　夜叉鬼山の緣起に「天平寶字元年云々、由利の住人遠藤次大郎」なる者見ゆ。

31　米澤の遠藤氏　米澤鹿子に「上長井糟之目村山王權現は康曆二年遠藤大和守勝平の建立」なりと。

32　其の他、奥羽に遠藤氏頗る多く一々數へ難し、又伊達政宗の異母弟に遠藤正壽あり、置賜郡轟に邸墟あり。又江刺郡黒石村の人に遠藤彌平あり、修驗辨意法印の子にして、阿部隨波に仕へ產をなし、藩に十萬金を獻ず、寶永七年家祿百石を賜はり、大番士に列せらる。其の後十五萬兩を獻じ、其の孫彌左衞門、また十萬兩を獻じ、前と併せて二百五十石を賜ふとなり。又八幌都々古別神社の社僧に遠藤松之院あり。

33　諏訪の遠藤氏　諏訪志料に「遠藤氏、藤原姓大職冠の裔鎌倉時代遠藤左衞門尉と云ふものあり。之れを元祖となす。數十代の後亦左衞門尉と云ふ人あり。其孫を遠藤但馬守正則と云ふ。信玄に屬し、功ありしが、武田氏滅亡後、諏訪郡に來り農に從事す。其の男を孫兵衞と云ふ」と載せたり。

34　宇多源氏　佐州役人付に遠藤庄平を擧げ、宇多源氏とす。

35　徳川時代遠藤氏は伊達藩重臣、府中松平藩重臣、田中本多藩重臣、龜山松平藩用人たり。又武藏、志摩等にも存し、下

り藤を紋とするもの多し。又田中家臣知行割帳に「職人一百石塗師遠藤久右衛門」と云ふもの見ゆ。又加賀藩給帳に「七百石（笹リントウ内四ツ目）遠藤覺太郎、貳百石（鍛水アチイ）遠藤八左衛門」を載せたり。

延藤 エンドウ

圓藤 ヱンドウ 秀郷流藤原姓にして船越美濃守左衛門助政重長男綱勝・圓藤六郎左衛門と稱す。その子勝春（圓藤安藝）—勝忠（圓藤右衛門四郎）—春行（三郎二、結城秀康に仕ふ、慶長五年越前に移る）、弟三四郎正春（上杉家に仕）、弟七郎二宗春（船越村に住す）と。又戸奈良五郎宗友—鳥居戸五郎宗忠、弟行宗・圓藤伊賀と稱す、圓藤氏の祖なりと。又戸奈良宗綱長男宗行齋戸奈良二郎宗親の子宗政も圓藤左近と稱し、上杉家に仕へしと云ふ（田原族譜）。

延福寺 エンブクジ 佐々木氏の族にして長享元年將軍江州動座着到に佐々木延福寺五郎と云ふ人見ゆ。

圓滿院 ヱンマンヰン 源平盛衰記に「圓滿院大輔を載せたり。圓滿院とは圓城寺（三井寺）長吏の住居せし房にして、初め洛東岡崎にあり。御領六百十九石餘、（天台）。

里坊ノ塔檀（山口大學）、坊官西坊、諸大夫（中西）、侍（日長、山本）と雲上明覽に見ゆ。

延明 エンミヤウ

延命 エンメイ

鹽冶 エンヤ 和名抄出雲國神門郡に鹽冶郷を収む。此の地より起る。鹽冶は出雲風土記の古傳に據れば、阿遲須枳高日子命の御子鹽冶毗古命の坐せし地なりと。

1 出雲姓 源平盛衰記卷三十六に「出雲國には鹽冶大夫、多久七郎、朝山紀次、横田兵衛維行、福田押領使」と見ゆ。こは次に云ふ佐々木族鹽冶氏以前鹽冶郷にありし鹽冶氏にして、出雲氏の一族ならんかと考へらる。同書猶ほ鹽冶小三郎維廣と云ふ人も見ゆ。

2 佐々木氏流 佐々木秀義の五男五郎義清の後なり。義清の裔出雲隱岐に榮ゆ、此の氏は義清曾孫貞清より出づ。尊卑分脈に「（出雲）義清（佐々木五郎、左衛門尉、隱岐守、母澁谷庄司重國女、住相摸大庭、號隱岐、文一輪違）—泰清（隱岐太郎、使、信乃守）—頼泰（左衛門尉）

—秀時 二郎
—高貞 元弘三八廿三受領 一級叙留 同月兩社行幸供奉賞 左衛門敍留 隱岐守從五位上
　—快貞 小太郎
　—能綱

—貞清 號鹽屋判官從五位下敍留左衛門尉」
　—時綱
　　—通清
　　—氏義
　　—氏綱
　　—重綱
　—貞泰（一本）

また佐々木系圖に「義清—泰清—頼泰（三郎左衛門尉、出雲守、母葛西伯耆守平清親女、法名覺道）—貞清（近江判官、正中三年三月二十八日死）—

—寂阿 筑後守、遁世、號來次
—顯清 別府—高顯 別府二郎
—高貞 鹽冶判官 母二郎左衛門女 元弘三年八月三日任補、同月行幸供奉、四ケ國守、曆應三年雲州宍道郷自害、法名頓覺
　—冬貞 近江守 直冬家人
　　—高信 孫二郎
　　—泰高 二郎
　—昌光 童子 於播州生害
　—貞道 三郎左衛門
　—琴堂 善哲寺住和尚
　—快貞—貞行
—貞泰 四郎左衛門 信濃守—氏貞 大熊遠江守 實宗泰子也
　—貞季 大熊
　—貞家
—某 六郎、兄同自害
—時綱 乙立宮内少、法名時圓 母同高貞
　—宗貞 三郎左衛門、山城守、曆應四年三月二十六日、於播磨嘉古川自害
　—高顯 七郎、高貞同自害
　—通清 上總三河守 法名道圓
　　—滿通 高極被官 鹽冶三河守—高清 三河守 善哲寺道範
　　—某 駿河守
　　—某 備中守
　　—某 周防守、某 但州鹽谷

しとは見えたり。其の父の名、望任にもあらず、又其俗名の盛任なるにもあらず、又文覺坊の子ありと云ふ事も心得られず。思ふに、是れ文覺坊が一門なる遠藤が後なるを、かく誤り傳へしも知るべからず。又遠藤氏は、藤氏の由、見えたり、桓武平氏なるべき事も、亦心得られず。但し美濃國の遠藤は、平氏也と云ふ事、東が家を繼ぎしに依れる歟、其家の說を聞かざれば、如何とも分つべからず。

慶隆初は左馬助と申て、盛數が跡を繼ぎ、郡上郡山田の庄を領す、初め千葉介常隆が六男東六郎大夫胤頼が男中務入道素暹が時、承久の功に依て、美濃國郡上郡山田の庄の地頭職に補せらる。常慶は中務入道十代の孫なり、慶隆其の外祖常慶が累代の所領を、讓り得しと見えたり。」と載せ、新撰美濃志赤谷山城跡條に「東下野守元胤の居城のあとなり、中略。永祿二年八月二十四日より遠藤家の持となれり。」と。又「氣良城墟は氣良庄赤谷山の地にありて、東七郎常堯の守城なりしを、永祿二年遠藤六郎左衞門尉盛數、同新兵衞尉胤綠・攻落して放火す」と。又木越城墟、永祿の頃遠藤大隅守胤俊(始號新兵衞尉)の居城のあとなり。又割岩は遠藤六郎左衞門尉盛數の子但馬守慶隆、天文十九年神路村木越にて誕生」など見え、猶ほ遠藤但馬守慶隆、郡上郡神路の木越に在りしが、秀吉公の命にそむきて、天正十五年郡上の城地を沒收せられ、小原村にうつり、其あたり七千五百石を領知せしよし、濃州古蹟考に見えたり」等、多くを載せ、其の他、遠藤修理等見ゆ。

慶隆の後は其の子慶利(伊勢守)―常友(備前守)―常春(右衞門佐)―常久(岩松)―胤親(但馬守、戸田淡路守氏成二男)―胤將(備前守)―(弟)胤忠(下野守)―胤富(左近將監、實松平伊豆守信明叔父)―胤統(但馬守、實戸田采女正氏數三男)―胤昌(式部少輔、松平攝津守義建弟)―胤城―胤祿(近江三上、一萬石)現今東氏、子爵。家紋一龜甲、十曜、月星、三龜甲。

遠藤

11 近江の遠藤氏　淺井家の勇士に遠藤喜右衞門あり、坂田郡天神社を氏神とす。

エムトウ

12 尾張の遠藤氏　中島郡に吉藤城(吉藤村)あり。遠藤三郎右衞門の居城なりしといふ。この遠藤は織田信雄の臣也。妙興寺所藏嘉吉三年癸亥十月廿六日の古證狀に、「妙興寺領阿古江野內同開發代官職事遠藤三郎家次」とあるは三郎右衞門が先祖なるべし。

13 遠山氏流　甲斐國八代郡にあり、遠山左衞門尉盛邦後胤也と云ふ(十六項參照)

14 首藤氏流　幕府にあり、首藤公清孫康清の後也と云ふ。家紋丸に花澤瀉。

遠藤備中守

15 武藏の遠藤氏　風土記稿葛飾郡內國府間村山田氏條に「山田氏もと遠藤氏なり、天正二年當所に來り農民となり、後世々名主を勤む。先祖遠藤石見清吉は隣宿幸手の舊主一色宮內大輔に仕へし由、酒井雅樂頭阿部豐後守等より主人一色右京への答書を所藏せり。」と見ゆ。

16 甲斐の遠藤氏　巨摩郡大城村に遠藤城あり、國志に「駿州阿部郡へ出づる間道を守衞せし墟なるべし。遠藤伊勢守の城蹟也と云ふ。門野、大城と云村名も闕砦

エムトウ

より起ると見えたり、松平甲斐守領國の時は此路に番所を居えたりと云、」とあり。又「遠藤左衛門尉・鎌倉に仕ふ。その子伊勢守と共に日蓮に歸依す。建治二年七月八日卒す。後裔元和の頃勘解左衛門宗重あり」など見ゆ。(十三項參照)

17 越後の遠藤氏 蒲原郡五箇濱の名家にして佐渡妙宣寺の阿佛坊日得の遠裔也と。

18 常陸の遠藤氏 當國に多し、筑麓雜記に岡見氏の臣遠藤某は飯田に住すと。

19 石川の遠藤氏 磐城石川郡小倉館は小鹽江村大字小倉にあり、遠藤内藏助の館跡なりと。又細牙城は鹽田字細久保にあり、遠藤右近大夫眞壁將監居住したるも、天正十七年十月、伊達政宗の爲に落城すと云ふ。

20 田村の遠藤氏 岩代田村郡手代舘(高瀨村手代木)は田村氏の臣遠藤遠江守の居舘なりと。田村清顯家中記に遠藤遠江守(手代木)なる者見ゆ。

21 安達の遠藤氏 大内備前の家老に遠藤因幡、同將監あり、其の裔弓矢の細工を業とす、糠澤村の矢師、弓師、この後也と(積達館基考)。

22 信夫の遠藤氏 永祿天正の頃遠藤駿河守あり、石那坂邑朝日舘に據る。伊達政宗に攻められて降り、其の臣となる(郡村志、信達一統志)。

23 大沼の遠藤氏 會津大沼郡小川窪村八幡宮は文明十九年三月、遠藤四郎左衛門次義と云ふ者の修造也と。又穗谷澤村源慶寺位牌に元和九癸亥九月堀内遠藤土佐守入道と彫付あり。此村の肝煎遠藤善藏と云者の先祖なりとぞ(新編風土記)。

24 耶麿の遠藤氏 新編風土記上岩崎村舘迹條に「大永の頃遠藤助兵衛(大隅とも云ふ)築きしと云。舊家、遠藤莊右衛門、此村の肝煎なり。世々遠藤助兵衛が舘迹に住し、其裔孫なりと云」と載せ、又宮目村遠藤屋敷條に「遠藤但馬が屋敷なりと云」と見え、又白木城村熊野宮條に「神職遠藤右近安永中より當社の神職となる」と。又五目村褒善行者・遠藤彌五兵衛條に「此組の郷頭なり享保五年褒賞さる」と。又天正十六年遠藤太郎兵衛云々とあり。

25 伊達の遠藤氏 伊達藩宿老遠藤氏については世臣家譜に「其の先を知らす、役行者流金傳坊(伊達郡八丁目西、水原西

光寺住職)の子遠藤山城守(初め六郎と稱す、又内匠)基信を以って祖となす。基信幼より大志あり、四方を周流す。性山公(輝宗)の時、遂に米澤に來り公に仕へんと欲す。基信連歌を好む、故を以つて數々見ゆるを得。公・基信を微賤の中に擧げ、任ずるに大事を以てす。天正四年基信・奉行となり、此より宿老に列す。天正十三年十月性山公薨、基信殉死す、時に年五十四」と。政宗家中記に文七郎宗信あり、その裔世々宿老として栗原郡金田邑川口に於いて二千石を領す。幕末允信あり、勤王の大義を稱へ、大いに成す所あらんとせしに、反對者に沮まれて幽居を命ぜられ、終に一藩汚名を受くるに至る、明治四十一年從四位を贈らる。

26 松山の遠藤氏 陸前國志田郡松山城によりし遠藤氏にして伊達政宗家中記に遠藤出羽守貞憲(松山城主)と載せ、又封内記に「松山郷、古壘、相傳ふ公族遠藤出羽高康の居る所」と。此の遠藤氏の出自については世臣家譜に「遠藤加賀守盛時・鎌倉管領基氏に仕ふ。子右馬助盛繼・應永八年奥州志田、玉造、加美三郡の奉行人となり、志田郡松山城に居冶す。其の

家國（右馬允、石橋山合戰忠を致すの間、兵衞佐殿より菊作太刀を拜領す、仍つて家に傳ふ云々、座摩祐四人長者其の一人、建仁二年比、鎌倉左衞門督殿二男善哉御前御座百日の間、弓の絃打只一人仕の間、北條殿御父として御參の時御感ありて、鹿毛の馬置鞍引給之）—為俊（總官、左近將監、右衞門尉・關東將軍二位家御代、侍所の司を承け、之を勤仕す。臨時內左近將監之を賜ふ。寛喜四年正月十二日朝覲行幸に供奉。記・舍人一人、童一人、郎等二人太刀を指す。調度掛一人、陸ハシリ六人、各ムラゴの直垂をきす。烏帽子かけ一寸まだら黑ざや卷をさゝす。舍人守藤、陸はしり六人、彌藤太、清五郎、彌二郎、又太郎、新三郎、藤四郎。又惣官に補する事、嘉祿元年六月七日也。寛喜四年二月十七日、仁治元年五月三日、三ケ度之に補せらる）

- 為行 藤內
- 俊全 備前房、六波羅奉行人
- 為景 總官 屋王九 右衞門 三郎
  - 兼俊 總官 瀧口左衞門尉 — 直俊 辨房
  - 長綱 總官 四郎
  - 範祐 民部卿律師
- 時綱 四郎
  - 貞綱 又四郎
  - 盛綱 瀧口五郎

- 女子 宇間左衞門尉室
- 女子 六佛禪尼、北條顯時室
- 女子 北條宗賴室、後嫁五大院左衞門尉

天下に多き遠藤氏は殆んど皆此の流と云へど、猶ほ異流なきにあらず。又此の遠藤氏の出自は前述の如く疑惑尠からず、越智系圖の如きは瀧口氏、遠藤氏を以つて河野同族とす、後に述ぶべし。又遠藤系圖は盛遠の父を為長とすれど、平家物語には左近將監持遠とし、源平盛衰記には盛光とす、此等も調査の要あるべし。

1 攝津の遠藤氏　以上によりて遠藤氏が平安末期以來、攝津國に住し、渡邊黨の一として勢力ありしや明白なりとす。而して一族中より天王寺執行、座摩社祐を出せし事も知らるれど、猶ほ雜筆要集、一谷發向廻文中に攝津國御家人遠藤七郎為信を載せ、又北條九代記に「攝津國住人渡邊右衞門尉と云もの野心を起し、鎌倉を叛き、六波羅の政道に隨はず、近隣を犯して狼籍をいたす、與力同心四五百人にも及びけり。高時卽ち河內國住人楠多門兵衞正成に仰せて對治せしむるに、不日に伐平げたり云々」など云ふを載せたり。（ワタナベ條參照）。

2 又以上の外、盛衰記に遠藤三郎を載せ、又東鑑養和元年八月廿一日條に遠藤武者、文治二年正月條に遠藤左近將監持遠、神護寺文學上人、卷十、二十六、二十七に遠藤左近將監、廿七、三十二に遠藤兵衞尉、卅二に遠藤左衞門尉、三十四に遠藤五郎左衞門尉、三十八に遠藤太郎左衞門尉、遠藤次郎左衞門尉、四十四に遠藤右衞門尉等見ゆ。

3 丹後の遠藤氏　正應六年の諸庄鄉保田數帳に「竹野郡、網野鄉十町五段二百九十七步、遠藤將監」と云ふを載せ、又戰國時代遠藤左次右衞門あり、丹波郡奧吉原城に據る。吉原越前守の家臣なりと。

4 伯耆の遠藤氏　會見郡の名族なり、もと大山より來る（伯耆志）。

5 備作の遠藤氏　妙善寺合戰記に「宇喜多直家、遠藤喜三郎を語らひ、竊に作州に入らしめ、三村紀伊守家龍を鐵砲にて討殺す」云々と。備前美作兩國共に此の氏あり、津山藩分限帳に百石遠藤豐二郎、其の他森太、繁次郎、大藏等を載せ、又英田郡大內谷村庄屋に遠藤氏あり。

6 安西軍策に毛利方遠藤神九郎、吉川方

遠藤左京亮あり。又出雲國意宇郡湯船大明神、玉の宮の神主に遠藤帶刀あり。

7　讃岐の遠藤氏　遠藤系圖に「賴恒（大六郎）─爲光（三郎、讃岐國總追捕使）─爲恒（二郎）」と見ゆ。又檀紙村に遠藤城あり、全讃志に「遠藤喜太郎直光居之」と載せたり。

8　河野氏流　伊豫越智系圖に「浮穴御舘爲世─爲時（四郎大夫）─時孝（新大夫）─爲綱（風早大領）─親孝（北條大夫）─盛孝（遠藤祖、瀧口祖）─

─親家（遠藤太郎）─親遠（壬生三郎）─遠清
─盛長（瀧口七郎）
─能長（遠藤祖）─賴季（小藤太）┬賴信（難波彌藤太）
　　　　　　　　　　　　　　　└通賴（難波四郎）
─能信（遠藤三郎）」

と見ゆ。豫章記にはなけれど研究に値すべし。矢野系圖には此の氏を新居氏の族とす。

9　豐前遠藤氏　元龜天正の頃田川郡の豪族に遠藤房勝あり。又宇都宮文書豐前知行御領の衆に「海老野、三千石、遠藤孫六」と。又海老名城或は遠藤源兵衛の居城なりと云ふ。

10　桓武平氏千葉氏流　東常緣（東下野守）の裔常慶・遠藤胤好の子を養ひて家を讓る。これより遠藤と稱し、明治に至り東氏に復す。遠藤系圖に「常緣（東下野守、領濃州郡上郡山田庄八幡、法名素傳）─元胤─常慶（東下野守）─盛數（遠藤六郎左衛門尉、實遠藤新兵衛尉胤好子也、常慶以つて聟となし、其の家を繼しむ）─慶隆（遠藤左馬助、生濃州郡上郡、慶長九年叙從五位下、任但馬守、同五年於關原抽戰功、大權現褒其忠節、賜感書安堵本領郡上郡、又攻同郡八幡稻葉右京亮居城、破外郭而多獲首級、城中出質乞和、慶隆引兵而還、又攻上箇根城、而遠藤小八郎出奔、台德院殿感其戰功賜感書、寛永九年三月廿一日病死、歲八十三）─慶勝（遠藤長門守、元和元年大阪御陣供奉之後病死、年二十九）、弟慶利（遠藤但馬守、生濃州郡上郡八幡、實三木右近大輔直綱子也、慶勝死、慶隆老而無子、遣外孫慶利繼家督、寛文二年叙從五位下、任但馬守）、家紋龜甲」と載せ、又盛數の兄胤綠（遠藤新兵衛尉）─胤基（遠藤大隅守、文祿二年於高麗陣中病死）─胤直（遠藤小八郎、慶長五年關原陣之時、屬上方）とあり。

又藩翰譜に「但馬守平慶隆は攝津國の渡邊黨遠藤の後胤なり、兵庫頭盛政が時に及で、其の母土岐美濃守光衡が女なりければ、所緣に付て、美濃國に移る。子孫終に土岐が被官とは成りたるなり。遠藤新兵衛尉胤好が時に及び、織田上總介殿、當國を併せられし時、胤好最初に味方にぞ參りける。胤好嫡子新兵衛尉胤綠は、父に繼ぎて、二男太郎左衛門尉盛數は、東下野守常慶が家を繼ぐなり。世に云ふ所、遠藤の家系、其の說同からず。一には遠藤太郎左衛門尉盛數、實は胤好が子、常慶其女に配せて、家讓りぬと、見えたり。常慶が讓を得て、其家を繼がんには、東とこそ名乘るべけれ、遠藤と名乘る事、心得られず。又一說には、遠藤は桓武平氏、其祖遠藤左近將監望任が子遠藤武者盛任が後、盛任十九歲にして出家す、文覺坊則ち是なりと見えたり。按ずるに文覺坊は、攝津の國渡邊黨にて、遠藤左近將監盛光が孤子、十三歲に成りける時、一門遠藤次郎瀧口遠光と云ふ者、元服させて、父盛光が盛を取り、烏帽子親遠光が遠を取て、盛遠と名付け

圓塔　ヱンゾウ

圓德院　ヱントクキン　伊賀川合の一族にあり、平姓、丸の內梶葉。

遠藤　ヱンドウ　遠江守たりし藤姓の意也。文覺上人遠藤盛遠を出して其の名早く著はる。盛遠は攝津渡邊黨の人也。平家物語卷三、大塔建立の條に「淸盛未だ安藝守たりし時、安藝の國を以つて高野の大塔修理せられけるに、渡邊遠藤六郞賴方を雜掌に附けられて六年に修理畢りぬ」と。賴方・源平盛衰記には「渡邊黨に遠藤六賴賢」と見ゆ。次に文覺の事は盛衰記卷十九に「文覺は渡邊黨に、遠藤左近將監盛光が一男、上西門院の北面の下臈也。其母未だ子なし、夫妻共に家の絕なん事を歎いて、長谷寺の觀音に詣て、懷妊して儲たる子也。中略。丹波國保津庄の下司春木の二郞入道道善と云ふ者之を養ひけるが、三歲の時父盛光も死にけり。十三に成ける年、一門に遠藤三郞、瀧口遠光と云者呼寄て、元服せさせて烏帽子子とす。父盛光が盛を取、烏帽子親遠光の遠を取て盛遠と名を付、父が跡を追て、上西門院の北面に參り、遠藤武者盛遠と云ける」と。又「文覺道心の起を尋れば女故也けり。文覺がために內戚の姨母一あり。其昔事の緣に付て、奥州衣川に有けるが、歸上て故鄕に住む。一家の者ども衣川殿と云ふ。娘一人あり、名をばあとまとぞ云ける、去れ共、衣川の子なればとて、異名には袈裟と呼ぶ。並の里に源左衞門尉渡とて一門也けるが、內外に付て申ければ、耻しからぬ事也とて、これを遣す。亙の心淺からずして、はや三年に成ぬ云々」と。盛遠の父は平家物語に「渡邊の遠藤左近將監持遠」とあり。

遠藤氏は斯くの如く渡邊黨なれば嵯峨源氏かと思はるれど、綱の一族が何れも一字名なるに對して、遠藤氏が二字名なるを思へば、其の出自は別なりしならん。

遠藤氏の出自につきては遠藤系圖に「朱雀院御時承平三年正月八日、民部卿藤原朝臣忠文・將門を追討する爲に、坂東に下向するの途次、遠江國燒風（傳風とも云）里に儲けし子也、是を燒風三郞公時と云ふ。子息國東に付て京に上り、字を遠藤六郞、名を爲方と云ふ。攝津守たるに依りて攝州一國に遊び、意はず妻緣に付けて、渡邊なる宿に留り十人の子息等所生云々」と載せ、又「忠文―公時（一本公經、燒風三郞、遠江守、父忠文の將門追罸の賞に依りて、大遠藤の宣旨を蒙る云々）―爲方（惣官、遠藤六郞大夫、攝津守、窪津大夫と號す。是より當國渡邊惣官職始也。此の時宇治里より渡邊に移り住む也。一國田文目錄をくりて十人の子息等のために、始めて田畑屋敷を立置、爰れ私領と今名號する田畠屋敷等是也」とあれど、忠文の後となす如き信ずるに足らず。

相良系圖には「大織冠十代維幾―爲憲（遠江守、工藤助）―爲時（西戎追罸の勅使）―時賴―時文（中將）―維兼（相良元祖、天祿三年伊保介、天延三年遠江守、遠藤、寛和元年爲副將軍）―維賴―周時（遠藤介、號伊井別駕、遠江工藤大夫、延久五年紀友之末族・亂を爲す時仙洞を警固す）」と載せ、又維兼の弟に時金を擧げ「遠江工藤祖」とあり。而して其の頭書に「信名、按ずるに時金當に金時に作るべし、遠藤系圖に金時に作る者卽ち是也」と見ゆ。果して然らば、遠藤氏は藤原南家工藤氏の一族なれど、相良系圖も亦信用しがたき事はイトウ條に述べ、猶ほサガラ條にて云ふべし。されば遠藤氏は又工藤氏の族とも云ひ難し。されど後世遠藤氏を語るもの何れも藤原南家工藤氏の族とす。

然りと雖・相良遠藤兩氏共に遠州發祥の氏にして、相良氏の祖が遠藤介と稱するを見れば、兩氏は同族にて、井伊介、伊保介等と同樣遠江在廳官人より出づと考へらる。即ち藤原南家と云ふは信じ難けれど、相良遠藤兩族は密接なる關係を有し、相良系圖の時金は遠藤系圖の金時(公時)と同人なりとの説恐らく事實にして、遠藤系圖が金時(公時)の父を忠文とするは、相良系圖時金の父時文の名が忠文と似る處あるが故と考へらる。

遠藤系圖・爲方の子十人を擧ぐ、「太郎、二郎、三郎、四郎、五郎、賴恒(總官、大六郎、大夫)、七郎(遠藤)、依成(遠藤八郎)、某(遠藤九郎)、永嚴(遠藤十郎房、總官)」これなれど、內賴恒、依成、永嚴の三人のみ子孫を擧ぐるを思へば、他は遠江に殘りしにて、系圖所載遠藤氏は渡邊黨遠藤氏に過ぎざるならん。而して渡邊黨との關係は前引爲方の譜これを云ひ、又永嚴の譜に「此時始一文字聟、自當國豊島郡箕田里渡邊所來往也」と載せ、又永嚴──

─爲清 惣官 遠藤太─女子 モ子御乳母
─女子 遠藤四郎大夫爲助妻─爲忠 遠藤三、瀧口左馬大夫
─女子 箕田源大夫傳妻┬重─親─番 左衛門尉─翔
瀧口 右馬允

─滿 右馬允┬省 瀧口二郎─授 兵衛尉─繁
└昇─競 瀧口
─房 十郎─語 染七郎─名─告─契

など見ゆるにより知るを得。

次に遠藤八郎依成の後は、其の子爲依(出家、後號天王寺永順)─永覺(天王寺執行、十禪寺)、弟實順(同、上座)、弟還順(同、號四郎房修理勾當)─辨順(天王寺執行、上座)、弟行順(上座、十禪師、童名長壽丸)─國順─光順」等見ゆ。

次に、大六郎賴恒の後は「賴恒──

─某 太郎
─某 二郎
─爲光 三郎 讃岐國總追捕使─爲恒 二郎
─爲助 總官 四郎大夫 遠江守─爲長 遠藤六郎 瀧口左馬允 內舍人
　─盛遠 遠藤太郎、瀧口判官、號文覺上人、高尾寺住之
　─爲明 王子次郎 左衛門尉─長繼 瀧四郎左衛門尉
　─爲家 本名考能 十郎 左近將監─家國┬爲俊
　　└爲房 三
　─爲盛 武者所─盛綱 藤九郎 左兵衛尉─盛正 九郎太郎─盛安 太郎
　─爲貞
─兼文 五郎
　─爲綱 遠江二郎─助綱 內舍人
　─爲通 養子 遠藤太郎大夫 阿佐美住人─賴通
　─爲實 上野守 武者所┬爲近 上野二郎─依重 座摩祐
　　└實依 十郎─爲俊 右衛門尉 河內國吉原云々
　─爲忠 瀧口左馬大夫─爲信 內舍人─信恒 座摩祐

─爲次 養子 郡戶武者所┬爲元
　├爲正
　├爲光 笛吹里 遠藤太
　└貞綱 遠藤四郎
─女子 傘歎母
─助宗 齊藤四郎
─貞方 六郎大夫─爲安 遠藤太┬賴方 和泉紀伊攝津總追捕使─景方─重方
　├恒方 薩摩守 總追捕使─家方 薩摩八郎兵衛尉
　├盛延─盛方 左衛門尉─盛繼 右馬允
　└盛義 內舍人
─爲澄 七郎─爲任 五郎入道
─某 八郎

とあり。

內・貞方の裔、平家時代榮えしと見え、その孫賴方に「遠藤六郎大夫、和泉、紀伊、攝津三ヶ國總追捕使、平家の時一家長者」と載せ、其の子「景方(瀧口左兵衛尉)─重方(二郎)、時方(中宮三郎)、近方(兵衛太郎)、金太」と見え、又賴方の弟「恒方(薩摩守、天王寺〇〇、總追捕使)─家方(薩摩八郎兵衛尉)─某(太郎)」と載せ、又恒方の弟「盛延(總官、白木新藤武者、平家の時、鎭西菊知城郭を盛延落す。勳功に惣官職賜之者也)─盛方(同左衛門尉)」とあり。內賴方は平家物語に見え、又盛衰記に賴賢とある事前述す。

鎌倉以來・盛遠の弟爲家の後榮えしが如し。「爲家(本名考能、十郎、左近將監)─

載せたり。又津山藩分限帳に「四十五俵江見德太郎、其の他粂次郎、又八郎、小一郎」等見ゆ。

4　笠庭寺記に「英田郡江見莊（糯三石）財田成方」と見ゆ。江見氏と關係あらむ。

5　近江の江見氏　太平記卷三十二に「日本一の大剛の者近江國の住人江見勘解由左衞門尉」と云ふを載せたり。武家系圖當國江見氏を赤松氏流とす、前に云へり。

6　其の他、豫章記正平頃の人に江見次郎、又德川時代小濱酒井藩の重臣、府中毛利藩重臣に此の氏あり。又越後、筑後に江見氏の名族存す。

江美　エミ　伯耆國日野郡江尾村より起る。江尾城主は蜂塚氏なりき。

江御　エミ　エノミ條にて云へり。

江見川原　エミガハラ　美作國英田郡江見川より起る。赤松系圖、有馬系圖等に「宇野新大夫爲助—孫太郎爲頼（刑部少輔）—景俊（江見川原又次郎）——

—隆頼（出雲守／又次郎）—頼房（雅樂助）—祐治（雅樂助）—行頼
—忠頼（彦四郎）—祐清（左衞門尉）—祐頼—祐久（四郎左衞門）

又一本に「爲助（宇野新大夫）—景俊（江見河原又次郎）—忠頼（彦四郎）—祐清（從五位下、左衞門尉）—祐頼（源次郎）—祐久—隆頼—頼房—行頼、」また忠頼弟「助顯（出雲守）—祐頼（修理亮）」と載せ、又置鹽系圖に「頼景（宇野三郎）—景俊（又次郎、號江見河原）—忠頼（彦四郎）—祐清（左衞門）—祐頼（源三郎）—祐久（四郎左衞門）」とし、助顯を助頼と載せたり。美作江見氏が赤松流と云ふは此の系と混淆せしに外ならず。

蝦夷　エミシ　民族名、エゾ條を見よ。

夷俘　エミシ　和名抄播磨國美嚢郡並に賀茂郡に夷俘鄕あり、捕虜とせし蝦夷人を置きし地也。

江水　エミヅ

江三戸　エミド　日向記財部衆に江三戸左近と云ふ者見ゆ。

江見名　エミナ　伊勢の豪族にして北勢四十八家の一也。江見名藤七郎、北畠氏に屬す。三國地志に「朝明郡下野堡、按、山城にあり、藤七郎、江見名季宗居守、是建武年中足利氏に功あつて此の地を領し數代住す。萱生の與族なり」と。春日部氏の族なり。秀宗一に海老名に作り、又見永ともあり。

江南　エミナミ　エナミ條を見よ。

閻武　エム　和名抄美作國英多郡に閻武鄕あり、高山寺本には江見とし、衣美と註す。

燕　エン　漢歸化族にして、周の召公奭の後なり。寶龜十一年五月紀に「右京人從七位下燕乙麻呂等十六人並に姓を御山造と賜ふ」と見ゆ。

袁　エン　唐人也。袁氏は陳の胡公七代の孫莊伯の後、始め轅氏と云ふ、神護景雲元年二月紀に「音博士從五位下袁晋卿に從五位上を授く」と。後寶龜九年十二月紀に「玄蕃頭從五位上袁晋卿に姓を淸村宿禰と賜ふ。晋卿は唐人也。天平七年・我が朝使に隨ひて歸朝す、時に年十八九、文選爾雅音を學得し、大學音博士と爲る。後に於いて大學頭、安房守となる云々」と見ゆ。

延爾　エンジ　百濟族也。天平寶字五年三月紀に「百濟人延爾豐成等四人姓を長沼造と賜ふ」と見えたり。

延次　エンジ　周防國の名族なり。播州村翁夜話集所載印南郡古鐘銘に「周防國富田保上野八幡宮、明應七戊午年四月、願主朝日道重、延次采女允、生年六十二歲」と見ゆ。延爾氏の後か。

遠州　エンシウ　信濃滋野氏の後に此の稱號あり。

増田望月系圖に「望月重行（遠州）―重國（左京亮）―重長（遠州次郎左衛門）―元重（駿河守）云々」と見ゆ。

圓乘　エンジヤウ　姓は源氏、高松彦左衛門正乘を祖とす。福井藩士也。

園城　エンジヤウ　同上。

圓城　エンジヤウ

遠城　エンジヤウ

圓城寺　エンジヤウジ　下總國印幡郡城村圓城寺より起る。桓武平氏千葉氏の族なり。始め千葉常胤の子日胤・圓城寺に居る。會ま以仁王兵を起す、軍に從つて死す。賴朝・伊賀山田郷を寺門に寄せて其の冥福を祈る、此の氏は其の族裔なりと。千葉氏四老の一にして、根古谷城に據る。其の墓・稻葉村にあり。

龍腹寺寶塔造立の銅牌に「大檀那平胤直云々、圓城寺肥前守胤定、」鎌倉大草紙に「應永云々、圓城寺下野守云々、」また「享徳四年六月、成氏爲退治、云々、爰に千葉介が近親に原越後守胤房、同筑後守胤茂、圓城寺下野守尙任と云者あり、共に有勢の兵なり。」また「大將胤宣乳母子圓城寺藤五郎直時、」また「圓城寺又三郎、」「圓城寺因幡守、」等を載せ、下總小金本土寺過去帳に「圓城寺因幡守（嘉吉四甲子卯月）、圓城寺平六（明應七庚午正月）、圓城寺肥前守妙前、圓城寺若狹守妙若、圓城寺能登等を擧ぐ。

又小田原分限帳に此の氏見ゆ。

又九州にも此の氏あり、卽ち肥前河上社文書に圓城寺左衛門尉（建武四年）、蓋し千葉氏に從ひ下りしか。又筑後田中家臣知行割帳に「四百石・圓城寺勘九」を擧ぐ。

遠城寺　エンジヤウジ　佐伯毛利藩の用人に此の氏あり。

園城寺　エンジヤウジ　ヲンジヤウジ　近江三井寺より起る。紹運錄に光孝天皇の御子「齋世親王・號園城寺宮」とあり。

圓勺　ヱンシヤク

延壽　エンジユ　鍛冶の稱號なり。

1　肥後の延壽　大和來國行が聟延壽國村・肥後菊池に來り、菊池延壽と號す、其の子國村は延壽太郎と云ふ（國志）。菊池風土記に「菊池延壽太郎屋敷、下西寺村の內一ッ橋と云所に有り。延壽太郎國村は名高き鍛工にて京都來國俊の妹の子にて有しとぞ。」其の系、國村（號延壽太郎）―

―國吉―國時（建武頃）―國末（延文頃、國村子）―國房（八郎）
―國光（延壽六郎）
―國友（左右衛門尉）
―國綱（兵衛三郎　國時子）
―國綱（二郎）
―國泰―國資（國泰弟子）―國貞（國資弟子）―國宗（始國綱子）
―國信（國村弟子）―國家（國信弟子）―國重―國賀（永德ノ頃　始國綱子）

祖國村には建治二年の銘あり。

2　武藏の延壽　風土記稿多摩郡引田村延壽氏條に「先祖は詳ならざれども祖父國嘉より鍛冶を業として、今の菅次まで九代連綿せりと云。菅次は延壽吉國と名乘り、彼が先祖は詳ならざれども祖父國嘉は武藏太郎安國が弟子なり、國嘉は正德享保の頃の人にて安國と共に江戸へも召されて御庭にて下鍛をせり。此時其子武藏丸吉英をも、ぐしたりとぞ。吉英が子は則吉國なり、是も初は武藏丸と稱せしが後改て延壽と號す。吉國鍛錬のことに心を用ひ、行光が鍛の法を考得たり。夫より安國が傳法二十五枚甲伏作を改めて相州正宗が傳を用ゆと云。」とあり。

焔硝岩　エンセウイハ　備前にあり。

圓照寺　ヱンセウジ　大和國添上郡にあり、山村御所と云ふ。後水尾皇女深如海法親王の開創にして四世相繼ぎて皇女入室あり、寺領三百石。最近は伏見邦家親王の女文秀女王御座ありき（禪宗）。家司闕。

圓照寺

以後・宜しく姓中に惠美の二字を加ふべし。暴を禁じ、强に勝ち、戈を止め、亂を靜む。故に名づけて押勝と曰ふ、」と載せ、又この事天平寶字八年九月紀にも見ゆ。後本姓藤原朝臣に復す、寶龜三年七月紀に「惠美刷雄等廿一人、本姓藤原朝臣に復す」事を載せたり。

2　廣嚴寺楠木一族靈牌に惠美太郎正遠を載せたり。

3　肥前三根郡に惠見の地あり。

江見　エミ　安房、美作、肥前等に江見の地あり、これ等より起る。

1　美作菅家黨　美作國英多郡江見邑（闍武郷）より起る。美作菅家黨の一にして有元系圖に「三穗太郎滿佐の子資豐に註して、江見長門守、領江見庄」と載せ、又太平記卷七に「美作國には菅家の一族、江見、芳賀、澁谷、南三郷」と見えたり。東作志江見庄土居村福ノ城條に「城主江見帶刀、帶刀は元龜年中の人、宇喜田秀家に仕ふ。其の祖は菅丞相道眞公の三男庶幾、越中守に任ず、母は從三位安敎の女也。延喜十一年勅命を受けて南國に働き、軍功を著し、同年四月十二日勢州に趣き、和田敎祐を討、數度の戰功に依つて叙四位上に叙し、越中守に任ぜらる。承平七年三月卒、四十二歲云々。其の子孫江見次郎盛方作州に住す。（家紋梅鉢、海老、二引兩）。保元二年生る。母は後侍從忠房の女なり。平家の侍大將として天盃を賜ふとき伊勢鰕を下さる。次郎鎧直垂の袖に受けて頂戴したる其の體勇ま敷見えければ、叡慮により家紋に賜ふ。平家に隨ひ西海に戰死す、年廿九歲。延元元年將軍（尊氏）筑紫沒落のとき、菅家江見信盛の一族、奈木の山菩提寺にて馳走し奉る、此の時二引兩の御紋を下さる。以上は元祿二年津山森家の臣江見貞右衞門（武頭役二百五十石）より江見圓宗、同源左衞門へ送る直書の寫也、」と載せ、又「江見次郎久盛（後下總守、英田郡林野城主、宇喜田秀家娶といふ。永祿年中の人、子孫新免伊賀守に隨ふと云ふ）。久盛弟左馬介久次（英田郡友野村淨福寺天福山城主たり、或は云ふ久次は久盛の子なりと）」と見ゆ。又其の略系に江見帶刀（或云越中守、草刈亂のとき姥ケ原にて討死）―出雲守（初名兵太、釼持土佐守肝煮を以て入聟、播州の人也）―帶刀左衞門―平大夫―貞右衞門（森家足輕大將二百五十石）―太兵衞（仕若州小濱酒井侯）、また平大夫弟藤次郎―藤三郎云々」と。

2　此の江見氏は源平盛衰記に、江見入道（美作國人、また惠比入道守信とあり）、美作國住人江見太郎守方、其の他江見太郎清平を載せ、又平家物語に江見次郎見ゆ。元弘の亂官軍に屬す、太平記の文前に引けり。又「正平中江見八郎兵衞景信あり、院莊城に據りしが山名氏に攻められて城陷る。其の後永享以來御番帳に江見美濃守（外樣衆）、文安年中御番帳に江見八郎を載せ、見聞諸家紋に

海老　江見

3　赤松氏流　同上江見庄鯰村鳥坂山城主にして、家系に據れば赤松氏の庶流なりと云ふ。江見系圖に「村上天皇王子具平親王後胤赤松播磨守源賴則（一本賴範）末流江見亦次郎景俊男。（景俊永仁四年丙申九月廿日生、作州高圓奈木能仙、英田郡江見城主、曆應四年辛巳四月廿二日尊氏公賜感狀、文和元年壬辰八月十一日戰死、五十七歲云々、淸月院殿源春大居士）。

助頼（江見出雲守）―頼房（源太郎）―忠頼（修理大夫）―行頼（左衞門尉、以上六代、英田郡江見城主鰓村鳥城主、嘉吉三年癸亥四月五日死、六十三歲、法名光正院殿玄仙居士）―爲行（右馬頭）―爲秀（若狹守實土居伊豫守二男、始秋中爲行・聟養子となる、永祿五年五月十七日死、九十八歲、法名蓮生院性榮）―秀雄（若狹守、始號鰓小太郎、弟に藤次郎爲祐、新左衞門尉秀俊、藤左衞門尉秀重等あり）―秀房（右衞門大夫、弟に小次郎秀秋、與三郎秀興あり）―秀淸（右衞門大夫、一本與八郎、法名淨蓮、弟に三五郎景房あり）―秀綱（與右衞門、法名値夢）―秀盛（與左衞門、弟に八郎右衞門秀定、其子八郎右衞門盛與相續）―盛淸（與左衞門、法名圓宗、弟に源左衞門秀政、吉右衞門勝吉あり）―政秀（與左衞門、始平內）」と載せ、長享三年（後藤則吉）、享祿二（村秀）等判物二十二通を藏す。

其の分家に芦河內江見あり、系圖に「江見亦次郎源景俊六代秀俊（江見新左衞門尉、英田郡岩邊村越坂山城主、與新免戰、永祿三年八月三日討死）―秀益（伊賀守）―爲道（與助）―秀道（與一右衞門）―秀持（與兵衞、蓮性と號す、小西行長に屬し、朝鮮有戰功）―秀信（才兵衞、道了）」と見ゆ。

又巨勢庄海田村鷹巢山城主に江見次郎あり、古城記に見ゆ。次郎後越中守（一本四郎元盛とあるは非）、天正七年宇喜田家臣延原景光に攻められて亡ぶ。又馬桑村鎌倉山城は江見兵庫の居城（古城記）なりき。

菅家流江見氏と赤松流江見氏との關係については、次の如き說あり、錄して後考に備へむ。「始め菩提寺の城主江見勘解由左衞門盛則・鳥越山に築き、後醍醐天皇に應じて義兵を擧げ、奈義仙城と相應ず。後備前の伊東松田氏に攻められ、盛則・赤松氏に援を請ふ。よりて赤松範資・宇野亦治郎景俊に命じて之を援けしめしが、未だ致らざるに江見氏敗れ、盛則戰死す。此處に於いて景俊・盛則の後を襲ぎ、菩提寺、並に鳥越城主となり、江見氏を冒す。其の子江見出雲守助頼・應永五年四月卒」と。されど詳かならず。エミカハラ條參照。天文の頃鯰小太郎秀雄・名あり、其の子右衞門大夫秀房は河副久盛の麾下（略史）、其の子秀淸・宇喜多氏に破らる。

又吉野郡大野保に江見氏あり、其の系圖に「祐高（江見出羽守）―祐隆（雅樂頭）―祐治（同上）―祐久（四郎左衞門）―久盛―九郎次郎―久次―左馬之介（後號源內）―勝久（寺八郎、後山田喜兵衞と改め、福島正則に仕ふ五百五十石）」。又吉野郡小原保に江見氏あり、「江見出羽守（始は森野次郎太郎）、出雲守、下總守、下總守、九郎次郎、左馬介、喜兵衞、喜兵衞、七郎右衞門、七郎右衞門、與三兵衞（以上十一代、元祿二年迄如此）」なりと。又勝南郡飯岡鄕吉ヶ原村に江見氏あり、「赤松頼範四代孫宇野左衞門尉頼景嫡子宇野三郎則氏、英田郡江見庄、及び勝北郡を領し、江見の城主として江見左近大夫景俊と改む。景俊八代孫江見若狹守秀雄の三男與三郎秀興・勝田郡南分木知ヶ原村へ浪人し、三郎左衞門と改む」と。又尼子氏の最後上月城に籠りし士に江見九郎太郎、同源內左衞門あり。

幕臣江見氏は赤松範資が三男宇野爲則が後胤と稱す、家紋海老、三巴（寛政系譜）。武家系圖には「江見、村上、本國近江、宇野新大夫時則男又次郎景俊、稱之」と

エミ
エミ

十八城注文に「澤田、平城、惠比奈左近持分」と見ゆ。

蝦名 エビナ　海老名氏に同じかるべし。

海老沼 エビヌマ　武家系圖に「海老沼、藤、本國下野、モン丸橋」と見えたり。

海老根 エビネ　奥州田村郡にあり。

海老原 エビハラ

1　藤原姓　中興系圖に「海老原、藤、本國下野、モン五七桐、九曜、」と見ゆ。

2　下總の海老原氏　相馬郡蛟龍神社の祠官に海老原氏あり。

3　美作の海老原氏　津山藩分限帳に御年寄三百七十石海老原對馬、(武鑑にも見ゆ)、大番頭海老原辰太郎、番外八十五石海老原五雲、中奥組百四十石海老原多宮(東作志にも見ゆ)等あり。

4　日向記に海老原二郎左衞門見ゆ。又薩摩にもあり。

蛯原 エビハラ　海老原氏に同じかるべし。

江袋 エブクロ　武藏國江袋より起る。江袋は幡羅郡(大里郡)に上江袋邑、埼玉郡に中江袋邑あり、別府文書永享二年沙彌道久讓狀に「かみゑぶくろの鄕」と。風土記稿埼玉郡中江袋村長德寺條に「新義眞言宗、上の村一乘院の門徒なり。當寺は元堂地なりしを、寬永年中村民孫藏が先祖江袋三右衞門勝重なるもの開基して、この一寺となせりと、勝重は寬文二年十一月廿九日卒す。勝重の父は中條丹後と稱し、成田の家人にして永樂五十一貫文を所務せしこと分限帳に見ゆ。天正十八年忍落城の時當村へ來り、氏を江袋と改めしより、子孫聯綿して今の孫藏に至れり、」と見ゆ。

江淵 エブチ

江部 エベ　近江、信濃、肥後等に江部村あり。

1　橘姓　近江國野洲郡江部庄より起る。江部莊司は橘氏にして妓王は橘時長の女也と云ふ。輿地志略に「永原御殿城、本は江部氏の者居宅の跡といへり。江部氏は江部の庄より起る。妓王妓女が父といへば壽永の比の者にや、其の名詳ならず」と見ゆ。

2　佐々木氏流　中興系圖に「江部、宇多、佐々木義淸末」と見えたり。

3　信濃の江部氏　高井郡江部邑より起る。大塔軍記に江部、草間、大藏云々と。又越後にも此の氏あり。

烏帽子 エボシ　豐後國圖田帳に烏帽子四郎次郎なる者見ゆ。

依馬 エマ　和名抄伊豆國田方郡に依馬鄕あり、後世江馬庄と云ふ。

江馬 エマ　前條伊豆江馬庄より起る。江馬庄の名は文明四年豆塚神社の鰐口銘に見ゆ。

1　桓武平氏北條氏流　伊豆江馬庄より起り、又江間ともあり。北條義時・此の地を領して江馬小四郎、江馬殿など呼ばる。東鑑養和元年四月條に江間四郎、壽永元年十一月十四日條に「今晚、北條殿俄かに豆州に進發し給ふ。武衞此の事を聞き給ひ、太だ御氣色あり、景季を遣はして江間を召す、江間殿參り給ふ、」以下六、九、十一、十二、十三、十四、十五、十七、十八、三十九に江間小四郎、十七に江間太郎を載せ、又尊卑分脈に「義時―泰時、弟朝時(名越遠江守)―光時(江馬越後守)」と見え、北條系圖に「泰時(童名金剛、初號江間太郎賴時)、」其の弟「朝時―光時(越後守、法名蓮智)―親時(江馬)」と見ゆ。又武家系圖に「江間、本國相摸、北條左京大夫義時、稱之」とあり。紋三鱗。

2　太平記卷三に「大將軍に江馬越前守云

々、」卷六に「甲斐信濃の源氏七千餘騎、淡中山道を經て東山に著、江馬越前守、三河右京亮、北陸道七箇國の勢を率し、三萬餘騎にて東坂本を經て上京に著く、」卷九六波羅勢討死條に江馬彥次郎、卷十高時一門討死條に江馬遠江守公篤、卷十一に江馬遠江守、また近江番場蓮華寺過去帳に江馬彥次郎常久を載せたり。皆北條家一門也。

3　藤原南家二階堂氏流　尊卑分脈に「二階堂行政―行村―行義―宗行―義行（開江二郎、一本に江間二郎）」と見ゆ。

4　桓武平氏經盛流　飛驒國吉城郡高原の豪族なり。幽討餘錄に「殿村は江馬輝盛の故城趾なり。飛驒の豪姓、傳世の久しき、江馬氏の上に出づる者なし焉。高山國分寺、舊く江馬系譜、及び刀一口を藏す。刀は卽ち平氏傳家の寶、所謂る小烏なり。原倚方に出づ、朱雀帝の賜ふ所、以つて乃の祖貞盛の戰功を賞する也。系譜に云ふ、江馬氏の祖、名を輝經と云ふ。平經盛の子也。北條時政厚視、以つて義子となす。冠するに及び江馬小四郎と稱す焉。覺係無稽の言・輝經は豈に黎邱の鬼に非ん哉。十四世孫左馬頭時盛、子常陸介輝盛を生む。時盛・初め此地を以つて上杉輝虎に屬す。後此れと絕つ。輝盛に及び武田晴信に降付し、弟を甲府に送り、以つて質となす。事・越後河田長親の書に詳か也。其の書今に至つて之を傳ふ。甲陽軍鑑、永祿三年、飫富昌景等三將・飛驒を取りて克たず、七年昌景獨り部下を以づて入りて飛驒を襲ふ、輝盛遂に降る。越後軍記、天正四年、上杉輝虎、越中に入り椎名泰種を蓮沼に擊殺し、偏師を遣はして飛驒江馬氏を襲ふ。此等に據りて輝盛の事蹟以つて徵すべき也。又壽樂寺藏經の跋語に據るに天正十年、輝盛・小島時光と戰ふ、軍敗れて殺され江馬氏遂に亡ぶ」と。北條時政云々など云ふ信ずるに足らず。されど古くより平姓と稱せしが如し。

當國一宮記錄に江馬左馬介時經あり、享祿二年棟上の際、「上葺勸進貳拾貫文」と見ゆ。又永昌寺古文書に「正和元年・大檀那平氏權守政盛とあるも江馬氏の人ならんかと云ふ。常陸介の弟にて甲府に質たりしは右馬丞也。又加越能三州志に天正元年江間常陸介輝盛が越中國中地山に新城を築く事を載せたり。

5　武藏の江間氏　小田原役帳に江間藤左衞門小机筋駒林内にて十貫文とあり。

6　幕臣江馬氏　寬政系譜、家傳に「江馬義時の二男朝時の後なり」と云ふ。家紋丸に三鱗、花菱、三本傘と。

江馬平左衞門

7　其の他、狭山北條藩用人に江間氏、栢原織田藩重臣に江間氏あり。又前田藩侍帳に「參百石（九ヨウ）江間篁齋」猶ほ一人（紋九ヨウ）を載せたり。

江間　エマ　江馬氏に同じ、前項に云へり。

柄馬　エマ　江馬氏に同じきか。

江馬田　エマタ　安西軍策尼子方に江馬田氏あり。

惠美　エミ　惠美は美稱・押勝これを賜ふ。近古又惠美氏あり。江見氏に同じきか。

1　藤原惠美朝臣　天平寶字二年、藤原仲麻呂・此の姓を賜ふ。此年八月甲子の勅に「乃の祖近江大津宮の內大臣（鎌足）より已來、世々明德あり、皇室を翼し、年殆んど一百、朝廷無事、海內淸平なり。此によりて之を論ずれば、古に准じ匹ひなし。自今汎惠の美・斯れより美なるはなし。

1 小野姓横山黨　相摸國高座郡海老名邑より起る。小野系圖に「横山大夫義隆―義兼(横山野八)―盛兼―季兼―季定（海老名權守、尾張守）―

　季久（上海老名太郎）―季經（兵衞尉）┬貞經（新兵衞尉）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　└次郎
　義忠（本間右馬允）　　　　　　　　　季能（八郎）
　季時（荻野五郎）　　　　　　　　　　四郎
　有季（國府）　　　　　　　　　　　　太郎
　義季（下海老名、太郎）―家季―┬季景（四郎左衞門尉）┬泰季
　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　└季直
　　　　　　　　　　　　　　　└五郎
　僧忍長

と載せ、又五郎の弟に六郎、七郎、八郎、九郎、十郎を載せたり。又武藏七黨系圖は「横山義孝―義兼(横山八)―盛兼(八、野卷大夫)―季兼（三、改姓源)―海老名季貞（海老名源八、權頭、子孫在別、東鑑云源三)―季重(荻野五郎、爲頼朝父子被誅)」とし、又義兼の兄「資孝(野二)―經兼（野大夫、康平五年頼義奥州合戰抽功)―孝兼(新大夫)―時重（散位)―重經(海老名小二)―時經(二)―有光(二太)―有經（又二)、弟重光（小二)」と載せたり。

季兼が姓を源に改むと云ふは、村上源氏相摸守藏人入道有兼の家を繼ぎしに因るとぞ。卽ち本間系圖に「村上天皇―爲平親王―顯定―資定―有宗(本資實)―有兼(相摸守、藏人入道)―基兼（海老名源太郎、母横山權守女)―季定(海老名源八)―季久(太郎)―季綱(兵衞尉)―實綱（新兵衞)」と載せ、又淺羽本に「有兼(相摸守)―季兼（相摸權守、實は武藏國人横山黨小野盛兼の子也、外祖有兼の子となつて、姓を源氏に改め、基兼と號す)―季貞(海老名源八)―季重」と見え、海老名荻野系圖には「有兼―季兼（海老名源太郎、改基兼、實は武藏人、横山新大夫小野盛兼の子、有義・子無し、故に外孫季兼を養ひ、其の家を續がしむ」―季定（海老名源八、東鑑作源三季貞)―季久（上海老名太郎)―季綱(兵衞尉、一作季經)―實綱(新兵衞尉、一作貞綱)、弟季能(八郎)。季久の弟季能（下海老名四郎、東鑑作義季、文治五年七月奥州役、頼朝卿の軍に從つて戰功あり)―家季(太郎)―季景―泰季」と見えたり。

されど上海老名太郎季久と下海老名義季等の兄弟が、季兼、季定の後か否かについては、詳かならず。若し武藏七黨系圖、一本小野系圖の如く、季久、義季兄弟を季兼季定の後にあらずとすれば、此等は源姓にあらざるなり。又佐渡本本間系圖に「村上天皇―爲平親王―顯定―季久（海老名太郎)、弟季能（下海老名四郎)」と載せ、淺羽本本間系圖に「顯定弟頼定(本名實定、大夫)―季久、弟季能」と云ふに從へば、此等は本姓小野氏にあらざるなり。蓋し武藏七黨系圖の說最も正しく、季兼季貞・源姓を繼ぎしも、其の家亡び一門季久義季の後榮え、同様源姓を冒せしものと考へらる。

2 村上源氏　前項に云へり。武家系圖に、「海老名、小野、本國相摸、横山八郎義兼三代三郎正季、稱之。海老名、源、本國」と見ゆ。

3 新編相摸風土記に「海老名は康平年間、奥州の役、源頼義の屬將に海老名源四郎親季あり」と。陸奥話記に源親季と見ゆる人なり。次いで保元物語官軍勢汰條に「相摸には海老名源八季定、荻野四郎忠義」、また源平盛衰記卷廿石橋山合戰條に「海老名源八權頭季定、子息の荻野五郎季重、同彦太郎、同小太郎」と載せ、

又海老名太郎を擧ぐ。次に東鑑卷一に海老名源三（吉川本源八）季貞、六、九に海老名四郎能季、九、十に海老名二郎、十、十五に海老名兵衛尉、廿七に海老名藤内左衛門尉、卅一、卅五に海老名左衛門尉忠行、三十四に海老名左衛門三郎、卅二に海老名四郎、四十に海老名藤左衛門尉、次に太平記卷九に海老名四郎、同與一（近江國蓮華寺過去帳に海老名四郎忠景、二十七才、同與三忠元）、次に卷十四に海老名五郎左衛門尉、廿四に海老名尾張六郎、廿七に海老名尾張六郎秀直、廿九に海老名六郎、卅一に海老名四郎左衛門子息信濃守、舍弟修理亮、卅五に海老名信濃守、四十に海老名七郎左衛門尉詮秀、次に永享以來御番帳に二番海老名左衛門四郎、海老名信濃入道、四番海老名備中守、海老名太郎、海老名新左衛門入道。次に文安年中御番帳に二番海老名信濃守、海老名左衛門四郎、四番海老名新左衛門入道、海老名八郎、詰衆海老名備中守、次に永祿六年諸役人附に申次海老名刑部大輔頼雄、海老名次郎、外樣詰衆以下海老名いと丸、申次海老名中務少輔。次に長享元年常德院江州動座着到に「二番衆海老名越後守、(伊勢)海老名與一、海老名左衛門四郎、四番衆海老名備前守元季、海老名六郎左衛門尉。」其の他曾我物語に相摸國住人海老名權守秀貞、又相摸國分寺正應五年の鐘銘に「大檀那源季頼」とあるも海老名氏かと云ふ。

又鎌倉大草紙に「鎌倉殿より海老名備中守を御使となす云々。」また海老名右衛門、又足柄郡上中村鄕五所八幡文明十三年の棟札に海老名方政所賀藤五郎右衛門、永祿役帳に海老名二百六十貫文。又見聞諸家紋に

二番　海老名與七政員

と載せたり。

4　武藏の海老名氏　豐島郡練馬城は海老名左近の居城なりと云ふ。「豐島氏落居の後こゝに居りしにや。是より北の方三丁許に海老谷と唱る地は、則ち左近の居跡なりと云、寛永年中開墾して平地となれり。故に其廣狹等今より計るべからず」(風土記稿)。

5　伊勢の海老名氏　長享江州動座着到に伊勢海老名與一等の見ゆるにより此の氏のありしを知るべし。朝明郡下野山城は海老名秀宗の居城なりと傳へらる。江見名條を見よ。

6　淡路の海老名氏　三原郡賀集八幡宮長祿二年の寄進狀に海老名加賀入道々昌、帶刀先生親經、右近大夫將監親重、兵部大夫道隆等を載せたり。

7　備中の海老名氏　足利尊氏・海老名季行を船上山行在に遣はして歸順を乞ふ。その功により季行に備中國井原莊を賜ふ。

8　因幡の海老名氏　氣多郡末用村釜谷城は海老名和泉守の居城なり。參考太平記六波羅勢自害の內海老名四郎とあるは因幡の人なるべし（因幡志）と。

9　播磨の海老名氏　播磨飾東郡桑原構居は嘉吉年中海老名忠七の據る處也と。

10　淸和源氏山名氏流　「山名持豐―教豐―豐繼(海老名を稱す)―豐一―政近―政繼―定繼」と山名の譜に見ゆ。

11　佐渡役人附に海老名寛次郎を源姓とす。

惠比奈　**エビナ**　陸奧國北郡法奧瀨村澤田城主、天正の頃左近なる者あり。南部領四

エヒナ
エヒナ

2 清和源氏　前項荏原氏と同樣武藏の荏原郡荏原鄕より起ると云ふ。風土記稿中延村條に「村內八幡祉の緣起に文永年中荏原左衞門義宗當所を領す。永祿二年改の北條家人所領役帳に中の部品川筋島津孫四郎と記せしは當所のことなるべし」と。又別當法蓮寺條に「開基は越中阿闍梨朗慶なり、朗慶は日朗の弟子九老僧の一人にて、もと江原左衞門義宗の子なり。本化佛祖統紀九老傳に云、江原義宗は源義家の遠孫なり、世々武州荏原を領して、此の中延鄕に居住せり。ゆへに江原を以て氏とせり。抑も江原氏の事は當國七黨の內、猪俣黨の庶流にも荏原氏あり。されども義宗は源家にて義家の末流なりと云ふ時は、猪俣黨の荏原氏とは自ら別なるべし。今義家流荏原氏の系圖と云もの世に傳へず、又他の記錄にも所見なければ、總て詳なることを知らず、」と。又蓮沼村條に「嘉祿年中荏原兵部有治といへる人此地を領せしよし、荏原氏は武藏七黨の中、猪俣黨にもあれば、かの系圖を閱するに有治の名未だ見えず。又中延八幡宮祉傳に淸和源氏義家の庶流にも荏原氏ありといへり。これによれば有治は、いづれの荏原氏なりや今より知るべからず」と見ゆ。江原條參照。

3 那須氏流　下野那須氏の族にて、那須系圖に「資之―賴資(肥前守)―朝資(荏原三郞)」と載せ、武家系圖に「莊原、藤、那須肥前守賴資男三郞朝資稱之、モン丸內柏葉間流鏑矢一本」とあり。下野國誌等皆同じ。荏原は備中後月郡の鄕名なり。始め那須宗隆此の地を領すとぞ。

4 伊豫の荏原氏　浮穴郡荏原鄕より起る。此の地は、上野八幡祉藏稱光院帝の綸旨に「伊豫國荏原鄕西方山里宮の勾當職云々」と。又永祿十二年の文書に物申祝荏原某云々と。又道後石手寺の傳說に「天長八年浮穴郡荏原鄕に右衞門三郞と云人あり。利慾を貪りて神佛を信ぜざりしに、八人の男子續て頓死す。夫より家を捨てゝ巡禮し燒山寺の麓にて病死す。一念頤望を大師に誓ひければ、河野與利の子與方となり、左手に一寸八分の石を握りて生れき、石に文字あり、右衞門三郞と曰ふ、寬平三年當寺を開基す、石手寺これなり」(愛媛面影)と。蓋し橋傳說より轉化せしものならむ。

江原　エバラ　三河、武藏、下總、但馬、備中等に此の地名あり、又荏原、榎原と通じ用ひらる。

1 清和源氏　武藏國荏原郡荏原鄕より起る。前條第二項を見よ。

又江戶花川戶に舊家江原氏あり、御府內備考に「舊家江原淸左衞門、往古より代々右町に住居仕、年寄役相勤候。已前の名前は慥に相傳へ申さず、觀世音海中より出現の刻、藜を以て御堂を造りし里民拾人の內にて、則ち觀世音境內に十祉權現の合殿有之、右の內に江原の祉と號くより、先祖淸左衞門儀、地方年寄役初て相勤候由申傳に御座候、尤住居の儀は草創地にて、古來より御年貢諸役御免し、沽劵證文無御座候」と見ゆ。又埼玉郡にもあり。

2 秀鄕流藤原姓　寬政系譜藤原姓秀鄕流に收め、七家を載す、孫三郞某より系あり、家紋丸に二葉柏の間に鏑矢、隅切角の內に七梶の葉一枚、三河國幡豆郡江原より出でしなるべし、同村に江原城あり、江原丹波守居住、桶狹間に討死、其子孫三郞と云ふ(二葉之松)。武家系圖にも此の氏を藤姓とす。

3 美作の江原氏 當國の豪族にして、江原兵庫親次は久米北條郡油木村高山城主なりき。又勝北郡馬桑村鎌倉山城主も江原兵庫とあり。親次は宇喜多直家の女婿なりき。又陰德記に「江原氏尼子へ屬す」と。

4 其の他、麻田靑木藩の用人に此の氏あり。又大阪城サ、ノ丸の守將に江原與右衞門なる者見ゆ。

繪原 ヱハラ 備中に繪原庄あり。

惠比 ヱヒ 美作の豪族にして江見氏に同じ。源平盛衰記に美作國住人惠比入道守信なる人見ゆ。エミ條を見よ。

海老 エビ 平家物語・平家方に海老次郎盛方と云ふ人見ゆ。又源平盛衰記に「海老黨に荻野五郎末重」と、エビナ條を見よ。

江尾 エビ 石見に此の氏あり。又加賀藩侍帳に「百石(丸內二ッ引)江尾主計」を載せたり。

英比 エヒ アクヒ 曆應二年六月廿三日の相州文書に英比左衞門次郎見ゆ。アクヒ條を見よ。

衣斐 エヒ 美濃國大野郡衣斐邑より起る。上總小池山內藩の用人に此の氏あり。イビ條參照。

海老子川 エビコガハ

海老澤 エビサハ 常陸國茨城郡(鹿島郡)海老澤邑より起り、海老澤城に據る。光明寺の棟札に「材木、海老澤氏民部忠、天文五丙申」と、又天正十六年五月二日の古簡に海老澤彈正忠見ゆ。

又下野高田專修寺聖人印信狀に「三十一番海老澤大學時道也」と。其の子孫は高田山の隣鄕三谷村にあり、また眞岡にも海老澤氏ありて、共に時道の末孫なりと云ふ。信濃にも此の氏あり。

俘囚 エビス 和名抄上野國碓氷郡に浮囚鄕あり、俘囚の誤也。又同國多胡郡にも浮囚鄕あり、又綠野郡にも同名鄕あり、又周防國吉敷郡にも俘囚鄕あり。俘囚とは蝦夷との交戰の結果捕虜とせし蝦夷人を云ふ、夷俘に同じ。天武十一年紀に俘人を登利古と訓じ、類聚名義抄は俘囚を布之由と訓じ、伊呂波字類抄には布之由、又は、衣比須と訓ず、(地理志料)。

夷 エビス 夷三郎とは夷神を云ふ。宮寺綠事抄、源平盛衰記、類聚既驗抄等に見ゆ、又東鑑に三郎大明神とあり。

戎 エビス

惠比壽 ヱビス

戎野 エビスノ

海老瀨 エビセ 上野國邑樂郡海老瀨邑より起る。秀鄕流藤原姓にして、「藤岡左兵衞佐忠房—下野守秀房—佐渡守秀行—海老瀨大膳大夫忠行」なりと。

江比田 エヒダ 源平盛衰記平家方に江比田五郎と云ふ者あり。

海老堂 エビダウ

海老谷 エビタニ

蛯谷 エビタニ

海老塚 エビツカ

海老坪 エビツボ

江人 エビト 上古以來品部の一にして、中古雜戶として取扱はる。鵜飼、網引等の類にて漁民の一種なり。令集解に「雜供工、鵜飼、江人、網引等の類を謂ふ也、釋に云、江人八十七戶云々、右三色人等、經年每丁役す、品部と爲して調雜徭を免ず」と見ゆ、姓氏錄、河內皇別に「江首、江人附」とあり。○江人首 江首と云ふに同じ、拾芥抄、姓名錄抄に見えたり。江人の伴造にて多氏の族なり、エ條を見よ。

海老名 エビナ 相摸、遠江等に此の地名あり。多くは相摸發祥海老名氏の後と云へど異流なきにあらず。

田莊にて八百石を領す。堀内氏の時榎本右馬之丞、及び弟藤田内匠といふあり、舊領を襲ふ。其の子孫尾藩に事ふといふ。其支族猶ほ村中にあり」と。又中村の地士に榎本小右衛門、三栖莊の舊家榎本氏、又奥有馬村産土神社條に「上古は榎本氏代々神官にて社領の地を掌りしに、中世別に神主を置き神事を掌らしむ。天正の頃榎本氏斷絶し、宮祉も盡く兵火に罹りて古記等傳はらざること惜むべし。永正の棟札に森某とあり、末葉にて世々神主なり」と見ゆ。(此の榎本氏の後に有馬氏あり)。

13 尾張の榎本氏　知多郡の豪族にして虎岩村虎岩城に據る。當城には「榎本了圓といふもの居りしが、緒川の水野氏・砦を構へて攻打ければ、城中に二心の者ありて水野の軍を引て城内に入らしむ、仍て難なく攻落し、家臣梶川五左衛門をして守らしむ」と尾陽雜記、府志等に見えたり

14 三河の榎本氏　寳飯郡蒲郡大宮神社の舊社家に此の氏あり、大宮神社は熊野權現社にして西郡蒲形の産土神なれば、東鑑所載熊野領蒲形庄に勸請せし神社にして、此の氏は熊野榎本氏の一族なるや著し。

15 甲斐の榎本氏　東鑑建久五年八月廿日條安田義定の伴類に前瀧口榎本重兼あり。熊野族榎本氏の一族か。この榎本氏も亦榎下氏ともあり、八代郡の名族也。

16 藤原北家上杉氏流　榎下氏に同じ(榎下第一項を見よ)。武藏國都筑郡榎下邑より起る、兩上杉系圖に「女子(號御加賀御局、憲房猶子)―重兼―憲清(三峰寺、越後住、掃部助)―憲直(號榎本、掃部助、淡路守、評定奉行、鶴岡總奉行、任陸奥守、永享十二於倉澤卒)―持成(小五郎、於寳泉寺自害)、弟憲重(掃部助、淡路守)、弟憲家(掃部)―憲宗、弟憲房(掃部)―顯房(小五郎)」と見ゆ。

17 武藏熊野流榎本氏　武藏風土記稿川越本町榎本氏條に「先祖は紀伊國熊野の人なり。天文年中、子孫某なるもの當郡の内に來り住せり。其人氣象豪邁にして事に堪たりと云。もと是れ修驗にして本國熊野の神を奉じければ、人是を熊野堂と號して、諱字院號等を呼ばず、大道寺在城の頃は熊野堂も其麾下に屬して戰陣の事にも預りしとなり。今も南町の修驗識法院、及び今の彌左衛門、皆子孫なりと云。彌左衛門が先祖は熊野堂が孫彌惣左衛門が時より淪落の身となりて、こゝに土着せしと云。彌左衛門が先祖の寛永の頃記せし萬覺書と題せる一册あり、己が家のことをほゞしるせり」と見ゆ。又豊島郡王子村條に「往昔王子權現勸請の時、紀伊國熊野より榎本云々等六人の村民隨ひ來る」と。卽ち王子六人衆の一也。又橘樹郡小向邑にも榎本氏あり。埼玉郡にもあり。

18 秀郷流藤原姓小山氏流　下野國都賀郡榎本邑より起る。小山氏の族にして重興小山系圖に「小山下野守泰朝―大膳大夫廣朝―左馬助持政―小四郎氏郷―判官成長―右京大夫政長―下野守高朝―彈正少弼秀綱(初名氏朝、又氏秀)―榎本美濃守高綱(領榎本鄕)」なりと云ひ、又一本に彈正少弼秀綱弟「晴朝(小山七郎、榎本邑に住し、因つて榎本氏と爲る)―高綱(大隅守)―高重(丹後守)―秀利(左彌)」なりと云ふ。榎本城に據る、初築は永祿元年なりと。佐野記に唐澤の城主佐野宗綱が榎本城主本多大隅守を攻めし事を載せたり、本多大隅は後世本多氏が居城たりしよりの誤にて、其の實榎本美濃守に

外ならず。

19 武藏小山流　風土記稿荏原郡密藏院條に「天正の頃、下野國都賀郡永代の城主に榎本河内重泰と云ものあり、故ありてかの城を退き、その子文右衞門氏重を携へて、此世田ケ谷村にさまよひ來れり、其の頃吉良家の家人鈴木新平重貞と云もの、此地の地頭にて此に居れり。云々。」と見ゆ。又多摩郡に榎本氏あり、榎本其角名あり。

20 紀姓池田氏流　武家系圖に「榎本、紀、池田馬允奉政男帶刀先生望政、稱之」と見ゆ。榎下第二項に詳かなり。

21 美作の榎本氏　笠庭寺記に「久米北條郡久米庄(麻布千反)榎本行弘」なる人見ゆ。

22 其の他、蒲生氏家臣に榎本十郎兵衞、山田邑の名族、又越後等にも此の氏あり。

江本　エノモト　エモト　備前、信濃等に此の氏あり。

榎森　エノモリ

江場　エバ　安中板倉藩の用人に此の氏あり。

江橋　エバシ

江幡　エバタ

江畑　エバタ

江葉田　エバタ

江花　エバナ　岩代國岩瀨郡に江花邑あり。

江濱　エバマ

榎原　エハラ　丹波國天田郡に榎原莊あり、後宇多院御領目錄、東寺正和三年文書等に見ゆ。「長治元年平親盛此谷に蟄居し、榎原(今上富豊村)の地を開く」と。其の他日向にも此の地名あり。

1 榎原忌寸　攝津豊島郡の名族にして貞觀十四年九月紀に「攝津國豊島郡人民部少錄正六位上榎原忌寸良員、本居を改めて左京に貫隷す」と見ゆ。本貫丹波ならんか。

2 桓武平氏　丹波國榎原莊より起る。榎原城主なり。其の出自については、「桓武天皇六代左馬頭陸奥守鎭守府將軍平貞盛の八男常陸介平維衡の孫、平正衡の次男長門權守平維忠の孫平親盛・三歲の時、親繼と云ふ者、京より具下る時、長治元年二月、親盛成長の後榎原の地を開發せしむ、凡そ今十八代なり」(丹波志)と。

荏原　エバラ　武藏國に荏原郡あり、萬葉集荏原郡、和名抄江波良と訓じ、又荏原鄕を收め、江波良とあり。後世江原邑と云ふ。又同國幡羅郡にも荏原鄕あり、後世江原邑と云ふ。又備中國後月郡に荏原鄕ありて衣波良と註し、又伊豫國浮穴郡にも荏原鄕あり、衣波良也。其の他上野に荏原村あり。

1 猪股黨河勾氏流　武藏國荏原郡荏原鄕より起る。武藏七黨猪股の一族にして、小野猪股系圖に「河勾政基―政重(萩原太郎)―範政(荏原太郎)　其弟政氏(荏原二郎)」と載せ、又七黨系圖に「河勾政基(河勾野大夫)―政重(河勾太)―

- 政氏(荏原二)
  - 好茂(小大夫)(左)―幸後(四左)―宗平(四)
  - 忠茂(二)―能信(太)―政氏(小太)―忠政(孫八)
- 重方(太)
- 範政(荏原六)―經衡(太)
  - 經盛(又太)―義平(小太入)―義貞(彦太)
  - 經衆(三)
    - 經氏(孫太)
    - 經長(孫三)
- 政季(荏原七)
  - 政義(二)―時政(二太)―幸源(良田房)
  - 貞政(右馬允)
    - 宗政(左)―政泰(太)―範幸(太)
    - 政直(七)―政家(七)―政信(又太)
  - 政光(三)―政忠

と見ゆ。

東鑑卷三十二に荏原七郎三郎あり、此の氏か。

波多野系圖に「沼田家通―家信（稙山）―政信」と見ゆ。

江串 エノグシ　肥前國彼杵郡江串邑より起る。鎌倉末江串三郎あり、一宮尊良親王を奉じて義兵を擧ぐ。博多日記に「正慶二年三月十七日、肥前國彼杵より早馬到來、去る十四日、江串三郎入道謀叛を起し、彌次刑部房明慶、并に甥圓林房、并に了本房等を相具て、先帝の一宮御座あり、人々參るべく候由之を申す。着到を付云々。着到奉行は丹林房たり。去年冬比より彼宮をば了本が千綿のをくの木庭に隱置たてまつると云々。十四日、江串甥砥上四郎が本庄の八幡宮の錦の戸帳を申をろして旗に差上げ、本庄、今富、大村を馳廻、宮の御方に參るべきの由觸廻也。江串入道は遠江守、子息三郎は式部大夫に任せて、十七日卽ち討手に向けらる、佐志二郎、云々」と。其の後三郎入道は如何になりしか詳かならざれど、正平十七八年及び應安五年頃の一揆連判狀に「波佐見修理亮橘泰平、同彌三郎、同江串孫三郎橘光平、同彦一丸云々」と見ゆるにより、孫三郎、彦一丸等繼承して勤王に從事せしを知り、又波佐見の橘族なるを窺ふを得。ハサミ條參照。孫三郎は博多日記の式部大夫に當るか。

荏隈 エノクマ　和名抄豐後國大分郡に荏隈鄕あり。圖田帳にも見ゆ。

江熊 エノクマ　豐前國宇佐郡江熊邑より起るか。外宮權禰宜幅島家天正十五年の文書に「宇佐郡ふべの鄕、江熊伊豆守」と見ゆ。又豐鐘善鳴錄に「釋榮徹・姓江熊氏、豐前州向野鄕の人なり」と。

榎倉 エノクラ　伊勢神宮內宮社家に數家あり、內宮權禰宜家筋書に「天見通命苗裔」とし、武員を祖とすと見え、他に三家を擧げ、又高田、村山等を別家と載せたり。荒木田氏の一族なり。又內外兩宮兵亂記に榎倉掃部助氏則と云ふ人見ゆ。

榎下 エノシタ　エノモト條と併せ見るべし。此の氏エノシタと云ふと、エノモトと云ふと二あればなり。

1　藤原北家上杉氏流　武藏國都築郡榎下邑より起る。上杉氏の一族にして、上杉系圖に「賴重―女子（加賀守局、勸修寺別當宮津入道道宏室）―重兼（上杉左京亮、憲房養子）―憲淸（掃部助、武藏國司云々不審）―憲直（榎下掃部助、淡路守、五郎轉任陸奧守、評定奉行、鶴岡總奉行、永享十年十一月、金澤に於いて自害）――

├憲家（五郎 掃部助 淡路守）┬憲宗（掃部助 淡路守 五郎）―憲時―某
│　　　　　　　　　　　　└憲房（小四郎 左馬助）―顯房（五郎）
└持成（小五郎）」

と載せ、又宅間系圖に「女（御加々局）―重兼（左京、修理亮）―憲淸（掃部亮、三峰寺）―憲直（助三郎、榎下）―憲家（助三郎）」と見え、武家系圖には「榎下、藤、本國武藏、三本寺掃部助憲淸男助三郎憲直、稱之」とあり。寬政系譜この末流一家を擧げ、家紋丸に九枚篠、丸に五枚篠とす。（榎本第十六項參照）。

2　紀氏流　紀氏系圖に「池田泰政―望政（相摸榎下領）―重望（榎下）―時望―親望、」また重望弟「能望（榎下）―宗望―望信」と載せ、一本には「望政（號紀先生、帶刀先生）―重望（榎下小次郎）―時望（小次郎）―親望、」と掲げ、又堀田系圖能望の譜に「榎下三郎、高井、陸田等の流・此より出づる也。賴政烏帽子子たるに依り、伊豆國に配流、右大將家に奉公、相摸國榎下地頭職を賜ふに依りて也」と見ゆ。

3　甲斐の榎下氏　榎本なり、その條にて述べん。

4　筑後堤氏家臣に榎下六郎左衛門、又備前に此の氏あり。

江下 エノシタ

壊島 ヱノシマ　ヱシマ條を見よ。武家系圖に「平、ヱノシマ」とあり。

江野財 エノタカラ　エヌマ條を見よ。

江御 エノミ　元亨釋書第九に「釋延昌、姓江御氏、加州人云々」とあるは江沼氏なるべし。

埃宮 エノミヤ　攝津に此の氏あり、僧聖觀(俗名神足)は此の氏也。

榎村 エノムラ　天正の頃播磨に榎村長之あり、(宿村目代) 總社集日記を書く。

江面 エノモ

榎本 エノモト　又榎下とも、朴本とも通じ用ひらる。和名抄山城國乙訓郡に榎本郷を收む。又下野國都賀郡に榎本邑あり、これ等より起る。

1　大伴朴本連　大伴連の一族にして山城國乙訓郡榎本にありしより斯く云ふ。天武卽位前紀に大伴朴本連大國あり、後には大伴を略し、單に榎本連と云ふ。

2　榎本連　大伴朴本連の後なり。姓氏錄、左京神別に收め、「榎本連、同上(道臣命之後)」と註す。

3　安藝の榎本連　天平十年周防國正稅帳に「安藝國佐伯團擬少毅榎本連音足、」また貞觀十四年十二月紀に「節婦安藝國佐伯郡人榎本連福佐賣」など見ゆ。山城榎本連の一族なるや想像するに難からず。

4　紀伊の榎本連　天平神護元年十月紀に「前名草郡少領榎本連千島・稻二万束を獻ず」と見ゆ。此の國には後世有力なる榎本氏あり。第十一項十二項を見よ。

5　豐後の榎本連　豐後國戶籍に榎本連富等賣と云ふ人見えたり。

6　榎本勝　豐前國上三毛郡塔里戶籍に榎本勝牟久提賣と云ふ人見ゆ。榎本連との同異詳かならず。

7　榎本直　天平十年の淡路國正稅帳に「史生正八位下榎本直虫麻呂」と見ゆ。これも榎本連と同異詳かならず。

8　榎本宿禰　姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。榎本連後宿禰姓を賜へるなるべし。

9　榎本朝臣　拾芥抄に見ゆ、榎本宿禰後朝臣姓を賜ひしなるべし。

10　周防の榎本(無姓)　玖珂鄕戶籍に「柞原戶主榎本安春」あり、榎本連の部曲の裔なるべし。

11　紀伊の榎本連　第四項紀伊の榎本連の後なれば、大伴氏の一族なるや言を俟たず。靈異記下卷十に「牟婁沙彌は榎本氏也。自度・名なし。紀伊國牟婁郡人なり、故に字を牟婁沙彌と號す云々。神護景雲三年云々、」と。また今昔物語卷十二に「今は昔、聖武天皇の御代に牟婁の沙彌と云ふ者有けり。俗姓は榎本の氏、本より名无し、紀伊の國牟婁の郡の人也。此れに依りて牟婁の沙彌とは云ふなるべし。而るに同國の安諦の郡の荒田の村に居住す云々」等見ゆ。これによりて次に云ふ熊野黨の榎本氏も亦榎本連姓なるや明かなるべし。

12　熊野黨榎本氏　前述せし紀伊榎本連族榎本氏の後裔なり。かの鈴木家傳に「漢の司符將軍の嫡子眞俊すゝみ出、權現を新宮鶴原明神の前十二本の榎木のもとに勸請したてまつる。これによりて榎本の姓を賜はる」と云ふ如き附會の傳說にすぎず、(ウキ、ウスキ條參照)。かゝる傳說により大日本史氏族志等が此氏を穗積氏とするは大なる誤なり。

宇井、鈴木と共に相並んで熊野新宮黨として勢力あり、續風土記三方祉中條、「社僧に榎本慶藏坊、榎本大圓坊、榎本林照坊。」又牟婁郡神木村榎本出雲守屋敷跡條に「相傳ふ、榎本出雲守當村に住し、太

志波勝足尼は若子宿禰の孫に當るを知る也。

江沼國造の治所は江沼郡郡家鄕にして今の大聖寺東南二里ばかりの劉所村に當るべし。郡家鄕は中古郡領のありし地にして此の國造の後裔郡領を世襲す、後に云はん。

2 江野財臣 古事記に建內宿禰の末子若子宿禰に注して「江野財臣の祖」とす。此の江野財の財は本居翁の說に間の誤寫にて、江野財はエヌマ、江沼に同じとの說あれど、吉田東伍先生は江野と財と二氏なりと。按ずるに當國に財部多きを見れば、後者或は是ならんか、タカラ條を見よ。

3 江沼臣 江沼國造家の氏姓にして、武內宿禰の末子若子宿禰の後なる事は古事記、姓氏錄、國造本紀の說・盡く一致す。猶ほ上宮記には「意富々等王云々、余奴臣阿那爾比彌を娶りて、兒・都奴牟斯君、妹・布利比彌命を生む也、」とありて余奴臣と記し、欽明紀卅一年條には「越人江渟臣裙代京に詣り奏して曰く云々、」とある如く江渟とも見ゆ。布利比彌(振媛)は繼體帝の御母也、中古となり國が郡となりし際、此の國造は郡領に任じられ、依然として舊勢力を保持す。天平三年二月廿六日の越前國正稅帳に「江沼郡司主政外大初位下勳十二等江沼臣大海、」天平五年閏三月六日の越前國郡稻帳に「江沼郡大領正八位下勳十二等江沼臣武良士」等見ゆるは此の國造直系の人にて、天平三年同上正稅帳に「主帳外少初位上勳十二等江沼臣入鹿」と載せ、天平十二年の越前國江沼郡山背鄕計帳に「江沼臣刀良女、同大石女、同佐豆女」など見ゆるは、此氏支流の人と思はる。

4 大和の江沼臣 姓氏錄、大和皇別に「江沼臣、石川同氏、建內宿禰の男若子宿禰の後也、日本紀合、」と見ゆ。加賀より大和に上りて中央の官職につけるものなるべし。

5 江沼臣族 天平十二年の加賀國山背鄕計帳に「江沼臣族乎加非等三十九人、江沼臣族忍人(鄕長)等二十三人、」など見ゆるは江沼臣部曲の後なるべし。

6 江沼宿禰 江沼臣の宿禰姓を賜へるものなり。除目大成抄長德二年條に「山城權大目江沼宿禰富基」と云ふ人見ゆ。

7 江沼氏 江沼臣並に宿禰の後也。史官記正曆四年條に大膳少屬江沼延明。朝野群載卷二十七、長治二年の解に加賀國雜掌江沼安成。法華驗記に「天台座主延昌、姓は江沼氏、加賀國の人」なりと。

8 讃岐の江沼氏 貞觀八年十月紀に「讃岐國浪人江沼美都麻呂・香河郡百姓縣春貞を殺す」と見ゆ。

9 佐々木氏流 淺羽本佐々木系圖に「京極高秀—秀重(江沼七郎)」と見ゆ。

江野財 エヌマ 古事記に見ゆ、前條に云へり。

江渟 エヌマ 欽明紀に見ゆ、江野氏條にて云へり、第三項を見よ。

江野 エノ 江沼氏と關係あるか。攝津にあり。

頴娃 エノ エイ 日用重寶記にエノと註す、衣君の後なり。エイ條にて云へり。

榎井 エノヰ 又朴井ともあり。大和國高市郡朴井邑より起る。物部氏の族なると倭の漢氏の族なると、二流あり。

1 物部朴井連 物部連の一族にて朴井邑にありしもの也。孝德紀に「物部朴井連椎子」と云人あり、此の氏・後單に朴井連と載せたり。

2 榎井連 天武卽位前紀に朴井連雄君と

云ふ人見ゆ。もとの物部朴井連なり。雄君は又同紀に物部雄君連と見ゆ。卽ち雄君・本宗物部氏に歸りたるなり。後朝臣姓を賜ふ。

3 榎井朝臣 文武紀二年十一月條に「直廣肆榎井朝臣倭麻呂、大楯を竪つ、」と見ゆるにより、榎井連が朝臣姓を賜へるは其れ以前なるに相違なきも、書紀に其の記事漏る。次いで養老三年五月紀に「從八位下、榎井連挊麻呂、朝臣姓を賜ふ、」とあるは其支庶の家にて、相繼ぎて朝臣姓を賜へるなり。

4 和泉の榎井朝臣 前項と同族なり。承和十二年二月紀に「和泉國日根郡人戸主正六位上春世宿禰島公、兄左坊城主典從七位上春世宿禰島人、弟主税大允正六位上春世宿禰島長等、姓を榎井朝臣と賜ひ、右京二條一坊に貫す、」とあり、此の氏泉州志には近木鄕にありしかと云ふ。此の國には榎井部と云ふもあり。

5 榎井臣 天孫本紀に「物部荒猪連公は榎井臣等祖、」また「物部弓梓連公は榎井臣等祖、」また「物部加佐夫連公は、榎井臣等祖、」また「物部多都彦連公は榎井臣祖、」など多く見ゆれど他に所見なし。恐らく榎井連の誤なるべし。

6 榎井忌寸 前述榎井氏と同樣、大和の榎井邑より起りしも、流を異にし、大和漢氏の一族なり。坂上系圖に「姓氏錄に曰ふ、志努直の第三子阿良直、是れ榎井忌寸(大和國吉野郡)云々等七姓の祖也、」と見ゆ。

7 榎井直 前項榎井忌寸はもと直姓にて榎井直と稱す。

8 榎井宿禰 姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。榎井忌寸の宿禰姓を賜へるものなるべし。

9 讃岐の榎井氏 讃岐國大内郡寬弘元年の戸籍に「榎井益戸自女」と云ふ者見ゆ。

柄井 エノヰ 榎井氏に同じかるべし。

朴井 エノヰ 榎井氏に同じ。孝德紀に物部朴井連椎子、天武卽位前紀に朴井連雄君あり、物部氏の族にて榎井氏に同じ、その條を見よ。

榎井部 エノヰベ 榎井連の部曲なるべし。姓氏錄和泉神別に榎井部・同神四世孫大矢口根大臣の後也」と見ゆ。

江上 エノカミ エガミ條にて云へり。九州の江上氏はえのかみなり。

榎 エノキ 志摩に此の氏あり。

榎木, エノキ 備前にあり。

江城 エノキ 肥後菊池氏の族にして鷹羽を家紋とす。

榎田 エノキダ 筑前鷹島の名族に此の氏あり、太宰管内志に「島の長榎田平次郎」を載せたり。又信濃にあり。

榎谷 エノキダニ

榎津 エノキツ 筑後國下妻郡榎津邑より起る。田中家臣知行割帳に「三千二百六十石(役者百人預り)榎津加賀右衞門」見ゆ。三潴郡津村城を守る。尾張にも榎津村あり。

榎戸 エノキド

榎木戸 エノキド 武藏多摩郡の名族にして享保八年郡中大丹波村里正の分家榎木戸覺左衞門、榎木戸新田を開く。

榎原 エノキハラ エハラ條にて述ぶべし。

榎社 エノキヤシロ 尾張良峯氏の族にして、頁峯系圖に「惟頼(椋橋)―惟光―恒季(惟季)―長季(成海大夫、成海庄本主)―眞遠(前口三郎)―眞長(榎社八郎)―高廣(二郎)、季長(三郎)」と見ゆ。

榎山 エノキヤマ 秀鄕流藤原姓にして、

坂梨村の山奥にあり。記錄口傳によれば肥前千葉江藤の流れとして、天正中江藤又右衞門なるもの、大友家に仕へて石垣原に戰死し、其の子七左衞門某、大友鹽法師君に隨從、肥後加藤家に客となり、阿蘇郡坂賀村に浪居。其の子九郎介、加藤忠廣に仕へ、小姓役となり、後主家改易、細川家に出仕、島原陣に從軍、爾來子孫連綿今日に至る。墳墓の文字、傳說等には藤原氏を稱す、例へば江藤七左衞門尉藤原公長、或は藤原重晴、藤原正信の如く、皆藤原を冒す。家紋は藤の左巴と下藤（分家は上藤）を用ゆ。右の外、名頭に胤の字も使用せらる。兎に角大友加藤家に由緖あるものとして傳說多く有り、肥前時代の事蹟は考證薄弱にて、六郎左衞門胤晴、建武元年千葉胤員と共に肥前小城に來り住すと云ふ。次に名乘頭字の事については、公は本家に限り、正、重は分家を通じ全般に用ひ、胤は極く少し。又熊本城內に千葉城と云ふものありと、（江藤公生氏）。

肥後江藤氏は會津河原町半兵衞文書に「肥後國鹿子木下庄領家職事、爲兵粮斷所、當年一作、所被預置于江藤三郎候也、仍執達如件、貞和四年十月五日、左衞門尉花押。地頭御中」と見ゆれば、名族たりしや明白なりとす。而して藤姓と云ふ方事實に近し。千葉流と云ふは、千葉氏より此の氏を嗣ぐものありし爲か。

3 幕臣江藤氏 寬政系譜、藤原支流に收む。宗親の後なりと。

4 其の他、筑後田中家臣知行割帳に「二百石・江藤三郎左衞門、」磐城石川市の關館主須田氏の家老に江藤萬居、樫村相摸等あり。

衞藤 エトウ 武家系圖に「衞藤、藤、尾張守」と見ゆ。日向記に衞藤彌四郎、衞藤杢之助等あり。

惠藤 ヱトウ 奧州津輕曾我氏配下の將に此の氏あり。建武二年三月の文書に「曾我與一太郞貞光代惠藤三光爲謹言上、云々」と。又これより前・元年六月の文書に「惠藤孫七（若黨、蒙疵畢）、孫三郞（中間、打死畢）」と見ゆ。

又和泉の惠藤氏は堺熊野町の名族也、源左衞門と云人橫笛を以て名高し。

荏戶內 エトグチ エドナイ 武藏七黨系圖に「阿佐美太郞左衞門尉弘方—實高—經家（荏戶內號栗栖、四郞兵衞尉）—盛家（左衞門尉）—氏家（左衞門太郞）—貞家（又太郞）—氏貞（孫八郞）」と見ゆ。有道姓兒玉黨也。

江戶崎 エドサキ 常陸國信太郡（稻敷郡）江戶崎より起る。土岐條を見よ。

繪所 ヱドコロ 繪所預なりしを稱號とせしなり。尊卑分脈に「良門（冬嗣公六男也）—利基—兼輔—雅正—爲賴—伊祐—賴成（實は中務卿具平親王男也、親王の命により伊祐收養して子と爲す云々）—淸綱

隆時—淸隆（號猫間大納言）—隆能（繪所一流祖、畫工達繪所預）┬隆親┬經隆（土佐權守）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　└邦隆（豐前守）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└行智（繪師）
隆能（畫工）

と載せ、隆時弟隆能に注して「隆時兄云々、此本・淸隆卿の子となすか、僻事也」と見ゆ。

畵問 ヱドヒ 靈異記に攝津國菟原郡畵問邇麻呂なる者見ゆ。

惠曇 ヱドモ 和名抄出雲國秋鹿郡に惠曇鄕あり。

餌取 ヱトリ 新撰美濃志に「餌取氏宅趾は永祿の頃、餌取六右門爲政・深戶にありて此邊四ヶ村を領知す」と見ゆ。

江那 エナ

惠奈 ヱナ 美濃國に惠奈郡あり、和名抄

郡內に繪上鄕、繪下鄕あり。エナノカミ、エナノシモなり。

江榮 エナ

英那 エナ 和名抄相摸國愛甲郡に英那鄕あり。アキナと訓ずべきかと云ふ。

江長 エナガ 會津舊事雜考引應永八年十月八日伊北鄕黑谷八所宮寳器銘に大旦那江長五郎なる者見ゆ。

榎津 エナツ 和名抄攝津國住吉郡に榎津鄕ありて以奈豆と註し、高山寺本には衣奈都と訓ず。又武藏國男衾郡に榎津鄕あり、衣奈都と註す。

江夏 エナツ

繪上 エナノカミ 惠奈條を見よ。

繪下 エナノシモ 惠奈條を見よ。

榎列 エナミ 和名抄淡路國三原郡に榎列鄕あり、江奈美と訓ず。

榎並 エナミ 攝津國百濟郡(今大阪市)榎並莊より起る。此の地は北野社長祿二年文書に榎並上莊、同下莊。東生郡下辻村文祿三年地子帳に闕郡榎並莊とあり。

1 坂上姓岡田氏流 坂上田村麿十一男高道の後にして、坂上系圖に「高道十一世孫岡田太郎重盛—淸重—淸業—淸尙(玄蕃允)—仲淸、(左衞門尉、始號榎並)」と見ゆ。

2 丹後の榎並氏 正應元年の諸庄鄕保田數帳に「丹波郡三重鄕二町三十步榎並隼人、竹野郡吉末保一町二反百四十四分榎並隼人、吉澤保三町三反百八十八步榎並隼人、與佐郡千手堂一段榎並隼人、丹波郡友次保二町五反榎並隼人、久岡保四町三段五十四步、榎並隼人」等見ゆ。前項榎並氏なるべし。此の後裔江波條を見よ。

3 和泉にも榎並氏あり、攝津より移りしや明白也。

江並 エナミ 武家系圖に「江並、菅原、江南共」と見ゆ。

江波 エナミ 江涙、江並、江南と通ず。

1 菅原姓 越前國丹羽郡江波邑より起るか。前條に云へる如く菅原姓なりと。

2 神保氏流 越中の豪族にして、神保氏の族に江南五郎あり、增山城に據る。又北越軍記に「永祿六年謙信松倉小出城を攻取り、放生津表へ働き、江波三河守と一戰、江波一類十六人討取らる」と。こは越中の士也。

3 丹後坂上姓 丹州三家物語に「中にも成願寺の星野因幡、江波和泉、云々は細川を引うけて、各うちまけ亡びたり」と見ゆ。坂上姓榎並氏の後なるべし。

4 佐々木氏流 次の條を見よ。

江浪 エナミ 淺羽本佐々木系圖に「京極高秀—秀重(江沼七郎又江涙六郎)」と見ゆ。

江南 エナミ 江波、江波氏に同じ。

江波戸 エナミド

江成 エナリ

江西 エニシ

江野 エヌ 江沼條にて云ふべし。

余奴 エヌ ヨヌ 上宮記に見ゆ。江沼氏に同じ。

江沼 エヌマ エヌ 加賀國に江沼郡あり古代江沼國の遺跡なり、又越前國足羽郡に江沼鄕あり。江沼氏分住して起せし地名なるが如し。

1 江沼國造 江沼國とは後の江沼・能美二郡の地を云ふ。內能美郡は弘仁年間分置せられしにて、もとは江沼郡內也。此の國造は國造本紀に「柴垣朝御世、蘇我臣同祖、武內宿禰四世孫志波勝足尼を國造に定め賜ふ」と見え、古事記に武內宿禰の末子若子宿禰を江野財臣の祖とするに符合す。江野財臣は姓氏錄に江沼臣に作る。卽ち江沼國造の氏姓にして、國造祖

江戸邑より起る。秀郷流藤原姓と稱す、各種の那珂系圖、江戸系圖皆これを云ひ、新編國志にも「江戸、那珂郡江戸村より出、那珂五郎通泰の後なり。江戸氏初め那珂氏と稱す。小野崎氏と同族、藤原秀郷五世の孫公通の二子通直常陸に徙り、那珂郡河邊鄕に居り、河邊大夫と稱す。子通資・那珂太郎と稱し、始めて那珂氏となる云々」とあれど、其の實那珂氏は當國那珂國造仲臣の後にて、後大中臣姓と稱し、更に後世秀郷流藤原姓を冒せしものものなるが如し。那珂條にて詳述せん。

かく那珂氏は常陸那珂國造の裔なる疑あり、從つて江戸氏も同樣なれど、久しく秀郷流藤原姓と信ぜられしが故に、暫く舊說に從はん。正宗寺本江戸系圖に「那珂彥五郎道政、貞和六年八月、石見國三角入道を討ちし功によりて、那珂東郡江戸鄕を給ひ、之より江戸氏となる」と云ひ、其の子「新兵衞通綱に至り川和田城に移る」と。新志補には「那珂通辰の子通泰、尊氏に降り、正平五年(貞和六年)高師泰に從つて石見を略し、鼓崎城を拔き、功を以つて那珂東郡江戸鄕を食む(内匠、矢田部ニ江戸系圖)。子通高・始めて江戸氏を稱す(采女、戸村ニ系圖)。元中五年、小野崎通郷と共に、上杉朝宗に從て男體城を攻め、戰死す(和光院過去帳)子通景・但馬守(戸村本、密藏院本佐竹系圖、小場系圖)、足利氏滿・其の父の事に死するを恤み、那珂西郡川和田赤尾關等の地を與ふ(内匠本系圖)、通景・城を川和田に築て遷る(那珂家傳)、小野崎通綱と共に佐竹氏に事へて常陸守護代たり(佐竹家士系圖、里見氏書式)」と。通景の子通房・通常等あり。(通高又胤通に作ると)。

通房・又但馬守と稱す。應永上杉禪秀の亂に大掾滿幹上杉氏に黨せし爲、亂後その領地水戸を奪ひて、之を通房に賜ふ。よりて同三十三年六月廿一日・滿幹等が青屋の祭にて府中に赴ける間に乘じ、通房・廿三日夜水戸城を襲ひて之を取る。爾後水戸城主たり。晚年入道して道勝と號し、京師の令を奉じて足利成氏に敵し屢々功あり、よりて中興の祖と呼ばる。六地藏寺過去帳に「(江戸初)道勝(慶隆祥忠) 通房」と載せ、和光院過去帳に「(通房)道勝(五十六)」とあるは此人なり。

道勝の後は和光院過去帳、江戸系圖等に據るに、通房入道道勝—洞勝(廿三、通秀、但馬守)—阜山(四十三歲、通長、但馬守、但馬入道、阜山道鶴、六地藏過去帳に「江戸道鶴」と)—通雅(通義道徹、和光院過去帳に「四十九歲山尾ヨリセラレイ」と。又六地藏過去帳に、「通義甲寅十一十二日」と。但馬守)—通泰(粱山道棟、和光院過去帳に「ウツノ宮ヨリ鶴シツ五十歲と。但馬守)—忠通(但馬守、和光院過去帳に「忠通・中子六月五日、永祿七、十二日葬送、月山道舍、五十七、秀山大田ヨリ後ハセイカンヌカタヨリ」と。但馬守)—通政(初め通房、又通治ともあり。和光院過去帳に「通政七月十六丁卯、慶山道賀、卅歲、妙壽府中ヨリ」と見ゆ。丁卯は永祿十年也)—重道(彥五郎、但馬守、同過去帳に「心巖唱安、重道、於結城、慶長三年十月朔日」と。)—宣通(三七、實通)なり。

續群書類從所載江戸系圖には「中興通總(江戸新兵衞)—通實(彌太郎、法名實山、弟に備前守金永)—通勝(但馬守、常州茨城郡爲水戸城主、その弟に肥前守あり)—東秀—某(彥四郎、河内守)」また東秀弟

通長（但馬入道、法號皐山道鶴、弟に、隱岐守、彥二郞、彥三郞等あり）—通俊（但馬守、法名通義道徹）—通泰（但馬守）—忠通（但馬守）—通房（愛千代、彥三郞）」と。次に額田系圖には「通泰（號那珂五郞、又江戶但馬守、法名皐山道鶴）—胤道（號江戶彥五郞）—通勝（江戶但馬守）—通房（同但馬守）—通鶴（同但馬守）—勝通（同但馬守）—忠通（同但馬守）—重通（歷名士代曰、藤原重通關東江戶、永祿四八四從五位下、同日但馬守、吉祉寄附狀曰、元龜元年十一月二十日元服、彥五郞重通）」と見ゆ。また一本系圖に「通輝（那珂中太）—胤幹（江戶彥五郞）—通幹（那珂五郞、江戶但馬守に改む）—通泰（江戶彥五郞）」なりと。江戶系圖多けれど、和光院過去帳最もよかるべし。

江戶氏は最初佐竹家臣なりしも、後自立して佐竹氏と爭ふ。江戶通雅に至り佐竹義舜と講和す（那珂家傳）。忠通に至り又爭ふ、天文十四年佐竹義昭、水戶を襲はんとして成らず（園部狀）。十七年九月大部平に戰ふ、十九年七月戶村に戰ふ（妙德寺舊記）。明年佐竹と和し、其の侵地を歸へす（和光院濟貫帳）。天正十八年豐臣秀吉・小田原を征す、當時江戶氏紀綱廢弛す。重通小田原窮迫を聞き、始めて懼れ、使を遣し、佐竹義宣に從ふ（石川氏覺書、新編江戶系圖）、義宣之を利し、秀吉に告るに江戶氏の我が部屬なるを以ってす。秀吉之を信じ、本國の大半を義宣に賜ふ（石川氏覺書、舊誌、佐竹藏納帳）。十二月十九日、佐竹氏水戶城を襲ふ、城陷り、重通逃走、結城晴朝に依る。中山信名曰ふ「「彥五郞重通・從五位下、但馬守、慶長三年卒、男三七宣通、秀康君に仕へ、氏を改めて水戶と稱す、秀康君越前に移封の時、宣通從ひ行き、子孫今尙ほ存す」と。

江戶氏はかく始めは江戶城に居り、次に川和田、次に水戶にありしが、一族には竹隅、額田、春秋等多く、又和光院過去帳に「道憲（江戶內匠助、天正十六年、戊子神主沒落之時打死）」。又六地藏過去帳に「江戶藤四郞、道林禪定門（天文十四己巳四月七日、勝倉川にて橫死）」と云ふをも載せたり。

3 又太平記十七義貞北國落の條に江戶民部丞景氏あり。又下總小金本土寺過去帳に「江戶左近八郞、文明十七乙巳十月、東村河洸、」「江戶兵庫助朗忠、享德四六月相州にて」「江戶出羽守、」「江戶長左衞門」等を擧ぐ。

4 豫章記に桓根川得久三郞、江戶中津同兵衞九郞と云ふ者見ゆ。

5 筑後田中家臣知行割帳に「廐三十人江戶彌兵衞」と。

江藤 エトウ

惠藤、衞藤と通ずべければ參照せよ。

1 桓武平氏千葉氏流　肥前の名族千葉氏の一族にして、其の系圖に「千葉常胤—常宗（源四郞）—常行（左衞門尉）—行氏（六郞、實は岩部主水盛氏六男）—公常（中務丞）—常氏（下野守）—常正（兵部三郞、岩部を稱す）—胤晴（六左衞門尉、建武元年千葉大隅守胤貞と共に九州に至り肥前國小城に住す、江藤氏祖）—公晴（又右衞門尉）—公將（左衞門太夫）—繁常（右馬允）—公氏（七左衞門尉）—治定（左近太夫）—公宗（新兵衞尉）—統晴（又右衞門尉、屬大友家）—胤氏（七左衞門尉）—重胤（七左衞門、仕加藤家）」…… 公生（現代）と。肥前佐賀鍋島藩は江藤新平の鄕里也。

2 肥後の江藤氏（藤原姓）　肥後國阿蘇郡

永十年六月十五日)、又肥前國高來東鄕地頭兼預所越中次郎左衞門入道代行辨(弘安十年十月)、又高來東鄕庄內深江村云々、右年貢の事越中次郎左衞門入道行心と當村地頭安富左近將監賴泰と相論(正安二年十二月七日)等見えたり。

6 八田氏流 モギ條を見よ。

7 其の他、播磨國姬路稱名寺記錄に「越中前司子息、越中五郎國利、其の子豊前權守光利法名眞佛云々」と。

8 越中は鎌倉末・名越時有守護たり。建武に中院定淸國司、後桃井直常守護、次いで斯波高經、其の子義將を經て、天授六年より畠山氏の管國となる。各條に詳かなり。

越中屋 ヱツチウヤ

江堤 エツツミ 正訓不明。大和の豪族にして至德元年注進鎬馬日記の大和武士交名に江堤殿を載せたり。

依常 エツネ 依當條を見よ。

繪面 ヱツラ

江釣子 エヅリコ 陸中國和賀郡江釣子邑より起る。和賀殿の被官江釣子民部、江釣子館に據る(和賀鄕村志)。

江連 エツレ 下總國結城郡鷲明神社の祠官に江連氏あり。(式社考)。又岩代にもありと。

江寺 エテラ

江戸 エド 武藏の江戸(東京)の外、常陸、陸奧等に江戸の地名あり、此等の地名を負ふ。

1 桓武平氏秩父氏流 武藏の江戸の地より起る。江戸は江所にて、當時の江戸は今の江戸橋附近かと云ふ。秩父太郎大夫重弘が五男江戸太郎重繼より出づ。其子を太郎重長と云ふ(七黨系圖)。江戸系圖には「村岡五郎良文―二郎忠賴―中村太郎將恒―太郎武基―十郎武綱(伊豫守)―下野守重綱―太郎重繼(始號江戸)―太郎重長」と、又畠山系圖に「重綱(下野權介、武藏留守所總撿校)―重弘(秩父太郎)、弟重繼(江戸四郎、江戸貫首)―重長(江戸太郎、法名心佛)―忠重(太郎)」また重長の弟に「二郎親重」を擧ぐ。

重長は東鑑治承四年八月二十六日條に「江戸太郎重長、」同九月二十八日條に「御使を遣はし、江戸太郎重長を召さる。景親の催により石橋合戰を遂ぐ、其の謂ありと雖、令旨を守り相從ひ奉るべし。重能(畠山)、有重(小山田)、折節上京。武藏

國に於ては、當時汝已に棟梁たり、專ら恃み思食さるゝの上は、便宜勇士等を催具し豫參すべきの由云々。」同二十九日條に「江戸太郎重長、景親に與するに依り、」云々」と。また同十月五日條に「武藏國諸雜事等、在廳官人幷諸郡司等に仰せ、沙汰致さしむべきの間、江戸太郎重長に付せらるゝ所也」などあるにより其の勢力の盛なりしを知るべし。而して源平盛衰記には「武藏國の住人江戸太郎重長、河越小太郎重賴を大將として云々、」平家物語には畠山が一族、河越、稻毛、小山田、江戸、笠井、惣じて七黨の兵」と載せ、又三草勢汰の條に「江戸四郎重春」を擧ぐ。

重長の後は江戸系圖に「忠重(太郎、母小野篁の末孫小山二郎經隆女)、親重(二郎)、重通(四郎)、重宗(七郎)、女子(河野對馬守通有妻)の四男一女を擧げ、忠重の後は「忠重―小野太郎重行―太郎重光―三郎重房―二郎重兼―太郎兵衞尉兼忠―六郎左衞門尉忠高―太郎重景(移居上州新田)」とあれど、こは庶流にて、本流は重行の兄四郎次郎重方の後也。其の子「新太郎重持―藤太郎泰重―遠江守

長門（尊氏及び鎌倉基氏に仕ふ）—藤太郎高重—三郎康重（右京亮、駿河守）—三郎重廉—右京亮重廣（駿河守）に至り多摩郡木田見村に移る。」其の子又六郎—孫六定重（右京亮）—又五郎信重—小三郎廣重（駿河守）—孫八郎門重（右京大屬）—信濃守常先・江戸を稱し小田原に居住す。

重方の系・畠山系圖には「畠山庄司二郎重忠—重保（六郎）—重國（下野守）—重長（江戸彦太郎、法名成佛、畠山重忠橫死後、於名字内室賜之、北條殿息女たる故に、以源義純爲聟繼之、家督の分に於ては重長繼之、一門棟梁たり。所謂江戸、木田見、丸子、小日向、柴崎、飯倉、澁谷、高田所々知行、因玆如此ッリ畢）—重盛（江戸太郎、家紋小紋村子、黑筋廿八、此の二代於鎌倉御肴十文字足付三組此の弟に木田見氏重、丸子家重、六鄉冬重、柴崎重宗、飯倉秀重、澁谷元重を擧ぐ）—重方（江戸四郎、二郎、弘安比、その弟に源順「法師」を擧ぐ）—

—重持（江戸新次郎）┬泰重（藤太郎）—長門（遠江守）┬高重（藤太郎）┬泰重（右京亮）
　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└三郎
　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└重德（孫六）
　│　　　　　　　└重俊（新九郎）
—重直（小六左衛門尉）

┌吉貞（七郎次郎）┬秋重（竹林孫右衛門）┬重道（三郎）
　　　　　　　　└涙重（四郎、宮内少輔）└惠舜

と載せ、重持には「江戸新次郎、建武二年比、高氏鎌倉より足利へ御通時、六鄉八幡塚、舟奉行なく、及び日夜是非なく重持館御一宿」と。次に泰重は「曆應比在京」と。次に高重は「江戸藤太郎、遠江守、號長門、薩埵山合戰一族・尊氏に屬す。新田義興を打取り奉る、御感に預る。其後程なく頓滅」と。次に泰重は「三郎、右京亮、駿河守、重兼とも、先祖同名、此代にて三代在京、結城合戰の時、嘉吉比上杉持房に伴ひ綸旨御旗被下下向」と。其の子重廣（泰重弟、右京亮、駿河守、法名湖山、常江菴主、伊豆國政知公へ祇候、於武州科上土逝去、古河樣御感狀、並三郎傳也）—龜丸（上杉定政感書、又太田道眞道灌感狀有り）、弟定重（孫六右京亮、法名正安）—信重（又五郎）—廣重（參北條氏綱、江戸小三郎、駿河守、天文廿四年死去）—門重（孫次郎、右京屬）—常光（小田原居住）—賴忠（刑部）—朝忠（攝津守、伊豆下田居住）」と見ゆ。

2　江戸氏は江戸太郎重長（五、六、九、十一、十四、十五）の外、東鑑卷五、九、十、十五に江戸七郎重宗、江戸次郎親重、九、十に江戸四郎重通あり、皆重長の子也。その他二十一に江戸左衛門尉能範、三十、三十二に江戸八郎太郎、卅七、四十に江戸六郎太郎重光、三十八、四十、四十二、四十九に江戸七郎太郎長光、三十九に江戸七郎重保、四十に江戸入道、四十一に江戸八郎を載せ、又承久記卷の二及び四に江戸の八郎、太平記卷三十一に江戸遠江守、同下野守、同修理亮、三十三に「江戸遠江守と其甥下野守、云々江戸伯父甥が所領稻毛の庄十二鄉を闕所になして、則給人をぞ付けられける」と、こは僞つて新田義興をはかれる也。又鎌倉大草紙に江戸遠江守、近江守あり　駿河守重廣に至つて多摩郡木田見邑に移る。江戸氏の家紋は江戸系圖に、三頭左巴、丸内二引と載せ、畠山江戸系圖には小紋村子、黑筋廿八と見ゆ。（キタミ、チノ條參照）。翁草鎌倉時代武家の所領を擧げて「二萬五千町、武州の内、江戸民部賴森」あれど、徵證なし。又江戸下野入道心佛あり、小日向金剛寺を建立すと云ふ。

3　秀鄉流藤原姓那珂氏流　常陸國那珂郡

二代島津繼豐、其弟周防忠紀に與へ食邑となさしむ。忠紀祖先は高祖忠久の第二子を周防忠綱と云ふ。承久中忠久・越前國地頭職に任ず、忠綱守護代となりて彼國に住す。故に越前島津家と號す。其子忠行・播磨國揖保の地頭職に任じ、其地に移る、子孫承襲す。第十五代左近忠長・天文三年播磨國朝日山に戰死し、其家絶ゆ。因て周防忠紀をして其家を紹しむ。一説に此時舊名を改め、重富と號す、重富は越前國の地名なり、其を取つて此に名付くと云ふ」と見ゆ。

5 越前家　結城秀康の後を云ふ。マツダヒラ條にて詳説すべし。徳川時代御三家に次ぎて勢力あり。

6 對馬宗氏流　宗家の祖知宗の五男（重尚弟）に越前五郎あり、宗系圖に見ゆ。子孫岡村氏と云ふ。

7 越前守護の事は北條、斯波、朝倉條に詳かなり。

越善　エチゼン　正訓不明。

越前谷　エチゼンダニ　同上。

依智秦　エチノハタ　エチハタ　近江國依智（後の愛知郡）の秦氏を云ふ。依智、愛智條參照。

1 依智秦　愛智郡に住居したる秦人を云ふ。東大寺延喜二年文書に大初位上依智秦眞、其の他、朝野群載、類聚符宣抄等に見ゆ。

2 依智秦公　依智秦の首長の氏なり。正倉院文書天平寶字六年四月二十日の近江國愛智郡司解に「大領從七位上依智秦公門守」なる人見ゆ、勢力ありしを知るべし。中村に大領社あり、此氏の祀りしものか。次いで仁壽四年劵に「大國郷戸主依智秦公秋男」、貞觀三年劵に「大國郷戸主依智秦公福萬」、また東大寺延喜二年十一月文書に「愛智郡大目郷居住依智秦公父子」、朝野群載廿二に「近江追捕使依智秦公」等見ゆ。

3 依智秦造　秦氏の一族也、當郡中に最も榮えし氏にして依智秦氏の首領家とす。依智とは愛知にて、秦氏の一族當地に移り、地名を冠して依智秦と云ひし也。その移住が何時代に屬するか不明なれど、孝德紀大化元年條に「朴市秦造田來津」なる人見ゆるにより、その移住の古きを知るべし。此の人古人皇子に與して、謀反せしも後赦されしか、天智紀稱制前紀に「小山下秦造田來津」と見ゆ。兵を率ゐて

百濟王子豐璋を百濟に衞送す、同元年紀には朴市田來津とあり。二年八月唐軍と戰ひ敗北、天を仰きて誓ひ、切齒して嗔り、數十人を殺して戰死す。

4 依智秦宿禰　依智秦造の宿禰姓を賜ひしものなるべし。朝野羣載に「天曆十年六月十三日伊賀權掾依智秦宿禰正賴」なる人見ゆ、拾芥抄、姓名錄抄には依智宿禰とあり。

5 越中の依智秦公　越中國官舍納穀交替記に「醫師依智秦公廣範」と云ふ人あり。

朴市秦　エチノハダ　依智秦氏に同じ。

依智人　エチビト　依智秦と同族か。

○依智人公　依智秦公と同族なるべし。東大寺延喜二年十一月文書に郷刀禰前擬大領正六位上依智人公又雄、正六位上依智人公房雄、右兵衞從八位上依智人公春雄等見ゆ。

江津　エツ　肥後に江津川あり。

江塚　エツカ　信濃にあり。

殖槻　エツキ　連姓にして高麗族なり。神龜元年五月紀に「正七位下高昌武・姓を殖槻連と賜ふ」とあるより出づ。

越中　エツチウ　越中の國名を負ひしなり。

エツチウ
エツチウ

1　桓武平氏　平清盛の族父盛俊・越中守たりしより其の子盛綱、盛次、越中を稱號とす。盛俊の父は伊勢守より檢非違使となる（東鑑、平氏系圖）、その弟盛久、左兵衞尉たり。皆平氏の爲に盡す。次に盛綱、盛次は平家物語に「侍大將には越中次郎兵衞盛次、上總五郎兵衞忠光、悪七兵衞景淸云々」と、同書又越中次郎兵衞盛續に作る。源平盛衰記には「侍大將には越中前司盛俊、子息太郎判官盛綱、同次郎兵衞盛次」と載せ、次郎兵衞は同書また越中二郎兵衞盛嗣、越中二郎判官盛綱に作り、東鑑十三、四十二に越中二郎兵衞盛繼と見ゆ。父子三人平家に屬して頗る勢力ありしが、源平の合戰・盛俊は猪俣則綱に討たる。源平盛衰記一ノ谷條に「越中前司盛俊は迯も遁るべき身にあらず、角傾ぬる上はとて思切、只一人殘留つて、馳合せ〳〵戰けるが、猪股近平六則綱に馳並て、引組で、どうと落つ。盛俊は聞えたる大力の大の男、徐には二十人が力と云けれ共、内内は六十人して上下する大船を、一人してあつかひける者也ければ、七八十人が力もや有けむ。近平六も普通には力勝たる人と云けれ共、盛俊に遇ぬれば數ならず、取て押付られて働かず、云々。越中前司申けるは、やゝ猪股殿、盛俊は男女の子共二十餘人持て候ぞよ。我一人に侍ならば、いかでも候べし、彼等が行末の悲しさに、御邊の命を助奉る也、云々。則綱大音揚て『平家の侍、今日近來鬼神と聞えつる越中前司盛俊が頸、猪俣近平六則綱、分捕にしたり』と叫けり、誠に由々敷ぞ聞えける。彼の刀は薩摩國住、浪平造の一物なりけり」と見ゆ。

又盛繼は東鑑建久四年三月條に「十六日平家與黨越中次郎兵衞盛繼以下、近國に隱れ居るの由、風聞あり、早々追討すべきの間、兵衞尉基淸に仰せらる云々」と。又長門本平家物語に「越中次郎兵衞盛次は都にも安堵しがたくて、但馬に落行て氣比の權守道廣がもとに隱れ居たりけり、云々。建久五年の比、道廣妹聟朝倉大夫高淸、温室にてからむ云々」と。頼朝義心堅きに感ぜしも後患あらんを恐れ遂に之を斬る。一族皆平家に殉ず、感ずべし。

2　因幡の越中氏　因幡志八東郡三倉村條に越中次郎兵衞盛次屋鋪跡を載せ、子孫ありと。

3　宇都宮流　鎌倉時代・宇都宮頼綱の二男頼業（横田氏祖）越中守となる。東鑑四十二、四十三、四十五、四十六、五十、五十一に越中前司頼業とあるは此の人にて、これより前三十七卷に越中守、三十九、四十八に越中前司とあるも此の人か。その子泰親は同書五十、五十一に越中五郎左衞門尉泰親、その弟秀頼は五十一に越中八郎秀頼とあり。泰親の子親業も越中守と見ゆ。（頼業は又古今著聞集に「承久三年の亂に宇都宮越中前司頼業、いまだ無官なりける」とあり。）

4　其の他、東鑑卷三十七に越中七郎左衞門次郎政員、四十に越中太田次郎左衞門尉、四十二に越中四郎左衞門尉時業、四十六に越中右衞門尉、五十、五十一に越中次郎左衞門尉長員、五十一に越中六郎左衞門尉等見ゆ。

5　肥前の越中氏　東鑑寛元四年三月條に有間朝澄と越中七郎左衞門次郎政員とが肥前高來郡串山郷を爭ふ事を載せ（アリマ條參照）。又深江文書に安富民部三郎入道行位と越中次郎左衞門尉長員とが肥前國高來東郷内深江村についての相論（文

廣左衞門の事見ゆ。

枝光 エダミツ　筑前國遠賀郡枝光より起りしか。筑後永祿十三年の撿地帳に枝光彌三郎と云ふ人見ゆ。備前にも此の氏あり。

枝村 エダムラ

枝本 エダモト　備前にあり。

枝元 エダモト

枝吉 エダヨシ

依智 エチ　又愛智とも愛知、依智ともあり。近江國愛知郡愛智より起る。又和名抄遠江國周智郡に依智鄕ありて、江知と註す。

1 依智宿禰　秦氏の族にて依智秦氏の宿禰姓を賜ひしものと考へらる。姓氏錄抄拾芥抄に見ゆ。エチノハダ條を見よ。

2 遠江の依智氏　近江より分れて依智鄕を起せしか。

依知 エチ　依智に同じ。エチノハダ條を見よ。

愛智 エチ　近江國愛知郡より起る。此の郡名は和名抄に衣知と註す。猶ほ尾張に愛知郡あり、アイチ條を見よ。近江愛知郡内に愛知庄あり、東大寺文書に「近江國愛智庄合水田壹拾貳町、中略、貞觀拾捌年拾壹月貳拾伍日、前豐前講師安寶依疑捺私印。」

嘉祥元年近江國依智の庄檢田勘注一卷。又元應元年日吉社領注進狀に近江國愛智の下庄康正二年段錢引付に愛智の上庄と見ゆ。

1 依智秦流　エチノハダ條を見よ。

2 佐々木氏流　近江愛知郡愛智庄より起る。佐々木氏の族にて、佐々木系圖に「佐々木宮神主行定―家行（愛知源四郞）」また一本「家行（愛知四郞）―家重（號愛智權守）―家康（愛智二郞）―資家（右馬允）」と見ゆ。其の子信家―康繼―邦康―康宗にて、尊卑分脈には「行定（佐々木宮神主）―家行

- 家仲（源二大夫）―家友（黒源次）―家綱（黒源三）―源覺（新關築前竪者）
- 家次（平井權守）
  - 家政（平井六郞）―定景―定能―長家―長政
  - 康次―康定―家康
- 家景（長江權守）―泰家（平井七郞）―泰範―定俊―定賢
- 家重（愛智權守）
  - 家康（愛智二郞）―資家（右馬允）
    - 信家（又太郞）―康繼（又二郞）―郡繼（原左衞門尉）
    - 重康―信康
  - 家經（長江權守）
    - 家綱―家村―定繼
    - 秀家―忠家―家成―家盛
  - 家長（平流四郞）―家廣―政綱―廣景―家員
  - 爲家（愛智六郞）
    - 家時
    - 有時
  - 家清（河袋小七郞）―家資―範光―範高
- 憲家（山崎）

とあり、註は佐々木系圖に據る。家紋扇

3 應仁私記に愛智三郞大夫（源直方）を載せたり。

中興系圖此の氏を宇多源氏に收む。

4 其の他アイチ條を參照せよ。

愛知 エチ　前條氏に同じ。

江智 エチ　大同類聚方七十六に大和國江智麿と云ふ者見ゆ。

江知 エチ　依智氏の裔か。

朴市 エチ　依智氏に同じ。天智紀に朴市田來津あり、エチノハダ條を見よ。

愛智河 エチガハ　近江國愛知郡愛知川邑より起る。佐々木系圖に「六角時信―直綱（號愛知河）」と見ゆ。直綱・四郞左衞門、法名中寬、其の子高信・鳥羽五郞左衞門尉と云ふ。

越智川 エチガハ　武家系圖に「越智川、源、愛智川共」と見ゆ。

越後 ヱチゴ　越後國名を負ひたるにて多くは父祖の受領を稱號としたるなり。

1 中原氏流　平家物語に越後の中太家光あり、木曾義仲に從ふ。源平盛衰記卷三十五には越後中太能景、越後中次家光と載せ、中次家光は上野國住人とあり、三條河原にて死す。

2 桓武平氏北條氏流　鎌倉時代北條氏の

族多く當國々守と也越後を稱號とする者多し。以下系圖名の下の年月は此の國々守に任免されたる時日にして、名の横の線は國守となれりと云ふ傳說を有する人也。

時政―
- 義時
  - 泰時―時頼―宗頼―兼時（正應元、三任）
  - 朝時（嘉祿元九任、嘉禎二、七罷）
    - 光時（寛元四、閏四見、七配流）
    - 時基―時高
  - 重時
    - 長時―義宗―久時（永仁三、十二任）
    - 時茂―時範―範貞―重高（越後三郎）
    - 義政―時治
    - 業時（建治三、五任、弘安三、十一罷）―時兼―基時―仲時（元德二、十一見、元弘三、五誅）
  - 政村―政長―時敦（延慶三、八任、元應二、五卒）
  - 實泰―實時（建長七、十二任、建治二、十卒）―實村
    - 顯時（弘安三十一任）―貞顯（嘉元二六任）―貞將（正中元十一見）
- 時房
  - 時盛（嘉禎二、七任、仁治三剃髮）
    - 時景（寛元元九見）
    - 時員（越後次郎）―時國
    - 政氏（越後三郎）
  - 朝直―宣時―宗宣―貞房

3 東鑑には卷二十九、三十、三十一、三十二に越後太郎光時、二十九、三十五に越後二郎、二十九、四十八に越後三郎、二十九、四十八に越後四郎、三十一に越後太郎親時、三十四、三十五に越後掃部助、三十六、三十七、三十八、四十三、四十四、四十六、四十七、四十八、四十九、五十に越後右馬助時親、三十六、三十八、三十九、四十、四十二、四十八に越後五郎時員、三十八に越後入道勝圓、三十九、四十、四十一、四十五に越後五郎時家、四十六、四十七、四十九、五十に越後又太郎、四十六、四十八、四十九、五十、五十一に越後守實朝、四十八に越後又三郎、四十九、五十、五十一、五十二に越後四郎顯時、四十九、五十に越後四郎時方、五十二に越後六郎實政、五十三、五十四に越後守義資を載せたり。

4 相摸の越後氏　新編風土記に「大磯云々、城山は宿の西方に在り、此は長尾景春が被官越後五郎四郎、文明九年楯籠りしを、太田左衞門入道に責破らる、事鎌倉大草紙に見えたり」と。

5 藤原北家上杉氏流　上杉系圖に「憲顯の子憲賢（越後次郎）」と見ゆ。又一本越後三郎ともあり。これは憲顯が越後守たりしによる。

6 其の他、越後九郎、越後入道等、系圖文書等に見ゆ。（永仁七年の鑽西引付に越後九郎見ゆ。）

7 越後國については、城、佐々木、新田、上杉、長尾等の條を見よ。

越後谷　**ヱチゴダニ**

越後屋　**エチゴヤ**　屋號にて頗る多し。羽前酒田に正德年間越後屋九兵衞あり。新田を開發す。

越前　**ヱチゼン**　越前の國名を負ひし也。即ち父祖の受領を稱號とせしものに外ならず。

1 東鑑卷二に越前守通盛、四十九、五十、五十一、五十二に越前々司時廣の外、三十六、四十一、四十三、四十五、五十に越前兵庫助政宗、四十一に越前四郎經成、四十二、四十三、四十四に越前四郎經朝等を載せたり。

2 但馬國大田文に「日置鄕百四拾六町七反百九拾四歩（地頭越前兵衞太郎長經）」と見ゆ。

3 淸和源氏滿季流　尊卑分脈に「滿季玄孫爲經（高屋越前三郎）」と見ゆ。

4 越前島津氏　島津系圖に「忠久―忠綱（周防守、豐後守、越前之島津）―忠景―忠宗―忠秀―忠繼（五郎左衞門尉）」と載せ、地理纂考重富鄕條に「元文二年二十

記三十三菊池合戰條に江田丹波守見ゆ、又新田族也。

3 源姓信濃江田氏　前項源姓江田氏より以前、源平時代既に源姓江田氏あり。平家物語義經に從ふ士に江田源三とある、これにて、源平盛衰記には義經の郎黨、江田源三、また江田源三弘基と見ゆ。この人・義經記に信濃國人えたの源三とあれば、埴科郡英田鄕(衣太)より發祥すと云ひ、又武藏風土記稿には武藏國都筑郡荏田邑の人とし、「荏田村八幡社條に荏田源三と云しものゝ持しなりともいへり。按に荏田源三は源義經につかへし人にて源平盛衰記等の書にも、其名みえたり、しからば、此所の人なるべし。社の背後に其人の居城の跡と云あり、されば源三が矢の根なりと云ことまさしきにや、この八幡も、もと源三が守護とせし像なりと云。」と載せたり。武家系圖に「江田、淸和、源三弘基、稱之」とあり。

4 上總の江田氏　東鑑建久元年十一月條に江田小次郎、及び建保七年條に江田五郎(?)あり、此等の人は上總市原郡江田鄕より出でたりとの說あり。

5 丹波の江田氏　上野新田氏の族なる江田行義の末孫なりと云ふ。戰國時代、兵庫頭行範あり、波多野氏に屬す。何鹿郡綾部の城主也。(細井舊記)

6 秀鄕流藤原姓廣澤氏流　太平記卷七、船上合戰條に「備後國には江田、廣澤、宮、三吉」と載せ、又卷十七山門攻の條に「爰に數萬人の中より、只一人備後國住人江田源八泰氏と名乘つて、洗草の大鎧、五枚甲の緒を縮、四尺餘の太刀所々さびたるに血の付てましくらにぞ上たりける」と見ゆる江田氏は、備後國三谿郡の江田鄕より起る。廣澤和智と同族にて秀鄕流藤原姓なりと。但し一說には、上野新田氏の族にて、德川四郞義季の三男世良田次郞敎氏の男、三郞家氏始めて、備後に下り、江田を領し、以て氏となすと云へど信じ難し。

備後古城記に泰氏は三谿郡江田川之內城主と載せ、其の裔應仁記卷二に見え、又下つて、安西軍策に「備後國江田の旗返の城主江田入道日來」を載せ、元就記に「天文十年毛利元就・宍戶元盛、同隆家を先鋒として江田が旗返の城へ押よせ攻給へば、江田隆貫叶はずとや思ひけむ、城を明て雲州へ退ける」とあり。藝藩通志三谿郡條に「天良山・向江田村にあり。建武年間、江田源八泰氏、所居(江田、一に廣澤氏を稱す。)太平記に、山門攻の時、備後江田泰氏數萬衆より、拔けて、杉本山神大夫定範と、力戰せし事見えたり。郞ち此城主なり。」と載せ、又「旗返山・三若村にあり、江田氏、天良山より、此に移り居るといふ。天文の頃は、江田尾張隆貫此に居たりしが、尼子家に志を通じければ、天文廿一年、毛利元就父子、來り攻め、落城す。」と見ゆ。(筑後軍記略に備後人江田尾張守)を載せたり。

7 安藝の江田氏　高田郡江田邑より起りしなるべし。通志に「江田市郞左衞門宅址・上甲立村江田にあり」と見ゆ。安西軍策に江田市助あり。

8 肥後の江田氏　玉名郡江田鄕より起ると云ふ。薩摩國圖田帳に「高城郡云々、得吉二町、名主肥後國住人江田太郞實秀」と見ゆ。但し一本沼田とあり。

9 薩摩の江田氏　建久八年內裡大番參勤交名に江田四郞を載せたり。

10 磐城の江田氏　戰國の頃江田八右衞門あり、白川郡石井の城主なりき(棚倉往

古由來記)。

11　陸前の江田氏　桃生郡の豪族にて山内首藤家配下の將也。江田七郎清通は首藤刑部大輔貞通が葛西氏と戰ひて敗死せし後、其の子千代若丸を奉じ、中島城に據りて葛西氏と戰ふ。

12　其の他、太平記四國の宮方として江田氏を擧げ、又廣嚴寺楠木一族靈牌に江田四郎高次あり。又此の氏備前、攝津、出雲、美作等にも存す。

江太　エダ　江田氏と通ずべし。東鑑卷一治承四年八月條に御厩舍人江太新平次と云ふ者見ゆ。

枝　エダ　東鑑卷四十に枝兵衞入道と云ふ者見ゆ。

又新撰美濃志鷺山村條に「鷺の小手卷に『鷺山の城に、昔・枝廣左衞門と云ふ人あり。家の流るゝ程の水を給はれと龍神に祈る』云々」と載せたり。エダヒロ條を見よ。

衣田　エダ　仁治三年の嚴島文書に「安摩御庄内衣田島庄官」と見ゆ、江田島の事なり。又美作皆木氏略系に衣田兵部大夫見ゆ。草刈重繼と共に皆木氏と爭ふ。

英多　エダ　和名抄信濃國埴科郡に英多鄕ありて衣太と註す。高山寺本には叡太とあり、又姓氏錄に英多眞人見ゆ。アガタ條に云へり。

枝川　エダカハ　常陸國那珂郡枝川邑より起る。二流あり。

1　常陸大掾族　常陸大掾系圖に「馬場資幹―時幹(枝川五郎)」と見え、新編國志にも同樣見ゆ。

2　秀鄕流藤原姓江戸氏流　前項枝川邑枝川館に據る。江戸通房の四男通弘(枝川彦四郎河内守)を祖とす。子孫此に在り、重氏(播磨守)に至り天正十八年庚寅十二月十九日、佐竹義重の攻擊する所となりて亡ぶ。新編國志に「枝川、那珂郡枝川村より起る。通房五子通信(通弘)彦四郎、河内守。子通衡・新三郎、枝川氏たり。子通清・藤四郎、二子通近と曰ひ、兵庫介と曰ふ。通近・刑部少輔と稱す。子重氏云々」とあり。

枝口　エダグチ

枝久保　エダクボ　武藏の名族にして入間郡中神村三輪明神社の神職なり。慶安の頃より世々職を奉ず(風土記稿)とぞ。

江竹　エダケ

江達　エダツ

江谷　エダニ

惠谷　エダニ

江種　エダネ

依當　エダフ　山城の古代名族なり。

1　衣當直　山城の計帳と思はるゝ正倉院文書に依當直時賣と云ふ人見ゆ。依當は地名なるべし。

2　依當(無姓)　依當直の族なり、前述計帳に「依當飯刀自賣」と云ふ者見ゆ。

3　依當忌寸　前述の計帳に「戸主依當忌寸麻呂。戸主依當忌寸大神、戸依當忌寸堅魚外八人」見ゆ。依當直の宗家にて忌寸姓を賜はれるものならむ。公卿補任、天長三年條に「藤愛發云々、母山城國愛宕郡人依當忌寸大神女」とあり。尊卑分脈には「依當忌寸」と見ゆ。名族なりしを窺ふに足らむ。

江平　エダヒラ

枝廣　エダヒロ　美濃の豪族なり。新撰志に「里老云ふ、枝廣左衞門尉此處に居ると。而して其の傳を失ふ」と見えたり。又「土岐系圖に『伯耆守頼員の子福光左衞門尉賴直、方縣郡福光に住す』とあるも同じ人ならむか。土岐氏連枝の多ければ枝廣と稱し、又此地に住みし故、福光とも名のりしなるべし」とあり。鷺の小手卷にも鷺山城主枝

は畫部の長也。

2 倭畫師　魏文帝の後安貴公より出づ。雄略朝四縣の人を率ひて歸化す。其の子龍（一名辰貴）繪に巧なり、武烈朝・首姓を賜ふ。其の五世の孫惠尊・亦繪才あり、天智朝・倭畫師姓を賜ふと云ふ。靈龜元年五月紀に「從六位下畫師忍勝、姓を改めて倭畫師と爲す」とあるも此の族也。後神護景雲三年紀に大岡忌寸姓を賜ふ。オホチカ條を見よ。

3 畫師　こは畫師てふ職名を氏としたる也。後倭畫師と云ふ。

4 養德畫師　天平十七年四月紀に養德畫師楯戸辨麻呂なる者見ゆ。養德はヤマトにして倭畫師に同じ。

5 河內畫師　河內にありし畫師也。正倉院天平勝寳九年四月七日文書に「畫師司・長上正七位下河內畫師次万呂。河內畫師鯨（河內國丹比郡土師里戸主正七位下河內畫師次万呂戸口）。河內畫師廣川（河內國丹比郡土師里戸主河內次万呂戸口）」など、また天平寳字三年十一月紀に「造東大寺判官外從五位下河內畫師祖足（御杖連を賜ふ）」など見ゆ。姓氏錄、河內諸蕃に「河內畫師、同上（上村主同祖、陳思

王植の後也）」と載す、卽ち魏人裔たるなり。

6 山背畫師　推古紀に「始めて黃文畫師、山背畫師を定む」と見えたり。山城國に置きし畫師なり。

7 黃文畫師　高麗族なり。キブミ條にて云ふべし。

8 椅畫師　大和の奈良にありし畫師なり。ナラ條を見よ。

9 高麗畫師　齊明紀に高麗畫師麻呂なる者見ゆ。

10 簀秦畫師　秦姓にして近江の國に在り。スハダ條を見よ。

吉野　エシヌ　エシノ　ヨシノ條にて云ふべし。

江島　エジマ　筑後、豐前等に江島邑あり、又相州に江の島あり。

1 高木氏流　筑後國三潴郡江島村より起る。高木氏の族にして、中納言藤原隆家の後と稱す。卽ち筑後領主附に「一江島遠江守、（少貳末、中關白）、三潴郡江島に居る、廿三町三段。一江島太郎（廿以下限）」と。又「一江島太郎・領二十三町三反」と。少貳末とあれば少貳氏の庶流なるが如きも、中關白とあれば高木、上妻

等の族とすべきが如し。

2 豐前の江島氏　宇佐郡江島邑より起る。當郡の豪族にして天文永祿年間、江島公綱あり。公綱は宇佐公建の子なり、出でゝ江島家を嗣ぐ（「宇佐系圖」）、又これより前、永享應仁の頃、田川郡の豪族に江島義貞あり。

3 紀伊の江島氏　續風土記若山內町條に「南、北新富町、元和八年中野島村の江島藤六といふもの、官許を得て辨財天山の砂石を運びて平地に築きたり。よりて築屋敷とも、藤六町とも云ふ」とあり。

4 平姓　武家系圖に江島氏を桓武平氏に收む。

5 其の他、新田義光の家人に江島別當あり、上杉民部少輔と爭ふと云ふ。又美作に江島善兵衛、志摩にも此の氏あり。

惠嶋　ヱシマ　筑後國小野村內宮權現棟木寫に惠島殿見ゆ、江島氏に同じかるべし。

槐島　エジマ　日向記に槐島壹岐守と云ふ人見ゆ。

壞嶋　ヱジマ　ヱノシマ　藤原南家二階堂行村の男元村・壞島二郎左衞門と號す。建保七年正月廿七日父と共に出家して行阿と號す。仁治元年卒。尊卑分脈に「行政―

行村（左衛門尉、隱岐守、暦仁元六於伊勢國益田卒）―元村（二郎左衛門尉、又基行、號壞島）―行氏（左衛門尉、號壞島三郎判官）―行景（三郎左衛門尉）―泰行（三郎左衛門）―行雄（同上）―行久（四郎左衛門、伊勢國深矢部鄕地頭）」と見ゆ。其の一族多し。武家系圖には「壞島、平、ヱノシマ」とあり。こはフトコロジマを誤りしならむ。

衣尻 エシリ　和名抄肥後國阿蘇郡に衣尻鄕あり。ソノシリかと云ふ。

江尻 エジリ　駿河、下野、陸前、丹後等に此の地名あり。

1 藤原姓　武家系圖此の氏を藤姓とす。

2 陸前の江尻氏　伊具郡江尻邑より起る。封内記に「江尻邑、古壘あり、相傳ふ、天正中江尻紀伊なる者之に居る」と載せたり。

3 其の他、信濃、備前等にも存す。

江後 エジリ　石見に此の氏あり。

惠須美 ヱスミ　石見に此の氏あり。

越蘇 ヱソ　和名抄能登國能登郡に越蘇鄕あり、惠曾と訓ず。蝦夷より來るか。大同三年紀、延喜式に越蘇驛あり、後世江曾と云ふ。

惠蘇 ヱソ　和名抄備後國に惠蘇郡惠蘇鄕を收む。又奥州に惠蘇氏あり、建武元年十二月十四日の津輕降人交名に「惠蘇彌五郎」なる者見ゆ。

蝦夷 ヱゾ　民族名なり。「上代に於ける社會組織の研究」第五編第一章を見よ。

江田 エダ　和名抄上總國市原郡に江田鄕あり、衣多と訓ず。又備後國三谿郡に江田鄕、肥後國玉名郡に江田鄕、日向國宮埼郡に江田鄕あり。其の他上野、安藝等に江田の地あり。此の氏は此等の地名を負ふ。

1 江田忌寸　唐歸化族也。延暦十年五月紀に「唐人正六位上王希逸・姓を江田忌寸と賜ふ。情願による也」と見ゆ。

2 淸和源氏新田氏流　上野國新田郡江田邑より起る。新田德川氏の族なり。尊卑分脈に「義重（新田太郎）―義季（得川四郎）」――

頼有（得川四郎太郎）
├頼氏（世良田 彌四郎 參川守）┬有氏（世良田 小二郎）┬行義（世良田又二郎、兵部大輔）
│　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　　└家氏
│　　　　　　　　　　　　　　├教氏（世良田二郎）―家時（又二郎）
│　　　　　　　　　　　　　　└滿氏（江田三郎）―義氏（江田二郎）―行氏（二郎）

と。又德川氏系圖に「義季（得川四郎、世良田、得川）」――

├頼氏（世良田孫四郎）―教氏（二郎）―家持
└頼有（下野守 世良田四郎太郎）―頼泰

「頼成（世良田 彌四郎）┬有氏（小二郎 遠江守）┬行義（修理亮 世良田又三郎 兵部大輔）
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└家氏（世良田三郎）
└滿氏（江田三郎）―義氏（同二郎）―行氏（同三郎）―行義

とし、又世良田系圖に「義季―頼氏―有氏（得川三河三郎、住新田庄江田、江田之祖）―義有（三郎太郎）」――

├義氏（江田次郎）―義政（右京亮 世良田伊豫守）
├行義（彈正大弼 江田三郎）―貞義（大膳大夫 豐前國畑城主）―貞行（右馬頭）
└家氏（四郎）

とし、後上野志には「下野守頼有・始めて江田氏を稱す」とあり。以上の如く諸說ありて眞相窺ひ難きも、新田氏の族なる事は疑ふの餘地なし。太平記には卷十新田義貞旗擧げ條に「相隨ふ人々には大館云々、脇屋次郎義助、江田三郎光義」と載せ、鎌倉合戰條には「一方には大館二郎宗氏を左將軍として、江田三郎行義を右將軍とす。其の勢惣て十萬餘騎」とし、卷十四節度使下向の條には「侍大將には江田修理亮行義、大館左京大夫氏義云々」また同卷に「大江山の敵を追拂ふべしとて江田兵部大夫行義を大將として」と載せ、梅松論には「新田江田某・大將として」とあり。猶ほ太平

し。興福寺濫觴記に「社司は、神宮領中臣連時風、造宮預中臣秀行也。(時風、秀行は、天兒屋根命二十五世の孫大宗之息也、云々)。仍りて神植栗姓を賜ふ。爾れより已來、時風、秀行の子孫社司中臣姓を下し蒙る。植栗氏是れ其の權輿也、」と。また春日社記に「神護景雲元年六月廿一日、伊賀國名張郡夏身鄕一瀨河にて御沐浴、鞭を以つて驗となし立給ふ。樹となり生付く。其れより後、同國薦生中山に數月御す。時風秀行等に、燒栗各々一つ賜ひて宣はく、汝等子孫斷絶なく我に仕ふるべき者、栗殖へんに必ず生ひ付くべし。卽ち生付了ぬ。之によりて、始めて中臣殖栗連と號す云々。また御造營。神護景雲二年・預・神官中臣殖栗連時風、同秀行等奉行、」など見ゆ。燒栗云々の事は氏名附會の傳説に過ぎず、これより前和銅年間・殖栗の物部が殖栗連を賜ふ事見え、又天平十三年正月紀に中臣殖栗連豊日なる人見ゆればなり。神名式に城上郡に殖栗神社を載せたり。關係あらん。

殖栗氏は後述の如く姓氏錄に「大中臣同祖」とあれど、殖栗物部の後なるより思へば、或は物部氏の族なるべし。物部氏中にも中臣を冠するもの他にもあり。此の後裔に春日社司從五位下中臣殖栗連祐通、同有實、同有兼、同祐兼(外記日記久安三年二月)あり、子孫春日社に仕ふ、カスガ、ナカトミ條を見よ。

2　殖栗連　中臣殖栗連に同じ。姓氏錄、左京神別に「殖栗連、大中臣同祖」と載せたり。

3　殖栗物部裔殖栗連　和銅二年六月紀に「從七位下殖栗物部名代に姓を殖栗連と賜ふ」とあるより出づ。第一項第二項の殖栗氏・或は此の後なるべし。

4　殖栗占連裔殖栗連　殖栗占連の後也。天平寶字八年七月紀に「大學大允從六位上殖栗占連咋麻呂、訴へて占字を除かん事を請ふ。之を許す、」と載せたり。ウラ條參照。

5　放奴裔殖栗連　神護景雲元年三月紀に「放奴息麻呂に姓を殖栗連と賜ふ、」とあり。誤りて奴婢となりしものが放たれて本姓を賜ひしなるべし。

6　伊勢の殖栗氏　朝明郡小牧村若宮に殖栗連の墓あり。

7　上野の植栗氏　吾妻郡植栗邑より起る。吾妻六黨の一なり、羽尾記、加澤記等に見ゆ。アヅマ條、ウンノ條參照。

植栗　ヱクリ　ウヱクリ　前條に云へり。

殖栗占　ヱクリノウラ　殖栗の地にありて卜占を職となせしものならん。天平寶字八年紀に咋麻呂あり、占字を除き、殖栗連姓を賜ふ。前々條に云へり。ウラ條參照。

殖栗物部　ヱクリモノノベ　物部の一種にして、久世郡殖栗鄕より起る、後殖栗連を賜ふ。殖栗氏條にて云へり。

江黒　エグロ

惠下野　ヱゲノ　下野國都賀郡惠下野邑より起りしか。

江越　エゴシ　エノコシ　東鑑卷五十に江越小二郞と云ふ人見ゆ。

江郡　エゴホリ　エノコホリ條を見よ。

江左　エサ　近江に此の氏あり。

江坂　エサカ　寬政系譜橘氏に收む、正貞の後なり、家紋丸に蔦、枝橘。

其の他、村上内藤藩重臣、鯖江間部藩用人、小濱酒井藩用人、また志摩國にも存す(鯖江藩侍帳に江坂愛之進)。

榎坂　エサカ　エノサカ　紀伊國の名族にして續風土記伊都郡の地士に榎坂喜之助、同官兵衛、(戀野村)榎坂太郞七等を擧ぐ。

江崎 エザキ 常陸、美濃、長門等に此の氏あり。

1 清和源氏土岐氏流 土岐氏の族也、始め一色氏、藏人賴昌に至り美濃江崎に住みて江崎氏を稱すと云ふ。

2 筑後の江崎氏 筑後堤氏の家臣に江崎大膳、江崎淨心等あり。

3 其の他、新田戶田藩用人に此の氏あり、又志摩にも存す。

江碕 エザキ 江崎氏に同じ。

柄崎 エザキ

衣前 エサキ 和名抄陸奧國柴田郡(陸前)に衣前鄕あり。

江刺 エサシ 和名抄陸奧國に江刺郡を收め、衣佐志と註す、今の陸中江刺郡これなり。此の地より起りし氏にて、千葉氏の族裔葛西氏配下の將なりき。即ち葛西實記に「承久兵亂の後、千葉五郎兵衞晴胤の嫡男千葉介賴胤、品有て葛西家に預けられ、其の聟となる。嫡男千葉長坂太郎、百岡次郎、江刺三郎、云々」と。されど葛西氏の分れにて、葛西も本千葉氏より出でたれば、斯く誤り傳ふとの說あり。奧南舊指錄に「江刺は本姓葛西、天正十八年、江刺兵庫頭重恒、岩屋堂の城を追落され、淺野長政の取持にて翌年南部家へ出仕す。其の一族家人をば讓參と申」とあり。

郡內岩谷堂城は此の氏の居城にして、封內記に「岩谷堂館、一名柄酌城、葛西家臣江刺兵庫信恒居る所」と。又奧羽永慶軍記には此の城を江刺の領主千葉兵庫頭の居城とす。又淺井邑館あり、封內記に「淺井邑幸神館、古昔江刺三河守之に居る」と。又伊達正統世次考に「江刺左衞門、諱知れず、江刺郡淺井村倉迫城に住む」と。江刺兵庫頭と參河守との關係は、南部士譜に「平隆之(江刺參河守)—隆重(江刺治部)—重恒(兵庫)—隆直(長作)」とあるによりて知るべし。天正十八年南部家に屬し、和賀郡に祿を受く。即ち和賀氏家傳に「和賀郡更木村の梅澤館に居る」と云ひ、又和賀鄕村志に「慶長庚子の比、南部家の家人江刺長作此の邊の守護を承る」と。

これより前、明應の灒衣狀に江刺彈正大弼見え、更に溯りて、江刺郡には異流の江刺氏もあり、葛西氏に滅さると云ふ。

江指 エサシ 前條氏に同じかるべし。

江刺家 エサシカ 陸奧國九戶郡江刺家邑より起る。清和源氏南部氏の庶流にして、九戶氏より分る。奧南深秘抄に「江刺家氏は九戶五郎行連より分る」とあり。又盛風記に「南部の一族九戶左近政實一味の者共には江刺家云々」と。

江里口 エサトグチ エリグチ 豐前の名族にして宇都宮氏の族なり。宇都宮大系圖に「宗房—業俊(江良、江里口祖)」と見ゆ。

江澤 エザハ

惠澤 エザハ

繪澤 エザハ

畫師 エシ カバネの一種として用ひられ又氏ともなれり。

1 カバネとしての畫師 繪事、彩色等を以て仕へし職名がカバネとなりし也。推古紀十二年九月條に「是の月、始めて黃文畫師、山背畫師を定む」と。また姓氏錄、左京諸蕃、大岡忌寸條に「勤大壹惠尊、亦繪才に工なり。天智天皇の御世、姓を倭畫師と賜ふ」など見ゆ。此のカバネを有するは總べて韓漢の族也。職員令、畫工司條に「正一人(繪事、彩色、司の事を判ずる事を掌る。餘の正・事を判ずる此に准ず)。佑一人、令史一人、畫師四人、畫部六十人、使部十六人、直丁一人」と載せたり。エカキベ條參照。畫師

島江上氏の養子となり、系圖は齋し行くとぞ。」とあり。

7 加賀藩給帳に「貳百石（丸内二雁金）江上熊之助」と見ゆ。

惠眼房 ヱガンバウ 東鑑卷五に見ゆ。

荏柄 エガラ 和名抄相摸國鎌倉郡に荏草郷あり、後世荏柄と記す。東鑑建保元年三月條に「和田平太胤長の屋敷、荏柄前に在り」と、これによりて胤長・荏柄平太と呼ばる。

江柄 エガラ 陸中國紫波郡江柄邑より起る。秀郷流藤原姓、川村秀清の末裔也。盛風記に「南部信直は紫波を征伐の勢を揃へ、不來方迄出馬有り、云々。折柄長岡にも一揆起り、江柄と栃内、和の弓箭を成して、長岡内藏介央武を攻む。此の央武は頼朝公の御供にて下向せし川邑千鶴丸が末にて、江柄栃内同家也。栃内丹後、江柄式部への所縁云々により御所の催促に應ずるものなし」と。此の氏、家紋違釘貫、違棒なりと。

江刈内 エガリナイ 陸中國岩手郡江刈内邑より起る。奥州佐々木氏の庶流にして政右衞門某の後なりとぞ。家紋六瓜の内に四目結。

衣枳 エギ 出處詳かならず。

1 衣枳首 景行帝の裔にして、延暦三年八月紀に「左少史正六位上衣枳首廣浪等、姓を高篠連と賜ふ」と見ゆ。

2 衣枳氏 正倉院天平勝寳六年文書に見ゆ。

江木 エギ 中國地方に多し。

1 多々良姓大内氏流 武家系圖に「江木多々艮、大内介弘成男六郎弘房、稱之」と見ゆ。

2 備後の江木氏 藝藩通志新市邑江木氏條に「先祖江木助市も亦山内家人なりしと云ふ。今の龍平まで八世」と見ゆ。山内は當地方の大族也。

3 丹後の江木氏 與謝郡の名族にして、江木豐後守及び江木七郎等、須津邑（吉津村）の須津城に據る。（三家物語に大内宮内右衞門）。

4 徳川時代棚倉松平藩の中老に此の氏あり。

惠木 ヱギ 石見に此の氏あり。

江逵 エギ 筑前立花氏の配下にあり。

驛 エキ 石見に此の氏あり。

惠義 ヱギ 桓武平氏三浦氏の族にして、大多和系圖に「大多和義成の子義盆(惠義)」と註す。

役重 エキシゲ 正訓不明、備前國邑久郡にありと。

驛場 エキバ 石見に此の氏あり。

驛家 エキヤ ウマヤ條を見よ。

驛里 エキリ ウマヤ條を見よ。

江草 エグサ 甲斐國北巨摩郡江草邑より起る。武田系圖に「信春(三郎太郎)—信満(太郎)—信泰(江草、號江草兵庫頭)」と載せ、又河窪武田系圖に「加々美次郎遠光—朝光(中條九郎、江草)その弟行長」と載せたり。甲斐國志獅子吼城(江草村根古屋)條に「武田系圖に安藝守信満の三男江草兵庫助信泰あり、蓋し本村に據る。應永中の人なり。見姓寺に牌子を置く、墟は鹽川の東涯の上にあり、險阻の孤山なり、麓を湟と云、鹽川の西にも入戸出し、東向、小倉、大倉等を歴て若神子に達す。墟所より壹里許凡て斑山の尾埼にて岩路なり。里談に昔山上に怪物あり、城陷る時、吼聲獅子の如く飛んで汐河の淺潭に沒す。因て今の名あり」と見ゆ。

江串 エグシ エノグシ條を見よ。

江口 エグチ 攝津に有名なる江口の里あり、その他美濃、筑前にも此の地名あり。

1 清和源氏 家傳に「清和源氏にして、

其先は水谷正村が支族にして、輝久の時江口に改む」と云へど、寛政系譜は秀鄕流藤原姓に收めたり。家紋三頭左巴、水文字三。

2 出羽の江口氏 山形最上家の重臣にして、慶長の頃・江口道連・畑谷館主たり、上杉氏の兵と戰ふ。風土略記に「畑谷館は慶長年中、山形殿の臣江口五兵衞、八千石を知行し、下長井荒砥口の防として居住せし所なり」と見え、又御府內備考聖天町江口氏條に「舊家作左衞門、先祖の儀は江口五兵衞盛次と申最上義光の家臣にて、慶長の比奧州畑谷の城を頂く、食祿八千石を領す。其次男にて、慶長八年の比、羽州山形を去り、夫より民間に下り江戶に來り、淺草觀世音の傍聖天町の邊に住居いたし、寬永年中より名主役相勤申候由申傳候、初祖作左衞門儀は天正十二年羽州山形產、正保元年六月三日行年七拾五才にて死去いたし、當作左衞門迄九代相續仕候、且居宅地面の儀は表間口六間貳尺五寸、奧行拾參間半、御年貢御免にて草創より所持仕候、尤町內入用は差出申候、」と見ゆ。

3 下總の江口氏 小金本土寺過去帳に此氏多く見ゆ。即ち「江口八良左衞門、文明十五癸卯六月」「江口衞門二良、」「江口行金、永正三五月」「江口藤四郎」「江口但馬守、小西」「江口五良右衞門、小西」「江口源左衞門」等これ也。

4 樋口氏流 筑後樋口系圖に「家紋龜甲、藤丸。實豐—實長—惠口權介(實は實長猶子也、實長・其の封邑妹川に於いて、二百石の地を以つて權介に與ふ。後權介・樋口惠良兩氏を合し、氏を惠口と改め、右衞門尉と稱す、」と。家記一本二百五十石に作る、且つ云ふ實長と同時に仕へ、同時に致仕すと。田中分限帳に「一百石江口權之助」とあり、此の人か非か(將士軍談)と。

5 美濃の江口氏 厚見郡江口邑より起る。

6 其の他、安西軍策に大內家臣江口五郎、二本松丹羽藩重臣に江口氏、(三州志能美郡蓮台寺)條に「慶長五年の役には、丹羽氏の將江口三郎右衞門、蓮台寺の高處に陟り、我援兵を尾擊せんと、長重へ言送る」と。又若狹國吉城は「粟屋勝久の死後、江口三郎右衞門(丹羽の臣)之を守ると云ふ)。又小濱酒井藩用人、土浦土屋藩添役、長尾家臣、津山藩(百參拾石、江口衞助)。對馬(阿蓮)。五島有川の江口氏(捕鯨家として名あり)。飛驒の名族(幽討餘錄に小阪著姓江口氏、家藏三木自綱書牘一紙と)。筑後窪田系圖に「鎭俊—重種(稱江口源次郎)—鎭誠(稱江口彌右衞門)」と。家傳史料に江口文左衞門等あり。

兄國 エクニ 和名抄伊勢國飯野郡に兄國鄕を收め、衣久爾と註す。この地より起る。宗族宿禰姓を稱す。長承二年大國莊専當菅原成直が解文に飯野郡兄國鄕、又井手鄕の人兄國子屎戶を載せ、貞治七年二月の宮田前大宮司忠緒朝臣の紛失日記に郡司大領兄國宿禰の署名あり。

江邦 エクニ

江熊 エグマ エノクマ條に云ふべし。

榎倉 エクラ エノクラ條を見よ。

殖栗 ヱクリ 和名抄山城國久世郡に殖栗鄕あり、又佐渡國賀茂郡に升栗鄕あり、高山寺本・殖栗に作り、惠久利と註す。天平勝寶四年十月廿五日造東寺司牒に賀茂郡殖栗鄕五十戶とあれば、此の方よし。又阿波國名方東郡に殖栗鄕あり。惠久利なり。

1 中臣殖栗連 山城國久世郡殖栗鄕或ひは大和國城上郡殖栗より起りしなるべ

左衞門の裔なり。孫源三郎大坂亂に淺野家士に屬す。後地士となる」と載せ、又有田郡の地士に江川莊兵衞、又名草郡中村の古士に江川藤七あり「慶長年中大坂陣の時、福島源五郎を生捕、淺野家へ出す。其後六十人地士となる、今其の家村中になし。或は出て仕るか、或は他邑に移りしならん（土姓舊事記）」と。

3　三浦氏流　備作の江川氏は本姓三浦氏と云ふ。美作に江川四郎左衞門あり、三浦家の指物大文字の前立雛形等所持すと。江川家後世嗣絶え、島田氏より嗣ぐ、百五十六舊家の一也。又備前にもあり。

4　源姓　伊勢の江川氏は源姓と稱す。神宮記録に「江川(桑名神戸司)、源朝臣、同(安濃東郡司大領)」と載せたり、但し近代の事なり。

5　橘姓　第二項江川氏と同異詳かならず。紀伊國日前國懸神宮社家(禰宜)江川氏は橘姓と稱す。

6　會津の江川氏　新編會津風土記大沼郡根岸中田村條に「觀音堂、文永十年六月、佐布川村の住、江川常俊、女子を喪ひ、菩提の爲創立す」と載せ、又河沼郡に善行者江川半右衞門を收む。

7　陸中の江川氏　江刺郡の名族なり。封内記に「歌書邑、古壘二、其の二を松館と云ふ。昔江川善門なる者居る處。古櫻あり、幾百星霜を經たるかを知らず。其の花婥約觀るべし。土人其の花の色を見て其の年の豊凶を知る」と見ゆ。

8　其の他、江川氏は長祿寛正記に「江川入道、同新左衞門(譽田若黨)、」高松松平藩の重臣、又對馬にもあり。

惠川　ヱガハ　武家系圖に桓武平氏と云ふ。

江河　エガハ　江川氏と通じ用ひらる。

衞川　ヱガハ　攝津の名族也。傳説に據れば、藤原衆家の遠裔に衞川太郎義季あり、後冷泉天皇の治暦三年島上郡に來ると云ふ、ウトノ條を見よ。

潁川　エガハ　歸化人の氏なり。本姓は陳、明の抗州の人、慶安中長崎に來り、後潁川入德と云ふ。

江上　エガミ　エノカミ　和名抄越前國足羽郡に江上郷あり、衣加美と註す。又筑後國三潴郡に江上邑あり、エノカミなり。

1　越中の江上氏　三州志・新川郡日方江(在長複鄕、日方江村領)條に「邑傳に江上重左衞門(一作万十郎)居せしか。天正中成政之を追ふといへり」と載せ、又豊田條にも「或は江上重左衞門居たりとも云ふ」とあり。

2　大藏姓原田氏流　筑後國三潴郡江上邑より起る。原田氏の族にして、其の系圖に「春實――泰種(原田氏祖)―種光―種弘―種資―種和(一説江上祖)
　　　　　　　└種門(種阿)(江上祖)

と。又高橋系圖に「孝建(多紀太郎)―種信(江上三郎)」と載せ、大森記に「江上家は初代江上三郎長種、二代忠種、三代次種、四代氏種、五代重種、六代近種」と載せ、九州記には氏種を八代とす。又鎮西要略に「或人曰ふ、高橋氏の筑紫に在るは、漢の高祖の後胤、大藏朝臣春實の令孫にして、原田、秋月、三池、田尻、三原、江上氏と同姓なり」と。又原田春實七世種直の後とも云ふ。

筑後の地誌に據れば「延暦年中、江上三郎長種、三潴郡江上の城主となる。末裔加賀掾種冬、天正年中龍造寺隆信が三男を養つて江上の名跡を繼しむ、これ下總守家種也」」と。又「居城三潴郡江上城、後ち大友幕下の少貳氏末葉の執權となり

肥前神埼郡勢福寺城に居る。元龜二年家督を龍造寺隆信の次男又四郎に讓る。當時の所領二千五百町と稱す。天正六年より十年前まで大名衆なり、」とあり。猶ほ四項、六項を見よ。

3　大宰少貳氏流　少貳系圖に「敎賴—政資—資種（江上肥前守、江上元種養子）」と見ゆ。

4　龍造寺流　後龍造寺隆信の三男（或は次男）又四郎家種・此の家を嗣ぐ。龍造寺系圖に「隆信（民部大輔、山城守）—家種（江上又四郎、江上石見守武種養子、肥前神崎城主）」とあり。其の妻は大村系圖に大村丹後守純前が女・九州記には「大村丹後守純忠が娘を隆信が次男江上家種が室に定めて幕下の約を成」と見ゆ。石見守武種は一本加賀掾種冬、また左馬介種武ともあり。武種は肥前河上社文書に「江上左馬大夫大藏武種、」肥陽軍記に「城原勢福寺の城主江上武種は龍造寺胤久の聟なり。江上氏は原田、秋月、田尻、皆同姓にて、九州の名家の末也」と、また「天文廿二年、江上武種・龍造寺隆信の爲に攻め破られ、其の後屈伏し、隆信の子を請ひ家を讓る、又四郎家種と稱する是也」と見え、又四郎家種は肥後國志に「天正五年八月、龍造寺隆信の弟江上家種・大軍を率し、肥前より山鹿郡に討入る、」また肥陽軍記に「天正七年龍造寺公は次男江上家種を大將に定められて、西筑前をば退治ありける」と。又將士軍談に「三男江上家種・力量の人也」と見ゆ。武家系圖に「江上、藤、本國肥前、龍造寺山城守隆信男下總守家種、稱之」と。

5　彼杵藤姓宮村氏流　正平十七八年及び應安五年の彼杵郡一揆連判狀に「江上彈正忠藤原通宣」あり、猶ほ永正年中造立の大安寺本尊佛にも記しありと。宮村氏の族にて大藏姓と流を異にす。彼杵郡江上より起る、この地は博多日記裏書に「針尾兵衞太郎入道覺實（江上、小鍋、鈴田領主）」と見ゆ、關係あるべし。（宮村は宇都宮氏の族也と云ふ）。江頭參照。

6　鎭西要略延文四年七月條に「武家方江上太郎大夫」を載せ、永享六年條に「肥前國郡伯江上云々、」とあり。又筑後小野村內宮權現棟木寫に「大永三云々、大名分の衆、江上殿」と。又將士軍談三潴郡江上村城跡兩所條に「江上本村の內、西江上と云る地、江上三郎忠種の古城跡也。其の地山王社の北に當て、中牟田村の境也。又江上々村の內に館の古賀と云る地、江上四郎の古城跡也。兄を四郎、弟を三郎と云（小川筆記）。代々近鄕三百町を領す、九州擾亂の時亡ぶと云（實記）。按るに、開基帳に云、篠淵村高良社は嘉禎二丙申年江上備後種冬建立、土甲呂村住吉社の件には、嘉禎二年領主江上三郎忠種の末孫江上加賀亟種冬に作る。又江上山王社件に云、延曆年中江上氏の宗祖、江上三郎大藏長種勸請、寬延記亦同じ。但延曆十一年とあり。又云、城跡は西江上にあり、今田園となる。江上上村に同氏の城跡あり、其地を古賀と云、又曰、二百年前合戰の時、江上の家臣二百餘人戰沒し、其の子孫永く絕たり。因て亡魂祟をなし、蝗有て作毛を害す。是に依て享保九年追福の爲百萬遍を修し、其の將帥を荒人神と祭り、小祠を若宮社內に建て、每年春秋二季祭禮を行ふ。石原日記には享保十九年の事とし、城主の祟にて當所に限り蝗ある故、其の城跡に建立すと云へり」と見え、又荒木近藤氏條に、「宮地村久兵衞妻も近藤家の者にて系圖一卷其の家に傳りしを、其の弟元作と云者、庄

エカミ

エカミ

地頭右衛門兵衛尉)」と載せ、又同年十二月大番催促の交名に「頴娃平太」を載せたり。古代衣君の後か。猶ほ東鑑建保二年條に江左衛門尉範親あれど、こは大江氏の人にて此の氏とは關係なかるべし。次に開聞神社永仁五年三月八日の鐘銘に「頴娃郡領主江左衛門尉憲純」を載せたりと。

德川時代此の氏は鹿兒島津藩の重臣なり、島津分限帳に「祿千二百石、頴娃內膳」と見ゆ。又伊佐智佐六所大權現社記に「頴娃小四郎、」開聞神社々記に「元龜元年頴娃九郎忠繼(桃山美濃守信久外孫)、國分長濱城に差越、其の後頴娃に歸る。同年七月十三日、開聞宮へ人數六拾三人召列、參籠ありしに、土民等一揆を起し、同十六日朝野久尾城へ押懸け矢軍を致す。夫れより開聞宮へ押寄せ、社頭に於いて頴娃新左衛門兼豊の爲に殺さる」と見ゆ。

永安寺 エイアンジ　下總小金本土寺過去帳に「永安寺與七郎、天文十五」及び「永安寺彦三郎」など見ゆ。

榮藤 エイドウ

榮田 エイダ

頴谷 エイダニ　桓武平氏國香流にして、基秀の後なりと云ふ。

永樂 エイラク　阿波國祖谷の傳說に「上古永樂皇子小野姥はじめて、祖谷谷を切ひらく」と云ふ。關係あるか。

英保 エイホ　アボ條を見よ。

要高 エウタカ　正倉院天平勝寳五年文書に見えたり。コシダカか。

會賀 ヱガ　河內國志紀郡惠賀邑より起る。この地は古くより開け、仲哀天皇の惠我長野陵、應神天皇の惠我藻伏崗陵(古事記惠賀裳伏岡)、允恭天皇の惠我長野北陵等あり。又雄略紀に「資財を餌香市の邊、橘本の上に露し置く、」また顯宗紀に「旨酒餌香市」とある惠賀市は、古代當地方の都邑にして、中古河內の國府を置かれし地なり。

1　會賀臣　安倍氏の族私氏の後也。天平神護二年二月紀に「右京人從六位下私眞綱、河內國人少初位上私吉備人等六人、姓を會賀臣と賜ふ、」と見え、姓氏錄、右京皇別に「會加臣、孝元天皇大彥命の後也」と載せたり。

2　會賀連　同じく志紀郡惠賀より起る。惠賀條にて云ふべし。

會加 ヱガ　會賀氏に同じ。前條を見よ。

惠賀 ヱガ　會賀氏と同樣河內國志紀郡惠賀邑より起りし氏なるも、會賀臣と流を異にす。

1　惠賀連　弘仁三年八月紀に「傳燈大法師善議卒す、本姓惠賀連、河內國錦部郡の人也、」と。また元亨釋書第二卷に「釋善議、姓慧賀氏、內州錦織郡人、(弘仁三年滅)」とあり。出雲臣の一族なるが如し。

2　惠賀宿禰　養老五年正月紀に惠賀宿禰國成と云ふ者見ゆ、大同類聚方にも載せたり。會賀臣の後か、惠賀連の裔か、詳かならず。

3　惠我(無姓)　姓氏錄未定雜姓、山城の部に「惠我、天穗日命の後てへり、見えず」とあり。もと河內惠賀より起り、後山城に移りしならむ。

慧賀 ヱガ　惠賀氏に同じ。前條に云へり。

惠我 ヱガ　惠賀、慧賀、會賀、會加等皆通ず。惠賀條に云へり。

惠家 ヱガ　和名抄肥後國天草郡に惠家鄉を收む。阿蘇系圖に武惠賀前命あり。

惠戒 ヱカイ　姓名錄抄に見ゆ。これも惠賀、惠我に同じきか。再按するに惠我の誤寫ならむ。

江改 エカイ

畫部　エガキベ　畫師に屬し、繪畫の事に關する品部也。雄略紀に「畫部因斯羅我」其他正倉院天平勝寶九年文書等に見ゆ。職員令、畫工司條に「正一人、佑一人、令史一人、畫師四人、畫部六十人、使部十六人、直丁一人」と載せたり。エシ條參照。

江頭　エガシラ　もと江州佐々木家の臣、故ありて肥前に移り、大村純前公の恩命を蒙りて臣となり、川棚村に住むと云ふ。有馬世譜にも見ゆ。近江國野洲郡江頭邑より起りしならむ。エガミ、エトウ參照。

江勝　エガチ

江角　エカド　エツノ

江川　エガハ　和名抄播磨國佐用郡に江川鄕あり、其の他伊豆、美濃、下野、紀伊、筑前等に此の地名あり。此の氏はこれ等の地名を負ふ。

1　清和源氏宇野氏流　伊豆國田方郡江川邑より起る。當國の名族なれど其の出自については諸說ありて決し難し。伊豆志稿、駿河新風土記の說に據れば、大和源氏宇野太郎親信・保元の亂後流浪して伊豆に來り、八牧鄕江川を領し、子孫世々鎌倉の御家人たり、これ江川氏の祖なりと。又牲川系圖に據れば「治承中・多々良義春（東鑑治承四年條に多々良三郎重春）・源賴朝に屬し、功を以つて伊豆江川莊を食む、これ江川氏の祖也」と。或は云ふ太平記元弘三年赤松圓心と六波羅に向ひ、桂川に戰ひたる宇野能登守國賴（一に國後に作る）の後裔なりと。

寬永系圖に「宇野親治が後胤英治—英親—英友—友治—英信—英房—英住—英盛—英景—吉茂（初英元）江川となづく」と見え、寬政の呈譜には「親治十代孫、英治—英親—英友—友治—國賴（太平記に見ゆ、赤松圓心と六波羅に向ひ、桂川に戰ひたる人なり）—重孝（江川左衞門太郎）云々」と見ゆ。吉茂の後は英吉—英長—英政—英利—英暉—英勝—英彰—英征—英毅—英龍、こは有名なる太郎左衞門坦庵なり。家紋井桁に十六葉の菊、五三桐に二つ引。

日蓮・當國に謫居の頃、江川英久あり、日蓮を敬信し、常に供養を爲す。英久會ま家居を修理す、日蓮爲に上梁符文を親書して贈る。其の文・今に存す。此の家宅は建築以來災に罹らず、其の心柱・生木に因りて梁を架す、甚だ奇なり（增訂伊豆志稿、遊豆記勝）と。長享中伊勢新九郎早雲擧兵の頃、江川左馬助英住これに屬し、其の子太郎左衞門英長・款を松平家康に通じ、遂に笠原隼人を擊ちて三河に走り、後家康が北條氏と和し、其の女を小田原に嫁せしむるや、英長これに從ひて江川に歸り、北條氏の亡ぶる後伊豆の代官職となる。その後裔太郎左衞門英龍・嘉永六年幕府に建議して製熕所を造る、未だ功ならずして卒し、子の英敏・安政六年再修、遂に大小の銑炮熕數十門を鑄造す、父子西洋兵學を研鑽し國家に貢獻する處多し。

2　多々良姓野上氏流　紀伊の豪族にして日高郡江川邑より起りしならむ。多々良三家の一なり。牲川系圖に據るに、其の祖多々良五郎義春・治承年間源賴朝に仕へ、伊豆國江川莊を領す。其の四世の孫を太郎重範と云ふ。承久亂に領地を紀伊國に受け、那賀郡野上莊に住し、楠木正成の祖父掃部頭盛仲が女を娶りて三子を產む。三男重幸（重行）・江川左衞門と稱し、兄と共に楠氏に屬す（牲川系圖、名所圖會）。その後裔當國に多し。先づ日高郡上江川村の舊家に江川源三郎あり、續風土記に「玉置民部少輔の被官、井口平

豪にて、大隅の肝衝(肝屬郡)の土豪・雖波なる者と共に肥人（クマビト）を率ゐて亂を起せしなり。此等より考ふる時は衣君は肥人の主領なりしかと考へらる。なほ神代紀に可愛山陵(瓊々杵尊御陵)あり、延喜式に埃山陵と見ゆ。諸説あれど、高城郡新田八幡宮の地、これならむかと云ふ。上古或は此の地方まで、衣國に屬せしか。

2　三河之衣君　垂仁帝裔なり、コロモ條を見よ。

3　衣(頴娃)氏　衣君の後なれど、後に川邊氏、肝付氏より遺跡を襲ふ。エイ條を見よ。

役　エ　エン

此の氏の起原詳かならざれど、承和十年正月紀・役連賜姓の條に「役民の長なるより、役を以つて氏となす」と見えたり。果して然らば役は使役の意にて役民を指す。卽ち役氏とは役民の長たりし氏に外ならず。一族大和、河内に多し。再按するに役は地名ならんか。

1　加茂役君　靈異記上の廿八に「役の優婆塞は、賀茂役公氏、今の高賀茂朝臣なる者也。大和國葛木上郡茅原村人也云々。藤原宮御宇天皇之世云々」と見え、而して高賀茂朝臣は神名式に葛上郡高鴨阿知須岐詫彦根命神社四座とある地より起りしにて、神護景雲二年十一月、及び神護景雲三年五月、葛上郡賀茂朝臣が賜ひし氏なり。よりて加茂役君は賀茂氏の一族にして、高鴨の阿遲須岐高日子根神(雄略紀一言主神)と至大の關係を有し、後に賀茂朝臣姓を賜ひ、更に高賀茂朝臣姓を賜ひしを知るべし。役の優婆塞とは役行者の事なり、次の項を見よ。

2　役君　前條氏に同じ、文武紀三年五月條に「役君小角伊豆島に流す。初め小角葛木山に住み、呪術を以つて稱せらる。外從五位下韓國連廣足、焉を師とし、後に其の能を害し、讒するに妖惑を以つてす。故に遠處に配せらる。世相傳へて云ふ、小角能く鬼神を役使し、水を汲み薪を採る。若し命を用ひざれば、卽ち呪術を以つて之を縛す」とあり。役君は加茂氏より出でたるが故に、加茂役君とも、單に役君とも云ひしにて、三輪氏の族なり。小角は修驗道の開祖として名高き人にて、後世は神佛二道を基とすれど、小角は道敎思想を主とせし人かと云ふ。其の傳に云ふ「藤皮を以つて衣とし、松葉を食となし、花汁を吸ひ、身命を保つ事、卅餘箇年、孔雀王呪を誦し、難行苦行、大驗自在、諸神を聚め駈仕せしむ云々」と。

3　賀茂役首　役君の族也、養老三年七月紀に「從六位上賀茂役首石穗、正六位下千羽三千石等一百六十人、賀茂役君の姓を賜ふ」と見ゆ。千羽とは茅原か。

4　役直　姓氏錄、河內神別に「役直、高御魂尊の孫天押立命の後也」と見ゆ。前三項の役氏とは別にて河內の古代姓、高魂神の裔と云ふ。されど天押立命とは葛城國造葛城直の祖なり。然らば此の氏も、最初は前三項の役氏と同樣、大和葛城より起りしにて、役君と密接なる關係あるべし。但し直姓なるにより役君とは流を異にし、葛城直と族を同じうすと考へらる。

5　役連　役直の連姓を賜へる者なるべし。承和十年正月紀に「左京人位子從八位下役連豊足等二人姓を弘村連と賜ふ。纒向日代宮(景行朝)役民の長なる鳥の枝別也、故に役を以て氏と爲す焉」」と見ゆ。氏名附會の傳説に過ぎざらむ。

6　伊勢の役氏　承和十三年二月紀に「伊

勢國言ふ鈴鹿郡杖田鄕戶主川俣縣主繼成の戶口・役莵麻呂の妻、川俣縣造藤繼女」」と見ゆ。役直の族か。

柄 エ　政事要略・天曆五年頃の人に柄朝臣を氏姓とするもの見ゆ。起原詳かならず。

又後世安藝國に柄氏あり、藝藩通志豐田郡條に「木谷邑、柄氏、先祖三右衞門、鳥銃を善するを以て、朝鮮役に從ふ。歸朝の後、豐太閤より、感狀を賜り氏を柄と賜るといふ。元祿間の三右衞門、此村二馬手浦に鹺田を開く、もと三津村に居りしが、寶永中當村に遷住す」と見ゆ。

枝 エ　東鑑卷四七に枝兵衞入道なる者見ゆ。

惠 ヱ　武家系圖に藤原氏とす、正訓未詳。

頴娃 エイ　エ　和名抄薩摩國頴娃郡頴娃鄕とある地より起る。古くは衣と稱せし地にて、此の氏は衣君の繼續なる事、その條に說きし處なり（衣「エ」條參照）。

1　肥人族　古代衣君の後なり。

2　平姓伊作氏流　後世頴娃の郡村頴娃城に據る。郡邑は頴娃郡家の所在地にして、衣評督衣君の據りし地なり。よりて此の氏は古代衣君の裔・後世平姓を冒せしものか、或は平姓の人・衣君の家督を襲ぎしものなるを知るべし。傳說に據れば、鎌倉の初め、川邊平次郎常房の次子三郎忠長頴娃を領し、氏とす。其子一女ありて男子なし、給山太郎兼純の子忠純を養ひ、女を妻す。其の後次郎左衞門尉久純、島津貞久に仕ふ。太郎憲純に至り、島津氏に反し敗る。一時島津久豐此城に移り、應永十年頴娃氏の族小牧氏に賜ふ。又頴娃氏と云ふ。地理纂考頴娃鄕・郡村頴娃城條に「島津家の始祖豐後守忠久の時に、川邊平次郎常房が次子、三郎忠長・頴娃を領す、因て氏とす。忠長一女ありて男子なし。給山太郎兼純が子忠純を養ひ、女を娶せて當邑を讓る。其の後次郎左衞門久純、上總介貞久に仕へ、陸奥守元久の時、太郎憲純叛す。元久・是を討て陸奥守久豐を領主とす。久豐是に移りて國人南殿と云。應永十年又日向國穆佐に移る。此時頴娃氏の族小牧氏に此地を與へ、頴娃を以て氏とす。同廿七年庚子、頴娃某當城に據て又叛す。久豐是を討つ、頴娃氏戰ひ破れ逃亡す」と載せたり。

此の氏の居城は頴娃城の外、山川村土矢倉城と鳴川村臼ヶ城とあり。地理纂考に「土矢倉城、往古山川の領主頴娃氏居城なり」」と。又臼ヶ城「往古頴娃氏・禰占氏と戰爭の時、頴娃氏の營所なりし」と見ゆ。

3　伴姓肝屬氏流　後肝屬河內守伴兼元の二男次郎三郎兼政當地を領し、又頴娃氏を氏とす。地理纂考頴娃城條、前引の續きに「是に因つて、肝屬河內守兼元が二男・次郎三郎兼政（後に美濃と云ふ）に頴娃を與ふ。因て又頴娃を以て氏とし、代々獅子城に在り、彌三郎久音が時、天正十六年故ありて當邑を沒收し、島津家の直隸となる」」と載せ、又獅子城條に「肝付兼政以來世々居城なり。一名野首城と云ふ。頴娃氏家乘に曰く、天正十五年・左馬久虎當城を築く云々とあり。又城門の上の一樓は、工師田中土佐純員名匠を集めて造ると云ふ。久虎は久音が父なり、誤つて落馬し死せり」と見ゆ。

4　此の氏は建久八年の圖田帳に「頴娃郡五十七町內（島津同御庄寄郡）、府領社二十三町（正八幡宮論）、下司頴娃次郎忠康、公領三十四町內七段（本郡司在廳種明、

思ふに、最初日奉姓なりしが、河野一族の人を養子して河野氏とも稱するに至りしものか。

此の氏の人は嬉野家文書に「弘安四年云々宇禮志野六郎通氏子息犬童、黒童、竹村郷・祝田里、青木里、藍染里、歌安里、庚太田里、屋敷竹村郷犬女里、同郷河依里云々、正應二年三月十二日、」また「宇禮志野六郎通直と矢上次郎法師（法名念戒）と肥前國伊佐早庄矢上村内女子分田地を相論する事、云々、元德二年十二月十六日、」また建武元年十二月廿一日に「宇禮志野六郎、」貞和六年正月十七日のものに肥前國白石一族云々（シライシ條を見よ）等見え、又深堀文書・曆應三年のものに此の氏の人を日奉通廣と載せ、下つて鎭西要略天文永祿等の記事に藤津郡嬉野氏が有馬氏に從へる事を載せ、後藤家文書天正十二年四月十日の龍造寺氏に宛てたる起請文に嬉野入道一忍齋を載せ、子孫大村、鍋島兩家に仕へ、鹿島鍋島藩の用人たり。

家傳史料大村家歷代に大村家士嬉野半右衞門を載せ、其の頭書に「嬉野半右衞門越智通直・呂宋に在る六年にして歸る。朝鮮の役虎を搏つ、虎その膚を齧む。通直小刀を抽きて虎を斷ちて之を斃す。通直瘡を患へ、歸朝して死す」とあり。

一本嬉野氏は藤姓にして、關白道長公六世の孫日向太郎通良より出づと云ふ。日向太郎の裔と云ふはよけれど、藤姓と云ふは當らず。日向、白石條を見よ。

宇禮志野　**ウレシノ**　嬉野氏に同じ、前條に云へり。

宇和　**ウワ**　伊豫國に宇和郡あり、又和名抄土佐國幡多郡にも宇和郷を收む。

1　宇和別　伊豫宇和郡を治めし別（皇族地方官）ならむ。景行帝の後裔にして、景行本紀に「國乳別命・伊與宇和別祖」と見ゆ。

2　宇和別君　前項氏に同じ。宇和島の南郊に三代實錄所載宇和津彦神社（仁和五年從五位上）あり、一宮大明神と稱す。宇和別の氏神ならんか。

3　宇和氏　宇和別の後裔なるべし。豫章記に「伊與國宇和永長一族、同方たる上竹林寺殿に御座す」と見ゆ、正平年間の事なり。

4　橘姓　美作橘氏系圖に「中井左源太正種―左大夫正持―正直（久之允、久大夫、或は宇和大夫と云）―九十郎」と見ゆ。

宇和川　**ウワカハ**

宇和島　**ウワジマ**

エ（え）ヱ（ゑ）

索　引

江　エ　ゴウ　江人の伴造、並に其の一族なり。江人の事はエビト條を見よ。又江（ゴウ）氏はオホエ、ゴウ條を見よ。

1　江首　江人の首長、卽ち伴造なり。多臣氏の一族にして姓氏錄、河内皇別に「江首、彦八井耳命七世孫來目津彦の後也」と見ゆ。エビト條を見よ。

2　伊勢の江氏　源平盛衰記に「其の頃伊勢國住人江三郎義盛とて心猛き者ありき。あたゝけ山にして伯母聟に與權守と云けるを、打殺したりし咎に禁獄せられ、赦免の後東國に落行て、上野國荒蒔の郷に住ける」と見ゆ。伊勢三郎の事なり、イセ條を見よ。

3　伊豫の江氏　ゴウと音讀すべきか。東鑑元久二年八月條、伊豫國御家人交名に、「江四郎大夫安任、江次郎大夫信任」あり。河野氏の族なるべし。其の他ゴウ條を見よ。

4　薩摩の江氏　衣（エ）氏に同じ、衣、及び頴娃條を見よ。

5　大江姓　大江氏の人は大を略して江と稱し、又江家と云ふ。東鑑建保二年七月條に江右衛門尉範親、江兵衛尉能範あり。ゴウ條を見よ。

衣　エ　コロモ　薩摩國に頴娃郡あり、古くは衣と記し、單にエとのみ云ひしが、地名を二字とする詔勅により其の韻イを添へ、頴娃（エイ）となりしものとす。和名抄が頴娃に「江乃」と註する乃は助辭の「ノ」に外ならず。郡内に頴娃鄕あり、後世頴娃邑と稱す、郡名の起原地なるべし。又三河國に衣氏あり、これはコロモなれば、其の條にて述べむ。

1　衣君　衣は後に頴娃郡頴娃鄕とある地にして、衣君は其の地の大豪族たりし也。文武紀四年六月紀に「薩末の比賣、久賣、波豆、衣の評督衣君縣、助督衣君弖自賣、又肝衝難波、肥人等を從へて、兵を持ち、覓國使刑部眞木等を剽劫す。是に於いて竺志惣領に勅して、犯に准じ決罰せしむ」と見ゆるにより、其の勢力の程思ひやらる。薩末は薩摩なり、評督、助督とはコホリノカミ、スケノカミにて後の郡の大少領に相當す。卽ち衣君縣、及び同姓弖自賣は頴娃を治所とし、薩摩の比賣、久賣、波豆、及び頴娃を領せし土

に勝一字を賜ふ。巧みに箭を造り、箭造りを以つて稱せらる」と見ゆ。

4　信濃にも此の氏あり。又因幡志に漆原平左衞門なる人見えたり。福田光信等と共に働くと。

漆部　ウルシベ　ヌリベ條を見よ。上古より中古に亘る大族なり。

漆間　ウルシマ　ウルマ　美作の名族にして、又漆氏とも載せ、海氏、菅家と共に美作の三貴家と呼ばる。其の系圖に「久米郡大領漆間首名、」「久米郡押領使漆間時國」と載せ、又「弓削少領漆間長勝」と見ゆる弓削も和名抄久米郡弓削鄕とある地にして又笠庭寺記に「西北條郡乃介庄(綾千疋)漆間武弘」と見ゆる北條郡も、久米北條郡の意に外ならず。以つて一族・久米郡に榮えしを知り、又大領、少領等、郡領たりしより見て、當國の古族たりしを想像するに足らむ。(時國は源空上人の父也。)此の氏は神武天皇の皇兄稻飯命より出づと云ふ。其十二世の孫豐振宿禰、三韓役に功あり。豐振六世の孫漆間師臣宿禰、大斧手物部宿禰と共に、雄略天皇の十八年、三韓叛ける時之を打つ。されど九州尙も不穩なり。依て更に日向國に縣を置き漆島師臣をして之を守らしめ、縣主と稱す。十一代の後縣守縣主肥後大丞兼宇佐權大宮司より七代を經て、立石五郎左衞門漆間元邦に至る。元邦、醍醐天皇の朝、從五位下に叙し、宮內少輔に任じ、作州苫田郡大野神戶稻岡三庄を領し、神戶大夫と號す。之を當家の初代とす。

其の子盛國(天慶九年、從五位上掃部頭)、弟盛榮(天曆四年從五位上左衞門督)、數代の孫押領使左衞門尉時國(保元七年、白河院北面武士、伯耆守源長明が嫡男明石源內武者所定明の爲め殺さる)。其の子を有名なる源空(勢至丸、法然上人、圓光大師)なりとす。

かくの如く此の氏を以つて、豐前漆島氏、肥後漆島氏等と同一なりとし、之を一系のもとに收むる事は疑はしけれど、漆間を漆島氏より來るとなすは、恐らく實を得たりとなすべきか。殊に此の後裔に漆島氏と稱するものも存するをや。

又一書に曰く、「仁明天皇後胤西三條右大臣源光(或作右大臣元光)六代の後裔式部太郞源年(或作式部大輔元俊、陽明門院にて藏人兼高を殺し、美作國に配流せらる。此に於て久米押領使神戶大夫漆間元國【神戶或作神護】の女婿となり男を生む。元國嗣子無きを以て外孫を以て家を嗣がしめ、源姓を改め、漆間盛行と號す)―盛行(或作重國)―重俊―國弘―時國」なりと云ひ、又元國以下を「元國―重國―親國―時國」ともあり。かくて漆間元邦二十四代の後立石左衞門尉漆間好昌(嘉吉年間赤松滿祐に仕ふ)―某―大宮司從五位上立石兵部少輔景泰(二宮構主たり、明應七年勝田郡入田城主後藤勝政を破る)―立石掃部佐久朝(文龜二年後藤左衞門勝基、金風呂城主浦上左馬助行豐等來り攻む。軍敗れ一族片山、菅、漆島、和田、夏目、田中、立川、森、大那、神文、市眞島等と共に自刄す)―彌平太郞久勝四代孫太郞左衞門久胤(毛利元就、輝元に仕ふ、慶長十九年歿)以下省略。

漆間は日用重寶記にウルシマとあり、又ウルマとも云ふ。或は漆沼氏と密接なる關係あらんか。

漆沼　ウルシマ　ウルシヌマ　シツヌ條を見よ。

宇留島　ウルシマ　漆島、漆間氏と同一か。鎌倉實記に琵琶法師傳を引きて、「阿波讃岐淡路在廳の中、宇留島十郞元有は阿波に居りて平家に背く」と。

漆山 ウルシヤマ　羽前國村山郡(最上郡)漆山邑より起る。風土略記に「漆山館は最上三代修理大夫滿直の三男右馬頭滿賴住居の跡か」とあり。

信濃に此の氏現存す。

宇留野 ウルノ　常陸國那珂郡(久慈郡)宇留野邑より起る。佐竹系圖に「義胤—義宣—義盛(應永十四卒)—義仁(實上杉右京大夫男也、寛正六卒)—義俊(五郎、伊豫守、文明九卒)—宇留野掃部頭(諱義長)—四郎(法名賀峰慶公)—義元(四郎、實義舜男、賀峰討死に依り彼の家を繼ぐ)—竹壽丸(父子共、天文九、三月十四生害)」と。又「義仁—義俊—義治—義舜—武者義元(四郎、宇留野家を繼ぐ)」と載せ、又佐竹支族系圖に「義俊—酒掃—四郎(法名賀峯慶公、依上の妻倉にて打死)—義元(四郎、義舜男、爲猶子)—竹壽丸(父子天文九年三月十四日生害)」、又「義俊—大鳳存虎(酒掃、庶兄也)—義長(源兵衛尉)—源五郎(嫡子家督)、二男右馬助、三男右近(家督、小田にて討死)、四男大山田大學、五男源十郎(家督)—源太郎(源十郎息)と見ゆ。

◎加志村元亨三年文書に「宇留野大輔僧都安瑜、伊賀義員後家尼覺法、同子息行元と久慈東郡加志村を相論す」と。關係あるか。

宇留野源兵衛義長(掃部介)、宇留野城に居城す、大學介に至り大山田に移る、又部垂城あり、佐竹義舜の三子義元(部垂四郎)宇留野掃部介義長の遺跡を受け移り居す。天正十八年己亥十月、宗家の嫌疑を蒙り、佐竹義篤自ら來り攻む所となり、義元戰死す、其子竹壽丸も自盡す、實に天文九年三月十四日なり城廢すと。此の氏新編國志には「宇留野、那珂郡宇留野村より起る、義俊四子義公、刑部と稱す(正宗寺本系圖)。山入氏義に黨して大繩甚六の爲に殺さる。子義長・宇留野源兵衛と稱す。子長昌・源五郎と稱す。長昌の弟右近長行あり、小名鶴松・部垂に居る、永祿六年小田に戰死す」と・紋章扇。

潤野 ウルノ　ウルヒノ　上總氏の族にして盛常より出づ。千葉系圖に「上總介常家—常時—上總介常隆—盛常(潤野四郎)」と見えたり。

雨雲 ウルヒ　和名抄上總國夷灊郡に雨雲鄕あり。又天羽郡にも同名鄕あり。

濕津 ウルヒツ　和名抄上總國市原郡に濕津鄕あり、宇留比豆と註す。

濕付 ウルヒツキ　伊賀の名族にして、比自岐の一族、三星に一を紋章とす。

嬉野 ウレシノ　又宇禮志野ともあり。肥前國藤津郡嬉野邑より起る。河野氏の族と稱し、其の系圖に「延喜の比、豫州の住・河野高橋前司靈友久なる者あり。(孝靈天皇の苗裔たるにより、靈を以つて姓と爲す。天慶の亂後・故ありて越智姓を賜ふと云ふ)。是れを始祖となす也。正曆五年・河野某・直澄公(大村家祖)に陪從して大村に來る(陪從七氏の其の一也)。天文年間に嬉野刑部大輔なる者あり。累世藤津郡嬉野・鹿島を領す。故に嬉野を以つて氏と爲す、是れを河野中興の祖となす也。城を淺浦に築いて居る焉。天文年中・同郡濱城に據りて、龍造寺隆信と戰ふ事屢々、防禦の術を盡すと雖、力盡きて終に戰死す。刑部大輔の子大和守通廣なり」と。又森氏の譜に「通久・森左衛門尉、藤津郡嬉野鄕を領す。嬉野、森、橋瓜の三氏は一族也」と。

嬉野氏を以つて河野同族となすは相當の理由あり、その傳説を同うし、又通字を等くし、且つ河野氏の族早く肥前に往來したればなり(カウノ、ヒウガ條を見よ)。されど深堀文書に此の氏を日奉姓とすれば、古代日奉氏の裔なるや爭ふの餘地なし。よりて

三千餘騎にて敦賀の津を立つて、杣山へ打越給ふ。瓜生判官保、舍弟兵庫助重、彈正左衞門照、兄弟三人種々の酒肴を舁せて鯖並の宿に參向す。此の外人夫五六百人に兵粮を持せて諸軍勢に下行し、每事是を一大事と取沙汰したる樣、誠に他事もなげに見えける云々。」また「判官が弟に義鑑房と云ふ禪僧の有けるが、鯖並の宿に參」と。次ぎて卷廿八に瓜生源左衞門、また三十六に「瓜生次郎左衞門父子兄弟三人」見ゆ、同族か。其の後應仁記卷二に瓜生氏、又朝倉氏家臣瓜生氏あり、瓜生城に據る。見聞諸家紋に、

瓜生孫九郎受

又後世加賀藩給帳に、「百石、瓜生叟雪、九拾石(丸内葉付瓜下一文字)瓜生喜兵衞等を載せたり。

2 清和源氏　會津耶麻郡の名族にして、新編風土記同郡吉志田村條に「館跡、葦名氏の臣瓜生筑後重次と云ふ者居住せしと云、」と。又舊家瓜生次兵衞條に「此村の肝煎なり。先祖は清和源氏より出しと云。天正の頃、筑後重次・葦名氏に仕へて本村を領せりと云。是より數世相續して、今の次兵衞重以に至り、卽ち重次が居館の跡に住す」と載せ、又赤崎村條に「三十三觀音、本村の富豪、瓜生出雲建立す」とあり。

生瓜津　ウリフヅ　近江國蒲生郡瓜生津邑より起る。蒲生氏の族にて、蒲生後恒此の地に住して瓜生津三郞と稱す、又瓜生津甚內と云ふ者もあり。

瓜生野　ウリフノ　日向國諸縣郡(宮崎郡)瓜生野邑より起る。土持氏の族にて七頭の一なり。南北朝の頃瓜生野八郞左衞門あり。延元元年正月、迹江の政所に楯籠りけるを、伊東祐持、土持勢を待つて馳合せ、卽時に城を攻落す。(土持系圖、日向纂記)

瓜生原　ウリフハラ

雲林院　ウリンキン　ウジキ　洛外雲林院及び伊勢の雲林院邑より起る。

1 雲林院宮　仁明皇子常康親王を云ふ。

2 藤原南家工藤氏流　伊勢國菴藝郡雲林院より起る。工藤祐長の後裔長野祐藤四男祐高の後なり。祐高—祐顯—祐氏—持行—敎祐—光晴—祐淸—植淸—祐基—祐光—藤高—高祐なり。ウジキ條に詳かなり。

瓜破　ウリワリ　河內國に瓜破邑あり、關聯する處あるか、安西軍策、毛利元就の近習に瓜破氏あり。

宇留　ウル　島津系圖に「忠綱(周防守、越前島津)—忠景(大夫判官、豐後守)—忠宗(大夫判官、常陸介、宇留祖、元弘三年五月、尊氏卿六波羅を攻む。忠秀・名越尾張將監高邦、河越三河入道圓重、云々等と二萬餘兵を率ゐ、太政官廳神泉苑邊を守る)—忠繼(五郞、左衞門)」と見ゆ。

閏　ウルウ　大藏姓原田氏の族にして、三原系圖に「原田種直—種盛(右馬亟)—種家—種澄—種政(ウルウノ彌三郞)—種世(彥三郞)—種雄」と見ゆ。

宇留賀　ウルガ　信濃國安曇郡宇留賀邑より起る。此の地に宇留賀城あり、宇留賀小次郞の居城なり。此の氏現存す。

宇留窪　ウルクボ　長尾四家の一なれど、其の所在詳かならず。ナガチ條を見よ。

漆　ウルシ　漆部より起るも、他に地名を負ひたるもあらん。漆部の事はヌリベ條を見よ。

1 漆君　氏族志に「孝謙帝時、丹後國加佐郡人漆君三使(東大寺古文書)」とあれ

ど、漆部の誤りに過ぎず。

2　神漆君　神社領の漆部を掌りし氏ならんか。正倉院天平勝寶七年文書等に見ゆ。

3　漆宿禰　姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。漆部宿禰に同じかるべし、然らば物部氏の族なり。

4　美作の漆氏　美作の大族にして、菅家、海氏と並べて三貴家と稱せしとぞ。僧源空は此の氏より出づ。元亨釋書に姓漆氏、作州稻岡人」とあり。その五世祖元國は美作久米の押領使なりしと云ふ。詳細は漆間條を見よ。

漆川　ウルシガハ

漆崎　ウルシザキ　結城戰場物語に漆崎の小次郎と云ふ人見ゆ。此の氏、寛政系譜、藤原氏支流に收む、定經より系あり。家紋抱襄荷、五三桐。

漆島　ウルシジマ　和名抄肥後國託麻郡に漆島郷あり、其の他にもあるべし。

1　漆島宿禰　豐前の名族にして、元亨三年の宇佐宮注進狀に高家郷、大領漆島宿禰某見ゆ。

2　漆島氏　姓氏錄卷末に漆島氏見ゆ、一本潘島とあり。

3　對馬の漆島氏　天平十年の周防國正稅帳に「對馬國史生正八位上漆島大名」と云ふ人見ゆ。

4　豐前の漆島氏　第一項漆島宿禰と同一族なるべし。宇佐八幡宮の祠官に此の氏あり。八幡本紀に「祠官、四姓、宇佐、大神、田部、漆島」と見え、また朝野群載十二卷末に「康和二年十一月七日、漆島清貞、木工寮の申に依り、從五位下に叙せらる。」と見ゆ。

5　肥後の漆島氏　託麻郡漆島郷より起る、郡內本莊村世繼明神の祠官に漆島掃部あり。

6　美作の漆島氏　漆間條を見よ。漆間氏の族なり。

漆田　ウルシダ　武家系圖に「清和源姓、小笠原庶流」と見ゆ。

漆谷　ウルシダニ　石見に此の氏あり。

漆戶　ウルシド　ウルシベ　甲斐國巨摩郡漆戶邑より起る。武家系圖に「漆戶、清和、小笠原庶流」と見え、家傳に「元小佐手を稱し、先祖信安、武田信玄の命によりて、家號を漆戶に改む」と云ふ、武田の庶流也、家紋輪寶、萬字。ヌリベ條を見よ。

漆野　ウルシノ　日向の豪族にして、日向記に「漆野能登守、同雅樂助、」また「漆野切寄、漆野志摩介」などを載せたり。又漆野左衞門尉あり。

漆沼　ウルシヌマ　稻置姓なり、シツヌ條を見よ。

漆畑　ウルシハタ

漆原　ウルシハラ　上野、岩代、阿波等に此の地あり。その地名を負ふ。

1　藤原姓　上野國群馬郡漆原邑より起る。永仁四年十二月の文書に「早く藤原兼鄕をして、上野國漆原村屋敷名田在家、並に阿波國富吉庄內在家を領知せしむべき事。右祖父漆原五郎兼敎法師法名西念の讓狀に任せ、領掌せしむべきの狀、仰せにより下知件の如し。陸奧守、相摸守」と。

寛政系譜に、此の氏二家を載せ、藤原支流に收む。家紋龜甲の內十文字、稻穗丸に十文字。同族か。

2　阿波の漆原氏　前項氏に同じ、前項を見よ。故城記板東郡分に「漆原殿、藤原氏、竹丸中ニ車下ニ上ケ卷」と載せ、又一本に「庵中三葉柏」とあり。

3　讚岐の漆原氏　全讚史に「箭造城、川東下村にあり、漆原勘右衞門勝重之に居る、細川勝元に仕へ、屢々軍功あり。賞する

(同上)―兼方(同上)―兼彦(同上)―兼員(同上)―兼前(同上)―兼遠(神祇大)云々と。卜部系圖これに同じ。太平記卷廿五に神祇大副卜部宿禰兼豊、平野社の神主卜部宿禰兼員を載せたり。又兼頼は宮寺緣事抄に神祇權少副とあり。

代々多くの學者を出せり、先づ一條帝より兼の字を賜ひしと云ふ兼延(平麻呂曾孫)は唯一神道名法要集の作者と傳へられ、鎌倉時代に入りては古事記裏書を書きし兼賴、釋日本記の著者卜部懷賢、神代記私訓抄の作者兼直、其の後、兼方、慈遍、兼好、兼倶等あり、ヨシダ條及び平野條を見よ。

雲上家卜部氏は此の流にて、吉田、萩原錦織、藤井等の諸家あり、これを卜家と云ふ。

19 卜部朝臣 前項卜部宿禰の後なり。氏族志に云ふ、兼熙吉田を以つて氏と爲す。北主後圓融朝に仕へ、左京權大夫と爲る。兄神祇權大副兼繁、及び族人兼遠等八人と、上疏し、改めて朝臣を賜はらん事を請ふ。議者謂ふ、賜姓の典、其の人を褒する爲なり、審議せざるべからず焉。朝廷竟に其の請を允す(後深心院關白記)

と。廣瀬社祿起、藤森社緣起等、卜部朝臣と載せたるもの極めて多し。

20 其の他、源賴光の家人に勘解由判官卜部季武あり、四天王の一人として人口に膾炙す。子を武俊と云ふ。

占部 ウラベ 卜部に同じ。前條に併せ云へり。

浦部 ウラベ 卜部、占部に等しかるべし。

1 源義家の家臣浦部兵庫兼陸、始め越後國蒲原郡竹花村に來住し、後古志郡堀金邑に移る、數十世山吉長門守に至る(雲譜)と傳へらる。

2 又筑後に浦部氏あり、將士軍談を見よ。

浦邊 ウラベ これも卜部に等しきか。

裏松 ウラマツ 京都雲上家の稱號なり。

1 藤原北家日野家流 尊卑分脈に「日野時光―資康―重光(裏松、又號北小路)―義資―裏松勝光(號日野)―政資―内光―晴光―時資」と、また日野一流系圖にも「資康(裏松)―重光」と見ゆ。應仁略記下に裏松殿(九月一日)とあり。

2 同日野烏丸流 前項裏松家の遺跡を繼承せしなり。知譜拙記に「烏丸光賢―資淸(裏松)―意光」と見ゆ。意光の後は益光―祐光―光世―謙光―明光―恭光―良光にして、德川時代、名家、舊、百三十石、椹木町寺町西入北側、寺報恩院、外樣。現今子爵。

裏松

號衣
御印

占見 ウラミ 和名抄備中國淺口郡に占見鄕あり、宇良美と註す。

浦村 ウラムラ 羽後秋田安藤家配下の將に浦村兵庫頭義豊あり、三浦の城主なりき。次に越後國沼垂郡に浦村城あり。又筑後にも此の氏存す、將士軍談に見えたり。

浦本 ウラモト

浦元 ウラモト

浦山 ウラヤマ 武藏、筑前等に此の地名あり。

1 浦上氏流 美作の豪族にして、永正大永の頃、浦山左馬介(左馬允)行重あり、備前の浦上掃部助紀村宗の一族なりと云ふ。當國勝南郡金室城(金風呂山)を守る。大永三年二月廿七日、三星城主後藤左衞門佐勝政之を圍み、行重敗死すとなり。

2 其の他、大村藩、また信濃國、磐城國に此の氏あり。

宇利 ウリ 三河國八名郡宇利庄より起る。宇利庄は康正造内裡段錢引付に、慈恩庵領と見ゆ。此の地より起りし豪族にして伴氏系圖に「光兼（八名郡司、海道總追捕使、號大屋介）—助行（宇利大夫、號設樂、伴五別當、設樂・富永先祖、三河半國總追捕使）—助高（號設樂、伴六介、能射手）—助弘（號宇利、伴四郎大夫）—資兼（三河大介、設樂大夫、號伴四郎、先祖の助字を改めて資字を用ふ。資兼・源義家に從ふ）—親兼（三河大介）—俊實—資成（號宇利八郎）」と載せ、又淺羽本に助弘を宇利伴四郎と載せたり。

瓜坂 ウリサカ 石見物部神社社家に瓜坂氏あり、上官代官屋役なりき。

瓜田 ウリタ 豊前の國の豪族にして、元龜天正の頃・上毛築城郡に瓜田春長（春永）あり。

瓜連 ウリヅラ 常陸國久慈郡（那珂郡）瓜連邑より起る。

瓜生 ウリフ 和名抄若狹國遠敷郡に瓜生鄕、又日向國諸縣郡に瓜生鄕ありて、「宇利布乃、國・野字を加用ふ」と見ゆ。其の他越前、越後、讃岐、豊後等に此の地名あり。此等より起る。

1 嵯峨源氏 越前國今立郡瓜生邑より起る。當國の大族にして、南北朝時代・大いに聞ゆ。その出自に關して、氏族志は「按ずるに瓜生氏、諸書・其の何姓たるかを言はず。然れども保の弟を重と云ひ、照と云ひ、其の僧と爲る者を源琳と曰ふ。凡そ嵯峨源氏は皆單名なり。即ち瓜生氏は蓋し其の族ならむ。其の源琳と曰ふ、亦姓を以つて名に冠する事、猶ほ名和長年の弟が僧となりて源盛と曰ふが如き也。且つ高師泰・鼓崎之役に瓜生源左衞門なる者あり。即ち瓜生の源姓なるや疑なし、故に此に附す」と云へど、武家系圖既に此の氏を嵯峨源氏に收め、又其の作製時代は詳かならざるも、次の如き兩種の瓜生系圖ありて、共に嵯峨源氏とす。

嵯峨天皇—源融…瓜生種（承久亂、官軍に屬し、宇治に敗れて越後三島郡瓜生村に退く。因つて氏となす、十八代孫也。）
- 貞
  - 俊
    - 晨
      - 明 延元元年・越前杣田城戰死
  - 永
    - 奇
    - 寛

- 衡 藏人 越前生
  - 保 越前國司、檢非違使判官 杣山城主、椿曲戰死、從五位下
    - 懷運入道義鑑 鷁波瓜生寺建立 延元二年正月共兄椿田戰死
    - 林 次郎 入道源琳
      - 小次郎盈清
    - 重 兵庫四郎、丸城主
    - 照 彈正左衞門、妙法寺城主
  - 豪 延元三年二月從于鷁波合戰
  - 晃
  - 信 椿曲戰死
    - 諫 初瓜生寺住職、還俗して大鹽八幡による
  - 女子 大鹽八幡大宮司舟橋泰景室

また一本に「渡邊綱—久—安—傳—重—親—定（源大夫、右馬助、住越後國）—學（右馬允、瀧口、實越後介儀男）—種（彌太郎、住越後國三島郡瓜生村）—貞（瓜生二郎）—衡（瓜生藏人大夫、從五位下）—保（瓜生左衞門大夫判官、正六位下）」とあり。

大鹽八幡宮は王子保村大字國兼にありて、其の神官瓜生氏は文書寶器等を藏し、清原姓と稱す。蓋し原姓舟橋氏にて清原姓なりしが、瓜生諫その跡を繼ぎ、且つ舊姓清原を稱せしに過ぎず。即ち瓜生氏の嵯峨源氏なる說を妨ぐるものにあらざるなり。

此の瓜生氏は太平記卷十七に「義助義顯

ウラへ

の地に移り、高御魂神社の社人（下縣直）によりて都にも傳播せしものなるや必せり。

13　壹岐の卜部　壹岐も對馬に次いで韓國に近ければ、早く支那の龜卜法傳はりしものと考へらる。而して中央に齎せしも對馬と殆んど同時なり。卽ち顯宗紀に「月神人に著きて謂つて曰く、我が祖高皇産靈、天地を鎔造するに預る功あり、宜しく民地を以つて奉れ、我月神、若し請に依りて我に獻らば、當に福慶あらんと。奉るに山城國葛野郡歌荒樔田を以つてし壹岐縣主押見宿禰・祠に侍す」と。神名帳當國壹岐郡に月讀神社、高御祖神社あり、顯宗紀所載高皇産靈、月神は此れに外ならず。而して歌荒樔田の月神社は式帳の葛野坐月讀神社の根源なり。

此の事件が龜卜中央傳播と關係深きは歌荒洲田卜部伊伎氏本系帳に「雷大臣命の子、眞根子命・神功皇后御世、眞根子父に隨ひて、三韓に赴き、歸朝の後、尙ほ壹岐島に留り、三韓を戍る。玆によりて子孫本姓を以つて、或ひは中臣と稱し、卜部と稱し、或ひは地名に依りて壹岐と稱す」と見ゆるに據りて窺ふを得ん。但

ウラへ

し眞根子を雷大臣命の子とし、中臣氏とする如きは全く信ずるに足らず、壹岐氏は顯宗紀に見ゆる如く、月神の裔と云ひ、又高御産靈神の後と云へば、中臣氏とは全然別系統なるや明白なればなり。

本系帳・押見を眞根子五世孫とす。而して「忍見宿禰・始めて壹伎島より遷り、山背國葛野郡歌荒洲田の地に居る、宿禰の神社・今松室の里にあり」と。忍見三世孫を卜部伊吉若彥と云ふ。賀茂緣起に「志貴島御宇天皇の御世、天下國を擧げて、風吹き雨零り百姓愁を含む。爾の時卜部伊吉若日子に勅して卜せしむ」とあり。若彥の後は「乙等―綱田―古麻呂―宅麻呂―益麻呂―眞次―氏麻呂―氏成―是雄」なり。是雄は、貞觀五年九月紀に「壹伎島石田郡人宮主外從五位下卜部是雄、神祇權少史正五位上卜部業孝等、姓を伊伎宿禰と賜ふ。其先雷大臣命より出づる也」また同十四年四月紀に「宮主從五位下兼行丹波權掾伊伎宿禰是雄卒す。是雄は壹岐島の人也。本姓卜部、改めて伊岐となる。始祖忍見足尼命、神代より始まれ龜卜の事に供す。厥の後、子孫祖業を傳習し、卜部に備ふ云々」と見ゆ。此の氏

ウラへ

の系圖伊伎氏條に詳かなり、參照せよ。是雄の兄を雄貞と云ふ。齊衡三年宿禰姓を賜へり。

斯く壹岐氏は對馬の上縣、下縣兩國造と同樣早くより、龜卜法を支那より傳へて之を中央に齎し、前述の如く令集解、延喜式等にも、三氏共に、神祇官卜部の事に與りし事を載せたるに、後世對馬兩縣の人著はれずして、此の家の人大いに榮えしは、彼の根據地大和なるに反し、此の氏は山城葛野郡に居り、山城遷都後・都に近き地の理を占めたるによるならんかと考へらる。

14　伊豆の卜部　伊豆の卜部が對馬壹岐の卜部と神祇官の卜兆に與りし事は前述の如く令集解延喜式によりて明白なれど、其の起原が何によりて然るか、詳かならず。平田氏の說に伊豆の卜部は世々三島大社に仕ふと、果して然らば、三島の神は仁德朝百濟より渡り來ませりとの說あるが如く、早く韓土と往復ありて其の方を傳へしか。或は壹岐の卜法傳はりて、三島社にても早く龜卜を行ひし爲か。猶ほ研究を要す。平麻呂出づるに及び始めて聞え、終に天下神祇道の權を握るに至

る、卜部宿禰條を見よ。

15 山城の卜部　壹岐卜部の後なり、第十三項、十七項及びイキ條を見よ。

16 卜部首　筑前にあり、卜部の部分的伴造にして筑前の卜部を管せし氏か。川邊里大寶二年戸籍に「戸主卜部首羊、外二名、」見ゆ。

17 占部宿禰(伊岐流)　第十三項壹岐の卜部の後裔、氏成の長子雄貞の後なり。齋衡三年九月紀に「宮主外從五位下卜部雄貞、神祇少祐正六位上卜部業基等、姓を占部宿禰と賜ふ、」と見ゆ。松尾社家系圖には「若彦—乙等—綱田—古麿—宅麿—益麿

—眞次—氏麿—氏成—雄貞—貞本
—益業—業氏—宅基—業基—業孝

とありて、雄貞に「齋衡三年九月庚辰、姓を卜部宿禰と賜ふ、雄貞は龜筮之倫也」と載せ、業基に「天安元年九月庚戌、伊吉を改めて卜部宿禰を賜ふ」と註す。系圖はイキ條を見よ。

18 卜部宿禰(伊豆流)　伊豆卜部の後裔なるや明白なるも、宿禰を賜ひし時代詳かならず。元慶五年十二月紀に「從五位下行丹波介卜部宿禰平麻呂卒す。平麻呂は伊豆國人也、」と見ゆる人を始祖とす。此の平麿の出自については大中臣氏より出づと稱すれど、大いに疑義あり。先づ尊卑分脈、卜部系圖等に「大中臣淸麿(右大臣)—諸魚(參木、神祇伯)—治麿(伯、智治麿)—平麿(中臣を改めて卜部と爲す。神祇權大祐)」とあれど、延喜の中臣氏本系帳を基としたる中臣氏系圖、智治麿の子に、良舟、良機、正棟、貞棟、道棟等を載すれど、平麿の名なければ全く信ずべからず。殊に智麻呂は朝臣姓なるに、其の子平麿が其より低き宿禰を稱するの理あらんや。平麿の智治麿の子にあらざるや明白なりとす。(但し元久二年の大中臣系圖は正棟と貞棟との間に平麿を擧げ、又一本大中臣系圖は智治丸の子に日良麻呂を擧げ、卜部氏祖とす。後に補ひしや明なり。)

次に家譜は前述の業基(壹岐流)、のち平麿と稱すと云ふも、元慶五年紀に「伊豆國人」とあるを如何すべき、もし業基卽ち平麿なりとすれば所貫を伊岐又は山城とすべき也。猶ほ伊伎、松尾の諸系圖に其の記載なく、業基に業孝、業冬の二子あれど、平麿の子なる豊宗は見えざるなり。

要するに、以上二說は卜部氏を強ひて中臣氏系に移さんとして牽强附會せし說なるに過ぎず。蓋し平麿は伊豆卜部の後にして、其系の如き尋ぬるによしなかるべきか。松尾社家系圖に「淸麿—諸魚(吉田元祖)—智治麿(改中臣姓、爲卜部)—平麿、」とあれど、これも後世の追加なれば信ずべからず。

平麿の後は尊卑分脈に「平麿—豊宗—好眞—兼延(一條院宸筆せられ、兼字を下さる。神祇伯長上)—兼忠(神祇伯長上)—兼親(神祇伯長上)—兼政(同上)—兼俊(同上)—兼康(神祇權大副、長上)—兼貞(同上)—兼茂(神祇大副長上)—兼直(七朝侍讀、同上)—兼藤(神祇少副、長上)—兼益(神祇權大副長上)—兼夏(同上)—兼豊(神祇大副長上)—兼熈(同上、正三位)」と見ゆ。兼延、兼政等吉田社務となり、子孫世襲し、兼熈に至り、吉田を以て稱號となす。また兼延の次子兼國(神祇大副)、平野社長官となる、子孫兼宗(神祇大)—兼時(神祇少)—兼友(平野社預、神祇大)—兼衡(同上、神祇權大)—兼經(神祇少)—兼賴(神祇權大)—兼文

ウラへ

ウラへ

ウラへ

島二口、伊豆二口、國造丁直丁等、食給斷一口」と見え、又延喜式にも「凡宮主・卜部事に堪ふる者を取る。其の卜部は國の卜術優長者(伊豆五人、壹岐五人、對馬十人)を取る。若し都に在る人を取るは、卜術の群に絶するに非ざれば、輙く充づるを得ず。云々」と見え、而して又集解の文に「卜部・本何色人か。答へて曰く、臨時その事に堪ゆる人を簡取するのみ」と載せて、名を負ふ人より採用するにあらずとす。

此等によりて考ふれば、中古初期の戸籍並に古文書に見ゆる諸國の卜部氏も嘗つては卜事に携はりしより、其の名を負ひしものならむも、神祇官に採用されし卜部は此等諸國の卜部氏にあらずして、對馬、壹岐、京、伊豆等の人より、卜事に堪能なるものを撰び、しかも其れ等は必ずしも卜部なる名を氏とせしものにあらざりしを知るに足らん。此處に於いて、此等四ケ國以外の卜部は、我が國の古卜、所謂フトマニに關係せし人々の名殘にして、中古神祇官にありし卜部とは別系統なるを知るべし。

1　陸奧の占部　陸奧國戸籍に「戸主占部加豆石(大寶二年籍、戸主占部古豆彌戸、戸主子、今爲戸主)。大伴部意彌妻占部彌

都(慶雲四年死)。戸主占部、戸口十人、從道移來、」など見ゆ。

2　常陸の占部　常陸國年月未詳戸籍に「占部黑成女、外一人、占部島繼外九人、占部黑刀自賣外一人、」また靈龜元年十二月紀に「常陸國久慈郡人占部御蔭女、三男を產む、」また寶龜元年七月紀に「常陸國那賀郡人占部少足、」また萬葉集廿に「茨城郡占部小龍、助丁占部廣方」等見ゆ、以つて此の部の人が一國內に廣く分布せしを知るに足らむ。猶ほ次の項を見よ。

3　鹿島社の占部　常陸風土記香島郡條に「其處に有る所の天之大神社、坂戸社、沼尾社、合せて三處を惣べて香島の大神と稱ふ。因りて郡に名づく焉、云々。神戸六十五烟云々、神社周匝、卜氏居る所」と見ゆ。天平十八年三月紀に「常陸國鹿島郡中臣部二十烟、占部五烟、中臣鹿島連の姓を賜ふ」とあるは、此の卜氏の事にて、上古以來鹿島社に奉仕し、太占の事に携はりし氏と考へらる。

4　下總の占部　意布鄕養老五年戸籍に「占部宮麻呂、」また天平寶字六年十二月廿四日の石山院奉寫大般若經所解に「占

部小足、下總國埴生郡阿佐鄕、」また萬葉集廿に「下總國防人占部虫麻呂」など見ゆ。香取社にも鹿島社と同樣此の部の人ありしなるべし。

5　駿河の卜部　日本惣國風土記の駿河風土記に見えたり。

6　參河の卜部　國帳碧海郡に占部神社あり、此の部のありし事明白ならむ。又額田郡に占部村あり、この部のありし地なるべし。

7　大和の占部　明匠略傳に「惠心僧都、一・前少僧都源信は、大和國葛城下郡の人也。父は占部正親也。長和二年正月一日云々、寬仁元年六月十日入滅、」また續本朝往生傳に「權少僧都源信は、大和國葛上郡當麻鄕の人也云々。僧都別傳に云ふ、俗姓は卜部、大和國葛上郡人也、」と。また今昔物語十二の卅二に「今昔比叡の山の横川に源信僧都と云ふ人有けり。本大和國の葛城の下の郡の人也、其の父をば卜部の正親と云けり」など見ゆ。これも葛城の神に奉仕せし古卜家の後裔なるべし。

8　和泉の卜部　和泉郡中井村夜疑神社の社家也、本村は古時唐臼の使用を祭神の

忌み給ひしを以て用ひざりしが、寛保元年八月九日、特に祭事を行ひ、其の免除を請ひ、初めて唐臼を用ふるに至ると云。

9　近江の卜部　建武の頃卜部左兵衞と云ふ人あり。元年三月七日、甲賀郡に不動寺を建立すと云ふ。古代占部の後裔か。

10　因幡の占部　貞觀八年十月紀に因幡國巨濃郡人占部田主と云ふ人見ゆ。

11　筑前の卜部　川邊里太寶二年戸籍に「戸主卜部乃母曾等八十四人」見ゆ。なほ卜部首と云ふもあり。當國に甚だ多かりしを知るに足らむ。

又後世宗像郡に占部甲斐と云ふ人あり、同郡草崎の古城に據る（續風土記）。蓋し古代宗像神社に奉仕せし占部の後裔なるべし。

12　對馬の卜部　當國は古代上縣國と下縣國とに分れ、而して兩國造ともに神祇官卜部に關係ある事、前引令集解の文によりて明白なるべし。蓋し西睡に位置し、早く支那の龜卜法を受けしものと考へらる。上縣下縣の兩國、卽ち後の上縣郡、下縣郡共に卜部氏あり、卜事に携はりしを氏とせしと考へられ、而して其の位置より見て、國造の一族ならんかと思はる。卽ち天安元年六月紀に「太宰府飛驛言上す。對馬島上縣郡擬主帳卜部川知麻呂云々、」と。また貞觀十二年二月紀に「對馬島下縣郡人卜部乙屎麻呂、鸕鷀鳥を捕ふる爲に新羅境に向ふ、」など見ゆ。

これより前、顯宗紀三年四月條に「日神人に著き、阿閉臣事代に謂つて曰く磐余田を以つて、我が祖高皇產靈に獻れと。事代便ち奏して、神の乞により、田十四町を獻ず。對馬下縣直・祠に侍す、」と。壹岐國の卜部と同樣、當國人が卜部に採用さるゝ起原は此處に存するか。下縣郡豆酘村（和名抄豆酘鄕）に高御魂神あり、顯宗紀見ゆる處の高皇產靈神これなるべし。而して磐余田と云ふは大和國十市郡磐余の高皇產靈社にして、式帳の目原坐高御靈神社二座に當る。二座は高御靈神と天日神とを祀るなりと云ふ。

又豆酘邑に豆酘大明神あり、式帳雷命神社に當るなりと。考證引用當國社家傳來神名帳に「豆酘雷大明神、今豆酘村にて龜卜をする岩佐氏、正月に豆酘村の西なる社に詣て、此の神を祭り卜をする也。龜卜は雷命より傳れり。雷命は卜部（庭か）の神にて、神功皇后に隨ひ三韓に渡り、當國に住み給ふ。阿連村其の住處也と云傳へたり。占申も今阿連村より出す也」（覈錄）と。雷命は早くより中臣氏の祖烏賊津使主に當ると說かれ、天應元年七月紀栗原勝子公の奏言に「先祖伊賀都臣は是中臣遠祖天御中主命二十世の孫意美佐夜麻の子也。伊賀都臣、神功皇后の御世、百濟に使し、便ち彼の土の女を娶り、一男を生む、名づけて日本大臣と曰ふ。大臣遙かに本系を尋ねて聖朝に歸す、時に美濃國不破郡栗原の地を賜ふ、遂に栗原勝姓を負ふ」など云ひて中臣栗原連姓を賜ひし事あるも、栗原氏が勝姓なるは歸化族なる事著しく、又此の記事も史實と考へ難く、且つ姓氏錄既に之を疑ひて、中臣栗原連を未定雜姓に收むるを思へば假冒なるや想像するに難からず。されど伊賀都なる人・百濟より來ると說き、又當國龜卜の法は雷命の傳ふる所と云ひ、而して龜卜は支那傳來なるや明白なれば、此處に一道の脈絡あるにて、龜卜法は支那より百濟に傳はり、次いで此の地に渡りしかと考へらる。されば此の地の雷命と中臣烏賊津使主とは同名異人に過ぎずと想像せらる。兎に角、龜卜法は早く此

ウラノ
ウラヘ
ウラヘ

所、同院御時四天王其の一也〃保延三々勅勘、また承𠂆三八、父と相共に國房に相隨ひ、美乃國に於いて合戰と）―重遠（信乃守、兵庫允、號浦野、號浦野四郎、義家朝臣聟、祖父重宗猶子となり四男に擬す。而して重宗勅勘追却に依り靡の責を蒙り畢ぬ。生國美乃國、住國は尾張國浦野也）―重直（浦野太郎、號山田先生、又尾張國河邊庄に住するに依りて河邊冠者と號す）―重滿―重忠」と載せ、重遠は平家物語卷の四に「美濃尾張には、浦野四郎重遠」また「八島重實の子」と見え、源平盛衰記にも同樣見ゆ。武家系圖に「浦野、淸和、本國尾州浦野、信濃守重遠、稱之」とあり。

其の他、東鑑卷十に浦野太郎、承久記に浦野の太郎、及び浦野の四郎を載せたり。

2 滋野姓禰津氏流　信濃國小縣郡浦野庄より起る。この地は東鑑文治二年條に「浦野庄、日吉社領」とあり。滋野姓海野氏の一族にして滋野氏三家系圖に「道直（禰津小二郎）―貞直（神平）―宗直（禰津小二郎）、弟貞信（浦野三郎）―時晴（三郎兵衞尉）」と載せ、又諏訪神家系圖に「貞方（盛信）―新大夫貞光―貞直（禰津神平）―貞信（浦野三郎）」とあり。されど異說ありて、或は源姓と云ひ、或は藤姓と云ふ。

即ち佐々禮石に「浦野城、六孫王經基の二男鎭守府將軍滿政六代の孫四郎重遠此所に住し、鄕名を以て浦野氏と稱し、信濃守に任じ、後代々居住、永正年中村上家の幕下となる。浦野民部衞門允遠隅（私曰初幸次）、天文十四（乙巳）年武田家に降り、水内郡割ヶ嶽城、並に川中島合戰等に數度の軍功有、天正十（壬午）年三月十五日、武田家沒落後、當所を引拂ふ。因つて浦野一族と曰ふ。宗波軒信慶、彌三左衞門政吉、新左衞門定次、源左衞門幸守、久左衞門吉忠等數家有り。一門殘らず武田家に降り、川中島、天目山等にて軍功ありと雖多く滅亡、今御旗下に一二家の末葉有、民部左衞門の系にあらざればしるさず」と見ゆ。

內浦野宗波軒信慶等は生島足島社の起請文に見え、又新編會津風土記所載天文廿四年（乙卯）七月十九日晴信朱印の文書に「今十九於信州更科郡川中島、遂一戰之時領壹討捕之條、神妙之至感入候、彌可抽忠信者也、仍如件、浦野新右衞門どの」と見ゆ。（此の浦野氏或は村上氏一族とも云ふ。）

3 上野の浦野氏　吾妻郡の名族にして、上野國志・吾妻郡大戶條に「何れの時よりか、浦野氏此處に居る、宗長紀行に『大戶と云ふ所、浦野三河守が宿所にやどる』と云々」と見え、又加澤記に「浦野云々七人」と。我妻七騎の一にして「三島・浦野半兵衞、右賴朝公三原野狩の時召出さる」とあり。

4 秀鄉流藤姓　武藏國多摩郡の名族にして、風土記稿に「浦野氏、家系を閱するに、先祖は俵藤太秀鄉十三代の後裔大和權守只信に出づ。只信は伊勢國二見浦に住して浦殿と號せし人なりと云。正和年中守邦親王の召に應じて始て關東に下向し、鎌倉に移住せしが、其子浦野中務少輔只當の時、建武年中相摸次郎時行と心を合せて謀反するの由聞へあつて、信濃國に蟄居せり。其子太郎爲仁、孫次郞只仁、曾孫兵衞大夫季宣といへり。季宣が時、文安年中武田陸奥守信春が家人となり、それより七代の孫四郎左衞門當時まで世々武田に仕へたりしに、天正年中武田家

沒落の後、武州小宮領の深山洞谷に引籠云々等のことを記せり。されど其後の事蹟をしるさゞれば、果して利左衞門が家系なるをも詳にせず、」と載せ、又乙津村若宮八幡社神主にあり。又府中總社の神人にもあり。

5　藤原姓　三河國額田郡宮崎村小代城の城主に浦野源之亟あり。寛政系譜は、此の氏を藤原氏支流に收むれど、寛政の家譜には、信濃浦野の後とせり。支庶二家、家紋上り藤、稻穗。

6　荒木田姓　皇太神宮小內人攝社祝部家內帳に此の氏あり。

7　賀茂縣主姓　京都賀茂社の社家にも此の氏あり、賀茂縣主姓と云ふ。

8　桓武平氏土肥氏流　小早川系圖に「太郞左衞門朝平―安藝守宣平―浦野氏實」と見ゆ。

9　其の他、甲斐にあり、又會津藩にもあり、共に信濃より移る。會津浦野氏は四十一通の文書を藏す。信玄花押のもの多し。

浦羽　ウラハ　志摩に此の氏あり。

浦橋　ウラハシ

浦濱　ウラハマ　攝津西成郡蒲田村の名族也。

卜藤　ウラフチ

卜部　ウラベ　卜兆を職とせし品部にして併せて神明に奉仕す。卜とは龜を灼く事、兆とは灼きし龜の縱橫の文にて、卜兆とは龜を灼きて吉凶を卜ふを云ふとぞ。令文神祇官に卜部二十人見ゆ。我が國には古く太占(フトマニ)の方あり、諾册二尊國產みの條に「太占に卜へて」と見え、又古事記天祖天石屋戶に隱れ給ひし條に「天兒屋命、布刀玉命を召びて、天香山の眞男鹿の肩を內拔に拔きて、天香山の天の朱櫻を取りて占合へまかなはしめ云々」と見ゆ。されど神武紀以來太占の事明白に見えず、垂仁紀、景行紀等に「卜ふ」と云ふ文字あれど、こは漢文を粧せしに過ぎず。而して多くは神がゝりの方法にて、神託を受けて神意を知り、事を決するを常としたれば、此等神代記紀に見ゆる龜卜法も、後世の事實の反映に過ぎずとも考へらる。されど魏志倭人傳に「其の俗・事を擧げ行來、云爲する所あれば、輙ち骨を灼いて卜ひ、以つて吉凶を占ふ。先づトする所を告ぐ、其の辭・令の龜法の如く、火折を視て兆を占ふ」と見ゆれば太古より卜法の存せしや明白なりとす。而して此の倭人傳に見ゆる卜法が「骨を灼いて」とあるを見れば、鹿卜を指すものにて、神代記紀の太占と同一ならむと考へらる。然るに中古卜部が行ひし令規定の卜法は龜卜にて、鹿卜の事は既に見えず、又卜部は壹岐、對馬のもの多く、山城、伊豆の卜部も、もとは伊岐より移ると云へば、太古の卜法既に廢れ、壹岐對馬に傳はりし支那の卜法、專ら世に行はれしを知るに足らん。卽ち我が國にも太占と稱する卜法ありしも、支那の龜卜・傳はるに及んで、個有の卜法に代りしものと考へられ、而して龜卜が主として西國出身の人によりて行はるゝを思へば、先づ支那より對馬壹岐に傳はり、後に中央にても之を採用するに至りしものと想像せらる。

卜部を氏とするものは、下總、常陸、陸奧、筑前等の中古初期の戶籍に見えたるもあれば、上古にも存せしや想像するに難からず。然るに職員令に「卜部廿人」と載せ、又令集解卷二、職員令條に「津島上縣國造一口、京卜部八口、廝三口。下縣國造一口、京卜部九口、京廝三口。伊岐國造、京卜部七口、廝三口。伊豆國島直丁一口、卜部二口、廝三口。齋宮卜部四口、廝二口、伊岐二口、津

翌年死すと云ふ。系圖「病死」、陰德太平記には「浮田の爲に殺さる。」中國太平記「沙門となり、八十餘歳にて病死」と。備中古文書集に「和氣郡佐伯の天神山の城主浦上帶刀宗景。」又安西軍策に浦上帶刀左衞門宗景と見ゆ。(又武家系圖に「浦上、本國、備前兒嶋郡、モン檜扇、美作守則宗將軍義植公仕」とあり。)備前に浦上氏現存す。

5 美作の浦上氏 笠庭寺記に「西北條郡田邊鄕(材木五千)浦上諸名」と見ゆ。果して然らば本州古くより浦上氏ありしか。浦上氏勢力を得るや、當國また其の管內たり。當國浦上氏系圖に「紀長谷雄十八代浦上美作前司紀則宗(東山殿昵近。元浦上は備前の住、紀氏と稱し、中頃赤松則祐播備作三ヶ國守護たりしとき家臣たり。赤松性具入道滿祐謀反に依て、赤松一家を山名に賜るとき、山名旗本になり、應仁亂以來山名衰微す、其頃則宗登庸せらると云ふ)—宗助(近江守、京に在て細川政元同高國執事のとき軍功を立つ)」

┌村宗(攝部助)┬政宗┬與次郎(黑田官兵衞聟)
│　　　　　　　│　　└清宗—久松
│　　　　　　　└宗景(帶刀左衞門 近江守)—與次郎
└宗久

と載せ、陰德太平記政宗を宗景の弟、浮田直家に讒せられ、岡山城主金光宗高と共に岡山にて討たると。又與次郎は黑田官兵衞の聟となり、祝言のとき、父と同じく下野守の爲に討たる。淸宗も、久松も、與次郎も皆浮田の爲に討る(系圖)とあり。

以上の外、東作志に、浦上近江守國秀(時代不知)、浦上四郎宗長(赤松滿祐代の人則宗の父か否か)、浦上重能(應仁元年則宗の古劵あり)、浦上遠江守藤榮(應仁元年の劵に見ゆ)、浦上基景(應仁三年の卷に見ゆ)、浦上三郎四郎宗助(系圖に所謂近江守なるべし、延德四年の古劵に見えたり)、浦上友與(明應五年の劵に)、浦上宗久(永正十四年の劵に)、浦上元宗(時代不知)とあり。英田郡に宗景の裔と云ふ浦上氏あり。又立石系譜に文龜二年金風呂城主浦上左馬助行豊見ゆ。

6 肥前の浦上氏 彼杵郡浦上邑より起る。浦上邑は長崎の北方にありて浦上北村、同西村、同家野村等多し。此の浦上氏は中國の浦上氏とは全く別にて、此の地方の古族ならんと考へらる。嘉禎三年十二月十九日の關東御敎書案に「浦上小

大夫、同三郎」を載せ、下つて正平十八年應安五年の彼杵郡一揆連判狀に「浦上村地頭浦上沙彌淨賢、同六郎入道沙彌性西、同兵庫丞泰家、同小次郎俊長、中野次郎太郞入道覺心、家野因幡權守公平、同六郞入道正西、同源次郎入道西光、淵主計亟」等を擧ぐ、相當の豪族たりしを知るべし。而して長崎開發の傳說に據れば、浦上小大夫云々等の五家長崎の土豪たりしと云ふ。

又士系錄覺都座根本之事に浦上座、姬座の由來見えて、郡主浦上兵衞繁幸の名見ゆ「(此の氏の事ナガサキ條を參照せよ)。」大村藩士に浦上氏あり、浦上美作守の裔と云ふ。

7 橘姓澁江氏流 小鹿島文書橘薩摩一族恩賞地大隅國種島配分事に浦上次郎公役と云ふ人見ゆ。

8 北國の浦上氏 富樫家譜に「長享二年賊將浦上九兵衞等、加賀國河北郡高松に聚る」と見ゆ。

9 尾州紀姓浦上氏 堀田芳賀系圖に「行義—之泰—之盛(修理亮)—正純(兵部丞)—正通(加賀守)—正秀(新左衞門、仕織田備後守)—正利(勘左衞門)—正盛(加賀

守)」と。第二項を參照せよ。寛政系圖此の末流一家を載す、家紋瓜の内に二引、八本骨檜扇。

10 其の他、太平記卷九に浦上八郎、福岡黑田藩の重臣に浦上氏、「京極家給帳に「三百石浦上權大夫」」五條家文書に浦上長門入道道册、浦上左京入道等見ゆ。

浦木 ウラキ

浦口 ウラグチ 志摩にあり。

浦久保 ウラクボ

浦佐 ウラサ 陸奥津輕の豪族にして、波岡御所北畠氏配下の將なりしと云ふ。

浦坂 ウラサカ

浦崎 ウラサキ

浦澤 ウラサハ

浦志 ウラシ 筑前原田氏配下の將にして浦志孫右衞門、同新左衞門、同良玄等原田記錄に見ゆ。

浦島 ウラシマ 中古浦島朝臣あり、拾芥抄に見ゆ。

浦杉 ウラスギ 信濃に此の氏あり。

浦瀨 ウラセ

浦田 ウラタ 伊勢、上總、磐城、越後等に此の地名あり、此等より起る。

1 浦田臣 夷姓、播磨の豪族にして、弘仁三年正月紀に「夷播磨國印南郡權少領外從五位下浦田臣山人」と見ゆ。

2 荒木田姓 伊勢國度會郡浦田より起る。荒木田姓なれど、血系は齋藤長利次男の後裔なりと云ふ(神宮記錄に月讀宮內人)。

3 藤原姓 肥前の浦田氏は藤原藤兵衞重吉の後なりと云ふ。

4 河野氏流 筑前宗像瀛津宮の下社家に此の氏あり。

5 其の他、南部家臣に此の氏あり、浦田光休の後なりと、又志摩にもあり。

卜田 ウラタ 丹波氷上郡の名族にして、麻呂子王子家臣の裔也と云ふ。

宇良田 ウラタ

浦谷 ウラタニ 志摩に此の氏あり。

反治 ウラチ 和名抄上野國佐位郡に反治鄕あり。ウラチと訓むべきかと。

浦津 ウラツ

浦辻 ウラツジ 裏辻と關係あるか。

裹辻 ウラツジ 京都雲上家の一にして藤原北家閑院流西園寺家の庶流なり。始め正親町家の祖實明・裏辻と號す。其の十一世の孫正親町秀康の次男秀福、始めて此の稱號を起す。季福―實景―季盛―公視―實本―公理―實和―公周―實孚―公愛―公本―彥太郎、德川時代、家領百五十石、今出川半町上室町東へ入、寺本滿寺、外樣。現今子爵。

裏辻 法被御印

裏築地 ウラツジ 裏辻家に同じ、太平記卷三十、卅二等に裏築地大納言忠秀を載せたり。

浦戸 ウラト 土佐國香川郡浦戸邑より起る。堅田小三郎經貞、建武三年の軍忠狀に「正月七日、浦戸、三宮誅罰」と見ゆ。後長曾我部氏此の地に城く。

浦富 ウラトミ

浦野 ウラノ 尾張、信濃等に此の地名あり。それ等より起る。

1 清和源氏滿政流 尾張國春日井郡浦野邑より起る。源姓の大族にして一族甚だ多し、尾張源氏これなり。尊卑分脈に「源經基―滿政―忠重(刑部權大甫)―定宗(駿河守、右衞門大尉)―重宗(佐渡守、承厂三八、義家・國房と合戰の時討死、勅宣に依り義家朝臣之を討つ)―重實(佐渡源太冠者、號八島、鳥羽院武者

野家七組隊長の一に浦氏あり。又石見に現存す。又下總小金本土寺過去帳に「浦伊部(備前國)」と見ゆる人あり。

占 ウラ　卜占を職とせしを名に負ひしなるべし。

1 中臣占連　天平寶字八年七月紀に「大學大允從六位上殖栗占連咋麻呂、訴へて占字を除かん事を請ふ、之を許す」と見えたり。卜部と關係あるべし。

2 陸前の占氏　多賀城跡より發掘したる文字瓦に占とあるものあり。占部氏か。陸奧國戶籍に占部氏見ゆれば也。

浦明 ウラアケ　丹後國正應元年の惣田數目錄帳に「熊野郡鹿野庄十町三反百十三歩、浦明三郎左衞門」なる者見ゆ。

浦井 ウラヰ　姬路酒井藩の番頭、用人、西尾松平藩用人に此の氏あり。信濃にもあり。

浦江 ウラエ

浦岡 ウラヲカ　丹波志天田郡に「浦岡氏、子孫笞卷村、綾部在中より來る」と見ゆ。

浦鄉 ウラガウ

浦垣 ウラガキ

占方 ウラカタ　和名抄武藏國豐島郡に占方鄉あり、宇良加太と註す。

浦川 ウラカハ　筑後國柳川附近に浦川氏あり。平家落武者の後裔と傳へらる。又肥前大村藩に浦川氏あり。

浦壁 ウラカベ　浦上氏に同じきか。播磨の浦上は浦壁ともあり。

浦神 ウラカミ　紀伊國牟婁郡に浦神の地あり。

浦上 ウラカミ　和名抄播磨國揖保郡に浦上鄉あり、宇良加美と註す。その他肥前に浦上の地あり、後に云ふべし。

1 浦上臣　播磨國揖保郡浦上鄉てふ地名を負ふ。夷姓にして延曆廿四年三月紀に「播磨國夷第二等去返公島子、姓を浦上臣と賜ふ」と見ゆ。

2 紀姓　同上播磨の浦上より起る。この地は東鑑文治五年三月條に「熊野御領播磨國浦上庄事云々、早く景時の地頭職を停止せしむべきの由、直に庄家に仰せ下さるべく候也」と見ゆ。後浦上氏の所領に歸す。

此の氏は芳賀系圖に「長谷雄―忠道(出羽守)―家俊(紀伊守)―宗信(彈正忠)―宗雅(木工頭)―定綱(宮內少輔)―俊文(紀伊守)―俊重(紀伊守)―重宗(阿波守、一名重遠)―重滿(阿波守)―行義(左衞門督浦上祖)―之泰(右衞門佐)―之盛(修理亮)―正純」と載せ、また浦上系圖に「後文―俊重―重遠―重滿―行義(浦上左衞門佐)―行高(尾張守)―之泰(右衞門佐、修理亮之盛の兄)―之盛(修理大夫、續新古今作者)、弟之滿(紀見掃部助)―昌勝(河內守、歌人、和歌所堯孝門弟)―光信(河內守、法名宗高)、弟則宗(美作守、屬赤松)―宗助(近江守)―村宗(美作守)―宗家―宗景」とあれど、果して事實なるや否や疑ふべし。

此の浦上氏は赤松家重臣にして、赤松家風條々事に「當方御年寄」として其の筆頭に此の氏を載せたり。以つて其の地位を知るに足らん。而して太平記廿九に「赤松律師則祐は七百餘騎にて泣尾へ向ひたりけるが、遙に城の體を見て、敵は無勢なりけるを、一責々て見よと下知しければ、浦上七郎兵衞行景、同五郎左衞門景嗣、云々、さしも岨しき泣尾の坂を責上つて搔楯の際まで著たりける」と。又三十八に「備前國の守護勢浦上七郎兵衞行景」と。次いで明德記中卷に「赤松の上總介義則は一足も退かず云々、有野、有元、喜多野、浦上を先として此彼より馳寄」と

次に上月記康正二年大和國宇智郡に罷向ふ人數着到に浦上右京亮、長祿寛正記に「寛正二年九月二十九日、赤松も浦上美作守を以つて御禮申上らる」と。應仁の亂東軍に屬し、赤松家舊領再興に功あり、「應仁記に赤松勢浦上氏屢々見え．又卷三に「浦上美作守、」また「右京大夫勝元は當管領、赤松次郎政則當職なり。諸家の辻堅所分、浦上美作守則宗所司代なれば、嚴重の御警固を申けり」と。かくて浦上氏勢力を得、赤松の權此の氏に歸す。見聞諸家紋に、

赤松イ
兵部少政則被官
浦上美作守則宗

其の後則宗の孫村宗に至り、その主と爭ひ、遂に赤松義村を弑し、その國を奪ひしが、享祿四年攝津に殺さる。赤松記に「永正十五年七月云々、折節浦上掃部助村宗と、上の御間不思議の雜說出來、播磨國散々に成候。とかく浦上御對治有るべきにて、十一月九日に小鹽より御馬を出され、浦上のふくりうと申を御陣にて候。其後浦上が在城備前の三石迄、御馬を寄られ候。此の三石城昔よりの名城にて

候へば、働不自由にて、相違なく御本意成り難き所に、備中より松田將監と申者浦上一味として後卷致すべしとの雜說出來候間、十二月三日に御歸陣なり。翌年永正十七年、美作の住人中村五郎左衞門、浦上一味の者にして美作の岩屋と申城に楯籠候、云々。此の體にて浦上理運になり、小鹽に雜說出來、とかく御隱居成され然るべしとあつかひ、同十一月御曹司樣七歲の御時、浦上掃部助村宗に御渡し候。村宗請取參らせ室津へ入申候。其の後先屋形樣(入道常印)を室津へ入申、浦上被官實佐寺所に四人の樣にして置申、翌年九月十七日のよ、押込常印樣を討果し申候」と見ゆ。當時浦上因幡守村國等は屋形方にて淡路に逃る。

その後享祿三年、細川兩家記に「然る間播磨西方浦上掃部助則宗(村宗の誤)打立て、東方へ取懸、小寺城、三木の別所城、有田城悉せめ落すなり、討死一千餘人と云なり、云々。折節播磨三ヶ岡浦上進退なればとて、備前國へ御越候て浦上を御たのみ有、同心申され、則三ヶ國ふれさせられける、」と。當時播磨備前美作全く村宗の手にあり。次いで「然る所に御

屋形樣內々阿波衆より內通あり、此の時親の敵浦上を御討有べき調略」(赤松記)にて、赤松晴政(政村)に殺さる。赤松記に「浦上も渡邊川にて沈み果ける。又浦上六郞左衞門、同內藏助兩人・武庫河原にて討はて候、享祿四年六月四日浦上滅亡候」と。されど其の子に宗景あり、備前天神山城に據りて猶ほ勢あり。第四項を見よ。

3 室山の浦上氏　揖保郡室山城は浦上氏の居城にして、美作守則宗以來此の城に居り、其の子宗助―村宗―政宗―景宗あり。景宗、永祿九年龍野城主赤松下野守政秀に攻められて敗死し、此の家亡ぶ。

4 備前の浦上氏　浦上氏は前述の如く播磨に發祥せしも、近江守宗助に至り、備前國和氣郡三石城に據る。その子掃部助村宗が其の主と爭ひし時も當城にあり。村宗敗死後、その子宗景は天神山城に據る。和氣絹に「宗景は古書に遠江守とありて天神山に居る。美作前司則景四代の孫也。紀姓にして代々幼名を紀三郞と云へり」と。父の死後猶ほ勢力ありしが、天性愚蒙、元龜中家臣浮田直家と爭ひ、敗北・圍を破りて逃れ、佐々木美濃守を賴み、

り、親鸞の德に歸し、貞應元年入道して唯佛房と號し、那珂郡枝川村に淨光寺を建つと傳ふ。

5、伊豆の梅原氏　伊豆田方郡大見の三人衆の一に梅原李右衛門あり、北條長氏に降る(伊豆志稿)。相州兵亂記に「伊豆國の住人等、火見の梅原、佐藤、上村云々、宗雲の器量なにさま只人ならじとて、皆下知に隨ひける」と。佐藤氏文書に梅原太郎左衛門あり。

6　菅原姓　武藏風土記稿橘樹郡末長村秋元氏條に「村內増福寺八幡緣起の末に、天正十八年小田原落去の後、先祖梅原將監菅原正賢此里に來り、八代を經たりとあり。又云、正賢が父を梅原兵庫長盛とて北條家に仕へしものなりと云ふ、其餘詳なること傳はらず」とあり。

7　蒲生藩梅原氏　二本松城八千石の領主梅原彌左衛門あり、蒲生記、館基考等に見ゆ。

8　其の他、伊賀名張城主に梅原勝右衛門武政あり。

梅堀　ウメボリ

梅暮里　ウメボリ　久留米有馬の臣に此氏あり。

梅村　ウメムラ　岩村松平藩番頭、奥殿松平藩中老に此の氏あり。又梅村彦左衛門世に名ありと。志摩にもあり。

梅室　ウメムロ

梅本　ウメモト

1　穗積姓(源姓)　大和國吉野郡御料庄の名族にして、吉野庄司芋瀨庄司の後なり。「御料大輔正長(庄司權頭)三代後胤御料庄司、其子右衛門佐、爰に本願寺親鸞上人の裔蓮如上人一宗念佛吉野修行の時、弟子となり、毛坊主にして、右衛門佐正善と號す。敷地の內大樹の梅あり、故に里民呼んで梅本坊と云ふ(今に至つて梅本を坊と云ふ、所謂是なり)。後入道して梅本山淨德庵と稱す。その三世御料庄司、後庄司丹後正武と號す(是より次第して里民梅本庄司と呼ぶ)。人皇一百七代正親町院御宇、永祿年中近鄕の公文八旗八庄司、その外外官上部庄廣橋城へ楯籠り、或は所々に群參して筒井氏と戰事數ヶ度、後に筒井氏の招に應じ、旗下に屬す。其の後從三位亞相秀長公に仕ふ。亞相逝去後庄司閑居して、其の子孫今に梅本庄司某と云々」(吉野舊事記)と。

2　紀伊の梅本氏　有田郡の豪族にして、應永中梅本覺言と云ふ人、中野廣八幡宮を勸請すとなり。畠山氏配下の將かと云ふ。

3　菅原姓　京都北都北野社の社家にして菅原姓、景行天皇の裔と云ふ。

4　其の他、南部家臣に梅本氏、筑後に梅本大五郎運定(筑後國史)。又信濃、志摩等にもあり。

梅元　ウメモト　梅本氏と同じか。

梅森　ウメモリ　源姓にして彌左衛門某の後なりと云ふ。

梅屋　ウメヤ　肥後國益城郡の名族なり。木山備後守信運天正十三年島津氏に攻められて亡ぶるや、その孤・此の家に養はれ、長じて其の家を嗣ぐ。キヤマ條を見よ。

梅山　ウメヤマ

梅若　ウメワカ　東京向島木母寺に梅若塚あり、回國雜記、梅花無盡藏等既に此の地に古塚ありしを傳へたり。謠曲隅田川に據れば、梅若丸は、洛北白川の人吉田某の子なりと云ふ。謠曲家梅若氏は橘姓とも藤原氏とも稱す。又丹波に梅若氏あり、梅若門之助の末流なり(兩縣指掌)と。永祿六年諸役人附に梅若あれど、こは千若、鶴若、熊若、龍若等と共に御小者の名に過ぎず。

宇母　ウモ　拾芥抄に見えたり。

鵜本　ウモト　秀郷流藤原姓大友氏の族にして、立花系圖に「直光（戸次孫次郞、左馬頭）—親矩（鵜本四郞）—直世（戸次孫五郞）—高載—直賴—能泰—親續—親久—統貞—義員」と見ゆ。

宇彌　ウヤ　太平記十六に「宇彌左衞門次郞重氏」あれど、ウノと訓むべきか。

宇屋　ウヤ　明德記に「金野、高山、宇屋、蓮池」と見ゆ。

宇山　ウヤマ　又卯山とも通じ用ひらる。

1　雲石の宇山氏　尼子方の將に宇山右京、宇山飛驒守等あり、皆安西軍策等に出づ。天文十三年、尼子晴久・其の將尼子國久、宇山久信等に命じ美作を略せしむ。久信・高田城主三浦下野守貞久を攻め、其の喪に乘じて之を陷る。後永祿二年三浦氏の遺臣に破らる（美作略史）。美作小坂田文書に「宇山七郞右衞門分同小吉郡中村云々」。また伯耆日野郡樂々福神社永祿二年の棟札に、「尼子右衞門督晴久代官宇山彈正、」また尼子氏の最後上月城に籠りし士に宇山彌太郞等あり。（毛利家臣にもあり）

2　甲斐の宇山氏　巨摩郡南部地方の名族なり。

卯山　ウヤマ　宇山と通じ用ひらる。宇山飛驒守、同彈正を、安西軍策に卯山飛驒守、卯山彈正忠ともあり。石見に此の氏現存す。

鵜山　ウヤマ　白河古事考永祿九年六月六日の文書に「南鄕本意候者、伊香之內、鵜山平六郞忍之地方のりう願申候云々」と。

宇良　ウラ　和名抄駿河國駿河郡に宇良鄕、陸奥國標葉郡に宇良鄕、隱岐國知夫郡に宇良鄕あり。

浦　ウラ　宇良鄕も後世浦と稱し、又其の外浦の地名諸國に多し、此の氏は其等の地名を負ふ。

1　桓武平氏土肥氏流　安藝國豐田郡浦鄕より起る。小早川氏の族にして、小早川系圖に「茂平—雅平—朝平—宣平—氏實（浦）」と見ゆ。安西軍策に「浦兵部亟宗勝が嫡子少輔四郞（備前國常山）」あり、浦兵部亟は諸書に多く見ゆ。

2　萩雜記に「毛利家の御船手、昔は七組、後三組、村上掃部、浦孫兵衞云々」と。

3　平姓久米氏流　阿波國の豪族にして、故城記麻植郡分に「浦殿、久米、平、立引龍十文字」と見えたり。

4　筑前の浦氏　志摩郡の名族にして、應永年中浦刑部大夫次永と云ふ人あり。櫻井大宮司の先祖なり（管內志）と。櫻井大宮司とは櫻井に與止比賣明神あり、續風土記に「國主黑田忠之公、此の窟に參詣し、神殿を修作、浦某を社務に任じ、其の子每成を京都に遣り、吉田派の唯一神道を學ばしめて國中神祇職の惣司に補せらる」とあるに當る。又原田家記錄に浦久左衞門見ゆ。

5　大村氏流　肥前大村家の庶流に此の氏あり。

6　淸和源氏賴淸流　德川系圖に「賴淸信州に配流、信濃源氏の始と號す、伊豆、村上、浦云々等祖」と見ゆ。

7　淸和源氏浦野氏流　紀伊牟婁郡の名族にして、續風土記同郡江田浦條に「地士浦儀才次、駿河守忠重五代の孫浦野四郞重遠の裔小川又次郞義重の後なり。義重、美濃國より當國に來り、江田浦に住すといふ。封初以來地士に命ぜらる。大慧公の時より、大莊屋を勤め代々相續す、」と載せ、又地士浦儀八幡を崇む、

8　其の他、東鑑卷廿五に浦太郞、筑後星

かとの説あり。ウメド條參照。

4 丹波の梅津氏　丹波志氷上郡條に「梅津氏子孫小野村、古家地侍也、古屋敷に石牌あり、子孫本宗今梅津助右衞門、安大夫、助左衞門一黨二十家」と見ゆ。

5 和泉の梅津氏　大鳥郡に梅津氏あり、梅津嘉門景春の女、幼名乙星と呼ぶ、後山賊に囚へられ、賣られて遊女となる。即ち地獄太夫也。一休禪師との連歌に依りて其名高し、有名なる俠客野晒悟助は其兄也など傳へらる。

6 筑前の梅津氏　謠曲唐船に唐土と日本との戰鬪の際、日本に擒はれし人の内に祖慶官人と云ふものあり。箱崎浦宇海門戶の梅津氏は此の裔にして、土人は此の家を唐人婆と稱ふとぞ。祖慶が日本にて娶りし後妻の裔孫と云ふ。(舊志略)。

7 筑後の梅津氏　當國の豪族なり。田中家臣知行割帳に三百石梅津吉大夫とあるは此の族なるべし。

8 桓武平氏澁谷氏流　佐渡國加茂郡に梅津城あり、澁谷氏の居城にして、城主牛左衞門眞茂(六ヶ村地頭)、天正中逃れて常陸に走り、梅津氏と云ふ。

9 越後の梅津氏　古志郡の豪族にして、梅津牛左衞門は三島谷の城主なりき。

10 羽黑山梅津氏　羽黑山三長吏の一にして田川郡添川に住す。風土略記に「添川殿とは羽黑山三長吏の一人、上旬殿の館跡なり。上旬は俗名梅津中將、其の子孫寛永年中絕ゆ」と。その起原に關しては羽黑山中興覺書に「西明寺時賴公廻國の時、三ヶ年此の山に來云々、西明寺歸國の後、當國探題として梅津中將殿を遣さる。御子三人あり、長吏職に補せられ、一月十日代に仕置を致さる。之によりて、衆徒山伏等、上旬中旬下旬と、三長吏に配分にて伺公す。上旬家老太田氏、中旬家老三澤氏、神林氏、下旬家老眞田氏、吉住氏也。上旬中旬子孫斷絕、下旬末葉、寛文年中迄これあり。知行三十石にて女別當役を勤め、神子社人を支配す、常喜坊これなり」と見え、羽黑舊記に「大永六戊年、上杉右京亮殿、添川梅津殿の城に隱る」と、又砂越大乘院年代記に「大永七年、大寶寺、中將殿、同名五人生害、三月四日」と。中將は梅津中將に外ならず。

11 藤原姓梅津氏　佐竹家の勇將に梅津牛右衞門憲忠あり、その後牛右衞門利忠(元祿)あり、佐竹藩の重臣なりき。又梅津五郎左衞門・十二所城々代たりし事あり。藤原氏なりと云ふ。

12 其の他、陸前の人梅津右近某あり、又伊達家の臣梅津藤兵衞、天正十八年會津を攻めて討死す。會津にも梅津氏あり、新編風土記藤田村小名梅津條に「寛政二年、肝煎梅津林之助と云者、廢田を興し民居を構ふ」と。又懸川太田藩の添役に此の氏あり。

梅月　**ウメツキ**　石見に此の氏あり。

梅辻　**ウメツジ**　**ウメガツジ**　ウメノツジ條を見よ。

梅戶　**ウメド**　次の三流あり。

1 桓武平氏富田氏流　伊勢國員辨郡梅戶邑より起る。梅津氏と云ふと同一かと云ふ。長享將軍江州動座着到に「勢州梅戶右京亮」を載せたるより、相當の豪族たりしを知るべし。後佐々木より繼ぐ、ウメツ條參照。三國地志に「朝明郡田光堡、按梅戶左衞門尉居守」と。名勝志田光城條には「永延中、田光隼則城を築き、之に居る。後姓を梅戶と改む。」とあり。

2 佐々木氏流　前條氏の後を繼ぎし也。

佐々木系圖に「高賴（六角大膳大夫、法名宗椿）―高實（勢州梅戸）」と見ゆ。（高實は高賴の四男也、又承禎は【高賴―定賴―】義賢の事なり）。三國地志に「梅戸高實、按、左近大夫に任ず。實は從四位下大膳大夫佐々木高賴四男、田光城主梅戸家を繼ぐ。依て梅戸と號す。永祿四年四月十日、江州高宮にて頓死す。梅戸高宗、按高實男刑部少輔に任ず。天文廿三年十一月十日卒す。梅戸實秀、按、高宗弟、初め次郎高資と云、永祿十一年三月戰死」とあり。梅戸城は門前村字天水にあり。

3　清和源氏土岐氏流　土岐系圖に「池田賴忠―賴益―成賴―政房―某（號梅戸）」と見えたり。

4　信濃にも此の氏あり。又花山院家の諸大夫に此の氏あり。

梅内　ウメナイ　陸奥國三戸郡梅内邑より出でしなるべし。工藤氏の族にして南部家臣なり、家紋三引龍。

梅波　ウメナミ　松江松平藩に此の氏ありと云ふ。

梅根　ウメネ

梅野　ウメノ

1　萬名氏裔　紀伊國在田郡廣村の地士にして、續風土記に「近江國佐々木社神主萬名五郎大夫の孫奥野源次定時の後といふ」と見ゆ。

2　其の他、深谷記上杉普代の家臣に梅野彌五郎、筑後五條家文書に「梅野大野以下當御方に馳參じ侯」また梅野山城守等を載せ、又越前に此の氏の名家ありと。

梅ノ井　ウメノヰ

梅辻　ウメノツジ　山城國上賀茂の社人にして、賀茂縣主の後裔なりと云ふ。

梅宮　ウメノミヤ　ウメミヤ　會津に梅宮氏あり。新編風土記會津上荒井舊家梅宮吉兵衞條に「蒲生氏の時より相續て、肝煎役を勤むと云、十二天神社神職梅宮舍人は當家より別ると云」と載せ、又上荒井村十二天神社條に「神職梅宮伊賀、先祖は梅宮舍人とて世世此村に住し、其子孫修驗となり、華藏院と號し、當社の別當たりしと云。寛文の頃華藏院が媳峰野と云へるに、府下南町鈴木兵左衞門と云ものゝ二子をあはせ、伊賀時得と號して此社の神職となりき。今の伊賀常信は其五世の孫なり」と見ゆ。

梅畑　ウメバタ　山城に梅畑庄あり。

梅林　ウメバヤシ　次の三流あり。

1　清和源氏滿季流　尊卑分脈に「滿季十世孫山田八郎賢實―實季―景綱（梅林十郎）―實綱（山上七郎二郎）―實光（山上又二郎）」とあり。ヤマダ條參照。

2　磯部臣姓　熱田神宮社家に此の氏あり。

3　此の氏は近江、美濃、又武藏中藤村天神社の社家にあり。又京都北野社々家に此の氏ありて、菅原姓なりと。武家系圖は分脈に同じ。

梅原　ウメハラ　山城、近江、武藏、上野等に此の氏あり。

1　大中臣姓　大中臣系圖に「兼平―兼澄―兼俊（號二條殿）―兼滿―滿明―滿經―經方―經政―政明―政時―政賴（薩摩國山中に有る小家に在り、名けて梅原と號す。是より梅原始也」と見ゆ。

2　秀鄉流藤原姓關氏流　關系圖に「關宗祐の次男宗光・梅原兵馬と稱す」と。

3　同姓佐貫氏流　上野國邑樂郡梅原邑より起る。元應の頃・梅原九郎次郎時信なるものあり、良田山長樂寺舊記に見ゆ。佐貫氏の人也（後上野志）。

4　常陸中臣姓　第一項梅原の後にして、梅原隼人佐賴貞に至り薩州より常陸に移

神柱神社は平季基・萬壽三年伊勢大神宮の託宣を受けて建立し、水俣島津兩院の總鎭守とせしものと云ふ。鹿屋玄兼記に「三俣神社神明神は三俣の主平大監殿・伊勢宮の夢想を蒙り勸請あり、夫よりして梅北殿大宮司御持なり。大監の在所は梅北と都城との間の原に屋形あり」と。又梅北城は梅北村の益貫にあり、城内を飛ホ城、上村城、中城、新城の四に分つ、建武元年七月三日、島津庄日向方南郷濫妨狼籍謀叛人等の交名に當郷辨濟使梅北孫太郎貞兼あり。當城に居りしならん。その後裔・永祿中莊内梅北領主梅北掃部あり、高原郷麓村松ヶ城に據る。伊東義祐此の地を侵し、屢々兵を合せ、遂に伊東方に屬し、一族伊東勘解由城主たりと。

梅窪　ウメクボ

梅小路　ウメコウヂ　京都の梅小路より起る。雲上家の稱號也。

1　藤原北家葉室家流　尊卑分脈に「葉室顯隆—顯長—長方—宗隆（號梅小路中納言）」と見ゆ。

2　藤原北家勸修寺家　知譜拙紀に「清閑寺共房—定矩（梅小路）—共方」と見ゆ。德川時代御藏米五十石。院參町。寺は小川報恩寺。現今子爵。

梅小路　御合印

梅澤　ウメサハ　相摸、下總等に梅澤村あり、それ等より起る。

1　平姓　相摸國餘綾郡梅澤邑より起る。平氏の庶流なりと云ふ。

2　藤姓上杉氏流　下野國梅澤邑より起る、其の地の地頭たりしを氏名に負ひしにて、上杉氏の庶流なりと云ふ。深谷記上杉御普代家臣に梅澤新左衛門を載せたり。

3　諏訪神家流　神家の庶族にして家紋梶葉なりと。

4　武藏の梅澤氏　風土記稿葛飾郡條に「梅澤氏（栗橋宿）、元和八年四月台德院殿御社參の時、利根川滿水殊に大風にて當所船橋あやふく見えければ、先祖太郎右衛門、人夫を率ひ水中に入て粉骨を盡せし其功勞を賞し、伊奈半十郎忠治より貞宗の刀及扇子を與へり」」と見ゆ。

5　藤原姓　鈴田越前守藤原純種の後也と云ふ。肥前にあり。

6　常陸の梅澤氏　佐竹家臣に梅澤氏有、會津陣物語に「佐竹義宣は兼て上杉一味なれば、去六月下旬、家老梅澤半右衛門、戸村豊後守を大將として、五千餘騎、奥州南の關より打入る」と。

7　秀郷流藤原姓　田原族譜に「柏木廣高—有長—有家—高利（梅澤四郎）」また「佐野忠家—賴綱—師綱—宗長—宗高（梅澤三郎）」」また「武澤喜八郎沖氏—行氏—利通（梅澤内藏助）」などを載せたり。

8　其の他、羽後仙北郡の豪族に梅澤氏、紀伊德川家重臣に梅澤氏、會津にもあり。又梅澤長者物語と云ふ繪卷物あり。

梅園　ウメゾノ　雲上家の一に梅園家あり、藤原北家西園寺家の庶流にして、知譜拙紀に橋本公夏の男實清に梅園と註す。實清—季保—實邦—久季—實縄—成季—實兄—實矩—實好—實紀にして德川時代家領百五十石、梨木町中程西南角、寺、洛東要法寺、外様。現今子爵。

梅園　號衣　御印

梅田　ウメタ　攝津、遠江、武藏、陸奥等に梅田邑あり、それ等の地名を負ふ。

1　清和源氏志太氏流　武藏國南足立郡梅田邑より起る。源爲義の子志太先生（志

田三郎）義廣五代孫常陸介久廣を祖とす。風土記稿足立郡梅田村明王院條に「當寺の濫觴は六條判官爲義の三男志太先生義廣、當所にありて當寺を建立し祈願所とせり、後義廣右大將賴朝に敵對せし時、小山判官朝政に敗られて遂電せり。後三世の孫義純、祖父の緣につきて當所に蟄居せしより、其孫常陸介（小太郎）久廣に至り氏を梅田と稱す。其の十六代梅田帶刀久光、男太郎左衞門久義に至り永正の頃上京して、やがて丹後國島村城に住す。後峰山城に移る」と見ゆ。

2　秀鄕流藤原姓佐野氏流　阿曾沼四郎大夫公郷—廣重（梅田五郎）—廣安（梅田刑部次郎）、その弟廣政（同丹後）と云ふ。又佐野實綱—秀綱—常春—常世—常行—常高—行利（梅田安藝）なりと。

3　攝津の梅田氏　攝津國西成郡梅田邑（今大阪市內）より起りしか。菟原郡生田邑の名族に梅田氏あり。

4　清和源氏南部氏流　陸奧國津輕郡梅田邑より起る。南部又次郎時實（法名實願）の三男孫三郎宗實（北殿）の後なり。南部舊指錄に「北の別れ梅田云々」と。

5　近江の梅田氏　甲賀郡にあり、梅田木之丞治忠劍術を好む。樫原俊重の門木川友之助正信に鎗鎚を習ふと。

6　其の他、梶川系圖に「正信（市郎右衞門）—正包（梶川一郎兵衞）—女（高井作左衞門妻）—女（梅田武左衞門妻、住賀州）—梅田木工丞」と。越前池田惣社大宮司にも梅田氏あり。又能登國の社家にもあり。

埋田　ウメダ　姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。羽後國由利郡に埋田邑あれど、關係なかるべし。

梅忠　ウメタダ

埋忠　ウメタダ

梅溪　ウメタニ　雲上家の稱號なり。

1　村上源氏土御門流　尊卑分脈に「土御門定實—定宗（號梅溪）」と見ゆ。

2　村上源氏久我家流　前項の遺跡を襲ぎしなるべし。久我通世の男季通より出づ。「季通—英通—通條—通仲—通賢—通同—行通—通修—通善—通治」にして、德川時代百五十石。烏丸通一條上る。寺は大德寺昌林院。現今子爵、家紋龍膽從。

梅溪

號衣　御印

梅谷　ウメダニ　ウメガヤツ　次の數流あり。

1　菅原姓　菅公五代の裔標昭二十九代長房の後なりと云ふ。

2　佐々木氏流　佐々木宰相中將義秀の裔なりと云ふ。

3　其の他、石見、志摩、岩代等に此の氏あり。又伊勢內宮社家に梅谷氏あり、荒木田姓と稱す。

梅津　ウメヅ　ウメノツ　山城以下此の地名甚だ多く、其の流派尠からず。

1　梅津殿　山城國葛野郡梅津邑あり。東寺文書に梅津莊と載せ、又梅津長福寺文永十二年文書に梅津莊新御堂と見ゆ。尊卑分脈、近衞基實に註して「號六條殿、又梅津殿、又中殿」と載せたり。

2　山城の梅津氏　前述長福寺は曆應二年に梅津邑主右衞門尉淸景が入元僧月林を請うて、重興開山となし、臨濟宗となしたるものにして、もとは眞言宗なりしと云ふ。

3　平姓富田氏流　伊勢の豪族にして、伊勢軍記に「梅津家は伊勢平氏富田家資の後裔にして、後に江州佐々木承禎の四男を養ひ嗣となす」とあり。梅戶氏と同一

―幸直―賴幸―則幸―善幸―幸房―幸義―憲廣―持幸（信濃守）―氏幸（小太郎）―幸棟（信濃守）―棟綱―信綱―行親（根井小彌太）―親忠（楯六郎、治部大夫）」と見え、淺羽本滋野氏三家系圖には「廣道（海野小太郎）―幸親（小太郎、保元亂、左馬頭義朝の味方をなす）―幸廣（海野彌平四郎、木曾義仲に屬し、備中國水島合戰大將となりて討死）―幸氏（海野小太郎、左衞門尉、志水冠者義高の伴して鎌倉へ下向、義高沒落の時忠勤、召捕はる。賴朝却つて之を感じ、海野本領を賜ひ、兵衞尉に任ぜらる。日本無雙弓名人八人の中也、故實堪能、知らるゝ人）―長氏（海野右衞門尉）―茂氏（信濃守）―幸直（海野左衞門尉）―賴幸（小太郎、信濃守）―則幸（左近大夫）―善幸（海野小太郎、笛吹峠合戰の時、宗良親王の味方に參り、彈正忠に任ぜらる）―幸房（新左衞門尉）―幸義（小太郎）―憲廣（太郎、鎌倉にて元服、上杉憲〇の烏帽子々たり）―持幸（信濃守、鎌倉元服、持氏公一字を賜ふ）―氏幸（小太郎）―幸棟（信濃守）―棟綱（小太郎、信濃守）―幸義（小太郎、左京大夫、信州に於いて村上義淸合戰討死）―信綱（源太左衞門）、弟昌幸（喜兵衞尉、安房守）―信幸（伊豆守）、」また幸義の弟に眞田彈正忠幸隆、昌幸の弟に隱岐守信昌を收めたり。

海野氏は保元物語に「信濃には海野、望月、云々、」また「宇野太郎、」平家物語に「侍大將には信濃國住人海野彌平四郎行廣、」また淸水冠者に附添ふ士に「海野、」源平盛衰記には「信濃國住人宇野平四郎行廣、」この人を又「海野彌平四郎行弘、」「海野平四郎幸廣」ともあり、又宇野太郎行氏を載せ、東鑑には卷九、十三、十四、十五、十七、十八、十九、廿、廿二、卅四に海野小太郎幸氏、廿一に海野左近、卅四に海野左衞門太郎、四六、四九に海野矢四郎資氏、五十二に海野彌六泰信、次に承久記三に「うんの左衞門の尉」等見え、後世眞田氏を出して其の名を天下に轟かせり。

1　信濃の海野氏　海野氏の居城は小縣郡海野城なり。天文七年、村上義淸と鉾楯し、海野左京大夫幸義大敗して討死す。之に依り家跡の者同郡眞田村に住宅を移し、眞田彈正忠と號し、當所を引拂ふとなり。又筑摩郡仁場山城（光村）の城主は海野大和なりと云ふ。寬政系譜、此の子孫五家を載す。家紋六連錢、一雁金。

2　武田氏流　前條氏の遺跡を繼ぎしなり。甲陽軍鑑に「永祿四年、信玄川中島に御馬を立られ、先方侍大將、仁科、海野、高坂、御成敗也。然れども海野跡をば八十騎、其の儘に召置かれ、小草若狹仰せ付られ、信玄公二番目の御曹司龍寶、十八歲に成給ふ盲目にて跡を繼がせらる」と。武田系圖に「晴信（信玄）―龍寶（二郎、海野名跡となる、盲目也）」と。又同一流系圖に「晴信―海野次郎勝重（盲人、號龍芳、海野民部丞養子、民部、永祿四五七誅され了、母義信同）」と見ゆ。勝賴の兄也。

3　甲斐の海野氏　信州海野氏の一族なり。羽尾氏と關係あるべし。

4　上野の海野氏　信州海野氏の族なり。東鑑仁治二年三月條に「海野左衞門尉幸氏と武田伊豆入道光蓮とが、上野國三原庄と信濃國長倉保との境堺を相論する」事見ゆ。又海野の一族羽尾氏あり、吾妻郡羽尾に據る。羽尾記に「上州吾妻郡羽尾と云ふ山里に、羽尾入道何某と云侍ありあまた男女の子をもてり、嫡子羽尾入道幸全、二男海野長門守幸光、三男海野能登守、四男海野鄕左衞門、第五は女、是は大戶心樂齋室なり。海野能登守嫡子ウ

ウムノ

ウムノ

ン丿中務。第二女は赤見七郎左衞門室也。第三女は大熊備前守チャク男、大熊五郎左衞門室なり。中務第一の娘は原隼人、二男原監物妻なり。第二の女は根津志摩室なり。第三原江左衞門、大坂にて五月五日討死す。海野能登守、仁王百五代後柏原帝御宇、永正四年丁卯誕生、天正七年己卯十月廿二日死、春秋七十三。珠清、仁王百七代正親町帝御宇、元龜三年壬申誕生、寛永十年癸酉十二月二日死、春秋六十二」と見え、又加澤記に「吾妻三原の地頭、滋野の末羽尾治部少輔景幸と云ふ人あり。嫡子は羽尾治部幸世道雲入道、二男海野長門守幸光、同能登守輝幸と申しけり。道雲入道は生害ありて舍弟二人は越後の齋藤越前守に屬しける。齋藤沒落の節、甲府へ忠節ありて、三原鄕御取立あつて、天正三年夏の頃、岩櫃の城を預けられ、吾妻の守護代となり、輝幸の嫡子中書奉貞は矢澤薩摩守賴綱の聟に成て眞田の姪聟なり云々」と。上野國志に「岩櫃城、海野長門守、沼田眞田安房守昌幸の時城代なり」と。又永祿十年「眞田持ち、海野長門を置く」とあり。

これより前、宗長東路の苞に「永正六年九月云々、大戸・海野三河守宿所に一泊す」と。又矢倉村（吾妻郡）鳥頭大明神天正六年の鰐口銘に「滋野朝臣海野長門守幸光」とあり。又碓氷郡八幡山常安寺は「慈野親王後胤海野氏禰津甚平開基也、甚平信州より來り豐岡に住す」と傳へらる。

5　其の他、日向記に海野是非介、紀伊日高郡芝村地士に海野太郎右衞門（續風土記）、天童織田藩の用人（武鑑）。又新編常陸國志に「海野、本姓は滋野にて信濃より起れり。本國に移れるもの何の時なるを知らず。山尾記に、小野崎義昌の時、海野安太郎川尻に居るとあり」と見え、又武藏、備前等にも此の氏あり。武家系圖には源姓に收む。

海野口　ウンノクチ　清和源氏佐竹の族、津金胤時の子大炊左衞門、海野口を稱す。信濃佐久郡海之口てふ地名を負ふ。

雲飛　ウンピ　ウネビ條を見よ。

梅　ウメ

1　梅宮　後水尾天皇の皇女に梅宮あり。

2　梅氏

梅池　ウメイケ

梅浦　ウメウラ

梅尾　ウメヲ

梅岡　ウメヲカ　寶德頃の繪師に梅岡備前守あり。

梅香　ウメカ　下總小金本土寺過去帳に「梅香貞春、田島刑部內乙酉正月」と見ゆ。

梅垣　ウメガキ

梅川　ウメガハ　石見にあり。

梅木　ウメキ　羽前田川郡の豪族にして餘目安保氏配下の將なり。安保家の滅後、梅木某相續せしが幾程もなく所領を失ふ。

梅北　ウメキタ　日向國諸縣郡梅北邑より起る。伴姓にして肝付氏と同族なり。日向纂記に「肝付氏の祖伴兼貞・大隅國住人平大監季基の女を娶り五子を生む。五男梅北五郎兼高なり」と。又地理纂考諸縣郡都城鄕梅北村神林神社條に「兼貞に男子五人あり、第五を五郎兼高と號す、後齋宮介と稱して神柱の祭祀を司どる（是を梅北氏の祖とす）」と載せ、又梅北城條に「伴兼貞の五男齋宮介兼高・世々居城なり、兼高地名に因りて、家號を梅北と改む、是梅北氏の始祖なり。數世を經て元弘の亂に及び、足利尊氏當國に來り、當城を奪ひて、其の將畠山治部大輔直顯を城主とす、」とあり。

べし。

雲梯 ウンテイ ウナデ條を見よ。

海野 ウンノ 又宇野ともあり。保元物語卷二に「同國(信濃)の住人宇野太郎、望月三郎、云々、」又源平盛衰記にも海野行氏を宇野太郎行氏ともあるによりて容易に知るを得べし。信濃國小縣郡海野より起る、海野は和名抄童女郷(乎無奈)の訛ならんと云ふ。

此の氏の出自に關しては、滋野氏系圖に「清和天皇—貞保親王—目宮王(衆宮とも申、母惟康親王女)—善淵王(正三位、信濃守、延喜五年始めて滋野姓を賜ふ。滋野正幡は望月之を傳ふ。月輪七九曜の文也。此の御幡は善淵・醍醐天皇御宇この御幡を賜ふ也。此の御幡の濫觴は、昔垂仁天王御宇大鹿島尊、日本姫皇女、天照太神の勅を蒙り、伊勢國五十鈴川上に定めて御鎭座、天下に之を告ぐ。其の時御幡二流天より降る。一流は日天圓形也、一流は月天七九曜也。內宮外宮御尊形也。厥の御託宣により、此の二幡を內裏に遷し奉る。三種神器と同事、之を奉納す云々。而して善淵が此の御幡を賜ふは、平將軍將門洛中を退き、宇治に楯籠る時、善淵王此の御幡を賜ひ、大將軍となりて討手に向ふ。遂に合戰勝利を得、將門を關東に追下す、其の時恩賞として、此の御幢、並に滋野の姓を賜ひ、正三位に任ぜらるゝ也。海野、望月、禰津、是を滋野の三家と謂ふ也。出陣の次第、海野自ら戰ふの時は海野幡中、左望月、右禰津、望月自ら戰ふの時は、望月幡中、左海野、右禰津。禰津自ら戰ふの時は、禰津幡中、左海野、右望月。望月紋月輪七九曜、海野六連錢)—滋氏(信濃判官)—爲廣(三寅大夫、贈中納言)—爲通(右衞門督)—則廣(武藏守)—重道(平三大夫)

—廣道(海野)—幸親—幸廣(野平四郎)
—廣重(望月)—國重—國親—重忠—重義
—道直(禰津)—貞直(神平)—宗直

と載せ、信州滋野氏三家系圖に「清和天皇—貞保親王(式部卿、母二條后、號南院宮、貞觀十年誕生、延喜二年四月十三日薨)—目宮王(菊宮とも云、母嵯峨第四惟康親王女)—善淵王(從三位、延喜五年始めて滋野朝臣姓を賜ふ、母は大納言源昇卿の女、云々。海野六連錢・洲濱也。「案ずるに將門洛中合戰、秀鄕貞盛東國に於いて合戰、勝負なし。之に依りて善淵王下向、中途將門誅伏云々」)—滋氏王(從五位下、院判宮代、信濃守、母太政大臣基經女)—爲廣(號三寅大夫)—爲通(左衞門督)——

—則廣(武藏守)—重道(野平三大夫)—廣道(海野小太郎)—幸親(小太郎)—幸廣(彌平四郎)
—道直(禰津小二郎)—貞直(神平)—宗直
—廣重(望月三郎)—國重—國親

と。而して張紙に「信州海野の白取大明神は滋野姓祖を祀り奉る。土人相傳ふ、貞秀親王、謚號を滋野天皇と奉る。古より眞田氏神たり、今に之を賴む。或は曰ふ、貞秀親王の後、滋野姓を賜ふ者乎。清和天皇—貞秀親王(號滋野天皇)—幸恒(海野太郎)、數代を歷て彌平四郎幸廣なる者あり、壽永二和備中水島戰の時、木曾の侍大將となりて討死、家の紋洲濱、此の代より改めて六連錢と爲す」とあり。

又增田望月系圖には「清和天皇—貞保親王—善淵(任信濃守、貞元二年庚辰)—爲廣(號三宣大夫、子息三人、嫡子ネノキ、コムロ、ハヤシ)—爲道(號野大夫、爲廣二男、始名海野)—廣重云々」と見ゆ。猶ほ一本滋野系圖には「清和源氏—貞元親王—善淵—爲廣—爲通」とす。

斯くの如く此の氏は、清和天皇の皇子貞保或は貞秀、或は貞元の後とすれど、古系圖

には貞秀親王の後、卽ち三家系圖張紙の傳說最も古し、而して斯の如き親王は淸和皇子になく、又貞元、貞保兩親王の後に善淵なる人なく、而して滋野氏は續日本紀、姓氏錄等、何れも紀國造族檜原造の後とすれば、此の系を疑ふもの多く、藩翰譜も「伊豆守滋野信幸は、信濃國の住人海野小太郞幸恒が後とぞ聞えける。其系圖に曰く、淸和天皇の御子貞秀親王と申しまし〳〵て、信濃國海野白取の庄に下り住ませ給ひ、薨じ給ふ後に、白取明神と崇め、また滋野天皇と申し奉る、親王の御子、滋野を以て姓とす。海野小太郞幸恒と申すは、此の親王の御末なりと云々。皇胤紹運圖等を考ふるに、淸和の皇子に、貞秀親王と申し奉るを見ず、また新撰姓氏錄、三代實錄、皇胤紹運圖、公卿補任等を按ずるに、滋野宿禰は神魂命五世の孫、天道根命の後なり。桓武天皇延曆年中に、滋野東人が子尾張守家譯、滋野宿禰姓を賜ふ、其子貞主、嵯峨天皇弘仁十四年正月、父家譯と共に、滋野朝臣の姓を賜る。又貞主、平城嵯峨淳和仁明文德の五代に仕へ、宮內卿正四位下兼相摸守に至て、仁壽二年十二月十日六十八歲にて卒すと云ふ、或は淸和の朝まで仕へて、貞觀二年十月廿二日五十七歲にて卒すとも云ふ。また貞主女子二人あり、一人は仁明の皇子本康親王の御母、一人は文德の皇子惟彥親王の御母なり、此惟彥と申し奉るは、淸和天皇の御兄なりき。されば貞主兩代の親王の外祖なりければ、一家の繁昌、世に並びなく、自らも又當時文章の譽ありて、天長八年勅を受けて、祕府略一千卷を撰めり。思ふに海野が祖、此貞主に出たるにや、また貞秀親王と申すは、本康惟彥等の親王の御事を、かくは傳へ誤りしも知らず。〇平家物語、源平盛衰記等に、海野小太郞幸氏が事を載す、東鑑に記るせる事、殊に詳なり、幸氏後に左衞門尉に任ず、是乃ち伊豆守信幸が廿二代の祖なり」云々」と載せ、大日本史氏族志も此の說を承けて同樣に云へり、恐らくは然るべし。

思ふに滋野貞主の一族・當國の國司となりて在任し、土豪の女を娶り、その子・母家の擁する處となりて此の氏を起せしならむ。而して其の後裔に於いては貞主の如く雲上に列せし人を皇胤なりと思考せしや想像するに難からず。蓋し貞秀は其の諱より見て貞主の兄弟か、貞主の兄弟には攝津守貞雄と云ふ人もありて、貞觀元年十二月紀に其の父「家譯の第三子」と見ゆ、然らば貞主、貞雄の兄弟、他に猶ほありしや明白にして、當時の命名より云へば貞〇と云ひしものと考へらる。然るに淸和天皇の皇子も貞〇と申し、且つ時代も貞觀中の事なれば、貞秀を淸和皇子と誤り、更に後世皇室系譜を見るに、貞秀と云ふ人なきが故に、實在の皇子貞元、或は貞保ならんと推定して、前引の如く系圖を改めしに外ならざるべし。

猶ほ一本系圖には「恒蔭(信濃守)—恒成(因幡介)—幸俊(左馬權介、望月牧監)—幸經(信濃介、海野莊下司)—幸明(海野)」と見え、又三家系圖爲廣の弟「敦重(藏人)—爲重(又三郞)—僧光(法師)—盛弘—久盛—盛忠(信州依田元祖)」と載せ、依田氏は淸和源氏と稱すれど、其の實信濃國造族金刺姓にして、海野氏の發祥地小縣郡は國造治所のありし地なれば、貞秀或は其の子が娶りし女は金刺姓の人にて、此の氏は古代國造の勢力を繼承せしものと思考せらる。

海野廣通の後は滋野系圖に「廣通(海野)—幸親—幸廣(野平四郞、海野、木曾侍大將、西海合戰入水、)—幸氏(左衞門尉、號小太郞、弓上手)—茂氏(信濃守)—長氏(右衞門尉)

ウムノ
ウムノ

三星に一文字。

馬見 ウマミ 和名抄筑前國嘉麻郡に馬見鄕を收め、牟馬美と註す。馬見邑に古城跡あり。

馬工 ウマミクヒ また馬御橛ともあり。馬工とあるより馬具を製造するを職とせし品部なるを知るべし。

1 馬工連 古事記、孝元段に「平群都久宿禰、馬御橛連等の祖也」とあり。姓氏錄は大和皇別に收め「馬工連、平群朝臣同祖、平群木兎宿禰の後也」と見え、記と符合す。馬工の伴造たりしか。

2 馬工氏 馬工連の後にて武内宿禰の後裔か。

馬御橛 ウマミクヒ 前條に云へり。

馬見塚 ウマミヅカ 尾張、上野、武藏等に此の地名あり。肥後菊池氏配下の將に此の氏あり。卽ち嘉吉三年正月、菊池持朝の侍帳に「馬見塚大和入道宥成」永正元年三月の菊池政隆の侍帳に「馬見塚藤左衛門盛秀、馬見塚新左衛門長行、馬見塚左衛門盛岑」同二年十二月三日の連判に「馬見塚藤左衛門盛秀、同左衛門長行、同左衛門尉盛峰」を載せたり。

馬宮 ウマミヤ 蜂須賀氏創業文武有功士中に此の氏あり、マミヤなるべし。

馬見谷 ウマミヤ マミヤ條を見よ、佐々木氏の族なり。

馬目 ウマメ ウマノメ 磐城國石城郡馬目邑より起りしなるべし。

驛家 ウマヤ 和名抄攝津國西成郡、豊島郡、伊勢國河曲郡、鈴鹿郡、安濃郡、飯高郡、度會郡、志摩國答志郡、尾張國山田郡、愛智郡、三河國碧海郡、額田郡、寶飫郡、遠江國濱名郡、敷智郡、磐田郡、佐野郡、蓁原郡、駿河國富士郡、相摸國足上郡、足下郡、大住郡、高座郡、武藏國都筑郡、橘樹郡、荏原郡、豊島郡、安房國平群郡、下總國葛飾郡、常陸國信太郡、近江國坂田郡、犬上郡、美濃國不破郡、大野郡、方縣郡、各務郡、賀茂郡、可兒郡、土岐郡、上野國碓氷郡、佐位郡、新田郡、下野國足利郡、都賀郡、河內郡、陸奥國白河郡、磐瀨郡、信夫郡、柴田郡、名取郡、黑川郡、磐井郡、膽澤郡、備前國津高郡、備中國都宇郡、後月郡、備後國安那郡、品治郡、葦田郡、安藝國安藝郡、山縣郡、長門國厚狹郡、豊浦郡、美禰郡、阿武郡、紀伊國名草郡等に驛家鄕あり、驛傳を置きし鄕を云ふ。

驛里 ウマヤ 和名抄備中國小田郡に驛里鄕あり、高山寺本・先末也と註す。又高山寺本但馬國養父郡にも驛里鄕あり。

廐橋 ウマヤバシ マヤバシ マヘバシ條に云ふべし。

馬屋原 ウマヤハラ マヤハラ 豊後國田川郡の豪族にして、源義家の弟義綱の後なりと云ふ。元龜天正の頃馬屋原元有あり。

馬結 ウマユヒ

馬渡 ウマワタリ 近江の豪族なり、マワタリ條を見よ。

海 ウミ アマ條に云へり。その條を見よ。

宇美 ウミ 石淸水祠官系圖に「田中道淸―房淸―(宇美宮撿校)―房譽(宇美宮撿校)―房助(同上)―什淸―房璠(宇美少別當)―房舜(宇美)―房觀(宇美)―房勝―房珍―房精―圓淸―房祐―房秀(文明の比)」と見ゆ。宇美は筑前糟屋郡宇美八幡宮の地を云ふ。應仁天皇御誕生の地と傳へらる(記紀)。又筑前の鍛工に宇美實阿あり、博多津西蓮法師國吉の弟子なり(續風土記)。

海内 ウミウチ 越中の名族にして土師星鷹の後裔也と傳へらる。

海鄕 ウミガウ 肥後の豪族にして嘉吉三年菊池持朝の侍帳に海鄕式部少輔賴種を載せたり。

海門　ウミカド　カイモン條を見よ。

海岸　ウミギシ　石清水祠官系圖に「安遠―兼輔―兼清―頼清（第廿三別當、號常磐）―相清（少別當、號海岸權別當）―女子（少駿河）―任兼」と見ゆ。

海北　ウミキタ　田中家臣知行割帳に「二百五十石、海北善十郎」と見ゆ。

海口　ウミグチ　信濃發祥の氏なり。ウンノクチ條參照。

1　諏訪神家　諏訪神家系圖に「有信―爲信―爲頼（海口祖）」と載せたり。

2　甲斐の海口氏　信濃海口主税の後なりと。巨摩郡津金衆に海口氏あり。

海崎　ウミサキ　讃岐國の豪族にして、全讃史鵜足郡長尾村長尾城條に「海崎元高・之を築く、元高・三朶橘を以つて記號と爲す。宿禰公忠之の裔也。三野郡筥御崎に居る、因りて海崎氏に改む。貞治元年、高屋役に功あり、乃ち封を栗隈、岡田、長尾、炭所四村に受け、長尾に城きて居る。應安元年正月廿七日大隅守に任ぜらる、因りて長尾大隅守と稱す。元高に八男八女あり、嫡男次郎左衛門虎勝・父の迹を繼ぎ、次男炭所に城いて居る。伊勢守三男左衛門督・岡田に城いて居る。四男栗隈に城いて居り、

田村上野守と稱す。炭所より以下、長尾の三家と稱し甚だ權勢ある也。五男五郎左衛門・岡田の後を受け、六男上野介・栗隈の後を受け、七男左衛門尉・長尾の後を受け、筑後守に任ず。八男惣左衛門・炭所の後を受く。而して長女は安富筑後の妻となり、次女は齋藤下總守の妻となり、次は三原左近の妻となり、次は熊岡丹後の妻となり、次は新名治部の妻となり、次は伊賀掃部の妻となり、次は子松石河兵庫の妻となる。而して子孫綿々世々封を繼ぐ。天文元龜の間に及んで、長尾因幡守、及び備中守なる者あり、土佐元親に降る云々」と見ゆ。

海後　ウミシリ　ウナジリ　櫻田門の變、義士に海後磋礒之助宗親あり、那珂木來師神官の子也と。

海住　ウミスミ　カイヂユウ

海瀬　ウミセ　紀伊の名族にして、續風土記湯子川村條に「海瀬氏、家傳に其の祖保田家に仕ふ。保田氏亡ぶる後農民となる。日高郡龍神村龍神熊右衛門と同姓といふ」と載せたり。

海田　ウミタ　カイダ　兩樣の訓あれど便宜上カイダ條にて述ぶべし。

海谷　ウミタニ　ウミヤ

海地　ウミヂ

海津　ウミツ　カイヅ條にて述ぶべし。

海塚　ウミツカ

海付　ウミツキ

海祇　ウミツミ　ワタツミ條を見よ。

海沼　ウミヌマ　カイヌマ條を見よ。

産小野　ウミノヲノ　源平盛衰記・新田入道の郎等に産小野次郎あり。ウブカタ條、及びチノ條を見よ。

海林　ウミハヤシ　ウナハヤシ

海部　ウミベ　アマベ條を見よ。猶ほカイフ條を參照せよ。

海邊　ウミベ

海松　ウミマツ　ミル

海村　ウミムラ　岩代國岩瀬郡にあり。紋は蔓（ツタ）、信州海野、望月氏の落武者と云ふ。

海山　ウミヤマ　若狹國三方郡海山邑より起る。若狹國神名帳私考に「海山村に海山某あり、むかし其の祖黨類を率ゐて他郡より此の地に移り、家を九戸たてけるが、漸く戸口を増て一村となれり。二俣明神は、その海山が家の守護神なり」と。

海和　ウミワ

雲谷　ウンコク　ウノヤ　或はモヤと訓ず

ば敢へて具に載せず。文雄一祖の裔、八腹の支別、孤り悴族となり、久しく榮途と隔る。加ふるに、酒の用たる、唯禮を成すを貴ぶ。耽淫の失、鑒誡深き攸なり。而して今味酒を姓と爲し副へるに首字を以つてす、之れ味既に吉祥に非ず、況んや復た其の首たるに於いてをや。是を以つて姓を改むの望、朝夕思を刻む。式微の歎、弟兄深く歎く。願くば明時の景煦を潕し、巨勢の華宗に入り、淸流に濯鱗し、高幹に翼を斂めん。但し須く祖胤の流に順ひ、平群の姓に順ふべし。而かも平群の字、稱して謂ふ是れ凡、巨勢の文・義理愛するに堪えたり。恒に昆弟たり、實に親疎なかるべし。既に他に匪ずと云へば詎んぞ其の去就を論ぜんや。河守等・謹んで本系を撿するに、己に同宗たるを知り、其の愁ふる所を見、理當に聽許すべし、特に巨勢朝臣の姓を賜ひ、將に沉淪せる族人の懷を慰めんとすと。之に從ふ」と見ゆ。(古く味酒臣なりと云ふは疑ふべきか。)

3　平群味酒臣　神護景雲元年紀に「伊豫國温泉郡人正八位上味酒部稻依等三人、姓を平群味酒臣と賜ふ」と見ゆ。和名抄

伊豫國温泉郡に味酒郷あり、萬佐介と註し、高山寺本旡萬佐介と訓ず、この地にありし味酒部裔なり。此の地に式内阿治美神社鎭座す。

4　中臣味酒連　中臣宮處氏本系帳に據れば、中臣靜稻比古は中臣味酒連の祖なりと。他に見えず。

5　周防の味酒氏　玖珂郷延喜八年戸籍に見ゆ。味酒部の後なるべし。

6　筑前の味酒氏　菅原道眞の從士に味酒安行あり。公の薨去後、延喜五年八月十九日神託により、その神靈を太宰府に祀り、神殿を營む（菅家傳記、安樂寺草創日記、筑紫道記）。而して後世菅家の後裔社務職となり、安行の子孫宮司職となる。（滿盛院、檢校坊、勾當坊）。

7　京都北野社々家にも味酒氏あり。

味淳　ウマサケ　天平寶字二年七月紀に味淳龍丘と云ふ人見ゆ。味酒氏か。

味酒部　ウマサケベ　釀造を業とする部民にして、酒人部の一種と考へらる。

1　伊勢の味酒部　味酒首のあるにより此の部の存せしを知るべし。員辨郡にありと。

2　周防の味酒部　延喜八年の玖珂郷戸籍に「味酒部倉子賣、味酒部殿刀自賣外二、味酒部乙丸外十一人」等見え、又味酒氏もあり。

3　伊豫の味酒部　和名抄、温泉郡に味酒郷あり。此部民の住居せし地なるは平群味酒臣條を見て知るべし。

味稻　ウマシネ

馬島　ウマシマ　信濃にあり。

馬杉　ウマスギ　近江國甲賀郡馬杉庄より起る。當荘は北野社文明の文書、大秦廣隆寺由來記等に見ゆ。伴姓大原氏の一族にして、大原貞景の子（或は弟）馬杉四郎爲賴の後なり。伴氏系圖に「資乘—貞景（大原八郎）—爲賴（四郎、關東御下知を帶び、馬椙公文職を知行す）—能景—景俊（二郎、法名行願）—孝氏（兵衛太郎）—義繼（太郎左衛門尉、外祖父景俊養子となる。盛景末孫、其の跡を繼ぐ。七郎兵衛尉孝康嫡男也、法名明覺）—義行（中務丞）—義康（兵衛二郎）」と。猶ほ義行の弟に左衛門二郎義兼、孫五郎惟義あり。この後裔に馬杉喜右衛門一正あり、黒田侯に仕ふ。累世江州の者にて、其の先祖は佐々木氏綱に仕へ、「其子義綱の二男龍水丸、若州武田義宗へ養子として行れし時、傅御を勤めたる馬杉權守實宗と云

る人也。祖父を監物と云、父を薩摩と云、喜右衛門は弘化元年瀬田にて生る。永祿十年八月、佐々木義弼、三好と通じ、將軍義昭を弑せんとせし時十三歳にて初陣す。後一柳伊豆守に仕ふ、秀吉公小田原城責の時、伊豆守討死し給ふ。伊豆守は孝高の妹婿也。其子松壽は孝高の甥なりけるが、孝高の許にて養育し給ふ。此時喜右衛門も松壽に隨て來りける、朝鮮陣に長政の供して赴き、晉州の城責の時は黒田家にて二番に續て城乘をぞしたりける。慶長五年豊前陣の時、喜右衛門が才覺を以、安岐の城を落す、後年千石を領す、寛永十四年、八十三歳を以って病死す」云々と。

馬澄　ウマスミ

馬瀬　ウマセ　伊勢神宮社家にして、内宮檽禰宜を世職とす。檽禰宜家筋書に「荒木田姓、祖を成勝」とす。
又外宮度會姓にも馬瀬氏あり、松室氏の祖道順、小川氏の祖守親等馬瀬氏を稱す。されど松室氏の血系に天見通命裔孫荒木田姓、馬瀬成俊とあれば、前述馬瀬氏分流たる也。志摩にも此の氏あり。

馬關田　ウマセキダ　マセキダ條を見よ。

馬瀬口　ウマセクチ

馬田　ウマタ　ムマタ　マダ　和名抄筑前國夜須郡に馬田郷、また下座郡に馬田郷あり、後者無末多と訓ず。これ等は筑紫末多國造の舊域ならんかとの說あり。メタ條を見よ。
馬田氏は永享以來御番帳に「一番、馬田三郎左衛門尉、」安西軍策に馬田與三左衛門、尼子氏の最後上月城に據りし士に馬田長左衛門等あり。而して出雲、石見に現存す。

馬乳　ウマチ　桓武平氏三浦氏の一族にして、横須賀系圖に「杉本貞清―貞澄―駒石丸―久連―連清(號馬乳)」と見ゆ。

馬道　ウマヂ　正倉院天平十一年文書に見ゆ。

馬路　ウマヂ　土佐國安藝郡馬路邑より起りしか。但し丹波、阿波等にも此の地名あり。南路志引用永祿十三年六月安藝千壽丸の判書に馬路跡目云々と。
堀尾山城守給帳に「三百石、馬路市大夫」を載せたり。

馬津　ウマツ　天孫本紀に「日下部馬津、名久流久美」と云ふ人見ゆ、馬津は氏か否か詳かならず。

馬詰　ウマヅメ　阿波國馬詰庄より起る。故城記板東郡分に「一馬詰殿、小笠原、源氏、松皮竹の丸、」また「保崎城、馬詰駿河守」と載せたり。清和源氏三好氏の族にして、家傳に「三好の一族にして、阿波國馬詰庄に住し、馬詰と號す」とあり。家紋三階菱、丸に井筒、龜甲。

馬所　ウマドコロ

馬祝　ウマノハフリ　伊香氏系圖に「柏原神大夫助延―安助―神主助吉―助包―助盛(神次郎、號馬祝)―資重(刑部大輔)―資厚―資定―厚信―厚安―厚興」と見えたり。

午人　ウマヒト　又馬人、ともあり。馬飼部と同様の者にて馬飼を職とせしなるべし。

1 朝妻午人　大和、アサヅマノコウマビト條を見よ。

2 忍海午人　大和、オシヌミノウマビト條を見よ。

3 河内午人　河内、カウチノウマビト條を見よ。

馬部　ウマベ　メブ　令文に馬部六十人あり、馬飼部に同じ。古事談卷一に見ゆ。

馬駛市　ウマハセイチ　粉川寺緣起に河内澁川郡馬駛市佐太夫と云ふ人見ゆ。

宇廻　ウマハリ

馬船　ウマフネ　伊賀島ケ原の一族に此の氏あり、源賴政の遺子より出づと云ふ。紋

4 其の他、猶ほ多かるべし。

宇摩 ウマ 伊豫國に宇摩郡あり。和名抄宇麻と註す。河野系圖に「玉興(伊豫大領)—玉純(宇麻大領、樹下大明神是也)」と。神護景雲元年紀に宇麻郡人凡直繼人、其の父稲積と見ゆる人々と關係あらんか。河野氏は伊豫凡直なればなり。

宇麻 ウマ 前條に云へり。

宇間 ウマ 東鑑四十四、四十八に宇間左衛門尉と云ふ人見ゆ。

馬居 ウマヰ

馬内 ウマウチ ウマナイ 南部系圖に「信時—政康—某(靱負亮、馬内城主)」と見ゆ。

馬方 ウマガタ 上杉龍若乳母の一族に馬方新介あり(松隣夜話)。

馬飼 ウマカヒ 又馬養とも、馬甘ともあり、馬養部の伴造、竝に部民の後裔に外ならず。

1 馬養造 川内、倭、菟野、沙羅々、八坂等の別あり。各條を見よ。何れも馬養部の伴造たりし氏也。

2 吉備氏族馬養造 天平神護元年五月紀に「播磨國賀古郡人外從七位下馬養造人上欵に曰く、人上の先祖は吉備都彦の苗裔なり。上道臣息長借鎌、難波高津朝廷に於て、播磨國賀古郡印南野に家居す焉、其の六世の孫牟射志、能く馬を養ふを以つて、上宮太子に仕へ、馬司に任ぜらる。斯により庚午の年、籍を造るの日、誤りて馬養造に編ぜらる。伏して願はくは居地の名を取りて、印南野臣の姓を賜はらんと。之を許す。」と見ゆ。

3 馬甘造と馬甘 大化の改新によりて多くの品部は解放され、唯その氏名に名殘を止むるに過ぎざれど、馬養部竝に其の伴造たる馬甘造の如きは、猶ほ雜戸として取扱はれ、左右馬寮に隷屬して上古の職業を繼承せり。但し全部然りしや否や詳かならず(日本古代社會組織の研究を見よ)。令集解に「別記に云、左馬寮・飼造・戸二百卅六戸、馬甘・三百二戸。右馬寮・馬甘造・戸、二百卅戸、馬甘・二百六十戸、右の馬造戸等寮に仕ふる者は伴部となして、調雜徭を免じ、仕へざる者は調を取る。其の馬甘は雜戸となし、調雜徭を免ず。」と見ゆ。又主馬署に「馬部十人」を載せたり。

4 馬飼首 馬飼部の部分的伴造なれど、後多くは造を稱する事となれり。欽明紀に馬飼首歌依見ゆ。此の外、川内馬飼首、倭馬飼首等あり。各條を見よ。

5 馬飼臣 雄略紀十三年條に「筑紫安致臣、馬飼臣等、船師を率ゐ、以つて高麗を擊つ。」と見ゆるのみ。

6 馬飼連 馬飼造は天武紀に至り、多く連姓を賜はれり。倭、川內、菟野、娑羅々等の諸馬飼連あり。各條を見よ。

7 伊類部馬飼連 釋日本紀引丹後風土記に「舊宰伊類部馬養連」と云ふ人見ゆ。この馬養と云ふは名なるべし。

8 菟野馬養 河内にあり、ウヌノウマカヒ條を見よ。

9 大津馬飼 オホツノウマカヒ條を見よ。

10 娑羅々馬養 サララノウマカヒ條を見よ。河內にあり。

11 八坂馬飼 ヤサカノウマカヒ條を見よ。山城にあり。

12 馬飼奴 馬飼の爲に使役したる奴なり。欽明紀に「佐知村飼馬奴苦都、更名谷都」と云ふ者見ゆ。こは新羅國にての事なり。

13 加賀の馬飼氏 後世加賀に馬飼氏あり、富樫家譜に「長享二年賊將馬飼喜八

郎等高松(河北郡)に來る」と。

馬養 ウマカヒ 馬飼に同じ。

馬甘 ウマカヒ 同上。

飼 ウマカヒ 同上。

宇合 ウマカヒ 作州有元家舊記に「近江國住人近藤武者景賴の子宇合筑後守藤原賴資、保元の亂に崇德天皇に與し、作州に配流、其の子公資・作州勝田郡中島の城主たりしを、廣戸某攻落す」と。

馬飼部 ウマカヒベ 馬を飼ひ、又之を扱ふを職とせし品部にして、其の業賤められて賤民として取扱はれたり。又馬養部と記し、或は單に飼部とも、又馬甘とも記さる。神功攝政前紀に「新羅王曰く、伏して飼部たらん」と。また履仲紀五年に「飼部に黥せし事」を記せるによりて容易に之を知るべし。中古に至りても雜戸として馬甘あり。令集解に「別記に云ふ、左馬寮・馬甘・三百二戸、右馬寮・馬甘、二百六十戸、其馬甘は雜戸と爲して、調雜徭を免ず」とあるは、この馬養部の名殘と見るべきなり。

1 倭飼部 ヤマトノウマカヒベを見よ。

2 河内飼部 カウチノウマカヒベを見よ。

3 其の他、菟野馬飼、娑羅々馬飼、大津馬飼、八坂馬飼、伊類部馬飼等あり、各條を見よ。

4 馬飼部造 馬飼部の伴造なり。多くは部を省きて馬飼造、又は馬養造、又は馬甘造と書す。ウマカヒ條を見よ。

馬養部 ウマカヒベ 前條を見よ。

馬甘部 ウマカヒベ 同上。

飼部 ウマカヒベ 馬飼部に同じ、左馬寮式に「飼戸、山城國六烟、大和國四十烟、河内國一百八烟、美濃國三烟、尾張國九烟、右・左馬寮に隷す。毎年當國計帳を官に進む。官先づ民部省に下し損益を勘へしめ、乃ち寮に下す」と。次に「右京職三烟、山城國五烟、大和國四十九烟、河内國五十一烟、攝津國十六烟、美濃國三烟、右・右馬寮に隷す、竝に上條に准ず」と見ゆ。

馬木 ウマキ 安西軍策、尼子方に馬木彦右衞門あり。

馬來田 ウマクタ 古代馬來田國造あり、マクタ條を見よ。

宇麻具多 ウマグタ 馬來田國造の一族なるべし。萬葉集に宇麻具多能麻呂なる者見ゆ。

馬喰田 ウマクヒダ バクラウダ 馬御櫛より來るか、伯樂田より來るか。

馬倉 ウマクラ マクラ 出羽の豪族にして、小野寺氏の家臣なり。山北小野寺遠江守義道家方に「馬倉右兵衞(本名は關口馬倉城主)」と載せたり。マクラ條を見よ。

馬越 ウマゴシ マゴシ條を見よ。

馬込 ウマゴメ マゴメ條を見よ。

味酒 ウマサケ マサケ 味酒部、竝に其の伴造たりし味酒氏の後なり。味酒部の事はウマサケベ條を見よ。

1 味酒首 次の項を見よ。伊勢國員辨郡に平群澤あり、志知邑南方の小字にて、其の山上に志知城あり。味酒氏は平群氏より出づ、此の地にありしならんかと云ふ。文雄を出すに及び盛なり。

2 味酒臣 味酒部の伴造にして、武内宿禰の裔、平群氏の族と云ふ。貞觀三年九月紀に「左京人大内記從七位上味酒首文雄等三人、並に巨勢朝臣を賜ふ。是より先、左京權亮從五位下巨勢朝臣河内等奏して言ふ。文雄歟に偁、先祖武内宿禰大臣より出づる也。第五男巨勢男韓宿禰、是巨勢朝臣の祖、第三は平群木兎宿禰、卽ち是れ文雄の祖也。木兎宿禰の後、姓を味酒臣の姓を賜ふ、淪落して伊勢國に貫せられ、文雄の祖宗に至り、臣を改めて首姓を賜ひ、左京に入貫す、事圖諜に煥なれ

用人、津山松平藩重臣、今出川家侍、堀尾山城守給帳に二百石上原庄五郎等、鯖江藩に上原兵助、壽太等、大隅止上六社野上六社祠司に上原左膳、又薩摩、大隅志摩等にもあり。

上平　ウヘヒラ　カミダヒラ條を見よ。

上藤　ウヘフヂ　丹波氷上郡にあり、平氏亂後住居と云ふ。

上部　ウヘベ　カミベ條を見よ。

上穗　ウヘホ　アガホ　信濃國上伊那郡の名族にして、居館赤穗村にあり。應永中、片桐船山の城主片桐爲明の次男爲晴、知行二百五十貫文を分領して住之。子の爲淸、其子信晴、其の子爲重、其の子重晴、在名を以て家號とし、上穗伊豆守と稱す。武田氏に降り五百貫文を領し、其の子重勝、天正十年織田氏討入の時、大島城に討死。其の子八郎九郎民間に降る」(伊那武鑑)。

上松　ウヘマツ　アゲマツ　又植松と通じ用ひらる。

1　淸和源氏木曾氏流　アゲマツ條に云へり。信濃に起り、美濃、遠江等に一族あり。

2　淸和源氏　小笠原氏流　小笠原政康の六代泰淸、上松右近助と稱し、今川義元に仕ふ。

3　大友氏流　大友修理大夫義長の三男重則(萩原安藝守)―義勝(上松兼太郎)なりと。

4　惟宗姓　大隅にあり、又植松とも云ふ。惟宗姓上松氏系圖略に「植松氏とも書く、島津氏領地前より此高山居住と云、家譲名乘字家、又兼、初代以前續柄、並に紋章不明、初代六右衞門―二代藤兵衞―三代八兵衞―云々」と。

上村　ウヘムラ　カミムラ　又植村と通じ用ひらる。參照せよ。

1　淸和源氏土岐氏流　植村氏家系に順へば「土岐光兼の子持益、遠江國上村に移り家號とす、後植村に改む」と、されど土岐系圖には持益を頼益の長男とす、家紋丸に一文字、割桔梗、桔梗、五七桐。詳細は植村條を見よ。(三河國島原村上村源十郎)

2　相良氏流　肥後國球磨郡上村より起る。相良頼村の後なり。求磨外史に「蓮佛公第四子頼村、上村を食邑し、因つて氏とす。而して其の後世々上村城主たり」と見え、相良系圖には「長頼(相良三郎、法名蓮佛)―頼村(上村四郎)―頼武―頼綱―頼隆―長房―頼繼―頼國―頼成―運重―高頼―直頼―頼廉」と載せ、猶ほ相良嫡流頼親十二世孫長毎の子頼廉(駿河守)上村三河守の猶子となる。其の子「上總介頼興―頼孝(上村右衞門大夫)―頼辰」及び頼孝弟「頼堅(上村右馬頭)」とあり。

3　尾張の上村氏　愛知郡上社村に上村氏あり、柴田勝家家士上村六左衞門尉より出づ(尾張志)と。

4　伊豆の上村氏　相州兵亂記に「伊豆國の住人等、火見の梅原、佐藤、上村云々」と。伊豆志稿に「上村玄蕃允、梅原、佐藤と大見三人衆、長氏に降る」とあり。

5　淸和源氏上村氏流　越後古志郡の豪族にして、家傳に「淸和源氏頼淸曾孫爲國の裔也と云ふ。」寛政系譜三家を載す、家紋丸に梅鉢、丸に向梅。

6　淸和源氏佐竹氏流　佐竹系圖に「義憲(實上杉憲定男)の子實定(上村)」と見ゆ。

7　橘姓澁江氏流　肥前國杵島郡上村より起る。澁江系圖に「公村(澁江左衞門尉)―公遠(左衞門次郎)―公行(上村與三)―公直(上村對馬守、菊池退治の時軍忠を勵む)」と見えたり。

8　桓武平氏　薩隅の名族にして出水郡松尾城に據る。カミムラにして後世島津藩の重臣なり。上村氏略系圖に「此上村氏は稱呼加美武良と云、平姓と云へど、其以前の出自、及び定紋未詳、家譲名字淸、薩州給黎郡知覽より此高山に移居、初代上村杢右衞門―二代淸安―三代長左衞門」と見ゆ。

9　其の他、伊勢神宮内宮祀家、加賀藩給帳に「百石（丸内雪降笹）上村十三郎、」また筑後（藤原）、信濃（源氏）、志摩等にもあり。

上室　ウヘムロ　奥州田村郡にあり。

上本　ウヘモト

上森　ウヘモリ

上柳　ウヘヤナギ

上山　ウヘヤマ　カミヤマ　ウヘノヤマ　太平記廿六に上山六郎左衞門あり、而して紀伊、丹波、薩隅、美作、備前、安藝等に此の氏多く、ウヘヤマと云ふもあれど、便宜上カミヤマ條にて詳細述べむ。

道理山　ウベヤマ　ムベヤマ　常陸國那珂郡道理山邑より起る。桓武平氏大掾氏の族にして、大掾傳記に「吉田郡一族名字、吉田太郎、大戶、此の一族道理山云々」と見ゆ。道理山九郎盛淸・道理山邑を食む。

有寶　ウホ　和名抄美濃國不破郡に有寶鄕あり。國帳に宇保神社あり。

馬　ウマ　バ　馬養部、午人等の伴造たりし氏なるべし。ウマカヒ、ウマカヒベ、ウマヒト等を參照せよ。

1　馬毘登　馬史と云ふに同じ。百濟族なり。天平神護元年十二月紀に「右京人外從五位下馬毘登國人、河内國古市郡人正六位上馬毘登益人等四十四人、姓を武生連と賜ふ、」と。また天平神護元年九月紀に「河内國古市郡人正七位下馬毘登夷人、右京人正八位下馬毘登中成等、姓を厚見連と賜ふ、」など見ゆ。

2　馬史　馬毘登に同じ。史は藤原不比等の諱を避けて一時毘登と稱せしなり。此の氏は萬葉集に河内國伎人鄕馬國人、また散位寮散位馬史國人見ゆ、承和三年三月紀に「能登史生馬史眞主、右近衞同姓貞主等姓を春澤史と賜ふ。其の先百濟國人也、」とあり。

3　馬氏　前項二氏、並に馬養部、馬人等の後なるべし。

4　上野の馬氏　上野國上植木發掘の文字瓦に馬氏見ゆ。

5　馬氏　延曆四年七月紀に「唐人馬淸朝、姓を新長忌寸と賜ふ」と。こは支那の姓にて、バなり。

右馬　ウマ　こは官名より來る。卽ち右馬寮の官人たりし者の後裔、父祖の官名を稱號とせしに始る。東鑑卷二に右馬允橘公長、四に右馬助以廣、右馬允遠光、廿四に右馬權頭賴茂、右馬助行光、右馬權助宗保、廿九に右馬權助仲能、卅一、卅二、卅三等に右馬權頭政村、五十二に右馬助淸時等あれど、此等は何れも官名に過ぎざるなり。

1　三河伴姓　伴氏系圖に「大原景季―資景―景康―景吉（右馬四郎）」と見ゆ。こは景康が右馬允たりしに據る。

2　大藏姓　大藏氏系圖に「岩門種輔―種貞（右馬允）―種有（右馬太郎）―種秀（又太郎）弟種資（四郎兵衞尉）、」と。又種有の弟「種嗣・右馬次郎（母菊池次郎隆直娘）」と。これも前に同じ。

3　宗氏流　宗氏系圖に「助國（右馬七郎、右馬允）―盛明（右馬太郎）―盛國（右馬頭）―經茂―盛貞（右馬頭）、弟賴茂（右馬太夫）」と。

その他盛明の弟右馬次郎、經茂の弟も右馬助と稱す。

七十二貫四百二十三文富部臨江寺分』とあり。」と。

また都筑郡市ケ尾村上原氏條に「先祖は小田原北條氏に仕へし上原勘解由左衛門なりとぞ、されど家系も傳へざれば其歷代も詳にしられず。北條の家人役帳にも『小机市郷四十八貫五百文、戸部大鏡寺分六十七貫七百八十文、上原出羽守』とあり。又云『太田信濃入道御味方に參候時、無二當方へ申上候、因玆美濃守御敵申時、岩付を引切馳參候、其時市郷被下諸不入之御判形頂載』とあり。よりて按ずるに出羽守は、もと管領家の時にして、太田信濃守資時が手に屬し、岩付の最寄などに住せしにや。然るに資時世を早くせしにより、弟美濃守資正家をつぎて後北條氏へ敵對の色を立しとき、出羽守等も資正に與すべかりしを引たがへて、北條へ從ひしと見ゆ。諸不入の判形といへるもの及び市郷を賜はりしときの文書今も藏せり云々」とあり。又埼玉郡にも存す。

5　多姓　カミノハラなり。信濃國諏訪郡上原邑(永明村)より起りしなるべし。此の地に上原城ありき。上原氏は諏訪の名族にして下社獻供使宮津子祝たり、多姓と云ふ、宮津子はミヤツコなり。造祝系圖に「諏訪下社造(ミヤツコ)祝、姓多氏神原、中世上原に更む。系・信濃國造より出づ、累世下社官なり」と見ゆ。見聞諸家紋に、

神家　上原

佐々木本

猶ほ次の項を見よ。

6　神家　諏訪系圖に「爲信—爲貞—敦貞(信時)—檢校敦家—敦成(上原五郎)」と見ゆ。諏訪郡上原氏は現今棄に上を家紋とす。

7　桓武平姓千葉氏流　武家系圖に「上原平、本國信州上原、モン十曜、千葉介常胤末、賢家、上原豐前守高家」と見ゆ。

8　清和源氏平賀氏流　平賀源心の子淡路守種西、諏訪上原を領して上原を氏とす、其の子助之丞種吉也と。家紋瓜内に唐花。

9　秀鄕流藤原姓　寬政系譜に「武田信玄の臣吉勝の後なり、曾孫種長の時森に改む、家紋丸に打違柏、抱柏。」と。上原伊賀守、入道隨翁軒、上原能登守等、甲斐國志に見ゆ。能登守は前述清和源氏平賀の分流なりと云ふ。

以上諏訪郡發祥の上原氏については種々の説ありて、容易に決し難し。今諸説を擧ぐるに止む。

10　藤原姓　家祖勘之丞友重は梅若嘉兵衛の子にて、もと猿樂の者なり。寬政系譜藤原氏支流に收む。家紋丸に梶葉、藤丸支庶二。

11　丹羽の上原氏　何鹿郡の豪族にして、高屋山物部城に據る。物部古城記に「建久四年、信州上田城主上原右衛門亟景正、源頼朝に從ひ丹波何鹿郡を賜ひ、物部に居城す」とあり。後戰國時代、上原豐後守、上原衛門大輔等あり。丹波志天田郡條に「雀部鄕、上原權八、古何鹿郡志賀涙人、子無き故、此村の重右衛門に上原系圖を讓り置く、重右衛門は井上氏也」と。又「上原氏子孫觀音寺村、武士家と云」と云ふも載せたり。

12　佐渡平姓上原氏　佐州役人付に上原氏を平姓とす。

13　赤松氏流　播磨の豪族にして赤松家の重臣なり。赤松家風條々事に當方御年寄として上原氏を收め、又赤松系圖に「宇野新大夫爲助—範重—爲範—範家（佐用三郎）—家景（上原和泉守）、その弟家氏（上原肥前守）」と見ゆ。

14　因幡の上原氏　智頭郡の名族なり。

15　美作の上原氏　戰國時代上原修理大夫高經あり、東北條郡下津川邑笠松城に據る。上原伊賀守の子にして、永祿七年七月十六日草苅景經に攻められ戰死す。「弟萬三郎高章、彌三郎高〇漸く免れしも、天正五年十月再び攻められ、萬三郎死し彌三郎因州に逃ると云ひ、又高經の子を右衞門太夫元祐と云ふ」と。而して元祐は永祿年中、因州知頭郡早野邑より當國に移ると傳ふ。因州早野邑上原氏文祿三年八月の文書に「上原九郎右衞門尉違亂由云々」と。又傳ふ上原左京なる者あり、因州より當地方に打入る、天文年間の事かと。子孫英田郡、勝田郡、苫田郡等に多く、又津山藩分限帳に「大御目付五十石上原彦大夫」等を載せ、武鑑に上原彦藏を載せたり。

16　備後の上原氏　世羅郡上原邑より起る。藝藩通志今高野山城條に「甲山町の内、東神崎村の界にあり。相傳ふ、上原豊後元廣、同右衞門大夫元祐（祐一に輔に作る）永正頃より、此に據る。後元祐は、西上原村沼城に移る。一説に、上原民部少輔元輔といふ同一人なるべし」と。又沼城條に「西上原村にあり、天正四年上原右衞門大夫元祐、今高野山より、此に移居る。後楢崎彈正に陷らると云。按に、此城、今高野山を去こと、僅に五町許。其の地勢、彼は嶮峻にして、此は平夷なり、恐らく、かれは、防戰に備へ此は常居とせしならむか。一説に山内大和直通、この城に居しといふ、元祐と、いづれ前後なるをしらず」とあり。元就記に「元就の妾に女子生れければ、備後の國外郡甲山の城主上原元祐と云ふ人を、右の御娵に約して、聟にし給へば、それより備後外郡の諸士、悉く元就へ相從ひ其の一國御手に入る」と。毛利系圖にも見ゆ。又御調郡圓壽寺山城は上原秀兼の居城なりと云ふ。

17　筑前の上原氏　怡土郡上原村より起る。ウヘノハラなり。一宮高祖山大菩薩（高礒比咩神社）の神官にして古へ勢力あり。筑前軍記略に「筑前守大藏種直云々、怡土郡高祖神社の神官上原兵庫を賴む。兵庫則ち種直の四男早良四郎大夫種成を以つて婿となし、早良郡を領し、重留村に居らしむ。其の勢に乘り、近邊を押領し、漸く武威を國中に振ふ（巳上原田記）、其の子孫長く高祖城に居る」と。又九州軍記に「上原兵庫家富み人多し」と。會津原田氏舊記に「高祖大菩薩神宮社家、領怡土郡、三雲ニ在宅有、亦後上原兵庫佐、大宰大監就申談依緣者、伊勢城戸違法湊ニ月見山新御所立移、亦後伊勢山ニ御屋形立移雷依三賴也。原田太郎大夫大藏朝臣種成、權之守種雄、左衞門大夫種榮、長門守種秀、太宰大監種政、壹岐守種次、山城守種賴、大和守種照、權之佐種之、太宰大監種房、左京亮種善、越前守種勝、紀伊守種時、伊勢守種生、太宰大監種貲、丹後守種春、權之守種久、大學之正種義、中務大輔種泰、彈正少弼種直、彈正少弼入道了後、彈正少弼入道了榮、彈正少弼信種、彈正少弼種吹、伊豫守種次」と見ゆ。後原田家臣に上原與一兵衞あり。

18　其の他、人吉相良藩用人、岩村田内藤藩

參成され候得共、左馬助事は一色道猷と同前博多に殘し置かれ、同年三月廿日、筑後國黒木の城を責落し、其の外肥後鹿子木川尻合戰に度々手柄を顯し申候云々。賴兼の子兩人之あり、嫡子は上方へ上り御奉公仕り、次男兵部少輔直兼と申候者、九州に罷殘る。」と。又上野氏筆記に「大夫法師義辨、此の義辨初めて上野氏と稱す。其の子上野太郎賴遠、同左馬助賴兼、武藏國の住人也。建武三年嫡子上野太郎詮兼二男上野兵部少輔直兼と共に尊氏公に從ひ九國に下る、詮兼は歸鄕、賴兼は直兼と共に九州に留る」と。今兩書に據りて其の以後の系圖を示せば次の如し。

賴兼―兵部少輔直兼―左馬助兼氏（次郎三郎）―左衞門佐氏繁（兵部）―上總守繁兼（入道道慶）―左馬助繁信（入道信慶）―左馬助治信（初め鎭信、豊後大分郡を領す）―

―山城守鎭信（初左馬助）―次郎兵衞鎭基
―丹後守鎭政（龍造寺に仕ふ）
―讚岐守英長―三郎四郎
―助四郎長家
―三郎長規

初め大友氏に仕へ後龍造寺に仕ふ。

41 筑後の上野氏　以上の外、上妻氏建武二年文書に上野四郎入道、近藤氏建武三年文書に上野左馬助、田中家臣知行割帳に「二百石上野八左衞門」文祿四年檢地帳奥書に上野右衞門大夫見ゆ。

42 桓武平氏　肥前の上野氏なり。平重秋廿四代の孫上野土佐、播州に住す、本名植野氏なりと云ふ。又東鑑寛元三年十二月廿五日條に「松浦執行源授、其の身を召籠せらる。上野入道日阿所領の守護也。是れ鶴田五郎源馴と肥前國松浦庄西行内佐里村、壹岐泊牛牧等相論事云々」と見ゆ。

43 藤原姓上野氏　薩隅の上野氏なり。薩摩郡永利鄕百次村岩田城は一名上野城とも稱す。上野太郎忠友の居城たりしと傳ふ（三國名勝圖繪、地理纂考）。大隅上野氏略系圖に「此上野は宇邊乃と稱、藤原姓、肝付氏落城前より此高山居住と云、家名讓字篤、又敦。宇多天皇流、初代彦右衞門―長右衞門―嘉右衞門―篤能云々。初代彦右衞門は天正十九辛卯年誕生なり」と。

44 日向の上野氏　天智天皇日向行幸の際

御供して下りし八人の一也と稱ふ。宇都宮條を見よ。

45 和邇部姓　駿河富士淺間社和邇部系圖に「良清（富士郡司大領）―清身（伊豆掾）―元清（上野六郎、富士郡上野に住む）―元光（相摸介、長保二年八月任）―元成（上野太郎）」と見ゆ。

46 北白川宮流　皇室系譜に「北白川宮能久親王―上野正雄（第六王子、伯爵、明治三十年七月一日、賜姓上野」と。

47 阿波の上氏　故城記に「上郡美馬三好郡分、上野殿、二引龍。上野殿、小笠原源氏、松皮、（號氏部亟）」と見ゆ。

48 其の他、安西軍策に上野主殿助、同佐助、深江文永二年七月廿九日文書に「道使上野」、小倉小笠原藩用人、酒井忠順附家臣、また美濃、伊賀、志摩等にもあり。その他カウヅケを見よ。

上埜　ウヘノ　前條氏に同じ。

上内　ウヘノウチ　又上ノ内ともあり。下總小金本土寺過去帳に「上ノ内大夫四郎、文安四四月」と見ゆ。

上ノ大方　ウヘノオホカタ　正應元年の丹後國諸庄鄕保田數帳に「加佐郡有道鄕、五十二町六反百一歩内、十七町六段三百五

十三歩、(二ヶ村)上ノ大方殿」と見ゆ。

上野田 ウヘノダ　蒲生系圖に「賴俊—季俊(右馬允)—惟俊—忠俊(上野田兵衞大夫)—俊定、弟辨秀(兵衞禪師)」と見ゆ。蒲生家塀持家老十二名の一にして、「奥州長沼城八千五百石、蒲生主計介、本姓上野田」とあり。美濃にも此の氏現存す、同族なるべし。

上ノ畑 ウヘノハタ

上原 ウヘノハラ　ウヘハラ條を見よ。

上室 ウヘノムロ　常陸國新治郡上室邑より起る。東國戰記、小田天庵の旗下に、上室の城主吉原越前なる者見ゆ。

上野山 ウヘノヤマ　紀伊の豪族にして桓武平氏佐原氏の族なりと云ふ。續風土記在田郡藤並荘小島村城跡條に「城主詳ならされども、鄕中著姓に上野山氏多し。佐原十郎義連の後にて畠山家に仕へしといふ。恐らくその祖の城なるべし」とあり。又上野山十大夫條に「佐原十郎義連の後裔にして畠山家に仕ふ。元和の時六十人地士となる」とあり。なほ上山條參照。

上ノ山 ウヘノヤマ　前條及び上山條を見よ。

上羽 ウヘハ　宇土細川藩の用人に此の氏あり、又堀尾藩給帳に「百七十石上羽喜右衞門」なる者見ゆ。寛政系譜此の氏を未勘に收む。

上畑 ウヘハタ　カミハタ條を見よ。

上腹 ウヘハラ　首姓にして出雲の古代豪族なり。出雲風土記意宇郡條に散位大初位下上腹首押猪なる者見ゆ。次の上原首に同じ。

上原 ウヘハラ　カミハラ　カミノハラ　ウヘノハラ　上原は今日普通ウヘハラと訓ずれど、信濃の上原氏は神原と通ずるが故にカミノハラなるや明白なり。又ウヘノハラ、カミハラとも讀む。今便宜上一括して此處に收むるも、猶ほカミハラ條と參照すべし。

1　上原首　前條上腹首に同じ。出雲の古族にして、神龜三年の山城國出雲鄕計帳に上原首玉賓と云ふ人見えたり。こは出雲より山城出雲鄕に移りし者なるや著しかるべし。

2　新羅族　武藏國新座郡の名族にして、新倉邑の山田、上原、大熊等の諸氏は、いづれも其の祖先新羅王に從ひて當國に來ると傳へらる。シラギ條を見よ。

3　平姓　これも武藏の上原氏にして、寛政系譜平氏に收む。はじめ瀨戶を稱し、のち上原に改むと、家紋丸に三鱗、釘拔。

4　上杉重臣上原氏　關東管領上杉氏の重臣にして、深谷記、上杉御普代之目錄、四天王の一に上原出羽守を收む。また相州兵亂記に「去程に上杉人々、氏康に打まけ、上州へ歸りしかども、大名數萬騎有ければ、國をば、ついに取られず。此の管領幼稚にして父憲房にをくれ玉ひ、吾儘に成人し玉ふ。其の比、菅野大膳、上原兵庫介と云ふ侫臣あり云々」と。上原出羽守の事は新編武藏風土記稿久良岐郡戶部村條に「此村古の領主は傳へざれど、前に云ふ市尾の文書の內、天文十七年五月七日北條氏康より上原出羽守に與へし文書に『武州之內戶部之鄕七十貫文之地進之、可有知行候云々』又同年八月十日の文書に『戶部鄕未年之年貢之內中村平四郎給二十貫文、此內兩度に十五貫文請取、殘て五貫文請取、殘て五貫文未進早々被申付、可被相渡候』とあれば、此年出羽守に與へ、且つ其以前中村平四郎が給地ありしこと知らる。北條役帳に、『上原出羽守が所領六十七貫七百八十文、久良岐郡富部大鏡寺分』と載せ『抽井領

總國上野の鄕に住す」と載せたり。又これより前、平將門も上野野次郎と稱すと云ふ。

17 桓武平氏常陸大掾流　大掾傳記に「吉田郡一族名字、吉田太郎(大戸)、此一族矢田部、猫崎、前田、「上野云々」と見ゆ。

18 秀鄕流藤原姓結城氏流　結城氏の祖朝光・上野介と稱し、その子朝廣・上野介或は上野七郎と號す。これより後結城氏の族中、上野介、或は上野を稱號するもの多し。何れも此の受領より來りしものなるが故にカウヅケと訓ずべし。「朝廣の子廣綱―時廣(上野介、七郎)―貞廣(上野介、左衛門尉)」時廣の弟「宗重(太田判官)―時重(上野判官)」時重また「上野介、大內判官」ともあり。又廣綱の弟「祐廣(白河彌七左衛門)―宗廣(上野入道)―親朝、」等結城系圖に見ゆ。建武二年十一月十五日の太政官符に「應に前參河守從五位下藤原朝臣親朝に、當國白河郡內、上野民部五郎、同孫七郎、同彥三郎親義、同七衛門大夫廣光、同三郎泰重、同七郎朝秀、同孫五郎左衛門尉、母子等跡を領知せしむべき事云々」と。

19 桓武平氏岩城氏流　磐城の豪族なり。

ウヘノ

標葉氏の族類にして標葉淸隆の臣六族七人衆の一、長享元年相馬盛胤に降ると云ふ。標葉記に「標葉淸隆の臣上野氏は六族の一也、上野齊兵衛尉、是嫡傳也。旗紋白地赤釘拔也云々」と。その略系を示せば、「上野兵庫助(海東平氏、標葉左京太夫隆義の類葉、標葉淸隆之臣、六族七人衆の內、高三十貫文、淸隆滅後、屬相馬盛胤、)―攝津守―內藏頭(住標葉、谷津田舘、文祿支配帳に曰、高三十貫八百五十五文)―但馬(慶長の人「中津朝睡覺書」)―齊兵衛尉(標葉記)。內藏助弟。內藏助(住小高、文祿古支配曰、高三貫八百二十文)―下野。(弟讃岐あり)。(舘岡房三氏)

20 石川の上野氏　小貫の城主須田氏の家老に上野大內藏あり、天正十七年滅亡後、子孫醫となる、月翁院殿より拜領の陣太刀今に重代所持(上野玉三郎氏)。

21 會津の上野氏　耶麻郡に上野氏あり、新編風土記同郡赤岩村中山村館迹條に、「天正の頃上野藏人盛重住せしと云」と載せ、又村松新田村舊家上野莊左衛門條に「此村の肝煎なり。彼が祖葦名氏の臣金上遠江守盛備が一族勝左衛門と云者、金上の一字を取つて氏を上野と稱し、河沼郡坂下組金上村に住す。元和六年に此地の新田を闢き、肝煎となり、相續て今の莊左衛門に至りしと云」とあり。又河沼郡遍照寺鐘樓門寛永二十一年の銘に上野孫左衛門見ゆ。磐瀨郡にも此の氏あり。

ウヘノ

22 陸前の上野氏　伊具郡高藏寺棟札に「治承元年云々、上野眞○五貫、上野眞弘五貫、」と。古代上毛野氏の後裔ならんと考へらる。カウヅケなり。又後世大崎氏の家臣に上野氏あり、志田郡新沼邑に據る、封內記に「新沼邑、西要害、大崎家臣上野甲斐居之」と見ゆ。

23 秀鄕流藤原姓阿曾沼氏流　陸中の豪族にして遠野氏の庶流なり。奧南舊指錄に「譜代並、大槌、上野、橋野ともに遠野の別れ也」と。上野右近は大槌孫三郎の弟なりしが、逆心して南部家に降參すとなり。

24 羽前の上野氏　田川郡瀧の上の舊家に上野氏あり、天正十八年十一月の文書に上野源左衛門見ゆ。

25 藤原北家上杉氏流　「上杉の庶族にして出羽國上野村に住せしより家號とす」

と家傳に見ゆ。家紋九曜、藤巴（寛政系譜）。

26 清和源氏新田氏流　越後國魚沼郡上野邑より起る。此の地に布支里城（又節黒城上野村上野）あり。正平七年、新田義興同義宗、脇屋義治等武藏に敗れて此處に城く。柱樫黒木を用ふ。依つて節黒と名づくと云ふ。其後二百餘年上杉謙信の麾下上野中務大輔長安玆に居る。上野氏は大井田氏の後裔なりと云ふ。又天正中上野九兵衛あり、頸城郡米山城主なりき。

27 若狹の上野氏　康正段錢引付に「上野與三郎、若州賢海村段錢」と、又「上野刑部大輔、若狹國神谷村段錢」と、前に云へり。

28 伴姓　近江國甲賀郡上野邑より起る。甲賀二十一騎南山六家の一なり。武家系圖に「上野、伴、傔仗資兼十九代、左衛門尉家兼、稱之」と載せ、寛政系譜に「伴氏にして、先祖家兼、甲賀郡上野村に住せしより家號とす、家紋横木瓜下に二引兩、丸に二引兩、十六葉裏菊、横木瓜」と。

29 荒木田姓　伊勢國內宮社家に上野氏あり、瀧祭宮內人にして荒木田姓なりと。

30 丹波の上野氏　丹波志氷上郡條に「上野氏、子孫常樂村、先祖同庄門三原村門尾の古記に上野源五郎大夫と有り、門尾の神職を勤めり」と見ゆ。

31 備前の上野氏　明應の頃、上野土佐守同肥前守等あり。足利流上野氏にして次の上野氏と同族なり。

32 備中の上野氏　足利流上野氏なり。卽ち上野律師義辨の苗裔上野刑部氏之、三河國小谷より松山城に入る、同備前守賴久續いて松山に居り、守護代たり。後猿掛の城主庄備中守爲資と戰ひ、敗北す（府志）。

33 美作の上野氏　上野對馬守あり、勝北郡新野庄金剛寺山城に據る。

34 紀姓　石淸水祠官に上野氏あり、公文所にして、その系圖に武內宿禰二十二代孫紀院濟の後裔と見ゆ。

35 丹後の上野氏　正應元年の諸庄鄉保田數帳に「熊野郡田村庄十五丁三反三百十五歩、式部少輔殿、九町一段二百十六歩上野殿」と見ゆ。

36 播磨の上野氏　完粟郡上野邑より起りしか。此國上野氏は平姓と云ふ。上月記康正二年十二月、大和國宇智郡に罷向ふ

人數着到次第に「上野小次郎（鳥居千代松丸代）」を載せたり。

37 伊豫の上野氏　宇摩郡上野邑より起る。豫章記に「正平廿三年云々、船中の御伴上野兵庫允云々」と見ゆ。

38 桓武平氏北條氏流　博多日記に「元弘三年閏二月十一日、上野殿伊豫へ御渡云々」と、こは北條時直にて、上野はカウヅケなり。カウヅケ條を見よ。

39 豊前の上野氏　應永戰覽、豐前鬼城落去の時、上野治部少輔貞家・自害し、上野兵庫頭利家も香春城にて戰死すと。其の後下毛郡の豪族に此の氏あり、元龜天正の頃の主を・上野新右衞門と云ふ。國志に「永祿年中、下毛郡にて大友の幕下に降る人々には上野云々等、打違れ降禮を執る」と。

40 九州源姓上野氏　足利氏流上野氏、左馬助賴兼の後也。筑後柳坂大庄屋上野氏藏書に「我々先祖上野由來の事、一上野左馬之助賴兼と申人、關東より下向、其比は帝王樣と將軍樣と御合戰の半にて、將軍樣御頁成され、建武三年二月下旬九州へ落下され候、其節右我々先祖左馬助御供致し罷下られ候、將軍樣は追付御歸

る地名多く、殆んど皆ウヘノと訓ず。氏名に於いても多く然れど、まゝ相混ず、兩者を參照せよ。

1 上野宿禰 拾芥抄に見ゆ、或はカウツケなるべし。

2 淸和源氏足利氏流 三河國碧海郡上野莊より起る、この地は後宇多院御領目錄に「三河上野庄」と見ゆ。當莊の事は戸田氏條にて云ふべし。上野氏の出自については、尊卑分脈に「足利泰氏—義辨（上野律師、改義有、母廣澤判官代義實女、上野國堀內、此に依りて上野と號する也。上野は三河國也）—

貞遠（上野三郎）—義遠（又三郎）—義勝（孫三郎）
頼遠（犬懸）（上野太郎）—┬頼兼（左馬助）—詮兼（民部大輔 左馬介）
　　　　　　　　　　　　└氏勝（左京亮）

と載せ、頼遠に「母源長氏女、法名道義」頼兼に「法名以紹、觀應年中、但馬國に於て死去、右京權大夫、頼兼事、石見國三隅郷を勳功の賞となして拜領、武藏國差扇郷 朝恩拜領を爲す。石見、但馬、丹後等守護」と見え、又追加に詮兼—

満兼（小太郎 左馬助 民部少輔）—┬持頼（民部大輔）—尚長（民部少輔 法名宗恕）—澄相（民部大甫 小太郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　└持詮（治部少甫 早世）

—満泰（刑部大甫 純中孝公）—頼國（刑部大甫 法名空道）

満兼・一に満頼、満植と作る。淸和源氏系圖も分脈に同じ。而して尚長の後は「尚長—信孝—量忠」にして、寛政系譜此の末裔と云ふもの三家を載す、家紋五七桐、丸に二引。

3 上野氏は太平記巻三に上野七郎三郎、康正二年造內裏段錢引付に「二貫三百七十文、上野與三郎殿、若州賢海村、段錢」また「七百五十文、上野刑部大輔、若狹國神谷村段錢、參河國寶飯郡內三ヶ所分段錢」、次に永享以來御番帳に「一番上野與三郎、三番上野鶴若丸、四番上野民部大輔、上野刑部大輔、上野治部大輔」また「御供衆上野民部大輔、申次同人」次に文安年中御番帳に「一番上野與三郎、三番上野治部大輔、四番上野刑部大輔、上野治部大輔、申次上野民部大輔」、次に永祿六年諸役人附に「御供衆上野孫三郎御部屋衆上野與八郎、御供衆上野陸奥守信忠（任佐渡守）、上野大藏大輔豪孝、上野民部大輔憲忠、上野中務太郎秀政（堀彌八郎當御若衆也）、上野宮內少輔」次に長享元年常德院江州動座着到に「三番衆上野民部大輔、上野又三郎、」を載せたり。多くは源姓足利族なるべし。

4 物部氏族弓削氏流 この上野氏も碧海郡上野より起りしなりと云ふ。同國額田郡龍泉寺村の泉寺城は上野三郎四郎息男庄五郎の居城なりと云ふ。同異詳かならず。

5 良峰氏流 良峰系圖に「秀高（號立木田大夫）—高成（二宮大宮司、號原大夫）—高弘（上野權守）—

┬高助（號上野大夫）
└經高（七郎）—高通—高光（上野孫二郎）—幸家（下野六郎）—┬九郎
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└彌六

と見ゆ。こは父の受領を稱號としたるにて、カウヅケと讀むべきか。

6 井伊氏流 井伊系圖に「彌直（井伊左衞門尉）—泰直（井伊次郎左衞門尉）—直助（左衞門次郎、井伊、上野祖）」と見ゆ。

7 遠藤氏流 遠藤系圖に「爲方（遠藤六郎大夫）—頼恒（渡邊總官、大六郎）—爲助（總官、四郎大夫、遠江守）—爲賓（上野守、武者所）—爲近（上野二郎）—太郎、弟實景（遠藤次）、弟依重（六郎左衞門尉、座摩祐、四人長者其一人）、弟爲忠（四郎）」と見ゆ。これも父の受領を稱號とし

たるにて、カウヅケなるべし。

8 大森氏流 大森葛山系圖に「大沼親康(信濃權守、本定康、本姓藤原、改平姓、勢州住人)―忠康(上野二郎)」と見え、又姉小路系圖にも同樣見ゆ。

9 清和源氏小笠原氏流 甲斐國八代郡上野邑より起りしなるべし。尊卑分脈に「小笠原太郎長經(彈正少弼)―盛長(六郎、號上野)―┬長衡六郎―政長太郎

├泰長二郎

└長明三郎

と載せ、小笠原諸系圖も同樣、盛長に「號上野六郎」とあり。又甲斐國志上野邑條に「小笠原長經の七男上野六郎盛長この村に城く、その子六郎長衡、その次男又次郎賴衡也」と。されど巨摩郡にも上野邑(ウハノ)ありて上野城あり。古傳に上野六郎盛長なる者の築く所なり、盛長は小笠原長經の七男盛長の男、上野六郎長衡と曰ふ、長衡の男次郎政長、政長に一女一男あり。男は無狀にして放逐せらる。女に秋山氏なる者を納贅し、遂に氏を冒す。是より秋山氏となると云。城墟は西山の腹に倚り高敞なり。中野村は又其の西に在りて地益高し、地形に於いて上中の名轉倒して見ゆ。氏に因りて地に名ず、上野氏の采邑たること殆ど證すべし。城内二三町歩、林薄中に壘湟巍然として存せり。壘の南面は村居東は畠なり、本重寺の境内にも古壘ありて子城の如し。地山茶花多し、因て山茶花城と名くとも云(甲斐國志)と。山梨郡岩手村上野直氏の調査報告に「東八代郡錦村(舊小石和筋)二宮神主上野大內藏の祖は、長衡の次子又次郎賴衡と云ふ者にて、神主の家を相續し、氏を上野と改む」とあり。二宮美和大明神神主は應神皇子二派王の御子太郎王の子坂中井君より出づ。後榮名井姓を稱し、更に秋山氏の族二宮氏を養子し、後また元應の初め、西郡椿城の領主上野又六郎長衡の次男二宮又次郎賴衡を養子し、三階菱を紋とす(國志)となり。

10 清和源氏大井氏流 大井信明の裔信達・上野介を稱す、その子孫上野氏を稱すと傳ふ。カウヅケ也。

11 甲州足利流上野氏 又甲州の上野豊後守重季は足利の分流上野氏より出づと云ふ。

12 清和源氏村上氏流 信濃の豪族にして、尊卑分脈に「賴信―賴清(村上)―家宗(上野介)―淸宗(山城守)―宗季(吉田冠者、大學助)―康定(上野三郎)―家淸(判官代)―家滿(上野二郎)、弟基淸(上野藏人)―家長」また家淸の弟「有親(上野二郎)―時基(左衞門尉)―義信(號彌五郎)、弟七郎義冬、」また淸宗の弟「家俊―重俊―宗信(上野冠者)―義宗(高松院判官代)―有長」など見ゆ。

13 清和源氏木曾氏流 馬場系圖に「家仲(兵庫介)―家敎(兵庫頭)―家村(六郎、讃岐守)―家昌(兵郎丞、安食野次郎、上野元祖)」と載せ、木曾系圖にも「家敎―家村―家昌(上野元祖)」と見ゆ。

14 清和源氏森氏流 尊卑分脈に「義家―義隆(森冠者)―賴隆(伊豆守、住信乃國)―賴定(森五郎、又若月)―朝氏(號上野四郎)―敎氏(藏、左近將監、母甲斐木工助貧時女)―盛氏、」及び敎氏の弟に孫四郞宗氏を載せたり。

15 毛野氏族 上毛野氏の事なり、カウヅケ條を見よ。

16 桓武平氏 上總國長柄郡上野邑より起る。一本千葉系圖に「上總介忠常初め上

入しに、城には難波田彈正入道善吟籠れり。慕ひ來る敵を追拂はんとて彈正出馬しけるが、又敗走せしを山中主膳追懸、拾遺集難波女の歌を飜案して『惡しからじ、善かれとてこそ戰はぬ、何難波田が崩行らん』と云ひかけしとき、彈正も數寄の道なれば駒の頭を引返して『君を置てあだし心を我持ば、末の松山波も越なん』と古今集の歌を其儘採て主將朝定を置て討死せば、松山は敵に乘取らるべしと云ふ意を述けるは、當意卽妙なりと、世の人々にも膾炙せり。同十二年十月より古河公方晴氏、兩上杉と同く川越城を圍み攻し時も、當城を根城とせしが、同十五年四月北條氏康後詰として出馬し、同二十日の夜軍に上杉討負朝定も討死し、難波田は燈明寺口の古井に陷て死し畢ぬ。此時城中に上田又次郎政廣（後號碑齋）が留守たりしを、北條氏の軍勢機に乘て乘取、塀和刑部少輔を城代とす。時に太田美濃守資時岩槻に在しが、政廣が足戸砦に蟄居せしを語らひて、同年八月二日夜に乘て取返し、太田下總守、廣澤尾張守を本丸に籠め、上田政廣をば二丸に置けるが、資時沒て、後上田北條氏へ內通せしにより、頓て塀和を大將として再び當城を乘取、上田政廣を籠置しが、永祿四年上杉輝虎威を關左に振ひしにより、太田美濃守資正是に應じ、終に又攻取て上杉左衞門太夫憲勝を籠置、然るに其年の冬、北國積雪の間を時として北條武田兩旗にて出馬し、十二月十一日より明る春に至るまで取圍て攻けれども陷らず、寄手の內、勝式部少輔は資正の舊識なれば、城に入て和議を謀る。又甲州の奉行人飯富源四郎辨舌を以て利害を諭けるにぞ、三月三日和議成て翌四日城を請取、舊主なればとて上田又次郎を置て去る。是より小田原の抱となりて上田氏居住す。天正十八年小田原陣の時城主上野介朝廣は小田原へ籠城し、留守として難波田因幡守、木呂子丹波守、金子紀伊守、若林和泉守、山田伊賀守、山田市兵衞、田中傳兵衞、原藤右衞門、小倉井雅樂助田中藤九郎、根岸長兵衞等籠りしが、寄手羽柴利家父子大手より攻來り、上杉景勝は搦手に寄せ、毛利小笠原眞田天道寺等同く進で押詰、已に陷るべかりしを、城下の僧扱で降參しける、是四月十二日也。」と見え、又秩父郡大ツク山城（栁平村）は上田安獨齋の城跡也と云ふ。

22 桓武平氏岩城氏流　磐城國石城郡上田邑より起る。岩城系圖に「下總守隆忠—親隆（下總守、長朝腹）—常隆（嫡子）—隆通（上田殿、右近大輔）」と見ゆ。

23 藤姓宇都宮流　小田治光の子治知より出づ。

24 桓武平氏長尾氏流　上田長尾家の事にして、魚沼郡上田城より起る。景勝の父政景を上田政景とも稱し、其の家臣を上田衆とも上田者とも云へり、ナガヲ條を見よ。

25 越中の上田氏　戰國時代上田作兵衞あり、礪波郡廣瀨城に據る。又埴生八幡宮の舊祠官に上田氏あり、越乃下草に「埴生八幡宮、松永鄕埴生村、御寺領三拾石神主上田石見守」と見え、三州志に「神主世々上田氏也」とあり。

26 丹波の上田氏　丹波志氷上郡條に「上田氏、子孫長谷村、國料上町、本家栅原村に在り、上田氏五家有」また「上田縫之助、子孫栅原村、天正の比縫之助、カオフ、主殿と三人居住す。郡士にて黑井城に從ふ。落城の後、主殿は大坂に至り一向寺に籠り、行方を知らず、カオフは

伏見に住す」と。又「上田與戸太夫、子孫與戸村與戸、古勅使之ある時、玉ワル名也と云ふ。上田與戸太夫代々、若太夫若右衛門と云ふ。則ち與戸と云ふ所に本家在」と見ゆ。

27 備中の上田氏　天正年中上田孫次郎實親あり、下道郡鬼之身城に據り、三村元親の配下の將にして毛利の軍を防ぎ力戰して死す(府志)。實親は三村家親の舍弟なり。

28 長門の橘姓上田氏　大津郡深川に上田と云ふ舊家あり、代々飯山八幡の祠官にして、其系圖に據れば上田縣主の後裔にて、後橘姓になると見ゆ。

29 清和源氏新田氏流　寛政呈譜に「脇屋義助の子義治十代常義、上田を稱す」とされど寛政系譜小笠原支流に收む。支庶二、家紋扇に黒一文字、根笹の丸、雪笹。

30 日下部氏流　淡路の名族にして、關東四氏の一也(日下部系圖)。

31 豊前の上田氏　宇佐郡の豪族にして、天文永祿年間、上田因幡守あり。

32 文忌寸流上田氏　紀伊國伊都郡上田邑より起る。日本靈異記中卷十一に「聖武天皇御世、紀伊國伊刀郡桑原の狹屋寺云々、彼里に一凶人あり、姓は文忌寸也、字を上田三郎と云ふ矣」と、又今昔物語十六の卅八に「紀伊國伊都郡云々、姓は文の忌寸、字は上田三郎」とあり。第一項橘流上田氏と關係あるか。

33 其の他、上田氏は二本松丹羽藩用人、府中毛利藩用人、延岡内藤藩家老、水口加藤藩重臣、土浦土屋藩用人、廣島淺野藩家老、岡崎本多藩用人、淀稻葉藩重臣廣幡家諸大夫、大炊御門家諸大夫、高倉家雜掌、また田中家臣知行割帳に「三百石上田十兵衛」鯖江藩侍帳に「上田捨次」堀尾藩給帳に「二百五十石上田權右衛門、彌平次、百五十石上田万助」津山藩分限帳に「五十石上田平次、猶ほ二名」又幕臣に矢筈違を家紋とするあり(源氏三河)、又備前、志摩、陸奥、因幡(因幡志)にもあり。又香宗我部記録に「上田文庵は實父中村亘宿、妻桑名源六孫娘也長曾我部の長臣桑名掃部が末葉云々」と見ゆ。又德川時代上田秋成あり、文學を以つて名あり、京師の人。

上瀧　ウヘタキ　肥前千葉氏配下の將にして鎭西要略大永五年條に見え、又永祿五年有馬氏に從ふ藤津郡の豪族に此の氏見ゆ。

上竹　ウヘタケ　信濃にあり、植竹氏に同じかるべし。

上武　ウヘタケ　河内國交野郡穗谷村の名族也、治左衛門寛時・奥志賀池及び奥の谷池を設く。

上谷　ウヘタニ　カミタニ　大和、近江等にあり、カミタニ條を見よ。

上田原　ウヘダハラ　東鑑卷二十一に上田原平三と云ふ人見ゆ。

上斷　ウヘタム　和名抄武藏國秩父郡に上斷郷あり、高山寺本上料に作る。今上田野邑あり。

上津　ウヘツ　カウヅ條を見よ。

上塚　ウヘツカ

上月　ウヘヅキ　カウヅキ條を見よ。

上恒　ウヘツネ　石見にあり。

上妻　ウヘツマ　カウヅマ條を見よ。

上津村　ウヘツムラ　カウヅムラ條を見よ

上寺　ウヘデラ　備前にあり。

上遠野　ウヘトホノ　カドホノ條を見よ。

上仲　ウヘナカ

上西　ウヘニシ

上野　ウヘノ　カウヅケ　國名に上野あれど、こは上毛野の略にてカウヅケなれば、其の條にて說くべし。その他諸國に上野な

寛永十八年茱萸木新田を開く。又攝津國西成郡の名族上田傳兵衛なる者、安永三年上田新田を開く。

3 大和の上田氏 添上郡の豪族にして飯田氏に屬す。千五百石の地を領す。

4 淸和源氏島ヶ原一族 伊賀の上田氏なり、賴政の遺子の裔にて、一族を島ヶ原一族と云ふ。家紋三星に一文字。

5 伊勢の上田氏 伊勢國飯高郡丹羽神社に上田氏あり。立入氏曰ふ、丹生は舊名上田、弘仁中丹を出す。因つて丹生ノ鄕に改む。丹生神人四戸皆上田を以つて氏と爲す。是れ古名を存す者也。其の系圖に見ゆ。（地名辭書）と。

6 佐々木氏流 近江國蒲生郡の名族にして、佐々木系圖に「行定―定道―道政―新五郎季實―上田源太定資」と載せ、家傳に「佐々木高綱の庶流にして、古志を稱し、後上田に改む。家紋三巴、丸に左萬字、三團子。」と見ゆ。

7 甲賀黨 甲賀五十三士の一に此の氏あり、甲賀郡上田より起る。上田大明神あり、嵯峨天皇の朝、上田蓮淨なるもの觀音堂を建立す、上田社は其の鎭守なりと。伴姓系圖にも上田氏見ゆ、此の氏と

關係あるか。又栗太郡にも上田氏あり、大石系圖に見えたり。（大石村上田道故）。

8 淸和源氏浦野氏流 和田系圖に「滿正―忠重―定宗―重遠（號河邊、又浦野四郞―重實（號佐渡源太甲四郞）、弟實宗（延曆寺上座、號佐渡上座、重實子）―重保（上田冠者、誅せられ畢る）」と見ゆ。重保は尊卑分脈には「經基王―滿政―忠重―定宗―重宗（佐渡守）―重實（號八島、佐渡源七冠者、鳥羽院武者所、同院御時四天王其一也）―重遠（號浦野四郞）、重遠弟實宗（山、延曆寺上座）―重保（一本重康）―重直」とあり、此の方よし。但し分脈に上田氏の記入なきは落ちたるなるべし。

重康の事は東鑑養和元年二月十二日條に「左兵衛督知盛卿云々、近江國より上洛す。美濃國に於いて討取らるゝ源氏、並びに相從ふの勇士等の頸、今日入洛、所謂小河兵衛尉重淸、蓑浦冠者義明、上田太郞重康云々、神地六郞康信（上田太郞家子）等也」と見え、和田系圖と一致す。其の後卷の十に上田楊八郞あり。

9 美濃の上田氏 前項上田太郞の族裔か。新編志に上田加賀右衛門等を載せ

たり。

10 神家笠原氏流 尾張愛知郡星崎庄の名族なり（尾張志）。上田家譜に「上田彌右衛門重氏、姓氏は笠原氏の餘裔也、重氏の子甚左衛門重光、初め信州の上田に住み始めて上田と稱す。後尾州星崎鄕に移居す。重光・左太郞重康を生む。重康初め丹羽長秀に仕へ、後豐臣秀吉に仕ふ。文祿三年七月、從五位下に叙せられ主水正に任ぜられ、豐臣姓を賜ふ。越前國を領す。又淺野家に仕へ薙髮して宗古と號す。後裔今尙ほ淺野家に仕ふ。」と。藝州廣島藩の家老家これなり。

11 丹羽氏流 尾張志、海部郡津島邑の人上田淸兵衛を收む、丹羽氏の族なりと云ふ。德川時代丹羽藩の重臣なり。

12 尾張橘氏流 上田萬年氏は尾張名古屋の人、橘姓なりと云ふ。家紋丸に蔦、替紋菊水。紀伊橘流上田氏と同族なり。而して紀伊上田氏は中古文氏これを稱す、先生の文學と緣故ある、由來する處遠しと云ふべし。

13 伴姓 三河伴氏の後にて伴氏系圖に「中井五郞實景（承久・京方となり、洲股に討死す）―後景―景永―貞永（上田伴二

郎)―景房(二郎太郎)」と見え、又武家系圖に「上田、伴、大原八郎貞景六代、次郎景長、稱之」とあり。

14 島津氏流　島津氏の族、野々山兼周の子兼元より出づ、家紋丸に矢筈十文字、九枚笹の丸。「碧海郡小針村古屋敷、上田七郎兵衛元成、廣忠公の御代、父宗太郎、年寄役。」と二葉松に見ゆ。

15 清和源氏秋山氏流　尊卑分脈に「加賀美二郎遠光―秋山太郎光朝―小太郎光定―實定(七郎、上田藏人、元享時人)―義房(上田四郎)―義氏(上田五郎)」と見ゆ。後世甲州上田氏は上田七郎兵衛尉當吉の後胤也と云ふ。

16 清和源氏小笠原氏流　信濃國小縣郡上田より起ると云ふ。寛永系圖小笠原の一族とすれど、寛政呈譜は武田の氏族とす。家紋五七桐、笹龍膽、左頭三巴、三階菱、釘拔。

上田彌右衛門
釘貫(五千石)

17 大江氏流　大江氏系圖及び尊卑分脈に「廣元―親廣―佐房(従五上左近將監)―佐泰(上田太郎)―泰廣(又八郎)―成廣(分脈には盛廣、上田孫太郎)」と見え、又佐泰の弟長廣(上田彌二郎)―佐長(同彌三郎)―光佐(信州上田孫三郎、分脈には信州井上住)」と見ゆ。泰廣は弘安八年十一月十七日奥州禪門合戰討死す、廿二歳なりと。三信州上伊那郡三日町邑に上田氏あり、三日町城に據る。其の先大江親廣の子佐房、文明年中信州小縣郡上田に居住し、在名を以て氏を改む、其の裔孫上田山城高廣、天文の末、武田氏の麾下に列して、此の處に築き居住す。子孫民間に降る(温知集)と。

18 藤姓大森氏流　大森葛山系圖に「葛山二郎惟忠―景忠(葛山三郎、上田殿)―景倫」と見ゆ。姉小路系圖も、これに同じ。

19 相摸の上田氏　扇谷上杉家の老臣なり、武藏の條にて云ふべし。

20 日奉姓西黨　西黨系圖に「武藏守宗頼―宗親(内舍人)―宗忠(日内太郎)―宗守(西太郎)―宗貞(西二郎)―宗綱(西、貫首)―某(上田三郎)

―宗弘 小川太郎入道
―重行┬秋重 小太郎―某 五郎┬行弘 太郎
　　　└久行 二郎左衛門尉　└經重 二郎
―某 四郎

と。武藏七黨系圖も略ぼ同じ。

21 上杉老臣上田氏　扇谷上杉家の家老に上田氏あり、鎌倉大草紙に「松山城主上田上野介、」また相州兵亂記に「上杉治部少輔入道建芳の被官上田の藏人入道、」また松山合戰條に「此城と申は上田左衛門尉とり立しより云々」と。又甲陽軍鑑に「扇谷殿は上田、大見、大田、荻谷とて四人の老あり」と見ゆ。下總小金本土寺過去帳に「上田中務丞、於武州鷹野原打死」とあるも此の族なるべし。その居城横見郡松山城は風土記稿に「扇谷上杉氏の家老上田左衛門尉、處を見て要害を取立、秩父郡御堂村より移りしと云ふ。按に鎌倉大草紙、應永二十三年十月六日六本松合戰の條に、扇谷上杉彈正氏定の臣松山城主上田上野介戰死すと云ふ、築城は是より先なる事知らる。後長享二年源政氏家臣上杉定正等爰に宿陣せしと云、其後の事にや、上田氏一旦此所を去しとなり。想ふに永正七年、長尾爲景謀叛の時上田藏人入道、爲景に應じ橘樹郡權現山に楯籠、力盡て逐電せし時の事にや。天文六年上杉朝定北條氏綱が爲に居城川越を沒落せしとき、當城へ遁

津中納言、實景虎姉の子也)—定勝(上杉彈正大弼)—綱勝(播磨守)—綱憲(彈正大弼、實吉良上野介義英(央)男、娶紀伊中納言光貞卿女)」と載せ、又「御幕紋竹の丸の内に飛雀二つ」次に憲政の先祖を擧げ、「藤原朝臣憲資、同憲宗、同憲康、同維康、同維信、同憲家、同憲政、(上杉憲政、弘治元年八月十一日、越後國長尾景虎御賴、其上御名字を御讓り成され候事、)」次に「長尾景虎、上杉の御名字御繼ぎ成されし事、上杉中納言維信の御孫、長尾左京大夫爲景の三男也。上杉從三位中納言藤原彈正少弼輝虎、越後守と號す。但し永祿三年辛酉御上洛成され、管領職定り、其の上、公方、足利光源院殿源朝臣義輝の御前にて輝の字を拜領成され、上杉中納言輝虎と號す。永祿六年謙信入道と號す。長尾景虎の御事也」と見ゆ。長尾氏は桓武平家と稱す、而して上杉氏の守護代たりし事はナガヲ條に詳述すべし。されど又血系上杉氏より出づとの說あり、卽ち藩翰譜にも「中納言藤原景勝は、故關東の管領上杉彈正大弼輝虎入道謙信の世嗣、實は長尾越前守政景の男なり。昔後嵯峨院第一の皇子宗尊親王、征

夷大將軍の宣旨蒙らせ給ひ、鎌倉に御下向の時、御介錯の爲に、內大臣高藤公の御裔、勸修寺修理大夫重房朝臣、御供に候し、丹州上杉の莊を賜て、左衞門督に任ず。是より子孫關東に住して、武家に下る。其の子上杉修理亮賴重、其子越前守賴成、賴成が三男兵庫頭藤景、始て長尾の家を繼ぐ、これ輝虎入道の先祖なり。長尾の家と申すは、鎭守府將軍平良文が後胤、鎌倉の權五郎景政五代の孫長尾次郎景弘が末とぞ聞えける。」と見ゆ。謙信上杉氏を稱するや、一門に之を許す、卽ち系圖に「上杉謙信樣御旗本、御一門衆、謙信樣御養子、上杉三郎殿(政景、景虎とも、北條三郎殿の事。小田原北條氏康御子息、上田長尾義景の御聟也。)、謙信樣御養子、上杉彈正少弼殿(景勝、上田長尾義景の御子息、謙信の御家を繼、越後宰相と號す。後に陸奧國にて會津之權中納言と號す。)上杉景滿殿(古志長尾十郎殿の事也。)上杉景行殿、山浦入道殿、畠山入道殿、山本寺伊豫守殿、山本寺木工頭殿。右之外、謙信一家の侍。上條、山浦、山本寺、各上杉一黨たり、自今後代幕同紋

たるべき儀、及び久末に同名幕下異儀あるべからざる者也、謙信系圖によりて件の如し」と。

彈正大弼輝虎の後は兄長尾政景の子景勝・封を繼ぐ。豊臣氏の時、會津若松城百二十萬石、關ヶ原戰後、封を削られ、出羽米澤城三十萬石となる。中納言景勝の後は、彈正大弼定勝—播磨守綱勝—彈正大弼綱憲(實は吉良義央が長男、母は定勝の女)—民部大輔吉憲—彈正大弼宗憲—民部大輔宗房(實吉憲二男)—大炊頭重定(實吉憲四男)—彈正大弼治憲(實は秋月種美の二男、重定の婿)—中務大輔(彈正大弼)治廣(實舍弟)—式部大夫齊定(實は重定—勝煕—齊定)—齊憲—茂憲(初憲章)米澤十五萬石、現今伯爵、家紋竹に飛雀、菊、桐。

上杉 米澤

支庶には綱憲四男駿河守勝周、置賜郡の內にて一萬石を賜へり、其の子駿河守勝承—駿河守勝定(治憲弟)、家紋竹に飛雀、菊、桐。

米澤分家、米澤新田上杉の紋

13 清和源氏畠山氏流　第三項上條上杉氏の後にて、系譜に「畠山政國—義統—義春（上杉謙信の養子）—長貞」と見ゆ。家紋竹の丸に兩飛雀、菊、桐。

上杉義長

13 若狹の上杉氏　郡縣志に新保村城主上杉金吾を載せたり。

14 出羽の上杉氏　室町時代出羽國大泉庄は山內上杉家の所領たり、ヤマノウチ條を見よ、又永慶軍記秋田安東家の配下に上杉氏あり。

15 丹波の上杉氏　丹波志氷上郡條に「上杉氏、子孫下三井庄村鍛冶屋地、堀之內と云處に子孫藤兵衞一黨也」と。又天田郡條に「上杉和泉、子孫草山村、ニンジンジヤウと云ふ所に代々住す」と見ゆ。

16 讃岐の上杉氏　全讃史横井城條に「尾池玄蕃頭城く、天正十年十一月、仙石氏家臣上杉伊賀太郎、數百騎を率ゐ、横井城を攻め克ずして玄蕃の爲に殺さる」と。

17 其の他、鎌倉大草紙に「上杉八郎藤朝、同名龐鼻和六郎云々」と、コバナワ條を見よ。又筑後田中家臣知行割帳に「百五十石、上杉源五、」又岩代、信濃等にも此の氏現存す。

上住 ウヘスミ　富士山中佛像銘に「天文十二年五月、濃州可鼻郡上住戶右衞門」と。こは郡上の住人の意なるべし。

上田 ウヘダ　信州上田を始め諸國に上田邑頗る多く、從つて其等の地名を負ひし上田氏も、その流派尠からざる也。

1 橘氏流　紀伊國伊都郡上田邑より起る。古く文忌寸流の上田氏あり、三十一項を見よ。後世隅田黨の一にして、隅田組地士に上田傳右衞門（中道村）及び上田太次郎の名見ゆ。續風土記伊都郡隅田莊地士上田傳右衞門條に「南朝の時、上田播磨守橘正倚、隅田莊の地頭職の命を蒙り上田鄕柿か城に居住す。今其の子孫上田傳右衞門といふもの猶ほ城跡に居住す、因りて其處を上居屋敷といふ。南朝より賜ひし綸旨、今に家に傳ふ。上居屋敷の艮の方に牢屋敷といふ地あり、是も城ありし時の牢屋の跡といふ。家系に云ふ『正倚二十一代刑部丞正次、隅田北莊を一族に分知し、上田鄕を知行す。二十四代忠左衞門尉清正、永祿九年畠山秋高の爲に、金剛峰寺の僧と合戰して功あり。秋高より感狀あり。二十六代忠左衞門正景文祿元年征韓のとき、加藤氏に從ひ軍功あり、遂に彼地にて討死す。其子正守僅に十歲、讒者の爲に上田地頭職を失ふ。南龍公元和御初入の時、子孫傳右衞門正種勢州桑名まで奉迎す。俸三十石を賜ふ。其家今兩家となる。天文の誓紙に上田貞といふあり、此の家の祖なり」と見え、又彥谷村舊家上田甚五郎條に「隅田組の一人なり、武具等備はりて、持て調度なども多くあり」と。又地士「上田嘉重郎、文書を藏す」と。又赤塚村に上田播磨守の墓あり。又那賀郡神田村の地士にも此の氏あり。

寬政系譜橘氏流上田氏を收め、家紋下藤の丸に十文字、三龜甲とす、同異を知らず。

2 河內攝津の上田氏　永祿二年八月の河州交野郡五ケ鄕總侍中連名帳に「津田村上田新吾助道」また寬永十七年三宮拜殿着座之覺に「津田村上田氏二軒」とあり。その他鬼住村にあり、又上田喜大夫

山、足利陣所に卒去、六十三歳」また兩上杉系圖に「應安元戊申九月十日、足利御陣に於いて逝去」と。その後裔安房守憲實・足利學校を復興せし事は世に名高し。

6　武藏の上杉氏　當國また上杉氏の領國也。風土記稿に「當國は上杉總領山內の家にて世々守護職たりしなれば、其家人を置て守護代、目代等の職あり。(守護代長尾尾張守景仲、目代大石石見守定重の如き皆山內老臣の面々なり。)扇谷持朝禪門の頃よりは國中過半を押領す。此の頃天下亂國となり、群雄割據し、强は弱を兼、大は小を制す、況や當國の如き兩上杉干戈を邦內に動す。北條左京大夫氏綱小田原に在て此亂を時とし、江戶河越兩城を乘取、其の子左京大夫氏康に至て闔國大抵併呑す。」と。又榛澤郡深谷城條に「按に當城の濫觴を詳にせず、土人は上杉憲房の居城とのみ云傳ふ。一說には陸奧守憲英築と云ふ。(憲房憲英は同人なるべし、房英の字訓同きを以て互に誤せしを、後人誤りて別人と認めしならん。郡中人見村昌福寺に傳ふる上杉系譜に據れば、憲英に作るを正しとす。殊に憲英は隣郡幡

羅の國濟寺を開基せし人なり。)また鎌倉大草紙に康正二年上杉武藏入道性順息男右馬助房憲(昌福寺の上杉系譜に據に、房憲は陸奧守憲英の二男右馬助憲信の子にして、昌福寺を開基せし人也)深谷へ城を取立るに依て、成氏公烏山高山を岡部原へ向て、上杉を責、敗軍云々と載せたり。兎に角古き創立とみえたり。憲房は子を憲清と云ふ、其子憲賢、憲賢の子三郎憲盛の子氏憲まで打續て四代當城に住せしも、天正十八年小田原籠城の時氏憲彼城に走せ加はりし跡にて降城となれり。」と。深谷上杉氏の事はフカヤ條を見よ。

又高麗郡條に「上杉城(柏原村)、上宿の東南にあり、天文十二年十月二十七日兩上杉この所に出張して北條氏康と夜軍ありし所なりと云。土人これを上杉城跡と稱す。按るに川越夜軍の年月區々の說あり、或は天文七年七月十五日或は二十年とも云。櫓臺の跡と云る脇に、鷲の宮稻荷の小祠あり。」と。河越城は太田條を見よ。上杉氏の遺跡は六郷殿として北條時代にも殘れり、卽ち荏原郡上杉館(北蒲田村)は式部大輔憲幸の館迹也「按ずるに憲幸

の事實は上杉系圖、其餘諸記錄中に所見なし。小田原分限帳に六郷殿といふあり、江戶廻六郷大森分小机筋星川夏成共向星川六郷內小花和河越筋臨折以上百十五貫三百六十四文諸役を課せずと載す。六郷殿は憲幸の子息式部大輔氏幸と云人なりといへり。又當所妙典寺過去帳に淸天院頭忠日杉、天文十二壬子十月十四日、當寺大旦那上杉六郎殿とあり。これ憲幸がことなるべし。云々。憲幸は管領憲政の子にして荏原郡北蒲田に在城せり。憲政沒落の後當城も北條家の爲に陷りしにより、「家老荒金新右衛門國貞、同六郎左衛門貞經等、隣郡憲政より城を明て北條家へわたすべしと命じければ、止事を得ずして小田原と和睦せり。やがて北條家指揮して彼憲幸を上總國姉ヶ崎の人松原某と云ものにあづけられて、彼地へ赴く、此時荒金兄弟も行けり。こゝに松原一人の女ありしを憲幸へつかへしめけるに、その腹に女一人もうけしが、とかく、上總の住居よろづ心にまかせず。もとの如く武州へ還住のことをのぞみしかば北條家許容して、ふたゝび、武州へむかへ藤崎と云ふ所に館をしつらひて、姑く居住せり。

その後里見義堯鎌倉へ亂入の時、憲幸行向ひて防戰し、たゝかひ負て自殺せり。其後八王子にありし憲幸が幼息廣君と稱せしを迎へ、元服せしめて式部大輔氏幸と稱し、六浦の武田某と云人が婿として、北條家よりすべて進退せりといへり。又按ずるに上杉憲政が上州平井を沒落して越後へ趣きしは、天文二十年十月の事なり。その時嫡子龍若丸わづかに十三歲なり。憲幸當時已に一方の大將として城を守りしと云ときは、憲政の子にあらざること知るべし。又天文二十年北條家に屬して、明る二十一年十月討死せしといへば、わづか中間一年の間に上總へ下り、女子を設けて又武州へかへりしと云は大に疑べし。されど他の考へにそのふるものなければしばらく疑を存して後考を俟つ」と見ゆ。

7 安房の上杉氏　正平中上杉憲顯當國守護となり、安房守を兼ね、之を子孫に傳ふ。卽ち其の子憲方（慶永元年逝）、其の子憲定（應永十九年逝）、その子憲基（應永廿五年逝）、その子憲實、何れも安房守たり。後里見氏起るに及び其の實なし。

8 上總の上杉氏　犬懸上杉氏の領國にして、上杉憲藤の子朝宗・始めて當國守護となる。上杉系圖に「朝宗、上總國守護、鎌倉滿兼公は朝宗養君也、滿兼卒去の時、朝宗七十、櫬を讓り闍維場に赴き、事畢るも家に歸らず、僧衣を着け上總國に赴き長柄山胎藏寺大雲庵蒼龍軒に隱居す、應永十二年逝、法名禪助」と。その子氏憲（禪秀）職を襲ひしが、叛死して管領の直隷となる。

9 伊豆の上杉氏　始め重能豆州守護たりその後憲顯、之を嗣ぎしも、正平中南朝に歸順して畠山義深・之に代る。後畠山氏之を失ひ、憲顯再び足利氏に降りて、上州豆州越州の守護となる。應安元年國淸寺を建立す、爾來長祿頃まで上杉氏の所管なりしが如し。

10 遠江の上杉氏　掃部頭賴重の男龍峰禪師は當國榛原郡平田村平田寺の開山たり。永仁四年五月十三日一條三位の寄附狀に任せ、相良庄內田百町並に屋敷一所を蘭河宿攝待領として永代寺に賜はる。一條三位とは上杉憲勝の事にして其の子月輪童子（空叟智玄）は平田寺二代たり。憲勝は弘安元年春に、小夜中山の逆徒を討つ。

11 桓武平氏長尾氏流　長尾景弘が後胤爲景の二男輝虎より出づ。輝虎・上杉憲政（山內）より上杉の稱號、及び管領職を讓らる。これより上杉を稱す。卽ち天文廿一年正月、上杉憲政・越後に赴き、長尾景虎に關東回復を懇請す、次いで永祿元年五月、憲政又越後に赴き、景虎に家譜並に累代の旗刀を讓る。同二年四月、景虎春日山を發し同月廿七日入京、正親町天皇に謁し義輝に面す、八月歸國。同四年三月十三日、景虎小田原に迫り、北條氏康を圍む。同年五月一日、上杉憲政其の世職たる關東管領職を景虎に讓りしにより、此日拜賀を鶴岡八幡の社殿に行ひ上杉の姓を冒し、名を政虎と改む。同六年、將軍義輝の使者大館藤安當國に下る、政虎偏諱一字を賜ひ輝虎と改めしなり。永祿六年の諸役人附に「上杉彈正少弼輝虎（越後長尾之事也）」と見ゆ。これ有名なる上杉謙信にして、長尾系圖には「爲景（長尾六郎）―景虎（長尾六郎、上杉憲政の養子となり、姓を藤原に改め、名を政景に改む。關東管領に任ぜられ、上洛の後公方より一字を賜ひ、輝虎と號す。法名不識院謙信、權大僧都）―景勝（會

ウヘスキ
ウヘスキ

遑あらず、文安年中御番帳には「五番上杉備前入道、外樣大名衆上杉民部大輔」を載せ、永祿六年の諸役人附に「關東衆上杉正榮(上州)」見え、見聞諸家紋に

藤氏
上杉

1 越後の上杉氏　康永二年(興國四年)、上杉憲顯越後安房の守護となり、貞治二年(正平十八年)その子憲榮。當國守護となる、子孫傳へて天文十九年に至る、今その守護次第、並びに山内家との關係を示せば、次の如し。

上杉氏守護次第

初代憲顯　憲房子、民部大輔、安房守、興國元年(曆應三)鎌倉執事、同四年(康永二)越後安房守護、應安元年九月十九日卒、四人家老、長尾、石川、千坂、齋藤。法名國清寺殿桂山道昌。

○憲賢　越後二郎、憲顯六男、越後守護、正平六年(觀應二)七月五日早世。

二代憲榮　憲顯七男、葛見氏、童名龍樹丸、左近將監、憲賢之跡相續、越後守護府內上杉祖、後遁世、道號大遠、伊豆大見、應永廿九年十月廿九日寂。

三代房方　憲榮兄、憲方の男、憲榮猶子童名龍命丸、憲榮遁世の時應安元年長尾筑前守高景奉じて越後守護とす。民部大輔、應永廿八年十一月十日卒、法名大德院大江常越。

四代朝方　房方長男、民部大輔、左馬助、越後守護、號高倉殿、應永廿九年十月十日卒、法名保眞院密林道堅。

五代房朝　朝方男、左馬助、民部大輔、越後守護、寶德元年二月廿七日卒、法名常春殿建幢。

六代房定　實は朝方弟上條殿淸方長男、兵庫頭、相摸守、越後守護、明應三年十月十七日卒、法名長松院常泰。

七代房能　房定男、九郎、民部大輔、越後守護、永正六年六月、家老長尾六郎爲景と戰ひて討死。

八代定實　上條殿淸方孫、兵庫頭房實男、上條城主、後房能卒後永正七年宇佐美定行に擁せられて越後守護、府中城に移る。天文十九年二月歿、嗣なく守護上杉氏絕ゆ。

山内越後兩上杉關係系圖

- 重房─頼重─憲房
  - 憲顯(1)
    - 能憲
    - 憲春
    - 憲方(山内初代)
      - 憲定─憲基
      - 憲孝
      - 房方(3)
        - 朝方(4)─房朝(5)
        - 頼方
        - 憲實
          - 憲忠
          - 周清
            - 憲房
              - 憲政
              - 憲寬(足利高基子)
            - 顯實(足利政氏子)
          - 房顯
        - 清方(上條)
          - 房定(6)
            - 顯定
            - 房能(7)─房政
          - 房實
            - 定實
            - 景義
            - 頼房
    - 憲賢(0)
    - 憲英(2)
  - 憲藤(犬懸初)─朝房
    - 朝宗─氏憲(禪秀)
- 頼成─藤成─顯定(扇谷初代)

上杉の居館府內城は頸城郡にありて、又御館城、北川館(直江津西南郊)とも呼ばる。古の國府の墟、故に此稱あり。貞治二年上杉憲顯越後の守護となるや、此地に據り御館と稱す。其の後、憲榮、房方、朝方、房朝、房定、房能、定實、代々此地を根據とせり。後山內憲政、北條氏に破れて此の國に來り、又御館と云ふ。後長尾氏春日山に築城せりと雖も治府は尙ほ玆に在り、慶長中、堀氏當館を修理せしも後廢墟と爲る。又三島郡に椎谷城(高濱町椎谷)あり、上杉民部大輔憲方據りし地にして、長尾爲景と戰ひ敗走す。

2 上條の上杉家　三島郡(刈羽郡)上條にありし上杉氏にして、黒瀧城（又上條城高田村黒瀧）に據る。はじめ越後守護上杉民部大輔房方の五男兵庫頭清方、父房方より上條を分ち賜ひて上條殿と云ふ。其子兵庫頭房實、其の子兵庫守定實相嗣ぐ。時に長尾爲景越後國を奪はんとて、永正六年三月、府中上杉民部大輔房能を弑す、國人多く爲景に屬す。宇佐美駿河守定行孤忠を守り定實を擁して、かりの屋形となし、爲景を討たんとして戰爭たえず、爲景後に定實を招きて府中に入れ關東の上杉管領の扱にて定行と和睦せり、大永元年の事なり。而して定實・爲景の女を娶りしも子無く、弟二人あり、山城守景義、惣五郎賴房と曰ふ。是に於て景義、上條城主と爲る。時に永正年間也。定實卒後、其の妻再び景義に嫁す、景義後に剃髪して少胤入道と號す、亦子無し。謙信公畠山彌五郎義春を其養子と爲し、上杉民部少輔と改號せしめ、景勝の妹を娶はせ、城主と爲す。義春は元能登國主畠山修理大夫義忠が末子にて、幼より謙信に質とし、武勇聰明を以て愛せられ、長して軍功あり。終に上杉氏を嗣ぎ、殊に景勝卿の妹婿にて、威勢人望並びなかりしが、直江兼繼に讒せられ、流浪の身と爲り、後德川氏に仕へ高家衆に列せらる、第三項を見よ。一說定實府中に入りて後、上條は上杉彈正憲輝の有に歸すと傳ふ。(附記 上杉顯定の養子に上條播磨守定憲あり、此人も上條を名乘りたれば此地の人か。)

3 その他、古志郡鷲巢城は上杉敎朝の子修理大夫定正の居城にして、同郡定明城は定正の長臣上杉定明の居城、又上除村上除城にも上杉の一類あり、民部大輔の弟重大夫に至り嗣子なくして絕ゆ。

4 上野の上杉氏　當國は山內上杉氏の本據なり。始め足利尊氏の興るや、上杉憲房を當國の守護とす、梅松論に「義貞の分國上野の守護職を上杉武庫禪門に任ぜらる」とあるもの之なり。憲房之を第四子憲顯に傳へ、次いで憲方、憲定、憲基を經て、憲實に至る。代々鎌倉の執事たり。憲實・管領（公方）持氏と戰つて勝ち、事實上關東管領となる。後職を弟淸方に傳ふ。その後持氏の子成氏再び管領となり、憲實の子憲忠執事たりしが、成氏之を殺せしにより、其の弟房顯・本州を以つて畔き、成氏に勝ちて關東管領となる。次いで民部大輔顯定、越後より入りて管領となり、當國平井城に據り、古河公方成氏と戰ふ。王代一覽に「文明八年、山內上杉顯定は、上州平井に城を構へて、八ヶ國を下知す」と。また和田記に「文明十年平井に城を築く、」廢城考には「應仁元年、顯定平井城を築く」とあり。而して甲陽軍鑑に「山內上杉は上州平井に居城し、相摸、武藏、下總、安房、常陸、出羽、陸奥、下野、越後、佐渡、信濃、飛驒、上野の十三ヶ國の諸侍、平井へ出仕す」と見ゆ。

顯定、永正七年越後に戰死し、憲房嗣ぎ、其の子憲政に至り、天文二十年北條氏に破られ、遂に越後長尾謙信に賴り、上杉の稱號と關東管領の職とを傳ふ。下野國志に「平井故城、綠野郡金井村にあり、上杉氏代々居る、天文二十年小田原北條の爲に亡び、城廢す」と。(ヤマノウチ參照)。その後上杉正榮あり、永祿六年諸役人附に「關東衆、上杉正榮(上州)」と見えたり。

5 下野の上杉氏　九代後記に「應安元年九月、關東執事、上杉憲顯、法名道昌桂

人多し。

上前 ウヘサキ

上崎 ウヘサキ　石見に此の氏あり。

上里 ウヘサト　アガリ　備後國三次郡上里(アガリ)邑より起る。三吉家配下の將に上里越後あり、此の地を領す。

上澤 ウヘサハ　信濃にあり。

上島 ウヘシマ　和名抄肥後國託麻郡に上島郷あり、其の他、信濃等にも此の地名あり。

1 阿蘇氏流　肥後國益城郡上島邑より起る。阿蘇文書嘉曆元年のものに上島惟幸・上島義廣と地頭職を相論す。次いで元弘三年七月十日の文書に「肥後國御家人上島彦八宇治惟頼・御方に馳參ぜしめ候、此の旨を以つて御披露あるべく候、恐惶謹言、宇治惟頼」と。次いで建武二年十二月二十七日の軍忠狀あり「上島彦八郎惟頼、軍忠を申す事、右今月十一日筥根山城に攻め寄せ、垣楯際に合戰を致し、惟頼疵を被る云々」と。宇治姓、阿蘇氏の族なり。

2 信濃の上島氏　伊那郡上島邑より起る。館跡川島村上島の西方にあり。弘治年間武田晴信の家臣上島孫次郎據る。天正十年織田氏の爲に家名を失ふ、現今居跡に五輪塔あり。諏訪の上島氏は家紋四ツ角菱、角菱。

3 其の他、東鑑四十に上島三郎、會津家臣に上島氏、伊賀(享保三年長慶寺を建つ)、志摩、三河(寶飯郡祉家)等にもあり。

上杉 ウヘスギ　武家時代の大姓にして、鎌倉時代に端を發するも、天下に名を顯はしたるは南北朝以來の事とす。藤原北家高藤流にして、丹波國何鹿郡上杉莊を領せしに起る。卽ち上杉系圖に「重房・宗尊親王御介錯となり、供奉して鎌倉に下向す。始めて丹州上椙莊を賜ふ。之に依りて上椙の號あり。幕紋、竹丸、飛雨雀」と見ゆ。その系統・尊卑分脈には「冬嗣—良門—高藤—定方—朝頼—爲輔—說孝(上杉以下流)—頼明(參議)—憲輔(勸修寺長者)—盛實—顯憲—(上杉)盛實(保元有事、出家配佐渡國)—淸房(祖父顯憲の子となり相續)—(上杉)重房(式乾門院藏人、幕紋竹丸飛雨雀)—頼重(皇嘉門院藏人、掃部頭、修理亮、號上椙三郎)—

├重顯(重輔)┬重藤—重氏
│　　　　　└朝定
├頼成—藤成
└憲房┬憲藤—朝房—宗朝
　　　├憲顯—憲將
　　　├重能(重顯猶子)—顯能 修理亮
　　　└重行—能憲

室町時代關東管領の執事となり、後自ら管領となりて關東奥州を管す。その一族頗る多く分派尠からず、今其の略系を擧ぐれば次の如し。

盛實—顯憲—盛憲—淸房—(上杉)重房—頼重┐

├重顯—朝定(元定成　朝定養子)
├頼成—藤成┬顯定(扇谷初代)
│　　　　　└頼顯—氏定 扇二┬持定
│　　　　　　　　　　　　　└持朝 扇三 道朝
├憲房 兵庫入道 大懸刎 執┬朝房 左馬助
│　　　　　　　　　　　└憲藤 道淳 修理亮—朝宗 中務少輔 執 禪助—氏憲 執 禪秀┬憲顯—憲久
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├持房
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├教朝—政熈
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├快尊
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└憲方
├憲顯 執 道昌 民部大輔┬憲將—道可
│　　　　　　　　　　├能憲(執)
│　　　　　　　　　　├憲英—憲光
│　　　　　　　　　　├憲春(執)
│　　　　　　　　　　├憲賢
│　　　　　　　　　　└憲方(山内初代) 執┬憲孝(執)
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├房方
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└憲定 山二 執—憲基 山三 執
└重能 寶勧修寺 道見の子 伊豆守—顯能 民部大輔

朝方─房朝
憲實(山四 執管)─┬憲忠(山五)(執、管)
　　　　　　　　├周清(周防)─┬顯實(古河政氏子 執)
　　　　　　　　│　　　　　　└憲房(山八 管)─憲政(山九 管)
　　　　　　　　└房顯(管)
清方(執管)─┬房定─┬顯定(山七)(管)
　　　　　　│　　　└房能
　　　　　　└實房─定實

顯房(扇四)─┬政眞(扇五)
　　　　　　└朝重
定政(扇六)(管)─朝良(扇七)
朝昌─朝寧(扇八)─朝興(朝義)─朝定(扇九)

始祖重房の子頼重は兩上杉系圖に「上椙大膳大夫、掃部頭、承安門院藏人、關東下向、文武達者、歌人、法名性尊」と、その妹は「足利治部大輔賴時室、伊豫守家時母堂」なり。次に頼重の子憲房は「號椙谷、丹波上杉、兵庫頭、(上西門)院藏人、號瑞光寺、法名道欽(謹)、道號雪谿、四條河原合戰討死」と。その妹は「足利大方殿、義高、尊氏、直義御母堂、從二位淸子、贈正二位、淨妙寺雪庭、號果證院殿」と。即ち上杉氏は足利氏二代の外戚にして、尊氏の母の出でし氏なれば、特に尊重されしなり。鎌倉大草紙にも「尊氏公の御母二位殿の御兄、上杉兵庫入道憲房、京四條合戰の時、將軍の命に代り討死あり。甥の伊豆守重能を養子として惣領に立てらる。是は高師直と事有、討れ給ひ、其の弟憲房の實子上杉修理亮憲藤、曆應元年より關東の執權を仰付られ、同年三月十五日信濃國にて討死、其の子幸松丸とて十四歲、二男幸若丸十二歲にてありしを、郎等石川入道覺道供して鎌倉へ參りければ、將軍大に感じ、兄をば左馬助朝房と號し、信濃越後を給はり、弟をば中務少輔朝宗と名付、上總國をたまはり、應永二年三月、關東の執事に補せられし犬懸の先祖是也。憲房の二男民部大輔憲顯、山の内の先祖是也。此人は尊氏公と錦小路殿、御兄弟不和の時、錦小路殿の味方に參し故、將軍御惡みありけれども、案者第一の人にて、關東の固め此の人にあらずんば叶まじと思召ければ、召出されけり。其上基氏公の御乳母子にて、稚なきより抱き育て申されける間、旁々然るべき由にて越後安房兩國を下され、鎌倉の御後見にて山の內殿の先祖是也。此の子孫代々管領たり」と見えたり。憲房は太平記十四に上杉兵庫入道道謹、梅松論に上杉武庫禪門と見ゆ。その養子重能は此等の書に上杉伊豆守とあり、こは憲房並に尊氏母の妹加賀局(勸修寺宮津入道道宏の妻)の子にて、憲房の甥、尊氏の從兄弟たれば上杉家の惣領となりしならむ。その弟憲顯は太平記に民部大輔とあり。高師直との確執、並に復讐、尊氏直義兄弟の爭と上杉氏との關係の如きは太平記に詳かなり。次いで關東管領の執事となり、關東の勢力增大するや、「爰に上杉、東國の大名を集め、京都將軍家の三管領四職に准じ、關東にも其の沙汰あるべしとて、鎌倉殿を押して將軍と崇め、上杉を以つて管領として千葉、小山、長沼、結城、佐竹、小田、宇都宮、那須を以つて關東の八家と號し、大となく小となく、此の八家の面々評して、上杉を以つて決定主とす」(足利治亂記)る狀態となり、最初憲藤の裔犬懸家、山內家、と相並んで盛なりしが(兩上杉)、應永年間禪秀叛死して此の家衰へ、爾來山內家專ら盛んにして、主家關東公方をしのぎ、遂に之を破りて東國の實權を握るに至る。扇谷家は最初微々たりしが、後世勢を得、山內と並べて又兩上杉と呼ばる、詳細はヤマノウチ、イヌカケ、アフギガヤツ條を見よ。上杉氏の事諸書に多く見え、一々記するに

表門 ウハト　和名抄甲斐國山梨郡に表門郷あり、宇波止と註す。又神名式巨麻郡に宇波刀神社、八代郡に表門神社を收む。

宇羽野 ウハノ　信濃に此の氏あり。

上平 ウハヒラ　大藏姓原田氏の族なりと云ふ。

上家 ウハヤ

上矢 ウハヤ　甲斐にあり。

上柳 ウハヤギ

姥澤 ウバヤキ

姥柳 ウバヤギ

宇波山 ウハヤマ　安西軍策に見ゆ。

兎原 ウバラ　攝津國に兎原郡あり、和名抄宇波良と註す。天平十九年法隆寺資財帳、神護景雲三年六月紀等、莵原郡に作る。

宇原 ウハラ　淡路の名族なり。加集山古記に宇原兵衞入道見ゆ。

茨城 ウバラキ　ムバラキ　イバラキ　茨城國造、茨城氏あり。ウバラキと云ふ方古訓なれど、便宜上イバラキ條に云へり。其の條を見よ。

茨木 ウバラキ　イバラキ　茨木公、茨木眞人、無姓茨木氏、茨木造等あり、これも便宜上イバラキ條にて說けり。

荊津 ウバラツ　イバラツ　筑後國三潴郡荊津邑より起る。筑後大隈氏文書、元享二年三月七日のものに荊津次郎入道見ゆ。また荊津伊賀守あり、鵜崎氏は其の後裔なりと云ふ。

宇日田 ウヒダ

宇夫 ウブ

産 ウブ　源平盛衰記に産小野二郎あり。平家物語に宇夫方次郎に作る。

宇夫方 ウブカタ　宇夫形とも、生方とも生形ともあり。平家物語に宇夫方次郎と云ふ人見ゆ。陸前國氣仙郡に産形なる地あれど、下野發詳の氏なるべし。奧州宇夫方氏は下野阿曾沼氏の一族にして、宇夫方蘆齋が撰びし阿曾沼家乘に「文治五年奧州役、阿曾沼廣綱・軍に從つて功あり、閉伊郡を賜ふ。長子朝綱・家を嗣ぎ、次子親綱・又次郎と稱す。閉伊郡に分封す。族宇夫方廣房、托を受けて從ひ遷り、綾織邑を食む。廣房の子彌六郎太郎廣忠、承久の役、親綱に從ひて京都に赴く。その子廣治・彌太郎と云ひ、綾織村谷地館に居る云々」と見えたり。その後宇夫方廣義あり、應安年間新田義宗、義治が義兵を擧げし際、阿曾沼弘綱之に從ひ、廣義賊の爲めに尾擊されて戰死す。德川時代、高遠內藤藩の重臣、小見川內田藩の用人に宇夫形氏あり。

宇方形 ウブカタ　前條氏に同じ。

生方 ウブカタ　宇夫方氏に同じ。南部家臣に生方藤太夫等あり。

生形 ウブカタ　日用重寶記に見ゆ。宇夫方氏に同じ。

生本 ウブモト

於 ウヘ　於は上、宇閉と通じ用ひらる。

1　於公　神名式讃岐國鵜足郡に宇閉神社苅田郡に於神社見ゆ。此等の地名を負ひしか。貞觀四年五月紀に「右京人左辨官史生從六位下於公浦雄、弟菅雄、主雄等三人、姓を滋世宿禰と賜ふ」と見ゆ。

2　於忌寸　倭漢氏の族にして上忌寸と云ふに同じかるべし。天平九年九月紀に於忌寸馬養と云ふ人見ゆ。後に宿禰姓を賜へり。

3　於伊美吉　前項於忌寸に同じ。

4　於宿禰　倭漢氏の族にして、延暦六年六月紀に「從八位上於忌寸弟麻呂云々、忌寸を改めて宿禰姓を賜ふ」とあり。同十年三月紀に於宿禰乙女と云ふ人も見ゆ。

宇閉 ウヘ　大和の古姓氏なり。於、上と通ず。

○宇閉直　倭漢氏の族にして天武紀十三年條に「吉野人宇閉直弓」と云ふ人見ゆ。こは廣瀬郡於神社とある地より出でたるか。

上　ウヘ　カミ　上氏は多くの場合カミと讀めど、於氏と通ずるものあるを思へば、ウヘ氏と云ふもありしなり。此處には其れらしきものを載せ、他はカミ條に收む。

1　上直　倭漢氏の一族にして宇閉直に同じ。

2　上忌寸　上直、卽ち於直、宇閉直の忌寸姓を賜へるものなり。稱德紀に見ゆ。於忌寸、於伊美吉に同じ。

3　萬葉集三に上古麻呂と云ふ人あり。上忌寸の族か。類聚符宣抄第七にも上氏見ゆ。

4　百濟族、魏族に上氏多し、カミ條を見よ。

5　高麗歸化族　上氏家傳によるに「上眞葛、本姓狛、始め野田氏、狛近眞の第三子、」と見ゆ。

表　ウヘ　ウハ　中臣氏の一族にして和泉大鳥郡の古姓氏なり。姓氏錄、和泉神別に「中臣表連．同上（天兒屋根命之後）」と見ゆ。

宇部　ウベ

宇倍　ウベ　因幡國法美郡に宇倍神社あり、其の祠官は伊福部姓にして國造と稱す。イナバ、イホキベ條を見よ。

上井　ウヘヰ　カミヰ條を見よ。

上石　ウヘイシ　ウハイシ　磐城田村郡にあり。田村家の庶流なりと。カミイシ條參照。

上岡　ウヘヲカ　備前にあり、カミヲカ條參照。

上川　ウヘカハ　泉州堺の名族なり。

上兼　ウヘカネ　信濃美濃の名族なり。

上神　ウヘカミ　伯耆の名族、名和氏の一族にして、名和系圖に「行盛—行貞（小三郎入道）—直行（筑後守、上神三郎）—高直（上神太郎兵衞尉）、弟直重（上神次郎、雅樂允、早世）」と載せ、また直行弟助貞（上神四郎三郎）、と載せ、また那波系圖には直行を加賀守と載せ、その後「行興—顯善（上神二郎三郎改顯輝）」など見ゆ。而して高直に「正平八年正月十日、備前國富岡にて討る」と載せ、櫻雲記には備前國岡山にて戰死すと。次に助貞は伯耆卷に上神四郎三郎助貞とあり、元弘三年四月八日、西京二條大宮に於いて討死す。顯善は後世この遺跡を嗣ぎし人にて、天正十五年薩摩出水にて討死せり、歲十九。

上木　ウヘキ　植木と通ずべし、對照せよ。

1　藤原南家伊藤氏流　伊勢國員辨郡上木邑より起る。勢州四家記に員部、桑名兩郡の諸侍として上木氏を舉げ、又三國地志に「上木堡、按ずるに上木九郎左衞門（或伊藤）居守」と見ゆ。藤原南家工藤狩野の族なりと云ふ。織田氏に降る。

2　加賀の上木氏　藤原姓なりと。太平記卷十九に「加賀國の住人敷地伊豆守、山岸新左衞門、上木平九郎以下の者共、畑六郎左衞門尉時能が語に付て、加賀越前境、細呂木の邊に城郭をかまへ、津葉五郎が大聖寺の城を責落して、國中を押領す」と見ゆ。加賀藩給帳に「八百石（丸内松皮菱）、上木九郎右衞門。貳百五拾石（瓜内松皮菱）、上木久之助、」と見ゆるは此の裔か。（植木參照）

上倉　ウヘクラ　上杉謙信の家臣に上倉氏あり、信濃飯山坂を守る。又柏原織田藩の用人に此の氏あり。

上坂　ウヘサカ　カミサカ條に云ふべし。平姓梶原氏流、又佐々木流など多し。寛政系譜ウヘサカと訓じ、今もウヘサカと云ふ

鵜池　ウノイケ　筑後領主附に此の氏見ゆ。

鵜家　ウノイヘ　ウノヤ

鵜浦　ウノウラ　岩代國會津郡鵜浦より起る。新編風土記中田村館跡條に「里民の説に、鵜浦甲斐守住所なりと。甲斐守が孫喜左衛門、寛文の頃瀧澤組牛墓村に住す」と見え、又山縣三郎兵衛尉昌景よりの文書に鵜浦氏見ゆ。

宇野江　ウノエ

鵜木　ウノキ　大友系圖に「親秀―重秀、庶流鵜木」と、淺羽本には「戸次重秀―時親―貞直―頼時―直光―鵜木某」と見えたり。豊後發祥の豪族なり。立花系圖には鵜本とあり。ウノモト條を見よ。

宇野木　ウノキ

宇野澤　ウノサハ　岩代田村郡に此の氏あり。

宇野瀬　ウノセ

宇野田　ウノタ　石清水社家に此の氏あり、橘姓なりと云ふ。

菟野馬飼　ウノノウマカヒ　ウヌノウマカヒ　菟野馬飼部を參照せよ。

1　菟野馬飼造　菟野の馬飼部の伴造家にして、後連姓を賜へり。新羅族也。

2　菟野馬飼連　天武紀十二年條に「菟野馬飼造云々姓を賜ひて連と曰ふ」と見ゆ。前述せし宇奴連と云ふものと同一也。欽明紀に菟野の新羅人を載せ、姓氏錄宇奴連を新羅族とす。同族なるや必せり。

菟野馬飼部　ウノノウマカヒベ　ウヌノウマカヒベ　靈異記に河内國更荒郡馬甘里とある地の馬飼部にして、菟野は鸕鷀野に同じ、此は次條所載鸕鷀野の新羅人を使役して馬飼部となしたるものに外ならず。

鸕鷀野新羅人　ウノノシラギビト　ウヌノシラギビト　河内國讃良郡ウヌ（ウノ）にありし新羅人にして、馬飼部として使用す。欽明紀二十三年條に「新羅使を遣して調賦を獻ず。其使人云々、留つて本土に歸らず云々、今の更荒郡鸕鷀野邑新羅人之先也」と見ゆ、更荒は後の讃良郡也。前條並にウヌ條を參照せよ。

卯之原　ウノハラ　信濃に此の氏あり。

鵜原　ウノハラ　山城に此の地名あり。

宇野部　ウノベ　宇野邊と通ずべし、次條を參照せよ。古代に宇野部と云ふもの所見なし。或はウノ氏の配下にて、ウノの新羅人を云ふか。室町時代伊勢に宇野部氏あり、員辨郡の豪族にして後藤氏より出づ。後藤條參照。宇野部實重は宇野砦に據る、勢州四家記に「弘治年中、近江國六角左京大夫源義堅、伊勢を打取るべしとて、小倉三河守に三千の兵を相副へ、先づ千種を攻め、千種服從の後、宇野部、萱生以下を從がへる、云々」又「永祿十年八月、信長初めて桑名表へ發向あり。北方諸侍、宇野部、萱生以下之に隨ひ、其後信長・楠の城を攻め楠降參」と見えたり。

宇野邊　ウノベ　紀伊國の名族にして、名草郡大野十番頭の一に「中村、宇野邊上野守」あり、後世軍學を以つて紀州德川家に仕へ、名取氏と改む（續風土記）。又名高浦の地士に宇野邊八藏あり。又鈴木孫市に從ふ士にも此の氏見ゆ。

鵜本　ウノモト　立花系圖に「直光（戸次孫次郎、左馬頭）―親矩（鵜本四郎）―直世（戸次孫五郎）」と見ゆ。ウノキ參照。

祖母井　ウバガヰ　又祖母ケ井ともあり。下野國芳賀郡祖母井邑より起る。桓武平氏千葉氏の族にして、君島系圖に「大須賀四郎胤信―嗣胤（君島十郎左衛門尉、寶治元年云々）―左衛門尉成胤、弟貞範（祖母井左京亮）」と。又「成胤―胤時―綱胤―泰胤―知胤―胤元―秀胤（平次郎、備中守）、弟貞

久（祖母井伊豫守）」と載せたり。祖母井邑の子安明神は永正の頃祖母井信濃守吉胤の建立と云ふ(國志)。又文祿の頃にも祖母井信濃守あり。

上形 ウハカタ 陸前の豪族にして、河内四頭の一と云ふ。餘目舊記に「大崎を守候外様は、留守、八幡、國分、山内、長江、登米、一迫、うはかた、二迫、長崎、和賀云々」また「富澤の先祖右馬助とて、所帯の一所も持たず、こうとうばかりして候よし、又うはかた先祖かいめう（戒名）しゆさんとて、是も在家の一字も持たず、但かの仁は内力候よし、有時雨中に徒然のあまりに、典厩しゆさんの方へ立越て云『爾もか程の國あらそひの御弓矢に侍と成て、身をもたざるは口惜しと、いはくしゆさん如何』とたづね候に『馬具足をはしもち候はゞやすかるべし』といふ。『しゆさん、さらば某・しちに取り候具足、同馬一疋借進べし』とて、二人奉公にいづ。但し一所に罷出で候ては、自然軍出無くしてはかなふまじ、吉良、畠山御両所へ罷出づべし、一方かち給候はゞ、こゝろへをもつて何も身をもつべしと思案をめぐらし、しゆさんは畠山方へ出で、なかたの城に籠る。典厩はこまさきへ出で、吉良殿に奉公す。しゆさん密かにいで、典厩にいはく『明日調議をさせ給へ、今夜つかねのぬきとをしを、地とこ五寸おきて、鋸を持つて十本ばかりひきとるべし。御身かまを持つめ給へ、我らやりをもちて役所をこらへ、ぐらくのうへばかりつくべし、其の時かまにてぬきとをしを引給へ、やすくやぶれべし』とをしへければ、てんきう吉良殿に參て『明日彼城責られべし、それがしさきがけを仕、やすく御本意をとげべし』と申。さらばとて御調義有て、そのごとく破給ふ間、三間は海也、落所なくして舟にてかいどうへおち給ひて其儘二本松殿に成給ふ。其の時の忠節により(うは)方には二迫三國鄕を下され、富澤には三迫とみさはの地を給る。其の後いせい彌增しにて「富澤、三迫、高倉庄七十三鄕、西岩井のこほり卅三鄕のうしたり。うは方は二迫、栗原、小野、松庄廿四鄕、今に知行す。吉良殿は大崎御いせいたる間、弓矢をすて、是も安達郡へのぼり、しほの松卅三鄕計持給ふ」と載せたり。

一説「文治以來の舊家にて、泉田、澁谷、狩野と共に、河内五郡二保を分領し、川内四頭と云ふ」とすれど、餘目記錄には、澁谷、大掾、泉田、四方田を文治以來の四頭とす、(河内條を參照)。明應の薄衣狀に「上形、富澤二人一己の私を以つて、二迫彥次郎を切腹せしむ、實に過分の僻事也」と見ゆ。

上方 ウハカタ 上形氏に同じきか。

表方 ウハカタ 筑前に表方黨あり、立花氏に屬す。

右馬飼 ウバカヒ

上木 ウハキ ウヘキ條を見よ。

姥澤 ウバサハ ウバヤキ條を見よ。

宇羽西 ウハシ 伊勢國度會郡宇波西より起る。雜例集天喜四年條に「伊佐奈岐宮物忌父宇波西員成」を載せ、又建久十年の小朝熊社神鏡沙汰文に「小朝熊御前社祝宇羽西重里」と云ふ人見ゆ。若狹に宇波西神社と云ふもあり。

得橋 ウハシ 和名抄加賀國能美郡に得橋鄕有、高山寺本莵橋に作る、宇波之と註す。

上曾 ウハゾ 常陸國茨城郡(新治郡)上曾邑より起る。文保三年惣社文書に上曾鄕地頭上曾三郎見ゆ、又永慶軍記手這坂合戰に上曾長門守、同長庵あり、又八代將監の聟に上曾源三郎あり、(イツラ條參照)。

上地 ウハチ 源姓、細川義季の七男家俊(上地七郎)の後なりと云ふ。

家貞(宇野新三郎)—貞重(宇野三郎、彈正大夫、後改新兎伊賀守)」と。家貞は宇野中務少輔家貞、其の子彈正大夫貞重・延德年間、新兎遠江守、舟曳越中守を大將として眞加部城主原與次郎と戰ふ。又流江安室之事に「播州五十波村城主宇野下總守、小原村の新兎伊賀殿の聟なり」など見ゆ。

7 紀伊の宇野氏　紀伊に此の氏多し、內伊都郡の宇野氏は大和宇野氏の族と稱す、卽ち續風土記四村莊星山村舊家宇野源次兵衞條に「家系に據るに、元祖は、六孫王經基七代の孫、宇野七郎親治といふ。親治六代の孫を大炊助義治といふ。戰敗れて、家族と共に當村に來り、公文岡田某の家に寄る。岡田氏子なし、義治を猶子とす、織田氏高野責の時、義治六代の孫甚左衞門朝治、高野に與力して織田氏の軍を防ぐ。朝治の子を喜大夫治昌といふ。大坂に籠城して戰死す。治昌の子を源兵衞信治といふ。當村の名主たり。子孫代々此の地に住す、家に永德二年の御敎書を藏む」と。同村に城屋敷あり。其の他、小路村地士宇野總太郎、那賀郡

ウノ

名手莊城跡に「宇野殿の城跡と云ひ傳ふ」と載せ、又牟婁郡に宇野若狹あり。

8 攝津の宇野氏　應永卅四年、島上郡の鄕士に宇野孫左衞門あり、一乘寺を始め、日蓮宗とすと云ふ。

9 丹後の宇野氏　正應元年丹後國諸庄鄕保惣田數目錄帳に「與佐郡細工所保、成相寺、四町五段三百四十八歩、宇野彈正、」又「丹波郡成友保、四町四反四丁四歩、宇野彈正」等見ゆ。

10 丹波の宇野氏　天田郡に宇野縫殿頭あり、又氷上郡にも此の氏あり(丹波志)。

11 大內氏流　周防國吉敷郡宇努鄕より起る。大內系圖に「正恒—藤根—宗範—茂村—保盛—弘眞(弘直)—貞長—貞成、弟淸致、宇野邑を食みて宇野氏と稱す」と。淸致一本淸宗とあり。猶ほ貞成の子盛房の男右田盛長(陶氏祖)の裔・元弘中此の氏を稱すと云ふ。正平文書に宇野周防守護代、應安七年文書に宇野式部亟、永享四年文書に「周防守護代宇野帶刀入道」、また大內家掟書に奉行人宇野主計助弘喬等あり。又豫章記に「中子類宇野左京亮」と云ふ人見ゆ。

12 益田氏流　石見益田系圖に「益田兼弼—兼弘—兼方—兼見—兼世—兼家—兼理—兼堯—貞兼—與全(宇野氏)」と見えたり。

ウノ

13 松浦氏流　肥前國松浦郡宇野より起る。此の地は宇野御厨のありし地にして貢牛を以つて名高し、後世御厨邑と云ふ。松浦家傳に「八世新・本郡宇野御厨檢校と爲り、延久元年西下し、大夫判官と稱す」と。松浦、今福、御厨、峯、奈古屋等を參照せよ。當國河上淀姬社明德元年六月廿一日の文書に、宇野豊後權守利治あれど、こは次の宇野氏なるべし。

14 肥後源姓宇野氏　大和宇野氏の後と云ふ。隈部氏の族にして、同氏系圖に「親治(宇野七郎、保元元年七月の役、崇德上皇に屬し、平基盛と戰つて捕へられ、後肥後に來つて菊池に倚居す、子孫遂に臣屬す)—業治(宇野次郎、父に屬つて菊池に來る。承元二年六月死)—忠治(宇野源四郎、北國に於いて戰死す、年二十二、法名寂蓮)—直治(源太郎、刑部亟、法名淨堪、妻阿蘇平九郎隆澄女)—成治(刑部左衞門、法名淨觀)—詮治(治部右衞門)—持直(源次郎、右衞門尉、文永元年二月、菊池武房、家號を賜ひ、隈部と

改む）―隆忠、その弟治朝（宇野但馬守、正平十三年六月死）―┬忠政（大和守・新四郎）―治行（源四郎）―忠行（刑部允）―忠元（刑部允）
└治貞（又次郎）

又隆忠―隆朝―朝直―長治、弟親忠（宇野清左衞門）、又長治―朝豐―忠直―親興（宇野治部大輔）―重基（同民部少輔）―重則（治部大輔）」と見え、また源家隅部系譜にも同樣載せ、親興に「宇野治部大夫、宇野氏斷絕故、則ち親興、宇野氏名乘、家跡等相續也」と擧げ、重則の子に宇野左大夫元規あり。又治部は隈部家傳に宇野但馬守治忠と載せたり。嘉吉三年正月菊池持朝の侍帳に「宇野刑部允忠元、」と云ふ人見ゆ。

15 參河の宇野氏　賀茂郡中垣内村に宇野安左衞門の古屋敷あり。又額田郡に宇野小平あり。（二葉松等）。

16 伊豆の宇野氏　江川氏は大和源氏宇野氏の後と云ふ、伊豆志稿、駿河新風土記等に宇野太郎親信、保元の亂後、流浪して伊豆國八牧鄕に來住すと。又太平記所載宇野能登守國賴（國俊）の裔とも稱す。

17 山内首藤氏流　山内首藤系圖に「上野介經通―上野守時通（妻藝州毛利凞元女）―泰近（號宇野播磨守）」と見ゆ。

18 清原姓葉室氏流　笠氏系圖に「葉室修理大夫善賢―善村―小笠原兵庫頭賴高―國賴（宇野能登守、元弘三年赤松圓心と相川先陣勢兵）」と見ゆ。

19 加賀の宇野氏　石川郡田子島城に賊將宇野次郎左衞門あり（三州志）。加賀藩給帳に「百貳拾石（三ツ蝶）宇野三郎左衞門」見ゆ。又天正の頃前田家々臣に宇野十兵衞あり、能登國鹿島郡二穴城を守る。末孫明和中斷絕すと云ふ。

20 越中の宇野氏　戰國の頃宇野宗右衞門あり、礪波郡刀利城に據る。

21 備前和田氏流　太平記卷十六に「赤松が勢の大將には宇ノ彌左衞門次郎重氏とて和田が親類なりけり」と見ゆ。これも播磨の宇野氏にて和田氏とは姻戚か。

22 滋野氏流　海野氏に同じ、信濃國小縣郡海野邑より起る。保元物語に「信濃國の住人宇野太郎、望月三郎云々、」次いで源平盛衰記にも「信濃には宇野、望月」また「信濃國住人宇野平四郎行廣」また「宇野太郎行氏、」「宇野彌平四郎行平」等見ゆ、ウムノ條を見よ。

23 橘姓　男山八幡宮警固壯士に宇野氏あり、橘姓と稱す。

24 源姓井上氏流　野田系圖に「義家―義親―井上讃岐守滿實―五郎盛長―宇野三郎貞國―貞親」と。

25 近江の宇野氏　近江國黑津莊關津城は宇野美濃守の居城なりと云ふ。又將軍義昭の臣に宇野陸奥守あり、石山城に據る。又小槻大社の舊神職に此の氏あり。

26 其の他、本國寺文書に宇野備前（弘安）、又德川時代西尾松平藩用人、臼杵稻葉藩添役、須坂堀藩重臣、久居藤堂藩用人、長島增山藩添役、姬路酒井藩小姓頭用人、また銀座人數書に京都住人宇野次郎三郎、また小田原の外郞藥は「唐人陳外郞の裔孫宇野某、京都より來り北條氏綱に謁して、其の靈藥を弘めしなり」と。又筑後、岩代、備前、美濃、志摩等にもあり。

鵜野　ウノ　宇野と通じ用ひらる。大和宇野庄は天平神護元年の官符に鵜野庄とあり。備前國に此の氏あり。

卯野　ウノ　これも備前國に現存す。

莵野　ウノ　ウヌなれど便宜上宇野條に云へり、百濟族なり。

武）大辨官直貳采女竹良卿、請造する所の墓所、形浦山也四十代、他人上りて木をきり傍地を犯すなかれ。己丑年二月廿五日」と見ゆるより見れば、此の地本貫地か。姓氏錄、右京神別に收め「石上朝臣、神饒速日命六世孫大水口宿禰の後也」と註す。

4 攝津の采女朝臣　第二項を見よ。

5 采女造　采女部の總領的伴造なり、天武朝。連姓を賜ふ。采女臣と同樣、物部氏の族なりと云ふ。

6 采女連　前條氏の後也。天武紀十二年條に「采女造云々、姓を賜ひ、連と曰ふ」と見ゆ、姓氏錄、和泉神別に收め「采女連、神饒速日命六世孫伊香我色雄命の後也」と註す。

7 采女直　但馬采女部の部分的伴造なり。天平勝寶二年の但馬國司解に「二方郡波大鄕戶主采女直眞島の戶采女直王手女」と見ゆ。

8 周防の采女氏　玖珂鄕延喜二年戶籍に采女老丸と云ふ人あり、采女部の裔ならむ。

9 美作の采女氏　笠庭寺記に「勝北郡弘岡鄕（搗栗五斗）采女有近」見ゆ。

10 筑前の采女氏　采女內膳宗隸と云ふ人あり、立花民部大輔統增の子なり。

婇　ウネメ　采女氏に同じ、前條に云へり。猶ほツクバ條參照。

采女部　ウネメベ　ウネベ　采女の爲に設けたる品部なり。女字を略して采部とも云ふ。職員令「采女司に采部六人」と見ゆるは此采女部の名殘りと見るべし。

1 丹後の采女部　寶龜七年閏八月紀に「丹後國與謝郡人采女部宅刀自女、一たびに三男を生む」と見えたり。

2 伊勢の采女部　三重郡に采女鄕ありて、和名抄に宇禰倍と註す。采女部のありし地ならむ。古事記雄略段に伊勢國の三重婇あり、その采女部を置きし地か。

3 參河の采女部　碧海郡に采女鄕あり、采女部の住みし地にて後の縿氏は此部民の後裔なるべし。縿氏は下學集にウネヘと註し、三州人とあればなり。

4 その他、畿內、並に但馬、周防等にも此の部ありしならむ、采女氏條を見よ。

采部　ウネメベ　ウネベ

宇野　ウノ　和名抄播磨國佐用郡に宇野鄕あり、又周防國吉敷郡に宇努鄕、その他大和、河內、伊勢、信濃、肥前等に宇野の地あり、これ等の多くは、古代ウヌにして、莵野、鸕鷀野に通づるのみならず、宇奴、宇努、宇智等にも通じ用ひられしが故に、互に對照する要あり。

1 宇奴首（宇努首）、宇努造、宇努連、これ等は何れもウヌ條に云へり。百濟族、或は新羅族と稱す。

2 莵野首　山城國の計帳と思はるゝ正倉院文書に莵野首宇麻後賣と云ふ人見ゆ。宇奴首と同族にて百濟族ならむ。

3 莵野氏　持統紀に莵野大伴と云ふ人見ゆ。宇野首の族なるべし。

4 淸和源氏賴親流　大和國宇智郡宇野邑より起る。この地はウヌ條にて述べし如く、古代以來宇奴首のありし地なれば、多少關係あらむも、今日にては窺ふを得ず。中世以後の宇野氏は淸和源氏と稱す、卽ち保元物語卷一宇野親治の名乘に「身不肖に候へども、形の如く系圖なきにしも候はず、淸和天皇十代の御末、六孫王七代の末孫攝津守賴光が舍弟、大和守賴親が四代の後胤、中務丞賴治が孫、下野權守親弘が子に、宇野七郎源親治とて、大和國奧郡に久しく住して、未だ武勇の名を落さず、左大臣殿の召に依つて、新院

の味方に參ずるなり云々」と載せ、又尊卑分脈に「滿仲—賴親（左衞門尉、大和云々等守、永祿五、正、廿五、興福寺の訴により、土佐國に配流）—賴房（號荒加賀、山門の訴により肥前國に配流、配所に於いて死）—賴俊（左衞門尉、上總介、陸奧守）—

- 賴風（天下名譽武勇）—賴安（法華經太郎）
  - 賴治（宇野冠者、中務丞、配流土佐國）
    - 賴澄（太郎）
    - 賴賢（奥二郎）
    - 親弘（初親弘、豐嶋權守、住攝津豐嶋）
      - 親治（宇野七郎、住大和國宇野）
        - 有治（齋院次官）
          - 信親（宇野孫太郎）
          - 俊治
          - 光治—義治（藏人）
            - 宗治
            - 朝治（二郎）
              - 氏治（左將監、內藏權頭）
                - 氏義—氏基
                - 仲治（左京權大夫）
                  - 清治
                  - 和治
              - 家治
            - 基治
            - 範治
        - 清治（宇野二郎）
        - 俊治（同三郎）
        - 滿治
        - 義治—茂治
      - 基親
      - 基弘
      - 基重
    - 親通

親治の兄弟には基親（爲藤清重子）、基弘（豐島齋院次官）、基重（待賢門院判官代）、親滿（豐島）、女子（伊與內侍）あり、又有治の弟には清治、俊治、滿治、義治（同三郎）の外、光治（宇野三郎）、親家、業治（宇野三郎）、賴基（同冠者）、季治等見ゆ。

此の宇野氏は、又平家物語に「大和國には宇野七郎親治が子ども、太郎有治、次郎清治、三郎成治、四郎義治」と載せ、又源平盛衰記にも「大和の國には宇野七郎親治が子に宇野太郎有治、同次郎清治、同三郎義治、同四郎業治、」と見えたり。

5 赤松氏流 播磨國佐用郡宇野鄕より起る。赤松氏の一族にして其の重臣として顯はる、卽ち赤松家風條々事に「御一族衆、宇野」と載せ、又赤松記に「爰に赤松の初を申さば、云々、かくて五代目を則景と申、此の人宇野といふ所を知行し、宇野名字の元祖なり。此の時關東に下り給ひて、北條どの緣者となつて、建久四年七月四日、佐用庄地頭職を、賴朝の御下文御拜領なり、是よりして宇野播磨權守則景と申。其の弟二人あり、第二は宇野新大夫則連、其弟得平三郎、これなり。則景より四代目を次郎家則と申、其子則村、赤松と名乘云々」と。果して然らば赤松氏は則村まで宇野氏たりしなり。又淺羽本赤松系圖に「賴則（山田入道）—則景（播磨守）—爲助（宇野新大夫）—範重—爲範。範重弟爲賴（孫太郎、刑部少輔）—景賴（左衞門尉、刑部少輔）—賴定（宇野左衞門次郎）—宗清（左衞門太郎）、弟二郎賴季、能登守國賴」と、岡本系圖これに同じく、また一本赤松系圖に「賴範—爲助（宇野新大夫）宇野云々等一族也、」其の弟「則景（宇野權守）、」また其弟「將則（宇野新太郎）」と見ゆ。此の宇野氏は太平記卷八に宇野能登守國賴、また「赤松入道圓心を始めとして、宇野、柏原、佐用云々」と。明德記に「佐用、柏原、宇野、上村」と。また安積文書に宇野彈正。應仁記、同別記に「赤松衆宇野」と載せ、又前者卷三に宇野越前守則高、後者に宇野上野入道見ゆ。その後豐鑑に「西播磨廣瀨と云ふ所に宇野の某と云者城を構へ、秀吉に從はざりければ兵を催し、是をかこみ給ふ、云々」と、その後裔ならむ。又安西軍策に播磨國住人宇野刑部入道、伊賀極樂寺緣起に赤松家臣宇野修理を載す。

6 美作の宇野氏 新免家系に「源則村—顯則—滿貞（出羽守、領播州赤穗郡、備前和氣郡、案玉庄大塁寺城、三石城主）—

の氏あり。

羽仁　ウニ　ハニ條を見よ。

鵜丹谷　ウニタニ　志摩に此の氏あり。

宇努　ウヌ　宇奴、宇弩とも載せ、又宇野、菟野、鸕鷀野等と通ず。野の古音ヌなればなり。和名抄周防國吉敷郡に宇努郷あり、後世宇野氏この地より起る、ウノ條を見よ。又神名式河内國若江郡に宇努神社あり、大和國宇智郡に宇野邑あり、共に宇努氏を起す。

1　宇奴首　大和國宇智郡宇野邑より起る。其の地の稲置たりしならむ。姓氏錄、大和諸蕃に收め「宇奴首、百濟國君の男、男彌奈曾富意彌より出づる也」と見ゆ。萬葉集六には宇努首とあり、又拾芥抄、宇弩首に作る。

2　宇努造　河内國若江郡の豪族にして百濟族なり。姓氏錄、河内諸蕃に「宇努造、宇努首の同祖、百濟人彌郡(一本那)子富意彌の後也」と見ゆ。本郡宇努神社は此氏の氏神なるべし。前項氏と同族なりと云へば、大和宇智郡より移りしか、但し當國には新羅族宇奴氏もあり。

3　宇奴連　又宇弩ともあり、こは前項宇努氏とは別にて、新羅族と云ふ、卽ち姓氏錄、未定雜姓、河内の部に「宇奴連、新羅國皇子、金庭興之後也」と見ゆ。果して然らば菟野馬飼連の事か、ウノノウマカヒ條を見よ。

4　山城の宇努首　ウノ條を見よ。

5　豊前の宇努首　豊薩軍記に「養老四年異賊襲ひ來て日向大隅兩州大いに亂れしかば、豊前の領主宇努首男人に勅宣あり云々」と。

宇奴　ウヌ　宇努に同じ、姓氏錄に宇奴首、宇奴連等を載せたり、前條に云へり。

宇弩　ウヌ　姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。宇努氏に同じ。

菟野　ウヌ　菟野、宇野、古くはウヌなりしも、便宜上ウノに收む。

菟野馬飼　ウヌノウマカヒ　便宜上ウノノウマカヒに收む。

鵜沼　ウヌマ　美濃國各務郡に鵜沼邑有、その地と關係あるか。東鑑五十二に鵜沼次郎兵衞尉國景と云ふ人あり、相當の名族たりしならむ。德川時代龜田岩城藩の用人に此の氏あり。岩代にも現存す。鵜沼氏はある書に「源氏にして山村辰元より出づ」と云ふ。

有年　ウネ　播磨國赤穗郡有年庄より起る。赤松範資の三男掃部頭直賴の後裔也、本鄕氏條を見よ。

右根　ウネ　紀藩關口氏筆記に「百八歲、右根宗見、」享保の事なり。

畝尾　ウネヲ　大和國十市郡畝尾より起る。この地に延喜式に畝尾坐健土安神社、畝尾都多本神社等あり、又古事記に「伊邪那岐命の御涙になりませる神は、香山の畝尾の木本に坐す、御名は泣澤女神」と。

1　畝尾連　十市郡畝尾より起る。姓氏錄、左京神別に收め「畝尾連、天辭代命の子國辭代命の後也」と見ゆ。天神條に收む。次の項に照して中臣氏の族とすべきか。

2　和泉の畝尾連　姓氏錄、和泉神別に「畝尾連、同上(天兒屋根命)」と見ゆ。前項氏と同族か。

畝岡　ウネヲカ

宇泥須　ウネス　美濃國の地名なれど、後世その所在詳かならず。或は云ふ前述鵜沼かと。

○宇泥須和氣　景行帝裔、牟義都氏の族なり。古事記、景行段に「大碓命、兄比賣を娶りて、子押黑之兄日子王を生む。此は三野の宇泥須和氣の祖、」と見ゆ。景行本紀に

「兄彦命は三野宇泥須別云々等の祖」とあるは、古事記と符合すれど、兄彦命を景行皇子とするは誤れり。此の別は以上二書以外全く見えざれど、記紀二典を對照して考ふれば、守君の事ならんかと考へらる。ムゲツ、モリ條を見よ。

畝原　ウネハラ　山城國畝原より起る。
○畝原高麗人　鈴明紀二十六年條に「高麗人頭霧唎耶陛等筑紫に投化す。山背國に置く。今の畝原、奈良、山村高麗人の先祖也」と見ゆ。

畝火　ウネビ　畝傍、雲飛、宇禰備等と通ず。對照せよ。

1　畝火宿禰　大和國高市郡畝傍より起る、倭漢氏の族にして、姓氏錄、右京諸蕃に「坂上大宿禰同祖、(都賀直三世孫大人直の後也)」と見え、又坂上系圖引姓氏錄に「志努直の第四子刀禰直、是れ畝火宿禰云々等三姓の祖也」と載せたり。猶ほ次の條を見よ。

2　畝火眞人　嵯峨紀に「畝火眞人菟原」と云ふ人見ゆ。前項畝火氏とは別にて、眞人姓なれば皇別氏なるや明白なるも出自詳かならず。

雲飛　ウネビ　畝火氏に同じ。
○雲飛宿禰　類聚國史三十三に「延暦十二年云々、外從五位下雲飛宿禰淨永」とあるは、延暦十年紀の畝火宿禰清永に同じ。

宇禰備　ウネビ　畝火、雲飛に同じ。宿禰姓にして拾芥抄に見ゆ、これも畝火氏に同じ。

釆女　ウネベ　ウネメ條を見よ。

宇禰倍　ウネベ　釆女氏に同じ。
○宇禰倍朝臣　物部氏の族なり。除目大成抄、拾芥抄等に見ゆ。

畝米　ウネベ　正倉院天平勝寶七年文書に見ゆ。釆女氏に同じ。

糝　ウネヘ　下學集にウネヘと註し、三州人とあり、三河釆女部の後なり。

釆女　ウネメ　ウネベ　和名抄伊勢國三重郡に釆女鄕あり、宇禰倍と註す。又三河國碧海郡に釆女鄕あり、高山寺本に釆女鄕に作る。後世釆女鄕あれば、その方よし。此の氏には後世此等の地名を負ひしものもあれど、多くは部名、職名を負ひしなり、釆女部條參照。
釆女とは官中に仕へし官女にして、京畿の貴族及び諸國國造が其の子女を奉りしものにて、男子の舍人に類す。寵を得て皇子を生み奉りしものも尠からず。中古に至り大化二年紀に「凡そ釆女は郡の少領以上の姉妹、及び子女、形容端正なる者を貢す。一百人を以って、釆女一人の粮に充つ云々」と見ゆ。

1　釆女臣　釆女を檢校し、釆女部を管理するより起れる氏、卽ち後世の釆女正の如き職掌也。釆女正は職員令に「釆女司、正一人、釆女等を檢校する事を掌る。佑一人、令史一人、釆部六人、使部十二人、直丁一人、」と見ゆ、此の氏は、古事記に「宇摩志麻遲命、此は婇臣、云々祖也、」と。また天孫本紀に「大水口宿禰命は穗積臣、釆女臣等祖也、」など見ゆるが如く物部氏の族也。舒明紀に釆女臣摩禮志とあるは此氏の人なり、天武朝、朝臣姓を賜ふ。

2　攝津の釆女臣　前項氏の族也。天平神護元年二月紀に「攝津職島下郡人右大舍人釆女臣家麻呂、釆女司釆部釆女臣家足等四人、姓を朝臣と賜ふ、」と見ゆ。

3　釆女朝臣　天武紀十三年條に「釆女臣、云々、姓を賜ひ、朝臣と曰ふ」と見え、又朱鳥元年條に「直大肆釆女朝臣筑羅、內命婦の事を誄す、」と見ゆる人あり。此の人の墓誌、河內國石河郡春日村より出でたり。其文に「飛鳥淨(御)原大朝廷(天

奉部直神讙が、下總國海上郡大領司に仕へ奉らむと申す故は云々」と。(以下全文他田日奉部直條に載せたり。)また萬葉集廿に「(下總)海上郡海上國造他田日奉直得大理、」また延暦四年四月紀に「正六位下海上國造他田日奉直德刀自に、外從五位下を授く、」また仁和元年閏三月紀に「下總國海上郡大領外正六位上海上國造他田日奉直春岳、借外從五位下を授く、」など見ゆるは皆下莵上國造の後裔なりとす。後世海上氏は千葉氏一族に占めらる、其の間の消息未だ詳かならず。

4 海上眞人　天平勝寶三年正月紀に「无位清水王、男三狩王に海上眞人を賜ふ、」と見ゆ。姓氏錄左京皇別に「海上眞人、大原眞人と同祖、續日本紀に依りて附す、」と註す。敏達天皇の後百濟王の流なり。蓋し外戚、或は乳母の氏を冒せしならむ。

5 桓武平氏千葉氏流　千葉系圖に「常永—常兼(下總權介、號千葉大夫、本郡檢非違使所)—常衡(海上與一)—常幹—常滿—常繼—常直—常清—常朝」と見ゆれど其の始末共に詳かならず。

6 同上東氏流　鹿島大禰宜系圖に「常胤(大千葉介)—胤賴(東六郎大夫)—重胤(同太郎兵衛)—胤行(同中務丞)、弟胤方(海上彌次郎)」と。また東系圖に「胤賴(東六郎大夫)—重胤(平太)—胤行(中務丞、歌人、法名素暹、爲家卿歌道相傳)、弟胤朝(木內總二郎)—胤方(又二郎、海上祖)—胤景(海上彌二郎、備中守)—

—胤泰(海上)—女(佐竹遠江守妻、同刑部大夫義篤母)
—胤長—成胤(本庄七郎)」

と。又千葉支流系圖に「胤賴—重胤—

—胤行(中務丞)—泰行
—胤方(海上次郎、法名道胤)—胤景(阿玉郷主、左衛門尉)—
　—敎胤(椿根郷主、太郎左衛門)—
　　—胤貞—
　　　—胤忠—胤顯(常陸介)
　　　—胤廣(常陸六郎)—幹胤(彌七)
　　—胤泰(六郎左衛門、海上惣領)—
　　　—師胤(筑後守)—
　　　　—公胤(八郎)
　　　　—憲胤(筑後守)
　　　—女子(佐竹義篤妻)
　—盛胤
　—長胤(海上四郎)
　—行幹
—胤久(四郎)
—胤有(海上五郎、森戸領主)—兼胤(五郎九郎)—胤見(孫六)—治胤(六郎)—胤豐(兵庫助)」

と。胤泰の女が佐竹義篤の母なる事は佐竹系圖にも見ゆ。又東重胤、胤行は東鑑に出で、建保五年條に「重胤、胤行、去る比下總國海上莊に下向し久しく還らず、將軍家(實朝)御書を遣はし、和歌を賜ふ」事見ゆ。當時海上の地が此の氏の所領なりしや分明とす、蓋し胤方此の地を得て海上氏の祖となりしならむ。寛政系譜此の末流二家を擧ぐ、家紋は月に九曜、九曜菊。

鎌倉大草紙に「文明十一年下總國飯沼も落城し、海上備中守師胤も千葉介自胤に降參」とあり。

7 海上氏は東鑑卷廿七に海上五郎、卷三十五、三十六に海上五郎胤有、五十一に海上彌次郎胤景、次に飯沼の圓福寺塔識に「文安二年、海上筑後守胤榮寄之、」その他成田の眞福寺は應安中海上理慶の開剏する所なりと。又永祿五年上總一宮城主內藤久長・里見氏に攻められ、九月城陷る。時に一宮玉前神社亦兵燹にかゝり、社人逃れて下總國海上郡司海上忠常に頼ると。又中島城は海上筑後守持秀の居城なりと、これ等或は古代海上氏の裔なるべし。

8 三浦氏流　三浦系圖に「會津光盛—泰盛—盛宗(海上次郎)」と見ゆ。

9 攝津の海上氏　八部郡生田神社の神事支配人の家にして海上五十狹茅の後裔と稱す。五十狹茅は日本書紀神功皇后凱旋

の條に、活田長狹國に於いて稚日女尊を祀らしめし人なり。蓋し上總海上國造家の人にして、新羅征伐に從軍せしなるべし。此の氏後世又村田氏とも云ふ。攝津名所圖繪に「生田神社の例祭にむかしは神輿を兵庫津和田の御崎まで神幸あり。其時砂山瀧之寺、並に村甲海上氏供奉す、中頃此事絕たり。今も遺風ありて海上氏、烏帽子裝束にて、八月二十日の祭には神輿の神役を勤む。農家に海上氏大切なるによつて、亨保年中白川家より村田氏を賜る」云々と見ゆ。

10 其の他、近江番場蓮華寺過去帳に海上八郞敎詣、また石見に此の氏現存す。

菟上 ウナカミ 海上に同じ、古事記に此の文字を用ふ。

宇奈木 ウナキ 豊後國速見郡宇奈岐日女神社などある地より起りしか。

宇奈瀨 ウナセ 豊前國宇佐郡永享六年の文書に宇奈瀨村あり、關聯する處あるか。此の氏は阿波の名族にして、故城記に「那東郡宇奈瀨、雄雅氏、竹丸中に龜甲」と見ゆ。

雲梯 ウナデ 雲梯は高きに登る爲の器を云ふ。高市郡に雲梯鄕あり、蓋し此の氏・此地に於て雲梯を作りしを氏に負ひしならんか。歸化族姓なればなり。和名抄雲梯鄕、宇奈天と註す、又筑前國夜須郡にも雲梯鄕あり、此の族のありし地か。或は云ふ、出雲國造神賀詞に事代主命の御魂の宇奈提に坐す事見ゆ、その分社この地にありて起れる名かと。

1 雲梯造 天平寶字五年三月紀に「伯德諸兄等二人、姓を雲梯造と賜ふ」と見ゆ。支那魏國曹氏(曹操の裔)の後なりと云ふ。

2 雲梯連 前條氏と同族にして、宗族ならんかと考へらる。天平寶字五年三月紀に「漢人伯德廣足等六人、姓を雲梯連と賜ふ、」また同七年八月紀に「漢人伯德廣道、姓を雲梯連と賜ふ」と見ゆ。姓氏錄には右京諸蕃に收め、「雲梯連、高向連と同祖寶德公の後也、」と註す。

3 大同類聚方に「大和國多介鄕人雲梯方麻呂」なる人見ゆ。

海原 ウナバラ 古代姓にして新羅歸化族なり。

1 海原連 延曆二年七月紀に「左京人散位從六位上金肆順・姓を海原連と賜ふ」と見ゆ。

2 海原造 同上紀に「右京人正六位上金五百依・姓を海原造と賜ふ、」と見ゆ。姓氏錄右京諸蕃に收め、「海原造、新羅國人進廣肆金加志毛禮の後也、」と註す。

3 讃岐の海原氏 讃岐國大內郡寬弘元年の戶籍に海原濱刀自なる人見ゆ。海原造の族ならんか。

4 後世信濃にも此の氏あり。鎌倉大草紙に「海原筑後守、同信濃守」見ゆ。

宇納 ウナミ 和名抄越中國射水郡に宇納鄕ありて、宇奈美と註す。此の氏美濃に現存す。

宇南山 ウナミヤマ

有貳 ウニ 和名抄伊勢國多氣郡に有貳鄕を收め、宇爾と註す、此の地より起る、敢氏より出づと。神宮雜例集、卷二に「第八、天平賀事、造進事、御器長兼下有爾村刀爾敢貞元解申進陳狀事、實正に依り陳申す、御遷宮の時譜代たる者、天平賀役勤仕る子細の狀。右件の事、貞元・敢氏の相傳職たり。先例に任せ、勤進すべき也。云々。仁安四年三月十五日、下有爾村刀爾敢貞元」と見ゆ。又此の氏は土師氏也との說もありて、神名帳有貳神社は其の祖神也と。

宇仁 ウニ 前條氏に同じ。神宮社家に此

鵜殿藤太郎を追崩し、上の鄕の城を攻破り、藤太郎並弟藤助を初一族七人討捕御歸陣也」と載せ、「額田郡山綱鄕の古文書に「三州額田郡山綱鄕え下し置かれ候御朱印由緒書の御事、一東照宮大權現樣、三州岡崎に御在城遊され候御時、永祿六亥年、同國寳飯郡上之鄕鵜殿長門を御責成され候に付、山綱鄕の百姓ども、御發向の御案內仰付られ、山路之はへ茂りを伐拂、山綱南山、鹽聽の坂より、大ゐぼしが嶺を御案內申上云々」と見ゆ（生田小平治氏）。

此の氏の系圖は鵜殿系譜に「藤原泰救（後一條ノ御字、長元三年）—快眞（補別當）」

—長快（別當）—湛快（別當）—湛增（實ハ爲義子）—湛眞（別當）
—長範（別當法印 又ハ永範）—行範（堀河ノ御字別當法印 妻ハ爲義女 教眞トモ云フ）
—範命—定範—長政（始メテ鵜殿ト稱ス）—藤太郎—藤太郎
—範譽
—行快
—榮快
—藏人—行家—家光—行方—行忠
—藤太郎（長門守 文明十一年歿）—長將（上鄕城主 永正十三年歿）—長持—長照（藤太郎）—氏長（三郎七郎 石見守）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—氏次（藤三郎 伏見城ニテ戰死）

—長存（下鄕城主 天文十二年歿）—玄長—長龍（又三郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　—長信（八郎三郎 文祿元年六月六日卒 嗣ナシ家絕ユ）
—女
—女（松平清昌妻）

次に鵜殿系圖には、「大職冠藤原鎌足十一世右近衞ノ中將實方五代、熊野別當湛增の後裔也、始め湛增の子某、熊野新宮鵜殿村に住し、地を以て氏となす。其の後熊野をさりて三州蒲形にうつる（西郡也）。其地を領し、子孫相續、鵜殿と稱す。家紋獅子牡丹也、傳へて曰く朝廷より賜ふ所也、後世三巴と爲す。○長將（藤太郎、三州西郡の人、熊野別當湛增の子、鵜殿某十餘代の孫也、世々西郡を領し、又熊野新宮鵜殿封邑改めざる者數世、永正十三年六月二十四日卒、法名應仙）—長持（三郎、藤太郎、西郡上の鄕の城主東三河西遠江の地數縣を領し、國主今川氏に屬す、弘治三年九月十一日卒、法名德應院日泰）—長照（藤太郎）—氏長（三郎七郎、新七郎、石見守）云々」と。

次に下の城鵜殿は「長存（又三郎、或曰く長將弟、西郡下の鄕城主、天文十二年二月十七日卒す、法名長存院日長）—玄長

（又三郎、永祿六年五月二十六日卒す、法名日要）—長龍（又三郎）、弟長信（八良三郎）、弟長成（彈正）」。

次に不相の鵜殿は、長成（平藏、一本作平三、或曰く長成は平三長景の子、一本曰、長景は長持弟。西郡不相の城に居る。永祿五年吉田に入る。九年岡崎軍吉田を圍む。長成出て降る。天正十五年六月二十一日卒、法名圓祐）—勝成（三良九郎）云々」と。

次に西郡の鵜殿氏は長祐（十良三郎、一本曰く、鵜殿藤太郎長將の子、三州西郡人、永祿三年十一月、尾州大高の役、長祐力戰創を被る、今川氏眞褒書を賜ふ。是れより先三州形原役、戰功あり、吉良義昭褒書を與ふ。云々）—長忠（藤助、後號一庵、一本曰く三郎長持の子、西郡柏原城主、天正十六年十二月十三日卒）—藤三郎、弟長次（藤助、藤兵衞、大隈守）云々」と見ゆ。

其の他、渥美郡牟呂村古屋敷は鷲津村本光寺棟札に「牟呂城主鵜殿兵庫頭、牟呂兵庫頭正茂」と見え、喜見寺砦（羽田村）は永祿七年五月十三日、家康吉田の城邊の喜見寺に砦を築て、鵜殿八郎三郎長照

をして守らしむと。
寛永寛政兩系譜、鵜殿氏を稱する家九、或は秦氏常香の後と云ひ、或は熊野別當湛増の裔なりと云ふ、家紋丸に三石疊、獅子牡丹、蔦。

7 松平氏流　徳川氏系圖に「信忠—康孝(一本長忠、清康の弟、鵜殿、水城城主、十郎三郎)—康定(八郎二郎)」と見ゆ。幡豆郡須美城(須美村)は鵜殿松平氏の居城也。此の氏は松平清康弟十郎三郎清忠(後康孝)の後也、其の子八郎三郎康定に至つて斷絶。又五井松平信長の子信次、及び其兄忠次の子正幸の子孫も鵜殿を稱す。

8 攝津の鵜殿氏　島上郡の豪族也。後冷泉天皇の治暦三年、藤原兼家の遠裔瀧口季秀、其弟衛川太郎義季と亂を避けて當國に來り、井内、鵜殿の二島を闢き、井内を弟の義季に與へ、自ら鵜殿に住す、これより鵜殿を氏とすと傳ふ。

9 信濃にも此の氏あり。

有問　ウトフ　肥後の豪族にして有動氏に同じ。

有度部　ウトベ　駿河有度郡の古姓なり。天平十年の駿河國正税帳に「防人部領安倍團少毅從八位上有度部黑背」また萬葉集廿卷に「有度部牛麻呂」など見ゆ。有度君の部曲裔なるべし。

右遠　ウトホ　備前に此の氏あり。

烏那　ウナ　天正五年の右京計帳に烏那刀自古賣、廣君等五名見ゆ。遠江國山香郡に雲奈邑あり、此の地より起れるか。

海上　ウナカミ　上總下總兩國共に海上郡あり、和名抄等しく宇奈加美と訓ず。上古の上海上國、下海上國の跡なり。其の國造同族なるより見れば、上海上先づ開け、下海上は海上氏の移住によりて起れる地名ならんと考へらる。

1 上菟上國造　上菟上は又上海上國ともあり、後の上總國海上郡に外ならず。此の國造は古事記上卷に「天菩比命の子建比良鳥命は、此れ出雲國造、上菟上國造、下菟上國造、云々等の祖也」と見え又國造本紀に「上海上國造、志賀高穴穗(成務)朝、天穗日命八世の孫忍立化多比命を國造に定賜ふ」と見ゆ。此の國造の氏姓は檜前舍人直にして、神護景雲元年上總宿禰姓を賜へり。ヒノクマノトネリ條を見よ。小澤氏曰ふ、海保村、舊名海上の保、後海保の莊と云ふ。古墳あり、土人海保殿の塚と云ふ、傳言す、上古上つ菟上の國造此の處に治す、即ち其の墳也(地理志料)。

2 下菟上國造　下菟上國は又下海上國とも、後には單に海上國とも云ふ。後の下總國海上郡附近の地なり。古事記に「天菩比命の子建比良鳥命、此れ上菟上國造、下菟上國造、云々等の祖也」と。また國造本紀に「下海上國造、輕島豐明朝(應神)御世、上海上國造の祖孫久都伎直を、國造に定め賜ふ」と見ゆるにより、前に想像せる如く上海上より分置されたるを知る。此國造の氏姓を他田日奉部直と云ふ。神功紀に「海上五十狹茅」と云ふ人見ゆ。此の人は上海上國造の人にして、皇后の新羅征伐に從軍したるにより、更に應神朝、下海上の國造を得しものか。

3 海上國造　海上は菟上に同じ、故に上述兩國造共に海上國造なれど、上海上國造は後の史籍、古文書に多く顯はれず、故に海上國造とあるは、普通の場合下海上國造なりと知るべし。正倉院天平二十年文書、他田日奉部神護が解に「中宮舍人左京七條の人、従七位下海上國造他田日

兼元は天正十五年肥後一揆の魁帥なり。

宇藤 ウトウ

善知鳥 ウトウ 日用重寶記に見ゆ。次の條に同じきか。

鵜取 ウトウ 陸奥國東津輕郡善知鳥（鳥頭とも云ふ）より起る。津輕郡中名字に見ゆ。涙岡御所配下の將なり。

鵜呼 ウトウ 前條氏に同じ。

鵜殿 ウドノ 紀伊國牟婁郡鵜殿邑より起る。此の地に古城跡あり、續風土記に「村の西山にあり、鵜殿石見守の城跡也」と見ゆ。

1 熊野古族 鵜殿氏の出自については種々の説あり、或は鈴木氏と同樣穗積姓なりと云ひ、或は長曾我部氏の傳説によりて秦姓となし、或は熊野別當族にして藤原姓と稱す。熊野新宮神官の一にして、文龜二年の文書に「六番頭鵜殿、」と見ゆ。續風土記に「鵜殿右馬之亟、高倉下命七十九代の孫千代包の後なりといふ。系圖に高清といふ人あり、文書に『駿河國服織莊上分米、元亨二年、長行高朝二人に分ち、知行』とあり。高清、高朝の子なるべし、」と載せ、又四箇莊條に「舊何人の領なるか知るべからざるも、大低新宮社家の領する處ならむ。後四箇村の中、鵜殿、成川の二村、天正慶長の頃、鵜殿氏の領する處といふ。堀内氏盛んなりし時鵜殿氏親族となり、其の旗下に屬す。大阪落城の時、鵜殿石見守、堀内主水と共に天樹院尊夫人を守護し、大阪城中を遁れし其功に依り、二千石を賜ひ旗下に召さる。石見守、鵜殿にて千五十石の地を賜ふ。元祿の頃に至り子なきを以て家斷絶す、」と見ゆ。

2 熊野別當流 熊野別當系圖に「長範（長快弟）―行範（鶴原）―範命―定範（法橋河顏）―長政（權別當法眼、鵜殿）―長存（法眼）―長增（法眼）―長圓、」また長存弟「長眞（別當法印、權大僧都）―長慶（別當法印）―長瑜」と見ゆ。

3 秦姓 長曾我部系圖に「鵜殿、秦姓、家紋圈内三石疊。先祖紀伊熊野新宮七人の常香の末孫也。長持（鵜殿三郎）―氏信、」と見ゆ。第一項の鵜殿氏に同じ。長持は三河の鵜殿氏なり、後に云ふべし。寛永寛政兩系譜鵜殿氏を稱する家九、或は秦氏常香の後と云ひ、或は熊野別當湛增の裔なりと云ふ。家紋丸に三石疊、獅子牡丹、蔦。寛政系譜秦姓鵜殿條に「源之丞某がとき嗣なくして家たゆ。寛永系圖に、先祖は紀伊國熊野の住人常香の孫なりといふ。今按ずるに、鵜殿內記長貴、同新三郎長國等の家は、寛永譜に熊野別當湛增が末流なりとし、此家とおなじく秦氏に收むといへども、尊卑分脈によるに、湛增は藤原氏小一條左大臣師尹の後胤にして、今の呈譜も藤原氏といふをもつてこれをあらたむ。この家は常香の孫なりしといひ、その出づるところを詳にせず、よりて舊に從ふ。また今松平因幡守家臣鵜殿大隈長恭はかの長貴、長國等と同家にして、其の家系を按ずるに藤原氏熊野別當湛增が後胤とし、鵜殿藤太郎長將が長男を藤太郎長持、二男を十郎三郎長祐とし、この家をもつて兄弟同祖とす。しかれども寛永譜彼は湛增が末流とし、これは常香が孫なりといひ、共に其父をいはざるときは、この説に從ひがたしといへども、しばらくこれを記して後勘に備ふ、」とあり。

4 穗積姓鈴木氏流 氏族志の如きは鈴木系圖によりて此の氏を穗積姓とすれど、採り難し。武家系圖には一を秦姓とし、一を穗積姓とす。

5 因幡の鵜殿氏 鳥取池田藩の重臣な

り、巨濃郡蒲住保に鵜殿大隈の陣屋あり、寶曆中縫殿介あり。又美作有元家の文書に鵜殿民部少輔見ゆ。

6

三河の鵜殿氏　三河に鵜殿氏多し、殊に寶飯郡蒲形の鵜殿氏最名あり。この地は東鑑壽永四年(文治元年)二月十九日條に「熊野山領三河國竹谷、蒲形兩庄事、其の沙汰あり、當庄根本は開發領主散位俊成彼山に寄せ奉るの間、別當湛快之を領掌し、女子に讓附す。件の女子始め行快僧都の妻たり、後前薩摩守平忠度朝臣に嫁す。忠度一谷に於て誅戮の後、沒官領となり武衞拜領し給ふの地也。而して領主女子本夫行快に墾望せしめて云ふ、早く子細を關東に愁申し、件の兩庄を安堵せしむべし。若し然らば未來行快子息に讓るべし。此契約について行快僧都熊野より使者を差し進め、言上する所也。行快と謂ふは行範の一男、六條廷尉禪門爲義の外孫たり、源家に於て其の好已に他に異なり、仍て本より之を重んずるの處、此の愁訴出來の間、左右なく下地を加へ給ふ。且又御敬神の故也。」と見ゆ。この關係より熊野族盛に此の地方に移り、一門大いに榮ゆ。鵜殿氏は其の一に外ならざるなり。

戰國時代西郡蒲形城により、又上鄕、柏原、不相等の諸城を屬城とす。内、西郡蒲形城(蒲郡字舊郭)は正平の頃和田倉人兼清居城し、次いで西郡十良國演、岩堀修理亮、又入道等、在城せしにあらずやと云ふ(「名所圖繪」)。後鵜殿長門守長持の居城となる。永祿六年、松平家康、久松佐渡守俊勝、松井左近忠次をして之を攻めしめ陷る。次いで久松佐渡守俊勝、當城を賜ふ。嫡男太郎三郎勝光嗣ぐ。後松平主殿頭忠利、次に松平玄蕃允清昌あり。二葉松には「西郡蒲形城、松平主殿頭忠利、松平帶刀清昌」。「上鄕村古城、鵜殿長門守長持、永祿六年落城以後久松佐渡守定俊住之」とあり。次に柏原城(鹽津村柏原)は建久年中、鵜殿十郎藏人行定、當地に一庵を建つ、永祿三年上之鄕城落城と共に廢絕すと云ふ。後松平勘八あり。次に上鄕城、字土城(蒲郡町神之鄕字城山)は紀伊國熊野新宮別當行範の五男十郎藏人行家當城を築くと云ふ、子孫相續し、長門守長持の代に至り、永祿六年松平清康と戰ひ落城す。又鵜殿藤太郎長煕在城す。後久松佐渡守定俊居住す。

次に不相城(蒲郡町府相字城山)は城主不明、天正中家康築くと云ふ。天正以前は天野左京亮ありしかと云ひ、又鵜殿藤太郎の下屋敷也と云ふ。

鵜殿氏は今川氏に屬し、頗る勢力ありしが、永祿中家康に攻められて亡ぶ、松平記に「永祿五年二月、家康と改名ある、駿河と手きれなされ候故、同年三月三河國西郡の城に鵜殿長助籠り候、岡崎衆松平左近しきりに攻、後は付城を致し、兵糧をつめ申候間、扱に致し城を渡し鵜殿罷除候處を、松平左近・鵜殿子共二人生捕に致し、岡崎に進上申候、此の鵜殿比類なき忠臣故、駿河衆迷惑致し、其の比家康の御前竹千代殿、駿府に入質に御座候(中略)、鵜殿が二人の子と、竹千代殿と取替候て岡崎へ返し入奉る云々」と。又同書永祿六年の條と思はるゝ所に「三河上の鄕の城主鵜殿藤太郎は駿河方、同國竹の谷の松平備後守は一腹他姓の兄弟也、備後守は弟なれ共、家康方にて上の鄕へ押寄數度合戰、せり合御座候時、備後守散々うち負引退く、藤太郎追かけ寄來り、已に難儀に及ぶ、此の由家康聞召候て、竹の谷へ御加勢として御出張被成

ウトノ
ウトノ

蓮谷に放火し、坊主を禽りす。是れより先宇津呂氏數世此の城に居たりけるが、天正八年勝家之を圍みて城を陷し、丹波、同藤六の首を安土へ送る。相傳ふ宇津呂の先祖御幸塚の藤原實定の子を養子とす。之を淡路守定元と云。是より數世の後、宇津呂備前に至て釋賊に與し、一隊の將たり。其子を丹波と云。然るに今年勝家の爲に討たる。今の小松多太八幡神職古曾部某は此の後胤と云。實定は花山法皇加州徽行の時、供奉近臣七人の內と也。法皇徽行の事は、加賀來因卷にあり。又我臣大阪役等に出る堀才之助の祖は此丹波の舊臣なり」と。又同郡城山（亘輕海鄉金平、大野、江指、三村領）條に「相傳宇津呂丹波別砦地也」と見ゆ。

右手　ウテ　ミギテ條を見よ。

打越　ウテヱチ　ウテイチ　羽後國由利郡打越邑より起る、由利十二頭の一なり、又紀伊にも此の氏あり。

1　淸和源氏小笠原氏流　羽後由利十二黨の一にして、又內越ともあり。由利郡內越館に據る、矢島十二頭記に「打越殿、太郎、若名孫四郎、宮內少輔殿、今龜田領打越にて二千石知行成され、其の後關東へ國替にて又千石加增、矢島へ元和九年に下り、寬永十一年逝去、跡潰れ候」と見え、義光物語に「內越孫次郞、六十五人」と。また新風土記に「打越左近、內越館主（寒風館）、又岩倉館に住せし事もあり、その子孫打越孫四郞・天正の頃その名顯はる」と。又新編常陸國志補遺に「打越飛驒守光隆・行方郡新宮に居る。由利十二頭の一、父を孫太郞と云ふ。慶長七年三千石を食み、元和九年また矢島に徙る」と載せたり。此の氏は小笠原長經の子朝光の後なりと。寬政呈譜に「大井朝光十一代宮內氏光、打越鄕に住し、稱號とす」と、家紋松笠菱、丸に一文字三星。

2　同上　前項氏の庶流なりと。家紋王の字、三階菱、丸に一文字三星、松皮菱。

3　紀伊の打越氏　續風土記牟婁郡和田村條に「舊家打越忠藏、土人當家を莊司と云ふ」とあり。

內越　ウテヱチ　ウテイチ　打越に同じ、前條及び由利條を見よ。

臺　ウテナ　古代姓にて倭漢氏の一族也。

1　臺直　倭漢氏の族也、孝德紀に臺直須彌と云ふ人見ゆ、後忌寸姓を賜ふ。姓氏錄攝津諸蕃に「臺直、臺忌寸の同祖、釋吉王の後也」と見ゆるは庶流の家なり。

2　臺忌寸　臺直の忌寸姓を賜へるものなり、持統紀に臺忌寸八嶋と云ふ人見ゆ。養老元年九月紀に「從四位上臺忌寸少麻呂言ふ、居によりて氏を命ずるは從來の恒例なり。是を以て河內忌寸・邑によりて氏を被る。其の類一ならず、請ふ少麻呂諸子弟を率ゐ、臺氏を改換して岡本姓を蒙り賜はんと。之を許す」と見ゆるは此氏なり。姓氏錄、右京諸蕃に「臺忌寸、河內忌寸同祖、（一本漢孝獻帝男白龍王の後也）」と註す。猶ほ嘉祥二年八月紀に「右京人右衞門少志從七位上臺忌寸善氏、姓を淸江宿禰と賜ふ」と云ふも見ゆ。

3　臺氏　臺忌寸の裔なり。

4　奧州の臺氏　南部家記錄に此の氏見ゆ。

菟礪　ウト　孝德紀に「菟礪人之所訴云々」と見ゆ。菟礪は駿河國有度郡なるべし。次を見よ。

有度　ウド　和名抄駿河國有度郡に宇止と註す。この地より起る、猶ほ有度部と云ふもあり。

1　有度君　有度郡の豪族也。天平十年の駿河國正稅帳に「郡司少領外正八位上有度君」など見ゆ。

2 有度氏　大同類聚方四十六卷に「須流河國有度眞人之方」とあり。眞人は姓にあらずして名なるべし。又後風土記に有度釆女見ゆ。

宇土　ウド　和名抄肥後國宇土郡、薩摩國高城郡に宇土鄕を收む、これ等より起る。

1 菊地氏流　宇土郡宇土邑より起り、此の地神山宇土城に據る、城は中關白道隆公の創めしものと傳へらる。此の氏は菊池氏の族にて、菊池氏は道隆の後裔と傳へらるればならん。菊池系圖に「武朝―兼賴―持朝―爲光（宇土彈正少弼）」と載せ、又事蹟通考に「持朝の子、爲邦の弟爲光・宇土彈正大弼・文明十八年、爲光・重朝（爲邦の子）を亡ぼし、守護職を奪はんと謀る。重朝これを聞き兵を遣はして之を討ち、木原赤熊に戰ふ。爲光敗走、相良家を憑んで八代郡松隈に匿る。十八年相良長每の請により重朝之を釋し、宇土に歸らしむ。明應二年重朝卒し、其の子能運嗣て守護となる。文龜元年五月、爲光又逆を圖り、兵を起し、密かに隈府を襲ひ攻む。能運利あらずして、肥前高來に趁る。爲光隈府城を取り、之に居り、肥後守護と稱す。三年九月、城重峰、隈部運治等、義兵を擧げ、能運を迎へ高瀨に戰ふ。爲光敗績し、宇土に遯れ走る。遂に大見にかいて誅さる（略傳傳記、古城主考、洞然長狀）。按ずるに異本爲光・宇土掃部助忠豊が養子と爲る、爲光の墓は大見大口二村界山中にあり。阿蘇家に爲光の文明四年十月十九日の書狀あり、其の上包紙に宇土殿と誌す。其の子重光・其の子宮光丸、二人共に父と同じく誅さる、洞然長狀に爲光が息重光、嫡男宮満以上三人隈府に於いて生害と。然れども爲光・大見に於いて自刄、諸書皆同じ云々」と。

2 藤原姓　前述菊池流宇土氏の前にも、宇土氏あり、菊池風土記引用菊池系圖に「爲光・次良太良、宇土掃部助忠豊養子、號彈正少弼」、又筑後菊池系圖にも同樣見ゆる掃部助忠豊の家これ也。國志に「元德より正平の比、宇土壹岐守高俊入道道光あり、託磨文書、元德二年六月、探題北條修理亮英時が下知狀に宇土三郎高俊、又阿蘇文書に『六箇庄本領、長講堂御領云々、宛行宇土壹岐守高俊畢』と。又阿蘇惟澄申狀に宇土壹岐入道道光、猶ほ三宮神社弘安正應文書に藤原隆年と署名すれど、此の文書信偽詳かならず」と。鎭西要略にも「曆應元年十一月十日、菊池武重、及び宇土三郎」と。

3 名和氏流　菊池流宇土氏亡ぶるの後、名和氏この地を領し、宇土と稱す。名和系圖に「顯與―泰與―顯眞―敎長―義與―顯忠（彈正少弼、伯耆守、文明十五年以來相良氏と爭ひて敗北、永正元年宇土城に還る）―重年（伯耆守）―武顯（彈正大弼、伯耆守）―重行（伯耆守）―行興（伯耆守、修理大夫、實は重行の弟、養はれて嗣となる、是より宇土を以って家號となす）―行憲（宇土十郎）―行直（伯耆守）―顯孝（宇土左兵衛佐）―顯武（龜之助）―長與（猪之助、正次郎）」と。朽網氏藏書亦然り。所藏文書天文廿二年五月廿一日の宣旨に宇土伯耆守行興と見ゆ。

鵜戶　ウド　日向國南那珂郡に鵜戶神宮あり、その地より起りしか。

宇戶　ウド

有動　ウドウ　肥後の名族にして日用重寶記に斯く訓ず。又宇動とも、有問ともあり。有動大隅守兼元は隈部氏の族富田家治の女婿なり。

宇動　ウドウ　前述有動氏に同じ。大隅守

世、絲綿絹帛委積して岳の如し。天皇之を喜び玉ひ、號を賜ひて禹都萬佐と曰ふ、」と見ゆ。此氏の宿禰を賜ひしは何時代か未詳。天安元年九月紀に「中宮少屬正七位上秦忌寸永岑・太秦公宿禰の姓を賜ひ、山城國を脫して占して右京に着く、」とある如きは支流に過ぎず。姓氏錄以後の事なればなり。

4　太秦宿禰　公を省きしにて前條氏に同じ。姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

5　薩摩の太秦氏　名族牛屎氏は太秦宿禰姓なり、ウシクソ條を見よ。

6　藤原北家堀川流　太秦の地名より起りし雲上家の稱號なり。尊卑分脈に「隆家―經輔―師信―經忠(號堀川中納言)―信輔(號太秦入道)―信隆―信淸(號太秦内府)」と見ゆ。

7　同水無瀨流　興福寺華族の一也。櫻井供秀の男供親、興福寺慈尊院に住職す、子供康明治に至り男爵。

8　太秦宮　紹運錄に「後白河院―僧眞禎(號太秦宮)」と見ゆ。

9　讚岐の太秦氏　寬弘元年大内郡戶籍に大秦弘友、時包、外一人見ゆ。

宇津丸　ウツマル　猬尾氏給帳に「二百石宇津丸三郎右衞門」なる者見ゆ。

內海　ウツミ　尾張、安藝、肥前等に內海邑あり、此等の地名を負ふ。

1　淸和源氏土岐氏流　尾張國知多郡內海邑より起りしなるべし、此の地は長田庄司忠致が、その主義朝を害したる地、又東鑑正治二年條に梶原景高妻の所領と見ゆ。此の氏は太平記三十二に內海十郞範秀、同卅四に「桔梗一揆の衆に內海修理亮光範、城戶を引破つて込入る」と。土岐氏流と云ふは桔梗一揆なるより云ふか。これより前、承久記卷四に內海九郞、近江番場蓮華寺過去帳に內海八郞善宣等見え、又長享元年常德院江州動坐着到に「尾州內海兵部少輔貞季」見ゆ、その裔九兵衞は織田信雄從士也。これ等によりて相當の名族たりしを知るべし。

2　安藝の內海氏　當國に內海氏多し。賀茂郡內海邑より起る。內海民部貞明・當村常廣城に據る。同村に又大將軍城あり(長尾山附)。內海市郞の據りし地とす。市郞は毛利方にして安西軍策等に見ゆる人なり。猶ほ內海跡村に古壘あり、沖信居る所と傳ふ。又同郡大澤村に內海氏あり、「先祖內海某、毛利元就に屬して嚴島に戰死す。二子あり、長は主殿、毛利氏に從ひて長門に移る。次は彥十郞、出雲にあり、其子來りて老母を養ひ、遂に留りて土農となる」と。

3　備後の內海氏　當國にも內海氏多し、尾張內海より來ると雖、其の實安藝の內海氏と同族なるべし。藝藩通志御調郡條に「內海氏(菅村)先祖內海右京進廣有は、尾張國內海の人、建武のころより此村に來り、十餘世の後、內海左衞門大夫は牛皮城主の家老職たり、其子より官をやめて里職となる」と、又「內海氏(同村)先祖より里社の奉祀たり、延慶年中、內海友安より、地頭八幡の祠官となる、友安より七世ののち、農となり五代を經て復社職となる」と見ゆ。

4　橘姓　肥前國彼杵郡波佐見の內海より起る。橘姓と稱す。卽ち家譜に「內海修理亮橘泰平(尾州沼內海を領す。大村波佐見に來り、湯牟田村、野々川村、境野村、折敷瀨村(以上四村は波佐見村の內)を賜ひ、內海城を構ふ。熊野權現を勸請す。)―近平(彌三郞)―光平(孫三郞)―季年(淡路守)―政衡(山城)―政通(山城、始常陸助、武雄勢入寇の際戰死)と

載せ、又郷村記にも「内海修理亮泰平―彌三郎近平―孫三郎光平―淡路守季年―山城政衡―山城政通」と載せたり、筒井氏この氏より分る。

修理亮泰平は正平十七八年及び應安五年彼杵郡一揆連判狀に「波佐見修理亮橘泰平、同彌三郎」と見えたり、江串氏また同族なりとす。

5 筑後の内海氏　五條家文書に内海中務入道見ゆ、前項内海氏と同族なるべし。

6 藤姓大森氏流　駿河の名族にして、駿東の領主大森親康の三男四郎親清、内海氏を稱す。其の子信親―氏親―信忠―當清―當秀―重親―秀親―忠親―秀繼―雅繼―當俊―當尹―雅茂―義清、以下三十三代迄連綿と。

7 相摸の内海氏　餘綾郡吾妻社の古鐘銘に「梅澤山千手院四阿大權現、禰宜本願内海右近云々」と。

8 武藏の内海氏　風土記稿葛飾郡條に「内海氏(二之江村)、初めは角倉氏なりしが、東照宮上總國へ御渡海ありしとき、折節風波激しかりしに、治郎左衛門先祖御難船を救ひ奉りしにより、船中に於て土器の御盃、及び御杖御草履など賜はり、又漁獵をもて渡世とせしにより、内海の分永代支配免許あるべき旨上意ありしが、再三これを固辭したてまつりぬ。故に重て上意ありて内海の二字を苗字に賜はれりと云、家藏の三品の内御杖はいつの頃にや失ひて、御杖上の葵御紋を彫し銅物のみ存せり、御盃は尋常の大土器にして徑り六寸五分許あり、御草履は世俗稱する所のふく草履にして長九寸五分幅四寸五分あり。」と又橘樹郡條に「内海氏(同村)、もとは名主役など勤めしことありしと云。先祖新四郎は當所に鍛冶を業とせしと云、その頃の文書を藏せり。この餘慶長六年正月當宿へ賜りし傳馬の御朱印を藏せり、」など見ゆ。

9 下總の内海氏　小金本土寺過去帳に「内海正源入道、正長元十月」と載せたり。

10 其の他、田邊牧野藩の重臣、伊勢神宮社家、美作新免家侍帳(内海孫兵衛、上庄村)、孫兵衛はもと赤松廣秀の家士なり、又信濃、攝津にも此の氏あり。

宇都美　ウツミ　内海氏に同じかるべし。會津耶麻郡の豪族に宇都美丹波あり、同郡上窪村館に住す(新編風土記)。

宇津峯宮　ウツミネノミヤ　後醍醐天皇第一皇子尊良親王の御子守永親王の事也。奥州宮とも、宇津峰宮とも、西應寺宮とも、又一品に叙せられ、一品家ともあり(元弘日記、結城文書、南方記傳、南山巡狩錄)。上野太守。宇津峯の名は磐城田村郡宇津峰より來る。「興國三年八月、南方西應寺一品親王、常陸國小田の城にいらせ給ふ、春日中將顯時供奉す云々」と。

宇津山　ウツヤマ

内浦　ウツラ　和名抄筑前國遠賀郡に内浦郷あり。後吉田氏地頭職たり。

鶉川　ウヅラガハ　攝津にあり、ウカハ條參照。

鶉間　ウヅラマ　東鑑卷十八に鶉間太郎と云ふ人見ゆ。

宇津呂　ウツロ　次の二流あり。

1 佐々木氏流　近江國蒲生郡宇津呂邑より起る。佐々木京極氏信―滿信―宗氏―池田太郎定信―貞高、宇津呂殿と云ふ。比牟禮山下宇津呂庄を所有せしによる。その子を秀定と云ふ。

2 藤原姓　加賀國の豪族にして、戰國時代宇津呂備前、同丹波等あり、本願寺門徒に屬す。加越能三州志能美郡波佐谷(在輕海鄕波佐谷村領)條に「享祿四年、國人

んと考へらる。これ等より云へば、大洲宇都宮氏の出自は容易に決する能はざるなり。

伊豫宇都宮氏は永祿六年の役人付に宇都宮遠江守（伊豫國）と見ゆ。こは大洲宇都宮にて、又宇和郡にもあり、南路志に「西伊豫の宇和郡、西園寺、宇津宮、御庄、川原淵、北之川、此の五人は往古より大身なり」と。宇和郡久枝春日明神の寄進狀に「西園寺殿藤原朝臣公廣、幷に代官宇都宮左近大夫興綱」と。大洲家は南海治亂記に「宇都宮遠江守豐綱が臣菅田治部大夫直之、近郡を取りて自立せんと欲し、土州兵を假る」と、又陰德記に「永祿十一年二月、吉川父子、大津城を攻め、城主宇津宮豐綱を降す」等見ゆ。（宇和郡多田の宇津宮氏は永綱の後にて、忠綱、貞綱、伊綱等あり、多田條を見よ）。

13 備中の宇都宮　當國後月郡高越城は東江原村にあり。弘安四年、蒙古來襲の際、宇都宮貞綱、命を承けて山陽道を警固し、本城を築く（備中府志）。

14 紀伊の宇都宮氏　宇都宮和泉守泰景の後なり。宮井條を見よ。

15 佐々木氏流　尊卑分脈に「池田太郎定信―貞高（號宇都宮三郎左衞門尉、法名正意）―秀定（三郎左衞門尉）」と見ゆ。これより前、中原信房が近江善積庄を領せし事は既に云へり、關係あるか。

16 美濃の宇都宮氏　長享元年常德院殿江州動座在陣衆著到に「濃州 宇都 宮石見守、同次郎宗綱」と。

17 尾張の宇都宮氏　津島神社十五家の一に此の氏あり、後世神子方なり。

18 宇都野氏流　寛政系譜宇都宮氏二家あり。共に宇都野氏より出づ。家紋三頭左巴。

19 三河の宇都宮氏　ウツ、並に大久保條を見よ。

20 岩代の宇都宮氏　康應二年（元中七年）宇都宮刑部大輔氏廣、吉良氏に代りて四本松を賜はりしが、應永七年九月謀反して、斯波石橋兩氏に攻められ、氏廣、その子三郎氏公共に自殺す。中古治亂記に「宇津宮權太郎氏廣、其の子孫三郎氏公、並に島氏等、奥州に一揆を企て、二本松の城に籠る云々」と。

21 常陸の宇都宮氏　笠間城は宇都宮盛綱の居城なりしと。又田島村和光院の過去帳に「丁卯四月廿三日。月山御老母宇都宮芳賀娘」を載せたり。

22 宇都宮社家　二荒條に云ふべし。

23 その他、餘目舊記に「宇都宮と留守は兄弟のながれにて、うづの宮役を芳加もち候」と。又下野國志に「宇都宮景泰の二男貞泰は公綱の猶子となり、遠江守綱景と號し、都賀郡西方、三澤鄕、鶴岡の峯に住す。その後裔太郎左衞門綱吉は天正の初め上京して信長公に勤仕しけるが、公の薨去後國に歸り、芳賀郡赤羽鄕を知行す。其の男太郎左衞門尉綱清、一門沒落の後舊領西方に潛居す」と。德川時代水戸藩の重臣、福井松平藩の中老にあり、又信濃、石見、備前、志摩等にも存し、又平安の儒者宇都宮由的あり、遯菴と號す。

宇津宮 ウツノミヤ　宇都宮と通じ用ふ、前條を見よ。石見、備前、伊豫、九州等に此の文字を用ふる者多し。

内屋 ウツノヤ　和名抄駿河國有度郡に内屋鄕あり、宇都乃也と註す。

堆橋 ウヅハシ　信濃の堆橋邑より起る。即ち家傳に「小笠原泰清が末孫にして、筑摩郡堆橋に住せしより家號とす、家紋丸に釘拔、五三桐」と。寛政系譜に見ゆ。

埋橋 ウヅハシ　前條氏に同じく、源姓小笠原氏の族とぞ。

內日 ウツヒ　和名抄長門國豐浦郡に內日鄕を收め、宇都比と註す、この地より起りし氏にして、大內有名衆帳に內日勝次郞見ゆ。

宇津卷 ウツマキ　應永中宇津卷三左衞門重春と云ふ人あり。その系圖に據れば伊豫河野氏の族にして、通有―通朝―通堯―通之(宇津卷氏祖)なりと云ふ。石見國の名族なり。

禹豆麻佐 ウヅマサ　上古山城を本居として勢力を振ひし秦氏宗族の稱にて、後世主として太秦の文字を當つ。而して山城國葛野郡に太秦邑あり、この氏が住居せしより起りし地名か、或は秦氏の宗家が此の地にありしが爲に、其の名を負ひしか、古傳說より云へば、勿論前者なれど、そは氏名附會の傳說に過ぎざれば、未だ容易に決すべきにあらざるなり。

この氏の事は雄略紀十五年條に「秦民分散臣連等・各〻ほしいまゝに駈使して、秦造に委ぬる事なし。是により秦造酒・甚だ以つて憂となす。而して天皇に仕ふ。天皇之を愛寵し、詔して秦民を聚め、秦の酒公に賜ふ。公・仍りて百八十種勝部を領率し、庸調御調を獻じ奉る。絹縑朝廷に充積す。因りて姓を賜ひて禹豆麻佐と云ふ、(一に云ふ、禹豆母利麻佐、皆・盈積の貌也)」と、また姓氏錄、秦忌寸條に「秦酒公、大泊瀨稚武天皇の御世、奏して稱く、普洞王の時、秦氏摠べて劫略せられ、今見在者は十に一を存ぜず、勅使を遣はし、撿括招集せん事を請ふ。天皇小子部雷を使として遣はし、大隅、阿多隼人等を率ゐ、搜括鳩集せしめ、秦氏九十二部、一萬八千六百七十人を得たり。遂に酒に賜ふ。爰に秦氏を率ゐ、養蠶織絹、諸を闕に盛りて貢進す、岳の如く山の如く、朝廷に積畜す。天皇之を嘉みし、特に寵命を降し、號を賜ひて禹都萬佐と曰ふ。是れ盈積・利益あるの義」などと見ゆ。猶ほ次の條を見よ。

太秦 ウヅマサ　禹豆麻佐に同じ。秦氏の宗族にして葛野郡太秦邑に居り、松尾神社を氏神とし、廣隆寺を氏寺とす。共に秦氏條にて詳述せむ。

1　太秦公　天平十四年八月紀に「詔して造宮錄正八位下秦下島麻呂に從四位下を授け、太秦公の姓、并に錢一百貫、絁一百疋、布二百端、綿二百屯を賜ふ。大宮垣を築くを以つて也」とあり。然るに此の人なほ天平十七年五月紀に「秦公島麻呂」と見え、天平十九年三月紀には「秦忌寸島麻呂」と見ゆ。卽ち太秦と云ふは家號の如きものにて、氏は猶ほ秦なりしが如く考へらるべし。

2　太秦公忌寸　延曆十年正月紀に「太秦公忌寸濱刀自女、姓を賀美能宿禰と賜ふ。賀美能親王の乳母也」と見ゆ。これによれば、これより前既に此の氏姓ありしを知る。前項太秦公の忌寸姓を賜へるものに外ならず。

3　太秦公宿禰　前項太秦公忌寸の更に宿禰姓を賜ひしもの也。姓氏錄、左京諸蕃に「太秦公宿禰、秦始皇帝三世孫孝武王の後也　男功滿王、仲哀天皇の八年來朝、男融通王、應神天皇の十四年(一本に譽田天皇、諡應神)來朝し、二十七縣の百姓を率ゐて歸化し、金銀玉帛等の物を獻ず。仁德(一本大鷦鷯)天皇(一本諡仁德)御世、百二十七縣の秦民(一本氏)を以つて諸郡に分置し、卽ち養蠶、織絹して之を貢せしむ。天皇詔して曰く、秦王獻ずる所の絲綿絹帛、朕服用して柔軟、肌膚に溫煖なりとて、姓を波多公と賜ふ。秦公酒、大泊瀨幼武天皇(雄略)御

8 肥後の宇都宮氏　觀應元年十二月二十日の佐田文書に「豊前國元永村、同國伊加田庄、肥後國岩野村、同國木葉村、地頭職の事、勳功の賞となして宛行ふ所なり云々、宇都宮因幡權守殿」と、因幡權守は公景なり（第六項參照）。其の曾孫因幡守盛景八世の孫佐田五郎左衞門・細川家に仕ふ。公景の弟參河守隆房、懷良親王に仕へ肥後に居る。正平十四年八月親王に從ひ、少貳等と大原に戰ひ、少貳忠資等を斬る、時に兄冬綱大軍を率ひ、隆房と戰ふ。隆房戰死・年三十一、親王爲に危難を脱れ給ふ。玉名郡木葉村宇都宮大明神は其の靈を祀る。又木葉城一名宇都宮城と云ふ（國志、事蹟通考）。（太平記勤王方に宇都宮刑部丞）

9 菊池氏流　菊池系圖に「持朝―爲光（號宇都宮）」と見ゆ。嘉吉三年の菊池持朝侍帳に宇津宮新太郎綱行あり。

10 日向の宇都宮氏　圖田帳に「久目田八町、浮宮領、地頭宇都宮所衆信房」と、早くより此の氏の所領ありしを知るべし。鎭西要略正平九年條に「宇都宮大和守・武家に從ひ、諸縣郡六笠城を以つて國中を警衞す」と。又日向記に「那賀城主云々、宇津宮左馬助」を載せ、又宇都宮ともあり。諸縣郡救仁安樂村山口社記には天智天皇行幸の際、宇都宮以下八人の臣御供として下り、此の地に土着すと云ふ。

11 大隅の宇都宮氏　代々宇都宮氏と稱し家譲名乘字快を用ひ來たりしも、後正字に變更す、家紋は三頭左巴を用ふ。系圖あり、始祖眞覺とありて、腰書に「圓融帝貞元元年丙子下野國宇都宮より阿彌陀如來の佛像を負來り、大隈國肝付高山に移居り、寺を勸請建立す、此を神宮寺と云」と。十一代前分家して薩摩國宮之城に居住せる者あり。家に格護せる系圖に「始祖權大僧都法印大越家眞覺」と。其腰書に「貞元元年丙子、野州宇都宮より阿彌陀佛を負下り大隅國肝付郡高山に安置して神宮寺と稱し、自ら座主となり、大林坊居住」と。高山村役場に保存せる名勝誌と稱する舊記に神宮寺記載の欄あり、夫れには「山號玉華山光臺院神宮寺と稱し、貞元元年丙子、權大僧都宇都宮眞覺開山」と。寺は元肝付氏の祈願所なり、肝付氏在城の當時迄、全邑崇敬し宇都宮氏子孫代々其座主たりしが、肝付氏落城と共に無住となり居しを、二階堂氏落命に因り來り住むとなり。

12 伊豫の宇都宮氏　宇都宮氏は亦當國の大族なれど、其の系統に不明なる點尠からず。先づ分脈には「賴綱―賴業（越中守、從五位下、伊與守護）―

- 泰親 淡路守 ― 泰業 長門守
  - 泰景 太郎左衞門
  - 宗業―業親
- 時業 左衞門尉 出羽守 ― 泰業 長門守 ― 貞朝 安藝守 ― 師綱 二郎
  - 景業 左衞門尉
- 實業 七郎左衞門尉
- 秀業 八郎左衞門尉
- 賴基―茂業―宗業
- 業義 越中守

と載せ、武茂系圖には、賴業の兄弟に當る泰綱の子「景綱―泰宗―景泰（遠江守從五位下、京都守護となり、烏丸に住す）―宗泰（三河守、伊豫國住人）―朝宗（三河守、大州城主、宇都宮遠江守豐綱の祖）と見え、（太平記宇都宮遠江守）。又曰く「伊豫宇都宮氏の祖は、九州奉行大和守賴房の次子豐房なり。豐房、永仁元年下野國に生れ、元德二年三月朔、伊豫國

守護職に任ぜらる。元弘元年伊豫大洲城を築きて在城す。子なかりしかば、同族遠江守景泰の男、左近大輔宗泰を養子となし、爾後豊綱の時、天正七年長曾我部元親の軍に攻められ、武運拙なく備後山中に遁れ、同十三年病痾の爲に歿し、宇都宮氏亡ぶと。

伊豫に宇都宮氏を名乘り裔孫と稱するもの尠からず。大洲城主宇都宮氏歷世には異說ありて、或は宗泰を伊豫宇都宮氏の祖と爲し、或は其の子三河守朝宗を大洲宇都宮氏の祖と爲すものあれども正しからず。今其の略系を示さば『藤原道兼—兼隆—兼房—宗圓（宇都宮氏祖）—宗房—信房—助信—景房—賴房—豊房（從四位下、兼薩摩守、應安二年八月十八日卒、城願院殿繼將萬眞大居士）—宗泰（遠江守、明德三年二月八日卒、春宗泰雲大居士）—泰輔（式部左近大輔、東江院殿了泰自輔大居士、文安二年七月三日卒）—家綱（左衞門尉、文明十年三月卒、東皐院殿家參明綱大居士）—安綱（左近大輔、周防守、文龜二年卒、光國院殿安養綱仙大居士）—宣綱（左近藏人、天文十二年卒、祭崇宇都宮大明神）—清綱（左近大輔、天文十二年卒、泰淸院殿綱嶽了玄大居士）—豊綱（遠江守、天正十三年卒、淸源寺殿前遠州大守、（永祿年間逝去說不可也）蓮翁花公大居士）』なり」（横田傳松氏說）と。

當國宇都宮氏は忽那一族軍忠次第に「喜多郡根來城宇都宮家人、元弘二年二月發向、府中守護參河守貞宗館合戰、後二月十一日、喜多郡根來城、自二月一日、至于同十一日合戰云々」また忽那島開發記に「元弘三癸酉年、伊與國喜多郡地頭宇都宮遠江守、根來山に城郭を構へ、朝敵を致す」と。これより先、豫章記に「喜多郡を以て梶原平三景時に賜ふ。梶原失はるゝ時、的矢を以つて景時を射、勳功に依りて宇都宮之を賜ふ」と見ゆ。

以上の如く當國宇都宮氏については、說頗る多けれど、鎌倉時代に入國し、其の後下野並に豊前宇都宮氏の來往ありしが如し。而して南北朝の頃は武家方として活動し、當時より喜多郡大洲城に據りし事は明白なり。されど大洲に定住して附近に威を振ひし宇都宮氏が何流の宇都宮氏なるかは容易に決し難し。殊に此の地方には一層古くより宇津宮傳說のあるを見るなり。

宇津の宮は喜多郡宇津邑王屋敷に居住せられし方にて嵯峨天皇第四の宮など傳へらるゝも、其の實伊豫郡靈宮より來りし傳說にて、當國々造族活動の遺跡に過ぎず（宇都條並に浮穴條を見よ）。而して後世大洲附近に宇都宮神社多く、內大洲の宇都宮明神は「元德二年宇都宮大和守賴方守護職として任國下向したる時勸請す」など云へど、其實宇津の宮關係の神社多く、宇都宮氏入國以前より存せしが、宇津の宮と宇都宮と音通じ、且つ宇都宮氏領主たりしより混淆して、何れも宇都宮氏關係の神社と也しが如く想像せらる。

されば宇都宮中河原天神は「宮天神と稱す。人王八十代高倉院御宇治承二戊戌二月廿五日、下野豊前兩國の牧宇都宮大和守藤原信房の勸請なり」など云はれ、更に「伊豫掾純友退治の時、橘遠保に從つて宇都宮某といふ者、下野國宇都宮より來り、河野の幕下となる」など傳へらる。筑後宇都宮族が豊後宇都宮氏と明白なる關係なく、而して伊豆より來り、三島社を勸請す等傳ふるも、亦、當國宇津宮と關係ある者にして、伊豆は伊豫、三島は伊豆の三島にあらずして當國の三島社なら

ウツノミ
ウツノミ

-元弘
-横川爲平
-友枝信範
-荒尾範景┬荒巻盛俊
　　　　　└友枝道範
-赤熊範資
-七井盛房
-經房
-上條道氏
-實兼

-城井冬綱 常陸介（實は貞綱の子）─重綱 中務少輔
　　┬房家
　　├吉富房政
　　├直綱 播磨守─尚直 左馬助
　　└家綱 兵部少輔（實は公綱の子）─盛綱 出羽守─家尚 民部少輔
-傳法寺景忠
-豊房
-楊梅仲房
-佐田公景 因幡權守
-師房 中務丞
-隆房 三河守
-兼繁
-兼富
-兼久

-盛直 播磨守─秀直 常陸介─秀房 常陸介┬正房 左馬介─長房 常陸介─鎭房 民部少輔 彌三郎
　　　　　　　　　　　　　　　　　　└川底信義
-朝房 彌二郎─朝末

冬綱の後は又一本に、「冬綱
-重綱┬家綱┬直綱┬盛綱─家尚
　　　　　　　└康綱─家尚
-房家─親綱─言信
　　　　　└房綱

-吉富政房　　信方─信元
-政種
-城井尚房─信邦─信顯┬信嗣
　　　　　　　　　　└能信 津々見
-西郷房長
-女子 加來越前守室
-統房─房常─房政
-尚直─盛直┬秀直┬秀房（始與房 後弘房）
-後房─俊明　直重　直重
-正房─長房 兵部┬女子 仲八屋藤左衞門室
-妙田法師　　　├鎭房┬朝房
-房昭─職長　　└女子　└女子 千代姫 黒田長政室
-川底信義　城井甫房

冬綱の實父貞綱は「宇都宮朝綱─大庭成綱─宇都宮頼綱─泰綱─景綱─貞綱」にて、有名なる公綱も貞綱の子なり。冬綱・暦應元年豊前守護、延文五年、篠坂に於いて官軍と合戰、弟參河守隆房・延文五年官軍に屬す。その後應永正長の頃・盛直、永享應仁の頃・家久（家尚）、天文永祿の頃・兼綱、次いで鎭房ありて仲津築城、當地方に威を振ひしが、黒田氏に亡ぼさる。國志に「宇津宮民部少輔鎭房、長男彌三郎朝房、天正十五年秀吉公薩摩打

入、御先陣相勤と云とも、御氣色に應ぜず」と。黒田氏入國するや城井城に據りて堅く守る。孝高（如水）謀つて其の女を娶り、鎭房を招いて之を斬り、その男彌三郎朝房、逃れしも亦肥後に斬らる。その子左近種房東國に遁れ、後越前侯に仕ふとぞ。

又一本系圖に「冬綱（城井常陸介、大和守、始めの名高房、中頃冬綱、後に守綱と改む。延文四年八月、菊池武光、懷良親王を奉じて、少貳頼尚と筑前大原に戰ふ。頼尚利あらず、冬綱自ら二千五百兵を率ゐて大原に至り、少貳に會し、弟隆房の軍を討つ、隆房戰死す」と。而して頼房─

-冬綱（高房）（守綱）常陸介 大和守─重綱 中務少輔
-豊房 薩摩守
-仲房 能登守
-公景 因幡權守 大膳亮─經景 薩摩守─親景（道節）播部助 因幡次郎─盛景 因幡守
-師冬 中務丞
-隆房 參河守

家綱（兵部少輔）─直綱（播磨守）─盛綱（出羽守）─家尚（民部少輔）─尚直（左馬助）─盛直（播磨守）─秀直（常陸介、一に

秀房)—弘堯(常陸介、一に奥房)—正房(豊後守)—長甫(常陸介)—鎭房(城井彌三郎、民部少輔)—朝房(彌三郎)なりと。公景、隆房の事は猶ほ肥後の條にて云ふべし。

此の南北朝以後の宇都宮氏の出自については異說頗る多し、卽ち、一本系圖に、「景綱—貞綱—泰綱(一本泰宗、五郎右衛門、常陸介)—貞泰(三河守、法名蓮智、九州下向、住豊前中津)—義綱(豊前守、中津城に住む、山下川崎祖)」と。又一本に「景綱

—貞綱(下野守)—公綱(治部大輔)
—泰宗(常陸守)—貞泰(參河守 九州下向 中津住)—義綱—元綱(城井祖 河崎山下祖 大和守)
　—貞久(壹岐守)—懷久(壹岐守)
　—貞邦(刑部少輔、大原合戰討死)
—時綱(三河守)—貞宗(遠江守)

5　筑前の宇都宮氏　續風土記に「建久五年宇都宮上野介重業、筑前に地を賜はり、下向して遠賀郡麻生鄕花尾の城を取立、後に帆柱山にも城を築けり、麻生氏の元祖」これなりと。(アサフ條を見よ)。又山鹿氏は宇都宮家政の後と云ふ、(ヤマガ條を見よ)。鎭西要略嘉吉元年條に「宇都宮

豊前守淸綱、同紀伊式部大輔安綱、山鹿麻生二郎元親」と。

6　筑後の宇都宮氏　當國の名族蒲池氏も亦宇都宮氏なりと云ふ。卽ち將士軍談に「爰に宇都宮彌三郎朝綱八代の孫宇都宮參河三郎久憲と云ふ人あり、(瀨高庄祇園社々記曰ふ。宇都宮彌三郎嫡子小太郎藤原中次弟重國祇園宮を護り奉る云々、今按ずるに此の說信じ難し。又曰蒲池村崇久寺蒲池久憲建立也、又按ずるに開基帳に云ふ、牟田口村玉垂宮は領主宇都宮祖子源忠宗建立、此忠宗の子孫代々の領主也と。)祖父壹岐守貞久は同刑部丞貞邦と共に宮方に候して八代に在り、貞久の子壹岐守懷久、その子久憲・蒲池出羽守の娘を娶り蒲池參河守久憲と號す」と。又今村家記に「蒲池氏先祖の事、下野國宇都宮彌三郎友綱の末葉、知久、知綱兄弟二人、宇治橋合戰の時功あり、筑後國を玉はり、兄弟二人鎭西に下り、彌二郎は山門郡大木村に在城し、大木主計頭と云ふ、彌三郎は蒲池村に在城、蒲池下野守義久と云ふ、家紋は三ッ頭左巴也。又鶴の丸を用ふる也」と。而して筑後宇都宮系圖に「貞綱

—泰綱(五郎右衛門、常陸介)—貞泰—壹岐守貞久(豊前守義綱弟)—
—懷久(壹岐守)—久則(壹岐守)(久憲)—繁久(蒲池、犬塚等祖)
—資綱(舍人)—政長(大木太郎)—光輝
　—駒菊丸(黒木繁清養子)

又一本に「貞泰—貞久(壹岐守、義綱弟)—懷久(壹岐守)—久則(蒲池壹岐守)、弟資綱(宇都宮舍人助)—政長(大木三郎二郎)」なりと。

されど、此等の系圖は容易に信じ難し、蒲池條を見よ。

西牟田氏も亦本姓宇都宮氏と稱す。卽ち「西牟田彌次郎家綱入道行西、嘉禎年中、豆州三島より三潴郡西牟田村に來住し、堡を築き、本姓宇都宮を改め西牟田を以て稱號とす、」と。これも信じ難し。

7　肥前の宇都宮氏　彼杵郡宮村の宮村氏も宇都宮氏と稱す、萩坂鄕萩坂に宇都宮神社あり、「宇都宮彌三郎の子孫能登守、地頭となりて勸請する處なり」と。松浦郡相賀村法幢寺鐘銘に「大旦那駿河守藤原朝臣通景敬造、西海路肥前州彼杵庄内父賀志村宇都宮貴賤男女大小助緣、不可勝數、永和二季丙辰八月吉日」と。

十六日卒、六十一、法名流月長順）―尙綱（從四位、侍從、下野守、左衛門尉、初名俊綱、母は小田左衛門督藤原成治の女、天文十八年己酉九月廿七日、鹽谷郡孤川五月女坂に於いて討死、三十七、法名悦山長喜）―廣綱（從四位、侍從、下野守、母は結城左衛門督政朝の女、天正四年丙子八月七日卒。三十二、法名以天長淸、時に嫡子國綱幼稚により天正八年まで四年の間在世と稱す云々）―國綱（從四位、侍從、下野守、羽柴と號す。母は佐竹右京大夫義昭の女、慶長十二年丁未十一月廿二日、武州石濱に於て病により卒す。四十。心應淨安、大昌院と號す。總泉寺中に石塔あり。その弟朝勝、七郎、始め結城晴朝猶子、後佐竹家の客となり宇都宮帶刀と號す、其の弟高武、十郎、芳賀家督左兵衛尉）―義綱（彌三郎、母は佐竹常陸介源義重の女、實は其弟東中務大輔義久の女、一本義綱の弟、則綱、彌四郎、母は與野兵衛尉隆廣の女、河上刑部越智通茂、君島右衛門平承胤供奉して那須にあり云々）―隆綱（下野守、從五位下、彌三郎、母は遠藤但馬守平慶隆の女）―千安丸（母は、水戸賴房女、水戸家に仕へ知行三千石）と。

2 宇都宮氏は東鑑元暦元年五月廿四日條に「左衛門尉藤原朝綱、伊賀國壬生野鄕地頭職を拜領す。是れ日來平家に仕へたりと雖、懇志關東に在るの間、潛かに都を遁れ出で參上、其の功を募り、宇都宮社務職相違なきの上、重ねて新恩を加へらる云々」と。その他此の氏の人は、卷五、九、十一、十三、十四、十六、廿一、廿二に宇都宮左衛門尉朝綱を載せたり。以下二、七に宇都宮所信房、十四、十六、十八に宇都宮彌三郎賴綱、十七に宇都宮四郎兵衛尉、二十七、三十一、三十二、三十三に宇都宮四郎左衛門尉賴業、三十一に宇都宮四郎行綱、三十一、三十二、三十六に宇都宮新右衛門尉朝基、三十一、三十二に宇都宮修理亮泰綱、三十二に宇都宮上條四郎、三十二、三十三、三十四、三十五、四十四に宇都宮五郎左衛門尉宗朝、三十五、三十八に宇都宮掃部助、三十五に宇都宮大夫判官、三十七、五十に宇都宮五郎左衛門泰親、三十七に宇都宮下野七郎、三十八に宇都宮五郎、三十八に宇都宮下野前司、三十八に宇都宮美作前司、宇都宮次郎業綱、四十に宇都宮入道、四十七に宇都宮下野四郎景綱、四十八、五十、五十一に宇都宮石見守と。又平家物語に、宇都宮左衛門朝綱（大番役）、源平盛衰記に、宇都宮四郎、武者所茂家、于息太郎朝重、承久記卷二に宇都宮四郎、卷の四に宇都宮四郎賴業を載せたり。下つて太平卷三に宇都宮安藝前司、同肥後權守、宇都宮美濃入道、次に卷六に宇都宮治部大輔、「宇都宮は坂東一の弓矢取也。紀淸兩黨の兵、元來戰場に臨んで命を棄る事、塵芥よりも尙ほ輕くす、云々。」また宇都宮三河守、卷十四に宇都宮遠江守「宇都宮遠江入道元來惣領宇都宮京方に有しかば緣にふれて馳著」また宇都宮治部大輔公綱、卷十六に宇都宮治部大輔公綱、同美濃將監泰藤、十七に宇都宮信濃將監泰藤、同狩野將監泰氏、二十八に宇都宮三河守、三十三に宇都宮大和前司、宇都宮刑部丞、宇都宮壹岐守等見え、又梅松論に宇都宮彈正少弼、後鑑正平七年文書に宇都宮下野守、長享常德院江州動座着到に濃州宇都宮石見守、同次郎宗繼、永祿六年諸役人附に宇都宮遠江守（伊豫國）、宇都宮彌三郎（下野）、鎌倉大草紙に宇都宮右衛門佐（下野）、見聞諸家紋に

右巴
宇都宮

但し朝綱の紋は左巴と云ふものもあり。翁草鎌倉時代武士の所領として「一萬三千町、下野の内、宇都宮彌三郎友綱」と。又武家系圖に「宇都宮、藤、モン左巴、鳥居、神垣」。室町時代關東八家の一也。

3 宇都宮氏の居城は宇都宮城にして下野國誌に「河内郡宇都宮驛にあり。康平年中宗圓座主はじめて築く。猶ほ子備後權守宗綱相續して、子孫代々是に住す」と見ゆれど、早きに失す、鎌倉時代よりか。戰國時代坂東の平城四箇の一に數へらる、子孫相襲ぎ下野守國綱に至り二十二世五百五十年、慶長二年事に座し國除かる。與廢記に「慶長二年、淺野長吉奉行として、宇都宮の差出額十八萬石の領内に繩を入れて改めけるに、三十九萬石餘ぞありける。是を以て同年十月十三日、宇都宮一族郎從殘らず闕所となし、國綱を追放す」と。國綱の事は一項を見よ。

4 豐後の宇都宮氏 宗綱の弟中務丞宗房の後にして、尊卑分脈に「宗圓—宗房（中務丞、四郎、姓を中原に改む）—信房（大和守、所衆）—助信（新左衛門尉）—景房（薩摩守）—頼房（大和守）—高房（常陸介、改冬綱、次改守綱）」と見え、又宇都宮系圖に兼仲（從四位、左少將、相模守、母同上、應德二年乙丑五月廿日卒、四十九、下野國志に「十四卷系圖、三十卷系圖等に、大宰大貳惟憲の女、兼房の室、兼仲の母とあり、考合すべし」と。宗房（備後守、從五位下、造酒正、實は宗綱長男にして兼仲の孫也）—信房（大和守、藏人、所衆、故に宇都宮所と號す）とあり。

信房は東鑑文治二年二月廿九日條に「所衆中原信房は、造酒正宗房の孫子なるにより、殊に優賞せられ、今日近江國善積庄を賜ふ、是れ圓勝寺領なりと雖、信房所望を致すの上、宗房舊勞に酬らるゝ爲此の如し云々」と見え、後當國の守護となりて下向し、仲津郡城井郷に據る、よりて城井氏とも稱す。系圖に「文治元年豐前國城井郷地頭職となり來任、故に子孫、城井を以つて家號となす。文曆元年八月二日卒、年七十九、」と。八幡愚童訓には紀伊に作る（キイ條を見よ）。曾孫頼房・九州奉行となり、其の子冬綱・武家方に屬し、當國守護となる。一族國内に榮え、多くの氏を起せり、今宇都宮大系圖によりて、その略系を擧ぐれば次の如し。

宗房—信房（大和守）
- 中原宗隆
- 野仲重房（伊豫守）—兼綱
- 山田政房（山田、中間、高野祖）
- 深水興房
- 西郷業政
- 廣澤直房
- 有家—那須行資
- 業俊（江良、江里口祖）

- 景房（壹岐守）
- 笠間有房—範房
- 如法寺信政—資信
- 宗信
- 家信（仲八屋祖）
- 麻生國弘（麻生、白川祖）
- 綱房—加來正房
- 鹿島康房
- 山田景長

景房—信景（左衛門尉）
- 北條家正
- 鹽谷家房（鹽谷、大津祖）
- 長沼行房（長沼、大野祖）

- 道房（薩摩守）
- 頼房（大和守）
  - 深江盛吉（增淵遠祖）
  - 正慶

將）―宗圓（石山座主）―宗綱（實宗圓子、祖父顯綱養子となる）―朝綱」とありて、全く系統を別にす。この事は尊卑分脈兼家流にも「兼家―道綱―兼經―顯綱―宗綱（宇都宮祖。宇都宮の流は當流內たるの由之を稱す。然れども道兼公孫兼房朝臣の孫たるにより彼の流內に註す、」と見えたり。卽ち此の系圖に據れば、宇都宮氏は粟田關白の後裔にあらざる也。此處に於いて宇都宮氏が藤原氏と云ふは後世の假冒にして、其の實、中原姓など云ふ方史實ならむかと考へらるべし。猶ほ宗圓の時代についても、天喜元年、或は康平三年下向と云ひ、天永二年十月十八日寂と云へど、日光山歴代記には「十一代座主宗圓、永久元年補任」とありて時代合はず。

此等によりて考ふれば、宇都宮氏の出自については、猶々研究を要するにて、其の實下毛野氏なりしが、或は中原氏と云ひ、或は藤原氏と云ひ、猶ほ源家と緣を結ぶとせしものなるやもはかり難けれど、此處には暫く舊系圖に據らむ。下野國志は此等の諸系圖により次の如く云へり。

道兼―兼隆（中納言）―兼房（正四位下、右中將、讃岐守、中宮亮、母は左大辨源扶義の女、延久元年己酉六月十六日卒、八十六、歌人、夢に柿本人麻呂に遇ふ云々）―宗圓（石山座主、宇都宮、八田、小田、氏家鹽ノ屋、横田、上三川、多功、武茂等の祖、天永二年辛卯十月十八日寂、七十九、母は源高雅の女）―宗綱（從五位上、八田下野權守、座主三郎と號す。實は兼仲の男、法名圓寂、母は益子權守紀の正隆女、下野常陸兩國の內を兼領し、凡そ一萬五千餘町云々。宇都宮の社務、幷に日光山の別當職、應保二年壬午八月廿日寂、七十七）―朝綱（從五位上、左衛門尉、檢校彌三郎、鳥羽院の武者所、後白河院の上北面、法名寂心、重阿彌陀佛と號す。母は常陸大掾平の棟幹の女、元久元年甲子八月六日寂、八十三）―業綱（次郎兵衛尉、母は醍醐の局、法名清山順蓮、建久三年壬子二月廿四日、父に先立つて卒す、二十七）―頼綱（掃部助、檢校彌三郎、法名實信房蓮生、母は新院藏人長盛の女、正元元年己未十一月十二日寂、八十八、歌人）―泰綱（正五位下、下野守、修理亮、檢校彌四郎、美作國を兼領す。母は北條遠江守平時政の女、法名順蓮、文應二年辛酉十一月朔日卒す。五十九。時に在京、歌人）

泰綱の後は分脈に、泰綱（宇都宮檢校）―

- 景綱（引付衆）
  - 經綱―女子（平宗宣室）
  - 貞綱
    - 公綱（高綱）―氏綱（下野守）
    - 高貞（公貞、綱世）（五郎、兵庫助）
  - 三鶴丸―定朝
  - 泰宗（盛宗）（五郎左衛門尉、常陸介）―貞宗
    - 時綱（左衛門時景）―泰藤（左將監）
    - 貞泰（遠江守）
- 經綱（尾張守）
- 盛綱（上總介、五郎左衛門）―泰貞（三川權守、四郎左衛門尉）

下野國志には、泰綱

- 廣綱（三郎兵衛尉、彌三郎、早世）
- 景綱（下野守、從五位上、兼尾張守、四郎左衛門尉、撿校引付衆、母は名越遠江守平朝時の女、法名蓮瑜、東勝寺と號す 永仁六年戊戌五月朔日寂、六十四・歌人）
- 盛綱（上總介、五郎左衛門尉）―泰貞（三河守、四郎左衛門尉、高根澤戸祭、大久保平出等之祖）
- 經綱（尾張守、七郎左衛門尉、歌人）
  - 女子（大佛陸奧守平宗宣の室、母は北條陸奧守平重時の女）
  - 女子（相摸四郎平宗房の室、母同上）
- 女子（北條經時の室）
- 女子（小山下野大掾藤原時長の室、宗長の母）
- 貞綱（下野守、從五位上、兼三河守、備後權守、撿校、引付衆、母は秋田城介藤原義景の女、法名蓮昇興禪寺と号す 正和五年丙辰七月廿五日寂，五十一）
- 定朝（池上法印、初名三鶴丸、一本三觀丸定朝に作ろは非也、池上法印は池上坊也、寺領七十五貫文云々）

―泰宗 武茂常陸介、從五位下、五郎左衞門尉、武茂 西方 大山田 狩野 大久保等の祖

―高久 芳賀左兵衞尉芳賀家督

―高貞 芳賀伊賀守、兵庫助、初名公貞、母は芳賀伊賀守清原高直の女、外孫に依り芳賀家督

―公綱 正四位、左少將、內昇殿、左馬權頭、備後守、治部大輔、初名高綱、母は赤橋武藏守平長時の女、法名理蓮、正眼庵と號す、延文元年丙申十一月廿五日寂、五十五 歌人

―定景 池上法印定朝の附弟

―女子 北條右馬權頭平茂時の室

次に公綱の後は、「氏綱（從四位、侍從、下野守、兼伊豫守、母は千葉介平宗胤の女、法名元山禪綱、南谿庵と號す。應安三年庚戌七月五日病に依りて卒す。四十五、時に紀州在陣、その妹女子、常陸大掾重幹の室、氏幹の母）―基綱（正四位、左少將、左馬頭、下野守、母は足利尾張守源高經の女、康曆二年庚申五月十六日、當國裳原に於いて小山義政と盟會の刻、義政の謀計によりて討死、一族郞黨數多戰死。之によりて鎌倉氏滿義政を誅す。時に基綱、三十一、法名天山昌壽、萬松庵と號す）―滿綱（正四位、左少將、下野守母は細川右京亮賴元の妹、應永十四年丁亥十月三日鎌倉にて病により卒す。時に三十二、法名旭山瑞來、長樂寺と號す。）―持綱（從四位、侍從、右馬頭、常陸介、

ウツノミ

兼肥前守、實は同姓武茂右兵衞尉綱家の男、滿綱の養子となり、家督相續。母は一色右京大夫滿範の女。此時一族鹽谷一家謀叛、鹽谷郡幸岡原遊獵の刻、擧兵持綱を討つ。時に應永三十年癸卯八月九日、生年廿八、法名松山茂景、靜光院と號す。）其の次に、女子、從四位侍從持綱室、前下野守滿綱の嫡女）―等綱（從四位、侍從、下野守、母は宇都宮滿綱の嫡女、父持綱生害の刻四歲にて流浪。永享十年戊午、城に歸る。時に十九歲。長祿元年丁丑、故ありて再び流浪。時に三十八歲。寬正元年庚辰三月朔日、遂に奧州白川にて卒す、四十一。法名白翁道景、萬年院と號す。貫錢寺に葬る。其の次に女子「芳賀右兵衞尉成高の室、正綱の母、」及び女子「小田讃岐守持家の室、治孝の母」）―明綱（從四位下、下野守、兵部大輔、母は小山左馬助持政の女、寬正四年癸未十月十三日卒す。廿一、法名禪長江雲、華光院と號す）―女子（芦名遠江守盛詮の室、盛氏の母。母は那須大膳大夫氏資の女）」とあり。

次に「正綱（從四位、侍從、左馬頭、下野守、太郞丸、芳賀右兵衞尉成高の男、

ウツノミ

始め武茂の家督、武茂太郞と號す。後宇都宮明綱早世により宇都宮の家督、母は宇都宮侍從持綱の女、外孫によりて也。文明九年丁酉九月朔日、古河公方成氏の命により、上州川曲出陣の刻、病により卒、三十一、法名繼巖長胤、能延寺と號す）―成綱（正四位、左少將、右馬頭、下野守、彌三郞、母は佐竹掃部助義親の女、永正十三年丙子十一月八日卒す。四十八、法名長潤禪久、慈光寺と號す。其の弟に興綱、芳賀左兵衞尉、彌四郞、家督を續ぎ下野守に任ず。其の弟に武茂右兵衞尉彌五郞兼綱、その弟鹽谷伯耆守彌六郞孝綱）―忠綱（從四位、侍從、左馬頭、下野守、母は那須播磨守資親の女、大永七年丁亥七月十六日卒、三十一、法名密山長雲。その妹女子、古河公方、左馬頭源高基の室、左兵衞督晴氏、及び宮原左馬頭晴直、大僧正天海等の母、「享祿三年庚寅十月七日、天海誕生して後逝去。」その妹女子、結城左衞門督政朝の室、左近將監政勝、及び小山高朝母）

次に「興綱（從四位、侍從、下野守、彌四郞、前下野守正綱の二男、母は上杉兵部少輔藤原顯實の女、天文五年丙申八月

しますと考へられしや想像するに難からざるなり。換言すれば二所にして其の實一たり。然るに神社建築の盛なるや、更に山上にも社殿を設け、殊に山林佛教の影響を受けて「二荒の權現は山の頂にすみ玉ひ、宇都宮は權現の別宮なる」(續古事談)觀を呈するに至りしものに外ならず。

宇都宮のウツは現身(ウツシミ)のウツなり。古事記雄略天皇葛城山に行幸せられし際、一言主の大神・現身を顯はし給ふと。又阿曇連は綿津見神の子宇都志日金折命の子孫なりと。綿津見神とは海の神にして、日金折命は其の現の神、阿曇連は其の後裔として海神の祭祀を掌りしなり。此の宇都宮も同樣にして、國造は二荒山神宇都の宮の後裔として考へられしや想像するに難からざるべし。從って祭祀は下毛野國造、並びに其の後裔の掌る所なりき。慶雲四年三月紀に從四位下下毛野朝臣古麻呂、下毛野朝臣石代の姓を改めて、下毛野川內朝臣になさん事を請ふと。川內は卽ち河內郡なり、石代は蓋し祭祀の靈場磐境より來りし名稱にて、下毛野國造下毛野君の宗族は多くの場合在京すれば、一族なる川內氏・當社の祭祀に當り、かくは石代と云ひ、又河內の君と云はれしならん。兎に角、當社は下毛野君の氏神にして君家の人その祭祀を掌りしや爭ふ餘地なかるべし。

然るに中世佛教の盛大につれ、神宮寺を設け、遂には神佛同體、本地垂跡等の說行はるゝや、祠官は僧侶に壓倒され、神社が佛者の管掌に歸したるもの尠からず、當社の如きもその一にして、宇都宮座主・二所の權を握り、以つて其の大を致せり。換言すれば宇都宮氏の盛大は下毛野君の遺風を繼承せしに外ならざるなり。關東古戰錄に「下野國河內郡宇都宮の城主は右馬權頭尙綱と云ふ。昔崇神天皇の皇子豊城尊東征として關左へ下向ましまし、此地に屯せらるゝ事三年にして、近國の悪黨三千餘人を誅戮し、庶民安堵の化をなさしめ、然して大己貴尊、彦根(大己貴の子)事代主(上に同じ)天種子命の四座を勸請して宇都宮大明神と崇め、東國の鎭守たらしめ給ふ。其の後後冷泉院の御宇、奥州の夷賊安倍の貞任宗任、叛逆の時、調伏の爲とて、粟田關白道兼の玄孫大僧正宗圓、江州志賀郡石山寺の座主成しを、宇都宮多氣郡へ差下され、祈念の丹誠をなさしめ給ふ。既にして凶徒誅伐し奥羽平均に付て、勸賞として宗圓を下野の守護に補せられ、夫より子孫受け嗣で、賴朝卿の時に至り宇都宮云々、朝綱は野州に在住して宇都宮の檢校職、日光山の別當を兼帶して云々、累代封を襲ぬる豪家たる上、紀清兩黨、壬生、笠間を始めとして、譜代相傳の功臣等集りかしづく」と。地名辭書此の文を引きて「悉く之を信じ難しと雖、叙述頗る其の要を得るに庶幾し」と、蓋し此の時代に於いても、かく考へられしものならん。

1 藤原北家道兼流(或曰中原氏) 宇都宮の出自については尊卑分脈に「道兼(號粟田殿、又二條、世人號七日關白)—兼隆(中納言、號粟田左衞門督)—兼房(中宮亮、右少將)—

- 兼仲(相摸守)
  - 兼信(右馬助 實父平貞季)
  - 宗綱(下總守 八田)—宗房—宗隆
- 靜範
- 圓範
- 宗圓(宇都宮座主)
  - 宗綱(八田權守)
    - 朝綱(八田)
      - 成綱(號宇都宮)
        - 賴綱
          - 時綱
          - 賴業
          - 泰綱
          - 宗朝(小山)
        - 業綱
        - 永綱
        - 朝業(鹽屋)
      - 家政(山鹿)
      - 公重
      - 知家(八田四郎 實源義朝子)
    - 宗房(中務丞)—信房—助信

と載せ、而して兼仲—宗綱には「備後守

下野守、八田、實父宗圓也。兼仲朝臣・子息なきに依り舍弟僧宗圓の子宗綱を取りて相續の子と爲す。而して後宗綱・宗房を生むの後、兼仲朝臣の繼嗣に備へ、其の身本親に復し畢る。今宇津宮小田等の祖是也」と。又宗圓―宗綱には「八田權守座主三郎と號す。或は云ふ、本姓中原也。中原宗忠(外記、安房守)宗家(外記、伊豆守)宗綱は彼宗家の子也云々。始め叔父兼仲相續の子となり、後に息子宗房を生み、兼仲の繼嗣と爲して實父宇都宮流に歸し畢る。又外記中原宗家の子と爲り後本姓に歸する也」と。猶ほ宗綱弟宗房に「四郎、中務丞、姓を中原に改む」と。宗綱が本姓中原なる事については、宇都宮の諸系圖・これを云はざれど、藤原氏の子弟なる者が、本姓中原など傳へらる筈なければ、分脈が「或は云ふ」と云ふ方史實なるべし、殊に其の弟宗房も姓を中原に改むと云ふに於いてをや。斯くの如く宗綱宗房の兄弟共に中原氏なる時は、その父とする宗圓も中原氏にして、或本の中原宗家に當るか。或は宗綱に八田權守と註し、その子朝綱にも八田とあれば、此の父子は八田に居住せし人にて宗綱は宗圓の法弟となりて其の職を嗣ぎしか。八田は常陸國新治郡八田邑にて和名抄の博多鄕に當れど、宗綱の子にして朝綱の弟なる八田四郎知家(實源義朝子)を保元物語に「下野には八田四郎足利太郎」と見ゆれば、當時宇都宮と同國なる下野に屬せしか、或は八田氏發祥の八田は此の地と別にて下野にありしか。而して宗綱を八田權守、或は下野權守と載すれば、當國の國司たりしより宗圓の法弟となり、朝綱をして宇都宮家を嗣がしめ、その弟知家に八田を讓りしものと考へらる。知家を下野守源義朝の子とするは誤なり、保元の亂に出づれば年齡より見て信じ難し。蓋し下野守宗綱の子なるより、同じく下野守たりし義朝の子と誤りしに過ぎざるべし。兎に角宗綱宗房兄弟は中原氏と云ふ方、事實に近からん。

次に朝綱には「鳥羽院武者所、後白川院北面、宇都宮檢校、三郎、左衞門尉、武者所、號八田、伊勢の訴により土佐國に配す」と。其の子成綱は「一本業綱、左兵衞尉、左衞門尉、大庭二郎、號宇都宮」と。その子賴綱は「宇津宮檢校、彌三郎出家法名蓮生、號實信房、歌人、朝政の事に依りて土佐國に流さる」と。宇都宮系圖も大體これと同樣にして、唯宗圓の譜に「宇都宮、石山寺座主、宇都宮座主、人皇七十代後冷泉院御宇天喜元年、八幡太郎義家に詔して安倍貞任高家宗任を討たしむ。義家詔を承けて奧州に發向し、猶ほ貞任宗任を調伏する爲に、石山寺座主宗圓をして下野國宇都宮に遣はし、御祈禱を勤めしむ。是に於いて遂に逆黨を討平す。座主上洛の次、御願成就によりて、叡感、下野國守護職に補せらる。其の御祈禱本尊座像不動は宇都宮田氣鄕に在り、故に當家累代此の不動を信仰す」と載せ、朝綱の譜に「鳥羽院武者所、後白河院北面、宇都宮檢校、三郎左衞門尉、號尾羽入道、號八田、日光別當職、伊勢の訴により土佐國に配す。賴朝御時左陣は宇都宮、幕紋左巴也。右陣は小山也。云々。」とあり。

しかるに別本宇都宮系圖には「道兼
　┌兼隆─兼仲┬宗房
　│　　　　　└宗圓┬宗綱─朝綱
　└兼房　　　　　　└宗房」
とし、更に別本には「兼家(法與院關白)―道綱(大納言)―兼經(參議)―顯綱(左中

士和邇部氏の後なりとの說もあれど、これも未だ容易に信ずべきにあらざる也。碧海郡犬頭社由來書に「文和二年の辰九月上旬、上和田城主宇都宮左近將監泰藤、この社地に狩せし時、犬の爲に危難を免がる。よりて熊野の末社に犬頭靈神と崇祀る」と。こは今昔物語所載傳說の變化にして、又犬頭明神は國帳所載社なれば、信じ難き事勿論なれど、宇津氏と此の神社とは何等かの關係ありし爲にあらざるか。三河雀、三河堤、删補松、三才圖會等は此の緣起の宇都宮泰藤を宇津左衞門五良として、天正年中の事とす。殊に三河堤には宇津左衞門五良忠繁として、其の子を忠武、天文十六年二月死す、大久保五良右衞門忠俊の父也といへり（官社考集說）。宇都野條參照。

7 宇津氏は既に東鑑卷十建久元年賴朝上洛後陣隨兵中に宇津幾三郎を載せたり、古き武士にて宇都宮と混ずべきにあらざる如し。

8 其の他、津山藩分限帳に此の氏見ゆ、なほ宇都條を見よ。

宇都 ウツ ウト

宇津と通じ用ひらる。

1 藤原姓 武家系圖に此の氏を藤原として菊地氏家臣なりと云ふ。又肥前の宇都氏の譜にも、藤原姓にし、

2 和邇部姓 駿河國有度郡宇津（又宇都）より起りしなるべし。淺間社家和邇部氏の系圖を基として「信親（大宮司）―信能―國能―能信、弟勝政（右近允、甲斐國都留郡宮下に住む）―義尊（賴尊）―義勝（富士六郎、宇都峯城主）―

- 義正（宇都小太郎）
  - 義利（宇都二郎）
    - 忠次（泰次二郎）
      - 忠俊（越中守 次郎）―忠房（越中守）
      - 忠照（泰照 十郎）―忠林（五郎）
    - 忠尙（彌四郎）
      - 忠暉（甚太郎）―忠之（右近允）―忠省（甚太郎）―忠尹（甚太郎）
      - 忠統（勘解由 左衞門尉）―忠晟（小六 左衞門尉）
        - 忠近―忠氏
        - 忠泰
      - 忠成（甚四郎 住三河大久保村）
        - 忠昌（八郎）―忠興（三郎）
          - 忠恕（甚三郎）―忠殷（甚三郎）
          - 忠茂（甚四郎）―忠俊
        - 忠泰（彌八郎）―忠益（次郎）
    - 忠文（又次郎）―忠欽（新左衞門尉）
      - 忠郊（小太郎）
      - 忠辰（小兵衞尉）

なりと云へど、容易に信じ難し。

7 薩摩の宇都氏 薩摩郡の豪族にて枕忠昉の家臣に宇都和泉あり。

有頭 ウヅ

宇津條に云へり。

台 ウツ

宇津尾 ウツヲ

堀尾藩給帳に二百五十石宇津尾九藏、百三十石、宇津尾傳左衞門と。

鵜塚 ウヅカ

兎束 ウツカ

和名抄但馬國七美郡に兎束鄕を收め、宇都加と註す、この地より起る。

莵束 ウツカ

但馬國兎束鄕は大田文に莵束庄と載せたり、この地より起りしにて兎束氏に同じ。大田文に「下司莵束左衞門入道々憙御家人、莵束庄（史本作莵束庄可從）五拾二町一反半三拾八步」、と見えたり。

宇津木 ウツキ

1 桓武平氏梶原氏流 梶原氏は賴朝薨去後、諸將に惡まれ、且つ謀叛の疑ひありとて亡ぼされしも、一族中猶ほ殘れるものあり、宇津木氏その一也。

2 此の氏は太平記卷廿六に宇津木平三あり、高師直に從つて楠正行と四條畷に戰ふ。其の後長享以來の御番帳に宇津木平次郎又見聞諸家紋に

宇津木 根本龜甲の內桐也、長祿年中、神璽を取獻ずる時、父彈正討死せしむるに依り菊を賜ふ。

中村河內守
駿河守

3　下總小金本土寺過去帳に「宇津木將監常順、文明十二巳亥七月臼井陣にて打死」と。又宇津木藤四郎を載せ、又井伊藩の添役に此の氏あり。

其の他、備前、武藏、志摩等にあり。

宇都木　ウツキ　宇津木氏に同じかるべし。岩代耶麻郡新宮村熊野宮棟札に宇都木小太郎、家傳史料きやくいの次第に宇都木源左衞門尉等見ゆ。

宇月　ウヅキ　宇津木氏に同じ。木内氏の家老に宇月內藏助あり。

卯月　ウヅキ

鵜月　ウヅキ

羽月　ウヅキ　ハネツキ條を見よ。

內城　ウツキ　ウチシロ條を見よ。

宇津志　ウツシ　磐城國田村郡（安積郡）宇津志邑より起る。坂上姓田村氏の族にして仙道表鑑に「田村月齋顯氏の二男宮內少輔顯貞は上宇津志の一城主となる」とあり。

打手　ウツデ　保元物語爲朝に從ふ鎭西の將に打手の紀八あり。

宇都野　ウツノ　寛政呈譜に「宇都宮氏の族與五郎道昌が時、宇都野に改む」と。家紋三頭左巴、鳥居井垣。此の氏相當の名族たりしと見え、康正段錢引付に「內二貫廿五文、宇津野三郎殿。三河國三箇所・段錢」と見ゆ。宇都氏に同じ。其の條を見よ。

宇津野　ウツノ　宇都野氏に同じかるべし。尾張愛知郡の名族なり。

宇都宮　ウツノミヤ　宇都宮氏は天下の大族にして、北は奧羽より南は九州に蔓る、一族分派の多き他に其の類尠かるべし。其の發祥地は下野國宇都宮にして、粟田關白道兼の曾孫宗圓が宇都宮座主となりしに創まると云ふ。宇都宮に二荒山神社あり、宇都宮大明神と云ふ、宇都宮の名は此の宮より來る。

二荒山神社は延喜式神名帳之を河內郡に收め、二荒山神社（名神大）と載せ、名神祭條には下野國二荒山神社一座とあり。又これより前、續後紀承和三年十二月條には二荒神（正五位下）、同八年四月條、二荒神（正五位上）、嘉祥元年八月條、二荒神（從四位下）、文德實錄天安元年十一月條、二荒神（封戸一烟）、三代實錄貞觀元年正月條、二荒神（正三位）、同七年十二月條、二荒神（從二位）、同十一年二月條、二荒神（正二位）、また同二年九月條に「二荒神社に始めて神主を置く」と。皆一座なる趣きなり。然るに神社は日光山と宇都宮と兩所にあるを以つて、早くより本末の論ありて今に絕えず、これ・兩所共に現今國幣中社なる所以なりとす。斯くの如く議論頗る多ければ充分研究するの要あれど、本書の目的・神社の調査にあらざれば一言にして已めん、他日別に論ずる處あらん。

思ふに此の神は上野國赤城山、奧州の駒形神、並びに相摸の箱根等と同神にして、何れも毛野氏一族の氏神に外ならず。而して其鎭座地が何れも休火山なるより推して、毛野氏の一族は休火山の幽邃神秘なる地域を背形として自家の氏神を奉祀せしを知るなり（拙著駒形神社誌に詳說す）。然らば二荒の神は下毛野國造の氏神にして、神は日光（二荒）火山に鎭まり坐すと考へられしや明白なりとす。然らば宇都宮は何か、これ二荒山神のウツ、（現）の宮にして、國造治所の所在地に外ならず、從つて祭祀も多くの場合、此の地に祭場を設けられて擧行せられ、上古末より中古初期に亘り、一般に永久的祭場卽ち祉殿を造營して神を祀るに至りし時代に於ても、神社は此の地に設けられ、以つて山神を祀りしものと考へらる。卽ち國史、延喜式に見ゆる二荒山神社は此の地に外ならざれど、神は二荒山に坐

し、内山氏を稱す」と。又傳說に據れば、永正年中内山城には大井美作守玄岑、同小次郎隆景など居りしと云ふ。家紋松皮木工菱。丸に三頭合三階菱、唐花菱。

内山茂十郎

2 藤姓 信州佐久郡の内山氏は又藤姓にして光氏を祖とすと云ふ。

3 武藏の内山氏 風土記稿横見郡條に「内山氏(久米田村)、世々里正を勤む。郡中飢饉の時夫食を施し、其外奇特の事あり。時の御代官今井九右衞門言上して、寶暦六年三月九日白銀若干を給はり、且つ其身一代帶刀及び苗字は永く名乘る事を許されしと云。孫右衞門が先祖は内山外記とて松山城主上田氏の臣たりしが落城の後當村の民となりしと云。」と見ゆ。

4 遠江の内山氏 敷知郡(濱名郡)内山邑より起る。内山黨と稱し、同郡堀江城主大澤基胤に屬す。後家康に破らる。(改正三河記)

5 播磨の内山氏 峰相記に「天德中、勇建の武士侍りき。多くの勇士を語ひ、賊徒を召從へ、西國の年貢官物を掠め、旅人も通さず、商賣の道絕えぬ、越部の西の嶮難の峰に城を構へ、隱謀を企つる間、内山大夫、栗栖武者所、大市大領大夫等云々、終に誅罰し畢ぬ」と見えたり。

6 伊勢の内山氏 往昔内山源吾なる者あり、桑名郡蓮花寺城に據る(桑名志)と。

7 伊勢神宮土宮御鹽燒物忌に内山氏あり(家筋書)。度會姓なりと云ふ。

8 豐後の内山氏 圖田帳に内山太郎左衞門なる者あり、大野郡内山郷より起りし氏か。

9 大宰少貳流 筑前國筑紫郡(御笠郡)に内山邑あり、少貳氏の居館のありし地にして又有智山とも云ふ。

10 薩隅の内山氏 野崎角兵衞(作十郎)氏利—喜兵衞氏治—茂右衞門(内山氏を嗣ぐ)。後醍院氏なり。

11 惟宗姓 宗家のわたる次第に「たゝむね右馬助殿、これを北殿と云ふ。北殿七人の御子、一番宗彌次郎左衞門尉殿、内山なり、助國を養子とし、對馬の守護と定む」と。其の後與良郡の宗氏族・天文十五年より内山氏を稱す。

12 下總の内山氏 香取文書に内山彈正左衞門尉なる者見ゆ。

13 藤原姓 寛政系譜藤原氏支流に收む。家康の臣光氏より系あり、家紋右三巴、丸に三階松。

14 内山氏は猶ほ文安年中御番帳に内山彌五太兵衞尉、德川時代大田原藩用人、與板井伊藩公用人、其の他津山藩分限帳(五十石)、大村藩士系錄、越後、備前、美作、岩代等にもあり。

中山 ウチヤマ ナカヤマ條を見よ。

宇津 ウツ 丹波に宇津莊、遠江、駿河に宇津山、岩代に宇津峯、其の他伊豫、安藝等に此の地名あり。此の氏は此等より起りしなるも、後世は宇津宮と同族とする者甚だ多し。

1 丹波の宇津氏 和名抄丹波國桑田郡に有頭郷を收む、高山寺本有隸に作る。後宇津郷と云ひ、又宇津莊あり、宇津庄は源賴朝の父義朝の私領たりしが、平治の亂に罪せられ、平家の所領となり、神吉八代熊田志摩刑部等の郷を副加して一圓の莊號と爲し吉富莊と曰ふ。大納言藤原成親之を傳領し、後白河法皇の御願法華堂に寄進せり、賴朝旣に兵を擧げて平氏を討じ義仲を誅し、免罪抽賞の日に、宇津の莊は相傳の私領たるにより、神護寺に寄進

す、但し副加の諸郷は相傳の領に非ざるを見て之を除けり（史徴墨寶考證）。源平盛衰記丹波の宇津莊を俗文覺に與ふと、又神護寺文書に、「寄進神護寺領事、在丹波國宇ゞよ庄壹處者。右件の庄は、相傳の所領也　殊に佛敎を興隆する爲、永代を限り彼の寺領に寄進する所也、中略。壽永三年四月八日、前右兵衞佐源朝臣」とあり。此の氏は此の地より起りしにて、宇津村宇津城に據る。丹波與廢記に宇津賴嶺あり。又應仁別記に丹波國住人宇津氏見ゆ、名族たりしが如し。

2　佐々木氏流　京極滿信の孫池田定信の子貞高、宇津三郎と稱すといふ。

3　安藝の宇津氏　藝藩通志高宮郡條に「宇津氏（飯室村）先祖を宇津孫右衞門、鈴張飯室二村郷倉の事を主る」と。

4　伊豫の宇津氏　喜多郡宇津邑より起る。此の地に王屋敷と云ふあり、大洲舊記にいふ、「武州熊谷より伊豫に入り宇津に住し給ふ宮あり、住所を王屋敷といふ。御子を藤原朝臣大野伊豆守基直、次男を安藝守安重とて長享二年武家になり給ひ宇津村の主護なり」と。又大野又兵衞筆記に「大野山城守直昌、先祖は嵯峨天皇第四の宮なりしが、甚だ縱なる故、武藏國熊谷と申す所に流され、暫く彼地に渡らせ給ふ處、益々我儘つのり給ふに依りて、當國喜多郡宇津といふ處に再び流され給ふ、」と。これ等によりて宇津宮とは伊豫親王の後裔とするの說あり（温故錄）。詳細は大野條を見よ。

猶ほ一說宇津宮は天智天皇胤喜多守命也との傳說あり。しかるに後世は宇都宮氏に混ず、「ウツノミヤ條を見よ。此の地方宇都宮神社多けれど、そは宇津の宮が此の地方の領主たりし宇都宮と國音似たるにより、混同したるに過ぎずと考へらる。

5　駿河和邇部姓　富士和邇部氏系圖に見ゆ、宇都條に云ふべし。

6　大久保流宇津氏　前述駿河和邇部姓なりと云ひ、又宇都宮氏の後裔と稱す、詳細は大久保條にて述べむ。此の流宇津氏は三河國碧海郡上和田村の豪族たり、宇津左衞門五郎忠茂より系明かなれど、それ以前甚だ明瞭を缺く。大久保系圖には「宇都宮景綱—泰宗（五男、左衞門尉）—時綱（左衞門尉）—泰藤（左近將監、家紋左巴、鳥居を添紋と爲す、三州和田妙國寺門前居住）—常意—道意（改宇都宮、稱宇津）—道昌（宇津）—常善」と、寬政譜には「泰藤—泰綱—泰道（改宇都宮。稱宇津）」とあり。而して泰道の男泰昌—昌忠—忠與—忠茂—忠俊、大久保を稱す」と其後また大久保忠朝の三男敎信の後宇都を稱す、家紋鳥居、三頭左藤巴、三巴。

宇津鈨之助

今此の兩系圖を檢するに、前者に於いては泰藤（法名蓮常）以前には實名を擧ぐれど、泰藤以來常善に至るまでは、法名のみを以て其の人を表はし、寬政譜に至りて、夫々實名を擧ぐるを思へば、實名は寬永以後に補ひしものなるや明かならんか。即ち寬永當時に於いても大久保氏を宇都宮より出づとなし景綱の後としたれど、代々の實名明白ならざれば、過去帳或は位牌により法名のみを以つて系を續けしに過ぎざりしを知るに足らん。而して其宇都宮系と云ふは、宇津と宇都宮と音通ずるにより、誤りて宇都宮流とせしものとも疑ふを得べし。よりて、此の三河の宇津、即ち大久保氏を宇都宮の後とする如きは容易に信ずべきにあらず。よりて宮

字六年頃の人に傦日牛甘と云ふ人見ゆ。

氏平 ウヂヒラ　美作の名族にして、作陽志等に見ゆる傳説に據れば、名島中納言のありし頃、垪和鄕に氏平なる豪族ありしと云ふ。寬永中氏平三郎左衛門・四之宮八幡宮を建立し、其の子三郎左衛門重正、其の子西助兵衛・後改名して氏平七左衛門亶盛と云ふ（名門集）と。

氏房 ウヂフサ

宇治部 ウヂベ　應神天皇の皇太子宇治稚郞子の御名代部にして山城宇治より起る。相當廣大なる品部なりしが如く考へらる。以下の項々を見よ。

1　山城の宇治部　此の國宇治、久世、兩郡に宇治鄕あり、古くは兩郡に跨りて廣大なる地域を占めしものと考へらる。應神天皇此の地方へ行幸の際、和珥臣の祖日觸使主の女宮主宅媛を納れて妃となし給ひ、菟道稚郞子皇子を生み給ふ。稚郞子、此の地に住み給ひて、菟道を冠し給ふは、蓋し母宮主宅媛・この地に住み給ひしに基くものと考へらる。天皇崩御の後、御兄大鷦鷯尊に位を讓り給ひしも、播磨風土記に宇治天皇の語あり、一時皇位につき給ひしか。宇治部はその御名代部にして此國の計帳と思はるゝ正倉院文書に宇治部廣津賣と云ふを載せたるは其の後裔なるや論なかるべし。

2　攝津の宇治部　矢田部郡に宇治鄕あり、此の部のありし地か、矢田部條を見よ。

3　河內の宇治部　此の國に宇治部連あれば、此の部も住みしものと考へらる。

4　和泉の宇治部　姓氏錄、和泉神別に宇遲部、同上（釆女臣同祖）と見ゆ。

5　武藏の宇治部　萬葉集廿に豐島郡上丁椋椅部荒虫之妻、宇遲部黑女なる者見ゆ。又當國國分寺より出でたる文字瓦に宇遲部とあるものあり、以て此の族の多かりしを知るべし。

6　常陸の宇治部　宇治部直條を見よ。

7　下野の宇治部　和名抄芳賀郡に氏家鄕あり、氏部なるべし。神護景雲四年五月廿日の奉寫一切經料淨衣用帳に氏部小豚と云ふ人見え、又本國上神主より出でたる文字瓦に宇遲部男と銘せるものあり、以つて當國に此の部の存せしを知り、氏家の宇治部なる事益々明白なるべし。從つて後の氏家氏とも關係あらんかと考へらる。

8　越前の宇治部　天平神護二年十月廿一日の越前國司解に「丹羽郡加茂鄕戶主宇治部公足戶、同荒涙、同諸涙」等を載せたり。猶ほ宇治連、宇治等の存する事ウヂ條にて云へり。されば當國氏家邑も此の部によりての地名なるを知らむ。

9　讃岐の宇治部　和名抄阿野郡に氏部鄕あり、宇治倍と訓ず。寬弘元年當國戶籍に宇治部鬪町女、外二人を載せたるにより氏部の宇治部なるを知るべし。

10　筑前の宇治部　川邊里戶籍に宇治部彌刀賣なる人見ゆ。

11　宇治部連　宇治部の總領的伴造なり。又宇遲部とも見ゆ。天孫本紀に「多辨宿禰命は宇治部連、交野連祖」また「物部臣竹連公、云々、宇遲部連等祖」と見ゆ。かく物部氏が此の御名代部の伴造となりしは、天孫本紀に「物部山無媛連公、此連公は輕島豐明宮御宇天皇立てゝ皇妃と爲し、太子菟道稚郞子皇子を誕生す」とあるが如く、稚郞子の外戚なるによりしかと考へらる。しかるに記紀二典は共に稚郞子の御母を和邇臣と傳ふ、怪しむべし。宇治部連、宇治連の物部氏の族なる事は本條並に宇治條にて云へるが如く、爭

ふの餘地なし。而して物部氏がかく此の部を率ゆるに至りしは、かゝる關係の存するによりてや、又之を認めざるべからず、しからば記紀二典の記事反つて誤れるか、研究に値ひすべし。

此の氏は又宇治遠とも云ふ、其の條を參照せよ。

12 河内の宇治部連 姓氏錄、河内神別に「同神（饒速日命）六世孫伊香我色乎命之後也、」と見ゆ。

13 宇治部直 常陸に於ける宇治部の伴造、卽ち部分的伴造なり。養老七年二月紀に「常陸國那賀郡大領外正七位上宇治部直荒山、私穀三千斛を以つて陸奥國鎭所に獻じ、外從五位下を授けらる、」と。また天應元年正月紀に「常陸國那賀郡大領外正七位下宇治部全成、外從五位下を授く、軍粮を進むるを以つて也、」など見ゆ。那珂國造族にして宇治部を管理せし氏なり。

14 宇治部宿禰 大間書に見ゆ。宇治宿禰に同じ、其の條を見よ。

菟遲部 ウヂベ 宇治部に同じ、萬葉等に此の文字を用ふ。前條に云へり。

氏部 ウヂベ 宇治部に同じ。神護景雲四年の正倉院文書に見え、又和名抄氏部を宇治倍と訓ず。

宇遲部 ウヂベ 天孫本紀に物部臣竹連を宇遲部連の祖とす、宇治部に同じ。又姓氏錄和泉神別に見ゆ。

内部 ウチベ 内臣の部曲の民と考へらる。

1 伊勢の内部 三重郡に内部川あり、此は内臣私有民のありし地ならむ。

2 安藝の内部 和名抄高宮郡に内部鄕あり、宇知倍と註す。これも亦内臣部曲の住みし地なるを知るべし。

内保 ウチホ 伊賀國内保村より起る。川合一族並に服部一族共に此の村に住す。

内堀 ウチホリ 諏訪神家の族と云ふ、後近江の堀邑に住す、よりて此の氏を稱すと、家紋梶葉。信濃にも現存す。

此の氏或は清和源氏滿快流と云ふ。

又會津藩元和頃の人に内堀五左衛門あり。

内馬込 ウチマゴメ

内丸 ウチマル

氏丸 ウヂマル

打見 ウチミ 打身流槍術の一派を開きたる打見左内あり。

打道 ウチミチ

内村 ウチムラ

1 信濃國小縣郡内村邑より起りしなるべし。清和源氏小笠原氏の族にして尊卑分脈に「義清四世孫小笠原長經—長實（號内村）—長直—長賴」と見え、又小笠原系圖に「小笠原二郎長清—高倉入道長經—内村五郎長實」と見ゆ。内村に内村砦あり、この氏の居館なりと。

1 大隅蒲生一族 大隅調所氏文書弘安十年宮侍守公神結番事に蒲生内村入道見ゆ。

3 武藏にも此の氏あり(風土記稿)。又高崎松平藩の用人に此の氏あり。

宇治村 ウヂムラ 西條松平藩用人に此の氏あり。

内本 ウチモト 攝津島上郡内本四郎兵衛結念、圓正寺を開基す。

内谷 ウチヤ 源爲義の孫、希義の子源智の後なりと。

内山 ウチヤマ 大和を初めとして諸國に内山の地名多ければ、出自も多種多樣なりとす。

1 清和源氏小笠原流 信濃國佐久郡内山邑より起る。家傳に「加賀美遠光が後胤、大井長明四代孫源太郎永康、内山鄕に住

え、又戸次系圖に「貞直―内梨」とあり。紋杏葉。

内野 ウチノ 筑前内野邑より起りしか、筑後、肥前の名族にして、肥前河上社建武四年の文書に宮師内野能澄房、筑後近藤氏所藏文書えいにん五ねん十月廿二日の譲状に「うちの入道にこぎやく、おなじく御とくせいによて、とりかへすあいだ、これ又むねずみにゆづりあたふるもの也」と。その後筑後北野天神社鰐口銘に「内野四郎左衞門秀盛」云々享祿四年辛卯四月四日」と。また同社永正九年四月の文書に内野右京見ゆ、相當の名族たりしを見るべし。武藏にもこの氏現存。又慶長三年内野勘介なる者對馬國佐須郡代となる。

宇治野 ウヂノ

内之浦 ウチノウラ

宇治大伴 ウヂノオホトモ 靈異記上卷五に「大花上大部屋栖野古連公は、紀伊國名草郡宇治大伴連等の先祖也。天年澄情、三寶を尊重す。本記を案ずるに、敏達天皇の代と曰ふ云々」と見ゆ。名草郡宇治に住みたる大伴連なるや明白なり、オホトモ條を見よ。

宇治土 ウヂノツチ 伊勢國度會郡宇治郷より起り、宇治土公と呼ばる、土公とは其の地の領主の意ならん。同郡に大土御祖神社あり、關係あるか。此の氏は伊勢二所皇太神宮御鎭座傳記に「猿田彦大神は宇遲土公氏人遠祖の神也」また皇太神宮儀式帳に「次百船を度會の國佐古久志呂宇治家田田上宮に坐しき。その時、宇治の大内人として仕へ奉る宇治の土公等の遠祖大田命を、汝國名何と問ひ賜ひき。是れ川名佐古久志留伊須々の川と申」と。これを倭姫命世記には「猿田彦神の裔宇治土公の祖大田命參り相ひき」と見ゆ。また大神宮諸雜事記に「宇治土公遠祖大田命神は當土の土神也。然して玉串大内人となる。卽ち荒木田禰宜と相並びて祭庭に供奉するの例也」と見ゆ。これ等によりて、神代記紀天孫降臨の條に有名なる猿田彦神と云ふは宇治の地の領主にして、天孫を迎へ奉ると云ふは、其の裔と傳へらるゝ宇治土公大田命が斯く大神を迎へ奉りし事實を神話化せしにあらずやと考へらるべし。

古事記天孫降臨條に「僕は國神、名は猨田毘古神なり。出で居る所以は、天神の御子天降りますと聞きつる故に、御前に仕へ奉らむとして、參向へ侍ふとどまをしたまひき云々」と。

上代宇治土公も石部(イソベ)と云ふ、イソベ條を見よ。又二見氏は宇治土公姓にして大田命の後裔と稱す。フタミ條を見よ。

宇遲土 ウヂノツチ 前條氏に同じ。

宇治土公石部 ウヂノツチギミイソベ イソベ條を見よ。

宇治山寺 ウヂノヤマデラ 連姓なり。姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。山守を山寺と誤りたるなるべし。次の條を見よ。

宇治山守 ウヂノヤマモリ 連姓なり。姓氏錄、山城神別に「宇治山守連、同神六世孫伊香我色雄命之後也」と見ゆ。宇治連も物部連族なれば、この氏は其の一族にして附近の山守部を率ゐし氏ならんかと考へらる。

内羽 ウチハ ウチハネ 阿波國の豪族にして、故城記板西郡分に「内羽殿、藤原氏、鶴の丸松皮」と見え、一本内拜殿とあり。

内拜院 ウチハイデン 故城記に「内拜院殿、小笠原、鶴ノ丸、藤ノ丸」と見ゆ。

内橋 ウチバシ

宇治橋 ウヂバシ

内畠 ウチバタ

内馬場　ウチババ　源氏にして重信より出づと云へり。

内林　ウチハヤシ　近江にあり、家紋丸に九枚笹。又信濃にも存す。

宇治原　ウヂハラ

内原　ウチハラ　和名抄紀伊國日高郡に内原郷を載せ、又常陸に内原村あり、此等より起る。

1　内原直　日高郡内原郷より起る。紀國造族なり。天平寶字八年七月紀に「是より先、從二位文室眞人淨三等奏して曰ふ。伏して去年十二月十日の勅を奉ずるに紀寺の奴益人等訴へて云ふ、紀袁祁臣の女粳賣、本國氷高評の人内原直牟羅に嫁して、兒身賣、狛賣二人を生む。蒙急則臣處分、寺家に居住せしめ、造工等食、後・庚寅編戸の歳に至り、三綱數を校し、名づけ奴婢となす。斯により久時告訴す、分雪するに由なく、空しく多年を歷たり。今に屈滯す。幸に天朝寓内を照臨するに云々、古記文を捜ぐるに僧綱の所に在り、庚午籍、寺賤の名を書き、中に奴太者並に女粳賣、及び粳賣兒身賣狛あり。就中異腹奴婢皆入由を顯はせり。太者并に兒入由見えず云々。是に於いて益麻呂等十二人、姓を紀朝臣と賜ひ、眞玉女等五十九人、内原直と賜ふ。卽ち益麻呂を以つて戶頭と爲し、京戶に編附す。而るに紀朝臣伊保等、猶ほ疑ひて勅に非ずとし、是に至る云々。御史大夫文室眞人を召し、面のあたり其の旨を告ぐ、云々。使を遣はし詔を宣し、紀寺の奴益人等七十六人を放ちて良に從ふ、」と見ゆ。

こは紀寺の奴益人等が内原直並に紀臣の血を受けたるにて、良人なりと主張したるものなれど、この文によりて古く此の地に内原直のありしを知り、且つ直姓なるにより紀直の一族なるを知るべし。殊に次條に引用する如く、天平六年の正倉院文書に紀打原直と云ふもの見え、打原は内原に同じければ、一層然るを知るに足らん。此の内原氏の後裔は第三項を見よ。

2　河内の内原直　姓氏錄、未定雜姓に「内原直、狹山命の後也、」と見ゆるも、實は前項の内原氏と同族にして紀の内原族なるべし。これ姓氏錄が、怪しみて未定雜姓に收めし所以ならむ。

3　紀伊の内原氏　第一項内原直の後裔ならんと考へらる。續風土記高家莊原谷村舊家内原氏條に「續記天平寶字八年に、本國氷高郡の人、内原直牟羅といふあり。當村里神社棟札に『本願政所、内原喜左衞門尉』といふあり。牟羅の後裔ならんか。今猶ほ村中に内原の後なりといふものあり。狹茅の家なれども、門前の道など廣くして古は盛なりし家と見ゆ」と載せ、名所圖會にも同様の記事あり。

4　藤原姓那珂氏流　常陸國内原邑より起る。新編國志に「内原・那珂郡内原村より出づ、(今茨城郡)。那珂族なり。明暦三年書上に『江戶但馬守の時、内原掃部助は鯉淵村に住して其地を知行す』とあり」と見ゆ。

打原　ウチハラ　内原氏に同じ。

○紀打原直　天平六年の計會帳に、熊谷團兵士紀打原直忍熊なる者見ゆ。蓋し、もと紀氏より分れたる氏なるが故に、紀打原直と云ふならむ。

氏原　ウヂハラ

1　信濃の氏原氏　藤原秀郷の後、利經より出づと云ふ。

2　攝津の氏原氏　慶安三年氏原甚左衞門と云ふ者西側町を開墾す。

慰日　ウチヒ　法隆寺良訓補忘集に天平寶

左衞門廣次に與ふ」其の他足立郡女體祉々家、都筑郡二俣川村名家、秩父郡黒谷村名家等に此の氏を載せたり。猶ほ御嶽祉の棟札に内田小右衞門見ゆ。埼玉郡にもあり。

6 甲州三枝氏流　甲斐巨摩郡の名族也。三枝裏七名字の一にて、三枝氏より出づと云ひ、或曰ふ、義光八代孫内田美濃守信持の後裔と云ふ。此の氏中田ともあり、即ち中田釣之助を又内田釣之助に作るによりて知るべし。

7 伴姓櫟野氏流　伴氏系圖に「櫟野左衞門尉貞行―伴三郎知貞―資知（元相州鎌倉住、後甲賀に來り下馬杉に住し、伴内内遠江守と號す）―出羽守資高―又次郎景永―新左衞門康信―吉兵門尉吉資

―景家（内匠之助）―資政（市大夫）―秀資（角兵衞）―資俊（多兵衞）―貞信（權二）
―資次（新左衞門尉）
―資盛（吉右衞門　黄門秀信賜感狀）―資信（左兵衞　實は資次子）―資宗（四郎右衞門）
―資實―資時（孫右衞門）」

と見ゆ、江州の名族なり。中興系圖にも「伴、伴太郎知貞男、遠江守資知、稱之」とあり。

8 中臣氏族　中臣氏系譜に「大神宮司茂生―永賴―宣輔―永輔―永濟―永實―清實（號内田太郎）」また「茂生―守孝―賴宣―（號内田）―守宣―宣定（内田太郎大夫）、其弟宣孝（號内田前司）、其弟賴重（内田四郎大夫）、其弟七郎賴孝、八郎仲宣」等あり。

9 伊勢の内田氏　員辨郡の豪族に内田飛驒守あり、星川城に據りしと傳へらる。

10 丹波の内田氏　天田郡の豪族にして内田河内守なるものあり（丹波志）。

11 阿波の内田氏　故城記に見ゆ。

12 肩野姓　美作國眞庭郡新庄の内田氏は肩野姓と稱す、物部肩野氏の裔か、珍とすべし。苫田の鄕に居り、もと中山の神人也。清和朝弓削鄕に中山新宮を立つるに當り、弟鷹、陪從して移る。其の廿四世景朝・御鴨神祉に仕ふ。其の後裔永祿天正頃内田重政、内田市助等あり。又苫田郡知和の内田氏は矢筈山城主草苅重繼の重臣の裔と、蓋し前述苫田の鄕に居ると云ふ者の裔に當らん。

13 清和源氏鷹取流　傳說に據れば、建保六年三月、源賴季、美作苫田郡の地頭となり、元仁元年上横田に槇田城を築き、貞永元年卒す、其の子祐賴・延應元年八月勝田郡鷹取城主平左衞門直盛を討ち、鷹取庄を領して鷹取左馬頭と稱す。四世孫對馬守賴義・護良親王に仕へ、求塚の戰に死す、四世孫鷹取右近助政賴・宇喜田氏に從ひ、後秀吉に仕ふ。其の子太郎二郎賴起に至り内田と改むと云ふ（名門集）。

14 北國の内田氏　本願寺門徒一揆の長に内田四郎左衞門あり、諸書に見ゆ。

15 豐後の内田氏　圖田帳に「廣瀨村六町六反（大）、遠江國御家人内田工藤三郎致淸跡、彌三郎致時相續」と。

16 相良氏流　肥後國山鹿郡内田邑より起る。相良系圖に「相良三郎長賴（法名蓮佛）―宗賴（内田四郎、或云長賴弟）―賴平（山九五郎左衞門）」と、また宗賴弟「賴重（四郎兵衞尉、實朝の時、兵衞尉に任じ鎌倉に在り、若宮參詣の時供奉騎馬、實時薨ずる時、賴親落髮、觀仙大德と號す。其の後勅賜禪師號）―賴明（永富庄司二郎）―賴常（彌三郎、於關東討死）―賴積（藤五郎）―長茲（左近將監）―賴均（彈正忠）―賴道（彌三郎）―賴達（藤五郎）―實重（治部大輔）―長續」と。また事蹟通

考引用相良系圖に「相良長頼弟宗頼（山井四郎左衛門、住山鹿郡山井、内田、高橋、玉名郡山北郷西安寺に塔石あり、延應元年七月、當寺大檀那遠江國住人相良四郎左衛門入道と）—頼重（内田三郎左衛門、法名淨位、山鹿郡内田に住す、子孫飽田郡大多尾村に移る）」と見ゆ。肥後國志これに同じ。後説の方よかるべきか、相良條にて決すべし。

飽田郡に移りし内田氏は山上三名字の一にして、その系圖に「相良三郎四郎頼景—宗頼（山井四郎左衛門、山鹿郡山井内田高橋を領す）—頼元（高橋家祖）、弟三郎左衛門頼重（内田家祖、内田相良と稱す、子孫飽田郡活龜莊大多尾村に徙り、代々此に住す）二十二代孫、頼秀（内田周防守、弟頼清・丹波守）—織部助頼次（天文頃の人）—左近大夫頼豐」と見ゆ。

17 肥後の内田氏は、永正元年三月の菊池政隆の侍帳に「内田右京亮重貞、内田右左衛門朝藤、」また阿蘇家文書永正二年十一月十八日の菊池家臣連署に「内田遠江守重國、」また同年十二月三日の連署に「内田遠江守重國、内田右衛門尉朝藤、内田右京亮重貞、」等見ゆ。

18 肥前の内田氏 鎭西要略文治元年條に肥前國住人内田太郎宗房を載せたり。高木氏の族なるべし。

19 筑前の内田氏 秋月氏の家臣に内田善兵衛あり、彌永壘を守る。

20 豐前の内田氏 田川郡の豪族にして、應永正長の頃内田氏胤、内田氏利等あり。

21 日向の内田氏 日向記に守永城主内田四郎左衛門尉、その他内田與藥頭あり。

22 橘姓 寛政系譜、藤原氏支流に收む。はじめ橘を稱し、のち内田に改むと、家紋丸に十六葉菊、菊水。紀伊國日前國懸神宮の青侍祝部に内田氏あり、橘姓と稱す。

23 其の他、近江蒲生郡日野の人日野左衛門尉頼秋・常陸久慈郡大門に住し、親鸞に歸依して内田道圓と號すと云ふ。又正平廿二年二本松城主内田三郎致茂あり、領家加賀守家也に亡ぼさると。

24 德川時代内田氏は淀稻葉藩の用人、新見關藩の用人、尼崎松平藩用人、久居藤堂藩用人、加賀藩給帳に「百五拾石（丸内花菱）内田甚八郎。」關家侍帳に五十石内田彥兵衛、鯖江藩侍帳に内田田内、其の他信濃、岩代、美濃、志摩、常陸、筑後（内田虎右衛門）、佐渡（役人帳清和源氏）、備前等にあり。

中田 ウチダ ナカダ條を見よ。

打多 ウチダ 小野姓にして小野貞則—貞勝—三長、打多氏を稱すと云ふ。小野宗左衛門親類書に「弟を打多伊兵衛と申侯」と見ゆ。

打它 ウチタ 打多に同じきか。

打田 ウチダ 安藝國賀茂郡打田村より起る、阿瀨地城の家人なりと云ふ。武鑑松田修理御附に打田氏あり。

内多 ウチタ 藤堂藩の用人に此の氏あり。

宇治田 ウヂタ 肥前松浦郡相賀村法幢寺鐘銘に「永和二年丙辰八月吉日、作者有智田祖久」と見ゆ。

内辻 ウチツジ 島津義弘の臣に内辻大藏左衛門あり。

内谷 ウチタニ 源爲義の子希義、内谷阿闍梨と云ふ、其の後なりと。

内津 ウチツ 信濃にあり。

内手 ウチデ

氏仲 ウヂナカ 武藏入間郡。

内梨 ウチナシ 豐後大友氏の族にして、大友系圖に「親秀—重秀、庶流内梨」」と見

内柴　ウチシバ

内島　ウチシマ

1　武藏猪股黨　小野系圖に猪股忠兼―國經(内島三郎)―忠俊(内島三郎)と見え、又武藏七黨系圖に「猪股野三忠兼―岡部六大夫忠綱―五郎國綱―内島三忠俊

┌二兵衛盛忠―三郎景忠
├左近將監盛綱
├俊盛左―泰俊新左┬俊綱平左
│　　　　　　　　└經俊六左
└忠季―爲忠」

一本小野系圖これに同じ。東鑑卷廿五、四十に内島五郎見ゆ。

2　飛驒の内島氏　飛驒大野郡の豪族なり。初め足利幕府のころ、内島爲氏、白川鄕保木脇に居り、山中を知行したり。其の子雅氏、其子氏理、其子氏房まで相續せしが、天正十三年十二月山崩れ、歸雲山の館其災に罹り、内島一族家人三百餘歷死埋沒す。或は曰ふ、此山中は文明の頃、飯島正蓮寺てふ淨土眞宗の僧に歸服したるを、内島爲氏越中より來紀し、正蓮寺を放逐して之に代れりと(地名辭書)。長享將軍江州動座着到に「飛驒・内島又五郎」を載せたり。

打尻　ウチジリ　長享將軍江州動座着到に佐々木打尻長命を載せたり。

内城　ウチシロ　ウチキ　羽後國仙北郡大曲の名族にして、大曲内城由緒記に「内城刑部、先祖は賀州富樫一家にして、文和年中仙北之神宮寺村へ參着、古川を堀に引入れ居館を築く、則ち内城と申す也。氏神白山宮寳藏寺を建立す。其の後大曲村の内土屋館築き候て居住、天文五年戸澤殿に奉公、北浦領と六鄕殿領の境目に候故、數度兵亂あり。高畑の地に孔雀の館を築き移られ候。其の頃六鄕より此の館を責め候には、古四王の宮へ火を掛け寄せ候」と見え、系圖に富樫左衞門佐誠白・當所に來り、六代孫五郎忠之に至り大曲へ移り、天文五年戸澤殿の臣下となる、其の後正之、勝家、安盛あり。

内須川　ウチスガハ　越後國岩船郡關谷内須川邑より起る。内須川左門は内須川城の城主なりき。

内園　ウチゾノ

内薗　ウチゾノ

内田　ウチダ　和名抄伊勢國安濃郡に内田鄕ありて宇知多と訓ず、又遠江國城飼郡に内田庄、其の他諸國に此の地名甚だ多く、幾流もの内田氏を起す。

1　内田臣　姓氏錄、右京神別に「内田臣、同上」(伊香我色雄命之後也)と。また攝津神別に「内田臣、同上(伊香我色雄命之後也)」と見ゆ。但し攝津の方は一本に田田内臣とせり。本貫詳かならず。

2　藤原南家工藤氏流　遠江國城飼郡内田庄より起る。源平盛衰記に當國住人内田三郎家吉あり、巴女と戰ふ、(家吉また三郎左衞門尉)。次いで東鑑承久三年五月三十日條に内田四郎、承久記卷三に遠江住人内田の四郎、また「内田の四郎、同六郎、にいののむまのぜう」と見ゆ。相當の名族たりしを知るべし。其の出自に關しては、相良系圖に相良長頼の子宗頼を内田四郎、頼重を内田二郎と載せ、又武家系圖に「藤、本國遠江、相良三郎長頼男、四郎宗頼、稱之」とあれば、相良氏の族かと思ひしも、若し然りとすれば時代合はざるのみならず、相良流内田氏は肥後の地名を負ひし事明かなれば、此の内田氏は相良流内田氏とは別流たる也。然らば此の内田氏の出自は如何と云ふに、豐後國圖田帳に「廣瀨六町六段(大)遠江國御家人内田工藤三致清、彌三郎致時

相續」と見ゆるが故に、工藤氏の一族なるや察するに難からず。しかも工藤伊藤の諸系圖一も之を載せざる、甚だ怪しむべし。

3 遠江相良氏流　しかるに寛政系譜遠江内田鄕より起り、相良氏流と云ふもの六家を載す、始祖常賴、家紋三銀杏、揚羽蝶、上總檜扇、丸に揚羽蝶等。

4 勝間田氏流　同じく遠江國内田庄より起る、勝間田氏より出でし氏にして、藤原姓と稱す。而して勝間田氏も亦第二項内田氏と同様工藤の族と云へば、此の内田は第二内田と密接なる關係に立つが如しされど勝間田氏は又平氏との説もあれば、暫く別流とす、(カツマタ條を見よ)。家譜に「はじめ勝間田を稱し、正之が時、遠江國内田鄕を領するにより内田を以て家號とす」と云ひ、又藩翰譜に「信濃守藤原正信は、平左衞門尉正則が男(いまだ系圖を見ねば、其先祖の事を詳にせず、永享記を見るに、結城の城に籠りし人々の中に、内田信濃守と云ふあり、此家の先祖なるにや童の時に左大臣家に仕へ奉り、雙なき昵近にて、次第に身を立て、家を興す、」と載せ、その頭註に、

内田、本姓は勝間田氏工藤祐經の後なり、正信の曾祖正之、遠江國内田庄を領せしによりて内田と稱す、」とあり。寛政系譜に「勝間田正利―正之―正成―平左衞門正世―信濃守正信―出羽守正衆―右京正勝(早世)―信濃守正偏―出羽守正親―出羽守正美―近江守正良―伊勢守正純」と見ゆ。正純の後は近江守正肥―伊勢守正容(石河貞通三男)―豐後守正道―正德―正繩―正學(下總小見川一萬石)現今子爵、寛政系譜支庶三家を載す。家紋花久留子、庵に木瓜。

内田

5 武藏の内田氏　當國に内田氏甚だ多し。風土記稿、先づ荏原郡條に「不入斗村鈴ケ森八幡社、小田原北條家分國の頃にや、内田周防とかいひし人神主たり、」と、森田氏條を參照せよ。次に多摩郡條に「内田氏(元横山村)、先祖の古墳宅地の内にあり。應安二年の文字仄にみえたり。又當鄕横町福全院過去帳に開基内田氏、寛正元年沒したる法諡をしるせり。郡中谷野村農家にも内田氏なる者あり、もとよ

り一族なりといへども衰微に及び、傳へし家系舊記も失しまま今はその本支のわかちも定かならねど兩家とも、かの寺の檀越なり。又助右衞門が家に藤原姓原田氏の系圖を藏せり、これを閲するに原田某は出羽の最上家に仕へけるが、彼の家滅却の後浪人して此地に來り、内田氏の家跡を繼で元祿年中の後まで地頭大澤氏の地代官等を兼て名主をつとめしよし、その舊記を藏せり。」と。又「内田氏(犬目村)、先祖某、寛正元年今の八王子横町福全院を開基せし事、其寺の過去帳にしるすときは古き家なる事は論なかるべし。されど家系も傳へず、又舊き記錄もなければ、其の詳なる事は、すべて知べからず。」次に久良岐郡條に「(雜色村)居住の地を土人古門と呼べり。こは舊家の住せる地なる故なりと云。先祖内田對馬守某は永正五年三月二日卒す、法名淨元居士、其子源左衞門は天文三年八月七日卒す。其子五郎左衞門、弘治二年五月十六日死せりと云。間宮氏當所を領せし頃先祖奉仕して數度戰功あり。」次に比企郡條に「志賀村の名族也。所藏天正十三年霜月十九日文書に内田佐渡守廣重より同三郎

出づ。右馬大允右宗、後白河院の北面にて、信濃國吉田、時田、內河等の地を領す。故に子孫地名を以つて家號とす」と。右宗の子時田四郎右成（武者所、鎌倉右大臣家に仕ふ）―內河次郎右忠―次郎弼忠―八郎弼家―次郎右賴なりと。內弼忠は秋田城介泰盛に屬し、弘安七年北條氏の討手と戰つて討死す。其の子八郎弼家は當時三河國大陽寺庄にありしが、變を聞きて遂に伯耆に遁る。その子次郞右賴にして、その妹、長田小太郞行高に嫁して長年を產む。伯耆の卷に「執事內河兵衞三郞入道眞信」實は長年の從弟、後に念西と號す。建武三年六月五日坂本にて戰死す。又「內河眞信が四男彥三郞義眞（義實）」「內河新三郞眞員」「內河新三郞實貞」「大方內河右賴息女長高妻女」等を載せ、名和氏系圖「寄一家には內河云々」と見ゆ。

2　肥後の內河氏　前述彥三郞義眞は名和氏に從つて肥後に移り、八代城に據る。新見文書所收中原井原文書に「肥後國八代庄并球磨郡凶徒內河彥三郞（義眞）、多良木孫三郞、須惠入道、永里、園本以下輩云々」と。又太平記卷十六に「菊池・

急ぎ肥後國へ引返す。將軍則ち一色太郞入道道猷、仁木四郞次郞義長を差遣し、菊地が城を責させらるゝに、一日も堪得ず。深山の奧へ逃籠る。是より聽て同國八代の城を責て、內河彥三郞を追落す也」と。金勝院本に彥三郞宗忠に作るも、義眞の方よし。

義眞後に義直に改む、縫殿允たり、惠良惟澄申狀に正平の初め內河縫殿允義直あり。又左衞門尉、備前守となる。國史略に「眞信入道無三、其の子彥次郞信定、二男彥三郞宗忠三人相繼で古麓城（內河城、八代城）に居る」と、金勝院本と同一史料より出づるか。南山巡狩錄に與國七年內河縫殿允云々と。

3　甲斐の內河氏　家譜藤氏にして、七左衞門正吉、甲斐國に住し、內河と稱す、家紋丸に七曜、丸に帆掛船。

4　紀伊の內川氏　紀伊國牟婁郡內川村より起る。內川は熊野權現領富田庄內の邑名にして、同庄南莊は內川修理太夫之を掌りしと云ふ。修理太夫文明五年同村內に稻荷社を勸請す。又保呂村に鴻巢城あり、續風土記に「山本主膳正の家士內川平兵衞の城なり。平兵衞は當村及び內川を領せしなり」と。

5　陸奧の內河氏　建武元年十二月十四日津輕降人交名に「內河三郞二郞、同又三郞右眞、兩人瀧瀨彥二郞入道預之」と。又曆應四年七月七日曾我師光の判書に「平賀郡加土計鄉、曾我小次郞、內河又三耶知行分」と。

6　德川時代、五島藩用人に內川氏、香宗我部記錄、信濃等にも內川氏あり。

內川　ウチカハ　內河に同じ。前條を見よ。信濃紀伊にては內川と記す。

宇治川　ウヂカハ

氏川　ウヂカハ

內上　ウチカミ

內貴　ウチキ　ナイキ條を見よ。

內木　ウチキ

打木　ウヂキ

欝木　ウチキ　ウツギ　和名抄薩摩國高城郡に欝木鄉あり。

內記　ウチキ　ナイキ條を見よ。

內紀　ウチキ　ナイキ條を見よ。

內城　ウチキ　ウヂシロ　羽後國仙北郡大曲の豪族なり。ウチシロ條を見よ。

內治木　ウヂキ

內空閑　ウチクガ　ウチコガ條を見よ。

内空我 ウチクガ 同上。

内久根 ウチクネ 信濃にあり。

打杭 ウチクヒ 丹波國天田郡の名族なり、丹波志に見ゆ。

内久保 ウチクボ

内藏 ウチクラ 上古以來の大族なり、クラ條を見よ。

内倉 ウチグラ 武藏足立郡の名族にして氷川の舊神職なり。武藏國造裔足立郡司行範より出づ。其の子行基—行永—正見—宗基—正家—正親(内倉太郎)、弟正永(内倉次郎太夫)—正兼—正賴—元正—正季—行信—正明—行明—行季—基季—爲正—正宣—行兼—行守—行正—行宗—宗正—行仲—行久—物部重臣(角井主膳)これは西角井の祖也。行範はその實武藏介菅原正好の孫にして菅原朝臣正範の子なりと云ふ。

内空閑 ウチコガ 肥後國山本郡内古閑邑より起る。肥後國志に「伊賀國住人服部備前守基貞 明應三年に肥後國へ下向して、山本郡の内所々を押領し、露野邑權現岳城を築き、内容閑に住する故、氏を改め内空閑を號とす」と。其の系圖に「藤原實基(民部大輔、鎌足十六代孫、伊賀國服部莊地頭に補せられ、上野城に居る、是より服部を以つて著姓と爲す)……基載(服部權少輔、實基三代孫)……基孝(伊賀守、基載の後)—基包(民部大輔、基孝の子)—基之(備前守、後基鎭に改む)—基貞(内古閑備前守、明德元年庚午六月、伊賀を避けて此の國に來り、菊地武朝に屬す。武朝授くるに山本郡の地を以つてす、或五百五十町也と。因て山本郡内古閑村に居り家號を改めて内古閑と爲す。後に内古閑村を改めて内村と爲す。永亨四年十月十九日死、年八十五、後に今宮靈祉と崇め嚴島社内に祀る)」と。事蹟通考に「按國志略、基貞永仁元年來りて内村垣内に住す。霧野雜記には後嵯峨帝の朝下向して内空閑刑部大輔元重(一に基鎭)と改むと。諸社集說には基貞、文正頃の人也。或は又延久三年、又は應和辛酉の年下向と爲す、皆同じからず。今・内古閑記に從ふ」と見ゆ。

内古閑基貞—刑部少輔爲載—掃部助重載(備前守)—刑部少輔長載—備前守載久—中務大輔親貞(左近大夫、天文二年薩軍と戰て死す)—式部大輔鑑貞(一本鎭眞)—民部少輔鎭資(但馬守)、弟式部大輔鎭房(權少輔)天正十二年八月島津氏に降る。秀吉征西、本領安堵、後十六年誅せらる。鎭資の子鎭照(備前守、或は攝津守、天正十六年殺さる)」と。此の氏は嘉吉三年正月菊池持朝侍帳に「内古閑圖書介賴續、内古閑周防守誠長、内古閑刑部掾爲載、」文明十三年萬句連歌に「内古閑刑部少輔爲載、圖書助賴續、」永正元年政隆侍帳に「内古閑次郎左衞門朝貞、内古閑周防守朝誠、内古閑秋(神)十郎運直、同二年十二月三日の連署に「内空閑次郎左衞門尉朝貞、内古閑周防守朝誠、内古閑山城守貞載、内古閑備前守重載、内古閑神十郎運直」等、又五條家文書に内空閑備前守重載見ゆ。

内古閑 ウチコガ 前條氏に同じ。

内空我 ウチコガ

内越 ウチコシ ウチエチ條を見よ。出羽の名族なり。

打越 ウチコシ ウチエチ條を見よ。但し紀伊にも此の氏あり、ウチコシか。

内小路 ウチコウヂ ウチノコウヂ 熱田神宮舊祠官にして大原眞人姓と云ふ。

内小俣 ウチコマタ ウチヲマタ

内埼 ウチザキ ウチガサキ條を見よ。

内笹井 ウチサヽヰ

内澤 ウチサハ 秀鄕流藤原姓、佐野安房守基綱次男佐野木村太郎忠家—基綱(内澤次郎、鍋山に住す)—藤澤七郎基家なりと。

6　丹波の氏家氏　正應丹波國庄鄉保田數目錄に「與佐郡豐富保十一町四反三百二十四步内四町八反百八十步氏家越前守。熊野郡川上鄉三十八町四反四十一步内十八町三段二百五十步(公文分)氏家遠江。友重保十町五反九十三步、氏家遠江。爲延吉岡竹藤三ヶ保二十五町二反九十步内三町二反七十四步氏家遠江。御品田四十六町三反三百三十八步内十一町五反三百五十三步、(本所分)氏家遠江」と見ゆ。後世熊野郡に氏家氏あり、次の項を見よ。

7　淸和源氏一色氏流　後世丹後國熊野郡氏家氏は一色の一族にて、大江大和守爲氏を元祖とすと云ふ。天正中氏家大和守一分村に據り、同伊勢守は友重村に居す。

8　陸前の氏家氏　下野氏家氏の一族なり。東鑑康元元年條に「奥大道夜討强盜蜂起云々、」その驚固地頭の交名中に氏家余三跡と見ゆ、余三は美濃守經朝なり、當時此の地方に兼領地のありしを知るべし。其の後斯波賴兼・奥州探題として下向の際、左衞門尉重定(入道道誠)補佐として下る、留守延文六年文書に氏家伊賀守見ゆと、その後裔なるべし。次に餘目氏舊記に「氏家三河守、其の比當國の執事もたれ候間、岩手ざはより手勢三百餘騎にてはせつく」と。また親元日記奥州大名交名中に氏家安藝守、また「氏家三河守、奥州探題左衞門佐殿内」と。又明應八年薄衣狀に「岩手山氏家三河入道、同安藝守、其の城に據って叛く、」また餘目氏舊記の終に「謹上、氏家三河守殿、貞宗、御奉行より飯尾殿布施殿松田殿佐藤へは斯の如く何も同封に、」と、又「進上氏家三河守殿、左衞門亟爲終云々」また「謹上、氏家安藝守入道殿云々」と。また永祿六年役人附に「氏家修理亮(奥州大崎)」など見ゆ、以つて其の地位を知るに足らむ。
氏家氏の居城を岩手澤城と云ふ、一名岩手山、封内風土記に「岩手澤城は山上に在り、鄉俗之を岩出山と云ふ」と云ひ、觀蹟聞老志に「此の名、舊名を岩手澤と曰ふ。大崎家臣氏家彈正なる者の居館なり」と。よりて此の氏家氏をまた磐手澤氏と稱す。伊達世臣譜略に「氏家は姓藤原、其の出自詳かならず、先祖又八郞詮繼、貞和五年己丑、尊氏將軍の命を受け、大崎監司となり、來りて玉造郡岩手澤城に住す、子孫終に大崎家臣となる、」と。其の後太郞左衞門淸繼あり、其の子三河守直繼、その子彈正少弼隆繼、その子三河守眞繼、なりと云ふ。されど天文の頃又十郞直繼あり、「三河守孫、彈正少弼の男なり」とあり。然らば又十郞直繼は三河守眞繼に當り、其の祖父と同名となる、猶ほ調査を要すべし。又十郞の庶長子に太郞左衞門某あり、又十郞と爭ひ、一時岩手澤を奪ふ。其の後氏家彈正吉繼あり、詮繼十一世の孫に當る、伊達政宗に仕ふ。
其の他、此の一族多し、先づ同郡名生村に名生城あり、觀蹟聞老志に「往昔氏家兵内なる者の居館なり」と見え、又一栗城主一栗氏も氏家氏なりと云ひ、又加美郡中新田城も氏家彈正の居城と云ふ、猶ほ陸中國磐井郡黄海邑の小堂館は葛西家臣氏家大和の居る處(封内記)と云ふ。(氏江條參照)

9　出羽の氏家氏　最上家の執事にして村山郡成澤に居館す。風土略記に「氏家館は成澤の館とも云ふ。最上義光朝臣の代には氏家尾張守住居の館なり」と。よりて成澤氏とも云ふ。尾張守の父を成澤道仲と稱し、此の地にありたりと。此の家

は蜷川親元記に「羽州探題(最上)内、氏家伊豫守宗政、漆十五盃進之」と見ゆ、名族たりしを知るべし。

10 南部の氏家氏　南部系譜附錄に、「信直公の時、志和郡長岡の館主氏家又太郎を退治す」と。

11 參河の氏家氏　幡豆郡西町城(西町)は氏家内膳正の居城也。或は云ふ慶長五年桑名城を去り、後大坂に仕へ萩道喜と號す。元和元年大坂に於て自害す。或は云ふ、内膳正行廣は濃州氏家常陸介が孫也不審と(二葉松)。氏家氏は宇都宮氏の族也と、前に云へり。

12 德川時代、氏家氏は鶴岡酒井藩の重臣、生實森川藩の重臣なり。又加賀藩給帳に「五百五拾石(三巳)氏家粂五郎。貳百石(同)氏家才九郎。百石(同三十石增加)氏家多宮。」また松前藩男足郡宰に氏家新兵衞あり。(織田家臣氏家經國)

内宇田　ウチウダ　信濃にあり。

内海　ウチウミ　ウツミ條を見よ。

内浦　ウチウラ　ウツラ條を見よ。

氏江　ウヂエ　氏江は氏家と通ず、氏家もとはウヂへなればなり。又氏江なる地名を負ふもあり。下學集にウヂエと註す。

1 陸前の氏江氏　岩手澤館主也、下野氏家氏の後裔にして、氏家氏に同じ、氏家第八項を見よ。大崎左衞門督隆義家中記に氏江彈正(盤手山)と見ゆ。又伊達正宗家中記に氏江新兵衞あり。中興系圖に「氏江、藤、本國下野」と見ゆ。

2 岩代二本松家の族黨にして安達郡本宮に據る。

3 宗氏族　對馬宗義蕃の子蕃壽、氏江を稱し、宗家の家臣となる。武鑑に家老氏江兵庫、氏江圖書等あり。

4 長尾氏景家中に氏江氏有(長尾系圖)。

内江　ウチエ　佐州役人帳に藤原姓、内江清兵衞あり。

内尾　ウチヲ　豐前國上毛郡内尾より起る。宇都宮氏の一族にして、野仲弘花の子に内尾伊豆守親賢あり。加能松城に據る。その子内尾藤太郎兼元・主水と稱す。又内尾帶刀あり。下毛宇佐に勢力を振ふ。友枝文書に多く見ゆ。

打荻　ウチヲギ　石見にあり。

内小野寺　ウチヲノデラ　日向國瀨太尾權現の別當寺なり。

内垣　ウチガキ　信濃にあり。

内籠　ウチカゴ　尾張國中島郡に内籠鄉あり。

内崎　ウチガサキ　ウチザキ　陸前國栗原郡内崎邑より起る。内崎また内野崎ともあり。この氏は清和源氏斯波氏の族にて大崎家に仕ふ。伊達世次考に「内崎は大崎六代持詮次男菜、始めて栗原郡内崎邑を領し、因つて氏となす。七代敎兼、其の女を以つて之に配す」と載せ、觀蹟聞老志に「四竈村に城址あり、四竈尾張居館也、或は曰ふ、内崎中務なる者之に居る。共に大崎家臣なり」と見ゆ。又明應八年の薄衣狀に「内崎城は栗原郡古川に在り」と載せ、天文中の古川狀に内崎左馬助宗忠なる者見ゆ。寬政系譜云ふ、「内崎、家傳に斯波家兼が後裔なり」と、家紋五七桐、丸に二引。蓋し同族なるべし。

内ケ崎　ウチガサキ　前條氏に同じ。

内方　ウチカタ　寬政系圖藤原氏支流に收む、高珍より系あり、家紋三澤瀉。

内河　ウチカハ　内川と通じ用ひらる、相摸、武藏、信濃、岩代、越後、紀伊等に此の地名あり。

1 藤姓櫻町流　伯耆の名族にして信濃國埴科郡内川邑より起る。名和氏記事に據るに、「此の氏は櫻町權太夫藤原在家より

淸と云ふ。治承五年美濃國にて戰死す。嫡子一郎重康・勅勘を蒙りて、當國名草郡宇治村に來り、農民となる。元和封初宇治村、諸士の邸宅となるに依りて、若山西の店に移り、小川を改めて宇治と稱す。子孫了長といふもの、延寶四年當村に移り代々當村に住む」と見ゆ。

19 山城の宇治氏 永祿六年諸役人附に「五番、宇治少路」また長享常德院江州動座着到に「雍州、宇治太路彌三郎」を載せたり。

20 宇治土公姓 神宮內宮權禰宜に宇治氏あり、宇治鄕を名に負ひしならむ。宇治土公の庶流にして久家を祖とす(權禰宜家筋書)。

21 其の他、信濃、備前に此の氏あり。

22 宇治衆 內外兩宮兵亂記に「今度長享二年六月、宇治の滅ぶる所以は多氣の御所より宇治衆へ、御扶持あるに因て、宇治衆萬づ無禮の振廻法に過るに依て、在々所々より之を惡まずと云ふことなし。故に山田衆よき折節ぞと、近邊に示し合せ、大勢にて發向す。先づ山田三方を始として、濱七鄕、三箇鄕、神部七鄕、五智、白木、上野、一宇田原、外木田の勢、幾十騎と云ふ數を知らざりけり。朝熊、鹿海兩鄕も山田に組す。去程に六月廿三日早天より諸勢押寄る云々。宇治衆大半菩提山の茂みに隱れたりける」と見ゆ。

菟道 ウヂ 宇治に同じ、その條を見よ。

○菟道連 宇治部連に同じ、天武紀十三年條に「菟道連、云々、姓を賜ひて宿禰と曰ふ。」と見ゆ。物部氏の族也。

氏井 ウヂヰ 中興武家系圖に「氏井、藤、本國伊勢、モン上羽蝶、坂本次郎祐房男修理齋祐忠稱之」と見えたり。藤原南家工藤二階堂の一族なり。

內井 ウチヰ 石見に此の氏現存す。

內池 ウチイケ 蒲生家家臣に內池孫三郎あり、蒲生氏の族也と云ふ。

內石 ウチイシ 甲斐國巨摩郡の名族に內石彌三兵衞尉あり。

氏家 ウヂイヘ ウヂヘ 氏家は古訓ウヂヘにて宇治部に外ならざれど、後世ウヂイヘと云ひ、今日も然れば、便宜上此處に述べむ。和名抄下野國芳賀郡に氏家鄕あり、又讚岐國阿野郡に氏部鄕ありて、宇治倍と註す。共に宇治部のありし地なるべし。內下野の氏家は後世有力なる氏家氏を起せり、次に述べむ。

1 藤原北家宇都宮氏流 下野國芳賀郡(鹽谷郡)氏家鄕より起る。宇都宮氏の一族にして、宇都宮系圖に「朝綱—公賴(五郎兵衞尉、氏家氏祖)—公信—經朝」と見え、氏家系圖に「宇都宮朝綱三男公賴(五郎兵衞尉、氏家廿四鄕、凡二千餘町を領すと云ふ)—公信(太郎兵衞尉、一本作宗廣)—

- 經朝(美濃守、余三左衞門尉)—公宗(長門守、刑部少輔、一本作宗直)
  - 重基(下總守、從五位下、中務少輔、法名道佐、元亨元年辛酉六月三日卒七十)
  - 重繼(兵部少輔、一本作宗繼、早世)
  - 重定(孫五郎、左衞門尉、入道道誠、正安年中移住越中國)—重國(中務丞、於越前國足羽、捕新田義貞之首)
  - 貞朝(下總守、正六位上)—忠朝(遠江守、觀應二年辛卯十二月廿七日、奧州鹽埵山に討死)
  - 綱經(備中守、正六位上)
  - 周綱(從五位下、大宰少貳、中務大輔、一本作美濃守)—綱元(三河守、正六位上、子孫代々宇都宮に在住)
- 仲綱(彌五郎、法名定觀)

と見ゆ。

其の居城なる氏家城は下野國志に「鹽谷郡氏家驛にあり。勝山と云ふ所にて、鬼怒川の東岸なり。建久年中氏家五郎兵衞尉公賴はじめて築く」と載せたり。

2 下野氏家氏は東鑑卷十二、十三、十六、

廿七に氏家太郎公頼、三十二、三十四に氏家太郎公信、四十七、四十八、五十一に氏家左衞門尉經朝、以上皆系圖に見ゆ。その他、四十に氏家五郎、四十三に氏家余三（經朝）見ゆ。下つて太平記卷三に「侍大將には氏家美作守」また卷三十に「宇都宮云々十二月十五日、宇都宮を立て薩埵山へぞ急ぎける。相伴ふ勢には、氏家大宰少貳周綱、同下總守、同三河守、同備中守、同遠江守、芳賀伊賀守貞經云々」と。これ等皆本貫に住みし人と考へらる。

3 北陸の氏家氏 第一項氏家系圖に見ゆる如く「左衞門尉重定、正安年中越中に移る、その子中務丞重國、義貞の首を捕ふ」と。太平記卷二十、義貞自害の條に「義貞今は叶はじと思けむ。拔たる太刀を左の手に取渡し、自ら首をかき切つて、深泥の中に藏して、其の上に橫たはりてぞ伏し給ひける。越中國の住人氏家中務丞重國、畔を傳はりて走りより其の首を取りて鋒に貫き云々」と見えたり。越前足羽郡に氏家村あり、關係あるか、暗合か。この功にて子孫美濃に榮ゆ。武家系圖に「氏家藤、本國越中、中務丞重國」と見ゆ。

4 美濃の氏家氏 宇都宮の祝部中里氏所藏氏家系譜に「中務丞重國、曆應元年寅閏七月二日、越前の國足羽郡藤島に於いて、新田義貞の首を捕り、京都に送る。尊氏將軍、賞美ありて、美濃國石津郡に於いて、關所の地數箇所を賜ふ。右下文御教書に云ふ『下、氏家中務丞重國、美濃國石津郡高須、澤山、一瀨等の地頭職を領知せしむべき事」云々』と。是に於いて重國、始めて美濃國石津郡高須鄕に移住し、子孫代々繁昌して其の國にあり云々」と記したり。下野國志に「重國九代の孫氏家常陸介友國入道卜全は、美濃國大垣の城主にて六千貫匁の地を領し、稻葉伊豫守貞通、伊賀伊賀守範俊等と共に土岐賴藝の旗下なりしが、土岐家亡びて齋藤道三が起るに隨ひ、世に美濃の三人衆と呼れたり」と云ひ、又新撰美濃志大垣城條に「氏家常陸介直元（あるひは友國）入道卜全、永祿三年より元龜二年まで守る。卜全の嫡子、氏家左京亮直重は元龜二年より天正十一年迄、當城城主なり。直重は始め信長公に從ひ、天正十年より秀吉公に屬せり。弟の氏家內膳重正も此城にありしにや」と載せ、又石津郡安江村氏家卜全塚條に「氏家常陸介藤原直元入道卜全は、其の先宇都宮の庶流の武士にて、下野の氏家に住し、家號を氏家とす。其の裔氏家美濃守公經、これ卜全入道の祖也と云ふ。卜全、美濃西方三人衆と呼ばれし一人にて、安八郡大垣の城主なりしが、信長公に從ひ長島一揆戰陣の時、玆に戰死したり。其の墳墓あり」と。

5 伊勢の氏家氏 信長譜に「元龜二年五月、尾張長島一向衆蜂起、云々、氏家常陸入道卜全戰死」と。織田眞記に「天正二年云々、氏家元政」と。卜全の子內膳正行廣（貞和）文祿四年桑名城主、秀吉に仕へ、二萬石を領す、慶長五年關ヶ原の役西軍に黨す。家忠日記に「桑名の城は逆徒氏家內膳正之を守る」と。氏家は籠城し、山岡道阿彌に攻落され、行廣は逐電して剃髮、道喜と云ひ、元和元年大坂に入り、天王寺口にて勇戰し、遂に自殺すとなり。猶ほ北別所城も氏家氏の居城なりしと云ふ。（慶長三年の大名帳に、二萬二千石氏家內膳、一萬五千石氏家志摩守と）。

ウチイヘ
ウチイヘ

日の山城國宇治郡加美鄕家地賣買劵に「地主加美鄕戸主宇治宿禰大國、郡司大領外正七位下宇治宿禰君足、少領外從八位下宇治宿禰都惠、」また元慶元年十二月紀に「山城國宇治郡人左衞門少志從六位下宇治宿禰常永、鎭守府軍曹從八位上宇治宿禰春宗、並に本居を改めて左京三條に隷す、」と見ゆ。此等の記事より考ふれば、この氏は宇治郡にて勢力を振ひしや明白なりとす。されど宮道氏と混同すべきにあらず。

大正六年一月十五日山城國乙訓郡大枝村塚原・宇富田の竹籔より宇治宿禰の墓誌發見さる。(銅製骨壺・銅版誌にて石凾に納む)。その文破損して讀み難きも、左の二十五字は明了なりと。「前誓願物部神」「八繼孫宇治宿禰」「大平子孫安坐」「雲二年十二月」(後藤捷一氏報告)。

6 丹波宇治宿禰　扶桑略記應和二年條に丹波桑田郡人宇治宿禰宮成の穴太寺を建つる事を載せたり。

7 肥後阿蘇の宇治宿禰　肥後阿蘇氏は「友成(延喜)以來宇治宿禰と稱す」と云ひ、一本系圖には「天武朝の角足に至り宇治宿禰を賜ふ」と稱す。これ等の事、正史並に中央の記錄に見えざるも、阿蘇家文書・治承四年正月の下文に宇治惟義とある以來、多くは宇治氏とあり。斯く阿蘇家が宇治氏と稱するについては、阿蘇宮緣起等に據るに、神武天皇七十六年、健磐龍命始めて阿蘇國に降り、裔孫世々大宮司職を襲ふ。宇治氏と稱するは磐龍別、初め山城の宇治鄕に居るを以つてなりと云へり。されど地名辭書の如きは、これを以つて氏名附會の傳說となし、宇治は內にて「阿蘇鄕云々、今阿蘇谷、又は內鄕谷と稱する諸村なり。此の地の形勢、山內を限り阿蘇の本邑なれば、內の稱・自ら起る」と見ゆ。按ずるに大宮司家の說は、もとより採り難けれど此の說も如何。若し此の說によれば、宇治と云ふは阿蘇氏の別稱にて、私稱の家號と解すべきなれど、(地名辭書にかくあり)、古文書より見るも、宇治宿禰、後には宇治朝臣とカバネを添ふる點より云ふも、私稱の名、即ち稱號苗字の類と解すべきにあらず、即ち氏と見ざるべからざるなり。猶ほ天武朝・宇治宿禰を賜ふと傳ふるは採り難きも、斯く傳ふるは宇治が氏なりしに據るや明白なり。又弘治三年十二月の籤城郡木山鄕安養寺藥師堂の棟札に「當代官木山右馬頭宇治惟貞」と見ゆ、この人實は新田氏の後裔なれど、宇治姓を賜ひて、斯く記せしや明白ならん。即ち宇治は永く氏として使用さる。よりて稱號苗字の類と見る能はざるなり。然らば何によりて阿蘇氏は宇治氏と稱するか。これについて新撰事蹟通考は「惟善〇代の孫惟馨が曰、健磐龍命、始め山城國宇治郡に居る、故に宇治を姓とす。其の後阿蘇君の姓を賜ひ、國造にも任ず。中葉以降、又宇治姓を用ゆ。何の故なることを知らずと、困つて惟馨復古と稱し、姓を阿蘇公に改む。中略。因て考ふるに、始め速瓶玉命の裔阿蘇君の姓を賜はり、或は阿蘇の國造に任じ、或は郡領ともなり、後年其の家衰へて阿蘇宮の神職となり、終に家斷絕。宇治姓の人代て阿蘇の宮の神主となり、代々其の職を嗣ぐか。惟泰以來は系圖の如く宇治を姓とす、證とすべし」と云へり。

即ち阿蘇大宮司家は阿蘇國造家にあらずして、國造家斷絕して宇治姓の人これに替る、よりて宇治姓を稱すと云ふなり。猶ほ此の書は阿蘇系圖の惟泰以前を疑

ふ。此の說・傾聽するに値す。勿論阿蘇國造の直胤衰微して一族宇治氏之を嗣ぐとも解釋するを得べし、卽ち阿蘇國造家の人、宇治稚郎子の御名代部となりて宇治を氏とし、後世國造家を嗣ぐとするを得、斯くの如き例、諸國に多ければなり。されど阿蘇氏は阿蘇廣遠（讃岐の阿蘇氏）宿禰姓を賜ひしも、肥後阿蘇君賜姓の事は全く物に見えず、殊に其の支族をや。然るに此の宇治氏は宿禰姓を稱す。故に宇治宿禰は阿蘇氏一族にあらずして、前述宇治宿禰の一族と見る方穩かなるべきか。然らば物部姓にして、天武朝賜姓と云ふも、莵道連の宿禰を賜ひしを指すものと考へらる。卽ち後の阿蘇家は物部姓宇治宿禰にして、前述山城宇治郡より起ると云ふも捨て難かるべし。

8 宇治朝臣 前述阿蘇の宇治氏は後朝臣姓を稱す、卽ち正平六年二月十八日の文書に「阿蘇三社大宮司宇治朝臣惟時」と。又弘治三年益城郡安養寺藥師堂棟札に「大檀那阿蘇三社神主正二位大納言宇治惟豊朝臣」と。

9 宇治眞人 天平寶字八年十月紀に宇治眞人宇治麻呂と云ふ人見ゆ。皇別姓なるや明白なるも出自未詳。

10 越前無姓宇治氏 天平神護二年の越前國司解に草原鄕戸主宇治宇爾麿と云ふ者見ゆ。宇治連の族也。

11 富家殿流 天慶の亂征東大將軍となりし藤原忠文は宇治富家殿にありしを以つて、宇治民部卿と呼ばれたり。卽ち平家物語、源平盛衰記の如きも宇治民部卿忠文と載す。忠文後に券契を書きて九條殿に奉る（十訓抄）、これより攝關家に宇治の稱號起る。

12 攝關流 前項の如く九條殿藤原師輔・忠文の別業富家殿の讓をうけ、子孫に傳ふ。後更に源融の宇治別業を買得し、賴通に至り平等院を建立す。故に宇治殿と呼ばれ、子孫その稱號を承くる者多し。尊卑分脈に「忠平—師輔（九條殿）—兼家—道長—賴通（號宇治殿）—

—師實（後宇治）—師通—忠實（富家殿）—賴長（號宇治左大臣）
—通房（號宇治大將）

と見ゆ。

12 小野宮流 尊卑分脈に「小野宮實賴四世孫經季（號宇治中納言）」と見ゆ。

14 源家流 大納言源隆國、宇治平等院の傍なる南泉房に籠り、行人をして見聞の雜談、逸語を語らしめ、之を綴りて今昔物語を編むと傳ふ。よりて世に宇治大納言と呼ばれ、この書を宇治大納言物語とも云ふ。

15 秀鄕流藤原姓 秀鄕流松田系圖に「波多野義通—義職—義定（宇治次郎、）刑部丞、改名俊職、歌人、治承三年正月、高倉院藏人所に參す。十九、文治元年二月、始めて關東將軍家に參る。竹泉筑後守俊通の子となる。法名蓮融、五十一歲死）・義雄（右馬權助、尾張守平守居住云々）」と見え、東鑑五、十に宇治藏人三郎を載せたり。義定を指すならむ。

16 因幡の宇治氏 因幡國巨濃郡に宇治鄕あり、而して後世宇治村に重山長者屋敷ありて、因幡志に「閑院左大臣冬嗣公の支族冬忠の長子冬久の屋敷、宇治長者と云ふ」と傳へたり。

17 猿樂家 寛政系譜未勘に宇治氏あり、猿樂の家にて始め幸若を稱せり。

18 紀伊の宇治氏 伊都郡西志富田村舊家に宇治貞右衞門あり。又那賀郡中島村地士に宇治彌之右衞門あり、續風土記に「家傳に云ふ、其祖を小川又一郎左兵衞尉重

地・蓋し此の氏の發祥地なるべし。孝元皇子彦太忍信命の後なり。卽ち姓氏錄大和皇別に「內臣、孝元天皇皇子彦太忍信命の後也。」と記載す。その子屋主忍男武雄心命（武猪心命）は味師內宿禰・武內宿禰の父なり。但し古事記には二人を比古布都押之信命の子とす。味師內、武內の兩宿禰が共に內と云ふは、此の內家の人なればなり。神功紀の歌に武內宿禰の事を、于地能阿曾、或は于知能阿曾、また仁德天皇の御製中にも、宇知能阿曾とあり、ウチノアソとは內の朝臣の義なれば之を證するに足らん。味師（ウマシ）武（タケシ）は共に美稱なり。卽ち武內宿禰とは「內家の勇武の方」なる意に外ならず。

又景行紀三年條に「紀伊國に幸して、群神祇を祭祀せんとトするに吉ならず。乃ち車駕止む。屋主忍男武雄心命を遣はして祭らしむ。爰に屋主忍男武雄心命詣りて阿備の柏原に居りて神祇を祭祀す。仍りて住む事九年、則ち紀直の遠祖菟道彥の女影媛を娶りて武內宿禰を產む。」とあるも、命の居所大和宇智郡は紀伊國に隣するが爲なるべし。武內宿禰の系圖は葛城條を見よ。其の後欽明紀十四年條に「內臣を遣して百濟に使せしむ」と、蓋し次の項に照して味師內の裔なるを知るべし。

2 山代內臣　古事記に「味師內宿禰、此は山代內臣の祖也」と見ゆ。蓋し山城國綴喜郡有智鄕に住居せしものと考へらる。卽ち大和有智郡より此の地に移り、此の地名を起せしものとす。神名帳に內神社を收む、この氏の氏神にして宇智郡宇智神社の分社に外ならず。（內氏の本貫を此の地とするは誤也）。

3 阿倍內臣　推古紀廿年二月條に「阿倍內臣鳥、誄天皇之命」と見ゆ。阿倍臣の族にて宇智郡にありしにより斯く云ふなるべし。

4 田々內臣　姓氏錄攝津神別に收む、一本內田臣とあり、「同上（伊香我色雄命之後也）」と註す。物部氏の族なり。田々と云ふは蓋し攝津國河邊郡多田の地ならんかと考へらる。

5 大隅の內臣　大隅の計帳と思はるゝ正倉院文書に內臣田次、外一人見ゆ。孝元帝裔の內臣ならんか。

6 內眞人　天平勝寶三年紀に「无位等美王に內眞人を賜ふ」と見え、其の後孝謙天皇詔勅草に內眞人糸井と云ふ人見えたり。皇族なる事明白なるも、出自詳かならず、蓋し幾程もなく衰微せしに因るべし。

7 後世の內氏　類聚符宣抄卷十に右馬史生內則忠（天曆七年六月）見ゆ。蓋し第一第二項內臣の後裔なるべし。

有至　ウチ　欽明紀十五年條に有至臣あり、內臣に同じ。蓋し百濟史料にかくありしならむ。

宇智　ウチ　和名抄・大和國宇智郡、山城國綴喜郡等に有智鄕あり、共に內氏の緣故地なる事既に云へり。其の他遠江國山名郡に宇知鄕、同國濱名郡に宇智鄕、美濃國武藝郡に有知鄕あり、此等は地形地勢より來りしものか。

○宇智眞人　延曆元年六月紀に「宍人建麻呂の男女、神野眞人淨主、眞依女等の十四人、弟宇智眞人豐公、僞つて眞人と改む。本姓に從ふ云々」と見ゆ。蓋し前述內眞人の裔と假冒せしものか。

有智　ウチ　宇智に同じ、前條を見よ。

宇知　ウチ　宇智、內に同じ。

有知　ウチ　同上。

氏　ウヂ　氏は內の意にて同宗一家を表は

す名、即ち家名たりしなり。此意に於て苗字に同じ。唯氏は賜氏姓の事始まり、半官半私の物となりたるを以て、苗字の如く容易に改むる能はざりしが故に、比較的永續性を帶ぶるも、其の實質は苗字と異なりたる事なし。殊に上古の氏に於て然り。此氏は第三期（開化朝より仲哀朝に至る）頃より發達せしものにして、最初は人名に地名、職業名を冠する習慣より起り、遂に永續性を帶びて、氏なるものを生ずるに至れるなり。詳細は（日本上代に於ける社會組織の研究）を見よ。されど此の氏なる語も、亦氏として用ひられしものあり。蓋しウヂと云ふ地名より起り、更に氏なる文字を當てしに過ぎざるか。

1　東漢氏直　坂上氏の族也。欽明紀に「東漢の氏直糠兒」と云ふ人見ゆ。氏は宇治にて宇治部と關係あるか、或は單にウヂなる地名を負ふか、未詳。

2　氏直　天平勝寶元年八月の經師上日帳に「氏直根萬呂」と云ふ人見ゆ。直姓なるより見て前條氏に同じと考へらる。

宇治　ウヂ　宇治なる地名・諸國に多し、先づ山城國宇治郡は和名抄に宇知と訓ず。郡内に宇治鄕あり、久世郡に跨る。日本書紀菟道に作る。和名抄宇治郡久世郡兩郡に宇治鄕を收む。此の菟道は稚郎子の御座せし地にて、其の御名代部なる宇治部は諸國に榮えしかは、此の宇治部の住みしより起りし宇治邑も多かるべし。次に和名抄攝津國八部郡に宇治鄕あり、宇治部より來るか。次に伊勢國度會郡に宇治鄕あり、皇太神宮の鎭座地なり、此の宇治は伊勢風土記・內鄕と解す、內宮の名も此の地名より發せしものなるべければ、此の說穩當なるべし、地形より見るも亦然り。次に因幡國巨濃郡に宇治鄕、また宇治神社あり、次に備前國上道郡に宇治鄕あり、此等は宇治部と關係あらんか。

宇治氏中には此等の地名を負ふものと、宇治部より來たるものとあり、次に列擧せむ。猶ほウヂべ條を參照せよ。

1　宇治連　天武紀には菟道連に作る、十三年條宿禰姓を賜ふ。この氏は山城の宇治なる地名を負ふと見るも、又宇治部連ともあるを以つて、宇治部の伴造なるより、其の名を負ふと見るも可なり。物部氏の一族とす。宇治部條參照。

2　播磨の宇治連　播磨風土記、揖保郡の條に「宇治天皇の世、宇治連等の遠祖兄太加奈志、弟太加奈志の二人、大田村と富等の地とを請ひて田を墾く」と見ゆ。宇治天皇とは菟道の稚郎子の事にて、皇太子たりしより地方にては斯く傳へしなるべし。その命にて田を墾くとは御名代の地を定めしなれば、此の宇治連とは宇治部連なるや推知するに難からざるべし。

3　越前の宇治連　天平神護二年の道守臣息虫女解に道守目代宇治連知麻呂なる者見ゆ。この知麻呂はなほ天平神護三年三月二日の文書に宇治連知麻呂、また天平神護二年十月十九日の越前國足羽郡大領生江臣東人解に宇治知麻呂、また同年十月廿日の文書に草原鄕人宇治智麻呂、と見ゆ、よりて足羽郡草原附近にありしを知るべし。此の國には猶ほ無姓宇治氏、及び宇治部氏あり。

4　宇治連族　天平五年の右京計帳に宇治連族古刀自賣なる者見ゆ。宇治連の一族なるを氏とせし也。

5　宇治宿禰　天武紀十三年條に「菟道連・宿禰姓を賜ふ」と。卽ち此の氏の事にして、姓氏錄、山城神別に「宇治宿禰は饒速日命六世孫、伊香我色雄命の後也」と見ゆ。又これより前天平二十年八月廿六

しかば浪士となり、其後男子の繼べきものなかりしゆへ定清の孫女家の系圖と伊奈備前守忠次及牛十郎忠治の書狀を善左衛門が家に授與すと云。又定氏が創建せし小松川村源法寺の記にも宇田川の家譜を載て、やゝ異なる說あれど姑く家傳のまゝを錄せり」と。又西宇喜田村條に「則宇田川喜兵衞が分家なりとす。寛政十年宇喜田筋行德筋御成の節御鷹場肝煎役となり、享和二年御成の節御膳所に命ぜられ、其節菜蛤獻上す。文化六年六月苗字を名乘べき由御代官大貫次右衞門指揮すと云ふ、」と。又「善兵衞定氏、慶長元年西宇喜田村を開發す、」と。又寛政系譜に此の流宇田川氏あり、「上杉重房の庶孫、はじめ大井を稱し、後宇田川に改む。家紋鏃線、丸に抱柏」と。

其の他、市ヶ谷の開發者中に宇田川利左衞門、埼玉郡に宇田川氏、又足立郡に宇田川彈正あり、辻村に來り新田を開く、もと埼玉郡岩槻の人、他にも多し。

3　清和源氏　寛政系譜、淸和源氏支流に收め、「先祖大和國宇陀郡に住して宇陀川と稱す、其後宇田川に改む、」と、家紋梟餅に橘、丸に十五枚笹。

4　藤原姓　伯耆國汗入郡宇田川邑より起る、この地は東鑑元久二年條に、「伯耆國宇多河地頭職云々」とあり。その庄官裔か。

5　因幡の宇田川氏　此の國に宇田川氏多し、藤姓なりと。因幡志天三祇宮(式內天日名鳥命神祉)の祠官、勝部下鄕青屋村神主宇多川氏等を擧ぐ。後者文書を藏すと。

6　會津の宇田川氏　新編風土記大沼郡市野村條に「館跡、宇田川民部某住せしと云」と見え、又宇多河氏と云ふもあり。

7　其の他、下總小金本土寺過去帳に「宇田川縫之助、慶長元」と。又津山藩分限帳にもあり。武鑑宇田川氏に次の紋あり。

宇田川平七

宇多川　ウタガハ

因幡にあり、宇田川氏に同じかるべし、藤姓也と。

宇多河　ウタガハ

會津にあり、新編風土記河沼郡松尾村條に「館迹、宇多河信濃道忠住せし所と云」と見ゆ。宇田川氏に同じかるべし。

宇陀川　ウダガハ

大和發祥にて源姓なりと稱す、宇田川條に云へり。

歌川　ウタガハ

豐後臼杵の人、歌川豐春浮世繪の一派を創む、歌川派と云ふ。其の門に豐國、國廣等あり。前者は倉橋氏、後者は岡島氏なれど、共に歌川氏を許されて歌川と云ふ。これより豐國の流れを受くる者、又國廣の高弟廣重の流れを傳ふる者等、いづれも歌川を苗字とす。

宇瀧　ウタキ

卯瀧　ウダキ

宇多源氏　ウダゲンジ

宇多天皇より出でたる源氏を云ふ。皇胤紹運錄に

宇多天皇
- 齊中親王(尊卑分脈に源姓を賜と註す)
- 齊世親王
  - 源英明
  - 源庶明
- 敦慶親王
  - 源後古
  - 源方古
- 敦固親王
  - 源宗室
  - 源宗成
- 敦實親王
  - 源雅信
  - 源重信
  - 源寛信
- 源臣子
- 行明親王(尊卑分脈行明親王―重凞(賜源姓)とあり)。

右の內、敦實親王の後最も榮え、雅信は一

條左大臣、弟重信は六條左大臣と呼ばる。雅信の後は尊卑分脈に

敦實親王—雅信┬時中—濟政（此子孫岡崎流、綾小路流）
　　　　　　　├時方—仲舒（此の子孫五辻、春日等）
　　　　　　　└扶義—成頼（初而住近江國佐々木）

と見ゆ。此の内、扶義の後、佐々木氏を列するは誤れり。佐々木條を見よ。宇多源氏に屬する公卿は庭田、綾小路、五辻、大原、慈光寺の五家也。又筑前宗像大宮司は中世以後此の流と云ふ。ムナカタ條を見よ。

歌澤 ウタザハ　幕臣笹本彦太郎・歌澤大和大掾と稱し、端唄の一流を創めしより、其流の者歌澤を家號とす。

歌島 ウタシマ　ウタノシマ　和名抄備後國御調郡歌島郷を收め、宇多乃之萬と註す。

歌代 ウタシロ　佐渡國賀茂郡に歌代邑あり、其の地より起る。澁谷氏の舊邑にして、其の族、歌代四郎左衞門尉眞正・一ヶ村の地頭たりき。又越後國三島郡歌代氏は大窪村の鑄物氏也。累代冶匠、祖先は大内家の浪人也と。

宇多田 ウタダ　但馬國大田文に「薪井庄拾參町六拾步（地頭宇多田孫三郎入道阿妙跡）」と。一本彌三郎とあり。石見にも此の氏現存す。

歌田 ウタダ　甲斐國山梨郡歌田村より起る。邑に橋立明神あり、式内金櫻神社なりと云ふ。

轉 ウタタ　安西軍策に毛利方の將に轉與三右衞門尉あり。

宇田津 ウタツ　日向記に宇田津彌九郎と云ふ人見ゆ、讃岐に宇多津あり。

宇谷 ウタニ　正應元年の丹後國庄郷保總田數帳に「物部葛保、十二町九段四十四步、内七町四段二百二步、宇谷掃部」と見ゆ。又石見にも此の氏現存す。

菟田小橋 ウダノヲバシ　景行本紀に「襲小橋別命は、菟田の小橋別の祖」と見ゆ。此の皇子は其の御名より察し奉るに、恐らく景行帝西狩の際、誕生されたる方と思はる、襲の小橋とは神武段なる「阿多之小椅君」と同地名を負ひ給へるにて、小椅君阿比良比賣は姶羅郡姶臈郷なる地名を負ひ給へるなれば、小橋は大隅國内なるべし。されど、菟田を冠するは如何なる故か、或は思ふ、彼の地に菟田てふ地名存せしか、こは大和の宇陀と思はれざれば也。再考するに、こはアタ（阿多）の誤ならむ。

宇太笠間 ウダノカサマ　連姓、カサマ條に云ふべし。

宇陀酒部 ウダノサカベ　大和國宇陀郡にありし酒部の伴造家なり。古事記景行段に「神櫛王は、宇陀酒部の祖」と見ゆ。詳細は酒部公條を見よ。

宇陀水取 ウダノモヒトリ　次の條を見よ。

菟田主水部 ウダノモヒトリベ　神武段に「弟宇迦斯、此は宇陀水取等の祖也、」と。書紀には「弟猾に猛田邑を給ひ、因つて猛田縣主と爲す。是れ菟田主水部の遠祖也、」と見ゆ。モヒトリベ條を見よ。

歌橋 ウタハシ

歌原 ウタハラ

歌枕 ウタマクラ　カヅラギと訓むべし。その條を見よ。

鵜足 ウタリ　和名抄讃岐國鵜足郡あり、宇多利と註す。應仁私記に鵜足三郎なる者見ゆ。

內 ウチ　太古以來上古に榮えし大族なり。

1　內臣　大和國宇智郡より起る、延喜式當郡に宇智神社を載せたり、その鎭座

ふと通じ用ひらる。

1　清和源氏土岐氏流　美濃國多藝郡宇田村より起る。土岐系圖に「頼清―康貞―康任(宇田)」と見え、新撰志宇田村條に「宇田二郎康任、土岐大膳大夫頼康の舍弟三河守康貞(惡五郎と稱し世に知らる。大力劍術早業達者也)の二男にて、こゝに住せし由、土岐系圖に見えたり」とあり。

2　藤原姓齋藤流　尊卑分脈に「疋田齋藤爲頼―成貞(宇田五郎)―爲兼」と見ゆ。

3　會津の宇田氏　岩代國信夫郡宇田邑より起る。新編會津風土記耶麻郡下柴村舊家宇田小傳次條に「此村の肝煎なり。先祖は小澤大藏とて初め信夫郡宇田村を領し、後會津に來り蒲生秀行より知行二百石を賜り、寛永の初、蒲生忠郷死後祿を失ひ、稻田村に寓居し、貞享年中其の子孫肝煎となり、今に相續す」と見ゆ。

4　遠江の宇田氏　榛原郡宇田邑より起る。鎌倉實記卷十一に「建久七年遠江國大井川邊宇田太郎秀信、右方大王、是佐々木家之郎等也」とあり。右方氏は志戸呂村より起る。宇田は靈異記に鵜田里(大井河上)とある地ならん。

5　近江の宇田氏　甲賀五十三家の一なり。佐々木氏の族に宇太氏あり、關係あるか。信樂の宇田氏は舊記に宇多ともあり、之を證するに足らん。

6　伊豆の宇田氏　東鑑卷十三に宇田五郎三十、卅一、三十二に宇田左衞門尉、また曾我物語に宇田五郎信重あり。

7　其の他、伊勢神宮內宮舊社家、信濃、志摩等にも存す。

宇多　ウタ　和名抄陸奥國に宇多郡を收め宇太と註す(磐城國)。その他山城、大和(宇陀)、和泉國和泉郡に宇多莊、また宇田莊ともあり。

1　宇多國造　ウキタ條を見よ。浮田國は後の宇多郡なり。

2　佐々木氏流　佐々木高則の後宇多高之より出づ。家紋丸に三引、五三桐。宇田と通ず、宇田條を見よ。

3　備後の宇多氏　高師直文書に葦田郡の地頭職宇多加賀守見ゆ。(地理志料)。

4　其の他、津山藩分限帳伊賀等に存す。

鵜田　ウタ　遠江、駿河等に此の地名あり、北條分限帳に「二十五貫八百三十文、六郷之內蓮沼鵜田新三郞」と載せたり。

右田　ウタ　ミギタ條に云ふべし。

打宅　ウタ　日用重寶記に見ゆる氏なり。

雅樂　ウタ　雅樂寮の官人に任命されし人の後裔が先祖の官名を稱號とせしなり。されど又宇多、宇田と通ず、清音寺建武四年文書に陸奥國雅樂庄地頭職云々、こは宇多郡宇田庄に外ならず。

1　東鑑卷十七に雅樂允景光、こは官名を冠せしなれど、三十五、三十七に雅樂左衞門尉、三十六、三十七に雅樂左衞門尉時景、四十八に雅樂左衞門太郎等は既に稱號となりしものなり。

2　康正造內裡引付に「六百文、雅樂備中入道殿。尾州長岡庄。段錢」と見ゆ。

3　永享以來御番帳に雅樂備中入道、雅樂修理亮、長享江州動座着到に(備中)雅樂多治部次郎、雅樂修理亮等を載せたり。(タヂヒ條を見よ)。

4　伊豫三島元弘三年六月文書に雅樂三郎入道見ゆ。

有田　ウタ　和名抄美濃國多藝郡有田郷あり、ウタと讀むと云ふ。

檜田　ウタ

歌荒洲田　ウタアラスダ　イキ條を見よ。

宇高　ウタカ　伊豫國の著姓なり。

1　高橋氏流（大宅姓）　伊豫國新居郡宇高邑より起る。温故錄古土屋城條に「垣生村にあり、高橋三河守大宅光賴、伊豆國より來り、垣生、宇高云々等の地を領し、代々これに居る。中世宇高と改め宇高大炊之助、尤も世に名あり、其の子孫再び高橋に復す」とあり、タカハシ條を見よ。豫章記に「正平廿四年、生子山、松木、宇高少々發す」とあり。

2　安藝の宇高氏　藝藩通志矢賀村宇高氏條に「先祖間部太郎右衛門、伊豫國宇高村の人、因つて氏とす。慶長十七年こゝに來住し、里職を世々にす」と。

歌書　ウタカキ　陸中國江刺郡歌書邑より起る。封內記に「歌書邑、古壘二あり、其の一は內館と號す。昔歌書帶刀なる者居る所」と見ゆ。

宇田川　ウタガハ　武藏、大和、伯耆等に此の地名ありて何れも宇田川氏を起す。

1　佐々木氏流　武藏風土記稿荏原郡北品川宿條に「神主小泉出雲勝延。系圖に『祖先は佐々木の庶流宇田川太郎左衛門某裔、宇田川和泉守長淸なり。長祿の頃豐島郡日比谷鄕に住し、後當所に移る』太田道灌日記に『長祿中道灌、長淸をして、品川の館に居しむ』と。長淸四代の孫石見守勝種、元龜天正の頃、當社神職にて兼て、北條氏に屬て軍役を勤む。小田原記に大永四年正月十三日、北條氏綱江戶城を乘取、品川の住人宇田川和泉守以下降參の者共に普請の事を命ずとあれば、初て北條氏に屬せしは和泉守長淸なり。同書永祿十二年武田信玄小田原出張の時此邊を追捕し、品川の宇田川石見守、鈴木等を追拂とあり。又家藏古文書の寫に、石見守父子、其外都て五人連署して、品川百姓等に下知せし事みゆ。據て想ふに此人代々土着して代官など勤めしならん。勝種は天正十八年十月五日死す。子二人、兄出雲守勝定は家を繼、弟豐前定正は北品川宿名主兵三郎が祖なり。勝定の子小泉出雲勝重實は橘樹郡平村八幡社神職小泉某の次子なり、文祿中勝定養子として家を繼しむ。是より小泉を氏とす、慶長十九年攝州大阪の役に御祈禱を勤して、以て台德院御筆の短册、及時服白銀等を賜ふ、短册は詞花集待賢門院堀河の歌を書して給ふ」と見え、又宇田川氏條に「北條の家人宇田川石見守勝重が子孫にて、累代土着す。小田原記に永祿十年勝種當所に在て信玄を喰留んとして敗走せしこと見ゆ。子二人あり、長子出雲守勝定は當所稻荷社の神職となる。是今の小泉出雲が祖なり。次男豐前定正は御打入の時御案內申せしにより名主役を命ぜらる」と。

2　上杉氏流　これも武藏の宇田川氏にして風土記稿葛飾郡二之江村條に「家譜を閱するに、上杉氏の庶流にして、先祖善左衛門定友は伊奈備前守忠次に仕へし宇田川喜兵衛定次の弟なり。定次の祖父親定は扇谷の上杉持朝の子朝昌の庶子なりしが、始は出家して東永房と號し、後還俗宇田川鄕右衛門と稱し、武州品川に住す。是氏を宇田川と改めし始なり。後年圖書亮と稱し天文十八年五月廿二日六十一歲にて死す。其の子を喜兵衛定氏と云ふ、天文二年品川にて生れ、弘治元年本郡小松川村に移り、慶長元年小松川村內海蘆原二千石の地を開墾して宇喜新田と號す。其功に依て上田一町五段を賜ふ。元和六年六月二十五日死し、嚴池院華譽法蓮と號す。定次定友共に此定氏の子なり、定次は後年伊奈氏の家人なり、曾孫鄕右衛門定淸の時寬政四年伊奈氏斷絕せ

臼倉 ウスクラ　武藏風土記稿足立郡條に「千葉介直胤の末裔にて中古臼倉を氏とせしが、小田原北條氏に仕へ下總國(常陸か)河内郡を領せしにより河内と改む。其頃の祖先を河内但馬常親と云ふ。其男右近知親—與兵衞胤盛、天正十八年北條の沒落に遭ひ、當郡竹塚に移る。」と見ゆ。

薄墨 ウスズミ　數流ありしが如し。

臼田 ウスダ

1 桓武平氏上總氏流　千葉系圖に「上總常隆—親常(臼田十郎)」と見ゆ。

2 清和源氏小笠原氏流　信濃國佐久郡臼田邑より起る。小笠原族伴野時長の末なりと云ふ。甲斐野澤衆の内にも此の氏あり、信濃より移りしものとす。

3 備前の臼田氏、又美濃に臼田宮内(新撰志)あり。

碓田 ウスダ　臼田氏に同じ。信濃にあり。

臼谷 ウスダニ　石見にあり。服部系圖治郎兵衞の子に臼谷庄右衞門あり。

臼戸 ウスド　秀鄕流藤原姓結城氏の族にして、秀鄕八世孫結城朝光の子寒河時光、其の子朝村ハ臼戸十郎と稱す。中興系圖にも「臼戸、藤、十郎朝村、之を稱す」と見ゆ。

碓永 ウスナガ　信濃にありと。碓氷の誤にあらざるか。

薄根 ウスネ　上野國利根郡に薄根の地あり。

臼根 ウスネ　桓武平氏常陸大掾氏の族にして、家幹の八男大野八郎光幹の後なり。

臼野 ウスノ　豐前國下毛郡の豪族にして、天文永祿の頃臼野宗久あり。豐後國國埼郡臼野浦(圖田帳)より起りし氏也。

臼庭 ウスバ　常陸の豪族にして又薄葉ともあり、新編國志に「臼庭、又薄葉、多珂郡臼庭村より出づ。佐竹譜に多賀庄奉公人五人の中にあり。臼庭加賀守は窓夢院一宗長圓と稱す。夢窓國師年譜に出たる比佐居士はこの人也。長圓寺を開基す」と見ゆ。

薄葉 ウスバ　前條氏に同じ。磐城白川八槻宮天文八年の經函識に塗師薄葉新六なるもの見ゆ。

臼拜 ウスハイ　正訓不明、臼並か。

碓氷 ウスヒ　信濃、上野に跨る碓氷の地より起る。後世は主として碓井とあれば、其の條にて云へり。

臼文 ウスブミ　大隅の豪族にして、藤原姓、山田式部少輔忠繼の三男臼文三郎より出づ。

臼間 ウスマ　肥後國玉名郡臼間庄より起る。この地又臼間野庄ともあり、卽ち東鑑壽永三年池大納言家領肥後國珠磨臼間野庄と。從つて此の氏も亦臼間野とも云ふ。卽ち東鑑建長二年條に臼間野太郎あり。事蹟通考所載臼間系圖に「藤原善鄕(藤原秀鄕の奕葉、代々玉名郡臼間莊内を領す、臼間莊司と稱し、坂下城に居る。墓は坂上村に在り、墓標の銘に慶雲幸公禪定門、應仁二年五月十二日とあり)、その後孫宗鄕(臼野太郎、善鄕の後孫、坂上坂下村百七十町を領す)—邦鄕(臼間能登守、天正十五年佐々成政に背き、誅せられ家滅す)」と見ゆ。猶ほ臼間野條を見よ。

臼間田 ウスマタ　肥後の名族にして、永正元年三月の菊池政隆の侍帳、永正二年十二月三日の連判に臼間田又十郎武益を載せたり。

臼間野 ウスマノ　臼間氏に同じ。東鑑建長二年閑院築垣課役の條に、臼間野太郎を載せ、託磨文書觀應元年の下文に臼間莊に作る。菊池家傳には東鄕臼間莊とあり。坂下城に據る。藤原秀鄕の後裔、臼間野太郎宗鄕の築く處、子能登守邦鄕相續で在城

す。天正十二年比落去と云へり（國志）。

羽隅　ウスミ　ハネズミ　安藝國に羽隅氏ありき。三河吉良氏の族右衞門・弘安四年石見の地頭職となると云ふ。石見にては吉見賴行が弘安五年能登より來りし際、羽隅氏等隨ひ來ると傳ふ。

羽前屋　ウゼンヤ　屋號より來りしなるべし。

宇陀　ウダ　菟田、兎田、宇陁、宇太、宇田と通じ用ひられ、猶ほ鵜田、雅樂とも通ず。

1　宇陀縣主　宇陀縣は大和國宇陀郡の地にして、和名抄宇陁郡を宇太と註す。神武天皇入國以前よりの地名にして、當時兄猾、弟猾あり、此の地を領す、卽ち神武紀に「(天皇)遂に菟田下縣に達る。因りて其の至る所の處を號けて、菟田の穿邑と云ふ、云々。天皇・兄猾、及び弟猾なる者を徵さしむ。是の兩人は菟田縣の魁師也」と見え、また國造本紀に「宇陀縣主兄猾を誅し、弟猾を以つて、建桁縣主と爲す」と見ゆ。此の國造本紀の記事を果して據る處ありしものとすれば、兄猾は當時旣に宇陀縣主と稱せしなり。然るに同書兄猾を誅し、弟猾を以つて建桁縣主と爲すと云ひ、神武紀も亦「弟猾に猛田邑を給ひ、因りて猛田縣主と爲す、是れ菟田主水部の遠祖なり」と見ゆ。蓋し縣內猛田邑に治所を置きしが故に、猛田縣と稱するに至りしものと考へらる。されど宇陀縣主も、猛田縣主も、後世ものに見えず、而して書紀、此の氏を縣主の祖と云はずして、主水部の祖と云ひ、また此の縣名大和六つの御縣中に見えずして、中古に至り宇陀郡の名の見ゆるを思へば、後世變遷ありて廢され、更に宇陀郡を置かれしものか。但し淸寧紀に菟田首見ゆ、此の縣主の後なるや明白なりとす。

兄猾弟猾は古事記に兄宇迦斯、弟宇迦斯に作る、天皇八咫烏の向ふ所を尋ね、遂に菟田下縣に達す、因りて穿邑と曰ふありと雖、こは地名附會の傳說にして、旣に兄猾弟猾の名あれば、より古き地名なるや明白とす。蓋し二人はウカシの地に據り一縣を支配せしなるべし。郡內宇迦志村あり、その西に宇陀邑あり。

2　菟田首　弟猾の裔、猛田縣主の氏姓なり。淸寧紀に「菟田首等の女、名は大魚」と云ふ人見ゆ。

3　菟田　孝德紀に菟田朴室古と云ふ人見ゆ。菟田首の一族なるべし。

4　兎田　雄略紀に兎田御戸部と云ふ者見ゆ。

5　宇陀臣　宇太條に云ふべし。

6　宇陀神戶司　近世伊勢神宮社家系圖に「大和國宇陀神戶司、越智宿禰、河野孫稻裔」と見ゆ。

菟田　ウダ　宇陀に同じ、菟田首、無姓菟田氏あり、前條を見よ。

兎田　ウダ　これも宇陀に同じ。土佐に此の地名あり。

宇太　ウダ　宇陀と通ずるなるべし。

1　宇太臣　大和國宇陀郡より起りしなるべし。阿倍氏の族なり。阿倍氏は大和の阿倍より起り、伊賀近江を經て越の國に榮えしなれば、此の地はその往還に當り、一族此の地によりて此の氏を起せしものと考へらる。蓋し猛田縣主、菟田首等の後世物に見えざるは此の氏に併合されしに因るならんか。

2　和泉の宇太臣　姓氏錄、和泉皇別に「宇太臣、阿倍朝臣同祖」とあり。

宇田　ウダ　上野、遠江、美濃、磐城、岩代等に此の地名あり、猶ほ宇太、宇多と云

るべし。

10 其の他、蒲生家々臣に臼井右兵衛、加賀藩給帳に「百五拾石(菱の菊)臼井長左衛門、堀尾藩給帳に百三十石臼井藤松等、鯖江藩侍帳、備前、信濃、又河內に臼井因幡守、猶ほ次條を見よ。

碓井 ウスヰ　和名抄筑前國嘉麻郡に碓井鄕あり、宇須井と註す。又信濃に碓氷峠あり、上野に碓氷郡あり、共に碓井とも記す。此等より起る。

1 橘姓　上野國碓氷郡より起る。前太平記に「信濃國碓氷郡の浪人橘氏、諏訪明神に祈りて碓氷荒太郎貞通を生む、後源賴光に仕へ貞光と改め、靱負尉に補せらる」と。所謂賴光四天王の一なり。この人武家系圖にも「橘氏の末葉、碓氷峠の住人なり」と。されど今昔物語卷廿五に「賴光朝臣の郎等に平貞道と云ふ兵有けり」とあるに據れば、貞道は村岡五郎平貞道にて、橘貞道と云へるはなし、よりて傳說の誤ならんかと。(ムラチカ條を見よ。)

2 平姓　中興系圖には碓氷氏を平姓とす。

3 下野の碓井氏　下野國志宇都宮朝業條に「碓氷太郎業秀、當家に來り家臣となる」云々、又若目田系譜に「左大臣橘諸兄公の後裔碓井荒太郎貞光末孫左衛門太郎業秀、宇都宮朝業の聟となり、鹽谷領內若目田鄕三十町を知行す」と見ゆ。

4 丹波の碓井氏　太平記卷十四に「丹波國より碓井丹波守盛景、早馬を立て申ける」と見ゆ。臼井條參照。

5 河內の碓井氏　弘治永祿の頃、碓井大和守定紀、同因幡守定阿等あり、錦部郡烏帽子形城によりて畠山氏に屬す。後臼井因幡守とも見ゆ。

6 信濃に此の氏あり。又堀尾山城守給帳(二百五十石)。新撰美濃志に臼井加賀見ゆ。

薄井 ウスヰ　下總、羽後等に此の地名ありて、信濃、備前、岩代等に此の氏あり、臼井、碓井と通ずべし。又下野武茂氏の長臣に薄井備中守あり、前述下野碓井氏と同族か。

碓居 ウスヰ

臼居 ウスヰ

臼杵 ウスキ　豊後國海部郡臼杵庄より起る。大神姓の臼杵氏ありて大いに榮しが、後衰微して、大友氏族臼杵氏起る。

1 大神姓　豊後の大族にして、平家物語に「豊後國住人臼杵次郎惟隆、」源平盛衰記に「九國の住人臼杵、部槻、」また「臼杵次郎維高、」また玉海壽永二年條に「豊後國住人臼木、御方(緒方)等未歸順」と。また東鑑文治元年正月十二日條に「豊後國住人臼杵次郎惟隆、同弟緒方三郎惟義は志・源家に在るの由、兼ねて風聞の間、船を彼の兄弟に召し、豊後國に渡り、博多津に責入る可きの旨評定あり」と、次ぎて廿六日條に「惟隆惟榮等、參州の命を含み、八十二艘の兵船を獻ず」と、以つて當時の勢力を察するに足らむ。猶ほ緒方條にて詳述すべし。

緒方系譜に「大野郡大領大神惟基(大藤大夫)五子あり、季子惟盛・臼杵冠者と稱す」と。惟盛は盛衰記所載緒方傳說の大彌治に當らむか。卽ち盛衰記卷三十三に「鹽田大夫(大大夫)娘花御本云々、婢大彌太、大彌太が子に大彌次、其の子に大六、其子に大七、其子に尾形三郎維義」と見ゆる大彌太の子大彌次は惟盛、大六は惟衡、或は惟俱ともあり。次に「其の子大七」は惟用、其の子五子あり、長

子太郎惟長、早逝す、次は東鑑の惟隆(臼杵)、惟義(緒方)、又その弟に佐賀四郎惟時、賀來五郎惟興あり。

臼杵、緒形氏はかく源家に功ありしが如きも、其の後多く聞えず、如何なる故か。但し東鑑卷十三に臼杵八郎なる者見ゆ。國志に「臼杵氏・中世名を顯はしたる者なし。後大友氏戸次の族時直、大友親世に仕へ臼杵を賜ひ、因つて氏とす」と。

2 日向の臼杵氏　和名抄日向國に臼杵郡を收め、宇須岐と註す。而して前述豐後海部郡臼杵庄と隣す、然らば大神姓臼杵氏は最初この地に居り、後彼の地に移り、臼杵庄の名を起せしかと云ふ(地理志料)井戸川系圖に「大神惟基・豐後大野郡大領たり、五子を生む、長子政次・高千穗氏を稱し、季子惟盛・臼杵氏を稱す、子孫世々臼杵城に居る、後土持氏に屬す」と。又武家系圖にも「臼杵　大神姓、本國日向、大膳大夫惟基男、冠者惟盛、稱之」とあり。日向記に臼杵少輔太郎統景、同名新助入道紹察見ゆ。

3 前太平記純友追討の條に、後陣の大將臼杵爲繼あり、千五百騎の將たりと、されど俗書なれば採るに足らざるか。

4 大友氏流　大神姓臼杵氏と同樣豐後國海部郡臼杵より起る。大友系圖に「親秀―戸次次郎左衞門尉重秀・庶流臼杵」また別本に「戸次重秀―太郎時親―豐前々司貞直―時直(臼杵)」また戸次系圖に「時直兄賴時―冬田(臼杵)」と見ゆ。大友家臣なり。

5 豐前の臼杵氏　企救郡の豪族にして文明大永の頃臼杵高直あり、又下毛郡に臼木氏あり。

6 筑前の臼杵氏　九州軍記略に「天文年中臼杵安房守、大友家の命を受けて志摩郡柑子嶽城に居り、郡中を治む」と。「臼杵安房守鑑續、初は三郎右衞門と號す。越中守鑑速の兄なり、天文年中大友氏の命を受けて、臼杵安藝守親連に代りて志摩郡好士嶽の城督となる」と。又臼杵親助、臼杵與三左衞門親貞等見ゆ。(管內志)。

7 其の他、三池文書に臼杵安藝守、五條家文書に臼杵越中守、上野文書に同上、安西軍策に臼杵新次允、筑前住吉神社大般若經に臼杵入道、本多忠朝家臣に臼杵七兵衞・天王寺に戰死す。

臼木　ウスキ　臼杵氏に同じ、玉海に臼木、源平盛衰記にも臼杵を臼木とも記し、平家物語に豐後國臼木次郎惟澄あり。又豐前下毛郡に臼木氏見ゆ、卽ち元龜天正の頃臼木下野守あり。

臼城　ウスキ　これも臼杵氏に同じ。

薄衣　ウスギヌ　陸中國磐井郡薄衣邑より起る。桓武平氏葛西氏の一族にして葛西氏に屬す。伊達世次考に「明應八年己未十二月十三日、奥州磐井郡東山住人葛西一族薄衣美濃入道經蓮、蓮阿彌を遣はし、書を獻じて援兵を請ふ、其の略に曰く、薄衣入道謹言、國中の事は固より探題の下知する所也。是を以つて貴賤手を束ね、輕素足を戴く。況んや入道は葛西の門葉、僅に箕裘の塵を繼ぐをや、云々、則ち入道一人の扶植に非ず、國の爲、民の爲のみ。意趣は蓮阿彌佛申披かるべし、恐々謹言、極月十三日、進上、奉行所、薄衣美濃入道沙彌經蓮」と。こは所謂薄衣狀にして當時の形勢を窺ふ史料として尊重さる。この後永慶軍記に薄衣小二郎と云ふ人見ゆ。

薄雲　ウスグモ　雲上家の稱號にして、尊卑分脈に六條顯房―雅兼(時人號薄雲中納言)と見ゆ。村上源氏也。

に「伊藤兵三武者安直男五郎實元、稱之」とあり。

2 藤姓　伊勢の豪族にして、北畠家臣なり。元龜元年潮田長助・飯高郡松ケ島城を築く、後の松坂城これなり。但し北畠物語には之を否定す。長助は小五郎の子、小五郎は三河の人なりと傳へらる。寛政系譜に「北畠家臣なり、後山崎と云ふ。藤原氏の支流なり」と、家紋丸に揚羽蝶、風車。

3 常陸の潮田氏　新編國志に「潮田、中郡庄にあり、坂戸の城主小宅氏の與力潮田尾張と云あり。慶長の初、宇都宮沒落の後も坂戸に住せり。片岡備前などゝ同じく、小宅の與力なり。佐竹家譜に潮田は小貫の一族、義宣の時鎌倉にて事を執行する由みえたり」と。

4 潮田氏は東鑑卷廿一に潮田三郎實季、廿五に潮田四郎太郎あり、此の族ならむ。

宇島　ウシマ

牛牧　ウシマキ　美濃信濃等に此の地名あり、その名を負ふ。

1 美濃の牛牧氏　本巣郡牛牧邑より起る。新撰志に「牛牧城、牛牧右兵衛佐が住みしよし傳へたり」と云ひ、又「牛牧右京亮居りし」と云ふ。

2 信濃の牛牧氏　伊那郡牛牧邑より起る。應永中、牛牧次郎大夫、松岡氏に屬し、慶長年中、主家と共に沒落(南信史料)。

牛窓　ウシマド　備前國邑久郡牛窓より起る。海東諸國記に「備前州、貞吉、丁亥年、使を遣はし、來りて觀音現像を賀す。書して備前州卯島津代官藤原貞吉と稱す」とある卯島津は牛窓かと云ふ。

牛丸　ウシマル　飛驒の名族にして天正の頃親綱あり、天正十年廣瀨宗城、牛丸親綱を小鷹利に襲ふ。親綱之を覺り、迎へて古川に戰ふ。又小島主殿頭時光は親綱に弑さると傳ふ。新編常陸國志に「牛丸、本姓詳ならず。飛驒國の著姓なり、牛丸又右衛門重親、其子又太郎親正は飛驒國吉城郡小鷹利城に住して、一家五十餘人、士卒百騎ばかりの首領なり」と見ゆ。

丑丸　ウシマル　牛丸氏に同じきか、信濃にあり。

牛村　ウシムラ

牛圓　ウシマル　加賀藩給帳に「九拾石(丸内三蕨)牛圓新平」と見えたり。

牛屋　ウシヤ　次の二流あり。

1 藤原南家　尊卑分脈に「武智麿—乙麿—是公(號牛屋大臣)」と見ゆ。

2 佐々木氏流　佐々木系圖に「行定の子家行、號牛屋冠者」と見ゆ。

牛山　ウシヤマ

1 清和源氏頼政流　大和の名族にして、頼政五世孫市正、牛山太郎と稱す、其後なりと云へど疑はし。

2 信濃に此の氏多し、輪違、丸に角輪違、丸に輪違等を家紋とす、諏訪藩用人に此の氏あり。

有子山　ウジヤマ

宇城　ウジヤウ

宇宿　ウシユク　島津忠久の裔忠秀より出づとなり。島津系圖に「忠綱(豐後左衛門尉、周防守)—忠景(豐後守、大夫判官)—忠宗(豐後守、知覽祖)—忠季(常陸介、大夫判官、宇宿家祖)—忠繼(五郎左衛門尉)」と見ゆ。鹿兒島郡宇宿邑より起る。家紋松に十文字。

後川　ウシロガハ　丹波多紀郡に此の地名あり。

後木　ウシロキ

後口　ウシログチ

後澤　ウシロサハ　陸奧の豪族にして藤崎城主安倍高星の裔なりと云ふ。

後田 ウシロダ　羽前に此の地名あり。

後谷 ウシロダニ　ウシロガヤ

後部 ウシロベ　コウブ條を見よ。

後屋 ウシロヤ　甲斐にあり。

後家 ウシロヤ　正倉院文書に見ゆ。

後山 ウシロヤマ　石見に此の氏あり。

牛王 ウシワウ　美濃に在り。

宇須 ウス　紀伊續風土記名草郡雜賀庄錢座跡條に「北新金屋町の東邊の地を錢座趾といふ。宇須市太夫錢座を命ぜられ、元文二年巳正月より寬保五年丑二月まで、錢を鑄たる所なり」と見ゆ。

臼井 ウスヰ　下總、常陸、上野、越後、阿波等に此の地名あり、此の氏は其等の地名を負ひしにて其の流派多し。碓井と通ず、參照すべし。

1 桓武平氏千葉氏流　下總國印旛郡臼井庄より起る。千葉上總系圖に「千葉介常將―次郎大夫常長―次郎大夫常兼―常安(臼井六郎大夫)」と、又磐若院千葉系圖に「常將(武藏國押領使)―二郎大夫常長―常兼―常重(號大介、臼井三郎先祖)―千葉太郎常胤、その弟胤元、胤隆」と載せ、又寬永千葉系圖に「常長―常兼―常重(千葉介)、弟常康(臼井六郎、父常兼共に討死、太郎常信、臼井家督相續也)」と載せ、又淺羽本に「常兼(千葉大夫)―

―常家―常時―常隆(上總介)―親常(臼井十郎)―某(黨和田氏而誅)
―常安(臼井六郎)―常忠(臼井太郎)
―常重

とあり。東鑑卷五、十五等に臼井六郎、數々大功を立つ、その子太郎常忠は同書十一、廿五、卅八に見え、又十、十五に臼井與一、卅八に臼井次郎、四十に臼井入道見ゆ。子孫臼井城に據る、常康の子孫相繼ぐ事十四世にして族臣原胤貞の簒ふ處となる。

2 奧州の臼井氏　前項臼井の庶流なるべし。葛西家の家臣に臼井遠江あり。その裔淡路、囚獄等物に見ゆ。

3 武藏の臼井氏　風土記稿多摩郡臼井氏(拜島村)條に「武器及び家系一卷を藏せり、これを閱するに葛原親王の末裔、千葉介常兼が男臼井六郎常康より十四代の孫同太郎久胤、結城晴朝に仕ふ。其の子右近胤宗、英主計なる者母方の伯父なれば、たよりて當國に來り住すと。胤宗が子を和泉胤晴と云ふ。其子十左衞門重晴、其子傳左衞門胤道と見えたれど、其顚末詳ならず。是より今に至り五代の孫なりと云、所持の鎗薙刀あり無銘にして古色なり」と見ゆ。鎌倉大草紙に、犬懸上杉配下臼井氏あり。

4 美濃の臼井氏　新撰志臼井氏宅跡條に「村内にあり、臼井平大夫すみしよしいひつたへたり」と。又「中古臼井氏の人墾開して田畑とす」等見ゆ。

5 伊勢の臼井氏　鈴鹿郡の阿知城に據ると云ふ。

6 淸和源氏滿仲流　氷上郡の名族、碓井氏と關係あるか。多田滿仲末流と云ふ。臼井貫兵衞は安井淸家と兄弟也。但馬より來ると。其の他猶ほ丹波志二三を收む。

7 淸和源氏　寬政系譜、淸和源氏支流に收む、房定より系あり、家紋丸に無劔梅鉢、丸に玉文字。

8 藤原北家近藤流　源平盛衰記に阿波國住人臼井近藤六親家を載せたり。こは藤原師光(入道西光)の子なり(阿波志)。近藤條を見よ。

9 織田氏流　家傳に「織田の支族、河內國臼井鄉に住せしより家號とす」と。家紋敗合貝、丸に井桁。河內國碓井氏と關係あ

り。總社誌に牛込忠左衞門見ゆ。又中興系圖に「牛込、藤、本國武州豐島郡峡田庄、大胡太郎重俊九、彦太郎重治牛込に移る。三代、宮内少輔勝行入道清雲、稱之」とあり。

2　右の外「阿曾沼出羽守廣綱—同小太郎廣親—同小次郎親綱—牛込丹後公光」なりと。果して然らば前項牛込氏より古く牛込氏がありし譯なれど詳かならず。但し同流也。

3　又曰ふ、牛久保伊豆重氏の三男八郎重次・武州牛込に住し、因つて氏となす（田原族譜）と。

4　又佐々木章經後裔多胡重俊の子重行・牛込に移り、其の子勝行・牛込氏と稱す（多胡系圖）と。一項牛込氏に同じ。

牛坂　ウシサカ　岩代國信夫郡牛坂より起る。平氏にして佐渡守某より出づと云ふ。

牛澤　ウシサハ　上野、岩代等に牛澤邑あり。

1　清和源氏新田氏流　上野國新田郡牛澤より起る。尊卑分脈に「里見義成—義基—重基（里見牛澤二郎）—重宗（牛澤三郎）—基宗」と見ゆ。里見系圖も同樣にして「里見太郎義基—里見二郎重基（號牛澤）—重宗（牛澤三郎）—基宗（同彦二郎）、弟重幸（同彦四郎）」とあり。

2　秀鄕流藤原姓佐野氏流　田原族譜に「佐野實綱七男田沼壹岐守重綱四世長島彌五郎重正三男縫殿助重國—行氏（牛澤三郎一德）」と見ゆ。

3　同書また「武澤小四郎行氏—同小二郎綱氏—綱吉（武澤喜八郎、武州黒須、稱牛澤）」と見ゆ。

4　信濃にも此の氏あり。

牛嶋　ウシジマ　ウシノシマ　武藏、相摸、羽後、阿波、肥前等に此の地名あり。

1　橘姓澁江氏流　肥前國杵島郡長島莊牛島邑より起る。澁江系圖に「橘公義—公茂（牛島、始めて牛島氏に改む）——

—公有—公俊—公貞—公雄—公常
—公幸—公森—公弘—公隆

と。公茂・牛島左衞門尉と稱す。小鹿島系圖、中村系圖皆同じ。菊池風土記も亦同じ。

2　平姓澁江氏流　前項牛島氏と同族なるべし。されど肥後國牛島系圖には「平公倘（澁江五郎、代々紀伊國中山に住む。壽永二年四月、肥前國長島莊牛島に來る。よりて澁江を改め、牛島と稱す。建久九年飽田郡活龜莊河內村に移る。是より以來居住。河內村に宮あり、阿蘇若宮と稱す。寺あり、清光山江月院と謂ふ、牛島黨建つる所）—公倘三十八代孫俊政（三郎左衞門、天文十九年八月、大友兵と戰つて之に死す。）—公俊（彦五郎、三郎左衞門）」と見ゆ。山上三名字の一にして三郎左衞門に關する文書多く存す。牛島寄合衆、城三郎左衞門殿（牛島）等・見ゆ。又肥後國志に牛島俊政、その子彦五郎あり。

3　倉部姓牛島氏　筑後將士軍談牛島系圖に「上妻郡津江村百姓牛島直吉家記あり、大册、此の系圖則ち其の册子中に取る」とし。「（上妻郡山上筑紫上野守臣也）牛島藏人亟倉部秀政（則ち同郡山下城內抱）—隆政（藏人）—澄昭（清右衞門、三十五歲にして朝鮮に往く）—隆暉（四郎左衞門）—覺助（寛永十四夭）」と載せ、今按に秀吉の狀に據れば、文祿二年鎭運、朝鮮陣中にて病卒云々と。倉部姓と云ふ事味ふべし。

4　源姓　阿波國麻殖郡牛島邑より起る。故城記に「牛島殿、柿原、源氏、五骨扇、中に松の字」と、又一本に「牛ノ島、源

氏」に作る。ウシノシマなり。永正十一年十二月の文書に「牛島殿御一族の子孫」と見ゆ。

5 岩代にも此の氏あり。

牛田 ウシダ 三河、下總、上野、安藝等に此の地名あり。

1 橘姓 三河國碧海郡牛田村より起る。橘姓にして吉清を祖とすと云ふ。牛田城(牛田村)の城主牛田玄蕃は水野右衛門大夫の家臣也。又中古賴朝卿時代も城ありたりと。

2 清和源氏 平井七郎忠廣の裔茂氏、下總國牛田村に住す、よりて家號を牛田と云ふ。家紋五七桐、十一菱。寛政系譜に見ゆ。

3 甲斐の牛田氏 都留郡の名族にして、牛田若狹守、牛田善右衛門眞綱等著る。

4 阿波の牛田氏 蜂須賀家の重臣にして創業文武有功士の一なり。三好郡大西城主なりしが寛永中城廢す。

牛堂 ウシダウ 備前にあり。

牛瀧 ウシタキ 和泉國和泉郡に牛瀧庄あり、その地より起りしか。

牛玉 ウシタマ 近江蒲生郡發祥と云ふ。佐々木氏の族にして、佐々木系圖に「檜崎盛家—尙家—義盛(牛玉三郎)」と見ゆ。

牛津 ウシヅ 肥前國小城郡牛津邑より起る。藤原姓にして、「牛津忠前入道は肥前牛津白石一千餘町を領す」と云ふ。その子與五郎信前なり、子孫大村藩に仕ふ。

宇出津 ウシツ 六鄕衆に宇出津次郎右衛門あり。

牛塚 ウシツカ

牛根 ウシネ 大隅國大隅郡(肝屬郡)牛根より起る。牛根城一名入船城(松ヶ崎)は此の氏の據る處にして、曆應の頃牛根兵衛五郎道綱あり、後池袋氏の領となる。

牛野 ウシノ 尾張國中島郡に牛野鄕あり、關係あるか。

牛尾 ウシノヲ 因幡、下總の牛尾氏はウシノヲと訓讀あり。ウシヲ條を見よ。

牛塲 ウシバ

牛迫 ウシハザマ ウシセコ 日向記に牛迫藤十郎と云ふ人見ゆ。

牛原 ウシハラ 肥前養父郡に牛原あり、河上社文書に見ゆ。

牛袋 ウシブクロ 岩代國磐瀨郡牛袋邑より起る。千葉系圖に「千葉介常胤の男武石三郎盛胤(宮本系圖胤盛)の子七郎胤祐・奥州の牛袋邑に居り、牛袋氏を稱す」と載せたり。其の子孫、伊達世次考等に見ゆ。家紋九曜。

牛淵 ウシフチ 伊豫の豪族なり。南北朝の頃牛淵美作守、同孫六等あり、豫章記等に出づ。

海潮 ウシホ 和名抄出雲國大原郡に海潮鄕あり。ウシヲ條を見よ。

潮 ウシホ 前條海潮鄕より起る。牛尾氏に同じ。ウシヲ條に詳か也。

潮田 ウシホダ 武藏、常陸、伊勢等にあり。

1 紀姓 武藏國橘樹郡潮田邑より起る。紀氏系圖に「兵三武者實直—實高・潮田を稱し、」其の弟「實元(潮田五郎)—實淸(大井五郎)—淸景(潮田三郎)—幹景(同五郎)—幹實(同五郎)」と。一本紀氏系圖には「大井實春—實元(潮田五郎)」とす。(實直の事は紀氏條、品河條を見よ。)東鑑卷廿一に潮田三郎實季、廿五に潮田四郎太郎あり、此の族ならむ。後世荏原郡に此の氏あり、風土記稿に「潮田氏、羽田の舊家也。世々羽田獵師町に居て魚獵のことをなせり、北條家盛なりし頃は行方氏の旨をうけて魚を取つてまゐらせたり」と見ゆ。又此の潮田氏、武家系圖

の牛鹿氏の人ならんかとの說あり。

宇自可　ウジカ　宇自加氏に同じ、國史には多く此の字を用ふ。

牛鹿　ウジカ　宇自加氏に同じ、古事記、正倉院文書此の字を用ふ。

潮鹵　ウシカタ　和名抄壹岐島壹岐郡に潮安鄕あり、高山寺本潮鹵に作る。

迂志方　ウシカタ　淸原武則の甥に迂志方太郎賴貞なるものあり、今の盛岡の地に城を築くと。コジカタ條を見よ。

牛川　ウシカハ

牛飼　ウシカヒ　和名抄陸奥國小田郡に牛甘鄕あれど、古姓氏に牛飼部なし。後世秀鄕流藤原姓內藤氏の族に牛飼氏あり、地名を負ひしならむ。內藤賴俊—季俊—季方—惟季、牛飼を稱すと。

牛木　ウシキ　上野の豪族なり、戰國時代牛木三河守あり、上河田城に據りしが、武田氏に落さる。

宇式　ウシキ

牛岐　ウシキ　阿波國那賀郡牛岐邑より起る。新開氏の事ならむ、その條を見よ。

宇敷　ウシキ　長門國阿武郡宇敷庄より起りしか。

牛久　ウシク　常陸國稻敷郡牛久邑より起りしか。小田氏の族岡見氏のありし地なり。猶ほ上總國市原郡にも牛久邑あり、小田原分限帳に牛久新次郎と云ふ人見ゆ、武藏の士か。

宇志久　ウシク　前述常陸の牛久より起りしなるべし。前太平記大掾國香の配下に此の氏あり。

牛玖　ウシク

牛草　ウシクサ　伊勢度會氏の一家號なり、卽ち度會二門系圖に「常相—行兼—氏守(一禰宜、牛草、岩淵)—輔賴」と。又「彥晴(一禰宜、尾上)—貞雄(簑曲)—廣雅(二禰宜、四男、牛草)」と見ゆ。

牛糞　ウシクソ　ゴユエ、ウグツ　薩摩國伊佐郡(薩摩郡)牛屎院より起る。安藝判官平基盛の子薩摩守信基・保元の軍功によりて薩摩牛屎院、祁答院の兩所を賜ふ、其の四男薩摩四郞元衡・保元三年八月・牛屎院に下り、世々院司たり、因りて牛屎を氏とし、信基の曾孫大平太郞元光に至り、靈夢によりて太秦宿禰姓に改むと云ふ。されど靈夢など云ふ事信じ難ければ、平氏と云ふは例の假冒にて太秦姓たりしが如く考へらる。牛糞院は圖田帳に「牛屎院三百六十町內(島津御庄寄郡)右衞門兵衞尉。永松二百四十町、院司元光。幸方五十五町、島津御庄方辨濟使。木寄十五町、名主前內舍人康友。光武五十町、名主九郞大夫國吉」とあり。

1　太秦宿禰姓　薩摩牛糞氏の居城は大口城にして、地理纂考に「大口城、他名、牛山、また淖田口城、往古牛屎氏の居城なり。牛屎は安藝判官平基盛の裔なり。基盛が子薩摩守信基、保元の軍に軍功ありて、牛屎及び祁答院の兩院を賜ひ、四男薩摩四郞元衡、保元三年八月牛屎院に下り、世々院司にて當城を治所とし、牛屎を以て家號とす。又『大平太郞、秦宿禰元光、牛屎院所領たるべき』の由文治三年の文書に見ゆ。大平大郞は牛屎氏の支裔淵邊某系譜に『薩摩守信基曾孫にて平姓を秦に改む』と見ゆ。牛屎氏世々繁榮し、元弘建武の際、牛屎左近將監高光官軍に屬す。建久五年、三郞坊法印重妙始て菱刈郡太良院に下り、其子孫家號を菱刈と改め太良城に據り、當城を陷れ、牛屎太良の兩院を相良氏(求麻)と分領す。牛屎氏是より衰微す」と見ゆ。

2　牛糞氏は南北朝時代官軍に屬す。鎭西要略多々良濱の戰菊池方に牛糞氏を擧げ太平記三十三宮方に牛糞越前權守、武家

方に牛糞刑部大輔を載せたり、當時二派に分れしか。

3 草野氏流　以上の如く此の氏は太秦宿禰姓にして、後に桓武平氏と云ふに至りしものと考へらるれど、筑後草野氏系圖には「高木肥前守文貞——

┬政則—則隆—經隆(菊池氏祖)
├篤兼(大隅國配流、坂上、河俣、加良木、牛糞等此子孫也。)
└顯貞(高木三郎大夫)

と見えたり。考ふの要あらん。

4 大友氏流　猶ほ一本大友系圖に「大友左近將監親時—山城守貞親—親信—親基(牛糞又太郎、子孫多)その弟親盛(同左衛門佐)—親成(藤太郎、子孫多)」と見ゆ。

牛屎 ウシクソ　牛糞氏に同じ。

牛縊 ウシクビリ　磐城國田村郡牛縊より起ると云ふ。田村大膳大夫家中記に「牛縊五郎右衛門(牛縊館)」と見ゆ。

牛窪 ウシクボ　又牛久保ともあり、「三河、信濃に此の地名あり」、その地名を負ふ。

1 田姓牧野氏流　三河國寶飯郡牛久保邑より起る。牧野氏族なり、マキノ條を見よ。田邊牧野藩の重臣なり。

2 清和源氏能勢氏流　滿政の後、もと能勢氏を稱せりと云ふ。家紋丸輪、横木瓜の内花菱、葉付切竹。

3 秀郷流藤原姓佐野氏流　牛澤三郎行氏(一德)—重氏(牛久保伊豆、下野足利郡足利に住す)—氏國(牛久保丹波)、その弟牛久保丹後氏村、牛込八郎なりと。

牛越 ウシコシ　磐城國相馬郡牛越邑より起る、此の地に古く牛越上總介定綱なる者據る。文安二年相馬高胤の配下豊田清弘、萱濱胤久等相謀りて定綱を斬るとぞ(奥相志)。また伊澤家の家臣に牛越藤五郎あり、天正三年戰死す。

牛込 ウシコメ　武藏國豊島郡牛込邑、即ち今の東京牛込より起る。

1 風土記稿牛込庄條に「小田原役帳に大胡六十四貫四百三十文、江戸牛込と載す。牛込家譜に上野國大胡彦太郎重治、當國牛込に移り、北條氏康に屬すと是なり、又天正十八年太閤秀吉の制札にも、武藏國荏原郡江戸の内牛込七村と記せり、當時よりの庄名なりしなるべし」と。この氏は秀郷流藤原氏、足利の末流にして家譜に「足利大夫成行—太郎重俊—成家—俊行—俊光—光兼—光重—光之—重清—彦太郎重高—五郎重國—彦次郎重行(上杉修理大夫朝興に屬し、のち北條氏康が招に應じ、大胡を去て牛込に移り、天文十二年九月十七日死す。)その子助五郎勝行(宮内少輔)、北條氏康につかへ弘治元年正月六日、大胡を改めて牛込を稱す。此時に當りて勝行、牛込、今井、櫻田、日尾屋、下總國堀切、千葉等の地を領し、牛込に居住す。其子三右門勝重—傳左衛門俊重—權兵衛重相、家紋鷄」と。又寛政系譜に十六葉裏菊、五七桐、左巴と載せ、風土記稿引牛込家譜には「上野國大胡住人大胡彦太郎牛込に移り氏康に屬し、重治の孫勝行天文二十四年氏を牛込に改む」と見え、又同書日比谷條に「櫻田の東をいふ。長祿江戸繪圖に比々谷村あり。又北條役帳に江戸比々谷本郷六十七貫七百八十文大胡氏とのす。大胡はすなはち牛込氏なり。牛込系圖をみるに、大胡宮内少輔勝行、天文廿四年五月六日、北條氏康に告て大胡氏を改て牛込と號す、時に氏康より書を賜ひ、武州の牛込、今井櫻田、日尾屋、下總の堀切、千葉を領すとみゆ、是も今の比々谷なるべし」とあ

存すといへども、年暦を逸す」と。應仁略記下に雲林の舊一、勢州四家記に「雲林院出羽守、工藤一族、信長幕下となる」と。又信長記に「安土二丸の御番には雲林院出羽守」、蕣淵祉永祿十三年の棟札に「雲林院藤保」見ゆ。雲林院城は雲林院村西院にあり、名勝志に「興國中北畠氏に從ひ、細野掃部助と長野氏を滅し、其の地を分領す。長野氏再び興るに及び亦之に屬す。祐基及び其の子兵部少輔の時、長野信包領地を奪はんとし、天正八年謀を以つて其の老臣野老兵衛尉を殺し、祐基父子を逐ふ、城遂に廢す(勢國見聞集、長野錄)」と。又五鈴遺響に「祖出羽より兵部まで、歷代十一世の邑」と。(ウリンキン條參照)
其の他、丹波國鬼が洞の城主に雲林院式部國住あり、籾井家記に見ゆ。

羽州　ウシウ　蜷川親元記に「羽州探題右京大夫」見ゆ。山形最上氏を云ふ、又「氏家伊勢守宗政、羽州探題內也」と。出羽探題とも云ふ。

牛江　ウシエ

牛尾　ウシヲ　ウシノヲ　遠江、下總、出雲、肥前等に此の地名あり。又潮とも云。

1　信濃神家流　出雲國大原郡牛尾邑より起る。雲陽志に潮城は牛尾幸清の築く處と。此の氏は嘉元の下知狀に「神爲眞の領は、信濃國伊那郡中澤鄕內八箇村、出雲國牛尾庄也。而して牛尾庄に於いては眞直に讓り、中澤內四ヶ村は眞光に讓り、殘り四ヶ村は後家女子に讓る所なり」と。信州伊那の中澤を領するが故に中澤氏とも稱す、ナカザハ條と併せ見るべし。此の氏信州より來るが故に、當所に諏訪明神を勸請す、牛尾鄕十二ヶ村の惣社なりと。正平十年十二月廿一日の口宣に「左衞門尉神時實、宜しく參河權守たるべし」と。又集古文書文明元年八月のものに「牛尾三河守殿」と。その後豐前守あり、尼子氏に叛く(陰德太平記)、又後毛利勢に攻めらる。安西軍策卷四に「元龜元年四月十五日、牛尾彈正忠が楯籠る三笠山城を攻落んとて、輝元朝臣、元春父子隆景、先山見の爲打出給ふ。同十七日に云々、彈正が舍弟隣西堂降人に出づべく候云々、牛尾は深手負ひ火の中へ飛入り、西堂も續て飛入、其の外城中の妻子までも殘らず、燒失けり」と見ゆ。その他同書牛尾三河守(出雲勢)、牛尾遠江守(安藝)、牛尾信濃守、牛尾太郎左衞門(久盛)、牛尾藤三郎等を載せ、牛尾鳥執城に楯籠ると。但し安藝、因幡にも牛尾氏あり、毛利在番志に「佐世城、牛尾大炊助之を戍る」と見えたりと。大炊介、陰德太平記にも見ゆ。

2　安藝の牛尾氏　前項と同族か、藝藩通志高宮郡條に「牛尾氏、中深川村、先祖牛尾遠江幸清、同子義次、俱に毛利氏に從ひ、九州の役に死す。次子幸助農となりて此村に住す」と。又廣島十日市町太田屋、「先祖は京人野村氏、中頃尼子家に仕へ牛尾氏と云ふ。元和中善左衞門といへるもの、始めて府に來る」と。又陰德太平記に藝州毛利の家士牛尾大藏左衞門を載せたり。この人集古文書天正八年十月のものに見ゆ。

3　石見の牛尾氏　安濃郡(久手村)鰐走城主に牛尾太郎左衞門尉久信あり。石見志に「諏訪神家中澤氏、出雲海潮鄕に居り、潮又牛尾と稱す(石見家系錄)、永祿八年四月富田合戰に牛尾三河守、同遠江守幸淸、同太郎左エ門久信(陰德)」と見ゆ。

4　大友氏流　大友系圖に「能直—親秀—賴泰—親時—親元(牛尾九郎)—親氏(牛尾民部少輔)」と見ゆ。親氏は高良山文書

に出づ。

5　千葉氏流　千葉宗胤の子千田胤貞の後にして、下總國香取郡牛尾邑より起る。妙光寺天正五年金口銘に「大檀那牛尾右近大夫胤仲敬白」と見ゆ。（ウシノチなり）

6　その他、津山藩分限帳、信濃國等にあり。

牛岡　ウシヲカ　遠江國佐野郡に牛岡莊あり。

牛奥　ウシオク　甲斐國東山梨郡牛奥邑より起る。家傳に「武田末流にして始め三枝を稱す、兵部左衞門某、信玄に仕へ、牛奥の庄を領す」と、蓋し甲斐三枝部の後なるべし、寛政系譜五家を載す、家紋丸に二引丸に三蓋松。なほ鞆を紋とするものあり。又中興系圖に「牛奥、淸和、本國甲斐、モン丸内二引、武田末流、三枝松信玄より之を賜ふ。兵部右衞門尉、牛奥住、息靱負、昌重、稱之」と見ゆ。

牛尾田　ウシヲダ　横溝嘉元三年四月六日の文書に筑後國三潴庄田脇村（牛尾田孫太郎跡）と見ゆ。

宇自加　ウジカ　又宇自可とも、牛鹿ともあり。播磨國餝磨郡宇自加（牛鹿）より起りし氏にして、上古以來相當榮ゆ。この地は安閑紀に牛鹿屯倉とあるより見れば、此の氏屯倉と緣故あるか。（牛鹿の地分明ならざれど暫く餝磨郡内とす）。臣姓、宿禰姓等あり。

1　宇自加臣（牛鹿臣）　古事記、孝靈段に「日子寤間命は、針間牛鹿臣の祖也」と見ゆ。牛鹿は宇自加也、姓氏錄、右京に貫し「宇自加臣、孝靈天皇皇子彦狹島命の後也」と註す。彦狹島命は崇神帝裔にもあれど、そは同名異人にして、此の彦狹島は日子寤間命の事なり。書紀にも彦狹島命と見ゆ。氏人には承和二年九月紀に「右京人散位宇自可臣良宗、姓を春庭宿禰と賜ふ。彦狹島命の苗裔也」また元慶元年十一月紀に「右京人外從五位下行主計權助宇自可臣秋田等男女十四人、姓を笠朝臣と賜ふ。彦狹島命の後也」また貞觀六年八月紀に「右京人二品秀良親王家令正六位上宇自加臣吉人、姓を笠朝臣と賜ふ。彦狹島命の後也」また齊衡二年八月紀に「式部卿仲野親王家令正七位下宇自可臣武雄、姓を笠朝臣と賜ふ」など見ゆ。かく此氏が笠朝臣を賜はれるは如何なる故か、笠氏は彦狹島命の御兄弟稚武彦命の後なり。蓋し此の間の消息詳かにするを得ざれど、孝靈本紀に「稚武彦命、宇自可臣等祖」と傳ふるより見れば、中頃系統笠臣に移れるか。或は同族中笠氏榮ゆればならんか。（イナミノ條參照）。斯くの如く此の氏は稚武彦の兄弟の後にして、一說稚武彦の後とも傳へ、且つ中古に至り笠氏を賜へるを見れば、吉備氏の一族と見るも可なるべし。

2　宇自可宿禰　姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。宇自可臣後に宿禰姓を賜へるなるべし。

3　牛鹿惠師　天平寶字二年三月十九日の畫師行事功錢注進文に「畫工司畫部、從八位上牛鹿惠師足島」と云ふ人見ゆ。惠師は畫師にして、職名なれど、當時カバネとして使用さる。此のカバネを稱する者は、普通諸蕃なるを恒とすれば、牛鹿臣とは別族なるべし。されど廢帝紀に畫工正宇自可臣山道なる人見ゆれば、密接なる關係ある事勿論なり。

4　宇自可氏　牛鹿臣の後なるべし。將門記に左近衞番長宇自可友興、小右記に雜色長宇自可春利、番長宇自可吉志等見ゆ。

5　播磨風土記に宇知賀久牟豐命あり、此

十一）の三人を擧ぐ。此等宇佐美と云ふを同一族とする時は、宇佐美氏は分脈以下の系圖が傳ふる如く、工藤伊東の族にあらずして、助茂は祐經と姻戚關係を有する人かと考へらるべし。

然れども一層仔細に觀察すれば、當時二流の宇佐美氏あるにて、源平盛衰記は之を混淆せしに過ぎずと思はる、卽ち次の如し。

1 大見氏流　上述保元の宇佐美平太、同平次、盛衰記の平太、平六等は東鑑の平太政光、平次實政と同一流の宇佐美氏にて、又大見氏ともあるものに當る。卽ち增訂伊豆志稿が「大見平三郎家政は一族に政光、實政あり、此の二人兄弟なり。藤原泰衡征討の役、實政出羽を鎭定し、由利維平を生擒せしが、尋で泰衡の黨大河兼任に殺さる、世系所見なく、大見或は宇佐美に作る、大見宇佐美並稱せしものなり」と云へるものこれ也。よりて盛衰記が此の一族として資茂を擧ぐるは誤れり、詳細はオホミ條を見よ。東鑑卷五に宇佐美平三、卷十に宇佐美小平次とあるも此の族なるべし。

2 工藤伊東流　三郎祐茂（助茂）の家なり、祐經の近親なれど弟と云ふは誤りならんか。東鑑祐茂の外、廿四、廿七に宇佐美左衞門尉祐長、三十、三十一、三十九、四十に宇佐美藤內左衞門尉祐秀、三十二、三十四、三十六に宇佐美與一左衞門尉、三十五に宇佐美藤左衞門尉、三十六に宇佐美左衞門尉祐泰、この人三十六、三十八、三十九、四十に宇佐美藤內左衞門尉祐泰、五十一に宇佐美日向前司祐泰、その他三十八に宇佐美七郎左衞門尉、四十に宇佐美左衞門入道、次に承久記卷一に宇佐美さゐもん祐長、卷の二に宇佐美五郎兵衞、同與一、下つて梅松論に宇佐美某、太平記六に宇佐美攝津前司、十六に宇佐美河內守正安、廿四に宇佐美三河守、廿七に宇佐美三河三郎等見ゆ。祐茂の紋は三つ瓶子に橘なりしと、寬政系譜、此末流三家を載す、家紋三瓶子の內に橘、丸に根なし橘。

3 伊豆の宇佐美氏　攝津守祐辻より足利公方家直參なり。その八代左衞門尉政豐は義政公の昵近なり。其の子祐孝・長享二年村岡の如意輪寺に討死し、其の子能登守定興、法名道盛は延德三年伊豆の堀腰にて北條早雲と合戰し討死、爰に至つて宇佐美代々の本領を早雲に取られ斷絕なり。定興の嫡子越中守孝忠は十六年前に伊豆より越後に入り、次男左近大夫祐興は父討死を聞て宇佐美の城に籠りしを、早雲押寄せ、十餘日攻めしかば、糧盡て左近自害し、本領斷絕せし也と。孝忠は鎌倉大草紙に「山內顯定・宇佐美藤三郎孝忠に五千餘騎を相添へ云々」と。

4 越後の宇佐美氏　伊豆宇佐美氏の一族にして、三島郡琵琶島城主なり。初め左衞門尉滿秀が弟神德（保）左馬進祐益、應安元年上杉龍命丸が伯父憲榮の家督として鎌倉より越後へ赴ける際、隨從して當國に入り、當城に在りて上杉の下司となる。寬正五年宇佐美伊豆守定秀世嗣無し、氏族相爭て琵琶島城亂る、因て守護上杉房定、伊豆國の宇佐美定興が子越中守孝忠を召して城主と爲す、其子駿河守定行（後改名定滿）爲景、景虎に仕へ大功をたつ。信州野尻城を守りし際、永祿七年七月、長尾政景と野尻辨天池に舟遊し、紐ケ崎にて政景を捕へ、倶に水底に沈みて死す。嫡子民部勝行浪人し當城を召上らる。後天正年間相山但馬守當城にあり。政景は景勝の父也。其の後宇佐美主水なるものあり。直江に屬し、下倉城を攻む。

5 常陸の宇佐美氏 宇佐美平太左衞門・常陸大窪鄕の地頭職となる、建保元年和田氏に黨して討死す。鹿島嘉祿三年文書に「前地頭宇佐美平太入道の例に任せ」とあるは之を云ふなり。新編國志に「宇佐美。伊豆國賀茂郡宇佐美村あり、藤原氏なり、多珂郡に居す。安良川八幡緣起に『賴朝將軍の時當郡地頭宇佐美右衞門尉、嘉祥中同地頭宇佐美藤內左衞門尉』などあり。佐竹系圖に『宇佐美日向守の女、佐竹六郎經義に嫁して、子泰經を生む』とあり。卽この人の女なり。又地頭宇佐美右衞門尉祐茂、同判官なども見えたり。小野崎義昌の家士姓名帳に宇佐美七郎あり、」と。祐茂は建暦中二階堂行光、同行村、佐野光季等と共に那珂郡沙汰人となり、地頭職を兼ね、識田八段を安良川八幡宮に寄進す。その子左衞門尉祐政(分脈)、大夫判官と見え、その後祐泰あり、藤內左衞門尉、日向守と稱す、康元二年梵鐘を献ず、今に存すとぞ。

6 尾張の宇佐美氏 津島十五家の一なり、南朝尹良親王に仕ふと云ふ。

7 美濃の宇佐美氏 新撰志に「古城趾は、宇佐美左衞門尉が住しよしいひ傳へたり。いつの頃の人か定かならず。或は建久年中の人といへり。船田後記に『明應五年六月二十日、土岐元賴成田の城にて自殺し、死に隨ふ者三十餘人とある內に、宇佐美丹波前司、同弟與三左衞門尉』としるせり。此與三左衞門なるべし、」と。又長屋に宇佐美左衞門實助の名見ゆ。

8 伊勢の宇佐美氏 異本親元日記に「文明十五年、伊勢國朝明郡洪恩寺雜掌、同郡內豐田庄の內宇佐美新右衞門入道門阿名田、朝倉下野入道令買得、當寺に寄進云々」と。

9 紀伊の宇佐美氏 畠山記に「永享年間、南朝の餘類宇佐美新五郎云々等、在田郡鹿瀨城に籠る」と。

10 淡路の宇佐美氏 淡路國大田文に「御室御領物部庄(津名郡)田七十町、新地頭宇佐美五郎兵衞尉」と見ゆ。

11 阿波讃岐の宇佐美氏 日向記引康永四年七月十七日の文書に「細河陸奥守顯氏家人宇佐美三郎」あり、建武四年五月讃岐國南條山に打入ると、又「五月廿一日宇佐美春香丸請文、阿州岩野に於いて、亡父宇佐美新左衞門尉祐範・恩賞となして拜領云々」と。

12 南朝宇佐美氏 廣嚴寺楠木一族靈牌に宇佐美河內守正安あり。その後宇佐美紀伊次郎正種、橋本、神宮寺等と共に和泉日根の土丸城に義旗を擧ぐ。

13 其の他、宇佐美禪師あり、曾我兄弟の白骨を曾我に送る。又文治中宇佐美平二實政・內三郡を領す、現今津輕に宇佐美氏存す、緣故あるか。又德川時代久留里黑田藩用人、六鄕藩家老、又京極殿給帳にも見え、現今美濃、磐城、岩代、大和等にも存す。

宇佐見 ウサミ 中興系圖宇佐美の外に宇佐見を載せ、「藤左衞門祐義、稱之」と見ゆ又美濃に此の氏現存す。

宇佐和氣 ウサワケ 和氣淸麻呂宇佐に使してより其子眞綱、天長十年宇佐宮に使し、御卽位の事を告ぐ、子孫例となる。因て宇佐和氣氏と稱す。

牛 ウシ

雲林院 ウジヰ 伊勢國阿濃郡雲林院村より起る。長野工藤氏より出づ。三國地志に「按ずるに其の先祖長野工藤家より出づ。十一代雲林院に居城、因りて稱號とす、各々出羽守に任ずと云ふ。然れど其の系屬詳かならず、五世の法號偶ま長德寺の舊鬼簿に

ずと雖、此の危により已を得ず、暫く宮中を退く、文祿元年十一月卒す。弟一人あり、公豊と云ふ）―公里（大宮司、叙従五位下、上總權介、永祿十年卒す。弟に隆令「時枝家相續、號時枝備前、」また公綱「江島家相續、號江島刑部」と。）―公基（實時枝隆令の男、公建孫、號右衛門督、童名長松丸、天正十年嫡子松千代丸、讓與大宮司職、屬黒田如水之幕下、改姓名黒田吉右衛門政本、爲武家）―松千代丸（大宮司、慶長元年早世。弟政吉「武家、黒田家に於いて出生、號蜂屋阿波守。」某「武家、號黒田藏人」と）―公尙（實は到津公憲男、大宮司、號掃部頭、童名豐壽、公憲の一子と雖、由緒により慶長元年當家相續、公基の女を以つて之に妻はす。到津家は、薦社々司宇佐重則男公吉之を相續す）―公恒（初名公仲、弟に公相あり、到津家相續）―公躬―公岡―公雄―公綏―公素（童名敬麿、弟公倫「池上家相續」、弟公厳）―公義―公純―公貞―公矩（男爵）―公德―公勳

6 到津家 公連（大宮司、對馬守、宇佐公世三男、童名三德丸、對馬五郎、補大宮司、叙従五位下、豐前國到津、筑前國立岩、別府領主、初めて到津と號す）―公貞（應永中大宮司）―公增（應永中大宮司）―公兼（應永廿九年、補大宮司）―公弘（亨德中大宮司、編集祭會式）―公正（大宮司）―公治（大宮司）―公澄（大宮司、天文二年、叙任從五位下、中務大輔）―公憲（大宮司、大膳大夫）―公吉（大宮司、右京大夫、實は薦社々司宇佐重則男）―公衆（元和六年補大宮司、主膳正、寛永中濟府、將軍に愁訴す、之に依り正保三年八月神領千石の御朱印始めて之を頂戴す、弟一人重眞、池永家相續）―公村（實は宮成公尙男）―公峰―公著―公篤―公古―公說―公章―公嘏―公誼（男爵）―公熈。

7 宇佐神宮祠官 天平紀に八幡大神祝部大神宅女、社女、主神司大神田麻呂あり、又辛島氏あり、酒井氏あり、各々その條を見よ。弘仁十二年官符に據れば、大少宮司、禰宜、神主、祝等の社職あり。大宮司は宇佐公の世襲にして、後世分れて宮成到津兩家となる、共に宇佐公の裔なりと。但し到津氏は永祿より天正まで、八幡宮・企救郡到津に遷座の時より奉仕する也との說あり。大神氏は祝職を世襲す。

後世社人に三等あり、上祠官、中臘分、下神人、是れなり。古くは社家三百五十四人、寺家五十餘人、合せて四百餘人ありしも、天正以來衰微すと云ふ。

8 宇佐大宮司 源平盛衰記壽永二年九月、主上女院宇佐の宮へ參詣し給ふ、時に宇佐大宮司公通あり。次いで建久の日向國圖田帳に「宇佐宮領云々、辨濟使宇佐大宮司公通（宿禰後家）」また「故宇佐宮司公通宿禰（後家）」とあり。以下多く諸記錄に見ゆ。室町時代宇佐公晴その子公衆、下つて天文永祿に公連あり、一方に雄たり。永祿四年七月廿日大友勢三千宇佐氏を攻む、大宮司その館をすてゝ、大華表瑞垣を楯として戰ふ。大友勢大宮司館を燒き、火・廟社當塔に及ぶ、神官社僧・神輿を守護し、難を企救郡到津に避く。後天正十一年大友義統造營し神輿還幸し給ふとぞ。

9 企救郡足立山より發見せる古鏡に「安立妙見大菩薩、承安四年、宇佐氏」と。皇帝紀抄に宇佐公方、また天台座主記第十四に「權律師義海、豐前國人宇佐氏」と見ゆ。

10 新田義顯の孫義光、その子左馬助義明、母は菊池武政養女、實は宇佐八郎大夫政規の女なりと。

11 義經記に「上總國の住人うさ」と、こは武射ならんかと云ふ。

菟狹 ウサ 宇佐に同じ、書紀に此の字を用ふ。

宇沙 ウサ 同上、古事記に此の字を用ふ。

宇佐川 ウサガハ 安藝佐伯郡の名族なり藝藩通志に「宮内村宇佐川氏、先祖、當村天王社別當、光代寺住僧林齊、もと大内家の士人なり。福島正則、命じて還俗せしめ、里正とせらる、子なし。周防の士宇佐川孫兵衞が後、喜左衞門を養ひ子とす。累世里正となる。林齊還俗の後、光代寺廢しければ、其本尊を納めて、觀音堂宇を、宅の傍に置く。今にこれあり、林齊より今與右衞門まで十世」と見ゆ。

鵜崎 ウサキ

有雜 ウサヒ 和名抄伊豆國田方郡に有辨鄕あり、高山寺本に有雜鄕に作る。後世の宇佐美邑なり。

宇佐那木 ウサナキ 周防國熊毛郡宇佐木邑より起る。東鑑文治元年正月廿六日條に「惟隆惟榮等、參州の命を含み、八十二艘の兵船を獻ず、亦周防國の住人宇佐郡木上七遠景・兵粮米を獻ず。之に依りて參州解纜、豐後國に渡る」と。吉川本宇佐那木に作る、その方よし。

宇澤 ウザハ 高崎松平藩の用人に此の氏あり。

鵜澤 ウザハ 多古松平藩の側用人に此の氏あり。（香取郡）

宇佐原 ウサハラ 佐州役人帳に「藤原姓、宇佐原十藏」と見ゆ。

宇佐比 ウサヒ 次の氏に同じ。

宇佐美 ウサミ 伊豆國田方郡宇佐美庄より起る。和名抄有雜鄕の地なり。曾我物語に「宇佐美、葛見、河津の三ヶ莊」日向記に「維職の嫡子工藤大夫祐隆は豆州宇佐美、伊藤、河津、此の三鄕を合せて葛美庄と號せし領主也。後祐隆を改め家繼と稱す」と。宇佐美氏はその後裔たるなり。卽ち尊卑分脈に「維職—狩野九郎維次—狩野四郎大夫家次—

家次┬祐次（武者所）┬祐經（左衞門尉）—祐時（左衞門尉）
　　│　　　　　　└祐茂（左衞門尉 宇佐美三郎）┬祐政（右衞門尉）
　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└祐員（三郎左衞門尉）
　　└茂光（工藤介）」

又工藤二階堂系圖に「維職—工藤定經—祐親—祐茂（宇佐美三郎、祐經弟）…祐政」と、また宇佐美系圖に「祐經弟、祐茂（宇佐美三郎、從五位下、左衞門尉）…祐政（同三郎兵衞）—祐時（宇佐美與一、左衞門尉）—祐泰（同藤内、左衞門尉）」と見ゆ。されど日向記には「祐經・叔父狩野介茂光、宇佐美三郎祐茂に阿屬して鎌倉に下る」とありて、叔父とするが如し。武家系圖には「宇佐美、藤、本國伊豆、モン 三瓶子丸内橘、狩野四郎大夫家次男、平次祐光、稱之」と見ゆ、祐光は祐茂の父か。

然るに保元物語卷三には「狩野介茂光に相從ふ兵は誰々ぞ、伊東、北條、宇佐美平太、同じき平次、加藤太、同じき加藤次、澤六郎、新田四郎、藤内遠景」と載せ、また源平盛衰記卷二十に「伊豆國には、公藤介茂光、子息狩野五郎親光、宇佐美平太、弟の平六、平三資茂」と記し、資茂はまた後に「伊豆國住人宇佐比三郎助茂」とも載せ、又宇佐美三郎祐能と云ふもあり。次に東鑑卷一には、治承四年八月六日條に宇佐美三郎助茂を載せ、次に廿日の條に「宇佐美三郎助茂」（その他二、四、九、十三、十四、十五、又祐茂）と、宇佐美平太政光（其の他二、十一）同平次實政（其の他二、六、十、

ゝも、學者は、或は彦火々出見尊、或は鵜草葺不合尊、或は神武天皇第三皇子なりと。此等は主として託宣集より考へられし說なるも、此等の古記より見れば、寧ろ神武天皇（卽ち彦火々出見尊）と云ふ方・穩當にして、神武天皇が東征の際此の地に駐蹕し給ひし事と密接なる關係あらんかと考へらる（拙著日本古代史新研究、並に神祇史參照）。要するに宇佐神宮は足一騰宮の繼續に外ならざるなり。

2　宇佐公　宇佐國造家の氏姓にして宇佐神宮に奉仕す。養老五年六月紀に、「戊寅、詔して曰く沙門法蓮、心は禪枝に住し、行は法梁に居る。尤も醫術に精し、民業を濟治す。善い哉斯の如き人・何ぞ褒賞せざらんや、その僧三等以上、親しく宇佐君姓を賜ふ」と。法蓮の事は大寶三年九月紀に「僧法蓮に豊前野國四十町を賜ふ、醫術を褒むる也」と見ゆ。元享釋書に此の人を奥州の人とするも、同名異人にして・恐らく宇佐の人、宇佐の君の族なれば、此の事ありしならんかと考へらる。

次いで宇佐公池守あり、東大寺要錄第四、弘仁十二年八月十五日の太政官符に「天平十八年云々、從七位下宇佐公池守を（宇佐八幡）神宮司となす云々。寶龜二年、池守を少宮司に任ず云々。太政官去る延曆四年六月十六日の符に依るに、大神朝臣種々麿を大宮司に任じ、大神朝臣雄黒麿を其の祝に任ずと。然らば則ち大神朝臣田麿の時、始めて神德顯はれ、祝神主を置き、大小宮司を補す。是れ田麿の族、祝、神主、大宮司となり、大宮司宇佐公池守の胤、少宮司と爲す、門地を嗣ぎ相承云々」（全文大神氏條を見よ）と。又類聚國史卷十九に「弘仁十二年八月戊寅、大神宇佐二氏を以つて八幡大菩薩宮司となす」と。よりて豊後國志は「宇佐公牛人始めて大宮司に任ず、是の時初めて田心姬、湍津姬、市杵島姬三神を齋れり。牛人の子押領使宇佐公池守の時に、八幡大神始めて神と顯れ給ひぬ。此の後相續て大宮司に任じ、今に至りて絕えず」と云へり。

又延喜臨時祭式に「凡そ八幡神宮司、大神宇佐二氏を以つて之に補し、他氏を雜へ補するを得ず」と載せ、下つて類聚符宣抄第一、應和二年四月十七日の太政官符に「應補任豊前國八幡大菩薩宮權大宮司正六位上宇佐君貴之」など見ゆるが如く、此の氏は代々宇佐八幡宮に奉仕せり。八幡本紀にも「大宮司は宇佐公姓、宇佐津彦命の後也」と見ゆ。後宿禰姓を賜ふ。

3　宇佐宿禰　宇佐公は後に宿禰姓を賜へり。類聚符宣抄、第一、寬弘六年八月廿二日の太政官符に、「正六位上宇佐宿禰相規、右去る三月十五日、豊前國八幡大菩薩大宮司に任じ畢る」また寬仁二年二月廿三日の太政官符に「正六位上宇佐宿禰相規、右去る二月廿二日、豊前國八幡大菩薩大宮司に重任し畢る」など見ゆるによりて、察するを得む。系圖に據れば、延喜中、夏泉の時宿禰姓を賜ふと云ふ。此の宇佐宿禰相規はその後治安四年正月十七日、又も重ねて大宮司に任ぜらる。

4　宇佐朝臣　其の後、高倉天皇の朝、大宮司公通に至り、朝臣姓を賜ふ。宇佐氏の系圖は次の如し。

高魂尊―天三降命（天孫日向に天降ります時供奉、勅に依りて、菟狹川上に住み、宇佐明神を齋き奉る）―菟狹津彦命（「神武天皇、日向國より發して菟狹に到り給ふ時、始めて宇佐國造に補す」と。次に

其の妹菟狹津姫命を皋げ、「同時勅により侍臣天種子命に嫁し、後宇佐津臣命を生む」とあり。)─常津彦耳命─稚屋─押人─珠敷─布敷─豊玉(御春姓を賜ふ。)─小船─安山─宣坂─長野─古邊─武雄(白鳳七年、宇佐公姓を賜ふ)─貞野(麻生氏祖)─佐野(佐野氏祖)─牛人─池守(弘仁中、大宮司に任ず、押領使、正八位下、野中郷に住し、神誓により、三角の靈池を守護し奉る。故に池守の名を得。欽明天皇御宇、池上に於いて神詠を奉る。其の後、大神比義諸共に八幡大神を顯はし奉る。又神護景雲中、大尾社を造立、壽三百餘歲、神人也。池永氏の祖)─式佐(權大宮司)─豊川(權大宮司、大初位上、仁壽中若宮殿を造立す。)─文世(權大宮司)─佐雄(天安中、大宮司)─宮雄(權大宮司)─夏泉(延喜中、宇佐宿禰姓を賜ふ、大宮司に補し、勅して把笏を許す)─春頴(大宮司)─春海(權大宮司)─英利(大宮司)─是憲(大宮司、天慶元年外從五位下に叙せらる)─持節(天暦二年大宮司に補す)─守節(應和二年、補大宮司。此の弟に諸守あり、「權大宮司、大根川社司」と見ゆ。)─貞節(天延二年大宮司、叙從

四位)─相規(大宮司、治安四年、叙從五位下。此の弟に相忠あり、「權大宮司益永氏祖」と註す。)─相方(長元二年、大宮司)─公忠(長元八年大宮司、實相規次男)─公則(天喜中大宮司)─公相(承暦四年補大宮司)─公順(應德二年、補大宮司、保安四年六月、御田植神事を始めて執行す。此の弟に公康あり、「乙咩氏、荒木氏祖」とあり。)─公基(保安四年、補大宮司、實は三男也、兄弟四人、公義、公兼、公盛、公經なり。)─公通(天養元年、賜大宮司之官符、治承四年再補、叙任正三位、大宰大貳、受領豊州筑州對州、四位に叙するの時、宿禰を改めて朝臣と爲す。元暦中、緒方惟榮等惡行の後、神殿を造立し奉る。紛失の黃金之を封ず、平田別府等開發)─公房(保元二年大宮司、建久五年再補、承元二年再補、叙從四位下、弟三人あり、公廣、平田八郎公綱、公定、これなり。)─公仲(建保二年大宮司、叙從五位下、實は公通の男、公房の讓りを得)─公高(寛元二年、補大宮司。弟二人あり、公成「安心院氏祖」公成「號岩根、日向國村角領主」これなり)─公有(大宮司、從五位下、建治元年、賜官符)─

公世(正安元年大宮司、從五位下、對馬守、嘉暦二年五月卒)──

─公敦─公將┬公右─公居　宮成祖
　　　　　　└公和
─公浦(康永三年任豊前國司、童名二德丸、又菊丸)
─公連─公利─公規─公貞　到津祖
─公一(權大宮司、童名王德丸、對島六郎、鏑山氏祖)

5 宮成家　同上系圖に「公敦(大宮司、從五位下、童名一德丸、對馬太郎、德治二年五月朔、遷宮執行)─公將(大宮司、入道光々)─公右(正慶元年、祖父公敦より大宮司職を讓り得、延元元年卒、時に嫡子公居當歲、之に依りて舍弟公和、大宮司職輔務之、弟公和・大宮司)─公居(大宮司)─公内(大宮司)─公満(大宮司)─公則(大宮司、應永十八年大鳥居建立之、應永廿九年造營の時、叡感の綸旨を賜ふ)─公佐(應永卅四年補大宮司、永亨元年行幸會執行)─公高(延德中大宮司)─公統(大宮司)─公通(大永中大宮司)─公建(大宮司、天文十一年、叙任從五位下修理大夫、同十九年、叙從五位上、永祿中、大友氏の家族奈多鑑基惡行の時、領所宅地等、悉く押領せらる。當家は代々宮中に居住す、當職前職の差別なし、神忠を抽

浮地　ウキチ

浮橋　ウキハシ

宇久　ウク　肥前國松浦郡宇久島より起る。下松浦黨の一にして五島家の祖なり。その出自に關しては諸説ありて決し難し。家傳・武田氏の後と稱すれども、寛永系圖既に之を疑ひて上略す。或は嵯峨源氏松浦黨より出づと。その方理あるが如きも、先づ家傳の説を云へば、武田信義の四男有義が後裔、武田義政の二男守盛・武田を改めて宇久を稱すと云ひ、又寛政五島家呈譜には、武田信弘、宇久を稱し、家盛と名乘ると。

次に武家分脈系圖等に據るに、「五島は本名宇久、紋丸花菱、二引、もと宇久島と號す。其の先未だ詳かならず。松浦家系譜を所見するに、渡邊源次綱・肥前州松浦郡に下向し、秩を增して住す焉。宇久島も亦綱の封か。或は曰ふ綱の曾孫久・命を奉じて松浦に下向し、久壽元年歿す。久の次男松浦源大夫直、上松浦を分領す。直の男を四郎遊と曰ふ、大河野に居る。遊の男四郎守、宇久島に封ぜられ、宇久四郎と稱す、宇久氏の鼻祖たり。其の先・見る處なし。守の男を宇久三郎祝と云ふ。然るに壽永の年、平家・西海に亡ぶる時、小松内府重盛の四男有盛、測らずして死を遁れ、肥前州宇久島に漂着す。土人之を援け以つて是に居らしむ。島の領主宇久祝・平氏の餘裔なるを聽き、扶助を與へ後嗣となし、宇久の地を讓る」と。或は曰ふ「爰に甲斐源氏、武田太郎信義の四男に兵衞尉有義あり、その次男を爲太郎信盛と曰ふ。一族に不和ありて鎭西に下向す。仁治三年宇久島に至る。領主有盛之を愛し、家督を半ば信盛に讓り、半ばを以つて二郎正に授く。信盛の男を左衞門尉信宗と云ふ。宇久源二郎勝、彌三郎充を亡ぼして之を併せ領し、宇久左衞門尉と號す。信宗の男信久、信久の男行盛、行盛の男盛隆、是れより世系を見ず」と。或は云ふ「武田兵衞尉有義の後胤、肥前州巨瀨領に住し、武田義政と云ふ。義政の二男盛之・宇久を領し、宇久肥前守と號す」と。五島家傳に曰ふ「武田次郎信弘、文治二年五島に來り、山城を築く、小値賀、大値賀、中通島等、信弘に屬す。是に於いて信弘・家盛と改む。家盛の養子佐志源扇なり」と。又宇久村人の書けるものに「五島氏の祖を宇久次郎家盛と云ふ、松浦黨なり。然るに一書に甲斐源氏武田の一族にて、家盛・文治三年下向すと說き、家盛の墓は宇久島東光寺に在り、二代扇、實は志佐氏の子にて、家盛の後を承く、二十代純玄・文祿中に至り、宇久を改めて五島と曰ふ。又宇久島在住は文治三年より七代實まで百九十七年とぞ、九代勝の時、嘉慶二年福江島辰之口へ移築す」（地名辭書）と。卽ち嵯峨源氏と云ひ、或は淸和源氏、或は桓武平氏と云ふ、何れも多少據る處ありしならむも、一の確證を見ざれば採るべきにあらず。唯この地方の古族にして、中世松浦黨と混じたるものと云ふの外なかるべきか。

鎭西要略嘉吉年間、五島、宇久氏等の上洛を載せたれど詳かならず。次に海東諸國記に「源勝、乙亥年使を遣はして來朝す、書して五島宇久守源勝と稱す。圖書を受け、約するに歲に一二船を遣はす事を。丁丑年我が漂流人を刷還するを以つて特に一船を加ふ。宇久島に居り、總べて五島を治す。麾下の兵あり」と。宇久島より起り五島を統一せしなり、又戊子入明記に宇久大和守見ゆ。次いで永正天文の頃宇久次郎三郎（左衞門尉盛定）あり、その子純定、次に純堯、次に純玄・秀吉に降り一萬二千石を領し、宇久を改め五島と稱す。當時は福江島五島

城に據る、ゴタウ條を見よ。（猶ほイタミノオホシマ條參照）

宇口　ウグチ

鵜口　ウグチ　ウノクチ

宇久嶋　ウクシマ　宇久氏に同じ。

鶯澤　ウグヒスサハ　陸前國栗原郡に鶯澤邑あり、封內記に「古壘あり、橋遠江の居る所」と。

鶯谷　ウグヒスダニ　文化の頃鶯谷夫隱あり、一時の稱か。

鶯野　ウグヒスノ　羽後國仙北郡鶯野邑より起る。山北小野寺義道の家方に此の氏見ゆ。

鵜來須　ウクルス　香宗我部記錄に鵜來須喜兵衞なる者見ゆ。

請川　ウケガハ　紀伊國牟婁郡請川邑より起る。熊野本宮の神官、左座に請川釆女、請川三見あり。姓は藤原氏、世々神官なり（續風土記）と。

請地　ウケチ　信濃に此の氏あり。

右近　ウコン　越後彌彥神社船越の神官に右近氏あり。備前にも此の氏あり。又東鑑十七に右近將監能員、右近大夫將監親廣、卅三に右近大夫將監時定、卅七に右近大夫時兼等見ゆ、これは官名なり。

宇佐　ウサ　宇佐は又菟狹とも、宇沙とも記す、豐前國宇佐郡の外、土佐國高岡郡宇佐邑、周防國玖珂郡宇佐邑等あり、又神代紀に宇佐島見ゆ。筑前沖島かと云ひ、又于山島なりとの說あり。

1、宇佐國造　宇佐國は後の宇佐郡の地なれど、猶ほ上毛、下毛二郡の地も其の管內なりしかと云ふ。今和名抄所載古鄉の分布を考ふるに、三郡廿一鄉の地は密接して、一の文化地帶を形成するが故に此の說恐らく事實に近からんかと考へらる。

宇佐國造は神武記紀に初見す。卽ち神武紀に「（天皇）行つて筑紫國菟狹に至り給ふの時、菟狹國造の祖あり。號を菟狹津彥菟狹津媛と曰ふ。乃ち菟狹の川上に於いて、一つ柱騰りの宮を造りて饗し奉る焉。是の時、勅して菟狹津媛を以つて、侍臣天種子命に妻として賜ふ。天種子命は是れ中臣氏の遠祖也」と。また古事記に「故れ豐國宇沙に到り給ふの時、其の土の人、名は宇沙都比古、宇沙都比賣の二人、足一つ騰りの宮を作りて大御饗を獻じ奉る」と見えたり。宇佐國造は此の菟狹津彥の後なり。菟狹津彥とは宇佐の彥、卽ち宇佐の尊者の意にて、古事記に土人とあるを見れば地祇族なりしならんか。然るに、國造本紀には「宇佐國造、橿原（神武）朝、高魂尊の孫宇佐都彥命を國造と定め賜ふ」と載せ、また天神本紀に「天三降命は豐國宇佐國造の祖」など見ゆるは宇佐氏が後に系を天神に借りたるにて信據すべきにあらざるが如し。其は此の國造が中古に至るまで君姓を稱するによりても知るを得んか。

されど此等國造本紀、天神本記の記事も有力なる古典の殘簡と考へられ、而して君姓以外カバネを有せざるは中央と交涉尠かりしに因る、且つ一般に國造は皇別ならざれば天神族、天孫族にして、地祇なるは例令ひ有力なるも縣主に止るを見れば此の國造も早く既に天神族と認められしにて、古事記に土人とあるは其の地の人と云ふ輕き意ならんかとも考へらるべし。猶ほ此の國造が高魂系統の氏と稱するには理由あらんか、拙著日本古代新研究第三編十八章第四編第五章に云へり。此の氏の氏神は蓋し宇佐八幡宮に外ならざるべし。八幡宮は延喜式神名帳には「八幡大菩薩宇佐宮、比賣神社、大帶姬廟神社」と見ゆ。その祭神につきては種々の說あり、普通には應神天皇なりと云はる

備前三宅氏の族裔なる事は疑ひなきが如し。即ち此の氏は三宅氏、或は其の一族兒島の後なれど、三宅兒島の出自についても亦說多ければ、勢ひ此の氏の出自に關しても說多からざるを得ざるなり。されど其の多くは三宅兒島條に讓り、此處には簡單にせむ。

三宅氏の出自については說多けれど、ミヤケ條に詳說するが如く、關係史料を總合し、その傳說を批判する時は、古代當地方に榮えし吉備氏の一族にして、兒島の屯倉(三宅)を管掌せしより、三宅氏と稱するに至りしものと考へらる。浮田氏は其の族裔に外ならざるなり。宇喜多能家畫像の賛に「竊かに和泉前司能家の家牒を按ずるに、上世百濟國に居る。甫兒の時、兄弟三人船を泛べて備前の一島に來る、始めて新第を厝め、旗幟皆兒の字を書して紋と爲す矣。仍りて其の處を兒島と曰ふ焉。中歲、姓を立て三宅と稱し、而して武名あり。諸孫・備の鄕邑に瓜蔓して宇喜多と稱す」と云ふは、全く越智河野傳說の「孝靈帝御子伊豫皇子の三嬰兒が漂流して、備前の兒島につき、三宅をつくる三宅氏曩祖、これなり」と云ふ

と異なるなし。

和氣絹に「抑も能家の先祖は元百濟國の王子、兄弟三人船にのり、當國兒島郡宇藤木村に着船すといへり。代々浦上の家臣にて、能家・宇喜多の中興なり。浦上宗則より宗助、村宗三代につかへて、軍功莫大なり、惜哉記錄なければ、其の働・又父祖の名だに知れず。爰に當郡邑久村に江岸寺とて、宇喜多の菩提所なり、是に能家畫像に、洛陽南禪寺九峰和尙の讃あり。其の大略に曰く、百濟國王子兄弟曾つて兒島に來る。中古三宅姓を立つ。昔文治の頃、源平騷動の日に丁り、佐々木三郎と藤戸浦に戰ふ矣。頃年紀氏に皈し、代々股肱たり云々。近頃明應六年、江州前司紀宗助、地を州の伊福に略し、軍利あらず、退いて嶮に禦ぐ、松田の兵之が四面を圍む。能家獨身宗助の壘に入り、堅を破り、鋭を執り、戰ふこと四十日、鹿田の軍に勝つ。群敵圍を解いて去る矣。八年、紀宗則、播の東軍と戰ふ、日山陣に退き、白旗城に入る。能家固り則宗に屬す、赤松政則・幼主と播鹽屋壘に入る。文龜二年、備の矢津に戰ふ。三年備の枚石原に於いて、屢々戰ひ疵を蒙り

剛敵を斃して功あり云々」と。又藩翰譜にも、「先祖は遠く百濟國より出でたりけり、彼國の人兄弟三人初め兒たりし時、船を浮べて我が國に到り、備前の國にして一つの嶋に止れり、旗幟みな兒といふ字をしるしたれば、その嶋を兒嶋とこそ名付けけれ、其兄弟その後自ら三宅を以て姓となし、宇喜多とも又名のりけり、和泉守能家が時に至り、(明應の頃の人と云ふ。或人の申せしは、宇喜多はもと兒島三郎高德が子孫なるよし、慥に見る所ありと云ふ。浮田の記に見えざれば略しぬ)當國の守護浦上美作守紀則宗が被官として山陽道に名を顯はす」と。また寬永系圖に「藤五太郎、藤五次郎、藤五三郎、兄弟三人あり、藤五二郎の裔三宅氏なり」と云ふも、同一の傳說より生れしものにして、唯その名を近代的にせしに過ぎず。而して此等三人の嬰兒を百濟國人とするは、越智河野傳說に見ゆる三島大山津見神は伊豫風土記の說に此の神・百濟國より度り來ませりとあるより來りしにて、祖先と氏神とを混同せしに外ならず。(詳細は、三宅、越智、河野、庵原等の條を見よ。)

然るに姓氏錄に三宅連を新羅皇子天日槍の後とするより、此等宇喜多、三宅等の傳說中に見ゆる百濟は新羅の誤りなりとし、宇喜多氏を天日槍の後とするものあり、卽ち寛政系譜既に之を云ひ、又明治時代の學者多く之を云へど、三嬰兒漂流の傳說は全く三島大山津見の神話に同じく、天日槍渡來の傳說に似る所なく、而して三島神百濟渡來說は既に伊豫風土記に見ゆ、何んぞ相混ずるを得んや。要するに、こは三宅氏と云へば盡く天日槍の裔と誤解せしに發す、採るべきにあらず。

次に浮田氏を佐々木氏の族とするものあり、卽ち兒嶋誌に「和田範長・實は今木備後守高長の子にして、佐々木盛綱七代の孫と云ふ。範長三男を三宅兒島三郞高德といふ。男子三人あり、長を三宅太郞高秀といふ、初は伊勢に住し、後は備前に來り宇喜多に住しければ、宇喜多の兒島と稱しけり。高秀の子高家、高家(小太郞)の子信德(土佐守)が代より兒島となのらず、直に宇喜多土佐守と稱す、信德の子左馬允久家、その子和泉守能家なり」と見ゆ。佐々木氏の族に小島氏のありし事は尊卑分脈、佐々木系圖等に見ゆ、されど宇喜多家譜、能家畫像贊等、皆三兒漂流の古傳を載するを思へば、佐々木流小島氏にあらずして、三宅氏裔なるや明白ならん。

なほ兒島高德は疑問の人物なれど、宇喜多氏の事を擧ぐるもの多くは、その後と云ふ、卽ち赤松再興記に「永正十六年十二月、浮田能家、三石の城後卷として出張す。備前國新田安養寺居陣也。浮田は佐々木の庶流・備後三郞高德が後裔なり」と見ゆ。

宇喜多和泉守能家は邑久郡戸石城に據る、浦上家の重臣にして勢力ありしが、島村豊後入道觀阿の爲に殺さる。其の子興家に三子あり、直家、春家、忠家これ也。能家の死後一時困窮、宇喜多記に據れば、備後にありたりと云ふ。直家長じて浦上宗景に寵せられ、祖父の仇を復し、勢日に盛にして、終に主家に代り、備前、美作を領して岡山城に據る。後秀吉に仕へ其の子秀家は秀吉の子養する所となりて、四十七萬石を領し、官・中納言に至る。關ケ原の役一敗死にまみれ、八丈島に流さる。弟忠家は坂崎氏條を見よ。又次の二條を參照せよ。

宇喜多　ウキタ　前條浮田能家、直家等の氏は諸書多く、宇喜多に作る。その系統前條に云へり。

宇喜田　ウキタ　浮田、宇喜多と通じ用ひらる。

1　備前の宇喜田氏　前述浮田氏は又宇喜田ともあり、卽ち安西軍策に宇喜田和泉守直家、舍弟七郞左衞門尉忠家、宇喜田河内守等と見ゆる、これなり。

2　美作の宇喜田氏　古城記に湯山城は湯本村にあり、宇喜田盛重の據る處なりと。

3　肥前の宇喜田氏　大村藩に宇喜田氏あり、宇喜多和泉前司三宅能家の族にして、三宅繁家より出づと云ふ。味ふべし。

浮岳　ウキタケ

浮谷　ウキタニ

浮田物部　ウキタモノノベ　浮田の地不明なれど、恐らく近江國高島郡宇伎多神社とある地なるべし。天神本紀なる天物部等二十五部人の一なり。同部に大前神社あり、物部大前宿禰に關係あるべし。

しにて、その事はタチバナ條、並びに新居條にて説かん。

次に豫章記、越智河野等の系圖より云ふも、爲世(浮穴御館)、爲時(浮穴四郎大夫)時孝(浮穴新大夫)の三代浮穴と稱し、又浮穴系圖より云ふも、もとより浮穴の地・根本にして、寺町、高井、井門等何れも郡内の地名なれば、此等諸氏の根本は此の郡より發祥せしが如く考へらる。而して越智河野の系圖も古き部分は傳説より生れしものにして事實として信じ難きも、時孝は親清の玄祖父なれば、此のほとりよりは史實とするも可なるべし。果して然らば、時孝まで浮穴と云ひ、爲綱に至り風早と云ひ、その子親孝は北條大夫と云ひ、親經以後河野氏と稱し、而して北條も河野も共に風早郡内の地名なれば、爲綱に至り浮穴氏より分れて風早郡に移り、終に河野氏を起せりと想像せらる。

されば浮穴系統の諸系圖より云へば、勿論なれど、河野系統の諸系圖より云ふも、此等諸氏の根元は浮穴にして、浮穴氏と云ふもの宗族なれば、此等の諸氏は古代浮穴直の後裔かと考ふるも穩當ならずと

せず。されど此等の諸氏は三島大山積神を氏神として尊崇するに關はらず、伊豫郡神崎の伊豫豆比子神社を祖廟となし、靈宮と稱し、而して伊豫郡神崎を祖先の發祥地となすを見れば、爲世は伊豫國造の後裔伊豫凡直家より浮穴氏を繼ぎし人かと想像せらる。浮穴系統の諸系圖が爲世を伊豫郡神崎鄕靈宮の子となし、又河野系圖が伊豫郡大領玉興の弟玉澄の裔となす、皆これを語るものと考へらる。

又伊豫國三嶋社緣起に「高野天皇御宇、天平神護二年丙午十一月卅日、託宣により、綸旨を下し給ふ。玉澄の子二人、一男爲澄、二男爲時也。爲澄は大明神社官始め云々、中略、爲時は當國官領浮穴大輔、河野先祖是也」と。こは爲世の子爲時を伊豫郡大領玉興の弟玉澄の子となすにて、此の玉澄は爲世に外ならずと考へられ、又三島宮御鎭座本緣に「六十四代圓融院云々、河野爲世の三男爲澄を以つて、三島擬神主職、捺して神主となす」とありて、緣起が玉澄の子とする爲澄を爲世の子とするなれば、玉澄爲世は又同人と考へらる。卽ち以上の系圖傳説を多少史實を根底として生れしものとすれば、

┌伊豫郡大領玉興
└浮穴大輔爲世-爲時-時孝-爲綱

にして、爲世は河野通信より云へば八代、親經より云へば五代の祖なれば、平安中期頃の人と考へらる。

此の浮穴氏の後裔につきては東鑑元久二年條に浮穴大夫高茂あり、河野系圖の孝用に當る。次に温故錄下浮穴郡浮島神社條に「社記に浮穴大領白石三郎家員の氏社造營、社田寄附等のこと、久壽元年九月十八日、浮穴三郎孝員の記あり。白石氏は此の村字白石に住せるなり」と見ゆ、共に浮穴氏の後なるべし。

5 肥前の浮穴　肥前風土記彼杵郡條にも浮穴鄕を收め「郡北にあり、云々、此の村に土蜘蛛あり、名を浮穴沫媛と曰ふ」と載せたり。浮穴は孝靈帝の御名代か。

浮貝　ウキガヒ　近江の豪族なるべし。輿地志略野洲郡條に、「浮貝藤助塚、吉見村街道の傍、田の中にあり。土俗相傳。浮貝藤助は慶長年中伏見籠城の士なり。然るに竊に石田三成に通じ、城陷るによつて、關ケ原の擒となつて後誅戮せらる。東照神君此地にて、藤助が首を實檢し捨させ給ひしを、土人塚に築くと云ふ。」と見ゆ。ウカヒにて

鵜飼氏に同じきか。

泙 ウキクサ 連姓なり、拾芥抄に見ゆ。評の誤にあらざるか。

浮氣 ウキケ 正訓未詳。

浮澤 ウキサハ

宇岸 ウギシ 下總小金本土寺過去帳に宇岸對馬なる人見ゆ。

浮潮 ウキシホ 石見にあり。

浮嶋 ウキシマ 駿河の浮嶋ヶ原、安房の浮嶋宮、陸前宮城の浮嶋(萬葉集)等皆有名なり、その他猶ほ多かるべく、此の氏は其れ等の地名を負ひしものと考へらる。

1 信太連姓 常陸國信太郡浮島邑より起る。新編國志に「浮島、信太郡浮島より出づ。物部信太連なりと云。事故城篇に見えたり。享保中相馬家士百石以上由緒書に云『木幡十右衛門の遠祖本將門公に仕ふ。信田殿の御世には、浮島と號す。世世相馬の重臣なり。代々の分流繁きと相見る。木幡名字數多有之と云とも、年久しき故、其分流樣子昔より知人なし』と云へり」と載せ、又奥相秘鑑に「木幡周防守は藤原姓、常州信太郡浮島大夫の後胤とぞ」と見ゆ。

2 西宮記に浮島仲陳と云ふ人見ゆ、村上朝頃の人也。

3 美作の浮島氏 信太氏の後にて信田双紙に浮島大夫、同太郎等の名あり。

浮洲 ウキス ウキシマ 新編會津風土記に見ゆ。秀秋印、本部新左衛門宛文書中にあり。金吾中納言の小姓、關ヶ原從軍と。

浮巣 ウキス 平家物語に浮巣三郎重親と云ふ人見ゆ。

浮須 ウキス

浮田 ウキタ 古代奥州に浮田國あり、其の他武藏に宇喜田、日向に浮田の地あり。

1 浮田國造 國造本紀に染羽國と信夫國との間に浮田國を擧げたり。よりて此の國は奥州の内にて、後の宇多郡の地ならんかと考へらる、恐らく然るべし。國造家の出自については、國造本紀に「浮田國造、志賀高穴穗(成務)朝、瑞籬朝(崇神)五世孫賀我別王を國造と定賜ふ」と見ゆ。卽ち毛野氏の一族にして、賀我別は神功紀に鹿我別と見え、又應神紀に巫別とあるも此の人ならんかと云ふ。此の國造はかく毛野氏の族にして、其の配下たりしより、吉彌侯部と稱し、神護景雲元年及び延暦十五年に至り上毛野陸奥公姓を賜ふ、キミコベ條を見よ。地名辭書に「相馬領内所々に、日光二荒權現を奉祀す。蓋し浮田國造の祖を祭れる餘風にして、宇太、行方の地に毛野公の孫裔の占據せるを觀るの一證とす。而も近世、日光山に東照廟を置きしより、郡人村里所在の二荒祠を、謬りて東照公を祭る者とする者多し。抑も、德川家康何の功德の特に宇多行方に厚きものありて、村里各所に祝祭せらる乎。必しも論辨を俟たずして明かなり。奥相志に『本藩每郡、東照宮あり、他邦此の事なし、或は曰ふ、古昔郡民熊野の神祠を建て、稱して當所權現と曰ふ、中古謬りて東照と爲すと。而も村里熊野祠多く之あり、此の説も亦信ずるに足らざる也。或は曰ふ、元和二年、公命あり、每村高地に塚を築き、東照公荼毘の灰を配分すと。然れども邦君之を祭らざるに、獨り郡民每村之を祭るは疑ふべし。尙ほ識者の辨論を俟つ』と述べられしもさることなり」と。

2 三宅氏流 備前の大族なれど、當國に宇喜多、浮田の地名なし、よりて昔ありて後世其の名を改しかと、或は近江國高島郡宇佞多神社より起ると。猶ほ其の出自に關しても説多くして一定せざれど、

る。豫章記に「守興子玉興（散位、伊大夫、號伊豫大領）云々、（弟）玉澄、（その後裔）、元興・温泉郡使、其の子元家・久米權介、其の子家時・和介大夫、其の子爲世・浮穴御館と號す。嵯峨天皇第十御子、藤原姓を賜ひて、伊豫國に下さる。家時の聟君と成り、家を繼がせらる故、姓をも越智と之を改む。代々無官の五位なるべしと宣下せらると云ふ。當家の元祖、王氏より出たる故、亦王子相續し玉ふ者也。其の子爲時・浮穴四郎大夫、其の子時高・浮穴新大夫、他本には時孝と有、不明也。其の子爲綱・風早大領伊與權介、其の子親孝・北條大夫、氏長者と云ふ。勅裁を朝廷より蒙り候。孝靈天皇より四十二代、功名先祖をも欺くほど也。仍て此の如く召されける也。玉澄よりは十八世也」と載せ、又越智系圖にも「伊與大領玉與弟字廝大領玉澄：（十代略）…温泉郡使元興─久米權守元家─和介大夫家時─爲世（浮穴御館、家時世子なし、王子を賜ひ、婿君と爲し、養子と號し、家を繼しむ。代々無官五位の由、宣下せられ畢る矣）─爲時（浮穴四郎大夫）─時孝（浮穴新大夫）─爲綱（伊與權介

風早大領）──
├親孝（北條大夫）─親經（河野新大夫）─親清─通清（河野新大夫）
│├兼孝（高井祖也）─惟孝（高井八郎）┬信孝（浮穴權介）
││　　　　　　　　　　　　　　　　└孝用（浮穴新大夫）
│└康孝（北條六郎大夫）
└宗綱（寺町別官代）

と見ゆれど、嵯峨帝皇子など云ふ事は勿論信じ難ければ、此の氏は河野氏と同族にして越智氏の後裔なるが如し。されど温故錄所載爲世の系圖に「伊豫親王（母藤原大夫、西南藩屏將軍に任ぜられ、伊豫國神崎郷に館す。）──

├爲世（浮穴四郎 浮穴館）─經世（經與 藤大夫）┬富永（大野氏）
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├是永（井戶氏）
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├宗忠（井上氏）
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├爲永（繼時高家）
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├季成（浮穴五郎大夫）─爲成（拜志氏）
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├國成（高市氏）
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└賴爲──綱永┬賴則（冒越智姓）
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└成俊（新居氏）
├爲賴（爲世同母弟 居于越智郡今張里 叙從四位下 始以別宮爲氏）─時國
└爲時（爲世同母弟 浮穴四郎大夫）─時高（新大夫）─爲永（實經世男）─爲綱（風早大夫 伊豫權介 從六位下）
├宗繩（寺町別官代）
└親孝（北條大夫）─親經（北條新大夫）─親清─通清

と載せ、而して爲世の譜に「母和氣五郎大夫家時の女、名を浮穴四郎と曰ふ。浮穴郡高井里に館す。稱して浮穴館と云ふ。七歲入朝、嵯峨帝勅して第十八皇子に准じ、藤原姓を賜ひ、從四位上を賜ふ」とあり。

又浮穴郡爲世王神社の條に「高井村字石王にあり、傳に云ふ、舊名皇子靈爲世王權現と稱す。永延中・爲世卿の墓所なり、又浮穴御館の地なりと云ふ。境内に古き五輪形の石碑あり、文字見えず、爲世王の末孫井門大炊之助長善傳來の大刀を納む。爲世は桓武天皇の第四子伊豫親王の長子、母は和五郎大夫家時の女なり。嵯峨天皇勅して皇子に准ぜられ、藤原姓を賜ひ、無官にして五位に叙す。其の子經世・藤大夫と稱す。別宮、大野、井門、井上寺町、北條、浮穴、高市、拜志、新居、今井、等の祖なり。周布郡今井氏系圖に云ふ、「詩爲世・從五位上、故上大夫と號す。浮穴館、人皇五十代桓武天皇第四皇子伊豫親王の長子也。平城天皇大同元年親王御謀反、同十月、藤原宗成を伊豫に流す。是に於いて親王及び母夫人絕食して薨ず。御現神垂跡は伊豫郡神崎庄靈

宮大神、又親王宮と號す。親王薨去の時、爲世三歲也。越智家時、盜に之を捕へ潛かに撫育す。此の頃橘淸友・豫州に下國す。家時・淸友と親し、仍りて親王の子たるを明かにす。淸友慈愛深し。豫州在國の時より、產む所の男と稱し、橘姓を授く。後爲世上洛の時、嵯峨天皇皇后橘嘉知子・之を子と爲し、從五位上、伊豫押領使に任ず。下國して浮穴郡に住み、仍りて浮穴御館と稱す。家時の娘を以つて妻と爲す。其の子經世・仁明天皇嘉祥二年、栗井坂、熊野鄕に至りて政務を執行す。次男爲時・外祖父家時の養子となり、家時より所領を讓られ、越智姓を授けらる。河野氏の祖也。經世十一代信氏・今井三郞といふ、源平の時、源氏方に參じ、所々武功多く、周布郡今井庄を領す、故に今井を以つて氏と爲す』と云ふ。按ずるに今井系圖の說眞に近し。然るに爲時を以て次男とするは誤れり。親王の次男は爲頼とて今治に住し、別所氏の祖なり。爲時は其の弟にして親王の三男なり。又和氣五郞大夫家時を以つて越智とするは河野系圖に據りたるものの如し」とあれば、浮穴氏の祖爲世は伊豫親王の皇子たるが如し。

然れども伊豫郡神崎鄕靈宮は、式內伊豫豆比子神社にして伊豫親王を祀るにあらず（イヨ條に論ず。）又伊豫親王の王子には繼枝王、高枝王等あれど、爲世など云ふ御子なく、而して三代實錄天安二年五月乙亥條に「是の日宮內卿從三位高枝王薨ず。高枝王は四品中務卿伊豫親王第二子也、人となり、寬弘、頗る文書を習ふ。大同の初、親王害に遭ふ、三子遠く配せられ、辛苦流離、生計を知らず。弘仁改曆聖皇踐祚、親王の辜なく、諸子の窮毒するを哀れみ、殊に恩赦を降し、罪を免して京に入らしめ、前年沒せられし貲財、田宅を返し給ふ。高枝兄弟と相議し、均しく男女に分つ。時人之を悲歎す。天長三年正月、從四位下に敍せられ、因幡守となり、承和七年十月、大舍人頭となる。嘉祥二年正月、正四位下に敍せられ、仁壽四年正月從三位に敍せらる。八月大藏卿に除し、天安元年、宮內卿に拜せらる。高枝は沙門空海の書迹を學び、沙良眞熊の琴調を習ふ。未だ其の一道を得ず。遂に身を終る。時に五十七、財產を蓄へず、遺して薄葬せしむ」と見ゆれば、父

伊豫親王遭難の際、何地にか配流されたれど、二三年にして、免して京に入らしめ舊財を返し與へ給ひしなり、これ親王の祟ありしに因る。而して高枝王「舊財を男女に均分す」と云ひ、又親王の「御子三人」とあれば、爲世ひとり伊豫にありて流浪する等の事あらんや。また高枝は從三位に上り、繼枝王も亦從四位下に至る、爲世等ひとり遠國にありて、卑職に甘んずるの理あらんや。又當時皇子皇族の名には共通の一字を附するを恒とす、繼枝、高枝の枝の如し、然らば爲世、爲頼、爲時等の繼枝等の兄弟ならざるや、此の點より云ふも明かなり。

然らば何が故に、伊豫親王の王子と云ひ、又嵯峨帝皇子、或は皇子に准ずなど誤傳するに至りしかを考ふるに、これ此等の諸氏が祖廟とする伊豫郡神崎の靈宮伊豫豆比子神社の祭神伊豫豆比子に時代的の敬稱を附して伊豫親王など稱へ、宮をその廟所となせしより、此等の諸氏は其の後裔なれば、伊豫親王の子孫と稱し、終に桓武皇子伊豫親王の後とするに至りしに過ぎず。而して嵯峨天皇皇子と云ひ、又橘氏と稱すなど云ふは橘傳說より誤り

ては、源義隆の次男にして、母は行政の女、卽ち政光の姉か妹かなり。義隆沒後、叔父政光に養はれ猶子となりしと傳へ、又一には成木大夫の子と傳ふ。久下、成木條を見よ。

3 橘姓　前項鵜飼氏と同様、近江甲賀衆莊內三家の一なり。莊內三家とは鵜飼、三雲、內貴氏を云ふ。內鵜飼氏は橘姓と稱す。鵜飼駿河守は郡內宮町村宮町城に住し、一時勢力あり。

4 鵜飼氏は應仁記に鵜飼某、應仁別記にも見ゆ。又文安年中御番帳に鵜飼猪助と云ふ人あり。前項氏ならむ。

5 備後の鵜飼氏　芦田郡鵜飼村より起る。藝藩通志御調郡條に「鵜飼氏、下山田村、先祖眞瀨左太郞、康永中の人、その後、天文中に眞瀨喜右衞門、毛利氏に屬して、しばしば功勞ありければ、芦田郡鵜飼村を給す。よりて鵜飼と改むと、元和年間喜右衞門里正となる」と。見ゆ。

6 美濃の鵜飼氏　鵜飼邑より起りしなるべし。鵜飼外記と云ふ人諸書に見えたり。

7 尾張の鵜飼氏　知多郡刈尾城(刈屋村)は鵜飼福元の居城のよしいひ傳ふ。

8 備前の鵜飼氏　津高郡鵜飼邑より起る。鵜飼また宇甘ともあり。刀鍛冶の家にして、雲生名あり、「備前國鵜飼住雲生、乾元二年」と。その子雲次、第二世雲生、二世雲生の子雲生「備前國宇甘生雲重、貞治四年」と。

9 源姓福士氏流　南部の名族なり。奥南舊指錄に「甲州御譜代福士、本姓不知、後鵜飼となる」とあり。福士條を見よ。

10 藤姓　寬政系譜藤原氏支流に收む。家紋丸に三菱實、丸に一引。第一項第二項の鵜飼氏と關聯あるべし。

11 其の他、蜂須賀氏創業有功の士に鵜飼氏、德川時代大洲加藤藩用人、白川松平藩用人、又關東には丸に澤瀉を家紋とするものあり。又信濃、志摩にもあり。

鵜養　ウカヒ　鵜飼氏に同じ。

鵜養部　ウカヒベ　鵜鳥を以て魚をとるを職業する品部なり。阿陀之鵜養部を以て初見とす。令集解卷五に「雜供工、謂・鵜飼、江人、網引等の類なり。釋に云、別記に云、鵜飼卅七戶云々、經年每丁役す。品部となして調雜徭を免ず」と見ゆ。今日にては僅に筑後、美濃等に名殘を留むるに過ぎざれど、古は相當多かりしものと考へらる。集解に見ゆる鵜飼部は、その內中古に至るまで朝廷に屬せし一部なりとす。

1 阿陀の鵜養部　大和國宇智郡阿陁鄕に住みし鵜養部也。古事記、神武段に「吉野河の河尻に到り給ふ時、筌を作りて魚を取る人あり。爾の時、天神の御子（神武帝）問ひて宣はく、汝は誰ぞや。答へて曰く、僕は國つ神、名は贄持之子と謂ふ。此は阿陀の鵜養の祖」と見ゆ。書紀には「苞苴擔之子、此は則ち阿太養鸕部の始祖也」とあり。吉野河に鵜を放ちて鮎を取りしものなるべし。

2 美濃の鵜養部　和名抄方縣郡に鵜飼鄕あり、古代鵜養部の住みし地にして、今日とは位置の異同あれど、長良川鵜飼の祖先たるなり。大寶二年美濃國鄕里不明戶籍に鵜養部目都良賣と云ふ人を載せ、又後世武士に鵜飼氏ある事前に云へり。

3 其の他、近江、甲斐、遠江、能登、備前、備後等に鵜飼の地名あり、古代鵜飼の行はれし地にして、或は鵜養部の一族住みしならんと考へらる。

4 鵜甘部首　鵜甘部の伴造家也。姓氏錄未定雜姓、和泉の部に「武內宿禰の男

巳西男秭宿禰の後也」と見ゆ。和泉の國には鵜飼を行ひしと思はるゝ地なければ、此の氏は唯鵜飼の民を管掌せしに過ぎざりしか。

鵜飼部 ウカヒベ 鵜養部に同じ。

鵜甘部 ウカヒベ 姓氏錄に見ゆ、鵜飼部に同じ。

宇合 ウガウ ウマカヒ 近江國の住人近藤武者景賴の子宇合筑後守藤原賴資、保元の亂に崇德帝に與し奉り、作州に配流、其の子公資、作州勝田郡中島の城主たりしを、廣戸某攻落す(有元家舊記)。

宇甘 ウカン ウカヒ條に云へり。

宇賀山 ウガヤマ 越後國彌彥に此の氏あり。社家なりしと云ふ。

宇苅 ウカリ 遠江國周智郡宇苅七村の郷士を宇苅七騎と云ふ、義元亡びて後百姓となる。和名抄當國山名郡に宇知鄉を收む、宇苅とは此の地にて、知は苅の誤寫かと云ふ。

有只 ウキ 和名抄上野國甘樂郡に有只鄉を收む。高山寺本有且に作る。

宇岐 ウキ 和名抄安藝國山縣郡に宇岐鄉を收む。

宇木 ウキ 常陸、肥前等に宇木邑あり、その地より起る。

1 桓武平氏大掾氏流 常陸國茨城郡宇喜邑より起る。大掾系圖に「馬場小二郎資幹(常陸大掾、世人馬場大掾と稱す)―某(宇木十郎)」と載せ、又大掾傳記に「宇木云々、此の面々、近代總領奉公の方在也」と見ゆ。

2 西鄉氏流 肥前國高來郡宇木邑より起る、又宇喜ともあり。當地西鄉氏の族黨なるが如し。鎭西要略應安六年三月條に「今川探題の勢、肥前高來郡の凶徒を征せんが爲に、航して伊佐早宇木城を圍む、西鄉藤三郎、伊佐早右近五郎、探題に降參す」と。又文安三年三月條に「將軍の宮師を宇木城に納る、探題後宇木を伐つ」と見ゆ。

宇喜 ウキ 前條二流の宇木氏は共に宇喜氏ともあり。

鵜木 ウキ ウノキ條を見よ。

卯木 ウキ

浮穴 ウキアナ ウケナ 和名抄伊豫國に浮穴郡を收め、宇城安奈と註す。郡內に浮穴(宇介奈)邑あり、郡名の起原地か。されど河內國大縣郡に浮穴の地ありて安寧帝都たりしなれば、此の伊豫の浮穴は河內の浮穴より起りし浮穴氏の移住に伴ひて生ぜしものと考へらる。

1 久米氏流 安寧帝都片鹽浮穴宮とある河內國大縣郡浮穴より起る。姓氏錄、左京及び河內神別に收む、前者は「浮穴直、移愛牟受比命五世孫、弟意孫連の後也」と註し、後者には「浮穴直、移愛牟受比命の後也」と註す、承和元年十一月紀に「女孺河內國若江郡浮穴直永子、姓を春江宿禰と賜ふ」と見えて、宿禰姓となれり。移愛牟受比命は他の古典に見えざれど次の項に引用するが如く、此の氏は又大久米命の後なりとも見ゆれば、久米直の一族なるを知るべし。卽ち伊豫の久米郡を領せし久米氏が河內の浮穴に居を占めて浮穴と云ひ、更に伊豫にも浮穴郡を起せしなり。

2 伊豫の浮穴直 河內より移住し、浮穴郡を立つ、承和元年五月紀に「伊豫國人正六位上浮穴直千繼、大初位下同姓眞能等、姓を春江宿禰と賜ふ。千繼の先は大久米命也」と見ゆ。久味國造と同族也。

3 無姓浮穴氏 浮穴直の族類なるべし、姓氏錄抄に見ゆ。

4 伊豫國造族 伊豫國浮穴郡より起

治吉の子孫なりと。會下山人、福原潜次郎氏講演「播磨の豪族」より其の家系を示せば次の如し。

赤松季則―頼範―┬則景
　　　　　　　　├爲助（宇野）
　　　　　　　　├頼景（得平）
　　　　　　　　└（將則）

―爲頼―景頼―頼定―頼季―長範（魚住氏）
　　　　　　　　（後刕本赤松氏系圖には宗清とあり）

―左近―六郎―九郎―長秀―┬吉長―忠長
　　　　　　　　　　　　└治吉…

―頼治（亦作頼長）―吉治
―忠紀…

2　桓武平氏鎌倉氏流　全讃史多度津城條に「香河兵部少輔景房は鎌倉權五郎景政の末孫魚住八郎の流也。細川管領頼之に從つて來る、貞治元年高屋役に功あり」と。

3　尾張の魚住氏　春日井郡鹿田村の名族にして尾張志に魚住隼人正見ゆ。

4　其の他、朝倉義景配下の將に魚住備後守、伊勢內宮舊祉人に魚住氏、志摩にもあり。又德川時代綾部九鬼藩用人、細川藩の重臣にもあり。

魚澄　**ウヲズミ**　前條氏に同じきか。

魚角　**ウヲスミ**　魚住に同じ、太平記に魚角大夫房見ゆ。

卯尾田　**ウヲタ**

魚地　**ウヲチ**

魚成　**ウヲナシ**　伊豫國宇和郡魚成邑より起る。伊豫宇都宮家の代官にして瀧澤寺康正三年文書に「魚成豐前守通親、十七所屋鋪十貫文田地を寄進す」と。

宇尾野　**ウヲノ**　美濃の名族なりと。

魚見　**ウヲミ**　中臣氏系譜に「大神司茂生―安賴―千枝―公枝―公輔―公房（號魚見前司）」と見えたり。伊勢國飯野郡魚見邑より起りしならむ。神名帳多氣郡に魚海神社あり。

魚山　**ウヲヤマ**

宇賀　**ウガ**　和名抄出雲國出雲郡に宇賀鄉あり、猶ほ信濃國筑摩郡にも宇賀鄉あれど、こは崇賀の誤なり。この氏土佐にあり、吾川郡長濱合戰に宇賀平之丞あり、濱田久左衞門を討ちしが、その弟善左衞門に討たる。

宇鄉　**ウガウ**　九條家の諸大夫に此の氏あり。

宇加川　**ウカガハ**　六鄉衆に宇加川久兵衞（上田）なる者見ゆ。

宇賀神　**ウガガミ**　**ウガジン**　秀鄉流藤原姓佐野氏流なり、宇加地條を見よ。

宇垣　**ウガキ**　備前國津高郡宇垣庄より起る。秀鄉流藤原姓松田氏より出で、その配下の將たりき。國志に「宇喜多直家、宇垣市郎兵衞が戶倉城を攻む、」と、その城主たりしなり。後宇喜多秀家の家老に宇垣伊賀守あり、子孫常陸に移る。新編常陸國志に「宇垣、備前國宇垣庄より出たり。本名は松田なり、宇垣伊賀守は宇喜多秀家の家老なりしに、武者修業に出、又赤坂城退口の時戰功あり。根田伊與介と後殿たり」と見ゆ。幕臣にも此の氏あれど、寬政系譜未勘に收む。

楳垣　**ウガキ**

宇賀嶋　**ウガシマ**　海賊黨の一なり。

宇梶　**ウカヂ**

宇加地　**ウカチ**　秀鄉流藤原姓佐野氏の族にて、戶室氏より分る。卽ち戶室出羽介親綱―大學行親―左馬助房近―左京助親久―宇賀地丹後守政親にして、政親は宇賀神氏の祖なりと云ふ（田原族譜）。

宇賀治　**ウガヂ**　鯖江藩侍帳に宇賀治左平見ゆ。

宇賀地 ウガチ　長尾氏景公御家中侍に宇賀地氏あり(長尾系圖)。

有漢 ウカニ　和名抄備中國賀夜郡に有漢郷を收め、宇萬と註し、高山寺本に宇賀邇と註す。次の氏に關係あらんかと。

宇漢迷 ウカヌメ　陸奥蝦夷の酋長なり。寶龜元年九月紀に「蝦夷宇漢迷公宇屈波宇等、忽ち徒族を率ゐて賊地に逃還す。使を差して之を喚ぶ。來歸を肯ぜずして言つて曰はく一二の同族、必ず城柵を侵さんと。是に於いて正四位上近衞中將兼相摸守勳二等道島宿禰島足等を遣はして、虚實を檢問せしむ、」と見ゆ。類聚國史に延暦十一年十一月、陸奥の夷俘宇漢米公隱賀なる者見ゆ。宇漢米は陸奥の糠部ならんかと云ふ。

宇漢米 ウカヌメ　宇漢迷氏に同じ。類聚國史に延暦の人陸奥の夷俘宇漢米公を載せ、又承和十四年四月紀に「近江國蒲生郡俘囚外從七位下爾敬南公延多孝、外從八位下宇漢米公阿多奈麿並に外從五位下を授く、勳功の苗裔なるを以つて也」と見えたり。陸奥より近江國に移し、優遇を賜ひしなり。

宇賀野 ウガノ　近江國坂田郡宇賀野村より起る、淺羽本佐々木系圖に「京極高秀—高雅(宇賀野九郎)」と見ゆ。長享將軍江州動座着到に佐々木宇賀野九郎なるものあり。

鵜川 ウカハ　近江、常陸、羽後、加賀、能登、越後等に此の地名あり、又次の宇川と通ずるものあり。

1　秀郷流藤原姓　波多野氏の族なりと云ふ。

2　近江の鵜川氏　近江國蒲生郡より起る。鵜川村は須惠村の東に有、鵜川經之介は智仁勇の士にて、屋形の近臣補佐の老臣といふ。しかるに美濃侍持誓法師に謀計せられ、不慮にうたれけりと也。

3　攝津の鵜川氏　北今在家村の人鵜川市兵衞、寛永四年西竇寺を創立す。

4　其の他、六郷衆に鵜川清兵衞あり、又岩代に此の氏あり。

宇川 ウカハ　鵜川と通じ用ひらる。

1　近江の宇川氏　前條鵜川氏に同じ、鵜川村の豪族にして佐々木氏に仕ふ。

2　清和源氏宇野氏流　源家隈部系譜に「宇野親治—宇野四郎冠者義治—大森三郎左衞門尉茂治(母吉田彌太郎守平女)—宇川四郎次郎賴行」と載せ、また中興系圖に「清和、宇野餘流貞高・之を稱す」と見ゆ。

3　丹後竹野郡に宇川村あり。

鵜飼 ウカヒ　鵜養とも又鵜甘ともあり。此の氏は古代の鵜飼部、並びに其の伴造、及び鵜飼なる地名を負ひしものとす。鵜飼部、鵜飼なる地名の事は、ウカヒベ條を見よ。

1　嵯峨源氏安中氏流　伊賀の名族にして、家譜に據れば、「後嵯峨源氏源重國廿四代安中忠淸三男忠房、伊賀に住み、鵜飼五郎左衞門と號す」とも云へど、寛政系譜には嵯峨源氏に收め、始め安中を稱し、後鵜飼に改むとあり。家紋丸に一文字、五三桐。

2　秀郷流藤原姓久下氏流　家譜に「俵藤太秀郷八代の孫小山下野大掾政光—直光(久下權守、猶子、實は源義隆の子なり、或は成木大夫の子とも云ふ。住丹波)」

—實光┬光重—宗光—宗重┬時重
　　　│　　　　　　　　└長重
　　　└重家(長澤氏)
—重成

時重┬師重—師次—師實┬實正(改鵜飼 江州甲賀牛飼に築城)
　　│　　　　　　　　└重澄(岩内氏)
　　├宗家
　　└長盛

とあり。家紋一番字。而して直光につい

日殉死)—重秋(植月源內、謁宇喜田直家、作州久米郡一方北村兩村、賜五月賞)—重致(植月四郎左衞門、住同所、仕秀家卿、一方村神南山城主、秀家關ヶ原沒落後浪人)—重則(植月與三左衞門)—重源(小兵衞、仕森美作守長成)その弟に新右衞門重治、次兵衞佐久」あり。

この系圖錯亂あり、系線を誤りしならむ。「滿佐—公興—重嗣(母澁谷重國女)—安嗣(治部少輔、彥九郞)—重佐」なりと。高堅以前は菅原條にて批評すべし、その條を見よ。重佐は前述の如く太平記に見え、又重佐七世の孫基佐は永正九年九月の日吉社棟札に「奉造立日吉神社棟上、大願菅原朝臣植月彥五郞基佐、生年卅六歲」と見ゆ。

又勝間田植月氏は植月右衞門尉佐俊の子太郞兵衞佐敎の後なりと、又津山藩分限帳に見ゆ。

此の外栗井氏系圖に坍和美作守助盛の弟に植月次郞祐行を載せたり。

植西　ウヱニシ　今出川家の侍に此の氏あり。

宇惠野　ウヱノ　肥前深堀文書建武三年九月のものに若黨宇惠野三郞次郞泰光なる者見ゆ。

植野　ウヱノ　上野、下野、美濃、土佐等に此の地名あり。

1　上野の植野　群馬郡植野邑より起りしなるべし。長倉追罰記に此の氏見ゆ。

2　源姓　佐渡役人帳に此の氏を源姓に收む。

3　其の他「安西軍策に植野勘兵衞を收む。備前、石見にもあり。

植場　ウヱバ

植林　ウヱバヤシ　寬政系譜藤原氏支流に收む。實房より系あり、家紋三本傘、丸に鳩酸草。

植原　ウヱハラ　津山藩分限帳に七十石、植原六郞左衞門、其の外一人を載せたり。又信濃等にもあり、上原參照。

植張　ウヱハリ

植松　ウヱマツ　河內、遠江、陸前等に此の地名あり。上松條參照。

1　村上源氏久我家流　雲上家の一にして久我家の庶流千種有能の末子雅永より出づ。雅永—雅孝—賞雅—幸雅—雅陳—文雅—雅諸—雅恭—雅言—雅德—雅平、現今子爵。德川時代百三十石、東殿町南側、寺は黑谷上雲院、內々。

植松

2　小笠原氏流　小笠原政康の庶流にして後上松と稱す。信濃に現存す。

3　武藏の植松氏　風土記稿多摩郡條に「植松太郞兵衞屋敷跡、井草森稻荷社の東の方なり、四方に堀切の跡ありて存せり。太郞兵衞はいつの比の人なることは知らざれども故有者なるべし」と見ゆ。

4　其の他、紀伊名草郡に植松氏あり、續風土記に見ゆ。又尾張に植松氏あり。

殖松　ウヱマツ　建武元年十二月南部師行獻書草稿、津輕降人交名に殖松彥二郞助吉なる人見ゆ。

植村　ウヱムラ　上村と通じ用ひらる、上村條を參照せよ。

1　清和源氏土岐氏流　土岐系圖に「土岐六郞賴淸(始號賴宗、後改名)—賴忠(號池田賴世、改名美乃守、刑部少輔)—光忠(號月海太郞)—賴益(三州植村祖、刑部)」と見ゆ。

2　遠江の植村氏　遠江國上村より起りしにて、初め上村、後植村と改むと云ふ。三河植村の祖也。

3　三河の植村氏　前項氏の後にて土岐氏裔なりと。碧海郡本郷城(本郷村本郷)の城主植村新六榮康、後出羽守に任ず。本名土岐氏、源三郎持益、濃州より遠州植村に住み、明應年中植村氏と號し、三州に來て長親公に仕官す。其子新六氏義、其の息新六榮康は清康公に仕官す(二葉松)。其系は土岐系圖と少く異にして、土岐賴忠―光兼―持益―氏兼なりと。植村略系に「持益(新六郎、出羽、永正十七生于三州)―家政(新六郎、出羽)」と。又藩翰譜には「出羽守源家政は、累代の先祖より、德川譜代の御家人なり。家政が曾祖父出羽守某、(或說に、家政が祖は、美濃國の住人土岐源三郎持益が後胤なり、明應の頃、持益遠江國上村といふ所に住して、上村と名のる、其後三河國に移りて、出雲守殿に仕へ參らす、持益が子植村新太郎氏義、氏義が子出羽守榮康といふ、是れ家政が曾祖なりといふ、按ずるに家政が曾祖出羽守が名詳ならず、法名をば榮安といふ、榮康とは法名の誤れるにや)生年十六歲、いまだ新六郎と申せしとき、安祥二郎三郎殿、尾張の國にむかひ、森山に御陣を居ゑられ、安部彌七郎が爲に討れ玉ふ、折ふし、植村御側に侍らひしかば、彌七郎をば立所に誅し畢んぬ、」と見ゆ。

氏義の後は「新六郎(出羽守)―氏明(沓掛討死)―新六郎榮政(出羽守、後家存と改む、家字を賜ひし也)―新六郎(出羽守)―家次―出羽守家政(高取城)―右衞門佐家貞―出羽守家言―右衞門佐(出羽守)家敬―出羽守家包―出羽守家道(實家敬男)―出羽守家久、弟出羽守家利、兄駿河守家長―駿河守家教―美濃守(駿河守)家貴(實家長二男)―家與―家保―家壺(大和高取二萬七千石)現今子爵、家紋丸に一文字割桔梗、桔梗、五七桐、支庶十五。

植村

4　藤原姓　寬政系譜藤原氏支流に收む、正矩より系あり、家紋上藤丸、九曜。

5　丹波の植村氏　丹波志天田郡條に「植村氏子孫池部村」と見ゆ。

6　淡路、攝津の植村氏　淡路假屋の人植村文樂軒、文樂座を始む。

7　土佐の植村氏　戰國時代一方の豪族なりしが親泰に降る(香宗我部記錄)。

8　其の他、岡崎本多藩の用人、鯖江藩侍帳(植村平治、父吾)、志摩、又天誅組の志士に植村定七郞あり。

植本　ウヱモト　上本を見よ。

植山　ウヱヤマ

魚井　ウヲヰ　マナヰと讀むべし(日用重寶記)。

魚返　ウヲガヘシ　豐後國球珠郡魚返邑より起る。豐後淸原系圖に「栗野成綱―小田成通―成秀(魚返三郎)―通□」と見えたり。豐後國圖田帳に「魚返村拾壹町六段參百貳拾四步、新庄、魚返次郎通秀、同三郎通資、同彌六通直跡、弟九郎政綱相續、同小次郎通近、各分領不分明」とあり。

魚住　ウヲズミ　ナズミ　播磨國明石郡魚住庄より起る。古の名寸隅の地なり。赤松氏の族と云へど他に異流も存す。

1　赤松氏流　太平記卷卅二に魚角大夫房(赤松配下)應仁記卷二に赤松衆魚住、上月記に魚住彥四郞、魚住主計助を載せたり、名族たりしを知るべし。吉治に至り三木の別所長治に屬し、天正八年秀吉中國征伐の時、別所氏と共に亡ぶ。又忠純の子孫は同國廣峰神社の宮祇を襲せり。現今魚住村にて魚住姓を名乘る者は概ね

植草 ウヱグサ

植邦 ウヱクニ

殖栗 ウヱクリ 上古以來の名族なり、エクリ條を見よ。

植崎 ウヱサキ 寛政系譜、赤豁源氏に收む。家紋黒餅に揚羽蝶、黒餅に竪綱、政則より系あり。

植前 ウヱサキ 志摩にあり前條氏に同じきか。

植島 ウヱシマ

植杉 ウヱスギ 大和十津川豪士にあり、鎗役由緒家筋書に今西村庄屋 植杉新助見ゆ。

殖杉 ウヱスギ 下學集に見ゆ。

殖田 ウヱダ 和名抄武藏國足立郡に殖田郷ありて宇惠太と註し、又讃岐國山田郡に殖田郷、字惠多と訓じ、猶ほ土佐國長岡郡に殖田郷ありて宇惠多と註す。此の氏は此等の地名を負ふ、されど後世は多く植田の文字を用ふるが故に、次の條に併せ云ふべし。見聞諸家紋に

紀氏

殖田衆

植田 ウヱダ 前條の外三河、近江、磐城、岩代、陸奥、羽後、越後等に植田の地名あり。猶ほ此の氏は殖田と通じ、又時に上田と混用するが故に併せ見るべし。

1 讃岐公姓 山田郡植田郷より起る。又殖田ともあり。讃岐公の後にして景行皇子神櫛王の後也と云ふ。南海通記に「山田郡植田郷は地勢險固にして壤地豐饒なり、一烟こゝに居を占めて世々此に住す。其の裔別れて三家となる。神内、三谷、十河と云ふ也。南朝の御時、細川清氏南朝に候し、讃州に渡海して、三木郡白山の麓に陣を居え、國中の御方を招きしに、十河十郎一番に參候す。云々。此の時十河十八歲也と傳來也。足利家に至て、細川讃岐守四國を管領す。故に讃岐公と稱する事を遠慮して、自ら植田氏と稱す、」と。サヌキ條、十河(ソカハ)條を見よ。全讃史に「讃岐朝臣永成の子元重、その次子政成、采を神内に受く、是れ神内氏の祖也」と。永成の事は承和三年三月紀に見ゆ。又戶田城條に「山田郡西殖田、今西土居と云ふ。今之左市右衞門宅後、今稻田と成る。元曆の時、殖田若狹允信則あり、屋島の役・源延尉に屬して功あり、元龜天正の間、殖田美濃守安信あり、兩殖田、及び菅澤、朝倉に采す。蓋し世々此の城に居るならん。子孫世々植田村に居る、村名を以つて稱と爲す、後村尾に改む」と。又「東川城、朝倉村にあり、植田美濃守之に居る、山田郡植田村の主也」と見ゆ。殖田氏譜・神櫛王の後とす。

2 清和源氏伊那氏流 信濃の名族なり。又上田とも云ふ。伊那爲扶の子芳美爲家の孫公光・植田西郞と稱す。中興系圖に「淸和、本國信濃 右衞門尉滿快八代 太郞公光・稱之、上田共」と見ゆ。其の他飯田氏譜にもあり。

3 桓武平氏岩城氏流 磐城國菊多郡植田邑より起る。菊田氏の族にして、仁科岩城系圖に「親隆—常隆—隆通(右近、但馬、植田七郞、菊田名跡)」(一本植田・垣田に作る)と見えたり。

4 羽後の植田氏 平鹿郡植田邑より起る。文祿中・最上義光山北に侵入し、植田等の諸塞皆陷ると。山北小野寺義道家方に「足田要害、植田要害、何熊城主、今泉太郞左衞門」等と見ゆ。

5 佐々木氏流 近江國甲賀郡植田村より起る。佐々木氏の庶流にして、滿高より

系あり。家紋四目結、橘。

6 大神氏流　豐後の豪族、ワサダ條を見よ。

7 紀姓　前條を見よ。

8 其の他美作(川副家臣)、石見(矢上名族)志摩、備前、攝津(矢田部郡兵庫名所記著者植田下省子)、今出川家諸大夫、(鎗役由緒家筋書に三浦村庄屋、植田由栢原織田藩重臣、岩代、大和十津川豪士右衛門、同村植田與市)、植田勝堅、京極殿給帳(六十石植田七郎右衛門)、田村家々臣等あり。

植竹　ウヱタケ　武藏國賀美郡植竹邑より起りしか。秀鄕流藤原姓、小山氏の族にて、結城系圖に「小山政光—宗政—時宗—宗泰—宗綱—宗秀—秀行—長沼宗于—憲秀—秀宗—氏秀—宗成—廣長(號植竹)」と見えたり。關八州古戰錄に「永祿九年城主長沼信鐵齋、植竹三河守云々」と見ゆ。

植地　ウヱチ　石見にあり。

殖月　ウヱヅキ　和名抄美作國勝田郡に殖月鄕を收む、高山寺本植月・宇倍都岐と註す。太平記卷八に殖月彥五郎重佐見ゆ、菅家黨の一なり、次の條を見よ。

植月　ウヱヅキ　殖月氏に同じ。美作菅家黨の大族にして、三穗太郞菅原滿佐の四男植月豐後守公與の後裔なりと。代々植月莊宮山城に據る(古城記)。その出自に關しては、有元系圖に「滿佐(三穗太郞)—公與(植月豐後守、植月庄宮山城主)」と。又植月系圖に「高堅(七十九代六條院仁安元年丁亥、叙從四位下、任右兵衛督、博學興家業)—公與(民部少輔、從五位下、七十二代後鳥羽院建久九年戊午、領知作州勝田郡、續父學才)—滿佐(三寶太郞、叙從五位下、美作國勝田郡是宗城主、子孫繁榮、而植月、江見、有元、廣戶、小坂、以不菅家之一族、云同姓)—義之(治部少輔)—宗嗣(隱岐守)—常嗣(隱岐太郞)—義益(太郞兵衛)—直好(植月四郞、住植月城)—好重—良泰(植月彌太郞、住植月村構城)—安嗣(彥九郞、住構城)—重佐(植月彥五郞、美作國勝田郡植月村構之城主、元弘元年辛未、四條猪熊而討死、長武備、能射、旗一本傳來有之)—重長(尉月勘解由次官、居城曰所後勘齋云、赤松筑前守貞範幕下、出張苫北郡田邑神樂尾城、山名右衛門佐師義府陣之節、退神樂尾、植月村本城歸と。○この弟に植月彥太郞重勝、同次郞を載せ、重勝—藤八直時—喜太郞有行なりと)—重可(植月隼人正、同所倉敷城主山名氏房府陣之節、度々有軍功、延文五年庚子、移勝田郡高圓村菩提寺城、貞治六年八月十五日病死と。弟に廣戶次郞長勝あり)—可直(植月主殿助、植月村鬼ヶ池城主)—可豐(主馬介、移同所久米郡下神目村下風城、母福光三郞女と載せ、弟に荻野直連、同直貞を擧ぐ)—重直(植月四郞、住鬼ヶ城、嘉吉元年辛酉、赤松滿祐叛逆之時、籠播州白旗山、人丸塚合戰打死)—可政(植月彈正、吉野郡田殿村倉掛山城主)—重能(植月理兵衛、植月村構居)、その弟佐可(植月左馬助、仕雲州尼子伊豫守經久、卒去之後、右金吾晴久、所々有武、天文五年丙申三月、大內義隆、富田出張之時、五月七日、打取杉三左衛門、寺林源七、因其賞賜伯州日野郡、母加藤兵衛女と載せ、弟に中村政豐を擧ぐ)—佐秋(植月掃部頭、仕尼子義久、住雲州富田、永祿九年丙寅十一月、富田落城、退雲州、蟄居作州乃介庄、十二巳年巳勝久通久義兵之時、出合圖因知頭郡、於所々、有戰功、元龜二年辛未、於伯州米石、山中鹿之助降參、而城々屬毛利家、自其勝久共上京、天正六戊寅年二月、勝久兄弟籠城、於播州上月、吉川小早川討陣、同五月二十九日、勝久通久於城中、自害、同

又宇都宮興廢記に「天文十八年九月宇都宮高資云々、伊王野下野守資宗が家臣鮎ヶ瀨彌五郎實光俊綱を射落す」と。その子伊王野下總守藤原資信は那須七騎の一にして、小田原の役西軍に屬して、秀吉より二千七百石を賜ふ。

醫王野　イワウノ　伊王野に同じ、伊王野聖德寺本尊如來佛後背銘に「文永十年癸酉十月吉日、願主醫王野次郎左衞門尉藤原資永、佛師藤原光高」と見ゆ。

育王野　イワウノ　これも伊王野に同じ。

猪渡　ヰワタリ

伊和部　イワベ　播磨風土記に伊和君等族と云ふを伊和部ともあれば、伊和氏の族類部曲なるを知るべし。

ウ（う）

索引

烏　ウ　漢土の氏なり、小昊金天氏の後と云ひ、又甘肅涇州なる西戎の裔なりとも云ふ。神龜元年二月紀に「烏安麻呂、」また天平六年十二月紀に「外從五位下烏安麻呂、下村主の姓を賜ふ、」など見ゆ。下村主は光武帝の後と稱す。

宇井　ウヰ　熊野新宮黨の一なり、平家物語卷四に「新宮には鳥居の法眼、高房法眼、侍には、うい、すゝき、水屋、龜甲、那智には執行法眼以下都合その勢一千五百餘人」と見え、又源平盛衰記に「爰にウイ、スズキ黨と申すは權現・摩伽陀國より我朝へ飛渡り給ひし時、左右の翅と爲てわたりしものなるによりて、熊野をば吾儘に管領す」とあり。以つて極めて古くより此の地方にありし豪族なるを知るべし。

1　丸子姓　傳說に據れば、「孝昭天皇の朝、漢の司符將軍の嫡子眞俊・權現を榎木の本に勸請す、よりて榎本の氏を賜はり、二男基成、猪子ならびに餬餅をすゝむ。此によりて丸子の姓を賜はる」と云ひ、又二男「基成を宇井と號す、」とあれば、丸子の後裔ならんかと考へらる。されど前田氏の呈譜には「元は穗積氏にして、後丸子氏に改む」とあり。スヽキ條を見よ。宇居衆純より此の氏著はれしが如

し。

2 大和の宇井氏 吉野郡十二村莊宇井村(今野迫川村)に據る。宇井長三郎は熊野新宮に生る、鈴木黨なりと。

3 熊野別當族 熊野別當系圖には「岩本良範—良增(宇井)、」また其兄「良智—良圓(宇井)」と見ゆ。

4 下總國香取郡松澤村熊野權現社の祠官に鈴木氏、宇井氏あり(寺社分限帳、式社考)熊野より移りしや察するに難からず。

鵜井 ウヰ 宇井氏に同じ、中興系圖に穗積姓とす。

鵜池 ウイケ ウノイケ

有實 ウウホ 和名抄美濃國不破郡に有實鄕あり。

植 ウヱ 鹿兒島島津藩用人、府中毛利藩の重臣に此の氏あり。

宇衞 ウヱ

羽衣石 ウヱイシ 伯耆國河村郡羽衣石邑より起る。南條氏條を見よ。

植尾 ウヱヲ

植岡 ウヱヲカ

植賀 ウヱガ 原田氏家臣なり。

殖木 ウヱキ 和名抄筑後國御井郡に殖木鄕、及び肥後國飽田郡に殖木鄕あり。後世植木邑と云ふ。此の氏は植木氏に同じ。

植木 ウヱキ 以上殖木鄕の外相摸、上野等に植木邑あり。此の氏は此等の地名を負ふ、而して殖木と通じ、猶ほ上木と互用せらる、對照すべし。

1 淸和源氏武田氏流 また殖木とも書す、武田の系圖に「信光—信快(植木先祖)」と見ゆ、寬政系圖、淸和源氏支流に植木氏あり、此裔か、家紋丸に重蔦、根笹、五七桐。

2 兒玉黨 寬政系譜に見ゆ。家紋三引、團扇。

3 丹治姓 備中國英賀郡の豪族にして、府志に「戰國の頃、中井鄕佐井田城に植木藤資、同秀長と云者あり、秀長は三好長基に加勢し、淀堤の合戰に大内衆を破る。功を以つて水田莊を賜ふ。その子秀資は浮田氏に屬し、又尼子氏に屬し、毛利氏に攻められて雲州に走る。其の孫孫左衞門・再び歸鄕して、天文廿一年作州高田城主三浦元糸を斬る」と。藤原氏とも稱す。

4 美作の植木氏 前項と同族なるべし。「藤姓丹治丹保の孫秀行より二十三世孫植木左平治秀兆・天正末宇喜多氏の家臣草加部山城主福島右近の養子となり、文祿の役朝鮮に死す」と傳ふ。勝北郡妙見宮の祉人(東作志)津山藩分限帳に百六十石・植木茂松と。

5 丹波の植木氏 丹波志氷上郡鴨野村植木氏條に「古家、先祖は用明天皇行幸の節、御宿を仕り、栗を指上ぐ、此時御尋に屋敷の植木栗と申上ぐ、其謂にて植木氏を賜ふと云ふ」と載せ、又槇山谷小畑村「植木刑部太夫、子孫代々醫師、植木 圭と云ふ、同家六軒刑部株と云ふ、植木は中古母方の稱號と云」とあり。

6 淸和源氏爲義流 源爲義の孫若狹介義邦、建久二年賴朝より淡路國福良庄上樹邑を賜はる、よりて子孫植木氏を稱す(植木系圖)と。

7 藤原姓 中興系圖に「藤姓、本國加賀、上木共」と見ゆ。

8 下野の植木氏 室町時代下野に植木小太郎直久あり、その女は新田義宗の子義邦の室なりと。

9 其の他、天文三年十一月攝津の人植木五郎右衞門法名空誓、淨光寺を開基すと。又石見、信濃、備前、志摩にもあり。

の山直また同族なるべし。

吉田博士は地名辭書に於て、物部入間宿禰と、此の出雲系の入間宿禰とを別流、即ち入間氏には、天神と天孫との二流の家ありたる如く論ぜられたるも、こは千慮の一失にて、物部直と云ふも此國なるは畢竟出雲氏の族たるなり(モノノベ條を見よ)。即ち此の物部直は武藏なる物部の部分的伴造にて、直を稱するは國造族なるによるなり。(武藏國造は出雲族とす)。彼の入間郡なる物部天神社は此の物部の氏神にて、天神とは中古に於ける社格たるのみ。(拙著武藏參照。)しかるに此の天神なる語を物部連の祖天神饒速日命となし、物部連姓存在の理由となす如き、曲解と云ふも可なるべし。物部直の本宗、即ち後の入間宿禰の住居せし地は古書に明記するものなけれど、此の氏は郡中の最强族にして、郡名を帶ぶより見れば、他の例より推して、必ずや郡の大少領は此氏より任ぜられしなるべきか。果して然らば、和名抄に見ゆる郡家郷こそ即ち此氏の住居せし地なるべし。郡家郷は現今入間川村と推定さる。

入間川 イルマガハ　武藏國入間郡入間川邑より起りしか。前條を見よ。

入間野 イルマノ　入間氏の後か。

入見 イルミ　和名抄遠江國磐田郡に入見郷あり。

謂例 イレ　和名抄大隅國大隅郡に謂列郷あり。

色川 イロカハ　紀伊國牟婁郡色川郷より起る。傳說に據れば、平惟盛・逃れて熊野に來り、伴つて海に投じて死すとなし、匿れて山中に居る、小松氏、色川氏、皆その裔なりと。續風土記色川郷條に「色川左兵衛尉は平維盛の裔にて、世々此地を領し、南朝に奉仕せり」と。又口色川村城跡條に「村の巳午にあり、城の森と云ふ。維盛の長男盛廣の居城なり」と。また舊家清水氏條に「相傳ふ、平族亡びし後、三位維盛・當鄉に來奔し、大野村の奥藤綱に匿れ、後當村に移り、氏を清水と改め、鄉士となる。其の子孫色川一族といふ。建武の頃、色川左兵衛尉平盛氏といふ者、南朝に奉仕し、軍功あり。建武三年法勝寺宮より日高郡岩代莊を給ふ。其の子盛忠、兵衛大夫に補せらる」と見ゆ。南朝の胤尊義王第三の御子尊雅王の母は此の左衛門尉平盛氏の女なりとも云ふ。

色河 イロカハ　前條氏に同じ。色川氏文書に色河一族の事を載せたり。

色紙 イロガミ　島津義弘の家臣に色紙仲兵衛なる者あり。

伊侶具 イログ　秦氏の族也。山城國風土記に「伊奈利と稱するは秦中家忌寸等の遠祖、伊侶具秦公稻粱を積み、富祐あり、」云々と見ゆ。ハタ條を見よ。

色部 イロベ　越後國岩船郡色部邑より起る。色部城また平林城(平林村)は色部氏(伊呂部氏)の故館也と。此の氏は桓武平氏秩父氏の族にして、小泉庄内加納に住し、當庄内色部條惣領職並に粟島地頭職たり。元弘三年十月の綸旨に色部長綱後室性空、また建武元年八月、色部總領秩父三郎長倫が瀨波郡謀叛人小泉持長以下を誅罰したる軍忠狀あり。其の後裔色部修理大夫泰元は長尾爲景に、其子修理亮長實は謙信に、其子長門守は景勝に從ふ。東鑑卷四十二、五十一に色部左衛門尉見ゆ、此の族なるべし。後世米澤上杉藩の重臣たり。

色摩 イロマ

色見 イロミ　肥後に色見山莊あり。

伊和 イワ　和名抄播磨國完粟郡に伊和郷あり、此の地より起る、又餝磨郡にも伊和

鄕を收む。播磨風土記飾磨郡伊和里條に「右伊和部と號するは積幡(宍粟)郡伊和君等の族、此に到來す。故に號して伊和部と云ふ」と見ゆるにより、宍粟の伊和・本貫にして、一族・此の地にも來りて此の地名の生ぜしを知るべし。宍粟の伊和に伊和神社(一宮)あり、延喜神名帳に伊和坐大名持御魂神社(名神大)と見ゆる祉これにして、三代實錄にも同樣見ゆ。卽ち出雲系統の神社にして、此の氏の氏神たるべし。此の氏の出自については明記するものなしと雖、此等、並びに君姓なるより推して、出雲系統の氏かと考へらる。伊和祉の神官は後世、大井氏、安黑氏と云ふ、又神樂役吉田配下の忌子一人あり(式內神社考)と。

神名式明石郡に伊和都比賣神社、赤穗郡に伊和都比賣神社あり、此の神の后神か。又國帳餝東郡に伊和津大歲明神見ゆ。

○將門記に、內竪伊和員經見ゆ、伊和君の後裔か。

井和　キワ

伊王　イワウ　承久記卷三に「伊王さゑもん」見ゆ。伊王左衞門能茂入道西蓮の事にして、修明門院の御領淡路由良庄の代官たりき。

硫黃嶋　イワウジマ

伊王野　イワウノ　下野國那須郡伊王野より起る。那須系圖に「賴資―資長（伊王野次郞）」と見え、下野國志に「伊王野は、那須與一資隆の男、肥前守賴資の二男、次郞左衞門尉資永より以來、代々伊王野に住して、下野守資宗の男下總守資信、其の子又十郞資重早世に依て、二男又次郞資朝相續して、豐後守といふ。資朝の女二人あり、長女は井上新左衞門の男數馬を聟養子として、相續しけるが早世せし故、改易せられて家名のみ僅に殘れり。次女は千本大和守義貴の室となる。又十郞資重の男又六郞資直は浪人と成りて、後に太田原家の臣家となり、伊王野五郞左衞門と名のり、子孫連綿たり」と見ゆ。

又伊王野系圖には賴資の子、那須太郞光資の弟に伊王野資長を載せ、更に光資の子、那須太郞資光の弟にも資長を載せて、「伊王野次郞、左衞門尉、號下野守、住下野國、伊王野氏祖也、人となり恭謙にして學を好む、儒に聞き、釋に聞き、神道を稟習す。且つ又文武政ケン也。家紋一文字 三頭左巴」と註し、その子に澤村二郞長滿、矢田四郞長吉を擧げ、次に「右系圖・明曆三年丁酉正月十九日、江戸府回祿の時に燒失、一本ありと雖、此の間十六七代爛壞して寫し取るを得ず」と書し、長元より系あり。長元の子薩摩（その子兵部孫左衞門―彥左衞門・甲州秋元に仕ふ）、大藏（その子五兵衞―憲能）を擧げ、其の弟に資宗を擧げて、「伊王野次郞、左衞門尉、號下野守、法名忠賢存晨、後奈良院御宇天文十八年己酉、五月女坂に宇都宮左衞門佐俊綱と合戰、資宗討ち勝ち、執事鮎瀨彌五郞・宇都宮俊綱を討ち取る。其の印・五月女坂に於て鮎瀨彌五郞永樂十貫を以つて俊綱石塔を立つ。人呼んで其の地を十貫と言ふ。彌五郞・後俊綱の子息廣綱と下野薄葉に於いて合戰、廣綱敗軍の砌、鮎瀨又廣綱を討ち取らんと欲す。資宗制止して廣綱の命を助く、是れ天正十三年乙酉三月廿五日の事なり」と。次に資宗の子又五郞直淸、田中藤兵衞尉淨信、女子（淺井氏に嫁す）、及び資信を擧げ、資信に「又太郞、伊王野下野守、法名月山、高麗陣に勤む、加藤主計頭淸正の手に屬す」と。その長子又十郞資重早世、次男又次郞資友嗣ぐ、されど男子なくして此の家斷絕とあり。

那須記に「永正八年大關、伊王野云々」と。

より出づ。藥王院文書に、建武三年二月楠正家に應じて、久慈郡瓜連館に籠るもの入野七郎次郎助房あり。一流同郡下入野村より出づ」と見ゆ。猶ほ六地藏寺過去帳に入野長門夫妻を載せたり。

4　因幡の入野氏　邑美郡田野島村中鄕の領主に入野大藏あり。

5　安藝の入野氏　入野村より起る。松嶽城あり。入野民部貞景の居る處なりと(藝藩通志)。

6　熊谷氏流　遠江國敷智郡入野邑より起る。熊谷直實十二世孫實長―直安―直次、入野の熊谷と稱す。

7　備前にも此の氏あり。

入野屋　**イリノヤ**　陸奧國入野屋莊より起る。大和源氏宇野氏の族なり。尊卑分脈に「賴親五世孫宇野親治―有治―光治(入野屋八郎)…藏人義治―二郎 朝治―左將監氏治―左京權太夫仲治―清治」と見ゆ。又隈部系圖に「有治(宇野太良、齋院次官、關東下向、母兵庫頭藤原仲常女)―光治(陸奧入野屋莊領、入野屋に居住、八郎、因つて入野屋と改むる也)―

―朝治入野屋藏人大夫―氏治入野屋内藏權頭

―基治入野屋判官代―義治入野屋判官代

「範治宇野杢頭」と見ゆ。イリヤ條參照。

入野谷　**イリノヤ**　前條氏に同じ、中興系圖に「宇野有治稱之」と。

入橋　**イリハシ**

入原　**イリハラ**

入生田　**イリフダ**　ニフタ條を見よ。

入船　**イリフネ**

入部　**イリベ**　ニフベ條を見よ。

入交　**イリマゼ**　嵯峨源氏渡邊氏の族なりと。全讃史に「鷺山城、新名內膳之に居る。天正十一年、土佐元親內膳を殺し、入交藏人をして之に居らしめ、以つて近郡の鎭となす」と見ゆ。

入村　**イリムラ**

入屋　**イリヤ**　**イリノヤ**　尊卑分脈に「入野屋光治―義治―基治(入屋八郎)―義基―賴基」と見え、又中興系圖に「入屋、清和源姓、本國、宇野中務丞賴治七代　八郎基治稱之」とあり、イリノヤ氏に同じ。備前にも此の氏あり。

入矢　**イリヤ**　備前にあり。

入谷　**イリヤ**　同上。

納屋　**イリヤ**　ナフヤ條を見よ。

入山　**イリヤマ**　駿河、上野、薩摩等に此の地名あり。それ等より起る。

1　清和源氏村上流　尊卑分脈に「賴清五世孫村上信次―基輔(入山五郎)―惟基―實賴」と見ゆ。

2　菱刈氏流　薩摩國伊佐郡入山村より起る。大口に市山城あり、又入山城と稱す、菱刈重妙弟師重、此地を領し、入山彥四郎と號す。菱刈條を見よ。

入山瀨　**イリヤマセ**　遠江國城飼郡入山瀨邑より起る。續太平記結城攻の時に當國住人入山瀨八郎見ゆ。

入善　**イリヨシ**　ニフゼン條を見よ。

伊類部　**イルイベ**　釋紀引丹後風土記に舊宰伊類部馬養連と見ゆ。馬養は名なるべし。

入鹿　**イルカ**　紀伊國牟婁郡入鹿莊より起る。「山中僻遠の地なれば、其の令行はれず、因りて山中の守護として京都より士族山本氏を招く、山本氏三子あり、長子は入鹿の地頭たり、次は尾呂志莊の地頭たり、三男は西山鄕竹原村に居る」と傳ふ。續風土記小栗須村入鹿八幡宮條に「勸請の時代詳ならざれども、或は云ふ中世當莊の領主入鹿某當社を造立す。今傳ふる處、延德三年の棟札に總領義家とありて、裏に時々取

合、施主山本［ ］奉行大栗栖後とあり。此總領義家と云ふは入鹿殿の祖先ならん。又大永三年の棟札に『入鹿村總領并一族等、本願主山本助九郎義則』、『永祿三年の棟札に『本願主大栗洲後義明、同龜鶴丸、同孫二郎』とあり。天正七年、慶長九年等の棟札連綿とあり』と載せたり。

又入鹿鍛冶本宗屋敷跡條に『古今鍛冶考に紀伊國鍛冶系圖を載せ、本宗といふものあり。其傳に『光明帝御宇、康永、包貞子、或正治、入鹿仲實門人』と見え、其余、實世鹿實眞重等入鹿に住す。此一族の打ちたるものを、世に入賀物と稱すといへり。按ずるに入鹿殿京都より來りし時、刀鍛冶を召連れ來り、途に此地に住居し、子孫も刀鍛治を業とせしに、入鹿殿の家斷絶せるより其家も斷絶せるか。又他へ移轉せしなるべし。紀伊國鍛冶系圖。包貞（伏見御宇正應楫法師と云ふ。粉川住、吉野山神とも本國大和、後包吉とも、一切正成大刀作）―本宗（光明御宇康永包貞子、或正治入鹿仲實門人と）

實重（時代實次に同　本宗二男）
實次（後光嚴御宇貞治　本宗子　鎗の上手、或延元熊野住とも、或應永とも）
實行（後小松御宇永能　實重子）―實就（稱光御宇應永、實行子、入鹿こ銘す）

實綱（右同御宇實次子、或順能御宇康曆正治とも、實經とも記す有）―實綱（右同御宇、實綱子、實安こも銘す名草郡住す本宗子と云父を云ならん）
景實（後花園御宇文安、實綱子、或後堀河御宇貞應中とも云）―則實（後土御門御宇文正　彥四郎と号す、景實子粉河住）
國次（後土御門御宇明應　則實子、粉河住、或本國大和切鎗栗尻）―國次（後柏原御宇永正　國次の子）
後實（後土御門御宇應仁　景實二男）
景貞（時代上に同じ、景實三男）
景光（後土御門御宇明應　景貞子）

その他、仲眞（後醍醐御宇元亨、包貞弟、本宗師、或元曆中とも云、入鹿住鐘三分）。實世（時代系圖不詳入鹿住）。眞重（右に同、根品車と切入鹿住）。鹿實（實世と同じ、入鹿住）景宗（後光嚴御宇貞治、本宗子實綱弟、又實可實景實子、又仲國有）[illegible]（元明御宇和銅中、或和泉肥後遠江當國四ヶ國住と云）。天狗（熊野住、同銘數代、寬永中之作も有、又吉重、天正熊野住）』と見ゆ。

大和十津川豪士中にも入鹿氏あり、十津川鄕鎗役由緒家筋書に「中村、入鹿助之丞」を載せたり。

入鹿山　イルカヤマ　尾張に入鹿山あり。

入部　イルベ　孝德紀に「入部五百二十四口」など多く見ゆ。こはニフべにて壬生部の事なり。

又應仁記卷の二に入部氏見ゆ。

納部　イルベ　綱部の誤寫なり、ヨサミ條を見よ。

入間　イルマ　和名抄武藏國入間郡に註して伊留末とす。當郡は神護景雲二年七月紀に入間郡、天長十年五月紀同じ。風土記稿に郡名の起は郡中入間川村より始りしならんと。此の氏は此の地名を負ひしにて、もと物部直と云へり。武藏國造の一族にして、神護景雲二年七月紀に「武藏國入間郡人正六位下勳五等物部直廣成等六人、姓を入間宿禰と賜ふ」と見えたる、これなり。かく郡名を負ひたる事、並びに宿禰の如き高姓を賜ひし事によりて、郡內は勿論、國內に於いても屈指の强族たりしを想像すべき也。一門の內、京師に上り京戶に貫せらるゝ者あり、卽ち姓氏錄左京神別に收め「入間宿禰、天穗日命十七世孫天日古曾乃日（一本己呂）命の後也」と載す。當時地方の氏族中、强大なる者は皆京畿に邸宅を有せし也。これ任官に便宜を得るが爲に外ならず。天日古曾乃命は角井系圖に天日古曾乃己呂命と見ゆ。國造祖兄多毛比の曾祖父也と云ふ。この命なほ姓氏錄和泉神別山直條に「天穗日命十七世孫日古（一本吉）曾（日）乃己名（一本呂）命の後也」とあり、此

家織に仕へ、余野二ッ山の堡にあり、其の子又太郎忠義、弟助治郎、共に賴宗に仕へ功ありしとぞ。津山藩分限帳に「百六十石、入江右膳。五十石、入江猷之進」見ゆ。

13 讚岐の入江氏　全讚史增補に「氏部城（在阿野郡北氏部村）入江庄左衞門居之」と見ゆ。

14 壹岐姓　筑前織幡神社祠官入江氏は壹岐眞根子の後なりと云ふ。

15 其の他入江氏は安西軍策に入江平内、入江與三兵衞、土佐一條家一門公家衆に入江殿、伊豆松崎村に入江長八、德川時代伊達藩用人、杵筑松平藩中老、富山前田藩重臣に此の氏あり。又三條家の諸大夫、一條家の諸大夫、備前國の名家、又田中家臣知行割帳に「四百四十石入江久右衞門」等見ゆ。

又久保氏の家譜に「入江入道道勝の嫡子入江大和守は足利將軍に仕官す、入江岩千代の代、甲斐の武田家に仕官す」と云ふ。武藏にも此の氏あり。

入江田　イリエダ

入枝　イリエダ　嶋津義弘の家臣に入枝佐五右衞門なる者見ゆ。

入内　イリウチ　美作三星山城主後藤勝元の家臣なりと（東作志）。

入岡　イリヲカ　會津耶麻郡高木村の肝煎に入岡澤右衞門なる者見ゆ（會津風土記）。

己里木　イリキ　寛弘元年讚岐國大内郡入野郷戸籍に己里木糸女外二人見ゆ。

納木　イリキ　荒木田二門系圖に「家田一禰宜元親―氏實―元滿―氏俊―尙良（納木、一禰宜）―氏尙―延尙」と見ゆ。

入來　イリキ

入來院　イリキヰン　薩摩國薩摩郡入來院より起る。此の地は建久の圖田帳に「入來院九十三町二段内、沒官御領、地頭千葉介。社領十五町（彌勒寺）下司在廳種明。公領七十五町内、辨濟使分五十五町本地頭在廳種明。郡名分二十町、本郡司在廳道友」と見ゆ。

1 藤原姓　上古藤原賴孝本院に地頭たり。鎌倉の初め、入來院又五郎賴宗あり、當院裏之名村清色城（清敷城）に居城す、賴孝の後裔か。

2 澁谷氏流　澁谷氏は桓武平氏秩父支族澁谷庄司重國の子太郎光重・鎌倉に仕へ、當國東郷、祁答院、鶴田、入來院、高城等を領し、五家に分る。入來院氏は光重の五男曹司五郎定心の後なりと。定心・

寶治二年清色城を治所とす、よりて入來院、或は清色を家號とす。蒙古合戰の時入來院有重、致重、重尙等軍功をたつ、地理纂考若宮神社條に「當社は、入來院平四郎有重の靈を祭る。有重は舊領主入來院平次公重の弟にて、兄公重の軍代として、弘安四年蒙古筑紫に寇せし時、平五郎致重、四郎太郎重尙等と共に出軍し、六月廿九日、博多の海上にて兄弟共に戰死す。依て其靈社を建立す」と載せ、其の後應永中入來院彈正重長あり、嶋津山城守忠朝を永利城に攻む。敗北して嶋津久豐に援助を請ふ。又樋脇の久住城は入來院第八代重長の第三子左馬介の後裔刑部氏の居城なりと。

室町末、石見守重朝、其の子加賀守重嗣あり、地理纂考永利郷岩田城條に「入來院淡路・城主なり。元龜元年入來院重嗣・嶋津貴久の武威に恐れ、澁谷、東郷、高城、祁答院等の一族と胥議し、各領地を出して降る」と。其の子彈正少弼重豊（十四代・廣瀨神社）、次に又六重時あり、「入來院氏第十五代の嗣にて、慶長五年關ケ原の役に島津義弘に從ひ戰死す」と也。其の他樋脇の市比野城、前田城、樋

脇城及び入來の川床城、拵之原城等皆此の氏の屬城なり(名勝圖會)。

入藏 イリクラ

入倉 イリクラ 岩代耶麻郡に入倉村あり。

入小屋 イリコヤ 館林盛衰記に入小屋上野介あり、天正頃の人なり。

納薩 イリサ 和名抄薩摩國日置郡に納薩鄕あり。ヌサチかとも云ふ。

入前 イリサキ

入澤 イリサハ 數流あれど山陰の入澤氏最も天下に名あり。

1 物部姓 伯耆國日野郡樂々福神社の舊神主に入澤氏あり、物部氏にて、大矢口宿禰、稚武彥命に陪し、當國に來り、子孫當社に仕ふ。其後裔那澤仁奧を此氏の始祖とす。仁奧の後玉澄—澄勝—澄信—澄方—澄芳—好澄—好方—好長—長高—氏長—滿長—持長—持淸—淸利—利次—利久—女子(出雲仁多郡龜山城主三澤爲淸の二子爲房を婿とす)爲房、後に名を豐次と改め、家名を名澤とす(伯耆志)。永祿二年三月の棟札に「領主尼子右衞門督晴久、神主入澤左京大夫利久」と見ゆ。

2 因幡の入澤氏 當國の大族にして山名氏の守護代たりき。卽ち明德記に「因幡の國の守護代入澤の河內守」と見ゆ。

3 美作の入澤氏 戰國の頃入澤源兵衞義政なる者あり、尼子氏の族、遁れ來り入婿して家を嗣ぐ、入澤治郞淸保これなりと傳ふ。眞庭郡に入澤氏多し。備前にも此の氏あり。

4 諏訪神家族 信濃國佐久郡入澤邑より起りしか、諏訪神家の族なりと。

5 藤原南家二階堂流 石谷政淸の子行重、入澤を稱す。武田家に仕ふ。

入下 イリシタ 日向國入下より起る。日向記に「入下領主、入下彌四郞」を載せたり。

入州 イリス 物部氏の族なり。

○神野入州連 天孫本紀に「物部老古連公は神野入州連等の祖」と見ゆ。

入膳 イリゼン ニフゼン條を見よ。

入田 イリタ ニフタ 九州の大族にして、猶ほ東國にもあり、多くはニフタと訓ずるが故に、その條にて述べむ。

入谷 イリタニ

入月 イリツキ

入戶 イリド 信濃にあり。

入戶野 イリトノ ニットノ條を見よ。

納富 イリトミ ナフドミ條を見よ。

入長 イリナガ

入西 イリニシ ニツサイ條を見よ。

入野 イリノ イルノ ニフノ 和名抄常陸國那珂郡に入野鄕あり、イリノ、或はイノと訓むべしとの說あり。次に陸奧國白川郡に入野鄕、猶ほ同國耶麻郡にも入野鄕あり。次に讚岐國大內郡に入野鄕あり、爾布乃也と註す。又安藝國賀茂郡に入農鄕あり、伊比乃と註すれど、高山寺本邇比乃と訓ず。其の他上野、遠江、土佐に入野邑あり、イリノにて、山城の入野はイルノなりと。(東鑑に入野平太)

1 淸和源氏今川氏流 遠江國濱名郡入野邑より起りしか。今川國氏の三男俊氏、入野を稱すと云ふ。今川系圖に「今川三郞俊氏—俊國(號新野彈正少弼)」とあれば、ニフノと訓むべきなり。その後裔に入野將監光興あり、シホタ條を見よ。

2 淸和源氏宇野氏流 中興系圖に「淸和源姓、宇野賴治四代八郞光治稱之」と見ゆ。入野屋を誤りしか。

3 常陸の入野氏 那珂郡入野鄕より起る。新編國志に「入野 那珂郡上入野鄕

伊良 イラ　伊良は始羅にて大隅國始羅郡より起りしかと云ふ。

石羅井 イラヰ　但馬日下部氏の族なりと、イシライ條を見よ。

伊良子 イラコ　三河國渥美郡伊良胡より起りしか。

伊良原 イラハラ　阿波故城記上郡美馬三好郡分に「伊良原殿、小野寺、鑼の紋一文字」と見ゆ。

入 イリ　イル　ニフ　信濃にあり。大同類聚方に入海主なる人見ゆ。

伊梨 イリ　皇極紀に見ゆ。

納 イリ　イル　淡路國委文庄の豪族にして南北朝頃に著はる。

入井 イリヰ

納石作部 イリイシツクリベ　姓名録抄に見ゆ。ヨサミノイシツクリベ條を見よ。

入江 イリエ　山城、駿河の外、加賀、備後、安藝等に入江の地あり。それ等の地名を負ふ。

1 村上源氏久我流入江家　京都上京の入江より起りしなるべし。尊卑分脈に「壬生雅賴―兼定―定平(號入江三位)―賴兼―信聖―定宗(號入江少將)」と見ゆ。

2 藤原北家御子左流　上京入江より起る。尊卑分脈に「定家―爲家―爲教―爲兼(號京極又號入江)」と見ゆ。

3 御子左流入江家　前條入江の家號を繼ぎたるなり。藤谷爲賢の二男相尙より出づ。相尙―相敬―相茂―家誠―相康―相永―爲逸―爲良―爲善―爲遂(藤谷家相續)―爲福―爲守、德川時代、御藏米、烏丸上立賣下西側、寺眞如堂、現今子爵。

入江家　　御合印

4 石淸水祠官流　石淸水祠官系圖に「新善法寺宮淸―尙淸―道淸(號入江)」と見ゆ。紀姓なり。

5 藤原北家工藤氏流　駿河國有度郡(安倍郡)入江莊より起る。入江莊は鶴岡永仁元年文書、太平記、淺間社司村岡氏文書等に見ゆ。その地を領せし氏にて當地方の大族なり、保元物語に「駿河國には入江右馬允、高階十郎、息津四郎云々」とあるによりても知るべし。又曾我物語に見え、下つて太平記卷三に「入江蒲原の一族、」十三に「直義朝臣は鎌倉を落ちて上洛せられけるが、其の路次に於いて駿河國入江莊は海道第一の難所也。相模次郎が與力の者共、若し道をや塞がんずらんと、士卒皆是を危く思へり。之に依りて其の所の地頭入江左衛門尉春倫が許へ使を遣はされて憑むべき由を仰せられたりければ、春倫が一族共、關東再興の時到りぬと料簡しける者共は、左馬頭を打ち奉り、相模次郎殿に馳參らんと云けるを、春倫つくづく思案して、天下の落居は、愚蒙の我等が知るべき處にあらず。只義の向ふ所を思ふに、入江庄と云ふは、本德宗領にて有しを朝恩に下し賜り、此の二三年が間、一家を顧る事日來に增れり、是れ天恩の上に猶ほ義を重ねたり。此の時爭でか傾敗の弊に乘りて不義の振舞を致さんとて、春倫則ち御迎に參じければ、直義朝臣斜ならず、喜んで頓て彼等を召具し、矢矧の宿に陣を取る」と載せ、又梅松論にも「當國の工藤入江左衛門尉、百餘騎にて馳參じて忠節を致しける」と見えたり。

此の氏の系圖は尊卑分脈に「常陸介維幾―木工助爲憲(工藤始)―時理―駿河守時信(或說時理舍弟云々)―維淸(入江馬允、號馬大夫)―淸定(入江權守)―

家淸(大田權守)

┃清實（蒲原權守）┃遠兼（遠河權守）┃景貞（瀧口）┃兼貞（中務丞）┃朝貞（小二郎 右衛門尉）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　┃爲貞（野邊 左衛門尉）┃爲家（內舍人）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　┃國景（中務丞）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　┃惟助（六郎左衛門尉）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　┃爲經（八郎左衛門尉）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　┃惟貞（右馬允 舟越三郎）
┃景兼（地越三郎 右馬允）
┃景義（馬三郎）┃經義（吉香三郎）

また天野系圖に「爲憲―時理―時信(駿河守)―維永(駿河守)―維淸(右馬允、駿河守維景弟)―山城守淸定―景澄(入江權守)―景光(天野遠内)―遠景」と。又吉川系譜は分脈に同じく、日向記には「時信の嫡子維永、維永の嫡子駿河權守維景、次男維重、是を駿河の工藤と號す、入江、船越、岡部、大田、蒲原、禁架云々等、維重の支流也」と見ゆ。新風土記に「入江氏は駿河守爲憲の裔孫、狩野、工藤、岡部、高橋とは近き一族にして、保元平治の頃より此の國の名家たる事、曾我物語、其の外諸書に見ゆ。文曆元年入江光信あり、淨土眞宗の開祖善信、東國經歷の時、宅地を轉じて專修道場となす云々」とあり。寬政系譜此の末流二家を載す。家紋三輪上の輪の內甃、丸に甃、九曜崩の內甃、組三輪。

6　阿倍姓　駿河入江氏の出自については疑義あり、果して工藤族なるや調査の要あらん。又一說に此の入江氏は阿倍氏ならんかと云ふ。

7　攝津の入江氏　島上郡高槻城主なり。延元中入江春則これを修補し、爾來入江氏の居城となるとぞ。應仁別記に「入江殿」、細川兩家記に「入江茨木孫次郎、」その後入江盛重あり。永祿十一年九月、信長當國に入るや、高槻城主入江左近將監出で﹅降りしも、後三好黨に屬せしを以つて誅せらる。見聞諸家紋に、

攝州之入江

又昔西成郡に入江長者あり、濱村を開拓すと、其の裔舊家たりと。又島上郡に學者入江若水あり。

8　丹後の入江氏　康正二年造內裡引付に「五貫文、入江圓淸殿、丹後國板沼同東方段錢」と見ゆ。細川藩士入江氏は「丹後の人、赤松氏の一族なりしが丹後に入りて細川氏に從ふ」と稱す。關係あるべし。

9　近江、美濃の入江氏　康正造內裡引付に「內五貫文、入江殿御領、近江國山前、同國筏立南庄、美濃國曾代三ヶ所。段錢」と見ゆ。以上皆同族なるべし。

10　加賀の入江氏　石田郡入江邑より起る。大田次郎兼定の子息入江冠者親定より出づ。兼定は源平盛衰記に見ゆる人也(三州志)。加賀藩給帳に「參百石、紋カラナシ、入江半藏」と云ふもの見ゆ。

11　伯耆の入江氏　入江氏系譜に「人皇第十九代反正天皇、河內丹比柴籬に都を奠し玉ふ時迄は、內裏へ奉仕せるも、歲月の變遷と共に流浪し、終に伯耆國河村郡牧村に移住し、亦人皇第五十六代淸和天皇御宇、貞觀十七乙未歲、親子四人同郡坂本村に移住す。是當村入江氏の濫觴にして、亦實に當村の開祖なり。血族漸く繁榮して入江氏二十二軒に分る云々」又其の末に「左內に(鍬紫)、先祖京都入江殿御紋是也」と見ゆ。杉原氏家臣に入江氏あり。

12　美作の入江氏　駿河入江氏の後なりと。子孫赤松氏に仕へ、藏人村則に至り山名氏に從ひ、當國久米の地頭職となる。その孫信忠に至り、毛利の從將中村

4 伊與直　イヨノオホシ及びイヨノオホ條を見よ。

5 伊與宿禰　伊呂波字類抄に見ゆ。伊豫凡直、後に宿禰姓を賜へるなるべし。

6 伊豫別君　景行紀に「十城別王、是れ伊豫別君の始祖也」と、また皇孫本紀に「十城別王、伊豫別君等の祖」と見ゆ。當國に和氣郡あり、和名抄和計と註し、靈異記別郡と載す、此の氏が領せし地なるべし。

7 伊豫總領　前述せり。持統紀三年條に「伊豫總領田中朝臣法麿等に詔して曰く、讃吉國云々」と見ゆ。

8 河野氏流　河野系圖に「越智守興—玉興(號伊與大夫、亦稱伊豫大領)」と載せ、越智系圖には「玉興・散位、號伊大夫、亦稱伊與大領」と見ゆ。伊豫國造の後裔也。

9 藤原北家流　山内守藤系圖に「師尹—濟時—爲任(伊豫守)—師通(伊與三位)—通家」と見ゆ。父の受領を稱號とせし也。

10 宇都宮氏流　宇都宮系圖に「景綱—宗泰(伊與十郎、伊與宇都宮)」と見ゆ、ウツノミヤ條を見よ。

11 清和源氏　源家の祖經基伊豫守に補せられ、その子滿仲伊豫目、賴光伊豫守、賴信伊豫守、賴義伊豫守、義家も亦伊豫守たり。かく源家が伊豫守を世襲するはこれ經基が天慶承平の功に據るなりと。後義經が伊豫守となりしも、この由緒に據る。

12 佐々木氏流　鎌倉幕府の初め佐々木盛綱を當國守護となす、されど道後七郡は河野氏之を管領す、元曆二年七月廿八日の文書に「伊豫國道後七郡の事、守護職と爲し管領あるべし。道前の事は佐々木三郎盛綱に申付候也。諸事申し合せ、沙汰あるべく候、得能冠者の事は勿論也、恐々謹言、賴朝、河野四郎殿と」。

13 其の他、東鑑廿四に伊豫少將實雅(承久記・いよのせうしやう實政)四十二に伊豫中將公直、四十七に伊豫三郎、伊豫五郎見え、文安年中御番帳に伊豫下總次郎を載せたり。

14 賀茂伊豫朝臣　カモの條を見よ。

伊余　イヨ　古事記、國造本紀等、伊豫を伊余に作る。

伊與　イヨ　伊豫に同じ、その條を見よ。

猪與　ヰヨ

伊與泉　イヨイヅミ

伊與久　イヨク　上野國佐位郡伊與久邑より起りしなるべし。藤原氏なりと、後伊谷氏と云ふ。

伊谷　イヨク　イコク、イタニ條を見よ。

彌熊　イヨクマ　伊豫國越智郡彌熊邑より起る。東鑑當國御家人三十二人の内に彌熊三郎賴行あり。また愛媛面影に「昔彌熊六郎行恒なるもの、紀州熊野神を當國に勸請して、彌熊權現と崇む」と見ゆ。

伊與田　イヨタ　武藏、三河等に伊與田村あり、それ等の地名を負ふ。

1 秀鄕流藤原姓山内流　家傳に「山内經俊が後裔にして、三河國伊與田村に住せしより家號とす」と、寛政系譜には二家を載す、家紋木瓜の一文字、二引、白黒一文字、五三桐。

2 土佐の伊與田氏　幡多郡山田八幡宮經筥銘に「土州幡多在山田鄕伊與田淡路守基能、并に紀伊守國能、永正八年辛未二月」とあり。

伊豫田　イヨタ　伊與田に同じ。

伊豫宇和　イヨノウワ　景行帝裔、ウワ條を見よ。

伊豫大　イヨノオホ　次の伊豫凡直に同じく、伊豫國造家の氏なり。天平神護二年九月紀に「伊豫國人大直足山、私稻七萬七千

八百束、鍬二千四百四十口、墾田十町を當國の國分寺に獻じ、其の男外少初位下氏山、外從五位下を授けらる、」と見ゆ。直は國造の稱するカバネなり。大直は凡直に同じけれど、伊豫國造は多(大)氏なれば、大直の大は多にて伊豫の多氏と解するも可也。

伊豫凡　**イヨノオホシ**　凡直とは大國造の氏姓にて、こは伊豫の國造家を云ふ。又大直とも見ゆ。伊豫國造家の氏姓なり。天平勝寶九年五月紀に「伊豫國宇和郡人外大初位下凡直鎌足等、各當國の國分寺に知識物を獻ず。並に外從五位下を授けらる、」。また神護景雲元年十月紀に「伊豫國宇摩郡人凡直繼人、錢百万、紵布一百端、竹笠一百蓋、稻二万束を獻じ、外從六位下を授けられ、其父稻積は外從五位下を授けらる、」など見ゆ。猶ほ天平八年の伊豫國正税帳に「(風早)郡司大領正八位上凡直宅麻呂、」。また「(桑村)郡司大領正八位上凡直廣田」など見ゆ。何郡の大領なるか明記なけれど、恐らく風早、桑村の二郡かと考へらる。而して共に凡直とあるを以て伊豫國造の裔なる事明白なり。以上によりて伊豫國造の裔なる伊豫の凡直が、一國内各部の郡領として勢力ありしを知るに足らん。

伊豫賀茂　**イヨノカモ**　朝臣姓なり、カモ條を見よ。

伊與來目部　**イヨノクメベ**　伊豫國に於ける久米部にして久味國造の族なり。清寧紀に「播磨國司山部連の先祖來目部小楯」と見ゆるは此部氏より出でし人なり。クメ條にて詳說すべし。

伊豫橘　**イヨノタチバナ**　橘條を見よ。

伊與御城　**イヨノミキ**　景行帝裔なり、ミキ條を見よ。

伊豫御村　**イヨノミムラ**　景行帝裔なり、ミムラ條を見よ。

いよばら　承久記卷三に「いよばらあらさこん」見ゆ。イホハラなるべし。

伊與部　**イヨベ**　伊與國造家私有の部曲裔ならんか。

1　高魂裔伊與部　姓氏錄右京神別に「伊與部、高媚牟須比命三世孫天辭代主命の後也、」と見ゆ、伊與部を管理せし氏なるべし。

2　尾張族伊與部　前者と同樣、伊豫部の部長の氏ならんか。姓氏錄、右京神別に「伊與部、同上(武礪目命の後)、」と。卽ち尾張氏の族なり。本貫は伊豫國か。尾張氏族の早く伊豫に移り住みし事は、多治比連及び壬生部條を見よ。此の氏後連姓を賜ふ。

3　伊與部連　前項伊與部の連姓を賜へる者なり。承和十二年二月紀に「散位從四位下善道朝臣眞貞卒する也。眞貞は右京の人也。故伊賀守從五位下伊豫部連家守の男也、云々、天長五年上表して姓を善道朝臣と賜ふ、」と見ゆ。伊與部が連姓を賜ひし事、史に漏る。

4　伊豫部直　日本惣國風土記の駿河風土記に「駿河國造伊豫部直氏」と見ゆれど、僞書なれば信ずべきにあらず。

5　伴姓伊與部氏　伊與部の後裔か、又は母系など冒せるなるべし。伴氏系圖に「富永五郎資隆—實遠(號伊與部孫五郎)、その弟實兼(號伊豫部彌六)、」。また實遠の兄「設樂孫四郞實幸—實繼、その弟朝幸—資重(伊與部彌四郞)—資元(伊與部判四郞)—資次(遠江守)弟資俊(伊與部彌四左衞門尉)」と見ゆ。

伊豫部　**イヨベ**　伊與部に同じ。

五百藏　**イヨロイ**　桓武平氏なりと、正清の後なり、家紋丸に鷹羽打違。又土佐に有。

ず、伊豫郡神崎鄕に館す」と云ひ、又古蹟志に「神崎邑に置社あり、親王宮と曰ふ。桓武天皇の時に當り、西州動もすれば、平かならす。帝・今岡皇子をして、西南藩屏將軍と爲し、以つて畧外を征せしむ。館を此の地に築き、稱して伊豫親王と曰ふ。或は伊豫別宮と云ひ、又神前宮と曰ふ。今の靈宮其の墟也。平城帝卽位せらるゝに及び、母陰かに平城を弑し奉り、將に親王を立てんとす。輙ち藤原宗成と圖りしが、事露はる。因りて酖菫を酒肉に寘し、以つて親王の母に與ふ。母斃れ給ふ。親王之を聞き、自ら食を絕ちて薨ず。土人・其の尸、及び衣冠巾佩を權現山麓に瘞葬し、王の靈を館第に神として安んず、號して靈宮と號す。或は云ふ親王京に薨ず、此の陵は是れ其の臣が陰かに營むものなり」と云ひ、又「史氏評して曰く、親王を以つて彦狹島となすは野史の妄也。正史を按ずるに彦狹島は景行帝五十五年春二月、上野國に葬す、舍人王の史に徵すべし。且つ彦狹島の時、未だ將軍の稱あらず、西南將軍・吉備武彦を以つて始めと爲す。又彦狹島の考を謚して孝靈と曰ふ、而して今此の宮を呼んで靈宮と爲す、若し親王を以つて彦狹島と爲せば、則ち父子共に靈と稱して、考諡を避けざる乎。蓋し國凝別王を誤傳して親王と爲し、又混じて彦狹島と爲すや、昭々乎として知るべきのみ」と云へど、伊豫親王を西南藩屏將軍となして伊豫に下すなど云ふは正史に全くなく、又親王遭難の事は大同二年十月紀に「蔭子藤原宗成・中務卿三品伊豫親王に勸めて、潛かに不軌を謀る。大納言藤原雄友之を聞き、右大臣藤原內麿に告ぐ。是に於いて親王遽かに宗成己に反を勸むるの狀を奏す。卽ち宗成を左近府に繫ぐ」、また「癸未、宗成を左衞士府に繫ぎ、反事を按驗す。宗成云ふ、叛逆に首謀たるは是れ親王也と。左近中將安倍兄雄、左兵衞督巨勢野足等を遣はし、兵百五十人を率ゐ、親王の第を圍む。十一月己酉、親王並に母夫人藤原吉子を川原寺に徙し、一室に幽して飮食を通ぜず。甲午詔して云々、謀反の釁を解却し、又親王を廢するの狀を以つて、柏原山陵に告す」と載せ、又「乙未親王母子藥を仰ぎて死す、時人之を哀しむ」とあれば、親王は京に御座して京に薨じ給ひしや明白なり。又親王の御子を爲世、爲賴、爲時などと云ひ、浮穴系統諸氏の祖となせど、親王にかゝる御子なく、高枝王、繼枝王等、一時遠配に遭ひたれど、幾程もなく恩赦により入京して（弘仁初）相當の地位に上りし事國史に明徵あり。（爲世の事は、ウキアナ、オチ、カウノ條を見よ。）殊に此の神社は延喜式に伊豫豆比子と載せ、伊豫豆比子は播磨風土記に伊與都比古ともありて、古代の人名なる事明白なれば、伊豫親王に當つべからざるなり。されば此の宮を伊豫親王となすは、古代の伊豫豆比古に後世その時代の尊號を附して、伊豫親王と稱するに至りしと同名なるにより、附會したる說なるや明白なりとす。而して豫章記、並に諸種の越智河野系圖が此の神を彦狹島命となし、孝靈皇子とするは、三島大山積神を氏神とする吉備、庵原等の諸氏が孝靈帝裔なれば、同じく三島神の氏子なる越智、河野等も孝靈帝の後裔と信じたるのみにて、亦全く誤れり。彦狹島命は書紀、姓氏錄に見え、古事記には日子寤間命に作る、（猶ほ毛野氏にも彦狹島王あれど、豊城入彦命の孫にて、全く同名異人とす、景行紀五十五年

上野國に葬りたるは此の方なり、混ずべからず。)孝靈皇子彦狹島命は播磨牛鹿臣の祖也(古事記)、而して齋衡紀、貞觀紀、元慶紀等に笠朝臣姓を賜ひしを載せ、笠朝臣は彦狹島の兄弟稚武彦の後なれば、御兄弟何れも播磨、吉備地方の經營に從事せられし事は想像するに難からざれど當地方と關係あるにあらず。殊に此の地の國造の多臣氏なるは古事記、國造本紀の等しく認る處なるをや。

爲世は浮穴系統の系圖傳說、これを伊豫親王の御子と云ひ、嵯峨天皇の准皇子と解し、而して河野系統の系圖傳說は、これを伊豫王子の後と云ひ、又同じく實は嵯峨天皇第十の御子と說く。しからば同人たる事明白にして、一は伊豫豆比子を伊豫親王に宛て、一は孝靈皇子彦狹島に當てしまでにて、共にその傳說を正史に牽强附會せしに過ぎざるなり。されど此等の諸氏が等しく此の伊豫豆比子神社を祖先の靈祉として尊崇せしは事實なり。而して豫章記、越智河野の諸系圖は等しく、爲世の祖玉興を「伊大夫と號し、亦伊豫大領と稱す」と載せたり。

河野氏は後世越智姓と稱すれど、其の系圖を見るに㑹躬以外正史古文書に一致する人なく、又國史並びに古文書に越智姓の人を多く載せ、若し越智河野系圖を果して越智姓の系圖とすれば、當然載らざるべからざる人も尠からざるに一も之を載せず。唯・往生極樂記、今昔物語等の傳說に有名なる㑹躬を擧げしに過ぎず。且つ國史古文書に其の所貫を明記する伊豫の越智氏は盡く越智郡の人なるに、河野氏が越智郡に勢力を得たるは後世の事にして、その系圖上に於いても然り。これ等によりて河野氏が越智姓と云ふは後世の假冐にして、その祖に㑹躬を加へしは、この人が諸書に見えて人口に膾炙すれば後世妨りに加へしものか、又は同名異人なるに過ぎざるべしと考へらる。猶ほカウノ條を見よ。

以上に據りて河野氏は越智氏にあらず、而して其の系圖は伊豫郡大領の後裔と云ひ、伊豫豆比子神社を祖靈祉として後世まで尊崇す、しからば浮穴系統諸氏と同樣、伊豫國造の後裔にして、越智河野系圖の古き部分は大半伊豫國造系圖より得たるものなりと考へらる。ウキアナ、カウノ條を見よ。

伊豫國造家の氏姓を伊豫凡直とも大直とも云ふ。これ伊豫一國の大國造たればなり。中古諸郡の郡司となる、卽ち舊來小國造のありし地は多く其の裔孫が郡領となりしも、他は伊豫凡直の人を補任せしにて、越智河野系圖が宇麻大領、風早大領、周布郡司、風早大領などを載せたるは此の結果なりとす。河野氏果して越智姓ならば、かゝる事あるべき筈なきなり。

2 伊與主　伊與の主の意にして國造本紀久味國造の祖先と傳ふ。久味國卽ち後の久米郡に伊豫神社あり、この地を領せし人と考へらる。前項及びクミ條を見よ。

3 伊豫ツ彦　第一項に云へる如く伊豫國造の祖先なり、イヨツヒコとは伊豫の貴人、或は支配者の意にて伊豫國造たる人を尊稱せし語なれば、一代と限るべきにあらず。播磨風土記神前郡條に「冑岡は伊與都比古神と宇知賀久牟豐富命と相鬪ふの時、冑・此の岡に墮つ」と載せ、又日本紀纂疏に「伊豫都昆古、伊豫都昆賣二神、此の洲に降り居り、之が鎭護をなす、故に名つけて二名洲と曰ふ。神祠・彼國に見在す」とある如きは、之を神話化せしに外ならず。

彌郡　イヤゴホリ　武藏七黨、丹黨の一にして、七黨系圖に「武平—經房—横脛時親—時景(彌郡四)—時衡(彌郡三)—時門（小三)—時敎(小三)弟時員(五)」及び時衡の弟に中務丞時道を載せたり。又井戸葉栗系圖に「彌郡四郎時景—中務丞時通、弟三郞時衡」以下同じ。

伊屋谷　イヤタニ　石見にあり。

彌富　イヤトミ　ヤトミ條を見よ。

猪八重　ヰヤヘ　日向記に猪八重常陸守なる者見ゆ。

居山　ヰヤマ　陸前栗原郡の名族にして、封內記に「眞坂邑、姫松館、居山雅樂之亟居る所」と見ゆ。

井山　ヰヤマ

印山　イヤマ　和名抄相摸國愛甲郡に印山鄕あり、イヤマ鄕と訓ずべしと。後世飯山邑と云ふ。

飯山　イヤマ　前條印山より起る。建仁中飯山權大夫あり、イヒヤマ條を見よ。

伊由　イユ　和名抄但馬國朝來郡に伊田鄕あり、伊由の誤にして延喜式伊由神社、大田文伊由庄とあるに當る。

伊豫　イヨ　伊與、伊余等ともあり。伊豫國より起る。和名抄伊與と訓ず。伊豫國は四國の西北部に位置するに關はらず、紀記の神話並に、四國を指して、伊豫の二名島と呼び、而して伊豫、讃岐、粟、土佐と數ふ。これ我が國名を大和と云ひ、九州を筑紫と云ふと同樣、四國の政治的中心が當國にありしによるや必せり。中古初期伊豫總領あり、持統紀に見ゆ、蓋し四國を總管せし事太宰府に似たりしならん。而して此の現象を一層古く溯る時は、我が民族の鄕里は九州にして、四國も九州に近き伊豫より開け初めしに據る、その遺習ならんかと考へらる。斯くの如く當國は太古より重要なる位置をしめしが故に、幾多有力なる氏族を起せり、以下次第に之を述べむ。

1　伊余國造　伊余國は伊豫國に同じく、此の國造は後述の如く伊豫全體を支配せし大國造たりしが如く考へらるれど、其の本據は伊豫郡なりしと思はる。和名抄當國に伊豫郡を收め、神名帳同郡に伊豫豆比子命神社を擧ぐ、國造の治所のありし地ならん。されど同帳猶ほ同郡に伊豫神社を收むれば、國名郡名の起原地は此の方なるべし。而して此の伊豫神社は天平神護二年四月紀に「伊豫國久米郡伊豫神に神戸五烟を充つ」とあれば、此の神社鎭座地は、もと久米郡、卽ち古代久味國の管內たりしなり。(伊豫神社は、かく續紀に久米郡と載せ、後世も久米郡內に鎭座するに關はらず、式帳のみ伊豫郡とするにつきては、或は郡界の變動なりと云ひ、或は初め久米郡にあり、後伊豫郡に遷ると說き、或は久米郡一時伊豫郡に併はされしなりと云ふ。何れより云ふも、續紀これを久米郡と云ひ、後世も久米郡にあれば、久米國管內たりしや明白なり。)然らば國造本紀に久味國造の祖を伊與主命とすると併せ考へて、伊豫國名の起原地は久味國(久米郡)內伊豫神社の鎭座地にして、最初久味國造家勢力ありて、伊與主と稱せしが、後多氏の族入國して伊豫の凡直となり一國に號令せしかば、その治所の所在地の方・伊豫郡となり、國名の起原地は反つて久米郡內となりしものと考へらる。

此の國造の事は古事記神武段に「神八井耳命は意富臣、火君、大分君、阿蘇君、筑紫三家連、伊余國造云々等の祖也」と載せ、また國造本紀に「伊余國造、志賀高穴穗朝の御世、印幡國造と同祖、敷桁彥命の兒速後上命を國造と定賜ふ、」と見

ゆ。大分は海を隔てゝ對岸にあり、而して火（肥）の國、阿蘇國と一線上に位置す、蓋し火國造が、勢力を得て大分に延び、當國に及びしものか、說・拙著（日本古代史新硏究）にあり。

伊豫郡伊豫豆比子神社は北伊豫村神崎邑にあり、豫章記に「此の孝元天皇御弟を伊豫皇子と申（母皇后細姬命、磯城縣主大目女、孝靈第二王子、御諱彥狹島尊）、此の頃南蠻西戎、動もすれば蜂起せしむるの間、此の御子當國に下給ふ。仍つて西南藩屛將軍と云、卽ち以つて宣下、故に伊豫皇子と號す。云々。此の皇子御座處を伊豫國伊豫郡神崎庄、今靈宮と號し、親王宮と申し崇め奉る。卽ち當家曩祖宗廟神なり。件の宮の南方十八町山腰、皇子御陵有り、臣下多死隨、寶玉を陵となす、天子の御廟に似たり。仍りて今岡王子と號す」と載せ、又河野系圖にも「孝靈天皇─伊豫皇子（豫州伊豫郡に宮作りして住御す、神靈あり、則ち靈宮大神是也、故に此所を以つて神崎の鄕と名づく、件の宮の南方十八町、山の腰に、皇子の廟陵之あり、臣下多く死に隨ひ、寶玉陵を成す。天子の廟に似たり、今岡王子と號す」と云ひ、其の他越智系圖、一本河野系圖等總べて然り。

此等に據る時は、伊豫豆比子神社は靈宮と呼ばれ、河野一族が祖靈社として尊崇せしや明白なりとす。而して宮の南方十八町なる陵所の記事は、當時の狀態を述べしものにして史實と見るを得べし。蓋し古墳を指すならん。よりて思ふに此の神社は此の陵墓と密接なる關係を有するにて、豫章記等が傳ふる如く祖靈の神社と見るも可なりと信ず。されど此の神社の祭神を伊豫皇子とし、孝靈帝の皇子彥狹島命となす如きは、系圖の錯亂より來りしにて採り難きや勿論なりとす。伊豫皇子とは伊豫豆比子に外ならず、その豆はツにてノに通ふ助辭、比子は彥なれば、伊豫豆比子とは伊豫彥にて伊豫國造のみ、これを伊豫皇子とし、又後述の如く伊豫親王とするは、後世その尊稱を時代的にせしに過ぎざるなり。

此の神社並に陵墓の事は、大洲舊記にも「伊豫皇子と號す、是れ河野の遠祖なり。伊豫郡神崎庄に御座す。此の所を靈宮と云ふ、親王宮と崇め奉る。里俗傳へて椿森と云ふ、委しきこと更に傳へ殘さず。傍に森の木立あり、故あるべく見えて榮宇の舊礎を殘し、又古墳數多苔に橫はりて見えたり、此の宮の南十數町を距て山の岨に皇子の陵あり」と。又溫故錄に「神崎村字小齋院に在り、此の神崎村は昔の北神崎村にて、南神崎村は上野宮下兩村なり。社家傳に云、孝靈天皇第三皇子彥狹島命、伊豫皇子と稱す。詔有りて伊豫國に下し給ひ、伊豫郡神崎庄に御座す、後に靈宮と崇め奉る。今親王宮と云ふ。卽ち河野家の曩祖宗廟の神也」と。斯くの如く諸說何れも此の宮を伊豫皇子の靈宮となすは、伊豫豆比子より來りし事明白にして、此の伊豫皇子を彥狹島命となすは、越智河野傳說より誤りしものにして、其の詳細は、ウキアナ、オチ、カウノ等の條にて說くべし。かく多數の說は此の宮を越智河野傳說によりて、彥狹島命となすと雖も、河野氏と同じく浮穴爲世の後裔と云ひ、又豫章記以下河野氏にても同族と認むる今井氏系譜等に於いては、桓武天皇の皇子伊豫親王を祀るとす。卽ち左の如し。

先づ溫故錄引用爲世後裔諸氏系圖に「伊豫親王、母藤原大夫、西南藩屛將軍に任

夫　永谷吉守　大坂牛六　三木氏村（略押）（正慶元年十一月文書）長者長村　赤松右滿允　長谷吉定　北三野宗光　千野法橋　名高惣五郎太夫　田方兵衞入道　高河原藤二郎太夫　中橋西信　今鞍進士　木氏村　大坂平定　高知安行（元弘三年十一月文書）猶ほ三木以下各條を見よ。又嘉曆二年三月の文書に忌部行正、また「但此本者貞和參年政所書寫、忌部吉久、」と見ゆ。

26 讃岐の忌部氏　讃岐忌部の後裔なり。全讃史に「引田八幡宮、傳へて曰ふ、手置帆負命廿五世孫忌部正國、大内郡戸主たり。（大坂山）叢林中に祠あり、之を引田に移し、以つて村社と爲す、祭田三十石、城林寺その祀を掌り、忌部氏の裔中山某その祭を轄く、」と。引田町中山氏は忌部氏本家と云ふ、現代にて六十四代なりと稱す。

27 美濃の忌部氏　天台座主記に「第十一良勇和尙、美濃國人、忌部氏、」と見ゆ。

28 備前の忌部氏　和氣郡伊部（インベ）より起りしにて、其の實伊部氏にあらざるか。イベの訛インベとなり、忌部、齋部の文字を用ふるに至りしものと解するを穩當とすべし。越前の忌部氏亦然るか。

29 越前の忌部氏　延喜式越前國敦賀郡に織田神社あり、その祠官、老祝部、權祝部、並に齋部宿禰姓と稱す。卽ち織田信長を出したる尾張織田氏の發祥地にして、織田氏は其の實忌部姓なりと考へらるれど、延喜式同郡に伊部磐座神社を收め、又伊部氏が此の郡に榮えし事、貞觀紀によりて明白なれば、此の忌部も最初は伊部にて、後忌部と訛り、遂に忌部一族の如くなりしものとも考へらるべし。されど天平神護二年の當國國司解に忌部氏見ゆれば、猶ほ忌部とする方穩かならんか。

齋部　**インベ**　忌部條に云へり。岡山縣に此の氏多し。

印牧　**インマキ**　朝倉氏の家臣に印牧丹波守あり。

印役　**インヤク**　羽前國村山郡山形兩所宮の給人に印役氏あり。職名より來る。

伊村　**イムラ**　イノムラ條を見よ。

井村　**キムラ**　**キノムラ**　キノムラ條を見よ。猶ほ河内交野郡永祿二年の總侍中遑名帳に「芝村、井村九郎高勝」を載せ、伯耆志に、元龜頃の人井村覺兵衞を載せたり。

猪村　**キムラ**　キノムラ條を見よ。

居村　**キムラ**　**キノムラ**

一口　**イモアラヒ**　山城國久世郡一口より起りしか。日用重寶記に見ゆ。

妹尾　**キモヲ**　セノヲ條を見よ。

芋頭　**イモガシラ**　磐城國標葉郡の舊家にして標葉氏の家臣なりしと云ふ。桓武平氏の庶流なりとぞ。

芋川　**イモカハ**　信濃國水内郡芋川庄より起る。又五百川氏とも云ふ。北越軍記に五百川修理亮弘春は信州芋川城主也と見ゆ。甲鑑芋川六十騎。イホカハ條參照。又上杉景勝の家臣に芋川越前守、芋川備前守見ゆ。越後頸城郡に大田切城（名香山村大田切）あり。天正中、上杉景勝織田氏と對抗の時、此城に芋川越前守を置くと云ふ。芋川庄、また芋河庄とあり。

妹川　**イモカハ**　筑後國生葉郡妹川邑より起る、同地に妹川萬殿（滿願）の城跡あり。

妹背　**イモセ**　大和國吉野郡妹瀨邑より起りしならむ。熊野あひだ八庄司の一なり。太平記卷五に「鹿瀨、蕪坂、湯淺、阿瀨川、小原、芋瀨、中津河、吉野十八鄕の者」と見え、又芋瀨庄司出づ。此の氏の出自に闘しては源姓と云ひ、或は

穗積氏の族と云ふ。紀伊に多く、續風土記那賀郡名手莊市場邑の地士に妹背佐左衞門、同佐次兵衞、同四郎五郎を載せ「其の祖は紀伊八莊司の內妹背莊司名手新藏人といふ。名手莊及び丹生谷村を領し、畠山家に屬して、永祿中に戰死す。其後數代を經て、妹背孫左衞門重勝といふもの、地士に命ぜられ、世々當村に住す。家に畠山家の感狀二通を藏す」と記し、又名草郡五箇莊條に地士妹背秀松、妹背次郎四郎を擧げ、又那賀郡友淵莊地士莊司氏條に「熊野八莊司の內矢藏の城主妹背莊司左馬頭源義光末裔といふ。」とあり。

芋瀬 イモセ 妹背氏に同じ。

芋田 イモタ

芋常 イモツネ

井本 ヰモト ヰノモト 次の猪本、伊本氏と通ずべし。

1 肥前の井本氏 有馬氏の家臣にして、陰德太平記天文十四年條に井本上總介あり、佐賀城を攻むる事を載せ、又永祿中にも見ゆ。伊本條參照。

2 丹波の井本氏 丹波志氷上郡條に「井本氏、石生村、先祖地侍、古家也」と、また「井本樓頭、奧村、古屋敷跡在」と。

又天田郡條にも載せたり。

3 其の他日向記に井本武藏守、周防の井本氏は家紋丸に井桁。志摩にもあり。

猪本 ヰモト ヰノモト 清和源氏にして信濃より起ると云ふ。尊卑分脈に「土木太郎滿政—是政（猪本三郎）—政則—則幸」と見えたり。

井元 ヰモト ヰノモト

居本 ヰモト

生本 イモト 備前にあり。

伊本 イモト イノモト 肥前の井本氏に同じ。肥前杵島郡の豪族にして有馬氏の勃興するや、之に屬す。鎭西要略等に見ゆ。

伊元 イモト 神宮雜事記に「康平元年七月、入部一志郡之處、郡司伊元宿禰之住宅燒拂已了」と見ゆ。伊元は人名にて壹志氏の人か。

芋野 イモノ 丹後國竹野郡芋野鄕と關係あるか。

居物 ヰモノ 中興系圖に大岐分流と見ゆ。

芋生 イモフ 紀伊國伊都郡芋生村より起る。隅田黨の一にして芋生嘉右衞門なる人物に見ゆ。後世戀野村の舊家に芋生作助あり（續風土記）。

芋淵 イモフチ 下野國那須郡芋淵邑より

起る。那須氏の族にて那須系圖に「那須太郎資隆—幹隆（芋淵三郎）」とあり。

伊毛保利 イモホリ 遠江國敷智郡に昔伊毛保利長者あり。大寶二年六月、鴨江寺觀音堂を建つと傳ふ。伊毛利參照。

芋堀 イモホリ 加賀介吉信の裔孫に芋堀藤五郎なるものあり。山中に沙金を得（三州志）。

井門 ヰモム ヰカド、ヰド條を見よ。美作井門氏は吉野郡川戸村山根の構に據る。井門龜右衞門あり。もと播磨赤松家の臣武邊者六人中の一員なり（東作志）と。

芋山 イモヤマ

井森 ヰモリ ヰノモリ

居森 ヰモリ

井守 ヰモリ 正倉院寶龜三年文書に井守黑虫なる者見ゆ。

伊毛利 イモリ 遠江國の豪族に伊毛利利長なるものあり、奧山氏の族なりしと云ふ。伊毛保利條參照。

射矢 イヤ 備前にあり、正訓不詳。

彌犬丸 イヤイヌマル 深堀文書曆應二年のものに「長淵庄彌犬丸名內彌犬丸彥太郎跡」と見ゆ。

彌熊 イヤクマ イヨクマ條に云ふべし。

洲ヶ崎の岡に比理乃咩命を齋祭る。」その弟（衣屋咩）と載せて、夫岐麿─

─忍嶋（從七位下、安房郡擬大領 妻忌部久米麿女弟名美咩）
─船人─麻呂
　　　─三田次
─淨萬呂─井麻呂─常岑
─牛養（安房郡少領 勳十一等 正七位上）─宅足（外從六位下 擬大領 安房坐大神奉齋）─女子
　　　　　─池雄─常雄─冬麿
　　　　　　　　　　─茂義
　─久（安房坐神主家）
　─布人
─滿足（主政）─得積（擬大領）─淨人（大領司）─宗繼（大領）─良資（大領）

滿足（從七位下、郡司主政、天長五年秋九月死）─得積（正六位下、郡司擬大領）─淨人（從六位上、大領司）─宗繼─良資─景知（宗繼以來代々郡司大領）─副義（この弟景光、郡司大領、神余家の祖、神余鄕に住）─統光（妻當國住人和田權守正忠女）─義宗、弟義種─易義、弟義範─義唯─義類─義維─貞峯、弟貞鄕（賴朝頃の人）─光成─光信─義俊、弟諸幾（その弟義角は岡崎氏祖）─義資─義信─義偕─保義─義要─義胤─義春─義信─義臣─義俊─庶義、弟庶扶、弟義仙─義郡─義州─義安」とあり。

24 安房の忌部氏　天日鷲命の後なる事アハノイムベ條に云へるが如し。安房忌部家系により參考の爲に其の神系を擧げれば、次の如し。神魂命─色己利命─天底立命─五十狹布魂命─天背男命─

─許登能麻遲媛命
─天日鷲翔矢命
─天比理乃咩命（天太玉命后神）
─天津羽羽命（八重事代主命后神）
─天萬栲幡千幡比賣命
─櫛明玉命

天日鷲翔矢命─
─大麻比古命（阿波國忌部之祖 又名津咋見命 亦云津杭耳命）─千鹿江比賣命（母磯根御氣比賣 今千貝大明神是也）
　　　　　　　　　　　　　　　─由布津主命（母同上 又名阿八別彥（橿原朝））
─天白羽鳥命（伊勢麻績連祖 又名長白羽命）
─天羽雷雄命（倭文連等祖 又名武羽槌命 以上母言告比賣命）

─訶多々主命（母天止美命女 飯長姫命）─伊邪左可雄─沙喜久和氣─
─夫由良和氣─比比多臣─止美々大人─
─伊波毘古─志麻名─武良比─宇氣意─
─伊津毘古─久豆美─波志主─多氣毘古─
　　　　　　　　　　　　─止保志
─見都萬侶─由岐萬侶─大左和氣─

─岐久和氣─伊久毘古─理岐萬侶
　　　　　─多岐雄
─久米麻呂─勝麻呂─興麻呂─義嗣
　　　　　　　　　　　　─義任
　　　　　　　　　─勝榮
　　　　　　　　　─女
　　　　　─勝義（神祇大副齋部宿禰色濃子也）
　　　　　─義彥（後號慶傳 勝麿之子）
　　　　　─女勝義妻
─家和和氣
─義生─義幸─義繁─義胤─義和─義康
　　　　　　　　　　　　─義總
　　　　　　　　　─慶方
　　　　　　─繁生
　　　　─女
─勝世
　　　　─成義─義宗─女─義里

以下アハノイムベ條を參照せよ。

神名帳安房郡に安房座神社（名神大、月次、新嘗）あり、續後紀、文德實錄、三代實錄等には安房大神、或は安房神と載す。其の祭神に關しては、古語拾遺に「神武天皇に逮び、天富命更に沃壤を求め、阿波齋部を分ち、東土に率ゐ往き麻穀を播殖す云々。天富命卽ち其の地に於いて太玉命社を立つ。今之を安房社と謂ふ。故に其の神戶に齋部氏あり」と記し、又天皇本紀も此文に基きて、天富命・安房の地に於いて太玉命社を立つ。安房社と謂ふ、是れ也」と載せ、而して一宮記、頭注等、皆當社の祭神を天太玉命と云へば、太玉

命を奉齋すとなすべきか、而して式帳その次に后神天比理乃咩神社（大、元名洲崎神）を擧ぐ、續後紀、文德實錄、天比理刀咩命神、三代實錄・天比乃理刀咩に作れば、ヒノリトメにして、安房大神の后神とすべきが如し。されど忌部氏が、かゝる僻地に祖靈社を經營せしと云ふ事は甚だ疑ふべし。又天富命の東征と云ふ事も、古語拾遺並に之を史料とせし舊事本紀以外、古典に徵證なく、又此の地以外途中に氏族的遺跡の見るべきものなければ、當然疑義を挿まざるべからず。殊に安房神社鎭座の安房郡は、文武紀に「安房郡大少領、父子兄弟の連任を許す」と云ひ、延喜式當郡を神郡とす。而して安房郡は古代安房國の地にして、出雲系伴姓、その國造となり、下つて承和三年紀この地の人・伴直家主を載せ、又嘉祥三年紀・安房國々造伴直千福麻呂を擧ぐ。當郡々司の人名は一も國史に見えざれど、郡の大少領は一般に國造後裔なるを恒とし、而して平安朝に至るも伴直が國造と稱するを見れば、此の神郡の郡領は伴姓なりしや想像するに難からず。然らば安房社は安房國造の奉齋神にして、出雲族關東經營の宗社かと考へらる。然るに其の神戶に齋部氏ありと云ふ一理由より古語拾遺が、當社を自家の祖靈社（當時は氏神と混ず）となしてより、遂に忌部氏の神社となりしにあらざるか。斯くの如く中央官人が多少の緣故を理由として地方に勢力を張れるは古今を通じて然り、中臣氏が香取、鹿島の二大社を自家の神社の如くなしたるも同例とす。猶ほ中央齋部氏の氏神と見るべき大和國高市郡太玉命神社四座は貞觀十六年の太政官符に「飛鳥神の裔、天太玉、櫛玉、臼瀧、加夜鳴比女四神」と明記すれば（類聚三代格）、出雲神系統の神なりしや明白なりとす。卽ち此の神社は飛鳥神社の分社にして、忌部氏の崇敬を受けたるものと解すべきが如し。よりて安房の大神を古語拾遺並びに其れに基ける諸書が云ふ如く、太玉命を祭るものとすれば、出雲系の安房國造が出雲神の苗裔神を奉じて、此の地に祀れるにて、同族武藏國造が氷川神を氏神とせしと同例と見るべきなり。

（忌部氏が太玉命を祖神と云ふは、氏神の祖神化にして、太玉命を氏神とせしより、後世此の神の後裔とせしに過ぎざるべし。）

25　阿波の忌部氏　阿波忌部祖先に關する傳說系圖は前項に云へり。此の國第一の大社大麻比古神社（板野郡）は天日鷲の子大麻比古命を祀ると云ふ說あり。其の他粟忌部首、粟忌部連、粟忌部宿禰の事はアハノイムベ條にて云へり。

此の忌部氏は極めて多き譯なれど、永く其の職を傳へしは麻殖郡御衣御殿人にして、三木（ミツキ）氏最も名あり。此の麻殖の忌部の事は中臣宮處氏本系帳に「粟國麻殖縣主忌部首玉代」を載せ、又延喜式に「大嘗祭、馬一疋、太刀一口、弓一張、箭二十隻、鍬一口、鹿皮一張、庸布一段、木綿麻各一斤、阿波國麻殖郡輸する所、」と見ゆ。その後裔、後醍醐天皇の朝、荒衣貢進を怠るものあり、よりて御殿人等、毎年二月、九月二十三日山崎市に族人を集め、怠る事なきを約す。御衣御殿人は次の如し。

中橋西信（略押）　北野宗光（略押）　高如安行　高河原藤二郎太夫　名高河惣五郎太夫　今鞍進士　藤三郎（略押）　治野法橋（花押）　田方兵衞入道　赤松藤三郎太

天富命、神武朝に功ありて、大夫に列せられしと云ふも、其の後又振はざりしが如く、唯齋藏の首として神祇界に於てのみ勢力を振ひし事上述の如し。但し記紀其の他に見えざれば、推定に過ぎず。孝德朝に至り、忌部首佐賀斯なる人・神宮頭となりしと云ふ（古語拾遺）。されど遂に中臣氏の右に出づる能はざりき。天武朝連姓を賜ふ。神名帳高市郡太王命神社四座あり。祖靈社なるが如きも、其の實出雲系の神社なり、說第廿四項にあり。

安房國洲宮小野氏所傳齋部宿禰本系帳は後世の作なるや、察するに難からざるも、參考の爲に此處に引けば次の如し。

掛卷くも畏き神倭伊波禮毘古天皇、畝火の橿原の大宮に御宇し給ふ大御世、上祖天富命、阿波忌部を東土に分ちて麻穀を作らしめ、又天富命の祖神天太王命、天比理乃咩命の神籬に、己が命の眞名子飯長姬命を御杖代と爲して齋き奉らしめ、天日鷲命の孫由布津主命を以て諸相副へ掌らしめき。

高皇産靈神―天太玉命（亦名天神玉命、亦名玉櫛比古命、后神天比理乃咩命）―天櫛耳命（米麻穀を植しめき）―天富命（掛卷も恐き畝火の橿原の大宮に初國知らしし伊波禮天皇の御世に、阿波忌部を率ひて東土に良地を覓む）

―彌麻爾支命―和訶富奴命―佐久耳命
―飯長媛命 由布津主命の妻也

―阿加佐古命―玉久志古命
　　　　　　―古佐麻豆知命 此者泉の穴師神主祖也
　　　　　　―䕺耳命 此者日置部祖也

―多良斯富命―麻豆奴美足尼
―意保熊命 此者白堊首等祖也

―佐岐大人足尼―多比古足尼―那美古
　　　　　　　　　　　　　―古止禰 此者小山連祖也

―達奈弖―豊止美―宇都庭麿

―佐賀斯―子麿―名代 正八位上
　　　　　　　―夫岐麿
　　　　　　　―榮麿
　　　　　　　―加奈萬呂
　　　　　　　―衣屋咩
　　　　―色弗
―右麻呂 子孫在阿波國麻續郡
―加米古 子孫在同名方郡

と載せ、而して玉久志古に「瑞籬大宮御宇廿五年、倭毘賣命を御杖代として、天照坐大神を、佐久久志呂五十鈴川上に齋き奉る時、太幣を執持ちて供奉りき」と載せ、又多良斯富に「卷向日代大宮御宇天皇五十三年八月、伊勢に行幸し、轉じて東海に入る。冬十月、上總國安房浮島宮に至ります時供奉、安房の大神を御食都神と坐奉り、忌火を伊波比由麻々へて、神嘗供奉り始めき」と。又麻豆奴美足尼に「息長帶姬皇后新羅を征し給ふ時、伊伎島に天神國神を齋ひ奉り、己が命の弱肩に太襁取懸けて、太幣持ち忌まはり、持ち淨まきり、造り仕へ奉りき」と。次に佐岐大人足尼に「輕島明朝より難波高津朝に至るまで供奉」と。次に多比古に「磐余稚櫻宮に供奉」と。那美古に「長谷の朝倉宮朝廷に供奉」と。達奈弖に「或は達撫古に作る」と。豊止美に「磯城金刺宮御宇朝廷、忌部首姓を賜ふ」と。次に宇都庭麿に「小治田大宮に供奉、大禮冠を授け賜ふ」と。次に佐賀斯には「難波長柄豊前大宮御宇白雉四年、神祇頭を拜す」と。次に子麿に「或は子人と云ふ、出雲守、從四位上、氏上、養老三年閏七月卒、子孫京に在り、神祇官に仕へ奉る。淨御原朝白鳳九年正月甲申、首を改めて連を賜ふ、同十三年十二月己卯、連を改めて宿禰姓を賜ふ」と。その弟色弗

イムへ
イムへ

には「正五位上、神祇大副、大刀自天比理刀咩大神を齋き奉る。兄と同姓、大寶元年六月癸卯卒す。壬申の功を以つて從四位上を贈る」と見えたり。右の內、佐賀斯、子麿、色弗の三人は古典に徵證あり、又子麿以下の系は第廿四項を見よ。

12 阿波の忌部首　アハノイムベ條を見よ。

13 忌部毘登　天平神護元年正月紀に忌部毘登隅なる者見ゆ、忌部首と異なる事なし。毘登はビト條を見よ。

14 忌部連　天武紀九年條に「忌部首子首姓を賜ひて連と云ふ」と見え。間もなく宿禰姓を賜ひしが、天平寶字三年十二月紀に「外從五位下忌部首黑麻呂等若干人連姓を賜ふ」とあるを見れば其の支流の人には長く連姓を稱せしもありしものと考へらる。

15 阿波の忌部連　アハノイムベ條を見よ。

16 忌部宿禰　天武紀十三年條に「忌部連云々、姓を賜ひて宿禰と曰ふ」と見ゆ。其の後逸史引く類聚國志に「延暦二十二年三月、右京人正六位上忌部宿禰濱成等、忌部を改めて齋部と爲す、」と載せ、また貞觀十一年十月紀に「神祇大祐正六位上忌部宿禰高善、忌部を改めて齋部と爲す。其の先は高御魂命より出づる也」など見え、齋部宿禰となれり。卽ち忌部首より連に、更に宿禰に、而して忌部を齋部と改めしなり。

17 齋部宿禰　前述の如く忌部宿禰の後也、姓氏錄、右京神別に「齋部宿禰、高皇產靈命の子天太玉命の後也、」と。また古語拾遺に「高皇產靈神云々、男の名を天太玉命と曰ふ、齋部宿禰の祖也」と見ゆ。古語拾遺の作者齋部廣成は此の氏の嫡流の人か。

18 阿波の忌部宿禰　アハノイムベ條を見よ。

19 安房の忌部宿禰　アハノイムベ條を見よ。

20 紀伊の忌部宿禰　栗栖氏文書に見え、その後裔を森氏と云ふ。續風土記に「其の祖を田屋介大夫散位忌部宿禰といふ、其の名、承安、建久の文書に見えたり」とあり。モリ條を見よ。

21 忌部造　天平寶字三年十二月紀に「外從五位下忌部首黑麻呂等若干人・連姓を賜ひ、忌部首融麻呂等若干人・姓を造と賜ふ」と見えたれば、忌部造と云ふもありし也。

22 京師の齋部氏　齋部宿禰の後裔なれど後世甚だ衰微す。外記日記に神祇少祐齋部宗重あり。又二條朝・神祇大祐齋部明友、少祐孝重に誣ひられ沈淪、後漸くにして氏長となる。其の後、土御門天皇の時、神祇權少祐明茂、後醍醐天皇の時、齋部憲親、神祇權大副親重あり。

23 安房の齋部氏　齋部宿禰本系帳に據れば、京師齋部氏の後なりと稱す。今前述せし子麿以後の系を示せば次の如し。「子麿―名代(正八位上)、その弟夫岐麿(正八位上、文武天皇四年二月、安房郡大領司に補せらる。安房大神奉齋、天平神護二年春二月死。)」その弟榮麿、「岡本正喜院祖、洲崎宮祝部、役小角に隨ひて僧となる。榮滿と號す、」その弟加奈萬呂、「元正天皇養老元年春三月、奏して神殿を改造、同二年夏五月、班田使下向の時、勝が崎洲宮を神戶と定らる、五月廿日蠻國降伏の爲め、官幣を奉られき。同四年秋七月廿一日、勝崎浦に神奉の假宮を造り齋祭り、洲崎社と申し榮滿を祝部としたり。後榮滿、役小角に隨て僧となる。又武藏の

に「嘉暦元丙寅年、本願大檀那印東中務丞常直」と、又「天正十九年大旦那大藏丞胤安、并印東中務少輔胤房」と見ゆ。同郡入道山鳴戸古城は安貞以後千葉氏の臣印東氏之を守ると傳へらる。

4 陸奧の印東氏　曾我元弘四年文書に印東小四郎光朝あり。大光寺合戰に鬪ふ。

5 其の他、相州兵亂記持氏滿貞最後の條に印東伊豆守、また鎌倉大草紙等にも此氏の事見ゆ。又刈谷土井藩の用人たり。

印藤　**イントウ**　印東氏に同じきか。鎌倉管領滿兼の家臣に印藤備前守美高あり。安房齋部氏本系帳に印藤釆女正なる人見ゆ。

院内　**インナイ**　筑前院内邑より起るとぞ。

印南野　**インナミノ**　イナミノ條を見よ。

院相　**ヰンノサウ**　秀鄕流藤原姓、林氏の族にして、尊卑分脈に「林行房（上野國住人、林六郎）—兼綱（院相五郎）」と載せたり。

院嶋　**ヰンノシマ**　又因島ともあり、備後國御調郡院島より起る。此の地古くは伊豫國野間郡に屬す。伊豫國村上氏の一族ありて此の地名を負ふ。初め村上三郎左衛門義弘は因島を領知し、中庄春影山に居たりしが、沒後今岡通任之を押領せしを、義弘の孫山城守義顯、伊豫國より來りて今岡を討ち、城を復して、二男次郎吉豊を入る。其の子備中守吉資、其の子新左衛門義光、毛利家宮島の戰に舟手として功あり。因島新藏人吉光と云ふは此の人なり、その子彌太郎照友・毛利家に仕ふ。一説（武家高名記）には北畠顯家卿の子山城守師清、信濃國にありしが、義弘沒後同族なればとて、紀伊の雜賀より此の地に渡る、師清の子山城守義顯なりとも傳ふ。

吉川記に「村上右近大夫、因島新藏人相共に數十艘の兵舟に乘つて味方に屬す」と、吉光の事なり。詳細は村上條を見よ。

印波　**インバ**　イナバ條を見よ。

印幡　**インバ**　同上。

忌部　**インベ**　**イミベ**　齋部と通じ用ひる（忌部を齋部とせし事は忌部宿禰の項を見よ）。忌部の忌は齋戒の意にて、神事に携はるより起ると傳ふ。齋藏、忌鐵師、忌玉作等の例に照して恐らく事實ならんと考へらる。インベ、イムベと云ふは音便のみ。

記紀の神話、並に古語拾遺の傳説によれば、忌部は中臣と對抗する大部族なるが如きも、比較的確實と見るべき崇神垂仁以後の帝紀に全く見えず。又その首領は永く首（オビト）姓にして、天武朝連姓を賜ひし際も、書紀に氏人等が大いに喜びて朝に拜する事を載せたれば、到底中臣と匹敵せしむべきにあらず。蓋し忌部氏が中臣氏と對抗するを得るに至りしは、中臣氏の宗族が佛敵となりて衰へし後にて、佐賀斯が神宮頭となりし頃よりなるべし。古語拾遺が神武朝の太玉以來、孝德朝の佐賀斯に至るまで殆ど自家の事を擧げ得ずして、他のみを謂ふは自家に何等の史料なかりしや想像するに難からず。

思ふに忌部氏が神物を收むる齋藏と重大なる關係を有せし事は明白にして、齋藏、並びに内藏、大藏の三藏は蘇我氏の管理する處なりしなれば、内藏大藏の事に關與せし倭の漢氏が蘇我氏に屬したるが如く、此の氏も蘇我氏と密接なる關係に立ちしものと考へらる。されど蘇我氏が三藏を檢校し、國家の財政權を握りしより、次第に勢力を得、遂に國家を傾けむとする程に至りしが如く、忌部氏も神事に關する齋藏を管掌し、その方面の財政權を握りしなれば、その勢力遂に神祇界を動かし、中臣氏と對抗するに至りしや想像するに難からず。記紀の神話は、その反映のみ。

即ち諸國の忌部は神祇官隷屬の品部にし

て、地方にありて朝廷神殿祭祀に要する諸物を備へ、之を齋藏に送るを職とし、中央なる忌部の長官忌部首は、此の齋藏を管理して、朝廷祭祀の用具を整へしなり。記紀の神話に、忌部氏の祖天太玉命が布刀御幣を奉りしと傳ふるも、天富命が神武朝神物を調ふと云ふも、これを謂ふに外ならず。又古語拾遺が神祇官隷屬、諸種の品部の中臣氏に隷屬せずして、忌部氏に黨せしが如く云へるも、忌部氏が神祇官に於ける財政を握りし結果と考へられ、又同書が內藏、大藏を掌りし秦漢兩氏の事を特記するも、等しく蘇我氏管理のもとにありし爲と想像せらる。

斯くの如く忌部氏は其のカバネ・首に過ぎざりしも、財政權の一部を握りしが爲に、秦漢兩氏と同樣、實際上の勢力が甚だ大なりし事は之を認めざるべからず。しかるに中古に入り諸種の制度改まり、且つ中臣氏の勢復興して、神祇界に於ける勢力を握りしより、齋部廣成は憤慨して古語拾遺を著はせしものと愚考す。

忌部の出自に關しては、神代紀に「忌部の遠祖太玉命、」また神祇本紀に「忌部祖天太玉命、」また「天太玉命は忌部の上祖」などあるは、此の品部の伴造家なる忌部首の祖先を記したるにて、忌部なる部民總べて此の神より出でたりと云ふにはあらざるなり。

1 大和の忌部　高市郡に忌部邑あり、延喜式內太玉命神社四座鎭座す。忌部氏のありし地なるべし。天平五年の右京計帳に忌部彌祁斯と云ふ人見ゆ。こは大和の忌部の裔ならん。

2 伊勢の忌部　古語拾遺に天目一箇命を伊勢忌部祖とす。イセノインベ條を見よ。

3 紀伊の忌部　神代紀一書に「紀伊國忌部の遠祖手置帆負命、」また神祇、天神兩本紀も之を云ひ、古語拾遺には「彥狹知命は紀伊國忌部の祖なり」と載せたり。詳細はキノインベ條を見よ。和名抄名草郡に忌部鄕を收む、此部のありし地也。

4 阿波の忌部　古語拾遺に「天日鷲命は阿波忌部の祖也」と載せ、又神代紀には「粟忌部の祖天日鷲神」とあるは、其首長の家系なり。和名抄麻殖郡に忌部鄕を收め、伊無倍と註し、神名帳に「麻殖郡忌部神社、或は麻殖神、或は天日鷲神と號す」と見ゆ。詳細はアハノインベ條を見よ。後世の當國忌部氏は第廿五項に云ふべし。

5 讚岐の忌部　古語拾遺に「手置帆負命は讚岐國忌部祖也」と見ゆ。サヌキノインベ條を見よ。その裔の事は第廿六項にて云ふべし。

6 出雲の忌部　古語拾遺に「櫛明玉命は出雲國の忌部、玉作の祖也」と見ゆ。和名抄意宇郡に忌部鄕あり。詳細はイヅモノインベ條を見よ。

7 筑紫の忌部　古語拾遺に「天目一箇命を筑紫の忌部の祖」とす。ツクシノインベ條を見よ。

8 安房の忌部　阿波忌部の後なりと。アハノインベ條に詳述せり。その後裔は第廿三、廿四項に詳述す。

9 越前の忌部　古典に見えざれど、天平神護二年國司解に「上家鄕戶主忌部牧人、同竹山、同鄕戶主忌部大倉」など見ゆるにより、多かりしものと考へらる。(第二十九項參照)。

10 淡路の忌部　三原郡に忌部村あり、此の部のありし地なるべし。

11 忌部首　忌部の總領的伴造家なり。古事記に「布刀玉命は忌部首等の祖也、」また神代紀一書に「忌部首の遠祖太玉命、」また神代並に天神本紀に「天太王命は忌部首等の祖」など見ゆ。太玉命の孫なる

伊美太兵衞尉見え、又後世安西軍策に大友方伊美彈正左衞門、後太平記に伊美彈正統正等あり。

井三　キミ

忌垣　イミガキ　紀國造家の一族なり。

○紀忌垣直　寶龜八年四月紀に「紀伊國名草郡人云々、秋人等百九人、姓を紀忌垣直と賜ふ、」と見ゆ。

忌鐵師部　イミカヌチベ　皇太神宮儀式帳に忌鍜冶內人、無位忌鐵師部正月麻呂なる者見ゆ。

忌寸　イミキ　姓（カバネ）の一種、天武朝制定八種の姓の第四に位す。古語拾遺に「其四を忌寸と云ふ。以つて秦漢二氏、及び百濟、文氏等の姓と爲す、」とある註に、「蓋し齋部と共に齋藏の事に預る。因りて以つて姓と爲す也、」と。また書紀集解に「按ずるに忌寸は今來也、諸蕃歸化賜ふところの姓也」などあるは、一二の例によりて全部を推したる說にて、採るに足らず。忌寸は古代の直、造、卽ち伴國兩造に賜ひし姓なり。詳細は（社會組織の研究）を見よ。

伊美吉　イミキ　忌寸に同じ、天平寶字三年十月紀に「天下の諸姓、君字を著くる者、公字に換へ、伊美吉は忌寸を以つてせよ」とあり。

齋藏　イミクラ　神物を收むる倉庫を云ふ。

○齋藏職員　古語拾遺に「此の時（神武朝）に當り、帝と神と其の際、未だ遠からず、殿を同くし牀を共にし、此を以つて常となす。故に神物宮物、亦分明ならず、宮內に藏を立て、齋藏と號し、齋部氏をして永く其の職に任ぜしむ、」と見えたり。

忌玉作　イミタマツクリ　玉作氏の族なり。姓氏錄右京神別に見ゆ、一本玉作連とあり、タマツクリ條を見よ。

射水　イミヅ　越中國に射水郡あり、和名抄伊美豆と註す。古代伊彌頭國のありし地なり。又和名抄越前國大野郡に出水鄕、神名式江沼郡に出水神社あり、射水氏の分居せし地か。

1　射水國造　國造本紀伊彌頭に作る。伊彌頭國は後の越中國射水郡の地なり。されど、又其の地を根據として數郡を統べしかとも云ふ。國造本紀に「伊彌頭國造、志賀高穴穗朝の御世、宗我同祖、建內足尼の孫大河音足尼を、國造と定め賜ふ」と見ゆ。射水郡內に二上山ありて二上神社鎭座す。今の射水神社これなり。

蓋し伊彌頭國造の氏神かと云ふ。

2　射水臣　伊彌頭臣ともあり。伊彌頭國造家にして建內宿禰の後蘇我氏の族なり。氏人は天平勝寶四年十月十八日の越中國牒に「越中國射水郡三島鄕戶主射水臣、」また越中國官舍納穀交替記に「擬大領從八位下射水臣常行（延喜十年の頃）」また仁和二年十二月紀に「越中國新川郡擬大領正七位上伊彌頭臣眞益、私物を以つて官用を助け、民に代りて公を濟ふ。仍りて借外從五位下を授く」など見ゆ。

3　射水宿禰　射水臣の宿禰姓を賜へる者なり、除目大成抄康平二年條に、越中大掾射水宿禰好任と云ふもの見ゆ。姓名錄抄には伊水宿禰とあり。

4　射水氏　元亨釋書十七に「越州別駕射水親元」と云ふ人見ゆ。又明月記正治二年の條に、肥前權介射水輔業なる者あり。射水臣の後裔なるべし。

伊彌頭　イミヅ　射水氏に同じ。伊彌頭國造、前に云へり。

伊水　イミヅ　射水氏に同じ、宿禰姓也。

出水　イミヅ　越前大野郡に出水鄕、同國江沼郡に出水神社あり、射水氏のありし地か。

忌浪 イミナミ 和名抄加賀國江沼郡に忌浪郷あり、式內忌浪神社鎭座す

伊南 イミナミ イナム イノミナミ 平姓上總氏族也と云ふ。インナ條に詳か也。

忌宮 イミノミヤ 長門國豊浦郡に忌宮神社あり、舊二宮八幡宮と云ふ。海東諸國記に「正滿、戊子年使を遣はして來朝す。書して長門州乾珠滿珠島代官宮內頭藤原正滿と稱す。宗貞國を以つて接待を請ふ」とあるは此の宮の神主かと云ふ。

忌部 イミベ イムベ條を見よ。

伊牟 イム

伊 イン 、太平記卷一に伊大納言師賢を載せたり。

員 イン 員姓は漢族にして本姓は劉也。段姓を見よ。

院 ヰン 三條源氏系圖に「三條院—小一條院—信宗（右中將、備中守、承保元、六、卅卒、號院中將）」と見ゆ。小一條院の院を稱號とせし也。其の子行信（民部大輔）—範信（民部大輔）—實憲、弟高行—行能なり。

印歌 インガ 欽明紀に見ゆ、語訛未詳とあれど伊賀臣の事なるべし。

伊麥 イムギ 尾張海部郡に伊麥郷伊麥村あり。

井向 ヰムキ

印支部 インキベ イナギベ條を見よ、出雲にあり。

印西 インサイ 下總國印旛郡に印西庄あり、印旛の西部の意也。此の氏は此の地より起りしにて、下總小金本土寺過去帳に「印西左近八郎（延德）」なる者見ゆ。

藺牟田 ヰムタ 薩摩國伊佐郡藺牟田郷より起る。此の地に藺牟田古城（藺牟田、浦の川內）あり、弦掛城とも云ふ。澁谷祁答院六世重茂の子河內守延重の二男重基の居城也。其孫藺牟田河內權守重持と云ふ。地理纂考藺牟田城條に「初め、澁谷河內延重（延重は祁答院氏第六世出羽重茂の子にして家統をつがず）の第二男重基、藺牟田を領し、累代の居城とす。其孫藺牟田河內重持、高城東郷の兩澁谷と兵を合せ、文明十七年川內水引の城を陷れ、勢ひ大いに振ふ。島津修理忠廉（島津久豊の第三子秀久の子時に帖佐の主なり）是を撃んとして藺牟田城に來り攻め、終に城を拔く。城兵班目右京、蓑毛五郎右衞門等戰死す」と見えたり。後島津義弘の家臣に藺牟田縫殿あり。

伊牟田 イムタ 前條氏と通ずるなるべし。嘉吉三年正月菊池持朝の侍帳に「伊牟田兵部少輔家吉、伊牟田加賀守守親、伊牟田上野入道宗與、伊牟田勘解由允朝廣」また永正元年三月菊池政隆の侍帳に「伊牟田美濃守守俊」を載す、澁谷氏の族なるべし。

伊務田 イムタ 信濃にあり。

位田 インデン 越前吉田郡に印田邑あり、但し位田は中古位田の制より起り、更に氏名となれるか。イデム條を見よ。

印東 イントウ 下總國印旛郡印東庄より起る。東鑑文治二年條に印東莊・成就寺領と見ゆ。此の氏は此の庄名を負ひしなり。

1 桓武平氏千葉氏流 千葉上總系圖に「千葉次郎大夫常兼—上總坂太郎常家—同介常明—同介常澄—常茂（印東二郎、長男、印東祖）」と見ゆ。又千葉系圖に印東別當常階、印東太郎師常等見えたり。

2 印東氏は東鑑卷一治承四年十月廿日條に「印東次郎常義は鮫島に於いて誅せらる云々」と。平家方なり。これ以下卷十、十五に印東四郎、廿七、卅八に印東太郎、卅一に印東八郎、三十六、三十八に印東次郎、三十八に印東三郎等見ゆ。前項千葉氏の族と思はるれど、常義の如き、或は印旛國造の裔にあらざるか。

3 上總の印東氏 武射郡松谷勝覺寺棟札

猶ほ餘目舊記に大御堂殿樣、若君殿、今宮殿と見ゆ。

其の他三河、尾張、上野、陸前、美作、肥後等に今村の地あり。

今村　イマムラ

近江伊香郡に今村庄あり

1　中原氏流　近江國伊香郡今村庄より起りしか。今村中庄、今村新庄等あり。江州中原氏系圖に「成俊—愛知大領成行—仲大夫仲行—秀仲—某(大源太)—某（今村源太)」と見ゆ。源太の後は「彌二郎—彌四郎朝綱—二郎左衞門家綱、弟四郎二郎景綱—周防房慶尊」、弟に源太良定綱、小二郎助綱等あり。江北記根本當方被官に今村を載せ、又江濃記に淺井家臣に今村見ゆ。五項を參照せよ。

2　佐々木氏流　尾張國海部郡の豪族にして、家傳に「佐々木定頼が子高名、尾張國今村城に住せしより家號とす」と、家紋四目結、丸に四目結。津島の人今村久助、水野下野守に仕ふ。又今村伊豫とあり。

3　相良氏流　相良系圖に「貞頼—頼而(今村)」と見ゆ。又「定頼の子藤太頼劫、今村を稱す」と。

4　秀鄉流藤原姓河村氏流　河村義秀—盛秀—秀家—秀村（今村を稱す）—重秀—秀通なり。寛政系譜此末流三家を載す、家紋藤の丸に甃、花輪違。

5　美作の今村氏　陰德太平記に作州の士今村氏を載せ、又流江舊記に「神樂尾城主今村越中守」見ゆ。又德川時代森藩の奉行に今村氏あり。此の今村氏も佐々木氏流と云ふ。卽ち佐々木秀義八代の孫清秀近江國淺井郡今村に居る、その子左近詮清始めて今村と云ふ。京極家の老職にして詮清五世の孫今村左門國尙に至り、美濃金山城主森三左衞門可成に仕ふ。その子藤大夫尙信なりと。

6　蒲池氏流　筑後の豪族にして、今村系圖に「大隅・(蒲池義久より出づ、故に名・世々久の字を用ふ。初めて今村氏と號し、城を宮園に構へ之に居る。山門郡大江廣安宮園三村の內十八町を領し、其の他三十六町所々に散在す。是一家の分領する所也。大隅自力を以つて切取る處、上妻郡山崎吉田に於いて十六町、牟田中川島に於いて四町、下妻前津に於いて十二町、別に室岡中等あり、義治に仕へ、屢々軍功を立つ)—瀨兵衞—薩摩—土佐(入道覺磐、其の人となり豪勇、膂力人に過ぐ、頗る强弓を善くす）—舍人(早世)—土佐—淸兵衞」と見ゆ。田中家臣知行割帳に二百石今村小助、三百石今村七郎右衞門等見ゆ。

7　肥前の今村氏　北肥戰誌元寇の際肥前の士に今村三郎ありと。又鎭西要略延文の頃武家方なる今村三郎を載せたり。河上社元德元年文書に今村三郎五郎入道見ゆ。後世大村藩に今村氏あり、菊池家臣と稱す。又渡邊氏の一族にもあり。

8　豐後の今村氏　豐後國圖田帳に「古後鄉云々、今村五郎高能」と。後日田氏の家臣に今村氏あり、今村左馬、その主七郎丸を弑す。

9　日向の今村氏　日向記に今村三郎太郎見ゆ。

10　淸和源氏義光流　寛政系譜淸和源氏義光流新見氏條に正意はじめ今村を稱すと見ゆ。

11　那波氏流　上野國那波郡今村より起る。

12　其の他、太平記三十二に今村宗五郎あり、赤松氏の家臣なり。又今村五郞見ゆ。其の後結城秀康の老臣に今村掃部氏定あり、越前黑丸城を守る。忠直の時、本多富正と幕府に訴訟し刑せらる。

徳川時代、新見藩重臣、井伊藩用人、三ヶ月森藩用人、松江松平藩重臣、淀稻葉藩重臣、下妻井上藩用人、母里松平藩中老、其の他香宗我部家臣、筑前宗像瀛津宮下社家、神宮社家、又加賀藩給帳に多く「四百五拾石、紋四つ目結、今村清左衞門。參百石、紋藤丸、今村伊三郎。貳百石、紋同、今村藤大夫。參百石、紋同、今村多左衞門。參百石、紋角内抱海老、今村源兵衞。百石、紋同「今村幸藏。貳百石、紋丸内井桁、今村銀三郎。百五拾石、紋抱海老、今村簾之助。百拾石、紋藤巻、今村宇兵衞。百貳拾石、紋藤丸内井桁、今村武之助。百石、紋同、今村源左衞門」等見え、猶ありき。又今村彦兵衞あり、元和二年伊豆下田湊を支配し陣屋を置く、これより此の地繁昌す。今村田主あり。岩代、信濃、甲斐等にもあり。

今室 イマムロ

今本 イマモト

今源 イマモト 正訓不明。

今森 イマモリ 篠山青山藩中老に此氏あり。

今康 イマヤス 尊卑分脈に「利仁三世越前國押領使伊傳—公則（備後守、駿河守、此の流源氏相續をなす。文德天皇六代孫、河内守章經の子となる。）—公貞（大宰少貳）—信季（實父忠念也、仍りて河内坂戸に住す。）（大監物）—康季（左衞門大尉）—近康（今康黨祖也）」と見ゆ。近康の後は「近康—康綱—康實—康景—康遠—康連—康任—康守—康宣—康幸」と見ゆ。

今安 イマヤス 丹波國天田郡今安保より起りしなるべし。加佐郡高野由利城（高野由利村）は今安相摸守の居城也。

今柳 イマヤナギ 石清水祠官系圖に柳耀清—隆清（號今柳）と見ゆ。

今山 イマヤマ 筑後、肥前に今山邑あり、その地名を負ふ。

1 筑後の今山氏 三池郡に今山城あり。田中家臣知行割帳に今山忠右衞門（一百三十石）見ゆ。

2 肥前の今山氏 佐賀郡今山村より起る。河上社文保二年二月の文書に「山田東郷、今山太郎入道、」また元亨二年文書に今山彌太郎季政見ゆ。

今雪 イマユキ

今吉 イマヨシ

今良 イマヨシ コンリヤウ イマリヤウ 中古の制度賤民の許されて良民となりしものを云ふ。寶龜元年紀に今良大目東人子秋麻呂など見ゆ。

伊萬里 イマリ 肥前國松浦郡伊萬里より起る。松浦黨にして嵯峨源氏と稱す。北肥戰誌元寇の際、肥前國伊萬里源次郎入道如性を載せ、又後藤家記錄鎌倉末の人に伊萬里五郎次郎充、鎭西要錄暦應元年十一月條に武家方伊萬里彌次郎、また文和四年七月條に武家方伊萬里彌次郎、應安三年條今川貞世に從ふ。また明應二年條に「司馬少二政資、伊萬里、山代等を追討の爲に松浦に下る」等見え、又後藤家文明十五年五月文書に伊萬里（宮内大輔）仰、小鹿島文書これに同じ。天正の頃伊萬里兵部大輔治利あり。龍造寺、有馬、大村、後藤等諸家の記錄に多く見ゆ。

今有 イマリ 和名抄安藝國沼田郡に今有郷あり。

今脇 イマワキ 備前にあり。

伊寶 イミ 和名抄周防國玖珂郡に伊寶郷あり。

伊美 イミ 和名抄豊後國埼郡に伊美郷あり、中世以後伊美庄とも云ふ。豊後國圖田帳に「伊美郷七十町宇佐彌勒寺領、地頭伊美兵衞次郎永久（法名道意）」と見ゆ。豊前權介膳伴光恒の後かと云ふ。東鑑卷四十に

5 土佐の今西氏　佐々木氏の族か。香宗我部暦應三年六月文書に「佐々木梅窓殿、今西彌六殿」と見ゆ。又香宗我部記錄に今西隼人佐、今西九右衞門等あり。

6 三宅氏流　備前國兒嶋氏の一族なりと稱す。

7 其の他、美濃、志摩に此の氏あり。

今野 イマノ コムノ　陸前加美郡の豪族にして大崎家の配下たり。觀蹟聞老志に「往生寺村、上館、大崎家臣今野伯耆なる者之に居る」と。コム氏の裔なるべし。

今橋 イマハシ　三河國渥美郡に今橋庄あり、今の豊橋市なり。石清水祠官に今橋氏あり、御馬所(所司)にして清和源氏末流助實の後と稱す。又應仁略記に今橋耆年あり。

今幡 イマハタ

今濱 イマハマ　近江國坂田郡今濱より起りしか。佐々木氏の族にして、京極高清の子泰舜・今濱を稱す。

今林 イマハヤシ　山城、丹波等に今林庄あり、その地より起れるか。室町時代今林五郎三郎なる者あり。

今原 イマハラ　山城賀茂社の舊社家に今原氏あり、藤原姓なりと云ふ。

今治 イマハリ　伊豫國越智郡今治より起

る。日用重寶記イマハリと訓ず。三嶋社の大祝にして越智姓也。豫章記に「後醍醐天皇元亨三年癸亥、三嶋宮回祿、時に氏長者通盛、大祝今治孝經と云々」と見ゆ。

今春 イマハル　コンパル條を見よ。

新比叡 イマヒエ　日用重寶記に見ゆ。

今福 イマフク　甲斐、肥前、攝津等に今福邑あり、それより起る。

1 清和源氏武田氏流　甲斐國巨摩郡奈胡郡今福より起る、武田の庶流奈胡藏人より出づと云ふ。後和泉守入道淨閑齋七、其子丹波守、其弟市左衞門昌私・新右衞門昌常等あり。寛政系譜に家紋花菱、丸に割菱、稻穗の內鎌打違、と見ゆ。西山梨郡相川にも今福氏あり。

2 遠江駿河の今福氏　榛原郡諏訪原城(金谷)は武田氏の屬城にして今福丹波守等守ると。又上吉田の小山城も天正年間今福丹波守守る。又駿河國久能城、永祿十一年十二月、甲斐勢亂入、武田家の家臣今福入道淨閑、與力四十騎を從へて守ると。

3 松浦黨　肥前國松浦郡今福邑より起る。又彼杵郡にも今福あり、此の氏の分住せし地なるが如し。松浦山代文書永德四年二月のものに「させほのいまふく左

京亮、」また博多日記の裏書彼杵庄の庄官に「今福四郎(喜曆云々)」と見ゆ。

4 其の他、肥後にも今福氏あり、今福刑部は上代城主なりき。又蒲生氏鄕家臣に今福求之助あり、信濃にも存す。

今淵 イマフチ　陸奥國津輕郡今淵より起る、佐々木氏の族、家紋四目結。南部士譜に「今淵將監・津輕今淵村に住し、外濱牛九郎と云へり。後信直公に仕ふ」と。

今藤 イマフヂ

今堀 イマホリ　陸奥國發祥の氏にして坂上姓なりと。寛政系譜に、家傳に坂上田村麻呂の裔、中頃平氏となり今堀に改むと、家紋大割蔦、五三桐、三頭左巴。

今牧 イママキ　信濃にあり。

今奉部 イママツリベ　萬葉集廿に、下野の防人なる人に火長今奉部與曾布と云ふもの見ゆ、祭祀に與る品部にて日奉部等と關係あらんか。

今溝 イマミゾ　信濃にあり。

今巳 イマミ　和名抄豊後國球珠郡に今己鄕あり。コゴかと。

今道 イマミチ

1 尾張の今道氏　愛知郡の名族にして、地藏院所藏文正元年古證狀に今道七郎左

衛門尉吉家、同平左衛門尉範家あり、今道は熱田の小名也。

大村氏流　肥前國彼杵郡の今道小路より起る。大村氏の一族にして其の家譜に「純鄕公三男純直の子純利・今道越後守今道小路を闢くを以つて氏と爲す」と見えたり。其の裔に今道左京純經あり、大村純伊に仕ふ、大村記以下の書に多く見ゆ。又その後に今道遠江純周あり。

今水　**イマミヅ**　信濃にあり。

今峯　**イマミネ**　今岑とも今峰ともあり。

1　清和源氏土岐氏流　美濃國の名族にして厚見郡今峯より起る。尊卑分脈に「土岐惣領隱岐孫二郎頼貞―七郎頼遠―氏光（號今岑右馬頭、孫二郎、兵部少輔）―頼豊」と。また氏光弟駿河守光行（光正）も號今峯とあり。土岐系圖にも頼遠―光政（今峯）と見ゆ。新撰美濃志厚見郡今嶺村條に「今峯左馬頭氏光は分脈系譜に土岐彈正少弼頼遠の子にて、土岐系圖には『穗保修理亮氏光・保々と改む。細目に於いて討死』と見え、其兄に今峯駿河守光政、弟に今峯右馬頭氏直（兵部少輔）といふ人をのせたり。皆此處の人なるべし。氏光の事は、太平記に『土岐右馬頭氏光、外山、今峯、兄弟三人、始めは仁木に屬して城に籠りたりける』と見えたり。分脈系圖には今峯左馬頭とし、太平記には土岐右馬頭とす。ともに此の氏光にて、兄弟に外山今峯を名のる人多し。

また慈照院准后八幡社參記の終り、永享十年八幡宮放生會御參向の帶刀のうちに、「土岐今峯三郎頼通といふ人見えたり。是れも、その一族の子孫なるべし、」と載せ、又「後醍醐天皇の皇子めうふく院の宮伊勢より美濃にのがれまし〱ける時宮の侍今峯又太郎細目にて討死す、今峯塚是なり。又太郎弟今峯次郎は田立にて討死す、」と。また「今峯城跡、今峯氏の居城のよしいへり。今峯左馬頭氏光、康安元年仁木義長に屬し、伊勢の長野の城にありしが、義を守りて京方に降參せず、和歌をよみて兄弟と義絕せしよし、太平記にしるしたるは、厚見郡の今嶺村の住人なるべけれど、一族も多ければ氏光はこゝにすみしにてもあるべし」と見ゆ。此の今峯氏は太平記に「土岐右馬頭氏光、外山、今峯、兄弟三人、」（土岐系圖、嫡子兵部少輔、仁木義長の養子となり、今峯と號す。二男遠江守外山光明、三男駿河守今峰光正、四男近江守外山直頼）。また卅四に土岐今峯駿河守、永享以來の御番帳に土岐今峰孫三郎、長享將軍江州動座着到に土岐今峰兵部少輔等を載せ、又後世今峯源八あり。

2　伊勢阿濃郡に今峯堡あり。三國地志に「按ずるに今峯大學居守、北畠の幕下に屬す」と見ゆ。

今岑　**イマミネ**　前條氏に同じ。

今宮　**イマミヤ**　清和源氏佐竹氏流にして常陸國久慈郡今宮より起る。佐竹系圖及び佐竹支族系圖に美舜―永義（今宮別當）と見え、又諸家系圖纂に「義舜―今宮永義―大納言坊」とあり。家紋五本骨月扇。新編常陸國志には「今宮、久慈郡今宮より起る。義舜の四子永義、法を眞壁郡山田乘蓮院に受け、修驗先達職となり、佐都宮、今宮に居り、白羽社別當に補し、今宮大納言と稱す。大納言は其小名なり。子道義、攝津守、子光義云々」とあり。坂戸城に據る、又其の後裔今宮道義、白川郡寺山城に據る。棚倉記私考に「今宮氏は御南大納言房とて世に稱せられし山伏なり。寺山蛇頭の城は寺山村にあり」と。佐竹移封の後今宮攝津守檜山を守る。

氏あり、又幕臣にも見ゆ(家傳史料)。

井又　キマタ　深谷記上杉御普代の目錄に井又權六見ゆ。キノマタ條參照。

今瀧　イマタキ　讃岐の豪族にして西讃府志等に見ゆ。香川氏の族か。全讃史增補に「羽床上村城、阿野南羽床村にあり、今瀧五郎左衞門、之に居る」とあり。

今立　イマタチ　和名抄越前國今立郡に伊萬太千と註す、此の地名を負ひしか。郡山松平藩の年寄に此の氏あり。

今任　イマタフ　豊前國に今任庄あり。

井町　キマチ　飛驒國の豪族にして一宮水無社記錄に井町九郎左衞門見ゆ。

今津　イマヅ　河内に今津庄あり、其の他攝津、近江、以下此の地名甚だ多し。

1　桓武平氏維茂流　尊卑分脈に「平維茂—繁職—繁綱(號今津六郎)」と載せ、又諸家系圖纂に「繁職—偕善勝(號今津九郎、禪師、驗者)」と見ゆ。奥山三郎繁家の弟なり。

2　甲斐の今津氏　秋山太郎光朝臣の今津右近進重成後裔と云ふ。

3　其の他下總小金本土寺過去帳に「今津彌太郎、應永廿六、五月」と。又筑後御井郡宗崎村に今津氏あり、今津忠平學者として名あり。又美濃にも存す。

今辻　イマツジ　伊賀の名族なり。

今角　イマツノ

今奉部　イマツリベ　イママツリ條を見よ。

今出　イマデ

今條　イマデウ

今出川　イマデガハ　京都今出川の今出河殿より起る。

1　藤原北家閑院流　尊卑分脈に「西園寺實氏—公相—實兼(後西園寺相國)—

—公衡—實衡(今出川内大臣)—公宗
—公顯(號今出川)—實顯—公冬
—兼季(號今出川、又號菊亭)—實尹」

と見ゆ。初め實氏・今出川殿にあり、又菊亭とも稱す。子孫傳へて稱號とす。太平記卷二に「今出川前右大臣兼季公」まだ十八に「今出河右大臣公顯」と見ゆるこれなり。後の今出川家は兼季の裔なり。ここは其後も今出川に住せしを以て稱とせしならん。淸華家の一、其略系は兼季(太政大臣)—實尹—公直(左大臣)—弟實直(左大臣)—公行(公直の子)—實富—敎季(法雲院左大臣)—公興(又公尙、後法雲院左大臣)—季孝(又季直)—公彦(左大臣)—晴季(實雄、景光院右大臣)—季持—經季(信季、右大臣)—公規(德大寺公信男)—伊季—公香—(弟)公詮—實興—誠季(西園寺致季男)—公言—實種(西園寺公晃男)—尙季—公久—實順—脩季、淸華、舊家、德川時代家領千三百五十五石、中立賣御門內北側。諸大夫には石田、植田、中川、山本、侍には上原、中村、長谷川、植西。菩提所本國寺。家業琵琶。內々。現今侯爵。

今出川（法被紋印 花色絹白上）

康正造內段錢引付に「內十四貫六百文、今出河殿御領、泉州下石津村。段錢」と見ゆ。キクテイ條參照。

2　淸和源氏足利流　足利義政の弟義視もまた今出河殿に居る。名跡志に今出河北室町西に在りと。今出河家の女婿たるに據ると。尊卑分脈增補に「義視、始は淨土寺門主、法名義尋、寬正六、十一、廿日還俗、今出川殿と號す」とあり。其の他諸書に多く見ゆ。

今出河　イマデガハ　前條氏に同じ。

今戸　イマト　松浦黨の一なり。下松浦に

屬す。

今富 イマトミ 若狹、上總に今富庄あり、又肥前、土佐に今富邑あり。

1 大江姓 肥前國彼杵郡郡村今富より起る。當地方の大族にして、博多日記の裏書に「今富十郎入道明幸(嘉暦三年云々)。今富又次郎入道(元享三、六月六日、正中貳、四月廿二日)。今富田崎次郎入道。今富秋次九郎次郎入道(正中二、四、廿二、同五十九)」と載せ、深堀文書建武元年十月のものに「今富彦三郎入道、同十郎入道」見え、又鄕村記引用正平二十五庚戌年の書記に「今富兵庫介、同勘解由左衞門、同八郎」を載せたり。又此等より前、嘉禎二年大番に關する敎書案に「今富二郎、今富三郎、今富四郎」等見ゆ、大族たりしを知るべし。其の他後藤家記錄、鎭西要略等にも此の氏の事あり。

系圖に據れば大江姓にして「阿保親王…大江匡房—維順—維光—江善人—江彌太郎大夫—江太郎大夫—江彌四郎大夫—

今富惣領
學圓(又四郎入道)—某(今富三郎)—孫次郎—掃部
　　　　　　　　　某(今富四郎)

掃部の後は「勘解由左衞門—八郎—大隅云々」と。而して今富三郎の譜に「正應三年アリヤ寸御前讓狀あり」と。又孫次郎の譜に「建武四年武重退治證文あり」と見ゆ。勘解由左衞門は正平記錄に出づ。支族に鹽見、中嶋、朝長、染石等の諸氏あり。

2 豊前の今富氏 上毛郡の豪族にして元龜天正の頃今富權介あり、

今中 イマナカ 此の氏は藤原氏の支流なりと云ふ。備前邑久郡にあり。又大和十津川武士にもあり。十津川鄕鎗役由緖家筋書に「大谷村庄屋今中權左衞門」と見ゆ。

今永 イマナガ

今成 イマナリ

今仁 イマニ 豊前國宇佐郡の豪族にして天文永祿の頃今仁伊豆守なる者あり。正訓未詳。

今西 イマニシ 近江に今西庄あり、又攝津にも今西庄あり。

1 佐々木氏流 近江國淺井郡今西庄より起る。此の庄は東鑑建久三年十二月十四日條に「壬子、是平家沒官領內近江國今西庄、」と。又榎戶文書伏見殿御領目錄に近江今西庄(兩庄年貢三十五貫加增分三百疋)庭田大納言御恩千疋云々と見ゆ。此の庄名を負ひしにて、佐々木氏の族と云ふ。與地志略に「今西彌次郎直光、後內藏助、子忠兵衞」等見ゆ。

2 中臣氏流 續南行雜錄に「春日社司に兩流あり。曰はく大中臣、曰はく中臣。中臣の先祖、時風、秀行、二人の後、九家あり。曰はく今西、云々、此れを南鄕と爲す、」と見ゆ。卽ち春日社々家南鄕の一なり。

3 攝津中臣姓 能勢郡に今西村あり。豊島郡濱村春日神社の社家に此の氏あり。先祖今西時兼、朱雀天皇承平年中、當社勸請の際隨從し來ると云ふ。もと奈良春日神社宮座の南鄕に屬せり。その後裔、今西春房は明智光秀の女みつ姬を娶りし關係より、山崎合戰の際春房の弟春光出陣せし爲、秀吉に惡まれて社領沒收せらる。その後裔今西玄芳(春房)あり、當家四十一世春幸の四子也。詩文を以て名ありと云ふ。

4 度會氏流 度會二門氏人系圖に「秋並—常相—行兼—氏忠(一禰宜、蒜田)—爲賴(四男、今西、三禰宜、治曆二補任、延久四、四、廿卒)」と見ゆ。

今來 **イマキ** 大和國高市郡を今來郡と云ひしとの說あり、又吉野郡に今木村あり、坂上系圖に今來村主見ゆ。倭漢氏の族なり。今來の郡民直條參照。

今城 **イマキ** **イマジヤウ** 次の數流あり。

1 今城家 藤原北家花山院流 中山親綱二男爲親より出づ、始め中山又は冷泉を家號とせしが、三代定淳に至り今城に改む。爲親―爲尙―定淳―定經―定種―定興―定泰―定成―定章―定國―定時―磐麿―定政。德川時代百八十石、二階町東側、寺鳴瀧三室寺、內々。現今子爵。

今城
號衣御印

2 越智氏流 越智氏族にして、家敬の後なりと云ふ。家紋丸の內釘拔、丸の內橘、井筒、角切縮三木、丸の內五三桐（寬政系譜）。伊豫國北宇和郡の豪族にして、温故錄に「金山城、戶雁村に在り、有馬殿今城肥前守能親、天文中居る」と。

3 秀鄕流藤原姓 俊平を祖とす。

今己 **イマキ** 和名抄豐後國球珠郡に今己鄕あり。コゴと讀むべしと。

今歸 **イマキ** 今歸仁を誤りしにあらずや。

今喜 **イマキ**

今吉 **イマキ** **イマヨシ** 備前邑久郡にあり、今木氏の裔か。

今歸仁 **イマキジン** 流球の貴族にして現今男爵。コンキジンか。

今北 **イマキタ** 和泉國大鳥郡湊町の名族なりと。

今喜多 **イマキタ**

今城寺 **イマキデラ** 加賀の豪族にして、利仁流藤原姓なり。源平盛衰記に「加賀國住人林六郎光明が嫡子に今城寺太郎光平」と見ゆ。

新漢 **イマキノアヤヒト** 新來漢人の意なり。

新漢陶人 **イマキノアヤノスヱベ** 雄略紀に新漢陶部高貴と云ふ人見えたり。

新漢錦部 **イマキノアヤノニシゴリベ** ニシゴリ條を見よ。

新漢人 **イマキノアヤヒト** 新來の、漢歸化族を云ふ。推古紀に「新漢人大國」と云ふ人見ゆ。雄略紀に「新漢槻本南丘」と云ふ地あり。今の吉野郡今木村なりと。

今來郡民 **イマキノコホリノミタミ** 「今來郡は大和國高市郡の別稱にして、新歸の民多きを以て此名あり。蓋一時の私謂ならん」と地名辭書は云へり。天書欽明七年七月の條に「倭國今來郡民直氏宮、駝龍を得て献ず」と、欽明紀七年七月條には「川原民直」と見ゆ。カハラノミタミ條を見よ。

今來才伎 **イマキノテビト** 雄略紀に見ゆ。漢歸化の手人を云ふ。

今給黎 **イマキヒレ** 薩摩の豪族にして、應永の頃、今給黎長門守久俊、給黎郡知覽を領す（三國名勝圖繪）。

今淸 **イマキヨ** 信濃にあり。

今口 **イマクチ**

今久保 **イマクボ** 桓武平氏にして忠盛の子敎盛の裔、祐盛より出づ。

今熊野 **イマクマノ** 洛東、並に伊勢に今熊野あり、その名を負ひしか。

今鞍 **イマクラ** 阿波國御衣御殿人に今鞍氏あり、正慶元年十一月文書に今鞍進士藤三郎、元弘三年十一月文書に今鞍進士木氏村、忌部氏の裔か。

今藏 **イマクラ** 金澤米倉藩の側用人に此の氏あり。

今小路 **イマコウヂ**

1 今小路家 尊卑分脈に二條良冬（號今

小路)—基冬—師冬—満冬と見ゆ。

2　藤姓魚名流　魚名の流源基を祖とす。

3　近衞家の諸大夫に此の氏あり。

今越　イマコシ

今坂　イマサカ

今崎　イマサキ

今里　イマサト　大和、山城、信濃、武藏、下野、肥前等に今里の地あり。此の氏は其等の地名を負ふ。

1　清和源氏村上氏流　信濃國更級郡今里より起る。尊卑分脈に「村上爲國—家國(今里九郎)」と見え、又中興系圖に「今里、清和源姓、本國信濃、村上判官代爲國十男、九郎家國稱之」とあり。

2　肥前の今里氏　彼杵郡今里邑より起る。家譜に「信濃村上藏人顯國七男今里九郎家國の後なり」と云へど信じ難し。又惟薫豊後大神氏の族なりとも云ふ。雄城條を見よ。天正の頃今里辨武あり。

今澤　イマサハ　出石仙石藩用人、沼津牧野藩重臣に此の氏あり。又甲州府中八幡宮の舊神職に此の氏あり、其の由緒書に「慶長五子年關ケ原御陣の節、私先祖今澤右京進義、御供仕度旨願上奉り候云々、文政九年、今澤大和守」と。甲斐國志に「神主家譜に云、本姓は大神の君(大友主命の支別)世々西郡三輪神社の宮司職にして、下宮地村に住居す。中古に至り一條次郎忠頼の子息に眇目跛足の者ありて、武事に携はり難き故に、小笠原兵部大輔光頼の女を配して大神君の家を嗣しめ、大神次郎と云ふ。是より後孫源姓今澤氏と稱す。其後數世の孫を今澤山城貞重と云ふ。其子右近三郎、其子石見、其の子右京進」と見えたり。

今重　イマシゲ　若狹に今重保あり。

今清水　イマシミヅ

今莊　イマシヤウ　越前國南條郡今庄より起る。次の氏に同じ。

今庄　イマシヤウ・太平記卷十七に「越前國の住人今庄九郎入道淨慶云々、」あり。今庄法眼久經の子なれど、足利尾張守に屬す。父久經は卿法眼と稱し、新田氏に屬せり。

今城　イマジヤウ　イマシロ　イマキ條を見よ。

今杉　イマスギ

今諏訪　イマスハ　甲斐國中巨摩郡今諏訪村より起れるなるべし。五郎左衞門軍鑑に見えたり。

今瀬　イマセ

今關　イマセキ

今園　イマソノ　興福寺中賢聖院、觀修寺家流にして、芝山國典の二男國映始めて今園を稱す。國映—國貞、現今男爵。

今田　イマタ　近江に今田庄あり。又安藝、備後、信濃、磐城等に今田邑あり、此等より起る。

1　桓武平氏千葉流　備後國御調郡今田邑より起る。藝藩通志、同村今田氏條に「先祖千葉豊後、關東より來りて、栗原村に居る、豊後軍功ありて、上里實秀より、今田村、及び門田村の內を給す、よりて今田村に移り氏をも改む、五世農となる六世より世々里職をなす」と。備前にも此の氏あり。

2　阿爾輪氏流　安藝國山縣郡今田邑より起る。其の地河內山は通志に「今田中務經忠の居る處、經忠は阿爾輪景光の後なり」と見ゆ。安西軍策に中務の外、今田上總介、今田上野介、今田玄蕃等を載せたり。

3　藤原姓　今田藏人より出づと云ふ。

4　秦姓　應仁私記に「今田與次(秦爲信)」なるものを載せたり。

5　其の他、備前新田池田藩の重臣に此の

氏の居館となりしは此の時かと云ふ。其の子氏親に至り遠江を併す。

2 遠江の今川氏　南北朝の頃足利氏・今川範國を以つて當國の守護となす。其の子貞世、其の弟仲秋職を襲ふ。太平記卷三十八に遠江守護今河伊豫守と。貞世は範國二男、伊豫守(又伊豆守)、左京亮、正五位下、遠江守護、鎭西探題、歌人、著書に難太平記、落書鈔、落書露顯、今川雙紙、九州合戰記、了俊壁書等あり。應永九年中風、時に七十七、九十歳の頃卒す、法名海藏寺殿德翁了俊大居士。その子貞臣(從四位下、伊豫守)―貞宗(從四位下伊與守、)―貞範(從四下伊豫守)―義俊(陸奧守)―義秀(陸奧守)―義淸(陸奧守)―氏俊(左衞門佐)―氏明(伊豫守、法名淨庵)―正勝(源五郎、十右衞門、家康秀忠、家光の奉行人)―吉久(八郎右衞門)なりと。又一本に貞臣―貞相―範時―貞延(六郎、陸奧守)―一秀(世名僧)―氏貞(陸奧守)―氏俊とあり。

仲秋は範國の四男、本名國泰、賴泰に改む。萬里小路と號す、從五位上、左衞門佐(また右衞門佐)、中務少輔、法名仲高、遠江守護、また長く鎭西に在り。その子貞秋、その弟直秋(大藏少輔、家系圖貞秋の子となす。)―持弘(與五郎、中務少輔)―氏弘(五郎)―氏直(乘木惣九郎、中務大輔)なりと。

應永中足利義滿、今川氏の遠江守護を罷め、斯波義重を以つて當國守護となす。されど國の東部は今川氏に屬せり。永正十三年に至り斯波義達、今川氏親と戰ひて敗れ、當國全く駿河今川氏の有に歸す。又仲秋の後に直忠あり、其の子直衆、見附城、法名了山、堀越用山と。堀越は長下郡にありて仲秋屋敷跡あり。又濱名郡延衆山城は今川上總介永祿十年城地となす。

3 參河の今川氏　幡豆郡今川庄は當氏の發祥地なり。猶ほ義忠以來今川氏の勢力を得るや、當國殆んど施下に屬す、牧野氏、松平氏の如き一時皆其の配下たり。

4 尾張の今川氏　名古屋城は大永年間今川左馬助氏豊の居城となる。氏豊は今川氏親の末子にして義元の弟に當る。永正十二年八月當國守護斯波義達遠州に於て今川氏と戰ひ、敗れ降りて歸國す、これより斯波氏威なし、よりて今川氏親末子氏豊を此地に置き尾張を計らしめしが如し。氏豊、義達の娘卽義統の妹を娶る。享祿五年春、海東郡勝幡城主織田信秀計を以つて城内に入り、部下の兵及び日置城主織田丹波守をして、當城を攻めて陷る。氏豊京に逃る、其の城は後の二の丸のあたり也と。但しこれより前今川氏に名兒耶氏あり、ナゴヤ條參照。

5 鎭西の今川氏　鎭西要略に「建德二年(應安四年)十一月十九日、今川貞世肥前松浦に下着す。文中二年(應安六年)三月、探題今川伊豫守貞世、文中三年五月、今川貞世、肥の高來に在り、子の仲秋同州綾部にあり。九月、今川貞世父子、肥前佐賀郡及び高來杵島の內數縣を賜ふ」と、以下多し。深江文書に今川滿泰、福田系圖に今河六郞入道、中村井原文書に今河藏人大夫(助時)等見ゆ。

6 今川氏は梅松論に今川駿河守賴貞、今川三郎、四郎、太平記卷十四に、今河修理亮、卷三十八に遠江守護今河伊豫守、その他多し。明德記に今川上總介泰範、同右衞門佐仲顯、また今川伊豫入道、今川上總入道、餘目舊記京都十三人大名の一に數ふ。觀應二年正月關東注進狀に今河左近藏人、鎌倉大草紙に今川三河守、同修理亮、永享以來御番帳に、今川兵部

大輔、今川刑部大輔、文安年中御番帳に、詰衆今川關口刑部大輔、在國衆今川下野入道、今川神原、今川修理大夫（吉良殿一家、駿河守護。）永祿六年諸役人附に今川上總介氏實（駿河）、長享江州動座着到に今川兵部大輔（國氏）、今川源三郎、今川小三郎等見ゆ。

7 今川經國（五郎、本常氏）の後は其の子顯氏（刑部大輔、今川三郎）—兼氏（彦三郎、刑部大甫）—滿幸（刑部大甫、六郎）—滿興（彦三郎、刑部大甫、從五下越後守）—敎兼（刑部大甫、彦二郎、越後守、從五下）—政興（源三郎、刑部大甫）—氏緣（刑部大甫）なり。

8 丹波の今川氏　丹波志に「今川氏、子孫三股村」と見ゆ。

9 其の他福山阿倍藩重臣、加賀藩給帳に百七十石、紋、梅花、今川順藏、百石、今川全藏と。美濃に現存。

今河　**イマガハ**　今川と通じ用ひらる、前條を見よ。猶ほ翁草鎌倉時代武士の所領を擧げて、「五千町、上野の內、今河十郎元光」と。何によりしか詳かならず。

今木　**イマキ**　山城、大和、和泉、備前、豊前等に今木の地あり、その地名を負ふ。

1 物部流今木連　山城國宇治郡今木より起る。天孫本紀に「饒速日命十六世孫物部耳連公、今木連等祖、」また其の弟「物部金弓連公、今木連等祖、」また「物部石弓若子連公、今木連等祖、」また「物部今木金弓若子連公、今木連等祖」と見ゆ。姓氏錄山城神別に收め、「今木連、同上（大賣布乃命の後）」とあり。天平廿年八月廿五日の山城國宇治郡加美鄕家地賣買券に「主帳死位今木連安麻呂」とあるは又此族なるべし。

2 神魂流今木連　山城の今木邑より起る前條氏と姻籍上の關係にてもありしなるべし。姓氏錄、山城神別に「今木連、神魂命五世孫阿麻乃西乎乃命の後也」と見ゆ。

3 今木直　國郡未詳計帳（山城）に戶主今木直糠外四人見ゆ。今木連との關係詳かならず。

4 開化帝裔今木氏　姓氏錄、山城皇別に「今木、道守同祖、建豊羽頰別命之後也、」と見ゆ。國郡未詳計帳に今木稻賣とあるも此の族か。

5 和泉の今木氏　和泉郡今木村より起る。今木肥後守、數代今木村に居館す。

6 近江の今木氏　中興系圖に「今木、物部姓、本國近江、淺井家分流」とあり。また「藤姓、本國近江、淺井家氏族」とあり。

7 備前の今木氏　備前國邑久郡今城邑より起る。太平記卷七に「備前には今木大富太郎幸範、和田備後二郞範長云々、」また十六に「今木、大富、和田、射越、原、松崎の者共」また「今木太郞範秀、舍弟次郞範仲、中西四郞範國、和田五郞範氏、松崎彦五郞範家、主從十七騎、」また「今木新藏人範家、」次に卷の十七に「備前の兒島、今木、大富が兵船」「今木中務丞範顯」當時皆宮方たり。その出自につきては諸說あり、兒島誌に「和田範長、實は今木備後守高長の子にして、佐々木盛綱七代の孫と云ふ。範長の三男は三宅、兒島三郞高德なり」と。和氣絹等には百濟の王子の後裔なりと。又新羅王子天日槍の後裔と云ふ。寬政系譜も西源寺本太平記を引きて、高德は今木三郞和田備後守範長が子、新羅王の子、天日槍の後なりとす。されど此等は傳說に誤られしにて、其の實吉備氏の裔のみ。コジマ、ミヤケ條を見よ。

8 其の他太平記卷十七に今木少納言隆賢あり。

院坊宮源基法印之を稱す」とあり。

2　佐々木氏流　家譜に宇多源氏にして、佐々木左近將監成賴の後裔馬淵左衞門尉廣貞が三男堀部左近大夫成綱の八代左門親眞―正盛―正紹―親清、此の時禁裡より橘氏及今大路の家號を賜ふ。家紋四目結、笹龍膽、五七桐。曲直瀨(今大路)道三、正盛(等皓、一溪)享祿元年、支山人範翁導道を師とし、醫術を學ぶ。天文十五年足利義輝に謁す。その子力之助正紹(玄朔、道三、延命院)其の子典藥助親淸(兵部大輔、親純、道三)子孫幕府に仕へ、千二百石を領す。家紋次の如し。

今大路中務大輔正庸

今川　イマカハ　三河國幡豆郡今川庄より起る。當國守護職足利義氏の孫にして、吉良長氏の子今川四郎國氏より出づ。難太平記に「我等が先祖事は、義氏の御子に長氏上總介より吉良とは申也。其子に滿氏の弟に國氏と云しより、今川とは申す也。貞義上總入道法名貞觀と、我等が祖父の基氏とは從父兄弟也。吉良滿義右兵衞督と、故入道殿心省は三從兄弟也。關口、入野、木田

など云人々は、國氏の子共にて、我等が祖父の弟共の末也。故殿の御爲には從弟の子ども也。今川をば基氏ばかり相續なり。關口は母方にて小笠原にて其方より讓り得たる也。入野藝州は三浦大多和の人々、母方にて一分讓り得て、入野とは申也。今川の川ばたの人々と云は、此の人々の事也。基氏の御妹あまたおはしまして、御公家重縁になりしかば、その子共を今川の石川共云ふ。名兒耶とも云也。是は基氏の御養子成しかば、故殿の御爲には連枝也。仍建武の頃御所に申入給ひて、御一流と成き。伊勢の國にうかと云所の領家も、基氏の妹聟とかや聞及びし也。石川三位公と云ひし、父は法師宮の子也。一色少輔太郎入道の父は山臥にて有しを、基氏姉聟に取し間、故殿には伯父にて、一色入道と故殿は從弟にておはしましき。

今川庄をば、左馬入道の御時より、長氏の少年の御時裝束料に給ひしを、吉良庄惣領進退たるべしと沙汰有し故に、基氏不會になり給ひしにや、故殿の御代に省觀上總入道合體有て、父子の契約より違亂止き。了俊讓得間相續也。東福寺佛海禪師は了俊が師也。仍彼塔頭正法院に永代寄進申也。此

和尙は我等が先祖今川一名此所知行せし初めより、政所にて有し高木入道と云し者の伯父にておはせしかば、旁々よしみ有し上に、我が七世の父母の菩提に永代寄進申しき」と見ゆ。其の系圖は尊卑分脈に「足利義氏―吉良上總介長氏―國氏(今川四郎、實者最信僧正子也云々、弘安六年正月十八日出家、同二月廿三日卒、四十歲)―

- 基氏(太郎)
  - 賴基(式部大夫、省擧、(賴國))
    - 賴貞(駿河守、式部丞)
    - 賴兼(式部丞)
  - 國範(範國)
    - 範氏(上總介、中務大輔)
      - 氏家(中務大輔)
      - 泰範(上總介)―(範政)
      - 貞世(左京亮、伊豆守、鎭西探題)
        - 貞臣(左京大夫)
        - 貞繼(伊奥守)
        - 言世(左馬助)
        - 貞兼(左京助)
      - 氏兼(彈正少弼、(蒲原)、直世、九郎)
        - 直忠(越後守)
        - 賴春(中務少輔)
        - 末兼(兵部少輔)
      - 仲秋(左衞門佐、中務少輔、(萬里小路)國泰)
        - 秋貞(遠江守、左衞門佐)―持貞
        - 氏秋(左馬助)
        - 直秋(大藏少輔)―持弘
  - 心省(五郎、(正光寺))
  - 國滿(今川七郎)
  - 賴周(三位房)
  - 常氏(今川次郎)
    - 顯氏(今川三郎)
    - 貞國(今川四郎)
  - 俊氏(今川三郎)―俊國(號新野、彈正少弼)
  - 政氏(今川四郎)
    - 政義(號大木、又太郎)
    - 長義(七郎)

今川五郎
—經國（常氏）今川六郎—顯氏 三郎
　　　　　　　　　　—貞國 四郎
　　　　　　　　　　—支基 住東福寺—助時 兵部大甫
—親氏

範氏の家は嫡流となる、其の後の系は次の如し。範氏—泰範—

—範政 金林寺 道賀 上總介 民部少甫—範豈 五郎、早世
　　　　　　　　　　　　　　　　—範忠 彥五郎 民部大甫 寶處院—義忠 長寶寺 彥五郎 民部大甫—氏親 駿河屋形 治部大甫—氏輝 五郎 早世 廿四才
　　　—花倉主
　　　—義元 治部大甫 天澤寺—氏眞 今川五郎 上總介
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—女子 內大臣實望公室
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—範勝 彌五郎
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—範慶 孫五郎
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—範賴—範清 新五郎
—泰國 宮內少甫

範勝、範賴は範忠の弟ともあり。

今川系圖には「範氏（正和五年生）—泰範（建武元年生）—範政（從五下、民部大輔、貞治三年生、歌人）—範忠（從五下、治部大輔、上總介、應永十五年生、永享十二合戰の時副將軍となる、號寶處殿）—義忠（上總介、治部大輔五郎、永享八年生、横地、勝間田黨一揆、遠州鹽見渴に於いて討死、長保寺）—氏親（五郞、修理大夫、上總介）—氏輝（五郞、實子なきにより義元に讓與す、母中御門大納言宣胤女）、その弟花倉主（氏輝遺言により、義元家督を相續せしむ、茲によりて合戰に及ぶと雖、終に敗北し、駿州花倉に於いて討死、年二十歲、母同、幼にして出家、律宗たり、名は良眞、山西花倉遍照光院に住む、母は福島安房守女）、その弟義元（治部大夫、母同、永祿三、五十五尾州に於いて討死、行年四十二歲、號天澤寺、初め禪宗なり、善德寺喝食、大原和尙を師とす。十八歲今川家を繼ぐ）。其の妹二、一は中御門大納言室、一は北條氏康室。

義元の子氏眞（五郎、上總介、仙岩院、法名宗誾、慶長十九年武州に於いて病死七十七）—範以（左馬介、五郎、母北條氏康女、慶長十二年城州に於いて死、號德報院）—範英（民部大夫）—範明（左京）。範以の弟高久（品川新六郎、台德院殿秀忠公に仕ふ、嫡流今川は一流、而して庶子は姓名を轉じ之を改べきの間、秀忠公の命を蒙りて斯の如し）—高如（品川內膳）弟高寬（品川主馬）。また高久の弟澄存（三井寺大阿闍梨、大僧正、聖護院道澄弟子）と見ゆ。

範以の子直房（範英）幕府に仕へ高家たり。直房—氏堯—氏睦—範高—範主—範彥—義泰—義彰—義用と、寬政系圖に見ゆ、家紋丸に引兩筋、五七花桐。

今川刑部義用

1 駿河の今川氏　今川五郎範國入道心省は足利尊氏の方人として箱根、竹の下、手越川原、鷺坂、青野原などの合戰に、數多の軍功ありしとて、駿河國に數十所の所領を授けられしより、同五年此國に移りける（今川記）と見えたれば、正しく此年より今川氏の領國とはなれるなれど、駿府には居りしにはあらず。此の頃南方の宮方として入江、蒲原、狩野の一族此のほとりにありしかば、府には居ざりしなり。心省の子範氏、其の次泰範二代の墓の志太郡にあるを見れば、このころまでは志太郡花倉を居館としたりと云傳ふるは、さもあるべし。かくて其の次範政の代には、まさしく今の府（駿府）を館と定めたるなる可し、富士御覽記に駿府の館の事あり（新風土記）。今川範國正平六年當國の守護となり、元中元年に卒し、領國は其の子貞世に傳ふべかりしかど、貞世固辭せしにより、範氏の子泰範に傳ふ。其の子範政、其の子範忠、其の子義忠に至り狩野介を討つ。駿府が今川

31　其の他、今川家臣に今井氏、三河渡城に今井彦兵衛、同國賀茂郡平井村神主に今井氏（舊兵主神社祠官）、因幡の名族に今井氏、京都賀茂社の氏人に今井氏（賀茂縣主姓）、又德川時代岡山池田藩重臣、伯太渡邊藩の中老、棚倉松平藩中老、峰山京極藩重臣、郡山松平藩重臣、岩村松平藩重臣、園部小山藩用人、西尾松平藩年寄、小鴨松平藩中老、又加賀藩給帳に「參百石、紋井桁、今井良三郎、參百石紋割菱、今井左次馬、拾五人扶持、紋菱井桁内蔦（御醫者）、今井元且」と載せ、伊豆熱海の人今井半大夫（箋齋、德翁）は柴野栗山の勸めにより、二十年の苦心を以つて雁皮紙を製し、天下に名を擧げ、又家傳史料に醫師今井元昌、佐渡役人帳に源姓今井新右衛門、能登四郡社家記に今井、又備前、大隅、志摩等にも此の氏あり、又松前藩に今井氏あり、千歲郡を分宰す。

今居　イマヰ　今井と通じ用ひらる。

1　兒玉黨　前條五項を見よ。七黨系圖、風土記稿等、時に今井を今居と記す。

2　上野新田郡の今井も今居ともあり。

今石　イマイシ　豊前國仲津郡の豪族にして元龜天正の頃今石民部あり（宇都宮文書）知行御領衆に「節丸、今石民部」と。

今井田　イマヰダ　備前に此の氏あり。

今市　イマイチ　大和、武藏、下野、出雲石見、豊後等に今市の地あり。

1　大和の今市氏　添上郡帶解村大字今市より起る。戰國時代今市掃部あり、家紋梅、千石、と鄕士記に見ゆ。

2　豊前の今市氏　豊前國宇佐郡の豪族にして、元龜天正の頃今市純綱なるものあり。

今泉　イマイヅミ　上野、下野、武藏、相摸、越後、常陸、磐城、岩代、陸中、羽前、羽後、陸奥等東國に多く、又三河、駿河、美濃、日向等にも此の地名あり。和泉和泉郡に今泉庄あり、吉野吉水院文書に見ゆ。

1　藤原北家宇都宮流　下野國河内郡今泉邑より起る。宇都宮系圖に「朝綱―業綱―賴綱―賴業（横田越中守、今泉等祖、）」横田系圖に「賴業―出羽守時業―越中守親業―長門守泰業―安藝守貞朝―安藝守泰朝（實は武茂時景二男）―安藝守師綱―七郎兵衛尉元朝（河内郡今泉鄕を領す）―今泉但馬守盛朝（四郎左衛門尉、上三川繼後家督）」と載せ、今泉系圖に「宇都宮

賴業七代孫横田師綱三男元朝（今泉七郎兵衛尉、母は宇都宮侍從氏綱の養女、河内郡今泉鄕住人、法名元長）―盛朝（今泉但馬守、四郎左衛門尉、上三川城主、永享十年戊午正月五日卒、法名鏡心宗知、大圓院と號す。母は上三川五郎兵衛尉繼俊の女、之に依りて上三川家督云々。此の弟に竹林淡路守元業あり。）―盛泰、（四郎左衛門尉、法名道光、文明九丁酉九月朔日討死）―盛高（四郎兵衛尉、法名道鑑、大永六庚辰十二月六日討死）―泰高（四郎左衛門尉、法名清光道哲、天正九年辛巳四月三日卒）―泰光（但馬守、刑部丞、入道泰雲、天正五丙申八月卒、法名巽天蓮芳）―

―高光（但馬守、四郎左衛門尉、長慶二丁酉五月二日討死）―宗高（次郎、兵衛、叔父重經養子、承應三年甲午沒、六十四）
―昌尊（日光山座禪院法印）
―重經（今泉五郎大夫、今泉に住む、後孫大江戸にあり）
―貞高（治部、元和元年乙卯四月七日生害、法名利山道劍）」

下野國志上三川城條に「河内郡上三川鄕にあり。宇都宮賴業はじめて築く、建長元年己酉、同郡横田城を廢して、當所に移す。永享年中より今泉氏代々此に住す」と見ゆ。其後高光に至り慶長二年五月二

日芳賀高武に攻られ、自害爾來廢城す。興廢記に「宮の家老今泉但馬守高光は、おのが在所上三川の城にありけるに、慶長二年丁酉五月二日の夜、芳賀高武不意に押寄て、四方より火を放ち、頻りに攻立ければ、城中大いに周章して、高光をはじめ、一族落合隼人政親、長臣石崎河內通友、濱野彈正季啓以下、高橋、上野、田谷、増淵、橋本、土屋、坂本、君島、猪瀨、小林、稲見等防ぐに術なく、主從十五人菩提所長泉寺の道場に入て自害す」と見ゆ。

2　上野の今泉氏　山田郡今泉邑より起る。東鑑に今泉彌三郎兵衞尉見ゆ、此の地の人かと云ふ。

3　小野猪股黨　武藏國荏原郡今泉邑より起る。小野系圖に藤田能國―伊豫僧都（今泉）と見ゆ。

4　北畠氏流　陸中國氣仙郡今泉より起ると云ふ。北畠の庶流、親春の後なりと云ふ。

5　羽後の今泉氏　平鹿郡今泉邑より起りしか。山北小野寺義道家士に「足田要害、植田要害、何熊城主今泉太郎左衞門」とあり。

6　岩代の今泉氏　岩瀨郡今泉邑より起る。岩瀨田村地方に此の氏現存、又田村家臣にもあり。

7　三河の今泉氏　戰國の頃今泉孫右衞門あり、設樂郡田峰村屋數に據る。又寶飯郡一宮砥鹿神社社家に今泉氏、設樂郡石座神社今泉氏、又須羽南宮明神々主に今泉氏あり。

8　肥前の今泉氏　鎭西要略文明二年條に今泉氏見ゆ、小貳氏配下の將なり。

9　今泉氏は德川時代高須松平藩重臣、中津奥平藩用人、宇和島伊達藩用人、鶴岡酒井藩重臣、廣瀨松平藩重臣たり。又津山藩分限帳、小金本土寺過去帳（今泉入道妙泉）、松前及部（覃部）長祿中今泉季友館を營む。又今泉氏中には丸に鷹羽違を家紋とする者あり。

今枝　イマエ　イマエダ

1　加賀前田藩の大身に此の氏あり、利家の重臣今枝內記・越中新川郡滑川城に據る（三州志）。加賀藩給帳に「壹萬四千石、紋四ツ俵、人持、今枝民部」と見ゆ、明治に至り男爵を賜ふ。

2　蜂須賀氏創業文武有功の士に此の氏あり。

3　其の他、飯尾保科藩用人、明石松平藩重臣、宇智松平藩重臣等に此の氏あり。

今江　イマエ

加賀國能美郡今江邑より起る。長享頃今江久太郎あり、同二年富樫政親の將松坂八郎信遠と月津に戰ふ。

其の他近江に今江氏あり、又安西軍策に今江土佐守見ゆ。

今尾　イマヲ

美濃に今尾邑あり。

1　丹波峰山藩添役に此の氏あり。

2　下野の今尾氏　本姓古志、國學者清香、故ありて今尾を稱す。高志國造裔か。

今岡　イマヲカ

伊豫の豪族にして豫章記に「貞治二年得能兩人鎭西へ下向の志あり、六月八日に今岡兵庫助（通任）東條修理亮兩人を遣はす云々」また「大田方の舟には今岡左衞門六郎を乘せて、義弘扶持す」など見ゆ。河野氏の族にて土居通種の後裔なりと云ふ。

今大路　イマオホヂ

1　藤原北家魚名流　尊卑分脈に「房前—魚名—鷲取—藤嗣—貞直—孝直—孝圓—重康—貞孝—孝範—守貞—重孝—重基—康重—康長—源基（號今大路）—源守—源意—源盛—源忠—源譽—源有—源承—源香」と見え、中興系圖に「不比等末聖護

15 尾張の今井氏　尾張志に「愛知郡岩作村東島、岩作東城、地方覺書に今井四郎兵衞之に居る。當村東畠にあり、其跡一段二畝歩也とある是なり、郷人今も其名を知れり、天正十二年四月九日岩崎籠城戰死の士に今井四郎三郎といふあるは、四郎兵衞の子などにやありけむ、」と。府志に「岩作城、古簿曰、今井五郎大夫・之に居る」と見ゆ。

16 美濃の今井氏　新撰志に今井修理、今井外記等あり。

17 佐々木氏流　近江國高島郡今井邑より起る。高宮信綱の裔、信綱、高島郡今井市城を領して今井を稱す。家紋檜扇。寛政系譜之を疑ひ、小笠原支流に收む。江北記根本當方被官の第一に今井氏を置けり。

千三百石今井帶刀

18 秀鄕流藤原姓泉氏流　「泉八郎俊宗―十郎俊平―泉今井九郎俊景―泉今井九郎俊綱―六左衞門資綱―六郎入道宗俊―六郎左衞門遠俊」なりと。

19 近江の今井氏　近江に今井氏多く、前二項の今井氏も近江發祥なりと。應仁別記に近江國今井礒野衆見え、又淺井家記に「永正七年三月十八日、今井肥前守、礒野左衞門大夫を梅原(坂田郡)の要害にとめ置く」と。坂田郡箕浦城は今井肥前守の居城なりき。而して同郡西圓寺村に肥前守、同權六等の墓あり。又淺井郡速見村の豪族に今井氏あり。又江南粟津庄、別保の西念寺に今井駿河守の墓あり、今井兼平の後裔と云ふ。又蒲生氏の家臣に今井久兵衞あり。

20 伊勢の今井氏　奄藝郡今井邑より起る。一志郡八知村今井庄兵衞家系に「今井五郎惟氏、延元三年南朝に仕へ、北畠顯能に屬し、今井村を領す」と、今井邑に今井氏宅址あり、其の址ならん(伊勢名勝志)と。一志郡太郎生村にも今井氏宅址あり、北畠氏の臣今井助之亟據ると。香良洲の祠官を今井氏と云ふ。

21 大和の今井氏　高市郡に今井村あり。和州軍記に「今井村と申す處は兵部と申す一向坊主の取立たる新地にて候。此兵部器量のものにて、四町四方に堀を廻し土手を築き、内に町割をいたし、人をあつめ家を造らせ、國中へ商等をいたさせ又は牢人を呼びあつめ候。然る處に、大阪一向門跡逆意の刻、右の兵部も今井に一揆を發し、近邊を放火し、相働候を、筒井順慶仕寄にて半年許も攻られ、終に落去せず。大坂扱になりて後は今井も扱になり、矢倉等をおろさせ、兵部は其まゝ信長公より赦免、先規に替らず今井の支配仕り、宗門を相續候。秀吉公時代も右の通にて居住候、」と見ゆ。

22 河内の今井氏　延元中楠氏に從ひし交野郡の士に今井三左衞門尉あり。又永祿二年交野郡總侍中連名帳に「藤坂村今井三郎成宗」なる者見ゆ。

23 和泉の今井氏　堺に今井氏あり、宗久最も名あり「永祿八年茶具を信長に獻じ天正六年又茶を獻ぜり。同十三年秀吉北野に茶會を催す。時に堺茶家をして珍器を其の座間に置かしむ、宗久の秘珍茶具を以て第四と爲す、其子宗薰相續て茶道を善す、父子啻に茶道を善するのみならず、時に臨んで間々忠節あり、故に所領千三百石を賜ふ。千利休、宗久、及び宗薫を茶家三宗匠と稱せり」と。又寛文二年今井宗圓法行寺を再興す。又養壽寺は永祿十年九月の開基、本願人は宿院町今

井刑部左兵衞秀吉也。

24　攝津の今井氏　住吉郡我孫子城（我孫子我孫子神社跡）は東西五十間、南北三十五間。今井兵部の據りし所なりと云ふ。

25　丹後の今井氏　竹野郡の名族にして、深田村國久城は今井駿河守知光の居城と云ふ。又下岡城高屋駿河守の陣將今井熊世次郎秀直、高橋村山に據る。此等今井氏は四郎兼平の末孫と稱す。

26　但馬の今井氏　但馬國大田文に本司今井四郎入道道蓮見ゆ。

27　美作の今井氏　當國に今井氏多く、殆んど今井四郎兼平の後と稱す。今その内有名なる者を擧ぐれば、今井氏來歷に「人皇三代安寧天皇後胤中原氏、後鳥羽院御宇、中原兼任信州木曾に住す。依りて木曾仲三と號す。其の子今井四郎兼平、文武兼備の良將也。朝日將軍に從ひ戰功あり。元暦元年正月、兼平江州粟津原に於いて戰死の時、幼息一人あり、乳母之を抱き深く信濃山中に隱れ、今井四郎兼次と號す。姓名を秘し、淚落の間、屢々善光寺に詣づ。兼次の嫡男兼房諏訪郡を領す。承久兵亂の時戰功あり。兼房の末葉今井安房守房清、元弘建武の際、軍功ありて水内佐久伊那を領し、善光寺に歸依す。其の子兵庫助兼重故ありて信州を去るの時、善光寺に詣で一軀の如來を負ひ作州に來り、勝北郡新野庄に住む。事蹟彌陀靈庭記に載す。草堂一宇、金森山新善光寺と號す。後還俗して今井四郎左衞門兼重と號し、山名坊菴幕下に屬し高野郷に食邑を賜ふ。後天文年中今井善右衞門兼秀、尼子家幕下に屬し、其の子善右衞門兼忠、宇喜多直家秀家父子に仕ふ」と見え、又系譜に「小四郎兼次末葉淡路守兼房、其の子安房守房清、其の子四郎左衞門兼重云々、家紋鳥居に泊鳩、或は劔酢醬草を用ふ」とあり。兼重の事は新善光寺緣故にも「永德二年壬戌の秋、今井兵庫介入道兼重と云ふ人信州善光寺如來の前立なる兼像を請じ來れり」とあれど今井兼重の後など云ふは信じ難し。されど當國今井氏の祖が關東より來り、尼子に屬せりと云ふは事實ならんか。永正の頃關東浪人今井新左衞門あり、尼子に屬す。其の子を五郎兵衞と云ふ。眞庭郡（森侯家臣今井助十郎の子今井助右衞門兼續の後とぞ）、久米郡（兼家の子新右衞門安春、尼子家臣たり。其の子沼本治郎左衞門と稱し、其の子孫左衞門に至り今井に復すと）等にもあり。又貞德派の俳人に今井蛙鏡（孫四郎）あり。

28　安藝の今井氏　藝藩通志に「賀茂郡白市村今井氏、先祖今井左馬允平和、始め豐田郡梨羽村に住す。子兼久、小早川隆景に仕へ、後平賀氏に屬し、子兼忠、杵原村を領す、又白市に移る。兼忠の弟光忠、杵原に留る」と。

29　伊豫新居氏流　伊豫國周敷郡今井邑より起る。當地方の名族にして、豫章記、越智河野系圖、矢野系圖等總べて新居氏の一黨となし、浮穴系統の諸系圖・伊豫親王の御子浮穴四郎爲世の後とす。其の子を藤大夫經世と云ふ。今井系圖に「經世十一代信氏・今井三郎といふ、源平の時、源氏方に參じ、所々武功多く、周布郡今井庄を領す。故に今井を以て氏と爲す」と見ゆ。其の實河野氏と同族にして伊豫國造の後裔のみ、說・河野、浮穴條にあり。

30　諏訪氏流　諏訪社五官の一に武居祝あり、今井氏と稱し、大友主の後裔なりと云ふ。後世神家より此の家を繼ぐ。家紋梶の葉。

五百利部 イホリベ　尾張本國帳に葉栗郡從三位伊富利部神社あり。又美濃國三井田里大寶二年の戸籍に五百利部黒豆賣と云ふ人見ゆ。五百木部の訛か。

今 イマ　コム條を見よ。

今明 イマアケ　石見に此の氏あり。

今井 イマヰ　又今居ともあり。今井の地名は大和國高市郡今井庄を始めとして諸國に頗る多し。從つて其等の地名を負ひし今井氏も其の流尠からざるなり。

1　中原氏流　信濃國筑摩郡今井邑より起る。中原兼遠の子兼平此の地にありて今井四郎兼平と稱す。兼平は平家物語北國下向の條に「木曾乳母子の今井四郎兼平」また源平盛衰記卷廿七に「木曾黨には、中三權頭兼遠が子息樋口次郎兼光、今井四郎兼平、與二與三、木曾中太、彌中太、檢非違所八郎、東十郎進士禪師、金剛禪師を始めとして、郎等乘替しらず」と又東鑑元曆元年正月廿日條に「木曾、三郎先生義廣、今井四郎兼平已下の軍士等を以つて防戰す」と載せ、又中原師茂家記に「今居中原兼衡」と見ゆ。而して其の父兼遠は平家物語卷六に木曾中三兼[illegible]また源平盛衰記卷廿六の起請文に中原兼遠と署名するが故に、中原氏なるや明白なりとす。これより前保元物語に「信濃には木曾中太、彌中太、」平治物語にも同樣見ゆ、兼遠が父兄に當るべし。

2　清和源氏泉氏流　信濃筑摩の今井鄕より起りしか。泉小次郎親衡の遠裔なりと云ふ。後世小縣郡小牧に據るものあり、又水内郡にもあり。

3　飛騨中原姓今井氏　今井兼平の後裔と稱す。今井幸左衞門貞豊が先祖の系譜に「木曾義仲主從は江州粟津討死の後、殘黨搜索嚴しきに依りて、今井兼平の女房三歳なる男兒を連て、飛州小阪の若椽に逃越來、六代の間隱れ住けるが、三木大和守へ奉公に出、其名を今井對馬守貞信と稱す」と。系圖に木曾中三中原兼遠の八代孫とあれば、兼平の七代孫なり。然るを大ヶ洞村、今井治左衞門が家譜に「今井四郎兼平息對馬守貞信とし、弟貞利を子とし、六子を六代の嫡子」とせしは牽强なりと。貞信は今井城をば築きて居城と爲したる人なり。其の數代後、今井三次信孟、天正十三乙酉歲、三木滅亡して後民間に下る今も今井と云ふ家名多し（後風土記）。

4　清和源氏武田氏流　甲斐國西山梨郡山城村今井より起る。武田系圖に「武田（十三代）大膳大夫信滿―今井左馬助信景（信康、今井孫六）―兵庫助信經―大藏大輔信廣、又弟八郎信慶」と見ゆ、信景の後は信經―信慶―兵庫信是―山城守信隣―刑部左衞門信昌―兵衞信俊一昌俊に至り高尾を稱す、此外寬政系譜に此の後裔四家を收む、家紋割菱、花菱。

5　兒玉黨　武藏國兒玉郡今井邑より起る。兒玉黨の一にして、七黨系圖に「兒玉左大夫家弘―庄四郎高家（刑部丞）―三郎行家―今井太郎兵衞尉行助―四郎左衞門尉經行―藤內左衞門行經（法名善行）―六郎經高（法名蓮心）―女子」と。また經行の弟「五郎有助―五郎太郎助經―三郎太郎家經―氏家（一本家氏）」と見え、一本には行助に今居太兵と註し、其の子「經行（四左）―資經（太）弟行經（藤內）、經行弟有助（五）―助經」とあり。風土記稿兒玉郡東今井村條に「按に當所は古く開けしにや、七黨系圖兒玉黨の枝屬庄四郎高家の子を今井太郎兵衞行助といへり。祖父の高家、今の本庄の地に住して庄を名乘しとみゆれば、行助は全く此地に在名

を唱へし人なるべし、」と載せたり。

其の他豊島郡條に「今井氏、上駒込の舊家也。文明年中より當所に住して村内を闢きしと云傳ふ。二百年前には今井民部と稱す、夫より世々相續す。鷹場肝煎の勤勞により文化二年七月苗字を名乘事を免され、五郎兵衞に至て苗字を稱せり。文政四年十一月十一日内府君新堀筋御遊の時、この家に御休息ありて銀子を賜へり、」と。又同郡に「今井彌平四郎茂義・上野の人也。永享中功ありて上杉憲實より駒込の地を賜ふ、」ともあり。此れより考ふれば、此の今井氏は上州今井氏の裔か。次の項を見よ。又足立郡條に澁川氏家臣今井氏を載せ、「都筑郡今井村今井砦は今井四郞兼平が居住せし地なりと云へど詳かならず」とあり。

又相摸大山阿夫利神社の寄進狀に「武藏國小山田保山崎鄕内今井村今井四郞跡事、右大御所御寄進の旨に任せ、寄附する所の狀件の如し、應永廿九年九月廿三日」と。

6 清和源氏新田氏流　上野國新田郡今井より起る。尊卑分脈に「新田政氏―惟氏（新田十郞）―惟義（今井五郞）」とあり。寛政系譜此後と稱するもの三家を載す、家紋丸に花菱、五三桐。惟義の後は、其の子又五郞淸義―五郞左衞門尉惟義―源左衞門惟道（應永禪秀亂討死）―攝津守惟義―玄蕃助惟實―尾張守惟長―兵部丞惟信（大永武州打死）―玄蕃助惟良（享祿元年九月武州入間郡に遷る）―圖書助惟辰―助六惟近―半三郞義陸―半左衞門義安―半太夫義勝―勝正―敦正―兼正」なりと。又惟辰の弟に又七郞惟成あり、「於川越卅三鄕上戸領廿貫三百文」と。其の子「左源次惟次―太郞兵衞惟直―源左衞門惟親―太郞兵衞親義」なりと云ふ。

7 下總下野の今井氏　小金本土寺過去帳に「今井與惣衞門（北相馬家中）、今井兵庫、今井作兵衞」等を載せたり。下野の今井氏は木曾の今井兼平の末孫なり、（下野國志）と見ゆ。

8 羽前の今井氏　出羽の留守家にして「本姓丸子、又丸岡（マロチカ）」とも云へり、其の條を見よ。鳥海山神の裔孫と稱し、社司をも兼ねしとぞ。飽海郡本楯村新田目館に據る、後裔を今井又三郞と稱す。安倍氏筆餘に「留守今井氏の先祖は丸岡民部大輔とて、一宮の社人にして、紋は丸の中に一引を用ひたり」と。新田目殿ともあり、ルス條をも見よ。

9 羽後の今井氏　比内扇田城主淺利氏配下の將に今井氏あり、永慶軍記等に見ゆ。

10 越後の今井氏　魚沼郡今井村より起る。此の地に今井城あり。義仲の臣今井四郞兼平此處に築き、其子孫遺りて部落を成す、今井村是なりと傳ふ。上杉景勝の臣に今井源左衞門國廣あり。源左衞門、また上田妻有の住人、下平條理の後裔とあり、蒲原郡笹岡城主となり、會津移封の際、岩代猪苗代の城主となる。其の外古志郡志賀春淸の老臣に今井彦右衞門あり。

11 清和源氏南部氏流　靑柳信次の子孝郡今井を稱す。津輕にも此の氏あり。

12 相良氏流　相良系圖に船越景廣―遠兼今井祖と見ゆ。

13 藤原姓（小笠原）　家譜藤原とあれど寛政系譜小笠原支流に收む。家紋三階菱、丸に井筒。

14 松平氏流　能見松平勝隆―勝廣―勝房今井を稱す。

イマイ

イマイ

し。此の氏後に朝臣姓を賜ふ。なほ五百原條を見よ。

3 廬原朝臣 承和二年十一月紀に「右京人遣唐譯語廬原公有守、兄散位柏守等、朝臣姓を賜ふ。」と見ゆ。こは駿河國より京師に上り住める者なり。

4 越智傳說の庵原氏 越智系圖に「孝靈天皇―伊豫王子（號彥狹嶋尊）―大宅姓（伊豆三嶋是也、云々、八歲にして駿河國淸見崎に着き、大宅に住む。故に大宅を以つて氏と爲す也。彼の處に成長。現三島大明神、從一位諸山積大明神と曰ふ也。子孫繁昌し、菴を立て並ぶ。故に其の所を菴原と曰ふ也）」と。また河野系圖に「伊豫王子―從一位諸山祇大明神、大宅庵原之祖。」と載せ、また豫章記には「孝靈天皇、伊豫皇子（孝靈第二王子、御諱彥狹嶋尊）和氣姬を娶りて三子を產み給ふ。嫡子の御舟、伊豆國に着く、彼所に大宅有り、爰に御生長有り。卽ち大明神と現じ給ふ。從一位諸山積大明神と申也。御本地阿閦如來、伊豆國歡喜國と成るべし。其の孫を大宅氏と云ふ。子孫多く庵を並べ栖む間、此處を庵原と云ふ」と載せたり。

此の傳說中、庵原氏と云ふは廬原君を指すや明白なりとす。而して其の祖を孝靈皇子彥狹嶋命とするも、ほゞ事實と合す（廬原君は孝靈皇子稚武彥命の後、吉備武彥の裔なれば、彥狹嶋命とすると御兄弟の差あれど、古事記には此の廬原君の祖を同じく孝靈天皇の皇子なる日子刺肩別命とす。早く御兄弟を誤りて種々に傳へしを知るべし。稚武彥と彥狹島と誤れる例は他にもあり、卽ち姓氏錄、古事記等、播磨宇自加臣を彥狹島の裔とすれど、孝靈本紀には稚武彥命を宇自可臣の祖とす。卽ち此れと同樣なり。且つ姓氏錄に廬原君を笠朝臣同祖と載せ、而して宇自加臣も亦齊衡二年紀、貞觀六年紀、元慶元年紀等に笠朝臣姓を賜へる事を載せたり。此等より見れば、廬原君、宇自加臣の如きは最初彥狹島裔にして後に稚武彥の後となりしものか。）

又此の王の着きたりと云ふ淸見崎は廬原郡內の淸見崎にして、後の淸水湊に當るべし。卽ち廬原國內第一の良湊なれば此の地に上陸したりと傳へしに外ならず。而して三島大明神と現じ、從一位諸山積大明神と申すとあるは、延喜神名帳に廬

原郡豊積神社を指すか。或は伊豆三島の大社を云ふなるべし。豊積社は廬原鄕廬原邑にあり、卽ち廬原國造治所の所在地なれば、國造の氏神にして伊豆の三島の神を勸請せしものならんか。次に大宅氏と云ふは當國大宅氏を指すと考へらる。此の大宅氏は大宅系圖に「大宅（高橋）武內大臣末葉、家紋竹笠」とある如く、其の嫡流を高橋氏と云ひ、廬原邑の南隣高橋邑に住めり、古くは此の地方も廬原鄕內に屬せりと考へられ、而して其の南淸見崎なれば、此の傳說に大宅に住むとあるは此の地方なるや明かならん。

されど大宅氏は武內宿禰の末葉と傳ふれば、廬原氏と流を異にす、又此の傳說にては伊豫の越智氏をも孝靈帝後裔として、廬原氏と同系統にすれど、越智氏は古典皆之を物部系統の氏とす。然るに此の傳說が等しく孝靈帝裔とし、且つ三島大山積神の後とするを思へば、此の傳說が氏神と氏の祖先とを混淆したるものなるや明白なりとす。蓋し嫡子の漂流など云ふは、三島大山積神の伊豆駿河地方に勸請されたるを傳說化したるものにして、此等の氏を等しく孝靈後裔としたる

は等しく三島の神の氏子なれば、血族も等しと考へし結果ならん。而して盧原氏の宗族吉備氏も亦三島の神大山積神を氏神としたりと思考さるゝが故に、伊豆三島神の勸請は吉備氏の東進と大關係を有すと想像せらる。相州兵亂記が「抑も彼の三島大明神と申は、御本社は四國伊豫國に御鎭座有り、仁王第七の御門孝靈天皇と申は、忝も彼の御神の化神なり。本地大通智勝佛にて御座す。之に依りて彼の御神の氏人、伊豫の河野の一門、今に至る迄、大通の通の字を名のりける。越智の姓是也。備中國吉備宮、讃岐國一の宮も彼神の御子也。當社も亦其の神の御子とかや、衆生濟度の爲に、舟にめされて四國より遙々と此地へ御垂跡ありしとかや」とするも、同系統の傳説なるや明白なりとす。(再考するに大宅は三宅と同樣朝廷直轄地の官舍を云ふ。然らば此の地大宅氏は此の地方の大宅氏を掌りしより起りしものにして、又盧原氏と同族か。大宅系圖が之を武内宿禰の後裔としたるは宿禰の後裔にも大家氏あるを、混同せしに過ぎざるべきか。)

5 土師氏流　坂上系圖に「土師軍監正實—左兵衛尉維正（河内國土師貫首）—正雄」(盧原三郎、始めて駿河國に住む)」とあれど詳かならず。

6 盧原氏の後裔は東鑑卷十五、正治二年正月廿日條に、「梶原景時父子駿河國淸見關に到る、仍つて盧原小次郎、工藤八、三澤小次郎、飯田五郎之を追ふ」と。また廿三日條に「盧原小次郎寂前之を追責め、梶原六郎、同八郎を討取る」と見ゆ。當時猶ほ勢力ありしを知るべし。又卷四十に盧原左衞門入道あり。又後世庵原安房守忠胤あり、今川氏眞に仕ふ。幕臣に盧原氏あり、家傳に盧原君の後と傳ふ、家紋舞鶴、三頭右巴、支庶一。

五百原　イホハラ　盧原に同じ。

○五百原君　盧原君と同一氏なるべし。されど、古事記孝靈段に「日子刺肩別命は五百原君云々の祖也」と見え、聊か流を異にするが如くなれど、此の日子刺肩別命の裔とせる氏々は、他の古典には多く吉備氏とするが故に、こは古事記の誤傳とすべきか。神龜二年閏正月紀に五百原君忠麻呂と云者見ゆ。

庵原　イハホラ　イハラ　盧原に同じ、後世は多く此の字を用ふ。

1 秀鄕流藤姓　家譜に「先祖は藤原氏にして秀鄕の後胤、賴淸五世孫俊忠庵原郡に住し、其地を以て家號とす」と云へど信ずべからず。寬政系譜が之を越智氏に收むれど、これ又越智系圖に據りしに過ぎざるべし。要するに盧原君の後裔とすべきのみ。支庶三家。紋舞鶴。(中興系圖にも此の氏を藤姓とす)

2 越智傳説が盧原氏を總べて庵原とする事前に云へり。

3 石見の庵原氏　物部姓にして、もと井原氏と云へり、政恒の子政周に至り庵原と改む。井原條を見よ。物部神社櫂祝部兼別火上官たり。

4 其の他、庵原彌右衞門あり。武田氏に仕ふ。駿河先方也。其子八郎右衞門二子あり、兄助右衞門井伊家に、弟九左衞門幕府に奉仕す。又丹南高木氏の用人に此の氏あり。

菴原　イホハラ　盧原に同じ。

廬邊　イホベ

庵本　イホモト

五百山　イホヤマ

井洞　ヰホラ

井堀　ヰホリ

宇倍神社の祭神を武內宿禰と傳へ、武內宿禰の子に若子宿禰のあるより附會せしにあらずやとも考へ得れど、此の伊福部氏が臣姓なる事は前引墓誌銘に照して顯然たれば、寧ろ此の古傳に從ふべく、宇倍神社の祭神を武內宿彌と傳ふるも、此の點より發すと考へらる。卽ち若子の宿禰後裔の人、ある時代に此の國の伊福部を率ゐて伊福部臣と稱せしものと想像すべし。從つて國造と傳ふるは誤りなれど、宇倍神社の鎭座地は中古以後當國々府を置かれ、一國の政治的中心となり、當社また國の一宮となりしより、其の現象を上古に及ぼし、遂に當社宮司を國造裔と傳ふるに至りしものと考へらる。

當社の祠官が伊福部姓なりし事は歷代土代に「大永七年正月廿日、因幡一宮神主伊福部宗世「從五位下に敍す」と見ゆるによりて知るを得ん。而して二十二社註式に因幡國宇倍宮（大和葛城、美濃不破、同日同時顯也）と。また神名帳頭註にも同樣の記事見ゆれば、此の神は美濃不破の伊福貴大明神と密接なる關係あるにて、伊福部の神を祭ると考へらる。卽ち當社は伊福部の神社なるより、其の部の神伊福貴大明神（葛城同體）を祭りしが、後世社家の祖神と混じて武內宿禰と誤り、神名帳頭注等が引用する因幡國風土記の文に「仁德天皇五十五年春三月、武內宿禰歲三百六十餘歲、當國に下向し、龜金に於いて雙履を殘す、御陰所知らず。蓋し聞く、因幡國法美郡宇倍山麓に神社あり。宇倍神社と曰ふ。是れ武內宿禰の靈也。昔武內宿禰、東夷を平げ、還つて宇倍山に入るの後、終る所を知らず」とあるに至りしものと考へらる。

美濃不破伊福貴神は文德實錄に「伊富岐神・官社に列す」と云ひ、元慶四年從四位上に進み、延喜式に伊富岐神社と載せ、又國帳正一位伊福貴大明神とし、一御子より九の御子神まで擧げたる大社にして葛城同體と云へば出雲神系統の神なるべし。伊福部氏が大己貴命の後裔と云ふも此の點に基くと考へらる。

五百木部　イホキベ

伊福部に同じ。卽ち五百木之入日子命の御名代部也。

1　美濃の五百木部　三井田里戸籍に「四戸、妻に三、母に一、寄人に六人」見え、半布里戸籍に「妻に一、寄人に一、」鄕里未詳戸籍に「妻に一人」見ゆ。

2　美作の五百木部　笠庭寺記に「大庭郡布施庄（蒲物三疋）五百木部德盛」と見ゆ。勝南郡に伊保木山あり、伊保木左衞門なる者ありしと云ふ。

3　薩摩の五百木部　天平八年薩摩郡正稅帳に少領五百木部（死）と見ゆ。

4　陸前の五百木部　延曆十六年正月紀に「陸奧國亘理郡人五百木部黑人、姓を大伴亘理連と賜ふ」と見ゆ。大伴氏配下たりしが如し。

5　河內の五百木部連　姓氏錄河內神別に「五百木部連、同上（火明命の後）」と見ゆ。尾張氏の族なり。若江郡の豪族なりしか。

6　播磨の五百木部連　貞觀四年六月紀に「播磨國揖保郡人雅樂寮笛生無位伊福貞、本姓五百木部連に復す、」と見ゆ。

7　五百木部宿禰　姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。伊福部宿禰に同じ。

8　五百木部君　三井田里戸籍に、二戸、妻に二人見ゆ。伊福部君に同じ。

9　五百木部君族　三井田里戸籍に五百木部君族阿多麻志賓と云ふ人見ゆ。五百部君の一族なるを氏とせしなり。

廬城部　イホキベ

伊福部、五百木部に同じ、雄略紀に見ゆ。

伊福吉部　イホキベ　伊福部に同じ。其の條を見よ。

伊北　イホク　イホク條を見よ。

五百藏　イホクラ　土佐にあり。イヨロイ條參照。

五百崎　イホサキ　播磨に伊保崎の地名あり。

廬郡　イホゴホリ　天平九年二月紀に先位廬郡君と云ふ人見えたり。

五百住　イホスミ

庵田　イホタ　周防、上總に伊保田の地名あり。

菴谷　イホタニ　信濃にあり。

廬道　イホヂ　和名抄上總國夷灊郡に廬道郷あり。

廬那　イホナ　天平九年二月紀に先位廬那君あり。一本には廬郡君に作る。

伊保内　イボナイ　陸奥國九戸郡伊保内邑より起る。南部九戸氏の一族なりと。

廬原　イホハラ　イハラ　又五百原とも、庵原ともあり。和名抄駿河國廬原郡、伊保波良と訓ず。上古廬原國のありし地にして郡內に廬原郷あり、和名抄伊保波良と註す。蓋し國名郡名の起原地なるべし。此の氏は此の地名を負ふ。

1　廬原國造　廬原國は後の廬原郡の地なり。されど姓氏錄廬原君條に阿倍廬原國の名あり。よりて廬原國は廬原安倍地方の總名にして、駿河國の西部一帶の地を籠め、後世の駿河國は國造時代の珠流河、廬原の二國、中古初期には伊豆國をも含めて一國となせしものとも考へらる。されど姓氏錄の文に「吉備建彦命・阿倍廬原國に到り、復命の日廬原國を給ふ」とあり。此の文に據れば、廬原は阿倍の一部にして、これより前、既に阿倍氏、之を經營せしが、此の時その東部を割きて廬原國を一國とし、之を建彦に與へしものとも考へらるべし。

此の國造の事は國造本紀に「廬原國造、志賀高穴穗朝（成務）代、池田坂井君の祖吉備武彦命の兒意加部彦命を以つて國造と定め賜ふ」と見ゆ。越前坂井より分れし家にて、意加部は當國志太郡岡部を指すか。然らば意加部彦は最初志太郡の岡部にありしにて、此の點より云へば廬原國は駿河の西部大半の地を占め、廬原、安倍、志太等その管內たりしと考へらる。建彦が此の地に封ぜられしは蝦夷征伐の功によると傳へらる。次の條を見よ。

2　廬原君　廬原國造家の氏姓なり。姓氏錄、右京に貫し、「廬原君、笠朝臣同祖、稚武彦命の後也、孫吉備建彦命、景行天皇の御世、東方に遣はされ、毛人及び凶鬼の神を伐ち、阿倍廬原國に到る。復命の日廬原國を以つて之に給ふ」と註す。日本書紀の傳へに據るに、吉備建彦（武彦）は日本武尊東夷征伐の際、その副將となりて軍に從ひ、歸路越國に分遣して之を從へしむと。北陸角鹿が此の氏族の有に歸したるは此處に因を發す。而して廬原國造の祖意加部彦は吉備武彦の兒にして、又池田坂井君の祖と傳へ、而して坂井は越前の地名なれば、角鹿國造の一族、武彦の功によりて更に廬原の地を得たるか。此の地は武尊往路通過したる地なれば、その際建彦、何等か勳功を立しなるべし。建彦は日本武尊の外舅なり、詳細はキビ條を見よ。

此の氏人の事は天智紀二年條に「大日本の救將廬原君臣、建兒萬餘を率ゐ、正に海を越えて至るに當る云々」と見ゆ。當時勢力ありしを知るべし。天平十年二月十八日の駿河國正稅帳に「朝集雜掌廬原君足磯」と見ゆるも此の族人なるべ

一、伊知里伊福部小傳、加夜里伊福部賣子賣、日置郷荏原里伊福部奈具夜賣外六、國村里伊福部赤麻呂外十五名、足幡里伊福部子賣、滑狹郷伊福部宿奈外三人」見ゆ、以つて此の部民の廣く分布せしを窺ふに足らむ。

11 石見の伊福部　當國にも此の部あり、伊福部直條を見よ。

12 播磨の伊福部　伊福條及び五百木部條を見よ。

13 備前の伊福部　和名抄當國御野郡に伊福郷を收め、伊布久と註す。此の部民の住居せし地なるや明かなり、其の後裔伊福氏、イフク條を見よ。

14 美作の伊福部　五百木部條を見よ。

15 安藝の伊福部　和名抄佐伯郡に伊福郷を載せ、又本國神名帳、佐東郡に伊福明神、伊福大刀自明神見ゆ。而して天長十年十月紀に「安藝國言ふ、力田佐伯郡人伊福部五百足、同姓豊公、云々」等を載せたり。此の部の多かりしを知るに足らん。而して此の國の伊福部も尾張氏の族伊福部連の管轄に屬せし事は、安閑紀に盧城部連枳莒喩が罪の身に及ばむを恐れて、安藝國過戸、盧城部屯倉を獻納したる事實によりて知るを得む。盧城部とは伊福部に異ならざれば也。

16 豊前の伊福部　下毛郡に伊福邑あり、又後世伊福氏あり。

17 豊後の伊福部　イフク條を見よ。

18 肥前の伊福部　高來郡に伊福邑あり、又中世以後伊福氏榮ゆ。イフク條を見よ。

19 薩摩の伊福部　五百木部條を見よ。

20 遠江の伊福部　和名抄引佐郡に伊福郷あり、以布久と註す。又天平十二年濱名郡輸租帳に「新居郷伊福部阿麻呂、津築郷伊福部乎麻呂」等見ゆ。

21 武藏の伊福部　大同元年八月紀に「武藏國白鳥を獻ず。獲者、伊福部淨主に稻五百束を賜ふ。」と見ゆ。

22 常陸の伊福部　茨城郡伊福部岳と云ふ地名も此部民と關係あるか。

23 陸前の伊福部　五百木部條を見よ。

24 伊福部連　伊福部の總領的伴造なり。尾張氏の族にして、天孫本紀に「若都保命、五百木邊連祖」と見ゆ。雄略紀三年四月條に湯人盧城部連武彦と云ふ人あり、讒せられて死す。其父を枳莒喩と云ふ。安閑紀に「盧城部連枳莒喩が女幡媛・物部大連尾輿が瓔珞を偸取り、春日皇后に奉る。事發覺に至りて枳莒喩・女幡媛を以つて、采女の丁を獻じ、幷せて安藝國過戸盧城部屯倉を獻りて女の罪を贖ふ」と見ゆ。天武帝十三年宿禰姓を賜ふ。

25 大和の伊福部連　姓氏錄、大和神別に「伊福部連、伊福部宿禰同祖」と見ゆ。尾張氏の族類なり。

26 河内の伊福部連　五百木部連條を見よ。

27 播磨の伊福部連　五百木部連條を見よ。

28 伊福部宿禰　天武紀十三年條に「伊福部連云々等、姓を賜ひて宿禰と曰ふ。」と見ゆ。姓氏錄左京神別に收め「尾張連同祖、火明命の後也。」と註す。猶ほ五百木部宿禰條を見よ。

29 大和の伊福部宿禰　姓氏錄、大和神別に「伊福部宿禰、同上(天香山命之後也)」と見ゆ。

30 伊福部直　石見に於ける伊福部の部分的伴造にして、石見國造の一族なるべし。仁和元年五月紀に「石見國邇摩郡大領外正八位上伊福部直安道」なる人見ゆ。

又元慶八年六月紀に「邇摩部大領外從八位上伊福部眞人安道」とあるは直を眞人と誤寫せるなり。

31 伊福部君　美濃に於ける伊福部の部分的伴造なり。三井田里戸籍に「主政進大初位下伊福部君福善、」また和銅七年閏二月紀に「從六位上伊福部君荒當田二町を賜ふ。吉蘇路を通ずるを以て也、」と見ゆ。其の他五百木部君、五百木部君族と云ふもあり、其の條を見よ。

32 伊福部臣　因幡伊福部の部分的伴造なり。奈良朝の初め伊福部臣德足姬あり、其の墓誌銘、德川時代安永三甲午年六月二日、法美郡宮下村無量光寺の境內宇倍の山より掘出され、伊福部豊後の家藏となる(因幡志)。其の文は次の如し。伊福部氏墓誌。因幡國法美郡伊福吉部德足比賣臣は藤原大宮御宇大行天皇御世、慶雲四年歲次丁未春二月二十五日、從七位下を賜はり仕へ奉る矣。和銅元年歲次戊申秋七月一日卒する也。三年庚戌冬十月火葬。卽ち此處に殯す。故に末代君等、崩壞すべからず。上件前の如し、故に謹んで錄す。和銅三年十一月十三日己未」と見ゆ。

宇倍山とは宇倍神社の鎭座地にして、而して本社の祠官伊福部氏なるを思へば、此の伊福吉部德足比賣臣は當社祠官先祖に當る人の娘にして、都に釆女として上りし人と考へらる。此の伊福部臣は宇倍神社祠官伊福部氏の系圖に據れば、大己貴命十四代武牟口命の裔なりと云ふ。命の事は系圖に「纒向日代宮御宇大足彥忍代別天皇の皇子日本武尊に陪從し、吉備津彥命、橘入來宿禰等と相共に、征西の勅を奉じて去行す。爾の時、或人針磨國より言つて曰く、稻葉夷住山に住む荒海、朝命に乖違す。當に征討を爲すべしと。時に日本武尊詔して曰く、汝武牟口宿禰退行伏平すべき耳、吾筑紫を平げ、背方より將に廻り會はんとす、と。時に詔を奉じて行く、荒海里人都々良麻參り迎へ槻弓八枝を献ず云々と。其の子伊布美(意布美)の宿禰の命、其の子伊其和斯彥の命なり。系圖に「武牟口宿禰三代の後を伊其和斯彥命と云ふ。磯香高穴穗御宇稚足彥天皇御世仕へ奉る。故天皇詔し給はく、汝祖健牟口宿禰の生血、死血、伐ち伏し、定め仕へ奉れる稻葉の公民を撫養ひ仕へ奉れと詔して、楯槍太刀を賜ひて彼の國の大政小政、惣べて持ちて申上ぐる國造と定め賜ひて、退き遣はすと詔りし給ひき。其の賜ふ所の太刀等は今に神と爲して祭る。俗に曰ふ伊波比社是也」と。其の子健火屋の宿禰、其の子阿良加の宿禰、其の子汗麻の宿禰、其の子若子の臣は系圖に「若子の臣は遠飛鳥宮に御宇、雄朝津間若子天皇の朝廷に仕へ奉りき。時に天皇勅り玉はく、汝祖の國造として遣はす處の狀、彼の本の所由、具に申せと問賜ふ。云々。時に詔らく是の如き事は世々にせよと詔り玉ひ、便ち以つて禱祈氣變化飄風の姓を賜ふ。氣吹部の臣の姓、若子宿禰命に始まる」と見ゆ。氣吹部とはイホキべにて伊福部に外ならざるなり、而して其の後の系圖は若子―馬粮―爾波―阿佐―颻飄―久遲良(小智)―都牟自臣(小乙上)―國足臣(大寶頃の人)なり。詳細はイナバ國造條に引けり。德足比賣は國足の娘なるべし。此の系圖に據れば、當國伊福臣は大己貴命の後裔と傳へしにて、三輪氏の族なるが如し。されど大己貴命の裔、三輪氏の族に臣姓のあるべき筈なく、且つ若子臣は武內宿禰の後裔なりとの古傳あり。こは

イホキへ
イホキへ

ひしが如し。卽ち伊北は夷隅郡の北部の意にして、義經記には「イホウ、」盛衰記には「井の北」と見ゆ。伊北氏は千葉上總等と同族にして、東鑑治承四年九月十九日、上總權介廣常、當國の兵を催す條に、周東、周西、伊南、伊北、廳南、廳北と載せ、同十月三日の條に「千葉介常胤、嚴命を含み、子息郎從を上總國に遣はして、伊北庄司常仲(伊南新介常景男)を追討し、伴類悉く之を獲、千葉小太郎胤正專ら勳功を竭す。彼の常仲は長佐六郎の外甥たるにより、之を誅せらるゝ所也云々」とあり。其の他同書卷四十に伊北三郎、四十八に伊北小太郎を載せたり。

1　桓武平氏上總氏流　上述上總の伊北氏は千葉上總系圖に「上總坂太郎常家—常明—常澄—常景(伊北新介)—常仲(伊北庄司)」と載せ、千葉系圖には「上總介常家—常時—常隆(上總介)—常景(伊北新介)—常仲」と見ゆ。而して廣常を常景の弟とす。

2　會津の伊北氏　岩代國南會津郡にも伊北郷あり、此の地名を負ふ。山內氏條を見よ。

3　其の他北條五代記に伊北彌五右衞門なる人見ゆ、上總伊北氏の裔か。

伊寶　イホウ

伊保內　イホウチ　イホナイ條を見よ。

五百籠　イホカゴ　イチロヒと讀むべし。

五百川　イホカハ　岩代安達郡に五百川あり、關聯する處あるか。越後國古志郡飛鳥城(一作富島、飛鳥村)は五百川縫殿介居城なり。此の五百川氏は大友右近太夫の後裔にして、上杉憲顯に從ひて來り、當城を築くと云ふ。上杉景勝會津に轉封せらるゝや、五百川修理を白河城代とす。イモカハ條參照。

伊福　イホキ　伊福部の裔なり。貞觀四年六月紀に「播磨國揖保郡人雅樂寮笛生無位伊福貞、本姓五百木部連に復す」と見ゆ。なほイフク條を見よ。

五百木　イホキ　伊福と通ず。

1　五百木首　備前伊福部の部分的伴造ならん。西宮記第四卷に備前權博士五百木首利生と云ふ者見ゆ。

2　美作の五百木氏　美作五百木部の後なるべし。勝南郡に伊保木左衞門なる者ありたりと。

五百木井　イホキヰ

伊福部　イホキベ　又廬城部とも五百木部ともあり。姓氏錄考證には「伊は唯發語に

添たるのみにて、吹部の義、卽ち笛吹く事を掌れる職か」と云へど、かゝる廣大なる品部を單に笛吹てふ職業的の品部と見るを得べきか。又貞觀四年六月紀に「播磨國揖保郡人雅樂寮笛生無位伊福貞」とある外、其の例證全く欠く、而かもこれ又偶然とも見るを得べければ、此の推定は甚だ薄弱たるを免れず。且つ吹部としては笛吹部なる品部の別に存するをや。要するに、伊福部を笛吹部なりと解釋するは、唯音の相似たるのみにして、他に確實なる徵證なければ穩當なる推定となすを得ざるなり。

是に於いて余は其の濃尾地方に榮えたると尾張氏との關係の極めて密接なるを思ひ、又其名稱より考へて景行皇子五百木之入日子命の御名代と思考す。命は景行段に「倭建命、若帶日子命と共に、太子の名を負ひたる」方にして、美濃國不破郡伊吹山、伊富岐神社などある地名を負ひ給ひしなり。御母は余が嘗て歷史地理二五ノ五に於て論じたる如く、尾張氏の戴きたる八坂入彥命の御女にして、美濃より入りて皇后となり給へる方なり。此等の事のみより見るも、命は尾張氏と深き關係の御座せるに、猶ほ命の妃は尾張氏連伊那陀の女志理都紀斗賣

にして、命の御子品陀眞若王は其妹金田屋野姫を娶り給ひて三王女を生む、皆應神皇妃なり。命が景行皇子中、太子に立てられ給ひし事よりするも、其の孫女が應神后妃、仁德皇母なるよりするも、此の皇子は當時に於て重要なる地位に立ち給ひしや爭ふべからざるべし。從つて、其の御名代を殘し給ひしとなすは當然の事とせざるべからず。且つ景行帝三人の太子中、若帶日子尊は帝位を踐み、而して御名代若帶部を殘し、倭武尊は其の御子仲哀帝たり、又御名代建部を殘し、子孫甚だ榮ゆ。之に對して五百木入日子命の爲に、御名代五百木部を設置したりとなすは頗る穩當ならずや。而して其管理者伊福部連の尾張氏なるは、命と尾張氏との緣故深きによりて直に覺るを得べく、又以つて此の部が御名代たる想像を助くる一資料たるべく、其の濃尾に多きは此の地方が、命と御緣故極めて厚きによると考へらる。此の御名代部は斯く五百木之入日子命(五百城入彦命)の御名代部なるも、其の伴造が尾張氏にして、尾張氏之を率ゐし爲、尾張氏の發展に伴ひて諸國に多きを見るなり、次に之を列擧せん。

1 美濃の伊福部 和名抄當國池田郡に伊福鄕あり、又神名式不破郡に伊富岐神社を載す。五百木之入日子命が御名を負ひ給ひし地なれば、此の部も多かりしが如く考へらるべし。之を文獻に照すに、三井田里大寶二年戶籍に伊福部一戶を載せ、又天平二十年四月二十五日の寫書所解に少初位下伊福部厚萬呂(美濃國山縣郡片野鄕戶主伊福部五百江戶口)、と見え、また拾芥抄に「諸國をして、新宮の諸門を造らしむ。尾張美濃二國殷富門を造る。伊福部氏也、」と見ゆるにより此の部の甚だ多かりしを察るるを得ん。猶ほ五百木部條及び伊福部連條を見よ。

2 尾張の伊福部 當國は尾張氏の根據地なれば、此の部甚だ多し。前項拾芥抄の文を參照せよ。又和名抄海部郡に伊福鄕を收め、尾張國本國帳海部郡に正四位伊福部神社あり。此の部の居住せし地なるや明白ならむ。又天平六年の尾張正稅帳に葉栗郡主帳外少初位上勳十二等伊福部大麻呂と云ふ者見ゆ。

3 近江の伊福部 坂田郡に伊吹山ありて伊夫岐神社鎭座し、又栗太郡に意布伎神社あり、此の部民の奉齋する處ならむ。

4 志摩の伊福部 光明寺長德二年文書に甲賀御莊の下司伊福部某、公文筆海抄建長八年文書、甲賀保司、公文所、初心抄同じ(地理志料)。

5 大和の伊福部 和名抄此の國宇陀郡に伊福鄕を收む。伊福部の居住せし地なり。當國には伊福部連、伊福部宿禰あり。

6 河內の伊福部 五百木部連條を見よ。

7 山城の伊福部 姓氏錄山城神別に「伊福部、同上(火明命の後也)」と見ゆ。

8 丹後の伊福部 熊野郡に意布伎神社、神名式に見ゆ。此の部民の奉齋せしものなるべし。

9 因幡の伊福部 因幡國戶籍に伊福部足女外三人、戶主伊福部小足外二十二人、見ゆ。當國には此等の伊福部の棟梁たりしと思はるゝ伊福吉部臣あり、又後世伊福部氏と云ふものも存す。後に云ふべし。

10 出雲の伊福部 天平六年の計會帳に「却還縫工生伊福部島等合六人狀、進上屋民伊福部依瀨」また天平十一年の賑給歷名帳に「漆沼鄕工田里伊福部馬女、大上里伊福部稻依、河內鄕大麻里伊福部手持女、出雲鄕朝妻里伊福部佐都由美外

イホキヘ
イホキヘ

より出づと云ふ。

5 其の他會津藩に家城太郎次郎あり、又志摩に現存す。

家木 イヘキ ヤギ 家城に同じ。伊勢の家城氏は多く家木氏に作る。

家喜 イヘキ 明德記中卷に山名中務の若黨に家喜五郎あり。

家公 イヘキミ 古代一家の長を家公と呼ぶ。家長なり。

家坂 イヘサカ 越後蒲原郡に此の苗字あり。

家城 イヘジロ イヘキ條に云へり。

家嶋 イヘジマ

家住 イヘスミ

家田 イヘダ 次の二流あり。

1 紀氏族 石淸水祠官系圖に「善淸寺祐淸—寳淸（號家田）」、また寳淸の兄「金剛住淸—藏淸—住承—賴承—宮淸（號家田）—長淸（號家田）」など見ゆ。

2 荒木田氏族 荒木田二門系圖に「荒木田貞並—興忠（村上朝）—氏長—延親（四禰宜、一條朝）—氏範（矢乃）—元親（二男、家田、一禰宜延範替）

├氏實—元璊┬氏良—延季┬氏忠—氏之
│　　　　　│　　　　　└氏成—季宗（家田禰宜）
│　　　　　└氏俊—尙良（納木）
└宗親
├宗元
└顯親—顯延—親實—氏棟

と見えたり。

3 志摩等にも此の氏あり。

家高 イヘタカ 信濃に此の氏あり。

家谷 イヘタニ 大友家の家臣に家谷刑部助あり。

家常 イヘツネ

家德 イヘトク

家所 イヘドコロ 伊勢國安濃郡家所邑より起る。藤原南家長野氏の一族にして、家所三河守、其男修理亮等家所城に據る。三河守・應德年間應德寺を建立す。（三國地志）。又名勝志家所城址條に「家所氏世々之に居る。藤安に至りて永祿中薙髮して蘆庵と號し、一志郡佐田村に卜居し、男藤高・家を嗣ぐ。天正中織田信長の弟長野信包に屬す。元和元年大坂城に戰死す」（五鈴遺響、背書國誌）とあり。

家作 イヘツクリ ヤツクリ條を見よ。

家富 イヘトミ ヤトミ條を見よ。

家中 イヘナカ 下野都賀郡に家中村あり。

家永 イヘナガ 次の氏に同じきか。

家長 イヘナガ 平忠盛の家人平家長より出づと云ふ、子孫伊賀伊勢に居り。

家根 イヘネ 志摩にあり。カネと訓むなりと。

家野 イヘノ 肥前國彼杵郡家野邑より起る。正平十六年應安五年の彼杵郡一揆連判狀に「家野因幡權守公平、同六郞入道正西同源次郞入道西光」あり、浦上家野村の領主なり。浦上氏より分れし氏ならむ、ウラカミ條を見よ。天文頃・家野若狹守あり。

○備前國邑久郡にも家野氏あり。

家原 イヘハラ 河内國大縣郡家原邑より起る。無姓、連姓、宿禰姓、朝臣姓あり。猶ほ和泉、三河にも此の氏存す。

1 無姓家原氏 後漢の光武帝の後裔と稱す。上古時代は無姓なりしが、和銅に至り連姓を賜ふ。

2 家原連 前條氏の後なり。和銅五年九月紀に「家原音那、連姓を加へ賜ふ、」とまた同六年六月紀に「從七位上家原河內正八位上家原大眞、大初位上首名等三人連姓を賜ふ」など見ゆ、後宿禰姓を賜ふ。次を見よ。

3 家原宿禰 齊衡二年八月紀に「主計頭兼算博士外從五位下家原遠氏主、主稅助外從五位下氏雄、左大史正五位上繩雄、

右近衞醫師正七位上善宗等、姓を宿禰と賜ふ」と見ゆ、後朝臣を賜ふ。

4　家原朝臣　貞觀十四年六月紀に「左京人主稅頭從五位上兼行算博士家原宿禰氏主、主計頭從五位上兼行但馬權守家原宿禰繩雄、從五位下行侍醫家原宿禰善宗、外從五位下行曆博士兼陰陽助家原宿禰鄉好、主稅助正六位上家原宿禰春鄉、算得業生從八位上家原宿禰縈居、學生從八位下家原宿禰良居等、姓を朝臣と賜ふ。氏主の父宿禰富依、天長三年に姓を家原連と賜ふの日、富依解を修して偁く、富依の先は漢光武皇帝より出づる也と。氏主今言つて曰はく、先は宣化天皇の第二皇子より出づ。延曆十八年、本系を進むる日父子の稱する所の所出、先後同じからず。未だ誰れが是なるかを知らず矣。但し姓氏錄記す所、實正を得たりと云ふべし焉」と見ゆ。されど今日の姓氏錄には此の氏なし。姓氏錄の抄本なるや此によりても知るを得。此の氏宣化天皇裔など云ふは假冒に過ぎざるべし。

5　和泉の家原氏　大鳥郡に家原邑あり。その地の名族なり、恐らく前項家原氏の後ならんか。

6　參河の家原氏　碧海郡家原村より起る。同村古屋敷、家原丹羽守居住、桶狹間に於て討死す。家原朝臣の後か。

家人部　イヘヒトベ　ヤカヒトベ條を見よ。

家部　イヘベ　ヤカベ條を見よ。

家又　イヘマタ

家村　イヘムラ

家持　イヘモチ　ヤモチ條を見よ。

家本　イヘモト

家守　イヘモリ

家山　イヘヤマ　駿河國志太郡家山邑より起る。天野氏の族なりと云ふ。

井篦　キヘラ

庵　イホ　伊保氏と同一ならんか。和名抄三河國賀茂郡に伊保鄕あり、その地の豪族たりしが如く考へらる。君姓にして萬葉集卷八に庵君諸立と云ふ人を載せたり。

廬　イホ　庵氏と同じ。

伊保　イホ　和名抄三河國賀茂郡に伊保鄕あり、又上總國に伊保莊あり。

1　伊保氏　前述庵君の後裔ならんか。

2　伊保介　相良系圖に「爲時―時賴―時文―時信―維永―仁成(伊保介)」と見ゆ。

3　上總の伊保氏　伊北氏に同じ。

五百井　イホヰ　イホノヰ　廬井ともあり。近江國栗太郡に廬井邑あれば、廬井は地名にて、音の通ずるより五百井とも記すなるべし。

1　五百井造　美濃國春部里戶籍に目追正八位下五百井造豊國と云ふ者見ゆ。又天武前紀に廬井造鯨と云ふ人もあり。同族なりとす。

2　五百井氏　正倉院天平十一年文書、及び姓名錄抄等に見ゆ。五百井造の一族なるべし。

廬井　イホヰ　五百井氏に同じ。壬申紀に廬井造鯨あり。

庵井　イホヰ　前條氏に同じ。

五百市　イホイチ

五百井部　イホヰベ　五百井造私有の部曲なるべし。美濃國三井田里戶籍に五百利部黑豆賣なる者見ゆ、五百木部の誤記かとも思はれざるにあらねど、前述の如く五百井氏の存するあれば、其然らざるを知る。

伊北　イホウ　イノキタ　上總國夷隅郡伊北より起る。夷隅は古代伊甚（伊自牟）國のありし地にして、中世夷灊郡を置きしが、後世郡を南北に分ちて伊北、伊南と云

肆箇所内伊福として四至を擧げたり。而して文治二年文書に藤原朝臣幸房先祖相傳の地と云ひて、四男藤原朝臣幸明に讓り、正治二年の文書幸明の讓狀に「右件浦田幷空閑者、自幸明親父綾部入道殿讓得畢」と載せ、之を松熊丸に讓る。次いで仁治元年閏十月文書に伊福三郎を載せ、同二年文書に大河次郎行元代息新太郎行友と伊福三郎道行の代大山寺五郎後行と相論」と。又正元元年二月廿日の文書に「讓與左近將監藤原惟澄、肥前國高來西鄕内伊福村田畠屋敷空閑等事云々。右件の村の田畠屋敷、幷に空閑等は通幸先祖相傳の私領なり。然らば嫡子惟澄に次第本證文等相共に讓與する所也。よりて永劫妨あるべからざるの狀、件の如し。藤原通幸。」と、此の通幸は前引伊福三郎道行と同人なるべし。

伊福氏は又東妙寺文書弘安四年蒙古合戰勳功賞肥前國神崎庄配分事に伊福左衞門三郎入道行西を載せたり。こは前述左近將監惟澄の子幸資の事なるが如し。此の後裔、有馬氏の勃興に會ひて降る、鎭西要略等に見えたり。

2 播磨の伊福氏　イホキ條を見よ。

3 豐後の伊福氏　豐後國圖田帳に伊福四三郎を載せたり。

4 豐前の伊福氏　下毛郡伊福邑より起るか。伊福茂助は此の地の人也。

5 備前の伊福氏　御野郡伊福鄕と關聯する處あるべし。上道郡脇田寺古文書に伊福兵庫助と云ふ人ありと。

6 其の他久留米藩に伊福小右衞門あり、肥前伊福氏に同じかるべし。

井福　ヰフク　大村藩士にあり。

伊福部　イフクベ　イホキベ條を見よ。

伊伏　イブシ

猪臥　ヰブシ　美作國英田郡猪臥邑より起る。山名忠政の子、此の地にありて猪臥入道と云ふとなり。東作志に「矢櫃山、城主猪臥入道は山名氏にして、山名坊菴入道忠政の子也。忠政一女一男あり、女を虎御前と號す。田口薩摩守光政の室也。男を山名藏人と爲す。後猪臥村に徙り、仍りて猪臥入道と號す（醫王山記）。新免家記に文明十二年六月、山名藏人大夫、山名猪臥入道兩大將にて五百餘騎を引率し、吉野郡小房城を攻むと云ふ」と見ゆ。

揖宿　イブスキ　和名抄薩摩國揖宿郡を以夫須岐と訓じ、同郡に揖宿鄕あり。建久の圖田帳に「指宿郡府領社九丁三段、下司忠元、公領三十七町七段、下司平三忠秀」と見ゆ。忠元、忠秀蓋し此の氏ならむ。建久八年十二月の大番參勤交名に、指宿五郎見ゆ。此の氏は系圖に據れば、伊作氏の族にて平姓なりと云ふ。地理纂考揖宿郡松尾城條に「忠久封の時、揖宿五郎忠光・穎娃並に當邑を併領して世々承襲す。忠光は其先・伊作平次郎大夫良道が弟・穎娃三郎忠長が一族にて、國命に應ぜず。島津元久是を伐ち揖宿を阿多時成に與ふ。時成は當時の執政なり。」と見ゆ。

井藤　ヰフチ　穗積姓、龜井氏の庶流にして忠雄を祖とすと云ふ。

井淵　ヰブチ

伊舟城　イフネキ　酒井雅樂頭家臣なりと。

揖美庄　イフミシヤウ　越中の豪族にして小出城主たり。北越軍記に「永祿九年五月上杉謙信越後を打立て、越中へ攻め入らる。上杉彌五郎義春を遣はし、小出城揖美庄助五郎を攻落され、國中方々働き、取出ども仕置有て、七月に歸國」と見ゆ。

揖理　イフリ　和名抄紀伊國伊都郡に揖理鄕あり。

膽振鉏蝦夷 イブリサヘノエゾ　齊明紀五年條に膽振鉏蝦夷廿人と見ゆ。

伊部 イベ　古事記垂仁段に「伊登志和氣王は子なきによりて、子代と爲して伊部を定む。」と見ゆれば、伊登志和氣王の御子代なるか。されど別に伊登志部なるもの存すれば、未だ明言しがたし。越前國に伊部鄕及び伊部磐座神社あり。(和名抄、神名式)。

1 伊部造　姓氏錄、山城諸蕃に「伊部造百濟國人乃里使主より出づる也」と見ゆ。伊部の伴造たりし氏なり。

2 越前の伊部造　前項伊部造と同族か。されど貞觀十五年十二月紀に「越前國敦賀郡人左大史正六位上伊部造豊持、姓を飯高朝臣と賜ふ、云々、其先孝昭天皇皇子天足彥國押人命より出づる也」また同十七年十二月紀に「右京人右大史正六位上伊部造豊持、姓を飯高朝臣と賜ふ。天足彥國押人命の後也。」と載せて、春日氏の族とし、伊勢の飯高氏と同様に飯高朝臣姓を賜ひしは何に據るか。蓋し飯高氏の人姻戚などの關係より一時伊部氏を冒せしものが本姓に歸りしか。或は山城の伊部造と越前のそれとは最初より氏族を異にせしか。

3 筑前の伊部造　觀世音寺文書天平寶字三年八月五日の國政所牒に正六位上行大典伊部造禰麻呂と云ふ人見ゆ。

4 其の他田中家臣知行割帳に「五百石伊部惣右衛門、百石伊部淸兵衛、八百石伊部彥助、二百石伊部七兵衛」等見え、又香宗我部記錄に伊部氏あり、長曾我部氏の分れなりと云ふ。

猪部 ヰベ　猪甘部に同じかるべし。正倉院天平六年文書等に見ゆ、ヰカヒベ條を見よ。

委部 ヰベ　拾芥抄に委部宿禰見ゆ。

伊戸 イベ　イド　美作の豪族にして、伊戸和泉守は海田村の城主なりしと云ふ。

井部 ヰベ

伊邊 イベ

井邊 ヰベ　キノベ條を見よ。紀伊續風土記名草郡井邊村條に「城跡、總綱寺谷の奧にあり。忌部城といふ。國造の家人、村垣藏人これを守るといへり。國造俊範の記に見ゆ。」と、又同村地士として、「井邊縫之助、井邊善助」を載せたり、然らば此の井邊と云ふは忌部より來りしものか。又池田藩に井邊平右衛門あり。

位倍 ヰベ　攝津八部郡に位倍鄕あり、龜山院御凶事記に嘉元三年九月二十三日攝津國位倍庄と見ゆ。

家井 イヘヰ

家泉 イヘイヅミ

家入 イヘイリ

家內 イヘウチ　大伴氏の族なり、ヤヌチ條を見よ。

家岡 イヘヲカ

家頭 イヘガシラ　ヤガシラ條を見よ。

家城 イヘキ　ヤギ　家木と通じ用ひらる。

1 伊勢の家城氏　壹志郡家城邑より起る、東鑑文治三年四月廿九日條に「伊勢國家城庄、地頭常陸太郎」と見ゆ。關係あるか。後世北畠家臣にして、家木主水之助、又家城とも記す。主家の爲めに盡す所大なり。外史補には主水祐之淸に作る。

2 太平記卷二十九に家城源十郎師政あり、尊氏に仕ふ。

3 菊池氏流　甲斐系圖に「甲斐出羽守重安(應永生)―和泉守重久―誠昌(家城長門守、日向高千穗河內城主)」と見えたり。

4 佐竹氏流　源姓にして佐竹氏の族義氏

當に此の邊に有るべし。飯間惣太夫近直及び右衞門之に居る」と見ゆ。

飯村 イヒムラ

1 佐々氏流　松尾社々家にして、其の譜に「宇多源氏、江州永原城主永原師綱次男飯村仲綱より在信まで十二代」と見ゆ。

2 清原姓芳賀氏流　下野國芳賀郡飯村より起る、淸黨の一也。

3 其の他刈谷土井藩の用人、又磐城石川郡の豪族に飯村六郎左衞門あり、又石見磐城に此の氏あり。

飯室 イヒムロ　次の數流あり。

1 淸和源氏武田流　甲斐國八代郡飯室鄕より起る。尊卑分脈に「義淸—淸光—信義—一條忠頼—飯室禪師」と見え、又武田系圖には「義淸—飯室七郎」とあり。家傳に「義光三代逸見冠者淸光が十男義成、八代郡淺利庄に住せしより淺利を稱し、その末孫義宗が男義昌にいたり、飯室鄕に住し、家號を飯室に改む、家紋丸に五本骨扇、花菱、舞鶴」と。中興系圖にも「紋五本骨扇、黑源太淸光男禪師稱之」とあり。

飯室龜三郎

2 淸和源氏山縣氏流　山縣系圖に「氏頼—氏昌（號關、飯室祖）」と見ゆ。

3 桓武平氏三浦氏流　三浦系圖に「佐原義連—盛連—盛時—助太郎重連—盛家（太郎二郎、號飯室）」と見ゆ。

4 藤原北家師輔流　藤原師輔の子飯室權僧正尋禪の後なりと云ふ。

飯森 イヒモリ　諸國に飯森、飯盛、飯盛山等の地名尠からず。

1 桓武平氏　信濃國安曇郡飯森より起る。家譜に據るに、平重盛の裔丸山盛慶の子盛春より出づと云ふ。天文中飯森日向春盛・飯森城に據る。其の出丸に來馬砦あり。

2 越後の飯森氏　越後國頸城郡の豪族にして、飯森攝津守、同郡斐太村鮫が尾城に據る。「古志郡城主、後越中松倉拜領仕、松倉の城に住す、伊豆守事也」と見ゆ。

飯盛 イヒモリ　飯森氏に同じかるべし。

飯山 イヒヤマ　イヤマ　信濃國水内郡、相摸國愛甲郡等に飯山の地あり、此等より起る。

1 源姓　相摸愛甲の飯山邑より起りしなるべし。坂東靈場記に建仁年間、此の地の領主飯山權大夫堂宇を建立する事見ゆればなり。新編風土記に「嘉祿の頃は毛利藏人大夫季光入道西阿が所領たりし事淨土傳燈錄に見えたり、又武州神奈川宿、洲崎明神鐘銘に『應安元年戊申九月、冶匠相州飯山源光弘』と彫す。飯山觀音堂あり、俗に長谷の觀音と唱ふ、嘉吉二年の鐘銘に毛利庄飯山新長谷寺とあり」と。

2 淸和源氏伊那氏流　信濃國水内郡飯山より起る。泉氏の一族なりと。

飯吉 イヒヨシ

伊平 イヒラ　イタヒラ　武藏七黨の一なる横山黨中に此の氏あり。小野系圖に「横山經兼—隆久—隆政—廣遠（惟平野次）、」また「隆政弟親久、伊平野五郎」と見え、七黨系圖には「野大夫經兼—野七孝久—伊平親久（伊平野五）—
- 廣連（野二）—經度
  - 時景（二）—景廣（太）—有時（孫太）—盛廣（野太）
- 廣綱—廣親

」とあり。イタヒラ條參照。

惟平 イヒラ　イタヒラ　前條氏に同じ。

飯平 イヒラ　前條氏に同じ。

井平 ヰヒラ　井伊系圖に「盛直—井伊次郎良直—左衞門尉彌直—直時（四郎兵衞、

井平祖)」と見ゆ。

夷俘　イフ　和名抄播磨國加茂郡、及び美嚢郡に夷俘郷を收む。エビスと讀むべしと。

楫　イフ　丹波國天田郡にあり。丹波志に「楫一翁、此氏、古へ攝州多田滿仲公の御家人也。攝州妓川宿に住し、楫善左衞門と云ふ、此家より分れ、丹波國生野に來住す本家絶斷す」と見ゆ。

揖可　イフカ　和名抄美濃國武藝郡に揖可郷あり、後世の加茂郡伊深村に當る。天平勝寶二年の美濃國々司解に武藝郡揖可郷戶主武義造宮虛見ゆ。又東鑑弘長三年條に「春日部左衞門三郎泰實、美濃國指深庄地頭職を召放たる」とあるも此の地かと云ふ。

井深　キブカ

1　會津松平藩の若年寄に此氏あり、新編會津風土記耶麻郡猪苗代、久彦靈祉條に「家老井深茂右衞門重光を祭れり。重光は高祖彌右衞門重信より保科家に仕へ、世々功勳あり、元祿二年沒す」と見ゆ。

2　信濃にも此の氏あり。

伊吹　イブキ　近江、美濃、讃岐等に伊吹の地あり、恐らく伊福部より來りし地名と考へらる。同樣に伊吹氏も多くは伊福部氏の後裔ならんと想像さるゝも、後世伊吹なる地名を負ひしものもあるべし。イホキベ條を見よ。

1　承久記卷二に伊吹七郎、幕府方の將也。卷三には「いぶきの七郎」と見ゆ。

2　美濃の伊吹氏　古代伊福部の裔なるべし。當國不破郡に伊吹邑あり。流江安室の記に「美濃國池田郡森崎村城主流江左衞門尉忠春、其子忠光也。應仁の頃伊吹三郎殿と位を爭ひ、近江の國栗田郡に浪人仕り、其の頃同國渡會の橋の下にて人を取ば此橋わたる人なし。此の橋にて田村殿と伊吹三郎殿と組打被成云々」と。伊吹山の山神傳說を人格化したるにて、田村殿とは田原秀鄕を指すか。猶ほ次に云ふ井明神の傳說を見よ。

3　近江の伊吹氏　伊福部の後裔か、或は坂田郡伊吹村より起りしか。家譜には「佐々木秀氏が男氏重、淺井郡伊吹邑に住せしより家號とす」とあり、寬政系譜に家紋丸に雪笹、四目結と。江北記に「一亂初刻御被官參人衆事、伊吹彈正(細川殿)」と見えたり。

又伊香郡井明神の傳說に「中古佐々木備中守源賴綱、伊吹彌三郎を誅せし後、九ケ年の間旱魃す。因て其の靈を祭て井の明神と號すと云ふ」とあり。

4　美作の伊吹氏　美作英田郡に伊吹氏あり。舊安東氏にして安東右京亮子左兵衞三男助之進伊吹と稱すと云ひ、又安東系譜に「左馬允―安東甚左衞門―伊吹助之進(仕水野美作守、祿三百石、用人格)」と、又山外野安東系譜に「梶之助―太郎―三郎兵衞―伊吹重右衞門」などと見ゆれど、これより前にもありしならむ。

5　其の他伊吹氏は明石松平藩の重臣、田中家臣知行割帳に「二百石、伊吹專助」又志摩にも此の氏あり。

伊富貴　イブキ　伊吹氏に同じかるべし。

伊夫伎　イブキ　同上。

伊福　イフク　イブキ　伊福部の後裔たる者多かるべし。但し伊福部の住みし事より起りし伊福鄕、伊福邑と云ふもの天下に多ければ、中世以後其の地名を負ひしものも尠からざるべし。伊福の地名、並に伊福部の事はイホキ條を見よ。

1　肥前の伊福氏　高來郡伊福邑より起る。この地は宇佐八幡宮領の地にして、大川記錄に宮佐宮領伊福、大河、伊古、御墓野(文治二年文書)また高來郡內宮領

叛て、信孝主へ内通せしにより、氏家内膳・長繼を大垣に招き生害せしむ。長繼の子勘平長實、後十左衞門、法號は源正・前田利家に屬し、のち織田秀信に仕へ、數度戰功ありて慶長五年八月岐阜に於て討死す。長實の長男小勘平長資は秀信に仕へ、父と同時に新加納に於て戰死す。其弟勘平長重は始め福島正則に從ひ、後尾張の源敬公に奉仕し、名古屋の世臣となる」と。

又飯沼木工之助と云ふ人あり。

3　桓武平氏重盛流　中興武家系圖に「飯沼、平姓、本國安房、小松內大臣重盛九代、安房守賴盛稱之」と見ゆ。關家系譜に「重盛―資盛―盛國―實忠―盛綱―長崎平左衞門賴綱、二男飯沼安房判官爲綱」あるに據りしにや。

4　常陸の飯沼氏　新編常陸國志城戸氏條に「城戸氏の祖を飯沼平十郎範遠と云ふ、この人始めて下妻に住す。其の子左衞門忠範、其の子範光、始めて城戸庄司と稱す」と見ゆ。

5　清和源氏依田氏流　信濃國伊那郡飯沼邑より起る。尊卑分脈に「源滿快五世孫依田六郎爲實―二郎太夫實信―飯沼二郎行俊―同三郎資行―左兵衞常遠、弟唯心―依田左衞門大夫行盛、弟中務丞朝行」など見ゆ。承久記卷四に飯沼三郎とあるは資行の事とす。下總、美濃等の飯沼氏が源姓と云ふは此の飯沼氏の家系を冒せしが如し。但し此の氏も實は金刺氏か。

6　清和源氏高梨流　高梨系圖別本に「高梨越前守師賴―信賴―賴淸―賴秀―賴仲―賴宗―飯沼源太（永正二年八月越中滑河討死」と見ゆ。上杉氏家臣なり。

7　越後の飯沼氏　古志郡の名族にして又飯野氏とも云ふ。長尾氏同苗とも村上源氏とも稱す。イヒノ條を見よ。先祖筑前守賴時の嫡胤飯沼遠江守賴泰、其子日向守政淸、其子四郎景高（永正中）、其子日向守正淸、其子源太賴久迄、代々長尾家の忠臣也。賴久子なきにより家人波多野を以て其後室と夫婦とし、源太賴淸と號せしむ。後謙信直江實綱をして賴淸を討ち、其領土を直江に與ふ。長尾景房の侍帳に飯沼源太賴久、飯沼日向守正淸を載せたり。

8　甲斐の飯沼氏　巨摩郡の名族なり、信濃飯沼氏と同族なるべし。飯沼牛大夫家重、巨摩郡中島鄕を賜ふとぞ。

9　其の他飯沼氏は應仁記に飯沼孫六、織田眞記に飯沼勘平、參河後風土記に飯沼助太郎、下館石川藩用人、德島蜂須賀藩用人等に見ゆ。佐々木本見聞諸家紋に三目結紋を飯沼とす。イヒダ條を見よ。

飯野　イヒノ　イノ

和名抄陸奧國磐城郡に飯野鄕、伊勢國飯野郡、伊比乃と訓ず、其の他諸國に飯野邑甚だ多し。

1　常陸の飯野氏　新編國志に「飯野、那珂郡下坂村、飯野の地より起る。東鑑に仁治二年五月廿九日、博奕に會合せしを以て誡めらるもの、那珂左衞門入道道顯の家人、飯野兵衞尉忠久、同五郎三郎同孫三郎あり」と見ゆ。

2　秀鄕流藤原姓伊賀氏流　磐城國磐城郡飯野鄕より起る。後の好島庄の地なり。伊賀伊賀守朝光の次男式部大夫光宗（法名光西）功ありて好島庄の預所職を賜はり、子孫飯野氏と稱す。其の子次郎右衞門尉光泰―伊賀前司賴泰―次郎左衞門尉光貞―

光貞―┬盛光（式部三郎）―┬光長（孫次郎）
　　　│　　　　　　　　└光政（左衞門三郎）―光隆（式部大輔）
　　　└貞長（備前守）

光隆より專ら飯野氏と稱し、飯野八幡宮

の神主となる。飯野八幡宮は當地方の大社にして徳川時代朱印領四百石。供僧十二坊(後十六坊)、社家三十二、(神主飯野氏)、神子八人、其の外流鏑馬役者一人、宮番二人、宮匠一人、柿工一人、掃除一人、庵室一人、善心善滿二人ありたりと。

3 越後の飯野氏 古志郡飯野村より起る。建武の頃、飯野三郎二郎光廣あり。その裔飯野景久は長尾同苗にて謙信の一門なりと云ひ、又飯野源太賴久は村上天皇の御末筑前守源賴明の嫡流なりなど云ふ。飯沼氏條を參照せよ。長尾爲景樣御一類衆に飯野景久殿、飯野四郎兵衞殿 景高)等見ゆ。

4 清和源氏 寬政系譜、清和源氏支流に收む、忠順より系あり。家紋丸に抱澤瀉。

5 景行帝裔 景行皇子眞黑比賣命の後と云へど信ずべからず。

6 和泉の飯野氏 日根郡の名家にして、慶長十八年飯野氏西法寺の再建費用を出資す、同家は徳川時代航海業を營み泉州隨一の富豪也、明治に入り廢絶すと。

7 甲斐の飯野氏 巨摩郡飯野村より起る。

8 因幡の飯野氏 氣多郡飯里村飯山城(梅津城)の城主に飯野掃部あり。

9 其の他飯野氏は下總小金本土寺過去帳に「飯野左衞門太郎、延德五癸丑鷲谷にて打死」と載せ、又岩村松平藩側用人に飯野氏あり、又武藏、磐城田村家々臣にも此の氏ありしと也。

飯野尾 イヒノヲ 伊能氏に同じかるべし。下總小金本土寺過去帳に「飯野尾彥次郎、永正」なる人見ゆ。

飯箸 イヒハシ

飯羽間 イヒハザマ 美濃國飯羽間より起る。この地は遠山右衞門の據りし地なり。永享以來御番帳に遠山飯間宮內少輔、長享元年江州動座着到に濃州飯間孫三郎を載せ、又甲陽軍鑑に「天正二年四月、いひはざまの城へ取詰る云々。いひはざま右衞門を本城の藏へ押し込む」と見ゆ。

飯間 イヒハザマ 前條及びイヒマ條を見よ。

飯濱 イヒハマ 信濃に現存す。

飯原 イヒハラ

飯平 イヒヒラ イヒラ條を見よ。

飯廣 イヒヒロ

飯生 イヒフ 出雲に飯生庄あり。

飯淵 イヒフチ 羽前國最上郡飯淵邑より起る。藤原氏にして、中山宗義の次男宗繼より出づ。天文の頃飯淵八郎左衞門あり。伊達氏記錄等に見ゆ。德川時代吉田伊達藩の重臣なり。

揖保 イヒボ 和名抄播磨國揖保郡を伊比奉と註し、郡內揖保鄕を伊比保と訓ず。中世以後揖保庄あり、島津文書に揖保庄西方地頭島津周防五郎三郎忠兼等見ゆ。

飯寶 イヒホ 和名抄遠江國磐田郡に飯寶鄕あり、飫寶卽ち於保より來るかと云ふ。

飯間 イヒマ イヒハザマ 次の三流あり。

1 清和源氏伊那氏流 尊卑分脈に滿快六世孫飯田三郎爲實—小太郎實信(小田、佐那田、飯間等祖)と載せたり。

2 藤姓遠山氏流 美濃國惠那郡飯羽間邑より起る、イヒハザマと訓むべし。新撰美濃志飯羽間村條に「永享以來御番帳に遠山飯間宮內少輔と見え、長享元年九月十二日常德院殿樣江州御動座在陣衆着到に濃州飯間孫三郎とするせり」と。イヒハザマ條を見よ。

3 讃岐の飯間氏 全讃史に「飯間城、成相村に在り、治亂記を以つて考ふるに、

1 丹波志氷上郡上小倉村條に「飯谷氏、當村根元の家筋なり」と見ゆ。

2 佐々木流　佐々木系圖に「上山佐師淸の子玄曉、飯谷を號す」と見ゆ。

飯平　イヒダヒラ　武藏七黨の一、橫山黨にして伊平、惟平と云ふに同じ、其の條を見よ。

飯塚　イヒヅカ　武藏、常陸、上野、下野、越後、羽前、筑前等に飯塚の地あり、此の氏はそれ等の地名を負ふ。

1 小野姓猪股黨　武藏國埼玉郡に飯塚邑あり、武藏七黨猪股黨の一にして、小野系圖に一藤田右衞門尉能國の子氏行（飯塚、掃部左衞門尉）

├行兼（左衞門三郎）—覺善（三郎入道）—盛行（彦三郎）—助行（左近將監）—氏國（四郎）
├行盛（四郎左衞門尉）——能連（讃四郎）
└安行（五郎）—助行—範行（有五郎）—行員（掃部助）

又氏行の兄能兼（承久）—三郎左衞門尉氏兼—盛氏（新左衞門尉、南飯塚）

├盛連（左衞門五郎）—景連（小三郎）—景倚（新左衞門尉）
├盛兼（孫三郎）—盛國（五郎）—景國（三郎）—範行（左衞門三郎）
└盛能（彌五郎）

と見ゆ。埼玉郡に飯塚氏現存す。

2 桓武平氏畠山氏流　家傳に「畠山重能三男男衾重宗が後裔、重世・秩父郡飯塚の鄕に住せしより家號とす」と、重世十代孫泰貞の子貞重、佐野昌綱に屬す。支庶二家、家紋九曜、違柏の葉。

3 秀鄕流藤原姓佐野氏流　家傳に「佐野の支流にして下野國佐野鄕飯塚村に住せしより家號とす」と、恐らく前者と同一氏なるべし。家紋丸に揚羽蝶、左三巴。

4 下總の飯塚氏　葛飾郡に飯塚村あり。小金本土寺過去帳に飯塚八右衞門、香取郡西大須賀村八幡社祠官に飯塚氏、猿島郡岩井村國玉明神社祠官に飯塚氏（式社考）見ゆ。

5 常陸の飯塚氏　關八州古戰錄に藤澤の飯塚美濃守見ゆ。眞壁郡飯塚邑より起る。

6 陸前の飯塚氏　登米郡加賀野邑より起る。觀蹟聞老志に「加賀野城、飯塚修理の居館なり」と。

7 淸和源氏武田流　甲州の飯塚氏にして、家傳に「その先秋山光朝が庶流にして後飯塚に改む」と、寬政系譜二家を載す。家紋糸輪の内二重龜甲花菱、芦丸。

8 淸和源氏村上氏流　村上爲國の子基國の後なりと。信濃の飯塚氏なるべし。

9 伊豫の飯塚氏　溫泉郡石鐵山觀音寺緣起に飯塚五郎大夫見ゆ。

10 筑前の飯塚氏　穗浪郡飯塚邑より起る。

11 其の他幕臣飯塚氏は分限帳、越後等に此の氏あり。を家紋とし、又津山藩

飯泉　イヒヅミ　相摸國足柄郡飯泉より起る。正嘉の頃飯泉左衞門尉景光あり。

飯詰　イヒヅメ　羽後國仙北郡飯詰邑より起る。藤原南家二階堂出羽入道の末裔にして、小野寺義道家方に飯詰城主飯詰三郎見ゆ。

飯出　イヒデ

𡣸人　イヒト　天平五年の右京計帳に𡣸人字太賣なる者見ゆ。

飯富　イヒトミ　上總國望陀郡（君津郡）に飯富邑あり、和名抄望陀郡飯富鄕（註於布）の地にして、古くは飫富（オフ、多）にて多臣一族の住居せし地と考へらる。神名式に望陀郡飫富神社あり、多臣氏神の分社に外ならず。又常陸國那珂郡にも飯富村あり、もと大部と云ひし地にて、これも多臣配下

の士ありし地なり。又甲斐國南巨摩郡に飯富邑あり、これも多氏より來る。斯く飯富は古代多臣配下の者の住居せしより起りし飫富なる地名を飯富と誤記し、遂にイヒトミと讀むに至りしものなれば、多氏の裔多きも、後世此の地名を負ふもの、また尠からざるべし。

1　多氏裔　オホ條を見よ。武田信玄の家臣に飫富兵部少輔虎昌あり、甲斐巨摩郡飯富の人也。又相州兵亂記に「永祿五年三月三日。甲州勢の中飯富源四郎景仲云々」と。

2　清和源氏義家流　尊卑分脈に「義家―左兵衛義忠―忠宗（飯富源太、內舍人）」と見えたり。

3　清和源氏武田流　甲斐巨摩郡の飯富より起りしか。甲斐信濃源氏綱要に「逸見光長―飯富宗長（實飯富男、光長猶子、本名宗季、改宗長、號飯富源太）」と見ゆ。東鑑卷五、九、十、十七に飯富源太宗長あり、此の人に外ならず。又同書四に飯富源四、卅二、卅五に飯富源內長能、卅七に飯富左衛門尉等あり。

4　清和源氏伊奈流　飯田氏譜に「源爲公―伊那爲扶―飯田爲實―飯田實信（小田佐名田飯富祖）」と見ゆ。

5　常總の飯富氏　常陸の飯富氏は郡珂の飯富より起る。平氏なりと云ふ。又上總に飯富氏あり、豐田氏の家臣にして飯富大膳は多賀谷政經に通じて、其の主四郎政高を弑す。

6　猶ほ寬政系譜淸和源氏支流奧野氏の譜に、はじめ飯富を稱すと見ゆ。

飯豐　イヒトヨ

和名抄陸奧國宇多郡飯豐鄕（磐城）あり、高山寺本に以比止與と註す。其の他岩代、陸前、陸中等に飯豊の地名あり。

1　陸中の飯豊氏　和賀郡飯豊邑より起る。小田島氏なりと云ふ。永享七年媟孫氏に攻落さる。

2　岩瀬の飯豊氏　岩瀬郡飯豐より起る。飯土用氏に同じ。今に現存す。

3　清和源氏賴光流　氏昌なる者を祖とすと云ふ。

飯土用　イヒドヨ

岩代國岩瀨郡飯豊より起る。この地延寶頃まで飯土用と記るせりとぞ（白川風土記）。此の氏は飯土用庄司の後にして此の地草分のものなりしが、後那須氏の男子を養ひ、須藤と改むと也。

飯沼　イヒヌマ

下總、常陸、信濃等に飯沼邑あり、又和名抄下總國豐田郡に飯猪鄕あり、猪は潴の誤寫にて、イヒヌマと訓ずべしと。後世飯沼邑と稱す。

1　下總源姓飯沼氏　下總國豐田郡飯沼邑より起ると云ふ。第二項を見よ。香取應保二年文書に豐田莊加納飯沼鄕、作料米百石云々とあり。小金本土寺過去帳に「飯沼太郎左衛門、元祿十三庚辰曆正月」とあるは此の族なるべし。

2　美濃源姓飯沼氏　新撰美濃志不破郡條に「飯沼道鬪、こゝの人也。源經基の五男滿快の裔孫、飯沼左兵衛尉常遠八代の孫、道鬪長常、享祿二年下總國豐田郡飯沼の鄕より赤坂に移り住みて土岐家に屬す。其子對馬守長就安八郡池尻の城に移住す」と載せ、又安八郡池尻古城跡條に「城主飯沼對馬守長就（始彌四郎と云、法號善讃）不破郡赤坂の飯沼長常の長男にて、土岐賴藝に仕へ、三十貫を領して此城に住めり。後齋藤秀龍に屬し弘治二年八月卒。其子飯沼勘平長繼、此城にありて信長公に隨ひ軍功あり。信長に命ぜられて蛇の目をもて幕の紋とす。もとよりの飯沼の家紋は鷹の羽なり。天正十一年長繼氏家とともに秀吉公に屬す。後長繼

26 菊池氏流　重富系圖に「菊池經宗―經俊（赤星）―經親―原四郞經能（飯田氏祖）」と見ゆ。

27 日向の飯田氏　日向記に都於郡三納城主飯田肥前守見ゆ。

28 薩摩の飯田氏　傳說に據るに薩摩國房野津（坊津）の人飯田備前、後堀河天皇の御代、土佐國人篠原孫右衞門、兵庫人辻村新兵衞と共に鎌倉に召され、船法三十一ヶ條を定めらるとなり。

29 其の他飯田氏は福知山朽木藩の重臣、栢原織田藩重臣、府中毛利藩用人、德山毛利藩用人、淸末毛利藩用人、椎谷堀藩用人、高遠內藤藩重臣にあり。又加賀藩給帳に「四百石、紋丸內イテフ、飯田帶刀左衞門」、「下野宇都宮大明神（二荒山神社）社家、六十石飯田祝部、三十石飯田日祝（下野國志）、下總國香取郡宮本村王子社祠官飯田氏（式社考）。又新編會津風土記中妻村本九九布村條に「大堰、延寶三年家士飯田兵左衞門重成、此土の奉行たる時築き、水田を闢く。民其德を蒙れり」と。因幡國氣多郡寺內村勝宿大明神の神主に飯田攝津（因幡志）又美濃に此の氏多し。又志摩にもあり。又梶川系圖に梶川一郞兵衞正包―女（角田九藏重次妻）―飯田三郞助（飯田宗左衞門養子）と見ゆ。見聞諸家紋に

三目結
五番
二松
飯田（飯沼）サヽキ本

飯高

イヒダカ　伊勢國飯高郡より起る。飯高は和名抄伊比多加と註し、その東隣飯野郡は伊比野と註す。此の郡名竝に二郡內和名抄古郷里の調査より考ふるに、もと此の地方は之を飯（イヒ）と云ひ、其の飯國の高地を飯高と稱へ、底地を飯野と稱せしものにして、式內意悲神社（今の松坂神社）は（オ）飯の神社にて飯國名稱の起原地と想像せらる。蓋し飯高縣造の治所のありし地ならん。（オは接頭語、ヒは飯なり）、紀伊日高郡を大寶三年紀に飯高郡とあるを思へ。）飯高氏は古代より中古に亘れる大族なり。

1 飯高縣造　飯高縣は後の飯高郡の地なり。此の縣造の事は、倭姬命世記に「廿二年癸丑、飯野高宮に遷り、四箇年齋き奉る。時に飯高の縣造祖乙加豆知命に、汝が國の名、何と問ひ賜ふ。白さく意須比飯高國と白して、神田竝に神戶を進む」と載せ、皇太神宮儀式帳にも同樣の記事あり。其の氏姓を飯高君と云ふ。天平十四年四月紀に「伊勢國飯高郡釆女正八位下飯高君笠目の親族縣造等、皆飯高君姓を賜ふ」と見ゆ。此等に據れば縣造の宗族のみを飯高君と云ひしが、此の時に同族、皆君姓を賜ひしものと考へらる。笠目の事は後に云ふべし。

2 飯高君　飯高縣造の宗族にして、大和春日氏の一族なり。古事記、孝昭段に「天押帶日子命は大春日臣、伊勢飯高君、壹師君云々の祖也」と見ゆ。奈良朝に至り宿禰姓を賜ひ、平安朝に至り朝臣姓を賜へるものあり。

3 飯高宿禰　飯高君の宿禰姓を賜へるものにして、神護景雲三年二月紀に「伊勢國飯高郡人正八位上飯高公家繼等三人、姓を宿禰と賜ふ」次いでまた寶龜六年四月紀に「正七位上飯高公若舍人等十一人姓を宿禰と賜ふ」また同八年五月紀に「典侍從三位飯高宿禰諸高薨ず。伊勢國飯高郡の人也、云々、遂に本郡釆女に補せらる。飯高氏の釆女を貢するは此より始まる矣」また同九年二月紀に「右衞士府生少初位上飯高公大人、左兵衞大初位下飯高公諸丸の二人、姓を宿禰と賜ふ」

等見ゆ。斯くの如く此の氏が相繼ぎて宿禰姓を賜ひしは、笠目卽ち諸高（典侍）の勳功に據るなり。又天長四年三月紀に飯高宿禰姉綱あり。

4 飯高朝臣 承和三年三月紀に「左京人外從五位下飯高宿禰全雄、外從五位下同姓弟高等の五烟、宿禰を改めて朝臣を賜ふ、」と。次ぎて同九年六月紀に「伊勢國人遠江介外從五位下飯高公常比麻呂、弟五百繼、甲斐目大初位上飯高宿禰濱永等男女廿七人、姓を飯高朝臣と賜ひ、左京三條に編附す」と。次ぎて貞觀十五年五月紀に「散位外從五位下飯高朝臣貞宗披訴す。貞宗外階を賜ふべからずと。是に於いて外字を刊除し、改めて從五位下を賜ふ、」等見ゆ。卽ち飯高縣造の一族なる飯高君、同宿禰の後に外ならざるなり。嘉祥三年紀に飯高朝臣永雄、貞觀五年紀にも同人見ゆ。

5 越前の飯高朝臣 伊部造の後なり。伊勢飯高氏と同族と云ふ、何が故に伊部氏を稱せしものか、詳かならず。貞觀十五年十二月紀に「越前國敦賀郡の人左大史正六位上伊部造豊持、姓を飯高朝臣と賜ふ。卽ち本居を改めて左京五條三坊に貫附す。其の先は孝昭天皇の皇子天足彥國押人命より出づる也、」と。次ぎて同十七年十二月紀に「右京人右大史正六位上伊部造豊持、姓を飯高朝臣と賜ふ。天足彥國押人命の後也、」と見ゆ。

6 飯高氏 近長谷寺堂舍資財帳（天暦七年）に（多氣郡）「相可鄉十六條三疋田里五坪二段云々、右治田は、飯高豊子、去る寬平七年を以つて施入」「一當惡里、右治田は、故飯高常實、去る延喜廿二年を以つて施入、」「同條里九坪云々、右治田は、飯高僧丸、去る延喜四年施入、」「十八條三管生里云々、右治田は、故安道、並に飯高女戸尿、延長二年に施入、」「件の寺元は泰俊の先祖正六位上飯高宿禰諸氏、佛子觀勝の御薩存生の間、內外の近親等を勸めて、去る仁和元年建立する所なり」と見ゆ。此等は前述飯高公、宿禰、朝臣等の姓を省きしものと考へらる。嘉祥三年八月紀に飯高常比麻呂、淸野等とあるも亦同じ。

7 後世伊勢の飯高氏 神宮社家系圖に「飯高郡司大領、飯高朝臣、飯高神戶司、飯高朝臣姓、先祖祠度會姓」と見えたり。

8 桓武平氏千葉流 下總國匝瑳郡飯高邑より起る。千葉系圖に「千葉大夫常兼―逸見八郎常廣―飯高四郎政胤」と、又常廣の弟「下總介常重―千葉介常胤―胤正―成胤―胤綱―時胤―賴胤―胤宗―貞胤―氏胤―滿胤―馬加陸奥守康胤―胤持―輔胤―胤忠（飯高三郎、舍兄孝胤に屬して所々に於いて一戰高名有り、仍て孝胤飯高近鄉領知に給り、是より飯高殿と云々）」と。但しこは後世の事なり。始め政胤、飯高鄉にありて此の氏を稱す、其の子に胤廣あり、文永二年の香取遷宮用途記に匝瑳北條地頭飯高五郎胤廣と見えたり。

8 其の外承久記卷の四に飯高六郎、飯高小二郎、又東鑑卷三十六に飯高彌次郎衞門尉、同卷四十に飯高五郎見ゆ。

9 駿河の飯高氏 寬政呈譜前記千葉流胤忠の後とす、されど「飯高氏をかたくとりて主とす」と。蓋し飯高公の後裔なるべし。貞政より系あり、支庶七家、家紋並九曜、三龜甲。

飯高物部 イヒタカノモノノベ

伊勢國飯高郡にありし物部なり。大同類聚方に見ゆ。

飯谷 イヒダニ

岩代、阿波等に飯谷邑あり。

イヒタカ

れば、清和源氏伊那氏流なりと。其の後文和三年十一月廿日の文書に「島津周防守忠兼申す、相摸國山内岩瀬御代官殺害の事、仰せ下さるゝの旨に任せ、實否相尋ね候の處、去文和三年六月九日飯田七郎左衞門當鄕に打入り、忠兼代官池田右衞門尉以下の輩を殺害せしむるの條、其の隱れなく候」と。更に下つて鎌倉大草紙に飯田小次郎あり。

7　武藏の飯田氏　當國にも飯田氏勘からず、先づ風土記稿荏原郡條に「飯田氏、先祖は小田原北條家に仕へし者也と云ふ。其內飯田帶刀と云る人、永祿元龜の比用賀村に來住し、其地を開發せり。其子圖書眞福寺を開基す。後世々代官たりしが德川時代に至り名主となると云ふ、」と載せ、又橘樹郡條に「飯田氏(馬場先)里人の傳へに此ものゝ先祖代官にても勤めたりや、この家を馬場先の代官と云ふ。これらの事をもてみれば、この七郎右衞門は舊家なるべきか、」と。又同郡東小安村にも舊家あり。又豊島郡王子村條に「舊家者善左衞門、飯田を氏とす、名主を勤む、往昔王子權現勸請の時紀伊國熊野より瀨田、飯田、金子、鈴木、須藤、榎本等を氏とする六人の村民隨ひ來りて、爰に居住す。是を王子の六人衆と呼ぶ、善左衞門は則其一にして、祖先を飯田大膳と稱す。宅地內墓所に正和正安觀應等の年號を彫れる古碑あれば舊家なることは論なし。彼六人の內金子氏の子孫と云もの村內にあれど是も證とすべき事なし。」と。又足立郡峰村八幡社の社家にも此の氏あり。又木曾村飯田氏條に「先祖を兵部助と稱せしもの甲州武田氏に屬せしと云。その時のものなりとて文書を藏す。」と見ゆ。

8　駿河の飯田氏　庵原郡飯田村より起りしなるべし。東鑑正治二年正月廿日條に「梶原平三郎景時父子、駿河國淸見關に到る。飯田五郎等之を追ふ。景時返合せ狐崎に相戰ふの處、飯田四郎(吉川本次郎)等二人討取られ畢んぬ」と。次いで廿三日條に「一飯田五郎手に討取らる二人、景茂郞等」と見ゆ。此の飯田氏は相摸の飯田氏と同族か。

9　伊達氏流　始め桑折氏、宗季の子宗親・伊達郡南飯田邑に住み飯田氏と稱す。

10　陸前藤姓飯田氏　伊達藩世臣譜に、「大松澤、姓藤原、初め飯田と稱す。中頃宮澤と稱す。家系を傳へず。其の家傳へて言ふ、先祖飯田八郎左衞門某なる者、始めて當家大祖朝宗君に仕ふ。其の子孫伊具郡宮澤邑を領し、以つて稱號となす」とあり。

又國分氏條に「其の家斷絕す、爾後親族飯田出雲成親、請ふて采地を分與し其の家を立つ」と見ゆ。

11　羽前の飯田氏　村山郡飯田邑より起る。最上分限帳領內廿五城の一に飯田城あり、此の氏は天童下筋八楯の一にして(風土略記、縣誌提要)、義光物語に飯田攝津守、また永慶軍記に飯田五郎三郎見ゆ。最上氏の庶流なるべし。

12　常陸の飯田氏　新編國志に「那珂郡飯田より起る。六藏寺過去帳に道珠飯田兵部、元龜三、壬申七十五亡とあり、佐竹氏の臣なるべし」と。猶ほ六地藏過去帳に「道春、飯田與□」と云ふも見ゆ。

13　越中の飯田氏　三州志婦負郡井田館(在楡原保井田村)條に「天文二十一年、飯田孫二郎利忠(後小左近と云、富山本は飯田を齋藤に作る)其弟小市郎利常、同五郎二郎利憲、其長臣濱野賴母、小森某居住せり。其後利忠等謙信と戰ひ城陷

ちて、利常利憲之に死す。其死地は岩住村領天神林に在り、此後齋藤次郎右衛門信和居すと云」と見ゆ。

14 大和源姓飯田氏 添上郡の豪族にして奈良北小路に據る。清和源氏なりと。戰國時代直基あり、入道して春宗と云ふ。其の子出羽守賴直、筒井順昭の妹を娶り、筒井順慶の配下に屬して、二萬石を領す。其の子直宗、能直二人ありしも豊臣の世に死し、本宗は亡ぶ。旗紋四半に㊉の古文字と、三巴。家紋竹葉の丸。配下の將には高間氏三千石、內侍原氏二千五百石、北市氏二千五百石、上田氏千五百石、石井氏五百石。

15 伊勢の飯田氏 朝明郡小向城主に飯田庄之助あり、永祿十一年織田氏の將瀧川一益の爲に滅ざる(桑名志)。又員辨郡に飯田左衛門尉(左馬助)あり、永祿中上笠田城主たりき。

16 丹後の飯田氏 丹波郡赤坂砦(丹波村赤坂)は飯田越前守の居城なりき。

17 美作の飯田氏 太平記三十六に「山名伊豆守時氏云々、美作へ發向す。飯田の一族等が籠たる篠向の城、一矢をも射ず降參す」と見ゆ、眞庭郡、苫田郡に飯田氏現存す。

18 石見の飯田氏 邇摩郡の豪族なり。石見誌に「(大家本郷)飯田村城主飯田石見守春景、丸山傳記に天文三年八月飯田石見守春景を奉行として銀山に笠見置く」と見ゆ。

19 安藝の飯田氏 安西軍策に武田方飯田氏、其の他飯田越中守、同七郎右衛門、同彌七郎等を載せ、又藝藩通志に「佐伯郡地御前村飯田氏、世々嚴島外宮棚守職を守る。家傳記を失ふ、今保之進とよぶ」とあり。

20 阿波の飯田氏 故城記に「名西郡分、飯田殿、小笠原、源氏、松皮にカブラ矢二」と見ゆ。信濃飯田氏と同族也。

21 讃岐藤家族 香川郡飯田鄉より起る。全讃史に「飯田城、飯田主水、及び右衛門大夫之に居る」と見ゆ。室町時代相當の名族たりしと見え、見聞諸家紋に

讃岐飯田

とあり。讃岐藤家、左留靈公之孫也と。

22 豊後清原氏流 球珠郡飯田邑より起る。國志に少納言淸原正高、其の子政道其の三子飯田三郎通次と。遺事これに同じ。淺羽本淸原系圖には「正高—正通—助通—通次(飯田三郎大夫)」と載せ、豊後淸原系圖に「□高—通次(飯田三郎大夫)—通貞(飯田二郎)—貞元(飯田孫二郎)—吉元(六郎)—通能」と見ゆ。又長野系譜にもあり、庶流に惠良、野上、松木、森等の諸氏あり。(笠氏系圖に正高—正道—正長—道次(飯田三郎)と)。

23 豊前の飯田氏 宇佐郡の名族にして天文永祿の頃飯田主計頭あり。淸原氏の族か。

24 草野氏流 山本郡飯田邑より起る。草野系圖に「藤原隆家—文家—文時—高木肥前守文貞—永經(草野三郎)—永信(飯田六郎、山本郡飯田村に居る)」と。草野太郎永平の弟也。一本「草野永經弟飯田六郎永信、寶治三酉年二月廿日寂」と。北野林松院所藏文書に飯田新右衛門見ゆ、永信の末裔にして草野氏の老臣也と云ふ。

25 肥前の飯田氏 前項飯田氏と同族なるべきか、但し基肄郡に飯田村あり。博多日記の裏書に使節飯田彥次郎を載せ、又河上社文書にも飯田氏見ゆ。

胤鎮—元胤—教胤—胤朝—胤紹—胤久—胤茂（飯笹兵部）なりと。子孫肥前にあり、千葉氏に従ひ移れるならむ。

飯篠 イヒササ　イヒシノ　飯笹氏に同じかるべし。干城小傳に、「飯篠家直・山城守と稱し、長威齋と號す。下總飯篠の邑の人なり。嘗つて香取の神を祈り、劍技大いに進む。因つて天眞正傳神道を以つて其の技に名づく。足利義政に仕へ、母を亡つて歸隱す。後世擊劍の流派を稱する者、皆此處に源す」と載せ、又新編常陸國志に「下總の人飯篠長威、長享二年卒す。是の人、嘗つて香取神宮に祈り、託宣を蒙りて槍刀の精妙を悟り、長道具に達したり。新當流傳授の書に、天眞正、飯篠長威、塚原土佐守、同新左衞門、同卜傳と有り。北條早雲記に、長威を刀法中古の開山と稱し、武藝小傳にも、中興刀槍の始祖とす。又諸岡一羽、塚原卜傳も長威より刀術を傳へしと記す。關東古戰錄に飯篠山城守家直入道長意、初め鹿伏兎刑部少輔より刺擊の法を傳授す、鹿伏兎が先師は天眞正とて、海中に住める河童と云ふ獸なり。而も其の實を顯さず、香取明神の應身より傳ふと稱す、」と見ゆ。

飯石 イヒシ　イヒイシ條に云へり。

飯澤 イヒサハ　清和源氏平賀氏の族にして、信濃國佐久郡の名族なりと。尊卑分脈に「平賀盛義—大內義信—朝信（飯澤五郎、小野冠者）—時賴（宣陽門藏人）—時村（小野太郎）—義行（小太郎）—政信」とあり。詳細はオノ（小野）條を見よ。

飯篠 イヒシノ　イヒサヽ條を見よ。

飯嶋 イヒシマ　信濃、常陸、羽後等に飯島邑あり、此の氏は其等の地名を負ふ。

1 清和源氏片切氏流　信濃國伊那郡飯島邑より起る。尊卑分脈に「滿快五世孫片切爲行—二郎太夫爲綱（信州岩間飯島祖）」と見ゆ。甲鑑に飯島五十の將とあり。

2 清和源氏村上氏流　寬政系譜賴清流に收む。忠貞より系あり、家紋丸に揚羽蝶、九曜。

3 常陸の飯島氏　常陸國飯島村より起る。新編國志に「飯島・那珂郡飯島村より出たり。熊野山願文、明德二年十二月二日の連署の內、飯島七郎光忠子息宗忠とありて、下に中西とあり那珂西郡のことなり」と見ゆ。宗忠も亦七郎と云ふ。勝倉臺館に據る。

3 會津の飯島氏　新編會津風土記耶麻郡下岩崎邑條に「館迹、天福の頃飯島筑後信之築くと云」と見ゆ。

4 甲州の飯島氏　信濃飯島氏と同族なりと云ふ。會津家臣飯島氏天正十年文書に「甲州寄田內拾貫文、田中內八貫文事」など見ゆ。

5 河內の飯島氏　飯島三郎右衞門尉は若江郡高井田村の人也。初め信長、次いで秀吉、秀賴に仕へ、夏の陣若江に戰死せり。この子孫今岩田村にあり。

6 藤原姓　寬政系譜土岐支流、植村氏譜に「先祖土岐より出づ。始め飯島と號す、飯島は藤原氏なり」と見ゆ。

7 其の他飯島氏は承久記卷四に飯島太郎（備前坊）、北條役帳に江戶の內駒井宿河原太田新六郎康資が寄子飯島某見ゆ。又家傳史料に飯島玄蕃允、飯島肥後守、伊勢內宮祉家、高岡井上藩用人、津山藩分限帳、武藏埼玉郡等に見え、又足立郡飯島氏は糸輪に橘を家紋とす。猶ほ寬政系譜、清和源氏支流に飯島氏あり。家紋丸に竪二引、丸に桔梗、未勘源氏にも一家あり、家紋丸に三雁金、丸に蔦。

邑代 イヒシロ　和名抄遠江國佐野郡に邑代鄕あり、伊比之呂と訓ず。

飯田 **イヒダ**　和名抄相摸國足下郡に飯田郷あり、又讃岐國香川郡にも飯田郷を載せ、伊多と註し、高山寺本肓多と註す。其の他遠江國長上郡飯田庄（龜山院凶事記、園太暦）を始め、全國に飯田の地名甚だ多く幾流もの飯田氏を起せり、以下次第に列擧せむ。

1　清和源氏武田氏流　甲斐國西山梨郡（今甲府市）飯田より起る。寛永系圖逸見貞長が末孫飯田を領せしより家號となすと、或云ふ、武田有義の裔鹽部氏の族なりと傳ふ、寛政系譜四家を載す。家紋割菱、花菱。永正中飯田但馬守虎春あり、其子美濃守長能―筑後守―久左衞門也。一蓮寺過去帳亨祿五年飯田但馬あり、これ虎春の事かと云ふ。同書明應四年衆一房飯田作州内、同八年陵阿飯田作州とあり。又「武田陸奧守信春、庶男八郞信繼、飯田八郞信是の男彌三郞信辛、弘治中より信玄に仕ふ」など見ゆ。東山梨郡朔田、同德條、山崎、その他甲府、巨摩にも多し。

2　清和源氏村上氏流　信濃國伊那郡飯田より起る。尊卑分脈に「村上賴淸―仲宗―仲淸―盛滿―爲國（村上黨也）（一本顯淸―爲國〔村上判官代〕―判官代基國（號飯田）―飯田四郞義基―飯田太郞賴基、弟二郞義綱」と見ゆ。其子賴秀―賴國―賴滿―基滿―直基―賴直―直宗―昭珍―能直なりと。又義綱の弟に三郞信基、四郞親綱、左將監時綱（本實光）等あり。

3　清和源氏伊那氏流　信濃國伊那郡飯田より起る。尊卑分脈に「滿快四世孫伊那爲扶―爲實（飯田三郞）―實信」と見え、飯田氏家譜に「三郞爲實―小太郞實信（治承云々）―四郞―左近將監家能―五郞家重―太郞（應永）―次郞（永享）―左衞門―左馬助―長右衞門信基―長右衞門滿重」と信僞詳かならず。寛政系譜此末流三家を載す、家紋丸に一本竹。

旗本
飯田

4　清和源氏小笠原流　小笠原信濃守貞宗の三男宗滿は坂西と稱し、伊那郡飯田に居りしを以て飯田とも云ふ。伊那温知集に「飯田の古城主坂西刑部少輔宗滿は小笠原貞宗の三男なり、子孫相承して七世伊豫政之の時、知久大和守賴元と戰ふ」（バンサイ條を見よ）と。甲鑑にはんざい六十騎とあるは此の家なり。然るに千曲眞砂には「小笠原信濃守貞宗の孫坂西孫六郞宗滿居館を建て、其後移て今の飯田に居り、長姫城と號す、其後應永の頃飯田判官代基國、初名飯田次郞と云者之に居る」と、疑ふべし。信濃三流源姓飯田氏の關係未だ詳かに爲し能はず。

5　諏訪の飯田氏は丸に抱澤瀉、丸に劔鳩酸草、抱澤瀉等を家紋とす。

6　相摸の飯田氏　高座郡飯田邑より起る。この地は鎌倉法華堂弘安八年文書に澁谷庄西飯田郷と見ゆ。此の飯田氏は平安末期以來の大族にして、源平盛衰記に相摸國住人飯田三郞家能見ゆ、家能は東鑑卷一、治承四年十月廿日條に飯田五郞家義、同子息太郞と載せ、猶ほ卷十六に飯田四郞、卷卅三、卅五に飯田五郞家重あり、或は此の族ならん。又承久記卷二に鎌倉方飯田氏、同卷四に飯田のさこんあり。但し此等は次に云ふ駿河の飯田氏なるやもはかり難し。次いで鶴岡正安元年十月廿七日文書に「永福寺藥師堂供僧等代承成、相摸國飯田郷地頭等と相論條々、云々、延應元年御下知、飯田三郞能信當郷を返し給ふの時云々」と見ゆ。能信は家能の後なるや明白とす。飯田氏譜に據

る者の外、太平記巻二十七に飯尾修理進入道、御評定着座次第に「應安六年奏事飯尾美濃守貞行、同七年奏事飯尾美濃守、孔子飯尾右近將監、康暦元年孔子飯尾新左衞門尉、至德二年飯尾左近入道、飯尾肥前守、飯尾濃入、飯尾肥前入、飯尾善左衞門爲久、明德二年奉行人飯尾左衞門大夫、同肥前守、同美濃守、同三年同美濃守貞之、應永三年飯尾美濃守入道常廉（法體例始也）、同五年飯尾加賀入道、飯尾肥前入道、同八年同肥前入道常健、同美濃入道常廉、同十年飯尾四郎左衞門尉。次に文安年中御番帳に、奉行人飯尾（イノチ）、永祿六年諸役人附に、奉行衆飯尾加賀守貞廣、飯尾大和守堯連、飯尾中務大輔盛就、また奉行衆飯尾加賀守盛就、飯尾右馬助貞遙、また飯尾與左衞門尉、飯尾三郎。次に長享元年將軍江州動座着到に飯尾隼人佐、飯尾美濃守、同四郎左衞門尉、御陣奉行同加賀守清房、飯尾左衞門大夫、飯尾大藏左衞門尉、飯尾肥前守爲修、同大藏大輔、また長祿寛正記に公方より飯尾下總守を御使にて云々。時の奉行飯尾右衞門大夫、また應仁記に飯尾彦六左衞門尉、餘目舊記に飯尾肥前守、また海東諸國記に「之種、庚寅年、壽藺護送と稱し、使を遣はして來朝す。書して京城奉行頭飯尾肥前守藤原朝臣之種と。其の使人言ふ。近々國王に侍すと。其使特送例を以つて館待す」と見ゆ。飯尾氏は三善姓なれど、當時藤原姓と稱せしが如し。見聞諸家紋に

奉行
飯尾左衞門大夫之種

また德川時代三ケ月森藩に飯尾氏、加賀藩給帳に「貳百石、紋石丸橘、飯尾吉太夫」とあり。また阿波古城記に「麻植郡分飯尾殿（三善）三好、鎧の形に二雁、（一本鎧ノカコ厂音）」と見ゆ。

飯岡 イヒヲカ イホカ 和名抄美作國勝田郡に飯岡鄕あり、高山寺本以保加と註す。又山城綴喜郡に飯岡莊あり、西大寺田園目錄に見ゆ、其の他下總、常陸、陸中、佐渡等に此の地名あり。

1 桓武平氏 常陸國茨城郡飯岡邑より起りしか、鹿島氏の族なりと云ふ。鹿島郡の豪族にして應永中上杉禪秀に屬す。又下野上鄕衆に飯岡新左衞門知貞あり、天正中の人なり、同異詳かならず。

2 陸中の飯岡氏 志和氏の配下に此の氏あり、紫波郡飯岡邑より起りしならむ。奧南指南錄に稼參士の飯岡云々は志和殿家人の末也と。

3 其の他羽後秋田氏配下の將にも此の氏あり、又新編會津風土記にも見ゆ。又岩村松平藩の番頭にあり。

飯垣 イヒガキ 紀伊の豪族なり。國造家舊記に「延德年中云々、秋月の城には飯垣周防守を置く」と。又續風土記名草郡秋月城條に「文明中國造俊連築き、所青侍飯垣周防守居城」と見ゆ。

飯河 イヒカハ 飯川と通じ用ふ。能登、美濃、陸前等に飯河村あり。

1 藤原北家 能登國鹿島郡（能登部）飯川邑より起る。魚名の後にて豊田次郎光廣の裔なりと云ふ。室町時代の名族なり。永享以來御番帳に飯川兵庫助、飯川修理亮、文安年中御番帳に飯川兵庫助、飯河中務入道、飯川修理亮、永祿六年諸役人付に、飯川山城守信堅、飯川彌四郎忠直、飯川彦四郎、申次飯川山城守信堅、飯川治部少輔秋共（千秋左近將監）、飯川幸増丸、應仁別記に飯河孫六、大館日記に若公樣御走衆飯川能登下、大御所樣御

走衆飯川彦九郎、其の他康正造内引付、永享着到等にも見ゆ。次に云ふべし。此等は能登在住のみにあらざるも恐らく同族と考へらる。見聞諸家紋には

二番
飯河近江守
イ本丸内如此

佐々木本紋二ツ也、一ハ上ニツク、一ニ鉾勢アリ一如此

とあり。

2　越中の飯川氏　長享將軍江州動座着到に、越中飯川彌九郎、飯川彌四郎見ゆ。永祿諸役人付の彌四郎忠直と同一家なるべし。

3　若狹の飯河氏　康正造内裡引付に「一貫六百四十二文、飯河兵庫助殿。若州三方郡四上恒枝。段錢」と見えたり。

4　丹波の飯河氏　康正造内引付に「貳貫文、飯河兵庫助殿、丹波國。二ヶ所分段錢」と見ゆ。

5　桓武平氏　美濃國岩瀧鄕飯河庄より起る。家譜に「魚名の流にして豊田次郎光廣二男賓光能登國に住し、長寛二年美濃國岩瀧鄕下川飯河の庄を賜はり。これより飯河を稱す」とあれど、寛政系譜には平氏支流に收む。支庶三家、紋洲濱、九曜、越前笠。

6　清原氏流　清原系譜に業忠—宗賢—宣賢—妙佐(飯川)と見ゆ。

7　奥州新田流　陸前志田郡飯川邑より起る。伊達成實記に「新田刑部少輔一族飯川大隅、籠城主飯川大隅。」大崎隆義家中記に飯川大隅守、等見ゆ。

8　其の他　鎌倉大草紙に飯河河内守、安西軍策に飯河肥後守等あり。

飯川　イヒカハ　飯河に同じ、前條に云へり。

揖斐川　イビガハ

飯木　イヒキ

飯口　イヒクチ

飯倉　イヒクラ　武藏、下總に飯倉の地あり、それ等より起る。

1　桓武平氏千葉氏流　下總國匝瑳郡飯倉邑より起る。磐若院千葉系圖に「常重—胤元—胤業(飯倉)」と見ゆ。匝瑳黨の一なり。又飯倉七郎胤貞あり。

2　清和源氏深栖流　尊卑分脈に「仲政—深栖三郎光重(住下野國方西、號波多野御曹司)—紀伊守仲重—飯倉三郎長兼—飯倉藏人長國」と載せ、又中興系圖に「飯倉、清和源姓、深栖紀伊守仲重一男三郎長兼稱之、又深栖三郎光重三男藏人仲重稱之」とあり。

3　桓武平氏江戸氏流　武藏國豊島郡飯倉御厨より起る。畠山系圖に「重保—下野守重國—江戸彦太郎重長(江戸、木田見、丸子、小日向、柴崎、飯倉、澁谷、高田所々知行、因玆如此ツリ畢)—秀重(飯倉六郎、家紋瑩黑)」とあり。飯倉の領主たり。小田原役帳に飯倉彈正忠見ゆ。

飯坂　イヒサカ　岩代國信夫郡飯坂邑より起る。伊達家配下の將にして、伊達政宗家中記に飯坂右近あり、藤原姓なりと。伊達藩世臣略記に「飯坂は其の先を知らず、右近宗康、飯坂城に居り、當家輝宗政宗兩君に仕へ、一家に列せらる。嗣なし、女を以つて輝宗君三男河内守宗清に配し、邑を黑川郡(吉岡)に移す。宗清歿して嗣なし、桑折萬六宗長を以つて後と爲す、寛文中絕家」と見ゆ。飯坂天王寺に右近將監宗廣の位牌あり、古館辨に久保田山王館、城代として飯塚右近大夫を置くとあるも同人なるべし。

飯笹　イヒザサ　下總國香取郡(匝瑳郡)飯笹邑より起る。千葉氏の族にして、胤基—

部民を定め給へるにて、御名代の一種とすべし。天平二十年四月廿五日の寫書所解に「坊舍人先位石村部熊鷹」なる人見ゆ。左京の人なり。石村部は伊波禮部に同じ、卽ち此の部の民の裔なりとす。

石村部 イハレベ　伊波禮部に同じ。出自の明白なる者何れも倭の漢氏の族なるより、此の品部は其の族人を以つて定置したるが如く考へらる。

1　下總の石村部　大島鄕戶籍に石寸部比米都賣と云ふ者見ゆ。石寸部は石村部の略なり。

2　土佐の石村部　和名抄土佐國香美郡に石村鄕あり、此の部のありし地か。

3　石村部宿禰　石村部の伴造石村村主の宿禰姓を賜へる者か。拾芥抄に見えたり。

4　石村部朝臣　姓名錄抄、拾芥抄等に見えたり。

石寸部 イハレベ　石村部に同じ、前條に云へり。

岩脇 イハワキ　阿波國の豪族にして故城記那西郡分に「岩脇殿(於曾)三枝氏、庵中に五梅」と見ゆ。

揖斐 イヒ　和名抄美濃國大野郡に揖斐鄕あり(今揖斐郡)。其の地より起る。尊卑分脈に「土岐賴清—賴雄(號揖斐)—詮賴(揖斐讃岐守、左衞門尉、」と。淺羽本土岐系圖又同說にて、「賴雄—詮賴—行久—益賴」と見ゆ。寬政系譜七家を載す、家紋桔梗、黑餅。新撰美濃志大野郡三輪村條に、「古城跡、城主揖斐出羽守賴雄は、土岐系圖に土岐伊豫守賴淸の子にて、大膳大夫賴康の弟也。始めて此山に城を築て住みし故、揖斐を名のれり。其子藏人左衞門尉詮賴(號山尻讃岐守)家を繼て在城す。揖斐五郎光親は土岐賴藝の弟にて、享祿天文の頃此地に住めり。のち古橋村に移り、又鷲巢村に移りてそこにて病死す。土岐左京大夫賴藝は天文十一年齋藤道三が謀反によりて、山縣郡大桑の居城を退き、こゝに來りて城を築き住みて同十六年まで居城す。」と載せたり。

衣斐 イヒ　エヒ條を見よ。

飯 イヒ　伊達政宗家中記に飯助三郎見ゆ。

移飯 イヒ　文安年中御番帳足輕衆に移飯あり。

伊比 イヒ

飯合 イヒアヒ

伊比井 イヒヰ

飯石 イヒイシ　イヒシ　オホテ　出雲國に飯石郡あり、イヒシなり、和名抄於保知と訓ずるは何によるか。

飯泉 イヒイヅミ　イヒヅミ　相摸國足柄郡飯泉邑より起る。鎌倉圓覺寺文應元年文書に「飯泉左衞門尉景光法師領地、相摸國成田庄飯泉鄕內田肆町伍段」と見ゆ。

飯衛 イヒヱ　鯖江藩侍帳に飯衞爲之進なる人見ゆ。

飯尾 イヒヲ　イノヲ　數流あり、內阿波の飯尾(イノチ)氏の事はイノチ條にて詳述す、參照せよ。

1　三善氏流　イノチ條に云へり。猶ほ以下の項を見よ。

2　參河の飯尾氏　阿波飯尾氏の一族なり。康正造內裏段錢引付に「百貫文、阿波、參河兩國分、飯尾因幡入道殿」と見ゆるによりて知るべし。寶飯郡三谷原邑三橋城に據る、「鎌倉北條時代飯尾因幡入道住す、證文あり」と見ゆ。

3　尾張の飯尾氏　これも阿波の飯尾氏にして三善姓なるべし。後織田氏より繼ぐ。中島郡の豪族なり。

4　織田氏流　織田系圖に「敏定—定宗(飯

尾近江守、尾州奥田城主飯尾養子也）―出羽守信宗（茂助、隱岐守）弟彦三郎敏宗（飯尾左馬助）―宗康」と見ゆ。又尾張志中島郡條にも「飯尾氏（奥田村）、織田敏定の二男飯尾左馬助敏宗、その子近江守定宗」とあり。

5 丹後の飯尾氏　正應元年八月の惣田數目錄帳に「與佐郡鍋江郷、二十二町一反百八歩內、八町八反二百五十五歩、飯尾大和守、十三町二反三百二十四歩、雲居庵領。同郡伊禰庄二十八町七十四歩內、七町二反二百九十七歩、小島方飯尾備前、十八町三反百七十歩、在方飯尾備前（但拾七町七反貳百五拾貳歩）。丹波郡恒吉保、十八町一反二百九十二歩、飯尾大藏左衞門。竹野郡芋野鄕二十八町三反二百十六歩、飯尾大和守」と見ゆ。

6 北畠氏流　宗通より出づ。

7 佐々木氏流　松下長光の子長廣、飯尾を稱すと云ふ。

8 清和源氏賴政流　武藏國豊島郡の名族にして、新編風土記稿に「穩田村の舊家。家系一卷を藏す。其略に始祖は賴政の次男藏人大輔賴兼に出づ。其子賴茂左馬權頭、其子賴方下野守に任ず。賴方賴氏を生む。賴氏下野國より伊豆國に移り、後遠江國北脇鄕に來る、此地は賴政鵺を射たる賞に賜ふ所なり。依て賴氏北脇にて鵺代と改め、小城を築きて住し、鵺代次郎と號す。又濱名佐久の城を築て移り、足利義滿に仕へ從五位下に叙し、左京太夫に任じ、次で正五位下に進み遠江守に遷る。其子淸政、其子賴政、其子賴淸、其子政持、相繼で佐久の城主たり。政持賴季を生む、是も當城にありて志摩守に任ず。此時初て今川家に屬し貞世に仕ふ。其子信賴、其子正隆、其子政義、其子賴秀、共に同城の主たり。賴秀用政を生む、用政は賴秀の六男にして大矢小吉と稱し、後飯尾帶刀と改む。今川氏親及義元に仕へ、遠州濱松城に移住、其子兵庫頭賴純、其子豊前守政純（或は政實に作る）幷濱松城にあり。政純志を東照宮に通じ奉るの由聞えしかば、今川氏眞永祿十二年三月八日三浦右衞門尉義鎭に命じて是を誅せしむ。政純の子政宅は志摩と稱し、後彌太夫と改む。濱松城を退き關東に來りて結城秀康卿に仕へ、後武州目黑の鄕主秋元某を聟とし、澁谷鄕に引籠り慶長五年四月十九日卒す。村內に墓碑あり、其子光純太郎左衞門尉と云。延寶五年二月三日沒す、此時民間に下りて今の吉之丞に至る。」と見えたり。駿河新風土記に「永祿九年、今川家にて家の老臣飯尾豊前守野心の沙汰ありて遠州より招寄せ誅戮せらる」と。富澤家記錄に小田原旗本飯尾監物見ゆ。

9 紀伊の飯尾氏　宗祇法師傳に宗祇は姓飯尾氏、紀伊在田郡吉備の人なりと。

10 藤原姓　武田信玄の家臣に飯尾右京進直利あり、その子を新左衞門尉と云、播州加古郡木村に移り、木村氏と稱すと云ふ。

11 伊豫の飯尾氏　豫章記に「三島七島社豫職等は、全く他の競望有るべからざる事なれども、京都より善家の者進止せらる事、誠に無念の次第也。善三島と云は飯尾の末葉也、結句又小早河者、善家を追退て存知する事、更に以て謂なき子細なれ共、是ぞ通信神慮に背申されける矢也。」と見ゆ。

12 因幡の飯尾氏　康正造內裡段錢引付に「三貫七百廿五文、飯尾孫右衞門殿。北野社領同。因幡國日野郡」と見ゆ。

13 飯尾氏には以上及びイノチ係に擧げた

りと云、されど德星寺に藏する文書によれば、落城以前よりこゝに居りしにや、系圖舊記等もなければ其詳なることを知らず、近村町谷村の民金右衞門も井原氏にて、先祖主稅助へ與へし太田氏房等の文書數通を藏し、又與野町にも平八と云ものの同氏にて舊家の由いへば、かたかた此邊に井原氏のひさしく住居せしことしるべきなり。」と載せ、又町谷村井原氏條に「先祖を主稅助と號し、岩槻の太田家に仕へしと云ふ。系圖舊記等を所持せざれば其詳なることを知らず、たゞ家に古き文書を藏す、又郡中畔吉村の舊家彌市が先祖井原土佐守へ太田氏房より與へし文書あり、與野町にも井原平八と云もの舊家なる由いへば、是等みな一族にして岩槻落城の後此邊に來住せしものなるべし。」と見ゆ。

10　其の他攝津國住吉郡住吉村の名族、信濃伊那郡下條氏の家士に井原庄左衞門、又太平記廿九に「二千餘騎、丹波の井原石龕に止めらる、此等の衆徒元來無貳の志を存す」と、又備前にも此の氏あり。

猪原　ヰハラ　井原氏と通ずべし。

茨　イバラ　東作志引用武山先祖の覺書に茨久兵衞見ゆ。

茨城　イバラキ　ウバラキ　ムバラキ　茨木と通じ用ふ。和名抄常陸國に茨城郡あり牟波良岐と註す、古代茨木國のありし地にして郡內茨城鄕は蓋し其の治所のありし地にて郡名の起原地なるべし。猶ほ那珂郡にも茨城鄕あり。又下總國匝瑳郡にも茨城鄕あり。何れも古代茨城氏の活動を物語るの地か。又伊豆國田方郡に茨城鄕、其の他攝津國三島郡に茨城邑あり、茨木とも記す。茨城氏は此等より起る。

1　茨城國造　茨城國は後の茨城郡の地にして、此の國造の事は神代紀一書に「天津彥根命、此れ茨城國造、額田部連等遠祖也」と載せ、國造本紀には「茨城國造、輕島豐明朝御世、天津彥根命の孫筑紫刀禰を國造と定め賜ふ」とあり。又常陸風土記に「茨城國造初祖天津多祁許呂命、息長帶比賣天皇の朝に仕ふ。品太天皇(應神)の誕時に當り、多祁許呂命に子八人あり、中男筑波使主、茨城郡湯坐連等の初祖也」と見ゆ。筑波使主は筑紫刀禰の事にして多祁許呂命は其の父なり、ツクバ條を見よ。此の國造の氏姓を壬生連と云ふ、常陸風土記行方郡條に「難波長柄豐前大宮馭宇天皇の世、茨城國造小乙下壬生連麿呂」とあり。蓋し此の國造族を、茨城郡湯坐連、壬生連とあるは、湯坐部壬生部の事に與かれるによるべし。

2　茨木造　姓氏錄、未詳雜姓、和泉の部に「茨木造、天津彥命之後者不見」」と見ゆ。天津彥根の後にして茨木氏と云ふなれば、其の系疑はしとするも、茨城國造と密接なる關係あるや明白とす。

3　毛野姓茨木氏　毛野氏の族にして姓氏錄、和泉皇別に「茨木、豐城入彥命之後也」と見ゆ。茨城國造との關係詳かならず。以上二氏は和泉大鳥郡所貫なりと云ふ。

4　茨木公　皇別姓なるや著しけれど、何天皇の後なるや詳かならず、天武朝眞人姓を賜ふ。

5　茨木眞人　天武紀十三年條に「茨木公云々等、姓を賜ひて眞人と云ふ」と見ゆるのみ。

6　攝津の茨木氏　島下郡茨木邑より起る。天文十七年頃、茨木伊賀守孫次郎、茨木城にあり、永祿十一年佐渡守荒木村重に破られて滅ぶ。應仁記卷二に茨木氏見ゆ。又文安年中御番帳に奉行衆茨木あ

り、此の茨木氏か。古代茨木氏の裔なるべし。見聞諸家紋に、

茨　木

7 丹波の茨木氏　天田郡にあり、丹波志に子孫下野傺村と見ゆ。

8 平姓　中興系圖茨城氏を平姓に收む。

9 秦姓　河內國讃良郡八幡神社の宮衆に此の氏あり、秦氏なりと云ふ。

10 上野の茨木氏　前述毛野姓茨木氏の裔か。翁草鎌倉時代武士の所領を擧げて、一萬五千町、上野の內、茨木彌五郎義久と。眞僞詳かならず。

11 其の他加賀藩給帳に「貳千五拾石（紋上り藤丸、御馬廻組）茨木主殿」、「また參百石（紋同）茨木左平太」と載せ、又鯖江藩侍帳に茨城廉三、又信濃に茨木氏あり。

茨木　イバラキ　茨城と通じ用ふ、前條に併せ云へり。

荆木　イバラキ　紀伊國日高郡荊木村より起る。續風土記同郡天田村の地士荊木嘉一郎條に「祖六郎左衞門藤原孝之、應仁の頃、高家莊荊木村に在住し、世々畠山氏に屬し、享保中地士に命ぜらる」と見ゆ。又島村にも地士荊木總次郎あり。

薊木　イバラキ　伊勢飯野郡の名族なり、三國地志に「薊木造之亟、按八田村に住す」と見ゆ。

茨澤　イバラザハ　紀氏の族にして、紀氏系圖に「長谷雄―淑光―文利（美作守）―忠道―順理―忠任―忠有―忠房―忠遠―忠俊―忠景―忠高（西園寺家衆）―範高―忠重―忠直（茨澤左衞門）―忠國（忠圀）」と見えたり。甲斐國中巨摩郡に荊澤村あり。

茨田　イバラタ　マムダ條を見よ。

石村　イハレ　イハムラ　大和國の磐余より起る。磐余、石村音通じ、又伊波禮と眞名書にもす。其の他土佐に石村鄕ある事イハムラ條に云へり。（イハムラ、イシムラ條參照）

1 石村村主　大和の古族にして、坂上系圖阿智使主に隨來る人民の內に石村村主あり。こは大和伊波禮の地名を負ひたるなり。蓋し後述伊波禮部は主として此の歸化人を以て組織したるものにて、此氏は其伴造と見るべきならむ。天平神護元年四月紀に「右京人外衞將監從五位下石村々主石楯等三人云々。姓を坂上忌寸と賜ふ」と見ゆ。

2 三河の石村々主　天平神護元年四月紀に「參河國碧海郡人從八位上石村々主押繩等九人、姓を坂上忌寸と賜ふ」と、前述村主の支族なるや著しかるべし。又坂上系圖に「姓氏錄曰、駒子直第四子小梓直、參河國坂上忌寸等祖也」と。同族ならむ。

3 石村忌寸　坂上氏の族にして、坂上系圖に「姓氏錄曰、志努直第二子志多直、是れ石村忌寸云々等の祖也、」と。蓋し石村村主の忌寸姓を賜へるものなるべし。

4 大和の石村氏　元亨釋書十二に「釋仁耀、姓は石村氏、和州葛木上郡人、云々、延暦十五年二月卒」と見ゆ。石村村主の後裔なるべし。

磐余　イハレ　倭漢氏の族也。萬葉集卷廿に磐余伊美吉見ゆ。前條石村忌寸と同一なるべし。磐余は石村に同じく伊美吉は忌寸に異ならず。

磐余吳琴彈彊手　イハレノクレコトヒキサカテ　吳國よりの歸化族なり。コトヒキ條を見よ。

伊波禮部　イハレベ　古事記履仲段に「亦伊波禮部を定む、」と見ゆ。履仲帝は伊波禮之若櫻宮に坐せるにより其地名を負ふ

祇候聟交名（百合文書）に岩屋太郎信家あり。（東鑑卷十五に岩屋太郎見ゆ。）

5 近江の岩屋氏　甲賀廿一家山北九家の一に岩屋氏あり。

岩谷　イハヤ　岩屋と通じ用ひらる。

1 羽後の岩谷氏　岩屋氏ともあり、由利十二黨の一にして由利郡岩谷邑より起る。矢島十二頭記に「岩谷館、忠兵衞とも内記とも申候、何代と申事知れず。知行所は今龜田の岩谷、打越と續申所也」と。又新風土記に「岩谷館跡は岩谷町にあり、元龜天正の頃に右兵衞朝繁、或は播磨守朝祐、或は重次郎と名乘る人ありて、處々の戰場に出張せり。慶長年間岩谷右兵衞三千石にて最上義光に仕ふ、」と最上義光分限帳に「由利中檢地、岩屋忠兵衞領分、」と載す。元和八年沒落せり。

2 岩代の岩谷氏　藤原姓、家紋小波に兎なり。

3 其の他、水口加藤藩の番頭を始め、備前、志摩等に此の氏あり。

巖谷　イハヤ　石見にあり、岩谷氏に同じきか。

石谷　イハヤ　イシガヤ、イシタニ條を見よ。

伊早坂　イハヤサカ　信濃にあり。

岩屋谷　イハヤタニ　豫章記に「吾河、黑田、岩屋谷衆、最前に馳參ず」と見ゆ。

猪早　ヰハヤ

岩柳　イハヤナギ

岩屋迫　イハヤハザマ　三坂元弘三年十二月文書に岩屋迫四郎三郎入道、同子息彥三郎、同舍弟與手三郎云々と見ゆ。

伊林　イハヤシ

井林　ヰハヤシ

岩山　イハヤマ　近江蒲生郡の豪族にして佐々木氏の族なり。尊卑分脈に「京極左衞門尉宗氏—（岩山）秀信（六郎、尾張守、建武二年正月廿日合戰に疵を被り、同二月十一日丹波國に於いて死す）—左衞門尉信高—太郎秀重—四郎秀定（美乃守）」と。淺羽本佐々木系圖には「秀信、岩山三郎、」とあり。又一本佐々木系圖には「宗信（宗氏）—信高（岩山六郎左衞門）—秀信（尾張守）—秀定（四郎左衞門、美濃守）—持秀（四郎、美濃守）—政秀（四郎左衞門、美濃守）」と見ゆ。康正造內裏段錢引付には「三貫文、岩山美濃守殿出雲國大峰國。段錢、」また文安年中御番帳に岩山與九郎秀信、長享江州動座着到に「江州、佐々木岩山美濃守政秀」と載せたり。

岩吉　イハヨシ

伊原　イハラ　井原、菴原と通ずる事あり。

1 駿河の伊原氏　菴原と通ず、古代庵原氏の後裔なるべし。永慶軍記に「津輕大光寺が先祖は駿河國有度の領主伊原左衞門尉が末葉とかや」と見ゆ。

2 出雲の伊原氏　井原氏と通じ用ひらる。雲陽志に古曾志城は伊原大膳の居る處なりと。

3 武藏の伊原氏　新編風土記葛飾郡條に「丹後村は伊原丹後と云ふもの開發せしにより、村名に唱ふと云。子孫今千藏とて村民にあり、其の家傳に丹後嘗て高城下野守に仕へ、郡奉行を勤めしといふ、」と見ゆ。

4 其の他飯山本多藩番頭を始め、備前、信濃等に多し。

菴原　イハラ　庵原（イホハラ）條を見よ。吉備氏の族也。

井原　ヰハラ　ヰノハラ　高山寺本和名抄丹波國氷上郡に井原鄕あり、爲波良と註す、久下氏建武四年文書に井原莊と見ゆ。次に美作國眞島郡に井原鄕あり、又讃岐國香川郡に井原鄕あり、井乃波良と訓ず。其の他

近江田賀郡に井原庄あり。

1 井原宿禰　類聚國史に井原宿禰繼足、其他政事要略卷五十三等に見ゆ。

2 井原氏　類聚符宣抄第九に、井原好風（醍醐朝）第八に井原連扶（村上朝）を載せたり。前條氏に同じかるべし。

3 中原姓　美作國眞島郡井原鄕より起る。笠庭寺記に「眞島郡井原鄕（染花三枝）中原忠光」と見えたり。此の後なるべし。作州古城記に「垂水鄕注連山城、井原左衞門尉の據る處」と見ゆ。天正年間毛利氏に攻落さる。

4 物部姓　石見國邑知郡井原邑より起る。庵原系圖に「物部竹子連（南八王子に祠を建て祭り、川合神社と稱す）―川合連活麿（又紀伊麿）―足彦―鄕田―眞島―建智麿―加奈布（又加奈符）―武永―多氣美―實雄―雄道―政雄―雄言―大道（又六能）―美雄―好男―善男―雄齊―雄村―雄忠―雄室―雄逸―逸雄―永雄―年雄―靭雄―伴夫―種麿（又種雄）―比禮麿―布留麿―宅彦―毛等彦―武雄 左近將監―井原信武 左近將監―皐月丸 井原次郎左衞門 井原丹後守ハ此末―卯月丸 井原三郎右衞門 井原孫三郎ハ此末

左近將監信武（康曆二年大內義弘より地頭職を召放さる）―將監信高（太郎、又神南大夫、小笠原の被官となる）―左近亮經信（神左衞門）―左京亮信成（永正四年君谷戰死）―彌次郎信義（邑智郡井原に住む、文明十年經信より河本弓之村內鍛冶屋敷讓渡證文あり）―智信（實は左京亮子民部左衞門）―豐後守秀信（神左衞門、永正十六年九月六日受領）―神大夫緣信（山城守、享祿年中受領）―重郎左衞門德信（實は緣信弟、後邑智郡君谷に住す）―左馬介信恒（川合舞戸の內二十貫の地を領す）―信雄（長田役奉仕、北之鄕に移る、元和二死す。此の弟佐吉、毛利の臣となり長州に移る）―右馬頭政雄（一宮社役、欟祝部、別火職、元和二年二月、給田九石三斗二升五合を受）―理左衞門政慶―理兵衞政利―兵部之丞政恒―庵原政周（後右衞門政榮と改む、寶永元年就職、井原を庵原に改む）」と見えたり。

石見誌に「井原村雲井城主雲井彈正少弼、物部氏族井原信武（天授六年地頭職を止む）井原に居り氏とす。此の裔也。八重葎、中野賀茂社文書に、雲井彈正井原長門守、天文人、物部神社宮司庵原定は此後。元享中久永行賢、延德中久永行盛（賀茂別雷領久永庄地頭職、多年久永氏據城）」と。又同村平城主井原丹後守（小笠原家臣）は物部氏族、前雲井と同族、井原次郎左工門、皐月丸の裔。小笠原長德天文十三年雲州高名に依り、大家三方下都治左摩白坏井原を知す。井原長門守、同丹後守、同孫三郎、家人となる（丸山傳記）」と見ゆ。

5 安藝の井原氏　高田郡井原邑より起る。嚴島社永仁二年の文書に神領安藝國平良莊預所職井原某と。後世井原小四郎あり、井原村鍋谷城に據る（藝藩通志）。

6 豐前の井原氏　下毛郡の名族にして、元龜天正年間井原伊豆守あり

7 秀鄕流藤原姓　讃岐國井原鄕より起る。由佐下野欟守顯助の後なり、ユサ條を見よ。

8 紀伊の井原氏　日高郡の名族なり、山田莊鍋倉山城は鍋倉井原左衞門の居城なりき。又薗浦の地士に井原氏あり。

9 武藏の井原氏　新編風土記足立郡畔吉村井原氏條に「先祖を井原土佐守政家と稱し岩槻の十郎氏房に仕へしものなるが、落城の時打もらされ當所に來り住せ

見房覺秀なる者を載せたり。

7　上總の石見氏　町村誌に「望陀郡坂戸市場村、傳へ云ふ、鎌倉頼家公の亡ぶるや、其の臣片桐、石見、内藤の三氏、此の地に隱匿し、始めて開墾す」と。

8　安藝の石見氏　藝藩通志賀茂郡條に「志名乃松、宇都多原、並に鄕原村の戰地、岩山城の麓なり。天文廿二年、故城主石見氏兄弟、毛利氏と此の地に戰ひ敗績す」と。

9　石州刀劍　初代直綱、二代直綱（石州出羽住、永和頃）、直綱の孫貞綱（應永中）其の弟子長濱住人某等皆名あり。

岩見　イハミ　博多日記裏書に奉行岩見見ゆ。

岩味　イハミ

岩道　イハミチ　備前にあり。

岩水　イハミヅ　上野桐生家臣なり。桐生又次郎の時岩水喜太郎あり。

岩光　イハミツ

石村　イハムラ　イハレ　和名抄土佐國香美郡に石村鄕あり、伊波牟良と訓ず。後世岩村と云ふ。又大和國に石村あり、されど此は磐余と通ずるにてイハレなれば其の條にて云ふべし。

岩村　イハムラ　相摸、美濃、紀伊、土佐、肥後等に岩村の地あり、此等より起る。但し石村氏の後裔も多かるべし。イハレ條參照。

1　土佐の岩村氏　前述に云へる岩村より起りしなるべし。

2　武藏の岩村氏　多摩郡日向和田村三島社の神主家なり。

3　河内の岩村氏　永祿二年の交野郡總侍連名帳に「津田村岩村帶刀忠澄」見ゆ。

4　其の他因幡志に岩村某、又信濃にもあり。

石村部　イハムラベ　イハレベ條を見よ。

石室　イハムロ　和名抄下總國匝瑳郡に石室鄕あり、中世岩室に作る。

岩室　イハムロ　下總、近江、遠江、越後、豐後等に岩室の地あり。

1　蒲生氏流　近江國甲賀郡岩室庄より起る。蒲生系圖に儀俄權五郎俊光—(岩室)俊行

- 俊行
  - 俊秀 岩室九郎太郎
    - 藤俊 又太郎
    - 直俊 又次郎
    - 瀧秀 山伏・石塔寺禪住
  - 俊胤 九郎次郎
  - 淨秀 忍性僧都
  - 成俊 五郎
    - 秀成 九郎
    - 榮賢 民部房・西明寺住

また「蒲生俊行、同國甲賀郡岩室に住して岩室と稱す」などあり。長享年間將軍江州動座着到に「江州、岩室彌四郎」とあるも此の族か。

2　橘流　山中俊信の裔大學頭家教、甲賀郡岩室鄕下司となり、岩室氏と云ふ。其の孫太郎左衞門長俊、六角氏に屬し、明應元年愛知川に戰死す。其の四世秀俊足利義晴に仕へ、天文十五年北白川に戰死す。其の子主馬頭家雄、足利義昭に仕へ宇治川に戰死す。其の弟小三郎貞俊織田信長に仕へ、天正十三年封地を失ふと云ふ。寬政系譜橘氏、大平氏條に「俊家・甲賀郡岩室に住せしより岩室を稱す」と。家紋丸に橘、此外猶ほ一氏を載す、同族なり。甲賀郡柏木の目代、山中氏の分家に岩室氏あり。安井氏と婚を重ね、故ありて維新以來安井氏を稱し來る。元來當地方の安井氏は岩室氏の被官なりし關係より主家と共に橘を紋所とせり。他に二三同姓あるも、千切、又は酸漿、或は劍澤瀉を定紋とせり。淺野長政は同族の出なりと。ヤマナカ條參照。

3　尾張の岩室氏　近江岩室氏の一族ならむ。愛知郡の豪族也。加藤圖書順盛が弟

勘右衞門（初め孫三郎）岩室長門の聟となり、岩室氏を冒す、後味方ケ原にて戰死す。又長門守の子に小十藏あり、信長に仕へしが、後美作に移る。

4　清原氏流　豐後淸原系圖に「帆足是次—通良—良次（岩室四郎）—有通—良信—泰豐」と見ゆ。豐後圖田帳に「岩室村十三町、地頭職岩室六郎良信」と見ゆるにより岩室村より起りしや明白ならむ。

5　千葉氏流　下總國匝瑳郡岩室より起る。千葉大系圖に福岡常業の子を岩室資胤とす、その後にして、匝瑳黨の一なり。

6　又廣島に岩室氏あり、藝藩通志に「先祖岩室彌兵衞は近江の人、子牛右衞門、元和中府下に來住す」と見ゆ。

岩目　**イハメ　イハノメ**

磐本　**イハモト**　和名抄陸奥國磐井郡に磐本鄕あり。

岩本　**イハモト**　駿河、甲斐、加賀、因幡、薩摩等に岩本邑あり。其等の地名を負ふ。

1　藤原南家入江流　駿河國富士郡岩本邑より起りしなるべし。入江維清五世原淸益の孫清安、岩本三郎と號す。名勝遺跡に志太郡瀨戶新田里長岩本氏あり。

2　清和源氏義光流　家傳に「巨摩郡岩下

村に住し岩本を稱す」と、家紋丸に三引五七桐、劔花菱。武田氏の族なるべし。浦賀奉行岩本石見守正倫（二千石）の紋は次の如し。

岩本石見守正倫

3　藤原北家熊野別當流　紀伊牟婁郡の豪族にして、熊野別當系圖に瀧本範命—良範（岩本）—良快（岩本）、なほ良範の弟隆範（岩本）と見ゆ。

4　武藏の岩本氏　北條氏分國の頃、岩本和泉あり、都筑郡今宿十三貫八百五十文、二俣川村十一貫五百五十文等を領し、又岩本右近あり、皆小田原役帳等に見ゆ。埼玉郡にもあり。

5　加賀の岩本氏　能美郡岩本邑より起る。貞永式目追加に、加賀國坎保地頭、庄田四郎次郎行方と岩本太郎家淸と相論云々の事見えたり。

6　其の他薩摩穎娃郡今和泉鄕岩本村中宮神社天德四年の棟札に指宿岩本村領主甲斐守公秋建立と見え、美作勝南郡に岩本氏あり、本姓次郎丸なりと。又越前上品奉書製造家に岩本氏、又岩淸水社祠官に

岩本氏（從官）あり、藤原姓なりと。又信濃諏訪の岩本氏は紋卷釘、又香宗我部記錄に岩本七良兵衞、又攝津、備前、志摩等にもあり。

岩元　**イハモト**　前條氏に同じきか。

巖本　**イハモト**　岩本氏に同じ。

岩森　**イハモリ**

石森　**イハモリ**　イシモリ條を見よ。猶ほ甲斐の石森氏は工藤氏の族也（日向記）。

岩屋　**イハヤ**　岩屋の地は山城、攝津、陸奥、羽後、出雲、石見、美作、備中、周防、淡路、伊豫、筑前、豐後等にあり、從つて此等の地名を負ひし岩屋氏も其の流甚だ多し。

1　大友氏流　豐後國球珠郡岩屋邑より起る。大友系圖に親秀の子賴宗「野津五郎庶子の次第岩屋云々」とあり。豐後國圖田帳に「岩屋村十三町、岩屋六郎良信」と見ゆる之なり。

2　豐前の岩屋氏　上毛郡の豪族にして應永正長年間岩屋和泉守あり。岩屋城に據る、その地より起りし也。

3　羽後の岩屋氏　由利郡岩谷より起る、由利十二黨の一なり。岩谷條を見よ。

4　若狹の岩屋氏　建久七年六月源平兩家

ひて家を讓れり、後に云はん。

此の氏の事尊卑分脈には「足利義兼—足利太郎義純—時兼（岩松太郎、藏人太郎）—

- 經兼（岩松五郎）—政經（下野太郎、新田下野守猶子）
  - 直國（治部少輔）
  - 經家（兵部權大輔、岩松小太郎）
  - 賴圓（禪師公）
- 賴兼（村田太郎）—賴綱（又太郎）
- 經氏（岩松四郎）
  - 泰經（四郎太郎）—國泰
  - 賴氏（四郎二郎）
  - 經賴（四郎）

と載せ、又兩畠山系圖には義純（岩松三郎）—時兼（岩松太郎）—經兼（岩松五郎、遠江五郎）—政經（遠江下野太郎、新田下野養子）—持國（治部少輔、右馬頭、延文三年十二月二十日、義詮將軍宣下參內行列）、其の弟賴圓（禪師、同小太郎）その弟經家（兵部大輔、建武二年七月討死）、その弟直國（治部大輔）」と見ゆ。而して梅松論に岩松兵部、太平記卷十に岩松三郎經家、十四に岩松民部大輔、岩松禪師賴有（本堂禪師賴宥）十六に岩松兵衞藏人義正（義政）三十九に岩松治部大輔、（左馬頭御方）等あり。（義政、賴宥は經家の兄也）。治部大輔直國（土用王丸）は經家の弟なり初め義貞に從ひしが、後醍醐天皇京都遷御の時從ひて遂に北朝に仕へ、尊氏より本領を安堵せられ、後鎌倉基氏に仕へ岩殿山の合戰に功あり、義貞以下新田方の沒官領を併せ、遂に新田の總領となる。其の子右馬頭滿國（土用石丸、兵庫頭、法名法泉）其の孫治部大輔滿氏（滿國の子）早世す、治部大輔天用・其の跡を嗣ぐ。天用（滿純）は新田義宗の孤兒なり、滿國子養す。鎌倉大草紙に「禪秀聟岩松入道天用が先祖は、足利義兼二男岩松二郎義純、畠山重忠の妻幷跡式を給、始源家にて畠山と號す。」また「義純の二男岩松五郎經兼、其子息遠江太郎政經、新田下野守賴春が猶子と成て新田下野太郎と號す、」また「滿國如何なる心にや、敵方の義宗が子を窃に養ひ置き、一子早世の後、彼容辻王丸を、己が實子と披露し滿純と號す」とあり。滿純は上杉禪秀の婿なれば、應永廿四年禪秀亂の時之に與して敗死し、其の子家純（土用松丸、太郎、治部大輔）僧となる。よりて一族持國・岩松家を襲ぐ、持國は「直國—泰家—滿長弟滿春—持國」なりと。長倉狀に永享七年、岩松典厩持國、大將軍として發向と見ゆ。其の後永享十二年結城責の時、家純大將となりて功あり。よりて幕府に訴へて岩松家領を二分し、家純（治部大輔）と持國（右京大夫）と之を別つ、前者を禮部（治部）家、後者を京兆（右京大夫）家と云ふ。後持國は家純に殺され、家純の孫尙純家を繼ぐ。子孫新田岩松に居り、德川時代交代寄合衆、柳之間席、年始御禮參府。明治に至り新田を稱し、男爵を授けらる。寬政系譜に「時兼—經兼—政經—經家—直國（實弟）—滿國—滿純（實は新田義宗が男）—家純—明純（兵庫頭）—尙純（治部大輔）—昌純（兵庫頭）—氏純（治部大輔）—守純（治部大輔）—豐純（治部大輔）—秀純—富純—孝純—義寄—德純」（代々岩松滿次郎と稱す）支庶一、家紋五三桐、十六葉裏菊、大中黑。

岩松滿次郎
源德純

3　阿波勝浦郡に生夷庄あり、岩松寶治二年（いくいなの庄）弘安元年文書等に據るに、當時その家領たりしなり。

4　伊豆國那賀郡宇久須鄉も岩松氏の所領なりき、弘安元年經兼之を其の子太郎政

經に譲る。

5 下總國葛飾郡相馬御厨内にも岩松家領あり岩松文書に見ゆ。後建武四年八月の相馬岡田文書に「相馬御厨内泉郷本郷、並手賀藤心兩郷、新田源三郎跡云々」とあり。

6 陸奥國千倉庄(磐城國行方郡)も岩松家領なり(岩松文書)。奥相志に「横手は豊饒の邑なり、廢墟あり、御所内と曰ふ、方數十町、應永十三年、岩松藏人頭義政鎌倉より來り千倉庄千町の地を領知す。土人崇敬して御所と稱す。後屋形邑北迫に居る。廿六年卒。其の子義時(事千代)幼なり、五十餘輩の世臣之に臣奉す。正長元年老臣新里、中里、島、蒔田謀逆、義時を蒲庭浦に誘引して之を弑し、岩松氏亡ぶ」と見ゆ。

7 其の他武藏、上總、相摸、但馬等にも岩松氏の所領あり。

8 參河賀茂郡西廣瀬村岩松右衛門尉直成は佃次郎兵衛十成の父也。

9 秀郷流藤原姓佐野氏流 船越左衛門佐重行―行重―行房―道安―高房、(船越六郎、後姓を岩松と改む)と(田原族譜)。

10 九州の岩松氏 岩松氏の内南朝に忠して九州に下れるものあり、鎭西要略等に見ゆ。大村藩士岩松氏は其の後か。但し後藤家文書に光明禪尼より孫六郎淸明へ岩松名を譲りし事見ゆれば、其の地名を負ひしもあるか。

11 其の他磐城平安藤藩用人、岩村松平藩側用人、猶ほ鯖江藩、信濃等にもあり。

石見 イハミ 石見國は和名抄に以波美と註す、國内那賀郡に石見郷あれば、その地より起れる國名と考へらる、延喜式石見天豊足柄姫命神社此の地に鎭座す。此の氏は多く石見國名を負ひしものなれど、猶ほ和名抄播磨國揖保郡に石見郷ありて伊波美と訓ず。播磨風土記によれば、此の地名も石海(石見に同じ)人夫より起りしなり。又伯耆日野郡に石見邑あり。

1 石見國造 國造本紀に「瑞籬朝(崇神)御世、紀伊國造同祖、蔭佐奈朝命の兒大屋古命を國造に定め賜ふ」と見ゆるのみにて他に所見なし。恐らく那賀郡石見郷の地に治所を置きて石見一國を支配せしなるべし。

2 石見公 伊呂波字類抄に見ゆ。石見國造の氏姓か。

3 播磨の石見氏 揖保郡石見郷より起る。此の地は播磨風土記に石海と載せ、

孝德天皇の勅により石海の人夫(ヨボロ)をして墾しむ、よりて此の地名ありと。峰相記天德中の人石見某を載せたり、此の地名を負ひしなるべし。後世赤松家に仕ふ、赤松家風條々事に當方御年寄として石見を擧ぐ。また古城記に「嘉吉の亂に赤松國を失ひければ、譜代の家の子石見太郎雅助、眞島三郎雅之と謀り、吉野へ立廻し、内侍所を盜出す云々」と。こは嘉吉紀に「赤松舊臣石見某、三種神器を舁ぎ禁中に安置し奉る云々」また石見太郎左衛門尉とある者に當る。次いで應仁記三に赤松次郎内の者、石見太郎左衛門尉なる人見ゆ。

4 東鑑卷五十に石見次郎左衛門尉、また石見左衛門尉資能を載せ、又三十六、四十四十七に石見前司能行、四十七、五十一に石見前司家朝等見ゆ。次に太平記卷九に石見彦三郎、この人近江番場蓮華寺過去帳に石見彦三郎吉國(五十九歲)とあり。

5 中原氏流 江州中原氏系圖に「堯經―是經(石見入道)」と、中原井口系圖には「是經、石井入道」と見ゆ。

6 若狹の石見氏 東寺文書元弘四年正月太良庄に關する物に、若狹國小濱住人石

3 亘峰氏流 亘峰氏系圖に「原高成—高長—長高—佐高—（岩部三郎）」と見ゆ。

4 讃岐の岩部氏 全讃史に「岩部城は安原上岩部に在り、往古河田肥前之に居り後延徳明應間、岩部對馬、之に居る」と又「東谷城、岩部對馬守祐信之に居る」と見えたり。

5 其の他筑前原田家臣に岩部七郎右衞門あり。

巖 イハホ

岩堀 イハホリ

1 參河國額田郡岩堀邑より起る。室町時代の名族にして、康正造內裡段錢引付に「八百五十六文、岩堀左近將監殿、（三河國岩堀屋敷分。段錢）四百文、岩堀修理亮殿（三河國西郡。中村段錢）」と。又長享將軍江州御動座着到に、三州岩堀修理亮、岩堀六郎等見ゆ。岩堀村古屋敷鋪に住す。二葉松に岩堀横應次子孫牛十郎と見ゆ。寬政系譜は未勘源氏に收む、「先祖房明岩堀村に住せしより家號とす。家紋瓜、横木瓜」と。又これより前、見聞諸家紋に

三番

岩堀中務丞宗直

と載せたり。又寶飯郡西郡蒲形城は室町時代岩堀修理亮、又入道等在住せしにあらずやと云ふ（名所圖繪）。

2 吉亘氏流 前項岩堀と同族なるべし。新編常陸國志に「岩堀・岩堀宗次は佐竹義篤に仕ふ。本名吉亘と云ふ。さらば淸和源氏なり。其子遠江守、初名は平四郎と云、三子あり、總六信濃・則菴と云へり。則菴は義宣幼少の時抱守となる。何れも秋田に赴く、總六の子を造酒と云、子孫あり。」と載せたり。

3 又一宮加納藩の用人にも此の氏あり。

岩間 イハマ

又石間、石馬の文字を用ふ。和名抄常陸國茨城郡に石間鄕あり、後世岩間鄕と稱す。又上野國碓氷郡に石馬鄕あり。又イハマなるべし。其の他甲斐、信濃、武藏、磐城等に岩間邑あり。此の氏は此等より起り、其の流尠からず。

1 淸和源氏滿快流 尊卑分脈に「經基—滿快—滿國—爲滿—爲公—片切源八爲基—片切源八爲行—二郎大夫爲綱（信洲岩間飯嶋祖）」と見ゆるより出づ。信濃國上伊那郡に岩間邑あり、其の地より起りしかと云ふ。卽ち伊那にては、應永廿年片桐中務少輔の三男在名を以て氏とし、世々、居住。小太郎爲遠、天正十年大島城に討死、子源太郎民間に降ると傳ふ。寬政系圖淸和源氏支流に岩間氏一家あり、此後裔か、家紋丸に三龜甲、丸に桔梗。

2 甲州源姓岩間氏 甲斐國西八代郡に岩間村あり、此の地より起ると。前條滿快裔片切氏の族か。但し一說滿快四世孫信基久世氏と云ふ、其孫爲重の男右衞門尉爲堯、應永中當國に來り、武田信重に仕へ岩間村に住す。其後裔岩間太郎昌元の男大藏昌賴—大藏左衞門爲昌—菅兵衞信昌也と、紋丸に七曜。

3 秀鄕流藤原姓波多野流 秀鄕流波多野系圖に「遠義—波多野義景—盛通（岩間三郎）—盛景（佐藤五郎左衞門）」とあり、寬政系譜、藤原氏支流に岩間氏二家を收む、武田氏の臣なるより見れば、前項の岩間氏と密接なる緣故あるが如し、家紋丸に左重ね矢の羽。猶ほ巨麻郡にも岩間氏あり、南部地方の名族なり。

4 陸奥の岩間氏 甲州岩間氏の後にして藤原姓と云ふ。津輕郡中名字に「南部の知行は百八十年といひ、主從八騎にて甲斐國より下りて、六千八列の甲となる。三上、櫻庭、神、岩間、四天王の侍と云」

と。又深秘抄に「甲州譜代、神、岩間は藤原氏」とあり。

5　藤原北家宍戸流　常陸國茨城郡岩間邑より起る。宍戸系圖に「宍戸家周の孫太郎知宗、岩間鄕の地頭職に補せられ、岩間氏と稱す。」と。其の子彥四郎胤知は官軍に屬し、興國二年七月、北郡新城に戰死す。後裔佐竹氏に仕ふ。新編國志に「佐竹の臣岩間佐渡守あり、其の子佐渡、其の子庄介と云ふ、子孫佐竹に仕へて秋田にあり」と見ゆ。

6　桓武平氏岩城氏流　磐城國石城郡岩間邑より起る。岩城國魂系圖に「國魂三郎隆基―太郎經隆―盛隆（岩間三郎、入道西念）」と、また仁科磐城系圖に「岩城二郎隆衡―平次郎隆守―基淸（岩間一郞）」と、磐城系圖には岩間八郎と見ゆ。新編會津風土記所載寶治二年十二月文書に「可令早爲地頭岩間次郎隆重沙汰進濟、岩域餘部內岩間鬣松兩村巡撿御云々」と見ゆ。

7　伊勢の岩間氏　關安藝守盛信の家臣に岩間氏あり、天正中岩間八左衞門（又七郎左衞門）關盛信の京都にある留守を窺ひ、一黨四十三人叛逆を謀る（五鈴遺響）。

8　丹後の岩間氏　正應元年の惣田數目錄帳に、「與佐郡藤野保一町二反、岩間三郎」と見ゆ。

9　武藏の岩間氏　橘樹郡岩間邑より起りしなるべし。岩間修規等ものに見ゆ。

10　其の他岩間氏は東鑑卷四十九に岩間平左衞門尉信重、又後世佐州諸役帳に岩間李右衞門（淸和源氏）、上野桐生氏の家臣に岩間氏、德川時代大溝分部藩用人、上田松平藩用人に此の氏あり。

岩政　**イハマサ**　周防、出雲等に此の氏あり、國學者岩政信比古名高し。

伊波萬世　**イハマセ**　中臣氏の族にして中臣氏系譜に「伊會俊輔―國俊―俊貞（號伊波萬世）―賴茂（號伊波萬世五郎）―晴賴―貞景」と見ゆ。

岩松　**イハマツ**　伊豫、上野等に岩松邑あり、その地名を負ふ。

1　讃岐の岩松氏　西宮記卷二十三に、「長德二年讃岐の人岩松某」見ゆ。

2　淸和源氏畠山氏流　上野國新田郡岩松邑より起る。初め新田氏の祖義重（入道上西）は弟義康（足利氏の祖）の嫡孫義純（義兼長男）を愛し、之を新田庄に置き嫡子義兼の女婿とす。義純長じて岩松遠江守と稱し、其の嫡子岩松遠江太郎時兼は其の母新田岩松禪尼の所領を受く。建保三年將軍家政所下文に「新田庄內岩松、今居、田中參箇鄕住人、早く義兼の讓狀に任せ、後家を以て地頭職と爲さしむべき事」と。又貞應三年新田尼の讓狀に「御庄內やしき、岩松鄕、並に春原庄內萬吉鄕等を源時兼に授く」と。一方岩松義純は時兼、時明二子を生みて後、舅義兼と不和、更に畠山重忠の後家なる北條時政の女を娶り、畠山氏の遺跡を襲ぎ、之を其の子畠山二郎泰國（時兼異母弟）に傳ふ、これ岩松畠山兩氏分裂の初めなり。

時兼の子五郎經兼は新田下野守賴有（得川義季の子にて得川四郎太郎と稱す）の女を娶り、太郎政經を生む。而して政經は下野守の猶子となり、文永五年賴有より得川の鄕下江田村、橫瀨の鄕、但馬國上三沼庄を得、長じて新田下野太郎と稱す。斯くの如く岩松氏は足利氏より出でたれど、新田氏と關係深ければ、建武中新田足利鉾盾の時も岩松氏は義貞に從ひ、梅松論の如きも、岩松を里見、大舘等と同樣に義貞一流の氏族とす。殊に其の後政經の孫滿國は新田義宗の遺孤を養

りて當地を立退き、姓名を變して坂口甚五郎と稱す。吉信の子坂口傳兵衞、承安元年當地高柳の舊地に歸り、岩橋吉良太夫里政と號す、是より代々此地に住す。(里政の孫里遥が先祖書に據る。○其居地を後組といふ、字を莊司屋といふ、四方に堀あり、字に小御門、城堀、城の前、堀田、垣内、城垣内、名門などの名あり。)

家藏の文書、元弘三年豊田村下文紛失狀、建武四年將軍家下文、國守の下知狀、文和二年の文書四通は、栗栖家の文書にて栗栖六郎實行より行有へ與ふる所なり。又建武二年新田義貞より吉良治部大輔滿貞への書、又今川了俊の書狀、畠山左近將監よりの下知狀、又永享五年、文安四年、天文八年、天正十年、慶長二年の文書あり。以上文書岩古文書に載す」と見ゆ。

2 大江姓　また紀伊國在田郡千田村須佐神社の社務を岩橋安藝守といふ。大江姓にして古くより代々神職なりと。又那賀郡北村丹生高野明神社の神主家にも岩橋氏あり、井ノ口村に住すとなり。

3 湯淺流　藤原姓湯淺氏岩橋系圖(本系圖

は元和五年正月吉日記也)に湯淺宗重―宗光(三男七郎兵衞)―武光(岩橋元祖、關太郎兵衞、平惟盛に御奉公、承元中有田石垣上庄領主)―光隼(安貞二年關東に住す)―光道(關東に住す)―武茂(建武二年關東より有田郡石垣栗生に歸住)―妙宜(小松彌助仲盛弟)―武家(關太四郎、觀應元年十一月廿一日卒)―武虎(同大九郎、文和四年大塔宮御宿陳、永德三年六月廿一日卒)―武重(同太郎左衞門、應永六年八月十九日卒)―武氏(十郎、神保三河守より岩橋の姓を賜ふ。應永三十四年十二月廿二日卒)―武好(米百五十俵を賜ふ、寶德二年五月十日卒)―武康(同太七郎、米百俵、文明十八年五月七日卒)―武輔(同源才號侫毘)―┬武嗣(同岩之進、元龜元年淺野氏に仕ふ)―輔盛(同武作、光月院龍覺居士)
└武如(同岩丸關太郎兵衞)

と見ゆ(畠田義量氏)。

4 千葉氏流　下總國印旛郡岩橋邑より起る。千葉系圖に「馬加康胤―輔胤(竹處岩橋殿延德四年卒)」と見えたり。

5 桓武平氏　新編會津風土記耶麻郡沼平村舊家岩橋八郎右衞門條に「此村の肝煎

なり。平將門の後胤、岩橋太郎國森と云者の末孫なりと云傳ふ」と見ゆ。佐原義連の孫北田次郎義盛が後胤、小市郎盛連長ずるに及び内山の臣岩橋某に養はれ、岩橋氏と改む。其の孫太郎左衞門盛國、山内氏勝が將として伊達政宗を防て功ありと。

6 春原氏流　春原系圖に「祐純―友晴、號岩橋」と見えたり。

7 其の他、近江淺井家々臣帳、鯖江藩侍帳等に此の氏見ゆ。

岩鼻　イハハナ　上野國群馬郡岩鼻邑より起りしなるべし。

岩原　イハハラ　相摸、下野等に岩原邑あり、その地名を負ふ。

1 秀鄕流藤原姓　相摸國足柄郡岩原邑より起りしか。河村義秀の子秀基の四男行朝、岩原兵衞と稱すと云ふ。

2 東鑑卷六に岩原平三、廿五に岩原源八、廿八に岩原源八經直、四十に岩原源八入道等見ゆ。

3 豊後の岩原氏　豊後國圖田帳に岩原次郎左衞門あり。

4 其の他香宗我部記錄、石見、信濃等に此の氏見ゆ。

祝　イハヒ　ハフリ　古くはハフリなれど

後世イハヒとも稱す。

1 甲斐の祝氏　八代郡に祝村あり、此の地より起りしか。

2 備後、伊豫、其の他諸國に祝氏多し、ハフリ條に於いて述べむ。

祝部 イハヒベ　ハフリベ條にて云ふべし。

岩淵 イハブチ　和名抄紀伊國日高郡に岩淵鄕あり。其の他伊勢、駿河、武藏、岩代、周防等に岩淵の地あり、此の氏は此等の地名を負ふ。

1 度會氏流　伊勢國度會郡岩淵邑より起る。度會二門系圖に「御原—勝辨—

├高主
├秋並—常相┬延兼—季光—俊光（岩淵五禰宜）
│　　　　　└行兼—氏守（一禰宜、牛草、岩淵）
├晨晴—康平（尾上）—彦晴—貞雄（營田）┬通雅—雅行（一禰宜 岩淵）
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└廣雅—忠雅」
└雅彦—彦章（岩淵）┬彦良—彦輔—郡彦—季彦
　　　　　　　　　　└清章┬氏彦（松木）—通章
　　　　　　　　　　　　　└爲彦┬清彦
　　　　　　　　　　　　　　　　└常清

と見え、又四門系圖に「眞水—澤雄—濱貞—常安—有眞（權禰宜）—連信（四男、岩淵、一禰宜）—連賴（三禰宜）」とあり。又後世神郡司系圖に「度會郡司大領岩淵、大中臣、本姓度會氏、中興弘正」と見ゆ。

2 清和源氏武田流　武田系圖（諸家系圖纂）に「武田信光—光信（號岩淵十郎、相傳屋敷、母家女房）」とあり。

3 秀鄕流藤原姓阿曾沼流　阿曾沼四郎公綱—公鄕—佐野宮內廣綱—忠廣（赤山二郎、後改岩淵、岩淵祖）とあり。

4 岩代の岩淵氏　岩瀨郡岩淵邑より起る。永享十一年二月、鎌倉持氏滿貞最期の際、岩淵修理亮あり、此の地より稻村殿に從ひし士なり。相州兵亂記等に見ゆ。其の後岩淵紀伊守あり、白川結城文書に見ゆ。

5 陸中の岩淵氏　膽澤郡白鳥館、天正中岩淵伊賀なる者居ると、觀蹟聞老志に見ゆ。又磐井郡涌津邑八幡宮、明應二年葛西氏家臣本邑主岩淵氏部勸請する處（封內記）なりと傳へ、又同郡保呂羽邑保呂羽權現社は天正十年葛西家臣藤澤舘主岩淵近江秀信、之を再興す（封內記）とぞ。

6 丹後の岩淵氏　丹波郡荒汐村（今新山村荒山）の豪族に岩淵日向守あり。

7 其の他信濃、志摩等にもあり。

石淵 イハフチ　イシブチ　香宗我部氏の家臣に石淵九郎五郎あり。

岩藤 イハフヂ　備前に此の氏あり。

岩船 イハフネ　越後國石船郡に石船神社あり、磐舟柵のありし地なり。神職を小野氏と云ふ。

岩部 イハベ　下總、播磨、讃岐等に岩部邑あり。

1 桓武平氏千葉氏流　下總國香取郡岩部邑より起る。千葉系圖別本に「千葉介常長の子常益を岩部五郎、粟飯原家督續、」とし、中興系圖には「岩部、平姓、本國下總、原四郎賴常男五郎常益之を稱す」と見ゆ。小金本土寺過去帳に岩部次郎見ゆ、この後ならむ。

2 肥前の岩部氏　肥前千葉氏の家臣にして下總より從ひしもの也。鎭西要略永正八年條に「岩部常陸介あり、須古に置きて杵嶋藤津を守らしむ」と。これより前、岩部主水盛氏あり、其の六男行氏千葉左衞門尉常行の養子となり、公常を生む。其の子常氏、其の子兵部三郎常正、岩部を稱す。其の子六左衞門尉胤晴、建武中千葉胤貞と共に肥前に下るとなり。

ふ。」と見ゆ。此等は石生別族にて、或は財部、或は物部として仕奉れる者の後なり。物部氏の氏神石上神宮に石成神社ありて、斯く備前の物部が石生姓を賜へるを思へば、其の間に密接な關係の存するあらんかと考へらる。當國赤坂郡にも石上神社あり。

6 其他の石生別公　其の後、承和三年九月紀に「備前國人外從八位上石生別公諸上等本居を改めて、右京八條三坊に貫附す。」また嘉祥三年八月紀に「備前國守從四位下藤原朝臣諸成等奏して偁く、所管磐梨郡少領外從八位上石生別公長貞、郡下石生鄕雄神河に於いて、白龜一枚を獲」など見ゆる皆和氣氏の支族裔ならんと考へらる。

7 吉備石成別宿禰　神護景雲三年五月紀に「近衞無位吉備石成別宿禰國守等九人、姓を石成宿禰と賜ふ。」と見ゆ。磐梨別公の後裔にして、宿禰姓を賜ひしが、更に稱號を簡單にして石成宿禰となれる也。

8 石成宿禰　前條に云へり。

9 後世の石生氏　太平記卷七に「備前には和氣彌次郎季經、石生彦三郎」と見ゆ。

石生別公の後裔なるべし。

10 山城の石成氏　永祿記、細川兩家記に石成主稅助あり、三好黨にして、文龜の頃主稅助佐通淀城に據る。又永祿中勝龍寺城にありて織田氏に降る事諸書に見えたり。

石成　イハナス　イハナリ　石生氏に同じ、石成別宿禰石成宿禰等あり、前に云へり。

岩成　イハナス　イハナリ　石成氏に同じかるべし。

磐梨　イハナス　磐梨別君あり、和氣淸麿の本姓なり、石成別公に同じ、石成條を見よ。

磐梨　イハナス　豊前國企救郡にあり、備前の磐梨氏の後裔なりと考へらる。

岩撫　イハナデ

岩波　イハナミ　次の數流あり。

1 清和源氏小笠原流　もと二木、後岩波に改む。家紋三階菱、篠、五七桐、丸に九枚篠。本國信濃。

2 諏訪神家族　神家系圖に「有信—爲信—爲仲—爲盛—盛行—行助—有行（岩波太郎）」と見えたり。家紋劍木瓜。

3 代永氏流　寛政系譜未勘に收む。始は代永氏、道定が時岩波に改む、家紋、丸に篠、支一。

4 幕臣岩波氏　の家紋には　のものあり。

岩浪　イハナミ　岩波に同じ。

岩並　イハナミ

岩成　イハナリ　イハナス條に云へり。

石成　イハナリ　同上。

岩沼　イハヌマ　陸前國名取郡岩沼邑より起る。伊達藩の重臣に岩沼氏あり、古内條を見よ。岩沼主膳七千四百石を領す。

岩根　イハネ　近江、常陸等に岩根の地名あり。

1 近江の岩根氏　甲賀郡岩根邑より起る。甲賀二十一騎中に此の氏あり。佐々木氏の庶流かと云ふ。

2 石見にも此の氏あり。

岩野　イハノ　越後、肥後等に岩野邑あり。

1 熊野別當流　熊野別當系圖に「隆範—朝氏（岩野二郎）」と見ゆ。

2 三河伴氏流　伴氏系圖に「多喜彦太郎家繼—康氏—資繼—資章—光兼—家兼—（左衛門尉源深）—高資（美濃守）—重兼（岩野又三郎）—彌七家兼、弟又四郎」と見ゆ。又又三郎重兼の弟には「三河守秀資

―資盛」等あり。

3　佐々木流　佐々木源太夫章經十一代の孫佐々木小原九郎左衞門時綱の三男、文和年中流浪して美作國久米郡打穴の庄に來り、岩先三郎重信と名乘る、應永七年六月十九日卒す、今に重信屋敷と云ふありと。重信より十四代次郎兵衞重之に至り、姓を岩野と改むと。又古碑に「大谷城之初者、寛治頃敗、是久城〇〇敬正院其末岩野喜左衞門、其子岩野民部云々」とありとなり。備前にも此の氏あり。

4　肥後の岩野氏　山本郡岩野庄より起りしなるべし。但し山鹿郡にも岩野村あり。嘉吉三年正月の菊池右京大夫持朝の侍帳に岩野山城守道時なる者見ゆ。

5　福山阿部藩年寄に岩野氏あり。

石野　イハノ　和名抄伊豫國宇和郡に石野鄕あり伊波乃と註す、イシノ條を見よ。

伊塲野　イバノ　陸前國志田郡伊塲野より起る。封内記に伊塲野邑古壘一、大崎家臣伊塲野筑後居る處と。伊塲野惣八郎は大崎左衞門督義隆の寵臣なりしが、新田隆景嫉みて之を殺さんと欲す。惣八漏聞き、岩手山城主氏家隆繼によると。此の氏源氏なりと稱す。

伊庭野　イバノ　大崎義隆家中記に此の氏あり、前條氏に同じ。

磐橋　イハハシ　大同類聚方に肥後國玉名郡令磐橋多麻呂なる人見ゆ。

岩橋　イハハシ　紀伊、下總等に岩橋邑あり、此の氏は此等の地名を負ふ。

1　秦姓　紀伊國名草郡岩橋莊より起る。伊太祁曾神社の大禰宜に此の氏あり。續風土記岩橋村岩橋吉良右衞門條に「其祖は湯橋新大夫秦の宿禰といふ。承安建久の文書にあらはる。其先高橋大神鎭座の時より宮司として、代々湯橋の莊を領知す。文治六年四月十九日湯橋莊を鳥居禪尼へ賜ふといへども、湯橋氏舊に仍て地頭職たり。元弘建武の頃に至て莊司行有といふもの、栗栖領主六郎實行の女を娶りて新大夫里永を生む。是より先行有の妹大和國吉良左衞門佐義明に嫁して、吉良介里明を生む。（義明は吉良治部大輔滿貞の子なり。滿貞の父左京大夫滿義は北朝に屬せしかば、滿貞も初は足利直義に屬せしが後新田氏に與す。太平記南朝の軍に吉良石堂とある是なり。後又足利家に屬す、義明は志を堅くし南朝に仕ふ。〇國造家の古記に岩橋小次郎、岩橋吉良介といふあり。）里明・南朝に忠勤あり。南北朝御和睦の時此家に來つて、遂に里永の養子となる。其姓吉良を名に用ひて、湯橋吉良太夫源里明と號す。應永元年將軍義滿公當莊を石淸水へ寄附す。依つて石淸水より八幡伊織介實重を當莊の代官とす。里明石淸水八幡社務の女を娶り、當社の總神主として伊織介と同じく莊中の事を支配す。

土姓舊事記に曰く、應永の頃里明といふもの岩橋の莊に來る。社司職公文所を受けつぎ、根來寺威德院を兼職す。

里明の子を吉良大夫守明といふ。法明了心、吉良治部大輔、略して吉部大夫とも云ふ。僧蓮如に歸依し、改宗して淨土眞宗となり。其の自庵法正庵を三十六坊の其一に具るといふ。

守明の子を吉良太夫政守といふ。政守の子を治部介吉明といふ。

土姓舊事記に曰、吉明の時領地尙百二十石あり。其後根來寺の爲沒收せらる。

吉明の子を治部大夫政守と云ふ（守政疑らくは誤りならむ。）政守の子を治部吉政といふ。吉政の子を治部五郎吉信といふ。吉信又右門ノ佐と號す、慶長二十年故あ

岩手山 イハテヤマ　前述岩手澤・後世磐手山とも云ふ。天正十八年伊達政宗封土を轉換せらるゝや、一時此の地にあり、よりて岩出山殿と呼ばれ、後其の八男三河守宗泰の食邑となる。

岩戸 イハト　下總、參河、筑前、其の他岩戸の地、諸國に尠からず。

1　藪田氏流　三河國額田郡岩戸より起る。岩戸城(奥岩戸岩屋村)は岩戸大膳の居城也。大膳は藪田源五忠元の黨なりしが、松平泰親に討たれて亡ぶ。後天野參右衞門、其子小參右衞門あり。

2　平姓千葉氏流　下總國印旛郡岩戸村より起る。岩戸城あり、總葉概錄に據るに、臼井氏の族岩戸胤安之に居る。正和中、臼井祐胤卒す、嗣子竹若甫めて三歳叔父志津胤氏に囑して之が傅とす、胤氏害して之を奪はんと謀る。胤安夜竹若を負うて逃れ、鎌倉建長寺主佛國に托して之を育てしむ。胤氏來り攻む、胤安拒守擧族皆死す」(地理志料)と。又佐倉風土記に「岩戸壘地、岩戸五郎胤安・之に居る、志津胤氏之を攻め、家族皆死す。頗りに鬼哭、燐火の怪あり」と見ゆ。

3　大藏氏流　筑前國那珂郡岩戸邑より起る。大藏姓原田氏を云ふ。平家物語卷八に「明くる十七日、平家は筑前國三笠郡太宰府にこそ着き給へ。當時は岩戸の諸卿大藏種直ばかりぞ候ひける」また「平家は筑紫に都を定め、內裏作るべしといふ、公卿僉議ありしかども、都も未だ定らず。主上は、その比岩戸の諸卿大藏種直が宿所にぞまし〳〵ける」とある之なり、源平盛衰記には完戸諸卿種直と載せたり。筑前續風土記に「岩戸館址は安德村迹鷲岡の上方に在り、原田太宰少貳種直が宅址とす。原田氏は大藏春實五世種貲の時より爰に住せり、壽永二年の秋、安德天皇平家と共に此國に下り、暫く此處に住ませ給ふ、其の行宮の跡、此の原の內にあり、平家物語に云々、岩戸の諸卿とあるは誤なり、種直此の時は太宰少貳なり、少貳の異名小卿と云ふ」と。此の氏の事は大藏系圖に「大藏宿禰積佩―岩三―村主―春實―種光―種材(號岩門將軍)―光弘―種弘―種輔(號岩門少卿)―種平(岩門大夫)―種直(號岩戸少將)」と、又秋月系圖に「種材―種弘―種貲―種主―稻成(岩門)」と見ゆ。詳細はハラダ條を見よ。

岩門 イハト　岩戸に同じ、前條に云へり。

岩同 イハドウ　備前に此の氏あり、正訓不明。

岩名 イハナ　古刀銘鑑に「備前國岩名莊地頭源吉氏」と。ヨシチカ條を見よ。

磐奈 イハナ

岩中 イハナカ

岩永 イハナガ　長門、肥前、上野等に岩永の地あり。

1　藤原姓　後藤家記錄曆應三年七月條に「武雄社大宮司代岩永小三郎通幸等が豊福原へ向ふ」事見ゆ。岩永系圖に「藤姓、岩永大炊頭(肥前國藤津郡鹿島を領し、鷲巢に居す)―忠清(岩永將監、居城藤津郡鷲巢)―忠茂(岩永和泉守、白石、長島、鹿島井出村、長野村等五百三十町、及び筑後國瀨高之內數町を領し、鷲巢に居す)」と載せ、又肥前國鹽田三岳城主三岳源左衞門の後と云ふ岩永氏もあり。按ずるに三岳岩永同姓ならん。後裔大村藩の用人たり。

2　筑後の岩永氏　前項岩永氏と同族なるべし。前項を見よ。文龜年中、三瀦郡六町原の人岩永兵部允藤原重俊なる者あ

り。

3　源姓　肥前岩永氏中には源盛清の後と云ふものあり、盛清平戸佐志方落城の刻戰死すと。

4　長門の岩永氏　美禰郡岩永邑より起る。博多日記に「長門國岩永云々等皆先帝の御方に參る」と。

5　紋譜帳に「藤原北家、射鱈貝、岩永左衞門尉宗連」と見ゆ。又後世佐竹藩分家重臣、島原松平用人等に此氏あり。又薩摩日置郡にも岩永氏あり。

石旡　**イハナス**　垂仁帝裔にして、古事記垂仁段に「大中津日子命、は吉備の石旡別、云々等祖也、」と見ゆ。されど書紀には大中津日子命なる皇子なく、大中津姫命と傳へ、且つ後世石旡別を後述の如く垂仁皇子鐸石別命の裔と諸書に傳ふるを見れば此の氏は大中津日子命の裔にあらずして、御兄弟なる鐸石別命（古事記には沼帶別命）の後なるを、誤りしものと考へらるべし、此氏のみならず、記に大中津日子命の後とせるものは、皆御兄弟諸皇子の裔なるが如し。

石成　**イハナス**　石旡とも、石生とも、磐梨ともあり、備前國磐梨郡より起る、磐梨は和名抄に伊波奈須と訓ず、古くは磐梨縣と云ひて備前美作の二國に跨りしが如し。郡內に石生鄕あり、伊波奈須と註す、郡名の起原地と考へらる。其の他和名抄大和國山邊郡に石成鄕あり、以之奈利と註す、石上神宮に石成神社あり、關聯する處あらん。又備後國品治郡にも石成鄕あり。

1　磐梨別君　磐梨は前條の石旡に同じ。此の氏は和名抄磐梨郡石生鄕とある地名を負ふ。延曆十八年二月紀和氣朝臣清麻呂傳に「本姓磐梨別公云々、清麻呂の先、垂仁天皇皇子鐸石別命三世孫弟彥王より出づ。神功皇后に從ひ、新羅を征して凱旋す。明年忍熊別皇子逆謀あり。皇后弟彥王を遣はして針間と吉備との堺山に於いて之を誅す。軍に從ふの功を以つて藤野縣に封ぜらる。因つて此に家す。今分つて美作備前の兩國となる也。高祖父佐波良、曾祖父波伎豆、祖宿奈、父乎麻呂の墳墓、本鄕に在り、拱樹林を成す云々」と見ゆ。和氣氏系圖には、「垂仁帝―鐸石別命―稚鐸石別命（或云、始めて吉備磐梨別君姓を賜ふ）―田守別王（一云健眞別王）―弟彥王（一云健結別王）―麻己目王（一云依國別王）―意富己自王―伊比遲別王―伊大比別王―萬子（或云萬侶）―古麻佐（難波朝廷藤原長舍を立つ）―佐波良―佐波豆（後紀には波伎豆）―宿奈―乎麻呂―清麻呂」と見ゆ。清麻呂は後藤野別眞人姓を賜ひ、更に變遷ありて和氣朝臣姓を賜へり。詳細はワケ、フヂノ條を見よ。

2　別部裔石生別公　清麻呂の家は宗家にして、以下石成別公は支庶の家と考へらる。神護景雲三年六月紀に「備前國藤野郡の人別部大原、邑久郡の人別部比治云々等、姓を石生別公と賜ふ、」と見ゆ。別部とは磐梨別の部曲なり。

3　忍海部裔石生別公　同上紀に「藤野郡人少初位上忍海部興志云々、姓を石生別公と賜ふ、」と見ゆ。磐梨別公の族類にて、忍海皇女の御名代となれるものの後と考へらる。

4　財部裔石生別公　同上紀に「財部黑士云々、姓を石生別公と賜ふ、」と見ゆ。これも石生別公の一族にて財部たりしものが、宗族と同樣に、石生別公姓を賜ひしものと考へらる。

5　物部裔石生別公　同上紀に「御野郡の人物部麻呂六十四人、姓を石生別公と賜

「岩立式部丞、大貳父、文明五癸巳六月トハリ」、また「岩立五郎左衛門尉、文明十七乙巳七月」また「岩立左衛門次郎道圓、文明十九丁未六月戸張」等見ゆ。

岩館　イハタテ　陸奥國津輕郡岩館邑より起る。又岩楯とも見ゆ。曾我氏の族にて次郎惟重を祖とす。ソガ條を見よ。

岩楯　イハタテ　前條氏に同じ。ソガ條を見よ。

岩谷　イハタニ　イハヤ條を見よ。

岩溪　イハタニ

巖谷　イハタニ　岩谷氏と通じ用ひらる。

岩垂　イハタレ　信濃に此の氏あり。

岩津　イハツ　額田郡岩津邑より起る。岩津は松平記岩戸に作る、岩津城あり、松平宗族三代の間此の地に據れり、但し異流も存す。

1　松平流　三河物語に「德川泰親云々、松平の郷中を出させ岩津に城取らせ給ひて、御居城として住ませ、其後岡崎に城取給ふ」と。又松平氏系圖に「泰親（三河國眼代たり、始めて岩津壘を築く、又岡崎城を築く）―信光（三河岩津城主、後安城に遷る）―親忠（明應二癸丑十月、三州寺部、伊保、擧母、八草、上野等の城

主三千人、岩津に進發す、親忠僅に一千人を率ゐて、井田に戰ひ大いに之に勝つ）―親長（岩津城主、岩津太郎、修理亮、嗣なし）、其の弟親忠（岩津庶子、右京亮）―張忠（助十郎、右京亮、或は長家弟に作る）―康忠（甚六郎、絕ゆ）」と載せたり。諸侍出所には「岩津村、親忠公息岩津源五郎」と見ゆ。

2　大樹寺文龜元年八月松平長親の置文に「岩津源五光則、岩津大膳入道常蓮、岩津彌九郎長勝、岩津八郎五郎親勝、岩津源三算則、岩津彌四郎信守」等の連判あり。

岩塚　イハツカ　尾張國愛知郡に岩塚邑あり。此の氏は長享將軍江州動座着到に岩塚彌三郎を載せたれば、相當の名族たりしと考へらる。志摩にも此の氏あり。

岩槻　イハツキ　武藏國埼玉郡に岩槻町あり、關聯する處あるか。

岩附　イハツキ　岩槻と通じ用ひらる。岩附十郎あり。

岩付　イハツキ　村上内藤藩用人に此の氏あり。

岩月　イハツキ

岩坪　イハツボ　近江にあり、淺井氏の家

臣なりと。常陸國茨城郡に岩坪邑あり。

岩爪　イハツメ　日向記に岩爪右京亮なる者見ゆ。日向國兒湯郡岩爪邑より起る。伊藤氏配下の將也。

岩手　イハテ　陸中國の巖手郡を始め、美濃、甲斐、常陸、紀伊等に岩手邑あり、此の氏は此等の地より起る。

1　美濃の岩手氏　不破郡岩手邑より起る。新撰志岩手村菩提山古城條に「岩手山にあり、始め岩手氏の居城なりしが、永祿の頃、岩手彈正、竹中重元に攻取られし後、竹中家領城となる。岩手氏は古き地士にて、承久記に信濃國住人岩手三郎と見えしも、信濃は美濃を誤りたるにて此あたりの人なるべし」と見え、又岩手藤左衛門なる者を載せたり。

2　武田氏流　甲斐國山梨郡岩手邑より起る。武田系圖に「刑部信昌―治部少輔繩美（號岩手四郎岩手祖）」と見ゆ、繩美男は信勝、其子信正なり。寛政系譜二家を載す、家紋割菱。又云ふ「繩美―能登守信盛―右衛門大夫信景―助市郎信重也」と。家紋花菱。

3　陸中の岩手氏　陸中國巖手郡より起りしならむ。東鑑卷四十六に「岩手左衛門

太郎、岩手次郎、巳上二十四人云々」と。南部舊蹟遺聞に「此の岩手と名のりたるは、如何なる人とも知れず。名も見えねば、考るよしなし。然れども、此頃は、多く我領したる所の名を呼名とせしか、又先祖杯の所領にて、後までかく呼しか、もしは工藤小次郎行光などの子孫にはあらぬか、今考ふべきよしなし。」と載せたり。

4 工藤氏流　陸奥國巖手郡より起る。伊藤祐清私記に「厨川の館を岩手殿と號し、本名工藤、文治五年、工藤小次郎行光より、十一代光家まで、世を經たりしが、南部伊豫守信長と不和になり、遂に合戰に及び、光家降參し、不來方郡代の成敗をうくることとなる」とあり。伊達世臣傳記に「南部・元來は領主六人あり、一人は和賀領主、一人は郡山領主、一人は岩手領主云々」と。

5 陸奥安倍氏流　或る書に「安倍賴良—官照—重任—重秀—武任—重良（岩手を稱す）」と見ゆ。信僞詳かならず。

6 紀伊の岩手氏　紀伊國那賀郡岩手莊より起る。覺鑁上人高野山に在りて紀川邊を過ぐる際、岩手莊の契券を得たり。券主尋ね來り、岩手莊を上人に寄附して其の下司職となると。「件村、平爲里先祖相傳の私領也。高野山正學坊上人覺鑁傳法供料の奉爲、乃至代々勤仕すべきの狀件の如し。大治元年丙午七月、日、平爲里判」と。

7 承久記三に信濃の國の住人岩手三郎、前に云へり。又德川時代津和野龜井藩の表用人に此の氏あり。

石手 イハテ　東鑑卷四十に石手十郎兵衞尉あり、イシテ條を見よ。

巖手 イハテ　岩手に同じ。

岩出 イハデ　次の數流あり。

1 中臣氏流　伊勢國度會郡岩出より起る。此の地は大中臣祭主の居住せし地にして、神都志に「岩出の村中に存す。大中臣輔親卿より（長保年間）淸忠卿の頃まで（應永の比）、凡四百年の舊墟なれば、第宅の規模尙探るべし」と。又古今著聞集に『祭主神祇伯親定、伊勢の國いはてと云所に堂を立て、瞻西上人を請して供養を遂げり』と載す」と見えたり。此の稱號は尊卑分脈に「大中臣淸麿—今麿—常麿—雄良—岡良—輔道—賴基—能宣（號三條）—輔親（祭主號四條）—輔經—親定—親仲—親隆（號山蟠）—能隆—隆通（號岩出）—隆世—定世—定忠—親忠（號三條）—親世—淸世—淸忠（永享元補祭主）秀忠—伊忠—朝忠」と見えたり。又大中臣系譜に「親仲の子親章岩出と號す」と見ゆ。

2 橘流　太神宮司附屬職掌人家系に「御厨案主、岩出、橘朝臣、本姓藤原、稱號長井、齋藤實盛の裔、初代友莫。」と見ゆ。

3 武田氏流　甲斐岩手氏の後、信盛—一信—信定—信就、岩出に改む、支庶一、家紋花菱、葉菱、信盛は繩美の男也。

4 美作にも此の氏あり。

石出 イハデ　イシデ條を見よ。千葉大系圖に「胤朝・石出次郎」と稱し、東の莊石出城に據ると。

岩手澤 イハテサハ　陸前國玉造郡岩手澤より起る。又磐手澤ともあり。大崎家部下の將氏家氏を云ふ。餘目氏舊記に「氏家三河守、其比當國の執事もたれ候間、岩手ざはより手勢三百餘騎にてはせつき、日之內に七度陣をとり候云々」と。ウヂイヘ條を見よ。

磐手澤 イハテサハ　岩手澤に同じ。

平—白鳥行房（白鳥七）—基政（七郎二）
- 政光（岩田六郎）
- 政廣（岩田七郎　右大將家御代人）
  - 政信（岩田二郎　藤矢淵）
    - 廣高（二兵衞）—廣茂（二郎）
    - 直村
  - 廣方（岩田五郎）
    - 廣時（小五郎）
      - 廣房（又五郎）—忠國（小五郎）—長廣（彦五）
      - 政茂（小七郎）—清政（四五郎）
      - 政房（八郎）—助政（三郎）
    - 廣員（六郎）—基光（彌五）—實廣（又五）
    - 廣家（七）—行泰（七）

又政廣の弟政成・岩田山田八郎」と見ゆ。井戸葉栗系圖これに同じ。武藏風土記稿山田村條に「岩田對馬守丹治某が鼻祖宮內卿家義の神靈を丹生明神と祭れり、丹治姓世々の守護神なり、當時は岩田氏代々の祈願寺なるに因て、此社を勸請せり、岩田氏は藤田右衞門佐重利が家老なりと云。」と載せたり。家義は武平十三代の祖なり、丹治條を見よ。猶ほ風土記稿上田野村條に「此所は其れ以前岩田伊勢なるもの住せしが、故ありて伊勢は久那村に移る」と又榛澤郡條に「岩田氏（寄居村）先祖河內は氏邦に仕へ功ありしが鉢形落去の後跡を民間に隱し、天正年間

イハタ

卒す。石碑は赤野村善導寺にあり、正龍寺の舊記に岩田七兵衞、同內藏等の名あり、何れも感狀を藏す、」と。

2　兒玉黨　七黨系圖に岩田氏を有道姓兒玉黨とし、一本吉田に作る。

3　下總の岩田氏　結城郡矢畑に岩田氏あり、結城寺の瓦を藏す、古色把るべし、」（地理志料）と。

4　常陸の岩田氏　新治郡（信太郡）の岩田邑より起りしなるべし。同村岩田の城主にして、岩田彥六は小田天庵の旗下なりき（東國戰記）。

5　大江氏流　羽前國村山郡の名族にして大江氏の一族なり、大江氏系圖に「廣元—親廣—木工助廣時—少甫助太郎政廣—上總介元顯—少甫彥太郎元政—上總介時茂—式部丞時信—政廣（岩田）」と。又寒河江系圖には「時茂—式部大夫茂政（羽州寒河江主）—政廣（岩田三郎）と載せ、又尊卑分脈にも政廣（岩田）と見ゆ。寬政系譜此末裔一家を載す、家紋丸に十文字、丸に一文字三星。

6　尾張の岩田氏　尾張國知多郡に長尾城（長尾村）あり。岩田果貞といふ人住しよしいひ傳ふ、天文頃岩田左京亮光秋、弘

イハタ

治の頃左京亮安廣あり。

7　美濃の岩田氏　各務郡岩田邑より起る。新撰志に岩田民部等を載せたり。

8　三浦氏流　桓武平氏三浦氏より分ると。新編會津風土記耶麻郡小荒井村舊家岩田氏條に「此村の農民なり。新宮六郎左衞門尉時連の五男五郎左衞門宗連、岩田村に住し、氏を岩田と稱す。其子備後宗高より十三世の孫岩田越中信隆、永祿三年會津を去り、近江國に住す。同五年丹羽長秀に仕ふ。元龜元年故ありて其子彌太郎義勝を具して、又會津に來る。義勝後小荒井主水と稱し、葦名家に仕ふ。其子儀兵衞正勝（後無人齋と稱す）慶長十年蒲生家に仕へ、三谷保正に從つて柔術を學ぶ。正勝より九世の孫今の儀兵衞なり。」と見ゆ。

9　蒲生家々臣に岩田市右衞門あり、又勢州四家記に氏鄕の侍岩田市右衞門、同平藏見ゆ。

10　熊野別當族　紀伊國西牟婁郡岩田邑より起る。熊野別當系圖に「快眞—岩田長憲—行憲—岩田行盛—行弁—行實—行慧」と見ゆ。

11　紀伊大江流岩田氏　續風土記那賀郡池田莊舊家岩田助惣條に「家傳に其祖岩田

八郎は、大江匡房の末裔なりといふ。八郎北朝に屬し、恩地牲川と春日山に戰ひて死す。其墓今猶存す。其の子孫七左衞門といふもの大坂方に屬す。其子僧となりて、根來西藏院に住せしが、後歸俗して家を續ぎ、父の遺言によりて當村に住し、封初地士に命ぜらる」とあり。

12 丹後の岩田氏　正應元年の田數目錄帳に「丹波郡石丸保、三十七町六段百四十四歩內、十八町八反七十二歩、岩田肥前」及び「熊野郡鹿野庄二十町六反二百二十二歩、岩田肥前」と見ゆ。

13 菅原姓　筑後國御原郡岩田庄より起る。吾妻鏡建保三年十一月條に「安樂寺領筑前國岩田庄の事、今日遂に左近大夫菅原時賢の子有成に賜ふ所なり、相州、武州、并に前掃部頭、遠江守等、御下文に加署判す。是の有成・平家に同意するの由、兄弟成賢之を訴申すにより、當庄を收公せられんと欲するの處、彼の惡行に與せざるの旨、陳謝然るべきの間安堵せしめらる云々」と見ゆ。

14 中臣氏流　中臣氏系譜に「茂生—永頼—宣輔—永輔—永清—輔清—清親（號岩田）」と見ゆ。

15 安藝の岩田氏　山縣郡の岩田邑より起る。岩田備中は栗栖氏家臣なりと。

16 名和氏族　名和氏系圖に「一族岩田氏」を收む。

17 源姓　寛政系譜清和源氏支流に收む。富成より系あり、支庶一家、家紋丸に三星、丸に升。

18 菊池流　或は秀鄉流藤原姓　家傳に「菊池の庶流にして、はじめ高安氏を稱せり」と。猿樂の家なり。寛政系圖秀鄉流藤姓に收む。家紋丸に六唐花、二階菱。此外なほ藤原支流に一家、家紋丸に梨、桔梗、未勘に二家見ゆ。

19 岩田氏は東鑑二十五に岩田七郎、四十に岩田三郎、丹黨なるべし。後世此の氏は德島蜂須賀藩の重臣（創業文武有功士中の一也）、島原松平藩用人、足守木下藩側用人、山形秋元藩中老、松平近江守用人にあり。又日向記に岩田五郎四郎、下總小金本土寺過去帳に岩田市郎兵衞、香晉我部記錄、津山藩分限帳等にも多く、又津輕、磐瀨、信濃、越後、近江、備前志摩等にも存し、下總の此の氏はサヽリンドウ、替紋菊水なりと。又加賀藩侍帳に「千石（紋丸內三階菱、御馬廻組）岩田內藏助、五百石（紋三階菱、御大小將組）岩田直太郎、百七十石（紋丸ノ内松川菱）岩田五左衞門、五百石（紋六角內左三巴、御馬廻組）岩田脊藏、貳百石（紋左三巴御大小將組）岩田欣太郎、」等見ゆ。

巖田　イハタ　前條氏に同じかるべきか。

伊波太　イハタ　正倉院天平寶字二年文書に見ゆ。

井畑　ヰハタ　紀伊國那賀郡の地士に此の氏あり、大崎條を見よ。

井籏　ヰハタ

纈帶　イハタオビ

岩堂　イハダウ

伊波田支　イハタキ　美濃の古族にして君姓なり。栗栖太里太寶二年戶籍に伊波田支君麻呂賣と云ふ者見ゆ。

岩瀧　イハタキ　佐倉堀田藩に此の氏あり。丹後國與謝郡に岩瀧邑あり。

岩武　イハタケ　次の氏と同じきか。

岩竹　イハタケ　尾張國中島郡の豪族にあり。清和源氏、宇野氏の族にして大野賴清五世賴氏の三子、範氏の後なりと云ふ。中興系圖に「岩竹、淸和源姓、大和守賴親十二代小三郎範氏之を稱す」と見ゆ。

岩立　イハタテ　下總小金本土寺過去帳に

命—建彌依米命(仲哀帝二年三月十八日薨、石背石之上山に葬る)—健經津見命(亦名經津美多滿命、神功皇后三十年薨、五石山に葬、立石大神)—健與佐命(應神帝九年薨、廣門縣靈塚葬、廣門大神)—健與曾命(仁德帝十二年薨、龍生大神)—健磐主命(仁德帝五十八年薨)—弟磐主命(履仲帝卅年卒、杉宮大神)—綾持命(允恭帝二十九年薨)—大富命(雄略帝二十三年卒)—安見(繼體帝二十五年卒)—安村(欽明帝十四年卒)—友村主(敏達帝十四年卒)—友麻呂(推古帝二十年卒)—影麻呂(舒明帝十三年卒)—安麻呂(天智帝五年京師卒)—大足彥(持統帝九年卒)—稚足彥(靈龜元年卒)—豊足彥(天平勝寶三年卒、須賀川旭岡葬、瑞珠別神社と稱、俗岩瀨天王宮)—吉彌侯部人上(別名豊雄、寶龜十年九月十八日卒、戶上山に葬、戶上大明神)—豊光—豊治—豊野—豊元—豊次—豊氏—豊行—豊房—豊長—豊武—豊政—豊高—豊貞—豊重(豊武の時、貞應元年梅田莊(今白方村大字梅田)に移り、子孫榮ゆ)(岩瀨神祇史)と。

2　陸奥磐瀨臣　石背國造の後裔なり。貞觀五年十二月紀に「陸奥國磐瀨郡人正六位上勳九等吉彌侯部豊野、姓を陸奥磐瀨臣と賜ふ。其の先、天津彥根命の後也、」と見ゆ。元吉彌侯部を稱せるは此國造が毛野氏の配下なりしによるべし。後朝臣姓を賜ふ。

3　磐瀨朝臣　神護景雲三年三月紀に「磐瀨郡人外正六位上吉彌侯部人上、姓を磐瀨朝臣と賜ふ、」と。また貞觀六年七月紀に「陸奥國磐瀨郡權大領正六位上磐瀨朝臣長宗、借りに外從五位下に叙す、」また同七年十一月紀に「陸奥國磐瀨郡大領外從五位下磐瀨朝臣富主、外從五位下を授く、」など見ゆ。以前吉彌侯部を稱せしにより毛野氏の部曲なるは明白なれど、石背國造も又吉彌侯部にして、且つ此の氏磐瀨郡領なるにより石背國造の裔なるを知るべき也。

4　石瀨縣主系圖、石瀨大領小領系圖、岩瀨郡司系圖、前述石背國造系圖と共に、以上の三系圖あり、信僞詳かならず、恐らく後世好事者の作に非ずやと思はるれど參考の爲に次に擧げむ。

○石瀨縣主系圖　吉彌侯部人上(神護景雲三年三月、岩瀨郡人外正六位上吉彌侯部人上、賜磐瀨朝臣姓)—人俊(延曆二十年卒)—人治(兄弟田村將軍に屬し、討賊、弘仁九年卒)—人長(仁明帝承和十一年卒)。

○石瀨大領小領系圖　長宗(石背南館に住す、貞觀六年十二月、岩瀨郡大領外正六位岩瀨臣長宗、借叙外從五位下、元慶五年卒、櫻塚葬)—富主(南館に住す、貞觀七年十一月、岩瀨郡大領外從五位下磐瀨朝臣富主、授外從五位上、延喜十年卒、櫻塚に葬る)—小領富村(天曆三年卒、墓所同前)—小領富穗(天授三年卒、墓所同前)—富連(永延三年卒、墓所同前)。

○岩瀨郡司系圖　船瀨富雄(寬弘元年卒、墓所櫻塚)—┬—富貴(治安元年卒、墓所同前)—┬—女(維茂の妻維忠を產む)

└—守貴(寬德二年卒、墓所同前)—守雄(康平七年卒、義家に從ふ)—守謙(承曆三年卒、墓所同前)—富則(大和守、康和元年卒、無子、豊武の二男を養)—豊則(大和守、天治元年卒)—豊國(母は富則の妹)。

5　藤原南家二階堂流　鎌倉幕府以來、岩瀨郡の地には二階堂氏あり、幕府の政所家令たりし家にて勢力あり、ニカイダウ、

及びスカヽ條を見よ。これより國造の古族・其の系統藤氏に混じ、その眞系を失ふ。岩瀬森に岩瀬大明神あり、國造家と關係ある古祠ならん。されど東遊行囊抄に「岩瀬大明神は鎌足公なり、二階堂藤原氏の祖神にて、和州多武峰より勸請す」と說けり。餘目氏舊記に「相馬、田村、白川、岩瀬、信夫」と列擧するは此の二階堂を指すなるべし。三河の岩瀬氏は此の後なりと云ふ。中興系圖に「岩瀬、藤原姓、本國陸奥、二階堂分流」と見ゆ。

6　三河の岩瀬氏　藤原南家二階堂氏の族と云ふ。奧州岩瀬城主二階堂大藏少輔藤原政忠の次男治部左衞門尉忠家、鹿島、千葉等に歷仕し、後今川五郎氏親に仕官し、當國千兩鄕を領す。永享十二年春に至り大塚に移り、大塚中島城に據る。家紋丸に三本杉。其の子次部左衞門尉氏成也。其の子治部氏俊―氏高―氏滿、また氏俊弟和泉守氏定、式部少輔氏安あり、氏安大塚城主なりしが、永祿五年九月廿五日松平淸康に攻められて降る。千兩城（八幡村千兩）は岩瀬忠家の居城也。忠家實は岩瀬可竹の子也と云ふ。又長山村古屋鋪（牛久保町下長山）三ヶ所あり、岩瀬掃部、同名嘉竹、山本市左衞門居住。宮島傳記に雅樂助氏高は同名和泉守善生の舍弟也、天文年中大塚城より當地に移る。入道して歌竹と號す。三男岩瀬小四郎也とあり。大塚城、又中島城（大塚村大塚字上仲島）は天文年中岩瀬式部少輔氏成居住す、弘治二年落城すと云ふ。永祿年中奧平美作守領す。など、二葉松以下の書に見ゆ。寛政系譜藤原氏支流に收め、氏俊より系あり、支庶二家、家紋丸に三本杉、九曜。

千七百石
岩瀬加賀守氏紀

7　常陸の岩瀬氏　常陸國久慈郡（那珂郡）岩瀬村より起りしなるべし。東鑑治承四年十一月八日條に「岩瀬與一太郎」あり、御家人に列せらる。佐竹秀義の家士にして誅せらるゝ筈なりしも、直言して危難をすくふ。或は磐瀬國造裔なるべし。武德編年集成に慶長五年佐竹義宣の臣に岩瀬淸次郎と云ふ者見えたり。

8　武藏の岩瀬氏　埼玉郡に岩瀬氏あり、同郡岩瀬村と關係あるべし。成田分限帳に「永樂三十五貫文岩瀬牛兵衞、同十貫文岩瀬小兵衞」と見ゆ。

9　相摸の岩瀬氏　鎌倉郡に岩瀬邑あり。證菩提寺仁治元年の文書に岩瀬鄕と見ゆ。新編風土記に岩瀬與一太郎こゝに住居せりと。

10　猶岩瀬氏は承久記四に岩瀬のさこん、同五郎兵衞、岩瀬の七郎等を載せたり。

岩瀬　イハセ　磐瀬條にて云へり。近古以來多くは此の文字を用ふ。

石瀬　イハセ　磐瀬に同じ。國造本紀に石背國造を載せ、又後世も、磐瀬、岩瀬を石瀬と擧げしもの尠からず。

石背　イハセ　磐瀬條に云へり。

巖瀬　イハセ　志摩に此の氏あり、但し岩瀬も存す。

岩田　イハタ　磐田、石田と通じ用ひらる。遠江國に磐田郡あり、靈龜元年五月紀に遠江石田郡、天平九年駿河國正税帳及び寶龜二年三月紀に遠江國磐田郡とありて、和名抄伊波太と註す。又上總國望陀郡に磐田鄕、伊勢國安濃郡に石田鄕（伊波田）あり。其の他、河內、紀伊、武藏、美濃、尾張、常陸等に岩田邑あり、此の氏は此等の地名を負ふ。

1　丹黨　武藏國秩父郡岩田村より起る。武藏七黨丹黨の一にして、七黨系圖に「武

在り、之を山下の五院と謂ふ。神官三家、所司五家、六位家、大祝家、小祝家、宮守家、神人家、神巫子、神樂家等多く八幡山下に居る。其の長吏を社務と曰ふ、三家あり、曰く善法寺、曰く田中坊、曰く新善法寺。今八幡八邑を管領す。萬石君の富に尸居す。又太平之一事矣哉」と。

其の他猶ほ他國にも石清水氏あり。

1 菊大路 紀朝臣御豊の後裔にて、武内宿禰の子紀角宿禰より出づ。紀氏系圖に據るに、大納言麻呂―飯麿―古佐美―廣濱―長江―豊河―魚弼―御園（行教は此人の弟）―御豊にて、其子良範―延晟―良常―聖清―定清―兼清―賴清―光清（垂井と云ふ）其十二男成清が菊大路の祖なり。成清の後は祐清（善法寺）―寶清―宮清―倘清―通清―昇清―了清―宋清―重清―透清―晃清―享清―興清―充清―掌清―堯清―舜清―幸清―有清―央清―香清―統清―立清―珙清―亮清―業清―纓清。

2 南 前條倘清末子康清―永清（新善法寺）―乘清―要清―農清―宥清―顧清―昌清―照清―重清―常清―晃清―行清―祐清―韶清―周清―旺清―劭清―武胤（元澄清）。

3 田中 前々條垂井光清三男勝清（園）―慶清（田中）―道清―宗清―行清―守清―堯清―陶清―定清―常清―融清―芳清―生清―奏清―兄清―敎清―長清―秀清―敬清―弼清―要清―宗清―久清―正清―養清―由清―農清―修清―有年（元昇清）。

4 東竹 田中行清二男良清（竹）―貞清―瀧清―統清―容清（東竹）―照清―等清―陽清―廣清―城清―甲清―召清―象清―充清―好清―延清―容清―興清―建清（元篠清）。

5 紀別當 御園の子御豊（祠官系圖夏井の子と云ふ）―良範―延晟―良常の後裔。

6 紀神主 御豊より十四代目光氏の後。

7 紀檢知 御豊六代賴安男賴方後裔。

8 上野公文所 武内宿禰二十二代孫紀院清の後裔。

9 藤井會所 同二十四代孫慶尊の後。

10 片岡衞府司 清和源氏元高の後。

11 今橋御馬所、同助實の後。

12 片岡巡檢勾當 同遠貞の後。

13 杉本御殿司、藤原氏。松本御殿司、紀氏。

14 岩本（從官）横山（從官）共に藤原。

15 參司 辻本（菅原） 赤井（中臣） 豊倉（藤原） 穗北（藤原） 瀧本（藤原） 橋本（加茂） 泉（紀） 太西（藤原） 中（藤原） 宮本（藤原）。

16 宮仕 喜多（源） 宮原（藤原） 湯淺（源）。

17 他姓 河原崎（橘） 小中村（藤原）。

18 六位 森本（紀） 森元（藤原）。

19 大禰宜 能村（祝部） 能村（藤原二家）。

20 小禰宜 奥村（藤原）。

21 神寶預禰宜 落合（藤原、三家） 谷村（藤原十一家）。

22 神饌調進職宮守一行事 伴（大伴）。

23 駒形預禰宜 片岡（藤原、二家）。

24 鏡澄職 森元（藤原）。

25 相撲預禰宜 柏村（高志宿禰）。

26 御綱長 小河（橘）。

27 唐鞍職 佐野（橘） 大森（伴）。

28 神樂座三管大夫職 森元（藤原）。

29 警固壯士 中村（大江） 宇野（橘） 奥（源） 辻間（源） 溝口（菅原）二家 花井（菅原） 三田村（藤原） 養父（物部） 松田（藤原） 行岡（源） 片岡（藤原）。

（藤原） 小谷（源） 圖師（藤原） 福田（藤原） 柏村（藤原） 橋本（源） 山田（清原）。

31 常番仕丁職 辻村（橘）三家 島村（橘）三家 中島（橘）二家 神元（橘）二家 島村（橘）三家。

32 御鉾座 八木（菅原）。

33 家系燒失無之分 河原崎（物部） 神原（橘） 奥村（藤原） 鹿野（藤原） 長濱（藤原） 青木（橘） 宇野田（橘） 福田（藤原） 中村（越智） 小條（橘） 小谷（大江） 小寺（源） 喜多村（橘） 柏村（藤原） 栗（平） 橋本（源） 柏村（藤原） 山田（清原）。

石清水祠官は窠紋を用ふ。

34 陸中の岩清水氏 陸中國紫波郡岩清水邑より起る。斯波家の家臣なりしが、天正十六年岩清水右京亮、梁田大學、中野修理等と共に斯波より反して南部氏に通ず。永慶軍記に「斯波は之を聞き、軍勢を指向け、無二無三に打寄たり。既に寄手の大勢、繩手半ば打入を見て、城中より右京亮をはじめ、纔か五十人切先をそろひて、何れも必死の兵突て出で、不思議に大勢を追ちらし、城中に引返す」と載す。奥南指南錄に「豫參士の岩清水、云々の四家は志和殿の家人の末也」と見ゆ。

35 大隅の岩清水氏 ヒラヤマ條を見よ。

36 其の他源平盛衰記に石清水次郎義綱を載せたり。

岩代 イハシロ 紀伊國日高郡に岩代庄あり、又岩城とも載す。又奥州に、現今岩代國あれど古書になし、石背國を誤りしものとす。岩代は又石代と通ず。

1 石代別 次條を見よ。

2 源姓 紀伊日高郡岩代庄より起る。此の庄の領主愛洲氏と關係あるべし。東岩代八幡宮元龜三年の棟札に地頭岩代右衞門大夫源光綸なる人見ゆ。續風土記同村市谷山城條に「伏山の北にあり。岩代兵庫頭の城跡といふ。兵庫の出城といふ。又土井城の城跡あり、兵庫は東岩代八幡宮の棟札にある岩代右衞門大夫の事にや」とあり。

石代 イハシロ 岩代と通ずべし。

○石代別 古事記、景行段に「足鏡別王は石代の別云々祖也」と、石代の地が何處なりやは未詳なれど、足鏡は下野國足利郡なるべし。

岩砂 イハスナ

岩住 イハスミ

磐瀬 イハセ 又石背、石瀬、岩瀨と記す。和名抄陸奥國に磐瀨郡あり、伊波世と註す。古代石背國のありし地にして、中古の始め養老二年、白河、會津、安積、信夫の諸郡と共に石背國を建てられしも、神龜中廢して陸奧國に併せらる。郡內に磐瀨鄕あり、郡號國號の起源地なるべし。其の他標葉郡（磐城）及び賀美郡（陸前）にも磐瀨鄕あり、磐瀨氏の分居する處か。又常陸、武藏、上野等にも磐瀨の地名あり。此氏は此等の地名を負ふ。

1 石背國造 石背國は後の磐瀨郡の地なり、而して磐瀨鄕に治所を置きしものと考へらる。此の國造は國造本紀に「志賀高穴穗朝（成務）御世、建許侶命の兒建彌依米命を以つて、國造に定め賜ふ。」と見ゆ。建許侶命は天津彦根命の後裔にして凡河內氏の族なり、よりて貞觀紀に此の國造の後裔なる磐瀨臣を天津彦根命より出づとするに合す。又信僞詳かならざれど石背國造系圖なるものあり、參考の爲次に引かむ。

天津彦根命十四世の孫、石城國造建許呂

化政頃に岩崎帯刀発建、岑雄（國學者）、蜂須賀氏創業文武有功の士に岩崎氏、美作英田郡竹田村庄屋（東作志）、山城松尾社々家神方岩崎氏は藤原姓と云ふ。又津輕、越後、岩代、備前、信濃、志摩等にも多し。

磐前 イハサキ　岩崎氏と通じ用ひらる。肥前にあり。

岩先 イハサキ　佐々木源太章經の後なりと云ふ、岩野條を見よ。

磐崎 イハサキ　桓武平氏、岩崎氏と通じ用ひらる。

岩前 イハサキ　岩崎氏と同じかるべし。

岩崎村上 イハサキムラカミ　岩崎條及び村上條を見よ。

岩指 イハサシ

岩里 イハサト

岩澤 イハサハ　磐城、岩代等に岩澤邑あり。

1　桓武平氏千葉氏流　寛政系譜、敎正より系あり。家紋丸に橘、丸に八重菊。

2　陸奥の岩澤氏　南部文書建武頃のものに「當郡給主中、云々、三戸新給人岩澤大炊六郎入道（大瀬二郎跡）、津輕凶徒與同候也」と。

3　利仁流藤原姓齋藤族　加賀の名族にして齋藤の族林家嗣の後也と云ふ。

4　武藏にも此の氏あり。

井橋 キハシ

伊橋 イハシ

猪橋 キハシ

猪端 キハシ

岩下 イハシタ　キノハタ　山城、甲斐、上野、肥後等に岩下邑あり、此の氏は此等の地名を負ふ。

1　滋野姓海野氏流　信濃國小縣郡岩下邑より起る。信州滋野氏三家系圖に「海野幸房―幸久（岩下豊後守）」と見ゆ。其の子幸數―持幸―氏幸なり。但し小縣郡史引用岩下系圖には「豊後守幸久―幸兼―幸邦―幸繁―政幸―清幸―幸實―源介幸廣―幸紀―幸景」と載せ、中興系圖には「滋野姓、本國信濃小縣郡、海野兵庫頭幸則男豊後守幸忠稱之」とあり。寛政系譜此の末流と云ふもの一家を載す、家紋丸に雪篠、九曜。平氏支流に收む。小縣の岩下氏は家紋丸に抱茗荷也。甲信二州に此の氏多し。殊に甲斐國東山梨郡に岩下邑あり、此の氏と關聯する處深かるべし。岩下邑は小笠原氏の族、跡部氏が甲斐國守護代として威を振ひし地なればなり。

2　平姓　幕臣岩下氏は平氏なりと。前條に云へり。

3　清和源氏爲義流　阿野全成の後知曉・岩下禪師と稱す。

4　橘姓　寛政系譜に「先祖山城國岩下郷に住せしより家號とす」と、家紋丸に古文字の本の字、丸に橘。

5　秀郷流藤原姓佐野流　佐野安房守貞綱二男神馬忠綱―忠房（神馬七郎、後藤越岩下に住す。よりて家名となす）―忠行（岩下民部）と云ふ。

6　上野國吾妻郡にも岩下あり、我妻七騎の一なる富田伊豫守の居なり。

7　日向の岩下氏　開聞玉依姫傳說に天智天皇供奉の臣に岩下等八人あり、其の後裔土着して山口六社大明神の社務に携はると云ふ。日向記に岩下新十郎等見ゆ。

8　猶ほ松平藩の重臣に此の氏あり。

岩科 イハシナ　伊豆國賀茂郡岩科邑より起りしか。

岩嶋 イハシマ　伊賀國の名族にして桓武平氏川合一族なり。平信兼の後にして丸の内に梶の葉を紋とす。信濃にも此の氏存す。

石清水 イハシミヅ　石清水八幡宮は貞觀

元年大安寺僧行敎が宇佐八幡宮より勸請する處なれど、幾程もなく朝野の尊崇頗る深くして、遂に伊勢大神宮と並べて二所の宗廟と呼ばるゝに至る。行敎は紀氏の人なれば當社祠官には紀姓の人頗る多し。神主の祖御豊は行敎の族人にして、貞觀十八年八月紀に「石淸水八幡護國寺申牒に偁く、故傳燈大法師位行敎、去る貞觀二年、國家の御爲に大菩薩を祈請し、此山に移し奉る。望み請ふ宇佐宮に准じ、永く神主を置かむ。卽ち從八位上紀朝臣御豊を以つて之に爲さむと。勅して之に從ふ、」と見えしより、子孫代々紀氏・神主に任ぜらるゝ事となれり。(類聚三代格にも見ゆ。)御豊の系は紀氏系圖に「大納言麻呂─參議飯麿─大納言古佐美─參議廣濱─大宰大貳長江─豊河─魚弼」

─御園(一本夏井子)┬御豊(石淸水神主始也)─良範(第二神主)┬延晟(第五別當)┬定弼(第七別當)
　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　└良常(第五神主 俗別當始也)
　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├枝眞(第三神主)
　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└春實(第四神主)
　　　　　　　　　├眞濟
　　　　　　　　　├安宗(別當始 第一別當)─幡朗(第二別當)
　　　　　　　　　└運眞(第三別當)─會俗(第四別當)┬總祐(第六別當)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├淸鑑(第八別當)─光譽(第十二別當)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└淸昭(第九別當)─貞芳(第十一別當)─摩雅(第十六別當)
─行敎(檢校始)
─益信

─聖朝(第十三別當)─定淸(第十八別當)─兼淸(權別當)─賴淸(別當第十三)┬光淸(第二十五別當)┬住淸(第廿六別當)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　├勝淸(別當第廿八)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　├最淸(號山井)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　└成淸
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└嚴淸(別當第廿七)
─定遠(俗別當 神主六)─兼輔(神主七)─兼淸

と載せ、石淸水祠官系圖には「大宰大貳長江─豊河─魚弼─夏井─御豊(第一代神主)─良範(第二代神主)、弟枝直(第三神主)、弟春實(第四神主)─良眞(第五神主)、弟滋村(第六神主)。良範の後は其の子延晟(第五別當)─良常(第一代俗別當)─聖淸(第十三別當)─定淸。次に聖淸弟安遠(第七神主)─兼輔(第八神主、第三俗別當)─兼淸(定淸養子)─賴淸(第廿三別當、號常磐)─光淸(廿五代別當、號垂井)」とあり、其の他異本尠からず、而して御豊以前の系については疑惑あり、或は太宰府紀氏の後にあらざるか。キ條を見よ。

當社の別當寺を護國寺と云ふ。貞觀四年の太政官符に「石淸水寺を改めて護國寺と爲す」と見ゆ。一山の宮寺を總管せしが、後、善法寺氏俗別當となりて之に代る。善法寺は光淸の孫にして成淸の子なる祐淸の後なり。僧綱補任に「法印光淸、天承中大僧都に任ず、八幡正員初也、彌勒寺此時付了」と載せ、又古事談に「故撿挍僧都成淸は光淸の第十三郞の弟子、遂に別當に補せられぬ。剩へ僧正に擬せられて香染を許さる。又彌勒寺寶塔院を兼帶する上に、始て大隅正八幡宮、香椎社等を附せられ、門跡相承せらるべき由仰せらる」とあり。其の後の系は第一項を見よ。

當社祠官の事は海人藻芥に「八幡社務は武内大臣の後胤に宣下せらるゝ者也。善法寺、新善法寺、田中南北、平等王院、檀、竹、駿河小路(園)、此輩を祠官と號し、朝家に賞せられ、直に法眼に叙せらる。近代は一向に四位の雲客の振舞也。昔より八幡祠官の女をも、大內の女房中﨟に召仕はる。後圓融院の御母儀崇賢門院は八幡祠官の女也」と。又山城志に「護國寺、舊名石淸水寺、雄德山に在り、云々。寶塔院寺の西五十丈許にあり、釋迦堂院の傍に在り。愛染堂一名平等王院東谷に在り、極樂寺下院の傍に在り。正法寺、淸水町に在り。經藏、三昧堂、僧院、三十六坊、皆山中に在り。律院則ち善法律寺、淸水町に在り、法園寺、園町に在り、大乘院、一名神宮寺、北科手町に在り、金剛寺今田町に在り、壽德院芝町に

たりと雖貳を存ぜざるか」と見え、その後鎌倉の終り頃、檢斷岩崎彈正左衞門尉隆衡あり、太平記卷三に「岩崎彈正左衞門尉高久、同孫三郎、同彥三郎」等を載せたり。次いで觀應文和の頃には、岩崎村上三郎左衞門尉（隱岐守左馬助）隆久あり、又嘉吉三年五月十日の岩城文書に「岩城左馬助一家の輩、確執に及ぶ事」を載せたり。次いで室町幕府御內書案、寶德四年成氏追討の時、岩崎修理大夫見ゆ。其の後隆綱に至り岩城親隆に亡ぼされ、其の勢力岩城氏に併さる。これまでは岩崎氏の方盛なりしが如し。

3 陸前の岩崎氏　栗原郡岩崎邑より起りしなるべし。大崎氏の家臣にして、岩崎讃岐美久は栗原庄宮澤邑の古壘に據りしと云ふ（封內記）。

4 陸中の岩崎氏　和賀郡岩崎邑より起る。和賀氏の家臣にして、天正の頃岩崎彌十郎、岩崎城に據る。

5 奧州清原流　磐城の岩崎氏は清原氏の族にして、貞俊より出づと云ふものあり。第二項を見よ。

6 秀鄕流藤原姓佐野氏流　佐野系圖に「越前守師綱―左馬助重綱―重長（岩崎次郎、左馬助、大永二壬午八月十五日卒、法名見照院一桂明鏡）」と。こは岩崎左馬助源重義の養子となりしによるとぞ。次の條を見よ。

7 清和源氏木曾氏流　前述重義は木曾越前守源義基十代の孫岩崎左馬助源義氏の長男なりと云ふ。重長その養子となり、其の子

- 重久（舍人　西佐野　岩崎城主）―重光（左馬介、伊豆守）
  - 政重（藤右衞門　住三河）
  - 行重（彌右衞門）―千政（石田彌次郎）
  - 政久（彌左衞門）―重正―重種
  - 久國（佐野和泉）―久重―綱重
  - 正次（佐野隼人）―重次―重勝
- 重行（小馬也）―重邦（吳內佐渡）―重道―重行―重純
- 重清（九郎）―重村（岩井次大夫）
- 重次（左衞門佐）

なりと。

8 清和源氏里見流　里見又三郎義宗―宗基―宗助（越後蒲原郡賀茂村）―中澤義虎―義孝―岩崎藤之進と。但し後世の事なり。

9 清和源氏岩堀流　岩堀房明の嫡子房信・岩崎氏を稱すと云ふ。

10 羽後の岩崎氏　雄勝郡岩崎邑より起りし氏にして小野寺氏の家臣なり。岩崎河內守は岩崎城主たりしが、文祿年間最上家の將楯岡滿茂に攻められ、弟伊豆と共に苦戰す、永慶軍記に見えたり。小野寺義道家方に「岩崎河內（岩崎城主）」とあり。

11 桓武平氏澁谷氏流　武藏國豐島郡澁谷邑の岩崎氏は澁谷氏の族裔と云ふ。新編武藏風土記に「下豐澤村寶泉寺に正應五年の碑あり、碑陰の銘に據に、野崎岩崎二氏は祖先を澁谷佐重本といひて澁谷村の領主なり。重本豐澤の寶泉寺を開基す。然に中頃寶泉寺殆ど廢轉に及し時、野崎若狹佐重安と云ふもの、慶長年中法印實圓を以て其寺を中興せし由見えたり。是先祖の墓なりといへど明證なし。」（ノザキ條參照）又比企郡松山に岩崎氏あり。先祖を岩崎對馬守といひて北條家に仕ふ。其頃かの家より出せし文書數通をもてり。其子孫連綿として五郎左衞門に至れり。彼五郎左衞門が父の時寶曆十三年諍論のこと起れり。其故は古來より此所に立る市店の賃錢を取來りしことにより、村民喜左衞門なる者を始め其餘七人のもの、かの父がはからひあしゝとて、

イハサキ
イハサキ

公に訟へしに年ごろ家に傳へし文書を取いでゝ申ひらきしかば、とかく詮議ありしに、舊くより取り來りしこと疑ひなかりしゆへ、元の如く市店の賃を取べき由公より免許ありしと、されど彼文書は此時公に止りて今は寫をのみ存せり。」と見え、又新座郡、多摩郡、埼玉郡等にもあり。同族か。

12 丹後の岩崎氏　加佐郡の豪族にして、岩崎豊後守は京極家の家臣なり、河守村に據る。

13 丹波の岩崎氏　何鹿郡（岩崎氏、幾見人）天田郡等に岩崎氏あり。

14 因幡の岩崎氏　法美郡清水村に岩崎城あり、因幡志に「岩崎彈正の構」とあり。

15 常陸の岩崎氏　新編國志に「岩崎、久慈郡岩崎村より出づ。戸村本佐竹譜、久慈西東奉公衆に岩崎あり。大山義在家士姓名帳に岩崎越中あり。」と見ゆ。

16 中臣氏流　中臣氏系譜に「（岩出）隆通―正快―在圓（號岩崎法印）」また「箕曲永―賴宣成（號岩崎大夫）」と見ゆ。

17 讃岐の岩崎氏　全讃史に「大廝山城、大廝村にあり、岩崎脩理介之に居る」と見ゆ。

18 肥前の岩崎氏　高來郡に岩崎邑あり、深江文書に「弘安四年、神崎莊配分一人、肥前國大野岩崎太郎田地五町、蒲田鄉加納、中島里、倉戸鄉、乙枚春里牟知里」と見ゆ。大野氏の族にして紀姓か。次の項を見よ。

彼杵郡彼杵邑菅牟田にも磐前氏あり、また岩崎氏と云ひ、「陸奥國磐前郡より來る。後裔彼杵村菅牟田邑に住す」と、大村藩士系錄に見ゆ。同異を詳かにせず。（陸奥磐前より來ると云ふ如き信ずるに足らず。）

19 紀姓大野氏流　肥後國玉名郡岩崎邑より起る。清源寺文書に「大野伊勢守紀光脩、正平十四年、大野別府岩崎村、」また「天授二年、大野別府岩崎一分地頭、岩崎式部隆貞」など見ゆれば、大野氏の族なるや明白とす。而して大野氏は玉名郡大野と其の對岸肥前高來郡大野とを占めしなれば、高來郡の大野岩崎太郎と云ふも、同族なるや著しかるべし。

20 大隅の岩崎氏　贈於郡岩川の八幡宮記錄に「當社は萬壽二年岩清水八幡宮を勸請し奉る。其の時御本地等負來る。其の家岩崎先祖、黑岩先祖也。右兩氏孫裔今に之あり」と見ゆ。

21 土佐の岩崎氏　天下の富豪岩崎家は土佐國安藝郡井之口村の人岩崎彌太郎に始まる。彌太郎・名は寬、東山と號す。天保五年生る。安政中安積艮齋の門に遊ぶ。後長崎に至り外國の形勢を察す。慶應二年士籍に列せられ、藩の船舶を托せられ九十九商會を起し、運遭の業に從ふ。遂に三菱商會を起し、名聲天下に轟く。此の岩崎氏は甲斐源氏岩崎氏の族にして、菱を用ふるも其の家紋より來ると。同國香宗我部氏も亦武田氏の族なりと稱す。香宗我部記錄に岩崎善兵衞あり。

22 其の他岩崎氏は東鑑卷三十八に岩崎兵衞尉、承久記に「岩崎彌平（衞）太、岩崎むまのぜう、岩崎五郎、」を載せ、又德川時代豊岡京極藩側役、田中本多藩用人、岩崎本多藩用人、喜連川足利家用人、廣瀨松平藩番頭にあり。

又紀伊國名草郡紀三井寺村地士岩崎彌一郎（續風土記）、大炊御門家の侍（雲上名覽）、佐州諸役人付に淸和源氏に收め、駿府內外寺社記抄に木枯森八幡宮平禰宜岩崎常之進、久能山社家に岩崎氏、德川時代

もとは名兒耶と稱し、吉助がとき岩佐に改む」とあれど、寛政系譜には藤原氏支流に收む。家紋五七の桐、傘、其の他猶一家あり、茂矩より出づ、家紋丸に二引、丸に梶葉。

2 秀鄕流藤原姓 佐藤兵衞尉行淸の後なり。其の子兵衞尉光淸―左衞門尉季淸―左衞門尉祐行（季淸五男、永曆元年平淸盛の爲に江州沖島に流罪、治承四年江北柏原山中に潛居、宇治川の役瀨踏み、佐々木高綱を渡す。始め岩閒武藤太と稱し、後岩佐武平太と改む、鐵翁）―祐廣（岩佐武平二）―祐好（武平大夫）―武平左衞門祐盛―大貳祐忠―大膳祐勝（新田義興に仕ふ、青野原に桃井眞常と戰ひ克たずして死す）―內膳祐長（夢想國師の弟子）―典膳祐次（應安二年二月沒）弟左門太郎祐重―

- 李藏祐茂―直信（梶呂八郎二 尾張熱田住）
- 二郎藏祐光―光重（二郎大夫）―光直（八郎平）
- 太郎藏祐成（三州加茂郡住）
- 梶呂善作郎直元
- 梶呂市藏直淸
- 淸重（岩佐馬榮 信州諏右衞門川住）―祐淸（大膳 武田信虎ニ仕）
  - 祐忠（赤作郎 信玄ニ仕 梶呂大膳直行）
  - 祐直（藤右衞門 韮崎戰死）
    - 祐定（弓藤）―直時（弓介）
      - 直明（喜字介）―直吉（九兵衞）
        - 直次（九兵衞尉）
        - 直恒
        - 直廣
      - 直正（與平治）
    - 祐仲（弓二郎）―祐宗
    - 直晴（甚介）―直芳

なりと。

3 備作の岩佐氏 元弘の亂に雲州守護佐々木淸高の部下に岩佐秀貞あり、伯州に戰ひ敗れて創を負ひ、眞島郡眞賀湯に浴し癒ゆるを得、其の後裔此の地にありと。前の岩佐氏も最初佐々木家臣と云へば同族にして、佐々木家臣に岩佐氏のありしは事實なるべし。當國樫村樫山城は岩佐勘解由の居城なりと。備前にも岩佐氏あり、同族なるべし。

4 賀茂姓山城賀茂社の舊社家に岩佐氏あり、賀茂縣主姓と云ふ。

5 武藏の岩佐氏 足立郡の名族にして建武年間岩佐七郞當郡箕田鄕を領す。

6 其の他此の氏は筑後、志摩、石見等にも存す。

岩坂 イハサカ 對馬國の名族にして、中臣雷大臣命の子孫大石彥人の後裔と傳ふ。岩坂は磐坂の義にして、多久都社の磐坂內に住せしにより此名ありと、「長者屋敷とて殘れるは此氏の住みし地なるべし。長者とは祝官にて卜部の一家也。

石坂 イハサカ 武藏國比企郡石坂邑より起りしか。忍阿部藩家老に此の氏あり。

岩崎 イハサキ イハガサキ 尾張、甲斐、常陸、上野、磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥、羽後、丹波、出雲、備中、肥後等、岩崎の地、頗ぶる多く、大抵は、イハサキと讀めど、時にはイハガサキと訓ず。

1 清和源氏武田流 甲斐國山梨東郡（今東八代郡）岩崎より起る、尊卑分脈に武田信義―信光―

- 信隆（號岩崎 武田七郎）―政隆（武田七郎 號岩崎）
  - 政嗣（七郎太郎）
    - 助政（太郎四郎）―信助（八郎太郎）
    - 隆盛（彌四郎）
    - 盛信（甲斐守、武田十郎太郎）
  - 時隆（七郎二郎）―宗光（二郎五郎）
    - 信貞（號武者所大膳大夫）
    - 時信（伊豆守 七郎二郎）
  - 信方（七郎）
  - 貞經（岩崎五郎）―信經（同彌五郎）
- 信繼（岩崎八郎 石橋）
- 信基（岩崎九郎 長淵）
- 光信（武田十郎 依爲嫡子讓得武田屋敷）
- 光性（岩崎）

と見え、諸家系圖纂殆んど同じ。されど武田系圖には、猶ほ「信光―信政―信盛（岩崎祖）」また一本に「一宮信隆―正隆（岩

崎太郎)」など見えたり。信隆は東鑑寛元二年正月條に武田七郎と、次に柏尾山正中三年文書に深澤郷地頭武田八郎助政、同四郎三郎政泰、嘉元四年の記に岩崎一分の地頭武田筑前權守源武政等を載す。政綱の末男十郎太盛信は太平記延元元年二月の條に甲斐守盛正と記す。一時本州の守護職に備はる。甲斐國志に「岩崎館(下岩崎村) 岩崎氏六世此に住すと云、又入會山に城と云處あり、上岩崎村より一里三町矢の根峠と云處より阪路あり。最高峰に烽火臺の址存す。茶臼山とも呼ぶ。」と見ゆ。

2 桓武平氏岩城流 磐城國磐前郡(岩崎郡)より起る。岩城氏と同族にして、磐城系圖に「二十代隆行(次郎)―三男磐崎三郎隆久―忠隆

―基行富田五郎―氏基―隆行菅波
　　　　　　　　　　　―隆氏長谷
―師行富田甚七郎 田中八在名―義秀幕内
　　　　　　　　　　　　　―基忠綜岡
―師隆―政良菊田十郎―家威―政家酒井三郎
　　　―重實磐崎本吉―有重駒木根在名
　　　―資隆―忠秀―隆安―隆時嫡子上舟尾
　　　　　　　　　　　　―隆道東郷
　　　　　　　　　　　　―安敎關殿
　　　　　　―忠成次男下舟尾

―隆衡―隆綱
―隆直中山先祖―隆祐―隆吉―隆朝―隆道―隆義
―隆賴住吉殿
―直衡荒川四郎―師隆―行隆―資隆―隆基―忠秀

と載せ、隆綱の譜に「隆直にはをいに、三郎殿、十八歳之時沒落し、此御代、中山、駒木根、高坂、秋山、各手替候て、荒川を押し落し、其後磐崎押し落し、數萬人打死申、常陸母御代をはたは坂より亂取に申、平へこし申し」と見ゆ。又仁科岩城系圖には「海道小太郎成衡(藤原季衡妹聟、永暦元年二月廿五日卒)―岩崎三郎隆久(彈正、法名願心)―三郎太郎忠隆(左馬助)―

―政隆孫三郎 彈正大輔房―資隆(隆安)周防彦二郎―忠秀(隆久)三郎左馬助―隆安三郎彈正忠―
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―安敎關四郎二郎
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―隆道東郷市助
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―忠成下舟尾四郎
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―女子岩城照義室
　　　　　　　　　　　―政良
　　　　　　　　　　　―重實駒木根
―基行北郷五郎
―師行田中甚四郎

―隆時(持隆)三郎太郎 左馬介 元弘年中之人―隆久―隆衡(清隆)周防守彦四郎―隆綱三郎 爲姉婿親隆自害
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―女子親隆妻
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―隆眞中山次郎―隆祐―隆吉
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―隆勝舟尾六郎

―忠久平四郎
―隆賴住吉九郎
―直衡荒川四郎

とあり。國魂系圖には高久三郎忠衡の子忠隆に岩崎三郎と載せて岩崎氏の祖とす。

岩崎氏の居館は島村と舟尾とにあり、石城古代記に「岩が崎家の始祖海東太郎成衡の三男三郎隆久以來隆綱まで九代・島倉館に居り、三千五百貫文を領したり。應永十七年、中山、駒木根、高坂、秋山等の一族、岩城親隆と一味して、まづ荒川を攻落し、岩崎に押寄す、隆綱十八歳にて討死」と云ひ、又「岩崎氏の祖隆久は舟尾に住し、砦を笛森に構へ、正和二年卒す、法號成覺院殿法庵清一なり。其の子忠隆、建武四年卒す、法號華嚴院殿一窓常見なり。舟尾の海福山慈眼寺に葬る。云々」と載せたり。

此の氏は東鑑建久元年正月八日條に「奧州叛逆の事に軍兵を分遣せらる、海道大將軍千葉介常胤、山道比企藤四郎能員也。東海道岩崎輩、常胤を相待たずと雖先登に進むべきの由、申請の間、神妙の旨仰せ下さる。仍りて彼の輩は奥州住人

3 阿倍磐城臣 同上。

4 磐城村主 近江栗本郡の古族なり。天智紀三年十二月條に「是月淡海國言ふ、栗太郡人磐城村主殷の新婦床席頭端、一宿の間、稻生へて穗す。其の旦垂頴して熟す。明日の夜更に一穗を生ず。新婦庭に出で、兩箇鑰匙天より前に落つ。婦取りて殷に與ふ。殷始めて富を得たり」と見ゆ。又天平寶字八年九月紀に石城村主石楯と云ふ人あり、同族か、倭漢の一族なるべし。

岩城 **イハキ** 磐城國磐城郡より起る。石城條に云へり。奥州の大族也。

岩木 **イハキ** 陸奥國中津輕郡に岩木村あり。岩木山神社の鎭座地なり。又岩城、磐城と通ずべし。

1 藤原姓 佐州役人帳に藤原姓岩木嶋之助なる者見ゆ。

2 松平遠江守忠政家臣に岩木權兵衛あり、又石見、志摩に存す。

巖城 **イハキ** 磐城に同じ。

磐木 **イハキ** 同上。

岩岸 **イハキシ**

巖岸 **イハキシ** 一ノ關田村藩に此の氏あり。

岩切 **イハキリ** 觀應二年三月文書に岩切城あり。又これより前、德治二年の留守文書に「毛利左近藏人親忠の女子大江氏、留守左衛門次郎家明代資有と、陸奥國宮城郡岩代村を相論す」と。この地名を負ひしか。太平記卷の九に岩切三郎左衛門、子息新左衛門、同四郎あり、近江番場蓮華寺過去帳に岩切三郎左衛門尉有益と見ゆ。又日向記に岩切伴右衛門尉と云ふ者あり。

磐具 **イハグ** 夷姓なり、ハグ條を見よ。

岩口 **イハクチ**

石國 **イハクニ** 和名抄周防國玖珂郡に石國郷あり、後の岩國邑なり。此の地より起る。源平盛衰記に周防國人石國源太維道、東鑑卷七に岩國二郎兼秀、同三郎兼末あり、檀の浦合戰の時、夜須行家に生虜せらる。平家方たりしなり。

岩國 **イハクニ** 前條氏に同じ。

岩熊 **イハクマ** 豊前國京都郡岩熊邑より起ると云ふ。

岩倉 **イハクラ** 山城國愛宕郡岩倉村を始めとして、尾張、三河、美濃、信濃、羽後、伯耆、備中、紀伊、阿波等に岩倉の地名あり、此の氏は此等より起る。又石藏、岩藏等と互用す。

1 石藏宮（三條帝裔） 皇胤紹運錄に「三條院—敦儀親王（號石藏式部卿宮）」と見ゆ。

2 岩藏宮（村上帝裔） 又同書に「村上天皇—昭平親王（號岩藏宮）」と見ゆ。

3 岩倉宮（順德帝裔） 皇胤紹運錄に「順德院—忠成王（號岩倉宮）—彥仁王（賜源姓）」また尊卑分脈にも「順德院—忠成王號岩藏宮」とあり。

4 岩倉家（村上源氏） 久我家より分る。卽ち愛宕郡岩倉邑より起りし稱號なり。久我具實嘗つて此の地にありて岩倉を稱號とせしに創る。其の後久我晴通の子具堯、其の子具起に至り、此の稱號を復興す。今知譜拙記等により、此の家の畧系を示せば、具起—具家—具詮—乘具—恒具—尙具—廣雅—具選—具集—具慶—具視—具綱—具定にして、德川時代、百五十石、方領百石、後百五十石。丸太町富小路西へ入。寺は淸光寺。內々。現今公爵、猶ほ其の分家は具視—具經—具明、現今子爵。

岩倉

號衣

御印

5 岩藏家(藤姓) 尊卑分脈に「葉室光雅—顯俊(號四條又號岩藏)—賴隆—賴俊、」また「顯俊—親俊—親賴—顯家—房高—顯信」など見ゆ。以上は何れも洛外岩倉村より起りしならむ。

6 上杉氏族 藤原姓にして上杉朝方より出づと云ふ。

7 越中の岩倉氏 新川郡岩倉より起る。三州志岩倉堡條に「天正七年岩倉薩摩居するを、長連龍攻陷し、その臣長大和、薩摩の首を斬取こと長家記に見ゆ。按ずるに此時薩摩謙信の麾下に隷するか。是より先き元龜二年村田彌三郎津毛城を齋藤新五に圍まれ、岩倉へ走ること見ゆ。又天正五年七月岩倉堡を謙信の將有坂備中攻取りしと云」とあり。加賀藩侍帳に「百石、紋丸内雪降笹、岩倉慶次郎」見ゆ。此の後か。

8 出羽の岩倉氏 羽後國由利郡岩倉より起りしか。秋田氏配下の將に此の氏あり。

9 三河の岩倉氏 賀茂郡岩倉村より起る。二葉松等に岩倉村古屋敷、岩倉隼人助と見ゆ。

10 阿波の岩倉氏 美馬郡岩倉邑より起る。元親記に「すぐに重清の城も責崩し、此の競に岩倉表へ攻かゝる處、岩倉城主式部少輔、實子を人質に出し降參す」と見え、土佐軍記には岩倉兵衞とあり、又南路志に「天正六年の頃、阿州岩倉の何某は剛のものにて籠城して土州勢をふせぎ、阿州へ加勢を乞ひけれども、三好正安いかゞおもはれけん加勢もなければ、日の内に責落さる」と。これより前、建武元年卯月の文書に阿波國いわくらの先達式部律師御房云々と見ゆ、關係あるか。

11 美濃の岩倉氏 美濃の岩倉邑より起る。新撰志に「岩倉大膳宅跡は岩倉町にあり」と見ゆ。

12 岩倉織田氏 尾張國丹羽郡岩倉城にありし織田氏にして、織田氏の嫡家なり。郷廣の嫡子敏廣(敎廣)始めて當城を築く、其の甥常信上四郡の守護代たり。その後裔代々當城にありて勢力ありしが、信賢に至り永祿二年信長に攻められて降る。鹽尻に「岩倉の里近く古城の墟尋ね侍りし、昔織田の嫡家、左馬助敏信の一男伊勢守信安入道常永、こゝに築きて居城とし、本州上四郡を進退して、いかめしくきこえしに、其の息大和守信武、惣見院の贈相國と不和の事出來て、永祿二年にやあへなく亡びられ侍りし」云々と。詳細は織田條を見よ。

13 安藝の岩倉氏 岩倉太郎左衞門なる豪族あり、高田郡志路村古城に據る。

14 其の他信濃、近江にも此の氏あり。

岩藏 イハクラ 岩倉に同じ。前條に云へり。近江三上神社舊社家に此の氏あり。

石倉 イハクラ 岩倉條及びイシクラ條を見よ。

石栗 イハクリ 姓名錄抄に石栗宿禰を載せ、拾芥抄に無姓石栗を擧ぐ。

石榑 イハクレ

岩越 イハコシ 駿河國富士郡の豪族なり、明應年中岩越刑部少輔當郡の領主なりしが、身延山の日朝上人に歸依し、瀧泉寺を改めて常住山感應寺と號す。(新風土記)。

岩腰 イハゴシ 岩越氏に同じかるべし。

岩郡 イハゴホリ 楠木正儀の家臣に岩郡氏あり。

岩佐 イハサ 音の關系より湯淺氏と混用す、ユアサ條を參照せよ。

1 清和源氏 家譜には「清和源氏にして、

掾、法名北溪)——二郎太夫照衡(常陸介、左京大夫、法名道窄)——二郎太夫照義(左京大夫、法名明闇)—平二郎朝義(帶刀左衞門、母岩崎資隆女、法名重祐「禪勝」)—次郎常朝(一作隆弘、常陸守、法名規堂道弘、應永十一爲當家郡主)—次郎入道清胤(下總守、一作隆衡、法名徹山久公、元弘合戰高時味方也。磐城系圖には荒川より祝言、初め駒木根殿より祝言」)—下總守隆忠(二郎、法名實山眞公「明貞」十七日、荒川腹「母荒川直衡女」)—平二郎親隆(下總介、左京大夫、法名明寅虎山、嘉吉三廿九日、母長朝女、永享十二年結城戰場抽軍忠、義敎御感書あり)——二郎常隆(左京亮、下總守、法名可山繁公、母岩城隆衡女、父同軍忠御内書有之、また磐前腹、下總守御子數五十人、享祿三九廿六日、文明十五癸卯年從白土、移飯野平、同十七年乙巳車の要害攻落)—次郎由隆(民部大輔、法名鷹山陸公、また俊公、天文十一丙午年二九)—左京大夫重隆(法名月山明徹、永祿十二六十四、天文十一壬寅年懸田陣、舟尾窪田替て陣を崩す)—左京大夫親隆(初の字孫二郎、實伊達晴宗嫡男、法名光山本公、また七月十五、伊達晴宗の嫡子、重隆の孫たるにより跡を繼ぐ)—左京大夫常隆(法名鏡山明心、秀吉公北條御退治の時、小田原參陣、歸陣時、相摸國星谷に於いて、天正十八庚寅年七廿二病死)—貞隆(童名能化丸、仲次郎、佐竹義重三男、また忠次郎、法名雲山宗龍、常隆妻の姪たり。元和六年十月十九日、武州淺草に於いて病死、三十八、秀吉公會津下向の時、宇都宮に於いて、貞隆十八歲能化丸と號す。白土相共御禮、白土・増田右衞門を以つて言上、常隆遺跡となる)—但馬守宣隆—庄次郎重隆」と。

磐城系圖に「常朝・應永十一年當家郡主となり」また「常隆・白土より飯野平に移る」と見ゆれば、此の家は岩城氏支庶の家にて常朝が郡主となりし以前、岩城平の大館には岩城氏の宗族住居せしや想像するに難からず。卽ち國魂系圖に「好島太郎清隆—新田太郎師隆—岩城太郎隆義」と載せ、又仁科岩城系圖に「海道太郎清隆—弟又太郎師隆—三郎隆家(府中家督相續)—海道小太郎安隆

—太郎義清-太郎清實┬好島二郎清秀
　　　　　　　　　└二郎盛重

「二郎盛隆-好島又太郎隆清-彦二郎泰行とあるものに當るが如し。卽ち岩城氏は最初國造の古墟磐城鄕高久に居り、後岩城平の大館に移り、更に白土の岩城氏本宗を繼ぎて、平に移りしものと考へらる。(猶ほイハサキ條參照)

岩城氏は太平記卷三に岩城次郎入道、飯野八幡嘉曆三年八月八日の文書に好島庄云々岩城小次郎、岩城文書嘉吉三年五月廿日のものに「岩城左馬助一家翟」永祿六年役人附に岩城掃部助(奥州)、白河證古文書、文安中に岩城周防守清隆、餘目舊記に「白川、蘆名、岩城なども一間半さがり候、」また之より前相馬文書應永十七年二月晦日の五郡一揆契約の文書に「標葉、楢葉、□□、北口、松口、相馬、諸根、好島、白土、岩城」の署名あり。岩城は平の岩城家にて、白土は後の岩城氏なり。

常隆の後は忠次郎貞隆(實佐竹義重三男)—四郎次郎吉隆(有故佐竹義宣養子成義隆改)—左兵衞宣隆(但馬守、實佐竹義重四男)—伊與守重隆(權之助景隆)—伊豫守秀隆—河内守隆韶(實伊達吉村弟)—左京亮隆恭—伊與守隆恕—隆喜—隆永—

イハキ

イハキ

隆信―隆政―隆邦―隆彰―隆長（羽後龜田二萬石）、現今子爵、家紋角引兩、丸引兩、五七桐。

岩城

11 伊達氏流　前項に述べし如く、伊達晴宗の子親隆・岩城氏を繼ぐ、その後裔なり。後一門に列せられ、伊達氏と云ひ、江刺岩谷堂に據る。伊達世臣家譜に「伊達岩城氏、岩城邦君常隆嫡男長次郎政隆を以つて祖となす。（族譜を按ずるに、左京大夫常隆、天正十八年七月、太閤秀吉の麾下に屬し、相州星谷に死す。時に年二十八、其の臣等佐竹義重の第三子貞隆を立てゝ後となす。遺腹の子を長次郎政隆となす。家譜略記又云ふ、常隆初め嗣なし、佐竹義重の子貞隆を養つて嗣となす。而して後に政隆を生む、然れども今其の家・政隆を以つて嫡子と爲すときは、疑くは是に非じ。姑く其の家の告る所に從つて之を記す）。慶長十二年、政隆年甫めて十八、始めて仙臺に來り、貞山公に謁す。告ぐるに素意を以つてす。公待遇殊に渥し。姑く客食百口を給し、亡幾田千石を與ふ、後公竊かに將に諷し一門の例を以つて之を待つ。云々。十五年政隆介片倉備中景綱、伊達氏を稱せん事を請ふ。此より後、伊達家一門の班に列し栗原郡一迫清水邑一千石を食す。政隆の子薩摩國隆、義山公に仕へ、子なし。公の七男を養ひ女に配し嗣となす。之を左兵衞宗規と稱す。萬治二年要害の地を江刺郡片岡邑岩谷堂を賜ひ、秩凡そ三千二百石、子村隆・貞享四年雄山公の長女に侚し、秩五千石。村隆子なし、三澤信濃宗直三男を養つて嗣となす、之を能登村望と稱す、村望の子隆恭、延享二年羽州龜田侯の請により、出でゝ其の家を繼ぐ」と。龜田は前述岩城侯なり。

12 大森葛山族　姉小路系圖に「惟重―小二郎廣重―葛山二郎兵衞惟時―隆經（岩城八郎）」と見ゆ。大森葛山系圖これに同じ。

13 清原氏流　第十項を參照せよ。清家系圖に「鎭守府將軍武則―武衡（號岩城三郎）―八郎兵衞尉武通―右馬允守俊（平家より蝶御紋を賜ふ）―修理進守俊―八郎兵衞尉守繁―右馬允守行―大藏尉守家―彈正忠守隆（泉境に於いて打死）―弟大藏尉遠家（道智、この弟に大夫房、大輔房、少輔房あり）―兵衞太郎成遠（自保道祐）―對馬守明遠（明通）―

―新左衞門賴明―道祖丸
―對馬守明榮―新左衞門尉藤明（住丹波國）
　　　　　　―七郎右衞門尉貞明（丹波三輪城打死）
　　　　　　―藏人助長守―長信
―兵庫助明祐―高代（住能登國）
―彈正忠遠繁―成遠―守行―美明
―明利（號梅田帶刀丞　住伊勢國）

14 出羽湊秋田氏の家臣に岩城半治あり、永慶軍記に見ゆ。

15 其の他佐貫阿部藩用人、龜田岩城藩家老等に此の氏あり、又志摩、信濃に此の氏ありと。

磐城　イハキ　岩城に同じ。

1 於保磐城臣　多臣の族なり、石城條を見よ。

2 磐城臣　阿倍氏の族なり、石城條にて云へり。

勢力を占めて郡領の地位を獲得せしものと想像せらる。而も三流の岩城氏・何れも其の後裔詳かならずして、武家時代平姓の岩城氏あれど、恐らく系圖を假冒せしものにして、此等三流岩城の後にあらざるか。

8 石城村主　こは前數項の石城氏と全く異にして、近江の豪族なり、村主姓なるより推して歸化族ならんかと考へらる。天平寶字八年九月紀に石城村主石楯なる者見え、又類聚符宣抄卷八等にも此の氏見ゆ。猶ほ磐城條を見よ。

9 石城宿禰　姓名錄抄に見ゆ、磐城臣或は磐城直、石城村主等の宿禰姓を賜ひしものならむ。

10 桓武平氏維茂流　前述磐城國磐城郡より起る、磐城氏とも岩城氏とも石城氏ともあり。桓武平姓常陸大掾の一族なりと云へど、其の系・異說頗る多く、疑はしき點多ければ、或は多臣姓・或は凡河內流磐城臣・卽ち石城國造の後にあらざるかと考へらる。常陸より入り、且つ同國との關係深しと傳ふれば也。先づ磐城系圖には「良望王—常陸大掾國香—良文(村岡五郎)—繁盛—兼忠—維茂—安忠—則道—貞衡—繁衡—忠淸—師隆(一本男)—隆家—安隆—義淸—淸實(常陸府中大掾殿、次男盛重國に留る。親子此の時論有て、隆行奥州へ下り給)—

(二十代)隆行次郎

此迄常陸府中大掾、嫡子隆行本國を捨て、奥州の淸衡をタノミ、嫡女に取合、男子五人、女子二人候。後海道五郡を受て、一の人に一け郡づゝあて行ひ、其後妻は後家也。五郡惣れうとして、白水建立德尼此なり。

—淸秀好嶋三郎

隆行より十年前に下り、森屋殿を賴、好島を持給なり。

—隆祐嫡男(標)葉太郎—隆光
—隆衡次男岩城次郎—隆守次郎
—隆久三男磐崎三郎—忠隆
—隆義四男楢葉四郎—隆綱
—重胤五男相葉五郎—胤勝

と。尊卑分脈の大掾系圖、並に常陸大掾系圖等と符合せざる事勿論なり。次に一本岩城系圖には「貞盛—繁盛—安忠(權守)—則道(岩城次郎)—忠淸(岩城次郎)—淸隆(同上)—師隆(岩城太郎)—隆行(岩城次郎)—隆平(同上)—隆守(同上)」と。次に岩城國魂系圖には「忠衡(高久三郎)—

—忠淸岩城二郎—淸隆好嶋太郎—師隆新田太郎—隆義岩城太郎
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—繁隆岩城小次郎
—忠隆岩崎三郎
—直平荒川四郎—行隆富田三郎—隆基國魂三郎

と載せ、仁科岩城系圖には、「國香—維茂—安忠(出羽權守、菊田權守)—則道(從五位上、二郎太夫、左衞門尉、一本作泰貞・貞衡・繁衡・忠衡・成衡・則道弟)—貞衡(一作貞成・海道小御館、常陸前司。この弟に泰貞「海道平大夫」を載せたり。)—繁衡(二郎太夫、從五位上、左衞門尉、常陸大掾)—

—忠衡常陸大掾府中莊司太郎—成衡藤原季衡妹聟 此後室號德尼 海道小太郎 永曆元二廿五卒
—忠淸一本則道子 二郎、住府中 法名三休—淸隆常陸大掾、海道太郎
　　　　　　　　　　　　　　　　　　—師隆又太郎、常陸大掾—隆家
—隆祐常陸大掾 猶太郎 法名常信—隆光太郎左衞門 法名祐信
—隆衡左衞門大夫 岩城二郎 岩崎彈正左衞門尉—隆守平二郎、下總介、法名常閑
—隆久岩崎三郎—忠隆三郎太郎
—隆義標葉四郎—隆綱

┣隆行行方五郎━胤勝相馬五郎
┣女子安信妻
┗女子忠信妻

と見ゆ。又寛政系譜には「繁盛―安忠―則道―忠清（但し寛政の呈譜には、則道―貞衡―繁衡―忠清とす）―清隆―師隆隆行―隆平―隆守」とあり。

斯くの如く其の系の一致せざるは、後世不明の點を其の傳說により强ひて系統立てし結果に外ならざるべし。諸系圖多くは常陸大掾家より分れたりと云ふも、大掾傳說に「國香の子貞盛の舍弟繁盛は岩城等の先祖也」と見ゆるのみにて、他は分脈並に各種の大掾系圖と一致せず、然らば此の氏眞實大掾家より別れたりとするも、極めて古き時代の事にして系圖の云ふが如きものにあらざるや明白なりとす。

今岩城四郡の總社と呼ばるゝ飯野八幡宮の古緣起を見るに、「文治二年丙午云々、己酉歲、奧州合戰、地頭岩城太郎淸隆、預所千葉介常胤、別當岩城太郎嫡男師隆、治一年、執行同人云々、承元二年戊辰、好島御庄三ヶ鄕內、地頭淸隆三男高宗、」と見ゆ。かゝれば前述諸系圖の內岩城國魂系圖最も信據するに足るが如し。故に同系圖によりて考ふるに、淸隆の祖父忠衡が高久三郞とあるを見れば、郡內高久邑にありしや想像するに難からず。而して高久邑の地は和名抄磐城郡磐城鄕に當り、古代石城國造の治所と考へらるれば、此の氏が古國造の舊蹟より起りしものにして、國造後裔の氏なりとの想像は一層確實となるべく、又同族國魂氏と云ふも、隣村菅波、延喜式磐城郡大國魂神社の鎭座地名に外ならざれば殊に然りと考へらるべし。卽ち石城國造が磐城郡高平の地にありて大國魂神社を奉齋せし經續に過ぎざるなり。而して常陸より來りしと云ふも、石城國造は常陸風土記等に見ゆる如く、常陸多珂國造と同族にして、中古初期に至るも、多珂國造が石城直と稱する程なれば、其の事實が傳說化し、更に後世常陸大掾と混同するに至りしに過ぎずと考へらる。思ふに仁科岩城系圖等が大掾と云ふは或は大領の誤りならんかと想像せらる。

されど後三年合戰繪詞に海道小太郎成衡あり、淸原系圖に「武則―武貞―眞衡（海道小太郎）―成衡（同小太郎、實平權守安忠子、源賴義婿也）」と載せ、而して磐城系圖に磐城氏を安忠の後裔とし、且つ岩城氏は海道氏の勢力を繼承せし事も想像するに難からざれば、早く既に平姓を冒せし事は史實なるべきか。されど國香の後とする如き徵證あるなし。藩翰譜には「忠次郞平貞隆は、桓武天皇の御後、鎭守府將軍陸奧守貞盛朝臣の孫、陸奧の權守安忠の子岩城次郞大夫則道十九代の後胤たり。初め鎭守府將軍藤原秀衡、德尼子といふ娘、則道に配せて、岩城の郡を讓り與へしより、岩城とこそは名乘てけれ、其後子孫相繼ぎ、左京大夫親隆に至る。親隆誠は伊達左京大夫晴宗が嫡男、輝宗が兄なるを、左京大夫重隆、婿配せて岩城の家を讓る、（是より實は藤氏に移れり）親隆は文祿三年七月十日にぞ卒してける、其子左京大夫常隆父が家讓らる、」と見えたり。其の頭注に「磐城平の城外に尼子橋といふあり、此の德尼子の架せしものと傳ふ」と。思に安忠が平と云ふは或は此の平邑にありし爲にあらざるか。

岩城二郞隆衡の後は諸系圖ほゞ同じ。卽ち「平二郞隆守―左衞門二郞義衡（常陸大

イハキ
イハキ

光長が二男光泰の後なりと云ふ。光長は小笠原氏の族大井朝光の後裔なり、家紋松皮菱、丸に劔三星。岩尾村岩尾城は其の居城にして、文龜永正の頃、彈正行俊あり。其の子彈正行滿(永正より大永)—彈正行眞(天文弘治)—彈正行頼(天文元龜、武田に降る。眞田彈正幸隆當城を守る)—彈正二郎行吉、再び城主、天正十一年德川氏の爲斷絶。

2 大伴姓 景家を祖とすと云ふ。

3 筑前五智輪院文書にも岩尾氏見ゆ。

岩男 イハヲ

岩岡 イハヲカ

岩音 イハヲト

岩垣 イハガキ

巖垣 イハガキ

岩箇崎 (岩ヶ崎) イハガサキ 磐城國磐前郡(岩崎郡)より起る。桓武平氏岩城氏の族にして、海東太郎成衡が三男三郎隆久の後なり。東鑑以下多く岩崎と見ゆるが故に、便宜上イハサキ條にて述ぶべし。

岩方 イハカタ

岩片 イハカタ

岩門 イハカド イハト條を見よ。

岩川 イハカハ 又岩河ともあり。

1 大隅の岩川氏 大隅國囎唹郡岩川郷より起る。手取城は岩川氏の居城なりき。嶋津氏久に拔かる。同郷中之内村八幡神社棟札に「天文四年、檀越藤原重忠、當地頭伴兼豊造立」と見ゆ。

2 肥後の岩河氏 菊地氏家臣に岩河藏人允運秀あり。

3 又津輕にも此の氏あり。

岩河 イハカハ 前條氏に同じ。

岩壁 イハカベ

岩上 イハカミ 越後國刈羽郡に岩上邑あり、其れ等より起る。

1 佐々木氏流 中興系圖に「宇多源姓、佐々木三郎左衞門尉宗氏男、五郎秀信稱之」と見ゆ。

2 源氏 寛政系譜未勘に收む。家紋右巴、巴文字。

3 其の他保元物語に岩上太郎見え、又鯖江藩侍帳に岩上龍門、吉田松平藩中老、備前にもあり。

岩神 イハカミ 土佐の豪族にして安藝郡清水寺文祿四乙未年九月十八日金堂棟札に「大檀那秦元親、同盛親、岩神左衞門進親員奉行」と見ゆ。

岩龜 イハカメ

石城 イハキ 磐城とも岩城ともあり。此の三者は時代により、地方により多少相違もあれど、根本より云へば通じ用ひらるゝを原則とす。和名抄陸奥國に磐城郡あり、伊波岐と訓ず。石城國の故地にして、養老年間、標葉、行方、宇太、曰理、菊多等と共に石城國を置きしが後廢せらる。郡內に磐城鄉あり、郡名の起原地なるべし。又同國名取郡(陸前)、宮城郡(陸前)、桃生郡(陸前)等にも磐城鄉あり、蓋し石城氏の發展と關聯する處あらん。其の他伊豫國宇和郡に石城鄉あり、伊波岐と註す。

1 石城國造 石城國は後の磐城郡の地なり。此の國造は國造本紀に「石城國造、志賀高穴穗朝(成務)の御世、建許呂命を國造に定め賜ふ。」と見ゆ。建許呂命は凡河內氏の族にして一族關東より南奥に多し。此の地方に來りしは太古の事ならんかと考へらる。

2 石城直 多珂、石城兩國造家の氏姓なり。常陸風土記多珂郡條に「多珂國造石城直美夜部、石城評造部志許赤(孝德朝の人)」なる者見ゆ。文中石城直を多珂國造とあるは、多珂、石城の兩國造家が同族にして、もと石城國造家は多珂國造

家より分れたるものなれば同一氏姓を稱せしものと考へらる。同書に「多珂の國、今多珂、石城、所謂是なり」と見ゆる文之を證すべし。詳細は多珂國造條を參照せよ。風土記の文より云へば、石城國造石城直は出雲臣族なれど、國造本紀より云へば、石城氏は凡河内氏の族なり。此の疑問は多珂條にて述べむ。

3　石城評造　前述常陸風土記に見ゆ。評は郡なれば評造とは郡領に外ならざるなり。此の文により石城直は多珂國にありて、石城國には國造代の如き地位にある部志許赤なる者住みて郡内を支配せしが如く考へらる。されど多珂國造が多珂直と云はずして、其の庶流と考へらるゝ石城直姓を稱するを見れば、これより前多珂國造の本宗絶えしにより、石城氏その後を襲ひしか。而して石城には其の配下の士を置きしにて、部志許赤とは石城部志許赤にて、石城の二字脱落せしものと考へらる。

4　道奥石城國造　古事記神武段に「神八井耳命は意富臣、道奥石城國造云々等の祖也」とあり。こは前の石城國造とは全く別系にて吉田東伍先生は此れを大國造とし、石城、道口岐閇、高、菊多、石城、道後岐閇等の小國造を總べたるものとせられたり。史料極めて尠ければ、其の眞相を極むる事難けれど、多臣は海道第一の大族にして、山道の毛野氏、越路の阿倍氏と匹敵すれば、此の考は妥當ならんと考へらる。猶ほ多臣氏は常陸にありても、仲(那珂)國造にして、一國內の小國造を總ぶる地位にありしが如く考へられ、而して上古其の管內に鎭座せし鹿嶋神宮は多臣族の氏神に外ならざれば、(拙著古代史新研究を見よ。)奥州海道筋(太平洋岸の地方)に多き鹿嶋神の御子神は此の氏族の發展と共に勸請されしものと思はれ、猶ほ、名取、宮城、桃生三郡の石城鄕の發生も此の氏族の發展に伴ひしものと想像せらる。

5　於保磐城臣　前項石城國造家の氏姓なり。神護景雲三年三月紀に「磐城郡人外正六位上丈部山際、姓を於保磐城臣と賜ふ」と見ゆ。丈部とあるは大部の誤寫にて、於保臣の一族或は部曲の意なり。於保は多、太と異なる事なし。其の後延曆元年七月紀に「於保磐城臣御炊に外從五位下を授く」と、其の勢力の未だ衰へざるを知るべし。次いで延曆十年紀に「大部善理は陸奥國磐城郡の人也」と。又此の國造の族類たるや明白なりとす。

6　磐城臣　前述二流の磐城氏と共に磐城郡に威を奮ひたる阿倍系統の氏なり。承和七年三月紀に「陸奥國磐城郡大領外正六位上勳八等磐城臣雄公、遄に戎途に即き、身を忘れ勝を決し。職に居る以來、勤めて大橋廿四處、溝池堰廿六處、官舍正倉一百九十字を修す。よりて外從五位下を假す」と見ゆ。後に阿倍磐城臣姓を賜ふ。

7　阿倍磐城臣　承和十一年正月紀に「陸奥國磐城郡大領外從五位下勳八等磐城臣雄公の戶口卄四人、男十四人、女十人、磐城臣貞道の戶口十人、男七人、女三人、磐城臣弟成の戶口四人、男三人、女一人、磐城臣秋生の戶口三人、男二人、女一人、姓を阿倍磐城臣と賜ふ」と見ゆ。

以上三流の磐城(石城)氏が入國せし次第を考ふるに、最初天孫族なる石城氏、常陸多珂(高)より入りて石城國造の地位を占め、多臣(於保)氏、之に次ぎて海道諸國を總管し、鹿嶋神を奉じて勢ありしが、其の後奥羽第一の强族阿倍氏の一族

2 攝津の國岩氏は成合村春日神勸請の際供奉し來るとぞ。

3 出羽平鹿郡の岩氏は小野寺氏配下の將にして、慶長年間岩甚九郞等佐竹氏に叛す。

磐 イハ ハン條を見よ。

岩淺 イハアサ 美作國の名家にて粟井氏配下の將なりしと云ふ。

磐井 イハヰ 和名抄陸奥國に磐井郡磐井鄕ありて伊波井と註す。其の他、岩井、石井と記してイハヰと讀むもの頗る多く、且つ此等は時に通じ用ひらる。以下の條々を見よ。

1 陸奥磐井臣 陸中磐井郡磐井鄕の豪族なり。弘仁三年九月紀に「陸奥國遠田郡人勳七等竹城公金弓等三百九十六人言ふ。己等未だ田夷の姓を脫せず、永く子孫の耻を貽す。伏して請ふらくは本姓を改めて公民と爲り、給祿を停られ、永く課役を奉らんと云へり。勅して可。唯卒に課役に從はゞ、遺類を勸め難し。宜しく一身の役を免ずべし。仍りて勳七等竹城公金弓、勳八等黑田竹城公繼足、勳九等白石公眞山等男女一百廿二人に陸奥磐井臣を賜ふ。」と見ゆ。夷姓の大豪族たりしにて、磐井臣姓を賜ひしを見れば、もと磐井より移りし人か。竹城は遠田郡高城邑ならんかと云ふ。磐井郡在住磐井氏の事は史上に漏る。

2 陸奥安倍姓 磐井臣の後裔史上に見えずして、阿倍貞任の弟に磐井五郎家任あり、蓋し遺跡を襲ひしものか。磐井五郎は陸奥話記に見ゆ、郡内高崎城に據る。

3 筑紫の磐井 ツクシ條を見よ。

岩井 イハヰ 因幡に岩井郡岩井庄あり、其他石井と記してイハヰと讀むもの多く、又岩井邑諸國に尠からず。(イシヰ條參照)

1 物部姓 武藏大宮氷川神社の舊神主家に岩井氏あり、其の他にも尠からず。此の岩井氏は物部武諸隅命より出づと云ふ。「其子物部多遲麻、其子物部宅勢、倭建命征東の御時、大御供仕へ奉る。倭建命、此の地氷川大神を齋き祭る。物部宅勢連公に賜ひて大宮齋大人となし、此に遺し賜ふ。今岩井と云は齋の訛也。」と見ゆれど、天孫本紀多遲麻の子五人中、宅勢と云ふ者なし、蓋し僞系圖たらんか。思ふに岩井とは、神名式荏原郡磐井神社の磐井と同一にて、男衾郡出雲乃伊波比神社、橫見郡伊波比神社などある伊波比の訛、卽ち祝の意なるべし。又物部と云ふは物部直なりしによる、モノノベ條にて謂ふべし。宅勢の後は其の子「國生―紅縮―眞能―久古―亘之―大屋―喜曾―波津―夏―屋喜―眞魚―能香―畿―這―久―廼志―浮―志守―喜恵―美佐―眞―柴―竟―保田―濱―笛―利登―伊祈―蠅―猪野―法―今―續綜―載―速萬留多留彦(大宮齋大人、改大宮神主大祝)―喜麻―密―珂我―米―羽野―智五十―夜間―二井―檜―宮―龍―比破―音―圀古―千鳥―利波―野荷―宿―亘武―供所―百―勝―垣―留野―波―眞嘉―利烈―七―琉理―覓―輝―正賢(顯姓岩井に改む。此の號此に始まる。岩井足立の助、兵部少輔、天曆四年卒)」と。岩井氏が物部氏と云ふは僞にあらず、されど饒速日命後裔の物部連姓となすは虚僞たるに近し。この物部は上古に於ける屈指の職業的大品部にして、其の總領的伴造家は中央にありて物部連と云ふ、卽ち饒速日命の後裔也。其の他諸國に散在する物部には夫々部分的伴造ありて之を支配せり、當國物部の伴造は物部直にして、此の國々造の一族也。蓋し岩井氏はその物部の一族にて武藏國造

族なれど、物部と云ふより後世物部連の事と思ひ、かゝるニセ系圖を作れる者と思はる。正賢の後は「正憲―正宣―正尙―正孝―正矩―正嗣―正孟―正諸―正齋―正愛―正敏―正禩―正員―正景―正幹―正喬―正祐―正業―正維―正遙―正宅―家元―家則―家守―家道―家賢―家惠―家邀―家豊―宅盛―宅繼―宅喜―正興」なり。風土記稿に「神職岩井伊豫、駿河(角井)の北に並び住す。土人此家を大祝屋舗と唱ふ。家系は詳にせざれど、應永以來の寄進狀等數通所持したれば古き家なること論なし、」と見ゆれば、此の系圖の極めて新しきものなることを知るべし。應永文書、岩井常陸介、岩井大祝、岩井中務など見え、應仁文書には岩井掃部、岩井兵部、及び大祝等を載せたり。

其の他、豊島郡町屋村神主に岩井權頭あり、新堀村諏訪社の緣起卷末に岩井權頭の名見ゆ。

2 信濃源姓岩井氏　高井郡岩井村より起りしか。天正中岩井備中守あり、上杉氏の將なり。清和源氏泉氏の族に岩井氏あり、これか。又井上氏の族須田氏もまた岩井氏と云ふ、スダ條を見よ。此の族甲州にもあり。

3 下總の岩井氏　海上郡岩井(和名抄石井鄕)より起りしか。常總軍記天正十三年條に笠神の城主岩井氏見えたり。

4 淸和源氏宇野氏流　大野氏の族なり。

5 淸和源氏岩崎流　田原族譜に「岩崎左馬助重義―重長―九郎重淸―岩井次大夫重村―岩井重太夫光村―出羽光重、及び光村弟光行―岩井善太夫光衆」等見ゆ。

6 其の他蒲生家の舊臣に岩井與市郎、上杉景勝家中侍記に奉行岩井備中守、河內交野郡津田村に岩井氏、安藝廣島の岩井氏、藝藩通志に「四丁目具足師、先祖岩井武兵衞宗信と稱す。二世武右衞門宗久、三世勘右衞門忠勝、忠勝江戶明珍宗察が法を受け、藩君親用の金剛甲冑を製して旨にかなふ。享保中日俸を給し、宅地を與へらる。今の半四郎まで四代」と見ゆ。又志摩、越後、岩代、備前等にもあり、又松前藩に岩井帶刀あり。

石井 イハヰ　イシヰ條にて云へり。事實雲上家石井家を始め、石井をイハヰと訓じたるもの多し。

岩石 イハイシ　信濃にあり。

岩泉 イハイヅミ　陸中國下閉伊郡岩泉邑より起る、南部家臣也。

巖泉 イハイヅミ　前條と同一なるべし。

岩井川 イハヰガハ　羽後國雄勝郡岩井川邑より起りしなるべし。山北小野寺義道家方に岩井川久內なるもの見ゆ。

岩井田 イハヰダ　伊勢皇太神宮權禰宜家に此の氏あり、荒木田姓にして天見通命後裔となり。權禰宜家筋書に見ゆ。

○猶ほ二本松丹羽藩の用人に此の氏あり。

岩內 イハウチ　イホチ　伊勢國飯高郡岩內邑より起る。北畠氏の族岩內光安・岩內城にありて、岩內御所と呼ばる。其の男玉千代丸光吉、二歲にして北畠具親の養子となり、北畠と改稱す。其の子孫度會郡山田にあり(五鈴遺響)。

猶ほ秀鄕流藤原姓小山氏族に岩內氏あり。系圖に「久下權守直光―實光―光重―宗光―宗重―時重―師重―師次―師實―重澄(岩內氏)」と見ゆ。

岩江 イハエ

岩尾 イハヲ　信濃、岩代等に岩尾邑あり其れ等より起る。

1 信濃國佐久郡岩尾村より起る。淸和源氏小笠原氏の族なり。家傳に大井又太郎

云までもなし、されど當村に居せし據は見ず。那珂郡猪股村はまさしき則綱が居蹟と云證もあり、よりて思ふに此邊今も矢の根鐵砲の玉など掘出せしことありといへば、いづれ猪股の末裔、中古此地に居せしものなるべし」とあり。猪俣橘樹郡に此の氏の名家ありと。されど那珂郡が本據にして、天正中まで子孫猪俣能登守所領せし事、秩父通志等にも見ゆ。此の末流猪俣氏三家、寛政系譜にあり。家紋井桁、檜扇。

3 猪股氏は保元物語に、猪俣に岡部六彌太、これは猪俣黨を云ふなり。次に平治物語に猪俣小平六範綱、義朝に從ふ。源平盛衰記には此の人を猪俣金平六範綱とも、則綱とも見ゆ、(平家物語に小平六・則綱）越中前司盛俊の頭を分捕りて其の名高し、七黨系圖には「保元平治亂先陣、一谷討取盛俊」と。次に東鑑卷十、十五に猪股平六範綱、また二十五、三十二には猪股左衞門尉、また左衞門尉範政、こは範綱の子範高の事なり。次に承久記卷の二に猪俣、太平記卷二十九に猪俣彈正左衞門、三十に武藏國住人猪俣兵庫入道等見ゆ。翁草鎌倉時代武士の所領を載せて、三千町、武州の內、猪俣小平六朝次とあれど詳かならず、又小平六則澄の紋は山吹流しと載せたるものあり。

4 猪俣黨 猪俣氏の血族頗る多し、總稱して猪俣黨と云ふ、軍記に屢々見ゆ。其の氏名は次の如し。猪俣、荏原、河勾、大田、人見、甘糟、藤田、山崎、岡部、內島、蓮沼、横瀨、野部、木里、元動寺（天動寺）、瓦園（尾園）、友庄、木部、男衾、井沼、瀧瀨、早內、野內、幕士、飯塚。

5 會津の猪股氏 會津に猪股氏夥からず、恐らく武藏より移りしものと考へらる。田島鄕下鹽澤村鷲大明神鰐口銘に永享四年壬午十一月廿一日、敬白、大旦那猪俣憲賴（會津舊事雜考、會津風土記）と。又河沼郡細越村に猪俣美濃某の墳墓あり。

6 平姓猪俣氏 平氏にして猪俣則直の後裔なりと云ふ。家紋丸に井桁、七曜。

7 其の他日向記に猪俣又兵衞尉、東作志勝北郡美野村小風呂城山條に「宇喜田の臣猪股釆女此の城に居て近鄕を支配す」と。猪股の誤りなるべし。又大田原藩の用人に猪股氏、加賀藩侍帳に「百六拾石、（紋左三巴） 猪俣小兵衞」大村藩に猪股氏、又石見、出雲、信濃等に現存す。

猪股 ヰノマタ 猪俣と通じ用ふ。殆んど異なるなし。石見に猪俣と云ふも猪股と云ふも現存す。

猪又 ヰノマタ 信濃に現存す。

井村 ヰムラ ヰノムラと讀むものには井ノ村ともあり。

1 藤原姓 肥前大村藩の用人に井村氏あり、藤原姓にして、其の祖井村平次左衞門は奧州仙臺の產なりと云ふ。

2 御神本氏流 藤原姓と稱す、石見の大族御神本氏の一族にして、御神本系圖に「國兼—兼實—兼榮—兼高（石見國押領使）—兼信（三隅左衞門尉）—左衞門太郎兼村—孫二郎信時—兼冬（井村三郎）」と見えたり。那賀郡井野より起るとぞ。同村殿河內城（又小岩見城）主井ノ村石見權守兼雄は兼冬の長子なり（石見志）。

3 因幡の井村氏 氣多郡に井村氏あり、因幡志に、もと先祖角兵衞は雲州浪士にして龜井より以前當地に來りしと云ふ。石見井村氏の族なるべし。

4 土佐の井ノ村氏 香宗我部記錄に、本山氏の家臣井ノ村左介あり、香宗我部家

臣井村氏は此の族裔なるべし。

5 河內の井村氏　交野郡寛永十七年三宮拜殿着座の覺に尊延寺村井村氏一軒と見ゆ。

井ノ村 キノムラ　前條氏に同じ。

居村 キノムラ　キムラ

伊村 イノムラ　イムラ

猪目 キノメ

井面 キノモ　二流あり。

1 中臣氏流　中臣氏系譜に「祭主能宣—宣理—輔宣—田村四郎宣弘—澤二郎基弘—澤太郎宣家—井面冠者能親」と見ゆ。

2 荒木田氏流　荒木田一門氏人系圖に「行泰—泰平—行世—守藤—守元—守尙—守彝—守榮—守清—守順—守平（井面與左衞門、慶長二正廿卒）—守將（左近）—守吉（左近、與五郎）」とあり。皇太神宮正禰宜重代權禰宜家系には「井面（二禰宜）佐禰麿十一世孫俊平九世守元二男より出づ、初代守尙也」と載せ、猶ほ重代權禰宜にも此の氏見ゆ。

井本 キノモト　西肥前の名族にして、初め千葉氏に屬せしが、天文年間、有馬氏に併さる。鎭西要略に見えたり。其の他備前、石見等に此の氏あり。

猪谷 キノヤ　キタニ　備前に此の氏あり。

伊庭 イバ　近江國神崎郡伊庭庄より起る。保元物語に伊庭庄を源爲義に賜ふ事見えたり。後佐々木氏の族此の地を領し此の氏を稱す。佐々木系圖に「行定（佐々木宮神主）—行實—實高（號伊庭權守）」と載せ、「實高（號伊庭權守、出羽權守、從五位下、本名行政、御家人役始勤仕之）—

—定資（五郎）—定平（源次）—定光（定長）（十郎左衞門尉）—公家（三郎）—時高（新源二）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—氏定（又五郎）
—實盛（十郎）—盛家（盛定）（小三郎）—盛景（五郎）—有景（小五郎）—實有（孫五郎）
—長盛（六郎）—公盛（彌源二）—俊盛（孫太郎）—重俊（源六）
—實家（七郎）—資實（又六郎）—信實（三郎）

とあり。獨り淺羽本には其の父行實に井上伊庭と註す。伊庭城は此の氏の居城にして輿地志略に「佐々木七代の屋形經方四男豊浦冠者行實子孫代々居城の跡也。後伊庭信濃守賴隆代にいたつて滅亡す。」と見ゆ。

1 近江伊庭氏は佐々木七隊の一にして、太平記卷三十二には伊庭八郞、三十五には伊庭入道、江濃記に「去る應仁元年五月、京極の亂逆の時、佐々木六角龜壽丸、同山內宮內太輔政綱在京の間に、京極方政淸近江へ下向し、一國を治めむとす。伊庭雪隆、六角方にて觀音寺の城に有しかば、馳向ひて防戰ひ終に討死してむけり」と見ゆ。見聞諸家紋に

伊庭
茨木

2 參河の伊庭氏　前項近江伊庭氏の後と云ふ。二葉松に「渥美郡大崎城、伊庭藤太、後戸田三左衞門、後池田武藏守內伊庭藤太夫」と見ゆ。寛政系譜伊庭二家、家紋四目結、三摋、丸に三龜甲。

3 幕末伊庭八郞秀穎あり、佐幕黨の士、小田原城を伺ふて成らず。

伊場 イバ　陸前志田郡の豪族、伊場野條を見よ。

射場 イバ　下學集に見ゆ。

井庭 キバ

伊波 イハ　相摸の名族にして弘治年間大井莊の領主たり、伊波大學助、修理亮など史籍に見ゆ。

岩 イハ

1 河內國石川郡の岩氏は平石城主平石茂直の後裔と云ふ。

郎又新田を開發す、」と見ゆ。

射越　イノコシ　日用重寶記に見ゆ。イコシ條を見よ。

猪越　キノコシ　岩代國磐瀬郡にあり、前條氏に同じきか。

亥ノ坂　キノサカ　志摩にあり。

井ノ坂　キノサカ　同上。

井下　キノシタ　多くは藤姓と云ふ。

1 藤原姓　遠江の井氏の後裔と云ふ。石見風土記下、石見記等に據るに、藤原師輔の孫にして關白兼通の子なる顯光の裔にして、「井下野守政光—井源太左衞門尉國房—上總守國勝(下野に從來る)—國兼—新介信國—

—正國(播磨戰死)
—國弘(井下氏)—國賢(伊賀守 毛利氏ニ仕フ)—春種(左馬丞)—
　—吉信(藤兵衞尉)
　—春信(新兵衞)
　—元益(土佐守)

國弘・源太左衞門尉、氏に下字を加へ井下とす。又春信、新兵衞尉、川戸鳴石城主、隱岐守、永祿三川上櫃城戰功者」と見ゆ。鳴石城は邑智郡川戸村にあり、石見誌に、「永祿三年川上櫃城落城、戰功者新兵衞春信(陰德)、天正十年日和村社再建棟札に本願左馬丞春種、御願藤兵衞尉吉信、新兵衞春信、土佐守元益等を載せたり。

2 安西軍策に井下新兵衞(毛利方)、井下左衞門尉(元春方)等を載せたり。

3 備前にも此の氏あり。

因嶋　イノシマ　和名抄備後國御調郡に因島鄕あり、印乃之末と註す。後世インノシマと呼ぶ、インノシマ條を見よ。

井代　キノシロ　キシロ

井城　キノシロ　キシロ

井瀬　キノセ　桓武平氏伊勢氏の族にして、伊勢系圖に伊勢貞信—貞長—貞房—貞數—貞賴—貞重—貞隆—立齋—貞淸(後氏を改めて井瀨と號す)と見えたり。此の氏關東、奧州にもありて猪瀨と通じ用ひらる。

猪瀨　キノセ　下野宇都宮家配下の將に此の氏あり。信濃にも存す。

命長　イノチナガ　岩代にあり、紋は三つ柏なりと。

井野場　キノバ

猪鼻　キノハナ　遠江國濱名郡猪鼻なる地名を負ふ。源三位賴政の家臣猪早太、即ち猪鼻早太高直は多田源氏太田伊豆八郎廣政の子にて仲政養子なりと。其子を猪鼻力王丸と云ふ。現今武藏に此の氏あり。

井原　キノハラ　和名抄讃岐國香川郡に井原鄕を收め、井乃波良と註す。井原氏の事はキハラ條を見よ。

井於　キノヘ　和名抄河內國志紀郡に井於鄕を收め、井之倍、高山寺本爲乃倍と註す。キノウヘ條を見よ。

井上　キノヘ　キノウヘ條に云へり。

井門　キノヘ　和名抄讃岐國三木郡に井門鄕を收め、井乃倍と註し、高山寺本には井閇鄕とありて爲乃倍と註す。キノヘ條及びキド條を見よ。猶ほ美濃國賀茂郡にも井門鄕あり。

伊野部　イノベ

渭邊　キノベ　和名抄相摸國大住郡に渭邊鄕あり、ヌマタならんかと云ふ(地理志料)

猪股　キノマタ　武藏國那珂郡猪股邑より起る。武藏七黨の一にして武家時代大いに榮え、諸國に移る者又尠からず。

1 小野姓　橫山黨と同族にして共に小野朝臣より出づと云ふ。即ち武藏七黨系圖に「篁(參議)—保衡(阿波守)—忠範—義村—忠時(常陸介)—時仲(下總介)—時季(相摸守)—孝泰(武藏守)—

—義孝(橫山大夫、武藏權介、始住橫山

時資（横山介三）―時範（猪俣野兵）―忠兼（野三）
　時範の子：重任（男衾野五）・家政（野六）・家兼（野七）・貞家（野八）
忠兼の子：
　廣兼（野部六）
　行兼（木里二）―時仲（同二）
　家高（尾園野二）―時長（十）―時秀（左）―秀景
　忠基（野太）
　　政基（河勾野大夫）―政重（河勾太）
　　忠家（小野太）
　　家基（甘糟七）―廣高
　政家（猪俣小野太）―資綱（小二）―範綱（小平太）
　忠綱（岡部六大夫）―行忠（岡部六）―忠澄（六郎太）―廣澄
範綱の子：
　範高（東鑑範政）
　　景村―範景（左髮太）
　　　範家（兵二）―範成（彌四）
　　　範資―範賴（二四）
　　定耀―道世
　　範兼―春綱（二左）
　　　泰綱（平六二）
　　　氏實（彌四）
　　　貞綱
　　範重
　　國俊（十）―師綱
　兼綱（五左）
　　賴綱（二左）―賴國（太）―國範（太四）
　　　政賴（三）
　　兼能（二）―兼氏―兼時
　　　兼季（彌三）―範季
　　兼範（四）
　　範綱―景綱

イノマタ

（高）忠綱（六）―兼綱―重綱―政綱
　　　　　　　　　　　基綱
　　　　季賴―賴高
範親（七左近）―景綱
　範季（二兵）
　　範勝（左近）―範房（孫六）
　　憲氏（一）
　　範行（二）―範經
　　　範政

と載せ、又小野氏系圖もほゞ同樣にして、唯時範を猪俣野兵衞尉、忠兼を野三郎、忠基を野太郎、其の子忠家を小野太郎として長男に置き、又忠基の弟政家を猪俣小野太郎と註する程の差違あるのみ。しかるに畠山本小野系圖のみは時資を横山義隆（義孝）の子とし、猪股介三郎と號すと註し、其の子時範を猪俣野五郎と註す。かくては一代相違し、且つ時資の時代に横山邑より猪俣邑に移りし事となるべし。

2　猪俣黨は横山黨と同樣、野太郎、野三郎の如く其の通稱に野字を冠すれば、小野姓と云ふ事、正しきが如く考へらるれど、仔細に觀察するに、中央に榮えし小野朝臣姓にあらずして、多摩郡小野郷より起りし小野氏にて、武藏國造の一族ならんかと考へらる。詳細は横山條を見よ。

イノマタ

此の氏の發祥地那珂郡猪俣村猪俣城については武藏風土記稿に、「村の坤の方にあり。小高き山上にて、から堀土居の跡など殘れり。相傳へて猪俣氏の城蹟と云ふ。當國七黨系圖、秩父通志等を按に、武藏守孝泰の子を横山介三郎時資と云。其子猪俣兵衞尉時範、是猪俣氏の祖なり。時範の子小野太政家、政家の子小二郎資綱、資綱の子小平六範綱（東鑑平六則綱に作る。保元平治物語金平六範綱に作る。）より六代兵庫頭入道、其子兵庫六郎太郎等代々猪俣の介と號して當所に住し、北條氏邦に從て、大須賀五郎左衞門と酒勾萱野に戰ひ、打負けしより終に當城を退き去れり。此時範貞は打死し、直範は小田原落城の後松平加賀守の藩臣となりしと云。城蹟の外村の中ほどに小平六屋敷蹟と云處あり、今は陸田となれり。」と見え、又埼玉郡條に「油井ケ島村居所蹟、相傳ふ猪股小平六則綱が城蹟と云、鐘つき山と呼ぶ。今は山もなく陸田となりて城跡のさまは見えず。東鑑壽永三年二月五日の條に猪股平六則綱の名みえ、かつ此人越中前司盛俊を討しことなどは平家物語にも載て、武藏の人なるは

江守直頼は、土岐系圖に彈正少弼頼遠の末男にて、厚見郡に住すと見えたり。今の岐阜、舊名井口なれば、そのあたりに住みし人なるべけれど、今知りがたし。」と見ゆ。

6 若狭の井口氏　東寺百合文書建久七年源平兩家祗候輩交名に、井口太郎家濤を載せたり。

7 參河の井口氏　額田郡井の口村より起る、井口左馬介は此の地の人なり。

8 遠江の井口氏　磐田郡の豪族にして井口次郎左衞門佐久村に住し、家康に屬す、天野氏に夜討せらる。

9 甲斐の井口氏　巨摩郡の名族にして、甲斐國志等に據れば、油川の分流にして彦太郎昌範に至り、井口織部と稱すと云ふ。

10 相摸の井口氏　秀鄕流藤原姓波多野氏の族にして義通より出づと云ふ。足柄郡井口村より起りしならむ。

11 武藏の井口氏　新編風土記豐島郡井口氏條に「關村の舊家、先祖某は伊豆伊東より出、鎌倉沒落の後子孫當所に住し、遙の後伊藤八右衞門某の時、松平越後守光長に仕へ、元和九年越後國にて三百石を領せしが、後又浪士となりて當村に歸り住、武藏野新田開發の頃は野守のことを奉れりと云、其後故ありて今の氏に改む。」と見え、又多摩郡上連雀村の權三郎・井口新田を開發せし事を載す。

12 丹波の井口氏　天田郡に此の氏あり。

13 紀伊の井口氏　名草郡大野十番頭の一に此の氏あり「井田村、井口壹岐守」と見ゆ。續風土記那賀郡小倉莊嶋屋村舊家六十人地士井口平四郎條に「其祖を井ノ口右京大夫といふ。大野十番頭の其の一なり、數代を經て善大夫といふもの地士に命ぜられ、子孫世々當村に住す」と。又在田郡大谷村舊家井口平右衞門條に「樋口兼光の子井口次郎右衞門兼貞、其の子平右衞門兼元の後なり」と見ゆ。然らば信濃の樋口氏裔か、されど徵證なし。思ふに名草郡に井口村あり、而して其の地の地士に井口藤之右衞門あるを見れば、此の地より起りしや想像するに難からず。(オホノ條參照)

14 播磨の井口氏　西園寺宣久海陸記に「井之口休兵衞尉あかと三木の間中作人也」と。黑田藩村田氏は此の氏より出づ。村田出羽吉次の傳に「本姓井口、代々播州の地士なり、其先祖は一城の主なりしが、赤松氏の爲め城を退去し、姫路の近所御着と云所に居住して、浪人となれり、父を井口與二右衞門と云、出羽は幼名與一之助、後に兵助と改め、尋で出羽と號す。

與二右衞門
- 猪之助(孝高に仕ふ、長の坪城に於て討死)
- 六太夫(孝高に仕ふ、北條の構に於て討死)
- 甚十郎(事により科人家人の爲め殺さる)
- 與一之助(即出羽なり)

與一之助、十三歲にて長政に陪仕しけり。十六歲高倉陣初陣也、本姓井口を村田に改めたる事は、慶長五年如水鍋島加州樣々もてなし給ひ、其家臣武功の者共如水へ見參させ給ひたる内に、村田何某度々武功多しと雖も終に手をだに負ひ不申とて加州語り給へば、如水我家臣井口と申者は、早兄三人我等が爲めに所々にて討死仕候、其弟兵助と申者一人ながらへ、今度召連參りたり、此兵助村田が幸にあやかるやうに、名字をもらひ遣し度由仰せられければ、鍋島も御尤の儀と宣ひ、夫よりこそ井口を改め、村田兵助とは呼れけれ、筑前入國の後二千石を賜はり、足輕大頭を勤む、元和の末には大阪

普請奉行たり、元和七年十月廿九日歿す、五十七歳。

15 赤松氏流　美作國吉野郡赤田村井口上の山塀高城(大野城)中興城主を井口長兵衞貞詮と云ふ。新免家記に據れば、長兵衞は新免伊賀守宗貫の一族にして、赤松左馬助頼則の二男なり。兄を新免宗兵衞家貞と云ふ、弟井口長兵衞貞顯、後祐西入道と改む、慶長元年九月十六日死す。大野郡大野村塀高城に居る(新免條を見よ)。されど勝北郡餘野村に井口大隅之行、井口亦四郎信行の屋敷跡あり、又久米郡倭文中村井口氏の祖先は井口源太信久の後にして、岩屋城に在り、後西條郡眞壁村に落つなど云へば、此の長兵衞以前に井口氏ありしや明白なりとす。當國他にも井口氏あり、又津山藩分限帳に五十石井口十萬治見ゆ。

16 藤原姓　寛政系譜に見ゆ、家紋上り藤、丸に甃。

17 其の他　大館日記に井口清右衞門、石田三成の家臣に井口清左衞門、越後魚沼郡鹽澤村に井口氏、佐州役人帳井口氏を清和源氏に收め、徳川時代龍野脇坂藩の重臣、大洲加藤藩側用人、秋田佐竹藩用人に此の氏あり、又信濃にも存す。

猪口　ヰノクチ　石見にあり。

井野口　ヰノクチ　井口氏に同じ。

井ノ口　ヰノクチ　同上。

猪隈　ヰノクマ　京都の猪隈より起る。公卿の稱號に多し。又猪熊と通ず。

1 近衞流猪隈家　猪隈通六條上る猪隈殿より起る。尊卑分脈に近衞關白家實、號猪隈殿、と見ゆ。其の子左大臣家通、又猪隈殿と云ふ。猶ほ家實—兼經—基平—兼教(號猪隈一位入道)と見ゆ。

2 藤原南家流　尊卑分脈に「巨勢麻呂玄孫道明の子尹忠、猪隈三位と號す、」と註す。

3 村上源氏　猪頼を祖とす。

猪熊　ヰノクマ　猪隈と通じ用ひらる。

1 卜部流猪熊家　卜部兼國の後也。兼充に至り堂上に列せられ、子孫藤井家と云ふ。

2 小早川流　土肥遠平の裔、藝州沼田村惣地頭惣公文職小早川茂平の後にして、小早川系圖に「茂平—雅平—朝平—安藝守宣平—猪熊貞平」と見ゆ。

3 河内の猪熊氏　永祿二年の河州交野郡總侍連名帳に藤原村猪熊主水允信任なる者見ゆ。寛永十七年の記錄にも此氏見ゆ。

4 下野にも猪隈氏あり、國志に見ゆ。

井隈　ヰノクマ　和名抄阿波國板野郡に井隈郷あり、井之久萬と註す。

井熊　ヰノクマ

猪子　ヰノコ　次の數流あり。

1 佐々木流　近江國神崎郡の名族なり。蒲生郡史云ふ「猪子村に住す、神崎郡五峰村に大字猪子あり、その故地なり、佐々木滿高の時代須田氏と共に伊庭氏の部下に屬し政務に關與したり」と。佐々木系圖に井上行實—實高—伊庭十郎實盛—盛清(猪子次郎)と見ゆ。豊岡京極藩の重臣に此の氏あり。

2 尾張の猪子氏　愛知郡猪子石村より起る。猪子才藏、同兵助、同二左衞門、嘉助等史籍に見ゆ。

3 土岐氏流　土岐國氏の子國行を祖とす。

4 清和源氏賴政流　家譜に賴政の嫡男仲綱の末流生田彈入某の裔也。初め生田氏を稱せり。家紋龜甲、寛政系譜に見ゆ。

5 其の他新編會津風土記河沼郡池原村條に「出羽國より猪子五郎兵衞と云ふ者來りて闢き、池原村と名づく、其の子莊五

井岡 キノヲカ　次の氏に同じかるべし。

猪野岡 キノヲカ　羽後國平鹿郡猪岡（井岡）より起る。小野寺氏の家臣にして山北小野寺遠江守義道家方に猪野岡市右衞門見ゆ。又慶長の頃猪野岡又太郎あり、同志と共に佐竹義重を伐ち、勝たず。

井奥 キノオク　備前にあり。

井面 キノオモ　中臣氏の族にして、中臣系譜に「澤太郎宣家の子能親（井面冠者）」とあり。猶ほ荒木田氏の族にも此の氏あり。キノモ條を見よ。

井頭 キノカシラ　武藏に井頭あり、關係あるか。石見に現存す。

井ノ川 キノカハ　阿波國三好郡に井川村あり。

猪木 キノキ　清和源氏にして滿政の子是政を祖とすと云ふ。石見に此の氏あり。中興系圖に「清和源姓、左衞門尉滿快六代、左衞門尉是政、稱之」と見ゆ。

井野木 キノキ　石見に現存、前條氏と同じきか。

井北 キノキタ　上總の名族、源平盛衰記に井ノ北とあり。

伊北 イノキタ　前條に同じ、東鑑に散見す、イホク條を見よ。

井口 キノクチ　キクチ　越中國礪波郡井口邑、美濃國厚見郡（稻葉郡）井口邑（岐阜市）、近江國伊香郡井口邑、其の他播磨、相摸、土佐等に井口の地名ありて、數流の井口氏を起し、中世以來大いに榮ゆ。

1　利仁流藤原姓　越中國井口より起る。利仁將軍の三男三郎光義此の地にありて井口氏を稱す。源平盛衰記卷三十に「利仁將軍三人の男を生む。嫡男越前にあり、齋藤と云ふ。次男加賀に在り、富樫と云ふ。三男越中に在り、井口と云ふ。彼等子孫繁昌して、國中互に相親しむ」と見えたり。されど分脈になし。三州志礪波郡池尻、井口、蛇喰（三名一跡也、在井口鄕、池尻村領）條に「元弘中土着の士井口藏人據りしと云ふ。井口三郎光義は越中にて中古諸士の祖、其先齋藤氏より出づ。石黑、高楯、野尻、福滿、向田、泉、水卷、中村、福田、吉田、鴨島、宮崎、南保、入膳、皆是れ井口氏の庶流。其中、宮崎、石黑は嫡流にして、惣て二十四家、井口氏に屬すと云ふ。富樫家譜に利仁將軍の嫡子太郎、越前に住して齋藤氏を起し、二男次郞、加州に住して富樫氏を起し、三男三郎（光義）、越中に住して井口氏を興すとあり。然れば此井口三郞は越中井口鄕に住し、鄕名を以て氏と爲す也。（且つ越中井口氏の祖は利仁にして、齋藤氏と云ふは誤れり。又同譜に承久三年法皇の勅に因て、越中の井口氏は、富樫家春と倶に、越後越中の境川に東軍を防ぐと云へども、負て却くとあり）又太平記理盡抄に、曆應三年畑六郎時能の保める湊城へ、井口六郎富樫介三千騎にて向ひ、六郎討死とあり、又永祿三年、井口氏石黑左近等と新川郡の地に爭ふことあり。是等井口氏を云ふもの皆三郎の後なるべし。藏人と云も、此代數中の名ならん。」と見え、其の後裔の嫡流石黑氏については、同郡木舟（在絲岡鄕木舟村）條に「石黑太郎光弘（石黑氏は、もと井口氏の流也。光弘は壽永の頃の人、盛衰記に見え、又石黑鄕福光城主たること、同記異本に見ゆ。相傳ふ、石黑氏後七流に分る。木舟の石黑は福光の石黑氏より出づと云ふ。參稽すべし。）の後裔數世此城に居る。天正二年七月、謙信甲士三萬を帥ゐて、越中木舟城を攻取ると、北越太平記に見ゆ。（一書、此時城主神保安藝守石黑藤兵衞走ること見ゆ。然ば神保も據る

と見ゆ)。按ずるに石黑譜、木舟城主石黑又次郎光直、其子大炊助光教、其子大炊左衞門成親、(後號藤兵衞、此兄藤兵衞成就、後病を以て成親代て城主となる)。其の子左近藏人成綱、天正八年江州長濱にて信長公の爲に誅せらる。(家老石黑與右衞門等五人誅せらる)。此時成綱嫡子左近僅に五歲也。(從弟石黑九郎左衞門、之を養育し、十八歲の時、國祖より九郎左衞門知行の內七百五十石を賜る處、左近夭し此胤絕炊)。又成綱弟を湯原八丞國信(高畠古典本に、國信兄石黑左近自刄後、越中を退き、紀州邊に至り、二三年を經天正十二年下向、國祖是を召出され、同十四年賜二千五百石とあり、長太夫祖)其弟を治部と云、(治部子九郎左衞門木舟陷城後、國祖に仕ふ。是七郎左衞門祖)。又成親弟を善九郎房勝と云ふ。(天正十九年仕、國祖是を嘉、彌之助祖)。皆我臣となる云々」と見ゆ。猶ほ新川郡島鄕新庄城に「天正六年上杉景勝此の城を攻めて城主井口肥後守遁去ると云」とあり。加賀藩給帳に「五百石、(紋丸ノ內永字)井口孝左衞門」とあるは此の後裔なるべし。

2 能登の井口氏 三州志鳳至郡澁田(南志見鄕)條に、「相傳井口三郎左衞門、同藤彌丞居たりと。三郎左衞門は本願寺門徒の由、其末裔此村の照光寺と云」と。又同郡嶽城(又呼大野城、河原田鄕大野村領)に「相傳天正の初め井口城の三郎左衞門越後の兵に屬し嶽城を攻取と云」と載せたり。

3 江州中原氏流 近江國伊香郡井口邑より起る。江州中原氏系圖に「近江國御家人。崇峻天皇—定世親王—常世(始賜中原姓)—淸公—康通—朝行—成俊—經憲(朱雀院御宇、伊香郡賜之)—正憲—經正—國經—光經—經盛—經貞—經賢—賢淸—景經

景經—淸經—法如—貞源—宗珍(蓮乘寺 良仙坊)
　　　　　　　　　　　—堯經(井口北坊)—是經(石見入道)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—經房(井口中北 又三郎)—長經(又三郎 兵衞三郎)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—與次(五郎兵衞)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—某(兵衞四郎)
　　—仲經—經頼—久經—員經—氏經
　　　　　　　　　　　　　　—英經
　　　　　—時經
　　　　　—幸經(五郎左衞門尉)—道經(井口南藏坊 越中坊)
　　—經全

英經—眞經—經尙(井口西 又八、越前守)—經度(又八 彈正忠)—直經—經尙(又八郎)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—信經(又四郎)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—經元(越前守)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—經隆(八郎五郎)
　　　　　　　　　　　　　　　　　—經實(與八、井口向)

經元—經親(又八 越前守)—經尙(又助 生田右京亮 母豊臣秀次女)
　　　　　　　　　　　—經玄(井口左京助)
　　—經貞

また井口系圖に「近江國御家人、云々、

景經—源經—法如—貞源—堯經(井口北坊)—是經(號井口中北)
　　—仲經—幸經—道經(井口)—員經—英經—眞經—經尙(號井口)—經慶—眞經(又六)—經元—經親(越前守 又八)—經尙—經朝(角兵衞尉)—經忠
　　　—經氏
　　—經玄(井口)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—經尙
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—經實(號井口向)

〇經慶・此の代物寺鄕地頭職相續、〇經尙・越前守、又八、彈正忠、此代井地頭職」と見ゆ。寬政系譜此末流と云ふ者二家を載せたり。四目結、瓜の內に唐花、井筒、枝菊。江北記に「一亂初刻御被官參人衆の隨一に井口越前(三條殿)」と見ゆ。(伊香系圖嘉祿中、井口仲次あり。)

4 佐々木氏流 近江井口氏の內には佐々木氏なりと云ふもあり。

5 土岐氏流 美濃國井口より起る。淸和源氏土岐氏の一族にして、土岐系圖に賴貞—土岐七郞賴遠—外山遠江守光明—直賴(井口近江守)—近江守滿賴—中務少輔持康と載せ、又新撰美濃志に「井口近

40 日向の井上氏　日向記に井上出雲守、井上藤七左衞門尉等を載せ、又下總小金本土寺過去帳に「井上式部丞、九州日向人、今佐倉居」と、また「井上式部丞、父九州日向ノ人也、卯月」と云ふを載せたり。

41 藤姓　肥前井上氏は藤姓と云ふ。大村藩に井上氏あり、西川、井本氏等分る。

42 草野氏流　鎭西要略に「草野氏庶家松浦に處る。井上氏、赤司氏、上妻氏は草野氏支流也、一族の旗文日々足」と見ゆ。

43 其の他、井上氏は太平記卷二十八に井上源四郎、高越後守配下の剛の者、藝備の人ならむ。永享以來御番帳に井上除八、文安年中御番帳に井上孫八、應仁記、應仁別記等、美作守に從ふ士に井上治部丞、長享將軍江州動座着到に井上掃部助、見聞諸家紋に

二番
井上右京亮貞忠

ササ木
本

とあり。

44 又備後桑田氏配下の將に井上氏、備前岡山玉島の井上氏は井上藤九郎を祖とす。又東國深谷記上杉御普代四天王の一人に井上左衞門。上杉景勝配下の將に井上宮內少輔。佐州役人姓名書に淸和源氏井上。越前新庄城は井上、譽田二氏相續いで居ると云ひ、下總小金本土寺過去帳に井上河內守、これも佐倉の井上にて日向發祥か。又若狹神名帳私考に「正五位須波明神、井上氏の者祀に預る」と。又「薩摩國坂元村諏訪大明神、神主井上氏」三國神社傳記に見え、又大隅に井上宮內あり。又那須伊王野又次郎資朝の長女井上新左衞門の男數馬を聟養子とす（下野國志）と。

45 又德川時代、此の氏は岡崎本多藩用人、藤堂藩留守居用人、大田喜松平藩用人、會津松平藩若年寄、日出木下藩用人、濱松井上藩重臣、松山板倉藩年寄、高田榊原藩用人、沼田土岐藩用人、丹南高木藩年寄、今治松平藩重臣、三日月森藩用人、大垣戸田藩重臣、臼杵稻葉藩用人、及び西園寺家の諸大夫等となり、猶ほ加賀藩、黑田藩等を始め、諸藩に尠からず。又現今上述の外諸國に多く、全國此の氏なき地は反つて珍とすべし。

46 神道禊敎祖井上正鐵の家系は新田氏にして島山氏の族なりと。即ち島山修理亮時房―時定―時宗（安藤一夢）―時房―時則（里見忠義に仕ふ、朝鮮陣に渡海、住房州瀧田村）―市郎右衞門時兼―次郎大夫時定―市郎右衞門宗定―源五右衞門敎風（仕秋元家）―直右衞門敎與―市郎右衞門眞鐵―井上喜三郎正鐵（東圓、式部）にして、正鐵天保中三宅島に配流、七年にして病死すと云ふ。

47 京都鴨社の社人にも井上氏多く、或は藤原、或は源、或は平、或は橘、或は大江と云ふ。即ち同社膳部家系に「橘姓、稱井上」「大江姓、稱神川、始井上」「藤原姓、稱井上」「平姓、稱井上」と載せ、その他の記錄にも、藤姓井上、平姓井上の事見ゆ。

48 井上氏の紋章は以上擧げたる外武鑑に

等見ゆ。又子爵井上勝の紋は　なりと。

井於　ヰノウヘ　ヰノヘ　河内に井於郷ありて、中古井於連、井於伊美吉等の氏あること前條に云へり。

井浦　ヰノウラ　井ノ浦ともあり、信濃に現存す。

飯尾　イノヲ　下學集にイノチと訓ず。阿波國麻植郡飯尾邑より起る。鎌倉問注所の執事三善康信の裔なり。康信が此の地に所領を持ちし事は、東鑑文治四年三月十四日條に「前廷尉康頼入道・欵狀を捧ぐ。是れ去年阿波國麻殖保保司職を拜領す。仍りて使者を遣すと雖、地頭野三刑部亟成綱許容する能はざるの間、乃貢空手の由之を載す。當保は內藏寮濟物運上地也。成綱固り抑留の間、院宣を下され訖る。然ば件の所濟を除きて康頼中分すべきの旨御書を下さる云々」と。又同八月二十日條にも見えたるにより容易に知るを得。されど當時の系圖は詳かならず、布施系圖は三善淸行の子淨藏二子あり、一は布施氏、一は飯尾氏の祖となると云ふ。鎌倉末飯尾彥六左衞門入道あり、豐後國後藤碩田氏所藏元德二年十月十六日文書に、「名譽强盜强本四郞太郞光守召進められ候條神妙也、仍って執達件の如し、時益、範貞、飯尾彥六左衞門入道殿」と。又東寺百合文書建武五年正月廿九日のものに飯尾彥六左衞門入道殿と見ゆ。續いて後藤碩田文書建武の着到狀に「阿波國麻殖庄西方惣領地頭飯尾隼人佑吉連、同舍弟四郞爲重」、同三年六月の飯尾隼人佑吉連軍忠狀、觀應三年五月廿日の飯尾隼人佑吉連代光吉〇右衞門入道心藏の軍忠狀あり、續いで室町時代に入りては飯尾六郞左衞門尉賴連、同加賀守淸藤あり、倶に細川氏に隨從して右筆たり。又文安元年九月十四日犬追物手組に、飯尾彥六左衞門尉（四疋）、寬正二年十月廿七日犬追物手組に飯尾彥六左衞門尉（九疋）、親元日記寬正六七年の間に細川讚岐守御使飯尾彥六左衞門、又飯尾宅御成記に「寬正七年二月廿五日飯尾肥前の宅に御成」と。應仁記に飯尾彥六左衞門尉の歌「なれやしる都は野邊の夕雲雀、あがるを見ても落る涙は」と。續いて緖方氏文明四・八月十三日文書に「阿波國中犬神を使ふ輩之れ在り云々、早く之を尋ね搜し罪科に致すべきの旨、三郡諸領主に相觸れ、下知を加へらるべき由に候也、仍て執達件の如し、常連（花押）三好式部少輔殿」と。其の他常連書名の文書多し。其の後七十年にして飯尾彥六左衞門尉常房あり、阿波志に「書及び和歌を善くす」と。（猶ほ齋藤基恒日記に「永享十二年九州使節飯尾加賀守爲行、飯尾大和守貞連、嘉吉四年飯尾新左衞門爲修、文安六年飯尾美濃守貞元、貞正二年飯尾與三右衞門之種叙爵、飯尾孫右衞門之淸・任加賀守、飯尾孫六兵衞貞有・有叙爵、寬正七年政所內評定着到飯尾肥前守之種、飯尾四郞左衞門尉爲衡、文正元年、飯尾肥前守爲種、飯尾大和守元連、飯尾下總守爲數、飯尾新左衞門尉爲脩等多く見ゆ。常房の子に善之亟常重、久左衞門常利、羽知左衞門利隆あり。嫡子常重、元龜天正中飯尾壘に主たり、土州長曾我部元親阿波打入の時、中富川にて戰死す。天正十年八月也。次子常利、美馬郡岩倉にて討死、兩人の事蹟は阿波志、阿波志抄、阿波風土記奧書南海治亂記、三好記、土佐軍記、土州物語、古城將記、阿波國城趾錄、阿州古戰記等に見ゆ。末子利隆家を繼ぎ母姓を冒して石原氏と改む。（この石原は勝浦郡沼江村城主石原造酒進國村より出づ、本姓藤原、後藤の族なりと）（齋藤普春氏編飯尾氏考、石田眞二氏編飯尾氏の事蹟）猶ほ**イヒヲ**條に多し、

井尾　ヰノヲ

猪尾　ヰノヲ

と見ゆ。名取郡井上鄕より起りしか。

30 出羽の井上氏　由利郡由利氏の重臣に井上氏あり、尾崎山の櫻淸水に據る。

31 紀伊の井上氏　續風土記那賀郡初野庄地士井上爲次郎を載せ、勢州若本城主別所出羽守滿祐入道の末孫なりと云ふ。（岡本條を見よ。）

32 播磨の井上氏　信濃源姓井上氏の後と云ふ。家譜に「直國―直正―正實―正貞―正長―正直―正行―正信―正俊―正繼―正景云々」と見ゆ。家紋井桁、五七桐、丸に二雁金、三巴。又黑田長政家臣井上周防之房も同流なりと。その略傳に「姓は源、鎭守府將軍賴信の二男井上三郞賴季の後胤なり、淸之（井上彌三兵衞、法名淨閑）―之正（平兵衞、後淨祐）―之房（周防）弟平兵衞（後河村越前と改む）、之房、天文廿三年播州姬路に生る、幼名彌太郞、後に九郞右衞門と改、筑前入國の後周防と稱す、剃髮して道柏と號す、長ずるに及び、黑田美濃守職隆（法名宗圓）に、後官兵衞孝高に仕ふ。天正十五年、吉兵衞長政に從ひ、豐前の城井鎭房を攻む。朝鮮陣所々にて働あり、慶長五年如水（孝高）に從て、豐後に赴き、大友義統の先手吉弘加兵衞尉統幸を破つてより其名顯はる、後江戶に使したる時、秀忠より鹿毛の馬を賜はる。筑前遠賀郡黑崎城一萬六千餘石を食む、寬永十一年十月廿二日歿す、八十一歲、男子女子凡十一人ありし」と云ふ。家來には大野勘右衞門、同久太夫等あり。筑前續風土記に「黑崎の古城は藤田村にあり、井上周防之房、二萬石の采地を賜はり當郡の事を司らしむ」と。

33 美作の井上氏　勝田郡福井邑に井上氏あり、三星山城主後藤勝基の家臣なりしと云ふ。又津山藩分限帳に「六十石井上靜藏」等見ゆ。

34 備中の井上氏　小野朝臣好古の後裔にして、倉敷小野氏の一族なりと。備中府志に伊勢隆資、井上氏を家臣とすと云ふも此の族か。

35 安藝の井上氏　武田氏の庶流にして、毛利元就の勇士たりし井上七郞信重の後と云ふ。井上古記に「藝州佐東銀山城主武田刑部少輔信重（不明）武田右衞門尉常信、雲州志賀の庄より因州高田にて志賀尉と改め、後に天文八年頃尼子伊豫守經久、備後國府野大合戰、三好の陣にて譽を顯（此間古損不分明）、同九年七月、尼子伊豫守經久息右衞門督晴久、安藝國毛利を滅し、夫より周防大內を可責と謀り、山陰道七ヶ國の勢を催促し、雲州富田月山を討立て、安藝國高田郡吉田の庄へ發馬す（同斷）、夫より多治川大合戰となり、粉骨碎身强働（同斷）、雲州三澤三左衞門尉と武術爭論より發り、終に是が遺恨の本となり、于時常信尼子を背き、藝州桂の里に彼方此方と流浪（同斷）。九月十三日郡山合戰となり、尼子伊豫守經久、山陰道七ヶ國の勢を以て、吉田郡山城圍む事不叶して、其後吉田合戰となり（同斷）、武田妾腹の男母は井上民部助妹にして武田を打捨て、歲十八歲にて井上七郞次郞信重と改め、彼の三澤を討取らんと計り、則ち大割菱の旛を推立て武學勇力も嗜み、大鹿毛馬に乘り、陣央に進み、八尺餘の鐵の棒を持て「我こそ是れ井上七郞次郞信重也、三澤三左衞門尉玆に出よ、我れ汝と勝負せん」と大軍に推入り、一騎達にて持ちたる毛毬棒は蜘蛛の擲を拂ふが如く、彼の三左衞門尉と申す英雄に立向ひ、花散る勝負を決せんと匈匐りけり。流石三澤も速に進み寄り「や

さしや若者が高言かな汝等百人なり共一同に出よ」と云ふより早く信重は走りかゝり「暫し此信重が本事を見よ」と暴れに暴れて出たり。三左衞門も一生懸命の戰ひ、これ面白けれと赤き馬に乘りて馳せ寄り、暫し血煙立たして爭ひしにすはやと、見る間に井上は三澤が冑の眞甲を丁と打てば、頭より體も微塵に碎けて馬の脊骨までも折れて伏す、信重は大刀拔き放ち、一刀に首かき取りて大音聲に「是れ尼子の陣にて二人と無く鬼神の如き三澤三左衞門尉討取りたり」と呼ばる聲に、さしもの猛き尼子の陣も夫れに驚き魂飛んで肝を冷し、古今無双の勇士也と敵諸共に譽にけり(同斷)七郎兵衞信綱亦武勇信重に似たれども、武運つきにや暇を賜り、同國を不落離〳〵と日を送り、新倉邊に忍び忍びて落ちて行く(同斷)市之尉信行、天正の頃同國桂に住居(同斷)君上を暇離となり、其後完戶安藝守隆家公御代に神保新左衞門等と共に新參召抱らる。」と見ゆ。井上、三澤二勇士合戰の事は安西軍策、懷橘談等に見えたり。

此の井上氏、家紋は井桁に武田菱、慶長年間完戶備前守、周防へ御國替となり、

イノウヘ

信行之に追隨して同國右田に住し、後完戶廣匡公、更に同國三丘へ御參入となり、信行嫡男敏治公に隨從三丘に移り、現今に及ぶと云ふ。井上信行―敏治―綱重―重道―正綱―敏春―信春―綱春―敏行―佳門―信重、弟締春―敏夫と。安西軍策此の七郎次郎の外、井上一忠、同新右衞門、井上源三郎、同源次郎、同左衞門尉、井上平右衞門、井上河內守、同源二郎、同又右衞門(兼久、內藏丞)、井上源五郎、同玄蕃允、同大藏左衞門、井上與三左衞門、同長門守等、多くを載せ、又藝藩通志安藝高田郡條に「井上氏(相合村)先祖井上三郎兵衞、毛利氏の家人たり、吉田村にありしが致仕して當村に來る。元和五年より里職となり、世々其の職を襲ぐ」と。又加茂郡條に「井上氏(熊野跡村、)先祖井上又右衞門、小早川に仕ふ。明應の頃其家淪落して幼兒を村の西方寺に寄す。長じて僧となり、榮林と稱す。天正中里正人に乏しきを以て榮林還俗して里職となり、數世の後醫を業とす」と。

36 大內氏流　大內の庶流也と云ふ。家紋大內菱、井桁。

イノウヘ

37 阿波の井上氏　阿波郡名方東郡井上鄕より起る。この地は彥火火出見尊が海神宮に至り給ひし神話に「井上に一湯津桂樹あり」とある井上ならんとの說あり、アツミ條參照。阿波井上氏は此の地より起りしならむ。地理志料に「居民多く井上、井關を以つて氏と爲す」と。建治二年六月、武藏守相摸守判書に「井上右衞門入道信願申、阿波國浦新庄圖師職、並名田畠及作毛刄傷事、訴狀遣之、可被尋沙汰之狀、依仰執達如件、陸奧左近大夫將監殿」と。又故城記海部郡分に「井上殿、栗田氏、スハマ」と見ゆ。又蜂須賀氏文武有功士中に此の氏あり。

38 伊豫の井上氏　溫泉郡井上鄕より起る。河野分限帳に井上釆女見ゆ。

39 豐後大友氏流　豐後發祥の名族にして、大友系圖に「能直の子託磨別當能秀、庶流井上、」また其弟「景直、井上等祖、」また「親秀の子重秀(戶次之祖、庶流井上等)」また「重秀―時親―貞直―賴時―怒留湯、井上、」など載せ、一萬田氏の系圖に「能直の六男時景―一萬田兵衞太郎光景―三郎英政(上總介、井上家祖)」と見ゆ。

兄頼淸に註して、井上次郞とあれど他に徵證なし。

18　安倍姓　三河發祥の井上氏なり。安倍倉橋麿の裔、三河國人安倍定吉の子淸秀、義父井上淸宗(滿實十八世孫と云ふ)の氏を冒す。藩翰譜に「主計頭源正就は半右衞門尉淸秀が三男なり。淸秀誠は阿部大藏少輔定吉が子とぞ聞えける、定吉が家の女懷妊の事ありて後、井上半右衞門尉某が家に嫁して、男子を產む、是卽ち淸秀なり。今、井上の子孫鷹の羽を紋とする事、是れ阿部の家紋たればなり。淸秀成人の後に、大須賀五郞左衞門尉康高の手に屬す、阿部大藏少輔が贈大納言家に忠を盡せし事は、大久保が物語、家忠日記增補、阿部四郞兵衞入道が記等に詳なり、合せ考べし、又井上は河內守賴信朝臣の三男、井上掃部助賴季の後なりといふ、」と見ゆ。主計頭正就－河內守正利－相摸守(中務少輔)正任－大和守(河內守)正岑－河內守正之－河內守(大和守)正經－河內守正定－河內守正甫－河內守正春－正直(遠江濱松六萬石)－正英(上總鶴舞六萬石)、現今子爵。家紋黑餠に八鷹羽、井桁、角の內むかひ雁金、瞿

イノウヘ

麥、結び雁金。

井上
濱松

正任の三男遠江守正長－遠江守正敦－遠江守正辰(實金森賴錦二男)－遠江守正意－石見守正棠(正房、同姓正定弟)－遠江守正廣－左近將監正建(實舍弟)－內膳正正盧－遠江守正民－遠江守正健－正誠－正信－正兼－正巳(常陸下妻、一萬石)現今子爵。

井上
下妻

淸秀四男政秀－政次－筑後守政淸－筑後守政蔽－筑後守正鄰－山城守正森(實弟)－筑後守正國(尾張宗睦六男)－壹岐守正紀(竹腰山城守三男)－筑後守正瀧－筑後守正域－正和－正順－正言(下總高岡、一萬七千石)現今子爵。

井上
高岡

19　藤原姓齋藤流　齋藤道三正利の子道利の後也。長井系圖に藤原氏、道三－道利－道勝(井上)と見ゆ。其弟定利－利義也。家紋丸に瞿麥、九曜、矢筈、十六葉菊、五七桐。又新撰美濃志に「井上因碩道節、大垣の出生なり。江戶に至り本因坊道策の弟子となり、圍碁の名手を極め、元祿年中將軍家を拜し奉り碁所となる、」と載せたり。又當國に井上加賀右衞門あり。

20　伊勢の井上氏　飯野郡射和村の士に井上丹波守あり、北畠配下の將なり。

21　佐々木流　尊卑分脈に「佐々木經方－行定(佐々木宮神主、或本義經二男)－(井上)行實－盛實┬家實－家員－淸次－淸房－定房
　　├家綱－長綱－範綱－盛綱
　　└家職－淸忠－忠綱－遠綱
－實高－定資－定平－定光－公定－時高
－行方－行景－行信－行連
－實綱－賴應－賴綱」

と。また佐々木系圖に「行定－行實(井上伊庭、井上三郞)－盛實－家貫－家員、弟基重(住常陸國)－行重」と見えたり。

22　常陸の井上氏　新編國志に「井上、宇多源氏佐々木の族なり。正應本佐々木系圖云、宇多天皇より七世の孫行定二子あり。長子季定。佐々木源太夫と稱す、源

三秀義の父也。次は行賓・豊浦冠者と稱す。從五位に叙して、井上三郎大夫と稱す。」と見えたり。

23 蒲生氏流　蒲生系圖に「和田俊影の子俊村(井上七郎)」とあるより出づ。

24 丹波の井上氏　丹波志に「氷上郡南御油村井上氏、元來百姓にて、先祖は井上西太夫と云、今西太夫株と云。」また「井上氏子孫縮山村、古來の家筋なり、是も芦田同家なり。子孫今・井上萬太郎地頭より拔き門御免、古代の譯を以て也」と。また「子孫上へ垣村、倉部、子孫本家五郎右衞門、分家豊七、嘉七、新八とも四軒一尺四寸の鎗所持也。井上安太夫と云」と。又「井上半左衞門、山田村、本船井鎌谷の人也」と。次に「天田郡田野村田野城主は井上佐渡にして淺田氏に攻られて沒落す。」また「石原村井上氏」「荒河村井上氏。」こは荒河村荒河城主たりき。「直見村井上氏、直見城主直見大膳の家老也。主人重忠の用水の池あり。」「池田村井上氏」等見ゆ。何れも名族なるが如し。其の他何鹿郡、船井郡にも此の氏あり。船井の井上氏は鎌谷城の家士なりき。

イノウヘ

25 丹後の井上氏　正應元年の丹後國諸庄郷保惣田數目錄帳に「丹波郡石丸保、十八町八反七十二歩、井上石見。竹野郡吉富保、四町二反百四十四歩、井上主計。熊野郡佐野郷一町八段、井上主計。田村庄、三町五反、井上主計」と載せたり。其の後戰國の頃、竹野郡八木村岩木城は井上惣藤左衞門住す(三家物語に竹野郡岩木の城主井上卒度右衞門)と云ひ、與謝郡平城は天文十一年頃井上石見守居城と云ふ。又小寺山城(栗田村小寺の西方)は井上佐渡守の居城也、佐渡守は一色の幕下にして、天正七年正月二十三日由良川岸にて戰死せりとぞ。

26 但馬の井上氏　但馬國大田文に「遙光寺四反、下司井上新太郎入道、上州、御家人」と見ゆ。後世但馬出石の儒士に井上謙藏あり、但馬續風土記十九卷を著す。

27 加賀の井上氏　源平盛衰記に加賀國の住人井上次郎師方あり、又義經記に加賀人井上左衞門見ゆ、賴朝の命を承け、義經を越前の三口の關に扼す。こは加賀郡(河北郡)井上邑より起りしにて、井家氏と密接なる關係あらんか。三州志河北郡條に「大膳邸(在井上庄吉原村領)井上左衞門居たり」とあるは此の後裔ならむ。又加賀藩給帳に井上氏多く見えたり。即ち「七百石(紋丸ノ內井桁)御馬廻組井上井之助、三百石(紋同)井上左次馬、參百五拾石(紋丸ノ內井桁)井上醒次郎、二百石(紋井桁)井上八百次郎、六百石(紋丸ノ內三雁金)、井上兵左衞門、三百石(紋同)井上藤太夫、二百石(紋同)井上源兵衞、百五拾石(紋抱角)井上孝十郎、參百五拾石(紋丸ノ內橘)井上庫太、百五十石(紋三雁金)井上兵衞、百五拾石(紋丸ノ內花菱)井上辰之助、百石(紋丸ノ內三岩形)井上三四郎、百五十石(紋丸ノ內ツル柏)井上政吉、」等見ゆ。

イノウヘ

28 能登の井上氏　三州志羽咋郡木尾嶽(在富木院內、今地不可考)條に「貞和二年三月六日、井上俊淸等能登國へ亂入し、木尾嶽城に楯こもる。吉見掃部助之を退治して、大將として越中より發向し、十六日之を攻む。五月四日城陷ちぬ」と見ゆ。

29 陸前の井上氏　伊具郡高藏寺棟札に「狐戸之旦那、井上三郎右衞門、勝樂山御堂之橋板、十方旦墾〇、永正七年庚午」

からず。內河內國永祿二年の交野郡倖連名帳に井上三右衞門尉秀政を載せ、又同郡二宮神社の舊社家に井上右京ありて、井上金橋(名充、字盈夫)詩文に名あり。慶長の棟札に井上右兵衞尉照清なる人見ゆ。次に泉州大鳥郡井上氏は製銃家として名あり。又和泉郡の觀音寺城(鄕莊村觀音寺)は、井上氏の居城なりしと云ふ。

12 大和の井上氏　前述古代井上氏の外、後世添上郡の豪族たりし井戸氏を又井上氏と云ふ。井戸も井上も古訓ヰノヘにて相通ずるか。或は井上は井土の誤か。此の外筒井時代式下郡に井上治部あり。又その後、大和大納言秀長、家臣井上源五郎定利を奈良の町司とし守護せしむ。

13 淸和源氏賴季流　信濃國高井郡井上村より起る。源賴信の三男三郎賴季の後にして一族頗る多し。尊卑分脈に「賴季(住信濃國、從五下、井上三郎、井上掃部助、號乙葉三郎、一本法名行增、乙葉入道)」

家季―遠光(配隱岐國 井上太郎)―光盛
滿實(井上三郎 住信乃國)―光平(號紋遠雁 時田太郎)―光長(桑洞二郎)―清長(同五郎)―忠長(矢井守太郎)(爲光盛子・相傳井上)

光明
家光(井上九郎)
盛光
光盛(井上九郎)―光信
高義
長直(井上太郎)―長時(猛小太郎)
經長(井上八郎)―長基(同小太郎)―長實(同五郎)―長敎(九郎太郎)―直國(源太)
光朝(井上四郎)―盛長(井上下五郎)
光淸(同九郎)

盛光の弟には猶ほ「成光(幡文石疊)、賴基、重光(芳美八郎)、爲實(旗文鸚鵡、須田九郎)、僧靜實(天仁配土佐國)」等あり、又光長の弟には時田太郎淸綱、同九郎義遠あり。而して九郎光盛には「文治二、右大將家の爲に討たる」と載せ、盛長には「文永五・善光寺を燒拂ふにより誅せらる」と註し、又光淸に「承久京方、西國に住す」と。

光盛は長門本平家物語に「伊豫入道賴義の舍弟乙葉三郎賴遠が息、隱岐守光明が孫、あきは次郎長光が末葉、信濃國住人井上九郎光盛」と見えて分脈と其の系少しく異なり。蓋し分脈光盛を二人としたるは怪しむべければ此の方よきか。東鑑卷三、此の人を井上大郎光盛と載せ、以下卷四十に井上太郎、承久記卷三に井上、何れも此の流ならん。猶ほ東鑑光盛

の事を元曆元年七月十日條に「今日、井上大郎光盛、駿河國蒲原驛に於いて誅せらる。是れ忠賴(一條)に同意の聞あるに依りて也。光盛日來在京の間、吉香・船越の輩、兼日嚴命を含め、下向の期を相待つて之を討取る云々」とあれば、分脈が文治二年討たると云ふも年月誤れり。源平盛衰記には此の人を「信濃源氏に井上九郎光基」とせり。井上氏の一族には乙葉、時田、桑洞、小坂、矢井守、窪、米持、佐久、安木田、葦田、村上、高梨、關山、芳美、須田、仁科等あり。翁草に鎌倉時代の武士の所領として「一萬八千町、信濃、井上三郎義盛」とあれど、他に徵證なし。

14 信濃の井上氏　信州に井上氏甚だ多し、多くは前項井上賴季の後と稱す。大塔軍記に「井上左馬助光賴は萬年、小柳、布野、中俣、須田、嶋津以下、五百餘騎にて出陣す」と。井上村の井上城は代々の居城にして、天文永祿中村上氏に屬す。後武田に降りしが、永祿二年上杉に密通の事露顯して族滅さる。又同郡八町村竹之城は永祿年中、井上遠江守廣正居ると云ふ。又伊那郡井上氏は箕輪村福與に居城

イノウヘ
イノウヘ

あり、鎮守府将軍源頼信の三男井上頼季末裔井上左衛これに居る。後ち相州の住人藤澤義親の枝流藤澤行親、足利尊氏より建武の武功に依り箕輪六郷を賜りこれに居る(温知集)とぞ。又「中澤の城主中澤重利の弟重光、南向村大草に築城、知行百五十貫文を分領して之に據る。其の子光康、故有て姓を井上と改む。子國光武田家に屬す、」(伊那細見記)と云ふ。同郡龍田村今田の井上氏は德川の初め五千石を領す。又諏訪の井上氏は井桁を家紋とす。

15 甲斐の井上氏 山梨郡井上郷和名抄に見え、その附近一宮邑等に井上氏殘留すれば、當國井上氏は此の井上郷(國府)より起りしかと考へらるゝも、系圖の上にては信濃井上の後と云へり。巨摩郡に井上氏あり、河内守信頼の三男乙葉三郎頼季より出づと云ふ。一蓮寺過去帳延德四年七月廿二日の合戰討死の內に敬阿井上治部丞見えたり。又御嶽衆壬午の起請文に井上氏あり。

16 武藏の井上氏 武藏にも井上氏多く、大抵は信濃井上氏の族と稱するが如し。先づ多摩郡大塚村 井上氏 は風土記稿に「彼が先祖某、承應年間に記し置しものあり。其略に、木曾義仲の家人井上九郎光盛と云もの信濃國より此地に下り、當村を開闢し、亡主の爲に八幡を勸請せり。その子を河内といひ、又その子を多忠と云、その弟肥後は大石遠江守につかへり。この伊兵衛は多忠が子孫なるべし。されどその出る所詳ならず。いかんとなれば、この多忠が子三人あり、長は土佐(或は渡佐とかく)二男は源馬、その末は女子なり、文祿の頃中野村に住せり。土佐が子を彌十郎と云、二男藤太これは堀の內を開きし人也。其子廣太は越野村を分村せりと云り。」と載せ、又氷川神社社人井上氏も源氏と云へば此の井上か。その他多摩郡小川村の井上氏は「先祖を伊豫尉と稱し、小田原北條家人なりと云。當時の軍記等に北條旗下の士に井上某と名乘し人もまゝ見ゆれど、伊豫といひし人はいまだ見ず。又家に氏政の文書なりとて秘藏するものを見るに、天正六年五月とあり、北條阿波守氏政とするせり、氏政が阿波守に任ぜしことをきかず、あやしむべし。その文は當所安堵のことを申くだせし狀なり、文の體もいとうたがはしきものなれば、こゝには載せず。」と。又秩父郡大宮村の井上氏については「鉢形の分限帳に井上三河守と見えたる事は、卽ち此休左衛門が祖なり、遠祖は武田家に仕へしが、天正十年甲州滅亡の後、北條安房守氏邦に仕へ、姓を佐原と改めしが後に本姓に復す。天正十八年鉢形城沒落せしより、此郷に居住すと云。」と。又下吉田村井上氏は古文書を藏すと云ひ、又埼玉郡市野割村井上氏については「先祖を將監と云、岩槻城主太田十郎氏房に仕へ、當所に於て永五十貫文を賜ひ、氏房沒落の後跡を民間にかくせり。男子二人あり、長男を三郎左衛門と云、次男某十四歲にして剃髮し、平方村林西寺に住職して然譽吞龍と號し、後高德の聞えあり。三郎左衛門が子も又父の名を襲ひ、夫より連綿として當所に居住し、今の彌平太に至る。前に出せる香取社鰐口の本願末太郎といへるは、これが先祖なるべしといへど其詳なることを知らず。」と。其の他入間郡、橘樹郡等にも井上氏の名家あり。足立郡の井上氏は家紋下り藤なりと。(武口四八、一八)

17 淸和源氏頼淸流 喜連川系圖に頼季の

と見ゆ。

2 清和源氏　會津風土記越後蒲原郡野中村條に、「隼太屋敷跡、土人の說に、治承中、源三位入道の郎等猪野隼太勝吉と云者、高倉宮に從ひ來り、此に住すと云傳ふ」と、又「舊家、七郎右衞門、野中村の農民なり、猪野隼太勝吉が後と云傳ふ」と見ゆ。こは遠江猪氏に同じ。猪條を見よ。

3 美作の猪野氏　笠庭寺記に「勝北郡植月庄(鈴粟七石)猪野如俊」と見ゆ。

4 筑前の猪野氏　立花氏配下の將に此の氏あり。粕屋郡井野邑と關係あるか。

5 其の他志摩に現存す。

井野 ヰノ　下總、常陸、美濃、石見、筑前等に井野なる地名あり、此の氏は此等より起り、又猪野と通じ用ひらる。

1 佐々木氏流　恐らく井權守盛實、井五郎行方の裔ならんかと考へらる。寛政系譜に「信濃守泰清の後裔にして、家紋四目結、丸に四目結、鳩酸草、井筒」と。

2 蒲生氏流　前條猪野、右馬允俊綱の弟を井野三郎俊道とあれば、猪野、井野の通ずるを知るべし。猶ほ蒲生系圖に儀俄權五郎俊光の子俊久を井野中務亟と載せたり。

3 播磨の井野氏　餝磨郡の名族にして三木氏の配下の將に、井野甚兵衞あり。秀吉播州征伐の際從はずして戰ふと。

4 石見の井野氏　那賀郡井野村より起る。同村駿河內城(小岩見城)の城主井ノ村石見權守兼雄あり。

5 井野氏は太平記卷二十九に井野彌四郎あり、高備前守と組んで落ち首を取ると。又日向記に井野伊賀守見え、又志摩に此の氏あり。

居野 ヰノ　猪野井野と通ずるなるべし、太平記卷二十六、四條畷の戰に居野七郎あり、師直配下の將なり。

入野 イノ　イリノ條を見よ。

亥角 ヰノ

井池 ヰノイケ　上野國に井池庄あり。

井家 イノイヘ　高山寺本和名抄加賀國加賀郡に井家鄕を收め、井乃似倍と註す。東鑑文治六年(建久元年)五月十二日條に「加賀國井家庄、地頭都幡小三郎隆家不義」の事見ゆ(ツハタ條を見よ)。此の氏と關係あるか。井家氏は源平盛衰記卷二十八に「加賀國住人井家二郎範方十七騎の勢にて根上の松の程まで、返合々々十一度まで、散々に戰ひけるが、大勢に取籠られて、範方終に討れにけり」と見えたり。

伊能 イノウ イノ　下總國香取郡伊能邑より起る。其の系譜に據れば、其の祖景能は豐後の人にして本姓緒方氏なりと。大須賀保地頭に補せられ伊能村に居る、因りて伊能を氏とすと。又曰く源義經に黨するを以つて職を褫はれ、子孫大須賀神社の祠事を掌ると。其の裔式部某、足利成氏に屬し、功を以つて先業を復す。元和偃武の後、曾孫景久・佐原に徙り始めて商を營む。楫取忠彥(伊能氏)、伊能忠敬、穎則等皆此の氏より出でゝ名を天下に馳す。殊に勘解由忠敬は幕名により全國の地圖を作り後世を益する最も大なり、文政四年歿す。下總國式社考に春日明神社祠官伊能氏見えたり。

井宇 ヰノウ　尾張國丹羽郡に井宇鄕あり、妙典寺康正二年田券に見ゆ。

井能 ヰノウ　駿河國淺間社々僧井下坊、還俗して井能氏と云ふ。

井內 ヰノウチ　阿波國故城記に「名西郡分、井ノ內殿、源氏、カトスアマ鄰」と載せ、一本「井河殿、源、スワマ」とあり、又「那西郡分、井ノ內殿、源氏、カトスハマ」一本「月星一編笠」とあり。此の氏信

濃にも存す。

井上　ヰノウヘ　キノヘ　古訓キノヘにして井於と通じ用ひらる。和名抄河內國志紀郡に井於鄕・井乃倍と註し、甲斐國山梨郡に井上鄕・井乃倍と訓じ、常陸國行方郡に井上鄕・常陸風土記に玉淸井の故事を載す。次に陸奥國名取郡に井上鄕、出羽國出羽郡に井上鄕、阿波國名方東郡に井上鄕・井之倍と註し、讃岐國三木郡に井上鄕、井乃倍と訓ず。同郡猶ほ井門鄕ありて井乃倍と註し、高山寺本には井閇鄕爲乃倍と見ゆ。次に同國鵜足郡にも井上鄕ありて井乃倍と註し、又伊豫國温泉郡に、井上鄕を收む。其の他井上の地名全國に多く幾多の井上氏を起せり。

1　井上君　孝德紀大化二年條に見えたり、東國の豪族にして「紀麻利耆拕臣の犯す所は、人を朝倉君、井上君二人の所に使して、其の馬を牽引りて之を視る」とあれば、或は上野の人か。他に見えざれば明白には云ひ難きも、恐らく毛野氏の一族なるべし。

2　井上眞人　姓名錄抄に見ゆるのみにて他になし。或は次の氏か。

3　皇親と稱する井上氏　延暦二年九月紀に「近江國言ふ、王姓を除き百姓に從ふ戸五烟、口一百一人、戸主槻村、井上、大岡、大魚、勳神等五人、並びに山村王の孫也、其の祖父山村王去る養老五年を以つて此の部に編附す。それより以來、子孫蕃息、或ひは七八世、分れて數烟となる。格に依るに六世以下、嫡を承くる者を除くの外、調役を科すべしと。望み請ふ、嫡を承くるの戸を京戸に還附し、自餘、姓を與へ課を科せんと。是に於いて所司に下し、皇親籍を検するに山村王の名なし。仍りて百姓の例に從ふ。但し眞人の姓を與へず」とあり。

4　井上直　阿知使主の後、大和の漢氏の一族にして坂上氏と同族ならんと考へらる。延暦四年七月紀に「外從五位下井上直牛養、主計助と爲す」とあるは此氏人也。

5　井上忌寸　井上直の後なるべし。坂上系圖に「姓氏錄に曰く、志努直第二子志多直は、是れ井上忌寸云々等十姓の祖也」と見ゆ。氏人天平十五年紀等に見ゆ。本貫詳かならざれど、或は河內國志紀の井上鄕より起るか。

6　井上伊美吉　前條氏に同じ。元慶三年十二月紀に右京人大初位下井上伊美吉直繼、及び同眞雄など見ゆ。

7　井於伊美吉　姓名錄抄に見ゆ。前條氏に同じ。

8　井上宿禰　姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ、前條氏の宿禰姓を賜ひし者ならむ。

9　井上連　天平神護二年四月紀に「攝津國人正七位下甘尾雪麻呂、姓を井於連と賜ふ」とあるより出づ。甘尾氏の出自も詳かならざれど、恐らく坂上氏の一族なるべし。

10　坂上姓土師氏流　坂上系圖に「田村麿―正野―貞雄―正仁―土師軍監正實―河內國土師貫首維正―土師太郎正任（始めて攝津國に住み、豊島郡吳庭開發領主）―土師子太郎正貞―井上四郎維雄」と云へば、前數項の井上氏と同樣坂上氏の一族にして、古の井上の遺跡を襲ひしが如きも、數代土師とあれば、土師氏が系を坂上に係けしにあらざるか（ハニシ條を見よ）。

攝津能勢郡、八部郡等に井上氏の名族尠からず。內井上八郎右衛門は兵庫、今の和田新田を開發して家名を擧ぐ。

11　河內和泉の井上氏　河泉にも井上氏尠

り。

犬田 イヌタ　常陸國那珂郡に犬田邑あり。備前邑久郡に現存す。

犬竹 イヌタケ　武藏國高麗郡犬竹邑より起る。風土記稿に「勢〆氏、鯨井村の名家なり、先祖某は北條新九郎の氏族にして當所犬竹鄕に居住す。因て犬竹を氏とす。卽ち犬竹織部正平則久と稱す。川越三十三鄕の內を領し、北條氏の旗下に屬す。北條氏亡て後、子孫民間に下れり。戶田左門一西この村を知行せしとき、慶長年中江州膳所へ移されければ、則久が子孫これに屬して彼地に至て住居せるときに、犬竹の氏を勢〆と改むと。居ること幾ばくもなく同姓某なる者を出して代らしめ、已は途に鄕里に歸居せしより、今旣に十五世に及と云、されど古書の詳なるものはなし、」と載せたり。

犬武 イヌタケ　東鑑十三に犬武三郞なる者見ゆ。

犬塚 イヌツカ　三河、武藏、下野、筑後等に犬塚村あり、此等の地名を負ふ。

1　桓武平氏千葉氏流　三河國幡豆郡上犬塚村より出づ、千葉常久の子胤宗の後なりと、家紋丸に五七桐の花、九曜、丸に鳳文字、月に星、(寬政系譜)。碧海郡にもあり。

2　筑後宇都宮流　筑後國三潴郡犬塚邑より起る。宇都宮略系圖に「三河守貞泰(蓮智、住豊前中津)—壹岐守貞久—壹岐守懷久—蒲池壹岐守久則—壹岐守義久—家久(犬塚刑部、上妻氏家藏本には大輔)

伯耆守家直
刑部家義（一本少輔家茂）
兵部家種（一本少輔）—式部家喜(少輔)
　　　　　　　　　—山城守家房

また一本に「蒲池壹岐守義久—犬塚刑部大夫家久—同山城守家虎—同伯耆守家直、其の弟に、刑部少輔家茂、兵部少輔家種、式部少輔家吉、山城守家房」と載せたり。鎭西要略に「永祿十二年、犬塚長門守鎭直・仲津隈(居寄村)に居る、東犬塚の貫主たり。犬塚民部大輔尙重・蒲田江に居る、西犬塚の棟梁たり。夫れ犬塚は蒲池、大木、中山、鳥越、城嶋氏と同胞也」と。又肥陽軍記天文三年に犬塚尙家、廿二年に犬塚鎭直等見ゆ。

3　肥前の犬塚氏　神埼郡崎村に居る、前項氏と同族なるべし。肥陽軍記に「天正四年、龍造寺隆信・横澤の城を責めらるべしとて、蒲田鄕の犬塚彈正鎭家に先陣をさせ責掛たり」などある之なり。藤津郡森丘の城主となる。

4　秀鄕流藤原姓　寬政呈譜に秀鄕後胤なりと、忠吉より系あり。家紋丸に鳳の字、丸に五七桐の花。

5　其他信濃等にも存す。

犬東 イヌツカ

狗月 イヌツキ　秀鄕流藤原姓にして俊忠より出づと云ふ。

犬月 イヌツキ

犬童 イヌドウ　相良氏の族にして新撰事蹟通考引用相良系圖に「相良三郞長賴の子賴員・九郞、大童と稱す、異本系圖に西、豊永、原、三家・賴員より出づ、」と載せたり。大童とは犬童の誤寫ならむ。中興系圖には「犬童、藤原姓、相良小藤次長綱男、九郞重長稱之、」と見ゆ。何に據れるか。德川時代人吉相良藩添役たり。

犬伏 イヌブセ

犬部 イヌベ　賤號なり。神護景雲三年、縣犬養宿禰姉女・罪により姓を貶して、犬部を賜ひしが、寶龜二年・本姓に復さる。アガタイヌカヒ條を見よ。

犬法師 イヌホウシ　石見國に現存す。

井沼 ヰヌマ　武藏七黨小野氏の一族にして、小野氏系圖に「男衾重任—無動寺—重光—光長（井沼太郎）」と見ゆ。猪股黨の一也。

犬丸 イヌマル　豐前國下毛郡の豪族にして、天文永祿の頃犬丸淸俊あり。犬丸塚に據る、犬丸塚は後の中津城にして、中津記に「黑田如水、犬丸越中守淸俊を滅し、其の城を毀ち取り中津城を修造す。よりて小犬丸城と云ふ」と。

犬耳 イヌミミ　系圖綜覽引用甲斐信濃源氏綱要に「平賀盛義—安義（號犬耳三郎、當流文秋尾）—敦義」と見え、又中興系圖に「犬耳、淸和源姓、新羅三郎義光三代七郎敦義稱之」とあれど、こは犬甘の誤なるべし。

犬山 イヌヤマ　尾張、越前等に犬山城あり。

1　織田氏流　信秀の四男信淸・犬山にありて犬山と號す、新撰美濃志十九條に「尾州織田信秀の四男、與次郎信淸（犬山鐵齋と稱せる人）の子、津田勘解由左衞門信益の居れる所とす。信益の子於佐井は美人の名譽ありて、初め東福門院に奉仕し、後尾州敬公に侍し寵幸せらる、故に其一族名古屋に仕へ、津田氏と曰へり」と見ゆ。

2　伊勢の犬山氏　名勝志に犬山主膳・蓮花寺城に居る（背書圖書、桑名志）。

伊禰 イネ　東鑑十五、建久六年八月六日戊午、丹後國志樂庄并伊禰保、領家雜掌解到來、地頭後藤左衞門尉基淸、濫妨狼藉を致すの由云々、また丹後國田數目錄に伊禰莊を載せたり。

稻鍋 イネナベ　イナベ　志摩に現存す。

稻波 イネナミ　イナハ　次の二流あり。

1　卜部氏の族なりと。猿樂の家にして、信好・稻波を稱せしが、後に吉田に改むとぞ。

2　又宇多源氏にも此の氏あり、石淸水祠官なり、イナバ條を見よ。

稻野 イネノ　橘姓若林氏の族にして、先祖海老江隆正に至り、外家の稱稻野に改む。家紋丸に橘、蛇目（寬政系譜）。

伊野 イノ　越前、出雲、土佐等に伊野の地あり。

1　越前の伊野氏　元亨釋書に「泰澄、越之前州麻生津人、父安角、母伊野氏」と見ゆる伊野氏は出自詳かならず。但し同書に「宮河東、伊野原、大德の母産穢の所」とある伊野は後世の猪野瀨村にして、此の人の起りたる地ならんと。

2　武藏國多摩郡上和田村の名族にして、其の祖十左衞門、愛宕社を建立す。

伊農 イノ　和名抄出雲國秋鹿郡に伊農郷あり、後世の伊野村に當るべし。風土記に出雲郡伊農郷に坐す赤衾伊農意保須美比古佐和氣命を載せたり。こは出雲郡伊努郷なれど、兩地關聯する處あらむ。伊農氏は此の地より起れるか。

飯野 イノ　イヒノ條を見よ。常陸の氏なり。

猪野 ヰノ　猪氏、井氏と通じ用ふ。ノは助辭のノと通ずれば也。卽ち猪、或は井なる地名を負ひしものとす。

1　蒲生氏流　近江蒲生氏の一族にして、井野氏と通じ用ひらる。蒲生系圖に「惟賢—猪野權六俊基
- 俊綱（右馬允）—俊繼（左衞門尉）
  - 資俊（六郎）—賴俊（猪野四郎）
  - 泰俊（左衞門尉）—俊光（太郎）
- 俊道（井野三郎）—爲俊（猪野三郎入道）
  - 定信（近江阿閉梨　彥根寺住）
  - 女（實俊室）
- 俊宗（四郎左衞門尉）—遠俊（六郎）

と關係ありしものと考へらる。猶ほ犬養氏、及びカライヌカヒ條を見よ。

8　三河の犬養部　寶飯郡に犬甘邑（今小字）あり、赤日子神社に近ければ、古くは安曇犬養部のありし地かと考へらる。

9　下總の犬養部　犬養條を見よ。

10　上野の犬養部　犬猳條を見よ。

11　下野の犬養部　都賀郡に犬飼邑あり、延文五年の文書に下野犬飼郡と見ゆ。古く犬養部のありし地なるべし。

12　備前の犬養部　若犬養、及び犬養條を見よ。

13　備中の犬養部　靈龜二年八月紀に「備中國淺口郡犬養部雁手、昔飛鳥寺の燒鹽戸に配せられ、誤つて賤例に入る。並に是れ途に許して之を免ず」と見え、又犬養部首の存するにより此の部の多かりしを知るべし。

14　美作の犬養部　犬飼條を見よ。

15　若狹越中の犬養部　若犬甘及び海犬養條を見よ。

16　豐後の犬養部　大野郡に犬飼邑あり。

17　筑前の犬養部　那珂郡（筑紫郡）に犬養邑あり、海犬養のありし地か。猶ほ住吉神社と關係あるべし。

18　大隅の犬養部　始良郡に犬飼の地あり、此の部のありし地ならん。

19　薩摩の犬養部　阿多御手犬養條を見よ。隼人族の犬養部ならん。

20　因幡の犬養部　犬飼造條を見よ。

21　安曇犬養部　アヅミイヌカヒ條を見よ、海神族なり。

22　阿多御手犬養　アタノミテイヌカヒ條を見よ。隼人族也。

23　辛犬甘部　カライヌカヒ條を見よ。韓族なり。

24　若犬養部　ワカイヌカヒ條を見よ。其の伴造は尾張氏也。

25　海犬養部　アマノイヌカヒ條を見よ。海部の族なり。

26　縣犬養部　アガタノイヌカヒ條を見よ。其の伴造は神皇產靈尊の後裔と云ふ。

27　犬甘部首　備中の犬養部を率ゐし氏なるべし。備中國大稅貧死亡人帳に賀夜郡多氣鄕田次里戸主犬甘部首土方と云ふ人見ゆ。

28　其の他猶ほ諸國に多かるべし。

犬甘部　イヌカヒベ　犬養部に同じ、前條に云へり。

犬飼部　イヌカヒベ　同上。

犬上　イヌカミ　正倉院天平寳字六年に近江國犬上郡を載せ、和名抄以奴加三と註す。中世以後犬上庄あり、興福寺領たり、春日社文書に見ゆ。此の氏は此の地より起りしにて太古以來の大族なり。

1　犬上縣主　姓氏錄未定雜姓、大和の部に「犬上縣主、天津彦根命の後と云へり、見えず」と見ゆる犬上縣は、後の犬上郡の地にして、此の氏その縣主なりし事明白也。而も後世著はれずして犬上君ひとり榮ゆるを見れば、君家の榮ゆるにつれ、縣主家は衰微せしならん。郡內彦根は縣主の祖天津彦根命の降臨せし地と云ひ、又命を祭れる彦根明神より來ると云ふ。

2　大和の犬上縣主　前項を見よ。姓氏錄未定雜姓に收さめたるは怪しむべし。

3　犬上君　日本武尊の子稻依別王の後裔也。王は此の國安の國造意富多牟和氣の女布多遲比賣の腹なれば、其の關係より此地に領土を獲給ひしものならむ。景行紀に「稻依別王は是れ犬上君、武部君、凡そ二族の始祖也」」と。舊事紀天皇本紀に「稻依別王、犬上君、武部君等の祖」

と。又古事記景行條に「稻依別王、犬上君、建部君等の祖」と。郡内多何神社は古事記に見ゆる多賀幽宮の跡にして、一般に伊弉諾尊を祀ると説かれたれど、其の信ずべからざる事はタカ條にて述ぶるが如し。次に此の地の縣主の祖神なるより本社は天津彦根命を祀るとの説あれど、彦根命を祀りし宮は、彦根にありしと云ふ説寧ろ眞なるべく思はる。よりて余は更に一歩を後世に進めて、本社を本條犬上君の氏神と考ふる也。かの彦根なる天津彦根命奉祀の神社が神名帳に見えざる小社なるに反し、本社が大いに榮えたるは、縣主家が衰微して犬上君家が繁榮を恣にせし結果にあらざるか。此の氏の氏人としては、神功紀元年條に犬上君祖倉見別あり、忍熊王に屬す。下つて推古紀に犬上君御田鍬あり、舒明朝唐に使す、これ遣唐使の初めなり。次いで齊明紀に犬上君白麻呂、天智紀に犬上君某等見ゆ。天武紀十三年に至り朝臣姓を賜ふ。なほ犬上建部條を見よ。

4　犬上朝臣　天武紀十三年條に「犬上君云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ」と見ゆ。これより此の氏は朝臣姓となれり。早くより都に上れるものありと見え、天平感寶元年の左京職移に「六條一坊戸主犬上朝臣眞人戸口犬上朝臣都可比女」など見ゆ。姓氏錄、左京に貫し「犬上朝臣、諡景行皇子日本武尊より出づる也」と註せり。

5　犬上氏　仁和元年七月紀に「近江國檢非違使權主典前犬上郡大領從七位上犬上稻吉」と云ふ者見ゆ。犬上縣主の裔か、犬上君の後か詳かならざれど、郡領なる點と、無姓なる點より考ふれば、縣主の子孫とすべきか。郡領にして檢非違使たるは、武士の起原を語る一例とすべきなり。

6　周防の犬上氏　玖珂郷延喜八年戸籍に「犬上福吉、柞原戸主日置本成の戸に付す」と見ゆ。近江犬上の族ならむ。

7　柔術扱心一流は、起原を日本武尊に發し、後裔歷代犬上家を經由したりと云ふ。我國柔道は、近世萬治年間、大明國歸化人陳元贇の傳へたるに始まるが如く膾炙せられ居るも、其の實然らずと。

犬上建部　イヌカミノタケルベ　武尊薨去後設置したる建部の一にして、近江國犬上郡にありしが故に此の名あり。

1　犬上建部　正倉院文書、天平勝寶九年四月七日の西南角領解に、近江國犬上郡火田郷戸主建部千萬呂とあるは此部民の後裔なる事明けし。

2　犬上建部君　前項建部の首領にして犬上君と同じく稻依別王の後裔也。孝德紀即位前紀に犬上健部君なる者見ゆ、御即位式に際して金靭を帶て壇左に立つ。その後裔、姓氏錄右京皇別に「建部公、犬上朝臣同祖、日本武尊の後也、續日本紀合」と見えたり。もと犬上君より分れて犬上建部君と云ひ、後單に建部君と稱するに至りし也。景行紀に「稻依別王は是れ犬上君、武部君、凡そ二族の始祖也」また古事記景行段に「稻依別王は犬上君、建部君等の祖」また天皇本紀に「稻依別王、犬上君、武部君等祖」など見ゆ。

犬神人　イヌカミヒト　京都祇園社附屬の賤人にて勢力を奮ひし事あり。絃練作とも呼ばる。祇園執行日記山門嗷訴記に、延曆寺より犬神人に命じ、日蓮宗の法華堂、又禪宗の天龍寺、南禪寺等を破却せしめんとしたることあり。

犬木　イヌキ

犬里　イヌサト

犬島　イヌシマ　備前國邑久郡に犬島あ

兵衞督源政知の爲に誅さる）等を擧げ、又兩上杉系圖には、伊豫守憲方（應永二十四年丁酉正月十、雪下に於いて討死）、五郎憲春（憲基猶子、同所死）、中務少持憲（京奉公）、快尊（大納言法印、鶴岡別當、同時横死）、禪欽藏主（同斷）、女子（千葉修理大夫兼胤室）、女子（甲州武田安藝守信滿室、今按ずるに禪秀、實に武田信滿の婿也、此說謬甚し）、女子（岩松治部入道天用室）、及び治部大輔政朝を擧ぐ。

鎌倉大草紙に「犬懸右衞門佐入道禪秀、管領を給はる事」其の「婿千葉介兼胤、岩松治部大輔入道天用」等を載せ、又鎌倉管領九代記に「犬懸禪秀は、すでに持氏御所を落ちて佐介の亭に入給ふと聞て、人數を點檢するに、七千餘騎なり、應永二十三年十月四日の辰の刻に佐介の亭に押寄る云々」と。

犬川　イヌカハ　信濃に現存す。

犬養　イヌカヒ　犬養は文字通り犬飼ひにて狩獵に關する品部の名より起る。（犬養部を參照せよ）。又犬飼、犬甘等の文字を用ひ、地名となりしものも尠からず、多くは犬養部の居住せし地ならむと考へらる。後世の犬養氏は犬養部、犬養部の伴造、及び犬養なる地名を負ひし者の三なりとす、その名稱より云へば、馬養、牛飼、猪飼等と同様にして、卑賤なりしが如く思はるれど事實に於いては然らず、相當の勢力を有し、高き地位に上りし人の多きは古典によつて證する事を得れば、全く馬養、牛飼等と同一視すべきにあらず。

1　犬養連　犬養部の伴造家なり。海犬養連、縣犬養連、阿曇犬養連、若犬甘連等、各其條を見よ、單に犬養連と云ふは天武紀に犬養連五十君、犬養連大伴等見ゆ。此五十君は孝德紀に犬養五十君と見ゆれば其間に於て連姓を賜ひたるにか、此の連姓の犬養氏にして後宿禰を賜へる者あり。

2　犬飼造　西宮記卷四に「因幡權努師犬飼造某」と云ふ人見ゆ。犬甘部伴造の裔なるべし。

3　犬養宿禰　靈異記下十五に「犬養宿禰眞老は諾樂京活目陵北之佐岐村に居住する也」と見ゆ、其他、縣犬養宿禰、海犬養宿禰、若犬養宿禰等各其條を見よ。

4　河内の犬養　犬養部の裔なるべし。文武紀三年三月紀に「河内國・白鳩を獻ず。詔して錦部郡一年の租役を免じ、又瑞を獲る人犬養廣麻呂の戶に復三年を給ふ」と見えたり。

5　攝津の犬養　姓氏錄攝津神別に「犬養、同神（神魂尊）十九世孫田根連の後也」と見ゆ。こは犬養部伴造たりし人の系か。縣犬養氏と同系統に屬す。

6　其の他犬甘、犬飼、犬狽など載せたるは條を改めて云ふべし。

7　山城の犬養　山城國の計帳と思はるゝ正倉院文書に「戶主犬養五百枝」等を載せたり。

8　下總の犬養氏　香取神宮大宮司武名長保二年の舊記に「神殿五間四面云々、神代より鎭座、文武天皇三年、犬養小佐見に詔して之を造營す」と見ゆ。

9　信濃の犬養氏　安曇郡の舊社家に犬養氏あり、安曇犬養氏の後裔かと考へらる。猶ほ仁科氏出自の傳說にも犬養氏見え、又此の國犬養氏は小笠原氏の一類とも云ふ、本國犬養については犬甘、犬養部條を參照せよ。

10　備前の犬養氏　犬養政友會總裁は岡山縣人にして吉備津神社の犬養の後裔なりと云ふ。神社は古俗を存する事多きを以つて、犬養の如きも神社には長く保存せ

られしが如し。備中にも犬甘部あり、後述すべし。又備前に若犬養氏の多かりし事は拾芥抄によりて知らる（ワカイヌカヒ條を見よ）。

犬甘　**イヌカヒ**　犬養と文字を異にするのみにて實質には違ふ所あらず。

1　**大和の犬甘氏**　承和十三年三月紀に「大和國言、山邊郡長屋鄉に居住する左京三條一坊戶主犬甘千麻呂云々」と。こは大和犬養の後にて、後所貫を京に移せし人か。

2　**山城の犬甘氏**　山城國の計帳と思はるゝ正倉院文書に「犬甘志奈布賣、外一、戶主犬養五百枝外九人」見ゆ。

3　**淸和源氏平賀氏流**　信濃には安曇犬養と辛犬甘と二種の犬甘氏存せしが、後世此の國の犬甘氏は源姓と稱す。尊卑分脈に「平賀冠者盛義―敦義（犬甘七郎）―小四郎敦行―左近藏人義長―藏人二郎義行―又二郞義信」と載せ、寬政系譜此の流犬甘を載せ、家紋丸に石疊、雪薺。此の氏は筑摩郡犬甘城に據る。小笠原長時の長臣犬甘大炊介に至り武田氏に攻め落さる。

4　**讚岐の犬甘氏**　讚岐國大内鄉寬弘元年戶籍に犬甘犬女なる人見ゆ。

5　**源姓犬甘黨**　源滿仲の子源賢は丹波犬甘黨の祖なりと云ふ、尊卑分脈には犬井黨と見えたり。されど他に所見なく、桑田郡に犬甘なる地名あれば、或は犬甘と云ふ方よかるべきか。

6　犬甘氏は德川時代、安志小笠原藩の重臣にあり、信濃平賀源氏の後なるべし。

犬飼　**イヌカヒ**　犬養、犬甘に同じ。

1　**犬飼造**　西宮記卷四に因幡權弩師犬飼造なる人見ゆ。犬養部の伴造なるべし。

2　**秀鄉流藤原姓**　寬政系譜に見ゆ、家紋丸に花楔、結柴、五七桐。

3　**美作の犬飼氏**　笠庭寺記に「大庭郡大庭鄉（紅花五兩）犬飼國重」と見ゆ。

4　又太平記卷二十五に犬飼六郎なる者見ゆ。信濃、備前に多し。

犬狼　**イヌカヒ**　犬養、犬飼、犬甘に同じ。承和十年三月紀に「上野國新田郡人勳七等犬狼子羊、弟眞虎等の二人、姓を丈部臣と賜ふ」と見ゆ。

犬養部　**イヌカヒベ**　犬を飼養して狩獵等に從事する品部なるべし。安閑紀に「詔して國々に犬養部を置く」と云ふを初見とす。縣犬養、海犬養、阿曇犬養、辛犬養、若犬養、阿多御手犬養等、種類多く、且つ相當の地位に上れる人を出し、其の伴造早くより連姓なる等を思へば、勢力盛なりしや想像するに難からず。

1　**大和の犬養部**　犬甘、若犬養條を見よ。葛木に葛木犬養神社あり。

2　**山城の犬養部**　犬甘條を見よ。

3　**河內の犬養部**　犬養、縣犬養部、若犬養條を見よ。

4　**攝津の犬養部**　犬養、阿曇犬養條を見よ。

5　**和泉の犬養部**　若犬養條を見よ。

6　**美濃の犬甘部**　春部里大寶二年戶籍に犬甘部鳥賣外二人見ゆ。

7　**信濃の犬養部**　安曇氏と密接なる關係を有する穗高神社の舊神官に犬養氏あり、こは安曇犬養氏の後裔にして同郡犬飼嶋は犬飼部のありし地かと考へられ、又犬飼嶋と犀川を隔つる筑摩郡に犬飼なる地あり、こは和名抄筑摩郡辛犬鄉の地にして、辛犬甘部の住居せし地かと考へらる。卽ち此の國には安曇犬養と辛犬養との二つありしが如く思はる。而して大同元年大和國葛木犬養神社に信濃の地にて廿戶を充て奉りしを見れば、長く中央

イヌカヒ
イヌカヒ

神社あり、貞觀二年紀に出づ。垂仁天皇の皇子に印色之入日子命（五十瓊敷入彦命）あり、美濃の印色なる地名を負ひ給ひしならむ。薩摩の伊爾色は後世伊敷村と云ふ。嘉曆二年閏九月、探題英時の下知狀に伊敷村名主四郎入道なる人見ゆ。イシキ條を見よ。

伊努　イヌ　和名抄出雲國出雲郡に伊努鄕を收む。風土記に赤衾伊努意富須美比古佐和氣命の御座せし地なりと云ふ。

犬　イヌ　前條伊努など云ふ地名を負ひしなるべし。尾張國山田郡に式內伊努神社あり。東鑑卷十に犬丸、十三に犬房丸あれど皆人名に過ぎず。

犬井　イヌヰ　乾、犬居と通じ用ふる事あり、互に對照すべし。

1 犬井黨　尊卑分脈に「滿仲―源賢、此子孫丹波國犬井黨也」と見ゆれど、他に所見なし。一本犬甘黨とあるを良しとす。但し天田郡に乾氏あり。

2 河內の犬井氏　交野郡の名族にして、元享元年犬井甚兵衞あり、融通念佛宗の中興法明上人石淸水八幡より靈佛を受け、その邸宅に泊すとか。

3 甲斐の犬井氏

犬居　イヌヰ　遠江國周智郡（山香郡）犬居庄より起る。元弘元年十二月天野經顯の軍忠狀に「稻村崎之陣云々、若黨犬居左衞門五郎茂宗、小河彥七安重、中間孫五郎藤次男等、討死せしめ訖」と見ゆ。山香郡に犬居城あり。天野氏の居城にして至德三年六月の文書に犬居村地頭職云々と見ゆ。

乾　イヌヰ　地名或は方位より起りしならん。前述遠江犬居も時に乾ともあり。

1 佐々木氏流　佐々木行範の後なりと云ふ。

2 土岐氏流　土岐賴貞の四男道鎌より出づと云ふ。新編美濃志に乾內記なる者見ゆ。

3 大神氏流　大和の大族筒井氏を云ふ。大倭武士春日大宿所願主人次第に「乾等、姓大神、添下郡、居城筒井村、十二萬石」と見ゆ。後世藤原氏近衞家の庶流と稱す。順快―順永―順秀―順盛―順與―順昭―順慶なり。ツヽキ氏條を見よ。山田淸順麾下の將にも乾氏あり。

4 藤原姓　寬政系譜藤原氏支流に收む。信忠より出づ。家紋二頭左巴、三水、瞿麥。

5 藤原姓小山流　中興系圖に「乾、藤原姓、小山余流」と見ゆ。

6 伊勢の乾氏　度會郡金輪村山端に乾兵部の宅址あり、天正中北畠氏と共に滅ぶと云ふ。今も其の子孫ありと。

7 丹波の乾氏　丹波志天田郡條に「乾氏、子孫福智山町京町、市中に住す、扇屋と云ふ。本家庄三郎代々酒造名主せり。享保末洪水にて居宅を流し、其の後は小家となり商をなす。先祖は福知根元の者と云り」と見ゆ。これ丹波犬井黨の名殘か。

8 紀伊の乾氏　續風土記那賀郡淸水村、乾右衞門太郎條に、「家傳に、其祖を乾五郎太橘光好といふ。其子甚大夫、泉州篠田に住し、後根來寺に移る。康治年中、覺鑁上人岩出總社を勸請の時、總社の座主となり。宮村に住す、其後當村に移り、代々當村に住す」と載せたり。又賀和村の地士に乾一學あり。

9 河內の乾氏　前述犬井氏と同族なるべし。若江郡刈田友右衞門光數の權臣に此の氏あり。

10 其の他、乾氏は鳥取池田藩の家老にあり、因幡八上郡船岡鄕を知行所とす。因幡志等に見ゆ。又寶曆中、乾甲斐あり。又攝津國奥平野の名族、又津輕、信濃、

志摩等にも見ゆ。

乾脇 イヌキワキ 大和の名族にして乾黨と云ふに同じ。

犬浦 イヌウラ 桓武平氏千葉氏の族にして般若院千葉系圖に「胤元の子時胤に犬浦大田先祖」と註す。

犬江 イヌエ 稗史にあれど實在を知らず。

犬懸 イヌカケ 相摸國鎌倉郡犬懸より起る。鎌倉家執事上杉氏の一家名なり。新編相摸風土記に「犬懸又犬駈にも作る。俗に衣掛とも云ふ。足利公方の時、執事上杉家の一族朝宗入道禪助、此の邊に居宅し、犬懸殿と稱したり。其の子氏憲、法名禪秀も、同じく犬懸入道と稱せらる」」と。上杉系圖に「大膳大夫賴重（關東下向）―兵庫頭憲房（號楫谷）―修理亮（中務少輔）憲藤（犬懸元祖、關東執權一方、曆應元年三月十ヨ日信州に於いて討死、年三十一、法名號長興寺古岩道淳）―中務少輔朝宗（童名幸若丸、上總國守護、十三歳の時合戰に赴き、大將と號す。持節十六箇度、應永二年三月九日管領に任ず、釋迦堂管領と號す。鎌倉滿兼公は朝宗養君也、滿兼卒去の時、朝宗七十、櫬を讓りて闍維場に赴く。事畢つて家に歸らず、僧衣を着け、直に上總國に赴き、長柄山胎藏寺大雲庵蒼龍軒に隱居す。六箇年を歷（應永十二年九月十二日辭）七十六歳、應永十一年八月廿五日卒、法名禪助、道號道元、德泉寺）―

- 氏憲 左衛門佐（禪秀）
  - 憲顯 中務大輔
    - 憲久 五郎
    - 憲定 幼名壽丸 刑部大輔
  - 教朝 治部少輔
    - 政熙 式部少輔 一色左京大夫
    - 政憲
  - 持房
  - 快尊 大納言僧都、寶性院
  - 憲方 伊豫守、修理大夫
  - 憲春 五郎
  - 女子 那賀太郎資之妻
  - 女子 新田岩松治部大輔妻
  - 女子 千葉介兼胤妻
- 憲春 早世
- 氏顯 修理亮
- 禪瑾 建長寺寶主 同契庵 號玉芳
- 氏朝 左馬助
  - 持房（持憲） 三郎 中務少輔、實禪秀三男
    - 教房 中務少輔 ― 政藤 中務少輔
    - 憲秀 刑部大輔 ― 藤憲 彌五郎

而して氏憲（禪秀）の譜に「應永二十年三月管領に任ず。鶴岡惣奉行、在職三年、應永七年奥州伊達退治、赤館合戰の時に大將軍、同二十四年丁酉正月十日謀反により雪下別當坊に於いて、滿隆持仲供奉討死、法名禪秀、傑山と號す」」と。又憲顯には「禪秀討死の時、京都に赴き其の難を免る。七年目勝定院殿許宥、關東に赴く。沼津、千本松原、豆州三嶋、所々相戰ふ。勝利を得、豆州代官を討ち、再び在京。其の後上杉憲忠難に罹る時、康正元年ㇾ月二十一日、武州池鎗に於いて討死」」と。その弟教朝に「母武田氏女、幼少の時、常陸大掾の養子となる。禪秀亂の時、僧日峯之を推し京都に赴き法師と爲す。勝定院の命により還俗、普光院殿の命により鎌倉を攻む。教朝兄持房同じく御旗を賜はる。鎌倉に入り、又北陸道より、奥州に至り氏朝を攻む。氏朝僕卒二十騎力戰、教朝遂に氏朝の首を討ち京都に獻ず。其の後關東政智に伴はれ、豆州北條に在り、心中決し難き事之あるに依り、圖らず自害、五十四歳、法名常進、大勝と號す」」と。

別本上杉系圖には、右衛門佐氏憲に「法名禪秀、應永二十四丁酉五月謀叛を起す。管領持氏と合戰に及び討負。源持仲は持氏の弟なり、滿隆は滿兼の弟也、一所鎌倉雲下に於いて自害」と載せ、其の子には、伊豫守憲盛（父一所自害）、五郎憲治（同自害）、中務大輔持房（康正元己亥年、源成氏の爲に誅さる）。宮内少輔憲秋（寬正二辛卯年、左

「應永六年春より陸奥出羽兩國のかためとして、鎌倉殿御弟、滿貞、滿直、二人御下向、稻村、篠川兩所に御座」と。又「應永三十一年十一月十四日、持氏公鎌倉へ還御、同十一月二十日、御舍弟奥州の稻川殿、鎌倉へ御上り云々」と。而して永享十一年自害す。東寺過去帳に「俗名持氏、永享十一年二月十日、於鎌倉永安寺御自害。德林光純禪門、俗諱滿直、號稻村殿云々」と。又關東兵亂記に「永享十一年、鎌倉に於いて稻村滿貞生害」など見ゆ。

3 藤姓二階堂流 前述岩瀨郡稻村より起ると云ふ。松藩搜古に「應永十一年連署に、稻村藤原滿藤と云ふは、須賀川二階堂の一門にて、足利滿直は此の家に倚れるならむ」と。

4 淸和源氏里見流 安房國安房郡稻村より起る。稻村城は里見義實之を築き、子孫成義、義通、義豊之に居る(國志)。中興系圖に「稻村、淸和源、本國云々、里見上總介義通男、左馬助義豊之を稱す」と載せたり。

5 越中の稻村氏 新川郡稻村より起る。三州志に「稻村(在加積鄕)、邑傳ふ、土肥源七郎居たりと。按ずるに稻村次郎左衞門は初め此の堡主なるに依りて稻村と稱せし成べし」と。又千石山條に「稻村堡の稻村次郎左衞門、此の城に來居せるか」と。

6 大隅の稻村氏 諸縣郡の豪族にして、建久七年稻村伊賀守重家、末吉鄕の龜鶴城(松尾城)に據る。地理纂考に「元祖嶋津忠久に從ひて薩摩に下り此の地を領し、始めて經營す」と。

7 其の他 永祿四年八月の高遠の新衆に稻村彌五郎、また德川時代松本松平藩家老、岡田伊東藩の用人等に此の氏あり。志摩、信濃等にも存す。

稻邑 イナムラ

稻目 イナメ イナノメ 武藏國橘樹村稻目(イナノメ)邑より起る。新編武藏風土記橘樹郡稻目の稻目氏條に、「土人の傳へに、古へ村内に稻目圖書と云人ありし故に、此地名おこれりと云ふ。今其子孫なければ委しき事をしらず。隣郡多磨の内、坂濱村高勝寺に稻目尾張守と云ふ人の位牌ありと云ふ。これも圖書が一族なるにや。按に此の稻目と云ふ地名の起りしは古きことなるべし。鎌倉八幡宮の文書の内、文永三年三月三日武藏目代と宛所ある狀に云、鶴岡八幡宮領武藏國稻目神奈川兩鄕とあり、この頃は神奈川に對してかく云しをみれば、いと廣き地名なることしるべし、此邊すべて稻目と云しならん、今はわづかの所をいへり。」と載せ、又入間郡條に「稻目陣屋(田波目村)は稻目氏の陣屋也。六反二畝の地にして、今は概して畠となれり。其家譜を閱するに、先祖善右衞門重信、大樹現に仕へ奉り、仰を蒙り同心のもの數輩をあづかり、慶長十三年五十七歲にて死せり云々とあり。是も稻生氏と同じ頃天正中采邑を賜り、爰に居宅を構へ、後江戶へ移りしものにや定かならずと云。」と見ゆ。

稻妻 イナメ 和名抄長門國大津郡に稻妻鄕を收め、伊奈女と註す。

稻用 イナモチ 石見國安濃郡稻用邑より起る。藤原南家伊東氏の族にして、日向記に「祐時次男祐盛、六郞左衞門尉に任じて、祐時存命の時、讓與せられ、石見國稻用中山を領して稻用殿と申なり。是よりさき播磨國吉田北庄縣庄を讓得、四十歲にして逝去す」と載せ、又「九男十郞祐忠、石見國稻用、御對、伏見、長岡、甲斐、横手を領して、是も稻用殿と申なり」と見ゆ。

其の後文安五年十月十六日の犬追物手組の日記に稲用彌次郎なる者を載す。

稲持 イナモチ　前條稲用氏に同じかるべし。伊東系圖に祐時の子祐忠に稲持十郎と註す。卽ち前條の稲用十郎に同じ、日向記に稲持右衛門尉等を載せたり。

稲本 イナモト　佐竹系圖に「佐竹隆義の子義淸に、稲本と號す」とあれど、佐野本其他に稲木とあるをよしとす。されど諸家系圖纂所載佐竹系圖には、此の外「隆義—秀義—義重—長義—義胤—義貞(稲本)」と云ふもあり。

稲元 イナモト

稲森 イナモリ　稲守氏と通じ用ふ、源姓なり。

稲盛 イナモリ

稲守 イナモリ　淸和源氏なりと。寛政系譜義隆流に收む。後正の後也、家紋稲穗の內抱澤瀉、矢筈車。

稲屋戸 イナヤド　大和の豪族にして至德元年の中川流鏑馬日記大和武士交名に稲屋戸殿と載せたり。

伊奈山 イナヤマ　信濃に現存す。

稲山 イナヤマ　藤原姓なりと。後大柴氏に改る者あり、寛政系譜に見ゆ、家紋銀杏葉。

稲八間 イナヤツマ　イナハチマ條を見よ。

稲吉 イナヨシ　常陸國新治郡(茨城郡)に稲吉邑あり、小山觀應元年文書に常陸國稲吉郷地頭職事云々と。此の氏に關係あるか。

1　緒方氏流　豐後發祥の豪族にして緒形惟景の後なりと云ふ。

2　尾張國大縣神社の上官に稲吉氏あり。

稲荷 イナリ　山城國紀伊郡深草村に有名なる稲荷神社あり。全國稲荷社の宗社にして、古に溯れば秦氏の氏神なり。傳說に據れば、和銅四年秦公伊呂俱初めて社殿を經營すと。ハダ條を見よ。

1　稲荷社祠官　寛治四年以來、下社禰宜、中社禰宜、上社禰宜、祝、權禰宜、權祝、中社祝、上社祝あり。又明應七年九月には、社務・下社神主、中社神主、上社神主、御殿預、目代、正禰宜、正祝、權禰宜、權祝、中社祝、上社祝、田中祝、權御殿預、權目代等ありしとぞ。而して明治初年には、社務・下社神主(大西)、中社神主(松本)、上社神主(秡川)、御殿預(羽倉)、目代(羽倉)、正禰宜(大西)、正祝(安田)、權禰宜(中津瀨)、權祝(松本)、新權禰宜(松本)、新權祝(鳥居南)、中社禰宜(大西)、上社禰宜(毛利)、中社祝(秡川)、上社祝(森)、田中社祝(中津瀨)、權御殿預、權目代の十八職ありて、猶ほ氏人(羽倉二)、神人(尾崎四、辻)、同非役(尾崎、辻)、衞士(尾崎)、神樂男(石黒)、雜士(尾崎)、役人(大石、長谷川)等ありき。

內大西、松本、秡川、安田、中津瀨、鳥居南、毛利、森等は秦宿禰にして、羽倉のみ荷田宿禰姓と稱す。各條にて詳細述べむ。

2　淸和源氏賴義流　淸和源氏系圖源賴義の子義實に註して稲荷三郎と見ゆ。八幡太郎、賀茂次郎の類にて稲荷社にて首服を加へしか。

伊奈利 イナリ　臣姓の氏にして天平十年の駿河國正稅帳に伊奈利臣千麻呂、伊奈利臣牛麻呂等見ゆ。他に所見なし。恐らく地名を負ひし氏ならむ。

猪西 イニシ　紀伊國伊都郡垂井村隅田八幡宮に猪西氏あり、續風土記に見ゆ。

印色 イニシキ　イシキ　美濃國岐阜市の南に印色村あり、薩摩國鹿兒嶋郡に伊爾色

領家綱は古代猪名部造の後裔ならんかと考へらる。

又東鑑建仁三年十二月廿五日條に「夜討人。伊勢國守護に亂入す、其の張本・進士行綱なるの由、義盛之を申す」と、次いで翌元久元年二月十日條に「伊勢國員辨郡司進士行綱、囚人と爲して召置かる、義盛の訴によりて也」と、次いで同五月八日條に「伊勢國員辨郡司進士行綱、夜討の疑あるに依り囚人たりと雖、彼の夜討は伊勢平氏若菜五郎等所行の由、從類白狀出來の間、行綱・過なきの旨、其の沙汰あり、今日厚免を蒙り、剩へ本所を安堵すべきの趣、遠州下知を加へ給ふ云々」と見ゆる進士三郎行綱は家綱の子にして、弟に賴綱と云ふ人も見ゆ。

員部　**キナベ**　前條に云へり。東鑑に員辨と通じ用ふ。

井鍋　**キナベ**　猪名部の後裔なるべし。文字を異にするのみ。

伊鍋　**イナベ**　これも猪名部の裔か、信濃に現存す。伊奈部參照。

稻部　**イナベ**　これも猪名部と關係あるべし。奧州岩瀬に現存す。

稻鍋　**イナベ**　**イネナベ**　これも猪名部の裔にあらざるか、志摩にあり。

伊奈部　**イナベ**　信濃國伊那郡の名族なり。猪名部と關係あるか。居城伊那町西伊奈部にあり。天文三年、平氏の末流粟田口民部重吉十六代の孫、此の地に來り。在名を以て家號とし、伊奈部大和守重慶と稱し三百貫を領す。其の子重成嗣ぐ、二子あり。長を重親、次子重國、殿島に分知す。後に武田氏に亡さる(伊那武鑑)。

稻直　**イナホ**　和名抄武藏國足立郡に稻直鄕を收め、伊奈保と註す。

稻益　**イナマス**　筑後土着の名族に稻益伴右衞門あり。

稻松　**イナマツ**

印南　**イナミ**　和名抄播磨國印南郡を伊奈美と註す。この地より起りし印南野氏はイナミノ條を見よ。又弘仁三年紀に印南郡少領浦田臣見ゆ。

伊南　**イナミ**　イナム條を見よ。

井浪　**キナミ**　小田原北條氏の家臣にして相州兵亂記に「先駈の兵には、井浪、橋本、多目、荒川を足輕大將と定む」と見ゆる如く、諸書に出で、又印浪ともあり。

井波　**キナミ**　越中國礪波郡に井波邑あり。三州志に「井波は稻見、伊波に作る」と見ゆ。

伊波　**イナミ**　相摸の豪族にして、弘治年間大井莊の領主なり、伊波大學助、伊波修理亮等名高し。

印浪　**イナミ**　小田原北條氏の重臣なり。相州兵亂記に「氏康は大道寺を初めとして、印南、荒川、諏訪、橋本」と見ゆ。前の氏に同じ。

稻見　**イナミ**　下野今泉氏の家臣に稻見氏あり。

生浪島　**イナミジマ**　播磨國赤穗郡大避神社の社家なり、秦氏か。奧藤條を見よ。

稻光　**イナミツ**　石見國邑智郡の名族にして、稻光內藏大夫・福屋氏の爲、元就に遣すと。弓の妙手にして蟻の毛をもはづさざりきと。陰德太平記、石見軍記等に見ゆ。

稻滿　**イナミツ**

印南野　**イナミノ**　播磨國上代の名族なり。印南野とは後の印南郡(伊奈美)地方を云ふ。此の地古くより吉備氏の族と關係深し。卽ち古事記景行段に「此天皇・吉備臣等の祖、若建吉備津日子の女・名は針間の伊那毘能大郎女を娶る」と見ゆ。此の皇后の此の地方に御座せし事は、播磨風土記、印

南郡舍〻里條に「印南別孃、此の女端正、當時に秀づ。爾の時・大帶日古天皇、此女を娶らんと欲し、下り幸行す。別孃之を聞き、卽者看て件嶋に度り、隱れ居る。故に南毗都麻と曰ふ。」とあるによりて知るを得べし。此の氏の事は天平神護元年五月紀に「播磨守從四位上日下部宿禰子麻呂等言ふ、郡下賀古郡の人、外從七位下馬養造人上の、欵に曰く、人上の先祖吉備都彦の苗裔、上道臣息長借鎌、難波高津朝廷に播磨國賀古郡印南野に家居す焉。其六世の孫牟射志、能く馬を養ふを以つて上宮太子に仕へ、馬司に任ぜらる。斯により庚午年造籍の日、誤つて馬養造に編せらる。伏して願はくは居地の名を取りて印南野臣の姓を賜はらんと。國司覆審申す所實あり、之を許す。」と。また元慶三年十月紀に「左京人正六位上印南野臣宗雄の男三人、女一人、妹一人、笠朝臣を賜ふ。其の先は吉備武彥命より出づる也。宗雄自ら言ふ。吉備武彥命第二男御友別命、十一世の孫人上、天平神護元年居地の名を取りて、印南野臣姓を賜ふ。第三男鴨別命、是れ笠朝臣の祖也。兄弟の後宜しく同姓たるべき也。」と見えたり。

稻宮　イナミヤ

伊南　イナン　イナ　イナミ　上總國夷隅郡伊南より起る。夷隅の南の意なり。又岩代國南會津郡に伊南邑あり、これ等より起る。前者はイナン、或はキノミナミ、後者はイナと訓ず。

1　上總の伊南氏　東鑑治承四年九月十四日條に、「上總權介廣常、當國周東、周西、伊南、伊北、廳南、廳北輩等を催し具し、卒二萬騎、隅田河邊に參上す。」また十月三日の條に「千葉介常胤嚴命を含み、子息郞從を上總國に遣はし、伊北庄司常仲(伊南新介常景男)を追討す」と。蓋し伊甚國造の後裔か。源平盛衰記には井の北、井の南と見え、義經記にはイホウイナンに作る。

2　秀鄕流藤原姓小山流　岩代會津の伊南鄕より起る。傳說に據るに、文治五年賴朝奧州征伐の際、戰功により下野の人小山黨河原田盛光に此の地を與ふ。盛光よりて此の地に據り子孫傳へて天正中の盛次に至る、凡そ十一世なりと。室町殿御內書案に寬正中の東國大名の交名中、伊南山城太郞と云ふが見ゆ、恐らくは會津伊南氏ならむ(地名辭書)。なほ河原田條を見よ。

3　新編會津風土記、多多石村館迹條に「天正の頃、伊南源助政信住せり。源助は河原田治部少輔盛次が隨一の郞黨にて屢々軍功あり。子孫當家に仕て今に在り」と見ゆ。

稻向　イナムキ　和名抄信濃國高井郡に稻向鄕あり、以奈無木と註す。

稻村　イナムラ　攝津、相摸、安房、常陸岩代、越中等に稻村の地あり、此の氏は此等の地名を負ひしなり。

1　秀鄕流藤原姓佐野流　佐野實綱の裔戶室刑部三郞親久(武藏埼玉郡騎西城主)—出羽入道親元—大和守親邦—刑部房親—出羽介親綱—大學行親—左馬助房近—稻村右近房信なりと。

2　足利氏鎌倉流　岩代國岩瀨郡稻村より起る。關東管領足利氏の族なり。足利系圖に「滿兼の弟滿直(左兵衞佐、號稻村、持氏同時自害)」と。又喜連川系圖に「基氏—氏滿—
├滿兼—持氏—成氏
├滿直(稻村殿、持氏同時自害)
└滿貞(篠川殿、報國寺に於いて義久と同じく自害。)」

と見ゆる滿直の事にして、鎌倉大草紙に

村の東にあり、八段許の地なり。四方にかた許のまがきをなし、門をも南向に立り、されど此傍にある天神社のあたりも陣屋跡なりと傳れば、このまがきは纔に古の樣を殘せしものなるべし。按に先祖次郎右衞門光正、御入國の時武州にて五百石を賜りし由家譜に載たれば、そのかみ居宅を爰に構へ後江戸に移りしものなるか。」と云ふ。

4　下總の稻生氏

5　河野氏流　伊豫發祥の稻生氏なり。

伊納　イナフ

稻藤　イナフヂ　陸中國紫波郡稻藤邑より起る。斯波直詮の家臣に稻藤大炊あり。

稻船　イナフネ

猪名部　ヰナベ　上古に於ける品部の一にして、職業部なりし事も察するに難からざれど、名稱の起原は未だ詳かならず。或は攝津の爲奈より起りしにて地名を負ひしかと後に云ふべし。應神紀卅八年條に「諸國一時に五百船貢上し、悉く武庫水門に集る。是時に當りて、新羅の調使共に武庫に宿す。爰に新羅の停より忽ち火を失し、卽ち引きて聚船に及ぶ。而して多くの船焚かる。是によりて新羅人を責む。新羅王之を聞き讋然大いに驚き、乃ち能匠者を貢す。是れ猪名部等の始祖也。」とあるは歸化人によりての猪名部なれど、此外本邦古來よりの猪奈部もありしなるべし。そは天神本紀に「爲奈部等の祖天津赤占、同赤星、」など見ゆるによりて也。雄略紀十二年條に「木工闘雞御田、始めて樓閣を起す、一本に云く、猪名部御田なりと、蓋し誤れる也」」また十三年條に「木工猪名部眞根」など見ゆ。斯く何れの卷にも、能匠、或は木工などあれば、此の部は今の大工に相當すと考へらるべし。

1　伊勢の猪名部　此の國なる員辨郡は此の部民が多く住居せしより起りし名稱ならむ。員辨・和名抄に爲奈倍と註す、猪名部に外ならざるなり。神名式・此郡に猪名部神社を收む、此の部の氏神たるべし　雄略紀十八年條に「物部菟代宿禰と物部目連とを遣はし、以つて伊勢朝日郎を伐しむ。朝日郎官軍の至るを聞き、卽ち伊賀の青墓に逆へ戰ふ云々。天皇之れを聞き怒り給ひ、輙ち菟代宿禰のもてる猪名部を奪ひて物部目連に賜ふ」と見ゆるにより、此の猪名部は物部氏の部曲なりしを知るべし。朝日郎は朝明郎にて朝明郡の土豪たりしならむ。此の後裔は正倉院天平十六年文書に猪名部眞人（伊勢國員辨郡笠間鄕戸主猪名部美久戸口）、また神護景雲三年五月紀に「伊勢國員辨郡人猪名部又丸」等見ゆ。なほ猪名部造條を見よ。子孫大いに榮ゆ。

2　伊賀の猪名部　東大寺要錄に此の國猪名部氏見ゆ。

3　攝津の猪名部　和名抄河邊郡に爲奈鄕を收む。蓋し此の部の住居せし地ならん。此の國に猪名部の多かりし事は、後述の如く姓氏錄が此の部の伴造たりし爲奈部首（猪名部首）二流を此の國の部に揭ぐによりて容易に知るを得。此處に於いて猪名部なる部は此の爲奈の地より起りしものにして、恰も阿刀部が河內の阿刀より起りしに似たるかと考へらる。而して多く木工に携はる職業部となりしは、此の部民が其の職に從事せしが故にして最初より然りしに非ざるか、これ天神本紀に爲奈部等の祖天津赤占を五部人の一に數へ、又爲奈部等祖天都赤星を梶取と載する所以なるべし。

4　丹波の猪名部　此國計帳と思はるゝ文書に、爲奈部黒當賣など云ふ者見ゆ。

5　近江の猪名部　正倉院天平寶字七年文書に「夜須郡以西東大寺勢多庄領、猪名部枚虫所」などと載せたり。

6　越前の猪名部　この國にも尠からず、卽ち天平神護二年の此國々司解に「丹羽郡彌太鄕猪名部黑人、足羽郡足羽鄕戶主猪名部張人」などを載せたり。

7　隱岐の猪名部　天平六年の此國計會帳に「夏調使醫无位猪名部諸人進上云々」など見ゆ。斯くの如き遠國まで此の部の存するにより全國廣く分布せしを知るに足らむ。

8　猪名部首　猪名部の伴造にして二流あり、次の爲奈部條を見よ。

9　猪名部造　猪名部の總領的伴造ならんと考へらる。姓氏錄左京神別に「猪名部造、伊香我色男命の後也、」と載せたり。蓋し物部目連の後ならん。此の氏人、後に春澄宿禰姓を賜へる者あり。卽ち貞觀十二年紀に「參議從三位春澄朝臣善繩薨ず、善繩・字は名達、左京の人也。本姓猪名部造、伊勢國員辨郡の人なり。達冠の後に京兆に移隸す。祖財麿員辨郡少領なり。父豐雄は周防の大目なり、云々。天長五年姓を春澄宿禰と賜ふ、」と載せたり。郡領の家より出で丶雲上に列する、異數と云ふべし。善繩學深く德高し、當時の學者・各自門戶を張り、互に他を輕んじ、長短を批評するを事とす、後世文學の神として尊崇さる丶菅原道眞の如きも此の例に漏れず。獨り善繩恬退、門徒を謝絕せし爲、惡口誹謗も此の人のみには及ばざりしと云ふ。續日本紀四十卷は多く其の手になれり。又同時に掌侍春澄高子あり、又猪名部氏か。

10　猪名部宿禰　拾芥抄に見ゆ。猪名部首、或は造が後世宿禰姓を賜ひしなるべし。

爲奈部　ヰナベ

猪名部に同じ、前條を見よ。

1　爲奈部首（物部流）　猪名部の伴造なるべし。姓氏錄未詳雜姓、攝津の部に、「爲奈部首、伊香我色乎命六世孫金連の後と云へり、見えず、」と載せたり。姓氏錄が此の部に收めたるを思へば、此の出自は僞りにして、其の實次の百濟族と同流か。果して然らば、こは猪名部造の系を冒せるなり。

2　爲奈部首（百濟流）　前者と共に攝津國河邊郡の氏ならん。姓氏錄、攝津諸蕃に「爲奈部首、百濟國人中津波手之後より出づる也、」と見ゆ。應神紀に據れば歸化の猪名部は新羅族なるに此の氏百濟族なるは何に據るか、怪しむべし。

員辨　ヰナベ

猪名部、爲名部に同じ、和名抄伊勢國に員辨郡あり、爲奈倍と註す。員辨氏は此の地の名族にして猪名部氏の後裔たるなり。東鑑文治三年六月廿九日條に「雜色正光・御使となり、御書を帶び伊勢國に赴く。是れ當國沼田御厨は畠山次郞重忠地頭職を領する所也。而して重忠の眼代內別當眞正、員部大領家綱所從等の宅を追捕せしめ、資財を沒收するの間、家綱神人等を差進め訴へ申さしむ、仍りて其の科を糺行せらる丶の爲也。」と載せ、又同十月十三日條に「大神宮神人等の訴訟に依り、畠山次郞重忠の所領伊勢國沼田御厨、吉見次郞賴綱に宛行はる。仍りて重忠に於いては其の身を召禁せらると雖、子細を知らざるの由、頗る陳謝ある歟の間、厚免已に畢る。當御厨に至りては他人に賜ふの旨、神宮に仰せらる丶の上は、員辨大領家綱の所領資財等、員數に任せ、沙汰して本主に付すべく、向後と雖、彼邊に於いて武士狼藉を停止すべきの趣、山城介久兼に下知せしめ給ふ云々」と。員部は員辨に同じく、大

土記猪苗代城條に、「龜ヵ城とも稱す。此城は佐原大炊助經連が居所なりしにや、經連は遠江守盛連の長男にて光盛の異母兄なり。其の子孫代々此所に住し、耶摩郡半郡を領し、猪苗代の主なりしと見ゆ。永祿の頃、三浦時盛と云者あり、舊事雜考明應三年の記に、四月十二日伊達尙宗植宗父子合戰に敗れて、猪苗代に入るとあり。又文龜年中、葦名氏の爲に猪苗代氏父子討たれしと見ゆ。猪苗代父子其名を知らず。凡て猪苗代氏歷代のこと詳ならざれども、磐椅社の燈籠の銘に、平盛爲とあり、盛國が父祖なるも知べからず。其裔彈正盛國に至り、天正十三年、嫡子盛胤に家督を讓り、本城の西弦峯に隱居せしが、盛國後妻の讒を信じ、盛胤を惡み父子の仲久く和せず、遂に合戰に及び、同十七年磨上の一戰に葦名累代の宗社を覆し、盛國伊達家に屬せり。子孫今猶仙臺にありとぞ。盛胤は會津に留まり、川東組内野村にて終れり。」と載せ、又伊達世臣家譜に「猪苗代葦名氏、祖先經連より盛房に至る凡そ六世、猪苗代麻谷城に住む、建武二年八月、天下騷亂の時、其の同宗葦名高盛と倶に戰ひて敗績す。而して又將軍家に臣附す焉。盛房の子彈正（初め

平太郎と稱す、大炊助）盛實、盛實の子、越後守（初め平三郎と稱す、又中務少輔）經實、經實の子長門守（初め平太郎と稱す）經重、弟あり、猪苗代賴母盛久と曰ふ。（盛久の子備前守盛與の時、經重・田若干を分與し、別に家を立つ、宗家彈正忠盛國・米澤に終る時、盛國に先だち來りて當家に仕ふ。）其の裔詳かならず。（或は云ふ、連歌師猪苗代兼誼の家是れ也、今按ずるに、兼誼の家譜、經重の子經元、一男式部大輔盛實を祖となす、此れと同じからざる也。）經重の子左衞門大夫經元、經元に子なく、葦名遠江守盛詮次男を養つて嗣となす、之を大炊助（又上總助、老いて圓誼と號す）盛淸と稱す。盛淸の子越後（彈正忠）盛國（初稱盛親）」と見ゆ。

始め三浦經連の猪苗代に來りし時、其の子經泰、赤房、義泰の三人を連れ來り、三館を築く、三城潟村これなりなど云ふ傳說あり、佐原系圖經連の子に助太郎經泰と六郎義泰との二人を載す。又塔寺長帳に「延德四年二月、猪苗代伊賀打死、明應三年四月、伊達殿猪苗代へ御落候、當所御勢、五月、御屋形樣三千騎にて御立候、さる間こと〳〵く御平げ候て、六月御引候、同十年

閏六月、猪苗代殿御生害、永正八年、猪苗代勢御館を攻られ候」と。此等の事實、其の詳を知らず、（地名辭書）と。

猪苗代兼栽は本姓蘆名氏、最も國雅を善くす、陸奧の猪苗代に潛居す、因つて氏とす、永正七年古河城中に客死す（本朝遯史）中興系圖には「猪苗代、平姓、本國陸奧、紋違イナホ、三浦黨、大炊助經連稱之」と見ゆ。

稻畑　イナハタ　丹波志氷上郡條に「稻畑因幡守、子孫今佐山氏、加茂郡、奥村、元播州より騎馬にて百姓八人召連、此所に來り、住所を定めんと神に誓ひ有りしに此地に來る所に、騎馬より白蛇一疋出たり、此の兆により此所に住居す。此の白蛇を後に播磨大將軍と祭る」と見ゆ。

稻畠　イナハタ

稻蜂間　イナハチマ　山城國相樂郡稻蜂間より起る。蓋し其の地の稻置たりしならむ。稻蜂間は後世稻八間莊と云ふ。

1　稻蜂間首　上古前記稻蜂間の稻置たりしかと考へらる、出自未だ詳かならず。天平寶字五年正月紀に「外從五位下稻蜂間連仲村賣、親族稻蜂間首醜麻呂等の八人、姓を稻蜂間連と賜ふ。」と見ゆ。仲村

寶も以前は首にて、後連を賜ひしならむ。

2 稻蜂間連 前條に云ひし如く、稻蜂間首の連を賜ひしものなり。後宿禰姓を賜ふ。

3 稻蜂間宿禰 天平寶字八年九月紀に「從五位上稻蜂間連仲村女、從八位下醜麻呂等二人、姓を宿禰と賜ふ、」と見ゆ。

稻羽忍海部 イナバノオシヌミベ 稻葉(因幡)の國にありし忍海部の意なり。古事記開化段に「建豊波豆羅和氣王は稻羽忍海部云々等の祖也」と見ゆ。カバネのなきは如何なる理由によりてか。オシヌミベ條を見よ。

稻原 イナハラ 津山藩分限帳に稻原氏見ゆ。

稻治 イナハル 藤姓、イナヂ條に云へり。

稻生 イナフ 伊勢國奄藝郡(阿藝郡)に稻生邑あり、延喜式內奄藝郡伊奈富神社の鎭座地なり。後世稻生大明神、或は大宮殿と云ふ。朝野群載に「政所御下文、攝政右大臣家政所、伊勢國稻生社幷に栗眞の御莊に下す。早く年來の例に任せ、且つ彼此非論を停止し、且つ濫行の下手人を召進すべきの事、稻生社四至、西は國府東祓河を限り、東は白子濱を限り、南は井手橋南畔を限り、北は奄藝川曲郡堺を限る云々」と、盛大なりし狀察するに足らむ。又神宮雜事記に昌泰三年三月三日は奄藝郡坐稻生社の祭日也と見ゆ。伊勢稻生氏は此の地より起りしにて今日も舊神職として殘れり。猶ほ尾張國春日井郡にも稻生邑あり。

1 物部姓 伊勢奄藝郡の稻生氏の出自については諸說あれど何れも詳かならず。三國地志稻生氏條にも「按ずるに、因幡守に任ず、稻生村より出づ。多氣國司に屬して、安保攝津守、鳥屋尾石見守、津田小掃部助等連署の舊案あり。一說左衞門尉稻生兼顯、同雅樂頭、同勘解由左衞門尉、同五左衞門、同與四郎、是弓削氏にして、守屋大連の末孫和田五郎兼通後胤なりと云ふ。又稻生家傳說に、稻生氏は功部氏にして和田豊前守末葉、稻生縣に住して稻生三郎兵衞盛貞と云、其の男藏人貞光、信長伊勢發向の時、織田家に屬し戰功あり、其の男對馬守貞直、次で織田家にあり、後蒲生家に仕へ、致仕して帶刀と更め、松平忠知に仕へ病死すと云」と載せ、又名勝志に「稻生城、稻生村字城屋敷に在り、舊記に曰く、大永中和田藏人、東國より本村に來る。村民等神領を支配せん事を請ふ、因つて城を築き之に居る。遂に近村を服從せしめ名を藤盛と改む。天正十一年羽柴秀吉、瀧川一益を討つの時、稻生某之に從ひ、天花寺小治郎と一志郡曾原に戰ひ戰死して城廢すと。按ずるに稻生氏の系統事蹟諸說混淆考ふべからず、」と、又曰く「北畠氏の幕下に稻生氏後あり、又盛貞、盛光、貞直なるものあり、織田氏に屬す」と。寬政系譜には「家傳に和田豊前守某が後裔にして、中葉の祖貞光・信長に仕ふと云ふ。家紋丸に蔦、三扇、」とて物部氏に收む。稻生氏は北勢四十八家の一にして、勢州四家記に奄藝郡稻生家、稻生勘解由左衞門(兼顯)を載せたり。**出自**詳かならざるも和田氏は物部氏と云へば、それに從ふべきか。

2 藤原式家 尾張國春日井郡稻生邑より起る。寬政呈譜に平賀俊親の孫光定より出づと云ふ。家紋七星、扇の骨三本。支庶三家。但し千四百八十七卷には伊勢稻生より起ると見ゆ。

3 武藏の稻生氏 新編風土記入間郡條に「稻生陣屋(田波目村)、稻生氏の陣屋也。」

しるせり、彦六典通は貞通の嫡子なれば當城にありしといへるもさるべき事なり」と。其の他大野郡一ツ木村條に「稲葉氏宅址、稲葉兵庫此地にありしが、元和年中尾張源敬公に召出され、名古屋の世臣となる」と云ひ、又賀茂郡和知城は天正十八年頃稲葉方通住すと云ふ。

4　秀鄉流藤原姓伊賀氏流　秀鄉流佐伯系圖に、伊賀守朝光の子、伊賀太郎判官光季の弟光資に、稲葉三郎左衛門尉と註し、其の子に——

- 女子(北條有時妻)
- 光盛(太郎兵衛尉)
- 光房 二郎兵衛尉
  - 朝房 太郎
  - 光清 二郎左衛門尉
    - 清長 左衛門尉 幸麗子
    - 貞光 二郎 實貞朝子
  - 光有 四郎左衛門尉 —有清 孫二郎左衛門尉
- 光義 六郎

とあり。新撰美濃志岐阜城條に「次の城主伊賀守藤原朝光は、六系圖、武家評林の系圖等に、鎭守府將軍秀鄉の後胤刑部丞光鄉の子にて、伊賀守從五位上、のち佐藤伊賀前司と稱し、建保三年鎌倉におゐて九十四歳にて頓死せしよししるせり。(濃陽志略、名細記等に朝光を二階堂行政の子なるよししるしたるはあやまりなるべし)伊賀式部大輔藤原光宗は佐藤伊賀前司朝光の二男なる故、二郎左衛門尉とも稱す。濃陽志略に『朝光の子次郎左衛門光宗相繼ぎて此に住す』としるし、名細記に『稲葉二郎左衛門光宗は朝光の二男云々』と見えたり。關東評定傳の寬元二年評定衆のうちに、伊賀式部大夫藤原光宗法師(法名光西)としるし、正嘉元年の同じ條に『式部大夫藤原光宗、法師、法名光西、正月卒す。伊賀守朝光の男、式部丞に任ず。元仁元年六月、事に坐して隱岐入道行西之を預り、政所執事を止む。所帶五十二ヶ所を收公せられ、嘉祿元年、免許所帶八ヶ所、之を返さる。正嘉元年正月二十三日卒す、年八十』と見えたり。稲葉伊賀三郎左衛門尉光資は朝光の三男にて光宗の弟なり。名細記に元仁の頃居りしよししるせり。兄光宗も此人も苗字の上に、稲葉を名乘りしは稲葉山の城主なりし故なるべし。」とある卽ち之なり。以つて河野流と稱する稲葉氏より前に、美濃に勢力ありしにて、又稲葉山なる地名を負ひしも明白ならむ。河野氏系圖に「稲葉伊豫守光之は、藤成卿四代の孫、鎭守府將軍秀鄉の後胤なり。家紋稲拔穗、又巴」と云ふは此の家の事なり。

5　秀鄉流藤原姓長谷川流　寬政系譜、秀鄉流に「長谷川長次が四男長安、稲葉を稱す」と見ゆ。家紋上藤、三頭左藤巴。

6　同佐野流　戸室大學行親—左馬助房近—房次・稲葉二郎大夫(田村族譜)なりと。

7　清和源氏賴政流　下總岡田郡主岡田氏は本姓稲葉伊豫守勝重にして、源三位賴政五世孫源太夫宗重の從弟なりと、詳かならず。

8　伊勢の稲葉氏　天正中稲葉藏人道通(一書に通直に作る、非也)岩出、後田丸城にありて、四萬五千石を領し、且つ神都の奉行を兼ね、經營する所あり。道通の男淡路守紀通に至り元和二年攝津國柴島に移る。又四日市の町人に稲葉氏あり、三右衛門なる者、一家の資財を傾けて波止場を設け、淺水面を埋め溝渠を通じ、四日市港を開く。

9　紀伊の稲葉氏　續風土記、吉仲庄調月村の古士に稲葉藤藏あり「高野八士の其一なり」、子孫詳かならず」と見ゆ。

10　和泉の稲葉氏　和泉國大鳥郡山直上村

稻葉に稻葉城あり、稻葉彌治郎の居城也。天正八年八月山直の郷士寺田又右衞門、松浦安太夫等、信長に屬し、法華宗徒と共に岡山御坊を攻む。稻葉氏顯如を助く、後信長根來寺を討つに及び、兵を遣はして當城を攻めて陷るとぞ。

11 攝津の稻葉氏 野間口村鳥坂城主山口氏の臣、稻葉忠右衞門、大永年間淨福寺を開基す。

12 若狹の稻葉氏 東寺百合文書建久武士交名に稻庭三郎時通見ゆ。次條を見よ。

13 其の外稻葉氏は、小島松平藩用人、福島松平藩重臣、結城水野藩家老、尾張德川家等にあり。又安西軍策、豊鑑等に稻葉伊豫守、羽前本庄繁長の舊臣に稻葉名兵衞、加賀藩給帳に「貳百石、紋角切角內三の字、稻葉隼人」津山藩分限帳、東作志に「稻葉氏、現名傳藏、其の祖源泉公に仕ふ、淀侯の一流也、滅知のとき浪士となり、以來此の邑に住す」と。又備前、甲斐、信濃等にも尠からず。

稻庭 イナバ イナムハ イナニハ 和名抄上總國海上郡に稻庭郷あり、伊奈無波と註す。此の氏と關聯する處あるか。

1 小野寺流 羽後國雄勝郡の豪族なり。永慶軍記に「文祿五年雄勝郡には稻庭、川連、三梨とて、小野寺の一族三个城にあり」と。又出羽新風土記所載義與（大寶寺屋形）花押の文書に稻庭殿と見ゆ、こは小野寺道勝父子に當るかと云ふ。此の稻庭は同郡の地名にして今稻庭町となる、小野寺氏の根據地なりき。オノデラ條參照。

2 若狹の稻庭氏 東寺百合文書建久七年若狹國源平兩家祗侯翟交名に稻庭權守時定、稻葉三郎時通なる者見ゆ。

猶ほ前述稻葉氏中には此の稻庭氏たりしものもあるが如し。

稻羽 イナバ 和名抄因幡國法美郡に稻羽郷を收め、伊奈波と註す、因幡國名の起原地にして、稻羽忍海部、古事記に見ゆ。

稻場 イナバ 志摩に現存す。

稻波 イナハ イナナミ 石淸水祠官中に此の氏あり、御馬所衆御殿侍なりき。その家系に宇多皇子敦實親王十二代源廣綱後裔と見ゆ、佐々木氏の末流たるなり。又卜部氏にも此の氏あり、猿樂者なり、イネナミ條を見よ。

印波 イナバ インバ 和名抄下總國に印幡郡あり、延喜式印播に作る、古訓イナバなるべしと。後世印東、印西に別る、此の氏は此の地より起る。

1 印波國造 印波國は後世の印幡郡（印旛郡）の地なり、常陸風土記に景行帝が印波の鳥見丘に登り給ふ事見ゆ。此の國造の事は國造本紀に「印波國造、輕島豊明朝御代、神八井耳命八世孫伊都許利命を國造に定賜ふ」と載せたり。その氏姓を丈部直と稱す。臺方村稷山に麻賀多神社あり、印波國造の氏神にして、船塚村の船塚は國造祖先の墳墓ならんかと云ふ。

2 印波氏 古記に見えず。

印葉 イナバ 天孫本紀に多遲麻連の子に印葉連あり、應神朝頃の人なり。多遲麻は但馬なれば、印葉は因幡國名を負ふかと考へらる。

猪苗代 ヰナハシロ 岩代國耶麻郡猪苗代邑より起る。三浦氏の族なり、即ち佐原盛連の子經連、此の地にありて此の氏を稱せしにて、葦名氏と同族なり、アシナ條參照。佐原系圖に「盛連—大炊助經連（佐原太郎）—助太郎經泰—又太郎盛泰—五郎宗泰（嘉曆二年八月死去）—七郎景泰」と見ゆれど、此の氏との關係詳かならず、此の氏の世系詳かならざればなり。新編會津風

御座野村遠見山に要害を構へ移ると云」と載せ、又池田郡小寺村古城跡條に「稻葉刑部少輔通富入道鹽塵は、伊豫國河野の裔族なるが、當國に來り僧になりしが、後還俗して稻葉氏を稱し、土岐の成賴、政房に仕へ、屢々戰功あり。池田郡のうちを領知し、小寺山に城を築きて居り、天文七年七月卒。」と云ひ、又「或說には、寬正二年、鹽塵美濃に來り、土岐成賴に謁し、明應の頃、稻葉伊賀守光兼が遺跡を繼ぎて、稻葉七郎通兼と名乘りしよしいへり。大永五年通則父子戰死の後も、鹽塵存命し、一鐵を以て家をつがしむ。稻葉備中守通則は鹽塵の子にて、家督を繼ぎ、土岐政房、政賴に仕へて、此城に在りしが、大永五年淺井亮政と牧田にて合戰し、八月討死す。其子右京亮通勝以下兄弟五人父通則と同時に牧田にて戰死す。」とあり。

又一鐵の事は安八郡曾根村古城の條に「始の城主、稻葉侍從一鐵は稻葉刑部少輔通富、法號鹽塵の長男、備中守通則の第六男なるが、幼少にして出家となりしが、大永五年八月、石津郡牧田の合戰に、父通則を始め、兄右京亮通勝、宮內少輔通房、刑部少輔通明、內匠豊通、兵庫通廣の六人一時に戰死したりければ、十八歲にして還俗し、父の家を繼ぎ、土岐政賴賴藝に仕へ、齋藤に從ひ、永祿七年より信長公に仕へ、當城にありて五萬石程の地を領す。數次の戰に戰功あり。天正十二年小牧合戰に秀吉公に隨ひ、一鐵親族岩崎の城を守る。同十六年十一月淸水にて卒す。稻葉侍從貞通(右京亮といふ)一鐵の子にて、織田家に仕へ、永祿十二年家督を繼ぎ、曾根の城にあり。小牧の戰に秀吉公に從ひ、奈良、高田等に城を築き羽柴秀勝と貞通とに守らしめらる。其の年貞通は揖斐より郡上八幡の城に移り、一鐵は淸水に居住す。慶長五年東照宮に從ひ、犬山城及び二三の郭を守る。同年豊後臼杵城五萬石を賜ひしが、剃髮して京都に住し、子息彥六典通(のち侍從)臼杵城を領す。貞通寬永三年卒す。典通の子稻葉民部少輔一通家督をつぎ、代々諸侯に列し、臼杵の領主たり。」と見ゆ。此の稻葉氏以前、當國には次項の如く伊賀流の稻葉氏ありしや明白なれば後說に從ふべきか。鹽塵以後の系圖は稻葉系圖に

鹽塵
- 一鐵
  - 貞通(右京亮 左京大夫)—典通(彥六)—一通(民部少輔)—信通(民部少輔 能登守)
  - 重通(兵庫頭)—道通(藏人)—紀通(淡路守)—大助
  - 方通(右近)
  - 某(勝右衛門)
- 某(甲斐守)—某(七郎兵衛)
- 正成(內匠 實林宗兵衛子)
  - 正次(八左衛門)—正重
  - 正勝(母春日局 卯右衛門)—正則(鶴千代 美濃守)
    - 義雅(丹後守)
    - 正喬(出羽守)
    - 元矩(毛利 左近)
- 女子(齋藤利三妻)
  - 利宗(伊豆、佐渡、加藤清正家臣)
  - 女子(稻葉正成妻 春日局)
- 某(次左衛門)

と載せ、正成の譜に「實は林宗兵衛子也、贅婿にして稻葉佐渡と號す、八左衛門、十兵衛、堀田勘左衛門妻等を生む。再び齋藤內藏助の女(後に家光公に仕へ春日局と號す)を娶り、丹後守、伊勢守、內記、出雲朽木民部妻等を生む」と記し、又異本云ふ、「元祖伊與河野庶流也、濃州伊奈波庄を領す、故に稻葉と改む。中興稻葉鹽塵と云者あり。嫡男右京亮、次男備中守、三男一鐵、信長公秀吉公の時勇名を顯すと云。右京亮子を野木次左衛門と云、此人の妹齋藤內藏助利三に嫁す、是れ春日局の母なり、一鐵が子兵庫頭、其

の子稲葉佐渡守正成、是れ春日の局の夫なり、其子正勝也。

臨廬(道長)┬右京助┬野木次左衛門
　　　　　├備中守└女子(齋藤利三妻)
　　　　　└一鐵(義通)―重通―正成

と。一説の方よし、新撰美濃志森部村古宅趾條にも「稲葉佐渡守正成が住みし屋敷の跡なりと云。正成は林宗兵衛正三の子なるが、稲葉兵庫頭重通の養子となりて、稲葉内匠助と名のり、又佐渡守と號す。始め豊臣家に仕へ、後筑前中納言秀秋に屬けり、關ヶ原役後、東照宮秀忠公に奉仕し、領地を賜ふ」と云へり。林宗兵衛は又林政秀ともあり、而して林氏は伊豫越智姓(河野氏)と云へば、稲葉と河野と系の混ずるは此の人よりか。●春日局の父齋藤内藏助利三は始め稲葉一鐵に仕へ、後に明智光秀に仕へ、一萬石を領すと云ふ。天正十年六月江州に於いて捕へられ、秀吉の爲に日岡峠に磔せらる。而も其の女に春日局出で一族顯貴に列せらる。一鐵の後は、右京亮貞通―彦六典通(侍從)―民部少輔一通―能登守信通―右京亮景通―能登守知通―飛騨守(伊與守)恒通―能登守(伊勢守)董通―能登守泰通―能登守弘通―伊豫守雍通、其の後は尊通―幾通―觀通―久通―順通(豊後臼杵五萬石)現今子爵、家紋角折敷に三文字、桐。

臼杵

稲葉

寛政系譜支庶十四家、內諸侯に列せられしは正成の後にして、武鑑に「林濃州清水城主越智通兼(林七郎右衛門)―佐渡守(駿河守)通村―左近大夫通忠―駿河守通政―林宗兵衛正三(濃州高須城主)―稲葉佐渡守正成―丹後守(侍從)正勝―美濃守正則(朝信軒泰應)―丹後守(內匠頭、侍從)正通(正往)―丹後守正知―美濃守正任―玄蕃正恒(實同姓駿河守正倚男)―佐渡守正親(實同姓下野守正能男)―丹後守正益―美濃守正弘―丹後守正諶―丹後守正備」と見え、其の後は正發―正守―正誼―正邦―正繩(山城淀、十萬石、現今子爵、)家紋折敷に三文字、三篠丸。

淀

稲葉

次に美濃守正則の三男備前守正員―修理正方(實毛利刑部少輔元知次男)―藤藏正福(實稲葉佐渡守正親次男)弟越前守正明―播磨守正武―正盛―正已―正善(安房館山一萬石、)現今子爵、家紋折敷の內に三文字、三篠丸。

館山

稲葉

一鐵の子重通の事は新撰志、公卿村稲葉氏宅趾條に「稲葉權之丞が住し後也と云傳へ、稲葉家系圖には、一鐵の子兵庫頭重通、はじめ勘右衛門と云し頃、美濃の大野郡公卿の牧村兵庫頭が女を娶る。牧村死して其子牛之助幼少なるにより、勘右衛門後見したりしに、牛之助早世せしかば、其地を押領し、稲葉兵庫頭重通と名のりし由記せり。重通の子左近藏人直通、秀吉公に仕へて、伊勢の田丸城二萬七千石を領す。」と載せ、又貞通の事は、「古城址は、稲葉右京亮住し、のち郡上に遷りしと、里民いひ傳えたり。稲葉系圖に侍從(右京亮)貞通は伊豫守通朝入道一鐵の子にて、信長公に仕へ、天正十二年の頃揖斐より郡上の八幡の城にうつりしよししるせり。徇行記には、稲葉彦六の城址と

に曰く、伊波比の社是れなり。
健火屋ノ宿禰(伊其和斯彦ノ命の子)
阿良加ノ宿禰(健火屋の子)
汗麻ノ宿禰(阿良加の子)
若子ノ臣(汗麻宿禰の子) 系圖に云ふ、若子の臣は遠飛鳥の宮の御宇、雄朝津間若子之宿禰の天皇の朝廷に仕へ奉りき。時に天皇の敕り玉はく、汝祖の國造を遣す所の狀、彼の本の所由、具に申せと問賜ふ。時に行て詔く、如是事は世々詔く便ち以禱祈氣變化飄風の姓を賜ふ。氣吹部の臣の姓は若子宿禰命に始る。
若子—馬粮—爾波—阿佐—飄飄—久遲良(小智、久遲良の臣は小治田宮の御宇豊御氣炊屋姫天皇庚午、臣連伴國造諸氏本記定賜ふ時に、先祖等仕へ奉る狀を具に顯はし白して國造に仕へ奉り、小智冠を授けらるゝ也。)—都牟自臣(大乙上、是の大乙上都牟自臣は難波長柄豊前宮御宇、天萬豊日之天皇二年丙申、立水依評任督收小智冠也、爾時因幡國爲一郡吏、無他郡、三年丁未、小黒冠を授けられ、五年乙酉、大乙下を授けられ、後岡本朝廷四年戊午、大乙上を授けらる。)國足ノ臣(大寶頃の人)と。こは伊福部氏の系と國造の系とを混同したるもの、一見怪しけれど猶ほ研究の要あらん。(イホキベ條參照)

5 因幡氏 因幡國造の後裔因幡氏、後世の事詳かならず。

6 中臣氏流 中臣氏系譜に(内田)宣孝—賴仲(因幡小大夫)と見ゆ。

7 東鑑卷四、五、七、九、十、十四に因幡前司廣元、平家物語に「平等院には因幡竪者荒大夫、」太平記十五に「妙觀院の因幡竪者全村とて三塔名譽の惡僧あり。」また「妙觀院高因幡全村と云は我事也」と見ゆ。

8 因幡志に「因幡小鍛冶景長は粟田口藤右馬允が末弟吉正の一流、」また「因幡小鍛冶景長は三代あり、初めは法美郡宇倍のに山住居す、」また高草郡湖山村に因幡小鍛冶の屋舖ありと。

稻葉 イナバ

因幡國造家は又稻葉とも記せし事前述の如く、又後世有名なる美濃の稻葉氏は同國厚見郡稻葉より起る。卽ち稻葉神社の鎭座地なり。大日本史神祇志、說をなして曰く、稻葉の神は因幡國造の祖先を祀ると、されど其の非なるは物部條に於いて說くべし。稻葉の名稱は諸國頗る多し、强いて因幡國に附會すべきにあらず。

1 稻葉國造 國造本紀、續日本紀等に見ゆ。前條に云へり。

2 物部流 印葉條を見よ。

3 河野氏流 美濃國厚見郡稻葉より起る、伊豫河野氏の後なりと云ふ。卽ち越智系圖に「五十二、通能(改義、河野伊與守)—五十三、刑部大輔通久—五十五龜王丸通直—五十六刑部大輔通宣—彈正少弼通直—鹽塵(鹽塵は河野末子也、安國寺に於て出家、恒に武勇を好み、兵法自由を得、或時伊勢太神宮參詣の途中に於いて賊徒數輩を打殺す。此より勇者と作し、則ち還俗す。河野之を聞き激怒、親子の緣を絕つ。之に因りて河野家を去り、自ら稻葉となす。又自ら字して鹽塵と號す。物の益なき者は鹽塵なり。故に之を名のる。獨り武勇を發起し、兵器を持し、在々所々往來する多年、或時美濃國に入る。土岐殿之を喜び、賴師先手、戰場に於いて數度强敵を亡ぼす。則ち美濃庄を領知す、此の人稻葉元祖なり。)—通則(備中守、若名右京亮、美濃國牧田合戰にて父子六人討死)—右京亮通勝(其の弟に宮内少輔通房、刑部少輔通明、豊通、通廣あり、皆牧田にて討死)、末弟伊

豫守一鐵（侍從、美濃長良崇福寺出家、未だ髮を剃らざる時、美濃牧田合戰ありて父子六人討死、則ち母儀崇福寺に使を馳せ喝食を呼寄す。母儀翠帳の座を下り、自ら粥を調へ士卒に賜ふ。則ち喝食を大將と爲し合戰利を得、此時一鐵十七歲也。俗名稻葉伊豫守、剃髮の後三位法印也）

—家通 大學、長左衞門
—貞通 右京亮 侍從—典通 彥六侍從—光通 喜梯 朝倉—一通 民部少輔—信通 能登守
—重通 兵庫頭—道通 左近藏人 賜豐臣氏—紀通 淡路守
—正庵
—方通 右近

又通則の弟に、玄孝、藤内左衞門尉忠通、一徳、與次通俊、白雲、又右衞門尉常通」等を載せたれど、河野系圖には「通能—通弘（稻葉七郎、稻葉の祖）—右京亮通則—七郎左衞門通兼—左衞門尉通祐—備中守通以—伊豫守通長（鹽塵）—義通（伊豫守入道一鐵）と載せ、又稻葉七郎通弘は「通義が三男、康曆元年冬、細川賴之豫州を押領し、河野を亡ぼす。時に河野一族四十八家浪々す。通弘は濃州に來り、大野の郡淸水に居す。」通則は「土岐萱津持益に屬し、是より土岐の家臣となる。」通兼、「大野郡淸水に始て城を築く、後郡上に移る、淸水に加納管八郎を置く」通長「土岐家臣、是より西美濃の三人衆と云ふ」義通「信長公に屬し、濃州曾根の城を永祿七年より守る。」と。

又「稻葉伊豫守光之は藤成卿四代の孫、鎭守府將軍秀鄕の後胤なり、家紋稻拔穗、又巴。豫州の稻葉、濃州の林とに紛れ、此比、稻葉家盛なるに依て、藤原の稻葉、林、越智氏に紛るゝ者有に依て、是に驗す。越智の林、家紋割茗荷、丸二引なり、是を以て知るべき也。藤原の稻葉の通名四郎、諱には光」と載せ、果して稻葉氏が越智氏なるや否や、又越智氏とするも系の出づる處につきて詳かならざるものあり。されど多くは越智系圖と同一にして、藩翰譜にも「右京亮越智貞通は、伊豫守貞通入道一鐵が嫡男也。一鐵が祖父通富は、伊豫國の住人河野四郎通信十一代の後胤彈正少弼通直が末子とぞ聞えける。通富初め出家して安藝國安國寺の僧となる、河野が家の絕えなんことを憤りて、彼寺を出て還俗し、美濃國に來て當國の守護土岐が家に屬し、名字改て稻葉鹽塵とぞ名乘たる。系圖には佳端あつて稻葉と名乘と云ふ、思ふに當國に稻葉山あり、故に斯く名乘りしに非ずや。其子備中守通則、六人の男子あり、當國牧田の戰に、通則并に子息五人、同じ枕に討れ死す、第六の男を出家させんとて長良の寺に（崇福寺と云ふ）遣して、年八歲より十七八まで喝食にてありけるを、通則が妻呼び迎て、家子郎等を深く賴み、父が跡つがせ終に敵を討ち亡す、頓て髻あけさせ男になす、伊豫守貞通是なりけり、武勇の譽れ當國に隱れなく、西方の三人と名を呼ばる」と載せ、又「斯て織田殿貞通が武勇を感じ給ひ、自らの名の字賜て、長通と召さる、貞通これを喜ばず、己が名をば子息右京亮に名乘らせ、頓て入道して一鐵とぞ申しける」とあり。

又寬政系譜にも「河野通直—通貞（初通高、鹽塵）—通則—良通（入道して一鐵と號す）—貞通—典通」と見ゆ。（諸家系圖纂所載越智姓系圖は前述、河野系圖と同一にして、通祐—通以—通長—義通卽ち一鐵とあり。）

新撰美濃志には本巣郡輕海西城條に「稻葉氏代々居住し、應仁二年稻葉石鹿入道

て、佐渡平右衞門、相良日向、村尾松清等稲津が軍を東長寺に破る。祐信又穆佐城を攻む。守將河田大膳國鏡出擊して是を破る。十二月祐信が兵、又倉岡城を襲ふ。守將丹生備前擊て是を卻く。六年正月又祐信が兵穆佐城を襲はんとす。城兵出擊戰ひ利あらずして退く。敵軍追來る。倉岡城主丹生備前、大銃にて是を防ぐ。穆佐の軍また反擊して敵敗走す。四月又倉岡を攻む。内山城主比志島紀伊等來り救ふ。敵軍遁れ去る、此後祐信行方を知らず。」と見えたり。

4 攝津の稲津氏　豊嶋郡北今在家村の人稲津太一郎天正元年受樂寺を創立す。

5 出羽の稲津氏　砂越大乘院年代記に「天文七年十一月、東禪寺破、名體斷絕、又稲津同名四人生害」と見ゆ。

稲東　イナツカ

稲次　イナツギ　筑前國嘉麻郡稲築村より出でしなるべし。又有馬家臣にもあり、こは丹波稲繼氏に同じ。

稲月　イナツキ

稲繼　イナツギ　丹波志氷上郡條に「稲繼氏、子孫、中野村、先祖は稲繼村の城主稲繼壹岐守、右近、左近三人、落城の後、右近一人當所に來住す、」また「稲繼氏、子孫、佐野村、稲繼村の古城主の分家類は當所に住す、」また「稲繼氏、子孫、上村、山西より稲繼壹岐、同左門と二人、福智山有馬玄蕃頭殿に在付、此兒稲繼惣右衞門と云ふ者此所に住す」と見ゆ。稲繼村より起りしなり。

稲妻　イナツマ　イナメ　和名抄長門國大津郡に稲妻鄕あり、伊奈女と註す。

稲積　イナツミ　和名抄大隅國桑原郡、薩摩國川邊郡等に稲積鄕あり。その他甲斐、筑前等に稲積の地存す。

1 大隅の稲積氏　桑原郡の稲積より起る。國光叢談に「和氣清麻呂大隅に流され、桑原の父老稲積の家に寓す」と見ゆ。此の稲持は稲置か。

2 服部姓　石見服部姓にして垰田助左衞門八代稲積和十郎に至り稲積に改む。

稲手　イナテ

稲度　イナド　紀姓にして實成の裔なりと云ふ。

稲富　イナトミ　次の二流あり。

1 相良氏流　相良系圖に相良長頼—頼貞(稲富十郎)—彌十郎頼爲、なほ頼貞兄頼親十四世頼興子長藏、稲富と見ゆ。中興系圖に本國相摸とあり。

2 平姓　寛政系譜平氏支流に收め、はじめ山田、後稲富に改む。一色家臣直時より系あり。支庶二家、家紋丸のうち鳴子に稲紲、稲の丸に五枚笹。

稲留　イナトメ　相良家譜に相良長頼の子頼貞、稲留を稱すと。されど系圖には稲富とあり。

又豊前國筑城郡の豪族に稲留氏あり、元龜天正の頃稲留羽左衞門尉なるもの聞ゆ。

稲永　イナナガ

稲波　イナナミ　宇佐源氏卜部氏など云ふ。イナハ條を見よ。

稲庭　イナニハ　イナバ條を見よ。小野寺氏の族なり。

稲野　イナノ　イネノ條を見よ。

猪名縣佐伯部　イナノアガタノサヘキベ　攝津國猪名(爲奈)にあり佐伯部なり。仁德紀に見ゆ、其の朝安藝の渟田(沼田)に移す。後世大族となれり。ヌタノサヘギベ條を見よ。

稲延　イナノブ

稲目　イナノメ　武藏稲目より起る。イナメ條を見よ。

因幡　イナバ　稲葉とも稲羽とも通じ用

ふ。和名抄因幡國あり、國造本紀に稻葉國と載せ、又古事記に稻羽とあり。和名抄に以奈八と註し、又法美郡に稻羽鄕を收め、伊奈波と註す。蓋し國名の起原地なるべし。その他美濃、尾張、伊勢、下野、陸前、越後等に稻葉の地あり。(近江神埼郡に因幡庄、東大寺要錄に因芳庄)。

1 因幡國造　因幡國は稻葉國にして法美郡稻葉鄕が中心なりしより此の名起りしならむ。但し古事記神代卷に稻羽の八上媛あり、大國主命と婚す。若し史實が根底となりて生れし傳說なりとすれば、八上郡にありし女豪たるべし。然らば古く八上郡の地が一國の中心たりしが如きも、因幡なる國名は稻葉邑に治所のあるより起りしものにして、それ以前の此の國名は後世の追記ならんと考へらるれば、此の考を妨ぐるものにあらず。此の國造の事は國造本紀に「稻葉國造、志賀高穴穗朝御世(成務朝)、彥坐王の兒彥多都彥命を國造に定め賜ふ」と見ゆ。彥坐王は四道將軍の一人として丹波道(山陰道)に向はれし丹波道主命(古事記には丹波比古多々須美知能宇斯王)の父にして、古事記に據れば、父子並び進んで此の方面に向はれし趣に見ゆるが故に、此の國造が其の御子の後裔と云ふは恐らく事實なるべし。猶ほ彥多都彥とは多々須美知能宇斯の事ならんかと云ふ、或は然るべし。古事記に彥多都の名なく、多都は多々須に外ならざればなり。その後仁德天皇朝頃の人に因幡國造阿良佐加比賣ありて播磨風土記に見ゆ。或は國造族か、或は八上媛の如き女豪の有力なるもの猶ほ存せしか。

此の國造の後裔には、天平神護元年の因幡國司牒に高草郡國造難磐、また寶龜二年二月紀に「因幡國高草采女從五位下國造淨成女、」また公卿補任、寶龜三年條に「藤濱成、母は因幡國八上郡の采女稻葉國造氣豆の娘、」また寶龜五年二月紀に「因幡國八上郡員外少領從八位上國造寶頭、姓を因幡國造と賜ふ、」と見ゆ。皆然り。又延曆八年紀に因幡國造國富あり。以上によりて國造の一族、勢力を國中に張りしを知るべし。(國富は大同類聚方に「津乃猪藥、因幡國造國富の家方なり」と見ゆ。)

2 因幡造　因幡國造の氏族なり、一般に國造の姓は直なるを、此の國造裔が造姓を賜へるは異例とすべし。但し中古の事なり。卽ち寶龜二年紀に「因幡國高草の采女從五位下國造淨成女等七人、姓を因幡造と賜ふ」と見ゆ。淨成女の事は延曆十五年十月紀に「正四位上因幡造淨成女卒す。淨成女は、元因幡國高草郡の采女也、天皇特に寵愛を加へ、終に顯位に至る、」と見えたり。猶ほ前項を見よ。

3 因幡宿禰　因幡造が後宿禰姓を賜へるなるべし。台記、仁平元年條に伊豫掾因幡宿禰季成と云ふ人見ゆ。

4 因幡志に因幡國造の系を揭げて、

彥多都彥ノ命(一本彥龍彥)人皇九代開化天皇の皇子彥坐ノ王の兒也、成務天皇の御世稻葉の國造と爲す。

伊其和斯彥ノ命　大己貴ノ命十四代の孫武牟口ノ命の子伊布美ノ宿禰の命の兒なり。系圖に曰く、伊其和斯彥の宿禰の命は磯香高穴穗の御宇、稚足彥の天皇御世に仕奉る。故に天皇の詔り玉はく、汝祖建牟口の宿禰の生血、死血、伐伏定め仕へ奉る稻葉の公民を撫養ひ仕へ奉れと詔りして、楯太刀を賜はりて、彼の國の大政、小政、惣べて持て申上ぐる國造と定め賜ひて退遣はすと詔り玉ひき。其の賜ふ所の太刀等は今に神となして祭る。俗

稲置部か。詳かならず。

伊梨　**イナシ**

稲敷　**イナシキ**　和名抄常陸國信太郡に稲敷郷を收む。又筑後國御井郡に稲敷村あり、此等より起る。筑後高良山舊社家に稲敷氏あり、草壁姓と稱す。高隆寺縁起に據れば、玉垂命三十三世の孫美濃理麿保續の五男良摩蔴呂連成、草壁を以つて氏となす、後世御井郡稲敷村に移居して稲敷を以つて氏となす、神官頭たり、」と。稲員條を見よ。

稲嶋　**イナシマ**　武藏七黨兒玉黨の一にして、七黨系圖に「秩父平太行重—平武者行弘—稲嶋行友(稲嶋四、與和田誅)—柏嶋五友時弟友平(爲重忠二俣河誅)」と見ゆ。行友一本友行(稲嶋五郎)と見ゆ。

印代　**イナシロ**　和名抄伊賀國阿拜郡に印代郷を收む、郡郷考に今稲代と書きイシコと讀むと。蓋し古代稲置(稲城)のありし地にして、稲城をイナシロと讀み、稲代の文字を當てしものか。天平勝寶元年十一月廿一日の栢植郷舍宅賣買卷に印代萬呂と云ふ者見えたり、これより前天平二十年の文書に稲置代首宮足あり、同一氏か。

稲田　**イナダ**　出雲、常陸、伊豆、淡路、越後等に稲田の地あり、此等の地名を負ふ。

1　稲田宮主　記紀の神話に櫛名田媛あり、其の父を足名椎と云ふ。須佐之男命、須賀の地に宮を作り給ひ、「足名椎神を喚びて宮の首に任じ、且つ名を負ひて、稲田宮主須賀之八耳命と號す」と(古事記)。大原郡なり。(スサ、スガ、サクサ條を見よ。)

2　足利流　古河公方系圖に基氏—氏滿—滿氣(號稲田殿)と見ゆ。

3　藤原姓　寛政系譜、藤原氏支流に收む。正時の後なり、家紋五七の桐、五本骨の扇。

4　阿波淡路の稲田氏　德島蜂須賀藩第一の大身にして創業文武有功の士中の筆頭たり。阿波志に「脇城・脇町にあり、天正十年秦親吉之を奪ふ、十三年弃りて土佐に歸る。我が峻德公、稲田植元に命じて之を守る。兵五百を置く、九城の一なり、寛永中毀つ」。また名勝志に「三谷村に城址あり、天正以來、邦の大夫稲田氏の采地に屬す」と。寛永中淡路に封ぜられ、洲本に居り、全州二萬石を領す。乃ち長谷川某に命じて洲本城を經營せしめ、殆んど諸侯と異る所なし。明治戊辰の始め稲田邦植、兵を出して官軍に屬す。本藩の士之を猜み、平瀬滿忠、大村純安等黨を結び、洲本城を燒くに至る。

5　宇都宮流　常陸國新治郡(茨城郡)稲田邑より起る。此の地に式の名神大社稲田神社あり、奇稲田姫命を祀るとぞ。又西念寺あり、淨土眞宗にして、稲頼田重の開基なり。頼重は寺記に宇都宮頼綱の季弟と云ふ。又所藏の古證文に元久二年宇都宮頼綱より頼重(教養)への田地附與狀あり。後世の僞作なりと云ふ。新編國志に「親鸞遺跡記曰ふ、稲田西念寺は親鸞上人十年の間栖遲の地なり、此の地の士人稲田九郎頼重、聖人に歸依し、俗名を改めず頼重房と稱す、聖人歸洛の後繼嗣相續し、享保に至つて二十七世を經たり」と。又二十四輩順拜圖會に「笠間慶養房、俗姓は當國の住人、源家の子族稲田九郎頼重の子孫」と見ゆ。

6　其の他蒲生氏郷の家臣に玉井數馬あり、本姓稲田氏、蒲氏秀行の代には四本松城一萬石を領す(東國太平記、蒲生記)。又長州淸末毛利分藩の家老に稲田伊右衞門(武鑑)あり。又肥前大村藩の重臣に稲

田氏あり、藤姓にして田崎氏より出づ、タザキ條を見よ。

又會津藩、磐瀬地方、備前、信濃、志摩、伯耆等廣く分布し、櫻田烈士中に稲田重藏正辰あり、常陸國那加郡下國井村の人なりと。

生稲 イナダ 太平記卷卅二に「四國勢の中に秋間兵庫助兄弟三人、生稲四郎左衛門一族十二人、一足も引かで討れにより」と見ゆ。

稲谷 イナタニ 本國備前か。稲谷右近將監は浦上宗景の家臣なりしが、天神山陷りて後美作に移ると云ふ。

稲足 イナタリ イナアシ 安藝國山縣郡稲足より起る。大内氏の族なりと。藝藩通志に「先祖大内氏の庶子次郎四郎、母に從ひて常友村稲足に居る、後六右衛門と改めて農となる」と見ゆ。

稲地 イナヂ 攝津國能勢郡稲地邑より起る。稲地伊賀守、天文年中稲地村に據る。能勢氏の家臣なり、次の氏と同族か。

稲治 イナヂ 丹波國氷上郡新井村母坪城に據る、同城は明智軍記に保月城と見ゆ。稲治氏の居城にして赤井氏に屬す、天正中沒落す。又藤原姓にして政豊を祖とすと云ふ。

稲津 イナツ 河合齋藤氏の祖にして、尊卑分脈に「則光（祇候宇治關白家、吉原四郎）―越前權介則重（吉原介）―豊前權守助宗（河合齋藤始）―

景實―實澄（河合新介 又號稲津 越前介）┬實副
　　　　　　　　　　　　　　　　　　├助成（稲津太郎）┬助義（小太郎）┬行義（大炊助）┬行實
　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　│　　　　　　　│　　　　　　　└行光（利宗）（左衛門尉）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　│　　　　　　　└利澄（修理亮）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　├親助
　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　└助清（四郎）―清康
　　　　　　　　　　　　　　　　　　└範宗（殷富門院藏人）┬親範（土御門院判官代）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└範實（承明門院判官代）

範宗に「承久亂逆、斬首せらる」と見ゆ。

1 平家物語に義仲勢に稲津新介、源平盛衰記に「越前國には成儀師、稲津新介、」を載せ、又東鑑卷四十八に稲津左衛門尉見ゆ。

2 日下部姓輕部流 但馬國養父郡稲津邑より起る。日下部系圖に「輕部六郎大夫俊通―同大夫俊宗―稲津三郎光家┬光弘（稲津太郎）―光重―重綱
　├光衡（彌三郎）
　└高家（同二郎）―高盛」

又光家の弟を稲津六郎宗村と云ふ。

3 日向の稲津氏 日向伊東家の重臣にして四天の一なり。日向纂記に「正平三年十二月、虎夜介丸京都より日向に向下あり、供奉の人々は一族長倉、並に稲津、落合、湯地、川崎を始として宗徒の衆二十五人なり」と。又日向記卷二、祐重日州下向の條に「稲津新介七歳云々以上廿五人」と。又「其れ以來稲津、落合、湯地、川崎、此の四天は下向の人數なれば客座に直す」と。その他、稲津彌次郎、稲津民部大輔、稲津彌二郎、稲津九郎二郎等見ゆ。

又天正慶長の頃、稲津掃部助重政あり、日向纂記に見え、又地理纂考に諸縣郡花見村條「稲津掃部亂妨、稲津掃部祐信は、伊東義祐が家臣にて、日向清武の城主なり。天正五年義祐豊後へ遁れし後、祐信も行方知れざりしを、關ケ原役後、清武に還り兵を集めて近邑を侵し、勢ひに乘りて故土を取らむとす。同九月、稲津祐信日向宮崎城を陷れ、守將權藤平左衛門父子戰死す。祐信勢に乘じ、佐土原の城下を侵す。佐土原の士、鉢木仙太夫大きに敗る。敵亦八代を侵す、福島佐渡籾木平右衛門、力戰して是を卻く。續い

と。此時稻熊の姓を給はる、故に居住を定められたり」と見ゆ。その後裔大之介朝成、額田郡稻熊に居城を構へ、その子國信・伊勢富田居城、その裔傳造由昭、尾州桶狹間合戰時大將義元と打死、俗名稻熊傳右衛門又藤藏と云など見えたり。

3 尾張の稻熊氏　春日井郡清須村の人、稻熊市左衛門(平左衛門)尾張志に見ゆ、織田信雄の家臣なりき。

稻毛　イナゲ　武藏、下總、常陸、下野等の諸國に稻毛の地名あり、蓋し古代稻置の居住せし地なるべし。イナギとイナゲと通ずる事は常陸稻木氏を分脈稻毛に作るによりて知るを得ん。

1 桓武平氏秩父流　武藏國橘樹郡稻毛庄より起る。此の庄の事は新編風土記傳に「この庄は古き庄と見えて、鎌倉右大將賴朝の頃稻毛三郎重成と聞えて在名を稱せしは世に知る所なり。この三郎重成は當國七黨の内小山田別當有重が子にして、其弟榛谷四郎重朝と同じく父の讓を受て此邊の地をわかち領せしと見ゆ。猶ほ榛谷庄の條とてらし見るべし。今稻毛領の内と號する村々は多くこの庄に屬せし地なるべし。正平七年の下文に稻毛庄の内

坂山郷とあり、今の坂戸村此なり。又稻毛領宮内村春日社にかけたる應永十年の鰐口に稻毛本庄としるせり。又至德元年の頃の文書には稻毛新庄とあり、これによれば其頃は本庄新庄の別もありしと見ゆれど、是等の事は今よりいかにとも分ちがたし。又小田原家人役帳にも、この庄に屬する地名すべて十七村を載す。太平記に江戶遠江守堯寬、同下野守能登が領地稻毛十二郷を闕所せしこと見ゆ。又小田原記に永祿十二年武田信玄當國へ働のとき稻毛十六郷を追捕すとあり、」と見ゆ。

此の氏の事は、尊卑分脈に「良文―村岡次郎忠賴―武藏權守將恒―秩父別當武基―十郎武綱―重綱―太郎大夫重弘」

―重能(畠山庄司)―重忠(同庄司二郎)―重康
―有重(小山田別當)―重成(小澤入道 號稻毛入道)

と見え、又畠山系圖も同樣にして、「小山田別當有重―稻毛三郎重成(武州稻毛十六郷主也)―重政(小澤太郎)その妹(綾小路三位室、母時政女)」と載せ、他の平家系圖も多く然り。重成は平家物語に「畠山が一族河越、稻毛、小山田、江戶、笠

井、惣じて七黨の兵」また宇治川條に「勢田をば稻毛三郎重成が計にて、田上の供御瀨をこそわたしけれ」と載せ、又源平盛衰記に「武藏國住人稻毛三郎重成、榛谷四郎重朝兄弟二人大將として、二千餘騎、木曾を中に取籠む」などありて、新編風土記金程村條には「按に東鑑元久二年六月二十三日の條に稻毛三郎重成入道は大河戶三郎に誅せられ、其子小澤次郎重政は宇佐美與一に誅せられしこと見ゆ。又同年十一月四日の條に稻毛入道が外孫綾小路三位師季卿の息女を尼御臺の猶子として、武藏國小澤郷稻毛入道が遺領を知行せしめられしと見えたり。これによれば重政爰を領すといへど、もとより父重成が領地稻毛庄の内をわかち領せしなれば、稻毛庄小澤郷と唱へしなるべし。」と見ゆ。東鑑卷三に稻毛三郎重成、稻毛四郎重朝を載せ、猶ほ五、七、十三、十四、十五、十八に重成の事見えたり。

2 日奉黨　これも武藏發祥の稻毛氏なれど、流を異にす。卽ち西氏系圖に「武藏守宗賴―內舍人宗親―由井日別當宗弘―駄所爲貞―某―駄五郎宗時―立川二郎宗恒―馬入道恒成―稻毛二郎兵衛尉職泰」

と載せ、職泰の註に「寶治亂討死、立川三郎兵衞尉、東鑑三十二ノ十六葉に見ゆ」とし、其の子に太郎經泰、基景、行職、兵部五郎泰秀(入道法名願蓮)の四人を載せたり。七黨系圖も稲毛を西黨(日奉)とし、泰秀を泰季とす。

3　桓武平氏千葉流　下總國千葉郡の稲毛邑より起りしか。千葉系圖に「千葉介康胤(馬加殿)―胤持―輔胤―胤名・稲毛十郎、仁木右衞門尉聟に成、家督相續」と見ゆ。

4　清和源氏佐竹氏流　尊卑分脈に佐竹隆義の子義清に稲毛と號すと註す。前述せし稲木氏に同じ。中興系圖に「稲毛、源姓、本國安房、佐竹常陸介澄義四男四郎義清、稱之」とあるは誤れり。

5　讃岐の稲毛氏　見聞諸家紋に

讃州の稲毛

●と見ゆ。名族たりしを知るべし。土佐軍記に「稲毛等の城持、皆降參して吉良の家老となる」と見ゆ。

6　東鑑卷三十八に稲毛十郎、稲毛左衞門尉、五十に稲毛左近將監、その他稲毛五郎行重等見ゆ。又翁草に鎌倉時代の武士の所領として、「千町、武州の內、稲毛三郎高光」と見ゆれど徵證なし。

7　筑後の稲毛氏　椋谷系圖に「稲毛六郎長範は應安六年筑後に生る、幼少より將軍宮に仕へ、數度軍功あり云々。筑後國下妻郡を賜ふ。又稲毛九郎、筑後山中に生る、宮方力なく、其の身浪牢、同國榎津濱に隱居す云々」と。大村藩にも此の氏あり、本國武藏と。

多毛　**イナゲ**　源平盛衰記卷二十に「相摸國には多毛三郞義國云々等馳集る。廿日は兵衞佐(賴朝)彼輩を相具して相摸の土肥へ越へ給ふ」と見ゆ。

稲越　**イナゴシ**

稲佐　**イナサ**　肥前國杵島郡稲佐より起る。貞觀三年紀所載稲佐神の鎭座地にして稲佐山緣起に「淸和天皇勅して三人をして祭祀を掌らしむるの事、藤井仁王丸源朝臣貞勝、紀伊鬼王丸藤原朝臣貞業、大中臣鬼丸藤原朝臣貞生、則ち此の三人、彼の三德に配し神社を遷す。今の地に於いて如在の禮奠、怠慢するなし、彼の苗裔、今尙ほ現存」と見えたり。蓋し稲佐氏は紀氏の族ならむ。太平記三十三に稲佐治部大輔(官軍)見ゆ。

稲坂　**イナサカ**

稲崎　**イナサキ**

稲澤　**イナサハ**　尾張、下野、陸前、羽後等に稲澤邑あり、此等の地より起りしにて數流あり。

1　清和源氏義家流　尊卑分脈に「義家―左兵衞尉義忠―河內源太經國―稲澤小源太盛經」と見ゆ。

2　那須氏流　下野國那須郡稲澤邑より起る。那須系圖に余一宗隆―五郎資之(宗隆兄)―賴資(宗隆男)―資家(稲澤五郎)と見え、伊王野系圖も略同じ。其の後裔の事、那須記に見え、又宇都宮興廢記に、天文頃の人稲澤播磨守俊吉等を載せたり。

3　德川時代喜連川足利氏の用人に此の氏人あり。又餘目舊記に「村岡兵部少輔、大崎いくさ奉行をもつ、稲澤西城をつぐべきよし、兄宮內入道存命の間、侘言すと雖、承引せず云々」とあり、こは陸前の稲澤なり。

稲狹部　**イナサベ**　播磨風土記、讃容郡條に「今吉川と云ふは稲狹部大吉川、此村に居る。故に吉川と云ふ、」と見ゆ。稲狹部は

また稲木神社とある地ならんかと云ふ。稲城壬生公、稲城丹生公を參照せよ。

2 美濃の稲木　美濃國栗栖太里大寶二年戸籍に稲木橋賣と云ふ人見ゆ。其の地の稲置たりしもの丶後裔なるべし。

3 清和源氏土岐流　前述せし美濃稲木の後なるべしと考へらるれど、後世土岐氏の一族にも此氏を冒せるものありと見え、尊卑分脈に土岐頼清—揖斐出羽守頼雄—宮内少甫（兵部大輔）光名（號稲木）と、土岐系圖もこれに同じ。

4 清和源氏佐竹流　常陸國久慈郡稲木邑より起る。今佐竹村の大字にして和名抄佐竹郷の地なり。傳說に據れば、源義光・本郷を領し、其の子義業遷つて此處に邑す、佐竹氏これなり。隆義に至つて大田に移り、此の地を其の子義清に讓る、これ稲木氏の祖なりと。蓋し佐竹物部の故地にして、稲木は其の頭梁が稲置としてありし地ならんと考へらる、此の氏の事は佐竹系圖に「義業—佐竹冠者昌義—四郎隆義—

—秀義—義重—長義—義胤—義信（稲本小二郎 佐野本稲木）

義清（又治部、號稲木殿）

と見え、分脈には稲毛に作り、革島系圖にも義信を稲木とあり。新編常陸國志には「稲木、久慈郡稲木村より起る。佐竹隆義二子義清・稲木二郎、又小二郎と稱し、宮內大輔に任ず。子義保左衞門尉、常陸介たり。其子實義・實義の子義繁・宮內大輔、子無し。義胤の子義信を養つて嗣とす。其子盛義・彥四郎、二子義武、義計あり。義武・彥次郎と稱す。建武二年武藏鶴見に戰死す、子義信（戶村本、密藏院系圖）云々」と見ゆ。義信・應永廿四年山入入道（常元）に與し、稲木城に楯籠る（戶村本系圖、石川文書）。近隣の兵、持氏の令に依りて、これを攻む、二月七日、四月廿四日合戰あり（石川文書）。稲木城遂に攻め落され、稲木氏絕ゆ（戶村本系圖）。その後佐竹義俊の子義成、此の地にあり、其の子義益、その弟右京亮・染村に移り城廢す。（稲木山觀專寺の緣起に據れば、開山權大僧都義空信願上人は稲木二郎義淸にして、親鸞に歸依し當寺を創立すと云ふ。）

5 東鑑卷十七に稲木五郎と云ふ人見ゆ。

稲城　イナギ

稲置に同じ。和名抄出羽國河邊郷に稲城郷を收む、又武藏國多摩郡に稲城邑あり、（猶ほ陸前國伊具郡に稲置邑ありてイナオキと云ふ、昔はイナギなりしならむ。）稲城氏は稲置たりし者、或は此等の地名を負ひしなり。上古稲城公あり、蓋し稲木別と同一にして垂仁帝裔なるべし。

因支　イナギ

稲置、稲城に同じ、古代稲置の職にありし者の後なれど、史上に有名なるは讃岐國那珂郡の因支氏にして、名僧圓珍（智證大師、三井寺開祖）を出したるによりて其の名甚だ高し。卽ち天長十年度牒に「沙彌圓珍、年十九、讃岐國那珂郡金倉鄕戶主因支首宅成戶口同姓廣雄」と見えたり。

○因支首　此の氏は景行天皇の皇子武國凝別命の後裔にして、三井寺所藏和氣系圖に「武國凝別皇子（伊豫國御村別君祖、讃岐國因支首等始祖）—水別命（又名三津別命）云々」と載せ、その末に「（因支首）忍波—止伊—身—廣足—道萬呂—宅成—子廣成得度也　僧圓珍」と見ゆ。圓珍とは圓珍の事なり、詳細は和氣公條を見よ。圓珍の祖父道萬呂は三代實錄に道麻呂と見ゆ、同族と共に和氣公姓を賜へり。卽ち貞觀八年十月紀に「讃岐國那珂郡人因支首秋主、同姓道麻呂、宅主、多度郡人因支首純雄、同姓國益、巨足、男綱、文武、陶道等九人、姓を和氣公と賜ふ、其の先武國凝別皇子の苗裔

なり」と見えたり。此等の人多く和氣系圖にあり。思ふに此の氏は伊豫御村別の分家にして、讃岐に移り稲置となりしものなるべく、因支首の因支は稲置にて其の職名、首は其のカバネなり。而して皇族地方官の後なれば和氣(別)と云ひしを、此の際氏として賜はれるなり。圓珍の母は佐伯氏にして弘法大師の姪に當る。又多度郡にも稲木村ありと。

稲置代　**イナギシロ**　伊賀に稲置代と云ふ氏あり、首姓なれば稲置と云ふに異る事なきか、又印代と云ふもあり。此の氏は天平二十年十一月十九日の柘植鄕舍宅墾田賣買卷に「擬主帳稲置代首宮足」と云ふ人を載せたり(イナシロ參照)。

稲城丹生　**イナギノニフ**　**イナギニフ**　尾張國丹羽郡稲木鄕にありし氏かと云ふ。元慶八年二月紀に「无位稲城丹生公眞秀に外從五位下を授く、」と見ゆ、丹生は壬生に同じ、次條を見よ。

稲城壬生　**イナギノミブ**　**イナギミブ**　垂仁帝の裔にして和氣氏の族なり。稲木之別と同じく本貫尾張なるべきか。姓氏錄、左京皇別に收め、「稲木壬生公、垂仁天皇の皇子鐸石別命より出づる也」と見ゆ、猶ほ東大寺文書承和十四年の賣買家地劵文に「左京六條三坊戸主從六位上稲城壬生公鯨戸口同姓物主」と云ふもあり。稲木別は古事記に大中津日子命裔と傳へ、これは鐸石別命の後なれば、別流たるが如きも、古事記に大中津日子の後と云ふもの、姓氏錄にては多く鐸石別裔とし、且つ書紀垂仁皇子に大中津日子命と云ふ方なく、大中姬命あり、然らば古事記此の姬を皇子と誤り、且つ御兄弟鐸石別命の後裔諸氏を此の皇子の後とせしものか。有名なる和氣清麻呂の家も亦然り。かゝれば此の氏は前述稲木別と同族にして壬生は後世皇室乳部の事に預りしによると考へらる。

稲置部　**イナギベ**　稲置私有の部曲の後裔ならんと考へらる。文獻上には出雲にのみ見ゆれど、他にも多かりしならん。天平十一年の出雲國賑給歷名帳に「漆沼鄕深江里稲置部志津女、外一名、」これは漆沼稲置私有部曲の後なるべし。其の他「稲置部依間、日置鄕稲置部藥賣、滑狹鄕稲置部奈吾夜賣、出雲鄕朝妻里稲置部島賣」等見ゆ。

印支部　**イナギベ**　これも稲置部と同一なるべし。賑給歷名帳に「波如里印支部龍、印支部馬女、伊秩鄕印色部佐流」など見ゆ。

稲朽　**イナクチ**　和名抄美濃國武藝郡に稲朽鄕あり。國帳當郡に伊奈岐明神あれば、稲朽も亦稲置の轉ならんかと考へらる。

稲國　**イナクニ**　信濃にあり。

稲熊　**イナクマ**　三河國額田郡稲熊邑より起りしならん。此の地は式內稲前神社、國帳に正五位下稲隈天神と見ゆる神社の鎭座地にして岡崎市の東郊なり。

1　三河の稲熊氏　清和源氏にして伊奈氏の族と云ひ、或は宇多源氏とも云ふ。伊奈氏家譜に「伊奈忠基の子康宿・稲熊を稱す、其の子貞時」と見えたり。碧海郡大濱城は最初此の氏の居城なりき。

2　熊野族　なほ三河國寶飯郡竹谷神社の神主家に稲熊氏あり、其の竹谷神社靈驗記に「紀州熊野新宮別當金胎山金剛寺住僧者、景行天皇五十八年音無川下二字山本海岸入海翁建立有、御堂關白道長卿祖道照入道開給、五代の孫皇大后大夫俊實の子息稲姬と號、紀州牟呂郡有馬の里遠玉神社神祝稲木命二十五代の孫良時の二男良治、熊野より三河國に來り稲姬を妻と定め、五條三位中納言俊成卿の上意を蒙り、神主となつて父母恩報長永家榮盛

守定淳(桃石齋)─長門守定成─安藝守定國(太篤)─太清─太祥(近江山上一萬三千四十三石)、現今子爵、家紋丸に抱蘘荷、澤瀉。

稲垣
山上

2 碧海の稲垣氏 三河には碧海郡にも稲垣氏あり、卽ち牛城土城(牛城土村)は稲垣雅樂助の居城にして、新堀村古屋敷は稲垣次郎左衞門の居館、猶ほ野田村にも此の氏あり。又高木村に舊家稲垣氏あり、古系圖に氏神日長宮とありと云ふ。

3 清和源氏義光流 家傳に義光の庶流、もとは大內、後竹內に改め、正渦に至り外家の號稲垣を稱す。家紋五葉蘘荷、三花菱。

4 越中の稲垣氏 越中に稲垣氏甚だ多し。前田家臣に稲垣與右衞門あり、大阪冬役高岡城を守る。又加賀藩給帳に「千石(紋井桁)御馬廻役、稲垣爵。百石(紋角卷內釘貫)稲垣此母。七拾石(紋丸內劔花菱)稲垣惣左衞門」等見ゆ。

5 紀勢の稲垣氏 三河の稲垣氏は、もと伊勢より移ると云ひ、又志摩にも見え、紀伊には那賀郡中井坂村地士に此の氏あり。

6 美作の稲垣氏 其の略系に稲垣甚左衞門、森忠政侯に仕へ五百石を賜はり、濃州金山より隨仕と見ゆ。その弟孫右衞門の曾孫に淺之丞隆秀あり、篤實恭謹の學者、孝を以て名高し。津山藩分限帳にも此の氏見ゆ。

7 藤原姓 肥前大村藩に稲垣氏あり、稲垣治部左衞門藤原長伯の後なりと云ふ。

8 其の他稲垣氏は德川時代、小諸牧野藩用人、長岡牧野藩家老、棚倉松平藩の中老、磐城平安藤藩家老たり。皆三河發祥にして稲垣侯と同族ならむ。又信濃、備前、佐渡(姓源氏)等にも存し、又稲に

を家紋とするものあり。

稲墻 **イナガキ** 稲垣氏に等しかるべし。

稲懸 **イナガケ**

稲員 **イナカズ** 筑後國高良山の舊社家にして、傳說に據れば大祝保續(玉垂命三十三世孫)の第五男亘摩廝呂連成(一本保成)の後、神管領となりて當山に居る。嫡子賀廝呂連德・家を續ぐ、次子光廝呂・本司氏と號す、是より安雲氏分出す、連成八代の孫保只、延曆廿一年三井郡稲員邑の館に移る。因つて稲員氏に改む。保只三十六代右京大夫良參、北條貞時同宣時の下知に因つて、正應三年上妻郡上廣川庄に轉徙し、田戶七十町を領すと。良參・古賀邑に坂本祉を建つ、貞治四年同左京大夫亘榮再興、文安元年同民部少輔良榮再興、享祿四年同十郞右衞門良實再興、皆棟札ありと。永正七年主計頭亘維始めて大友義鑑の幕下となる、永祿十年修理亮安房の子出雲守安忠戰功あり、其の子千代松丸安茂、其の子式部丞安守、其の子孫三郞安直なり(將士軍談)。此の氏大祝の一族と云ふは疑はし、日下部、或は草壁姓と云へば、その裔なるや明白ならんか。クサカベ條を見よ。

稲角 **イナカド**

稲河 **イナガハ** 岩代國河沼郡稲河庄より起る。此の庄の事は次條を見よ。此の氏は東鑑卷二十七に稲河十郞を載せ、又和田系圖に「佐原義連─太郞兵衞尉景連─蛭河又太郞左衞門尉景義─時宗(一本時景)・稲河太郞左衞門尉」と見ゆ。蛭河は蜷河の誤にて、蜷河も亦イナガハなりと。新撰會津風土記に「佐原義連の孫に蜷川景義あり、會津

蜷河庄は蓋し此の人の所領にて、かく唱へられしにや、康安二年の文書に蜷河庄の名見ゆ」と。三浦系圖にも父を蛭河とし、子を稻河とすれば、此の説穩かなりと考へらる。

稻川　イナガハ　稻河と通じ用ひられ、又駿河國安倍郡に稻川邑あり。

1　奧州の稻川氏　會津の稻河庄より起りし氏にして桓武平氏三浦の族か。

2　丹波の稻川氏　丹波天田郡に稻川氏あり、丹波志に「此の家備前國より來る」と見ゆ。

3　駿河の稻川氏　府中淺間社の社家に稻川氏あり、駿府内外寺社記抄に「奉幣使役、稻川内膳」と見ゆ。有度郡稻川邑を領し、その地名を負ひしものと考へらる。又久能寺緣起に、昔伶人稻川太夫と云ふものあり、有度の濱松の下に天人の舞樂するを見て之を學び子孫に傳へたりと。

4　大坂の稻川氏　芝居淨瑠璃に有名なる稻川政右衛門は攝津池田の產なりしが子政右衛門の代に至り、大阪に出で肥料商を營み、屋號を虎屋、通稱を虎政と唱へ代々之を襲名せしが、明治に入り姓を虎谷と變ぜり、然して稻川の墳墓は池田町西光寺に、虎屋代々の墓は大阪下寺町生玉下の淨國寺にありて、墓標の俗名には皆虎屋政右衛門と刻せり。(後藤捷一氏)

5　稻川氏は德川時代　岡山池田侯の番頭、用人、松山松平藩の重臣等たり。

蜷河　イナガハ　ミナカハ、ニナカハにて「ニナカハ」條に詳述すべけれど、會津河沼郡の蜷河は稻河と通じ用ひらるれば、イナガハたるべし。康安二年十一月二日左衛門尉基淸の實相寺への寄進狀に會津蜷河しやうと見え、又建武三年文書に稻河庄とありと。三浦系圖蜷河を蛭河と誤れり。稻河條を見よ。

稻上　イナカミ

稻置　イナギ　上古の地方官名にして、村邑の長、卽ち邑首なれば、中世の鄕長、後世の庄屋・名主に當ると云ふも可なり。詳細は(日本上代に於ける社會組織の研究)を見よ。かく此の稻置は上古官職名たりしなれば、一般の姓とは區別すべきなり。(通常稻置は首姓を賜はれり。)されど上古の後期に於いては國造、縣主等の地方官名と同樣、カバネとして一般に使用さるゝに至れり。之を官職的カバネと云ふ。天武朝八姓の制を定められし時も、最下位に稻置姓あり。但し其の後此のカバネを賜はれる者あるを見ず。斯く稻置はカバネとして用ひられしのみならず、稻置たりし者の或者は、稻置なる名稱を以て氏となしたるもの尠からず。次に列記せるは多くそれなり。されど中には稻置なる地名を負ひしものなしとせず。(從來稻置に關しては語義より押して、種々の說をなす者あれど、事實に反するを以て私考のみを述ぶ。)稻置は稻城、稻木、因木、因支等の文字を用ふ、猶ほ印代、稻毛の如きも、此の稻置の轉訛と考へらる。又稻置部なる部の民もあり。

稻木　イナギ　古代稻置たりし者、或は稻置の住居せしより起りし地名を負ひしものとす。和名抄尾張國丹羽郡に稻木鄕あり、以奈支と註す。中世以後稻置庄と稱す。同郡また神名式稻木神社あり、本國神名帳に稻置天神と見ゆ。其の他伊勢、常陸、讃岐等に稻木邑あり。

1　稻木別　別は皇族地方官の稱なり。因りて稻木別とは稻置たりし皇族地方官の意なるが、これは稻木を氏とせし者とす。古事記垂仁段に「大中津日子命は、稻木別、尾張國之三野別、云々等の祖也」と見ゆ。何地の稻置たりしか不明なれど、和名抄神名式等に尾張國丹羽郡稻木鄕、

8　對馬の伊奈氏　上縣郡伊奈鄕より起る。宗氏の一族にして海東諸國記には伊乃郡守宗盛弘と見ゆ。其の後永祿十二年、能登守調國・伊奈郡主となりしが、文祿元年柳川調信之に代る。

9　德川時代　棚倉松平藩の年寄に伊奈氏あり、又石見に伊奈氏あり。

偉那　**ヰナ**　和名抄攝津國河邊郡に爲奈鄕を收む、後世猪名莊あり、東大寺應保二年官符に攝津猪名莊、又東大寺要錄六、諸國諸庄田地(長德四年注文定)に河邊郡猪名田八十五町一段三百四十三歩と見ゆ。此の氏は此の地より起る。

1　偉那君　又韋那、又猪名、又爲奈とも記載す。古事記に「惠波王は、韋那君、多治比君の祖」また宣化紀に「上殖葉皇子、亦の名椀子、是れ丹比公、偉那公、凡そ二姓の先也」また宣化本紀に「火焰皇子、偉那君祖」などある如く、宣化皇子火焰王の後也、孝德紀に猪名公高見、天武紀に韋那公磐鍬など見ゆ。後眞人姓を賜ふ。

2　偉那眞人　次の條を見よ。

爲名　**ヰナ**　眞人姓にして、前條氏の後也。天武紀十三年條に「猪名公、姓を賜ひて眞人と曰ふ」と見ゆ。大寶三年紀に猪名眞人大村あり。其人の墓志に據れば、大倭國葛木下郡山君里狛井山岡に葬るとあり。姓氏錄、右京皇別に「爲名眞人、宣化天皇皇子火焰王の後也、日本紀合」また攝津皇別に「爲奈眞人、宣化皇子火焰王の後也、日本紀合」と載せたり。また貞觀五年十月紀に「攝津國河邊郡人九世散位正六位上川原公淸永、川原公淸宗、正七位上川原公淸貞、從八位下川原公淸方、十一世大膳大進正六位上爲奈眞人菅雄等五人の戶、並に課役を蠲す。淸永等は宣化天皇皇子火焰王の後、其の世數を計るに未だ課役を徵すべからざる也」また元慶四年十月紀に「攝津國河邊郡人九世從七位下川原公福貞、無位川原公福繼、有馬郡人无位川原公子被、河邊郡人十世從八位下川原公夏吉、大初位下川原公有利等、五戶の課傜を免ず。福貞等自ら言ふ宣化天皇第二皇子火焰親王、是れ川原公爲奈眞人等の祖、謹んで天長九年十二月十五日の詔書を檢するに偁く、夫れ王氏は、王號乃ち五世に止むと、資蔭六世に過ぎず。典制斯在、沿來浸久、今諸王等、天河末流を以つて還つて液派少し。若木下枝、早く榮翔を虧く、乃ち章表に抗し、殊に優恤を祈る。凡そ稱引する所、抑も且つ檢すべし。朕の情推惠に在り、事德音を尙ぶ。是を以て古今を推校し、其の議する所を聽け、宜しく七世以下の計數五世に至る。課役蠲除すべし。其の既に姓を賜へる者は先後を論ぜず、一に王蔭により、世を計つて之を容せ、亦此例に同じき者、爲奈眞人菅雄、川原公淸永等、詔旨により貞觀五年閏六月十九日課傜を免ぜらる。福貞等、未だ恩獎を蒙らず。望み請ふ同じく蠲除を被らむと。之を許す」など見えたり。

韋那　**ヰナ**　偉那に同じ、古事記及び天武紀に見ゆ。

猪名　**ヰナ**　偉那、爲名に同じ、孝德紀に猪名公高見、天武紀に眞人を賜ふ。

爲奈　**ヰナ**　爲名に同じ。姓氏錄右京には爲名眞人とすれど、攝津條には爲奈眞人とあり。又三代實錄も多くは此の字を用ふ。

伊南　**イナ**　イナム條を見よ。會津にあり。

稻足　**イナアシ**　藝藩通史安藝國高田郡條に「稻足氏(常友村)先祖大內氏の庶子次郎四郎、母に從ひて當村稻足に居る。後六右衞門と改めて農となる」と見ゆ。

稻井　**イナヰ**　紀伊、陸前等に稻井邑ありそれ等の村名を負ふ。

1 紀伊の稲井氏　名草郡稲井邑より起る。名所圖會に天正五年鈴木孫市云々、稲井、岡本等一味すと。大野莊十番頭の一に鳥居浦稲井因幡守あり、續風土記名草郡鳥居浦の地士に稲井健次郎を收む。因幡守の裔か。

2 陸前の稲井氏　牡鹿郡稲井邑より起りしか。宇和島伊達藩の重臣に此の氏あり。

稲井瀬　**イナヰセ**　伯耆の卷に稲井瀬五郎三郎弘義と云ふ者見ゆ。

稲石　**イナイシ**　三河の名族にして寶飯郡林氏の傳說に據れば、永享年中稲石五郎藏光朝、紀州本宮より本郡蒲形に轉じ、文安元年父御油村に移り、後林氏と云ふ。子孫林孫八郎光衡に至る。孫八父道清始め長澤組衆、後家康に仕官すと云ふ。稲石氏他に今も現存す。

稲井田　**イナヰダ**　越前國丹生郡の豪族にして、稲井田彌三兵衛など著る。

稲飯　**イナイヒ**　**イナヒ**

稲植　**イナウエ**

稲尾　**イナヲ**　下總國猿島郡に稲尾邑あり。

稲岡　**イナヲカ**　播磨、美作等に稲岡邑あり。

1 河内の稲岡氏　丹比郡の名族にして源滿仲の家臣仲光の末裔也。弘安六年三月敎念寺を建立すと云ふ。

2 美作の稲岡氏　久米郡に稲岡村あり、法然上人の生れし地なり、元亨釋書に「源空、姓漆氏、作州稲岡の人なり」と。此の氏は此の地より起りしにて、本姓漆間、時國(法然の父)の弟漆間隼人正時弘より六代の孫漆間左源太時重、康永元年流浪して河内の庄に居を構へ、稲岡權左衛門と稱す。これ稲岡氏の祖なりとぞ。

稲臣　**イナヲミ**

伊中　**イナカ**　和名抄丹波國氷上郡に伊中鄕あり。近世井中邑と稱す。

稲賀　**イナガ**

稲垣　**イナガキ**

1 淸和源氏　三河國發祥、その家譜に據れば、淸和源氏にして小田重氏始めて稲垣を稱すと云ふ。藩翰譜には「平右衛門尉源長茂は、伊勢國の住人、稲垣三郎重恭が後胤なり、中比の先祖、文明年中三河國に移りて、牛窪に住す、長茂が祖父藤助重賢、父は平右衛門尉重宗とぞ申ける、長茂父祖より牧野が家に仕へ、長茂が身に及て、右馬允康成を輔て、家の事を司る、天正十年の秋、德川殿武田が國々打從へんとて、御勢を向られし初め、長茂仰を承て、足高山の麓天神川の要害を守らせらる」と見えたり。二葉松等に「牛久保岸屋敷　稲垣平右衛門重宗(法名道善居士)父平右衛門重賢(法名善心)」とあり、初め牧野氏に仕へしが後松平氏に屬せしなり。その系は次の如し。藤助重賢―平右衛門重宗―平右衛門長茂―攝津守重綱―藤助重昌―信濃守重昭―對馬守重富―信濃守(攝津守)昭賢―對馬守昭央(實大膳男)―攝津守長以、弟信濃守長守―「長續」(榊原政一の六男)―對馬守長剛―攝津守長明―長行―長敬(志摩鳥羽三萬石)現今子爵。家紋蘘荷丸、立澤瀉。上野伊勢崎、越後藤井、同三條、三河刈屋、上總大多喜等を經て、最後鳥羽藩主となりしなり。

稲垣
鳥羽

寛政系譜支庶六家を載す。内にて諸侯に列せられしは、長茂三男若狹守重大の家なり、重大―安藝守重定―長門守重房―安藝守(熊次郎)定享―長門守定計―安藝

一本伊都部を定むとあり。本居先生伊登志部かと。イトシベ條を見よ。類聚國史に延暦廿一年讃岐の人に伊都甲麿あり、此の裔か。

井遠　ヰトホ　太平記卷廿一、先帝崩御の條に「紀伊國には、湯淺、山本、井遠三郎、賀藤三郎、皆義心金石の如くにして、一度も變ぜぬ者共也」と見ゆ。紀伊の勤王の士なり。

猪留　ヰトメ

糸屋　イトヤ　越前にあり、天正中糸屋宗貞なる人、金森氏の命をうけて、飛驒國茂住銀山を開く。

絲屋　イトヤ　糸屋氏に同じ。

糸柳　イトヤナギ　五島藩の中老に此の氏あり。

糸山　イトヤマ

絲山　イトヤマ

伊那　イナ　伊奈と通じ用ひらる。和名抄信濃國に伊那郡を收む。當郡神護景雲二年六月紀に伊那郡、貞觀八年二月紀には伊奈郡と見ゆ、伊那、伊奈早く互用せしを知るに足らむ。又對馬國上縣郡に伊奈郷あり。又武藏國足立郡に伊奈庄あり、其の他三河等に伊奈邑存す。此の氏は此等より起りしにて、信濃發祥のもの最も名高く、殆んど清和源氏と稱すれど、同じく源姓中にも數流あり。

1　清和源氏滿快流　尊卑分脈に「滿快―甲斐守滿國―甲斐守爲滿―信乃守爲公―伊那太郎爲扶
- ─公家伊那中太郎─快實
- ─公扶林源太─快次林小太郎─公季泉太郎
- ─爲家芳美二郎─家快同検校大夫
- ─景衡泉九郎
- ─爲實飯田三郎─實信小田佐那田飯間

と見えたり。信濃伊那より起りしや明白なるも、或ひは假冒ならんかと考へらる。

2　清和源氏滿輔流　和田系圖裏書に「經基―陸奥守滿輔―甲斐權守爲光―爲邦―伊那右馬大夫爲兒―芳美二郎爲家―家輔」と見ゆれど、分脈等經基の子に滿輔なし。されど伊那爲兒の子を芳美二郎爲家とするを見れば、此の伊那氏は前項伊那と同一にして、滿輔は滿快に當り、爲兒は爲扶に當ると考へらる。

3　清和源氏小笠原流　小笠原系圖に「長清
- ─長經─長忠─長政─長氏─宗長─貞宗
- ─長綏號伊那三郎
- 政長─長基─政康(松尾)
  - ─光康號伊那六郎左衞門佐遠江守
  - ─長宗七郎、伊那四郎、左馬助」

と載せ、猶ほ長宗に「讓りを受け、下野の所領に住む」と見え、又松尾深志系圖には、光康に「兄松尾五郎宗康の嗣となる」と註し、其の子「家長─宗基（一作貞基、居信濃伊那郡松尾城）─信貴」と載せ、其の弟長宗に「七郎、伊那氏の家を繼ぎ、伊那四郎左衞門と稱す、右馬助」と見ゆ。蓋し光康最初伊那六郎と稱せしが（一本伊勢六郎）、後兄宗康の後を受け、松尾小笠原家を嗣ぎ、長宗・伊那家を嗣ぎしものならむ。猶ほ伊奈條を見よ。

4　菅原姓　菅原氏系圖に「道眞─淳茂─在躬─輔正─修正─實平(稱伊那)─實淸─修淸─修賴(伊奈太郎)─仲國」と見え又一本に「輔正(參議)─爲紀(式部丞)弟修成(爲紀子、文士儒生、武藏守)─實平(稱伊那、式部大輔)─實淸(內藏助)─修淸(修言、右馬助)─修賴（伊奈太郎、三河守)─仲國(文章生、式部丞)─修國(儒生、式部大輔)─修房（歌人博學、式部

丞)—仲行(右京)」と見えたり。

6 猶ほ次の條を見よ。

伊奈 イナ　伊那と通じ用ひて前述伊那氏も伊奈ともあれど、別流も存す。

1 淸和源氏小笠原流　前條三項の伊那氏は系圖纂甲斐信濃源氏綱要に伊奈とし、長宗には「號伊奈七郞、或四郞、左馬助、受領讓住下野國」と註す。

2 同武田流　同上系圖に武田晴信の子勝賴に伊奈四郞と註す。

3 菅原流　前條四項を見よ。修賴・伊奈太郞とあり。

4 伊奈氏は東鑑卷二十一に「いなの兵衞」下つて永享以來御番帳に、伊奈彈正忠、文安年中御番帳に、伊奈彈正忠、在國衆左京亮、また長享將軍江州動座着到に、伊奈彈正忠家重、三州伊奈孫次郞を載せたり。信州と三州とに伊奈氏の有力なる者ありしを知るべし。

5 平姓　應仁私記に伊奈宗五郞(平貞昜)と見ゆ。

6 三河の伊奈氏　長享江州動座着到に三州伊奈孫次郞を載せたれば、室町時代相當有力なりしを知るべし。同國寶飯郡に伊奈邑あり、その地と關係あらん。二葉松に小坂井古屋敷、伊奈熊藏忠次居住、忠次後五兵衞と號し、又備前守に改む」と。伊奈と小坂井とは隣地なり。而して同處若宮八幡社の緣起に、もと信州伊奈より移ると云へば、信州伊奈氏と緣故あるか。三河伊奈氏は室町時代相當有力なりしと考へらるれど、其の出自詳かならず、或は藤原氏と云ひ、或は淸和源氏戶賀崎の末流なりと。卽ち家譜には、荒川氏元より七代四郞易氏、信州伊奈郡に住せしより起ると。されど寬政系譜は之を藤原氏支流に收む。易氏の後は其の子易次—易次—忠基—忠家—備前守忠次(一萬石)—筑後守忠政—忠勝・嗣なし、所領を收めらる。本支七家を載す、家紋左頭二巴、劔梅鉢。

但し熊藏忠次については鹽尻に、「伊奈氏、先祖尾州荒子村住人佐藤彌藤次家人熊藏といふ。熊藏其の質才知ある故、彌藤次取立て、侍となして三河へ遣はす。則ち神君へ奉仕、十萬石の御代官をつとむ。彌藤次は尾侯に仕ふ。然れども其末をしらずと或人かたりぬ。」と見ゆ。忠次・家康に用ひられて、關東郡代たり。新編武藏風土記土屋陣屋條に「是伊奈備前守忠次關東郡代たりし時、居住せし陣屋なりしが、寬永年中郡中赤山へ陣屋を移せしより、庄左衞門が宅地に與へたりと云ふ。今按に當所の陣屋を赤山へ移すと云は、おぼつかなし。伊奈家の譜を見るに、慶長十五年忠次の男筑後守忠政家督を繼で父の職に代りしに、忠政卒せし後、其子熊藏忠隆未だ幼稚なりしゆへ、忠次の二男半十郞忠治へ關東郡代を命ぜられて、赤山領七千石を賜ひし由載たれば、忠治は別に召出されて彼地の陣屋も其頃別に造營せしならん。然るに當所は其後無用の陣屋となりし故、取拂ひしをおしあてに、かしこへ引移したる由云傳へしならずや」と。

猶ほ三河碧海郡下青野村に伊奈市左衞門、諸書に見ゆ、先祖信濃伊那氏より出づと云ふ。

7 甲斐の伊奈氏　甲斐國志八代郡御前山壘(岡村)條に「村南の岡山の上に在り、何人の砦たることを傳へず、蓋し若彥路の守衞なるべし。里人の傳に小山合戰の時伊奈三郞義方、城方の加勢として此に陣取たる處なりと、又朝日長者、夕日長者と云人住居したりし由云傳ふ。」と見ゆ。

名帳に「杉村、伊藤太左衛門尉義直」を載せたり。

37 其の他東鑑巻九に伊藤四郎家光、伊藤四郎成親、太平記巻一に伊藤彦次郎父子兄弟、建武三年の廣嚴寺楠木一族靈牌に「楠氏戦歿一族、伊藤兵部義和」上月記南方御退治條々に伊藤彌三郎（京都雜掌と爲して殘し置れ了んぬ）、應仁私記に伊藤平太（藤原）、永祿記に伊藤宗十郎（笛）又松尾社々家に伊藤氏ありて大中臣姓と稱す（中西條を見よ）、伊達政宗家中記に伊藤肥前守重信を載せたり。

伊藤氏は徳川時代日向伊東藩の家老、柳生藩年寄、水戸藩重臣、岩村田内藤藩用人、高田榊原藩重臣、林田建部藩重臣、小島松平藩用人、小倉小笠原藩重臣、桑名松平藩用人、岡部安部藩添役、關宿久世藩用人、河越松平藩重臣、椎谷堀藩重臣、一ノ關田村藩用人、岡崎本多藩用人、下館石川藩年寄、山中大久保藩重臣、西尾松平藩用人、又中院家諸大夫等にあり。又盛岡藩士伊藤祐清は祐清私記を殘し、伊豆の人一刀齋伊藤景久は劍に巧にして、神子上典膳の師なり。旗本中に

伊藤河内守忠移

を家紋とするものあり。又伊勢神宮社家、津輕、備前、津山藩分限帳（三百石）等にも見ゆ。

位藤 ヰトウ

居藤 ヰトウ

井藤 ヰトウ 信濃、志摩にあり。

井東 ヰトウ

井堂 ヰドウ ヰダウ

伊統 イトウ コレムネ條を見よ。

糸尾 イトヲ

絲賀 イトガ 安藝國の名族にして、絲賀平左衛門は佐伯郡宗高に據る。

糸賀 イトガ 石見にあり。糸我氏と通ずるならん。

糸我 イトガ 紀伊國有田郡に糸我庄あり、東鑑天福元年條に見ゆ。此の氏は此の地より起りしにて湯淺黨の一なるべし。八條辻圖交名に糸我刑部允貞重なる者見ゆ。

糸數 イトカズ

糸川 イトカハ 藤原姓と稱す、寬政系譜も藤原支流に收め、安長より系あり、家紋魚のう抱蘘荷、紀伊續風土記海部郡濱中莊の地士に糸川佐右衛門と云ふを擧ぐ。

絲川 イトカハ 安藝の名族にして標尾氏の家士たり。

井戸川 イドカハ 次の二流あり。

1 桓武平氏磐城流 磐城國標葉郡の豪族にして標葉氏の一族なり。酒井堡に據り後相馬氏に屬す。奥相志に「大永五年、顯胤公・岩城重隆を攻め、廣野驛を取り井戸川大隅清則をして淚倉砦を守らしむ。清則の子將監友清・七里原に戰死す」と。將監又嘗つて伊具郡金山城を守る、封內志に「金山要害、相傳ふ、相馬家臣井戸川將監居る所、天正中落城、之を中島伊勢宗求に賜ふ」と見ゆ。

2 日向の井戸川氏 前項と同異詳かならず。日向記に井戸川四郎三郎、井戸川彌左衛門尉、井戸川四郎三郎等見ゆ。

井戸上 ヰドカミ

伊止岐 イトキ 肥前國藤津郡多良の糸岐より起る。鎭西要略永祿五年條に「有馬仙岩・嫡孫義直を藤津郡に遣はし、大村云々、伊止岐等の郡衆を靡く」と見ゆ。

糸岐 イトキ 前條氏に同じ。

糸崎 イトザキ 備後國御調郡に絲崎、越前國坂井郡に絲崎邑あり、此等より起りし

か。糸崎氏は清和源氏なりと云ふ。

糸櫻 イトザクラ

伊登志部 イトシベ 古代の御子代部なり。即ち古事記垂仁段に「伊登志和氣王は子なきによりて、子代として伊部を定む」と見えたり。此の伊部とあるは伊登志別王の御名代にして、次に云ふ如く膽年部と云ふもの安閑紀に見ゆれば、登志の二字脱落して伊部となりしや想像するに難からず。但し伊部と云ふ品部も伊登部と云ふもあり早くより省略に從ひしものか。

膽年部 イトシベ 伊登志部に同じ。安閑紀に「婀娜國膽年部屯倉を置く」と見ゆ。蓋し伊登志和氣王の爲に設けし伊登志部領を以つて屯倉とせられしならむ。婀娜國とは國造本紀に見ゆる吉備の穴國と同一にして、備後國安那郡の地名なり。

糸嶋 イトシマ 筑前國糸嶋より起る。海東諸國記に「道京、戊子年、使を遣はし來朝す。書して筑前州絲嶋大守大藏氏道京と稱す。宗貞國の請を以つて接待す」と見ゆ。原田氏の一族なるべし。

絲瀨 イトセ

糸田 イトダ 豐前國田川郡糸田より起りしか、但し筑後國絲田なるが如くも考へらる。九州探題北條氏の一族にして中興武家系圖に「絲田、平姓、北條遠江守時政七代左近將監貞義、稱之」と載せたり。何に據りしか詳かならざれど略ぼ實を得たり。貞義は規矩掃部助高政が舍弟上總介政顯が子にして、上總左近將監と稱す。或は左近大夫とあり。博多日記に「糸田殿卽ち御所に御入り、參州殿御登ある所に、筑後國横隈にて、菊池孫子兒童、並に若黨十人許行合奉る間、卽ち討たれ畢んぬ」と見え、又太平記卷の三笠置軍事條に「大將軍には大佛陸奧守貞直、云々、絲田左馬頭、」次に十二に「元弘三年春の比、筑紫には規矩掃部助高政、絲田左近大夫將監貞義と云ふ平氏の一族出來て前亡の餘類を集め、所々の逆黨を招て國を亂らんとす、」また十八には糸田左近將監貞吉に作り、異本時賴に作る。此の亂の事、鎭西要略に詳述し「筑後國には上總左近將監貞義、絲田に居り、堀口城に據りて、帆柱（規矩高政）と相擊す、」と。果して然らば筑後堀口城なるが如きも未だ詳かならず。幾程もなく敗れて罪せらる。此の後應永正長の頃、糸田正眞あり、田川郡に據る、此の裔ならんか。（豐日八七、六六）。

井戸田 キトダ

絲田 イトダ 糸田に同じ、その條を見よ。

糸永 イトナガ 毛利家臣に糸永壹岐守あり。

絲永 イトナガ 糸永に同じ。大分縣龍王村島越の七門中に此の氏あり、深見河內守の重臣裔ならんと云ふ。

井土野 キドノ 下總國匝瑳郡井戸野より起る、桓武平氏匝瑳氏の族にして、千葉系圖に井土野五郞胤義、同四郞胤家等見ゆ。

糸原 イトハラ 清和源氏なりと云ふ。幕臣に此の氏あり。もとは大道寺、後糸原に改むと寬政系譜に見ゆ。正安より系あり、家紋三頭左巴。

糸久 イトヒサ 桓武平氏三浦氏の族にして大多和系圖に大多和義成—重秀（糸久）と見ゆ。

糸生 イトフ 越前國丹生郡に糸生邑あり、關聯する處あるか。糸生氏は熱田大宮司族にして、糸生賴範なるものあり、その後裔家正、寬永八年平野社司に補せらる、その子を家貞と云ふ。

伊都部 イトベ 御名代部の一か。古事記垂仁段に「伊登志和氣王は、子なきによりて、子代となして、伊部を定む、」と見え、

程なり、且つ皆祐字を通字とす、仙道表鑑、積達古館辨等を見て知るべし。然らば大和より來ると云ふは誤にて、安積にて伊藤大和など云へる人の分家ならんかと。

19　安積の伊藤氏　前條安積の伊東氏を參照せよ。中地村小倉山館(一に鶴島城)、伊藤氏代々の居城にして、天正の頃薩摩守盛恒居住し、此のほとり多くを領す、傳說によれば、盛恒、天正十七年横澤彥三郎と戰ひて敗れ、福良村に奔り、再び戰ひて討死すと云ふ。又本郡大槻館は伊藤將監高久、其の子三郎兵衞高行の居城にして、高久は永正六年卒去、高行は永祿五年卒去、長泉寺に其の牌ありと。又赤津村館蹟、伊藤彈正築く、初め名馬城と稱すとなり。安積伊東の族なるべし。仙道襍記に片平村城主伊藤大和守と申すは、工藤左衞門祐經次男伊藤六郎左衞門助長の後なりと。(新編會津風土記に鶴山館、何時頃にか、伊藤氏の築く處と云ふ)。

20　安達の伊藤氏　松藩捜古所載稻澤春日明神社永正十八年棟札に祠官伊藤相摸守と。天正十一年大内能州より相摸に與へし證狀もありと。信夫郡鹿島社神職にも伊藤氏あり。又岩瀨郡にもあり。

21　會津の伊藤氏　河沼郡野澤本町館迹、大槻館と云ふ、延德の比伊藤長門守盛定と云ふ者住して大槻氏と稱す。又古坂下村館跡、天正十年伊藤勘解由住す(新編風土記)と。又伊藤大膳、大沼郡黑澤館(往古伊藤駿河某と云ふ者住す)耶麻郡澁谷村熊野宮神職伊藤近江(其の先を日向政國と稱す、享保中此の社の神職となる)等見ゆ。大槻城主伊藤長門守藤原盛定は如法寺の記錄に見ゆ、安積大槻の伊藤氏と同族ならんかとの說あり。又會津郡横澤に伊藤氏あり、舟津四村の領主なりしとぞ。西田面村與泉寺、至德中安積郡横澤の地頭、伊藤右金吾某、草創す。文龜元年密侶弘盛居住し、天正十九年右金吾が遠孫・藤三郎某、伊達政宗に屬せしより寺產を失ひしと云ふ。

22　出羽の伊藤氏　羽前、羽後にも伊藤氏多く、永慶軍記等にも見ゆ。又山北小野寺遠江守義道方にもあり。殊に仙北郡南楢岡村にては四百戶の内五十戶まで伊藤氏なりと、而して乃位(ノゾキ)に此の氏の舊記を持てる者ありとぞ。

23　越前の伊藤氏　朝倉氏の家臣に伊藤九郎兵衞あり、下絲生村鳥嶽城に據る。又今立郡栗田部邑に伊藤善右衞門あり。又足羽郡東鄉中島村に伊藤七郎右衞門と云ふ酒造素封家あり。家紋は木瓜也、菩提寺は福井市西別院前眞宗本派聖護寺也。

24　加賀藩の伊藤氏　加賀藩給帳に貳千八百石(紋蕨角内片喰)伊藤平右衞門、千石(紋角内木瓜)伊藤主殿、八百五拾石(紋割角内木瓜)伊藤喜久馬、參百五拾石(紋丸内九曜)伊藤粂之助、貳百石(紋同上)伊藤六郎左衞門、貳百石(紋九曜)伊藤小平、百石(紋丸内九曜)伊藤倫五郎、百石(紋庵に木瓜)伊藤與九郎、參百五拾石(紋同上)伊藤藏人、貳百石(紋庵に木瓜)伊藤戶左衞門、なほ紋フセン蝶と云ふ伊藤氏を收む。

25　越後の伊藤氏　蒲原郡小出村館迹、傳へて云ふ、永正の頃に伊藤權頭爲長と云ふ者據りしと云ふ。又船渡村の名家に伊藤氏あり、文祿三年の水帳を藏す。

26　丹波の伊藤氏　天田郡の伊藤氏は其の先祖伊勢國より綾部公の御供にて來る、代々勤仕すと云ふ。又氷上郡の伊藤丈左衞門は射藝の達人にして强弓を用ひしと

なり。

27 丹後の伊藤氏　竹野郡等樂寺村等樂寺城は一色軍記、丹後舊事記等に城主伊藤彌右衞門と云ふ。天正中落城。これより前、正應元年の諸庄郷保田數帳に「丹波郡久光保四町三反三百二十九歩、伊藤新九郎。竹野郡那久保二町二百五十七歩、伊藤新九郎」と見ゆ。當國伊藤氏の祖なるべし。

28 但馬の伊藤氏　但馬大田文に伊藤三郎左衞門入道關東給云々と。

29 因幡の伊藤氏　法美郡百合村に伊藤氏あり、柳原權中納言量光、文明十八年下向、其の子資緒の裔なり（因幡志）と。

30 紀伊の伊藤氏　續風土記牟婁郡大桑村福昌寺條に「當寺開基、大桑淨圓といふ。俗名伊藤左衞門といふ。應永年間當地に來り住す。村名此人の姓より出しならん。村民嘉左衞門、其裔なりと傳ふれども、其の系圖絶へて詳にするに由なし」と。又有田郡に地士伊藤丈左衞門、又日高郡玉置氏の被官伊藤治部、文明中安樂寺を創建する事などを載せたり。

31 淡路の伊藤氏　東郡の名族にして日下部氏の後裔と稱す。

32 中國の伊藤氏　安西軍策に毛利方伊藤入道、吉川記に元就家臣伊藤三郎左衞門見え、又藝藩通志安藝沼田郡條に「伊藤氏（伴村）先祖伊藤若狹信久といふ者、天文十四年大內義隆より佐東郡上安村にて、三貫四百の地を賜ふ」と見ゆ。

33 越智姓伊藤氏　伊藤博文の家は伊豫河野氏の族にして、河野通有―通直―通朝―通堯―通義―通久―通乘―通村（佐渡守）―通忠―通起（林淡路守と號す、始めて周防束荷村に住し毛利家に仕ふ）。通起に八子あり、長を通元（市郎右衞門、東善坊）、次を通代（五右衞門、土井の林氏）、次を通重（孫右衞門）、次を通好（源之充、曾利氏）、次を通定（喜代四郎、行納氏）、次を通形（孫三郎、門田氏）、次を通永（七郎右衞門、南の土井氏）、末を通末（平左衞門、倉光氏）と云ふ。三子通重の後は

信勝（孫三郎）―信吉―
- 信顯（孫右衞門）―信久（半六）
  - 惣左衞門
  - 平治兵衞
- 作左衞門
  - 利八（改後半六）
  - 利右衞門
- 想十郎
- 又左衞門―源藏―與一右衞門
  - 增藏
  - 助左衞門

利八に子無し、一族助左衞門をして嗣がしむ。之より

助左衞門＝女（守田通種ノ女）
- 十藏（初信吉後重藏と稱す、姓林なれど門名は柳と稱す、束荷村の畔頭を勤む、明治二十九年三月十九日卒）＝琴（秋山長左衞門の女なり）
  - ◎博文（◎博文の養父伊藤彌右衞門は、周防佐波郡相畑の人、）
- 女（林新兵衞妻）
- 女（守田直吉妻）

博文の幼名は利助、後俊輔、又は俊介、或は林宇一、越智斧太郎と號す、號は春畝なり。

34 筑前の伊藤氏　豐薩軍記に伊藤八郎あり、秋月配下の將なり。當國上座郡の伊藤氏は肥後菊池氏の末葉と傳へ、寬永の頃伊藤五郎左衞門と云ふ人に至り歸農したりしとぞ。家紋上り藤の中に井桁、猶ほ庵に木瓜を用ふるもあり。

35 日向の伊藤氏　伊東氏に外ならず、大館日記に日向國伊藤云々、また相良の沙彌洞然長狀に日向國伊藤家云々と。又工藤系圖に「虎夜叉祐重、伊藤と號す」と載せたり。

36 河內の伊藤氏　交野郡五ヶ鄉總侍中連

り。此の系圖に據れば曾我兄弟は南北朝以後の人となるべし。

寛政系譜此の流伊藤氏四家を載せ、家紋月九曜、庵に木瓜、或は横木瓜と。

3　相良流　相良系圖に「伊東光賴—賴寛—時邑—賴繁—賴景（建久四年求庥郡多良木に下向）弟賴堯（伊藤大夫、號門阿、土御門院卽位の時、昇灯の役者、仍りて伊藤統領の宣旨を蒙る）」と見ゆ。光賴もと伊東氏なれば子孫に伊東、或は伊藤と稱するものあるとも、怪しむに足らざれど伊藤統領の宣旨など採るに足らざるべし。

4　伊勢の伊藤氏　又伊東氏とも互用するものあり、合せ見るべし。伊勢は伊藤氏發祥の本國なれば、後世伊藤と稱するもの甚だ多きも、系を藤原南家工藤流とするものも尠からず。順次述ぶべし。

伊勢伊藤氏には前述せし景綱、忠清、忠光、景清等の外、東鑑治承四年十月廿日條に「伊勢國住人伊藤武者次郎返合せ相戰ふ。飯田太郎忽ち射取られ、家義（飯田五郎）又伊藤を討つ云々」また同五年正月廿一日條に「平氏一族關出羽守信兼、蛭（一本姪）の伊藤次已下の軍兵を相具す云々」など見ゆる皆同族なるべし。

五鈴遺響に蛭は蛭生卽ち晝生庄ならんと云ふ。

後世桑名郡に北勢四十八家の一なる伊藤氏あり、長野氏と同族工藤家と稱す、文明年中（或は弘治、又永祿）伊藤四郎重晴あり、松箇島城（長島城）に據り、押付、殿名、竹橋の三處（桑名志には五處）に堡塞を置いて此の地を押領せしが、後一向門徒に破られ城を奪はると云ふ。その盛時、押附堡には伊藤藏人、殿名堡には伊藤修理、竹橋堡には伊藤與三右衞門、或は伊藤自德據りしとぞ。

又桑名の東堡は伊藤右近居守す、一說武左衞門實倫、惡七兵衞景淸の末兵部少輔實房の男なり（三國地志）と。次に員辨郡中津原城には伊藤行秀なるものありしが元龜二年長島の役に死して城廢すと（名勝志）。三國地志には「上木堡、按ずるに上木九郎左衞門（或伊藤）居守」と見えたり。次に奄藝郡椋本城は白河天皇の時伊藤貞好なる者居る（五鈴遺響、勢陽雜記拾遺）と。又安濃郡殿城は應永中伊藤滿高之に居る（名勝志）と云ふ。又織田分限帳に三重郡「小柴田伊藤、豊田伊藤」等見ゆ。

5　橘姓（十市姓）　分脈前述伊勢の伊藤氏に橘家と註し、猶子とあり、橘氏と緣故あるか。寛政呈譜橘氏流伊藤氏を載せ、大和國十市遠忠の後、小野忠明の子忠也伊藤を稱すと見ゆ。

6　平姓　寛政系譜平氏支流に收む。正知より系あり。家紋庵に木瓜、十曜。伊勢伊藤氏は平家の家人たりしより平姓とするものあり。中興系圖も平氏に收む。

7　尾張の伊藤氏　尾張志に「海東郡勝幡村の人伊藤丹後守長實（藤原）、秀吉に仕へ、備中川邊一萬石を領す、後大坂陣に加はれり、」と。

8　參河の伊藤氏　設樂郡に伊藤氏多し、卽ち山上城（設樂村古屋舖）は伊藤左京隱居の地也と云ひ、山上城（川瀧之內奈根村古屋舖）は伊藤丹波の居城・布里草の內別所村古屋舖は伊藤市之丞（父左京）居住なりとぞ。又八名郡神郷村下宮天文廿三年棟札に伊藤左近將監（聞書）、寶飯郡、犬頭神社の社家に伊藤氏等ものに見ゆ。

9　遠江の伊藤氏　三項を參照せよ。又淺羽庄司宗信の屋敷地柴村にあり、其の裔

孫伊藤氏と云ひ、此の地に住して慶長以來百姓となる。

10 甲斐の伊藤氏　巨摩郡に伊藤新五兵衞、伊藤三右衞門等甲斐國志に見ゆ。また巨摩郡堂ヶ崎ノ砦(穴山村伊藤窪)、壬午の時、神祖の砦を架けられし址あり、御年譜に「九月十一日若御子に對して寨を立つ」とあるは是處なるべし。伊藤窪と呼ぶは伊藤氏の居る所にして、武田の貳拾人頭に伊藤玄蕃あり、古時より關砦の在りたる處ならんか、今も同氏の者多し。」と。第十六項參照。

11 武藏の伊藤氏　新編風土記豊島郡條に「伊藤氏、上駒込の藝家なり。先祖伊藤伊兵衞此所に住し、萬治元年三月廿八日死す。子孫伊兵衞政武が時享保十二年三月廿一日有德院殿經過せらる、」と。又多摩郡條に「伊藤氏、先祖伊藤太郎左衞門は本姓大石氏なりと云、是も御嶽棟札にみえし人なり。家に藏する大石系圖一卷あり。その系圖を閲るに大石播磨守定仲が妻は伊藤若狹祐重が女なりとあり。かゝる所緣によりて大石と名乘しこともありしにや。大石は當國著名の家なれども今その子孫たまたまのこりたるも、いとをとろへて家傳もたしかならぬこと多しと聞けば、系圖の全文前逃せり。又先祖の佩刀なりとて備中長船祐光の刀を藏せり。」(大石條參照)と見ゆ。(笠幡村鏡宮神職伊藤氏)。

12 下總小金本土寺過去帳に、伊藤衞門五郎(明應三甲寅三月討死)と見ゆ。葛飾の伊藤氏は五三桐或はイチリモッコウを家紋とす。

13 常陸の伊藤氏　伊勢伊藤氏の族なりと。新編國志に「佐竹の家士にあり。伊藤信濃守と云ふ、佐竹義重の妻伊達氏の祐筆なり。後從て秋田に行く、六郷に住して義重の膳番たり。其子を外記と云、伊藤は伊勢より出たり」と見ゆ。

14 伊香氏流　伊香氏系圖に由井保房の子盛安(伊藤太)宗安(伊藤次)と見ゆ。近江甲賀郡の伊藤氏は丸木瓜を家紋とす。

15 美濃の伊藤氏「石津郡福江村古城址、伊藤兵庫の城跡なり」と新撰志に見ゆ。

16 諏訪の伊藤氏　家紋丸に木瓜、丸に横木瓜、木瓜、庵木瓜、或は上り藤、花澤瀉、角菱。諏訪志料に「伊藤氏、元工藤にて初め伊東に夏む。大職冠拾一代爲憲の孫時信に至り、伊豆伊東郡を領し、氏とす。其の孫維永、其の男維景(駿河守)其の男維職(伊豆工藤の祖、)其の男家繼(工藤大夫)、其の子祐家に至り二家に分れ、一を祐親・伊東治郎と稱し、後入道其の男祐清・伊藤九郎と稱す。而して祐清は義仲に從ひ、功あり、家記に當伊藤氏は祐清の男淸長より出づと。淸長(伊藤九八郎)、次は祐義、次は祐信(伊藤久左衞門)、次は祐朝(伊藤八郎左衞門)次は祐重(伊藤八十郎)、次は祐政(伊藤主計)、次は祐時(伊藤八左衞門)と相續、代々武田家に仕ふ。祐時は信虎信玄二代に仕へ功あり。祐行(伊藤八郎)は祐時の男なり、勝賴に仕ふ。次は重時、伊藤玄蕃と云ふ、主家滅亡の後浪人し、小坂の里に潜居歸農す。次は重隆伊藤八郎左衞門にして敬神の志篤し云々」と。

17 深谷記に上椙御普代の目録に「伊藤河内之助」見ゆ。

18 白河の伊藤氏　古事考に「三城目の鷹栖館は往古伊藤大學と云ふ人、大和國より來りて住居せり、今の村長の祖先なり」と。其の家代々祐字を通字とす、よりて安積伊東氏と關係あらんか、安積郡には村々に伊藤氏ありて他姓はなかりし

號すと。

18　讃岐の伊東氏　日向記に「祐持再び讃州南條山地頭職に補する事、讃岐國南條西方地頭職の事は、貞祐入道證觀代々知行所なりしを、細河陸奥守顯氏家人宇佐美又三郎押領したり。折節件の意趣を達て申上げ玉ひしかば、其時御下知狀に云ふ。『伊東安藝入道證觀申す。「讃國南條山西方地頭職事、右・件の地頭職は、證觀相傳當知行相違なきの處、細河陸奥守顯氏家人宇佐美又三郎（不知實名）、建武四年五月十日、當所に打入り、證觀代を追ひ出し、所務を押領するの由云々」康永四年七月十七日、直義袖判』證觀の嫡子たるに依て祐持是を拜受」と見ゆ。

19　筑前の伊東氏　筑前續風土記に「宗像郡西鄉に河津と云ふ士住せり。其の祖を尋るに、伊豆國伊東祐清より七代孫河津重貞・初めて當國粕屋郡小中庄に下り、其の子孫種家が時、家衰へて西鄉へ移る云々」と見ゆ。

20　豊前の伊東氏　田川郡の名族なり、應永正長年間、伊東玄蕃頭あり。日向記に祐經・豊前國企救郡內板井五十五町を賜ふ事見ゆ、關係あるべし。（豊日八七）

イトウ

21　肥前の伊東氏　祐經・肥前國大田庄、また板間卅五町、松原郡內百町を賜ふ。後世大村藩に伊東氏あり。（松原氏より出づるもあり。）

22　其の他、下總小金本土寺過去帳に伊東采女・東作志に伊東左平次、伊東佐五衛門あり、青山伊賀守の孫なりとぞ。又德川時代鹿兒嶋嶋津藩用人、佐土原嶋津藩用人、大垣戶田藩重臣、鳶野土方藩用人、壬生鳥居藩年寄に此の氏あり、猶ほ鯖江藩、近江、信濃、志摩等に現存す。

伊藤　イトウ　伊勢の藤氏の意なり、されど伊東と通じ用ふる事多ければ、宜しく兩者を參照すべし。猶ほ伊藤氏は根本に於いては藤姓なれど、後世諸種の關係より之を稱するもの頗る多く、全國何處として此の氏のなき處なかるべし。これ此の氏の偉大なりしに據るか。

1　秀鄕流藤姓　秀鄕五世孫公清の裔基景伊勢に住するを以つて伊藤と號すと云ふ。源平戰亂の頃平家に屬し、武勇に秀でし士を多く出せり、惡七兵衛景清、上總介忠清の如き皆然り。此の氏の事は保元物語に「安藝守清盛が次男安藝判官基盛云々、高き所にうち上つて下知せられ

イトウ

けるは『敵は只その勢にてつゞく者もなし、御方多勢なれば、各組んで、一々に搦め捕つて見參に入れよ、伊賀伊勢の者共』と申されければ、伊藤、齋藤、弓手馬手より馳せ寄る」とあるを始めとして、官軍勢汰の條には「伊勢國には、故市伊藤武者景綱、同じき伊藤五忠清、伊藤六忠直、」また「郎等ながら公家にも知られ進らせたる身なり。その故は伊勢國鈴鹿山の强盜小野七郎を搦めて、副將軍の宣旨を蒙りし景綱ぞかし」と載せ、また「斯く申すは安藝守殿の郎等に伊勢國の住人故市伊藤武者景綱、同じき伊藤五伊藤六とぞ名のりける」と。次に平治物語卷一に「伊勢國伊藤の兵共こそ都へ入らせ給はゞ御供仕らんとて、三百餘騎にて待ちまゐらせ給ふ」と、又待賢門の戰に伊藤武者景綱、次いで「伊東武者景綱は伊勢守に補す」と。又平家物語に「侍大將には上總守忠清、其子上總太郎判官忠綱」。源平盛衰記には「上總守忠清、子息五郎兵衛尉忠光、七郎兵衛景清」また景清の事は「今日此頃童部までも沙汰すなる上總惡七兵衛景清、我と思はん人は落合〳〵、大將軍と名乘玉ふ判官は如何に

三浦、佐々木はなきか、熊谷、平山はなき歟」と。又東鑑卷一に伊藤武者次郎等を載せたり。

此の氏平氏亡ぶるに際し、父子兄弟皆平家の爲に盡す所大なり、忠淸は東鑑元曆二年五月十日條に「志摩國麻生浦に於いて、加藤太光員郎從等、平氏家人上總介忠淸法師を搦め取り、京師に傳ふ」云々。又同十六日「忠淸法師六條河原に於いて梟首せらる」と。上總五郎兵衞尉忠光は宗盛の滅後民間に匿れ、建久三年潜に鎌倉に入り源賴朝を刺さんと謀りしも、果さずして執へらる。東鑑建久三年二月廿四日の條に「武藏國六連海邊に於いて囚人上總五郎兵衞尉忠光梟首、義盛之を奉す、日來粲水を斷つ云々」と。義士と謂ふべし。惡七兵衞景淸も亦世上に喧傳さる。されど其の終る處を知らず、且つ加藤景淸と其の事跡混ずと。三國地志にも「按景淸事跡、本國にも處々に口碑のこれり。然れども或は加藤景淸、或は梶原景淸などを混ずるあり。相傳ふ攝州川邊郡三室寺に、景淸伯父大日坊住す、景淸これを害す。故に惡七兵衞の號あり。又一說大日宋朝にいり、佛照德光禪師に謁して歸朝す。平族滅後、景淸此の僧を訪ふ、大日酒を出して饗せんと門を出づ。景淸謂く此の僧我事を源家へ訴るならんと、是を殺害すと云ふ。景淸墳墓城州八幡山七曲正法寺にあり、又日州宮崎に祠あり、建保二年八月十五日卒すと云、忠淸、忠光、景淸三代の牌子、鈴鹿郡邊法寺村不動院に安置、且つ景淸の宅地現に存すれば此の土の人とみえたり」と。されど保元物語に故市とあれば宇治山田の古市より出でし人ならん。

此の伊藤氏の事は尊卑分脈に「秀鄕―千常―文脩―文行―上總介公行弟相摸守公光(實父公行)―(佐藤)左衞門尉公淸―左衞門尉公澄―隼人正知基(或公澄兄公卿子云々)―(橘家)基景(猶、號伊藤、號伊東歟)―基淸(正盛朝臣郞等、住伊勢國)」と見ゆ。此の基淸の兄に基信あり、流布本基淸に誤り、兄弟共に基淸とす。保元物語の景綱は基信の子にして、此の氏の系は

基景┬基信―景綱┬忠淸┬忠光
　　└基淸　　　└忠直└景淸

ならむ。寛政系譜、此の流伊藤氏十一家を載せ、家紋上り藤の丸、釘拔擊。

2 伊豆伊東流伊藤氏　伊豆伊東氏は伊豆伊東庄より起りしにて、伊東と書くを正しとすれど、音通ずるより伊藤と擧げしものの多き事は前條にも云へり。平家物語に伊藤九郎祐氏、源平盛衰記に伊藤九郎、東鑑卷十三に伊藤次郎祐親、卅六に伊藤左衞門次郎祐朝、二十六、二十七に伊藤六郎兵衞尉、三十二に伊藤三郎左衞門尉、四十四に伊藤八郎左衞門尉祐光、四十六に伊藤刑部左衞門祐賴等皆此の族なるべし。又承久記一に伊藤さゑもん、太平記にも三十三に伊藤攝津守とある如く伊東を伊藤と作るもの多く、以降の書亦然り。されど日向記に「工藤維景の嫡子維職、伊豆國の押領として伊藤の庄に居住あり、是時家名を伊藤と號す」とあるは誤れり。最初伊東にして後に伊藤と混用されしものなればなり。又相良系圖に「維安―維職(號伊藤、伊豆國の押領使、伊豆工藤元祖、相州之武將)、弟維重(入江權守、駿河權守、駿河工藤、伊勢伊東長野是也)―維淸」とあるも甚だ宜からず。維安は治承云々、文治二年云々と載するに關はらず、曾我兄弟六代の祖維職を其の子とするなど時代の混亂驚くに堪えた

て總べて藤原南家工藤伊藤と同族なりと稱すれど、全く採るに足らず、後世の假構のみ。されど相良系圖に「周頼、遠州井伊内相良の庄、郁芳門院別當、右京大夫と爲る。長久二年將門の末族再發の時、關東下向」とありて、其の子光頼に伊東と註し、又「木脇市郎左衞門尉祐光二男相良右京大夫周頼、養子家督と爲す」との譜あり。且つ「光頼―賴寬(相良藤太)―時邑―頼繁(相良大膳大夫)―頼堯(伊藤大夫、門阿と號す、土御門院卽位の時舁灯の役者、仍つて伊藤統領の宣旨を蒙る)」ともあれば、光頼を養子して後、實家の氏伊東をも稱し、途に養家の系までも伊東氏と同族とせしや想像するに難からず。木脇氏とは伊東氏の一族なり(キワキ條參照)。但し相良系圖の時代は全く採るに足らず。新撰事蹟通考所載相良系圖には、周頼の子を工藤大夫光頼とし、或は云ふ、光賴實は伊東祐光の二男とあるにより、工藤流伊東氏より養子せし事益々明白なりとす。

6 伊勢の伊東氏 伊勢發祥の伊藤氏も時に伊東とあり、平治物語卷二に「伊東武者景綱は伊勢守に補す」、とある如き又景綱の子忠清を源平盛衰記に伊東右衞門尉忠淸とある如き、卽ち之なり。景綱は秀郷流藤原姓にして伊藤と書くべきを正當とする事は次條に云ふべし。蓋し伊藤伊東同音にして通じ用ふれば、思はず此の誤を致すのみ。されば相良系圖に「維重、駿河工藤、伊勢伊東、長野是也」などあるは、兩イトゥ氏を一系の下に收めんとするものにして、恐らくは採り難からむ。されど後世伊勢に伊東と稱するもの尠からず、三國地志に「鈴鹿郡平野堡、按ずるに神戸氏家臣伊東茂右衞門居守」と見ゆる如き其の一なり。此の伊東氏の事は名勝志に「平野城址。平野村字門山に在り、往昔伊東某城を築き之に居る。數世の後忠國貞治中、土岐善忠に攻られ、神戸に遁る。幾もなく歸城す。政吉に至りて(一に祐吉に作る)天正九年神戸信孝を神戸城に攻む、途に戰死して城廢す、其の子孫今本村に在り(背書國誌、本村舊記)」と。猶ほ次の二項、及び伊藤條を見よ。

7 源姓伊東氏 前述平野里長伊東氏については三國地志に「其の系譜に、源繼白は範賴の男、七歲の時叔父讃岐法印繼季(御宣坊官)が子となり、讃岐法眼源繼と號す。射術を能す、承久三年閏三月罪ありて本國員辨郡へ流さる云々」と見えたり。

8 伴姓伊東氏 伊勢國桑名郡伊東氏は、もと市場氏なりと、往昔市場秀俊、三河國市場村を領せしが、故ありて三河を去り氏を伊東と改め、永祿中赤須賀に來り住すとあり。本郡桑名の伊藤氏と關係あるか。

9 甲斐の伊東氏 八代郡本都塚村に伊東森繼の舊宅あり。

10 伊豆の伊東氏 伊豆は伊東氏の發祥地なれば、その族永く勢力あり、日向記にも「爰に伊豆國に伊東大和八郎左衞門尉祐凞と申す人有り。祐宗入道慈證の爲には孫也。八郎左衞門尉祐守の子成しを、祐宗主養子に立て京都の宮仕も勤させ玉ひけり」と見ゆ。猶ほ後世此の氏の人、相州兵亂記等にも見え、又北條盛衰記に「北條早雲は堀越御所を討取り、又狩野介を攻む。狩野介は伊東の婿なれば、伊東の弟に圓覺と云ふ法華の僧ありけるを大將として加勢」など見ゆ。

11 武藏の伊東氏 新編風土記荏原郡羽田

村伊東氏條に「伊豆伊東の末葉とのみ傳へて是も詳ならず」と。又下北澤村伊東氏條に「先祖は膳場將監、其の後伊東氏となりしは、中古母方の姓を冒せるよし云へり」と。又多摩郡に伊東氏あり。「先祖を伊東日向介と云、天文の頃の人なりと、ぞ。その子十左衛門も、また後に日向介といへり。その子を淡路介とて八王子城主陸奥守氏照が鐵炮頭をつとめ、三十貫の地を領せしが、八王子城落城の日討死せり。その子將監は文祿慶長の頃由木村に住せしとぞ。御嶽棟札に伊藤將監としるせしは是なり。連綿せる系圖をつたへたり」と見ゆ。賀美郡今城青八坂稻實神社の神主家にも伊東氏あり（四十四座神社命附）。

12 安積伊東氏 工藤祐經の二男六郎左衛門尉祐長の後なり。祐長の事は東鑑に見え、又日向記に伊東薩摩元祖とあり、前に云へり。其の後裔奥州安積郡に榮ゆ。老人物語に「工藤右衛門祐經、初めて奥州安積を初め、田村の内、鬼生田村等を領す。嫡家伊東大和守祐時、嫡流たるに依り伊豆に住す、是れ日向伊東の先祖也、二男祐長、安積伊東の祖也」と見えたり。

荒井村安養寺古碑に「弘安六年癸未四月廿八日、藤原祐重敬白」と見ゆる祐重は薩摩前司祐長其の子新左衛門尉祐重ならんか。但し「右立婆意趣、先考和泉庄司」と見ゆれば、和泉守祐宗の養子となりたる歟（相生集）と。其の後應永十一年七月の連署起請文に伊東下野七郎藤原祐持等見ゆ。其の後裔に伊東攝津守あり、郡山城に據る、其の子太郎左衛門尉・郡山を稱號とし、子孫仙臺にあり。（アサカ、郡山條參照）。

同郡片平に大宮權現あり、伊豆、箱根、三島の三神を祀る、伊東氏の氏神なりと。

13 石城の伊東氏 文和六年八月二日右京大夫の判書に飯野八幡宮神主盛光申云々伊東右京亮殿と見ゆ。

14 會津の伊東氏 河沼郡に伊東玄蕃某あり、又耶麻郡若宮八幡宮神職伊東伊豫あり、新編風土記に「其先葦名家の旗下なり。畠山太郎左衛門保忠とて安達郡高玉村を領す。天正年中、高玉城に戰死す。保忠が子正春、同村伊藤助九郎に養育せられ、遂に伊東氏を繼ぐ、其地の鎭守高掌、米倉兩社の祠官となり、伊東出羽と稱す。其子齊宮介正信、本郡に來る。正

信が五世の孫日向政國磐椅神社の神樂役人となり、今は此社の神職となる。今の伊豫政峯は政國が曾孫なり」と見ゆ。

15 丹波丹後の伊東氏 氷上郡に伊東氏あり、丹波志に「伊東彌太夫、子孫石生村、地頭二、先祖彌太夫と云ふ、則ち塚有、彌太夫屋敷と稱する所に代々子孫住す」と見ゆ。日向記に「爰に祐宗入道慈證の三男信濃守維祐、男子なき故に、祐範子の八郎を養子とす。丹後の八郎と申也。是に嵐田及び丹後の吉里を讓り給ふ」とあると關係あるか。

16 紀伊の伊東氏 日向記に「祐時十一男出家有て、紀伊國の一庄を讓得て、平領伊東院主となる。」と見ゆ。紀伊續風土記に「貴志莊、地頭に小鹿入道阿念と云ふ人あり、又伊東と云ふ人あり」とあると關聯する處あるか。

17 吉備の伊東氏 太平記卷七に「伊東大和二郎、忽ち武家與力の志を變じて官軍合體の思をなし」と。又「備前に伊東大和二郎・三石と申所に城を構へて山陽道を差塞ぎ候」と。又卷十六に伊東大和守、頓宮六郎云々と見ゆ。又備中に伊東伊豆守あり、其の函を地藏院に安置し圓満寺と

其の後祐經曾我兄弟に討たれて、嫡子、犬房丸は父の所領を得て工藤三郎祐時と稱し、次男は薩摩守祐長、三男は八郎祐廣と稱し、祐時はまた伊東三郎とも見ゆ。東鑑には伊東左衞門尉祐時とあり。此の伊東と稱せし理由として、日向記は「又伊藤の藤の字、東の字に書替しは、祐經の宅居、御所の東に有ければ、東殿と賴朝公仰有けるを以て、伊東とは書來れりとなり。家の紋庵の中に木瓜を付、幕の一文字を出されしは、爲憲此かた此の如しといへども、千葉殿より幕の紋を傳へて月に星九曜等は付來れり」と云へど伊東はもとより伊東にて、伊藤と書く方誤れるに、かゝる說をなすは笑止の沙汰なれど、これは伊東氏永く西陲にありて、東國の事に通ぜざりし爲なるべしと考へらる。相良系圖の如きも又然り。

祐時嫡子次郎祐朝(早川殿)、次男六郎左衞門尉(稻用殿)、三男三郎左衞門尉祐綱(三石殿)、四男七郎左衞門尉祐明(田島殿)、五男六郎二郎祐氏(八郎兵衞尉、左衞門尉、長倉殿)、六男八郎左衞門尉祐光、家の惣領を下賜)、七男九郎祐景(門川殿)、八男余一祐賴(刑部左衞門尉、木

脇殿)、九男十郎祐忠(稻用殿)、十男肥後國松山鷺町主、十一男平領伊東院主なり。

かくて祐時の後六男信濃守祐光家督を受けしが鎌倉に在るの間、弟刑部左衞門祐賴名代として、日向に降る。よりて祐光逝去後其の嫡子祐宗と家督を爭ふ事あり。

三代祐光長男大和守祐宗(六郎左衞門尉)二男宰相房憲祐、三男三郎左衞門尉景祐、四男四郎祐之、五男大貳阿闍梨亘海、六男十郎祐秀、七男阿彌陀堂助僧都法印賴演。次に四代祐宗(慈證)の子は嫡子六郎左衞門祐貞、次男阿彌陀堂別當大輔法印益豪、三男信濃守惟祐、四男三石九郎憲祐、五男八郎左衞門尉祐守(慈性、後還俗余一左近將監祐範、深歲殿)なり。

五代祐貞後安藝守貞祐(證觀)と號す、嫡子六郎左衞門尉祐持、二男十郎祐藤(備前權守)三男長門守祐將(兵庫頭)なり。

六代祐持は相摸次郎時行に與し、後足利尊氏に屬す。同族伊東藤内左衞門尉祐廣、同一族彌七祐貞、同彌八祐勝等義貞方に與す。祐持逝去、その嫡子に虎夜叉あれど、伊東大和八郎左衞門尉祐熈・惣領職となる。祐熈は祐宗入道慈證の孫、八郎左衞門尉祐守の子なり。又祐持の本領日

向國都於郡は木脇刑部左衞門尉祐賴の孫伊東藤内左衞門尉祐廣の嫡子守永下野守祐氏に押領さる。

虎夜叉・長じて六郎三郎祐重後大和守氏祐と改む、七代なり(北朝方)。其の子六郎祐安長じて大和守、八代に當る。八代祐安入道常喜、嫡男祐立・大和守・九代に當る。二男駿河守祐與(八代殿)。次に九代祐立の嫡子三郎祐武、二男讃岐守祐賀(田島家相續、佐土原元祖)三男刑部左衞門祐爲(木脇殿)四男伊豫守祐幸、五男左衞門尉祐友、六男興福寺存忠、七男東興庵、八男十郎祐豊なり。

祐立の嫡子三郎祐武の事は頭註に「俊亘伊東家譜、及び田圓信成本日向記を案ずるに、皆祐立の嫡子祐堯なりと云ひ、祐武見えず。而して今此卜翁本は、祐立の子祐武・祐武の子祐堯なりとす。世次合はず。今年譜を以て之を推すに、祐立卒する時、年五十九にして、祐堯三十六なり。是其父子たること明なり。宜しく別に父祐武ある可からず。傳へ聞く寶永中、卜翁肥後系圖傳に據りて、日向記を增補すと、所謂系圖傳は肥後の人伊東金右衞門と云ふ者、元祿の頃齎し來りて、

伊東氏に獻ずる所にして、伊東家譜と合はざる者あり。卜翁此誤を致す所以なり」と見ゆ。祐武父に先立て卒し玉ふ。然るに三子有り、嫡子四郎祐家、二男六郎祐堯、三男祐郡とぞ申ける。三男祐郡兄の祐家を討玉ひぬ。日州の家臣等、弟として兄を討玉ふ不義不孝を憎み、日州を追出し、中子祐堯を立て國君とす。十代祐堯大和守、長男六郎祐國（左衞門尉）次男次郎祐邑、三男伊勢守祐英、四男播磨守祐圓、五男越前守祐兄、六男伊豫守祐岑、七男八男夭死、九男大賢、十男太平寺、十一男黑賀寺一海法印、十二男光孝寺、十三男兵部少輔祐具、十四男刑部大輔祐運。次に十一代祐國飫肥に戰死し、嫡子六郎祐長立つ、後大和守尹祐と稱す。十二代尹祐の嫡子虎乘丸祐裔、六郎祐備、後大和守祐充と云ふ、十三代なり、（以上日向記）。

伊東系圖には、工藤祐經—祐時（犬房丸、三郎、大和守）—祐光（八郎左衞門尉、信濃守）—祐宗（六郎、大和守）—貞祐（安藝守）—祐持（信濃守）—祐重（虎夜叉、大和守、號伊東）—祐安（大和守）—氏祐（大和守）—祐堯（大和守）—祐國（同）—尹祐（同）—祐充（同）—義祐（左京大夫）—義益（左京亮）—義堅（虔龍丸、左京亮）—祐兵（豐後守）—祐慶（修理大夫）— 祐久（大和守）—祐由（左京亮）と見え、祐久の後は大和守祐久—出雲守（大和守）祐實（祐由弟）—豐後守（修理亮）祐永—大和守祐之弟修理大夫祐隆—出雲守祐福—左京亮祐鍾—修理大夫祐民弟修理大夫祐丕—修理大夫祐相—祐歸—祐弘（日向飫肥五萬千八十石）現今子爵、家紋月に星、九曜、庵に木瓜、一文字、寬政系圖支庶十三家を載す。其他猶ほ同族と思はるゝ物四家を載せたり。

伊東
飫肥

4　伊東氏　は保元物語に伊東、源平盛衰記に伊豆國伊東入道祐親法師、伊東九郎祐衆、東鑑卷一、二に伊東次郎祐親、十五、十九、四十一、四十二、四十五、四十六に伊東三郎、二十三、二十七に伊東左衞門尉祐時、二十九、三十、三十五に伊東三郎左衞門尉祐繩、三十一に伊東次郎右衞門尉祐綱、伊東左衞門尉、卅三に伊東六左衞門祐盛、卅四に伊東大和次郎、三十六に伊東次郎祐朝、三十六、三十七に伊東六郎右衞門尉祐盛、三十八、四十に伊東大和前司、三十九、四十、四十九に伊東次郎左衞門尉時光、四十、四十二、四十八に伊東八郎左衞門尉、四十一、四十二、四十五に伊東大和十郎、四十二に伊東六郎左衞門尉祐盛、伊東六郎左衞門尉賴平、四十九、五十に伊東二郎左衞門盛時、四十六、五十一に伊東八郎左衞門尉祐光、五十に伊東新左衞門尉、五十一に伊東六郎左衞門三郎、伊東與一祐賴（猶ほ伊藤條參照）。

承久記一に伊東さゑもん祐時、太平記六に伊東常陸前司、同大和入道、八に伊東大輔、十二に伊東三郎行高、十六に伊東大和守、十九に伊東大和次郎、二十四に伊東大和八郎左衞門尉祐潾、鎭西要略嘉吉元年條に伊東日向前司氏祐、永祿六年諸役人付に相伴、伊東三位入道義祐（日向國）、同左京大夫義益、また大館日記に「日向國伊藤、望申官途彈正大弼事」とあるも、此の伊東氏に外ならず。其の他伊東を伊藤とするもの頗る多し、伊藤條を見よ。

5　相良氏流　相良氏は系圖その他に於い

─祐親（伊東久次郎 河津二郎）─祐重（河津三郎）─祐成（十郎）
　　　　└祐清（河津九郎）─祐信

と載せ、又相良系圖には「維幾─爲憲─爲時（西戎追罰之勅使）─時賴（春日祭行幸供奉）─工藤判官代時理弟時文（中將）─時信（伊藤駿河守、天曆九年勅を蒙り退治）─維永─維景（寬和二年任工藤一臈、寬弘二年伊豆相州兩國の目代たり、同七年伊藤陸奧前司と號す）─維佐（號豆州大介、伊藤相模守、延久三年兵亂の時院參）─維安（治承兵亂の時傳奏となる、文治二年云々）─維職（號伊藤、伊豆國の押領使、伊豆工藤元祖、相州の武將）─祐隆（工藤大夫）─

─祐家─祐親（伊藤二郎入道）─祐通─助成（曾我十郎）
─祐繼─祐經─祐時（伊東三郎）

と載せ、又日向記に「工藤伊東の開基、抑も當家工藤伊東と稱して、世次爵祿の連綿せる御濫觴を尋るに、大織冠鎌足公の御子淡海公不比等に四男二女あり。嫡左大臣武智丸公を南家と號し、次に贈太政大臣房前公を北家と號す。三は參議式部卿宇合を式家と名付。四左京大夫麻呂を京家と申て、此四家を南北式京藤原の四家と稱す。當家は南家武智丸八世常陸介維幾（後讚岐守任國す）の子木工助爲憲、文德天皇仁壽二年に、伊豆、駿河、甲斐、遠江等の權守を經て累葉閫左には びこれり。藤氏の木工助たるに依て、家名を始めて工藤と稱す。爲憲の嫡子時理を工藤大夫と號して、駿河遠江の權守たり。時理の弟忠憲は、常州白鳥氏の元祖也。時理の嫡子時信、次男維雄、武藏の工藤は是を祖とす。三男維衆、遠藤の曩祖たり。遠州の相良氏も是よりわかる。時信の嫡子維永、次男維遠、二階堂の鼻祖とせり。

駿河工藤並伊豆伊藤の事。維永の嫡子駿河權守維景、次男維重、是を駿河の工藤と號す。入江、船越、岡部、大田、蒲原、禁粲、興津、池屋、松野、矢部、原、橋爪、中島、久野、小安地等、維重の支流也。三男維繼（門葉不見）維景の嫡子維職、伊豆國の押領使として、伊藤の庄に居住あり。是時家名を伊藤と號す。當家は是より的々相承せり。次男景任、甲斐の工藤、澀水、石岡、布施、太瀨、石森、踏屋、松尾、檟溝、澁見等の元祖也。三男維房、（子孫不見）、四男牧大夫維貞、牧、工藤、原田氏、是より傳ふ。其外泛泛の餘裔は記すに遑らず。豆駿甲遠の國に繁茂せり。

伊藤本領祐親押領の事。維職の嫡子工藤大夫祐隆、豆州宇佐美、伊藤、河津、此の三鄕を合て葛美庄と號せし領主也。後祐隆を改め家繼と稱す。然るに嫡男狩野四郞大夫祐家、不幸にして父家繼に先立ち早世しければ、悲の餘り剃髮染衣の姿と成て葛美入道寂蓮とぞ號しける。祐家の遺子ありけれども未だ幼少なりければ二男祐繼を嫡子に立、本領を讓り工藤武者所と名乘せけり。云々」と見えたり。以上の如く諸說頗る多く、何れ眞系なるや詳かならざるも、爲憲の後にして伊豆伊東より起りし氏なる事は諸說一致し、又祐隆（家繼、家次）以後祐家と祐繼（祐次）との二流に分れ、兩流伊東の地を爭ひて遂に曾我兄弟の復仇となりし事は史實と見るを得、但し日向記、相良系圖等が伊東なる地名を伊藤に作るは惡し。殊に相良系圖が自家の系と工藤伊東の系とを混淆して一となし、時代甚だしく混亂せるは最も採り難し。思ふに相良氏が工

藤同族となりしは、伊東氏の一族より養子せし後にして、根本は全く系統を別にするものと考へらる。(サガラ條參照)。

2　尾張の伊東氏　備中國岡田侯伊東氏は前條伊東氏の裔にして祐親の男祐清の後なりと稱す。其の祖七藏長久は尾張國の住人にして羽柴家に仕へ、天正十一年柴田との戰に病死す。其の子長實丹後守と稱す、豐鑑等にも伊藤丹後守と見ゆ。黄母衣廿四人の中に選まれ、又七手の侍の番頭と成り、備中の川邊一萬石を領す。元和の役秀頼に屬せしが、德川氏之を助け、依然として諸侯に列せしむとぞ。其の子若狹守長昌―甚太郎長治―信濃守長貞―播磨守長救―內膳(若狹守)長丘―伊豆守長詮―播磨守長寬―(內膳長祥)―內藏長裕―長歲―久實(備中岡田一萬三百石)、現今子爵、家紋庵に木瓜、丸に折入、九曜。

伊東・岡田

又尾張國中島郡に伊東氏あり、其の祖祐五郎吉近、關東より來り、杉原主馬助の女を娶る、その子伊東右京進秀近なりと。

3　藤原南家工藤流　祐經は祐親(河津三郎の父、曾我兄弟の祖)に妨げられて志を得ず、都に上りて小松內相に仕へしが重盛薨じ、「平氏の近侍も心うきことに思ひけるに、」賴朝擧兵、「伊藤入道も討れて本領も賴朝公の御手に入しかば、叔父狩野介茂光、宇佐美三郎祐茂に附屬して鎌倉に下り、賴朝公に謁見し奉る」その後賴朝の寵を得る事頗る深く、日向國以下廿餘國にて所領を得。日向記に「始めて日向國地頭職並廿四ヶ國に所領賜事。祐經大將殿の勤仕、他に異なりし故にや、建久元年正月、日州一面の地頭職を賜ふ。其の御下文に云『工藤左衛門尉祐經に下す。早く日向國地頭職を領地せしむべき事、右勳功の賞となして、宛て行ふ所也といへり。先例を守り沙汰を致すべきの狀、件の如し。建久元年正月廿六日、源朝臣賴朝御判』と。又肥前國大田庄の地頭に補せらる。御下文に云『工藤左衛門尉祐經に下す。早く肥前國大田庄の地頭職を領地せしむべき事、右勳功の賞所となして宛て行ふ所也者、先例を守り沙汰を致すべきの狀、件の如し。建久元年三月廿八日、源朝臣賴朝御直判、』と。祐經彌威勢重く成て、大將殿より日本國中に所領一所宛と約束にて、廿餘ヶ國迄下し給はる。其在所を注するに、山城國宇多卅五町、大和國石縣七十五町、和泉國牟桑原卅町、和泉國諸小路百五十町、攝津國木田八十町、河內國楠郡內茭田百卅町、紀伊國田鍋郡內(村間廿五町)、周防國三田三十町、長門國御元七十五町、石見國稻用三百町、伊勢國荻原、尾張國松葉庄七十五町、甲斐國白根七十町、伊豆國伊藤七十五町、相模國曾我里(七十五町)、遠江國早河三百五十町、陸奧國鞭指庄(三百五十町、越前國篠原七十五町、丹波國久米田三十町、加賀國須海三百町、筑前國秋月庄(七十五町)、筑後國廣河百町、豐前國企救郡內(板井五十五町)、豐後國阿鍋郡內(大佐江三百町)、肥後國赤木三十町、肥後國屋鍋郡內三十町、肥前國板間三十五町、肥前國松原郡百町、日向國縣庄八十町、同國田島三十町、同國兒湯郡二百四十町、同國富庄八十町、同國諸縣郡三百町、合三千八百餘町を下し賜けり。」と見えたり。

房―武經（達朝廷、領秩父郡）―貫主武時―二郎太夫武平（武峯とも）―山田八郎政成（井戸）―五郎直家」とありて、他は七黨系圖に同じく、唯家賴の子宗重に「和州に住す」と見ゆ。卽ち此の系圖に據れば大和の井戸氏も同族たるなり。

3 讃岐の井戸氏　讃岐國三木郡井門鄕より起る。全讃志に「井戸城、井戸村にあり、井戸八郎某之に居る」と見ゆ。

4 伊豫の井戸氏　浮穴郡井門鄕より起る。伊豫親王の後と稱す、井門（キド）條を見よ。

5 石見の井戸氏　邑智郡井戸谷邑より起る。其の地に井戸谷城ありて井戸二郎左衞門尉據る。次郎左衞門尉は陰德記に據るに本庄常光の家老なりき。此の井戸氏を大和井戸氏の後とし、藤原式家とするものあれど疑はし。

6 甲斐の井戸氏　八代郡井戸村より起りしか。甲斐國志に氏人見ゆ。

7 美濃の井戸氏　加茂郡廐生城は井戸治兵衞の居城なりとぞ。

8 攝津の井戸氏　能勢郡に井戸城あり。藤原仲光の居城也と。而して仲光、源滿仲の息源治丸を養子とすと云ふ。

9 源姓　佐州役人帳に井戸氏を源氏に收む。

10 其の他、日向記、東作志（庄屋）等に見え、又幕末浦賀奉行に井戸弘道あり。米使ペルリと神奈川條約を結ぶ。

絲井　イトヰ　和名抄但馬國養父郡に絲井鄕あり、伊土爲と註す。大田文に糸井庄と見ゆ。又大和國城下郡に絲井神社あり、共に此の氏に緣故あり。

1 絲井造　但馬出石君と同じく天日槍の後裔と稱す、よりて但馬養父郡の絲井より起りしものと考へらる。但し大和にも絲井神社あり。

2 大和の絲井造　姓氏錄、大和諸蕃に「絲井造、三宅連の同祖、新羅國人天日槍命の後也」と見ゆ。城下郡絲井神社は此氏の氏神ならむ。此の氏但馬本貫なれど、一族大和に上りて此の地にありしならむ。

糸井　イトヰ　糸井は絲井に同じ。前條と併せ見るべし。

1 糸井造　前條に云へり。

2 日下部流　但馬國養父郡糸井鄕より出づ。日下部系圖に「親安―弘佐―佐晴―淸秀（和泉貫主、糸井）」なほ弘佐の子佐晴の弟滿勝も糸井と註せり。前項糸井造の裔衰へて此の流に代りしか。

3 常陸の糸井氏　新編國志に「糸井、久慈郡開田村十二天社、天正十一年棟札に糸井攝津守、同八郎右衞門、同五郎右衞門、同源十郎あり。相傳て佐竹氏の臣とす。もと白川の家人なるべし」と。又同社永祿六年の棟札にも絲井氏あり。

4 岩代の糸井氏　信夫郡天王寺承安元年の古銅經筒の銘に糸井國敬なる人見え、又郡村志「文政五年發掘陶器銘文に伊達郡平澤寺云々、糸井國數云々、承安元年八月二十八日」と。當地方の豪族たりしならむ。

5 備後の糸井氏　絲井村に笠城山あり、絲井孫右衞門據ると。その地より起りしならむ。

糸居　イトヰ　絲井に同じかるべし。

絲井部　イトヰベ　絲井造の部曲か。神護景雲三年四月紀に「上野國邑樂郡人絲井部袁胡云々等十五人、姓を大伴部と賜ふ」と見ゆ。

伊東　イトウ　伊東氏は伊豆國を本國とす、同國田方郡伊東庄より起りしなり。而して伊藤氏は伊勢國を本國とす、伊勢の藤

氏の意なり。されば伊東と伊藤とは區別する事難きにあらざるが如きも、音通ずるが故に互用する事尠からず。殊に鎌倉以降天下に蔓りし伊豆伊東氏は、工藤氏の後裔にして伊東なれど伊藤氏と載せたるもの甚だ多し、そは日向記の如きも伊東伊藤を混用するによりて容易に知るを得ん。此の場合に於いては伊藤は伊豆の藤氏の意と解するを得べし。されど伊豆發祥のイトウは大體に於いて伊東と記載するを本體とし、又伊勢のイトウは伊藤と書し、伊東と記す事稀なれば、猶ほ區別するを穩當とすべきか。殊に今日に於いては兩者を區別するをや。伊豆發祥の伊東氏は藤原南家の族と稱し、伊勢發祥の伊藤氏は秀鄕流藤原姓と稱す。されど後世何等かの緣故より他姓にしてイトウ氏と稱するもの甚だ多く、同姓天下に普し。

1 藤原南家河津流　伊豆國田方郡伊東庄より起る。伊東庄は後世の文書伊東鄕ともあり、伊東庄とは伊豆東浦庄の義なりと云ふ。藤原南家の族常陸介維幾の子爲憲・木工助たるに據りて工藤と稱す、その裔伊豆國押領使となりて伊東の地を領す。これ伊東氏の起原なり。維幾は將門記に常陸國長官藤原維幾朝臣と載せ、爲憲は同書に常陸介藤原維幾朝臣息男爲憲と記し、官軍と力を協せて賊を討つ事を載せたり。爲憲その後遠江權守たりし事、分脈以下の諸系圖皆之を云へど、他に徵證あるなし。而して源爲憲の遠江守たりし事は諸書に見ゆ。然らば此の流爲憲の遠江守となりしと云ふは、同名なるより此の源家の爲憲と誤りしものか。或は此の流諸氏は其の實源爲憲の裔か、怪しむべし。源爲憲は光孝天皇皇子是恒の曾孫、衆望の孫、筑前守忠幹の子なり。詩文に巧にして本朝文粹等に見ゆ。

伊東氏の系圖は分脈に「武智麿四男乙麿―是公(右大臣)―雄友(中納言)―弟河(伊賀守)―高扶(右衛門權佐)―清夏(上總介)―維幾(常陸介、讃岐介、本名眞衡)―爲憲(木工助、遠江權守、工藤始、又二階堂等祖也)」と載せ、又爲憲に「木工助に任ぜらるゝに依り工藤と號す」とも「世に工藤大夫と號す」ともあり。その後の系は「爲憲―┬時輔 工藤太
└時理―時信 駿河守 或說時理舍弟云々 …入江二階堂祖
└維景 駿河守―維職 伊豆國押領使―維次 狩野九郎┬家次 狩野四郎大夫―┬祐次 武者所┬祐經 工藤左衛門尉┬祐時 大和守 左衛門尉
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　　└祐長 六郎 左衛門尉
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└祐茂 宇佐美三郎
├祐家 實者久津見入道寂蓮子 六郎大夫―祐近 河津二郎┬祐道 河津六郎―祐成
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└祐忠 伊東九郎―祐光 四郎左衛門尉
├家光 工藤四郎
└茂光 工藤介
└維頼 遠江權頭 或維景弟

と載せ、工藤二階堂系圖には、「遠江守爲憲―時理┬時信 駿河守―維永―維景 駿河權守―定經 工藤
└維遠 遠江守 (二階堂祖)
祐家 伊東入道―祐親┬祐泰 河津三郎―祐成 曾我十郎
└祐清 伊東九郎
祐繼┬祐經 工藤一臈 左衛門尉┬祐時―祐朝
│　　　　　　　　　　　　　└祐長―祐光
└祐茂 宇佐美
茂光 狩野

と載せ、河津系圖には「工藤大夫祐隆(寂心)
―祐繼―祐經 小名金石 工藤左衛門―犬房

研究參照)。卽ち伊都國が未だ耶馬臺國に服從する時代なるべし。故に彼は斯く自ら國王と稱して阿羅斯等の來朝を妨げしものと考へらる。

3　伊覩縣主(恰土縣主)　漢史の伊都國王、垂仁紀の伊都都比古の後なり。仲哀紀八年條に「崗津に泊し玉ふ。又筑紫伊覩縣主祖五十迹手、天皇の行幸を聞き、五百枝の賢木を拔取りて船の舳艫に立て、上枝には八尺瓊を掛け、中枝には白銅鏡を掛け、下枝には十握劍を掛け、穴門の引島に參迎ひて獻る。因りて以つて奏して曰く、臣敢て是の物を獻る所以は、天皇、八尺瓊の勾れるが如く曲妙に天下を治しめせ、また白銅鏡の如く分明に山川海原を看そなはせ、乃ち是の十握劍を提りて天下を平げ玉へと。天皇・五十迹手を美めて伊蘇志と曰ふ。故に時人、五十迹手の本土を號けて伊蘇國と曰ふ、今伊覩と謂ふは訛れるなり」と。末文伊覩なる語の語原說明は地名附會の傳說にして、もとより採るべきにあらず、又玉鏡劍の奉獻は出雲出石兩大社の神寶奉獻と同樣に見るべきものにして、祭祀權の奉獻と考へらる。卽ち永く半獨立の狀態にありて耶馬臺國配下にありし此の國も、景行天皇以來の御誅伐にあひて全く朝廷に歸服するに至りしものと考へらる。伊覩縣主は釋紀引用筑前風土記に恰土縣主に作り、「恰土郡、昔者、穴戸豐浦宮御宇足仲彥(仲哀)天皇、將に球磨噌唹を討たんとして、筑紫に幸するの時、恰土縣主等の祖五十跡手、天皇の幸を聞き、五百枝の賢木を拔取りて、船の舳艫に立て、上枝には八尺瓊を挂け、中枝には白銅鏡を挂け、下枝には十握劍を挂け、穴門の引島に參迎へて之を獻ず。天皇勅して問ひ玉はく、汝は誰人ぞや、五十跡手、奏して曰く、高麗國意呂山に天より降來る日桙の苗裔五十跡手・是れ也と。天皇斯に於いて、五十迹手を譽めて曰く、恪しき乎。五十迹手の本土を恪勤の國と謂ふべしと。今恰土郡と謂ふは訛也」とあり。日桙は紀記姓氏錄によれば新羅王子とす。此の傳說によりて漢史の伊都國王、垂仁紀の伊都都比古、仲哀紀の伊覩縣主は其の實一にして、天日槍の後裔なるを知るなり。而して出石君も亦天日槍の裔と云へば此の族は韓より此の伊覩に渡り、更に一部東に移りて出石君となりしを知るべし(イヅシ條參照)。日槍は新羅國王裔と傳ふるも、其の實新羅に併されし辰韓中の一國ならむ。

伊都國の氏神は三代實錄元慶元年九月條に見ゆる高磯比咩神なるべし。恰土村大字高祖に鎭座す。而して雷山に神籠石あり、或は此の縣主に關係あるべし。

4　海東諸國記に「親慶、丁亥年、使を遣はし來りて觀音現像を賀す、書して筑前州恰土郡北崎津源朝臣親慶と稱す」と見ゆ。恰土氏の裔か。

5　讃岐の伊都氏　類聚國史八十七、刑法配流に「延曆廿一年九月丙辰、讃岐國云々、分島人伊都甲麻呂等を伊豆國に流す」と見ゆ。伊覩縣主の族か、伊都部の後か。

伊覩　イト　伊都に同じ、仲哀紀に伊覩縣主云々と。伊都條を見よ。

恰土　イト　伊都、伊覩等と通じ用ふ。釋紀引用筑前風土記に恰土縣主とあり、伊都條を見よ。

糸　イト　正倉院天平寶字二年文書に見ゆ。伊都部の後か。

位登　ヰト　和名抄豐前國田河郡に位登鄕ありて後世位登邑殘る。

井門 キド キカド　和名抄讃岐國三木郡に井門郷ありて井乃倍と註し、高山寺本には井閇郷として爲乃倍とす。されど後世井戸村殘留するあれば、井門はキドならんかと云ふ。又伊豫國浮穴郡に井門郷ありて、高山寺本爲度と註す、よりて井門のキドなる事益々明ならむ。井門氏には次の數流あり。

1 井門臣　正倉院天平勝寶二年文書に井門臣馬甘なる者見ゆ。恐らく井出臣の事か、然らば春日氏の族なるなり。

2 井門忌寸　大和の漢氏、卽ち坂上氏の一族にして、承和六年七月紀に「散位従六位上井門忌寸諸足云々等、内藏朝臣姓を賜ふ。後漢靈帝の後也」と見ゆ。

3 伊豫橘流　伊豫國浮穴郡井門より起る。越智系圖に「守興の子新居殿、井門一族是なり」と。又矢野系圖には此の新居殿を伊豫橘氏とし、井門を其の一族とす。又温故錄には「伊豫親王—爲世—藤大夫經世—是永(井戸氏)」と載せたり。かく種々の說あれど、其の實伊豫國造凡直の後裔に外ならず、ニキ條カツノ條を見よ。此の井門一族の事は豫章記に「亦高市の始親類中に、各別に弓馬の名を得たる者有り、後醍醐天皇山門御臨幸の時、最前に馳參、供奉仕りたりし勳功に依て叡感に預り、三八十と云ふ紋を給り、幕に付、名を擧げける、井門一族是なり。其時八十三騎にて參りたりし故なり。此家昔華嚴三郎と云、異俗有、河江に有て緖籠を荷ひて賣しが、後に南都東大寺供養の道師を、君の御夢想に依て仰付られければ、勅たりし故、華嚴三郎と勅裁有ける」と載せ、又重見氏古文書に「そなたの曾祖父八郎殿は善惠公の伯父にて、井門、みなみ、土居一流の事にて、一族の中にも、とりわけしたしき事に候云々」と見ゆ。

4 讃岐の井門氏　井戸條を見よ。

井戸 キド　攝津國八部郡に井戸庄(井出庄)あり、西須磨附近の地にて、井出より來ると考へらる。同國能勢郡にも井戸邑あり、又武藏、丹波、讃岐等にも井戸の地あり。此の氏は其れ等の地名を負ひしにて數流あり。

1 藤姓　恐らく古代井出臣の後か。井門臣(キド)と云ふ氏も存する事前に云へり。されど家譜には「藤原式家忠文の後裔にして、大和國添上郡井戸邑より起ると云ふ。時勝を祖とす。其の子時武—覺弘—良弘(筒井順慶に屬し、二萬石を領す)—覺弘—良弘」等見ゆ。家紋梅鉢、丸に琴柱(寬政系譜)。又一說に本姓大神氏にして式下郡結崎井戸村より起り、添上郡辰市城に據ると。麾下の將に三橋、稗田、高田等の諸氏あり。(又山邊郡山邊村大字磯上に據る)(又井戸春政は筒井順政の子なりと。小田切條を見よ。)

2 丹黨　武藏國秩父郡井戸村より起る。丹黨の一にして七黨系圖に「武綱—武時—二大夫武平(武峰)—白鳥七郎行房—七郎二基政—井戸政成(井戸、岩田、山田八)—

- 直家 五
  - 直時 丹左
  - 直綱 六
  - 直茂
    - 直忠
    - 家茂—家賴 六三
      - 宗重
      - 賴盛
- 政光 三—成時 馬允 六—成綱—政綱 彌三 六
- 家綱 七—廣氏 八—兼廣 七 三—經廣 七二

又井戸叢栗系圖に「武信—桑名大夫峯信(號丹二)—丹貫主峯時(始關東居住)—峯

十八に出羽前司長村、三十、卅三、卅五、卅六、卅八、四十、四十二、四十三、四十四、四十七に出羽前司行義、四十八に出羽三郎左衞門尉行資、四十九に出羽三郎兵衞尉行藤、出羽二郎兵衞尉行藤、四十九、五十一に出羽九郎宗行、五十一、五十二に出羽八郎左衞門尉行世等あり。皆出羽守の後なりとす。

6　土佐の出羽氏　南路志引用幡多郡田々野熊野社應永十七年棟札に出羽左衞門尉重正と云ふ人見ゆ。

7　信濃の出羽氏　下條氏旗下の將に出羽氏あり。

8　葦名流　葦名盛滋・出羽判官と稱す。

出庭　イデハ　出羽と通じ用ふ。出羽國出羽郡より起りし氏にして、式內伊氏波神社は其の氏神ならんと考へらる。

1　出庭臣　姓氏錄、山城皇別に「出庭臣孝元天皇皇子彥太忍信命の後也」と見ゆ。弘仁六年八月紀に「右京人少初位下出(一字欠く、されど恐らく庭字ならむ)臣廣津麻呂等七人、姓を春岑朝臣と賜ふ」など見ゆるは此の氏人也。出羽郡、古くは越後國に屬す。而して越の國は、同じく孝元天皇後裔なる安倍氏、並びに武內宿禰後裔諸氏の榮えし地なれば、出庭氏が孝元帝裔と稱する事、謂れありと云はざるべからず。されど史料甚だ乏しくして其の眞相の窺ひ難きは惜しむべきなり。此の氏の氏神と考へられし伊氏波神は後世の羽黑權現ならんかと云ふ。當地方の大社なり。

2　無姓出庭氏　出庭臣配下の民か。天平八年の右京計帳に「戶主出遅德麻呂外十二人、文進中務史生出遅臣乙麻呂」等見ゆ。遅は庭に同じかるべし。

出原　イデハラ　イヅハラ　岩代國河沼郡に出原邑ありて又伊豆原ともあれば、イヅハラとも訓むを知らむ。戰國末根來衆徒に出原右京あり、和泉國日根郡積善寺城に據り、法橋頭三位と共に後本丸の大將たり。其の他出田長壽院、山下南坊、西藏院、壽室院、近木忠三郎、熊取壽明院、同大納言等あり。其の後天正十二年小牧役の際も出原右京守將たりき。

出淵　イデフチ　イヅフチ　伊豫國伊豫郡に出淵村あり、イヅフチなりと。

出部　イデヘ　イヅベ條を見よ。

井出部　ヰデベ　井出臣の私有部曲とす。大同類聚方六十七に添上郡井出部眞道なる人見ゆ。

出增　イデマス

出町　イデマチ

出水　イデミヅ　イヅミ、イミヅ條を見よ。連姓にして高麗族なり。又薩摩に出水氏あり、肝付氏の族にして四郎行俊の裔なり。イツミ條に云へり。

位田　ヰデン　丹波國何鹿郡位田邑より起る。猶ほ丹後國加佐郡にも畏田莊あり。丹波の位田氏は位田庄司祝部權守次郎の後裔にして丹波の供田を預ると云ふ。尊氏の時代位田次郎晴長、戰國時代位田五郎兵衞靖定あり。同地に位田城あり、延德年中守護代上原豐前守據りし地なりとぞ。

位田

出村　イデムラ

出目　イデメ　デメ條を見よ。

出本　イデモト　石見にあり。

射屋　イデヤ

井出脇　ヰデワキ　豐後國圖田帳に、井手脇太郎左衞門なる者見ゆ。

伊都　イト　又伊覩とも、怡土ともあり。筑前國怡土郡の豪族なり。怡土郡は和名抄

以止と註す、漢史に見ゆる伊都國の本據にして仲哀紀には伊覩縣とあり。後世怡土庄と云ふ、東鑑文治六年條、大友嘉元三年の文書等に見ゆ、法金剛院領なり。但し和名抄筑前國宗像郡にも怡土鄕ありて伊度と註す、伊都氏の分住せしより起りしか。其の他紀伊國に伊都郡あり、天武紀に伊刀郡に作る。

1　伊都國王　漢史に見ゆる伊都國は仲哀紀所載伊覩の縣にして、後世の怡土志摩の二郡に亘りしかと考へらる。此の國の事は魏志東夷傳に「末盧國(松浦)云々」とある次に「東南陸行五百里、伊都國に至る。官を爾支と云ひ、副を泄謨觚、柄渠觚と曰ふ。千餘戸あり。世々王あり。皆女王國に統屬す。郡使往來常に駐まる所云々」と載せ、又其の後の文に、「女王國より以北、特に一大率を置き、諸國を檢察す。諸國之を畏憚す。常に伊都國を治す」と見ゆ。此の文に據れば、伊都國は松浦國の東南五百里、我が十數里の地にありて、世襲の王あり。其の官爾支は、北史に「倭國云々、八十戸に一伊尼翼を置く、今の里長の如し」とありて、翼は冀の誤、卽ち伊尼翼は稻置なるべければ、爾支は伊爾支(稻置)ならんかとの說あれど、主(ヌシ)なりとする說の方よかるべし。泄謨觚、柄渠觚は湖南先生の說に、島子(シマコ)彥子(ヒコ)ならんかと。仲哀紀に伊覩縣主あり、蓋し此の伊都國の爾支に外ならず。

此の國は耶麻臺女王國配下諸國中最要なる地位を占めし事、以上の記事によりて知るを得ん。支那の帶方郡使が我が國に使する際、常に駐るも此の地なり。又女王國(肥後北部)が一大率を置きて、北方諸國を檢察せしも此の地なり。卽ち此の地は內治外交共に重要なる位置を占めしを知るに足らむ。

2　伊都都比古(伊都彥)　垂仁紀二年條に「一云ふ、御間城天皇(崇神)の世、額に角ある人、一船に乘りて越國笥飯浦に泊れり。故に此處を號けて角鹿と曰ふ也。問ひて曰く、何國の人ぞ。對へて曰く、意富荷羅國王の子、名は都怒我阿羅斯等亦の名は于斯岐阿利叱智于岐と曰ふ。傳へ聞く、日本國に聖皇ありと。歸化せんと思ひ、穴門に到る、時に其の國に人あり、名は伊都都比古、臣に謂ひて曰く、吾は則ち是の國の王なり、吾を除きて復た二王なし、故に他處に往く勿れと。然れども臣熟ら其の人となりを見るに、必ず王に非じと云ふ事を知る。卽ち更に還り、道路を知らずして嶋浦を留連しつゝ北海より廻りて、出雲國を經、此の處に至れり。是時天皇の崩に遇へり云々」と。文中穴門はアナト條に述べしが如く、後世の長門國を云ふにあらず、古代海の灣入せる地を穴と稱す、長門の穴も、備後の穴も皆然り、而して門とは港(水門)のトなり。卽ちアナトとは海の灣入して船舶の碇泊に便なるの地に外ならず。而して此の文・伊都都比古のある海港なれば前述魏志に「郡使常に駐する處」とある伊都ならざるべからず。伊都都比古はイトツヒコにて、ツはノに通ずる助辭なれば、伊都の彥にて伊都國の酋長、卽ち魏志所載伊都の主、我が國史の伊覩縣主に外ならず。

卑彌呼王の薨去は西紀二百四十五年なり、よりて魏志の耶馬臺國傳は其の頃の史料に基くとせざるべからず。而して都怒我阿羅斯等の來朝は崇神帝崩御の頃なれば、西紀二百五十八年頃にして、相去る事十數年に過ぎず(拙著日本古代史新

す、其子支順より當村に移る、世々醫を業とす」と見ゆ。

10 肥前の井手氏　藤津郡に井手、井手分等の地あり、此の氏と關聯あらむ。後世大村藩に仕ふ、井手式部左衞橘正頁の後なりと。滿井、間、筧、田川等の氏、これより分る。

11 藤原北家道隆流　尊卑分脈に道隆の子好親に井手少將入道と號すと見えたり。

12 井伊氏流　遠江の井手氏にして、井伊氏の族なり、井伊家譜に「彌直の子直時、井手を稱す」と見ゆ。

13 藥師寺流　美作の名族にして、もと藥師寺氏なりしが勘三郎なる者、夢に神託を受けて井手氏を稱すと。

14 紀伊の井手氏　名草郡の名族なり。

15 肥後の井手氏　阿蘇家臣の有力者なりき。

16 柳河立花藩の用人に井手氏あり。

渭代　ヰデ　和名抄伊勢國飯野郡漕代鄕ありて古以之呂と註すれど、渭代の誤なる事神都志既に云へり。神宮雜例集に井手鄕見ゆ。

渭提　ヰデ　和名抄相模國高座郡に渭提鄕あり。

出　イデ　津山藩分限帳に「五拾石、出九太夫」と見ゆ。

伊手　イテ　和泉國日根郡の名族なり。

出井　イデヰ　下野、三河等に出井邑ありその地名を負ふ。

1 藤原姓　藤原氏にして井出正次の支流なり、正豊に至り出井とす。家紋丸に井筒、稻穗打違。

2 阿曾沼流　下野國都賀郡出井村より起る。秀鄕流藤姓阿曾沼四郎廣綱の孫光綱、此の地に住して出井次郎と云ふ、家紋藁の内左卷三つ巴。現今下都賀郡家中村大家に同姓七戶、その隣村國府村惣社、大塚等にも尠からずと。

3 三河の出井氏　出井村より起る、諸侍出所に出井甚三郎を載せたり。

4 備前邑久郡にも此の氏あり。

出射　イデイ　備前邑久郡にあり、前條氏に同じかるべし。

出牛　イデウシ

出浦　イデウラ　次の二流あり。

1 信濃國更級郡村上の出浦より起る。出浦城あり。村上氏の一族にして、尊卑分脈に「村上爲國—成國—出浦太郎爲實—同小太郎義忠—同又太郎爲親—親茂—基宗」と載せ、又中興系圖に「清和源姓、本國信濃、紋丸の内上字、村上判官爲國三代太郎爲實稱之」と見ゆ。

2 武藏秩父郡にもあり、新編風土記に「(薄村) 出浦式部が末なりと云、文書を藏す」と見ゆ。

井手尾　ヰデヲ

井手門　ヰテカド

出川　イデカハ　清和源氏なりと云ふ、佐渡に此の氏あり。

出木谷　イデキヤ

出倉　イデクラ

井手籠　ヰデコ　大隅の豪族なり、地理纂考菱刈郡馬越城條に「守將井手籠駿河、其子兵部、同彌四郎等決戰す。寄手の軍士駿河父子三人を打取り城中に攻入る」など見ゆ。

出澤　イデサハ　常陸國茨城郡六地藏過去帳に出澤式部少輔なる者見ゆ。

出嶋　イデシマ　イヅシマ

出田　イデタ　イヅタ　肥後國菊池郡出田より起る。增補國志に菊池家四代經宗の弟經家を祖とす、其の子藏人經信此の地に居り、出田を稱す。菊池系圖に菊池太郎經宗—出田藏人經信—小次郎經親、弟經遠(出田三郎)と見え、出田系圖には藤原經賴(菊

池三代)―經家(藤田三郎)―經信(出田、菊池郡出田村を領す、因つて邑名を以て家名とす。)―經遠(出田三郎)―近江守經能―彌次郎經隆―九郎經親―越前權守武宗―三郎五郎隆重―九郎隆綱―三郎隆氏―九郎隆信―次郎九郎武久―民部少輔武遠―朝久―三郎(筑後守)秀信―刑部大輔重綱―刑部少輔政冬―式部大輔重基―右衛門佐(讃岐守)親基―十次郎(宮内少輔)武房―親房(宮内)と載せ、又城氏系圖に越前守重岑―出田刑部政冬(出田祖)―出田式部重基と見ゆ。政冬實は城親冬の弟、親基實は城親賢の弟なり。出田氏は出田村古地城に據る、菊池十八外城の一にして、出田太郎代々住と見ゆ(菊池風土記)。又肥後國志に「隈本の地、菊池の一族出田秀信、と云者、八十町を領して始て在城す」とあり。嘉吉三年の菊池持朝の侍帳に出田刑部允重綱、永正元年政隆の侍帳に出田佐右衛門重郷、出田刑部允重元、また同二年の連署に出田刑部大輔重綱、同六郎貞峰等あり。貞峰は重綱の弟なりとす。

出津　イデツ

出塚　イデヅカ

出月　イデツキ

出戸　イデト

出富　イデトミ　源平盛衰記に「土肥次郎は出富の小檢校と云ふ海人が小船を借り云々」と見ゆ。

井手野　ヰデノ

出野　イデノ　加賀藩侍帳に「石五拾石、紋丸内釘貫、出野左門」と見えたり。

出羽　イデハ　イヅハ　東北地方に出羽國あり。明治元年分つて羽前羽後の二國となす。羽前に出羽郡あり、國府のありし地にして、國名の出づる處、又隣郡田川郡に出羽神社あり。國名此の地方より發するや察するに難からず。出羽は和名抄・以天波と註し、又出羽神社は延喜神名帳に伊氏波神社と載せたり。イデハたりしや明白とす。近世に至りて、イを省き單にデハと云ふ。出羽は又出庭と記載す。又伊勢、石見等に出羽の地ありて、イヅハと訓ず。

1　出庭臣　出羽國名を負ふ、阿倍、紀等と同族なり、次の條を見よ。

2　秀鄕流藤原姓御館流　平泉藤原秀衡の五男通衡は出羽冠者とも、仙北五郎ともあり、居住の地名を負ひしならむ。

3　出羽探題　斯波氏の裔最上氏、出羽山形城に據りて頗る勢力あり、出羽探題とも、羽州探題とも呼ばる。康正の室町幕府御内書案に出羽探題右京、同修理とあるは最上義春、義秋父子に當ると云ふ。蜷川親元記には羽州探題右京大夫と見ゆ。

4　佐々木流　佐々木賴綱の三男義綱、出羽守たりしより出羽五郎と云ふ。其の子時經出羽四郎、其の子義氏も出羽四郎、弟義信出羽五郎、義氏の子孫經氏―氏秀弟氏綱―能綱―時綱等皆出羽を稱す。

5　東鑑所載出羽氏には、卷廿六に出羽次郎兵衛門尉、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、卅四、卅五、卅八、卅九に出羽前司家長、卅、卅九、四十八に出羽三郎左衛門尉、卅一、卅二に出羽四郎左衛門尉光宗、三十三、三十四に出羽判官家平、卅五、卅六、卅七、四十一に出羽二郎兵衛尉行有、三十六、四十一に出羽四郎左衛門尉光家、卅六に出羽六郎兵衛行有、卅八、卅九、四十、四十二、四十五に出羽次郎左衛門尉行有、卅九に出羽前司行儀、卅九、四十、四十一、四十二、四十五に出羽三郎行資、四十三に出羽藤左衛門賴平、四十四、四十八、四十九、五十二に出羽七郎行賴、四十四、四

2 中臣流　能親を祖とす。中臣系圖に見ゆ。

井代　キテ　大和國添上郡井手邑より起る。春日氏の族なり。井出と通じ用ふ。

1 大和の井代臣　春日氏の族なり、井出條を見よ。

2 攝津の井代臣　豊島郡に井手邑あり。此氏によりての地名とす。姓氏錄、攝津皇別に「井代臣、大春日朝臣同祖、米餅搗大使主命の後也、大和國添上郡井手村に居る。因りて姓を井出臣と賜ふ」と見ゆ。

井出　キデ　井代、井手と通じ用ふ。和名抄伊豫國周敷郡に井出郷、上野國群馬郡に井出郷（高山寺本爲氏と註す）等あり。

1 大和の井出臣　孝昭天皇の後裔、春日臣の一族にして、添上郡井手村より起る。大同類聚方に「添上郡井出臣廣峰」（第七十四卷）、また「大和之井出臣」（第七十六卷）など見ゆ。前條參照。

2．攝津の井出臣　井代條を見よ。

3 井出首　姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。秦氏の族か。

4 秦井出　越前の井出氏なり。天平神護二年の越前國司解に「足羽郡利苅郷戸主秦井出月麿」など見ゆ。此の國足羽郡に井手郷あり。又秦井手忌寸あり、井手條を見よ。

5 置井出公　出羽國飽海郡（羽前）井手郷より起る。蝦夷族なり。弘仁三年四月紀に「出羽國田夷置井出公呰麻呂等十五人、姓を上毛野緣野直と賜ふ」と載せたり。

6 二階堂流　駿河國富士郡井出より起る。二階堂政重、此地に住し、其の子政種に至り此氏を稱すと云ふ。今川義元の臣正直より系あり。家紋山形村紺、井桁、稻穗の丸に井桁花輪、違井筒。寛政系譜に出づ。

7 信濃橘流　井手氏條を見よ。橘好古の裔なりと。

8 穗積姓　中興系圖に「穗積姓、本國駿河富士、紋稻穗丸、鈴木の分流」と見ゆ。

9 大和の井出氏　古代井出臣の後裔なるべし。大和軍記に「筒井順慶、龍の市の井出十郎に心を合せ、松永彼城を取詰られ候云々」と、また細川兩家記に「永祿十年松永方へ尾張の衆二萬許相添、大和へ手遣す、則ち筒井平城は明けられ退行なり、同じく井手城に懸られ、あまた討取」とあり。

10 上野の井出氏　群馬郡井出郷より起る、大同類聚方に群馬郡の人井出の高老なる者見ゆ。

11 筑前の井出氏　歸化韓人にして黑田侯に仕へ、鞍手郡鷹取山にありて瓷器を造る、鷹取燒これなり。

12 武藏の井出氏　多摩郡にあり、新撰風土記に「井出氏、小名原宿に住せり。先祖井出伊賀守、その子兵左衞門父子駿州の今川家に仕へしが、彼家沒落後一族と共に當國に來り、此邊に住せし人の中にも、井出太左衞門は江戸へ召出され、諸士の列に加へられしが、故あつてその家を失ふと云ふ。兵左衞門は慶長四年千人組に召抱られ、其子孫六郎右衞門、享保年間弟角左衞門を分家し、由緒の爲めに持傳へし今川家文書の内二通を讓與へしよしにて藏せり。その文略す。しかるに本家方安永のころ退轉に及び、その寡婦に傳へし文書十一通あり」と。なほ平氏條を見よ（井出尾張守）。

13 伊豫の井出氏　周敷郡井出郷より起る。河野新居の一族なり。

14 和泉の井出氏　日根郡の名族、其の祖

先賢語初めて日蔭原に住居を構へし時、大和國吉野郡勝手明神の分靈を勸請し小祀を建て祀る、卽ち當新宗村勝手神社の起源なりとぞ。

15 甲斐の井出氏　津金衆の一にあり。

16 其の他小金本土寺過去帳に「井出十左衞門、妙朗尊儀の御石塔起立の人也」と。又德川時代六鄕藩、狹山北條藩の用人に此の氏あり。

井手　キテ

井代、井出と通じ用ふ、和名抄・越前國足羽郡井手鄕を爲天と訓じ、又加賀國石川郡の井手鄕を井天と註し、猶ほ出羽國飽海郡に井手鄕を收む。

1 井手臣　井代、井出條を見よ。

2 井手　神護景雲三年紀に攝津人井手小足あり。忌寸姓を賜ふ。

3 秦井手　井出條を見よ。

4 秦井手忌寸　無姓、井手氏の後也。神護景雲三年五月紀に「攝津國豊島郡人正七位上井手小足等十五人、姓を秦井手忌寸と賜ふ」と載せたり。

5 井手宿禰　藤原式家の族にして、延曆六年九月紀に「是れより先き贈左大臣藤原朝臣種繼の男湯守・過あり。籍を除き是に至つて姓を井手宿禰と賜ふ」と見えたり。

6 橘姓　橘氏の祖諸兄公は山城國綴喜郡井手の地に別業を營みて、井手左大臣と呼ばる。その後裔氏公も亦後井手右大臣と呼ばれたり。尊卑分脈に「諸兄（號井手左大臣）—奈良麿—淸友—氏公（號後井手右大臣）—峰嗣—春行—實利—正通」と見ゆ。これより井手氏の橘姓と稱するもの甚だ多し、以下多く然り。

7 信濃橘姓　其の家傳に「橘諸兄公の曾孫、信濃國佐久郡海の尻の城主井手兵部大夫以季、後に長門守と稱す。其孫土佐守知與、更科郡葛尾城主村上義淸の家臣也。故ありて村上家の勘氣を蒙る。その後海尻は番城となる。天文年間村上家より城代を置き給ふ、其人々には藥師寺右近進、小沼川舍人介等也。知與の子井手縫殿尉知次は男子八人あり。嫡子佐左衞門二男と共に甲州武田晴信公に仕へて戰功あり、天文十二年卯三月、同十七年申四月御感狀二通を井手縫殿尉へ賜はり、又天正十年午三月感狀一通を井出左兵衞へ賜はる。其系圖次の如し。

橘好古—敏政—則隆—成任—以綱—敏次—廣方（信濃守廣房）其子滿定は鷹野佐渡守と云ひ、滿定の弟以重は井出右京進と云ふ。其子以長（一本系國廣の子とも云ふ）—以政—以經—以長—以隆—以材—以季—以基—以盛—以量—以緒—諸光（後に以繼）この裔橋本氏なり。

以盛の弟以實—以親（井出大和守）—知季（長門守）—知與なりと。

8 越前の井手氏　橘曙覽を出せし氏なり。井手氏系圖に「橘諸兄—奈良麻呂—淸友—氏公—峰繼—淸蔭—春行—實利—正通—嗣光（紀伊田邊城主田邊を氏とす）—嗣慶—嗣俊—俊元—俊善—俊重—俊信—廣儀—廣重—信直—信廣—信義—式部少輔—少輔—春光—泰直—龍皃、」と見え、又泰直弟正玄家を分ちて正玄を氏とす。其子五郎右衞門—五郎右衞門（實は鷲塚茂右衞門次男）—五郎右衞門（實は笠原堀兵衞次男）—五郎右衞門—曙覽—今滋（遺志により氏を井手に改む）となり。

9 安藝の井手氏　藝藩通志豊田郡井手氏條に「橘諸兄公、十七代の孫、井手藏人重治、應永の末、此國に來り、小早川則平に托す。其子正順は出でゝ大內家に仕ふ、夫より六世を經て平左衞門重房、天文中浪人となり、賀茂郡三津の庄に寓居

一人、漆沼鄕工田里出雲積島女外一、犬上里出雲積近津女、伊知里出雲積身手外一、神戸出雲積稻依外一、」また天平六年八月の出雲國計會帳に「右衞士出雲積三國等合三人逃亡狀、神門軍團五十長出雲積友麻呂、」など見ゆ。出雲臣との關係詳かならず。

24　出雲積首　前記の出雲積の有力なる者が更に首姓を賜へるなり。賑給歷名帳に「出雲鄕朝妻里、出雲積首外五、伊知里出雲積首石勝外一、滑狹鄕出雲積首石勝外三、」また計會帳に「進上意宇郡出雲積首石弓」など見ゆ。

25　無姓の出雲氏　出雲臣との關係詳かならず。大寶二年九月紀に「出雲狛、臣姓を賜ふ、」と。また天平十九年六月紀に「外從五位下出雲屋麻呂、臣姓を賜ふ、」など見えて、出雲國造と同樣出雲臣となりしものあり。

26　近江の無姓出雲氏　竹生島緣起に「昌泰三年十月、寬平前帝禪定法皇行幸、木工寮を召し、三間堂を改めて七間之殿を作る。淺井郡檢校出雲春雄、勅を蒙つて之を構造す、」と見えたり。これは前述二十一項の出雲宿禰等と同族なれど、そのカバネを省略せしものか。

27　越前の無姓出雲氏　天平神護二年の越前國司解に額田鄕戸主出雲牧夫と云ふ人見ゆ。

23　出雲族　出雲氏の族人なりと云ふを氏とせしなり。天平五年山城計帳に出雲族刀自賣と云ふ人見ゆ。出雲臣の部曲などにや。

29　中臣流　中臣氏系譜に「賴宣（內田出雲守）—守宣（出雲小大夫）」と見ゆ。父が出雲守たるより、その國名を稱號とせしなり。

30　秀鄕流藤原氏　武藤系圖に「大藏大夫賴平—筑後守資賴—右衞門尉賴茂—太郎左衞門尉賴房—武藤出雲守資氏—氏道（出雲九郎）—能村（出雲四郎）と見ゆ。これも前と同樣なり。博多日記裏書に「出雲道照陳狀（嘉曆四年四月）、云々、」また「御代官道照請文（嘉曆元年）云々、」とも、載せたるも、此の族か。又肥陽軍記に「新少貳冬尙は綾部城を守られけるが、馬場、橫岳、武藤、出雲等を催し之を拒ぐ」と。これは此の出雲氏なるべし。

31　大和の出雲氏　十市郡の豪族にして、十市氏麾下の將なり。恐らく上古出雲臣より系を引けるものなるべし。

32　佐々木氏流　佐々木五郎義淸當國守護職となり、子孫出雲隱岐に榮ゆ。隱岐、村、鹽冶（鹽屋）、高屋等この族なり。佐々木條を見よ。

33　稻田宮主裔　出雲國飯石郡須佐の須佐家は稻田宮主脚摩乳手摩乳の後裔と稱し、成務天皇以來代々出雲を氏とすと云ふ。されど信じ難かるべし。詳細はスサ條を見よ。

34　東鑑出雲氏には三十八、三十九に出雲前司義重、四十、五十に出雲次郎左衞門尉時光、四十、四一、四二、四四、四五に出雲五郎左衞門尉宣時、四一、四五、四八に出雲權頭爲政、四五に出雲前司等見え、又太平記十に出雲介親連あり。

出雲井　**イツモヰ**　美作國の名族にして、勝北郡諏訪大明神の大宮司なり、寬文の棟札に出雲井文右衞門を載す。東作志に「出雲井は舊信州の人にして諏訪氏なり、家の紋紅葉の立木を用ふ。作州へ來住して後堂上の公卿より來て、一代を嗣ぐ、此時『雲井を出る』と云意を以て出雲井に改む」と。又曰く「文治年間此國に下り、諏訪明神の大宮司となる」と。猶ほ「此の氏は鳥羽天

皇の御字、室賀二郎盛扶の後、諏訪安久、信州諏訪大明神の分靈を奉じ來る。その後諏訪豊前守定信に至り、小吉野庄地頭職に補せられ、安久より六世子なく、日野大納言時房の子兼信を養子とす。此の年、姓を出雲井と改め、式部大夫兼信と號す」と云ふ。されど金野村牛頭天王社鎰取出雲井氏にては雲州より來ると傳へたり。

出雲路 イツモヂ　京都上京出雲路なる地名を負ふ、二流あり。

1　春原朝臣姓　天智天皇の後にして下御靈社の祠官なり。春原系圖に「春原五百枝（參議）—百枝（木工頭）—豊足（内匠頭）—豊祐（内藏頭）—祐元（御靈社務、若宮神主、出雲寺別當、又號出雲路）—祐海（法印職）—祐光（本宮社務、若宮預）—祐能—元彦—元雅—祐宣—祐雅—元賢（社務若宮預）—元延—元順—祐益—祐基（兵部少輔）—祐圖（出雲寺別當）—祐盛—祐悅—祐庸—祐充—祐榮—祐政—祐純—祐孝（法眼）弟良繼（號出雲寺）と見ゆ。

2　大友流　豊前大友氏の一族にして、大友系圖に「能直—親秀・出雲路と號す」と。淺羽本には「出雲路殿」とあり。

3　越前今立郡毫攝寺、眞宗出雲路派の本山にして、越前三門徒の隨一也。蓋し如道の弟子善智を開祖とす。京師出雲路なる毫攝寺の法脉を承けしにや、出雲路と云ひ、近世は天台宗靑蓮院門跡に依附したり（地名辭書）と。

出雲寺　イツモヂ　出雲路と通じ用ふ、出雲路氏條に云へり。春原氏の裔也。

出雲忌部　イヅモノイムベ　忌部の一支族なり。古語拾遺に「櫛明玉命、出雲國忌部、玉作祖也、云々、其裔今出雲國にあり」と見えたり。和名抄出雲國意宇郡に忌部鄕を收め、後世その遺跡を忌部邑と云ひ、隣村に玉造邑ありて、此の記事と一致契合を見るなり。出雲風土記には國造朝廷參向の際、御沐齋戒の里なるにより忌部と云ふとあるは、後世の俗説を採用せしに過ぎじ。

出雲部　イツモベ　出雲臣私有の部曲なり。

1　出雲の出雲部　天平十一年の大稅賑給歷名帳に「河内鄕大麻里出雲部玉身賣、出雲鄕朝妻里出雲部得女、伊知里出雲部古女、出雲部志去賣」など見ゆ。

2　備中の出雲部　大稅負死亡人帳に「都宇郡美和鄕市忍里戸主下道朝臣加禮比口、出雲部刀、賀夜郡葦守鄕三井里戸主物部大海口出雲部羊賣、猶見里戸出雲部小麻呂」など見ゆ。

3　筑前の出雲部　川邊里大寶二年戸籍に出雲部止乃豆賣と云ふ人見ゆ。

4　丹波の出雲部　南桑田郡千歳村に出雲神社あり、出雲氏の創設にして、出雲部も多かりしならむ。

5　山城の出雲部　神龜三年の出雲鄕雲上里計帳に「出雲部淨刀自賣外二人、出雲部宮屋賣外一人」また雲下里計帳に「出雲部志祁目賣、出雲部都岐賣外二人」等見ゆ。

6　京師の出雲部　天平五年右京計帳に出雲部子孫女と云ふ人見ゆ。

7　越前の出雲部　天平神護二年足羽郡司解に主政外少初位下出雲部赤人と云ふ人見ゆ。

8　なほ出部を參照せよ。

井面　キヅラ　キノモなるべし。キノモ條參照。

1　荒木田流　伊勢内宮祠官荒木田の一族にして、荒木田一門系圖に、

守倚—守春—守榮—守淸—守順
—守平（井面與左衞門）—守將（左近）—守吉（左近）
—守忠（井面與右衞門）—守國（出雲）—守門（與右衞門）」

賓を息長命に給ふ。」と。また延曆十年十一月紀に「播磨國人大初位下出雲臣人麻呂に外從五位下を賜ふ、稻を水兒の船瀨に献ずるを以つて也。」と見ゆ。

13 出雲臣族　出雲臣の一族なる事を氏とせしものなり。神龜三年の山城國出雲鄕雲上里計帳に「出雲臣族果安外四人、」雲下里計帳に「出雲臣族粳虫賣、戸主出雲臣族足梓外十人、」また天平五年の計帳に「戸主出雲臣族智縁外六人」など見ゆ。

14 出雲國造　出雲國一國を支配せし大國造にして、出雲臣の宗家代々補任せらる。卽ち第二項に述べしが如く、宇迦都久野命以來、出雲臣族中宗家の者代々此職に補せられしが如し。古事記に「天菩比命の子建比良鳥命は、此れ出雲國造、云々等の祖也、」と見え、國造本紀には「出雲國造、瑞籬朝(崇神)天穗日命十一世の孫宇迦都久怒を以つて國造と定め賜ふ。」と載せたり。

出雲國造の歷代は第二項出雲臣係に述べたり、而して孝時の子清孝に至りて嗣子なし。よりて弟孝宗その後を嗣ぎしが、其の弟貞孝も亦別に奏聞を經て國造職となれり。卽ちこれ千家北島兩家の分立にして、懷橘談に「出雲國造は昔一家なりしが、四十八代孝時の時、嫡子清孝子なかりければ、清孝の弟孝宗に家を讓る、之を千家の祖とす。孝宗の弟貞孝は、また別に奏聞を經て父祖のゆづり狀にまかせて、神火相承け侍る。此より兩國造に分る。年中行事祭禮をも月代りにつとむ」とあるが如し。兩國造分立、神事分擔の事は、康永三年六月五日の和與狀に、

孝宗貞孝當國杵築大社神主國造職、所領並に神事等

每月御供奉幣、臨事御神馬以下得分物は、正月より三、五、七、九、十一月は孝宗出仕致し、之を執行すべく、次に二、四、六、八、十、十二月は、貞孝出仕致し執行すべき事、

正月七日並に三月會御神事、三頭は孝宗出仕と云ひ、得分と云ひ、御差符判形等、之を管領すべく、但し此の內相撲頭一方、右神物內、神主得物に至りては貞孝之を管領すべし。

五靈會並に九月九日御神事は出仕と云ひ、得分と云ひ、貞孝之を管領すべし。

造營の時柱立の儀と棟上遷宮の儀とは、孝宗出仕と云ひ、得分と云ひ、泰孝、孝時、清孝の例に任せ、孝宗之を管領すべし。

所領等の事、大庭、田尻、揖屋庄、阪本村、杵築宮內田畑、及び院內市場浦々、並に鹽屋濱等は半分宛、年貢得分物に於いては、孝宗貞孝兩方の代官、相共に內檢を遂げ、半分宛其の沙汰を致すべし。

次に百姓等の事は人數分別、之を召仕はるべし。

上官並に神人等、日來の如く孝時清孝の例に任せ、得分住宅等改動あるべからず。

右上裁落居の間、永く此の趣に背かず候、若し相互違亂濫妨を致さば、守護の御計ひに於いて管領を一方に付せられ子細を注進せらるべく候。更に一言對論に及ぶべからず候、仍つて和與狀件の如し。

康永三年六月五日　出雲孝宗
出雲貞孝

とあるによりて窺ふに足らむ。されど兩家の爭論は此の和與によりて全く收まりしにあらず、此の後も時に起りて德川の初期に及べり。

泰孝─孝時┬清孝
　　　　　├孝宗─直岡─孝國（千家）
　　　　　└貞孝─資孝─幸孝（北嶋）

以下センケ、キタジマ條を見よ。

15　出雲大社祠官　千家北嶋の兩國造ある事前述の如く、次に應安三年八月の社家連判狀に、沙彌道意、別火財貞吉、勝部清實、出雲盛清、僧道雲、出雲孝忠、權檢校出雲經孝、出雲孝氏、僧榮孝、沙彌宗訓等を載せたり。卽ち別火、及び總檢校、上官、中官、大行事等ありしなり。而して又後世、上官、社家、權社家、中官、伶人、子良、神人、被官等の職二百餘人ありたりとぞ。

其他惣檢校職あり、懷橘談に「昔は國造の下に神主檢校の兩職あり、文治年中には內藏資忠、武士に屬しながら神主と稱し惣檢校に補したりしが、其後に孝房還補せられぬ」と。東鑑、杵築大社記等によるに、源賴朝、中原資忠の功勞あるを以つて、國造孝房の檢校を停め、資忠を以つて之に代ふ。建久中遷宮、國造に非ずして神體を奉ずる、古今に其の例なきを以つて、資忠を罷め、孝房の職を復せしなり。東鑑には出雲國大社神主資忠と載せたり。

16　出雲連　出雲氏が前述の如く臣姓を稱するは太古以來の遺習に基くものにして、中央のカバネ制度に則りて賜はれるものに非ずと考へらる。(詳細は拙著上代に於ける社會組織の研究を見よ。)卽ち原始的カバネに過ぎざるなり。よりて中央に上りて相當の地位にありしものは連姓を賜はれり。これ出雲連にして、弘仁三年、及び天長十年には更に宿禰姓を賜はれるものあり。

17　攝津の出雲連　延曆廿四年十一月紀に「攝津國人外從五位下出雲連廣貞等、左京に附す。」と。なほ天長十年に宿禰姓を賜はれるものも此の國にあり。

18　出雲宿禰　京師にありし出雲氏の宗族ならん。延曆十年九月紀に「近衞將監正六位下出雲臣祖人言ふ、臣等の本系、天穗日命より出づ。其の天穗日命十四世孫を野見宿禰と曰ふ。野見宿禰の後、土師氏の人等、或は宿禰となり、或は朝臣となれり。臣等同じく一祖の後にして、猶ほ均養の仁に漏る。伏して望むらくは彼等宿禰の族と同じく改姓の例に預らむ、と。是に於いて姓を宿禰と賜ふ。」と見ゆ。姓氏錄左京神別に「出雲宿禰、天穗日命子天夷鳥命の後也」とあり。

19　出雲宿禰　弘仁三年六月紀に「左京人從五位下出雲連廣貞、姓を宿禰と賜ふ、」と。また天長十年三月紀に「左衞門醫師從七位上出雲連永嗣、連を改めて宿禰を賜ふ。」と見ゆるは連姓より宿禰姓となれるものなり。廣貞は醫道の大家にして、大同三年五月・安部眞道と共に、大同類聚方一百卷を撰び、其子峰嗣は勅を奉じて金蘭方五十卷を撰ぶ。

20　攝津の出雲宿禰　天長十年二月紀に「攝津國豐島郡人散位從七位下出雲連男山、河邊郡人正六位上出雲連雄君、出雲連伊都岐麻呂等、男女廿二人に、姓を出雲宿禰と賜ふ。」と見ゆ。

21　近江の出雲宿禰　近江にも此の氏ありしと見え、天慶八年日野大宮梁箇銘に神主正六位上出雲宿禰貞主など見ゆ。

22　出雲朝臣　貞觀十二年三月紀に「散位從五位下菅原朝臣峯嗣卒す。峯嗣は左京人也。父出雲朝臣廣貞、醫師に長ず、云々。貞觀十年、出雲姓を改めて菅原となす。土師、出雲同祖なるを以つて也」と見ゆるにより出雲氏にも朝臣姓ありしが如く考へらる。

23　出雲積　積は原始的姓なり。天平十一年の賑給歷名帳に「波如里出雲積諸女外

系圖の六代櫛月命に當らむ。十三代鸕濡渟（氏祖）の後は、十四代襲髄命—十五代來日田維穗命（古事記垂仁段に出雲國造之祖岐比佐都美）—十六代三嶋足怒命—十七代意宇足努命（仁德紀に屯田司出雲臣之祖游宇宿禰）—十八代宮向宿禰（反正四國造、始賜出雲姓）—十九代布奈宿禰（武烈元國造）—二十代布禰宿禰（繼體九國造）—二十一代意岐苦大臣（欽明九國造）—二十二代美許大臣（敏達二國造）—二十三代叡屋臣（推古二國造）—二十四代帶許督（白鳳八國造）—二十五代果安（和銅元國造）と。此の果安は靈龜二年二月紀に「出雲國々造外正七位上出雲臣果安、齋竟えて神賀の事を奏す。神祇大副中臣朝臣人足、其の詞を以って奏聞す、」と見ゆ。其の子二十六代廣島（養老五國造）は神龜元年正月紀に「出雲國造外從七位下出雲臣廣島、神賀辭を奏す、」また三年二月紀に「出雲國造從六位上出雲臣廣嶋、齋事畢る、」また出雲風土記に「國造帶意宇郡大領外正六位上勳業出雲臣廣嶋、」また天平六年八月廿日の出雲國計會帳に「國造帶意宇郡大領外正六位上勳十二等出雲臣廣嶋、」など見ゆ。其の子

イツモ

二十七代弟山（天平十八國造）は天平十八年三月紀に「外從七位上出雲臣弟山、外從六位下を授け、出雲國造と爲す、」また天平勝寶二年二月紀に「出雲國造外正六位上出雲臣弟山、神齋賀の事を奏す、」また同三年二月紀に「出雲國造弟山、神賀の事を奏す、」など見ゆ。其子二十八代益方は天平寶字八年正月紀に「外從七位下出雲臣益方を以って、國造と爲す、」また神護景雲元年二月紀に「出雲國造外從六位下出雲臣益方、神事を奏す。仍りて益方に外從五位下を授く、」また「出雲國々造外從五位下出雲臣益方神事を奏す。外從五位上を授け、祝部男女百五十九人に爵各一級を賜ふ、」等見ゆ。以下煩しきが故に省きて、唯系を擧ぐれば益方（天平寶字八國造）—二十九代岡上（寶龜四國造）—三十代岡成（延曆元國造）—三十一代人長（延曆九國造）—三十二代千岡（延曆十六國造）—三十三代兼連（延曆廿二國造）—三十四代旅人（弘仁元國造）—三十五代豐持（天長三國造）—三十六代時信（仁和三國造）—三十七代常助（寬平二國造）—三十八代氏弘（延喜六國造）—三十九代春年（天慶五國造）—四十代吉忠（正曆四

イツモ

國造）—四十一代岡明（長曆元國造）—四十二代國經（永承二國造）—四十三代賴兼（延久四國造）—四十四代宗房（康和元國造）—四十五代兼宗（康和元國造）—四十六代兼忠（天承元國造）—四十七代兼經（仁安三國造）—四十八代宗孝（安仁二國造）—四十九代孝房（文治元國造）—五十代孝綱（建久二國造）—五十一代政孝（嘉祿二國造）—五十二代義孝（寬喜三國造）—五十三代泰孝（文永五國造）—五十四代孝時（德治二國造）—五十五代清孝（建武元國造）、清孝に子なく、其の弟孝宗、貞孝に至り二家に別る。孝宗は千家を稱し、他は北島と云ふ。二家分立の事は出雲國造條、及び千家、北島條を見よ。以上は此の氏の本宗なり、その外支庶の家甚だ多し、順次次に述べむ。

（以上によれば孝時は五十四代にして、清孝は五十五代となる譯なれど、懷橘談に、千國（千岡）を廿五代とし、孝時を四十八代とす。この方古き數へ方なるべし。）

3　意宇の出雲臣　意宇郡は出雲氏の本據なり。前述の如く此郡の大領は出雲國造代々此職を帶する事となりしが、猶ほ出

雲風土記に「意宇郡少領從七位上勳業出雲臣、主帳無位出雲臣、擬主政無位出雲臣」とあるが如く、少領、主帳、主政、總べて一族たりしなり。其は類聚符宣抄、延曆十七年三月廿九日の太政官符に「出雲國意宇郡大領を任ずべきの事、右勅を奉ず、昔は國造、郡領、職員別にあり。各々其任を守り、敢て違越せず。慶雲三年以來、國造をして郡領を帶せしむ。言を神事に寄せ、動もすれば公務を廢す。則ち闕怠ありと雖、而も刑罰を加へず。乃ち私門日に益ありて、公家を利せず。民の父母、還りて巨蠹と爲る。自今以後、宜しく舊例を改め、國造と郡領と職を分ちて之を任ずべし。」と。また文武二年三月紀に「詔して筑前國宗形、出雲國意宇二郡司は宜しく三等已上の親を連任するを聽すべし。」とあるによりて一層明白なり。大同類聚方に「毛利藥、意宇郡宇留布神社祝、出雲臣　の家方、安閑帝御世上奏、之れは大巳貴の劑。」と見ゆる又此の一族也。

4　楯縫の出雲臣　楯縫郡も亦領家此氏なりき。卽ち出雲風土記に「楯縫郡大領外從七位下勳業出雲臣、」及び「楯縫郡大領出雲臣大田」など見ゆ。

5　仁多の出雲臣　仁多郡領家も亦此の氏なり。出雲風土記に「仁多郡少領外從八位下出雲臣」と見ゆ。

6　飯石の出雲臣　飯石郡領家も亦此の氏なり。出雲風土記に「飯石郡少領出雲臣弟山」また「飯石郡少領外從八位出雲臣」また天平六年出雲國計會帳に「飯石郡少領外從八位上出雲臣弟山、擬少毅无位出雲臣福麻呂、」など見ゆ。

7　其の他出雲の出雲臣　以上の外、出雲風土記に「嶋根郡郡司主帳無位出雲臣、」また天平六年出雲國計會帳に「進上意宇郡兵衞出雲臣國上、意宇軍團二百長出雲臣廣足、」また「出雲臣麻蘇賣、」天平十一年大稅賑給歷名帳に「漆沼鄕深江里出雲臣得麻呂、工田里出雲臣眞壘、外一人、河內鄕大麻里、出雲臣田特女、出雲鄕伊知里出雲臣子日女」など見ゆ。

8　京師の出雲臣　京師に移れる此の氏には、早く宿禰を賜へる者あり。後に述べむ。姓氏錄、左京神別に「出雲臣、天穗日命五世の孫久志和都命の後也、」と見ゆ。

9　山城の出雲臣　出雲臣は山陰道を上り、丹波に出雲神社を建て、更に山城に入れる者頗る多し。姓氏錄、山城神別に「出雲臣、同神子天日名鳥命之後也、」と。また「出雲臣、同天穗日命之後也、」と見ゆ。和名抄・愛宕郡出雲、(以都毛、有上下)とあるは、此氏によつて建設せられたる鄕にして、神名帳、愛宕郡に出雲井上神社、出雲高野神社、宇治郡天穗日命神社等見えたるは此の氏によりて創建されしものと考へらる。神龜三年出雲鄕雲上里計帳に「紙市戶主出雲臣冠戶主從八位下勳十二等出雲臣眞足等百二十三名、」雲下里計帳に「出雲臣阿麻禰賣等百二十五名、」また國郡未詳計帳に「出雲臣智麻留賣等六名」等見ゆ。皆此の族なり。

10　河內の出雲臣　姓氏錄、河內神別に「出雲臣、天穗日命十二世孫宇賀都久野命の後也」と見ゆ。

11　大和の出雲臣　長谷寺緣起文に「葛下郡人出雲臣大水」なる者見ゆ。

12　播磨の出雲臣　出雲臣は山陰道を上り丹波より山城に入ると共に、但馬より播磨に出で、畿內の地に移れる者も亦多し。播磨風土記、賀古郡條に「印南別孃の掃床として仕へ奉れる出雲臣比須良比

イツモ
イツモ

- 和加布都努志能命
- 山代日子命
- 鳥鳴海神（賀夜奈流美命、）母八嶋牟遲能神女鳥耳神
- 火明命（播風、母磐都比賣）
- 爾保都比賣
- 孫天八現津彦命（我孫祖）
- 國忍富神（母日名照額田毘道男伊許知邇神）
- 速甕之多氣佐波夜遲奴美神（母葦那陀迦神亦名八河江比賣）
- 甕主日子神（母天之甕主神の女前玉比賣）
- 多比理岐志麻流美神（出風、伎自麻都美命、母淤加美神の女比那良志毘賣）
- 美呂浪神（母比々羅木之其花麻豆美神の女活玉前玉比賣神）
- 布忍富鳥鳴海神（母敷山主神の女青沼馬沼押比賣）
- 天日腹大科度美神（母若晝女神）
- 遠津山岬多良斯神（母天狹霧神の女遠津待根神）
- 天日方奇日方命（記、櫛御方、姓、櫛日方、久斯比賀多、本紀阿田都久志尼）母三島溝杭（陶津耳命）の女活玉依姫、宮日向賀牟度美良姫
- 姫踏鞴五十鈴姫命（神武帝皇后、母同上）
- 妹五十鈴依姫命（綏靖帝皇后）

次に大年神の後は

大年神
- 大國御魂神
- 韓神
- 曾富理神
- 白日神
- 聖神（以上母神活須毘神の女伊怒比賣）
- 大香山戸臣神
- 御年神（以上母香用比賣）
- 奥津日子神
- 奥津日賣神（大戸比賣）
- 大山咋神（山末之大主神）
- 庭津日神
- 阿須波神
- 波比岐神
- 香山戸臣神
- 羽山戸神
  - 若山咋神
  - 若年神
  - 若沙那賣神
  - 彌豆麻岐神
  - 夏高津日神（夏之賣神）
  - 秋毘賣神
  - 久々年神
  - 久々紀若室葛根神（以上母大氣都比賣）
- 庭高津日神
- 大土神（土之御祖神）

以上母天知迦流美豆比賣

次に此の神系圖の原形と思はるゝ出雲風土記の神系を擧ぐれば次の如し。

伊弉奈枳命（伊佐奈枳）
- 須佐乃乎命（熊野加武呂乃命）
  - 青幡佐久佐日古命
  - 都留支日子命
  - 國忍別命
  - 磐坂日子命
  - 衝桙等乎而留比古命
  - 八野若日女命
  - 和加須世理比賣命 ＝ 大穴持命
    - 阿遲須枳高日子命
      - 多伎都比古命
      - 鹽冶毘古能命
    - 山代日子命
    - 御穗須々美命
    - 和加布都努志命
    - 阿陀加夜努志多伎吉比賣命
- 都久豆美命

此の外國引にて有名なる八束水臣津野命（意美豆努命）あれど、その系を明記せず、その子に赤衾伊努意保須美比古佐倭氣命あり。

2 出雲臣　天忍穗耳尊の御弟天穗日命の後なり。穗日命は最初出雲國に使して、大國主命に歸順を勸め、其の後大國主命が國讓り給ふや、天日隅宮の祭祀を掌り

給ふと傳へらる。蓋し大國主の國土奉還後、出雲に至り、其の地方を治め奉ひしものと考へらる。子孫大いに榮ゆ。卽ち出雲神族にかはりて出雲地方を治めし豪族たるなり。神代紀下卷に「天穗日命、是れ神の傑也。試みざるべからずと。是に於いて衆言に俯順し、卽ち天穗日命を以つて往きて之を平げしむ。然れども此の神・大巳貴神に佞媚して、三年に及ぶ迄、尙ほ報聞せず。故に仍りて其の子大背飯三熊之大人、亦の名武三熊之大人を遣はす。此れも亦其の父に順ひ、遂に報聞せず、云々」と。次に大巳貴神（卽ち大國主命）の國土奉還後、「（高皇產靈尊・大巳貴神に勅して曰く）汝應に天日隅宮に住むべし云々。當に汝の祭祀を主る者は、天穗日命是れ也」と。「また天穗日命は是れ出雲臣、土師連等の祖也。」と。天日隅宮は出雲大社なり。

天穗日命の後、二代武夷鳥命—三代櫛瓊命（伊佐我命）—四代津佐命（津狹命）—五代櫛瑳前命—六代櫛月命—七代櫛瑳鳥海命—八代櫛田命—九代知理命—十代毛呂須命—十一代阿多命等、代々此宮を奉齋して頗る勢力あり。國造系圖十二世伊幣根命（阿多の子）は、崇神紀に「出雲臣の遠祖振根、其弟飯入根」と見え、其子なる鸕濡渟命は系圖に「十三世氏祖命、亦の名宇賀都久野命」とあるに當る。此人出雲國造職に補せらる。

崇神紀六十年七月條に「群臣に詔して宣はく、武日照命（一云武夷鳥、又云天夷鳥）天より將來せる神寶、出雲大神宮に藏む。是を見まほし。則ち矢田部造遠祖武諸隅を遣はして獻らしむ。是時に當りて出雲臣の遠祖出雲振根・神寶を主れり、是に筑紫國に往きて遇はず、其の弟飯入根・則ち皇命をうけ給はりて、神寶を以て弟甘美韓日狹と子鸕濡渟とに付して貢上せしむ。既にして振根筑紫より還來りて神寶を朝廷に獻りつと聞きて、其の弟飯入根を責めて曰く、數日當に待つべきに、何を恐みてか、輙く神寶を許しゝと。是を以て既に年月を經れども、猶ほ恨念を懷きて弟を殺さむとするの志あり。仍りて弟を欺きて云々。兄・弟飯入根を擊ちて殺しつ。是に於て甘美韓日狹、鸕濡渟、朝廷に參向して、曲に其の狀を奏す。卽ち吉備津彦と武渟河別とを遣はし、以つて出雲振根を誅す。故に出雲臣等是事を畏れて大神を祭らず云々」と見えたり。これも出石大社と同樣、神寶を奉献せしめて、其の祭祀權を朝廷に收め給ひしものとす。（詳細は拙著社會組織の研究、及び神祇史等を見られたし。）

さて此の記事より云へば最初出雲に降りしは武日照卽ち天穗日命の子武夷鳥なるが如し。而して出雲大社は其の將來する神寶を靈代として天津神を祭れるが如く考へらる（拙著日本古代史新研究出雲大社祭神に關する疑義を見よ。）當時出雲臣の系は以上によりて次の如し。

阿多┬振根
　　├飯入根（伊幣根）—鸕濡渟（宇賀都久野）（氏祖）
　　└甘美韓日狹—野見宿禰

鸕濡渟（宇賀都久野、氏祖）は國造本紀に天穗日命十一世孫宇迦都久怒と載せ、姓氏錄河內神別に天穗日命十二世孫宇賀都久野命とあり、甘美韓日狹は姓氏錄土師宿禰條に天穗日命十二世孫可美乾飯根命とあり。而して土師氏の祖野見宿禰は菅家御傳記に鸕濡渟命弟甘美乾飯根命の子なりとす。諸書多少異なれど、大體斯の如きか。猶ほ姓氏錄左京神別出雲臣條に天穗日命五世孫久志和都命と、こは國造

領し、磐井郡薄衣邑に住す」と。又封内記名取郡「鵜崎城、天正の初より泉田安藝重光居る」と見ゆ。伊達政宗家中記に泉田安藝あり。

2 斑目氏流　磐城國岩城郡泉田村より起る。斑目氏にして、其の由緒に「結城家の重臣斑目信濃守の二男越中、泉田の庄屋となる」と。

3 平姓標葉流　磐城國標葉郡泉田城より起る。奥相志に泉田古城は滿海に在り、往昔標葉左馬助隆安弟小五郎隆連之に居る。其の子孫三郎教隆建武中其の宗家に叛して死す。隆安の子彦三郎隆光、代りて遺跡を領す。隆光の子右兵衞尉隆家、泉田氏を稱す。隆家の子隱岐守隆直、降りて我公に歸す、明應元年なり。隆直、相馬族に准じ、改めて胤直と曰ふ。子孫相續六世、慶長八年右近胤淸に至り、邑を轉ず云々」と載せ、また標葉記に「彦三郎隆光（法名行淸）云々、其比一族泉田小五郎の子孫三郎教隆は嫡家に背き武家方にありしが、熊野堂合戰に打死す。隆光は泉田の跡を知行す云々」と。德川時代中村相馬藩の重臣なり。

4 岩瀨の泉氏　相州兵亂記持氏滿貞御最

後の條に泉田掃部助と見ゆる泉田氏は、岩代郡岩瀨郡泉田より起る。その後裔現存す。

5 在原姓　泉田氏の內には在原氏と稱する者あれど詳かならず。

6 三河伴姓　篠崎資氏の子資淸、泉田を稱せり。

其の他東鑑三二、四〇等に泉田兵衞尉なる者あり。

和泉田 イヅミタ　岩代會津に和泉田村あり。されど此の氏は前述泉田氏と通ずるならむ。

泉舘 イヅミダテ

泉谷 イヅミタニ　イヅタニ　和泉なるより考ふれば、和泉の谷氏の意なるべし。タニ條を見よ。

泉津 イヅミツ　上杉謙信の家臣に泉津河內守あり、城主格の人なり。

泉出 イヅミデ　淸和源氏斯波氏の族にして、山野邊系圖に兼賴の子兼義（泉出）と見ゆ。

泉亭 イヅミテイ　山城國賀茂御祖宮禰宜にして其の家系次の如し。

高皇產靈尊 / 神皇產靈尊」—天神玉命（葛野鴨縣主祖）—天櫛玉命—天神魂命—櫛玉命—賀茂建津乃身

命—建玉依彥命—五十手美靈神—麻都船乃靈神—看香名男靈神—津久足兄靈神—猿第人靈神—大田田根靈神—佐々乃彥靈神—菅牽靈神—稚可土乃靈神—馬岐乃耳靈神—大伊乃伎命（禰宜職始也）—伊奈世命—大止知命—兄人之知命—止知與—與之比古—千雄—千治良—可茂山守—廣津之身—賀止旦—山基主—大山下久治良—小建黑彥—吉備麻呂—主國」

また河合社權禰宜泉亭は「禰宜俊永末男より別家相續、梢永」と見えたり。

泉名 イヅミナ

泉二 イヅミニ　正訓不明。

泉乃 イヅミノ　東鑑卷七に泉乃判官代あり。泉氏なるべし。

泉野 イヅミノ　信濃に現存す。

泉橋 イヅミバシ

泉原 イヅミハラ　攝津國島下郡の豪族にして泉原邑より起る、その地の泉原城は泉原氏の據城也。

泉坊 イヅミボウ　讃岐の名族にして香川家（香西）の重臣なり。南北朝の頃泉坊左近太郞あり。

泉本 イヅミモト　藤原姓なりと云ふ。寛政系圖、幸忠及び聖忠の後二家を載す。家

紋横木瓜、丸に桔梗。

泉山 イヅミヤマ

和山守 イヅミヤマモリ　上代和山守首あり。姓氏錄、和泉神別に「和山守首、同上（道根命之後也）」と載せたり。和泉の山守の意なるべし。

井爪 キツメ　志摩に現存す。

逸村 イツムラ　又市村ともあり、丹波國多紀郡の名族なり。（イチモリ條參照）

出雲 イヅモ　出雲國より起る、出雲は和名抄以豆毛と註し、國內に出雲郡出雲鄕あり、蓋し國名の起原地ならむ。出雲國には太古出雲神族あり、次いで出雲臣ありて、一方に雄視す。鎌倉以降佐々木氏の族、勢力を振へり。

一　出雲神族　出雲を中心として、本州の西半、四國九州の北部にわたり、勢力を奮ひたる强族にして、紀記の神話の傳ふる處によれば、伊弉冊尊、素盞嗚命より大國主命に至り、全盛を極めしが、天孫降臨せらるゝに及び、所謂讓國して大和に移り、三輪山を中心とする三輪氏族となれりと。今記紀、舊事紀、姓氏錄、並に風土記の類により、その神系圖を作れば次の如し。

素盞嗚尊
- 多紀理毘賣命（奧津島比賣、田心姬、宗像奧津宮に坐す）
- 市寸島比賣命（狹依毘賣、中津宮に坐す）
- 多岐都比賣命（湍津姬、邊津宮に坐す）
- 五十猛命（大屋彥）紀國に坐す
- 大屋津姬命、同上
- 抓津姬命、同上
- 須勢理毘賣命（大巳貴命の嫡妻）（和加須世理比賣）
- 葛木一言主神
- 八島士奴美命（御母櫛名田比賣、此裔次にあり）
- 大年神（御母神大市比賣、此子孫後にあり）
- 字迦之御魂神（稻倉魂神、書紀一書諸尊の子とす）
- 大巳貴神（古事記、書紀一書等多く素尊六世孫とす。次を見よ）　子孫別に云ふべし。
- 八野若日女命（以下出雲風土記の所傳）
- 衝杵等乎而留比賣命
- 磐坂日女命
- 國忍別命

- 都留支日子命
- 青幡佐久佐日子命

次に八嶋士奴美命の後は

八嶋士奴美―布波能母遲久奴須奴神（母木花知流比賣）―深淵之水夜禮花神（母淤迦美神女日河比賣）―淤美豆奴神（母天之都度閇知泥）（意美豆努命）（八束水臣津野）―天之冬衣神（母布怒豆怒神女布帝耳）（天之葺根）―赤衾伊努意保須美比古佐倭氣命（天甕津日女命と婚す）

大國主神（大穴牟遲神、葦原色許男神、八千矛神、宇都志國玉神、大物主神）（母刺國大神女刺國若比賣）
- 阿遲鉏高日子根神（迦毛大御神）
  - 多伎都比古命（母天御梶日女命）
- 高比賣命（下照姬、下光比賣。天若日子の室）　以上二神の母多紀理毘賣（田心姬）
- 事代主神（都味齒八重事代主神）母神屋楯比賣命（地祇本紀高津姬）
- 高照光姬大神命　母高津姬（多紀都比賣）
- 木股神（亦名御井神）（母稻羽八上姬）
- 建御名方神（出雲風土記御穗須々美命）母意支都久辰爲命の女沼河比賣（奴奈宜波比賣命）

去る、七年胤政會津より歸り、中村府に仕ふ」と。然らば此の地本貫か。德川時代中村相馬藩の重臣に泉氏あり。

6 下野の泉氏　東鑑正嘉二年條に泉又太郎藏人義信、安房四郎頼綱と下野國朽本郷を相論する事を載せたり。

7 石川氏流　磐城國石川郡泉より起りし氏にして、清和源氏石川氏の事なり。康平中石川泉源太有光あり、子孫石川氏條を見よ。泉村は石川氏の治所なれば、石川氏の人、時に泉を冠し、時に和泉とも稱す。よりて和泉式部と誤られし人もあり。

8 高階姓　高氏の族にして高階氏系圖に「高惟眞—惟範—惟俊（泉五郎）—俊貞—忠氏」と見ゆ。

9 清和源氏滿快流　信濃國筑摩郡泉村より起りしか。尊卑分脈に「經基—滿快—甲斐守滿國—甲斐守爲滿—信濃守爲公—伊那太郎爲扶—景衡（泉九郎）、また其の兄林源太公扶—小太郎快次—公季（泉太郎）—快衡（諏方部太郎）—公衡（泉二郎）」

—親衡（泉小二郎大力—建暦隱謀事—）—滿衡（同孫太郎）
—俊衡（泉四郎）—快衡（四郎二郎）
—賴衡（同五郎）—貞衡（五郎二郎）
—公信（同六郎）—俊公（孫四郎）—俊政（四郎）

と見ゆ。東鑑卷廿一に泉小次郎親平、泉六郎等を載せたり。

10 清和源氏滿政流　源平盛衰記に「美濃尾張には泉太郎重滿」と載せ、平家物語には「泉太郎重光、」東鑑卷二之に同じ。其の子重忠は源平盛衰記に泉次郎重忠とあり。猶ほ泉三郎とも載す。此の流泉氏は尊卑分脈に「滿政五世孫佐渡源太冠者重實—浦野四郎重遠—山田先生重直—山田太郎重滿（號和泉冠者先生、治部丞、合戰の時、美乃國墨俣に於て平家の爲に誅され了んむ）—泉太郎重義、弟山田二郎重忠（改重廣、承久亂の時重方の爲に討れ了んぬ）—孫二郎重繼」と載せ、和田重圖に「山田先生重直—重滿、泉先生と號す」と見ゆ。

11 源姓安田流　甲斐源氏の一族にも泉氏あり、尊卑分脈に「安田義定—義季（泉二郎）」と載せ、清和源氏系圖には泉三郎と見ゆ。又一本泉三郎義秀ともあり。

12 中原氏流　江州中原系圖に「尾本師景—景直—景定—茱（泉十郎）」と見ゆ。

13 富樫氏流　尊卑分脈に「富樫家通—高家（泉四郎）」と見ゆ。利仁流藤姓也。

14 能登の泉氏　鳳至郡滷上村に泉氏あり

泉忠衡の後なりと傳へらる。

15 利仁流藤姓井口氏流　越中井口氏の一族にも泉氏あり。十三項に同じきか。

16 秀鄕流藤姓内藤氏流　内藤季俊—季方—俊季—俊（宗泉大夫又泉八郎）—俊平（泉を稱す、又泉十郎）—俊景（泉今井九郎）—俊綱（泉今井九郎）—資綱（六左衞門）と見え、資綱の後は、六郎入道宗俊—六郎左衞門遠俊—民部丞俊名（新莊と號す）—新莊五郎左衞門正俊とあり。

17 新田流　由良の系圖に「左衞門佐（信濃守）國經の二男基繁・泉中務太輔、金山西今泉城主」とあり。其の弟基國その後を嗣ぐ。

18 藤原北家高藤流　尊卑分脈に「高藤—定國（號泉大將）—有雅」と見ゆ。

19 中臣姓四條流　中臣氏系譜に「四條輔親—輔隆—俊輔（號泉七郎助）—俊宣（泉五郎）其弟輔實（泉六郎大夫）と見ゆ。

20 中臣姓三條流　中臣氏系譜に「三條能宣—宣理—爲信—宣衡—宣房—爲兼—爲家（泉二郎大夫）—定家」と見ゆ。

21 度會氏流　度會二門系圖に「康平（尾上）—彥晴（尾上、賜度會姓）—貞雄（簑曲）—廣雅—貞任—貞綱（泉、一禰宜、壽

永元八十七卒)—貞雅(泉、一禰宜)—貞重」と見えたり。

22 紀氏　男山八幡宮社家(參司)に泉氏あり、紀氏と云ふ。

23 荒木田氏流　伊勢內宮社家に泉氏あり、荒木田姓と稱す、荒祭宮內人なり。

24 紀伊の泉氏　湯淺黨の一族に泉源太、源三の兄弟あり、源平合戰の頃勇名あり。

25 備後の泉氏　三吉家の家士かと。藝藩通志に「上里村福谷山、泉三郎五郎久正が守る處」と見ゆ。

26 肥前の泉氏　肥前河上社文保二年文書に泉彌四郎なる者見えたり。

27 其の他泉氏は東鑑卷十、十五、廿五に泉八郎、及び泉次郎季綱等見え、又備前邑久郡に泉氏存す。

出水　イヅミ　和名抄薩摩國に出水郡ありて伊豆美と註す、又越前國大野郡に出水鄕、山城國相樂郡に水泉鄕、以豆美と註し、續日本紀出水鄕に作る、中世以後出水庄と稱す。此の氏も和泉、泉と通じ用ふる事あり。(猶イミツ條參照)

1 出水連　高麗族にして山城國相樂郡水泉鄕、續紀に所謂出水鄕とある地より起る。寶龜七年五月紀に「正六位上後部石島等六人、姓を出水連と賜ふ、」と見ゆ。姓氏錄、左京諸蕃に收め「高麗國人後部能致元の後也」と註す。

2 薩摩の出水氏　和泉氏と通じ用ふ、出水郡より起りしなり。麑藩名勝考に「出水下野守忠氏、其の子右衞門兵衞尉忠直は嶋津家の中に在りて獨り群を離れ、南朝の令旨を奉じ忠勇の名あり。後豊後に赴き終に陣沒す。忠直の子氏儀、其の子久親、猶ほ豊後に在りて官軍たり。嶋津氏久、久親を招き、日州深川院を與へしが、其の二子戰沒して祀絕ゆ」とぞ。

水泉　イヅミ　前條を見よ。

逸見　イツミ　ヘミを見よ。後イツミとも稱する者あれど便宜上ヘミ條に併せ收む。

泉水　イツミ　和名抄越前國丹生郡に泉鄕あり。

泉井　イツミヰ

泉今井　イツミイマヰ　內藤流、泉氏中に泉今井九郎俊景、同九郎俊網等あり。

泉尾　イツミヲ

泉川　イツミガハ

泉澤　イヅミサハ　上杉家の家臣に泉澤氏あり、文祿の頃泉澤河內守久秀など物に見ゆ。信濃にも此の氏あり。

泉田　イヅミダ　數流あれど多くは奧州、羽州の泉田より起る。

1 藤姓　奧州の泉田より起りしなるべし河內四頭の一なり。泉田は東鑑文治六年二月條に泉田云々とあれど、其の處在今詳かならず。餘目氏舊記に「留守七代の美作守家高の時、河內七郡には澁谷、大椽、泉田、四方田とて、文治五年に當國に下、外椽に四頭一揆にて候しが、千騎衆たり。留守殿に五人一きをいだし、連判にのる、しぶやの一ぞく、その內の大椽、四方田、いづみた一ぞく悉く連判す、」と、又留守文書延文六年七月六日のものに泉田左衞門入道あり。その後裔伊達藩の用人たり。伊達世臣譜略に「姓藤原、其の出自を詳かにせず。當家累世一家の臣なり。其の先祖式部景時以前家系傳はらず。其の家傳へて言ふ、文治五年泰衡誅伐の後、其の地を分割し、河內五郡二保を以つて、泉田、澁谷、上形、狩野の四家に賜ふ。是を河內四頭と稱す。建武中・管領の指揮に従はず、遂に大崎家の客となる。泉田は其の居る所の地名を以つて稱號となすなり、今その子孫千石餘の地を

5　天野氏　天野藤内遠景の子政景、寛喜二年二月和泉守となる、子孫よりて和泉を稱號とす。東鑑に見ゆる和泉氏の多くは此の流なり。猶ほ文和元年閏二月、守天野見ゆ。天野藤内遠景—和泉守政景（東鑑寛喜四年正月條に和泉守政景、嘉禎三年四月條に和泉前司、同三年條に和泉前司政景、曆仁元年條に天野和泉前司、寶治二年九月條に天野和泉前司子息兄弟等相論云々の事見ゆ。）—

- 景氏（和泉次郎左衞門尉景氏）
- 政泰（和泉五郎左衞門尉政泰）
- 景村（和泉六郎左衞門尉景村）
- 景經（和泉七郎左衞門尉景經）—顯村（和泉前司）

右の內景氏は東鑑廿九、卅、卅一、卅八四八に、政泰は三二より四五に、景村は三十、卅六、五一等に、景經は卅四、四八、四九、五一等に見え、猶ほ五二に和泉藤內左衞門、卅二に和泉新左衞門尉等見ゆ、此の族ならむ。

6　藤姓行方流　寬元二年四月藤原行方・和泉守となる。東鑑卅六より五十に和泉前司行方とあるは此の人にして、卷卅二より五二に和泉次郎（或は三郞、或は六郎）左衞門尉行章、四二に和泉三郎行家等あるは此の一族ならん。猶ほ四一に和泉左近藏人あり。

7　和田氏　南北朝時代楠木氏當國守護を兼ね、和田氏を置く、守護代の如し、和泉守正武は和田氏なり。

8　泉州府君　足利氏は初め當國を山名氏清に與へ、其の死後大內義弘に與へ、義弘の誅後細川氏の領國となり、北半は其の嫡流滿元の後裔之を保ち、南半は一族賴長裔の領たり。而して和泉守護と云ふは、賴有の子賴長の子孫にして、之を泉州府君と稱す。嫡流の系はホソカハ條を見よ。賴有の流は次の如し。

賴春—賴有（泉州府君祖、明德二年九月卒）—刑部大輔賴長（應永十五年八月廿九日和泉半國の守護職、應永十八年五月卒）—刑部少輔持有（應永廿二年和泉國々衙職半分領、永享十年九月卒）—刑部大輔教春（寶德二年四日卒）弟播磨守（刑部少輔）常有（文明十二年十月卒）—和泉守（刑部少輔）政有（賴次、文明十二年四月卒）—播磨守（刑部少輔）元有（享祿四年二月卒）—刑部大輔（右馬助）元常（享祿六年敗死）

元常の死後嫡流晴元の有に歸す。

9　伴姓　薩摩國出水郡より起る。建久圖田帳に和泉郡三百五十町と見え、同年大番參勤交名に和泉太郎を載せ、また文和三年文書に和泉莊下司政保を載せたり。此の和泉氏は肝付氏と同族にして伴兼貞の末子行俊の後裔なりと稱す。鯖淵村井之上城はその居城にして始祖成房、和泉莊辨濟使及び下司職となる。其子時房—守房—兼保（建久圖田帳に小大夫兼保）—保久—保忠。其裔に和泉下司政保あり。地理纂考出水鄕武元村龜ヶ城條に「出水城ともいふ。往古、和泉氏世々居城なり。建久年中、和泉小太夫兼保和泉を領す、兼保ほ大隅肝付の領主伴兵衞兼貞が末子兵衞尉行俊が後裔なり。兼保が子保久、其子保忠、其子政保、數世承襲す云々。又太郎忠辰迄當城にあり、天正十五年關白秀吉公西征の時、忠辰戰はずして降り、公因りて出水を忠辰に賜ふ。文祿二年征韓の後に、忠辰・秀吉公の怒に觸れ其封五萬石沒收され、忠辰軍中に囚へられ、忠辰弟備前忠清・伯耆忠富・小七郎忠豊等をも國に於て囚へしむ。斯くて忠辰朝鮮にて病死し、其家統絕ゆ。其後慶長四年關白・嶋津義弘に出水の地を合せ

て五萬石を賜ふ」と見ゆ。

10 嶋津流　嶋津系圖に「忠宗の子忠氏に和泉殿」と載せ、又西藩野史に「嶋津忠宗其の子忠氏を和泉に置く、亦和泉氏と稱し、七傳して忠辰に至る」と。忠辰の事は前項を見よ。地理纂考江内村木牟禮城條には「忠氏初め忠實と號し、後和泉三郎左衞門尉と改め、建武年中高越後守師泰、齋藤彌四郎利泰と共に侍所の奉行たり。文和四年牛屎氏等當城を襲ふ、城主嶋津守久なり。嶋津師久來り救ひ、敵を破り、又知識城を抜く、其後應永年中守久當城に在りて嶋津に叛く、(守久は師久の嫡男嶋津伊久嫡子なり。)二十九年嶋津久豊、嫡男嶋津忠國、及び伊作克久等を遣して當城を圍む。守久奔る。因つて久豊當城に入る」とあり。猶ほ嶋津久豊の二子用久(好久)和泉氏の後を嗣ぐ事など見えたり。

11 足利流　石見國美濃郡一谷城(東長澤村)主和泉彦九郎有吉は清和源氏、足利氏と稱す。和泉彦九郎盛房、元龜元年三隅城守將(家系錄)たり、この一族とす。

12 肥後の和泉氏　延元二年阿蘇惟澄文書に津守城主和泉豊前守見ゆ。

13 和泉の和泉氏　和泉郡式内粟神社の石燈籠は和泉三郎の奉獻にかゝるとぞ。又天保五年六月新川に榮橋成り、小林寺町の和泉吉兵衞(八十四)鶴孫一人を伴ひ渡初を爲す。

14 岩代の和泉氏　遊覽志に「元弘の頃和泉庄司安積郡片平にあり」と。安積伊東氏ならんかと云ふ。

15 其の他信濃、武藏等に和泉氏あり。

泉 イヅミ

和泉氏と通じ用ふ。泉の地名全國に多く、多くの泉氏を起せり。

1 泉宿禰　和泉國より起る、行基年譜に泉高父宿禰と云ふ人見ゆ。

2 秀郷流藤姓御舘流　平泉藤原氏の一族にして、尊卑分脈に「秀郷八世孫秀衡の子忠衡(泉冠者)其の弟通衡(和泉七郎)、また秀郷流系圖に「秀衡の子忠衡(泉三郎)、」猶ほ秀衡の父基衡の弟清綱も泉十郎と稱せしとぞ。忠衡の事は東鑑文治五年六月廿六日條に、「奥州兵革あり、泰衡、弟泉三郎忠衡を誅す。是れ與州(義經)に同意するの間、宣下の旨あるに依りて也」と見ゆ。その寄進する鐵燈籠鹽竈社にあり、「文治三年七月十日和泉三郎忠衡敬白」と見ゆ。

3 小野寺氏流　出羽山北小野寺氏の一族にして、語傳仙北次第に「仙北屋形御入部は、賴朝公御代、下野國小野寺より移り、稻數に居城なされ、同時に御連枝一人庄内遇泉へ御入部、後に仙北雄勝郡に移り家臣となり、泉源八と申候て、鮭延典膳内に居り申され候」と見えたり。小野寺家中に泉氏あり、永慶軍記にも見ゆ。

4 庄内の泉氏　羽黒山の社家に泉太夫あり、前項泉氏と緣故あるか。

5 相馬氏流　下總東葛飾郡(相馬郡)泉より起る。相馬氏の一族にして、相馬岡田系圖に「相馬胤村―胤顯―胤盛―胤康。泉五郎と稱す」と。相馬岡田文書建武四年八月のものに「相馬泉五郎胤康、今者討死、子息乙鶴云々、下總國相馬御厨内泉鄕本領、並に手賀藤心兩鄕、薪田源三郎跡安堵事、」と見ゆ。又岩松文書に「手賀布施兩村云々、泉治部大輔」と、その後なるべし。磐城相馬郡にも泉邑あり、「元亨中泉宮内胤安この地を食む」と。胤安は胤康に同じく、奥相志に「我が公族泉氏・此の地を食む、東光院木主、泉氏祖先か、慶長二年、泉藤右衞門胤政、國を

り起る。相生集に「上伊豆嶋の館主伊藤彌平左衛門」享祿三年の同村鹿嶋大明神の鰐口銘に「上伊豆嶋村藤原祐信」とあり。

伊頭嶋 イヅシマ　伊豆嶋氏と同じきか。

一社 イツシヤ　丹波國與謝郡加悦村にあり、家紋菊水、丸内劔三星。

一噌 イツソウ　日用重寶記に見ゆ。一噌流の笛吹世に名高し、關係あるか。

伊豆田 イヅタ

井土 キヅチ　大和國添上郡の豪族にして筒井氏國内統一の頃には井土若狹あり。

一町田 イツチヤウダ　陸奥國津輕郡一町田より起る。大浦(津輕)信濃守光信の弟、此の地にありて一町田壹岐守と稱す。(津輕一統志)。

石見國にも一町田氏あり。

伊秩 イツツ　日用重寶記に見ゆ。和名抄出雲國神門郡に伊秩鄕あり。

井筒 キヅツ　越後國の豪族にして蒲原郡小栗山城は井筒釆女之助の居城なりとぞ。

五辻 イツツジ　京都五辻より起る。

1　花山院流五辻家　藤原北家花山院兼雅より出づ。尊卑分脈に「花山院兼雅—家經(五辻)—雅繼—忠繼—┬經氏—俊雅—俊氏—俊量
　└宗親—親氏—兼親

と見ゆ。

2　宇多源氏五辻家　尊卑分脈に「源雅信—時方—仲舒—仲賴—仲棟—仲親—光遠—仲兼(五辻流)—遠兼—仲貞—時仲—基仲—資仲—朝仲—敎仲—重仲」と見ゆ。重仲の後は政仲—冨仲—諸仲—爲仲—之仲—奉仲—濟仲—俊仲—英仲—仲賢—廣仲—盛仲—順仲—豊仲—高仲—安仲。德川時代、半家、舊家、二百石、西殿町北側、寺は洛東西方寺、神樂。現今子爵、龍膽笹。

五辻　　御合印

3　五辻宮　後白河天皇五辻に宮殿を營み給ふ、これ五辻宮(また五辻殿)にして、後之を六條上皇に讓與し、更に後鳥羽上皇修造して元久元年八月徙御し給ふ。事百錬抄に見えたり。其の後龜山帝皇子守良親王此の地に住み給ふ。

尊卑分脈に龜山院の子「守良親王、號五辻宮」と見えたり、肥後國玉名郡廣福寺文書に據れば、菊池莊は五辻宮領なりと云ふ。

4　五辻宮　鎭西文書編年錄に「延元二年後醍醐天皇、五辻宮三位中將某を九州に遣はし、其の大將軍となす」と。此の宮の事、阿蘇文書に見えたり。豊前志、同國下毛郡雲雀床の古墳を此の宮の墓かと云ひ、五辻宮は龜山天皇第五の皇子兵部卿守良にて、太平記卷九、越後守仲時已下自害事の條に、「先帝第五の宮御遁世の體にて、伊吹の麓に忍て御座有けるを大將に取奉」とある五の宮も同人なりと云へり。されど分脈に守良親王正應元年薨とあるを事實とすれば別人なるべし。但し大日本史には分脈を誤とす。

5　なほ南北朝の頃、五辻少納言顯尙あり、五辻源少納言と見ゆ。興國二年二月吉野より使節として常陸を歷、宇津峰に下り、伊具邊に要害を構へて王事に盡す。

五野 イツノ

五松 イツマツ　羽前にあり。

五村 イツツムラ　中興系圖に鼻祖平姓と見ゆ。

壹度 イツト　和名抄備後國御調郡に者度鄕ありて、伊都土と註す。壹度の誤寫ならん

伊津野 イツノ　肥後の名族にして名和氏の庶流なるが如し。名和氏紀事に「天文二十二年、肥後國名和家の一族伊津野十郎は玉名郡小森城に居る」と。また鎭西要略天正十六年、加藤清正入國の後、「名和氏の族

伊津野將監、手勢五百餘人を以て小守城に楯籠る、淸正自ら馳向ひて城を拔き將監を討取る」と。

其の他伊津野山城守正俊、同四郎右衞門等あり。阿蘇家臣か。これ等は阿蘇惟澄申狀に豐後相原村地頭職伊津野入道唯阿とある者の族裔か。前者と同異詳かならず。

伊豆野 イヅノ　源三位賴政の孫にして、伊豆守仲綱の子有綱、伊豆野右衞門尉と稱す。伊豆條五項を見よ。

伊豆卜部 イヅノウラベ　古くは聞えざれど中世以後榮え、平麻呂出でゝ益々盛んなり、子孫遂に雲上家に列せられ、神祇道の實權を操る。伊豆の卜部は令集解、職員令に「伊豆國島直丁一口、卜部二口、斷三口」と見えたり。平田氏曰、伊豆の卜部は世々三島神社に仕ふ。齊衡二年紀に卜部雄貞、卜部業基、貞觀八年紀に卜部眞雄、元慶五年紀に卜部平麻呂あり。皆伊豆の人と。詳細は卜部條及び吉田條を見よ。

伊豆國島 イヅノクニノシマ　直姓にして嶋直と云ふ、伊豆國造なるべし。令集解二、職員令に「別記に云、御巫五人云々、伊豆國嶋直、丁一口、卜部二口、斷三口」と見ゆ。

伊都部 イツベ　イトベを見よ。

出部 イツベ　如何なる品部なりしか詳かならず。但し吉田東伍先生は「出雲部の中略ならんか」と云はれたれど、其の分布と出部直より見て、しかく簡單に解決し難し。

1　備中の出部　和名抄小田郡に出部鄕（注伊都倍）、及び後月郡に出部鄕（注以豆倍）を載せたり。

2　周防の出部　玖珂鄕延喜の戸籍に出部刀自賣外四人を擧ぐ。

3　伊豫の出部　和名抄に浮穴郡出部鄕見ゆ、出部の住みし地なるべし。和名抄註伊豆倍とあり。

4　出部直　出部の伴造なるべし。神龜二年二月紀に出部直佩刀と云ふ人見ゆ。

伊坪 イツボ　信濃にあり。

一品房 イツポンバウ　東鑑三、四、五、九に一品房昌寛見ゆ。

一本鎗 イツポンヤリ　信濃にあり。

五間 イツマ

和泉 イヅミ　和泉國（和名抄、以都三）和泉郡に上泉鄕（加美都以都美、高山寺本に加无都以豆美）下泉鄕あり。國名の起原此處に存す。中世以後泉莊あり。又薩摩國の出水郡は和名抄伊豆美と註し、建久圖田帳和泉郡と載せたり。又阿波國那賀郡に和泉鄕ありて伊豆美と註す。其の他和泉、泉と稱する地頗る多く、數多の和泉氏を起せり。和泉氏中には此等の地名を負ひしものと、和泉の國司たりしものの裔とあり、而して單に泉と云ふと通じ用ふるが故に互に參照すべし。

1　奧州藤原氏　尊卑分脈に秀鄕八世孫秀衡—通衡（和泉七郎）と見ゆ。泉條を參照せよ。

2　平姓　保元物語卷一、官軍勢汰の條、賴政に相從ふ人々の內に、和泉左衞門尉信兼八十餘騎と見ゆ。信兼和泉の守たり、故に此の稱あり。東鑑卷一に和泉守信兼と見ゆ。盛衰記に「和泉守平信兼伊勢國瀧野にありて平家に味方す」と。

3　和泉在廳　東鑑文治二年五月廿五日の條に「和泉の國一の在廳日向權守淸實」と云ふあり。

4　和泉守護　東鑑承元元年四月廿四日條に「和泉紀伊兩國守護は佐原十郎左衞門尉義連の職也。義連卒去の後未だ其の替を補せられず、而して彼の兩國は院の御熊野詣の驛家雜事たり、自今以後指したる事の外、守護人を置くべからず」と。

上の勢力は此の後も一色氏にあり。七代左京大夫義季、八代義幸、九代左京大夫義道、天正六年長岡藤孝に攻め殺さる。次いで十代五郎義定（義俊）天正九年細川忠興にあざむき殺さる（三家物語）。十一代五郎義淸天正十年亡ぶ。加佐郡田邊城（舞鶴町）は當國守護一色氏の館址也。修理太夫範光、建武三年當國守護となり、八田村に築城し建部山の城と名付くと云ふ、これ當城なるべし。田邊府志に應安年中、一色左京大夫詮範當城を領し、嘉慶の頃は山名播磨守滿幸の領なりと。後明德三年、一色滿範再び當國守護となる。當城にありしか。天正中一色義道義俊父子、田邊城にあり、長岡藤孝當國加佐郡大內に入る、一色義道その勢に敵し難く城を出で、本郡中山に敗戰して主從三十八騎死す。五郎義俊は與謝郡弓木村に籠る。後欺むかれ殺され一色氏亡ぶ。範光建武四年封を受けてより此處に至る十代二百三十八年也。

天正の初年頃一色義有弓木城にあり、又八幡に一色式部、久美城に一色宮內少輔あり、大久保城に一色左近大夫、皆一色氏の一族なり、又與謝郡猪の岡山城（城

東村八幡山）は丹州三家物語に據れば「一色修理太夫滿範の末葉五郎滿信、天正頃まで當城に在城しけるが家運次第におとろへて、天正九年の比、明智、細川等に謀られ、漂泊の身となり、本郡荒木に居城す。細川父子は天正九年三月宮津に至り、翌年宮津の平地、海によつて城郭を築く。五郎滿信は九年五月細川藤孝の息女を娶り、十年九月八日宮津の城に聟入して欺き殺さる」と。天橋記には天正五年細川氏入國、八幡山に城取りありと雖、城樓を構へずと云ひ、田邊府志には高屋駿河の城と云ふ。

10　因幡の一色氏　康正造內裡段錢引付に「一色千福殿、因州小幡鄕」と見ゆ。此の國にも領地ありしなり。

康正二年造內裡引付、一色殿丹後國御要脚分、及び丹州所々段錢とあり、後に引くべし。

11　紀伊の一色氏　續風土記伊都郡東家村一色榮次條に「家系に其祖一色公保六代の後胤、一色小十郎といふもの、丹後より慶長年中當所に來り住し、同八年淺野家に仕へ、五十石を賜る。大阪陣に泉州にて戰功あり、淺野家安藝に移りし時、

當所にとゞまり、世々土著の士となる、淺野家の書翰數通を藏む」と見ゆ。

12　甲斐の一色氏　一色左京大夫範氏四世の孫滿範の男五郎義範の後、當國にあり。

13　鎌倉の一色氏　左京大夫直氏、その子宮內少輔氏兼の後なり。醍醐報恩院觀應二年文書に一色少輔三郎を載せたり。氏兼の子なるべし。其の後氏兼の子宮內大輔直兼、同甥刑部少輔時家、公方持氏に仕へしが、永享十年上杉憲實と戰ひて敗れ、直兼討死し、時家遁れて三河に走る。第三項に云へり。

14　武藏一色氏　葛飾郡に一色城（幸手宿）あり。一色氏の城蹟と云、新編武藏風土記稿に「宿內寶持寺、及び名主右馬之助が家記、且つ上川崎村の民傳左衞門が所持の系圖に由れば、「足利宮內少輔泰氏の子宮內卿公保、始て三河國幡豆郡吉良庄一色に住し、在名を以て一色と稱す。子孫宮內大輔直朝は足利晴氏、義氏に從ひ、當所に居城せしが、義氏落去し、直朝關宿の城主某に攻められ、利を失て落城し、下總國大淵寺に引籠れりと。其子宮內義直も同く隱棲せしが、直朝沒後、義直東照宮に謁し奉り祿を賜ふとのす。

按に當時關宿の城主は古河公方の老臣簗田氏なり、一色氏と合戰に及べきの理なし。思ふに天正十八年小田原陣の時退去して當城廢せしなるべし。」と見ゆ。

15 下總の一色氏　相馬郡小文間の城主なり。常總軍記に「小文間の一色宮内は小田の味方なりしが、此頃佐竹に降りて近郷を脅し、手を廣くせんと思ひ、兼て中悪かりければ、先づ大鹿左衛門を亡ぼせしが、大鹿の聟高井十郎に小文間を乗取られ、やがて高井は大鹿へ馳着け、一色が首をも取る」と載せたり。

16 鎭西一色氏　尊氏、九州の勢を併せて東上せんとするや、一色入道道猷を留めて鎭西總管領となし、佐竹氏義を侍所となし、一色入道道新をして鎭西の事を執行せしむ。其の後北朝文和二年正月（鎭西要略）、其の子一色左京大夫直氏、鎭西探題となり、弟右馬頭範光副となる。翌年菊池氏と戰ふ、草野永幸軍忠狀に一色五郎云々と、直氏の族なり。延文三年直氏兄弟菊池武光と戰ひ、敗れて京師に還る。されど其の後も一色氏あり、仁木、高橋と共に九州の三檢斷と稱せらる。一色賴行の後なり。

17 菅原姓　元は唐橋なり。在數の二男在通、外家の號一色を稱す。家紋丸に二引、五三桐、梅鉢。又唐橋在種の二男昭晴、一色を稱す。家紋丸に二引、五三桐、梅鉢。

18 上杉流　上杉系圖に「犬懸氏憲子教朝、其子政凞、一色と號す」と見え、次子「政憲、一色家を續ぐ。」とあり。

19 一色氏は東鑑四一、四五に一色四郎左衛門、太平記一六に一色太郎入道道獻、明德記上に一色左京大夫詮範、永享以來御番帳に、一色太郎、御相伴衆一色修理太夫義貫、一番衆一色左京大夫持信、文明十二三年比御相伴衆一色左京大夫殿（義春）、外樣衆一色右馬頭、御供衆一色兵部大輔、一色五郎、御部屋衆一色式部少輔義遠、次に文安年中御番帳に五番一色刑部少輔、一色七郎、詰衆一色宮内少輔、外樣衆一色兵部大輔、四職一色左京大夫、御相伴衆一色左京大夫、永祿六年諸役人附に御供衆一色式部少輔藤長、一色兵部大輔輝清、一色刑部大輔、申次一色市正信忠、御供衆一色式部少輔藤長、一色播磨守晴家、御部屋衆一色三郎秋成、一色刑部少輔氏明（吉良殿弟也）、一色四郎秋孝、一色陵河守孝秀（初號二階堂）、申次一色市正信忠、奉行衆一色七郎勝貴、外樣衆一色左近大夫、一色治部大輔（美濃國齋藤山城守 龍與歟）、次に長享元年常德院江州動座在陣衆着到に諸大色一色五郎義秀、御供衆一色吉原四郎、外樣衆一色次郎、一色宮内少輔、一色兵部大輔、五番一色刑部少輔、一色宮内少輔、同大藏大輔、同太郎、東山殿祇候人數に一色兵部少輔を載せ、又康正二年造內裡段錢引付に「貳拾貫文、一色殿、丹後國御要脚分、」また「二十貫文、一色殿丹後國御要脚之內」、「三貫六百五十文、一色式部少輔殿、丹州所々段錢」、「二貫九百四十文、一色千福殿、因州小幡鄕段錢」、「六貫七百六十文、一色刑部少輔殿、三河國寶飯郡田三ケ所段錢」とあり。また應仁記に一色伊豫守、應仁私記に一色左京大夫義直、下總小金本土寺過去帳に一色伊與、安西軍策に一色式部大輔、義昭の家臣に一色播磨守、德川時代佐賀堀田藩用人、烏山大久保藩用人等此の氏あり、又加賀藩分限帳に「參拾五俵一色源之助、」鯖江藩侍帳に一色與平治、一色菊造等見ゆ。

一色田　イツシキダ　志摩にあり。

伊豆嶋　イヅシマ　磐城國安積郡伊豆嶋よ

其の嶋人神と謂ひて、刀子の爲に祠を立つ、是今に祠る所なり」と見ゆ。思ふに出石君は出石を本據として多數の土地人民を私有し、其の勢力甚だ大なりしが、猶ほ其の祖日槍將來の神寶を以つて神祇を奉齋し、政治上のみならず、宗教上の權力を握りしより、朝廷命じて之を奉獻せしめ、其の宗教上の權力を收め給ひしに外ならじ。

出石氏は前掲系圖によりて明白なるが如く、其の女高額比賣、息長宿禰王の妃となりて、神功皇后を生み奉りしに止まらず、物部氏、尾張氏と婚を結び、多遲摩毛利(田道間守)は出でゝ常世の國に使せり。常世國は漢土を指すならん。此の後漢氏の渡來によりて外交の權は其の手に移りしも、それ以前は出石氏外交上の交渉を掌りしものと考へらる。これ九州伊都國傳來の職と云ふも可なるべし。

2 丹波の出石君 丹波國船井郡に出鹿鄉ありて、又式內出石鹿岾部神社あり、出石氏のありし地か。

3 丹後の出石君 熊野郡に伊豆志彌神社あり、隣國出石君の一族此地に來りて創設せしものか。

4 出石社々職 但馬出石の舊神主を長尾氏と云ふ、倭直祖長尾市の後なりと。その外神職十二人(或は三十二人)、巫職五人(或は八人、十二人)ありて、神床氏、黑田氏等最も有名なり、前者は糸井造姓なりと。

5 但馬出石氏 但馬大田文に「出石鄉三拾三町九反四拾四步、地頭出石三郞信政跡、白川三位家狠頭を越し召上るに依り、子息孫三郞政光諸死云々」また「安美鄉七拾六町七反六拾步內、地頭大門氏、出石三郞信政嫡女、長右衞門四郞長連妻云々」と。古代出石氏の後裔か。

6 出石屋形 出石此隅山にありし山名氏を云ふ。但馬屋形ともあり。

伊頭志 イヅシ 君姓なり、前條に云へり。

井辻 イツジ

出鹿 イツシカ 和名抄丹波國船井郡に出鹿鄉あり、又神名帳に出鹿岾部神社あり。

一色 イツシキ 一色の名は莊園制度より來りしものなれば、その地名甚だ多く、從つて其の地名を負ひし一色氏も數流あるを知らざるべからず。

1 足利流 三河國幡豆郡一色より起る。足利氏の一族にして室町時代四職の一な

り。尊卑分脈に「足利泰氏—公深(一色阿闍梨、宮內卿律師、母櫻井判官代女(一色は吉良西條の內也)」

- 頼行(右馬助 一色太郎 建武武者所)—行義(一色三郎)
  - 直兼(八郎)
  - 長兼(左京亮)
- 範氏(少甫二郎 一色二郎)
  - 直氏(宮內少輔 左京大夫)—氏兼(宮內少輔)—滿直(宮內少輔)
  - 範光(修理大夫 右馬頭)
    - 詮範(兵部少輔 右馬頭 右京大夫)
      - 滿範(修理大夫 右馬權頭 兵部少輔)
        - 義範(義貫)(兵部少甫 安養寺)
          - 義直(左京大夫 修理大夫)
          - 義遠(兵部少甫)
        - 持信(兵部少甫)—教親(左京大夫)
      - 範貞(兵部少輔)
    - 詮光(左馬權頭 宮內少輔)
  - 範房(左馬助)

と見え、難太平記に「一色少輔太郞入道の父は山臥にて有しを、基氏姉聟に取りし間、故殿には伯父にて、一色入道と故殿は從弟にておはしましき」とあり。一色入道とは範氏の事にして、太平記十六に一色太郞入道道猷とあり、九州探題となりしも此の人なり。其の曾孫滿範應永十六年正月卒、死後長子式部少輔持範(二郞、北野一色)と次子兵部少輔義範(義貫)と遺領を爭ふ、十八年六月和して領土を分つ。義範永享十二年五月叛死、其の子義直、其の子義春戰死後從弟義季を養子とす。義季の子義道(義通・左京大夫)—義定(滿信、義俊、五郞)—義淸な

り。又一色丹羽系圖に滿範の後、「式部少輔持範—式部少輔政照—式部少輔政具—式部少輔晴具—式部少輔藤長（藤長の弟を紀伊守秀勝、これ南禪寺長老崇傳の父なり）—左兵衞尉範勝」と、其の後は範親—範供—某（長七郎）」と載せて、家紋桐基とあり。寛政系譜支庶四家を載す。

足利流
一色

2 吉良氏流　永祿六年諸役人附に一色刑部少輔氏明（吉良殿弟也）と載せ、吉良系圖には「滿義—有義（一色等祖）」と見え、又有義の弟尊義九世孫義定の子定堅も一色を稱す。家紋五三桐、丸に横兩引。

3 三河の一色氏　應永十四五年頃、一色修理大夫當國守護となる。同廿二年御津神社棟札に「當國守護源朝臣義範」と見ゆ。永享十二年義範敗死して其の職を失ふ。これより前、永享十一年、一色刑部少輔時家（又時氏）鎌倉に敗れて當國寶飯郡宮島長山邑に來り、（最初吉良俊氏のもとに潛む。）堡障を築く、一色城これなり。文明九年一色城主刑部少輔、その家臣波多野全慶に殺さる（聞書）。又同十三年田原城主一色七郎卒す（長興寺過去帳）と。康正造內裡引付に「六貫七百六十文　一色刑部少輔殿、三河國寶飯郡田三ケ所段錢」とあるは時家の家を指すや明白ならん。其の他碧海郡牧內城は二葉松に「一色左京、牧內左京進忠高異出松平」と見え、設樂郡草部村松尾明神長享二年の鐘銘に「大工豊川南一色九良左衞門」など見えたり。

4 尾張の一色氏　尾張國知多郡宮山村宮山城（大野城）は一色氏の居城也。範氏その子範光、その子左京大夫詮範、その子修理大輔道範（中務太輔滿範）等代々此地を領す、明德紀に詮範を大野城主と見ゆ。後家人佐治駿河守宗貞故主を逐ひて之に代る。

5 齋藤流一色氏　文安年中御番帳の永祿六年諸役人附に一色治部大輔（美濃國齋藤山城守龍興歟）と載せ、また諸書に一色義龍齋藤龍興と見ゆ。義龍は一色左京大夫と名乘れり。

6 土岐流一色氏　土岐賴藝の子賴榮、武儀郡吉田に住し、一色に改む。

7 若狹一色氏　一項足利流の一色氏なり。正平廿一年一色修理大夫範光（入道信傳）石橋和義に代りて若狹守護となり、元中八年、子左京大夫詮範山名氏清を伐て功あり、丹後を加賜し、孫義貫に傳ふ。若狹守護代次第に「一色修理大夫入道信傳、貞治五年八月より之を給ふ。一色左京大夫詮範（法名信將、信傳の子）。一色修理大夫滿範（應永八年四月御出家、法名道範、論範の子）。一色五郎義範（道範の子、時十歲）と見え、今富名領主代々次第も同樣なり。義範後義貫と云ふ、永享中將軍義敎、武田信榮に命じて義貫を殺し、信榮を以つて守護とす。

8 伊勢の一色氏　室町時代一色氏一時守護たりしも勢力なかりき。

9 丹後一色氏　足利一門一色氏なり。建武三年一色修理大夫範光丹後の守護に補せられ、其の子左京大夫詮範に傳へしが、正平七年山名時氏・南朝に歸順して本州を定む。これより山名氏當國を有せしも、滿幸叛死して一色氏再び當國守護となる、卽ち三代修理大夫滿範、四代式部少輔持範、五代弟兵部少輔義範（義貫）、義貫永享十二年叛死、其の子左京大夫義直なり。應仁文明の亂義直・西軍に屬し、武田信賢當國守護となりしも、事實

上云々」と見えたり。ゴキタ條を見よ。

嚴嶋　**イツキシマ**　**イツクシマ**　和名抄安藝國佐伯郡に嚴嶋鄉あり、伊都岐嶋神社鎭座す。平安末期以後大いに榮え、鎌倉以後も相當の地位を占む。

1　嚴嶋神主　佐伯姓なり。諸社根元記に「或説に曰ふ、推古天皇卅二年癸丑十二月十二日甲申、顯れ坐す。船の中に女房三人御出現、洗米進すべし。其數五十三進す。佐伯鞍職御供にて、七嶋を廻る中に、此恩賀嶋こそ住べけれとて、勅使の滴笠の濱を御覽じて御殿造あり云々。」また長門本平家物語に「嚴嶋大明神と申すは旅の神にまします。推古天皇の御宇端政五年癸丑、佐伯藏本云々」と、又盛衰記には「內舍人佐伯鞍職云々」と見ゆ。卽ち佐伯氏は當社祭神鎭座以來奉仕すと云ふなり。その後裔平家時代に景弘あり。山槐記に「治承四年三月、御幸の問に勤賞を行はせらる。神主景弘、祝師云々」と。當社に仁安三年の解文あり、「安藝國伊津岐嶋社神主散位佐伯朝臣景弘解に申す、云々、當社は推古天皇癸丑の年、和光同塵垂跡以降、異姓他人を以つて神主と爲すべからず。神事に從ふ可からず。佐伯鞍職子々孫々、神主職と爲し、造營を遂げしむ。彼の鞍職は景弘の曩祖なり、景弘は件の鞍職の末孫なり。」と。其の後仁治二年の遷宮陳狀に親實あり、又永仁六年の下知狀に「掃部大夫親範、安藝國嚴嶋社神主職幷に同社領等を領知せしむべし云々、右亡父前下野守法師親澄跡云々」と見ゆ。

2　嚴嶋大宮司　前述仁治の親實は東鑑に周防前司親實と見え、大友氏系圖に齋院次官親能の子親實、「嚴嶋大宮司、周防前司」又「承久三年大宮司に補し、子孫代々此の職に居る」と載せたり、親澄、親範は其の裔なるべし。卽ち大宮司は大友氏なれば藤姓にして、海東諸國記にも「公家、戊子年、使を遣はし來りて、觀音現像を賀す。書して安藝州嚴島太守藤原朝臣公家」と載せたり。長享將軍江州動座着到に嚴島四郞、その他嚴島式部など物に見ゆ。此の族か。

3　嚴島社々職　藝州國郡志に「社司に六家あり、曰く祝師、曰く大行事、曰く小行事、曰く撿挍、曰く横竹、曰く修理行事是なり。上卿は六家の外にして、神職の第一なり、又神主代と稱す。かく言ふは神職佐伯氏常に廿日市櫻尾城にあり、海を隔てゝ一回一里許、或は風を被り波に障へらるれば、臨時の祭祀之を勤むる能はず、則ち上卿神主に代り以つて祭祀を修す。因つて代と號す。又藝州國府八幡宮傍に田所と稱するあり云々、今田所は其の末裔なり。田所は藤原にして道隆公の庶流なりと、然るや否やを知らず。野坂氏、田氏兩棚守、或は社奉行と號し、社米出納の數を掌り、社頭の雜務を知るものなり、云々」と。建曆二年伊都岐島社解狀には小行事、修理行事、大行事、案主、祝師等の連署ありて各權國造佐伯とあり。

また座主(大聖院)、上卿(三宅刑部)、祝師(野坂兵部)、兩棚守(大宮棚守左近將監野坂氏、客人宮棚守右近將監田氏)、御灯の六箇聚の名あり、內、野坂氏は佐伯姓にして遠祖鞍職、社家中第一の舊家なり。

出石　**イツシ**　但馬國に出石郡あり伊豆志と註す、又出石鄉(以都之)出石神社あり。其の他美濃國山縣郡に出石鄉、備前國御野郡に出石鄉(伊豆之)、猶ほ丹波國船井郡に出鹿鄉あり。古代の出石氏は但馬を本據とすれど、他の出石も多少關聯する處あらんか。

1　出石君　古代屈指の大族にして、新羅渡來の族と傳へらるゝも早く皇室の外家たり。和名抄但馬國出石郡出石鄕とある地名を負ふ。古事記、應神段に「天之日矛・其の妻の遁れたるを聞き、追ひ渡り渡り來まして難波に到らんとするの間、其の渡の神・塞ぎて入れず。故に更に還りて、多遲摩國に泊り、卽ち其の國に留りて、多遲摩の俣尾の女・前津見を娶り、子・多遲摩母呂須玖を生む。此の子・多遲摩斐泥、此の子・多遲摩比那良岐、此の子・多遲摩毛理、次に多遲摩比多訶、次に淸日子、此の淸日子は當摩の咩斐を娶りて、子・酢鹿の諸男、次に妹・菅竈由良度美を生む。故・上に云ふ多遲摩比多訶、其の姪由良度美を娶りて、子・葛城の高額比賣命を生む」とある天之日矛の後裔にして、出石神社を奉齋して勢力ありし事は、垂仁紀等により察する事を得。播磨風土記に但馬國人伊頭志君麻良比と云ふ人見ゆ。出石君の祖天日槍は古典何れも之を新羅王子とすれど、其の實、後に新羅に併呑されし辰韓諸國の一ならんと考へらる。而して諸書何れも彼の國より直ちに攝播の地方に來航したりと傳ふるも、筑前風土記が伊覩縣主五十迹手（仲哀紀に見ゆる人、イト條參照）を、同じく日槍の裔とするを思へば、最初伊覩縣に來り、後攝播の地に來りしものとする方穩かなるべし。殊に伊覩國は漢史に伊都國と見ゆる地にして、韓國より我が國に來るには最も適切なるをや。日槍直系子孫の系圖は紀記少しく趣を異にするも大體次の如し。

天日矛
═ 諸助—斐泥—日楢杵
前津耳 又太耳—俣尾

日楢杵
├毛理（田道間守、三宅連祖）
├比多訶—葛城高額比賣
│　　═ ├神功皇后
│　　息長宿禰王 └息長日子王
└淸日子
　　═ ├酢鹿之諸男
　　當摩之咩斐 └菅竈由良度美

垂仁紀八十八年條に「秋七月己酉朔戊午、群卿に詔して曰く、朕聞く、新羅王子天日槍初めて來るの時、もち來る寶物今但馬に在り、元國人の爲に貴まれて則ち神寶となりたり。朕其の寶物を見まほし。卽日使者を遣はして、天日槍の曾孫淸彥に詔して獻らしむ。是に淸彥勅を被りて、乃ち自ら神寶を捧げて獻る。羽太玉一箇、足高玉一箇、鵜鹿鹿赤石玉一箇、日鏡一面、熊神籬一具、唯小刀一口あり、名けて出石と曰ふ。卽ち淸彥忽に以爲らく刀子は獻らじと。仍りて袍中に匿して自ら佩けり。天皇未だ小刀の匿したる情を知しめさずして淸彥を寵さむと欲して、召して酒を御所に賜ひき。時に刀子袍中より出でゝ顯はる。天皇見そなはして親ら淸彥に問ひて曰く、爾が袍中の刀子は何の刀子ぞ、爰に淸彥刀子をえ匿すまじきを知りて、あらはし申さく、獻れる神寶の類也。卽ち天皇淸彥に謂ひて曰く、其れ神寶・豈に類を離すことを得む。乃ち出して獻る。皆神府に藏む。然る後寶府を開いて視るに、小刀自ら失せぬ、卽ち使を以つて淸彥に問ひて曰く、爾が獻りし刀子忽に失せぬ。若し汝の所に至れる乎。淸彥答へて曰く、昨夕刀子自然に臣家に至れり、乃ち明旦失せぬと。天皇則ち惶り玉ひて、且つ更に覓め玉はず。是の後出石刀子自然に淡路島に至れり。

イツシ
イツシ

に正應二年十月十八日神主伊豆盛時、又新後撰集玉葉集等に伊豆盛繼あり、皆一族なり。

5　源姓多田流　尊卑分脈に「賴光孫多田賴綱—馬場仲政—賴政—仲綱(伊豆守)—賴季(號伊豆冠者)—賴有—義賴」と見え、又清和源氏系圖に「仲綱—有綱(號伊豆)」と見ゆ。父仲綱・伊豆守たりしより、(東鑑卷六に伊豆守仲綱)其の子有綱、賴季共に伊豆を稱號とするなり。有綱の事は東鑑文治二年條に「平六傔仗時定、字多郡に於いて伊豆左衞門源有綱と合戰云々」と見えたり。(卷二に伊豆冠者有綱、五、六に伊豆右衞門尉有綱。)

6　源姓武田流　清和源氏系圖に「武田信義—一條忠賴—朝忠(伊豆冠者)」と見えたり。

7　源姓賴清流　源氏系圖に「賴清・信濃源氏の始、伊豆、村上、若槻、深原云々等の祖」とあり。

8　源姓山名流　山名時氏(伊豆守)の子時正(或時治)伊豆九郎と稱す。時氏・伊豆守たりしによる。その祖義範も嘗つて伊豆守たり、東鑑五、十二、十四、十五等に伊豆守義範あり。

9　赤松流　赤松則村の裔範久・伊豆氏と云ふ。赤松家風條々事に「御一家衆・伊豆殿」とある之なり。岡本系圖に「則村—範資—光範—神出左衞門尉範次—伊豆孫三郎範久(志賀陣大將、廿六歲死)—光順書記(天龍寺僧、明應八年薨)云々」と見ゆ。

10　藤原南家工藤流　工藤維景曾孫久須美家次—祐次—祐兼・伊豆を稱す。東鑑二十四、二十七に伊豆左衞門尉祐時あり。

11　筑後上妻氏流　筑後の豪族西牟田氏の祖彌次郎家綱は本姓伊豆氏にして伊豆國より來る(九州軍記)と云ふものあれど、信じ難し。家綱が果して伊豆と稱したりとするも、そは其の父祖が伊豆守などになりたるに據るならんと考へらる。

12　肥後早岐流　早岐嘉曆二年六月文書に「早岐伊豆入道光圓申、本領肥後國小山村三分一地頭職云々」とあり、こは光圓・伊豆守たりしに據る。早岐系圖に「早岐太郎藏人—六郎藏人秀政—源六氏政(伊豆守、剃髮法名光圓)云々」と見ゆ。

13　安藝の伊豆氏　藝藩通志引用安藝國佐伯郡玖嶋村民所藏文書に文保元年久嶋鄉岩氏住人伊豆房㝎慶解云々と見ゆ。

14　奥州の伊豆氏　中尊寺文書に「正應元年、兩寺住侶等、葛西三郎左衞門尉宗淸、伊豆太郎左衞門尉時員、葛西彥五郎親時等と、岩井、伊澤兩郡山野を相論す云々」と見ゆ。

15　讃岐の伊豆氏　全讃志に「天正十一年武田四郎勝賴、長篠に敗死す、其の臣朝比奈五郎、其の次男伊豆八郎信能を携へて此の邦に避難す」と。

16　志摩の伊豆氏　東鑑治承五年正月條に「關東健士等南海を廻る。平家分置家人伊豆江四郎、志摩國を警固す。今日熊野山衆徒等、件の國菜切嶋に競ひ集り、江四郎を襲ふ、郎從多く疵を被り敗走し、江四郎、太神宮御鎭座神道山を經て宇治岡に遁隱す、云々」と見ゆ。

17　其の他源平盛衰記に伊豆五郎助久、承久記一にいづさゑもん(次郎)賴定、卷三に信濃の國の住人いづの二郎等見ゆ。賴定は東鑑卷二十一、二十三、二十四に伊豆左衞門尉賴定、三十一に伊豆判官賴定、三十二に伊豆守賴定、三十三、三十四、三十五、四十三、四十四に伊豆前司賴定、源氏なり。又東鑑四十二に伊豆八郎景實、三十六に伊豆入道、伊豆五郎

七郎、三十八、三十九、四十一、四十三、四十四、四十六、四十七に伊豆太郎左衞門尉實保、四十二、四十五、五十、五十一に伊豆太郎左衞門尉兼保、四十五に伊豆前司行方、四十八に伊豆藤三郎保經等見ゆ。

伊津 イツ 東鑑八、十一に伊津五郎あり。

伊豆井 イヅキ

何東 イツカ 和名抄筑前國上座郡に何東鄕あり。

五日市 イツカイチ 次の二流あり。

1 服部氏流 石見服部系圖に「服部治部兵衞─初代五日市輪右衞門─友右衞門」と見えたり。

2 陸中の五日市氏 巖手郡五日市より起る。南部家臣なり。家紋木瓜。

一方井 イツカタヰ 陸中國巖手郡一方井より起る。阿倍貞任の庶流なりと。中古一方井の女子南部高信に嫁し、信直を生む、家紋違鷹の羽、扱扇。奥南舊指錄に一方井家は阿部貞任の庶流なり、中古一方井の女子高信公へ嫁し奉り、直信公は一方井にて御出生云々、一方井刑部あり、又領内山伏の頭自光坊も此の氏の人なりと。

猪使 キツカヒ 猪使部、並に其の伴造の後裔なり。猪飼部（キカヒ、キカヒベ）條を參照せよ。

1 猪使連 猪飼部の伴造家にして、神魂命の後裔と云ふ。神代本紀に「生魂命（神皇産靈尊の子）猪使連等の祖、」とある後也。後に其の系皇別に移る。

2 皇別猪使連 安寧帝の裔なりと。前項氏を襲ぎたるなるべし。安寧紀に「弟磯城津彦命、是猪使連の始祖也、」また安寧本紀に「磯城津彦命、猪使連等祖也、」など見ゆる後也。後朝臣姓を賜ふ。

3 猪使宿禰 安寧帝裔と云ふ。前條氏の後也。天武紀十三年條に「猪使連云々、姓を賜ひて宿禰と云ふ」と見ゆ。姓氏錄左京皇別に「猪使宿禰、安寧天皇皇子紀都比古命の後也、日本紀合、」と載せたり。紀都比古は前項磯城津彦命に同じかるべし。

4 丹波の猪使氏 猪使連、並に猪使宿禰等の後なるべし。拾芥抄に「延暦十二年云々、諸國をして新宮の諸門を造らしむ云々。丹波國は偉鑒門、猪使氏也、」と見ゆ。一本「猪飼氏」とあり。蓋し猪使は猪飼と同一ならんと考へらる。

5 和泉の猪使氏 日根郡の名族にして安寧帝皇子志紀都比古命より出づとぞ。その後裔右衞門允猪使公忠、當郡深日村を領し、天德元年、氏寺彌勒寺を當村に建つ。願主公忠及び檢校散位平某、郡補使正六位上紀朝臣等連印證文あり。

猪使部 キツカヒベ 猪飼部に同じ、卽ち家猪（豕）を飼養するを職とせし品部なり。キカヒベ條を參照せよ。キカヒベと云ひ、イヌカヒベと云ひ、卑賤の職業なるが如く考へらるゝも、古代共に名族を出せるを見れば、相當繁榮せし品部にて、其の伴造は從つて勢力大なりしや想像するに難からざるべし。

伊筑 イツキ 和名抄遠江國長下郡に伊筑鄕あり、以都岐と號す。

伊次 イツギ

伊月 イツキ

五來 イツキ

齋宮 イツキ 伊勢にあり、齋宮邑より起るか。

居附 キツキ

五木田 イツキダ 餘目氏舊記に「駿河守ようせうの時、高森に五木田入道といふ者有て、留守のさたをもつ、留守霜臺死去之後、鎌倉へ次目の御判申すべく候ために罷

3 丹波の市村氏　又逸村とも云ふ、多紀郡日置鄕の名族なり（丹波志）。

4 其の他美作、志摩、備前、信濃、津山藩分限帳、武藏等に存す。

一村　**イチムラ**　市村と通ずるものあり。

1 橘流　信濃國佐久郡の名族にして市村と云ふに同じかるべし。東鑑卷二十一建保元年二月十六日條に、一村小次郎近村（信州住人）あり。市村の人か、市村氏は橘兼光の後裔縫殿助定春を祖とす。

2 美作の一村氏　勝南郡和氣庄に一村右衛門と云ふ長者ありしと云ふ。

一室　**イチムロ**

一物　**イチモツ**　狛氏系圖に「一物左近將監光高―同則高―同光季―光貞―光時―光近（一物）」と見ゆ。

市本　**イチモト**　**イチノモト**　櫟本條を見よ。

一本　**イチモト**　信濃にあり。

一森　**イチモリ**　**イチノモリ**

一盛　**イチモリ**

一安　**イチヤス**　豊前三〇七。

一柳　**イチヤナギ**　ヒトヤナギ條を見よ。

一山　**イチヤマ**

市山　**イチヤマ**

市雪　**イチユキ**　正倉院天平勝寶二年文書に見えたり。

一由　**イチヨシ**　信濃にあり。

市由　**イチヨシ**

一善　**イチヨシ**

市樂　**イチラク**　石見にあり。

一力　**イチリキ**

壹禮比　**イチロヒ**　壹呂比ともあり、新羅族なり。延暦元年四月紀に「右京人少初位下壹禮比福麻呂等一十五人、姓を豊原連と賜ふ。」と見え、姓氏錄右京諸蕃に「豊原連、新羅國人壹呂比麻呂の後也」と見ゆ。

壹呂比　**イチロヒ**　前條氏と同一なり。

市脇　**イチワキ**　東鑑二十五に市脇伊勢守光員なる者見え、信濃に現存す。

一和田　**イチワダ**

一和多　**イチワダ**

伊豆　**イヅ**　伊豆國名を負ひしなり。

1 伊豆國造　國造本紀に「伊豆國造、神功皇后の御代、物部連祖天蕤桙命八世孫若建命を國造に定め賜ふ。難波朝（孝德）の御世、駿河國に隷し、飛鳥朝御世、分置故の如し」と見ゆ。此國造は日下部の部分的伴造なりし故か、日下部直と稱せり。天平十四年四月紀に「從五位下日下部直益人に伊豆國造、伊豆直姓を賜ふ」と見ゆ。此文によりて地名辭書には「前後二姓の國造あるを見るべく、又物部姓絶えて、日下部姓繼ぐ」などと云はれたれど、然らず。物部氏族にも日下部氏ありし事は、姓氏錄河內神別條に「日下部、神饒速日命の孫比古由支命の後也、」とあるによりて明かなり。即ち伊豆國造の子弟、日下部なる御名代部に入り、國造のカバネなる直を加へて、日下部直と稱するに過ぎず。蓋し國造家の本宗絶えしにより、一族日下部直入りて宗家を襲ぎ伊豆直となりしものならん。かゝる例は他に多し。

2 伊豆直　伊豆國造家の氏姓なり。前項引用天平十四年四月紀、日下部直益人が伊豆直姓を賜へる文により、伊豆國造家の氏姓なるを知るべし。他國の例より云ふも又然り。蓋し伊豆直は此時初めて生じたるにあらずして、其の氏絶えたるにより、一族日下部直より其の跡を襲ひしが如く思はる。類聚符宣抄第七、諸國郡司事とある條に「田方郡少領外從七位上伊豆直厚正」と云ふ者見ゆ。前項に照して此の氏は物部氏族なるや言を俟たず。

3　伊豆宿禰　伊豆直は後に宿禰姓を賜ひしと見え、東大夫矢田部氏の所藏文書嘉承三年正月廿五日の廳宣に「散位伊豆宿禰國盛、右人、三島大社司職に補し畢んぬ。抑も先日の任符、貞守、國守とに社務を執行すべきの由、下知せしむと雖、貞守濫行人たるに依り、貞守の職を停止せしめ、國守一人を以つて社務を執行せしむるの狀、宜しく件の如し。神官等宜しく承知すべし、云々」と。三島社東大夫矢田部家に、伊豆國造伊豆宿禰系圖あり、次の如し。

加理波夜須多氣比波預命―多祁美加々命―天足別命（一云、速經和氣命、一云、天見通命、亦名武乳速命、一云、麻刀方命、天兒屋命）―
├天忍雲根命
├天御梓命（一云天雖梓命、亦云伊刀麻命）
├天表春命
└天下春命―國忍多氣命―意保名豆命―由多祁命―
（一云國忍男命）（一云押勝命）
彦振根命┬波刈祁命（一云葉刈命）
└武磐咋命（一云五十功根命）川原忌寸祖―

―磐表主命（一云磐表廣根命）―
―美加々比賣命（中臣連上祖聞勝命妻）櫛探湯主命母
古美呂伎命―若多祁命

と載せ、若多祁命に、「磐余宮御宇、息長帶姬皇后攝政六年四月、伊豆國造に定賜ひ、天神地祇を奉齋す矣」と註し、又其の子彌蘇足尼には「難波高津宮御字供奉」とあり。

若多祁┬彌蘇足尼┬宇奈比賣
　　　│　　　　├久波比賣
　　　│　　　　└麻羅足尼
　　　└田狹之直（難波朝廷　右大臣下供）―波背古乃直―
珍斗米直―伊刀乃直（磐余甕栗宮供奉、賈寶木綿）―廣淵乃直（金剛宮供奉）―
阿米古乃直（池田宮小治田宮供奉）―區比乃直（同朝供奉）―御立（小乙下、庚午年籍、日下部直姓を負ふ）―久良萬呂（從六位下勳十二等）―益人（在職四十五年、外從五位下、天平十四年四月甲申、伊豆國造伊豆直姓を賜ふ）―乎美奈―弟少萬呂（大舍人從八位下田方郡司大領伊豆國造、在仕廿一年）―田萬侶（田方郡少領伊豆國造）―古麿（田方郡大領司、大同二年正月國造に補し、伊豆宿禰姓を賜ふ）

―淨足（國造）―宅主―大宗―峰瀧（田方郡大領）―厚成（少領）―厚明（擬大領）―厚正（少領）―貫盛―保盛（永承五年三島神主に補す）―恒盛―久恒―弟國盛（東神主）―弟貞盛（西神主）と見えたり。子孫三島條及び矢田部條を見よ。

4　伊豆氏　前述伊豆宿禰の後裔なり。從つて國造本紀に照して物部姓なりと云はざるべからざるに、前揭伊豆宿禰系圖が種々他系統の神名を續けて一系のもとに集めしは何に據れるにや、覺束なく、到底容易に信ずべきにあらず。但し若多祁以後は何等か據る處ありしにや、正史より推定せし結果と一致する點あればなり。代々田方郡領と云ふ事も信用するに足れり、從つて最初は式內大社なる賀茂郡三島社とは關係あらずと推定するを得べし。中世以後國府總社三島社（現今官幣大社）の神主となり、子孫世襲す。前述系圖に據れば、保盛、永承五年神主に補せられ、康和五年、國盛大宮司に初任せらると云ふ。前揭嘉承三年の廳宣を參照せよ。子孫東神主と西神主と兩家あり、前者は國盛の裔にして後者は弟貞盛の後なり。三島條を見よ。古墳墓發掘物

2 櫟井朝臣　櫟井臣の朝臣姓を賜へるものなり。天武紀十三年條に「櫟井臣云々、姓を賜ひて朝臣と云ふ。」と見ゆ。當時相當の名族なりしが如し。天平五年の山城國ならむと思はるゝ計帳に、櫟井朝臣牛甘、外二人を載せたり。

3 櫟井氏　櫟井臣の族裔なり。明匠略傳に「相應和尚云々、俗姓櫟井氏、近江國淺井郡の人也、其先は孝德天皇第一皇子天帶彦國押人命之苗裔也。」と見え、又天台南山無動寺建立和尚傳にも見ゆ。孝德天皇は孝昭の誤寫なるや明白なり。而して此等によりて一族近江にもありしを知るべし。

4 櫟本氏は此の氏の裔なりと云ふ。

壹比韋　**イチヒヰ**　前條氏に同じ。春日氏の族にして、古事記、孝照段に「天押帶日子命者壹比韋臣云々之祖也」と見ゆ。

杮井　**イチヒヰ**　櫟井氏に同じかるべし。正倉院天平十七年文書に見ゆ。

櫟木　**イチヒキ**　度會氏系圖に「行兼—氏忠（一禰宜、蒜田）—輔賴—賴元—高房（一禰宜、淵崎）—兼高（二男櫟木、保安三補任、三禰宜）云々」と見ゆ。

櫟田　**イチヒダ**　紀伊國牟婁郡の名族にして、續風土記同郡秋津川村稻荷明神社條に櫟田氏代々神主なりと載す。

櫟津　**イチヒツ**　紀伊國名草郡の豪族にして大伴氏の族なり。

○大伴櫟津連　神龜元年十月紀に「名草郡云々小領正八位下大伴櫟津連子人」なる者見ゆ。郡領なるにより代々此の地方にありしや察するに難からず。紀伊に大伴の一族甚だ多し。

櫟原　**イチヒハラ**　和名抄山城國葛野郡櫟原鄕より出でしならん。日用重寶記に見ゆ。

櫟本　**イチヒモト　イチノモト**　大和國添上郡櫟本庄より起る。此の庄は東大寺要錄長德四年注文に添上郡櫟本莊と見えたり。櫟本氏は櫟井氏の後裔とも、布瑠氏の族とも、上杉氏の庶流とも云ふ。至德元年四月注進中川流鏑馬日記大和武士交名に櫟本殿と見えたり。名族たりしや明白とす。次に春日社前燈籠銘に天文十三年七月十三日櫟本左近次郎、春日若宮燈籠銘に永祿五壬戌年二月十三日櫟本善太夫、また櫟本掃部あり、筒井氏に屬す。

一廣　**イチヒロ**

一分　**イチブ**　肥後國一分邑より起る。小代系圖に「小代平内右衛門尉重俊の子資重（一分右衛門九郎、法名觀心、飯野原莊一分村）—九郎次郎遠重—五郎二郎惟重、」及び遠重の弟に「資平、重範、重光」等を擧げたり。

市房　**イチフサ**　下總國小金本土寺過去帳に市房七郎三郎なるもの見ゆ。

市部　**イチベ**　數流あり。又市邊と通じ用ふ、參照せよ。

1 清和源氏武田流　甲斐國東八代郡市部村より起る。清和源氏武田氏の族にして、武田系圖に陸奥守信春—七郎信久（號市部七郎）と見えたり。

2 河内の市部氏　志紀郡志貴縣主神社祠掌に市部大夫あり、南北朝の頃神體を奉じて吉野に遁れしと云ふ。又市邊氏ともあり。

3 清和源氏爲朝流　尾張國市部より起る。鎭西八郎爲朝の孫にして上西門院藏人實信の子なる義季、義長より出づ、兄弟は市部に住し、義季は市部太郎と稱し、義長は市部三郎と稱す（鹽尻）とぞ。市邊氏條を參照せよ。

一部　**イチベ**　肥前國北松浦郡一部浦より起る。下松浦黨の一にして、嵯峨源氏渡邊

氏の後なり。海東諸國記に「下松浦一岐津崎太守源義」と載せ、永享八年十二月廿九日の文書に「一部理」等見ゆ。

市邊　イチベ　イチノヘ　イチベは市部と通じ用ふ。

1　河內國交野郡片野神社の大禰宜の一にして市部氏に同じ。

2　尾張愛知郡にも市邊氏あり、市部庄より起る、源氏にして太郎義季名あり。市部條を見よ。

市部郡　イチベゴホリ　伊賀服部氏の一族なりと云ふ。

一卜軒　イチボクケン　文安年中の御番帳に一卜軒見ゆ。

一法師　イチホフシ

一法房　イチホフバウ　源平盛衰記に一法房昌寛あり、源家に屬す。

市眞嶋　イチマシマ　市氏と眞嶋氏と二つか。漆間姓立石氏の族なり。

一松　イチマツ　ヒトツマツを見よ。

市俣　イチマタ　和名抄美濃國厚見郡に市俣鄕あり。

一又　イチマタ

一萬田　イチマンタ　豊後國大野郡一萬田より起る。大友志賀氏の族なり。大友系圖に「能直の子景直、一萬田太郎、一萬田等之祖、豊前の城井景房の養子となる、」と見えたり。景直一本時景とあり。時景の後は、太郎兵衛尉時景(豊後大野郡鳥屋城)―兵衛太郎光景(一萬田丸、是より一萬田を以つて家號と爲す。)―太郎左衛門尉宣顯(孫鶴丸、始の名宣景、法名孔釋)―左衛門尉宣政(鶴松丸、孫太郎、淨實)―參河守眞政(龜鶴丸、次郎、法名義慶、弟に明巖、越前守貞鄕、昌繁藏主あり。)―左馬助貞直(圓王丸、又次郎、弟に五郎貞世、直政あり。)

貞政(王一丸、孫次郎、越前守)＝直政(貞直弟、乾七丸、次郎、治部大輔)―直泰(不動丸、與次郎、修理亮、參河守)―常泰(喜德丸、治部大輔)┬長泰(喜德丸、新次郎)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└親泰(千鶴丸、六郎)

貞政―直弘(千代法師、七郎、丹波守)―家政(家泰)(萬壽丸、兵部大輔)
　├兵部大輔鑑貫(近江入道宗險)┬參河守鑑實
　│　　　　　　　　　　　　　└民部大輔統賢
　├鑑景(治部大輔、與十郎)―統政(治助、左吉、宮內少輔)―與九郎統綱―統勝
　├左京鑑通
　└右京鑑之

なりと。

市丸　イチマル　豊前國の豪族にして、天文永祿の頃上毛郡に市丸日向守、宇佐郡に市丸長門守あり(豊日七六、八一)

一圓　イチマル

1　近江の豪族にして、江北記近年御被官參入衆の內に一圓殿(道譽御舍兄の流れ、御家の子御紋せらるゝ)と見ゆ。

2　土佐に一圓氏あり、長濱合戰の時一圓但馬奮戰す。

一見　イチミ　ヒトミと訓むべきか、大炊御門家の侍に此の氏あり。

井地峯　イヂミネ　上杉謙信の家臣に井地峰勘五郎あり。元能登國山管の城代長澤筑前守の小姓なりしが謙信所望、長澤勘五郎と號せしむ。後新發田因幡守治長が聟となり、道壽齋と云ふ。五十公野城代たり。

市村　イチムラ　信濃、上野等に市村あり、猶ほ他にもあらん。

1　橋流　信濃國には水內郡と佐久郡と共に市村てふ地名あり。就れより出でしか、未詳。橋兼光の後裔、縫殿助定春を祖とす。猶ほ一村條を見よ。

2　河內の市村氏　交野郡五ヶ鄕總侍中連名帳に杉村(市村三郎綱國)を載せ、寛永三宮着座の覺にも見ゆ。

に住するにより稱號とす」と、祖を專順と云ふ。宗祇の師也。長利より系あり。一說、淸和源氏賴親流、石川有光、曾孫光治、承久の勳功により市橋庄地頭職となる。尊卑分脈に「光義—光治(號成田、美乃國市橋庄地頭)」とあり。子孫依て市橋氏を稱すと云ふ。光治の弟光重を祖とす。藩翰譜にも「下總守藤原長勝は、壹岐守長利が男、累代の祖、美濃國池田の郡市橋の住人なり。先祖は三條庶流の藤氏にて、專順と云し人、初て當國に下り住む、專順より長利に至るまで、幾代と云ふこと詳ならずと云ふ。一說に大和源氏の流、成田三郎光治、承久の勳賞に、美濃國池田郡市橋の庄の地頭職に補せられ、後子孫當國に住して、市橋と名のる。光治七代の孫七郎左衛門尉利治、嗣なくして、三條家の庶流利尙をして、家を繼がす、利尙壹岐守に任し、入道の後專順と號す、此則ち壹岐守長利が父なりと云ふ」と載せ、また新撰志市橋古城跡條に「大和守源賴親の六代の後胤、成田五郎光治の弟、市橋五郎三郎光重、大和守と名のり、當村に住みて始めて市橋氏と稱す。是市橋の先祖にて、豊後の大友

右衛門大夫能直に仕ふ。其の子重光を市橋三郎右衛門尉と云ふ。重光の弟市橋四郎左衛門尉成光、忍甫と號し、大友豊後守親秀に仕へ、寶治二年死す。其子市橋藤三郎光氏●壹臣と號し、大友兵庫頭に仕へ、正安元年死す。其子光長を、市橋四郎右衛門と云ふ。光長の弟市橋左衛門尉長久、はじめ三郎五郎光久と云ひて、北條相摸守時宗に仕へ、正應の頃より美濃國に來り住みて、土岐賴世に從ひ、應永五年八月卒す、其子市橋七郎信久●土岐賴益に仕へ、實子なき故、賴益の命を請ひて、武田陸奥守信春の子を養ひて嗣子とす。養子市橋七郎信直。宗順と號し、土岐賴益に仕へ、市橋鄕に住みて、應永十九年死す。其子同七郎長久。後下總守、號を宗圓と云ひて、土岐成賴に仕へ、當鄕に住し、文明十二年卒す。其子七郎直信は宗三と號す、母は竹中掃部頭元重の女也。土岐政房に仕へ、明應八年死す。其子七郎利信、後右衛門尉、母は遠藤太郎左衛門成任の女なり。土岐盛賴●同賴藝に仕へ、天文年中賴藝沒落の後、齋藤が旗下に屬けり。其子市橋壹岐守利尙專順と號し、織田信長公に仕へ當鄕に住

す。其子壹岐守長利●一齋と號し、法號を節翁宗竹と云ふ。當國に生れて、信長秀吉の兩公に仕へ、天正十三年卒す。其子下總守長勝まで數代當城、また所々に住し、功名ありしが、長勝安八郡今尾の城を守り、諸侯となり、其子下總守長政家を繼ぎ、近江河内の内にて二萬石を拜領し子孫繁榮す」と見え、又不破郡靑柳城條に「天正十五年より市橋下總守長勝(或は正綱、また昌之、始の名を五郎右衛門と云ふ。淸和源氏大和守賴親の裔孫市橋壹岐守長利、法號一齋節翁宗竹の子なり)當城主となり、二萬三百石を領す。信長、秀吉の兩公に仕へ、東照宮に從ひ奉る」と見ゆ。

下總守長勝の後は、伊豆守(下總守)長政—下總守政信(弟傳左衛門政直)—下總守信直—壹岐守直方(溝口重雄次男)—下總守直挙(立花實直長男)—伊豆守長璉(實稻葉董通二男)—下總守長昭—伊豆守長發—主殿頭長富(酒井忠恭弟)—下總守長和(長義、實酒井忠發弟)—長壽—虎雄(近江西大路、二萬石)現今子爵、家紋菱三餅、丸餅、柊葉、重三餅。

市橋

2 佐野流　佐野實綱の後にして、其の子小次郎景綱—小次郎秀綱—小四郎行政—市橋修理大夫—修理助行信—修理勝吉—右京助吉安—小四郎吉房(右京)—小四郎吉行弟刑部仲房—右近房利—修理仲光弟刑部仲元弟右近助仲安、永祿八年信長に仕ふ。

3 武藤流　寛永系圖もとは武藤と稱す。長吉に至りて市橋に改むと見え、寛政の呈譜には、武藤資頼より出づと云へり。其市橋を稱せしは母族市橋長勝に養はれしによるなりと。家紋三菱、丸餅、柊。

4 德川時代　林田建部藩物頭用人、美濃に市橋正九郎、越後、尾張德川家々臣等に此の氏あり。

一橋　**イチハシ**　常陸國那珂郡靜神社祠官山親大夫、後一橋氏と云ふ(二十八社考)。

一花　**イチハナ**

市塙　**イチハナハ**　下野國芳賀郡市塙より起る。花營三代記康暦二年條に、宇都宮の君島子息市庭那波と見えたり。此の氏か。

一林　**イチハヤシ**

一番ケ瀬　**イチバンカセ**

市原　**イチハラ**　上總國に市原郡あり、和名抄に伊知波良と註す、中世以後市原荘あり。其の他近江、信濃等に市原邑ありて市原氏を起す。

1 佐々木流　近江國蒲生郡市原邑より起る。尊卑分脈及び淺羽本佐々木系圖等に長田胤信—員綱(市原四郎)—長信と見ゆ。

2 桓武平氏土肥流　阿波國麻植郡の豪族にして、細川兩家記に市原氏三好山城守に從ふ事を載せたり。此の氏は世々山瀨村瀨詰に居城す。土肥氏より出で代々相模の國新開に在りしが、直行に至り始めて阿波に入る(新開氏條參照)。直行(新開遠江守)建武年中足利尊氏に從ひ軍功あり、阿波國那東・那西二郡の内に於て多くの領地を賜ひ、相模國新開鄕より移り來り、牛岐(富岡)に居城す、延文五年三月卒。忠重(新開遠江守)父と共に尊氏に從ふ、嘉慶元年五月卒。忠宗(遠江守)

牛岐居城。兼行(忠宗弟、市原石見守)市原山に居城す、應永十四年十月九日卒。兼宗(市原造酒正)、麻植郡瀨詰鄕に居城、永享八年六月十日卒。兼政(兼直弟、市原造酒正)文明十一年八月十九日卒。兼頼(兼益弟、市原石見守)永正六年十二月卒。兼繼(市原石見守、又造酒正)天文五年十二月廿七日卒。兼綱(兼乘弟、瀨詰二郎)兼康(市原紀伊守又造酒正)兼友(兼康弟瀨詰二郎)兼隆(市原三吉丸)なりと。

3 下總の市原氏　市原郡の名族にして武藏足立郡にもあり、千葉家臣たりき。

4 安西軍策　宍戸方に市原四郎兵衞、德川時代桑名松平藩、黑石津輕藩の重臣に此の氏あり、又美濃岩代にも此の氏存す。

一原　**イチハラ**　石見にあり。

櫟井　**イチヒキ**　大和の古代豪族にして春日氏の族なり。又壹比韋とも記す。

1 櫟井臣　大和國添上郡櫟井邑より起る。姓氏錄、左京皇別に「櫟井臣、和安部同祖、彥姥津命五世孫米餅舂大使主命の後也」と見え、古事記には壹比韋臣とありて出自一致す。天武朝朝臣を賜ふ。

屬し軍功を勵む)。—成宗(一宮宮內大輔、大宮司)—義雄(一宮宮內大輔、左馬頭)—成良(長門守、宮內大輔)—成光(和泉守、宮內大輔、母三好豊後守、應仁歳中、細川勝元と山名宗全と爭戰砌、亂蜂起時、長之阿波屋形細川政之に屬し、勝元に隨從し、戰功を勵み、忠節を盡す。文明十三年丑歳十一月二十三日卒)—成義(若狹守 宮內大輔)

—成房(和泉守 宮內大輔)—成助(長門守 母三好筑前守長輝女)—長時(若狹守 母三好長基女)—長氏(孫之丞)
—成胤(右京亮)
—成季(主水正)—女(伊澤隼人佐成治室)
　—成忠

當家定紋所松皮菱、替紋所丸之內ニ四ツ劔菱、又丸之內十文字之あり。幕紋馬印二ツ引兩。一宮惣太夫成忠(花押)

(惣太夫の子孫名西都入田村に現存す)

而して成房の譜に「享祿四年四月、細川讃岐守之持に隨從し、攝津國尼崎合戰の砌、粉骨碎身、天文十九年八月十三日卒」と載せ、成助の譜には「當家代々管領細川家に屬し、軍功を勵み、忠節あり、就中天正五丁丑年三月、三好長治、主君眞之卿を追討し奉る。軍勢を調へ荒田野を略して在陣、之に依り卿を大將と成し奉り、一宮長門守成助、伊澤越前守賴俊、吉井左兵衞大夫行康、成田筑前守元次等、二千餘騎向ひ、終に長治を誅戮す。同九月八日、軍師宮城梅雲四臣、河原右馬允、近江時六莨、森助九良、板東市正、軍大將箕輪甚右衞門尉、延命表に於いて合戰、勝利を得、後に天正十壬午歳十一月七日元親の爲に戰死、」と。成胤も成季も皆此の時戰死す。大西系圖にも小笠原長久—一宮宮內大輔長宗—同成宗(阿波一ノ宮ノ祖)—義雄—成良と見ゆ。中興系圖には、「淸和源姓、紋松皮日雲、三好阿波守長房、男太郎長久稱之、又同流宮內太輔長宗稱之」とあり。

3　武田流　武田岩崎氏の族にして甲斐國東八代郡一宮村(昔山梨郡)より出づ、武田系圖に信義—信光—信隆(一宮七郎)また一本、信隆—正隆(一宮祖)—政嗣、また信光の弟七郎信典(一宮)と見ゆ。

4　小笠原流　信濃一宮氏も小笠原一族なりと稱す。

5　備前の一宮氏　太平記卷十六に備前國一宮の在廳に美濃權介佐重を載せたり。

6　三善流　鎌倉幕府問注所執事三善氏の一族にして、東鑑三十六に一宮善左衞門次郎康有、四十二に一宮衞門次郎康有、一宮善左衞門尉康長、四七、四八、四九、五一に一宮二郞左衞門尉康有を載せ、太平記三に一宮善民部大夫あり。鎌倉時代勢力ありしや言を俟たず。

7　藤姓　飛驒國大野郡水無神社の神主家なり、三澤記に大野郡一宮水無大明神云々、代々の社家十二人、就中永正の頃に至て、御宮守一宮民部少輔長綱、神祠の傍坪の內に屋形を構へ、嫡男右衞門大夫國綱は永祿元龜の頃、三木自綱に緣組て妹聟となる。是より家名を改め、三木刑部大夫と云ひ、後入道して三澤と號す。天正の初に至り、片野、石浦、無數河、山之口等を加へ領して、天正五丁丑歳、山之下城を築き之に居り、神職を家臣森某に讓り、其身は全く武門に入る。」と。親元日記に文明十三年飛州一宮神主政憲とあるも此の水無社神主にして上棟記錄に、大永元年神主藤原朝臣民部少輔政治、享祿二歳一宮同名宥林、神主藤原朝臣民部大夫政慶、一宮同名少納言等見ゆ。

8　熱田大宮司流　三河國寶飯郡一宮の領主たりしより一宮を稱とす。尊卑分脈に

「大宮司季範—範信—星野左衞門大夫範清—星野出羽守季茂—一宮藏人孝泰—藏人範政—藏人貞茂—範明、弟國茂（大宮司）と見ゆる之なり。伴氏系圖に一宮兵庫助藤兼とあると同異詳かならず、藤兼は承久の頃の人にて設樂太郎俊實の女婿なり。

9 上野の一宮氏　甘樂郡一宮（貫前神社）より起る。鎌倉大草紙に上野の人一宮駿河守、同修理亮、また涙合記に一宮伊豫守等あり。祠官磯部氏と緣故あるか。

10 上總の一宮氏　上總國埴生郡（長生郡）一宮（玉前神社）より起りしか。房總治亂記、關八州古戰錄等に一宮隼人あり、武將として各地に轉戰す。

11 豊後國日田郡にも一宮氏あり。

12 其の他、太平記卷三十一に一宮彈正左衞門有種、文安年中御番帳に一宮大藏大輔、細川兩家記に一宮兵庫助、一宮三郎、香宗我部氏記錄に一ノ宮神主飛驒守あり。武鑑幕臣一宮氏（三千五百石）の家紋を次の如く載す。

一宮氏

一ノ本　**イチノモト**　櫟本氏の後裔なりと、イチヒモト條を見よ。

市ノ本　**イチノモト**　大和諸將軍傳記に市の本氏見ゆ。櫟本氏に同じ。

市場　**イチバ**　和泉、尾張、三河、武藏、近江、上野、以下諸國に市場の地名多く、之れ等より起る。

1 伴氏流　三河國市場より起る。伴氏系圖に多喜彦太郎家繼—大和守康氏—資景—資通（市場）
—資吉五郎—資繁—守兼右衞門尉
—資村—資光—兼公
と、中興系圖には「伴姓、天智天皇首裔多喜大和守、康氏三代資通稱之」とあり。三河國寶飯郡市田村牛頭天王社嘉曆二年四月八日の棟札に御名主市庭新三郎御代官今阿彌陀佛と見ゆ。新三郎は鶴岡社職系圖、及び大伴宿禰系圖に新三郎泰連と見ゆる人に當らむ。

2 伊勢伴姓市場氏　前項市場より分る、市場秀俊なるもの三河市場を領せしが、桑名に移り、伊東氏と改むと云ふ。

3 尾張の市場氏　愛知郡笠寺村市場より起る。此の地に市場城あり、地藏院所藏文正元年古證狀に市場源右衞門尉友吉、同甚左衞門尉廣忠など見ゆ。熱田に市場町ありて、熱田社々家に市庭氏あり、松岡眞人姓と云ふ。

4 大和の市場氏　小泉氏配下の將にして、二千石程の地を領せりとぞ。

5 其の他丹波天田郡（丹波志）、美濃天正九年に市場左衞門太郎（新撰美濃志）、志摩等に此の氏あり。

市庭　**イチバ**　岩代國安積郡に市庭城あり、

1 市場氏と通じ用ふ。前條第一項三河市場條を見よ。

2 尾張熱田神宮祠官に市庭氏あり、松岡眞人の一族なり（尾張志、熱田社記錄）。此の國に市場氏のある事前條に云へり。

一場　**イチバ**　藤原姓なりと。はじめ大島氏と稱せしが、政勝の時、外家の號一場に改むと云ふ。家紋丸に一文字、上藤内一文字。寛政系譜に見ゆ。津山藩分限帳に「七十石一場茂右衞門」なる者あり。

市橋　**イチハシ**　美濃國池田郡市橋庄より起る。此の庄は一條家領たりき。蓋し此の氏は其の庄官より身を起せしならん。

1 美濃の市橋氏　藤姓とも源姓とも云ふ家傳によるに、「三條家の末流にして市橋

の古城、市野瀨八郎代々居す、十八外城之內、」また「市野瀨八郎代々居、隈部氏」と見ゆ。

一瀨 イチノセ 市野瀨、市瀨と通じ用ひ猶ほ他に數流あり。

1 諏訪神家 諏訪神家の族にして有員の裔なりと云ひ、又平維茂玄孫笠原賴直の後裔正保より出づとも云ふ。小笠原流市野瀨を參照せよ。

2 佐々木流 佐々木分流佐々木肥後守貞綱次男一瀨民部尉實壽後胤と云ふ。

3 甲斐の一瀨氏 巨摩郡八代郡に一瀨氏の名族多く、猶ほ九一色衆十七騎中に一ノ瀨平三あり。諏訪の一瀨と同族か。

4 宇都宮流 宇都宮系圖に「宗綱—朝綱—公頼(氏家五郎兵衞尉、氏家、中里、高須、一ノ瀨等之祖)」と見えたり。

5 北畠流 伊勢國度會郡一瀨より起る。一瀨城あり、天正中田丸具直、北畠信雄の命にて、岩手城より此處に移り、其の子具良繼ぐ、一瀨御所と云ふ。

6 小坂氏流 信濃諏訪の一ノ瀨氏は小坂氏の支流とも云ふ。

7 河野流 肥前國彼杵郡郡村の名族なり、伊豫河野氏と同族にして、正曆中、大

村家の祖直澄が伊豫より移りて大村に入るの際、隨從して此の地に移ると傳ふ。數世にして甲野榮周の子に榮龍あり、郡村今富城下田中屋敷に居住す。大村純伊が加々良嶋より大村に歸りて、郡村幸天社千日詣を行ふの際、大村記に「千日籠百日もふて、郡村幸天立願成の時、室庫野、並に松植之一瀨永龍と云もの奉行す、是一瀨先祖なり」と見えたり。此の事士系錄にも見えたるが、猶ほ越智氏、甲野一瀨相摸榮正甥也ともあり。又鄕村記にも一瀨氏越智姓と見ゆ。

また藤原姓と稱するもの、及び朝長氏、結城氏の族にもあり。

8 丹波天田郡にも一の瀨氏あり。其の他高遠之新衆(永祿四年)に一瀨越前守、會津家臣に一瀨あり。

一ノ瀨 イチノセ 前條氏と通じ用ふ。

一關 イチノセキ 陸中國磐井郡一關より起る。桓武平氏千葉氏の一族なり、卽ち葛西實記に「承久兵亂の後、千葉五郎兵衞晴胤の男千葉介賴胤、品有て葛西家へ預けられ、其の聟となり、東山云々等、其外數所を知行す。その六男を一關六郎といふ、」とあり。

一谷 イチノタニ 美作國英田郡江見庄に一谷氏あり。

一迫 イチノハザマ 陸前國栗原郡一迫より起る。狩野氏の一族にして、餘目舊記には「一迫狩野殿は六代、大崎は十一代」と載せたり。封內記に「文治中、泉田、澁谷、上形、狩野四人を志田、遠田、玉造、加美、栗原の五郡に封ず、」と。また「眞坂館、狩野伊豆高實居る所」と、これ卽ち一迫氏なり、伊達成實記に天正十六年正月云々一迫伊豆あり、伊達氏に從ふ。

但し薄衣狀には「公方一門一迫」とありて、伊達世次考は「大崎家七代敎兼三男を刑部少輔某と云ふ、始めて栗原郡一迫眞坂城に住す、因つて以つて氏とす」と云へり。

一風迫 イチノハザマ 日用重寶記に見ゆ、一迫氏に同じかるべし。

一戶 イチノヘ 陸奧國二戶郡一戶より起る。南部文書に一戶新給人橫溝孫次郎(淺野太郎跡)と見ゆ。

1 南部氏流 南部系圖に彦三郎光行の子行朝(彦太郎、別腹たるにより家を續がず、一戶祖)と見え、又「庶長子、彦太郎、一ノ戶祖」ともあり。支流多し、奧南深秘抄に「一戶氏は南部三郎光行公の長

男彦太郎行朝、始め大光寺遠江守の養子になり、遠江守實子出生後、彦太郎は津輕淺石村に住居、千德院殿と云ふ、一戸氏の祖なり。一戸氏の家別れ、長牛、平館、堀切、近内、野田、谷内、中村、荒木田、金田一等なり」と。其の居城なる一戸城は北館とも、一戸館とも云ふ（封内鄕村志）。その後裔に一戸兵部大輔政連あり、一戸三千石の領主たりしが、天正九年、政連の弟一戸信州、不意に起りて政連を殺す（奥南舊指錄、盛風記）。一戸信州は平館の家を繼ぎ、千石を領す、天正二十年四十八城目錄に「千德山城破却一戸孫三郎持分」と見ゆ。

2 工藤流　同上一戸にありし工藤氏の事にて、建武元年四月の文書に「糠部郡關所の事、一戸工藤四郎左衛門入道跡、同子息左衛門次郎跡」など見ゆ。

3 豊前の一戸氏　下毛郡の豪族にして元龜天正の頃一戸與市なる者あり（豊前二六〇）

4 其の他安藝廣島に一戸氏あり、藝藩通志に見ゆ。

市野邊　イチノベ　大同類聚方、卷六十一に山背國葛野郡々喜郡市野邊雛帆麿と見ゆるのみ。市邊條を參照せよ。

一ノ通　イチノミチ　大崎左衛門督隆義家中記に一ノ通伊豆守なる者見ゆ。

一宮　イチノミヤ　中世以後、諸國神社中に一宮、二宮、三宮、等の稱あり。此の制度の起原は詳かならざるも、多くの場合一宮は國內神社中第一位を占め、社領も多くして大なる勢力を有したりき。一宮氏は此等一宮と直接關係を有するもの、卽ち大宮司等の社職にあるものと、單に一宮てふ地名を負ふものとあれど、各國何れも一宮ありて、時には郡の一宮、鄕莊の一宮もあれば、其の出自は各國區々たり。

1 紀姓　阿波國名方郡の一宮より起る。此の國の一宮は一宮記等に據るに、板野郡大麻比古神社なれど、此の一宮は名方郡の名神大社天石門別八倉比賣神社と、三代實錄所載埴生女屋神社とにて、共に大粟明神と稱せしとぞ。一宮氏は大粟明神の大宮司家にて、後世源姓三善氏の一族と云へど、其の實紀姓なりしが如し。一宮城に據る、阿波志に「永祿天正の比紀成助の居なり、天正四年秦元親兵二百を置き、十年成助を謀殺して遂に之を奪へり」と。成助の事は諸書に多く見ゆ。次の項に示す如く代々一宮の大宮司にして成を通字とすれば、愚昧記に「久安二年問註所河人成俊等申詞記云、法勝寺末寺延命院所司等解狀に曰く、一宮司河人成高、舍弟成俊等、非道を以つて軍兵八十餘人を引率し、御庄內、恣に供僧並に下司住人等を追捕し、庄屋を燒失す云々」とある河人成高成俊の後裔ならんか。なほ源平時代有名なる田口成良、その子田內左衛門成直も此の族にて、阿波志等その裔孫成安、天正中長曾我部氏に亡ぼさると見えたり、成助もその族ならんと。

2 三好流　前項と同族なれど、三好氏と姻戚關係ありて、後世三好氏と稱す。卽ち尊卑分脈に「小笠原長經—長房—長久—長宗—成宗（號一宮）と見え、又一宮氏系圖に「源義光—義淸—淸光—遠光（加賀美次郞）—長淸（小笠原左京太夫）—長經—長房（阿波國守護職、弟長忠は信州小笠原家祖）—長久（阿波國守護職）—義久（居城三好郡岩倉山、三好家祖）弟長宗（一宮四良、宮內大輔、一宮大宮司、居城阿波國一宮、領三千貫、下半國に當り、政事を爲す。元享年中より後醍醐天皇に奉仕し忠節を盡す。後曆應元年より尊氏に

天慶の亂 今任、小野好古に從軍し、功を以つて豊前半國の國司職を賜ひ、來りて今任鄕に治す」と。其の眞相は窺ひ難きも、應永正長年間、田川郡に一條蓮淨、同惟任、同高任等あり、下つて永享應仁には一條宗政、文明大永には一條義宗、同義成、天文永祿には一條時任、元龜天正には一條道永、同房政等ものに見ゆ。(豊日八 六)

17 肥後の一條氏 永正元年三月の菊池政隆の侍帳に一條十郎助光なる者見ゆ。

18 中原氏流 仁和寺侯人系圖に中原成季―季氏―季實―重實―賴緣(一條威儀師)と見ゆ。

19 其の他、太平記四に一條頭大夫行房、十七に一條駿河守爲治、宮軍の一將たり。次に應仁私記に左馬助殿(一條大江匡輝)、又伊達政宗の家中記に一條氏あり。香宗我部系圖に一條次郎忠賴の子秋家あれど、こは忠賴家人甲斐小四郎大中臣秋家の誤ならん。

壹難 イチナン 攝津國百濟郡(今大阪市內)にありし氏にて百濟歸化族なるべし。天平神護元年の造東大寺司移に少初位下一難寶郎(攝津國百濟郡人)と見ゆ。なほ天平神護二年十月紀に「左京人從八位上壹難乙麿、姓を淨上連と賜ふ」とあるも、此郡より出でしなるべし。

市南 イチナム 武田勝賴の配下に市南氏あり、足輕大將にて勇士たりき、北條五代記等に見ゆ。

市成 イチナリ 大隅國贈於郡市成村より起る、建治二年の文書に市成六町と見ゆ。市成村垂野城は市成氏の居城なりしが、後嶋津氏に敗らる。地理纂考に「垂野城、往古市成氏所領なり、同族平山某は素、山城國岩清水善法寺の一族にして、大隅に下り、國府鄕八幡宮の神領を主り、帖佐平山を居城として家號を平山と改む。其の一族當鄕を領し市成を家號とす」とあり。

市野 イチノ 遠江國長上郡市野より起る但し他にも二三あり。

1 藤姓 其の家譜に「遠江國住人寺田右京進眞宗の男袴田利宗の子眞久、市野に改む」と、寬政系譜藤原氏支流に收む。家紋丸に一文字、六葉の柏。

2 近江淺井流 家傳に「近江淺井の族なり、沒落の後遠江國長上郡市野に住するが故に、家號とす」と。義久に至り、家康に仕ふ。家紋井桁の內鷹羽、抱橘。近江に市野氏あり此の族か。

3 三枝流 佐州諸役人帳に、三枝姓として市野荒十郎を載せたり。

4 小田原役帳に市野彌次郎四十三貫七百二十文と見ゆ。又石見にも存す。

一野 イチノ 佐々木氏の族なるが如し。佐々木系圖に羽田井賴秀―高賴(號一野)と見ゆ。

櫟野 イチノ イチヒノ 三河伴氏の一族にして伊勢より起ると。伴氏系圖に「大原盛景―吉廣(伊勢國原村知行)―家重―親家(櫟野伴三郎)―景親―康幸―貞行―知貞」と見ゆ。

一井 イチノヰ 上野國新田郡一井邑より起る。此の地は岩松文書元久二年地頭職下知狀に一井鄕と見え、又嘉曆二年注文に「一ノ井鄕、田二十町八反十代畠二町在家十一宇」と見えたり。

1 新田堀口氏流 上野の一井より起る。新田系圖義重四世孫堀口家貞の子貞政(一井孫次郎)、その子政家と見ゆ。貞政また「一井孫三郎、民部權大輔、建武元年右馬頭、延元二年金崎自害、」其の子左近將監政家、其の子兵部少輔氏政、其の子兵部大輔義時とあり。太平記卷十四に一井兵

部大輔、巻十七に一井兵部大輔義時、廿二に一井兵部少輔氏政、參考本義時（毛利家天正本に名義持、金勝院本に義匡、云々）と見ゆ。村内生品神社は元弘二年義貞が義旗を擧げし地にして、一井氏の崇敬また深かりしと云ふ。

2 新田得川流 發祥地は前項氏に同じ。清和源氏系圖に得川賴有—有氏—行義（一井）と見ゆ。

3 佐々木流 近江國蒲生郡市井村より起る。佐々木豊浦冠者の孫井源太家實の三男家職より出づ。櫟井氏の名跡をつぎしか。其子右馬允清忠—兵衞尉忠綱—太郎遠綱—清景也。佐々木系圖に井權守盛實—家實—家職（一井三郎）と見えたり。

4 丹波の一井氏 丹波氏天田郡條に「一井氏、子孫牧村、本家今喜兵衞」と見ゆ。備前にもあり。

市井 イチノヰ 姓名錄抄に見ゆ。前條氏と同一なるべし。

一居 イチノヰ

市野井 イチノヰ 一井氏に同じ。

市浦 イチノウラ 岡中川藩年寄にあり。

一浦 イチノウラ

市江 イチノエ

一尾 イチノヲ 豊後の一尾庄より起る。村上源氏にして、久我通堅が二男三休、豊後國に下り、一尾の庄に住す。其子通春父の住居地をとりて家號とす。家紋笹龍膽車、扇三地紙なりと。中興系圖にも「村上源姓、本國、紋龍膽地扇丸、久我大納言晴道庶子三休男、淡路守通春稱之」と載せ、また一尾系圖に「村上源氏、久我の庶流、武士となり稱號なし、故に作つて一尾と號す、家紋久我より龍膽、今地扇の丸」とあり。

市尾 イチノヲ

一風迫 イチノカザマ イチノハザマ條を見よ。

一肩 イチノカタ

市ノ川 イチノカハ

市正 イチノカミ 清和源氏にして小笠原諸流系圖に（深志）長時—貞慶（愛）—秀政—重直—忠次（市正丹後守）と見ゆ。安藝嚴嶋大本明神の神主を上卿市正と云ふと。

一野木 イチノキ 伊勢國一志郡大井村にありと。

市木 イチノキ

一ノ口 イチノクチ

一ノ倉 イチノクラ

一坂 イチノサカ

市澤 イチノサハ イチサハ條を見よ。

市野澤 イチノサハ

一澤 イチノサハ

市允 イチノジヨウ 源平盛衰記に市允茂光と云ふ箏篥吹あり。

市瀨 イチノセ 信濃にあり、次の氏に同じかるべし。

市野瀨 イチノセ 一瀨と通ず、互に參照せよ。

1 小笠原流 信濃國上伊那郡市野瀨より起る。居城伊那里村市野瀨にあり。應永十一年、小笠原中務少輔政直の次男、在名を以て家號とし、市野瀨兵庫頭正保分知して築城す、その子正親、その子正久代々二百貫文を領し、その子正光武田氏に屬す。天正十年討死、子彌太郎民間に降る。（伊那武鑑）。但し又諏訪神家とも、平維茂支孫笠原賴直後裔とも云ふ、一瀨を見よ。

2 佐々木氏流 美濃國多藝郡市之瀨村（今養老郡）より起る。佐々木經高—高重—相摸太郎兵衞丞信盛の後なりと。

3 肥後の市野瀨氏 菊池風土記に「葛原

す。」と。長元物語に曰はく、「土佐七郡大名七人にして、御所と申すは一條殿なり。房家土佐一條の祖たり、正二位權大納言。文明七年乙未生れ、天文八年己亥十一月、中村に薨ず、六十五歳、藤林院と號す。」古墳平田村戸内に在り、藤林寺記に「開基一條大納言房家公云々」と。房家朝臣。秦文兼を賴み、土佐へ下り給ひ、大樹義政公へ御願ありて、土佐の國司を御所望ありければ、幕下卽ち叡聞に達し、天氣を窺玉ふに、早速勅許あり。幡多郡に於いて一萬六千貫の領主として、中村に御在城を搆へ玉ふ、七郡の守護に、本山、安喜、大平、山田、津野、吉良、長宗我部とて、各三千貫の領主なり、森、國澤、千屋、蚊井田、此四人は二千貫の領主なり。其の近邊を領す。房家公御譜代の舊臣、土屋、羽生、爲松、安並四人は執事として民を撫育す」(南路志)と。香宗我部家記錄には「後柏原院御宇大永年中、一條關白右大臣敎房公の子息、權大納言房家卿、始て土佐國へ下向、畑郡屋形を建、土佐の御所と申なり。五千貫津野、五千貫吉良、四千貫大比奈、五千貫本山、五千貫安喜、四千貫香宗我部、三千貫長宗我部、何れも一條殿え屬す」と見ゆ。

土佐一條家の歷代は、敎房——

- 1 房家（土佐國司）
  - 房通（京一條）
  - 義房（大內義隆養子 周防介）
  - 2 房冬（權中納言）
    - 3 房基（室大友義鑑女）
      - 4 兼定（萬千代 權中）
        - 5 內政 — 政親
        - 女
        - 御所丸（右衛門太郎）
      - 女（安藝國虎室）
    - 康政（秋利市正）

兼定室は伊豫宇都宮氏、後室は豐後大友宗麟の女なり。大內氏に行きし義房の事は中國の史籍に多く見ゆ。天文十一年五月尼子氏と戰ひて死す。

一條家譜代の家臣、執事土居、羽生（ハブ）、安並（ヤスナミ）、爲松、その他、加久見、立石、山路、平田、荒川、森澤、國見、入野、蕨岡、秋田、佐田、佐賀、壚塚、若藤、宿毛（スクモ）、敷地、勝間、阿瀬々、寶崎、依岡、雞冠木（カヘデ）、伊與木、入田（ニフタ）、栗本、岡村、小嶋、大岐等なりと。四代兼定は形儀惡く、家臣土居宗算を手打にせしより衆望を失ひ、天正元年八月出家、二年遂に豐後に送り捨らる。豐後大友氏は一條殿舅なればなり。されど又保護するを得ず。更に伊豫に歸り、梶谷氏（鍛冶屋に誤る）の女と婚す、後入江兵部大夫に討れて薨ず。その子內政は長曾我部元親の聟となり、大津の城にありて大津御所と云はれしが叛逆の罪ありとて豫州に送り捨らる。

11 伊豫の一條家　宇和郡河後森氏、天正中一條氏より入嗣して河後森式部少輔敎忠と云ふ、其の掟狀照源寺にあり。其の父を政忠と云ふ（宇和郡舊記）。また殘太平記に永祿十一年八月、土佐一條賴房卿伊豫國に發向して、喜多郡鳥坂城を攻むる事を載せたり。猶ほ十五項を見よ。

12 武田流　甲斐國西山梨郡一條より起る。一條は後の府中城（舞鶴城）の地なり。甲斐國志に「府中城　古巨麻郡青沼鄕の域也。後山梨郡に屬す、北山筋の內一條の庄なり。卽ち一條忠賴之舊墟、變じて佛區となり、其胤時信の聟、加飾して田園をすて、追福をすゝめ、號して一條道場一蓮寺と曰ふ、（卽ち夢山の尾崎にて、又小山と名づくる所なり）文祿慶長の間一蓮寺及び湯田の民戶、住吉明神（城地の鎭守也）の社等を今の地に遷し、再び城郭となすなり」と見ゆ。

武田信義の嫡男次郎忠賴、此地に住み、

一條次郎と稱す。平治物語、甲斐源氏中に一條氏を數へ、平家物語に「甲斐源氏一條次郎忠頼」また「駿河國をば一條次郎忠頼に預けらる」と。源平盛衰記これに同じ。東鑑卷の一、三、七に一條次郎忠頼を載せたり。一族の棟梁となり、壽永三年頼朝に從ひしも、後忌み憚かられて殺さる。東鑑元暦元年六月十六日條に「一條次郎忠頼威勢を振ふの餘り、世を濫すの志を挾むの由その聞あり、武衞又之を察せしめ給ふ。仍て今日營中に於て誅せらるゝ所也。晩景に及んで武衞西侍に出で給ふ、忠頼召に依て參入對座に候す。宿老御家人數輩列座獻杯の儀あり、工藤一臈祐經銚子を取り、御前に進む。是兼て其討手に定められ訖る。而も殊武の將に對し、忽ち雌雄を決するの條、重事たるの間、聊か思案せらるか、顏色頗る變ぜらる。小山田別當有重、彼の形勢を見て座を起ち、此の如き御杓は老者の役たるべしと稱し、祐經持つ所の銚子を取る、爰に子息稻毛三郎重成、同弟榛谷四郎重朝等、盃肴物を持ち、忠頼の前に進み寄る、有重兩息に訓へて云ふ、陪膳の故實は上括也てへれば、持つ所の物を

イチテウ

閣き、括を結ぶの時、天野藤内遠景別の仰を承はり、太刀を取り忠頼の左方に進み、早く誅戮し畢んぬ。此時武衞御後の障子を開き入らしめ給ふ。其後忠頼共侍新平太、幷に甥武藤與一、及び山村小太郎等地下より主人の伏死を見、面々其の太刀を取り、侍の上に奔り昇る、綷楚忽に起る、祇候の輩騒動、多く件の三人の爲疵を被る」云々とあり。

尊卑分脈に、武田信義 ┌忠頼(號一條)—行忠—行義
├信光—信長(號一條六郎)—信經—時信
└義行—頼行—隆信

と、武田系圖にも忠頼(一條二郎)、また信長(一條六郎、弓馬達人)—信經(一條八郎)—時信(源八、暫甲州守護代)—義行(一條餘一)—頼行(彌二郎)—隆信(二郎太郎)と見ゆ。義行の弟には信重、貞連、宗景、貞景、時光、信泰、源光、信源、次に頼行の弟に太郎信方、又三郎行貞あり。猶ほ後世、信虎の子信龍(號一條右衞門大夫)—上野介信就とあり。一族に一條、上條、中條、下條、東條、西條、甘利、飯室等の諸氏あり。一蓮寺寺領舊記、

イチテウ

正慶年中一條十郎入道道光、一條八郎入道源阿、暦應二年一條甲斐太郎信方、文治三年一條八郎六郎等見ゆ。又太平記卷十四、官軍箱根に引退く條に「府中にて一條次郎三千餘騎にて戰ひける」と、又三十一に一條三郎、一條四郎を載せたり。翁草鎌倉時代武士の所領として、同三千町、甲州の內、一條次郎槇義とあれど徵證なし。

13 源姓柳澤流 柳澤吉里—信昌—信智、(一條を稱す)と見ゆ。

14 安藝の一條氏 武田氏に從ひて甲州より移りしなるべし。安西軍策に武田方一條彌次郎を始め、一條新五郎、一條猪助、及び伯耆由良の城に楯籠りたる一條東市等見ゆ。

15 伊豫河野流 保國寺緣起に「生子山城主一條城之介義次、新居宇麻二郡に一關を構へて非常を誡しむ」と。「生子山は新居郡に在り、康曆元年河野一族一條修理七百餘騎を以て立籠り、細川武藏入道常久が四萬の勢と戰ひし地なり」(愛媛面影)と。(イチジヤウ、及び十一項參照)。

16 豐前の一條氏 應永戰覽記に「建德寺城主一條入道蓮淨は參議今任より出づ、

—季長—季信—重春。また同姓異出、元日州高岡に住し、後同倉岡に移り、又更に此高山に移轉居住す。重炬—八郎右衞門—十助—淸之丞—淸太郎—淸兵衞—名不明—盛演—傳助。初代重炬は俗稱淸兵衞、法明梅心宗白居士、醫を業とし、墳墓國內嚕唹郡福山にあり。其先は中島伊賀守重好、其子重常、其子淸左衞門、初めて伊知地氏を稱ふ。淸左衞門長男重得、其子二人長季繼子あり、季喜倉岡に住し、二季値又淸左衞門、二男初代重炬にして高山に移住、重常長男十郞兵衞と云、中島氏を稱へ、其子あり、仁右衞門と云。二男は卽ち重炬の父にして三男は重持と云、同じく中島氏と云」と見ゆ。

伊知地　**イヂチ**　前條氏に同じ、日向記に「伊知地殿、高城御聟子縫殿助」と見えたり。

伊地治　**イヂチ**　前條氏に同じ。

市千　**イチチ**　永享以來の御番帳に市千夜叉丸、市千六郞あり。市氏の事か。

市塚　**イチツカ**

一坪　**イチツボ**　日向記に一坪六郞入道と云ふ人見ゆ。

一條　**イチデウ**　京都一條より起る。但し甲州の一條氏の如く、中古地方の條里名より來りしものも尠からず。

1　宇多源氏　尊卑分脈に「宇多天皇—敦實親王—雅信（號一條左大臣）と見ゆ。

2　世尊寺流　謙德公伊尹、一條院に住居す、よりて一條と號す。尊卑分脈に「伊尹（號一條攝政）—義孝—行成—行經—伊房—定實—定信—伊行—伊經—行能—經朝—經尹—行房（號一條）—行實—伊實」と見ゆ。

3　師尹流　伊尹の叔父師尹・小一條左大臣と云ふ。これを熊野別當系圖に「師尹、一條左大臣」と載せ、また源平盛衰記にも一條左大臣師尹とあり。

4　法住寺流　藤原師輔の子爲光（伊尹の弟）、一條院に住す（拾芥抄）。尊卑分脈に「師輔—爲光（號一條）」と見ゆ。榮華物語にも爲光を一條の大臣と載せたり。

5　持明院流　道長の子賴宗の後にして、鎌倉の初め能保あり、賴朝の妹を娶り、幕府に重んぜられ、一族朝幕の間に立ちて其の勢力甚だ大なりき。尊卑分脈に「道長—賴宗—俊家—基賴—通基（持明院と號す、久安四十十薨、五十九）—通重（本名長基、號一條）—能保（權中納言、建久五壬八二出家、法明保蓮、同九年十廿三薨五十一、號一條二位入道）—

高能（參議、母）—賴氏—能基（公遠）—公仲—能親—能氏
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公仲—能賢
　　　　　　　　賴氏—能氏
　　　　　　　　賴氏—行能—能清（參議）—公冬—實遠—公綱
　　　　　　　　賴氏—能繼—定氏—實夏—公村
信能（參議）—忠俊（權中將）—雅俊
實雅（伊與守 相中將）—實顯
（能全、能性、長能、尊長の四人）
女子（九條良經室）—道家—二—賴經—賴嗣
全子（西園寺公經室）—女子

と見え、又東鑑卷廿一、廿四に一條侍從能氏、廿三、廿四に一條少將能繼、廿四に一條大夫賴氏、卅一に一條大夫能淸、四一・四二、四五、四七、四八、五〇に一條少將能淸、四八、四七に一條侍從定氏、四八に一條中將能基、四九に一條中將、五十に一條侍從公冬、承久記卷一に一でうのせうじやう能繼、等皆此の流なり。

6　西園寺流　尊卑分脈に西園寺公經（號一條入道大相國）

實有┬公持―實芿（一條權大納言）
　　└公藤（權大）―實連―公有―實材―公勝

「季有―公知―實久―公松」と見ゆ。東鑑四五に一條中納言公持なる者あり。公藤の兄なり。

7 閑院滋野井流　尊卑分脈に「滋野井實國―八條公清―實隆(一條)―公賴―實豊―公豊―實在、」また實豊の弟「實益―公村―季村―公邦―實村―公益―實治―季富―公緒」と見ゆ。

8 御子左流　歌道に有名なる定家も一條と呼ばる、御子左系圖に定家(一條)と見えたり。

9 攝關流　九條道家一條殿を造立し、之を其の子實經に傳ふ、爾來其の家の傳領となりて、稱號を一條と云ふ。尊卑分脈に「兼實―良經―道家―實經―家經(一條と號す)―內實―內經―經通―經嗣―兼良」と見ゆ。五攝家の一として代々攝政關白たり。今公卿補任、尊卑分脈等によりて、此の家の實子系圖を作れば次の如し。

一條初代實經（九條道家四男、攝政、關白左、圓明寺）┬一條二代家經（攝政左、後光明峯寺）┬三代內實（內、陀心院）
　└實家（太政）―內家
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├家房
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└冬實

四代內經（關、內、芬陀利花院）―五代經通（關、左、後芬陀利花院）┬內經（南朝）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└六代房經（後棲心院）
├師良
└忠輔

二條五代良基（關太政・後普光園院）┬二條六代師良（關左、是心院）
├二條七代師嗣（關左、後香園院）
└一條七代經嗣（關左、成恩寺）―經輔

一條八代兼良（一條禪閣、關太政、後成恩寺）┬一條九代教房（關左、妙花寺）┬政房
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└房家
├一條十代冬良（關太政、後妙花寺）
├一條十一代房通（關左、唯心院）┬一條十二代兼冬（關左、後圓明院）
│　　　　　　　　　　　　　　└一條十三代內基（關左、自浄心院）
└兼定

後陽成天皇―兼遐（一條十四代、母近衛前久女、昭良、攝政、關左、智惠光院）―教輔（一條十五代、元伊實、又教良、右、後唯心院）―冬經（一條十六代、元內房、又兼輝、關攝右、圓成寺）

鷹司十六代房輔―一條十七代兼香（關太政・後圓成寺）┬一條十八代道香（攝關左、得成寺）―一條十九代輝良（關左、後得成寺）
├鷹司十九代基輝（內・常住心院）
├醍醐四代兼純
└富子（恭禮門院、桃園女御）―後桃園帝

一條廿代忠良（又輝忠、關左）┬一條廿一代實通（清源院）
├久我卅一代建通―久我卅二代通久┬常通
│　　　　　　　　　　　　　　　└厚通
└一條廿二代忠香┬一條廿三代實良
　　　　　　　　└昭憲皇太后
├西園寺實韶
└三條公條室―實萬

實良の後は忠貞、次は實輝なり。德川時代家領初め一千石より一千五百石となり、幕末二千石となる。公家御門北西側角。家臣諸大夫には、保田、森澤、入江、難波、侍には若松、下橋、森澤、岡本、丹下、佐々木等あり。菩提所、東福寺。現今公爵。

一條　法被　御印

10 土佐の一條氏　土佐國幡多郡畑本庄は中世以後攝關家の傳領なり。東寺文書建久二年の道家處分記に「土佐國幡多郡本庄、大方庄、山田庄、以南庄加納、久禮別納」などと載せ、又金剛福寺正應二年、嘉元二年文書等に見えたり。後・一條家の傳領となれり(桃花蘂葉)。蓋し道家より實經に傳はりしものならむ。文明の亂、一條教房、其の子房家と共に難を此の地に避け、國人に推戴せられて國司と云ふ、土佐の一條氏これなり。蠹簡集に曰はく「教房從一位關白左大臣、文明二年庚寅兵庫に下り、十二年庚子十月、土佐國幡多郡中村に薨じ、妙華院と號

平十二年紀に壹志君族古麻呂と云ふ者見ゆ。

3 壹志宿禰 壹志君の宿禰姓を賜ひしものなり。貞觀四年七月紀に「左京人從五位下行參河介壹志宿禰吉野、姓を大春日朝臣と賜ふ。天足彦國押人命の後也」と見ゆ。壹志氏は最初春日氏より分れし氏なれば大春日氏を賜ひしなり。

4 壹志氏 壹志君及び宿禰の後裔なり、類聚符宣抄に勘解由判官壹志作範、外記日記に女史壹志宿禰篤子、除目大成抄に上野大掾壹師公倫明等見ゆ。猶ほ次の一志氏を參照せよ。

一志 イチシ 壹志(壹師)氏の後なれど、後世他姓を稱するものあり。

1 清和源氏武田流 伊勢神宮社家系圖に一志(御鹽焼物忌)、度會福同家系、初代福久、永正中一志と稱す。天正中祝部に改め、後一志に復す。同血系は清和源氏信虎(武田)—光廣—光稔(幸福氏)なりと。

2 讃岐の一志氏 讃岐國寛弘元年の戸籍に一志與忠と云ふ人あり、珍とすべし。

市師 イチシ 壹志條を見よ。

市磯 イチシ 大倭國造の族なり。崇神紀に市磯長尾市とあるを、垂仁紀には倭直祖長尾市と見ゆ。後世大和神社神職交名に市磯神主、その上席たり、大倭姓とす。

壹磯 イチシ

一色 イチシキ イツシキ條を見よ。

市嶋 イチシマ 丹波國氷上郡市島より起るか、然らば吉見氏と關係あらん。越後國蒲原郡天王村に市島氏あり、名族なりと。

一乘 イチジヤウ 備後刀鍛冶の一流なり。

一城 イチジヤウ 豫章記に「正平廿四年云々、生子山一城修理亮、河野家御内の人を相副へ籠めらる」と見ゆ。一條參照。

一乘院 イチジヤウヰン 門跡寺院の一なり。奈良興福寺の寺務にして、本寺の北にあり。諸門跡譜に「一乘院、定昭大僧都開創(興福寺、金剛峯寺別當、東者長者、密顯兩宗兼學)、小一條左大臣伊尹公の男也。永觀元年寂、七十八才」と。按るに、定昭以來數世信圓僧正の時、一乘大乘兩院を兼帶し、其徒弟良圓一乘院を讓附せられ、法務相承して尊覺法親王(後陽成天皇十子)以後眞敬、尊昭、尊映、尊誠、尊應の五法親王入嗣ありき。(後醍醐帝子玄圓親王も入院法務を執り玉へり)。明治維新に及び、春日神を興福寺より分離せしめ、寺祿三千餘石を收公し、僧侶を還俗せしむ。其僧侶は大乘、一乘の兩門跡以下、塔頭諸坊(院家と稱したり)の住持、大略京師公家(堂上方と稱したり)の子弟なりしを以て、特恩を以て華族に列せしめられ、其の後松園(大乘院)、水谷川(一乘院)、以下二十餘家に男爵を賜ふ。今俗に云ふ所の還俗華族是なり。中世以降、本寺々務は大乘一乘の二院交代之に任じたりしが、爭論屢々起り、徳川幕府の裁斷を請へる事あり。明治維新兩院廢絶す、(地名辭書)。詳細は各條にて云ふべし。

押御印 白上り

一乘院

御輿號衣 花色小紋

御合印

一杉 イチスギ

一噌 イチソウ 正訓詳かならず。

市田 イチダ 和名抄武藏國大里郡に市田郷を納め、以知多と注す。武藏七黨市田氏此の地より起る、又肥後國飽田郡市田郷あり、又市田氏を起す。

1 私黨 武藏七黨私黨の一にして、大里

郡市田村より起る。私市系圖に久下重家の子市田次郎保則と見ゆ。後上杉の一族此遺跡をつぐ、次の項を見よ。新編風土記傳に「久下村市田太郎居跡、土人此所を北市田と云、市田太郎は當國七黨の一、私黨の支流にて、行田の城主成田下總守長氏の甥なり。領知となるが故に、成田が緣家となりて旗下に屬す。長氏或は成田近江守等助援として久下の邸を守らしむ。小田原陣の時長氏兄弟小田原に籠り、太郎無勢なるゆへ、久下の居弟を忍の城に入て籠城せしが、遂に成田長氏と共に降參せり。」と見ゆ。

2　**上杉流**　前項氏の後を襲ふ。上杉系圖に顯鼻和憲賢の子氏盛(市田太郎と號す、實は北條氏なり、憲賢外孫)と見ゆ。

3　**上野の市田氏**　文安年中御番帳に市田太郎(上州)と見えたり。一項市田氏に同じかるべし。

4　**肥後の市田氏**　飽田郡市田より起る、嘉吉三年の菊池持朝侍帳に市田美濃守惟寛見ゆ。

5　**丹波の市田氏**　丹波志天田郡條に「市田彦五郎子孫、正後寺村」と見ゆ。

6　鹿兒嶋嶋津藩の重臣に此の氏あり。又信濃にもあり。

一田　イチダ

伊地田　イチダ

市谷　イチダニ　イチガヤ條を見よ。

伊地知　イチヂ　薩隅の著姓にして越前國大野郡伊知志より起る。此地嘗て島津忠久の封邑なり、忠久・畠山重忠の孫を窃に此地に置き、後薩摩に移す、これ此氏の祖なり(鹿兒島外史)と云ふ。宮之原系圖に「重忠の子、重保の弟重季、伊地知家祖」とあり。

1　**大隅の伊地知氏**　地理纂考大隅國垂水鄕田上村本城條に「往古は下之城といふ、伊地知氏の城址なり。伊地知氏は秩父重忠の後なり。伊地知彈正季隨故ありて薩摩に來り、五代孫島津貞久に仕へ、應永十九年島津久豊・季隨が子伊地知縫殿季豊に垂水を與へ、季豊當城を治所とす。季豊より五世の裔、伊地知周防重興反して禰寢重長と共に肝付氏に黨し、屢々島津に寇す。元龜三年島津義久・弟歲久に命し、下大隅を伐たしむ。九月重興が小濱の城を攻む、小濱の城は重興一族伊地知美作重矩守る。歲久奮戰して敵を敗り、遂に小濱を拔く。天正元年正月、義久其黨、禰寢重長を誘つて歸順せしむ。同二年、肝付兼亮、重興と議し、禰寢を侵す、重長及び島津の援兵、喜入攝津季久等と共に是を敗る。重興兼亮遁れて本邑に歸る。斯くて重興力盡きて、其領地田上、高城、新城等、都合五ヶ所を以て降る。義久・重興本領の内、下之城一ヶ所を與ふ。重興が孫佐渡重順、朝鮮の役に從ひ、罪ありて領地を沒收せらる」と見えたり。

同地牙城小濱壘は重興の一族伊地知美作守重矩之を守る。又明應四年島津忠昌・加治木を攻めて陷るや、家臣伊地知周防重貞を加治木地頭たらしむ。重貞又反す、大永七年六月島津忠良之を討つ。重貞其の子新左衞門重兼と共に城中に自殺す。次いで忠良・伊地知民部重辰をして帖佐鄕の地頭たらしむ。重辰新城に入る、享祿二年正月祁答院重武、平山城及び新城を陷れ、重辰戰死す。其の子小次郎は吉田の城に遁るとぞ。

2　平姓伊地知氏系圖略に薩摩國日置郡市來より高山に移居す。宗讓の名字重、又季、紋章未詳、初代以前續柄不明。重屋—重豊—重公—季寧—並季—季勝—金太郎

、さしめ、自身は惟宗姓を稱せり。政家四世孫美作守氏家、其三世久家に至り島津立久に亡ぼさるとなり。地理纂考薩摩國市來鄕大里村鍋ヶ城條に「往古市來氏、市來院郡司にて居城なりしといふ。市來氏系譜に、大藏姓と惟宗姓との二家ありて共に市來院の院司たり。大藏姓市來氏は其支族政房に始る。其祖先後漢靈帝の裔孫阿智王の後に出ず。寶龜年中大藏政房始めて薩摩國に下向し、市來院郡司となりて當城に住居す。第四世十郎家房二女ありて嗣子なし、因て外孫惟宗太郎左衞門政家に娶せ、政家に院司を讓る。斯して政家其弟橋口次郎家忠、（家忠又山城とも見ゆ。河上名を領す、因て河上氏とも稱せしとぞ）に大藏姓を冒さしめ、政家は惟宗姓を冒して子孫世々院司を承襲す」とあり。

2 惟宗姓 前條政房四世、十郎家房の女勢至御前。惟宗政家と婚す。これより政家の子孫市往氏を冒す、七世久家の時島津氏に亡ぼさる。

地理纂考に「惟宗姓市來氏系譜に曰、傳稱『惟宗民部大夫廣言晩年忠久に從ひ、薩州市來院を領し在城す。其より子孫世

々之を傳ふ、云々』とあり。又系譜に曰、『惟宗親王は、醍醐天皇の皇子にて、卽ち保明親王なり。承平六年丙申始めて惟宗姓を賜ふ』とあり。又惟宗姓系圖異本に『惟宗親王の裔大納言知國より出づ』とあり。按るに廣言は當國の舊記に『日向國司にて諸縣郡島津を治所とせし』由見へたり。政家より第四世、氏家入道歡意は和歌蹴鞠を善くす。市來氏代々内裏大番に役せし事舊史に見ゆ。斯くて市來氏世々國命に應ぜず。氏家より第三世久家に至り島津立久の爲に亡さる」とあり。惟宗氏を皇裔とするは誤れり、秦氏の族なりとす。又長里村鷄丸城條に「建武四年七月、市來太郎左衞門時家、官軍に應じ當城に據る。暦應三年八月、島津貞久、伊集院一宇治城を拔き、又當城を攻め、市來時家遂に降る。寬正三年、市來久家又反して當城に據る。島津立久是を討ち、久家其長子忠家と共に逃亡す。市來政家市來郡司職たりしより六世を經、久家に至て其宗統絕ゆ。今の市來氏は皆其の庶流なり。斯くて大寺美作を當鄕の地頭とす。天文八年島津越前、新納常陸忠苗、島津實久に黨して當城を守り、閏六月島

津貴久當城を攻む。新納忠苗能く守り、六十餘日にして拔く能はず。八月二十九日に至り力盡さて、忠苗島津越前と共に降る」と見ゆ。

3 市往氏は建久八年の大番參勤交名に市來郡司と載せ、降つて應永の頃市來備後家親あり、入來院彈正重長と共に、應永廿五年十二月永利城の島津山城守忠朝を攻む。又海東諸國記に「久重、戊子年、使を遣はして來朝す。書して薩摩州市來千代太守大藏氏久重と稱し、宗貞國を以つて接待を請ふ。」又「國久、戊子年、使を遣はして來朝す。書して市來太守大藏氏國久と稱し、宗貞國を以つて接待を請ふ。忠國從弟にして其の管下たり。部府に居る」と見えたり。

4 市來氏は德川時代鹿兒島島津藩の用人たり。其の庶流大隅高山にあり、市來氏略系圖に「此市來氏は惟宗姓と云傳ふ。家讓の名乘字家、後廣、又政。紋所は丸内に開扇。中間の系統不明、慶長年間薩摩國川邊郡加世田より此高山に移居」と見えたり。

一木 イチキ 常陸、備後等に一木邑あり、その地名を負ふ。

1　八田氏流　常陸の名族にして、新編國志に「一木、宍戸朝里の四子基里・彌四郎、左京亮と稱す。宍戸庄一木鄕に居り、宍戸一木氏と云ふ」と見ゆ。

2　備後の一木氏　一木村より起る、同村に笠山あり、藝藩通志に「首藤家士一木藤左衛門の居る處」と載せたり。

3　下總小金本土寺過去帳に一木作藏（文祿）を載せ、又志摩、石見等に此の氏あり。

一來　イチキ　市往、一木等と通ずるか。毛利家臣に一來就之あり。

櫟木　イチキ　伊勢の名族、渡會條を見よ。

市木　イチキ

市來崎　イチキサキ

一木津　イチキツ　阿波國の豪族にして、故城記板東郡條に「一木津殿、藤原氏、唐草丸」と載せたり。

一岐津崎　イチキツ　肥前國松浦郡生月島より起る。海東諸國記に「源義、丁亥年、使を遣はし、來りて觀音現像を賀す。書して肥前州下松浦一岐津崎太守源義と稱す。麾下の兵あり、」と見ゆ。松浦黨一部氏の事なり。

市口　イチグチ　河內國志紀郡の名族にして、其祖甚七、神功皇后三韓征伐の時、海中に沈める古碇にて礬を作りて獻納したりと云ふ、鍛冶の古家也。

一口　イチグチ　イモアラヒ條を見よ。

一國　イチグニ　會津の豪族平田大隅が家臣に一國氏あり。

一國日　イチクニヒ　三河諸侍出所に額田郡岩津村一國日淸藏なる者を載す。

一鍬田　イチクハタ

一倉　イチクラ

市倉　イチクラ

市毛　イチケ　常陸國那珂郡市毛より起る。（新撰國志）。桓武平氏大掾の族にして、常陸大掾系圖に「吉田太郎廣幹の六男—茂幹（市毛六郎）と見ゆ。市毛館は市毛氏世々の居宅なり。

市毛　イケゲ　肥前の豪族、阿蘇家天正十八年の文書に市下帶刀允惟兵と署名す。

市子　イチコ　近江國蒲生郡に市子莊、市子村あり。

市古　イチコ　伊勢北畠氏の族なりと稱す。三河にあり。

一坂　イチサカ

市前　イチサキ

一澤（市澤）　イチサハ

壹師　イチシ　伊勢の壹志より起る。

1　壹師縣造　壹師縣は後の壹志郡の地なり。皇太神宮儀式帳に「次に壹志の藤方片樋宮に坐しき。其こに在る阿佐鹿惡神を平ぐ。驛使阿倍大稻彥命、卽ち御共に仕へ奉りき。彼の時壹師縣造の遠祖建呰子を、汝が國名、何ぞと問ひ賜ひき。白さく、完往く呰鹿國と白しき。神田、並に神戶を進めき」と載せ、又倭姬命世記には「次に市師縣造の祖建比子命を、汝が國の名何ぞと問ひ賜ひき。白さく、完行く阿佐賀國と白して、神戶並に神田を進む、」と見ゆ。此の縣造の氏姓は壹志君なり。

2　壹師氏　次の條を見よ。

壹志　イチシ　和名抄伊勢國に壹志郡、及び遠江國長上郡に壹志鄕、以知之と註す。

1　壹志（壹師）君　壹師縣造（前條參照）の氏姓なり。古事記孝昭段に「天押帶日子命は、伊勢飯高君、壹師君、云々、の祖也」と見ゆ。天孫本紀に「市師宿禰祖宍太足尼の女比咩古命」とあるは此氏の人なり。此氏後宿禰姓を賜ふ。

2　壹志君族　前項壹志君の一族なり。天

されど其頃の物に伊賀守がこと所見なし。但勝頼滅亡の時市川十郎右衞門と云者、同國古府中にて誅せられしこと見えたり。伊賀守が初名重右衞門と云によく似寄たれば、もしくは此十郎右衞門は、すなはち伊賀守が一族などなるも知るべからず。信治の子美作守忠治は横見郡松山の城主上田能登守に屬す。其子志摩守治本は松山の城にて戰死せり。其年月等詳ならず。是より子孫當村の土民となり、數代にして東吉に及べりと云。又祖先覺義より五代十郎右衞門喬義の時義賢の靈を祀りしこと家系に載たれど、それは前述せしを以て爰に略せり」と見ゆ。

7 武藏畠山流　久良岐郡市川氏は宿村の舊家也。畠山六郎重保が庶流なれど家系燒失すと云ふ。其の他、入間郡市川氏(川越松郷)、藤右衞門は篤實なるものにて村方の治方宜しく奇特なりとて領主大和守より永く苗字を名乘且帶刀すべきことを許せりと云ひ、又宮澤村御嶽社の神職に市川氏あり、出自を詳かにせず。

8 松平流　三河、深溝松平忠定の子好之、此子孫市川を稱すとぞ。

9 藤姓　寛政系譜藤原氏支流に收む、佳豊より系あり。家紋黑餅の內違鷹羽、丸に錢裏形。其の他三河に市川氏多し、三河諸侍出所に上和田村市川半兵衞を載せ、又寶飯郡形原神社舊神主に市川內匠、犬頭神社の舊社家に市川氏など德川時代の記錄に出づ。

10 源姓須田流　須田盛滿—盛正—次英(市川を稱し)、子盛澄・須田に復すとぞ。家紋丸に揚羽蝶、松皮菱。

11 平姓三浦流　和田系圖に義明—義宗—義胤—(市川)と見ゆ。

12 若狹の市川氏　若耶群談に市川修理亮能登野二百石を領すと。

13 備中の市川氏　太平記に市川氏が朝敵に加はる事を載せたり。備前にも、安藝にも名族あり。

14 伊勢志摩の市川氏　壹志郡八對野城は往昔市川喜兵衞據ると云ふ、又闕長門守侍帳に、市川惣右衞門、市川覺左衞門見え、志摩にもあり。

15 防長の市川氏　安西軍策に市川式部大輔經好、市川式部、市川雅樂允等見ゆ。經好は毛利氏配下の將にして、周防國吉敷郡鴻峰城を守る。永祿十二年大內太郎左衞門尉來り攻む、時に經好あらざりしが、妻女士卒を指揮して拒戰す(鴻城志)。

16 青海首姓　越後國蒲原郡賀茂社(式內青海神社)の大神主は市川式部(賀茂大神)糺神主は市川左近(御祖神社)、山王神社は古川右近にて、三神主ありしが、兩市川氏は領主と爭ひて亡び、古川氏三神主を兼帶す。但し社人に市川氏二家あり、一は庄官、隼人、嘉內等、一は貢納、惣納、左中、丹下等とあり。(賀茂社記錄)。

17 豐後の市川氏　圖田帳に「笠和鄕十町、國分寺地頭甲斐國住人市川左衞門宗淸、五郎」と見ゆ。甲州市川氏なり。

18 上總市原町八幡社神主に市川氏あり、朱印帳に市川齋宮と見ゆ。

19 市川氏は、東鑑卷一、六、十三、十七に市川別當行房、卷十、十八、十九、二十に市川五郎行重、十六に市川四郎義胤、四十に市川六郎別當、市川庄司、猶ほ市河とあるものあり、次の條を見よ。承久記一には市川さゑもん祐光、次に太平記三十三に市河五郎。又新編會津風土記に市川備後守奉ずる文書數多あり。上杉景勝の家臣に市川總四郎、倉賀野十六騎に市川太郎左衞門、德川時代、米澤上

杉藩の重臣、長島増山藩の用人、新庄永井藩の用人、毛和藩側用人、母里松平藩番頭、新田池田藩用人、宇和島伊達藩年寄、龜山松平藩用人、三宅藩用人等に見え、加賀藩侍帳に「貳百五拾石、紋丸内劔花菱、市川三次郎」とあり。越後にも此の氏尠からず。(猶ほ次の條を見よ。)

市河　**イチカハ**　市川と通じ用ふ。前條を見よ、今漏れたるをのみ補はん。

1　**市河宮**　紹運錄に後嵯峨院―慈助法親王(市河宮)と見ゆ。

2　**讃岐の市河氏**　東鑑寛元四年三月十八日條に「讃岐國御家人藤左衛門尉海賊を搦め進む事云々」と。次に廿日條に「臨時評定あり、市河次郎左衛門尉、强盜海賊等を搦進むる賞の事、及び度々高名畢んぬ。御感あるの由、御教書を賜ふべし。且御恩沙汰の時、注文を加へ申さるべき旨載す云々」とあり。

3　其の他東鑑廿四に市河左衛門尉祐光、三十六に市河掃部を載せ、太平記卷三十三に市河五郎、新田義興に仕へ、矢口の渡遭難の際、向ふ岸に上りて奮戰して死す。武藏武田流市川氏條を見よ。

一川　**イチカハ**　市川氏と通じ用ひしもあり。

1　其の他出羽砂越年代記に「觀音寺碓殿打死、スカノ一川殿破却と雖、床中一氣動搖を起す(天正十八年)」と。

2　筑前原田家臣に一川彌三兵衛あり、朝鮮征伐に從軍す、原田氏記錄に見ゆ。

一河　**イチカハ**　市川と通じ用ふ。市川條を見よ。東鑑に一河五郎あり。又文治三年條に伊勢國弘拔名の地頭一河別當あり。

市貝　**イチカヒ**　上杉謙信配下の將に市貝式部少輔あり。

市谷　**イチガヤ**　武藏國豊島郡市ヶ谷より起れる氏也、役帳に市谷源三郎等見ゆ。

市往　**イチキ**　大和國高市郡市往岡より起りしか。百濟族にして名僧義淵を出す。

1　**市往公**　姓氏錄、右京諸蕃に「市往公百濟國明王より出づる也」と見えたり。

2　**攝津の市往氏**　靈異記下卷、第二に、禪師永興は、諸樂左京興福寺沙門なり矣。俗姓葦屋君氏、一に云ふ、市往氏、攝津國手島郡の人也」と。また神龜四年十二月紀に「僧正義淵(俗姓市往氏)、禪枝早茂、法梁惟隆、云々、宜しく市往氏を改め、岡連姓を賜ひ、其の兄弟に傳ふべし」と。こは天平十九年十月紀に「正六位上市往泉麻呂、岡連姓を賜ふ」とあるを云ふか。

3　其の他天平五年の右京計帳に市往刀自賣、弟伊毛賣等見ゆ。

市來　**イチキ**　薩摩の著姓にして日置郡市往より起る。

1　**大藏流**　寳龜年中、大藏政房、薩摩に下向し、日置郡市往院郡司となり、子孫市往氏を稱すと云ふ。市來、大里村鍋ヶ城は又市來城、市來院郡司市來氏の舊城也。市來氏には大藏、惟宗の兩姓あり。寳龜年中、大藏政房此國に下向し、市來院郡司となり、當城に居る。其四世家房一女あり、勢至御前と云ふ。國分左衛門尉友成と婚し、政家を生む。これ惟宗姓、市來氏の祖也。始め惟宗民部大夫廣言は日向守基言の子也。其二子左衛門尉忠康、若狹兵衛尉忠季、共に承久の亂に戰死す。故に一族國分左近將監友久の男左衛門尉友成を養つて嗣とす(友久は執印康友の二子にして、筑前國安樂寺管下薩摩國分寺の留守也)。其子前述の政家、大藏家房沒後、其母の讓を受けて市來院郡司となり、市來を氏とす。且つ其弟橋口次郎家忠(又河上氏)に大藏姓を冒

2　佐々木流　佐々木廣綱の後惟綱の子範定より出づと云ふ。

3　攝津大坂の市岡與左衛門實榮はもと伊勢桑名の人也、元祿十年市岡新田を開く。又京都鴨社の舊神職に市岡氏あり、藤姓と云ふ。又飛鳥井家の雜掌に市岡氏美濃の市岡猛彦は裘山考を著はす。信濃にも現存す。

一岡　イチヲカ　市岡氏と通ずるか。

一垣　イチガキ　石見にあり。

市川　イチカハ　市河と通じ用ふ。和名抄甲斐國巨摩郡に市川鄕ありて以知加波と註す。此の地は殘簡風土記に「市川公穀六百七十二束、假粟三百六十三丸、市川神社圭田五十六束三字田、敏達天皇元年十二月、所祭大山祇也」と見ゆ。市川氏は此の地より起りしと云ふ者多けれど、出自に關しては異說頗る多し。猶ほ市川なる邑名は山城以下諸國に多ければ、必ずしも甲州發祥とのみ限るべきにあらざるなり。

1　桓武平氏城氏流　東鑑治承四年八月條に市河別當行房見ゆ。安田三郎、工藤庄司と共に鎌倉に屬す。（建長中の記、市河六郎別當、市河前司）。其男五郎行重也。曾我物語に甲斐國の住人市川黨に別當太

夫が次男別當次郎定光（異本に行房の二男次郎行光）見ゆ。此の市河氏に關しては、東鑑寬元二年七月廿日條に「今日落合藏人泰宗、並に市河の女子藤原氏等（見西舊妻）一七箇日荏柄社壇に參籠し、起請を書進すべき由、對馬前司、同（河勾）平右衛門尉等を奉行となし、之を仰せ付けらる。此上平右近入道寂阿、鎌田三郎入道西佛等を御使となし、檢見を加ふべき由云々、是市河掃部允高光法師（法名見西）藤原氏を訴申して云ふ、泰宗に密通するの由云々、女論じ申すの間此義に及ぶ云々」と。次いで同二年八月三日條に「市河女子藤原氏事、荏柄社に於て落合藏人泰宗と密通せざるの由起請文を書く、參籠せしむるの間、御使者寂阿西佛を以て檢見を加へらるゝの處、七日七夜其失なきの由、各之を申す。仍て市河掃部助入道見西訴へ申す處の信濃國船山內靑沼村、伊勢國光吉名、甲斐國市河屋敷等は氏女をして之を領掌せしむべく、市河屋敷に至つては氏女一期の後、見西子孫に給ふべきの由、今日之を定めらる。氏女は見西舊妻也。相嫁せし始め若し離別せば件の所々を知行せしむるの旨

契約をなすの間、契狀に任せ充賜ふべきの趣、氏女訴訟あるの時、泰宗と密通するの旨見西之を申す。之を閣かれ難きに依て起請參籠等の沙汰に及ぶ云々」と見ゆるにより、甲州市川より起りしや明白と云ふべし。出自に關しては、甲斐國志に「東鑑に市川別當行房あり、大石寺本曾我物語に一河城小太郎と記せり。按ずるに城氏は平維茂の後より出づ。然れば後の市河氏と云者は本城氏にして、平姓なりしにや」とあり。

2　橘流（或は源姓）　前條市川と同一ならん。されど家譜には橘氏にして、代々甲斐國市川庄に住せしにより家號とすと云ひ、寬政系譜には淸和源氏義光流に收む。又家傳に秋山光朝の後なりと云ふ、昌忠より系を起す、家紋丸に松皮菱、支流二あり、一葉楓。梅隱齋義長、宮內之介、備後守、七郎右衛門家光、十郎右衞門等甲斐國志に見えたり。

市川
肥後守

3　佐々木流　佐々木義淸の後にして、甲斐國市川村に住せしより市川とすと家傳

に見ゆ。

4　信州城氏流　信濃國高井郡市川村市川城に據る。市川城は眞砂、水內郡に收む、箕作村上山にあり、上杉幕下市川駿河定顯之に居る。信濃市川氏は東鑑寛元二年八月條に「市河掃部助入道見西所領、信濃國船山內青沼村、甲斐國市河屋敷」等見ゆるにより、甲斐國西八代郡市川氏と同族なるを知るべし。建武年間、市河刑部大夫助房、同舍弟左衞門九郎倫房、同左衞門十郎經助等あり。市河文書二に「信濃國市河左衞門六郎助房、謹んで言上す。早く相傳當知行の旨に任せ、安堵の國宣を下賜せられ、末代の龜鏡に備へんと欲す。信州高井郡中野西條內、田地參段、在家壹宇、並志久見鄉總領職、賀志加澤村等事云々、元弘三年十月日、」と見えたり。

5　信州安田流　信濃國佐久郡大澤村荒山城は市川和泉義信の居城にして、伴野の屬城なり。義信は伴野刑部の姉聟に當る。此の市川氏は安田義定、總州松戸鄉市川に住む。三男志摩太郎忠義、市川を氏とするに出づ。義定十六代源五郎長義和泉と號す、嫡子和泉義信也と傳ふ。

6　武藏武田流　新編武藏風土記多摩郡四ッ谷村市川氏條に「家傳に云、先祖市川別當太郎源忠隅入道梅印は、新羅三郎義光の苗裔にて、甲斐國八代郡市川上の宮に住す。因て市川を氏とす。武田氏に仕へて戰死す、二男を忠次と云、かれは故ありて小田原北條に屬し、武州神護寺の城主北條陸奧守氏照の旗下となれり。北條家落去の後、兄右近と共に民間に潛み此地に來り住し、其處を上の宮と云り。本國の地名を取て名づけしとかや。寛永の初四ッ谷村洪水の爲に退轉に及べり。因て其時の御代官守屋佐太夫の許容によりて再び開墾をなせし由なり。しかるにこの家のものに、其時纔に己と家來三人各家居をなし、合せて四軒ありし故、四屋村とはなづけしよしを書せり、是誤なり、四屋の名それより以前の稱呼なり。末にのする守屋左太夫より渡せし文書、今にこの家に所持す、其文を見てしるべし。先祖內匠より今の三左衞門まで十一代に及べりといふ。馬鞍二口を藏せり、」と云ひ、又田中村市川氏條に「家系一卷を傳へたり。其祖先は新羅三郎義光の男市川別當刑部鄉阿闍梨覺義なり。此人帶刀先生義賢の味方として大藏の館に有しが、義賢討れし時、其家臣馬場兵衞次郎賴房、同源次郎賴直等七人と共に當所に落來りて居住す。覺義の子二人あり、長男は覺光と云ふ。甲斐國市川寺の別當となれり。二男小十郎倶義は父と共に爰に住す。夫より數代の後市正敎光と云し者、元弘二年新田義貞に屬し、鎌倉合戰の時由比の濱にて討死す。其子五郎忠光は新田義興に從ひ、當國矢口の渡にて戰死せり。按に太平記等に敎光がことは所見なし。五郎は延文元年十月十日、竹澤右京亮良衡等が爲に、義興矢口の渡にて自殺せし時、從者十三人（或は十二人と云）の內なり。此人及び土肥三郎左衞門、南瀨口六郎三人は水底を潛り向の岸に至りて、敵多く討取、遂に戰死すとあり。又異本太平記には市川五郎右衞門と載たり、忠光討死せしかば、其弟十郎正光父の家を繼で當所に住す。此人より七代の後、重左衞門光治は甲斐國武田家の旗下に屬して其國に移住し、後に伊賀守受領す。其子重左衞門も後伊賀守と云、信玄より諱の一字を賜はり信治と名乘り、天正三年同國韮崎にて戰死せりと云。

イチカハ

イチカハ

の文岩松家文書に載る所と參考して其缺を補ひ記す」と。又幡羅郡條に「妻沼村、伊丹伯耆守重泰墓蹟、昔五輪の塔ありしもの重泰がしるしなりしに、近き年何れか持去て失ひしといふ。重泰は岩松右京太夫の家人にして、嘉慶三年二月二日卒し、法名光性院誠丹大禪定門と號す。今もその子孫新左衞門と稱し、隣郡榛澤郡高島村の名主となれり。彼が家に岩松家より出せし文書も昔所持したりしとて寫と云ものあり。其文岩松家に傳ふる案と全く符合すれば、此地重泰墳墓と云事其理あるに似たり」」と。小田原役帳に伊丹右衞門大夫二百五十五貫四百六十二文、久良岐郡釜利谷二十三貫五百五十文同所壬寅檢增とあり。

5 清和源氏頼綱流 甲州發祥、源頼光の孫左衞門尉頼綱の後也と。天文中伊丹康直あり、武田氏に仕ふ。而も利仁流藤原と稱す、怪しむべし。紋藤の內に加文字。

6 其の他鯖江藩の侍帳に伊丹醇、津山藩分限帳に伊丹種太郎、備前にもあり。又銀座由緒書に伊丹與右衞門見ゆ。

伊丹城 イタミジヤウ 家傳史料に伊丹城春朔、酒井河州の侍醫なるよし、谷中妙林寺に墓あり、伊丹城七右衞門と。本姓三浦氏なりと云ふ。

悼大島 イタミノオホシマ ゴトウ條を見よ。

板持 イタモチ 河內國錦部郡に板持名あり、金峰神社文書(建武元年二月)に見ゆ、其の地より起る。

1 板持史 漢族にして劉家楊雍の後なり、養老年間連姓を賜ふ。

2 板持連 板持史の後なり、又板茂連とも有り。養老三年五月紀に「從五位下板持史內麻呂等十九人、連姓を賜ふ」」とあり。姓氏錄河內諸蕃には「板茂連」と載せて「伊吉連同祖楊雍の後也」と註す。

3 板持宿禰 姓名錄抄に見ゆ。板持連後宿禰姓を賜へるなるべし。

4 周防の板持氏 延喜八年玖珂鄉戶籍に板持名丸なる人見ゆ。

5 讃岐の板持氏 讃岐國寛弘元年の戶籍に板持茂丸外一人見ゆ。漢歸化族板持史の族裔あるべし。

板茂 イタモチ 板持氏に同じ、河內錦部郡の名族にして姓氏錄河內諸蕃に收む、前條に云へり。

板屋 イタヤ 中興系圖に平姓と見ゆ。越中の豪族にして、天文廿三年板屋刑部政廣、新川郡魚津城に據るを、謙信圍みしかども神保政氏等の國士の援ひに依り、利なくして歸國せり。弘治元年謙信再び來りて之を圍み、城陷り政廣擒となる。

又攝津國住吉神社神主七家の一に板屋氏あり。

又紀伊國牟婁郡入鹿莊に板屋又兵衞ありて續風土記に見ゆ。又因幡志に板屋某なる者見ゆ。

板家 イタヤ 丹波川勝氏の族なり。前條氏とも通ずべし。

板谷 イタヤ 羽前國南置賜郡板谷より起りしかと云ふ。

板安 イタヤス 出處詳かならず。

○板安忌寸 養老五年正月紀に板安忌寸犬養と云ふ人見ゆるのみ。

板山 イタヤマ 信濃にあり。

市 イチ 備後國深津郡(深安郡)及び御調郡に市村あり。其れ等の地名を負ひしなるべし。

1 巨勢氏流 巨勢氏系圖に「金岡十二世孫隆慶―義隆(號市冠者)と見えたり。

2 市氏は東鑑卷十に市小七郞、三十二に市兵衞次郞、下りて永享以來の御番帳に

市新左衛門尉、市千夜叉丸、市千六郎、文安年中御番帳に市彌太郎、市次郎、長享將軍江州動座到着に江州市遠江入道日明、同六郎、同新左衛門尉貞明等見え、又康正二年の造內裡引付に「九百六十七文、市六郎右衛門殿(江州加茂庄段錢)」とあり。近江に榮えしを知るべし。

3　漆間姓　美作古城記に「高屋城は市氏の據る處」と、又陰德太平記に「作州の士市云々の者ども皆尼子へ屬しける」と。安西軍策には市五郎兵衛尉(小早川方)等を載せたり。市氏は漆間姓、立石氏の一族なりと。

4　傳説に據れば、美作市氏は世々伊勢に住す、天文の初め市又次郎、三浦貞久に仕へ、勝山に在り、後宮山城を守る。三浦亡後宇喜多氏に仕へ、其の子三郞兵衛義直、五郞兵衛義尙、義尙の子虎熊丸なりと。

一　イチ　上總に一ノ莊あり。

伊智　イチ　和名抄肥後國山鹿郡に伊智鄕あり。

伊秩　イチ　和名抄出雲國神門郡に伊秩鄕あり。日用重寶記此の氏をイツツと訓ず。

伊地　イチ　大隅國肝屬郡垂水の城主なりき。又松尾城を領す。

伊治　イヂ　陸前國栗原郡伊治村より起る。蝦夷族なるべし。伊治の地は神護景雲三年六月紀に「浮宕の百姓二千五百餘人を陸奧國伊治村に置く、」と見ゆ。東北經營の一要地なり。此氏の事は寶龜八年十二月紀に「第二等伊治公呰麻呂、」また同十一年三月紀に「陸奧國上治郡大領外從五位下伊治公呰麻呂反す。徒衆を率ゐて、按察使參議從四位下紀朝臣廣純を伊治城に殺す。(中略)、伊治呰麻呂は本、是れ夷俘の種也。初め事により嫌あり。而も呰麻呂怨を匿し、陽に媚びて之に事ふ。廣純甚だ信用す。殊に意に介せず。又牡鹿郡大領道島大楯、每に呰麻呂を凌侮し、夷俘を以つて遇す焉。呰麻呂深く之を銜む。時に廣純建議して覺鱉柵を造る。衆を率ゐて按察使廣純を圍み、攻めて之を害す。獨り唯介の大伴宿禰眞綱、圍の一角を開きて出で、多賀城に退くを獲たり。久年國司治所とする所、兵器粮蓄勝げて計ふべからず。城下の百姓競ひ入りて城中を保たんと欲す。而も介眞綱、掾石川淨足、潛かに後門より出でゝ走る。百姓遂に據る所なし。一時に散じ去る。後數日、賊徒乃ち至る。爭つて府庫の物を取り、重を盡して去る。其の遺す所の者は放火して燒く焉」と見えたり。我が東北經營史上一頓挫なりき。

一井　イチヰ　イチノヰ條を見よ。淸和源氏新田氏の族、猶ほ他に數流あり。

一居　イチヰ　一井と通ずるか。

市井　イチヰ　加賀藩侍帳に「百石、紋七寶內花菱、市井明說」なる者見ゆ。

市居　イチヰ

市石　イチイシ

市磯　イチイソ　イチシ條を見よ。名族なり。

一泉　イチイヅミ

岙子原　イチイハラ　石見にあり。

一氏　イチウヂ

市岡　イチヲカ　信濃、攝津等に市岡邑あり、その地名を負ふ。

1　淸和源氏木曾流　家譜に「木曾左馬頭義仲の後胤正則、信濃國下伊奈郡市岡村に住せしより其地名を家號とす」と、其子宗重の子忠吉信玄に仕ふ。家紋二巴、五三桐。寬政系譜支庶の家三を載す。

市岡
丹後守

たりける。太田三樂三千餘騎にて取詰、松山の副將北條玄庵子息雅樂佐、笠原新六郎をはじめ、城中の兵防戰、太田が先將高梨三右衞門、間宮隼人、澁谷全久、堺をおし破り亂れ入、暫時に乘取り畢ぬ」ともあり。此時廢城となれるにや、はた小田原沒落の頃廢せしにや詳ならずと。寛政系譜支庶二、家紋丸に三庵、鶴の丸、中興系圖には「平姓、本國武州王子、紋ツルノ巢、秩父黨八郎、秋本太郎常法父」と見えたり。

2　下野常陸の板橋氏　下野都賀郡板橋より起りしか。傳説に據れば、武州より來ると云ふ。此の地に古城あり、又常安廢寺ありて、古墓に「前城主板橋親棟の冢と」ありと云ふ。常陸の板橋氏は新撰國志に「板橋、本姓詳ならず、下野國板橋より出づ。板橋兵左衞門は宇都宮の家士なり、文祿中笠間に來る、城主關戸村に於て六十石を賜ふ。慶長十九年、城主松平重貞に從て大阪役に赴く、軍功あるを以て千三百石の祿を賜ひて家臣とす。兵左衞門の兄を隼人と云、笠間の町年寄を勤む、子孫今に存す」と見えたり。筑波郡に板橋村あり。此の氏と關係あるべし。

3　清和源氏石川流　磐城國石川郡板橋より起る。石川氏の庶流にて、河邊八幡宮觀應三年四月十三日の文書に「石川板橋掃部助高光申す、所領陸奥石川庄の内、千石板橋八幡宮神領、下河邊村澤尻等の事、右彼所に於ては、高光重代相傳の所、舍兄千石大和權守時光、宮方たるの時押領せしめ畢んぬ云々」と見ゆ。田村郡正直館は高光の裔孫の居れる所なりと云ふ。

4　津輕、鯖江藩（板橋永之助）等にも此の氏あり。

板鼻　イタハナ　上野國碓氷郡板鼻より起る、清和源氏依田氏信の後裔全良・板鼻城に住し、子孫此氏を稱すと云ふ。

板花　イタハナ　其先福田氏、嘉津一の時より板花を稱す。家紋三笠の内左巴、三頭左巴、五三桐、丸に蔦。

信濃にも此の氏あり。

板曳　イタヒキ　和名抄筑前國那珂郡に板曳鄕あり、伊多比岐と註す。

惟平　イダヒラ　次の條を見よ。

伊平　イダヒラ　遠江引佐郡伊平より起りしか。武藏七黨橫山黨の一にして、小野系圖に「橫山經兼—隆久—隆政—廣連（惟平野次）—時重—景廣」また隆政の弟親久に「伊平野五郎」と註す。

井平　キダヒラ　イヒラ條參照。

猪平　キダヒラ　同上。

射平　イダヒラ　備前に此の氏あり。

飯平　イダヒラ　小野姓、伊平氏に同じ。

板振　イタフリ　天平寶字八年十月紀に板振鎌束と云ふ人見ゆ。

板部　イタベ　源姓と藤姓と二流あり。

1　清和源氏澁川流　澁川系圖に「御調滿貞—教通—和是三世孫光氏—忠常（板部）」と見ゆ。

2　藤原姓　肥前の名族にして、深江元弘三年文書に板部太郎藤原成重、光淨寺文書に板部太郎藤原成基等を載せたり。

板部岡　イタベヲカ　伊豆の名族にして、又板越氏とも云ふ。板部岡江雪齋は家康に仕へ小田原城を守る（新編相模風土記）。下田鄕士田中備中守の子にして、其の子孫は岡野氏、田中氏となる、江雪—岡野房恒—房次なり（志稿）。又新編武藏風土記に「板部岡右衞門は富永孫左衞門重久が男なり」とあり。

板全　イタマタ　清和源氏義家流なりと、奧州石河系圖に「義家—義時—義基—義宗（稱板全三郎）」と見ゆ。

イタミ
イタミ

伊丹 **イタミ** 攝津國伊丹より起りし氏なれど、藤姓とも源姓とも云ひて數流あり。

1 **利仁流藤原姓** 攝津國河邊郡伊丹庄より起る。利仁流加藤次景廉の子景佐二男景親、伊丹城に住せしより起ると。太平記卷三十八に、伊丹大和守、細川兩家記に「攝州にては伊丹兵庫助元扶(高國方)次に伊丹次郎親興、次に「三好方伊丹彌三郎方合戰あり云々」など見ゆ。其の據守せし伊丹城(伊丹町)は有岡城とも云ふ。代々の居城にして、前述伊丹兵庫助元扶は永正五年細川澄元に背き、高國に屬す。當城に籠りて播州勢を破る。次いで永正十七年伊丹兵庫助國扶あり、又高國に屬し、澄元方阿波衆と戰ふ事屢々なり。當國住人雀部與一郎、同弟次郎太郎等戰死す。同年二月高國破れて逃るゝや伊丹城內伊丹但馬守、野間豐前守二人申けるは「當城此れ數十年の間、諸侍士民以下頻としてこしらへたるそのしるしなく、のがれける事口おしさよ、我等二人は此城の中にて腹切らん」と、四方の城戸をさし、家々へ火をかけ天守にて腹切ぬ。同三月十六日、澄元伊丹城に入りしが、程なく敗北して生瀨口より逃る。後伊丹氏又當城にありて、高國(道永)の爲に盡す所多し。大永七年三月十七日細川澄元の子六郎方に攻められしも拔けざりしが、後六郎方に歸參す。天文二年三月、一向一揆當城を攻む、尼女まで來りて堀を埋めければ城中難儀に及びしも、木澤左京に救はる。永祿年間伊丹次郎親興信長に屬し舊領を賜ひしが、後畔きしかば元龜四年七月荒木村重に攻められ、力盡きて自殺、城陷る。見聞諸家紋に

伊丹

家譜によれば利仁流加藤次景廉の子孫左衛門景佐二男兵庫頭景親、伊丹城に住せしより起ると。其五代孫は三河守雅永なり。其の長男因幡守賴興、二男宮內丞永昌、賴興の男大和守雅盛、その子民部少輔雅賴細川勝元に屬す。長男大和守雅與二男兵庫頭親永(或は國扶)その子親興に至り伊丹城陷落す。一族雅與の子雅勝、後康直、駿河に至り今川氏に、後織田武田に歷仕し、終に德川氏に仕ふ。康直―康勝(一萬二千石)―勝長―勝政―勝守(失心、領知を收めらる)。家紋藤丸に加文字、六出雪薺、六藤、帆掛船、九字、三十六葉菊、蛇目、菱、藤三碇、左萬字、巴、九曜、七曜。支庶十一家寬政系圖に見ゆ。藩翰譜に「播磨守源康勝は、初め喜之助と申せしより、大御所將軍家に仕へ奉り、大坂の合戰に隨ひ、首取て獻る、御納戸の頭を經て終に御留守居に至る(其家の系譜を見ねば祖先の事詳に知らず)中頃松平右衛門大夫正綱と共に、郡國の吏務貢賦の結解等を司り、寬永十九年三月三日、始て勘定頭三人を置かれし時、其第一に擇まれき、年老て頭の毛悉く禿なりければ「おのづから入道して、順齋と號す、」とあり。

2 **清和源氏賴季流** 須田盛森の二男盛數母姓を冒し、一時伊丹を稱す。

3 **清和源氏太田流** 太田景資の落胤慶資伊丹を稱す。家紋丸に桔梗。

4 **清和源氏岩松流** 武藏風土記榛澤郡篠に「伊丹氏(高島村)先祖は岩松右京大夫の家臣にて伊丹伯耆守と稱せしと云。小野澤兵庫助より出せし給地の請文の案を藏す。兵庫助は岩松が家人なるにや。そ

勝志—主水佑(縫部正)勝喜—主水佑勝氏弟越中守勝資—攝津守勝貞—勝成—勝全—勝弘、(備中庭瀬二萬石)、現今子爵、家紋左巴三頭、鞠挾。

板倉庭瀬

2 秀郷流藤原氏 足利氏の一族、西岡太郎盛行—板倉右近盛義「足利郡板倉に住し、因つて氏となす」と見ゆ。

3 上總の板倉氏 備職家系に板倉、藤原、本國上總、紋三頭左巴、惇叙(板倉九左衞門)—助次郎(助之進、荻生茂衞門)と見ゆ。

4 相摸の板倉氏 天正本太平記に板倉平次を載せ、下つて鎌倉大草紙に板倉美濃守、板倉式部丞等あり、また相州兵亂記等にも見ゆ。

5 備中の板倉氏 備中の板倉鄕より起りしなるべし、備前文明亂記に板倉新右衞門なる人見ゆ。

6 甲斐山梨郡に板倉治右衞門(甲斐國志)徳川時代島原松平藩、醍醐家の侍等に此の氏あり。又大坂の人板倉氏は和泉大島郡平田新田を開發す。又三河碧海郡森越村八幡宮の神主に板倉政方あり。其の他信濃、岩代等に此の氏ありと。

伊宅 イタケ イタク 和名抄壹岐國壹岐郡に伊宅鄕あり。

板越 イタコシ 伊豆國にあり、伊豆志稿に見ゆ。

板坂 イタサカ 地名なるべけれど出づる處を知らず。

1 桓武平氏 甲斐國山梨郡にあり、平氏と云ふ。板坂法印宗徳醫道にて名を得たり。

2 近江の板坂氏

3 加賀藩侍帳に「貳百石、紋丸瓜内スハマ、板坂忠次郎。貳百石、紋同、板坂八三郎。貳百石、紋同、板坂登佐吉」等を載せたり。

板島 イタシマ 伊豫國宇和郡板島より起る、西園寺家の一族なり。愛媛面影に「宇和島城、昔は板島と稱す、西園寺殿の連枝宣久之に居り、永祿の比板島來村西鄕に高六千六百石餘を知行せり、世に板島殿と稱す」とあり、宣久板島丸串の城主なり、天正中伊勢に詣づ、其日記を海陸日記と云ふ、同八年卒去すとぞ。

井唯 キタダ 正訓不明。

射立 イタチ 和名抄阿波國麻殖郡に射立鄕あり、伊多知と註す。

印達 イタチ 和名抄播磨國餝磨郡に印達鄕あり、伊多知と註す、射楯兵主神社あり。

伊達 イタチ イダテ 和名抄陸奥國に伊達郡(信夫郡條)及び安達郡に伊達鄕あり、又紀伊國名草郡に伊達神社あり。伊達氏は陸奥の伊達郡名を稱號とせしものにして、もとはイダテ或はイダチ氏なりしなり。ダテ條を見よ。

板津 イタツ 加賀國能美郡板津邑より起る。利仁流藤原姓にして板津介成景の後、大郡の大領主なりしと云ふ。蓋し加賀在廳官の一なるべし。尊卑分脈に「林成家—成景(板津介)—景高(板津三郎)—家景」と見ゆ。成景の裔に板津九郎あり、小松城を取り立つとなり。其の族に白井氏あり。中興系圖に「板津、藤原姓、成景之を稱す」と見ゆ。

又尾張にも此の氏あり。盬尻所載尾州二宮大縣神社神主系圖に「重松兵庫助—次郎大夫秀滿(永享頃)—中務亟秀村 文明頃)—板津中務少輔正平(池田家臣)」と見ゆ。

板戸 イタド 下野國芳賀郡板戸より起

る。藤原北家糟谷氏の族にて、糟谷系圖に「關本義忠―光綱―盛久―久綱―某(板戸三郎)」と見ゆ。

板列　イタナミ　丹波國與謝郡に板列莊あり、康正二年造内段錢引付に見ゆ。

板並　イタナミ　筑前國朝倉郡の豪族にして秋月氏に屬し、板並左京の時阿彌陀峰を守る(井樓纂聞)。

井谷　キタニ　紀伊より志摩に亘りて此の氏あり。紀伊續風土記那賀郡清水村舊家の條に井谷楠太郎あり。家傳にいふ「其祖は清原眞人武則の支流にて、二百石を領す。根來寺滅亡の後所領に放れ、封初地士に命ぜられ、代々當村に住す」と。又三尾川村舊家に井谷傳左衞門あり。「其の祖高野山奥ノ院の玉垣の料に槻の木を伐りて上せしより、今に至るまで、奥ノ院玉垣新造の時は其古木を當莊に下し、野中の氏神の玉垣の料となすを古より例とす。その事を書せし文書井谷の家にあり。年號は弘和二年閏正月廿三日とあり。弘和は康和の誤りならむ。其余誤り多けれども古き文書には紛なし」と見ゆ。

猪谷　キタニ　井谷氏に同じ、紀伊那賀郡の名族なり。

居谷　キタニ　同上。續風土記那珂郡清水村の地士に猪谷氏、居谷氏を載す。

井澗　キタニ　紀伊牟婁郡にあり。續風土記、同郡岡村條に「井澗清介、舊信州諏訪の人なり、山本氏の亡ぶる後、山本の家を併せて當村に住す。子孫莊屋職を勤む。清介の孫、長は井澗の家を續ぎ代々當村に住す。次は田邊城下に遷り、楠本の家を立て商賈となる」とあり。

伊谷　イタニ　常陸の豪族なり。新編國志に見ゆ。

怒谷　イタニ　ヌタニ

板西　イタニシ　バンサイ條を見よ。藤原姓なり。

板野　イタノ　阿波國板野郡より起る、板野は和名抄伊太乃と註す、中世板西、板東に分る。

板場　イタバ　石見にあり。

板橋　イタバシ　武藏、下野、磐城に板橋邑ありて此の氏を起す。數流あり。

1　桓武平氏秩父氏流　武藏國豊島郡板橋より起る。「家系を閲するに大祖村岡五郎良文に出づ、良文が子孫に豊島因幡守康家と稱する者あり。永久二年武州豊島郡豊島村を領す。豊島太郎太夫清光、葛西三郎清重、皆同族なりと云ふ。康家が子孫因幡守親盛、板橋の御東山と云ふ所に在城して、氏を板橋と改む、是れ板橋氏の祖也。其子將監親棟に二子あり、長を太郎行常と云ひ、後加賀守と改む。次を親恒と云ひ、(板橋英太郎家譜に信濃守盛安とし、寛永諸家譜、忠康に作る。)其子民部某(寛永譜忠正とす)は召出されて子孫旗下の士に列す。次男正重は下板橋に土著して子孫榮ゆ。又行常が子に大隅守正高と云ふものありしが、常州笠間に移り、其子兵左衞門正吉、領主松平丹波守康永に仕ふと云。旗下の士英太郎が家譜と照しみるに甚だ齟齬すといへども姑く家傳のまゝを錄す(風土記稿)。寛政系譜には豊島次郎常家の男三郎(今の呈譜因幡守)康家二十二世の孫を内藏助親恒といふ。親恒の子忠康にいたり板橋に住せしにより、その地名をもつて家號とすとあり。其の居城板橋城(上板橋村)は今其舊蹟詳にせず。鎌倉大草紙に板橋城と載せ、及び小田原記に板橋肥後守當城に住して、千葉次郎に屬すとみえたり。又松隣夜話に「永祿四年松山の城主北條安房守、板橋と云ふ處に鷹野に越し、逗留し

板筏　イタイカダ　東大寺要錄第二卷に見えたり。

到津　イタウヅ　豐前國企救郡到津邑より起る。此の地は宇佐大鏡に企救郡到津莊田百三十町、また宇佐宮建治元年寄進狀に豊前國到津、勾金、兩莊地頭職と見ゆる地にして、到津八幡宮あり。此の氏は宇佐氏の族にして、宮成氏と共に、宇佐大宮司家たり。公世の子公連（後宇多朝の人）を祖とす。公連―公利―公規―公貞―公増―公兼―公弘―公世―公正―公治―公澄―公憲―公吉―公兼―公村―公峯―公著―公箇―公古―公說―公章―公蝦―公誼―公縣、明治に至り男爵。宇佐氏條を見よ。一說、到津氏は永祿より天正迄、八幡宮企救郡到津に遷座の時より付奉りしなりと云ふ。宇佐條に云ふべし。

板垣　イタガキ　甲斐源氏の一なり、但し異流も二三ありしが如し。

1　武田流　淸和源氏、武田太郎信義の二男板垣三郎兼信の後也。甲斐國山梨郡板垣（今の里垣）より起る。尊卑分脈に武田信義―兼信（板垣三郎）―四郎賴時弟六郎賴重―孫三郎賴兼―彥三郎行賴―彌三郎長賴と見ゆ。氏人は平治物語に甲斐源氏として板垣氏を載せ、平家物語に甲斐源氏板垣三郎兼信、源平盛衰記も同樣にして、「又甲斐源氏に板垣冠者兼信ともあり、又東鑑三、六、九、十に板垣三郎兼信と載せ、又板垣冠者とも見ゆ。武田系圖には「板垣兼信、信義三男、板垣三郎と號す（異本次郎）。文治五年、所領駿河國大津御厨事、大皇太后宮の御領なり。宮の御勅勘を蒙り、五月廿二、所領を收公、元久元八十三（建久元年）隱岐國に左遷、是時遠江國雙侶庄已下の所領也、頭職等改易」と載せ、

- 賴重（六郎）
  - 賴兼（孫三郎）―行賴（彥三郎）―長賴（彌三郎）
  - 信兼（彌六）
  - 實兼（七郎）
  - 長兼（八郎）
- 賴時（四郎　一男）

とあり。下りて太平記卷卅一に板垣三郎左衞門、板垣四郎等見ゆ。其後裔駿河守信方あり、信虎、晴信に仕へて功多く、諏訪郡の城代となる。天文十七年二月十四日塩田原に戰死す。其子彌次郎信憲（信重）父に繼ぐ、後罪あり、家斷絕す。次ぎて左京亮信安、於曾氏より家蹟を繼ぐ、其子を修理亮と云ふ。紋花菱。翁草に鎌倉時代の武士の所領として、「五千百町、甲州板垣四郎高房」と云ふを載せたれど、信じ難かるべし。

2　越後の板垣氏　文明兵亂の時板垣修理、平汲城より來りて中瀉城に據る（古志郡）と云ふ。

3　信濃にも板垣氏あり、小笠原氏一類と云ふ。又尾張志海部郡十二城（津島の米の座）條に「風土記草稿に板垣冠者兼信居之と見え、府志にも然いへり」と見ゆ。

4　安藝の板垣氏　武田氏に從ひて安藝に移る。安西軍策に「武田方板垣喜四郎、掃部」等を載せたり。後石見國鹿足郡靑原村靑原城主に板垣甲斐守あり、家系錄に「板垣掃部助繁任（安藝武田元繁臣）、同與次郎繁芳（同上）、板垣右京助義兼（天文頃津和野城主吉見正賴の侍大將）」とあり。

5　郡山柳澤藩の年寄に板垣氏あり。又伊達正宗家中記に板垣見え、加賀藩侍帳に「貳百石、紋劔菱、板垣甚兵衞。百三十石、紋同、板垣藤九郎」とあり。

板金　イタカネ　中興系圖に源姓とす。

板來　イタク　和名抄常陸國行方郡に板來鄕あり。

板口　イタクチ　米澤上杉藩に此氏あり。

板倉　イタクラ　越後國頸城郡に板倉郷あり、以多久良と註す。又備中國賀夜郡に板倉郷あり、伊多久良を訓ず。此の氏中には此等より起りしもあれど、板倉侯は下野板倉より起るとぞ。

1　足利流　下野國足利郡板倉邑より起る。尊卑分脈に「足利泰氏─義顯（板倉二郎）」と見ゆ。松平家臣板倉は此の後にて、義顯後に澁川と改め、賴重に至り又板倉を稱し。勝重復澁川を稱せしも後又々板倉に改むと云ふ。其系は「義顯─義春─貞賴─義季─直賴─義行─滿賴─義俊─義鏡─義堯─賴重─好重─勝重」なりと。勝重の事は藩翰譜に「伊賀守源勝重は、陸奥守義家朝臣五代の孫、足利宮内少輔泰氏の二男、板倉五郎義顯の後胤なり。義顯また澁川と名のる、それが末葉、三河國額田郡小美村の住人八右衛門尉好重が時に當りて、同國松平大炊介好景に屬して、永祿四年四月十五日、好景と共に吉良義昭と戰ひて討れぬ。好重男子三人あり、嫡男杢右衛門尉忠重は、好景の男故主殿助伊忠に仕ふ。伊賀守勝重は、好重が二男にて、幼き時僧となり、當國夏山といふ所の禪院にぞ候ひける。三男は喜藏定重、主殿助家忠に仕へ（伊忠の男なり）天正二年七月高天神の城にて討死す。定重打死したりし後、德川殿の仰せ事ありて、勝重還俗し、初め澁川と名のる、又板倉と改めて、四郎右衛門尉とぞ申ける。天正十六年德川殿、駿河の國府に移り住せ玉ふに至て、多くの御家人の中を擇び玉ひて、勝重をして此所の町奉行に任せらる」と。額田郡小美村小美城は米津氏の居城也。松平大炊助忠定之を攻めて陷る。後板倉伊賀守　板倉嘗當城にあり。また中島城に板倉彈正重定あり、永祿四年岡城に走る。又寶飯郡野口に板倉主水重玆の居舖あり。皆一族ならん。勝重の後は、澁河八右衛門好重─澁川四郎右衛門源勝重（伊賀守）」

─周防守重宗─阿波守重郷─隱岐守重常
　　　　　　└伊豫守重形─伊豫守重同（實神保主膳政明長子）
─内膳正重昌─内膳正重矩─伯耆守重良
　　　　　　　　　　　└新右衛門重澄
　　　　　　　　　　　└石見守重種（内膳正）
　　　　　└筑後守重直─筑後守重行

にして、重常の後は、隱岐守重常─周防守重冬─近江守重治─周防守勝澄─美濃守勝武弟日向守勝從弟周防守（主膳正）勝政─周防守勝晙─周防守勝職─左近將監勝靜─勝弼─勝貞（備中高梁五萬四千石）現今子爵、家紋左巴三頭、九曜巴、菊巴、花菱。

板倉

支庶六家、内諸侯に列せられしは三家、其一は伊豫守重同の後にして、伊豫守重同─伊豫守勝清（佐渡守）─肥前守勝曉弟主計頭勝意─伊豫守勝尙─伊豫守勝明─勝殷─勝觀（上野安中三萬石）、現今子爵、家紋左巴三頭、九曜巴、花菱。

其二は重種の後にして、内膳正重種─甲斐守重寛─出雲守重泰─甲斐守勝里─内膳正勝承弟兵庫勝任─備中守勝行─河内守勝矩─内膳正勝長─甲斐守勝俊─内膳正勝顯─勝已─勝達（三河重原五萬石）現今子爵、家紋左巴三頭、鞠挾、九曜巴。

其三は伯耆守重長の後にして、伯耆守重長─越中守重宣（重相）─越中守重高─讃岐守（因幡守）昌信─攝津守勝興─主水正

イタクラ
イタクラ

伊曾山　イソヤマ　鎌倉大草紙結城陣交名の中に伊曾山氏あり。

五十山　イソヤマ

磯和　イソワ

伊田　イダ　豊前國田河郡に伊田邑（今井田村）、又備前國赤坂郡にも伊田邑あり。

1　因幡平姓伊田氏　代々大江鄕を領す、太平記にも伊田氏見え、又大江神社棟札に「大勸進地頭平宗泰。嘉元三年」と見ゆ、伊田氏なるべし。又貞治七年再興の記錄に「惣領地頭重實（貞泰子）、駿河太郞氏泰（貞泰孫）、右京亮貞泰、財原能登守義親、各々當所平氏、子孫家門繁昌云々」とあり。伊田下野守累世牛稠城に據る。松尾城、丸瀨城等は其の出丸にして、家老を山本源太と云ふ。又「鉢伏の城、大江の鄕士伊田下野守の本城」とも見ゆ（因幡志）。

2　上總平姓伊田氏　上總國の豪族にして桓武平氏千葉氏の族なり、弘治中伊田友胤（端海）あり、初め大臺城に居り、弘治中、坂田城（一名市場城）に移る。井田條參照。

3　其の他、日向記に伊田氏見え、志摩にも此の氏あり。井田氏に同じ。又丹波籾井家記に「作州も次第に背候故、伊田安木の御一族衆も丹波へまゐられ候」と見ゆ。

飯田　イダ　和名抄讃岐國香川郡に飯田鄕ありて伊多と註す、此の地より起る、イヒダ條を見よ。

板　イタ　安藝高田郡の名族にして板村より起る。毛利氏家臣板新左衞門就淸あり、板村日下津城を守る、藝藩通志等に見えたり。

衣田　イタ　エタ條を見よ。

井田　キダ　和名抄伊豆國那賀郡に井田鄕、及び常陸國新治郡に井田鄕あり、猶ほ肥後國玉名郡にも爲太鄕あり、猪田は次の條を見よ。又武藏、上總、三河等に井田村あり、次に云ふべし。

1　畠山流　武藏國橘樹郡に井田村井田壘跡あればその地より起りしならんと考へらるれど、系圖には畠山次郞重忠の四男四郞左衞門尉重政より出づとし、その譜に「父兄討死の時家臣久米川政元之を携へ、三河國額田郡井田村に住す、故に井田を以つて氏と爲す」と載せ、新編風土記多摩郡是政村井田氏條にも「その家系に據るに、畠山次郞重忠の四男四郞左衞門尉重政、その父兄元久の亂に討死の時にあたりて、なほ幼稚なりし故、家臣久米川新七郞といふもの伴ひ去て、三河國額田郡井田村に住せり。是より井田を以て氏とす。遙の後裔に及んで小田原北條の家人となれり。太郞左衞門政能の子次郞四郞攝津守是政に至て天正十八年北條氏照に從て、八王子城を守りしが、その城落て後、富永、高橋、小磯等と共に世を避て府中邊に忍べり。其頃いづくも攻戰を經て、土地荒廢に及びし折柄なれば、是政この地を再發して土着せしなり。これに因りて村名も是政と呼り、元は豪家のよしなりしが、近來甚だ衰微に及べり。しかしながら、なほかれが譜代といへる百姓猶村內にあり」と見ゆ。其の系圖左の如し。

畠山次郞重忠（元久二年六月廿二日愛甲六郎季隆が矢而死、時に四十二）
- 重保（畠山太郞　元久元年於鎌倉被討了）
- 重秀（畠山小次郞　父同時討死、于時二十三）
- 重慶（太郞坊　建曆三年於長沼五郞宗政宅被討了）
- 重政（井田四郞左衞門尉　母家女房　父兄討死之時、家臣久米川政元携之往于三河額田郡井田村、故以井田爲氏、建長七年卒、）
  - 重信（兵庫介）―信業（大炊介　九郎）
    - 重業（五郎大夫　內匠助）―重勝（六郎）
    - 成政―忠政
  - 信正（二郎太夫）―正時

勝信（兵庫介）─重光（太郎左衛門、承應二年卒）─光重（平太夫）─茂義（太郎左衛門、寛永五年卒）
重光─信治（與太郎）─信利（與九郎）
盛吉（平左衛門）─盛光（左衛門、辭鎌倉住伊豆）
吉勝（平九郎）─勝重─勝忠

政光（太郎左衛門）
光信（内匠助、屬北條長氏）─勝光（大炊介）─勝能（左近大夫、屬北條氏綱）─政能（大炊介、天文七年、於河越合戰討死）
宴政（攝津守、屬北條氏輝北條氏滅亡之後府中蟄居）─太郎左衛門（住于武州多摩郡宿鄕士）

以下略す。（家傳史料）

武藏風土記橘樹郡井田村井田壘條に「村の南の方の丘にあり、今その土をみるに、平地丘陵を合せて一町ばかりの所なり。この地を掘るときは、まゝ太刀刀等の折れしものを得ると云ふ。相傳ふ、此壘は井田攝津守が居住せし所なり。この攝津守は鎮守府將軍源義家に隨ひ陸奥國九戸合戰の時討死せしといひ傳ふ。尤うけがたきことなり。されど今その子孫は多摩郡是政村及び堰宿河原村等にありて農民となれり。中にも是政村の民佐兵衛が先祖は、天正の頃までも井田攝津守是政と名のりて、北條家へつかへし事は已にかの村の條にも出せり。又この壘跡の中にも雀の宮と號せる小祠あり、これは井田氏が住せし時の鎮守なりと云」と見ゆ。家紋丸に井筒、丸に矢筈、猶ほ金井田條を見よ。

2　千葉流　上總の豪族にして又伊田ともあり、千葉氏の配下の將なりき。國志に「坂田鄕は十七村を總べ、市場村に坂田の古城跡あり。井田因幡守友胤入道端海の居址也、初め里見氏に通じ、後北條氏に屬す、天正の末年に里見氏の兵と栗山川に戰ひて之に克つ。北條氏亡び城廢す」と見ゆ。

3　御神本流　石見國邇摩郡井田より起る。石見の大族御神本氏の族にして、御神本系圖に「福屋兼仲の子兼保(井田)」と載せ、福屋氏系圖に兼仲─兼親─兼保(井田氏祖)とあり。又石見誌に、井田村井田城主井田兵庫助は御神本氏族にして福屋兼廣─兼和─井田兼保の裔兵庫助と載せたり。

4　日下部流　淡路の名族にして、天正二年奥書日下部氏家譜に、西郡四氏の一に井田氏を載せ、共に日下部(朝臣)の末裔なりと見ゆ。

5　紀伊、伊勢、志摩にもあり。紀伊伊太祈曾神社の內人に井田氏あり。又徳川時代綾部九鬼藩用人に井田氏あり、志摩より移りしか。

6　又深堀文書寛喜二年のものに井田四郎太郎政綱なる人見ゆ。肥前の士か。

7　東鑑卷十に井田太郎、十、十五に井田次郎見ゆ。

猪田　ヰタ　和名抄伊賀國伊賀郡に猪田鄕あり。

1　猪田直　日本惣國風土記中の駿河風土記に此の氏見ゆ。

2　藤原姓　伊賀國伊賀郡猪田より起る、藤原姓、家紋下り藤の丸、幕紋割菱。

猪多　ヰタ　因幡鳥取の武藝者に猪田伊織あり、疋田流の達人也。

居田　ヰダ　石見にあり、井田氏に同じかるべし。

爲太　ヰタ　和名抄肥後國玉名郡に爲太鄕あり。

位田　ヰタ　キテン條を見よ。

板井　イタヰ　和名抄筑後國御原郡に板井鄕あり、流布本坂井、今高山寺本に據る。大友系圖に「能直の子詫摩別當能秀、庶流板井云々」と見ゆ。

伊田井　イタヰ　伊豫の豪族にして、豫章記に伊田井左衛門太郎あり、南朝方の人也。

二年日光御法會の節、己が費用をもて千住宿人馬の小屋を建て、其時の公用に備しかば苗字を名乘べきの褒賞を蒙れり」と見ゆ。

また氷川神社々人に磯部氏あり、源姓なりと稱す。

33 佐渡の磯部氏　諸役人帳に「磯部氏、源姓」とあり。

34 甲斐の磯部氏　三宮國玉大明神舊社家を磯部氏と云ふ（丸に二引龍）。寺社由緒書抄に文政九戊年九月磯部出雲正冬花押とあり。當國磯部氏は佐々木氏流なりと傳ふ。信濃にも磯部氏あり。甲陽堂主人は甲斐の磯部氏、家紋丸に根笹也と。

35 美作の磯部氏　笠庭寺舊記に「英田郡英多保（枝豆十折）磯部利益」なる者見ゆ。

36 安藝の磯部氏　藝藩通志賀茂郡條に、磯部氏、寺家村、先祖磯部左近秀實、佐々木盛綱七世の孫にして、建武年中上野國磯部より此に來りて、里社の奉祀となるとあり。

37 相摸の磯部氏　大宮根社鐘銘に「永仁四年五月、大工侍上權頭磯部安弘」と見ゆ。

38 伊豆の磯部氏　大箱根山東福寺弘安六年五月の釜銘に大工豆州磯部康廣なる者見ゆ。

39 磐城岩代の磯部氏　磐城國相馬郡に磯部村あり。又後世の事なれど新編會津風土記河沼郡笈川村郷頭磯部氏、又會津郡原新田村は寛永年間磯部九郎左衛門開拓せし事を載せ、猶ほ耶麻郡慶長の記錄に磯部一類見ゆ。

40 磯部氏は太平記卷二十七に礒部左近將監、下つて天正中磯部某秀吉に仕へ、因幡知頭郡景石城主たりしと。磯邊條を見よ。德川時代佐倉藩儒臣に磯部昌言あり。

イソヘ

礒部　イソベ　磯部に同じ、諸書に多く互用す。

磯邊　イソベ　磯部氏に同じ。安西軍策等に秀吉方磯邊氏見ゆ。因幡志、智頭郡用瀬村景石城條に、「秀吉、礒部兵部大輔を置く、其の子に新七郎、平七郎あり」と。

礒邊　イソベ　伊勢神宮内宮權禰宜に礒邊氏あり。又副宮守物忌父たり。荒木田姓にして、本姓石部とあれば古代石部の後裔なるや明白なり。

五十部　イソベ　磯部に同じきか。

石部　イソベ　イシベ　後世イシベと云ふも、古くはイソベにして磯部と通じ用ふ（磯部條を見よ）。

イソヘ

1 度會流　磯部條に云へり。

2 宇治土公流　こは前項石部と異流にして猿田彦の裔、宇治土公族なり。皇太神宮儀式帳には「宇治大内人無位宇治土公磯部小紲（延曆廿三年八月廿八日）」と、また大神宮諸雜事記には宇治土公石部と見ゆ。猶ほ同書に二見鄕長石部島足（天平三年）とあるも同族なるや察するに難からず。神名式朝明郡に石部神社二座あり。

3 其の他、延曆止由氣宮儀式帳に「根倉物忌無位石部稻依女、父無位石部吉繩、御巫内人外從八位上石部老麻呂、木綿作内人无位石部淨人、御笠縫内人无位石部宇麻呂」とあるは度會氏の族なるべし。根倉神社は延喜式に見ゆ、儀式帳に根倉甕皇御神を載せたり。

又寶龜六年の頃、石部楯杵、同吉見と云ふ人もあり。

4 美濃の石部　席田郡の磯部鄕、和名抄に見ゆ。又春部里大寶二年戶籍に、下政戶石部宮麻呂、石部五百利賣、半布里戶籍に石部一戶、妻二、寄人二、他に三、栗栖太里戶籍に母三、妻二、寄人三、見ゆ。石部の多かりしを知るべし。

5　加賀の石部　神名式江沼郡に菅生石部神社宮村石部神社、能美郡に石部神社を載せたり。

6　近江の石部　神名式甲賀郡に石部鹿塩上神社、野洲郡に馬路石邊神社、愛智郡に石部神社、蒲生郡に石部神社あり。後世近江に磯部氏あり。磯部二十八項を參照。又甲賀郡石部驛吉姫神社は明應元年炎上し、石部家長再建せし事、その記錄に見ゆ。

7　越後の石部　神名式古志郡に桐原石部神社あり。此の部民の創建せし社か。桐原は地名なるべし。又三島郡に御島石部神社あり、これも石部の住居せし地と思はる。猶ほ磯部十二項參照。後世此の國石部氏は桓武平氏と稱す。

8　越前の石部　神名式越前國今立郡に石部神社を收む。磯部條十一項を見よ。

9　但馬の石部　當國に磯部鄕あり、又石部神社多く、又後世磯部氏榮ゆ。磯部條を見よ。

10　播磨の石部　神名式播磨國賀茂郡に石部神社あり。

11　伊賀の石部　安倍族敢臣の所有せし石部にして、次項以下の敢石部と同一ならむ。天平勝寶元年十一月廿一日の柘植鄕墾田賣買劵に「石部大萬呂、石部石村、税長石部果安麻呂」など見ゆるは此族也。

12　伊勢の敢石部　延暦儀式帳に止由氣宮忌鍛冶内人无位敢石部廣公なる人見ゆ。

13　遠江の敢石部　天平十二年の濱名郡輸租帳に「敢石部佐理、外八人、また新居鄕敢石部麻呂、外三十二名、また津築鄕敢石部百麻呂、外二名」見ゆ。此の國に磯部もある事前に云へり。

14　美濃の敢石部　春部里戸籍に敢石部高島、敢石部財賣など見ゆ。此の國に單に石部と云ふも多き事前に云へり。

15　近江の敢石部　天平六年の造佛所作物帳に近江紙工敢石部勝麻呂なる者見ゆ。當國に石部、磯部の多き事前に云へり。

伊蘇部　イソベ　美濃國中里大寶の戸籍に伊蘇部廣都賣、外一人、見ゆ。磯部、石部に同じかるべし。

石邊　イソヘ

○石邊公　大和三輪氏の族にして、姓氏錄左京及び山城に貫す。前者には「大物主命男久斯比賀多命の後也」と載せ、後者には「大物主命子久斯比賀多命の後也」と註せり。

磯間　イソマ

磯松　イソマツ　加賀藩侍帳に「參百石、紋丸內松川菱、磯松勘左衞門」と見ゆ。

磯前　イソマヘ　イソサキ條を見よ。

磯見　イソミ

磯海　イソミ　イソウミ　岩代國岩瀨郡にあり。

磯村　イソムラ　尾張國春日郡水野村の人磯村左近・尾張志等に見ゆ。左近織田信長に仕ふ。又德川時代松山板倉藩の用人に磯村氏あり。武藏に現存す。

礒村　イソムラ　前條氏に同じ。

居初　ヰソメ　中興系圖に大岐分流と見ゆ。

井染　ヰソメ

磯目　イソメ

五十目　イソメ　羽後北秋田の豪族、五城目氏に同じ。コジフメと訓むべし。

磯本　イソモト

磯矢　イソヤ　伊賀の豪族にして平姓川合一族なり。紋丸の內に梶の葉、平信兼の後裔なりと。

磯山　イソヤマ　備前、美作國の名族なり。又勝山三浦藩の用人に此の氏あり。

礒山　イソヤマ　同上。

せ、又「延暦皇太神宮儀式帳に宇治大内人無位宇治土公磯部小紲あり。之によつて考ふるに、磯部氏は蓋し宇治土公姓にして、昔倭姫命に大宮地を敎へ奉れる太田命の裔にて、齊王に由緣ある故に、其氏人を以て戸座とせし歟」など神祇志料に見ゆ。猶ほ石部條を見よ。

3　志摩の磯部　答志郡に磯部あり。此部民の住居せし事明白なり。

4　尾張の磯部　貞觀八年七月紀に中島郡人礒部逆麻呂と云ふ人見ゆ。

5　三河の磯部　渥美郡に磯部郷ありて和名抄に見ゆ。以曾倍と註す。國帳に正五位下磯部神社あり。此の部の奉齋たるべし。

6　遠江の磯部　天平十年の駿河國正稅帳に遠江國使磯部と云ふ人見ゆ。

7　下總の磯部　大島郷養老戸籍に礒部刀良賣、また孔王部猪妾礒部爾伎賣など見ゆ。又香取郡に磯部郷あり、諸本磯、磯々、磯田等に誤る。

8　常陸の磯部　鹿島大宮司寬元三年狀に中郡磯部郷あり。

9　信濃の磯部　和名抄信濃國埴科郡に磯部郷ありて伊曾倍と註す。後世甲信二國に磯部氏多し。

10　上野の磯部　碓氷郡磯部郷、和名抄に見ゆ。伊曾倍と註す。天平神護二年五月紀に「上野國甘樂郡人外大初位下礒部牛麻呂等四人、姓を物部公と賜ふ。」と見ゆ。當郡に貫前神社あり、中世一宮となりて國内第一の大社たり。其の祠官磯部氏なるを思へば、此の部と關係淺からざるべし。

11　越前の磯部　天平神護二年の越前國司解に上家郷戸主礒部大濱なる人見ゆ。和名抄坂井郡に礒部郷、猶ほ高山寺本、今立郡勝戸郷を以曾倍と註すれば、これも磯部なるべく、神名式同郡に石部神社存す。又加賀に石部多し。

12　越後の磯部　神名式頸城郡に水島磯部神社あり、此氏に因みあるべし。猶ほ石部條を見よ。

13　丹波の磯部　船井郡に出石鹿岩部神社氷上郡に砧部神社あり。磯部の齋き祀れる社ならむ。

14　丹後の磯部　與謝郡に阿知江岩部神社あり、此の部民の奉齋にかゝるか。

15　美濃の磯部　和名抄席田郡に磯部郷あり。此の部氏のありし地なるべし。此の國に石部多し、石部條を見よ。

16　越中の磯部　神名式越中國射水郡に礒部神社あり、礒部氏のありしや疑ひなからむ。

17　隱岐の磯部　此の國には後述の如く磯部直あれば磯部も住みしものと考へらる。

18　但馬の磯部　朝來郡の磯部郷和名抄に見え、以曾倍と註す。磯部の住居せし地なり。神名式、同郡に朝來石部神社、刀我石部神社、及び出石郡に石部神社あり。以上の如く磯部は本州東部に多けれど、西部には殆んど存せざるに注意すべし。之に反して海部は多く西部に住みたり。

19　神磯部　神社領有の磯部なるべし。天平勝寶三年正月紀に「天皇東大寺に幸し木工寮長正六位上神礒部國麻呂に外從五位下を授く。」など見ゆ。

20　敢磯部　安倍族敢氏管下の磯部なるべし。神護景雲元年四月紀に「伊勢國多氣郡人外正七位下敢礒部忍國、錢百萬、絹五百疋、稻一萬束を献ず、外正五位下を授く。」と。また寶龜六年五月紀に「伊勢國多氣郡人外正五位下敢礒部忍國等五人に姓を敢臣と賜ふ。」など見ゆ。

21 宇治土公磯部　宇治土公の一族なる磯部なり、第二項に云へり。

22 磯部公　上野磯部の首長なるべし。金井澤神龜碑に「上野國云々鍛師礒部君牛麻呂」なる人見ゆ。こは第十項上野礒部條に見ゆる礒部牛麻呂の事ならんか。

甘樂郡貫前神社は和名抄の貫前鄕に鎭座す、國帳に正一位拔鋒大明神と載せ、中世以來一國の一宮として榮えたるも、上古は磯部氏の氏神にして、上野國造の奉仕社は赤城大明神なりしかと考へらる。貫前社の祠官は世々磯部氏にして牛麻呂の後裔と傳へられ、羅山撰鐘銘に「磯部氏世々祭禮を掌り、稱德帝天平神護二年物部君姓を賜ふ」とあり。賜姓の事は十項を參照せよ。かく此の磯部氏物部君姓を賜ひ、且つ一宮記、頭注等當社の祭神を經津主命とするを見れば、此の神社も石上社の一たりしや明かならんか。

23 磯部臣　姓氏錄河内皇別に「磯部臣、同上（仲哀天皇皇子譽屋別命之後也）」とあるは磯部の伴造なりし氏ならむ。

24 尾張の磯部臣　尾張熱田神社の舊社家中に、磯部臣一類あり、磯部、梅林、風和、橋詰、沖見等の諸家これに屬す。熱田宮舊記に「礒部臣、仲哀天皇皇子譽田別命裔、以來代々姓氏と爲す」と見え、尾張志に「磯部臣氏人一黨十四家あり」とあり。

25 磯部直（隱岐）　磯部の内最も西部に存するものなり。此の國には海部氏もありて海神社鎭座す。磯部氏は天平五年の隱岐國正稅帳に（周吉）郡司少領外從八位下勳十二等礒部直萬と見ゆれば、有力なりしや想像するに難からず。

26 磯部宿禰　姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。賜姓の經過詳かならず。

27 佐々木氏流　上野の磯部より起る。佐々木系圖に三郎左兵衛尉盛綱―加地太郎左兵衛尉信實―磯部左衛門秀忠―又太郎秀綱―太郎景秀、また秀忠の弟左衛門尉時基―基氏（同礒部）と見ゆ、盛綱が碓氷郡磯部に住居せし事は東鑑建仁元年五月條に見ゆ。上野磯部氏は前述の如く元磯部君の後なれど、これより佐々木の系を冒す事となれり。寬政系譜に此の末流（秀忠の後）一家を載す。家紋丸に三目結、五七桐に一文字。中興系圖にも「宇多源姓、本國上野碓氷郡磯部村、紋四目結、菊桐、佐々木三郎盛綱五代左衛門尉景季男秀忠稱之」と見えたり。

28 近江の磯部氏　古代磯部の裔か、或は後世甲賀郡石部より出でしか。佐々木氏の家臣なり。前條磯部氏と同族なるべし。石部條を參照せよ。

29 日下部流　古代磯部の後なるべし。されど日下部系圖に「貞禰―實樹（一本安樹、健兒磯部）―公基―親竝―左遠―貞任―奉仕（磯部貫主）―家俊（磯部次郎）―俊宗―家盛―家景―則家―則房―重房―祐高（磯部太郎）と見ゆれば、日下部氏にして磯部を稱せしもありしなり。但馬の磯部は十八項を參照せよ。

30 清和源氏　三河の磯部氏なり。夏目國泰の子泰政、はじめ磯部を稱すと云ふ。

31 藤姓　尊卑分脈に「冬嗣―良門―利基七世孫信盛―信久（實磯部久春の子）―信茂―信友―信貞（藤原姓を改めて本姓磯部に歸す）と見ゆ。

32 武藏の磯部氏　新編風土記幸手宿村條に「磯部氏代々名主役を勤む、祖先は磯部土佐守義任と稱し、里見安房義弘が旗下なりしに、其家亡びし後民間に下ると云、累代所藏の武器古文書等は天明年間の洪水に失へり。今の瀨左衛門は文化十

イソヘ
イソヘ

裔か。

7　下野の石上氏　那須郡に石上鄉ありて那須記に石上彌三郎を載せ、田原族譜に佐野常春—常世—常行—常定—某（石上爲太郎）と見ゆ。同異を詳かにせず。

8　岩代の石上氏　新編會津風土記耶麻郡條に「平明村屋敷、石上靭負と云ふ者の住せし所」と載せたり。東國に石上氏の多き事以上にて知るべし。

礒上　イソノカミ　礒上と通じ用ふ。古事記に石上を礒上とあり。石上氏の裔なるべし。

1　礒上宿禰　姓名錄抄に見ゆ。石上部連後宿禰を賜ひしにやあらむ。

2　礒上氏　松浦廟宮先祖次第並本緣起に内竪礒上興波等、主公を慕ひて傳ふと見ゆ。

3　下總建長の鐘名に礒上氏あり、イソカミ條を見よ。

石上部　イソノカミベ　仁賢紀三年條に「石上部舍人を置く」と見ゆ。こは同天皇の都、石上廣高宮なるより此の天皇の御名代として其地名を負はせし舍人部を設け給へるなり。石上は和名抄に所謂山邊郡石上鄉とある地を云ふ。此の御名代部は唯舍人部をのみ定置し給ひしにより石上部舍人とは云ふなるべし。

1　常陸の石上部　和名抄常陸國那珂郡に石上鄉あり、石上部のありし地か。或は思ふ、鹿島神宮と密接なる關係あるべし。何となれば那珂國内鹿島神宮は其の實石上社の一に外ならざればなり。

2　美濃の石上部　美濃國半布里大寶二年戸籍に石上部加多彌、石上部大古賣等見ゆ。當國の大社稻葉神社も石上社分祠の大なるものなれば、此の部と關聯する處あるべし。

3　上野の石上部　當國に此の部ありし事は石上部君のありしによりて知らる。猶ほ石上條を見よ。

4　備前の石上部　和名抄邑久郡に石上鄉あり、伊曾乃加美と註す。又赤坂郡に布都之魂神社鎭座す。神代紀に「素戔烏尊蛇を斷つの劔、今吉備神部の許に在り」と見ゆるは、これならんかと云ふ。

5　下野の石上部　和名抄下野國那須郡に石上鄉あり。後裔石上條を見よ。

6　（今良）石上部　寶龜元年七月紀に「今良大目東人子秋麻呂等六十八人、姓を石上部と賜ふ」とあるは舊石上部より出でし奴婢か、又は石上朝臣の私奴婢の良人に復したる者かなるべし。

7　石上部造　石上部の總領的伴造家なり。天武朝連を賜ふ。

8　石上部連　石上部造の後なり。天武紀十二年條に「石上部造云々姓を賜ひて連と曰ふ」と見ゆ。

9　石上部君　上野國なる石上部の部分的伴造にして、毛野氏の一族と考へらる。蓋し毛野君の人・上京して仁賢天皇の舍人たりしならん。天平勝寶元年五月紀に「上野國碓氷郡の人、外從七位上石上部君諸弟云々等、各當國々分寺に知識物を獻じ、並に外從五位下を授けらる」と見ゆ。又同五年七月紀に「左京人正八位上石上部君男島等四十七人言ふ、己らの親父登與、去る大寶元年を以つて、上毛野坂本君姓を賜ふ。而るに子孫等、籍帳に猶ほ石上部君と註す。理に於いて安からず。望み請ふ、父姓に隨ひ之を改正せんと欲すと。之を許す」と。また天平十四年の優婆塞貢進解に「石上部君島（左京四條二坊戸主石上部君麿養戸口）などあり。以つて上毛野氏の一族なるを知るべし。

石上部舍人　イソノカミベノトネリ　前條にて云へり。

磯延　イソノベ

五十幡　イソハタ　秀郷流藤原姓、寛政系譜にはじめ白岩を稱し、後五十幡に改むと云ふ。忠業より系あり。家紋二藤巴、丸に澤瀉。

五十畑　イソハタ

磯林　イソバヤシ　土佐にあり。

礒原　イソハラ　常陸に磯原あれど、それにはあらじ。恐らく近畿の地名を負ふか。

1　礒原朝臣　天武帝の後裔なるべし。承和七年六月紀に「右京人正六位上礒原朝臣諸宗等廿八人、姓を文室眞人と賜ふ」と見ゆるにより、文室氏と同族ならんと考へらる。

2　礒原氏　前項氏の後なり。

磯原　イソハラ　礒原氏と通ずるならむ。

射添　イソフ　和名抄但馬國七美郡に射添郷あり、伊曾布と註す、但馬大田文に「歡喜壽院領、領家按察二位家御跡、射添庄二拾六町六反三百四十歩、地頭射添彌三郎入道」と見えたり、その地より起りし豪族なるや著しかるべし。

石生　イソフ　イハナス　和名抄丹波國氷上郡に伊曾郷、伊曾布、なほ高山寺本に石負郷を載せ、以曾布と註す。此の氏はイハナス條に詳述すべし。

石負　イソフ　前述丹波の石負郷は後世石負莊と云ふ、東鑑、兼宣公記等に見ゆ。

磯部　イソベ　太古以來の大族にして、もと漁獵航海を職業とせし品部名より起る。磯部は蓋し海部と東西相對せしが如し。即ち海部漁民は安曇氏之を率ゐ、本邦西部に多く、此は專ら東部に活動せり、而して其の本據は伊勢にして、伊勢に最も多きが故に又伊勢部とも呼ばれしものと考へらる。古事記應神段に「此の御世に海部、山部、山守部、伊勢部を定め賜ふ也」と見ゆるより、海部山部の如き大品部と匹敵せしを想像するに足らむ。而して伊勢國造これを管理せしが如し。又石部とも云ふ、致礒部を致石部と互記するによりて察すべき也。猶ほ次の項を見よ。

1　度會神主流　和銅四年三月紀に「伊勢國人磯部祖父、高志二人に姓を渡相神主と賜ふ」と見ゆるは、伊勢國造の裔にして、渡會氏の祖なり。此事を豐受太神宮禰宜補任次第には「大神主祖父云々、庚子年籍に誤りて石部姓を負ふ。而して和銅四年三月十六日の官符によりて、舊姓神主に復す」と見ゆ。以つて磯部、石部の通づるを知るべし。此の文に「誤りて庚子年籍に石部姓を負ふ」とあるが故に此家石部を稱するは、一時的の事と思はるれど然らず、伊勢國造家は磯部の管理者なるが故に、其族に磯部氏のあるは當然なりとす。蓋し庚子年籍が磯部と記したるは其點よりと考へらる。然るに此の祖父の家は早く既に神主姓を稱するが故に、和銅四年願ひて神主姓に復したるなり。補任次第には猶ほ石部飛鳥と云ふ人も見ゆ、こは繼體朝頃の人なりと云ふ。又皇太神宮儀式帳に「難波朝庭(孝德)天下に評を立て給ふの時、十郷を以つて竹村を分ち屯倉を立つ。麻績連廣背を督領とし、磯部眞夜手を助督として仕へ奉らしめき」と見ゆる多氣郡領磯部も渡會氏と同じく伊勢國造族なり。又儀式帳に陶器作內人無位磯部主麻呂あり。度會郡に磯神社、又磯上神社あり、關聯する處あらんか。

2　宇治土公流　宇治土公磯部とも、同石部とも、單に石部ともあり。延喜式に「凡そ齋王國に到るの日、度會二見郷磯部氏の童男を取り、卜して戸座となす」と載

磯谷　イソダニ　イソガヤ條を見よ。

五十土　イソツチ　越後國中通村に五十土城あり。

磯名　イソナ　和名抄備前國磐梨郡に磯名郷あり、後世岩名莊と云ふ。古刀銘鑑、備前岩名莊地頭源吉氏、正中中の人と見ゆ。

磯長　イソナガ　シナガ條を見よ。

礒良　イソナガ　同上。

磯永　イソナガ

射園　イソノ　新抄格勅符に美濃國封一戸を射園神に奉る事を載せたり。此の射園神とは美濃物部族の氏神稲葉神社(物部神社、石上社)を指すものの如し。物部族に此の氏ある遇然にあらず。

1　物部射園連　神龜元年五月紀に「正六位上物部用善姓を物部射園連と賜ふ」と載せ、また天應元年六月紀に物部射園連老と云ふ人見ゆ。大和國葛下郡に石園神社と云ふもあり。

2　射園氏　次の磯野氏と通ずべし。

磯野　イソノ　近江、常陸等の國に磯野村あり、それ等の地名を負ふ。

1　佐々木氏流　近江國伊香郡磯野より起る。もと佐々木家臣なりしが、後淺井氏に仕へ、磯野丹波守員正は淺野四翼の一として其の名高し、磯野右衞門大夫員詮が子なり。寛政系圖は磯野氏を佐々木支流に收め、磯野秀昌の孫政賢より系あり。家紋丸に三葉三篠、五三桐。磯野村に磯野山城あり、高さ一町半計り、淺井備前守家臣磯野丹波守古城の跡也。

また高島郡大溝城(古城より四五町下)は與地志略に「天守の址今に存在す。此城は佐々木の臣磯野丹波守居城の址にて、後織田信澄此城に居れり」と。又磯野丹波守員政は高島郡の產、大剛の士也。佐和山の城主となる。磯野右衞門大夫員詮が子也。又磯野源三郎爲員も磯野右衞門大夫員詮が子、強弓の精射也、と與地志略に見ゆ。又犬上郡澤山城(里根村澤山)は磯野丹波守盛豊初て築けり、其後丹羽長秀こゝに居ると。

また坂田郡梅原村に福島城あり、淺井家記に「永正七年三月十八日、今井肥前守、磯野左衞門大夫を梅原の要害にとめ置」と見ゆ。また同郡磯山城は磯村の南磯山にありて、淺井の家臣磯野丹波守此處に城を築き防戰す、同姓源三郎爲員また此地にありなど見ゆ。丹波守は江濃記以下諸書に多く見ゆ。

2　常陸の磯野氏　常陸國多賀郡磯野より起る、享保筆記に久慈郡禮堂薬師、代々建立施主は磯野三河守云々とあり。

3　これより前、東鑑卷廿一に磯野小三郎また後世徳川時代出石仙石藩年寄、福井松平藩番頭、糸魚川松平藩の重臣、其の他津山藩分限帳等にも多く見ゆ。

礒野　イソノ　磯野氏に同じかるべし。

伊曾野　イソノ　鎌倉大草紙結城陣交名の中に伊曾野氏あり。

石上　イソノカミ　大和國山邊郡石上郷より起る、和名抄に伊曾乃加美と註す。石上は履仲紀、雄略紀、齊明紀等に見え、又古事記に礒上ともあり。此の地に石上神宮鎭座し、物部氏の氏神布都の御靈の劔を御靈代とす。思ふに石上は最初イソノ神なるべし、神名式伊豫國新居郡に伊曾乃神社あり、又新抄格勅符美濃國に射園神ありて、續日本紀に物部イソノ氏を擧ぐ、卽ち石上は最初イソノ神の義なりしが、後世熟語となりて更に神の字を加へ、イソノカミノカミと云ふに至りしものと考へらる。(伊勢國多氣郡に伊蘇上神社と云ふもあり。)

1　石上神族　石上神宮は天下の大社なり、連姓の物部氏と、首系の物部氏とあ

りて當社に奉仕す、前者は後世石上氏と稱し、後者は布留氏と云へり。此の二流の物部氏は血族を異にすれど、相提携して各地の經營に從事す、その勢力頗る盛なりき。物部條を見よ。和名抄大和の外、備前國邑久郷に石上郷ありて、伊曾乃加美と註し、又下野國那須郡にも石上郷あり。

2 石上朝臣 大和國山邊郡石上なる地名を負ふ。物部氏の本宗にして、天武朝に至り此の氏に改む。こは物部氏の氏神石上坐布留御魂神社が此の地に鎭座するが故なるべし。此の氏賜姓の事は天孫本紀末節に「(饒速日命)十七世孫物部連公萬侶(馬古連公之子)、此連公、淨御原御世、天下の萬姓を改めて八色と定むるの日、連公を改めて、物部朝臣の姓を賜ひ、同朝の御世、改めて石上朝臣の姓を賜ふ」と見えたり。此の萬侶は朱鳥元年紀に石上朝臣麻呂と記すが故に此の本紀の記事は史實と考へらる。姓氏錄左京に貫し、「神饒速日命の後也、」と註す。

3 石上大朝臣 石上朝臣の後なり。寶龜六年十二月紀に「從三位石上朝臣宅嗣、姓を物部朝臣と賜ふ、其の情願を以つてなり、」と見え、同十年十一月紀に「中納言從三位物部朝臣宅嗣、宜しく物部朝臣を改めて、石上大朝臣を賜ふべし、」と見え、又天應元年六月紀に大納言正三位石上大朝臣宅嗣薨ずと見ゆ。宅嗣は有名なる學者にして、淡海三船と並稱せらる、其の藏する外典を集めて、芸亭を造り、好學の徒•就いて閲覽せんと欲する者あらば、恣に之をゆるす。これ我が國圖書館の最初なるべしと云ふ。賀陽豐年は此の門より出づ。

4 石上氏の系圖は完全なる者なければ、今天孫本紀、續日本紀、公卿補任等を基として作れば次の如し。

- 尾輿(大連)
  - 大市御狩
    - 大人—耳
    - 目—馬古(大華上 宇麻乃字麻呂)—(諸)麻侶(麻呂)(石上朝臣 養老元年薨 左大臣 正二位)
      - 乙麻呂(中納言)(諸)—宅嗣(大納言 天應元年六月薨)(諸)
      - 東人(從三位)—家成(從三位)
  - 守屋(弓削大連 用明紀)—雄君(朴井連 天武紀)
    - 忍勝
    - 金弓
  - 今木金弓(若子)
  - 布都姫(崇峻夫人、石上夫人)
  - 石上贄古
    - 鎌足姫(蘇我馬子室 蝦夷母)
    - 鎌束
    - 長兄若子
    - 大吉若子
  - 多知髪
  - 麻伊古—惠佐古
    - 荒猪
    - 弓梓
    - 加佐夫
    - 多都彦

(尾輿以前の系はモノノベ條を見よ。)

此の系圖によりて知らるゝ如く、石上麻呂より遙か以前、有名なる守屋の弟に石上贄古あり(天孫本紀)、然らば石上なる氏名は早く贄古に發するにて、麻呂は其家を繼承したるものならんと考へらる。

5 上野の石上氏 上野國群馬郡箕輪城主長野氏は諸書に在原業平の後胤とあれど又石上朝臣姓とするものあり、即ち宗長東路の津登に「濱川並松別當云々、此の別當は俗長野姓、石上なり。並松上野國多胡郡辨官府碑文銘に曰、太政官二品穗積親王、左大臣正二位石上尊、此の文系圖に有。布留社あり、布留今道云々」と見ゆ。當國に石上部君姓ある事後に云ふべし(石上部條參照)。よりて思ふに或は長野氏或は其の裔ならむか。されど布留社もあれば猶ほ石上姓なるべし。

6 常陸の石上氏 和名抄那珂郡に石上郷あり、石上氏と關係あるべし。後世應永廿二年十二月廿七日滿賴の判書に石上隼人佑知行分の事云々と見ゆ。石上氏の後

―永政（號伊蘇前司）―俊輔（號伊曾太郎）―國俊」と見ゆ。

2 文安年中御番帳に伊曾與七郎なる人あり。

五十　イソ

五十嵐　イソアラシ　イガラシ條を見よ。

磯井　イソヰ　志摩に現存す。

五十右　イソウ

伊惣　イソウ　豐前國宇佐郡の名族にして文明大永の頃伊惣弘茂あり（豊日七二頁）。

磯江　イソエ　津和野龜井藩の重臣に此の氏あり、石見に現存す、石見發祥か。

磯尾　イソヲ　信濃にあり。

磯兼　イソカネ　安西軍策に小早川方磯兼右近なる人見え、又初め末長氏を稱し、景道に至り磯兼氏を稱すと云ふ。

五十河　イソカハ　イカガ　別姓也。景行本紀に「五十河彦命云々、五十河別祖」と見ゆ、五十河は伊香にして、近江國伊香郡名を負ひたるにあらざるか。イカハ條を見よ。丹後國中郡に五十河（イカガ）あり。

五十川　イソカハ　イカハ　イラガハ　五十河別の裔か。近江國高島郡に五十川村あり。系圖に於いては佐々木氏の族と云ふ。木津莊の人了菴、慶長中太平記を印行す。又五十川村に五十川城あり、吉武壹岐守の居城たりしと。德川時代沼津水野藩に五十川氏あり。又山城北野社の社家に五十川氏、東五十川氏あり、菅原氏の後裔と稱す。信濃にも此の氏存す。羽前國西田川郡に五十川（イラガハ）あり。

磯川（礒川）　イソカハ　前條氏と通じ用ふ、信濃に現存す。

磯貝　イソガヒ　應仁略記に磯貝氏見ゆ。

1 大友氏流　寛政系譜藤原氏支流村瀨氏譜に「もとは磯貝を稱し、後村瀨に改む」と見え、又秀郷流に礒貝氏を收め、輔正より系見ゆ。家紋丸に劔柏、五三桐、大友氏泰二男氏重の後なりと云ふ。

2 近江の磯貝氏　將軍義昭の家臣に磯貝新右衞門あり、堅田城を守る。

3 豐岡京極家の添役に此の氏あり。共に近江發祥の氏なるべし。信濃その他にも此の氏存ず。

礒貝　イソガヒ　磯貝氏と通じ用ふ。

印具　イソカヒ　前條氏に同じきか。日用重寶記に見ゆる氏なり、訓又然り。

磯上　イソカミ　イソノカミ　姓名錄抄に礒上宿禰あり、又松浦廟宮本緣起に見え、又下總寳福寺建長六年三月十五日の鐘名に「大巧礒上眞長、勸進僧隆圓、貫主明幹」と見えたり。石上氏の後裔か。津輕にも此の氏あり。イソノカミ條を見よ。

磯谷　イソガヤ　上總國市原郡に磯谷邑あれど、此の氏は近江發祥か。

1 見聞諸家紋に其の家紋を載するを思へば、室町時代相當の名族たりしや明白とす。次の條を見よ。

2 淺井氏流　もと淺井氏、政廣の子政之がとき、外家の號礒谷に改むと云ふ。本支二家、寛政系譜にあり。家紋丸に揚羽蝶、三頭左巴、五塔桐。

礒谷　イソガヤ　前條氏と通じ用ふ。見聞諸家紋に、

礒谷

五十君　イソキミ　イキミ條を見よ。

五十公野　イソキミノ　イキミノ條を見よ。

磯邦　イソクニ

礒國（磯國）　イソクニ

五十子　イソコ　イカゴが正訓なれば伊香と通ずるなるべし。武藏國兒玉郡に五十子

(イカゴ)邑あり。

磯崎　**イソサキ**　常陸國那賀郡及び近江國坂田郡等に磯崎邑あれば、それ等より起りしか。

1　**奥州の磯崎氏**　岩城文書抄、暦應二年三月讓渡壇那事に、磯崎太郎兵衛尉殿、藤三郎入道、三箱湯本と。

2　**近江の磯前氏**　近江國坂田郡磯前邑より起る、此の地に磯崎大明神(磯前明神)あり。淡海國神社所在私考に「磯崎大明神、磯村、伊賀上野藤堂式部(本姓磯崎氏)の氏神、堂社の記錄藤堂氏に所持せらるゝと、廣禪寺和尚の話なり」と。藤堂氏は中原姓とも、源姓とも、又は藤原氏とも云ふ、トウダウ條を見よ。

3　**德川時代**　西大平大岡藩用人に此の氏あり、又志摩にも存す。

礒崎　**イソザキ**　前條氏に同じかるべし。

磯前　**イソザキ**

五十里　**イソサト**　イカリと訓むべし。佐渡國佐渡郡に五十里(イカリ)邑あり。

勤　**イソシ**　中古の著姓にして近世の大族滋野黨の祖なり。

1　**勤臣**　紀伊國造族楢原氏の後なり。天平勝寶二年三月紀に「駿河國守從五位下楢原造東人等、部内廬原郡多胡浦濱に於いて、黄金を獲て之を献ず。是に於いて東人等に勤君姓を賜ふ」と見ゆれど、同五月紀には「伊蘇志臣東人」と載せ、又天平寶字元年五月紀には「勤臣東人」と見え、又仁壽二年二月紀にも「正五位下猶原東人九經に該通す、號して名儒と爲す。天平勝寶元年、駿河守となる。時に土黄金を出す。東人・採りて之を献ず。帝其の功を美めて、曰く、勤しき哉、臣やと。遂に勤の臣の義を取り姓を伊蘇志臣と賜ふ」と見ゆれば、勤君と云ふは勤臣の誤寫か、或は一時の稱號なる事疑ふよしなし。姓氏錄、大和神別に收め「伊蘇志臣、滋野宿禰同祖、天道根命の後也」と註す。東人の子家譯は延曆年中滋野宿禰姓を賜ひ(シゲノ條參照)一族右京人伊蘇志臣廣成、大和國人同姓人麿が承和二年、紀宿禰姓を賜ひし事は紀宿禰條にて云ふべし。

2　**勤君**　勤臣の誤なる事、前條にて云へり。

伊蘇志　**イソシ**　勤氏と通じ用ふ。

1　**伊蘇志臣**　紀國造族楢原氏流也。勤臣條を見よ。

2　**伊蘇志臣族**　天平勝寶二年五月紀に、「伊蘇志臣東人の親族三十四人に姓を伊蘇志臣族と賜ふ」と見ゆるにより前條氏の一族なるや明白なり。但し族字を添へて姓を賜ふ、珍とすべし。

3　**伊蘇志氏**　勤臣即ち伊蘇志臣の後裔なり。

五十字　**イソジ**　正訓詳かならず。

磯嶋　**イソシマ**　美作にあり、津山藩士に磯島木工右衞門なる人見ゆ。

礒島　**イソシマ**　伊勢神宮社家にあり。

五十島　**イソシマ**

五十棲　**イソスミ**　**イスミ**　尾張國中島郡に五十棲氏あり、尾張志にイズミと訓ず。

磯田　**イソダ**

1　**菊池氏**　菊池武重の弟重正・磯田氏を稱せりと云ふ。

2　**德川時代**　小田原大久保藩の用人、伊勢崎酒井藩の重臣、大洲加藤藩の側用人等に此の氏あり。

礒田　**イソダ**　前條氏に同じかるべし。

五十田　**イソダ**

礒武　**イソタケ**　觀應二年六月十三日文書に「礒武三郎五郎公武申す、恩賞地出雲國岡本鄕、笠間長門守跡事云々」と。

此の地の人なるべしと。次に攝津國島下郡に井關氏あり、井關道場助といへるもの天文年中慶德寺を建立すと。

又海を渡り阿波にも井關氏ありて、土佐香宗我部氏記錄に井關嘉兵衞見ゆ。德川時代刈谷土井藩の番頭、戸澤藩用人にも此の氏あり、又信濃に現存す。

7 井關家系圖に「三光坊弟子上總介親信(近江國海津住、凡三百年許)—次郎左衞門(住所同)—備中椽(住所同)—河内大椽家重(初め近江國に住、後武州江戸に住す、正保二戌年に死」と見えたり。

伊勢木 イセキ 前條氏と通ずるか。

伊關 イセキ 美濃にあり。

井瀨木 キセキ 肥前國彼杵郡波佐見の井石より起る。肥前彼杵郡の名族にして、正平十七八年及び應安五年の一揆連判狀に波佐見井瀨木新左衞門と云ふを載せたり。波佐見氏の族にて、橘姓なるが如し。

井石 キセキ 前條氏と同樣、彼杵郡井石より起る。此の地には井石城あり。井石作左衞門は鄕村記に公義十代の孫掛橋六郎左衞門公貞の孫甲斐守公房の子也と見ゆ。然らば澁江氏の族にして橘姓なり。

伊勢崎 イセサキ 寬政系譜に淸和源氏支

流に收む、正虎より系あり、家紋二頭右巴、井桁。上野並に信濃に伊勢崎あり、關聯する處あらんか。

伊勢嶋 イセシマ

伊勢田 イセタ 播磨國飾磨郡惣社の神主家を伊勢田氏と云ふ。

伊勢谷 イセタニ

伊勢地 イセチ

伊勢阿倍 イセノアベ アベ條を見よ。

伊勢荒比田 イセノアラヒタ 連姓にして物部氏の族なり。アラヒタ條を見よ。

伊勢飯高 イセノイヒダカ 君姓、宿禰姓、朝臣姓等あり、飯高郡の名族にして春日氏の族也、イヒダカ條を見よ。

伊勢忌部 イセノイムベ 古語拾遺に「天目一箇命は筑紫、伊勢・兩國忌部の祖也」と見えたり。イムベ條を見よ。

伊勢刑部 イセノオサカベ 君姓にして景行皇子五十功彦の後なりと。卽ち天皇本紀、景行帝條に「五十功彦命は伊勢刑部君云々祖」と見ゆ。鈴鹿郡に刑部鄕和名抄に見え、又安濃郡に刑部村存す、これは伊勢に於ける刑部を支配せし伴造なるべし。

伊勢大鹿 イセノオホカ 伊勢國三重郡大鹿の名族にして、首姓、臣姓、宿禰姓等

あり。オホカ條を見よ。

伊勢大神主 イセノオホカムヌシ 伊勢神宮の大神主の意にして後世の禰宜に當らむ。御鎭座本紀に「天村雲命は伊勢大神主上祖也、神皇產靈神六世の孫也」と見ゆ。カムヌシ及びオホカムヌシ條を見よ。

伊勢麻績 イセノヲミ 伊勢にありし麻績部なり。その伴造を麻績君と云ふ、長白羽命裔と稱す、チミ條を見よ。

伊勢金作部 イセノカネツクリベ、カヌチベ 伊勢にありし鍛冶部也。カヌチベ條を見よ。

伊勢神麻績 イセノカムヲミ 伊勢にありし神麻績部にして、其の伴造を神麻績連と云ふ、八坂彦命裔と稱す。カミヲミ條を見よ。

伊勢衣縫部 イセノキヌヌヒベ キヌヌヒベ條を見よ。

伊勢佐那 イセノサナ 伊勢國多氣郡佐那邑の名族にして造姓、丹波氏の族なり。サナ條を見よ。

伊勢佐伯部 イセノサヘギベ サヘギベ條を見よ。景行紀にあり。

伊勢船木 イセノフナキ 直姓にして多臣の族なり、フナキ條を見よ。

伊勢品遲部 イセノホムチベ　伊勢にありし品遲部にして、其首長を品遲部君と云ふ。丹波氏の族なり、ホムヂベ條を見よ。

伊勢部 イセベ　古事記應神段に「此の御世、伊勢部を定め賜ふ」と見ゆるのみにて他に殆んど見えず。蓋し伊勢部とは磯部、或は石部とあるものと同一なるべし。磯部、石部が伊勢を中心として多きはイソベ條を見よ。又伊勢國造の後裔渡相神主の如きも磯部と云へるを思ひ合すべし。

伊西部 イセベ　寛弘元年讃岐國大内鄕の戸籍に伊西部小町女及び外二人見ゆ。伊西部は伊勢部と同一ならんと思はれ、又イソベ卽ち磯部と訓ずるを得ん。

伊勢平氏 イセヘイシ　桓武平氏貞盛の後、正盛忠盛の族を云ふ。伊勢條にて云へり。

伊勢山 イセヤマ

伊芹 イセリ　肥後國飽田郡の名族にして、菊池氏の族なり。菊池系圖に兵藤警固太郎經隆—民部大輔經賴—經秀(村田五郎、又號伊芹)と見えたり。次の條を見よ。紋鷹羽。

井芹 キセリ　肥後國飽田郡井芹邑より起る。前條氏に同じ。菊池系圖に經賴の子、經宗の弟、經益に井芹六郎と註し、或は井芹、莊、立田の祖と載せ、菊池風土記所載系圖には經賴—經秀(村田五郎、井芹、立田、出田祖)—經實(井芹五郎)とあり。拾集昔語曰ふ「井芹一黨七十餘人、天正年中に之あり、一人も不剛の者なく、阿蘇殿にも御重寳に思召され候處、各一黨連判の書狀を以つて、薩摩島津家の幕下に相成るべしとの趣露顯に及び、甲斐宗運は一日の内に右七十餘人を討取申さる」(肥後國志)と。猶ほ三池郡にも井芹あるか、三池文書に井芹村名主越前房永秀を載せたり。

此の氏志摩にも見ゆ、但し同異を詳かにせず。

伊蘇 イソ　和名抄伊勢國度會郡に伊蘇鄕(以曾)、また相模國餘綾郡に伊蘇鄕あり。

礒 イソ　磯、伊蘇と通じ用ふ。

1 礒連　磯部の首長たりしか。皇太神宮儀式帳に「難波朝廷(孝德)天下評を立て給ふ時に、十鄕を以つて分ちて度會の山田原に屯倉を立てゝ、新家連阿久多を督領とし、礒連牟良を助督として仕へ奉らしめき」と見ゆ。こは伊勢國造族度會氏の族黨なるべし。度會郡に伊蘇鄕、また礒神社など和名抄、神名帳に見ゆ。

2 後世、伊勢、志摩、紀伊等の地方に此の氏あり。紀伊續風土記那賀郡神田村の地士に礒長右衞門を收む。

3 佐々木流　近江國蒲生郡より起る。寛政系譜に據るに、家傳に磯野秀昌の孫政賢、礒を稱すと見ゆ。家紋　丸に三葉三篠、五三桐。

4 常陸の礒氏　新編國志に「礒、新治郡野殿村より出づ(今の眞壁郡)。この地を礒庄と云ふ。これ其起る所なり。思ふに礒は伊佐の訛なれども礒氏を稱するものあるを見れば、古きよりしか訛れりと見ゆ。水谷氏の臣に礒勘左衞門、礒賀右衞門あり」と見ゆ。

5 下野の礒氏　都賀郡礒村より起りしか。鎌倉大草紙に礒孫次郎、又那須郡豆田村に礒氏あり、佛應禪師の出でし家なり(國志)。

磯 イソ　前條氏に同じ。義經の妾靜御前の母は伊勢磯村の人なりければ、磯禪師と呼ばれたり(石水寺物語)と。東鑑卷の六に礒禪師見ゆ。

伊曾 イソ　此の氏も前數條のイソ氏と通ずるなるべし。

1 中臣氏流　中臣氏系譜に「永賴—宣茂

氏盛、後長氏に改む。姓平氏、北條、所謂桓武天皇第五皇子葛原親王三代の孫、平將軍貞盛の冑裔也。元弘三年五月二十二日、相摸入道高時自殺の時、高時舍弟四郎左近大夫入道の謀に從ひて、諏訪三郎盛高、高時二男龜壽丸を誘ひて、甲冑の上に負戴きて、竊かに扇谷に出で信州に奔り、諏訪祝に依劉して三軍を申起し相摸二郎時氏と號す云々。名字を改め伊勢二郎時行と號す、時行•行氏を生み、行氏•時盛を生み、時盛•行長を生み、行長•氏盛を生み、氏盛迄、未だ伊勢氏を改めず、伊勢新九郎と號す所以なり」と。又北條系圖にも「高時—時行—行氏—時盛—行長—長氏(伊勢新九郎)とす。されど信據し難きや勿論なり。

よりて前述室町幕府伊勢氏より系を引き、伊勢氏系圖の如く「貞信—勘解由左衛門尉貞長—駿河守貞高—氏茂(早雲寺、道號宗瑞、初め長氏)また一本に貞信—伊勢守貞行—十郎貞經—七郎貞國—七郎貞親…貞辰(新九郎、伊豆ノ宗雲ト云也)とし、或は備中伊勢氏にして「新左衛門尉行長……氏盛•後長氏と改む」と。されど信じ難き點多きより之を疑ふもの又多し。よりて田中博士は伊勢氏に新九郎と云ふ人ありて實隆公記に見ゆれど、早雲とは同名異人なり、又小笠原文書、早雲より小笠原左衛門佐に贈りし手紙の内に「關右馬亮方事、名字我等一體に候、伊勢の關と申所•在國なるに依り關と名乘候」また「關右馬亮早雲の一家事に候」とあるより早雲を關氏とせられたれど、未だ詳かならず。

また阿部愿氏は史學雜誌に於いて、(五)伊勢貞藤を以て、新九郎の嚴父と爲せるは、今川記、北條盛衰記、諸家系圖纂所收、武田源氏一流系圖等にいへる說なるが、今川記には、北川夫人を以て、伊勢貞親の姪として、新九郎を其弟と爲れば新九郎は、貞親の弟、貞藤の子たりし事知るべきのみ。但し豆相記や、北條盛衰記に、夫人を以て新九郎の姉と爲せるも亦同じ(宗長手記傍書同じ)以上諸書に散見せる說を以て併せ攷ふるに、第五の說、最も確實なれば、今これに從へり。新九郎若し北川夫人の弟たらずして、全く新參者たらむには、今川氏家臣內訌調訂の地位に立つべき謂れなかるべし」と云はれたり。

早雲の事は相州兵亂記早雲蜂起の條に、其の比、伊勢平氏葛原親王的々の令孫、伊勢新九郎入道宗瑞と云ふ人有り。伊勢國の住人たりしが、壯年の比より京へ上り、公方へ奉公ありしとかや云々。伊勢新九郎入道は、駿河の國司、今川氏親へ仕てけり。度々の戰功有ければ、今川殿其功を感じ、富士郡下方庄を給りて、高國寺の城に在城す、長祿二年十月韮山へ移りける」と載せ、太閤記には「北條家の元祖早雲は、生國伊勢と云は虛說也、伊勢新九郎と號せしに因て也、松田生國は備前國、內藤は丹波、清水笠原は伯耆、大道寺は尾州生國、早雲備中より武者修行に立出し時、才勇兼備りし士をかり催し侍りつる」云々と見ゆ。

早雲今川氏配下として戰功ありし事は駿遠參の諸記錄に多く見ゆ、而して伊豆に入り北條氏を稱せしについては「足利公方堀越におはす時、北條某此城に在り、子なくて堀越御所に請ひ、駿河國興國寺城主伊勢新九郎長氏をして其の遺跡を繼しむ。長氏長享二年十月此城に移る、因つて伊勢を改めて北條を氏とす」とあり。

因幡の伊勢氏　因幡志八上郡下野村條

に「小倉に伊勢三郎義淸の屋舗跡あり」と見ゆ。伊勢氏に因幡入道あり、前に云へり。

28　近江の伊勢氏　康正二年造内裏段錢引付に江州栗太郡笠河段錢、伊勢平三左衛門、また長享將軍動坐着到に江州伊勢又六とあり。佐々木氏の一族にも伊勢氏ある事前に云へり。

29　尾張の伊勢氏　康正造内裏段錢引付に伊勢左京亮尾張落合鄕、同平三左衛門尉及び彦左衛門尉、尾州味岡段錢とあり、前に云へり。

30　丹波丹後の伊勢氏　同上段錢引付に、「伊勢肥前守、丹州川上本庄、因幡入道、丹波桐野河内段錢」と載せたるが、これより前正應元年丹後國諸庄鄕保田數帳に「丹波郡樂音寺庄十一町七段伊勢下總守熊野郡川上本庄長福寺、二十六町九反三百二十歩、伊勢肥前守」と見えたり。

31　越前の伊勢氏　康正二段錢引付に伊勢左京亮が越前國三職鄕に領地を有せし事を載せたり。

32　其の他伊勢氏は東鑑卷二に伊勢守淸綱卷四、五に伊勢三郎能盛あるを初めとして、四十七、五十に伊勢入道行願、三十二に伊勢藤内左衛門尉、三十六、三十九、四十一、四十五に伊勢加藤左衛門尉、三十六に伊勢五郎左衛門尉、四十九、五十、五十一に伊勢三郎左衛門賴經、四十二に伊勢次郎行經、四十六、四十七、四十八、四十九、五十一に伊勢二郎左衛門尉行綱、三十六、三十七、三十九、四十一、四十二、四十四、四十五、四十六、四十七に伊勢前司行綱等あり。

又永祿中伊勢に伊勢氏直なる者あり、北畠氏に屬す。又德川時代村上内藤藩用人に伊勢氏あり、岩代にも現存す。

伊世　イセ　次の二流ものに見ゆ。又伊勢時に伊世と通じ用ひらる。

1　藤原南家二階堂流　尊卑分脈に「二階堂行政―行光―行盛―行綱―政雄（伊世八郎）」と見えたり。

2　井伊流　井伊系圖に「井伊左衛門尉彌直―三郎兵衛直家―直助―直貞―茂直（伊世次郎）」とあり。

伊瀬　イセ　イノセ　イノセ條を見よ。

井關　キセキ　讃岐、備後等、井關の地名尠からず、此の氏は其の地名を負ふ。

1　常陸大掾流　新撰常陸國志に「行方郡より出づ、富田吉幹の二子幹次・井關次郎と稱す」とあり。

2　里見流　前條氏の後を襲ぎしか、里見系圖に「實尭―義尭―義政（刑部少輔、兄義弘と郤あり、義弘・之を誅除せんと欲す。義政之を聞き、常州に避遁して左右臺に城き、井關と稱す、或は左右臺屋形と稱す）―義滋（駿河守、佐竹義昭に附服し、富田麻生石神の地を領す）―織部丞義定―十郎左衛門義氏」また義定の弟「井關治部丞尭定・常州麻生に仕ふ」とあり。また一本に「義政、密に久留里を出で常陸行方に隱る、左右臺に住す。井關と改む。從者の中有功者あれば井關を許して名のらしむ」と載せたり。

3　伊岐直流　山城伊岐氏の族にして、松尾社家系圖に「松室雲雄二十七世重正の子重懷、號井關大貳」と註す。又賀茂社社家交名帳に、井關（奈良社禰宜）あり、同異詳かならず。

4　近江の井關氏　橘氏とも菅原氏とも云ふ。淺井長政の臣也。家紋丸に陽劔梅鉢。

5　源姓賴親流　源賴親の庶流也と云ふ。家紋劔梅鉢、輪梅鉢。寛政系譜に見ゆ。

6　其の他、紀伊國有田郡鹿瀬山に井關氏あり、名所圖會に井關八郎（道命法師）は

燕、次に伊勢因幡守貞誠、伊勢右京亮貞遠、伊勢上野介貞弘、伊勢次郎左衛門尉貞頼、伊勢肥前守盛種、伊勢七郎左衛門尉貞俊を載せ、次に文安年中御番帳に伊勢九郎、伊勢勘解由左衛門尉、伊勢孫次郎、伊勢又六、伊勢駿河入道、伊勢備後守、同因幡守、同新左衛門尉、同三郎、同八郎左衛門尉、伊勢掃部助、伊勢下總次郎、次に永祿六年諸役人附に、伊勢因幡入道心榮、同七郎左衛門尉貞知、伊勢加賀守貞助、伊勢又七、伊勢猿七代、伊勢次郎左衛門尉貞滿、伊勢宮千代、伊勢上野介、同幸松を載せ、次に長享元年九月將軍江州動座着到に、伊勢兵庫介、伊勢因幡守、備州伊勢掃部介盛頼、同彌八盛慶、備後伊勢又七、江州伊勢又六、伊勢彈正忠、伊勢伊勢守貞宗等あり。また康正二年造內裏段錢引付に、二貫文。伊勢因幡入道殿、播州溝抗段錢。同人百二十五文、三川國赤羽根鄕段錢。同人五百三十二文、濃州則武鄕段錢。同人五貫文、伊勢國志賀間段錢。同人三貫文、丹波國桐野河內段錢。次に一貫五百文、伊勢平三左衛門尉殿、尾州味岡段錢。三貫文、伊勢肥前守殿、丹州川上本庄段錢。貳貫八百六十七文、伊勢平三左衛門尉殿、江州栗太郡笠河段錢。一貫五百文、伊勢彥左衛門尉殿、尾州味岡段錢。五貫文、伊勢備後入道殿、備後國志厚利庄段錢。貳貫文、伊勢左京亮殿、尾張國落合鄕段錢。同人壹貫文、越前國三職鄕段錢。貳貫七百文、伊勢因幡入道殿、丹波國相師河內村段錢。五貫七百七十五文、伊勢因幡入道殿、美作國神部鄕、嫡勇分二ヶ所段錢等を擧げたり。

また長祿寬正記に「公方より伊勢兵庫助、飯尾下總守兩人を御使にて云々」また公方御使伊勢七郎左衛門尉、應仁略記に伊勢殿、應仁私記に伊勢彥五郎朝親(平)その他室町幕府に關する諸記錄に多く、擧げて數へ難し。

猶ほ海東諸國記には「伊勢守政親、文明二年庚寅、使を遣はして來朝し、書して國王懷守納政所伊勢守政親と稱す。其の書略に曰はく、細川と山名と、私かに干戈を起し、京城大に亂る。余爲に停止せしむるも未だ止まず。兩人の罪少からざるなり。扶桑殿下の命により、諸侯諸軍を集め、將に太平を收めんとし、大國の餘力を蒙らんと欲す。望む所、綿紬綿布苧布米、其の進むる所の方物亦豊。且つ政親國王近侍の長なり、庶政を出納する者、特に綿布、正布、各千匹、米五百石を給す。次に軍需を助けば、國王に轉達せしめん。又政親に於いては別に回賜あらん。其使臣會使の例を以って館待す、」と見ゆ。

見聞諸家紋に

平氏
伊勢守貞親
佐々木本足アリ
佐々木本中ノ點ナシ

16 伊勢家　尊卑分脈に「賴宗—能季（號伊勢少納言）—有家—能忠—保忠—能盛—有能—有國—盛國—景俊—景繼—景淸—景康」と見ゆ。

17 大森葛山流　藤原氏と稱す、大森葛山系圖に伊周—伊勢大夫忠親—惟康（伊勢新二郎大夫）と見ゆ。姉小路系圖同じ。而して忠親に「母祭主輔親三位女、上東門院女房、伊勢大夫（一本伊勢大輔）外祖父に倚り、之を養育せしむ。國人呼んで大上大夫殿と呼び、或は帥大夫殿と云ふ」と見ゆ。伊周の後と云ふ如き信じ難けれど、何等か伊勢と緣故ありしや想像するに難からず。オホモリ條を見よ。

18 伊勢三郎義盛の事は、平治物語牛若奥州下の條に「その時上野國松井田と云ふ所に一宿せられけるに、家主の男を見給ふに、大剛の者と覺えければ、後平家を攻に上られける時、語らひ具し給へり。伊勢國の目代に連れて、上野に下りけるが、女に附きて留れる者なれば、伊勢三郎と召され、わが烏帽子子の始めなれば義の字を盛にせんとて義盛と附け給へり」と。義經記には「吾親にて候ひしものは伊勢國二見の者にて、伊勢のカンヲヒヨシツラ(義連)と申す、太神宮の神主にて候けるが罪科によりて上野國中島と申す所に流されまゐらせ年月を送る」とあり。或は云ふ義盛の父俊盛は三重郡々司なり、沒して後平家の士伊勢守景連なるもの其采邑を沒收す、義盛鈴鹿山に隱ると云ひ、或は三重郡福村の人にて、義盛二見鄕に移り江三郎と稱す。或は鈴鹿山中に入り燒下小六と號し後東國に赴くなど、種々の說あり。義盛の活動は平家物語、源平盛衰記に多く見ゆ。(牡若伊賀名所記に據るに伊勢三郎義盛は幼少の時伊賀國三郎村長井にありしとも云ふ)東鑑卷四、五には伊勢三郎能盛とあり。

19 小笠原流　小笠原系圖に「長基—政康—光康(伊勢六郎、左衞門佐、遠江守)」と。一本伊那六郎に作るを良とす。

20 島津流　島津家臣に伊勢氏あり、伊勢長門、天正中、日向諸縣郡八代城の地頭となる。後島津一族此の家を襲ぐ。島津系圖に家久の子息貞昭(幼名鶴壽丸伊勢隼人兵部少輔貞昌養子)とあり。

21 神作蒙鐙相承系圖に伊勢上野介貞安子上野介貞弘、初め與一左衞門尉と云ふと。三國地志云ふ。「按ずるに小向の領主にして歷世此に居住する歟、其の本貫詳ならずといへども、伊勢を以て稱するもの、本國に所由あること必せり、又新九郎早雲は射和村より出ると云、並せ考べし」と。

22 吉備の伊勢氏　備中府志に「享德二年に伊勢新左衞門尉行長、後月郡荏原六ケ村三百貫の領主にて、伊勢國より入部すと。其裔新九郎氏盛、後長氏と改め、康正年中一族新左衞門隆資に城を附與し、覊旅の身と成て、一旦決然として諸州を巡り、今川家に寄寓して、終に伊豆國を領す、隆資は井上、平井等をば臣下となし、高越の城主となる。嫡男兵藤次盛勝、二男豐後盛秀、其男新左衞門高清、相續き城主たり、後毛利家に屬し退轉す」と。今長享將軍江州動座着到を見るに、備州伊勢掃部介盛頼、同彌八盛慶、備後伊勢又七等を載せ、康正の造內裏段錢引付に伊勢氏が美作北高田莊神戶鄕、備後國志厚利庄等を領せし事を載せたり。されば備中の伊勢氏が中央伊勢氏の一族なるは事實なれど、伊勢新九郎が此地より出でたりなど云ふは容易に信じ難かるべし。

23 下總の伊勢氏　相馬郡文間明神舊神職を伊勢平大夫と云ふ、社領五十石。

24 肥後の伊勢氏　相良文書建久八年閏六月の球磨郡田數領主等目錄に、多良木村百丁、沒官領、伊勢彌次良(不知實名)と見ゆ。如何なる人か。

25 佐々木流(佐々木古志氏流)　佐々木系圖に(古志)重信—勝信—伊勢千世と見ゆ。近江に伊勢氏ある事廿八項に云ふべし。

26 北條流　後の北條氏は其の家格を高めんが爲に、鎌倉執權職たりし北條氏の稱號を冒して北條氏と稱し、途には高時以下の系圖を作るに至りぬ。即ち豆相記に「北條家中與伊豆早雲、俗名伊勢新九郎

建日方命も參り相ひき。汝の國の名・何と問ひ給ふ。白さく神風伊勢國と白し、舍人・弟伊爾方命、又地口神田、並に神戸を進め、又若子命は舍人弟若子命を進めき」と見ゆ。此の乙若子命は度會神主祖なり。國造建日方命は皇太神宮儀式帳に「伊勢國造の遠祖建夷方」とす。大若子命と同族なるは、神名秘書に「天日別命五世孫武日丹方命」と見ゆるによりて知るべし。

度會氏系圖もほゞ同様にして、大若子命に至り「越國荒振凶賊阿彥在て皇化に從はず『取り平に罷れ、』と詔して、標の劔を賜はり遣す。卽ち幡上罷り行く。取平げて返事白す時、天皇歡び給ひて、大幡主の名を加へ給ひき。垂仁天皇卽位廿五年丙辰、皇大神宮・伊勢國五十鈴河上宮に鎭り座すの時、御供仕へ奉り大神主と爲る」と。大若子北狄征代の事正史の上になけれど、崇神朝大彥命の北征は當地方を經過し、伊賀伊勢の士多く從軍したりと考へらるるれば、恐らく事實ならんか。次に其弟乙若子命(大神主仕奉)

爾佐布命—彥和志理命—阿波良波命
小爾佐布命—小和志理命—御倉命
事代命
佐布友命—爾波　一門
大佐佐命—飛鳥　二門
野古命—水通　三門
乙乃子命—小事　四門

伊勢國造と度會氏とは同族なる事明白なれど、同一家なりしや否や詳かならず。されど倭姫命世紀に「國造大若子命、一名大幡主命」と載せ、神宮雜例集卷一に「本記に云ふ、皇太神御鎭座の時、大幡主命云々、白さく己が先祖天日別命、伊勢國內磯部河以東を賜ひ、神國と定め奉る。卽ち大幡主命、神國造、並に大神主定め賜ひき」と見ゆるを思へば、伊勢國造家卽度會神主なりしか。何となれば神國以北の諸郡には、各々縣造ありて伊勢國造の治めしと考へらるゝ土地なければなり。

3　伊勢直　伊勢國造の氏姓なり。天平年間に至り中臣伊勢連を賜ふ。六項を見よ。

4　伊勢直族　伊勢直の一族なり。天平十年九月紀に「伊勢國飯高郡人先位伊勢直族大江に外從五位下を授く、」と見ゆ。

5　伊勢之別　古事記景行段に「建貝兒王は伊勢之別云々等の祖、」と見ゆ。されどこは書紀に伊豫別公とあるを採るべく、伊勢は伊豫の誤記とするを可とす。

6　中臣伊勢連　伊勢直の後なり。天平十九年十月紀に「伊勢國人從六位上伊勢直大津等七人に中臣伊勢連姓を賜ふ、」と見ゆ。此氏・後朝臣姓を賜ひ、中臣伊勢朝臣、または伊勢朝臣と云ふ。

7　物部伊勢連　繼體紀二十三年條に物部伊勢連父根と云ふ人見ゆ。此人同紀九年條に「百濟本記云ふ物部至々(チチ)連」とあり。百濟に使す。

8　中臣伊勢朝臣　伊勢國造伊勢直の後なり。天平寶字八年九月紀に「中臣伊勢連老人に中臣伊勢朝臣を賜ふ、」と見ゆ。

9　伊勢朝臣　これも伊勢直の後なり。天平神護二年十二月紀に「外從五位下中臣伊勢連大津に姓を伊勢朝臣と賜ふ、」と見ゆ。姓氏錄左京神別に收め「伊勢朝臣、天底立命の孫天日別命の後也、」と註す。

10　伊勢　雄略紀八年條に伊勢朝日郎を誅伐せし事を記す。此の伊勢と云ふは氏か單に地名を擧げたるに過ぎざるか、詳かならざれど、朝日は朝明にて、朝明郡の豪族ならんかと云ふ。然らば伊勢は其の所在地を擧げたるに過ぎざるなり。

11　無姓伊勢氏　近長谷寺舍資財帳に、「同

條矢田里、右治田は故大宰帥宮御監伊勢包生、以延喜十七年悔過」と見えたり、國造族ならむ。

12 國造族伊勢氏(伊勢國造) 伊勢朝臣の族裔多かるべき筈なれど物に見ゆるもの尠し、これ他姓を假冒せしによるべし。

13 伊勢平氏 平家物語卷一に「忠盛又御前の召に舞はれけるに、人々拍子をかへて『伊勢瓶子は素瓶なりけり』とぞはやされける、掛卷も忝くもこの人々は柏原天皇の御末とは申しながら、中比は都の住居も、うと〱しく、地下にのみ振舞なつて、伊勢國に住國深かりしかば、その國の器に事よせて、伊勢平氏とぞはやされける。その上忠盛の目のすがまれたりける故にこそ斯様にははやされけるなれ」と載せ、又源平盛衰記以の卷には「忠盛は桓武天皇の御苗裔、葛原親王の後胤とは申しながら、中比は無下に打下て、官途も淺く、近來より都の住居も疎々しく、常は伊賀伊勢にのみ居住せし人なれば、此一門をば伊勢平氏と申しけるに依つて、彼國の器に准らへて、忠盛右の目のすがみたりければ、伊勢平氏はスガメ成りけりとは囃しけるにこそ」と。忠盛、

清盛の家は其高祖維衡、伊勢に任國し、正盛、忠盛共に伊勢守に任ぜられ、其の一族甚だ多し、伊勢氏、阿濃津氏等これなり。されど後世伊勢平氏と云ふものを以つて盡く平氏と血族を同うすとなすは大いに誤れり、此等は嘗つて平家の郎黨たりしより主家の家系を假冒するに過ぎざればなり。東鑑元久元年三月條に、「伊勢平氏等鈴鹿關所を塞ぐ」と。

14 伊勢氏 伊勢平氏の一なり、正度の子季衡より清盛の家と別る。尊卑分脈に貞盛—維衡—正度—下總守季衡—左京進盛光(伊勢流)—右兵衞尉盛行—伊世守賴宗—兵庫頭賴俊—肥後守俊經—伊勢守俊繼—左衞門尉盛繼—

盛經(八郎左衞門尉)—經久(平左衞門尉)—盛久(肥前守)—盛綱(九郎左衞門尉)—盛富(九郎左衞門尉)—盛種(八郎左衞門尉)
賴繼
貞繼(伊勢守)—貞信(七郎右衞門尉)—貞行(伊勢守)—貞經(伊勢守)
　　　　　　　　　　　　　　　　　—貞國(伊勢守)—貞親(伊勢守 文明五正廿一卒)—貞宗(伊勢守)
　　—貞就
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—貞藤(八郎 備中守)—貞職(兵庫助)
　　　　　　　　　　—貞長(七郎)—貞種
　　　　　　　　　　—貞清(十郎)—貞宣
貞冬(十郎 勘解由左衞門尉)
貞陸(伊勢守)—貞忠(伊勢守)—貞孝(伊勢守)—貞良

と載せ、勢州系圖には賴俊—俊經—俊繼(自レ是名字號ニ伊勢一)—盛經—貞繼と見ゆ。

有名なる貞丈の家は、季衡—盛光—盛行—盛長—賴宗—俊經—俊繼—盛繼—賴繼—貞繼—貞信—貞行—貞經—貞國—貞親—貞宗—貞陸—貞忠—貞孝—貞良—貞爲—貞衡—貞守—貞永—貞益—貞丈—貞春—貞敎、家紋むかひ合蝶、折入菱。

15 前項伊勢氏は南北朝以來室町幕府に仕へて頗る勢力あり。太平記卷廿四、廿七等に伊勢勘解由左衞門尉、卷卅二に伊勢左衞門太郎、四十に伊勢七郎左衞門貞行を載せ、次に永享以來御番帳に伊勢因幡守伊勢駿河入道、伊勢十郎、伊勢左京亮、伊勢備後入道、伊勢八郎左衞門尉、伊勢掃部助、伊勢新左衞門尉、伊勢孫次郎、伊勢七郎三郎、伊勢次郎左衞門尉、次に伊勢七郎貞親、伊勢因幡入道、伊勢下總守貞房、伊勢上總守貞安、伊勢左衞門尉貞彌、伊勢守貞經、伊勢備中守貞國、伊勢勘解由左衞門尉貞知、次に永享三年亥正月十日、丙子伊勢守貞經亭、三條坊門萬里小路江御成云々、次に文明十二三年比云々、伊勢守貞親、伊勢備中守貞宗、伊勢兵庫助貞藤、伊勢下總守貞牧、伊勢備後守貞

族たりしや想像するに難からず。次いで戰國時代井尻與三(武田方)、井尻又右衞門等ありて、安西軍策等に出づ。藝藩通志高宮郡龜崎山條に「下深川村、中深川村との界にあり、井尻又兵衞(一に民部)和重守る所」と見ゆ。

4 日向記に井尻大監物、應仁別記に井尻右衞門太郎あり。

井後 キシリ 蜂須賀氏創業文武有功の士に井後氏あり。

伊尻 イシリ

居城 キシロ

印代 イシロ 和名抄伊賀國阿拜郡に印代鄕あり、其の地より起る。東大寺古文書に印代氏見ゆ、イナシロ條を見よ。

石和 イシワ イサワ條を見よ。

石話 イシワ 志摩にあり。

石王 イシワウ 近江國甲賀郡水口驛天滿天神社の神主家にて名家也。又儒者石王塞軒あり。

石若 イシワカ

石和田 イシワダ 但馬の名族にして日下部氏の一族なり。日下部系圖に「輕部六郎大夫俊遥―俊村―建屋三郎俊村―太郎光村―石和田光忠―光元、」其の弟光春、「太田垣光保」等と載せたり。但馬國大田文に「朝倉庄云々地頭石和田又太郎光時(御家人)、」輕部庄條にも同樣見ゆ。

石綿 イシワタ

石渡 イシワタリ

1 清原流 相模の豪族にして、中興系圖に「清原姓、本國相模、紋蔦、石堂左衞門尉稱之」と。家譜にも、「清原氏にして左衞門某相模國三浦郡に住し、石渡をもつて家號とす」と云ふ。家紋蔦葉、丸に三引、丸に中切三引。

2 藤原流 寬政系譜藤原氏に收む、家紋丸に鬼蔦、たゝみ扇打違。

3 武藏の石渡氏 新編風土記に岩淵宿石渡氏、其祖の出處は詳ならざれど、石渡民部少輔保親の時、村內西光寺を開基し、延慶二年四月朔日卒せし由、今正光寺にて傳ふれば、古當所に住居せし事知らる。其他橘樹郡稻荷新田にもありと。

4 下總小金本土寺過去帳に「石渡三郎右衞門、」鯖江藩侍帳にも此の氏見ゆ。

石和戸 イシワド 武藏にあり、新編風土記荏原郡條に「吉良氏に仕へしよしいへども、確ならず、」と。

石渡戸 イシワド イシトベ 武藏國多摩郡世田谷八幡社天文十五年の棟札に、大工石渡戸新兵衞常久なるものあり(新編風土記)。

石割 イシワリ

伊砂 イスカ イスナ

伊菅 イスガ

伊介 イスケ 次の氏に同じかるべきか。

伊祐 イスケ 近江番場蓮華寺過去帳に、伊祐三郎家高(二十二才)、同治部丞義高(五十一才)、同孫八郎高通(三十九才)等を載せたり。

五十棲 イズミ 尾張中島郡の名族なり。

石動 イスルギ ユスルギ 能登國能登郡(鹿島郡)に石動山ありて、式內伊須流支比古神社鎭座し、その別當寺を石動山天平寺と云ふ。伊須流支比古は能登國造の祖大入杵命ならんかと云へど未だ詳かならず。天平寺は泰澄法師の建立と稱し、中世以後僧兵をりて一方に雄視す。太平記卷十四に、能登國石童山の衆徒云々とあるこれなり。戰國の末前田利家に亡ぼさる、荒山合戰記を見よ。此の氏は此の地より出でしならむ。越後彌彥神社の舊社家に此の氏あり、ユスルギと稱す。又肥前に石動氏あり、深堀文書貞和二年の

ものに、石動下司三郎跡云々と見ゆ、神崎郡の豪族なりと。鎭西要略曆應元年條に、「肥前國住人石動彦三郎等、封彊を掠めらる、武家術なし、怨心宮方に屬す」とあり。

伊勢　イセ　伊勢國(和名抄註以西)より起りし氏にして、其の流派多く、且天下に重きをなすもの尠からず。

1　伊勢津彦　津はノと同樣なる助辭にて伊勢彦、卽ち伊勢國にありし大豪族の意に外ならず。伊勢津彥の事は伊勢風土記に見ゆ、その傳說は次項に示すが如く、神武天皇東征以前伊勢の國主たりしが、天日別命の征伐にあひ、その國を献じて東に走ると云ふなり。倭姬命世記には「出雲神の子出雲建子命、一名伊勢津彥」と見ゆ。本居翁は伊勢津彥を建御名方神に當てられしも、伊勢津彥は國造本紀相武國造條に「武剌國造祖神伊勢都彥命云々」など見え、姓氏錄等何れも其の後裔諸氏を天孫の部に收め、建御名方神系統の氏は之を地祇に收むるが故に、斷然區別せざるべからず。卽ち伊勢津彥は大國主命系統の人にあらずして、天穗日命系統の氏たるなり。

武藏氷川社舊社家西角井家の武藏國造系圖は果して古傳のものなるや否や詳かならざるも「天穗日命、其子天夷鳥命、其子出雲建子命(一名櫛玉命、一名伊勢都彥命、始め伊勢國度會縣に住み、神武天皇御宇の時、東國に來る)其の子神狹命」とあるは古典の旨に稱へり。

伊勢津彥は伊勢の地を天日別郎ち後の伊勢國造家に讓りたれど、隣國志摩國を始めとして海道東國に其の裔多し。

2　伊勢國造　伊勢國の大國造なり。國造本紀に「伊勢國造、橿原朝、天降る天牟久怒命の孫天日鷲命を以つて、勅して國造と定め賜ふ」また「天日鷲命を以つて伊勢國造と爲す。卽ち伊賀伊勢の國造祖」と見ゆ。天日鷲命は伊勢國風土記に「夫れ伊勢國は、天御中主命の十二世孫天日別命の平治する所なり。天日別命は神倭磐余彥天皇、彼の西宮より、此の東州を征するの時、天皇に隨ひて紀伊國熊野村に到る。時に金烏の導に隨ひ中つ州に入る。而して菟田下縣に到り、天皇・大部日臣命に勅して、曰く、逆黨膽駒長髓宜しく早く征罰せよ。廼ち亦勅して天日別命に詔はく、國・天津の方あり。宜しく其國を平ぐべし。卽ち標の劔を賜ふ。天日別命、勅を奉じて東の方數百里入る。其の邑に神あり。伊勢津彥と名づく、天日別命問ひて曰く、汝國天孫に献ぜん哉、答へて曰く、吾此國を覓め、居住する日久し。敢へて命を聞かじ矣。天日別命、兵を發して其神を戮せんと欲す。時に畏伏し、啓して曰く、吾が國悉く天孫に献らん。吾れ敢へて居らず矣、云々。天日別命、此國を壤築して天皇に復申す。天皇大いに歡び詔はく、國宜しく國神の名を取り、伊勢と號くべし」とある天日別命に同じ。今豐受太神宮禰宜補任次第により、此國造家の系圖を示せば「國常立命―天八下命―天御下命―天合命―天八百日命―天八十萬魂命―神魂命―櫛眞乳魂命―天曾己多智命―天嗣梓命―天鈴梓命―天御雲命―天牟羅雲命(一名天二上命、一名御小橋命)―天波與命―天日別命―彥國見賀岐建與束命―彥田都久禰命―彥楯津命―彥久良爲命―大若子命(一名大幡主命)」と。此大若子命は倭姬命世記に「十四年乙巳、伊勢國桑名郡代の宮に遷幸し給ひ、四年奉齋す。時に國造大若子命(一名大幡主命)御共に參り相ひて供奉す。國内の風俗を白さしめき。又國造

しめしと。又梅花無盡藏に「明應五年丙辰、今茲夏、石丹(石丸丹波)出江、道を伊陽に仮り、尾の津島を過ぎ、竹鼻に屯し、濃の旗堕寺に入る」など見ゆ。其の他石丸主殿、石丸權兵衞あり。

6　甲斐の石丸氏　武田氏一族なりと云ふ、一本武田系圖に石丸六郎兵衞を載せたり。

7　其の他石丸氏は松江松平藩の重臣にあり、又伊勢、信濃に多く、又加賀藩侍帳に「百五拾石、紋角內三巴、以射手、石丸安太郎。貳百五拾石、紋ウラ桐、石丸彌太郎」と見ゆ。

夷灊　**イジミ**　和名抄上總國夷灊郡を伊志美と註す、古代伊自牟國のありし地なり、イジム條を見よ。中世以後伊隅莊あり、東鑑文治四年條に見ゆ(伊隅庄)。又分れて伊北、伊南となり、イホク(イホウ)イナン、井の北、井の南の氏を起す、各その條を見よ。

夷針　**イジミ**　和名抄常陸國茨城郡に夷針鄕あり、神名帳當郡に夷針神社を收む。

石光　**イシミツ**

石宮　**イシミヤ**

伊甚　**イジム**　又伊自牟ともあり、前述夷灊郡の地にして、古代一國を形勢し伊甚國造を置く。安閑紀、並に國造本紀に見ゆ、出雲國造と同族なり。而して神名帳出雲國出雲郡に伊甚神社を收む(風土記伊自美)、出雲族の東國經營の經路を窺ふ一資料たるべし。

伊自牟　**イジム**　伊甚に同じ。

1　伊自牟國造　伊自牟國は後の上總國夷灊郡の地なり。古事記に「天菩比命の子建比良鳥命、此れ出雲國造、伊自牟國造、云々等の祖也、」と。また國造本紀に「伊甚國造、志賀高穴穗朝御世、安房國造祖、伊許保止命の孫伊已侶止直、國造に定賜ふ、」と見ゆ。安閑紀元年條に「內膳卿膳臣大麻呂勅を奉じ、使を遣はして珠を伊甚に求む。伊甚國造等京に詣る遲晩す。時を踰ゆるも進めず。膳臣大麻呂大いに怒り、國造等を收縛して、所由を推問す。國造稚子直等恐懼、後宮の內寢に逃れ匿る。春日皇后直入を知らず。驚駭して顚び給ひ慚愧已むなし。稚子直等、兼ねて闌入の罪に坐し、科重に當る。謹んで專ら皇后の爲に伊甚屯倉を獻じて、闌入の罪を贖はんと請ふ。因つて伊甚屯倉を定む。今分つて郡となし上總國に屬す、」と見ゆ。

2　伊甚直　伊甚國造の氏姓なり、前項にて明白ならむ。

3　出雲國出雲郡に伊甚神社あり。伊甚氏の本貫地か。

4　常陸國茨城郡に夷針鄕ありて、夷針神社あり。一族の分れ住みし地ならむ。

石村　**イシムラ**　**イハレ**　古代石村部、石村氏等多し、イハレ條を見よ。越後彌彥神社の舊社家に石村氏あり、石村村主の裔か。

石茂　**イシモ**　和名抄備後國葦田郡に石茂鄕あり。

石母田　**イシモタ**　岩代國伊達郡石母田より起る。清和源氏と云ふ。伊達家の家臣にして、藩政時代公族の一なり。天文中石母田安房守源光頼あり、伊達稙宗に仕ふ、その子左衞門大夫景頼・桑折宗長の女婿となり、桑折家陣代となりて桑折氏を稱す。後石母田氏は加美郡宮崎を領し、寶曆中栗原郡高淸水に移る。伊達正宗家中記に石母田左衞門見ゆ。

井下田　**キシモタ**　**キゲタ**

石本　**イシモト**　淸和源氏とも藤原南家とも云ふ。德川時代新庄永井藩(添役)に石本

氏あり。又紀州藩に石本土佐あり、其の子八右衛門、安藝廣島に移り大田屋と云ふ、藝藩通志に見ゆ。その他播磨、備前、志摩にあり。岩本を參照せよ。

石元 イシモト　石本に同じ。

井下原 キシモハラ

石森 イシモリ　磐城國石城郡石森より起る、石森山あり。桓武平氏岩城氏の一族にして、仁科岩城系圖に「岩城二郎隆衡—平二郎隆守—左衛門二郎義衡—常陸介照衡—二郎太夫照義—石森孫三郎政教—政清—教義(石森沒落)」と見ゆ。又義教あり岩城隆時の女婿なり。教義と同人なるべし。

石谷 イシヤ　志摩にあり、イシタニ、イシガヤ條を見よ。

石破 イシヤブリ　不破の誤寫ならんか。

石山 イシヤマ　近江、若狹、上野等に石山なる地名あり。

1　石山家　藤原北家賴宗流に此の稱號あり、卽ち尊卑分脈に道長—賴宗—能長——長忠(號石山大藏卿)と見えたり。

2　近代石山家　石山の家號は前項以來長く見ざりしが、近世中御門流、壬生基起の二男師香、享保年間石山を稱す、師香—直宗—利香—基名—基陳—篤熈—基逸—基文—基正、明治に至り子爵。德川時代御藏米、新在家西側、寺阿彌陀寺、內々。家紋三杜若。

石山

3　遠江の石山氏　翁草鎌倉時代武士の所領を載せて、三千町、遠州の內、石山又太郞安意とあり。

4　日向記に石山石見守あり。

5　其の他下總小金本土寺過去帳に「石山八郞次郞・明應三甲寅三月打死」と。上野佐波郡石山より起りしか。又山北小野遠江守義道家方に石山氏あり、又元和八年石山勘兵衛の覺書は出羽史料の一として名あり。其の他信濃、岩代、陸奧、志摩等に此の氏見ゆ。

伊志良 イシラ　常陸國新治郡伊白鄕より起る。藤原北家八田氏の族にして尊卑分脈に「(八田)知家—有知—知俊—知景—知長—(伊志良)重知—智清」と見ゆ。

但し新編常陸國志には「伊志良、小田知家の二男二郞有知、美濃國伊志良に住して氏とす。左衛門尉となる、其子知俊左衛門尉となる」と見えたり。されど八田氏の一族は東國に多ければ、常陸本貫なるべし。次の條を參照せよ。

伊自良 イジラ　前條伊志良氏と同族なりと云ふ、太平記卷十九に伊自良次郞左衛門尉あり、美濃國山縣郡下伊自良村伊自良城は此の次郞左衛門の居城なり(新撰美濃志)と。

石來 イシライ　但馬日下部氏の族と稱すれど寬政系譜藤原支流に收む。家譜には「日下部氏にして公表米十六代の後胤、高清が末孫なり」と、朝倉義景の臣吉勝より系あり、家紋抱澤瀉、蛇の目。

石羅井 イシラキ　朝倉家臣にして前條氏と同一なるべし。

井尻 キシリ　地名より起りしなるべし。甲斐に井尻邑あり。

1　嵯峨源氏　本國未詳、渡邊綱の後裔習の子授を祖とすと云ふ。

2　佐々木流　甲斐國山梨郡に井尻村ありて此の氏存す。佐々木定綱の男信綱の後裔與十郞喜法、甲斐に來り井尻鄕に住す、よりて井尻を氏とすと云ふ。

3　安藝の井尻氏　應仁記卷三及び應仁別記に井尻左衛門太郞見ゆ。其れより前永享以來の御番帳に井尻能登入道あり、名

用人、宇都宮戸田藩番頭、島原松平藩中老、鹿兒島島津藩用人、柳本織田藩、松江松平藩等の重臣にあり。而して甲州石原氏は多く家紋三蓋松、信濃諏訪の石原氏は家紋丸に木瓜と云ひ、其他右三巴、丸に一引龍を家紋とするものあり、又美作苫田郡石原氏はもと井水氏なりしと。幕臣石原氏に次の紋あり。

石火 **イシビ** 和名抄伊豆國那賀郡に石火鄕あり、又式内伊志天神社當郡石部邑にあり、よりて石火は石部の誤かと云ふ。

石引 **イシヒキ** 常陸國にあり。新撰國志に「石引・河内郡若柴村に今あり、もと岡見氏の家臣の裔と云。岡見氏の文書二通あり、一は石引大和守とあり、一は大野外記とあり、筑麓雜記に岡見の家人石引主膳と云もの遠山に住すとあり。若柴の近隣なり」と見ゆ。

伊集院 **イシフヰン** 薩摩國の名族にして日置郡伊集院村より出づ。島津系圖に「忠久—忠義—五郎忠經—侍從房俊忠—彌五郎久兼(伊集院)」また島津歷代歌に「忠經子孫給黎、町田、伊集院」と見ゆ。一本「忠義—大炊助久時—侍從房俊忠—彌五郎久兼」とす。猶ほ忠義—久經十一世孫家久—忠良(伊集院右衞門佐、伊集院右馬助養子)、其の弟久立(伊集院源介、伊集院遠江守養子)とあり。地理纂考鹿兒島郡古城村内城條に「侍從房俊忠居城なりといふ。俊忠は島津忠時第三の子島津常陸守忠經の第八子にて初め僧となり、後還俗す。其子久兼に至り伊集院を家號とす」と。

久兼の裔伊集院長門守忠國南朝に應じ、島津氏と爭ふ。地理纂考宇治城條に「或は鐵山とも號す。曆應三年八月、伊集院長門忠國島津氏に反して當城に據る。五代島津貞久是を討て當城を拔く。忠國平城に走る、寶德二年二月、九代島津忠國之を攻む。伊集院大隅煕久(七世)忠國より四世肥後國に遁る」と。

忠國は、又長門守貞國入道道忍とも見ゆ。海東諸國記に「煕久、乙亥年、使を遣はして來朝す。書して薩摩州伊集院寓鎭隅州大守藤原煕久と稱す、歲に一二船を遣はす事を約す」と見ゆ、勢ありしを知るべし。その後應永の頃、伊集院賴久(入道道應)あり、川邊城を奪ひ、又谷山に居る。その故地伊集院を其の子照久に讓るとなり。賴久は彈正大弼、伊集院久兼五代の孫にして、其の子大和守倍久—大和守忠久—大和守忠朗—大和守忠倉—右衞門大夫忠棟—源次郎忠眞(叛逆)なりと。忠棟始の名は源太忠金、梅北城に據る、祝髮して幸侃と云ふ、慶長四年三月九日伏見城に於いて誅せらる。其の他永祿に伊集院刑部久慶、天文に伊集院山城、伊集院筑前守久利、天正に伊集院肥前守久信あり。

德川時代伊集院氏は鹿兒島島津藩の側用人佐土原島津藩の番頭をつとむ(武鑑)。

○以上の伊集院家より前に伊集院郡司あり、建久八年十二月の大番參勤交名に見ゆ。

石福 **イシフク**

石淵 **イシフチ** 紀伊國日高郡に石淵鄕あり。香宗我部家臣に石淵九郎五郎、同九郎次郎等あり、關係あるか。

石部 **イシベ** **イソベ** 古代石部なる部民あり、磯部と互記するを思へば、イソベと訓みしが如し。よりてイソベ條にて述べむ。後世石部はイシベと讀む、多くは古代石部の後裔たらんか。

1 近江の石部氏 古代近江に石部多く、

地名、神社名となりて殘れり。その後裔ならむ。又甲賀郡に石部城(石灰莊石部)あり、享祿中、六角氏の臣石部家長築く處なりと、此の石部氏は桓武平氏也と云ふ。右馬允平家清最も名あり。又家長吉姫神社を再建すと。

2 伊勢の石部氏 イソベ條を見よ。

3 會津の石部氏 桓武平氏と稱す。新編風土記瀧澤館跡條に「葦名の頃石部治部大輔某居住」また耶麻郡小平潟村條に「館跡、石部丹後某居せしと云ふ。兼載が遺址は卽ち此地なりと。兼載は其父、猪苗代式部少輔平盛實とて三浦助義明二十三世の孫と云。兼載夙くより佛道に入り京師に赴き、應仁文明の頃より種玉庵宗祇に隨つて連歌を學び、其奥旨を傳へ北野會所の師となり、禁廷より、屢々聖藻を賜ひ、又將軍家より尊て宗匠とせられきと云」と見ゆ。

石間 イシマ イハマ 越後國東蒲原郡に石間邑あり、イシマなり。常陸に石間鄕あり、岩間なり。

伊嶋 イシマ 和名抄常陸國鹿島郡に伊島鄕あり、それより起りしか。信濃に現存す。

石馬 イシマ 和名抄上野國碓氷郡に石馬鄕あり。

井嶋 キシマ 伊勢國四日市の名族なり。

猪嶋 キシマ 志摩にあり、伊勢の井島と同族か。

石卷 イシマキ 參河國八名郡等に石卷の地あり、それ等より起りしならむ。

1 藤原南家工藤流 幕臣に石卷氏あり、其譜に遠江權守爲憲が後胤なりと。北條氏の臣康俊、其子康敬より系あり。支庶二、家紋丸に三蔦、二鶴。

2 源姓 寛政系譜未勘源氏に收む、家紋鶴の丸、二巴。

3 相模の石卷氏 北條氏の重臣なり。相州兵亂記に石卷隼人、分限帳に石卷彦四郞、石卷下野守等見ゆ、下野守は小田原記等にもあり。此等の石卷氏は一項に照して工藤氏裔と考へらる。

4 三河の石卷氏 八名郡石卷城(神鄕村)は石卷山半腹にありて石卷源太住み、其子隼人北條氏綱に仕へしとぞ。

石牧 イシマキ 石卷氏と同じきか。

石町 イシマチ 磐城國相馬郡の豪族なり。建武三年三月相馬光胤軍忠狀に惣領家人石町又太郞見ゆ。

石松 イシマツ

石丸 イシマル 攝津に石丸邑あり、他國にもあらんか。此の氏は其れ等の地名を負ひしものと考へらる。

1 大友氏流 豊後の豪族にして淺羽本大友系圖に「能直—時景—光景—宣景—玄釋(石丸殿)」と見ゆ。また一萬田氏系圖には「時景—兵衞太郞光景—太郞左衞門尉宣顯(宣景)—石丸治部大輔貞能」と見えたり。

2 攝津の石丸氏 前項氏と同族と稱す、卽ち大友能直の後胤、一萬田貞能、攝津國豊島郡萱野の鄕石丸村に住せしより稱號とすと云ふ。有忠より系あり 寛政系譜本支八家を載す、家紋丸に揚羽蝶、丸に抱澤瀉、五七の桐。

3 在原流 在原氏、荒尾敏樹の子某、石丸を稱すと云ふ。

4 藤原流 寛政系譜、藤原氏支流に收む、家紋丸に揚羽蝶、丸に石文字。

5 美濃の石丸氏 齋藤氏の重臣なりき、文明明應の頃、石丸利光あり、船田前記に齋藤越前前司利藤、石丸利光が忠功を賞して齋藤の姓をゆるし、諸子皆齋藤を稱しけるが、利光叛反しければ、利藤怒りて其姓を剝取り、もとの石丸を名乘ら

して博勞の主宰者也。もと井口氏と云ふ。聖德太子四天王寺建立の際、同氏の祖先建築用材木を運搬せし功により、牡牝の牛を下賜せらる。後その牛繁殖せしかば諸國に分ち、諸國より年々其子孫なる牛を牽き來りて牛市を立つる事となれり、即此氏は攝河泉及び播磨等諸國博勞の長となり、代々孫右衞門と號せりと云ふ。

12 安藝の石橋氏　賀茂郡の名族、石橋力矢等ものに見ゆ。

13 其の他高岡井上藩の用人、泉州志の著者に石橋新右衞門眞之、又信濃、岩代、備前、石見、越後、肥前大村藩等にも存し、なほ石場條を見よ、藤姓と云ふ石橋氏もありしなり。加賀藩侍帳に「百五拾石、紋ツル筵、石橋辰六郎」、津山藩分限帳等にもあり。

石幡　イシハタ

石鉢　イシハチ

石花　イシハナ　佐渡國加茂郡石花邑より起る、その地の石花城(高千村石花)は石花將監の居城也。將監は雜田本間の庶流にして、相川より岩谷口に至る二十二ケ村を領せりと、北佐渡本間の幕下也。

石濱　イシハマ　武藏國豐嶋郡石濱庄より起る。太平記卷三十一に石濱上野守見ゆ、中興系圖に「平姓、本國武藏、紋梨切口」と載せ、新編風土記に「安積覺云、淺草觀音堂の北金龍山は石濱の城蹟、形ばかり殘りたるなりと、されど今其舊跡詳ならず。且始て築し年代を記せしものなし。太平記小手差原合戰の條に尊氏近習の者ども二十餘騎、河中へかへし合せ支へ戰ひし、其間に將軍急を遁れ、石濱入道が宿所へぞ入せ給ひけると見ゆ。同書に石濱上野介と云ふ人見ゆ、此人にや」とあり。

石林　イシハヤシ　信濃に現存す。

石原　イシハラ　和名抄山城國紀伊郡に石原郷を收む、中世以後石原莊と云ふ、日吉社領注進狀に見ゆ。其の他武藏、三河、甲斐、上野、美濃等に石原村あり。

1 石原連　蝦夷酋長の稱號なり。弘仁三年九月紀に「陸奧國遠田郡人勳七等竹城公金弓等三百九十六人言ふ、已等未だ田夷の姓を脫せず云々。勳八等石原公多氣志等十五人陸奧石原連を賜ふ」と見ゆ。

2 陸奧石原連　前條に云へり。

3 三枝氏流　甲斐國造族にして三枝七名字の一也、其系圖に守國の子石原太郎守

氏(また石原介守時、母石原氏)より出づと云ふ(甲斐國志)。後世石原守種の子、兄は石原主水守繁、弟は三枝丹波守守綱、守繁の男豐後守守玄、新左衞門尉守明の二人あり。下岩崎村に石原田存し、東八代郡岩崎、藤井、一ノ宮、及び巨摩郡の石原氏等國志に見ゆ。天正十一年二宮神領書に石原四郎右衞門昌明あり。御嶽衆にも石原氏あり。

4 甲州源姓　寬政の呈譜に淸和源氏也とあり。政一(信虎に仕ふ)―政成(信玄に仕ふ)以下、本支六家の系あり。寬政系譜藤原氏支流に收む、家紋丸に揚羽蝶、一二の文字。

5 甲州藤姓　寬政系譜前條石原氏と同樣藤原支流に收むれども、其家譜には淸和源氏とあり、本支八家を載す。皆もと武田氏の臣下より出づ。家紋輪違に一二の文字、丸に揚羽蝶。

6 武藏の石原氏　甲斐三枝の族政經、石原に在りて石原を稱すと云ふ。

7 淸和源氏斯波流　三河國寶飯郡發祥の石原氏あり。家傳に先祖は斯波の支族にして三河國石原村に住せしより家號とすと、義幸家康に仕ふ、家紋丸に二引、三

巴、杏葉。又碧海郡古井村古屋敷に石原惣左衛門（或惣兵衛とも云ふ）あり、細川左馬助守世に從ひ、幡豆郡細池村より此處に移る、同彦左衛門永祿年間六名村に移ると云ひ、又同郡水晶山八幡宮舊祠官に石原氏あり。

8　上野の石原氏　山田郡仁田山里見入道實堯の家臣に石原石見守あり（新田老談記、上野國志）新田郡にも此の氏あり。

9　東鑑卷二十八に石原源八經景、下總小金本土寺過去帳に石原三郎衛門（應永）、石原與三郎法秀（明應三甲寅三月打死）、石原小四郎道秀（文明三卯本僧名少將）、石原源三大、石原衛門五郎、石原衛門太郎（兄弟）等多し。何れも東國の人なるべし。

10　會津の石原氏　石原村あり、其の地より起れるか。新編風土記石原村條に、「館迹、肝煎の居宅となり、享德の頃石原刑部信清居住せしと云」とあり。

11　秀郷流藤姓　秀郷流後藤系圖に後藤基清―基重―基行（石原）と見ゆ。

12　近江の石原氏　蒲生郡石原村より起りしか。郡史云ふ、石原村（北比都佐村）に住す、石原主水正は織田信忠に從ひ、天正十年六月二日二條城に戰死す」と。又五鈴遺響に近江人陰陽師石原某、加茂杉太夫に殺さると。

13　美濃の石原氏　新撰美濃志安八郡條に「安八太夫・延曆弘仁の頃安八郡の郡主なり」又神戸村山王權現社の條に「弘仁年中、安八大夫安次、傳教大師に乞ふて勸請す。近隣安次村の石原傳兵衛は安八大夫が裔孫なりと云傳へ今に祭事を掌る」と見ゆ。

14　丹波の石原氏　丹波志氷上郡畑村石原氏、九郎左衛門を載せたり。牧氏これより分る。

15　備前の石原氏　邑久郡の名族にして、永享中石原但馬守道高あり、牛窓の本蓮寺を創建す（備前國志）。海東諸國記に「貞吉、丁亥年、使を遣はし來りて、觀音現像を賀す。書して備前州卯島津（牛窓）代官藤原貞吉」また「廣家、戊子年、使を遣はし來りて觀音現像を賀す、書して備前州小島津代官藤原廣家」とあるも此の氏か。備前石原氏は口碑の傳ふる處に依れば、甲斐武田氏の族にして、武田氏亡ぶる後、子孫備前に移住し、爾後池田氏に仕ふ。家紋は酸漿なり。同藩に石原氏他にも二三あれども、家紋丸に二引を用ゆ、祖先は同一か否か詳かならずと。

16　備後の石原氏　首藤山内の一族にして藝藩通志に「垣内村石原氏、先祖石原吉兵衛觀氏は、甲山故城主、首藤の族なり。觀氏より農戸に降り、今の元右衛門まで七世、家に山内家より傳來の名刀など持ち傳へしが、第三世・吉兵衛助氏、三次君に進上すといへり」と載せ、又御調郡城墟の條に「猿掛城・山中村にあり、何人の據りし所なりや、詳ならず。或は云ふ、石原小次郎景直といふもの居たりしと。按に、本郡、木門田村に傳ふる所、景直、はじめ同村家政の城に居りしが、後に深村の醫王山の城に移ると、其後また當城にうつり住しや、知るべからず」と云ひ、また「宗政城、杉原盛重が家人石原小次郎景直、同彌次郎某が所居なりといふ」また「醫王山、深村にあり、石原小次郎木門田村宗政城より此に移る」と。

安西軍策に杉原が手の者石原彌次等を載せたり。

17　その他石原氏は遠山藩側用人、大垣戸田藩用人、鶴岡酒井藩重臣、膳所本多藩

イシハラ
イシハラ

4　石野宿禰　前項百濟族石野連の族なるべし。除目大成抄、拾芥抄、姓名錄抄等に見ゆ。

5　赤松氏流　播磨の石野より起る。赤松左馬頭義氏此の地を領し、石野屋形と呼ばれしより始まる。石野系圖に「赤松則村―範資―光範―滿弘―教弘―元久―政資―義光―左馬頭義氏―右京亮氏貞（號石野屋形）―左衞門佐氏滿―義利」また氏滿弟「貞重、石野源兵衞尉」と註す。寛政系譜には「義氏の子氏貞（石野の地頭職に補せられ、石野の城に住し、これよりのち石野を稱す）―氏滿―氏置―氏照―氏任―範恭（家號をあらため赤松に復す）」と見ゆ。支庶一家を載す、家紋十六葉菊、五七桐、引兩、龍膽、三頭左巴、三本松、龍膽丸の内若松、浮線綾丸七星。中興系圖に「村上源姓、本國播磨、紋五七相巴、赤松則村十代右京亮氏貞稱之」と見ゆ。

6　美作石野連流　美作石野連の後裔と考へらる。笠庭寺記に「久米北條郡打穴保（經二十喉）石野是眞」を載せたり。備前にも此の後裔現存す。

7　中原姓　遠江國山名郡石野より起る、中原氏の族にして、寛永系圖に「大外記政時にいたり始めて中原氏をたまふ、その後貞清、遠江國山名郡石野に住せしより稱號とす」と。寛政呈譜には本姓十市宿禰たりと見え、勝良―春宗―有象―政時―師任―師平―師遠―親鑑―親秀―貞高―能直―能秀―滿親―之親―政親―師元―師尙―師綱―師季―師光―師宗―師良―良淸（遠江國山名郡石野村にうつり住す）―師重となり、支庶十四、家紋丸に橫鍬木瓜、雪根笹。中興系圖にも「中原姓、本國、紋鍬木瓜、中原外記師長男、新九郎良淸稱之」と見ゆ。富士淺間大宮所藏足利尊氏の寄進狀に「遠江國石野彌兵衞入道跡事」と見ゆるも此の氏の事ならむ。又豈鑑等に石野越中あり。

8　井伊流　前條氏と密接なる關係ありて生ぜしか、井伊系圖に「實名四郎政直―行直―六郎直友・石野祖」と見ゆ。

9　度會氏流　渡會系圖禰宜補任次第等に見ゆ、渡會を見よ。伊勢、志摩に現存す。

10　石野家　雲上家にて藤原北家中御門持明院流なり。持明院基時の二男基顯より出づ。基顯―基幸―基棟―基綱―基憲―基標―基安―基佑―基將―基祐―基道と續きて、明治に至り子爵。德川時代御藏米、上立賣室町西へ入北側、寺廬山寺、外樣。イハノなり。

11　廣石野　百濟歸化族なり、ヒロイシノ條を見よ。

12　加賀藩侍帳に「千五百五十石、紋丸ノ內三本松、石野右近。百八拾石、紋同、石野主馬」等見ゆ。

石場　イシバ

寛政系譜、藤原氏支流に收め、もと石橋を稱し、のち石場にあらたむと云ひ、定性より系あり。家紋丸に三蛤、九曜。

石橋　イシバシ

甲斐、美濃、下野、參河、尾張、相摸、武藏、常陸等に石橋邑あり、之れ等より起る。源姓石橋氏最も有名なれど異流又尠からず。

1　石橋連　天平神護二年三月紀に「右京人從七位上科野石弓、姓を石橋連と賜ふ」と見えたり。

2 清和源氏武田流　甲斐國八代郡小石和筋石橋村より起る。尊卑分派に武田信義—信光—信繼(石橋八郎)—太郎と見ゆ。

3 清和源氏義綱流　美濃國石橋より起る、加茂次郎の後なり。則ち清和源氏系圖に頼義—義綱、美濃國石橋等と見え、尊卑分脈に次の如く見ゆ。

義綱(加茂二郎、左衛門尉、(爲義に討れて滅亡))
- 義弘 左衛門尉
- 義俊 宮二郎
- 義明 美乃三郎
- 義仲 美乃四郎—盛宗(成宗)—盛俊 石橋源三
  - 家盛 源太—行盛
    - 家重
    - 行經
    - 宗泰
  - 盛重 源三
    - 盛義—盛忠
    - 盛繼
      - 盛光
      - 盛泰
- 義範 美乃孫太郎
- 義公
- 義直 宮冠者

4 清和源氏足利流　下野國河内郡に石橋村あり、其の地より起りしならん。清和源氏系圖に「斯波家氏—義利—吉田義博—和義(石橋左衛門佐)」また武衛系圖に「家氏—廣澤太郎義利(號石橋)」と見ゆ。分脈に「義利—吉田三郎義博—尾張三郎和義(本名氏義、左衛門佐、三川守、左近將監、法名心勝)—陸奥守棟義、弟宮内少輔義幸」とあるものこれなり。太平記卷十六に石橋左衛門佐、同卷廿七に石橋左衛門佐和義、子息治部大輔宣義、また下つて應仁記に大名石橋、長享將軍江州動座着到に石橋殿、康正二年造内裡段錢引付に「十貫文石橋殿御領段錢」等皆この族なり。

5 若狹の石橋氏　前條石橋和義、若狹の守護たりき。應仁武鑑に石橋右衛門佐治義朝臣、同國三方庄を領する事を載せたり。

6 四本松石橋氏　前述左衛門佐和義の子宮内大輔棟義、奥州に下り四本松に居る。四本松家或は鹽松家と云ふは之なり。棟義の後は、左近將監滿博—尾張守祐義(右衛門佐)—三河守房義—左近將監家博(家衡、義衡)—右衛門大夫義仲—宮内大輔義次—治部大輔義久(尙義、久吉)—松丸にして、義衡に至り大田村住吉山館に移る。仙道表鑑に「左近將監義衡は文明の比、上大田村の住吉山を城郭として、近郷遠郡に威を振ふ。其の子右衛門大夫義仲、其の子宮内大輔義次(法名靜阿)天文中に死去、其の子治部大輔義久、愚昧にして家を失ふ。爰に忠臣石橋新介隆則入道々海、諷諫より〳〵なりしかど、遂に聞入れず、其の身も病死す。幼子松丸家を繼ぐべきなれど、家人大内備前、石川彈正、寺坂山城等、田村へ內通しければ、松丸は相馬殿へ身を寄す、住吉山の城も此に至り亡びぬ」と。義衡は木幡村治陸寺辨財天文明十年十月の棟札に大旦那源朝臣家博と載せ、又相生集に「義久は尙義、もしくは久吉に作るべし」と。石橋隆則は常陸介隆次入道松岸の子にして石橋氏の一族なり。又同郡岩角城主石橋玄蕃允あり、滅亡の際宗家に反す。なほ四本松、鹽松條參照せよ。(餘目舊記に吉良之石橋殿御領の語あり)

7 常陸の石橋氏　新編國志に「石橋二郎兵衛、佐竹氏の大工にて、稗與市二郎の義子なり、其二子太郎左衛門、左衛門二郎あり、二郎後に大和と稱す」と見ゆ。

8 下野の石橋氏　稻田西念寺親鸞門交名に石橋の信願あり。

9 參河の石橋氏　設樂郡市場村石橋城は城主石橋彈正、本名奥平氏なりと。又碧海郡橋目城に石橋道全あり。

10 佐々木流　眞野氏の系圖に「定通—眞野定時—定範、石橋を稱す」と見ゆ。これより遙か前古今著聞集第十に近江國高島郡石橋大井子なる者見ゆ。

11 攝津の石橋氏　東成郡天王寺の名家に

石作神社あり。姓氏錄、山城神別に「石作、同上(火明命之後也)」と云ふを載せたり。

13 美濃の石作氏　美濃大寶二年春部里戸籍に、石作刀自賣なる人見ゆ。

石作部　イシツクリベ　又石祝作ともありイシキツクリ條を見よ。此の部は字義の如く石工なれど、主として石棺を作りしものの如く考へらる。土師部と相並びし大氏族にして、相當の勢力を有したりしが如し。

1 尾張の石作部　和名抄尾張國山田郡、中島郡に石作鄕を收め、後者に以之豆久利と註す。石作部の多數住居せし鄕里なるや想像するに難からず。また神名式、山田郡、丹羽郡、並に中島郡に石作神社を載す、これ石作部の住居せし地にして、その齋き祭りし神社なりとす。

2 美濃の石作部　大寶二年春部里戸籍に石作部目知賣、また石作部咋等見ゆ。

3 近江の石作部　貞觀七年三月紀に「近江國言ふ、伊香郡人石作部廣繼女」なる人見ゆ、伊香郡に石作神社あり。

4 山城の石作部　和名抄乙訓郡に石作鄕あり、又式神名帳同郡に石作神社を載せ、貞觀元年紀授位の事見ゆ。

5 攝津の石作部　當國に石作連あれば、此の部民も住居せしか、御影町大字石屋は正に此氏族の占居地ならんかと。古代其儘の生業を傳承せる事蓋し此村より顯著なるはなしと云ふ人あり。

6 播磨の石作部　高山寺本和名抄播磨國宍粟郡に石作鄕あり。以之都久利と註す、風土記の石作里なり、又石作首條を見よ。

7 網石作部　姓名錄抄に納石作部見ゆ、納は網(ヨサミ)の誤なり。網は古代攝河泉三國境界の地を云ふ。その地にありし石作部の意なり。

石槌　イシツチ

石恒　イシツネ

石手　イシテ　高山寺本和名抄に紀伊國那賀郡に石手鄕(流布本右手)を收む。又伊豫國温泉郡に石手寺あり。

石出　イシデ　下總國香取郡石出より起る。桓武平氏千葉氏の族にして千葉系圖に胤朝(稱石出次郎)また胤朝(石出日向守)とあり。利根川圖志に「石出は千葉の門族石出日向守胤朝より代々居住せし所なり」と、又江戸名所圖會に據るに、千葉常胤の裔胤朝、香取郡石出に居りて石出日向守と曰ふ。永和二年、祝髮して完明と號し、葛飾郡牛田の村莊に隱栖す。其の裔吉深・帶刀と稱す。村莊を捨てゝ寺となす、今の西光寺是れなり。帶刀小田原に屬し、後江戸府に仕へ、囚獄令と爲り、獄制を釐革し、晩に致仕して常軒と號し、牛田村に居る。諷詠自ら娛しむ。著に源氏物語窺原抄百餘卷あり(地理志料)と。又新撰武藏風土記稿足立郡條に「掃部宿、當村の開墾は名主庄左衞門が先祖石出掃部亮なりと云、彼家の譜に云、掃部亮吉胤は千葉の氏族にして、遠州石出に住す、故に在名を名乘れり、後又下總國千葉に移り、文祿年中本郡本木村に來りて土地を開きしが、慶長三年當村に移りて開發せしと云」とあり。

又肥前大村藩にも石出氏あり。

石寺　イシデラ　近江國石寺より起ると云ふ。寬政系譜、未勘源氏に收め「先祖近江國石寺に住せしより家號とす」と。助重の子助久より系あり。家紋輪違の內丸、黑餠に七寶。

若松保科藩側用人にも此の氏あり。

石戸　イシド　武藏並に中國に此氏あり。

1 武藏の石戸氏　武藏國北足立郡石戸より起りしなるべし。東鑑卷三十六、七に石戸左衞門尉あり。新編風土記に、石戸

宿村阿彌陀堂、此地蒲冠者範賴の住居の地とも、又石戸左衞門尉の居跡なりともいへり。緣起の略に云ふ「源範賴故ありて當國石戸鄕に配流せられ、土俗これを石戸殿と稱せり。然るに其息女龜御前病に罹りて、正治元年七月十二日卒しければ黃葉妙秋大姉と謚し、追福のために法譽和尙を請して一字を創建し、西龜山無量院東向寺と呼ぶ、則此堂なり」と。

2 備前の石戸氏 太平記卷十六兒島三郎熊山旗擧の條に、「寄手の中に石戸彥三郎とて此山の案內者有ける」と見ゆ。本姓藤原氏、石戸丹後守十三代孫河內守光政、元曆元年伊勢より備前牛窓に移ると傳ふ。光政九代孫に丹後守光隆あり、美作に移る、その三代孫玄蕃光義毛利氏に仕へしとぞ。

石藤 イシトウ

石徹白 イシドシロ 越前國大野郡石徹白より起る。神社あり、白山神を祭る。白山記に見えたり。何時頃よりか一村殆んど社人となりて白山權現に奉仕す、石徹白氏は二階堂氏の族なりとぞ。

石戸谷 イシトダニ

石飛 イシトビ 石見に現存す。

石豐 イシトヨ 明石松平藩の重臣に此の氏あり。

石鳥谷 イシトヤ 陸中國鹿角郡石鳥谷より起る。永祿九年九月、秋田勢、由利松前の衆と石鳥谷城を攻む(長手縫殿助覺書)。

石名 イシナ 津山藩分限帳に石名氏あり。

伊科 イシナ

石永 イシナガ イハナガ 藤原南家にして鎌倉時代石永三郎惟貞なるものあり、家紋藤の丸に笹なりと。

石中 イシナカ 備前國邑久郡に此の氏あり。

石那田 イシナダ 日向記に石那田主計助なる人見ゆ。

石成 イシナリ イハナリ イハナス 和名抄大和國山邊郡に石成鄕を收め以之奈利と註すれど、他國なるはイハナス、イハナリなれば、その條を見よ。永祿記細川兩家記等に三好方石成主稅助あり、イシナリか。

石貫 イシヌキ 肥後の名族にして、嘉吉三年正月の菊池持朝の侍帳に石貫民部少輔安元、石貫主稅助廣政、また永正元年三月の政隆侍帳に石貫兵庫助政國など見えたり。

石沼 イシヌマ

石野 イシノ イハノ 和名抄伊豫國宇和郡に石野鄕ありて伊波乃と註す。されど今通俗に從つて此處に集む。

1 石野連 神護景雲三年六月紀に「藤野郡人母止里部奈波、赤坂郡人外少初位上家部大水、美作國勝田郡人從八位上家部國持等の六人、姓を石野連と賜ふ」また「美作、備前兩國家部、母等理部二氏の人等、頭を盡して姓を石野連と賜ふ」と見ゆ。こは後述百濟姓石野氏とは異流にて、家部とあるは和氣氏の家人の後なるべし。

2 美作の石野連 前項に云へり、此の後裔に石野氏あり。

3 石野連 前項石野連とは異にして、全く百濟族なる事明かなり、卽ち天平寶字五年三月紀に「憶賴子老等四十一人姓を石野連と賜ふ」と見ゆ。姓氏錄、左京諸蕃に收め「百濟國人近速古王の孫、憶賴福留の後也」と註す。憶賴福留は天智紀二年九月條に「日本船師、及び佐平余自信、云々憶禮福留、并に國民等、至禮城に至り、明日發船、始めて日本に向ふ」とある人なり。

野見宿禰之後也、」と見ゆ、土師氏と同族なり。

2　無姓石津氏　石津連の族なり。天平寶字二年九月五日の東寺寫經所解に石津眞人見ゆ。なほ天平勝寶元年十月紀に石津王あり。又太平記卷三十八に、石津助五郎行泰あり、和田和泉守の家士にして貞治元年箕浦次郎左衞門を破る。石津連の後裔か。

3　伴氏流　伴氏系圖に「善男―幡豆郡司清助―幡豆郡司正助・石津總追捕使と號す。その子に依助、近高等」あり。

4　藤姓幕臣石津氏　寛政系譜藤原支流に收む。家紋丸に花澤瀉、片藤丸に澤瀉。

5　安藝の石津氏　安藝郡に阿計玖羅城あり、藝藩通志に「畑賀、府中二村の界にあり、石津畑賀居る所」と。

6　なほ毛利藩側用人、佐賀阿部藩年寄等に此の氏あり。

伊秩　**イシツ**　府中毛利藩に此の氏あり。

石塚　**イシツカ**　常陸、下野、羽後、岩代等に石塚村ありて、數流の石塚氏を起す。

1　清和源氏佐竹流　常陸國那珂郡石塚より起る。佐竹系圖、及び佐竹支族系圖等に「義篤―宗義（石塚次郎）」と見ゆ。家紋五本骨月扇。新編國志に「茨城郡石塚村より起る、義篤の三男宗義、義宣の同母弟、石塚三郎、掃部介、越後守と稱す。石塚郷遠野村、櫻井郷木皿村、戸村郷大方、三所を食む」と。石塚村櫃山城に據る。宗義の後は、土佐守―越後守―義永―越後守義親（花翁常富と號す、東野六郎義永是れより分る）―大膳亮義胤（宇都宮土塔原に於いて討死）―義衡（義親、窪田陣の時關山に於いて討死）―義慶なり。大膳義胤は北條氏康と宇都宮の地に戰ひて矢にあたりて死せり。義胤の子義衡の子を義慶といふ、義慶の子を義國といひ、源一郎と號す。天正中佐竹氏常陸大都督となるや、義國を片野の地へ遷し、東中務義監を石塚城に封ぜり（常陸紀行）。又天正の頃石塚義辰、大山義有と戰ふ。中興系圖に「紋扇戸字、佐竹左馬頭義敦男彥次郎宗義稱之」とあり。六地藏寺過去帳に石ツカ彥三郎見ゆ。

2　秀郷流藤原姓佐野流　下野國安蘇郡石塚より起り、佐野成綱―小見左衞門尉是綱―盛綱―義綱―行綱―行安（石塚内藏助）より出づ。應永廿一年足利持氏に仕ふと云ふ。其の後の系は行安――

行道（小太郎、刑部大夫）―貞行（小太郎）―重行（小太郎、伊賀守）―重春（兵部大夫）―是道（民部入道）―義道（内藏助）
　行道の弟　行信（左近小太郎）
　貞行の弟　信貞（大學）、信行（藤二）
　重行の弟　是重（宮内大夫）―重重（民部大夫）―房高
　　重重の弟　義房（伊賀入道）―房春
　重春の弟　義照（平三郎）―道信（左内）―信安（藤左衞門）
　　信安の弟　信光（彌太郎）
義道―道高（山城入道）―泰高（左内）―高安―光高

なり。左内泰高の兄弟に内藏助安道、監物泰信、大學泰房、刑部宗安、左近宗吉等あり。又都賀郡（寒川郡）富吉に富豪石塚氏ありと（古河志、許我志）、服部南郭が富吉石塚氏の家に遊び、主人國卿に贈る詩あり。

3　桓武平氏眞田流　三浦氏の一族にして「水原三郎義泰・石塚氏を娶り平三郎義宗を生む。義宗母姓によりて石塚右近大夫と稱す、その子平三郎義照―大膳大夫照宗―平三郎義照（兵部大夫）―大學照泰―内藏助泰氏、弟民部義房なり」と。

4　越前の石塚氏　氣比神宮の舊社家なり。ケヒ條を見よ。

5　陸前の石塚氏　封内記に加美郡「清水寺、文治の比、僧觀圓之に住す、石塚守時舍弟也、守時の男郡司守信、觀圓の譲

奥を受け、その子孫住持、石塚坊と稱す」と見ゆ。

6 會津の石塚氏　新編風土記瀧澤條に、「日什、二位僧都と稱す、此村の住石塚某の子なり。後剃髪して僧となり、玄妙と稱し、比叡山に登り、天台の奥義を究め、後法華に歸依し名を日什と易む」と見ゆ。岩瀬郡にも石塚氏あり。

7 秋田安部流　羽後國秋田郡石塚より起る。男鹿島五社堂の舊記に「天文十六丁未、石塚次郎左衞門安部季滿」と見えたり。安部條を見よ。羽前にもあり。

8 丹波の石塚氏　丹波志氷上郡梶村石塚氏「系圖感狀これ有り」と、又「土井氏本名石塚和泉守」と見ゆ。

9 日向の石塚氏　日向記に石塚六郞太郎殿、石塚杢頭等を載せたり。

10 その他、龜田岩城藩用人に此の氏あり猶ほ信濃にも存し、又武藏橘樹郡にあり。新編風土記に「佐竹右馬頭義敦の男石塚彦四郞宗義が末流にして、天正の水帳に石塚右近見ゆ」とあり。

石突　イシツキ　常陸の豪族にして石突石見守眞通、久慈郡利員城に據る。源平盛衰記に石突次郞を載せたり。

石月　イシヅキ

石附　イシヅキ　越後國蒲原郡青海神社(賀茂社)の祝部に此の氏あり、石附長門、同賴母、同丹波等同社記錄に見ゆ。

石作　イシツクリ　石作部、並に其の伴造たる石作連、同宿禰、同朝臣等の後裔にして、本貫は尾張ならんと考へらる。

1 石作連　石作部の總領的伴造なり。姓氏錄左京神別に「石作連、火明命六世孫建眞利根命の後也。垂仁天皇の御世、皇后日葉酢媛命の爲に、石棺を作り奉りて之を献ず。乃ち姓を石作大連公と賜ふ也」と見ゆ。天孫本紀「建麻利尼命は石作連云々等の祖也」とあるに符合す。

2 和泉の石作連　姓氏錄、和泉神別に「石作連、同上(天香山命の後也)」と日根郡に石作村存す。

3 攝津の石作連　姓氏錄攝津神別に「石作連、同神六世孫武機(一本作梡)根命の後也」とあり。同神とは火明命を云ふ。

4 山城の石作連　天平勝寶九年四月七日の西南角領解に、石作連目辟(山城國久世郡奈美鄕戶主從七位下石作君足戶口)と見ゆ。

5 播磨の石作連　播磨風土記、印南郡大國里條に「息長帶日女命、石作連大來を率ゐて、讚岐國羽若石を求めしむる也」また餝磨郡安相里條に「賀毛郡長畝村の人到來して、苅蒔く。爾の時此處に石作連等奪はんとして相鬪ふ」と見ゆ。

6 尾張の石作連　尾張は此の氏の本貫なりと考へらるれど文献に見えず。されど石作鄕、石作神社の多きより此の氏も尠からざりしものと思ふも可なるべし。石作部條を見よ。

7 石作大連　石作連條にて云へり。大連と云ふは其の氏人全部を統括する人を云ふ。

8 石作連族　大隅のものならんと思はるゝ國郡未詳計帳に石作連族績賣なる人見ゆ。

9 石作宿禰　除目大成抄、姓名錄抄等に見ゆ、石作連の宿禰を賜ひしもの也。

10 石作朝臣　類聚符宣抄第七に見ゆ、石作宿禰更に朝臣姓を賜へりと見ゆ。

11 石作首　播磨風土記、宍禾郡石作里條に「石作と云ふ所以は石作首等、此村に居る。故に庚午の年石作里と爲す」と見ゆ。こは石作部の部分的伴造也。

12 無姓石作氏　山城國乙訓郡に石作鄕、

女敎子、大僧正覺理、雲海、常照院盛賢法印、應永十年六月朔日崩御、寶算六十陸奥國中津輕郡紙漉澤陵葬)―盛德(御母石田德前女菊子、寶德三年六月八日死去年齡六十六)―盛岩(大永五年十月三日死齡九十二)―盛順(文龜三年正月院跡不嗣死)―盛長(天正二年十二月十一日死去、齡七十五)―盛明(正保三年九月四日死去齡七十三)其御子孫連綿として常照院と て、修驗職にして上皇白山兩神祉の祭祠を司り居りしが、明治四年後神官に轉職し、石田氏を名乘り。今尙紙漉澤に住せり。石田は皇后伊勢宮菊子の姓なればなりと。眞僞詳かならず。

21 石見の石田氏　羽積本鄕、利光城主石田主稅助春俊あり、本姓藤原氏、天波渚に天正中都治隆行、羽積岩瀧權現再建の奉行石田主稅助と、羽積六人衆の一人なり、(石見誌)。

22 美作の石田氏　大谷村城主に石田佐吉祐縣あり。

23 其の他鎭西に石田五郎、東國小金本土寺過去帳に石田甚五郎、豐鑑に石田隱岐守、石田木工頭、伊達藩、小島松平藩、二本松丹羽藩(用人)、岡山池田藩の重臣に

此の氏あり、又今出川家の諸大夫、奥州阿曾沼家乘に修驗石田宗嚴、又香宗我部家臣に石田八眞左衞門あり。又「元和年中石田治郎左衞門爲家なるもの淺野長晟に仕ふ、其孫三郎爲將歸農すと云ふ、延寶七年五月十四日卒」と。其の他津山藩分限帳、信濃、備前、美作、志摩、上野、美濃、越後、磐城等にも多く、又天保中上野桐生に絞屋石田九野あり、大いに機織を研究す。

石堂　イシダウ

石塔(イシタフ)と云ふと通じ用ふる事尠からず、參照せよ。

1 足利流　下野源姓、足利氏の一族にして、尊卑分脈に「足利泰氏―賴茂(石塔四郎)―義房―義基―直房―賴忠」と見ゆ。淸和源氏系圖には石堂とす。

- 賴茂
  - 國阿 俗名小三郎 國明上人
  - 義房 少輔四郎
    - 範家 左將監
    - 義基(義元) 左馬助
      - 直房 中務大輔 (忠房)―賴忠 四郎
      - 賴世 三河守
    - 賴房 右馬頭 左馬助 中務大輔

とあり。太平記卷十四に石堂入道、其の子中務大輔、同右馬頭、卷廿七に石堂中務大輔賴房、同左馬頭賴直、また卷廿五に「石塔刑部卿賴房、仁木三郎を大將として伊賀伊勢の兵を起し、二千餘騎にて近江國に打越、葛木山に陣を取」と。石堂入道とは少輔四郎義房の事にして、康永頃の文書には「宮內少輔四郎入道」と見ゆ、入道して秀慶と號す、奥州に於ける武家方の大將なりき。秀慶その子義元と共に奥州國府に據りて、伊達以下の官軍と爭ひしが、後吉良貞家、畠山高國を奥州探題として下し石塔に代らしむ。餘目舊記に「中頃奥州に四探題也、吉良殿、畠山殿、斯波殿、石塔殿とて四人御座候」とあるは之を云ふなり。石堂氏は猶ほ應永記以下にも多く見ゆ。

2 岩代の石堂氏　北會津郡石堂村より起ると云ふ。磐城にも現存す。

3 陸前の石堂氏　玉造郡鳴子村古壘、封內記に「昔石堂刑部居る所」と、また伏見邑古壘、「傳へて曰ふ、大崎左京大夫家縣、石堂刑部(諱不傳)を討ちし時の屯場」と。こは斯波氏が石塔氏を討伐せしを云ふか。但し刑部は刑部卿賴房を指すなるべし。

4 河內の石堂氏　翁草鎌倉時代武士の所領を擧げて「一萬三千町、河內の內、石

堂次郎直正」と、何に據りしか。

5　近江の石塔氏　イシタフ條を見よ。

石高　イシタカ

石館　イシダテ

石谷　イシタニ　イシガヤ條を參照せよ。

遠江の石谷氏はイシガヤなり。

1　淸和源氏土岐流　美濃國方縣郡（稻葉郡）石谷村より起る。土岐系圖に「淺野光行—國衡—慈房（石谷三郎）—義氏（石谷五郎）—賴實—賴久」と見ゆ。文安年中御番帳に石谷兵部大輔光政、石谷孫九郎賴辰、次に長享江州動座着到に土岐石谷兵部少輔と見ゆる、皆此の族なり。本朝語園に「美濃國に石谷と云ふ士あり、齋藤山城守道三と同心にて鷺山城に籠れり。寄手齋藤新九郎取圍み、漸々落城に及ばむとす。彼石谷文武に心懸の功あるを惜み、矢文を射、使者を立、是非共に城を出られよ、未練には成まじき旨理り有りしが、其時歌をよみ置て終に討死す」と。又新撰志に石谷近江守見ゆ。

2　藤姓齋藤流　齋藤利三の子某石谷を稱す。前項氏を冒せしなり。

3　藤原南家二階堂流　イシガヤ條見よ。

4　島津流　日置郡伊集院の石谷村より起る。其の地の石谷城（伊集院、石谷村）は石谷氏の古城也。此氏は島津忠義—忠經—町田五郎太郎忠光より出づ。忠光十世孫出羽守高久に至り、此地に據り、石谷を家號とす。其孫梅吉—梅久—忠榮、町田氏に復す。地理纂考に「大永天文の際、島津實久是を領し、石谷伊賀梅吉に命じて守らしむ。天文五年梅吉の子長門忠榮密に貴久に內應す。實久忠榮が異心あるを察し、其黨大寺壹岐資安を遣はし、忠榮と共に城を守らしむ。十二月七日貴久橋口市左衛門衆弘をして急に城を攻め、資安を刺殺す。其の後石谷氏數世城主なり。其の祖先島津忠時第七子、常陸忠經の第三子、町田五郎太郎忠光に出づ。忠光より十世、出羽高久石谷村を領し、石谷を家號とす、」とあり。

5　武藏の石谷氏　新撰風土記都筑郡條に「今井村に石谷左京山あり、昔石谷左京なる者住せりと云ふ、」とあり。

6　淸和源氏細川流　土佐國土佐郡の豪族なり、南路志に「石谷民部少輔源重信とて、布師田金山城主あり、細川の末流なり。一宮高鴨大明神の神職に備り三千石の領主なり、」と。又「布師田は一宮社職、石谷執行宗朴の居城なり」等見ゆ。後七十五人の神職をすゝめ、一同長曾我部國親の幕下になる。

7　志摩にも石谷氏あり。

石平　イシダヒラ

石塔　イシダフ　近江國蒲生郡石塔村より起る。淸和源氏滿季流にして、尊卑分脈に滿季十世孫御園範廣—林田泰範—慶秀—（石塔大甫）と見ゆ。なほ淸和源氏足利氏の庶流に石塔氏あり、イシタウ條を見よ。

石塔寺　イシタフデラ　近江國、蒲生秀貞の子定信、石塔寺三郎と稱す。

石地　イシチ　越後國刈羽郡（三島郡）石地より起る。上月記康正二年十二月吉野山に至る人數の內に石地兵庫助、石地四郎等あり。

石津　イシツ　和名抄、和泉國大鳥郡に石津鄕、以之都と註す、中世石津莊あり。東寺文安二年文書に見ゆ。次に武藏國多摩郡に石津鄕、伊之豆と訓ず。次に美濃國に石津郡あり、伊之都と註す。

1　石津連　和泉の石津鄕と和名抄にある地名を負ふ。神名帳に大鳥郡石津太神社あり、此氏と緣故あるべし。此氏姓氏錄和泉神別に「石津連、天穗日命十四世孫

ち石田はイシタ、イシダ、イハタと讀み、それ等より起りし石田氏もイシタの外、イハタと云ふもあれど、便宜上此處に集む。其の他、安祥寺資財帳に下野國芳賀郡石田莊、將門記に常陸國石田莊、圓覺寺文書に相摸國石田莊、上總にも石田莊あり。猶ほ和名抄美濃國大野郡に石太郷ありて伊之多と註す。

1 石田君 山城の古族にして、垂仁天皇の皇裔なり。神名式久世郡石田神社とある地名を負ふ。垂仁紀三十四年條に「天皇云々、山背苅幡戸邊を娶りて、三男を生む云々。五十日足彦命、是の子石田君の始祖也」と見ゆ。

2 三浦氏族 相摸國大住郡石田郷より起る。新編風土記に「石田庄の名は圓覺寺觀應二年の文書に見えたり」と。石田郷後に庄となりしなり。石田氏は此の地より起りしにて、平群系圖に「良文―忠道（相州石田等祖）」と見え、三浦系圖に

「三浦義繼―芦名三郎爲清（三浦大介義明の弟）
├石田爲綱（太郎 一本爲繼）―太郎
├爲長（芦名二郎）
├爲景（三郎二郎）―清高（三郎太郎）
│　└爲久（號三浦石田次郎 木曾義仲討取者也）
├爲安
├圓海―爲重（太郎）―爲家（太郎）
│　├重方（大炊助 秦村同自害）
│　├三郎左衛門尉
│　├爲村（六郎）
│　└義兼（十郎）
└幸尊（伊豫房）―義定（彌太郎）

とあり。爲久は源平盛衰記、木曾義仲最期の條に「相摸國住人石田小太郎爲久が能引て放つ矢に、內甲を射させて、眞額を馬の頭に當て俛しに伏にけり。爲久が郎黨二人、馬より飛び下り、深田に入て木曾を引落し、やがて首をぞ取にける」と見ゆる人なり。平家物語には三浦石田次郎爲久に作る。又東鑑には卷の三に石田次郎、三十二に石田太郎、石田三郎、三十八に石田大炊助、また承久記卷の四に石田さこんあり。

3 武藏七黨小野流 多摩郡に石田村あり其地名を負ひしか。小野系圖に十倉長澄―長氏（石田）と見ゆ。

4 上總の石田氏 國志に山口村、常安寺は、往昔石田庄司常安の居る所なり、と見ゆ。

5 伊達氏流 岩代國伊達郡石田村より起る。伊達世臣譜略記に「石田は蓋し當家太祖朝宗君第四の男、左衛門尉爲家の後か。其の先、世々石田邑に住む。今其の家に傳ふる所の文書に據るに、文永弘安の間、次郎入道明圓、尼性阿なる者あり、明圓、性阿、蓋し夫婦にして石田家の祖也。明圓の子を次郎太郎宗長と云ふ。其の子を八郎胤親と云ひ、其の子を修理亮宗親と曰ふ。後數世の孫裔を豊前宗安と云ひ、其の子を豊前宗朝と曰ふ、乃ち政宗君世の人なり」と。又伊達正統世次考に「宗遠公、康曆二年庚申知行配分の判所を石田左京亮に賜ふ、出羽國置賜郡長井莊云々」と。

6 會津の石田氏 新編風土記耶麻郡新屋敷村「一館迹、石田讚岐某居たり」と、又河沼郡下金澤村條に「法藏寺、應永の頃上金澤村の富豪石田正碩と云者一寺を營み、空圓と云僧を請て開山とす」また「館跡、應永の頃石田彈正正碩と云者住す」と。又同郡に上杉氏就封の時石田土佐從ひ來るとあり。

7 大江流毛利氏 越後國三島郡北條城主北條氏の一族にして毛利氏流なり。永正中石田備中守をり、北條六千貫の地を領し當地にありしと傳ふ。又專稱寺過去帳

に「應永元、伊勢に於いて御當家味方討死、此時石田小三郎討死、」とあり。其の後裔天正の頃采女、內藏助、左京、大膳等ものに見ゆ。又會津風土記蒲原郡漆澤村條に「館迹、石田和泉某と云者鎌倉より來り爰に住せりと云」、同郡小手茂村、「長福寺、應永元甲辰年、此村の地頭石田藤兵衞某と云者草創す」と見ゆ。

8 加賀の石田氏 江沼郡山代城は長享年間富樫泰行あり、後石田氏の居城となると傳ふ。

9 大村姓石田氏 甲斐の石田邑より起る。大村遠江守直純二十三代の孫大村八郎義純治承中此の地に來り、子孫石田を氏とすと云ひ、又義純は安田義定の男とも傳ふ。

10 常陸の石田氏 新編國志に「眞壁郡に石田村あり、其の出る處なり。眞壁氏の臣石田若狹は家紋立花を用ふ、家記に見えたり」と。

11 三河の石田氏 寶飯郡下地城谷屋敷、或は下地城具津は石田淨玄の居城なりと二葉松以下に見ゆ。淨玄は式部丞友利と云へり。また八名郡吉田村に石田式部あり。

12 源姓木曾流 木曾義基十世岩崎義氏—重義—重長(實は佐野重綱二男)—重行—行重—石田彌次郎千政—彌三郎千淸—彌九郎千光なりと。

13 近江の石田氏 淺井郡石田村より起る。藤原とも、平氏とも云ふ。石田村より起る。藤右衞門政成(中興盛衰記爲成に作)の子三成、秀吉に仕へ天下に名をなす。三成兄を木工頭重成と云ふと傳へ或は石田三成の系圖に「藏人入道—陸奥入道—隱岐守正繼(又作重成政成)—三成」とあり、又三成曾祖父の實名は因成といひ、祖父の實名は仲成なりと。三成は一世の傑、身を卑賤より起して政績を爭ふ、偉と云ふべし。その從士四天王といふは、島左近、長谷川右衞門、石田助右衞門、渡邊新助(鹽尻)なりと。江州坂田郡醒井に石田氏あり、先祖は平良文の子忠賴の後にして本國下總とあり、寬永十年頃醒井に歸農す、家紋は九曜、現今九代目相續す(前川直之助)と。

14 伊賀の石田氏 古代石田氏の裔か。式內猪田神社天正十五年の棟札に大旦主石田康高と見ゆ。石田越前守の裔か、越前守は應仁二年受領すと傳ふ。又名賀郡崇

恩寺は石田山と號す、石田某の氏寺たりしと。

15 丹波の石田氏 丹波志氷上郡條に「石田氏、子孫、下三井庄村、一の宮の前、石田兄弟、右石田小右衞門次郎大夫二人子孫也、」と。また天田郡にも石田氏あり。猶ほ桑田郡にも石田なる名族ありしが如く、諸書三成に誤る。

16 大和の石田氏 宇陀郡の豪族にして、石田監物、澤氏配下の將たり。

17 河內の石田氏 若江郡八尾邑の名族なり。環山樓を立てゝ子弟を敎育す、その起原詳かならず、享保年間石田利淸あり伊藤東涯を迎へて書を講ぜしむ。樓名は東涯の命名也。利淸の後、通古、可承、孝凰、元爲等あり。

18 因幡の石田氏 龜尻城主石田主膳居る。福田淨雲の一族に石田氏あり。

19 安藝の石田氏 陰德太平記嚴島誌の禰宜石田六郎左衞門尉貞勝を載せたり、佐伯姓か。又藝藩通志山縣郡條に「坂根墟、穴村にあり、武田の家士石田又六郎守る所」と。

20 長慶天皇後裔の石田氏 後村上天皇—長慶天皇(寬成親王、御母關白藤原師基

内を爲し、鐵山大禪師の官爵、昇殿の倫旨を下し賜ひ候。二男受領をなし越後守、三男對馬守、四男右近亮云々」と見えたり。

2 紀姓 前條氏に同じきか。寛政系譜窪田の譜に、先祖は守國甲斐石坂に住す、忠次武田家に仕ふと、されど紀氏に收めたり。本支四家、家紋丸に違柏、角に三巴。

3 菊池流 肥後國葦北郡石坂より起る。菊池系圖に合志五郎經明五世(西守)季綱—五郎家季(石坂領主)と見ゆ。其の子彦五郎泰隆(楠本領主)—宗秀—季明—季慶—季廣—丹波守季頼—大膳亮季貞弟彌三郎季彰なり。家紋鷹羽。

4 島津流 島津系圖に「忠宗—久泰(號石坂)」と見ゆ。久泰は九郎、左衞門尉、元の名義久、南北朝頃の人なり。

5 源姓多田氏流 多田通長の子森通より出づと云ふ。

6 越後の石坂氏 古志郡石坂より起る。明應六年の檢地帳に飯沼彈正左衞門尉分、駒橋御領所、石坂御料所など見ゆる地なり。下總小金本土寺過去帳に「石坂二良左衞門、越後柏崎」と見ゆ。

7 其の他備前、信濃、武藏等に此の氏あり、幕臣石坂氏の家紋は次の如し。

石阪 イシサカ 前條氏に同じかるべし。

石崎 イシサキ 常陸、陸奥等に石崎村ありて、其等より起る。

1 常陸大掾流 那珂郡石崎より起る。此の地は吉田社文永三年の文書に常陸國石埼の保、嘉元田文に吉田郡石前の保三十五町と見ゆ。常陸大掾系圖に家幹—某(石崎禪師)、また家幹—馬場資幹—賴幹(石崎輿市禪師其養子)と。常陸大掾傳記にも「石川二郎家幹二十人之男子之在り、(中略)、七郎は禪師房聖道、石崎の一族方の先祖也、石崎總領方は馬場也」と載せ、新編國志には「石崎、那珂郡石崎保(今の茨城郡の地)より起る。石川家幹の七子禪師房、幼名は幹繼、僧となりて那珂郡石崎保に居る。石崎禪師房と稱す」とあり。

2 越智流 越智系圖に「河野新大夫親經弟北條六郎大夫康孝—太郎大夫安淸—石崎大夫通賴」と見え、中興系圖には「左

京大夫滿國之を稱す」とあり。

3 下野の石崎氏 前項石崎氏の後なりと。宇都宮氏の家臣に石崎周防守あり、多功系圖、季朝の女に、「石崎周防守越智通季の室、對馬守綱利母」と見ゆ(下野國志)。また興廢記に「宮の家老今泉但馬守高光長臣石崎河内通友」と、「同族なり。宇都宮系譜に「伊豫國河野末流石崎次郎越智通行、當家に來りて家臣と爲り多功に住む」と見えたり。

4 源姓伊勢崎流 寛政系譜に初伊勢崎、後石崎に改むと、正虎より系あり、家紋二頭右巴、井桁。

5 陸前の石崎氏 封內記に「須江邑古壘、古昔石崎勘解由左衞門なる者居る所、古塚凡そ三、其の一糠塚と號す、傳へて曰ふ石崎解解由の築く所なり」と。

6 未勘源姓 寛政系譜喜久より系あり、家紋三盛丁字、井桁。

7 藤原南家伊東流 日向記に「本郷は木脇殿、石崎は木脇の庶子石崎殿」と見え、又石崎七左衞門尉等を載せたり。

8 其の他常陸國志に石崎郡司石原權太夫を載せたり、南北朝頃の人なり。又信濃備前、磐城等に多く、常陸六地藏寺過去

帳に石崎滑河勘解由を載せたり。

石里　イシサト

石澤　イシサハ　常陸、磐城、羽後等に石澤村あり。其等より起りし氏なり。

1　平姓　磐城國田村郡石澤より起る。顯常を祖とす。老人物語に「常磐の城主石澤修理も三春の家來にて、三十四年以前相馬衆取詰、三之丸迄責入候時、持ちこらへ、遂に三之丸より追下し、相馬衆首三十程打取申候」と見ゆ。

2　由利十二黨　羽後國由利郡石澤より起る。矢島十二頭記に「石澤殿、作左衛門殿とも申、何代とも知れず、文祿四年潰れ候」と。又新風土記に「石澤館は昔當郡十二頭の内なり、其子孫元和年中に莊内酒井家に仕へ、今に連綿す」と。又秀吉の判書に石澤村三百九十八石五斗餘、天正十八年十二月石澤二郎と見ゆとなり。

3　甲斐の石澤氏　鎌倉大草紙に「石澤五郎、甲州半國を給はる」とあり。

4　郡山柳澤藩(家老)に石澤佐大夫、飯田堀藩用人、奥南舊指錄に陸奥三戸地士石澤氏を擧げ、信濃諏訪の石澤は神家族かと云ふ。

石下　イシシタ

石嶋　イシシマ　下野國芳賀郡に石島村あり、關係あるか。

1　清原姓　石島系圖に「清原賴元(筑後矢部)—左馬頭良遠—賴治—貞量—貞與—貞邦—良績—貞祐—鑑量(以上代々左馬頭)—鎮定—統康(矢部)—統廣—忠政(石島勘五郎)」と見ゆ。

2　武藏の石島氏　新編風土記埼玉郡條に「石島氏(柳生村)、先祖石島主水助は小山小四郎に仕ふ。天正十年北條家より佐野修理太夫宗綱をして、下野國榎本の城主藤岡山城守を攻るの時、小四郎藤岡に加勢し、後詰の勢を出して、小田原の人數を追崩せり、其時主水助もしたがひて功あり。又傳ふ天正十一年七月十一日小田原勢打向ひし時、小四郎敗北せしかば主水助小四郎に從ひ、郡内大越村へ落ち其後又當村に移り住せりと云。なほ大越村小山氏の條合せみるべし。されどこの傳ふることと後に載せたる事蹟合せず。按に小山氏天正の始は藤岡氏に與みし、後天正の末に至り、却て小田原に與みして藤岡を責し頃、主水助も小山氏に從ひ功ありしかば、後にのせたる天正十八年庚寅の感狀を賜はりしものなるべし」と。

3　下妻井上藩用人に此の氏あり。

石代　イシシロ　イハシロ條を見よ。

石城　イシシロ　イハキ條を見よ。

石末　イシスヱ

石關　イシセキ　備前國御野郡石關村ありその地と關係あるか。

石曾　イシソ

石曾根　イシゾネ　信濃に現存す。次の氏と同じきか。

石園　イシゾノ　武藏にあり。藤原北家貞門流にして、谷津直村の弟淨覺の後なりと云ふ。

石田　イシタ　和名抄、伊勢國安濃郡石田鄕、伊波田と註す。次に相摸國大住郡石見鄕、高山寺本に石田鄕とす。次に下總國海上郡に石田鄕、下野國芳賀郡に石田鄕、佐渡國雜太郡に石田鄕、高山寺本以之多と註す。次に因幡國八上郡に石田鄕、讚岐國寒川郡に石田鄕、伊之多と註す。次に伊豫國伊豫郡に石田鄕、伊之多と註す。次に筑前國席田郡に石田鄕また伊之多。また怡土郡に石田鄕、伊之太とあり。次に壹岐國に石田郡石田鄕ありて、伊之太と載せたり。郎

後大隅國肝屬郡を賜り、同郡高山に移る。自後伊敷彌次郎忠純伴掾館に守護たり。忠純は長谷場六郎久純二男にて、伊敷村に住す、故に氏とす。藤野某藏書嘉曆二年閏九月、探題英時下知狀に、伊敷村名主四郎入道とあり。又正平六年佐多三郎左衞門尉忠光・伊敷村を領して、此地に住せる事其家譜に見ゆ」と。

井式 キシキ

石來 イシライ

石祝作 イシキツクリ　古代石棺を作りし職業部なり、古事記垂仁段に「大后比婆須比賣命の時、石祝作を定め、又土師部を定む。此の后は、狹木之寺間陵に葬る也」とあるを初見とす。石祝は眞淵翁の說に石棺ならむと、姓氏錄石作連條に「建眞利根命の後也。垂仁天皇の御世ノ皇后日葉酢媛命の爲に、石棺を作りて、之を獻じ奉る」と見ゆれば當に然るべく、石祝作は石棺作にて石棺を作る品部なるを知るべし。播磨風土記に息長帶日女命、石作連大來を率ゐて讃岐國羽若石を求むる也とあり。此品部後には專ら石作部と記せり。

石城 イシキ　イハキ條を見よ。石城國造一本にイシキノクニノミヤツコの傍訓あり。

石切 イシキリ　新編相摸風土記引用小田原殿奉書に「元龜三年壬申九月日、石切善左衞門、同善七」と見ゆ。

石楠 イシクス　イハクス　毛利本太平記に石楠將監西阿あり、流布本には楠將監西阿、子息關地良圓と見ゆ。楠正行に從ひし人なり。これより前、興國二年正月大和の國安部山の城に於いて吉野方楠西阿蜂起する事、南山巡狩錄に見ゆ。

石久保 イシクボ　次の氏に同じきか。

石突 イシクボ　源平盛衰記に石突次郎なる者見ゆ。イシツキ條を見よ。

石熊 イシクマ　志摩に現存す。

石隈 イシクマ

石倉 イシグラ　上野國群馬郡に石倉城あり、その地より起りしか。武藏丹黨の一なり。(猶ほイハクラ條參照)

1 丹黨族、、秩父基房の子新里恒房孫光綱の後なり。(大野條參照)

2 紀伊より志摩に多し。紀伊名草郡大野莊十番頭に此の氏あり。鳥居浦石倉石見守の後なり。

又甲斐にも石倉氏あり。

石藏 イシクラ

石栗 イシクリ　磐城岩代地方にあり、石栗將監等物に見ゆ。

石黑 イシグロ　越中國礪波郡石黑より起る、三州志に「石黑鄕は盛衰記に名高き石黑太郎光弘の邑なり、其後天文の比に石黑藤兵衞、天正中石黑右近などありき」と見ゆ。利仁流藤原氏にして、井口、齋藤、富樫等と同族なり。

1 越中の石黑氏　源平盛衰記卷二十七に越中國には野尻、河上、石黑黨。また卷二十八に越中國住人石黑太郎光弘、木曾義仲に從ひ、福光城にあり、子孫七流に分る。又平家物語、承久記にも石黑氏見え、東鑑四十に石黑太郎を載せたり。其の後、南北朝の頃石黑左近太夫將監成行なるものありて宮方に屬す(南朝編年記略)。興國三年の冬、中務卿宗良親王・越中國石黑が館に赴かせ給ふ(李花集)。戰國の頃石黑の山本壘に石黑太郎光秀の二男石黑宗五郎據る(三州志)。又同郡木舟に石黑氏あり、光弘の後裔數世此の城に居る、天正二年七月、上杉謙信木舟城を攻取る(北越太平記)と。又天正八年、石黑左近成親の時、織田氏の誅戮にあふ(越中舊事記)など物に見ゆ。木舟城主の歷

代は又次郎光直―大炊助光教―大炊左衞門成親―左近藏人成綱(信長に誅さる)―左近なりと。又成綱の弟に湯原八丞國信あり(三州志)。詳細は井口條を見よ。

2　濃尾の石黒氏　前項石黒の後なり。新撰美濃志池田郡山洞村條に、石黒氏「領主にて、もと加賀國の武士なりしが中古尾張の春日井郡如意村に來り住めり。善九郎某が時天正十二年長久手合戰の時御案內者として、東照宮の軍を導き勝利を得。其子善十郎に慶長十七年當村また安八郡の內にて五百石の地を給ひ、其後千石を領地し、世々名古屋に仕へ奉れり」と。また安八郡大吉新田に石黒氏宅を載せたり。尾張志春日井郡如意村長谷川氏條に「石黒氏を收め、藤原姓にして、越中の宮方大炊助重行の後裔」と云へり。寛政系譜、藤原氏支流に石黒氏三家を載す、此と緣故あるか、家紋黒餅に拔六星。

3　源姓武田流石黒氏　武田信虎の子信繁の孫信成の後なりと云ふ。

4　源姓多田流石黒氏　攝津豊島地方にあり。多田滿仲の末裔石黒右京進なる者庄本村光國寺を創立す。

5　橘姓　寛政系譜橘氏に收む、家紋七星、蛇目。三河發祥の氏なり。

6　其の他島津藩(側用人)に石黒氏、又山城稻荷社の社家、備前、志摩等にもあり。武藏を家紋とす。加賀足立郡の藩侍帳に「五百石此の氏は紋蛇の目、以大小將組、石黑次郎左衞門。四百石、紋同、石黑數馬。貳百石、紋同、石黑辰三郎。五百石、紋丸の內三雲、石黑長三郎。貳百石、紋同、石黑藤馬。貳百五拾石、紋蛇の目、石黑宗左衞門。百五拾石、紋八丁子、石黑左門。百石、紋蛇の目、石黑堅三郎。百石、紋丸の內一字、石黑榮之助。百參拾石、紋立ノ子、石黑彥太郎。その他紋角、丸の內三石、三巴、等を家紋とするものを擧ぐ。

石毛　イシケ　イハケ　和名抄陸奧國小田郡に石毛鄕あり、又下總國豊田郡に石毛村あり。此の氏は桓武平氏大掾氏の族にて下總豊田郡石毛より起る。常陸大掾系圖に「繁幹―政幹(石毛荒四郎)」と見ゆ。荒四郎石毛館に居る、子孫豊田氏と云ふ(新編常陸國志)永正中、石毛政里あり興正寺を建つ、又寺社分限帳に「海上郡猿田鄕猿田權現、神田三十石、祠官石毛伊織」」とあり。

石河　イシコ　イシカハ條に云へり、源姓福原氏流にして尾張侯の重臣なり。

石子　イシコ　丹後の名族にして竹野郡遠所城(島津村島)は永祿の頃石子尾張守居住し、また丹波郡上常吉別城は石子紀伊守の居城なりき。

石鄕岡　イシゴウヲカ　津輕にあり。

石氷　イシコホリ　鶴牧水野藩の重臣に此の氏あり。

石鯉　イシコヒ　石見に現存す。

石坂　イシサカ　甲斐、越後、肥後等に石坂村あり、それ等の地名を負ふ。

1　甲州三枝流　甲斐國石坂より起る。甲州三枝氏の一族にして三枝守國の二男より出づと云ふ。甲斐國五ヶ姓窪田系譜に「三枝守國云々、二男石坂、河口御館に在り、故に石坂氏、守次卿と號す。石坂一族は巨摩郡鎌田村七鄕の所領を下さる。武田御治世二十七代公迄、石坂一族奉公忠信相勤むるなり。此節石坂氏嫡子鐵山と云ふ禪僧なり。武田重寶長ヶ六尺の菅神像、(兆典主筆なり)、二十四人の讃之あり、讀む人なき時、鐵山之を讀む。信玄公御褒美となし、御詞を添られ、參

48 其の他石川氏は東鑑巻十に石河六郎、巻十五に石河大炊助、承久記巻四に石川三郎、又永仁中駿河本門寺を建立せし石川孫三郎あり。次に太平記巻九に石川九郎、子息又次郎、六波羅勢と共に番場に自殺す。蓮華寺過去帳に、石川九郎道幹(五十才)子息又次郎通近(二十一才)。次に集古文書寛正六年五月十五日に石川治部大輔、小金本土寺過去帳に石川助三(天正)、豊鑑に石川出雲守、石川備後守、石川伊賀守等多く、本多忠朝の臣に石川半彌、仙北小野寺遠江守義道家方に石川氏、又秀吉の近習石川兵助賤ケ嶽七本槍の一に數へらる。

徳川時代三田九鬼藩(側用人)、福島板倉藩(家老)、三宅藩(用人)、吉田松平藩(小姓頭)、沼津水野藩(用人)、山形秋元藩(用人)、龜山石川藩(年寄)、膳所本多藩(用人)、岩槻大岡藩(用人)、高須松平藩(用人)、伊達藩(重臣)、水口加藤藩(番頭)等に石川氏あり。又花山院家の諸大夫、侍。備前池田侯の名臣に石川善左衞門成一、墾田治水の功業多く、伊勢藩の學者石川竹崖あり。

其の分布は現今全國に亘り、其の紋章は龍膽笹最も多く、又鶴も尠からず。加賀藩侍帳には「六百石、紋丸の内笹リンドウ、以馬廻組、石川兵勝・百五十石、紋丸ノ内雪笹、以大小將組、石川喜左衞門」と載せ江戸旗本中には、

を家紋とするものあり。

石河　イシカハ　石川と通じ用ふる事も、區別するものもあり、便宜上一括して前條に收む。

石川泉　イシカハイヅミ　磐城石川氏の宗族、イヅミ及びイシカハ條を見よ。

石河大嶋　イシカハオホシマ　イシカハ及びオホシマ條を見よ。

石川蒲田　イシカハカバタ　カバタ條を見よ。

石川郡漢人　イシカハゴホリノアヤヒト　河内漢族にして魯國王裔と云ふ。天平勝寶八年七月、山背忌寸姓を賜ふ。ヤマシロ忌寸條を見よ。

石川中畠　イシカハナカバタ　ナカバタ條を見よ。

石川錦織　イシカハノニシゴリ　河内國の古族にして首姓なり。仁徳紀に石川錦織首許呂斯と云ふ人見ゆ。百濟歸化族か。

石川股合　イシカハノモモアヒ　雄略紀に石河楯、舊本云石河股合首祖楯と見ゆるのみ。

石河松河　イシカハマツカハ　マツカハ條を見よ。

石神　イシカミ　常陸國行方郡並に那珂郡に石神邑あり、それ等より起る。

1 平姓　桓武平氏大掾氏族　常陸大掾氏の族にして行方郡石神より起る。鹿島大宮司系圖に、次の如くあり。

成幹┬政幹七世孫實幹―幹戒(石神民部)
　　└憲幹(石神八郎)

また新編國志に「石神、行方郡石神村に起る、玉造憲幹の二子幹安・石神二郎と稱す」と載せたり。鹿島文書徳治二年の下知狀に、鹿島社大禰宜能親と、常陸國石神地頭六郎四郎幹親、六郎五郎定幹等と、當社供料米の事を相論す、「右定幹等嘉元元年以來未濟の由云々」と。

2 秀郷流藤姓　常陸國那珂郡石神邑より起る。小野崎系圖に、小野崎通胤―通房(石神祖)と見え、新編國志には「石神、那珂郡石神より起る、小野崎通胤の二子彌次

郎通房越前守と稱す、二子あり長は通重越前守たり、次は彦次郎賴通、子あり與二郎と稱す、賴重大茨に戰て死す」とあり。或は云ふ、石神城（村松村石神白方か石神村外(內)宿か）太田太夫通延の苗裔、小野崎與三郎通尾創築し、子孫住す。永享中同族、小野崎越前守通房の拔く所となると。果して然るや否や詳かならず。

小野崎通房（越前守）—通重（石神 越前守）—通綱（越前守）—通老（越前守）
通長（久三郎 大藏大輔 兼越前守）—通實—常通—通亮（久三郎 能登守）

通房、多賀郡友部櫛形城より此處に移る、通綱、延德元年伊達、白川、小山、結城等一同に蜂起し、將に太田城を圍んとせし時、佐竹左馬頭義治のために深來に忠死す。通老、父の勳功により石神川合にて七百貫文の地を賜る。其の子通長、天文中額田氏と所領の境界によりて爭論す、佐竹氏は通長を、江戶氏は額田を援く。天正五年丁丑五月十三日額田久兵衞照房の攻むる所となり城陷ると。通亮、慶長七年佐竹義宣に從て羽州に遷る。

3 其の他石上氏と通じ用ひたるもあるが如し。

石上 **イシガミ** イソノカミを見よ。流派甚だ多し。

石龜 **イシガメ** 陸奥國三戶郡石龜より起る。

1 南部流 南部家譜に「信時—右馬頭政康—某•紀伊守領石龜、」また南部舊指錄に「康政公の四男を石龜紀伊守信房といひ、石龜村知行ありて、其の別れに下田、西越、檜山等」と。また南部系圖に「信時—政康—安信—石龜紀伊守、」中興系圖には「淸和源姓、本國陸奥、南部大炊助政博男、左衞門尉直勢稱之」と何に據れるか。

2 藤原姓 幕臣に石龜氏あり、藤原氏と稱す、家紋三頭左巴、丸に三引。

石谷 **イシガヤ** **イシダニ** 遠江二階堂流の石谷氏はイシガヤと讀めど、美濃の石谷氏はイシダニなり、互に參照せよ。薩摩にもあり。イシダニ條を見よ。

遠江石谷氏は藤原南家二階堂氏と稱す。寬永系圖「もと二階堂を稱し、行淸外祖父西鄕の家號を用ひ、其子淸長、又二階堂、其子政淸石谷村に居住し石谷を稱す」と見ゆ。政淸の後は行秋—行晴—行淸—淸長—政淸—政信なり。寬政系譜支庶三家紋九曜。

石ケ谷 **イシガヤ** 石谷氏に同じかるべし。

石木 **イシキ** 中興系圖に此の氏見え、甲斐源氏とすれど、石禾の誤なるが如し。

伊敷 **イシキ** 薩摩國鹿兒島郡伊敷村より起る。貞觀二年紀所載の伊爾色神社あり。此の氏は鹿兒島郡司平忠純の族裔にして、長谷場、有馬等の諸氏と同族なり。忠純は建久の圖田帳に見ゆ。肝屬氏の祖伴兼俊、長元九年九月大隅國肝屬郡を賜はり、同郡高山に移るや、伊敷彌次郎忠純代りて伴掾館に居ると傳ふ。長元は後一條天皇の治世にして、忠純は建久の人なれば時代合はず。研究に値すべし、長谷場條を見よ。地理纂考鹿兒島郡下伊敷村伴掾館條に「伴兼行居城の址あり。伴姓系圖を按るに『大友天皇の皇子余那足（ヨナタリ）始めて伴姓を賜ひ、傳ふること七世にして伴掾大監兼行に至る。始めて薩摩國鹿兒島神食村に居り、曾孫兼俊に至り、大隅國肝屬郡辨濟使を領す』とありて、兼俊以前伴氏の居城たりしなり。伴掾御館と號す。長元九年九月、兼

事其の文書に見ゆ。其の孫左近將監滿幹應永の文書に見ゆ。

27 横山黨　武藏國久良岐郡石川村より起る、小野氏系圖に横山時廣―平子廣長―經長(石川二郎武藏)と見え。又七黨系圖に、廣長」

「經長(石川二郎 武州本目 石川知行)―經季(太八)┬經久(太左)―經信(太)
　　　　　　　　　　　　　　　　　└爲繼(二)―盛經(孫三)―貞繼(又二)

とあり。

28 武藏の石川氏　新編風土記埼玉郡麥倉城(麥倉村)條に「當村は明應の頃開闢して石川權頭義俊と云ふ人居城を構へ、則ち領主として住せしが羽生の城主木戸相模守と合戰に及び、石川燒打にせられ、利を失てより一村悉く廢地となれり。其時石川義俊の家臣に鳥海丹後と云もの、城中を遁れ出で野州に立退き、彼が子孫慶長の頃又當村に來り、再び開發せり」と。また「荒木村三十番神社、是も村內の鎭守なり、もとは石川某の屋鋪の鎭守なりしと、石川某は元成田に屬せし由。成田分限帳に、石川玄蕃、石川內匠、石川彌右衞門、石川隼人、石川新九郎等見ゆ。これ等の內なるべし。天正十八年落城の後當村に土着す」と。また多摩郡條

イシカハ

に「石川氏(田中村)、名主役を勤けるに天明四年凶作のおりから、隣里までも己が貯へし粟を施し、或は村內にて火災に遇たるものへ家作し與へ、又は村にたくはふ穀藏修理のため己が金を貸し出し、積金とし、その息をもて、費用の資をなせりと、八郎右衞門死後その子八郎右衞門と號し、家跡相續せし處に文化元年四月御勘定役廻村の時父八郎右衞門が奇特の始末を褒稱せりといふ。當村の舊家にて石川を氏とす。先祖は拜島村太日の緣起にみえたる石川土佐守が氏族の者と云傳ふ、されど祖先のこと傳へたる證左なし」と。また「石川氏、先祖を石川藤左衞門宗次と云、相傳ふ萩原、石川二人は昔瑞雲尼に供奉して當所へ來り、それより世々當所に住す。後子孫小宮上野介顯家に仕へしとぞ。遙の後寬文年中檢地ありしに二人が由緒を訴へければ、居宅のかまへを免除せらる。今に大屋敷と唱へていと廣き構なり。されど二人、ともに古記錄を傳へざれば其詳なること總て知らず」と。また「小田原北條の家臣石川土佐守高月村を領せり」と。次に橘樹郡條に「小田原役帳に石川源次郎知行六十貫文

イシカハ

加瀨鄕神尾越中守分、又後世石小田新田を開墾す」と云ひ、葛飾郡條に「石川氏豪富にて世々民部と稱し里正を勤む、先祖民部法名道性慶安四年七月七日死」と見ゆ。

29 大伴氏流　鶴岡社職系圖に「善男十三世孫守方―忠茂十一世孫元良(號石川)」と見ゆ。

30 上杉家臣石川氏　長尾、千坂、齋藤と共に上杉四家老の一也。備後守爲元の名見ゆ、先祖石川覺道は上杉家に名高き忠臣なりと。鎌倉大草紙に石河助三郎あり、犬懸入道に從ふ。次の石川氏に同じ。

31 越後の石川氏　沼垂郡石川邑より起る其の地の石川城は石川氏の居城也。石川氏は上杉四家老の一、覺道忠臣として名あり、子孫備後守爲元、また永祿中備後守房明等見ゆ。又彌彥神社船越の神官に石川氏あり。

32 小山流　長沼系圖に「駿河守朝重―亦四郎重政―五郎左衞門尉宗秀―駿河守宗延―主稅助宗隆―遠江守宗廣―筑前守政忠(石川と改む)」と見ゆ。

33 下野源姓　石川彌太郎源時通あり、其の子を小十郎朝成と云ふ。

34 百濟姓　甲斐の古族なり。延暦十八年十二月紀に「甲斐國人止彌若蟲、久信耳鷹長等一百九十人言ふ、己等の先祖、元是れ百濟人也。聖朝を仰慕し、海を航して投化す。卽ち天朝綸旨を降して、攝津國に安置す。後丙寅歲正月廿七日格により更に甲斐國に遷る。爾れより以來、年序既に久し、伏して去る天平勝寶九歲四月四日の勅を奉ずるに僻く、其れ高麗、百濟、新羅人等、聖化を遠慕し、我俗に來附し、姓を情願するものは悉く之を聽許す。而して己等の先祖、未だ蕃姓を改めず、伏して請らくは改姓を蒙らんてへり。若蟲に姓を石川と賜ふ」と見ゆ。甲斐に石川氏多し、此の後裔もあらん。

35 伊勢の石川氏　一色氏伊勢守護たるや石川氏その守護代たり。應仁の頃石川佐渡入道道悟、その子親貞あり、勇猛を以つて名高し。丹後石川氏に外ならず、前に云へり。

36 伊賀平姓石川氏　川合一族中にて平信衆の末裔なりと。惣紋丸の內に梶の葉。大盜石川五右衛門は丹後の石川氏とも伊賀者忍術者より出づとも云ふ。

37 大和の石川氏　源平盛衰記陀巻に「大臣公卿此義最然るべしとて、弓の上手を勝られけり。源平の中に何なるべきぞと義定有けるに、石廉将軍が末葉に、大和國住人石川次郎秀廉を召れけり」と見ゆ。その後なりと。

38 阿波の源姓石河氏　故城記以西郡分に「石河殿、源氏、鷹の羽」とあり。

39 阿波小笠原流石川氏　故城記名東郡分に「石川殿、小笠原、源氏、松皮、竹丸」とあり。

40 淡路の石河氏　豊臣秀吉の臣石河紀伊守光遠淡路に封ぜられ、感應堂を移して城を築く。

41 備中の石川氏　窪屋郡幸山(高山)の城主に石川左衛門尉久式あり、三村家親に屬せしが、天正三年亡ぶ。一時は勢力ありし氏にて、有名なる高松城主清水氏は其の家臣なりき。石川氏滅亡するや、毛利氏石川數代の地を清水宗春に與ふ(備中府志、備前國志、毛利元就記)。

42 備前美作の石川氏　傳說に據れば、源義家の子義經、河內國石河郡に據り、石河武藏守と稱す、其の子孫歷世志摩の國守たり。後濃州河中島の城主となり、明應九年正月石河泰忠に至り奥州富岡の城主となり、その孫泰永、天文十三年伊達幾千代の爲に落城し、その子泰正遁れて備前に來り、天神山城主浦上宗景に仕へ赤坂郡を領して源太夫と改め、永祿十三年六月病死。其子源助正秀、天正五年宇喜田直家の叛逆により天神山落城し、美作に移る、これ美作石川氏の祖なりと。

43 伊豫平姓石川氏　宇和郡に石川氏あり、平姓と云ふ。宇和郡舊記引用野村三島明神棟札に「今者宇都宮殿云々、願主石川豊後守平朝臣綱親」と見ゆ。又東伊豫にも石川氏あり、長元物語に東伊豫の新居宇庶は大分石川と云ふ侍の知行にて此の石川も土佐へ降參す」と。天正十三年毛利氏に攻められ、石川刑部居城を棄てゝ走る。

44 工藤伊東流　伊東祐詮の子豊故石川を稱す。

45 中臣氏流　中臣氏系譜に「能宣…宣理—輔宣—俊輔(號石河大夫)—宣俊」と見ゆ。

46 菅原姓　應仁私記に、石川小太郎(菅原成信)と載せたり。

47 福田氏裔　肥前平姓福田氏の一族に石川氏あり、子孫大村藩に仕ふ。

建武三年の軍忠狀に、石河又太郎光春子息太郎貞光と載せ「右今年四月六日、東海道湯本、廣橋修理亮城郛を構へ、楯籠るの間、石河入道大將軍となりて、彼の楯に押寄せ、一族等相共に合戰忠節を致し同所合戰の間大將軍御見知り訖ぬ。仍つて之狀件の如し」と見えたれば信じ難かるべし。但し此の太郎貞光と云ふは、應永五年卯月二日の文書に小高三郎太郎貞光とあるものに當るか。同文書二階堂三河守一族と見ゆ。

又義光の祖父とする時光、その弟高光については、仙道表鑑に「石川庄の領主石川大和守時光、舍弟掃部介高光、相手ひて兄は吉野方顯信卿に從ひ、弟は足利に從ふ。高光は石川庄千石(村名)板橋八幡の神官なり、時光も後に足利に降れり」と。板橋八幡とは河邊八幡の事か、果して然らば建武三年三月の文書に、沙彌光念(駿河守義光)より石川川邊八幡宮神主太郎四郎に當てしものあり、又觀應三年七月の文書に神主石川掃部助高光とあり然らば時代甚だ違へり、殊に駿河守義光を二代とする如き最も不可。

義光の子駿河孫三郎持光は正長元年十二月廿九日の文書に「石川駿河守遺跡、幷惣領職の事領掌相違あるべからず」と。系圖これより後は稍や信じても可なるべし。此の石川氏の事は猶ほマガキ條を參照せよ。

永慶軍記に朝川の城主石川次郎左衞門見ゆ、佐竹の幕下となる。古事考に淺川は石川昭光が一族とあり。又同郡塙庄羽黑館に石川近江守あり、天正十七年淺川次郎にうたる。老人物語に次郎右衞門も石川大和守一門故に伊達へ引退かれ、角田と申所に、今も子孫御座候と。

19　坂上流石川氏　白河郡石川鄕より起る。前述石川氏或は此の流か。坂上系圖に「苅田麿—直弓(田村麿弟)—光眞(本名子楓、一本通行、石河太郎)—安居(從五位下鎭守府將軍)」と見えたり。

20　安達の石川氏　安達郡の石川氏は針道小手森城守たり。四本松(鹽松)石橋氏の家臣にして、彈正公國は、大内定綱、小野寺久光、中村久純と相並びて、山名義久四老の一たりしが、義久卒し其の子松丸の幼弱なるに乘じ、彈正は田村家に屬す(相生集、仙道表鑑)。松藩捜古に百目木村、往昔石川彈正と云ふ鄕士あり、もとは鹽松に屬し、石橋の麾下なりしが、後は田村家へ屬し、近鄕の邑主となり、更に會津へ通じ伊達氏に亡さる」と。

21　會津の石川氏　前述石川郡石川氏の祖有光は新編會津風土記長濱村古戰場條に「古戰場、高倉宮渡部長七唱等を從へて此處に落たまひしに、河沼郡柳津村に住せし石河冠者有光と云者襲ひ來りしが、唱は此村の清水淡路某と云ふ者を賴み、宮をば落し奉り、其儘淡路と共に黑谷川を後に當て防ぎ戰ひしかば、石川遂に此處にて討たれ、殘る軍兵も多く討死せしとぞ」と。又河沼郡柳津村條に「人物石河冠者、名を有光と云ふ。源賴親の裔なり、何時の頃にか此所に來住すと云。今此村の農民仙右衞門と云者其子孫なりと云へども、系圖文書等の考證とすべきなし。又系圖に石川有光の奥州に住せる由は見えたり」と。又大谷村館跡條に「治承の頃石川刑部某と云者住し、高倉宮の爲に亡されしと云傳ふ」とあり。此等に據れば柳津は會津の地名にて分脈が云ふ如く攝津にあらざるが如し。

此の石川氏の後裔安座村條に「清昌寺、正觀音あり。石川隼人某と云者の守本尊

なりと云ふ。天正中此像を爰に移せし時の文書、今の此村の肝煎石川右衞門と云者の家に傳ふ」と見ゆ。

22 仙台藩源姓石川氏　前項石川大和守昭光は其の實伊達晴宗の子にて伊達藩に仕へ、子孫伊具郡角田にありて、伊具、苅田、柴田三郡内二十九村を領す。伊達世臣家譜に「石川氏は一門の首席たり、天正十九年石川大和守昭光•松山館を賜ふ。慶長三年伊具郡角田館に移り、采地一萬二千石、子遠江義宗、子駿河宗敬(宗綱)、その子大和宗弘數々新田を開き、前封と併せて二萬千石の秩と爲る。子なし、雄山公三男を嗣となす、主馬宗昭これなり。宗昭貞享元年宇和島候宗利の嗣となり(宗賢)、伊達彈正宗敏六男大和宗恒を嗣とす、云々」と。

23 加美の石川氏　觀聞志に「加美郡小野田村城址は石川長門の居」と、明應八年の薄衣狀に石川越前加美郡小野田邑に住むとある後ならむ。封内記には石川與八とあり。野史天文中小野田城主石川隆重云々と。
又封内記に登米郡「佐沼北方邑古壘、傳へて曰ふ、大崎家臣石川讃岐居る處」と。
大崎左衞門督隆義家中記に石川越前(高清水城主)と見ゆ。

24 津輕の石川氏　陸奥國津輕郡石川より起る。南北朝の頃曾我氏一族の據りし地なり。康正の頃石川淺右衞門あり。

25 清和源氏南部氏　津輕石川より起る。南部系圖に右馬允安信—石川左衞門高信(津輕郡代)—大膳大夫信直と見ゆ。津輕一統志に「石川大膳大夫高信は智勇備はりたる老功の主將なり」と、又南部軍鑑に「石川左衞門佐高信は三戶右馬允安信の弟にて津輕石川の城にありて、總郡を司令す、ときに安信の子晴政、晴政の子晴繼早世して子なし、高信の子、田子九郎信直を以つて家督とす」と。元龜二年五月五日高信津輕氏に攻められて死し、信直の弟政信猶ほ津輕にありしが天正十六年に死す。南部系圖に「某彥二郎、爲津輕城代、居浪岡郡、早世」と載せたり。

26 常陸大掾流　常陸國茨城郡石川の地より起る。常陸大掾系圖に「吉田盛幹—家幹(石川次郎)其子國幹は石川四郎、武幹は石川五郎、高幹は石川六郎」と見ゆ。石川系圖も同樣にして、石川六郎高幹(恒富王)の後は望幹(小二郎兵衞)弟宗幹(二郎)—二郎幹村—左衞門尉幹廣—左衞門二郎幹淸—彌二郎範幹—太郞入道成幹(顯阿)-又七郎氏幹—九郎二郎宣幹(右馬允)—五郎光幹—左近將監滿幹(京松國昌、祐昌)—五郎俊幹(增王丸、祐譽)—孫二郎久幹(越前守)—五郎幹國(左近將監)—五郎宗幹—越前守國幹(道壽)—五郎久國(安藝守)—甚五郎通國(彈正忠、宗休)—甚五郎通幹—久太郞通俊—甚五郎幹道と記せり。
新編國志に「石川、茨城郡石川村(古那珂郡の地)より起る、吉田盛幹の二子家幹二郎と稱す。茨城郡石川に居り、石川氏と稱す、建久二年沒す。十子あり、幹明、資幹、秀幹、國幹、武幹、高幹、禪師房、光幹、宗幹、望幹と曰ふ」と。石珂次郎家幹は源賴朝勃興の日一門と共に行きて之に歸す。其の子高幹の弟宗幹、初め栗崎九郎と云ひしが、後兄の後を嗣ぐ、系圖に二郎宗幹とある、これなり。小二郎兵衞望幹の後は民部大夫忠幹—二郎左衞門重幹—左衞門次郎光幹—孫二郎幹廉とあり。
宗幹の後天授中、九郎二郎宣幹は右馬允と稱す、父氏幹より平戶鄕を授けられし

て其年九月二十八日討死、二男五郎左衞門は千鳥の香爐を盜むと云ふ。又安郎山城(加悦町算所)には一色重臣石川直經據る、永正四年若狹武田の兵之を圍む、後葛西に略せられ、子孫幾地及び瀧に移り、後有吉將監此地に居住すと。丹後石川氏は應仁紀卷二に一色衆石川佐渡守、同九郎、應仁略記に一色の騎馬衆石川、應仁別記に一色被官石川佐渡守道悟、其子藏人親貞等を載せ、天正十年龜山の城主石川淨雲齋、嶋村城の石川尾張共に細川氏に降ると云ふ。

16 丹波の石川氏　何鹿郡館城は永祿より石川備後守居城す、慶長五年福智山城主小野木縫殿之介の爲燒却せらる。又氷上郡石川氏は先祖河内國石川郡の人也と。

17 清和源氏福嶋流　磐城國白河郡石川鄉より起る。此の地には異流もあり、後に云ふべし。尊卑分脈に賴親—(福原三郎)賴遠—有光(初め攝州に住し柳津と號す。後奧州に住し石川と號す、柳津源太、後石川冠者)—基光(石川三郎)と。また清和源氏系圖に福田賴遠—有光(石河冠者、奧州居住也)、また石川系圖に有光初め攝津物津に住し、康平元年、義家朝臣代官

となり、石川郡泉庄に住み、仙道七道を領し、始めて石川を以つて稱となす」など見ゆ。次に有光以後の系を尊卑分脈により示せば、

有光(石川冠者 泉源太)—基光(石川三郎)—光義(太郎)—義季(石川三郎)
　基光—廣季(小二郎)—光貞(小太郎)—光長(小太郎四郎)—光盛(太郎四郎)—盛義(小太郎)
　基光—季光(木工助)—景光(助太郎)—光氏(又太郎)—光房(彌太郎)
有光—光家(石川四郎)—光盛(太郎)—光重(小太郎)—光時(三郎)—光行(大炊助)
　光盛—光廣(又三郎)—兼光(三郎太郎)

盛義の後は家光—時光—貞光—義光—詮持—持光—宗光—成光—尙光—稙光—晴光—昭光なりと。また石川氏系圖に、源滿仲—賴親—賴遠(大和守 福原三郎)—有光(石川源太 安藝守)
　—光祐(石川太郎遠江守長治二年六月十八日卒 母ハ諸岡氏、藤田城主、行年七十三歲)
　—光平(澤井三郎 和泉二郎)—光則(吉村大膳亮)
　—基光(石川三郎 治部大輔)—光義(次郎、初稱冠者又源太)—三郎義季
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—廣季
　—光家 石川四郎—光監(石川太郎 藤田城主)—光村(矢澤氏石川谷澤ニ住ス)
　　　　　　　　—光治(佐渡守大寺二郎承久ノ功ニヨリ市橋庄地頭職)
　　　　　　　　—光助(小高三郎小高城主)
　　　　　　　　—光重(石川四郎 坂地氏)—石川次郎光時
　—祐有(母ハ諸岡氏 大槻ヲ領ス)
　—光固(母ハ諸岡氏 龍崎ヲ領ス)
—大炊助光行—石川又三郎光廣(字觀音)

—石川三郎兼光(字正稱)—石川孫太郎光胤(字千手王)
—石川孫三郎助光—石川越後助師光
—安藝守光義(童名鶴王丸行年五十歲ニシテ入道シ道悅ト云フ隣村小高貞光ト爭論ス時ニ應永五年四月二日也寶德二庚午年三月四日卒七十歲)
—大和守光俊(賢明ニテ家道盛也圍碁ヲ能ス長祿三年五月十日卒)
—肥前守光長(文明五年七月四日卒)
—宮內少輔光衡(明應三年八月三日卒)
—刑部大輔顯光(永正十五年五月六日卒)
—伊賀守隆光(天文二十年十月晦日卒)
—中務大輔淸光(天正十六年石川大和守昭光ノ爲ニ大寺城落城ス岩城へ託シテ生涯ヲ送ル)
—小太郎光貞—又太郎光長
—太郎二郞光盛—小太郎盛義
—攝津守家光—時光(初太郎大和守宮內大輔)—貞光(美作守)
　　　　　　—高光(掃部介)
—駿河守七郎義光(石川十三代建武三年七月戰死)
—義尊(民部)
　—詮持(中務小輔)
　—光俊(小平七郎三郎)
—中務少輔滿持—宮內大輔滿朝
—駿河守義光(初孫太郎後號髮稱光念)
—駿河守持光(初稱孫三郎中務小輔)
—治部大輔宗光—成光(中務大輔)
—駿河守尙光 治部小輔—駿河守植光
—舍光 右衞門大夫曲木氏
—晴光(第十九代伊勢守民部大輔修理大夫法名道堅無子伊達晴宗四男ヲ配女爲嗣)—大和守昭光(住臺角田ニ住ス)

此の系圖甚だ疑ふべし。次項に云はむ。

三蘆城は石川町に有り、源頼親の二男頼遠、其子有光、康平五年奥州征伐の軍功に依り、石川の地を賜り、義家に代り仙道七郡を統治す。時に石川莊石川郷八幡山に城き、其食邑を石川郡と改め、本國河内上泉の地名を引き、居城の地を下泉と稱し、又泉の庄を置き。二十五代石川昭光の時、天正十八年伊達政宗に附隨し豊臣秀吉の命に從はずして、城地を沒收せられ、仙臺角田に退き廢城となる。康平五年より五百三十一年、源家一族繁榮の地、今は僅に城跡を殘すのみと。

石川家御歴代御法號。巖峯寺殿仁勇建眞大居士（康平五年九月十日卒）頼遠公。地藏院殿良寛公榮大居士（應德三年六月六日卒五十七歳）有光公。大方繼光大居士（承德三年九月八日卒）基光公。明輝道寛大居士（保安二年四月朔日卒）光義公。需水天廣大居士（治承元年七月六日卒）義季公。柴光廣門大居士（寶治二年三月四日卒）廣季公。雷聲之中大居士（文永六年二月二日卒）光貞公。休廣天息大居士（正應三年十二月八日卒）光長公。徵聽笛聲大居士（德治二年六月五日卒）光盛公。山月盛門大居士（文保二年八月二日卒）盛義公。通山道宗大居士（元德元年四月三日卒）家光公。堅大良固大居士（建武二年四月朔日卒）時光公。長輝月琴大居士（暦應四年六月三日卒）貞光公。觀妙叉法大居士（延元元年六月五日卒）義光公。延林廣仙大居士（觀應三年十一月四日卒）詮持公。鉢用喜康大居士（明德四年八月朔日卒）滿持公。貞休良治大居士（應永廿年正月五日卒）滿朝公。

右白華山巖峯寺は承保年中石川有光の開基にして、其長子光祐（長治二年六月十八日卒七十三歳）二子祐有、大槻城に住したるも其後胤不明なり。

されど此等の系圖には種々の疑義あり、次の項を見よ。見聞諸家紋に

石　川

と見ゆ。

18　物部流石川氏　前述石川氏の祖有光は分脈に「柳津と號し、後奥州に住し石川と號す」と載せ、石川系圖には物津源太有光とし、地理志料引用石川系圖には、「康平中攝津人物部有光、源義家に屬し、本郡代官に補せられ、泉莊に居り石川氏と稱す。足利氏の時に至つて、其の私邑數十村を呼んで石川郡と曰ふ」と載せたり。果して然らば此の氏は物部氏の族たるなり。（但し柳津の事は第廿一項を參照せよ）

石川氏の起原に關しては猶ほ石川風土記に「源頼義、義家、前九年の役を終へて歸洛の時、石川郡の澤井、赤羽の間に、御留地館とてあるに逗留して、我が類葉の將一人を留めて仙道の固め、且は白川の關を抑へしめんとて、河内國上泉の城主福田安藝守源有光に石川の内六十餘鄕を與へて歸京す」と見え、又永慶軍記には河内石川氏と混じて、淸和源氏多田滿仲五代の孫陸奥守義光の末葉なりしが、鎌倉右幕下、奥羽二州の採題として數鄕を宛行はれ、石川の鄕に据え置る」と。蓋し起原の詳かならざるまゝに種々傳へたりと考へらる、坂上流石川氏をも參照せよ。

次に此の石川氏に關する諸系圖は何れも南北朝の頃は、貞光―義光―詮持とすれど地名辭書も疑へる如く、七郎義光は建武三年七月山門の役に戰死せるに、貞光

―義盛（大學大夫）―義久（九條判官）　弟義遠、義明
―有義（平賀二郎）―義資
―義基（武藏下總等權守　號石川）―義兼（石川判官代）―賴房（右馬大夫）―忠敎（式部丞）―忠賴（兵衛尉）―義忠（彌太郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―範賴
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―賴淸（同判官代）―義信（同判官代）―義貞（修理亮）―義通（和德門院藏人）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―賴重
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―賴綱（大舍人助）
　　　　　　　　　―義宗（大學助）
―義資（二條院判官代）―有義（高松院藏人）―義右
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―義成
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―義繼（飛驒守）―義右
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―義冬
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―成家
―義弘（齋院先生）

石川郡大ヶ塚城は楠氏の屬城にて、石川氏據る。義繼は「元弘元年笠置遷幸の時、最初より皇居に參候す。官軍敗破の時門前に於いて父子自害す」（分脈）。家紋笹龍膽。

9　三河源姓石川氏　前項義忠の後と稱す。其の系圖に、義忠の子時通、其子時成、母小山下野守高朝の女なるが故に石川を改め、外家の號小山を稱す。其子五郞氏房―新左衞門泰信―下野權守政康、文安三年八月、本願寺蓮如上人下野國に下る。政康蓮如と共に本國に下り小河城に居住す。この時小山を改めて石川と す。其子修理亮康長、弟源三郞親康―右近大夫忠輔―安藝守淸兼（忠成）―右近大夫康正弟日向守家成―長門守康通、次に大久保忠隣の男上總頭忠總つぎ、其の子彈正大弼廉勝弟 主殿頭憲之―主殿頭（越前守）義孝―主殿頭總慶―主殿頭總堯―日向守總純―日向守總博―主殿頭總師―主殿頭總佐―主殿頭總安―日向守總和（總紀）―總祿―總脩―成之―成德（伊勢龜山六萬石）、現今子爵、家紋丸に篠龍膽、丸に三篠、蛇目。

龜山　石川

寬政系譜支庶二十六家を載す。中につき諸侯に列せられたるは忠總の二男播磨守總長なり。其の系は總長―若狹守總良―近江守總茂―播磨守總陽―若狹守總候―若狹守總彈―中務少輔總般―近江守總親―播磨守總承―近江守總貨―總管―重之（常陸下館二萬二千石）現今子爵、家紋丸に篠龍膽、丸に三篠、蛇の目。

下館　石川

淸兼の子右近康正、其子內記（伯耆守）數正、信濃松本八萬石を領せしも子玄蕃允康長に至り家絕ゆ。弟肥後守二萬石を領せしも亦除封。

碧海郡小川城（小川七村）は石川左近將監正安（異下野守政泰、石川纂祖也）石川與八郞、同備前、同修理、同右近、同安藝守淸兼、（父左近大夫忠輔と云ふ。）及び加藤播磨守淸久等居住す。又在家村古屋敷は石川大隅守、同八左衞門、又大友城（大友村）は石川三藏、同右衞門八の居城也。又額田郡土呂城（土呂村）は石川伯耆守數正の居城也と。其他當郡にては生田城、石川又四郞、八丁村、石川金阿彌。能見村、石川式部。坂崎村、善五左衞門等見ゆ。又生田村生田城主石川七四郞ともあり。

10　三河藤姓石川氏　前項石川氏は奧州石川氏の族とも云ひ、又其の實、秀鄕流藤姓なりと。在家村に石川大隅守の古屋敷あり。猶ほ碧海郡に石川式部の木戶城あり（二葉松）。

11　三河松平流石川氏　松平氏の族にして大給松平乘壽の子乘政、故ありて石川を稱し、男乘紀松平に復すと。又形原松平の庶流正重、外戚の氏石川を稱せしが、子正長に至り、家絕ゆ。家紋丸に蔦、笹

龍瞻。

12 美濃源姓石河氏　イシコなり。後述する頼親流石川氏の後なりと云ふ。其の譜に曰く、福原氏の族にして多田滿仲二男頼親（大和守）―頼遠（福原三郎）―有光（石川冠者、源太）永保三年義家の代官となりて奥州に下る、仙道七郡を領して石川郡に住す。初めて石川氏と稱す。）―基光―光義―光治（承久三年美濃國市橋澤田成田の地頭となり、美濃に移る。）―光經―光久―政久―政一―政國―政義―義定―貞繼―義頼―義親―有親―有基―光清（駿河守、美濃鏡島城に居る）―光延―光重（伊賀守、秀吉に仕ふ）―光元（紀伊守、播磨國龍野城に移り、五萬三千石を領す）―光忠（徳川家に仕ふ、尾張侯に屬す）―正光―章長―正章―忠喜（享保年中石川を改めて石河とす）―光當―光籌―光茂―光晃―光煕（美濃駒塚一萬石）、現今男爵、家紋、向鶴、鶴目。光重の兄光政―貞政（伊豆守、秀吉に仕ふ、後江戸旗下の士となる、寛永十八年系譜を捧ぐる時正して石河に改む）―貞利―貞代―貞固―貞貴（正章三男、養子）貞義―貞通―貞大（榊原政敦二男、養子）

―貞明（保科正徳二男、養子）―貞昭、家紋向鶴、劔花菱。貞政弟勝政（土佐守、江戸旗下の士）―利政―尙政―政郷―政朝（章長四男、養子）―政武（正章弟章治三男、養子）―政央―政平―政德、家紋、向鶴、劔花菱、と。新撰志厚見郡鏡島村條に「古城趾は市場にあり。城主は、石川駿河守光淸（法名三關）はじめてこゝに住す。是れ多田滿仲の子大和守從四位下源頼親の末孫にて世々當國の住人也。其子石川某（法名江雲）家を繼ぎて、こゝに住す。其子杢兵衞光信（法名養德、信長公に仕へて鏡島に住す）その子杢兵衞光政まで四代鏡島の城主なり。その子伊豆守貞政の子孫、また貞政の弟土佐守勝政の子孫ともに、今御旗本にて關東に奉仕す。光政の弟伊賀守光重、その子紀伊守光元、是れ名古屋の老臣石河家鏡島家の先祖なり」と。また石河氏館は村うちにあり。石河氏は淸和源氏多田滿仲の二男、大和守頼親の裔孫也。頼親十代加々島杢兵衞光信、信長公に仕へて、加々島村に住す。其子杢兵衞光政、秀吉公に仕へ、同所に住す。光政の弟光重石川伊賀守と名のり、秀吉公に仕ふ。其子紀伊守光元、秀吉公に仕へ播磨龍野城主となる。後裔源敬公の御附屬となり、名古屋の郭内に第宅を賜ふ」と。

13 尾張源姓石川氏　尾張志に愛知郡鳴海に石川氏を擧ぐ。源姓なりと。

14 源姓今川流　今川國氏子親氏、石川六郎と稱す。

15 丹後の石川氏　丹後國與謝郡石川莊より起りしなるべし。正應元年の庄郷保田數帳に、倉富保、一町内五段、星生領、五段、石川中務、また米富保十三町四反二百二十歩、石川中務と見ゆ。赤井系圖に滿實―家光十三世孫赤井幸長―貴成（石河彌左衞門尉）とあるは後世此の氏を冒せしにて、石川氏は赤井氏よりも古かるべし。一色氏入國するに及び、其の配下となる。

與謝郡に石川氏頗る多し、卽ち龜山城には石川惡四郎居り、江田城（石川村大石の上の山）には玄蕃助據りしが、天正十年細川氏に追はる。又瀧城は石川彌三左衞門の據りし地にして、幾地には石川左衞門尉秀門據る。天正十年九月八日田邊城にて討死す。嫡男文吾秀澄は弓木山に

石川　イシカハ　イシコ　石河と通じ用ふ。

上古以來の大姓なり。石川の地名は河內國に石川郡、和名抄に以之加波と註す、蘇我氏の祖蘇我石川宿禰の名を負ひし地なり。次に陸奧國白河郡(磐城國)に石川鄕、中世以後石川庄と云ひしが、遂に一郡を建てゝ石川郡と云ふ、延元四年文書に初出す。次に加賀國に石川郡あり、弘仁十四年加賀郡を割きて之を置く、和名抄以之加波と註す。其の他高山寺本和名抄山城國葛野郡に石川鄕あり、又武藏國久良岐郡石川莊、越後國南蒲原郡石河庄、猶ほ大和國高市郡の石川邑を始め、諸國石川、石河の地名甚だ多し。美濃の石河氏のみイシコと訓ず。

1　石川臣　武內宿禰の第三子蘇賀石川宿禰・河內國石川にありて其の地名を負ふ。其の後裔蘇我氏の一族に石川臣あり、蘇我倉山田石川麻呂臣これなり。蝦夷入鹿の父子誅に服するの後、蘇我氏の嫡流となり、石川を氏とす。此の名稱の起原に關しては、元慶元年十二月紀に「右京人前長門守從五位下石川朝臣木村、散位正六位上箭口朝臣岑業、石川、箭口を改めて、並に姓を宗岳朝臣と賜ふ。木村言ふ、始祖大臣武內宿禰の男宗我石川、河內國石川別業に生る。故に石川を以つて名と爲し、宗我大家を賜ひて居となす。因りて姓を宗我宿禰と賜ふ。淨御原天皇十三年、姓を朝臣と賜ふ。先祖の名を以つて子孫の姓となすは諱を避けざる也と。詔して之を許す」とあるによりて、河內石川より起りしを知るべし。但し大和國高市郡にも石川村あり、敏達紀十三年條に「馬子宿禰・亦石川宅に於いて佛殿を修治す」と載せ、且つ蘇我と云ふも同じく高市郡內の地名なれば、蘇我氏の祖の名を負ひしは其の實此の大和の石川にして、河內の石川は後世その名を移したるか、或は高市郡の方後世發生せしものか。兎に角蘇我氏は高市郡にありて河內石川を領せし事は想像するに難からず。

石川臣は石川麻呂より始まる、この人孝德紀に蘇我倉山田石川麻呂臣、また蘇我山田麻呂大臣、また蘇我石川萬呂大臣など見ゆ。麻呂は名にして臣は姓なり、因りて蘇我倉山田石川は復式の氏と見るべきなり。蘇我本家卽蝦夷入鹿の家滅びて後は此家蘇我の本流となる。石川麻呂の系は次の如し、馬子以前は蘇我條を見よ。又安丸の後裔は石川朝臣の項を見よ。

馬子─倉麿(補任雄正子臣)
- 倉山田石川麻呂臣(補)　孝德紀右大臣　大化五年三月滅　山田大臣(天智紀)
  - 興志(孝德紀)(紀)
  - 法師(孝德紀)(紀)
  - 赤狛(孝德紀)(紀)
  - 長女(身狹臣ノ室)(紀)
  - 遠智媛 ═ 天智帝 ─ 持統帝
  - 姪娘 ═ 天智帝 ─ 元明帝
  - 乳媛(孝德妃)
- 日向(字身刺)紀　石川麻呂の異母弟　筑紫大宰師(紀)
- 連子(補)　天智紀三年五月大紫蘇我遠大臣薨　續紀六、近江朝左大臣大紫連子
  - 娼子
  - 安丸(安麿)(補)　少納言　少花下
  - 石川宮麿　第五男(續)　和銅六年薨　右大辨(續)
- 赤兄(補)　天智朝左大臣　天武元年八月配流
  - 常陸娘　天智妃
  - 大蕤娘

大化五年、石川麻呂及び其子皆滅び、弟連子の後裔榮ゆる事となれり。連子は天智紀三年五月條に「蘇我連大臣薨」と見え、其弟赤兄は天武前紀八月條に「左大臣蘇我臣赤兄云々、悉配流」とあり。然るに天武紀十三年條、賜姓の際には石川臣とありて蘇我氏なし。乃知る赤兄配後蘇我を改めて石川となしたるを、此時朝

臣を賜へるは連子の子安麿、宮麿等なるべし。

2　石川朝臣　前條石川臣の後にして天武紀十三年條に「石川臣云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ」と見ゆ。前述の如く此時朝臣を賜へるは安麿、宮麿等なるが、今、續紀、公卿補任、類聚國史、文德實錄等により其の後の略系を擧ぐれば、

連子
├安丸（安麿）少納言　少花下（補）─續 石川石足（朝臣、從三位　權參議　天平元年薨）─續 年足（石川朝臣　正三位　御史大夫　神祇伯　天平寶字六年薨）─續 名足（中納言　從三位　延喜七年薨）
│　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└類 豊成（中納言　正三位　寶龜三年薨）─類 河主（正四下　武藏守）─長津（正五下　木工頭）
└石川宮麿（和銅五年薨）

猶ほ石川眞守あり參議に上る。

此の石川朝臣年足の墓誌、文政三年正月元日、攝津國嶋上郡眞下村より掘出さる。其文に「武内宿禰命子宗我石川宿禰命十世孫、從三位行左大辨石川石足朝臣長子、御史大夫正三位兼行神祇伯年足朝臣、平城宮御宇天皇の世に當り、天平寶字六年歲次壬寅九月丙子朔乙巳、春秋七十有五にして京宅に薨じ、十二月乙巳朔壬申を以つて、攝津國嶋上郡白髮鄕酒垂山の墓に葬る。禮也、百代に儀形、千年に冠蓋、

夜臺荒寂、松柏煙を含む、嗚呼哀哉」と見ゆ。

後元慶元年十二月紀に石川朝臣木村、宗岳朝臣を賜へる事は石川臣條に述べたり。

3　文武帝裔の石川朝臣　文武天皇の皇子裔なり。天平寶字四年二月紀に「從五位下石川朝臣廣成、姓を高圓朝臣と賜ふ」と見ゆ。これは姓氏錄、右京皇別に「高圓朝臣、正六位上高圓朝臣廣世より出づる也、(元母氏に就きて石川朝臣と爲す、)續日本紀合」とありて文武帝の嬪、石川朝臣刀子娘の生む處なるも、故ありて母氏を稱せしなり。

4　越中の石川朝臣　天平寶字三年十一月十四日の越中國諸郡庄園總卷に石川朝臣豊成の地所見ゆ。

5　加賀の石川氏　加賀國に石川郡あり、而して此の附近蘇我石川氏の族蔓延する繁ければ、此の地名は此の氏の封地たりしより起りしものかと考へらる。

6　紀氏族石川氏　寛政系譜に紀氏石川一家を載す。家紋丸に釘拔、細輪に九枚笹。

7　石河氏　雄略紀に「石河楯、舊本に云ふ石河股合首祖楯、」と見ゆ。河内石川の

人なるべし。

8　淸和源氏義家流　義家の子義時、河内國石川郡にあり、子孫石川氏と云ふ。義時の子義基を平家物語源氏汰の條に「河內國には石川郡を知行しける武藏權守入道義基、子息石川判官代義包云々、」また飛脚到來の條に「河內國石川郡に居住しける武藏權守入道義基、子息石川判官代義兼、これも平家に背いて頼朝に心を通はし云々、夜に入りければ義基法師討死す、子息判官義兼は痛手負ひて生捕にこそせられけれ」と。また東鑑養和元年二月九日條「去年冬、河內國に於いて平家の爲に殺害せられし源氏前武藏權守義基の首、今日大路に渡す。又義基の弟石河判官代義資云々、」次に元暦元年正月廿一日條に「樋口次郎兼光、木曾の使となり石川判官代を征する爲、日來河內國に在り」次に六月四日條に「石河兵衞判官代義資、關東に參着し、朝夕宮仕致すべき由を申す、是れ去る養和元年平家の爲に生虜せられし河內源氏隨一の者なり」とあるによりて明白なるべし。

河內石川氏の系圖は、尊卑分脈に義家——義時(陸奥五郎「六郎」左兵衞尉)」

國石田の郷に居り、其孫姓を石田と改め、慶長中石氏と改め醫を以て業と爲す。石氏三伯宗長石田に居る、三伯の孫石氏三淑藤原宗純なり」と。義純は橋本氏の譜に、安田三良義定の男」とも傳ふ。

石占 **イシウラ** 垂武紀に伊勢桑名郡の石占頓宮の事見ゆ。その地より起れるか、姓氏錄攝津に收め、攝津志菟原郡に入る。考證に依れば、石占は萬葉三に「扶策毛(ツエツクモ)、不衝毛去而(ツカズモサリテ)、夕衢占問(ユフケトヒ)、石卜以而(イシウラモチテ)」などある如く、古卜法に、石占とて石もて吉凶を定むる事ありし、其術を掌る者を石占と云ひしなるべしと。

1 **石占** 景行紀に石占横立あり、善く射る、日本武尊に從ひて熊襲征伐に行けり。

2 **石占忌寸** 坂上系圖に志多直之後とす、又姓氏錄、攝津諸蕃に「石占忌寸、坂上大宿禰同祖、阿智王の後也」とありて系圖と符合す。類聚國史引用弘仁十四年十一月紀に外從五位下石占忌寸水直なる者あり。拾芥抄姓尸部、姓氏錄抄にも石占忌寸を載せたり。

石浦 **イシウラ** 加賀、飛驒等に石浦村あり、それ等より起る。

1 利仁流藤原姓齋藤氏流 加賀國加賀郡(今石川郡)石浦より出づ。尊卑分脈に「利仁三世孫、忠頼—則高—爲輔(號石浦五郎)—成言(石浦藤次)—景光、」また「忠頼—吉宗五世孫、大桑利光—光綱(石浦三郎)—實光—長光、」と見ゆ。又林系圖にもあり。三州志石川郡石浦庄石浦傑に「石浦三郎光綱、其子藤次家光、石浦庄を領せり。一說には石浦五郎爲輔、同藤次成言、此に居館と云。長享の頃に至つて、賊師石浦主水住めり。主水の堡は今の慈光院邊に在しか。松田次郎左衞門が爲に謀られ殺さるゝ時此城も燒亡さる」とあり。

2 肥後の石浦氏 肥後國志に「十禪寺山王社記曰く仁平中、石浦河内守照國、江州坂本山王を勸請す」と。石浦氏は高江城主なりしとぞ。

石尾 **イシヲ** 藤姓と越智姓とあり。

1 越智姓河野流 河野の支流、正重以後系あり、家紋蔦葉、三蓋松、舞鶴。

2 秀鄉流藤原姓荒木流 荒木系圖に「高村—重元(攝州)—元清—治一(石尾)」と、寛政系譜治一以後の系を載す。家紋丸に蔦、牡丹、矢車、三木瓜。

3 應仁私記に石尾五郎あり、又見聞諸家紋に

石尾

を載せたり、攝津の石尾氏か。

石岡 **イシヲカ** 遠江、武藏、常陸等に石岡村あり、此等の地名を負ふ。東鑑卷十に石岡三郎友景見ゆ。

1 井伊氏流 遠江國引佐郡石岡村より起る。井伊系圖に井伊左衞門尉彌直—土佐房淨覺(石岡祖)と見ゆ。

2 藤原南家工藤流 工藤爲憲の庶流「維景—景任—資廣石岡を稱す」と云ふ。中興系圖に「藤原姓、本國□、工藤小三郎行衞男五郎景時之を稱す」と。

3 但馬の石岡氏 但馬國大田文に「輕部庄、五拾六町九反百七拾歩、地頭石岡兵衞治部入道」と載せたり。

石踊 **イシオドリ**

石躍 **イシオドリ**

石加 **イシカ** 和名抄伊勢國員辨郡に石加郷あり、以之加と註す。

石賀 **イシガ** 和名抄備中國哲多郡に石蟹郷ありて伊波加爾と註すれど、高山寺本以之賀と註し、今もイシガ村と云へば、イシガなるなり、此の氏此の地より起る。

1 備中の石賀氏　源平盛衰記阿の卷に、「備中には石賀入道、多治部太郎、新見郷司」と名族たりしを知るべし。猶ほ次の條を見よ。源姓なりと云へど詳かならず。

2 伯耆國にも此の氏榮ゆ。

3 美作の石賀氏は備中石蟹の城主小笠原長清七世孫艮清、天正二年十月秀吉の爲に落城戰死し、其の子元良遁れて眞島郡茅部村に來り石賀源五左衞門と謂ふ、これ作州石賀氏の祖なりと。

石蟹 **イシガ　イシカニ** 前述備中の石蟹郷は中世以後石蟹庄と云ふ。東寺寬正五年文書に相國寺領、備中石蟹庄とあり。此の氏は此の地より起りしにて前條氏に同じ。此の地に石蟹山城あり、備中府志に石蟹元宣の據るところと。中國治亂記に石蟹右衞門佐を載せたり。石蟹氏は源義光の後裔小笠原長清の後なりと云ふ。

石垣 **イシガキ** 紀伊國有田郡石垣より起る。猶ほ越後、筑後等にも石垣の地名あり。

1 熊野部裔　石垣氏は熊野部千代包（千代定）の後と云ふ。紀伊續風土記に、石垣の姓の起れる由緒詳ならず。明應元年神寶記に石垣在廳宮主貝包、永享五年口宣案に石垣昌包（宜任式部大夫）等、石垣の姓名書に見はる、是皆神官なり。當家及雅樂以下も同家なるべし」と。又三方社中條に「當時社家三に分れて、衆徒、神官、社僧と號し、是を總て三方社中と稱す。神官の職は毎日一人宛神前の廳に出仕して結番あり、一番より十二番まで次第に結番す。文龜二年の文書に神官の名目を載せて、鯆田一大夫高政、石垣二大夫行包、云々、五番頭石垣繼包、云々、番頭是なり。十二番頭の外に在廳と稱するもの一人あり。正應の文書に、石垣在廳重包、明德の文書に石垣在廳宮主貞包などある是なり」と。又衆徒七人、石垣主稅、石垣雅樂、石垣勘解由、石垣外記、又社僧十五人内に石垣專勝坊等を載せ、又牟婁郡佐野莊條に石垣氏代々此地の下司職なりしといふと見ゆ。

2 淸和源氏畠山氏流　同じく紀伊の名族にして守護たりし畠山の族なり。兩畠山系圖に、

貞國―家國―義深┐
┌―――――――――┘
├基國―滿家―持富―政長―尙順
├持深（伊豫守）―滿義
└滿國（石垣左京大夫）―持秋（左京大夫）―教重（七郎）
　├長經（石垣左京大夫）
　└政氏（石垣播磨守）宮原長經の爲石垣城にて生害

と見ゆ。

續風土記有田郡中井原村鳥屋城趾條に、「村の東にあり、天授五年山名義理等當城を陷る、後畠山氏の持城となり、畠山尾張守義深の二男石垣伊豫守深秋、其子左近將監滿慶、同左京大夫持秋、同伊豫守教重等居城す。明應年中畠山政長の二男畠山左衞門佐尙長、當城に來り住す、天文年中畠山尾張守政國、同刑部太輔景友、同民部少輔景春、石垣伊豫守深國等居城せしに、天正年中豊太閤の爲に落城す」とあり。

3 德川時代出羽本庄六郷藩の用人に此の氏あり。又美作、志摩等に現存す。津山藩分限帳にも見ゆ。

石頭 **イシガシラ**

石金 **イシカネ　イハカネ**

内別所山とて四方十丁許ある山へ、かの豊後入道が子六人をあひ具して隱れ住み農耕を事とし、子兵庫助まで二代谷山に居れり。今の與平次山くぼ屋敷跡是その舊跡なり」と。又和田村春日社の社家にも此の氏あり。

次に足立郡川田谷村三ッ木城は「石井丹後守の居りし地と傳へ、又同郡烏根村氷川社の神主家は先祖石井左衛門次郎國恒、應仁二年十一月五日卒す、其の子左衛門五郎國盛と云ふ」と。本郡石井氏家紋丸に横木瓜、及び丸に桔梗。

秩父郡にも石井氏あり。

10　常陸の石井氏　新撰國志に「石井、新治郡石井村より出たり(今茨城郡に屬す)笠間府下の舊家なり。佐竹移封屆從諸士姓名の內に石井あり。一本に石井は笠間の藤原とあり。されば佐竹氏の家士石井氏は笠間の石井氏の族と見えたり」と。明德二年熊野參詣願文連署に常陸國笠間郡の住人石井國守見ゆ。

11　磐城の石井氏　東白川郡に石井村あり關係あるか。西白河郡借宿村新知山は石井丹波の館跡なりと(古事考)。又仙道記に「小泉村の石井豊前は天正中の安積郡成田合戰、久保田合戰、鹽松のからや陣等に手柄あり、椚山を賜はる」と。又二階堂氏の家臣に石井上總あり。

又古事考に「白川郡上石井村は一村古より鐘鍋釜等を鑄冶す、天文七年八幡山の鐘に、大工石井靜阿とあるを始めとし、所々に其の作品多し」と。

12　岩代の石井氏　新編會津風土記に「耶麻郡金川村館迹、石井丹波守平盛秀築けりと云ふ、又狐堰、金川村の地頭石井丹波守、下荒井大和守盛繼に謀り命じて築かしむ、應永二年六月成る」と。その裔孫應永年中の古證文を藏す。又安積郡中地村に石井氏あり。

13　陸奥の石井氏　天正二十年四十八城注文に一戶、平城、破却、信直抱、代官石井新助と。

14　越後の石井氏　蒲原郡佐取村、此村の肝煎、石井次郎右衛門と云者、慶長以來の水帳を藏むと。

15　信濃の石井氏　小縣郡の名族なり。

16　相摸の石井氏　三浦郡不入斗村石井氏は七百年以前移住すと「家紋丸に横木瓜。武藏埼玉の石井氏に同じ、宇都宮族か。現今橫須賀市內に百餘戶あり、鎌倉土着者にも尠からず、三浦族に石井氏ある事前に云へり。

17　菅原姓　佐州諸役人附に石井氏を菅原姓とす。

18　末勘源氏　寛政系譜末勘源氏に石井氏二家を載す。

19　近江の石井氏　中原井口系圖に井口堯經—是經(石井入道)と見え、江州中原氏系圖に是經(石井入道)と記せり。

20　丹波の石井氏　天田郡に「石井五郎、子孫笹尾村岩井村」と丹波志に見ゆ。

21　美濃の石井氏　新撰志に石井遠江守、石井駿河守あり。

22　桓武平氏關流　伊勢國鈴鹿郡石井より起り、石井館に住す。桓武平氏關の一族にして、關系圖に「安藝守盛光—豊前守盛重—左近將監盛治—五郎太夫盛經(石井氏の祖也)」と見えたり。後裔北畠國司に仕ふ、尾州藩士杉山氏の祖なり。

23　佐々木流　井口氏の族なり、キノクチ條及び十九項を參照せよ。

24　美作の石井氏　平清盛の裔にして、越中次郎兵衛盛次七世の孫四郎右衛門正利永和三年流浪して作州に來り大井地方に居住す。其の子正義の裔、氏を石井と改

むと云ふ。清盛の裔など云ふ、信ずべきにあらず。

25 播磨の石井氏　明石の名族にして秀吉の頃石井與次兵衛あり、四國征伐、小田原征伐の際、屢々運漕を命ぜられし事石井文書に見ゆ。

26 安藝の石井氏　安藝田所氏の祖を石井源七郎末忠と云ふ、佐伯信兼の弟なり。元弘の亂官軍に屬し湊川に死す。こは石井を領せしよりの稱なり、田所條を見よ。佐伯郡に石井氏現存す。

27 伊豫の石井氏　周敷郡石井郷より起る。河野新居の一族なりと。

28 清和源氏宇野流　大野氏の一族にしてイハヰなりと。

29 桓武平氏西洞院流　雲上家なる石井家なり。平松時量の子行豊より出づ。其の後は行豊―行康―行忠―行文―行宣―行弘―行遠―行光―行知―行昌。德川時代百三十石、方領百石、後百三十石。武者小路室町東へ入、寺は十念寺、外樣。現今子爵、揚羽蝶。イハヰなり。

石井

御合印

30 讃岐の石井氏　全讃志に「愛宕山城、石井彈正居之」と見ゆ。

31 筑後の石井氏　筑後土着の名家に石井與三左衞門、石井和三次、石井龍次等あり。

32 薩隅の石井氏　嶋津家の國老なり。菱苅郡垂水郷諏訪神社神像の背に文明十年石井源左衞門義仍奉安の旨を記せり。

33 其の他、石井氏は東鑑十八に石井次郎義盛、太平記九に石井中務丞、子息彌三郎、同四郎、近江の番場に自殺す、蓮華寺過去帳に、石井中務忠光、子息孫次郎忠泰(三十二歳)、同四郎程國と。德川時代、勝山三浦藩(用人、旗奉行)、日出木下藩の重臣、小田原大久保藩(用人)、鯖江間部藩(番頭)、廣島淺野藩(年寄)、鍋嶋藩(側年寄)、蓮池鍋島藩の重臣、烏山大久保藩(用人)等に此の氏あり、又九條家の諸大夫等にも見ゆ。

又元祿年中、濱松太田資定の家臣に石井兵右衞門あり、赤堀源藏に殺され、其の子兵助復仇せんとして反つて殺さる。忠僕常右衞門二孤を養ひ、之を扶けて元祿四年、龜山に於いて源藏を斬る。又出目家の系圖に石井三右衞門あり。此の氏猶ほ志摩、備前、伊賀(豊後守井筒に據り石井とすと云ふ)、因幡、羽後、鯖江藩、磐城、大和等甚だ多し。

石居　イシヰ

1 肥前の石居氏　薩摩國建久の圖田帳に「加世田別府公領云々、山田村二十町、名主肥前國住人石居入道」と見えたり。

2 備前の石居氏　御野郡石井より起るか、伊福氏の後裔など云へど徵證なけん。

3 德川時代、井伊藩に此の氏あり。

石泉　イシイヅミ　志摩にあり。

伊従　イシウ　宮津本庄藩の番頭に此の氏あり。

石内　イシウチ　安藝國佐伯郡に石内村あり。又越後國古志郡にも存す。

1 石内宿禰　姓名錄抄及び拾芥抄等に見ゆれど出自詳かならず。

2 石内氏　石内宿禰の後なるべし。

石打　イシウチ　上野國邑樂郡に石打村あり、永祿の文書に石打郷と見ゆ、その地より起るか。

石氏　イシウヂ　甲斐の名族なり。其の家系に「大織冠鎌足公の後胤遠江守直純、寛弘中肥前國に居り、直純二十三代の孫大村八良義純、治承中安田義定に倚り、後甲斐

諫山郷を載ぐるも、兩郡のイサヤマ氏は文字によりて區別せしか。出自は河内と同樣物部氏の族とすべきが如し。

伊佐山　イサヤマ　不知山氏と同一にして物部氏の族ならん。

膽狹山部　イサヤマベ　山部の一種なり安閑紀元年條に「物部大連尾輿、事の己に由るを恐れ、自ら安ずるを得ず。乃ち筑紫國膽狹山部云々等を獻ず」と見ゆ。かく物部氏は此の部を朝廷に獻ぜしも、猶ほ此の部を支配せしが如し。勇山條を見よ。

不知山部　イサヤマベ　膽狹山部に同じ。天平十一年の出雲國大税賑給歷名帳に足幡里不知山部紀賣なる者見ゆ。九州、中國、近畿に亘り、廣く分布せしが如く考へらる。

伊皿　イサラ

猪去　キサリ　陸中國巖手郡猪去より起る。奧州斯波氏の族にて、「南部士譜に「志和治部大輔經詮の次男を猪去兵庫と云ふ」とあり。

石　イシ　石は地名か何か詳ならず。

○(社部)石臣　出雲風土記に嶋根郡少領外從六位上社部石臣(一本右臣)と見ゆるにより社部臣の支族にして、安倍氏の庶族と考へらる。コソベ條を見よ。

伊志　イシ　前述石臣の後裔か。安西軍策に伊志次郎、伊志源次郎等を載せたり、毛利方の人也。

石合　イシアヒ　豐後大友氏の庶流にして大友系圖に大炊助親秀の子田北兵衞判官親泰、庶子の次第、石合、須江、鹽手、小津留、城後」と見ゆ。家紋杏葉。

猶ほ信濃にも此の氏あり。

石井　イシヰ　イハヰ　和名抄山城國紀伊郡石井郷、また攝津國武庫郡に石井郷、以之井と註す、中世以後石井庄と云ふ、御宇多院御領目錄に攝津國石井莊弘誓院領、北野社大永五年文書、賀茂社文明五年文書同じ。民部省圖帳に「武庫郡石井莊、海鮮之料倉鹽之有無を以て充賓云々」とあり。次に伊豫國周敷郡、並に久米郡に石井郷を載せ高山寺本、前者に以之井と註す。次に豐後國日高郡に石井郷あり、宇佐大鏡に石井別符と載せ、又石井神社あり、以上は何れもイシヰと訓むが如し。次に河內國讃良郡に石井郷、安房國平群郡に石井郷、これは伊波爲と註す。次に下總國海上郡及び猨嶋郡に石井郷、上野國碓氷郡に石井郷、これも伊波井と註す。次に因幡國法美郡に石井郷あり、此等は何れもイハヰと讀しが如し。

斯くの如く石井は和名抄當時既にイハヰともイシヰとも讀みて、其等より起りし氏も兩樣に訓ずれど、今便宜上石井(イシヰ)のもとに一括して述べむ。其の他東大寺要錄六、諸國諸庄田地(長德四年注文定)に頸城郡石井庄　田六十五町一段七十三歩、とある如く、有名なる石井の地名尠からず、從つて其れ等の地名を負ひし此の氏は其の流派甚だ多し。

1　淸和源氏義光流　武田系圖、若州武田系圖等、義光の子實光に「石井次郎、住伊豆國」と載せたり。實光の後は分脈に「二郎實光—新田判官代義隆(義重の子となる)—義業」」及び義隆の子に田村冠者廣義を擧げたり。甲州、伊豆共に石井氏あり。

2　藤原北家宇都宮流　下野國河內郡石井より起る。宇都宮系圖に横田賴業の庶流とし、横田系圖に横田越中守賴業—出羽守時業—五郎左衞門尉業澄(河內郡石井郷を領す)—家業(石井五郎)と見ゆ。此の石井村は後鑑引用應安元年の南部右馬助入道軍忠狀に石井城とある地なり。小山文書應永廿四年のものに上杉禪秀若黨石井九郎あり此の族か。

3　清和源氏新田流　新田族譜田井正行七世小林倫恭の子に石井六郎右衞門直行を擧ぐるも後世の事なり。

4　安房の石井氏　こはイハキ氏なり。安房平群郡の石井郷より起る。東鑑治承四年條に石井五郎あり、多多良重春に屬す、又年宮社の舊神職に此の氏あり。

5　桓武平氏三浦流　寛政の呈譜に平氏にして三浦の一族重宗(里見義康に仕ふ)より出づと。家紋丸に三引、五三桐。義康は戰國末の人なれば、これも古からず。

6　下總の石井氏　下總に石井氏多し、此等は海上郡或は猨嶋郡の石井郷より起りしなるべし。下總國小金本土寺の過去帳に、「石井隼人祐、カサイシ・ホネ、文明三辛卯十二月、」「石井道儀隼人、文明、」「石井左京亮、永正、四月長嶋にて打死、」「石井源四郎、永正二四月、」「石井彥右衞門、永正十六年二月打死栗原、」「石井新右衞門、大永三癸未十月、小金にて打る、」「石井新七郎、天正、」「石井縫殿助天正、」「石井八郎右衞門、慶長十三三月、」其の他石井彈正入道妙義、石井雅樂助道清、石井縫之助、石井隼人、石井彌七郎(若衆也)等を擧げ、又印旛郡土居村祥鳳寺永正十四年の鐘銘に大旦那石井雅樂助あり。

7　平姓武藏の石井氏　武藏にも石井氏甚だ多し、出自分明なるもの、或は源氏と云ひ、或は平氏と云ふ。先づ多摩郡大藏に石井氏あり、新編風土記に「先祖石井内匠助平兼實世田ヶ谷吉良家に屬し、其比は當村北の方小名石井士と云ふに住せしが、後今の宅地に移る。天正十一年七月十一日神祖第三の姬君(督姬君の御事)北條氏直へ御入輿の時、久世平十郎と共に仕へ奉り、其後又吉良家に屬し、當村に土着してより今に連綿す。督姬君より給はりし御紋付の棗二つ、短刀一腰所持せり」と。其の他、鎌田村石井氏條に「小田原北條家に仕へし者の由、今も一通の書を藏せり」また中山村石井氏條に「先祖を石井善左衞門とて小田原北條氏へつかへしものなり」と。又「芋久保村神主は先祖石井出羽守、この地の地頭酒井氏と大阪陣に出づ」又後ヶ谷村の石井氏は「遠祖春日丸と云、其の廿五代の孫石井勘解由、地頭逸見氏と共に大阪陣に出づ」と。

8　源姓武藏の石井氏　葛飾郡谷中村に石井氏あり「先祖石井惣右衞門源政同、幸房村と同時に本村を開發す」と。南葛飾、鹿本村の鹿骨に石井氏三四十戸あり。鎌倉時代鎌倉より移住したりと。家紋丸に重ね鷹の羽。

9　其の他の武藏石井氏　新撰風土記橘樹郡宮内村石井氏條に「先祖石井源左衞門下野國より出て隣村小杉村に移り、それより天正四年當所へ移りしと云。これ東樹院を開基せし源左衞門なり。然るに神奈川宿の名主石井源左衞門が先祖も同名にて、北條家以來の舊家なりと云ときは同族などにや、系圖を失ひたれば考に由なし」と。下野より來ると云へば宇都宮流と緣故あるか。同郡小傳馬村石井氏「瀧の橋の邊に居れり。先祖源左衞門は元和九年十月六日卒せり、法名を壯嚴院清譽淨哲と號す。この人元北條家に仕へしと云り、小田原役帳にも見えし人なり」と。又入間郡に「石井氏(堀之内村)、家の舊記を藏す。其大意に云、先祖は勝樂寺村りうかいの城主豊後入道伏見小太郎(按に勝樂寺城跡に星見小太郎に作る)と云人の家人筑後守と云て、三ヶ島村に居れり。小田原陣の時にや、りうかいの城攻落され、村

此絶頼朝居住と存候共、鎌倉に歸べし。然ば常に動座有べし、其間の留守と號して、家景を指置くべしとて則ち御判をくださる」と。ルス條參照。

家景、伊達世臣家譜、留守條に「本伊澤と稱す、本姓藤原、其先を詳かにせず。伊澤左近將監家景を以つて祖と爲す。家景文治三年、始めて奧州伊澤郡に到り、暫く此に住む。因つて伊澤を以つて氏と爲す。五年秋、征夷大將軍源賴朝、西城戸國衙等を奧州に討つ時從ふ。悉く其の黨を殲す、鎌倉に還る。六年春奧州留守に補せられ、州内宮城郡岩切高森城に住む、子孫因りて留守を以つて氏と爲す」と、封内記「高森古壘は伊澤左近將監家景の居る所」と見ゆ。

家景「奧州征伐以前伊澤郡にあり、よりて伊澤と稱す」と云ふを事實とすれば、膽澤公の後裔たるや論なかるべきか。賴朝が之を擧げて奧州留守職とせしも奧州の事に精通するによるならむ。藤原氏と云ふ如き假冒に過ぎず。

5　岩代の伊澤氏　新編會津風土記、耶麻郡高畠村條に「館迹、伊澤權頭俊行と云ふ者築き、後神保小次郎長保居りしと云傳ふ」と見ゆ。

6　下野の伊澤氏　戰國時代伊澤遠江守あり。

7　清和源氏　佐州諸役人姓名書に此氏を清和源氏とす。

8　神家族、其の他信濃諏訪伊澤は神家族也と云ふ。

石禾　イサハ　イサワ　和名抄甲斐國山梨郡に石禾鄕を收め、伊佐波と註し、高山寺本以左和とあり、神鳳抄に外宮石禾御厨あり、後世石和と云ふ。又但馬國養父郡に石禾鄕あり、伊佐波と註す。

1　淸和源氏武田流　伊澤條に云へり、鄕名を負ふ。

2　但馬の石禾氏　但馬國太田文に、「八幡頭桝別當八町三反、下司石禾九郎能實御家人、」また「藤和谷地頭職、石禾田尼蓮阿御家人」と見ゆ。養父郡石禾より起りしなり。

井澤　キサハ　甲斐の井澤氏は伊澤氏に同じ、その他も多く甲斐發祥と云ふ。

1　甲斐の井澤氏　平治物語に甲斐の井澤四郎信景を載す、義朝に從ふ、此の人の出自詳かならず、但阿波の井澤系圖に千葉氏の族とするのみ。伊澤條を見よ。

2　武田流　武田系圖に「信義の子信景(井澤四郎)とあるより出づ。伊澤條を見よ。

3　若狹の井澤氏　應仁私記に井澤惡四郎(源信成)を載せたり、甲斐國住人とも載せたれば、武田氏に從ひて若州に移りしならむ。

4　猶ほ寬政系譜淸和源氏と云ふ井澤氏を擧ぐ、家紋黑餠に八鷹羽車、丸に二雁金。又信濃、武藏等にも井澤氏多し。

石和　イサハ　甲斐山梨郡の石和より起る石和は和名抄の石禾鄕にして又伊澤と云ふ事も前に云へり。甲斐信濃源氏綱要に武田、石和五郎信光—信政—政綱(石和五郎三郎)—信家(三郎、伊豆守)—貞信(武者所、甲斐守、貞和三六卒)—政義(駿河守)、其の弟貞政(上野介)とあり。

伊雜　イサハ　和名抄志摩國答志郡に伊雜鄕あり。

伊佐早　イサハヤ　肥前國高來郡諫早より起る、諫早古く伊佐早と記す。此の氏或は伊佐氏と關係あるか。博多日記裏書、彼杵庄々官に「伊佐早十郎持通(正中二、今者死去)」「伊佐早三郎跡(元應元)」次に深堀文書建武五年のものに伊佐早三郎入道、曆應五年のものに伊佐早四郎、また鎭西要略應

安六年條に「伊佐早右近五郎探題に降る」等多く見ゆ。御室御領伊佐早庄の庄官にして勢力ありしが如し。諫早神社(四面社)は此の庄の鎮守にて此の氏と密接の關係あるべし。祠官を宮本氏と云ふ。

諫早 イサハヤ　肥前國高來郡諫早より起る。この地は深江文書正和三年九月のものに、「仁和寺佛母院御領肥前國伊佐早庄雜掌重ねて申す、早く當庄船越次郎家通の注文の旨に任せ、安富左近將監賴泰に仰せんと欲す。且は御下知狀により、且は文永三年の實檢帳を守り、年々御年貢以下の濟物等を究濟せしむべきの旨仰下さるゝ間の事云々」と見ゆるの地にして、古くは伊佐早と云へり。

1　伊佐早氏條を見よ。

2　龍造寺流　龍造寺家門(家兼の次男)の嫡子鑑兼の後なり。其の子家晴・鍋嶋藩より諫早に封ぜらる、諫早家これなり。鍋嶋藩三家老の一にして一萬石を領す。

伊參 イサマ　和名抄上野國吾妻郡に伊參鄕ありて伊佐萬と註し、又相模國高座郡にも伊參鄕あり。

諫山 イサヤマ　和名抄備後國沼隈郡、及び豐前國下毛郡、並に京都郡に諫山鄕を收む。何れも膽狹山部の住みし地にして、此の氏と至大の關係あらんと考へらる。殊に豐前の諫山は特に然り。次の條々を見よ。

勇山 イサヤマ　膽狹山部(不知山部)の後裔たるべし、イサヤマべ條を見よ。物部氏の一族とあり。

1　豐前の勇山氏　天平十二年九月紀に下毛郡擬少領无位勇山伎美麻呂と見ゆるは膽狹山部首長の家と思はる。又京都郡並に下毛郡共に諫山鄕あり。其の勢力ありしや想像するに難からず。此の後裔不知山條を見よ。

2　河內の勇山氏　河內の著姓なり。弘仁元年十月紀に「河內國人從七位下勇山國島、正七位下家繼、正八位上眞繼、從八位下文繼等、姓を連と賜ふ」と見ゆ。此の氏は膽狹山部の後裔にて無姓の氏たりしが、文繼出づるに及び大いに起る。文は弘仁の初年漸く從八位下に過ぎざりしが、その文才の認めらるゝや官位しきりに進み、大學助、紀傳博士、後東宮學士等となり、凌雲、文華秀麗、經國の三集に名を馳す。文華秀麗集序には「從五位下行大學助紀傳博士臣勇山文繼」と載せ、經國集序には「從四位下行東宮學士臣安野宿禰文繼」と見ゆ。無姓より臣姓となり、弘仁より天長の間に於いて安野宿禰姓を賜ひしや明白なりとす。その兄家繼も亦大學博士に進めり。

3　備後の勇山氏　沼隈郡に諫山鄕あれど勇山氏物に見えず。

4　勇山連　前條の如く勇山の連姓を賜ひしもの也、姓氏錄、河內神別に「勇山連、神饒速日命三世孫出雲醜大使主命之後也」と載す。是により思ふに物部尾輿、膽狹山部を獻ぜしが、猶ほ其首長は物部氏族なりしが如し。弘仁六年七月紀に河內國人外從五位下勇山連家繼、外從五位下文繼、正七位上國島、正七位下眞繼等右京に貫附す。」と見ゆ。後安野宿禰姓を賜ふ。第二項を見よ。

不知山 イサヤマ　勇山に同じ。姓氏錄末文、及び姓名錄抄等に見ゆ。

又外記日記長保元年條に豐前國京都郡人豐前掾不知山長松を擧げ、又宇佐大鏡に豐前權掾不知山貞恒を載せたり。卽ち知る前述豐前國の勇山氏は後世主として不知山と記し、在廳官人として勢力ありしを。但し前述豐前の勇山氏は下毛郡の人にて、此の不知山氏は京都郡の人なれば、和名抄兩郡に

佐治系圖に「爲綱、伊佐野と號す、江州甲賀より尾州野に移る。其の子爲勝—爲次—爲平に至り、佐治左馬允と號す」と見ゆ。

鯨野 イサノ　和名抄土佐郡、幡多郡に鯨野鄕あり。其の地に緣故あるか。

膽澤 イサハ　和名抄陸奧國膽澤郡に伊佐波と註す、其の地より起る。

1　膽澤公　蝦夷酋長の稱號にして、膽澤郡を名に負ふ。類聚國史百九十に「延曆十一年云々、陸奧國言ふ、斯波村の夷膽澤公阿奴志己等使を遣し、請うて曰く、己等王化に歸するを思ふ、何の日か之を忘れむ。而して伊治村俘等の遮る所となり、自ら達するに由なし。願くは彼の遮鬪を制し、永く降路を開かむ云々」と見ゆ。

2　上毛野膽澤公　前項膽澤君と同族か。されど上毛野と冠するにより、早く毛野氏の配下たりしや想像するに難からず。承和八年三月紀に「江刺郡擬大領外從八位下勳八等上毛野膽澤公毛人等に從五位上を借授す」と見ゆ。以つて膽澤郡より江刺郡方面に榮えしを知るに足らむ。膽澤郡駒形神社は此の氏の氏神にして、赤城、二荒等の神と同樣毛野氏の氏神を祀る。駒形神の分布は毛野氏の分布を語るなり。(駒形神社志參照)

3　遠膽澤公　膽澤の北方を遠膽澤と云ふ、其の地より發す、トホイサハ條を見よ。一族近江に移る。

伊澤 イサハ　阿波、伊勢等に伊澤村あり、猶ほ次條に云ふ石禾、石和等も亦伊澤とも記載す。從つて數流あり。

1　桓武平氏千葉流　甲斐國山梨郡石禾鄕より起る。平治物語に甲斐の人「井澤四郎信景」を載せたり、義朝に從ふ。此の人の出自は詳かならざれど、阿波伊澤系圖に據れば「千葉常景の子なり」と云ふ。徵證なけれど、暫く附記して後考を俟たん。その實甲斐の古代豪族なるべし。

2　清和源氏武田流　平治物語甲斐源氏に伊澤氏を擧げ、源平盛衰記、甲斐國の武田一族を擧げて伊澤五郎信光、東鑑一、三、七、十、十一、十二、十三、十五等に伊澤五郎信光あり。信光は尊卑分脈に「武田信義—信光（右大將家の御時、石禾庄を賜ふ、仍りて石禾五郎と號し、又伊澤と號す。）—武田小五郎信政—五郎二郎政綱—信家(石禾二郎、伊豆守)—貞信(一本信貞、甲斐守)—駿河守政義、弟上野介貞政」と。また武田系圖にも「信義—信光(石和五郎)」と見ゆ、前項氏との關係詳かならず、或は云ふ信光は前項四郎信景の男ならんかと。後武田氏の總領職を相續す。

此の後裔に伊澤氏あり、信光の子信忠の後なり、寬政系圖政重より系あり、家紋三菅笠、蔦、柏子木。

3　阿波伊澤氏　阿波郡伊澤より起る、天正年間此の地の鄕士に伊澤越前守賴俊あり、三好家記に多く見ゆ、一宮長門守成助、吉井左衞門行康等と共に三好長治を殺し、細川持隆の子掃部頭眞之を擁立せんとして成らず、讃州引田城主矢野駿河守に殺さる。「天正五年伊澤越前守、坂西の城を築きて在るを、矢野駿河守夜討しけるが、思ひよらざる事にて纔の人數に切立られ、伊澤も終に討れけり」と。其の系圖次の如し。平忠常—忠將—常長—常景(千葉四郎)—信景(伊澤四郎、母武田義清女、甲斐國石和庄に住む。平治元年卯春、源義朝公に隨順奉仕、度々軍功を顯

はし高名あり。十七騎之内也、壽永三年卯四月七日卒す、法名信觀)―家景(從五位下左近將監、伊澤四良太夫、母は逸見冠者淸光の女、室は大西丹波守國勝女、治承元年より右大將源賴朝卿に隨從して奧州伊達泰衡征伐の砌、粉骨盡し一勵戰忠國、玆に右大將御感淺からずと稱し、勸賞として阿波國日鷲山向伊那佐和庄に居住、同三年己亥三月、一千町之采地を賜ふ、伊那佐和を伊澤號に改め、又伊澤庄と改む。同四年庚子夏、伊澤城を築く建久八年春、右大將信濃國善光寺詣御供同九年月十四日卒、法名勇義大禪門)―俊景(從五位下河內守、四良太郎、室秋月左衞門尉光吉女)―賴景(從五位下長門守藏人兵衞尉、四良大夫、室村田左門正吉住女)―信俊(從五位下越前守、四良太夫、室市原太郎助信兼女、仁治三壬寅年八月十六日卒、法名高嶺寺殿)―家俊(從五位下河內守、左近將監、室佐野重右衞門仲定女、嘉曆元年寅十二月四日卒、法名冬林寺)―高景(從五位下志摩守、右京亮、四良三良、後醍醐天皇奉仕)―高俊(從五位下播磨守、左近將監、萬重良、幼名鷲王丸、室戸井志摩守村反女)―賴好(從四位

イサハ

下越前守、五郎太夫、室忌部左京進藤正女)―高綱(從五位下播磨守、四良兵衞、室小笠原宮內太夫賴淸女)―信高(從五位下志摩守、主馬之進、室柿原源太兵衞尉延義女、文明七年未九月四日卒、寶光寺殿穩雲宗德禪定門)―賴高(從五位下越前守、四良太夫、室土肥兵庫頭委正女、永正四年卯六月十六日卒、法名寶樹院殿瑞岩寺秀英大禪定門、妹瀧宮左衞門尉氏治室、妹一宮四良三良成次室、妹早淵隼人佐成定室)―高俊(從五位下播磨守、四良太夫、室秋月右衞門光行女、天文十五年戌三月八日卒、法名宗顯院殿春嶽玉樹大禪定門)―高好(從五位下河內守、右近太夫、左近將監、室河野四良通始女、大永年中奉仕義晴公)―賴俊(從五位下越前守、四良太夫、室瀧宮豐後守氏康女、後室一宮和泉守成長女、奉仕足利大將軍、屬管領細川家、爲旗下)―賴元(右京亮、後久太夫と云、母瀧宮豐後守女)、弟俊國(左京亮、母同上)、弟賴綱(志摩守、始安綱、後改、母一宮和泉守成長女、室住友左衞門九郎藤次女)、賴元の後は名東郡國府町早淵の伊澤氏。賴綱の後は阿波郡伊澤村の伊澤氏。共に現存す。(後藤捷一氏報告)

イサハ

古城記阿波郡條に「伊澤殿、平氏、月ニ星丸、四ッ目結」、一本「月星、四目結蝶」、應永六年十二月の文書を藏す。

4 陸奧の伊澤氏　前條膽澤公の後裔に非ざるか。東鑑卷十五に伊澤左近將監あり、賴朝奧州征伐後、宮城國府の留守職に任ず。餘目氏舊記に「奧州宮城郡引付、并留守の先祖の事、御所望によりて大概書進候畢、彼家には藤原氏、天津兒屋根廿一世の孫、鎌足大臣大織冠。正一位、內大臣、仁王卅九代天智天皇御宇の人也。淡海公。忠仁公。　照宣公。粟田の關白通家御末葉、伊澤四郞家景、官途をば左近將監家景と號す。二代目民部丞家元。三代左近衞丞家廣。四代左兵衞丞恒家。五代目出羽守家信。六代目遠江守家助云々。留守の家にはあはたの關白より家といふ字持字なり、景といふ字先祖に候へ共、それは□しての字に候也。伊澤とこそ申すべきに、留守と號する事ゆいしよ候也。(中略)賴朝さて本朝に賴朝に心安き輩誰か候べきと仰せらる。其時かぢはら取あへず申ていはく『誰と申とも伊澤の四郞家景ならでは』と申によりて、賴朝の御諚に、所詮日本第一の大國なり。

景は阿多氏を稱す、後薩摩權守と爲る」と。果して然らば伊作氏の原姓阿多氏にて神代以來の名家なれど、伊作の地にありしにより伊作を稱號とせしものか。而して平姓となりし次第を考ふるに、果して伊佐氏の血を受けしか、或は伊作、伊佐國音相通ずるより其の系を冒せしか一切詳かならざるも、平爲賢の後太宰大監となりし人に、平季基、良宗の兄弟あり、類聚符宣抄萬壽三年三月廿三日の太宰府解に從五位下行大監平朝臣季基と見ゆ。萬壽中未墾の地を開拓して宇治關白賴通に獻ず、島津庄これなり。蓋し季基は爲賢の子弟なるべし。系圖には村岡五郎良文の後とし、

貞時(伊作平次)―良元(大宰大監)―┬―季基(大宰大監)―伊作平三兼輔
　　　　　　　　　　　　　　　　├―爲賢(四郎)
　　　　　　　　　　　　　　　　└―致行(少貳)

とす、爲賢は國香(良望)四世孫なれば良文の裔とするは誤なるや明白なり。猶ほ爲賢は寛仁三年刀伊賊を退け、分脈維幾の長男とあれば、季基の弟なる筈なし、故に季基は爲賢の弟か子なれど、薩摩平姓の祖なれば、これを長男とし、爲賢を次男とせしか。その祖父を伊作平次貞時とするにより、伊佐氏との混淆を想像するを得ん。伊作平次貞時は地理纂考川邊郡平山城條に「伊作平次貞時九州の總追捕使となり、薩隅日及び肥前國を領し、肥前羽島に居城す」と。肥前羽島は肥前鹿島の訛なり、覺鑁の父伊佐平次が鹿島の人なるを思へ、又伊作平次良道の嫡女菊池氏に嫁し、次女彼杵三郎久澄に嫁して鹽田三郎秋澄を生むと諸系圖に見えたり。菊池氏が嘗つて鹿島氏を稱せし事は圓通寺の古記に鹿島大夫將監則隆とあるによりて知るべく、又彼杵、鹽田共に鹿島の附近なれば、羽島が鹿島なるや明白にして、當時伊作平次と傳へらるゝ人の鹿島にありしや想像するに難からず、從つて伊作平次とは覺鑁の父伊佐平次と同人か同一系の人なる事も著し。薩摩の古記總べて伊作平次の時、薩摩に來り伊作に在城すと。然らば此の古傳に從ふも伊作平次貞時は未だ伊作と稱せざりしとせざるべからず。

思ふに爲賢刀伊擊退の功を以つて、仁和寺領藤津御莊の追捕使となり、季基島津庄を開發す、よりて薩隅日及び肥前を領し肥前羽島に住すと云ふなるべし。而して其の後伊佐伊作音通ずるにより、爲賢の裔其の地を得て伊作氏とも稱するに至りしか。伊作郡は後世伊佐郷と云ふ、此の點に起因するならむ。猶ほ此の伊作氏は純友が弟遠純の後とも傳ふ、これ覺鑁傳の誤より來りしにて伊作氏の伊佐平次の後なる益明かなりとす。地理纂考伊作郷湯之浦村田中村條に「建久年中、和田親純居城なり。親純は藤原純友が弟伊豫守遠純の後裔なり。建久八年內裏大番の觸狀に、伊作平四郎と見へたるは、親純が後胤伊作實澄なりといへり。按するに平氏、村岡五郎良文四世孫、伊作平次貞時、九州の總追捕使として薩隅日及び肥前國を領し、肥前羽島に住す。四世平次郎良道來りて當邑を領す。良道の嫡女は肥前國菊池四郎經遠が妻なり。故ありて當邑此女の所領となり、其後、菊池三郎遠秀に與へけるに、經遠歿して此女 和田八郎親純が妻となる。是に於て又親純に讓れりと舊記に見へたり。永仁の頃に至り伊作久長、日置伊作を併領し伊作に在城す」と見ゆ。

猶は川邊郡平山城條に「伊作平次郎大夫良道が長子を平次郎道房と號す、初て川

邊に移り當城を治所とし、氏を川邊と號す」と云ひ、又伊作平次郎の弟を頴娃三郎忠長として、頴娃氏も此の一族とす。其の他給黎兵衞有道、薩摩太郎忠直、別府五郎正明を伊作平次郎良道の子とし、揖宿五郎忠光、知覽四郎忠信等を頴娃忠長の族とす、卽ち鎌倉時代の初期前後、薩摩の大族たりし川邊、別府、頴娃、伊作、薩摩、知覽、給黎、指宿等を、何れも村岡良文四世孫にして、九州總追捕使となり、肥前羽島に在りし伊作平次貞時の後裔とする也。此等の事は容易に信じ難きも、建久の大番交名伊佐氏の外、川邊平二郎、頴娃平太、東鑑に阿多平四郎、圖田帳に、鹿兒島郡司平忠純、河邊郡下司平太道綱等を載せたるを思へば、此の事なしと云ふべからざる也。

伊作氏の系圖にては、河崎平大夫良忠、河邊兵衞良道、多稱有道、薩摩忠長、阿多忠景、別府忠明を季基、爲賢の兄弟とす。

2　嶋津流　後世前項伊作氏衰へて島津氏その後を襲ふ。島津系圖に「忠時—久經(伊佐庄地頭)—久長(伊作を稱す)、また「忠時—修理亮久經—三郎左衞門忠長(彥三郎始名久長、伊作家祖)—右京進久清(始名宗久)—下野守忠親(親忠)—久義—勝久—敎久—丈安丸」と見え、又地理纂考、伊作城條に「龜丸城とも號す、伊作家代々の居城なり、島津忠宗の次子島津大隅久長始て伊作日置を領し、伊作を氏とす。此子孫を伊作家と號す。當城にて伊作善久、、及び島津忠良、同義久、同義弘誕生なり」と。

丈安丸十六歲にて死す、よりて島津忠國の三男式部大輔久逸(久俊、河內守)敎久の女を娶りて遺跡を嗣ぐ。明應九年十一月加世田にて戰死、其の子又四郎善久—忠良、忠幸の養子となる。

久逸嘗て日向櫛間城主たり、伊東氏と結んで新納近江守忠續と戰ひしが、伊東祐國戰死せしより、久逸も敗れて島津に降る。之より前日向記に「應永廿六年己亥三月、加江田車坂城に島津方打入、大將には伊作惣二郎、同惣三郎也」と見ゆ。

居作　キサク

井櫻　キサクラ

砂金　イサコ　陸前國柴田(名取)郡砂金村より起る。菅原姓と云ふ、伊達世臣譜略に「砂金、姓菅原、先祖攝津常久以前、家系傳へず、故に其の出自を詳かにせず。其の先世柴田郡砂金邑に住み、以つて稱號となす。十七世政宗君の世、常久の子右衞門貞常一族に列す」と見ゆ。砂金庄前川邑川崎驛に古壘あり、封內記に「砂金佐渡隆常居る處」と。又刈田郡在同村築館城、觀聞志に「後世砂金又七郎なる者居る」とあり。又天文の頃、砂金攝津常久、同又次郎貞常等伊達家に仕ふ。

伊讃　イサヽ　和名抄常陸國眞壁郡に伊讃鄕あり、寬喜元年將軍賴經が眞壁時幹に下す文書に、眞壁郡伊佐鄕地頭職とあり(地理志料)。

伊佐須美　イサスミ　岩代國大沼郡高田町に伊佐須美神社あり、舊禰宜を渡邊氏と云ふ。內舍人渡邊綱八世孫渡邊四郎光房の裔となり。又永正十四年の古鐘あり「大旦那平[illegible]高、平盛安、旦越新右衞門尉、源左衞門尉云々」と。當社昔は神主、宮司、檢校より已下三十二員の神職ありしとぞ。

伊佐世理　イサセリ　周敷の伊佐世理宿禰あり、伊豫國周敷郡の大族なり。天平寶字八年周敷連眞國此の氏を賜ふ、スフ條を見よ。

伊佐名　イサナ

伊佐野　イサノ　平姓、家紋軍扇なりと。

馬氏が古文書に平氏と見ゆるに關はらず、後世藤原純友裔と稱し、その祖直澄を純友の子とするに至りしは、覺鑁を出したる伊佐氏が明白に平氏なるに、將門族胤とする事より誤りて後世純友裔とも傳ふるに至りしと軌を一にす。(但し其の祖直澄の澄が純友の純と音通ずるにも據るなるべし）而して此の現象は單に肥前のみに止まらず、薩摩に於いても同樣なる現象を見るなり。次に云はむ。

3 薩摩の伊佐氏

以上の如く伊佐氏は刀伊賊擊退に功ありし平爲賢の裔なるに、將門の屬胤とせしより藤原純友と混ぜしが、猶ほ薩摩の伊作氏は伊佐氏と國音相似たるにより同一氏族と誤り、或は藤原氏にして純友裔と傳へ、或は平氏の胤と稱するに至れり。卽ち地理纂考に「伊作郷湯之浦に田中城址あり。是れ建久年中、和田親純の居城とぞ、親純は伊豫掾藤原純友が弟遠純が後裔なり。建久八年内裏大番の觸狀に伊作平四郎と見えたるは、親純が後胤伊作實澄なりといへり」。「一說平氏村岡五郎良文の四世孫伊作平次貞時九州の總追捕使として、薩隅日及び肥前國を領す。良道の嫡女は肥後國菊池三郎遠秀に與へけるに、經遠歿して此女和田八郎親純が妻となる、是に於て又親純に讓れりと舊記に見えたり。」と、また「村岡五郎平良文四世孫伊作平次貞時より四世平次郎太夫良道來りて近郷伊作に在城す。良道が長子を平次郎道房と號す」とあり。

薩摩の伊作氏は同國伊佐郡より起りしや明白なり、而して伊作郡は延喜式、和名抄、建久の圖田帳等に見ゆれば伊佐氏の移住によりて發生したるにあらず。されば伊佐氏と伊作氏とが全く別流なるや著し。されど伊作平次が薩日隅及び肥前國を領し、肥前の羽島(鹿島)に住めりと云ふは、肥前伊佐氏を指すや明白なりとす。而して其の一族と云ふもの、既に源平時代確實に平氏と稱し、傳說としては何れも伊作氏より分れたりと云ひ、而して伊作と伊佐と音通じ、延喜式和名抄の伊作郡は後世伊佐郷となり、又別に伊佐郡を北方に起せり。此等に據りて考ふれば、伊佐氏は同音の緣故より、刀伊勳功の賞として伊作郡を望み、勢力を薩隅に得しものと思はる。斯くの如く自己の苗字と同名なる土地を、由緖あるが如く僞り、勳功の賞として獲得する例甚だ多し。猶ほ伊作の外伊佐郡の發生も伊佐氏によりてなされしものと考へらる。猶ほ伊作條を見よ。

4 佐々木流　尊卑分脈に佐々木定綱―行綱(伊佐長州伊佐別府相傳之)また淺羽本佐々木系圖に行綱（伊佐長州伊佐別府七郎左衞門尉相傳也)―義綱(伊佐二郞）など見ゆ。長州伊佐とは和名抄に所謂長門國美禰郡位佐郷にして、萩洞春寺の梵鐘に長門國佐佐別府南原寺との銘あり。

行綱（家紋薔薇　七郎　左衞門尉）
- 義綱（二郎　左衞門尉）―兼綱（二郎）
  - 季綱（三郎）
- 賴綱（三郎）―賴泰（源内）―宗基（左衞門尉）
- 朝綱―政綱―政泰―氏泰―宗泰
- 尙綱（左衞門尉　參六）―光綱―基綱（三郎　惣領職相傳）―正綱（二郎）―直綱（源三）
- 親綱―重綱

源三直綱の後は五郎左衞門尉氏綱―六郎左衞門尉範綱―七郎左衞門尉茂綱―七郎左衞門尉康綱にして、此の五代は足利將軍家の御家人にて、幕府に近習致す。康綱の子時綱、天文十九年五月義晴將軍死去の後、義藤將軍の旨に違て尾州に出奔、後淺井長政の重臣となり、天正元年八月二十九日小谷城にて戰死せりと。博多日

記に長門國伊佐、先帝の御方に參ずる事見ゆ。此の伊佐氏なるべし。

5 丹後の伊佐氏　正應元年の諸庄鄕保田數帳に、近澤保、近澤八段百八十歩、伊佐次郞、網野鄕、十町五段二百九十七歩、伊佐將監と見えたり。

6 結城流　秀鄕流藤原氏結城の族にも伊佐氏ありて、結城系圖に貞廣―朝祐―直光―貞光(伊佐祖)と見ゆ。

7 伊佐氏は源平盛衰記に、伊佐小次郞友政、東鑑九、十、十五、廿五に伊佐太郞行政、十八に伊佐太郞、廿七に伊佐兵衞尉、卅一に伊佐右衞門尉、卅二に伊佐四郞藏人、次に承久記二に義時に從ふ輩に伊佐の大進太郞、卷の三にいぐの六郞あり時が手の者に伊佐の三郞行正、次に太平記卷九に伊佐治部丞、同孫八、同三郞、息男孫四郞等あり。

又後世美濃白髭大明神社の社人、山城鴨社氏人等に伊佐氏あり。後者は鴨姓なりと。

射狹　イサ　常陸國眞壁郡に伊讃鄕ありて又附近に倉持村あり、よりて姓氏錄車持公に「上野君同祖豐城入彥命八世孫射狹君の後なり」とあるに照し、此の地は車持氏の祖射狹君の居住せし地かと云ふ(郡鄕考)。果して然らば後世の伊佐氏とも關聯する處あらん。

居在家　キザイケ

率浦　イザウラ　和名抄出羽國秋田郡に率浦鄕あり。

井坂　キサカ　紀伊國那賀郡に井坂村あり、緣故あるか。此の氏にも數流ありしが如し。

1 紀臣族　紀氏系圖に長谷雄―淑信―在昌―伊輔―爲基―賴任―賴季―守澄―實直―實重(元號井坂平太)とあるより出づ。

2 三浦流　常陸國筑波郡井坂より起る。桓武平氏三浦の族なりと。家紋丸に一引兩、花輪違。

3 伊勢の井坂氏　往昔井坂和泉守なるもの紀州より來り、度會郡御園尾に歿す、今も墓石あり、此の附近井坂を氏とするもの多し(名勝志)。志摩にも存す。

4 攝津の井坂氏　足利尊氏の臣に井坂大夫なるものあり、島下郡宿久庄に住すと。

5 其の他備前等中國筋にもあり。

伊坂　イサカ　井坂氏と同じきか、紀氏の族にして實直を祖とすと云ふ。

居坂　キサカ

井崎　キサキ　若狹國三方郡に井崎村あり、其の地の大倉見城は熊谷氏の據れる地なり。肥前大村藩に井崎氏あり。

伊崎　イサキ　若狹、長門等の伊崎より起る。信濃、若狹等に存し、又加賀藩侍帳に「參百石、紋丸內矢筈十文字、伊崎彥右衞門」と見ゆ。

井前　キサキ　備前國邑久郡に此氏あり。

猪崎　キサキ　丹波國天田郡に猪崎村あり、附近には大江山を以つて有名なる鬼が城あり。

伊作　イサク　薩摩國伊作郡より起る。和名抄以佐久と註し、利納の一鄕を收む。建久圖田帳に「伊作郡二百町(正八幡宮論田廿二町五段)地頭右衞門兵衞尉」と見ゆ。此の地より起りしなり。二流あり。

1 平姓　伊作郡は古く阿多隼人の頭梁阿多君の勢力を振ひし地ならんも、今調査するによしなし。刀伊入寇擊退後平爲賢の裔なる伊佐氏、薩隅に勢力を振ふや、伊作氏は其の系を混じて平姓となる。建久八年十二月の大番參勤交名に「伊作平四郞」を載せたり、當時既に平姓たりしを知るべし。薩藩舊記に「伊作平四郞忠

に、異賊剛强にしてひるむ色なし。宍戸の一黨慮を盡し、力を究めて禦戰へり。朱旗天に飄ては秋林に紅葉を瀑かと怪しみ、白刄地に閃ては冬郊に霜雪を凝かと訝かる。飛箭空に亂れて雨脚よりも夥くして、烽火野に逼ふして星熒よりも爛なり。平次兼元は元來精兵の强弓、矢次早くして、手垂なれば陣面にかけ出で、術を盡して射ける程に、凶賊等射痓られ、此勢に辟易して軍破れ備亂れて敗北す。或は船を乘傾けて覆し、或は浪に卷れて溺死す。手負をも助けず、討るゝをも圍ず、殘少に成て本國に遁還す。宍戸の一黨討死、ところの首級を注進して、太宰府に遣す。卽ち帝都に送り上せ、軍の樣を奏達す。主上叡感淺からず、宍戸の一黨策勳に應じて恩賞あり。中にも伊佐の平次は拔群の働なれば、各別に褒賞有べしとて、太宰の小貳に補せられ莊田四箇所を賜てけり」と載せたり。

また大傳法院本願聖人御傳には「本願聖人、諱は覺鑁、正覺房と稱す。柏原天皇の苗裔、太宰少貳純朝の末葉、肥前國府知津の莊惣追補使伊佐平次兼元子息也。伊佐氏是れ杵木黨也。母は同國の豪族橘氏の女也。異國の凶黨、吾國を討領せむ爲、競ひて當國の津に來着す。鎭西の武士戰陣に馳向ひ、力を勵し、彼等の凶惡を禦ぐ。抑も伊佐平次は、元より當國の住人なり。萬餘の將卒に擢んじて、先陣に驅け出で自ら鏑箭を取り、射立つるの處凶徒畏を懷きて、將に引退かんとす。兼元倍々勇を奮ひ、殘り少なに射取られ畢んぬ。然る後取る所の首級を持ち、石戸黨相共に太宰府に參る。太貳卽ち彼の首級を京師に達せしむるの處、石戸黨に於いては、七代の間、設ひ其の過條ありと雖、罪科に處すべからざるの由、廳宣を下さる。伊佐平次に於いては、苦戰の功に依り、太宰少貳に補せられ、四ケ國を領知せしむるの由、殊命を蒙むる所なり。上人父親の武威此の如し。斯の兼元に四人の子息あり。所謂嫡男童名千歲、法名材答房、二男童名二千歲、出家の後上洛、成佛房是也、三男童名彌千歲、法名覺鑁、正覺房上人、四男童名鬼四郎、法名耀覺房是也。中三男彌千歲は、堀川院嘉保二年乙亥誕生、幼より穎敏、松樹凌雲の性あり、父母甚だ之を鍾愛す。康和四年(壬午同御宇)彌千歲年甫めて九歲、舍兄上人材答房に尋ね問ふ。此莊本家仁和寺成就院大僧正御領也、云々」とあり。此の承德年度外寇の事は螢蠅抄が「古書載せざる所也、疑ふべし」と云へる如く信じ難く、且つ鎭西要略の此の記事も最後に覺鑁の事を擧ぐるを見れば、密嚴上人傳より得たるものなるや想像するに難からず。しかしながら密嚴上人覺鑁が當國藤津郡の人にして、伊佐氏なりし事は諸書に見えて疑ふべきにあらざる也。卽ち紀州根來寺血脈に「將門季軍六葉の氏族、肥前國府智津庄(或書藤津)惣追捕使伊佐平次兼元(或云兼平)杵木黨也」と。又根嶺拾遺記に「尊者俗姓平氏、相馬將門の族胤、父は伊佐平次兼元、母橘氏、嘉保二年、肥の前州藤津に誕る也」と。又本朝通紀に「康治二年十二月、根來寺開山覺鑁寂、姓は平氏、肥の前州人將門の屬胤也」と。又本朝高僧傳に「釋覺鑁、正覺と號す。肥前州の人、平將門の遠裔、父兼元累世武あり」と。また元享釋書に「釋覺鑁、姓平氏、肥の前州の人、將門の屬胤也、累代武略、其父武名を負ふ。鄕黨敬畏、鑁兒稚以爲らく我父天下の豪貴也と。一日官吏租を促して家に到

イサ
イサ

り、喧呼放戻、父屏處に居りて出でず」と見えたり。

この伊佐氏を前述刀伊賊入寇の際偉功を樹てたる平爲賢の後裔伊佐氏とする事は土地甚だしく懸絶するが故に、一見不穩當なるが如きも、次の如き一致を見るが故に、然りと云ふを適當なりと信ず。(1)氏名の一致、(2)共に平姓也、(3)爲賢は常陸の人なれど刀伊入寇の際、太宰府にありて偉功を立てたれば、九州に所領を得たりと想像する事を得、(4)當國伊佐氏を將門季軍六葉の氏族、或は相馬將門の屬胤と云ふは、爲賢が將門の伯父國香の後裔なるに據ると解釋するを得。(5)なほ伊佐兼元が外寇を退けたりと云ふ傳説は、其の實•刀伊賊を指すものにして、伊佐氏の祖平爲賢の事蹟に係くべきものと解釋するを得べし。何等跡方もなき傳説を覺鑁の家に附會せりとは解し難ければ也。(6)又密嚴行狀記に伊佐氏を宍戸の一黨と云ふは常陸の宍戸黨を指すに似たり。殊に(7)今昔物語に豊後の講師が伊佐の平新發意の名を借りて、僞つて海賊の難をまぬがれし條に「筑師の人の聞て云はむ樣は、伊佐の入道は其々にて海賊に値て縛られて、船の物皆取られにけりとこそは云はむずらめと。然れば心とは否進まざるまじき也。能観既に年八十に成なむとす。此まで生たる事思ひ懸ぬ事也、東の度々の戰に生還て、八十に及ぶ其達に殺さるべき報こそは有らめ、云々。海賊此れを聞て、伊佐の平新發意の座するにこと有れ、疾く逃げよ己等と云て、船を漕次で迯にけり」とあれば、九州の伊佐氏も東國の人にして平姓なりしや顯然たり。

思ふに刀伊賊擊退に功ありたる藤原隆家、大藏種村、藤原助高等の裔が、後世鎭西に威を奮ひしと同じく、平爲賢の裔なる伊佐氏も父祖の餘威により當地方の名族として相當榮えしものなるべし。

而して此の伊佐氏を良望の裔とせずして將門の屬胤とするは、將門の名が人口に膾炙するに因る事勿論なれど、これより推測して更に純友の裔と誤解するに至れり。即ち密嚴上人行狀記に「柏原天皇の苗裔、平氏相馬將門の屬胤、太宰少貳純朝が末葉、肥前國府知津の庄の惣追捕使伊佐の平次兼元」とあり、純朝は純友を指すなるべし。將門と純友とは殆んど同時に兵を擧げたれど、相互に聯絡ありしにあらず、其の間に關係のなかりし事は史家の定論なり。されど同時に東西反旗を擧げたれば、早くより兩者は相提携して兵を擧げたる也との風説起り、將門と云へば、純友を聯想するに至りしものゝ如し。此の伊佐氏を將門屬胤純友裔とするも恐らく此の聯想に因る事にて、鎭西の氏にして將門の屬胤なれば、將門と同時に西海にて兵を擧げ、且つ太宰府に據りし純友の裔なりと即斷して此の記事あるに至りしものと考へらる。

以上によりて平爲賢の裔なる伊佐氏は、刀伊賊擊退の大功により藤津莊の追捕使となり、その裔より覺鑁を出せしや明白なるが、大傳法院本願上人御傳は伊佐氏を「是杵木黨なり」と云ひ、又根來寺血脈に「伊佐平次兼元(兼平)は杵木黨なり」等とあるを見れば、藤津の隣郡彼杵郡とも關係あるや明白なりとす、同郡に伊佐ノ浦あり、此の氏のありし地か。

此の肥前伊佐氏の後裔は、絶えて諸書に見えざれば、如何になりしや詳かならざるも、元永二年反亂を起して、平正盛に討れたる平直澄は、此の伊佐平氏の後裔と考へられ、その直澄の後裔たる肥前有

以下次第に述ぶべし。

1　桓武平氏　常陸國新治郡の伊佐より起りし氏にして爲賢を祖とす。爲賢は高望の玄孫にして、常陸大掾國香の曾孫に當り、朝野羣載寛仁三年四月十六日の太宰府解、言上刀伊國賊徒或擊取或逃却狀に「前小監大藏朝臣種材、藤原朝臣明範、散位平朝臣爲賢、平朝臣爲忠、前監藤原助高、傔仗大藏光弘、藤原友近等を以つて、警固所に遣はし相禦がしむ、云々」と。また小右記に「大宰注進勳功を成す者、散位平朝臣爲賢、前大監藤原助高、傔仗大藏光弘、藏原友近、友近隨兵紀重方、以下五人警固所合戰の場相戰ふ者數ありと雖も、賊徒正に件の爲賢等の矢に中る。但し重方先日の府解に載せざるは、事子細を標し注申せざるに依りて也。今實誠を尋ね、追って言上する所也」と載せたり。この刀伊賊入寇の際、軍功ありし平爲賢は常陸大掾國香の曾孫にして尊卑分脈に

高望王─國香─貞盛
　　　　　└繁盛（三守流）─維茂
　　　　　　　　　　　　└維幹（平大夫）─爲賢（從五下）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└爲幹（從五下）
└良將─將門

と見ゆ。爲賢弟爲幹は常陸大掾氏の祖にして、大掾系圖には爲幹を兄とす、即ち

繁盛─維幹（常陸大掾、號平大夫、號水漏大夫）─爲幹（常陸大掾）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└爲賢（三守、伊佐、下妻、眞壁元祖）

とあり、三守と云ふは、和名抄常陸國筑波郡水守鄕（美毛利）とある地にして、水漏とあるも同一なるべし。然らば則ち維幹は此の地にありて水漏大夫と稱し、爲賢その後を襲ひしが如し。次に伊佐と云ふは、和名抄同國新治郡伊讃鄕即ち後の眞壁郡伊佐庄にして、下妻、眞壁も亦同國にあり、而して以上四地は相去る遠からざるが故に、爲賢の裔は此の地方に榮えしを知るべし。然しながら爲賢が刀伊賊入寇の際、戰功ありし事上述の如くなれば、其の勳功によりて西海に所領を得し事も想像するに難からず。其の事は後に述ぶべし。

2　常陸の伊佐氏　常陸の伊佐氏は仙臺伊達侯の祖にして、一般に藤原姓、中納言山陰の裔と云ふ。卽ち伊達家譜に「山陰─中正─安親─爲盛─定任─實宗（常陸國眞壁郡伊佐庄中村に住す、これより伊佐と稱す）─季孝─家周─光隆─朝宗（これより伊達に改む）─爲宗（伊佐を稱す）」と見え、又新撰常陸國志等にも、「伊佐、中納言藤原山陰の後なり、新治郡伊讃鄕より起る。伊佐氏の先は中納言藤原山陰より出づ。山陰は大織冠鎌足八世孫なり、子右京大夫中正。越前守安親を生み、安親の子爲盛、爲盛の子定任、其子實宗。康和の初陸奧守となり、鎭守府將軍を兼ぬ（外記日記）、天永二年常陸介に遷り、永久二年鹿嶋宮を造る（春日驗記）。實宗初て伊佐中村に居る、因て中村を氏とす。子秀宗、徙て山尾に居る、世山尾藏人と稱す。又下野守に任じ、芳賀郡に居り、氏に因て其地名を中村と改む。任滿ちて伊佐庄下舘に還り居る、世下館侍從と稱す。子助宗嗣ぎ大舍人たり。子光隆、其子朝宗、藏人たり。父祖並に待賢門院（鳥羽妃）、高松院（二條后）に事ふ。朝宗亦高松院に仕ふ。其妻は源爲義の女たり、故に賴朝の興るや、鎌倉に來り、亦伊佐庄に居る。子爲宗先沒し、其弟宗村嗣ぎ、常陸介たり。亦伊佐莊中舘に居る（伊達便覽志）、朝宗、常陸入道念西と稱し（東鑑）、和歌を善す、其高松院櫻花の詠藤原家隆の爲に嗟賞せらる（著聞集）と。されど此の伊佐氏伊達氏を山陰の裔とする事については、何等確實徵證あるなく、

且つ世數長きに失す。之に反して東國伊佐氏が平氏なる事は今昔物語これを云ひ、又元亨釋書肥前伊佐氏を平氏と載せ、而して大掾系圖爲賢を伊佐氏の祖とするを思へば、伊佐氏伊達氏は平姓にして、爲賢の後と云ふ方穩當なりと信ず。よつて新志補の如きも、「伊佐氏は常陸大掾平維幹の二男爲賢に出づ、爲賢の子爲宗、伊佐庄の地頭たり、伊佐二郎と稱す。數世孫行朝(一本系圖)、延元三年北畠親房を關城に迎へて、結城、佐竹等の賊と戰ふ」とあり。

當國伊佐氏については伊達行朝勤王事歴に「伊佐城址は下館町の北、凡そ二十町なる中館村の民家の聚落を成せる處にあり。中館村古は中村と稱して、伊達氏の大祖中村行朝君、及び子息伊佐爲宗君以下代々の住所にて城址は一帶の長陸の上にあり。伊達系圖に朝宗君の長男爲宗君は『伊佐を領して伊佐氏を稱す』とあり。又三男資綱君は『常陸三郎、常陸藏人、中村庄本主、兄爲宗に屬して中村にあり』などとあり。然して次男爲重君(改名宗村)四男爲家君は吾妻鏡に伊達次郎、伊達四郎などゝあり。伊達系圖には『爲家、伊達藏人、兄宗村に屬し伊達に在り』などゝあり。蓋し朝宗君の伊達郡を得られし時、本領なる伊佐の地は、安堵故の如くにて、長男を伊佐に留め、其三男にも割與せられ、次男宗村と四男とを伴ひて、伊達郡へ移り、其郡中の一地を四男にも割與せられたりと見ゆ。爲宗君は皇后宮大進を稱せられぬ。子息あり、大進太郎と稱せり、執權次第、北條九代記等に弘安七年北條左近將監時國伊佐郡に流されし事を記せり。此四人を召預けられし人も爲宗君の裔たりしならむ。其後延元、興國年間に至りて伊佐太郎と稱する者ありて伊佐城に居る、伊達行朝朝臣と共に籠城勤王したり」と。伊佐太郎は白河文書等に見えたり。

以上によりて常陸伊佐氏は爲賢の裔なるや明白なるも世系に至つては容易に詳かになし難し。但し一本系圖に

國香┬貞盛　┌維茂
　　└繁盛┴維幹─爲賢─爲宗─爲弘
　　　　　　　　　　　　（伊佐二郎）
┌爲重─行政─爲行
とす。

2　肥前の伊佐氏　伊佐氏の事は、歴代鎭西要略二に「永長二年丁丑(改承德)異賊船百餘艘、松浦澳及筑前海上に來り、充滿、枝船を下し、軍器を調へ、將に九國の土に攻上らんとす。太宰府官兵、九州の軍士、大いに防ぎて賊を擊つ。賊船賊徒數萬海水に沒溺す。肥前國藤津郡の郡吏伊佐平次兼元、殊に戰功を播し、錄封大庄四ケ所を賜ふ。且つ兼元をして官に列せしむ矣。眞言沙門覺鑁は兼元の子也。其先桓武天皇の裔平親王將門の孫也」と見え、また密嚴上人行狀記に「大傳法院本願上人の世系を考ふるに、父は肥前國府知津の莊の摠追捕使伊佐の平次兼元、母は橘氏、同じき國の豪家有德の娘なり。然るに兼元は累代武略の勇士にして其名遐邇に隱なく、鄕梓の長幼常に畏敬をなし。路頭にては腰を折、面前にては膝を屈す。同腹に四たりの男子を誕生せり、中にも三男彌千代(密嚴)丸は堀河院の御宇嘉保二年乙亥に誕生し給へり(中略)。其の比、異賊本朝を襲はんとして兵船數十餘艘に取乘、肥前の國松浦の澳に懸りて枝船を下し、人馬共に乘込、渚に下りて中國に攻入んとす。鎭西の武士此由を聞て、各自に蟻集す。中にも、菊池、大伴、宍戸、松浦黨、命を賤して懸合ける

家は武田信玄の裔にして池山を姓とするに至りしは、天正年中先代某の池山雅樂頭の養子となりたるに依る。其の池山家に養子となりし人は池山小雅樂頭と稱し、其の子池山木工亟一吉は武事に達して勇力辯才あり。越前の太守松平忠直に仕へ、元和の役に從ひ武功に依りて、千三百石を與へられしも、薄祿なるにより暇を乞ひて上方に出で、復た諸侯の招きに應ぜず、當國に隱れて池上新兵衞と稱し、寛永の初め高西哲雲老人と交はり、大坂川口の海濱なる葭島を開きて九條島と名づけ、(木田通二丁目一柳元太郎氏の系譜によれば、元來九條島は環島新三郎、原時直の苗裔池山新兵衞卽ち壤島新兵衞尉の開地たるに依り、初めは衢壤島と書し、後其の緣を以て略して九條島と書せしむとあり)竟に農業を事として九條島に居り、老後剃髮して一譽如心居士と稱し、寛文十一年二月二十五日七十七歳を以て逝き、寶樹院と法諡せらる。嫡子新兵衞一信亦才能あり、仕官の念ありしも病を以つて遂げず、名主役を勤め、五十三歳のとき剃髮して名を宗心と改め、貞享四年十月十六日、五十五歳を以て歿す、法謚は安養欣譽宗心居士なり。其子新兵衞は信賢といひ、其の二十五歳となれる貞享元年、宇治川の開鑿に際し案內役を命ぜられて奉行衆に從ひ、新川堀の捨土を以て波除山築きの時には下奉行を勤む。(大阪府全志)

池吉 イケヨシ

伊古 イコ 肥前國高來郡伊古村より起る。河上淀姬社嘉曆三年文書に伊古次郎入道見ゆ。同社の御正體免田壹町二段の神用米の事につき、裁決を叙用せざるにより、探題修理亮乃ち大村太郎に命じて之を責めしむ。又大川文書元德四年のものに伊古六郎二郎なる者見ゆ。

猪子 イコ イノコ條を見よ。

伊古宇 イコウ 東鑑四十六に伊古宇又二郎なる者見えたり。

伊鄕 イゴウ 備前に此の氏あり。

伊谷 イコク 上野國發祥なりと云ふ。寛政系譜、藤原氏支流に收む、家紋丸に打違鷹羽。もと伊與久と云へり。

射越 イゴシ イノコシ 備前國邑久郡射越村より起る。和田兒島氏の一族なり。太平記卷七に「備前國には今木大富太郎幸範、和田備後二郎範長云々、射越五郎左衞門尉範貞云々」と見ゆ。和氣絹に「和田範長の在所は射越にて範定は其の一族なり」と。日用重寶記イノコシと訓ず。

伊越 イゴシ 三河に此の氏あり。

伊古田 イコタ 武藏に現存す。

生駒 イコマ 大和國平群郡(生駒郡)に生駒山生駒川あり、又東寺嘉禎二年、正安三年文書に生駒下庄見ゆ。又下野、出雲に生駒鄕あり、此の氏は此等の地名を負ひしなり。

1 大和の生駒氏 平群郡生駒より起りしなるべし。藤原忠仁公の後と云ひ、或は時平の曾孫主殿信義、始めて生駒庄司となり生駒氏を稱すと稱ふ。後世嶋氏の配下の將に生駒氏あり。尾張生駒氏は此の流とも稱す。

2 紀伊の生駒氏 有田郡の地士に此の流あり。

3 美濃の生駒氏 可兒郡の名族にして、文明年間生駒宗廣土田村土田城に據る。又天正の頃、生駒道壽、同甚助、同村城山に據る事新撰美濃志に見ゆ。

4 尾張の生駒氏 尾張志に「藤原忠仁公の後と云ふ。左京進家廣(大和生駒邑に住す後春部郡小折に移る)—加賀守豊政—藏人家宗—八右衞門家長(小折村、信長信雄に仕ふ)—因幡守利豊、豊臣氏に仕へ、

後名古屋侯に仕ふ」とあり。其の子利勝と云ふ。

豊臣家中老たりし生駒氏は左京進家廣—加賀守豊政—出羽守親重(初信正、甚助、實は土田氏男)—雅樂頭親正(甚助、伊勢神戸三萬石、赤穗六萬石、後讃岐高松六萬千石、豊臣家中老の一人)—讃岐守一正(讃岐十七萬石)—左近大夫正俊—壹岐守高俊(寛永十七年家臣の事によりて所領沒收、出羽矢島一萬石)—左近高清(出羽矢島八千石)—主殿親興—玄蕃正親—親猶—親賢—親睦—親章—親孝—親愛—親道—親敬—親承—親忠(永く交代寄合衆なりしが、後出羽矢島一萬石を賜ふ)現今男爵、家紋波引車、三龜甲。

5 陸奥の生駒氏 安東盛季の從孫政季、字を生駒安東太郎と云ふ。これ先祖攝津國安倍野生駒に住みしに據ると。此の人享德三年八月蠣崎氏と共に松前に移る事松前志に詳かなり。

6 生駒氏は信長の臣生駒牛右衞門、豊鑑に生駒主殿頭、生駒修理亮、蒲生家々臣に蒲生彌五右衞門、本姓生駒と。徳川時代大聖寺前田藩、徳島蜂須賀藩、柏原織田藩。又加賀藩侍帳に參千石、紋五三ノ桐、生駒勘右衞門、六百五十石紋龜甲ノ内花菱、生駒傳四郎と見ゆ。信濃、攝津、紀伊(在田郡地士生馬惣兵衞)薩摩(川邊郡)にも多し。

伊駒 イコマ 生駒氏に同じかるべきも、中興系圖に宇多源氏とす。

生馬 イコマ 和名抄下野國都賀郡、及び出雲國島根郡に生馬郷を收む。式内生馬神社この地にあり。

居駒 キコマ 生駒氏に同じかるべし。

伊佐 イサ 伊佐氏は天下の大姓にして、而も頗る難解の氏なり。和名抄常陸國新治郡に伊讃郷を收む、弘安作田勘文に「西郡北條、伊佐、九十九町六十歩」とある地にして、イサなり、中世以後また伊佐郡或は伊佐庄の稱あり。新編國志に「伊佐郡と書きたるが物に見えしは、北條九代記に『六波羅南方、北條左近將監時國、弘安七年六月、常陸國伊佐郡に下向し、十月殺さる』と見えたるぞ始めにはありける、伊達系圖常陸入道念西の傳にも伊佐郡中村に住む」と。これ常陸伊佐氏(伊達氏)の起りたる地にして、一郷の地が一郡となりしは伊佐氏の勃興と關係あらんかと考へらる。猶ほ同國眞壁郡にも伊讃郷あり、弘安勘文に伊佐々五丁一反と見え、近世伊佐佐村と云へば、これはイササなるべし。次に薩摩國に伊作郡あり、和名抄以佐久と註す。然るに後世阿多郡に併されて伊佐郷と云ふ。以つて伊作・伊佐相通ずるを見るべし。斯くの如く伊作郡は薩摩の郡名にして、延喜式、和名抄、建久圖田帳等に見えたるに、其の地は後世阿多郡の伊佐郷となり、遙かに隔たれる薩摩郡祁答、牛屎二院の地を以つて伊佐郡と云ふ事となれり。郡界變動して、其の彊域古今全く異れる例は諸國に尠からざれど、斯くの如く全く其の地域を異にし、二十里も隔れる地に郡名の異動するは他に見ざる處なれば、單に郡界の變動を以つて論ずべからず。殊に伊作郡の舊域別に伊佐郷の名を殘すをや。此等は此の地伊佐氏の勃興と重大なる關係あらんと考へらる。

猶ほ長門國美禰郡に位佐郷あり、中世以後伊佐別府と稱する地にて、後世伊佐村と云ふ。此の地にも別の伊佐氏を起す、又史上に有名なり。其の他にも伊佐の地あり、伊佐氏と關聯するものあるが如く考へらる、

姓、伊作氏の族、池之上條に詳かなり。

10 大原眞人　熱田神宮祠官大原眞人の一族に池邊氏あり。

池戸　**イケノヘ**　前條氏に同じかるべし。

池上　**イケノヘ**　イケカミ條を見よ。池上君、池上眞人、池上宿禰等多し。

池ノ上　**イケノヘ**　桑田郡池邊鄕より出でしにて池邊直の裔か。丹波志、氷上郡池上氏條に「子孫　吉見庄上田村、天正の比地士掃部と云、二代半作、今に掃部田と云ふ字あり、矢谷釼谷と云有り、古の陣場と云」と見ゆ。

池之上　**イケノヘ**　桓武平氏平良文の後裔と云ふ。其の系圖に、「桓武天皇五代村岡五郎良文—忠道—孝輔—伊作平二貞時—大宰大監物良元」

-大宰大監物季基-伊作平三兼輔-成重」
　成道—成兼
-四郎爲賢
-平少貳致行
-河崎平大夫良忠
　-莫稱太郎成秀
　-次郎成補
　-三郎成遠
-河邊良道
-多稱有道
-薩摩忠長
-阿多忠景
-別府忠明

-成光—成綱—成友
-成盛
　-成顯-成高
　　-信成-成清
　　　-成末
　　　-成保
　　　-成家
　　　-成直
　　　-家成
　　-成行
　　-成信
　-成房（牧野五郎）
　　-成種
　　　-成宗
　　　-成良
　　-成望-成光
　　　-榮仙
　　　-成廣
　　　-成親
　　-成實
　　-少補房
-成家
　-成重
　-成將
　-禪行

-太郎衞門成忠-孫太郎成重-彦太郎成村」
-道也
　-眞覺
　-連也
-成行-成長
　-兵部少輔貞勝
　-鬼八郎貞政
-成恒
-了揚

-播磨守良忠-彌八兵衞成綱
-彦太郎成兄-又太郎成種
-小太郎成弟
-（孫）彌太郎右成-成秀（尾張守）-成時（土佐守）-成家（又太郎）
-成豊（平右衞門）—成綱（土佐守）
　-成永（備前守）
　-大膳亮
　-助十郎

-主水佐成正（池之上氏）
-分右衞門（高山人完野源助後嗣となる）-成用（三郎右衞門　高山居住）-成吉-成房-成政

とあり。イサ、イサク條參照。

池上椋人　**イケノヘノクラヒト**　職業的部なり。大和國十市郡池上鄕にありし倉庫に使役せし部民なり。姓氏錄、未詳雜姓左京の部に「池上椋人、淳中倉太珠敷天皇（諡敏達）皇子（一本孫）百濟王の後也」とあるは信ずべからず。こは池上眞人の系を冒せしに過ぎず。其の百濟王の後と云ふは百濟人なるによるか。

池ノ谷　**イケノヤ**　甲斐にあり。（八）

池畑　、**イケハタ**　備前にあり。

池畠　**イケハタ**

池林　**イケハヤシ**　田原族譜に「佐野成綱五世小見左衞門佐行清三男小見武藏守行秀—出羽守秀政—下總守正國—池林三郎行久」と見ゆ。

池原　**イケハラ**　次の數流あり。

1 池原公　本貫攝津にして毛野氏の族なり。延曆十年四月紀に「近衞將監從五位下兼常陸大掾池原公綱主等言ふ、池原、上毛野二氏の先、豊城入彦命より出づ。其れ入彦命子孫東國六腹朝臣、各居地により、姓を賜ひ氏を命ず。斯れ乃ち古今同じうする所、百王易へざる也、伏して望らくは居地の名により住吉朝臣を蒙り

賜はむと。勅して綱主兄弟二人請に依り之を賜ふ」と見ゆ。

2 池原朝臣　池原公の朝臣姓を賜へる者なり。姓氏錄左京に貫し、「池原朝臣、住吉同氏、多奇波世君の後也、」と見ゆ。

3 無姓池原氏　池原朝臣の後なり、類聚符宣抄第十に見ゆ。

4 藤原姓池原氏　寛政系譜、藤原氏支流に收む、家紋丸に梶葉、鶴丸、舞鶴、丸に山雲と。

池袋 イケブクロ　大隅の名族にして建部姓なり。地理纂考牛根郷入船城條に「池袋氏、姓を建部と云ひ、居世神社文明七年の棟札に建部宗議、或は永正三年神鏡に建部宗政と見えたり。宗政は筑前と稱し、嶋津忠昌同忠治の時執政に任ず」と。建久圖田帳に弟子丸五丁、田所建部宗房所知と見ゆ。

池富士 イケフジ

池淵 イケブチ

池部 イケベ　次の數流あり。池邊（イケノヘ）池上（イケノヘ）とも通ずべし。

1 古代池部　天平寶字四年七月廿五日の東大寺經所解に池部乙萬呂と云ふ人見ゆ。池君の部曲か。

2 丹波天田郡に池部氏あり、池部三郎二郎等ものに見ゆ。又津山藩分限帳に池部氏あり。

3 産業事蹟に「伊勢の壺屋革、即ち擬革紙は近年製出、代價毎歳七萬圓に上る。初め天明年間、飯野郡稻木村の人壺屋清兵衞（池部氏）の創意に成り、當時は桐油紙に類したる製にして、多く煙草袋に充てたり云々、」と。

池邊 イケベ　イケノヘ條を見よ。

伊宜部 イゲベ　イカがべ條に云へり。

池町 イケマチ　伊勢度會氏一門の稱號にして、度會二門氏人系圖に「彦晴（尾上）—貞雄（蓑曲）—通雅—康晴（一男、池町、四禰宜、寛治六補任、嘉承二出家）

雅頼┬忠綱—頼言—光高—親高—光言
　　└雅綱

光能—光範—光世—頼世」と見えたり。

池松 イケマツ

池見 イケミ

池水 イケミヅ

池宮 イケミヤ

池村 イケムラ

1 伊勢國度會郡鹽屋の郷士に池村隼人あり、天文中北畠國司材親と戰ゐて死す。これを隼人塚と云ふ（五鈴遺響）志摩にも池村氏あり。

2 山城鴨社鍛冶工家系に池村氏を藤原氏とす。

池本 イケモト　香宗我部記錄に池本六良左衞門、又備前國に池本氏多し。

池守 イケモリ　太平記卷九六波羅探題自害の條に、池守藤内兵衞、同左衞門五郎、同左衞門七郎、同左衞門太郎、同新左衞門を載せ、近江番場蓮華寺過去帳に、池守藤内兵衞尉行直（四十九歳）同左衞門五郎行重（三十三歳）同左衞門七郎行俊（二十五歳）同新右衞門尉顯重（三十八歳）子息右衞門太郎顯行（十八歳）とあり。後世加賀藩侍帳に、百石、紋丸内根笹、池守昌五郎を載す。

池森 イケモリ　小山應永廿四年閏五月文書に上杉禪秀家人池森小三郎と云ふ人を載せ、又信濃に此の氏現存す。

池屋 イケヤ　藤原南家工藤入江氏の族にして尊卑分脈に「入江清定—清實—清親—清章（池屋二郎）—祐清」と見えたり。

池家 イケヤ　志摩にあり。

池山 イケヤマ　攝津西成郡の名族にして九條村の人池山新兵衞、元祿年間池山町を開く。九條村を開きし新兵衞の弟也。池山

32 伊豫の池田氏　周敷郡池田郷より起りしか。越智氏の族にして豫章記に「正平廿三年云々、中子類宇野左京亮、池田兵庫允等相加て、船三十餘艘の中二百餘打立」と見ゆ。又後世大洲城主池田高祐あり、關ヶ原戰西軍に黨す。

33 阿波の池田氏　古城記那東郡分に「池田殿、越知氏、二連錢立引龍六ッ」と見ゆ。前項氏に同じ。

34 筑前の池田氏　糟屋郡池田郷より起りしか。宗像社務着座次第記に織幡の座主池田民部卿秀賢を載せたり。又井樓纂聞に松陰公の食邑云々、所隷城堡、池田黨」と。

35 肥前の池田氏　大村藩に池田氏あり、藤姓にして牛津氏より分る。ウシヅ條參照。

36 薩隅の池田氏　薩摩開闢山の傳說に「天智天皇。宇都宮、岡本、池田云々八人の臣を御供にて降り給ふ」と。文和三年十一月廿日文書に島津周防守忠兼代官池田右衛門尉見え、又後世島津義弘の家臣に池田六左衛門あり。知覽に池田氏あれど姓詳かならず。

37 其の他、東鑑三九・四一・四四に池田五郎、太平記卷十七山門攻事の條に「官軍の方に綿貫五郎左衛門、池田五郎、本間、相馬とて十萬騎が中より勝出されたる強弓の手垂あり」と。應永記に池田某。長祿寬正記に弘川衆池田修理亮(討死)永祿記に池田見え、新撰美濃志に池田又太郎、池田修理、蒲生家の舊臣に池田仁左衛門あり。

德川時代長岡牧野藩、德島蜂須賀藩、關宿久世藩、陸奥湯長谷内藤藩、岡山池田藩、狹山北條藩、吉田松平藩、古河土屋藩、岡中川藩、鳥取池田藩、中村相馬藩等の重臣に此の氏あり。又陸奥、羽後、志摩、豊前(豊前二七七)、安藝(先祖池田某、天正中吉田より出、宅地を受けて鍛冶を業とす)、津山藩、備前、因幡(因幡志に池田能登、池田平藏)磐城、信濃等に多し。

井氣多　キケタ　又弓氣多ともあり、ユケタ條を見よ。藤原氏なりと稱す。

井桁　キゲタ

井下田　キゲタ

池谷　イケタニ　左の數流あり。

1 遠江の池谷氏　藤原氏なりと。寬政系譜藤原支流に收む、近衞家の臣池谷義顧の後なり、家紋丸に橫木瓜、谷の角字。

2 甲斐の池谷氏　八代郡に此の氏ありて「河野但馬守の宅に家康行き泉水を賞味せしより此氏に改む」と。

3 武藏の池谷氏　比企郡松山町池谷氏先祖池谷肥前守は上田案獨齋に屬せし人なりと云ふ。

津山藩分限帳に池谷正平なり。

池田部　イケダベ　古代池田氏の部曲にして、萬葉集廿に上野防人池田部子磐前と云ふ人見ゆ。池田君の部曲裔か。

井家津　キケツ　源平盛衰記に見ゆ。

池常　イケツネ

池永　イケナガ　豊前國下毛郡池永より起る。但し他國にもあり。

1 豊前の池永氏　下毛郡池永より起り、子孫同郡の豪族たり、即ち天文永祿の頃には池永重則、元龜天正の頃には池永房勝、その子重則あり。(豊前五八九、豊日七七)後大友配下に降る。

2 紀伊の池永氏　紀伊國伊都郡及び有田郡の名族に此の氏多し。家傳に新田義重の五男額田次郎經義の後と云ふ。掃部助正忠、左馬助爲綱、右京亮勝忠、縫殿頭

義種、三郎左衛門義道、甚三郎道範、甚三郎義正、三郎左衛門清安に至り、叔父池永孫三郎清德の義子となり、畠山高政に仕へ、在田郡廣の庄內を領す。其の子五郎右衛門清信なり。ヌカタ條を見よ。

3 また九條家の侍、細川藩の重臣(用人)等に此の氏あり。

池長 イケナガ 信濃滋野の一族にして佐久郡を本貫とす、増田望月系圖に西山重實—爲重(池長)と見ゆ。

池西 イケニシ

池野 イケノ 三河國額田郡の名族にして岡村の岡城に據る。城主池野大學、二葉松等に見ゆ。

次に德川時代畫家に池野大雅あり、京都西陣の人、父を池野嘉左衛門と云ふ、幼名又次郎、上加茂深泥ヶ淵池の棄兒など云ふは氏名よりの附會に過ぎず。信濃にも池野氏あり。

池房 イケノバウ 藤原北家の一稱號にして、尊卑分脈に「道長の子長信、池房と號す」と見ゆ。

池坊 イケノバウ 挿花池坊流、其起原小野妹子に發すと云ふも疑ふべし。名稱は六角堂頂法寺池坊より發すと云ふ。「六角堂頂法寺、永觀中住僧專慶佛供の立花に妙を得たり。池坊第十二代にして、挿花家の祖なり。第二十六世專順亦旨を發し、第二十七世專鎭は東山殿義政に知遇せられ、花道家元の稱號を賜はる。是より相續今に絕ゆるなし」と。

池之端(池端) イケノハタ イケバタ 大隅國菱苅郡小根占鄕の名族にして、池端六左衛門、地理纂考に見ゆ。

池畑 イケノハタ 前條氏と同一ならむ。

池信 イケノブ

池延 イケノブ

池邊 イケノベ イケベ 和名抄下野國寒川郡、及び河內郡に池邊鄕、また丹波國桑田郡に池邊鄕、讃岐國三木郡に池邊鄕ありて伊介倍と註す。猶ほ大和國十市郡に池上鄕あり、用明天皇の池邊雙槻宮のありし地なれば、池上池邊通ずるを知るべし。

1 池邊直 大和國十市郡池邊より起る。倭の漢坂上氏の一族なり、その族攝津、和泉等に榮ゆ。

2 攝津の池邊直 坂上氏の族、阿智使主の後にして、大同類聚方七十二に「阿智王の方にて、裔孫攝津國池邊直扁見云々」また七十六に「攝津國池邊直扁見」と見ゆ。敏達紀に池邊直氷田と云ふ人もあり。佛教を弘む。

3 和泉の池邊直 姓氏錄和泉諸蕃に「池邊直、坂上大宿禰同祖、阿智王の後也」と見ゆ。

4 文池邊忌寸 倭漢坂上の一族なれど、文を冠するを見れば、同族文氏より分れしならむ。池邊直の宗家にして忌寸を賜ひし者なり。坂上系圖に「爾波伎の後」と見ゆ。

5 池邊伊美吉 姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ、前條氏に同じ。

6 丹波の池邊氏 桑田郡池邊鄕あり、此の氏住居せしか。丹波史と同族なればなり。池ノ上條を參照せよ。

7 和泉の池邊氏 池邊直の裔ならむ。傳說に據れば、池邊直氷田の後也と云ふ。その子德那也。氷田廿一世の孫近江權大掾池邊直兄雄の二男は有名なる覺超僧都にして僧都、母は采女正巨勢金忠の女也應和二年に生る。元亨釋書には「姓巨勢氏、大島郡人」とあり。

8 肥後の池邊氏 飽田郡池邊より起りしなるべし。池邊紀伊守家次等物に見ゆ。

9 薩隅の池邊氏 池之上氏に同じく平

の稱號を冐して池田に改む」と。支庶一家を載す。家紋劔梅鉢、揚羽蝶。

16 清和源氏頼政流 伊賀島ヶ原一族中に此の氏あり、家紋三星に一文字。

17 三河の池田氏 額田郡百々村に池田藤助あり、二葉松等に見ゆ。

18 遠江駿河の池田氏 磐田郡池田の長者史上に名あり。即ち此の宿の長者熊野(熊谷)の女侍從なる者、宗盛の寵を得、また重衡東下の際に之を慰むと云ふ、事平家物語、太平記等に見ゆ。駿河にも池田氏あり。

19 甲斐の池田氏 山梨郡下於曾に池田氏あり、源姓と云ふ。

20 信濃の池田氏 安曇郡池田村より起る、仁科氏の族黨なりと。眞田家臣に池田出雲守あり、小縣郡冠者城主たり。此の族か。同國諏訪の池田氏は抱澤瀉を家紋とす。

21 武藏の池田氏 栗橋の池田氏は藤姓にして美濃より來ると云ふ、新編風土記池田氏條に「大職冠鎌足の苗裔池田大炊頭正親の末葉、本國美濃の者にて、觀應の頃下總國元栗橋村に來り、豊家に降る。慶長年中鴨之助と云もの村民五郎平と謀りて當所を開發す」と。又新座郡條に「池田氏(濱崎村)先祖を池田内藏介と稱して此地に久しく住たる侍なりしが、此村開墾の頃より名主となり、今の喜平次に至るまで世々村長を勤む。中頃までは武器をも持傳へたりしが、土民の用なきものなれば、いつとなく紛失せしといふ」と見ゆ。

22 常陸の池田氏 當國久慈郡に池田村あり、其の鏡城は藤原富得の築く處、其の子孫此に據り、近津神社の神職となると。寛政系譜に據れば、清和源氏、「頼政の男仲綱—宗綱—宗仲—宗重—三世美濃坊仙藝(下間に改む、本願寺家臣)九世頼龍(按察法印)の子重利、外家(池田信輝)の稱號を冐して池田を稱す(攝津一萬石)とあり。家紋丸に桔梗、揚羽蝶。寄合三千石其の後裔次の如し。

下間頼龍按察法印—池田重利越前守 列諸侯—重政内藏助
—薫彰越前守
—邦照又八郎(絶家遺領舍弟へ)
—重教治左衛門—由利織部—頼教彈正—頼政傳之助
—直好織部—頼完百助 賀松 前資廣 二男—頼功主水—頼方播磨守
—頼晃勝之輔 一家創立—頼哲
—頼誠右近—明知肇—頼實

23 上野の池田氏 池田君、池田朝臣等の後裔か。後世吾妻黨の一に池田氏あり。

24 會津の池田氏 新編會津風土記、耶麻郡澁井村館迹條に「天文九年池田備中宗政二男勘次郎俊甫築きしと云傳ふ」と見ゆ。又會津大沼郡池田氏は「もと河内の人なりしが、明德三年南朝亡びて後本領を失ひ、應永二年に會津に來り蘆名盛政に仕へ、大沼郡西麻生村を領し、永祿年中其の子孫三十貫文の地を賜ふ」など傳ふ。

25 出羽の池田氏 飽海郡朝日山の城主なり、安倍氏筆餘に、「朝日山は池田氏累代の城址にして、當時川北の大身なり、慶長二年朝日山皆濟狀に池田讃岐(盛周)三千丁、與力七百二十丁と載す」と。又羽源記等にも見えたり。此の池田氏は秀鄉流藤原氏にして其の系圖は次の如し。

神武天皇—仁王卅九代天智天皇—大織冠(鎌足親王)—淡海公—眞楯—内麿—冬嗣—長良—基經—濟時—秀鄉(俵藤太)—智常—爲任—通家—成光—仲光
—池田中務督—幸壽丸
—弟光綱次郎
—基光—良光—秀榮—光成—成時—時光

―眞光―満光―資光（藤太郎）―盛光（衛門三郎）―榮光（左近丞）―快榮（藤五郎）―經光（衛門五郎）―景家（藤三郎）―爲光（衛門三郎）―家光（源十郎）―快光（池田平氏、源三郎）

池野大納言平氏賴盛、從三河國遠江是也、氏神春日大明神

次に三之劔之大事と云ふを載せ、文治元乙巳天八月日、平之彦太郎秀盛とありて

又次に　池田之次第

平家退破の時、池田の面々船に乘、關と申處に上り候て、花之森へ行、新川の衆澤と申所に遁候、兄弟五人候内一人は大内目に堪候、一人は増田に堪候、三人芹田に越候て堪候、大鷹殿御奉公に罷成候此内彦太郎と申方家督筋にて候、平家方に成によりて其時は成程身を愼み忍耐候、世の躁動も靜に成、平家方殘人源氏より赦免の刻顯出纔の扶持方分に岡と申所三貫分持置候、余は同名持申候、飯塚酒塚家督續申候、諏訪山王從上方守下候而祝置申候、池田庄内へ來る次第、大略如斯、池田彦太郎秀盛

（大内目、增田、芹田、何れも飽海郡にあり）秀盛以後之系圖（自文治頃天文頃）秀盛―盛豊―盛富―盛治―盛明―盛久―盛忠―盛壽―盛重―盛榮―盛満―盛永―盛國―盛氏―盛義

（天文以降）讃岐守盛周―守康―盛邦―盛屋―盛統―盛重―守將―盛房―盛爲―盛之―盛良―盛繁―盛國

とあり。

26　北國の池田氏　射水郡（氷見郡）池田庄より起りしか。源平盛衰記卷二十九に「先四方を屹と見渡ば、北山のはづれに當て、夏山の緑の木間より、緋玉墻風に見えて、片削造の社壇あり、山林高く聳て、鳥居久く苔むせり。木曾。當國の住人池田次郎忠康を召て、彼は何宮と申ぞ、又如何なる神を祀り奉たるぞと尋給ふ」と見えたり。此の附近池田氏多く、能登國穴水來迎寺には應永二十八年池田掃部入道善性の沽卷あり。又越前今立郡にも池田ありて、其の地の池田城は斯波氏の將池田久時の據りし地なりとす。加賀藩侍帳に、參百貳拾石、紋フセン蝶、池田和十郎、四百石、紋同、池田義八郎、貳百石、紋フセン蝶、池田與三大夫、貳百五十石、紋スハマノ內桐、池田喜左衛門、百五拾石、紋角切角內花輪違、池田義六郎、百貳拾石、紋花輪違、以異風、池田政右衛門、其の他醫者に丸內笹リンドウを用ふる者あり。

27　丹波の池田氏　天田郡に池田村ありて古へ池田殿據りしと傳へ、丹波志池田氏を多く載せたり。

28　山陰の池田氏　尼子の勇士に池田縫殿之丞あり、上月城に據りし内の一人なり。又因幡に池田氏あり。

29　美作の池田氏　笠庭寺記に英田郡林野保（靑菜十稱）池田持秀（一本他田）を載せ、古城記に「三堂坂　山屋城主池田氏」を擧ぐ。又宇喜多直家の家臣に池田要之介、左京之進、又元和中池田太郎左衛門義備等ありて、子孫眞庭久米兩郡に榮ゆ。

30　紀伊の池田氏　那賀郡に池田庄あり。續風土記に「當國池田氏、其の祖若州の人池田若狹といふ、豊田登枇杷谷を支配す」と云ふ。又當國の池田氏は前述尾藤流池田氏なりともあり。

31　讃岐の池田氏　山田郡池田鄕より起りしなるべし。池田村の池田城、全讃志に「池田遠江守景光之に居る、殖田氏の族なり」と見ゆ。讃岐朝臣姓、殖田氏の一族とす。

際兩端をはさみしを以つて信長の憎む所となり、城を捨つ。後天正七年に至り滅ぶ。その子を直政と云ふ。又豊島郡神田城は、天正年中池田勝政の臣池田備後守據る。勝政退去後信長に屬す。慶長九年三月十八日死して城廢す。又後世文政十二年四月西成郡の人池田正七(葭屋)池田新田を開發す。又此國花隈村に此の氏あり。

見聞諸家紋に

池田筑後守充正

と見ゆ。

10 尾張紀氏流　尾張の池田氏は後に岡山鳥取の二大藩を起せし家にて、甚だ有名なれど、其の出自に關しては種々の說あり。其の眞相を窺ふ事難し。卽ち或は前述紀氏流池田氏の後と云ひ、或は本國近江にして、源賴光五代右馬允源泰政(池田右馬允)の後胤と云ふ(寛永池田系圖)。猶ほ此等並びに寛政系圖によれば、池田奉政(紀氏流)が末孫攝津國の住人九郞敎依、楠正行が遺腹の子を養ひて十郞敎正と名づく、其子を佐正といひ、佐正の子を六郞といふ。それより數代相續きて攝津國に居住す。恒利はその後裔也と云ふ。この說によれば血系楠氏の後裔たるなり。猶ほ攝津國より移ると云へば、同國池田氏とも關係あるが如く考へられ、又近江發祥(或は江州池田氏の女を娶る)と云へば、次に云ふ池田氏と緣故あるが如く思はる。此等より見れば、或は當國春日部郡の池田鄕より發生せしにて、古代池田氏と緣故あらんかとも想像せらる。恒利以後の系は次の如し。

紀伊守恒利(攝津人、尾州に移る)—勝三郎信輝(紀伊守恒興、法名勝入)
- 勝九郎之助(紀伊守)
- 三左衛門尉輝政(播磨宰相、古新羽柴三左衛門、三河吉田、播磨姫路)
  - 武藏守利隆(播磨侍從)
    - 新太郎光政(備前少將)
      - 伊豫守綱政(備前少將)—大炊頭繼政(少將(空山))
      - 信濃守政吉—內匠頭政倚
      - 丹波守輝錄—丹波守政淸
    - 備後守恒元—豊前守政周
  - 左衛門督忠繼(備前侍從)
  - 宮內少輔忠雄(備前宰相)
  - 石見守輝澄
- 備中守長吉(鳥取城主、藤三郎)
- 河內守長政

伊豫守宗政(侍從)—內藏頭治政(少將)—上總介齊政(侍從)

齊政の後は齊敏—慶政—茂政—章政(備前岡山藩五十二萬石)現今侯爵、家紋輪蝶、笹龍膽、星蝶、祇園守。

岡山 池田

次に內匠頭政倚の後は、信濃守政方(長閑齋)—內匠頭政香弟信濃守政直—內匠頭政養—政共—政善—政詮—政保(備中鴨方二萬五千石)現今子爵、家紋喰蝶、笹龍膽。

鴨方 池田

次に丹波守政晴の後は中務少輔政員弟丹波守政弼—山城守政恭—政範—政和—政禮(備中生坂一萬五千石)現今子爵、家紋三蝶、三笹龍膽。

生坂 池田

次に備後守恒元は(播磨山崎三萬石)—政周—恒行嗣なくして絕ゆ、家紋揚羽蝶。

次に輝政二男左衛門督忠繼の後は、弟宮內少輔忠雄—相模守光仲(因幡少將)

伯耆守綱淸（因幡少將）┬相模守吉泰（右衛門督、少將）―相模守宗泰（侍從）
壹岐守仲澄┬豐前守仲央（攝津守）
河內守淸定―近江守定賢（實八吉泰弟）
通孝（久留島主膳）
務五郎重寬（相模守、少將）┬鶴五郎治恕（左衛門督、侍從）
相模守治道（侍從）―相模守齊邦
因幡守齊稷（侍從）

齊稷の後は齊訓―慶行―慶榮―慶德―輝知―仲博（因幡鳥取三十二萬石）現今侯爵家紋丸に揚羽蝶、祇園守、菊水。

鳥取　池田

仲央の後は、攝津守仲庸―飛驒守澄延（攝津守）弟修理亮延俊（慶次郎）―主計澄時（實は重寬三男）弟飛驒守仲雅―仲律―仲立―德澄―源―仲誠（因幡鹿奴二萬五千石）現今子爵、家紋瓜の内に蝶、祇園守、菊水。

鹿奴池田　鳥取分家

次に定賢の後は、兵庫頭定就―大隅守定得―縫殿頭定常（實は池田政重弟）―兵庫頭定與―定保―淸直―淸緝―德定（因幡若櫻一萬五千石）現今子爵、家紋菊輪の内に蝶、祇園守、菊水。

鳥取松平分家　若櫻池田

次に輝政四男石見守輝澄（六萬石）―能登守政直―政武―政森―喜以―喜生―喜長―喜通―德潤（播磨福本一萬石）現今男爵、家紋揚羽蝶、祇園守、中頃長く播州福本六千石にて交替寄合なりしが、後に加增、一萬五百石となりしなり。猶ほ信輝三男備中守長吉（六萬石）の後は其の子備中守長幸（備中松山城主）―出雲守長常（同上、政豐）嗣なく家絶ゆ。家紋丸に蝶三笹龍膽。

寬政系譜總べて本支十六家を擧ぐ。

11　佐々木京極流　尊卑分脈に（京極）滿信―宗氏―定信（池田太郎）―貞高と見ゆ。近江國甲賀郡池田より起りしなり。家傳に池田太郎定信が十四代の孫秀雄・信長及び秀吉に仕ふ、其子秀氏二萬石を領せしが、關ヶ原戰の際、西軍にくみし、領土を失ふと、家紋丸に釘拔、蝶。

12　佐々木楢崎流　佐々木系圖に（楢崎）長盛―長盛（池田次郎）とあり。

13　秀鄕流藤原氏　近江輿地志略、蒲生郡小井城條に「こゝに近代は、池田筑後守賴智、同次郎左衛門忠智、息孫次郎景雄代々在城し、屋形の籏頭七組魁の內也。代々數度武功を顯し、名高き家也。根元は藤原秀鄕公の後胤、池田正行の孫と云」と。江濃記野羅田合戰條に、先陣は池田次郎左衛門、二陣は猪崎壹岐守云々、と見ゆ。

14　伴姓池田黨　甲賀衆の一に池田黨あり、佐々木氏に屬す。又山南六家の一とあり。伴姓と云ふ。

15　尾藤氏流　秀鄕流藤原姓尾藤氏の族にして、尊卑分脈に秀鄕十世孫尾藤知廣四世孫知信（池田太郎）と見え、又池田系圖に「尾藤知廣―知宣―知平―玄蕃允信平―池田太郎知信―池田尾藤太知家（知綱）―內藤允知足―淺右衛門信道」とあり。寬政譜に此の末流池田氏を收め、「もとは大塚を稱す、政長（家康に仕ふ）が時、外家

5　工藤流　工藤氏の族にて祐朝より出づと云ふ。

6　日向の池尻氏　日向記に池尻筑後守、池尻彌八等あり。

池須　イケス　石見に現存す。

池添　イケソヘ　土佐の豪族にして、元親記に「池添源之丞一番鎗仕り」と見えたり。

池田　イケダ　池田の地名天下に多く幾流もの池田氏を起せり。先づ和名抄河内國茨田郡に池田郷あり、中世以後池田莊と云ふ。東寺安貞二年文書、並に後宇多院御領目錄等に見えたり。次に和泉國和泉郡に池田郷ありて以介多と註す、中世以後又池田莊と云ふ、卷尾寺建久三年文書に見えたり。次に尾張國春部郡に池田郷、下總國千葉郡に池田郷あり。次に美濃國に池田郡ありて伊介太と註し、又同郡及び可兒郡に池田郷を收む。次に上野國那波郡にも池田郷ありて伊介多と註し、邑樂郡池田郷には伊岐太と註し、次に讃岐國山田郡に池田郷ありて同じく伊介多と訓ず。其の他伊豫國周敷郡、筑前國糟屋郡等にも池田郷あり。又中世以後池田庄と云ふは、前述河內、和泉等の外大和、遠江豐田郡、武藏兒玉郡等にあり、猶ほ攝津國豊島郡の池田、天下に名あり。此等の池田は古代池田氏の移動に伴ひて生じたるものもあるべけれど、多くは地勢より起りしならんか。從つて此等の地より發祥したる多くの池田氏を一系のもとに考へんとするは惡し。

1　池田首　和泉國和泉郡池田郷其本居なるべし、姓氏錄、和泉皇別、池田首、景行天皇皇子大碓命の後也、日本紀漏と見ゆ、池田寺あり、この氏の氏寺か。

2　池田君　和名抄上野國那波郡池田郷（伊介多）または邑樂郡池田郷（伊岐太）とある地名を負ひしなり。豊城入彦命の裔毛野氏の一族にして、「天武朝朝臣を賜ふ。有力なる氏なりしを知るべし。當國に池田部なる氏、萬葉集に見ゆ、こは此の氏の部曲たりしや想像するに難からず。

3　池田君　阿倍氏の族にして養老元年紀に見ゆれど、こは他田（チサダ）の誤寫とすべきを穩當とす。

4　池田坂井君　越前坂井と關係あらんか。吉備氏の族にして國造本紀盧原國造條に「池田坂井君の祖吉備武彦命兒意加部彦命」と見ゆれば吉備氏の族にて駿河にも移りしが如し。

5　池田朝臣　上野の大族にして毛野氏の族なり。天武紀十三年條に「池田君云々姓を賜ひて朝臣と曰ふ」と見ゆ。姓氏錄左京に貫し、「上毛野朝臣同祖、豊城入彦命十世孫佐太公の後也」とあり。

6　阿倍池田朝臣　此の池田は他田（チサダ）の誤寫ならんかと考へらる。

7　清和源氏土岐氏流　美濃國土岐郡池田より出づ。尊卑分脈に「土岐賴淸―賴忠（號池田）―賴益（號萱津）―持益―成賴―政房」と見え、土岐系圖に「賴淸―賴世（號池田）―賴益（號萱津）」、また一本に「賴忠―康忠（池田太郎）」と見ゆ（賴忠初め賴世と稱す）。寬政系譜持益の子持兼の後なる池田氏二家を載す、家紋鷹羽丸、揚羽蝶。新撰美濃志には此の氏を池田郡に收め、池田村條に「土岐美濃守賴益（はじめの名池田二郎、從四位下に叙し、萱津左京大夫とも名のる）は分脈系圖に「池田美濃守源賴忠子賴益、尾州古井、濃州高桑、並に牧城等に於いて數ヶ度敵を亡ぼし、將軍家大將拜賀の時、後陣に供奉し、萱津と號す。法名常保、道號壽岳、興善寺と號す、と見えたり。祖父左馬頭賴淸よりこのかた池田郡に住みし故、池田を家號とす。賴益尾張の萱津にうつり住みて、

イケタ
イケタ

萱津をも名乘ると載せ、又土岐系圖に、大膳太夫頼康の弟池田刑部少輔頼忠は池田郡に住みし故、池田と名乘りける由、何れの地に在りしとも誌るさず。此地に住みし人ならむか。又同系圖、頼忠の四男池田右馬頭之康、初め池田三郎忠之、從五位上に叙し、右馬頭と稱す。池田大西の祖なり。伯父頼康の養子となり、兄頼益に從ひ應永年中軍功を顯し、同十三年卒、又大桑駿河守頼名の四男池田掃部助益貞・伯父頼益の養子となる。其子慶益(池田と稱す)其子政益、其子尙益等をのせて何れの地にありしとも記さねど、暫く池田の本郷なるを以てこゝに誌るす」と見ゆ。太平記三五に「去程に小河中務丞と土岐東池田と引合て、仁木に同心」とあるは此の池田氏か。

8 紀氏流　或は池田首の後裔にあらざるか。紀氏系圖には「長谷雄—淑望—維實(母美乃國、池田領主惟將の女、仍りて當國に住み、池田を號す)—維望—維貞—公貞—泰貞(一本奉貞)—泰政—泰光—泰永—泰繼—泰忠—泰任—泰公と見え、又堀田系圖に紀馬允奉政—池田郡司奉光—池田武者所泰永とあり。蓋し維實外祖父惟將は池田首の後裔ならん。新撰美濃志池田郡本郷村古城址條に「紀氏系圖に宮內少輔紀朝臣維實(本名理實)は中納言長谷雄の子從四位下信乃守淑望の二男にて、母は美乃國池田領主維將女、仍りて當國に住し池田と號す。其子池田右馬允泰政、實は源仲政の子なり。其子池田薩摩守泰光、治承五年三月頼朝卿御方と爲りて一門討死。其子池田武者所泰永、紀四郎刑部丞と號し、元久元年伊勢合戰に忠功、承久に大功、延應二年三月卒、としるしたるが玆に住せる由云傳ふ」と見ゆ。

9 攝津橘流　攝津國豐島郡池田より起る、橘諸兄の後裔なりとの說あれば、尾張池田氏と關係あるか。或は云ふ頼光の曾孫兵庫頭仲政が四男右馬允泰政の後なりと。應仁記卷二に「攝津の池田は大內方へ降參す」また「攝津國は池田筑後守、同遠江守大內上洛の時降參す」又細川兩家記に「攝津の國池田筑後守貞正等は澄之方として、我が城に楯籠り」など見ゆる皆此の池田氏なり。此の池田氏の居城は池田町の有岡城(池田城)にして、建武年間池田敎信なるもの據ると云ふ。池田氏代々の居城にして應仁文明の頃には池田筑後守充政あり。永正年間筑後守貞政あり、細川高國澄元相爭ふの際、近畿の諸將多くは高國に屬せしが、貞正獨り澄元に屬せしかば、永正五年五月、高國の將細川尹賢に攻められ、十日城陷り貞政自害す。其の後澄元勢力を得て上洛を計るや、貞政の嫡子池田三郎五郎之に應じて兵を有馬郡田井に擧げ、高國方なる川原林對馬守正親、池田民部丞、鹽川孫太郎を破り、澄元より豐島郡を賜ひ、且池田彈正忠と稱せしめらる。享祿三年細川高國の兵當國を攻略する際、當城主筑後守久宗敗れて城陷る、享祿四年三月六日の事也。後晴元に屬せしが、天文十五年九月細川氏綱に味方せしを以て、兩者和なるの後、同十七年五月六日晴元の爲殺さる。三好三人衆の松永久秀と戰ふ際、城主筑後守勝政三好黨に屬す。永祿十一年九月晦日、織田信長に攻められ、力盡きて降りしかば所領安堵せられ、二千貫加增、ついで和田伊賀守、伊丹兵庫頭と並んで當國三守護とせらる。されど義昭擧兵の

田のことに心を用ひ、一書を著して、開墾の事を辨じたり。その子の寫せし遺書あり。享保年中官より白牛を預り奉れり。その子太郎左衞門幸豊、性和歌を好み、冷泉の門に學ぶ、寶暦年中爲村卿より核葛と云へる帖を賜はりて家に藏せり。幸豊も又開墾の志あり、寛延三年村内の沼を埋て水田を開く、又此ほとりの海中にも年頃寄洲ありて、空く廢地たりしをみて寶暦三年その所をひらきて一村となし、これを池上新田と號せり。老て後、居を其地に移して名を與樂と改む。同十二年官より彼が新開の地の内千五百歩を賜はれり。明る十三年荏原郡麴谷村の邊より久良岐郡戸部村の邊に至るまでの間海濱の所新墾の地を求めしめらる。明和元年再び命ありて橘樹郡帷子町より多摩郡八王子宿までの間、山野空閑の地を穿鑿せり。同五年苗字を稱し、二刀を帶ることを許、同六年官に請て三澤の二ヶ所に居を構へて、博望舍と號す。安永六年大島村の邊へ、そこばくの新田を墾す。この餘近郷へ甘蔗を植て製することを初めしも、又幸豊が功に出たり。此人は寛政十年に歿せり。年八十一。その養

子太郎兵衞幸勝は父に先て歿せり。故に別に田川久左衞門と云ものゝ子を養子として、太郎左衞門冬一とて今其の家業を相續す。先祖の乘鞍一掛を藏す、」と、猶ほ下笹目村の池上氏、池上新田の池上氏等を載せたり。

中興系圖には「藤原姓、布施左衞門尉康定男藤兵衞康種、稱之」と見ゆ。なほ埼玉郡にも池上村あり、延慶二年の鐘名に「崎西郡池上郷施無畏寺云々、願主正六位上行左衞門尉藤原朝臣道敏敬白」と記せり。

7 備後の池上氏 備後の豪族にして、安西軍策に「備後國侍池上、上里、森光、矢田、國富、蘆原」と見え、又池上佐渡守を載せたり。御調郡市村城は此の氏の居城にして、池上少輔、同久大郎、同因幡三世の名、同村の本照寺過去帖にありと。又池上周防盛光あり、世々首藤氏に仕ふ、廿四代の孫善右衞門、氏を桑原に改む」(藝藩通志)と。

8 石見の池上氏 安濃郡池上より起る。池田村池上城主池上甚二郎は御神本國衆の裔と稱す(石見誌)。

獨ほ中國に池上氏多く、備中美作等にも

あり。大内氏實錄等にも見ゆ。

9 攝津の池上氏 島下郡池上より起る、その地の池上城は池上氏の居城なりと云ふ。

10 宇都宮流 宇都宮系圖に「泰綱―景綱
―貞綱―定景池上法印定朝附弟
―定朝・池上法印、初名三鶴丸、池上法印は池上坊也、寺領七十五貫文云々、一本三觀丸定朝」
と見ゆ。

11 平姓原田流 上總介忠常五男原田次郎忠高の後裔と云ふ。忠高三代孫與方、美作に流さる、その十三代孫忠行の長男忠文、原田家司と稱し、又池上左馬介と云ふ、其の子池上内藏之介尼子氏に属す。其の子十兵衞忠春、宇喜多氏に仕ふと云ふ。

12 佐野流 佐野成綱五世小見左衞門佐行濤―小見武藏守行秀―出羽守秀政―下總守正國―行家(池上四郎)なりと。

13 其の他源平盛衰記に池上次郎、下總小金本土寺過去帳に「池上八郎、永享元」と。徳川時代、郡山柳澤藩、小濱酒井藩等の重臣に此の氏あり。信濃にも現存す。

池加美 イケカミ

池上椋八 イケカミノクラヒト イケノへ條を見よ。

池龜 イケカメ 石見にあり。

池ケ谷 イケガヤ

池口 イケクチ 信濃にあり。

池國 イケクニ

池越 イケコシ 藤原南家工藤氏の一族にして、尊卑分脈に「入江清定―景兼（池越三郎）―遠兼」と見ゆ。また中興系圖に「入江右馬允維清三代、三郎景兼稱之」と載せたり。

池崎 イケサキ

池澤 イケサハ 播磨林田建部藩物頭用人に此の氏あり。

池下 イケシタ イケシモ

池嶋 イケシマ 河內國河內郡（中河內郡）に池島村あり。その地と關係あるか。龍野脇坂藩の年寄に此の氏あり。

池後 イケシリ 大和國添上郡池後より起る。但し河內國丹比郡にも池尻村ありて別流と稱する池後氏を起せり。

1 池後臣 大和の池後氏にして建內宿禰の裔と云ふ。姓氏錄大和皇別に「池後臣、建內宿禰の後也、日本紀に見えず、」と云ふ。

2 池後臣 河內の池後氏にして、姓氏錄未詳雜姓、河內の部に「池後臣、天彥麻須命の後也」と見ゆ。

なほ次の池尻氏を參照せよ。

池尻 イケシリ 前條イケシリの外、美濃等に池尻村あり。

1 池尻家 藤原北家勸修寺家流、淸閑寺資房の後、共房の子共孝を祖とす。共孝―勝房―共條―榮房―定治―暉房―定孝―延房―胤房―知房―基房と子孫相襲ぎて明治に至り、現今子爵。德川時代御藏米五十石、院參町、寺は鳴虎報恩寺、外樣。

池尻 號衣 御印

2 中臣氏流 和田系圖に大中臣助平―助信―助貞―助久―助長（池尻先生）と見ゆ。

3 橘流 美濃國安八郡池尻より起りしなるべし。梶川系圖に據れば「楠左馬頭正儀―正勝―正眞―左馬助正秀（大饗元祖）―正盛―盛信―正高―正明―正親―正賴―正治」とありて、正治の譜に「楠彥右衛門と號す、家紋菊水、河州沒落の時濃州池尻に住み、數年尾張に出で織田家に仕へ池尻彥右衛門と號す。宿主出頭を賀して角切折敷菱餠をすへ進す。正治悅喜して卽ち家紋となす、織田の氏族梶川平九郎信時と云者、正治の勇材を聞き婿となし家督を讓る。故に梶川と號す云々」とあり。又其の子正信の譜に「梶川市郎右衛門と號す。織田備後守殿に奉仕す、異說に曰ふ、正信池尻市郎右衛門と云、勇才古今に傑出するに依り、梶川信時・婿と爲し、一跡を讓る、正信より梶川と號す云々、正信以後梶川池尻共紋角切折敷菱」と見ゆ。其の子池尻彥右衛門正繁―池尻平右衛門正相―水野右馬助正武（奉仕豊臣秀賴）―女―池尻三郎左衛門、松平相摸守殿に仕ふ」とあり。家紋折敷に二菱。勢州四家記に信長の侍池尻平右衛門、豊鑑二に池尻平右衛門尉を載せたり。此の池尻氏の先祖河內より來ると云へば或は前述河內の池後（池尻）氏の裔かとも考へらる。

4 土岐流 新撰美濃志安八郡池尻村條に「池尻刑部少輔益忠、法號常安、土岐系圖に萱津左京大夫賴益の弟大桑駿河守賴名の末子なる由記せり」と見ゆ。

イケシリ

元年注進中川流鏑馬日記に池内殿を載せたり。

6　關東の池内氏　上杉禪秀の家臣に池内太郎あり、小山應永廿四年文書に見ゆ。又鎌倉大草紙に、池内助十郎、池内藏人等を載せたり。

7　蒲生家重臣に池内中務あり、又德川時代　延岡內藤藩、肥前松浦(用人)藩等の重臣に此の氏あり、武藏、志摩、信濃にも現存す。

生内　**イケウチ**　羽後國由利郡の豪族にして、貞治の頃生內因幡守あり、兵を擧げて進藤渡部氏を殺す、これより郡內大いに亂れたり、と。

池浦　**イケウラ**

生浦　**イケウラ**　イキノウラ志摩にあり。

池尾　**イケヲ**

池垣　**イケガキ**

池川　**イケガハ**

池貝　**イケガヒ**

池鎌　**イケガマ**

池上　**イケガミ**　**イケノヘ**　和名抄大和國十市郡に池上鄕あり、朝野群載勸學院牒に池上莊に作る。こはイケノヘなるべし。其の他諸國池上の地名頗る多く、或はイケノへ、或はイケノウヘ、或はイケガミと訓ず。今通俗に從つて此の部に收む。

1　池上眞人　大和國十市郡池上鄕より起りし氏にして、イケノヘと讀むべし。敏達天皇の皇子春日王の後にして、姓氏錄左京皇別に「池上眞人、大原眞人同祖」と見ゆ。大原眞人の事はオホハラ條に詳かなり。此の氏が此の姓を賜ひしは、天平寶字二年紀に「左京人廣野王、姓を池上眞人と賜ふ」とあるを初見とすべし。それまでは皇族たりしなり。

2　池上君　池上眞人とは全く流を異にす。養老四年紀に「詔して春宮坊少屬少初位上朝妻金作大歲云々、雜戶籍を除きて、大歲に池上君姓を賜ふ」と見ゆるを初見とす。これより前池上君と云ふものありしや否や詳かならざれど、若し此れを最初とすれば、もと雜戶の民たりしなり。此の氏恐らく池上椋人並びに池邊氏と密接なる關係あるにて、坂上氏の一族ならんかと考へらる。

3　池上宿禰　姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆるのみ、池上眞人の後か、或は池上君の宿禰を賜ひしものか。又は池邊(イケノヘ)氏なるべし。

4　無姓池上氏　元慶八年三月紀に「僧正法印、大和尙位宗叡卒す、宗叡は俗姓池上氏、左京の人也」また明匠略傳に「宗叡僧正は池上氏、左京の人也」と眞人の後か、椋人の裔か詳かならざれど、恐らく池邊氏なるべし。此の氏の事は、諸門跡譜、東寺長者補任等にも見ゆ。

5　眞峰氏族　桓武帝の後裔と稱する眞峰氏の一族に此の氏あり。卽ち眞峰系圖に「原大夫高成(一宮大宮司)—立木田大夫高義—高光—高將(妙法)—左馬允往高—池上右馬助遠高(五主入道)—左衞門次郎員高」と見ゆ。尾張國丹羽郡發祥の豪族なり。

6　武藏の池上氏　荏原郡池上より起る。或は藤姓にして貞信公の後と云ひ、或は平姓畠山重忠七代孫宗仲なりと云へど信じ難し。鎌倉以來の名族にして日蓮の事を以つて有名なり。新編風土記橘樹郡大師河原村舊家名主太郎右衞門尉に「先祖池上右衞門太夫宗仲は鎌倉將軍の番匠なり。その子孫爰に移り住て、豪家の聞えあり。且つ世々新田等を開墾せしもの多し。先祖宗仲、文永弘安の頃、日蓮上人に深く歸依して池上本門寺を開基せしに

イケカミ

イケカミ

より、その名近鄕に聞えたり。家傳を按るに、池上氏は藤原姓にて、關白貞信公の苗裔なり、從五位下左衞門尉康光より、このかたのことは世系を記したれど夫より前のことは記錄を失せり。相傳ふ康光が先祖のうち何某がとき、寛治年中鎌倉右大將賴朝奧州征伐の時、その先に進みて鄕導しけるに、さばかり廣き武藏野にかゝりて其の方位もわかたざりしときしも、雁の飛行しけるを見て、其跡をしたひ川越の里に出けるにぞ、初て鄕導の功あらはれしかば其事を賞せられ、不朽にも傳へよとて、一つ雁金の紋を賜はりしといへり。されど此の事うけがたき說なり、まづ寛治の年號は堀河院の御宇にて賴朝の出生よりは六十年の前なり、賴朝奧州陣は建久の事なれば遙に後の事なり。雁の飛に從ひて方位をしりしといふも、いとうきたる事なれば、その實はいかゞはありけん、覺束なし。又彼の何某後に當國荏原郡千束の池の上に住せり、其頃鎌倉將軍家へ仕へしにより、相州三浦郡に居邸を設け、かしこより鎌倉へ出仕しければ今にその邸のあとを池上村と號すといへり。按に東鑑承久三年六月十五日宇治川合戰の條に池上四郎賴信と云ふもの、廷尉胤義に屬せしが、胤義自殺せしにより賴信がはからひにて其首をおのが太秦の宅へ送りしこと見ゆ。これ初にいふ康光が親族なるか。又嘉禎四年正月二十八日將軍賴經上洛のとき隨兵の列に、池上藤兵衞尉と云ふあり(三二)、是康光が事にて、太郎右衞門が太祖なるべし。既に同年六月五日春日社參供奉の列には池上藤兵衞尉康元とあり。又建長二年造閑院雜掌目錄の中には、左衞門尉康光とあり(四〇)、系圖によるに寶治年中左衞門尉に任ずといへり。又建長六年六月十五日の條にて池上藤左衞門尉とあり(四四)、これも康光がことなるべし。この康光は弘長二年六月十六日歿せり。又東鑑嘉禎四年二月二十八日の條に池上藤七康親とあり、これは系圖に康光が弟なるよしを記せり。康光が嫡男は則ち右衞門太夫宗仲なり。北條時宗執權の時、宗仲鎌倉御所に勤仕せり、其の頃も相州三浦郡池上村に居住し、ことに信者なりしかば僧日蓮へ歸依して入道し、弘安六年九月十三日歿せり。其子左近康嗣、其子左近太夫宗孝までは三浦にかへりすみしかど、其子太郎忠章より內藏康方まで十六代の間は、今の池上本門寺地中大坊の境內に住せり。康方が子右近幸種、多磨川の川下なる海濱に新田を墾闢すべきの企ありて召仕ふものを、彼地へつかはしおきて、その所をみせしめしが、其子太郎右衞門幸廣に至りて、ありつる日蓮の肉筆を始として宗仲よりつたへし諸の調度を、本門寺へ附屬し、家擧りて大師河原の本村なる今の元屋敷と云ふ所へ居を移せり。されど、この屋敷も狹きによりて再び今の富士崎の屋敷へ移れり。是れ御入國より後寛永元年のことなり、元屋敷の宅をば多年己につかはれし傳兵衞と云ふものに附與しけり、今も元屋敷の地の西の方を西圖子といひ、東をば東圖子とよび、富士山の見ゆる所を富士崎といふ。その餘、的場耕地など云ふ名の殘れるは皆太郎左衞門が、すみし頃より起りし名なりと云ふ。又このとき新墾せし地は今の稻荷新田是なり。この幸廣は天性酒を好みて、その量限りなきを以て世に知られけり。此人慶安三年歿せり。その子太郎左衞門は連歌をこのみ、頗る文雅の志ありしものなり。又父祖の志をつぎて墾

久美と訓ず。

井汲　キクミ　津山藩分限帳に井汲幸右衛門と云ふ人見ゆ。

生目田　イクメダ

生屋　イクヤ　イクノヤ　和名抄周防國都濃郡に生屋鄕を收む。驛家なり。

生山　イクヤマ　豊前國宇佐郡の名族にして、文明大永の頃には生山正貞、天文永祿の頃には生山貞辰あり(豊日七二)。加賀藩侍帳に「百參拾石、紋片喰、生山左太夫」と云ふを載せたり。

伊倉　イクラ　肥後國玉名郡伊倉より起る。菊池氏の族にして、菊池系圖に「菊池隆直—次郎隆定—伊倉七郎定直—益城七郎直武」と載せ、定直は一本伊倉七郎家直に作る。伊倉氏は深堀曆應二年の文書に伊倉次郎、永正元年三月三日の菊池肥後守政隆の侍帳に伊倉掃部時長を載せたり。此の氏の居城は菊池風土記十八外城圖に「元居城・伊倉七良代々居、」また「元居の古城、茂藤里村に在り、菊池七代隆定の五男伊倉七郎定直受持の城跡、十八外城の內」と見ゆ。

猪倉　キクラ　キノクラ　下野國河內郡に猪倉村あり、稻田西念寺親鸞門侶交名に下野猪倉の空智と云ふ人見ゆ。此の地より起るか。奥州の豪族葛西氏の舊臣に猪倉伯耆あり、後伊達正宗に仕ふ。伊達正宗家中記に其の名見えたり。

井倉　キクラ　志摩に現存す。

以倉　イクラ

生倉　イクラ　長門國豊浦郡に生倉鄕あり和名抄伊久良と註す。

生利　イクリ

勇禮　イクレ　和名抄越後國蒲原郡に勇禮鄕ありて以久禮と註し、高山寺本以久例と訓ず。神名式蒲原郡伊久禮神社は此の地にありしなるべし。

井黑　キクロ

生和　イクワ

育王野　イクワウノ　下野國那須郡育王野より起る、那須氏の族なり。イクワウノ條を見よ。

池　イケ　和名抄信濃國更級郡に池鄕ありて以介と註し、又高山寺本以計と訓ず。其の他大和國城下郡池(延喜式池坐朝霧黃幡比賣神社)等諸國に此の地名多し。

1　高志池君　垂仁帝の後裔にして古事記垂仁段に「五十日帶日子王は春日山君、高志池君、春日部君の祖」と見えたり。

池の地詳かならざるも、國邑志稿に越後國蒲原郡中之島村に「池大納言の墓と云ふものあり、池五十嵐は當國の名家なれば、其の池氏の先世の墓なるべし」と。池大納言など云ふは附會なれば、高志の池は此の地か。同郡に伊加良志神社あり五十日帶日子王を祀ると云ひ、又その後裔と稱する五十嵐氏の傳說に「五十嵐小豊治は池の蛇神の子にて、成人して郡の司と爲る」と云ひ、或は「蛇神の子なり」と云ふ。此等に據れば、池とは此の邊の地名にて、池君此のほとりにありて伊加良志神社を奉齋し、五十嵐氏は其の後裔ならんか、と考へらる。

2　越後の池氏　高志池君の後なるべし。建武年間、小國兵庫助政光、荻、風間、池、河內の一族等、蒲原津城に據ると、戰國の頃池源五あり、伊豆守と稱し、後山吉小次郎と云ふ。一騎當千の士にして鬼山吉小次郎の稱あり。此の氏池大納言平賴盛の後裔と云ふは池と云ふ事よりの附會に過ぎず。猶は五十公神社社司池松繩氏は「村上氏にて讃州松繩より落來り、池氏を相續す、是迄七十二代相續す」と也。「先祖靈夢により讃州に至り御璽を頂

戴仕り、當所に歸り、劔權現と崇め奉る」(式内神社案内)と。

3　池氏　元亨釋書京師の池氏見ゆ、天長八年の人なり、池君の裔か。

4　桓武平氏　清盛の弟賴盛、其の稱號を池と云ふ、源平盛衰記に池中納言賴盛とある、これなり。こは池殿に住みしに據る、東鑑文治六年十一月條に「二品(賴朝)御入洛、六波羅御亭に着せらる、故池大納言賴盛卿舊跡、此間之を建らる」と見ゆるによりても知るを得ん。賴盛の母清盛の繼母(大宮權大夫家隆女)を池尼(平治物語に池禪尼)と云ふも此の御殿にありしに據る。池家の系は尊卑分脈に「平忠盛―賴盛(池)―保盛―賴清―保清」と載せたり。

5　蒲生氏族　近江蒲生郡に池氏あり、蒲生氏の一族ならんと、元亨四年、池源内左衞門入道觀智あり(郡史)。

6　土佐の池氏　長岡郡池より起りし氏にして、長元物語に「長岡郡の城持、池、十市、下田、廣井云々、」また香宗我部記錄に「池、十市、下田、廣井、西和田、此分一組にて降參、元親へ」と見ゆ。又池三良右衞門と云ふ人あり。

7　下野の池氏　東鑑養和元年二月條小山朝政郎從に池三郎あり、又文治五年九月條小山政光入道郎從に池二郎あり。伊氣氏の後裔か。(伊氣條參照)

8　大隅の池氏　唹囎郡松尾城は池氏の據りし地と傳ふ。地理纂考に「土人傳へて文治四年池大納言賴盛第四子武藏守知重の男從五位下隱岐守重賴下向して當城を築きしといふ、」と。應永廿年の築造と云へば、旁々信じ難きも池氏なる者此の地にありしなるべし。

9　備前の池氏　戰國の頃田土村に池土佐守あり。

10　豊後の池氏　圖田帳に水地原池新右衞門と云ふ人見ゆ。

伊氣　**イケ**　和名抄伊勢國度會郡に伊氣鄕あり、伊介と註す。姓氏錄未詳雜姓、河内の部に「伊氣、豊城入彦命四世孫荒田別命の後といへり、見えず」とあり。此の地と關係あるか。又後世安房國神餘村に伊介氏あり。

井家　**キケ**　キノイへ條を見よ。

池内　**イケウチ**　**イケノウチ**　丹後國加佐郡に池内保あり、正應田數目錄に見ゆ。其の他諸國に池内村尠からず。

1　讃岐の池内氏　全讃志池内村池内城條に「十河十郎吉保第三子孫五郎、池内を采食す。建武時此城を築く、曆應の時、細川賴春に從つて豫州金谷城を攻む。孫三郎孝敎先登、城竟に陷る。其の五世孫を主殿助孝晴と曰ふ、」と載せたり。

2　伊豫の池内氏　豫章記に正平廿二年二月「十日豊前小倉に於いて策を爲し、淡路の沼島へ上向す、小笠原海の一族多年南方依止也。此時船人數池内越後守、池内兵庫助云々相加り、池内越後守、知和牟須岐兩島、並新居津倉淵を燒拂」。また「同十七日御出御、伴池内孫太郎」と載せたり。猶ほ温故錄に「風早郡夏目村の熊野社に建保三年河野通信より池内冠者公通への所領讓狀を藏す、いけのうち」と見ゆ。河野氏の一族たりしが如し。

3　土佐の池内氏　香宗我部氏の家臣にして、香宗家證跡記、香宗我部文書等に多く見ゆ。左衞門佐樣御支配御家臣連名に池内大炊助、六兵衞、彌太良、楠千代、彌六等其の數極めて多きこれなり。

4　備作の池内氏　東作志に池内氏を載せ又備前にもあり。

5　大和の池内氏　大和の豪族にして至德

ど、もと職業より越りしか、地名より起りしかによりて、的氏の起原に差違あり。但し仁德紀十二年條に「七月辛未朔、高麗國鐵盾鐵的を貢る。八月庚子朔己酉、高麗客を朝に饗す。盾人宿禰、高麗の獻ぜし鐵盾的を射通す。よつて其の翌日名を的戸田宿禰と賜ふ」と見えたるを事實とすれば、的氏の起原は甚だ明白なりとす。卽ち葛城氏の一族盾人宿禰、鐵的を射通せしより起れる名稱にして的部とは其の部曲に過ぎざるなり。暫く此の說に從はむ。的戸田宿禰は此の後十七年條に新羅を討ちしことを載せたり。播磨の的氏條を見よ。

1　**的臣**　本貫詳かならざれど、恐らく山城か河内の內なるべし。古事記孝元段に「葛城長江曾都毗古は的臣云々等の祖也」と見ゆ。姓氏錄山城皇別に「石川朝臣同祖、彥太忍信命三世孫葛城襲津彥命の後也」と見ゆ。

2　**河內の的臣**　姓氏錄河內皇別に「道守朝臣同祖、武內宿禰男葛城曾都比古命の後也、」と見ゆ。

3　**和泉の的臣**　姓氏錄、和泉皇別に「坂本朝臣同祖、建內宿禰男葛城襲津彥命の後也、」と見ゆ。和泉志等日根郡に貫す。

4　**的臣族**　山城と思はるゝ國郡未詳計帳に的臣族稻積賣なる人見ゆ。

5　**的宿禰**　姓氏錄抄に見ゆ、的臣後に宿禰姓を賜ひしなるべし。

6　**山城の的氏**　的臣の後裔也。東大寺別當次第に「傳燈大法師法緣、天祿二年五月十七日官符、山城國人的氏、」と見ゆ。

7　**伊豫の的氏**　拾芥抄に「延曆十二年云々、諸國をして、新宮の諸門を造らしむ、云々。伊與國、郁芳門を造る、的氏也、」と見ゆ。

8　**播磨の的氏**　播磨に的部鄕ありて的部の住みし事は的部條にて云ふべし。此の國的氏については、峰相記所載の傳說に據るに「天平寶字七年、揖保郡布施鄕に五足の犢子を生む。異族大兵亂の由占ひ申す。翌年新羅の軍船二萬餘艘、當國まで責入て、家島、高島に陣取る。朝家驚いて藤原貞國に的姓を給り、的を射過す、將軍の宣下を被り、官兵を駈て追討す。中の手は國司鎊磨魚吹津より出て發向。東の手は明石大領大和續長等なり。爰に大風吹きて異賊七百餘艘渾沒し畢ぬ。貞國は西五郡の大領と爲る。大田、福井、石見等は貞國の領所にて、住所大田鄕楯皷原なり」と。又「黑岡明神は貞國にして、その後胤的氏は當國に去る人有」等云へり。此等の傳說は種々の分子より發し、その發生の原因を探り、起原に溯る事は難けれど、播磨風土記の的部の記事に照して、古くより當國に的氏の一族、勢力ありしや想像するに難からず。藤原氏など云ふは固より信ずるに足らざるなり。傳說中に的を射通す將軍とは、的戸田宿禰を指すや明白とす。而して仁德紀十七年條に「新羅朝貢せず、九月的臣祖砥田宿禰、小泊瀨造祖賢遺臣等を遣はして闕貢の事を問はしむ。こゝに新羅人懼れて調絹一千四百六十匹、及び種々の雜物、並に八十艘を貢る」と見えたるに照せば、傳說中の新羅入寇と云ふは、これを指す事も想像するに難からず。蓋し的氏が播磨に其の配下たる的部を得たるは此の戰功の結果ならんか。從つて此の傳說の根底は此の國的氏の傳說に基きしや明白なりと云ふを得ん。

的戸田宿禰の新羅征伐は、高麗好大王の碑に「百殘、新羅はもと、これ高麗の屬民、由來朝貢す。而るに倭國辛卯年を以つて海を渡り、百濟新羅等を破りて臣民

となす」とあるに當るべし。兎に角此の遠征は大成功にて、的氏の勇武の程も想像さる。從つて的なる名を賜ひしと云ふも恐らく事實ならんかと考へらる。

9 美作の的氏　的野條を見よ。

10 武藏の的氏　武藏七黨横山黨の一にして、七黨系圖並に小野系圖に「横山時廣―時孝―盛孝―廣賢―信孝―某（的又太郎）」と見ゆ。

11 尾張の的氏　尾張國海部郡に伊久波神社あり、神名式に見ゆ、的氏の奉齋にかゝると考へらる。

12 美濃の的氏　長瀧寺慶長元年の棟札に肥前權守的宗里、飛驒權守藤原宗安を載せたり（新撰志）。

13 淡路の的氏　和名抄淡路國津名郡に育波郷を收め、以久波と註す。的氏或は其の配下なる的部のありし地なるべし。

14 其の他筑後國に生葉郡あり、景行紀に的邑と載す、此の氏に關係あるか。

生葉　イクハ　和名抄筑後國生葉郡を以久波と注す。景行紀的邑とし、「天皇云々、的邑に至りて進食せらる、是日膳夫等盞を遺る、故に時人其の盞を忘れたる處を號けて浮羽と云ふ、今的と謂ふは訛なり。昔筑紫の俗、盞を號して浮羽と云ふ」と。この事釋紀引用筑後國風土記にも見えたれど、地名附會の傳説に過ぎざるべく、恐らく的氏のありしより起れるかと考へらる。此の地豐後風土記に、筑後國生葉行宮と載せ、又後世生葉莊あり、莊園目錄に「室町院領、金剛勝院領、和田氏所藏文書」と見ゆ。生葉氏は此の地より起りし氏にして清原氏の庶流、資一を祖とすと傳ふ。笠氏系圖に「有雄（内大臣、清原）―正高―正道―正長―長野太郎助道―三郎道平―珍珠太郎道資―生葉三郎資一」と見ゆ。豐後清原氏の一族なり。應永戰覽記に生葉兵庫助、生葉掃部等あり、此の族なるべし。

的野　イクハノ　美作の名族にして笠庭寺記に勝南郡河邊莊（大根七把）的野正平を載せたり。的氏の後裔なるべし。

的場　イクハバ　マトバ條を見よ。

的部　イクハベ　的臣の部曲なり。播磨風土記神野郡的部里條に「右的部等此村に居る、故に的部と云ふ」とあり。和名抄神埼郡に的部鄕見ゆ。高山寺本以久波と註す。

生夷　イクヒナ　阿波國勝浦郡に生夷庄あり、弘安元年十月の文書に見ゆ、寶治二年八月條に「いくいなの庄」とあり。此の氏は此の地より起りしか。姓名錄抄に生夷宿禰を載せたり。拾芥抄には無姓の部に生夷氏を收む。

生部　イクベ　ミブベ條を見よ。

井久保　キクボ　次の氏に同じかるべし。

猪久保　キクボ　日向記に猪久保與八を載せたり。

生馬　イクマ　イコマ條を見よ。

伊熊　イクマ　寛政系譜藤原支流に收む、家紋丸に二本竹。

生間　イクマ　播磨の豪族にして、左大臣魚名五代孫中納言山蔭廿五代の裔參議隆重の後と云ふ。生間三郎左衞門衆長あり。

伊久間　イクマ　甲州一宮所藏三十六枚歌仙に「庭田大納言重條卿御一筆、正五位下土佐光成末流、伊久間階求畫」と見ゆ。

生熊　イクマ　イキクマ　丹波多紀郡の名族にして、天正十五年に領主生熊源助長勝なるものあり。其子源太夫也。織田軍記に生熊市太夫見ゆ。丹波志に長勝以後の系を載す、なほ伊豫にも此の氏あり。

猪熊　キクマ　キノクマ條を見よ。

猪隈　キクマ　キノクマ條を見よ。

生見　イクミ　和名抄筑前國鞍手郡に生見鄕ありて、伊無美と註し、高山寺本には伊

4 兒玉黨　武藏國兒玉郡生田より出づ。

◎兒玉黨の族にして、イケダと訓ず。

5 新田族　新田義重の子額田五郎經義の後なりと云ふ。其の系圖に「經義―氏綱（額田彌三郎）―時綱（生田彌三郎）―政綱彥五郎―隆氏三郎（庄田祖）／―賴持彥五郎」とあり。

6 三河藤原姓　參河國額田郡に生田村あり、戰國時代生田城ありて、生田六左衞門なる者據りしと云ふ。此の生田氏は藤原氏にして家紋瓜の內左三巴、三巴也。

7 熊野族　奧平家の重臣にて享保七年の覺書に「本國參河、生田郡司、生國下野、〇主計、若名四郎兵衞、本國三河、生國三河、浪人にて參州に來り、生田の鄕主、併せて佐脇、金澤、其外も領すと申傳候。本名新田、生田の鄕を領する故に生田を稱號とす。道頓樣（貞久）御代御家臣と成、代々御家老職たり。家來舟橋五郎太夫、小久保淸左衞門。道頓樣（貞久）拜　御前、御禮申上候。奧平圖書定賢家、奧平將監正武家、生田郡司勝峯家、右の際三家侯儀に御座候。」と。以下主計　主計　重綱　市藏　玄蕃　勝重　尙之　勝友　勝續　勝盛　勝峯。

此の氏の出自につきては、生田重倫氏の來信に「本家は奧平氏の家老職にて千六百石を食み居り候。以前野州宇都宮に居りし時は千五百石の由承り候。國許にて生田（シヤウダ）と稱し居り候。我家發祥の地は別紙家系に有之候如く、三河國幡豆郡生田（イクタ）村なるに生田（シヤウダ）と稱す其譯が不明なれど昔よりの言傳によれば、我家の祖先は熊野別當家の出なりとの事にて、昔は家紋は烏の丸を用ひ、後鶴の丸に變りたる由、昔より熊野權現を家の守護神として信仰厚く、猪を食せず、猪を食せば狂人となると申傳候。小生の考へにては庄田（シヤウダ）が三河の生田（イクタ）に來り文字が似寄り居る爲め、生田の鄕の生田（イクタ）を生田（シヤウダ）と讀む樣に相成りしものならんかと愚考候。熊野別當家の族鈴木族が烏の丸の紋を用ひ居り候事は記錄にも殘り居り、伊勢國に庄田氏之有り候へば、紀州より伊勢、伊勢より三河と次第に子孫が東に移住致したるにはあらざるかと。これと關聯して考ふべきは三河國寶飯郡下佐脇、熊野社の舊祠官に生田（シヤウダ）氏ありて、もと奧平家の家臣たりし事もあり、又代々熊野社に奉仕して鈴木氏と同族なりとの傳をも有する事なりとす。思ふに生田氏は熊野族にて、鈴木、榎本等と同樣、平安末期鎌倉前後、熊野神を奉じて三河に來り、最初生田村にありて其の地名を稱號とせしものに外ならず、而して新田族生田と云ふも、藤原姓と云ふも、共に同一族なるべきか。奧平家臣生田氏の事は奧平家の記錄に多く見え、生田空心、生田主計、生田內匠等著る。

8 村上氏流　信濃國小縣郡に生田村あり古くは生田城もありしと云ふ。村上氏の一族生田氏この地より起りしか。中興系圖に「淸和源姓、賴信男賴淸稱之」と見ゆ。

9 源姓シヤウダ　中興系圖に「生田、源、源持氏公臣生田藏人、命に依り、鶴の字取之」と見ゆ。

10 相模藤原姓　相模國足柄郡久野の總世寺の記錄に旦那生田若狹守藤原重吉（永祿元年）なる人見ゆ。

11 豐後の生田氏　一氏祖生田紀伊守惟季、文治中無品季光に從ひ、豐州に來る、或は大友元祖能直に從ひ來る云々、中山

八幡宮を創立し、又大友氏に仕へ、地を領し大宮司職を兼たりと。其領地元城南村と稱せしを生田原と改稱、更に生野原と改む。大友國除後福原、太田、稻葉の各領主に歷仕し、大里正となり、大宮司職を兼、分家も拾數戶に及べりと云ふ。

12　其の他大村藩に生田氏あり、結城氏の族と云ふ、又岩代大沼郡手兒神社の舊神職に生田氏あり、又德川時代富山前田藩若年寄、桑名松平藩の重臣に生田氏あり。備前にも現存す。

五郡田　**イグタ**　中興武家系圖に「藤原、大夫賴遠、之を稱す」と見ゆ。

幾田　**イクタ**　備中の名族、又因幡鳥取の武藝者に幾田右門伊俊あり、種田流槍術を始めし人にしてイタチ先生とあだなさる。其の子武之進伊載の後武雄また名あり。

生竹　**イクタケ**　安藝の豪族にして賀茂郡生竹より起る。藝藩通志に「生竹莊左衞門宅址、下三永村の內生竹にあり、若山城の家人なり」といふ。

生玉　**イクタマ**　攝津國東成郡に生玉莊あり、此の氏と關係あるか。信濃に現存す。

生玉部　**イクタマベ**　壬生部に同じかるべし。萬葉集廿に佐野郡生玉部足國見ゆ、ミブべか。

生田目　**イクタメ**　ナマタメ條を見よ。下野生田目より起る。

生口　**イクチ**　小早川系圖に「安藝國沼田高山城主雅平―太郎左衞門朝平―安藝守宣平―生口惟平」と見ゆ。

生地　**イクチ**　紀伊國伊都郡生地邑より起る。オフチなり、オフチ條を見よ。

井口　**キグチ**　キノクチ條を見よ。

幾度　**イクド**　對馬宗藩表用人に此の氏あり。

生永　**イクナガ**

生長　**イクナガ**

生沼　**イクヌマ**　足羽戶田藩の重臣にあり。

生野　**イクノ**　但馬國朝來郡に有名なる生野あり、播磨風土記に初見す。又丹波國天田郡にも生野ありて、式內生野神社鎭坐す。猶ほ攝津國東成郡(和名抄百濟郡か)にも生野あり。此の氏は此等より起る。數流あり。

1　宇多源氏　寬政系譜宇多源氏に收む、先祖は岩山也、と、家紋丸に結雁金、裏菊。

2　藤原氏　寬政系譜藤原氏支流に收む。友重より系あり。家紋割蘘荷、下藤丸。

3　攝津の生野氏　東成郡生野より起る。舍利寺緣起に「生野長者の子生れながらにして啞なり、厩戶皇子に遭ひ、口より忽ち舍利を吐出し、是より能く言ふことを得たり、因つて奇緣に感じ、長者の家を捨て丶寺と爲す」と。舍利寺は此の地の名刹なり。又生野長者生野村を開拓すとぞ。

4　豐前の生野氏　宇佐郡の名族にして文明大永の頃生野正直あり、(豐日七二)

5　其の他鯖江藩にも生野氏あり。

生屋　**イクノヤ**　和名抄周防國都濃郡に生屋鄕を收む。

的　**イクハ**　上古以來の大族にして、武內宿禰の後裔、葛城氏の一族なり。播磨、淡路、筑後等にイクハの地名あれば、此の氏は、此等の地名を負ひしか。或はイクハとは矢を射るに用ふる目標、卽ち的の古語なれば、それに關する職名より起りし名か。上古の部名に的部あり、播磨風土記的部里條に、「右的部等此の村に居る、故に的部と云ふ」と見ゆ。此の的部は、後說を採れば、的を造る事を職とせし品部と解釋されれど前說を採れば的氏の部曲に過ぎずと考へらる。孰れより云ふも的部は的氏の配下なれ

は越前國足羽郡の人、常に市鄽に於いて妄りに罪福を說き、百姓を眩惑す。世號けて越の優婆夷と曰ふ」など見ゆ。

2　越中の生江臣　藥師寺文書天平神護二年の越中國司解に少初位上生江臣村人と云ふ人見ゆ。

3　尾張の生江臣　天平感寳元年五月紀に尾張國山田郡人外從七位下生江臣安久多なる人見ゆ。

4　三河の生江臣　國造本紀穗國造條に、「泊瀨朝倉朝、生江臣の祖葛城襲津彥四世孫菟上足尼を國造に定め賜ふ」と。此の族越前より移りて、早く海道にも榮えしを知るべし。

5　生江連　天平三年の越前國正稅帳に丹生郡司主政外大初位下勳十二等生江連積多と見ゆ。生江臣との關係詳かならず。

6　生江宿禰　除目大成抄に、(長德三年正月廿六日)參河權大目生江宿禰衆平と云ふ人見ゆ。三河の生江臣卽ち穗國造家の人、後に宿禰姓を賜ひ、在廳官人となりしものなるべし。

7　生江朝臣　拾芥抄に見ゆ。生江宿禰後朝臣姓を賜へるなるべし。

8　無姓生江氏　奈良朝頃の古文書に見えたる生江の無姓なるは、生江臣の姓を省略したるものか、又は生江臣の部曲の民なり。天平神護三年の東大寺庄々卷に口野鄕戶主生江子公戶口同廣成、また天平神護二年越前國司解に江下鄕戶主生江廣主、少名鄕戶主生江廣繼、曰理鄕戶主生江廣吉戶同眞吉、岡本鄕戶主生江大國、また天平寶字三年の生江國立解に梶取生江民麻呂、また貞觀八年十月紀に越前國足羽郡人生江恒山等見ゆ。

9　生江人　天平神護二年國司解に足羽郡江上鄕戶主生江人佐弖なる者見ゆ。生江臣の部曲なり。

10　生江氏　生江臣の後裔なり。天曆五年の東大寺越前庄券に足羽郡云々檢校方上御庄惣別當生江凡立、擬大領博士生江、擬大領生江、擬少領生江、など見ゆ。姓を省略せしものなり。

11　齋藤流　尊卑分脈に河合齋藤助宗―範忠―能範(生江)と見ゆ。中興系圖に「左衞門尉純範之を稱す」とあり。

12　會津の生江氏　會津の名族にして會津風土記傳河沼郡東靑津村條に「館迹、天正の比、葦名の臣生江氏の居りし跡なりと云ふ。天正六年二月、野澤原町の住人大槻太郎左衞門某と云者、葦名盛氏に叛きし時、生江大膳、金上兵庫、松本左衞門、新國上總等と盛氏に從ひて攝津口に向ひ、大槻が婿山內右近を討取りしと云ふ事、舊事雜考に見ゆ。天正十七年六月生江主膳、磨上の戰に打負けて靑津に歸り、已が館に楯籠りしが、幾程もなく、義廣常州に沒落し始終怺ふべき樣なければ遂に降人に出づ」と。又舊家生江勇八郞、此村の肝煎なり、生江氏の遠孫なりとて、世々生江氏の館迹に住す」と。其他耶麻郡新宮村熊野社に生江平八郞あり。

幾尾　**イクヲ**　福智山朽木藩の重臣に此の氏あり。

生方　**イクカタ**　奥州の氏なり、ウブカタ條を見よ。

生形　**イクガタ**　ウブカタを見よ。

生川　**イクカハ**

生貝　**イクガヒ**

生萱　**イクガヤ**　信濃國埴科郡生萱村より起る。清和源氏村上爲國の後正治の裔なり

生口　**イクグチ**　イクチを見よ。

生國　**イククニ**　大同類聚方に「能登藥、能登生國比古の家に傳ふる方」と見ゆ。攝津に生國魂の大社あり。

生越 イクゴシ

井草 ヰグサ 武藏國比企郡に井草村あり今伊草に作る、入間郡法恩寺年譜錄に「應安元年越生兵庫助、田畠を以つて寄附す、比企郡土袋鄕內井草村」とあり、此の地より起りしならむ。鎌倉大草紙に上杉方井草右衞門尉見ゆ。

伊草 イクサ 武藏國比企郡伊草邑より起る。前條井草氏に同じ。新編風土記に「伊草は井草とも書く」とあり。

將軍 イクサノキミ 戰の君の意なり、大將軍、副將軍あり。上古は多く皇族、皇別諸氏、或は物部大伴氏より之を任ず。(社會組織の研究を見よ。)

生澤 イクサハ 因幡の名族にして當國の大姓田公氏より出づ。因幡志に「田公の正統は生澤守衞といふ」と見えたり。

生石 イクシ イクイシ 豐後國大分郡生石より起りし氏也。大友系圖に能直―泰廣(庶流者生石)と見ゆ。猶ほオフシ條參照。

生櫛 イグシ 和名抄美濃國武藝郡に生櫛鄕あり、後世伊串村と云ふ。

幾志 イクシ キシ 又岸とあり、キシ條を見よ。

生科 イクシナ 上野國新田郡に生品神社あり、同國々帳に見え、又義貞の義旗を擧げし地として有名なり。關聯する處あるか。此の氏は美濃國肩々里大寳二年戶籍に生科馬都賣と見ゆるのみ。

生稻 イクシネ イナダ條を見よ。

生嶋 イクシマ 攝津國河邊郡生島莊より起る。生島莊は古文書類纂建長二年關白家處分狀に見えたり。

1 攝津の生島氏 生島氏は桓武平氏にして、生島氏家傳に「平經正が嫡男源勝(經菊丸)が後胤也。源勝、後鳥羽院より攝津國生島庄を宛行はれしより稱號とす、」とあり。經正は經盛の子ならむと寬政系譜は云へり。家紋揚羽蝶、五三桐。生島氏は細川兩家記に生島宗竹、また早川主馬長敏の重臣に生島新助あり。又後世神戶開港に努力せし生島氏等當地方に多し。

2 信濃小縣郡に生島足島神社ありて生島氏も現存す。

3 河內の生島氏 延元の頃楠氏に從ひし士に生島日向介、下つて永祿二年の交野郡總侍連名帳に津田村生島信濃守盛澄、また津田村生島氏八軒など見ゆ。

幾嶋 イクシマ 信濃に現存す、生島氏に同じかるべし。

生住 イクスミ

生瀨 イクセ

一宮善 イグセ 太平記卷の三に一宮善民部大夫あり。三善姓一宮氏を云ふ。イチノミヤ條を見よ。

生田 イクタ シヤウダ 和名抄攝津國八部郡に生田鄕ありて以久多と註す、此の地に生田神社鎭座す、上古以來の大社なり。書紀に活田長狹國に鎭座すと見ゆ。其の他諸國に生田村多し。

1 生田首 攝津國八部郡生田鄕、生田神社など、和名抄、神名式に見ゆる事前述の如し、神社とは至大の關係あるべし。姓氏錄、攝津神別に「生田首、同神(天見屋根命)九世孫雷大臣命之後也」と見ゆ。中臣宮處本系帳に「靜稻比古、生田首那賀遠の女美奴賣郎女を娶る」とあり。

2 清和源氏賴政流 攝津國發祥の生田氏にして生田首の後なり、されど系圖には「賴政が嫡男仲綱が末流生田彈入某の後、彈入攝津國生田に住し、生田を稱す」と見ゆ。

3 中原氏流 江州中原氏系圖に「井口經尙四世孫經親、井口を改め、生田氏を賜ふ」と見ゆ。

かゝる氏ありし譯なれど、他に所見なく、探るによしなし。

伊來　**イキ**

猪木　**キキ**　キノキを見よ。

生　**イキ**　壹岐と通じ用ふ。

生佐　**イキサ**　和名抄肥前國松浦郡に生佐鄉ありて伊岐佐と註す。

井氣多　**イキタ**　イケタ條を見よ。

池田　**イキタ**　和名抄上野國邑樂郡に池田鄉を收め、伊岐太と訓ず。イケダ條を見よ。

五木田　**イキタ**　ゴキタ條を見よ。

生津　**イキツ**　ナマツ條を見よ。

一岐津崎　**イキツキ**　肥前國松浦郡生月島より起る、海東諸國記に「源義、丁亥年、使を遣はして來り觀音現像を賀す。書して肥前州下松浦一岐津崎大守源義と稱す、麾下の兵あり」と載せたり。松浦黨の一ならん。

伊木津志　**イキツシ**　前條氏に同じ、太平記卷十四節度使下向の條に伊木津志と見えたり。

壹岐刀（力）　**イキト**　**イキリキ**　次の條を見よ。

伊木刀　**イキト**　肥前國彼杵郡壹岐刀村より起る、博多日記の裏書東福寺領彼杵庄の庄官中に伊木刀三郎入道了覺あり、嘉曆二年と註す。又深堀貞和四年の文書に伊木刀氏を載せ、又正平應安彼杵郡一揆連判狀に壹岐力左衞門尉茂通、同藤原通勝、同藤原幸昌、同藤原通重、同藤原通久等を載せたり。本姓藤原と稱せしを知らむ。

壹岐卜部　**イキノウラベ**　壹岐條及び卜部條を見よ。

五十公　**イキミ**　次の氏に同じ。

五十君　**イキミ**　和名抄越後國頸城郡に五公鄉を收め以木美と註す、高山寺本五十公に作る、天平勝寶四年十月廿五日造東寺司牒に頸城郡膽君鄉十五戶とあり、此の地より起る。東大寺文書天平神護二年のものに五十公諸羽あり。

五十公野　**イギミノ**　越後國沼垂郡五十公野邑より起る。其の地に五十公野城あり天文中五十公野大膳亮弘家據る、其の後五十公野釆女正あり。又五十公野源太あり、新發田尾張守長敦の弟にて後兄の讓りを受け、新發田因幡守と云ふ。

井淸　**キキヨ**

壹岐力　**イキリキ**　肥前の名族なり。イキト條を見よ。

伊久　**イク**　和名抄陸奧國に伊具郡を收め以久と註す、今の陸前國伊具郡なり、後宇多院御領目錄に陸奧國伊具の莊とす。伊久氏後世伊具氏と稱ふ。又淡路國津名郡に伊久の地あり、こは和名抄育波鄉の地にして別流の伊久氏を起せり。

1　伊久國造　伊久國は後の伊具郡の地にして、國造本紀に「伊久國造、志賀高穴穗朝（成務）御世、阿伎國造同祖、十世孫豐島命を國造と定賜ふ」と見ゆ。安藝國造の一族にして阿倍氏配下の氏たりしが如く考へらる。

2　陸前の伊久氏　伊具氏を見よ。

3　淡路の伊久氏　津名郡伊久邑より起る、古代の名族的氏の後裔か。南海通記卷の六に「永正十五年八月二日大內左京大夫義興防州に還る。於是淡路の伊久志摩守と云ふ者、細川家の臣たるに事寄せて西國より運輸の軍資粮餉を淡州の戶にて奪ひ取り、海上の禍をなす事數回なり」とあり。

伊具　**イグ**　陸前伊具郡伊具庄より起る、前條を參照せよ。

1　桓武平氏　陸奧話記に伊具十郞平永衡あり、初め前陸奧守藤原登任朝臣郞從たり、當國に下向して厚く養顧せられ、勢

一郡を領す、後安倍賴時の女を娶り、又源賴義に屬す、或る人賴義に說いて曰く、永衡反覆の徒、必ずや內患を爲さむ、之を殺すにしかずと。賴義收へて之を斬ると。伊久國造との關係詳かならず。

2 **北條族**　桓武平氏北條氏の族にして、北條系圖に義時の子有時に註して「伊具祖、大炊助、左京大夫、法名蓮忍、駿河守」と見ゆ。その後は有時

- 通時（時基）高陽院藏人
  - 時高
    - 時淸
  - 時景—信時
    - 時邦（齊時）
    - 春時 駿河守
- 賴任（有泰）
- 兼義 八郎
  - 宗有 伊具八郎
  - 有助 若宮別當
- 有義 六郎
- 兼時 四郎
- 時盛 十郎

なり。

3 **伊具氏**は東鑑二十一、廿六に伊具馬太郎盛重、廿五に伊具太郞、伊具六郞、承久記二に伊具むまのぜう入道、同三にいぐの六郎有時、いぐのむまの入道、次に太平記六に伊具右近大夫將監、同八に伊具尾張守、同十に伊具越前前司宗有等見ゆ、多くは前項北條氏の族なり。又建武三年三月三日の文書に「陸奧國石川莊河邊八幡宮神領同國白川莊成田郷、伊具駿河入道後家跡事云々」と見ゆ。

印具　**イグ**　**オンズミ**　太平記卷三に印具兵庫助、同卷八に印具駿河守等を載せたり。オンズミ條を見よ。

生　**イク**　中世以前生氏とあるは多く壬生氏の省略なるが如し。

1 **生君**　筑前川邊里大寶二年戶籍に生君鏡、生君多智麻呂等見ゆ。ミブ君と訓ずべし、壬生條を見よ。

2 **生勝**　類聚符宣抄第十に見ゆ、ミブノスグリなり。壬生條を見よ。

3 備後國芦田郡福田村福田助四郎盛昌は又生助四郎盛昌と號す。後美作に移る。

幾井　**イクヰ**　桓武平氏にして門脇教經の後、內藏之助盛之より出づと云ふ。

活井　**イクヰ**　前者と同族か。

生井　**イクヰ**　同上。

生池　**イクイケ**　**オフチ**　拾芥抄に生池氏を收む、他はオフチを見よ。

生江　**イクエ**　越前國の大族なれど他國に移住繁榮せしものも亦尠からず。

1 **生江臣**　越前足羽郡の大豪族也。古事記孝元段に「葛木長江曾都毘古は、生江臣云々の祖也、」また姓氏錄、左京皇別に「生江臣、石川朝臣同祖、武內宿禰の後也、日本紀漏」と見ゆ。氏人は天平三年越前國正稅帳に「足羽郡司大領外從七位上勳十二等生江臣金弓、」また天平神護二年足羽郡司解に「郡司判給大領外正五位下生江臣安麻呂（天平勝寶元年頃の人）大領正六位上生江臣東人、（孝謙紀に越前國足羽郡大領生江東人從五位下を授く、又同郡郡司解に造寺司史生大初位上生江臣東人と見ゆ）」また天平寶字三年五月十三日の生江臣國立解に「足羽郡少領生江臣國立」また貞觀八年八月紀に越前國今立郡大領外正六位上生江臣氏緖、借りに外從六位下を授く。稻十萬束を獻じ、公用に充つるを以つて也」と。以上は足羽郡、又は今立郡の郡領家にて、此氏の內殊に榮えし家なり。

其他、天平勝寶九歲五月二日生江臣家道女本願經貢進文に「越前國足羽郡江下郷生江臣家道女、母生江臣大田女、」また天平神護二年十月十日の足羽郡司解に「寺使生江臣黑足、生江臣息島、」また天平神護三年二月廿二日の東大寺庄々卷に「郡目代生江臣長濱、生江臣息島、外少初位上生江臣村人、」また延曆十五年七月紀に「生江臣家道女を本國に遞送す。家道女

衞將監伊吉史豐宗、及び其の同族惣十二人、姓を滋生宿禰と賜ふ。唐人楊雍七世孫貴仁の苗裔也、」と見ゆ。

11　壹伎(伊伎、伊吉)連　前二項イキ氏と同族にして、天武紀十二年十月條に「壹伎史云々并十四氏姓を賜ひて連と曰ふ、」とあり。姓氏錄には左京及び右京に貫し前者は「伊吉連、長安の人劉楊雍より出づる也」と載せ、後者には「伊吉連、長安の人劉家楊雍より出づる也」と見ゆ。有名なる伊吉連博德は此氏人なり。支那に使し、その日記の一節◦日本書紀に引用さる。

12　壹岐史　漢歸化族にして前者と同族なり。天平寶字三年造姓を賜ふ。

13　壹岐造　天平寶字三年十二月紀に「壹岐史山守等四百三人、姓を造と賜ふ、」と見ゆ。

14　壹岐氏　前項各イキ氏の後裔なり。

15　壹岐氏　大同類聚方に「赤間藥、長門國赤間稻置等の家に傳ふる所、元は彥火火出見尊、壹岐の石麻呂此の方を傳ふるなり」と。

16　中臣流　中臣氏系譜に「大神宮司茂生—當友—守永—宗貞(壹岐大夫)—守房—守宗」と見ゆ。

17　中原流　仁和寺侯人系圖に「中原成季—季成—季實—季房(壹岐左衞門尉)」と見ゆ。

18　佐々木流　佐々木信綱の子左衞門尉泰綱◦壹岐守たりしより子孫壹岐を以つて稱號とするものあり。卽ち尊卑分脈に

壹岐守泰綱
　—左衞門尉賴綱
　壹岐守長綱—氏綱(壹岐三郎)—高長(同九郎)
　　　　　　—貞長—貞輔(壹岐孫四郎)
　　　　　　—賴貞(壹岐彌五郎)
　　　　　　—長信(壹岐五郎)
　　　　　　—長朝(十郎)

と見ゆ。

19　河野流　伊豫河野氏の一族にして、豫章記に太郎左衞門尉通治—河野七郎通遠—壹岐彥六と見え、延文五年四月廿八日義詮判書に對馬入道孫子壹岐彥六とあり。越智系圖に「通遠◦壹岐守に任ず」とあれば、これも父の守領を稱號としたるなり。また河野系圖には通有—通遠—某(壹岐彥六)と見ゆ。伊岐流創術を創めたる伊岐眞利は此後也。

20　三浦流　三浦系圖に中尾經信—倫信(壹岐孫七郎)と見ゆ。

21　葛西流　葛西三郎淸重◦壹岐守となる、よりて東鑑に壹岐入道と載せ、又中尊寺文書及び、香取社記錄に壹岐入道定蓮とあり、其の子淸親又壹岐守たり。

22　藤原姓　中興系圖に「藤原姓、紋酸草」と見ゆ。

23　壹岐直裔　筑前國宗像郡に式內織幡神社あり、その祠官壹岐氏と稱し、壹岐眞根子の後裔と傳ふ。

24　讃岐の壹岐氏　東鑑建長二年條に讃岐國法勳寺地頭職壹岐七郎左衞門尉時重と云ふ人見ゆ。

25　紀伊の壹岐氏　紀州熊野本宮の西座に壹岐氏あり。

26　日向の壹岐氏　日向記に壹岐周防守、所衆壹岐珠帝等を載せたり。

27　其他壹岐を稱號苗字とするものには、源平盛衰記に壹岐判官知康、承久記卷一に「いきの判官知康」、次に東鑑には、四十、四十一、四十五に壹岐太郎左衞門尉、三十六、四十六に壹岐六郎左衞門尉朝淸、三十一、三十二に壹岐小三郎左衞門尉時淸、十七に壹岐判官知康、三十一に壹岐五郎左衞門尉行方、三十八に壹岐次郎左衞門尉、四十五に壹岐三郎、四十四に壹

岐二郎左衛門尉家氏、三十二に壹岐三郎左衛門尉、三十七に壹岐次郎右衛門尉宗氏、四十七、五十一に壹岐三郎左衛門尉頼綱、三十九、四十二、四十六、四十七、四十八に壹岐新左衛門尉基頼、三十六に壹岐左衛門次郎、四十に壹岐七郎左衛門、又壹岐守には二十四に壹岐守清重、壹岐守光時、三十一、三十二に壹岐守光村、四十三、四十四、四十九、五十に壹岐守基政、三十九、四十一に壹岐前司國家、四十、四十七に壹岐前司泰綱、三十五に壹岐前司、三十六、三十九、四十三に壹岐前司泰綱、次に太平記卷九に壹岐孫四郎、番場蓮華寺過去帳に壹岐孫七郎貞住永享以來御番帳に壹岐次郎、文安年中御番帳に壹岐二郎、長享將軍江州動座着到に壹岐次郎清光、後世土御門家の家司に壹岐氏あり。以上は多く山城葛野月讀社の壹岐氏の族なりとす。但し壹岐守より起りしものは此の限りにあらず。

壹伎　イキ　壹岐に同じ。

1　壹伎直　應神紀に壹伎直祖眞根子、顯宗紀に壹伎縣主押見宿禰、また姓氏錄壹伎直は「天兒屋根命十一世孫雷大臣の後なり」と。

2　壹岐史も舒明紀に壹伎史乙等、天武紀に「壹伎史、姓を賜ひ連と云ふ」と。

3　其の他前條を見よ。

伊岐　イキ　壹岐、壹伎に同じ。

1　伊岐國造　令集解の二職員令に伊岐國造、京卜部七口、厮三口と見ゆ。

2　伊岐宿禰　貞觀十四年四月條に見ゆ、前に云へり。

3　伊岐史　孝德紀に伊岐史麻呂あり。

伊伎　イキ　壹岐、壹伎、伊岐に同じ。

1　伊伎宿禰　貞觀五年九月條に見ゆ、前に云へり。

2　伊伎史　舒明紀に伊伎史乙等あり。

3　松尾の壹岐氏は又伊岐氏とも書す、伊伎氏本系帳の事前に云へり。

4　平家物語に大藏大輔伊岐兼盛見ゆ。山城葛野壹岐氏の族たり。

伊吉　イキ　壹岐、壹伎、伊伎、伊岐等と通じ用ふ。

1　伊吉島造　國造本紀に見ゆ、壹岐の條を見よ。

2　伊吉史　承和二年九月紀に河內の人伊吉史豈宗あり、歸化姓なり。壹岐條を見よ。

3　伊吉連　姓氏錄に見ゆ。壹岐氏條にて云へり。

伊木　イキ　壹岐以下の前數條のイキ氏と互用し、又異流もあり。

1　壹岐直流　伊伎宿禰の後、松尾社家系圖に、松室雪雄二十二世孫重宗

─重兼─重勝─重有（改伊伎爲伊木）─重成─重次
─龜壽─重舍（伊木）

と見ゆ。

2　藤姓糟谷氏流　本國相模なるべし。糟谷系圖に闕本義忠─某（伊木五郎）と見ゆ。又義忠─光綱─盛久─某（伊木を稱す）ともあり。

3　清和源氏滿政流　中興系圖に「淸和源氏、三郎滿政稱之」と見ゆ。美濃國各務郡（稻葉郡）伊木より起る、戰國の末に伊木淸兵衞あり、池田勝入の家老にして墨俣城を守る。池田氏三河を領するや田原城を守り、更に備前に移る。三十郎官正（後に長門忠貞）仁右衛門忠好等多くものに見ゆ。子孫池田侯の家老なり。

伊支　イキ　出雲風土記意宇郡屋代鄕の條に天乃夫比命御伴に天降來ましき伊支等の遠祖天津日子命詔り給はく、吾靜まり坐さむ社と詔ひき。故に社と云ふ」と見えたり。果して然らば凡河內氏の一族に

鵤　イカルガ　山城にあり。前條氏と同一か、斑鳩又鵤と云ふ。播磨にも鵤なる地名あり、今斑鳩村と云ふ(揖保郡)。

工藝志料に、元和年中伏見の人鵤幸右衞門始て小兒玩具の土偶を造る。時人呼びて人形屋と曰ふ、其地の工人巧を傳へて今に至ると。

壹岐　イキ　壹岐國より起る、和名抄壹岐島に由岐と訓ず、又壹岐郡あり。壹岐は壹伎、一支、伊吉、伊岐、伊伎、伊木、伊支等の文字を用ひ、猶ほ雪とも音通ず。

1　一支彦　魏志東夷傳對馬國の次に「又南一海を渡る千餘里、名を瀚海(玄海)と云ふ。一大(一支)國に至る、官亦卑狗(彦)と曰ひ、副を卑奴母離(夷守)と云ふ、方三百里ばかり、竹木叢林多し、三千許家あり。差田地あり、耕田猶ほ食に足らず、亦南北市糴す」と、一大は一支の誤にして當時一支彦卽ち壹岐彦なるもの、當國を支配せしが如し。

2　伊吉島造　壹岐國造を云ふ、國造本紀に「伊吉島造、磐余玉穗朝(繼體)石井(イハキ)の從者新羅海邊の人を伐ちし天津水凝の後なる上毛布直を造とす、」とあれど、天津水凝なる人、他書になく其出自知るべからず。又上毛布直は上毛野臣と緣故あらんかと思はるれど、直姓なれば然らじ。蓋し伊吉島造家は後の壹岐直にして、類聚國史第十九神祇部に「天長五年正月丁丑、從五位下壹岐直戈麻呂を壹岐島造に任ず、」とある壹岐島造と同一系統とすべき也。然らば最初月神裔と傳へ、後中臣姓を假冒するもの、これならむ。

3　壹岐縣主　伊吉島造に同じ、故縣主なりしが、後國造に准じ、島造と稱し、姓直を賜へるなり。天神本紀に「月神命、壹岐縣主等祖、」と見え、顯宗紀三年條に「春二月、阿閉臣事代命を銜て出でゝ任那に使す。是に於いて日神人に著りて謂つて曰く、我が祖高皇產靈、天地を鎔造するの功に預る。宜しく民地を以つて奉れ、我は月神なり、若し請に依り、我に獻らば、當に福慶あらむと。事代是によりて京に還りて具に奏す。奉るに歌荒樔田を以つてす。(歌荒樔田は山背國葛野郡にあり)。壹伎縣主押見宿禰祠に侍す」と見ゆれば、此縣主卽ち島造は、月神命の後裔なる事明白なるが、後世歌荒樔田の壹岐氏は卜部を稱し、中臣氏を冒せり。蓋し此の縣主はもと中臣氏配下の氏より出で、緣故深かゝりしか、或は神祇に携はりしより、かく中臣系を假冒せし物と考へらる。

4　伊岐國造　令集解二、職員令に「伊岐國造、京卜部七口、厮三口」と見ゆ。伊岐島造と云ふに同じ。

5　壹岐直　應神紀九年四月條に壹岐直祖眞根子と云ふ人見ゆ。歌荒洲田卜部伊伎氏本系帳に據れば「雷大臣命の子眞根子命、神功皇后御世、眞根子父に隨ひて三韓に趣き、歸朝の後、猶ほ壹岐島に留り、三韓を戍る。玆により子孫本姓を以つて或は中臣と稱し、卜部と稱し、或は地名により壹岐と稱す、」と見ゆ。此の中臣氏と云ふは勿論冒系なり。眞根子命の後は御身足尼命―大田彦命―酒人命(或は伊賀彦命に作る)―神奴子命(或は神八子命に作る。)―忍見命(顯宗紀の押見宿禰)なり。前に引きたる壹岐直戈麻呂は此後ならむ。此氏後伊岐を略し、單に直を以て氏とし更に宿禰姓を賜ひて直宿禰と云もあり。アタヒ條及び伊伎宿禰の條を見よ。

6　山城の伊伎氏　顯宗紀に見ゆる如く壹伎縣主押見宿禰、歌荒樔田に移りしより伊伎氏、本國なると山城なると二流とな

れり。本系帳に「忍見宿禰・始めて壹伎島より遷居り山背國葛野郡歌荒洲田の地に遷居る。宿禰の神社今松室里に在り」と。忍見の後は太富命─十握命─若彦(卜部伊吉若彦)─乙等─綱田─古麻呂─宅麻呂(月讀宮長官、萬葉集に雪宅麻呂と見ゆ。)─益麻呂─眞次─氏麻呂─氏成─千世麻呂なり、姓氏錄右京に貫し、「壹伎直、天兒屋根命十一世孫雷大臣の後也、」と見え、又松尾社家系圖に天兒屋根命─天押雲命─天種子命─宇佐津臣命─大御食津臣命─伊賀津臣命─梨迹臣命─神聞勝命─久志宇賀主命─國摩大鹿島命─巨狹山命─雷大臣命(中臣、卜部、伊伎等初祖也)─眞根子命(神功皇后御世、眞根子父に隨つて三韓に赴く、歸朝の後尙ほ壹伎島に留り三韓を戍る。玆によつて子孫その本姓を以つて、或は中臣と稱し、卜部と稱し或は地名に依りて壹伎と稱す壹伎本雪字訓なり。壹一に伊に作る、伎一に岐に作る、伊・由と五音通ず、或は伊吉に作る、或亦雪に作る。)─御身足尼命─太田彥命─酒人命(或作佐賀彥)─神奴子命(或作神八子命)─忍見命(山背壹岐對馬等卜部遠祖也、山背歌荒洲田の元祖、母紀大磐宿禰女)─太富命─十握命

─若彦(卜部伊吉)─磐余(中臣連)─乙等─韓國─韓石(弟尊鑑)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　─麿子─高足
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　─綱田(阿彌陀)─古麿─宅麿(宮主、伊伎嶋司、月讀長官)
　　　　　　　　　　─田耳
　　　　　　　　　　─博篤
─島主

─益麿(宮主)─眞次(眞繼)─氏麿─氏成(氏業)─雄貞─貞本
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　─眞雄─氏雄
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　─千代麿
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　─是雄
　　　　　　─墨繼(伊伎嶋掾)─墨氏
　　　　　　─益業(松尾權祝)─業氏(祝)─宅基(改伊吉 卜部宿禰)─業基─業孝(改卜部 伊吉宿禰)

是雄(本姓卜部、貞觀五年九月七日、卜部を改め伊吉宿禰)─月雄─雪雄(神祇宮主、月讀宮長官)─峯雄(神祇權大副、月讀宮長官、松尾社務職預)─石雄・弟忠雄(月讀宮長官)─峯政─峯守─春元─擧元─擧政─兼元─相元─兼盛(大藏大輔、宮主、月讀宮長官)

─元秀─政道
─育子(二條院后)
─兼宗─宗久─宗安─宗朝─朝正(孫四郎)─正秀(孫四郎)
　　　─盛恒(改伊伎 爲壹伎)─恒衡─恒吉─兼則(六波羅奉行)─吉忠(孫三郎)
─元信─武元(秦相久爲子)
─政家─家國─家高─國方(松野)
─道信─信賢─重賢─信豐─重豐─重綱
─重道─重永─重宗(安井、松室、伊木、中村祖)
─重右(甲州松尾氏祖)

とあり。松尾社壹岐氏系圖には押見宿禰─三國宿禰云々とす。

7　伊岐宿禰　壹岐卜部氏の後なり。貞觀五年九月紀に「壹伎島石田郡人、宮主外從五位下卜部是雄、神祇權少史正七位上卜部業孝等、姓を伊伎宿禰と賜ふ。其の先雷大臣命より出づる也、」と。また同十四年四月紀に「宮主從五位下兼行丹波權掾伊伎宿禰是雄卒す、是雄は、壹岐島人也。本姓卜部、改めて伊岐と爲る。始祖忍見足尼命、神代より始まり、龜卜事に供す。厥の後子孫祖業を傳習し、卜部に備ふ。云々、」と見ゆ。是雄は本系帳に據るに、氏成の子にして千代麻呂の弟なり」

8　壹岐朝臣　關東評定傳に壹岐朝臣壹岐正秀見ゆ、正秀の事は前に云へり。

9　伊伎(壹伎)史　前項諸氏と全く流を異にし、歸化の大姓なり。舒明紀に壹伎史乙等、孝德紀に伊岐史麻呂など見ゆ。長安人劉家楊雍より出づ。天武朝連姓を賜ふ。

10　伊吉史　前者と同族にして河内を本貫とす。承和二年九月紀に「河内國人左近

年、使を遣はして來朝す。書して長門州三島尉伊賀羅駿河守藤原貞成と稱す。宗貞宗を以つて接待を請ふ」と見ゆ。

甍 イカラ

五十嵐 イガラシ　越後國蒲原郡五十嵐より起る。此の地延喜式內伊加良志神社（鹿峠村大字飯田）あり、此の氏は當社の祭神五十日帶日子王の後裔かと云ふ。五十帶日子王は古事記に「春日山君、高志池君の祖」とあり、而して此の地の傳說に據れば、「五十嵐氏の祖とする五十嵐小文治は池の蛇神の子にして、成人して郡司」と云ふは池の君の後裔にして、中古郡領たりしを傳說化したるものならんかと、傾聽するに足るべし。猶ほ「皇子の御名伊加多良志の多を阿行に反へして多の音を省けば伊加良志となる。延喜式神明帳所載の伊加良志神社卽ち是れなり、然して社名を五十嵐の字に改めたるは鄕の農民が理想として、天候の好順を言ひ表はせる五風十雨の語より其文字と意味とを取り來れるものにて、皇子が土地を御開拓あらせられ、農事御奬勵の御本志に叶ひ奉らんとの意ならん。故に皇子御薨去の折、土民御洪德を慕ふの餘り、其の御靈を此地に奉祀す。陵形は東西廣うして南北狹く三面懸崖にして、一面乾溝を控ゆ」と。首肯しがたき點尠からざれど、兎に角池氏の裔此の地にありて、當社を經營せしものか。斯く此の氏は垂仁帝皇裔五十日帶日子命の後なりと云へど、異說また尠からず、次に述べむ。

1　坂上姓　古志郡の五十嵐は其の家傳に據るに坂上田村麻呂の裔孫五十嵐左衞門當利を家祖とし、其子忠宗の時、越後國に任を蒙り下向、當國下田鄕に居る。其子利忠、此地を開發してより代々居住と見ゆ。數世をへて新五郞貞勝に至り上杉家に屬し功あり、景勝より感狀を賜ふ」と。

2　淸和源氏　寬政系圖卷二百十二、卷末所載、小笠原氏、「はじめ五十嵐を稱し、高包が時小笠原に改む」と、猶ほ卷千二百八十四、淸和源氏支流に五十嵐一家を收む、家紋三頭左巴。又佐渡の役人付に此の氏を淸和源氏とす。

3　桓武平氏　中興系圖に「五十嵐、平姓、小太郞實信之を稱す」と載せ、寬政系譜もまた平氏支流に收む、家紋藤巴、黑餠。

4　五十嵐氏は東鑑卷二十一建曆三年五月條に五十嵐小豊次あり、和田合戰に戰死す。北越奇談に「源平の昔當國の人に五十嵐小文治と云へる者頗る勇力の聞えあり」と。又翁草鎌倉時代武士の所領として、一萬千石、美濃の內五十嵐小豊治助政」と。何によりたるか。次いで承久三年條に五十嵐黨あり、此の氏の族黨に外ならず。次いで太平記卷三十一に五十嵐文四、同文五あり。足利時代上杉氏に屬す、古志郡川西城は其の居城なりと。永正二年長尾爲景越中滑川陣の時、五十嵐入道、石田備中守等と共に叛逆し、爲景佐渡に敗走せしが、翌年椎屋合戰に五十嵐、間瀨浦にて殺さる。（長尾景房侍帳に五十嵐入道あり）

5　會津の五十嵐氏　會津地方に五十嵐氏甚だ多し、古くは越後より來ると傳ふ。一例を擧ぐれば、小出村熊野宮舊神官五十嵐氏は其の先を越後長儀と云ふ。何時の頃にか越後國より來りて當社の神職となる、越後吉住は十七世の孫なりと」。又秋田より來ると傳ふるものあり、次を見よ。猶ほ岩瀨郡にも此の氏あり。

6　秋田の五十嵐氏　會津風土記に出羽國秋田郡の住人五十嵐淡路守賴常が子孫なり。淡路守は源義家朝臣奥州征伐の時從

つて勳功ありければ、太刀を賜はりて賞せらる。十二代の孫安房守清常會津に來り、河沼郡蜷河莊田澤村にて十貫文の地を領す。淡路守より十八世の孫和泉吉常耶麻郡の内大鹽村百貫文の地を領し、子孫世々此處に住す」と。和泉は河原崎館に住せり。

7 上野の五十嵐氏　倉賀野十六騎中に五十嵐紀伊守あり。

8 武藏の五十嵐氏　新編風土記多摩郡條に五十嵐氏(柴崎村)　小田原北條に仕へし五十嵐小文次と云ふものゝ子孫の由にて同族九戸あり。されど傳へしかど今知るものなければ往事を詳に辨じがたし、昔は邸跡もありしと傳へしかど今知るものなしと。

9 紀伊の五十嵐氏　有名なる紀國屋文左衛門は紀州加田浦の人、五十嵐氏なり。幼名文吉、享保中六十にて死す。

10 其他伊達正宗家中記に五十嵐氏、鯖江間部藩の重臣に五十嵐氏あり、又下總の五十嵐氏は丸に並び鷹の羽を家紋とす。信濃にも此の氏あり。

伊賀良目　イガラメ　岩代國信夫郡五十邊村より起る。東鑑九の卷に「佐藤信夫庄司、叔父河邊太郎高經、伊賀良目七郎高重等を相具し、石那坂の上に陣す」と見ゆ。

猪狩　キカリ　次の二流あり。

1 小野姓、橘姓　中興系圖に「小野姓、篁苗裔」と載せ、又寛政系譜に「家傳に橘氏にして、小野篁の後」と。笑ふべし。蓋し小鹿島橘氏の族か。家紋丸に二引九曜。

2 平姓　磐城の大族岩城氏の一族にして、文明中猪狩筑後守隆清、楢葉郡(雙葉郡)高倉山の城主たり、その子重隆・入道して明徹と云ふ、古文書に見ゆ、その子常隆、下野守とあり、慶長元年伊達家に隨仕す。一族仙台に多し。

3 甲斐の猪狩氏　巨摩郡猪狩村より起ると云ふ。

井狩　キカリ　近江國に多し、野州郡北里村井狩重之氏の報告に據れば、「現今滋賀縣に井狩氏を名乘る家は拙家を始め、野洲郡北里村大字江頭にあるものと、同郡野洲村大字小篠原にあるものと、今一つは其の隣郡なる蒲生郡岡山村大字船木と三個所に集り、他町村に一二軒づゝ放れてあるものなきにはあらねど、そは皆この三所にあるものゝ内、何れかゞ或る事情にて移住したるものにて、滋賀縣に於ける原地は前述の三所なるべし。然も其現在の紋章は中に「丸に橘」の井狩もなきにはあらねど、多くは拙家並びに井伊家と同じく「井筒に橘」を用ふるか、さなくば「菱の橘」多し、」と。井狩氏の出自については中興系圖に「藤原姓、紋丸内タチバナ、」とし、寛政系譜も「藤原氏、家紋丸に橘とす。其の祖十助宗清、佐々木家につかふ、その子新右衛門宗房織田右府に仕ふ」と。

碇　イカリ　備前邑久郡にあり。

錠　イカリ

碇石　イカリイシ

碇廣　イカリヒロ

碇山　イカリヤマ　薩摩國薩摩郡碇山より起る、島津氏の族にして、島津系圖に始良忠安―光忠―治久―祐久(碇山兵部少輔)と見ゆ。一本師久―光久―治久弟祐友(碇山)―左衛門尉久廣―又九郎久次―小次郎忠親とあり。

斑鳩　イカルガ　和名抄丹波國に何鹿郡を收め、伊加留加と註し、他國にもイカルがなる地名あれば、それ等を負ひしものと考へらる。大和にも斑鳩邑あり。謙信の臣に斑鳩平次と云ふ人あり、當時の戰記に見ゆ。

文書越前に多く見ゆ、伊香氏の勢力の大なりしを知るべし。天平神護二年の越前國司解に上家鄉戸主伊宜我部廣麻呂なる人見ゆ。

伊何我部　イカガベ　伊宜我部に同じ、伊香連の部曲也、正倉院天平神護三年二月廿四日文書に外從八位下伊何我部廣麻呂、男伊何我部春野、男同熊、同野燒、同長野、等見えたり。

伊宜部　イカガベ　以上文書の人を、同二年十月廿一日の國司解に足羽郡上家鄉伊宜部廣麻呂、戸同熊野、同野燒、同春野、とあるにより、伊何我部と云ふと同一なるを知るべし。

○山城の伊宜部　神龜三年の出雲鄉計帳に伊宜部姉賣と云ふ者見ゆ。

井垣　ヰカキ

五十子　イカコ　イカシコ　武藏國兒玉郡五十子より出でし氏なり。下學集には五十子イカシコと訓じ、日用重寶記には五十字と載せ、イカゴと訓ず。

五十字　イカコ　前條に云へり。

伊賀崎　イガサキ

伊ケ崎　イガサキ

伊形　イガタ　日向國臼杵郡伊形より起りし氏か。

井形　ヰガタ　猪方氏に同じきか。

猪方　ヰガタ　豊前の名族なり(?)（豊前三〇四、五八九）

筏　イカダ　播磨にあり。

井門　ヰカド　宇土細川藩の重臣に此の氏あり。キド條を見よ。

伊賀水取　イガノモヒトリ　伊賀國の水取氏にして、姓氏錄、攝津皇別に伊賀水取、阿倍朝臣同祖と見えたり。モヒトリ條を見よ。

猪川　ヰカハ　平氏と云ひ、初め井伊氏、後此氏を稱すと。直繼を祖とす。

井河　ヰカハ　ヰノカハ　次の二流あり。

1　常陸の井河氏　新編國志に「鹿島郡江川村より出づ、もと畑田氏の家人なり。畑田氏文書永德二年四月の着到に『鹿島畑田刑部太輔重幹代井河五郎兵衛尉信吉串軍中治、云々』とあり」と載せ、又鹿島治亂記に「義幹歌道の數奇あり、榮雅自筆の古今集取忘れたりと、言下に近臣井河源六鎧の引合より取出、卽ち之を獻ず。若輩の身なれど、艷數振舞と諸人是を稱美す」とあり。

2　阿波の井河氏　故城記に「井河殿　源氏　スワマ」と見え、一本には井ノ内殿とあり。

井川　ヰカハ　井河氏に同じかるべし。石見、信濃等に現存す。

居川　ヰカハ

伊香原　イカハラ　天平十一年四月十五日の寫經司啓に伊香原馬甘と云ふ者見ゆ。

猪飼　ヰカヒ　猪飼は又猪養とも猪甘ともあり、其名稱は猪飼部とて猪を飼養するを職業とせし人民より起る。この猪と云ふは山野に住む山猪ならずして家猪卽ち豚を指す(上古家猪に對して野山に居る猪を山猪、或は野猪と云へり。)中古以來佛敎流行の結果、殺生禁斷の爲、肉食が一般に行はれざるに至りしも、上古我國民は盛んに肉食せしものにして、豚の如きも、その一つなりき。從つて斯く豚を飼養する人民のありしなり。此の猪飼部は賤民の一種にて、その後裔の如きは求むるを得ざるも、此の猪飼部なる職業民を率ゐし氏、及び此の猪飼部の住みし土地、例へば攝津の猪甘、伊勢の猪飼の如き地に發生せし苗字は今日も現存す。(猪飼部は又略して單に猪部ともあり)。

1　山城の猪甘　古事記安康段に「意富祁王、袁祁王、御粮食し給ふの時、面黥老

人來り、其糧を奪ふ。爾に其二王言ふ、糧を惜まず。然れども汝は誰人ぞや、答へて曰く我は山代の猪甘なり」と見ゆ。

2　丹波の猪飼氏　猪使連、猪使宿禰等の後なるべし。拾芥抄に「延暦十二年云々諸國をして新宮の諸門を造らしむ、云々。丹波國は偉鑒門、猪使氏也」と見ゆ。一本猪飼氏とあり。猪使と云ふも猪飼と云ふも、猪(家猪卽豕)を飼養する部民也。

3　猪飼首　猪飼の頭梁たりし氏なり、ヰカヒベ條を見よ。

4　宇多源氏　幕臣に猪飼氏あり、宇多源氏と稱す。家紋釘抜、又四目結、一目結、白旗に六星と、寬政系譜にあり。

5　平姓　中興系圖に平姓、紋釘貫と見ゆ。

6　美作の猪飼氏、新免家の家臣に猪飼源藏あり。

7　德川時代小倉小笠原藩の重臣に此の氏あり。

猪養　ヰカヒ　猪飼に同じ。正倉院天平十六年文書、姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

猪甘　ヰカヒ　猪飼に同じ。

1　猪甘　猪飼條を見よ。

2　猪甘首　春日氏の族にして姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。猪甘部首條參照。

猪甘人　ヰカヒヒト　職業的部民にして、山城國の計帳と思はるゝ文書に大猪甘人面宇麻後賣外一人を載せたり。前述山城の猪甘の後か。

猪甘部　ヰカヒベ　又猪飼部ともあり。猪は家猪、卽豕を云ふ。此部は豕を飼養するを職とする品部也。

1　攝津の猪甘部　此國東成郡に猪甘なる地名あり。猪甘部のありし地ならん。

2　伊勢の猪甘部　桑名郡に猪飼村あり。

3　石見國の猪甘部　和名抄石見國那賀郡に伊甘鄕あり、伊加無と註し、高山寺本には伊加三とあり、猪甘の訛か。又式內伊甘神社あり。

4　猪甘部首　猪甘部の伴造家也、姓氏錄、未詳雜姓、和泉の部に「猪甘部首、天足彥國押人命の後といへり、見えず」と載せたり。

猪飼部　ヰカヒベ　猪甘部に同じ。

伊香保　イカホ　上野國群馬郡伊香保より發す。此の國の羊傳說に群馬郡の地頭に伊香保大夫なる人あり。河西七郡內に聞えたる足早、羊と云ふ大夫を召し、文書きて二人の姬君、並に大將殿の御自害の事をば都へ申上げると。此の地に式の名神大社伊加保神社あり。

伊賀棒　イガボウ　石見に現存すと云ふ。

伊神　イカミ　尾張國愛知郡にあり、尾張志に見ゆ。

五上　イカミ　常陸の名族にして新編國志に「八田知家より出づ。知家の子知重、其子泰知、泰知子時知、其の四世を高知と云ふ、讃岐守たり。其の子氏知・常陸太郎と稱す。二子あり長を治知と曰ひ、次を知季と曰ふ、鵜谷六郎權守と稱す」と見ゆ。

五神　イカミ

位上　ヰカミ　筑紫の名族なるべし。博多日記に「院宣六通云々日田、三窪、い上」と見ゆ。

井神　ヰカミ

居神　ヰカミ　常陸の五上氏と同族か。岩代國安達郡油井村宮下の民に居上掃部と云ふ人あり、その子に政都あり、綾都の傳を繼ぐ。

伊甘　イカミ　和名抄石見國に伊甘鄕ありて、イカミと註す、猪甘の訛か、ヰカヒ條を見よ。

伊賀本　イガモト

伊賀羅　イガラ　長門國見島の豪族にして藤原氏と稱す。海東諸國記に「貞成、己丑

二に伊賀六郎左衞門尉朝長、二十六、三十、三十一に伊賀六郎左衞門光重、四十に伊賀判官四郎、三十八に伊賀加藤左衞門尉、五十に伊賀左衞門次郎、二十一に伊賀三郎、二十六に伊賀三郎左衞門尉光資、三十一に伊賀三郎左衞門尉光泰、三十四に伊賀三郎左衞門尉祐盛、四十八に伊賀三郎左衞門尉實清、五十一に伊賀四郎左衞門尉景家、二十六、二十七、三十五に伊賀四郎左衞門尉朝行、三十六に伊賀四郎左衞門尉、四十、四十二に伊賀四郎景家、二十七に伊賀藏人、二十二に伊賀左近藏人仲能、二十三に伊賀左衞門尉元春、二十六に伊賀左衞門太郎光盛、四十九に伊賀左衞門四郎、十七に伊賀新平内、三十六に伊賀式部丞光宗、二十九、三十一、三十九、四十、四十二に伊賀式部入道、三十三、三十四、四十四に伊賀式部大夫入道、四十一、四十五、四十九、五十一に伊賀式部八郎兵衞尉、四十三に伊賀式部兵衞太郎光政、四十八に伊賀式部兵衞太郎、二十四に伊賀少將隆經、十九、二十一に伊賀二郎宗光、三十五、三十六に伊賀二郎右衞門尉光泰、十二、二十六、三十五に伊賀二郎左衞門尉光宗、三十四、三十八、四十六に伊賀次郎左衞門尉、三十二、三十四、三十六、三十八、四十、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六に伊賀次郎左衞門尉光房、五十に伊賀二郎左衞門尉久房、二十一、二十三に伊賀二郎兵衞尉光家、三十六、三十九、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十九、五十に伊賀前司時家、三十四、三十五、三十七、四十一、四十二に伊賀前司時宗、四十八、四十九に伊賀前司光清。其の他承久記卷一に「いかのせうじやう隆經」〔一本因幡とあり〕、永享以來の御番帳に伊賀勘解由左衞門尉、文安年中御番帳に伊賀勘解由左衞門、長享將軍動座着到に伊賀伊賀助氏長、見聞諸家紋に

伊賀

と載せ、又織田眞記に伊賀範俊、豊鑑に伊賀侍從定次朝臣(筒井氏)、また徳川時代懸川太田藩の年寄、土佐山内藩の重臣戸崎松平藩の用人に此の氏あり。

24 伊賀衆　徳川時代、伊賀出身の士を伊賀衆と云ひ、又伊賀者と稱す。旗本輕輩の一團體なり。「舊伊賀の郷士士兵にして徳川氏之を招致し、江戸開府の後、尙ほ其團結を解かず。之に邸宅を給し、子孫奉仕仍つて故實に依り、累世伊賀衆と稱す。蓋天正七年織田氏伊賀討平の頃散亡して徳川氏に歸參したる者ならん」(地名辭書)。甲賀衆と共に忍術にて有名なり。

伊我　イガ　天孫本紀に伊賀臣、前條を見よ。

位賀　イガ　和名抄三河國額田郡に位賀郷あり、後世伊賀村と云ふ。

井賀　ヰガ　河内の豪族なり。楠正成家臣に井賀和泉守源義明あり、茨田郡德庵城に據る。

五十河　イカ　讃岐の古族にして別姓、景行帝裔なり。景行本紀に五十河彦命は讃岐直、五十河別祖と見ゆるのみ。

伊賀井　イガヰ　武藏國荏原郡の名族にして伊賀井隼人は加藤氏の家臣なり。

伊香　イカガ　イカコ　近江國伊香郡伊香郷より起りし大族にして、一族近國に繁延す。後世伊香庄あり、後宇多院御領目錄に淨金剛院領近江國伊香庄、東寺延久二年文書同じ。

1 伊香連　和名抄伊香郡伊香郷(伊加香)とある地より出でたる氏にして、本郡第

一の豪族也。式帳伊香具神社はその奉齋にかゝる。中臣氏の族にして伊香津臣の子臣知人命より出づ。伊香津の名も本郡名を負ひしに外ならず。姓氏錄左京神別に「伊香連、大中臣同祖、天兒屋根命十世の孫臣知人命の後也」と見え、また帝王編年紀元正天皇段に「近江國伊香郡與胡鄕伊香小江云々、伊香刀美、天女弟女と共に室家を爲り、此に居り、遂に男女を生む、男二女二、兄の名は意美志留、弟の名は那志等美、女の名は伊是理比咩、次の名は奈是理比賣、此れ伊香連等の先祖是也」と見ゆ。かくの如く此の氏は中臣氏族なるが如きも、物部氏に伊香色雄、伊香色謎(開化皇后)兄弟あり、並に此の地名を負ひし人なるのみならず、附近に物部邑現存し、伊香色雄の子大新河、建新門、大水口、安毛建彦等皆近江の地名を負ひしなれば、伊香氏最初は物部氏たりしならんかと考へらる。

2 伊香宿禰　伊香連は後宿禰姓を賜へるか、姓名錄抄、伊呂波字類抄等に伊香宿禰見ゆ。伊香氏系圖に伊香宿禰豊厚、伊香宿禰豊氏あり、天武朝の人と云ふ。

3 伊香氏　伊香連の後裔なり。伊香氏系圖に、伊香宿禰豊厚―厚彦―厚持―厚命―公厚―厚幹―厚政―厚代(神祇大輔)―厚行(雅樂頭、神祇大副、古今作者)

厚行の子：
- 厚雄(中務少輔)―厚純(雅樂頭)―範厚
  - 範厚―厚賴(刑部大輔)―諸厚(神祇副)
  - 範厚―時望(神祇大副)―助直
- 厚方(禰宜次郎)―政純―政方
- 行包(左京亮)―僧喜慶(天台座主)
- 行基(太四郎)―助富
- 行忠(神五郎)―忠久(神八)―助賴(左近將監)―忠直(又九郎)―助久(十郎)

- 厚英(禰宜 神祇大副)―助厚(神祇大副)―助延(柏原神大夫)―安助(同神大夫 保元人)
  - 厚英―助郡(神二郎)
- 師英(神祇大副)

- 助吉(神主)―助包―助廣(神太)―助高(助太郎)―毘沙丸
  - 助吉―有實(養子布施太郎)
  - 助包―助盛(神次郎 馬祝)―助方(刑部大輔)
    - 助盛―助氏(三郎)
    - 助盛―親包(神六)
    - 資重(刑部大輔)―資行(山城守)―資顯
    - 資重―資國(四郎)―資清
    - 資重―資冬―資久
    - 資重―資厚―資定
- 助光(小次郎)
- 保房(由井八郎)
- 助清(橘氏赤尾四郎)―助時(橘源八)
  - 助清―清正(赤尾九郎)
- 安宗―安近―安守

安宗は若狹國三方郡御内御賀尾常神兩浦開發願主也と。

此の氏の部曲を伊宜我部、伊何我部、伊宜部等と稱す。後にあり。

4 越前の伊香氏　天平神護二年の足羽郡司牒に國使伊香男友と云ふもの見ゆ。

5 河內の伊香氏　和名抄河內國茨田郡に伊香鄕を收め以加加と註す、後世伊加賀村と云ふ。

6 備後の伊香氏　藝藩通志、御調郡條に「中納言谷二位屋舖、野串村にあり。何人の住しや、詳ならず、或はいふ、昔・宮內村八幡宮へ、勅使ありし時、假りに館舍を設けし所と。後、澁川が家臣、伊香筑後、もとの地に住す、因て一に伊香屋敷といふ」とあり。

膽香瓦 イカガ　臣姓なり。天武前紀に膽香瓦臣安倍なる者あり。膽香瓦は伊香(イカガ)に同じかるべし。されど伊香氏に臣姓のものなし。或は伊賀臣か。

爲歌可 キカカ　君姓にして欽明紀五年條に爲哥可君(百濟本紀云爲歌岐彌、名有非岐)なる者見ゆ。これも伊香か。然らば伊香氏には君姓のものもありし譯なり。

伊香賀 イカガ　中國の名族にして戰國時代伊香賀左衞門大夫あり。伊香連の後裔ならむ。陶方の將にして間治城主たり、元就に破らる、元就記に見えたり。

伊加賀 イカガ　前條氏に同じ、安西軍策に陶方の將伊加賀民部あり、伊香姓ならむ。

伊宜我部 イカガベ　伊何我部とも伊宜部とも記せり。伊香連の部曲なり。奈良朝

るべし、此氏天武朝、朝臣姓を賜ふ。

4 攝津の伊賀臣　東大寺奴婢帳、攝津職移に奴伊賀臣大麻呂、云々「部内島上郡野身郷戸主輕部造弓張戸口所貫」と見ゆ。これは伊賀臣の子女奴婢と通じて生みたる子なり。

5 伊賀朝臣　阿倍氏の族伊賀氏の宗族にして、天武紀十三年條に、伊賀臣云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ。」と見ゆ。氏人には天平三年の伊賀國正稅帳に(名張)郡司領外正八位下伊賀朝臣果安、また貞觀五年五月紀に「伊賀國名張郡節婦伊賀朝臣道虫女、永く戸内の田租を免じ終身事なからしむ。即ち門閭に表し、以つて貞操を旌す焉。」また同六年八月紀に「伊賀國名張郡人左史生從六位下伊賀朝臣春野、本居を改めて、山城國葛野郡に貫す。」など見ゆ。

6 山城の伊賀朝臣　前條引用貞觀六年八月紀にて明白ならん。

7 伊賀宿禰　古今要覽稿本姓氏錄には伊賀宿禰見ゆ。考證本臣に作るも徵證を擧ぐるなし、伊賀臣條を見よ。姓名錄抄、拾芥抄等、又伊賀宿禰を載す、伊賀臣の一族、宿禰姓を賜へるものありたるが如し。

8 無姓伊賀氏　天平十一年の正倉院文書に無姓の伊賀氏見ゆ。また天慶六年の國判に伊賀郡司伊賀良茂、これは伊賀臣の後裔たるべし。

9 桓武平氏　源平合戰の頃侍大將に伊賀平内左衞門家長、平内兵衞清家等あり。此の人の系については、平家物語に「忠盛の郎黨、もとは一門たりし平木工助貞光が孫、新三郎大夫家房が子に左兵衞尉家貞といふ者あり。」と載せ、また源平盛衰記にも「爰に忠盛朝臣の郎等に進三郎大夫季房子、左兵衞尉平家貞と云者あり、本は忠盛の父正盛の一門たりしが、正盛の時始て郎等職と成たりし木工右馬允平貞光が孫なり。備前守の許に參て申けるは、今夜五節の御出仕には、僻事いでくべき由承候、但祖父貞光は恐れながら御一門の末にて侍りけるが、故入道殿の御時に、始て郎等に罷成候けりと承る、貞光には孫也、季房には子也、親祖父に勝るべきならねば、云々、子息平六家長は歲十七、長高骨太して剛者、云々、親の家貞あゝといはゞ子息の家長もつと打入るべき支度なり。」とあるによりて明白ならん。次の秀郷流伊賀氏文郷の子など云ふは信ずべからず。袖珍寶引く永享元年の足利義政文書に山田郷地頭伊賀平六左衞門尉と云ふ人見ゆ。

10 秀郷流藤原氏　秀郷の後裔朝光・伊賀守となりしより、子孫その國名を稱號とせしなり。尊卑分脈に秀郷―千常―文脩―文行―公光―公季―公助―文郷―光郷―朝光(伊賀守)其子光季、光宗、共に伊賀と注す。秀郷流佐伯系圖又同じ。

朝光
- 光季 伊賀太郎判官
  - 光綱 小太郎
  - 光高 左衞門尉
  - 光時 次郎―朝季 孫次郎―政季 二郎三郎
  - 光義 兵衞尉
  - 季村 五郎
    - 行季 四郎二郎
    - 秀綱 又四郎―光綱 孫六
  - 實光 五郎―季時 左衞門尉
- 光宗 式部大夫 式部入道 光西
  - 宗義 式部太郎
    - 光政 太郎左衞門尉
      - 基通 二郎左衞門尉
      - 光景 三郎左衞門尉―光家
    - 光長
      - 光廣 五郎―光綱
    - 光範 三郎左衞門尉
      - 光盛 三郎左衞門尉―光秀
      - 光氏 四郎左衞門尉
    - 光忠 四郎左衞門尉
  - 光綱 六郎左衞門尉
  - 仲光 八郎左衞門尉

朝光、光季等は東鑑に見え、又承久記に「いかのさゑもんみつすゑ、」或は「いかの判官光季」と載せ、又梅松論に六波羅伊賀六郎判官光季、太平記十一に伊賀判官光秀あり。光秀光綱は承久の變京都に

於いて誅せらるゝ事人口に膾炙す。

11　淸和源氏土岐流　光基伊賀守たりしより始まる。尊卑分脈に頼光四世孫土岐光信―光基(伊賀守)―頼基(伊賀藏人と號す、淸盛公の爲に誅せらる)―光朝―光胤(伊賀彌五郎)―光秀(伊賀四郎)其の弟伊賀又五郎國光と見ゆ。

12　淸和源氏新田流　尊卑分脈に里見義成二男義繼(伊賀藏人)と見ゆ。大島氏なり。又新田系圖に大舘氏明の子氏淸―氏隆―氏元(伊賀太郎)と註す。

13　中臣氏流　中臣氏系譜に田村宣弘―定弘―貞春(伊賀二郎)と見ゆ。

14　橘氏流　伊水温故に「延文頃の兵亂に伊賀權守橘成忠と云ふ者ありしに、河内國交野の鄕の住人遠地(恩智)入道、南帝の勅命を蒙り、此の國の楯岡山にたて籠り、諸氏をつゐやしけるに、成忠かれを討滅す。然る所に遠地は菊水の旗をなびかし、服部川に進み、多勢襲ひ來て責ける程に、叶はずして誰其が森に入て自害す。其古墳社頭にありときこゆ」と。

15　備前の伊賀氏　秀鄕流伊賀氏にして太平記卷三十八に、備前國の住人伊賀掃部助、また伊賀掃部助高光等見ゆ。天正の頃伊賀左衞門尉久隆、津高郡加茂小倉の城主たりしも、敗れて美作に移ると云ふ。一族美作國眞庭郡にもあり。

16　濃尾の伊賀氏　康正二年の造内裏段錢引付に伊賀美作守殿、尾張國堀津北方段錢と載せ、又本巣郡北方城は伊賀伊賀守定重の長男伊賀日向守守就、三男七郎左衞門の據城なりと美濃志に見ゆ。伊賀伊勢守の事は諸書に多し。

17　但馬の伊賀氏　但馬國大田文に「領家關東分、本家安嘉門院御領　多々良岐庄拾三町　領家地頭關東御領給主、伊賀入道女子跡」と見ゆ。

18　丹後の伊賀氏　正應元年丹後國諸庄鄕保田數帳に「志樂庄、七町一段三百歩(春日村公文分)伊賀治郎左衞門、川上新庄、四十町七反二百五十二歩內二十町三反三百六歩、伊賀次郎左衞門、田村庄、十五町三百十五町、伊賀備中守」とあり。

19　伊豫の伊賀氏　温故錄に據れば總津秀禪寺經卷に、應永年中伊賀前地頭因幡守源朝臣高實の署名ありと。

20　常陸の伊賀氏　秀鄕流伊賀氏なり、嘉祿元年伊賀光季の遺領鹽籠庄を其の子季村に賜ふと。又鹿島文書嘉祿三年、鹿島社領常陸國佐都東郡内大窪鄕住人等云々地頭伊賀判官四郎、代官光依と見ゆ。

21　奥州の伊賀氏　秀鄕流伊賀氏なり。朝光の次男式部大夫光宗(法名光西)、陸奥國岩城郡(磐城國)好島庄の預所職を賜ふ。これより其の子孫此の地方に勢力あり。光宗の子次郎左衞門尉は弘安元年、弟六郎左衞門尉は寶治二年、光泰の子伊賀前司賴泰、その子次郎左衞門尉光貞は永仁二年、元亨元年、光貞の子式部三郎盛光は建武四年の文書に見ゆ。光宗―光泰―賴泰―光貞
├盛光―孫次郎光長
├貞長―左衞門三郎光政―光隆
└光重

22　讃岐の伊賀氏　讃岐山田下村に伊賀城あり、伊賀掃部高光之に居る、高光は備前國人なり。貞治元年高屋役に功あり、細川賴之賞するに山田下村を以つてす、(全讃志)。

23　東鑑十九、廿一、廿二に伊賀守朝光、十五に伊賀守仲敎、廿一、廿四、卅一に伊賀太郎兵衞尉光季、二十六に伊賀大夫判官光季、五十一に伊賀右衞門次郎、三十六、四十九に伊賀六郎、三十六、四十

尊澄法親王（後名宗良）尊良親王第一宮、着御遠江國伊井城と。其女親王の妃となり、尹良親王を生み奉ると傳ふ。其介の族人奥山六郞次郞藤原朝藤、奥山城に在り、慶安四年宗良親王の弟（歟）法名無文禪師、奥山城に入り給ふ。二城相去る一里、此に王事に盡す處多し。奥山氏も共保の裔にして井伊氏と同族也。井伊氏の子孫相續いて井伊庄園を領す。永享年間、井伊介八郞、井伊彌四郞等今川氏に屬して結城朝滿を攻むと。大永六年藤原朝臣直隆、八幡宮に洪鐘を獻當時此の氏の今川氏に屬せし事明かなり。ず。永祿三年井伊直盛桶狹間に於いて戰死す、其子直親永祿五年三月二日掛川にて戰死す。其子萬千代丸は井伊直政にして掃部頭直孝の父也。直親の所部、近藤、鈴木、菅沼等皆德川氏に歸服す」とあり。

猶ほ光明寺殘篇曆應二年七月廿二日「爲井責、云々、尾張殿（斯波尾張守高經）濱名手向給、かもへの城廿六日追落了、」と見ゆる井責は、井伊責なるや明白なり、而して、かもへの城とは敷智郡淺場村鴨江城にして又同書同十月卅日「于頭峰城追落畢」とある于頭峰は濱名郡宇都山城（また鵜津山城）なる事も明かなり。此等に據りて、井伊家が當時宮方として相當の勢力を有し、勤王の爲に盡瘁したりしを察するに足らん。其後長祿寛正記に赤佐一男井伊良直見ゆ、赤佐も井伊氏の一族なり。

肥後直親の子兵部大輔直政（童名萬千世）父傷害の時二歳、新野佐馬助之を救ふ。十五歳にして家康に仕へ功あり、關ヶ原戰後、近江佐和山城を賜ひ、十八萬石を領す、其子掃部頭直孝近江彥根三十萬百を領す。

直政[2]─直勝（右近大夫 懸川城主（直繼））─直好（兵部少輔（直之））─直武（伯耆守）─直朝（伯耆守）＝直矩（兵部少輔 越後與板）
直政─直孝[3]（掃部頭）┬直滋（靱負佐）
　　　　　　　　　　　├直時（内匠頭）
　　　　　　　　　　　└直澄（掃部頭）＝直該[4]（掃部頭（直興）（直治）實ハ直時男）┬直通[5]（掃部頭）
　　　　　　├直恒[6]（掃部頭）
　　　　　　├直矩（兵部少輔）
　　　　　　├直惟[7]（掃部頭）┬直禔[9]（掃部頭）
　　　　　　│　　　　　　　　└直幸[11]（掃部頭）
　　　　　　└直定[8][10]（掃部頭）

（直定は再勤なり）

直幸の後は掃部頭直中─玄蕃頭直亮─掃部頭直弼（井伊大老）─直憲─直忠（彥根二十五萬石）現今伯爵、家紋橘、旗幕紋井桁、見聞諸家紋には

遠州 井伊

と載せ、武鑑には

井伊 彥根

次に直矩の後は、丹波守直陽─伯耆守直員（實ハ直惟外姪）─兵部少輔直存（實松平忠雅男）─内膳直郡弟兵部少輔直朗─「信濃守直廣」（掃部頭直幸末男）─伊豫守直暉─直經─直充─直安（越後與板二萬石）現今子爵。

與板 井伊

此族に赤佐、貫名、石野、上野、田中、井平、谷津、石岡、岡、河井、中野等あり。

伊井 イヰ

井伊氏に同じ。されど相良系圖には工藤遠江守爲憲─爲時─時頼─中將時文─伊保介維兼（天延三年遠江守、遠藤）─維頼┬周時（遠藤介、伊井別駕と號す）
├郁芳門院別當
└周頼（遠州井伊內相良の庄に居住す）─光頼┬相良藤太頼寛─時邑─大膳大夫頼繁
└伊井介（龜英丸 本國居住）
└相良三郞長頼

と見えたり。此等より見れば、井伊氏は相良氏と同族なるが如きも、相良氏の藤原南家工藤伊東族と云ふは全く信じ難し。

猪井　キキ　井伊、伊井に同じかるべし。

井石　キイシ　キノイシ　橘姓中橋氏の一族なりと云ふ。

居石　キイシ　キノイシ

五石　イイシ　イツイシ

伊井澤　イキサハ

伊井野　イキノ

伊井埜　イキノ

井伊保　キイホ　キホ條を見よ。

井内　キウチ　キノウチ　次の二流あり。

1　淡路の井内氏　淡路の名族にして國ツ神井守命の後裔なりと傳ふ。

2　源姓井内氏　攝津國能勢郡の井内氏は源姓と稱す、井内孫之進源景忠、同郡西鄕村宿野城の城主たりき。井内氏はもと能勢氏の重臣たりしと云ふ。

3　河越松平藩の側用人に此の氏あり。

井瓜　キウリ　紀伊國在田郡の名族に井瓜氏あり、續風土記地士として擧ぐ。

猪瓜　キウリ

伊江　イエ　イノエ

井岡　キヲカ　キノヲカ　津山藩分限帳に井岡友仙（醫師）あり。

伊尾喜　イヲキ　土佐の豪族なり、長曾我部親泰に降る。

伊尾木　イヲキ　前條氏に同じ、香宗我部氏記錄に見ゆ。

魚緒　イヲスナ　和名抄備中國小田郡に魚緒鄕あり、伊乎須奈と訓ず。

伊臣　イオミ

伊香　イカ　和名抄近江國に伊香郡伊香鄕を收め、伊加香と註するが故に、イカガと讀むべし。連姓、宿禰姓等多し、イカガ條を見よ。

印歌　イカ　欽明紀に印歌臣（語訛未詳）とあり。印歌は伊香にあらざるか。或は伊賀か。

伊可　イカ　和名抄志摩國答志郡に伊可鄕あり。地理志料云ふ伊志可と讀むべしと。

伊賀　イガ　伊賀國より起りし氏なり。和名抄伊賀國に以加と註す、又伊賀郡あり。國名の因りて起りし地とす。此の氏多くは伊賀國に住居せしか、或は伊賀の守たりし者の裔なれど、他國なる伊賀より起りしものもなきにあらず。

1　伊賀國造　國造本紀に據れば、最初伊勢より兼領し、後獨立むしが如し、卽ち同書に「天日鷲命を以つて伊勢國造と爲す。卽ち伊賀、伊勢國造の祖」と見ゆれば一時伊勢國造が伊賀をも兼領せしものか。

2　伊賀國造　垂仁帝の裔なり、卽ち國造本紀に「伊賀國造、志賀高穴穗朝（成務）御世、皇子意知別命、三世孫武伊賀都別命を國造と定め賜ふ。難波朝（孝德）御世、伊勢國に隸し、飛鳥朝代、割置故の如し」と見ゆ。後伊賀風土記に「國造別部眞人、國造由氣忌寸、國造多賀連」などあれど信ずべからず。此國造の氏は阿保公なるべし。阿保條を見よ。

此の國造は次に云ふ阿倍姓伊賀臣の配下たりしが如く考へらる。

3　伊賀臣　阿倍氏の族にして伊賀國伊賀郡、其の本居也。孝元紀に「大彦命は阿倍臣、伊賀臣、云々、凡そ七族の始祖也」また姓氏錄右京皇別に「伊賀臣、大稻輿命男彥屋主田心命の後也、日本紀合」と見ゆるにより其出自を知るべし。天孫本紀、尾張氏の譜、火明命八世孫倭得玉彥命の妻に伊我臣の祖大伊賀彥女大伊賀姬と云ふ人見ゆ、蓋し大伊賀彥は伊賀臣の祖にして、彥屋主田心命の子、或は孫な

4 佐々木氏流　佐々木季定の弟行定の子井上行實の後に井氏あり。佐々木系圖に

「行方井五郎—行忠井三郎　弟行久井八郎
　—盛實號井樣守—家實井源太
井上行實」

又佐々木義清の子泰清、出雲隱岐に榮ゆ、井氏は其の裔なりと云ふ。

5 藤姓石見の井氏　井下系圖によるに遠江國引佐郡より起りしにて井伊家と同族なりと。藤原兼通の子顯光の裔、井下野守政光—源太左衛門尉國房—上總守國勝—國兼—新介信國—正國(播磨戰死)その弟國宗—源太左衛門尉國弘に至り井上氏と云ふ。

6、太平記卷三十三に井彈正忠あり、新田義興の家臣にて矢口の渡に死す。「腸を引切て河内へかばと投入れ、已が喉笛二所切る」とあり。

猪

キ　猪氏にに猪養、猪使より來りしものと、地名より起りしものとあり、又井氏と通じ用ひらる。

1 猪祝　大和の古代豪族にして、土蜘蛛族なり。神武紀に「臍見長柄丘岬に猪祝なる者あり云々、其の勇力を恃み、來庭を肯せず。」とあり。

2 猪宿禰　姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。猪使宿禰の事か。

3 清和源氏　平家物語四の卷に「頼政頼み切つたる郎等、遠江國の住人猪早太に母衣の風切はいだりける矢負はせて、唯一人ぞ具したりける」と見ゆる猪早太は攝津多田源氏太田伊豆八郎廣政の子にして、頼政の父仲政に養はる。キノハナ條を見よ。

4 安藝の猪氏　遠江猪氏の族なりと稱す。藝藩通志山縣郡猪氏あり。先祖猪早太直孝、始めて當國賀茂郡に來り、第十三世に至りて當郡穴村に移り、又加計村に來ると。家に弓一張、槍一本を藏す。早太が遺物なりと稱す。

維

キ　歸化姓なり。天平神護元年正月紀に維成潤なる者見ゆ。後延曆五年に長井忌寸姓を賜ふ。

居相

キアヒ　伊豫國久米郡(温泉郡)居相村より起りしなるべし。此の地は式內伊豫神社の所在地なり。

居合

キアヒ　信濃に現存す。

井合

キアヒ　安西軍策に井合次郎右衛門あり、羽柴方と見ゆ。

猪合

キアヒ

伊合

イアヒ　黑田侯の重臣栗山家の家臣に伊合八郎兵衛あり。

井伊

キイ　和名抄遠江國引佐郡に渭伊郷を收め井以と註し、高山寺本爲以と訓ず、中世以後井伊莊と云ふ、奧山方廣寺應安四年文書に見ゆ。此の地より起れる氏にして保元物語に遠江國の人井の八郎あり、官軍勢汰ひの條に見ゆ、當國の名族たりしや明白也。井氏は井伊氏に同じ、蓋し井伊は井を延ばしたるにて、地名の起原井より起り、もと井とのみ云ひしを、中古强ひて二字とせん爲めに、其の韻を採り井伊なる鄕名生ぜしならん、和名抄鄕名此例甚だ多し。東鑑寬元三年正月九日條に伊井介見ゆ。此氏の出自明白ならず、傳說によれば一條院の御宇正曆年間、九條殿の御內備中守藤原共資なる者綸命を奉じて遠江守に任ぜられ、敷知郡村櫛の地に住む(此事眞僞詳かならず)。寬弘七年正月朔日、一男あり引佐郡井伊鄕の井邊に生まる、井水を汲んで產湯に用ふ。共資之を養子とす、長じて備中守藤原共保と名づく。橘を衣紋に畫き、井を幕布に表はす。其孫を井伊と稱すと。されど氏名より連想して生じたる傳說に過ぎざるべし。共資の最初ありしと云ふ村櫛より起

りしと思はるゝ村櫛兵衞尉なる者、東鑑建長三年正月二日條に見ゆ。此氏と關係あるか。井伊系圖には冬嗣—良門—（利基）—兵衞佐利世—少納言共良—藏人頭良春—筑前守良宗—備中守共資（始めて遠州村櫛に下る）—備中大夫共保（井伊元祖、法名寂明。共保は一條院御宇、井中より化現の人也、遠江國井谷八幡宮瑞籬に神田あり。田頭御手洗井あり、神主正月朔旦寅刻、祉參するの次、忽ち赤子の井中より出生するを見る、神主懷にして家に歸へり、子の如く養育す。日を逐うて生長し、既に七歲に及ぶ。領主備中守共資聽いて之を奇として曰く、幸に女子ありて男子なし、故に養つて之を子とせんと。十五歲にして共保と名づけ、卽ち共資の女を以つて之に嫁す）と。

系を藤原氏より引くは中世の假冒に過ぎず又井中より生ると云ふは氏名附會の傳説なる事前述の如し。されど古くより井伊介と云ふより見れば、當國の在廳官人にして古族たりしや察するに餘りあり。而して又橘云々と傳ふるより見れば、伊豫橘氏の系統と考へらるゝ橘遠江掾（遠保の後）と密接なる關係ありと想像せらる。此の族より出でたる日蓮（貫名氏）が橘を紋章とするも同一關係より發す。

備中大夫共保の後は其子井伊備中次郎（遠江守）共家—井伊九郎（遠江權守）共直—新大夫惟直—太郎盛直（赤佐太郎）

├良直（次郎）—彌直（左衞門尉）—泰直
│　├直家（次郎 左衞門尉）—直道（田澤祖）
│　├直時（田中祖）—直村（松田祖）
│　├直村（平井祖 谷澤祖）
│　└淨覺（石岡祖）
├俊直（赤佐太郎 井伊、奥山、早田中、篠瀬等之祖）
└政直（貫名祖）—直友（石野祖）

├行直（左衞門大夫）—景直（彥太郎）—忠直
│　├直藤（彌太郎 彌四郎 岡祖）
│　└直氏（一太郎）
│　　　└直房（中野祖）
└直助（井伊、上野祖）

├直平（修理亮 信濃守）—直宗（宮內少輔）—直盛（信濃守）
└直滿（彥次郎）—直親（肥後守）

而して直滿の譜には「家老小野和泉守、讒佞を構えて今川義元に告訴す。天文十三年甲辰、直滿を召し駿府に於いて傷害せしめ畢んぬ、」と載せ、直親の譜には「九歲、家人抱きて信州伊奈に走る。弘治元年二十歲井谷に歸り、卽ち奥山因幡守の娘を娶る。永祿五年家人小野但馬守讒を構ふ。宥して隱謀なきの旨を申さんと欲し、駿府に馳參の途、遠州守護朝比奈備中守懸川城に於いて傷害せしめ畢んぬ、」と見えたり。

井伊氏の系圖について、藩翰譜は「按ずるに、系圖には備中守共資は、內舍人良門の第三男、兵衞佐利世四代の孫たる由見ゆ。藤氏の系圖を見るに、良門の男は、右中將利基、內大臣高藤二人のみにて、利世といふ人を見ず。されど、藤氏系圖に漏しぬるも知れず、また共保より直政迄十六代の由、家の系圖に記せり、一條院の御時より、直政が生れし比迄は、凡五百六十年に及びぬべし、たとへ一世ごとに四十年に及ばんほどを經るとも、なほ年は餘り有りぬべし。思ふに家の系圖に漏れたる人多かるべきにや。又按ずるに、井伊介も同じ流の藤氏たる由、系圖に見ゆ、井伊介は、武智麿の後遠江權守爲憲が末葉にて、工藤、遠藤、伊藤杯と同じ流にて、南家の藤氏なり、此系圖の記せる如くなれば、北家の藤氏にてこそあれ、如何にかく傳へしにや、覺束なき事なり、」と。

引佐郡井伊谷の井伊城は風土記傳に「今城山と云ふ、昔郡司の住みし所にして正倉のありし地かと。寬弘七年以來井伊氏の祖共資、男共保以來代々此地を領す。其裔遠江守井伊介道政、建武以來王事に盡す。延元元年十月宗良親王を迎へ、勤王の士を集む。其後また關城書裏書に延元三年九月十一日

なり。其の子眞兼・作州押領使、保安元年庚子、久常村に於いて卒す。其の子民部尙恕（是宗）―管四郎仲賴、高圓村大見丈城にあり。その子三人、嫡は公資、次は公繼、三は滿佐、公資公繼はその實筑後守藤原賴資の子にして、滿佐・ひとり實子なりと。滿佐の後は有元系圖に「滿佐・兼眞と改め、三穗太郎と號す、名木山城主、子七人菅家七流是なり」と。クワンケシチトゥ條を見よ。其の子筑後守忠勝有元と號す、奈木山城主、弘安十年二月卒、其の子刑部大輔資賴（祐賴）―筑前守佐高（後中島城主）

―菅四郎佐弘―民部大夫佐顯
　　　　　　　宗兵衛
―五郎佐光
―又三郎佐吉
　　　　　　　　　―菅四郎佐久
　　　　　　　　　　和泉守
佐國（右衛門大夫）―佐氏（遠江守）―佐房（筑前守）―佐則（右衛門大夫）―佐明（市郎兵衛）―佐政（平左衛門 菅四郎）

なり。

2　美作の有元氏は太平記卷八に有元菅四郎佐弘、同五郎佐光、同又三郎佐吉兄弟三騎、又卷二十六に有元新左衛門、卷三十六に有元和泉守佐久、また有元民部大夫入道が菩提寺の城など見え、又明德記中卷に有元、長享將軍江州動座着到に作州有元民部丞、新免家侍帳に有元三郎左衛門等見ゆ。

有本　**アリモト**　次の數流あり。

1　結城流　紀伊國名草郡有本村より起る。續風土記名草郡卷に「有本氏（有本村）結城對馬守重直の末葉、在元左近大夫、天正の頃此處に來りて有本と改む」とあり。

2　佐々木流・山陰の有本氏は佐々木太郎定綱の後にして鳥取三郎右衛門の裔なりと云ふ。

3　越後國蒲原郡の舊社家に有本氏あり、記內、薩摩、三太夫、公門、左門、河內等の名、記錄に見ゆ。

4　宮津松平藩の中老に有本氏あり。

5　美作有元氏は一に有本氏とあり、その家の文書に見ゆ。一族因幡備前等に移る、因幡八東郡菩提寺城は有本民部入道の居所なりき。因幡志に見ゆ。

有元　**アリモト**　秀鄕流藤原姓結城氏の後なりと云ふ。前條を見よ。

有森　**アリモリ**　備前に現存す。

有家　**アリヤ**　紀伊國名草郡有家村より起る、續風土記に有家善右衛門見ゆ。

有安　**アリヤス**　豐前國築城郡の豪族にして應永正長頃有安小太郎あり（豐前二一七八）

有屋田　**アリヤタ**・薩隅日の豪族にして有屋田大炊左衛門は伊集院忠眞旗下の將にして、都城野々美谷城を守る事、諸書に見えたり。又薩摩窪田諏訪大明神の舊神職に此の氏あり。

有山　**アリヤマ**　地名より起りしなるべし。

1　伊勢の有山氏　有山主馬助は三重郡川尻城主にして永祿十一年信長の爲めに亡さる事、諸書に見ゆ。

2　武藏の有山氏　多摩郡の名族、風土記稿に「關戶村舊蹟有山屋敷跡、字有山にあり、古有山源右衛門と云し人の居宅の蹟にて今は畑となれり。相傳ふ、この源右衛門は天文の頃より村長にして、この所に居住し宿驛のことなどをつかさどりしが、其子新右衛門が代に至り故ありて家絕たり」と。又三田村有山氏條に天正中太閤より關戶鄕に賜し文書を藏すと。

在山　**アリヤマ**　加賀藩侍帳に「百石、紋檜扇、在山兵五郎」と見ゆ。

有吉　**アリヨシ**　上總下總に有吉村あれど關係ありや否や詳かならず、丹後與謝郡の名族にして三河內山城（三河內村比丘尼）は有吉立蕃頭居住し、父將監と共に長岡の家

士となる、その子與吉郎後長岡内膳正と號し、四辻龜山に居住す、長岡の陣代たりき。これ細川家の重臣有吉氏にして、孤山遺稿に「我が藩世々上卿たるもの三家、曰く松井氏、曰く米田氏、曰く有吉氏、是の三家は、其の先皆公室に大功勞有り、故に先公報ゆるに重爵厚祿を以つてし、之を子孫に傳へしむ」と(豊前二九〇)。

有好 アリヨシ　有吉と同異詳かならず。

有輪 アリワ

阿禮 アレ　河内若江郡の古姓にして景行天皇の後裔なり。姓氏錄、河内皇別に阿禮首、守公同祖、大碓命の後也と見ゆ。

阿輪田 アワタ　阿波國阿輪田庄より起るか。

イ(い)ヰ(ゐ)

索引

伊 イ　百濟歸化族なり、天平寶字五年三月紀に「百濟人伊志麻呂、姓を福地造と賜ふ」と見ゆ。萬葉集九に伊保麻呂とあるも此族なるべし。

五十 イ　越前の古族にして、天平神護二年十月廿日の阿須波臣東麻呂解に散仕五十公諸羽と云ふ人見ゆ。但し五十公にて一ツの氏か。イキミ條參照。

膽 イ　安倍氏の一族にして臣姓なり。孝元紀に「大彦命は是れ阿倍臣、膽臣云々、凡七族の始祖なり」と見ゆるは膳臣の誤なるべし。

井 ヰ　次の數流あり。井は後世井戸の意にのみ用ひらるれど、古代は清水を得る場所を汎稱して井と云ひ、更に地名となり、終に氏名となりしなり。

1 藤原北家　遠江國引佐郡渭伊鄕より起る。渭伊の伊は韻なり。保元物語に遠江國の人井の八郎あり。キイ條を見よ。

2 清和源氏　猪氏及び猪鼻氏條を見よ。

3 日下部氏流　但馬の日下部族にして、日下部系圖に親安(井權守)と載せたり。

するもの最もよかるべし。鹿兒島諏訪御佐山の御祭の次第に、己丑年、五番、皆房村、大汝八幡宮永正二年の棟札に、鍛冶有間安門、弘治三年の棟札に鍛冶有間純延、また大隅國早鈴大明神の舊社司に有馬氏あり。嘉吉四年の棟札に大旦那藤原氏平、大願主藤原次平と、社家と關係あるか。又薩摩出水郡莫根城は「永祿の頃島津家臣有馬伊豫澄秀守る、」又永祿中島津義弘の臣に有馬軍彌左衞門あり。猶ほ大隅に赤松流と云ふ有馬氏あり。即ち大隅源姓有馬氏系圖に、村上源氏赤松庶流と云、薩摩國給黎郡知覽より此高山に移居、初代以前續柄未詳、家譲名字則、紋章右三巴。初代新左衞門—二代軍兵衞—三代權五左衞門—四代八兵衞—五代伊右衞門—六代淸助—七代次郎兵衞—八代正次郎—九代松千代と。

7 伊豫の有馬氏　宇和郡有馬より起る、温故錄に「北宇和郡金山城は戸雁村に在り、有馬殿今城肥前守能親居る」と見ゆ。又有馬城主ともあり。

8 綾氏流　綾氏系圖に竹内長繼—長吉—長氏(有馬七郎)と見ゆ。

9 榎本氏流　紀伊國牟婁郡有馬莊より起る。續風土記牟婁郡有馬氏の條に、「中世以後の事詳に知るべからずといへども、新宮の神地にして、榎本氏來りて此地に居り、産田神社の神官となり子孫世々此地を領し有馬氏といふ。其の後其の家堀内氏と一となり、堀内氏亡びて公邑となり、後新宮城に隷せらる。有馬氏の始末を考ふるに、産田神官榎本氏廿四代の孫を有馬和泉守忠永といふ。應永の頃、近鄕を凌奪し、南阿田和村より北は木本鄕新鹿、遊木、曾根莊二木島、三木莊九木、早田、行野の諸村の十六ケ村を領し、有馬村に二つ石の城を築きて居城とす。其子和泉守忠親繼嗣なく、其甥河内守忠吉を聟養子とし、己は木本浦に隱居す。其後實子孫三郎出生せしより、河内守に罪を負はせ自盡せしめ、己も河内守親族の攻擊に遭ひて、防ぐ能はず遂に自盡す。大抵大永の末の頃なりと。是によりて孫三郎を主とす。孫三郎二十五才にて死す子なし。親族大和守城代として領内を守る、此時堀内安房守氏虎勢强く、有馬の地を併せんとして有馬を擊つ。後和を講じ、氏虎の次男楠若を請ひて有馬の家繼

とす。後有馬主膳氏善といふ。堀内氏虎死し、嫡子若狹守家を繼ぎて幾何もなく又死す。家を繼ぐべき子なきによりて、氏善兩家を合せて主となる。これより又堀内安房守氏善と稱す、」と。以下ホリウチ條を見よ。

10 堀内流　堀内系圖に堀内安房守氏虎—安房守氏善—有馬主膳と見え、又續風土記木本鄕條に「本城跡、村の子丑の方にあり、有馬和泉守の城にて、和泉守の隱居地といふ。」また要害山城條に「村の西南村端にあり、天正の頃堀内安房守より有馬大和守を當城の主とす」また地士堀内主膳、堀内安房守氏善の次男、有馬主膳氏時の後なり。氏時有馬村二ツ石の城に生る。正保二年筋目の家なるを以て、南龍公二十口を賜ひ屋敷地を免許し、堀内と改む。子孫代々五口白銀十枚を賜ふ、」と。又奥有馬村古城は有馬氏代々の居城なりといふ。

11 源姓　寛政系譜、未勘源氏に收む。舊津賀氏、後滿秋(家康に仕ふ)にいたりて有馬に復す、家紋釘拔、左三巴、下藤の内釘拔。

12 上州の有馬氏　上野國有馬鄕は豊城入

彦命の孫阿利眞公の名を負ひし地ならんかと云ふ。

13　常陸の有馬氏　茨城郡男體山城（岩間村岩間上鄕）は往昔、有馬安國居城すと傳ふ。

14　駿河の有馬氏　村上源氏にして家紋蔦葉なりと。

15　猶ほ有馬氏は安西軍策に元春方有間又八を載せ、又德川時代笠間牧野藩の重臣にあり。而して現今薩摩、日向、筑後、紀伊、志摩、越後、磐城等に多し。

在馬　**アリマ**　赤松流有馬氏は多くの書に在馬氏とも見ゆ。

有間　**アリマ**　肥前高來の有馬氏は古く有間に作り、東鑑を始めとして、古文書、古記錄に有馬氏を有間と載せたるもの甚だ多し。また石見に現存す。

有麻　**アリマ**　姓名錄抄に見ゆ。

有松　**アリマツ**

有丸　**アリマル**　伊賀の有丸庄より起りしか。

有道　**アリミチ**　**アリチ**　和名抄丹後國加佐郡に有道鄕を收め、高山寺本安里知と註し、後世有路村あり。されど古姓有道氏は東國の地名を負ひたるが如し。

1　有道宿禰　天長十年二月紀に「常陸國筑波郡人散位正六位上丈（一本大）部長道、一品式部卿親王家令外從五位下丈部氏道、下總少目從七位下丈部繼道、左近衞大初位上丈部福道四人、姓を有道宿禰と賜ふ。」また承和元年十月紀に「常陸國人外從五位下有道宿禰氏道の本居を改めて、左京七條に貫附す。」など見ゆ。

2　無姓有道氏　元慶五年紀に見ゆ。宿禰姓の族なるべし。

3　武藏の有道氏　武藏七黨の一なる兒玉黨これにして、其の系圖に「兒玉、有道氏、元藤原」と見ゆ。前述有道宿禰の後裔にして藤姓と云ふは假冒に過ぎず、コダマ條を見よ。

4　丹後の有道氏　正應元年の諸庄鄕田數目錄に「加佐郡有道鄕、五十二町六反百一步內、十七町六段三百五十三步、（二ケ村）上の大方殿、三十四町九段百八步、（四ケ村）山谷有道殿」と。

5　大隅の有道氏　建久の大隅國圖田帳に「謀叛人故有道有平子孫今に知行す」と見ゆ。

有路　**アリミチ**　有道氏に同じかるべし。

有光　**アリミツ**　藤原姓なりと。

有宗　**アリムネ**　大窪史の族にて諸蕃姓ならん。

1　有宗宿禰　貞觀六年八月紀に「右京人主計筭師正八位上大窪峯雄、主水權令史正六位上大窪清年等、姓を有宗宿禰と賜ふ。」と見ゆ。

2　有宗氏　朝野群載二十二、寬治二年の太政官符に有宗益門なる人見ゆ。有宗宿禰の後なるべし。

有村　**アリムラ**　薩摩國櫻島の有村より起りしなるべし。幕末の志士有村次左衞門兼淸は仁右衞門兼善の子、長は俊齋、海江田子爵、次は有村雄助兼武、三は次左衞門、四は如水國武なりと。又安西軍策に尼子方有村見ゆ。同異詳かならず。

有用　**アリモチ**　阿波國の名族にして故城記に「有用殿、紀氏、菱カツガイニ、二錢八葉、一本香題錢八葉」と見ゆ。

有元　**アリモト**　美作の名族にして菅家の黨なり。

1　菅家一族　美作の大族にして菅原道眞の後胤と稱す。道眞―高視―緝凞―雅親―資忠―良正―董宣―持賢―長頼、長頼の子知頼・作州へ配流、美作守、嘉保年中作州勝田郡に卒す、是れ美作菅家の元祖

2　永享以來御番帳に、有馬兵部少輔教實とあるは、有馬系圖に有馬出羽守義祐の子兵部少輔持家（一に敎實に作る）と云ふに當る。文安年中御番帳には有馬源次郎應仁記には有馬治部少輔入道、應仁別記には有馬上總介元家、長享將軍江州動座着到には、赤松有馬出羽守、細川兩家記に有馬源次郎等皆此の族ならん。

3　久我流　村上源氏久我家の一族と稱する有馬氏にして、寛政系譜に久我中納言通名—廣益（堀川を稱す、高家）—廣之（有馬にあらたむ）—廣春。家紋龍膽丸、左巴、五七桐、十六葉菊と見ゆ。

4　肥前の有馬氏　高來郡有馬より起る、古くは平氏と云ひ、近世藤原氏と稱す、蓋し大村氏の一族なるべし。東鑑寛元四年三月十三日に「臨時評定あり、有間左衞門尉朝澄、懸物押書を進め置く、明石左近將監兼綱を奉行となして沙汰あり、串山鄕の事也。彼鄕は朝澄一期の後、傳領すべきの旨、本主養母尼遺言せしむるの上は、朝澄押書を置かるべきの由、越中七郎左衞門次郎政員之を訴へ申すと雖その沙汰能はず云々」と。次に深江文書保治元年の讓狀に左衞門尉平朝澄あり、深江入道蓮忍に深江浦を讓與す。次いで建長六年の文書に平もちすみ、次いで建武元年の深堀文書に「有馬彥五郎入道」又同年八月二十九日の深江文書に「有馬彥五郎入道、安富次郎泰重と高來東鄕深江村を爭ふ」の事あり。次いで貞和六年二月十一日の足利直冬感狀に有間次郎三郎、同十月三日の感狀に有馬彥七郎、正平九年九月十二日の軍忠狀に有間鬼塚彥七郎澄明、同十年十一月十八日の有馬彥七郎澄明軍忠狀、同廿三年十月長田村一分地頭有間次郎三郎澄世の軍忠狀あり。續いて河上社永和三年の文書に有間㢠一童丸、又鎭西要略延文四年七月條に武家方有馬藤三郎、永德元年九月條に有馬孫五郎泰降等を載せたり。

後世の有馬系圖は此等と一致せず、且つ平姓を改めて藤原氏とし、純友後裔と稱す。卽ち寛永の有馬系圖に、長艮—遠經—艮範—純友—眞澄—諸澄—永澄—清澄—遠澄—幸澄—經澄（有馬世譜に居高來郡有間城、始稱有馬と）—左衞門尉友澄—三郎兵衞家澄—連澄—左近將監貞澄—澄世—宮內少輔滿澄—左近將監氏澄—肥前守貴純—左衞門尉尙鑒—修理大夫晴純—修理大夫義直—太郎義純—修理大夫晴信—左衞門佐直純—左衞門佐康純と見え、而して藤原有馬世譜に據るに、純友の子直澄、一說純友弟春宮主殿首純素の子と云ひ、相馬將軍の質となり、或は養子となりて相馬次郎平直澄と稱したりと載せ、又藩翰譜は或說として「純友養子は平將門末子なり、僧となる。其の子常陸國志太郡にありて志太小太郎と云ふ。小太郎六代の孫遠江權守經純の代に肥前高來郡有馬の庄の地頭職に補せらる、是有馬と名乘る始なり」と。又伊東系圖には「伊豫守純友西流さる、將軍養子となり朝敵となる。肥前國松浦郡草野鏡宮司留主を賴む。高來郡有馬先祖經澄の時、遠江權守從五位下、此時有馬名字始なり。純友より五代幸澄まで草野鏡留守一丁に在宅云々、此れ高來郡有馬殿先祖なり」などありて、近世の諸書何れも純友裔とすれど、全然信ずべきにあらず。蓋し平直澄の後裔たるべし。

平直澄の事は百練抄元永二年十二月廿七

日條に「備前守正盛、平直澄の首を持ちて參洛する」事を載せ、又中右記同日條に「今日備前守正盛、鎭西犯人の首を切進む云々、但し正盛具せず、郎等を以つて進め六條末河原に於いて撿非違使受取」と見ゆ。直澄の後は諸系圖によりて多少異なれど大體次の如し。

直澄─師澄┬永澄─清澄┬遠澄─幸澄─經澄
　　　　　│　　　　　├良澄
　　　　　│　　　　　└永澄

時代より云ふも、平姓より云ふも、直澄は元永の直澄たるべし。經澄に至りて始めて有馬庄を領すと云ふ。猶ほ其の入國に關しても種々の說あれど信じ難し。その子友澄は東鑑の朝澄に當り、以下稍や信ずべきが如きも古文書と一致し難き點依然として多く、室町中世に至るも猶ほ然り。貴純に至りて其の名初めて高し、鎭西要略明應二年條に、「有馬佐渡守貴純・左近將監、後肥前守に改む、高來郡司有馬城主なり」又三年條に「司馬卿政貴、松浦、波多、草野、佐志、田比良等を麾き、兵を振ひて靑山城を攻落す、有馬貴純亦佐々城に逼り破り、平戸島を略す。政貴・貴純の勳功を賞して藤津郡邑及白石長島を加封す、蓋し是有馬氏家を興すの基なり」と。其の後又一時振はざれど、賢純に至り又盛んにして四隣を經略し、高來、彼杵、杵島、松浦、藤津等五郡を略取し、松浦、大村、平井、多久、後藤、西鄕、伊福、吉田、嬉野、原、深町、秀、白石、横邊田、北鄕等の諸侯みな之に從ふ。賢純將軍の諱を賜ひて晴純と稱し、後また義字を賜ふ。されど其の後龍造寺氏の勃興に遭ひて、また昔日の觀なく、日に衰運に傾けり。文安年中御番帳に「有馬修理大夫義眞肥前國、同太郎義純」と見ゆ。

左衞門佐直純に至り慶長十九年日向延岡に移さる、五萬三千石、其の子左衞門佐康純─周防守(左衞門佐)永純(淸純)元祿八年越前丸岡に移る、其の子左衞門佐壽純(一準)─日向守(民部大輔)孝純─遠江守(左衞門佐)元純─左衞門佐譽純─德純─温純─道純、越前丸岡藩、現今子爵、家紋瓜、寬政系譜支庶の家三を載す。

丸岡有馬

5 山代文書永德四年のものに「ありまのよしの若狹介」とあるも此の有馬か否か。

6 薩隅の有馬氏　南北朝以來多く見ゆ、蓋し肥前有馬氏と同族なるべし。イサ氏條を見よ。されど、後世或は源姓、或は平姓、或は藤姓と傳ふ。卽ち諸家大概記に「一有馬氏は藤原姓純友、有馬王子、源姓、平姓、藤原姓、長谷場氏之一族など流々有之候。有馬次右衞門系圖にて考候へば、源姓足利氏之庶流肥前高木郡に下り、有馬を領候哉。その後號有馬候、其嫡流有馬次右衞門に而候、慶長の比祖父有馬次右衞門佐多地頭仰付けられ候。長谷場一族之有馬は日州延岡之城主有馬周防守殿先祖之由に候、曆應之比、矢上左衞門五郎高純催馬樂之城に楯籠り逆意を振ひ候、「道鑒公御退治遊ばされ、肥前に出奔、有馬に住み、家號と成候、然れ共、有馬次郞右衞門先祖も高木に下り、有馬と號すと之れあり候へば、同事に候。兩樣究め難く候事多く有之儀、筆紙に盡し難く候、系圖を以つて考見候はば相見得べく候。矢上に致し有り候儀決定かと存候、足利流に系候儀心元なく候」と見ゆるが如く粉糾を極むれど、肥前有馬と

有友　**アリトモ**　有友氏はもと鎭西の武士なりと云ふ。有友與三右衛門能春、天正末美作に來り宇喜田氏に仕ふと云ふ。

有良　**アリナガ**　朝臣姓にして敏達天皇の後裔橘氏の一族なり。貞觀五年八月紀に、「先姓安岑春岑等二人、姓を有良朝臣と賜ひ左京に貫附す。自ら歎して云ふ、安岑等故從四位上橘朝臣淸野男安雄の子也、安雄剃髮して沙門となり、安岑等伯父從五位下橘朝臣廣雄戶籍に編せらる。承和十二年、氏人等嫌疑ありと稱し籍を削りて齒せず、今請ふ姓を賜ひ居を定め、編戶の民たらんと。之を許す」と見えたり。

有永　**アリナガ**

有沼　**アリヌマ**

有野　**アリノ**　攝津國有馬郡に有野莊あり此の地より起る。明德記中卷に有野氏見ゆ。又甲斐國巨摩郡にも同名村ありて、其の地より起れるもありと。

有信　**アリノブ**

有庭　**アリバ**　**アリニハ**

蟻波　**アリハ**

在原　**アリハラ**　中古以來の大族なり。平城天皇の皇胤なれど、高岳親王流と阿保親王流との二あり。

1　在原朝臣（高岳親王流）　平城皇裔高岳親王の後なり。貞觀四年十二月紀に「大藏大輔正五位下在原朝臣善淵云々、善淵平城太上天皇孫、高丘親王の男也」と。また貞觀十七年二月紀に「善淵は左京人、平城太上天皇の孫、而して无品高岳親王の子也、親王、大同末年皇太子となり、弘仁の初、廢して親王と爲す。後男女に姓を在原朝臣と賜ふ」と見ゆ。

2　在原朝臣（阿保親王流）　平城帝裔阿保親王の後なり。元慶四年五月紀に從四位上行右近衛權中將兼美濃權守在原朝臣業平卒す。業平は、故四品阿保親王の第五子、正三位行中納言行平の弟也、阿保親王、桓武天皇女伊登內親王を娶りて、業平を生む。天長三年、親王表を上りて曰く無品高岳親王の男女、先づ王號を停めて朝臣姓を賜ふ。臣の子息未だ改姓に預からず。既に昆弟の子たり。寧ぞ齒列の差を異にせんや。是に於いて、仲平、行平、守平等に詔して、姓を在原朝臣と賜ふ」と見ゆ。

3　在原氏　前述二流の在原朝臣の後なれど、後世殊に榮えたるは業平の後とす。皇胤紹運錄、尊卑分脈等によるに、業平に棟梁、師尙、滋春の三子あり。此內師尙は高階氏系圖に「在原業平恬子と密通の子也」と見え、高階眞人茂範の養子となり、良臣を生む。良臣の後は良臣—敏忠—業遠—成佐—惟章—惟賴（大高大夫）—惟眞（高新五郞）と記せり。之を高氏の祖とす。（高、並に高階條を見よ。）在原氏系圖（葛藟集）には、平城天皇—阿保親王」

- 仲平（民部卿）
- 行平（中納言）
  - 基平（式部少輔）
  - 女子（四條后、淸和后、貞數親王御母）
- 兼見王
- 行慶（僧都）
- 業平（在中將　藏人頭）
  - 棟梁（雅樂頭）
    - 元方—祐姫
    - 元淸—惟範
    - 女子（時平公北方）
  - 師尙（左衛門督　高階茂範之養子）
  - 滋春（少將）—時春
  - 女子（號三條姫）
- 守平

業正—宗屋—朝之—公之—見國

とあり。

4　上杉流　藤原北家上杉氏の族にして、上杉系圖に八條朝顯—滿定（在原）と見ゆ。

5　河內の在原氏　昔丹比郡阿保村に阿保親王の後裔なる在原信之と云ふものありしと云ふ。其の子幸松麿、長和三年六月十五日母の病を祈りて報あるを喜び池に沒して死す。

6　美作の在原氏　笠庭寺記に勝北郡小吉野莊（平栗二石）在原永則と見えたり。

7　土佐の在原氏　南路志に「阿保親王の裔孫在原朝臣經高、高岡郡の山中に來住し、深山を伐り開きて里となす。五代の孫彌次郎高行・津野庄一圓を領し、高行十代元實に至り幡多郡一條殿に滅さる」と。

有原　**アリハラ**　桓武平氏千葉の族なりと云ふ。

有久　**アリヒサ**

蟻生　**アリフ**

有福　**アリフク**　門葉記に備後國有福莊あり、其の地より出でしか。

有藤　**アリフヂ**　尾張國大縣神社の神官職に在藤氏あり。

有馬　**アリマ**　攝津國に有馬郡あり、和名抄訓じで阿利萬と云ふ。同書又上野國群馬郡に有馬郷を收め、安利萬と訓ず。なほ紀伊國名草郡に有眞郷ありて同じく阿利萬と註す。其の他同じく紀伊國牟婁郡に有馬村あり、日本書紀神代の卷に「伊弉冊尊、故紀伊國熊野の有馬村に葬る」とある地にして最も古く、又肥前國高來郡の有馬も有力なる有馬氏を起せり。

1　赤松流　攝津國有馬郡有馬庄より起る。播磨赤松氏の一族にして、赤松家風條々事に「御一家衆　七條殿、伊豆殿、有馬殿、上野介殿、在田殿云々」と、梶井宮本赤松系圖に「則祐御子三男駕馬殿」とあるもの此にあたるべし。赤松家系圖には「則村―則祐―義祐（有馬出羽守、大河内と號す）其の子兵部少輔持家―上總介元家」また淺羽本に「則祐―義祐（在馬出羽守、松樂寺殿）―兵部少輔持家（一に敎實）―上總介元家―刑部少輔澄則―有馬與次郎則景・攝津有馬郡を領す、法名清德、弟筑後守重則、重則・攝州三木に住し有馬郡を領す。則景の子中務少輔則頼なり」と。また有馬系圖には則村―則祐―義祐（號有馬出羽守）―持家（兵部少輔）―元家（上總介）―則秀（出羽守）―澄則（刑部少輔）―則景（有馬與次郎、領攝津有馬郡）―重則（筑後守、住攝州三木、領有馬郡）―則頼（中務少輔）―豊氏―忠頼―頼利と見ゆ。出羽守義祐有馬郡の地頭職を賜はりしより、子孫世々有馬郡を領すと云ふ。與次郎則景に至り有馬郡及び播磨美嚢郡淡河を兼併し、其子筑後守重則播磨國に移り、三木郡浦田の城に住す。其子中務少輔則頼同國淡河の城に移る。後豊臣氏に歸伏し、遠江横須賀へ移封、三萬五千石を領す。其子玄蕃頭豊氏に至り關原の戰功により、有馬郡二萬石を加賜せられ、丹波福智山城に移る。元和六年更に筑後久留米二十一萬石を賜ふ。其の子中務大輔忠頼―玄蕃頭頼利、頼利の後弟中務大輔頼元、其後筑後守頼旨―玄蕃頭則維―中務大輔頼僮―中務大輔頼貴―頼德―慶頼―頼成と相續き、明治に至り伯爵、家紋左巴、笹龍膽、五七桐。

寬政系譜支庶の家三を載す、就中諸侯に列せられしは、豊氏の三男伯耆守頼次（頼泰）の後なり。其系を擧ぐれば頼次―清兵衞吉政―閑齋義景―兵庫頭氏倫―備後守氏久―式部少輔氏恒―常吉氏房（氏吉男）―兵庫頭氏恕（堀親長二男）―能登守氏保（牧野忠精弟）―備後守久保―氏恕―氏弘（下野吹上一萬石）明治に至り子爵、家紋左巴、丁子輪龍膽、五三桐。

らる。それより織仁親王、韶仁親王、幟仁親王、熾仁親王、父子相次いで代々天皇の御養子又は御猶子とならせられし事は伏見宮家と同樣なり。熾仁親王は仁孝天皇の御猶子にて、維新の際東征大總督として、西郷隆盛を從へ江戸城を收め給ひ又明治十年には西南の役を平げ給ふ。威仁親王はその御弟にて、熾仁親王の後を繼がせられ、その名中外に轟きしも大正二年薨去あらせられて嗣絶ゆ。紹運錄の末に、有栖川宮幸仁親王（御西院皇子、寛文七年四月六日相續、同十二年六月八日花町宮を改めて有栖川宮と號す）と見え、諸所系圖並に皇室系譜に後陽成院—好仁親王（高松と號す）—良仁親王（花町と號す後西院帝）—幸仁親王（有栖川と號す後西院皇子、寛文七年七月六日花町家相續、同十二年六月八日改めて有栖川と號す）」

—正仁親王—職仁親王（靈元天皇皇子）
—尊統法親王
—音仁親王—男子（季宮）
—織仁親王—織子 後野
　　　　　—幸子 毛利
　　　　　—韶仁親王—幟仁親王—熾仁親王
　　　　　　　　　　　　　　　—幟子女王 徳川慶篤室
　　　　　　　　　　　　　　　—宜子女王 井伊直憲室
　　　　　　　　　　　　　　　—利子女王 伏見宮貞愛親王妃
　　　　　　　　　　　　　　　—威仁親王—栽仁王
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—實枝子女王 徳川慶久室—喜久子姫 高松宮妃
　　　　　—喬子 家慶室
—董子女王 近衞經凞室

有住　**アリスミ**

有瀨　**アリセ**　次の二流あり。

1　源姓　土佐國香美郡有瀨より起る、清和源氏なりと。

2　藤姓　藤原南家、相良周賴の後なりと云ふ。

有田　**アリタ**　和名抄美濃國多藝郡に有田鄕、其の他安藝、肥前等に有田の地名ありて猶ほ在田と云ふも多し。

1　赤松流　播磨國加茂郡在田より發す、一本赤松系圖に「赤松則村—範資—朝則（有田と號す）と載せ、又在田とするものも多し、在田條を見よ。赤松記に「大永三年云々、其時有田殿は浪人衆一味にて野間をしつらひ、浪人衆の溜りに致し候へども、浦上は野間の手あてに自然の時差向けらる謀に呼び出し申さるゝ」と見えたり。寛政系譜には範資—朝範（有田を稱す）と載せ、子孫三家を擧げ、今川氏眞臣吉貞より系あり、家紋丸に蔦、丸に大一。

2　安藝の有田氏　山縣郡有田より起りしならむ。藝藩通志に「吉名村野々本城、有田市充居る所」と、又賀茂郡鄕村有田氏條に「家傳に云ふ、先祖より代々里正たりと。元和以前の事詳ならず」と。吉川記に隆景家人有田加賀あり。加賀守安西軍策にも見ゆ。

3　松浦氏流　肥前國松浦郡有田より出づ。松浦系圖に庶流者として有田を載す。又波多系圖に源賴光の孫久、松浦氏を稱す、其の族に有田云々等の氏ありと。天正年間有田藏人あり、龍造寺氏に降る。

4　龍造寺流　龍造寺系圖に隆信の父信吉を有田九郎左衞門とあり。

5　田川流　藤原姓田川氏の族に有田氏あり。

6　筑前の有田氏　筑前軍記略に有田因幡守、瑞松寺記に有田右近丞、又原田家臣に有田右衞門丞あり、朝鮮の役に從ふ。

7　攝津の有田氏　西成郡にあり、渡邊氏の族と云ひ、又赤松流有田とも云ふ。

8　關東の有田氏　夏目記に據るに「播州赤松入道圓心の二男有田肥前守朝則が二男越前大目定朝は、鎌倉公方へ出仕し、武上兩州の内にて二郡の司となり、藤岡

と云ふ所に戸根川を片取り城郭を構へ住す」と。こは上野國緑野郡藤岡城の事にして定朝の五代の裔有田大舍人少屬定景文安三年大名を語らひ、下總古河に城を築き、故公方持氏の四男永壽王殿を迎へ奉り成氏と改め、關東の公方と仰ぐ。その子定基武州八幡山に移る。武藏風土記稿兒玉郡八幡山町雉岡城條に「今土人の口碑に存する處、及上野國志等に據て考ふるに、當城は山内上杉氏居城に築きしに地形狹きを以て上州平井城へ移り、當城へは有田豐後守定基を置て守らしむ。定基は赤松入道圓心の裔孫にて上州藤岡に在城せしが、當城へ移住してより有田を改めて夏目と稱し、上杉氏の旗本に屬せしに、永錄中北條氏の爲に落去し、鉢形城主北條安房守氏邦の持城となる」と見ゆ。

9　徳川時代　府内松平藩の重臣に此の氏あり、又加賀藩侍帳に「二百石、丸内立二引、有田昌平」と。

在田　アリタ　和名抄紀伊國に在田郡を收め阿利太と註し、又豐後國日高郡に在田鄕を收む、其の他播磨の在田、最も名あり。播磨の在田氏は同國加茂郡在田より發す、赤松氏の一族にして、淺羽本赤松系圖に則村—範資—肥前守師則(號在田彌三郎)—則康(肥前守)と。しかるに赤松家系圖には範資—朝則(號有田)と載せ、古城記に「範資の子肥前守朝行を祖とす」とあり。又有馬系圖、岡本系圖には範資—師則(號在田彌三郎)—則康と見ゆ。

此の在田氏の事は赤松家風條々事に御一家衆、在田殿と載せ、又應仁記に「赤松衆在田」など諸書に多く見えたり。(有田條參照)

有高　アリタカ

有瀧　アリタキ　武藏にあり。

有竹　アリタケ　武藏國多摩郡に有竹氏あり。五日市村阿伎瑠神主家の有竹氏の事は武藏風土記稿、四十四座神社命附、總社記等に見ゆ。

伊勢、志摩等にも此の氏あり。

在竹　アリタケ　伊勢に在竹あり、相州兵亂記に「其比伊勢の國に荒木、山中、在竹云々」と見え、甲陽軍鑑「ありたけ」と載せたり。

有地　アリチ　備後國葦田郡有地村より發す、品治國造の後裔宮氏の一族なりと。大永年中有地美作守、天正中民部少輔元盛あり、元盛相方城に據る、福山志料に見ゆ。安西軍策に有地美作守、同右近あり。一族甲山町に移るもの家紋丸に抱茗荷。

又羽前村山郡にも有地氏あり、有地但馬は延澤信景の重臣、「信景に有地笹原なかりせば山形殿へ首を延澤」との狂歌あり。

有道　アリチ　アリミチ條を見よ。

在次　アリツギ　和名抄薩摩國鹿兒島郡に在次鄕あり。

在積　アリツミ　甲斐國巨摩郡押越村の名族、甲斐國志に見ゆ、有泉氏に同じと。

有年　アリトシ　ウネ條を見よ。

有利　アリトシ　備前國に現存す。

有富　アリトミ　因幡國高草郡有富村より起りしか。大江姓毛利氏の族にして、尊卑分脈に廣元—毛利季光—經光—時親—左近將監貞親—陸奥守親茂—(越後守)直衡(號有富)と見ゆ。

安西軍策に毛利方有富あり、又徳川時代松江松平藩の用人に此の氏あり。

在富　アリトミ　建武元年十二月十四日南部師行獻書津輕降人交名に「在富八郎宗廣十一月二十三日死去了」と。

有留　アリトメ　安藝國高田郡有留村より起る。藝藩通志同郡古吹城條に「有留越後直衡居る所」と載せ、又其の裔有留村有留氏を載せたり。

5　武藏七黨野與黨　武藏の有賀氏は野與黨にして桓武平氏なりと稱し、而して有賀平太賴基の子光基は多賀谷氏の祖となる、崎西庄小埼系圖に見えたりと。賴基は野與基永の孫なり。此の有賀氏は武藏より磐城地方に現存す。

6　其の他奥州には信濃甲斐より移れる有賀氏あり、又福井松平藩の重臣にも有賀氏あり。

蟻蛾　**アリガ**　ギガ條を見よ。

有我　**アリガ**　三河古城記額田郡粟寺村條に有我清右衞門を載せたり。

有方　**アリカタ**　中興系圖に「藤姓、大夫行高稱之」とあり。

有門　**アリカド**　豊前の名族なり（豊前二七一）

有河　**アリカハ**　肥前國松浦郡有川村より發せしなるべし。武雄後藤家記錄に曆應元年頃の人有河彌四郎左衞門尉を載せたり。

在河　**アリカハ**　大隅國始良郡（桑原郡）在河より起りしなるべし。調所文書弘安十年七月の宮侍結番に在河綾大夫を載せ、又建治二年の文書に「在河七反綾太夫宗助領」と見ゆ。綾氏より出でし氏ならん。

有川　**アリカハ**　日向一宮大明神天正三年社頭再興の記錄に當地頭有川雅樂助中原貞序と見ゆれば、本姓中原か、されど前條在河と密接なる關係あらん。薩摩日置郡市來の稻荷社の舊祠官も有川氏にて三國神社傳記に有川左近見ゆ、この稻荷は島津氏の氏神にして有名なる神社なり。肥前大村藩、志摩國等にも此の氏あり。

蟻川　**アリカハ**　中興系圖に「藤原氏、本國上野、モン軍配團扇」とあり。信濃に現存す。

有壁　**アリカベ**　陸中國磐井郡有壁村より起る、葛西氏の家臣に有壁尾張あり、有壁の新井城に據る、其の子安藝、其の子攝津、父子三世相繼いで城主たり。寬政系譜此の氏を藤原氏支流に收む、勝收より系あり。家紋丸に割蔦、桔梗。

有木　**アリキ**　備中備後等に有木村あり、それ等の地名を負ひし氏なり。

1　備中の有木氏　賀陽郡有木より起る。藤原成親の流されし地なり。又宮内村に有木神社存す。昔吉備の冠者の臣に有木某なる者ありて鬼之身城に住みし事府志に見ゆ。猶ほ次の項を見よ。

2　備後の有木地　備中一宮の有木氏より別れしがと云ふ、但し後世備中一宮には有木氏なし。備後一宮吉備津神社の社記に據れば、「吉備津彦命、吉備冠者を討給ひし時、副將軍巨智麻呂有鬼者を討ちしより、命に依て有木氏とす。夫より後に吉備宮神主の頭梁となる、別所を建て住す、有木別所是なり。本州へ移し奉りし時神體を守護して供奉し來ると語傳ふ」と。備後に移りては神領の內神石郡中山村に住み、これにより村名を改めて有木と云、後こゝに城を築て有木城と云ふとなり。有木民部當宮神職頭にて位階高く、鳶尾山城主なりしと。その文書に「有木鄉を充賜ふ永仁五年云々、」又明應五年十一月十九日の文書に「有木藤左衞門盛安跡の事云々、有木民部丞殿、」又永正八年四月八日の文書に「亡父民部丞忠宗跡云々、有木小次郎殿」と。有木氏福島正則の時社領を取り上げらる。品治氏の後裔なるべし。

在木　**アリキ**　有木氏に同じかるべし。

有倉　**アリクラ**

有坂　**アリサカ**　北陸の名族なり、信濃國小縣郡に有阪あり、その地より起るか。

1　藤原南家工藤氏流　工藤二階堂系圖に工藤祐經－祐時－祐朝（有坂二郎）と見ゆ。

2　北陸の有坂氏　能登謙信樣御分、城持侍大將衆、能登國七尾城主に有坂備中守あり、天正中の事なり。七年、温井景隆、三宅長盛、逆意を振ひ有坂を攻めて斯城を奪へり、三州志に見ゆ。其の後有坂齋宮助あり、慶長年間一揆の頭にて越後魚沼郡の下倉坂を攻めて陷る。

3　其の他武田家臣に有坂氏あり、小森文書に見ゆ。又磐城田村郡にも此の氏あり信濃にも現存す。

蟻坂　アリサカ　傳說に據れば、播磨室津の海賊に蟻坂善大夫なる者あり、豊前人中津川義氏の妻子その家に捕へられしが蟻坂の妻之を救ふと云ふ。

在狹田　アリサタ　古代の氏、君姓と無姓とあり。

1　在狹田君　山城ならむと思はるゝ國郡未詳計帳に在狹田君刀自賣、爾比賣二人見ゆ。

2　在狹田　同上計帳に在狹田麻刀米賣なる者見ゆ。

有里　アリサト　美濃に有里莊あり。

有澤　アリサハ　次の數流あり。

1　有澤眞人　天武帝裔長親王の後なり。承和八年七月紀に「右京人六世御津井王、是雄王、眞雄王、國雄王、本吉王、淨道王、稻雄王、多積王、安富王、伊賀雄王、三輪女王、坂子女王、七世新男王、春男王、三守王、並雄王等十六人、姓を有澤眞人と賜ふ。一品長親王五世孫、正六位上乙雄王の男孫也」と見ゆ。貞觀十四年十二月紀に右京人有澤眞人春則等、男女九人、姓を文室眞人と賜ふともあり。

2　藤原南家　六郷道行の弟勝元の後なりと云ふ。

3　越中の有澤氏　三州志越中國婦負郡有澤村有澤堡條に、土肥の臣有澤采女長俊居たりと云ふ。按するに采女は圖書介子也と。加賀藩侍帳に、五百五十石、紋三輪違、有澤采女吉、三百石、丸内三輪違有澤澤右衞門、二百石、角切角内三輪違有澤又作、其の他サロノ内雁金を家紋とする者もあり。

4　土佐の有澤氏　元親記に有澤氏あり、安喜氏の家臣にして二階孫左衞門に討取らる。

5　信濃諏訪に有澤氏あり、神家の族かと云ふ。

6　德川時代　松江松平藩、母里松平藩等の重臣に此の氏あり。

有嶋　アリシマ

有城　アリシロ

有栖川宮　アリスガハノミヤ　洛東嵯峨に有栖川あり、野宮の傍を流る、應永中大通院榮仁親王・斯波義重の嵯峨有栖川の山莊に移り給ふ、これ有栖川宮號の起原にして親王は伏見宮家の祖なり。後寛文年間、後西天皇皇子幸仁親王此の宮號を嗣ぎ給ふ、これ後の有栖川宮家なり。

有栖川

1　崇光帝裔、紹運錄に崇光院―榮仁親王（號有栖川）―貞成親王と見ゆ。又詰所系圖に「二品榮仁親王・有栖川と號す、嵯峨有栖川御座、仍りて此の號あり」と。その子貞成親王は崇光院なり。

2　後陽成帝裔、有栖川宮はもと高松宮と申し奉る。後陽成天皇の皇子好仁親王が第一代にして、第二代良仁親王は後水尾天皇の皇子、後皇統を繼いで、後西院天皇と申し奉る。三代幸仁親王は、その皇子にて初めて有栖川宮と改め給ふ。次に第四代正仁親王の後、靈元天皇の皇子職仁親王此の宮家を繼いで第五代とならせ

新屋　**アラヤ**　淸和源氏源賴光の後にして武田信重の猶子親信、新屋を稱し、後毛利秀就の命により新山に改むと云ふ。
なほ新屋はニヒヤ、ニヒノヤと讀むもの尠からず、其の條を見よ。

荒谷　**アラヤ**　陸前國志田郡荒谷村より起りしならむ、但し中國にも荒谷氏あり。

1　陸奥の荒谷氏　戰國末陸中閉伊郡釜石邑、狐崎の城主に荒谷肥後あり、慶長六年葛西氏の浪士鹿折信濃等と共に狐崎城に籠りしが敗れ死す。

2　安藝の荒谷氏　藝藩通志賀茂郡條に、「荒谷氏、國近森近村、先祖荒谷內藏丞、永正天文の頃に小早川氏に屬し後農となる。中世里職たり、家に小早川氏受領の文書を藏す、」と見ゆ。

新谷　**アラヤ**　伊勢神宮の舊社家に新谷氏あり。信濃にも存す。

荒山　**アラヤマ**　夷姓なれど、異流もあり。

1　陸前の荒山氏　弘仁三年九月紀に「陸奧國遠田郡人勳七等竹城公金弓等三百九十六人言ふ、已等未だ田夷の姓を脫せず云々。荒山花麻呂等八十八人は陸奧高城連を賜ふ、」と見ゆ。

2　丹後の荒山氏　竹野郡の名族にして荒山武藏守は對座島山城に據る。信濃にも此の氏あり。

新山　**アラヤマ**　淸和源氏賴光の後なりと云ふ。

荒和田　**アラワダ**　磐城國田村郡荒和田より起る。此の地の田子森館は田村氏の居館にして、天正十八年沒落の際、その族橋本時顯民間に降り里正となる、其の後裔荒和田氏と云ふ、ハシモト條を見よ。

有　**アリ**　出雲の古族なり、出雲氏の族か。出雲國賑給歷名帳に日置鄕有臣乙麻呂、外一人見ゆ。

阿利　**アリ**

有井　**アリヰ**　土佐、石見、紀伊等に有井邑あり。それ等より起る。

1　土佐の有井氏　土佐國安藝郡に有井庄ありて、其の名は南路志引く古井村池大明神應永十八年の鰐口銘に見ゆ。又幡多郡にも有井庄あり(白田川村大字有井川)山田鄕戶內村所藏應永十三年の鰐口銘に有井庄八幡宮と記す。後醍醐天皇の一宮尊良親王此の地に配遷せられ給ふ。太平記卷四に「土佐ノ畑ヘ赴カセ給ヘバ有井三郞左衞門尉ガ館ノ傍ニ一室ヲ構ヘテ置奉ル」と見ゆ。同書卷十八に有井庄司あり。親王その後此の地を逃れ、肥前國彼杵に兵を擧げ給ふ、有井氏も義軍に加はりしか。其の後佐伯小三郞經貞の曆應三年正月廿八日の軍忠狀に、有井文三郞見ゆ、官軍にて花園宮(滿良親王)の配下たり。南路志に伊尾木の古名は有井なり、佐伯杏仙曆應三年の文書に有井又三郞とあるは當村の城主なるべしと、有井豊高は現今有井川に祀り、有井神社と云ふ。此の氏有井天滿宮文明十四年の棟札に大檀那橘鍋若丸とあれば、本姓橘氏か。有井氏は天正年間長曾我部氏に討たれて降る、香宗我部記錄に「安田、北川、賓津、有井云々、此分一組にて降る、元親へ」とあり。

2　紀伊の有井氏　那珂郡に有井氏あり、忌部氏の末裔と云ふ。在井條を見よ。

3　石見の有井氏　富永氏の族にして其の系圖に富永義祐(後祐朝)―下野守祐方―下野守祐種―祐友、弟友種・弟駿河守祐忠(三郞)―有井下野守正直(實は友種の子、應永三年卒)―駿河守祐直(嘉吉元年卒)―下野守直供弟左近將監祐供―下野守祐信―下野守祐保―下野守保方―下野守保高―三郞左衞門尉保英・酒谷泉山城主、天正

十一年因幡大崎に出でゝ戰ふ。其の子保實―式部大輔正胤―宗十郎政盛・天正十七年二ッ山城主出羽元實出雲移封に付歸農、永祿二年卒す、その子正長、其の子正重と見ゆ。

4　甲斐にも有井氏あり、巨摩郡の名族にして甲斐國志に有井新兵衞等を載せ、隣國信濃にもあり。

在井　アリヰ　有井と互用す、土佐の有井氏を香曾我部記錄在井とも記す、又紀伊那賀郡神田村に在井氏と有井氏とあり、紀伊續風土記御船明神社神職在井氏に忌部氏の末裔といふ、感狀數通を藏すと載せ、別に地士有井賴母を載ぐ。

蟻井　アリヰ　有井、在井と通ずるか、武藏の名族なり(武の五、六)。

有泉　アリイヅミ　甲州、奥州にあり。

1　清和源氏武田氏族　甲斐國北巨摩郡有泉より起る、道倚を祖とす、家紋丸に梅鉢、花菱、寛政系譜支庶の家一を載す。(有泉大學頭義雄後胤と云ふ)

2　桓武平氏大掾氏族　磐城の名族にして常陸大掾氏の族、吉田清幹の子忠幹の後なりと云ふ。

有家　アリイヘ　アリヤ條を見よ。

有浦　アリウラ　藤原氏なりと稱す、寛政系圖、政春より系あり、家紋瓜、上藤、安藝佐伯郡に有浦てふ地名見ゆ。

○又原田家臣に有浦氏あり、その記錄に見ゆ。

有江　アリエ　肥前國高來郡有江より起る。鎭西要略に「探題今川了俊西鄕より長野城に向ひ、有江に至りて合戰す。有馬、安富、有江等成を乞ひ、西肥前平均す」と。

有尾　アリヲ

有岡　アリヲカ　讃岐國多度郡有岡邑より起る、倭武尊の後裔綾氏の族にて綾氏系圖に、羽床資高―重高―重資―能基(有岡又次郎)と見ゆ。羽床伊豆守政長の臣に有岡牡丹あり、七人衆の一也。

又德川時代有馬氏の重臣に有岡氏あり。

有賀　アリガ　アルガ　甲信の名族なれど他にも尠からざるが如し。

1　諏訪神家族　信濃國諏訪郡有賀村より起る。山崎闇齋の垂加草に云ふ、有賀は信州諏訪郡の鄕名にして、その先諏訪明神より出づ、神の子三人、長は諏訪に居り、仲は有賀に居り、季は眞志野に居り、因つて各々名と爲す。諏訪氏より大祝を置き、有賀氏より大市を置きて明神に奉事す、之れを神家と云ふ。家法諏訪氏斷えば則ち有賀氏之を繼ぐべく、有賀氏絕えば眞志野氏之れを續ぐべしと。厥の裔今に聯々たるなり。鎌倉平義時の時有賀四郎、其の子五郎、共に之れに仕ふ、子孫相續して備前守滿重に至る。滿重より來世滿字を蒙ると云々、諏訪系圖には「新大夫敦光―信濃權守敦忠、其の弟有光、有賀四郎と云ふ」とあり。承久記三の卷に「ありがの四郎」見ゆ。其の後應永中有賀美濃入道性存、同豊後守泰村、有賀城に據る事、眞砂等に見えたり。

2　清和源氏　前項と同族ならむと思はるれど、寛政系譜には清和源氏滿快流に納め、諏訪太郎盛重が末孫なりと見ゆ。中與系圖等皆然り、種重(信虎臣)より系あり、家紋丸に梶の葉。

3　有賀氏は諏訪より甲州に多く、花澤潟、丸に穀の葉、丸に臺附穀の葉等を家紋とす、文出の有賀氏は「其の祖有賀泰雲にして篠原讃岐守に從つて來住す」と云ふ。加賀藩侍帳に千六百石、有賀寛兵衞、丸内梶葉、諏訪有賀氏なるべし。

4　藤原南家狩野流　狩野國後曾孫家貞の後なりと云ふ。

正の頃荒田左京あり。

7 大隅に荒田庄あり、東鑑元久元年條に見ゆ。

麁田 アラタ　遠江國榛原郡の名族なり。

荒田井 アラタヰ　大和の漢氏の一族なり。

1 倭漢直荒田井　孝德紀、大化元年七月條に「是日、倭漢直比羅夫を尾張國に遣はし云々、供神の幣を課す」とある倭漢直比羅夫を、大化三年四月條には「大山位倭漢直荒田井比羅夫」と見え、白雉元年四月條には「將作大匠荒田井直比羅夫」と載せたり。此等により荒田井氏の倭漢直より分れたるを知るべし。此人尾張の人ならむ、次の條々を見よ。

2 荒田井直　前條に云へり。

3 荒田井直族　天平二十年四月廿五日の寫經所解に「荒田井直族鳥甘年卅二、尾張國愛知郡成海鄕戶主少初位下荒田井海見戶口」、また「荒田井直族牛甘、年廿九、尾張國愛知郡成海鄕戶主少初位上荒田井益萬呂戶口」と見ゆ。

4 荒田井忌寸　延曆六年曝凉帳に見ゆ。荒田井直、後忌寸姓を賜へるなり、坂上系圖刀禰直の後とあり。

荒田殖 アラタヱ　尾張の名族、坂上氏の一族にして、天平十八年四月二日の寫後經所解に荒田殖牛養とあるを、天平十八年十月七日の寫金字經所解に荒田井牛甘と見ゆるにより荒田井と云ふと同一なるを知るべし。

新多江 アラタヱ　荒田井、荒田殖と關係あらん。

荒田尾 アラタヲ

1 荒田尾直　天武前記に荒田尾直赤麻呂と見ゆ、天武朝十一年連姓を賜ふ。

2 荒田尾連　天武紀十一年條に「荒田(尾直)能麻呂云々、姓を賜ひて連と曰ふ」と見ゆ。

荒武 アラタケ　日向國兒湯郡荒武より起る。伊東家の重臣にして、日向記に「荒武太郎左衞門尉・後には伊賀守と改む、其の子次郎左衞尉、其弟民部丞兄弟は南の城に居住す」と見え、又都於郡衆として荒武小二郎、荒武惣右衞門、荒武彥七、その他荒武因幡守など多く見ゆ。又荒武左京亮あり大永年間野口美谷城を攻めて戰死す。

荒田野 アラタノ　阿波國那賀郡新田野より發す。故城記那東郡分に「荒田野殿、藤原氏、丸中ニ吉文字」とあり。

麁玉 アラタマ　和名抄遠江國麁玉郡を阿良多末と註す。

新田目 アラタメ　羽前國飽海郡新田目より起る、出羽國留守所の館・此の地にあり、よりて留守氏を新田目殿と云ふ。山北小野寺遠江守道家方記に「樋口要害・新田目」と、又大泉叢志天正の文書に新田目留守殿と見ゆ。猶ほ磐城國石城郡にも荒田目あり、新田部の訛かと云ふ。

荒津 アラツ　石清水八幡宮記錄荒津庄あり。

新津 アラツ　信濃にあり、其の他はニヒツを見よ。

荒手 アラテ　備前にあり。

荒泊 アラトマリ　和名抄越前國坂井郡に荒泊鄕あり。

荒波 アラナミ　アラハ　武藏國入間郡荒幡村より起るかと云ふ。但し上野國群馬郡にも新波村あり。荒波氏は武藏七黨村山黨の一なりと。尼子十勇士に荒波錨之助なるものあれど、實在の人なるや否や詳かならず。(荒波多參照)

荒浪 アラナミ

荒野 アラノ　信濃國に現存す。

新野 アラノ　ニヒノ　磐城國田村郡にあ

り、ニヒノ條を見よ。

荒墓 アラハカ　和名抄武藏國豊島郡に荒墓郷を收め、安良波加と訓ず。

荒波多 アラハタ　武藏國入間郡荒幡より起る。武藏七黨村山黨の一にして、七黨系圖に山口季信の子に荒波多三郞を載せたり。

荒原 アラハラ　和名抄常陸國行方郡に荒原郷を收む、後世荒原莊と云ふ。此の氏は此の地名を負ひしにて、佐竹義重の臣に荒原五郞左衞門あり、天正十七年林城主彈正時國を殺す。

麁原 アラハラ　筑前の豪族にして十六天社文明十六年の文書に麁原兵庫助見ゆ。

荒張 アラバリ　常陸國新治郡に荒張邑ありて、鹿島眞乘房乘然の弟子に荒張の家圓あり、大和の荒張氏と關係あるか。

洗 アラヒ

荒比田 アラヒタ　伊勢の名族にて連姓なり。

○荒比田連、天孫本紀に「物部建彦連公、伊勢荒比田連云々等祖、」と見ゆ。

良人 アラヒト　和名抄筑前國那珂郡及び怡土郡に良人郷を收む。

荒船 アラフネ　信濃、因幡等に此の地名あれど緣故あるや否や不明、上野國高崎の二宮明神天文三年九月の鰐口に「右奉掛鰐口、小坂下村菊水寺、武州秩父郡女恒名、出内住侶荒舟和泉守善慶」と見ゆ。

荒部 アラベ　和名抄丹波國桑田郡に荒部郷あり。

荒兵 アラヘウ

荒堀 アラホリ

荒馬 アラマ　河内に荒馬庄あり。

荒蒔 アラマキ　上野國勢多郡荒牧より起る、荒牧、荒蒔互用す。東路の苞に荒蒔和泉入道の宿所に泊する事見ゆ。又常陸國佐竹氏の幕下に荒蒔駿河守藤原爲秀あり、永祿元龜中久慈郡町付館に住し、慶長年中佐竹氏に從ひて羽州に移る。近津明神鐘銘に此の人の名あり、又上郷村高德寺は此の人の創建とぞ。又桐生七騎の一に此の氏あり。

荒牧 アラマキ　荒蒔氏に同じ、荒蒔駿河守を又荒牧駿河守とものに見ゆ。此の苗字岩代國岩瀨郡にもあり。

荒卷 アラマキ　豊前の名族にして宇都宮の一族なり。鎭西宇都宮系圖に信房―景房―信景―道房、弟友枝信範―荒卷盛俊と見ゆ(豊前二六三、六〇五)。

新槇 アラマキ

荒俣 アラマタ

荒見 アラミ　桓武平氏千葉氏の族にして下總國埴生郡荒海てふ地名を負ふ。千葉支流系圖に「大須賀胤信―胤村(荒見小四郞)―同太郞朝胤―又五郞朝村、弟孫四郞泰胤」と見ゆ。

又紀伊國那賀郡にも荒見氏あり、荒見彈正左衞門朝治、元弘の頃、粉川寺の衆徒と共に南朝に屬す。後世荒見氏を改めて喜多氏と稱す。

荒海 アラミ　千葉流荒見氏、又荒海とも云ふ。

荒良 アラミ　姓名錄抄に見ゆ、荒々公の族か。

荒水 アラミヅ

新目 アラメ　ニヒメを見よ。

荒本 アラモト

新籾 アラモミ　清和源氏也と云ふ、家紋丸に稻穗、丸に萬字。

荒森 アラモリ

荒屋 アラヤ　室町時代の名族にして、見聞諸家紋に

荒屋

と見ゆ。

主の事は三代實錄、元慶三年五月條に「伊勢國度會郡太神宮氏人神主、荒木田三字を姓とす。太神宮氏人に神主姓あり、荒木田神主、根木神主、度會神主是也、進大肆荒木田神主首麻呂より以後、荒木田三字を脫漏し、今首麻呂の裔孫官に向つて披訴、故舊により之を加ふ」と見ゆ。

2　一門　神主佐禰麿（石敷一男、文武天皇御宇爵）─垣守（禰宜）

─田守─王成
─宮守─氏繼─佐美男┬武世─審茂
　　　　　　　　　├本世─秋眞
　　　　　　　　　└最世─行眞
─眞志太麻呂
─日麿
眞津良麿呂
─茂忠─行宣┬行長─行基
　　　　　└宮轄
─得忠─得賴─宮眞─宮元
　　　　　└定平
敏忠─利方┬宮常（澤村）┬俊平─守方
　　　　│　　　　　　├清平─利康
　　　　│　　　　　　└師平─師俊
　　　　└寛尊
─師康
師範─泰長┬泰良
　　　　└泰氏┬泰世─泰定
　　　　　　　└泰利─泰朝┬泰鄕
　　　　　　　　　　　　　└泰行
泰高─清泰─泰春─泰昭─泰用─泰政（泰盛）澤田
─俊清─清忠─清康─親氏─實與─實章
─守長─守長─守信┬行泰─泰平─行世
　　　　　　　　└行兼

アラキタ

─守賢
守藤─守元┬守尙（井面）
　　　　├守房（薗田）
　　　　└守親

子孫・澤田、井面、薗田條を見よ。

3　二門　神主田主（石敷二男）

─男公─末成─德雄┬貞並─與門─氏長
　　　　　　　　├莖貞┬安益─元明
　　　　　　　　│　　└安眞─厚賴
　　　　　　　　├莖安
　　　　　　　　├葉竝─長與
　　　　　　　　└莖彥─有隣
─公成─眞長─實丸
─黑成┬千長
　　　├乙長─是繼
　　　└繼長
─廣成
國成
─延利┬賴光
　　　└延基┬延清
　　　　　　└延廣┬延平─忠延─成忠
　　　　　　　　　└成長（岡田）
─延定　賴親┬延隆
─延滿─滿經─俊經┬經仲（長岑）
　　　　　　　　├定俊
　　　　　　　　├滿俊（栗野、中川祖）
　　　　　　　　└定滿（船江）
延親（矢乃）─氏範┬忠光┬俊定（浦田）
　　　　　　　　│　　├隆範
　　　　　　　　│　　└元定─忠定（三津）
　　　　　　　　└元親（家田）
　　　　　　　　　　氏實（家田、船橋、納木祖）
　　　　　　　　　　顯親─顯延─親實
氏棟─氏世─氏家─氏顯（藤竝）

以下藤竝、岡田、家田、佐八、浦田、矢乃、栗野等を見よ。

アラキタ

4　荒木田氏の舊家は多く中村に住す、墓所も其の地にありと。氏神なる田邊氏社二社、本社上田邊村、小社湯田村、亦岩井田村巖社の西北に勸請す。元々集に、「荒木田氏社、荒木田氏祖天御中主尊廿世孫天見通命是也、」又年中行事に「件社は兩所なり、荒木田二門田邊本社參祭、同一門小社湯田野社に參祭也、但し當時宇治鄕岩井田山に勸請す」と見ゆ。

骨董雜誌云、讃岐の或家に、古銅印「已西首丸」の四字を刻めるものを藏す。已西首丸は荒木田神主の祖なること明確也。今の荒木田神主の宗家の藤波氏にも古銅印「神主石敷」と刻せるものを藏せらる。又五鈴遺響に大永年中內宮の一の禰宜荒木田守武、世中百首を造る。世に稱して伊勢論語と云、又享祿三年守武百韵を聯ね、天文九年獨吟千句を綴る、是れ聯句百韵千句等の權輿なり。其後山崎宗鑑獨吟千句の出るあり、而して松永貞德御傘淀河等、連歌式の書著述成りて俳諧大いに與れり。故に伊勢は俳諧權輿の稱あり（地名辭書）。

神都名勝志に林崎文庫、天明年中權禰宜荒木田神主蓬萊尙賢僚友と謀り、書庫講

堂塾舍等を建てつらねたりと。

5 景行帝裔菅原姓　北野天滿宮の舊社家に荒木田あり、榮增—慶增—盛增なりと。

6 淸和源氏南部族　奧南深秘抄に南部光行公の長男彥太郎行朝は一戶氏の祖なり荒木田云々等これよりわかる。又南部士譜にも見ゆ。

荒木原　アラキハラ　豐後國圖田帳に荒木原四郞次郞なる人見ゆ。

新口　アラクチ

荒久田　アラクタ

荒熊　アラクマ　攝津の名族なり。荒熊武藏守與定、菟原郡北山城に據る、數代居城せしが建武頃城主討死して荒廢しけるを、後若林隼人佐勝岡なるもの舊城に據り家名を相續すと云ふ。

新座　アラクラ　越後彌彥神社船越の神官中に此の氏あり。シンザ、ニヒクラ條參照。

新子　アラコ

麁子　アラコ　秀鄕流藤原姓大友の族にして大友系圖に親秀—親泰(淺羽本麁子)と見ゆ。

荒埼　アラサキ　和名抄美濃國不破郡に荒埼鄕あり。

荒崎　アラサキ　備前に現存す。

荒澤　アラサハ

嵐　アラシ

荒自　アラジ　和名抄筑前國宗像郡荒自鄕を阿良之と註す。

荒嶋　アラシマ　光明寺元弘文書志摩國荒島庄あり、關聯する處あるか、此の氏備前にあり。

嵐田　アラシダ

嵐谷　アラシダニ

暴代　アラシロ　中臣氏の族にて大和の古姓、中臣志斐條を見よ。連姓なり。

荒須　アラス　山城の荒須より起りしか。荒須帶刀は戰國末丹後國丹波郡岡根村の主基村城に據り、將軍義輝に仕へしが後一色に隨ふと云ふ。

荒瀨　アラセ　東鑑十三に荒瀨五郞なる人あり。大友系圖に親秀の子賴宗（庶流荒瀨等）と見ゆると同異詳かならず。

荒田　アラタ　和名抄播磨國多可郡に荒田鄕あり、又神名式荒田神社を本郡に收む、此の鄕內にあり。猶ほ上總國夷灊郡にも荒田鄕あり、其の他荒田の地諸國に多きも、荒田氏の多くは和泉より起りしが如し。

1 荒田　天武紀十年條に「荒田能麻呂、姓を賜ひて連と曰ふ」と見ゆ。恐らく荒田尾直の誤なるべし。

2 荒田連　前項に見ゆるのみにて他に所見なし。

3 荒田直　大和の葛城氏の一族にして、神名帳大島郡に陶荒田神社見ゆれば此の地より起りしなるべし。姓氏錄、和泉神別に荒田直、高魂命五世孫劔根命の後也と見ゆ。

4 荒田宿禰　氏族志云ふ、「除目大成鈔を按ずるに、鳥羽帝の時、讃岐少目荒田宿禰磯藤なるものあり。未だ何族なるか詳かならず」と、宿禰姓は荒田直の後か、連の裔か不明。

5 尾張の荒田氏　元亨釋書卷二に「釋奉實、姓荒田氏、尾張の人也、云々、八十四亡、弘仁十一年也」、また卷十二に「釋賢憬、世姓荒田氏、尾張人云々、延曆十二年朝廷遷都を議し、憬に勅して、新都平安城の地を見せしむ。是の歲の十一月寂、壽八十九」と此氏出自未だ詳かならざれど、恐らく後に云ふ荒田井氏の裔なるべし。又熱田神社の舊祠官に荒田氏ありたれど、今は斷えたりと熱田神社舊記に見ゆ。

6 出羽の荒田氏　最上氏の家臣にして永

14　若狹の荒木氏　本鄕扶泰の家臣なり。後世荒木某若狹塗を發明す。正保中の事なり。

15　藤原南家相良流　遠江城飼郡の荒木鄕より起りしなるべし。相良周賴の後裔なりと云ふ。

16　越中の荒木氏　三州志礪波郡城端條に「荒木善太夫(或作大膳、又作六兵衞、今從家譜)據れり、年曆事蹟並に傳はらず。一書に、善太夫は荒木攝津守村重子也と。天正五年九月國祖に仕へ、千石を賜ふ、十八年八王子役に戰死とあり云々。」一說六兵衞は加賀田井城主松田次郎左衞門の子也と云ふ。加賀藩給帳に八百石、丸内抱杏葉、荒木津太夫、二百五十石、丸内八重桔梗、荒木九八郎と見ゆ。

17　越後の荒木氏　蒲原郡荒木より起る、荒木城主なりき。又古志郡玄蕃村今井城は北面の士荒木玄蕃此地に來りて領主となると云ひ、又一說後醍醐皇子二品如法院親王の從臣玄蕃の居城と云ふ。

18　伯耆の荒木氏　當國荒木鄕より起る、名和氏記事に荒木氏あり、懷良親王に屬して九州に下る。

19　安藝の荒木氏　沼田郡阿戶村八幡辨財天の祠官に荒木七郎太夫あり。

20　美作の荒木氏　東作志に二三見ゆ。

21　大神姓緒方氏流　緒方伊綱の子往義、荒木入道と稱す。

22　嵯峨源氏　肥前大村藩に荒木氏あり、嵯峨源氏と云ふ、渡邊氏の族か。

23　豐前の荒木氏　宇佐郡に荒木氏あり、天文永祿の頃荒木三河守出づ(豐日七三)

24　筑後の荒木氏　三潴郡荒木鄕後の荒木村より起る。弘安四年六月廿三日めうじやうの讓狀に「ゆつりあたふちやくし二らうむねいえ(宗家)のところに、ちくごのくに、ゐぬまの御しやあらきのむら」云々。えいにん五ねん十月廿二日の文書に「ちやくなん六郞むねずみ、ちやくしいや二らうむねつぐ、おうへのむねずみ、じなん、おうへのむねしげ」等の名あり。貞和六月十月筑後國荒木六郞四郞家益謹言上云々。同十一月「荒木六郞入道宗戒女子謹言上云々、康曆元年筑後國荒木村富永名、」等とあり。其の系圖に

宗心(荒木次郎入道)─┬─宗戒(同六郎入道)─┬─宗幸─宗時
　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　　└─女子(藤原氏)─家有─宗繼
　　　　　　　　　　├─妙戒(龍造寺持善)─┬─家房
　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　└─實善、弟家彌、家實
　　　　　　　　　　└─宗重
宗安

又將士軍談、荒木文書によりて作る系圖には、

大江
宗レン(荒木氏)─┬─宗ツク(彌次郎)
　　　　　　　　├─宗家(宗心)─┬─家スミ(宗戒)─┬─宗幸─宗時
　　　　　　　　│　　　　　　　│　　　　　　　　└─藤原氏─家有(家秀)─宗繼─家益─某(近藤次郎三郎)
　　　　　　　　│　　　　　　　├─持善(龍造寺)
　　　　　　　　│　　　　　　　├─宗重
　　　　　　　　│　　　　　　　└─宗ヨシ
　　　　　　　　└─宗安

とあり。此氏元弘三年一品宮令旨に「筑後國荒木六郞藤原家秀」と見ゆ、家スミの女藤原氏に嫁し藤姓を稱するに至りしものか。もと大へ氏なりし事文書によりて明白なり。

25　荒木氏は以上の外細川兩家記に荒木大藏(高國の配下)、豐鑑に荒木平大夫、この人秀吉に仕へ、後木下備中守重賢と稱し因幡平定後八上郡若佐城にありて二萬石を領す、慶長五年關ヶ原の役西軍に屬して除封さる。

26　荒木氏は德川時代足守木下藩家老、出石仙石藩用人、糸魚川松平藩側用人、鳥取松平藩用人、鶴牧水野藩用人、新田松平藩、湯屋内藤藩、三春秋本藩、泉本多藩等の重臣、又中院家の侍たり。又攝津の荒木氏は、家紋蔦の葉、武藏の荒木氏中には下り藤のものあり。

荒城　アラキ　古くは荒木氏に同じ、又飛驒國に荒城郡荒城鄕ある事既に云へり。撰解文集に荒城氏見ゆ。

1　荒城朝臣　荒木臣の朝臣姓を賜ひしものなり。姓氏錄攝津に貫し、同上（天兒屋根命之後）と註す。

2　荒城氏　觀世音寺貞觀の文書に庄領荒城長人見ゆ。

安樂城　アラキ

荒木田　アラキダ　伊勢の荒木田姓は其の祖最上・田上の神田三千代を新墾せしにより賜ひし氏と傳へたり。田上は和名抄度會郡田部鄕（多乃倍）とある地にして、後世の田丸町に當らむかと云ふ。伊勢の度會氏は内宮の祠官にして海内屈指の名族なれど、猶ほ他に異流もあり。

1　荒木田神主　中臣氏と同族にして垂仁朝以來神宮に奉仕すと傳ふ。皇太神宮儀式帳に爾の時太神宮禰宜氏、荒木田神主等の遠祖、國摩大鹿島命孫、天見通命を禰宜に定めて、倭姫内親王、朝廷に參上り坐しき。是時より始めて、禰宜氏絕ゆる事なくて職掌供奉、」と見ゆ。此氏の出自は神宮雜例集に「天見通命、（天兒屋根命十二世孫荒木田神主遠祖）また諸雜事記に禰宜荒木田遠祖天見通命、また二所太神宮例文、皇太神宮荒木田遠祖奉仕次第に、「天見通命（天兒屋根命廿一世孫、大狹山命子、垂仁天皇御世奉仕）、天布多由岐命（天見通命子、同御代奉仕）、大貫連伊已呂比命（天布多由岐命子、景行天皇御世奉仕）、大阿禮命（一名大荒命、伊已呂比命子、同御代奉仕、物忌となる。）大貫連岐已利命（大阿禮命子、同御代奉仕）、荒木田最上（岐已利命子、始めて荒木田姓を賜ふ、成務天皇御代奉仕）中略、荒木田神主首麿（黑人子、神主姓を賜ふ、齊明天皇御代奉仕）神主石敷（首麿子、此時別門、天智天皇御代奉仕）と見ゆ。今二所太神宮例文荒木田系圖尊卑分脈等によりて此氏の略系を示せば左の如し。

天御中主尊—天八下尊—天三下尊—天合尊—天八百日尊—天八十萬魂尊—津速魂尊—市千魂尊—居々登魂命—天兒屋根命—天押雲命—天多禰伎命—宇佐津臣命—大御食津臣—伊香津臣命—梨津臣命—神聞勝命—久志宇賀主命—國摩大鹿島命（垂仁天皇二十五年、天照大神五十鈴川上御鎭座の時祭主となる、一名雷大臣始めて卜部姓を賜ふ）—大狹山命（巨狹山命）

○荒木田氏祖神天見通命（垂仁御宇、天照大神宮之禰宜）—天布多由岐命—大貫連伊已呂比命—大阿禮命—大貫連波已利命—○神主最上（始賜荒木田姓、成務朝賜荒木田）—神主佐波（仲哀朝）—神主葛木（神功朝）—神主己波賀禰（應神朝）—神主牟賀手（仁德朝）—神主酒目（安康朝）—神主押刀（雄略朝）—赤冠荒木田神主藥（武烈朝）—赤冠荒木田神主刀良（欽明朝）—赤冠荒木田神主—黑人（欽明朝）

- 黑人（欽明朝）
  - 進大肆神主首麿（天智朝）
    - 神主石敷（天武朝）
      - 佐禰麿（一門）
      - 田長（二門）
    - 神主石門（持統朝）—八國
      - 鳥養（内人）—堅英麿（荒木田内人）
        - 乙公—全公
          - 吉峯
            - 長滿（御笥作内人）
            - 長利（宮守物忌父）
              - 春兼
              - 秋峰
              - 吉長
            - 萬吉（氏社祝）
            - 近眞—茂近（宮掌大内人）
          - 德峰
        - 須手丸—乙屎丸
  - 廣刀自女
  - 乙女
    - 野守
    - 磯守
    - 山田丸
    - 首名

一門二門は項を改めて述べむ。荒木田神

寶龜四年八月紀に「左兵庫助從五位下荒木臣忍國、養老五年以往の籍、大荒木臣と爲し、神龜四年以來、大字を着けず。是に至りて復大字を着く」など見ゆ。後朝臣姓を賜ひ、荒城朝臣と云ふ。

2 **越前の荒木臣** 天平寶字二年十月十七日の東大寺功德分施帳に坂井郡擬主政无位荒木臣叙波女なる人見ゆ。猶ほ寶龜十一年紀に越前國人大荒木臣忍山と云ふもあり。

3 **大荒木臣** オホアラキ條を見よ。

4 **荒木朝臣** 荒城條を見よ。

5 **山城の荒木氏** 天平五年の計帳に戸主荒木田主なる人見ゆ。

6 **越前の荒木氏** 天平神護二年の越前國司解に礒部鄕戸主荒木常道なる人見ゆ、荒木臣の族也。

7 **丹波の荒木氏** 天田郡荒木村より起りしなるべし。村内荒木城は荒木氏の居城にして、丹波志に「荒木一學尙恒子孫、堀村の內荒木、慶安の比の人なり、此處の地頭也。先祖は藤原氏近衞家より出でたり。北面を勤め後近衞家に居る。其後桑田郡の並河村に居る。中條氏を名乘り主膳と云ふ。其後荒木に來り住み勘解由と云ふ、此者此處に來住。一學の子を五郞と云ふ」とあり。又「元文の頃荒木山城守義村、横山の掻上城に據る」と、義村の系は後に云ふべし。又多紀郡草上鄕井串城にも荒木氏あり、系圖に高子(荒木山城守、天正十壬午年六月十三日、明智光秀に屬して山崎戰死)—高乘(荒木民部大輔、天正十年六月十四日卒)—高次(金右衞門一作高乘、元和元乙卯五月七日死)—高綱(金右衞門、慶長年中陸奥國三春城主秋田君ニ仕フ。延寶四丙辰七月十七日死)—高宅(內匠助奥州三春住ストアリ)又政芳(荒木甚之丞、天正九辛巳年十月十六日死)—政之(荒木甚右衞門)と見ゆ。又氷上郡にも荒木氏あり。此等の荒木氏は秀鄕流藤原姓波多野氏の族なりと稱す。籾井家記に「荒木山城守氏綱、七頭の家と申す、第六、薗部の城主なり、是は新庄家なるに本庄の御家を下され候へば一番の家なれども憚に存し、荒木を名乘り申候、元は波多家の末流の家筋なり。」また「荒木藤內左衞門氏修、老中家也」など載せたり。

8 **攝津の荒木氏** 上代の荒木臣と關係あるか、されど系圖に於いては、或は伊勢荒木田氏の族と云ひ、或は丹波波多野の裔とす、甚だ怪しむべし。卽ち荒木系圖には「伊勢宮方、今稱荒木、中略、中島義泰—通定—定秀(依母方姓、號荒木田)—朝村(始號荒木丹波守)(三代闕)—秀村(荒木太郞)其弟員村—景義—重村—家村—高村—吉村—村重—村次と見ゆれど、一說波多野三郞義通が三代刑部丞義定が後裔と云ふ。荒木略記には「攝津國荒木一家之事、荒木大藏大輔、丹波の波多野一門にて御座候、攝津國牢人仕候而、武庫郡小部庄と申處に、小身の躰にて居申候由申候。大藏少輔嫡子荒木弓兵衞、同二男美作守、同三男信濃守、美作守子志摩守、私祖父にて御座候。信濃守子攝津守」と載せ、寛政の呈譜同一にして義定八代兵部少輔氏義、丹波國天田郡荒木邑に住せしより荒木を稱す。定氏—義村—村重—村次—持常と見えたり。何れ正しきか、思ふに二流の荒木氏を混同したるが如し。家紋牡丹、三木瓜。大藏大輔義村浪人して攝津國に到り河邊郡小部莊に住す。其子村重初め池田勝政に屬し、永祿十一年茨木城を拔きて居城とし、三好黨に屬し尼ケ崎城をも領す。天正元年二月

義昭擧兵、三月信長師を帥ゐて西上す、村重之に屬して功あり。次いで池田勝政のなすなきに乘じ、その兵を併せ、伊丹城をとりて移り、有岡城と呼ぶ。天正六年四月、秀吉と共に播磨を征し功ありしが、村重の部下利を貪り潜に石山に糶する者あり、安土の邏騎之を信長に報ず。且つ明智光秀の讒するあり、村重意を決し、伊丹城に於て反す。秀吉親ら行きて説く事再三なりしも聞かず。村重屬城、高槻に高山長房、茨木に中川清秀、花隈に荒木村正、能勢に能勢十郎、尼ヶ崎に荒木村次、三田に荒木重堅、大和田に阿部仁右衞門等ありしも、茨木、高槻先づ信長に降り、次いで大和田城又陷り、遂に伊丹城に圍まる。村重包圍の内にある十ケ月、天正七年九月尼崎に逃れ、次いで花隈城に入る。十一月伊丹城陷り、翌八年十月花隈食盡き安藝に奔る。後剃髮して道薰と號し、茶事を以て自適す。秀吉志を得るに及び堺に招き道薰と改名し、湯沐邑を攝津莵原に與ふと云ふ。花隈城、此城は織田信長荒木村重に命じ、中國及石山の門徒に備ふる爲作りしものにして、永祿十年丁卯村重の臣、野口與市兵衞之を築く。元龜年中荒木志摩守元清（村重と同族、氏元の子にして其子十左衞門元滿と共に荒木流馬術に名あり。）居城す。

9 丹後の荒木氏　戰國時代荒木佐助あり、丹波郡新治城にありしが後細川氏に降る。

10 伊賀の荒木氏　阿拜郡荒木村より起る。三國地誌に荒木村は今昔物語に載せ、服部鄕に屬す。天正の頃又右衞門と云者あり、菊山氏、擊劍を善くす、今も其一族存すと。古代服部の後裔か。

11 伊勢の荒木氏　荒木系圖に「伊勢宮方今稱荒木（中略）、中島義泰―通定―定秀（依母方の姓により荒木田と號す）―朝村（始號荒木丹波守三代此間略闕あり）―秀村（荒木太郎）其弟員政―景義―重村―家村―高村―吉村―村重―村次―村直―村滿、また秀村の後は幸村―幸光（小田原荒木元祖）―定光、また吉村弟重堅（領一萬石）―某（小一郎）等」と見ゆ。寬政呈譜之と異なり、村重を丹波波多野氏の族とす。前に云へり。されど村重の家は或は丹波の荒木ならんも、伊勢にも荒木氏あり。卽ち伊勢新九郎に從ひて東下せし七氏の一人に荒木（小田原荒木）ありて、相州兵亂記に「其比伊勢の國に荒木云々以上七人何れも劣らぬ人也」と、又甲陽軍鑑に伊勢より七人あらき云々とあり。されど此の荒木も山城國綴喜郡荒木より起りしにて伊勢發祥にあらずと云ふ。

12 武藏の荒木氏　武藏風土記稿埼玉郡荒木氏（荒木村）先祖荒木兵庫頭は伊勢新九郎長氏と共に關東に下りたる七人の其一なり。子孫荒木越前のとき當所に住して忍の城主成田下總守に屬し、八十貫文を所務せし由、其家の分限帳にも見ゆ。其子兵衞尉（初め四郎と云）長善は天正十八年下總守氏長と共に、小田原の城に籠りて討死せり。後忍の城も降りしかば長善が居所も破却せられぬ。今村内長善沼と云はその居蹟なりと云。長善が遺腹の子を村民等養ひ、長じて八左衞門と名乘り氏を北岡と改めたり。此八左衞門村内天洲寺を開基せり、これより子孫當村へ土着し今の益次郎に至ると云。されど今舊記等も失ひ、唯口碑に傳ふるのみなれば其慥なることをしらず」と。

13 大和の荒木氏　平群郡椿井氏麾下の將に荒木遠江守あり。

詮長―同詮宣と見え、太平記十七に荒河參川守、同二十七に荒河三河守詮賴を載せたり。

5　足利族吉良流　前項荒川の後を嗣ぐ、吉良氏の族也。吉良系圖に滿氏―貞義―貞弘（荒川四郎）と載せ。その裔絶えて、吉良持淸の二男義廣、荒川を冒す、これ甲斐守賴持也と。永祿四年吉良義昭、德川家康と爭ふの際、賴持家康に屬して功あり、よりて妹市場の方を嫁せしめらる。同六年一向一揆の際義昭に屬し身を亡す。後吉良義定の子定安遺跡を襲ひ、荒川右馬介（山城守出羽守）と云ふ。家紋十六葉菊、五三桐、八本立矢車。久麻久村八面城（荒川城）は荒川甲斐守賴持（義廣賴時）の居城也。賴持は家康の妹聟なれど德川氏に反す、永祿七年落城し佐々木承禎を賴み美濃近江境にて討死す。

6　足利族澁川流　家傳に「澁川義顯六代の孫義行が男義眞、荒川を稱す」と。寛政系譜八家を載す、家紋丸に割鷹羽、矢車。

7　尾張荒川氏　三河荒川氏の一族と云ふ、愛知郡照戸部村の人荒川長右衞門・尾張志等に見ゆ。

8　秀鄕流藤原姓白河氏流　秀鄕流後藤系圖に白川公廣―有淸（荒川太郎）と見えたり。

9　秀鄕流藤原姓河村流　河村系圖に秀高―義秀―時秀―（荒川）長秀と見ゆ。

10　奥州の荒川氏　前項に擧げたる荒川氏の外、船尾大寶院文書曆應二年三月の讓渡檀那之事に、荒河殿同被官人と、これは岩城流荒川氏なるべし。次に會津風土記鷺林村西福寺條に「此村の地頭荒川大炊助某草創す」と。

11　小野姓猪股黨　武藏國榛澤郡荒川より起りし氏にして、小野系圖に御前田信國―幸時（荒河）と見ゆ。武藏風土記稿都築郡小山村小山陣屋條に、「村の西北の隅にあり、恩田川の涯にて荒川主計祖先の宅跡なり」と。

12　淸和源氏土岐流　美濃國不破郡靜田村荒川より起る。荒川七郎賴道此の地の人なり。土岐系圖に賴貞―賴遠―賴道（荒川）と見ゆ。

13　佐々木氏流　近江佐々木の一族にも荒

川氏あり、石山城に籠りし荒川掃部介此の流か。

14　丹後の荒川氏　正應元年の丹後國惣田數目錄帳に「竹野郡間人鄕、二十五町二反八十三歩内、八町二反九十九歩植田分荒川殿、六町百二十五歩、中分荒川殿」と見え、後世荒川武藏守・間人村間人島山城に據る。又同村砂方城は平四郎家國の居城かと云ふ。細川勢攻入の際、荒川武藏・城を渡して降參す。

15　加賀の荒川氏　三州志能美郡虚空藏山條に荒川三郎右衞門、永山治部居たり、一に中川庄左衞門、荒川市助と見ゆ。

16　荒河戸畔裔　紀伊國那珂郡荒川鄕より發す。續風土記賀和村平野氏條に「其家傳へ云ふ、荒川兵衞尉俊尊は上古の荒川戸畔の末流にして、白川帝の御宇當莊の下司職たり。俊尊の子を式部少輔俊弘といふ、俊弘の子を藤藏俊春と云、鳥羽帝の御時北面の士たり。久安三年右衞門尉に補せられ藤原姓を給はり、從五位下に任ぜられ、河内國平野莊を領して平野周防守と號す、保元中此の地に來る」と、ヒラノ條を見よ。

17　攝津の荒川氏　荒川祐三郎本願寺蓮如

に歸依し、文明十三年豊島郡三屋村善德寺を創立す。

18 安藝の荒川氏　藝藩通志高宮郡條に、「荒川氏(大林村)先祖荒川内藏人と稱す。朝鮮の役に赴きて大に戰功を立つと云ふ。家に大閤の感狀もありしが、いつの頃か失ひて見えず」と。

19 豊前の荒川氏　下毛郡の豪族にして元龜天正頃荒川刑部丞あり。(豊日八〇、三二)

20 薩摩の荒川氏　串木野の荒川村より起る、同地城の園は昔荒川太郎の據りし地なりと云ふ。

21 荒川氏は陸奥話記より太平記まで屢々見ゆる事以上の如く、次いで康正二年造内裏引付に「六貫八十文、荒川宮内大輔殿、越前國五ヶ所段錢」文安年中御番帳に荒川治部少輔晴宣、荒川與三輝宗、荒川太郎、次に永享以來御番帳に荒川宮内大輔、荒川治部少輔、次に長享江州動座着到に荒川宮内大輔政宗、荒川三河守、同太郎三郎等を載せたり。これ等は大體三河の荒川氏ならんかと考へらる。次に細川兩家記に荒川治部少輔、相州兵亂記伊勢新九郎駿州下向の際從ひし七人の内に荒川、甲陽軍鑑に「あら河」後足輕大將となり更に重臣となる。又野州皆川に荒川小彌太あり、永享十年八月朔、皆川秀宗生害の際に討死する事、下野國志に見ゆ。又武田氏の家臣に荒川豊前守あり、勝賴に從ひ駿河國いつみ頭城を守りし事北條五代記に見ゆ。又安西軍策に荒川與三あり。

又徳川時代、尾張徳川藩の重臣、龜山松平藩年寄に此の氏あり、又彌彦神社の舊神官にも此の氏あり。猶ほ信濃、武藏等全國に多かるべく、下總の荒川は矢車、ケンカタバミを替紋とす。

荒河　アラカハ　荒川氏に同じ。

1 荒河刀畔　日本書記に荒河刀畔あり、其の女遠津年魚眼眼妙媛、崇神天皇の妃となり豊城入彦命を生み奉る。古事記には木國造、名は荒川刀辨の女遠津年魚目目微比賣と見ゆ。又舊事紀天孫本紀に紀伊荒川戸俾の女中日女あり、伊香色雄命の子大新川命の妻となる。

2 其の他の荒河氏は荒川條を見よ。

安樂川　アラカハ　紀伊の荒川は又安樂川とも記す、名所圖會引く永正十一年の御船明神湯釜銘に安樂川莊と見ゆ。

新貝　アラカヒ

荒神　アラカミ　阿波の豪族にして故城記名西郡分に「荒神殿、藤原氏　酸漿」と見ゆ。

荒木　アラキ　和名抄遠江國城飼郡に荒木鄕ありて安良木と訓ず。後世荒木莊と稱す、東鑑に見ゆ。次に飛驒國に荒城郡荒城鄕、阿良木と註す。次に能登國羽咋郡に荒木鄕、阿良岐と註す、次に越後國頸城郡原木鄕、阿良木と註し、高山寺本荒木鄕に作る。又伯耆國八橋郡に荒木鄕、筑前國宗像郡に荒木鄕・安良支と註す、次に筑後國三潴郡に荒木鄕あり。其の他丹波、伊賀等に荒木邑ありて有力なる荒木氏を起せり。

1 荒木臣　本貫詳かならざれど姓氏錄荒城朝臣を攝津に收め、東大寺奴婢帳荒木臣を攝津とするが故に恐らく攝津發祥なるべし。中臣氏の一族なり。東大寺奴婢帳攝津職移に荒木臣稻女(右部内島上郡野身鄕戸主輕部造弓張戸口所貫)、また神護景雲元年五月紀に「左京人從八位上荒木臣道麻呂、及び其の男無位忍國、墾田一百町、稻一萬二千五百束、庄三區云々、是に至りて道麻呂身死し、外從五位下を賜はり、忍國に外從五位下を授く。」また

して、齊明紀五年伊吉連博德書に天子問ひて曰く、蝦夷幾種ぞや。使人謹んで答ふ、類三種あり、遠きは都加留と云ひ、次は麁蝦夷、近きは熟蝦夷と名づく」と見ゆ。熟蝦夷に對して王化に服せざる蝦夷を云ふなり。

荒尾 アラヲ 尾張國知多郡、美濃國不破郡、肥後國玉名郡等に荒尾村あり、之れ等より起る。

1 在原姓 尾張國知多郡荒尾より起り、木田村木田城に據る、尾張志に「木田城(木田村) 荒尾小太郎の居城なりといふ、康正二年造内裏段錢幷國役引付に四貫文 荒尾小太郎殿 尾州智多郡段錢と見えたり、其頃より住しものか、府志に小太郎後に池田勝入に仕へ、名を美作と改むとあるは、やゝ後の人にて康正の頃の小太郎の子孫なるべし。尾陽雜記には荒尾大膳後小太郎といひ、水野下野守聟のよしいひ、又後池田勝入荒尾よりも濱庇苔を數て待れしにとあるも、此荒尾氏なるべし」と。荒尾氏は在原氏の族と云ふ。寛永系圖に、業平朝臣の末流とし、寛政呈譜には「先祖より代々智多郡の荒尾村に住せしより家號とす云々」と、善次(信長に仕ふ)より系あり、支庶二家。家紋九曜。永享以來御番帳に荒尾少輔太郎、荒尾小太郎、長享常德院江州動坐着到に荒尾小太郎與輔(在原)、尾州荒尾民部少輔等見え、又蜷川親元日記に荒尾治部少輔等あり。

2 伯耆荒尾氏 鳥取池田侯の重臣にして其の祖荒尾但馬●池田氏播磨入部の節龍野城を守る。後伯耆米子城の城代職を世襲す。前項在原姓の後也。

3 美濃の荒尾氏 昭訓門院御領目錄に荒尾鄕あり、今不破郡に荒尾村存す。新撰美濃志に「尾張の妙興寺の古證文に見えたる前美作守奉隆(あるひは荒尾氏ともいふ)此あたりを領知せしよしなればそれにてもあらむか、それは貞治應安の頃の人なり」と。

4 丹黨荒尾氏 肥後國玉名郡荒居より起りしなるべし。此の地は託磨文書等に見ゆ。兒玉黨小代氏の族にして、小代系圖に小代小二郎俊平―平内右衞門尉重俊●寶治元年六月肥後玉名郡野原莊の地頭となる。その子泰經●荒尾八郎左衞門尉、法名光滿、野原莊荒尾村を領す。その子に左衞門八郎經重、大貳律師、左衞門三郎賴重等あり。嘉吉三年正月の菊池持朝の侍帳に荒尾和泉守泰直、永正元年三月の菊地政隆の侍帳に荒尾伯耆守泰家見ゆ。

5 太平記三、笠置合戰條に荒尾九郎、舍弟の彌五郎見ゆ。應仁別記に荒尾治部丞あり。

6 宇都宮流 豐前宇都宮系圖に「宗房―信房―景房―信景―荒尾範景」と見ゆ。(豐日志二六三)

7 奥平系圖に「定家―定直―左近―仁右衞門―仁右衞門―仁右衞門―七郎兵衞(荒尾養子)―九太夫●母荒尾市右衞門女」と見ゆ。

8 源姓 土佐荒尾氏系圖(源姓家紋杏葉) 大友氏泰(藏人大夫)―氏時(刑部大輔)―親世(修理大夫)―親雄(常陸守)―親敏(左京大夫)―親貞(三郎實は三池大膳大夫能俊の男、夭折す)―親遠(刑部少輔)―親威(大友彌市丸、義長に仕へしが罪を得て土佐國に逃る、始め津野康虎に屬す。晩年大友姓を憚り母姓荒尾姓を稱す。)―親春(始め朝春、實は豐島左近將監經朝の庶子六郎經房十五世裔なり)、備前守、長曾我部國親に仕ふ。天文廿年山田基義を攻むる時、本山彌左衞門粂茂を討取る、

永祿二年死）—範親（六郎兵衞尉、後豐後守長曾我部元親に仕ふ、本山茂永、安藝國虎等と戰て功あり、津野勝興を攻むる時範親軍に從はずして蟄居す。秀吉四國征伐の時盛親に從て出陣し、清正の臣加藤與左衞門尉と戰て創を受く、主家滅亡後仕官せず、慶長四年歿す、法名立觀）—親胤（權三大坂冬陣戰死）—親房（親胤の弟）—親俊—親成—親基—親冬—親房—親淵親章—親滋—親誠、と見ゆ。

9　加賀藩給帳に百八十石、紋菊内三サンキ、荒尾園右衞門とあり。

荒岡　アラヲカ

安良岡　アラヲカ

荒賀　アラガ　和名抄紀伊國名草郡に荒賀鄕あり。

有鹿　アラカ　アリカ　和名抄相摸國高座郡に有鹿鄕あり。

荒加賀　アラカガ

1　大和源氏　尊卑分脈に滿仲—賴親—賴房（號荒加賀配流肥前國、配處に死す）と見え、其の子賴俊。荒加賀陸奧守、其の子賴風。荒加賀加賀守と云ふ、赤星系圖にあり。

2　足利氏流　足利氏の祖義國、荒加賀入道と號す（尊卑分脈）とあり。

荒垣　アラガキ

荒金　アラガネ　因幡國法美郡に荒金村あり、此の氏と關係あるか。荒金氏は關東管領上杉家の重臣にして、貞治年中魚沼郡大桑原城（三用城）に據る。永正中修理亮定範あり、猛勇鬼荒金と稱せられしも、其七年六月其主上杉顯定と共に長森原に死す。又上松憲政の子式部大夫憲幸の家老に荒金新右衞門國貞、同六郎左衞門貞經等あり、荏原郡北蒲田の上杉城に據る。

荒川　アラカハ　和名抄紀伊國那賀郡に荒川鄕を收め阿良加波と註す、中世以後荒川庄あり寶簡集に見ゆ。又陸奧國磐城郡に荒川鄕あり、今磐城國に屬す。其の他荒川の地名諸國に多く數流の荒川氏を起せり。猶ほ荒河條を參照せよ。

1　吉彌侯部流　羽後國仙北郡荒川村より發す。陸奧話記に「吉彥秀武三陣たり、武則の甥にして亦聟なり、字を荒川太郎と云ふ」と見えたり。

2　淸原姓　前項の荒河氏と密接なる關係を有するにて、同じく仙北の荒川より起りしならん。淸家系圖に、武則—武貞（號荒川太郎）—家衡（千覆金澤城にて討死）と載せ、淸原系圖に淸原武則—武貞（荒河太郎）—海道小太郎眞衡とあり。此の武貞は奧州後三年記に荒河太郎武貞と見え、東鑑に「泰衡の高祖父藤原淸衡は繼父荒川太郎武貞の後を受け、伊澤加美江刺稗貫志波磐手六郡を領し、居を江刺豐田城にトす」とありて、又荒河太郎とも記す。

3　桓武平氏磐城氏流　磐城國磐城郡荒川鄕より發す、磐城氏の一族にして、磐城系圖に二十代隆行—三男磐崎三郎隆久—忠隆—師隆—資隆—忠秀—隆安—上舟尾隆時—直衡（荒川四郎）と載せ、直衡の子師隆—行隆—資隆—隆基—忠秀—恒隆—隆安—隆時弟隆賴—成隆—隆衡—秀隆—隆綱と載せ、仁科岩城系圖にも隆時—直衡（荒川四郎）—師隆—行隆とあれど、國魂系圖には高久三郎忠衡の嫡子を岩城次郎忠淸、次男を岩崎三郎忠隆、三男を荒川四郎直衡とす。イハキ條を見よ。

4　淸和源氏足利氏流　三河國幡豆郡荒川より起りしならむ。尊卑分脈に足利義康—矢田義淸—義實—戶賀崎義宗—滿氏（荒川三郎）—荒川三郎賴淸（三河守）—荒川三川三郎賴直—遠江守詮賴—治部少輔

村）本氏は平山、今新井を氏とす。家系を閲るに、先祖新井豊後守は深谷の城主上杉左兵衛憲盛に屬して當所に住せしが、深谷落城の後遂に土民となれり。今居住の邊から堀のあと二重にあるは、天正の頃先祖豊後守、其子志摩等が居跡なりと云」と。

其の他秩父郡蒔田村代官、豊島郡蓮沼村開拓者新井三郎盛久、橘樹郡神奈川の人新井忠兵衛、兒玉郡新井村新井氏、足立郡新井氏、猶ほ「久保村の名族也、先祖新井雅樂顯榮、故あつて忍城主成田がもとに拘留せられしが、後に解て當所に土着し、永祿九年二月十八日沒す。其子內藏助と云ふ」と。足立郡の新井氏は丸に四ツ目を家紋とす。

5 武田氏流　甲斐巨摩郡の新井氏は武田氏一族と云ふ、新井下總なる者系圖に見ゆ。

6 大藏氏流　大藏氏系圖に「鞍手權守種宗—種理—種向（新井太郎）と見えたり。

7 伊豫の新井　ニヰ條を見よ。

8 大江氏流　荒井條を見よ。

9 十市姓中原石野氏流　寛政系譜、中原姓石野の系に廣成—廣光—廣次—廣英—廣安—某（新井を稱す）と見ゆ。

10 大宅氏流　中興系圖に見ゆ。

11 丹後の新井氏　與謝郡新井村尾上城主なり。新井甚五左衛門、初名佐吉郎は足利家々臣にして弓木山にて討死す。

12 徳川時代　生實森川藩、郡山松平藩、津和野龜井藩、高富本庄藩、松前藩の重臣に此の氏あり。加賀藩給帳に「百石、紋丸內笹リントウ、新井周藏」と。又遠江濱名郡、越後國、志摩國、信濃國等に多し。

荒居　アラヰ

新井、新居、荒井と通じ用ふる事あれば參照すべし。

1 清和源氏新田氏流　上野國新田郡新井てふ地名を負ふ。新井家系圖に「清和皇孫源朝臣之後より出づ。其族分れて上野國新田郡に居る、所謂る新田族是れ也、云々、新田義房に二子あり、季某・新田二郎と稱す。其の居る所によりて之を稱す。荒居禪師と曰ふ。荒居の族自ら別る所也、云々、我家祖諱某、勘解由と號し世々荒居と稱し、後に新井に作る。上野國人なる也」と見ゆ。白石の家なり。

2 武藏荒居氏　丹黨秩父氏の族にて、井戸葉栗系圖に「秩父基房—勅旨河原直時—彌四郎直兼—南荒居四郎重直」

—助直┬時直—直秀—氏直
　　　└助則—景助—景直
—遠直┬經光—直忠
　　　└賴直—親直

と見ゆ。

新居　アラヰ

和名抄、武藏國榛澤郡新居郷、下總國葛飾郡新居郷、正倉院文書遠江國濱名郡に新居郷あり。

1 清和源氏新田流　新井條を見よ。

2 伊豫、讃岐、阿波等の新居氏はニヰ條を見よ。

3 徳川時代　福山阿部藩年寄、井伊家の重臣に此の氏あり。又美濃、伊勢等に多し。

荒井　アラヰ

新井、荒居、新居等と通じ用ふ。

1 桓武平氏千葉國分氏流　岩代國安達郡荒居より起る、元國分氏、高倉近江の家老國分支蕃常氏が弟新兵衛常治・荒井氏を稱す、その子を木工允常成と云ふ。寛政系圖藤原支流荒井一氏を載す、先祖陸奧小荒井村に住むと。然らば則ち此と同じきか、家紋五三桐、釘拔。

2 會津の荒井氏　又會津風土記河沼郡强清水新田村荒井織藏條に、「其家系に據る

に、先祖は荒井右馬之丞とて仙道荒井に居住し、葦名盛氏に仕ふと云ふ。其子七郎浪人して此地に來り蒲生氏に仕ふ。當家封を受けて後、萬治三年其子の新四郎、自ら奮て家資を捐て堰を鑿ち、新田を開き一村を構ふ代々此處に住す」と。これも同族か。

其の他同郡野澤組野澤原町館跡條に、「正安の頃荒井信濃守頼任と云者築き、其の子孫新兵衞某、萬五郎某と云ふ者住せし」と。頼任は會津拾葉抄に「蜷川庄野澤如法寺、正慶元年壬申、野澤地頭荒井信濃守頼任造營」と見ゆ。又同郡古坂下村館跡、天正の初荒井丹波某住す、又會津上荒井館迹、天正の頃葦名の臣荒井萬五郎居る、又下野村館迹、天正の頃葦名氏の臣荒井因幡某居住せしと。又耶麻郡柴城村舊家荒井氏條に、「彼が祖荒井新兵衞某と云もの、天正中伊達氏當地を襲ひし時討死す。其子左近と云もの此村に來り、肝煎となり子孫今に至りしと云」とあり。

3 田村の荒井氏　田村大膳大夫清顯家中書に荒井傳五兵衞、猶ほ此の外にも荒井氏あり。

4 那須の荒井氏　那須記に荒井駿河守政藤等を載せたり。

5 上州の荒井氏　清和源氏新田氏の族なり、新井條を見よ。

6 武藏の荒井氏　新井氏と同樣當國に多し、新撰武藏風土記久良岐郡條に、「荒井氏（杉田村）先祖荒井因幡守光善此所に住し、後薙染して日蓮宗の僧となる。其俗たりし頃の子胤ありといへども數世の名字詳ならす。遙の後源左衞門威忠と云ものあり、後に甚之丞と改む。天正十八年東照宮に仕奉り、間宮左衞門信繁に屬して鷹師となる。嘗て命を承て總州德村農民の爭論を鎭め、御紋の道服を賞賜せらる。又關原役にも供奉す。初威忠稻毛領北加瀨村にて釆地を賜はりしが文祿二年願に依て禀米に替賜ふ。元和二年沒。妙法寺に葬る。子孫平右衞門信保、藤兵衞信行、皆村中に產し箕業を繼り、後其長間宮左衞門職を廢せらるゝに及で信行を寄合番佐野十左衞門山本藤右衞門等が支配に隷し移方御用を勤む。此時江戶に移りしならん」と。其の他新座郡菅澤村荒井氏、橘樹郡上作延村新井の荒井書雲、同郡小向村の荒井氏、高麗郡野田村の荒井氏等を載せたり。足立郡の荒井氏は家紋丸に四ツ目。

7 大江氏流　大江政廣曾孫宗元三男貞如の後なりと云ふ。系圖に那波掃部助政廣那波弘澄の女を娶つて其の家を嗣ぐ、その子宗光―政茂―掃部助宗元―荒井三郎貞如と見ゆ。

8 大宅氏流　中興系圖に見ゆ。

9 源姓　應仁私記に荒井新綠軒（源清憲入道寂眞）なる者を載せたり。

10 德川時代　仙臺伊達藩用人、廣瀨松平藩の重臣に此の氏あり、又信濃諏訪の荒井氏は家紋丸に違ひ鷹の羽。志摩、津山藩分限帳等にも此の氏見ゆ。

洗井　**アラキ**　和名抄常陸國那珂郡に洗井鄕あり。

新井田　**アラキタ**　岩代會津にあり、新編風土記江沼郡廊生村館迹條に「天正の頃、新井田左京義光と云者住せしとぞ」と見ゆ。

新井村　**アラヰムラ**　清和源氏東氏族にして、尊卑分脈に滿快三世孫東四郎景方―師景（新井村小二郎）と見ゆ。

荒內　**アラウチ**　備前に多し。

荒江　**アラヱ**

荒柄　**アラヱ**

荒枝　**アラヱ**

麁蝦夷　**アラエミシ**　古代蝦夷族の一種に

定宗を以つて祖となす。定宗世々羽州置賜郡下長井莊鮎貝城に住す、よりて之を氏とす。其の子兵庫頭盛宗。天文中保山公に事ふ。其の子安房盛次、初め兵庫宗重と稱し、老いて順齋と曰ふ。其の子二、長は藤太郎、長じて攝津守忠旨(或は宗信)、次は長七宗定、後兵庫宗盛と稱す。天正十五年春、忠旨竊かに最上義光に屬して叛す、事發覺、攻められて山形に出奔す。此の時盛次、次男宗益と兵を以つて伊達公に從ふ」と。永慶軍記に藤太郎の事見ゆ。子孫伊達侯に仕へ一家の上坐たり。

松本松平藩の用人にも鮎貝氏あり。信濃に現存す。

鮎澤 アユサハ　駿河國駿河郡(駿東郡)鮎澤より起る、この地・東鑑に藍澤に作る、又合澤ともあり。よりて氏號も藍澤とも合澤とも記す。曾我物語に「駿河國の住人合澤彌五郎、同彌六、同彌七とて兄弟三人あり」とは此の氏の事なり。東鑑四十に鮎澤六郎見ゆ、猶ほ甲斐にも鮎澤氏あり。

1　大森葛山流　大森葛山系圖に伊周―忠親―惟康―惟衆(鮎澤四郎)と見え、又姉小路系圖に伊周―忠親―雅康―惟衆。從五位上鮎澤四郎大夫―惟忠(葛山一郎)」、惟重(六郎)また惟忠弟に六郎康衆あり、其の子彌二郎忠淸等系圖に見ゆ。

2　淸和源氏小宮山流　甲斐國中巨摩郡鮎澤より起れる氏なるべし、勝賴の臣小宮山正成主命により鮎澤若狹守の遺跡を襲げり、正成は甲斐源氏の支族なり。家紋丸の内に三つ龜甲。

信濃諏訪にも鮎澤氏ありと。

鮎田 アユタ

阿由葉 アユハ

鮎原 アユハラ　淡路國に鮎原庄あり、貞應二年の地頭注文に見ゆ。

鮎見 アユミ　美作國の豪族にして豆田壘に據る、鮎見次郎。新免家侍帳に見ゆ。

阿用 アヨ　出雲風土記、和名抄、出雲國大原郡に阿用郷を收む、中世以後阿用庄と云ふ、庄中阿用城あり、阿用氏の居城にして雲陽志に見ゆ。

荒 アラ　安良と通じ用ふ。

1　荒公　拾芥抄に見ゆ、任那歸化族なるべし。

2　東鑑九に荒四郎、十三に荒次郎、四十七に荒作三郎あり。

3　東作志に荒志摩守なる人見ゆ。

安良 アラ　ヤスナガ　和名抄攝津國西成郡に安良郷を收む、又但馬國にも安良の地名あり。

1　但馬の安良氏　但馬國大田文に「八幡宮領下司安良太郎景國、同次郎政景御家人、安良別宮二拾八町八反三百三拾歩。」また「壽永寺別宮二町四反下司安良太郎安景御家人」と載せ、又太平記卷三十八に但馬國守護仁木彈正少弼、安良十郎左衞門など見ゆ。名族たりしを知るべし。

2　丹後の安良氏　正應元年八月の丹後國諸庄鄕田數帳に「拜師鄕七町四段二百五十六歩內、三町六反二百七十歩、安良八郎」とあり、但馬の安良氏と同族ならん。

3　岩瀨郡內の姓氏、又對馬宗氏の一族にあら四郎。

正月一日 アラ

荒明 アラアケ

荒々 アララ　和名抄西成郡に安良鄕あり、萬葉集卷一に安良禮松原とある地にして、此氏の本貫なるべし。姓氏錄、攝津諸蕃に「荒々公、任那國豊貴王の後也」と見ゆ。日本紀略延喜三年條に攝津國荒々神從五位下を賜ふの事あり、蓋し此氏の氏神ならん。この荒々の語は姓氏錄未詳雜姓河內の部に「竹原連、新羅國阿羅々國主弟伊賀都

アライ
アライ

君の後也」と見ゆるにより、韓半島より來れる稱なるが如く考へらる。

新井 アラヰ ニヒヰ 新井は時に荒井、荒居と通じ用ふ。和名抄伯耆國汗入郡に新井鄕あれど、こはニヰなるべし、されどアラヰと云ふも尠からず、大和並に但馬に新井庄あり、又新居(アラヰ)と稱する地も多し、新居條を見よ。猶ほニヰ條參照。

1 新井宿禰 姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

2 清和源氏新田氏流 上野國新田郡新井より起る。同國碓氷郡にも新井村あり。新田系圖に新田基氏の二男覺義、此の地にありて新井二郎、或は荒井禪師と稱すと云ひ、或は新田義房の二男を新井禪師覺義とす。其の長男太郎義基、二男二郎朝兼、其の子又二郎義眞(應永廿三討死)—太郎左衛門尉義次—圖書允義胤—又太郎正俊—左近允正明—圖書助義廣—圖書助綱廣、次に義次の弟二郎義基、三郎義久、四郎義備、七郎兼方あり。義基の後—次郞兵衛尉武義—刑部丞勝廣—刑部廣恒—刑部廣成—勘解由廣道—余四正濟—君美(白石)なりと。又二郎朝兼の二男將監宗兼—太郎宗賢—八郎左衛門尉直宗—宗衛—宗安—宗數—小四郎宗俊、其の子信濃守宗與、弟豐前守昌宗なりと、白石の家は家紋花菱、竹雀、田文字。猶ほ荒居條を見よ。

佐野氏の家臣新井主税あり、親綱・桐生氏に養はるゝや、之に從ひて茂木氏と共に政務を司る、此の族か。(新田郡新井氏中、丸ニ違ヒ鷹ノ羽を家紋とする者現存す。)

3 秀鄕流藤原氏 足利俊綱—富士源太忠行—房行—房綱—房行—政房—房昌(新井小四郎)なりと。

4 武藏の新井氏 和名抄榛澤郡に新居鄕あり、又多摩郡、荏原郡、入間郡等に新井村あり、此等より起りしか。猶ほ上野より移れりと云ふも幾分理あり。新編風土記「入間郡新井の上の城、新井氏の古城也」と、又足立郡條に「千住の名義を尋ぬるに、昔當所に新井圖書政次と云ものあり、嘉曆二年荒川にて十手觀音を採得せしによりかく名づけたり。其像は今寡勝寺に安するものなりとぞ。此政次は賴朝に仕へ、建仁元年所領を捨て當所に蟄居せしと云傳ふ。其子兵部政勝、專勝寺を開基すと云へど詳かならず」と。又多摩郡大久野村佐久間氏條に、「もと新井氏にて此の地の舊家なり、先祖は新井伊豫守輝高と云、文明二年十二月卒せり。其子孫小田原北條家に仕へて當所に居住せりと云ふ。新井十郎兵衛は則この孫にて輝盛といひし人なり。此人は天正六年に卒せりと、よりて思ふに前に云ふ伊賀は十郎兵衛が父にはあらずや。其後の事は詳ならざれど子孫相續ぐ、今も武器及び古文書を藏す。」と、又葛飾郡條に「新井氏(幸手宿)先祖新井伊勢守源貞は小田原北條氏に從ひ三千貫を領せり。後退去し其子右馬之助源次を伴ひ足立郡鴻巢勝願寺に至り、法門に入て道圓と改む。その頃古河義氏に從へる一色宮內大輔當所に居城せしが、ゆかりあるを以て道圓父子共に一色家に從へり。一色沒落の後も右馬之助は當所に殘り、民間に下り田畑を開墾す。今その所を右馬之助町と云、子二人あり、長は女子、次は勘太郎と云。相州中村鄕の人中村某の子を養て長女に妻せ、己が家を嗣しめ新井平左衛門と稱し、次男勘太郎は家を分ちて新井勘左衛門と號せしむ」と。又同郡上高野村新井氏先祖伊勢守源貞と云もの小田原北條の家人なり、又大里郡條に「新井氏(樋口

鹿郡漢部妹刀自賣、生年十四、秦貞雄に適く云々」と見ゆ。高山寺本和名抄本郡漢部鄕は後の綾部町の地にして此部民の住居せしより起りしものとす。

6 美濃の漢部　大寶二年栗栖太里戸籍に中政戸漢部目速、外・母に一、妻に一見え、半布里戸籍にも寄人一人見ゆ。

7 播磨の漢部　播磨風土記、揖保郡漢部里條に「漢部と號する所以は、漢人此の村に居る。故に以て名と爲す。」また「飾磨郡漢部里、右漢部と稱するは、讃岐國漢人等到來、此の處に居る、故に漢部と號く」など見ゆ。

8 美作の漢部　和名抄苫東郡に綾部鄕あり。漢部の住居せし地なるべし。

9 備前の漢部　吉田文書、寶龜七年十二月十一日の備前國津高郡收稅解に漢部古比麻呂、漢部大楮、漢部眞長、また寶龜五年十一月廿三日の備前國津高郡菟垣村常地畠賣買卷に菟垣村漢部阿古麻呂、漢部眞長、漢部古比麻呂など見ゆ。

10 肥前の漢部　肥前風土記三根郡に漢部鄕あり、猶ほ忍海漢人條を見よ。

11 豐後の川內漢部　豐後國大寶二年戸籍に川內漢部佐美、外三人、戸主川內漢部等與外九人、見ゆ。

12 漢部直　倭漢氏の族なり、漢直に同じ。

13 漢部宿禰　漢歸化族。大間書、姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。漢部の宿禰を賜ひしものなり。

綾部 アヤベ　綾氏の部曲か、漢部と同一か決しがたけれど、恐く後者にして綾を織る職業的部とすべきが如し。

1 美作の綾部　和名抄苫東郡に綾部鄕あり。

2 石見の綾部　八重葎に「小田鄕戸田村に綾部氏あり、柿本人麿の誕生したる地」と傳ふ。明和九年の人麿の碑に今に四十世絕えずと。

3 肥前の綾部　三根郡に綾部邑あり、古代綾部のありし地ならん。中世以後綾部氏あり、或は古代綾部の裔か、後に云ふべし。

4 丹波の綾部　漢部條に云へり。

5 綾部首　綾部毘登を見よ。

6 綾部毘登　綾部の伴造にて、もと綾部首と稱せし者なるが、聖武帝の御諱を避けて毘登とは云ふなり。唐招提寺文書、天平寶字八年の祝園鄕地賣買卷に戸主綾部毗登淨麻呂と云ふ者見ゆ。

7 綾部宿禰　除目大成抄、姓名錄抄等に見ゆ。綾部首、後に宿禰姓を賜へるが如し。

8 藤原北部河合齋藤氏族　尊卑分脈に河合齋藤助宗—景實—實澄—大見範廣—清範(綾部太郎)と見ゆ。

9 豐後の綾部氏　もと丹波綾部より出でたりと云へば、丹波漢部の後なるを知るべし。

10 肥前の綾部　肥前風土記に三根郡漢部鄕を載せ、忍海漢人のありしより起りし鄕名とす。中世以後綾部庄と云ふ、河上神社古文書、石淸水八幡社記錄等に見えたり。此等によりて考ふれば、肥前綾部氏は忍海漢部と密接なる關係あらん。近古以來藤原姓と稱す。鎭西要略に據れば「綾部四郞大夫通俊、奧州陣の際神妙の御氣色を蒙る、早く肥前國第一の御家人たるべし。科罪ありと雖、三箇度御免あるべしと。此の事東鑑等の書に見る處あるなし。然りと雖、其の御判書炳焉、民部丞平盛時の奉たり、伊平藤內に當る」と。次に豐後國圖田帳に「下倉成名十六町、肥前國御家人綾部小次郞道明跡」と。又文治二年四月廿九日の大川記錄に宇佐

宮領職云々、右件職等藤原朝臣幸房先祖云々、四男藤原朝臣幸明云々」と載せ、正治二年二月の文書に「藤原幸明譲與藤原松熊、在肥前國高來郡内、宮領肆箇所云々右件の浦田、並に空閑は幸明親父綾部入道殿より讓得畢んぬ云々」と見えたり。此等によりて綾部氏は當時既に藤姓と稱せしや明白なりとす。

11 因幡に毛利の家臣綾部河内守あり、邑美郡橋本城に住す。

12 太平記三十三に綾部修理亮あり、少貳方にて菊池氏と戰ふ。肥前の綾部氏なるべし。

綾間 アヤマ

阿山 アヤマ

菖蒲 アヤメ 上野國に綾女庄あり、又東鑑建保元年條に相模國菖蒲庄、武藏國埼玉郡にも菖蒲庄あり、此の氏は相模の菖蒲より起りしならむ。秀郷流藤原、波多野氏の族にして波多野系圖に佐藤筑後權守遠義―實經(菖蒲)―經高―忠宗―信綱と見ゆ。猶ほ伯耆國に菖蒲氏あり、杉原家の重臣なり。

菖蒲井 アヤメヰ 常陸大掾氏の族にて桓武平氏なり。常陸大掾系圖に馬場朝幹―某(菖蒲井三郎)と見ゆ。

鮎ケ瀬 アユカセ

鮎川 アユカハ 相模國愛甲郡、越後國岩船郡、羽後國由利郡等に鮎川邑あり、又越前國丹生郡に鮎川庄あり、東鑑建久二年條に「前攝政家領越前國鮎川庄」と見ゆ。

1 桓武平氏本庄氏流 越後國岩船郡鮎川より起り、大場澤館に據る。北越軍記に「鮎川攝津守は本庄が一族にて家來の如くなる者にて候よし、本庄房長死去候て、繁長幼少に候故、鮎川逆心仕候を、繁長十三歳にて鮎川を討取申候、後に繁長五番目の子を鮎川になし申候、唯今の孫太夫の先祖に候」と見ゆ。又同郡笹平村山中に笹平城あり、鮎川掃部の持城と傳ふ、掃部入道して卜心と號す。又會津風土記傳に鮎川式部大輔謀叛の事を載せたり。此の外彌彦神社船越の神官に鮎川氏あり、後荒川と號す、此の族か。

2 上野の鮎川氏 上杉謙信様御分上野國沼田郡大將衆に鮎川主計頭あり、越後の鮎川氏と同族なるべし。

3 甲斐の鮎川氏 西山梨郡に相川村あり巨摩郡花輪の鮎川氏は鮎川次郎左衞門光吉の後胤也といふ、甲斐國志に見えたり。山梨郡にもあり。

4 桓武平氏三浦氏流 相模國鮎河より起りしか。類聚三代格承和二年の官符に相模國鮎河の事見ゆ。横須賀系圖に杉本宗明―時宗―時繼(鮎川)とあり。

5 秀郷流藤原姓波多野氏流 秀郷流系圖に沼田家通―槇山太郎家信―小二郎政信―家員(鮎川太郎)と見えたり。

6 羽後の鮎川氏 羽後國由利郡鮎川館に居住、由利十二黨の一なり。矢島記に、「鮎川殿、筑前と申候、若名は瀨兵衞と申候、矢島五郎へ緣者の由申傳候、何代とも知れず、犬羽根川殿を十二頭の内へ入て呼申候も之有候得共、鮎川が實正と存候、家來筋も未だ大分これあり候、文祿四年太閤様より御潰し成され候」とあり。永慶軍記に岩川の城主鮎川宮内丞、大寶寺文書天正中鮎川山城守、小野寺遠江守義道家方に鮎川氏見ゆ。

鮎河 アユカハ 松浦系圖に庶流者鮎河と見ゆ。又鮎川と通じ用ふ。

鮎貝 アユカヒ 羽前國西置賜郡鮎貝より起る、此の地に鮎貝城あり、伊達家の臣鮎貝藤太郎盛宗の居城なりき。伊達世臣家譜に「鮎貝氏は姓藤原、その先を知らず、鮎貝

郷を賜ひて之を居く焉。時に阿智使主、奏して言ふ、臣入朝の時、本郷の人民往々離散す。今聞く偏に高麗、百濟、新羅等國に在り、望み請ふ使を遣はし喚び來らむ。天皇卽ち使を遣して之を喚ぶ。大鷦鷯天皇(諡仁德)御世、落を擧つて隨ひ來る、今高向村主云々等、是れ其の後なり。爾の時阿智王奏して、今來郡を建て、後に改めて高市郡と號す。而も人衆巨多、居地隘狹、更に諸國に分置す、攝津、參河、近江、播磨、阿波等の漢人村主是れ也」と見ゆ。漢が韓半島に置きたる郡縣中、比較的後世まで殘りし帶方の遺民にして、古くは漢より殖民したる人々の後ならむも、漢室の後裔など云ふは系統の假冒に過ぎず。されど、我が國文化に及ぼしたる影響は尠少にあらざるなり。

1 漢倭人　又東漢人とも書す、前條に述べたり。此漢人の伴造を倭漢直と云ふ。

2 忍海漢人　新羅俘虜裔と云ふ、オシヌミ條を見よ。

3 佐糜漢人　新羅俘虜裔と云ふ、サメ條を見よ。

4 桑原漢人　新羅俘虜裔とあり。クハハラ條を見よ。

5 高宮漢人　新羅俘虜裔と云ふ、タカミヤ條を見よ。

6 高向漢人　倭の漢氏の族なり。タカムコ條を見よ。

7 南淵漢人　漢歸化族なり。ミナフチ條を見よ。

8 新漢人　倭の漢氏の族なり、イマキ條を見よ。

9 大和の漢人　姓氏錄、未詳雜姓、大和の部に「漢人、漢人黑の後と云へり、見えず」とあり。

10 西漢人　又川内漢人ともあり。此漢人の伴造を西漢直と云ふ。

11 河内の漢人　西漢人族なり。播磨風土記に河内國茨田郡枚方里漢人、また天平勝寶八年七月紀に「河内國石川郡人漢人廣橋、漢人刀自賣等十三人、山背忌寸姓を賜ふ」など見ゆ。

12 攝津の川内漢人　姓氏錄、未詳雜姓、攝津の部に「川内漢人、火明命九世孫否井命の後也」と見ゆ。

13 葦屋漢人　倭漢氏の族なり、アシヤ條を見よ。

14 高安漢人　倭漢氏の族なり、タカヤス條を見よ。

15 攝津の漢人村主　坂上系圖に見ゆ、漢人村主とは漢人中の頭だちし者の稱せる原始的姓なり。

16 三河の漢人　倭漢氏の族にして坂上系圖に見ゆ。

17 三河の漢人村人　倭漢氏族にして坂上系圖に見ゆ。

18 近江の漢人　倭漢氏の族にして坂上系圖に見ゆ。

19 飽波漢人　倭漢氏族なり、アクナミ條も見よ。

20 大友漢人　倭漢氏族なり　オホトモ條を見よ。

21 志賀漢人　倭漢氏族なり、シガ條を見よ。

22 近江の漢人村主　倭漢氏族なり。坂上系圖に見ゆ。

23 美濃の漢人　大寶二年春部里戸籍に中政戸漢人意比止、外一戸、妻に二人、見ゆ。

24 越前の漢人　天平神護二年越前國司解に川合郷戸主漢人黑麿、額田郷戸主漢人足國、小名郷戸主漢人眞墨等見ゆ。

25 播磨の漢人　倭漢氏族にして坂上系圖播磨風土記等に見ゆ。

26 播磨の漢人村主　倭漢氏族なり。坂上系圖に見ゆ。

27 備中の西漢人(河内の漢人)　仁壽二年十二月紀に「外從五位下大學助敎西漢人宗人、姓を滋善宿禰と賜ふ」と。また貞觀五年正月紀に「從五位上行助敎滋善宿禰宗人卒す。宗人は左京人、本姓は西漢人、備中國下道郡の所貫也、云々」と見ゆ。

28 備中の漢人　河内漢氏族なり。大同類聚方に見ゆ。

29 周防の漢人　玖珂郷延喜八年戸籍に漢人乙男見ゆ。

30 阿波の漢人　倭漢人族なり。板野郡田上郷延喜二年戸籍に漢人眞衣女等見ゆ。

31 阿波の漢人村主　倭漢氏族なり、坂上系圖に見ゆ。

32 讃岐の漢人　倭漢氏の族なるべし。播磨風土記、餝磨郡漢部里條に「右漢部と稱するは讃藝國漢人等到來りて此處に居る云々」と見ゆ。

33 百濟裔漢人　姓氏錄右京諸蕃に「漢人、百濟國人多夜加の後也」と見ゆ。

34 漢人宿禰　除目大成抄、姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。漢人の內後世宿禰姓を賜ひしものありしなり。

漢人部　**アヤヒトベ**　漢人に據りに組織されたる部團體なり。

1 伊勢の漢人部　倭漢氏族にして神護景雲元年十二月紀に「伊勢國飯高郡人漢人部乙理等三人、姓を民忌寸と賜ふ」と見ゆ。

2 三河の漢人部　類聚國史、五十四、人部、多產の部に「延曆廿年六月甲辰、參河國碧海郡人漢人部千倉賣」と見ゆ。

3 甲斐の漢人部　天平寶字五年十二月廿三日の甲斐國司解に「巨麻郡栗原鄕漢人部千代、同鄕漢人部町代」など見ゆ。

4 美濃の漢人部　大寶二年栗栖太里戸籍に下政戸漢人部烏なる人見ゆ。

5 東漢人部　大和を本據とせし漢人部を云ふ。大和の漢人部の意なり。

6 備中の東漢人部　備中國大税貧死亡人帳に大井鄕粟井里戸東漢人部刀良手と云ふ人見ゆ。

7 西漢人部　河內の漢人部の意にして河內を本據とせしものと考へらる。

8 備中の西漢人部　備中國大税貧死亡人帳に都宇郡建部鄕岡本里戸主丸部得麻呂戸西漢人志卑賣、賀夜郡阿蘇鄕宗部里戸西漢人部麻呂、同鄕磐原里戸主史戸阿遲麻佐戸西漢人部事无賣など見ゆ。備中に東西兩漢人部の相並んであるは何に據るか考ふに要ならん。

漢部　**アヤベ**　漢人によりて組織されたる品部なり、漢人部と云ふと同じかるべし。

1 倭漢部　雄略紀に「詔して漢部を聚め、其の伴造者を定め、姓を賜ひて直と曰ふ」と見ゆ。

2 忍海漢部　オシヌミ條を見よ。

3 西漢部　又川內漢部ともあり。川內を本據せし漢部なり。

4 甲斐の漢部　天平寶字六年六月三日の造石山院所公文案に「漢部千代、甲斐國巨麻郡栗原鄕戸主丸マ千萬呂戸口」と見ゆ。天平寶字五年の甲斐國司解には漢人部と記せり。漢部と漢人部との通ずるを知るべし。

5 丹波の漢部　和名抄丹波國桑田郡に漢部鄕あり、又高山寺本、何鹿郡に漢部鄕(流布本後部鄕)を收む。貞觀八年九月紀に「丹波國何鹿郡人漢部福刀自、伉儷の亡後、二十二年歷るも、獨居虛室節を守る云々」また仁和三年六月紀に「丹波國何

之城條に一中古綾美濃義門城主たり、其弟義福と云ふ」と見ゆ。義門また義門寺を剏む。綾氏系圖に「義門は細川小四郎と稱し、日向國國富庄數ヶ所を拜領して細川政所と稱す」と。其の後延元元年肝付兼重兵を擧げて細川氏の政所國富莊内南加納を焚く。日向記に綾新右衛門尉、綾中之助等を載せたり。

5 大隅の綾氏 調所建治二年文書に「在河七段、綾太夫宗助領」と見ゆ。

阿野 アヤ 綾氏に同じ、阿野大領貞宣の女子、藤原家成の室となり、章隆を生む、これ讃岐阿波藤氏の祖なり。

綾井 アヤヰ 和名抄丹波國何鹿郡に文井鄕あり、又和泉國大鳥郡に綾井莊あり。

綾織 アヤオリ 陸中國上閉伊郡綾織より起る。阿曾沼氏の族宇夫方廣房。此の地を領し、彌六郎太郎廣忠を生む。廣忠承久役に從軍す。その子彌太郎廣治綾織村谷地館にありて綾織殿と呼ばる、その弟に廣光あり。

綾垣 アヤガキ 豊後清原氏の一族にして同國球珠郡綾垣より起る。集古文書觀應二年十一月廿日足利直冬下文に「玖球郡綾垣名綾垣掃部允、同左衛門尉跡」と載せたり。

其の系は淺羽本清原系圖に正高七世孫言助―能通（綾垣五郎）とありて、豊後清原系圖には正高―山田二郎大夫通成―通綱―通言（故後元祖）故後太郎爲言―左近將監言助―能通（綾垣五郎）―高義（同四郎、掃部允）と見ゆ。（キヨハラ參照）

綾川 アヤカハ

綾木 アヤキ 因幡の豪族にして福田淨雲の一族に綾木喜兵衛あり、其の裔と云ふ。フクダ條を見よ。

愛子 アヤシ 清和源氏宇野氏の族にして陸前國宮城郡愛子邑より起る。尊卑分脈に賴親―賴房（荒加賀）―賴俊（陸奥守）―賴景（愛子六郎、陸奥六郎）―惟風（陸奥彌六）―賴明（愛子太郎）―賴遠―賴資―太田太郎賴基、弟太田賴康―義員と見ゆ。

綾瀬 アヤセ

綾田 アヤタ

漢主 アヤヌシ 日用重寶記に見ゆ。

綾野 アヤノ 石見國にあり。

安養野 アヤノ

漢直荒田井 アヤノアタヘアラタキ 倭漢氏の一族なり、アラタキ條を見よ。

漢忌寸木津 アヤノイミキキヅ 倭漢氏の一族なり、キヅ條を見よ。

漢氏 アヤノウヂ 倭漢氏の一族にして直姓なり。ウヂ條を見よ。

漢衣縫部 アヤノキヌヌヒベ キヌヌヒベ條を見よ。

漢草 アヤノクサ 倭の漢氏の族也。クサ條を見よ。

綾小路 アヤノコウヂ 京都の綾小路より起る。但馬國大田文に「上野庄云々伊勢太神宮領・領家綾小路僧正」太平記卷九に綾小路中納言重資あり。其の他諸書に多く見ゆ。

1 綾小路宮 高倉帝裔にして、紹運錄に高倉院―後高倉院―尊性法親王（號綾小路宮）と見ゆ。

2 村上源氏綾小路家 尊卑分脈に具平親王―師房―顯房―雅兼―雅賴（號壬生、又號綾小路）と見ゆ。

3 宇多源氏綾小路家 尊卑分脈に敦實親王―源雅信―時中（大納言）―濟政―資通（參議）―政長―有賢―資賢（權大納言、文治四薨）―時賢（綾小路流）―有資（權中、鈴虫中納言）―信有（綾小路權中）―有賴（參議）―敦有（參議）―信俊（權中）―有俊（權中）と見ゆ。郢曲の家なり。有俊以後を知譜拙記等により略系を示せば、有俊―俊量―資

能—高有—俊景—有胤—俊宗—有美—俊資—有長—俊賢—有亘、諸大夫家の一、代々神樂、琵琶、箏、笛、篳篥、蹴鞠等を業とす。二百石、蛤御門内下ル東側、寺は洛東西方寺、内々家紋龍膽笹、現今子爵。

4 綾小路氏　出自詳かならず。

漢坂上　**アヤノサカノヘ**　倭の漢氏の一族にして第一の大族なり、サカノヘ條を見よ。

漢才伎　**アヤノテビト**　テビト條を見よ。

漢手人部　**アヤノテビトベ**　テビト條を見よ。

漢長　**アヤノナガ**　倭の漢の一族にして直姓なり。ナガ條を見よ。

漢書　**アヤノフミ**　倭漢書直とも倭漢文直ともあり。フミ條を見よ。

漢文　**アヤノフミ**　西漢文首と云ふ、フミ條を見よ。

漢山口　**アヤノヤマグチ**　倭の漢人の族にして直姓なり、ヤマグチ條を見よ。

綾幡　**アヤハタ**　和名抄豊前國築城郡に綾幡郷あり、其の地と關聯あらんか。熱田神宮祠官大原眞人一黨に綾幡氏あり。猶ほ別系と思はるゝ者も存す。

漢人　**アヤヒト**　漢土よりの歸化族なりとの傳説なれど、其の多くは韓半島を經由して來朝したるが如し。就中有名なるは倭漢氏族類の歸化なりとす。卽ち應神紀二十年條に「倭漢直祖阿知使主、其子都加使主、並に己の黨類十七縣を率ゐて來歸す焉」また寶龜三年四月紀に「正四位下近衛員外中將兼安藝守勳二等坂上大忌寸苅田麻呂等言ふ、檜前忌寸を以って、大和國高市郡司に任られたし。元由は先祖阿智使主、輕島豊明宮馭宇天皇の御世、十七縣人夫を率ゐて歸化す。詔して高市郡檜前村を賜ひて居る焉。凡高市郡內は、檜前忌寸、及十七縣人夫、地に滿ちて居る。他姓は十にして、一二のみ焉云々、」また延曆四年六月紀に「右衞士督從三位兼下總守坂上大忌寸苅田麻呂等上表して言ふ、臣等もと是れ後漢靈帝の曾孫、阿智王の後なり。漢の祚、魏に遷り、阿智王神牛の敎により、出でゝ帶方に行き忽ち寶帶の瑞を得、其の像宮城に似たり。爰に國邑を建て其人庶を育つ。後父兄を召し告げて曰く、吾聞く、東國聖主あり、何ぞ歸從せざらん乎。若し久しく此處に居らば、恐らく覆滅を取らむ。卽ち女弟迁興德、及び七姓の氏を携へて、歸化來歸す。是れ則ち、譽田天皇天下治賜ふの御世なり。是に於いて阿智王奏請して曰く、臣舊居帶方に在り、人民男女、皆才藝あり。近きは百濟高麗の間に寓し、心懷猶豫、未だ去就を知らず、伏して願はくは、天恩使を遣はして之を追召せん。乃ち勅して臣等八腹の氏を遣はし、頭を分ち發遣す。其の人民男女、落を擧り、使に隨ひ盡く來り、永く公民と爲る。年を積み代を累ね、以って今に至る。今諸國に在る漢人亦是れ其の後也」と。猶ほ坂上系圖引用姓氏錄第二十三卷に曰く、阿智王、譽田天皇(諡應神)の御世、本國の亂を避け、母並に妻子母弟迁興德、七姓漢人等を率ゐて歸化す。七姓とは第一段(古記に、段光公、字は畐等、一に員姓と云ふ)是れ高向村主、高向史、高向調使、評首、民使主首等の祖也。次に李姓、是れ刑部史の祖也。次に皀郭姓、是れ坂合部首、佐大首等の祖也。次に朱姓、是れ小市佐、秦、宜等の祖也。次に多姓、是れ檜前調使等の祖也。次に皀姓、是れ大和國宇太郡佐波多村主、長幡部等の祖也。次に高姓、是れ檜前村主の祖也。天皇、其來志を矜め阿智王を號けて使主と爲し、仍りて大和國檜隈郡

子の妹大吉備建比賣を娶り、御子建貝兒王を生む云々、建貝兒王は讃岐綾君云々等の祖也、」また景行紀に「武卵王是れ讃岐綾君の始祖也、」また成務本紀に「讃岐綾君等の祖、」と見え、三書の記事符合す。建貝兒王の傳は、讃留靈記に「景行帝廿三年云々、越えて明年云々、皇子吉備穴海に次して之を待つ。吉備武彦の女穴戸武媛頗る容色あり、皇子に幸せられて、武鼓王を生む云々。皇子遂に功を武鼓王に讓り、之を留めて、是の邦を守らしむ。因つて稱して讃留王と曰ふ。二十八年、詔して讃に封じ、改めて武明王と稱す。實に綾公の祖なり云々、壽百二十五歳にして薨、鵜足郡井上鄕玉井村に葬る、」と。又綾讃留王記に「人皇十二代景行天皇二年壬申春、播磨の稻田大郎姫を立て皇后とす。后卽ち二男子を生む、其一男を大碓皇子と云ふ、二男を小碓尊と申し奉る也。大碓皇子小碓尊一日同胞にして、雙生に出給ふ也。小碓尊又の名日本童男、亦名日本武尊と申し奉る。幼にして雄略の氣象あり、壯に及びて猶ほ容貌魁偉にして、身長一丈、力よく鼎を扛給ふ。天皇二十七年秋八月、西州の熊襲亦反して

アヤ

邊境を侵す。十月丁酉朔日乙酉の日に有て、日本武尊をして熊襲を擊しむ。時に御歳二十六也。尊西州に趣き吉備の穴海に到り給ふ（穴海は今の藤戸也）。此海港に呑舟の大魚あり西州の旅客の往來を絕す。尊之を殛（コロ）して海路を開かんとて斯地に暫く止り給ふ。其處に吉備武彦命女子吉備穴戸姬あり。尊に妃として寵倖せしめ、卽ち懷妊す。然して尊巧にして彼の魚を獵んとす。惡魚其行粧に驚き、遁逃して土佐の南海に入、其形體を見せず。故に其方術なし。尊其十二月熊襲が國に到、其他を檢察し、其消息を伺ふ。時に熊襲が魁帥取石鹿文と云者あり、又の名は川上梟帥と云（川上とは肥前國にあり。）其親族を集て宴を催す。此に於て日本武尊髮を解て、女子の姿に作て以て密に川上が宴の時を伺ひ、仍て劔を裀の裏に佩て川上が宴の室に入、女人の中に交り居給ふ。川上其の女子の容姿に感じて、手を携、席を同し、杯を擧て飮酒す。更深て人闌け、川上も亦被酒す。是に於て尊裀の中の劔を抽て、川上が胸を刺給ふ。未だ死に及ばずして川上曰、且く待給へ言ふ所あり。時に尊劔を留待ち給ふ。川

アヤ

上啓て曰、汝尊は孰人ぞや、尊對へて宣はく、吾は是大足彦天皇の子、名日本童男と云也と。川上又啓て曰く、吾は是國中一の强力者也。こゝを以て當時の諸人吾が威力に勝たずして從はざる者なし。吾多の武力に遇しかども、未だ皇子の如き人あらず、賤々陋々を以て尊に號を獻らん。若くは聽給はん歟。尊宜く之を聽ん。卽啓して曰く、自今以後皇子を日本武尊と號し奉らんと云、應稱し給ひて、卽ち胸を通して是を殛す。故に今に至て日本武尊と申奉る。是其緣也。是より後將帥を分け遣はして其黨を斬て、餘る者唯一りもなし。尊既に西州を諡して吉備の穴海に還給ふ、（穴海穴濟穴戸皆藤戸の名也）。時に大魚復還り來て穴海の前に向讃州椎之戸に棲て客船の憂をなす。尊之を殛んとて其機功をなす。既に南の方讃州阿耶の山邑に入て、大木を剪り、之を鑿て窬船を造り、艫先烌炭を設て火氣を覆ひ藏し、船中に鋒刄を備て兵士を入、艫に船子を措て進退をなさしむ。尊みづから是に乘て大魚に向ふ。大魚不遜して窬船を呑て齧研かんとす。烌火其水氣に遇て倬に火勢を發し、大魚の咽喉を焯く、

官兵鋒刄を捕て衝頽す。大魚是に於いて惱亂し、轉動して南の方阿耶の福江に寄て、尸を鑿す。船中の諸人其毒氣に觸て醉伏す。尊特り體健に心正して魚胎を刳剔して出給ふ。是に於いて國吏邑民來集て魚胎を剟て官卒を抱出す。維時一童子あつて瓶水を持來て、尊に其水を獻る。尊之を飲給ひて性心淸明也。卽ち問て宣く、此水何處にか在る。童子曰、比は是樵夫休場の水也。尊の玉はく願くは童子必吾が衆卒の死亡を救はんか。童子諾して邑人を率て、其淸水を汲しめて其面に灑ぎ、其口に呑しむれば、其毒氣醒て悉く蘇生を得たり。故に其水を號して八十甦(ヤソバ)の水と云也。其の童子は卽地主橫潮明神也。誠に天地神祇の王道を祐て神力を加へ給ふ事見るべき也。尊嘗て官卒を率て陸地に上り給へば、平山の漁村餉を獻じて尊に饗す。故に其所を御供所と云。國吏有司來集して甚怡悅し、粮餉を運で衆人を扶助し、邑民資用米穀を輸して土地を賑贍す。此時に方て穴戸武媛男子を產み給ふ。是武皷王也。尊悅給ひて大魚を遯給ふ事功を武皷王の功とし、讚州に留て其土地を守らしめ給ふ。故に讚留王と申奉る也」と見ゆ。

此氏の家系は「景行天皇―倭武尊―武卵王―高彌麻命―奈鬼爾麻命―竈王―多富(利)太別命―日向王―多郡君―依志君(又曰意止之古君)―奴手古君大人―堅石―大山麻呂―圓麻呂―石床―業長―藏拾―季世―百行―能臣―定時―貞淸―行隆―貞宣」と。綾氏系圖は、これと少し異れり。卽ち「景行天皇―日本武尊―武明王―爾彌麻命(讚留靈公、始爲綾氏姓)―奈鬼爾麻命―竈王―多富利大別命―日向王(始賜綾大領)―多郡君―依志君(又意止之)―古君―奴手古君―大人堅―右大山麻呂―四麻呂右床―業長藏―拾秀世―百行能呂―定時―貞淸―行隆―貞宣―女子―章隆(章隆は藤中納言家成卿胤子たるにより藤原姓を繼ぐ)―資高」と見ゆ。

此氏人は靈異記中十六に「聖武天皇の御代、讚岐國香川郡坂田里に一富人あり。夫妻同姓綾君也」また延曆十年九月紀に「讚岐國阿野郡人正六位上綾君菅麻呂」また嘉祥二年二月紀に「讚岐國阿野郡人內膳掌膳外從五位下綾公姑繼、主計少屬從八位上綾公武主等本居を改めて、左京六條三坊に貫附す。」また東寶記第八、天曆十一年二月廿六日の太政官符に「綾公文包、年五十三、讚岐國香河郡笠鄕戶主同姓久法戶口」など見ゆ。

2 **綾朝臣** 天武紀十三年條に、綾公云々姓を賜ひて朝臣と曰ふ」と見ゆ。延曆十年九月紀に「讚岐國阿野郡人正六位上綾君菅麻呂等言ふ、己等が祖庚午年の後、巳亥年に至り、始めて朝臣姓を蒙賜ふ。是を以つて和銅七年以往、三比の籍、並に朝臣と記す。而るに養老五年、造籍の日、遠く庚午籍を校へ、朝臣を削除す。百姓の憂此に過ぐる甚しきなし。請ふ三比の籍、及舊位記に據りて朝臣の姓を蒙賜らんと、之を許す」とあり。

3 **綾氏** 綾公、綾朝臣の後裔なり。其系綾公條に載せたり。又寬弘元年の讚岐國入野鄕の戶籍に綾波津女を載せたり。綾氏は後世藤姓を冒す、これ讚州藤家にして、大野、新居、羽床、豊田、柞田、柴野、平尾、有岡、平田、玉井、竹田、成相、本莊、香西、福家(フケ)諸氏に分る。全讚志に「高屋城、阿野北高屋雄山下に在り綾在廳高任これに居る」と見ゆ。

4 **日向の綾氏** 東諸縣郡に綾村あり、附近を綾鄕と云ふ。地理纂考綾鄕北俣村龍

義―在良―善弘（小倉冠者）―善昇（安樂寺別當）」と見ゆ。滿盛院、檢校坊・勾當坊は菅公の侍士味酒安行の後裔にて、宮司職と稱す、安樂寺は衆徒を率ゐて供僧なりき。

2 大和の安樂寺氏は清和源氏多田氏の一族にて、建保年間滿仲九代高賴嫡男經實大和國廣瀨郡に入り、後山邊郡に移る。安樂寺和尙等物に見ゆ。

阿明 アメウ 美作國東北條郡の名族なり

雨郡 アメゴホリ

雨谷 アメタニ 近江發祥か、尊卑分脈に「滿政五世孫善積惟齊の子盛齊、雨谷太郎と稱す」と見ゆ。

飴谷 アメタニ

飴野 アメノ

天熊田 アメノクマタ 造姓にして天皇本紀、仲哀帝條に天熊田造祖大酒主の女弟姫と見ゆるも、他に所見なし。

雨宮 アメノモリ アメミヤ 關東に多し甲州にてはアメミヤと云ふ。

1 清和源氏村上氏族 信濃國埴科郡雨宮より起り、雨宮城に據る。甲鑑に雨宮七十騎と、寬政の呈譜に「村上顯淸が後胤修理亮義次が二男、攝津守義正、信濃國雨

宮に住せしより家號とす」と。義正八代孫家次、信玄に仕ふ。家紋丸に上文字、左三頭巴、十本骨扇、六角鞠挾。支庶四家を載す。

2 甲斐の雨宮氏 甲斐國志に據るに「信州河中島雨宮より起る、村上氏の庶流也と云ふ。中興雨宮攝津守正忠（家國）明應九年八月十六日卒す、男山城守正重、其男十兵衞家政、武田家に仕ふ、其男平兵衞昌茂德川氏に從ふと。されど風間、風祭、雨宮、藤卷を甲斐の四姓と稱すれば より古くより本州にありしか。大石和筋末木村に其の宅跡あり。家紋丸に上字。

3 藤姓雨宮氏 寬政系圖、藤原氏流に收むれど恐く前條氏と同族なるべし、祖忠正、信虎に仕ふ、家紋丸に上文字、左三巴、支流二家を載す。

4 清和源氏秋山流 寬政系圖に秋山正次はじめ雨宮を稱し、後秋山に改むと、家紋三階菱、竪花菱。

5 武藏の雨宮氏 新編風土記橘樹郡雨宮氏條に「家傳を按に、雨宮氏は信州更級

城主村上義清が子支覺法師の子、同國雨宮城主雨宮攝津守家國が子孫なりと云。其後今の武助にいたるの由來を傳へず」と。

6 其の他鯖江藩に此の氏あり。

下米宮 アメノモリ 前述信濃川中島の雨宮城は又下米宮城とも云ふ、北越軍記に川中島の下米宮とあり、此の氏は此の地名を負ひしにて前條氏と異る事なし。

天宮 アメノミヤ 遠江周智郡に天宮大明神あれど、それには關係なかるべし。又肥後阿蘇社の社家に天宮祝あり、山上の預りにて笠氏の世職なり。永長元年大宮司惟行の時山上に天宮を創建して笠忠久を以つて預りとせしに始まる。建久六年七月の古文書に天宮祝忠次と見えたり。

雨森 アメノモリ 福井松平藩用人、下村石川藩用人、西條松平藩重臣に此の氏あり又堀尾山城守給帳に見ゆ。儒者雨森芳洲名あり。

安毛 アモ アンケ條を見よ。

漢 アヤ 朝鮮半島を經由して歸化したる漢人の裔なり、アヤヒト、アヤベ條を見よ。始め漢武帝の朝鮮國を滅ぼして其の地に四郡を置くや、漢人の其の地に移住する

者尠からざりき。樂浪、帶方等の漢人これなり。其の後高句麗、百濟等、勃興して此等の地を併すや、降りて此等の國に仕ふるものもありしが、更に東遷して我が國に歸化したるもの前後頗る多し。これ我が國の漢氏にして、內樂浪の王氏は前漢高祖の後裔と云ひ、帶方漢人の長たりし阿知使主は後漢獻帝の後裔なりと稱すれど共に假冒に過ぎざるべし。前者樂浪の王氏は河內に根據を置き、後者帶方の漢氏は大和を根據とす。共に殖產工藝文學に貢獻する頗る多し。而して河內は當時の帝都の西にして、大和は其の東なるが故に、河內の漢人を西漢人と載せ、大和の漢人はこれを東漢と記すを恒とす。されど古訓前者はこれをカフチノアヤ、後者はヤマトノアヤと註せり。

1 漢使主 漢人の首長たりし阿知使主、都加使主等、代々使主姓を稱せしが、雄略朝に至り直姓を賜ふ。

2 漢直 雄略紀十六年條に「詔して漢部を聚め、其伴造者を定め、姓を賜ひて直と云ふ。一本に曰ふ、漢使主等に賜ふ。姓を賜ひて直と云ふ。」と見ゆ。此氏は應神紀二十年條に「倭漢直祖阿知使主、其子都加使主、並に己の黨類十七縣を率ゐて來歸す焉。」また三十七年條「阿知使主都加使主を呉に遣はし、縫工女を求めしむ。」と見ゆる阿知使主より出づ。古事記應神段には「漢直の祖云々等、參り渡り來也。」と。古語拾遺には「漢直の祖阿知使主、十七縣民を率ゐて來歸す焉。」と見ゆ。今坂上系圖により此氏の略系を舉ぐれば「漢高祖皇帝……石秋王—康王—阿智王—都賀使主—志努直—駒子直—弓東直—老連—大國—犬養忌寸—苅田麿—田村麿」別本には「獻帝延王—石秋王—阿智使主—都賀使主—高尊王—都賀直—阿多倍王—志努直（丹波國出生、始めて坂上姓を賜ふ）駒子直—弓束—老—大國—犬養—苅田麻呂」とあり。

3 東漢直 前條に云へり。又倭漢直とも記す。天武朝連姓を賜ふ。

4 河內漢直（西漢） 雄略紀に「漢部を聚め、其の伴造者を定め、姓を賜ひて直と曰ふ。」と見ゆるは、單に倭漢氏のみにあらずして、川內の漢氏をも云ふなるべし推古紀に河內漢直贄と載せたればなり。されど此氏の出自分明ならず。或は西文氏卽ち王仁の後かと思へど、彼の氏は首姓にして此氏は直姓なれば別系なるべし。其の直姓なるより考ふれば倭漢氏と同族ならんか。何となれば歸化族にして直姓なるは倭漢氏の外に見るを得ざればなり。後連姓を賜ふ。

5 東漢贄直 東漢直に同じ。

6 東漢（倭漢）連 又倭漢連とも記す、天武紀十一年條に「倭漢直等姓を賜ひて連と曰ふ。」とある如く、東漢直の連姓を賜へるものなり、後忌寸姓を賜ふ。

7 川內漢直 もと川內漢直と稱す、天武紀十二年條に「川內漢直云々、姓を賜ひて連と曰ふ。」とあり、後忌寸姓を賜ふ。

8 東漢忌寸 天武紀十四年條に「倭漢連云々、姓を賜ひて忌寸と曰ふ。」と見ゆ。

9 川內漢忌寸 天武紀十四年條に河內漢連云々、姓を賜ひて忌寸と曰ふ。」と見ゆ。

10 漢氏 延喜八年の周防玖珂鄉戶籍に漢刀自賣を載せたり。

11 西漢 齊明紀に見ゆ。西漢氏の族なり。

綾 アヤ

讚岐綾氏は同國阿野郡より起る阿野和名抄綾と訓ず。其の他日向國にも綾氏あり。

1 綾公 阿野郡にありし豪族なり。古事記景行段に「倭建命云々、又吉備臣建日

（奎之助）
- 直次 彦四郎 帶刀 ― 重能 彦四郎 大坂戰死 ― 直政 貫掠原 政長男
- 重次 彦十郎
  - 重長 ― 直治 彦兵衞 ― 義門
  - 重光
- 次基

義門以後の系は九項に云へり。家紋打板下り藤丸の内に安文字。

安堂 アンドウ　尾張にあり。

安德 アントク　筑前國那珂郡、肥前國高來郡等に安德村あり。此の氏は恐らく後者より起りしならん。東鑑寛元四年條に「肥前國御家人安德三郎右馬允政康所領の事、舍兄政倚政家の例に任せ、所職並に安堵下文の外私領を除き、肥前國三根西鄉內刀延名三分一を召上るべきの由、越前兵庫助奉行す」と。又淀姬社文保二年の文書に安德判官代次郎、安德五郎、安德伊勢、嘉曆二年文書に安德大隅入道、元享四年文書に安德次郎政國、永德四年文書に安德大隅守等を載せたり。後世天正頃安德入道宗泉あり初め深江に一跡せしが後有馬に屬する事など豐薩軍記に見ゆ。

安遠 アントホ　信濃にあり。

案內 アンナイ　義經記に安房國の住人案內の大夫と見ゆ。こは安西の訛ならんかと云ふ。

安中 アンナカ　上野國碓氷郡安中村より起る。上州八家の一にして平姓餘吾將軍維茂の裔なり。もと越後より來ると傳ふ。卽ち上野國志碓氷郡補陀寺條に「五所平に佐藤庄司の子孫と云ふ有り、佐藤忠信次信の石塔位牌あり、當寺は古城の跡なりと云。越後新發田の住人出羽守忠親此所に來り住す。長享元年丁未四月なり、小屋城と申す也。其子伊賀守忠清角源と號す。其子は安中越前守忠政也」と。又原市村久昌寺條に「開基安中越前守忠正、大永五年乙酉五月十日、安中左近忠成、松井田小屋城より此所に移り城を築く、榎下の城と云。後に野後へ移る、此寺は榎下の舊地なり」と見ゆ。又安中城は「安中左近大夫忠成居住す、上州八家の一也。始上杉に屬し、永祿六年武田に降り、武田亡て織田に從ひ、後北條に屬し、天正十八年安中亡」と。又「松井田古城、安中越中守永祿六年松井田城に據る武田信玄攻めて之を切腹せしめ、小見山丹後原與左衞門等を入置く」とあり。關東古戰錄には「安中左近大夫廣盛は上杉方にて苦戰したるが、寡を以て衆に敵し難く入替るべき士卒なければ、力及ばず降を乞ふ。武田信玄其志神妙なりとて本領始の如く下され、安中城に差置る」と見ゆ。甲鑑に西上野衆、安中百五十騎とあり。傳說によれば安中城主は、一、上州松井田城主安中出羽守忠親入道而後了、二、其嫡子安中伊賀守忠清入道而角源、三、其嫡子安中越前守忠政（春綱とも云ふ。）四、其嫡子安中左近太夫忠正（横盛とも云ふ。）五、其嫡子ありと云ふ。）安中主計（後隼人と改めたり。主計は嫡子なる由）と。
○甲州にも安中氏あり、安中左近大夫景繁上州より來ると國志に見ゆ。

安念 アンネン

案野 アンノ

安房 アンバウ　常陸國鹿島郡安房村より起る。桓武平氏常陸大掾氏の族德宿親幹、この地に居りて安房權守と稱す。アハ條參照。

安生 アンフ　アンジヤウを見よ。

安福 アンフク（ワ.）　美濃海津郡にあり。

安間 アンマ　アマ　楠家老臣に安間了願武田の臣に安間三右衞門、寛政系譜安間氏

一家を載すれど出自未詳、余思ふ海氏の後ならむと。アマ條を見よ。

安明 アンミヤウ　和泉國和泉郡にあり、忠岡村に移住む、（前姓今井氏）子孫庄屋を勤む、安明五郎左衞門兼孝、楠氏を扶け千早に籠城し後佛門に入り了願と稱す、文明六年道場を建立す（卽ち永福寺なり）後寛文三年長福寺の號を授けられ、享保元年今の寺名に改むと。

庵本 アンモト　イホモト

安養寺 アンヤウジ　近江、上野、丹波、阿波等に安養寺村あり、其等の地より起る。

1　淸和源氏新田流　上野國新田郡安養寺村より起る、安養寺は新田氏の菩提所なり。新田系圖に「義重—義兼—義房—政義—政氏—快義。安養寺律師、其の弟貞氏・安養寺五郎」と見えたり。

2　佐々木流　近江國淺井郡安養寺より起る。江濃記野羅田合戰條に「後陣は淺井備後守長政、赤尾、上坂、今村、安養寺弓削、本郷を前後左右に隨へ」と載せ、又江北記根本當方被官の事の條に安養寺を載せたり、名家たりしを知るべし。與地志略に、「明應七年安養寺八郞左衞門の古記あり、安養寺河內守勝光は代々京極家族類にて、永正年中にも淺見と一所に山本山に楯籠、淺井に屬せず」と。

3　藤原姓　阿波國の名族、故城記板西郡分に「安養寺殿、藤原氏、七條村城主、鶴の丸松皮」と載せ、一本には「小笠原松皮藤の丸」とあり。

阿邑 アムラ

安樂 アンラク　日向國諸縣郡志布志鄕安樂村より起る。肝付氏の族なり。地理纂考に「太宰大監季基萬壽三年云々、季基一女あり伴兼貞に配す。兼貞長男肝付の宗、三男三郞俊貞安樂の宗とす、」と。諸種の肝付系圖、日向纂記等皆同じ。又纂考安樂村安樂壘條に「建久の頃、安樂九郞爲成居城にて安樂村を領す。此地累代肝付氏の所領にて爲成は其の支族なり。其後領主屢々沿革ありしを永祿五年六月又肝付氏に復す」と載せたり。一時新納氏に奪はれしを復せしなり。安樂氏の裔、天文中安樂備前守あり、肝付氏に屬して大隅牛根の入船城を守る。天正元年島津義久の爲に陷る。又永祿中安樂刑部少輔あり、市成鄕日吉神社永祿十年の棟札に地頭と見ゆ。

安樂寺 アンラクジ　筑前太宰府天滿宮の別當寺に安樂寺あり、又大和の名族に安樂寺氏あり。

1　筑前安樂寺の天神は菅原道眞の廟所、よりて聖廟とも云ふ、今の太宰府神社これなり。中世以後頗る盛大、大江匡房嘗つて云ふ、「夫安樂寺は菅大相國の聖廟なり、形勝四海、靈驗一天」と。又曰く「康和二年秋、淸凉八月の時、往つて安樂寺に詣ず、寺東北陲にあり、府を出づる七八里、先づ彼の門楣を望む、題額金字を鏤む」と。その莊園九州に散在す、安樂寺領これなり。壽永年間平氏に味方す、東鑑文治二年六月十五日條に「安　寺別當安能僧都、平家に同意の聞あるに依り、改替せられんと欲し、二品憤申さしめ給ふ所也。珍全之を望み申す、京都に於いて當時其の沙汰あり。而して安能潛かに使を進め子細を陳申す云々。當寺務の事權門に附し濫に望むべからざるの由、證文ありと稱し、永久起請、保延の宣旨狀等を進む」と。安樂寺別當は菅原系圖に「道眞—淳茂—平忠（東寺）安樂寺別當始、」と。載せたり。後世社務、宮司等あり、社務職は菅公九世の孫善昇下向して名を信貞と改め、子孫相續す。菅家系圖に「道眞—高視—雅規—資忠—孝標—定

田邊藩主）次猷の後は道紀—直與—直則—直馨—直裕—直行、現今男爵、この家の事なほ二十四項を見よ。寛政系譜支庶二十家を載す、其内諸侯に列せられしは、基能二男重信の家也、其略系は安藤杢之助基能—對馬守重信（上州高崎城主五萬六千石）—右京進重長（實ハ本多藤四郎男）—式部少輔重之（早世）—對馬守重博—對馬守信友—（大和國信周（實ハ同氏内記男））—對馬守信尹（實ハ同氏信周長男）—對馬守信成（寶暦六年奥州磐城平）—對馬守信馨。家紋藤花輪、七引籠（陸奥磐城平藩主）信馨の後は對馬守信義（實ハ信馨ノ兄圖書信厚ノ長男）—對馬守信由（實ハ養方弟）—長門守信睦—信民—信勇—信守、現今子爵、或は云ふ秀郷流にして、基能、安藝國守護職となりしより安藤を稱すと、信ずべからず。

安藤

10　三河源姓安藤　淸和源氏にして武田巨海氏の族と云ふ。寛政系譜に「巨海信方—忠勝—忠正（妻安藤定次の女）—忠次、外戚の家號を冐して安藤にあらたむ」と見ゆ。家紋藤の丸。

其の他賀茂郡牛地村古屋敷に安藤宇右衛門守春あり、駒寺觀音堂建立年號久錦もの也と。猶ほ二葉松碧海郡佐崎城條に安藤次右衛門出生、又額田郡（岡崎）菅生古屋敷萬性寺領内、安藤孫四郎。また平地村安藤宇右衛門など名高し。

11　濃尾の安藤氏　美濃に安藤氏甚だ多し。長享江州動座着到に濃州安藤左京亮藤姓と云ふ。内本巣郡北方城主安藤氏は新撰美濃志に「伊賀氏系圖に、伊賀伊賀守定重の長男、安藤伊賀守守就、始伊賀日向守と云ひしを後安藤と改む。大野郡より當城に移り齋藤家に屈し、又信長公に仕へて軍功あり、天正八年嫡子尙就（北方縣郡河渡城主）甲斐の武田家に内通の聞へあつて、信長の勘氣を蒙り、領地を沒收せられしかば、守就も尙就と共に武義郡谷口村に隱る。同十年六月、信長公事ありし後、本領に歸り當城に在しを稻葉一鐵父子に攻討たれ、終に打負け戰死す。守就二男安藤七郎守重兄弟、及び尙就の子忠四郎等皆此城にありて守就と同時に討死す。七郎が妻は山内對馬守一豊の姉也、其緣を以て七郎の子孫は土佐高知にありと。安藤伊賀守守就は美濃の西方三人衆（氏家才全、稻葉一鐵、伊賀道足なり）と呼ばれし一人なり。守就の法號道足と號す」と。

其の他「輕海東城は天文中安藤伊賀守、民部藤原守行の二男安藤五左衛門尉守宗、守り、元龜二年戰死。」又方縣郡河渡城は美濃志に「伊賀伊賀守守就入道道足、其子安藤伊賀守尙就の居城となり、後谷口村に退きし由名細記に見ゆ」と。又眞桑村小柿城は「天正中安藤道足の姪安藤伊織盛基（元）之に居る。」又百堊根には鏡島城を齋藤帶刀左衛門築きて土岐代々の長臣安藤氏の居城とし、伊賀守守就なども住みしよしいへり」とあり。尾張志、愛知郡に安藤氏を收む。

12　伊勢の安藤氏　桑名郡柳か島城は安藤左京進の居城にして「往昔安藤季國の子季成之を築き、北畠氏に屬せしが、元龜二年織田信長の兵と戰ひ之に死す」と。又一志郡太郎生村に安藤宅址あり「北畠の臣安藤帶刀居る」と。

13　近江の安藤氏　會津蒲生家䑓家老五手與頭家中の舊臣中に、安藤（本姓）蒲生將監あり。

14 加賀の安藤氏　江沼郡福田城は三州志に「壽永二年源軍平兵を連破して福田に至る。其後長享二年賊魁安藤九郎越前の兵を防がんと福田敷地に陣せり」と。

15 播磨の安藤氏　美作流江舊記に「安藤信濃は尊氏將軍延文四年頃流江内膳の家老」と見ゆ。又「安藤與三左衛門、流江跡取なり、安藤佐兵衛の子流江與次内は瀧野三大夫殿の甥なり」と。

16 因幡の安藤氏　八東郡津黒城主に安藤義光あり。因幡志に「毛利豊元家老、安藤義躬(義光)の城跡なり、天正中沒落來見野村民其の靈を祭り八幡と崇む、安藤八幡これなり」と。又巨濃郡蒲生半瀧城に安藤釆女正あり、「山名の幕下にして、兄弟信濃守等と、蒲生、白地、宇治三所に住す」と。又產業事蹟に八上郡郡家村安藤伊右衛門正知は家富みて才幹あり、大いに公益を起す」と。

17 美作の安藤氏　勝北郡眞加部村樗は元祿二年の上書に「昔帝天下の時、美作備前兩國の士京都へ出仕せざるにより、帝より安藤信濃、同越後兩人に天下の勢を添へ、作州へ指向けらる　兩人此の地に居館す」と云ふ。有元氏の配下に安藤氏あり、猶ほ安東條を見よ。

18 安藝の安藤氏　藝藩通志に「川北村三角城は山内の家人安藤左衛門守る所」と。

19 出雲の安藤氏　京極殿給帳、堀尾山城守給帳等に見ゆ。

20 讃岐の安藤氏　全讃志に「富田西村の時氏城は安藤右衛門時氏之を築く、其の子又八郎貞正之に居る」」と。

21 豐前の安藤氏　戰國の末安藤長好あり大友氏に屬す。

22 薩摩日向の安藤氏　日向記に安藤豊前守あり。

23 新田流安藤氏　烏山左京亮氏賴―經盛―時盛―修理亮時房、上總國安藤村に住す。其の子左衛門大夫時定天文元年沒、其の子左京亮時宗―丹後時房―七九郎時則―市郎右衛門時兼―次郎大夫時定なりと。

24 遠江の安藤氏　濱名郡大知波村に安藤氏塚あり、安藤右京進先祖と云ふ。

25 安藤氏は保元物語に信濃の安藤氏、平家物語に「信濃國住人安藤武者右宗その時當職の武者所云々」源平盛衰記に信濃國住人安藤右馬大夫右宗」次に東鑑卷九安藤四郎、二十五、二十七に安藤左近將監二十七に安藤二郎、二十五に安藤兵衛尉忠家、四十に安藤太郎、四十七に安藤三郎、承久記五に「關東の御使安藤さゑもんみつなり」次に太平記六に「安藤藤内左衛門尉、同書九に安藤太郎左衛門入道、同孫三郎入道、同左衛門太郎、同左衛門三郎、同十郎、同三郎、同又次郎、同新左衛門、同七郎、三郎、同藤次郎。次に永享以來の御番帳に安藤薩摩守、文安年中御番帳に安藤駿河入道、長享江州動座着到に濃州安藤左京亮見えたり。

德川時代津山松平藩(分限帳家老千石安藤主稅之助)吉田伊達藩(中老)、福山阿部藩(年寄)、膳所本多藩、新谷加藤藩等の重臣に此の氏あり。又大内義隆家臣安藤又三郎淸次其の子武左衛門淸慈。

26 紀伊田邊の城主安藤氏　三萬八千石を領して和歌山德川家に附屬す。其の系圖に滿仲―賴信―賴淸―家宗―家基―長基(安藤太郎)―成基―基重―業基(此の間八九代中絕)家重・安藤太郎左衛門、生國三洲、廣忠家康に仕ふ。其の子基能、

書に見え、安東氏の事は東鑑承久二年條に「駿河の人安東忠家」を載せたり。

10　加賀の安東氏　長享二年本願寺門徒の首魁に安東九郎あり。

11　播磨の安東氏　峰相記に「乾元元年、安東平右衛門入道蓮性、福泊島を築く、其の功室泊兵庫島に劣らず」と。福泊は印南郡にあり。

12　攝津の安東氏　康正二年の造內裏段錢引付に「一貫文、安東平左衛門殿、攝州中川原段錢」及び「四貫二百二十五文、安東平左衛門殿、因州攝州兩庄段錢」と見えたり。

13　伊勢の安東氏　阿濟陶器は其初め萬古陶の祖弄山の弟子に瑞牙と云者あり。寬保年中、津藩藤堂氏に聘せられ、津に住して陶業を創む、別に一家を爲す。之を安東燒と云ふ(地名辭書)。

14　安東氏は東鑑二十一に安東四郎兵衛、三十三、四十二、四十四に安東藤內左衛門尉光成、三十九、四十五に安東五郎太郎、四十七に安東藤內、四十七に安東藤左衛門尉、四十八に安東刑部左衛門尉、四十九に安東新左衛門尉、五十に安東宮內左衛門尉。次に承久記四に安東兵衛、

同藤內さゑもん、次に太平記十に「安東左衛門尉高貞、」鎌倉方にて分陪にて義貞と戰ふ。安東入道自害事の條に「安東左衛門入道聖秀と申せしは、新田義貞の北臺の伯父成しかば」と見ゆ。こは美作安東氏の譜に見えたるに同じ。又卷四十、中殿御會事の條に「安東信濃守高泰、」次に永享以來の御番帳に、「安東平次、安東平左衛門尉、安東遠江守、」次に文安年中の御番帳に「安東平次郎、諸衆、安東五郎左衛門、」永祿六年諸役人附に「安東東藏人泰職、安東宮滿丸」次に長享元年常德院江州動座着到に「安東平次(平)安東右馬介(同州)同平次郎、(同州)同平五。」また近江番場還華寺元弘三年の過去帳に、「御器所安東七郎經倫十七歲、安東太郎左衛門尉祥兼五十二歲、子息左衛門太郎則㬙二十九歲、同左衛門三郎則滿五十三歲、同三郎基㬙四十一歲、」見聞諸家紋に安東氏と見え

德川時代新田池田藩用人、淀稻葉藩番頭等に此の氏あり

安藤　**アンドウ**　安倍氏にして藤姓を冒せしに始るならん。又安東氏と通じ用ひたるもの頗る多し。

1　津輕安藤　津輕安東氏に同じ、前述の如く諏訪大明神繪詞、保曆間記等が安東氏を安藤と記すによりて明白ならむ。「安藤五郎三郎季久、同又太郎季長爭鬪」の後、元弘建武の變一族多く官軍に屬す。卽ち建武元年三月顯家在判の文書に「津輕平賀郡に下す、早く安藤五郎太郎高季に當郡上柏木鄉を領知せしむる事、」又同六月の南部文書に「安藤五郎二郎家季事所存の趣、旁々以つて疑貽なきに非ず候所詮は外濱を押領の志に候歟、」と。又建武元年十二月十四日南部師行獻書草稿、津輕降人交名に「以上十七人安藤又太郎預之、」また「安藤彌五郎入道預之、」また「安藤五郎二郎預之、」また「以上五人、安藤孫二郎預之、」と見ゆ。その他曾我建武元年六月の文書に「中間又三郎、號安藤太」と。後一族分裂して安藤五郎二郎家季は一時尊氏の指揮に從しが如きも、幾程もなく安藤一族再び官軍に屬す。事八戶系圖引用與國三年文書に「津輕安藤一族等云々、中舘系圖に「與國三年十二月、津輕安藤一族國府に歸降するの事」とあるによりて明白なりとす。又曆應二年十一月曾我貞光軍忠狀に「去る六月安

藤四郎以下の敵等、尻八楯打入」と見ゆ。其の後津輕安藤氏の宗家は下國家と稱す。安東、安倍、下國條を見よ。

2　秋田安藤　津輕安藤氏の一族後世秋田の地を得、これより安藤氏分れて二となる、一は津輕下國家にて、一は秋田上國(或は湊)家これなり。其の移住の年代は應永と云へど、南北朝以前も存せしが如し。アキタ、アベ條を見よ。安藤系圖に「賴良(改賴時)―行任(白鳥八郎、貞任の弟)―則任(實は貞任子也、藤原淸平子惟平養子也)―和任(貞任の末子、惟平養子となす)―季任(安藤太郎、本姓阿部氏、養父藤氏、二氏を合して安藤と號す。出羽奧州の安藤元祖)―季俊―季信―季村―季長―季綱(安藤次郎、出羽國秋田住人)―季道(秋田安藤次郎)と見えたり。秋田安藤氏は後世秋田氏と云ひ、庶流のみ安藤と云ふが如し。永慶軍記に「秋田城介實季は前代より檜山に城郭を築き、所々に要害を構ふ。岡本の城に安藤備前守季村、馬場目の城主安藤五郎秀宗云々」と。

3　安積國造裔　岩代國安積國造神社の舊祠官安藤氏は安積國造比止禰命の後裔なりと。安積艮齋この家より出づ、アサカ條を見よ。猶ほ磐城、田村、岩瀨等にも安藤氏あり。

4　常陸の安藤氏　郡鄕考云ふ「明德二年極月二日の熊野參詣願文に安藤四郎國守見ゆ」と。又常陸國志に「安藤、東鑑、寶治二年十二月の條に、安東五郎太郎と云ふあり、これは津輕の守護人にて蝦夷の押を持たる者なるべし、保曆間記に安藤五郎とあり、地藏靈驗記にも建長中の事を云し所に安藤五郎とあり」と。

5　武藏の安藤氏　武藏橘樹郡菅村七黨の一に安藤あり、又埼玉郡に安藤氏あり、新編風土記に「或書に武州荒木の住人安藤駿河守隆光法心して親鸞の弟子となり名を源海と云ふ」と。又鉢形城に安藤長門の宅跡あり。(武□四七、九〇)

6　相摸の安藤氏　足柄郡宮の下に安藤氏あり、初め藤曲と稱せりとぞ。鎌倉大草紙に「竹之下住人藤曲、上杉禪助に屬し安藤と改名す、底倉木賀を給ふ」と。相摸風土記に「先祖安藤隼人介は應永十年鎌倉殿の命を受け、當所にて新田義隆を討取り、其の賞として宮の下と木賀の地を賜はれり」と見ゆ。又北條氏政の家臣に安藤豐前守あり。北條盛衰記に「博學才智なり」と載す。

7　淸和源氏村上氏流　保元物語に信濃の安藤氏を載せ、平家物語に信濃國住人安藤右宗、源平盛衰には安藤右馬大夫とあり。尊卑分脈に「賴信―賴淸―家宗―家基―長基(安藤太郎)―高松院藏人―成基―兵庫頭基重―判官代業基」と云ふも見えたり。

8　甲斐の安藤氏　上野原七騎中に此の氏あり。

9　三河藤姓安藤氏　陸奧安倍氏の族ならんか。寬永系圖には淸和源氏信濃村上氏の族、安藤太郎長基の後裔とし、家重より系をしるせど、寬政呈譜には「先祖は安倍仲麻呂が後裔安部朝任、鳥羽院より藤原氏をたまひ、兩氏の文字を合せて安藤と稱す、家重は其十五代の孫なりといふ。因りて寬政系譜藤原氏支流に收めたり。今此の傳說を見るに、陸奧安藤氏と符合する點多し、恐らく陸奧安倍氏の後なるべし。家重―基能―直次(三萬八千石)―直治―義門―直淸―直名―陣武―陣定―雄能―次由―寬長―次猷、家敎打板下り藤丸の内に安文字、七畫引龍(紀伊

に頼良を安東太郎とするものあれど、猶ほ藤崎系圖には「阿部頼良の子、貞任の兄良宗に注して「安東太郎、早世」とし、次いで「貞任—高星—堯恒」とし、堯恒に「藤崎領守、安東太郎」と註す。又秋田家譜によるに「堯恒の後胤貞秀より以下代々安東太郎と號す。」貞秀より堯秀—愛秀—堯勢—貞季と相續し、貞季に二子あり、兄盛季下國家と稱し、弟鹿季湊(上國)家と稱す(秋田、阿倍、上國、下國、湊等參照)。又津輕志留邊に「昔安部貞任が二男高星走りて津輕に至り、藤崎に居る、即ち邑主と爲り、其後代々安東を稱し、元享中、安東五郎三郎藤崎城に居城せしが、從弟又太郎と境目の爭よりして合戰に及び、五郎三郎は亡び又太郎も亦亡びて、安東太敎季の舍弟藤崎伊勢守が領する處となる」と。

安東氏が阿倍姓なる事は蓋し誤りなかるべし。されど、頼良貞任の祖が安東と稱せりとの說は、恐らく後世の附會に過ぎざるべく、又安東氏が阿倍貞任の後裔なりとの說も確證なければ斷定するによしなし。されど鎌倉時代に於いては津輕に安東なる强族のありしや疑ふの餘地なく、その血系より云へば、或は蝦夷酋長の後裔なるやも計り難けれど、早く阿倍姓を稱せしなれば古代阿倍氏と密接なる緣故を有すとせざるべからず。

五郎三郎、又太郎の事は保曆間記に「元亨二年の春、奧州に安藤五郎三郎、同又太郎と云者あり。彼等が先祖安藤五郎と云者、東夷の堅めに義時が代官として津輕に置たりけるが末なり。此兩人相論ずる事あり、高資數々賄賂を兩方より取りて兩人へ下知をなす」と。また諏訪繪詞に「元亨正中の頃より、嘉曆年中に至るまで、東夷蜂起す。根本は酋長もなかりしを、武家其濫吹を鎭護せむがために、安藤太と云ふ者を蝦夷管領とす、其の子孫に五郎三郎季久、又太郎季長と云ふは從父兄弟なり、嫡庶相論の事ありて合戰數年に及ぶ」と。また異本伯耆卷に「奧州津輕の住人安東又太郎季長、同郎從季兼と、又三郎と云者、所領の事を論ずる子細あり。兩方訴へけるに、高資賄賂にふけり、理あるを非とし、惡ざまに下知しければ兩方下知を背き、合戰に及ぶことあり。此の安東と云は、義時が代に夷島の押として安藤が二男を津輕に置ける、彼等が末葉なり」とて、鎌倉幕府の失政中有名なる事なり。されど其の系圖を詳かにしがたし。或は云ふ又太郎季長は系圖の堯勢に當らんと。安東と安藤とは互用す、元弘の亂安藤氏多くものに見ゆ。其の後安東氏二派に分る、一は先祖の地なる津輕に居り、一は秋田に據る、上國下國の兩安東家これなり。安東、安藤氏の多くは此の阿倍姓安東の後なれど、又異流なきにあらず、又異姓を冒すものあり、次にこれを列擧せむ。

1 津輕安東　下國家なり、十三湊に據る。シモクニ條、並に安倍、安藤條を見よ。又その後裔に安東師季あり、大光寺城に住せしが、其の子敎季の時、文龜二年南部氏に責められ敗れて秋田に走る。

2 松前安東　北海道松前に移住せし安東氏は、下國上國兩流あり。松前舊事記等に據るに「嘉吉三年下國安東太郎盛季、南部義政に討負、小泊より渡る。文安元年盛季死去、同三年盛季の子安東太康季津輕を攻め、陣中に病死、寶德中安東太定季渡海、明應五年松前の守護下國山城守恒季殺害せらる、是れ定季の子なり」と。上國の渡海は詳かならず、盛季の從孫政季、上國の館主なり、武田信廣、その女を娶り、その勢を併す。

3 秋田安東　上國家なり、秋田湊に據る、

アムトウ
アムトウ

後秋田と稱す。アキタ、アベ及び上國條を見よ。柞山志に、「安東五郎兼季は津輕十三湊に住し、康永の始め、足利尊氏より秋田比内三郡を賜はり、裔孫實季の頃には此の檜山に居城す」と載せ、又新風土記に「豊巻古城(河邊郡)一名白花城は安東備中守秀村の住する所なり、元龜天正頃秋田城介實季に從ひ、子孫佐竹氏に仕ふ」と見え、又男鹿名勝誌に「脇本城は一名太平城、元龜天正の頃安東五郎脩季の居城なり。」と。永慶軍記に馬場目安東五郎季定あり、秋田實季の一族也。

4 桓武平氏　安房郡安東に住居したる豪族なり。平群系圖に「平良文—忠通(安東等一族の先祖也)」とあれど信ずべからず。恐く平群壬生朝臣の後なるべし。

5 後藤流　藤原北家齋藤流後藤氏の後にして、尊卑分脈に「後藤則明—勝秀—勝命—勝尋—教成—成忠(安東刑部丞)—成兼」と見ゆ。

6 紀氏族　能光の後なりと云ふ。

7 秀郷流藤原氏　豊後の安東氏にして、其記錄を見るに「安東左衛門尉藤原常遠は鎭守府將軍秀郷の孫、千常子也。人皇六十二代村上天皇の御宇に召されて禁門を護衛す、天德中下野國に賊徒蜂起、國中逆亂の聞へあり、其時勅許を待たず馳下り、藤原群雄と力を勠せ軍事を整へ、夜半敵陣に攻入り首將を誅し殘黨を討つ。朝日現出の時に至て全く戰功を得たり。一國平治の後歸洛し、事の次第を奏聞す。上叡感の餘、東國安泰の字を取り苗字を安東に成し下さる。旭字を轉して幕紋に丸に九の字を賜ふ。是れ朝日出現の時に至て全く戰功を得し證なり」と。されど傳説に過ぎざるべし。家紋丸の中に九の字、或は糸輪に九の字。後に云ふ丸字紋安東氏と關係あるべし。

8 藤原北家　美作備前の安東氏にして一族頗る多し。興國四年英多保地頭安東千代一丸、其の祖を抑留す、雜掌良成の訴により足利直義辨償せしむ。安東家傳に據れば、此の氏は、藤原姓、本國伊豆、右大臣道家公の後たり。相傳ふ、安の里を領する故、安の一字を姓の首とし、東の字舊藤字たるを、坂東の内を知行する故、東に改む。安東安秀、其の子刑部清秀、其子左近貞清、信州佐久伊那二郡三千町を領す。貞清北條の貴族を娶て三子を生む、一男左衛門高貞、入道して聖秀と云ふ。太平記巻十に「安東左衛門入道聖秀と申せしは、新田義貞北の臺の伯父なり」と。男安東千代一丸、美作國英田郡鄕の主、女子は九條七郎の室、女子一人有りて新田義貞に嫁す、千代一丸は山口村に居る、康永元年の足利直義の下知狀に見ゆ。其の裔安藤右京山口村に居る、二子あり嫡子相馬山口城主武功あり。次男肥前守原村久保木城主なり。安東相馬の後は安東系譜に「相馬—左馬允・宇喜田直家に屬す。」其の子「安東甚左衛門、安東梶之助、粟井三郎兵衛」又甚左衛門の子には「次大夫、平左衛門、伊吹助之助、安東與三郎、同小作、同甚左衛門」等あり。

又安東系圖に「道長十九代後胤安東肥前守盛信(英田郡久保木城主)
┌德兵衛高信
└對馬守盛行—左馬介正行—左右馬介正明」

と。又吉野郡の安東氏は「右近大夫、越口守、信濃守、肥前守、德兵衛、八郎左衛門」また勝北郡安東氏は「構の城主安藤信濃守爲泰の末なり」と。

9 駿河の安東氏　駿河國安倍郡安東莊より起る、安東莊の名は那智山貞和二年文

本系帳に文永十年安西彌七郎、圓覺寺文書に應安二年「安房國長田保西方專、安西太郎左衞門入道以下押領」など見ゆ。子孫勝山に居る、景春に至り（里見代々記勝峯）丸信朝と共に山下定命を攻めて之を殺す。未だ幾ならず、丸氏と隙あり、援を東條常政に請ひて丸氏を滅し、其の地を併す。旣にして里見義實來り攻む、景春出でゝ防ぎしも勢敵すべからざるを知り遂に之に降る。房總治亂記に房州堀內城主安西遠江守、里見分限帳に「北郡戶川村安西七郎知行」と。安西六郞景政の家紋は螺貝なりと見ゆ。

2 三浦流 駿河國安倍郡安西村てふ地名を負ひしにて前項の安西氏とは同名異流なるが如し。三浦系圖に「忠通—三浦爲通—爲繼—、、（安西四郞）と見ゆ。寬政系譜、三家を載せ、其呈譜に「三浦爲通が二男爲俊より出でたり」と、家紋釘拔、或は丸に三引、五三の桐。又淺間社天正七年の文書に安西大夫を載せ、又小笠原家譜に「曾祖父安西源右衞門は駿河今川氏の家臣として代々遠州久野郡二千貫の地を領す」とあり。

3 東氏流 鹿島大爾宜系圖に「東胤貞の子を安西甚兵衞と載せたり。

4 宇多源氏 寬政系譜宇多源氏支流に收む、家紋丸に釘拔、丸に松皮菱。

5 岩代の安西氏 相生集に「安西太郎左衞門尉眞行は安房國安西氏の末葉にして畠山高國奧州探題として二本松へ下向せし時、眞行高國を賴み下着しけるに、川崎の內、赤坂、三ツ石、大將內、三个所を高國よりあたふ、それより眞行の子帶刀左衞門高道（始め眞道）、其の子十郞左衞門尉通行、其の子太郞高次、夫れより八代安西越後介道高、其子眞通は畠山義國義繼につかへて名臣たり」と。

6 越後の安西氏 三浦爲通が二男爲俊の後裔也、七郞右衞門の子右馬允正重、松平忠輝につかふ。元和年間家老花井主水の陰謀をくぢきし功により、主家改易せられし後旗本に加へられ、八百五十石を領す。

7 甲斐の安西氏 安西平左衞門、同伊賀守等甲斐國志に見ゆ。

8 伊勢の安西氏 安西郡より起る、南北朝の頃安西七郞あり、幕府方近藤八郞國有と戰ふ。其の後裔に安西右衞門尉昌綱あり、多氣郡大淀城を守る。

9 安西氏は德川時代五井有馬藩、山中大久保藩（年寄）濱松井上藩等の重臣たり。

安濟 アンザイ 翁草に鎌倉時代武士所領として、一萬五千町、房州の內、安濟兵衞道定とあり、安西氏を云ふなれど詳かならず。

安齊 アンザイ 磐城國田村郡、岩瀨郡、及び武藏國埼玉郡等にあり。安西氏に同じきか。

安在 アンサイ 信濃にあり。

安西院 アンザイキン 豐前の名族（豐前六二六）

安澤 アンサハ ヤスサカ

安室 アンシツ 播磨國赤穗郡安室より起る。赤松氏の族にして、石野系圖に「別所敦光—敦範—則秀—則正（安室下野守）と見えたり。

安生 アンジヤウ 三河國碧海郡安祥より起る。寬政系譜、淸和源氏支流の部に收め定之の子定洪より系あり。家紋釘貫、五三桐。次の安城氏より古く安祥にありし氏か。

安城 アンシヤウ 三河國碧海郡安祥より起る。御當家（德川）御系圖に「有親—親氏—泰親—信光」信光「三河岩津城主。後安城に遷り、安城和泉守と號す」と。其の子

親忠・安城々主、其の子長親・安祥城主、其の子信忠・安祥城主、其の子清康・安祥城主」と即ち松平家の宗族なり。清康は家康の父・安城三郎と號す。なほ長親の弟長家に安城左馬助あり。安祥城、安條城、安城城(安城村)はもと織田氏の屬城也。文明十一年七月十五日の夜、松平和泉守信光、當城を奪ふ。其の子右京亮親忠當城に居住す。これより出雲守長親、藏人信忠、次郎三郎清康迄四代、本宗松平氏の居城となる。清康に至り岡崎に移る。後安祥松平、左馬助長家ありしが天文年中織田合戰に討死す。

安祥　アンシャウ　前條氏に同じ。

安心院　アンシンヰン　豐前國宇佐郡の名族にして應永正長の頃、安心院知家、永享應仁年間、同左馬允、同天文永祿年間、安心院五郎、元龜天正頃、同麟生等あり。(豐日七二)。

案主　アンス　莊園神社の職名なり、例へば伊都岐島神社の文書に、小行事、修理行事、大行事、案主、祝師と連署し、又駿河富士淺間社には、大宮司、案主、公文等の職あり。庄園の文書に於いては、公文、田所、案主、下司、政所などと連署す。かくの如く案主は職名なれど、時には苗字の如く用ひらる、源平盛衰記に石見國安主大夫あり、流球の按司と云ふも同語か。

案田　アンダ

奄智　アムチ　大和國十市郡奄知村より起る、此の村の名は東大寺奴婢籍帳に見ゆ。奄智氏また淹知にも作る。又恩地とも通ずる語にして河內にては恩知と云ふ。

1　奄智造　古事記上卷に「天津日子根命は、倭淹知造云々等の祖也。」とあり。姓氏錄、左京及び大和に貫す、前者には「額田部湯坐連同祖、」と載せ、後者には「同神十四世孫建凝命の後也。」と見ゆ。高市縣主と同族なり。

2　奄智君　天皇本紀、景行帝條に「日向襲津彥命、奄智君祖」、と見ゆ。書紀には「日向襲津彥皇子、是阿牟君の始祖也」とあれば奄智は阿牟の誤寫にあらずやと考へらる。

3　奄智首　天皇本紀、景行帝條に「豐門別命は奄智首云々祖」、と見ゆ。他に所見なし。

4　奄智連　山城國と思はるゝ國郡未詳計帳に奄智連摘賣なる人見ゆ。奄智造に後連姓を賜へる者ありしなるべし。

淹知　アンチ　前條氏に同じ、倭淹知造古事記に見ゆ。

奄智蘰　アンチノカヅラ　大和の古代姓、連姓にして、天孫本紀に「物部竺志連公は奄智　蘰等祖、」と見ゆ。

奄智白幣　アンチシラヌサ　大和の古代姓、造姓にして、皇孫本紀景行帝條に「息前彥人大兄水城命は奄智白幣造の祖」とあれど他に所見なし。

安堵　アント　大和國平群郡に安堵村あり、東寺文書に安堵庄とあるも此の地なるべし。猶ほ山城にも安堵庄物に見ゆ。

安東　アンドウ　アト　陸奧國津輕郡安東より起ると云ふ。始め前九年の役後、阿倍貞任の子高星、逃れて此の地に來り、子孫安東を稱號とすと云ひ、或は貞任の先祖既に此の地にありて安東と云ひしものあり、よりて高星此の地に逃れるとも云ふ。即ち安倍傳記に「長髓彥の兄安日は神武天皇の時追放せられ、津輕に住し、外濱安東浦を領す。齊明天皇御字に蝦夷亂る、阿倍臣比羅夫を將軍として差向けらる。此時安日が末葉に安東と云ふもの云々。又安東太郎賴良後に賴時と改む」と。其の他奧州阿倍氏の祖を安東となすもの多し、アベ條を見よ。次

り。又文和元年尊氏賜ふ所の書あり。是時奥州宮城郡柴田郡黒河郡内南迫七邑、栗原郡、會津河沼郡、相模國甘縄谷等の地を領す。家任の子參河守持家、其の子參河二郎重家、重家・伊達郡宗を養ひて嗣となす。是より先、重家子あり攝津（次郎）滿家と云ふ、後郡宗に奉仕して降つて其の臣となり、子孫餘目と稱すと云ひ又留守系譜に「留守氏、本苗伊澤、中古參河權守家任代始めて餘目氏と稱す。政景の代高森氏を稱す。然れども家任以來或は留守餘目と稱し、又留守高森を稱す」とあり。

2　安保流　羽前國田川郡餘目（餘戸鄕）より起る。武藏安保氏の族此の地によりて餘目殿と呼ばる。羽黑舊記に「天文三年余目安保殿、御一門御家人共垢川にて百餘人、討死」とあり。

阿彌　アミ　和名抄常陸國信太郡に阿禰鄕あり、禰は彌の誤にしてアミかと云ふ、神名式同郡に阿彌神社あり、大綱公の氏神かと云ふ。阿彌氏は平姓にして古文書に見ゆれど此の地より起れるや否や詳かならず。

安味　アミ　和名抄越前國足羽郡に安味鄕あり、安美と訓ず。

安美　アミ　アナミ　和名抄但馬國出石郡に安美鄕あり。

阿美　アミ

網　アミ　ヨサミ條を見よ。

網石作部　アミイシツクリベ　ヨサミノイシツクリベを見よ。

網倉　アミクラ　甲斐の名族にして八代郡網倉村より起る。淸和源氏、多田氏の族にして仲政後裔虎貞の子言房、本郡網倉によりて此氏を稱すと云ふ。又武田安藝守信光より分流すとも云ふ。猶ほ巨摩郡にも此の氏あり。

網藏　アミクラ　網倉に同じかるべし。

網田　アミタ

網谷　アミタニ

網塚　アミツカ

網戸　アミト　アジト　下野國寒川郡網戸村より起る。秀鄕流藤原姓小山結城氏の族にして尊卑分脈に「秀鄕八世孫結城朝光—朝村（網戸十郎）」と見ゆ。寒川時光の兄なり。文治三年十二月一日賴朝袖判の文書に下野國寒川郡並阿志土鄕、小山七郎朝光母堂を以つて地頭職となすべしと。こは東鑑の寒川尼の事なり、朝村これを傳領せしならん。此の氏・秀鄕流系圖には、朝村（納戸十郎）、また結城系圖に「網戸先祖網戸十郎など、納戸、網戸とあるは網戸を誤寫せしものとす。網戸十郎朝村（阿波守、蓮忍）の後は「網戸下總守長廣（十郎）—十郎重朝—十郎村重」なり。

網藤　アミトウ　アミフヂ　磐城國岩瀨郡にあり。

網中　アミナカ

網野　アミノ　和名抄丹波國竹野郡に納野鄕あり、高山寺本網野に作り、今網野村あり。神名式同郡に網野神社を收む。猶ほ甲斐國八代郡にも網野の地名あり、此の氏は此等より起る。

1　丹波の網野氏　ヨサミ氏と關係あらんか。

2　甲斐の網野氏　甲斐東代郡の名族にして淸和源氏武田氏の族伊澤信光の子宗明の後なりと云。熊野村熊野神社應仁元年の棟札に「國主源朝臣武田五郎信長代官網野外記助宗明、同宗吉」など見ゆ。なほ志摩守、豊後守、新右衛門、因幡守等物に見ゆ。錦村名族なり、附近に網野城ありと。猶ほ山梨郡小屋敷村にもあり。又信濃にも現存す。

網引　アミヒキ　アビキ條を見よ。

網部 アミベ　ヨサミベ條を見よ。

浴部 アミベ　大寶二年豊前國加目久也里戸籍に浴部彌波と見ゆるのみ、如何なる品部なりしか未詳。

網本 アミモト　志摩國にあり。

阿彌山 アミヤマ　安西軍策に見ゆ。

網利 アミリ(?)　筑前に網利庄あり。

阿彌輪 アミワ　アニハ　安藝の名族、藝藩通志山縣郡河内山(今田村)條に「今田中務經忠居る所、經忠は阿彌輪景光の後なり」と。アニハ參照。

阿武 アム　アブ　和名抄長門國に阿武郡阿武郷を收む。御世阿武御領あり、長講堂領目錄に見ゆ。

1　阿武國造　阿武國は和名抄に所謂阿武郡阿武郷附近の地なり。此國造は國造本紀に「阿牟國造、纏向日代朝御世、神魂命十世の孫味波波命を、國造に定賜ふ」と見ゆ。

2　阿牟公　景行紀に「日向襲津彦皇子、是阿牟君の始祖也」と見ゆ。前條氏と同樣、阿武郡阿武郷の地名を負ひたる也。蓋し國造家と何等かの關係ありて同一氏を名乘るなるべし。弘仁二年三月紀に、「阿牟公人足、外從五位下を授く」と見ゆ。

3　阿武氏　今昔物語十五の卅六に「今は昔、長門の國欠の國上阿武の大夫と云ふ者有けり」と見ゆ。阿牟公の後裔なるべし。此の阿武大夫の事は往生極樂記にも見ゆ。又三見の光圓寺古緣起に阿武忠實あり、後世大井八幡社の祠官を阿武氏と云ふ。阿武系圖に「時房・阿武郡紫福郷を領す」と載せたり。

阿牟 アム　長門國阿武より起る。上代阿牟公あり、前條に云へり。

晏 アン　唐より我國に使し、そのまま國人となりし人なり。延暦三年六月紀に「唐人賜綠晏子欽、賜綠徐公卿等に、姓を榮山忌寸と賜ふ」と見ゆ。晏氏は齊の公族の後なり。

奄我 アムガ　和名抄丹波國天田郡に奄我郷あり、高山寺本奄我に作る、中世以後奄我庄と云ふ。

奄可 アムカ　和名抄隱岐國周吉郡に奄可郷あり、安無加と註す。

奄藝 アムギ　和名抄伊勢國奄藝郡を衆め阿武義と註し、奄藝郷には安無支と訓す。

菴宜物部 アムギノモノノベ　奄藝郡奄藝郷に住居したる物部なり。天神本紀所載天物部二十五部の一とす。

安毛 アンケ　京極高次の子高政安毛と稱す、其の子を高和と云ふ。

安國寺 アンコクジ　安藝國安藝郡廣島北郊に安國寺あり、有名なる安國寺惠瓊は此の寺の僧なり。

安西 アンサイ　安房國、伊勢國、及び駿河國に安西の地名あり、此の氏は此等の地名を負ふ。安房の安西最も有名なれど、異流も存す。

1　安房の安西氏　安房郡安西なる地名を負ひしなり。平群系圖に「良文―忠通、房州安西等一族之先祖也」と見ゆれど、こは後世三浦氏の族にして此氏を稱するものあるによる。蓋し安西氏は、より古き豪族にして恐く平群壬生朝臣の後裔ならんと考へらる。保元の亂、金餘氏と共に義朝の軍に從ふ、治承四年九月、源頼朝本州に至るや、安西三郎景益、一族を具して旅亭に至り、頼朝を其の宅に延く事東鑑に見えたり。景益の事は同書一、三、四、十五に見え、又平家物語に安西三郎秋益、源平盛衰記に安西三郎秋益、同小次郎秋景を載せたり。秋景は東鑑三、四の安西太郎明景に同じ。又安西太郎景明とも見ゆ。其の他同書三十二に安西大夫、四十に安西三郎を擧ぐ。次いで齋部氏

48 海部公　豐後海部郡の大族にして延曆四年正月紀に「豐後國海部郡大領外正六位上海部公常山等、職に居りて懈らず、民を撫づるに方あり。是に於いて詔して並に外從五位下を授く」と見ゆ、恐らく豐後海部直と同族なるべし。

49 海部公族　海部公配下の民ならんか。豐後國大寶二年戸籍に「海部君族乎婆賣」なる者見ゆ。

50 海部宿禰　海宿禰に同じ。その條を見よ。

天部　アマベ　伊勢の名族なり、永祿中天部兵庫介あり。海部氏の裔なるらし。

御前　アマヘ

天丙　アマヘイ　中興系圖に平姓とす。

天堀　アマホリ

天間　アママ　桓武平氏にして、伊勢系圖に「貞信—貞長—貞種—貞勝—貞誠—貞泰—貞倍—貞和—某(爲天間氏)と見ゆ。豐後國圖田帳に津留見駿河、天間太郎左衞門を載せたり。

甘味　アマミ　河內の氏にして天平十七年八月十九日の內藥司解に正六位上甘味(別當)なる人見ゆ、丹比郡天美てふ地名を負ひしか。

天見　アマミ

天海　アマミ　アマウミ

雨海　アマミ

天宮　アマミヤ　アメノミヤを見よ。

天本　アマモト　アメモト

天夜　アマヤ　岩代國會津郡に天夜村あり常陸國志に「或天屋に作る。鹿島郡鹿島宮中の市民に代々天夜孫作と稱するものあり。傳稱す、往古よりの神奴にして神護景雲中鹿島の神靈を分て春日に遷し奉るのとき、中臣時風秀行に陪從して、天夜氏の族一人春日に移る。今に至て春日の若草山の下に住せる天夜氏の者は、この裔なりと云ふ。然れども、ただ口碑に傳ふるのみにて舊記の證とすべきものなし」と見えたり。

天屋　アマヤ　前條氏に同じ。

雨谷　アマヤ　二流あるが如し。

1 近江の雨谷氏　清和源氏善積氏の族にして尊卑分脈に「滿政五世孫善積惟齊—盛齊(雨谷太郎)」と見ゆ。猶ほ雨夜氏及び雨箭氏を參照せよ。

2 常陸の雨谷氏　常陸國志に「所出詳ナラズ、茨城郡に雨谷村アり。其起ル所ナリ。江戸重通ノ家臣雨谷內膳通種ハ中妻三十三騎幡頭ナリト云フ。子孫大戸村ニ存ス」と見ゆ。

雨箭　アマヤ　これも近江發祥の氏族にして雨谷氏と至大の關係あるべし。佐々木系圖に「行定—定道—道政—季政(號雨箭新六)」と見ゆ。

天矢　アマヤ

雨夜　アマヤ　近江の名族にして淸和源氏善積の族にして、尊卑分脈に「滿政六世孫善積家齊—基正—維正—守正(雨夜太郎)—正友」と見え、中興系圖に「太郎守正之を稱す」とあり。雨谷氏と同族なり。

天山　アマヤマ　和名抄伊豫國久米郡に天山鄉あり、高山寺本に安末也末と註す。

甘良　アマラ　カラ條を見よ。

甘利　アマリ　甲斐國北巨摩郡甘利より起る。淸和源氏武田一條氏の族にして、尊卑分脈に「義淸—淸光—信義—忠賴—行忠(甘利)—行義(甘利東條)」と見え、甲斐信濃源氏綱要には「忠賴—行忠—行義(甘利二郎)」とあり。(武ロ九四)

1 甲信の甘利氏　甲斐國志に「備前守虎泰(天文十七年鹽田原戰死)、其子左衞門尉昌忠(晴吉)、其他鄉左衞門尉信康、三郎次郎信恒、次郎四郎等皆名あり。紋劔花菱。猶ほ八代郡山梨郡等に甘利氏の名

家あり。信濃にも存す。

2 參河の天利氏　設樂郡古宮城主甘利左右衛門は武田氏配下の將たりと。

3 阿波の天利氏　故城記名西部分に「甘利殿、武田、源氏、菱」一に「源、小笠原、矢筈菱」と見ゆ。小笠原氏に從ひて甲州より移りしなるべし。

天利　アマリ　甘利氏に同じきか。德川時代宮川堀田藩に此の氏あり。

余　アマリ　ヨ條を見よ。

余里井　アマリヰ　越後國蒲原郡余里江より起る。

余田　アマリタ　丹波氷上郡の豪族にして余田城(余田谷鴨坂上村)は其の居城也、天正二年六月十三日落城、城主余田氏家老高尾氏と云ふ。此の氏は當地方の大族にして太平記に見ゆ。左馬頭の代沒落。丹波志に「喜助爲重(分家)、又太郎爲綱(余田谷に來り居住す)、源左衛門、監物、余田氏(古酒梨殿と云ふ)等を載せたり。

餘月　アマリツキ

甘利東條　アマリトウデウ　淸和源氏武田一條氏の族、甘利氏及び東條氏を見よ。

余野　アマリノ　攝津國能勢郡の豪族にして余野城(東能勢村余野)、弊木壘は明應年間余野山城守賴幸の築きしものと云ふ。地黃、野間とを併せて能勢の三惣領と稱せらる。天正年中山城守高綱あり、十二年三月高山右近將監と戰ひて敗れ、自双して城廢す。此の氏は淸和源氏能勢氏の一族也と云ふ。

餘戶　アマリベ　アマリ　アマベ　和名抄山城國宇治郡、同綴喜郡、大和國葛上郡、河內國澁川郡、同若江郡、同錦部郡、攝津國東生郡、同西成郡、同住吉郡、同豐島郡、同河邊郡、伊勢國壹志郡、志摩國英虞郡、尾張國山田郡、同春部郡、甲斐國巨摩郡、相模國足柄郡、大住郡、愛甲郡、武藏國都筑郡、豐島郡、足立郡、新座郡、入間郡、横見郡、埼玉郡、大里郡、幡羅郡、榛澤郡、安房國平群郡、上總國夷灊郡、下總國葛飾郡、印幡郡、相馬郡、猨島郡、結城郡、常陸國久慈郡、行方郡、美濃國山縣郡、土岐郡、飛驒國荒城郡、信濃國佐久郡、小縣郡、下野國足利郡、梁田郡、鹽屋郡、陸奧國磐瀨郡、會津郡、柴田郡、名取郡、菊多郡、標葉郡、伊具郡、宮城郡、賀美郡、色麻郡、玉造郡、志太郡、膽澤郡、新田郡、小田郡、遠田郡、桃生郡、牡鹿郡、出羽國置賜郡、雄勝郡、山本郡、飽海郡、河邊郡、出羽郡、若狹國遠敷郡、三方郡、越前國坂井郡、能登國鳳至郡、珠洲郡、越中國婦負郡、越後國磐船郡、丹波國何鹿郡、船井郡、多紀郡、氷上郡、丹後國加佐郡、但馬國城埼郡、美含郡、播磨國賀古郡、印南郡、餝磨郡、揖保郡、周防國玖珂郡、佐波郡、阿波國勝浦郡、伊豫國宇摩郡、周敷郡、久米郡、伊豫郡等に餘戶鄕あり。此の氏は此等の地名を負ひしなり。陸前餘部氏は餘目氏を見よ。

余戶　アマリベ　和名抄紀伊國海部郡、日高郡、阿波國板野郡に余戶鄕あり。余戶氏は此等より起る。但馬の余戶氏は但馬記に據るに、平氏西海に殲く、其の族來りて此處に匿れ、余戶氏と稱すとなり。子孫今に尙ほ存す。

餘目　アマルメ　餘部鄕より起り、その地名を負ひしなり。餘目は餘部の訛とす。

1 伊澤流　陸前の餘目氏にして留守家の庶流なり、伊達世臣家譜に「留守、本伊澤と稱し、參河權守家任に至りて餘目氏と稱し、上野介正景に至つて高森氏と稱す。留守は家景以來之を稱す。本姓藤原、其の先詳かならず」と。正景以前は留守條を見よ。左衛門次郎家明の子參河權守家任、建武二年北畠中納言賜ふ所の感狀あ

社二座を載す。天平五年二月十九日の隱岐國正税帳に「郡司大領外正八位下勳十二等海部諸石」など見えたり。

19　出雲の海部　天平十一年、出雲國賑給歴名帳に「河内鄕伊美里海部羊女、出雲鄕朝妻里海部赤賣、杵築鄕因佐里海部刀良、外一人、海部馬依外三人」を載せ、また元慶元年九月紀に「出雲國言ふ、楯縫郡の白水郎海部金麻呂、同姓黒麻呂」見ゆ。廣く分布せしが如し。

20　因幡の海部　因幡國養老五年戸籍に、「戸主海部牛麻呂外十四人、海部忌飯女等」を載す。岩井郡に海士村あり。

21　但馬の海部　海部直を見よ、城崎郡に餘戸鄕見ゆ、アマベにて海部の住居せし地ならんと。神名式同郡に海神社を載す。

22　丹後の海部　和名抄、熊野郡に海部鄕あり。此の部民の多かりしを知るべし。今昔物語二十三の二十二に「今ハ昔丹波ノ國ニ海ノ恒世ト云、右ノ相模人有ケリ」と見ゆるは此海部の後裔なるべし。猶ほ海部直あり、當國の大族とす。彼の有名なる水江浦島子も海部の人也。

23　攝津の海部　姓氏錄が韓海部首を攝津に貫するにより、此地に海部の住居せし事想像さる。今の尼ケ崎市は海人が崎にて、海部の住みし地なるべし。

24　伊勢の海部　和名抄河曲郡に海部鄕あり。阿末と註す。

25　尾張の海部　海部郡あり。和名抄に阿末と註す、同郡に海部鄕もあり。熱田緣起に宮酢媛下世の後、祠を建て、之を崇祭す。氷上姉子天神と號す。其の祠愛知郡氷上邑に在り、海部氏を以つて神主と爲す。海部は是れ尾張氏の別姓也」と見ゆ。猶ほ中島郡にも海部あり、中島海部と云ふ。

26　三河の海部　海直條を見よ。

27　遠江の海部　高山寺本倭名抄敷智郡に海間鄕(阿萬)を載せたり、これ海部の住居せし地なるべし。

28　上總の海部　和名抄市原郡に海部鄕を載せ、阿萬と註す。

29　信濃の海部　和名抄小縣郡に海部鄕あり、安末無倍と註す。高山寺本には安末倍とす。此の國に安曇氏の榮えし事アツミ條を見よ。

30　若狭の海部　今富税所次第に「應永七年六月八日、八幡宮御新造に御遷宮これあり、其の時勅使海部衞門五郎理泰」と見ゆ。

31　越前の海部　坂井郡に海部鄕あり、和名抄に安萬無倍と註す。海直及び海氏を併せ見よ。

32　角鹿海部　アマ條を見よ。

33　佐渡の海部　羽茂郡に當國一の宮度津神社あり、度津はワタツ卽海ノにて、海神を祀ると思はるれば海神族の經營かと想像さる。

34　海部直　海部の長に海部直と云ふもの多し。これ其の國の國造家か、或は多數の海部を率ゐ、宛然一國の形勢をなせしによるべし。

35　豐後の海部直　景行本紀に「兄弟命、大分穴穗御埼別、海部直等祖」と見ゆ。こは豐後海部の長にして海部郡の大領主たりしと考へらる。

36　肥前の海部直　肥前風土記、三根郡條に「昔者此郡は神島郡と合して一郡となれり。然るに海部直島、請うて三根郡を分つ。卽ち神崎郡三根村の名により、以つて郡名と爲す」と見ゆ。肥前海部の長たる氏なり。中世海宿禰あり、此の氏の後か。同上神社文書に見ゆ。

37 紀伊の海部直　神龜元年十月紀に「名草郡少領正八位下大伴櫟津連子人、海部直士形、二階を進む。」と見ゆ。當國に海部多し。海部條を見よ。

38 隱岐の海部直　天平元年の隱岐國正税帳に「郡司少領外從八位上勳十二等海部直大伴」なる者見ゆ。これ隱岐海部の首長たりし氏なり。

39 因幡の海部直　因幡國養老五年の戸籍に「海部直橘足女、海部直羊女」等見ゆ。因幡海部を率ゐし氏也。

40 吉備海部直　記紀に多く見ゆ。古事記仁徳段に「吉備海部直の女・名は黑日賣」また雄略紀に「吉備海部直赤尾」また敏達紀に「吉備海部直難波、同羽島」等見ゆ。上古の大族なり、一部紀伊に分居せしが如し。

41 丹後の海部直　與謝郡の大族、當國々造の一族にして、當地方に於ける海部を統べし氏也。天孫本紀に「火明命六世孫建田背命は神服連、海部直、丹波國造、但馬國造等祖」と見ゆるより出づ。又海直ともあり、本郡の大領此氏より任ず。天平九年の但馬國正税帳に「丹後國與謝郡大領外從八位上海直忍立」を載せたり。その後裔、籠神社の神主なり、宮津志に「系圖に籠神社神主海部直祖天火明命、品太天皇御宇、定海部直姓」とあり。現今なほその系圖を保存す。與謝郡籠神社は此氏の氏神なり。籠名神社祝部氏系圖

丹後國與謝郡從四位下籠名神從元于今所歷、奉稅部奉仕海部直等之氏、
始祖彦火明命（正哉吾勝々也速日天押穂耳尊第二御子籠宮天下給）　三世孫
倭宿禰命孫健振熊宿禰（此若狹木津高向宮爾海部直姓定賜弖楯桙賜國造仕奉支品太天皇御宇）　兒海部直都比　兒海部直縣　兒
海部直阿知　兒海部直刀　兒
海部直伍佰道　稅　從乙巳養老元年合三十五年奉仕　兒海部直愛志　稅　從養老三年至于天平勝寶元年合三十年奉仕　兒
海部直千鳥（弟海部直千足 弟海部直千成）　稅　從養老五年至于養老十五年仕奉　兒海部直綿麿　稅
從天平勝寶二年至于天平寶字八年合十五年奉仕　兒海部直望麿　稅　從天平神護元年　至于　十年合十五年奉仕　兒海
直雄豊　稅　從延暦十一年　弘仁十年合二十五年奉仕　海部直田繼　稅　從弘仁
至于承和十四年合　海部直田雄　稅
嘉祥

稅部とは租稅を調收する事を職とする人を云ふ。和名抄主税を知加良と訓ず。此氏代々稅部とあるは本郡の郡領を務め、租稅を調收せしによる、しかるに但馬正稅帳に見ゆる海直忍立の見えざるは不審と云ふべし。

42 中島海部直　尾張國中島郡にありし海部の長か。天神本紀に「天背男命、尾張中島海部直等祖」と見ゆ。

43 大海部直　天孫本紀に「火明命十世孫淡夜別命、大海部直等祖」また「尾張多與志連、大海部直等祖」と見ゆ。尾張海部を參照。

44 海部首　これも海部の長たりし氏なり。海首を參照せよ。

45 備中の海部首　類聚三代格、卷一、天平三年六月廿四日の勅に「備中國海部首」見ゆ。

46 出雲の海部首　天平十一年の大稅賑給歷名帳に「漆沼鄕深仁里海部首目列、外一、工田里海部首牛女」等見ゆ。

47 韓海部首　攝津にありし氏なり、韓土より歸化せし海部の長と考へらる。姓氏錄、未詳雜姓攝津の部に「韓海部首　武內宿禰男平群木菟宿禰の後と云へり、見えず」とあり。

養の職にありしものを云ふ。

1 海犬養連　安曇氏の族なり。天平二十年の寫書所解に「海犬甘連麻呂(年卅六、左京六條二坊戸主海犬甘連麻呂戸口)」と云ふ人見ゆ。猶ほ之より前、皇極紀に、海犬養連勝麻呂と云ふ人あり。此の氏天武紀十三年宿禰を賜へり。

2 海犬養宿禰　天武紀十三年條に海犬養連云々、姓を賜ひて宿禰と云ふ」とあり。

3 無姓の海犬養　姓氏錄、右京神別に「海犬養、海神綿積命の後也」と見ゆ。筑前國那珂郡に犬養なる邑あり。此氏の住居せし地なるべし。

4 若狹の海犬養氏　拾芥抄、宮城部に「延暦十二年六月庚午、諸國をして新宮の諸門を造らしむ云々、若狹、越中二國は皇嘉門を造る。海犬甘氏也」と、此によりて考ふるに、此の二國には此の一族多かりしが如し。

5 越中の海犬養　前條に云へり。

天宅　アマノヤ　北條氏の末裔にして攝津國神戸東尻池に移住、以來三百年餘に及ぶと云ふ。其の墓誌累世搭「天宅氏の先は北條高時より出づ、其の次子時行嘗つて兵を信州に避け、之を久して丹波國安口莊に移る。時行孫時孝、姓を天宅に改め、細川氏に仕ふ。時孝の孫兼信數ば戰功あり、亂平ぎ將に從ひ、其の封國阿州に行く、途此の地を經、爰に其の風土、洵に美、遂に骸骨を乞ひ此の地に退隱す。兼信の子重信。五郎左衞門と稱す、始めて農を業となす。子孫襲つて今に至ると云ふ。文化十四年八月十七日天宅藤右衞門」と見ゆ。家紋丸の内三鱗。

天野屋　アマノヤ　京極殿給帳に「天野屋十介、二百石京方」と見ゆ。

天羽　アマハ　アマウ　和名抄上總國に天羽郡あり、阿末波と註す、天羽氏は此の地より起りし氏なり。千葉上總系圖、千葉系圖等に「常兼—常家—常明—常澄—直胤(天羽莊司)—直常(二郎)」とあり。此直胤は東鑑に「元暦元年、上總介廣常の弟天羽庄司直胤」と見え、又同書天羽次郎眞常(五、十一、十五)を載せたり。猶ほ平群系圖に「忠常、天羽先祖」と記せり。

1 房總の天羽氏　天文の頃天羽藤左衞門あり。

2 常陸の天羽氏　天羽源鐵齋、常陸筑波郡手子生の城主たり、天正十六年卒す。

3 阿波の天羽氏　故城記那西郡分に「天羽殿、千葉　平氏、月星二編笠」と見ゆ。

天坊　アマバウ　攝津にあり。

天原　アマハラ　承久記三に天原太郎なる人見ゆ。

天孫　アマヒコ

天弘　アマヒロ

天藤　アマフヂ　陸奧の豪族なり、慶長七年天藤某亂を作して殺さる。

天生目　アマフメ

海部　アマベ　海部は太古以來の大部族なり。記紀の神話に海部の神なる大綿津見神(大海祇)が頗る勢力ありて、彦火々出見尊鵜草葺不合尊二代の皇后を出せるも此處に歸因す。綿津見の「綿」は「海」にして「津見」は原始姓カバネ、即ち綿津見とは海部中の尊者の意に外ならず。海部の頭梁は最初安曇氏なりしが如し、筑前儺縣志賀島を本據とし、海神綿津見神を奉齋す。又「儺」は漢史に所謂奴國(或は倭奴國)に當る、後漢光武帝建武中元二年、使を漢に遣はして印綬を受く、その金印徳川時代志賀島より出づ。これ日漢交通最古の記錄なりとす。斯くの如く海部を率ゆる安曇氏が記錄上最も早く支那と交通したるは、海部の民が早くより航海漁獵殖民に從事せし結果にして

神話に此の神の宮の莊麗を述べたるも此處に歸因するものと考へらる。(安曇(アヅミ)條參照)

かくして海部の勢は頗る盛にして、各地に移住殖民し、以つて海部村を起せり、これ後世海部に因む地名、神社の多き所以なりとす。此等海部の民は、最初安曇氏が總括支配せしが如しと雖も、後世各地種々の變遷ありて、其支配權の他氏族に移れるもの頗る多く、從つて海部氏の出自は其流派各地方により異なりて數十となりしが如し。海部なる部名が何時頃始まりしかは明白ならざるも、文献に據れば、應神紀に「五年秋八月、諸國をして海人及び山守部を定めしむ」と載せ、古事記同段にも「此の御世海部を定賜ふ」とあり。而して記紀は此れより前なるは多く海人の字を當て、應神紀三年條に至りて阿曇大海をして海人の亂を平げしめ、海人の宰となす」とあれば、これより前は未だ部團體の組織なかりしか。詳細は社會組織の研究を見よ。(アマと前後參照)

1 筑前の海部　海部の本貫なり。和名抄宗像郡、那珂郡、怡土郡等に海部鄉ありて安萬と註す。海部の總領的伴造、安曇氏の本據なれば海部の多かりし事想像するに難からず。

2 肥前の海部　肥前風土記、松浦郡値嘉島の條に「此島の白水郎容貌隼人に似たり。恒に騎射を好み、其の言語俗人と異なれる也」と見ゆ。大村藩に家船と稱する海人あり、或は此の裔ならん。なほ肥前の海部は海部直條を見よ。

3 豊前の海部　豊前國上三毛郡塔里大寶二年戸籍に海部龍手なる人見ゆ。

4 豊後の海部　和名抄此の國に海部郡あり、安萬と註す。猶海部直、海部公を見よ。「豊後國風土記に、海部郡、此郡の百姓みな海邊の白水郎也、因つて海部郡と曰ふ」と見ゆ。應永戰覽記に海部彈正少弼を載せたり。

5 壹岐の海部　石田郡に海神社あり、神名式に見ゆ。

6 對馬の海部　此の國に海部の多かりし事は和多都美神社の大祠あるより察するを得、アヅミ條を見よ。

7 土佐の海部　和名抄高岡郡に海部鄉あり。

8 伊豫の海部

9 阿波の海部　板野郡田上鄉延喜二年戸籍に海部淨賣外十一人、海部男女外一人見ゆ。和名抄那賀郡に海部鄉あり。此の氏、後世藤姓と云ふ、故城記海部郡分に「海部式部殿、藤原氏、丸中ニ藤ノ丸」と見え、又旗下紋帳にもあり。

10 淡路の海部　三原郡に阿萬鄉あり、猶海人を見よ。又安間、安摩等後世榮ゆ、此の裔ならむ。

11 紀伊の海部　欽明紀十七年條に「紀國に海部屯倉を置く」と見え、又和名抄に海部郡(阿末)、神名式牟婁郡、那賀郡等に海神社を載す。猶海部直を見よ。

12 (阿古志)海部　アコシ條を見よ。

13 長門の海部　貞觀元年二月紀に「長門國醫師從八位下海部男種麻呂を採銅使と爲す」と見ゆ。

14 備前の海部　類聚三代格卷一、天平三年六月廿四日の勅に「備前國海部」と見ゆ。海部此の國に多かりしが如し。

15 備中の海部　同上勅に備中國海部首見ゆ。此の國にも海部氏多かりしなり。

16 安藝の海部　和名抄佐伯郡に海鄉あり海部より起るや想像するに難からず。

17 播磨の海部　海直條を見よ。

18 隱岐の海部　和名抄、海部郡海部鄉見えて安末と註し、神名式、知夫郡に海神

┌正時
　　　　　　　　│孫左衛門尉
孫太郎景信┬孫太郎正之　岩戸領主
岩戸領主　└正弘（參右衛門尉）

次に碧海郡赤濱城に天野助兵衛、大福寺古屋敷に天野六藏、賀茂郡岩倉古屋敷に天野參右衛門、賓飯郡不相城は天正以前天野左京亮居城せしと見ゆ。

5　參河別流天野氏　其の實滋野氏族歟、武田山上氏族と稱す。寬政呈譜に「淸和源氏義光の流にして甲斐武田の一族なり先祖甚八郎忠重、望月を稱す、其男忠詮家號を山上とあらたむ。忠詮が二男京太郎正盛天野を稱し、三河國岡崎にをいて東照宮に奉仕す」と見ゆ、家紋丸に三階松、三日月、九曜、支流四家を載す。坂口村、天野氏。中島村、天野久八。岩屋村天野武右衛門。土村天野三郎左衛門。梶谷村古屋鋪、天野源太郎。等、二葉松等に見ゆ。

6　甲斐の天野氏　天野藤内遠景の後裔也と、宮内右衛門尉景信遠州乾の城主也、永祿の末より甲州に移り、都留郡黑野田村に館迹あり。

7　尾張の天野氏　愛知郡に天野周防守、天野彌右衛門（古渡村の人）、天野五郎右衛門（もと三河）等あり、尾張志、張州府志等に見ゆ。また德川時代天野信景あり美濃にも此の氏見ゆ。

8　伊勢志摩の天野氏　勢州四家記に天野佐右衛門、伊勢名勝志に天野景俊見ゆ。志摩にもあり。

9　攝津の天野氏　西成郡御幣島村人天野四郞、元久二年本願寺見眞の弟子となり敬信と云ふ。

10　藝備の天野氏　藝藩通志「志和堀村に天野氏宅址あり、」また「高山、天野大學能久が據る處」、「中安田城、一に正國城とも云ふ、天野典厩（一に典膳）居る所」と。此等天野氏の祖先も天野遠景にして周南文集に「民部君遠景功あり、封を益す食邑十數州、鎭西奉行となる。六傳して讚岐顯義に至る、是れ室町氏の時に當る。豆州を去り始めて其の邑藝州志芳に就く、十一傳して民部少輔、諱元定に至る」と見ゆ。志芳は卽ち志和堀村にして嚴島文書に「志芳庄、寶德二年不知行言上狀に志芳貳分方、天野民部大輔押領」と見ゆ。其の後裔天野隆重毛利氏に屬す。安西軍策に「天野紀伊守隆重、天野民部、同中務、天野紀伊守が嫡子中務元明」等を載す、隆重尼子氏滅亡後出雲富田城を守る。また賀茂郡米滿村にも天野氏あり。通志に「先祖世々本郡の人、天正の間、天野越前毛利氏に仕へ、祿三千石に及ぶ。子六兵衛、朝鮮の役に死す、子孫農に降る」と。

11　出雲の天野氏　天野紀伊守隆重の後裔と云ふ、隆重の城趾八束郡（元意宇郡）熊野村要害山（元水の手山と云ふ）にあり、山の西麓に墳墓あり。天野八幡宮は山の西麓須谷の氏神にして隆重勸請の社なり此須谷の人民は天野家舊臣の部落なりと云ふ。毛利家防長に退去の際、隆重の子元珍祿を辭して鄕士となり熊野村に住す。其五代の孫元艮醫となり松江に移住す。天野家は數回火災に罹り遺物系圖記錄等一切燒失し、只七代前に再調したる過去帳に左の記載あり。「自應院殿一峰圓月大居士、水の手山の城主天野紀伊守隆重、左大臣魚名公の苗裔」と。堀尾山城守給帳に天野與次衛門見ゆ。又日御碕神社の被官に天野氏あり。

12　石見の天野家　邑智郡市山村市山城主天野備後守政泰は藤原南家天野景光の後

小田村櫻井城主天野筑前守兼政は藤原南家工藤氏族天野景光裔なり(石見誌)と。

13 周防の天野氏　山口處實見聞錄に「防州一の坂銀山の次第天野文右衛門と申者に山奉行被仰付候」と見ゆ。

14 豊前の天野氏　應永の頃天野安藝守義顯あり、京都郡松山城主たり。應永戰亂に見ゆ。其後天文永祿の頃天野元種、元龜天正頃に天野元秋あり。其の他應永の頃天野民部丞あり、田川郡の豪族たりき。(豊日八五)

15 肥筑の天野氏　文治二年鎭西奉行を置き、天野遠景を充つ、これより筑肥に天野氏あり。肥前河上社永仁三年文書に、「御仕天野肥後民部大夫師景」見ゆ。又後世大村藩士に天野氏あり。

16 能登の天野氏　三州志に「能登島には島八箇庄の名あり、村落浦泊多し。中世天野氏之が地頭たり。文和四年、天野安藝守遠政代、堀籠六郎左衛門尉宗重申軍忠狀に「凶徒長伊勢守胤連の一族家人等、當國能登島西方金頸城に楯籠るの間、云々、甥左衛門三郎遠行疵を被る」と。又觀應二年「天野安藝三郎入道遠政所領能登島東方地頭、云々。」と。又一書に應永二十八年祐信判にて、羽咋郡邑智庄内の地を天野彦次郎慶景へ充行ふ」こと見ゆ。

17 上野の天野氏　東鑑建暦三年に「上野國桃井莊を藤内左衛門尉に賜ふ」事見ゆ。藤内とは天野遠景の事なり。また文和二年三月足利尊氏の長樂寺普光院寄附狀に「上野國新田庄德河內、天野肥後二郎左衛門尉後家尼忍性、幷神領了見知行分」と見ゆ。

18 武藏の天野氏　足立郡辻村にあり、先祖は岩槻の太田氏房に仕へしと云ふ。

19 磐城の天野氏　中村六郎廣重の配下に天野氏あり。

20 秀鄕流藤原氏首藤流　山内首藤系圖に「山内泰通の子豊則。天野出雲守」と見えたり。猶ほ一系圖に「佐野有綱―廣綱―景光(天野伊豆守、伊豆國本佐美ニ住)―遠景(天野藤內)―光家(天野平內、久田見に住ス)」と載せたるものあり。

21 天野氏は、古今著聞集第九に天野遠景、平家物語に天野藤內遠景、天野次郎直經、源平盛衰記に天野藤原遠景、或は藤內民部遠景、東鑑一、三、四、七、八、十五、十六に天野藤內遠景、一、二、五に天野平內光家、一、九、十五、二十三に天野六郎政景、九、十三、二十一に天野右馬允保高、十七に天野民部入道蓮景、二十五に天野右馬太郎、二十七に天野二郎左衛門尉、三十二、三十三、三十八、三十九に天野和泉前司、三十六に天野和泉次郎左衛門尉景氏、四十三に天野肥後次郎左衛門尉景氏、五十一に天野肥後四郎左衛門尉、其の他、天野肥後三郎左衛門尉、次に承久記一に天野のさゑもんまさかげ、二に天野さゑもんのせう、五にくまのゝ法いんあまのゝ四郎ざえもん、次に太平記十八に天野民部大輔、十九及び三十一に天野民部大輔政貞、應仁記に天野平九郎等見ゆ。

徳川時代には八幡靑山藩、新田松平藩、戸澤藩、三田九鬼藩、生實森川藩、廣瀨松平藩等の重臣に此の氏あり。又加賀藩給帳に三百石、星七寶、天野權左衛門、津山藩分限帳にも見ゆ。

22 大江姓天野氏　佐州諸役人並町同心姓名書に天野氏を載せ、大江姓とあり。毛利系圖に「毛利元就の子元政(天野)」とあれば、それより云ふか。

海犬養　アマノイヌカヒ　海部族にして犬

「金澤顯時—貞顯弟顯實・甘繩伊豫守、高時滅亡時自害、其の子時顯・左近將監、父と同じく自害」と見ゆ。後世戰國の頃甘繩の左衞門大夫あり、相州兵亂記等に見ゆ。

天沼 アマヌマ 武藏國豐多摩郡天沼より起る。秀鄕流藤原氏にして佐野氏の庶流なれど數流の系あり。佐野成綱の二男「小見是綱—盛綱—義綱—行綱—行淸—千重—行春—基春(天沼兵部二郞)、其の子基光、志水十郞)」と。また「佐野資綱二男政綱(天沼五郞)」と云ふ。其の子「政信(天沼五郞)、右京—政國(天沼兵庫)—政長(天沼和泉守)」とあり。其の後「戶奈良八郞大夫宗法の子宗行、また天沼丹後と稱す」と。天沼氏は上野武藏に多く、紋は丸に橫木瓜なりと云ふ。

天野 アマノ 和名抄伊豆國田方郡に天野鄕を載せたり。中世以後天野庄と云ふ。其の他河內、紀伊、淡路等に天野村あり。

1 天野祝 神名式、紀伊國伊都郡丹生都比女神社とある宮の祝にして、神代以來の舊家なり。神功紀に「皇后南紀伊國に詣り、太子と日高に會す云々、皇后紀直祖豐耳に問うて云々。對へて曰く、二祉祝共に合葬す歟。因つて以て推問せしむ。

巻里に一人ありて曰く、小竹祝・天野祝と共に善友たり。小竹祝病に逢うて死す。天野祝血泣して曰く、吾や生きて交友たり、何ぞ死して穴を同する無けん乎。則ち屍の側に伏して自ら死す。仍て合葬す焉、蓋し是れ之か。乃ち墓を開き之を視るに實也」と見ゆ。丹生祝氏文に「豐耳命國主神の女兒・阿牟田刀を娶りて兒小牟久君を生む。我兒等・紀伊國伊都郡に侍る丹生眞人の大丹生直、丹生祝、丹生相見、神奴等、三姓の始め」とあるに併せ考ふるに、此氏は神功朝斷絕したるにより紀國造族の豐耳、此氏の女阿牟田刀自を娶り、生みたる子、小牟久君が此祝家を繼ぎたるなるべし。

2 紀國造族 前條に云へり、猶ほ丹生直條を見よ。

3 藤原南家流 遠江伊豆の大族にして藤原南家工藤氏の族也と云ふ。天野系圖に「工藤大夫時理—駿河守維永—右馬允維淸—山城守淸定—入江權守景澄—天野藤內景光(伊豆國人、賴朝に仕ふ)—內舍人遠景(藤內、民部)—和泉守(後肥後守)六郞政景—五郞左衞門政泰—安藝守義景—周防守經景—周防守經景—周防七郞左衞

門尉顯經」と見ゆ、別本には「後三條院第三宮輔仁親王の後とし、其子中將—少將—遠景—和泉前司景政—安藝前司景經—周防前司遠時—經顯」と見ゆ、信じ難き事勿論也。相良系圖には「駿河工藤維重—維淸—淸房—淸繼—家淸(天野元祖)—船越權守景廣—遠兼(樋口、落合、今井祖)」と見ゆ。顯經元弘三年五月の鎌倉攻に從ひて功多し、後足利氏に屬し、建武三年八月死す。

義景┬經景—顯經┬經政(周防三郞)┬景隆(遠江守 下野守 遠江入道)
　　│　　　　　│　　　　　　　　└顯政(安藝前司)
　　│　　　　　└直景(左京亮)
　　│　　　　　　　└土用王丸(新左衞門尉 周防守(周防 土用丸))
　　└景光—政貞(安藝八郞 民部少輔)

┬秀政(安藝守 修理亮 土用王丸)┬景政(左京亮)—景顯(安藝入道)
└景道(玄蕃助)┬義景(土用壽 新左衞門尉)
　　　　　　　├景村(六郞左衞門尉)
　　　　　　　├時遠(三郞左衞門尉)
　　　　　　　└行景(孫四郞)

┬景〃
├行光(大隅正)┬景秀(遠江守)┬景康(宮內右衞門 民部少輔)┬虎景(安藝守 小四郞 安藝七郞)
│　　　　　　　│　　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　└景義(孫四郞)
│　　　　　　　│　　　　　　　└定景(左近衞門尉)—景房(小七郞)
│　　　　　　　└時景(四郞左衞門)
└政行(參河權守)

藤秀(宮內右衞門尉)—景貨(宮內右衞門尉)—景康(與次右衞門尉)—景次(宮內左衞門尉)

寛政系譜に「景保─景秀─定景─遠直─景行─遠房─景隆─康景（一萬石沒收さる）─康宗─康隆」とあり、外に支流三十三家をかゝぐ、家紋丸に三本松、三日月、八本扇。

天野遠景は頼朝擧兵の際之に屬し、石橋山に力戰して頼朝を救へり。後範頼に從ひて平氏を擊ち、亂定まるの後、鎭西守護、尋いで筑紫奉行となり、幕命を受けて鬼界が島を征伐して之を降す、鬼界が島とは西南諸島の總稱なり。これより天野氏大いに振ひ、遠江、三河、尾張、甲斐等に榮えしのみならず、中國に移るもの、亦其の名史上に高し。

3　遠江の天野氏　山香郡大居城（領家村）城山と云ふ、平木人曰、「鐘掛城と云ふ是也」と。當城は天野氏代々の居城にして、永和元年景隆遠江守に任ぜらる。永祿天正の頃宮內右衞門景貫奧山鄕三分二を領して勇名ありたれど、天正四年七月、家康當城を攻めて陷る。落城の後天野宮內右衞門甲州に奔る」と。又勝坂村に滕坂砦あり。天野宮內右衞門の居城にて天正四年敗奔す。又秋葉城（大峰村牛腹內裏山）も天野氏の居城也。前下野守景顯、宗良親王の令旨を奉じ、延元の初より此地により乾、奧山等の兵を統べて王事に盡す。男安藝守景顯、其子民部少輔遠幹、其嫡子對馬守遠貞當城を依持せしと云ふ（鹽尻）又萩野城（筏戸大上村）は天野美濃の居城にして天正二年敗れ、樽山城又樽木城（田河內村）は天野兵衞佐の據城にして、天正二年敗、三國志曰ふ「樽木城天正四年落城す」と。又篠嶺城（領家村）また篠伏山古城、花島元春曰ふ、「氣田の東北金川の浦山也、」平木人曰ふ「篠嶺は氣田鄕木子島の山也」と。天野氏の居城なれど始築の時代詳かならずと。猶ほ天野景泰文書手負人數の內に天野小七郎を載せたり。

4　參河の天野氏　三河の天野氏は後三條院第三宮より出づと稱す。卽ち後三條院の皇子輔仁親王三代の後胤天野藤內遠景の後也と其の系圖にあれど信じがたし。遠景の後は和泉前司政景─安藝前司景經─周防前司遠時─周防七郎左衞門經顯─周防五郎經政─近江守景隆弟左京亮景政─安藝入道景顯─遠江守景光─民部少輔景貞弟左近右衞門定景─甚左衞門遠直─縫殿介景行─縫殿介遠房、此人に至つて初めて當國に住み、松平清康に仕ふ。其子甚左衞門景恒、其子三郎兵衞康景（初の名元景）其子左兵衞佐康氏也と。額田郡坂崎城は三平神主天野甚左衞門景恒の子三郎兵衞康景の居城と云ひ、又麻生城は中山七名の領主天野彌九郎の居城、又岩戸城も松平泰親が陷れし後、天野麥右衞門、其の子小麥右衞門居城せりとぞ。麻生城主天野彌九郎、並に岩戸城主天野麥右衞門の系は、天野松平兩家系譜に次の如く見ゆ。遠景十三代の孫」

─天野藤內左衞門尉正貫─藤太郎正盛
─同　宮內右衞門尉景貫

─藤左衞門尉長弘（文明十七、四月死）─彌九郎景孝（麻生之城主　明應八、七月死）
　─孫四郎景弘
─藤太夫長正─景吉─正善

─藤內功景
─孫太郎時弘─孫三郎正家（始土村、後岩戸領主）─正重（天正五八死　麥右衞門尉）
　土村領主　天文五。正死
　土村領主　天文十二。五死

6 薩摩の天草氏　永祿年中天草越前あり出水郡長島を領す。

雨倉　アマクラ

尼子　アマコ

和名抄近江國犬上郡に尼子鄕あり、佐々木氏の一族此の地に據りて尼子氏と稱す。佐々木系圖に、「京極高秀（明德二年討死）─尼子高久（六郎左衞門、刑部少輔）

┬詮久（出羽守）江州尼子
└持久（刑部少輔）─淸定（刑部少輔、雲州尼子、號江雲寺）─經久（又四郎伊豫守、民部少、號洞光寺）┬政久（民部少輔、又四郎、母吉川伊豆守女）
　永正十年九月六日大內合戰の時、安西城中流矢死去、二十六歲
├國久（孫四郎、刑部少輔、紀伊守、母同）─勝久（刑部少輔、紀伊守）
　天文廿三年十一月一日富田城に生害、爲義久
├與久（宮內少輔彥四郎、母同）
　享祿五年謀反、天文三年備後國山內甲山切腹
└女子（出雲大社國造北島雅孝室）

┌晴久（使宣旨修理大夫民部少輔、三郎四郎）
　初詮久、母山名兵庫頭敎言女、父政久早世により祖父經久家督相續、天文廿一將軍義輝八ヶ國補任の御內書、同十二月三日宣旨、任修理大夫、永正十二年二月十二日誕生、永祿五二廿四逝去、四十七歲
├義久（右衞門督、法名友林）─元知（將監、九一郎）─就易
├倫久（九郎兵衞、法名瑞閑）─女子二（完道五郎佐世丹波妻）
├秀久（四郎兵衞尉、法名掌心）
└女子（松田左近妻）

又新宮黨國久の後は

國久┬勝久
　　├豊久
　　├誠久（式部大夫）┬氏久
　　│　　　　　　　├吉久
　　│　　　　　　　├季久
　　│　　　　　　　└勝久（左衞門尉、孫四郎）
　　└敬久（左衞門大夫）

なりと云ふ。安西軍策には「大永二年尼子經久、尼子伊豫守、天文九年尼子民部大輔晴久、祖父經久、尼子紀伊守、同下野守、同式部大輔、尼子下野守」、同子息孫四郎、新宮黨に尼子紀伊守國久、嫡子兵部大輔、二男式部大輔、三男左衞門大夫」、次に「尼子伊豫守國久、尼子紀伊守國久子息兵部大輔」、次に「尼子修理大夫晴久は叔父紀伊守國久嫡子式部大輔次男左衞門大夫不和に成終、父子三人討果終ふ、式部大輔男子三人有けるを二人は害し、三男は幼少なりしを乳母懷中に抱忍落ち、成人の後尼子左衞門尉勝久とぞ申ける。」次に「永祿九年尼子義久舍弟九郎倫久、同八郎四郎秀久兄弟三人をば元春隆景の兩手の者一千餘騎警固し、安藝の長田まで送付、次に永祿十二年尼子勝久雲州へ亂入」など見ゆ。

1 出雲の尼子　文安年中御番帳に尼子三郎義久（出雲國）と見ゆ。出雲尼子については雲州軍話に「尼子伊豫守經久は鹽谷判官高貞五代の後胤なり、高貞讒死の時、三歲になりし稚子を八幡六郎が母の懷より引出して命を助く、其後出雲國に討入る」等とも傳へたり。又陰德太平記には「尼子經久富田七百貫を領して守護職たりしが、天文の比十一州の太守に成登られし由來を探るに、昔時雲州は鹽谷高貞自害せし後、佐々木道譽賜はりて雲州へ一族を下して成敗を掌らせしが、後山名が爲に押領せられしも、山名滅亡せしかば、道譽の孫高詮、經久の祖父上野介持久を下して守護せしむ。持久の子息淸定相續て國を司り、租稅を江州へ運漕せられけるに、經久まだ又四郎と云ひし時、江州の下知を用ひず、富田近鄕を押領せしかば、六角貞賴大に怒て經久をば追出し、鹽冶掃部助を以て當國の代官とぞ定められける。經久此事をば無念に思ひ、文明十八年富田へ攻入り鹽谷を殺す」と見ゆ。尼子氏の後には勘十郎、兵吉等あり、京極殿給帳に見ゆ。又津山藩分限帳に此の氏あり。

2 石見の尼子　石見國安濃郡川合村加茎

城主尼子出羽守滿秀は初代尼子高久の長子にて滿秀、或詮久なりと。又志學村鶴夫城主尼子伊豫守經久は出雲守護尼子淸定の子なり(石見誌)と。

3　紀伊の尼子　紀伊續風土記伊都郡馬場村條に「雲州尼子孫四郎勝久の弟助四郎通久の末子尼子伊織久邦、天正六年當地に來る」と。

天兒　**アマコ**　尼子に同じかるべし。

天子　**アマコ**

天坂　**アマサカ**

天崎　**アマサキ**

雨澤　**アマサハ**

雨師　**アマシ**　大和國宇陀郡に雨師庄あり。

天田　**アマタ**　丹波國に天田郡あり、和名抄安萬多と註す。又肥後國飽田郡に天田鄕あり。

1　天田部裔　アマタベを見よ。

2　秀鄕流藤原姓、河尻氏流　松田系圖に「河尻宣時—式宣(號天田次郎)」と見ゆ。

3　忌部流　中興系圖に「忌部、本國丹波、後上野」と見ゆ、丹波天田郡より起りしなるべし。天田部と關係あるか。

雨田　**アマタ**　日向記に雨田源左衞門尉なる者見ゆ。

甘田　**アマタ**　信濃に此の氏あり。

海田　**アマタ**　和名抄武藏國多磨郡に海田鄕あり、安萬多と註す。

尼谷　**アマタニ**　仁和寺侯人系圖に「小倉實嚴—勝雅(號尼谷)」と見ゆ。

天谷　**アマタニ**　中興系圖に「藤　本國下野」と、藤原姓なり。

雨谷　**アマダニ**　淸和源氏善積氏の一族にして善積惟家孫惟齊の子盛齊、雨谷太郎と稱す。アマヤを見よ。

天田部　**アマタベ**　丹波郡天田郡と關係あるか、或は田部の一種か。類聚符宣抄第九に「文章得業生天田部陳義」見ゆ。天曆二年頃の人なり。後世天田氏あり、アマタ條參照。

天津　**アマツ**　美作國眞島郡、丹波國天田郡、安房國長狹郡等に天津村あり、此等の地名を負ふ。

1　藤原北家上杉流　上杉系圖に「倉本憲國—天津憲儀—天津憲秀」と見ゆ。

2　藤原南家工藤氏流　安房の天津氏なり、弘長文永の頃工藤吉隆天津城に據る。

3　淸和源氏里見氏流　前條氏の後を繼ぎしならむ。里見系圖に「刑部少輔義實—左衞門佐成義—東條六郎實倫・後天津下總守の養子となる」と見ゆ。

4　賀茂姓　「賀茂縣主天津治郎兼家、京都北山社司の次男、延曆二年上賀茂別雷神御分靈を供奉して石見邑智郡賀茂別當領久永庄中野村に下り住、原來司祭職を司る」と傳へたり。

5　河內の天津氏　元龜元年二月天津善之丞光正なるもの、茨田郡大利村に本行寺を建つ。なほ志摩等にも此の氏あり。

天堤　**アマツヽミ**

尼寺　**アマデラ**　美濃國に尼寺庄あれど關係あるや否や詳かならず、肥前國河上神社永德四年及び嘉曆二年文書に尼寺甲斐守等を載せたり。

天戶　**アマト**

天德　**アマトク**

甘名　**アマナ**　甘繩氏に同じ。

海士名　**アマナ**　次の氏に同じ。北條氏の一門とす。

甘名宇　**アマナウ**　太平記十に「甘名宇駿河守宗顯子息左近大夫將監時顯」を載せたり。次の氏に同じ。

甘繩　**アマナハ**　相模國鎌倉郡甘繩より起る。北條一門にて勢力ありき。北條系圖に

を納む」と見ゆ。當時大泉庄内坂田湊龜崎城主たりしなり。此の氏源姓、新田氏裔など云ふは後世の假冒なるべし。

甘粕 アマカス　甘糟氏に同じ。

天ケ瀬 アマガセ　豊後國日田郡に天箇瀬あり。

天方 アマガタ　遠江國山名郡天方より起る。秀郷流藤原氏首藤山内氏の族なり。寛永系圖に「元は首藤を稱す、豊後守通秀にいたりて遠江國天方城に居す、このゆへにあらためて稱號とす」とあり。代々天方城に據りしが、今川臣天方四郎三郎ᵉ永祿十二年五月德川氏に攻められて降る。翌元龜元年十月•城主天方山城守通重、又家康に攻められ防ぐ能はずして降る(風土記傳)德川時代八幡青山藩に天方氏あり。

天語 アマカタリ　語部の伴造たりし氏なるべし。カタリベ條を見よ。粟忌部の族にして姓氏錄、右京神別に「天語連、縣犬養宿禰同祖、神魂命七世孫天日鷲命の後也」と見ゆ。

海語 アマガタリ　海部に屬する語部の意か、或は海と天と通ずるか。養老三年十一月紀に「少初位上朝妻子午人龍麻呂、海語連姓を賜ひ、雑戸の號を除く」と見ゆ。

海語部 アマガタリベ　海部にして語部の職にありしものか。詳かならず。

尼ケ辻 アマガヅヂ　大和の豪族にして尼ケ辻文藏は小田切氏麾下の將たりさ。

天門 アマカド

天川 アマカハ　上野國勢多郡に天川村あり、其の地より起れるか。新編會津風土記傳、會津一堰村羽黑神社神職、天川信濃の條に「府下東黑川養蠶宮村に住す、天明四年養蠶國神社神職、佐瀬大隅が讓を受け神職となりき」と見ゆ。又甲斐國にも此の氏あり。

阿間河 アマカハ　和泉國和泉郡に阿間河莊あり。

尼川 アマカハ　石見にあり。

雨川 アマカハ

天貝 アマカヒ

雨貝 アマカヒ

天神 アマカミ

甘木 アマキ　和名抄上總國畔蒜郡に甘木鄕を收め安萬支と註す。其の他筑後肥後等に甘木村ありて甘木氏を起せり。

1 藤姓　筑後國上妻郡甘木村より起る、西牟田氏の族なり。甘木系圖に「重家•中關白道隆後裔、西牟田刑部大輔と號す」と。其の子家恒•河內守、應仁年中始めて甘木村を領し、館を馬場に營み常の居室となす。其の子「家好―家種―家棟―安家(兵部少輔)―家長(四郎)」と見え、「應仁二年より天正五年に至る七代相續甘木村を領す。永正七年庚午、大友義鑑九州探題となる。此の時西牟田氏と共に大友に屬し、旗下たり。天正五年日州耳川役家棟安家父子共に戰死す。此の虛に乘じ龍造寺兵來攻、幼主家長•留後の兵を催し城を鬼口に構へて防戰、同十四年薩州勢來擊、家長難を避け、肥後國石村に蟄し、久して卒し、子無して家絕ゆ」等見ゆ。又河內守家氏、文明年中、甘木村鬼口の城主となる。其子兵部大輔安永と共に天正六年大友氏に從ひ日向耳川に戰死すとするものあり、家氏は前述家恒に當る。但し時代合はず。領主附に紀伊守十七町と。又甘木社棟札に「永正十六年甘木兵部少輔安家再興」と載せ、上妻文書には「甘木式部丞、甘木河內守」等を載せたり。

2 源姓　味木條を見よ。

味木 アマキ　アヂキ　肥後國益城郡甘木より起る。アチキ條を併せ見よ。

1 清和源氏　平家物語卷の四に美濃尾張

には味木次郎重頼、子息太郎重資」と見えたり。

2　武田氏流　肥後國益城郡味木邑より起る。本朝高名傳に一味木は甲斐源氏安田三郎義定の後胤なり。義定嫡孫安田三郎義治・肥後國に下り益城郡を領し、味木莊に在城して味木を稱號とす。味木次郎四郎久慶、鹿苑院義滿將軍の供奉を勤む夫より上方に居住して公方家譜代衆三十六人內の左の上座也」と見ゆ。

3　猶ほこれより前、元亨釋書に味木縣吏源憑と云ふ人見ゆ、壽永元曆頃の人也。本郡早川氏の祖にして渡邊氏ならんと。

天木　アマキ　和名抄攝津國に天城鄕あり、又伊豆に天城山、尾張國智多郡に天木村あり。此の氏は此等の地名を負ふ。

1　尾張の天木氏　尾張志知多郡條に須佐村の天木氏を收め「大和國宇智郡人、應永中、本郡坂井村に居る、誠智氏を稱す後天木村に移り、氏を改む」と。秀次―光秀―光之―時中と相續す。

2　伊豆の天木氏　鎌倉時代の初め頃、天木三郎あり、天城山など云ふ地名を負ひしなるべし。

尼木　アマキ

天城　アマキ　和名抄攝津國兎原郡に天城鄕あり。

安幕　アマク　アマカ條を見よ。

天草　アマクサ　肥後國天草郡より起る。和名抄天草郡天草鄕を收め、安萬久佐と註す。

1　天草國造　天草郡の地なり。國造本紀に「天草國造、志賀高穴穗朝御世、神魂命十三世孫建島根命を國造に定め賜ふ」と見ゆ。

2　大藏氏流　天草島より起る、大藏姓岩門氏より出づ。新撰事蹟通考に「大藏春實―種光―種材―種弘―種資―種生―種直(原田太郎)孫某(天草祖天草郡本渡を領し、家號を天草と稱す、代々本渡城に居る)されど其の系詳からず」と。大藏系圖には(春實―種光―種材―光弘―種弘

―種輔岩門少卿
―種平―種直原田次郎大夫
―種貞―種有右馬太郎―種資―種増兵衞次郎

種増。父本砥河內領主播磨局養子、法名覺祐、又種覺、弘安の亂の軍忠により天草太夫に任ぜらる、其の子種胤。本砥大夫其の子資種、天草大夫、童名駒石丸、法名之種、祖父種覺より河內浦相傳、その子」

―種氏―種文天草二郎―種治―種滿三郎、大和守
―種武天草三郎大夫
―種世天草三郎大夫―種朝次郎三郎

と載せ、又「瀨戶十郎兵衞種元を家祖とす」と云ふものあり。後世の事なり。

3　菊池流　菊池系圖に「則隆―經隆―經賴―經長。天草兵藤大夫」と。經長。北國に於いて戰死す。

4　肥後天草氏は阿蘇正平二年文書に「天草郡砥島地頭天草大夫入道」玉名郡廣福寺正平二十年十月二十五日文書に「天草大夫種國」、詫磨至德四年五月文書に「天草三郎種世」、後太平記に「天文元年天草彈正忠行盛」、其の後淸正記天草記等に、「天正十七年天草伊豆守種元、志岐麟泉に應じ小西行長に叛き、本渡城に據る。行長及び加藤淸正等圍んで之を攻む。種元力盡きて自殺す」と。天草一黨覺書に「天草太郎左衞門、弟三郎左衞門、新助、喜右衞門、彌十郎、市十郎、又三郎」等を載せたり。

5　小西行長の家臣、肥後宇土の人益田甚兵衞好次の子四郞、美男にして英俊、五歲にして書を善くす。長じて天使と稱し、耶蘇の亂の長たり、天草四郎時貞と稱す。

奉る、此には安間、志知、小笠原の一族共」と見ゆ。又淡路の住人安間六郎定益を載せたり。

2 遠江の安間　遠江國長上郡の名族にして、楠木正行に從ひ、貞和四年住吉阿倍野合戰の際大いに敵（山名時氏、細川顯氏）を破りし阿間了願は、當郡安間村に住みしと云ふ、了願屋敷今遺跡あり、子孫安間氏後世多し（風土記傳等）。又建武二年十一月十日足利直義の富士淺間宮寄進狀に「遠江國富士不入許（安間彌六、同彌七、同余一、吉良右衞門二郎入道等跡）」と見ゆ。

この國安間氏は大田重左衞門源政重の記に「遠江國長上郡河勾庄大柳村の田野の號古來二種あり、上名職下名職と云ふ。今上名職を呼んで恩地村と稱するは實に故ある也。吾が祖父大田政友下野國烏山の戰場に討死してより、父彦十郎政忠止つて上名職に居る。此時大柳村の丘田は皆安間與三郎なる者所持之田也。世々下名職に居る。其家始め富み後貧、幾んど田賦を出す能はざるに至る。太守今川氏眞公その賦を出す能はざるが故に地を奪つて公田となす。然して政忠の母は安間の女也、云々、太守因つて命じて恩地村と云ふべしと。これより上名職を改めて恩地村と號する也。元龜三壬申年八月源政重之を記す」と見えたり。

阿間 アマ　安間氏に同じ、淡路の安間氏は又阿間とも見ゆ。又攝津島上郡に阿間氏あり、安滿村より起る楠正玄の三男楠正賴、氏を阿間と改むと。

吾間 アマ　安間、阿間氏に同じ。

阿摩 アマ　鎌倉實記に阿摩六郎、これも安間氏に同じ。

天明 アマアケ　武藏國荏原郡に天明氏あり、（鵜の木村）新編風土記に「家系を失へり、家に傳へたるは先祖右兵衞佐光義と云もの、室町家の庶流なりしに、故有て下野國へ下り、由緒の地なれば芳賀郡佐野天明町鑄物師天明某の下に寄客せり、後姓名を改め天明伊賀守光信といひしとぞ、其子五郎右衞門光虎、帶刀義光兄弟此地に來りて住せり、時に延德元年の頃なり。」と。

天井 アマキ

天池 アマイケ

甘泉 アマイヅミ

天內 アマウチ

甘尾 アマヲ　天平神護二年四月紀に攝津國人正七位下甘尾雪麻呂、姓を井於連と賜ふ」と見ゆるのみにて他に所見なし。

雨尾 アマヲ　甘尾に同じきか。

天岡 アマヲカ

安幕 アマカ　和泉の古代姓、物部の族なり。

1 安幕首　崇峻紀卽位前紀に「茅渟縣有眞香邑」とある地名を負ひたるなり。姓氏錄、和泉神別に「安幕首、同神（饒速日）七世孫十千尼大連の後也」と見ゆ。式內阿理莫神社は此の氏の神か。

2 安幕氏　物部氏の族にて前條氏の族なり。（和泉志大島郡）。

天笠 アマカサ　伊豫國天竺より起ると云ふ、古今著聞集十二に伊與國天竺の冠者あり。

1 淸和源氏細川流　應仁記卷の三に「一郡は細川典厩給て、同名天竺孫四郎亂入す云々」と見ゆ。伯耆日野郡住田氏の系圖に「細川勝元―政元―高國―氏綱―元氏（細川天竺三郎二郎）その弟住田甚兵衞尉久次」と見ゆ。

2 美濃國にも天笠氏あり。

尼崎 アマガサキ　駿河の名族にして淸和源氏今川氏の族なり。貞兼を祖とす。

新風土記に「今川氏此の國を領すること二百餘年、其の支流かれこれ多く、堀越、瀬名、尼崎云々など云ふ一族、諸郡に割據して武威を振ふ」と見ゆ。

尼飾 アマカザリ 信濃國埴科郡尼飾より起り、尼飾左衞門は尼飾城(東條村)に據る弘治二年十月武田氏に攻められて亡ぶ。

雨嚴 アマカザリ 前條氏に同じ、奇區一覽に「昔東條に雨嚴の城主某といふ人あり」と。

甘糟 アマカス 武藏國那珂郡甘糟より起る、武藏七黨猪股黨の一にして、小野氏系圖に「猪俣忠基—家基(甘糟野七)—廣忠—忠綱—光忠」、また武藏七黨系圖に野太忠基

—家基(甘糟七)—廣高野三
　—忠經太—光忠小太郎—能忠二—經能又四
　—廣綱—實忠五左—實員三左—忠直
　—信忠—信吉—信綱
　　　　└忠行野二—行重二太

と見えたり。但し異流もあり。

1 小野姓甘糟氏 源平盛衰記に武藏國住人甘糟太郎と。新編風土記甘糟村條に、甘糟村、按に當所は古へ甘糟野次廣忠等の居住せし所と見ゆ。東鑑元暦元年八月十八日の條に、武藏國住人甘糟野次廣忠等、有勢者にあらずと雖、西海に赴き、平家を追討すべきの由、進て之を申請す。御感の餘り彼の知行分に於ては萬の雜事を免許の旨仰せ下さる、云云、と載せたれば、當所に住して在名を氏に唱へしは勿論なるべけれど、今其の所在を詳にせず。又廣忠の外、甘糟小次郎、甘糟小太郎等の名、同書承久三年宇治橋戰功を記せし條に見え、及び七黨系圖に野次郎廣高の子太郎忠經、法然上人の弟子となり治承二年八月山門堂衆合戰に討死す。(淨土鎰太郎忠傳燈綱に作)其子光忠、光忠の子二郎能忠、五郎惟忠、能忠の子又四郎經能と載たり。皆當所に住居せるなるべけれど、總て委きことは考るに由なし。又男衾郡にも甘糟と云ふ村あれど、彼地は後年の新墾とみえて正保改等には載ざる村なれば、恐くは當所を甘糟氏の舊地とすべし」と。

2 平姓甘糟氏 新編相摸風土記鎌倉郡條に「大船村里正甘糟を以てす、家系舊記等を傳へず、唯家に舊き木牌を置けり、一に『甘糟土佐守平朝臣淸忠、文明九丁酉天』と刻し、一に『甘糟佐渡守平朝臣長後、天正十壬午天』長後始め太郎左衞門と稱せり、卽ち永祿十年常樂寺文殊の像を修飾し、天正七年鎭守熊野社の神體を勸請せしは此人なり」と。然らば桓武平氏にして前條氏と族を異にするか。

3 近江國番場蓮華寺過去帳に甘糟三郎左衞門尉淸經、同七郎知淸を載せたり。

4 源姓甘糟氏 越後國古志郡の豪族、源姓と云ふ。飯塚城また灰毛城、升形城は北灰毛村山中にありて、甘糟氏の居城と云ふ。此の甘糟氏は新田氏の族田中彈正大弼重氏の四男甘糟備中守廣氏より出づ近江守景持に至り謙信に從ひ軍功多し、嫡子を備後守と云ふ。

又同郡椿澤城(同椿澤村)は甘糟備後守の居城、同近江守樂くと云ひ、又蒲原郡五泉城(五泉町又期仙城ともあり)は甘糟備後守淸長の故城也。淸長始め長尾政景、後謙信に仕ふと云ふ。越後謙信樣御分、城持侍大將衆に甘糟近江守見ゆ。

6 其の他成實記、會津風土記傳に甘糟備後、北越軍記に「慶長三年甘糟備後守淸長を白石に置かれ候」とあるは越後の甘糟にて、又羽後雄勝郡杉宮三輪神社献納の鏑矢に「天正十九年辛卯霜月二十日、越後甘糟備後源朝臣景繼、宿願ありて之

其の支配者たりし者を云ふ。海部條參照。

1 越前の海直　孝靈記に「日子刺肩別命、高志之利波臣、角鹿海之直云々の祖」また孝靈本紀に「彦狹島命、海直等祖」と見ゆ。天平三年二月廿六日越前國正稅帳に「坂井郡司少領外正八位下勳十二等海直大食」また天平五年の郡稻帳に「少領外正八位上勳十二等海直大食」とある、その後なり。名族たりしを知るべし。

2 角鹿海直　敦賀郡(都留我)なる海部の首長なり、前項に述べたり。

3 丹後の海直　天平九年但馬國正稅帳に「丹後國與謝郡大領外從八位上海直忍立」なる人見ゆ。丹後海部直と同一氏なり。

4 但馬海直　姓氏錄、左京神別に「但馬海直、火明命の後也」と見ゆ。

5 播磨の海直　播磨明石附近の海部の長たりし氏なり。神護景雲三年六月紀に「播磨明石郡人外從八位下海直溝長等十九人姓を大和赤石連と賜ふ」と見ゆ。大和國造と同族なる明石國造の一族なり、故に此の稱あり。海神社は其の氏神なるや明白。

6 阿波の海直　これも前項氏と同族なり。貞觀六年三月紀に「阿波國名東郡人從八位上海直豐宗、外少初位下海直千常等、同族七人、姓を大和連と賜ふ」と見ゆ。

7 三河の海直　天平勝寶二年七月紀に、參河國海直玉依賣、一たびに三見を産む」と見ゆ。

8 海首　これも海部の長たりし氏なり。東寺文書、天平十五年の弘福寺田數帳に「主典正八位上行主計大屬海首揖賀」なる人見ゆ。

9 海臣　出雲の海人の長たりし氏か。出雲國風土記に「意宇郡司主帳無位海臣」と見ゆ。出雲臣の族なるべし。

10 海連　海部連に同じ。

11 物部海連　延曆九年十月紀に「女孺從七位上物部海連飯主に外從五位下を授く」とあり。

12 海宿禰　海部宿禰と云ふに同じ。類聚符宣抄第八、政事要略二十五、其他姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。淸原氏系圖に眞人、本者海宿禰也とあるより考ふるに、後に榮えし淸原氏、もと此氏なりしか。

13 日向の海宿禰　宇佐大鏡に「見湯郡御封伍拾烟、御封外起請田百六町、長承年檢田百卅町、國司海宿禰爲隆任」と見ゆ。

14 肥前の海宿禰　肥前國河上社文治二年の文書に海宿禰重實、又神崎郡住人海六大夫重實ともあり、龍造寺文書にも見ゆ。海部直條を見よ。當國三根郡は其の分置にかゝる。

15 越前の海氏　角鹿海部の族人たるべし。天平神護二年の越前國司解に海部鄕戸主海得足、福留鄕戸主海萬麿等見ゆ。角鹿海直配下の民と考へらる。

16 丹後の海氏　今昔物語廿三ノ廿二に、「今昔丹波の國に海の恒世と云、右の相撲人有けり」と。海直の後也。

17 紀伊の海氏　名所圖會に「海部郡西福寺の古文書に嘉曆元年海又四郞入道大空を別當職に補し、それより重代相傳す」と。

18 淡路の海氏　三原郡國分寺丈六釋迦佛の銘に「曆應四年六月廿五日御安座、大施主海氏女」と淡路海部の裔なるや著し。

19 讃岐の海氏　寬弘元年大內鄕の戶籍に海船町女外一人を載せたり。

20 美作の海氏　美作の大族にして、漆氏、菅家と併稱し、三貴家の稱あり。

21 肥前の海氏　神崎郡の名族、海宿禰、及び海部直條を見よ。

22 **大海氏** オホアマ條を見よ。

23 **凡海氏** オホアマ及びオシヌミ條を見よ。

24 **忍海氏** オシヌミ條を見よ。

25 **水海氏** ミヅミ條を見よ。

海人 **アマ** 上古航海漁獵に從事せし者を云ふ。學者によりては職業によりて名付けたるものにあらずして、かゝる一種の種族ありたりとなす者あれど、未だ分明ならず。應神紀三年十一月條に「處々の海人、訕哤して命に從はず、卽ち阿曇連祖大海宿禰を遣はして、其の訕哤を平ぐ。因りて海人の宰となす」と見ゆれど、阿曇連の海人を率ゐるしは此時に始まりしにあらず、太古よりの事と考へらる。

1 **淡路の海人** 仁德紀に淡路之海人八十と見ゆ。

2 **阿波の海人** 允恭紀に「一海人あり、男狹磯と曰ふ。是れ阿波國長邑の海人也」と。長邑は那賀郡にて和名抄同郡に海部鄕あり。後の海部郡に外ならず。

3 (野島)海人 淡路ノシマ條を見よ。

4 (御原)海人 淡路ミハラ條を見よ。

5 (吾瓮)海人 筑前アヘ條を見よ。

6 (磯鹿)海人 筑前シカ條を見よ。

白水郞 **アマ** 海人に同じ。

1 **韓白水郞** 仁賢紀に韓白水郞𤳉と云ふ人見ゆ。姓氏錄に又韓海部首あり。共に韓土より歸化したる海人を吾國土なると區別する名稱なり。

2 筑前の白水郞 萬葉集十六に糟屋郡人志賀村白水郞荒雄なる人見ゆ。

3 **肥前風土記に松浦値賀の白水郞の事見ゆ。**

安摩 **アマ** 恐らく海部氏の後裔なるべし。安藝國に安摩庄あり、和名抄安藝郡安滿鄕の地なりとす。平家物語に「阿波國人安摩六郞忠景」あり、「これも平家に背いて源氏に心を通はしける」と。源平盛衰記三十六には「淡路國住人に安摩六郞宗益」とあり。淡路の海部の後裔なるべし。

安萬 **アマ** 安摩、阿萬と通用す。

阿萬 **アマ** 和名抄淡路國三原郡に阿萬鄕を收む。中世以後阿萬庄、或は蠶馬庄といふ。此の地より起りし氏にして海部の後裔か。源平盛衰記の安摩氏、太平記の安間氏皆同一にて字を異にするのみ。

又日向に阿萬氏あり、日向記に阿萬彥左衞門を載せ、又當國一宮大明神文明五年寶殿棟札に正祝阿萬幸家、明應八年拜殿棟札に大願主阿萬久家、永正十六年大願主阿萬氏家源、大永三年正祝子阿萬氏家定、大般若經天文五年大願主阿萬家貞、同俊貞、永祿七年記錄黑木六郞三郞家貞、永祿九年遷宮神主六郞三郞家貞子出雲守家盛、天正三年再興正祝子黑木六郞三郞阿萬氏家貞(出雲守家盛)等見えたり。天正五年十二月、伊東氏敗北、この地嶋津領となりて一宮神主六郞三郞家貞、嫡子出雲守家盛は一宮神主を相勤め、二男式部大輔には三の山雞守權現神主職を仰せつけらる。

阿万 **アマ** 阿萬に同じ。

安万 **アマ** 安萬、安摩に同じ。

安滿 **アマ** 和名抄安藝國安藝郡に安滿鄕を收め、安萬と註す。海氏の裔なり。

阿滿 **アマ** 源平盛衰記に阿滿佐介・備前の服部城に居ると(?)

安間 **アマ** 安摩、阿萬等に同じく、海氏の裔たるを本體とすべし。

1 **淡路の安間** 淡路の名族にして、平家物語の安摩氏に同じ。太平記卷十七に「阿波、淡路より阿間、志宇知、小笠原の人々六千餘騎」と、又十八に安間六郞左衞門あり、金崎城に戰ふ。これも淡路の人か、同書卷二十二には「淡路の武島へ送

小槻山公等、同族なる關係より息速別命の後裔と假冒し、朝臣姓を賜へる事を。而も後世また小槻氏に復歸せし事小槻氏條を見よ。

4 **阿保連** 天平十九年九月紀に河內國人大初位下阿保連人麻呂なる人見ゆ。

5 **阿保氏** 阿保朝臣の後裔なるべし。朝野群載、類聚符宣抄第六等に見ゆ。

6 **英保首裔阿保氏** 播磨餝磨郡英保（阿保）より出でし英保首の裔とも思はるなれど、後世は武藏と同樣丹黨族となれり武藏安保氏が播磨に領土を有する事は後に云ふべし。南北朝の頃、阿保肥前入道信禪あり、太平記卷三十六に見え、又此れより前、卷三十二に阿保肥前守忠實見ゆ。播磨古城記「餝東郡英保城、阿保氏累世の居城」と、一族備前美作にもあり。

7 **丹黨阿保氏** また安保に作る。東鑑阿保、安保、亙用すれど、承久記には多く阿保に作る。安保條を見よ。

8 **甲斐の阿保氏** 山梨郡に阿保氏あり、武藏七黨の一なる丹黨の族、肥前守忠實本州に釆地ありし事太平記に見ゆ。

9 **上野の阿保氏** 綠野郡御嶽城主に阿保吉衆あり。

10 **出羽の阿保氏** 安保條を見よ。

11 東鑑以下阿保氏とある者を擧ぐれば、左の如し、安保氏と對照すべし。先づ東鑑九に阿保次郎實光、阿保六郎、五、十、十一に阿保五郎、廿七に阿保三郎、三十、二、四十八に阿保次郎左衞門尉、卅四に阿保彌次郎、四十八に阿保左衞門三郎、承久記三に阿保のぎやうぶのぜう、四に武藏の國の住人阿保の刑部のぜう實光、梅松論に阿保丹波守、阿保次郎右衞門尉入道道潭、太平記廿九「丹の黨に阿保肥前守忠實」とあり。

英保 アホ

和名抄播磨國餝磨郡に英保鄕を收め、安母と註す。此の地より起る。首姓なり「寶龜二年十月紀に英保首代作見ゆ、後世阿保氏のある事前條に云へり。中興系圖「英保。安保に同じ」と、卽ち丹黨族とす。常陸橘鄕羽生に英保氏あり、亘哲醫師として名あり。

安保 アホ アブ

武藏國兒玉郡安保村より起る、又阿保と通じ用ふる事前條に云へり。從つて丹黨以外のものも尠からず。

1 **丹黨** 武藏七黨系圖に「丹黨新里、丹三大夫恒房—安保實光（安保刑部丞、次郎、承久亂宇治川に於いて討死、東鑑阿保）」

├五左─太
├光重兵左─光直澀瀨
└實員七左┬泰實三左衞門、出┬恒實二太─宗實二左
　　　　　│　　　　　　　　 │　　　　　└實景三左
　　　　　│　　　　　　　　 ├賴泰三左─經泰左
　　　　　│　　　　　　　　 └景實四─實泰彌四
　　　　　├女平泰時後室
　　　　　├信員七兵─信時八五─氏員二─盛氏
　　　　　└俊實─經俊

と、また井戸葉栗系圖も、ほゞ同樣にして、「青木系圖には「武綱—武時—四郎冠者武棊—經房。『安保三郎太夫』其の子實光に安保刑部丞、宇治河に於いて討死』と見ゆ。又寬政呈譜には中將業平が後胤にして、其先丹の黨に屬し、氏を丹治にあらため云々、曩祖忠淸武藏國阿保に住す」と。

次に武藏風土記傳賀美郡安保村條に、元安保村條に、「東鑑に安保刑部丞實光と記せしを、承久記には阿保實光と記し、且つ曰く實光澀谷民部丞家經同國のものとして、所領も境を雙て朝夕申通ずる中なりと云云、澀谷は今も隣村なれば實光當所を領せし事を證すべし。此餘東鑑承久三年六月十三日宇治橋合戰手負の內に、安保右馬允同月十四日打死の內に安保刑部

丞（則實光なるべし）、同四郎、同左衞門次郎、同八郎等あり。中にも刑部丞實光は七黨系圖にも見えたり。世系多治比古王に出で、父は秩父丹五基房と云ひ、又實光が子五郎左衞門某、其孫某までを載せたれど其餘は系圖にも見えず。又東鑑に安保五郎、同三郎兵衞尉、阿保六郎、同彌三郎、同次郎左衞門、同左衞門三郎、同左衞門四郎など記す。又盛衰記、太平記等に安保次郎實國、同信濃守、同修理亮、同六郎左衞門、阿保次郎左衞門泰實、阿保三郎、同五郎、同六郎、同彌二郎等を記す。此内信濃守は貞治三年畠山阿波守に黨して領地を沒せられし由、某氏の文書に見えし安保信濃入道といへると同人なるにや。又鎌倉圓覺寺德治二年五月大齋結番の記に、安保五郎兵衞入道と記し又觀應二年世良田長樂寺寄進狀に安保中務丞跡と見ゆ。今村内に安保肥前守忠實の城跡あれば是世々の居跡にや、忍成田が分限帳に永三十貫文阿保宗庵、永三十貫阿保庄左衞門など見えしも庶流などなるべし」と。また阿保城條に「（元安保村）阿保肥前守忠實の居城の跡と云傳ふ。僅ばかりの地にて今は林となり、又畠となりし處もあり。忠實は大御堂村吉祥院の大檀那なり、寺傳に據て推に大抵鎌倉滿兼持氏時代の人なるべし」と。

2 讃岐國寬元元年大内鄕の戶籍に安保帶町女なる人を載せたり。

3 伊勢の安保氏　古代阿保氏の裔ならむ。勢州四家記に安保大藏少輔あり、北畠家臣にして、松坂城、五箇篠山城等を守る。又これより前安保攝津守あり。

4 信濃の安保氏　安保文書に「安保丹後權守光泰法師、早く信濃國室賀鄕等地頭職を領知せしむべし」と。その裔か。

5 羽前の安保氏　安保建武三年の文書に武藏國安保鄕内屋敷在家、同國枝名内鹽谷在家、同國太鄕、出羽國海邊餘部内宗太村、播磨國西志方鄕、信濃國室賀鄕等の地頭職を領知すべし」と。安保氏が田川郡餘目に據るは當時よりか。隨纈紀程に「餘目村、南北朝の時阿保氏此に居る。今乘慶寺靈牌に題して曰く、至德丙子霜月十六日安保太郎吉形と。按ずるに安阿音通、當時武臣に兩阿保氏あり、一は入道々堪と稱し新田義貞に從ひ、分倍河原に戰死す。一は肥前守忠實と稱し、高師直部下に屬し功を四條河原に立つ。太平記、忠實•人に答へて曰く、吾東國に生長し戰を山野に逐ひ、魚を江河に捕ふの語あり、地勢年代を以つて考ふるに、吉形蓋し忠實の子弟か」と。又風土略記に「餘目館は土人阿保殿館といふ、先祖は關東落人にて十六代目を阿保與太郎、天正三年死去、舍弟は與次郎とて田尻村の館主たりし」と。

6 陸中の安保氏　鹿角郡の名族にして、鹿角由來記に「京侍安保、秋元、成田、奈良の四家の人々降り、四十二人の伴類あり」と。四家皆南部守行に征服せらる。南部文書に安保小五郎と云ふ者見ゆ。

7 安保氏は源平盛衰記に安保二郎實能、東鑑廿五に安保刑部丞實光、三十に安保三郎兵衞尉、四七に安保左衞門太郎、四十に安保刑部丞、太平記六に安保左衞門入道、十に安保左衞門入道、安保入道道勘父子三人、十四に安保丹後守、廿六に安保肥前守忠實、卅一に丹の黨には、安保信濃守、子息修理亮、舍弟六郎左衞門、卅八に安保入道信禪。下つて鎌倉大草紙に安保豊後守惟助等見えたり。

安星　アボシ

海　アマ　海氏は上古海部たりし者、並に

阿倍安積　アベノアサカ　臣姓、奥州安積郡の名族なり、アサカ條を見よ。安藝國造族なり。

阿倍會津　アベノアヒヅ　臣姓、岩代會津の大族、阿臣氏配下の氏、アヒヅ條を見よ。

吾瓮海人　アヘノアマ　神功紀に吾瓮海人烏摩呂と云ふ人見ゆ。筑前の海人也。

阿倍池田　アベノイケダ　オサタ條を見よ。朝臣姓なり。池は他の訛。

敢石部　アヘノイソベ　イソベ條を見よ。敢氏配下の石部也。

阿倍磐城　アベノイハキ　臣姓、磐城の大族なり、イハキ條を見よ。

阿倍内　アベノウチ　臣姓、ウチ條を見よ　阿倍氏の族也。

阿倍長田　アベノヲサダ　朝臣姓、阿倍氏の族なり、チサダ條を見よ。

阿倍小殿　アベノヲトノ　朝臣姓、阿倍氏の族なり。ヲトノ條を見よ。

敢臣族岸　アヘノオミゾクキシ　美濃にあり、キシ條を見よ。

阿倍久努　アベノクヌ　朝臣姓、遠江久努の名族にして阿倍氏の族なり。クヌ條を見よ。

阿倍狛　アベノコマ　朝臣姓、阿倍氏の一族なり、コマ條を見よ。

阿倍猨嶋　アベノサシマ　臣姓、下總猨嶋の大族にして阿倍氏の一族なり、サシマ條を見よ。

阿倍信夫　アベノシノブ　臣姓、奥州信夫郡の大族にして信夫國造裔なれど、阿倍氏の配下たりしなるべし。シノブ條を見よ。

阿倍柴田　アベノシバタ　臣姓、陸前柴田郡の大族、阿倍氏配下の氏、シバタ條を見よ。

阿倍志斐　アベノシヒ　連姓、阿倍氏の族、シヒ條を見よ。

阿閉間人　アヘノハシピト　臣姓、阿倍氏の族、ハシヒト條を見よ。

阿倍引田　アベノヒキタ　臣姓、阿倍氏の一族、ヒキタ條を見よ。

阿倍普勢　アベノフセ　臣姓、阿倍氏の一族、フセ條を見よ。

阿倍陸奥　アベノムツ　臣姓、阿倍氏の一族にして陸前古代の氏、ムツ條を見よ。

饗庭　アヘバ　神鳳抄、中右記等に三河國饗庭御厨あり、幡豆郡内に屬す。又近江國高島郡に饗庭庄あり、又美濃國揖斐郡に相羽村あり、此等より起る。

1　清和源氏土岐氏流　美濃發祥の饗庭氏なり。尊卑分脈に「頼光七世孫光行―光俊―(號饗庭)―國綱―國賴―國信」と見ゆ。美濃國大野郡(揖斐郡)相羽なる地名を負ひたるなりと云ふ。新撰美濃志相羽村古城址條に「土岐系圖に、土岐美濃守光衡の嫡子、淺野判官(從五位下大膳大夫)光行の二男、土岐二郎光俊(號饗庭)玆に住し、鎌倉の北條家に屬し、承久三年の亂に六月宇治川にて戰死す。其子饗庭二郎太郎國綱、關東將軍家に從ひ寶治元年鎌倉に在勤す。國綱の弟饗庭命鶴丸、足利尊氏の小姓にて武藏野合戰に十八才にて功名す。(尊氏將軍の小姓とあるは大きなる誤りなり。承久の亂に討死したりし人の子の尊氏ぬしに仕へて十八才などにてあるよしはあるべからず。時代年月の隔ちたること百年あまりもたがへり。)國綱の二男饗庭彌太郎國賴、文永三年宗尊親王に仕ふ。其子饗庭孫太郎國信、北條基時に隨ひ、正安三年三月死と見えたり。以上の五人みな饗庭を名のりたれば、こゝの人とは聞へたれど、住地詳かならず。此城主となりしとは定めがたし」と。

2　近江の饗庭氏　高島郡饗場庄は輿地志

略に「比叡山延暦寺の舊記にあり、賴朝卿の近臣饗場三郎、尊氏の愛童命鶴丸此の地を領す」と云ふ。又甲賀五十三家の一に饗庭氏あり。土岐光行の子饗庭光俊の後裔と稱す。

3 **甲斐の饗庭氏**　甲斐國巨摩郡の名族、國誌に「饗庭命鶴丸の後也。彌三郎長利(越前守)、弟に民部左衞門長重、重左衞門賴元あり」と。

4 **遠江の饗庭氏**　長享元年常德院江州動座着到に「遠州饗庭太郎」を載せたり。

5 **九州の饗庭氏**　梅松論に「小貳が宗徒の家人饗庭の彈正右衞門尉」、太平記卷三十三に「饗場右衞門藏人重高、同左衞門大夫行盛」小貳方の將なり。菊池合戰に重高戰死す。阿蘇惟澄申狀に「興國四年賴尙代饗庭右衞門藏人」と見ゆ。

6 饗庭命鶴の事は太平記廿九等當時のものに多く見ゆ。三河の人なりと。又永享以來の御番帳に饗庭中務少輔、文安年中の御番帳に饗庭左近將監あり、關東には鎌倉公方家の臣に、此の氏ありて相州兵亂記等に見え、近世武藏にも此氏あり。

(武二六)
見聞諸家紋に

饗場　アヘバ

饗庭と通じ用ふ、前條を見よ。甲斐近江にては多く此の字を用ふ。太平記の如きも時に此の字に作る。

相場　アヘバ

越前にあり、アヒバを見よ。

椿松　アベマツ

阿保　アホ

和名抄伊賀國伊賀郡に阿保鄕を收め、又大和國添上郡に阿保山あり。其の他播磨、武藏、羽前等に此の地名ありて此の氏と密接なる關係を有す。內伊賀の阿保は中世以後阿保庄と云ふ。

1 **阿保君**　伊賀の大族にして仔細に調査すれば阿倍氏と密接なる關係を有せしが如し。姓氏錄、右京皇別、阿保朝臣條に「垂仁天皇皇子息速別命の後也、息速別命幼弱の時、天皇皇子の爲に宮室を伊賀國阿保村に築き以つて封邑と爲す。子孫因つて之に家す焉。允恭天皇の御代、居地名を以つて阿保君姓を賜ふ。廢帝の天平寶字八年公を改めて朝臣姓を賜ふ、續日本紀合す」と見ゆ。伊賀郡に阿保鄕あり。此鄕名を負ひたるなり。又延曆三年十一月紀に「武藏介從五位上建部朝臣人上等言ふ、臣等の始祖息速別皇子伊賀國阿保村に就きて居る焉。遠明日香朝廷(允恭)に逮び、皇子四世の孫須珍都計王に詔し地により阿保君の姓を賜ふ。其の胤子意保賀斯、武藝超倫、後代に示すに足る。是を以つて長谷旦倉の朝廷、改めて健部君を賜ふ。是れ雄庸思意、胙土彝倫にあらず。望み請ふ、本に返へし名を正し、阿保朝臣の姓を蒙り賜はむ。詔して之を許す。是に於て人上等に阿保朝臣を賜ひ健部君黑麻呂等に阿保公を賜ふ」と見ゆ。

2 **阿保朝臣**　前條を見よ

3 近江の阿保朝臣　伊賀のと少しく流を異にす。貞觀十五年十二月紀に「近江國栗本郡人正六位上行左小史兼竿博士小槻山公今雄、主計竿師大初位下小槻山公有緖等、本居を改め、、左京四條三坊に貫す」また同十七年十二月紀に「左京人右大史正六位上兼行竿博士小槻山公今雄、主計竿師大初位下小槻山公有緖、近江國栗本郡人前伊豆權目正六位上小槻山公良眞等、並びに姓を阿保朝臣と賜ふ。息速別命の後也」と見ゆ。小槻山君は息速別王の異母兄弟落別命の裔也。即知る此國

衞門を載せたり。猶ほ古刀に「雲州安部住忠貞文祿二年、」また「三澤内安倍守貞永正二年、」など銘す。仁多郡阿位を安倍に訛りしかと云ふ。

14 **備前美作の阿部氏** 備前國福岡村に阿部定禪なる者あり、宇喜多氏此の家に隱ると云ふ。又津山藩分限帳等にも見ゆ。

15 **阿波の阿部氏** 故城記海部郡分に「阿部殿、平氏、釘貫座」と載せ、旗下紋帳に阿部(アブ)見ゆ。又阿波名方郡南上浦村に阿部氏あり、昔時は高志を氏とすと云ふ。

16 **肥後の阿部氏** 肥後に阿部氏あり、嘉吉三年菊池持朝の侍付に「阿部太郎次郎吉家」を載せたり。

17 其の他、東鑑五十に阿部左衞門尉、又德川時代擧母内藤藩、横須賀西尾藩、三ケ月森藩、小島松平藩等の重臣に此の氏あり。加賀藩侍帳に「阿部久米之助、千五百石、丸内違鷹羽、五百石阿部吉左衞門」と。又藝藩通志に磨師阿部氏を收む「先祖湯川氏なり」と。猶ほ武藏、備前、信濃等にもあり。(武ロ九〇)

阿閉 アヘ 伊賀國阿拜郡より起る、阿拜和名抄安倍と註す。阿閉氏は主として阿倍氏と同族にして、又敢氏ともあり、同一にして異なるなし。

1 **阿閉臣** 伊賀阿閉郡名を負ひしなり、神名式同郡に敢國神社あり、密接なる關係あるべし。此の氏は孝元紀に「大彦命是阿倍臣、阿閉臣、伊賀臣云々、凡七族の始祖也、」と見ゆ。上古大いに盛え、雄略紀の國見、顯宗紀の事代の如き著はれし人尠からず。姓氏錄、左京及び右京に貫す、前者には「阿倍朝臣同祖」と註し、後者には「大彦命男彦背立大稻輿命の後也、日本紀合」と見ゆ。天武紀十三年朝臣を賜ふ。猶ほ天武前紀に「在伊賀國紀臣阿閉臣」等と見ゆ。

2 **伊勢の阿閉臣** 伊賀より伊勢に移れるものあり。貞觀十五年十二月紀に「伊勢國多氣郡人從五位下阿閉臣次子、從七位下阿閉臣雄繼等、姓を朝臣と賜ふ。其先火産命の後より出づる也」と見ゆ。火産命は大彦命を誤寫したるなるべしとの説あれど、猶ほ考ふべし。

3 **山城の阿閉臣** 姓氏錄、山城皇別に「阿閉臣、阿倍朝臣大彦命の後也、」と見ゆ。

4 **河内の阿閉臣** 姓氏錄、河内皇別に「阿閉臣、阿閉朝臣同祖、大彦命男彦瀨立六稻越命の後也」と見ゆ。

5 **出雲の阿閉臣** 天平十一年出雲國賑給歷名帳に出雲鄕伊知里阿閉臣角麻呂なる人見ゆ。

6 **阿閉朝臣** 阿閉臣の朝臣姓を賜へるものを云ふ。姓氏錄、河内皇別に「阿倍朝臣同祖、孝元天皇皇子大彦命の後也」と見ゆ。

7 **伊勢の阿閉朝臣** 貞觀十五年紀に見ゆ。阿閉臣條を見よ。

8 **阿閉氏** 阿閉臣の後なり、西宮記、權記等に見ゆ。

9 **攝津の阿閉氏** 阿閉久米庄あり。

10 **近江の阿閉氏** 伊香郡に阿閉村あり、古代阿閉氏のありし地なるべし。其の後裔、天正の比阿閉淡路守長之あり、淺井郡山本山城に據る。織田氏に降りて一時名を得しも後明智に與して亡ぶ。

11 **飛驒の阿閉氏** 當國大野郡に阿拜鄕あり、又荒城郡に名張鄕あり、これ等より考ふれば伊賀の阿閉氏名張氏等此の國にも移りてありしなるべし。

12 **播磨の阿閉氏** 上月記康正二年丙子十二月廿日、吉野山に入らん爲、大和國に罷向ふ着到次第に「阿閉彌太郎」を載せ

たり。

13 京極殿給帳にも此の氏見ゆ。

敢 アヘ　阿閉氏に同じ、前後參照すべし本貫伊賀阿拜郡なり。

1 敢臣　敢臣は阿閉臣と異なる事なし。天平勝寶元年十一月廿一日の阿拜郡柘殖鄕舍宅墾田賣買卷に「柘殖鄕戸主敢臣安萬呂」を載せたり、本貫に殘りし人なり。

2 伊勢の敢臣　寶龜六年五月紀に「伊勢國多氣郡人外正五位下敢礒部忍國等五人姓を敢臣と賜ふ」と有。

3 尾張の敢臣　天應元年五月紀に「尾張國中島郡人外從八位上裳咋臣船主言ふ、己等伊賀國敢朝臣と同祖也。是を以つて會祖宇奈已上、皆敢臣たり。而るに祖父得麻呂庚午年籍、謬つて母姓に從ひ裳咋臣となる。伏して望むらくは改正を蒙らんと欲す。是に於いて船主等八人、姓を敢臣と賜ふ。」と見ゆ。

4 敢朝臣　敢臣の朝臣姓を賜ひしものにして阿閉朝臣に同じ。伊賀國阿拜郡柘植鄕舍宅墾田賣買卷、天平廿年十一月十九日卷、及び天平勝寶三年四月十二日卷に「大領外從六位下敢朝臣安萬呂、」天平勝寶元年十一月廿一日卷に「京戸敢朝臣粳萬呂」と見ゆ。猶ほ天應元年五月紀に伊賀國敢朝臣とあり。

5 敢氏　神宮雜例集下に「有爾村刀禰敢貞元」なる人見ゆ。こは敢臣の族なり。

安拜 アヘ　阿閉、敢に同じ。天平七年閏十一月五日の正倉院文書に安拜朝臣常麻呂と見ゆ。阿閉朝臣と同一氏也。

阿邊 アヘ　阿閉に同じ。尾張志に見ゆ。（タの一九）

饗 アヘ　鎭西引付に饗進太郎左衞門入道なる人見えたり。

安部井 アベヰ　近江國蒲生郡安部井村より起る。蒲生郡史云ふ「蒲生舊跡考に丹治氏にして後宇多源氏に改むと記す、佐々木氏の臣なり」と。又岩代會津藩元和頃の奉行に安部井宗右衞門あり。新編會津風土記に見ゆ。近江より蒲生に從ひ移りし人なり。

敢石部 アヘイソベ　イソベ條を見よ。一族甚だ多し。

安倭 アヘウ　陸中國和賀郡安倭より起る。種內權現堂應永廿二年の棟札に「再興大檀那前信濃守平時義、」次いで延德二年庚戌の棟札に「大檀那安倭刑部少輔平重義、」次に永正五年戊辰の棟札に「大檀那信濃守平重義、」次に天文二年癸巳の棟札に「大旦那安倭又三郎平信義、」元龜二年辛未の棟札に「大旦那安倭玄蕃頭平義重」を載せたり。桓武平氏なりしなり。後南部氏に降る。天正二十年の領內四十八城目錄に「一方井、山城、破却、安倭孫三郎持分」と見ゆ。永慶軍記に「慶長五年の秋、南部東境、先方の城主安倭玄蕃頭が一子小五郎、過にし天正十八年以來牢浪の身と成て有けるが、計らひを以て南部信濃守に降り所領一所を賜り、南部にぞ仕へける云々」と。

阿部川 アベカハ

阿部城 アベシロ　下野國志に阿部城兵衞太郎を載せたり。

阿部野 アベノ　清和源氏小笠原氏の族にして、同系圖に「信濃守長淸—阿波彌太郎長經—伴野六郎時長—小笠原孫六長朝・阿部野とも云ふ」と見ゆ。其の子「孫次郎泰朝—與一行泰」なり。中興系圖に「淸和、小笠原遠光三代伴次郎時長男六郎長朝・稱之、」と見ゆ。

阿倍野 アベノ　阿部野氏に同じ。

安部野 アベノ　同上。

阿倍且 アベノアサ　臣姓、山城の氏、アサ條を見よ。

14 讃岐の安部氏　讃岐國大内郡小海村住安部氏は安部宗任正流と云ふ。

15 筑前の安部氏　筑前國宗像郡大嶋に安部宗任の墓と稱するものあり。傳へて云ふ「宗任伊豫國に配流せられ、後本嶋に流され、終に此の地にて死せり。其の子三人、長子は松浦に行き、松浦黨の祖となり。次男は薩摩に行き、三男此嶋に留り嶋三郎季任と云ひ、其の子孫今に此の嶋に殘れり」と舊志略に見ゆ。

16 筑後の安部氏　筑後國竹野庄、守部庄等は宇佐大鏡に「萬壽三年、庄司安部成末」と見ゆ。

17 其他安部とあるものには、源平盛衰記に安部資成、太平記卅四に安部親氏、細川兩家記に對馬守安部藏人、安西軍策に安部太郎右衞門尉、蒲生家家老五手與頭家中書に安部五郎太夫、又美濃、志摩、備前等に此の氏多し。見聞諸家紋に

安部

阿部　アベ　アブ

阿倍、安倍、安部に同じ。

1 攝津の阿部氏　此の阿部氏は阿部晴明の後胤也と云ふ。阿部泰氏（清盛時代の人）下田尻村鹽谷湯を開くなど傳ふ。又阿部能登あり。

2 伊勢志摩の阿部氏　中臣氏系譜に（主村）前司義任—輔義—清茂（號阿部太夫）—高茂と。又伊勢國桑名郡南之郷城は、往昔阿部民部なるもの居ると云ふ（桑名志）。

3 江濃の阿部氏　三上系圖に三上實員—長慶—宗實—重實（阿部太郎）と見ゆ。

4 三河の阿部氏　當國に阿部氏多く、後世大をなす。先づ碧海郡小針城（小針村）城主阿倍孫四郎、後攝津守に任ぜらる。次に同大藏此所より額田郡六名に移る、次に同藏人住すと。又宗定村、阿倍四郎五郎忠政。桑子城（桑子村）は二葉松に「阿部囚獄（古代城主）安藤薩摩守念清房、今高田宗明眼寺は此子孫と云、帯刀代々在城」と。上和田村は阿部四郎兵衞息善八正次など諸書に見ゆ。此の國阿倍氏は藤原北家、八田小田氏族の族と稱す。其の寛政呈譜に「もとは藤原氏にして道兼の流八田權頭宗綱が二男小田筑後守知家が末流なり、のち姓を安倍にあらため家號もまた阿部を稱す」と、其略系は正俊—正宣—伊豫守正勝（東照宮につかへたてまつる）—備中守正次（八萬六千石、大阪城代）—對馬守重次（九萬九千石）備中守定高—備中守正邦—伊勢守正福—伊豫守正右—伊勢守正倫—主計頭正精—正寧—正弘—正教—正方—正桓、（家紋丸に右重鷹羽、黑餅）現今伯爵。備後福山藩主。その分家、重次—因幡守（伊豫守）正春（一萬六千石）—民部少輔正鎮—山城守（因幡守）正與—駿河守正賀—兵部少輔正實—駿河守正簡—正耑—正身—正恒—正敬、上總佐貫藩主、現今子爵、家紋丸に左重鷹羽。正勝次子左馬介正吉（忠吉）—豐後守忠秋（八萬石）—播磨守正能（九萬石）—豐後守正武—豐後守正喬—豐後守正允—能登守正敏—豐後守正識—播磨守正由—正權—正篤—正瞭—正備—正定—正耆—正外—正靜—正功、磐城棚倉藩主、現今子爵、家紋丸に鷹羽、黑餅の内に鷹羽、以上の外、寛政系譜三川阿倍氏の分家二十三家を載す。

福山

阿部

棚倉
阿倍

佐貫
阿部

5　能登の阿部氏　三州志に「珠洲郡黒峯法立山、城主阿部判官義宗居たり。事蹟はしれされども、珠洲鳳至の郡界定書に此人の名にて遺存せり。何れ黒峯の城主は斯邊の數郷を領せしと見へて、這城より數町を距て、鳥越村領に木戸と云ふ地名あり。土人此を黒峯の正門の遺跡と云ふ」と見ゆ。

6　佐渡越後の阿部氏　澁手陣屋（佐渡郡眞野村）の阿部兵庫義任は本間遠江守幕下といふ「本間系譜」、越後にも此の氏あり。

7　上野の阿部氏　新田郡の阿部氏、家紋丸に違ひ鷹羽。

8　陸前の阿部氏　本吉郡入谷邑古壘中、濱井楊館は古昔阿部若狹なる者の居る、（封内記）と。

9　鹽竈の阿部氏　鹽竈社左宮一禰宜にして觀應元年九月十七日の左宮林境界爭の文書に、當國一宮左大明神禰宜安大夫時常なる人見ゆ。後世藤原姓と稱す、安永四年の書上に「安大夫儀は先祖より左宮一禰宜相勤め、代々家名安太夫とのみ申來り候故、何時相續仕候哉、聢と相知申さず候。推古二年七月、始めて圭田を奉り神事相行はせられ候由、日本總國風土記に相載せられ候えば、上古より拙者共先祖も其節より奉祠仕候事と存じ奉り候、觀應元年、先祖安大夫時常と右宮一禰宜新大夫と境論目安右裁許狀、古文書九通之内にて御神庫に相納られ候へば、觀應以前より奉祠仕候、尤も御社頭に之在る明應年中の鐘にも安大夫と之あり、一禰宜三名相記され候云々」と。安大夫とは安倍大夫の略なり、古代安倍氏の裔にして早く當社に奉仕せしや想像するに難からず、藤姓など云ふは例の假冒に過ぎず。時光の後は、時光―時經―安之丞時次―出雲掾忠次―佐渡守經次―出雲守吉直―能登守時泛―淡路守時次―出雲守時昌―山城守時庸―出雲守時春―出雲守時定―出雲守時永―出雲守時實なり。猶ほ同社に阿部常陸と云ふもあり。

10　磐城の阿部氏　岩瀬、田村等諸郡にありと。

11　陸中の阿部氏　西岩井郡山之目驛に阿部氏あり、秀衡以來の名家にして伊達政宗當國鎮定の際も苗字帶刀及び上下を免許せらる。隨波居士殊に名あり、其の子小平次祿三百石を賜はり、大番士に列せらる。また氣仙郡長安寺傳に「往古阿部倉橋麻呂末裔金野四郎爲重云々」（封内記）と。

12　羽前の阿部氏　北村山郡に御所神社あり、風土略記に據れば、順德院の廟なりと。「帝の妾阿倍氏雲子を生む、之を阿倍上四郎吉房といふ、宮廟の側に舊宅存す吉房は皇子なり、故に人之れを尊びて御所の王といふとぞ。二藤袋村に阿部と稱する者二十餘家あり、」と。

13　山陰の阿部氏　因幡國に阿部氏あり、因幡志八上郡和奈見升形城條に初め福冝某なる國侍在城しけるを阿部善内なる武士福冝を追落し城主となる。數代相續し當城に在て阿部善内と通稱す、後武田又三郎に亡ぼさる。善内を祭つて荒神と崇む」と云ふ。又出雲日御碕神社の被官に阿部氏あり、又京極殿給帳に阿部彌次右

安倍氏の居と傳へ山に櫻樹多かりしかば花館と稱せらる（增見遊覽記）。

5　津輕の安倍氏　陸奥國津輕藤崎は康平中貞任の子高星、逃れて此の地に來り領すと云ひ、又貞任の先祖もと津輕安東浦に居る、故に高星此の地に逃るとも傳ふ。津輕郡中名字に「昔日下將軍安倍大納言盛季、下國殿とて知行の時は、津輕六郡に四百八十人の侍、七千騎」と傳へ又陸奥國津輕郡中別所村の石碑に「高杉鄕主安倍季茂」とあるもの見え、津輕濫觴實記に一說として安倍の內麻呂の後胤とも傳ふと。陸奥のアベはアンドウ、フヂサキ條を見よ。

6　常陸の安倍氏　常陸國鹿嶋郡白鳥鄕に安倍氏居れりと云ふ、「奥州藤崎系圖に「高任・藤崎を去りて常陸に來り、後に鹿嶋郡白鳥十二鄕を領す」と、其の事信じ難けれど、安倍氏が此の邊にありしは事實ならんと云ふ。

7　若狹の安倍氏　若狹神名帳私考云ふ「郡縣志に應永十二年八月十五日祭禮流鏑馬あり、稅所代田所新三郎安倍忠俊勅使となる」と。又同廿九年造營遷宮、安倍雅樂助勅使代たる事守護次第に見え、

又山城神護寺の緣起に、これより前壽永三年「散位安倍資長、若州西津を後白河院に奉る」と。郡縣志が「永享七年陸奥十三湊日下將軍安部康季、鳳聚山羽賀寺の堂宇を改造す」と云ふは此の安倍氏と誤るか。

8　伊豆の安倍氏　三嶋神主家譜に「天平五年州人安倍朝臣氏主大嶋に航し、奉幣す。風浪の爲に苦しむ、時に神教を受け朝に奏して祠を府中に遷す」と。

9　駿河の安倍氏　阿部條を見よ。

10　大和の安倍氏　至德元年四月注進の中川流鏑馬日記所載大和武士交名に安倍氏あり。

11　備前の安倍氏　吉備温故引用承安三年の文書に「赤坂郡周匝鄕地頭安倍賴廣」と見ゆ。

12　兩豐の安倍氏　豐後國佐賀關速吸比賣神社の宮主は安倍氏なりと。又豐薩軍記に「熊群山東岩寺は安倍三郎實任の草創にて、彥山權現同體分所の神なり、實任は東夷貞任の裔孫と聞えし」とあり。又大分縣龍王村鳥越の七門中に阿部氏あり。

13　肥筑の安倍氏　鎭西要略に「奥州夷安

倍貞任の弟宗任則任俘となり、宗任は松浦に配せられ、則任は筑後に配せらる。宗任の子孫松浦氏を稱す、筑後川崎氏、宮部氏、黑木氏等は則任の種流なり」と載せたり。宗任の配所は小鹿嶋なりと傳ふるも詳かならず。猶ほ松浦黨、草野氏を安倍姓とする傳說は各々其の條にて云はむ。

14　其の他、陸前鹽釜社左宮一の禰宜を安大夫と云ふ、安倍姓なりしや明白ならんか。阿部條を見よ。又磐城にも安倍氏あり。

安部　アベ　阿倍、安倍に同じ。

1　和安部臣　孝昭天皇の裔春日氏の族なり。ヤマトノアベと讀むべし。此氏名は字形和邇部と類似するを以て、古事記傳姓氏錄考證等、和邇部の誤寫なりとせられたれど、然らず、其說歷史地理二十四卷二號、拙稿姓氏雜考に詳かなり。姓氏錄左京に貫し、「和安部臣、和安部朝臣同祖、彥姥津命五世の孫也」」と見ゆ。十市郡安部に住みしを氏とせしなり。神護景雲二年閏六月其本家は朝臣姓を賜はれり。

2　和安部朝臣　前項氏の朝臣姓を賜ひし

ものなり。神護景雲二年閏六月紀に「左京人從八位下和安部臣男綱等三人、姓を和安部朝臣と賜ふ」と見ゆ。姓氏錄左京貫し、「和安部朝臣、大春日朝臣同祖、彥姥津命三世孫難波宿禰の後也、續日本紀合」と註す。

3 信濃の安部氏　諏訪に安部氏あり、神家系圖に「健御名方命……有信―爲信―爲仲―爲繼―爲信―爲次―爲貞―信時―信忠、安部氏祖」と見ゆ。又安倍と云ふもあり。

4 駿河の安部氏　同國安倍郡安倍谷より起る。もと信濃より來れりと傳へ、或は滋野氏と云ひ、或は諏訪神家と云ふ。寬永系圖、其先を諏訪氏とし、諏訪盛重の子元眞を祖とすれど、寬政呈譜には滋野氏なりと稱す。されど駿河の安部より起りたるを見れば、古代安倍氏の後裔か。初め今川氏に屬し、永祿天正の比、安倍大藏元眞あり、武田氏の兵迫るに及び、奔りて遠州に行き德川氏による。信眞―（大藏）元眞―（彌一郎）信勝―（攝津守）信盛（一萬九千石）―（丹波守）信之―（攝津守）信友―（丹波守）信峯―（攝津守）信賢―（攝津守）信平―（主水正）信允―（攝津守）信亨―（攝津守）信操―信任―信古―信賓―信發―信順。三河半原藩主、現今子爵家紋丸に梶の葉、丸に三引、連錢。寬政系譜此の分家十家を載す。

安部

5 甲斐の安部氏　古代安倍氏の後なるべし。傳說によれば其先安倍貞任遺腹の子あり、母抱へて甲州に匿る、其孫農を業とすと云ふ。五郎左衞門、後加賀守勝賓最も名あり。其子掃部介貞直、右衞門尉道忠等あり、紋牡丹獅子。

6 武藏の安部氏　入間郡に安部氏ありて新編風土記に見ゆ。

7 兩毛の安部氏　甘樂郡高尾村仁治四年二月の古碑に安部國宗を載せ、又簑輪軍記に「一則一鄕山の城主、上杉家臣の侍共にて、安部中務尉之友とて是を大將として、其外勇士方々軍勢都合三百餘人楯籠居城せし云々」と云ひ、又上野國志は「多胡郡一鄕山城は安部中務元忠居る」と。

8 越後の安部氏　天正の頃安部理非內あり、平田五郎に仕へ、後蒲生家に仕ふ。

9 磐城岩代の安部氏　會津風土記北柳原村條に「安部外記、」また淸水口の番守安部彌左衞門の家に古文書數通ありと。又安積郡駒屋に安部氏あり、耶麻郡に安部一類あり、慶長六年の文書に見ゆ。

10 陸前の安部氏　餘目氏舊記に「藤原は二條關白一流、金若生、安部、佐藤一流」と載せたり。陸前國伊具郡高藏寺治承元年丁酉五月の棟札に小旦那安部氏と見ゆ。

11 陸中の安部氏　鹿角郡、津輕郡中名字に「鹿角三百町、國侍は安部云々也、安部は大里、柴內、鼻和の三个所に分る丹治氏なり、」と。

12 紀伊の安部氏　紀伊國那賀郡中津川阿彌陀堂の棟木に永德元年安部重正を載す。

13 阿波の安部氏　阿波故城記名東郡分に「安部殿、藤原氏、丸中二吉文字」と。鎌倉實記に「安部左五郞時住は阿波に居り在廳の者にて平家に背く」と。又阿倍と云ふもあり。

アヘ

アヘ

―重任 北浦六郎
―家任 鳥海彌三郎
―行任 白鳥八郎―則任白鳥太郎實貞任子也
―女子（平永衡妻）
―女子（修理大夫經淸妻、武衡母也、後爲淸原武貞妻）

と。然るに藤崎系圖は長髓彦の兄安日の後とし

孝元天皇―開化天皇―大毘古命安部將軍―是安部姓之元祖也

建沼河別命
兄安日王
弟長髓彦「人皇の始安日長髓あり」（以下十一字不明）「安東浦等是なり」
安國安日後孫

安部將軍―安東「安日後孫、初姓安日以下十三字不明東北夷狄を守防す
致東「應神天皇以下二字不明日下將軍」
長岡「天平寶字比以下四字不明御感賞を賜ふ」
高丸「一說家麻呂寶龜の比．羽州鎭狄將軍となる」
繼人「同御字」
安堯「延喜の比人」

舊記云ふ、此に到つて舊記錯亂、口授又詳かならず、故に舊記中見分け易き者一二を采りて相續姓系略記となす、本系是の如くこれあり、

國東「一條院御字、以下二十二字不明敢て侵

凌の意なし―賴良―賴良

―井殿 盲目
―良宗 安東太郎 早世
―貞任 羽州雄勝郡厨河城主
―宗任―女子出羽押領使御館五郎基衡室
―家任 鳥海彌三郎 鳥海城主 號官照
―重任 北浦六郎
―正任 黑澤尻五郎―賴嗣 黑澤五郎
―則任 白鳥八郎
―女子 散位藤原朝臣經淸室
―女子 平永衡室

其の他會津舊事雜考に「崇神帝の朝、蝦夷强大にして亂をなす。帝・大毗古命の子安倍河別命を將軍となして征せしむ。每戰利なし、安東なる者あり請うて曰く我は是れ宇摩志麻治命の臣安日の裔なり。曩祖罪を先帝に得、東邊に蟄し、竟に赦免なし、冀くは今赦を得、命を委ねられて先鋒たらんと。河別奏請、安東を以つて先鋒となし、大いに功績あり。故に安倍姓を授け且つ將軍の號を賜ひ、東北の夷狄を守防せしむ。是奥州安倍氏の祖

なり、後安東氏と稱するは始祖の名に因る也。應神の朝蝦夷亂を爲す、安東の裔東征を致し之を鎭む、帝賞して奥州日下將軍の號を賜ふ」と。又安倍傳記に「長髓彦の兄安日は神武天皇の時追放せられ津輕に住し外濱安東浦を領す。齊明帝御字に蝦夷亂る、阿倍臣比羅夫を將軍として差向けらる。此時安日が末葉に安東といふもの、比羅夫が陣所に來り、告て曰く、我は是安日が末葉なりと。乃ち先鋒となすに大に功あり、比羅夫其功を賞して安倍氏を與へ、同姓とす、是より安東安倍とも號し始祖の名に通じて安日とも書す。其後夷また亂を起せしに、安東が末孫致東之を打平ぐ、其の賞として將軍の號を賜ふ、一條院の御字に蝦夷等襲來せしを致東が末葉國東松前に至り、上道下道より向ひて數百人を打殺し、其首魁四人を虜にして歸る。國東が子賴良、其の子安東太郎賴良、後に賴時と改む」と載せ、又其の後裔と稱する秋田氏寛政呈譜に「古昔安日王長髓彦兄弟攝津國膽駒嶽に住す、神武天皇東征して中國に入りたまふに及びて安日放逐せられ、北海の濱にある事數代、崇神天皇の御字、安倍

將軍河別命夷狄を追伐するのとき、安日の末孫安東將軍にしたがひ軍功ありしにより、將軍をのれが氏安倍を與ふ、これより安倍を稱すとあり」と見ゆ。

一見味ふべきものあるが如きも長髓彥兄の後裔等云ふは到底信ずべきにあらず。思ふに阿倍氏が奥羽に勢力を振ひ、蝦夷の酋長たるは上古以來の事なり。中古初期奥州の諸豪が阿倍の二字を冠して復姓を賜へる事實は之を證するに足らん。而して此の安倍氏は嘗つて他姓を稱せし事を傳へず、又安大夫、日下將軍など云へりと稱すれば、假令阿倍氏の血系を傳へずとするも、阿倍氏と密接なる關係ありし家なるや明白なれば、これを夷姓とするよりも、寧ろ阿倍姓とする方穩當なるが如し。その叛臣長髓彥より系を引くとするは今日の思想より見れば、假冒にあらずして眞相を傳ふるが如きも、これ明白に將門裔、純友裔にあらざるものが武家時代その後と傳ふるものゝ多きと同樣にして、武勇を殊に尊びし結果に外ならずと考へらる。

安倍氏、伊澤、和賀、江刺、志波、稗拔岩手の六部を領し、賴時貞任に至りて叛す、前九年の役これなり。當時貞任の族兄に成道あり、磐井郡河內邑琵琶柵に據り、貞任の叔父官照は膽澤郡小松館に據り、貞任の叔父河堰大夫は膽澤城（白糸城）に據り、而して衣館を以つて安倍氏の本據となし、貞任の兄弟又各地に據れり。貞任の兄弟は前述の如く異同あれど東鑑には井殿盲目、厨川次郎貞任、鳥海三郎宗任、境講師官照、黑澤尻五郎正任、白鳥八郎行任とす。厨川は巖手郡にあり貞任最後の根據地なり。貞任の後裔はアンドウ、及びフヂサキ條を見よ。

前九年の役によりて此の安倍氏の事人口に膾炙するや、これに牽强附會するもの甚だ多けれど、其の實古代阿倍氏の裔又尠からざるべし。

4　出羽の安倍氏　又安部氏ともあり。羽後國男鹿嶋の五社堂は阿倍氏の北征と關聯する神社にして、阿倍氏の氏神たりとの說あり。此等の事は猶ほ研究を要すれど、當社緣起に據るに「建長五年丁丑、安部盛季二王堂を建て、又納るに桃川田一町を以つてし、」「元德三年辛未、安部高季多寶塔を建て、」「延文元年丙申、安部政季、雄勝郡東馬音內糠塚村田若干を納れ、」「應安五年壬子、安部高季五社堂を修し、」「永享三年辛亥、安部盛季井森瀧川兩村の田祖を納れ以つて神領と爲し、」「永正十五年戊寅、安部堯季多寶塔を修し、」「天文十六年丁未、安部季滿大堂を重修し、」「弘治三年丁己、女川安部甚季大堂を復修す」と、然らば代々安部氏の崇敬の極めて厚かりしや明白なりとす。

又羽後國南秋田郡馬場目村白山權現宮建長の棟札寫に「安倍太郎吉定」羽後國南秋田郡增川八幡の祭神「宮若丸は安部氏の祖なり、村の西濱に葬り、兒子墓と云ひしを何の頃か、社堂を村後の高地に移せり」（男鹿名勝志）と。

此等によりて陸奥安倍氏は齊明紀所載齶田蝦夷恩荷の後裔なりとの說あり、前引安倍傳記の說を思ひ合すべし。卽ち貞任の祖安東が比羅夫の陣所に行くとは、齊明紀、恩荷が比羅夫に降りて小乙上に叙せられしに當り、又義經記なる吉次の奥州物語に「兩國の大將軍をばおかの太夫と申ける、彼が嫡子栗屋川の次郎貞任云々」とあるオカも恩荷の子孫に外ならずと云ふ。

猶ほ羽後國仙北郡花館は中古奥羽の名族

アへ
アへ

「左京人従五位下阿倍長田朝臣節麻呂、従七位上阿倍長田朝臣高繼等の八人、姓を阿倍朝臣を賜ふ、」と見ゆ。

10 息部裔阿倍朝臣　寶龜三年八月紀に、「息部息道の本姓を阿倍朝臣に復す、」とあり。

11 安部朝臣　安部條を見よ。

12 阿倍連　安倍條を見よ。

13 阿倍宿禰　出自詳かならず。承和六年七月紀に「左京人外従五位下安倍宿禰眞男等姓を御輔朝臣と賜ふ、」と見ゆ。猶ほ此後も類聚符宣抄に阿倍宿禰忠行あり、延長三年頃の人なり。

14 阿倍氏　景行紀に阿倍氏木事の女高田媛と見ゆ。皇妃なり。此の人、阿倍氏大彦命の後なるか、春日氏族の和安部氏なるか決するによしなし。但し古事記繼體段なる「阿倍之波延比賣」は和安部氏なり。

15 大伴氏流　太子傳玉林抄第四卷に「新撰姓氏錄第十一卷云、金村連は、是れ大和城上郡椿市村阿倍等祖也、」と見ゆ。他に所見なし。

16 伊勢阿倍　皇極紀に伊勢阿倍堅經と云ふ者見ゆ。

17 阿倍朝臣姓の阿倍氏　中世の阿倍氏は阿倍内麻呂を以つて中興の祖となすべし。孝德天皇卽位の日、左大臣に任ぜられ、其の女小足媛は孝德天皇の妃、其の妹橘姫は天智天皇の妃たり。五年三月薨ず。此の人一に倉梯麻呂とあり。男子ありしや否や詳かならず。安藤系圖には其の子に益麻呂を擧げ、其の子を東人、御主人とすれど疑はし。御主人は大寶元年三月右大臣となり、同三年閏四月薨ず、續紀に阿倍朝臣御主人とあれど、又阿倍布勢臣御主人とも記し、殊に持統紀に布制御主人朝臣と載せ、公卿補任布勢麻呂臣の子とす。然らば同じく阿倍氏なるも一時布勢氏を稱せしや明瞭にして、容易に阿倍内麻呂の嫡孫とはなし難かるべし。御主人の子に中納言廣庭あり、後の阿倍氏は多く此の後と稱す。安倍條を見よ。

されど此の外、齊明天皇の朝・日本海岸の蝦夷を討ち長驅して肅愼を征服せりと傳へらるゝ阿倍比羅夫の子に、大納言宿奈麻呂あり。この家はもと阿倍引田臣と云ひ、後引田朝臣と稱し、慶雲元年宿奈麻呂の代に阿倍朝臣を賜ひしものとす。

こゝに於いて、一口に阿倍朝臣と云ふも幾流もありしを知るべし。當時の阿倍氏には猶ほ有名なる阿倍仲麻呂あり、唐に使して彼地に死す。而して平安朝に入るも、阿倍安仁ありて大納言に進み、又寛麿、兄雄の二人の參議に登るありて、猶ほ上古の勢力の名殘を止むるを見るも、平安中期以後衰微して、僅に晴明を出し天文陰陽家として後世に傳はるのみ。

18 越後の阿倍氏　北陸は阿倍氏の勢力の最も振へる地にして、古志(越)國造は阿倍氏の後裔と稱し、又齊明天皇の朝、日本海岸の蝦夷を討ちし阿倍の比羅夫を書紀に越國守と載せたり。而して此の國より出羽方面に多き古四王神社は越王社にして阿倍氏の氏神なりとの說あり、詳細はコシ條を見よ。今日も阿倍の人尠からず。

19 駿河の阿倍氏　此の國に阿倍郡あり、阿倍氏の住居せしより起りし郡名にして一族尠からず、猶ほ後世の安部氏も此の裔に外ならざるべし。

20 上野の阿倍氏　續武將感狀記に「利根郡藤藁の里長を阿倍三太郎秀貞と云ふ、是貞任裔也、地頭景繁之を招けども仕へ

ず、景繁怒りて之を襲ひしも克たず。其の後上杉禪秀亂をなすや、足利持氏に從ひて鎌倉に仕ふ」と。この地に八束脛の傳說あり。又安部氏のものも此の地方に存す、新編會津風土記に「清水口の番守安部彌左衛門の家に古文書數通を藏す」と見ゆ。

安倍 アベ　阿倍に同じく、異なる點なきも中世此の氏主として安倍と書くが故に、此處に擧ぐる事とせり。

1　**安倍連**　小右記に正六位上安倍連爲兼あり、一條天皇朝の人なり。氏族志云ふ「連姓何族かを知らず」と。予思ふに、こは椿市村阿倍の後にして大伴金村連の後ならむかと。

2　**安倍宿禰**　阿倍宿禰條を見よ。

3　**高安倍氏**　天平十年の正倉院文書に此の氏見ゆ。

4　**陰陽家安倍氏**　安倍氏系圖に「氏祖左大臣安倍朝臣倉橋麻呂、大島臣子云々、勢麻呂古臣息、右大臣御主人―廣庭―島丸―粳虫―道守―兄雄―春村―益村―晴明―吉平」と見え、又一本に「倉橋麿、廣庭、或本、安仁―淸行。房上(越前守)、恒材(大和守)、晴明(實賀茂保憲弟也)、興行吉人、」と載せ、更に「兄雄(參木)―春材―益材―晴明」とあり、晴明の眞系が旣に詳かならざりしを見るに足らん。安倍晴明は天文博士、左京權大夫、大膳大夫に至る、天文陰陽兩道の大家として人口に膾炙す。子孫陰陽頭陰陽博士天文博士等に任補せらるゝ者極めて多く、堂上家の一に列せらる。平家物語に「陰陽頭安倍安親は晴明五代の苗裔」と見ゆ。晴明後裔の事はツチミカド(土御門)クラハシ(倉橋)條を見よ。

5　**園社の安倍氏**　續左丞抄第二卷に「園幷韓神社祝安倍久積爾宜安倍久賴」と見ゆ。

6　**陸奥の安倍氏**　奥州安倍氏の出自詳かならず。否華夷何れに屬するやも明白せず。されど其の安倍氏を稱するを見れば嘗て安倍氏の部曲たりしか、尠くも配下に屬したる人達が主家の氏を冒したる者なるや疑ふべからず。陸奥話記には「六箇郡の司に安倍賴良なる者あり、是れ同忠良の子也、父祖忠賴は東夷の酋長なり。威風大いに振ひ、村落皆服す。六郡に横行し、人民を劫略す、云々。賴良大いに喜び名を改めて賴時と稱す、」と載せたれど、忠賴以前の事は知り難し。

これを安藤系圖に於いては純然たる阿倍氏とし、孝元天皇以後の系を揭ぐ。倉橋麻呂以後の系は次の如し。

倉橋麻呂―益麻呂
- 東人―寛麻呂―安仁―淸行
- 御主人―廣庭
  - 吉人―大家
  - 島丸―粳虫―道守―兄雄―(晴明の系也)
  - 舟守―仲麻呂―行氏―滋利―躬恒
  - 比羅夫―安麻呂―小嶋―家麻呂(出羽鎮狄將軍)
    - 富麻呂 出羽丞 ―宅良(鎮狄將軍)
    - 隣良 出羽郡司 ―忠良(陸奥大掾)
      - 則任 (法名良昭)
      - 賴良 (改賴時 號安大夫) 奥州合戰二日目討死
        - 爲元 赤村分
        - 官昭 井殿 盲目
        - 貞任 厨河二郎 康平五年九月討る
          - 春童子
          - 千代童子
        - 宗任 鳥海彌三郎 兄に同じ ―女子 基衡妻 秀衡母
        - 正任 黒澤尻五郎

ある。

父子將軍の相津傳說　古事記の傳ふる處に據ると、命は高志より、建沼河別は東國より軍を進めて遂に相津で、父子お出逢ひになつた。それ故相津(今の會津)と云ふのであるとなつて居るが、此れは他にも多く見える地名附會のつくり話らしい。けれど之を此氏族の分布の上から見ると容易く否定ができないのである。卽ち那須の東北に隣して白河國がある。其國造家は安倍氏配下の氏で、その子孫白河郡大領は奈須直つまり那須國造家と同一の氏を稱し、後には阿倍陸奧臣と云つて居る。白河國の北は石背國だが、此國にも安倍氏配下の有力な氏があつた。丈部臣がそれである。此臣家は此地の國造家を凌ぐ程の豪族であつたから、中古になつても磐瀨郡の大領は國造家と此臣家から出る事になつて居た。石背國の北が阿尺國で、其國造家も丈部臣と云つた。磐瀨郡の丈部臣が後に阿倍陸奧臣と云つて居るに對して、安積郡の丈部臣は阿倍安積臣と云つて居た。阿尺國の北の信夫國造丈部氏も安倍氏配下の氏で、後に阿倍信夫臣と云つた。此阿尺、信夫の西が會津國である。會津國造は國造本紀に載つてないけれど、會津縣主が又國造と云つたのかも知れぬ。此縣主家丈部氏も阿倍氏の配下で、後に阿倍會津臣と云つた。會津から西へ行くと其處は越後で、此氏族なる古志、深江二國が榮えて居る。つまり以上で此氏族は下野の那須から白河石背、阿尺、信夫、會津等を經て越の國に連結して居る事がわからう。此事實これが大彥、武渟川別父子の相津傳說となつたと見るべきである。たとへ此事が此時代に行はれたものでないにしても、其後此氏族の人が命の志を紹いで、事實の上に北陸なる自己の氏族と東國なるとを會合せしめ、傳說をして信實ならしめたに相違ない。

以上東國に於ける此氏族の分布は二將軍遠征の經路とよく一致して居る事は、此の進軍が一時的な單純な遠征ではなく、民族移住とも云ふべき大仕掛なもので、繼續的に行はれ、且つ充分な成功を遂げた事を表はして居る」と。

卽ち命父子が果して兩道より進みて會津にて會合せられしか否かは詳かならざるも、後世阿倍氏の勢力が此の兩道を東北進して會津に會合せしは之を事實と認めざるべからず。

武渟川別は此の遠征後、都にありて朝政に參與せられしが如し。垂仁紀執政の五大夫を擧げて此の命を其の首席とす。爾來代々此の氏が大夫に列せられし事は書紀によりて知る事を得。大夫は當時の大臣なり、後世その上に大臣大連なる二職の生ぜし爲、大夫は第二流に下りしも、最初は最高の官職たりしなり。阿倍氏の古系は今日傳はらざれば其の眞相は詳かならざるも、古典によりて試みに之を作れば次の如し。

孝元天皇―大彥命(大日子命)
- (記)武渟川別命　阿倍臣祖(記)布勢・許曾部・竹田祖(姓)
  - (紹)豐韓別命　穗積氏・安倍氏・阿閉氏、伊賀臣等七族遠祖也(紹)
  - (紹)意布比命　若宮臣　津守連始祖(紹)
- (記)(姓)背立大稻腰命(比古伊許志別)　膳臣祖(記)高橋、完人、阿閉祖(姓)
  - (紹)磐鹿六雁命(伊波我加利)　大彥孫(姓)膳大伴　若櫻部等祖(姓)
  - (姓)彥屋主田心命　伊賀　阿閉間人等祖(姓)
- (姓)波多武日子命　大彥孫トモアリ(姓)難波　三宅人等祖(姓)
- (姓)紐結命(比毛由比命)　日下、大戶等祖(姓)

アヘ

アヘ

姓 得彦宿禰 大彦養子(姓) 難波祖(姓)

紀 御間城姫(記)(御眞津比賣) 崇神皇后 垂仁天皇御母

其の後、宣化紀元年條に「阿倍大麻呂臣を大夫と爲す。」次に敏達紀十二年條に阿倍目臣、崇峻紀に阿倍臣人、推古紀に阿倍鳥臣、舒明紀に「阿倍麻呂臣」孝德紀に「阿倍内麻呂」を左大臣となす、」齊明紀に「阿倍引田臣比羅夫等あり。其の系は知り難きも、後世安藤系圖には次の如き系圖を擧ぐ。

大彦命
- 武淳川別命
  - 豊韓別命
  - 意布比命
  - 得彦宿禰
  - 彦背立命
  - 瀬立大稲起命
  - 紐結命
- 比吉伊那許士別命
- 六雁命
- 御間城姫

比毛由比命(河内國日下村居 賜大戸姓)

大稲譽命―火麻呂―摩侶 阿倍臣

鳥子 阿倍臣 推古天皇之大臣也 ―― 目臣

大鳥臣―倉橋麻呂 左大臣

もとより信用すべきにあらず。倉橋麻呂以後の系は後に云ふべし。

2 攝津の阿倍臣 東成郡に阿倍野あり。此氏住居せしよりの地名なるは、學者の認むる所なり。猶大同類聚方三十六に「島母止藥、攝津國島下阿倍臣廣津麻呂の家方也、」と云ふも見ゆ。有名なる阿倍晴明も此國の人也と云ふ。晴明は御主人の後父は大膳大夫益材、母は藤原保憲の女也。天慶七年三月辰日生まる。幼名希名阿倍童子と稱す。後名を保名と改む、陰陽天文の大家也。攝津阿倍氏の事は猶ほ難波吉師條を見よ。

3 和阿倍臣 安倍條を見よ。

4 阿倍朝臣 阿倍臣は天武紀十三年に朝臣姓を賜ひて、阿倍朝臣となれり。卽ち天武紀十三年條に「阿倍臣云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ」と見ゆ。姓氏錄左京に貫し「孝元天皇皇子大彦命の後也、日本紀合、」と註す。

5 引田氏裔阿倍朝臣 慶雲元年十一月紀に「從四位下引田朝臣宿奈麻呂の姓を改めて、阿倍朝臣を賜ふ」と見ゆ。引田氏も元阿倍氏より出づ。

6 狛氏裔阿倍朝臣 和銅四年十二月紀に「從五位下狛朝臣秋麻呂言ふ、本姓是れ阿倍なり、但し石村、池邊宮御宇聖朝(用明)に當り、秋麻呂二世の祖比等古臣高麗國に使す。因りて卽ち狛と號す。實に眞姓に非らざるなり。本姓に復さんと請ふ。之を許す」と見ゆ。和銅元年三月紀には阿倍狛朝臣秋麻呂を載せたり。

7 引田、久努、長田諸氏裔阿倍朝臣 和銅五年十二月紀に「從三位阿倍朝臣宿奈麻呂、從五位上引田朝臣邇閇、正七位上引田朝臣東人、從七位上引田朝臣船人、從七位下久努朝臣御田次、少初位下長田朝臣大麻呂、无位長田朝臣多祁留等六人實に是れ阿倍氏の正宗、宿奈麻呂と異なるなし。但し居處により、更に別氏と成る。理に於いて斟酌すれば良に哀れむべし。今、宿奈麿特に天恩を蒙り、已に本姓に歸す。然るに此人等未だ聖澤に霑はず、冀望、各別氏を正し、倶に本姓を蒙らんと。詔して之を許す」と見ゆ。

8 小殿氏裔阿倍朝臣 大同元年正月紀に「左京人正七位上阿倍小殿朝臣眞直、從五位下阿倍小殿朝臣眞出等、姓を阿倍朝臣と賜ふ、」また弘仁三年四月紀に「右京人從七位上阿倍小殿朝臣大家、姓を阿倍朝臣と賜ふ、」と見ゆ。

9 長田裔阿倍朝臣 弘仁三年二月紀に

の氏あり。

油川　アブラカハ　甲斐國山梨郡油川より起る。淸和源氏武田氏の一族にして、武田系圖に「十五代彌三郎信守―十六代五郎信昌―油川彦八信惠―播磨守信貞、弟御宿藤七郎、弟源左衞門信友、彦三郎信連」等を載せたり。

油上　アブラカミ　大和國十津川の豪士なり。十津川鄕鎗役由緖家筋書に「小井村庄屋油上喜傳次見ゆ。

油田　アブラタ　下總國香取郡油田より起る。桓武平氏千葉氏の族にして、千葉支族系圖に「木內胤朝の子胤盛、油田七郎と稱す」と見ゆ。

油谷　アブラタニ　志摩及び石見にあり。

油津　アブラツ　備前の武士、戰國時代活動す。

油小路　アブラノコウヂ　アブラコウヂ　京都油小路より起る、藤原北家四條家の一族なり。尊卑分脈に「魚名―末茂十六世孫四條隆政―隆蔭(號油小路)―隆家―隆信―隆夏―隆繼―隆秀」と見ゆ。隆繼以下を知譜拙紀等により略系を作れば、隆繼―隆經―隆貞―隆眞―隆典―隆章―隆前―隆彭―隆道―隆[illegible]―隆薰となる。現今伯爵也(家紋花菱、鳩酸草。德川時代百五十石。荒神口。寺は誓願寺。外樣。

油小路

號衣袖下印

油屋　アブラヤ

油山　アブラヤマ　石見にあり。

泥障　アフリ　上代に於ける職業部の一なり。令集解に「泥障八戸云々、右三色人等品部となし、調を取り徭役を免ず」と見ゆる品部にして、こは泥障を作るを職とす、泥障とは言海に(飜(アフ)リノ義)「下鞍ノ下ヨリ鐙ノ內ニ埀レテ、馬ノ兩脇チ覆フ具、泥ノ飛テ衣チ汚スチ防グ、革或ハ虎熊等ノ毛皮等ニテ幅濶ク作ル」と見ゆ。

阿倍　アベ　阿倍は又阿部、安倍、安部とも記す、古くは皆通じ用ひたれば區別すべきにあらず。但し後世は幾分區別するものあり。此の氏にも數流あれど、最も有名なるは大彦命裔のアベ氏にして、大和國葛下郡阿倍より發祥せしが如し。されど同國十市郡にも阿部村あれば容易に確定し難し。先輩の內には、前者阿部は和安部氏の本居にして、後者阿倍こそ此の氏の發祥地ならんと云ひし人あるも、事實は其の反對ならんも知るべからず。和安部とはヤマトのアベの意なり。しからば此の阿倍氏、發祥地は大和のアベ村なるも、後には主として伊賀のアヘを根據とせしならんか、猶ほ神別に伊勢のアベあり。大彦命裔阿倍氏は上古屈指の大族にして其の一族天下に散布す、從つて此の氏より起りしアベなる地名諸國に尠からず。各項に亘つて述ぶる處あらむ。

1　阿倍臣　孝元天皇の皇子大彦命の後裔なり、書紀の孝元卷に「大彦命は是れ阿倍臣、膳臣、阿閉臣、狹々城山君、筑紫國造、越國造、伊賀臣、凡七族の始祖」また孝元本紀に「大彦命は阿倍臣、高橋臣祖」」また古事記孝元段に「建沼河別命は阿倍臣等の祖也」とあるによりて明白なるべし。始め孝元天皇は物部氏の祖內色許男命の妹內色許賣命を皇后となし給ひ、大彦命、少名日子建猪心命、及び開化天皇を生み給ひ、外に伊賀迦色許賣の腹に比古布都押之信命、埴安媛の腹に武埴安彦命、合せて五皇子あり。但し書紀には少名日子建猪心命を缺き、皇女倭迹々日百襲媛命を收む。蓋し五男一女御座せしなるべし。大彦命は古事記に大毘古

命に作る、天皇の嫡長子に御座せしも皇位を御弟開化天皇に讓り給ひて、大氏族の祖となり給ふ、蓋しこは多臣の祖・神八井耳命が綏靖天皇に於ける、春日臣の祖、天押帶日子命が孝元天皇に於ける關係と同一に見るべきものにして、太古の相續法が末子相續たりしに據ると考へらる、詳細は日本古代史新研究及び社會組織の研究を見よ。

大彦命の御女御眞津比賣（書紀には御間城姫）は崇神天皇の皇后に立ち給ひ、其の朝、命は武埴安彦の叛亂を平げ、且つ御子武渟川別命と共に道を分ちて東征し給ふ、所謂四道將軍として史上に喧傳せらる。爾來此の氏は出でゝは將、入りては相、其の勢力朝野に盛にして以つて中古に及ぶ。其の一族殆んど全國に普しと雖、特に東國、殊に北國越の國は此の氏族の勢力範圍たりき。これ大彦武渟川別父子の東征に歸因すると考へらる。

大彦武渟川別父子東征して會津（相津）に會合し給ひしと云ふ傳説は、古事記に明記する處なれど、事太古に屬し確實なる證跡を殘さゞるが故に、單なる傳説として史實と見難しと云ふ人あらむも、氏族

分布の上より見れば、ある程度まで之を認めざるべからず。予輩嘗つて系譜と傳記第三號に於いて論ず、今次に之を拔粹せむ。

命の通路と氏族分布　大和宇陀郡からは此氏族なる宇太臣が出て居る。次に道は伊賀の名張に出るが、此處からは此氏族の名張臣が起つて居る。次に伊賀郡からは伊賀臣、阿拜郡からは阿閉臣、此阿拜郡の北は近江國甲賀郡だが、此處からは音太部氏、それからその北蒲生郡からは狹々城山君が起つて居る。皆此氏族である。近江の北若狹には膳臣、若狹國造、宍人臣、越前には加宜國造、道君、引田臣、次に越中を經て越後に入ると高志、深江の二國道等此氏族に富んで居る。以上宇陀から名張、伊賀、阿拜、甲賀、蒲生等を經て越の國に至る道、それが命の進行せられ、且此後此氏族が大和の本據から越の國に往復する時、屢々通過した道であつたのであらう。そして此等此氏族なる各氏々は其結果として發生したものと思ふ。恐らくそれは短日月の間に發生したものではなく、永い間の往復の結果と見てよからう。

武渟川別の東海征伐　古事記に武渟川別は東の方十二道に遣して、まつろはぬ人を平げさせたとあるが、十二道とは何處を指すかわからぬ。氏族分布の上から考へても、大彦命の進路程、顯著に氏族遺跡を殘して居ない。それは此の遠征が一時的のものでもないが、北國經營ほど此氏族が身を入れなかつた結果に外ならぬ。しかし東海道に於ける此氏族の散布は此遠征の結果と見るべきである。即ち武渟川別が父大彦命に別れたのは伊賀であらう。それから東海道を經由して那須地方へ行つたらしい。伊勢の阿倍、尾張の裳咋臣、駿河の久努臣、長田臣、安房上總の膳臣、丈部臣、下總の猿島臣等は皆此氏族で、以て武渟川別並びにその以後の此氏族の東國經營を物語るものである。猶此以外阿倍氏の部曲なる丈部は伊勢、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相模、安房、上總、當陸に散在して居るから、これを併せ考へるに、此氏族の東國經營は伊賀より伊勢、尾張、三河、遠江、駿河等の東海道諸國を經由して相摸に至り、それより房總に渡り、常陸を經て下野那須に行つたらしい。那須國造は此氏族で

たり、ヤス條を見よ。

3 淡海臣 叉近江臣ともあり、國名を負ふより見て勢力ありし氏たりしを知るべし。武內宿禰の裔波多氏より出づ。古事記に「波多八代宿禰は、淡海臣云々の祖也」と見ゆ。繼體紀に近江毛野臣あり、二十一年六月衆六萬を率ゐ任那に赴き、新羅に破られし南加羅喙己呑を復興し、任那に合せんと欲す。されど暴政をしき、二十四年召されて對馬に到つて死す、其墓野洲郡小篠原村に在り。其後崇峻紀二年條に近江臣滿あり。その裔ならむ。

4 淡海眞人 弘文天皇の後裔なり。天平勝寶三年春正月紀に「无位御船王に淡海眞人姓を賜ふ。」また延曆四年七月紀に「刑部卿從四位下兼因幡守淡海眞人三船卒す、三船は大友親王の曾孫也、祖葛野王は正四位上式部卿、父池邊王は從五位上內匠頭、三船性聰敏、群書を涉覽し、尤も筆札に好し。寶字元年姓淡海眞人を賜ふ」と見ゆ。姓氏錄、左京に貫し「謚天智皇子大友來より出づる也」(一本續日本紀合の五字あり)と載す。此後も此氏姓を賜へるもの尠からず。卽ち承和十四年三月紀に「左京人戶主御友王の男无位廣野、大野、戶主武藏王男福雄、春雄眞野、安野等王六人、姓を淡海眞人と賜ふ也。」また貞觀八年十月紀に「左京人六世男藤王、豐野王、河內王、藤顏王、淨直王、七世直本王、緒本王等七人、並に姓を淡海眞人と賜ふ、天命開別天皇の後也。」また元慶四年八月紀に「正六位上東野王姓を淡海眞人と賜ふ、其先、天命開別天皇の後より出づる也、東野自ら言ふ、親父淸直、延曆十一年七月三日、姓を淡海眞人、而して東野脫漏して臣となるの例に預からず故に追賜せらる焉。」など見ゆ。此氏貞觀十五年朝臣姓を賜へり。

5 河島皇子裔の淡海眞人 貞觀七年六月紀に「左京人六世無位三坂王、姓を淡海眞人と賜ふ、河島皇子裔孫也」と見ゆ、同じく淡海眞人にて天智帝裔なるも、此は河島皇子の後にて弘文帝裔とは聊か流を異にす。

6 河內の淡海眞人 大同類聚方八十に「流人河藥、河內國古市淡海眞人三船の方也」と、こは弘文裔也。

7 淡海朝臣 貞觀十五年五月紀に左京人河內大掾正六位上淡海眞人濱成、散位淡海眞人高主、內豎淡海眞人秋野、淡海眞人最弟、蔭子從八位上淡海眞人安江云々並びに姓を淡海朝臣と賜ふ。其先、大友皇子の苗裔也」と見ゆ。

8 永世眞人裔淡海朝臣 同上紀に「正六位上永世眞人志我、永世眞人仲守云々、並びに姓を淡海朝臣と賜ふ、其の先、大友皇子の苗裔也」と、こは永世眞人より淡海朝臣となりしものなり。

9 永世朝臣裔淡海朝臣 同上紀に「右京人文章生正八位上永世朝臣有守、蔭子正六位上永世朝臣宗守九人、並びに姓を淡海朝臣と賜ふ、其先大友皇子の苗裔也」と、こは永世朝臣より淡海朝臣となりしものなり。

10 河島皇子裔淡海朝臣 弘仁三年六月紀に左京人美作眞人豐庭等三人、姓を淡海朝臣と賜ふ。」と見え、姓氏錄、左京皇別に「淡海朝臣、春原朝臣の同祖、河島王の後也」と註せり。こは前數條の淡海朝臣と流を異にす。

11 淡海氏 淡海眞人及朝臣等の後裔也。

12 和泉の淡海氏 和泉國泉北郡大野寺より出でし古瓦に淡海麻里と見えたり。

近江 アフミ 地名としては近江國の外、三河に近江莊あり、季瓊日錄寬正四年に見

ゆ。碧海莊の事なり。其の他越後にも近江なる地名ありと云へど、近江氏は殆んど近江國名を負ひしものなるが如し。

1　近江國造　前條並にヤス條を見よ。

2　近江眞人　延曆廿四年二月紀に「吉並王、並王等十七人、姓を近江眞人と賜ふ」と見ゆ。淡海眞人に同じかるべし。

3　佐々木流　尊卑分脈に「佐々木信綱—(近江)泰綱—賴綱—賴明—秀明(近江九郞)」、また信綱—重綱—長綱(近江太郞左衞門)と見ゆ。

4　佐々木京極流　淺羽本佐々木系圖に「京極高氏—秀綱—氏詮(近江五郞)」と見ゆ。

5　清和源氏村上氏流　尊卑分脈に「村上爲國—成國—成高(近江二郞)」と見ゆ。

6　藤原北家甘露寺流　尊卑分脈に「甘露寺爲輔—說孝—尙之(近江大夫入道)」と見ゆ。

7　大友氏流　大友系圖に「賴泰—親時—貞宗—貞順(近江次郞)」と見ゆ。

8　豐臣氏　近江輿地志略に、八幡山城(八幡山の項)、相傳、天正十三年乙酉年豐臣秀次是を築といふ。本丸二三の廓、埋門、石垣等損せずして今にあり、八まん町の船入川は其時の堀なり、大手橋等の名今に存在。秀次を近江中納言といひしも此ゆへなり」と。

相見　**アフミ**　アヒミ條を見よ。

鐙谷　**アブミタニ**　羽前酒田三十六家の一にして、平泉秀衡の妹德尼公に隨從して來りし人々の後裔と傳ふ。

伊勢神宮の舊祠官に此の氏あり、小內人諸職掌人攝社祝部等家內帳に見ゆ。

近江漢人　**アフミノアヤヒト**　近江漢人村主、坂上系圖に見ゆ。倭漢氏の族也。

近江建部　**アフミノタケルベ**　天皇本紀、成務帝條に「稚武王、近江建部君云々祖」と見ゆ。こは近江に設置したる武尊の御名代、武部の首長なる氏なり。

近江山　**アフミノヤマ**　近江のヤマベの頭梁なり。近江山君、仁德紀に近江山君稚守山なる者を見ゆ。他に所見なし。

合屋　**アフヤ**　信濃に此の氏あり。

油淺　**アブラアサ**

油井　**アブラヰ**　數流あり

1　丹波の油井氏　多紀郡油井村より起り尾上城(一に油井城)に據る。丹波志に據るに、油井氏は桓武平氏酒井孝信弟政重の後なれど、又次の如き系圖を有す。酒井上野介氏盛家系「秀鄕の後胤波多野刑部丞義定の子波多野三郞康朝(從五位下左衞門尉、承久三年二月八日討死。三十五歲)—孫太郞康重(相州大住郡酒井邑左三巴)—太郞左衞門康昌—三郞太郞重根—次郞左衞門康盛—三郞兵衞康昭—三郞左衞門康勝—孫太郞勝重—左衞門康忠—中務亟重基—刑部丞重益—太郞左衞門康實—中務丞康重(多紀郡油井城主)—佐渡守重貞—上野介氏盛(後秀正)弟秀香—秀朝(久左衞門)」、政重の後は嫡孫盛重(惣領殿、與一、油井殿、信政聟也)—貞政—新左衞門入道貞清—經政—行貞—豐前守益貞—正貞—賢貞(近作)—貞盛—油井左京亮幸貞—上野介氏盛」ともあり。左三巴。

2　北條流　寬政系譜に、北條氏康の子氏輝、はじめ油井を稱し、後北條に改むと見ゆ。

3　橘姓　橘諸兄の後裔にして、井手系圖に「好古—敏政—則隆—成任—以綱—敏次—廣方—滿定弟以近は油井兵衞と稱す」と、保元頃の人なり。

4　源姓　源朝臣にして油井善右衞門の後なりと云ふ。其の他堀尾山城守給帳に此

れりと云ふ。

安蒜 アヒル アンビル 上總國畔蒜郡畔蒜庄より起る、藤原姓とも平姓とも云ふ。家紋横木瓜、三ツ柏、下り藤、抱茗荷等を用ふ。

安保 アブ アホ條を見よ。

逢 アフ 天武前記に逢臣志摩と云ふ人見えたり、臣姓なれば相當の名族たりしならむ。

阿武 アブ 長門國阿武郡より起る、古代以來の名族なり、アム條を見よ。

逢池 アフイケ アフチ 中興系圖に「平、本國伊勢」と見ゆ。

相賀 アフカ アウカ 相賀の地名諸國に多けれど、こは紀伊國伊都郡相賀庄及び常陸國行方郡相賀邑より起しなり。

1 坂上氏流 紀伊の相賀庄より起る。坂上系圖に「田村麻呂―廣雄―高直―安主・紀伊國相賀等一族の先祖也」と見えたり。今昔物語に「紀伊國伊都郡に坂上清澄と云ふ者、兵の道に極めて緩び無かりけり」と見ゆるは此の同族ならん。なほ此の地に坂上基澄、長澄等あり、相賀氏に外ならず。サカノヱ條參照。

2 常陸大掾氏流 行方郡相鹿より起る、常葉義政の後裔相賀氏、この地、根小屋に據りて天正末まで相續すと云ふ。鹿島社嘉元四年の文書に「相鹿鄕平氏」とあるは此の氏ならむ。

3 秀鄕流藤原氏 常陸國久慈郡遇鹿より起る、小野崎氏の一族なり。

逢鹿 アフカ 和名抄常陸國行方郡に逢鹿鄕あり、後世相賀と云ふ。前條氏に同じ。

相可 アフカ 和名抄伊勢國多氣郡に相可鄕を收め、又神名帳當郡に相鹿上神社を載す。大鹿氏の居にして神社は其の氏神ならむ、オホカ條を見よ。

淡河 アフカ アフゴ アイカハ 二流あり。

1 桓武平氏北條流 北條時房の子時盛、佐介氏を稱せしが、其の子時治に至りて淡河氏を稱す。太平記卷六に「淡河右京亮、北陸道七箇國の勢を率し三萬餘騎にて東坂本を經て上京に著く」と云ひ、又同卷十一に「越前牛原地頭自害事、淡河右京亮時治は越前國に下て大野郡牛原と云所にをはしける」とある卽ち之なり。

2 村上源氏赤松氏流 播磨國美囊郡淡河より起る。延元四年八月赤松律師、島津忠兼等宮方と此の地に戰ひし事島津文書に見えたり。淡河氏の事は石野系圖に、「中島定明―顯盛―顯範―煕範―季範・淡河孫太郎」と載せ、其の後裔定範、天正中此地に據りて織田氏の軍を防ぎしが、六年陷落せし事、太閤記、別所記等に見ゆ。

淡川 アハカハ アフコ 淡河と通じ同ふされど異流もあるべし。

1 伊勢の淡川氏 桑名郡溝野の城主に淡川出雲守あり、又草薙氏と云ふ。諸地誌に見えたり。

2 德川時代 德大寺家の諸大夫に此の氏あり。藤姓と云ふ。

相賀嶋 アフガシマ 常陸相賀島より起る宇多源氏佐々木氏の族なり。佐々木系圖に「承久の役・井上行重宇治河に戰沒す、因りて相賀島を其の子淸行に賜ひ、子孫其の地名を負ふ」と。

相鹿瀨 アフガセ 伊勢國度會郡(多氣郡)相鹿瀨より起る、伊勢志摩に此の氏あり。

虻川 アブカハ 羽後國南秋田郡虻川より起る、三浦の一黨と云ふ。

仰木 アフキ 近江國滋賀郡に仰木庄あり康正二年の段錢引付に三十六貫云々、妙法院門跡領、仰木庄段錢、と見ゆ。

扇　**アフギ**　伊勢國奄藝郡を中世扇の郡と云ひしも其れにはあらじ。對馬國阿比留氏の一族に扇氏あり。扇三郎入道妙悟は木坂八幡正平八年の金口銘に見ゆ。

扇內　**アフギウチ**

扇浦　**アフギウラ**

扇谷　**アフギガヤツ**　相模國鎌倉の扇谷より起りし名族にして、關東管領の執事上杉氏の一家名なり。始め上杉氏の一族伊豫守顯定此の地に居り、其子彈正少弼氏定（實賴顯の子）は應永二十三年の亂十月八日藤澤道場に走りて死す。よりて山內上杉持定の弟持朝を以つて其の遺跡を襲がしむ。修理大夫持朝入道道朝これなり。足利成氏の鎌倉に歸るや、持朝武州河越城に據る。其の子に彈正少弼（修理大夫）顯房、修理亮高救（三浦時高養子）、刑部少弼朝昌、及び定政（定正）等あり。顯房康正二年成氏の爲に自殺し、其の子政眞、文明五年誅せらる。よりて定政扇谷家を嗣ぐ。家臣太田道灌智勇兼備、よりて此の家勃興したるも道灌死後、また衰ふ。定政明應二十年逝。扇谷系圖に「賴重—重顯—朝定—顯定（元、定成、始て扇谷に居る。實は賴重—賴成—藤成—顯定也。）—氏定（實は藤成—賴顯—氏定也）—持定—持朝（實は持定の弟也）—顯房。其弟定政—朝良（實朝昌男）—朝興—朝定」と。相州兵亂記に武州の國司上杉扇谷修理大夫朝興とあり。なほウヘスギ條を見よ。

扇田　**アフギダ**　羽後國北秋田郡扇田より起る。淺利氏の事にして甲斐源氏淺利與一の裔孫なり。

扇迫　**アフギハザマ**　豐後大友氏の一族にして其の系圖に大友能直の次男託磨別當能秀、庶流扇迫と見ゆ。

扇本　**アフギモト**　石見にあり。

扇元　**アフギモト**　石見にあり。

扇屋　**アフギヤ**

扇山　**アフギヤマ**　豐後國圖田帳に扇山八郎と云ふ人見ゆ。

淡河　**アフゴ**　アフカを見よ。

逢坂　**アフサカ**　松永久秀麾下の將に逢坂氏あり、又志摩國に逢坂氏あり、こは礒部村逢坂山を名に負ひしものと考へらる。

役　**アフセ**　拾芥抄に見ゆ、直姓なれど恐らく役直を誤りしものと考へらる。エの條を見よ。

合田　**アフタ**　伊豫の名族にして南朝の忠臣なり。

逢臺　**アフダイ**

阿武松　**アブノマツ**

合場　**アフバ**

葵　**アフヒ**　越前に此氏あり。又山城賀茂祉に葵黨あり十七人、神戶の人民之を勤む。

會星　**アフホシ**　和名抄駿河國有度郡に會星鄉ありて安不保之と註す。

相星　**アフボシ**　**アヒボシ**

淡海　**アフミ**　淡海は近江に同じく、此の氏は其の國名を負ひしにて、流派頗る多し猶ほ近江を併せ見るべし。

1　近淡海國造　古代近江の琵琶湖を近淡海と云ひ、遠江の濱名湖を遠淡海と云ひしが、後世略して前者を近江、後者を遠江と云ふ。此の國造の事は、僅に古事記に「天押帶日子命は春日臣、大宅臣、粟田臣、小野臣云々近淡海國造云々の祖也」とあるのみにて、他に見えざれば、其治所、その統轄の地域等全く明白ならざれど、同族滋賀郡に多ければ此の國造の治所は此の郡にありしにて、其の地の小野氏と密接なる關係あるか。

2　淡海國造　國造本紀に「淡海國造　志賀高穴穗朝御世、彥坐王三世孫大陀牟夜別を國造に定め賜ふ」と見ゆ。古事記には此の國造の事を近淡海の安國造と載せ

益(粟飯原家督續)と見ゆ。

3 粟飯原氏は東鑑二十一に粟飯原太郎、同小次郎、同五郎、卷五十に粟飯原右衞門尉、次に建武二年九月二十四日の篠村八幡宮寄進狀に、上總國梅佐古粟飯原五郎跡事と載せ、又太平記十九に粟飯原下總守氏光、廿四、廿七に粟飯原下總守淸胤、四十に粟飯原彈正左衞門尉詮胤、次に永享以來の御番帳に粟飯原下總入道、同三郞左衞門尉、文永年中の御番帳に粟飯原下總守、又阿波徵古雜抄永正十一年の文書に粟飯原後室、下總國小金本土寺過去帳に粟飯原道光入道(文安三ノ年七年忌奉弔)、粟飯原大和守(鹽古、文祿五丙申六月)粟飯原九郎次郎(上意を以つて生害)、粟飯原和泉(天正)、成田參詣記に「本尊觀音は粟飯原豊後守胤光の持佛なり。」次に鎌倉大草紙に粟飯原助九郎、右衞門尉、房總治亂記に「千葉新助都胤、始め粟飯原四郞と號す」など諸書に多く見ゆ。見聞諸家紋に

アハイハラ
粟飯原
アイハラ

4 下總小見川城は粟飯原朝秀の居城にして子孫相承して天正十八年に至る。常總軍記に「小見川城には粟飯原左衞門」と。又「分鄕の城は粟飯原保宗、累世の居址なり」と。德川時代佐貫阿倍藩に此の氏あり。

5 佐倉風土記に「平良文、其の家士粟飯原常時を上野國花園に遣はし、神像を竊取して之を武藏平井に祭り、又秩父に移し、後又村岡に移す、而して七世常重に至り之を千葉に移す」と。これ千葉の千葉神社にして其の舊祠官二人共に飯粟原なり。若し然りとすれば、此等は上述の粟飯原氏とは別系なりと云はざるべからず。猶ほ下總海上郡芝埼村の八幡社舊祠官も粟飯原氏にして、下總國式社考、寺社分限帳等に「今松本氏と稱し古文書數葉を收む」と見ゆ。

會見 アヒミ アフミ 和名抄伯耆國に會見郡會見鄕を載せて安不美と註す。會見氏は此の地より起りし氏にして、本姓巨勢氏、或は云ふ紀氏なりと。紀氏も巨勢氏も同族にして武內宿禰より出で、同族當國に多し、コセ氏條を見よ。此氏の事は、先づ神遺方に「會見藥、伯耆の人會見舟手が家方なり」と見え、其の後南朝の頃相見八幡社與國元年十月十七日の文書に「美作國靑倉庄地頭職、勳功の賞となして相見五郞左衞門尉宗國に知行せしむ」と。また觀應二年足利義詮の文書に「但馬土田鄕地頭相見左衞門大夫」と。これより前、元弘三年五月五日の文書に「但馬國土田一分地頭職巨勢家感」、また「但馬國總別宮地頭職巨勢家感」と見ゆるも此の相見氏に外ならず。猶ほ文和三年文書に「巨勢宗國」とあり。伯耆志云ふ「馬場八幡の神主は往古相見氏にして、後醍醐天皇の綸旨、又武士の寄進狀等數通藏す」と。一時勢力ありしや明白なりとす。其後天正十七年當主左京亮盛宗罪有りて領主吉川氏に改易せられ、以後內藤氏神主を命ぜらる。

なほ同國日野郡下石見大藏神社舊神主も相見氏にして、先祖左近將監良能は能登國羽咋郡相見庄に住して、相見を氏とすと云ひ數世の後左內邦正、文和二年山名時氏に從ひて當國に來る」と、信じ難かるべし。

相宮 アヒミヤ

相本 アヒモト

會村 アヒムラ

間山 アヒヤマ アヒノヤマ マヤマ 岩代にあり、信夫郡村誌に「岡部村春日社は

北畠顯家の臣間山十大夫勸請す」と。マヤマ條を見よ。

合山 アヒヤマ 志摩にあり。

相吉 アヒヨシ

姶良 アヒラ 和名抄大隅國に姶羅郡ありて阿比良と註す。神代紀に所謂日向吾平の地にして、其の山上陵は鵜草葺不合尊御陵の地なり。されど今日の姶良郡は、もと始良郡、更に溯れば桑原郡の地にして、和名抄の姶羅とは地域を異にす。和名抄猶ほ大隅郡に姶臈鄕を收む、これ今の大姶良村にして大姶良氏の起りし地なり。又同國熊毛郡(種子島)に阿枚鄕あり。此等より考ふれば、アヒラなる地は古代廣汎の地域に亘りしにあらずと考へらる。

1 姶良氏の事は建久九年の大隅國注進御家人交名に宮方として姶良平大夫良門、小平太高延、新大夫宗房、彌次良貫首友宗、肥後房良西を載せ、次いで守公神社調所氏所藏弘安十年七月の宮侍守公神結番事に「三番姶良得丸、太郎太夫、諸太郎」、「四番姶良牧山、島四郎、諸次郎太夫」、「五番姶良末次」とあり。當時平姓なりしが如し。

2 大姶良氏は右大臣内麿の後裔と云ふ、オホイラ條を見よ。

3 島津氏流 島津系圖に「上總師久—久安—忠安(姶良六郞左衞門尉)—光忠—治久」と載せ、又一本に「師久—忠國(姶良三郞、左衞門、一本久安の子となす)」と見ゆ。姶良庄の領主なりけん。

相李 アヒリ 天平勝寶四年潤三月の充厨子彩色帳に相李田次萬呂と云ふ人見ゆ。

畔蒜 アヒル 和名抄上總國畔蒜郡を阿比留と註す、本氏は此の郡名を負ひしなり。中世以後畔蒜莊あり、東鑑文治二年條に熊野別當知行上總國畔蒜庄、熊野寬元元年文書に「上總國畔蒜南北庄、領主職散位藤原淸俊」、其の他圓覺寺弘安六年文書、眞里谷眞如寺、久留里眞勝寺鐘銘等に見ゆ。

對馬阿比留氏は蘇我氏の裔にして上總畔蒜より起ると云ふも信じ難く、又對馬編年略等に「刀伊賊追討の事云々、上總國流人比留別當、其の子畔蒜太郞、同二郞、同三郞三將、軍兵を催して當島に到る」などの記事あれど附會に過ぎざるべし。

阿比留 アヒル 對馬の大族なり。蘇我姓と云へど恐らく對馬直氏の後か。國府八幡の古文書に「大治三年權大掾阿比留眞貞神田を奉り、放生會の用途に充つ、是れ祖父已基の奉りし所を、父忠好違亂しければなり」と見え、又豆酘觀音堂の鐘名に「つり鐘を鑄て日本國對馬島下縣豆酘郡の寺に懸奉る、前の檀越正六位上權掾阿比留の宿禰良家、去る寬弘五年八月廿八日是を鑄終る。後仁平三年十月三日鑄增終る、願主正六位上行掾阿比留宿禰吉房、今康永三年甲申七月廿五日是を鑄造して施入し奉る」と。此の氏の出自については、津島記事等に、「此の氏の祖比伊國信は蘇我宿禰の裔にして上總國畔蒜郡の人なりしが、弘仁中國津の子行兼當國司に任ぜられ、子孫遂に在廳官となる」と見えたれど確證なし。上縣郡與良鄕黑瀨濱近き海邊に比留浦ありと云へば、其の地より起りしにて、宿禰姓を稱する事と、在廳官なるより見て、當國の古族直宿禰の後裔と考へらる。即ち對馬國造の後たるなり。其の邸址雞知村龍泉寺の南に在り。其の後寬元中阿比留平太郞國信なるものあり、太宰府の命に從はざりければ、宗知宗。府の軍兵を發し來討し、國信を與良鄕に擊破して之を殺す。宗氏家譜に「彌次郞左衞門尉重尙、寬元四年、阿比留家を討取りて對馬國を領す」と見ゆ。阿比留氏の裔は其の後住吉社の神主として後世に殘

條に會田氏（後谷村）、元越ヶ谷に住し其後當所に移れりと云。家作は二百年以上の者にて、柱の削り小屋組の樣、今の制作と替れり。先祖の帶せしと云ふ短刀、及び手鎗乘鞍轡等あり。又菊桐を附けし印籠を藏す。梨子地紋所のさま古色にて、緒じめは金の無垢なり。太閤秀吉より先祖へ與へし者なるべしなどいへど、その正しきことは知らず。會田系圖を見るに會田三郎左衞門正重は出羽介正兼が孫、源太郎正富が子なり。當國鉢形の城主北條安房氏邦が麾下に屬し、越ヶ谷の地に住す。其子若狹正方は太田十郎氏房に從て討死す。其子若狹正忠二男出羽正之と云。正之も越ヶ谷に住すとあり。今越ヶ谷宿に會田氏の子孫なし、衰微して江戶に移れりと云。此家は彼越ヶ谷に住せし會田氏が支族なりしや、系圖は所持せざればそのつまびらかなることを知らず」と。また宗長の東のつとに「葛西庄善養寺に着す、會田彈正忠定祐の宿所に連歌あり」と。小田原役帳に葛飾郡奥戶村會田中務丞見ゆ。

4　陸奧の會田氏　南部文書建武元年九月のものに「工藤三郎景資申、糠部郡三戶內會田四郎三郎跡の事云々」と見ゆ。又合田氏ともあり。

5　甲州にも會田氏あり、信濃より來ると云ふ。又磐城國田村郡、岩代國岩瀨郡等に多く、猶ほ丸にカタバミを家紋とするものあり。

合田　アヒタ　會田氏と通じ用ふ。

1　伊豫の合田氏　伊豫の名族にして、建武三年二月合田彌四郎貞遠御所方に屬し松前城に楯籠る。同十七日、大祝彥三郎安親之を攻む。十九日合田氏敗北落城す。同三月伊豫國御家人大祝三郎安親の軍忠狀に「合田彌四郎貞遠、數多の人勢を引率松岡城に楯籠云々」と見ゆ。

2　陸奧の合田氏　南部文書元弘四年頃のものに、三戶新給人工藤三郎、（合田四郎三郎跡）と見えたり。

會谷　アヒタニ

相知　アヒチ　肥前國松浦郡相知村より起る。松浦黨の一なりと。

會津　アヒヅ　和名抄陸奧國に會津郡を收め、阿比豆と註す。これ古事記に相津と見ゆる地にして今の岩代會津なり。猶ほ栗原郡にも會津鄕を收む。

1　會津國造　國造本紀、阿尺國造條及び思國造條に「志賀高穴穗朝（成務）御世、阿岐閇國造同祖」とあるを、大槻氏復軒雜纂には「阿岐閇は阿比閉の草體より誤れるにて、即會津國造ならむ」と。吉田博士また贊成せらる。果して然らば阿尺思國造等と同樣、天湯津彥の後とすべきなり。（阿倍氏の族）

2　會津縣主　大同類聚方二十九に「奈川介の藥、陸奧國會津縣主の法云々、其の元は大巳貴命の神方也」と見ゆ。會津國造の事か。

3　阿倍會津臣　神護景雲三年三月紀に、「會津郡人外正八位下丈部庭虫等二人、姓を阿倍會津臣と賜ふ」と見ゆ。

4　會津氏　前條氏の後胤か、延曆八年六月紀に「征東將軍奏云々、會津壯麻呂戰死」と見ゆ。

5　三浦流　三浦系圖に「佐原義連—盛連—會津光盛—泰盛—葦名盛宗」と見ゆ。此の後裔アシナ條を見よ。伊達正宗家中に會津新兵衞あり。

相槻　アヒツキ　天物部二十五部の一なり（天神本紀）。遠江國山香郡に相月村あり、其地にありし物部か。又參河國設樂郡にも相月村あり、共に物部氏に緣故あり。

合土 **アヒツチ** カウト條を見よ。

會津屋 **アヒツヤ** 石見國に此の氏現存。

相內 **アヒナイ** 陸奥國三戸郡相內より起る。奥南舊指錄に三戸地士として此の氏を擧げたり。又寛政系譜云ふ「もと沼山氏を稱せり」と、家紋抱柏。異同を知らず。

合成 **アヒナリ カウナリ** 日向記に合成太郎五郎等を載せたり。

相野 **アヒノ** 陸奥津輕に相野村あり。されど此の氏は別か。長享常德院江州動座着到に相野六郎(大江)見ゆ。

阿比野 **アヒノ**

相野口 **アヒノクチ** 信濃に此の氏あり。

相關 **アヒノセキ**

合山 **アヒノヤマ** 志摩に此の氏あり。

相葉 **アヒバ** 桓武平氏磐城氏の族にて磐城系圖に隆行の子重隆を相葉五郎と載せたり。

相庭 **アヒバ** 新撰美濃志に相庭掃部助見え、又金澤米倉藩の用人に此の氏あり。アヘバ氏に同じかるべし。

相場 **アヒバ アヘバ** 寛永系譜「忠好を祖とす、家紋丸にむかふ梅、花輪違。」越後にてはアヘバと云ふ。アイバを見よ。信濃にもあり。

相羽 **アヒハ** 越中にあり。アイバに同じきか。

合羽 **アヒハ カツパ** 攝津の氏、寳曆年間合羽幸八なるもの合羽島を拓むと云ふ。

相原 **アヒハラ** 武藏國多摩郡、相摸國高座郡等に相原村あり。又近江國野洲郡に相原庄ありて、數流の相原氏を起す、又粟飯原と通じ用ふる事あり。

1 甲斐の相原氏 御嶽衆の一なり、壬午起請神文に鐘奉行內匠家、天正中內匠助友貞あり。又釆女家は友貞の弟源太郎友豊の後也。其の他修監、上總、越後、內膳、齋宮、數馬、帶刀、飛驒、但馬、豊後、左膳、主税、左涙等ありて甲斐國志に見ゆ。又文政頃の御嶽神社記錄に、相原豊後、相原飛驒等を載せたり。

2 相摸の相原氏 相摸國高座郡相原より起る、粟飯原條を見よ。

3 武藏の相原氏 多摩郡相原より起る。武藏七黨丹黨の一なり。武藏總社の舊祠官に相原氏あり、此の族か。

4 遠江の相原氏 天野景泰文書手負人數の內に相原三郎左衞門を載せたり。

5 陸奥松前の相原氏 寳德の頃、相原周防守政胤あり。安東太郎と共に松前(北海道)に渡り、其の地を守護す。「永正十年大館合戰、相原彦三郎季胤守護人たり」と見ゆ。松前城に據る。

6 藤原姓 寛政系譜是政を祖とす。家紋丸に抱柏、丸に蔦。猶ほ同系譜千四百七十卷にも此の氏あり、常郷を祖とす。家紋丸に五三桐、丸に釘拔。

7 安藝の相原氏 藝藩通志高宮郡條に、相原氏(大林村)先祖は相原五郎兵衞、熊谷支藩就直に事へて馬醫書二卷、天平十七年就直より受くとて家に藏す」と見ゆ。

8 其の他京極殿給帳に相原權右衞門を載せたり。

合原 **アヒハラ** 相原、粟飯原に同じきか。

粟飯原 **アヒバラ** 相摸國高座郡粟飯原より起る、武藏七黨小野横山黨と桓武平氏千葉氏との二流あり。

1 横山黨 小野系圖に「横山經兼―隆兼―時重(横山權守從五位下、粟飯原)

├時兼―重時―時久―時盛―孝時
├時隆―盛高―時方―重兼
└廣季―熊次郎」

此の一族東鑑に多く見ゆ。三項にあり。

2 千葉流 千葉系圖に「鵜根常房―常益(粟飯原)」と見え、別本には「常長―常

姓なるべし。今蘆品郡に綱引なる地殘れり。

羅曳 アビキ　綱引に同じ。

羅曳連　天平十一年備中國大税貧死亡人帳に賀夜郡阿蘇郡宗部里羅曳連豊島なる者見ゆ、これも綱引の長なりしより、其を氏となしたる也。

相京 アヒキヨウ

我孫 アビコ　我孫は氏とも、カバネとも用ひられ、猶ほ前條綱引の轉とも考へらる。吾孫、我孫古、安孫古、阿比古などの文字を用ふ。

1　原始的カバネ　阿毘古とも記す。古きカバネにして皇別神別共に稱す。其の名稱より考ふるに、恐らく彥と云ふ原始的カバネの名殘ならむ、卽ち彥にアなる接頭語を添へしものとするべきか。詳細は「上代に於ける社會組織の研究」を見よ。

2　三輪氏族　此氏には古く我孫姓を稱せる者の後なると、綱引なるが言葉の類似より我孫となれるものとあり（詳細は社會組織の研究を見よ）されど今日にては一々區別すべからず。姓氏錄攝津神別なる我孫氏は「我孫、大己貴命孫天八現津彥命の後」と見ゆ。住吉郡に我孫子なる地名あり。

3　毛野氏族　姓氏錄未詳雜姓攝津の部に「豊城入彥命男八綱多命の後也」と見ゆ。

4　下總の我孫氏　東葛飾郡に我孫子てふ地名あり、前條我孫氏の住居せし地と考へらる。

5　越前の我孫氏　天平神護二年の越前國司解に高屋鄕戶主我孫石村と云ふ人見ゆ。

6　我孫公　河內の古代氏族にして、承和三年「故從七位下我孫公諸成等秋原朝臣姓を賜ふ」と、蓋し毛野氏の族ならむ。

7　我孫宿禰　東寶記第八、及び姓名錄抄に見ゆ。阿比古宿禰と同一なるべし。

8　其の他我孫氏は、和泉、美濃、羽前等にあり、以下阿比古、我孫古等を見よ。

我彥 アビコ　前條氏に同じ。

吾彥 アビコ　前條氏と通じ用ふ。

阿比古 アヒコ　我孫に同じ。

1　河內の阿比古氏　承和三年十一月紀に「河內國人故從七位下我孫公諸成、散位同姓阿比古道成等、姓を秋原朝臣と賜ふ」と見ゆ。

2　美濃の阿比古氏　大寶二年肩々里戶籍に阿比古麻呂、他に一、鄕里未詳戶籍に一人見ゆ。

3　阿比古宿禰　河內我孫公が後に宿禰を賜へるなるべし。除目大成抄卷三に河內大目阿比古宿禰吉則と云ふ人見ゆ、康平六年頃の人なり。

我孫古 アビコ　和泉の古代氏にして、姓氏錄、未詳雜姓和泉の部に「我孫古、豊城入彥命男倭日向建日向八綱多命の後也」と見ゆ、本郡に我孫子村あり、此氏の住みし地なるべし。

我孫子 アビコ　我孫古に同じ、和泉國和泉郡に我孫子莊あり、又攝津、下總、近江等も多く我孫子の字を用ふ。

1　近江の我孫子　近江愛知郡に我孫子村あり。

2　尾張の我孫子氏　尾張愛知郡の名族にして織田信雄の從士に安孫子善十郎なる者あり。

3　宇多源氏　中興系圖に「我孫子、宇多安彥共」と見ゆ。

安孫子 アビコ　前條氏に同じ。

安彥 アヒコ　羽前國村山郡の名族、寒河江大江氏の族か。古代我孫の裔か。永正年中安彥薩摩あり、寒河江記錄、伊達世次考

等に見ゆ。中興系圖安彦を宇多源氏とす。

阿彦　アヒコ　羽前國南秋田の名族、郡邑記に「石名坂の城を阿彦佐七の居」とつたふ。

相子　アヒコ　肥前松浦の相子より起りしか。

阿比古部　アビコベ　美濃阿比古氏の部曲なるべし、大寶二年同國各牟郡中里戸籍に阿比古部鹽賣なる人見ゆ。

相坂　アヒサカ　アフサカ條を見よ。

相崎　アヒサキ

合澤　アヒサハ　駿河國駿河郡(駿東郡)合澤より起る、合澤とは東鑑嘉禎四年正月條に見ゆる藍澤驛の事なるべし、或は鮎澤に作る。此の氏は曾我物語に「駿河國の住人合澤彌五郎、同彌六、同彌七とて兄弟三人ありけるが、赤澤山の狩に相州山内三郎と相撲三番打つ」と見ゆ。鮎澤氏を見よ。

會澤　アヒサハ　駿河地方にあり、大森氏の族なり。又常陸古徳城に會澤金藏、ものに見ゆ。

相澤　アヒサハ　新編武藏風土記多摩郡條引天正十四年の掟書に相澤某見ゆ。信濃にも此の氏あり。

相去　アヒサリ　陸中國膽澤郡相去村より起る。鬼柳氏の一族にして、和賀郷村志に相去村も和賀郡内にて、鬼柳伊賀守の長子淸三郎を領主として相去淸三郎と唱しなりと見ゆ。

相嶋　アヒシマ

相城　アヒシロ

會洲　アヒス　アイス條を見よ。

相田　アヒダ　左の數流あり、猶ほ會田、合田を參照せよ。

1　藤原北家　大森葛山系圖に「神山七郎親茂の子親義(相田四郎・相田入道)」と見ゆ。和田系圖に大中臣助平—女子—左中大夫師末—相田次郎とあるも同一氏なり。

2　秀鄕流藤原氏　佐野氏の族戸室親久—親元—親邦—房親—親綱—行親—吉房・相田大膳とあり。

3　桓武平氏　常陸國多珂郡相田村より起る、常陸國志に「佐竹譜闕本五人衆の内なり、皆外樣なり」とあり、又「岩ケ崎分れ平氏なり」と見ゆ。

4　毛利氏流　大村藩士に相田氏あり、士系錄に毛利氏より出づと。

5　上野國邑樂郡北大島村に相田氏あり、又下總葛飾郡の相田氏は家紋抱茗荷、丸にカタバミを家紋とするもあり。

6　東鑑二十一にあひたの三郎、及びあひたの四郎を載せたり。

會田　アヒタ　左の數流あり。

1　滋野海野氏流　信濃國東筑摩郡會田村より起る、海野幸繼の二男會田次郎を祖とす、信州滋野氏三家系圖に「海野幸廣—幸氏—長氏—幸持(會田二郎)」と、寬政系譜眞田氏條には幸氏—幸繼—某(會田を稱す)と載せ、中興系圖には「滋野、本國信濃、海野信濃守幸繼男小次郎稱之合田共」と見ゆ。後小笠原氏に亡さる。虛空藏山城(會田村)は會田小次郎の居城小笠原氏に屬す。此の外、笹城、秋吉砦、中野砦、雨ガヤ砦等近邊にあり、何れも會田の出丸なりしが、後武田に降る。なほ其の一族小縣郡にもあり。

2　橘姓　寬政系譜には、會田氏を橘氏の內に收め「今の呈譜に滋野氏にして、彌平大夫重道、信濃國小縣郡海野村に住せしより稱號とす。其後裔左衞門尉幸持、同國會田鄕に居住し、家號を會田にあらたむ。資淸は末孫なり」といふ。家紋丸に三本竹、二巴。

3　武藏の會田氏　新編武藏風土記埼玉郡

4　桓武平氏鹿島氏流　常陸國鹿島郡粟生村より起る。鹿島大宮司系圖に「宗幹の子幹實・粟生七郎」とあり、粟生城に據る。

禾生　アハフ　和名抄上總國山邊郡に禾生郷あり。

粟生田　アハフダ　武藏國入間郡粟生田村より起る、兒玉黨なり。七黨系圖に淺羽行業の子を粟生田五郎行直とす、その人より出づ。其子四郎太郎季行―小三馬允行方―馬二郎光直―野六郎直氏弟孫二郎盛直、また季行弟三郎正行―某―行弘、また季行弟八郎實行―家行―泰行等見ゆ。今市村法恩寺年譜康應元年條に粟生田彥太郎と云ふ人見えたり。

1　武藏の粟生田氏　新編風土記傳に粟生田氏、大久保筑後守が百姓なり。丸の内に雀を紋とす。先祖粟生田左京亮は郡中淺羽城主淺羽下總守が家老たりと云。按に粟生田氏と云るもの淺羽より出て七黨系圖に見えたり、恐くは文字の似たるをもて彼系圖は誤寫せしならん。此ほとりに粟生田村と云所もあり、又法恩寺の年譜に粟生田彥太郎直村と云人見ゆ、是元應の人なり、元より川越の住人と見ゆれば同族成べし」と。

2　播磨の粟生田氏　太平記卷三十二に粟生田左衛門次良(赤松家臣)、卷二十五に粟生田小太郎(赤松家臣)、長享常德院江州動座着到に粟生田次郎右衛門尉(播州)を載せたり。粟生田生氏後播磨に移りしならむ。見聞諸家紋に

團扇　粟生田次郎　左衛門尉繼行

粟宮　アハミヤ　アハノミヤ　岸和田岡部藩用人に此の氏あり。下野國都賀郡粟宮より起るか。

粟村　アハムラ　坂上田村麻呂の後なりと云ふ。

粟屋　アハヤ　和名抄安藝國高田郡に粟屋郷ありて安波也と註す。

1　若狹の青屋氏　武田氏の重臣にして源姓と云へば、後に安田氏裔と云ふものと同族か。若狹阿奈志神社文書に「文明九年丁酉九月十六日、武田家麾下彌五郎粟屋國春」二十二社註式の奧書に「天文五年粟屋右京亮源朝臣元隆」、又細川兩家記に「若狹國粟屋父子討死」、又武田義統の老臣に粟屋越中守勝久(女婿)あり、三方郡國吉城に據り、粟屋右衛門大夫は大飯郡白石山城に據る。勝久後織田氏に降りて本領安堵を得しも天正十三年卒して邑を失ふ。見聞諸家紋に

粟屋　菓屋　佐々木紋二ツアリ

2　安藝の粟屋氏　高田郡粟屋鄕より起る、藝藩通志に「治承三年平景弘補任高田郡粟屋鄕司廳宣一通あり、又同郡三田、風早、豊島、麻原、中立、船木、粟屋七村、景村相傳所領のよしも見ゆ」と。嚴島神領の知行民部大夫景弘ともあり。安西軍策に武田方粟屋源次郎を始めとして粟屋市佐、同右京亮、同源二郎、同伯耆守、同掃部助。尼子方、粟屋孫次郎、同太郎左衛門、同彥右衛門等甚だ多し、又德川時代德山毛利藩に粟屋氏あり。

3　藤原姓　藝藩通志高田郡波多野氏條に「もと粟屋氏とす、康永頃の神社棟札に藤原氏就とあり、明應の棟札に刑部左衛門元實、永正に元吉、永祿に正宗、文祿に元辰とあり」と見ゆ。

4　安藝の粟屋は、天正中備後の三吉新兵衛隆信の要害となる、よりて此の人を粟屋隆迹とも諸書に見ゆ。

5 清和源氏安田氏族　安田義定の後裔親義、栗屋と稱す、寛政系譜千二百七卷栗屋氏を載せたれど源氏とあるのみ、此裔か。

6 日向の栗屋氏　徳川時代臼杵稻葉藩番頭となる。

畔治　アハル　上總國望陀郡に畔治鄕あり、和名抄に安波留と註す。

阿比　アビ

相合　アヒアフ　安藝國高田郡相合より起る。安西軍策に相合四郎就勝あり、吉田毛利氏の弟なり。寛永系譜には毛利弘元の子元綱(元就の弟)相合を稱すと。猶ほ美作にも此の氏見ゆ。

相井　アヒヰ

相磯　アヒイソ　アヒソ

相浦　アヒウラ　肥前松浦黨の庶族なりと云ふ。

相生　アヒオヒ　翁草鎌倉時代武士の所領として「三千町、豆州の內、相生小太郎賴高」と見ゆれど詳かならず。

會賀　アヒカ　エガ條を見よ。

相賀　アヒガ　常陸多賀郡相賀より起る、小野崎氏の族なり、アフガ條を見よ。

相川　アヒカハ　大和以下諸國に此の地名多く數流の相川氏を起せり。

1 大和の相川氏　山邊郡相川村より起る相川與市は都祁氏の族かと云ふ。

2 肥前の相川氏　藤原氏と稱す。

3 常陸の相川氏　秀鄕流藤原姓小野崎氏の族にして、小野崎系圖に「憲通—直通(相河又三郞)」と見え、又常陸國志に「小野崎憲通の二子又三郞直通、又三郞兵衞兵庫介と稱す、筑後守たり。相賀に居り地七十貫を食み相川氏と曰ふ」と見ゆ。

4 相摸の相川氏　中興系圖に「平、本國相摸、次郞兵衞時衣、之を稱す」と見ゆ。

5 陸奥の相川氏　陸奥津輕の豪族にして南部中興記に「津輕は光行公より以來の御領にて城代を置玉ふ、此頃の城主相川掃部祐房、西野內匠宗治と挑戰ふ」と云ひ、又祐淸私記に「永祿の頃南部殿の郡代津村某堤浦の館に在住のところ、其の家臣西野相川の二人叛逆して津村を追落す」と見ゆ。

6 其の他下總の相川氏は家紋九曜と云ひ又志摩方面にも此の氏あり。

相河　アヒカハ　前條氏に同じ。

合川　アヒカハ　羽前國最上郡に合川あり。

會川　アヒカハ

合上　アヒカミ　合土の誤なるべし。

相神　アヒカミ　能登國羽咋郡に相神村あり、康正二年の造內裏引付に「東岩藏眞性院、能州鮎上村段錢」とあるはこれかと。

相木　アヒキ　信濃國佐久郡相木村より起る、相木氏は本姓依田也、市兵衞昌朝武田に降り、能登と改む、八十騎の將。相木城(相木村)は又阿江木、依田氏の居城也。天文十一年十二月十日、相木昌朝武田に降る事、千曲眞砂、蘆田記、甲陽軍鑑等に見ゆ。徳川時代延岡內藤藩の用人に相木氏あり。

網引　アビキ　上古網を以つて魚を取る部民なり、中古に及びても一の品部として、調雜徭を免ぜらる。令集解卷五に「網引百五十戶、云々、經年每丁役す。品部と爲して調雜徭を免ず」と見ゆ。

1 網引　備後國品治郡(蘆品郡)に網引村あり。此の部民のありし地なるべし。

2 網引公　神護景雲二年二月紀に「備後國葦田郡人網引公金村、年八歲にして父を喪ひ、哀毀骨立、尋いで母難に丁る。追遠益々深し。爵二級を賜ひ其の田租を復し身を終らしむ」と見ゆ。此氏は前條網引の長なる家にて、公は恐らく原始的

籬を立てゝ飯長姬命（天富命の女）を以って齋主と爲し、由布津主命を以って諸司と爲し、拜察相副を命ず矣、是則ち安房の大神也）―飯長姬命。由布津主命（天日鷲命の孫由布津主命亦阿八和氣比古と稱す、天富命の女名は飯長姬命と御合ひて堅田主命を生む、是卽ち安房忌部の始祖なり）」と。

訶多多主命―伊那佐可雄―沙喜久和氣―夫由㝵和氣―比比多佐―正美美大人―伊波毘古―志麻名市―武㝵比―宇氣意―伊津毘古―久豆美―波志主―多氣毘古―見都萬侶―由岐萬侶―大佐和氣―名美麿―久米麿―勝麿―勝美（寧樂宮に御宇天皇養老元年春三月、朝廷に奏して先規に隨ひ、神籬磐境悉造營し、安房大神を鎭座すてへり、卽ち天太玉命なり。更に天忍日命の社を修造す。相傳へて云ふ、志賀高穴穗宮に御宇天皇の御世、安房國造大伴直大瀧の齋所なり、仍って名づけて國造社と稱す。今玆に天富命を合祭す矣。又所謂勝美は神祇大副忌部宿禰色淵の子也、幼稚の時より勝麿に養はる、依つて以つて其家を繼ぎて奉齋拜侍す。天平寶字四年夏五月卒）―道義―義長―定義―恒義―冬麿弟茂義―久義―義遠―方義弟義重―義秋―義光―義廉―義周弟景義―義正―義元弟忠陣弟淸義―義武（治承四年源賴朝公、當國に下着、九月四日安西三郎景益の一族たるに依りて共に御旅亭に參上云々）―義當―壽義―義角―延義―義仕―義佐―義安―義近―義信―義樹―峯義―義里―實義―義之―義房―種義―直之、と見えたり。

粟凡　アハノオホシ　粟國造家の姓氏にして直姓なり。

1　粟凡直　神護景雲元年三月紀に阿波國板野、名方、阿波等三郡百姓言つて曰く、己等姓庚午年籍凡直と記さる。唯籍皆費字を着く、此より後、評督凡直麻呂等、朝廷に披陳し、改めて粟凡直姓と爲し、已に畢んぬ。天平寶字二年籍を編するの日、凡費と追注す。情安からざる所ありと。是に於いて改め粟凡直と爲す」と見ゆ。大安寺資財帳に「阿波國板野郡庄卷粟凡直國繼所献」と。其他弘仁二年六月紀に「大僧都傳燈大法師位勝悟卒す、法師俗姓凡直、阿波國板野郡の人也」（元亨釋書卷二には「釋勝悟、姓凡直氏、阿州板野郡人也」）と。また延喜二年板野郡田上鄕戶籍に「粟凡直今吉賣外九人、散戶主從七位下粟凡直田吉、新戶主粟凡直成宗外四十人、凡直美安賣外四人、凡直夜須㝵賣外三十九人、戶主凡直廣岑外十一人、凡直玉門賣、凡直比㝵女、外六人、凡直介佐丸外十一人等見ゆ。此氏にして後粟宿禰姓を賜へるものあり。

2　粟凡費　前條に云へり、費は直と通じ用ふ。

阿波佐伯部　アハノサヘキベ　阿波國にありし佐伯部なり。景行紀及び姓氏錄佐伯直條に見ゆ。詳なる事は佐伯部を見よ。

粟野田　アハノタ　出羽の豪族にして置賜郡小國城に據る。粟野田備中守の子備後守に至りて家衰ふ。

阿波藤　アハノトウ　阿波國の藤原氏の意なり。阿波志に「藤原仲房・脇權頭と稱す。相傳ふ中御門中納言家成の裔なり。家成保安中讚岐守に任ぜられ、阿野大領貞宣の女を娶りて章隆を生む。章隆の後來りて脇町に居り、相傳へて仲房に至り、文明中去りて伊豫に適る、又備中守あり、所謂阿波藤氏これなり」と。

粟谷　アハノヤ　上野に此の氏あり。

粟林　アハバヤシ　美作の氏姓、東作志吉

野郡鎚大明神の祉に此の氏を擧ぐ。

粟原 アハバラ 下總國小金本土寺の過去帳に粟原三郎太郎(應仁二正月)粟原加賀守行信(フクタハラ天正甲戌)を載せたり。粟飯原氏の事ならむ。

淡相 アハヒ アハアヒを見よ。

粟平 アハヒラ 備前に此の氏あり。

粟生 アハフ 能登常陸等に粟生村あり、それ等の地より起る。

1 羊大夫後裔 能登國羽咋郡粟生より起る。粟生系圖に「宇治關白頼通―民部太輔(任隆是なり。多胡庄玉村ミドリ片山庄を知行す。宇治殿五男、上野國に住す。)羊大夫(唐號カラシナの大明神と號)―伴太大夫(此するは上野國にあり)弟伴太次郎―玉村次郎(片山武者所)―片山武者五郎師綱―廣隆(能登國粟生保雌雄保知行、粟生五郎左衛門尉)―師廣(粟生左衛門四郎、法名敬願、秦梨子郷アイキャウノ黄土郷、上總國山倉郷、設樂名草郷、寺岡屋敷、イカルギノ屋敷、西熊屋敷、弁末貞名大浦左衛門跡)―盛廣(粟生四郎左衛門尉法名道國、遠江箕取郷、三河國額田郷、秦梨子郷、梅藪屋敷、草鼻屋敷、木窪破世工地屋敷、上總國秋田郷高師村知行ス)其の弟行廣(行廣知行分、ムサシイヒ島郷、安房ヘタテノ郷、チワリ高鼻郷、アシ利ノナ岡郷、三河重厚公、又名足利屋敷、武功廳鼻シノブノアマルベ)と見ゆ。

系を藤原氏に引くは假冒に過ぎず。羊大夫の事につきては信友翁の上野國三碑考に詳なり。卽ち多胡郡和銅碑に「辨官符上野國片岡郡、綠野郡、甘良郡、三郡內三百戶を併せて郡と成し、羊に給ひ多胡郡と成す。和銅四年三月九日」と見ゆる羊は當地方に名高き傳說を有する羊大夫の事にして、大寶三年五月紀に「正七位上倉垣連子人、高祖根緖以來の子孫、正七位上私小田、從七位上私比都自、長島及び昆弟等、皆訴へて雜戶を免るを得たり」とある私比都自もまた同人とか。果して然らば私氏なれど、此の解釋は附會に過ぎて信じ難し。同名異人のみ。猶ほ和銅碑の羊は人名にあらずと。

廣隆―師廣

盛廣(四郎左衛門尉)┬爲廣(藤左衛門尉)┬秋廣(四郎)―廣幸(左近將監)
　├女子(今川殿妻)　├惟廣(五郎)―正廣(助八)
　├左衛門五郎　└廣盛
　└左衛門四郎

├重廣―家廣
├氏廣(片山八郎)(蔭山太郎)
├行廣(粟生六郎)
├爲清(美作守)
├利綱(疋田五郎)
├重綱(粟生十郎)―粟生次郎
└粟生六郎

永幸(中務少輔)┬爲廣┬信廣
　　　　　　├廣基└廣忠
　　　　　　└忠廣―行廣

├周廣(源太)┬永綱(將監永信)―將監―新衛門
└俊廣(十郎)├典廣(源大夫)
　　　　　└信正

加越能三州志羽咋郡邑知院內粟生條に、「粟生七郎居堡ト云フ。上杉謙信ノ爲ニ城陷チ身死スト也。年月家傳泯亡ス」と見ゆ。

2 藤原北家齋藤氏流 前項の粟生氏と密接なる關係あるべし。尊卑分脈に「吉原則光―孝則―助方(粟生次郎)―行方(粟生太郎)」また「則光―則重―河合齋藤助宗三世孫藤島助近―實兼(粟生四郎、粟生太郎行方爲子)」と見ゆ。

3 三河の粟生氏 二葉松等に額田郡秦梨子村秦梨子城條に「二ケ所在り、城主粟生將監永信息長藏、弘治二年合戰後酒井圖書居住す」と。第一項粟生氏に同じ。德川時代西尾松平藩の年寄に此氏あり。

野氏はヒラノ、及び青墓氏條を參照せよ。

粟津　アハツ　近江國滋賀郡に粟津庄あり東鑑建久三年條に平家沒官領と見ゆ。承久の頃粟津莊司康綱あり、入道して證空と號し正法寺を創立すと。又東鑑卷二十一に粟津太郎あり。猶ほ此等より前、古事談に粟津冠者と云ふ人あり、江廣寺を建立し龍宮に赴きて一鐘を得と傳ふ。田原藤太の傳説に似たり。寬政系譜には淸和源氏賴光流と云ひ、粟津氏二家を載す。先祖滋賀郡粟津に住せしより家號とすと、家紋丸に大文字、五本矢車、賴淸を祖とす。又德川時代近衞家の侍、高倉家の雜掌、及び俳人等に此の氏あり。

粱津　アハツ　和名抄常陸國多珂郡に粱津鄕あり。

粟辻　アハツヂ

粟津原　アハツハラ　信濃に此の氏あり。

粟殿　アハドノ　粟及び粟野條を見よ。常陸佐竹の族なり。

粟根　アハネ

粟野　アハノ　粟野なる地名は、美濃、信濃、下總、常陸、奥羽、阿波、長門、豐前等甚だ多くして數流の粟野氏を起せり。

1　淸和源氏山縣氏流　美濃國山縣郡粟野を氏名に負ふ、尊卑分脈に賴光三世孫山縣國直孫飛驒瀨國成—國光(粟野二郎)と見ゆ。山縣系圖同じ。一本粟野ともあり。國光は承久頃の人なり。

2　度會姓　伊勢外宮の祠官にして、其の系圖に天牟羅雲命後裔二門始祖飛鳥廿六世の後裔と載せ、又外宮權禰宜家筋書に春彥十六代文滿と見ゆ。

3　伊勢の粟野氏　飯高郡粟野村より起る、眞善院名錄に粟野牛六郎あり、北畠氏の家臣なり。

4　桓武平氏千葉氏流　下總國海上郡(香取郡)粟野より起る。千葉支流系圖に「本庄盛胤—胤世—高胤—秀胤(粟野鄕領主)と見ゆ。又千葉大系圖に「海上高胤の弟掃部助秀胤。粟野鄕を領す」と見ゆ。

5　淸和源氏佐竹氏流　常陸國那珂郡阿波鄕の地、後世粟野と云ふ。よりて粟義有を又粟野氏ともあり。

6　藤原北家伊達氏流　岩代郡伊達郡粟野より起る。伊達宗村の二男義廣、此の地に住みて粟野次郎、後藏人大夫義廣と稱す。小手濫觴に「義廣實治中桑折高館を築く」とあり。義廣法名覺佛、法泉寺を創立す。

7　伊達庶族　羽前國置賜郡粟野より起る、宮内の熊野權現鰐口銘に「藤原朝臣粟野美濃守政國、明應十戊午六月六日」と見ゆ。蓋し伊達庶族か。事跡考に「二色根館主粟野喜右衞門は天正中上京して秀吉公に仕へ、杢頭秀用と稱し、伊豫國柾木十三萬石を賜はりしが、文祿四年死を賜はり、家跡絕ゆ」とあるも他に徵證なし。

8　陸前の粟野氏　觀蹟聞老志に「茂嶺城址根岸村にあり、相傳ふ粟野大膳なる者、往時名取北邑三十三鄕を領して此城に居る」と。又「北目城、郡山に在り、粟野大膳故館なり」と。天文年間粟野遠江あり、伊達宗稙書を與ふ。又德川時代宇和島伊達藩の用人に此の氏あり。

9　南路志引仙頭小松氏正平十一年文書、阿波祖谷山菅生氏正平五年文書等に粟野三位中將を載せたり。

10　加賀國石川郡下新庄(在富樫庄下新庄村)に「粟野五兵衞住めり、無傳」と三州志に見ゆ。

11　磐城國にも粟野氏あり。常陸より移るか。

阿波脚咋　アハノアシクヒ　別姓、景行

帝裔アシクヒ條を見よ。

阿波漢人　**アハノアヤヒト**　村主姓なり、倭漢氏の一族にして、坂上系圖に見ゆ。阿智使主に隨ひ來れる漢人なり。延喜二年田上郷戸籍に漢人直衣女等見ゆ。村主は此等漢人の長なり。

阿波忌部　**アハノインベ**　阿波に住みし忌部を云ふ。書紀、神代卷に粟忌部の祖天日鷲神、また古語拾遺に天日鷲命は、阿波國忌部の祖也とあるは此忌部の首長の家系を云ふ也。和名抄麻殖郡に忌部郷見え、神名帳「麻殖郡忌部神社、或號麻殖神、或號天日鷲神」とあるは其氏神社なり。延喜二年板野郡田上郷戸籍に忌部田賣外六人見え、仲資王記に「建久五年六月十二日辛丑、阿波國忌部久家氏長者に還補す、角凝魂の後也、」と見ゆ。

粟忌部　**アハノインベ**　前條と同じく四國阿波にありし忌部なり。前後參照せよ。

1　粟忌部首　阿波忌部の部分的伴造なり。國造本紀に「磐余尊(神武)日向より發して倭國に赴き向ふ、云々、海中に浮ぶ者あり。何物ぞやと、乃ち粟忌部首の祖天日鷲命を遣す」と見ゆ。其氏人は靈異記下廿に「粟國名方郡埴村に女一人あり。忌部首(字を多夜須子と曰ふ)白壁天皇代是女法花經を寫し奉る」と見ゆ。今昔物語十四ノ廿七に「今昔阿波ノ國名方ノ郡麻殖ノ村ニ女人有ケリ、字を夜須古ト云ヒケリ。白壁ノ天皇ノ御代ノ事也」とあり。また貞觀四年九月紀に「阿波國名方郡人忌部首眞貞子」など見ゆ。此の氏の内連姓を賜へる者あり。

2　粟忌部連　神護景雲二年紀に忌部連の宿禰を賜はる記事見ゆれば、首より連を賜はれるは其以前の事と思はるれど國史に漏る。同二年七月紀に大初位下忌部越麻呂等十四人、姓を連と賜ふ」とあるは支流の家なり。なほ靈異記下廿に麻殖郡人忌部連、今昔物語十四の廿七には忌部の連板なる人あり、白壁天皇の時の事とす。此氏後に宿禰を賜へり。

3　粟忌部宿禰　神護景雲二年七月紀に、「阿波國麻殖郡人外從七位下忌部連方麻呂、從五位上忌部連須美等十一人、姓を宿禰と賜ふ」と見ゆ。

安房齋部　**アハノインベ**　東國安房に住みし忌部なり。古語拾遺に「天富命、更に沃壤求め、阿波齋部を分ち、率ゐて東土に往き、麻穀を播殖す。好麻生ずる所を、故之を總國と云ひ、穀木生ずる所を、故之を結城郡と謂ふ。(古語麻之を總と謂ふ也、今上總下總二國と爲す是也。)阿波忌部居る所、即ち安房郡と名づく。(今安房國是れ也)天富命即是地に太玉命社を立つ。今之を安房社と謂ふ。故其神戸に齋部氏あり」と見ゆ。神名式安房郡に安房坐神社、后神天比理乃咩命神社とあるは太玉命の社にして、和名抄安房郡神戸郷、神餘郷(加乃無安萬里)とあるは其神部齋部の住みし地とす。

安房忌部　**アハノインベ**　安房齋部に同じ。

1　安房忌部首　安房忌部宿禰古くは忌部首と云ひしならんも、古典に漏る。

2　安房忌部宿禰　安房齋部の伴造なる忌部首につきては傳なけれど、天平二年の安房國義倉帳なる目大初位上忌部宿禰登理萬理は其後裔の宿禰姓を賜はれるものなる事明かなり。此子孫忌部氏を見よ。

3　安房忌部氏　安房神社祠官岡島氏所傳安房忌部家系に「天富命（畝火の白檮原宮に初國知し看しし天皇(神武)の大御世天富命(大宮賣命の子)粟忌部を東地に分ちて麻穀を作らしむ矣、亦天太玉命の神

22 葉室流の粟田家　顯頼の子惟方、公卿補任に「粟田別當と稱す」と見ゆ。尊卑分脈には粟田口とあり。

23 備後の粟田氏　藝藩通志尾ノ道の故家長江町金屋の條に「遠祖詳かならず、氏を粟田といふ。土人相傳ふ、昌泰年間菅公西謫の時、舟を此地にとゞめ給ふ當家の祖某迎へて饗し奉る」と。

24 粟田燒　相傳ふ元和年中陶工九左衛門あり、其の製品に艸書粟田と銘す、これ粟田燒の濫觴なり。

禾田　**アハタ**　天智紀に「播磨國司岸田臣（中略）云ふ狹夜郡人禾田穴内云々」と見ゆ、粟田氏の族か。

粟田加良部　**アハタカヅラベ**　カヅラベ條を見よ。

粟田口　**アハタクチ**　洛東粟田口より起る この地は粟田郷の入口の義ならむ。

1 藤原北家近衛流　尊卑分脈に「近衛基實—忠良—基良—良教（號粟田口）—經良—忠輔」と見ゆ。

2 藤原北家葉室流　尊卑分脈に「葉室顯賴—惟方（號粟田口別當入道）—爲賴—仲房—光資—資能—宣方—宣國」と見ゆ。

3 藤原北家花山院流　尊卑分脈に「花山院忠經—定雅（粟田口入道、右大臣）」と見ゆ。

4 藤原南家熱田大宮司流　尊卑分脈に、「季範—範智（號粟田口）—明季」と見ゆ。

5 清和源氏賴親流　尊卑分脈に「賴親—賴成—仲綱—仲光—滿宗—定滿—滿長—成長—惟長—惟綱—惟氏—惟任（粟田口）」と見ゆ。

6 藤原北家土佐派　土佐派の畫家土佐光顯の三男隆光、洛東粟田口に住す、其子經光又名あり。

7 粟田口鍛冶　刀劍鍛冶の家なり、其先國賴大和の人（林氏）、其子國家、山城粟田口に移り地名を稱號とす。

- 國賴—國家
  - 國友
    - 則國
      - 國吉
      - 國光
      - 吉光
        - 吉政
        - 吉國
    - 國實
  - 久國—景國
  - 國清—家則
  - 國綱（左近將監）

國綱吉光殊に名あり、工藝志料に「建長中京師粟田口の劍工來國行名聲甚高し子孫亦能く刀劍を作る、是を來一類の鍛冶と云。此の際同地に藤原吉光（藤四郎）あり、其所作の刀、精妙匹儔なし。天下傳へて寶器と爲す。初め後鳥羽天皇刀劍を好む、因て海內の良工多く京師に集る。是に於て吉光出ず、其の父祖子孫皆世に重ぜらる。粟田口鍛冶と稱す。吉光特に絕藝を以て鳴る」と見ゆ。

粟田寺　**アハタテラ**　東鑑卷の一に粟田寺別當大法師範覺を載せたり。

淡谷　**アハタニ**　アハヤ

粟田部　**アハタベ**　粟田臣部曲の民なり。

1 山城の粟田部　山城に多かりしならむも文献に見えず。

2 美濃の粟田部　大寶二年の美濃國戸籍に粟田部日知賣と云者を載す。

3 越前の粟田部　今立郡に粟田部なる地名存す、此部民住居せし地なり。古文書此國に粟田氏の存せしを傳ふ。猶ほ坂井郡の粟田郷和名抄に見ゆ。

淡路　**アハヂ**　淡路國より起る、和名抄阿波知と註す、又攝津國に淡路庄あり。

1 淡路國造　國造本紀に難波高津朝御世（仁德）神皇産靈尊九世孫、矢口足尼を國造に定め賜ふ」と見ゆ。此の後裔淡路凡（アハヂノオホシ）條を見よ。

2 清和源氏爲義流　尊卑分脈に「爲義—爲家（淡路冠者）—與一太郎經家」と。猶ほ爲家弟義久も「淡路冠者」と稱せり。

爲家一本系圖「淡路十三郞」に作る。平家物語卷九には「淡路云々、その國に源氏二人ありと聞えけり。故六條判官爲義の末子加茂冠者義嗣、淡路冠者義久と聞えしを大將に賴んで、城郭を構へ待つ所に、能登殿、押し寄せて散々に攻め給へば、加茂冠者討死す、淡路冠者は痛手負ひて生擒にこそせられけり」と載せ、源平盛衰記には「淡路國に淡路冠者、掃部冠者とて二人あり、故六條判官爲義が孫共也。淡路の冠者は爲義が四男左衞門尉賴賢が子、掃部冠者は同五男掃部助賴仲が子也」と見え、又淡路冠者宗弘の名もあり。諸書異同ありて詳かならず。義久一に義秀に作る。中興系圖には「淡路、淸和、爲義男、冠者義季、之を稱す」とあり。

3 秀鄕流藤原氏 皆川氏の族淡路守たりしより子孫淡路を氏とす。東鑑一に淡路守淸房、三十、三十一に淡路前司宗政、三十一、三十二、三十六に淡路四郞左衞門時宗、三十六、三十七に淡路彌四郞宗員、三十五、三十六に淡路又四郞左衞門宗泰、四十六に淡路又四郞、四十五に淡路五郞左衞門尉等、多くは此の族なり。

寛政系圖に「宗政（淡路守）—時宗（淡路守）—宗員—宗村（淡路八郞）—宗俊（淡路四郞）、また時宗—宗泰—秀行—宗秀（淡路五郞）—宗干—秀直—義秀（號淡路入道）—滿光—憲秀—秀光—秀宗（淡路次郞）」と見ゆ。結城系圖に、宗員（長沼）—宗村（淡路八郞）とあり。また一本系圖に宗員「

宗義（淡路五郞）
宗村（淡路八郞）—宗廣（淡路遠江權守）—宗俊（淡路四郞）—秀俊（八郞）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—宗實（淡路五郞）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—宗胤（淡路十郞）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—實村（淡路八郞）
　　　　　　　—長義（淡路四郞彥）
宗鄕（淡路九郞）
宗則（又四郞）—宗常（又四郞）」

と載せたり。

4 足利時代淡路は細川氏の一門淡路守となりて、之を支配す。淡路の細川屋形これなり。尙春に至り三好黨に弑せられ、長慶の弟冬康。安宅姓を冒し、由良城により州守となる、アタカ條を見よ。細川屋形の系は次の如し。

公賴—和氏（阿波守）
　　—賴春
　　—師氏[1]（淡路守 左衞門佐 兵部少輔 掃部助）—滿春[2]（淡路守 右馬助）—滿師[3]（滿俊）（淡路守）—持親[4]（淡路守 中務少輔）—成春[5]（彥四郞 淡路守）—尙春[6]（童名彥四郞 淡路守）
　　　—久安（二郞 兵部大輔）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—俊春（帶刀太郞 駿河守）—親經（伊豆守）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—安氏（八郞）

5 淡路國三原郡阿萬八幡宮經函の記に、「元享四年甲子五月十五日奉入之、願主淡路太夫判官入道沙彌惠建」と見ゆ。

6 康正二年の造内裏段錢引付に「三貫文淡路左京亮殿段錢」とあり。

淡近 アハチカ

淡路凡 アハヂノオホシ 淡路國造家の氏姓なり。延喜式卷七、大嘗祭條に「淡路國造る所云々。造訖りて、當國凡直氏一人をして、木綿鬘を着け、賢木を執り引導く」と見ゆ。此の凡直を凡海と混同する（地名辭書）は執り難し。

安八 アハチマ 美濃國に安八郡安八鄕あり、安八は天武紀安八磨、大寶戶籍味蜂間に作る。安八氏の始末は詳かならねど、此の地の傳說に安八大夫あり、新撰美濃志に「延曆弘仁の頃安八郡の郡主なりと傳へ、或は山王權現社弘仁年中、安八大夫安次傳敎大師に乞うて勸請す」と云ふより見れば、此の地の郡領家を指すが如し。蓋し安八郡領安八太夫は其の所管地を延曆寺に献じ、その庄園となして、子孫その庄務を執りしものにして、後の平野氏と云ふもの其の後裔ならんかと考へらる。此の安八大夫の女夜叉姫の傳說は近江越前に波及す。但し平

豫章記一本、西條御館實勝の子深躬に粟井御館と載せたり。

4　中臣粟井連　讃岐國刈田郡(三豊郡)粟井より起る。此の地神名式の明神大社粟井神社あり、中臣宮處氏本系帳に「稚宮比古。中臣粟井連の祖」と見えたり。

5　淡路三原郡賀集八幡宮、文明二年の護國寺結番定書に「四番粟井殿」また應永六年粟井太郎右衞門入道(本宗方)」また「長祿二年加集美濃守公文、粟井千若丸」を載せたり。

6　和田氏　東作志「粟井次郎右衞門。本姓和田氏、舊家にして其祖を亦兵衞といふ」と。

7　應仁紀に粟井加賀、應仁別記に粟井討死の事見えたり。

阿波井　アハヰ

粟鹿　アハカ　但馬國朝來郡に粟鹿郷あり和名抄、安房加と註す。此の地に粟鹿大社(粟鹿神社)あり、國の二宮にして神主は日下部宿禰なり。

阿波加　アハカ

安波賀　アハガ　越前國足羽郡阿波賀より起る、藤原姓なり。安波賀權守藤原則成、豊成、坂井郡豊原寺を造立せし」事、名勝志に見ゆ。

淡河　アハカハ　アフカハ條を見よ。

粟倉　アハクラ

粟崎　アハサキ　肥後國粟崎なる地名を負ひたる氏なり。

粟澤　アハザハ　信濃國諏訪郡粟澤村より起る。諏訪神家の族にして、諏訪系圖に、「爲貞—敦貞(信時)—検校敦家—敦方。粟澤七郎」と見ゆ。七郎は平治の頃和田城に據る、其の裔に澤氏あり。

淡嶋　アハシマ

粟下　アハシモ

粟田　アハタ　上古以來の大族にして山城國愛宕郡の上下粟田郷より起る。粟田は和名抄阿波多と註し、朝野群載阿輪田莊に作り、又粟田庄ともあり。其の他越前國坂井郡粟田郷(安波多)を始めとして、諸國に粟田なる地名尠からず、多くは粟田氏の住居せしより起りしものの如し。

1　春日粟田臣　孝昭皇子天足彦國押人命の後なる春日臣の一族にして、愛宕郡粟田に住居せしものの、其地名を連ねて春日粟田と稱せるなり。後原の氏なる春日を捨て、單に粟田臣と稱す。孝徳紀に春日粟田臣百濟見ゆ。粟田は後の上粟田、下粟田二郷の地なり。

2　粟田臣　前氏の後なり。古事記に「天押帶日子命は春日臣、粟田臣云々の祖也」と見ゆ。後朝臣姓を賜ふ。推古紀に粟田臣細目あり。

3　近江の粟田臣　山城なる粟田臣の支族なり。天平神護元年に朝臣姓を賜ふ。

4　粟田臣族　天平五年右京計帳に粟田臣族宿奈麻呂等見ゆ。

5　粟田朝臣　天武紀十三年條に「粟田臣云々、姓を賜ひて朝臣と云ふ」また天平寶字三年紀に「內藥佐從七位下粟田臣道麻呂姓を朝臣と賜ふ」また神護景雲元年紀に「左京人散位從八位上粟田臣弟麻呂少初位下粟田臣種麻呂、正七位上粟田臣乎奈美麻呂、三人、姓を朝臣と賜ふ」など、相次いで臣姓より朝臣姓を賜へるなり。姓氏錄右京及び山城に貫す。前者には「大春日朝臣同祖、天足彦國押人命の後也、日本紀合す」と、後者には「天足彦國押人命三世孫彦國葺命の後也」と註す。

6　大和の粟田朝臣　唐招提寺文書、天平寶字八年の祇園郷地賣買卷に「大和國添上郡□中郷戸主從八位下粟田朝臣勝麻呂と見ゆ。大和に住みしもありしなり。

7　近江の粟田朝臣　天平神護元年三月紀に「近江國坂田郡人粟田臣乙瀬、眞瀬、斐太人、池守等四人姓を朝臣と賜ふ」と有。

8　尾張の粟田朝臣　熱田神宮の祠官にして熱田宮舊記に「粟田朝臣、孝昭天皇皇子天足彦國忍人命の流也、天平神護元乙巳年從五位下粟田朝臣鷹守より以還、分岐して守字を用ふ」と。又尾張志に「粟田朝臣氏一黨、三十二家あり、是は孝昭天皇の皇子天足彦國忍人命の裔也、天平神護の頃粟田朝臣鷹守より相承したるもあり。又神官大喜、馬場等より別れたるもありて、同名異姓交れり。神官よりわかれたるは並に尾張姓也。尾張國内神明帳に春部郡に粟田三所地神といふあるはこの粟田氏の祖神なりと府志にいへるもさる事なり。さて此氏を府志に眞人と擧たるは誤なり、尾張氏の人は宿禰、鷹守の裔は朝臣なり」と。

9　粟田直　山城ならむと思はるゝ計帳に粟田直族を載す。直は國造の姓なるより推して粟田臣族の國造に補せられたる者の稱する氏姓か、出自は明かに知り難し。

10　攝津の粟田直　朝野群載二十一、天暦四年攝津國島上郡兒屋鄕長解に「保證刀禰從八位下粟田直」見ゆ。

11　粟田直族　山城と思考せらるゝ國郡未詳計帳に「粟田直族伊毛賣」等見ゆ。

12　粟田忌寸　同上計帳に粟田忌寸宅賣、麻呂等八名を載す。粟田直の忌寸を賜へる者なり。

13　粟田宿禰　肥前深江文書建保五年のものに辨官粟田宿禰を載せたり。大川記錄にも見ゆ。

14　無姓粟田氏　粟田氏の姓なき者及び有するも後世稱せざる者を云ふ。天平五年右京計帳に粟田吉賣と云ふ人見ゆ、以下甚だ多し。

15　越前の粟田氏　天平寶字元年の越前國司解に粟田人麻呂、また天平神護二年の越前國司解に足羽郡野田鄕戸主粟田廣足戸、同乙島、同鄕戸主粟田百方、岡本鄕戸主粟田鯛女等見ゆ、和名抄坂井郡に粟田鄕を載す。粟田氏配下の民か。

16　越中の粟田氏　越中國官舍納穀交替記に擬少領粟田時世見ゆ、寛平九年頃の人なり。

17　清和源氏平井氏流　近江なる古代粟田氏の系を引くか、尊卑分脈に「滿季十世孫平井四郞景綱―實次―實淸（粟田二郞）―實家―實遠」と見ゆ。寛政系譜三九九澤氏條に「はじめ粟田を稱し、のち澤にあらたむ」と、其の本貫近江なるより考ふるに、此の粟田氏と緣故あるが如し。

18　清和源氏村上氏流　尊卑分脈に「賴信―賴淸三世孫村上爲國―寬覺（粟田禪師）―仲國（粟田太郞）―國時―國義―朝國」と有。

19　粟田宮　青蓮院宮の事なり、歷代天台座主たる法親王は青蓮院に御座す。仁平三年鳥羽天皇勅建、青蓮房行玄開基、天皇の子覺快法親王その法嗣として入院せらる。後伏見天皇皇子尊圓法親王此處に住居せられ筆法に妙絕、後世此の流を粟田流或は御家流と云ふ。粟田宮は明治の初め尊融法親王此の地を去り、還俗せられ久邇宮と申し奉る。

20　粟田家　尊卑分脈に「魚名四世孫山蔭―有賴―在衡（號粟田大臣）」と見ゆ。

21　粟田家　尊卑分脈に「道兼（號粟田關白）―兼隆（號粟田左衞門督）―兼房―兼仲―宗綱―宗房―宗隆―宗基―基光―忠光―光家―光久―光遠―光逹」と見ゆ。

アハタ

アハタ

臼井近藤六と稱し源義經の向導となる」と。

6 東鑑四十六に阿波前司、四一より四六に阿波四郎兵衞尉政氏、及び阿波彌太郎等見ゆ。

7 阿波屋形 南北朝の際細川和氏、其の子淸氏、弟賴春等足利氏に屬して四國を經營す。賴春卽ち阿波屋形の祖なり、子孫相繼ぎ持隆に至り天文中三好氏に奪はる。ホソカハ條を見よ。細川兩家記に阿波の六郞澄元とあり。

8 小笠原流 小笠原系圖に「長經―子長房阿波孫次郞・三好と號す、讓りを受け淡路國管領、阿波國守護となる」と。

9 紀伊續風土記、日高郡阿尾浦條に「城山、村の巽山上にあり、阿波監物の阿州より持ちし城なりといひ傳ふ」と見ゆ。

10 比自岐流 伊賀の阿波村より起る、比自岐別の後裔ならむも後世橘氏と稱す。惣紋は六目紋、また「下阿波」は三星に一とあり。伊賀史に「僧重源。俊乘坊と號す、姓は阿波氏、馬野村の人、建久中東大寺大勸進となり大佛殿を再興す」と見ゆ。

粟 アハ

粟は後の阿波國にして敷流の粟氏を起す。

1 粟國造 粟國は後の阿波北部阿波郡附近を指す。國造本紀に「粟國造、輕島豐明御世(應神)、高魂產靈命九世孫千波足尼を國造に定め賜ふ」と見ゆ。粟忌部の宗家なり。蓋し阿波忌部の阿波拓殖は應神帝以前の事なるが、一國として國造の任命の見たるは此時と考ふべきか。此國造家を粟凡直と云ふ、延曆二年十二月紀に「阿波國人正六位上粟凡直豐穗を國造に任ず」と見ゆ。

2 粟人 粟國造の族人なるべし。寶龜七年六月紀に「近衞大初位下粟人道足等十人に姓を粟直と賜ふ」と見ゆ。姓序考に粟首と混同するは惡し。人は部に同じ。

3 粟直 粟凡直に同じかるべじ、卽ち粟國造家を云ふ、前項は國造配下の民の國造族となりし一例に外ならず。

4 粟首 景行帝裔なり、天皇本紀景行帝條に「豊門別命、粟首云々祖」と見ゆ。

5 粟宿禰 粟國造粟凡直の宿禰姓を賜ひしものなり。貞觀四年九月紀に「阿波國板野郡人從五位下行明法博士粟凡直鱒麻呂中宮舍人少初位下粟凡直貞宗等、同族男女十二人姓を粟宿禰と賜ふ」と見ゆ。

6 粟 粟國造部曲の民にて粟人と云ふと同じと考へらる。延喜二年の田上鄕戶籍に「粟歲男外四十六人、戶主粟秋助外二、戶主粟成宗外三十五人、粟祖刀自女外二人等甚だ多く見ゆ。蓋し前々項の粟人とは、此粟氏の阿波國外にあるを云ふなるべし。

7 讃岐の粟氏 讃岐國寬弘元年の戶籍に粟種女外二人を載せたり。

8 佐竹氏流 常陸國那珂郡阿波鄕より起る。後世上粟、下粟と云ふ、大山阿彌陀金皷識、鹿島神領目錄等に見ゆ。佐竹系圖に義宣の子刑部大輔義有(粟野)とあるを、小田野本には粟殿、密藏院本には粟祖と見ゆ。

9 平姓 岩淸水社祠官粟氏は平姓と稱す。

安房 アハ

安房國は和名抄阿八と註し、同郡に安房郡を收む。延喜式同郡に安房坐神社を載す、安房忌部の氏神なり。又下野國都賀郡に阿房神社あり。

1 安房國造 國造本紀に「阿波國造、志賀高穴穗朝(成務)御世、天穗日命八世孫彌都侶岐命孫、大伴直大瀧を國造に定め賜ふ」とある阿波は、後の安房國安房郡の

地なり。此國造家が大伴直と云ふは次條膳臣なる淡國長の部民膳大伴部の管理者なりしによる。後伴直と云ふ。嘉祥三年六月紀に安房國國造正八位上伴直千福麻呂に外從五位下を授く」と見ゆ。

2 清和源氏山縣氏族　尊卑分脈に「賴光三世孫山縣國直孫、能世國能三世孫、親重(安房太郎)」と見ゆ。

3 桓武平氏常陸大掾族　常陸大掾系圖に鹿島成幹—德宿安房權守親幹—秀幹—俊幹(安房亦太郎)」と見ゆ。其の子に彥太郎幹康、權守三郎幹秀等あり。亦太郎嘗て屢々鎌倉の宿衞を怠り其の番次を廢す、正嘉元年有司其序を改正し、命じて番帳に列す(東鑑四十七)。爾後世系詳ならず、正平十一年綱幹あり、大使役たり(大使役記)と。

4 秀鄕流藤原氏　結城系圖一本に「佐野基綱—清綱—眞綱—師綱—國秀(安房彌太郎)—新太夫秀綱—四郎行綱—彌八郎行秀」と見ゆ。東鑑正嘉二年條に安房四郎賴綱あり、此の族か。

5 阿波の安房氏　阿波國祖谷山喜多氏正平七年文書に安房伊與守跡と載せたり。

6 東鑑建久四年條に安房平太あり、保元物語の沼平太と同一族かと云ふ。又五、九、十四に安房判官代高重、また承久記卷二に、あはの太郎入道(義時に從ふ輩)等見ゆ。

淡　アハ　淡は安房に同じ。(カシハ參照)

淡國長　高橋氏文に「六雁命云々、上總國の長とも、淡國の長とも定めて、餘氏は萬介太麻波で、乎佐女太麻はむ」と見ゆ。

阿拜　アハ　和名抄飛驒國大野郡に阿拜鄕あり、安波と註す。アヘ條を見よ。

阿房　アハ　安房氏に同じ。

淡相　アハアヒ　美作國英多郡(吉野郡)淡相より起る。美作菅家の一にして粟井氏に同じ。粟井系圖に「垪和美作守助盛—貞盛•淡相筑後守、赤松播磨守に隨ふ、吉野郡粟井城に住す、是より文字を改め粟井と號す」とあり。アハヰ條を見よ。

粟井　アハヰ　和名抄美作國英多郡に粟井鄕あり、中世以後粟井庄と云ふ。又伊豫國風早郡に粟井鄕あり、安波井と注す、此の氏は此等の地名を負ふ。

1 美作菅家黨　吉野郡(英多郡)粟井鄕より起る、粟井系圖に「菅丞相二十代羽賀美作守祐房—助盛(垪和美作守)—貞盛(淡相筑後守、赤松播磨守に從ふ、吉野郡粟井城に住す、是より文字を改め粟井と號す)—祐賢(粟井伊豫守)—景盛(粟井和泉守、義尙將軍に仕ふ、文明十七年九月十七日春日社を勸請す)—休盛(備前守)—晴盛(近江守)—晴景(與一郎)「毛利輝元に仕へ三千石を領す寛原村住人安東德兵衞二男」と見え、又安東系譜に「左馬允の三男粟井三郎兵衞•安東を改め、粟井庄住」とあり。粟井庄中村城に住す。東作志に「城主粟井和泉守菅原景盛、備前守休盛、近江守晴盛三代、之に住す」と載せ、又新免家記に「延德三年高山城主粟井近江守吉野庄內へ衙入、新免勢と川を距てゝ戰ふ、粟井左近大夫首五級を得て引取る處新免遠江守と槍を合せ、もみ合ふ處を野村內藏介横を入、終に遠江守粟井を打云々」また古城記に「淡相山は菅近江守景盛在城す、景盛山名家に屬して山名猪臥入道に與力せり、景盛の妻は後藤左衞門佐勝政の妹なり」と。

2 源姓　美作笠庭寺記に「吉野郡粟井莊(例米二石)原松包」とあり、されば前項の粟井氏は又原氏とも稱せしか。備前にも此の氏あり。

3 河野族　伊豫風早の粟井より起る。此の地は東大寺要錄粟井鄕五十戸と見ゆ。

を載せたり。

姉川 アネガハ　肥前國神崎郡姉川より起る、此地方の名族にして南北朝の頃活動す。

姉小路 アネコウヂ　前頁を見よ。

姉崎 アネサキ アネガサキ　上總國海上郡に姉崎村あり、延喜式內姉崎神社の所在地なるが、此の氏は此の地名を負うか。猶ほ羽後國雄勝郡に姉崎氏あり、天文年中、姉崎四郎左衞門尉、同郡小野の城主たりしが小野寺輝道に亡ぼさる。又加賀藩給帳に「參百石、丸內劍花菱、姉崎石之助、百五十石、同、姉崎五郎左衞門」を載せたり。

姉齒 アネハ　陸前國栗原郡姉齒なる地名を氏とせるなり。泰衡家臣姉齒光景著はるも、此の氏は右馬允景高を祖とすと云ふ。觀聞志に「姉齒松云々、松樹の南に古壘あり、泰衡家臣姉齒平次光景の故墟なり」と。

姉帶 アネタイ　陸奧國二戸郡姉帶より起る、南部氏の族にして、奧南深秘抄に「光行公の五男五郎行連を九戸の祖とす、姉帶も九戸より別る」と見えたり。其の居城姉帶は天正十八年落つ、永慶軍記に「天正十八年九戸亂の時、大將政實が從類、姉帶大學兼興、舍弟五郎兼信といふものあり、已が手のものに九戸が加勢、合せて百餘騎、姉帶の城に楯籠りて待掛たり。寄手の先陣會津氏鄕之を聞き給ひて、やさしき姉帶が籠城かな、先手の軍神の血祭りにと、踏潰さる」と載せ、又天正二十年六月、南部領內四十八城目錄に「姉帶、山城、破却、野田甚五郎持分」とあり。

安濃 アノ　和名抄伊勢國に安濃郡あり、安乃と註す、古代安濃縣と云ひし地なり。又石見國に安濃郡安濃鄕あり。

1 安濃縣造　安濃縣は後の安濃郡なり。皇太神宮儀式帳に「次に安濃縣造眞桑枝を、汝が國の名、何と問ひ賜ひき。曰く草蔭安濃國と白しき。卽ち神御田、幷に神戸を進めき」と、倭姫命世記には阿野縣造眞桑枝太命」と見ゆ。此氏の出自は次に云ふべし。安濃郡に英太鄕、縣々鄕等の鄕名和名抄に見ゆ。

2 安濃宿禰　貞觀四年七月紀に「伊勢國安濃郡人右辨官史生正七位上爪工仲業、姓を安濃宿禰と賜ふ、神魂命の後也」と見ゆ。此氏卽ち安濃縣造家なるべし。多氣窓螢、古記を引きて「昔近衞院の御宇に安濃造桑道と云ふものあり」と、又曰く「安濃府生兼光は伊勢の人にして、安居太都命廿九世安濃宿禰裔也」と。而して安居太都命は姓氏錄大椋置始連條に「縣犬甘同祖、阿居太都命之後なり」と見ゆる人なれば、安濃縣造安濃宿禰は、縣犬養氏、大椋置始氏等と同族にして、延喜式當郡所載置始神社は此等氏族と重大なる緣故ありしものと考へらる。爪工氏も亦同族にして何れも神魂系統の氏なり。

3 近世安濃西郡司少領は源朝臣とあり。

阿野 アノ アヤ　駿河國駿河郡(駿東郡)に阿野、なほ讃岐國に阿野郡あれど、こはアヤなれば其の條に於いて述べむ。

1 阿野家　京都雲上家にして藤原北家閑院三條家より分る。尊卑分脈に「三條實行—公敎—滋野井實國—公佐(阿野)—實直(阿野、又號中御門)—公仲—公廉—實廉弟季經(參南朝大納言)—實村(侯南朝)—實爲(於南山任內大臣)—公爲—實治—公凞—季賢—季綱—季時」と見ゆ。太平記に安野中將公廉其の女廉子は後醍醐天皇妃なり。又長享元年常德江州動座着到に阿野侍從實平あり。季時以下は季時—實顯—公福—公業—實藤—實宇—公緒—實惟—公繼—實紐—公倫—實典—公誠—實允—季忠。家領四百七十八石、方領百石、後四百七十八石、塔之壇藪ノ下、寺

松林院、外様。現今子爵。

2 駿河の阿野氏　駿河の阿野より起りし氏名ならん。但し分脈には「遠江の阿野」とあり。其の祖全成は源義朝の子、頼朝の弟、母は常盤、幼名今若丸、長じて勇力あり悪禪師と呼ばる。平治物語に「醍醐悪禪師は後に有職に任じて駿河阿闍梨と云ひしが僧綱に轉じて、阿野法橋とぞ呼ばれける、云々」と見え、又承久記に「あのの法橋全成」と見ゆ。其の妻は北條時政の女なりしが建保中謀叛の罪にて殺さる。其の子に、阿野太郎頼保、同二郎頼高、播磨房頼全、阿野三郎隆元、僧都道曉、小松原禪師頼成等あり。隆元の後は分脈に「隆元(阿野三郎)—義繼(又三郎)—義泰(四郎)—頼爲(又四郎、又愛智四郎と號す)—頼基—頼房—頼直」と載せたり。

3 其の他、東鑑四七、四九に阿野少將、織田信雄分限帳に横郡小津郷阿野藤藏、周防大内氏の家臣に阿野美濃等あり。次條參照。信濃、下野にも存す。

安野　アノ　ヤスノ　數流あり。

1 安野造　延暦十六年紀に刀西氏、安野造姓を賜ふ。ヤスノ條を見よ。

2 大森葛山氏流　ヤスノ條を見よ。

3 安藝の安野氏　藝藩通志高宮郡橋田城條に「大内氏麾下安野美濃居るところ、按に郡内内村に阿野氏あり、其先阿野久左衞門、樺坂村城主たりしが毛利氏に従ひ長門に移るといふ」と見ゆ。

阿濃　アノ　應仁私記に「阿濃十郎しけかす(源重數)」を載せたり。

安乃川　アノカハ　ヤスノカハ

安濃津　アノツ　又阿濃津ともあり。伊勢國安濃郡安濃津より起る。伊勢平氏なり。尊卑分脈に「國香—貞盛—維衡—正度—貞衡(阿濃津三郎)—貞清(安濃津三郎)—清綱」と見ゆ。一族多し。貞清の弟貞國(陽明門院長)其の子遠衡・三州吉良に住す。

阿濃津　アノツ　安濃津氏に同じ。

阿乘　アノリ　志摩國英虞郡安乘より起る、台記に畔乘御厨とあるも此の地なり。

阿波　アハ　阿波安房の二國名を負ひし氏なり。又阿波國内に阿波郡あり、其の他伊賀國山田郡に阿波神社(式内)、阿波庄、常陸國那珂郡に阿波郷あり。

1 阿波國造　西の阿波國なり、粟國造條を見よ。

2 阿波國造　東の安房國も國造本紀に阿波國造と見ゆ、されど便宜上安房條に收む。

3 阿波君　天皇本紀成務天皇條に「息長田別命、阿波君等の祖」と見ゆ。倭武尊の後裔にして西の阿波也。

4 田口氏流　武内宿禰の後裔紀氏の族にして、阿波に居住せしより阿波を稱號とす、即ち平家物語に阿波民部重能、源平盛衰記に阿波民部大輔成良(また阿波民部成能)及びその甥櫻間外記大夫良連等を載せたり。牧野氏これより出づ。

5 阿波在廳　阿波志に「藤原師光・近藤と稱し柿原に居る、平語に所謂阿波在廳是なり、初め少納言信西に仕ふ。信西薦めて左衞門尉となす。平治の亂信西奈良に逃る、師光從ひ行く。信西將に死なむとするに及び、師光髮を剔り名を西光と改む。後・後白河上皇に親まれ、寵遇日に渥し、和歌を喜び千歳集等に見ゆ。男七人あり、長を師高と云ふ加賀守に任ぜらる。第四子柿原に在り、紀成良の逐ふ所となり宮河内に死す。次を親家となす、

帳、大友文書等に見ゆ。阿南氏は此の地より起りし氏にして豊後大神氏の族、大藤大夫惟基の次子伊季・初めて阿南氏と稱す。大神系圖、藤林系圖等に見ゆ。而して伊季は多く惟季に作り、阿南次郎と見ゆ。

穴道 アナミチ　安西軍策に穴道五郎兵衞正義あり、吉川方なり。

穴水 アナミヅ　信濃甲斐に多し。信濃國造族なる他田直目古君十八代孫秀行の後なりと云ふ。

穴山 アナヤマ　甲斐國北巨摩郡穴山村より起る、武田氏の族にして甲斐信濃源氏綱要に「信武の子、氏信―信成の弟範信を穴山とし、信濃守春信猶子を以つて穴山と號す」と載せ、又「信成の孫、信春の子に春信を擧げ、範信繼嗣となり、穴山を號す」となし、又「春信の兄信滿―信重―信清・穴山と號す、兵部少輔とあり。武田系圖には

武田信武―信成―信春―信滿―信重―信介（號穴山兵部少輔）―弟伊豆守（信懸）―甲斐守（信綱）―伊豆守（信友）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―支蕃頭（信君）―勝千代
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―彥八郎信邦
　　　　　　　　　　　　―滿春（穴山修理大夫應永廿四年五月廿五日逝）
　　　　　　　―義武（又作信秋）號穴山四郎

と見ゆ。後南部に居り下山に移り東西河内領一圓及び穴山村をも兼領す。紋三花菱。甲斐國志巨摩郡下山村穴山城條に、「本國寺の境内及村居に係り、處々に殘湟荒壘存し調馬埒の跡等あり、寺境に八幡宮の祉を建て穴山八幡と稱し祀る、此處は居館なるべし。寺前を大庭町と云、本城は西の山上にあり、今に城山と呼べり。寺記に下山光基の居址即ち是なりと云。穴山氏版築の時舊基に據るや否を知らず、（秋山光朝の男下山小太郎光重なる者あり。光基は日蓮の書に記す所なり。）今の傳ふる所は穴山氏の城墟なり、穴山は武田の令族威望ありて驕殴なり。嘗て京師の神社佛區の名號に准擬し、城邊に數多の寺祉を建立して繁榮言ふばかり無かりしとぞ。天正十五年穴山勝千代夭死し子孫斷絕して居城廢せり」と。また八代郡高察村小山城條に「地を小山町と字す。岡村に近し通岐四達の邑なり、城墟は高爽の地に倚り、殘溝荒壘屹として備はれり。傳云穴山伊豫守信永之に據る、或時南部某と云者、鳥坂越より攻寄せけるに、信永も花鳥山に出張り相戰ひしに利あらずして小山に引入り、守禦の謀を廻らしけるに、敵は勢に乘し競擊つこと急なれば、信永㤞へ兼て城內を免れ出で二宮村常樂寺まで落行きけるに、兵も疲れ馬も殪れければ詮方盡き、終に此にて自害せりと云。按ずるに信永は穴山信懸の次男信介には孫なり、永正の頃は信懸既に南部の領主にて彼處に住したり。信永は分家して小山を相續せしにや、其男友勝は永正八未年四月十六日夭す。其後の城主未だ所聞なし。又南部某なる者も審ならず、或は云天文中南部下野なる者改易の事軍鑑に見えたり、其人の居所は記さず、疑らくは下野即ち小山を攻とり住せしならんか」と見ゆ。（武ロ九六）

阿爾 アニ　法隆寺良訓補忘集に阿爾桑麻呂と見ゆれど出自を詳にせず。

安仁 アニ　備前國邑久郡安仁神社あり。

阿仁 アニ　羽後國北秋田郡阿仁より起る。永慶軍記に阿仁播磨守なる者を載せたり。恐らく加成播磨守の事にして、阿仁嘉成氏の一族ならん。カナリ條を見よ。

阿日坊 アニチボウ

安庭 アニハ　陸中國岩手郡安庭村より起りしなるべし。

阿仁輪 アニハ　新編武藏風土記秩父郡野上城條に、「村の北にあり、登る事十町許、絕巓僅の平地掘切も見へたり。土人の傳へ

に何の頃なるにや、阿仁輪兵衛直家と云ものの居れりと云」と。

安努 アヌ　越中國射水郡安努鄕より起る。萬葉集十九に射水郡大領安努君廣島と見ゆ。大族なりしや明白なるも出自詳かならず。

安努建部 アヌノタケルベ　古代安努建部君あり。伊勢國安濃郡安努野（萬葉に見ゆ）の地に住みたる建部の長なり。同郡建部鄕存し、貞觀三年七月紀に「安濃郡百姓建部繼束と云ふものも見ゆ。此氏は天孫本紀に「安努建部君の祖太玉の女鴨姫」とあるのみにて、其出自を詳かにせず。或は思ふ安濃縣造の一族か。

姉小路 アネガコウヂ　京都の姉小路を家名とせしものにして、公卿の稱號となるもの數流あり。

1　藤原北家小一條流　藤原師尹の子濟時初めて姉小路を稱すと云ふ。尊卑分脈に「師尹—濟時—通任—師成—師季—尹時—師綱—親綱—家時—師平—賴基—家綱（飛驒國司）—昌家（姉小路）—基綱—濟繼—濟俊—秀綱」と見ゆ。此の子孫飛驒の姉小路條を見よ。

2　藤原北家閑院三條流　尊卑分脈に「三條實行—公教—實房—公宣（號姉小路）と見ゆ、知譜拙記に「公宣—實尙—公朝—實次—公夏—實廉—公景（中絕相續實大納言實顯三男）—實道—公量など見ゆ。其の後は公量—實同—實紀—實武—公文—實茂—公聰—公春—公遂—公前—公知—公義—公政なり。羽林家、新、閑院流家領二百石、日御門通北角、寺松林院、內々。現今伯爵、家紋丁字。

姉小路　號衣　御印

3　藤原北家葉室流　尊卑分脈に「高藤十世顯長—長方—宗隆—宗房（姉小跡）—顯朝（姉小跡）—忠方」と見ゆ。

4　藤原北家日野流　日野一流系圖に「日野實光—資長—兼光號姉小路」と見ゆ。

5　飛驒の姉小路家　前述小一條流姉小路家の族にして、建武中興の際、姉小路高基・飛驒國司に任ぜられ、小島に居りて州務を執るとも、或は元德中下降とも云ふ。高基後賴繼と稱す、幽討餘錄に「南方紀傳、續太平記等に據るに、元德中姉小路參議賴繼、出でゝ飛驒國司となり、其の任を世襲し三傳尹繼に至る」と。尹繼また尹綱と見ゆ、應永中將軍義持、京極高光の弟高數をして之を攻めしめ、尹綱敗死す、よりて尹綱の從子師言を以て國司を襲がしむ。文明中尹綱の孫基綱、後國司となり細江に居る。弘治の初め姉小路氏絕ゆ。三木嗣賴、姉小路氏を冒し、飛驒國守に任ず。子自綱嗣ぎしも天正十三年金森氏に討たれ、克たずして滅ぶ。飛驒國司系圖には、藤原氏、紋藤

家時（正三位大納言）
　├信時—濟家—濟氏
　└師平—賴基—家綱（參議從三位飛驒國司）
　　　　　　　└賴時（初め尹綱）（同國司　應永十八年七月廿八日生害）
　　├師言（飛驒國司）—持言（飛驒國司古川左中將）—濟繼（永正十年五月薨）
　　└昌家（參議）—基綱（權中納言）—勝言（飛驒國司）
　　　├煕綱（同國司、文明八年時煕ニ害サル）—宗煕（向小島殿）—貞煕—良賴（副卷）
　　　└時秀—時煕
　自綱（光賴）—親綱（天正十四年十月二日縣津ニテ生害）

と見ゆ。康正二年の造內裏段錢引付に、「四貫卅二文、姉小路宰相」、御家領段錢、飛驒國土河鄕」永祿六年諸役人附に「姉小路中納言（飛驒國司）、同宰相（姉小路）」次に蛯川親元記寛正六年條に飛驒國司小島殿勝言

なる國なりしが、後に朝廷に歸順せしものと考へらる。

穴戸　アナト　伊勢の豪族なり、安濃津より起りし名か、關ヶ原戰の時、穴戸元繼、安濃津城を攻め、分部左京亮と戰ひて敗死すと。

穴名　アナナ　アナ條を見よ。

阿那名　アナナ　藤原北家八田氏の族にして。淺波知尙の子知胤の後なりと云ふ。

穴原　アナハラ　岩代國伊達郡に穴原あり、其の地より起りしか。

穴生　アナフ　筑前國遠賀郡に穴生村あり其の地より起る。同地鷹見三所權現古代神事帳に穴生宗俊なる者見ゆ。

又京極殿給帳に穴生氏を多く載せたり。

穴穗　アナホ　日向の古代姓なり。但し穴穗は穴太に通ずるが故に他國にも多し。次の條を見よ。天皇本紀景行帝條に「熊忍津彥命は、日向の穴穗別祖」と見ゆ。熊忍津彥命の御母の名は傳はらざれど、熊と云ふより考ふるに、恐く熊襲の熊と緣故あるべきか。蓋し景行帝西狩の際の皇子か。此外熊津彥命てふ皇子もあり。

穴太　アナホ　穴太の地名は穴太部（穴穗部）より來りしもの多ければ諸國に夥からず。アナホベ條を見よ。

1　穴太村主　こは近江國滋賀郡穴太村、延喜式に所謂穴太驛とある地名を負ひたる歸化族なり。此地は志賀高穴穗宮の地と思はれ、古くより聞ゆれば、穴穗部とは關係なかるべし。延曆六年七月紀に、「坂田郡人大初位下穴太村主眞廣等、並に本姓を改めて志賀忌寸と賜ふ」また同十八年三月紀に「近江國淺井郡人從七位下穴太村主眞杖、姓を志賀忌寸と賜ふ」とありて、相次いで志賀忌寸姓を賜へり。姓氏錄は未定雜姓、右京の部に收め、志賀穴太村主、後漢孝獻帝の男美波夜王之後と云へり、見えず」とあり。

2　山城の穴太村主　姓氏錄未定雜姓山城の部に「穴太村主、曹氏寶德公の後と云へり、見えず」とあり、近江穴太村主の一族なり。

3　穴太曰佐　寶龜九年四月十九日の穗積眞乘賣東大寺功德分家地雜物寄進解に、「穴太村主志豆加比賣、穴太曰佐廣萬呂、穴太曰佐廣繼」等見ゆ。何れも近江の人なり。元慶三年九月紀に「近江國云々、散位從七位上穴太曰佐浦吉」と見ゆ。穴太村主の一族にして譯語の職にありしものゝ後なり。曰佐とは今の飜譯官に同じ。

4　穴太史　天平勝寶三年七月二十七日の近江國甲可郡藏部鄕墾田野地賣買卷に、「員外少目正七位上穴太史老」と云ふ者見ゆ。穴太村主の一族にして史の職にありしものの後なり。

5　穴太宿禰　朝野群載、續左丞抄、拾芥抄、姓名錄抄等に見ゆ。穴太氏後に宿禰を賜へりと見ゆ。

6　穴太連　筑前宗形氏族裔にして和銅四年六月紀に「宗形部加麻々伎、姓を穴太連と賜ふ」と見ゆ。

7　穴太氏　此の穴太氏も穴太村主、曰佐史等と同族なるが如きも、猶ほ疑はしき點あり。竹生島緣起に「人皇第十三代稚足彥尊御宇、件の神島乾に現はる、云々、乃ち穴太古麻呂なる者あり、酒を大瓶に造り舟に載せて海を過ぐる時、件の神空より彼の瓶をとる、云々、故に穴太氏を祝部となし、累代奉仕す」と見ゆ。稚足彥尊は成務帝にて、志賀高穴穗宮に御座せし時なれば穴太氏が此時代より祝部となりしと云ふ事、何等か據り所あるか、或は附會か。此の穴太氏と穴太村主族との異同詳かならず。貞觀五年三月紀に「詔

して近江國坂田郡穴太氏の譜圖、息長坂田酒人兩氏と巻を同して官に進む」と見ゆれば、息長眞人家と緣故ある家とも思はる。後世森蘇多神社の舊社家に穴太氏あり。

8 其他浮田分限帳に穴太伊賀守等見ゆ。

莫保 アナホ 將門記に左近衞番長正六位上英保純行、同姓氏立等見ゆれど出自を詳かにせず。恐らく東國穴太部の裔なるべし。

穴保田 アナホダ 佐々木姓、合志氏の族にて肥後の豪族なり。合志系圖に太郎隆冬―鑑峰―隆祐―穴保田民部左衞門高冬―穴保田大和守爲宗―穴保田式部允重宗と見えたり。

孔大寺 アナホテラ 宗像建武元年の文書に「孔大寺權現長日御供云々」と見ゆ。

穴穗部 アナホベ 安康天皇の御名代の民なり。雄略紀十九年條に「詔して穴穗部を置く」とあり。これは安康天皇の御諱穴穗を後世に傳へんとての部民なり。天平五年の右京計帳に穴太部菜見ゆ。

1 河內の穴穗部 河內國若江郡に穴太邑あり。此の部のありし地とす。

2 大和の穴穗部

3 下總の穴穗部 孔王部條を見よ。

4 常陸の穴穗部 常陸大寶八幡社享德三年の鐘銘に幸島郡穴太部星智寺と見ゆ。

5 伊賀の穴穗部 伊賀郡に穴穗の地あり神鳳抄に穴太御厨を載す。

6 穴穗部造 穴穗部の總領的伴造なり。天武紀十二年、連姓を賜ふ。拾芥抄、姓名錄抄には孔王部連とあり。

7 穴穗部連 天武紀十二年條に「穴穗部造云々姓を賜ひて連と曰ふ」と見ゆ。

8 穴穗部別 古事記垂仁段に「伊許婆夜和氣王は、沙本穴太部の別の祖也」と見ゆ。これは大和國添上郡沙本の穴穗部を率ゐし氏と考へらる。

9 穴穗部首 孔王部首條を見よ。

10 其の他武藏入間郡、秩父郡に吾那保あり、古く此の部のありし地ならむ。

孔王部 アナホベ 孔王部は天平勝寶四年紀に穴太部とあり、穴穗部に同じ。

1 下總の孔王部 此の國に甚だ多し、卽ち天應元年十月紀に「下總國葛飾郡の人孔王部美努久咩」また延曆九年十二月紀に「下總國猿島郡主帳正八位上孔王部山麻呂」また天平勝寶四年七月紀に「下總國穴太部阿古賣」其他養老五年大島鄕戶籍に「鄕長孔王部志巳夫」以下數百名を載せたり。此鄕は甲和里、仲村里、島俣里の三里よりなれるが、各里正が皆孔王部氏より出づるを見て此鄕は全く此の御名代部より成立せしを知るに足るべし。又猿島郡に穴穗邊なる地名存す。これ孔王部山麻呂の出でし地ならんか。

2 孔王部首 孔王部の伴造なり。姓氏錄、未定雜姓、河內の部に「孔王部首 穴穗天皇(謚安康)の後と云へり、見えず」とあり、穴穗天皇には皇子坐しまさず、これは此氏が穴穗部の部分的伴造家なるより、安康天皇の裔と假冒せしのみ、今中河內郡八尾村大字穴太なる地名存す、穴穗部の住みし地なるべし。

穴穗御埼 アナホミサキ 豐後の古代姓なり。天皇本紀、景行帝條に「足弟命は大分穴穗御埼別、海部直等の祖」と見ゆ。大分は豐後國大分郡なり。

安美 アナミ 和名抄但馬國出石郡に安美鄕あり、後世穴見に作る。

穴見 アナミ 前條但馬の穴見より出でしならむ。

阿南 アナミ 和名抄豐後國大分郡に阿南鄕を收む、中世以後阿南庄あり、豐後[illegible]

一族なり。

2 安那臣　春日氏の一族にして、古事記孝昭段に「天押帶日子命は、安那臣云々の祖也」と見ゆ。こは安那公の京畿にありて臣姓を賜へるものなり。

3 近江の安那臣　近江國蒲生郡に阿那郷あり、安那氏のありし地と考へらる。猶ほ姓氏錄に安那公あり。安那公の誤寫と思はるれど、或は安の郡の公にて近江の氏かと。

4 安那宿禰　安那臣或は安那公の宿禰姓を賜ひしものなり。拾芥抄、姓名錄抄に穴名宿禰を載せたり。

5 無姓の安那氏　貞觀十四年八月紀に、「備後國安那郡人安那豊吉賣、一度に三男を産む。稻三百束乳母一人を賜ひ、三年の內粮を給ふ」と見ゆ。

穴名　アナ　穴、安那に同じ、拾芥抄、姓名錄抄に穴名宿禰見ゆ。

阿那　アナ　安那、穴氏に同じ。

孔　アナ　安那氏の族裔か、されど傳說によれば日下氏より出づと云ふ。河內國河內郡の名族にして、其先若松と云ふ。慶長中孔盛貞、秀頼に仕ふ、後日下村に隱る。益胤(貞靖翁)に至り、足立氏を娶り文雄を生む。文雄字は世傑、生駒山人と號す。龍公美と共に南朝史の編纂に從事したれどもならずして死す。

竇　アナ　正倉院寶龜九年文書に見ゆ。

穴井　アナヰ　豊後國玖珠郡にあり。

穴石　アナイハ　和名抄豊前國下毛郡に穴石郷あり、その地名を負ふか。

穴咋　アナクヒ　延曆二年八月紀に「對馬島守正六位上穴咋呰麻呂、姓を秦忌寸と賜ふ。誤りて母姓に從ひし也」と見ゆ。

穴澤　アナサハ　磐城國田村郡に穴澤村あり、其の他越後國魚沼郡、常陸國茨城郡等にも穴澤村存す。關東奥州に多し。

1 坂上氏族　磐城國田村郡の穴澤より起る、此の地の大族田村氏の一族にして白河文書親房より結城に送る書中に「田村庄司一族穴澤左衞門五郎成季任官の事云々」と見ゆ。

2 會津の穴澤氏　會津地方に穴澤氏尠からず、田村の穴澤と同族か。新編風土記香鹽村館跡條に穴澤越後、また舊家穴澤治五右衞門條に「先祖穴澤越後某、舊西國にて卿の所領もありて由ある者なりと云」と。また木流村肝煎穴澤氏を載せ、なほ耶麻郡大鹽村舊家穴澤源吉條に「此村の檢斷にて、中島美濃某が後なりと云。系圖によるに、美濃は其先和田義盛に出づ。建保年中新左衞門尉常盛が子幸若、家難を避け會津に來り成長して中島勒負義仲と稱し、大鹽村の地頭となる。美濃は其八世の孫なりとぞ。子なきにより檜原の穴澤加賀信徳五男左馬信清と云者を養子とす。左馬後に源左衞門貞利と稱し伊達氏此處を襲ひし時、穴澤等と力を勠せ防守す。葦名氏滅て後源左衞門上杉氏に仕へ、氏を穴澤と稱す。源吉貞英に至るまで九代なりと云ふ」とあり。又元和八年三月山の郡熊倉村に關する文書に穴澤一類の語見ゆ。

3 津輕の穴澤　津輕郡中名字に穴澤あり。

4 源姓　越後魚沼に穴澤城あり、平賀盛義裔犬飼兵衞入道貞長、河州より來り、廣瀨郷の領主となり、穴澤村に住す。其曾孫穴澤泰長の二子穴澤越中守俊家、天文中會津蘆名盛高に仕ふとなり。(雪譜)

5 德川時代　郡山松平藩用人に穴澤氏あり。

穴師　アナシ　大和國式上郡に穴師村あり垂仁紀に見ゆる穴磯邑の地にして、穴磯部

を起す。中世以後穴師庄あり。次に和泉國和泉郡に穴師邑あり、延喜式泉穴師神社を載す。又和名抄播磨國に穴志郷、穴無郷を收む。

1 穴師部　穴磯條を見よ。

2 穴師神主　忌部氏の族にて和泉の古姓なり。姓氏錄、和泉神別に「穴師神主、天富貴命の五世孫古佐麻豆知命の後也」と見ゆ、こは神名式、和泉郡泉穴師神社とある宮の神主家なるべし。齋部宿禰本系帳に阿加佐古命—古佐麻豆知命、此は泉の穴師神主祖也と見ゆ。

3 穴師使主　拾芥抄及び姓名錄抄に見ゆ、使主は原始的姓なり、神主家と同一族か。

4 穴師　拾芥抄に見ゆ、穴師神主の族か。

穴磯　アナシ　穴師に同じ。垂仁紀卅九年條に五十瓊敷皇子が賜ひし十箇品部の一に大穴磯部なる部民あり。こは神名式大和國城上郡穴師大兵主神社とある穴師にありし品部なるべし。

穴無　アナシ　和名抄播磨國餝磨郡に穴無郷あり、安奈之と註す。播磨風土記に安師里は「倭穴無の神、神戸と託し仕奉る、故に穴師と號す」と見ゆ。中世以後穴無庄あり。

安志　アナシ　和名抄播磨國完粟郡に安志郷あり、風土記穴師里に作る。又中世以後安志庄あり。

穴磯部　アナシベ　穴磯條を見よ。

穴瀬　アナセ

穴田　アナタ　和名抄近江國犬上郡に竇田郷、備中國下道郡に穴田郷あり。安奈多と註す。

1 穴田君　近江犬上郡の古姓なり、本郡竇田郷なる地より起れるか。輕野神社古緣起に袁邪本王の裔とせり、蚊野別の族也。

2 穴田氏　前項氏の後なり。

穴門　アナト　穴門は長門國の古名にして仲哀紀、應神紀及び國造本紀等に見ゆ。此の氏は此の地名を負ひしなり。

1 穴門國造　仲哀紀に穴門とある地にして後の長門國なり。國造本紀に穴門國造、纏向日代朝(景行)御世、櫻井田部連同祖、邇伎都美命四世孫速都鳥命を、國造と定め賜ふ」と見ゆ。櫻井田部連は應神皇妃を出したる家なれど出自詳かならず。されど其連姓なるより天神或は天孫族なるを察するを得べし。

2 穴門直　穴門國造家の氏姓なり。仲哀紀四年條に「穴門直踐立獻ずる所の水田、名は大田」と見ゆ。長門豊浦の住吉神社大宮司の系圖に、明立天御影命の裔、速都鳥命の子を穴門直踐立とし、秋根村の若宮は此の踐立を祭ると云ふ。果して然らば此の氏は天津彦根命の後裔にして凡河内氏の一族なり。

3 穴門彦　垂仁紀二年條に云ふ「意富加羅國王の子、名は都怒我阿羅斯等云々、日本國に聖皇あるを傳聞き以て歸化す。穴門に到る時、其國に人あり、名は伊都々比古、臣に謂ひて曰く、吾則ち是れ國王也。吾を除きて復二王なし。故に他處に往くなかれと。然れども臣熟ら其人を見るに、必ず王にあらざるを知る也、即ち更に還る云々」と見ゆる穴門は、地名辭典に云ふ「筑前國那珂郡那津にして伊都々比古は伊覩縣主ならむ」と。されど伊都は魏志東夷傳の伊都國、國史の伊覩縣に外ならざれば、此の穴門は怡土郡の海濱にして、魏志に「女王國以北、特に一大率を置き、諸國を檢察す。諸國之を畏憚す、常に伊都國を治す」とある地に外ならざるなり。即ち耶馬臺國配下の有力

記愛德川氏條に「祖は畠山家の家人にて、鳥屋城在城の時、愛德川和泉守宗長といふ人延坂尾上城に居城せしといふ」とあり。

跡田 アトダ　豊前國下毛郡跡田村より起る。元龜天正年間、跡田因幡、跡田主水正あり、(豊日の七九)

阿刀田 アトダ　前條氏に同じ。

跡地 アトチ　加賀藩給帳に「百石、紋組桔梗、跡地義平」と見ゆ。

跡野 アトノ　大安寺資財帳に伊勢國員辨郡阿刀野百町云々と見ゆ、(武ロ二〇)

阿刀部 アトヘ　或は阿斗部とも跡部ともあり。物部の一派にして阿刀物部と云ふに同じかるべし。(阿刀條參照)

1 攝津の阿刀部　阿刀氏の部曲也。姓氏錄未詳雜姓、攝津の部に「阿刀部、山都多祁流比女命四世孫毛能志乃和氣命の後也」とあるは此部民の後也。

2 美濃の阿刀部　大寶二年御野國肩々里戸籍に、寄、阿刀部麻呂と見ゆる外、三井田里戸籍等に、妻に二、兒に一、母に一、寄人に一見ゆ。本巢郡安堵郷、物部郷、武藝郡跡部郷は其の住居せし地と思はる。

3 伊勢の阿刀部　和名抄安濃郡に跡部郷あり。阿刀部のありし地なり、跡部條を見よ。

4 武藏の阿刀部　和名抄入間郡に安刀郷あり、阿刀部の住みし地なり。

5 信濃の阿刀部　小縣郡に跡部郷あり。阿刀部の住居せし地なるや明かなり。後に榮えし阿刀部氏も此の後裔にあらざるか。

6 豊後の阿刀部　和名抄大分郡に跡部郷を收む。

7 淸和源氏小笠原伴野氏流　又跡部とも書す、信濃阿刀部の後裔なれど伴野時長の子長朝、阿刀部を稱してより、系を小笠原に引くを常とす。尊卑分脈に「小笠原長淸—伴野時長—長朝(號阿刀部)—泰朝—時泰」と見ゆ。和名抄小縣郡に跡部郷を載すれど、この氏は南佐久郡野澤町大字跡部を本據とすと云ふ。

阿斗部 アトベ　美濃國大寶二年戸籍に見ゆ。阿刀部に同じ。

跡部 アトベ　阿刀部に同じ。

1 河内の跡部　河内國澁川郡に跡部郷あり、和名抄阿止倍と註す、又神名式同郡に跡部神社あり。

2 伊勢の跡部　伊勢國安濃郡に跡部郷あり、和名抄阿度倍と註す、安東郡專當沙汰文に跡部宮内允、跡部半四郎等見ゆ、阿刀部の後裔なるべし。

3 美濃の跡部　和名抄本巢郡並に武藝郡に跡部郷あり、阿刀部即ち跡部の住みし地なり、阿刀部條を見よ。內武藝郡(山縣郡)の跡部には跡部城ありて跡部將監據る、將監初め土岐氏、後義龍に仕ふ。

4 信濃の跡部　小縣郡に跡部郷あり、古代跡部の住みし地なり。靈異記には小縣郡跡目里と見ゆ。

5 淸和源氏伴部氏流　信濃の跡部也。尊卑分脈に伴野時長—六郎長朝(號阿刀部)—孫三郎泰時と見ゆ。佐久郡にも小縣郡にも跡部あり、孰れ本貫か。寛政系譜此の流跡部氏七家を揭ぐ、行忠を祖とし、家紋松皮菱とあり。(阿刀部參照。)

6 甲斐の跡部氏　信濃跡部と同族なり、卽ち古代跡部の裔なれど、後小笠原長淸の男伴野六郎時長の次男孫六郎長朝その姓を冒す。子孫信甲の間に多し。本州にては跡部駿河守明海、同上野守景家父子、武田氏の守護代となり權を弄する事四十年に及ぶ。平鹽寺過去帳に跡部常賀、同藏人太夫昌淸、同上野守雄照、同駿河守

明海、同式部少輔、同大膳佐善窓、同上野守景家等見ゆ。信昌に至りその黨を誅す。その後跡部尾張守、其の甥大炊助勝資、其他紀伊守、雅樂助昌長、越中守、淡路守、次郎右衛門尉昌副、右衛門尉、美作守勝忠、民部助昌秀、源左衛門等國志に見ゆ。

甲信の跡部氏は甲斐信濃源氏綱要に、伴野六郎時長―阿刀部長朝(跡部孫六)―

―泰朝阿刀部孫三郎―時泰十郎
　　　　　　　　　　　　―行泰餘市
　　　　　　　　　　　　―長尊侍從公
　　　　　　　　　　　　―長意大貳公
　　　　　　　　　　　　―泰長源八
　　　　　　　　　　　　―時義彌七
―朝時孫四郎―時家又六
―朝家孫五郎―泰家彥六

と見ゆ。家紋三階菱。

7 豐後の跡部　和名抄大分郡に跡部鄕あり。

8 跡部首　阿刀部の部分的伴造なり。天神本紀に饒速日命天降の際に「船長跡部首等の祖天津羽原」と云ふ者を載せたり。

9 堀尾山城守給帳に跡部氏見ゆ。(武口四四)

後部　アトベ　コウブ條を見よ、歸化族なり。

跡見　アトミ　跡部と關係あらざるか。傳説に據れば、跡見赤檮の後裔也。赤檮は天穗子命の裔にして、用明天皇の朝聖德太子に隨ひ、稻城を築きて據れる法敵守屋大連を射殺し、同太子の四天王寺を建立せられし時木津浦に來り住す、二十七世跡見重房の二男資重、天台の門に入り、三十三世跡見治郎右衛門光重に至り蓮如上人に謁し眞宗に歸依すと云ふ。其の後裔唯專寺の住職也、攝津の名家とす。(トミ條參照)

なほ應仁私記に「あとみ元綱、同三郎盛綱等を載せたり。

阿刀物部　アトモノノベ　阿刀に住居せし物部なり。阿刀なる地名は多ければ其の根源何れなるや、不詳なれど、恐らく河内國澁川郡跡部鄕の地なるべし。同郡に跡部神社もあり。蓋し阿刀物部とは阿刀部に同じかるべし。

1 河内の阿刀物部

2 攝津の阿刀物部　貞觀四年七月紀に、「攝津國西成郡陰陽允阿刀物部貞範、左京職に貫附す」と。又同六年八月紀に、「右京人陰陽允阿刀物部貞範等、姓を良階宿禰と賜ふ。神饒速日命の裔孫也」など見ゆ。

穴　アナ　又安那、穴名等に作る、備後國に穴那郡あり、和名抄夜須奈と註す、後世の訓讀に過ぎず。又近江國坂田郡に阿那鄕あり、共に此の氏と密接なる關係を有するが如し。

1 穴國造　穴國は景行紀の穴、安閑紀に所謂婀娜國にして、後の安那、深津二郡の地に當る。此國造は國造本紀に「吉備穴國造、纏向日代朝(景行)御代、和邇臣同祖、彥訓服命の孫八千足尼を國造に定め賜ふ」と見ゆ。蓋し景行紀に日本武尊云々、「海路より倭に還り、吉備に到り、以つて穴海を渡る。其處に惡神あり、則ち之を殺す」とありし後に置かれしものなるべし。

2 穴君　靈異記下卷廿七にあり、次の安那條を見よ。

安那　アナ　穴國造家、並に其の一族の氏にして、公姓、臣姓、宿禰姓、無姓等あり。

1 安那公　穴國造家の氏にして公は原始的姓なり。姓氏錄、右京に貫し、「安那公同上(和邇部)」と見ゆ。春日氏の族なり。又穴君ともあり、靈異記下廿七に「吾は葦田郡屋穴國鄕穴君弟公也、賊伯父秋丸に殺さる、是也(寶龜九年)と見ゆるは其

太郎四郎元時—式部少輔氏時—伊與守滿廣—備前守時高—修理亮頼廣—政勝—滿政(左澤彦三郎)—氏政(大寶寺跡)と見ゆ。風土略記に據るに、建久年中、頼朝、大江廣元が嫡男親廣に川西の地を賜ふ。廣元六世彈正の時、初めて左澤に移住し、左澤を以て氏とす。廣元が八世大藏大夫時氏、寒河江に居城、大系圖に時氏を寒河江の元祖とし、其の兄之時(元時)を左澤の祖とす。其の後孫に政周あり、最上義定の令に應じ、永正中長谷堂の合戰にて打死し、嗣なくして絕ゆ」と。

阿刀　アト　或は安斗、阿斗、迹、阿杼等に作る。物部の一派阿刀部、並に其の伴造の後裔なり。撰解文集に此の氏見ゆ。

1　阿刀造　阿刀部の伴造にして本貫河内ならんと考へらる。天神本紀饒速日命天降の際、「梶取阿刀造等祖天麻良」見ゆ。其他神護景雲三年七月紀に「左京人阿刀造子老等五人、姓を阿刀宿禰と賜ふ」。また天平三年の越前國正稅帳に史生阿刀造佐美麻呂など見えたり。

2　阿刀連　阿刀造が後に連姓を賜ひしものなるべし。本貫河内か。天孫本紀に「味饒田命阿刀連等祖」と載す。天武前紀に安斗連智德、また阿加布などあるを初見とす。天武紀十三年、また養老三年等の代、漸次に宿禰姓を賜へり。また良階宿禰姓を賜へるものあり。卽ち貞觀六年八月紀に左京人玄蕃大允正六位上阿刀連粟麻呂、主殿大屬正六位上阿刀宿禰石成、下野權少目正七位上阿刀連禰守、右京人陰陽允阿刀物部貞範等、並に姓を良階宿禰と賜ふ。神饒速日命の裔孫也」と見ゆ。

3　山城の阿刀連　唐招提寺文書、天平寶字八年祇園鄕地賣買卷に「鄕長阿刀連人萬呂」なる人見え、姓氏錄、山城神別にも阿刀連あり。「饒速日命孫味饒田命の後也」と見ゆ。葛野郡に阿刀神社、神名式に出づ、此の氏の氏神なるべし。

4　攝津の阿刀連　姓氏錄、攝津神別に、「阿刀連、神饒速日命の後也」と見ゆ。

5　和泉の阿刀連　姓氏錄、和泉神別に、「阿刀連、同上(神饒速日命六世孫伊香我色雄命の後也)」と見ゆ。

6　河内の阿刀連　慶雲三年二月紀に「從五位上村主百濟、阿刀連と改め賜ふ」と。また靈龜三年四月紀に「上村主通政、阿刀連を賜ふ」と見ゆ。上村主は河内に多き氏にて魏歸化族なり。蓋し此等は自己の本姓を誤まりて一時他姓を冒せるものゝ本姓に歸りたるなるべし。

7　阿刀宿禰　天武紀十三年條に阿刀連云々、姓を賜ひて宿禰と云ふ」また養老三年五月紀に「正八位下阿刀連人足等三人、並に宿禰姓を賜ふ。」とありて阿刀連の宿禰姓を賜へるものなり。東大寺奴婢帳、天平勝寶八年八月廿二日の東大寺三綱牒に阿刀飽女、(左京三條一坊戶主大初位下阿刀宿禰田主戶口)と見ゆ。貞觀六年良階宿禰を賜へるもののある事は前に云へり。姓氏錄左京に貫し、石上同祖と見ゆ。

8　山城の阿刀宿禰　姓氏錄、山城神別に「石上朝臣同祖、饒速日命孫味饒田命の後也」と見ゆ。

9　攝津の阿刀宿禰　貞觀四年七月紀に攝津國西成郡人陰陽允阿刀宿禰貞範、左京職に貫附す」と見ゆれど、此の宿禰とあるは物部の誤なるべし。

10　讃岐の阿刀宿禰　承和二年三月紀に、「空海云々、讃岐國多度郡人云々、」曩從五位下阿刀宿禰大足と見え、元亨釋書卷一に「釋空海、世姓佐伯氏、讃岐多度郡人、父田公、母阿刀氏云々、寶龜五年生焉」と見ゆ。

11 阿刀造流の阿刀宿禰　神護景雲三年七月紀に左京人阿刀造子造等五人、姓を阿刀宿禰と賜ふ」と見ゆ。こは造より直に宿禰を賜はれるものなり。

12 無姓の阿刀氏　天平寳字六年八月廿七日の造石山院所勞劇帳に阿刀連乙麻呂（左京）また西宮記二十三に阿刀行忠左京（以上天曆八年）等見ゆ。

13 大和の阿刀氏　今昔物語（十一ノ卅八に）「今昔、天智天皇ノ御代ニ義淵僧正ト云フ人在マシケリ、俗姓ハ阿刀ノ氏、是化生ノ人也、初メ其父母、大和國高市ノ郡ノ天津守ノ鄉ニ住テ云々」と見ゆ。元亨釋書第二にも「釋義淵、世姓阿氏、和州高市郡人云々、神龜五年十月寂」と見ゆ。迹條參照。

14 山城の阿刀氏　天平寳字二年九月一日の阿刀老女等啓に「山背國在林鄉阿刀老女、昔古鄉に在り、今三報里に坐す」と見ゆ。

15 越前の阿刀氏　天平神護二年の越前國司解に坂井郡赤江鄉戶主阿刀大麻呂と云ふもの見ゆ。天平三年の越前國正稅帳に見ゆる史生大初位下阿刀造佐美麻呂も此國の人か。

16 紀伊の阿刀氏　弘法大師の母家阿刀氏の後と稱す。其の家傳に據れば、其祖を元忠といふ、從五位下阿刀大足弘信の二男にて、弘仁七年弘法大師高野山を開きし時、大師に從ひて西院谷に住す、承和元年大師の母公讃州より當村に來りしによりて元忠を以つて政所別當職とし、當村に住せしめし也。子孫官省符庄を支配す。四代永譽に至りて高橋と改む」と。

安斗　アト
天武前紀に安斗連あり、安刀連に同じ。

安堵　アト
東寺文書、三寳院文書に山城國安堵庄あり、又大和國にも安堵庄あり。猶ほ又和名抄美濃國本巢郡に安堵鄉あり、當國阿刀氏のありし地と考へらる。

安刀　アト
武藏國入間郡に安刀鄉あり、阿刀氏のありし地と考へらる。

阿杼　アト
阿刀氏に同じかるべし。大寳二年美濃國栗栖田里戶籍に阿杼彌刀御賣なる人見ゆ。本巢郡に安堵鄉、物部鄉あり。

安都　アト
姓名錄抄に安都宿禰を載せたり阿刀氏に同じきか。

迹　アト
迹は阿刀に同じ。

1 攝津の迹連　河内阿刀氏の一族にして其系物部より出づ。承和十年十二月紀に攝津國豊島郡人左衞門府門部正八位上迹連繼麻呂、式部位子從八位下勳八等迹連成人、武散位正八位上迹連淨足、式部位子少初位下迹連淨永等七十人、迹字を除き、阿刀連姓を賜ふ。高祖從七位上阿刀連生羽なり。祖父從七位上乙淨、天平年中誤つて迹の一字を以つて姓と爲す矣、庚午年籍を檢して本姓に復す焉、と見ゆるにより、阿刀連と同一氏なるを知る。

2 山城の迹連　山城ならんと思はるゝ國郡未詳計帳に迹連と云ふもの見ゆ。

3 大和の迹連　靈異記下、卅九に「尺善珠禪師は、俗姓跡連也、母の姓を負ひて跡氏となりし也。幼時母に隨ひて大和國山邊郡磯城島村に居住す。得度精勤、修學智行雙有云々、延曆十七年之比頃、禪師善珠臨命終時云々」と見ゆ。城上郡に阿刀村あり。

阿藤　アトウ
里見義高の家老に阿藤玄蕃なる人あり、武藏橘樹郡玄蕃屋敷に住すと。信濃に此の氏現存す。

安曇川　アトカハ
山城鴨社記錄に此の氏あり。鴨姓か。

愛德川　アトカハ
紀伊國在田郡延坂村尾上砦は愛德川和泉守の城跡なりと。續風土

係あるや否や不明。

3 筑前の厚見氏 當國にも厚見庄あり、安曇に同じかるべし。

4 應仁私記に厚見藤四郎と云ふ人見ゆ。

厚海 アツミ 磐城田村郡に此苗字あり。安曇氏裔なるか。

厚美 アツミ 安曇氏の後か。

羹見 アツミ 延暦七年九月紀に「美濃國厚見郡人弄鹵濱倉、姓を美見造と賜ふ」と見ゆる美見は、內藤廣前翁云ふ「羹見にして厚見なる地名を負へるものならむ」と。されど承和三年紀にも「美濃國人主殿寮少屬美見造貞繼、本居を改めて左京六條二坊に貫附す。其先百濟國人也」また大同類聚方三十九に「大甲藥、美濃國厚見郡令美見造の家に傳ふる藥方也」など何れも美見とあれば如何か。

渥美 アツミ アクミ 和名抄三河國に渥美郡渥美鄕を載せ、安久美と註す。渥美なる名稱の起原が安曇氏より起りし事は前條に說きたるが如し、されど後世異流の渥美氏此の地より起り、猶ほ他國にも流を異にする渥美氏二三あり。

1 藤原流 寬政系圖に「今の系譜に先祖より世々三河國渥見郡に住せしゆへ、その地を以て家號とす」といひ、藤原氏支流に列すれど、勿論信ずべからず、こは三河安曇氏の後なるべし、友元—友勝—友重—政勝—友勝—友延—友武—友將—友貞、其仲二家を載す、家紋三扇五本骨丸に違扇二本。又碧海郡に宇頭城あり、渥美彌三郎居住の地と云ふ。

2 村上源氏北畠氏流 寬政系譜に「家傳に北畠大納言材親が三男大膳大夫政能、美濃國厚美郡を領して厚見を家號とし、のち渥美にあらたむ。(政親—親貞—親時—守時—守淸—親吉—親義—親政)と、されど信ずべからず。恐く美濃安曇の後なるべし。家紋三扇の丸、十骨扇、五三桐。

3 應仁私記に 渥見十郞(源經仲)なる者見ゆ。武田方なり。

4 紀伊那珂郡に渥美墓あり、渥美太郞兵衞南龍公に仕へて千八百石を賜ひしが、牧野兵庫頭の罪に連座して此の地に蟄居して死す。又筑前黑田長政臣栗山備後利安の家臣に渥美久藏あり。津山藩分限帳に渥美求馬見ゆ。

渥味 アツミ アクミ 信濃にあり。

安積 アツミ アサカ また英積とも記す、播磨國完粟郡安積より起る。アサカは其の條を見よ。安積(アツミ)氏は安積元弘三年五月二日文書に安積太郞兵衛尉、曆應三年十一月十九日赤松圓心文書に安積太郞兵衛尉盛氏、貞和四年五月六日文書に安積平次、觀應二年正月廿九日文書に同上、觀應三年五月日の安積平次盛乘の軍忠狀、文和二年三月日に安積出羽守盛氏子息等 見え、又赤松記に「嘉吉元年六月廿四日に、(御所義敎公)滿祐宅へ御成申、大名御供なり。勝定院様の御時定められし御能もありわき能に鵜の羽を仕る、中入の時御庭へ惡馬を放て、安積監物行秀と申者、公方樣へためつけをいだし、やうやく討申候」とあり。此の裔後世會津藩士となる、その文書新編會津風土記に多し。

安積の出自につきては安黑氏略系に姓氏錄に曰く、安曇宿禰海神綿積豊玉彦神子穗高見命之後也、三十九代 天智帝の御宇將軍阿曇の比羅夫、河邊の百枝を大將として百濟を救はしむ。阿曇を阿墨又安墨と書る事古書に見ゆ。後年安積とも書す、綿積より出し故なるべし。嘉吉元年云々。安積九郞者遁れ氏を變じ、安墨の文字の土を省き安黑を氏とす」また曰く「阿黑和泉守藤原久

重」とあり。東作志に安積小四郎なる者も見ゆ。

英積　アツミ　安積氏に同じ。

阿積　アツミ

熱見　アツミ　明匠略傳に「光定和尚、俗姓熱見氏、豫州風早郡の人也、其先武内宿禰六男葛木襲津彦の後焉、天安二年八月十日入滅」と見ゆ、されど天安二年八月紀、天台座主記、元亨釋書等、何れも光定の俗姓を贄氏とす。因りて思ふに熱見は贄なる文字を上下二字に誤記したるものにして、かゝる氏はあらざりしなるべし。贄氏は伊豫正税帳に見ゆる氏なり。

熱海　アツミ、アタミ條を見よ。

安曇川　アツミカハ　山城鴨社の祠官中に此の氏あり。又中興系圖に「平維時六代四郎時家稱之」と見ゆ。

阿曇犬養　アツミノイヌカヒ

1　阿曇犬養連　姓氏錄、攝津神別に「阿曇犬養連、海神大和多羅神三世孫、穗已都久命の後也」と見ゆ。こは阿曇氏族にして犬養の職にありしものゝ後裔なり。西成郡に安曇江あり、此氏のありし地なるべし。此國には同族凡海連もあり。

2　信濃の安曇犬養氏　信濃國安曇郡の犬飼島は安曇氏に屬する犬養部のありし地と思はる。なほ犀川を隔てゝ筑摩郡にも犬飼の地あれど、こは辛犬甘とて歸化族によつて組織されたるもの、此とは別也。

阿曇山背　アヅミヤマシロ　阿曇氏の一族なり。皇極紀に阿曇山背連比亙夫と見ゆれど、又單に阿曇ともあり。阿曇連が其の居住地山背を續けて復式の氏としたるものなり。

阿曇部　アヅミベ　阿曇氏の部曲の民にして阿曇氏のありし地には多かりしものと考へらる。

1　阿波の安曇部　類聚三代格卷一、天平三年六月廿四日の勅に戸坐　阿波國（阿曇部、壬生、中臣部、右男帝御宇の時供奉）と見え、猶ほ貞觀六年八月紀に、此國名草郡の安曇部粟麻呂が宿禰を賜ひし事前に云へり。名方郡に和多都美豐玉比賣神社あり。

2　豐後の安曇部　豐後國戸籍に阿曇部馬手賣、阿曇部法提賣、外一人見ゆ。

3　對馬の安曇部　下縣郡仁位の大嶋神社（和多都美社）の社家にあり。

厚母　アツモ　長門國厚母村より起りしなりと云ふ。大江氏の族毛利氏より出づ。寬政系譜に「毛利元春の子元房の子孫厚母を稱す」とあり。

吾鬘　アツラ　和名抄尾張國丹羽郡に五鬘鄕を攻む、五は吾の誤なる事、釋紀引用風土記に丹波郡吾縵鄕と載せ、又本國帳に從一位吾鬘名神のあるによりて知るべし。

厚利　アツリ　播磨國に厚利庄及び厚利別府あり。

阿弖川　アテカハ　東鑑元曆元年條に紀伊國阿弖川庄は大師御手印官符内の庄なりと見ゆ、阿瀨川に同じ。又續寶簡集、柏木文書等にもあり。阿弖川は湯淺氏の族なり。

阿天河　アテカバ　博多日記湯淺黨交名の内に阿天河孫六入道定佛あり、阿瀨河入道定佛に同じ。

阿出川　アデガハ　藤姓と稱す、小田原北條家の家臣に阿出川越前守あり。また阿出川對馬守藤原貞次と云ふ人の後裔武藏足立郡に住して鄕士となる、新編武藏風土記に見ゆ。

左澤　アテラサハ　羽前國西村山郡左澤村より起る。大江氏の族にして、尊卑分脈に「廣元―親廣―廣時―政廣―元顯―元政―時茂―元時(左澤)―氏政―滿廣―時高―賴廣―政廣」と載せ、寒河江系圖には「彈正

神功皇后新羅征伐の際、乾珠滿珠を皇后に奉ると傳ふ。志賀海神社の舊祠官安曇氏は其の後裔なりと。同社は太古以來阿曇氏の氏神たりしなり。志賀島に磯良埼あり、磯良の名、その地名より來るかと云ふ。

3 肥前の阿曇連　肥前風土記に「景行天皇陪從の臣阿曇連百足あり、此の人の事播磨風土記にも見ゆ。されど時代懸隔、同人と思はれず、或は此の國の人にあらずやと考へらる。

4 河内の安曇連　姓氏錄、河内神別に「安曇連、綿積神命の兒穗高見命の後也」また未詳雜姓河内の部に「安曇連、于都斯奈賀命の後也」など見ゆ。

5 攝津の阿曇連　播磨風土記、浦上里條に「右浦上と號くる所以は、昔阿曇連百足等、先づ難波浦上に居り、後此の浦上に遷り來る。故に本居に因りて名と爲す」とあり。白雉四年紀に西成郡安曇江と云ふ地名見え、又東大寺要錄六に安曇江莊を載せたり。

6 阿波の阿曇連　安曇氏の發祥地は筑前國磯賀島にして、太古長く其の地を根據地として儺縣（奴國）を支配し、且つ各地に航海殖民せしものと考へらるゝも、後には根據地を阿波國に移せしものと想像せらる。履仲即位前紀に阿曇連濱子あり、淡路野島の海人を率ゐて仲皇子に味方せし事見ゆ。蓋し當時阿波に在りて淡路の海人をも率ゐしものならむ。而して同國名方郡の名方なる稱は筑前の儺縣（ナアガタ）なる名を移せしものにして、同郡豐玉比賣神社、天石門別豐玉比賣神社等、神名帳に見ゆる名祠は此の氏の氏神なりき。此の國安曇氏も後世安曇百足宿禰の後裔と稱す、百足は肥前播磨兩風土記に見え、前者は景行朝の人とし、後者は孝德朝の人とす、時代懸隔して其の眞相を窺ふ事難きも、蓋し此の氏族中の偉人なりしかば、各地方の安曇氏何れも其の後裔と傳ふるものならむ。

7 播磨の阿曇連　風土記、揖保郡石海里條に「右石海と稱する所以は、難波長柄豊前天皇の世、是の里中に百便の野ありて百枝の稻を生ず。卽ち阿曇連百足、仍りて其稻を取りて之を獻ず。爾の時天皇勅して曰く、宜しく此の野を墾し田を作れと。乃ち阿曇連大牟を遣はし、石海人夫を召し之を墾す。故に野の名を百便と曰ひ、村を石海と號くる也」と。また浦上里條にも「阿曇連百足」の事あり、前に引けり。

8 天造日女命裔の阿曇連　上述安曇連は總べての古典海神綿津見の後裔となすに係はらず、ひとり天神本紀にのみ「天造日女命は阿曇連等祖」と傳へたり、前述安曇氏と同異を詳かにせず、又天造日女命と云ふ人が如何なる神なるかも詳かならず。

9 安曇宿禰　安曇連は中古の初め宿禰姓を賜ふ、これ安曇宿禰なり。天武紀十三年條に、安曇連云々姓を賜ひて宿禰と曰ふ」と見ゆ。姓氏錄、右京神別に「安曇宿禰、海神綿積豐玉彥神子穗高見命の後也」と記せり。

10 阿波の安曇宿禰　貞觀六年八月紀に「阿波國名方郡人二品治部卿兼常陸大守賀陽親王家令正六位上安曇部粟麻呂、部字を改め宿禰を賜ふ。粟麻呂自ら言ふ、安曇百足宿禰の苗裔也」と見ゆ。

11 安曇朝臣　安曇宿禰後に朝臣姓を賜ひしか、或は後世の私稱か、筑前國怡土郡世戸村天下天神社天文十五年の棟札に、西豐前守安曇朝臣豐國と見えたり。

12　無姓の安曇氏　類聚國史八十七に「延暦二十一年九月云々、右京人阿曇繼成」と云ふもの見ゆ。

13　隱岐の安曇氏　天平五年正税帳に海部郡郡司少領外從八位下阿曇三雄、また貞觀十一年十月紀に隱岐國浪人安曇福雄等見ゆ。

14　讃岐の安曇氏　讃岐國寛弘元年の戸籍に戸主安曇稻主外十人の名見ゆ。

15　因幡の安曇氏　和名抄會見郡に安曇鄕あり。

16　近江の安曇氏　和名抄伊香郡に安曇鄕あり。

17　筑後の安曇氏　高良玉垂宮の小祝に阿曇氏あり、磯良の後と云ふ。

18　對馬の安曇氏　神名式對馬島上縣郡に和多都美神社(名神大)和多都美御子神社(名神大)また下縣郡に和多都美神社(名神大)と和多都美神社とを收む、以つて此の族の多かりしを知るべく、猶ほ後世長岡氏は安曇磯良の裔と稱す。

19　三河の安曇氏　渥美郡(阿豆美)に渥美鄕あり。總國風土記に赤日子神社云々、祭る所海神綿積豊玉彦神也、安曇氏之を祝祭す」と見ゆ。赤日子神社は寶飫郡にあり、同郡赤孫鄕和名抄に見ゆ。

20　美濃の安曇氏　和名抄厚見郡厚見鄕あり、此の氏より起りし地名か。

21　信濃の安曇氏　信濃國に安曇郡あり。安曇氏は海部の棟梁なれば海岸にのみ榮えし如く思はるゝに、かゝる山國に此郡名を見るは聊か以外の感なき能はず。されど此氏又は此氏の率ゐし海部、若しくは其の部曲なる安曇部の此の地方に存在せしは郡名以外地名、神社名によりて想像するを得べし。先づ此郡の明神大社穗高神社は安曇氏の祖神と仰がるる穗高見神を祀れりと云ふ。次に同じく式內社なる川合神社も亦海神を祀れりと傳へたるが、なほ穗高宮造營文書に見ゆる住吉は安曇氏の氏神住吉神を祀れる處にあらざるか。次に此郡の東北隣なる更級郡には式內氷鉋斗賣神社あり、氷鉋斗賣は安曇氏の祖先日金神と密接なる關係を有する神なるは、其の名稱の類似によりて知るべし。次に其の神社所在地は氷鉋鄕にして、其の隣鄕を斗女鄕と云ふ、蓋し二鄕に住居する安曇族が、其の奉齋神の名稱を二分して地名とせしものなるべし。次に其の南隣埴科郡には安曇氏の女にして神武天皇の御母に當らせ給ふ玉依姬を祀れる玉依姬神社あり。次に其の東隣小縣郡には海部鄕あり、安曇氏が支配せし海部の住居せしより起れる地名なる事勿論なり。次に其南隣なる佐久郡名は前述氷鉋なる地名あるに對して氷鉋佐久なる神名を二分せしものにあらざるか。思ふに安曇の族は此等によりて安曇、更級、埴科、小縣　四郡に亘りて分布せしが如く想像せらる。

22　撰解文集に此の氏見ゆ。

阿曇　アヅミ　安曇に同じ、書物により又は地方により安曇を阿曇と載せたるもの頗る多し、前條を見よ。

厚見　アツミ　和名抄美濃國に厚見郡厚見鄕を收め、又中世以後厚見庄あり、東大寺弘仁九年の文書に見ゆ。猶ほ河內筑前兩國にも厚見庄あり。

1　美濃の厚見氏　蕘見氏條を見よ。

2　河內の厚見連　西琳寺文書興國四年の文書に厚見庄あり、この氏のありし地なるべし。此の氏の事は續日本紀天平神護元年九月紀に「河內國古市郡人正七位下馬毗登夷人、右京正八位下馬毗登中成等厚見連を賜ふ」と見ゆ、河內安曇氏と關

3　秀郷流藤原氏　下河邊系圖に「秀郷―千常―文脩―兼光―兼助(吾妻二郎)―兼成(吾妻權守)」とあり、結城系圖等皆同じ。其の子光忠・淵名修理助と稱す。吾妻郡岩櫃城は吾妻氏の據りし地にして建久以來居たりしが、其の滅ぶるに及び下河邊行家代りて吾妻氏を冒す、其の孫行盛、碓氷郡の里見氏と兵を交へて敗れ自ら刎ねて死す。時に其子千壽丸猶ほ幼なり、纔に逃れ、長じて上杉憲顯に謁し名を憲行と改め、舊臣を集めて里見氏を討ち岩櫃城に入る。其の五代の孫基國、幕賓海野能登守に逐はれ越後に走る。

4　大隅の吾妻氏　前述吾妻親基の後裔にして嶋津氏に屬し、世々種子嶋に宰たり。

5　武藏の吾妻氏　吾妻庄より起りし氏か往時足立郡平方村に三輪庄司好光なるものあり、その甥に吾妻左衞門是好と云ふものありしとぞ。

6　磐城の吾妻氏　吾妻山など云ふ地方より起りしか。田村郡にあり。

7　吾妻七騎　岩下の富田伊豫守、原町の蜂須賀伊賀守、山田の富田豐前守、横尾の割田下總守、山田の富田伊賀守、澤渡の唐澤玄蕃頭、三島の浦野半兵衞、を云ふ。右賴朝公三原野狩の時召出さると傳へらる。

8　篠山青山藩の重臣に吾妻氏あり。

我妻　アヅマ

東　アヅマ

今日東氏は多くアヅマ氏と呼ばるゝも、古くは、トウ氏、或は、ヒガシ氏と稱したるもの多し。而して文字に捕はれ時代によりて稱呼を異にする事も多ければ宜しく三者を參照する要あるべし。

1　東國造　古事記景行段に倭建命卽ち其の國より越えて甲斐に出で、酒折宮に坐すの時、歌ひて曰く、邇比婆理、都久波袁須疑弖、伊久用加泥都流。その時其の御火燒の老人、御歌に續け、歌つて曰く迦賀那倍弖、用邇波許許能用、比邇波、登遠加遠、と。是を以つて其の老人を譽めて卽ち東國造を給ふ也、と見ゆ。東國とは上野國吾妻郡(阿加豆末)なり。政事要略八十二に吾妻郡擬領上毛野坂本朝臣(貞觀四年)なる人見ゆ。國造の子孫か、或は國造の轉換ありしか。

2　桓武平氏千葉氏流　下總國香取郡東庄より起る、トウ氏條を見よ。

3　淸和源氏佐竹流　これもトウ氏條を見よ。

4　桓武平氏葦名流　ヒガシなるべし。

5　小早川流　小早川系圖に「景平―季平―雅平―朝平―宣平―貞平―東房平」と見ゆ。

6　大伴氏族出羽氏流　出羽系圖に「實淸―實祐―祐忠―出羽祐直弟東祐東―祐之」と見ゆ、以下ヒガシ條を見よ。

7　桓武平氏相馬流　相馬忠胤の子昌胤、東釆女と稱す。

8　淸和源氏滿快流　源滿快の子行賴、その子東太郞景行の裔なり。

9　保志野氏流　保志野豐後忠淸の子、東三右衞門忠冬の後なり。ヒガシ條を參照。

10　江州中原流　江州中原系圖に「分瀨英經の子昌經、東源三と號す」と見ゆ。

11　秀郷流藤原氏　佐藤左衞門尉公淸―公澄―知基―知昌・弟基景・伊藤二・東氏と號す。その子基信・基淸あり。

12　藤原流　東休可盛嘉の後なり。

13　但馬日下部流　ヒガシ條を見よ。

14　其の他東氏と云ふもの甚だ多し、其の一切はヒガシ條を見よ。

15　中臣東連　正倉院天平十一年文書、姓

名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。恐らく中臣東連の誤寫なるべし。

東浦　**アツマウラ**　ヒガシウラを見よ。

東川　**アツマガハ**　美濃伊勢志摩等に多し。

東河　**アヅマガハ**　ヒガジカハ條を見よ。

東谷　**アヅマダニ**　ヒガシダニ條を見よ。

東戸　**アヅマド**

東部　**アヅマベ**　トウブ條を見よ。歸化族也。

東屋　**アヅマヤ**　石見邑智郡に東屋城あり領家加賀守の居城なりき。

安曇　**アヅミ**　又阿曇とも記し、猶ほ厚見、厚海、渥美、阿積等の文字にて書かれたるものとも通ずる事あり。アヅミはアマツミ(海積)の約にて、海部の長なるよりの稱なるが如し。卽ち、積(ツミ)は、山積、出雲積、鰐積等の積と同樣、原始的カバネの一にして、君、ヌシ、長、タマ等の語に比すべきものとす。此の氏の發祥地は筑前國粕屋郡、阿曇鄕ならんかと考へらる、この地は日本紀に「鹽土老翁曰く、復たな憂ひそ、吾當に汝が爲に計らんとす。乃ち無目籠を作りて彦火々出見尊を籠中に內れ、之を海に沈む。卽ち自然に可怜小汀あり、是に於て籠を棄て遊び行く、忽ち海神の宮に至る。其の宮や雉堞整頓、台宇玲瓏、門前に一井あり云々」と。また一書に「忽ち海神豊玉彦の宮に到る。其の宮や城闕崇華、樓臺壯麗」と。また古事記に「旡間勝間の小船を造り、其の船に載せ、以つて敎へて曰く、我其の船を海に押さば差暫く往け、將に味御路あらむ。乃ち其の道に乘り往けば魚鱗の如く造る所の宮室、其れ綿津見神の宮なり」とある海神綿津見の宮の所在地と考へらるゝ地にして、仲哀紀の儺縣、ひいては漢史に「奴國」、或は「倭ノ奴國」とある地の中心と思はる。卽ち安曇氏並に其の配下たりし海部の民は海洋的大氏族たりしかば、早く各地に航海殖民すると同時に、朝鮮支那と通商し其の文化を攝取せしかば、其の宮强天下に聞え、其の宮殿の如きも當時としては頗る壯麗にして他氏族の目を驚かし、遂にかゝる神話傳說の發生を見るに至りしものと思はる。而して綿積の綿とは海の古語にて、積は安曇の「ツミ」と異なる處なし、卽ち綿積とは安曇と云ふに同じ。古事記に、「伊邪那岐大神、滌き給ふ時成り坐せる神云々。次水底に於いて滌ぎ給ふ時、成りませる神の名は底津綿津見神(書紀底津少童命)次に底筒之男命、中に滌ぎ給ふ時成りませる神の名は中津綿津見神、次に中筒之男命、水上に滌ぎ給ふ時、成りませる神の名は上津綿津見神、次に上筒之男命、此の三柱の綿津見神は、阿曇連等の祖神として以て伊都久神也、故に阿曇連等は、其の綿津見神の子宇都志金折命の子孫也、其の底筒之男命、中筒之男命、上筒之男命、三柱神は墨江の三前の大神也(日本紀一書同樣の記事あり)と見ゆる橘小戸の檍原と云ふ地も博多附近にありと云ふ。和名抄粕屋郡に阿曇鄕を收む。

安曇氏は後世連姓を賜ひ、中古の初め宿禰姓を賜ふ、又無姓のものも尠からず。

1　阿曇連　阿曇連は海神綿津見命の子宇都志金折命、或は穗高見命の後と傳へらる。應神紀三年十一月條に「處々の海人、訕哤て命に從はず、卽ち、阿曇連祖大海宿禰を遣はして、其訕哤を平げしむ。因りて海人の宰となす」と見ゆ。其明かに阿曇連とあるは、履仲卽位前紀に阿曇連濱子とあるを初めとす。天武朝十三年、宿禰姓を賜ふ。

2　筑前の阿曇連　宇佐、高良、磯賀の海神社等の緣故に、安曇の磯良なる人あり、

る。乃ち驚き更に往き取る。劍光ありて神の如し。之を把るを得ず。卽ち宮酢姫に謂ひて曰く、此劍神氣あり、宜しく之を齋き奉り、吾形影と爲すべしと。因りて社を立て鄕によりて名と爲す也」などとあり。神名式、愛知郡熱田神社名神大と見ゆ。この祝部代々此神宮を守護奉仕しけるに尾張員職に至り、外孫季範にゆづり、血統藤原氏となれり。

2 熱田祠官の系は次の如しと云ふ。

建稻種命―尾治忠命―尾治刀彦―弟眞根―嘉勺梨香―常兄―檀鈴彦―荒坂與―針米加陀―面背―彦部輪尼―狹訓鹿―大勝部―幾敷―兄村―稻置見(朱鳥元年)―稻與―與員―季與―維與(神護景雲、寶龜)―維仲(天應大同)―仲永―永時―遠仲―維連―全連―通連―吉次―吉恒―吉緒―吉茂―有光―千光―千次―員胤―

- 員信―員賴(田島氏祖)
  - 信賴(馬場氏祖)
  - 員職―季範

3 熱田大宮司　尾張志に「往古は尾張氏の人補任たりしが、中世以來藤原氏となれり。藤原氏補任のはじめは玉葉集、分脈系圖、大宮司家譜等に詳なり。天武天皇朱鳥元年六月宮守七員を定めらる。一人長となり、六人列となる。尾張宿禰忠命大宮司に補し大禰宜を兼られたり。是より尾張氏歷代是に補任す。權任も又往古よりありき。忠命二十二世孫大宮司從三位伊勢守尾張宿禰員信一男員職大宮司に補し、伊勢權守に任ず。寛德二年より應德元年まで四十年在職す。外孫額田冠者藤原季範を大宮司職に補す、是よりのち藤氏となる。尾張氏これより權司に補任す。季範の子範忠、大宮司に補し從四位下に叙す、其の曾孫忠成實は大江廣元の子なりき。其子忠氏その子忠廣相繼て大宮司に補す。忠季の弟淸範大宮司になりて星野といふ、又季範二男星野範信の子八條院判官代憲朝四男藏人左近衞少監範時千秋と稱す。その九世從五位上刑部少輔政範大宮司になる。その二男加賀守季國大宮司になりてより已來千秋家相續て今に到れり。大宮司家領七百七十石、大將軍家歷代御朱印證狀を給ふ。右大將賴朝卿より足利家及び織田信長公信忠卿信雄公豊臣秀吉公又家康公より賜はれる御下文證狀書翰等或は大宮司家に藏め、或は祝祠師の家に所持するたぐひ枚擧に遑あらず」と。

大宮司の系圖は尊卑分脈に武智麿―巨勢麿―貞嗣―高仁―保蔭―道明―尹文―永賴―能通―實範―季兼(住參川國、號參川四郎大夫)―季範(熱田大宮司、母熱田神主眞基女、或員職云々、此議正說也、當流熱田祠宮相續始也、靈夢の告あるに依り、外祖父一流子孫を閣き、社官を讓與す。彼子孫今に其職を相續す。久壽二年十二月二日卒、六十六)と見ゆ。

○季範―○範忠
- 忠季―忠兼―○忠成
  - ○忠氏―○忠廣([illegible])
  - 時光―顯廣―○經廣
- ○淸季―○朝季(權司)―○朝氏
  - 淸氏―○行氏
    - ○朝重―範重
    - ○忠氏
  - ○泰重―家季
    - ○季氏―○高季
    - ○季宣
- 範信(星野)
  - 範淸―季茂―孝泰
    - 範政―貞茂―○國茂
- ○範雅
  - ○範高
  - ○範經―○保範
- ○範直―○範行
  - 宗範
  - 永範
- ○能範―○範廣
  - 親昌
  - 昌能
- 女子(義朝妻、賴朝母)

熱田大宮司は平治物語に熱田大宮司太郎承久記二に、熱田の三郎、同四郎、同うさん、太平記卷十四には熱田攝津大宮司卷十六に熱田大宮司昌能、なほ攝津大宮司入道源雄等を載せたり。

3　熱田神宮社家　熱田神宮には大宮司(千秋)の外、神官に祝師(田島)大内人(守部宿禰姓大喜)總檢校(馬場權司)大喜主殿頭(平岩)。社僧には座主、圓定坊、寶藏坊、持福院。次に中臈禰宜(一に祠官、一に神家と云ふ)に粟田朝人(粟田、屯倉、東大路、楠園、坂廻邊、宮館、坂小路、東辻、西辻、片並)。大原眞人(大原、神守、内小路、池邊、廣辻、松島、廣岡、綾幡、三辻、藤江、嶽氷、菅小路、宮後)。長岡朝臣(長岡、廣畠、欅園、望月、篁岡、三串、竹室、桑園、鹿松、中大路)。磯部臣(磯部、梅林、風和、橋詰、沖見)。林朝臣(林、松蔭、西小路、橋小路)。松岡眞人(松岡、御田垣、廣町、清谷、菊田、市庭)。若山眞人(若山)。鏡味宿禰(鏡味、坂本)。大宅、荒田、清原、藤江、藤井、物部、土師等あり。又氷上社家に來目直、其の他神樂坐、祝等を併すれば百五十餘家ありしとぞ、

4　房總治亂記に土岐賴春が家人山中甲斐守、熱田丹後兩人あり。

5　石見に熱田氏現存す。

阿津田氣　アツタケ　連姓なり。大同類聚方四十四に矢尾之醫師阿津田氣連麿と云ふもの見ゆ、矢尾は河内國若江郡八尾なるべし。

厚谷　アツタニ　松前地方の名族にして厚谷重政は比石(石埼)に據れり、又松前藩士に厚谷新下あり、來間郡に卒たり。

厚地　アツチ

阿辻　アツヂ

安土　アヅチ　近江國蒲生郡の安土城は與地志略に「安土山高さ二町許、廻り一里半餘、頂上に天守あり。今にその跡石垣等の跡顯然たり。本丸二の丸三の丸等の間數高低詳にしりがたし。家康公及び羽柴秀吉、武藤助左衛門、青木加賀右衛門、中條將監、武井肥後、織田信忠、長谷川竹、織田七兵衛、森蘭丸、福岡平左衛門、市橋九郎左衛門、菅谷九右衛門、堀久太郎が屋敷跡有。安土山の内に藥師山、笛吹尾、源左衛門鼻、梅谷、あみか鼻、われ尾、水尾など云處あり、悉く書し難し。抑此城は織田信長下知して惟任五郎左衛門長秀奉行す。天正四年建營、同十一年六月十四日、明智左馬助天守に火を放ち灰燼となる」と。

志摩國に此の氏あり。

小豆畑　アヅハタ　磐城國岩瀬郡内にあり。

安津畑　アヅハタ

厚保　アツホ　長門國美禰郡厚保村より起る、厚氏に同じかるべし。

吾妻　アヅマ　アカツマ　上野國に吾妻郡あり、和名抄、阿加豆未と訓ず、又相模國餘綾郡(中郡)及び上總國望陀郡(君津郡)に吾妻神社あり、共に「アガツマハヤ」の故事によりて弟橘姬を祭ると云ふ、其の他、武藏國入間郡に吾妻莊、東京に吾妻橋、猶ほ備後國に吾妻山など諸國に此の地名多し。此の氏は此等の地名を負ひしなり。

1　上野の吾妻氏　古く東國造あり、義經記に上野國には「トネ、アガツマ」と載せ、又東鑑二に吾妻八郎、十八、十九に吾妻四郎助光、承久記に吾妻太郎、吾妻四郎など見えたるは此の地の名族にして或は東國造の後なるべし。

2　淸和源氏村上流　尊卑分脈に「村上判官代爲國―基國(高陽院判官代)―親基(吾妻太郎)と號す)」と見ゆ。

神社を收む、この氏の奉齋する處ならむ。

味間 アヂマ　前條氏と同族なるべし。

1　丹波の味間氏　多紀郡に味間莊あり、味間秀友此を領す、よりて此の名ありと。(多紀の一五頁)

2　又大和の豪族に味間氏あり、至德元年四月注進の中川流鏑馬日記に味間殿見ゆ。

味村 アヂムラ

阿知和 アチワ　三河國額田郡阿知和村より起る。同村に阿知和古城あり。

1　松平族　阿知和城主松平右近の後也。寛政系譜に能見松平條に光親―重親―玄鐵(在名阿知和を稱す。)―玄以(阿知和)と見ゆ。なほ武德大成記に阿知和右衞門尉見ゆ。

2　三河國古城記、設樂郡川井屋敷條に「阿知和七兵衞」を載せたり。

味和 アチワ　家傳史料に味和氏先祖書あり。

厚 アツ　長門國厚狹郡厚狹鄕より起りしかと云ふ。猶ほ常陸國にも厚氏あり。

1　長門の厚氏　博多日記正慶二年「四月六日長門國厚東、秋吉、あつ云々等、皆先帝の御方に參る」と見ゆ。

2　常陸の厚氏　桓武平氏石川氏の族にして石川家幹の後裔なり。

阿津 アツ　讃岐國に阿津庄あり。

篤借 アツカシ　和名抄陸奧國刈田郡に篤借鄕を收む。

熱川 アツカハ　清和源氏木曾氏の族にして木曾系圖に「義仲―義基五世孫家村―家蕃(熱川元祖)」と見ゆ。

厚川 アツカハ

渥川 アツカハ

小豆 アヅキ　備前國兒島郡に小豆島あり、後讃岐國に屬す、紀伊國有田郡に小豆島、肥前國松浦郡にもあり。猶ほ道家處分帳に備後國小豆庄見ゆ、此の氏は此等より出でしにて左の數流あり。

1　小豆首　姓氏錄、未詳雜姓、和泉の部に「小豆首、吳國人現養臣の後也」と見ゆ、本居は讃岐小豆島か。

2　小豆氏　僧綱補任等に見ゆ。小豆首の族なるべし。

3　松浦黨　肥前の小豆島より起る、宮崎宮觀應二年の文書に「八幡宮神領壹岐島瀨戶椙原兩村事、松浦小豆彌五郎云々」と載せたり。

4　肥後の小豆氏　嘉吉三年の菊池持朝の侍帳に「小豆丹後守重綱」なる人見ゆ。

厚木 アツキ　三河相模等に此の地名あれど、此氏はそれ等の發祥にあらざる如し。

1　秀鄕流藤原氏　結城氏の族にして同系圖に「朝廣の子信朝に平山民部、厚木元祖」と載せたり。

2　宇治姓　應仁私記に厚木彌九郎、宇治惟永と載せたり。肥後阿蘇氏の族にて同國小豆氏の事か。

3　清原姓　芳賀系圖に「高直―高久―高名―高貞―高朝―成高―高益―景秀―高義―朝高・厚木美濃守、北條氏政に屬し厚木に住す、法名芳樹院觀山淨光」と見ゆ。こは相模の厚木より起りしなり。

小豆澤 アヅキサハ　アツサハ　羽後國鹿角郡小豆澤より起る。同地に小豆澤神社あり、その別當寺を大日堂と云ふ。小豆澤氏とは其の大日堂別當の事にして、鹿角由來記に小豆澤駿河守は秋元氏なりとあり。アキモトを見よ。

小豆畑 アヅキハタ　アヅハタ　常陸國多賀郡小豆畑より起る。天正の頃、小豆畑文七郎相馬家の臣たりき。磐城にあり。

厚口 アツクチ　豐前宇佐郡の名族にして天文永祿の頃厚口次郎あり。

厚狹 アヅサ　長門國に厚狹郡(安豆佐)厚狹郷(安都佐)あり、此の氏は此の地より起る。厚氏に同じかるべし。

安津定 アツサダ　磐城國田村郡の苗字なり。

厚澤 アツサハ

梓澤 アヅサハ

合志 アツシ　カハシ條を見よ。

厚科 アツシナ　桓武平氏常陸大掾氏の族にして、小栗系圖に「小栗重政の子重秀・厚科小三郎と號す」と見ゆ。

厚芝 アツシバ　甲斐源氏の一族にして秋山新藏人光政の後胤と云ふ。(武の一九)

熱田 アツタ　熱田は熱田神宮の鎭座地なれば其の名早くより著はる、和名抄には愛知郡厚田郷と載せ、高山寺本熱田郷に作る。熱田神宮の大宮司は上古以來長く尾張氏の占むる處なりしが、平安末期藤原南家の人その家をつぎ、續きて鎌倉時代の初期大江氏その家をつぎしより、或は藤原姓、或は大江姓と云ひ、熱田大宮司と云ふを苗字の如く使用せり。猶ほ熱田氏と云ふものも存す。

1 熱田祝部　熱田神宮の祝部にして上古以來尾張氏の人を以つて任ず。卽ち神代紀(一書)に「草薙劍、此今尾張國吾湯市村に在り、卽ち熱田祝部の掌る所の神是れ也」と見ゆ。此祝部は熱田縁起に「稻種公は云々、實に尾張氏の祖也、玆に因りて熱田明神を以つて尾張氏の神と爲し、便ち尾張氏人を以つて神主祝等の職に補する也」と見え、尾張連の族裔たるなり。熱田神社は景行紀四十年條に「日本武尊更に尾張に還り、卽ち尾張氏の女宮簀媛を娶り、而して淹留月を踰ゆ。是に於て近江膽吹山に荒神あるを聞き、卽ち劍を解き宮簀媛の家に置きて徒行す。」また「初め日本武尊の佩ぶる所の草薙横刀、是今尾張國年魚市郡熱田社に在る也」と。又古事記には「倭建命云々、尾張國に至り、尾張國造の祖、美夜受比賣の家に入り坐す。乃ち將に婚せんと思ふと雖、亦還上の時、將に婚せんと思ひ、定を期して東國に幸し、悉く荒神及び不伏人等を言向和平す云々、尾張國に還り來り、先日期する所の美夜受比賣の許に還り來ます云々。其の御刀の草那藝劍を以つて、其の美夜受比賣の許に置きて、伊服岐能山の神を取りに幸行」とあり。熱田縁起には「日本武尊發路す云々。道尾張國愛智郡を利とす、時に稻種公啓して曰く、當郡氷上邑は桑梓の地たり。伏して請ふ大王駕を稅げて息ひ給へと。日本武尊其懇誠を感じ、踟蹰の間、側に佳麗の娘あり。其姓字を問ひ、稻種公の妹、名は宮酢媛なるを知り、卽ち稻種公に命じて佳娘と聘納し、合卺の後、寵幸固り厚し、云々。宮酢媛に語りて曰く、我京華に歸らば、必ず汝身を迎へむと。卽ち劍を解き授けて曰く、此の劍を寶持して我床守と爲せ、云々。日本武尊奄忽仙化の後、宮酢媛平日之約を違へず、獨り御床を守り神劍を安置す。光彩日に亞ぎ、靈驗著聞、若禱請の人あらば、則ち感應影響に同じ。こゝに宮酢媛、新舊を會集し、相議して曰く、我身衰耄、昏曉期する事難し。須く瞑せざる前、社を占ひ神劍を遷し奉らんと。衆議之に感じ、其社の地を定む、楓樹一株あり自然炎燒、水田の中に倒れ、光焰銷えず。水田尙熱し。仍て熱田社と號す」と。又尾張國風土記に「熱田社は、昔日本武尊東國を巡歷して還る時尾張連等の遠祖宮酢媛命を娶り其家に宿す。夜頭厠に向ひ、身に隨ふ劍を以つて桑木に掛け、之を遺して殿に入

氏なりしや著しけれど、其の後裔の詳かならざるは惜しむべし。

安墀 アチ 倭漢氏の族なり。承和四年三月紀に「右京人遣唐知乘船事槻本連良棟、民部少錄同姓豊額等、姓を安墀宿禰と賜ふ、其の先後漢献帝の後より出づ」と見えたり。

安致 アチ 九州の地名なるべし。

筑紫安致臣 雄略紀二十三年條に「筑紫安致臣、馬飼臣等、船師を率ゐて高麗を撃つ」と見えたれば有勢なる氏なりし事著しけれど、他に所見なし。

味 アヂ 萬葉集三卷に見ゆ、味部の裔か。

謁叡 アチエ 和名抄丹後國與謝郡に謁叡郷を收め、高山寺本安知江と註す。

味岡 アヂヲカ 藤原北家那須氏の族にして那須系圖に「宗隆—資之—賴資—廣資・味岡四郎」と見え、又伊王野系圖に「資隆(與一宗高)—賴資—廣資・味岡四郎」とあり。

味岡氏は德川時代仁正寺市橋藩、柳本織田藩、岩村松平藩の重臣たり。又信濃にあり。

東父岡 アヂヲカ 前條氏と同じきか。

安直 アチカ アチキ條を見よ。

味方 アヂカタ 越後國蒲原郡に味方村あり。

阿直 アヂキ アヂカ 阿直は阿直岐、安勅城とも、安敕、安直とも記す。和名抄安藝國沼田郡に安直郷あり、阿知加と註す。又神名式尾張國葉栗郡に阿遲加神社あり。皆此の氏に關係あるべし。阿直氏は史姓にして應神朝來朝したる阿直岐の後なり、即ち古事記に「此の阿知吉師は阿直史等の祖」と載せ、又應神紀に「阿直岐は阿直岐史の始祖なり」と見ゆ。本居未詳、天武朝連姓を賜はり、又承和九年清根宿禰を賜ふものあり。

1 近江の阿直史 天平十四年古市郷計帳に阿直史姪賣見ゆ、犬上郡に安食郷あり、又阿自岐神社二座と神名式に見ゆ、アヂキ、アジキ音通ず、此氏の住居せし地にして神社は氏神なるべし。

2 安藝の阿直氏 沼田郡に安直郷あり、此の氏のありし地ならむ。

3 備中の阿直氏 和名抄窪屋郡並に淺口郡に阿智郷あり、此の氏の分れ住みし地なるべし。

4 尾張の阿直氏 尾張國葉栗郡に阿遲加神社あり、又春部郡に安食郷見ゆ、此の氏の緣故地たるべし。

5 下總の阿直氏 下總國印旛郡に安食あり、此の氏に因る地名ならむ。

6 阿直連 天武紀十二年條に「阿直史云々、姓を賜ひて連と云ふ」と見え、阿直史の連姓を賜へるものなり。姓氏錄、右京諸蕃に「安敕連、百濟國魯王より出づる也」と見ゆ。

7 阿直氏 阿直史又は連の後裔なり。和銅五年九月紀に「正六位上阿直敬に從五位下を授く」など見ゆ。

安敕 アチキ 阿直氏に同じ、姓氏錄右京諸蕃に、「安敕連、百濟國魯王より出づるなり」とあり。

阿直岐 アチキ 阿直氏に同じ、應神紀に阿直岐は阿直岐史の始祖なりと見ゆ。

安勅城 アチキ 姓名錄抄連姓に見ゆ。安勅連に同じ。

味木 アヂキ アマキ アマキ條を見よ。アヂキと讀む内には、阿直、安勅の裔あり、山城に見ゆ。

平家物語卷の四に「美濃尾張には味木次郎重頼、子息太郎重資」とあるも、「アヂキ」なるべし。

味窪 アヂクボ

味佐 アヂサ 丹後國田數目錄に「味佐保拾四町五反三十六歩、御厩御領所」と見ゆ。

鯵坂　**アヂサカ**　梅津嘉元三年文書に見ゆ。

味澤　**アヂサハ**　信濃國諏訪郡の氏にして味澤源八氏の通信に「味澤氏を稱するもの、古來長野縣諏訪郡湊村(舊小坂鄕)五十戸あり。余寡聞他にあるを聞かず。書籍の渉獵少なくして知るを得ざるも、楠公記及南朝太平記正平四年正行四條畷最後の條に、三宅、味澤の事と云ふ記事あるを發見したるも實名なし。未だ閲讀し得ざるを遺憾とするは太平記圖會と云ふには實名ありとの事を聞けり。姓氏家系辭書に味祝部は信濃國下伊那郡阿智神社の祝なりとすれば、本氏と國を同じくするも阿知祝部氏今伊那にあるやも聞かず。或は子孫あるも稱號の轉換したるものなるか。長野縣提要に下水内郡の某寺の緣起に、創立者として伊那の阿智氏とあるを見したることあるも其の出所不詳。或は曰く諏訪神氏の苗裔なりと、是れ又出所のあるの說にあらず。在所に味澤と稱する涌水あり、此の水一村の用水の水源にして古來味澤用水の傳稱し居るのみ」と。

味志　**アジシ**

味田　**アヂタ**　越後國蒲原郡にあり。

味知　**アヂチ**　家傳史料に味知雅樂之助見ゆ。ミチ條を見よ。

味戸　**アヂト**　岩代國岩瀨郡にあり。

味野　**アヂノ**　和名抄因幡國高草郡に味野鄕あり、安知乃と註す。

味埜　**アヂノ**

阿知波　**アチハ**　阿知和氏に同じ。アチワを見よ。

味原　**アヂハラ**　攝津國西成郡小橋比賣許曾神社舊神職味原氏大祖傳に「氏祖大小橋尊(一名御味宿禰大江臣)は、藤原、大中臣、卜部、齊部等の同祖、天兒屋根尊十二世孫跨耳命(一名雷大臣)の長子也。母は武内大臣の女木志清夫也。(人王十三代)成務天皇御宇辛酉、浪速味原にて誕生あり。仲哀神功官に奉仕す。二帝神祇官となす。就中神功皇后三韓征伐の砌、勅功あるによりて大小橋命に誕生の舊地を賜ひ、並に千戸の食地を賜ふ。同御宇詔命に依りて武内大臣に天下の農を進めしむるの時、始めて御味五穀成就の大拔を祝ひ奉る。玆に因り任を賜ひ祭主神祇副官を賜ふと云々、同宇壽八十五歲にして薨じ、猪耳岡に葬る。後推古天皇御宇、古宇津社相殿神に祝ひ奉る、仍りて神號を傳へず云云。天津兒屋根命、藤原氏大祖、春日大明神也—天押雲命—天多禰岐命—天宇佐津臣命—天御食滓臣命—神聞勝命—久志宇賀主命—國摩大鹿島命—臣狭山命—跨耳命—大小橋命、(一名御味宿禰と云)。仲哀天皇神功皇后二帝の上官也、或は浪速に居り大江臣と號す、共に是れ味原氏の大祖にして、土師氏、太田氏、橋本氏等の祖也。(以下略ス)、と見ゆ。和名抄當國東生郡に味原鄕あり、蓋し此の地名を負ひしなるべし。なほ奥州岩瀨郡にも此の氏現存す。

味部　**アヂベ**　部名を負ふを見れば品部より起りし氏と考へらるれど、如何なる部か未だ詳かならず。味部公　味部の首長たりし氏ならんと考へらるれど、唯姓氏錄の卷末に見ゆるのみなれば、所貫出自共に知るよしなし。萬葉集に味氏あり、これか。

味眞　**アヂマ**　和名抄越前國今立郡に味眞鄕を收め、阿知末と註す、此の氏は此の鄕名より起りしものと考へらる。

1　味眞公　承和六年四月紀に「越前國人造兵司正六位上味眞公御助麻呂の本居を改めて左京五條二坊に貫附す」と見ゆ。

2　味眞氏　神名式尾張國春日部郡に味鋺

10　三河の安達氏　三河國碧海郡に安達右馬助あり、渡刈城の城主たりき、當國守護安達氏の後裔と稱す、同郡に足立氏もあり。

11　其の他上杉謙信の幕下村田縫殿助の家老に安達清藏(三州志)、松平修理用人に安達氏(武鑑)あり。前田藩給帳に百三十石安達彌兵衞・紋龜甲内入子釘貫、七十石安達勘之助、紋鬼ツタと。現今九州より奧州に至るまで頗る多し。

足達　アダチ　安達足立兩氏に同じかるべし。安西軍策に足達彥左衞門(吉川方)見ゆ。

阿立　アタチ　遠江磐田郡にあり。

安建　アタチ

安立　アタチ　アムリウ　アンタチ　祐春記に大和國安立庄見ゆ。

1　蒲生氏の族に此の氏あり、卽ち蒲生系圖に賴俊の子俊成・安立三郎と見ゆ。

2　美濃に此の氏多し。

足立原　アタチバラ

阿多野　アタノ　飛驒の名族にして阿多野藏人あり、此の氏は近江京極家の臣なりと云ふ。もとアケ見城に住み、後和田城に據る事數代、永正十六年三木大和守直賴に攻められて亡ぶ。又金森氏に滅さる、(續風土記)ともあり。

阿陀之鵜養部　アダノウカヒベ　大和阿陀の鵜養部なり、ウカヒベ條を見よ。

阿多御手犬養　アタノミテイヌカヒ　隼人の一種にして、犬養部として仕奉れるものなり。姓氏錄右京神別に「阿多御手犬養、同神六世孫薩摩若相樂の後也」と見ゆ。(同神とは富乃須佐利乃命を云ふ。)

阿多隼人　アタハヤト　隼人の一種にして阿多卽ち薩摩に住居せしものを云ふ。天武紀十一年條に「大隅隼人と阿多隼人と朝廷にて相撲し、大隅隼人之に勝つ」等の事見ゆるが如く、屢京師に上り、又朝廷に仕へしものも多く、近畿に移住せしものも尠からざりき。隼人司式に「凡そ番上隼人二十人、闕あれば五畿內及近江、丹波、紀伊等の國の隼人幹了者を取り省に申して之を補す」及び凡隼人計帳は、五畿內、竝びに近江、丹波、紀伊等の國、每年一通大帳使に附して官に進め官省に下して其班田の年亦田籍を進むと載せたり。

1　山城の阿多隼人　阿多隼人の移住せしものなり。姓氏錄山城神別に「阿多隼人、富乃須佐利乃命の後也」とあるは冑系のみ。承和三年阿多忌寸姓を賜へるものあり。

2　近江の阿多隼人　天平十四年古市鄉計帳に阿多隼人乙麻呂外三人見ゆ。

直　アタヘ　アタヒ　姓(カバネ)の一種なれど、又氏としても用ひらる。直なる姓については古來種々の說あれど、予輩は日本古代氏族制度に於いて「直は國造に賜はれる姓なり。從つて國造一族これを稱す。國造以外にて直を賜へるは倭の漢一族にて、こは國造に准ぜられたるなるべし」と斷ぜり。詳細は上代に於ける社會組織の硏究を見よ。此姓國造の稱するものなれば、其國にて直と云へば、國造族の事となるが故に國によりては、國造、直を以て氏の如く稱するあり。次に云ふはそれなり。

1　壹岐の直氏　寶龜三年十二月紀に「壹岐島壹岐郡人直玉主賣、年十五夫亡ぶ。自ら誓つて遂に改嫁せざる者、卅餘年云々」と、こは壹岐直の後裔なり。イキ條を見よ。

2　山城の直氏　貞觀九年八月紀に直千世麻呂と云ふ人見ゆ。こは歌荒洲田卜部伊岐氏本系帳なる、氏成の子の千代麻呂にて、卜部伊伎氏なり。此氏は前述直氏の

一族にて、早くより山城國葛野郡歌荒洲田の地に移れる者とす、詳細は壹伎條、卜部條を見よ。

3 直宿禰　前條直氏の後裔なり。貞觀九年八月記に「太皇太后宮宮主外從五位下直千世麻呂、齋宮宮主大初位下直伊勢雄等五人、姓を直宿禰と賜ふ」と見ゆ。其他太神宮諸雜事記第一、類聚符宣抄第八等に見ゆ。

4 對馬の直氏　天安元年六月紀に「太宰府飛驛言上す、對馬島上縣郡擬主帳卜部川知麻呂、下縣郡擬大領直浦主等、黨類三百許人を率ゐて、守正七位下立野正岑の館を圍み、火を行りて正岑、并從者十人、防人六人を射殺す」また同二年二月紀に「對馬島百姓、守正七位下立野連正岑を殺し、并びに官舍民宅を燒く者等、刑官に下して其の罪を鞫讞せしむ」と。また同十二月紀に「太政官論奏して曰、對馬島下縣郡擬大領外初少位下直氏成、上縣郡擬少領眞(一本直)仁德等、部內の百姓首從十七人を率ゐ、兵を發して守正七位下立野連正岑、及び從者榎本成岑等を射殺す。罪皆斬に當る。詔して死一等を減じ、之れを遠流に處す云々」と見ゆるは、津島縣直の後裔にて郡領となれるものなり。ツシマ條を見よ。

5 紀伊の直氏　寶龜八年四月紀に「紀伊國名草郡人直乙麻呂等二十八人、姓を紀神直と、直諸弟等二十三人は、紀名草直と、秋人等百九人は、紀忌垣直と賜ふ」と見ゆ。こは紀伊國族の族類なり。

直部　アタヒベ　直部直と云ふもの拾芥抄に見ゆ。紀伊國名草郡誰戸鄕にありし氏か。

阿玉　アタマ　下總國海上郡(香取郡)阿玉より起る。この地は和名抄海上郡編玉鄕の地なりとす。又常陸國鹿嶋郡にも阿玉村あり。

1 下總の阿玉氏は海上胤方の後裔なりと云ふ。

2 常陸の阿玉氏は常陸大掾系圖に「中居四郎時幹の三子朝幹・阿玉三郎と稱す」とあるより出づ。

阿多美　アタミ　伊豆國田方郡直身鄕即ち今の熱海より起る。此の地東鑑に阿多美鄕と載せたり、北條泰時その地頭職なりき。此の氏の事は尊卑分脈に「貞盛—維將—維時—直方—聖範(阿多美四郎禪師)—時直—時家(北條)と見え、北條系圖には直方—維方—聖範(阿多美禪師)と見えたり。

阿多見　アタミ　中興系圖平姓とす。前條氏に同じ。

新　アタラシ　シン　ニヒ

1 桓武平氏なりと云ひ、正盛の裔右馬允貞光より出づ。はじめは新或は進と稱すと云ふ。常貞—貞行—末平等見ゆ。家紋丸に鳩酸草、重釘拔。

2 春日社司、中臣氏の族にして續南行雜錄に春日社司兩流あり、云々、中臣先祖時風、秀行二人の後、見に九家あり、新と曰ふ云々、此れを南鄕となす」と見ゆ。新氏は尙ほシン條、ニヒ條を見よ。

新住　アタラスミ

當　アタリ　丹波國多紀郡の名族なり。タウ、タウノ條を見よ。

當木　アタリキ　石見國の苗字也。

阿智　アチ　備中國窪屋郡並に淺口郡に阿智鄕ありて和名抄安知と訓ず。後者には阿知明神鎭座す。されど此の氏は信濃國伊那郡阿智より起りしなり。阿智祝部は高產靈神の御子思兼尊の後裔にして、天神本紀に「八意思兼神の兒天表春命、信乃阿智祝部等祖」また神代本紀に「天思兼命、天降信濃國阿智祝部等祖」と見ゆれば、勢力ある

御兩代、武勇の師範たり。佐治鄕を賜ひ來住す、左衞門尉遠政(久保田)—左衞門尉政基」と見ゆ。太平記に佐治孫五郞あり。氷上郡佐治鄕の山垣城は此の足立氏の居城にして、天正年中足立左衞門尉(彥助)政基あり、明智氏の爲に攻落さる。又同郡小和田城は足立遠政の次男左衞門尉遠信の居城とも、左近大夫の居城とも云ひ又三原城も足立氏の居城にして、丹波志に足立廣成、同政成等見え、又稻土城は足立修理大夫政家(大燈寺殿)の居城なりと、家紋丸に五本骨扇子、劍カタバミ、「今產神八幡は先祖の鎭守也。同大和守又此地に住す。又同主殿も此村日向にあり」と。其他丹波志當郡足立氏に四郞左衞門基依(山垣城主長男)、丹後守基家、遠政次男左衞門、助之丞政忠(山垣城より分る)李右衞門(弓術達人、但馬竹田より來る)彥助政秀(高麗陣出征)、又三郞(天正十七年卒)、道善、六之助、越後守、修理大夫、伊賀守、堀政利、佐右衞門、右京亮基雄入道宗師、鑄物師。足立和泉守(河內國人)等見ゆ。

3 尾參の足立氏 三河碧海郡に足立吉太夫、賀茂郡に足立權之丞、額田郡に足立彌太郞等、名族として諸書に散見す。寬政系譜此の流足立氏を收め、家紋花輪違に鳩酸草、花輪違とす。

4 河內の足立氏 河內郡日下村の足立氏は、初代仁兵衞・天正年間大坂城築造の際尾張より來りて石奉行となり、二代十兵衞新田を開發し、四代詮藏に至り全盛を極む、此家和氣淸麿の後裔と稱す。卽ち同國孔舍衞村大字善根寺の墓地の石碑に「足立氏、家紋 足立氏は和氣朝臣淸麻呂より出づ云々、後優詔民部卿に遷る、故系其人に從ふ者は必ず足立を氏とするなり。宗佐は尾張州の人、字は仁兵衞、又其裔始め平右府織田信長に仕ふ云々」とあり。されど此の宗佐が他の石碑には、「藤原姓、本國尾張國」と見ゆ、其の子を正之と云ふ。猶ほ攝津西成郡の足立氏も其の祖「藤原重治・正曆年間草香莊を開墾す」と云ふ。此等に據れば日下の足立氏は相當有力なりしが如し。

5 常陸の足立氏 江戶氏の族なり、常陸國志に「平澤通忠の二子通義・足立五郞左衞門と稱す、又通忠の弟通定、足立又五郞と稱す」とあり。

6 源姓足立氏 中興系圖足立氏を源姓とす。

7 坂上姓足立氏 坂上系圖に「苅田麿—鷹養—氏勝(足立太郞)—瀧守」と見ゆ。奧州安達氏なるべし。

8 其の他、足立氏は太平記九に足立源五、十九に足立新左衞門、卄八に足立五郞左衞門子息又五郞、應仁記に丹波の足立氏、安西軍策に足立治兵衞、足立十郞兵衞國徹、下總國小金本土寺過去帳に足立將監顯秀、近江蓮華寺(弘元三年)過去帳に足立源五長秋、同參河又六則利、同彌六則幌を載せたり。又德川時代、足守木下藩、濱松井上藩、水口加藤藩等の重臣に此の氏あり。又堀尾山城守給帳、鯖江家臣氏名に此の氏多く見ゆ。

次に伯耆國日野郡の名社樂々福神社の舊社家、三河國寶飯郡赤日子神社の舊神主に此の氏あり。

九州にては筑後土着の著姓に、足立壽兵衞あり。美濃信濃にも多し。

安達 アダチ

奧州安達郡より起りしものと、足立安達音通ずる事より本來足立なれど安達と書するに至りしものとあり。

1 陸奧安達連 奧州安達郡より起りし氏

にして高麗歸化族なり。卽ち承和十年十一月紀に「陸奥國安達郡百姓外少初位下狛造子押麻呂戸一烟、姓を改めて陸奥安達連と爲る」と載せたり。安達姓中には此の後裔尠からざるべし。

2 坂上流 これも奥州安達郡より起る、前項氏との關係詳かならず。坂上系圖に「田村麻呂の子滋野・安達五郎・始めて陸奥國安達郡に住む。子孫奥州に繁榮し郡郷豪傑となり坂上黨と號す」と見ゆ。清水寺寶藏本に「滋野、蜷淵大納言の五男・字安達五郎」と見ゆるは誤なり。

3 藤原姓 尊卑分脈に安達氏を藤原北家魚名流に收むれど恐らく假冒にして、武藏足立氏と同じかるべし。足立氏條を見よ。されど久しく信ぜられしものなれば今暫く分脈に從はん。其の系圖に據れば山蔭九世小野田三郎兼廣┐

┌盛長(安達六郎)─景盛(秋田城介)
│　　　　　　　└時長(大曾禰)
└遠兼(安達藤九郎)─遠基

なりと云ふ。小野田、秋田城介、大曾禰、閼戸、大室、外島、伴野、大澤等皆此の族なり。

4 安達氏は源平盛衰記に安達新三郎清經東鑑六、十一に安達新三郎明曉、九、十三、十五に安達新三郎清恒、十六、十八、十九、廿二に安達彌九郎景盛、廿一に安達右衛門尉あり、內彌九郎景盛は藤九郎盛長(蓮西)の子にして父子相繼いで三河國の守護となり、後秋田城介となる。其の後裔秋田城介、或は單に城介と云ふも、又安達氏とも稱す。關城繹史に「建武元年七月高時餘賊安達高景などある」これなり。

5 安達太郎 奥州安達郡は中世以後安達庄と稱し、而して前述の如く高麗姓安達坂上姓安達氏あれど、其の顚末詳かならずして、唯安達太郎の傳說を殘せり。卽ち元和書上に「安達太郎の末葉代々名乘はさまざま替あれども、代々二本松二郎三郎と申來り候由、賴朝公泰衡征伐、奥州下向の時、二本松の城主白川の關まで御迎ひに出候得ば、汝は信夫郡安津加志山迄の導きせよ、と仰を蒙り、御先打して案內仕候、御歸陣の時老翁は男子なきかと御尋によりて無之よしを申上る、賴朝公聞召、畠山重忠末の子某を養ひ、聟にせよと仰にて、本領安堵の御判物をいたゞきてより、其子孫畠山修理大夫、又左京亮など申候よし」と見ゆ。こは古くより存せし安達氏と室町時代奥州探題なりし二本松の畠山氏とを混同して傳說化し、猶ほ安達太郎明神までを加へて種々語り傳へしものなれど、一切省略に從はん。

6 讃岐の安達氏 全讃史に「七郎岡城(在山田西分村)、安達七郎常清之に居る」又三日城、常清の柴城とあり。東鑑嘉禎二年條に「石清水讃岐國本山庄、足立木工助遠親の知行地頭職を止めらる」事見ゆこの安達氏は其の裔か。

7 藝備の安達氏 藝藩通志に「花原城は安達與三左衛門居る所」と見ゆ。安西軍策に安達治兵衛尉あり、此れと同族か。備前にもあり。

8 丹波の安達氏 丹波志に安達氏の古城遠坂城あり、同郡足立氏と同族か、當城主掠之助は弓術の達人也と云ふ。其他丹波志に玄蕃(船越氏臣)、和泉守(鎌足公後胤、平氏亂の後此所に居住すと傳ふ。)を載せたり。

9 若狹の安達氏 應仁私記に安達彥四郎藤原光香、其の弟安達藤九郎(光季弟光孝)見ゆ。

せたたり。出雲國意宇郡阿陀加江なる地あり、此の地名を負ひしものか。こは阿陀加夜社の鎭座地なり。

安宅木　**アタキ**　清和源氏三好氏の族にして前述三好流安宅氏に同じ。卽ち三好系圖に「長秀―長基―冬康、初め鴨冬と稱す、子信康」と見え、又寛政系譜にも「冬康、安宅木攝津守、泉州岸和田城を守る。其の安宅(アタキ)或は安宅木と稱す」と見ゆ。

阿田木　**アタキ**　安宅氏に同じ。

愛多義　**アタキ**　太平記卷九に愛多義中務丞、子息彌次郎等を載せたり。六波羅勢、探題と共に自殺す。

安宅川　**アタキガハ**　紀伊國牟婁郡田邊庄の地士に此の氏あり。

阿太肥人　**アダクマビト**　薩摩に住居せし肥人族を云ふ。肥人の事はクマビト條を見よ。天平五年の右京計帳に阿太肥人床持賣と云ふ人見ゆ、こは阿太より京畿に移住せし者の後なり。

愛宕　**アタゴ**　オタギ條を見よ。村上源氏久我家の族に愛宕家あり。

足立　**アダチ**　武藏國に足立郡ありて和名抄阿太知と註し、又陸奧國に安達郡ありて同書また安多知と訓ず。共にアダチなれど兩地文字を異にす、されど氏名としては國音相通ずるが故に、文字を以つて容易に分ち能はざるなり。足立氏は武藏國造武藏宿禰の後裔なれど、一說藤原北家魚名流と稱し、猶ほ他に異流なきにあらず。

—　武藏の足立氏　武藏國造の裔にして將門記に足立郡司判官代武藏武芝と見ゆる者の後なり。平治物語源氏勢汰の條に、武藏國には足立右馬允遠元、又待賢門の戰、義平に從ふ十七騎中に足立右馬允を載せ、又「足立四郎遠基が右馬允になる」事を記し、續いて東鑑治承四年十月二日條に「武衞(賴朝)、大井隅田兩河を濟り精兵三萬餘騎に及び武藏國に赴く、豐島權守淸元、葛西三郎淸重等最前參上、又足立右馬允遠元、兼て命を受くるに依て御迎となりて參向す」と見えたり。此等によりて足立四郎遠基は又右馬允遠元と云ひ、武藏の人なる事明白なりとす。卽ち足立郡司武芝の裔・依然として勢力を繼承し、源平時代の右馬允遠元に至りしや想像するに難からず。しかるに尊卑分脈には、藤原北家。魚名三世孫山蔭九世・小野田三郎兼廣―|

|―安達六郎盛長―秋田城介景盛

|―安達藤九郎遠兼―遠基―|

|―安達八郎左衞門基春

と載せたり。遠基は遠元と同人なるや勿論なれば、足立安達同族にして一見陸奧の安達郡より起りし氏なるが如く考へらる。されど遠基(遠元)は平治物語、東鑑、共に足立と載せ、明白に武藏の國人たり、然らば分脈の安達氏と云ふは其の實足立氏にして、景盛遠元共に武藏國人か、或は遠元流のみ武藏の足立氏にして景盛は奧州の安達氏なれど、足立安達相通ずるに依りて此の誤を致すか。孰れよりと云ふも、足立遠元を藤原氏とし、山蔭後裔など云ふは假冒に過ぎずと考へらる。猶は東鑑は安達と足立と區別するが如きも、安達新三郎淸恒を平治物語等に足立に作るを思へば、早く混用せしものにして、此の安達氏も其の實足立氏に外ならずと考へらる。卽ち此等安達氏を陸奧安達郡より發祥すとするが如きは後世の事に過ぎず、又藤姓とするも假冒に過ぎずと考へらる。猶ほ足立氏に關して丹波志並に足立家譜等が「藤原氏にして遠元が父遠兼・武藏足立郡の領主職にて、其の子遠元が時地頭職となり、郡中一圓を所

領す」と云ふ如きも後世の作なれば、足立氏を藤姓とする史料となすべきにあらず。勿論足立氏は足立郡司の後なれば郡中を一圓に所領すなど云ふも適當ならずとせず。

但し角井系圖に「武芝の女子、社務相承、武藏介菅原正好の妻、其の子菅原朝臣正範・外祖父の跡を繼ぎ氷川社務司となる、之の子行範・足立郡司」とある如く、菅氏或は藤氏と血縁的關係を結び、終に其の系を冒すに至りし事、もとより無きを保し難し。

足立氏の人は平治物語に足立四郎遠基(右馬允遠元)の外、足立新三郎淸恒、平家物語に足立新三郎と云ふ雜色あり、又源平盛衰記にも同人を載す。次に東鑑五、六、八、九、十二、十三、十四に足立右馬允遠元、十九、廿一、廿二、廿三、廿四に足立八郎元春、廿一に足立九郎、廿七に足立三郞、卅一、卅二に足立木工助遠親、卅六、卅七、四十、四十三、四十六に足立太郎左衞門尉直光、卅八に足立右衞門尉、卅九、四十二、四十六に足立三郎左衞門尉、四十に足立左衞門尉、四十一、四十二、四十四、四十七、五十

に足立太郎左衞門尉直光、四十一、四十四、四十五に足立左衞門三郎元氏、四十二に足立三郎衞門尉光氏、四十四、五十に足立三郎衞門尉、次に承久記一にあだちさゑもんもとはる、卷二に足立の三郎卷三に足立の源二さゑもん、卷四にあだち平内等を載せたり。猶ほ翁草に鎌倉時代の武士所領として一萬町相州の內、足立與市安房あれど徵證なし。遠光家紋四つ花菱と傳ふ。此の足立氏の事につき武藏風土記は、足立郡條に於いて「桶川宿屋敷跡、足立右馬允が居住の蹟のよし今は林となれり。其內に石の祠を立てども文字なければ其來由を知りがたし。昔屋敷跡とおぼしき所より武器陶器など掘出せしこともありしと云。この右馬允名を遠元と云、丹波志を按ずるに父は大織冠鎌足十五代の孫遠兼とて當郡の領主職たりしが、遠元の時に至りて地頭職となり、足立を氏とし、武勇を以て右大將賴朝、同賴家二代の師範たりしよし見ゆ。東鑑治承四年十月二日の條に武衞兵を引て當國に到られし時、遠元兼て命を受て出迎として參向せしと云、建久元年十二月左衞門尉に任ぜり。保曆閒記に正治元

年正月十三日賴朝薨じ、賴家代て立しより、諸の訴訟羽林直にての決斷を止め、大小皆北條父子を初め遠元等の決斷となりしと。されど卒年等はのせず。又丹波志に遠元の子遠光と云、其子遠政又左衞門尉といへり、此頃所領を替られ丹波國氷上郡佐治鄉を賜ひ、山垣村に移り子孫今彼の地に殘れりと云。按に東鑑に遠光といへる人見えず。彼書にのする所は足立八郎元春後左衞門尉に任ず、是遠元が子にや。此餘足立十郎太郎親成、太郎左衞門直元或は直光ともしるす。左衞門三郎元氏、左衞門五郎遠時、足立太郎、同三郎、同五郎、同九郎など云も見ゆ、足立木工助遠親といひし人を載す。是も遠元の一屬なるべし。讚岐國本山庄の地頭職なりと云。是等の人の孫の住せし所なるべし」と。

2 丹波の足立氏　丹波國には氷上郡を中心として足立氏の名族頗る多し。此等の足立氏は武藏足立氏の後裔と云ひ、藤原氏と稱す、卽ち丹波志に「藤原鎌足公十五代遠兼、武藏國足立郡領家職本主也。遠兼—遠元(足立と號す、足立郡地頭職、仍て一圓之を領す)—遠光(賴朝公實朝公

に「火闌降命、卽ち吾田君小橋等の本祖也」と見ゆ。神武帝の皇妃は此家より出で給ふ。卽ち古事記神武段に「故日向に坐します時に阿多之小橋君妹、名は阿比良比賣を娶りて御子多藝志美々命、次に岐須美々命を生み給ふ。二柱ませる也」と。また神武紀に(天皇)「長じて日向國吾田邑吾平津媛を娶りて妃となし、手研耳命を生み給ふ、」また皇孫本紀に「長じて日向國吾田邑吾平津媛を妃となし、手研耳命、次に研耳命を誕生す、」と見ゆ。其の本居は阿多郡阿多郷なるべし。此氏後に薩摩君と云ふ。

2　大隅の阿多君　大隅國と思はるゝ國郡未詳計帳に阿多君吉賣と云ふ者見ゆ。

3　阿多忌寸　山城に移れる阿多氏の一族なり。承和三年六月紀に「山城國人右大衣阿多隼人逆足、姓を阿多忌寸と賜ふ」と見ゆ。

4　阿多氏　薩摩阿多隼人の後裔なり。扶桑略記醍醐天皇條に見え、下つて東鑑文治三年條に「平家在世の時、阿多平四郎忠景勅勘を蒙むるによりて鬼界が島に逐電す」と見ゆ。こは「保元物語に肥後同阿曾平四郎忠景と云ふに當る。卽ち阿曾は阿多の誤り」との説あり。阿曾條を見よ。又建久八年の大番に關する文書に伊佐平四郎と云ふものと同家なりとの説ありて、薩藩舊記には「伊作平四郎忠景、阿多氏を稱し。後薩摩權守となる」など云へり。されど此等は伊佐(伊作)傳說によりて誤りしものにして容易に信じ難し。(イサ條を見よ。)然しながら平安朝中期刀伊入寇以來、平家の名聲西海に輝き、多少の緣故より西海の豪族にして平姓を稱するもの多く、阿多氏の如きも平安末期に於いて既に平氏と云ひしは事實なりとす。其の後阿多加賀守時成あり。楫宿氏に代りて楫宿を領し、松尾城に居るとなり。又日向記に阿多飛驒守見ゆ。

5　鮫島流　鎌倉時代佐女島氏東國より來りて阿多郡。官領の地頭となる。島津家文書に阿多北方地頭などあるは此の家なり。宮崎村貝から崎城に據る。

阿太　アタ　又阿陁に作る。和名抄大和國宇智郡に阿陁鄉(陁の音濁讀すべし)と、又伯耆國日野郡に阿太鄉あり。「阿太別」氏は前者より起る。垂仁帝の裔和氣氏の族にして古事記垂仁段に「大中津日子命は阿太之別、云々等の祖也」と見ゆ。

阿陁　アダ　前條氏に同じ。

英多　アタ　信濃に英多庄あり、アガタ條を見よ。

安宅　アタカ　アタキ　加賀國能美郡に有名なる安宅(アタカ)、及び紀伊國牟婁郡に安宅庄あり。後者はアタギと訓ず。阿波の安宅氏も一に安宅木とあればアタキたりしや明白なりとす。

1　紀伊の安宅氏　牟婁郡安宅庄より起る。橘姓と稱す。熊野邑のあひだ八庄司の一にして海賊船の魁師として有名なり。安宅氏觀應九年義詮花押の文書に「淡路國沼島以下海賊退治事」と、享祿年中安宅河內守安宅城に據る。紀伊續風土記安宅氏條に「當家は此地の著姓にて、姓は橘氏、居地を以て安宅と稱ふ。南北の間に橘賴藤と云ふあり。備後權守に任ず。觀應元年淡路の海族を防ぐ爲に同國由良に居城せしむ。同二年阿波國竹原莊內本鄉を知行す。同年同國牛牧莊の預となる。又安宅王杉丸と云ふ人あり。家系に賴藤の子とせり。文和元年同國萱島の地頭となる。正平十四年南朝より備後守に任ぜらる。同年八月綸旨を賜はり、同十七年同國の內南方の地を賜る。淡路由

良城は永正の頃安宅甚五郎の居城にして數世の後三好長慶の弟攝津守冬康其家を續ぎしより、三好氏の一族となると。又同國炬口城は大永の比安宅二郎三郎入道の居城と云ふ。何れも皆賴藤の裔なるべし。冬康の後孫を河内守猶重と云ふ。天正九年織田氏に歸降し所領を放れ、熊野知原に退き安宅に死す。猶重の子を玄蕃允重俊と呼ぶ。早く死す。其伯父左近丞春定家を繼ぎ、安宅川邊四十餘鄕を領す。天正十三年豊太閤南征の時歸降して千八百餘石を領し秀長卿に屬す。其後石田三成に與し三成滅亡の後浪人す。初春定其弟信定を子とす。信定子なし。其弟重春を嗣とす。重春秀賴公に屬し大阪落城の後勢州鳥羽に蟄す。其子左近介、鳥羽より潜に當村に歸住し佐左衛門と改め代々此地に住し地士に命せらる」と。また名草郡府中杉尾明神社條に「相傳安宅權頭と云ふ人、阿波より此に來り住す。聖武帝駐蹕のとき權頭阿波の杉姬を召て寵せらる」と。また牟婁郡生馬村條に「此地永正年間、安宅大炊助俊判の領地なりし」と、村中山王社の棟札に見えたり。

2　淡路の安宅氏　紀州安宅氏所載觀應九年義詮花押の文書に「淡路沼島の海賊退治の事を安宅一族に命ず」、これより安宅氏の一族、淡路に於いて頗る榮ゆ。先づ由良の古城は此の安宅氏の據りし地なり前項を參照せよ。淡路常磐草にも「浦人の傳說には文正の頃宅安甚五郎居城すと云ふ。安宅氏數世の後、攝津守冬康其の家を續ぎしより三好氏の一族となりて、天正九年にいたりて織田公に降服せり」と。又炬口の城は一說に大永の頃安宅二郎三郎入道、一說に安宅監物、一說に安宅甚太郎據ると傳ふ、甚太郎の事は信長記にも見えたり。次に津名郡岩屋城も安宅紀伊守の居城と云ひ、又洲本城も守澄秘錄に「大永六年に安宅隱岐守治興と云ふ人始めて此の山に城を築き、嫡男河內守冬一相續で居す、時に天正九年十一月織田信長の將として其の臣羽柴筑前守秀吉淡路退治ありし時、安宅の一門皆降參したり」と見ゆ。

3　阿波の安宅氏　安宅氏の起源は紀伊國安宅庄に發せしが如きも、前述の如く紀伊の宅安氏は最初阿波より來るとの說ありて、兩國孰れが眞の發祥地なるや詳かならず。而して紀伊の安宅氏が橘姓と稱するに對して、阿波の安宅氏は古城記勝浦郡分に「安宅殿、藤原氏、鎧ノ丸、田野浦村住居」と載せたり。正平の頃安宅備後守あり、十七年十二月の文書に「阿波國南方の關所並に本所領を以つて勳功の賞となして宛行ふ所なり」と見ゆ。

4　三好流安宅氏　後世三好長基(元長)の子冬康淡路に行きて安宅氏を冒す、細川兩家記等に安宅の攝津守冬康と見ゆるは此の人なり。

5　高階流安宅氏　此の氏の內には高階氏の裔にして鳥居小路より出づと云ふ者あり。

6　關東の安宅氏　北條家臣に安宅七郎次郞あり、武藏國山野下村を領せし事小田原役帳に見ゆ。又越後に安宅內藏助あり其の後裔、會津風土記蒲原郡條に見ゆ。又津山藩分限帳に此の氏を載せ、加賀藩給帳に二百石安宅榮之助、紋三階菱とあり。

阿陀加井　アダカヰ　名和氏の一族にして伯耆の卷に、信貞が弟に「阿陀伽井小治郞長貞、後加賀守」と載せ、又中興武家系圖に「阿陀加井、村上、名和長年、舍弟加賀守、長貞入道信濃法眼源盛、稱之」と載

忠光、侍従房俊忠等を載せたり。又寛政系譜島津氏條に忠久―忠時―久時（阿蘇谷を稱し子孫家臣となる）と見ゆ。

阿曾谷 アソタニ アソヤ

阿曾沼 アソヌマ 關東と關西との二流あり、奥州阿曾沼は關東より分る。

1 下野阿曾沼氏 下野國安蘇郡淺沼より起る、この地もと阿曾沼と云ふ。卽ち小山文書観應元年秀親讓狀に、下野國阿曾郡阿曾沼鄕地頭職とあり。此の氏は、秀鄕流藤原姓足利氏の流にして、東鑑に足利七郎有綱四男阿曾沼四郎廣綱、尊卑分脈に足利七郎有綱―廣綱（阿曾沼）―朝綱―光綱及び朝綱弟親綱―公綱―公鄕―氏綱と見え、佐野系圖に有綱―基綱―廣綱（阿曾沼五郎）、結城系圖には廣綱（阿曾沼四郎）、阿曾沼系圖に廣綱（阿曾沼民部）―政綱―光綱―景綱―能若丸と見え、下野國志には諸書を參酌して「足利七郎有綱四男、廣綱（阿曾沼民部丞四郎）―朝綱（太郎）―親綱（次郎實ハ廣綱二男）―光綱（民部丞次郎）―次綱（四郎）―公綱（四郎）―鄕綱（四郎太郎）―氏綱（彌太郎）―貞綱（彌大夫）―晴綱（四郎大夫）―元綱（民部）―方綱（彌四郎）―方重（助大夫）」と載せたり。此の氏は東鑑一、三、九等に阿曾沼四郎廣綱とあるを始めとし、卷十五に阿曾沼小次郎、卷二十五に阿曾沼次郎親綱、三十六、三十七、三十九、四十一、四十二、四十四等に阿曾沼小次郎光綱、三十六に阿曾沼七郎、四十に阿曾沼民部四十一に阿曾沼四郎次綱、四十三、四十六、四十七、四十九、阿曾沼小次郎光綱四十六に阿曾沼小太郎、四十六に阿曾沼五郎、次に承久記三に阿曾沼小二郎近綱を載せたり。其の居城は阿曾沼城にして廣綱の築く處なりと云ふ。助大夫方重は佐野軍記に佐野の老臣とし天正中の人とす。

2 奥州の阿蘇沼氏 鎌倉時代阿蘇沼氏奥州遠野鄕（陸中）を賜ふ、遠野家記に「文治五年廣綱遠野鄕を賜ふ」とあり。其の裔南部文書建部元年のものに「阿曾沼下野權守朝綱代朝兼申す、遠野保事云々」次に祐清私記に「應永中和賀郡遠野領主阿曾沼秀氏あり。阿曾沼家乘に據れば、文治五年奥州役廣綱功あり、閉伊郡を賜ふ。長子朝綱家を嗣ぎ、次子親綱、又次郎と稱し閉伊郡に分封され、藥師城に據る。承久二年上京、功あり。其子小太郎公綱―四郎公鄕―彌太郎氏綱―權太郎朝綱（南朝方忠臣）―朝兼―安房守弘綱（勤王）―秀氏―三河守光綱（禪願）―守親―親鄕―親廣―廣鄕にして、廣鄕（孫次郎）に至り横田鎌倉城に移る、天正初めの事なり。其子孫次郎廣長天正十八年封土を失ひ、南部氏の旗下となる」と。慶長五年、其族亂をなして阿曾沼氏亡ぶ。

3 備中の阿曾沼氏 備中の名族にして、小野朝臣の後裔と云ふ。

4 安藝の阿曾沼氏 安藝郡中野村鳥籠山は阿曾沼氏數世の居城と云ふ、藝藩通志に「傳に云ふ、阿曾沼氏、もと近江國鳥籠山に居、其後甲斐の荒山に移り、承久の頃、親綱始て此處に來り築く、十五世元鄕に至て城廢す、此山を鳥籠山と呼びしは、舊里を慕ひ、其名を襲用したるなるべし」と。また、日裡山畑賀村に阿曾沼氏あり「阿曾沼豊後隆鄕（一に高里、又隆里に作る、皆訛なり）所築」と、又鹽尻に「安藝國中村城主阿曾沼中務太輔は元來遠江國阿曾沼素生俵藤太秀鄕裔なり、近邊の池、鴛鴦雌雄羽を並べて游ぶ阿曾沼一羽を射ころして食す、云々」と。安西軍策に阿曾沼豊後守を載せたり。

5　大同銅類聚方に「阿曾沼藥、陸奥國阿曾沼郡縣主の方」とあり、疑ふべし。

阿蘇仍　**アソノ**　河内古代の氏にして君姓なり、宣化紀元年條に「阿蘇仍君を遣はして河内國茨田郡屯倉之穀を運ばしむ、」と見ゆ。阿蘇氏の一族なるべし。

遊部　**アソビベ**　令集解に、「喪葬釋云『遊部幽顯境を隔てゝ凶癘魂を鎭むるの氏なり、終身事なからしむ、故に遊部と云ふ。』古記に云ふ。『遊部は大倭國高市郡、生目天皇(垂仁)の苗裔なり。遊部と負ふ所以は、生目天皇之孽圓目王、伊賀比自支和氣の女を娶りて妻と爲す也、凡そ天皇崩ずる時は比自支和氣等、殯所に到りて其事に供奉す。仍て其氏二人を取り、名づけて禰義余此と稱する也。禰義は刀を負ひ並に戈を持ち、余此は酒食を持ち刀を佩び、並に内に入り供奉する也。唯禰義等申す辭は、輙く人に知らしめざる也。後長谷天皇崩ずるの時に及び、比自支和氣廢するにより、七日七夜御氣を奉らず。之に依りて阿良備多厤比岐。その時諸國其の氏人を求む。或人曰く圓目王、比自支和氣の女を娶りて、妻となす。是の王に問ふべしと云ふ。仍りて召し問ふ。答へて曰く、然り、其妻を召して問ふ。答へて云ふ、我氏死絶え、妾一人在るのみ、卽ち其事に差し負ふ。女申して云ふ、女は兵を負ひて供奉するに便ならず。仍つて其事を以つて其夫圓目王に移す。卽其夫其妻に代りて其事に供奉す。此によりて和平し給ふ也。その時詔して今日より以後、手足毛、八束毛に成るまで遊べと詔ふ也。故に遊部君と名づく、』と是也。但し此條遊部と謂ふ、野中古市の人、歌垣の類是なり。」と見ゆ。

1　大和の遊部　高市郡に遊部鄕あり、此部民のありし地なるべし。東大寺奴婢帳に遊部是得（天平勝寳三年）と云ふ人見ゆ。

2　飛驒の遊部　荒城郡に遊部鄕あり、（和名抄）阿曾布と註す。

3　遊部君　垂仁帝の裔にして遊部の項に云へり。遊部の伴造なり。

朝臣　**アソミ**（制定的カバネ）　天武紀十三年十月條に「詔して曰く、更に諸氏の族姓を改めて八色の姓を作り、以つて天下萬姓を混ず。一に眞人と曰ひ、二に朝臣と云ふ、云云、」と見ゆるカバネにして、十一月に「大三輪君等五十二氏に朝臣姓を賜へり。」余其氏々を研め、朝臣は上古の臣姓に相當するものにして、彼は孝元帝以前の皇裔に賜へるに對し、此は景行帝以前の皇裔に與ふと云へり。卽皇別の疎遠なる者に賜へる也。但し神別にして此姓を許されたるもの七氏あり、恰も神別にして臣姓を賜はれる者あるに當る。詳細は「上代に於ける社會組織の研究」を見よ。世を經るに順ひ、此制度亂れ、途には諸蕃にして朝臣を賜はるものあるに至れり。されど此姓を賜はるは有力なる氏に限りしかば漸次勢力を得、殊に平安朝に至りては皇子、皇孫賜姓の場合、常に此姓を賜ふを常とせしかば、後には姓階級に於て第一の如く思はれ、朝臣、眞人と呼ばるゝに至れり。

阿多　**アタ**　薩摩國阿多より起る。和名抄に、阿多郡阿多鄕あり。其の本據ならむ。此の地上古阿多隼人ありて、阿多君これを率ゆ。アタハヤト、サツマハヤト等を參照せよ。

1　阿多君　阿多隼人の首長なり。神話に據れば神代以來の名族にして、我皇室と極めて深き關係を有し、皇孫瓊々杵尊の皇子の後裔と稱す。卽ち古事記に「火照命、此は隼人阿多君の祖、」また神代紀下

中古の人名に於いても疑問あり。蓋し傍系の人名を直系に加へて、系統を延長せしものか。又その人名の調査より云へば惟方氏と緣故あるが如く考へらる。猶ほ一本系圖には「神八井耳命―彦八井耳命―武宇都彦命―武速前命―敷桁彦命（敷多那彦命）―建磐龍命『草部吉見命の女阿蘇咩を娶りて速瓶玉命を生む』と云ひ、速瓶玉命、雨宮神を娶りて健渟美命（彦御子、惟人命、八井耳玉命）及び高橋神日宮神を生む。健渟美命の後は「美穗主命―武凝人乃君―石金乃君―小國之君―赤日子―鳥見―小枝―眞里子―角足（天武朝、宇治宿禰）―平田麿―武男―定足―田村―繼村―道村―建人―路直―共直―友利―友成（延喜）とあり。以下一般系圖に同じ。されど未だ其の是非を知らず。惟泰以後は史籍文書に徵證あり、今其の略系を示さむ。

惟泰（惟安、阿蘇健軍兩社大宮司 治承四年文書、宇治惟泰）―惟次（建長七年文書 宇治惟次）
- 惟義（安貞二年文書 宇治惟義）
  - 惟忠（太郎）
  - 惟景（龜熊丸 大宮司）
- 惟盛（津屋十郎 健軍社大宮司）
- 惟經（津屋十郎 健軍社大宮司）
- 惟資（大宮司 早世）

惟國（八郎 大宮司）―惟時（大宮司 元弘建武）
- 惟直（八郎、大宮司 元弘三年文書）
- 惟成（九郎）
- 惟澄（惠良小次郎 養子、大宮司）
  - 惟村（大宮司 貞治應安）
    - 惟郷（中務大輔 大宮司）―惟忠（又次郎 大宮司）―（惟爲 大宮司）
    - 惟忠（復職）―惟歳（大宮司）―惟家（大宮司）
      - 惟忠（再復職）―惟憲（惟乘 大宮司）
        - 惟長（大宮司 永正年間菊池家を嗣ぐ）―惟前（大宮司 惟豐と戰ふ）
          - 惟賢（阿蘇内記 惟賢）―某（新九郎）
        - 惟豐（大宮司）
          - 惟將（大宮司 永祿天正）
          - 惟光（長松丸 大宮司）
          - 惟種（大宮司 天正）―惟善（松鶴丸 大宮司）
  - 惟武（八郎次郎 大宮司、正平）
    - 惟政（乙丞丸 大宮司）
    - 惟兼（大宮司）
  - 惟里（彌太郎）
  - 女（菊池某妻）
  - 都々丞丸
  - 別當丸
- 女（惟澄室）

右事蹟通考に據る。而して惟善の後は、友貞―友隆―友名―眞楫―惟典―惟馨―惟敦、現今男爵。三社大宮司系圖には次の如く見ゆ。「惟泰―惟次―惟義―惟景―惟國―惟直―惟時―惟澄―惟村―惟郷―惟忠―惟歳―惟家―惟垂―惟長―惟豐―惟將―惟種―惟光―惟善―友貞―友隆」支族には上島、惠良、土田、坂梨、光永、竹崎、子守等名あり。

南北朝の頃一族二分、惟時、惟村等主として北朝、惟澄、惟武等勤王に終始す。太平記卷十六に阿蘇大宮司入郎惟直、其弟九郎と載せたり。

8 信濃の阿蘇氏　小縣郡に安宗鄕あり。阿蘇氏は此國國造と同族にして關係深き氏なれば、此の地名は其の一族の住居せしより起りしものならむ。殊に小縣は國造治所のありし地なれば特に然り。此國阿蘇氏現存す。

9 下野の阿蘇氏　下野國に安蘇郡あり。よりて村岡良弼氏は肥後の阿蘇國造は神八井耳命より出で、同族に安房の長狹の國造、下總の印波の國造、常陸の仲の國造、科野の國造、陸奥の石城の國造あり。或は阿蘇氏分處する所かと云はれたり。

10 讚岐の阿蘇氏　讚岐國寬弘元年の戶籍に戶主阿蘇氏宗外十四を載せたり。此の國に阿蘇公のある事は前に云へり。

11 豐前の阿蘇氏　（豐前五八六頁）

12 北條流阿蘇氏　阿曾氏條を見よ。

13 阿蘇宮　後醍醐帝裔にして紹運錄に後醍醐院―皇子（阿蘇宮）と見ゆ。

アソ

阿宗　アソ　播磨國揖保郡阿宗より起る。卽ち古事記開化段に「息長日子王、此の王は針間阿宗君の祖」と載す。神名式揖保郡に阿宗神社を擧ぐ、此の氏の氏神なりしや著しかるべし。

阿曾　アソ　阿曾は阿蘇に同じ。次の數流あり。

1　北條流　九州探題北條六郎時定、其の子遠江守隨時、及び時定の弟定宗等、文永弘安の頃下向して軍事を總べ、阿蘇郡小國を食邑とす。これ阿蘇北條家にして其の菩提寺滿願寺年代記には、建長卯、北條六郎殿時定、阿蘇下向とあり。元弘建武の亂に其の家亡ぶ。尊卑分脈並に北條系圖には、

泰時―時氏―┬時頼
　　　　　　└時定（遠江守 修理亮 永仁三年於鎭西卒）―定宗―隨時（遠江守 元享元年於鎭西卒）

と載せ、又北條系圖に「時頼―宗時―時守―時治（阿曾彈正）」と見ゆ。桓武平氏系圖にも時治（阿曾と號す）とあり。其の子を時秋と云ふ。太平記卷六には阿曾彈正少弼、また卷十一に阿曾彈正少弼時治、梅松論にも「正成討手の大將阿曾彈正少弼」と見ゆ。この阿曾氏は後美作に落ち勝南郡阿曾村その遺蹟と云ふも定かならず。

2　伊勢の阿曾氏　度會郡阿曾村より起りしか。櫻雲記曆應二年四月五日の條に「南朝に於いて、阿曾宗貫に勢州朝明郡を賜ひて地頭職に補す」とあり。後阿曾彈正忠あり。阿曾村阿曾城に據る。

3　阿曾平氏　保元物語に爲朝「十三の歳より鎭西の方へ追ひ下すに豐後國に居住し、尾張權守家遠を傅とし、肥後國阿曾平四郎忠景が子三郎忠國が婿に成つて、君よりも賜はらぬ九國の總追捕使と號して、筑紫を從へんとしければ、菊池原田を始めとして所々に城を構へて楯籠ればその儀ならばいで落して見せんとて、未だ勢も附かざるに忠國ばかりを案內者として、十三歳の三月の末より十五歳の十月まで大事の軍をすること二十餘度、城を落すこと數十箇所なり」と見え、瀧澤馬琴はこれを脚色して椿說弓張月に白縫姬をゑがけるも、此の平四郎忠景ほ肥後國の人にあらずして薩摩の人なり。阿曾氏にあらずして阿多氏なりとの說あり。そは肥後阿蘇家に忠景、忠國と云ふ人なく、阿多氏には東鑑を始め諸書に平四郎忠景を載せたればなり。されど阿蘇系圖も鎌倉以前は信用し難く、又東鑑に見ゆる平四郎忠景は保元物語の忠景よりは後の人にて別人の如く考へらる。而して豐後と阿蘇とは密接し、猶ほ阿蘇氏が維字を通字とするは豐後維方氏と緣故ありてよりと思はる。されば猶ほ阿蘇とする方よかるべきか。

4　承久記に阿曾太郎、同三郎（卷四）見えたり。三浦の郞等なり。

安蘇　アソ　下野安蘇郡より起る。二流あり。

1　佐野系圖に家綱を安蘇八郎太夫と載せたり、前述す。

2　芳賀系圖に、則顯―房範―公豊―範景（安蘇二郎）―金道（安蘇太郎）と載せ、金道は下野國安蘇郡木戶崎館に住す。故に家號を安蘇氏と名乘り、建武亂の討死と見ゆ。

安雙　アソウ　阿曾に同じきか。

阿蘇谷　アソタニ　アソヤ　島津系圖に忠義―久時（大炊助）、阿蘇谷祖と載せ、其の子に彥三郎宗長（給黎祖）、三郎忠繼、五郎

し故なるべし）嘉吉元年辛酉六月、赤松滿祐、將軍義教公を弑し奉りし時、赤松が子左馬介と安積九郎二人して義教を引張初害す。茲に依り同九月諸將播州白旗の城へ向て赤松を攻殺す。安積九郎は遁れ氏を變じ安墨の文字の土を省き安黒を氏とし、忍て作州苫東郡林田の鄕の山谷に蟄し隱る（今に其地字を安黒谷と云ふなり）。此時赤松氏も變姓するもの三十六家と系傳に出ず（赤木と改るもの多し）。二十年許經て九郎死せり。其子幼少なるを倶して、九郎が寡婦二階堂某に嫁すと云ふ。（二階堂は藤原氏なり。故に安黒家是より藤原氏と稱す）。以上或人所藏の古書儘を擧ぐ。阿黒和泉守藤原久重、雲州神戸郡領主、天正年中尼子に背き、宇喜田落去の後作州北高田庄に移る。此時猪股釆女と連枝たるにより、共に作州に移り毛利の旗下となる。天正六年二月十五日死、法名慶翁常勝大禪定門、高野山彌勒院に神主あり」と見えたり。

阿墨 アスミ　前條氏に同じ。

安住 アスミ

倍屋 アスヤ

安瀬 アセ　磐城國田村郡の苗字。

畔 アゼ　タロ　桓武平氏にして平群系圖に、忠常、畔、蒜先祖と見ゆ。

阿瀬 アセ　紀伊國有田郡阿瀬より起る。國造本紀に紀伊河瀬直とあるは、阿瀬の誤にあらずやと云ふ人あり。

汗石 アセイシ　陸奧國津輕郡淺瀨石より起る。大浦、大光寺、汗石、乳井、兪平等と共に津輕の六奉行たりき（奧南深秘抄）。而して一時は大浦氏と權を爭ひし程勢力ありしが如し。又淺瀨石ともあり。津輕年代記に淺瀨石大和六百人、また慶長元年二月淺瀨石大和討取と見ゆ。其の出自に關しては

1　奧南深秘抄に「南部光行の長男彥太郎行朝、始め大光寺遠江守養子になり、後淺石村に住居、千德院殿と云ふ。長牛、淺石等これよりわかる」と。

2　津輕異聞錄には汗石は千葉の流、千德隱岐守下向、其子は大和守なり。紋所は星と載す。

淺瀨石 アセイシ　汗石に同じ。一統志に大光寺、淺瀨石、和德とあり。

淺石 アセイシ　汗石に同じ。

阿瀬河 アセカハ　紀伊國在田郡阿瀬川より起る。湯淺氏の族也。初め湯淺宗重の子兵衛尉宗光、實朝より阿瀬河地頭職を賜ふ。此氏其後なり。太平記卷五に「鹿瀬、蕪坂、湯淺、阿瀬川云々、吉野十八鄕の者迄も」と見え、又卷六に「湯淺か所領紀伊國の阿瀬川」と載せ、又卷三十五に阿瀬河入道定佛あり。楠木正成に從つて勤王す。其の後文安三年義有王擧兵阿瀬川城に據る事南朝遺史に見ゆ。

安世川 アセカハ　前條氏に同じ。

畔上 アゼカミ　クロカミ　岐阜縣海津郡苗字調。

畦籠（時籠） アゼクラ　アセムロ　日用重寶記に見ゆ。九州少貳氏の重臣にして、太平記卷十六に「少貳太郎は夢にも此を知らずして、小船七八艘に乘込て、我身は先づ向の岸に付く、時籠豐前守以下は、未だ越えず、叩へて船の指し戻す間を相待ける處に、菊池が兵三千餘騎三方より推寄て、河中へ追はしめんとす。時籠が兵百五十騎とても遁れぬ所也と、一途に思定めて菊池が大勢の中へ懸入て一人も殘らず討死す」と見ゆ。

畔田 アゼタ　クロタを見よ。

畦田 アゼタ　クロタを見よ。

畦地 アゼチ

阿世知 アセチ

按察　アゼチ　按察使なる職名より來る。源平盛衰記に按察大納言資賢あり。其の他此の稱を苗字の如く使用するもの多し。

畔蒜　アゼニラ

畔柳　アゼヤナギ　クロヤナギ　淸和源氏山本氏族、山本義定三代の孫錦織冠者義定の後裔なりと。クロヤナギ條を見よ。

汗入　アセリ　和名抄伯耆國に汗入郡汗入鄕あり。安世利と註す。

阿蘇　アソ　阿蘇は、又阿宗、安蘇、安宗阿曾等に作る。和名抄肥後國に阿蘇郡（阿曾）又阿蘇鄕を收め、猶ほ出羽國最上郡に阿蘇鄕あり。其の他備中國賀夜郡に阿宗鄕（安曾）、陸奥國色麻郡に安蘇鄕、下野國に安蘇郡安蘇鄕、信濃國小縣郡に安宗鄕等を收むれど、アソの地名は諸國に猶ほ多し。內肥後の阿蘇は太古以來の名族なる阿蘇氏の發祥せし地にして、中古以降阿蘇庄あり。後宇多院御領目錄に肥後國阿蘇莊安樂壽院領と見ゆ。

1　阿蘇國造　阿蘇國は後の肥後阿蘇郡の地なり。國造本紀に「阿蘇國造、瑞籬朝（崇神）御世に火國造同祖、神八井命孫速瓶玉命を國造に定賜ふ」と見ゆ。速瓶玉命は阿蘇系圖によるに、健磐龍命が草部吉見命の女を娶りて生む所とす。健磐龍命は神八井耳命の子とせるも年代合はず裔とすべし。神名式に阿蘇郡健磐龍命神社と見ゆ。今の阿蘇神宮なり。其妃草部吉見の女は阿蘇比咩神社とあり。景行記十八年條、「天皇阿蘇國に到るや、其國郊原曠遠、人の居るを見ず。天皇曰く是の國人ある乎、時に二神あり。阿蘇都彥、阿蘇都媛と曰ふ。忽ち人に化し以つて遊詣りて曰く、吾二人在り。何ぞ人無けんや。故に其國を號けて阿蘇と曰ふ」と見ゆる二神は此の健磐龍命夫婦なりと云ふ。

2　阿蘇君　阿蘇國造家の事なり。古事記神武段に「神八井耳命は阿蘇君云々等の祖也」と見ゆ。

3　讚岐の阿蘇君　政事要略、承平五年六月十三日官符に、應に彈正少疏大初位下阿蘇公廣遠の調を輸ずる事を免除すべし。右彼の臺承平二年七月廿三日解狀を得るに稱はく、廣遠牒狀偁ふ、廣遠、讚岐國大內郡白鳥鄕戶主阿蘇豊成戶口也、云々」と見ゆ。阿蘇君の讚岐に移住せるものなり。廣遠は類聚符宣抄第一に右大史阿蘇廣遠（天曆三年七月廿五日）と見ゆ。

4　阿蘇君族　美濃國栗栖太里大寳二年戶籍に阿蘇君族乃自賣なる者見ゆ。

5　阿蘇宿禰　朝野群載十五及び政事要略廿五、天曆五年に左大史正六位上阿蘇宿禰廣遠と見ゆ。前述讚岐の阿蘇氏後に宿禰姓賜ひしものと思はる。

6　阿蘇朝臣　拾芥抄に見ゆ。

7　阿蘇氏　肥後阿蘇國造阿蘇公の後裔なり。友成に至り宇治宿禰と稱す。速瓶玉命以後の家系を略記すれば、

速瓶玉命―稚人君命―成兼丸―成輔―高正（一本速瓶玉命―惟人―成輔―成兼―高正）―高軌―友則―友兼―惟兼―惟風―利名―賴高―成時―則高―惟敎―惟文―惟氏―忠行―惟峯―友助―惟顯―惟明―惟保―遠明―宗延―惟淸―友利―友成―友仲―賴元―惟助―惟親―惟信―惟通―惟滿―惟經―惟遠―惟雅―惟綱―惟員―惟行（永長元年宮殿を修す）―則眞（則貞）―是員（是貞）―友孝（天養比人）―友實（友實）―友房―惟俊（惟永）―惟宣―資長（資永）―惟泰（惟安）。

以上の人名は他に徵證なければ信僞詳かならざれど、予輩の見解を以つてすれば上古の人名は全く信ずるに足らず。猶ほ

見ゆ。此の裔淺井氏と云ふ。

12　百濟飛鳥部伎彌　河内の大族にして百濟安宿公に同じ。

13　飛鳥部吉士　武藏の大族なり。思ふに飛鳥部吉士とは、日下部吉士が日下部を率ゐし例より考ふるに、飛鳥部の首長たりしなるべし。然らば或は百濟族ならんか。氏人には神護景雲年間、飛鳥部吉士五百國なる人あり、久良郡に於いて白雉を獲て献上せし爲、從八位下に叙せらる。此人は橘樹郡、卽ち安閑紀に所謂橘花の屯倉を置きし地の人なれば、此氏は此の屯倉と密接なる關係にありしを想像するに足らむ。神護景雲二年六月紀「武藏國橘樹郡人飛鳥部吉志五百國、同國久良郡に於て白雉を獲て献ず。卽ち群卿に下し之を議す。奏して云はく、雉は斯れ群臣一心忠貞の應、白色は乃ち聖朝重光照臨の符云々、其雉を献ずる人五百國に從八位下を授くべし」と。

14　撰解文集に飛鳥部見ゆ。

飛鳥戸　アスカべ　飛鳥部に同じ。

1　豊前の飛鳥戸　豊前國加目久也里戸籍に飛鳥戸意等麻呂外三名見ゆ。

2　越中の飛鳥戸　越中國官舍納穀交替記に擬大領飛鳥戸嘉揃（延喜十年）見ゆ。

3　飛鳥戸造　飛鳥部の伴造なり、飛鳥部造に同じ。

4　飛鳥戸宿禰　飛鳥部宿禰に同じ。

5　百濟飛鳥戸伎彌　天平神護元年造東大寺司移に先位百濟飛鳥戸伎彌廣成（河内國安宿郡人）を天平寳字八年十月三日の造東大寺司移文案には先位百濟安宿公廣成と見ゆ、飛鳥部の部分的伴造なり。

足助　アスケ　三河國賀茂郡足助莊より起る。淸和源氏浦野氏の族にして、尊卑分脈に

滿正五世孫浦野重直―重長（加茂六郎）―重秀（住三川國足助、號足助冠者）
- 重朝（足助太郎）
- 重成
- 重氏
- 重方
  - 重貞―重氏―重顯
    - 重嗣
  - 頼方（足助佐渡六郎）―貞親―重範―重政
  - 親重
  - 重藤（足助佐渡七郎）―重經―重宗
    - 重武―重信
    - 賢尊
- 重義―重純―重方
- 重成

と載せ、重範に「後醍醐院御隱謀の時參候して勅宣に應ず、寃初專一たり、元弘元年八月主上御出奔後、六波羅に召捕はれ、六條河原に於いて斬首せられ了んぬ」とあり。其の事は太平記に詳かなり。

此の氏は東鑑四十に足助太郎、太平記に足助次郎重成、室町時代には永享以來の番帳に足助掃部助を擧げたり。足助村飯森山城は足助氏の居城にして、古城記に足助次郎左衛門尉重高先祖重秀、鎭西八郎爲朝の聟となると見ゆ。翁草鎌倉武士の所領として五千町、足助義本を載すれど詳かならず。足助町大字足助字宮平に足助神社あり、「足助次郎重範公を祭る。公夙に大義名分を重じ、天歩艱難の際卒先王事に馳せ、一門擧りて勤王の節に殉ぜし誠忠、天聽に達し、聖明正四位を追贈し賜ふや、其の英靈を奉祀して綱常を無窮に維持せんがため、明治三十五年許可を得、大正五年四月竣成す。」又重範公の後裔は「安藝國豊田郡本鄕町片山氏あり、護良親王より感狀（史徵墨寳にあり。其文、笠置以來の忠勤他に異なり云々と）を給ひし足助太郎重春の裔なり。傍系の子孫には駿河國沼津町足助氏、近江國栗太郡大寳村足助氏、德島市新町足助氏等あり。又德島

には後醍醐天皇を笠置より負ひ奉りて供奉し、天皇より宸翰を賜はりし重範公の臣武田太郎兵衞の後裔もあり」とか。

又「片岡氏系譜家傳には、足助元祖（六孫王經基公の次男武藏陸奥之太守鎭守府將軍從四位下左馬頭源朝臣滿政之後胤）足助冠者六郎源重秀（父は從五位下浦野四郎信濃守重遠孫葦敷右兵衞尉重長嫡子、母は爲朝女、三河國足助住、始て足助と號す、重長迄は尾張國浦野の邊に住す）足助次郎源重範（元祖滿政十代孫六郎次郎貞親一男也）後醍醐天皇の勅を奉じて笠置山に籠る。足助九郎重政（重範嫡子）足助三郎重眞（重政次男）足助左衞門重親（重眞一男）足助六郎重種（重親嫡子）足助五郎重義（重種嫡子）重範六代之孫、大將軍源義政公御代、文明年中に始めて山門之坊頭御代官に仰附けられ、始て氏を片岡と改む。家の紋、丸に桔梗又瓜に三ノ桐」とあり又足助氏の家紋は丸に蔦也、或は桔梗を附けし時代もありなど云へど、果して事實なるや詳かならず。此の氏の家紋に關しては見聞諸家紋には、

鳩　足助與次郎

此の氏信濃に現存す。

足助佐渡 アスケサド　淸和源氏浦野氏の族なり。尊卑分脈に足助重方—

├頼方足助佐渡六郎—貞親—重範—重政
├重藤足助佐渡七郎—重經—重宗
└重連足助佐渡四郎

と見ゆ。

阿須波 アスハ　越前國足羽郡足羽鄕より起る。和名抄足羽に註して安須波と註す。神名帳同郡に足羽神社あり。此の氏の氏神たりしなるべし。此の地には中世以後足羽庄ありて、門葉記に見ゆ。阿須波氏は越前の大族にして天平三年二月廿六日の越前國正稅帳に足羽郡司少領、外正八位下勳十二等阿須波臣直虫、また天平神護二年九月十九日の足羽郡司解に少領外從八位下阿須波臣東麿などを載せたれど出自詳ならず。然りと雖、臣姓なるより見れば、生江臣と同族にして葛城氏の族か。古事記神代卷並に祝詞式に阿須波の神あり、此の氏と關聯する所あるか。

足羽 アスハ　前條氏に同じ。臣姓、朝臣姓、無姓等あり。

1 足羽臣　寶龜二年八月紀に足羽臣眞橋なるもの見ゆ。

2 足羽朝臣　拾芥抄に見ゆ。足羽臣後に朝臣を賜へりと見ゆ。

3 越前の足羽氏　天平神護二年の越前國司解に酒井鄕戸主佐味敷浪戸口足羽小綿女、また足羽郡安味鄕戸主足羽布岐、同廣國、江上鄕戸主足羽瀧毛戸口同淨成女曰理鄕戸主足羽廣耳、足羽鄕戸主足羽伯麻呂戸同人上、曰理鄕戸主足羽國主戸同繼、堀河鄕戸主足羽洼等見ゆ。足羽臣の部曲の民なるべし。

4 越後の足羽氏　越後國沼垂郡に足羽鄕あり。足羽氏のありてよりの地名か。

5 城氏族　桓武平氏城氏の族に足羽氏あり。前項地名を帶ぶ。城氏系圖に足太郞永家と見ゆ。これなるべし。

6 神家族　信濃諏訪神家の族にも此の氏あり。神家系圖に有員—武方—武員—有盛—盛員—盛方（足羽九郎云葦葉）と見ゆ。

安墨 アスミ　美作の名族なり。東作誌に「安黑氏略系（室山城城主安黑之裔）」『姓氏錄』曰、安曇宿禰、海神綿積豊玉彦神子穗高見命の後也。三十九代天智帝の御宇將軍阿曇の比羅夫、河邊の百枝を大將として百濟を救はしむ。阿曇を阿墨又安墨と書る事古書に見ゆ（後年安積とも書す。綿積より出

眞人御井と云ふ人を載せたり。拾芥抄、姓名錄抄にも此の氏見ゆ。飛鳥君、後眞人姓を賜へるなるべし。

7 飛鳥宿禰　河内の飛鳥その本貫なるべし。百濟歸化族にして除目大成抄に見ゆ。飛鳥部宿禰の部を省略したるものなり。なほ飛鳥氏には首姓もあり、安宿（アスカ）條を見よ。

8 常陸の飛鳥氏　法華驗記に仁和四年常州飛鳥貞成、また元亨釋書二十九に、仁和中、常州飛鳥貞成、其家富贍」と見ゆ。飛鳥部宿禰の後にして、其の後裔を淺井氏と云ふ。飛鳥部宿禰條を見よ。

9 陸奥の飛鳥氏　陸奥の津輕郡に飛鳥殿あり、同郡堀越城主武田氏を指すものと考へらる。

安宿　**アスカ**　飛鳥に同じ、飛鳥はトブトリのアスカなる枕詞より來り、安宿は字音をかりしものとす。和名抄河内國の安宿郡に註して安須加倍とし、又雄略紀九年七月條には飛鳥戶郡とす。猶ほ安藝に安宿鄉ある事は前に云へり。

1 安宿首　出自詳かならず。天平六年八月五日の皇后宮職移に正六位上行大進勳十二等安宿首と見ゆ。

2 百濟安宿公　河内の百濟歸化族なり。天平神護元年の造東大寺司移に无位百濟飛鳥戶伎彌廣成（河内國安宿部人）を天平寶字八年十月三日の造東大寺司移文案には无位百濟安宿公廣成と見ゆ、飛鳥部の部分的伴造なり。

3 なほ鎌倉時代の撰解文集に、安宿治常を載せたり。

4 諏訪神家の族にも此の氏あり。

飛鳥井　**アスカヰ**　雲上家の稱號なり。

1 飛鳥井家は藤原北家難波家にして尊卑分脈に師實―忠敎（難波流）―賴輔（難波飛鳥井祖）―賴經―宗長―宗敎―敎繼―宗繼

賴經―雅經（飛鳥井）―敎定―雅有―雅孝―雅宗―雅冬

雅孝―雅家―雅緣（雅世）―雅清（雅康）―雅親―雅俊―雅綱―雅春―雅敦―雅庸。と見え、飛鳥井系圖には雅緣―雅世―雅親―雅康―雅俊（周防山口）―雅綱―雅敎―雅敦とあり。雅庸の後は雅賢―雅宣―雅章―雅知―雅直―雅豐―雅香―雅重―雅威―雅光―雅久―雅典―雅望、康正二年の造內裏段錢引付に「貳貫五百五十八文、飛鳥井殿家、尾張國竹鼻和鄕、並小熊保段錢」及び「五貫文、飛鳥井殿、攝州今南庄段錢」と見ゆ。

德川時代九百二十八石、日御門前北行當雜掌市岡、本多、安田、寺京極北遣迎院、内々、家業和歌、蹴鞠。家紋撫子、現今伯爵。

2 土佐一條家の配下に飛鳥井氏あり、こは一條家と同時に下りしものとす。

3 紀伊の國造家は文化年中飛鳥井三冬を養子とす。これ現今の紀男爵の祖なり。

飛鳥田　**アスカタ**　首姓なり。止由氣宮儀式帳に飛鳥田首と云ふもの見ゆ。山城國紀伊郡飛鳥田神社とある地名を負へるなるべし。美濃國各務郡にも飛鳥田神社あり。

飛鳥路　**アスカヂ**　山城に飛鳥路庄あり。

飛鳥衣縫　**アスカノキヌヌヒ**　大和の飛鳥衣縫部の族にして其の伴造を飛鳥衣縫造と云ふ。崇峻紀に飛鳥衣縫造祖樹葉なるもの見ゆ。漢歸化族か。

飛鳥衣縫部　**アスカノキヌヌヒベ**　大和飛鳥にありし衣縫ならむ、雄略記に漢織、呉織、衣縫、是飛鳥衣縫部、伊勢衣縫の先也と見ゆ。

飛鳥沓縫　**アスカノクツヌヒ**　百濟歸化

族なり。令集解に百濟戸、狛戸とある條に「飛鳥沓縫、十二戸」と見ゆ。

飛鳥部　アスカベ　允恭天皇の御名代部にして大和の飛鳥宮を部の名に負ひしなれど、最も多數住居せしは雄略紀に河内國飛鳥戸郡とある地なるが多し。多く百濟歸化人を以て組織せしものにして、又飛鳥戸とも記す。其の伴造を飛鳥部と云ふ。又吉士姓、宿禰姓、公姓等の貴族あり。

1　河内の飛鳥部　河内に安宿郡あり、和名抄安須加倍と註す、卽ち此の族の極めて多かりしを知るべし。

2　阿波の飛鳥部　板野郡田上鄕延喜二年戸籍に飛鳥部刀自賣外二人、飛鳥部豊至女外二人、猶他に三名見ゆ。

3　安藝の飛鳥部　豊田郡の安宿鄕は此の部の住居せし地なるべし。

4　武藏の飛鳥部　有名なる飛鳥山は此の部民の住居せし事より起りしなるべし。飛鳥部吉士を參照せよ。

5　遠江の飛鳥部　佐野郡に飛鳥村あり。

6　紀伊の飛鳥部　牟婁郡に飛鳥神社あり。

7　美濃の飛鳥部　各務郡(稻葉郡)に飛鳥あり、式内飛鳥田神社の所在地なり。

8　飛鳥部造　河内の大族、百濟歸化族なり。飛鳥部の伴造にして又飛鳥戸造とも書す。靈異記中卷第七に「釋智光は河内國の人、其安宿郡鋤田寺の沙門也、俗姓鋤田連、後姓を上村主に改む。母の氏飛鳥部也」と。また天平廿年四月廿五日の寫書所解に「安宿戸造黑萬呂(河内國安宿郡奈加鄕戸主正七位下安宿造直□)」また弘仁三年正月紀に「右京人正六位上飛鳥戸造善宗、河内國人正六位上飛鳥戸造名繼、姓を百濟宿禰と賜ふ」など見ゆ。姓氏錄、河内諸蕃に「飛鳥戸造、百濟國王比有王男琨伎王より出づる也」また「飛鳥戸造、百濟國末多王の後也」とあり。此飛鳥戸氏より百濟宿禰姓を賜へるものあり、卽ち前引の弘仁三年正月紀の善宗、名繼の外、貞觀四年七月紀に「左京人造兵司少令史正六位上飛鳥戸造彌道、姓を百濟宿禰と賜ふ」また同五年十月紀に「右京人陰陽少屬從六位上飛鳥戸清貞、内監正六位上飛鳥戸造淸生、太政官史生正八位下飛鳥戸造河主、河内國高安郡人主稅大屬正七位上飛鳥戸造有雄等、並に姓を百濟宿禰と賜ふ、其先百濟國人比有の後也」等これなり。又御春朝臣を賜へるものあり、卽ち貞觀五年八月紀に「右京人外從八位下行主計助飛鳥戸造豊宗等男女八人、姓を御春朝臣と賜ふ、其先百濟國人琨伎より出づるなり」と。またこれより先御春宿禰を賜へるものあり、卽ち承和六年十一月紀に「左京人正六位上御春宿禰春長等十一人、宿禰を改めて朝臣を賜ふ、是れ百濟王の種、飛鳥戸等の後也」と見ゆ。飛鳥部の左右京にあるは河内より移れるなり。其一例は貞觀四年七月紀に「河内國安宿郡人外從五位下行主計助飛鳥戸造豊宗、本居を改めて左京職に隷す」と見ゆ。

9　越中の飛鳥部造　越中國官舍納穀交替記に擬少領飛鳥戸造今泉(貞觀六年)、また別擬少領飛鳥戸造浦丸(天長四年)、主政飛鳥戸造有成(延喜九年)、また擬大領飛鳥戸造春實(寛平九年)等見ゆ。

10　飛鳥部宿禰　河内の名族なり。大同類聚方(七十九)に河内國安宿部宿禰尺度なる人見ゆ。飛鳥部造後宿禰を賜へりと見ゆ。拾芥抄、姓氏錄抄、飛鳥部宿禰を載せたり。

11　常陸の飛鳥部宿禰　大間成文抄に、長和四年飛鳥部宿禰弘眞、常陸大掾たる事

原鄕あり。猶ほ攝津國兎原郡にも葦原鄕あれど、こは葦屋の誤りなりとす。此の氏は東鑑卷十六梶原景時討死の條に、駿河國人蘆原小次郎とあるを初見とすれど、こは盧原の誤りなり。されど今川記に蘆原助三郎と云ふ人見ゆれば、駿河に此の氏ありて葦原より出でし事も想像するに難からず。其の出自は平將平の後、大豊原氏の裔なりと云ふ。其他應仁記三に葦原、安西軍策に蘆原藤左衞門等見ゆ。此等は異流か。

葦原 アシハラ　前條氏に同じ。

芦原 アシハラ　同上。

蘆生 アシフ　勢州四家記に見ゆ。

蘆部(芦部) アシベ　信濃にあり。

葦堀 アシホリ　太平記卷十四に葦堀七郎見ゆ。

阿島 アシマ　信濃國伊那郡にあり。

安島 アジマ　東作志に「安島善彌、近江國にて死去す。安島庄左衞門、越前大守少將光通卿奉仕」など見ゆ。

葦間 アシマ　淸和源氏佐竹白石氏の族なり。佐竹白石系圖に「佐竹白石源忠―義忠(葦間)」と見ゆ。

足股 アシマタ　磐城地方の氏にして奥相茶話に足股彦右衞門見えたり。

脚身 アシミ　アシツミを見よ。

葦室 アシムロ

芦村 アシムラ

足守 アシモリ　和名抄備中國賀夜郡に足守鄕あり。安之毛利と註す。

葦屋 アシヤ　和名抄攝津國兎原郡に葦原鄕あり。高山寺本葦屋につくるを眞しとす。延喜式に葦屋驛あり、又後世蘆屋庄あり。應仁後記四國勢攻上攝州合戰事の條に「細川淡路守、成春云々、高國方の勇士河原林對馬守正賴、同國蘆屋の庄上なる鷹尾の城に楯籠て是を防ぎ留んとす」と見え、又北野社文明五年文書に見ゆ。猶ほ葦屋鄕は陸奥國安積郡にもあり。攝津の葦屋氏は歸化の大族にして、村主姓、君姓、倉人姓、無姓等あれど、皆葦屋漢人の一族なりとす。

1 和泉の葦屋村主　姓氏錄、和泉諸蕃に「葦屋村主、百濟國意寶荷羅支王より出づるなり」と見ゆれど、恐らく葦屋漢人の一部長にして、百濟を經由せしよりかく傳ふるか。

2 大隅の葦屋主寸　天平七年の國郡未詳計帳(大隅と思はる)に葦屋主寸淨賣と云ふ人見ゆ。主寸は村主也。

3 葦屋君　攝津葦屋漢人の長たりし氏なり。靈異記下卷第二に「禪師永興は、諸樂左京興福寺沙門なり。俗姓は葦屋君氏一に市往氏と云ふ。攝津國手島郡人也」と見ゆ。

4 葦屋倉人　正倉院天平神護元年文書に葦屋倉人島麿と云ふ人見ゆ。葦屋漢人の族にて葦屋の倉庫にて使役せし人なるべし。

5 讚岐の葦屋氏　讚岐國寛弘元年の戶籍に葦屋安女なる者見ゆ。葦屋村主の族なるべし。

6 攝津後世の葦屋氏　次の蘆屋氏條を見よ。

7 藤姓葦屋氏　上總の氏にして藤原氏也と稱す。家紋三頭左巴。寛政系譜に見ゆ。

蘆屋 アシヤ　葦屋に同じ。古代葦屋氏の後裔ならん。攝津菟原郡蘆屋村に蘆谷城あり。蘆屋左衞門の據りし地と云ふ。こは古代以來此の地に據りしなるべし。寛政系圖、蘆谷氏を佐々木支流に納む。久彌を祖とす。家紋丸に四方花菱、六目。同異を詳かにせず。

芦屋 アシヤ　蘆屋、葦屋に同じ。高階姓高氏の族にして、高階系圖に高惟眞―惟範―惟信(芦屋五郎)其弟惟綱(芦屋六郎)」と

見ゆ。

葦室　アシヤ　日用重寶記に見ゆ。葦屋に同じかるべし。

蘆谷（芦谷）　アシヤ　佐々木の一族にして家紋花菱、六目、蘆屋條を見よ。石見に芦谷氏あり。

蘆屋漢人　アシヤノアヤヒト　葦屋は攝津國兎原郡葦屋郷の地なり。姓氏錄、攝津諸蕃に「葦屋漢人、石占忌寸同祖、阿智王の後なり」と見ゆ。蓋し阿智使主に從ひて歸化せし漢人なりとす。

足代　アシロ　伊勢神宮の社家にして、姓は度會、初代弘興―弘永―弘佐―弘仲―弘代―弘員―弘調―弘隆―弘寄―弘早―弘訓引數―弘直、血系は度會飛鳥二十三世貞尙男常昌の裔なり。又神宮記錄に足代（度會郡權大領）藤原朝臣、宗家足代弘幸二男弘易、或は足代（多氣郡司大領）源朝臣初代弘吉と載せ、藤姓とも源姓とも云ふ。猶ほ他の記錄に本姓源氏、足代氏ともあり

網代　アジロ　伊豆國田方郡網代村より起る、鷹司文書に網代庄と云ふもの此地か。曾我物語に伊藤祐淸、網代小仲太家信に命じて、大見小藤太、八幡三郎の首を最勝寺に送る事を載せたり。此の氏は藤原氏なりと稱す。猶ほ因幡國巨濃郡にも網代なる地名あり。

葦渡　アシワタリ　佐々木氏の族にして佐々木系圖に義淸―泰淸―義信―貞義（號葦渡彦次郎）―義高―義雅と見ゆ。

飛鳥　アスカ　飛鳥の地名は大和國高市郡の飛鳥と河内國安宿郡（アスカベ）の飛鳥と最も早く物に見ゆ。前者を遠飛鳥、後者を近飛鳥とあれど、こは難波京よりの語にて大和の飛鳥を本源とすべきか。初め允恭天皇此の地に都したまひ、飛鳥部を御名代部と定め給ふ（アスカベ參照）。これより飛鳥の名天下に散布す。和名抄播磨國赤穗郡に飛鳥郷あり、高山寺本飛鳥郷に作る、又安藝國豐田郡に安宿郷あり、安宿は飛鳥に同じ、其の他安宿の地名天下に多き事人のよく知る處なり。猶ほ河内には中世以後飛鳥庄あり、西琳寺弘安四年の太政官符に見ゆ。飛鳥氏の多くは飛鳥部より來る、而して飛鳥部の多くは歸化族なれば、此の氏に歸化族姓甚だ多きも、他に飛鳥なる地名を負ひしものも又尠からざるなり。皇別神別の飛鳥姓即ちこれなり。

1　飛鳥直　大和の名族にして三輪氏の族なり。地神本紀に「都味歯八重事代主神は倭國高市郡高市社に坐す、甘南備飛鳥社と云ふ」と見ゆ。高市社とは神名式に高市郡高市御縣坐鴨事代主神社、飛鳥社とは高市郡飛鳥坐神社四座とあるものこれなるべし。飛鳥直は此の神の子孫にして姓氏錄大和神別に「飛鳥直、天事代主命の後なり」と見ゆ。

2　飛鳥君　これも大和の飛鳥より起るか。垂仁帝裔和氣氏の族にして、古事記垂仁段に大中津日子命は、飛鳥君云々等の祖なりと見ゆ。

3　物部飛鳥氏　河内の飛鳥にありし物部の一支族にして、姓氏錄、河内神別に物部飛鳥、同神六世孫伊香我色雄命の後也と見ゆ。

4　飛鳥造　河内の豪族にして百濟歸化族なり。飛鳥部造と云ふに同じ。姓氏錄左京諸蕃に飛鳥造、百濟國人木吉志の後也、と見ゆ。安宿造（天平二十年寫書所解）とあるも同姓なり。

5　飛鳥村主　大和の飛鳥より起る。倭漢氏の族にして坂上系圖、阿智王に隨ひ來りし漢人の内に見ゆ。

6　飛鳥眞人　大和の飛鳥ならん。垂仁帝裔和氣氏の族か。寶龜七年正月紀に飛鳥

せり。此兄弟の事東鑑に詳なり。光盛の子を三郎左衞門泰盛と云。東鑑建長八年の記に見えたり。其子を遠江守盛宗と云。父子の靈牌府下實相寺にあり。盛宗の子大夫判官盛員、建武二年相摸次郎時行に與力し尊氏將軍と戰ひ、腰越にて討たれたる事太平記に見ゆ。其子直盛若狹守と云（太平記卷三十一に芦名判官あり。此の人の事にや詳ならず）光盛より盛員までは其住所傳はらず。直盛至德元年府城を築き、鶴城と名け、城下の地を黒川と稱す。是城地の開けたる始なり。其子彈正少弼詮盛（初左衞門尉と云ふ）と云人、應安二年田圃を實相寺に寄附せしことあり。（寄附狀の寫今にあり。康曆二年寄附狀の寫も同寺に納む）其子修理大夫盛政の時は、應永の頃にて、天下兵亂の最中なれば此地にても北田新宮の裔等屢々戰爭有て終に盛政に併せらる。其の子を三郎左衞門尉盛久と云。文安元年に卒す。盛久子無して弟盛信立つ。左近將監と云。寶德三年三月十八日に卒す。會津郡天寧村に墓あり。其子下總守盛詮立つ。猪苗代氏（諱を傳へず）叛臣を助て數度合戰あり。享德二年其事漸平ぐ。盛詮

文正元年三月十四日に卒す。其子修理大夫盛高と云。明應三年伊達尙宗、其子植宗と合戰ありし時、盛高三千餘騎を帥て、出羽國長井（今の米澤なり）に至る。廿餘日の後事平ぎて會津に歸る。永正十四年十二月八日に卒す。實相寺に眞影殘れり。盛滋を出羽判官と云。永正十七年兵を出して、伊達植宗を援け最上兼義と戰ふ。大永元年二月七日に卒す。弟遠江守盛舜立。此時家臣松本新藏人、鹽田某等猪苗代に內應す。猪苗代氏（又諱を失ふ）來て城北八角宮に陣せしが敗績して松本鹽田と共に走る。河沼郡八葉寺の邊にて猪苗代の兵多く戰死す。享祿元年伊達植宗葛西氏を攻て其地を奪ひし時、盛舜加勢あり。天文三年伊達、磐瀨、石川、諸將と勢を合せて岩城白川と戰ふ。天文二十二年八月二十一日に盛舜卒す。

其子修理大夫盛氏は、芦名中興の英將にて兵勢强かりしかは、北條氏康、武田信玄も音信を通じて好を結び、仙道の諸將白河の結城七郎義親、二本松の二本松右京亮義繼、田村の玄蕃允清顯、須賀川の二階堂遠江守盛義等皆其指揮に從ひしに、永祿四年大沼郡岩崎に城を築き、家

督を子息盛興に讓て隱居す。然るに盛興天正三年二十九歲にて父に先て早世せしかば、（盛興は伊達輝宗の妹聟）盛氏再び黒川城に歸り、軍務を沙汰し、二階堂盛義の子盛隆を盛興の後室に妻はせ聟養子とし、同八年六月十七日六十歲にて卒す。會津郡小田村に葬る。芦名氏の血脈此時に斷絕す。盛隆の時に及て、織田家の武威已に盛にして、東國の諸將皆門下に拜趨せしかば、同九年郞等荒井萬五郎を使者として、駿馬一疋蠟燭千挺を贈る。此年盛隆三浦介に任ぜらる。一族金上兵庫盛備を勅答の使とし、黃金三十兩を獻せしに盛備又遠江守に任ぜらる。同十二年累代の長臣松本太郎と云者、遺恨の子細有て六月十三日、盛隆舞樂遊覽の爲にとて城東羽黒山に登りし隙を伺ひ、栗村下總と云者を語らひ、黒川城を襲取りしに、城下に在合し諸人大勢馳集り、盛隆も頓て下山しければ、松本栗村戰負て打死す。此年十月大庭三左衞門と云者、怨を含む事有て盛隆を害せしかば、家臣相謀て龜王丸とて當歲の子ありしを家督に立しかど、同十四年三歲にて夭す。家臣又謀つて佐竹義重の次男平四郎義廣（後

盛重と改む）に盛隆の女を配し遺跡を相續せしめしに、義廣に從ひ來れる大繩讃岐守、刎石駿河守、譜代の家老と權を爭ひ、家中不和になりたる上、猪苗代彈正盛國、義廣に叛き伊達正宗に內應す。政宗速に猪苗代城に入る。義廣盛國を退治し政宗の軍勢を追拂はんとて、同十七年六月五日耶麻郡磨上原に出馬し合戰に及びしが、終に敗績し、長臣富田美作守、平田左京亮入道、同周防守等、政宗に心を通じければ、黑川城を保ち兼、同十月芦原越より白河に出て常陸國に遁る」と。太平記卷六に葦名判官、卷十三に葦名判官入道、文安以來の御番帳に蘆名修理大夫盛重、また白河應永七年の文書に葦名次郎左衛門尉滿盛、鎌倉大草紙に蘆名盛久等見ゆ。又天正の頃葦名小太郎盛保なる者あり。稻村館に據る。

蘆名最後の主義廣は佐竹義宣の弟、又盛重とも義勝とも云ふ。天正十七年六月邑を失ひて後常陸に歸り、十八年秀吉より江戸崎四萬五千石を與へらる。後慶長七年佐竹秋田移封の際、所領沒收佐竹家臣となる。葦名氏の血統は伊達藩臣葦名氏に傳はる。此の家は盛滋が盛舜を養子として後に生みし子、民部盛幸が後なり。其の子小太郎盛秋、其の子丑松盛信、秀吉より龍ケ崎一萬八千石を賜ふ。關ケ原役後封を失ひ伊達侯に仕ふ。

4　此の外葦名氏を平將門の弟將平の後なりと云者あり。

蘆名　アシナ　葦名氏に同じ。

芦名　アシナ　同上。

芦沼　アシヌマ　信濃にあり。

葦野　アシノ　下野國那須郡蘆野町より起る。上古豐城入彥命四世の孫奈良別命、國造を拜して下向し此の地に據る。これ芦野氏の祖なりと云ふ。裔孫芦野四郎太夫、子なきを以て那須資忠の次男資方を養嗣とす（扈蹕日乘）。那須系圖に資方・芦野日向守、芦野家相續と見ゆ。那須家の家臣にして七騎の一人なり。

芦野城に據りしが、應永年間館山に移る。天正十八年日向守盛泰小田原役に功あり、豐公より三千十六石を賜はり子孫世襲して維新に際し封土を奉還して廢城す。

那須系圖に「那須資隆—宗隆—資之—賴資—光資—資村—資家—資忠（號芦野）」と載せ、又下野國志に「芦野は那須加賀權守資忠の三男芦野日向守資方の後孫にて、近代日向守資豐、其の子大和守資泰入道以休、其子日向守盛泰、其の子彌左衛門政泰と云ふとあり。又那須七騎の一として蘆野日向守藤原盛泰、芦野三千十六石」と。寬政系圖には、資忠—資方（蘆野を稱す）—資親—親高—資賢—賢宣—宣實—實近—資豐—資春—春親—親方—親正—資與—資豐—資泰—盛泰—政泰—資泰—資俊（三千石）家紋、一文字の下に左巴。

又宇都宮興廢記に天文十八年蘆野大和守資泰を載せたり。

蘆野　アシノ　前條氏に同じ。

蘆之屋　アシノヤ

阿斯能夜　アシノヤ

芦葉　アシハ

葦葉　アシハ　足羽とも記す。信濃の氏にて諏訪神家の一族、系圖に「有員—武方—武員—有盛—盛員—盛方（葦葉）」とあり。

蘆迫　アシハザマ　豐後國圖田帳に東畑蘆迫太郎左衛門を載せたり。

蘆原　アシハラ　和名抄駿河國志太郡に葦

と云ひ、氏家は多紀郡黒岡に移り、黒岡八郎と云ふ。又朝家弟五郎秀家の子又五郎持家は久留栖野に據る。見聞諸家紋に丹波之蘆田として、

「天田郡東芦田村城ヶ嶽山城ヶ嶽城は芦田八郎金猶の居城也。尊氏の時落城す。同郡土師村土師城も芦田氏の居城にて、先祖を甲斐守と云ふ。信濃滋野氏の族也と稱すれど其實赤井の一族ならんか」と丹波志にあり。又氷上郡沼村沼村城は芦田出雲守の居城なり。此の氏は應仁記三に蘆田と載せ、、以下多くの書に見ゆ。

13 其の他 鎌倉大草紙、羽後山北小野寺家方等に蘆田、又德川時代福井松平藩、宇土細川藩、及び西園寺家士に此の氏あり。

蘆田 **アシタ** 前條氏に同じ。内備后の葦田は後世蘆田に改むと云ふ。

芦田 **アシタ** 前條二氏に同じ。信濃に現存。

足田 **アシダ** タルダ

1 在原姓長野流 相州兵亂記に「上杉の舊臣上野住人長野信濃守業正と云ふ仁あり。武勇威勢ありて、近國無双の良將なり。在原中將業平の後胤とか、小幡、足田も一門なり」と載せたり。

2 藤姓足利流 足利中宮亮有綱の子基親は武州足田、齋藤祖とあり。疋田の誤にあらざるか。

葦高 **アシダカ** 名和氏の族にして那波系圖に行盛―行貞―長貞(葦高小二郎)―長信と見ゆ。名和系圖には葦高江とあり。

蘆高 **アシタカ** 備中の葦高より起りしか。吉備の名族にして、作州古城記に圓宗寺城は蘆高右近允の據る所と見ゆ。

足高 **アシタカ** 次の二流あり。

1 由良氏流 由良氏家譜に「貞氏―貞治―貞國―國繁―景繁―國經―泰繁―成繁―國繁―貞長、「此の人足高を稱す」と見ゆ。

2 小田氏流 小田治久の二子岡見氏を稱す。其の嫡子足高の地にありて足高氏を稱すと云ふ。足高左衞門佐は永祿元年沒す。其の子中務少輔宗治、天正十五年多賀谷重經に攻められて沒落す。

葦高江 **アシタカエ** 伯耆の名族、名和氏の族にて名和系圖には「長貞(葦高江小次郎)―長信(伯耆國に於て誅せらる)」と見ゆ。葦高氏に同じ。

蘆立 **アシダテ** 陸前國柴田郡蘆立(足立)より起る。伊達配下の士にして永正十五年稙宗の判書に上蘆立宗右衞門なる人あり。世次考に見え、同十七年の判書には足立宗右衞門と見ゆ。

足立 **アシタテ** アダチ條を見よ。

蘆谷 **アシタニ** 石見國那賀郡に蘆谷村あり。

芦谷 **アシタニ** アシヤ條を見よ。

足田物部 **アシダモノノベ** タルダの部を見よ。

蘆地 **アシチ** 京極殿給帳に蘆地惣兵衞なる者見ゆ。

足近 **アシチカ** 尾張海部郡に足近郷あり。東鑑文治元年條に足近渡も見ゆ。

葦津 **アシヅ** 和名抄下野國猿島郡に葦津郷を收め、又因幡國に葦津村あり。此等より起る。

1 下總の葦津氏 下總小金本土寺過去帳に「蘆津伊賀守、佐倉、慶長二丁酉十二月於當山葬、其子蘆津伊豆守、大江信重於水戸菩提所取生緣久山了性寺と云」と見ゆ。

2　因幡の葦津氏　智頭郡葦津村より起る、毛利氏の族にして闘山城に據る。妙見社正中元年の棟札に葦津右馬允、葦津左近尉等見ゆ。

3　又筑前の名族に此氏あり。卷末を見よ。

蘆塚　**アシツカ**

芦塚　**アシツカ**　肥前大村藩士にして、其の家譜に「其の祖芦塚掃部、代々高來郡千々岩城主なり。故ありて純伊公御代大村に來る」と見ゆ。（士系録）

脚身　**アシツミ**　近江國高島郡の名族にして延喜式阿志都美神社とある地より起る。此地名は後世アシの音を忌み善と改む。和名抄の善積郷これなり。氏人推古紀に將軍近江脚身臣飯蓋あり。三十一年副將軍となり新羅を打つ。猶ほ伊香郡に足彌神社あり。後世のヨシツミ氏と關聯あるべし。

網戸　**アジト**　下野國寒川郡（都賀郡）網戸より起る。小山氏の族也。アミトを見よ。

足奈　**アシナ**　スクナを見よ。

蘆那　**アシナ**

蘆名　**アシナ**　相模國三浦郡蘆名村より起る。三浦氏の族なれど數流あれば次に列擧すべし。

1　爲清流　三浦系圖に忠通―爲通―爲繼―義繼―芦名三郎爲清（大内義行の弟）―

―爲綱石田太郎―太郎
―爲長芦名二郎―爲光
―爲景三郎二郎―清高三郎太郎
―爲安三郎　―爲久三浦石田次郎
―圓海―爲重太郎―爲家太郎―
―重方大炊助
―三郎左衛門尉
―爲村
―義兼十郎―幸尊―義定

と見え、内清高は葦名太郎清高と見えたり。平群系圖にも忠通、相州葦名等祖と記す。

2　佐原流　前項芦名の遺跡を襲ぎしか。三浦系圖に大介義明―佐原十郎左衛門尉義連―二郎兵衛尉盛連（惡遠江守）―會津遠江守次郎光盛（左衛門尉）―三郎左衛門尉泰盛―盛宗（葦名次郎四郎左衛門尉）―

―時盛三郎左衛門尉
―盛貞二郎左衛門尉判官
―、、二郎
―、、四郎

と見ゆ。

3　會津の葦名氏　前項葦名の後なり。葦名系圖に「義連―盛連―光泰―泰盛―盛宗―盛員―直盛―詮盛―盛政―盛久、其弟盛信　盛詮―盛高―盛滋、其弟盛舜―盛氏―盛興（盛氏養子）―盛隆―盛重、（元義廣、佐竹より養子、常陸に遁れ慶長七年亡ぶ）」と。此の家の沿革は新編會津風土記に「鎌倉右大將藤原泰衡を征伐ありし時、三浦（又佐原と稱す）十郎左衛門尉義連軍功により此地を領せり。然れども常に鎌倉に伺候して、在邑の暇なかりしにや、其住所何れの地とも知れず。耶麻郡半在家村に其墓あり。其の子遠江守盛連六男あり。長男を大炊助經連と云。耶麻郡猪苗代に住せしにや、其苗裔彈正盛國と云者天正中まで其地にあり。其の次を次郎廣盛と云、河沼郡北田に遺壘あり。子孫應永中まで住せり。其の次を三郎盛義と云、同郡藤倉に居館の迹あり。其の次を次郎左衛門尉光盛と云、是會津芦名氏の祖なり。其次を五郎左衛門尉盛時と云（後に三浦介と稱す）耶麻郡下三宮に住せしにや、其地に古壘あり。又五郎神社あり。此の人の後佐原十郎高明と云者、應安の頃まで耶麻郡加納莊を領せり。其次を六郎左衛門尉時連と云ふ。同郡新宮に住せしにや、子孫應永中まで其地に住

孫に高木、野根等の諸氏あり。南海治亂記に「鷲住王住吉より遁れ、阿波國脚咋邑に匿る。脚咋は今の肉咋なり。野根の邑に相連れり。野根氏は其の遠裔なり。又鷲住王讃岐國に出で那珂郡に居住す。今の飯山權現なり。其の兒孫相續いて其所を守り高木を氏とす」と。

葦崎 アシサキ　藤原北家齋藤氏の族にして、尊卑分脈に疋田齋藤爲頼―宇田五郎成貞―元貞(葦崎太郎)と見ゆ。中興系圖には「藤、太郎光貞之を稱す」とあり。

足崎 アシサキ　タラサキ　常陸國の名族タラサキ條を見よ。

葦澤 アシサハ　蘆澤と通じ用ふ。信濃、甲斐、磐城等に葦澤村あり。此の氏は此等の地名を負ひしにて左の數流あり。

1　大森氏流　伊豆の名族にて藤原北家大森氏の族なり。淺羽本大森葛山系圖に、「伊周三世孫、鮎澤惟兼―惟經、此の人葦澤と號す、伊豆佐渡土倉領主」と見ゆ。

2　大江氏流　信濃の名族にて、大江氏系圖に、海東廣房―擧房―豊忠(信濃國藍澤庄)其弟元忠(賜同信濃國蘆澤庄)―忠重―忠秀(蘆澤)―忠長(芦澤)」と見ゆ。家紋丸に桔梗、一文字三星、抱澤瀉、或は諏訪郡蘆澤は神氏族とも云ふ。

3　磐城の葦澤氏　磐城國田村郡蘆澤より出ず。蘆澤治部景尙、天正二年田村淸顯に討たる。

4　甲斐の葦澤氏　大江廣元の男毛利藏人秀光の後にして、信州蘆澤より起ると云へば第二と同流なり。美作守元忠の男賴母(伊賀守元辰)本州に來る。紋五三桐、巨摩郡に蘆澤村あり。又甲斐國志に「金丸氏の族中込和泉守道昌男子なく、下山の蘆澤伊賀守元辰を養子とす」と見ゆ。なほ山梨郡の蘆澤氏は大森氏の族なりとも云ふ。又御嶽衆に蘆澤氏あり。(武ロ一一六)

蘆澤 アシサハ　葦澤に同じ。

足澤 アシサハ　タルサハ　陸奥國名族にて樽澤ともあれば、もとタルサハなるべし。寬政系譜南部家臣直長の後とし、家紋割菱、如葉とあり。南部氏の族なり。タルサハを見よ。

蘆嶋 アシシマ　藤原氏と云ふ。

芦島 アシシマ

葦田 アシダ　アシミタ　和名抄伊勢國三重郡に葦田鄕ありて、安之美多と註し、又備後國に葦田郡葦田鄕ありて安之太と訓ず。其の他大和國葛下郡、丹波國氷上郡、信濃國佐久郡等に葦田、或は蘆田村ありて數流の葦田(蘆田)氏を起せり。

1　葦田首　凡河内氏の族なりと稱す。大和國葛下郡葦田より起りし氏にして、姓氏錄未定雜姓大和の部に「葦田首、天麻比止津乃命之後てへり見えず」とあり。

2　葦田臣　河内の古代氏族なり。前條氏と同族か、姓氏錄、未詳雜姓、河内の部に「都早古(一本天都卑古)命の後也」と見ゆ。

3　井上氏流　信濃國佐久郡蘆田より起りし氏にして、淸和源氏井上氏の族なり。卽ち尊卑分脈に「井上九郎家光―光平―光遠(葦田二郎)」と見ゆ。又高梨系圖にも家光に米持井上五郎、註して此末、佐久、米持、村上、安木田、芦田等の祖と見ゆ。

4　滋野氏流　これも信州佐久の葦田より起りしなれど、流派は紀伊國造族滋野依田流なりと云ふ。卽ち淺羽本信州滋野氏三家系圖に「滋野爲廣弟藏人敦重―爲重―僧光―盛弘―久盛―盛忠(葦田七郎、信州依田元祖)―朝盛―長澄と見え、依田家譜に「依田二郎實信―行俊五世孫經光、『信濃國佐久郡蘆田村にうつり住せしよ

り蘆田を稱號とし、子孫これを稱するものなり。』―時朝『蘆田を稱す』―十四世孫滿春(依田或は蘆田を稱す)―四世孫信蕃(蘆田或は依田を稱す)―康國(はじめ蘆田を稱す)家紋丸に三蝶」とあり。また眞砂に「蘆田備前守―下野守信守(武田信玄に降る)―常陸介信蕃(後德川に屬す)―康國(松平源十郞)」と、甲鑑「蘆田百五十騎」蘆田城に據り、信守・天文中武田氏に屬す。

5 金刺氏流　前條蘆田氏は金刺氏なりとも云ふ。

6 佐々木氏流　備後國葦田郡葦田鄕より起りしにて、寬政系圖に佐々木支流に入れ高俊を祖とす。安西軍策に蘆田民部大輔、民部大輔の甥蘆田五郞太郞等あり、此の族か。

7 美作の芦田氏　備後の葦田氏と同族か。廣戶家記に芦田筑後守、芦田雅樂を載せ、又醫王山記に芦田右馬允、同甚左衞門、同勘兵衞等を擧げ、元春感功書を送る。其の書狀坂村芦田氏藏すとか。一說、源義家十代孫左京大夫氏經、九州の探題たり、其の子勝丸備中蘆田に匿れ、後高崎彥三郞と云ふ。其の子庄右衞門、

アシタ

蘆田と稱し、足利義滿に仕ふ。其の孫彌十郞家滿、赤松滿祐に屬して白旗城に死す。其の子彌太郞家玄―左近家命―右馬允家次弟作內家隆など云ふも、信じ難し。

8 赤松流　播磨小林系圖に赤松茂則―圓光(五郞)―宗光(蘆田彈正少輔)とあり。

9 長野氏流　上州長野氏の族なり。足田條を見よ。

10 上野の蘆田氏　前項の外上野には蘆田幸貫、其の子幸成あり。こは信濃蘆田の族なり。卽ち諸國廢城考に「綠野郡藤岡城は上杉定正の臣蘆田新六幸貫之に居る。初め信濃國より此處に移り住す。幸貫が子下總守幸成、武田信玄に從ひ、其子右衞門尉幸正、松平氏に從ひ、信州小諸より移り、三萬石にて舊領藤岡を安堵す。」と見えたり。幸成の事上野國志にも見ゆ。

11 武藏の蘆田氏　秩父郡にあり。新編風土記、四十四座神社命附等に見ゆ。

12 丹波の葦田氏　丹波國氷上郡蘆田村より起りしならん。されど系圖には信濃より移ると云ふ。此の流蘆田氏の事は先づ尊卑分脈に、井上九郞家光―光平―光遠

アシタ

(葦田二郞)と見え、赤井系圖に賴季―滿實―家光(蘆田祖)―道家(丹波牛國押領使)―忠家(蘆田判官代)―家範―朝家―爲家(赤井九郞)と、又別本には

家光┬道家―忠家(葦田八郞)┬家範―朝家┬家貞―持家
　　└家業(三郞)　　　　　　　└政家┬家高　國家
　　　　　　　　　　　　　　　　　　└政舜　家元

―家廣―家輔―基家
―爲家(赤井九郞)―家茂―家茂
―基家―家淸―家職―光家―忠家―親家
―淸茂┬淸氏
　　　└家連―家直―正家―助家
―家賢―正家―祐家
―直家―忠家―時家―家淸―忠家―忠泰
―忠秋

家紋瞿麥雁金と載せ、家光に註して「大炊介、判官代、信州葦田に住む。故ありて丹波に配流せらる」と記し、道家には「丹波國牛國の押領使」と註す。朝家、承久の亂に所領を沒收せられ、其の子爲家は赤井九郞と稱し、その子忠茂を經て又次郞基家に至り尊氏に屬して一族繁榮す。朝家弟明範は小谷に據りて小谷兵部

5 關東管領流

- 基氏[1]—氏滿[2]
  - 滿兼[3]
    - 持氏[4]
      - 義久
      - 春王丸
      - 安王丸
      - 成氏[5]—政氏
        - 高基
          - 晴氏
            - 義氏—女子—義親
            - 藤政
            - 家國
          - 雲岳
          - 晴直—義勝—義久—晴光
        - 顯實
        - 義明（小弓御所）
          - 義純
          - 賴純
            - 國朝
            - 賴氏—義親
          - 女（里見義賢室）
        - 基賴
        - 貞岩和尚
      - 周昉
      - 成潤
      - 尊徹
      - 弘尊
      - 守實
    - 持仲
  - 滿直
  - 滿高（滿隆）
  - 滿貞
  - 滿季（秀）

關東足利氏の後裔は喜連川、宮原條を見よ。

6 豊前の足利氏　豊前志に「京都郡障子嶽城は建武三年足利駿河守統氏の築く處應安元年千葉上總介光胤、統氏を討ちて自ら居る」とあり。その後應永正長年間足利忠氏、仲津郡に據る。（豊日七三、八四頁）

7 足利長尾氏　室町中世長尾氏足利庄の地頭となり、叶城を再興して之に居る。應仁の頃長尾但馬守景人あり。大草子に見え、又長林寺にては景人文正元年入部し、其の子を景長とす、子孫新五郎、又は但馬守を通稱とし、天文頃より景長、憲長、政長、顯長等ありて、顯長天正十八年に亡ぶ。顯長實は新田金山城主由良横瀨氏の子なり。

蘆垣　**アシガキ**　武藏國都筑郡久保城の城主山田氏の家老に蘆垣淨泉、同大膳等あり。

足片　**アシカタ**

葦川　**アシカハ**　相模國足柄郡に葦川村あり。

足川　**アシカハ**　和名抄下總國匠瑳郡に辛川鄕あり。高山寺本幸川に作る。アシカハと訓ずべきか（地理志料）、今足川村あり。倉賀野十六騎の一に足川主膳正なる人見ゆ、此の地より出しなるべし。

芦川　**アシカハ**

蘆川　**アシカハ**

足柄　**アシガラ**　相模國に足柄上下郡及び足柄鄕あり。阿之加良と註す。

芦刈　**アシガリ**　豊前國宇佐郡の豪族に芦刈氏あり。天文永祿年間、芦刈越前守、芦刈伊豫守等ものに見ゆ、（豊日七三頁）

葦敷　**アシキ**　葦敷は又安食とも、安飾とも記す。和名抄尾張國春部郡に安食鄕あり。後世或は葦敷に作る。中世以後安食庄とあり、三寳院文書に見ゆ。又和名抄近江國犬上郡に安食鄕あり、阿志岐と註す。後世又安食莊と云ふ。葦敷氏は尾張葦敷より起る。淸和源氏浦野氏の族なり。尊卑分脈に、滿政五世孫浦野重遠—重賴（葦敷二郎）—重高—重行、及び重高の子重能と見え、和田系圖には、滿正三世孫重遠—重實—重賴（葦敷太郎）

- 重高（葦敷太郎）—重行（佐渡太郎）
- 重助（次郎）
- 重能（三郎）
- 重正（四郎）

とあり。源平盛衰記に葦敷次郎重賴、其の子太郎重助、同三郎重隆及び葦敷太郎重澄を載せ、又東鑑に三郎重能を重義に作る。後世美濃に芦敷又太郎、芦敷又三郎、芦敷右京等ありて高田城に據る事新撰美濃志に見ゆ。

安食　**アジキ**　葦敷に同じ。卽ち前條重賴重資を平家物語には安食次郎重賴、其子太

郎重貞、同三郎重隆とあり。されど異流も存す、常陸安食氏これなり。

1　浦野流　前條葦敷氏に同じ。尾張志、同國春日井郡福徳村に安食次郎左衛門なる人を收む。

2　未勘源氏　寛政系圖未勘源氏の部に入る。忠正を祖とす。家紋丸に四目結、二瓶子、地紙のうちに二文字。

3　藤原北家伊周流　藤原系圖に伊周、安食祖と見ゆ。近江の安食氏か。

4　藤原北家道兼流　常陸國新治郡安食より起る。小田氏の族にして小田系圖に、「時知の子盛知、本郷地頭に補せられ安食氏と云ふ」と。又香取應安海夫注文、安食大宮縁起等に據れば、小田時知が子に安食越中守盛知、安食郷の地頭にて、其の子兵部少輔知房に傳ふとあり（郡郷志）。常陸國志には「筑波郡安食村に起る。時知の三子、盛知、越中守たり。安食郷に居り、安食氏となる。亦小田氏と稱す。其子知房兵部少輔と稱す。盛知の弟朝海僧となり經深と稱す。權大僧都に補し三村山別當たり」と載せたり。

芦敷　アシキ　蘆敷に同じ。

安飾　アシキ　和名抄常陸國茨城郡に安飾郷あり。後の新治郡安食の地にて、此の氏は常陸安食氏に同じ。

阿志岐　アシキ　筑前國に阿志岐庄あり。安樂寺文書に見ゆ。

足次　アシキ　アスハ　和名抄備中國後月郡に足次郷を收め、安須波と註し、高山寺本には安之岐と訓ず。又延喜式に足次山神社あり。

葦北　アシキタ　和名抄肥後國葦北郡に阿之木多と註し、同郡に葦北郷を收む。中世以後葦北庄あり、島田家文書に見ゆ。この葦北は古代葦北國のありし地にして吉備氏の族其の國造たり。

1　葦北國造　國造本紀に「葦北國造、纏向日向朝（景行）御代、吉備津彦命の兒、三井根子命を國造に定め賜ふ」と見ゆ。こは神功紀元年條に「吉備臣祖鴨別を遣して熊襲國を撃たしむ。未だ浹辰を經ずして自ら服す焉」とある鴨別と同族なり。蓋し此時の熊襲は熊卽ち肥後國球磨郡方面なれば、鴨別當時此國の國造なりしか、又は此功により國造に補せられたるか。敏達紀十二年條に火葦北國造阿利斯登の子達率日羅、賢にし勇ありと。また火葦北國造刑部靫部阿利斯登の子、臣達率日羅など見ゆ。

2　葦北君　前條葦北國造家の氏姓を葦北君と云ふ。敏達紀十二年條に「使を葦北に遣はし悉く日羅眷屬を召し、徳爾等を賜ひ情のまゝに罪を決せしむ。是時葦北君等受けて皆彌賣島に殺し投ぐ（彌賣島は蓋し姫島也）。日羅を葦北に移葬す」と見えたり。徳爾は百濟人にて日羅を暗殺せしものなり。

絁　アシキヌ　直姓なり。絁直は拾芥抄に見ゆるのみ。

安食野　アジキノ　清和源氏木曾氏の族にて木曾系圖に、義仲―義基五世孫家村―家昌（安食野次郎）と見ゆ。又馬場系圖に「家昌、兵部丞、安食野次郎、上野元祖」とあり。

芦口　アシクチ　磐城の姓氏。

脚咋　アシクヒ　阿波海部郡肉咋は古の脚咋の地なりと。古代脚咋別は其の地の別なりしならむ。此の別の事は履仲紀に「皇后の兄鷲住王（鯽魚磯別王の子）是れ讃岐國造、阿波脚咋別、凡そ二族の始祖也」と見ゆ。讃岐國造は景行記に「神櫛皇子（景行皇子）是れ讃岐國造祖」とあり、然らば此の氏、景行天皇の皇子神櫛命の後にて、讃岐國造の一族なるや明白なりとす。其の子

測らずして路次に於いて大炊御門右大臣（時に右大將實能公）に參會し、狼藉を爲すと稱され、以て侍隨身等に打落さる。仍つて郎等卽ち憤を含み、本所に馳向ひ燒拂ひ畢んぬ。之に依りて勅勘、下野國に籠居し畢んぬ」と見ゆれど、後世說をなし、東國の兇徒追討の爲下向したりなど云ふものあり。卽ち相州兵亂記に「扨亦彼式部大輔義國、康和年中、常陸國佐竹冠者追罰の大將軍として、下野國足利太郎基綱の館に下着在て、基綱の息女を最愛すと云々。其腹に御子二人出來給ふ。嫡子大炊助義重法名上西、是新田殿先祖也。二男義康足利判官、三男義兼と號す」と載せ、亦義國を義家とするものあり。卽ち足利大日堂の緣起に「義家朝臣、兇徒追討の勅宣に依て關東へ下向、足利基綱の居館を旅館とし、對陣の間、基綱の女を最愛し義國を生み、義國、康和年中佐竹退治の勅宣を蒙る」と。されど共に信じ難し。猶ほ藤姓足利氏の女と云ふも尊卑分脈に義國の母を中宮亮有綱の女とある外詳かならず。されど二流の足利氏は最初密接なる關係ありしや明白にして其の勢力より云へば源姓、到底藤姓の上

に出づる能はざりしや明白なり。しかるに藤姓は平氏に黨與せし爲、其の滅亡と前後して勢力を失ひ、源姓は鎌倉創業と同時に其の寵を受け、權臣北條氏と屢々姻籍を重ねて勢力を增し遂に天下に覇を稱するに至りしものとす。

源姓足利氏の系圖は尊卑分脈に次の如く見ゆ。

義家—義國（足利式部大夫と號す、勅勘下野國に籠居し畢んぬ、荒加賀入道と號す、久壽二六廿六卒、下野國足利別業に籠居す）
- 義重（上野國に住む當流號新田一流）
- 義康（足利陸奥判官と號す又號足利藏人判官）—義兼
  - 義清（仁木細川兩流祖）
  - 義純（畠山）
  - 義助—長氏（吉良）
  - 義氏—泰氏
    - 家氏（斯波）
    - 義顯（澁川）
    - 賴氏—家時—貞氏
      - 高義
      - 尊氏
        - 義詮
        - 基氏
      - 直義—直冬
    - 賴茂（石塔）
    - 公深（一色）
    - 義辨（上野）
    - 賢寶（小俣）
    - 基氏（加古）
    - 義繼（吉良）
    - 國氏（今川）
  - 義胤（桃井）

猶ほ難太平記に「八幡殿とは、義家朝臣陸奥守鎭守府將軍の御子、義國より義康、

義包、義氏、泰氏など也。泰氏を平石殿と申き。其御子に賴氏治部大輔殿と申。其御子に家時、伊勢守と號。其御子に貞氏、讚岐入道殿と申。其御子にて大御所（尊氏）錦小路殿（直義）はわたらせ給ふ也。賴氏は平石殿の三郞にあたらせ給ひしかども御當家を續せ給ひき。尾張の人々澁川などは、兄なりしかども皆庶子になりき。細川畠山などは、義包の御下よりわかれたるにや。抑義包はたけ八尺餘りにて力人に勝れ給ひし也。誠は爲朝の子と云々。義康襁褓の上より養き、世に憚りて人に隱し給ひければ、終に知人なし。賴朝右大將には殊更近付給ひしかば猶世に憚りて空物狂になり給ひて、其代は無爲に過給ひしかば、我子孫にはしばらく靈と成りて、物狂はしき事おはしますべしと仰けると申傳たり。されば又義家の御置文に云、我七代の孫に吾生かはりて天下を取べしと仰せられしは家時の御代に當たり、猶も時來らず、事をしろしめしければにや。八幡大菩薩に祈申給ひて、我命をつゞめて三代の中にて、天下をとらしめ給へとて御腹を切給ひし也。其の時の御自筆の御置文に子細はみえし

也。まさしく兩御所の御前にて、故殿も我等なども拜見申たりし也。今天下を取事唯此發願なりけりと、兩御所も仰有し也」と載せたり。

此の流の足利氏は、平家物語に足利藏人義兼、源平盛衰記に足利判官代義清、東鑑卷一に足利判官代義房、卷一、二、三、四に足利冠者義兼、卷十、十五、廿七、三十に足利五郎長氏、卷二十一、二十六に足利三郎義氏、卷三十四に足利五郎、卷三十五、五十に足利大夫判官、卷三十五、三十八、三十九、四十四に足利左馬入道正義、三十六、三十七、三十九、四十、四十三、四十四、四十六に足利次郎兼氏、三十六、三十九、四十、四十一、四十二、四十五に足利三郎家氏、三十八に足利宮内少輔泰氏、三十九に足利三郎、四十、四十三に足利太郎家氏、四十に足利左馬頭入道、四十二に足利二郎顯氏、四十四、四十六、四十九、五十に足利上總三郎滿氏、四十六に足利左衛門四郎、四十七に足利三郎頼氏、五十一に足利右衛門五郎、足利三郎利氏、次に太平記卷二に足利讃岐守、卷三に足利治部大輔高氏、卷九に「足利殿此道理に服す。御子息千壽王」卷十に「足利殿の二男千壽王」卷十四に「足利尾張右馬頭高經舍弟式部大輔時家」などを載せたり。

アシカカ

3. 室町將軍家、尊氏以後は次の如し。

- 尊氏（1 等持院）
  - 竹若
  - 義詮（2 寶篋院）
    - 義滿（3 鹿苑院）
      - 義持（4 勝定院）—義量（5 長得院）
      - 義嗣
      - 義教（6 普光院）（義宣）
        - 義勝（7 慶雲院）
        - 義政（8 慈照院）
          - 義尚（9 常德院）
          - 義覺
          - 女子
        - 義觀
        - 政知
          - 童形（茶々丸）
          - 政氏
            - 高氏
            - 氏治
          - 義澄（11 法住院）
            - 義晴（12 萬松院）
              - 義輝（13 光源院）（義藤）
              - 義昭（15 靈陽院）—高山
                - 常尊
                - 義尊
              - 周暠
            - 義維
              - 義榮（14 光德院）
              - 義助
                - 義遠
                - 義種—義次
        - 童形
        - 義視（今出川殿 義尋）
          - 義植（10 惠林院）
          - 周嘉
        - 義永（大智院）
      - 周喜
      - 義承
      - 義昭（日向卒）
      - 法尊
      - 持圓
      - 尊滿
    - 淸祖
    - 滿詮
  - 直冬（直義養子）
  - 基氏（崇光院）
  - 女

室町足利氏の後裔は平島氏を見よ。

足利の紋については見聞諸家紋に「二引兩、源姓、八幡太郎、童名不動丸、或源太、從四位下陸奥守、金伽羅殿と號す、鎭守府將軍、後冷泉院の勅に依りて、父頼義兵を隨へ、奥州の安倍貞任を誅す。其弟宗任降人と爲る。攻戰の間九ケ年、其の後藤武衡、家衡と攻戰の事三ケ年、康平治暦、其の間十二年なり。合戰討勝ち、首級一萬五千餘を得、天喜中上洛、褒美として勅命により五七桐紋免許、故に當家御紋、五七桐、二引兩云々。桐は根本、安家の紋なり、八幡殿貞任御退治以後、御上洛の時、望申さるゝに依り、此桐紋を下し賜はる云々」と見え、

とあり。

アシカカ

4 直義流

直義（錦小路）—直冬（實は尊氏の子）—某（冬氏是也）

直冬石見に死すか、南山巡狩錄に「元中四年直冬石見にて卒す。法名慈恩寺玉溪道昭と號す」と。丸山傳記に「建武亂、直冬石見打入、佐渡三隅を始、四十八城を隨へ、銀山の銀を多取す。應永七年卒。墓は都治慈恩寺に在、建武中邑智郡中野賀茂神社再建三重塔修覆」と見ゆ。猶ほ新葉集に左兵衛督成直とあるは直冬の子なりと作者部類は云へり。

葦浦あり。共に此の氏族と緣故あれば何れ本貫と定むべきか。姓氏錄は和泉に貫す、臣姓なり。卽ち和泉皇別に「葦浦臣、大春日同祖、天足彦國押人命の後也」と見ゆ。

葦浦 アシウラ　前條氏に同じく春日氏の族なり。東大寺天平十二年家地賣買卷に(山城宇治郡)保長葦浦臣東人とあるよし。姓氏錄考證に見ゆるも、大日本古文書には見えず。

足浦 アシウラ

葦江 アシエ　大隅國に往古葦江殿と云ふ人あり。松永村の天神祉を創立すと。

葦尾 アシヲ　直姓なり。釋紀二十秘訓五に葦尾直を載せたり。

蘆尾(苫尾)　アシヲ　大同類聚方七十七に芦尾小隅麿と云ふもの見ゆ。

旦尾 アシヲ

芦賀 アシガ　常陸國に芦賀氏あり。大子城に據る。

阿字戒 アジカイ　安西軍策藤堂方に阿字戒源太兵衛尉あり。

芦河内 アシカウチ　美作に此の氏あり。永祿天正頃芦河内某、英田郡の石川右近の子アベを殺す。

足利 アシカガ　下野國足利郡より起る。足利は和名抄阿志加加と註す。古く古事記倭武命の御子に足鏡別王あり、仲哀記には蘆髮の蒲見別王に作り、舊事紀葦敢の竈見別命に作る。蘆髮、葦敢は恐らく足利にて王は此の地を領し給ひしならんかと云ふ。中世以來足利庄あり。後宇多院御領目錄に安樂壽院領と、本郡より梁田郡に亘る。始め秀鄕後裔の足利氏此の庄に據りて大いに榮へ、後源家の庶流また此地に據りて足利氏を稱す。此れ有名なる室町將軍家なり。

1　藤姓　藤姓足利氏の事は保元物語に下野には足利太郎、平家物語に「田原藤太秀鄕十代、下野國の住人足利太郎俊綱の子又太郎忠綱」と載せ、又源平盛衰記に「下野國住人足利又太郎忠綱進出で、『淀路河内路も我等が大事、全く餘の武者の向ふべきに非ず。橋を引れ、河を阻たればとて、目にかけたる敵を見捨て、時刻をへるならば、芳野法師奈良法師參集て、ゆゝしき大事。此の川は近江湖水の末なれば、旱事更にあるべからず。武藏と上野との境に利根川と云ふ大河あり。其にはよも過じ物を、昔秩父と足利と仲惡て度々合戰しけるに、寄時には瀨を蹈み舟に乘て渡けれども、軍に負て落けるには舟にも乘らず淵瀨を嫌事なし、され共馬も殺さず人も死なず。又足利より秩父へ寄せけるに、上野の新田入道を語て、搦手に憑む、大手は古野杉の渡をしけり、搦手は長井の渡と定めたりける程に、秩父に舟を破れて、新田入道河の端に引へたり。入道申けるは、人に憑まれて搦手に向ながら、船なしとて暫も此にやすらふならば、大手軍に負なんず、去ば永く弓矢の道に別べし、縱骸を底のみくずと成とも、名を此の川に流せやとて、長井の渡を越にけり。同は我等も水に溺れては死とも、爭でか敵を餘所に見るべき、況此河は淚早しと云へ共、底深からず、岩高しと云へ共、渡瀨多し。河を渡し岸を落す事は、鐙の踏樣手綱のあやつりにあり、馬の足をかぞへて淚間を分よ者共』とて進みければ、然るべきとて伴ふ者ども、一門には小野寺の禪師太郎、戶屋子七郎太郎、佐貫四郎太夫弘綱、應護、高屋、ふかず、山上、那波太郎、郎等には金子の舟次郎、大岡の安五郞、戶根四郎、田中藤太、小衾二郎、鎭西八切字の六郞、產小野次郎を始として三百餘騎を伴ける。足利又太郎、眞先係て下知しけ

り。」中略

「足利又太郎は西の岸に打上て、鐙踏ばり弓杖突、物具の水はしらかし鎧突す。鎧は緋威に金物を打、未巳の時とぞ見えし、白星の甲居頸に著なし、大中黒の廿四差たる、矢頭高に負、滋藤の弓の眞中取、紅のほろ懸て、連錢葦毛の馬の大逞に金覆輪の鞍置てぞ乘たりける。平等院の惣門の前に打寄て皆紅紅扇ひらき仕ひ、鐙踏張弓杖つきて申けるは、『只今宇治川の先陣渡せるは、昔朱雀院御宇、承平に將門を討ち、勸賞に預し下野國住人、俵藤太秀郷が五代の苗裔、足利太郎俊綱が子に又太郎忠綱、生年十七才、童名王法師』と。また「上總守忠清、相國禪門に申けるは、今度合戰の高名足利太郎忠綱が、宇治川の先陣の故也。向後の爲に速に勸賞候べしと、細々申ければ、入道大に感じて忠綱をめし、宇治川の先陣返々神妙、勸賞乞に依るべしと宣ふ。忠綱畏て靭負尉檢非違使、受領をも申べく候へ共、父足利太郎俊綱が、上野十六郡の大介と、新田庄を、屋敷所に申候ひしが、其の事空しく候き。御恩には、同は父が本意をもとげ、身の面目にもそなへん爲に、彼兩條をゆるし給り候はんと申。入道當座に下知せられたり。忠綱大に悦眉を開て宿所に歸る。足利が一門此事を聞て十六人連署して訴訟す。宇治河を渡す事、忠綱が一人が高名に非ず、一門與せずば忠綱いかでか渡すべき。されば勸賞は十六人に配分候ふべし、忠綱が大介を召返されずは、向後の御大事には、忠綱一人を召れ候べしと、一時に三度まで申たりければ、入道力及び給はで巳時に給たりける御教書を、未刻に召返されけり、午時許ぞ有ければ、京童部が、足利又太郎が上野の大介は午介とぞ笑ける。」と載せたり。以つて其一族の勢力の大なりしを知るに足らむ。

次に東鑑養和元年九月條には「從五位下藤原俊綱(字足利太郎)は武藏守秀郷朝臣の後胤、鎭守府將軍兼阿波守兼光六代の孫、散位家綱が男なり。數千町を領掌し郡內の棟梁たり。而して去る仁安年中、或る女性の凶害により、下野國足利庄領主職を得替す。仍りて本家小松內府、此の所を新田冠者義重に賜ふの間、俊綱、上洛愁ひ申し候時、返され畢んぬ。爾れより以降、其の恩を酬ひんが爲、近年平家に屬するの上、嫡男又太郎忠綱、三郎先生義廣に同意す。此等の事により參衛御方に參らず云々」とあり。猶ほこれより前閏二月條に足利七郎有綱、同嫡男佐野、四男阿曾沼を載せたり。こは戸矢子七郎の事とす。翁草鎌倉時代の武士所領として七千町足利庄司次光とあれど、もとより疑はし。

次に尊卑分脈に

秀郷五世孫淵名大夫兼行—
- 成行(足利大夫)—成綱(足利太郎)—俊綱(足利太郎)—
  - 忠綱(又太郎)
  - 康綱—宗綱—時綱
- 家綱(相模國住人 足利孫太郎)—有綱(足利七郎)
- 行房(林六郎)—行國(足利六郎)

と見ゆ。秀郷流系圖、佐野系圖皆同じ。又三郎時綱の後は又三郎房長—出羽守忠長—主馬首長綱—又三郎廣長—又太郎良房—源太長慶—兵庫助秀房—源太左衞門秀盛—兵部少輔盛種—備前守種房—治部丞盛兼にして、其の子秀胤田原姓となると云ふも詳かならず。

2　源姓　源姓足利氏は八幡太郎義家の三男義國の次子義康より出づ。尊卑分脈一說として、或記云ふ「久安六年參陣の時

アシカカ
アシカカ

讃坊と云ひ、比叡山内の寺院に住せしが、後龜山天皇の皇子潛龍院殿下に從ひて中野村に下り、宮部の家に留まりて後阿讃坊と改めたりと」殿下は後に那賀野七條村に行き、萬壽寺を開基せらる。其時は天授三年なりとか云ふ。

朝宗　アサムネ　宿禰姓と朝臣姓とあり。

1　朝宗宿禰　文德實錄に朝宗宿禰吉繼と云ふ人見ゆるのみ。

2　朝宗朝臣　姓名錄抄に見ゆ。拾芥抄に朝京朝臣とせるは誤にして、こは前條の朝宗宿禰の朝臣姓を賜へる者ならん。

淺宗　アサムネ

淺村　アサムラ

淺本　アサモト

朝元　アサモト　朝元法印の後か。

淺森　アサモリ

朝山　アサヤマ　又淺山に作る。出雲風土記、和名抄共に出雲國神門郡に朝山鄕を收む、神代の昔神魂命の御子眞玉着玉之邑日女命の御座せし地にして、此の氏は其の地より起りしなり。

1　大伴姓　源平盛衰記に平家の家人出雲國朝山記次、東鑑卷四十に朝山右馬太夫、杵築社建久元年流鏑馬記に國司朝山昌綱また太平記卷七に淺山次郎、次に車駕歸洛の條に朝山太郎あり。「鹽冶判官は千餘騎にて一日先立て前陣を仕る、又朝山太郎は一日路引殿れて五百餘騎にて後陣に打けり」と見ゆ。次いで卷十四に淺山備後守。備後國の守護職を賜て下向する事見ゆ。一本あり。淺山五郎家就と備後守條就とあり。次いで永享以來御番帳に朝山肥前入道、文安以來御番帳に朝山肥前入道、同兵庫助、及び朝山中務少輔、同孫三郎、次に長享江州動座着到に雲州朝山次郎を載せたり。後尼子方に朝山貞昌あり、宮內城に據る。又史徵墨寶考證に朝山景連は足利尊氏に屬し、神門郡の地を食す、其の裔孫善茂は僧となり、後奈良天皇に謁して名を日乘と賜ふと。この朝山氏は相國寺供養記に朝山出雲守大伴師綱と見ゆれば大伴姓なりしが如し。見聞諸家紋に

淺山

2　源姓　儒者朝山素心の家は華山源氏淸仁親王より出づとなり。

3　備後の淺山氏は次條を見よ。

4　其の他　九條家の諸大夫、久留島藩の用人に此の氏あり。

淺山　アサヤマ　太平記卷七に淺山次郎あり、又卷十四に淺山備後守が備後國の守護となる事見ゆ、同人なりしが如し。この淺山氏は淺山朝山通じ用ふれば出雲朝山氏の族なりしが如く考へらる。されど備後古城記には「淺山、姓は源、名は義治、後に北朝に降る」とあり、果して然らば異流か。

1　淺山備後守は其の名條就にして深津郡神邊城に據る。

2　安西軍策に淺山七郎四郎あり、尼子方の將なり。

3　筑後國下妻郡尾島に淺山小次郎の墓あり、筑後地鑑に見ゆ。

4　其の他松山松平藩の用人に此氏あり、又畫工淺山蘆洲あり。美作に淺山圖書の裔あり。

麻山　アサヤマ　磐城國田村郡の姓氏。

淺湯　アサユ

淺利　アサリ　八代郡淺利より起る。尊卑分脈に免見冠者淸光—義成(淺利與一)—知義(太郎)とし、其の他の武田系圖も凡べて義成を(淺利與一)とす、其の子知義、淺利太郎、近江國山崎岡等祖とあり、其の族又

奥羽に榮ゆ。(武口の七三、七八)

1　甲斐の淺利氏、平治物語、甲斐源氏に淺利を收め、平家物語、甲斐源氏に淺利與一と載せ、又源平盛衰記には甲斐源太殿の末子に淺利與一、次に東鑑卷九文治五年條には義成を淺利冠者義遠と載せ、建仁元年には阿佐利與一義遠と記せり。又卷十一卷十五に淺利冠者長義、承久記にあさりの太郎を載す。其の後伊豫守虎在、右馬助信種等ものに見ゆ。信種は關東古戰錄。甲陽軍鑑にありて相模に死す、土人祠を建て淺利明神と稱すと。又淺利式部なる者都留郡淺利にありしと云ふ。淺利與市義遠の家紋は開き扇子なりしと云ひ、奥羽の淺利氏も元は十本骨扇なりとあり。

2　出羽の淺利氏　羽後國比内(北秋田)の豪族にして、建武元年十二月十四日の降人交名に「淺利六郎四郎之を預る」など見え、又八戸系圖に「南部師行、延元元年八月、尊氏の黨淺利六郎四郎清連、及び曾我貞光の屬曾我左衞門次郎光時等が成田氏を討ちしにより、家士小笠原、鳴海等をして成田を援けし事」を載せたり。この淺利氏は甲斐の淺利與一の末孫と云へば、此の地方武田族と同時に下りしものか。後世大館並に扇田に據る、大永中淺利信頼あり、又天正の頃淺利修理大夫實儀あり、津輕一統志に天正の末年滅亡すと。又松前舊事記には「天正十一年三月、比内の郡司淺利左衞門尉義政を手打にせし事」を載せたり。こは大館の淺利氏にて、扇田には淺利兵部少輔則頼あり、沿革史に與市郎義貫の子とす。又獨鈷に淺利與市則頼あり、天文中據る。その子民部勝頼は「大館、扇田の兩城を築きしが、天正十年五月、家臣片山に欺かれて死し、其の子頼廣津輕に走りて大浦爲信に倚る。其の子頼治。秋田氏に攻められ、後佐竹氏に仕ふ」など傳へられ、其の本支、沿革は之を詳かになし難きも此の地方屈指の大族なりしや明白なりとす。永慶軍記に天正十年の春、山北の大將小野寺、比内の住人淺利、秋田の名代檜山、大曲の城主前田薩摩守利信等打列上洛の事見え、又東日流傳記、津輕藩史等、天正十四年比内淺利へ出陣の事を載せたり。沿革史に淺利の紋は十本骨の扇なり後雁金に改むとあり。

3　西園寺家の侍に淺利氏あり信濃にも現存す。

阿佐利　アサリ　淺利氏に同じ。

淺輪　アサワ　清和源氏小笠原長清の庶流忠雄より出づと云ふ。信濃の苗字なり。

蘆　アシ　陸奥國下北郡に蘆埼あり。其の地名を負ふか。蘆幸七郎(東山)は陸中國磐井郡澁民村の人、家農を業とす。二十一歳京師に遊びて淺井義齋、三宅尙齋につき、又江都室鳩巢に學び仙台藩の學頭となる。安永丙申歿年八十二、其の著に無刑錄十八卷あり。

葦　アシ

芦　アシ

足　アシ　中興系圖平姓に收む。城氏の系圖に「維茂―繁茂―貞茂―永基―永家、足太郎」と見ゆ。アスハ條を見よ。

阿字　アジ　岩瀨郡内の姓氏なり。

足洗　アシアラヒ　駿河國安倍郡足洗より起りしなるべし。猪熊關白記に足洗庄見ゆ。東鑑卷二十一に足洗四郎あり。

葦井　アシヰ　懿德天皇の後裔にして古事記に「當藝志比古命は、葦井の稻置の祖」と見ゆ。葦井は但馬の地名なるべし。

葦占　アシウラ　和名抄備後國に葦浦郡葦浦郷あり、又近江國栗太郡に安閑紀所載の

下藩の重臣に此の氏あり、又木村藩にも麻生氏ありて常州麻生の後と稱す。加賀藩給帳に「二百石麻生政右衛門、紋丸内三星下一文字」と。

朝生　アサフ　麻生と通じ用ふ。即ち房總治亂記に土岐が家人同州矢竹の城主淺生主水助とあるを他の戰記には淺生とある如きこれなり。

麻相　アサフ　チエ條を見よ。

麻布　アサフ　安藝の名族、麻生氏に同じ藝藩通志に麻生與三左衛門見ゆ。

朝吹　アサフキ

朝津　アサフヅ　越前國丹生郡に朝津郷あり、和名抄註して阿佐布豆とす。大同類聚方に「阿佐布豆藥、丹生郡朝津の海士の家方」と見ゆ。

朝藤　アサフヂ

麻部　アサベ　和名抄肥後國に麻部郷ありチミベなるべし。又大寶二年の美濃國半布里戸籍に麻部細目賣なる人見ゆ、麻續部に同じ。なほ陸奥に麻部庄あり。

呰部　アザベ　備中國英賀郡に呰部郷あり安多とあれど高山寺本には安作倍と注す。又山科文書に呰部庄見ゆ、水田系圖に、爲家呰部郷を領すと載せたり。

淺堀　アサホリ　永享將軍江州動座着到に淺堀左近將監見ゆ。

淺間　アサマ　和名抄、但馬國養父郡に淺間郷ありて安佐末と註す、太田文に「淺間寺十八町、給主仁夫彥次郎時隆」と見ゆ。又駿河甲斐に淺間神社の多き事人のよく知る處なり、此の氏は此等の地名を負ひしならむ。

1　源平盛衰記に淺間三郎、東鑑卷四十二に淺間四郎左衛門尉忠影見ゆ。

2　安藝國高田郡に淺間氏あり、羽佐竹村加不呂久山に據る、淺間和泉等藝藩通志に見ゆ。

3　紀伊國名草郡に淺間氏ありて建武年間には淺間入道沙彌覺心大野城に據り、其の子忠成、延元年間、又當城に據る。

4　駿河大宮の淺間神社の大宮司は富士氏にして本姓和邇部なり、フヂ氏を見よ。其の下に案主公文等の職あり。

5　駿河府中淺間神社の神主は村主氏なり、スクリ條を見よ。又惣社神主を志賀氏、其の下に飯役、鎰取、神供役、巫女、案主、奉幣使、樂人、流鏑馬、奉行、承仕、輿丁等、猶ほ廳守（チヤウカミ）あり、神事惣奉行にして國中の神事を掌る。

6　甲斐の淺間社の舊神主は古屋氏にして伴姓と稱す。

朝間　アサマ　前條氏に同じかるべし。

淺舞　アサマヒ　羽後國平鹿郡淺舞より起る、文祿の頃淺舞刑部あり。郡邑志に「淺舞城は小野寺義道の子左京光道居る」と、その一族か。

阿佐美　アサミ　淺見と通じ用ふ。武藏國兒玉郡入淺見村より起る、中興系圖には本國上野とあり。武藏七黨兒玉黨の一にして武藏七黨系圖に兒玉庄大夫家弘―弘方（庄五郎 阿佐美）―

―實高―實家―實村―時國―┬―時持―時信
　　　　　　　　　　　　　└―實信―行義
―時方―重信―重村
―家成―實信―遠廣（阿佐美三郎）
―家實―實繼―景實―朝實

と見え、新編武藏風土記入淺見村條に「入淺見村は阿佐美右衛門尉實高等が住せし地と見えたり。當國七黨系圖に兒玉庄太夫家弘の末男庄五郎弘方の子阿佐美右衛門尉實高『武藏國兒玉御庄、其外上野越後加賀等數郷を領し、正治二年左兵衛門尉に任じ、建保・四郎右衛門尉に轉任し、仁治二年死す』と載せたり。又東鑑にも阿佐美太郎などいへる人見ゆ。阿佐美・淺見はもとより

通用すべければ、これ等の人在名を名乘しならん」と。實高は東鑑九に淺見太郎實高と載せたり、其の他巻三十二に阿佐美六郎兵衞尉、卷五十に阿佐美左近將監、又太平記卷二十九に阿佐美三郎左衞門など見ゆ。

淺見　アサミ　阿佐美と通じ用ふ、されど異流もあり、次に列擧せむ。

1　兒玉黨　前述阿佐美實高を東鑑九に淺見實高に作るが如く、前條氏と全く一なり、中興系圖に「阿佐美、淺見共」とあり、新編風土記秩父郡下日野澤村阿左美氏條に「先祖は鉢形北條氏邦に屬し、阿左美伊勢守玄光と云ふ。永祿十二年七月十一日甲州勢を追かへし、其時氏邦より感狀を賜はり苗字を朝見に改らる。感狀今に所持す、伊勢守息朝見伊賀守慶延、元龜三年まで上杉家の押へとして郡中横瀨村根小屋の城に居れり。其の時氏邦より加增の文書今に所持す。天正十八年鉢形落城の後伊賀守息朝見左馬助幼年にて日野澤村に隱れ居り、民間に下り鄕士となれり。御代官より賜はる書にも鄕士と見えたり」と。又小田原分限帳に淺見伊賀守あり。

2　近江の淺見氏　兒玉黨阿佐美氏の後裔ならんと云ふ。京極家に仕ふ、江北記に淺見(朝日殿)と見え、又輿地志略に「尾上城は淺見對馬守俊孝在城也。俊孝は北の屋形代々上坂治部大夫景宗の聟にて大身也。子息對馬守俊成山本山の城にこもり、能谷三家、安養寺河内守各楯こもり、磯の山千田一族と同志に合力して淺井亮政に隨ひて兩年防戰す。其内には度々武功多し。三代記に出づ云々。淺見は舊き家筋にて東鑑にも淺見太郎實高出づ」と載せり。

3　源姓　應仁私記に淺見上野介源信泰を載せたり。

4　藤姓　佐州諸役人帳に藤原姓として淺見氏を載せたり。兒玉黨なるべし。

5　新田流　新田義宗—義則—義邦—貞宗—貞義—貞治—助貞—貞與—義都—義利—義仲、「後淺見太郎左衞門と稱す」と。

阿作美　アサミ　阿佐美氏に同じ。

朝見　アサミ　和名抄、豐後國速見郡に朝見鄕あり、今の別府市の事にして、同市に淺見八幡社現存す。圖田帳に「淺見鄕八十町、神官井土肥一玉丸」と見ゆる神官は淺見八幡社の神官を指すや明白なりとす、此の社世襲神職を神氏と云ふ、大神氏なるべし。(猶ほ淺見條を見よ。)

呰見　アザミ　和名抄、三河國碧海郡、並に豐前國仲津郡に呰見鄕あり。

阿射彌　アザミ　前述豐前國仲津郡呰見鄕より起る。此の氏は勝姓なれば歸化族か。豐前國丁里大寶二年戶籍に阿射彌勝布施賣を載せたり。

淺海　アサミ　アサナミ　伊豫の豪族にして河野氏の族なり、アザナミ條を見よ。

淺道　アサミチ　磐城國岩瀨郡内の姓氏。

淺水　アサミヅ　陸奧國三戶郡淺水村より起る。南部氏の族にして南部系圖に彥次郎通繼—左衞門佐信時—右馬頭政康—某(淺水遠江守)と見ゆ、某は系譜に淺水遠江守長義とあり。又南部深秘抄に「康政公の三男遠江守長義、五戶、淺水を知行して淺水氏と稱し、三戶城南に屋敷有ければ南殿といふ」と載せたり。

朝宮　アサミヤ　尾張國中島郡並に近江國甲賀郡に朝宮村あり。

阿讃坊　アザンボ　石見國の名族にして宮部姓なり。其の傳説に云ふ、元京都より宮部姓のもの延曆二年に中野村へ來る。其の後宮部の家族一人上京して、天台宗の阿波讃岐兩國に於ける同宗派の執事となり、阿

三郎より始まると云ふ。されど疑あり、朝夷名條を見よ。翁草鎌倉時代の武家知行として「一萬八千町、房州の內、朝比奈氏部是道」と載す。中興系圖に平姓とあり。

6 源姓 朝比奈氏に源家と云ふものあり、寛政系譜未勘源氏に收む、家紋三頭左巴、五七桐。

7 出羽の朝比奈氏 最上氏の臣にして北村山郡大石田館に據る。最上分限帳に二千石朝比奈讃岐守とあり。

8 讃岐の朝比奈氏 全讃史弘田村甲山寺城條に「朝比奈彌太郎之を城く、蓋し朝比奈三郎義秀の裔なり、剛勇膂力人に兼ぬ、香河氏の麾下なり」と見ゆ。又甲斐殿城條に「天正十一年武田四郎勝賴長篠に敗死す、其の臣朝比奈五郎其の次男伊豆八郎信能を携へ、難を此の地に避くる事を載せたれど信じ難し。

9 其の他廣島淺野藩 佐倉堀田藩、狹山北條藩、水戶藩、八幡青山藩の重臣に此の氏あり、又武藏、相模、駿河、遠江、美濃、伊勢、志摩、美作に此の氏多し。

朝夷名 アサヒナ 桓武平氏三浦氏の族にして和田義盛の子義秀が朝夷名三郎と稱せしより起る。和田系圖には「義盛―義秀(朝印南三郎)天下無双の大力、父滅亡の時、舟に乘り房州に渡り遂に高麗國に赴く、云々、時三十五歲」と見ゆ。安房國朝夷郡朝夷の地は其の知行せし地と傳ふれば此の名を負ひしか。されど鎌倉にも朝比奈の地名あり。地名辭書に、「舊史に、相州三浦氏の族に、勇士朝夷名三郎義秀あり、或は曰ふ、此人朝夷村を知行したりと、義秀鎌倉に戰敗れ、走りて房州に來るともつたふ。吾妻鏡和田合戰の條には『朝夷名三郎義秀、海濱に出で、船に棹して安房國に赴く、其勢五百騎、船六艘』云々、又合戰被討人々日記の中には、明に朝夷名三郎、同四郎左衞門尉と載せたり」と。

朝夷 アサヒナ 朝比奈氏と同樣今川の臣にして、三浦氏の後裔と稱す。もと朝比奈なりしが、義春の時に至りて朝夷とすと云ふ。義直を祖とす。家紋三引。平群系圖に「相州朝夷」と見ゆ。家傳史料に此の氏を載せたり。(東鑑に朝夷、朝夷名、あさいなと。)

朝日奈 アサヒナ 遠江國濱名氏系譜に、「濱名肥前守賴近―大屋左馬允政景―惣左衞門―朝日奈源五左衞門」と見ゆ。又紀伊國海部郡に朝日奈氏あり、南龍公に仕ふ。

朝雛 アサヒナ

旭野 アサヒノ 肥後國菊地郡に旭野村あり。

朝日山 アサヒヤマ 播磨に此の氏あり。

麻生 アサフ 和名抄下總國埴生郡、常陸國行方郡、及び豐前國下毛郡等に麻生鄕を收め、又和泉國和泉郡に麻生庄(金剛寺文書)近江國蒲生郡に麻生庄(東寺建武元年文書)あり。猶ほ和名抄三河國碧海郡薛野鄕もアサフかと云ふ、今南北薛生村あり。此氏は此等の土地より起りしにて次の數流あり。

1 淸和源氏賴親流 尊卑分脈に、滿仲―
賴親―賴成―仲綱―仲光―仲房(麻生)―家親
　―賴基―義仲―忠光(號麻生別當)―朝光―親賢―基光
　　　　　　―範仲(號麻生別當)―光親―光賢―親兼―遠光
と載せたり。

2 桓武平氏大掾氏流 常陸國行方郡麻生鄕より起る。常陸大掾系圖に「行方次郎忠幹―景幹―家幹(麻生三郎)―親朝―宗幹―盛幹」と載せ、又大掾流系圖には「忠幹―宗幹―麻生三郎(行方麻生城主祖)」又芹澤系圖に「爲幹―重幹―宗幹―資幹―淸幹(吉田次郎)―忠幹(行方次郎)―安

幹（麻生三郎）」等と載せ、又常陸大掾傳記に「行方四頭者、小高太郎、島崎次郎、麻生三郎、玉造四郎也」と見ゆ。東鑑巻四十一、四十五に麻生太郎親幹とあるは、この麻生氏にして、常陸國志に「景幹の三子家幹三郎と稱す、麻生鄉に居る、因て氏とす。子親幹系圖太郎と稱す、建長七年賴朝の隨兵たり（東鑑）、二子盛幹、吉幹（麻生次郎）といふ。盛幹二子あり、爲幹、資幹といふ。」と見えたり。

3　宇都宮流　豐前國の麻生鄉より起る。宇都宮大系圖に「宗房―信房―麻生國弘（麻生、白川組）」と見ゆ。その後裔宇佐郡田川郡にて勢力あり、卽ち永享應仁年間には麻生公明、天文永祿年間には麻生鎭里、天文永祿年間には麻生親政、麻生彈正忠等これなり。（豊日八六、豊前二六二）

4　筑前宇都宮流　建久年間、宇都宮重業筑前に下る、その裔なりと。卽ち下野國志所載宇都宮系圖に宗圓―宗綱―家政に註して、山鹿左衞門尉、實は高階忠業男朝綱、猶子となる。筑前國山鹿に住す、麻生・黑崎等之祖と載せ、筑前續風土記には「建久五年、宇都宮上野介重業、筑前に地を賜はり、下向して遠賀郡麻生鄉花屋の城を取立、後に帆柱山にも城を築けり。麻生の元祖なり、一說麻生は下野宇都宮邊の名なりと云ふ。遠賀郡及下鞍手郡を領して、重業より數世相續して此城に居住せり、然るに明應の頃麻生某大內家の旗下となりしより家分れて二流となり、遠賀川の東西に居り、西麻生は吉木村岡城に居り、東麻生は帆柱山にあり天正中に至り幷に滅亡す」と。

此の氏は此の地方の名族にして、文安年中には弘家（領中目錄）、文明中には兵部大輔（宗祇筑紫紀行）、明應には遠江守家信、天文には河內守隆守あり、又海東諸國記に「信歲、丙戌年使を遣はして來り觀音現像を賀す、書して筑前州麻生藤原信歲と稱す、丁亥年又使を遣はし來り、緊せざるを以つて接待せず」と見え、異稱日本傳註して曰く、「今按ずるに麻生氏は筑前國遠賀郡高藏に住み、地を領する事千町、始め大內管下となる、九州軍記に見ゆ」と。又大內殿有名衆記に國衆の第一を麻生上野介とす。

又市の瀨麻生と云ふ家あり、こは香月則村の子義則・麻生氏の聟となりて麻生を姓とせしものを云ふなり。

5　遠基流　中興武家系圖に「モン丸梶立木、右馬大夫遠基男法華經太郎別當範仲これを稱す」と載せたり。

6　淸和源氏土岐流　淺羽本土岐系圖に土岐賴貞の子賴仲に（土岐八郞攝津守、麻生）と號す」と見ゆ。

7　甲斐の麻生氏　東鑑建久五年條安田義定の伴類に麻生平太胤國あり。北巨摩に淺尾村あれば其の地より起りしなるべし。武藏風土記傳に「麻生彈正は甲斐國のものなりしが多摩郡中仙川村に來り土著す」と見ゆ。

8　三河の麻生氏　額田郡麻生村より起る麻生內藏助、麻生城に據りしが松平親氏に討たる。

9　安藝の麻生氏　沼田郡世宇珷城による藝藩通志に「せうぶ城は麻生右衞門鎭里居る所、又鎭里入道とも見ゆ、後の道號なりや」と見ゆ。麻生右衞門尉鎭里の事は安西軍策等に多く見ゆ。

10　其の他長享元年常德院江州動座在陣着到に麻生孫次郎、總州土岐が家人淺生主水之介軍書に見え、又德川時代日出の木

等自殺し城廢すと云ふ。

7 越後武藏の朝日長者　越後國古志郡に朝日村あり、古朝日長者なる者この地の朝日城に據ると。又武藏にも朝日長者の傳説あり、新編武藏風土記秩父郡横瀬村條に「朝日長者屋敷跡、小名日向の山際にあり、弘仁の頃經基と云ひし人勅を蒙り下向して、こゝに住せし由、土人是を朝日長者屋敷とよべり。其審なること今より考べからず。凡三段許の間今は畑となれり、農民まゝ布目瓦など堀出すことあり」と。同郡名族に後世朝日氏あり、又豊島郡にもあり、新編風土記に「朝日氏、赤羽根村神主、京都吉田家の配下なり。天文二十年の神領寄附狀に朝日與五右衞門と見えたれば古き家なる事論なし。此の與五右衞門を中興の神職也と稱す。是より第二代を大藏常永と云、寛永五年九月五日卒す。今の安房まで九代に及べり」と。又東京市内下谷長者町に朝日長者永昌と云ひし富貴の長者ありて、此邊壹圓屋敷のよし傳へ、今に下谷町一丁目に朝日山永昌寺と云ふ淨土宗の寺ありて、内に下谷長者の古碑あり、天正二年朝日長者永昌と彫付ありと也。

8 二荒神傳の朝日氏　二荒山緣起に朝日氏あり、昔在宇中將其の女を娶り馬王を生むと。

9 奧羽の朝日氏　藤原泰衡の殘黨大河次郎兼任、左馬守義仲の嫡男朝日冠者と稱して兵を擧げし事東鑑に見ゆ。

10 加賀の朝日氏　能登の朝日庄より起りしなるべし。康正二年の造内裏段錢引付に「三貫文朝日孫左衞門殿、播州因州賀州三ケ所段錢」「四貫文、朝日孫左衞門殿、賀州額田莊段錢」「四貫文、朝日近江守殿、加州額田庄段錢」と見え、又永享以來御番帳に朝日孫左衞門尉、朝日信濃守、朝日彦左衞門尉、朝日近江守、次に文安年中御番帳に朝日孫三郎、朝日三郎左衞門、齋藤朝日三郎、詰衆、朝日因幡守、同左近將監、同三郎左衞門尉、次に長享元年常德院江州動坐在陣衆着到に朝日三郎、朝日孫左衞門尉、永祿六年の役人付に朝日新三郎等皆此の流なるべし。見聞諸家紋に、

六葉柏

三番

朝日

奉行

清和泉守

と見ゆ。齋藤氏の族なりと。

11 周防の朝日氏　播磨國印南郡の古鐘銘に「周防國富田保上野八幡宮、明應七戊午年四月、願主朝日道重」とあり。

12 紀伊牟婁郡に朝日氏あり、續風土記に見ゆ。

13 近江の朝日氏　康正二年造内引付に、「壹貫文、朝日近江守殿、江州朝日鄕段錢」「長享元年將軍江州動座着到に「江州朝日彦三郎」江北記に一亂初刻御參人衆事として、淺見（朝日殿）と擧げたり。

14 尾張の朝日氏　尾張志に知多郡大野村の人朝日二郎賴時を載せたり。

15 其の他承久記二　義時に從ふ輩に朝日判官代海泉太郎、細川兩家記に朝日新三郎、勢州四家記に、信長公の侍朝日孫八郎、因幡志に山名氏の家老朝日某等を載せ、又松江松平藩の重臣に此の氏あり。

朝陽　アサヒ　信濃國の姓氏なり。

旭　アサヒ　信濃の名族にして清和源氏木曾氏の族と云ふ。木曾系圖に「義仲―義宗（旭四郎）―經義」とあり。家紋一文字也

朝日寺　アサヒテラ　藤原北家上杉氏の族にして、上杉系圖に「葛見憲榮―房方―淸方―房實（朝日寺と號す）」と見ゆ。

朝人 アサヒト　大同類聚方五十七に攝津國豐島郡人朝人稻村なる人見ゆ。

朝日武藤 アサヒムトウ　鎭西少貳氏の族にして、武藤系圖に武藤盛經―資法（號朝日武藤）―武資（號武藤朝日）とあり。前述肥前朝日氏に同じ。

朝比奈 アサヒナ　朝比奈は、又朝日奈、朝夷名、朝夷、朝雛に作る。和名抄遠江國城飼郡に朝夷鄕（安佐比奈）、東大寺神護景雲四年文書に城飼郡朝夷鄕、駿河國益頭郡に朝夷鄕（安佐比奈）、安房國に朝夷郡（阿佐比奈）、常陸國信太郡に朝夷鄕あり。此の氏は此等の地名を負ひしにて次の數流あり。

1　駿河の朝比奈氏　益頭郡朝夷鄕より起る。寬永系圖に「良門の子利基、其の子堤中納言兼輔、駿河國司となり、在國のとき、子をまうけ洛に還るに及び、朝比奈鄕にとゞめをく、其子後に朝比奈を領して家號とす」と、されど寬政呈譜には兼輔長子國俊より出づとせり。俊永を祖とす。

此の氏は今川記に朝比奈肥後守泰盛、寶樹院永正六年九月の文書に「大屋鄕內、朝比奈太郞契約」と、又備中守泰凞あり、今川氏親の家老にして、掛川史稿等に明應文龜の比掛川城を築く。永正九年十二月泰凞病死、其子泰能幼少なるを以つて伯父泰以（備中弟）しばらく補佐、かくて泰能、次に泰朝、二世四十餘年間高壘浚溝悉く成る。永祿十一年十二月信玄駿河を侵すや、氏眞防ぐ能はずして當國に逃れ、當城に入り、備中守泰朝に倚る、よつて十二年正月十七日德川家康當城に押寄せ、天王山に壘を設く。五月六日に至り家康、氏眞に說きて遠江全國を受くるの約を結び、之を駿河に送る。當城乃ち陷落すと。又下野守時茂あり、光明寺城に據る、享祿年間築城、後武田氏の屬城となり、其子朝比奈又太郞泰方、天野宮內右衞門景貫等守る。德川氏之を攻めしも、地嶮岨にして攻破り難し。されど天正三年六月、本多平八郞、榊原小平太、二王門口を攻破り、家康旗本勢を以つて鏡山に登り背後より攻め入り、守將朝比奈を降參せしむと。其の他、紀伊守直次（永祿中）等聞ゆ。次に寬政系譜に、俊永（氏親に仕ふ）―元長（義元に仕ふ）―信置―宗利―良明（千四百石）家紋三つ頭左巴、一重桔梗。支流八家を載す。

2　甲斐の朝比奈氏　前者と同系、國俊十七代の後裔昌是（信玄勝賴に仕ふ）を祖とす。寬政系圖本支流六家を載す。三頭左巴、竹の節丸に三笹舞雀、其他猶ほ同系五家を載す。甲斐國志朝比奈駿河守を載す。

3　和田氏流の朝比奈氏　これも前者と同一系統と思はる、今川氏に仕ふ、寬政系譜には「和田義盛三男朝夷名三郞義秀の末孫なり」とせり。道牛にいたりて文字を朝比奈にあらたむと。二家を載す。道牛（義元に仕ふ）―泰勝（三千石）―泰成（家康に仕ふ）―泰澄―泰道、泰勝―泰重（三千石）

三頭左巴、九に三引。

4　伊豆の朝比奈氏　北條五代記に「下田鄕朝比奈知明、子々孫々永代他の妨ある可からず」と、今「知明が孫あさひな兵庫助下田を知行す」と增訂伊豆志稿に見ゆ。知明は北條早雲頃の人にて南海に當つて島あるよしを聞き及び、大船一艘に人多く乘り遂に八丈島に渡る、これ其の功たるなり。

5　安房の朝比奈氏　和田義盛の子朝夷名

あり。關東古戰錄に「佐野の兎鳥の保障に淺羽右近將監資峯在住せしを足利より不意に襲ふ」とある、淺羽氏は此の族か。

5 **淺井流** 淺井系圖に亮政―某（淺羽長介）と見えたり。この淺羽氏は近江國在住なる事勿論なるが、淺羽の名も淺井郡内の地名か。

淺波 **アサハ** 前條四項に云へり。

淺葉 **アサハ**

麻場 **アサバ**

我澤 **アサハ**

淺羽野 **アサハノ** 海野氏の族にして信州滋野氏三家系圖に道直（禰津小二郎）五世孫（神平）宗光―光長―光義―長重―（此子孫、信州淺羽野住、淺羽野小五郎と號す）と見ゆ。

朝原 **アサハラ** アサハラ氏には、猶ほ淺原、麻原等の氏あり。通じ用ふる事あれば併せ見るべし。朝原村は大和國宇陀郡、山城國葛野郡、及び備中國窪屋郡等にあり。此氏は此等より出でしにて次の數流あり。

1 **朝原首** 大和國宇陀郡朝原の土豪か、天應元年十月記に朝原首眞糸女なる人見ゆ。次の忌寸姓、宿禰姓との關係詳かならず。

2 **朝原忌寸** 山城の大族秦氏の一族にして、寶龜七年十二月紀に「山背國葛野郡人秦忌寸箕造等九十七人朝原忌寸を賜ふ」と見ゆ。こは葛野郡朝原なる地名を負ひたるなり。此氏後宿禰を賜ふ。

3 **朝原宿禰** 前條氏の後なり。弘仁二年七月紀に「右京人正六位上朝原忌寸諸坂山城國人大初位下朝原忌寸三上等、姓を宿禰と賜ふ」と見え、猶ほ承和三年四月紀に「遣唐醫師山城國葛野郡人朝原宿禰岡野本居を改めて左京四條三坊に貫附す」と見ゆ。

4 **秦氏裔の朝原宿禰** 同じく秦氏族なれど前のと少しく流を異にするか、承和二年十一月紀に「左京人正六位上秦忌寸、姓を朝原宿禰と賜ふ」また承和三年閏五月紀に「右京少屬秦忌寸安麻呂、造檀林寺使主典同姓家繼等に姓を朝原宿禰と賜ふ」と見ゆるは秦忌寸より直に朝原宿禰となりしものなり。

5 **河内の朝原宿禰** 前條朝原氏の支族にして河内に住す。承和十五年三月紀に、「河内國河内郡人大初位下秦宿禰世智雄」姓を朝原宿禰と賜ふ」と見ゆ。

6 **朝原朝臣** 姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ、朝原宿禰後に朝臣姓を賜へるなるべし。

7 **前項諸氏後裔の朝原氏** 外記日記に因幡掾朝原世秀見ゆ。天慶年間の人なり。前條諸氏の族裔なるべし。

8 **朝原眞人** 拾芥抄に見ゆるのみ。眞人姓なれば前項諸氏と族を異にするや勿論にして、皇別姓なりしも衰微して其の傳を失ひしものなるべし。

9 **上野の朝原氏** 北越軍記に「永祿十二年謙信公上州へ打入り、山上藤九郎、朝原式部が籠候山上の城を攻落す」と見ゆ。

麻原 **アサハラ** **ヲハラ** 和名抄安藝國高田郡に麻原鄕あれど、こはヲハラ鄕なるが如し。この氏は大江氏の一族にして、尊卑分脈に「毛利季光―經光―時親―貞親―親茂―師親―實廣（號麻原）―弘親―廣顯」と見え、寛政系譜には「元春―廣内、子孫麻原を稱す」とあり。元春は師親の事にして廣内は實廣に外ならず。又中興武家系圖に「麻原、大江、毛利備中守師親男、刑部少輔實廣之を稱す」と見ゆ。

淺原 **アサハラ** 此の氏は甲斐國巨摩郡淺原村より起りしなれど、猶ほ他に異流もあり。

1 備中の淺原氏　前太平記卷七に天慶四年四月朔日、伊豫の海賊純友が備中島嶽の城に押寄せたる際、國守義直が七郎大夫純行、淺原三郎宗清と共に力戰に及びたれど勝利なく皆討死をなしたることを載せたり。若し實在の人ならば同國窪屋郡淺原より起りし氏ならむか。

2 武田氏族　巨摩郡淺原より起る。武田族奈古氏の族にて、淺羽本武田系圖に、(奈古)義行—行延(淺原三郎)—賴行(小太郎)—爲賴(淺原八郎)(大內紫宸殿に入りて自害す)—光賴、其弟爲繼と見ゆ。八郎は正應三年二月十日禁闕に侵入して自殺す。事史上に有名なり。此の氏の事中興武家系圖には「淸和、本國甲斐、紋十二本骨扇日丸菊、奈古十郎義行男、三郎行信稱之」とあり。

3 小笠原族　寬政系譜に小笠原の支流なりと云ふ。家紋三本扇、十六葉菊

4 益田流　石見國の豪族にして御神本氏の一族なり。即ち益田系圖に兼見—兼世—兼家—兼理—兼堯—兼久—兼與—兼英—護安(淺原氏)—兼政と見えたり。

5 藤原姓　天保四年佐渡諸役人帳に藤原姓淺原と見ゆ。

朝日　アサヒ　旭と通じ用ふ、和名抄、近江國淺井郡に朝日鄕ありて安佐比と、後世朝日莊と稱す。又能登國能登郡に上日鄕下日鄕あり、上朝日、下朝日の略にして、後世朝日庄とも上日庄とも云ふ、吉記承安四年條、また康應元年の田數目錄に見え、又康正の造內引付に上日新庄を載せたり。其の他山城、大和以下諸國に此の地名尠からず、此の氏はそれ等の地名を負ひしなれば其の流多し。

1 朝日連　河內の名族にして高麗の歸化族なり。天平寶字五年三月紀に「高麗人達沙仁德等二人、姓を朝日連と賜ふ」また同五月紀に「左兵衛河內國志紀郡人、正八位上達沙仁德、散位正八位下達沙牛養二人、姓を朝日連と賜ひ、後改めて島野連と爲す」と見ゆ。

2 宇野氏流　淸和源氏宇野の族にて、尊卑分脈、愛子六郎賴景—惟風—賴高—賴淸—賴時(號朝日二郎)—賴連

└信時(朝日三郎)—親賴(朝日孫二郎)—

└賴氏—賴高—賴長と見え、又中興系圖に「淸和、大和守賴親八代、次郎賴時、稱之」とあり、寬政系圖其末流を載せ、近路(五百石)を祖とす。家紋丸に一文字、

橫木瓜、萬字。尾張の士也。

3 淸原流　天武帝裔淸原氏の族なり、淸原氏系圖に「賴隆—定隆—淨命、朝日、齋藤等祖也、子孫在藤氏中」と見ゆ。

4 木曾氏族　淸和源氏木曾氏の族にて義仲の子義基より出づと云ふ　旭氏を見よ。

5 太宰少貳族　九州の大族少貳氏の一族にして少貳系圖に「資能—經資—盛經—資信(朝日但馬守)—但馬將監種信、弟但馬三郎經信」と見ゆ。肥前國養父郡朝日山より起る、南北朝の頃武藤筑後守賴武に從ひ、筑肥の野に戰ひ、明應六年三月には大內義興朝日城を貫く事見え、又大永の頃朝日賴貫ありて大內少貳の戰に死す。

6 常陸の朝日氏　常陸國稻敷郡(信太郡)朝日より起る、那珂郡古德(丁字)城は其居城にして大椽氏に屬す。朝日義幹(古德氏)こゝに居り子孫今に在り、應永二十九年六月、大椽淸幹、江戶通房の滅す所となるに及で江戶氏に降る。義優(民部太夫)に至り野上監助兼良に黨し、江戶氏に反して之に據る。永正十一年甲戌八月八日、江戶勝通兵を發し古德城を圍み、血戰累日、時に義優の弟義延(四郎三郎)書を助川藏人正に贈り軍門に降る。義優

氏多く、志摩の如き小國にても鏡浦、長岡、布施田、船越等の諸村に存す。以つて如何に多きかを察するに足らん。

淺埜 アサノ 志摩鳥羽にあり。

麻野 アサノ 磐城田村郡にあり。

安佐野 アサノ

淺野入 アサノイリ 信濃國の姓氏なり。

淺羽 アサハ 和名抄武藏國入間郡に麻羽鄕ありて安佐波と註す。近世淺羽庄と稱し高麗郡に亘る。其外遠江國山名郡にも淺羽庄あり。東鑑治承五年(養和元年)四月廿日乙亥條に遠江國淺羽庄、また建久四年十二月五日條にも見ゆ。此の氏は此等の地名を負ひしにて次の數流あり。

1 兒玉黨 武藏の淺羽庄より起りし氏にして武藏七黨兒玉黨の一、即ち有道氏の族也。七黨系圖に入西三郎大夫資行—淺羽小太郎行業—淺羽三郎行親—

—小三郎行元—三郎行信—新三郎行家
「三郎太郎行季」
「小三郎經行
—中務丞行忠—泰行」
—太郎五郎行氏—左近將監氏盛
—二郎五郎行村—童氏

—四郎繼行—四郎維平
—二郎行胤—小四郎行久」
「平太郎信行
—三郎行道—二郎高實
—五郎兵衞尉行長—民部丞行直」
「大河原行家
—左衞門尉俊直—大炊助重直
—二郎入道行季—三郎太郎兼直
—四郎入道賴行—彥五郎俊家
—伊與房賢慶
—政所民部房

と見ゆ。

東鑑卷二及び卷十五に淺羽庄司宗信、六、十、十五に淺羽小三郎、三十六に淺羽左衞門四郎、四十に淺羽次郎兵衞尉、四十一、四十五、四十九に淺羽左衞門尉次郎等を載せたり。但し此等は當國並に遠江兩國の淺羽氏にて宗信は遠江麻羽庄に住めり。

此の氏の發詳地並に居城につきては、新編武藏風土記入間郡上淺羽村條に「入西は入間郡の西の方にて則この邊をいへば行業この所に居て、初て淺羽を名乘りしなるべし。是等の人の年代は定かならざれど古き世のことなり。東鑑にも淺羽氏の人あまた出、多くは武州の人と見えたり。太平記にも兒玉黨に淺羽氏の人を載せたり。後世子孫連綿たりと見ゆ。土人の說に昔は淺羽左近將監と云へるが此地を領せしと傳ふれど、正しく左近將監の名は聞所なし。若くは前に載たる東鑑太平記等の諸書に見えし中の人ならんか、定かなるを知らず」と。次に萱方村萱方城條に「今萱方新田と云。淺羽下總守が住せし城にて北條氏沒落の時、天正十八年廢城となり、下總守は小田原城へ籠り、其子左近(案に今市村の農民半七が先祖は淺羽下總守が子右近と云ものなり、忍城にて戰死の後子孫相州へ移りしと云々されば左近と右近は兄弟なりしか)、小田原沒落の時當所へ落來り、後野州兒島の城へ落行きしが、やがてそこも立去て江戶へ趣しなど傳へたり。按に淺羽氏は武藏七黨系圖兒玉黨に淺羽小太夫行業、其子三郎行親其子三郎行光等あり。東鑑にも其名見ゆ。又太平記文和元年武藏野合戰の條に兒玉黨には淺羽、四方田、庄、櫻井云々と。又關東古戰錄に入間郡の住人淺羽甚內成次兄弟、天正十二年北條方

に加り、金山館林の城を責し時成友案内者とし、陸奥守氏照廐橋道輕松山外記等千三百五十餘騎と共に金山城熊野口を責て、大に功ありと云云。此甚内兄弟は下總守が一族なるにや。淺羽氏の名は舊くより沙汰ありて、世々其家の居城たりしことも知るべし。今城蹟と云る所は纔に芝地と成て殘れるのみにて、其他は概して田畑となれり。其内に辨天社あり。往古城ありし時は構の內の鎭守なりしよしいへり」と。寛政系圖、此の淺羽氏三家を載す。幸綱を祖とす。家紋洲濱、丸に九の字、十六葉菊。

2　遠江の淺羽氏　長上郡淺羽庄より起りし名族にして、東鑑治承五年三月十三日條に淺羽庄司宗信、同文治五年七月十九日條に五郎行長、建久元年十一月二日條に三郎行光等見えたり。柴村に宗信の屋敷跡あり。その裔孫伊藤氏此地に住し、慶長以來百姓となるなど、遠江國風土記傳、掛川志稿等に見えたり。宗信の出自は詳かならず。淺羽庄は安田義定遠江守たりし時、これを領せし事ありしが、建久四年罪ありて收公せられ、加藤次景廉を以つて其の代りとせられし

アサハ

事東鑑に見えたり。今東鑑の文を引けば次の如し。東鑑養和元年三月十三日條に「安田三郎の使者武藤五、遠江國より鎌倉に參着し申して云ふ。御代官となり當國を守護し平氏の襲來を相待つ。就中命を請けて橋本に向ひ、要害を構へんと欲し、人夫を召すの處、淺羽庄司宗信、相良三郎等、事に於て蔑如をなし、合力を致さず、剩へ義定地下に居るの時、件の兩人乘馬ながら其前を打通り訖る。これ已に野心を存する者也。隨て彼等一族當時多く平家に屬す。速に刑罰を加へらるべき歟」と。同十四日條「淺羽庄司、相良三郎等の事、一方の爵陶について罪科に處せられ難き」の由、武藤五に仰せ含めらるゝの處、武藤申して云ふ。「若し彼等の奇怪を訴へば使者を遣はさるゝの由、國中に披露し畢る。而も裁許を蒙らずして空しく歸國すれば、其の威勢なきが如き歟。後日若し虛訴の旨を聞食さるれば斬罪に行使せらるべし」と。之に依て「彼領に於ては義定主之を領掌せらるべき」の旨御消息あり。但し「宗信等後日陳謝し、若し其の謂れあらば還て訴人を罪科に處せらるべき」の趣之を載せらると。

アサハ

次に四月卅日條、遠江國淺羽庄司宗信、安田三郎義定の訴へに依て所領を收公せらるゝと雖、謝申の旨等閑ならざるの上安田も亦之を執申す。仍て且彼庄內柴村幷に田所職を返給ひ畢んぬ、是れ子息郎從數あり。尤も御要人たるの故なるべしと。次に建久四年條に十一月廿八日條「今夕越後守義資女の事により梟首、其父遠江守義定、件の緣坐により御氣色を蒙る、同十二月五日、遠江守義定所領當國淺羽庄地頭職、景廉を以て其替に補せらる。今日御下文を賜ふ。大藏丞頼平之を奉行すと。

3　小笠原流　遠江國磐田郡淺羽なる地名を負ひたるなり。寛政系圖に「小笠原をあらためて淺羽を稱す」と見ゆ。貞則を祖とし、三家を載す。家紋折入角の內洲濱、五七桐、瓜の內洲濱。

4　八田氏流　藤原北家八田氏の族なり。尊卑分脉に八田知家—知尙(八田六郎)—知實—重家(淺波太郎)—知家と見ゆ。又宍戸系圖に知家—知尙（淺羽住美濃國有子孫見舊記）と見え、又中興武家系圖に「淺羽、藤、本國下野、紋洲濱、八田左衞門尉知家男、六郎左衞門尉知尙稱之」と

賜ふ、爾來再三披訴、一二陳聞、然れども覆瓮の下照し難く、而して向隅の志久し矣、今聖朝を啓き品物交替するに屬す。愚民宿憤を陳べざるを得ず。望み請ふ、彼の舊號を除き朝野宿禰を賜ひ、前を光し後に榮とせん、存亡倶に欣ぶ、今請ふ所の朝野は處る所の本名也、請に依りて之を賜ふ」と。また弘仁三年六月紀に「大和國人故正六位上忍海原連鷹取、姓を朝野宿禰と追賜せらる。鷹取の子從五位下朝野宿禰鹿取言ふ、去る延暦十一年詐りて叔父正六位上朝野宿禰道長の子となり、既に出身を得、並に姓を改む。今道長自ら繼嗣あり。伏して請らくは本生に還付し、家門を承くるを得むてへり。之を許す。鹿取の請により追うて鷹野姓を改む」と。また弘仁六年十二月紀に「大和國人從五位下朝野宿禰鹿取、從五位下道守等、男女六十四人右京に貫す」また承和二年二月紀に「大和國人正六位上忍海原連島依、同姓百吉等、姓を朝野宿禰と賜ふ。葛城襲津彦の後也」など見え、もと忍海原連姓たりしを知らむ。朝野は吉野郡朝野なる名を負ふなるべし。此氏後朝臣姓を賜ふ、

2　**朝野朝臣**　前條氏の朝臣姓を賜へるものなり。即ち承和九年十二月紀に「右京人參議從三位兼越中守勳六等朝野宿禰鹿取男女惣十九人、宿禰を改めて朝臣を賜ふ。國牽天皇(孝元)二世孫武內宿禰第六男葛木襲津彦の後也」と。また承和十年六月紀に「參議從三位勳六等兼越中守朝野朝臣鹿取薨ず、鹿取は元大和國人、正六位上忍海原連鷹取の子也。叔父從六位上朝野宿禰道長の子と爲りて出身、延暦十一年自ら言ひ、父戶に歸り、父鷹取に姓を追賜せらる。即ち京に入る。少うして大學に遊び云々、薨ずる時年七十」と見ゆ。鹿取は當時の有名なる學者なり。

3　**忍海上氏流朝野宿禰**　前のと少しく流を異にす。即ち齊衡二年八月紀に「中務卿時康親王家令從六位下忍海上連淨永、姓を朝野宿禰と改む」と見ゆ。忍海上連、忍海原連との關係詳かならねど、共に朝野宿禰を賜へるを見れば同族ならむか。

淺野　アサノ

美濃、尾張、信濃、讃岐等に淺野村ありて數流の淺野氏を起す。中には古代の朝野姓の後もあるべし。

1　**美濃の淺野氏**　美濃國土岐郡淺野より起る。淸和源氏土岐氏の族にして、尊卑

分脈に、賴光―賴國―國房―光國―光信(號土岐)―光基―光衡土岐―

―光行 土岐判官號 淺野判官―國衡 土岐太郎 又號淺野
　―光淸 淺野太郎―光經 淺野二郎太郎
　―光房 淺野二郎―光保 淺野孫二郎
　―光忠 淺野三郎―光盛 三郎太郎
　　―國盛 又三郎
　　―賴隆 彥三郎
　―光仲 號三栗五郎
　―光朝 淺野八郎
　―光純 淺野九郎
　―有光 淺野彥六
　―重光 淺野五郎
―光時 淺野二郎

と見え、土岐系圖、淺羽本土岐系圖等皆同じ。此內後世淺野氏を稱するは光時の後にして近世淺野侯は賴隆の後裔なりと稱す。此の氏の發祥に關しては、新撰美濃志淺野村條に「淺野氏城址は村內にあり。淺野判官光行は土岐美濃守光衡の子にて後鳥羽天皇の西面(或は北面)出羽守に任じ、又池田新次郎の子息を追討せし賞に、建保四年左衞門權守に任じ淺野判官と稱す。實朝公大將拜賀の時隨兵たり、法號を向山寺といふよし分脈系譜、土岐系圖等に見えたり。此所にすみし人なり。光行の弟淺野次郎光時、その子淺野太郎光淸等みなこゝの人なるべし。後

世の城主淺野十郎左衛門も土岐の庶流なり」と見ゆ。

2 尾張の淺野氏　丹羽郡淺野村より起る。この地康正二年の造内裏段錢引付に淺野保と載せ、又古く麻野とも記す。卽ち禪林寺藥師如來台座裏に「明應六年丁巳六月吉日、尾張州丹波郡下麻野極樂寺云々」とあり。若し尾張發祥の淺野侯を前述美濃淺野氏と同族なりとせば、此の地は淺野氏の移住によりて生ぜしなるべし。この淺野氏が美濃淺野氏と同族なる事は、德川時代の諸系譜皆これを云ひ、他に有力なる異説なき時は、たとひ適確なる徵證なしとするも之に從ふ外なかるべし。されど若狹國小濱八幡天正二十年九月廿七日の棟札に「尾張國住人父子淺野彈正少弼藤原長吉、淺野右京大夫藤原長繼、願主尾張國住人淺野八郞左衛門尉藤原家次」とありて藤原姓とあるは怪しむに足らん。長吉とは長政の前名なり。實は武田氏の族安井五兵衛重繼の長男なれど、淺野長勝子なきにより其の嗣となりしものとす。

淺野

寬永寬政系圖長勝を祖とす。其の子光忠―光盛―國盛―賴隆―長勝―彈正大弼長政（秀吉に仕ふ、文祿二年甲斐國二十二萬五千石）―左京大夫幸長（關ヶ原役後紀州和歌山三十七萬六千石）其弟但馬守長晟（元和五年安藝廣島四十二萬六千石）―紀伊守（安藝守）光晟―彈正大弼綱晟―安藝守綱長―安藝守吉長―安藝守（但馬守）宗恒―安藝守（備後守）重晟―安藝守齊賢―齊肅―慶熾―長訓―長勳、現今侯爵、家紋丸に違鷹羽、六本骨扇に澤瀉丸に三引兩、

淺野

淺野

支庶の家としては長晟―因幡守長治（備後三次五萬石）―式部少輔長照…土佐守長澄―亦六郞長經其弟主鈴長寔、嗣なし。吉長の弟宮內少輔長賢（三萬石）―兵部少輔長喬―左京亮長員。―近江守長容。

淺野

淺野

長晟の弟釆女正長重（常陸笠間五萬三千石）―內匠頭長直（正保二年播磨赤穗）…內匠頭長矩絕ゆ、釆女正長友（五萬石）…內匠頭長矩絕ゆ、

弟大學長廣（五百石）

淺野氏の氏神天神社は尾張の下淺野にあり、尾張氏の祖天火明命、並に菅原道眞を合祠す。

3 松平流　松平氏の族深溝松平忠定の子定淸、淺野を稱し、宗家の臣となる。

4 秀鄕流藤原氏　佐野有綱の三男、高綱―安綱―則綱（久賀七郞兵衛尉）―久賀綱利―行春―利綱―宗利、淺野五郞或は刑部と稱す、其の子淺野小四郞宗長なり。

5 陸奥の淺野氏　南部氏建武元年三月二十日の文書に、一戶新給人橫溝孫次郞（淺野太郞跡）と見ゆ。

6 伯耆の淺野氏　伯耆志天萬峰松山條に淺野越中守實光を載せたり。

7 土佐の淺野氏　佐伯小三郞經貞の軍忠狀（曆應三年正月）に近藤四郞左衛門尉若黨淺野孫九郞を載せたり。

8 其他富山前田藩、卽ち加賀藩侍帳に百五十石紋丸內違鷹羽、百石角入角內井桁と載せ、又廣島淺野の重臣に此氏あり。又坊城家の雜掌に淺野氏見ゆ。而して現今北は奧羽より中國四國に至るまで此の

3　丹波の淺田氏　天田郡の名族なり。丹波志に淺田豊後守(甲斐守)を載せたり、田野城主井上佐渡を破る。

4　其の他蜂須賀侯創業文武有功の士に淺田氏あり、又神戸本多藩の用人、鯖江家臣氏名等に此の氏見え、鳥取藩に神道兌山流の開祖淺田主計、寶暦年中、大阪の人島屋市兵衛島屋新田と開く。其子を市兵衛と云ふ、これも亦淺田氏なり。又津山藩分限帳に淺田郡司見え、其の他志摩美作等に此の氏あり。

朝朶　アサダ　安西軍策に淺朶市允なる人あり元春方なり。

朝田　アサダ　石見出雲地方にあり。周防國吉敷郡朝田村より起りしか。

麻谷　アサタニ

淺谷　アサタニ

朝溪　アサダニ

朝民　アサタミ　攝津國山田村の名族なり。

朝治　アサヂ　信濃の名族にして、高麗歸化族なり。延暦十八年十二月紀に「信濃國人云々、前部貞麻呂等言ふ、已等先高麗人なり。小治田、飛鳥二朝庭の時節、歸化來朝す、爾れより以還、累代平民、未だ本號を改めず、伏して望むらくは、去る天平勝寶九歲四月四日の勅により大姓を改めんてへり。貞麻呂に姓朝治を賜ふ」と見ゆ。

淺津　アサツ　新田池田藩の用人に此の氏あり、又中國に現存す。美作志に淺津源兵衞見ゆ。

麻津　アサツ　紀伊に麻津庄あり、續寶簡集に見ゆ。

朝付　アサツケ　石見の姓氏。

朝附　アサツケ　石見の姓氏。

朝妻　アサヅマ　大和國葛上郡に朝妻あり此の氏の起りし地なり。又和名抄近江國犬上郡に朝妻鄕を載せ、安佐都末と註す、後世坂田郡にも朝妻庄あり、康正二年段錢引付に西南院領坂田郡朝妻庄を載せたり。蓋し此等は此の氏より起りし地名ならん。猶ほ常陸國那珂郡にも朝妻鄕あり。

1　朝妻造　大和國葛上郡朝妻なる地名を負へるものにて漢の歸化族なり。姓氏錄大和諸蕃に「朝妻造、韓國人都留使主(一本都留夫王)より出づる也」と見ゆ。此朝妻は姓氏錄、山城諸蕃秦忌寸條に、弓月王、譽田天皇十四年來朝上表、更に國に歸り百二十七縣の伯姓を率ゐて歸化し並に金銀玉帛種々寶物等を献ず。天皇之を嘉し、大和朝津間腋上地を賜ひ、之に居らしむ」とある地なれば、此氏共時來朝したるものか、其造姓を稱するより見る時は後述の朝妻金作、朝妻子午人等の伴造なりしならむ。

2　朝妻氏　天平勝寶二年五月廿五日の造東大寺司移に銅鐵工肆人の内に无位朝妻望萬呂と見ゆ。朝妻金作に屬する人なり。

3　佐々木流　近江國坂田郡朝妻鄕より起りし氏にして佐々木氏の族なり。佐々木系圖に據るに、佐々木信綱—重綱—泰重(朝妻五郎)と見ゆ。されど尊卑分脈に見えず。

4　在原流　これも近江の朝妻氏なり、大谷系圖に「在原行平—遠瞻—遠成—遠通—遠長—遠光(六代略)—行綱(朝妻兵衞尉)」と見ゆ、平治元年戰亂討死す。

5　其の他關東奥羽に此の氏あり。

淺妻　アサヅマ　朝妻氏に同じ。

朝妻子午人　アサツマノコウマヒト　養老三年十一月紀に「少初位上朝妻子午人龍麻呂、海語連姓を賜ひ、雜戶號を除く」と見ゆ。午人は手人の誤ならむかとも云ふ。

朝妻金作　アサヅマノカナツクリ養老

四年十二月の紀に詔して「春官坊少屬少初位上朝妻金作大歳、同族河麿二人、并に男女、雑戸の籍を除き、大歳に池上君姓を、河麻呂に河合君姓を賜ふ」と見ゆ。金作を見よ。共に大和の朝妻に住みしものならむ。

朝戸 **アサト** 和名抄薩摩郡鹿兒島郡に安薩郷あり、其の地の豪族也。猶ほ大和にも朝戸氏あり。

1 朝戸君 播磨風土記賀毛郡猪養野の條に「右猪飼と號するは難波高津宮御宇天皇之世、日向肥人朝戸君、天照大神の坐舟を猪持參來て之を進め、飼ふべき所を求め申す、仰て仍つて此處を賜ひて飼猪を放つ、故に猪飼野と曰ふ」と見ゆ。肥人の一酋長なりとす。

2 朝戸氏 大和の名族にして百濟歸化族なり。姓氏錄、未詳雜姓、左京の部に、朝戸、百濟國人胥廣使主朝戸の後てへり、見えず」と見ゆ。元亨釋書、卷二に「釋慈寶、姓朝戸氏、和州平群郡人云々弘仁十年十一月卒」とあるは此一族なるべし。

朝長 **アサナガ** **トモナガ** 肥前大村藩の重臣なり。トモナガを見よ。

朝永 **アサナガ**

淺永 **アサナガ**

朝鍋 **アサナベ**

淺海 **アサナミ** 伊豫國温泉郡淺海村より起る。河野氏の一族にして、越智系圖に、「四十一親孝—盛孝(遠藤祖)—能長(淺海藤四郎淺海祖也)—賴季—信季」と見ゆ。東鑑元久二年八月條に淺海太郎賴季あり、此の氏人也、次に太平記卷二十二に淺海六郎あり、此の流か。次に豫章記に「今岡通任、村上三郎左衞門義弘相談し、同廿二日の夜淺海浦に押渡る。中村十郎左衞門久枝、北方の所緣たる故に能美島へ送り奉る、御伴の人々には志津川六郎左衞門入道、同小川淺海五郎左衞門尉、同大輔房六郎三郎、云々、去程に此渡海の事露顯の間細川方より討手を向けらる、云々」また「正平廿一年豊前國小倉に押下て案内申さる間、即ち淺海八郎五郎、森五郎(淺海衆也)、中須三郎等也」など見え、猶ほ淺海兵庫助など多く見えたり。德川時代、丸岡有馬藩用人に此の氏あり。

淺波 **アサナミ** **アサハ** 下總國の名族にして八田氏の族也、八田宗綱孫完戸家政の子知實より出づと云ふ。淺羽條を見よ。

淺沼 **アサヌマ** 下野國安蘇郡淺沼より起る、この地阿曾沼ともあり、即ち淺沼氏は阿曾沼氏に同じ。東鑑に足利七郎有綱四男阿曾沼四郎廣綱とあるを、又淺沼四郎廣綱に作るによりて證すべし。廣綱は源平盛衰記にも淺沼四郎弘綱とあり、猶ほ東鑑廣綱の外、淺沼民部丞光綱、淺沼二郎等を載せたり。而して中興武家系圖に「淺沼、藤、本國下野、佐野七郎有綱男、民部丞廣綱、稱之」とあれど、詳細の系圖はアソヌマ條を見よ。

下野阿曾沼氏の一派は鎌倉時代移りて奥州に行き大族となり、又淺沼とも云ふ。天正二十年の南部四十八城注文に淺沼忠次郎見ゆ、增澤城主なり。かく淺沼は阿曾沼なれど、現今淺沼を氏とするもの中國より關東に尠からず。阿曾沼より多かるべし。

朝野 **アサノ** 大和の古代姓にして武内宿禰の裔葛城氏の族なり。宿禰姓と朝臣姓とあり。

1 朝野宿禰 延暦十年正月紀に「典藥頭外從五位下忍海原連魚養等言ふ、謹んで古牒を檢するに、云く葛木襲津彦の第六子を熊道足禰と曰ふ。是魚養等之祖なり。熊道足禰六世孫首麻呂、飛鳥淨御原朝廷辛巳年(天武帝十二年)貶して連姓を

ど外に證とすべきことなし、家に傳ふる所古刀一腰あり」と。又同郡落川村朝倉氏條に「朝倉左衛門督義景が一族にて、河内守在重と云もの始て此地に來りてより世々此處に住せり。故に此の地を河内と呼ぶとぞ。家に系圖を藏せり。又天正十八年太閤秀吉小田原陣の時の制札を藏す」とあり。

13 信越の朝倉氏　越後彌彦神社の社家上條の神官、船越の神官中に此の氏あり。又信濃の朝倉氏は家紋丸に木瓜なり。

14 中國の朝倉氏　石見國安濃郡朝倉より起りしなるべし。此の地には式内朝倉彦命神社鎭座す。近古此の村に朝倉屋敷あり。朝倉主殿頭の居りし處にして、家系錄に「安濃郡朝倉郷朝倉孫五郎、同七郎跡、正平八年武家より武田伊豆守に沙汰す」と見えたり。吉川記、安西軍策等に見ゆる朝倉氏はこれと同族か。吉備地方に此の氏現存す。

15 土佐の朝倉氏　土佐國土佐郡に長岡村あり。御府文書島田文書等に見ゆる朝倉庄はこの地なるか。近古朝倉城あり。本山氏據る。

16 豐後の朝倉氏　大友氏の族にして大友系圖に能直―能郷（志賀八郎庶流朝倉等）と見ゆ。

17 其他磐城にも朝倉氏あり。又古河土井藩の家老を始めとして武藏金澤米倉藩、岡部安部藩、田中本多藩等の重臣にこの氏あり。又津山藩分限帳にも見え、加賀藩給帳に百五十石朝倉猪之助、紋丸内木瓜とあり。

淺倉　アサクラ

朝倉氏に同じかるべし。

朝明　アサケ

和名抄伊勢國に朝明郡あり。阿佐介と註す。この氏は此地より起る。

1 朝日郎　雄略記に伊勢朝日郎あり朝日は朝明なるべし。

2 朝明史　高麗歸化族なり。姓氏錄未詳雜姓右京の部に「朝明史、高麗帶方國主氏韓法史の後也」と見ゆ。伊勢朝明郡にありし史ならむ。薩戒記應永三十三年三月廿九日條に「太政官謹奏、伊勢國目從七位上朝明史寛政、尾張權大目從七位上朝明史光敏」の見ゆるにより證するを得む。

3 朝明氏　天平九年の正倉院文書に見ゆ。朝明史と同族か。

朝來　アサコ　アサク

但馬國に朝來郡ありて和名抄安佐古と註し、又同郡に朝來鄕（阿佐古）あり。又中世朝來庄ありて、島田文書、但馬國太田文等に見ゆ。此の氏には直姓と宿禰姓と、無姓とあり。

1 朝來直　但馬國朝來郡朝來鄕の地名を負ひたる氏なり。播磨風土記飾磨郡安相里條に「品太天皇云々、爾の時、但馬國造阿胡尼命云々、但馬國朝來人を餇ひ、到來りて此所に居る」とある但馬國造は國造本紀に所謂但遲麻國造（彥坐王後裔）にあらずして此朝來直にあらずや。そは天孫本紀に「火明命六世孫建田背命、但馬國造祖」とありて、此朝來直と系統を同じうすればなり。卽ち姓氏錄右京神別に「大炊刑部造、火明命四世孫天䳄目命之後也」とある。次に朝來直を載せ、「同上」と見ゆ。且つ直は國造の稱する姓なるをや。蓋朝來地方が一國を形成せし事ありしなるべし。養老元年正月紀に朝來直賀須夜と云ふもの見ゆ。

2 朝來宿禰　姓名錄抄、拾芥抄に見えたり、朝來直後に宿禰を賜ひしなるべし。

3 朝來氏　朝來直の後なるべし、されど但馬日下部族とも稱す。日下部系圖に朝來郡司安樹あり、蓋し朝來直の裔、後世衰へ、日下部氏の族、こゝに據りて又朝

來氏を稱せしか。

朝米 アサコ 日用重寶記に見ゆ、前條氏と同族か。

淺子 アサコ 朝來氏に同じかるべし。但馬朝來郡に淺子山あり。武藏にこの氏現存す。

阿佐古 アサコ 肥後國菊地郡阿佐古村より起る。淸和源氏隈部氏の族にして隈部系圖に、「隈部持直―宇野治朝（隈部隆忠弟）―忠政―治行―忠行―武貞（菊地郡阿佐古村を領し、因つて家號を改めて阿佐古となす）―友貞―貞淸―能貞―能家」と見え、又源家隈部系譜に、「宇野刑部允忠行の子武貞を阿佐古式部大夫、福本八幡建立」と載せ、其の子友貞（式部少輔）―貞淸（淸左衞門）―能淸（淸左衞門）―能貞（兵部少輔）能家―（民部）と見ゆ。又嘉吉三年正月の持朝侍付に、阿佐古式部少輔武貞、阿佐古淸左衞門友貞、また永正元年三月政隆の侍付に、阿佐古淸左衞門能淸を載せたり。

朝子 アサコ

淺古 アサコ

昌子 アサコ

旦來 アサコ アツソ 和名抄、紀伊國名草郡に旦來鄕あり、諸國庄保文書壬生文書に旦來庄あり。

淺小井 アサコヰ 近江國蒲生郡淺小井村より起る。佐々木氏の一族にして井源太家實の五男四郞淸長を祖とす。其の子を淺井小源太淸長と云ふ。輿地志略淺小井城條に「佐々木豊浦冠者行實息淺小井次郞成實元祖也、家員、淸次、淸房、代々在住、後孫は知らず」と載せたり。

朝來野 アサコノ アサクノを見よ。

朝坂 アサザカ 曾我文書建武元年十二月十四日津輕降人交名中に朝坂掃部助入道預顯を載せたり。

吾雀 アサヽキ アススキ 和名抄、丹波國何鹿郡に吾雀鄕を載せ、又神名式阿須須伎神社あり。中世以後吾雀庄ありて、天台座主記、丹波國吾雀莊、新熊野養和元年院宣に同樣見ゆ。

麻崎 アサヽキ 文安年中御番帳に此の氏見ゆ。外樣衆たり。

淺澤 アサザハ 信濃の姓氏。

朝侍 アサヽムラヒ

朝重 アサシゲ

淺島 アサシマ 姓名錄抄に見ゆ、拾芥抄には漆島とあり。

淺下 アサシモ アサゲ 志摩國に此の氏あり。

麻田 アサダ 攝津國麻田より起りしならむ。連姓、宿禰姓、無姓等あり。

1 **麻田連** 攝津國豊島郡に麻田村あり、其の地名を負ひたるならむ。神龜元年五月紀に「正六位上答本陽春、姓を麻田連と賜ふ」と見え、姓氏錄、右京諸蕃に、「麻田連、百濟國朝鮮王準より出づる也」とあり。

2 **麻田宿禰** 類聚符宣抄（長和四年四月）に正六位上麻田宿禰光貴なる人見ゆ、麻田連後宿禰を賜へりと思はる。姓名錄抄にも見ゆ。

3 **麻田氏** 拾芥抄に見ゆ、麻田連の後なるべし。

4 **中臣流の麻田氏** 中臣氏の族に麻田氏ありて中臣氏系譜に山村五郞宗宣―淸長（麻田太郞）―宗輔と見ゆ。猶ほ信濃にも此の氏あり。

淺田 アサダ 數流あり。麻田とも通じ用ふ。

1 **源姓淸和源氏** 源賴光より出づと云ふ。信濃國筑摩郡淺田より起りしなり。

2 **藤姓** 肥前大村藩に此の氏あり、朝長（トモナガ）氏より出づ。トモナガを見よ。

して子孫相續せりとかや。教景の嫡子孫次郎家景、應永九年壬午に生れて中比孫右衞門後下野守と號す。或は爲景とも名乘となん。寶德二年十二月廿日に他界。享年四十九、固山宗堅と諡す。舍弟鳥羽豊後守將景も子孫同相續す。家景の子三人嫡子小太郎敏景、正長元年戊申四月十九日に生れて中比孫右衞門、後彈正左衞門と號す。次男與三左衞門經景は越前大野の城に居し、三男遠江守景冬は同く敦賀の城に居す。

抑此敏景は幼童の時より才智人に勝れて曉く、二六時中に心を怠らず。晝は藝士を集めて弓馬軍法の奧義を評し、夜は達人を招て儒佛歌道の至論を探られしかば家中良卑の老若まで邪念は更に無りけり。年長給ふに從て智仁勇の三德を備へ一豆の食を得ても掌を連ねて士と共に之を食ひ、一樽の酒を受けても流れを濺て卒と均しく之を飮む。夙に興夜寢、克く衆を勵し瘢を吮し、死を哀み士を愛せられける程に、諸人之れに歸する事は只火の乾はけるに付き、水の下れるに入るにも異ならず。あつばれ此の君の壽は彭祖王母が如くにて、大國の主共成給ひ

又は天下の政をも執り給へかしと、上下願はぬ者はなかりけり。然る間主從魚水の思ひにて、假令如何なる義あるとも身を捨て忠を重んじて、などか粉骨せざらんと各勇み合ける程に、敏景の威勢には靡かぬ草木も無りけり。是は扨てをき、其の比敏景の主君斯波の治部大輔義健の御子千世德丸不慮に早世し給ひければ、武衞家斷絕するにより、各寄合ひ、大野修理大夫持種の御子左兵衞督義敏を申請けて、斯波の跡をぞ續がせける。然る所に家老織田彈正忠、增澤甲斐守、二宮左近將監、舍弟駿河守、并に千福中務少輔等、如何なる子細にてか、義敏を嫌ひ義政將軍に訟へて義敏を追出し、澁川左兵衞尉義紀の御子義廉を養子にして斯波治部大輔とぞ申ける。其後義敏、伊勢伊勢守貞親を以つて室町殿へ歸參の訖言申されけるに、卽ち御赦免ありしかば、文正元年四月上洛致されける所に、增澤、二宮、千福等訝しくや思ひけん、謀を廻らして義敏を襲擊、義政公甚だ御腹立の餘り敏景に命じて、增澤以下の者共を急ぎ誅戮すべき旨御教書下りける程に、敏景仰を承り諸軍勢を引卒して粉骨せられけ

る故に、長祿二年の春より同三年五月十三日迄敦賀郡にをいて廿一ヶ度の合戰有り。寬正元年二月廿一日安波賀城戶口合戰、同八月十一日和田軍、同三年八月廿四日鯖江新庄の合戰、同五年八月八日檜山蓮浦合戰、同六年正月十八日杣山合戰、殿下桶田波着鬪保の合戰に甲斐中務を討取り、文正元年七月廿三日大野井野に於て二宮左近將監、同駿河守を攻討て武命天下に施せり。扨て又應仁元年十一月朔日斯波義廉當國に出張して軍始り、同く二年七月十六日本鄉の一戰、翌十七日淸水山合戰、同八月廿八日志原合戰、度々の軍に至るまで敏景悉く勝利を得て公方の御感狀を受給ふ(中略)。

去程に慈照院義政公は、敏景の行跡并に今度の始末ども一方らず思召、卽ち文明三年五月廿一日、越前一國始て敏景に賜りつゝ御朱印頂戴ありければ、同名被官下々に至る迄、目出度御運の程やとて、千秋萬歲祝ざるは無かりけり」と見ゆ。敏景一乘谷に築き、二代孫右衞門尉氏景、三代太郎左門衞尉敎景(氏景の弟)、四代彈正左衞門尉貞景、五代左衞門尉孝景、六代右衞門督義景と傳りて、五世百有三

年にして亡ぶ。又北庄城は敎景の弟遠江守賴景之を創め、六世相續したりと云ふ。朝倉氏の氏神は粟鹿赤淵神社なり。名勝志に「赤淵社は一乘谷に在り、傳へて曰ふ、孝德帝の皇子表米王罪ありて但馬國朝倉郡へ配流さるべきを、在所の伽藍粟鹿大明神へ祈請してありしに、時に新羅國より日本を攻め來り賊船北海に至る。卽ち表米王を以て大將軍とし、天子より旗印として翠簾と木瓜の紋を定めらる。王子丹後國與謝郡白絲濱に進軍し、賊船を擊ち、悉く共敵兵を殲す。是れ偏に粟鹿大明神の威靈に因れり。是より共神は朝倉岳に垂跡したまふ。かくして表米王子は猶も賊を追うて隱岐海上に戰ひ舟を回したまふ。歸路風に逢ふて伯耆粟屋岬より因幡獵の湛にかゝり、磯つたひして但馬二萬の汀に寄泊し、美含浦の志島に舟を留めたまへり。王子是より凱旋して丹後丹波國堺なる牧田鄕に居住し玉ふ。王子薨じて後は東向して靈廟を起し、王城の鎭守神となりたまふとぞ。朝倉氏は王子の後裔にして彈正左衞門尉敏景、越前の國主となれる後、赤淵大明神を勸請して鎭守と爲す云々」と。心月寺は其社僧なり。

寬政系譜庶流數家を載せたり。貞景―景高―在重―宣正、此の人遠州掛川にて二萬六千石を領し、忠長に仕ふ。後主人の罪に坐して蟄居家絕ゆ。

6 源姓の朝倉氏 淸和源氏山名氏の族にも朝倉氏あり。本貫上野ならん。尊卑分脈に「山名貞代―從圓―賴氏（號朝倉右衞門）」と見ゆ。

7 美濃の朝倉氏、新撰美濃志、本巢郡輕海の東城條に「朝倉義景十二代の祖朝倉太郞大夫高淸この城にありしよし傳ふ」と。

8 伊勢の朝倉氏 桓武平氏余五將軍の裔城資永の子資光の後と云ふ。長享元年常德院江州動座着到に朝倉右京亮とは此朝倉氏也。朝明郡茂福城、中野城、保々西城等皆此の氏の居城なり。內茂福城は桑名誌、伊勢軍記、三國地志等に見ゆ。初め元弘建武の頃、朝倉下野守盈盛（茂盛）此處により子孫掃部助盈豊に至り、永祿十一年十月織田氏の爲に陷らると。次に中野城は朝倉勘解由左衞門據る。次に保々西城の事は五鈴遺響、見聞集、名勝志等に見ゆ。一名朝倉城、蓋し當國朝倉の本城か。城主朝倉備前守詮眞、永祿十一年十月織田氏に敗らる。此の外伊勢神宮社家に朝倉氏あり。見聞諸家紋に、

二番
朝倉下野守

と見ゆ。

9 丹波の朝倉氏、天田郡に朝倉氏あり。日下部氏也、但馬國より起り越前國に移る。朝倉左衞門督義景討死後、子孫當郡に住す」と丹波志に見ゆ。

10 近江の朝倉氏 長享元年江州動座着到に江州朝倉九郞を載せたり。

11 三河の朝倉氏 康正二年の造內裏段錢引付に、「壹貫文朝倉左京助殿、三河國寶飯郡爲任鄕段錢」と見ゆ。

12 關東の朝倉氏 後北條の家臣に朝倉氏あり。相州兵亂記等に見え、又小田原役帳に五十貫文上總篠塚朝倉右馬助、二貫八百十五文相模西郡大窪朝倉右京進、百二十貫文相州三浦浦鄕朝倉右馬助等を載せ又新撰武藏風土記多摩郡天沼村朝倉氏條に「舊き記錄あれども文字讀みがたし、應永二年の比先祖此所に來り住せし由を載せ、その名を三河守と云ふ由云傳ふれ

アサクラ

アサクラ

名を負ひしものもあれど、近世有名なる越前の朝倉氏は但馬國養父郡朝倉村より起りしなり。但馬の朝倉庄は太田文に見ゆ。かくして朝倉氏には次の數流あり。

1　朝倉君、朝倉氏中最古のものなり。孝德紀大化二年條に「東國の朝集使等に詔して曰く云々、紀麻利耆拖臣犯す所は人を朝倉君、井上君、二人の所に使はして其の馬を牽き來らしめて之を視る。復た朝倉君をして刀を作らしめ、復朝倉君の弓布を得、復國造送る所の兵代の物を以つて明かに主に還さず、妄りに國造に傳ふ」と見ゆ。何れの國の人なるか不明なれど、恐く上野國那波郡朝倉郷の豪族なるべし。そは東國にて朝倉なる郡名郷名のあるは上野と上總(淺倉)とのみなるが、上野には次に云ふ如く萬葉集に朝倉氏の見ゆるあればなり。天平九年二月紀に正七位上朝倉君時並に外從五位下を授く事見ゆ。

2　朝倉直、君姓と同異を詳かにせず。拾芥抄、和名鈔抄に見ゆ。

3　上野の朝倉氏、朝倉君の一族なるべし。萬葉集廿、上野國防人に朝倉益人と云ふもの見ゆ。東國の朝倉氏中には此の朝倉の族裔多からん。

4　但馬の朝倉氏、開化帝裔日下部氏の族なり。日下部系圖は朝倉氏の出自を、孝德天皇皇子有馬皇子の子表米より出づとなせど、其の誤なるは日下部(クサカベ)氏條に詳說すべし。其實但馬の但馬國造日下部氏の後裔なりとす。朝倉を稱せしは宗高(淺羽本に朝倉與三大夫、朝倉系圖には金三大夫とあり)に始まりしにて養父郡朝倉なる地名を負ひしなり。次に宗高以後を淺羽本により略系をつくれば左の如し

宗高—高清—高景—廣景(自但州越前下足羽北庄黑丸館居住)
　　　　　　　　　　├愚谷(中野)
　　　　　　　　　　├正景
　　　　　　　　　　└松尾(孫三郎)
　　　　　└安高(八木)
　└高綱(土田)—則高—清高—高家—高經—長高(七美)

5　越前の朝倉氏　前條朝倉氏の後裔なり。淺羽本系圖に宗高—高清—高景—廣景。此の人「但州より越前に下り、足羽北庄黑丸館に居住」と見ゆ。孫左衛門廣景の後は、彈正左衛門尉正景(高景)—孫右衛門尉氏景—孫右衛門貞景—孫右衛門(美作守)孝景—彈正左衛門尉敎景(繁景、孝景)—孫右衛門氏景(宗景)—彈正左衛門貞景—彈正左衛門尉孝景—左衛門督義

景(延景)—(孫右衛門敎景(義氏)—孫右衛門忠景—重景—景衛)なり。見聞諸家紋に、

日下氏・八木
同・大田垣
同・朝倉

と載せ、朝倉系圖に家紋三木瓜と見ゆ。當氏の人は、太平記卷三十四に朝倉彈正卷四十に朝倉小次郞詮繁、同又四郞高繁次に永享以來御番帳に朝倉左京亮、朝倉才千代丸、朝倉兵庫助、朝倉掃部助、朝倉備後入道。次に文安年中御番帳に朝倉備後入道、朝倉中務丞。次に文正記に朝倉彈正左衛門敎景、朝倉藤次郞。次に應仁記に朝倉彈正左衛門尉、並足輕の高野藤七。應仁私記に朝倉彈正忠。次に長享元年九月常德院江州動座在陣衆着到に朝倉兵庫助、同式部丞、朝倉備後守貞氏、朝倉彥四郞、朝倉式部丞、勢州朝倉右京亮、江州朝倉九郞、永祿六年の諸役人付に朝倉左衛門督義景等を載せたり。

此の朝倉氏勃興については朝倉始末記、朝倉家由來の條に「倩往古を考ふるに、孝德天皇の皇子表米親王と申せしは、曩の歲異賊襲來の時、其の子荒島の王と共

に詔を蒙つて但馬の海に出、一戰敵を靡けて歸京の時、叡感殊に甚く、但馬の國朝倉郡大領として始めて日下部の姓をぞ賜りける。其の苗裔朝倉太郎大夫高清に八代の後裔朝倉孫右衛門廣景と云ふ人あり。建武年中まで數代但馬の國に居住せり。其比天下大に亂れ、國々所々或は公家或は武家と立分れて合戰止む時なし。正慶二年四月下旬、源の尊氏公丹波國篠村に御着の時、孫右衛門尉廣景も足利武衛高經の手に屬して出陣。其後暦應元年、越前國に於て新田左中將義貞朝臣高經と合戰、今玆閏七月二日、高經義貞を擊ち越前國中を治給ひ、卽廣景を當國坂南郡黑丸城に居へ置給ふが故に、黑丸右衛門尉廣景入道と號す。武勇智謀は其家なれば云にやは及ぶ。外には兼て五常の行を守り、內には堅く佛神の靈を信じて、康永元年壬午に始て安居弘祥寺を建立し、貞和三年丁亥に再び北庄神明廟を造營して、時々の參詣怠らず。供佛祭神尤も嚴重也。文和元年壬辰二月廿九日、九十八才にして卒去、法名宗海覺性とぞ申しける。其子彥三郞正景、正和三年甲寅近江國に誕生して中比孫右衛門と名乘る。文和四年二月十五日尊氏公南帝と洛陽東寺南大門に戰ふの時、正景特に勇戰して大に芳野の三萬兵を敗るに依て、將軍御感悅の餘り卽席其の母衣に高の字を直書して給ひければ、是より正景を改めて遠江守高景と名乘る。其後貞治五年十一月六日、源義詮公より越前の亘地七ケ所を拜領にて誠に由々しかりける威勢也。應安五年五月二日、五十九才にして卒去、法名德巖宗祐と號す。

アサクラ

其子孫次郞暦應二年己卯に誕生して中比孫右衛門と名乘る。文和四年二月十五日京軍の時、十七才にして父高景と共に忠戰他に超ければ、尊氏公賞美の餘り父と一所に氏の字を直書し給へるに依つて、此れ以後美作守氏景と名乘る。寔に凡俗若翟の身ながら武威の巨功に依て、父子相並んで大樹の御賞翫に預れる事、哀れ浮世の面目、又は末世の美談哉と羨ざるはなかりけり。應永十一年十二月廿八日六十六歲にて逝去、大功宗勳と諡す。氏景の舍弟阿波賀但馬守茂景、向駿河守久景、三段崎彈正忠弼景、何れも子孫相續す。其嫡子又太郞貞景、延文三年戊戌に生れて中比孫右衛門、後は下野守と名乘る。永享八年閏五月十六日七十九歲にて不祿、戒名大心宗忠。其弟東鄕下總守、中島周防守とて二人あり。

アサクラ

其家嫡小太郞敎景、康暦二年庚申に生れて中比孫右衛門後美作守と號す。尤も武勇の譽れある人也。普光院義敎の御時、鎌倉の公方持氏京師を輕しめ給ふに依つて、義敎此を督さんため、永享十一年小笠原信濃守政康、今川上總介範忠、武田太郞信重等を追討使に下されし時、敎景は從來斯波の被官たりしかども、武勇の譽れあるが爲に、辱くも討手の臺命承り三士と共に下向して終に持氏父子を討取りぬ。其後結城七郞氏朝と云し者、持氏の御子春王丸を取立申さんとて日光山より迎ひ取り、下野國結城に楯りける程に敎景又將軍の命を蒙り結城に發向して合戰數年に及びしが、嘉吉元年（辛酉六月二十四日）四月氏朝持朝父子を討取て遂に城を攻破り、剩さへ春王安王を生捕、上洛ありしに依て義敎公御感悅甚くて御諱の字を下されければ、此よりしてこそ敎景とは名乘けれ。寬正四年七月十九日八十四歲にて逝去、法名心月宗覺。其弟北ノ庄遠江守賴景とて越前足羽郡に在城

鑑所載安積新左衞門尉の事か。松藩搜古所載應永十一年の諸大名連署一味の起請文に伊東下野七郎藤原祐持等を載せ、室町殿御内書案に安積兵衞尉見ゆ。

此の族本郡に勢力を得、全く國造後裔の安積氏に代りしものか。或は二流混淆せしものか。郡山は此の安積氏の據りし地なれど、或は云ふ最初片平村に居り、永享中伊東大和守某郡山に移ると。舊事考に伊藤祐長、安積を給はり名勢大に振ひ安積郡中の館主皆祐長の子孫ならざるは稀なりしに、勢ひやうやくおとろへ、永享十一年安積備前守に至て伊達持宗に從ふ。子孫伊達藩にありと。伊達正宗家中記に安積氏見ゆ。

5 播磨、美作の安積氏、アツミ條を見よ。

淺香 アサカ 次の三流あり。

1 成田流、藤原北家成田氏の族にして下總守顯泰の後なりと云ふ。家紋丸内二本矢、丸内橘。常陸多珂郡に朝香神社あり此の氏の發祥地か。又下總國小金本土寺過去帳に淺香二郎右衞門を載せ、武藏足立郡にも淺香氏ありて新編武藏風土記傳に見えたり。關東に廣く分布するを知るべし。

アサカ

2 中原氏流、井口氏の裔にして中原井口系圖に經親—經玄—某(淺香次兵衞)と見ゆ。

3 其他和泉大鳥郡に淺香氏あり。淺香山城(五箇莊村淺香山)に據る、初め南朝の忠臣淺香右近將監宗勝の居城にして、子孫累代此地に據りしが、文龜元年落城す。其裔善右衞門宗胤、秀吉より城跡を得て開發す、同郡に淺香浦あり。其邊より起りしか。

4 加賀藩給帳に千四百石淺香主馬、紋雪ナヅナ。千石淺香嘉門、紋抱茗荷と見ゆ。

安坂 アサカ 但馬國大田文に「朝來庄六拾四町五反、地頭安坂薩摩八郎左衞門尉祐氏公文勢至丸御家人」と見ゆ。安坂は朝來と同一にして其地より起りしならんと考へらるれど、祐氏は伊東氏の族にて安積氏かとも考へらる。

淡路國三原郡松尾浦感應堂文明七年推鐘銘に大工安坂藤原貞吉と云ふ人見ゆ。

阿坂 アサカ 次の二流あり。

1 阿坂神主、攝津國住吉神社神主丼一族系圖に「國基—廣基—俊基(號阿坂神主)—保基—惟保—國俊—國重—國成」と見ゆ。

2 北畠氏流阿坂氏、村上源氏北畠氏の庶

アサカ

流なり。伊勢國壹志郡阿坂の地名を負ひたるなり。此の地に淺香城跡あり、建武年間北畠國司顯能の兵を擧げし處なりとす。北畠系圖、御一族衆の内此の氏を載す、幕紋三巴。

3 尙美作國に阿坂氏あり東作志に見ゆ。

阿阪 アサカ 前條阿坂に同じ。

淺賀 アサガ 岩代國の名族にして安積氏の一族なるべし。白川風土記に「飯豊、戰國時代の領主は、淺賀五郎左衞門より四代同但馬守守氏、其子但馬守守直まで六代を傳へ、天正十七年郡主二階堂家と共に亡ぶ」と見ゆ。曹洞宗永源寺に淺賀氏の木主あり。武藏にも淺賀氏存す。

朝賀 アサガ

淺加 アサカ

朝香宮 アサカノミヤ 皇族、久邇宮朝彦親王の第八王子鳩彦王、明治三十九年三月新立の宣下あり。妃允子内親王は明治天皇第八の皇女なり。皇室系譜に

鳩彦王 朝彦親王第八王子、母角田須賀子、明治二十年十月二日誕生、同三十九年三月三十一日賜朝香宮稱號、同四十年十一月三日敍勳一等
├紀久子女王 第一王女、母妃允子内親王 明治四十四年九月十二日誕生 鍋島侯爵ニ御降嫁
├孚彦王 第一王子、母同上 大正元年十月八日誕生
└正彦王 第二王子、母同上 大正三年一月五日誕生

と見ゆ。

朝蔭　アサカゲ

淺川　アサカハ　磐城石川郡、甲斐巨摩郡阿波海部郡等に淺川村あり。此氏は此等の地名を負ひしものにして次の數流あり。

1　渡邊氏流　甲斐國巨摩郡淺川より起る渡邊綱之孫、好七世孫、時連の子繁連の後なりと云ふ。

2　海部流、阿波國海部郡淺川より起る。故城記に「海部郡分、淺川殿、海部朝臣藤原氏、丸中に藤の字」、又「淺川北殿、同上」「淺川田中殿、同上」、と見え、又旗下紋帳に淺川氏あり。

3　藤原姓、肥前國に淺川氏あり。大村藩士なり。

4　石川氏族、清和源氏石川氏の族なり。磐城國石川郡淺川城に據る。古事考に「會津の蘆名盛氏の後詰にて田村を催促し、白河より佐竹の郎從淺川次郎左衛門尉を攻る。淺川は石川昭光が一族なり」と見ゆ。天正十七年伊達氏に附隨す。

5　田村氏族、坂上氏の後裔にして田村氏より出づ　仙道表鑑に田村月齊顯氏の五男は淺川右馬助顯純なりと。

6　八戸系圖附錄に康正三年二月田名部攻の時、討取敵の姓名のうちに、淺川瀰兵衛あり。

猶ほ武藏、信濃にも淺川氏少なからず。又田邊牧野藩の重臣にも此氏見ゆ。

朝川　アサカハ　原氏の一族にして藤原姓原田種直末流原一閑齋の後裔といふ。

朝河　アサカハ

麻川　アサカハ

淺貝　アサガヒ　越後南魚沼郡に淺貝村あり。

阿坐上　アザカミ

莇　アサガラ

淺木　アサギ　下野に淺木庄あり。此地より起れるか。

又磐城國田村郡にも淺木氏あり。

朝木　アサキ

淺黄　アサギ　丹波國天田郡淺木より起れるか。淺木ケ城、三股村にありて城主淺黄縫殿、後に八木尾張守居城す。家臣に東村氏、西太夫等あり(丹波志)。

朝來　アサク　アサコを見よ。

淺草　アサクサ　武藏の淺草に緣故あるか。桓武平氏重高を祖とすと云ふ。東鑑に「治承五年辛丑七月若宮營作の事其の沙汰有り。而して鎌倉中に於いて然るべき工匠無し、仍て武藏國淺草大工字鄕司を召進む可き旨御書を彼所沙汰人等中に下さる云々」と見えたり。

淺口　アサクチ　備中國に淺口郡あり。和名抄安佐久千と註す。

朝國　アサクニ　蒲生氏の族なり。蒲生系圖に惟俊―惟義(朝國)と見ゆ。

朝來野　アサクノ　豐後國の名族にして、豐後の圖田帳に朝來野浦十四町地頭朝來野彌三公平と載せたり。朝來野村より起りしや明白なりとす。

朝熊　アサクマ　アサマ　伊勢國度會郡朝熊より起る。內外兩宮兵亂記に朝熊次郎兵衛尉なる人見ゆ。

朝隈　アサクマ　薩摩國出水郡朝隈より起る。近世鯖淵村に朝隈城あり。此の氏の據りし地と傳ふ。

朝酌　アサクミ　和名抄出雲國島根郡に朝酌鄕あり。風土記にも見ゆ、

朝倉　アサクラ　和名抄上野國那波郡に朝倉鄕(阿佐久良)、伊豫國越智郡に朝倉鄕(安佐久良)、土佐國土佐郡に朝倉鄕等を收む。猶ほ筑前國に朝倉郡あり。後世分れて上座郡下座郡となれど、和名抄下座に註して下都安佐久良とあり。朝倉氏中には此等の地

道家處分記等に伊賀淺宇田庄あり。

淺海 アサウミ　アサミ　アサナミを見よ。

朝柄 アサヱ

朝枝 アサヱダ　安西軍策吉川元春方に朝枝市充なる人見ゆ。

淺枝 アサヱダ　アサヱ

淺尾 アサヲ　甲斐、備中等に淺尾村あり。

1　甲斐の淺尾氏、巨摩郡淺尾なる地名を負へるにて、もと麻生の地なりと云へばこれも麻生氏より出づるか。

2　備美の淺尾氏、粟井家臣に淺尾氏あり。備中賀陽郡に淺尾村あり。此地より起りしか。

3　二本松丹羽藩の重臣に淺尾氏あり。

麻尾 アザヲ　藝藩通志向泉村麻尾氏條に「家傳に云。麻尾は阿宗の轉なり。建久六年、阿宗兵大夫一正より今の右近まで十九代、世々里祉の奉祀たり。兵大夫已後は世次名字も見ゆれど、其以前のことは知るべからず。自らいへらく本姓は品遲部、和銅の頃、安長といへるが縣令となりて當郡に至れりと、今に至るまで凡七十世に及びぬとなん」と見ゆ。

淺岡 アサヲカ　寛政系譜は藤原氏に收め家紋九曜、瞿麥と載せ、中興系圖には「藤原朝岡共云」とあり。三河諸侍出所に瀬戸村淺岡五左衞門と見ゆ。こは三河朝岡氏と同じきか。尙丸龜京極藩に淺岡氏あり。

朝岡 アサヲカ　次の二流あり。

1　糟屋氏流、藤原北家糟屋氏族にして、糟谷系圖に糟屋家季—義忠—光久—盛綱—景綱—季茂（朝岡三郎）—忠村（朝岡八郎）と見ゆ。

2　宇都宮氏流、藤原北家宇都宮氏の族にして、寛政系譜に宇都宮泰藤—藤綱（三河）泰朝—國綱—國泰—元綱—泰元（はじめて朝岡を稱す）（朝岡は三河の地名）—泰弘—泰國と見ゆ。家紋三頭左巴、其他分流五家を載す。三頭左巴、十六葉菊、鳥居、三頭陰左巴、陰劍菊、鳥居、劍菊等を家紋とす。

3　其他鶴岡酒井藩、大田喜松平藩等の重臣に朝岡氏あり。信濃にも朝岡氏現存す。

麻岡 アサヲカ

阿尺 アサカ　國造本紀に「阿尺國造、志賀高穴穗朝（成務天皇）御世、阿岐國造同祖、天湯津彦命十世孫、比止禰命を國造に定め賜ふ」と見ゆ。阿尺國とは後の岩代國安積郡の地なり、安積郡は和名抄阿佐加と注す。次の條の阿部安積臣は此國造の後裔なるべし。そは此氏が郡大領なるによりて推するを得ればなり。十符菅薦に「郡山の安積の國造は遠つ祖を比止禰命といふ。其裔祝となりて、代々これを祭れり、幕府の儒士なりし安積艮齋もこの家より出たり。艮齋の兄重滿に至りて五十四世血統つゞけりとぞ。萬葉集にいへる釆女は、安積國造の女なるべし。國造より郡領をかねて、その女の釆女にめさるゝ事令條に載せたり。この歌かげさへみゆるとある、さへの詞をもてあそぶにいかにも高き山なるが如し」と。また艮齋文略に「安積郡郡山八幡祠、坂上田村麻呂の剏置する所、余の先比止禰命安積國造なり。民其德を思ひ祠を阿賀岐山に建つ。子孫遂に史祝と爲る、綿連相承し父安藤親重に至る、兄重滿、今皆先職を奉ず。凡そ五十余世なり。則ち其神德を昭著し威靈を謌揄す、固より吾が分なり」と見ゆ。猶ほ相生集に「郡山八幡宮は驛西にあり。阿賀岐明神は西北にあり、祉人安藤氏八幡の祉後上台といふ處、今は畑となる。

其處より廢瓦を掘出すことまゝあり、瓦質多賀城のものに比して少しもろく、中に布目瓦と稱するものあり。是を第一品とす。舊事考に是れ虎丸長者の住たる處に非じ、又中古の堡主抔の居りしにも有るべからず、或は上世に貴族の守りし城址ならんか」と見ゆ。安積國造系圖は次の如し。

比止禰命—尺持—止禰彦—山造（後に止禰彦と云、諸子十三人）—尺連（後止禰彦ト云）川直—尺戸自—山宿禰—川限—勝見花—阿賀沼—尺襲—山襲—道麿—山櫃—尺武—奥大人—國彦—積治—治行—重之—山麿—山彦—山男—奥山—山友—山陸—山大人—之積（又之行ト云）—之久—之國—之延—之綱（花勝見の徽號を藤となし、安積を改め、安藤と云ふ。爾來嗣は安藤、諸子は安積と云）—之季—之貫—之雄—之輝—之福—之信（建武二年五月顯家卿に從て安倍野に討死す）—之秀—之壽—之孝—之守—之富—之央—之盛—之時—重時—正重—之重—重政—喜重—重季—重央—親重—重賓—業重—脩重—國重（當代）、（系圖所持者十餘家アリ）

安積　アサカ　和名抄陸奥國に岩代安積郡安積郷を收め阿佐加と注す。その地より起りし氏にして、、阿尺國造の後裔阿部安積氏最も早く著はれたれど、他に猶ほ異流あり、次に列擧せむ。

1　安積國造、前條阿尺に同じ。

2　阿倍安積臣、國造裔安藝氏族にして阿倍氏配下の氏たりしが如し。延暦十年九月紀に「陸奥國安積郡大領外正八位上阿倍安積臣繼守に外從五位下を授く、軍粮を進むるを以てなり」と見ゆる阿倍安積臣は阿尺國造の後裔にして安藝國造族なり。その阿倍を冠するは阿倍氏の民部なりしによる。猶ほ神護景雲三年三月紀に「安積郡人外從七位下丈部直繼足、姓を阿倍安積臣と賜ふ」と見え、また寳龜三年七月紀に「陸奥國安積郡人丈部繼守等十三人、姓を阿倍安積臣と賜ふ」などあり。何れも同族なり。丈部直とは此國造阿倍氏の配下丈部の部分的伴造なりしが故に其を氏とし國造姓なる直を稱せしものとす、備前條を見よ。

3　大伴安積連　延暦十六年正月紀に「安積郡外少初位上丸子部古佐美、大田部山前、富田郡人丸子部佐美、小田郡人丸子部稻麻呂等、大伴安積連を賜ふ」と見ゆ。此れら華夷、孰れか不明なれど兎に角大伴氏の民部なりしにより大伴を冠するものと考へらる。

4　伊東流、藤原南家工藤祐經の後裔なり。卽ち工藤祐經の次男安積六郎左衞門祐長より出づ。鎌倉の初、賴朝より賜はりて此地に來り、大に威を振ふ。これより安積郡領此家に隷屬す。仙道記に「工藤左衞門祐經、初めて奥州安積及び田村の内、鬼生田村等を領す、嫡家伊東大和守祐時、嫡流たるにより伊豆に住す、是日向伊東の先祖也。二男祐長、安積伊東の祖也」と。又奥州仙道旗記に「片平村城主伊藤大和守と申は、工藤左衞門祐經、文治五年の秋、右大將賴朝公、泰衡御退治の時、御供仕、比類なき働き仕、安積郡一圓、安達の内玉ノ井、茨瀬、簑輪、名倉、宛行はれ、其身は伊豆國に住す。次男伊藤六郎左衞門助長、安積郡に入部し片平の城に住す。依て安積六郎祐長と改め其子孫相續云々（寛永書上）」と見ゆ。東鑑卷三十一より卷三十六迄の間に、安積六郎左衞門尉祐長、卷三十二に安積左衞門尉、卷三十八に安積新左衞門尉、卷四十に安積薩摩前司等を載せ、又同郡荒井村安養寺の一古碑に、弘安六年癸未四月廿八日藤原祐重敬白とあり。祐重は東

德二年五月十四日藤原朝臣公綱内大臣に補せらる。文明三年閏八月十日暴に卒すとしるす。これらを考ふれば嘉吉二年勅勘をかうむり、淺井郡にして男子を設け文安五年赦免ありしなどいふことうたがふべし。」と云へり。又一說、敏達天皇守屋大臣の後裔俊忠、其子忠次、初めて武家となり淺井郡に五箇所を知行し、亮政に至りて二十七代とも云ふとあるも、又信ずべからず。恐らく前條淺井當宗などの族なるべし。寛政系圖此の流利政の子元近の後八家を載す。家紋丸に根笹、丸に根篠、丸に五三の桐、井桁の内橫木瓜。同書大江氏流と稱する淺井氏條に於いて又曰く「寛永系圖大江氏支流におさむといへども、今さゝぐるところの譜によるに、もと藤原氏にして、信濃守政澄、新太郎政重、二代ゆへありて大江氏にあらため（按ずるに寛永系圖大江氏毛利家の下に收めしは、政重が母毛利伊勢守高政が女なるにより外家の氏大江を稱せしものか）そののち藤氏に復すと云ふ。その家傳を按ずるに三條大納言氏政（公綱）が子新左衞門（初め龜若丸）重政がとき、近江國淺井郡丁野に住せしより淺井をもつて家號とす。其男忠政、其子堅政、其子を亮政といふ。家紋五七の桐、八重裏菊」と。亮政以後の系は次の如し。

亮政（[illegible]政）─久政─長政─萬福丸
　　　　　　　　　　　　　├淀君
　　　　　　　　　　　　　├京極高次室
　　　　　　　　　　　　　└秀忠室
　　　　└高政この後幕府に仕へ五百石を賜ふ

淺井氏の居城は小谷山城にして、輿地志略に「是淺井亮政、久政、長政三代の城地なり、京極丸は山田下り方南にあり。此間に下野守久政隱居地あり。次に二の丸、次に本丸あり。淺井記に大嶽といへる處は今大築が嶽と云ふ是也。天正元年癸酉の年八月、織田信長淺井の小谷山の城を攻落す、長政父子自截す」と。淺井氏の重臣は淺井四翼とて、磯野丹波守員正、野村肥後守定元、大野木土佐守國定、三田村左衞門大夫秀俊の四人也。

淺井氏の家紋につきては日本紋章學に、「高野山持明院所藏の淺井長政の肖像には、三盛龜甲紋を居ゑ、各個いづれも、その彩色を異にせる如きは所謂ひやう紋を居ゑたるものとす。」とあり。

5　藤原姓、元重を祖とす。寛政系譜に二家を載す。家紋丸の內根篠に三日月、丸に笹文字、丸の內根篠九枚。

6　藤原姓小堀氏の族、政尹、小堀をあらためて淺井を稱し其子政栖がとき小堀に復すと云ふ。

7　宇多源氏、佐々木氏の族也。佐々木系圖に「經方─行定─行實─盛實─家實─基重─長家（淺井小四郎）─清長─泰長─家長─公宣」と見ゆ。寛政系譜佐々木支流淺井一家を載す。家紋九曜、引合釘拔。

8　尾張の淺井氏、中島郡に毛受城（毛受村）あり。尾陽雜記に「毛受村に淺井新八郎家老淺井玄蕃屋敷跡あり」と見え、同書の淺井系圖、又府志に玄蕃は新八郎が弟なるよし記せり、庶弟にて家老役をつとめし也と載せ、又尾張志苅安賀城條に「尾陽雜記に淺井新八郎居す、同長男田宮丸も居城すと見えて、新八郎田宮丸二代ありし也。然るに府志に淺井信濃守始めて之を築き、其子新八郎及田宮丸三代之に居すとあるは誤なり。信濃守新八郎同人にして田宮丸の父なれば、三代とはいひがたし」と云ひ、又「近江淺井亮政の子傳兵衞某殺害、其子新八郎政高仇を復し、苅安賀城主となる。その子田宮

丸信雄に仕ふ。天正十二年伊勢長島に死す」などあり。

9　三河の淺井氏、幡豆郡淺井村より起る、橘姓なりと稱す。田中伯耆守政弘より出づ。九代孫宗兼、西三河の淺井村にうつり、淺井六之助忠清と改む。寛政系圖三家を蔵す。六本骨ひらき扇、橘、右巴、六本骨扇、井筒、笹龍膽等を家紋とし、道忠を祖とす。

なほ二葉の松等に「碧海郡三輪村三輪城、淺井次兵衞道介の居城」櫻井村古屋敷淺井六之介」など見ゆ。

10　和泉の淺井氏、和泉郡南王子村に淺井氏あり。邸内に笠懸松ありて往時小栗判官の笠を懸、休憩せしを以つて此の名あり」と云。

11　河内の淺井氏、河内郡に淺井氏あり。物に見ゆ。

12　藝備の淺井氏、藝藩通志に「淺井綱家宅址新庄村にあり」と見ゆ。

13　田頁氏裔淺井氏、寛政系譜、藤原氏にして、もと田頁と稱すと云ふ。家紋抱柏、三柏。

14　飛鳥流　常陸の淺井氏は飛鳥郡貞成の孫淺井春澤の後と云ふ。アスカ條參照。

15　千葉氏族淺井氏、桓武平氏千葉輔胤の子胤益（淺井十六郎）と千葉系圖に見ゆ。

16　伊賀伊勢の淺井氏、伊勢神宮の舊神職に淺井氏あり。又三國地誌伊賀國予野堡「佐々木家臣淺井彌次郎據る」と。

17　其他、龜山松平藩、八幡青山藩、村上内藤藩、高遠内藤藩、村田内藤藩、佐倉堀田藩、對馬宗藩、高崎松平藩、市橋藩等の重臣に淺井氏あり、又堀尾山城守殿給帳に淺井氏見え、能登舊社家にも淺井氏あり。其他信濃、武藏、美濃、伊勢、志摩、吉備、安藝地方にも淺井氏多し。

以上擧げたる淺井氏家紋の外、二本杉三日月、杏葉菊、五七桐、五塔桐、九枚笹鶴丸、纐纈、纈、井桁、三頭左巴、劍花菱、花輪違、正字等を用ふるものあり。皆藤原氏と稱す。又加賀藩給帳に、千石淺井源右衞門、紋丸内井筒。六百五十石淺井和太夫、紋丸内違丁字、と見ゆ。

朝井　**アサヰ**　太平記卷三十三に朝井但馬將監胤信あり。

朝居　**アサヰ**

淺居　**アサヰ**　淺井氏に同じ

麻井　**アサヰ**

蕣井　**アサヰ**　丹波國氷上郡に淺井氏あり播磨より起る。

阿佐井　**アサヰ**　淺井氏と通じ用ふ。

淺石　**アサイシ**　陸奥國津輕郡淺瀬石村より起る。淸和源氏武田南部の氏族一戸氏より出づ。奥南深秘抄に「南部光行公の長男彦太郎行朝、始め大光寺遠江守養子になり、後淺石村に住居、淺石等云々これよりわかる」と。又津輕年代記に「天正の頃淺瀬石大和と云ふ人あり」など見ゆ。寛政系譜家紋丸の内割花菱。

淺井鳥　**アサヰドリ**　石見國の苗字。

淺井那　**アサヰナ**　太平記卷十五に淺井那三郎あり。アサヒナを見よ。

淺井名　**アサヰナ**　明德記中に三浦の和泉淺井名も是程にはよもあらじと覺えて云々等見ゆ。アサヒナを見よ。

朝印奈　**アサイナ**　アサヒナを見よ。

朝稲　**アサイネ**

阿相　**アサウ**

安藏　**アザウ**　因幡國宇倍神社の舊記に、「八上姫は知頭郡宮原に住み給ひ、其の親の名を安藏の長者と云へり」と見ゆ。

安相　**アサウ**　磐城國田村郡にあり。

麻生　**アサウ**　數流ありアサフを見よ。

淺宇田　**アサウダ**　東福寺文書、建長二年

阿佐孫三郎久恒あり。恒を以て諱とするときは大舍人氏たること疑ふべからず。今この地に淺野を稱するものあり。久恒の流と見えたり」と。

2　阿波の阿佐氏、祖谷の名族なり。故城記に「金丸城、阿佐紀伊守」とあるは此の族なるべし。祖谷の阿佐氏は平敎盛の後と稱す、卽ち「平敎盛の子國盛、屋島の戰に敗れ亡命して阿波國祖谷に入り阿佐の庄に移り住むを祖とす。今東祖谷村阿佐名阿佐幾太郎は國盛二十二代の後にして、同家に傳はる大小二流の赤旗は血痕斑々として、ありし日の名殘を示す」と。今其の略譜を記せば左の如し。略譜中定盛以前は代々越後守、或は紀伊守、肥前守と稱し、室町時代には一城主たりしなり。

平敎盛─國盛（阿佐庄・承久二年卒）─┬氏盛（建久二年卒）─┬盛晴─┬家盛─┬盛辰─盛實─盛次─盛充─┬盛量（土佐片地庄）
　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　│　　　│　　　└叢家（落合庄）　　　　├盛全（井内庄）
　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　│　　　├盛安（栗枝渡庄）　　　　　　└盛深─增盛─定盛─盛忠─盛經─盛勝─安盛─盛壽─幾太郎
　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　│　　　└貞盛（奥井庄）
　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　└忠國（窪庄）
　　　　　　　　　　　　　　　　　└盛之（大枝庄）

此の氏の家紋については徵古雜抄に「此阿佐氏は門脇敎盛卿の子孫なりとて家記、舊錄などくさぐ〵あり。旌旗ともに八島の合戰に所用なりと云傳ふ。其傳には赤旗なりと云へど、今は白地のよごれ古びたるもの丶やうなり。絹地はかの明朝製といふものに似て最古色あり。この八幡大菩薩の字體及び旗の三神號の字體ともに雅致いはん方なし。双蝶の繪形も今模しがたき味あり。」と見ゆ。

麻佐　アサ　マサ條を見よ。

淺井　アサヰ　近江國に淺井郡あり、又同國に淺井庄、及び尾張國に淺井庄あり、其の他諸國に淺井村尠からず、此の氏は此等の地名を負ひしなれば其の流甚だ多し。

1　淺井直、陽成紀に淺井直筑紫雄と云ふ人見ゆるのみ。

2　淺井宿禰、類聚符宣抄第十、及び姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。淺井直の宿禰姓を賜ひし者と思はる。

3　淺井氏、權記に近江筑摩長淺井當宗、又竹生嶋緣起に「自今已後湖中之靈島に住み此山の佛法を守り奉る可き也云云、大師時に白紙を捧げ、祭文を讀み、祭供を奉る。貞觀二年庚辰六月七日、慈覺大師、祖大師の遺誡に任せ、文殊樓院を建立す。時に丑寅方に鎭護す可きの由、辨才天誓約を契る。則弟子の僧眞靜を遣し神祉を改造せしむ。慈覺大師手づから神體を造立し、彼島に送り奉りて之を安置す、今の神殿是なり、同十三年淺井郡淺井盤稻壞運日屋食堂を建立す。同十四年同郡之老淺井廣志根、大弘願を發し湯の釜を鑄造して之を施入す。」と見えたり。何處まで史實なりやは詳かならざるも、淺井氏が既に大族たりし狀窺ふに難からず、後世の淺井氏此の裔のみ。

4　淺井侯、恐らく前項淺井直、淺井宿禰の後裔なるべし。されど後世或は藤原氏或は物部と云ふ。淺井系圖には「公綱（贈內府公雅子、後氏政と改む。）─重政─忠政─賢政─亮政」と見え、淺井三代記第二淺井備前守先祖の事の條には「淺井備前守亮政の先祖を相たづぬるに、兩說あり。先一說に、後花園院御宇嘉吉年中に三條大納言公綱卿（後に政氏と改）、勅勘を蒙り、左遷の身と成給ひ、佐々木京極中務少輔持淸にあづけさせ給ひ、則三條家の御知行所として江州淺井郡丁野村に蟄居したまふ。其時丁野村にて御子一人

出來させ給ひぬ、若君三才の時勅勘をゆるされ歸洛したまふ。政氏公都に歸りのぼりて程なく薨ず。母の心ひとつにて、都へ若君を供し奉り上るべき便りなくして十一才まで土民の中にてそだておくに若君母にむかひ、たづね給ふは、我父は何人ぞや、何方におはしまし候やと申給へば、母答へて申せしは、汝が父は洛陽三條大納言殿にてわたらせ給ふが、勅勘を蒙り此所へ來、汝三才の時歸洛ましまして、やがて御迎へ下さるべしと、かたく仰せ置かれけれども、程もなく薨じ給ふと申、父の御かたみなるぞとて、守り脇指さし出す。其後御年十四の春、京極持清鷹狩に出給ふを、此君聞て、馬のさきにひざまづき申さるゝは、某は丁野村の流人の子なり、供奉の御侍衆御名字を仰付られ、いかやうにも召し仕はれ下さるべき旨宣へば、持清聞たまひ若年の身として近比神妙なりとて、そばちかくよせ給ひ、貴殿の父は公家なり、某近習に召仕事もいかゞなり、名字の事は貴殿住したまふ郡は淺井なりければ、則其名をなのらせ給ふべし。合力には其里を遣はすべしとて、丁野村の內をぞ遣はさるける。去る程に丁野村の內、上米は京着、所の替作は京極の持分なり、それよりして淺井新次郎重政と名乘り、後には新左衛門尉とぞ申ける。

其子淺井新三郎忠政是も年たけ新左衛門尉とぞ申ける。其の御子三人有り。嫡子をば新次郎竪政、次男新七郎、是は三田村か家を次ぎ、三男新八郎是も大野木が養子と成る。嫡子新次郎竪政男子四人あり。其嫡子をば淺井新次郎（後には姓字を改め赤尾駿河守教政と申、太尾後卷の時箕浦河原にて討死）、次男淺井新三郎亮政（後備後守と改）、三男淺井新助（後に大和守政信と改）。備前守亮政に男子四人あり。嫡子は淺井新三郎高政（早世）次男新九郎久政（後に下野守久政と云）三男宮內少輔と申、四男は僧に成て智山和尙とぞ申ける。下野守久政の嫡男をば淺井新九郎（後備前守長政と申て）近代の武勇者なり。此の長政に男子一人萬福となづくるなり。長政の子ども衆の事、（此物語の末に委しく書入るべし。）又一說には敏達天皇守屋大臣より俊忠卿、其御子式部大輔藤原忠次卿初て武家に下り、淺井郡五ケ所を知行して、俊忠、俊政と來、此俊政より亮政迄廿七代と申なり。則ち其卷物も所持仕候へども不審御座候。いづれが本說にて御座あるべきも、いまだ考へ出さず候。されども淺井新左衛門忠政より淺井名字多く榮へ、又一門もこれ有りと申傳候。亮政武略を以て上坂の城を乘取までは、江侍の內にても數ならざる小身人なり。四代が間は蟄居し給ふとぞ聞えける」と見ゆ。

此等の說に對し、寬政系譜三河淺井氏條に「今の呈譜に『三條大納言公綱、後花園院御宇、嘉吉二年近江國に左遷せられ淺井郡丁野村に蟄居し、文安三年男子を設け、龜若丸と名付く、五年ゆるされて歸洛しいくほどなく卒す。これにより母子上洛せずして猶ほ丁野村にとゞまり、龜若丸成長の後、淺井新左衛門重政と稱し、佐々木近江守久朝に近侍し、明應五年、五十一にして死す。其子新左衛門忠政、其子新次郎賢政、其子肥前守利政と稱し、近江國を去て三河國額田郡にうつり住す云々』按ずるに尊卑分脉に三條大納言公綱文明三年八月十日暴に卒すといひ、公卿補任に、公綱文安三年正月廿九日參議に補し、兄實種の猶子となる。實

アサイ

アサイ

向守光秀は美濃國土岐郡明知と云ふ里に生まれ、昔は土岐の一門とかやいひしも貧しくなりはて下部の一人をも持ず、越前國などさすらへありき、思ひがけず信長に宮仕心に叶ひもて、江南志賀郡をしり、坂本といふ所に城構ありしが、天正六年の頃にや丹波へ越はだのなぞいへる國人を討亡し國の主となる、猶江南を知たり云々」と見えたり。土岐郡明智とはあやまりなり。

4 信濃、伊那郡、下條氏の家士に明智藤左衞門あり。

明知 アケチ 明智に同じ。

明月 アケヅキ (武の三六)

明戸 アケド 武藏大里郡に明戸村あり。

上場 アゲバ 河内國澁川郡の名族にして上場又三郎正欽、足利義尙の臣なりしが後大地村に歸り圓德寺を開くとか。

幄作 アケハリツクリ 職業的部民なり。令集解に「雜工戸云々、幄作十六戸、右三色人等、臨時役に召し品部と爲す。調を取り徭役を免ず」と見ゆ、幄は和名抄に「大張也」と見ゆ、幕をまとふて宮室に象るなり、此幄を作る品部を云ふ。

明平 アケヒラ

明間 アケマ

上松 アゲマツ ウヘマツ 内アゲマツは信濃國西筑摩郡上松より起る。木曾系圖に「義仲十一世孫豊方―家信(上松元祖)」と見え、猶ほ其兄「家方―家豊―義元―義康―義豊(上松三郎次郎)」と見ゆ。又馬場系圖に「義仲―義隆―義茂―基家―家仲―家教家道―家賴―家親―親豊―信道―豊方―家信伊豆守上松元祖」とあり。新撰美濃志に木曾玄蕃義德は義仲二十世の孫玄蕃助義辰の子也、沈淪して濃州土岐郡寺川戸村に住しが、天和元年死去し嗣絶たり、其弟上松義偶のみかすかにして住めりと、青栗園隨筆にいへり」と。遠江にも一族あり。ウヘマツは清和源氏小笠原流なり、ウヘマツを見よ。

明丸 アケマル

上ケ見 アゲミ 飛驒國の名族にして上ケ見城に據る。

明村 アケムラ

明山 アケヤマ アキヤマ 大和宇陀郡豪族也。戰國の終り、筒井氏國内を統一せし比宇陀郡に明山直國あり。姓は源氏にして宇陀郡明山の城主、知行二萬石なりしと云ふ。麾下の將に澤氏七千石、芳賀氏五千石ありと傳ふ。秋山條を見よ。

朱樂 アケラ 次の氏と同じかるべし。

明樂 アケラ 秀郷流の藤原氏にして下河邊行義の後也と云ふ。もと紀伊國住、寒川正長男正親の後なり。寬政系譜家紋黑餅に橫木瓜、六梅、丸内茗荷と見ゆ。

明浦 アケラ 伊勢にあり。前條明樂氏と同族か。

明和 アケワ

明若 アケワカ 下總小金本土寺過去帳に明若四郎見ゆ。

明渡 アケワタリ 紀伊國名草郡平岡村の名族也、もと駿河國駿東より來ると。寬仁の頃明渡又太郎大夫信虎あり。

安居 アゴ 安居の地名は各地にあれど此の氏は越前國足羽郡安居より起る。中世足羽庄内に安居保あり。又安居城は足羽七城の一にて、太平記に見ゆ。安居氏の事は桃花蘂葉に、安居保、足羽御厨別納也、安居修理亮之を請く、每年々貢六千五百疋云々と見ゆ。

英虞 アゴ 和名抄、志摩國に英虞郡阿呉あり。

安俣 アコ 和名抄、常陸國茨城郡に安俣鄕あり、永享七年鹿島宮有注文に宍戸莊安

子の郷地頭平内三郎と見ゆ。

安居院　アゴキン　尊卑分脈に「桓武天皇―葛原親王―高棟王―惟範―時望―直材―親信―行義―範國―經方―知信―信範―信基―親輔―時高―時仲―仲兼―仲高―行高―(安居院)行兼―行知―知輔―仲信―知俊」と見え、又但馬國太田文に、「美含郡地頭安居院左衞門督(◎督一字史本佑繼日二字)法印公文左(◎史右)衞門入道信道御家人」と見えたり。又康正二年造内裡引付に「五貫四百文、安居院殿、江州福光保段錢」とあり。

吾郷　アゴウ　石見。

赤尾津　アコヲツ　又赤宇津とも、赤津とも、赤穗津ともあり。羽後國由利郡赤尾津より起る。赤尾津とは龜田町の舊名也。赤尾津氏は由利十二黨の一にして龜田城(高館)に據る。傳説によれば、應仁元年鎌倉より十二人の武士を下し當郡の地頭となす。赤尾津孫九郎は其の一人にして龜田城に據る、其の子孫戰國の頃赤尾津左衞門あり、元龜三年前田又二郎に殺さる。其子に二郎あり、共に永慶軍記に見ゆ。慶長五年の役孫八郎異心ありて最上義光に殺され、其邑を沒收さる。

安子島　アコガシマ　岩代國安積郡安子島より起る。藤原南家工藤祐經の後なり。郎ち相生集に「安子島治部大輔祐高は工藤祐經が嫡子、伊藤大和守祐時が後胤、父右衞門大夫迄は二本松義國に隨從の身なりしが義國卒去、子息義繼、平石村にて討死ののちは、會津義廣の下知を重じ、無二の黒川方にて、安積、安達の殘らず政宗に下りしといへ共、祐高は義を金石に比して安子島の城に楯籠ると古館辨にみゆ。又安古島刑部大輔」とあり。笹川殿應永十一年の連署に阿古島藤原祐義見ゆ。

安古島　アコガシマ　前條氏に同じ。

阿漕　アコギ　伊勢國安濃郡に阿漕あり。阿古木草紙に平盛光の子次盛と云男あり、神宮御贄の禁を犯し、此に網引したる始末を記す。古き物語ならん」(地名辭書)。之を戯曲に演じ阿漕の平太と云ふ。

阿古志海部　アコシノアマベ　紀州海部の一なり。持統紀に紀伊國牟婁郡の人阿古志海部阿瀬麿等兄弟見ゆ。牟婁郡に海神社あり。

赤津　アコツ　羽後國由利郡赤津より起る。赤尾津に同じ、文書に赤尾殿ともあり、アコチツの條を見よ。

赤穗津　アコホヅ　赤尾津に同じ、アコチツ條を見よ。

阿呼彌　アコヤ　許我志に阿呼彌次郎義昭あり、藤岡宿の六所明神と戰ひ水を渡りて野木村に死す、野木神社これなりと。傳説中の人物に過ぎず。

旦　アサ　阿倍氏の族か、神龜三年山城出雲郷雲下里計帳に阿倍旦臣筑紫なる人見ゆ。

淺　アサ　石見國に此の氏あり。

朝　アサ

麻　アサ　和名抄長門國厚狹郡に厚狹鄕あり、アッサなれど後世麻とも云へり。此の氏は此の地より起りしならむ。博多日記に正慶二年「四月六日、長門國厚東、云々、麻、皆先帝の御方に參る」と見えたり。なほ讃岐國三原郡(三野郡)に麻村あり、諸家紋帳に麻氏あり、此の地より起りしかと(地理志料)。此の氏は此の地に據りし近藤氏の事かとも云ふ。

阿佐　アサ　阿波國美馬郡に阿佐名あり、又常陸國那珂郡に阿佐村あり、此の氏其等の地より起りしにて、左の二流あり。

1 常陸の阿佐氏、常陸國志に「那珂郡阿佐村より出づ。(今淺野臺と稱す、茨城郡に屬す)。吉田社文書建武元年十月の状に

譲字成、紋章輪内一鷹羽、薩州日置郡市來より大隅高山に移居」とあり。「初代治右衛門―二代仲右衛門―三代分左衛門―四代小兵衛―五代仲右衛門―六代成郷―七代成頁―八代成信―九代成厚―十代成美―十一代彌平次。初代治右衛門の父弓左衛門と稱へ慶長二丁酉年誕生と云」と見ゆ。

莫根 アクネ　寛元四年神崎太郎成兼英爾を賜ふ、これ莫根氏始祖なり。前條氏に同じ。

飽庭 アクバ　備中の名族なり、ミヤ條をみよ。太平記卷三十一に飽庭宮入道、同三十三に「備中の守護、飽庭」と見ゆ。

英比 アクヒ　和名抄、尾張國智多郡に英比郷あり。尾張志に英比莊を載す。

阿曲 アクマ　中興系圖に「清和、本國信州、兵庫助滿季十代、冠者宗實之を稱す」と見ゆ。

渥美 アクミ、アツミ　三河國渥美郡は和名抄に安久美と註す。アツミ條を見よ。

飽海 アクミ　和名抄、飛騨國荒城郡に餘見郷あり、安久美と註し、又高山寺本に飽見に作るを見れば、もと飽見郷たりしや想像するに難らず。同書又出羽國に飽海郡(安久美)並に飽海郷を收む。猶ほ三河國渥美郡に飽海神戸あり、此等より出でしなるべし。天平十二年六月紀に飽海古頁比なる人見ゆ。

安倉 アクラ　常陸國安倉村より起る。茨城郡か、山田時知の子安倉越中守盛知と稱す。其の子兵部少輔知房父子當地の地頭たりき。

飽浦 アクラ　備前兒島郡飽浦村より起る。佐々木氏の一族にして、佐々木系圖に「加地信實―時秀―胤時―胤泰(飽浦)」と見え、中興武家系圖に、「飽浦、宇多、胤時男、十郎左衛門尉胤泰、稱之」とあり。又太平記卷三十二に、「備前國住人。佐々木飽浦三郎左衛門尉信胤早馬を打て、去月二十三日小豆島に押渡り、義兵を擧る處に、國中の忠ある輩馳加て、逆徒少々打順へ、京都運送の舟路を差塞で候也。急ぎ近日大將御下向有べしとぞ告たりける。諸卿是を聞て、大將進發の道開て、天運機を得たる時至りぬと悅び給ふ事限なし。抑此信胤と申は去る建武亂の始に、細川卿律師定禪に與力して、備前備中の兩國を平げ、將軍の爲に忠功有しかば、武恩に飽て、恨を含むべき事も無かりしに、何により今俄に宮方に成ぞと、事の根元を尋ぬれば云々、」又。備前の兒島へ送り奉る。此には佐々木薩摩守信胤、梶原三郎去年より宮方に成りて、島の内には交る人もなし。されば大船數た汰へて、四月二十三日伊豫國今張浦に送者奉る」と、又卷三十八に、「備前の飽浦薩摩權守信胤宮方に成て、海上に押浮、小笠原美濃守相模守に同心して、渡海の路を差塞ぎける。」と見えたり。なほ鎌倉實記に琵琶法師傳を引きて、「阿波讚岐淡路在廳の中、飽浦三郎元信は淡路に居り平氏に背く」など見ゆ。

飽等 アクラ　萬葉集に見ゆる木の國飽等は紀伊國海部郡田倉ならんと云ふ。此の氏に關係あるか。

阿久良川 アクラガハ　桓武平氏なりと稱す。伊勢國三重郡阿倉川より起る、即ち神鳳抄に飽頁川御厨とある地也。勢州四家記に「平貞盛の末、館太郎貞治が後裔なり。天正元年四月、濱田家の侍二百騎率し阿倉川の城近まで來る、阿倉川の館彌三郎貞隆勇者なりしかば逃るを追事法過たり。薩摩守貞晴矢倉の上より之を見、彌三郎危し續けと下知す。案の如く菰野道の邊にて敵伏勢して彌三郎討死す、」と見ゆ。

惡靈 アクレウ

阿𥁕 アグロ 美作國東北條郡にあり、安𥁕和泉守久重臺山城に據る。アスミ條を見よ。美作に此の氏多し。

阿氣 アケ 和名抄、大隅國囎唹郡に阿氣あり、又羽後にも此の地名あり。

揚 アゲ 全讃志牟禮城條に「牟禮村にあり、今の揚小四郎の宅、其迹」と云ふ。

明嵐 アケアラシ

揚石 アゲイシ

明口 アケグチ 志摩に此の苗字あり。

明坂 アケサカ

擧田 アゲタ ソクタ 和名抄、丹波國氷上郡に擧田郷を載せ、宗久多と訓ずるも宗は安の誤なるべしと云ふ。

明智 アケチ 美濃國可兒郡明知村より起る。此の地中古石清水領明知庄のありし地なり。三河國賀茂郡に亘る。石清水別當宗清願文（建保五年）に「美濃國明知庄者、大塔領也」云々と見えたり。此の氏には清和源氏土岐氏族と木田氏族との二流ありしが如し。次を見よ。

1 土岐氏流 尊卑分脈に「源賴光七世孫土岐光行—光定—賴貞—賴基—賴重（明地彥九郎と號す）」と見ゆ。淺羽本土岐系圖これに同じ。これを明智氏の祖とす。但し一本土岐系圖には賴貞—賴淸—賴兼（明知二郎、下野入道と號し明智と號す）と見え、少しく趣を異にせり。新撰美濃志には、明知彥九郎賴重（從五位下民部少輔法名淨榮）は土岐系圖に土岐彈正少弼賴遠の弟土岐五郎賴基の子にて、濃州土岐郡明知鄉を領し、賴重始めて明知と號し、土岐明智と號すと見え、その子土岐明知十郎賴篤（幼名氏王丸）其子刑部少輔賴邦（應永年中の人なり）其子式部少輔賴秋、其子土岐明知十郎賴秀、其子左京亮賴弘（從四位下應仁文明頃の人也）其子土岐明知兵部少輔賴定（明應の頃の人）とするし、又土岐大膳大夫賴康の弟に明知下野守賴兼、其子明知十郎賴信といふ人をのせたり、みなこゝの人なるべし」と。次に、明智系圖には光定—賴定—賴基—賴重（此より土岐明智と號し濃州土岐郡之内明智鄉を領す。故に又一氏を分つて明智と稱す、乃ち臣家此處に構與する者也、將軍尊氏卿台筆を賜ふ）。—賴篤—國篤—賴秋—賴秀—賴弘—賴定—賴尙—賴典—光隆—光秀、家之紋、水色桔梗華、光秀弟信教（筒井順慶）と見ゆ。されど光秀の系は次の如しとも云ふ。

賴光—（玄孫）光信（土岐判官）—（玄孫）光行（土岐出羽守）—光定（土岐隱岐守）—賴貞（土岐右衛門藏人）—賴基（土岐九郎）—賴高（明智下野守）—（七代）光繼（明智十兵衛）—

- 光綱 明智下野守
  - 光秀 明智日向守
    - 女 織田信澄妻
    - 女 細川忠興妻
    - 光慶 明智十兵衛
    - 十治郎
    - 自然
    - 乙壽丸
  - 光俊 同 左馬助
- 光康 同兵庫介
  - 光春 同彈平次
  - 光忠 同 次郎
- 光廉 同十平次

2 木田氏流 尊卑分脈に經基—滿政四世孫木田重長（住美乃）—重國—重知—重用—重光—光行（明智太郎）—光元—光高と見ゆ。

3 明智氏は太平記二十五に明智兵庫助、同三十四に土岐明智下野入道、文安年中御番帳（永祿六年の諸役人付）足輕衆明智長享元年常德院江洲動座在陣着到に土岐明智兵庫助、同左馬助政宣を載せ、下つて明智日向守光秀の事は豐鑑に「明智日

氏なりきと傳ふ。南北朝時代芥河右馬允ありて太平記卷三十八等に見ゆ。其の子孫散じて備後駿河に徙るものありて、寬政系譜三家を載す、家紋抱魚鵬。應仁記二に芥川氏見ゆ。

2　淸和源氏小笠原三好氏流　室町時代三好之長、其子孫次郎長光を芥川城に置き芥川氏を冐さしむ、三好系圖には「之長(長輝)次子長則、彥次郎號芥川」と見え又「長光長則共に父長輝と永正十七年五月十三日洛陽安達宅に於いて生害」とあり。この事は南海治亂記に「永正五年に三好筑前守長輝と大內介義興と戰ひ、京都百萬遍寺に於いて長輝及び三男長光、五男芥川長則と同じく自殺す」と載せ、また細川兩家記に「芥川次郎(長光)同弟の孫四郎(長則)とある」ものに當る。然らば長光、長則、共に芥川と云ひしか。長光の子を孫十郎と云ふ、細川兩家記に芥川孫十郎と載す、三好方一味にして長慶の妹聟也。天文二十一年四月孫十郎、長慶に叛す、同二十二年八月九日芥川城長慶の陷る所となる。同二十五日、長慶城に入る、これより當城三好氏の本據となれり。

3　藤原姓　かくの如く攝津芥川氏は最初平氏にして、後阿波三好氏、これを繼ぎしなれば、源姓となりし譯なるに、阿波故城記には「那東郡分、芥川殿、藤原氏、シタノ丸」と見ゆ。同異を詳かにせず。

4　藝備の芥川氏　藝藩通志廣島塚本町芥河屋條に「先祖孫右衞門寄白は芥河盛林が孫なり。其先は攝津芥川の人にて中川原八郞左衞門資繼が裔なり、盛林始て此國に來て武田氏に屬す、武田滅後寄家は、商賈となりて本府に住す、宅地を賜りて世々廣瀨組大年寄たり、今の久五兵衞まで八代、家に福島正則の手牘、又同氏より所與の吉宗の刀を藏す。町內桃平くら二家は寄白が孫より分れて共に同族なり本支みな酒戶なり」と見ゆ。

5　甲賀芥川　近江甲賀五十三家中北山九家の一にして藤原姓と云ふ、一說に大野とあり。

6　羽後の芥川氏　由利十二頭の一、小介川氏を云ふ。矢嶋十二頭記小介川を芥川に作り、矢嶋五郞滿安の長臣に芥川攝津守あり。

7　其他笠間牧野藩の重臣に芥川氏あり、又鯖江家臣にも見ゆ。

芥河　アクタガハ　芥川に同じ。

芥見　アクタミ　和名抄、美濃國各務郡に芥見鄕あり、又東鑑寬元三年條に芥見庄、康正二年造內裏引付に、「二貫文、屋代源藏人殿、濃州芥見庄段錢」と見ゆ。

安口　アクチ

阿久津　アクツ　又安久津、或は圷の字を用ふ。下野國鹽谷郡阿久津村、常陸國茨城郡(那珂郡)常葉村の圷、磐城國田村郡阿久津等より起る、從つて數流あり。

1　大掾氏流　常陸國の阿久津より起る。桓武平氏常陸大掾氏の族にして、大掾傳記に「大掾氏の族石川次郞家幹の四男石川四郞國幹は、常葉、上阿久津、下阿久津、神生、安下の先祖なり」と見ゆ。

2　田村氏流　磐城の安久津より起る。仙道表鑑に「田村月齋顯氏が六郞は安久津右京亮顯義なり」と見ゆ。卽ち坂上氏の後裔なり。磐城田村郡今も阿久津氏あり猶ほ一流あり、安久津條を見よ。又新編會津風土記に井桁村鹿島神社の神職阿久津和泉を載す。

3　丹治氏流　下野國阿久津より起る。中興系圖に、「丹治、本國下野、阿保修理允師國男、新六郞行高、之を稱す」と見ゆ。

4　在原氏流、また在原氏流と云ふものあり、行安を祖とす。

5　秀郷流藤原氏　關東幕注文に據れば相生衆の一人阿久津對馬は紋章として丸內三洲濱を用ひたりと云ふ(日本紋章學)大田原藩に此の氏あり。

安久津　**アクツ**　前條氏に同じ。磐城國田村郡の安久津氏は田村氏より出づる事上に云へり。其の外、歌丸又七某より出づと云ふ者あり、奥州伊達郡安久津城より起ると。

圷　**アクツ**　前二條氏に同じ。

阿久刀　**アクト**　延喜式攝津國嶋上郡に阿久刀神社を收む。芥川村附近に鎭座せられしならむ。古事記に阿久斗比賣あり、此の地と緣故あるか。此氏恐らく阿久津と同じかるべし。

阿久刀川　**アクトカハ**　芥川氏に同じ。

飽富　**アクトミ**　オホ、オブを見よ。

飽波　**アクナミ**　和名抄、大和國平群郡に飽波鄕あり、阿久奈義と註す。此の氏は此の地より起りしなるべし。中世、飽波莊あり。又駿河國益頭郡にも飽波鄕ありて「阿久奈美。有上下」と註す。此の氏によれる地名か。歸化族にして其の長を飽波村主と云ふ。

1　飽波村主、大和の漢氏の族也。坂上系圖に見ゆ、阿智王に隨來りし漢人の長なり。蓋後述飽波漢人の長にて平群郡飽浪鄕其本貫なるべし。

2　近江の飽波氏　倭漢氏の族、寶龜二年三月十七日の凡海連豊成經師貢進文に飽波飯成(近江國犬上郡野波鄕戸主飽波男成戸口)と見ゆ、飽波漢人の裔なるべし。

飽波漢人　**アクナミノアヤヒト**　倭漢氏の族なり。養老六年三月紀に近江國飽波漢人伊太須なる人見ゆ。大和國平群郡飽波鄕の地名を負ひ、後近江に移住せしか。

阿久根　**アクネ**　薩摩國出水郡阿久根鄕より起る。平姓と稱す。次の英禰氏に同じ。次の條に詳說せむ。

英禰　**アクネ**　前述の如く薩州阿久根より起る。「源賴光の臣四天王の一人、平貞道、碓井荒太郎より八世の孫神崎太郎成兼は、寬元四丙午拾二月鎌倉殿の命により富岡英禰に下向し、始めて英禰を領す、因て氏を英禰に改む」と云ふ。薩隅日地理纂考、英禰城條に、「寬元四年十二月鎌倉の命に依て神崎太郎成兼當國に下り始て英禰を領す。因て氏を英禰と改む。始め賀喜ケ城を治所とし、後當城に徙る。成兼は平貞道より八世なり、成兼より、二代成秀、三代成光、四代成綱、五代成友、六代成忠、七代成重八代成時、九代貞忠、十代貞守まで家譜に見えたり。又其庶子を遠矢次郎太郎成長といへり、足利尊氏に從ひ屢々軍功あり、二代貞勝、三代伊成、四代貞成、五代成政、六代成澄までにて以下系圖詳ならず、後薩摩家に屬して數代承襲せしを、漸々勢衰へ天文年中島津義虎家臣有馬伊豫純秀(純一作澄)代りて城主たり」と見え、また新城「永祿年中、英禰播磨平貞正居城なり、貞正は當鄕の永祿六年の舊記錄に、當地頭阿久根播州云々とあり」と。

英禰系圖には平貞道八世の孫成兼、神崎太郎と稱す、建久中、(又寬元四年十二月四日とも云ふ)。英禰院所司に補せられ、因りて英禰氏と稱す」と見え、建保五年文書に英禰郡司兵衞尉友成、阿久根諏訪社文安二年古鏡の銘に、願主平貞末、同長祿二年の銘に兼次、又天滿宮天文二十三年梁牌に、地頭平貞正、山下蓮華寺文書に地頭阿久根播磨守平貞正等あり。貞正は薩州家の臣にして阿久根新城に據る。

次に大隅の阿久根略系圖には「此阿久根氏は平姓なれど其の出自分明ならず。家名乘

守政長の家臣に秋山三郎あり。

10 安藝の秋山氏　安藝郡溫泉村に土豪秋山又四郎あり、その裔廣島に移り、錢屋と稱す、家に毛利氏の古文書を藏す。安西軍策に秋山美濃守見ゆ。

11 備後の秋山氏　甲奴郡稻草村に秋山氏あり、藝藩通志に「先祖福禮木大夫、天安年間の人なりといふ。今は秋山を氏とす、世々當村の祠官なり。家に天安文明の古文書を藏す」と。

12 美作の秋山氏　秋山右近、秋山十右衞門など物に見ゆ。備前にも秋山氏あり。

13 丹波の秋山氏　丹波志氷上郡條に「秋山修理太夫、子孫長谷村西長谷、高尾の城主也」と。又秋山氏「先祖は他國の城主大身なりと云、氷上へ浪人にて來、高見城の客分にて住、秋山稻荷三郎、同稻荷次郎、同稻荷太郎兄弟三人、云々」、其の他秋山刑部大夫と云ふ人も見ゆ。

14 伊豆の堀越御所の家老に秋山藏人あり相州兵亂記に「堀越の御所云々、彼御所の侍に外山豐前守、秋山新藏人と云へる忠功の士あり」と見ゆ。

15 應永廿四年閏五月の小山文書に秋山十郎見ゆ、禪秀家人なり。

16 岩城古代記に「岩が崎家の始祖海東太郎成衡の三男三郎隆久以來、隆綱まで九代、三千五百貫文を領したり、應永十七年、秋山云々等の一族岩城親隆と一味して、まづ荒川を攻落し、岩崎に押寄す、隆綱十八歲にて討死」と見ゆ。

17 岩代の秋山氏　新編會津風土記耶麻郡中目村條に「館迹、秋山右近居たり」と云ひ、又秋山俊元、秋山玄蕃勝直等を載す。

18 其の他、大垣戶田藩の重臣に秋山氏あり、又三河、尾張、美濃、越後長岡藩、安房、因幡、磐城等に此の氏あり。又伊豆安久村に秋山文藏章世に聞ゆ。

穐山　アキヤマ

秋吉　アキヨシ　和田氏所藏文書に室町院領尾張國秋吉御園（莊園目錄）あれど此の氏は長門國美禰郡秋吉村より起りしにて、それとは關係なきが如し。博多日記に正慶二年四月六日「長門國厚東、秋吉云々皆先帝の御方に參ず」と見ゆ、以つて名族なりしを察すべし。

又豐前國上毛郡に秋吉氏あり、永享應仁頃秋吉久年、元龜天正頃秋吉佐介一方の雄たり。（豐前二八七、三一六）。

秋寄　アキヨリ

科良　アキラ

明木　アキラギ　長門國阿武郡明木村より起りしか。

畔切　アキリ　和名抄上野國群馬郡に畔切鄕あり、安岐利と註す。

秋和　アキワ

安久　アク

阿久　アク　豐薩軍記に薩州の船奉行阿久大炊見ゆ。

惡　アク　叔父を殺したる人には惡字を冠す、惡左府、惡源太、惡七兵衞、東鑑に惡別當家重あり。

阿宮　アグ　出雲國簸川郡出雲郡に阿宮村あり、延喜式所載阿吾神社の所在地なり。又同國に安來庄あり。

安郡　アグ　美濃國郡上郡に安郡鄕あり、寬知集安具村と見ゆ。又郡上郡郡上鄕はアグノカミと訓むべしとの說あり。

日外　アグイ　淡路の名族なり。後花園院の御子日外親王、故ありて此國に來る、其子內藏助中田城主の養子となりて其家を繼ぐ。其子の代天正の頃城陷ると傳ふ。

阿久井　アクヰ

安久井　アクヰ　梅松論に安久井入道見

ゆ。

阿久澤　アクサハ　或は愛久澤、或は芥澤に作る。上野、大隅、加賀等の數流あれど上州の阿久澤、その根源なるが如し。上州阿久澤氏は桐生七騎の一にして關東古戰錄に上野深澤城主阿久澤能登守、また新田正傳或問に「永祿二年新田成繁、黒川山中を攻む、元龜三年新田より深澤の城主阿久澤能登守を攻められ深澤終に落城す」など見ゆ。この能登守を新田老談記に愛久澤能登守、また名跡考、國志等芥澤氏に作る。この氏の出自については種々の說あり。

1　三善氏流　上野阿久澤氏は、三善清行八代孫倫重九世孫倫氏の子倫善より出づと云ふ。

2　藤原九條族　大隅阿久澤氏は、家傳に「九條師輔の三男師高、愛久澤に住居して愛久澤判官と云ふ、末孫直定上野國深澤城に住し、阿久澤に改む」と云ふ、信ずべからず、家紋三洲山。

3　清和源氏桃井氏族　先祖加賀の愛久澤に住すと云ひ、後愛久澤を阿久澤に改む、と云ふ、愛久澤を見よ。寬政系圖二家を載す、行次を祖とす。家紋二引兩、須山(洲濱)五七桐。

4　在原流　中興武家系圖には、「在原姓、本國豐後」とあり。

5　安倍氏裔　上野國志の說なり。芥澤條を見よ。

愛久澤　アクサハ　阿久澤に同じ。新田老談記に勢多郡神梅の鄕士愛久澤能登守を載せたり。寬政系譜桃井氏流阿久澤氏條に「寬政系圖に家傳にいはく先祖は桃井の庶流にして、加賀國津々井里愛久澤の邑に住せしより地名を以つて家號とすと云ふ」と載せ、又九條家裔と云ふ阿久澤氏も、もと愛久澤と云ひし事旣に云へり。香宗我部記錄に愛久澤元左衞門、彌七郞等見えたり。

芥澤　アクサハ　阿久澤に同じ。上野國志勢多郡深澤故壘條に「芥澤氏居る、黒川山中の芥澤、松島氏は奧州安倍の裔也と云、天喜五年賴義宗任が一族を連れて上洛の時從類七百人餘、跡をしたひ上りしが大勢は都に憚ありとし、此山中に置かれしと云ふ」と載せたり。信じ難し。天文の頃芥澤能登助盛入道道伴あり、桐生七騎の一也。

阿子島　アクガシマ　アコガシマを見よ。

飽田　アクタ　アキタ條を見よ。

芥　アクタ　江州甲賀の廿一家の一(鵜飼、芥)(望月、服部)(内貴)と共に庄内三家中の一也。

芥田　アクタ　二流あり。

1　筑前の芥田氏　飽田史の後裔なるべし。筑前の名族にして、井樓纂聞に芥田惡六兵衞あり、秋月氏の幕下にして益富城を守る。

2　播磨の芥田氏　源義家四世の孫得川四郞義秀―世良田彌四郞賴氏―世良田二郞敎氏(新田義貞に仕ふ)―宗氏―家久(始めて芥田と稱し小寺職隆に仕ふ、野里城主たり、天正二年別所職治を破る、後職高の子黒田孝高に仕ふ、晩年印南大村鑄物師を改易して其職を奪ふ)―宗貞(五郞右衞門、姬路築城、征韓役に軍器鑄造に功あり)―充商(薩摩少掾京都大佛洪鐘鑄造す)―宗喬―宗亘―宗顯―宗卿、宗芳弟宗功―宗安(家業を廢し、野里村大歲神社神官となる)―宗吉(五郞)、此家に仁安二年の藏人所牒を傳ふ。

芥川　アクタガハ　攝津國嶋上郡芥川村より起る。同地芥川城は南朝の士芥川右馬介の築きしものなりと云ふ。後三好長則此の氏を冒し、又出羽に一派の芥川氏ありて三流に分る。

1　桓武平氏流　攝津芥川氏は最初桓武平

4 其の他秋元氏には横須賀藩の重臣、並に鯖江藩、津山藩等にあり、又現今磐城國、信濃國等に存す。

秋本 アキモト　前述秋本氏と通じ用ふるものと、異流のものとあり。

1 鎌倉大草紙に上杉方秋本を載せ、又深谷記に、四天王として秋本上總守を載せたるは前述武總の秋元氏に同じ。

2 次に秀鄕流藤原氏と云ふものあり、家紋源氏車。

3 文安年中御番帳に足輕衆秋本兵衛尉、京極殿給帳に秋本助之丞、又周防に此の氏あり。

秋森 アキモリ

秋屋 アキヤ　常陸國鹿嶋神宮物忌の家を云ふ。神野村は物忌被管の神民が居住せし地なり、即ち鹿島卷に「御物忌事、常陸國秋屋里と云所に此物忌になる氏あり、此氏を或は大中臣と云、又中臣とも申、國人は秋屋氏と申なり」と載せたり。又會津に秋屋氏あり、天正中三浦盛國が家臣に秋屋平右衛門等物に見ゆ。

秋谷 アキヤ　相模國三浦郡秋谷村より起りしなるべし。武相兩國に此の氏あり。

我喜屋 アキヤ　秋谷氏に同じきか。

秋宅 アキヤケ　尼子十勇士の一人に秋宅庵之助あり、因幡志に「日野五郎之房は秋宅庵之助と同人なり」との一説を擧ぐ。

秋山 アキヤマ　秋山なる村名は大和國宇陀郡秋山村を始めとして諸國に多く、それ等の地より數流の秋山氏を起せり。

1 大和の秋山氏　宇陀郡神戸村の秋山城に據りし名族也。傳説によれば春山の霞男(カスミヲトコ)と共に出石大神の御娘伊豆志處女(イヅシヲトメ)を得むとせし秋山之下氷壯夫(シタヒヲトコ)の後裔なりとも、又次に述ぶる甲斐源氏秋山光朝の子孫とも云ふ。兎に角、應永十二年宇多郡奉行引付に「當郡事諸莊々、大都澤秋山兩人に押領せらる」とあるなれば、此地の古き豪族なるや明白なりとす。其後北畠氏の幕下となり、澤、芳野と共に宇陀の三將と云はる。筒井時代には秋山右近直國、筒井順昭の姪婿となり二萬五千石に、七千石の澤氏、五千石の芳野氏を從へて、合計三萬二千石の領主たりしとなり。後大阪陣起るや大野主馬に應じて大阪城に入る。鄕士記に秋山宗丹、同右近直國、同遠江守、同次郎等見ゆ。家紋は楓の葉にて武田支流の秋山氏とは趣を異にす。これ秋山の下氷壯男なる傳説より起りし紋章なるべし。勢州四家記に秋山右近大夫、また秋山家謀叛などあるも此の秋山氏なりとす。

2 清和源氏加賀美氏流、甲斐國巨摩郡秋山村より起る。平治物語に甲斐源氏として秋山氏を載せたり。清和源氏武田氏の一族加賀美遠光の後にして、其の長男加賀美太郎秋山村に據りて秋山氏を稱す、弟に光經あり。即ち尊卑分脉に

遠光(加賀美二郎)—光朝(秋山太郎)
- 光定(小太郎)—時忠(三郎)—時光(三郎太郎)—光氏(彥二郎)—氏時(二郎五郎)—光時(二郎太郎)
- 經明(修理亮)—朝長(彌三郎)—時朝—朝盛

と見ゆ。小笠原系圖、南部系圖、秋山系圖、皆遠光の子光朝、秋山太郎とあり。即ち甲斐、信濃源氏綱要に、

小笠原遠光—秋山光朝(號秋山太郎、遠光一男、治承之比、平氏に屬し京都候す、飛驒守)
- 光忠(小太郎、本名光定)—時忠(三郎)
  - 光時(小太郎)
  - 光政(太郎)
  - 實定(七郎)
- 光季(二郎)
  - 光家(彌二郎)
  - 光高(三郎)
  - 朝忠(彌三郎)
  - 頁朝(信)
- 經朝(三郎、修理亮)
  - 朝長(彌三郎)
  - 時朝(二郎)—朝盛(彌二郎)
- 長信(四郎)

—時光（三郎太郎）—光氏（彦三郎）—氏時（五郎三郎）—光時（二郎太郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—信時（餘一）

戰國時代活動せし**秋山氏**は光季の後なり。今秋山系圖並に甲斐國志により、略系を示せば、光朝—光定其弟光季—光家—時光—時綱—光信—光時（孫四郎）—光政（新藏人）此の人園大暦太平記に出づ。—光其弟光房—光建—光盛—光方—光季—爲光—光利—信利—信房—光任（新左衞門）—信任—伯耆守信友（此の人初め高遠城、次に飯田城、後岩邑城にあり、天正三年織田氏に攻められ殺さる。男子なし、金丸虎義の三男を嗣とす、左衞門佐昌詮これ也。次いで弟源三親久嗣ぎしが。天正十年田野に殉死す。其他一族多し。

秋山氏は承久記三にあきやま太郎、次に太平記卷二十六に秋山彌次郎、卷二十四に秋山新藏人、卷二十七に秋山新藏人朝政、卷二十九に「淸和源氏の後裔に、秋山新藏人光政」と見ゆ。また見聞諸家紋に

秋山

甲斐國志巨摩郡中野城に、「遙に西山の中腹に懸り、東面の懸崖數十丈名けて大缺と云ふ。中野村、秋山村は山足三四拾町に在り、川上、湯澤、塚原等の入會場なり。傳へ云ふ新羅五郎種久なる者の築く所にして秋山太郎光朝要害の城墟なりと。壘三重にして二ノ郭三ノ郭巍然たり南は山勢陵夷にして郭基廣く曲城等あり。」と見ゆ。寛政系圖此の流秋山氏四家を載す、家紋三階菱、堅花菱、九枚篠。

3　雨宮流　前氏と同族はじめ雨宮を稱し後秋山に改む、正次より起る。寛政系圖三家を載す、家紋丸に三階菱、梶の葉。

4　なほ寛政系譜秋山氏五家を載す。家紋丸に松皮菱、丸に野菊。

5　足利一色流　一色詮範の二男範貞曾孫藤次、武田家に仕へ、一族の家號をゆるされ秋山を稱す（寛政系圖）と云ふ。

6　安井氏流　尊卑分脈に安井四郎清隆の子隆義（秋山四郎太郎）とあり。

以上何れも甲斐發祥なるが、今も甲州に秋山の名族多し。甲斐國志に甲府町年寄秋山喜左衞門等を載せたり。

アキヤマ

7　武藏の秋山氏　武藏足立郡秋山氏正平七年文書に秋山次郎見え、花俣鄕を領せり。又武藏大里郡にも、秋山氏あり、城和泉守の家人なり。又武藏橘樹郡にも、同じく多摩郡御嶽村御嶽社社職中にも、埼玉郡にも秋山氏の名家あり。

8　下總の秋山氏　小金本土寺の過去帳に「秋山大炊助妙秋、寛正六乙酉二月、誅せらる、秋山七郎妙山、妙秋と兄弟」と見ゆ。

9　讃岐の秋山氏　讃岐國に名族秋山氏あり、全讃史、西讃府志等に見えたり、甲州秋山氏の族なりと稱す。卽ち秋山系圖に、秋山太郎光朝の二男左兵衞尉光季、弘安元年甲斐國靑嶋より當國に來り、高瀨、葛原、柞原、飯田、坂本、前田、鴨部等の諸鄕を領せり。光季の三男彌三郎朝忠、その子孫二郎泰忠、一寺を那珂郡田村に建つと、又古城記に秋山土佐守泰忠は甲斐國の人、明應二癸丑年當國に來り、田村城に據ると云ふ。前後時代の合はざるは怪しむべし。法華寺にては正應中甲斐人秋山泰忠此の地を領し、本寺を剏むと云ふ。猶ほ全讃史增補、小野村小野城、秋山文左衞門居ると、又羽床伊豆

アキヤマ

秋濱　アキハマ　二流あり。

秋原　アキハラ

1　秋原朝臣、我孫氏裔なり。承和三年十一月紀に「河内國の人、故從七位下我孫公諸成、敬位、同姓阿比古道成等、姓を秋原朝臣と賜ふ」と見ゆ。毛野氏の族にて豊城入彦命の後なるべし。

2　秋原氏、尊卑分脉に「土岐太郎國衡―國村―國氏―國實(號秋原)」と見え、又中興系圖に「清和土岐分流、孫次郎國實之れを稱す」とあり。土岐系圖には國實號萩原とありて秋原氏なし。

秋久　アキヒサ　美作國に此の氏あり。東作志に日上村庄屋に秋久氏見ゆ。

秋秀　アキヒデ　アサヒデ　和名抄飛驒國益田郡に秋秀郷ありて、阿佐比天と註し、高山寺本には阿支比豆と訓ず。大同類聚方に阿佐比傳藥、飛驒國益田郡人、秋秀の霧陰の家方なりと見ゆ。

秋廣　アキヒロ

秋部　アキベ　秋部造あり。

秋穗　アキホ　周防國に秋穗二島庄あり、仁和寺文書、島田文書等に見ゆ。

飽間　アキマ　上野國碓氷郡に飽馬郷あり和名抄安支末と註す。名跡志に又秋間、飽間に作る、此の氏は此の地より起りし也。東鑑に飽間太郎、太平記に飽間九郎左衞門尉光泰あり、この地の人か。此の氏凡そ次の三流なり。

1　武藏入間郡久米村將軍澤元弘三年の碑に、飽間齋藤三郎、同孫七、同孫三郎等を載せたり、新田義貞に從ひて戰死したる人なれば、則ち此の附近の人にして齋藤氏の一族なりしを知るべし。

2　赤松流、村上源氏赤松流にも此の氏あり、即ち小林系圖に「赤松茂則―五郎圓光(則村の弟)―光泰。飽間九郎左衞門」と見ゆ。卽ち太平記所載飽間光泰これなり。後秋間と云ふ、次を見よ。

3　吉良治部大輔治家・嘗つて上州飽間を領す。此氏中に治家の後と云ふ者あり。

秋間　アキマ　飽間と通じ用ふ。

1　寬政系譜秋間氏を村上源氏に收め、先祖飽間と書したりと云へば、前述赤松流飽間氏なる事明白なり、家紋丸に桔梗、琴柱二。

2　太平記卷三十二に「四國勢の中に秋間兵庫助兄弟三人」と見ゆ。

飽馬　アキマ　上州碓氷郡に飽馬郷ある事前述せり、又國帳當郡に從三位飽馬明神あり、飽馬氏は飽間に同じ。

秋丸　アキマル　薩隅の名族なり。大隅國正八幡宮(今の鹿兒島神社)の正宮祝部秋丸源五右衞門、三國神社傳記等に見ゆ。

秋光　アキミツ

1　近江佐々木氏の族也。藝藩通志安藝國豊田郡別迫村秋光氏條に「其先秋光時義もと京師の人、本氏は佐々木家なり。應永四年佛通寺開山愚中に從ひて此に來る小早川春平これに俸祿を與へて佛通寺知事たらしめ、隆景の時まで、九代の間祿せらる、第七世定信、佐々木に復す」とあり。

2　小早川流、桓武平氏小早川系圖に土肥實平三世小早川景行―茂平―秋光忠茂と見えたるより出づ。

秋水　アキミヅ

秋元　アキモト　上州館林秋元侯は上總國周淮郡(君津郡)秋元莊より發祥せしなれど、其他奧州、並に關西にも秋元氏あり、又秋本氏もあり。此の氏は古き氏にて東鑑三十二既に秋元左衞門次郎、同四十に秋元左衞門入道を載せたり。

1　武總の秋元氏、此の氏は寬政呈譜に據れば、「宇都宮賴綱の子泰業、嘉祿年中周淮郡秋元庄を領せしより秋元を稱すと云

へり。されど宇都宮頼綱は尊卑分脉によれば道兼七世孫なり、其子四人を傳ふれども泰業の名見えず、殊に藩翰譜に秋元氏世々の牌位を傳ふる天南寺にては源氏なりと申す」とあり、寛政系圖又疑ひて元景以前を記さず。かく其の出自に疑ひあれど、中世上總國周淮郡秋元庄に據り里見氏繁榮の頃は之に屬して、周東、周西の二郡皆其指揮を仰ぎければ、全郡を擧げて秋元庄と稱したる程なりき。其の舊城は小絲城にして、町村志に「里傳に永正五年戊辰三月、里見義豊、其臣秋元兵部少輔義正をして此に城き、青鬼城と稱し之に居らしめ、其領地を秋元莊と稱す、元龜中其子義久の時陷る」とあり。又この秋元氏の族近古移りて武藏深谷の上杉氏の家宰と爲るものあり、新編武藏風土記榛澤郡深谷城條に「本丸の北は則北曲輪の内最北よりたる邊を秋元越中守曲輪と唱ふ。こは上杉の家人秋元越中守長朝居りし所なれば呼名とすといへり」と述べ、又上野豪村秋元陣屋條に「村の中程にて小高き所にあり。此所を字して金燈籠と呼ぶ。秋元越中守長朝が陣中にて寛永十年長朝甲斐國谷村へ遷りし後廢せしと云傳ふ。今大抵林となれど、土居構堀の跡は猶存せり。家譜に據れば越中守景朝天正十五年十一月十二日武州深谷にて死去、其子長朝天文十五年深谷にて生れ、寛永五年八月二十九日卒す。其子越中守泰朝天正八年深谷に生ると見ゆ。此地もとより深谷庄に屬する時は長朝當所にて出生せしこと知るべし」と見えたり。鎌倉大草子に秋元あり、この秋元氏に外ならず。小金本土寺の過去帳に「秋元兵庫、文明四年壬辰九月」と見ゆ。こは上總の秋元氏なるべし。

元景の後は寛政系譜に、元景―長朝(家康に仕ふ上野國總社一萬石)―但馬守泰朝(甲斐都内谷村一萬八千石)―

- 富朝(越中守)―喬知(但馬守)(武藏川越六萬石)―喬房―
  - 喬求―
    - 涼朝(攝津守)(出羽山形六萬石)―永朝
    - 達朝
- 忠朝(四千石)―
  - 時朝(四千石)
  - 成朝

と見え、秋元祖先以來の系は秋元家譜に泰業―頼業―業義―時業―泰業―貞朝―泰朝―師朝―元朝―國朝―春朝―兼朝―政朝―景朝(元景)―長朝(家康に仕ふ)―但馬守泰朝(甲州谷村)―越中守富朝―但馬守喬知―伊賀守(但馬守)喬房―越中守喬求―但馬守涼朝―但馬守永朝―但馬守久朝―但馬守志朝(上野館林)―禮朝―與朝(上野館林六萬石)現今子爵、家紋瓜、源氏車。

2 其の外武藏荏原郡、埼玉郡、橘樹郡等に秋元氏あり、橘樹郡末長村の秋元氏は武藏風土記傳に「梅原氏、菅原姓」とあり。

3 鹿角の秋元氏、陸中國鹿角四姓の一にして屈指の名族なり。津輕郡中名字に「鹿角三百町、國侍は奈良、成田、安倍、秋元也。秋元は高瀬、長内、小猿邊の三个所に分る、公任卿の末孫也」と載せ、又鹿角由來記に「鹿角郡三百町へ京侍安保、秋元、成田、奈良の四家の人々降り、四十二人の伴類ありて村々を領知しけり、其の氏神總社は花輪の稻荷明神にて四十二體の明神なり」と見ゆ。この後裔秋田米内澤城の肝煎となるものあり。又德川時代山形藩の用人に此の氏あり。思ふに秋元侯が宇都宮流とせしは此の秋元氏と總州の秋元氏とを混同せしものなるべし。

秋友　アキトモ　安西軍策に、秋友式部少輔を載せたり。

秋虎　アキトラ

阿藝那　アギナ　阿支奈とも、阿祇奈とも阿藝那とも記す。武内宿禰の後裔・葛城氏の一族にして、臣姓と君姓とあり。次の條を見よ、阿藝那とあるは古事記にて、孝元段に葛城長江曾都毗古は、玉手臣、的臣、生江臣、阿藝那臣等の祖と見えたり。

阿祇奈　アギナ　阿藝那に同じ。

1　阿祇奈臣、前述の如く古事記に阿藝那臣を載せ、又姓氏錄攝津皇別に、阿支奈臣、玉手朝臣同祖、武内宿禰男葛城曾豆比古命の後也と見えたり。

2　阿祇奈君、姓氏錄、大和皇別に阿祇奈君、玉手朝臣同祖、彥太忍信命孫武内宿禰の後也、と見ゆ。阿祇奈氏はカバネ制度定められて後臣姓となれり、この君姓は支流にて、臣姓を賜はらざるものか、又は阿祇奈臣の家系を冐稱したるものなるべし。

3　阿祇奈君、姓の一種なり。拾芥抄、並に姓名錄抄、カバネの内に阿祇奈君なるものを加へ、兩書合して百卄七を擧ぐ。大日本史氏族志に「拾芥抄を按ずるに臣姓部に阿祇奈あり、即ち是の族也。而して無姓部又阿祇奈君を列擧す、市井阿祇奈君、石栗阿祇奈君、礒上阿祇奈君の類の如し。凡百餘氏。姓名錄抄亦これと同じ。其の何の謂ひなるかを知る能はざる也。除秘鈔を考ふるに、凡そ除目召名を書す、朝臣眞人宿禰の外を除く、臣、連、首、造、の諸姓の如し。例へば宿禰を書する者あり。而して其の阿祇奈君と書く者、蓋し皆氏有りて姓なき者也、豈後世除目特に此稱謂を設け、以つて流例と爲し、而して諸氏亦意に以つて姓となす歟」と見ゆ。余謂らく、こは恐らく拾芥抄、若しくは拾芥抄の引用したる書籍の傳寫の誤にして、氏部の終、阿祇奈君と次の阿祇奈君とは、もと一にして阿祇奈君に屬する氏は、盡く氏の部にありしものなるに、阿祇奈君を誤寫して重復し、一を氏の終に止め、一を次の各氏の初めに置き遂に阿祇奈君なる一種のカバネのあるが如くなれるならんと。

4　土佐國に多氣神社あり、延喜神名帳に見え、後世嶽社と云ふ。土佐式社考、阿支奈臣の祖武内宿禰の廟となせり。

阿藝奈　アキナ　前條氏に同じ。

秋永　アキナガ

秋波　アキナミ

秋野　アキノ　伊賀の秋野より起りし氏にして、寬政系譜に「家傳藤原氏にして、もと乾氏、保鄕、秋野村に住せしより秋野と改むと云ふ、家紋丸に二引」と載せたり。

安藝凡直　アキノオホシ　安藝國造の後裔にして直姓なり。貞觀元年四月紀に「安藝國采女凡直貞刀自、姓を賜ひ、笠朝臣宮子と名づけ、左京職に隷す。宮子は中務少丞正六位上笠朝臣豊主の女にして、母は雄宗王の女、淨林女也、大同元年、雄宗王、伊豫親王家人なるを以つて安藝國に配流さる。宮子少年母に從ひて父族を知らず、安藝國賀茂郡凡直氏に貫し、采女の貢に預る云々」と見ゆる凡直即ち之なり。此の凡直・賀茂郡に住するより見れば、阿岐國造の治所は賀茂郡にありしかと思はる。アキ並にオホシ條を見よ。

安藝佐伯部　アキノサヘギベ　蝦夷の一種と云ふ、景行紀に「蝦夷是本獸心あり。中國に住ましめ難し。故に其の情願のまゝに邦畿之外に班たしむ。是れ今の播磨、讚岐、伊勢、安藝、阿波、凡そ五國佐伯部の祖也」また姓氏錄、右京皇別佐伯直條に、

已等、是れ日本武尊東夷を平げ給ふの時、俘ふる所の蝦夷の後也、散じて針間、阿藝、阿波、讃岐、伊豫等の國に遣はす。居地によりて氏となす也」と。また仁徳記に「猪名縣佐伯部苞苴を献ず云々、故に佐伯部皇居に近くるを欲せず、乃ち有司をして安藝渟田に移郷せしむ。此れ今の渟田佐伯部之祖也」と見ゆ。安藝國佐伯郡は佐伯部によりて起れる地名にして、渟田は後の沼田郡なり。此等佐伯部の首長を佐伯直と云ふ、安藝國造族なり。後朝臣を賜はり佐伯朝臣と云ふ、嚴島神主家これなり（詳細はサヘギ及びヌタを見よ）

秋野坊 アキノバウ（小野院） 小野妹子聖德太子の命により四天王寺の守護職に補せらる。其の子毛野、孫毛人、曾孫文人に至る迄朝廷に官して當寺の守護を兼ね、文人に至り薙髪し守護の任に當りしより一坊を營む、小野院秋野坊也と、爾來子孫連綿として公文所三綱職と稱す。一說秦川勝の後裔也と云ふ。所藏文書多し。

秋葉 アキハ 相模國高座郡、武藏國埼玉郡等に秋葉村あり、又遠江國に有名なる秋葉山、秋葉城あり。此の氏は此等の地より起りしにて、次の秋庭氏と互用す。成田系圖に秋庭七郎とあるを、新編武藏風土記に秋葉七郎に作れるによりて之を知るべし。東鑑卷三十二に秋葉小三郎あり、詳細は次の條を見よ。（次項參照）

秋庭 アキバ 秋葉と通じ用ふ。東鑑秋葉小三郎の外、卷三十三に秋庭小次郎、三十八に秋庭又次郎信村を載せ、又承久記に秋庭の三郎あり、これ等は主として東國の秋葉氏なり。次に太平記卷三十八に秋庭三郎應仁記二に、攝津守護代秋庭備中守元明等これ等は中國の秋葉氏なり。數流あり。

1 相模の秋庭氏、高庭郡秋葉より起る。

三浦系圖に、義繼—┬—義明—三浦氏
　　　　　　　　　└—義行(津久井)—義次—(秋庭)義方—義高

と見ゆ。

2 武藏の秋庭氏、藤原北家成田氏の族にして、武藏埼玉郡の秋葉より起る。成田系圖に成田太郎助廣—七郎（秋庭）と見え、新編武藏風土記に「上村の秋葉、古は別に一村にして成田太郎助廣の五男秋葉七郎某の住せし地なりと云、龍淵寺に藏する成田家譜には秋庭七郎と載せ、成田四郎助綱が弟とす。彼助綱は東鑑にも其名出たり」と載せ、猶ほ横見郡丸貫村に秋庭氏を收む。

3 三河の秋庭氏、秋庭三郎重明を出して此の氏著はる。（次項參照）

4 備中の秋庭氏、備中秋庭氏の祖秋庭三郎重明はもと饗庭妙鶴丸と云ふ、三河の產にして足利尊氏の寵臣なり（アヘバ條を見よ。）清和源氏土岐氏の族と云ふ。太平記に「正平十七年宮方多治目楢崎を侍大將にて千餘騎、備中の新見へ打ち出でたるに、秋庭三郎多年拵へすまして、水も兵粮も卓散なる松山の城へ、多治目楢崎を引きければ、當國の守護高越後守師秀、戰ふべき樣なくして備前の德倉の城へ引きける」と見え、又應仁記に攝津守護代秋庭備中守元明、また「攝州三宅は秋庭に恨有て返忠しければ大内は防兵なくして心安く京へ上りけり」などある皆この族にして其の勢力察するに足らむ。重明高師秀を逐ひし後、備中の守護代となりて松山城に居り、其の子備中守之重續ぐ。

5 出雲の秋庭氏、東作誌阿波村八幡宮弘治四年の棟札に、雲州之住秋庭市之允長盛、また京極殿給帳に秋庭作太郎等見ゆ。

秋場 アキバ 前條氏に同じかるべし。

寛政系譜此末流秋田氏を載す、家紋四方石、獅子に牡丹。

秋谷 アキタニ アキヤ條を見よ。

齶田蝦夷 アキタノエゾ アイタノエゾ

齶田即ち秋田は普通アキタと云ふを以つて此處に收む。この蝦夷の事は齊明紀四年條に「夏四月、阿倍臣船師一百八十艘を率ゐて蝦夷を伐つ。齶田渟代二郡の蝦夷、望み怖れて降を乞ふ。是に於いて軍を勒し、船を齶田浦に陳ぬ。齶田蝦夷恩荷進み誓つて曰く、官軍のために弓矢を持たずと。但し奴等性肉を食ふ、故に持つ、若し官軍の爲に弓矢を儲けば齶田浦の神知らむ矣、將に清白心を以つて官朝に仕へ奉らむ矣、仍つて恩荷に授くるに小乙下を以つてし、渟代津輕二郡の郡領を定む」と。また五年條に「是月(三月)、阿倍臣を遣はし、船師一百八十艘を率ゐて蝦夷國を討しむ。阿倍臣飽田渟代二郡蝦夷二百四十一人を簡集す」とある齶田は後の秋田郡の地なり。恩荷は吉田博士の説に男鹿島の地名を負ひたるかと。猶思ふ田川郡遠賀神社と關係なきか。恩荷の事は後に傳説化せられて、安東氏發祥の傳説となる、其の點より云へば、安倍の貞任は恩荷の子孫なるが如し。

秋地 アキチ

秋津 アキツ 紀伊國牟婁郡に秋津庄あり又大和國吉野郡に秋津の地あり、今の下市町の附近なり。此等の地名を負ひし氏にして數流あり。

1 大和の秋津氏は吉野郡の名族にして秋津山城に據る、後醍醐天皇吉野へ行幸して八旗を豪族に賜ふの際、秋津守吉亦これに與ると。秋津城は下市町の城山これなり。戰國の頃秋津治部當城に據りしが織田氏に攻め亡ぼさる。其の出自については檢非違使別當秋津文室の後なりと云ふ、こは文室秋津よりの附會に過ぎざるべし。又淳和朝左衞門太郎守重、吉野郡を賜はり、秋津里に住し、子孫秋津を氏となすとも傳ふ。

2 紀伊の秋津氏は秋津庄と緣故深かるべく、又大和の秋津と同族かと考へらる。和歌山吹上社の舊神主に秋津氏あり。

3 中興武家系圖、秋津氏を源氏に收む。

4 寛政系譜淸和源氏「水野勝種の子某に秋津を稱す」と載せたり。

5 新編會津風土記に秋津氏を收む、實德四年頃の人なり。

明塚 アキツカ アイツカ 石見國吾鄉村相塚より起る。三善姓佐波氏の族にして佐波系圖に「顯淸―實連―明塚隼人正」と載せたり。

秋月 アキツキ 和名抄阿波國阿波郡秋月鄉を收め、安支部支と註し、又中古秋月庄あり、御府文書、島田文書に見ゆ。又紀伊國名草郡秋月村あり、筑前國夜須郡に秋月村あり、秋月庄、秋月依井庄等の事秋月系圖、石淸水八幡宮記錄に見ゆ。何れも秋月氏を起す。從つて數流あり。

1 阿波の秋月氏、板野郡田上鄉延喜二年の戶籍に秋月粟主女・外三人を收む。阿波郡秋月鄉その本貫ならんか。

2 讚岐の秋月氏、大内郡入野鄉寛弘元年の戶籍に秋月秋丸を載せたり、阿波の同姓氏と同異詳かならず。

3 紀伊の秋月氏、名草郡秋月村その本貫か、紀伊續風土記同村の地士として秋月三四郎、秋月久兵衞を收む。されど根本に溯れば、以上秋月氏は阿波に發詳せしにあらずやと考へらる。寛政系譜此の流の秋月氏を收め、秋月重光・紀伊家に仕ふ、家紋丸に九枚篠、九枚篠の陰と載す。

4 筑前の秋月氏、筑前夜須郡(朝倉郡)秋月村より起る、續風土記に「秋月村は昔

大藏姓秋月氏累代の居宅にして名邑とす、上秋月村に八幡宮あり」と。筑前の大族にして太平記卷九に、秋月次郎兵衞卷十六に秋月備前守、また卷三十三に「秋月の一族云々」と見え、又海東諸國記に「成直、巳丑年、使を遣はし來朝す。書して筑前州麗政所秋月大守源成直と稱す。宗貞國の請を以つて接待を請ふ。大友殿管下にして秋月殿と稱し、武才あり」と載せたり。

此の書に秋月成直と云ふは如何なる人か系圖に見えず。又源姓とあるは怪しむべく、研究を要す。

秋月氏の系圖については大藏系圖に「阿智使主十二世孫種材—光弘—種弘—種輔—種平—種直—種生(一名種雄號秋月)—種幸(秋月次郎)—種家—種頼—種資—種貞—種高—種顯—種道(建武三年九州多々良濱合戰爲宮方)—種忠—種氏—種照—種朝」と見え、秋月系圖には「春實(對馬守)—種光(長門守太宰府貫主)—種材(壹岐守、太宰大監)—種弘(太宰大監)—種資(長門權守)—種主(太宰大監)—種成(太郎大夫、太宰大監、岩門權守、岩門少貳)(一作種直)(平氏に屬す)「平家沈海の後鑁に筑前國夜須郡秋月庄を賜ふ。」—種雄、此の人秋月三郎、此時筑紫秋月城に居る是を秋月の祖となす。其の子太郎種幸—三郎種家—左衞門尉種頼—太郎種資—小太郎種貞—左衞門尉種高—左衞門尉種顯—筑前權守種道—長門守種忠—左衞門尉種氏—中務少輔種照—中務大輔種朝—中務大輔種時—中務大輔種方、(永祿元年大友と戰死) —太郎晴種弟筑前守種實—長門守種長—長門守種春、家紋唐菱、漢朝より傳來、常に用ふる所の紋撫子花以つて錦旗紋となす也」と見ゆ、種長秀吉に降り、種春家康に仕へ、日向國財部(後高鍋)にて三萬石を領す、長門守種春の後は、佐渡守種信—長門守種政—長門守種弘—長門守種美—佐渡守種顯(種茂)—山城守種德—筑前守種任—佐渡守種殷—種樹—種繁(日向高鍋三萬石)現今子爵家紋唐菱、瞿麥。

紋章學に秋月氏は三瞿麥花輪違及び花菱を用ゐたりと見ゆ。

5 筑後の秋月氏、三善姓問注所氏なり。天文年中問注所治部少輔康景の長男治部少輔鑑景は井上城にありしが、秋月黨にて大友氏に弓をひきければ、逐はれて筑前に奔り、名をも秋月治部少輔と改む。諸國廢城志に「井上城、初め問注所某、後秋月治部之を守る」とあるは之れを云ふ也。

6 土佐の秋月氏、南路志に「高知城下唐人町は長曾我部氏高麗陣の時韓人三十人を召捕、居宅せしめられし也、慶州の士朴好仁は妻子ありて其子を秋月長次郎と云ふ」と。

7 信濃の秋月氏、竄に釘貫を家紋とす。其の他備前にも秋月あり。

秋次 アキツギ 肥前國今富氏の一族にして博多日記の裏書・彼杵庄地頭の内に大村一分地頭、今富秋次九郎次郎入道(正中二年)あり。イマトミ條を見よ。又關東にも秋次氏あり、下總本土寺過去帳に秋次二郎兵衞尉則光なる人見えたり。

秋時 アキトキ 儒者に秋時憲あり。

秋利 アキトシ 安藝の姓、藝藩通志等に見ゆれど出自詳かならず。

明富 アキトミ 近江野洲郡に明富庄あり。

文あり、泰衡出羽國を警固せしむ。この秋田氏は飽海郡秋田郷より起りし氏かとの説あり。猶ほ同書卷三十七に秋田兵衞大夫定範見ゆ。

2　陸奥安倍氏族・安東氏裔、系圖に據れば安倍貞任の末子高星の子安東太郎堯恒の後胤と稱す。其の子堯秀、其の子愛季、其の子堯勢、其の子貞季と云ひ、貞季二子あり、盛季鹿季これなり。內弟鹿季・出羽國秋田の湊をうちとり、秋田城主となり、湊家とも上國家とも稱す、これを秋田太郎とす。其の兄盛季津輕にありて下國家と稱す。（但し盛季を鹿季の子とするものあり、又鹿季を庶季に作るものあり。）此の二流の安東家は下國愛季に至り、湊の友季の卒したる後をうけて其の家をつぎ二流一家となれり、これを系圖にて示せば次の如し。

貞季
- 盛季（下國）―康季―義季―政季―忠季―尋季―舜季―愛季
- 鹿季（上國）―成季―惟季―昭季―宗季―宣季―定季―友季（―愛季）

（以上は主として寛永寬政系譜並に藩翰譜に據る）

津輕考に「八册武鑑、安東太郎貞季の男堯季、其の男愛季、十三湊に移る、愛季の男堯勢、其の男貞季・二子あり、兄盛季、弟鹿季、鹿季秋田湊を討ち取り、秋田城主と爲り、湊家と稱す。愛季の時、湊家八代孫友季死し、嗣なきにより愛季を以つて秋田城介となす、これより二家合して一となす」と見ゆ。詳細はアンドウ條・並にカミノクニ・シモノクニを合考せよ。愛季の後は秋田城介實季（常陸宍戶五萬石）―河內守俊季（正保二年磐城三春）―安房守盛季―信濃守輝季―信濃守賴季―山城守太季（延季）―主水正定季（弟）―山城守信季（太季二男）―信濃守長季―伊豫守孝季（弟）―安房守憙季（肥季）―映季（磐城三春、五萬石）現今子爵、支庶三家、寬政系譜に見ゆ。家紋、檜扇鷲羽、獅子に牡丹。秋田の紋は安東太郎貞季、後鳥羽天皇に召され、鷲の羽二枚を檜扇に載せて賜はる、これより牡丹に獅子を改めて檜扇に鷲の羽を用ふと。實季寬永中致仕して伊勢に移る、朝熊山に其の墓あり。

實季の弟忠次郎・南部氏を娶りて大館に住す、奥南盛風記に「天正十年の頃比內郡大館の城主秋田忠次郎盛愛、（信直公の御聟なり、系圖に季隆）病死あり、久千代殿幼少なれば伯父太郎實季の代官比內を治む」と。永慶軍記には秋田城介實季の舍弟をば比內忠三郎實泰と見ゆ。秋田沿革史に慶長八年佐竹氏入部の際土豪蜂起す、其首魁秋田兵庫介と、この族か。

3　北畠流、陸奥浪岡御所の裔慶好・天正中敗亡の際秋田氏に賴り、その一門首席となり、秋田妥女と稱す。

4　大和國高取城主本多系圖に、「利久（尾張岩倉住人也）―秋田孫介盛吉」と載せ、其の註に「尾州三井鄉地頭、家紋花輪違」其の子秋田八郎吉次と云ふ。

5　尾張志愛知郡條に秋田左內を載せ、吉田九郎左衞門の從弟にて福島正則に討たるとあり。

6　藤原流、藤原魚名裔と云ふ秋田氏あり山城國秋田秀政より出づとなり。

7　翁草に賴朝頃の武士の所領として「五十町、豆州の內、秋田彌源次高元」と擧げたり。

8　池田信輝の家臣に秋田主左衞門忠世、

常州谷田部細川侯の家臣に秋田介大夫あり、又秋田氏は中國、四國、信濃等に見ゆ。有名なる野中直繼の母も秋田氏なりと。

9　其他アキタジヤウノスケを見よ。寛政系譜秋田城介後裔の秋田氏を載せたり。

飽田　**アキタ**　**アクタ**　和名抄筑前國怡土郡飽田郷に安久多と註すれど、高山寺本には安岐多と註す。又肥後に飽田郡ありて安岐多と訓ず。又薩摩國高城郡に飽田郷ありて安久多とあり。飽田氏は古き姓にて史姓なれば、恐らく歸化族ならんか。天平勝寶元年の經師上日帳に「飽田史石足」あり、飽田の地名多けれど、こは筑前怡土の飽田より起りし氏にて鎭西外交上の記錄を掌りし氏ならん。

安木田　**アキタ**　清和源氏井上氏の族なり。高梨系圖に賴季―井上三郎滿實（信州に住む）―米持井上五郎家光（此末、佐久、米持、村上、安木田、芦田等之祖とあり。賴季は尊卑分脈に所謂賴信の子賴季なり。分脈には

滿實―家光―光平―長光（安木田二郎）―清長（安木田五郎）
　　　　　　　　　　　└家光（安木田三郎）└光成（安木田八郎）

と見ゆ。中興系圖には「井上家光三代米持次郎長光之を稱す」とあり。

明田　**アキタ**

穐田　**アキタ**

秋竹　**アキタケ**　尾張國海部郡に秋竹村あり。

秋田城　**アキタジヤウ**　桃源問答に秋田城次郎盛宗見ゆ。次の條を見よ。

秋田城介　**アキタジヤウノスケ**　**アイタジヤウノスケ**　秋田城の事は秋田條にて云へり。永承頃平繁盛此の職に補せられ、其の子兼忠亦秋田城介とあり、かくて子孫城氏と云へるも、普通には秋田城介とは云はずして單に城氏とのみ云ふ、故に此處に省く。ジヤウ條を見よ。

又佐藤系圖に「公光―公仲―公輔―師淸―師文・（秋田城介）」とあれど、果して事實か。猶ほ其の子孫秋田城介を以つて家名としたるを聞かず、故にこれを省く。

一般に秋田城介と云ふは鎌倉以後安達氏を云ふ。安達氏が秋田城介に補せられし次第は東鑑建保六年三月條に「先づ藤右衞門尉景盛を召し、御前に於いて聞書を賜ふ。範高御前に於いて更に之れを書寫す。是れ出羽城介（權介）に任ずるが故也。景盛恐悅顏色に彰はる。當職は醍醐天皇御宇、昌泰二年以來中絕、而して後冷泉院御時永承五年九月日に至り、平繁盛始めて之れに任ず。其後亦補任の人なきの處、今絕えたるを興さるゝの條、尤も珍重と謂ふべき歟」と。これより景盛の子孫此職を襲ひ、遂に氏となる。即ち東鑑卷二十三より卷三十九までに秋田城介景盛、同卷三十二より卷四十六までに秋田城介義景、同卷四十六より卷五十二までに秋田城介泰盛等散在す。次に承仁記一に、あいた（秋田）の城介景盛、次に太平記卷十に秋田城介師時、秋田城介入道延明見えたり。又結城合戰記に秋田城介見ゆ。猶ほ蒙古襲來合戰繪詞書に城盛宗あり、肥後の守護にして桃源問答に「弘安の比に秋田城次郎盛宗肥後國の守護職となりて下りし故、當國の大名皆盛宗が手に屬して軍す」とあり。

秋田城介景盛は、尊卑分脈によれば、魚名曾孫山蔭十世孫盛長の子なり。盛長は安達六郎、又小野田藤九郎と稱す。景盛「秋田城介從五下出羽權守」と見ゆ。次に景盛以後の略系を示せば、

景盛―義景―賴景（義國戸三郎）
　　　　　　├景村（大室三郎）
　　　　　　└泰盛（秋田城介）―宗景―貞泰（陸奧太郎）
　　　　　　　　└顯盛―宗顯―時顯―高景
　　└女子（號松下禪尼）

『何ぞや』と。久比奏して曰く、『吳國以つて萬物を懸け定め、物を交易なさしむ、其の名を波賀理と云ふ』と。天皇勅して他人をして司るなからしむ。久比の男宗麻呂、舒明天皇の御世、商長姓を賜ふなり、日本紀漏」と見ゆ。

2 駿河の商長首、此の氏駿河に榮えしと見え、萬葉集廿に駿河國防人商長首麻呂と云もの見えたり。蓋し駿河國本貫か。

3 商長宿禰 拾芥抄、姓名錄抄に見ゆ、商長首後に宿禰姓を賜ひしなり。越後居多神社の上祠官花崎家の系譜に、「豊城入彥命五世孫多奇波世君三世孫久比—宗麿—五世孫盛香に商長宿禰、社務職と註す。其の子盛恴・駿河權守と註す。蓋し駿河より來りて當社の社務となりしものと考へらる。

4 商長 拾芥抄、姓名錄抄に無姓の商長氏を收めたり。

秋川 アキカハ

秋風 アキカゼ

秋上 アキガミ 出雲の名族なり。安西軍策に秋上三郎左衛門、秋上伊織助を載せ、又雲州式社集說意宇郡磐坂條に「日吉村神納山は飯山を去ること五丁計、伊弉册命神玉靜ります也、今大庭村に移祀、今に神魂社と云、杵築兩國造大庭の社に於て新嘗の神事十一月中の卯日に執行、其供黒米餅五前計供す。黒米飯も供、飯は內陣にて國造一人執行故如何なる式や知れず、內陣式了て餅前に前國造跪、箸を取て祝詞拍手、畢て調屋に移り饗あり、國造上壇に座、大庭の神職秋上宅之助と云者前に侍す、他神官も酒を給す」と見ゆ。猶ほ尼子十勇士中に秋上庵之助あり。

明神 アキガミ アキツカミ ミヤウジン條を見よ。

秋草 アキグサ

秋口 アキグチ 桓武平氏にして中興武家諸系圖平姓の內に此の氏を收めたり。

明口 アキグチ 秋口と同姓ならんか。志摩國片田村に此の氏あり。

秋藏 アキクラ 嘉吉三年正月の菊池持朝の侍付に、秋藏周防守公俊、永正元年正月の菊池政隆の侍付に、秋藏豊前守尙義を收めたり。

明坂 アキサカ

秋貞 アキサダ

秋里 アキサト 因幡國高草郡秋里村より起る。高階朝臣姓、高師直の後也。因幡志秋里村條に「古城、秋里玄蕃頭師永の草創、師永は高師直の次男、後山名に屬す。玄蕃允に至り法美郡杉崎村妙見山城に移る」と。又法美郡今衣山城條に「秋里左馬允草創、高草郡秋里氏の一族、山名の幕下高師永、元德以前當國に來り秋里村に住す」と見ゆ。天正中の山名宗詮の文狀に秋里備前、同安藝入道、同彌左衛門、同源之丞等見ゆ。

秋澤 アキサハ 美濃國本巢郡に秋澤村あり。

秋鹿 アキシカ アイカ アイカ條を見よ。

秋篠 アキシノ 大和國添下郡秋篠村より起る。出雲氏の族土師氏裔なり。この氏の起原に關しては、延曆元年五月紀に少內記正八位上土師宿禰安人の上奏によりて明にするを得、次を見よ。宿禰姓、朝臣姓あり。

1 秋篠宿禰、續日本紀延曆元年五月紀に「少內記正八位上土師宿禰安人等言ふ。臣等の遠祖野見宿禰物の象を造作し、以つて殉人に代へ、裕を後昆に垂る。生民之に賴る。而して其の後の子孫、動もすれば凶儀に預る。祖業を尋ね念ふに、意茲にあらず。是を以つて土師宿禰古人等前年居地の名により、姓を菅原と改む。

當時安人任せられて遠國にあり、預る例に及ばず。望み請ふ、土師の字を改めて秋篠と爲さむと。詔して之を許す。是に於て安人の兄弟男女六人姓を秋篠と賜ふ」と。また延暦四年八月紀に「右京の人土師宿禰淡海、其姉諸主等、本姓を改めて秋篠宿禰を賜ふ」とあるによりて明白なるべし。即ち此氏は天穗日命の後、野見宿禰の裔なり。後朝臣を賜はれり。

2　秋篠朝臣、延暦九年十二月紀に「外從五位下菅原宿禰道長、秋篠宿禰安人等に勅して、並に姓を朝臣と賜ふ。又正六位上土師宿禰諸主等、姓を大枝朝臣と賜ふ。其れ土師氏摠べて四腹あり、中宮の母家は毛受腹なり、故に毛受腹は大枝朝臣を賜ふ。自餘の三腹は、或は秋篠朝臣に從ひ、或は菅原朝臣に屬す矣」とありて秋篠宿禰より出づ。姓氏錄右京神別に收め「菅原朝臣、土師朝臣同祖、乾飯根命七世孫大保度連の後也、秋篠朝臣、同上」と載す。此氏より御井朝臣を賜はれるものあり(弘仁三年紀)。また菅原朝臣を賜はれるものあり(天長十年紀)。其條を見よ。

3　河内の秋篠朝臣、前者と同族なり。延暦十五年七月紀に「河内國人正六位上大枝朝臣氏麻呂、正六位上大枝朝臣諸上、正七位下菅原朝臣常人、從七位上秋篠朝臣全繼等十一人右京に貫付す」と。また弘仁二年三月紀に「河内國人從七位下土師宿禰常磐、姓を秋篠朝臣と賜ふ」など見ゆ。

4　秋篠眞人　姓名錄抄に見ゆるのみにて其出自未だ詳かならざるも、眞人姓なれば皇別姓なるや明白なりとす。されど他になければ或は誤記にあらずやと考へらる。

5　嵯峨皇裔の秋篠氏、紹運錄に「嵯峨天皇—源清。秋篠禪師と號す」と見ゆ。但し此秋篠は一時の稱號に過ぎざるべし。

6　後の秋篠氏、後世大和に秋篠氏あり、戰國の終り筒井氏國內を統一せし頃、添下郡に秋篠春藤と云ふ豪族見ゆ。中坊氏麾下の將たり。

秋末　アキスヱ　丹波志氷上郡條に「秋末和泉、子孫、松森村、屋敷跡は西の田地に在り、今字イツミゾと云、同古井有林山に秋泉堂と云古跡有」と見ゆ。

明瀨　アキセ

秋田　アキタ　アイタ　羽後の秋田より起る、秋田は齊明紀四年條に齶田郡、和名抄に秋田郡と載せ、阿伊田と註す、以つて古くアイタと稱せしを知り、猶ほ秋田城介をアイタと假名書にし、更に德川初期のものまでアイタとするものあるにより、長くアイタと稱せしを知るなり。秋田の地は齊明朝頃蝦夷の地にして阿倍比羅夫に降る、アキタノエゾ條を見よ。中古此の地に秋田城を置く、天平五年の創置と云ふ、和名抄に「秋田郡、阿伊太、城あり」と云ふは此を云ふなり。同書飽海郡に秋田鄕を收むれど、秋田城は秋田郡高泉鄕の地たるべし。出羽方面蝦夷征伐の根據地にして陸奥の鎭守府と相並ぶ。其の城司は國の介これに當る、所謂秋田城介なり。平安朝の中期(昌泰)以後王政の衰微と共に其の任絕え、後永承中平家の族繁盛これに任ぜらる、これ越後城氏の祖とす。其の後また其の任なかりしが鎌倉時代建保六年安達景盛、請うて秋田城介に補せられ、子孫秋田城介とも單に城介とも稱す。アキタジヤウノスケ條を見よ。此の外安倍氏裔と稱する秋田氏あり、普通に秋田氏と云ふは此の流にして又秋田城介とも稱す。されど猶ほ他に一二流あり、次に列擧せむ。

1　東鑑卷九、奥州征伐條に、秋田三郎致

て後三條源氏にあらず。

5 平姓 寛政系譜に平家支流と云ふ安藝氏を載せたり、家紋丸に三鱗。

6 播磨國飾磨郡有明山は安藝法印休無のありし地と云ふ。

7 三池氏建武の文書に安藝木工助(貞鑑)安藝六郎藏人貞家、安藝助太郎貞元を載せたり。こは貞鑑貞家の父員致、その父員俊共に安藝守たりしによる。鎭西引付に安藝杢助入道、嘉曆二年の評定に安藝杢助入道とあるも三池氏なりとす。

8 東鑑に見ゆる安藝氏も同樣にて安藝守安藝介たるし人の後裔なりとす。同書三に安藝介廣元、こは大江廣元の事なり。次に卷二十、廿一、廿三に安藝權守範高卷三十一に安藝右馬助、卷卅九より卷四十六に安藝前司親光、卷四一、四二、四八に安藝左近藏人重親、四一、四九、五十に安藝右近大夫親繼、四八、五十に安藝掃部大夫親定、次に承久記卷二にあきのさうないさゑもんのぜう(藤左衞門尉)同卷三に「あきの宗内左衞門(伊藤左衞門尉)同卷四に「安藝の庄二郎」等見ゆ。

9 但馬因幡の安藝氏、但馬大田文に「安美郷云々 三町安藝之助光直後家」また田結庄、八十町六反、地頭安藝左近藏人重近女子」と載せ、又因幡志同國岩山城の城主を安藝判官とす。

10 八田氏流、宍戸知時安藝守となる、よりて其の子朝里・安藝四郎と稱し、又安藝守とあり。

11 小笠原流、陸奥に安藝氏あり、津輕郡中名字に「南部の知行は百八十年といひ主從八騎にて甲斐國より下りて六千八列の甲となる。福士、安藝、對馬は三宮領なり」と載せ、又新撰陸奥國志に「櫛引八幡宮は小笠原岩見入道宥鍐、貞應年中之が別當たり、小笠原安藝長則とて南部家老の舍弟也、故に此家を安藝とも云ふ」また奧南深秘抄に「甲州譜代安藝、本名小笠原、奧瀨村を知行」と載せたり。

12 尼子勝久の最後上月城に據れる勇士中に安藝次兵衞、同慶松あり。

13 中興系圖「安藝、藤原、十郎」と見ゆ。

阿岐 アキ 國造本紀に阿岐國造を載せたり、安藝國造に同じ。

安喜 アキ 土佐の安藝氏は又安喜氏と載せたるもの多し。安藝條二項を見よ。其の居城を安喜城と云ふ。安藝太郎以來此の地を領せしが、永祿六年の秋不慮の小事より事起りて同十二年亡ぶ。香宗我部記錄に「五千貫、安喜、三千貫 長曾我部云々何も一條殿え屬す」と載せ、又土佐軍記及び同記錄、安喜退治の條に「安喜郡安喜修理大夫(元親記安喜城主山城守卜有)と云は、五千貫の主也、此居城より豐岡へ道程五六里也、其比安喜は一條殿と緣者なれば、五日路隔たる一條殿より加勢を乞て、豐岡へ取かゝる」と見えたり。

安岐 アキ 和名抄豐前國國埼郡に阿岐鄕ありて此の地に安岐の古城あり。永仁七年四月十日の鎭西引付に上總前司代一番、安岐小四郎とあるは此の地より起りし氏か。或は安藝氏と同樣三池氏か。又筑前國宗像郡、美濃國惠那郡、陸奧國安達郡(高山寺本は信夫郡)等にも安岐鄕あり。內筑前の安岐よりは秋氏、美濃の安岐よりは安木(安城)氏起る、次に述ぶべし。

秋 アキ 筑前宗像郡安岐鄕より出でしなるべし。穗波郡椿村八幡社記によれば、嘉麻穗波の二郡は古宇佐神領にして祠官秋大夫長晴を代官となす。秋氏穗波村に居る、これ宇良、秀村、靑柳三氏の祖なり。長晴の子秋助太夫長時、父母の影堂を造り號して安藝殿と云ふ。

陰徳太平記に秋城主秋式部少輔あり、豊後の阿岐か。

安木　**アキ**　美濃國安藝鄕後の阿木村より起る。遠山氏の一族にして永享以來の御番帳に濃州遠山安木孫太郎を載せたり。見聞諸家紋に

合子箸
五菱　遠山
三菱　安木
佐々木本輪一重

安城　**アキ**　**アンジヤウ**　前者安木氏と同一にして美濃の遠山氏の族なり。長享元年常徳院江州動座在陣衆着到に濃州遠山安城孫次郎を載せたり。アンジヤウ氏の事は其の條を見よ。

安吉　**アキ**　近江國蒲生郡安吉鄕より起る。勝姓なれば恐らく歸化姓ならむ。○安吉勝、承和七年九月紀に近江國人、美濃國大掾正六位上安吉勝眞道、男澤雄等五人、右京三條に貫附すと見えたり。又東寺承平文書に安吉法師丸、同乙國、同子美、同乙清等を載す、此の裔なるべし。內乙清はまた安吉勝乙淨ともあり。

秋池　**アキイケ**

秋保　**アキウ**　**アキホ**　陸前國名取郡秋保村より起る。伊達世次考に「往昔名取に秋保、茂庭等の諸家あり」と云ふは此の家なり。されど他に猶ほ二流あり、次に列擧せむ。

1　平姓、陸奥名取の秋保氏にして觀蹟聞老志に「按ずるに秋保氏は其の先相國平清盛より出づ。子重盛、子資盛、子資元、子長基、長基・基盛を生む、基盛始めて名取郡に來り。秋保を以て氏と爲す。十四世に彈正直盛なる者あり、是れ乃ち攝津祖先なり。是れより世々此地に居る。武毅を以つて人の知る所なり。天正十六年黃門政宗君兵を大崎に接す、深谷月鑑軍中に在り、志を大崎に通ず、軍散じて後其の罪を愳る。最上に行き義光麾下に託せんと欲す。攝津蚤く之を知り從者をして之を要し、之を城中に置き後命を以つて之を殺す。秋保氏遂に公族に列す、子孫舊邑を食む」と載せ、又封內記に「長袋村長館、秋保氏祖先平次郎盛房居る所」とあり。仙台藩世臣家譜に據れば、秋保伊勢守則盛、其の子大膳亮勝盛、其の子彈正直盛、其の子播磨定盛なり。直盛の事は天童氏傳にも見え、又伊達正宗家中記に秋保攝津あり。重盛の裔など云ふは容易に信じ難し。

2　丹黨、中興系圖に「秋保、丹治、本國武藏モン三階松」と見えたり。

3　藤姓、應仁私記に「秋保石見入道詔景（藤原常昌）」と見ゆ。

秋江　**アキエ**　美濃國海津郡（海西郡）秋江より起る。眞福寺藏書寛正七年十月證文に秋江源三郎、同藏人、文明十二年十月證狀に秋江左近藏人信家、同十四年九月文書に秋江左京亮基家等見えたり。海津郡に現存。

秋枝　**アキエ**

秋尾　**アキヲ**

秋岡　**アキヲカ**　源平盛衰記に、秋岡四郎を載せたり、名族たりしや明白なりとす。されど出自詳かならず、寛政系譜も未勘に收め、元祿年間猿樂者喜助の後なりとのみあり。但し淡路に秋岡氏あり、藤原姓也と。

商長　**アキヲサ**　商人の長なる儀にて權衡を掌りし氏なり。毛野氏の一族にして、首姓、宿禰姓等あれば次に列擧すべし。

1　商長首、姓氏錄右京皇別に「商長首、上毛野同氏、多奇波世君の後なり。三世の孫久比、泊瀨部天皇謚崇峻御世、吳國に遣はされ、雜の寶物等を天皇に獻ず。其の中に吳權あり、天皇勅して此の物は

れど前述の如く大同方に長門の赤間稲置、赤間瀧達見ゆれば、長門豊浦の赤間を本貫と定むべきが如し。

赤前　アカマヘ　陸中國閉伊郡赤前村より起る。奥南舊指錄に「一田久佐利、中村等十家は鎭西八郎爲朝の子閉伊十郎行光の末なり。爲朝の子。賴朝の命により佐々木高綱の子となり佐々木十郎と改む」と、而して赤前氏は中村氏の庶流なり。よりて寛政系譜等此の氏を佐々木氏流に收め、「佐々木光秀の後忠光より出づ」とすれど、附會なるや論なし。閉伊氏の族なりとす、家紋四目結。

明見　アカミ　和名抄近江國野州郡、及び美濃國大野郡に明見郷を收め、前者に安加美と註す。次の赤見に同じかるべし。

赤見　アカミ　神名式近江伊香郡に赤見神社あれど、此の氏は尾張國丹羽郡赤見村、及び下野國安蘇郡赤見村より起る。二流あり。

1　尾張の赤見氏は織田氏にして勝久の孫信久・赤見左衛門と稱す。

2　下野の赤見氏は秀鄕流藤原氏佐野の一族なりと云ふ。松陰私語に文明四年八椚の城主赤見云々、また羽尾記に羽尾入道第二女は赤見七郎左衛門室也と。

3　津山松平藩に赤見氏あり。

赤見坂　アカミサカ

赤峰　アカミネ

赤嶺　アカミネ　アカネ

赤村　アカムラ

赤目　アカメ　日向記に赤目出羽守あり。猶ほ博多日記に筑後國赤目彌二郎と云ふも赤目氏か、或は赤自氏か。

赤本　アカモト

赤山　アカヤマ　武藏足立郡に赤山村ありそれ等より出でし氏か。備前國に此の氏現存す。

安藝　アキ　アキ氏は安藝、阿岐、安吉、安喜、安木、安岐、安木、秋など記し互用する事あれば全部を參照せよ。安藝は山陽に安藝國あり、安藝郡安藝鄕和名抄に見え、又土佐國に安藝郡あり、中世安藝庄ありて東福寺文書に見ゆ。共に有力なる安藝氏を起せり。

1　安藝國造　天神本紀に天湯津彥命、安藝國造等祖と見えたり、國造本紀には阿岐に作り、阿岐國造、「志賀高穴穗朝（成務朝）に天湯津彥命五世孫飽速玉命を國造に定め賜ふ」と載せたり。安藝一國を支配せし大國造にして子孫安藝凡直と稱

す、アキノオホシ條を見よ。安藝國は山陽の大國にして神武天皇東征の際、この國多祁理宮に七年御座せし事古事記に見ゆ。しかるに安藝國造の事、記紀二典に出でず、又國造祖と傳説さるゝ天湯津彥命も亦舊事紀以外の古典に見えず、甚だ怪しむべきなれど、類聚國史に安藝國は「土地磽薄、其の田下々」と載せ、又考古學上、吉備に比すれば遺物遺跡の差甚だ大なり。これ等より考ふる時は、其の開發遲くして多く未開のまゝ中世に及びし事想像するに難からず。これ安藝氏の早く見えざる所以なりとす。

なほ東國に安藝國造族甚だ多く、而してこれを仔細に調査するに安藝氏は安倍氏の配下たりしが如し、これ安藝氏の祖神の中央に聞えざりし所以ならんか。

2　土佐の安藝氏、土佐國安藝郡より起る。中世以後安藝氏と云ふは多く此の系統に屬し、安藝國造裔と思はるゝもの殆んどなし。土佐の安藝氏の事は、平家物語十一に「こゝに土佐國の住人安藝鄕を知行しける安藝大領實康が子に安藝太郎實光とて、凡そ二三十人が力あらはしたる大力の剛の者、われにちつとも劣らぬ郎等

一人具したりけり。弟の次郎も普通には勝れたる兵なり」と載せ、長門本には「安藝守が子孫にてはなけれども、安藝ノ大領が子に、安藝太郎眞光といひける大力のがうの者」と記し、源平盛衰記には「安藝太郎時家と云ふ者あり、是は安藝國住人にもなし、安藝守が息にも非ず、阿波國住人安藝大領と云者が子也」と見ゆ。阿波と云ふは誤なるや勿論なりとす。

此の安藝氏の出自については種々の説あり、或は蘇我氏と云ひ、或は橘氏、或は惟宗と云ふ。卽ち南路志に「安喜氏、土居城中興、上總介蘇我元房、同兵部少輔元盛、同備後守元親、同山城守元信、同備後守國虎、永祿十二年八月滅亡、舊蘇我集を按ずるに、曰く、安藝姓橘、舊蘇我に作る、赤兄の裔たり、或は惟宗に作る未だ詳かならず、今安喜八幡棟札を按ずるに、皆橘に作る、且つ彼氏族今に至るまで橘を以つて家紋となす、寔に故ある哉、考ふべきなり、世々安喜郡西半分を領し、土居城に居る」と。古城傳承記云ふ、「安喜備後守國虎は蘇我赤兄の末裔、平家滅亡の時、能登守と組んで入水せし安喜太郎が後なり」と。又式社考に「中古惟宗姓宗子、安藝大領と號し、安藝城に居る」と載せ、姓氏錄考證は「秦山集に、安藝姓蘇我氏、安藝赤兄の後、所謂安藝大領の家、系譜彼家に傳ふ極めて詳、近世相承する所、上總守元房、元房・兵部少輔元盛を生む。元盛・備後守元親を生む、元親・山城守某を生む、某・備後守國虎を生む。永祿十二年己巳八月十一日秦元親の爲に敗る處となりて靜貞寺に自殺すとあるによりて蘇我氏とせられ」たり。安藝氏系圖と云ふは次の如し。

蘇我赤兄・左大臣・天武天皇元年八月、土佐國に配流さる、裔孫是れより土佐國安藝に住み、則ち安藝郡一圓幷に夜須大里共に領す。其の子惟宗行躬—惟宗行親—行經—行春—行兼—兼實—實親—經道—實廣—廣貞—廣康—實經—實清—實國—實忠—實信—忠信—忠衡—賴宗—忠賴—忠俊—宗安—宗長—賴房—元總—

├元盛—元親—元泰—國虎—某
├盛賴—元明—元氏—內藏尉—元忠—
└元康—重房

されど蘇我氏と云ふは當地方多く蘇我氏の配下たりしに據る、又橘氏と云ふは橘傳說よりの假冒よりと考へられ、惟宗と云ふは波多國秦氏より誤るにて、長曾我部氏を秦氏と云ふと同一ならんかと考へらる。何れも一時斯く稱せしは事實なれど根本は安藝郡領凡直の後裔にて都佐國造長阿比古の後裔と愚考す。安藝郡領が土佐凡直家なりし事は神護景雲元年六月紀に「土佐國安藝郡少領外從六位下凡直伊賀麻呂、稻二萬束牛六十頭を西大寺に献じ、外從五位上を授けらる」とあるによりて明白なりとす。郡領は譜弟の職なり安藝大領の土佐國造裔なるや異論を挿み難かるべし。

南路志引く永祿十三年六月の文書に安藝千壽丸見ゆ。見聞諸家紋に土佐之安藝として

土佐之
安藝
佐々木本

3 阿波にも安藝氏あり橘氏と稱す。故城記に「以西郡分、安藝殿、橘氏　酸漿」と載せたり、土佐安藝氏の族なるべし。

4 天野氏流、天野系圖に後三條皇子輔仁親王の後、天野遠時の子景光を安藝八郎と載せたり。されど天野氏は藤原南家に

野介殿　在田殿　本鄕殿　廣岡殿　永良殿　葉山殿
御一族衆　下野殿　遠江殿　能登殿　宇野、間島　上月　柏原　別所　三枝　大田　佐用　釜內　豊福　中島　中山　得平　福原　水田
當方御年寄　浦上　喜多野　富田　小寺　中村　上原　堀　櫛橋　依藤　明石　藥師寺　小瀨　城所　石見　後藤　衣笠

と見えたり。

此等支族中石野氏は德川時代に至りて赤松を稱す「寬政系譜によれば、則村―範資―光範―滿弘―敎弘―元久―政資―義充―義氏―氏貞（石野を稱す）―氏滿（前田利家に屬す）―氏置（家康に仕ふ二千百五十石）―氏照―氏任―範恭（赤松に復す三千十石）―範主―恭富―範邑―範善―範龜。家紋十六葉菊、五七桐、引兩、龍膽、三頭左巴、三本松、龍膽丸ノ內若松、浮線綾丸七星。

赤松氏の事は太平記以下の書に頗る多く見ゆ。（地名辭書東鑑寶治二年條に赤松次郎左衛門尉茂則と云ふ人ありと。見えず。）即ち太平記卷五に赤松律師則祐、卷六に赤松次郎入道圓心、圓心が子息律師則祐（當國佐用庄苔繩の山に城を構へて云々）卷七に赤松次郎入道圓心播磨國苔繩の城より打つて出で云々、赤松筑前守、卷八に赤松入道子息信濃守範資、赤松中院の中將貞能、卷十三に赤松筑前守貞範、卷十四に赤松筑前守貞則、赤松雅樂助貞則、卷十七に赤松大田帥法眼、卷二十九に攝津國の守護赤松信濃守範資、卷三十三に赤松彈正少弼氏範、卷三十六に美作の守護赤松筑前世貞、卷三十八に赤松判官信濃彥五郎兄弟、次に康正二年內裏段錢引付に「二拾貫文、赤松刑部六輔殿、攝州所々段錢」又同書「赤松治部少輔殿、攝州有馬郡段錢」次に應仁記卷二に赤松次郎政則、卷三に赤松下野守政秀、應仁別記に赤松伊豆千代壽丸、應仁私記に赤松伊豆守（源則村）、赤松二郎（右京大夫源政則）。長享元年九月十二日常德院江州動座在陣衆着到に、赤松有馬出羽守、赤松上月治部少輔。永享以來御番帳に、赤松兵部少輔殿（則秀）、侍所赤松兵部少輔、赤松左京大夫入道性具、赤松刑部少輔、赤松彌次郎、赤松伊豆守貞村、赤松三郎則繁、赤松新藏人、赤松中務大輔、赤松伊豫守義雅、赤松次郎法師、赤松廣瀨兵庫頭持方。次に文安年中御番帳に、赤松中務大輔、赤松上月大和入道、赤松上月治部少輔、赤松次郎、赤松二郎法師、赤松彌五郎等見えたり。

赤松氏の紋章に關しては見聞諸家紋に、

具平源氏
赤松兵部少輔政則

と載せ、また日本紋章學に「其宗紋、宗家は二引兩に三頭左巴を用ゐ、一門は二引兩或は三頭左巴を用ゐたり、赤松家譜略記に赤松氏と同一紋章を用ゐるものを稱して御紋衆と呼びしこと見えたり、即同書の記する所によれば、その一門たる七條、伊豆、有馬、上野、在田、本江、廣瀨、永良、葉山を稱して御一衆族と稱し、これと同紋を用ゐし、下野、遠江、能登、宇野、間島、上月、柏原、別所、魚住、三枝、大田、佐用、釜內、豊福、中島、中山、得平、福原衣笠、水田、內海を稱して御紋衆と稱したり」と見ゆ。

赤松氏は播磨を中心として諸國に蔓る、よりて其の遺跡天下に多けれど時に異流あり今諸國の地誌により諸國赤松氏の主なるものを擧げむ。

1　播磨の赤松　此氏は則村以來白旗城に據る。三男則祐これを嗣ぎ、其の子義則

其子滿祐、其子教康なり。嘉吉の變滿祐將軍義教を弑す、よりて封を失ひ族殆んど盡く。應仁の亂、遺臣次郎法師丸政村を奉じ東軍に黨して故封を復す。政村姫路及び置鹽に居る。其の嗣義村家臣浦上村宗に弑せれ、其の子晴政・村宗を誅して故地を復す。其の子義祐、其の子則房秀吉に降る、秀吉これを阿波に徙し一萬石を給せしが關ヶ原の役西軍に應じて嗣絕ゆ。

2 備前の赤松 赤松則祐尊氏に味方して備前の守護となり滿祐に至り之を失ふ。應仁の亂政則これを復す、其の嗣義村・浦上氏に弑せられ赤松氏衰へて終に浦上家臣宇喜多氏に奪はる。

3 美作の赤松 美作もほゞ同樣にして則祐次いで義則守護たりしが滿祐これを失ひ、政則これを復す。政則嵯峨山に築き族孫三郎教政を置く。後浦上後藤等勢を得、遂に宇喜多氏の有となる。赤松守護の頃一族上野介弓削庄を領す、この家は則祐の末子兵庫助持則―上野介持祐―兵庫頭祐利―民部少輔則實弟孫二郎政利なり。

4 紀伊續風土記「日高郡切目庄に赤松城跡あり、土人傳へて赤松入道の城跡と云ふ」と。又名草郡伊太祈曾神社の權禰宜に赤松氏あり、又寛文記「牟婁郡寺谷下番村赤松屋敷を播磨赤松の屋數」と云ふ。

5 和泉和泉郡に赤松氏あり、慶長年間坂本新田を開發す。

6 攝津菟原郡山路城は觀應年中赤松範顯居る、又赤松信濃判官彥五郎則實籠ると。康正二年造內裏引付に「赤松治部少輔殿攝州有馬郡段錢」と見ゆ。

7 伊勢飯高郡に赤松彥次郎教康の墓あり教康は伊勢國司北畠氏に攻殺されし人也。志摩に赤松氏現存す。

8 丹波の赤松氏 康正二年造內裏引付に「拾貫文、赤松刑部大輔殿、丹波國春日郡段錢」と見ゆ。

9 但馬考等云ふ、赤松廣通天正年間竹田城主となる。又養父郡八鹿村內の大森と云處に赤松左兵衛廣秀の墓あり、其碑文に「竹田城主赤松左兵衛尉廣秀、慶長五年甲申十月廿八日卒、行年三十三歲」とあり、惺窩文集には諱を廣通とす。廣秀は因幡にて終りしも仁政多かりしにより此處に墓をつくると。

10 阿波國御衣御殿人子細事、正慶元年十一月文書に赤松藤三郎大夫、元弘三年十一月文書に赤松右滿允見ゆ、(徵古雜抄)阿波忌部の裔かと。

11 三河渥美郡伊川津七黨に赤松氏あり。

12 常總の赤松氏 永正十三年赤松民部・多賀谷氏の命にて和賀十郎を殺す。水府志料附錄、菅谷先祖は赤松從三位、赤松但馬守など云ふ、此の族ならん。常陸新志補手古丸城は天正中小田氏の臣赤松則實入道凝淵齋これに據ると、關東古戰錄に木田余の赤松凝淵見えたり。

13 波岡城主北畠顯義の家臣に赤松隼人あり。

14 磐城國田村郡に赤松顯則あり、明德年間常葉の朝日館に據る。

15 奥平氏先祖に關する傳說に赤松氏あり。安藝の赤松則淸・治承中來りて鎌倉に仕へ、其の子則景・兒玉の族莊忠行の後を繼ぎ、氏行と改む、上州に移り奥平氏と稱すと。オクダヒラ條を見よ。

16 應永正長の頃赤松義祐豐前國京都郡にあり。

赤間物部 アカマノモノノベ 赤間にありし物部族を云ふ。天神本紀に天物部等二十五人の一に此の氏あり。赤間の地名多け

赤間 アカマ　長門國豊浦郡の有名なる赤間關の外、筑前國宗像郡に赤間村あれど此の氏は最初長門に發し、筑前にも移りしが如く考へらる。大同類聚方に長門國赤間物部、赤間瀧連等を擧ぐればなり。

1　赤間稻置　大同類聚方巻三十一に長門國〇末（一本赤萬）稻置乃家、また巻五十四に長門國赤間稻置、また巻六十一に赤間之稻置などを載せたり。蓋し後述赤間物部（アカマノモノノベ條を參照）の部長たりし氏にて此の地の稻置たりしならむ。其の藥方元は彦火々出見尊傳ふる方とあれば、或は尊と何等か緣故あらんか。

2　藤原流　恐らく赤間稻置の後ならんと思へど後世赤間氏は其の系圖に藤原氏と云ひ、赤間河内頁遠の後なりと稱す。海東諸國記に「忠秀　丁亥年、使を遣はし來りて觀音現像を賀す。書して長門州赤間關鎭守高石藤原忠秀と稱す。辛卯年又使を遣はして來り、我漂流人の事を報ず」また「忠重　丁亥年、使を遣はし來りて舍利分身を賀す、書して赤間關大守矢田藤原朝臣忠重」とあるもの、或は此の族なるべし。赤間氏は猶ほ筑前及び越中等にあり。

赤万 アカマ　前條に云へり。

赤馬 アカマ　筑前に赤馬庄あり、庄園目錄に「法金剛院領、御府文書應永廿、上西門院領、島田文書」と見ゆ。筑前赤間氏は此の庄園と關係あるべし。

赤磨 アカマ　下野國都賀郡赤痲より起りしか、こは延喜式朱間馬牧のありし地也。

赤間瀧 アカマタキ　連姓にして赤間瀧連と云ふ。大同類聚方に「赤間瀧速（連の誤ならむ）遠の方に世々秘する所の方、元は彦火々出見命の芦穗等に傳ふる所の方也」と載せたり。蓋し赤間稻置の一族にて物部氏の族なるにより連姓を賜ひしものと考へらる。

赤松 アカマツ　播磨國赤穗郡赤松より起る。されど他國發生のものもなきにあらず、後に云ふべし。播磨赤松氏は天下の大姓にして其の族類極めて多く、而して一般に村上源氏と稱するも、其の發生に關しては徵證乏しく、果して然りしや否や疑なき能はず。赤穗郡は古代秦氏の繁榮せし地なり、貞觀六年八月紀に「播磨國赤穗郡大領外正七位下秦造内痲呂、借りに外從五位下に叙す」と、有勢なりしや明白なりとす。よりて思ふに此の秦氏・系を雲上家に架して村上源氏と稱せしにあらざるか。郡内に大酒神社あり、秦氏の奉齋にかゝる。されど諸書盡く村上源氏と云ふが故に、暫く其の說に從はん。赤松氏の村上源氏なる事は、尊卑分脈に　村上天皇―具平親王―師房―顯房―雅兼―定房（文治四薨）―定忠―師季―（赤松）季方―季則―頼則（播磨守號山田入道）―則景（播磨權守）―家範―久範（號赤松）―茂則―則村（始めて播磨國守護職を拜領す）―則祐（播磨國守護・赤松惣領）と載せ、又太平記にも「播磨國の住人村上天皇第七の御子具平親王六代の苗裔、從三位季房が末孫に赤松次郎入道圓心とて、弓矢取て無雙の勇士有り」と載せ、赤松家條々事には「季方・始めて赤穗郡赤松庄に住む、これより赤松と曰ふ。季則。佐則・播磨守白幡城に住む。則景。佐用郡長谷高山城に住む。則村・御俗名孫次郎殿、播磨守御道號月澤、御法名圓心」と載せ、赤松記には「爰に赤松の初を申さば、人王はじめて六十二代村上天皇と申、其御子具平親王より三代、右大臣顯房の御子、第一は中院左大臣雅房と申、久我殿の御先祖なり、第二丹波守季房の御子のとき、播磨の國佐用

庄赤松谷と、いふ所にながされ給ひて、其子孫住給ふ。かくて五代目を則景と申、此人宇野といふ所を知行し、宇野名字の元祖なり。此時關東に下り給ひて、北條どの緣者となつて、建久四年七月四日、佐用庄地頭職を、賴朝の御下文御拜領なり。是よりして宇野播磨權守則景と申、其弟二人あり第二は宇野新大夫則連、其弟得平三郎これなり、是は佐用庄の内得平名といふを取たるにより則ち得平と名乘る。今に出井分と申は此所なり。則景より四代目を次郎家則と申、其子則村赤松と名乘、赤松孫次郎と申、法名圓心、此時播磨、備前、美作三ヶ國御取候。圓心の御子を則祐律師、天台山大塔宮の候人なり、後に將軍家につかへ大忠ありし人なり」と載せたり。

次に赤松系圖には「村上天皇—具平親王—師房—顯房—雅定—定房(實雅兼卿男)…定忠—師季—季方—季則—賴則(播磨守)—則景(播磨守)—久範(號赤松左衞門尉)—茂則—則村」とし。淺羽本には具平親王—師房—顯房—

—雅實-雅定-定房-定忠-師季-季方—

—季房-季則-賴則-則景-家範-久範—

—茂則—則村

—季則 天文年中赤松系圖、錯即此季則子孫也と書す、故に板本悉くあやまり、世人之れを知らざるあり、秘すべし、秘すべし云々

次に赤松略譜には、「定房堀川家を嗣ぐ、此れ赤松氏の太祖也、定房の子正三位大納言定忠、其の子從三位左中將師季、然れども師季・播州佐用の庄に配流せられ、而して播州に於いて一子を生む、季房と號す。其頃勅免ありて播州を領す。季房又從三位侍從に任ぜらる。これより當家の家名赤松と稱す」とあり。

其の他赤松氏の出自を記すもの多けれど、以上と大同少異なれば之を略す事とせり。要するに季房以前は信用すべからざるが如し。次に則村以後の略系を淺羽本によりて擧ぐれば次の如し。

則村(次郎)—範資(信濃守 左京亮)—光則(七條治部大夫)—滿弘(安房守 大夫判官)—教弘(孫次郎 治部少輔)

　　—師則—範次(左衞門尉)

—範久(伊豆守)—光順(書)

　　—教久(孫次郎)—則勝(播磨頭)

—兼賴(信濃五郎)—元久(七條殿人)—政資(又次郎 刑部少輔)—義村(次郎)

—貞範(筑前守)—顯則(中務少輔 出羽守)—滿貞(刑部少輔 出羽守)

　　—則賴—賴則

—貞村(伊豆守)—教則(刑部少輔)—範行(兵部少輔)—元範

—貞祐(孫二郎 刑部少輔)—元祐(伊豆守)

—則祐

—氏則(彈正少弼)—氏春(四郎左衞門尉)—松壽丸

—氏康(五郎)—家則(孫三郎 上總介)—僧

—義則(上總介 左京大夫)—滿祐(左京大夫 大膳大夫)—教康(彥二郎)

　　—祐尚(常陸守)—則尚(彥五郎)

　　—則友(兵部少輔)—友如

　　—義雅(伊豫守)—性存—政則(左京大夫)—義村(實七條殿人政資息)

　　—晴政(上總介 左京大夫)(政村)—義祐(上總介)—則房(左兵衞佐 上總介)

　　　　—則家

—滿則(左馬助 大河內 播磨守)—滿政—滿直

　　—教政

—時則(三河守)—祐利(兵庫頭)—則實(新次郎 兵部少輔)

—持則(上野守)—持祐—祐定

—義祐(在馬出羽守)—持家

—祐秀

而して則房の譜に「關ヶ原亂に石田治部少輔に一味して切腹、赤松嫡流、此時絶畢る」とあり。

其の一族極めて多し、即ち赤松家風條々事に

御一家衆　七條殿　伊豆殿　有馬殿　上

赤林 アカバヤシ　太平記卷十六に赤林氏あり、又水戸藩の重臣に此の氏あり。

1 清和源氏足利氏族　仁木の庶流にして抱嚢荷を家紋とす。

2 藤原流　家康の臣伊藤牛四郎重氏の子牛兵衞重安、外舅赤林重道の名跡を繼ぎ赤林を稱する事寛政系圖に見えたり。家紋抱嚢荷、七枚葉櫻花。

3 尾張志に海部郡新屋村の人赤林孫七郎武衞家に仕へ、後織田信友に與して天正廿二年萱津に死す、其の子を掃部と云ふと。又京極殿給帳に赤林權左衞あり。

吾川山 アカハヤマ　吸江寺文治三年文書に土佐國吾川山庄、上谷川村事、右所領は道祐重代相傳の私領なり云々、三浦下野守と見ゆ。

赤日 アカヒ　昭慶門院領目錄に山城國赤日庄あり。

赤孫 アカヒコ　三河國寶飫郡に赤孫郷ありて和名抄に安加比古と註し、又神名帳赤日子神社あり、安曇族の神なりと云ふ。

赤平 アカヒラ　武藏秩父に此の地名あり

赤廣 アカヒロ　信濃國の氏なり。

赤生 アカフ　和名抄に信濃國水内郡赤生郷あり、安加布と註す。

赤淵 アカフチ　但馬國朝來郡に赤淵神社あり、式内の名社にして日下部傳説に出づ或は赤淵も人の名にて、日下部氏の祖表米の家臣なりしと。此の氏は此の地より起りしか、丹波志に「赤淵勘解由左衞門、子孫夷村」と見ゆ。

赤穗 アカホ　播摩に赤穗郡あり、和名抄阿加保と訓ず。又中世赤穗庄あり八幡緣事抄及び東南院文書に出づ。金澤文庫の撰解文集に此の氏見え、又信濃等に現存す。

赤鉾 アカホコ

赤星 アカボシ　鎭西の名族にして肥後國菊池郡赤星より起る。菊池系圖に

經宗—經直—┬隆直—隆定—能隆—隆泰—有隆(赤星三郎)—┬某—武貫(掃部助)
　　　　　　└經俊(赤星祖十郎)—經繼—經泰(赤星)

(但し各種の菊池系圖多く經俊を經直の兄弟とす、或は其の方よかるべし。)

とありて、有隆の譜に「文永十一年十月廿日、壹岐對馬筑前所々に於いて軍功あり。蒙古大將を討取る」と載せたり。猶ほ一本菊池系圖には「隆定—有隆(赤星三郎)」とありて其譜に「人皇八十九代龜山院御宇、文永十一年甲戌十月廿日、筑前國鎌形に於いて、蒙古襲來の敵を討伐し、追うて對馬國に到り、蒙古の將を戮す。是に於て流血衣を染め赤星の如し。事叡聞に達し、上洛龍顏を拜し奉るの次、勅によりて前衣を改めずして禁闕に入り綸言あり、曰く『有隆の姿は赤星に似たり、爾來菊池を改め赤星と稱すべし』云々と見ゆ。有隆—遠基—武生—武續—武則—兼規—爲繼—政續—武規—重隆—親家—統家—武明(續菊池家)—宗家—武重(大坂城に入仕秀頼)なり、事蹟通考所載赤星系圖には藤原有隆(赤星三郎)—遠基—武貫弟武生(實菊池武時の八男)—武續—武則(弟津江三郎武元—武定)—武次弟兼規—爲繼—┬政續—重規—┬武規
　　　　　　　　　　　│　　　　　　　└治眞(新開圖書助)
　　　　　　　　　　　├有續—房繼
　　　　　　　　　　　└重生—武統—重行

┬有續—親實—親國—統景
├重隆—親家—統家—親高
└鑑直—鎭直—統英—隆光

と見えたり。家紋鷹羽。

肥後國玉名郡大津山は赤星居城の迹と稱す赤星家傳に「弘安年中、菊池武房弟赤星播

磨守有隆、蒙古襲來防戰の勳功に依りて、玉名郡七百町、豊前規矩郡、肥前神崎郡等を賜はり、城を大津山關に築て之に居る」と見ゆ。太平記三十三に赤星掃部助武貫あり、又菊池持朝政隆二代の侍付に、赤星九郎重親、赤星遠江守有信、赤星中務丞有繼、赤星修理允有直（以上嘉吉三年）赤星右近武親（一本規）赤星飛彈守房繼、赤星大藏少輔重生、赤星安藝守有繼、赤星安藝守親家（以上永正元年）また永正二乙丑年十二月三日、阿蘇惟長を迎ふるに際し菊池氏重臣八十四人の連判狀に赤星彈正少弼重規、赤星大藏少輔重生、赤星右近允武規、赤星飛驒守房繼、赤星安藝守有積を載せたり。應永九年赤星遠江守・探題澁川滿頼を破り肥前綾部城を圍み、三根神崎二郡を略し千栗に居り、以つて菊池守護代と稱せし事鎭西要略、肥陽古跡記等に見ゆ。天文の末年菊池氏亡ぶるに及び、赤星氏・守護代と號して隈府城に居る。肥後國志に「赤星筑前守重隆（初左近大夫）は其頃より隈府城に在り、其子安房守親家相續て大友の幕下に從ふ」と見ゆ。

以上肥後の赤星氏の外、奥州に赤星氏あり。赤星五郎・南部師行十六將の一にして武田修理と共に田名部の目代となる。後世蠣崎藏人信純亂を起し赤星氏を鏖す。

赤堀　アカホリ

伊勢國三重郡赤堀村、上野國佐波郡（佐位郡）赤堀村等より起る。數流あり。

1　秀郷流藤原氏　上野の赤堀より起る、名跡志「足利二郎泰綱の四代、孫太郎教綱、始めて在名を呼びて赤堀氏と云ふ」と見え、又上野國志所載足利系圖に田原忠綱の子忠廣・孫太郎、伊勢國三重郡赤堀に移住して赤堀太郎と號す」と載せ、赤堀系圖には足利田原又太郎忠綱の男赤堀忠廣・男良綱「赤堀孫次郎、養和元年伊勢國三重郡赤堀より上野國赤堀に移住」と見えたれど信じ難し。其の子、孫二郎信綱―孫七郎村綱―孫五郎爲綱―彌五郎光綱―彌太郎頼綱―彌助則綱・享徳年度成氏に仕へ、武州村岡役に高名す。其の子晴綱―綱行―綱廣―綱道―武綱―資綱とあり。又佐野の一族にも藤次郎、新次郎等見ゆ。寛政系譜家紋三頭左巴、庵内八十萬、丸の内茶實。

2　工藤流　伊勢の赤堀より起る。勢州四家記に「赤堀、濱田、羽津は元一家にして田原又太郎忠廣の末なり」また「羽津先祖は赤堀衛門大夫と云ふ」と載せ、三國地志三重郡赤堀又太郎條に、「按・藤太秀郷十二世佐野小二郎景綱八世孫太郎景信後田原肥前守と云、初て赤堀に居住、嫡を羽津にをき、二男を赤堀にをき、三男を濱田にをき、各數世居住すと云」と載せ、又赤堀刑部大輔、同朴月齋入道、同左太郎秀定等を擧げたり。名勝志には景信一に秀宗に作る、下野赤堀庄より來る、長子景宗（一に盛宗）羽津に、二子秀宗本城に、三子忠秀濱田に」と見ゆ。斯く伊勢の赤堀を上野と同様秀郷流藤原氏とするは信じ難し。中興系圖に「藤原本國伊勢、紋三巴、庵、三ノ字、工藤分流」とするを寧ろ可とすべし。猶ほ朝明郡中野城主も赤堀氏にして、藤左衛門なるものありき。

3　美作勝南郡岩見田村に赤堀氏あり、源姓にて東作志に祖先を西村左近宗高とす。其の他同志猶ほ此の氏を二三載せたり。

4　其の他　尾張（熱田）、美濃、志摩、武藏等に此の氏あり。又新編武藏風土記橋樹郡に赤堀屋敷跡（赤堀入道某）を載せたり。

と註し、高山寺本には阿加波とあり。次に長門國豊浦郡（もと大津郡）に阿川村あり吾川、吾河、阿川、文字異なれど皆同一なるべし。此等の地より起りたる氏は順次左に記さむ。

〇吾川直　拾芥抄、姓名錄抄等に此の氏あり、伊豫或は土佐の吾川鄕より起りしなるべし。

吾河　アカハ　ワカハ　伊豫の吾河鄕より起る。新居氏の族なり、矢野系圖、今井系圖及び豫章記に見ゆ。ワカハ條を見よ。

阿川　アカハ　長門の阿川より起る。安西軍策に阿川太郎、又人吉相良藩の用人に此氏あり、新編武藏風土記埼玉郡八條村阿川氏條に「系圖及び大内家より與へし感狀等數通を藏せり。祖先阿川掃部助盛康は其出る所詳ならず。家系には將軍義尙同腹の弟にて幼名を乙若丸と呼しと云、されど足利系譜に盛康と云もの所見なし。且此人大内氏の家臣にて將軍家の連枝とは思はれず。盛康、大内敎弘、政弘等に仕へ戰功ありて長門國三隅庄其餘所々を采地とす。盛康が子三郎弘康、其子孫七郎康政、文龜元年豊前國馬岳の合戰に菅原新左衞門を討とりし功によりて、周防國香河にて采地を加增す。其子掃部允綱康も數度戰功を顯はし、大永三年石見國にて戰死せり。其子孫七郎康次は天文三年七月二十日豊後國にて討死せしが、子なきを以て其弟乙若丸家を繼、彌七郎康長と名乘、天文二十年陶尾張守晴賢謀反の時尼子氏へ使者として赴き、後石見國に退去せりと云。大内記に『天文二十年八月二十九日義隆、阿川太郎隆康を使として冷泉判官黑川近江守等が陣所へ遣はせしに、隆康彼陣所に至り命を傳へし後ただちに落行し』とあり。是康長が一族などなるべし。康長が子三郎兵衞康久はじめ關東に來り、岩槻の城主北條氏に仕へり。天正十八年彼城沒落の後當村に土着して今の三郞兵衞まで五代なりと云、所藏の文書十一通あり」と載せたり。

赤場　アカバ　日下部氏の族なる朝倉氏の庶流と云ふ。

赤萩　アカハギ　上野國山田郡に赤萩村あれど、此氏は陸中國磐井郡赤萩より起る。二流あり。

1　奥州藤原氏、平泉藤原の一族にして系圖に「秀鄕—千時—千淸—下野守正賴—五郡大夫賴遠—出雲權介連國—國妙、赤萩祖」と見ゆ。連國は亘理權大夫經淸の弟にして淸衡の叔父なり。

2　桓武平氏、葛西氏の族なり、蜷川親俊日記天文八年七月條に「奥州笠置（葛西の訛）同名赤萩伊豆守、貴殿へ御禮にまゐる」とあるによりて知るべし。葛西記附錄所載天正七年の文書に「奥州葛西、赤萩三河守」と見ゆ。

赤橋　アカハシ　相模國鎌倉鶴岡八幡の赤橋より起る。尊卑分脈に義時—重時—長時—義宗—久時（號赤橋）と見え、其子守時は鎌倉幕府十六代の執權なり。桓武平氏系圖には長時（號赤橋殿）と見え、北條系圖には武藏守義宗、赤橋駿河守（建治二年八月十七日卒）其の子刑部少輔（武藏守）久時、其の子相模守守時（鎌倉に於て自害）其の子益時と記す。守時の弟に左近將監時英及び駿河守宗時あり、又宗時の子に駿河太郞重時あり。太平記三に赤橋尾張守、十に赤橋前相模守盛時、十二に「伊豫國には赤橋駿河守が子息、駿河太郎重時と云者有て立烏帽子峯に城を拵、四邊の庄園を掠領す」と見ゆ。立烏帽子山は伊豫温泉郡にあり。新編武藏風土記荏原郡條に「嚴正寺法圓上人は北條陸奥守重時の五男にして幼名を時千代と云ふ、箱根別當所にて薙染して名を

重圓と改む。寛元元年の春、叡山に登り南界祕密の灌頂を承け、十八歳の春より南北に名師を尋ね名を法圓と改む。按ずるに北條系圖に重時六男一女ありて法圓を載せず幼稚にして出家せしにより略して記さざる歟。第二世法密上人は法圓の兄、近大夫茂時の子なりと云ふ。茂時も系圖には見えず重時の子に赤橋太夫將監長時、鹽田左近將監義政二人ともに男子一人ありて法密の事は見えず、法密はやく密敎を奉持して奥旨を極めたり」と見ゆ。

赤埴

赤埴　アカハニ、アカバネ　下野國芳賀郡赤埴（後世赤羽）及び大和國宗陀郡赤埴村より起る、從つて二流あり。

1　藤原氏　下野の赤埴より起る。君島系圖に永祿中、赤埴伊豫守藤原綱雄、同大膳亮綱安を載せたり。赤穗の義士赤埴源藏重賢も藤原と云へば、この流か。

2　三輪氏後裔、大和宇陀の赤埴より出でし氏にして、宇陀郡內の名族、戰國の頃には十市遠忠の麾下として二萬石程の地を領せりと云ふ。此の氏赤埴家系譜に三輪大明神、大己貴尊後胤大神姓、稱して赤埴と號す。祖國、大和國宇多郡、氏神三輪大明神、室生龍穴神社、産土神赤埴大明神、須勢理比咩命。旗紋、三重鱗幕紋桔梗、家紋三重鱗、代紋丸立浪、桔梗。

大神宿禰大友主命後裔、大神宿禰赤埴定足（宇陀郡大領、大寶三年卒七十八歳）―安與（宇陀大領）―峰安（塚脇郡領）―友安（赤埴庄司大夫）―安忠（比有館大夫）とあり。上古大國主神が嫡后須勢理媛と共に宇陀の室生岩窟に入り、五百引の石を以て之を塞ぎ、赤土を以て其口を塗る、赤埴の稱此處に起ると云ふ。かゝる傳説より室生龍穴神社を氏神とせしならむ。安忠の子には比和田庄司則與、高見監物與猶、大神權進正安の三人あり、而して與猶の子に室生庄司太夫光安、赤埴五郎太大夫安峰の二人あり、安峰は文德朝宇陀郡司職兼室生別當となる、その子莊司次郎安則―母里莊司大領孝安―爲安―久安―則安―安重―安元―道俊―安憲―安信―永安―記爲―盛安（源頼政に仕ふ、宇治にて戰死）―盛則―光峰―忠矩―元近―安證（護良親王に仕ふ）―安頼―安朝（赤埴城主）―景安―執安―胤安―澄安―祐安―範明―美安―安詮―弟安正（實は土岐氏頼末子）―信安―安忠―安久―廣安―秀富―久富―頼康―頼仲―安富なり。景安より安忠に至る迄、代々北畠氏に仕へ重んぜられしと云ふ。

赤羽

赤羽　アカバネ　伊勢地方並に信濃方面に多し。

1　伊勢地方の此の氏は勢州四家記に「渡會郡の住人赤羽新之丞、長島城を預けらる」と見え、又紀伊續風土記牟婁郡赤羽鄕條に「伊勢記に志州住人赤羽新之丞とあるは、此人此所に住せしと聞ゆ」とあり。此等より察するに牟婁郡赤羽鄕より起りしものと考へらる。

2　信濃の赤羽氏は清和源氏小笠原長清六代孫正興より出で、戰國の頃飯綱城主赤羽兵部あり。紋章丸に違鷹羽なりと云ふ。

3　松山板倉藩用人に此の氏あり、又奥州磐城地方にも存す。

赤羽根

赤羽根　アカバネ　三河國設樂郡に赤羽根村あり、康正二年造內裏段錢引付に「百二十五文、伊勢因幡入道殿三河國赤羽根鄕段錢」と見ゆる地にして、外宮出納所給人引付に「觀應元年七月の廳宣、三河國渥美郡赤羽禰七郎次郎、御贄千鯛百隻を寄進す」とあり。

赤羽禰

赤羽禰　アカバネ　前條氏に同じ。

事記第一に、大和國宇陀神戸云々、縣造宿禰吉宗と見ゆ。こは宇陀縣主弟猾の後なるべし。

縣守　**アガタモリ**　縣主、縣造、縣君、縣直若しくは小國造の如く縣郡を支配せしものの總稱なり。和名抄武藏國橘樹郡に縣守鄕あり、安加多毛利と註す。又備中に縣守淵あり。

赤地　**アカチ**　日向記に赤地甲五郎あり。

赤池　**アカチ**　アカイヶ條を見よ。

赤津　**アカツ**　岩代國安積郡赤津村より起る。新編會津風土記赤津村條に「此村もと常夏川の東西に散在し、東に赤津治部左衛門、西に栗森備中とて、二人の地頭ありて各東西を分ちて領せしが、赤津後に栗村を討て其の地を押領し、己が名字を以つて村名とせしとぞ」と見ゆ。また天正十七年六月葦名義廣より赤津彈正忠に與へし書、舊事雜考に見ゆ、こは伊藤彈正の事なりとぞ。猶ほ信濃にも赤津氏あり。

赤對　**アカツイ**　丹波志氷上郡條に「赤對氏子孫、同谷三原村、本家赤對淺右衛門、分家多し」と見えたり。

赤塚　**アカツカ**　東鑑四七、四八、五十に赤塚藏人資茂あり、古くより名族なるを知

るべし。尊卑分脈に見ゆる利仁流藤原氏の外、猶ほ數流ありしが如し。

1　吉原齋藤族、尊卑分脈に「藤原魚名玄孫利仁四世孫吉原則光―則重―助宗―宗景。宗景は赤塚右衛門大夫と號し、又赤塚と號づく」とあり。又中興系圖に、吉原四郎則光四代右馬允宗景これを稱すと見ゆ。

2　武藏北豊島郡に赤塚村あり、同村泉福寺曆應三年の鐘銘に豊島郡赤塚と見ゆ、鎌倉大草紙二に豊島方に赤塚氏あり、此の地より起りしなるべし。

3　鏡氏流　伊豆國賀茂郡赤塚より起ると云ふ。新編會津風土記河沼郡笠目村條に「館迹、赤塚藤內定景と云ふ者住せりと云ふ。系圖を按ずるに、遠祖鏡六郎定友は北條泰時に屬し、伊豆賀茂郡赤塚を領せり、其の孫藤次親定と云ふ者會津に來り、葦名盛宗に仕ふ。其の遠孫內匠介定則始めて此地を領す、定景は其の子なりとぞ、葦名家の忠臣也。其の子藤太郎、盛隆の諱を賜はり信隆と名乘る、子孫會津藩に仕ふ。又岩代耶麻郡新宮村熊野社の棟札に赤塚彥兵衛あり、會津郡只見村瀧神社の神職にもあり、又磐城國にも此

の氏を見る、同族か否か。

4　島津家々臣に此の氏あり、天正頃源太左衛門眞重なる人ものに見ゆ。

我妻　**アガツマ**　義經記に上野國には「とね、あがつま」と載せたり。アツマ條を見よ。

上妻　**アガツマ**　磐城地方に此の氏あり。

揚妻　**アガツマ**　我妻氏と同族か、磐城方面に此の氏あり。

赤土　**アカツチ**　天台座主記に遠江國赤土庄見えたり。

赤鶴　**アカツル**　越前に此の氏あり。

赤泊　**アカドマリ**　佐渡國羽茂郡赤泊村より起る。羽茂の本間の庶流にして赤泊城に據り廿三ヶ村の地頭たりき。天正中に至り赤泊三河守高頼、上杉景勝に亡さる。

赤名　**アカナ**　次に云ふ赤穴氏と同族にして三善氏の族なる佐波氏の一族なり。佐波系圖に清政―顯清―實連―常連、初善次郎四郎、備中守、掃部助、出雲飯石郡赤穴庄職、其の子赤名顯清、後に中川氏と稱す、其の子弘行なりと見ゆ。

赤穴　**アカナ**　出雲石見の著姓にして出雲國飯石郡赤穴より起る。赤名氏に同じ。其の系圖に佐波實連の二男赤名常連（正平九

分家）―顯清―弘行―伯耆守幸清―駿河守久清―信濃守光晴―右京亮幸清（永祿元尼子石見入從軍）―備中守光淸―宮內尉元隅とあり。右京亮は安西軍策に尼子方として赤穴右京亮を擧げ、又備中守光淸は大內義隆記に見ゆ。大內氏實錄に「天文十一年、大內氏の兵雲州に入侵す、六月其先陣をして飯石郡赤穴の瀨戶城を取らしむ、七日瀨戶城を攻む。城主赤穴備中守光淸よく戰ふ、我軍利あらず。七月廿七日瀨戶城を攻む、光淸出戰す、我軍また利あらず、死傷頗る多し。この日光淸矢に中り城中に歸りて死す毛利元就・光淸が死せるをきゝ停調す、光淸が父久淸は二孫滿五郞盛淸を具して月山に籠城し、此には嫡孫與次郞詮淸と光淸が弟新兵衞尉定淸ありけるが、毛利氏の言に從ひ降を乞ひ退去す」と。其の後永祿三年毛利勢亂入の時、赤穴左衞衞門尉以下降伏の事、陰德太平記、懷橘談等に見えたり。出雲國出雲郡比布智神社天文廿四年の棟簡に赤穴彈五郞を載せたり。又伯耆の赤穴氏はアカエイを見よ。

赤鍋 アカナベ　次に云ふ茜部の後裔か、尾張國帳社茜部神社は赤鍋村にあればなり。

茜部 アカナベ　美濃尾張地方にありし部の民にして物部の一派なるが如し。美濃國稻葉郡に茜部神社あり、延喜神名帳に見ゆ。東大寺要錄茜部莊は此の地なるべし。又尾張國中島郡に和名抄茜部鄕を收め阿加奈倍と註し、又尾張國內神名帳同郡に從三位茜部神社を收む。美濃稻葉神社の調査より云へば、茜部は物部氏の一派にして、一族中島郡にも移り、稻葉神社、並に茜部神社を勸請せしが如し。兩地の金神社も亦然り。なほアカネ條を見よ。

赤沼 アカヌマ　磐城國田村郡赤沼より起りしなるべし。この地の事は、古今著聞集に「陸奧國田村郡の住人馬允何某といふをのこありけり、赤沼といふ所に鴛の一つかひゐたりけるを射ければ云々、此所は前刑部大輔仲能朝臣が領になむ侍なり」と見ゆ。又仙道表鑑に「天正十二年九月、岩城常隆赤沼と云ふ城へ押寄、田村方と一戰あり」とあり。赤沼城は赤沼彈正の居城なり、田村大膳大夫淸顯公家中記に赤沼右馬允（赤沼）と見ゆ。馬允の後裔と稱せしならむ。信濃にも此の氏あり。

茜 アカネ　前述せし物部族なる茜部の後裔なるべし。古事談第二卷に茜忠宗と云ふ人見ゆ、茜部庄と緣故あるべし。

赤禰 アカネ　周防にあり、次の赤根氏に同じかるべし。

赤根 アカネ　安西軍策に山代の一揆に赤根氏見えたり。

茜屋 アカネヤ

上野 アガノ・ウヘノ・カウツケ　後の二者は各その條を見よ。アガノ氏は豐前國田川郡上野村の地名を負ひしにて朝鮮人尊階より出づ。初め細川忠興尊階を招き上野村に置き、侯の移封と共に肥後八代に移る。

赤野 アカノ　關西に尠からず。

1 丹後府志に丹後與謝郡金屋城（笠置城）には赤野源左衞門據ると云ふ、恐らく赤尾氏と同一ならんか。

2 又土佐國の名族にあり。南路志所載古鰐口銘に應永三十三年正月、安藝郡和食庄赤野大元常住と見ゆ。和食氏の事か。ワシキ條を見よ。

3 備前國和氣郡安養寺所藏應仁三年の奉寄附安養寺田地事に赤ノ彥次郞を載せたり。

吾川 アカハ、ワカハ　和名抄土佐國吾川郡を安加波と註し同郡內に吾川鄕あり。又伊豫國伊豫郡に吾河鄕あり、流布本和加波

雲三年五月紀に「縣犬養姉女等、巫蠱の事に坐して配流せらる。詔して曰く云々可婆爾を替へて遠流罪に治め賜ふ」と見ゆ。次いで寶龜二年九月紀に「犬部内麻呂姉女等の本姓を復して縣犬養宿禰とす」と見え、再び縣犬養宿禰を稱する事となれり。

寶龜二年三月十七日の凡海連豊成經師貢進文に縣犬甘宿禰直熊（河内國志紀郡大路鄕戸主志貴縣主忍勝戸口）また承和元年九月紀に「河内郡古市鄕人從六位下縣犬養宿禰小成、本居を改め右京一條に貫附す」など見ゆるは京に上らずして本居河内國にありしものなり。

3 縣犬養大宿禰　天平寶字八年九月紀に「内舍人正七位下縣犬養宿禰内麻呂等十五人を縣犬養大宿禰と賜ふ」と見ゆ。此内麻呂、前述の如く罪に依り此姓を貶され、一時犬部と稱し、寶龜二年、縣犬養宿禰の稱を復されたるも大宿禰の稱はなし。されど仁明紀に縣犬養大宿禰貞守を始め、文德紀淸和紀等にも大宿禰の人見ゆ。

4 縣犬養氏　前條氏の後なり、西宮記、權記等に見え、又金澤文庫の撰解文集に此の氏あり。

縣犬養橘　アガタイヌカヒノタチバナ　縣犬養連三千代、天皇の寵愛を受けて此の氏を賜ふ。後の橘姓の起原をなすものなり。○縣犬養橘宿禰　天平八年七月紀、葛城王の上表に「葛城が親母、贈從一位縣犬養橘宿禰、上は淨御原天皇を歷、下は藤原大宮に逮ぶ。君に事へて命を致し、孝を移して忠となし、夙夜勞を忘れ累代力を竭す。和銅元年十一月廿一日擧國大嘗に供奉し廿五日の御宴に、天皇忠誠之至を譽め、浮杯之橘を賜ふ。勅して曰ふ『橘は果子の長上なり、人の好む所、柯霜雪を淩ぎて繁茂し、葉は寒暑を經て彫まず。珠玉と共に光を競ふ。金銀を交へ以つて美を逾ふ。是を以つて汝の姓を橘宿禰と賜ふ也』、云々」と見ゆ。葛城王とは橘諸兄にして、これを橘氏の起原なりとす。されど縣犬養橘宿禰なる姓は此三千代一人に限るが如し。姓氏錄橘朝臣條には縣犬養宿禰東人の女從一位縣犬養橘宿禰三千代とあり。○伊勢の度會郡の高向の宇須野神社の相殿に縣神社あり、又黑瀨に橘神社あり、共に橘三千代夫人に緣故あらんかとの說あり、夫人は伊勢の人と云ふ說あればなり。

縣犬養部　アガタイヌカヒベ　犬養部の一種にして、縣犬養氏の管理に屬す、イヌカヒベの條を見よ。

縣使　アガタツカヒ、或はアガタノオミ　前者ならば田使（田令）と同樣に朝命を受けて縣を支配ずるの意と解すべく、また後者ならば縣主が原始的カバネなる使主を稱したるものと見るべく、何れより云ふも縣主と大差なく上古地方官名の名殘なりとす。此の職名も亦後世氏となれり、即ち左の如し。

1 縣使首　物部氏の一族にして姓氏錄大和神別に「縣使首、宇麻志摩遲命の後なり」と見ゆ。前述縣使なる職名を氏としそのカバネ首を添へたるものとす。

2 縣使　拾芥抄に見ゆ。

赤館　アカダテ　磐城國東白河郡赤館より起る。秀鄕流藤原氏、白河結城氏の一族ならむと云ふ。文明の頃赤館源七郞あり。又赤館山源七郞とも見ゆ。岩代國伊達郡にも赤館あり、伊達氏の據りし處とす。

赤館山　アカダテヤマ　白河結城の族と云ふ。棚倉往古由來記に「赤館山源七郞、一萬石領之」と見ゆ。前條を參照すべし。

赤谷　アカタニ　越後國北蒲原郡赤谷村よ

り起る。桓武平氏城氏の族ならんかと云ふ。室町時代赤谷左衛門秀勝あり、三條城主長尾俊景の亂に見附城を守る。

縣主 **アガタヌシ** 上古の地方官にして縣を領す、縣は後世の郡なれば縣主は郡領に相當し、小國造と家格を異にするのみ。其姓は多く首にして、直を賜はれるは國造に准ぜられたるものなり。詳細は拙著社會組織の研究第五編第三章を見よ。此縣主は古くは官職なれば姓と區別すべきなり。されど後世は姓の如く、否姓として一般に使用されたるのみならず、其の氏を稱せずして縣主なる名稱を直ちに氏としたるもの少からず。次に列記せるは皆其なり。郷名としては和名抄備中國後月郡に縣主郷あり安加多と註す、以つて縣主の治所を單にアガタと云ひしを證すべし。この地は後世門葉記に見ゆる縣主保ならん。次に神社としては伊勢鈴鹿郡に縣主神社、また加茂郡に縣主神社共に式内に列す、皆その地縣主の氏神なりとす。

1 中臣氏流 天平神護元年二月紀に「大和國添下郡人左大舍人大初位下縣主石前姓を添縣主と賜ふ」と見ゆ。添縣主は姓氏錄によれば津速魂命の男武乳遺命の後裔、即中臣氏と同祖なり。

2 武部流 姓氏錄、和泉皇別に「縣主、和氣公の同祖日本武尊の後也」また承和三年二月紀に「和泉國人、遣唐使准錄事縣主益雄、文散位文貞等、姓を和氣宿禰と賜ふ。本居を改めて右京二條二坊に貫附す」と見ゆ。詳なる事は和氣氏條を見よ。

3 美濃の縣主氏 大寶二年美濃國半布里戸籍に主帳進大初位下縣主弟麻呂、また中政戸縣主萬得、また中政戸縣主古麻呂等見え、また天平勝寶二年の美濃國司解に惠奈郡繪下郷戸主縣主人足、縣主息守など見ゆ。加茂縣主後裔か。

4 縣主首 除目大成抄に永觀元年、太宰主廚縣主首近守、長德三年、美濃權少目縣主首富茂等を載せたり。こは縣主なる職名を氏とし、其れにカバネ首を加へしなり。首とは縣主の稱する姓とす。

5 縣主宿禰 拾芥抄並に姓名錄抄に見ゆ。こは前條と同様、縣主なる職名を氏となしたるものなるが、更に宿禰てふ姓を賜ひたるものなり。

縣主前利 **アガタヌシサキト** 尾張の氏族にして連姓なり、承和八年四月紀に右京人勘解由主典正六位上縣主前利連氏益、姓を縣連と賜ふ、神倭磐余彦天皇第三皇子神八井耳命の後也と見ゆ。こは尾張國丹羽郡前刀郷にありし縣主が其の職名と地名とを重ねて氏とせしものとす。多臣氏の一族なり。

縣主族 **アガタヌシゾク** 縣主の一族なる事を其の儘氏とせしなり。美濃國半布里戸籍に、五保中政戸、縣主族鳥牛、外に戸十五戸、母に四人、妻に廿五人、妾に一人、寄人に六人見ゆ。

縣主人 **アガタヌシビト** 縣主配下の民なるべし。前條戸籍に、縣主人加尼賣、外一人を載せたり。

縣造 **アガタノミヤツコ** こは縣主と同一にして縣の首長なる點は兩者異る點なけれど唯家格に於いて彼れよりは一段高く、國造に准ぜられたる者とす。詳細は上代に於ける社會組織の研究を見よ。此の職名も後世氏として用ひられし事縣主と異なる事なし。次の如し。

1 縣造 美濃の國の氏にして大寶二年の美濃國半布里の戸籍に、上政戸縣造吉事外に二戸、母に一人、妻に五人を擧せたり。

2 縣造宿禰 大和の氏なり。太神宮諸雜

次郎は東鑑に見ゆ。

3　中國筋にも赤田氏現存す。

阿方　**アカタ**　本法寺過去帳に阿方孫兵衞尉を載せたり。

阿片　アカタ

安形　**アガタ**　遠江國濱名郡英多郷より起る。遠江國風土記傳等云ふ、駒場に安形伊賀、大崎に安形刑部の屋敷跡あり、安形刑部左衞門は天正中德川家に仕ふ。こは後述する縣氏と同族にて、濱名縣主郎ち古事記所載、遠江國造の裔ならんかと考へらる。然らば出雲氏の族也。

阿形　**アカタ**　播磨國賀茂郡阿形村より起りしかと云ふ。江馬氏富の後裔但正より出づと見ゆ。赤松記に阿方村は上月伊勢と申人の跡式とあり。

縣　**アガタ**　縣氏は縣主の後裔なるを常とす、縣主の事はアガタヌシ條を見よ。但し後世の武家にはアガタなる地名を負ひしものもあるべし。斯くの如く縣氏は各地の縣主の後裔これを氏としたるなれば其の流派頗る多し。今次に列擧せむ。

1　縣造　アガタノミヤコ條を見よ。

2　縣連　多臣氏の族、縣主前利連の後なり、承和八年この氏を賜ふ。アガタヌシサキト條を見よ。

3　縣直　縣主の國造に准ぜられて直姓を賜へるものを云ふ。よりて國造本紀は縣直を國造中に列す。拙著上代に於ける社會組織の研究を見よ。

4　縣守　アガタモリ條を見よ。

5　縣君　アガタノキミ條を見よ。

6　縣宿禰　縣氏の宿禰姓を賜へる者にて朝野群載、除目大成抄、姓氏錄抄等に見えたり。又肥前河上社元亨元年、延文五年、寛喜二年、文曆二年、安元二年、文治二年等の文書に權介縣宿禰見ゆ、當國の在廳官人たりしなり。元亨文書には秀通と署名あり。

7　美濃の縣氏　靈異記下卷卅一に美濃國方縣郡水野郷楠見村に一女あり、姓縣氏也（延曆元年）と載せ、また半布里大寳二年戸籍に寄人縣咋麻呂と云ふものを載す。何れも其地の縣主の後ならむ。殊に前者は此地の縣主たりし物部氏の裔なる證跡あり。拙稿稻葉神社志を見よ。

8　越前の縣氏　天平神護二年の越前國司解に足羽郡江上郷戸主縣入麻呂、足羽郷戸主縣大庭、伊濃郷戸主縣守麻呂等見ゆ。和名抄加賀郡に英多郷を收め、又神名式坂井郡に英多神社存す、昔縣主たりしものの後裔なるべし。

9　陸奥の縣氏　奥州後三年紀に縣小次郎次任と云ふもの見ゆ。

10　讃岐の縣氏　貞觀八年十月紀に「香河郡百姓縣春貞」と云ふもの見ゆ。

11　丹後の縣氏　注進丹後國諸庄郷保惣田數目錄帳に、「武元保三町九段三百三十三歩、縣彌次郎、」又同書に武行保、一町一段、縣彌次郎」とあり。

12　遠江縣氏　濱名縣造の氏神たりしと思はるゝ式内英多神社の神主家に縣氏あり。

13　下野の縣氏　下野國志に足利郡八幡村八幡社の神主を縣因幡と載す。

14　信濃の縣氏

15　日向の縣氏　日向國臼杵郡縣庄にありし土持氏を云ふ。この地和名抄臼杵郡英田郷の地なり。此の土持氏は土持氏の本家にして延岡城は此の縣土持氏の故城なりとす。天正六年四月亡ぶ。豊薩軍記に「土持彈正少弼親成は日向半國の領主にて大友の麾下に屬しけるが、天正六年叛逆の聞ありて大友勢三萬に攻められ、大將土持相模切腹す」と見ゆ。

16　伊東氏流　同じく日向の縣氏にして工藤祐經の孫門川經景の後裔、祐治より縣氏と稱すと云ふ。日向纂記に「宮崎は初め豊後の大友家の一族藤北氏の知行なりけるを、後には縣の伊東氏知行ありける」と見ゆ。

17　縣氏中有名なる者には、東鑑二五に縣左近將監、撰解文集に縣正近、源平盛衰記に文覺の弟子刑部丞縣の明澄、承久記四に縣さゑもん四郎、太平記卷二十六に縣下野守等あり。

英多　**アガタ**　縣主の治所たりし地は後世多くアガタの地名を殘し、和銅年間地名を二字とするの詔勅により、英多或は英太の二字を當てしもの多し、即ち英多と云ふも縣と云ふも異る處あらざるなり。今例を擧ぐれば、和名抄河內國河內郡英多鄕、伊勢國鈴鹿郡英多鄕(安加田)、信濃國高井郡英多鄕（衣太、高山寺本叙六）、遠江國濱名郡英多鄕、美作國英多郡（安伊多）英多鄕、紀伊國在田郡英多鄕、伊豫國野間郡英多鄕(高山寺本註阿加多)日向國臼杵郡英多鄕等の如き之れなり。內信濃高井の英多鄕の如きはエタと訓ずるも、東鑑の英多莊、後の縣庄、今アガタに當れば一時字音に據るも亦アガタに復せしを見るに足らむ。英多氏は縣氏と同じく縣主の後裔、或は此等の地名を負ひしものとす。

1　英多眞人　敏達天皇の後裔にして路氏と同族なり。姓氏錄左京皇別に「飛多眞人路眞人同祖」とありて次に「英多眞人、同上」と見ゆるによりて知るべし。路氏は敏達皇子難波王の後なりとす。

2　英多氏　伊豫の英多鄕より起る、越智氏の族なりと云ふ。

英太　**アガタ**　英多即ち縣に同じ、和名抄に伊勢國飯高郡英太鄕（阿加多）同安濃郡英太鄕（阿加多）、加賀國加賀郡英太鄕（江多）を擧ぐ。加賀の英太も江田とあれど三州志に英（アガタ）の鄕とあり。

英田　**アガタ**　英太、縣に同じ。和名抄日向國臼杵郡に英田鄕あり、建久圖田帳の縣庄に當る。加賀の英田氏は前述加賀の英太鄕より起る、利仁流藤原姓富樫氏の族なり、其の事富樫系圖に見え、又三州志に英の鄕は富樫小次郞満家此に居るとあり。

縣田　**アガタ**　和名抄日向國諸縣郡縣田鄕を收む。

縣犬養　**アガタ**　縣犬養部を率ゐし氏にして河內を本居とし、京にも移り住めり。神魂命八世孫阿居太都命の後にして頗る勢力あり。連姓、宿禰姓、大宿禰姓等あり、次に列擧せむ。

1　縣犬養連　安閑紀二年紀に「九月甲辰朔丙午、櫻井田部連、縣犬養連、難波吉士等に詔して、屯倉之税を分掌せしむ」と見ゆ、次いで天武紀十三年十二月條に「縣犬養連、稚犬養連、姓を賜ひて宿禰と曰ふ」とありて、其本家は縣犬養宿禰となり、次いで神龜四年十二月紀に「縣犬養橘宿禰三千代言ふ。縣犬養連五百依、安麻呂、小山守、大麻呂等は一祖の子孫にして骨肉孔親なり、共に天恩に沐し、同じく宿禰姓を賜はらん事を請ふ、詔して之を許す」とありて支族又宿禰姓となれり。

2　縣犬養宿禰　前條に述べたる如く縣犬養連の宿禰を賜はりたるものなり。姓氏錄左京に貫し「神魂命八世孫阿居太都命の後也」と載す。此氏に三千代出でゝ大いに榮え、一門顯貴に列せらる。三千代は和銅四年、縣犬養橘宿禰なる稱を賜ひ內麻呂等は天平寶字八年大宿禰姓を賜はれり。されど其後縣犬養姉女逆謀の事ありて姓を貶され犬部と稱す。即ち神護景

アカタ
アカタ

草野の夜盗頭赤石澤喜七郎を載せたり。

明石田 アカシダ　奥州岩瀬郡内の姓なり。

明石海 アカシノアマ　次の條を見よ。

明石海部 アカシノアマベ　古代明石に住みし海部の裔を云ふ。明石國造家此の海部を率ゐ、明石海部直なる氏姓を起せり。明石郡の大社海神社は此の海部の氏神なりとす。

1　明石海部、播磨風土記、託賀郡賀眞里條に明石郡大海里とあるは此部民の住居せし地なるべし。

2　明石の海直、前條海部の伴造なり。神護景雲三年六月紀に「播磨明石郡人外從八位下海直溝長等十九人、姓を大和赤石連と賜ふ」と見ゆ。皇孫本紀の傳ふる處によれば、明石國造の祖椎根津彦の父武位起命は海神の女玉依姫の生む所と、其眞僞は詳にするを得ざれど、此國造家と海神族との關係は淺からざりしが如し。因りて海部を率ゐ、又海神社を氏神とするならむ。

赤芝 アカシバ　羽前國南置賜郡赤芝村より起りしか。前太平記平國香の家人に赤芝氏あれど詳かならず。

赤柴 アカシバ

赤鹽 アカシホ　信濃の國に此の氏あり。

赤島 アカシマ　紀伊國熊野に赤島あり。

明石屋 アカシヤ

赤須 アカス　常陸國久自郡赤須村より起りしものと、信濃國上伊那郡赤須村より發せしものとの二流あり。

1　秀郷流藤原氏、太田氏流、常陸の赤須より起りしにて、小野崎系圖に秀郷五世孫通延、太田大夫初めて常州に居る。其の子佐都荒大夫通成・赤須祖と見え、新編常陸國志に「通成の三子彦四郎通賴・赤須氏たり。子通俊彦四郎と稱す、兵庫介たり、子道衆兵庫介と稱す」と記せり。赤須城主にして、其の略系を擧ぐれば、

通賴（赤須彦四郎）―通俊（彦四郎兵庫介）
- 通衆（兵庫介）
- 通郷（彦四郎兵庫介）―通景（兵庫頭）（太田に移る）
  - 通胤（次郎）―
    - 通足（次郎太郎）
    - 通重（三郎）
  - 通定（三郎）
- 通公（播部介）

同國二十八社考に薩都神社長官赤須氏を收む。

2　片桐氏流　信濃伊奈赤須より起りしにて、暦應中片桐氏の庶族孫三郎爲幸此の地によりて家名とす。孫三郎に至り小笠原長秀に屬す、其の子正則、其の子清則武田氏に屬す（伊奈武鑑）。甲陽軍鑑にはアカ津に作る。天正十年家名を失ふ。

赤瀬 アカセ　陸奧國宮城郡赤瀬鄕（安加世）和名抄に見えたり。其の地より起りしか。

赤染 アカソメ　古代赤染部と稱せし伴部あり、其の部民並に其の首長の裔皆赤染氏と稱す。

1　赤染造　天武前紀に赤染造德足あり。赤染部の總領的伴造にして、天平勝寶二年九月紀に正六位上赤染造廣足、赤染高麻呂等二十四人が常世連姓を賜へる事見ゆ。而して此の常世連は姓氏錄、河内諸蕃に「燕國王公孫淵より出づ」と載するにより本貫河内にして燕歸化族なるを知るべし。

2　赤染造　寶龜二年六月紀に遠江國蓁原郡主帳無位赤染造長濱見ゆ。此人程なく常世連姓を賜ふ、卽ち寶龜八年四月紀に「遠江國蓁原郡人外從八位下赤染長濱云々、姓を常世連と賜ふ」とあり。

3　（次田）赤染造　天平十年の周防國正税帳に薩麻國目大初位上次田赤染造上麻呂を載せたり。次田の地名は二三あれど、

こは靈異記中卷に所謂河內國安宿郡鋤田寺とある地なるべし。

4 赤染部首 天平十一年の備中國大稅貧死亡人帳に都宇郡河面郡辛人里戶主赤染部首馬手を載せたり、こは首姓なるより赤染部の部分的伴造なりしを知るべし。

5 赤染乎波多伎 天平勝寶二年の經師上日帳に赤染乎波多伎人足と云ふものを載せたり。乎波多伎(チハタキ)の義未だ詳かならず。カバネの一種か。

6 赤染宿禰 除目大成抄一に備中掾赤染宿禰色經と云ふものを載せたり。赤染造若しくは赤染部首裔が後に宿禰姓を賜はりしなるべし。

7 赤染朝臣 拾芥抄に赤染朝臣見ゆ。宿禰後に朝臣を賜はりしか。

8 赤染氏 赤染部の後裔なり。本貫河内なれど、右京にも移り、又諸國にも多かりしが如し。天平勝寶二年九月紀に正六位上赤染造廣足、赤染高麻呂等二十四人、常世連姓を賜ふ、また寶龜八年四月紀に右京人、從六位上赤染國持等四人、河內國大縣郡人正六位上赤染人足等十三人、云々と見ゆ。有名なる赤染衛門は赤染時用の女にして又此族なり。

9 山城の赤染氏 神龜三年山背國愛宕郡雲上里計帳に赤染依賣等を載せたり。

10 遠江の赤染氏 寶龜八年四月紀に遠江國蓁原郡人外從八位下赤染長濱が姓を常世連と賜ふ事見えたり。

11 因幡の赤染氏 寶龜八年四月紀に因幡國八上郡人外從六位下赤染帶縄等十九人姓を常世連と賜ふと見ゆ。

12 豊前の赤染氏 田川郡に赤染なる豪族あり、應永正長年間赤染高連あり、諸書に見ゆ。(豊日志八八)。

赤染部 **アカソメベ** 古代紅藍染に從事せし伴部にして其の後裔赤染部を氏とす。その頭梁なる赤染造が燕歸化族なるにより、此の部も亦歸化姓なりしが如く考へらる。蓋し赤染の術が此の部の渡來によりて我が國にも創りしものならんか。此の部名をそのまゝ氏としたるは天平勝寶二年の但馬國正稅帳に朝來郡桑市鄉戶主赤染部大野と見ゆるもののみなれど、前述の如く赤染氏が諸國にあるを見れば、其れ等何れの國にも此の部民が住みしものと考へらる。

赤田 **アカタ** 東鑑九に赤田次郎を載せたり。普通には越後國赤田保より起りし氏とするも異說なきにあらず。

1 嵯峨源氏渡邊氏流 越後國刈羽郡赤田の地名を帶びたる氏にして、尊卑分脈によるに、渡邊綱九世孫、等、赤田兵衛尉越後國赤田保地頭職相傳と見ゆ。其子、告、赤田保地頭職當知行、とあり。されと渡邊系圖には、等、六世祖、應、越後國赤田保地頭職とありて、其孫、備、赤田七郎を稱すと見ゆ。淺羽本には綱十三世孫に等あり、赤田、越後國赤田保地頭職相傳と註し、其子備は赤田七郎、告は源太、長は文五郎、赤田保地頭職當知行と見ゆ。三者傳ふる所少しく異なりと雖渡邊氏なる事と越後赤田の地名を負ふ事とは、よく一致す。中興系圖に嵯峨源氏本國越後、渡邊內舍人綱十一代兵衛尉これを稱すとあり。紋章は三星一文字。されど見聞諸家紋には

多賀
赤田

とす。之れは次項近江赤田の定紋なるべし。

2 奧州藤原氏流 近江國輿地志略、犬上郡曾我村條に「中世陸奧國泰衡の族に赤田次郎と云ふものあり。賴朝泰衡を亡すの時、赤田次郎を召し此處に領知を與へてより赤田氏代々居住す」とあり。赤田

に採り難し。

5 次いで東鑑三十六、三十九、四十一、四十二、四十四、四十五等に明石左近將監兼綱、また四十七に明石左近大夫兼綱、次に太平記十に明石長門介入道忍阿、應仁記三に明石道祖鶴丸等を載せたり、此等も恐らく明石國造の裔と考へらる。見聞諸家紋に

明石越前守
上神大島

と載せたり。

6 赤松流、明石を中心として近畿中國に榮えし明石氏は明石國造後裔と考へらるれど、後世系圖を假冒して、赤松氏の族とし則安を祖とするものあり、確證なき事勿論なりとす。然れども明石氏が赤松配下として有名なりし事は事實にて、赤松家風條々事に、當方御年寄として明石を載せ、又上月記に明石修理亮（京都雜掌）等見えたり。此の流明石氏には明石郡伊川城主にて天文年間備前守正風と云ひし人あり、女は小寺職隆の室なりと。正風法名宗和、其の子仙惠、其の子左近・秀吉に仕ふ。豐鑑三に明石左近あり、二には右近に作る。又元龜頃備前和氣郡天神山城將明石景親あり、又安西軍策に明石飛驒守舍弟勘次郎あり。又宇喜多秀家の重臣に明石守重あり。

備前美作に明石氏の後裔多し、東作志吉野郡今岡村明石氏條に「明石掃部助全登子孫也、全登は飛驒守之の子にして、其祖父源二郎以來三代備前國磐梨郡德留村熊野保木の城主たり、或は和氣郡働村宮山城主を兼ね（飛驒守代）、浦上宗景に仕へ六員の一臣也、天正五年八月十日飛驒守忽ち心變りし、直家へ內通し天神山の浦上宗景を攻む。宗景落去して山傳ひに播州へ遁走る。掃部助全登・宇喜田直家に仕ふ、慶長五年庚子九月關ケ原に於て勇を振ひ戰功あり、元和元年大坂籠城のとき一方の將たり。輝雄考に明石の一族甚だ多し、明石宗納、掃部介伯父有學の人と云。明石大和守景行・始め三郎左衞門、備前和氣郡吉永北方城主、永祿中落城、同郡曾根城、同郡大股村島ガ成等の城主、浦上宗景に仕ふ。明石宗運・備前和氣郡門出村惣谷山城主、其他明石の枝葉姬路赤穗にあり、或は筑前侯に仕ふ」と。また同郡後山村條に明石掃部介全登大坂より落魄して來る、家紋、笹の丸、幕の紋三引なり」と。

又明石町石井氏家譜に「明石庄に先祖より住居、明石與四郎・秀吉播州打入の節隨從す」と、又龍野町明石氏「遠祖明石景興―景恕―景直」なりと。

7 藤原姓、明石國造の裔にして前條赤松流と云ふものと異なる事なし。されど參考の爲、其の系圖を批評すべし。此の明石氏は大織冠鎌足十八代家長より出づと云ふ。家長は恐らく近衞基實の孫、鳴瀧大納言忠良の二男衣笠內大臣家良を指すなるべし。（但し家長は鎌足より二十代なり。）其の子を伊平とするも一致す。此の系圖によれば「家良晚年明石に住し地名を氏とす、其の子對馬守伊平・明石の居城を繼ぎ應永中唐船の播磨武庫港に入る時功名をたて、その長子越前守尙行應仁の大亂に功をたて越前守となる」と云ふ。家長實は文永元年薨ず（公卿補任）、時代甚だ合はず、僞系たるや明白なり。尙行の後其の子景行を經て孫の正風に至る、以つて前述明石氏と同一なるを知るべし。正風の嫡子左近大夫貞行、其の弟安正・宇喜多秀家を輔佐す、其の子助九郎安行、

黒田長政に仕ふ、これ黒田藩明石氏の祖なり。安行三子長男正利・二男行光・三男安貞・安貞裔は昌直―直貞―正貞―行貞―貞則―貞運―則照―貞將―貞儀―明石元二郎大將なりと。

8　源姓、阿波の故城記に「麻植郡分、明石殿、源氏、石疊扇ノ丸」(一に疊扇ノ丸)と見ゆ。卽ち阿波の明石氏は源氏と稱せしなり。隣國土佐の安藝郡韮生村にも明石氏あり、續南路志に據るに「明石掃部は兄カンニッと共に大坂落城の節、槇山鄕庄谷相村に落ち來りウックボに住居す」と。されど容易に信じ難し。

9　東國の明石氏、常陸國筑波郡に明石村ありて、鎌倉大草紙結城合戰交名の內に明石大炊助なる人見ゆ。この地より起りしか。又下總小金本土寺過去帳に明石惣兵衛見え、奥州信夫郡伊達郡神名帳に五所大明神社人明石大和、上野寺村社人明石對馬を載せたり、東國にも廣く分布するを見るべし。(アカイシ條參照)

10　以上の外、福井松平藩、赤穗森藩、新田池田藩、松前藩に此氏見え、前田藩給帳には、二百五十石、明石源太郎、丸內二引、二百石明石礒五郎、紋九曜と、又京極殿給帳に明石門彌、同九郎三郎等見ゆ。

明石越前守の紋章は竹丸に桐なりと。

赤司　アカシ　筑後國三井郡赤司村より起る。草野氏の一族にして、菊池大村高木等と類を同うす。北野林松院文書、探題澁川殿宛、菊池殿宛等の文書に赤司土佐入道等を載せたり。猶ほ次に云ふ赤自も同姓なれば參照すべし。此の氏は合原氏藏赤司系圖に「永雄、草野長門守守永次男、赤司新藏人衆實と號す。後今の名に改む、初め赤口日を生む、因りて氏を赤司と號す、紋は八日足を用ふ。御井郡稻員館に居る、赤司氏祖なり。其の子永政(兵衞助)―衆永(藏人)―永義(三郎實永政三男)―重員―衆重(兵衞助)―重種(宇兵衞)―盛重(兵衞助)―盛直(兵衞尉)

- ―盛光(天正十六年逝)
- ―某(元丸)―七郎右衞門―利兵衞
- ―盛勝(赤司に住む)

と。また御井郡安居野村赤司氏藏書に「筑後國三井郡赤司城主池田對馬守嫡子駿河守に至、赤司氏に相改め候、其子五郎次郎事、御當家より太宰少貳の御討手に差向けられ筑前國多良濱に於て戰死の砌、嫡子松千代へ御感書成下され候云々」と見えたり。少しく流を異にする如きも池田氏より赤司氏を繼ぎしものならむ。赤司資清甲冑の肖像草場村圓通寺にありて、「赤司五郎二郎紀資清は豐州大友家幕下にて代々筑後州三井郡赤司の城主なり」と記す。草野氏は普通系圖藤原とあるに、此處に紀姓とあるを怪しみて筑後將士軍談は「今按、此赤司は本池田氏にして紀姓なれば固より藤姓赤司と同からずと雖、其氏同して其紋亦同じき者、疑ふべきに似たり」と云へど、草野菊池も其の實紀姓たりしが如く思はるゝ點あり、オホムラ、キクチ等條を見よ。

赤自　アカシ　前條氏と同一か。但し肥前に赤自庄あり。此の氏は肥前國一宮河上社元應元年の文書に、赤自二郎藏人法師法名善願、また博多日記に正慶二年三月「十九日筑後國赤自彌二郎、博多に於いて召置かるべきの由これを聞き、逐電の間、筑州方に仰せ打手を向けらる。逐電の由之を申す。」等とあり。

赤鹿　アカシカ

明敷　アカシキ　筑前國志摩郡に明敷鄕あり、和名抄安加之岐と註す。

赤石澤　アカシサハ　奥相茶話に慶長五年

ふ。又美作に赤坐氏あり、東作誌勝北郡大野保上町川村條に「赤坐氏、森家の宰臣にして世錄千石、主膳長歲、其子藤八」といふ。家紋菊花「按るに主殿は赤座内膳子か」とあり。

赤坂 **アカサカ** 和名抄遠江國敷智郡に赤坂郷(阿加佐加)備前國に赤坂郡(安加佐加)及び備後國沼隈郡に赤坂郷を載せ、又武藏國荏原郡に赤坂庄あり、この氏は此等の地名を負ひしにて數流あり。

1 赤坂宿禰、姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆるも他に所見なし。

2 清和源氏石川流、磐城國東白川郡赤坂村より起る。石川氏の庶流にして宮内大輔政光の子下總守(下野)朝光・初め佐竹氏に敵せしが後其の麾下に屬す。天正十七年、佐竹氏の諸將の奥州南鄕に在りて屬城を守る者、赤坂には赤坂朝光と諸書に見ゆる、卽ちこれなり。慶長七年佐竹侯秋田移封の後、下總守朝光・米内澤を守り、同年八月一揆起るや之れを擊破す。

3 藤原姓結城氏族、赤坂氏は又結城氏の庶流とも云ひ、長遠寺傳に赤坂下總守常道(天文元年卒)、同常久(天正元年卒)、同助七郎道貞(慶長元年卒)等を載せたり。

白川郡は白川結城氏の領せし地なるより其の系を冒すに至りしか。

4 出雲日御崎神社の上官に赤坂氏あり、同社は神主の外、上官中官被官以下伶人神女等の社職ありたり。

5 源姓、寛政系譜未勘源氏に收む、家紋丸に蔦、蛇目と見ゆ。

6 赤坂鍛冶、新編美濃志、不破郡條に「鍛冶兼光・孫六と號し赤坂に住す、信濃守兼定の弟子にて三代目銘をうつ。兼貞も兼定の弟子にて文正の頃こゝに住す。兼角は大永の頃こゝに住す、兼岩はこゝの鍛冶なり」とあり。

7 羽後山本郡に赤坂氏あり、郡邑記に赤坂左太夫を載せ比丘尼城主とす。

8 其の他備前に赤坂氏、擧母内藤藩の側用人に赤坂氏武鑑に見え、又志摩に赤坂氏あり。

赤阪 **アカサカ** 赤坂氏に同じかるべし。

赤崎 **アカサキ** 但馬國養父郡に赤崎庄あり、この氏と關聯する處あるか。此の氏近畿より鹿兒島に至るまで時々あれど其の系未だ詳かならず。

赤澤 **アカサハ** 此の氏にも數流ありし樣なれど、多くは清和源氏小笠原氏族と稱す。

1 小笠原流、甲斐信濃源氏綱要に加賀美遠光二男長清の子長興を「赤澤二郎、彈正忠、母家女房」とし、小笠原系圖に「遠光—長清—長經—清經」、清經の譜に「伊豆國の守護職となり伊豆守に任ず、赤澤の祖也」とし、又「二男、母本三位中將重衡の女、源二郎又彦六と號す、六波羅赤澤山城守の讓りを受け伊豆國守護職となる」とあり。これによれば、これより前既に赤澤氏ありし樣なり。また清經の兄「長忠—長政—長代—長興に赤澤彈正忠」と註す。綱要と相違あるを見るべし。小笠原諸流系圖には「長經—清經(號赤澤源次郎)—安經—經顯—氏經—常興—經光—武經—滿經—經隆—朝經—政經—經智—貞經(家康秀忠に仕ふ)」と見ゆ。赤澤は伊豆國田方郡の地名にして清經其の郡赤坂に住せしより家號とすと云ふ。寛政系譜家紋下太松皮菱の內十文字、五七桐と見ゆ。

2 信濃の赤澤氏、多くは前條と同族なるべし。甲鑑に「四十騎、小笠原長經の子赤澤源次郎清經後裔」と載せ、又雛倉城(稻倉城)天文中赤澤遠江の居城など千曲之眞砂等に見ゆ。

3　諏訪神族、諏訪郡の赤澤氏は諏訪神族なりとも云ふ。また筑摩郡稲倉の赤澤氏は菱の紋を用ふとぞ。

4　近江の赤澤氏、明應の頃赤澤藏軒あり石部驛に陣す。

5　阿波の赤澤氏、故城記に「板西郡分、赤澤殿、小笠原、源氏、松皮十文字」と載せ、又勝浦郡分に「赤澤殿、小笠原、源氏　松皮に十文字、新居野三村城主」と見え、又「板西城、赤澤信濃守」とあり。

6　蜷川流、されど「赤澤美濃守、阿波矢武上莊、蜷川氏、三階菱」とする物あり。

7　陸中の赤澤氏、紫波郡赤澤村より起る。盛風記に赤澤氏見ゆ。

8　其の他小田原役帳に赤澤千壽（武藏豊島郡）、豊鑑に「與一つくゞあんじつゝ赤澤宗益と云法師を相かたらひ政元を誅し奉る」、また新發田溝口藩、松代眞田藩等の重臣に赤澤氏あり。又津山藩分限帳にも見ゆ。又家傳史料に御定器師赤澤氏の由緒書を載せたり。

明石　アカシ　和名抄攝津國明石郡明石郷を載せ、安加志と訓ず。此の地は畿內と山陽との咽喉に當り古來要害の地として名高し。明石氏は此の地より起りしにて、神武天皇御東征の際偉功を樹てし椎根津彦（又珍彦）の後なりとす。卽ち國初以來の大姓にして特筆大書するに足れど、年月の經過と共に幾變遷し、或は藤氏、或は源氏と云ふものあり、今左に一々列擧せむ。

1　明石國造、明石國は後の明石郡附近の地なり。此の國造は國造本紀に「明石國造、輕島豊明朝（應神）御世、大倭直同祖八代足尼の兒都彌自足尼を國造に定賜ふ」と見え、又姓氏錄、攝津皇別、物忌直條「椎根津彦命九世の孫矢代宿禰の後也」と見ゆるにより、神武朝の功臣椎根津彦の後にして、大倭國造の一族なる事明白とす。此國造此地の海部を統ぶ、よりて明石海部直の稱あり。此の地に鎭座する海神社は國造家奉仕の氏神に外ならざるべし。アカシノアマベ條を見よ。

2　明石彦、古典に見ゆる系統にては別姓なれど或は緣故深からむか。明石彦の事は國造本紀吉備中縣國造條に「神魂命十世の孫明石彦」とあり、崇神朝の人なりとす、此の人明石彦と云ふより見れば、もと明石の領主たりしにて或は大和氏卽ち明石國造以前此の地を領せしやもはかり難し。されど明石國造の祖椎根津彦が神武天皇を迎へ奉りし速吸門は書紀に據れば今の佐賀關海峽なれど、古事記によれば明石海峽たるが如し。然らば明石は早くより明石國造家の緣故地たるなり。よりて推測を逞くすれば明石氏が此の緣故を申立て、明石彦を逐ひ此の地を得しものか。よく〱考ふべし。

3　大和明石連、明石國造の後裔にして大和を冠するは大和氏族なるによる。神護景雲三年海直の此の氏を賜ひし事はアカシノアマベ條を見よ。

4　國造裔の明石氏、明石國造の後裔は扶桑略記裡書に「延喜六年五月廿三日乙亥播磨明石大領赤石貞根、外從五位下に叙す。是れ私穀五千石を進めて諸司の大粮に充つるに依りてなり」と見ゆ、其の勢力ありしを知るべし。更に降りて峰相記に康保年中當國在廳兒部明石大夫大和明緖なる人見ゆ、大和を冠するによりて明石國造の裔が依然として大和姓と稱せしや甚だ明白なりとす。

猶ほ峰相記はこれより前、天平寶字年間の人として明石大領大和續長宿禰と云ふを擧げたれど、傳說中の人物なれば容易

と載せ、又淺井系圖に教政赤尾駿河守とあり。前項赤尾氏の後を襲ひしなるべし。江濃記に赤尾氏見ゆ、中興系圖に物部、本國近江、淺井新次郎男教政これを稱すと見ゆ。

3 小山田氏流、甲斐國八代郡英村中川の赤尾家記に「武田家の士小山田伊豆守、壬午三月高遠にて奮鬪して戰死す。幼子母の緣によりて本村に隱れ、遂に母氏を冒して赤尾と稱す」（甲斐國志）と。其の後子孫衰へたり。

4 丹後の赤尾氏、一色軍記に赤尾孫三右衞門あり、與謝郡金屋城（笠置城）に居りしと云ふ。又竹野郡木津城に赤尾但馬守あり、但馬守は本姓熊谷氏にして義晴公の臣にて一色氏に身を寄せ本名を忍ぶと云へり。

5 出雲の赤尾氏、京極家の重臣にして京極殿給帳に、赤尾伊織、三千五百石、同主殿之助、二千五百石、同三右衞門、千石、同市之進、千石等猶ほ多し。

6 豐前國宇佐郡に赤尾氏あり、天文永祿頃には赤尾鎭房、同賢種、又元龜天正頃には赤尾純房、同行種、一時威を振へり。其の他富山藩の赤尾氏を始め岐阜長野にも此の氏多し。

赤岡 アカヲカ　土佐國香美郡に赤岡村あれど此の氏は信濃の地名を負ひしなるべし。信濃並に甲斐北巨摩郡に現存す、小笠原氏の庶族と云へど未だ詳かならず。

赤荻 アカヲギ　下總國印旛郡赤荻村より起りしか、或は千葉族大須賀氏と緣故あらん。

赤桶 アカヲケ

赤尾澤 アカヲサハ

赤尾關 アカヲセキ　常陸國茨城郡（那珂郡）赤尾關村より起る。秀鄕流藤原氏なる那珂氏の庶流なり。常陸國志に「今佐竹の家臣に赤尾關氏あるは此の族なり、江戶通高三子金永備前守と稱す、赤尾關氏たり、後兵部たり」と見ゆ。

赤祖父 アカオヂ

赤尾津 アカヲツ　羽後國由利郡の名族にして矢島十二黨の一なり。略風土記に「由利郡本庄城は赤尾津豐前守住せられしとぞ」羽源記義光勢揃の條下に赤尾津孫二郎二百人とあり。孫二郞は矢島五郎滿安の從弟と云ふ。又奧羽永慶軍記三に出づ。

赤尾松 アカヲマツ

赤川 アカカハ　安藝の名族なれど他にも二三あり。

1 小早川流、小早川系圖に土肥遠平—景平—茂平（藝州沼田村惣地頭惣公文職）の五男忠茂（赤川祖）と見ゆ。安西軍策に毛利方赤川左京亮、赤川十郎左衞門元秀等を載せ、又藝藩通志に、峰村青樹山、赤川十郎左衞門元秀居る所、また備後國世羅郡條に赤川十郎左衞門が所領小國村など見えたり。

2 信濃赤川氏、桓武平氏土肥實平の後裔なりと云ひ、政忠に至り信濃赤川の地に住み、子孫よりて氏とすと稱す。されど寬政の呈譜には藤原姓とす。三郎右衞門信長に仕へ著はる、子の成利坂井氏に改む。

3 越中の赤川氏、赤川出雲守久次は越中新川郡廣田鄕東岩瀨の城主なり。永正二年長尾爲景の麾下金子監物に討たれて城陷る。

4 德島蜂須賀家の用人に赤川氏あり。

赤河 アカガハ　奧州曾我建武元年六月の文書に、曾我彥三郞頭、同與次若黨頭、號赤河次郞、と載せたり。

赤垣 アカガキ　赤穗の義士赤垣源藏は其の實赤埴源藏重賢にして、姓は藤原なりと

傳ふ。アカハニ條を見よ。

赤壁　アカカベ

赤上　アカガミ　常陸國那珂郡小瀨村伊豆箱根大權現の寶記棟札に、吉田、栗田、赤上と記載ありて當村の三尊家也と傳へらる。

胝　アカガリ　平家物語に豊後緒方氏祖先の事を記せる條に、胝大夫と云ふを載すれど、果して實在の人なりや否や詳かならず。大蛇と通じて生みたる子にして緒方氏の祖なりと。蓋し緒方氏は大神氏なれば、こは三輪神話の變形なるや明白なり。事實より推す時は、この人大神惟基に當ると云ふ。

赤雁　アカガリ　長門本平家物語には前述の胝を「豊後國の知田村と云所に赤雁大夫と云ふ者云々」と見ゆ。知田は今大野郡南緒方村に當る。

赤木　アカギ　中國に多き氏なり。

1　赤松流　赤松滿祐將軍義教を弑せし爲諸將に攻めらるゝや、その一族美作に逃れて氏を變ずる者尠からざりしが、赤木氏とせし者最も多かりしと傳ふ。

2　源姓。越中守直家始めて赤木と稱し、丹波守家實まで出雲國小山城に居ると云ふ。家實に至り、伯耆に移る。伯耆の赤木氏の事はアカエイ氏條を見よ。又家實の子八郎家久は美作に移ると云ふ。猶ほ伯耆國日野郡樂々福神社往古奉仕の社人にこの氏あり。此地方赤木氏尠からず。美作の赤木氏は家則、其の子彌三郎等武名ありと。

3　但馬國山名家臣に赤木丹波あり、城崎郡（舊氣多郡）上郷の城主なりき。

4　其の他安西軍策に赤木兵大夫、京極殿給帳に赤木五助、松江松平家臣に赤木氏あり。

赤城　アカギ　關東奧州に多し、次に列擧せむ。

1　波多野氏流、秀鄕流藤原姓波多野氏の族と云ふ。即ち新編會津風土記に「其先藤原氏にて波多野民部大輔經秀が後なりと云、永正の頃赤城勘解由忠賴と云ふもの始めて上野國赤城に住し、後流落して此の國に來り葦名氏に寄食す」と。又耶麻郡熊倉村赤城氏條に「先祖を赤城和泉則元と云、上野國勢田郡の產にて天正中會津に來り、葦名盛隆に仕ふ」と。又河沼郡夏井村に館跡あり「天正中赤城玄蕃某と云者あり、關東より來り葦名盛氏に仕へ本村及び附近五ケ村を領す」と、又同郡片門村館「天正中赤城平七忠安住す、忠安は玄蕃の弟なり」と。又耶麻郡檜原村條に「赤城內匠利弘と云ふもの天正年中討死す」とあり。

2　小笠原氏流、信濃に赤城氏あり、小笠原氏の一門にして十文字紋を用ふ。

3　參河國額田郡井の口城は赤城大納言、同中將等據りしを傳ふ。

赤久保　アカクボ

赤熊　アカクマ　藤原北家宇都宮庶流にして鎭西宇都宮系圖に「宗房—信房—景房—信景—赤熊範資」と載せたり。（豊前二六（三））

赤倉　アカクラ　越後陸奧、羽前、等に此の氏あり。

赤佐　アカサ　遠江國麁玉郡赤狹鄕（和名抄註、阿加佐）より起る、後世赤狹庄と稱す（風土記傳）。この氏は藤原北家井伊氏の族にして井伊系圖に盛直の子俊直を赤佐三郎と載せ、又長祿寬正記に赤佐太郎盛直を擧げ、藤原共資五代の孫と記せり。キイ條を見よ。

赤座　アカザ　近江國蒲生郡の名族にして赤座隼人・同郡林城の城主なりしと云ふ。輿地志略に見ゆ。又美濃國にもあり。

赤坐　アカザ　尾張志に尾張國愛知郡藤島村の人赤坐內膳を載せたり、豊臣秀賴に仕

なり（太田文）、守護職次第には安賀庄金輪院云々と見ゆ。東寺百合文書建久七年六月の若狭國注進先々源平兩家祇侯輩交名事に安賀兵衞大夫時景を載せたり、此の地より起りし氏なりとす。安賀高僚仗國政は靑の太郎の父なりとぞ。

英賀 **アカ** 和名抄播磨國餝磨郡英賀鄕を安加と訓じ、又備中に英賀郡ありて安加と註す。中世備中に英賀庄あり、山科文書に見ゆ。

赤穴 **アカアナ** アカナ條を見よ。

赤井 **アカヰ** 和名抄出羽國置賜郡に赤井鄕あれど、有名なる赤井氏は丹波國の赤井より起れり。其の他二三の異流あれば次に列擧せむ。

1　淸和源氏賴季流、丹波國氷上郡赤井村より起る。赤井系圖に賴信—賴季—井上次郎（判官代）滿實—判官代遠光（丹波に流さる、大槻祖）弟大炊介判官代家光（葦田祖丹波に配流さる）—大夫道家（丹波半國押領使）—葦田八郞忠家（同押領使）—同八郞家範—同八郞朝家（承久亂に沒收さる、丹波半國の證文あり）—赤井九郞爲家（父朝家丹波半國を以て爲家に讓る、自筆書あり。法名弘願）—同太郞忠茂（法名眞願）—同又次郞基家（多々良濱合戰、尊氏に從って軍功あり、二引兩之紋旗を賜ふ。法名妙願）—兵衞大夫忠家、弟同源三郞運家—同源左衞門光家—又右衞門尉氏家—越前守時家（內藤氏の爲に逐はれて丹波國を出で、播州三木に赴く。旣にして再び兵を起し、丹波國に到り出張す。永正九年五月八日死、歲八十、法名少休）—兵衞大夫家淸（若年より屢々戰功あり。弘治元年家淸三十一歲の時、同國蘆田目留足達太兵衞と亂を起し兵四五千を率ゐて高艮村に陣す。家淸弟直政と僅に二三百人を率ゐ、蘆田足達等を追捕す。時に家淸深疵を蒙り小腹より背透り甚だ痛む三年を經て死、歲三十三、時に弘治三年二月六日、法名淨芳）弟惡右衞門直政（弱年の時、外舅萩野氏、時家々淸に對し叛心あり。直正擊つて萩野を殺す。故に惡右衞門尉と號す。高京村の戰に、直政疵十二ヶ所を蒙る、然りと雖恙なし。天正六年三月九日死、行年五十、法名常休）、弟新八郞（刑部少輔）幸家（生國丹波、慶長十一年四月八日伏見に於いて病死、法名釣月）と見ゆ。丹波志に氷上郡栗住野城は赤井九郞爲家の居城なるにより、又九郞住の城と云ふとあり。これより七代相續し、赤井左衞門の次男を養子とし、二代目天正中蘆田九郞左衞門小兵衞兄弟明智に敗らると。また黑井城あり、赤井大政所居住、中絕の後荻野伊豫守居城、次に赤井直政居城、天正三年明智光秀來り攻めしも落ちず。同六年惡右衞門直政卒去す。嫡子正直幼少の爲、伯父惡七郞幸家陣代として居守せしも同七年遂に陷落す。一本系圖に家紋瞿麥雁金と見ゆ。

2　丹後の赤井氏、丹波氷上赤井の一族なり。與謝郡四辻城は赤井五郞の據城と云ひ、又荻野の臣赤井平治居住とも云ふ。丹後野乘、一色軍記等これを幾地城とも載せ、一本伊久知城を赤井五郞、同砦を赤井平治とも記す。（又天正中、惡四郞熊野郡坂井山村を領すと云ふ。）

3　中臣族、石淸水一祉家系に、赤井を中臣姓とあり。

4　奧州石城郡に赤井氏あり、船尾大寶寺曆應二年三月の文書に赤井加治一族と見ゆ。石城郡に赤井村あり。又葛西記に赤井播磨守等を擧ぐ。

5　上野の赤井氏、上野國志に「館林故城、

弘治二年正月赤井但馬守照康入道法運が築く處なり。赤井氏は永享の亂に結城に與して亡ぶ、舞木駿河守が一族赤井若狹守が曾孫を山城守勝光と云ふ、山城守が子は但馬守なり」と載せ、又「大袋古城は赤井但馬守入道法蓮が故城なり」とあり。この人關八州古戰錄等に見えたり。

7 其の他赤井氏尠からず、加賀藩給帳に參百石赤井傳右衞門、紋丸内二引、又渡邊藩の用人に赤井氏あり。

赤池 **アカイケ** 淸和源氏村上賴淸の後にて信義に至り赤池太郎と稱すと云ふ。又因幡志に同國高草郡下味野村の鄕士赤池助左衞門を載せたり。

赤石 **アカイシ、アカシ** 羽後國由利郡赤石村より起る、矢島十二頭記に赤石與兵衞殿と云ふ者を載せたり。又秀鄕流佐野氏の庶流に此の氏あり。上野國神名帳の奧書に永仁六年上野國群馬郡總社鄕總社大明神神主赤石氏中淸と見ゆ。以下中春中喜等の名も見ゆ。又海野氏家臣に赤石氏あり。此の氏の紋は丸に三つ柏なりと云ふ。アカシ條參照。

赤石澤 **アカイシサハ** 磐城國田村郡山中鄕赤石澤より起る。

赤岩 **アカイハ** 上野國邑樂郡赤岩より起る。この地佐貫時綱の采邑なり、その後裔此の氏を起すと云ふ。

赤井坊 **アカヰバウ** 根來寺赤井坊少納言は和泉國日根郡馬場村の人なり。根來寺滅亡後、同心徒百人を從へて本多正純に屬す。

閼伽井坊 **アカヰバウ** 新編武藏風土記足立郡丸山村條に「天正十九年伊奈熊藏忠次より無量寺閼伽井坊への記錄によれば當所は其の舊跡なりしこと知らる」と。

赤畝 **アカウネ** 度會氏系圖二門氏人、高主―秋並―常相―滋兼に、四男、赤畝、二禰宜、從五下、在任十六年、正曆五年五員に任ず、長保四年外從五下、寬弘三年入内云々とあり。其の子常氏、蒜田、或は赤畝六位と載せ、其の弟常貴、六禰宜と見ゆ。常氏の後裔は蒜田を見よ、又高主の事はヌタラヒを見よ。

赤江 **アカエ** 北越軍記に「永正二年長尾爲景岩瀨にて一戰す、爲景大利を得、岩瀨の城主赤江出雲守久次を討取」と見ゆ。越中の豪族なり。

紅江 **アカエ、ベニエ** 堀尾山城守殿給帳に「紅江彌次兵衞、百貳石」と見ゆ。

赤永 **アカエイ、アカナガ** 伯耆國會見郡の名族なり。伯耆志に「舊赤木氏、後赤穴氏、更に赤永と改む。出雲赤穴姓の族なるべし。元和中久次郞、家を分ちて出雲堀尾氏に仕ふ、二宮と云ふ、後家に歸る」とあり。

赤江橋 **アカエバシ** 天保四年の佐州諸役人並町同心牢守御船水主姓名書に赤江橋茂三郞あり。此の氏は平姓なりと云ふ。

赤枝 **アカエダ、アカエ** 備前地方に此の氏多し。

赤尾 **アカヲ** 遠江國磐田郡に赤尾村ありと、元慶二年紀の赤尾神の鎭座地と思はるれど此地より起りたる赤尾氏未だ聞かず。此の氏には次の數流あり。

1 中臣氏族伊香氏裔(橘氏) 伊香氏系圖に伊香津臣命十六世孫柏屋神大夫助延―同神大夫安助―助淸(赤尾四郎 橘氏)―┬助時(橘源八)―助實(橘四郎)―助房(四郎太郎)―助員―資宗
└淸臣(赤尾九郎)―守淸(左近將監)―盛近―貞淸―氏淸

と見えたり。橘氏と云ふは例の假冒なるべし。江北記に根本當方被官中に赤尾を載せたり。

2 近江淺井氏流、淺井三代記に「淺井賢政長男新次郞敎治は後赤尾駿河守と云ふ」

山越八郎道重━忠道━重行━道行━重道道方・青柳二郎と稱す。其の子に青柳土佐道行、弟八郎大夫道忠、七郎大夫道章等ありて、道忠の子には行重、行安、行友、重村等あり。

5　壬生臣姓、筑前國飯盛祉の祠官を青柳氏と云ふ、その系譜に據れば、姓は壬生臣、世々平群郷司にして兼ねて祠事に與かれりと云ふ。古文書を多く藏す。又穗波郡秋氏の一族にも青柳氏あり、秋太夫長晴の後と云ふ。

6　清和源氏南部流、武田氏の族なれど常陸のとは少しく流を異にし、南部實長十四世義澄より出づ。發祥地は信濃國筑摩郡青柳村なりと。寛政系譜本支五家を載せ、家紋井桁の内に三階菱、割菱、丸に横木瓜、其の族青柳伊勢賴長は小笠原氏の家臣にして、青柳城に據り、仁熊城、竹場城等を出丸とせり。

7　秀郷流藤原氏、佐貫綱輝の子廣綱・上野國邑樂郡青柳村に居りて子孫青柳を稱す。蓑輪軍記に青柳忠家、青柳治部、東國擾亂記に青柳丹波守等あり、或は此の流ならんか。

8　甲斐國巨摩八代兩郡に青柳氏あり、青柳玄蕃頭廣忠の後胤なりと云ふ。

青屋木　**アヲヤギ**　清和源氏、新田義宗━義邦━貞宗━義明、八郎と稱し、青屋木太郎の養子となる。

青柳塘　**アヲヤギトウ**　鯖江家臣に此の氏あり、中士。

青山　**アヲヤマ**　青山村も諸國に多く、內尾張には青山莊あり。此の氏は其れ等の地名を負ひしにて其の流派從つて尠からず。

1　蒲生流、蒲生氏の一族にして蒲生系圖に佐治俊守の子定俊を青山三郎とし、其の子に賴定を擧ぐ。此の流の青山氏と云ふもの猶ほ後に記すべし。

2　藤原北家花山院流、三河國額田郡百々村の城主青山氏は前項青山流の後とも、また豊原氏とも、或は藤原北家花山院流とも傳ふ。卽ち寛永系圖は前條青山氏の後とすれど、寛政系譜には「花山院堀川師賢（後醍醐帝の忠臣）の子信賢、其子師資其嗣師重（實は師賢が弟）始めて青山と稱すとす。其以後の系を擧ぐれば、藏人佐師重（上野國吾妻郡青山の鄕に住居す）━清藏忠治━藤右衛門光長━權之丞光教━喜太夫忠治━善太夫長光━喜太夫忠世━藤右衛門忠門━播摩守忠成（慶長六年六月一萬石）━伯耆守忠俊（元和五年十二月五萬石武藏岩槻）━因幡守宗俊（初め信濃小室三萬石、延寶六年八月遠江濱松五萬石）━和泉守忠雄━因幡守忠重（實は弟元祿十五年九月丹波龜山五萬石）━因幡守俊春━因幡守忠朝（寛延元年丹波笹山五萬石）━下野守忠高━伯耆守忠講━下野守忠裕（笹山六萬石）━下野守忠良━忠敏━忠誠━忠允、（丹波笹山藩六萬石）、現今子爵、家紋無字錢、葉菊、丸に葉菊草の花。

寛政系譜支庶の家八を載す、中にて諸侯に列せられしは忠成四男幸成の後なり、其系は大藏少輔幸成（下總臼井、遠江掛川、攝津尼崎五萬石）━大膳亮幸利━大藏少輔幸實━播磨守幸督━大膳亮幸秀（信濃飯山、丹後宮津四萬八千石）━大和守幸道（寶暦八年美濃郡上）━大膳亮幸完━大藏少輔幸孝━大膳亮幸寛━播磨守幸禮━大膳亮幸哉━幸宜（美濃郡上藩五萬二千石）現今子爵、家紋葉菊、黒餠に九曜。

3 武藏の青山氏、武藏豐島郡の青山氏の事は、風土記傳に五郎右衞門が先祖長兵衞子なかりしにより養子を迎ふ。是も後に長兵衞と改む。此人實は青山常陸介忠成が落胤なりと系圖に載す。又家傳に忠成を伯耆守忠俊が嫡子と云ひ、又長兵衞を忠俊が丹波國笹山城に蟄居せし間の落胤の如く記す。系圖と合はず。按に寛永譜に據れば、忠成・慶長十八年二月卒するに至る迄罪蒙りしと見えず。忠俊は元和九年御氣色を蒙て房州大多喜城に移され、後又相模國高座郡今泉に退居せし事を載す。然れば忠俊が落胤と云ものを得たりとせん歟。

猶ほ橘樹郡にも名族青山氏あり、恐らく次の本間氏流か、「鎌倉將軍のころ當所の侍本間五太夫某が所持の鉦を藏す」と、載すればなり。

4 本間流、本間氏の族にも青山氏あり、本間系圖に本間宗忠(住佐州)九世孫泰重(青山)其の子頼定と見ゆ。

5 豐原姓、豐原氏の族と稱するものを、寛永系圖豐原流に收むれど、寛政系譜は前條氏の後に附す。支庶二家、家紋葉菊、桔梗、篠山青山侯に同じ。

6 須藤流、須藤氏の族と云ふものは須藤俊通(平治物語に見ゆ)の子俊綱の後なり。寛政系譜に俊綱—經俊—通基—通景—通保—通隆—某—某—通弘—通秀(天方を家號とす)—通貞—通泰—通員—通種—通興—通直—倶通—致通—成展(青山に改む)と、遠江發祥、家紋細輪に葉菊、一文字。支庶一家を載す。

7 藤原北家上杉流、家傳に上杉憲定の長男西野重方の後と云ふ、家紋葉菊、竹丸に九枚笹。

8 藤原北家齋藤流、利仁流齋藤の族なりと云ふものあり。美濃國青山村より起る。家紋丸に蔦。

9 藝藩通志安藝國高田郡の名家青山氏條に先祖青山忠義・應永二年宍戸朝家に從ひ此の地に來り、淺塚村勝山城に居る、其の子倉大夫義幸、朝家の命にて里社を奉祀すと云ふ。

10 尾張青山氏は藤原北家と云ふ、織田信長の家老に青山與三右衞門あり、天文五年稻葉山攻の時戰死す(尾張志)。

11 出雲の青山氏は尼子氏の臣なれど、其の出自詳かならず。

12 美作には青山氏甚だ多く、又東作誌には青山伊賀守、其の子修理大夫、介左衞門、右衞門佐、大津、九大夫以下の系圖を收む。

13 其の他加賀藩給帳に、七千六百五十石青山將監、紋内ツタ、參百石、青山四郎左衞門、紋九曜等多し。又參河渥美郡百々村領主青山氏、賀茂郡松平村の青山氏丹波天田郡の青山氏、田村大膳大夫清顯家中に青山忠興、高遠内藤藩の青山氏、山形水野藩の青山氏、松前藩山越郡守青山氏、堀尾給帳に青山梶助、伊勢神宮社家の青山氏等皆名あり。猶ほ諸國この氏多し。又岩代國田村郡關本館(山根村關本)は田村の家臣青山忠興住す。天正年間岩城常陸に改められて亡ぶ。

青芳 アヲヨシ

赤 アカ

石見國邑智郡に赤山の城あり、又赤の城と云ふ。八重葎に小笠原四郎長親の孫長胤の築く處と見ゆ。

安賀 アカ

和名抄常陸國那賀郡安賀郷、若狹國遠敷郡安賀郷あり、阿加と註す。內若狹の安賀鄕は中世安居宮上下宮の莊園と

り、藤綱の後裔なりと。

2　又越後岩船郡に青砥氏あり。

3　尼子氏の最後上月城に據りし士の內にも青砥助次郎あり。

青戶　**アヲト**　武藏葛飾郡青戶村より出でしなるべし。青砥氏に同じ。

青研　**アヲトギ**　中興武家諸家系圖に、藤原氏、本國上野、研山、と見ゆ。

青鳥　**アヲトリ**　但馬國大田文に 氣多郡八幡領伊福別宮五町六反二百六十步、地頭青鳥兵衛入道親佛、と見ゆ。

青名　**アヲナ**　近江國淺井郡青名庄より起りしか。新田池田藩の重臣に青名氏あり。

青沼　**アヲヌマ**　青沼なる地名は和名抄甲斐國巨摩郡青沼鄕(安平奴萬)、信濃國佐久郡青沼鄕を始めとして尠からざれど、此の氏は甲斐の青沼より起りしなり。淸和源氏逸見氏の一族と云ふ。一蓮寺過去帳に明應五年十月廿八日、見一房・青沼右京など見えたり。家紋花菱。寬政系譜には初め逸見を稱し、昌世が時甲斐國青沼の鄕を領せしより家號を青沼に改むと。家紋刻菱、支流の家二を載す。又青沼家記には「駿州興國寺城主青沼飛驒守業久の男青沼助兵衛尉昌業の後胤なり」など云ふ。青沼氏の內には遠く離れて陸前並に津輕地方の名家となれるものあり。(家傳史料に青沼孫四郎)

青根　**アヲネ**　近江國犬上郡青根鄕(和名抄)より起りし氏にして、江州中原氏の族なり。中原系圖に成俊―成行―仲行―秀仲―長遠―某(青根源次)―廣綱と見ゆ。

青野　**アヲノ**　青野なる地名は三河、美濃、若狹等に尠からざれど、此の氏は三河國額田郡青野村より起ると云ふ。但し伊勢の青野氏の出所は詳かならず。鎌倉大草紙に青野新九郎見ゆ。

1　參河の青野氏、同國額田の青野より起る。松平氏の一族東條氏の分れなり。寬政系譜に家紋陰向櫻、九曜と見ゆ。

2　伊勢の青野氏、中臣氏系譜に四條輔親―輔隆―忠輔(田村)―盛輔―泰輔(青野二郎)と載せたり。

3　阿波の青野氏、名族なれど詳かならず、南路氏天正六年土州勢の阿波を攻むる條に青野麻植などの人質を出して降伏する事を載せたり。

4　京極殿給帳に青野久右衛門見ゆ。

青葉　**アヲハ**　陸前を始めとして諸國青葉の地名尠からざれど未だ發祥地を詳かにせず。

青墓　**アヲハカ**　美濃國不破郡青墓より起る。青墓の長者・史上に名あり。蓋し不破韓族の裔か。名細記に據れば、保元物語に美濃國の住人平野平太(卷の二)とあるは內記平太行遠の事にて、其女一人は六條判官爲義の妾と爲り、四子を生む、一人大炊と云ひ青墓の驛の長の家を保つと云ひ、又同書卷の三、義朝幼少の弟悉く失はるゝ事の條に、內記平太とあるは、美濃國住人內記平大夫ゆきとをが子青墓の大炊が弟也と云へど、果して事實なるや否や詳かならず。此の長者の事は平治物語義朝敗軍東走の條に、「義朝は兎角して美濃國青墓宿に着き給ふ。かの長者大炊が娘延壽と申すは、頭殿御志淺からずして女子一人おはしましけり。夜叉御前とて十歲に成り給ふ。」とあるを初見とし、賴朝生捕らるゝ事の條に夜叉御前の身投げの事を記し、母の延壽は「頭殿にも後れ奉り、その形見とも思ひ慰めし姬君にも別る」と記し、又東鑑賴朝が青波賀驛に於いて長者大炊が息女等を召出されて纒頭あり。故左典廐(義朝)都鄙上下此處に向ふ、每度此の所に止宿せしめ給ふの間大炊は御寵物たりしなり。仍りて彼の舊好

を重んぜらるゝの故か」と記せり。

青原 アヲハラ

青海 アヲミ 和名抄越後國蒲原郡に青海郷を載せ、安乎美とよみたる外、遠江國長上郡碧海郷(安乎宇美アヲウミ)、三河國碧海郡碧海郷(阿乎美アヲミ)等を收めたり。此等も亦アヲミに外ならず。かくアヲミの地名多ければ此の氏の發祥地は詳かならざれど、青海氏は越後久比岐國造の一族なれば、同國青海郷最も縁故深かるべし。この青海郷は中世青海庄と稱す。高松院御領なり。

1 青海首、青海氏は首姓にして姓氏錄右京神別に收め「青海首、椎根津彦命の後なり」と見ゆ。椎根津彦は神武朝の功臣にして大和國造の祖なり、一族北國に榮え越後久比岐國造となる。而して久比岐國卽ち後の頸城郡、並に青海郷所在の蒲原郡に青海神社あり、故に假令ひ越後が此の氏の發祥地にあらずとするも、極めて緣故深き地にて此氏の榮えしや想像するに難からず。青海神社は蓋し青海氏の氏神たるべし。

後世この地に青海左衞門尉貞明あり、越後國式內神社案內に「人民諺に云、中古近江國住人青海貞明と云ふ者落來り、此所を押領し在名とす。生國近江なるにより青海と稱ふ」とあるも、青海は延喜式和名抄に見ゆる名稱なれば附會なるや明白なりとす。

2 遠江三河等に碧海郷あるは、或は此の氏の移住よりなるべし。

3 欽明紀に青海夫人勾子あり、此の氏より出でし方ならむ。

蒼海 アヲミ、アヲウミ 東鑑卷二十五に蒼海平太あり。

碧海 アヲミ 遠江國長上郡碧海郷は中古以來碧海莊と云ふ、熊野本宮建暦二年文書に日供米料所「遠江國碧海莊日下村」と見ゆ。此の氏は此の莊と密接なる關係あるべし。

青村 アヲムラ 若狹に青村城あり。

青梅 アヲメ ヲウメ 武藏國多摩郡青梅より起りしか、葛西記に青梅尾張守なる人見ゆ。

青本 アヲモト 志摩國に此の氏あり。

青屋 アヲヤ 安藝國高田郡青屋村より起る。和名抄同郡粟屋郷の地に當る。青屋氏は應仁略記下卷に青屋の越中、安西軍策に青屋入道友梅(三吉方)及び「青屋が城をば差捨」と載せ、陰德太平記に青屋出羽が高橋大九郎と戰ふ事を載せたり。藝藩通志に青屋の勝山は「天正中備後の三吉新兵衞隆信の要害なり、此人粟屋隆迹とも諸書に見ゆ」とあれば、此の氏恐らく三吉氏の族卽ち藤原氏なるが如し。

青柳 アヲヤギ 保元物語に美濃國青柳庄(爲義に賜ふ)本國寺建武三年文書に美作國青柳庄等あれど、此の氏の多くは後述の如く、常陸及び信濃等の青柳村より發祥す。此の氏には凡そ次の數流あり。

1 桓武平氏大掾流、常陸大掾系圖に馬場資幹—泰幹(青柳次郎)と見ゆ。常陸國志に那珂郡青柳村より起るとあり。其の裔隼人正、同村青柳館に居りしが、慶長七年佐竹に從ひて羽後に移る。

2 清和源氏佐竹流、佐竹氏の族と稱し、高親を祖とす。寬政系譜に行方郡青柳村より起る、家紋、瓜の內水文字、巴とあり。

3 清和源氏常陸武田流、武田大膳勝信・常陸國行方郡青柳に居り、子孫青柳を以つて家號とすと新志補に見ゆ。その館を蕨館と云ふ。

4 秀鄕流藤原氏佐野流、佐野實綱の後にして、山越氏より出づ。卽ち佐野系圖に

ば流派頗る多く、或は源平、或は藤橘と稱せし事は史實なりとす。而して猶ほ次の青木氏は以上擧げし青木氏と流を異にするが如し。

17 岩代安達郡青木村千貫森城は青木修理亮の據れる處(信達郡村志)、館基考に天正十三年清顯より青木彈正に送る書狀を收む。

18 磐城に青木兵衛あり。また袋內館、但馬守青木安女の居城なりと云ふ。

19 下總猿島郡大寶八幡宮享德五年の古鐘銘に奉行青木左近將監朝貫あり。

20 下野都賀郡小山天王社舊社家に青木氏(下野國志)あり。四代將軍の母むらくの局は青木三太郎利長の女、都賀郡高島村の人なりと。

21 東作志吉野郡青木村條に、里正與三五郎青木姓なるを以つて姓を在名に呼ぶと云ふ。又眞庭郡に青木氏あり、藤原姓、青木左膳季章の裔にして其の五代孫兵衛重一、永正八年船岡山合戰に功ありと傳ふ。又津山藩分限帳に、五十石青木郁太郎あり。

22 三河渥美郡伊川津七黨の一に青木氏あり。又額田郡にも青木小平等諸書に見ゆ。

23 建武年間赤松氏播州在陳の際、青木等七姓の武士有馬郡香下城に籠城する事見え、尾張志、海部郡南一色村青木土佐守道顯は天文十七年攝津尼ヶ崎より來ると載せ、丹羽郡にも青木氏を擧ぐ。

24 豐前國下毛郡の豪族に青木氏あり、元龜天正頃の豪族に青木次郎兵衛なるもの見ゆ。

25 越後國古志郡に青木氏あり、青木主馬なるもの、來迎寺城に據る。

26 因幡の青木氏、貞和の頃八東郡二分方の地頭に青木六郎左衛門實俊あり、又安井の鄕士とも見ゆ。(因幡志)

青木氏は東鑑十五に青木丹五、同三十二に青木兵衛尉を載せたり。此等は丹黨の族なるべし。又承久記三にも青木兵衛見ゆ。次に太平記卷十四に青木五郎左衛門、同七郎左衛門、卷二十六に青木次郎を擧げ、下つて戰國末青木紀伊守一矩あり、右衛門佐の子にして信長秀吉に仕へ、後越前北庄の城主(八萬石)となり、又伊賀守忠元は同國丸岡四萬六千石を領せしも、共に關ヶ原役西軍に黨して除封さる。又日向記に青木二郎兵衛尉、安西軍策に青木太郎左衛門、京極殿給帳に青木淸左衛門四百五十石馬廻組、佐々成政の家臣に青木孫右衛門(越中礪波郡土山城主)伊達正宗家中に青木修理あり。次に德川時代には前述青木侯の外、池田、松平、淺野、前田、大關、岡部、增山、森川等の諸藩重臣に青木氏あり、又加賀藩給帳に八百石、青木多膳、紋抱鷹羽、同青木新兵衛、其の他丸內二引、丸內スハマを家紋とする者多し。又甘藷先生を以つて有名なる青木昆陽、淸水燒を改良せし青木木米、京都加茂社の神官中に青木氏、長崎諏訪社の再興者金重院賢淸も俗姓青木氏なり。而して現今の分布は北は津輕より南は九州に及び、志摩の如き小國にも猶ほ此の氏を見るなり。

青樹　アヲキ　青木氏に同じかるべし。

青具　アヲグ　信濃國安曇郡青具村より起りしものと考へらる。

青栗　アヲクリ　東鑑二十一卷に青栗四郎青栗七郎等を載せたり。

青崎　アヲサキ

青澤　アヲサハ

青嶋　アヲシマ　長講堂領目錄、鷹司家文書に甲斐國の青島庄あれど、此の氏は駿河國志多郡青島村より起ると云ふ。久能山社家に青島氏あり、駿府內外寺社記抄に平爾

宜七人として、青島杢右衛門、青島一學を載せたり。信濃の國にも此の氏あり。

青襲 アヲソヒ　日用重寳記にアォソヒと訓ず。

青田 アヲタ　桓武平氏大掾氏の族と云ふ。奥相志に據るに「此の氏は磐城國相馬郡(行方郡)耳谷村山澤壘に據る、青田孫左衛門祐胤、元亨中總州より來り山澤堡主となり、標葉郡境を守る。六世常久の時、我が公標葉清隆を滅し、常久を以つて標葉郡新山堡主となす。其の裔孫歷代武功あり、或は豊田氏を稱す、先世總州豊田の人なり」と。又洞上聯燈錄に「永範禪師、常陸國小田寶鏡山に庵居する時、郡の大姓青田氏心を傾けて禮を執る」とあれば、常陸磐城に亘りし大姓なるを知るべし。又相馬郡鹿島御子神社の舊祠官を青田氏と云ふ。今も然り。

碧田 アヲタ　遠江國麁玉郡碧田鄕、和名抄安乎多と訓ず。

青谷 アヲタニ　青谷正祐は磐城國石川郡美具久留御魂神社の神主なりしと云ふ。

青池 アヲチ　福島縣岩瀨郡内に青池氏あり。アチイケ參照。

青地 アヲチ　近江國栗太郡より起りし氏なるべし。佐々木氏流と蒲生氏流とあれど後者は前者を襲ひしが如く考へらる。

1　佐々木氏流、尊卑分脈及び淺羽本佐々木系圖に馬淵廣定の子基綱を青地四郎と註す。其の子忠綱、其の子重綱なり。

2　蒲生流、蒲生定秀の子茂綱、青地式部丞と稱す、茂綱は賢秀の弟なれば氏鄕の叔父に當るなり。

此の氏は栗太郡一陣四色一揆の中にて黃旗を家號とす。青地基綱は弘長中志津庄を領す、これより志津庄を青地庄と稱する由、輿地志略に見え、又茂綱は駿河守とあり、猶ほ堅田城條に明智軍記を引き、青地駿河守泰資が信長の命にて堅田城を守る事を載す。蒲生家並家老五手與頭家中錄に青地勝兵衛あり。又加賀藩給帳に、八百石青地釆女、紋丸内桧の實、四百石青地半三郎紋同上と見ゆ。

青津 アヲツ　加賀國青津より起る。生江氏の後裔にして、永く生江を稱せしが天正の初め青津より縄澤に移り、青津氏を稱せしよし加越能三州志に見えたり。其の子を次郎右衛門と云ひ、又四家老とて鳥毛、渡部、齋藤、長谷川の四氏ありしと云ふ。

青豆 アヲツ、アヲマメ

青塚 アヲツカ　陸前國志田郡青塚村より起る。清和源氏大崎氏の族なり。餘目氏舊記に「大さき六代朔の殿御舍弟彌三郎殿直衆と申候、後に青塚殿と申候、云々」と見ゆ。その後裔大崎家臣となりて青塚村にあり。奥羽觀蹟聞老志に「往昔青塚左衛門吉春館地なり」と載せ、又大崎左衛門督隆義家中記に青塚左衛門を擧ぐ。

青土 アヲツチ　近江國甲賀郡に青土庄あり。

青砥 アヲト　上總國青砥庄より起ると云ふ。新編武藏風土記傳葛飾郡青戸村御殿跡條に「相傳ふ當時青砥左衛門藤綱居住すと然れども藤綱は上總國青砥庄を領して在名を名乘しと云へば、當所は其の領地にて宿館などを建し處か」と云へり。藤綱の事は太平記卷二十六に見えて人口に膾炙すれど久米博士は其の存在を疑はる。弘長記に「藤綱の先祖は伊豆の住人大場十郎近鄕、承久の役に功ありて青砥庄を賜はる、父の名を左衛門尉前滿と云ふ」と。近鄕の事は增訂伊豆志稿に「大場十郎近鄕承久の戰功により下總青砥村を賜はりぬ、其の四世孫を藤滿と云ふ」とあり。

1　武藏都筑郡にも青砥村ありて青砥氏あ

ふ。寛政系譜四家を載す、家紋割菱、葉菱。

2 武田大井流、寛政系譜に家號大井なりと雖、正寛が父昌輝が實家の稱たるにより青木をもつて家號とすと、家紋九曜の内花菱、割菱、

3 丹黨流、武藏七黨丹黨の一にして同國入間郡青木村より起る、七黨丹黨系圖に

秩父基房—勅旨河原直時—直兼—
　直時(青木)—實員—賴直(小六)—親直(六)
　新里恒房—眞直(青木丹五)—實村(左)—
　　實保(六)—實時(木工左)—實常(實親五入)—實孝
　　　　　　　　　　　　　—行實
　　　　　　　　　　　　　—實綱
　　　　　　　　　　　　　—國實(弘安八自害)
　　　　　　　　　　　　　—景實
　　　　　　—實季(青木新五)—實連
　　　　　　—實盛(九兵)—光實
　　　　　　—實忠(十五)
　　實俊(六左)

と載せ、又井戸葉栗系圖に、直時—直兼直時(青木五郎)—實員、と載せ、其の他は略ぼ同じく、また青木系圖に

武峰(四郎冠者)—元房(黒丹五)—直兼(青木)—實直(同丹五)

と見ゆ。高麗郡青木村に泉ケ城あり、青木氏の古城にして、武藏風土記傳に「青木氏先祖式部大輔實近が居住せし所なりと云。其地は村民内藏助が住地より西隣彌惣次が住地へかけて凡東西二町南北一町半許の所なり。平坦の地形にて土手の形今尚存せり。總構は皆切崩して畠となれば方量は今より辨じがたし」と。また同書舊家青木氏條に「其遠祖を繹ぬるに從二位前大納言武石麻呂、元正天皇の靈龜二年二月高麗人九百九十人を禁廷より預り奉り、丹波國より當國に下り此郡中に居住せしより高麗郡と號せりと。その時禁中より鹿子木及び銀錢銅錢、そこばくを賜はれり。其子孫青木式部大輔實近當國に於て七莊を賜はり、當所泉ケ城に居住せりと云。武器系圖等も傳へたりしに萬治年中七太夫なるもの馬術に達せるをもて、中山備前守が家臣となりし時、かしこに持ゆきて、今内藏助が家には寫の系圖と古き鞍鐙鎗のみ傳へり。内藏助か氏族十二軒あり、いかなる故にや、青木の家は正月松飾をせず、内藏助及び彌惣次は地頭より苗氏帶刀を許せりと云」とあり。

丹黨と云ふ事より丹波を連想して其の國より來ると云へる味ふべし。寛政系譜此の流青木氏、家紋丸に葛花、洲濱、蔦。

4 藤原流、美濃國安八郡青木村より起る。新編美濃志に「青木刑部卿法印淨憲、始めの名は加賀右衛門尉藤原重直と稱す、先祖當村より出、土岐家に仕へ齋藤に屬し、信長公、秀吉公に從ひ、慶長十八年大坂城にて戰死、其子民部少輔一直、始の名所右衛門一重も美濃に生れ德川家に奉仕し、後秀吉公にも屬し御一統の後諸侯に列し子孫繁榮す。又大野郡本庄古城は青木法齋の居城なり」と傳へたり。此の流青木氏の事は次の條を見よ。

5 麻田藩主青木氏の系は青木系譜に「丹の武綱四世孫直兼青木を稱す。直兼の後實直—實村—實時—實季—重實を經て、重直に至る」と云ひ、重直以後は寛政系譜に、刑部卿重直—民部少輔一重（元和元年七月攝津麻田一萬石）—甲斐守重兼—甲斐守重成（重正）—甲斐守重矩（重安）—甲斐守一典—甲斐守一都—内膳正見典—美濃守一新—甲斐守一貫—甲斐守一貞とあり。而して一貞の後は駿河守重龍—美濃守一興—一成—重義—信光なりとす（攝津麻田藩一萬石）。現今子爵。家紋三鱗、富士山、支庶の家四を載す（重正實は酒井忠勝養男）。かゝれば全く丹黨族青

木氏なるが如きも前述第四の記事より云へば、其實美濃の青木氏にして丹黨と云ふは後世の附會なるが如し。

6 寛政系譜第五項の青木氏の外、なほ一流の青木氏を收む。其の呈譜に「世に丹治氏を稱すと雖先祖藤原氏利仁より出るが故に勅許をかうぶりて藤原氏となる」と。家紋丸に揚羽の蝶、餝船、三頭右巴。この記事より云へば、此等の青木氏は藤原姓利仁流にして齋藤氏と同族なるが如し。利仁流青木氏に關しては猶ほ近江國坂田郡に青木大明神あり、淡路名跡志に「青木武藏守利仁將軍の本廟也、大光山正一位青木大梵天王は青木十三代武藏守賴忠、居城は江洲甲賀郡青木鄕なり」と。されど甲賀郡青木氏は又別流とも傳へたり、次を見よ。

7 蒲生流、近江國蒲生高鄕の子梵純、青木玄蕃充と云ふ。又蒲生家支流蒲生定俊青木を稱すと見ゆ。蒲生家並家老五手與頭家中に青木少兵衛なる者見ゆ。

8 佐々木流、もとは上山と稱す、美作守家賴がとき當國青木に住せしより青木を稱號とすと云ふ。寛政系譜家紋丸に揚羽の蝶、木文字。丹波國氷上郡友政城は青木久政の居城なりと、丹波志に此の青木氏は江洲佐々木氏流なりと傳へたり。丹波には猶ほ保津庄の下司たりし青木氏あり。平安末期二郎道善なる者ありて遠藤盛遠(文覺)を養ふ。氷上郡青木氏と同異詳かならず。

9 源氏義光流、近江甲賀郡照養寺相傳に新羅三郎義光十六代青木下野守法名祐清應仁三年三月建立す。青木下野守は義尚將軍に奉仕すと云。また輿地志略甲賀郡養林寺城條に「養林寺同村に在。相傳、青木民部城地なりと云」、按するに、青木は紀伊守なるべし、民部とは家違べし、民部は美濃所產の人にて、後に、青木法印と云。秀吉公に仕し人なり」と見ゆ。

10 多々良姓、近江の青木氏の一にして大內氏と同樣多々良姓なりと云ふ、家紋揚羽蝶。

11 佐渡の青木氏、同國加茂郡青木村より起る。文安年間青木秀高なる豪族あり。

12 佐野流青木氏、秀鄕流藤原氏、戸奈良五郎宗綱—佐野五郎宗行—栃本行春—爲行—行久(青木小二郎、武州榛澤郡青木村に住す、仍りて氏となす。玄蕃頭と云ふ)。其の子行兼、青木右近大夫、上杉管領に仕へ、其の子青木出雲行信(後伊豆守)、古河成氏に仕ふ。其の子掃部介行勝其の弟內藏助行村、行勝の子和泉行春、古河政氏に仕ふ。子孫松平秀康、本多上野介等に仕へたりと。

また一本には宗行—行春—爲行—爲千—行久と載せたり。

13 橘姓、石清水祠々家青木氏は橘姓なりしと稱す。

14 武田流、近江甲賀青木氏の女、勝賴の嫡男信勝の妾となり、妊身して江州に還り一男子を生む、青木新五郎と云ふ、後豐臣氏に仕へたりと。

15 平姓、寛政系譜に、もと平氏にて島崎を稱し、また岡田と號す。利澄が時藤原氏となりて青木にあらたむと、家紋丸に一文字、稻丸の內一文字、丸に揚羽蝶支庶二家。

16 此外寛政系譜未勘源氏に青木氏二家あり。丸に劒鳩酸草、梅發。

以上其の儘直ちに信じ難きも、兎に角此の氏は各地青木村より發祥せしものなれ

藍野 アイノ

饗庭 アイバ とも讀めどアヘバなり。同條を見よ。

秋庭 アイバ 承久記に秋庭の三郎をアイバと註す、アキバ條を見よ。

愛場 アイバ 越中の名族にして大伴氏の後にて室屋大連の裔と云ふ。アヒバ參照。

藍原 アヰハラ 三流あれど多くは小野姓と云ふ。アヒバラ參照。

1 横山黨、武藏七黨の一に藍原氏あり、七黨系圖に

横山義孝―資孝―經兼―孝兼―孝遠（藍原二大夫）―時遠（五）┬時孝（二）―時信（野太）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└永兼（四禪師）┬好兼
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├好季
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├宗政―景宗
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└永遍―時永―時光

と見ゆ。小野系圖中には孝遠を隆遠に作るものありて、藍原二郎と載せたり。

2 粟飯原流、佐渡の藍原氏も小野姓なりと云へば、又この氏と同一族の如く思はるれど、其の實相模國粟飯原氏の族と傳ふるを見れば、同じく小野姓と云へど粟飯原氏流にて、前のと少しく流を異にせり。其の祖小野源藏秀嗣、鎌倉時代攝津國より當國に來り、吉井十六鄕を領すと云ふ。其の後裔吉井城(加茂郡)に據る、文明中大和守秀棟なるものありて一時勢力を得、本間、澁谷等の諸氏と相並びしも、天正中大和守泰理に至り上杉氏と戰ひて敗死し、その勢衰へたり、泰理の子を秀時と云ふ。

3 千葉流、阿波の藍原氏は故城記に藍原殿 千葉 平氏 月、星の丸と載せたり。

4 豊前國下毛郡の豪族にも藍原氏あり、天文永祿の頃には藍原新右衞門、元龜天正頃には同右近允勢力あり。(豊日七八)

愛屋 アイヤ 磐城國石城郡妙間村大字愛屋(谷)より起る 磐城系圖は岩城淸胤の子隆忠の弟に愛屋と載せ、寬政系圖は平四郎隆友が愛屋を稱する事を載せたるが故に、桓武平氏岩城氏の一族と云ひて可なるべし。

安慰 アヱ 和名抄相摸國御浦郡に安慰鄕を收む。

安惠 アヱ 會津家臣にあり、前條安慰より起りしかと考へらる。

安平 アヱカ 淡路國津名郡に安平鄕あり阿惠加と訓ず(和名抄)。猶ほ淡路大田文に安平庄見ゆ。

青 アヲ 地名を負ひし氏にして若狹の青氏最も有名なり、この氏は同國大飯郡阿桑鄕(和名抄註阿乎、高山寺本阿遠鄕其の方よかるべし)より起る。古代飯豊青皇女あり、或は緣故あらんか。阿遠鄕は後世青鄕と稱す。若狹の外諸國青と稱する地尠からざれど、青氏は多く若狹青氏と同族なるべし。

1 若狹の青氏、東寺百合文書建久七年六月の若狹國注進先々源平兩家祗侯輩交名事に、青六郎兼長、同七郎兼綱、同九郎盛時等を載せたり。若狹國志等に據るに青氏は世々青の鄕を領す、土人青殿と稱す。幸若の謠曲に源賴朝の從士青の太郎また若州安賀の高傔仗の季子青の六郎等皆その裔なりと云ふ。

2 丹波の青氏、正應元年八月注進丹後國諸庄鄕保惣田數目錄に、是次保、八町三段百八十步內、五町一反百八十步、青七良三郎、三町二反、久岡保、十二町三反百八十步內、一町八反二百十六步、禁斷名、青七郎左衞門、六町一反二百七十步と見ゆ。

3 出雲石見の青氏、京極殿給帳に青傳左

衛門百五十石馬廻、堀尾山城守殿給帳に百五十石、青喜太郎を載せたり。

阿尾　**アヲ**　紀伊國日高郡に阿尾浦あり、その地より起りしか。

阿老　**アヲ**　上杉謙信の大將衆に此の氏あり、又阿老神ともあれば神姓ならむ。

青井　**アヲキ**　若狹國遠敷郡等に青井村あり、それ等の地名より起りしものと考へらる。

1　肥後の青井氏、相良系圖に貞賴の子前成を青井氏の祖とし、又新撰事蹟通考所載相良系圖に定賴の子九郎賴範、家臣青井前淸の養子となると見えたり。

2　其の他美作國勝南郡に青井氏あり。

青池　**アヲイケ、又アヲチ**　肥前大村氏の一族なり。博多日記裏書、彼杵庄の庄官に大村青池小三郎入道（嘉曆三年）なるもの見ゆ。

青石　**アヲイシ**

青江　**アヲエ**　備中國窪屋郡青江より起りし氏か。この地は青江鍛冶の起りし地として名高し。

1　青江鍛冶　伯耆卷に「備中青江と申す鍛冶云々」と見ゆ。備中府志に據るに、青江鍛冶は安次といふ人を祖とすと云ひ或は爲次を祖とすとも傳ふ。安次は鳥羽天皇頃の人にして其の子守次、其の子貞次、恒次、恒眞、次家、眞次、康次、後次、包次、爲次、家次等皆名あり。古刀銘鑑に「青江住賴次・文保二年、備中國住人青江助次・德治二年、備中國青居郡地頭助繼・興國七年、青井住義助・明應二年などの銘あり」と。

2　加賀青江、加賀橋爪一派の刀匠にして應仁頃の人なり。

3　應仁記に武田大膳と共に丹後に行く人に青江氏あり。石見にも青江氏あり。

青岡　**アヲヲカ**

青鹿　**アヲカ、アヲシカ**　武藏に現存す。

青景　**アヲカゲ**　安西軍談に青景越後守を載せたり。

青方　**アアカタ**　肥前國松浦郡五島青方村より起る。五島藩の重臣たり。往昔花山院從一位左大將家忠卿の五男玄城房尋覺阿闍梨、隱遯して其の外族藤原是包の讓を受け此の地を領す。尋覺の次男源二家高始めて青方氏を稱すと。一族中、山林繁殖等に力を盡せるものあり（產業事蹟）。

青川　**アヲカハ**　羽後山北小野寺近江守義道家方に此の氏見ゆ。

青貝　**アヲガヒ**　青具氏の誤にあらざるか。

阿老神　**アヲカミ**　上野國志、群馬郡石倉砦條に「永祿八年六月、北條丹後守不意に當城に押し寄せ攻破り、丹後守が甥阿老神六郎をして守らしむ。七月下旬信玄攻寄せ阿老神等を討取る云々」と見えたり。一本には阿老とのみあり。若し然からば阿老の神六郎の義にて神姓か。

青木　**アヲキ**　青木なる地名は和名抄が筑前國下座郡、筑後國三瀦郡に青木鄕を收めたるを始めとして諸國に甚だ多く、一々枚擧に遑あらず、從つて其れ等の村名より發祥せし青木氏も亦流派甚だ尠からざるなり今順を追うて次に記さむ。

1　武田流　淸和源氏武田氏の一族にして同國巨摩郡青木村より起る。尊卑分脈に武田信光―一條信長―信經―甲斐國守護一條源八時信―源光（青木別當藏人、青木祖）―青木太郎信高―次郎信行と見え、武田系圖には信長―信綱―時信―十郎時光（青木祖）、一本に時信―源光（青木別當）と見ゆ。時光、源光は兄弟なり。時光―常光―信連―貞義―義遠―安遠―義虎―信種―信親。信親は信虎、信玄に仕

子を憲信といふ、憲信も南朝に屬して綸旨を賜ふ。憲俊の子を三郎左衞門尉能俊といふ。檢非違使左衞門少尉出羽守を兼任す。又兵部大輔にも任ぜしにや、日高郡南部庄西本莊村祇園御靈宮明德四年の棟札に、愛洲兵部大輔源能俊とあり。弟下野守資俊南朝に屬す。其後數代を經て武兵衞直俊といふもの泉州樫井の合戰に討死す(中略)。南朝記傳に『延元元年四月五日、南方にて愛洲宗貫に伊勢國朝明郡の地頭職を賜ふ』とあれど、其名系圖に見えず」など見えたり。前引紀州武田系圖も牟婁郡日足村より出でたるものなれど、此の系と一致し難き點尠からず。かく其の系統の點については明確を缺く點多きも牟婁郡より日高郡に勢力を振ひし事は史實にて、牟婁郡中三栖村衣笠山城は文永の頃、愛洲八郎源經信の居城と傳へられ、「又同郡秋津莊は愛洲元俊、同長俊の所領にて、下秋津の鷹巢城は三郎長俊の城跡と云ふ。而して日高郡南部莊を領せし事は西本莊村祇園社明德四年の棟札に領主愛洲兵部大輔源能俊、次に應永三年の棟札に地頭愛洲兵部大輔入道沙彌明禁など見ゆる事よりも證明するを得。

2　伊勢の愛洲氏の事は先づ太平記卷十七に「伊勢の愛洲が當國の敵を退治して江州へ發向すべしと注進したりし計也」と見えたり。同國度會郡田丸城は此の氏の據りし地にて、伊勢名勝志に「愛洲氏此に居る、古記に延元三年七月、玉丸城軍勢等寄來り、宮田村に放火するの間、忠緒朝臣宿所炎上云々」など載せたり。當時既に愛洲氏が據りしか否か詳かならざるも、其の後北畠の臣愛洲忠行此の地に據り北畠政鄕妾腹の子政勝を養子とせし事は確實なるが如し。五鈴遺響は飯野郡の阿波曾を愛洲氏の古據とす。又三國地志に「按南帝の綸旨に、萱生御厨地頭職愛洲三郎左衞門宗實、勳功の賞と云、是萱生の祖先にして、「綸旨今尙家に崇秘す」と見えたり。

3　志摩の愛洲氏　志摩の五箇所村(舊英虞郡)の城山は、中世愛洲氏の據りし地にて天正年中重明の時、北畠氏に攻め滅さると。

4　戰國の頃愛洲惟孝と稱せし劔客あり。日向鵜戸岩屋にて刀術を自得せし事武藝小傳等に見えたり。愛洲蔭流を創めし人とす。(次の條參照)

愛曾　**アイソ**　太平記卷十四に愛曾伊勢守愛曾伊勢三郎、同書卷二十九に伊勢の愛曾云々、また難太平記にも「終日兩所合戰に仁木手退く間、相坂手より伊勢國あいそと云大力の者、只一騎うしろより來りけるを前の戰ひの隙なさに、是を知給はず云々」など見え、又武田の諸系圖及び武田系圖等何れも義淸の孫一條忠頼を伊勢の愛祖、またば愛曾の祖と載せ、而して前述の如く愛洲氏も太平記卷十七に伊勢の愛洲とし、紀伊續風土記等、武田氏の一族とするを見れば兩者は同一氏ならんと考へらる。但しこれは一條氏の後と云ひ、彼は奈古氏の後と云ふ。一致しがたき點のなきにあらざるも出自の事は直ちに信用出來ざれば、注意するの要なかるべし。以上の內、愛曾伊勢守は毛利本、西源院本太平記に伊賀守と載せ又金勝寺本は名を遠充とす(參考太平記)太平記光明寺合戰條を見よ。

愛祖　**アイソ**　前述愛曾氏に同じ、武田氏中勢力のありし一條忠頼の後と云ふ。

藍染　**アヰソメ**　藍染に携はりし品部(トモベ)にて、令集解染戸の條に、「藍染卅三戶、倭國廿九戶、近江國四戶、二戶には女三人を出さしめて役し、餘の戶には每丁薪

を採らしむ。品部と爲して調役を免ず」と見えたり。

愛染　アイソメ　ともアイセンとも云ふ。

秋田　アイタ　字訓より云へばアキタなるも、古くはアイタにてアイタと訓じたる者近世の初めまで多し。承久記に「アイタの城介景盛」とある如き其の一例なりとす。此の氏には數流あり、アキタ條を見よ。

愛田　アイタ　東鑑二十一卷に愛田太郎、同左衛門等見ゆ。

英多　アイタ　普通英多はアガタ、或はエタと訓めど、時にはアイタとも讀めるものあり。卽ち美作國英多郡を和名抄に安伊多と註するが如き此の一例なり。此の氏の事はアガタ條を見よ。

藍田　アキタ

愛智　愛知　アイチ　但し近江の愛智氏はエチなれば、エチ條を見よ。アイチ氏は尾張國愛智郡（和名抄、阿伊知）より起りし氏にて、淸和源氏源爲義流なり。卽ち尊卑分脈に義朝の八男卿公圓成（義圓）其の子下總守義成の譜に「外家所領によりて愛智郡相傳し、愛智と號し、また愛智藏人」と見ゆ。外家とは義成の母が愛智郡司慶範女なるより見れば、恐らく尾張氏の事にて彼は其の後を承けしものと考へらる。猶ほ圓成の兄阿野全成（或は全盛）の子孫も後に愛智氏を名乘れり。或は故ありて後者前者の領を襲ぎしものならんか。卽ち次の如し。

義朝―全成―隆元―義繼―義泰―賴爲（愛智四郎）
　├圓成（今蓮師・卿公・義圓）―義成（愛智藏人）―範成（左衛門少尉）―範義（左衛門三郎）
　│　├豪曉―保成
　│　└義保―義茂
　├保義―義範―義高（藏人二郎）
　└賴基（愛智孫太郎）―賴房（同四郎）―賴直（彌四郎）

（賴房は建武三年新田義貞の爲に誅さる）

1　この氏の後裔の事は尾張志、愛知郡戸部城（又松本城）條に「城主は文安の頃愛智助右衛門吉淸より歷代こゝに住へりしなり。此吉淸が文安三年丙寅九月十六日に書ける寄進狀、また應仁二年戊子閏十月十三日に愛智助右衛門義淸がかける寄進狀、文明五年三月二十三日一色愛智入道承永と書ける古證文等、同郡笠寺村笠覆寺の藏書にあり。此古狀に一色愛智とかき、文安三年のにも星崎一色愛智助右衛門吉淸とあり。一色は松本にまぢかく隣たる戸部村の地名にて、卽ち此城地の北にあり。又こゝの城主を戸部新左衛門也と今里人いへり、戸部新左衛門は和漢軍談其外軍記類にも尾張人物志にも其名見えたるを、或説に山口左馬助が事を駿河國今川家にては戸部新左衛門といひし由云へるに、「府志に『古簿書山口愛智此に居る』とあるとを併せ考へて猶よく按に、多々良世系錄、山口左馬助敎繼が妹の女子とある條下に尾州松本城主愛智妻と書けり、かゝれば愛智とは近緣者たるによりて左馬助が、この城に住居たる頃戸部と名のり、又山口愛智といひならへるにかあらむ」と見ゆ。

2　なほ寬政系譜、淸和源氏支流に愛知二家を收む。外家の號を冒したるものなり。家紋花輪違に鳥、三星に一文字。

3　應仁私記に愛智三郎大夫源直方なる人見ゆ。應仁元年九月「二十九日、愛智勢はやりをのものども五六十人」云々と。アイチ氏かエチ氏か詳かならず。

愛智河　アイチカハ　エチカハ　エチカハの部を見よ。

愛德川　アイトクガハ　アトカハなるべし紀伊の名族なり。アトカハ條を見よ。

らむ。

2 美作の安威氏　長享元年九月十九日常徳院江州御動座當時在陣衆着到に安威新左衛門入道、同左京亮等を載せたり、よりて名族たりしを知らむ。猶ほこれより前、建武記、奥州三番引付衆中に安威左衛門尉なる人見ゆ、此等安威氏の祖先なるべし。又嘉曆三年八月十二日の鶴岡文書等に奉行人安威新左衛門尉資脩とあるは此の人と同人ならんと考へらる。

見聞諸家紋　二番安威新左衛門尉賢脩として、

佐々木本

を載せたり。

阿井　アヰ　前述阿威氏を又阿位とも記す。安威新左衛門資脩の事を元弘四年二月の曾我文書に奉行人阿井新左衛門と見ゆるによりて知るを得ん。

阿位　アヰ　出雲國仁多郡阿井村より起る。この地は出雲風土記に阿位、和名抄に仁多郡阿位郷と載せたり。

藍浦　アヰウラ　上杉謙信の部將に藍浦長門あり、謙信の能登征伐の際、富木城主と

なりしが、天正五年五月、譽田彈正、長十郎左衛門、杉原和泉、藤尾左近等に攻められ、自刄して城陷る（加越能三州志）。

秋鹿　アイカ　出雲國秋鹿郡より起ると云ふ。この地は出雲風土記に秋鹿郡、和名抄には秋鹿郡秋鹿郷を載せて、安伊加と註す。風土記に據れば、上古秋鹿日女命の御座せし地なりと云ふ。此の氏の事は寛政系譜に「由緒を記せる書に、橘氏にして、諸兄廿代の後裔出雲守朝芳、出雲國秋鹿郡に住せしより家號とす。四代朝慶（將軍）頼經に仕へ、藤原姓を賜ふ」と。卽ち最初は橘姓にして後に藤原姓となれりと云ふなれど、信じ難かるべし。もと遠江國府八幡の神職、羽鳥庄貴平、中泉、西鄕の地頭なりしと云ふ。家紋角の内三頭左巴、魚葉、七巴。

アイカクハ　義經記に上總國の住人「あいかくは」と云ふを載せたれど詳ならず。

愛川　アイカハ　結城戰場物語に奥州勢あい河と云ふを載せたり。京都稻荷神社の舊祠職の内に愛川氏ありて源朝臣姓と稱す。

藍川　アヰカハ　和名抄美濃國不破郡に藍川鄕を收む、その地より起りしか。

淡河　アイカハとも讀めどアフカなり。其の條を見よ。

愛甲　アイカフ　相模國愛甲郡より起りし氏なれど後世他國に移れる者多く、殊に南九州の愛甲氏は史上に其の名高し。愛甲郡は和名抄に阿由加波と註すれど後世アイカハと呼ばる、此の地に中世愛甲庄ありて、相模風土記引く寛元元年の文書等に熊野山領相模國愛甲庄と見ゆ。本氏と重大なる關係ありしなるべし。

1 横山黨　此の氏の事は武藏七黨横山系圖に

横山義孝―資孝―忠兼（田屋野七）―光兼（山口九）
　├季兼（山口太）
　├義久（愛甲小太郎）―廣基（愛甲野太）
　│　├某（小太、建曆被誅）
　│　└義季（二）
　│　　├時季（太）―基兼（太）
　│　　└遠時（二）―保兼（二太）
　├某（山口二）
　├季孝（愛甲三郎、馬達者、討取畠山重忠）―季通（左衛門、小三、刑部丞、和田方）―通久（二）
　│　├景兼（二）
　│　├保弘（小二）
　│　└基景（孫太）
　├孝久（山口四郎）
　└某（愛甲五郎）―某（太）―義忠（太）

と見え、小野氏系圖も略ぼ同様にて、小太郎に「建曆の亂、和田一味、故に追討せらる」と載せ、季孝を季隆と載せたり。愛甲三郎季隆の事は東鑑卷一以下多く見え、又卷二十一には同小太郎、同五郎、

同三郎等見ゆ。卽ち此の氏は頼朝擧兵以來源家に從ひて武名高かりしも建暦年間和田氏の亂に義盛方に黨せしにより一族多く戰死せしものとす。これより前、曾我物語に頼朝上州の松井田に宿して、松井田三百丁を愛甲三郎に賜ふ事見えたり。愛甲の稱は一般諸系圖に義久兄弟以後とすれど、中興系圖には五郎忠兼が初めて之を稱すと載す。愛甲氏の家紋は桔梗なりしと云ふ。

2 藤原流の愛甲氏　愛甲氏の内には藤原氏の族にて相良長頼の子九郎某の後と云ふ者あれど、相良系圖に長頼の女虎若女「愛甲九郎景元合緣」とあるを見れば、愛甲氏の一族が母家相良氏を冒し藤原南家流と云ふに過ぎずと考へらる。愛甲景元は相良氏の家臣なりと傳へたり。

3 大隅の愛甲氏　地理纂考大隅國吉松鄕條に「建久年中、山伏愛甲小次郎賢雄、島津忠久に從ひ、鎌倉より下りて此地を領す。其後眞幸院多年の戰爭にも、愛甲なほ領地を保襲して、今に三十六世子孫連綿たり」と見えたり。同鄕中津川村に龜と鶴との二城ありて、古く此の愛甲氏の居城なりしと諸書に見ゆ。

4 愛甲廣隆（號玄德）は日向救仁院志布志の人、恐らく前述愛甲氏の一族なるべし。

愛久　**アイク**

愛澤　**アイザハ**　磐城の氏なれど出自未だ詳かならず。次の條並にアヒサハ條を見よ。

藍澤　**アヰサハ**　駿河國駿河郡藍澤庄より起る、この地は東鑑に藍澤と見ゆるも他の書には、合澤、或は鮎澤とするもの尠からず。氏名も同樣にて曾我物語には此の氏を合澤と記し、駿河國の住人合澤彌五郎、同彌六、同彌七等を擧げ、東鑑文治元年條には藍澤二郎と載せたり。恐らく同族にして藤原北家大森氏の一族なりとす。アユサハを見よ。

愛子　**アイシ**　あやし條を見よ。

愛松寺　**アイシヤウジ**　應仁私記に「愛松寺兵司（三統是美）云々、いけ百五十人齋の莊へ打よする」と見ゆるにより、若狹の豪族にして三統宿禰の後裔ならんかと考へらる。ミムネ條參照。

愛洲　**アイズ**　又會洲とも記す。紀伊、伊勢、志摩に榮えし氏にて、清和源氏武田氏の一族なりと云ふ。

卽ち紀州武田系圖に

清光（武田氏祖）―義行（南古九郎）―義繼―家房（武田九郎）―家弘―
- 弘俊（武田四郎）
  - 宗俊（左衛門尉）―頼宗（左衛門次郎）
- 光俊（同太郎）
  - 頼忠（會洲又二郎）
- 忠俊（會洲次郎 又作愛川）
  - 季俊（會洲三郎 號紀伊權守）
    - 季房（三郎太郎）
    - 忠季（三郎二郎）
  - 家俊（會洲四郎）
  - 俊平（武田二郎）
  - 忠行（會洲五郎）―貞俊（武田次郎 美濃住）―俊綱（伊勢住）
  - 忠房（伊勢守）
    - 春松丸
    - 熊菊丸
- 實俊（會洲三郎）
  - 頼俊（會洲三郎 號讃岐權守）
    - 俊氏
    - 景俊
    - 頼定
  - 重俊（會洲源次 號甲斐權守）
    - 俊春（會洲源七）―小法師丸
    - 俊房（備中權守）

と見ゆ、されど其の實紀伊の古族にあらざるか。

1 紀伊の愛洲氏　紀伊續風土記牟婁郡大內川村舊家愛洲氏條に「愛洲氏、源姓、新羅三郎義光の後、武田冠者政隆十一代愛洲三郎左衛門尉秀俊、弟孫太郎忠保共に南朝に屬す。秀俊・播磨國高田莊領家職、紀伊國南部莊、阿波國秋月莊等の地頭職を賜ふ。子七郎左衛門尉憲俊、弟二郎庄衛門尉忠俊また南朝に屬す。憲俊・秀俊の跡を繼ぎて地頭職に任す。忠俊の

斯學研究者の物足らず思ふ所なれば、本書は別に密接なる關係を有する條下に批判を加へて之を訂す事とせり。されば彼此を對照し、前後を比較して、其の眞相を窺ふを要す。

五、凡そ同姓にして數流あるは恒也、時には數十流の多きに達す。本書は一氏を一條となし、流を異にする每に項を更へ、時には國によつて項を改む。其の本國の明白なるは國を置かざれど、後世、同國同姓にして流を異にするもの尠からざれば、更に國によりて項を別つものあり。これ後世をして誤らざらしめんが爲のみ。即ち國を別にするも出自不明と云ふにあらず、又國名を冠せざるも、其の國に存するを察すべき也。

六、以上の如き組立てなれば、本書を見る者は、注意あると、なきとに關せず、(イ)先づ求むる氏につき、二樣以上の讀み方、即ち訓讀・音讀・古訓・俗訓・有職讀、及び後世の讀み癖等を調べて、其の各音の條々を讀み、(ロ)次に其れ等の條に見ゆる氏につきての各條を見、更に其の條に關する氏々を見れば、大體その求むる氏に關する智識を把握するを得んか。

七、斯の如く、本書は其の氏々につきての記事は假令ひ簡單なるも、其の原姓を探り、同族條を見、更に嘗て同黨・同鄕、或は姻戚或は主從たりし氏々に及べば、氏の由來始めて鮮明となり、自家が我が國史上、如何なる地位を占めたるかを知り、以つて敬神崇祖の大道を明かにするを得べしと信ず。

八、但し後世、殊に明治維新以來の新姓は此の限りにあらず、此等の人は自家に關する文獻・傳說等によつて、江戶時代以前の姓氏苗字を探り、而して後、初めて本書を繙くべし。新姓は多く省略す、たとひ擧ぐるも記事なければ也。但し百姓・町家、即ち平民の氏を盡く明治以來の新姓と見るは非なり。明治以來の新姓なるものは、仔細に調査すれば、甚だ僅かにして、大數より見る時は云ふに足らざるを知れり。此等の事は別に論ずれど、一言記して參考に供ふのみ。

昭和十七年七月

著者識

姓氏家系大辭典

ア（あ）

索引

阿　ア　阿刀の刀を略せしものなり。元亨釋書卷の二、釋義淵の傳に「世姓は阿氏、和州高市郡の人」と見ゆる如きを其の一例とす。萬葉集五、東大寺續要錄等にも其の例あり。中古以來、僧侶、學者等、漢土の姓氏に模倣して、氏名の一字を以つて其の氏を表はす事尠からず、藤原を藤氏、物部を物氏、菅原を菅氏とする、皆これと同例なりとす。阿刀氏の事はアトを見よ。猶ほ東鑑九に阿五郎爲重なる者見ゆ。

安々田　アヽタ　永仁七年四月七日の鎭西引付に安々田左近將監、安々田三郎等を載せたりと、或は誤字あらんか。

藍　アヰ　攝津國三島郡安威村より起りし氏なり。この地は雄略紀九年條に三島郡藍原、和名抄に島下郡安威郷（阿井）と見え、諸陵式の三島藍野陵（繼體天皇の御陵、同書島上郡）及び神名式の阿威神社（安威村苗森神社ならんと云ふ）等、皆この附近に存在す、以つて古くより著名なる地なりしを知らむ。この氏は中臣氏の一族にして、姓氏錄攝津神別に「中臣藍連、同神（天兒屋根命）十三世孫御身宿禰の後なり」と見ゆ。現今藍氏と云ふもの、或は此の後裔ならんか。次の安威氏を參照せよ。猶同國有馬郡に藍庄あり、「藍本庄村あり、中世莊園のありし地にして、或は此の氏に關係あるべし。

安威　アヰ　前述藍氏の後裔ならん、但し美作の安威氏は或は同名異流か。

1　攝津の安威氏　足利末世、三島郡（島下郡）安威村安威なる安威城に據る。當城は安威彌四郎の築造にて、彌四郎は享祿元年正月細川晴元に降り、後天文七年三好長慶に與す、細川兩家記に安威彌四郎と見えたり。其の子五左衛門尉に至り秀吉に從ひて天正十四年茨木城に移る。豐鑑等に安威攝津守を載せたり。當地方の名族にて、古くは阿威神社を氏神とすと云ふ。中川藩の重臣安威氏は此の裔な

凡例

一、肇國以來、幾千幾萬年、一氏繁殖して數十氏となり、數百流に分れ、遂に數千の苗字を起せしものあり、世俗、源平藤橘を四姓と云へど、その他、古きは物部・大伴・中臣・多・春日・吉備・阿倍・蘇我・丹波・毛野等、下りて紀・淸原・菅原・大江等、皆然り。また秦氏あり、漢氏あり。更に此等より別れて百千の苗字を起せしものに、宇都宮・新田・小山・千葉・三浦・武田・伊東佐々木・土岐等、なほ其れ等より別れて、更に數百の氏を起せし南部・小笠原等あり。また赤松・綾・河野・高木・菊池等の如く地方的に大族たるものも尠からず。分流より別氏を起し、更に新氏を起して已まざる也。但し本姓必ずしも尊きにあらず、新氏必ずしも卑しきにあらず、唯血の由來を語るのみ。凡そ閭巷の一家、僻村の一氏と雖も、其の由來を列叙すれば、浩瀚なる大册となり、各氏・各家に之を及ぼさば、幾百萬卷を費すとも、猶ほ之を書き悉す能はざるべく、又重複の煩に堪えざる也。よりて本書は根幹の氏に於いて之を詳かにし、各氏々につきては分派以來の事を筆にす。例へば、物部・源の如きは殆んど現存せざる氏なるも費す所の頁甚だ多し。これ幾千・幾萬の氏の共通的記事たればなり。

二、本書は又臣連・伴國兩造・權門・勢家・本家・領家・武門・武將・守護・地頭・領主・大名等に於いて詳かにす。斯くするは世に媚びて、其の氏を特に重んずるにあらざれど、何れも多數の部曲・家人・家の子・郎黨を率ゐて活動せしにて、此等は當時配下たりし氏々・家々の共通の記事たれば也。

三、本書は、舊刊姓氏家系辭書發表以來、十數年に亘り作製したる姓氏・苗字の索引カードと、書籍・文書の抄略本とによりて編纂し直に組判に付したるものなるが、其のカード・抄本等は積りて幾十萬・幾百萬とも數へ難きものなれば、之を各五十音順に排列する際、前後の次第を誤りしものも尠からず、よりて既に組判なりて後に有力なる史料の續出せしもの頗る多し。本書は此等續出せし史料を出來得る限り、本文中に收むるを至當と信じ、二種以上の讀み方のある者は、後出の音條に收め、時には本支・一族・主從、其の他の關係ある氏條に入れ、已むを得ざる者のみを補遺に讓れり。

四、本書は、また舊刊に比し、甚だしく愼重の態度を持し、舊說・家傳等を重んじて、妄りに筆削を加へざりき。されど斯の如きは